EX LIBRIS
M.C. MIGEL LIBRARY
AMERICAN PRINTING
HOUSE FOR THE BLIND

THE WORLD ENCYCLOPAEDIA OF THE BLIND

CONTENTS

Life of the Blind

*Actual Condition of the Blind in Japan

Page

Outline 17
Condition of the Adult (over 18). 18
The Result of the Survey in 1970 23

*History of the Blind in Japan

Until Edo Era 24
Meiji Era 33
Taisho Era 35
Showa Era 38
Folk-story, Proverbs, Talks 43

*Braille

Pre-Braille Stage 47
History of Braille in Western Countries 52
" Braille Music Notation 58
" Braille in Japan 62
Study and Construction of Japanese Braille . . . 67
Braille Code 69
History of Braille Publication 80
Publication of Braille Music Notation 89

*Literary Works and Acquirements by the Blind

Autobiography 91
Arts and Science 93
Religion 94
Welfare 94
Japanese Literature 95
Japanese Music 104
Western Music 111
Paintings 111
Sculpture 113

*Literary Works and Acquirements about the Blind

Japanese Literature 114
Biography 119
Plays 121

Page
Films 122
Paintings 123
Sculpture 124
The Blind in Foreign Literature 124

*Religion

Buddhism 134
Shintoism 136
Christianity 137
Folk-religions 141

*Home-life

Family 142
Livelihood 143
Love 143
Marriage 145
Children 147
Home Education 148
Household Matters 149
Education and Recreation 152

*Sports

Sports of the Blind in Foreign Countries . . . 156
" Japan 163

*Condition of the Blind in Foreign Countries 170

Medical Science of the Blind

*Concept and Definition of the Blindness
(including Partially Sighted)

Visual Function 217
Classification of Visual Handicap 219
Definition of Blindness and Partially Sighted . 221

*Medical Statistics

Population of the Blind and the Tendency . . . 223
Classification of the Causes of Blindness . . . 224
Statistics " . . . 227

*Main Eye Diseases Causing Blindness

Page

Diseases Influenced by the Congenital Elements 233
" the Geriatric Degeneration 235
" other Internal Diseases 235
Other Infections 236
Injuries 237
Others 238

*Hereditary Nature of Eye Diseases

Eye Diseases and Heredity 238
Forms of Main Hereditary Eye Diseases 241

*Visual Handicaps Caused by the Industrial Calamity and Traffic Accidents

Injuries on Head and Face 243
" at Eyelid 244
" of Eyeball 245
" by Alien Substances 247

*Sight-Restoration Treatment and Eye Bank

Sight-restoration Treatment 249
Eye Bank Program 251

Psychology of the Blind

*Physical and Motor-Skill Development of the Blind

Physical Development 255
Functional Development 256

*Tactile Cognition of the Blind

Method of Cognition 264

*Auditory Sense of the Blind

Latent Period and Sound Localization 271
Cognition of Voice and Learning 273

*Space Perception of the Blind

History and Prospect of this Study 274
Space Localization by the Auditory Sense 276
Space Conception and Space Localization 279

Digitized by the Internet Archive
in 2016

https://archive.org/details/worldencyclopaed00unse

*Mental Faculty of Blind Children Page

Meaning of Mental Faculty 281
Problems in the Study of the Mental Faculty of Blind Children 281
Development of Mental Tests for the Blind Children and the Results 282
Present Situation of the Mental Tests for the Blind in Japan 283
Results of Mental Tests for the Blind Children 284
Characteristics of the Mental Faculty of Blind Children 287

*Language of the Blind

Understanding in Vocabulary by the Blind . . . 288
Vocabulary of the Blind. 290

*Academic Attainments of the Blind Children and Learning

Academic Attainments of Blind Children 292
Learning 296

*Tactile Reading of the Blind

Factors Ruling the Tactile Reading 297
Process of Tactile Reading 298
Development of Tactile Reading Ability 298

*Personality and Adjustment

A Case of A Blind Children 300
Personality as A Group 301
Environment, Personality and Adjustment . . . 307

Education of the Blind

*Development of the Education of the Blind in Japan

The Beginning of the Education of the Blind . 309
Establishment of the School for the Blind . . 312
Changes in Educational System of the Blind 315
Changes in the Contents and Method of the Education of the Blind 319
Study in the Education of the Blind 322

*Education at the Schools for the Blind

Page

Significance of the Education of the Blind . . 325
Present Condition of Schools for the Blind and the Actual Conditions of Blind Children . . 326
Curriculum at Schools for the Blind 328
Guidance for Each Lessons at Schools for the Blind 338
Japanese 338
Social Study 340
Arithmetic and Mathematics 341
Science 344
Music 347
Drawing, Handicraft, Arts 348
Domestic Handwork (for Boys) 351
Domestic Science 352
Physical Exercises and Health 355
Foreign Languages 356
Moral 358
Special Activities 359
Nursing Care and Training 360

*Vocational Education at Schools for the Blind

Education in Physiotherapeutics 363
" in Rehabilitation 366
" in Music 368
" in Piano Tuning 370

*Text-books, Teaching Materials, Equipments

Text-books 372
Teaching Materials and Equipments 375

*Management and Administration of Schools for the Blind

Administration of Education for the Blind 378
Management of Schools for the Blind 381
Institutions and Facilities of Schools for the Blind 382
Management of the Dormitory 386
Guidance at the Dormitory 390
Staffs and Teachers of Schools for the Blind . 392
Objects of Schools for the Blind and Discrimination 397
School Attendance 403
Organizations Concerned with the Education of the Blind 405
National Synthetic Research Institute of Special Education 406

Decorative Arts
Handwork (for Boys)
Special Activities
Nursing Care and Training

Vocational Education of School for the Blind

Education in Physiotherapy
" in Rehabilitation
" in Music
" in Piano Tuning

Text-books
Teaching Materials and Equipments

*Tasks of the Education of Visually Handicapped Children — Page

Education of the Blind Infants 407
Education of Partially Sighted Children at Schools for the Blind 412
Realities of the Multiple Handicapped Blind Children and Future Tasks 416
Education of Deaf-Blind Children 420
Education of Mentally Retarded Blind Children 422
Education of Family and Understandings of the Public 424
Contacts with the Ordinary Education 426
Further Education at Universities and Colleges and the Employment 428

*Education of the Blind in Foreign Countries

Development of the Education of the Blind in Europe 431
Present Condition of the Education of the Blind in United Kingdom 437
Present Condition of the Education of the Visually Handicapped in U.S.S.R. 439
Development of the Education of the Blind in U.S.A. 442
Present Condition of the Education of the Blind in U.S.A. 446
Education of the Blind in Asia 452
International Conference on Education of the Blind 456

Welfare for the Blind

*History of the Welfare Administration for the Blind in Japan 459

*Steps Taken in Welfare Administration

Steps Taken Under the Welfare Law for the Handicapped (I) 462
" (II) 465
Steps Taken Under Welfare Law for Children . 474
Payment of Welfare Pension for the Handicapped 477
Exemption from Taxes and Public Fee 479
Loan for the Rehabilitating Funds 481
Hansen's Disease and the Measures for It . . 482
Measures Taken for the War Blind 485
Compensation and Welfare of Industrial Calamities 486

*Welfare Work for the Blind in Japan

	Page
Braille Libraries	489
Rehabilitation Centers for the Blind	493
Workshops for the Blind	500
Homes for the Blind	503
Homes for the Aged Blind	505
Homes for the Blind Women	507
Institutes for Blind Children	508
Institutes for the Mentally Retarded Blind . .	510
Braille Printing House and Publication State .	511
Publication of Braille Text-books	513
Money-making Activities of Institutes for the Blind	515

*Welfare Associations of and for the Blind in Japan

National Committee for the Welfare of the Blind in Japan	515
National Council of the Welfare Institutes for the Blind	517
United Associations of the Blind	518
All Japan League of Lighthouses for the Blind	519
Society for the Study of Welfare for the Blind	520

*Cooperative Organizations for the Work for the Blind

Ex-Railway Employees Relief Association . . .	521
Japan Red Cross Society.	522
Lion's Club	522
Japan M.T.L.	523

*Rehabilitation of the Blind

Ideal Rehabilitation of the Blind	524
Psychological Rehabilitation of the Blind and the Role of the Ophthalmologists . . .	527
Rehabilitation Clinic.	529
Measurement of Ability, Assessment, and Adjustment Training at the Pre-vocational Stage	532
Sensory Training of Newly Blinded People . . .	534
Motor-Skill Training and Assessment	541
Computer Programer Training	545
Mobility Training	547
Mobility Training for Blind Children	550
Problems of the Aged Blind in Modern Days . .	552
Rehabilitation of the Deaf-Blind	553
Welfare of the Mentally Retarded Blind	556

Behcet's Disease Page
(Clinical and Rehabilitation Points of View) 558

*Activities of Welfare for the Blind

Today and Future of the Apparatus and Equipment for the Blind 562
Invention and Devices of the Machines and Implements for the Blind 580
Popularization of "Kana" Typewriter 581
Guide Dogs for the Blind 586
Movement for the Diffusion of Guide Dogs 591
How to Treat or Guide the Blind 595
Volunteers' Activities 599
Volunteers' Work in U.S.A. 604
Activities for Prevention of Blindness in Japan 607
Helen Keller Campaign 609

*Institutes and Organizations for the Blind in Foreign Countries

Royal National Institute for the Blind, U.K. . . 611
National Library for the Blind, U.K. 617
National Vocational Training Center in Letchworth, U.K. 618
St. Dunstan's, U.K. 620
American Foundation for the Blind 621
National Library of Congress, U.S.A. 623
New York Lighthouse 624
American Printing House for the Blind 627
Industrial Home for the Blind, U.S.A. 628
Jewish Guild for the Blind, U.S.A. 631
Hadley School for the Blind, U.S.A. 634
John Milton Society, U.S.A. 635
Association of Workers for the Blind, U.S.A. . . 636
All Russian Society for the Blind 636
Intitute of Defectology 640
Braille Libraries in U.S.S.R. 642
Deutscher Blindenverband, e.V. 643
Union of the Blind of Yugoslavia 645
Polish Union of the Blind 645
Unione Italiana dei Ciechi 647
Organizacion Nacional de Ciegos, Spain 648
Association Valentin Haüy 650
Canadian National Institute for the Blind . . . 651
Royal Victoria Association for the Blind 653
National Association for the Blind, India . . . 654
National Vocational Training Center for the Blind, India 656

	Page
Tata Agricultural Training Center for the Blind, India	657
Malayan Association for the Blind	659
Salama Rural Training Center for the Blind . .	661
Hong Kong Society for the Blind	662
Committee for the Blind of Taiwan	664

*International Agencies for the Welfare of the Blind

United National and the Agencies	665
World Council for the Welfare of the Blind . .	668
Asian Conference on Work for the Blind	672
Royal Commonwealth Society for the Blind . . .	675
American Foundation for Overseas Blind	677
International Association of Prevention of Blindness	681
World Veterans Federation	682

Professions and Occupations of the Blind

*Occupations of the Blind in Japan

Realities of Massage, Acupuncture, Moxibustion, Finger-pressure Therapy, etc.	685
Other Occupations after Meiji Era	690
Occupations of War Blinded People	693
Conditions of New Occupations	695
Present Situations of the Employment of the Blind in Japan	702
Occupational Status of Blind Musicians	704
Training and Placement of Blind Telephone Switchboard Operators	708
Various Conditions of Placement and Employment	709
Vocational Ability and Vocational Rehabilitation	715

*Occupations of the Blind in Foreign Countries

Occupations of the Blind in the Past	721
" in the Present Days .	725
Professions of the Blind	731
Vocational Rehabilitation for the Blind by ILO	735
Placement for the Blind	738

Various Theories and Views about the Problems of the Blind in Modern Days 743

Extractions from Alexander Mell's "Handbook of Encyclopaedia of the Blind" 799

Chronology of the Blind 915

Lists of Schools, Institutes, Organizations and Agencies 961

Index

"The World Encyclopaedia of the Blind"

Published by

NIPPON LIGHTHOUSE, WELFARE CENTER FOR THE BLIND
4-37, Naka 2-chome, Imazu, Joto-ku,
Osaka City, 536, Japan
1972

HV1578
.N53
1972

世界盲人百科事典

岩橋武夫の霊にささげる

序

「脱工業化時代」という言葉は，人類が21世紀を迎えるために進まねばならない道程を示唆したものであり，世界的な規模で，社会構造と価値観の大きな変革をもたらし，量から質への転換を見るに至ったのであります.

このような変動は，経済社会のみのものではなく，身体障害者，特に視覚障害者の事情においても言えることであり，かつては盲人を同情とあわれみの対象としか考えなかったものが，今や，障害についての科学的な分析・評価と訓練・学習を基盤に，個々人が自己の可能性を追求することによって，社会の一員として正当に受入れられるべきであるとする方向づけがなされつつあります.

しかしながら，わが国における盲人事情を先進諸国のそれと比較するとき，そこにはあまりにも大きな格差のあることに驚かされます．たとえば，職業面では，わが国ではあんま・はり・きゅう師，邦楽家など，伝統的職種が大部分を占めているのに引替え，米国，英国，ソ連など先進諸国では数千もの職種があると言われております．また，教育面では，わが国が盲学校における特殊教育を主軸とするのに対して，欧米諸国では，盲児童を目の見える子供たちと同一の場で教育しようという統合教育に移行しつつあります．さらにリハビリテーションの面においても，わが国は障害中心であり，理療科課程が主力になっておりますが，先進諸国にあっては，宇宙開発の余恵として進展をみた感覚行動訓練や，システム工学・人間工学に導かれた基礎的能力の開発が図られ，その後，1人ひとりの能力に応じた職業教育が行なわれ，こうした研究開発の結果，従来のたわし・モップ作りから，大工，理髪師，速記タイピスト，電話交換手をはじめ，原子炉のオペレーター，コンピューターのシステムエンジニアなどという幅広い職種が存在するに至っております.

これら三つの観点から比較しただけでも，わが国と先進諸国との，盲に対

する考え方，とりあげ方に大きな差異のあることが認められます．しかしながら，こうした問題は，社会福祉や盲教育の関係者，国や地方公共団体の担当者のみの力で解決できるものではなく，広く一般社会の関心と認識，大学等の研究機関やボランティアの協力，そして盲人自身の自覚がなければ，わが国の盲人事業は開発されないのではないかと思考いたします．以上の趣旨によって，この事典刊行の持つ意義と価値を判断していただけると存じます．

この事典は，1942（昭和17）年，故岩橋武夫が企画したものであり，1900年ウィーンにおいて発行されたアレキサンダー・メル編の Encyklopädisches Handbuch des Blindenwesens を翻訳し，これにアジアおよびわが国の資料を追加して出版しようとしたのが始まりです．その後，戦災によって中断し，また，岩橋武夫も1954（昭和29）年死去しましたが，翻訳を続行し，あわせて海外資料を世界各国に求め，1957（昭和32）年には編集委員会が組織されるに至りました．

1967（昭和42）年には出版計画を立てられる状態にはなりましたが，この種の内容が商業ベースに乗らないのと，またあまりにも，膨大な量であるということから，各出版社などの協力が得られず，その間，法令や状況の変化に応じて，再調査や書き替えが必要となり，このままではこれらの貴重な資料もうずもれてしまうのではないかという不安と焦慮の日々が続きました．

そこで，これまでも巨額の編集経費を援助してきた当法人の収益事業部門であるライトハウス金属工場代表者岩橋文夫は，将来の盲人福祉，盲教育の進展に寄与するであろう本事典の価値を考慮し，出版経費についてもその負担を決意するに至りました．もしこの勇断がなければ，恐らくこの事典の刊行は不可能となり，関係者のご努力にむくいることもできなかったに違いありません．

そして，この事典を発刊するについて各方面から，物心両面にわたり多大な奉仕が寄せられました．海外からの文献・資料提供は84カ国，資料提供者は国の内外をあわせて延9450人，これによって集められた資料は1万8280点に上りました．原稿の執筆者は国内140人，国外23人，翻訳者は41人で，

海外資料の翻訳転載については，いずれも関係機関の快いご承諾をいただくことができました.

この企画に強い励ましをしていただいたアメリカ盲人援護協会のバーネット博士，アメリカ海外盲人援護協会のブリッジス氏，王立イギリス盲人援護協会のボルター氏，ソ連のジミン氏とコワレンコ教授，ドイツのストレール博士，ガイスラー博士，フランスのアンブラー氏，インドのデザイ氏，イタリアのベンティボリオ氏，オーストラリアのマッケンジー卿，カナダの故ベイカー氏，ILO の丹羽氏，そして厚生省社会局，文部省初等中等教育局，各ライオンズクラブ，山之内奉公会の各位に満腔の謝意を表するものであります.

また監修者として次元の高い視野を与えていただいた宇山安夫博士，辻村泰男氏，元監修者寿岳文章博士，鳥居篤治郎氏，加藤三之雄氏，編集にご協力いただいた熊谷宗一氏と編集委員の方々，ならびに製作を担当された大日本印刷株式会社に心から感謝申しあげます.

奇しくも本年は日本ライトハウス創立50周年という記念すべき年であり，ユネスコの国際図書年でもあります．この年に，視覚障害者の教育と福祉の向上を願って本書を世に出すことのできましたことを，皆様と共に喜びとするものであります.

1972年 8 月

岩 橋 英 行

監修

大阪大学名誉教授 医学博士	宇山安夫
国立特殊教育総合研究所長	辻村泰男
社会福祉法人　日本ライトハウス理事長	岩橋英行

編集委員

（50音順）

大谷大学学監・事務局長	赤阪　一
前・神戸市立盲学校長	今井秀雄
東京教育大学助教授	*大川原　潔
東京教育大学教授	*大山信郎
東海大学文学部講師	岡崎　晋
国立別府重度障害センター指導課長	*菊地　正
東京教育大学教授	*佐藤親雄
東京教育大学助教授	*佐藤泰正
東京教育大学教授	芹澤勝助
元・国立東京視力障害センター所長	高田秀道
前・京都ライトハウス理事長	鳥居篤治郎
大阪市立盲学校小学部主事	*中江義照
前・大阪府立盲学校長	中林左近
神戸市立盲学校長	根岸　寛
東京都心身障害者福祉センター所長	原田政美
徳島県立盲学校長	福本禮一
大阪府立盲学校長	本間伊三郎
日本大学医学部講師	山下龍雄
前・香川県立盲学校長	横田全治

（＊は編集幹事）

編集協力者

朝日新聞社　客員　　熊谷宗一

執筆者

（50音順）

大阪府立盲学校教諭	青木時秋
農林省農地局開拓拓植課	青木敏也
東京都立八王寺盲学校教諭	赤池信夫
大谷大学学監・事務局長	赤阪　一
大垣女子短期大学助教授	赤座憲久
東京教育大学附属盲学校教諭	足立勤一
コネクティカット州盲人援護協会教育心理学担当	アベリー，コンスタンス D.
ベテスダ奉仕女母の家	飯塚光喜
文部省大学学術局視学官	五十嵐耕一
東京教育大学教育学部助手	五十嵐信敬
日本福音ルーテル教会牧師	石松量蔵
著述業	石渡利康
神奈川県総合リハビリテーションセンター指導員	市川文昭
東京都立八王寺盲学校長	伊藤真三郎
東京都立葛飾盲学校教諭	伊藤龍男
東京大学教育学部助手	井上早苗
前・神戸市立盲学校長	今井秀雄
日本盲人基督教伝道協議会主事	今駒泰成
日本ライトハウス理事長	岩橋英行
王立イギリス連邦盲人援護協会長	ウィルソン，ジョン F.

シーイング・アイ盲導犬訓練所副所長	エベリング, W. H.
東京教育大学助教授	大川原　潔
元・東京盲学校教頭	大河原欽吾
聖明福祉協会嘱託	大槻　茂
文楽評論家	大西重孝
シロアム教会牧師	大村善永
東京教育大学教授	大山信郎
東海大学助教授	岡崎　晋
元・日本傷疾軍人会専務理事	沖野亦男
東京教育大学附属盲学校教諭	尾関育三
厚生省公衆衛生局結核予防課	小野寺伸夫
東京教育大学附属盲学校教諭	香川邦生
東京都立久我山盲学校教諭	春日満治
名古屋ライトハウス理事長	片岡好亀
東京教育大学教育学部講師	加藤康昭
文部省初等中等教育局特殊教育課教科調査官	加藤安雄
日本点字図書館理事	加藤善徳
ピッツバーグ盲人組合更生部長	ガレア, ウィリアム F.
東京都教育委員会指導主事	河合久治
厚生省年金局資金課係長	河野通訓
国立別府重度身体障害センター指導課長	菊地　正
国立特殊教育総合研究所研究員	木塚泰弘
メクレンベリー州盲人援護協会歩行訓練士	キーティング, ウィリアム D.
国立特殊教育総合研究所庶務課長	木村　誠
フロリダ大学教育学部リハビリテーション研究所指導員	グッドマン, ウィリアム
フィラデルフィア盲人援護協会専務理事	クランク, ジョセフ F.
東京教育大学附属盲学校教諭	功力靖雄
厚生省児童家庭局母子衛生課	窪田　勉
関西大学教授	行田忠雄
元・宮崎県立盲学校長	河野憲利
湖崎眼科病院副院長	湖崎　弘
大阪市立小児保健センター眼科長	湖崎　克
オランダ・コンクリジュク盲人援護協会顧問	コスター, D. H.
オリジン電気株式会社会長	後藤安太郎
元・奈良県立盲学校長	小林卯三郎
東京都立葛飾盲学校教諭	小林一弘
帝京大学講師	小林　守
国立特殊教育総合研究所研究部長	小柳恭治
毎日新聞社	小山　順
日本眼衛生協会理事	小山正野
王立イギリス盲人援護協会長	コリガン, J. C.
	金光図書館
名古屋ライトハウス常務理事	近藤正秋
厚生省援護局庶務課	斎藤治美
元・東京教育大学教授	榊原　清
日本ライトハウス職業・生活訓練センター指導員	坂本美磨子
環境庁大気保全局大気規制課	佐々木典夫
東京教育大学教授	佐藤親雄
日本大学助教授	佐藤　平
東京都立教育研究所指導主事	佐藤光義
東京教育大学助教授	佐藤泰正
労働省職業安定局業務指導課長	佐柳　武
東京教育大学教育学部講師	澤田慶治
大阪府立盲学校教諭	澤田禎夫
東京教育大学附属盲学校教諭	下田知江
王立イギリス連邦盲人援護協会ウガンダ派遣指導員	ジャクソン, W.
東京都心身障害者福祉センター主事	新谷　守
山形県立山形盲学校長	鈴木栄助
画家	鈴木敏之
東京教育大学附属盲学校教諭	瀬尾正雄
京都府立盲学校教諭	関野光雄
日本ライトハウス職業・生活訓練センター指導員	関　宏之
東京教育大学教授	芹澤勝助
日本赤十字社参与	高木武三郎
京都府立盲学校教諭	高島文一
国立東京視力障害センター教官	田中一郎
宮城教育大学助教授	田中農夫男
東京教育大学附属盲学校教諭	谷合　侑
歌人	谷　邦夫
元・軍事保護院失明軍人寮長	千葉一正
カンサス・リハビリテーション精神病学顧問	チャルドン, ルイス S.
カトリック点字図書館顧問	塚本昇次
マリーランド国際学会教育部長	デュリター, ジョン

日本ライトハウス資料室員	土井利家
前・京都ライトハウス理事長	鳥居篤治郎
アメリカ盲人援護協会論説員	トワースキー，ヤコブ
元・山梨県立中央児童相談所員	内藤幹
京都府立盲学校副校長	内藤昌平
教育心理学専攻	中井喜美子
京都府立盲学校教諭	永井昌彦
大阪市立盲学校小学部主事	中江義照
東京教育大学雑司ヶ谷分校治療部主任	長尾栄一
前・日本ライトハウス理事	長岡加藤治
浪曲評論家	中川明徳
箏曲家	中塩幸祐
順天堂大学教授	中島章
東洋大学教授	中嶋直二
東京都立久我山盲学校教諭	中田和元
日本ライトハウス管理部長	中野一
前・大阪府立盲学校長	中林左近
茶道家	中村悦子
青い鳥会彦根学園長	西原正則
国際労働機関職業更生指導員	丹羽勇
日本ライトハウス資料室長	丹羽善次
神戸市立盲学校長	根岸寛
東京都立文京盲学校教諭	根本弘道
東京教育大学附属盲学校教諭	野口功
日本ライトハウス図書館	橋本洋子
神戸市立盲学校教諭	畠田武彦
京都府立盲学校教諭	服部和光
日本点字図書館	花島弘
京都府立盲学校教諭	馬場慶治
京都府立盲学校教諭	林薫夫
東京教育大学附属盲学校教諭	林良重
国立教育会館理事	林部一二
東京都心身障害者福祉センター所長	原田政美
東京点字出版所理事長	肥後基一
関東労災病院眼科部長	深道義尚
徳島県立盲学校長	福本禮一
日本ライトハウス職業・生活訓練センター指導員	日紫喜均三
世界盲人福祉協議会汎アメリカ委員会委員	フェルナンデズ，アルベルト S.
アメリカ海外盲人援護協会極東支局長	ブリッジス，D. R.
マリーランド盲学校歩行訓練士	ベアード，ベアトリックス
東京都立城南養護学校教諭	星川勝
王立イギリス盲人援護協会副会長	ボルター，エリック T.
聖明園長	本間昭雄
大阪府立盲学校長	本間伊三郎
日本点字図書館常務理事	本間一夫
毎日新聞社「点字毎日」	牧田克輔
東京都杉並区若杉小学校教諭	曲淵信彦
カナダ盲人援護協会総務理事	マジル，A. N.
国立東京視力障害センター相談室長	松井新二郎
社会福祉事業振興会	松岡三郎
宮城県立盲学校教諭	松原寿美
鉄道弘済会理事	松本征二
作曲家	三木かをる
日本ライトハウス職業・生活訓練センター研究・企画室長	村越芳男
東京都立文京盲学校教諭	村中義夫
大阪外国語大学助教授	森本久夫
青森県立青森北高等学校長	森山泰太郎
天理教点字研究室主任	矢野道三
日本大学医学部講師	山下龍雄
日本ライトハウス職業・生活訓練センター指導員	山田浅子
早川特選金属工場代表社員	山本卯吉
前・香川県立盲学校長	横田全治
	ライオン誌日本語版事務所
前・アメリカ海外盲人援護協会訓練主任	ランガン，ポール J.
アメリカ盲人援護協会図書館司書	レンデ，ヘルガ
カリフォルニア盲学校長	ローエンフェルド，バーソルド
大阪府教育委員会指導主事	渡辺達郎
音楽家	和波孝禧

資 料 提 供 者

（50音順）

アイルランド盲人援護協会
秋　山　多美子
安　達　丈　夫
アメリカ海外盲人援護協会
アメリカ盲人援護協会
アメリカ盲人事業従事者協会
荒　田　正　孝
アラード，フランク L. 房子
アラブ盲人協会
安　西　悦　子
猪　口　道　子
石　丸　伊佐子
イスラエル盲人援護協会
イタリア盲人連合
伊　藤　市　郎
伊　藤　京　子
井　戸　清　子
今　井　愛　子
岩　橋　明　子
インド国立盲人訓練センター
インド盲人援護協会
梅　田　英　敏
エギグレン，バイロン
遠　藤　貞　吉
王立イギリス連邦盲人援護協会
大　川　吉　昭
大　崎　美智子
大　槻　　　守
大　野　健　一
岡　崎　圀　昌
奥　田　数　男
オネイル，ポール C.
小野里　　　甫
小野村　胤　久
オランダ盲人援護協会
オランダ盲人図書館
ガイスラー，ホルスト
カナダ盲人援護協会
ガーニー盲人職業生活訓練センター
上　島　美和子
亀　山　弘　子
川　村　峰　子
韓国社会事業大学
木　村　昭　男
木　村　知　子
公　文　祥　己
公　文　美枝子
クランク，ジョセフ F.
クリスチャンセン，E. W.
国際失明防止協会
国際盲青年教育者会議
国際連合
国際連合教育科学文化機構
国際連合児童緊急基金
国際労働機関
コスター，D. H.
小　林　葵　美
ゴルドブラット，シャロッテ
コロンボ盲人連合
コワレンコ，エヌ ベー
コワレンコ，ベー イー
阪　本　す　み
佐　藤　健　次
サルモン，ピーター J.
シェンク，H. H.
塩　中　　　清
志　賀　静　男
茂　　　益　代
篠　崎　　　武
ジブラルタル失明防止協会
ジミン，ボリス
志　村　太喜彌
下　川　節　子
ジャマイカ盲人援護協会
壽　岳　文　章
シュベルマー・和子
シンガポール盲人援護協会
スイス中央盲人援護協会連合
スウェーデン盲人援護協会
鈴　木　正　敏
鈴　木　力　二
スペイン全国盲人協会
セイロン盲学校
世界保健機関
世界盲人福祉協議会
セント・ミカエル盲学校
全セイロン盲人援護協会
全ロシア盲人援護協会
ソビエト連邦欠陥学研究所
曽　　　文　雄
台湾盲人援護協会
台湾盲人重建院
高　木　裕　子
武　田　耕一郎
田多井　守一郎
谷　口　嘉　子
玉　上　明　子
タンガニーカ盲人援護協会
中国盲人聾唖人協会
チュニジア盲人連合
都　築　　　博
土　屋　宣　夫
デザイ，キャプテン
デンマーク視覚障害者協会
ドイツ連邦盲人協会
トリニダード・トバゴ盲人援護協会

鳥 山 由 子
内 藤 篤
仲 下 尚 治
仲 條 勇一郎
西 岡 好 徳
ニュージーランド盲人援護協会
根 本 美佐子
パーキンス盲学校
畑 末 男
波多野 美香子
バーネット，イアン J.
ハンガリー視覚障害者援護協会
ビクトリア・メモリアル盲学校
ピーターセン，E.
廣 松 道 雄
フィンランド中央盲人協会

フェラーレ，J. G.
福 井 章二郎
藤 本 豊 吉
ブラジル盲人援護協会
ブルガリア盲人連合
北京放送局
ベトナム初等・中等盲学校
ペランダー，G. A.
ベルギー盲人援護協会
ペルー盲人援護協会
ポーランド盲人協会
ボリビア盲人会連合
本 庄 實
本 田 サン子
松 浦 嘉 子
松 岡 蓉 子

松 本 冨美子
マレーシア盲人援護協会
南アフリカ盲人援護協会
守 中 み よ
山 口 喜 雄
山 口 洋 史
山 田 房 一
ユーゴスラビア盲人援護連盟
吉 川 春
吉 原 一 夫
李 泰 栄
龍 崎 昭 子
レバノン盲人援護協会
ロイヤル盲人援護協会

（以上は，おもなる資料提供者・翻訳者で，このほか内外盲人施設，団体，盲学校その他多くの方々から協力を得た）

編集担当者

岩 橋 明 子
柄 谷 ミ チ
川 村 峰 子
公 文 美枝子

土 井 利 家
長 岡 加藤治
夏 目 秋 一
丹 羽 善 次

橋 本 洋 子
宮 田 信 直
村 越 芳 男
室 井 庄四郎

凡　例

1. 盲人に関する特殊な用語は，慣用に従いなるべく統一を期した.
   例1：目の見える者——晴眼者
   例2：盲児を，一般学校で晴眼児とともに教育する教育方式——統合教育
2. 施設名，団体名，機関名等で略称のあるものは，各項の初出にその略称を付し，以下略称を用いた.
3. 年次の表記は西洋暦とし，日本の場合は日本暦年号を加えた．ただし，近い年次が再三出てくるときは日本暦を省いた.
   また，日本における事業年度は日本暦のみとした.
4. 人名の表記は，漢字国以外は片かなで示し，各項の初出に原綴名を入れた.
5. 生没年は西暦で示し，日本の場合は日本暦を加えた.
6. 英語国以外の国の出典が英文の場合は，人名等も英語読みとした.
7. 数字の表記については，位取りの（，）を省き，億，万の単位語を用いた．ただし，表中では位取りのコンマ（，）を入れた.
8. 外国の名称，専門用語，その他の一部に表記上若干の相違のあるものは，執筆者の意向に従った.
9. 計量単位の表記は，本文中では片かなとし，表中では記号または略符号を用いた.
10. 表および図版には，中項目単位に通し番号を付した.
11. 外国貨幣の円換算率は執筆当時によった.
12. 執筆者名は，その執筆項目の最終に示した.
13. 参照文献は，各項目の終わりに挙げ，外国文献の書名・雑誌名はイタリック体とした．発行所，発行年の明らかでないものはやむを得ず省いた.

目　次

盲人の生活

日本の盲人の実態

概　観……17
成人（18歳以上）の状況……18
1970（昭和45）年の調査結果概観……23

日本の盲人のあゆみ

江戸時代まで……24
明治期……33
大正期……35
昭和期……38
説話・ことわざ・語い……43

点　字

点字前史……47
欧米点字史……52
点字楽譜史……58
日本点字史……62
日本点字の研究と構成……67
点字記号……69
点字出版史……80
点字楽譜の出版……89

盲人の著作と芸能

自叙伝，体験記……91
学　術……93
宗　教……94
福　祉……94
日本文学……95
邦　楽……104
洋　楽……111
絵　画……111
彫　刻……113

盲人を取扱った作品

日本文学……114
伝　記……119
演　劇……121
映　画……122
絵　画……123
彫　刻……124
外国文学に見る盲人像……124

宗　教

仏　教……134
教派神道……136
キリスト教……137
民間信仰……141

家庭生活

家　族……142
生　計……143
恋　愛……144
結　婚……145
育　児……147
家庭教育……148
家　事……149
教養・娯楽……152

スポーツ

外国の盲人スポーツ……156
日本の盲人スポーツ……163

外国の盲人事情……170

盲人の医学

盲(弱視を含む)の概念とその定義

視機能……217
視力障害の分類……219
盲・弱視の定義……221

医学的統計

盲人数とその傾向……223
失明原因分類……224
失明原因統計……227

主要失明眼病

先天的素因が強く関係するもの……233
老人性変化によるもの……235
全身病と関係するもの……235
感染によるもの……236
外傷によるもの……237
その他……238

眼病の遺伝

眼病と遺伝……238
主要遺伝眼病の遺伝型式……241

産業災害と交通事故による視力障害

頭部および顔面の外傷……243
眼瞼の損傷……244
眼球の損傷……245
異物外傷……247

開眼治療とアイバンク

開眼治療……249
アイバンク事業……251

盲人の心理

盲人の身体および運動機能の発達

形態的発達……255
機能的発達……256

盲人の触覚的認知

認知の仕方……264

盲人の聴覚

盲人の反応時間と音源の定位……271
盲人の声の認知と学習……273

盲人の空間知覚

研究の歴史と展望……274
聴覚による生活空間の定位……276
空間概念と生活空間の定位……279

盲児の知能

知能の意義……281
盲児知能研究上の問題点……281
盲児用知能検査の発達と知能成績……282
日本の盲人知能検査の現状……283
盲児知能テストの結果……284
盲児知能の特色……287

盲人の言語

盲人の語彙の理解……288
盲人の語彙量……290

盲児の学力・学習

盲児の学力……292
学　習……296

盲人の触読

触読を規定する要因……297
触読の過程……298
触読能力の発達……298

盲人のパーソナリティと適応

ある盲児の場合………………………………… 300
グループとしてのパーソナリティ………… 301
環境と盲人のパーソナリティおよび適応……… 307

盲 人 の 教 育

日本の盲教育の発展

盲教育の創始……………………………… 309
盲学校の開設……………………………… 312
盲教育制度の変遷………………………… 315
盲教育内容・方法等の変遷……………… 319
盲教育に関する研究……………………… 322

盲学校の教育

盲教育の意義……………………………… 325
盲学校の現状と視覚障害児の実態……… 326
盲学校の教育課程………………………… 328
盲学校における各教科等の指導………… 338
国　語……………………………………… 338
社　会……………………………………… 340
算数・数学………………………………… 341
理　科……………………………………… 344
音　楽……………………………………… 347
図画工作・美術…………………………… 348
技術・家庭（男子）……………………… 351
家　庭……………………………………… 352
体育・保健体育…………………………… 355
外国語……………………………………… 356
道　徳……………………………………… 358
特別活動…………………………………… 359
養護・訓練………………………………… 360

盲学校の職業教育

理療科の教育……………………………… 363
リハビリテーション科の教育…………… 366
音楽科の教育……………………………… 368
調律科の教育……………………………… 370

盲学校の教科書と教材・教具

教科用図書………………………………… 372
教材・教具………………………………… 375

盲学校の管理・経営

盲教育行政………………………………… 378
盲学校の管理……………………………… 381
盲学校の施設・設備……………………… 382
寄宿舎の管理・運営……………………… 386
寄宿舎における指導……………………… 390
盲学校の教職員…………………………… 392
対象者とその判別………………………… 397
就　学……………………………………… 403
盲教育関係団体…………………………… 405
国立特殊教育総合研究所………………… 406

視覚障害児教育の課題

盲幼児教育………………………………… 407
盲学校における弱視教育………………… 412
重複障害盲児の実態と今後の課題……… 416
盲ろう児の教育…………………………… 420
盲精薄児の教育…………………………… 422
家族の教育と社会の理解………………… 424
普通教育との接触………………………… 426
大学進学と就職…………………………… 428

外国における盲教育

ヨーロッパにおける盲教育の発展……… 431
イギリスにおける盲教育の現状………… 437
ソビエト連邦における視覚障害教育の現状 439
アメリカにおける盲教育の発展………… 442
アメリカにおける盲教育の現状………… 446
アジアにおける盲教育…………………… 452
国際的盲教育会議………………………… 456

盲人の福祉

日本の盲人福祉行政の沿革

…… 459

行政上の福祉措置

身体障害者福祉法による福祉の措置（Ｉ）…… 462

身体障害者福祉法による福祉の措置（Ⅱ）…… 465

児童福祉法による福祉の措置…… 474

障害福祉年金の支給…… 477

税，公共料金の減免…… 479

世帯更生資金の貸付け…… 481

ハンセン病とその対策…… 482

戦傷失明者対策…… 485

産業災害の補償と福祉…… 486

日本の盲人福祉事業

点字図書館…… 489

失明者更生施設…… 493

盲人授産施設…… 500

盲人ホーム…… 503

盲老人ホーム…… 505

盲女子ホーム…… 507

盲児施設…… 508

盲精神薄弱者・児施設…… 510

点字出版施設と出版状況…… 511

点字教科書の出版…… 513

盲人施設の収益事業…… 515

日本の盲人福祉団体

日本盲人福祉委員会…… 515

日本盲人社会福祉施設協議会…… 517

日本盲人会連合…… 518

全日本ライトハウス連盟…… 519

日本盲人福祉研究会…… 520

日本の盲人事業協力団体

鉄道弘済会…… 521

日本赤十字社…… 522

ライオンズクラブ…… 522

日本 MTL…… 523

失明者のリハビリテーション

失明者リハビリテーションのあり方…… 524

失明者の心理的更生と眼科医の役割…… 527

リハビリテーション・クリニック…… 529

職業訓練前の能力測定・評価と生活訓練…… 532

中途失明者の感覚訓練…… 534

運動機能の評価と訓練方法…… 541

コンピューター・プログラマーの訓練…… 545

歩行訓練と盲人歩行学…… 547

盲児の歩行訓練…… 550

近代の老齢盲人問題…… 552

盲ろう者のリハビリテーション…… 553

盲精神薄弱者・児の福祉…… 556

ベーチェット病（臨床上とリハビリテーション上の問題点）…… 558

盲人福祉の諸活動

盲人用具の現況と将来…… 562

盲人用機械器具の発明考案…… 580

カナタイプライターの普及…… 581

盲導犬…… 586

盲導犬普及運動…… 591

盲人との応接と手引きの仕方…… 595

奉仕者活動…… 599

アメリカにおける奉仕者活動…… 604

日本の失明防止活動…… 607

ヘレン・ケラー・キャンペーン…… 609

外国の主要盲人施設・団体

王立イギリス盲人援護協会…… 611

イギリス盲人図書館…… 617

レッチワース国立職業訓練センター…… 618

セント・ダンスタンス…… 620

アメリカ盲人援護協会…… 621

アメリカ国会図書館・盲人部…… 623

ニューヨーク・ライトハウス…… 624

アメリカン・プリンティング・ハウス…… 627
インダストリアル・ホーム………………… 628
ユダヤ盲人援護協会……………………… 631
ハドレー盲学校（通信教育）……………… 634
ジョン・ミルトン協会……………………… 635
アメリカ盲人事業従事者協会……………… 636
全ロシア盲人援護協会……………………… 636
欠陥学研究所………………………………… 640
ソビエト連邦の盲人図書館………………… 642
ドイツ連邦盲人協会………………………… 643
ユーゴスラビア盲人援護連盟……………… 645
ポーランド盲人連盟………………………… 645
イタリア盲人連合…………………………… 647
スペイン全国盲人協会……………………… 648
バランタン・アユイ協会…………………… 650
カナダ盲人援護協会………………………… 651
ロイヤル・ビクトリア盲人協会…………… 653
インド盲人援護協会………………………… 654
インド／国立盲人職業訓練センター……… 656
タタ盲人農業訓練センター………………… 657
マレシーア盲人援護協会…………………… 659
サラマ盲人農業訓練センター……………… 661
香港盲人援護協会…………………………… 662
台湾盲人重建院……………………………… 664

国際的盲人福祉関係機関

国際連合と関係機関………………………… 665
世界盲人福祉協議会………………………… 668
アジア盲人福祉会議………………………… 672
王立イギリス連邦盲人援護協会…………… 675
アメリカ海外盲人援護協会………………… 677
国際失明防止協会…………………………… 681
世界在郷軍人連盟…………………………… 682

盲 人 の 職 業

日本における盲人の職業

明治以降のあんまマッサージ指圧・はり師，きゅう師の実態……… 685
明治以降のあんま・はり・きゅう師以外の職業……… 690
戦傷失明者の職業…………………………… 693
新職業の実態………………………………… 695
日本の盲人就業の現況……………………… 702
音楽家の職業的地位………………………… 704
電話交換手の養成と就業…………………… 708
就職上の諸条件……………………………… 709
職業能力と職業更生指導…………………… 715

外国における盲人の職業

過去の盲人の職業…………………………… 721
現代盲人の職業……………………………… 725
専門職業……………………………………… 731
ＩＬＯの盲人職業更生指導………………… 735
就職指導……………………………………… 738

現代における盲人問題の諸論説 ………………………… 743
アレキサンダー・メル編「盲人百科事典提要」抜粋 ……………… 799
総合盲人年表 ……………………………………………… 915
学校・施設・団体・機関名簿………………………………… 961
索引 ………………………………………………………… 977

盲人の生活

日本の盲人の実態

概観

1965（昭和40）年に厚生省が実施した身体障害者実態調査によると，わが国の視覚障害者（児）——身体障害者福祉法別表に掲げる視覚障害を有する者——の数は24万4000人と推定される．この数は肢体不自由や聴覚・言語機能障害者を含む全身体障害者の数114万6000人の21.3パーセントに当たり，また1960年に厚生省が実施した身体障害者実態調査の結果による視覚障害者（児）数22万人の10.9パーセント増になっている．

表1によると，1960年を100とした全身体障害者の増加率は120.6であり，この5年間で2割強の増加となっている．これはわが国の人口の増加，特に老齢人口の急増が要因と考えられるが，視覚障害者の増加率は110.9パーセントで，障害の種類の中で最も低くなっている．視覚障害者の増加率がそれほど高くないのは，人口の老齢化に伴う老眼，その他による視覚障害者は増加の傾向にあるが，眼疾患に対する予防医学，治療医学の発達により視覚障害者は減少の傾向にあるためとみられる．

ところで，視覚障害者（児）およびその他の身体障害者の程度別数および割合は表2の通りである．

すなわち，視覚障害においては，1級が最も多く，2級がこれに次ぐ．そして，この両者で過半数を占めているが，このようなことは聴覚障害や肢体不自由にはみられない．

次に年齢層，障害の種類別身体障害者(児)の数および割合をみると表3の通りであり，0～9歳と70歳以上のそれぞれの出現率を比較すると，視覚障害においては68.2倍であるのに対し，聴覚障害では28.7倍，肢体不自由では18.7倍となっている．視覚障害において，先天的障害に対する後天的障害の割合が最も高いことがわかる．

50歳以上の身体障害者が全体に占める割合は，59.0パーセントであるが，1960年の調査時では44.7パーセントであり，14.3パーセントの増加となっている．これを障害の種類別にみると，視覚障害者においては73.2パ

表1　障害の種類別身体障害者（児）数の割合　—60年調査との比較—

障害区分	65年調査推計数(構成比%)	60年調査推計数(構成比%)	比較増減数（60年を100とした増加率）
総数	1,146,000 (100.0)	950,000 (100.0)	196,000 (120.6)
視覚障害	244,000 (21.3)	220,000 (23.2)	24,000 (110.9)
聴覚障害	228,000 (19.9)	163,000 (17.1)	65,000 (139.9)
肢体不自由	674,000 (58.8)	566,000 (59.6)	108,000 (119.1)

表2　障害の程度別身体障害者（児）数の割合

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	程度不明
総数	1,146,000 (100.0)	151.000 (13.2)	209,000 (18.2)	174,000 (15.2)	198,000 (17.3)	173,000 (15.1)	159,000 (13.8)	82,000 (7.2)
視覚障害	244,000 (100.0)	88,000 (36.0)	42,000 (17.1)	21,000 (8.6)	18,000 (7.6)	20,000 (8.2)	37,000 (15.3)	18,000 (7.2)
聴覚障害	228,000 (100.0)	1,000 (0.7)	68,000 (29.6)	45,000 (19.8)	41,000 (18.0)	7,000 (2.9)	52,000 (22.7)	14,000 (6.3)
肢体不自由	674,000 (100.0)	62,000 (9.2)	99,000 (14.8)	108,000 (16.0)	139,000 (20.5)	146,000 (21.7)	70,000 (10.3)	50,000 (7.5)
60年調査視覚障害	220,000 (100.0)	104,000 (47.3)	38,000 (17.3)	15,000 (6.8)	14,000 (6.4)	15,000 (6.8)	25,000 (11.4)	9,000 (4.0)

注　ここにあげる障害の程度は，身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害等級表によるもので，1級は最も重度の障害を示す．

表3　年齢階級，障害の種類別身体障害者（児）数の割合

	総数（人口1,000人対）	視覚障害（人口1,000人対）	聴覚障害（人口1,000人対）	肢体不自由（人口1,000人対）
総数	1,146,400 (11.76)	243,900 (2.50)	228,200 (2.34)	674,300 (6.92)
0～9歳	37,000 (2.36)	4,300 (0.28)	9,300 (0.59)	23,400 (1.49)
10～17	61,700 (3.80)	5,600 (0.34)	14,700 (0.90)	41,400 (2.55)
18～19	14,900 (3.89)	1,300 (0.34)	4,300 (1,12)	9,300 (2.43)
20～29	72,800 (4.07)	8,800 (0,49)	17,800 (0.99)	46,100 (2.57)
30～39	111,900 (7.14)	14,900 (0.95)	20,600 (1.31)	76,400 (4.88)
40～49	171,600 (15.77)	30,400 (2,79)	30,900 (2.84)	110,300 (10.14)
50～59	215,100 (24.78)	51,400 (5.92)	28,100 (3.24)	135,600 (15.62)
60～69	230,600 (38.91)	58,200 (9.82)	41,200 (6.95)	131,200 (22.14)
70～	230,500 (63.85)	68,900 (19.09)	61,200 (16.95)	100,400 (27.81)
不明	300 (.)	200 (.)	— (.)	200 (.)

ーセントと非常に高くなっており，以下聴覚障害者57.2パーセント，肢体不自由者54.5パーセントの順となっている．

表4　障害の種類別50歳以上の身体障害者の占める割合　（単位％）

	50歳以上の身体障害者の占める割合（65年調査）（A）	50歳以上の身体障害者の占める割合（60年調査）（B）	（A）－（B）
総数	59.0	44.7	14.3
視覚障害	73.2	59.9	13.3
聴覚障害	57.2	45.2	12.0
肢体不自由	54.5	38.6	15.9

成人（18歳以上）の状況

視覚障害者数

1965（昭和40）年8月1日現在における満18歳以上の視覚障害者は23万4000人で，全身体障害者の22.3パーセント，人口1000人に対し3.5人となっている．これを他の身体障害者と比較すれば次の通りである．

表5　身体障害者の種類別全国推計数　（人口1,000人対および構成比）

区分	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由
全国推計数	1,048,000	234,000	204,000	610,000
人口1,000人対	15.7	3.5	3.1	9.2
構成比（％）	100.0	22.3	19.5	58.2

視覚障害者の性別の状況は表6の通りであり，他の障害と異なり，女が男より多い．これは視覚障害者のうち50歳以上の者の占める割合が73.2パーセントとなっていることからもうなずける．

表6　障害の種類別性別の状況　（単位％）

障害の種類	総数	男	女
総数	100.0	58.2	41.8
視覚障害	100.0	48.1	51.9
聴覚障害	100.0	53.9	46.1
肢体不自由	100.0	63.4	36.6

身体障害者手帳所持状況

身体障害者で身体障害者手帳を所持している者は50.8パーセントであり，残りの49.2パーセントは未

表7　障害の種類別手帳所持状況　（単位％）

障害の種類	総数	所持者	未所持者
総数	100.0	50.8	49.2
視覚障害	100.0	55.4	44.6
聴覚障害	100.0	47.9	52.1
肢体不自由	100.0	49.9	50.1

表8　障害の種類別原因の状況　（単位%）

区分	総数	疾病							事故			戦傷病戦災	その他
		脳性まひ	せき髄性まひ	骨関節炎	先天性奇形	中耳性疾患	伝染性眼疾患	その他	業務上災害	交通事故	その他		
総数	100.0	3.9	3.5	5.9	1.7	5.5	3.0	42.6	8.6	3.1	7.6	5.6	9.0
先天性障害	100.0	11.5	2.6	1.7	16.3	2.1	1.2	29.4	—	—	—	—	35.3
後天性障害	100.0	3.1	3.6	6.4	—	5.8	3.2	44.0	9.6	3.5	8.5	6.3	6.0
視覚障害	100.0	0.2	—	—	0.8	—	11.4	63.2	3.6	0.7	6.8	2.9	10.3
先天性障害	100.0	1.3	—	—	8.1	—	4.0	47.7	—	—	—	—	38.9
後天性障害	100.0	0.1	—	—	—	—	12.2	65.0	4.1	0.8	7.6	3.3	6.9
聴覚障害	100.0	2.9	0.2	0.1	2.0	27.6	0.6	34.6	1.9	0.3	2.4	2.2	25.2
先天性障害	100.0	3.4	—	—	9.6	5.4	0.4	25.3	—	—	—	—	55.9
後天性障害	100.0	2.7	0.2	0.1	—	33.5	0.6	37.1	2.4	0.4	3.0	2.8	18.0
肢体不自由	100.0	5.7	6.0	10.1	1.9	—	0.6	37.2	12.8	5.1	9.7	7.8	3.1
先天性障害	100.0	25.7	6.7	4.3	28.1	—	0.4	22.9	—	—	—	—	11.9
後天性障害	100.0	4.3	5.9	10.6	—	—	0.6	38.2	13.8	5.4	10.4	8.3	2.5

所持である．これを障害の種類別にみると，表7の通り視覚障害者の所持率が最も高く55.4パーセント，以下肢体不自由者の49.9パーセント，聴覚障害者の47.9パーセントの順となっている．

表9　障害の種類別先天性，後天性別数の割合

区分	総数	先天的障害	後天的障害
総数	1,048千人 (100.0)%	109千人 (10.4)%	939千人 (89.6)%
視覚障害	234 (100.0)	24 (10.4)	210 (89.6)
聴覚障害	204 (100.0)	43 (20.9)	161 (79.1)
肢体不自由	610 (100.0)	42 (6.8)	568 (93.2)
60年調査視覚障害	220.0 (100.0)	36 (16.4)	184 (73.6)

精神薄弱の視覚障害者数

いわゆる盲精薄者は4300人と推計されるが，このうち，女が65.4パーセント，男が34.6パーセントとなっている．また，障害程度1，2級の者が57.7パーセントであり，介護が必要な者は30.8パーセントである．

表10　障害の種類別，就学の状況　（単位%）

区分	総数	小・中学卒	高校卒	短大・大学卒	特殊学校卒	不就学
総数	100.0	75.1	9.6	2.5	1.8	11.0
視覚障害	100.0	73.0	7.5	1.8	3.6	14.1
聴覚障害	100.0	67.7	6.4	2.2	4.8	18.9
肢体不自由	100.0	78.4	11.5	2.8	0.1	7.1
60年調査視覚障害	100.0	66.9	4.7	0.9	9.3	18.2

障害の原因

障害の原因を障害の種類別にみると，表8の通りであり，視覚障害においては，その他の疾病だけで63.2パーセントを越え，疾病による者全体では75.6パーセントとなっている．なお，先天性，後天性の割合は表9の通りである．

就学の状況

身体障害者の就学の状況は表10の通りで，1960(昭和35）年調査と比べ小・中学校卒，高校卒，短大・大学卒がそれぞれ増加を示し，特殊学校や不就学が減少している．

配偶の状況

障害の種類別，年齢別配偶の状況は表11の通りであり，未婚者は視覚障害が最も低く，聴覚障害者の2分の1以下となっている．

障害の種類別介護の状況

障害の種類別介護の状況は表12の通りであり，要介護の割合は視覚障害者が最も高く，半数近くの42.2パーセントとなっている．

表11　障害の種類別，年齢別配偶状況　（単位％）

障害種類別	年齢階級	総数	未婚	有配偶	死別	離別	不詳
視覚障害	総数	100.0	10.1	57.7	30.0	2.1	0.1
	18～19歳	100.0	100.0	—	—	—	—
	20～29	100.0	75.9	24.1	—	—	—
	30～39	100.0	27.5	70.1	—	2.1	—
	40～49	100.0	15.6	72.6	7.0	4.3	0.5
	50歳以上	100.0	3.8	56.3	38.2	1.8	—
聴覚障害	総数	100.0	22.3	49.8	25.3	2.5	0.1
	18～19歳	100.0	100.0	—	—	—	—
	20～29	100.0	88.0	12.0	—	—	—
	30～39	100.0	44.4	52.4	0.8	2.4	—
	40～49	100.0	29.6	60.3	5.8	3.7	0.6
	50歳以上	100.0	5.5	53.7	38.1	2.6	0.1
肢体不自由	総数	100.0	15.4	64.3	18.1	2.1	0.2
	18～19歳	100.0	98.3	1.7	—	—	—
	20～29	100.0	80.5	18.1	0.4	0.7	0.4
	30～39	100.0	31.5	65.7	1.1	1.7	—
	40～49	100.0	11.0	80.8	5.5	2.5	0.1
	50歳以上	100.0	3.1	66.5	28.2	2.2	0.2

表12　障害の種類別介護の状況（割合）

障害の種類	総数	家族の介護	その他の介護	必要だがいない	不要
総数	100.0 (1,048千人)	25.0 (262千人)	1.3 (14千人)	2.6 (28千人)	71.1 (745千人)
視覚障害	100.0 (234千人)	36.3	1.8	4.1	57.8
聴覚障害	100.0 (204千人)	10.7	0.6	2.4	86.3
肢体不自由	100.0 (610千人)	25.4	1.3	2.1	71.2

表13　障害の種類別更生医療受給状況（割合）

障害の種類	総数	受給中または受給済	必要かつ希望	必要だが希望せず	不要
総数	100.0 (1,048千人)	1.3 (14千人)	3.2 (34千人)	4.6 (48千人)	90.8 (952千人)
視覚障害	100.0 (234千人)	1.8	3.9	5.4	88.9
聴覚障害	100.0 (204千人)	0.2	1.6	1.6	96.6
肢体不自由	100.0 (610千人)	1.8	3.4	5.2	89.6

障害の種類別更生医療の受給状況

更生医療の受給状況は表13の通りであり，視覚障害において，要受給率が最も高くなっている．しかし，そのうちの半数が受給を希望していない．

補装具の所持状況

補装具の所持状況は表14の通りであるが，盲人安全づえについては，約半数の者が必要としながら所有していない．また，盲人安全づえ，点字器は，ともに所有している者の約4分の1が取替えが必要となっている．

施設要入所者の状況

施設に入所することが必要であり，かつ，これを希望する者の状況は表15の通りであるが，視覚障害者においては，更生訓練施設を希望する者が73.5パーセント，重度障害者療護施設14.7パーセントであり，あんま，はり，きゅうの資格をとるための訓練と永久収容保護の要求が特に高いことがわかる．

表14　補装具の種類別所持状況　（単位％）

区分		盲人安全づえ	点字器	松葉づえ	補聴器	義手・義足	装具	車いす	その他
総数		(116千人) 100.0	(18千人) 100.0	(59千人) 100.0	(123千人) 100.0	(62千人) 100.0	(42千人) 100.0	(29千人) 100.0	(96千人) 100.0
所有していないが必要		50.8	27.5	42.4	48.8	22.6	50.0	75.9	55.2
所有している	取替え必要	12.1	16.7	22.0	16.3	30.6	21.4	3.4	12.5
	取替え不要	37.1	55.6	35.6	35.0	46.8	28.6	20.7	32.3

表 15 施設の種類別障害の種類別要収容者数 (単位%)

施設の種類	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由
総数	(30千人) 100.0	(6千人) 100.0	(3千人) 100.0	(21千人) 100.0
更生訓練施設 肢体不自由者	26.5	—	4.6	37.6
更生訓練施設 重度肢体不自由者	6.6	—	—	9.6
更生訓練施設 視覚障害者	14.4	73.5	4.6	—
更生訓練施設 聴覚障害者	5.5	—	40.9	0.8
授産施設	10.5	3.0	4.6	13.6
重度授産施設	3.3	—	4.6	4.0
重度障害者療護施設	21.0	14.7	22.7	22.4
その他	12.2	8.8	18.1	12.0

世帯の状況

世帯の状況は表16, 17, 18の通りである．まず，世帯の業態別については，障害の種類によって，特徴的な差異はみられないが，全国世帯と比較するとかなりの特徴的差異がみられる．すなわち，身体障害者世帯では農業世帯が36.8パーセントで，全国世帯の約2倍であるのに対し，常用勤労者世帯が29.5パーセントで全国世帯（56.6パーセント）の約2分の1となっている．

次に平均世帯人員は，身体障害者の場合は4.7人で，障害の種類別による差異はほとんどみられないが，1965年に行なわれた厚生行政基礎調査による全国の平均世帯人員3.7人と比べると，1.0人多くなっいる．

表 16 障害の種類別世帯業態別の状況 (単位%)

世帯業態別	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	全国世帯
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
耕地面積0.3ヘクタール以上の世帯	36.8	37.6	41.3	35.1	18.7
専業世帯	14.8	14.3	15.7	14.6	7.5
兼業世帯	22.0	23.3	25.6	20.5	11.2
耕地面積0.3ヘクタール未満の世帯	63.2	62.4	58.6	64.9	81.3
事業経営者(雇人あり)世帯	3.9	3.4	2.1	4.6	5.0
事業経営者(雇人なし)世帯	12.7	13.3	12.0	12.6	9.5
常用勤労者世帯	29.5	25.0	28.5	31.6	56.6
日雇労働者世帯	5.5	6.2	4.6	5.6	3.5
その他の世帯	11.6	14.5	11.3	10.5	6.7

資料： 「全国世帯」1965年厚生行政基礎調査

表 18 障害の種類別家計上の地位の状況 (単位%)

家計上の地位	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
家計中心者	32.0	26.5	27.6	35.6
家計補助者	13.1	12.4	18.2	11.7
被扶養者	54.9	61.1	54.2	52.8

同年3月中における身体障害者4人世帯の平均現金支出額は3万600円であるが，4人世帯の障害の種類別では，視覚障害者が最も低く2万8484円，次いで聴覚障害者2万9248円，肢体不自由者の3万1618円の順となっている．なお，1965年の厚生行政基礎調査による同時期の全国平均4人世帯の現金支出額は，農家世帯2万9072円，非農家世帯4万2626円となっている．

身体障害者で生活保護を受けている者は6万3000人で全体の6パーセントであり，これは調査日現在の全国の保護率1.63パーセントの約3.7倍となっている．障害の種類別の状況は表17の通りで，視覚障害者が8.5パーセントで最も高く，次いで，聴覚障害者3.8パーセント，肢体不自由者5.8パーセントの順である．

次に身体障害者の家計上における地位の状況をみると，身体障害者の半数以上が被扶養者である．これを障害別にみると，被扶養者の割合の最も高いのが視力障害者であり，次いで聴覚障害者，肢体不自由者の順となっている．

表 17 障害の種類別生活保護の受給状況（単位%）

障害の種類	35年	40年
総数	7.5	6.0
視覚障害	11.1	8.5
聴覚障害	5.4	3.8
肢体不自由	6.6	5.8
全国保護率	1.76	1.63

就業の状況

18歳以上の身体障害者の就業不就業の状況は表19の通りで，就業者は41万2000人，就業率は39.3パーセントとなっている．就業率を障害別にみると，視覚障害が最も低く32パーセント，以下肢体不自由の40.6パーセント，聴覚障害の43.9パーセントとなっている．また，過去2回の調査に比べると就業率がかなり低くなっているが，これは老人の占める割合との間にかなりの相関関係が

表 19　障害の種類別就業不就業の状況（割合）

区分	総数	就業者	不就業者	不就業の理由（再掲）				
				休業	失業	身体上の理由	就業の必要がない	その他
総数	(1,048千人) 100.0%	(412千人) 39.3	(636千人) 60.7	0.8	0.9	63.0	25.1	10.2
視覚障害	(234千人) 100.0%	(75千人) 32.0	(159千人) 60.8	0.7	0.3	64.8	24.6	9.6
聴覚障害	(204千人) 100.0%	(90千人) 43.9	(114千人) 56.1	0.4	1.6	47.6	34.8	15.6
肢体不自由	(610千人) 100.0%	(247千人) 40.6	(363千人) 59.4	0.9	1.0	67.1	22.2	8.8

あるものとみられる．

障害の種類別従業上の地位の状況は表 21 の通りであり，業主では身体障害者 44.5 パーセントに対し一般 21.0 パーセントで身体障害者が高いが，常雇では身体障害者 28.3 パーセントに対し一般 52.0 パーセントで逆に低くなっている．この特徴は視覚障害者において最も著しい．

障害の種類別現職の状況は表 22 の通りで，視覚障害においては，他と比較すると，専門的・技術的職業従事者の率が高いが，その大部分はあんま・はり・きゅうに従事する者である．また，技能工・生産工程従事者の率が他と比較して低いが，これは視覚障害のため適職の範囲が狭ばめられているためと考えられる．

表 20　身体障害者の就業率の推移　（単位％）

調査年	1955 年 10 月		1960 年 7 月		1965 年 8 月	
	就業率	（高齢者率）	就業率	（高齢者率）	就業率	（高齢者率）
総数	58.9	(24.8)	46.7	(32.4)	39.3	(44.1)
視覚障害	47.0	(38.5)	35.7	(46.5)	32.0	(54.3)
聴覚障害	67.6	(29.1)	51.3	(35.5)	43.9	(50.2)
肢体不自由	61.1	(18.6)	49.9	(25.6)	40.6	(38.0)
一般就業率	71.8		70.6		66.6	

（注）「高齢者率」：18 歳以上の身体障害者数に対する 60 歳以上の身体障害者数の割合
「一般就業率」総理府　「労働力調査報告（1965 年 8 月）」

表 21　障害の種類別従業上の地位　（単位％）

区分	総数	業主	家族	常雇	日雇その他
総数	100.0	44.7	15.2	28.3	11.8
視覚障害	100.0	56.3	17.3	16.6	9.8
聴覚障害	100.0	35.8	25.6	23.3	15.4
肢体不自由	100.0	44.5	10.8	33.6	10.9
一般	100.0	21.0	21.0	52.0	6.0

（注）一般就業率：総理府「労働力調査報告」（1965 年 8 月）

表 22　障害の種類別現職の状況　（単位％）

区分	総数	視覚	聴覚	肢体	一般
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業従事者	8.3	27.0	1.5	5.0	5.0
管理的職業従事者	1.6	0.7	0.7	2.1	16.1
事務従事者	5.7	1.7	1.3	8.5	
販売従事者	13.0	9.4	8.8	15.6	11.9
農林漁業従事者	33.6	36.6	45.1	28.6	26.6
採鉱採石従事者	0.6	0.7	0.5	0.7	0.4
運輸・通信従事者	1.6	0.7	0.7	2.2	4.0
技能工・生産工程従事者	31.0	17.9	36.5	32.9	24.6
サービス業従事者	4.4	4.8	4.9	4.1	11.3
不詳	0.2	—	—	0.3	—
あんま・はり・きゅう（再掲）	4.9	25.1	0.2	0.5	—

（注）一般分：総理府「労働力調査報告」（1965 年 8 月）

各種年金受給の状況

身体障害者で，国民年金，厚生年金，船員保険年金労働者災害補償保険法による年金，恩給などの公的年金を受けている者は 44 万 5000 人で，全身体障害者の 42.5 パーセントである．障害の種類別では，視覚障害が13万 9000 人で全視覚障害者の59.5パーセント，聴覚障害者が 9 万 9000 人で，全聴覚障害者の48.3パーセント，肢体不自由

者が20万7000人で全肢体不自由者の34.0パーセントとなっいる．障害の種類別公的年金受給者の状況は表23の通りである．

表23　障害の種類別公的年金受給者の状況　（単位％）

年金の種類	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由
総数	（445千人）100.0	（139千人）100.0	（99千人）100.0	（207千人）100.0
障害福祉年金	40.0	60.0	41.1	26.0
その他の国民年金	27.1	21.0	36.5	26.6
厚生年金	4.2	2.2	2.3	6.3
船保年金	0.1	0.1	—	0.2
労災	0.8	0.1	—	1.7
恩給	18.0	9.8	9.1	27.8
その他の公的年金	9.8	6.7	10.9	11.4

視覚障害者の点字理解状況

視覚障害者の点字理解状況は表24の通りで，読める者はわずか14.1パーセントに過ぎない．これは前回の調査結果の17.8パーセントよりかなり低くなっている．また，障害程度別では，重度の者が前回同様最も高くなっている．

表24　視覚障害者の点字理解状況　（単位％）

障害等級	総数	読み書きともできる	読めるが書けない	書けるが読めない	読み書きともできない
総数	100.0	13.1	0.9	1.6	84.3
1・2級	100.0	15.1	1.0	2.4	81.4
3・4級	100.0	9.9	0.9	0.9	88.6
5・6級	100.0	11.2	0.6	0.3	87.9
不明	100.0	12.1	1.1	1.1	85.7

表25　身体障害者総数

	実数					構成比					増減率（65年＝100）				
	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	総数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害
1960年	千人 829	202	141	486	—	% 100	24.4	17.0	58.6	—	79.1	86.3	69.1	69.7	—
1965年	1,048	234	204	610	—	100	22.3	19.5	58.2	—	100	100	100	100	—
1970年	1,314	250	235	763	66	100	19.0	17.9	58.1	5.0	125.4	106.8	115.2	125.1	—

1970年の調査結果概観

1970（昭和45）年に厚生省が実施した身体障害者実態調査によると，わが国の視覚障害者（児）の数は25万6000人と推定される．このうち，18歳以上の視覚障害者は25万人となっている．以下，18歳以上の視覚障害者を中心に調査結果を概観する．

表25によると，18歳以上の全国の身体障害者は，131万4000人と推計される．これは前回の調査と比較して26万6000人（25.4パーセント）の増加となっているが，このような激増の原因としては，62年の身体障害者福祉法の改正により内部障害者が身体障害者に加えられたこと，老齢人口の増加，産業災害，交通事故の増加に伴って身体障害者が増加していることなどが考えられる．

視覚障害者についてみると，実数においても，増減率においても肢体不自由者や聴覚障害者よりも下回っている．また，構成比も年々低下し，今回の調査結果では20パーセントを割った．この傾向は今後とも続

表26　種類別程度別状況

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
総数	千人 1,314	142	207	165	233	200	165	202
視覚障害者	218	75	38	16	14	17	31	27
聴覚障害者	201	—	64	29	33	1	48	26
肢体不自由者	712	41	85	94	157	170	75	90
内部障害者	62	2	—	7	12	—	—	41
複合障害者	121	24	20	19	17	12	11	18
視覚障害者（65年調査）	244	88	42	21	18	20	37	18
視覚障害者（60年調査）	220	104	38	15	14	15	25	9

くものとみられる．

表26についてみると，視覚障害者の総数が21万8000人で，表26の25万人と合わないが，その差3万2000人は視覚障害のほかに他の障害をもっている者であり，複合障害者として計上されている．視覚障害者で1級の者は7万5000人で，1級の全身体障害者の過半数を越えている．また，視覚障害者の場合には，1級と2級の者が視覚障害者全体の過半数を越えている．視覚障害者で1級の者の数を前回，前々回と比較してみると，10万4000人（1960），8万8000人（1965），7万5000人（1970）と年々その数が減少しており，この傾向は今後も続くものとみられる．

表27　生活保護の状況（保護率）

	総　数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	複合障害	（全世帯）
1960年	% 7.5	11.1	5.4	6.6	—	—	1.76
1965年	6.0	8.5	3.8	5.8	—	—	1.63
1970年	6.6	10.6	5.0	5.8	8.1	6.6	1.29

生活保護の受給状況は表27の通りであるが，全世帯の保護率が年々低下しているのに対し，視覚障害者をはじめその他の身体障害者の場合には，年々低下しているとはいえない．これは身体障害者の中で60歳以上の者の占める割合とかなり関係があるものと考えられる．ちなみにこの割合を過去の調査結果と比較すると，1955年調査24.8パーセント，60年調査32.4パセント，65年調査44.0パーセント，70調査45.3パーセントと年々高くなっている．（菊地　正）

日本の盲人のあゆみ

江戸時代まで

国初～奈良時代

仏教渡来前の盲人の生活については，はっきりした手がかりになるものがないので推察に過ぎないが，血族共同体のなかでの盲人は，案外，いたわりに満ちた生活をしていたと思われる．すなわち，家族の一員として，被保護者的，寄生的な存在であったが，平和な生活を送り得た者が多数あったものと思われる．このことは今日もなお命脈を保って，僻地に行けば行くほど濃厚に温存されていることからも推測される．

もっとも，例外ではあったろうが，後代の民間伝承その他によって，呪術者的な存在として，部落や地域の人びとから恐怖の目で見られていた者もあったことを知ることができる．呪術万能，予言尊重の原始社会においては，聴覚，触覚，対気感覚，記憶などが異常なまでに発達した異相の者が，予言めいた言動をあえてすることにより，驚異の目をみはらせたことも無理はない．中山太郎著「日本盲人史」によると，時代は下るが，古代人知未開時代の伝承には，「盲人なるが故に大火を予知したとか，山崩れの災害を予言してのがれ得たとか，此外にも種々な不思議な物語りを伝えている」とあり，古事記にも，足なえで見苦しい姿をしてはいたが，物知りとして尊敬された久延比古の話，小人ながら医薬その他博識の才能ゆえに神とあがめられた少名彦名命の話，白人，白痴者など異相の不具者が，神秘的な能力を天から授けられているとして，世人からおそれられた話などがある．しかし，他方では盲人など身心障害のある者は，神寵うすく幸福うすい者，ひいては不祥な者として地域からきらわれ，排斥されたことも事実である．古事記垂仁記の章に啞の皇子の一行が「大坂戸」，「那良戸」の街道を行くと，盲者，足なえに出会い，それを不吉として避けさせた話が出ている．不潔をきらう念の強かったわが古代国民性としては，もっともなことと思われる．

古代天皇制の基礎が固まり，朝鮮や大陸との交渉がひんぱんになり，仏教が伝来し（正式伝来は538年の欽明朝期とされている），時代を経るにつれて国民の上層から下層へと浸透し，聖徳太子の飛鳥時代仏教，聖武天皇を中心とした奈良時代仏教などの強力な国家的導入教化策にあうと，わが国上下階層の国民性は，仏教的人生観に傾斜せざるを得なくなった．すなわち現世の臨時的，恒常的不幸や災難は前世の因果応報―この世の運命に泣く盲人らの不運不幸は，前世からの因縁因果によると考えられるようになった．

このように，仏教渡来後の風潮は，従来の盲人観を一変させた．いわゆる転生輪廻説，因果応報説などの宿命観が流行し，両眼の明を失うのは宿業であり，前

世の業果，たとえば，前世に仏の燈明を惜しんだ報いとして，肉体上，精神上，2重の責苦が与えられるものであるとした．したがって，人力ではどうすることもできず，ただ一途に現世，来世の光明を仏に祈念するということになる．平安初期に書かれた日本霊異記は，仏教の因果応報の道理を明らかに示した教化的説話集であるが，これに「二の目盲たる女人」，「二の目盲たる男」，「一目盲の沙門」などの話がある．また，同じく本朝法華験記にも「備前国盲目法師」，「筑前国盲女」などの説話があり，これより後代になるが，大和，河内辺の寺社の縁起物語にも，これに類するものが多く見られる．

仏教伝来によって盲人に対する素朴な人びとの考えがこのように一変してくると，世に捨てられ，家にうとまれた悲惨な者が多く出るようになった．そのうえ，政治経済の変革もこの様相に拍車をかけたのである．すなわち，古代律令制国家統一の実績があがるにつれて階級分化がみられ，上下の身分制による強力な支配関係が生まれた．その結果，血族的・氏族的共同体は崩壊し，労働力・生産力本位となって，その力のない者，乏しい者はどれい化，赤貧化，こじき化の道をたどらざるを得なかった．そして，これら没落階層のうち，最もあわれみの対象となった者は，「鰥寡孤独不具廃疾自存不能者」ということばで表現され，仏教あるいは国家を背景にした仁慈の対象として，いろいろな救済事業が行なわれた．飛鳥朝聖徳太子の天王寺四院(敬田，悲田，施薬，療病)の常設的救済事業(593)は，日本における社会事業の始まりといわれるが，数多くの難民，不具者，病者たちがこれによって救われた．

天王寺四院は仏教と国家の力を背景にしたものだけに，当時としては大規模なものであったとみられ，この種事業のセンター的な存在でもあったであろう．これにならって，中央・地方の社寺によっても救済事業が行なわれた．このように寺院が難民窮民の救済機関，避難施設としての活動を始めるのとほぼ同じころ，皇室は令を発して，しばしば救いの手を各種の困窮民にさしのべている．国家的行事，災害時などに臨時的救貧事業を行なったり，唐令にならって年金や施物を長期間与えたようで，特に奈良遷都以後はひんぱんに行なわれた．

もちろん，すべての身体障害者─盲人が世に捨てられたものでもなかろう．また，いわゆる1目眼の者や弱視者もあったろう．これらの者は残された労働力を買われ，どれいとして権門社寺に売られた者もあったと思われる．4～5世紀ころ，日本ではどれい制が盛んに行なわれたといわれるから，どれいになってこじきをまぬがれようとした貧窮障害者もあったとみられる．事実，奈良期の大寺社権門などでは，多くのどれいを荘園墾田の開墾に使っていた．

このような風潮のなかで，多くの盲人が都の大寺の門前にたむろして，仏に祈念するかたわら，ここを物もらいの場としたり，仕事を求める場ともした．こうした寺院との結びつきが，奈良期を通じて盲人の間にみられるようになると，いわゆる声音成仏（個人もしくは多人数が仏前で楽器などと合わせて賛歌する祈祷形式），あるいは仏教音楽（当時の諸楽器で仏前に奏楽する祈祷形式）のメンバーに盲人が加わる機縁となった．正倉院に精巧な大陸渡来の琵琶がある．奈良朝にはこの楽器（またはその原器）が他の楽器とともに雅楽として宮廷で用いられ，また，仏教音楽として仏前で弾じられた．

なお，これとは関係がないかも知れないが，律宗開祖奈良唐招提寺の開山盲目僧鑑真の業績は記憶すべきである．鑑真は唐揚州大明寺の高僧で，東大寺新戒壇の戒師として特に招請をうけ，渡来を決意して以来11年，5回の渡海に失敗したが，6回目の渡航に成功し，753（天平勝宝6）年にようやく日本の土を踏むことができた．その間，4回目に海南島に流され失明したが，ついに初志を貫徹したのである．奈良仏教に新風を吹込んだだけでなく，わが国本草学の祖となり，また，大蔵経の改訂にも大きな足跡を残した．

767（天平宝字7）年，77歳で死去．「若葉しておん目の雫ぬぐわばや」は松尾芭蕉の吉野紀行にある名句で，その座像を見ての感懐の1句である．

平安時代

平安初期の仁明朝に，日本では大きい楽制改革が行なわれ，琵琶などが俗楽にも取入れられた結果，盲人が俗楽琵琶のひき手，いわゆる琵琶法師として参加するようになった．しかし，琵琶は単独で弾奏されたのではなく，仏教文学ともいえる大小の物語，あるいは経文に準じる詩文などの伴奏楽器として用いられたのである．

時代がくだるにつれ，催馬楽，朗詠，東遊，今様，風俗などの俗謡をも，これに合わせて朗唱するようになった．なぜ俗楽の琵琶法師として盲人が登場するようになったか．それは，寄るべない盲人が頼るところ

は大寺，大社，ことに仏の慈悲と救済を信条とした寺院であった．それら盲人のなかには姿形や筋目正しい者，あるいは音楽的才能をもつ者があり，勤行のための諸楽器を手にして仏教賛嘆の列に加わるようになり，盲人と寺院の結びつきが生まれたのである．

このような平安期の盲人のあゆみの変化から，この期に蝉丸という盲目法師の琵琶の名人が，逢坂山上で秘曲を貴人に伝えたという伝説が今昔物語その他にしるされている．このほかに人康親王の記録も伝えられている．

人康親王の墓

人康親王（820〜862 または 830〜872）は，54 代仁明帝四の宮として生まれたが，若くして失明し，洛東山科に隠退，都やその近辺の筋目よく清らかな盲人を集めては，物を恵んだり，琵琶を弾ずるつどいを催したりして，その余生を送ったという話で，三代実録に端を発する．その後，人康は室町期，江戸期に盲人の平曲集団である「当道」の祖神に祭りあげられ，その供養行事（積みの塔は 2 月，涼みの会は 6 月）も近世では俳句の季題にまでとりあげられ，名物行事となった．京都市東山区四宮にはいまも盲目薄幸を伝えられる親王の墓（十禅寺境内）をはじめ，多くの遺物遺跡が残っている．

鎌倉時代

平氏の滅亡後，源氏，北条氏を経て足利氏の室町幕府に引継がれるまでの 200 年間，世は大きく揺れ動いた．底辺にうごめいた盲人のあゆみも，それにつれて動揺したことは当然であった．すなわち，前代の琵琶法師としての登場から平家琵琶法師に変わってゆく時代である．一方，平曲に参与できなかった辺地の盲人たちは，特殊な祈祷仏教に結びついて盲僧となった．

〔平家琵琶の発生〕 琵琶といえば平家，平家といえば盲目法師，室町期以降江戸期にいたるまでの通称であった．それは，わが国屈指の国民文学的叙事詩平家物語が世の脚光をあびたことにもよる．わが国にはそれまで幾多の世界的文学も，一世を風びした散文もあったが，耳に訴える口唱文学（語りもの）としては平家物語の右に出るものはなかった．その作者については信濃前司行長説が有力であるが定説はない．それはともかくとして，源平両氏の興亡転変の哀史で，全編を貫くものは仏教思想の無常観である．

口唱文学と盲人との結びつきは，平安期に俗楽琵琶が発生し，当時作られた多くの語り文学を，おそらくは門付けしたり，人の集まる場所に招かれて演じたことによるものである．短詩形式もあり，「無明法性寺合戦物語」あるいは「源平盛衰記」のような長文ものもあった．そこで平家物語が成るや，得意の記憶によって琵琶に合わせて語りだすようになったものと思われる．その辺の消息については「徒然草」に詳説されている．当時の知識人信濃前司行長は，ゆえあって，叡山に隠世して名僧慈円のもとにおったが，たまたま生仏という盲人が天性の美声で，仏教の唱名や俗謡にも長じていたので，「平家物語」を作ってこれを琵琶に合わせて語らせた．これにより平家琵琶法師が世に始まったとされている．

〔平家琵琶の流行〕 生仏から発端した一連の琵琶法師団の系譜も「当道大記録」には見られるが，とにかく，鎌倉中葉以後にこの一団が生まれて，盲人がはっきりした職業と名のつくものをどうやら手に入れた．それ以来，かれらの必死の努力によって幾多の名手を輩出させた．なかでも花園朝には当時の権門久我大納言の一門に八坂城玄法師が出て，八坂流の一派を起こし，しばしば宮廷にも出入りした．久我家は次の室町期に当道団体が発展して，いくつかの階級制度を施すようになると，その認証権を握った．このころから使われだしたのであろうか，「座頭鯨」という名がいまも残っている．盲目法師が，手には長いつえ，足には高あしだ，琵琶箱を背負って東に西に漂泊した姿から生まれたのである．この姿が世人に親しまれるようになたっのは，平安末期からであるが，このころに平家琵琶法師という旅芸人になって，

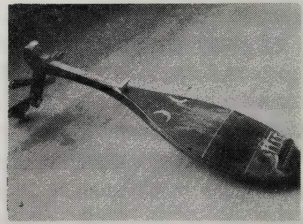

平家琵琶を模して作った薩摩琵琶

①立志修業のため遠い辺地から平曲の中心地である京の都に上り下りした．②鎌倉に幕府のあったころなので，そこをいわゆる「旦那場」として集まって行った．③山道海道の長亭短駅に足を止める旅客を求めて旅をしたことから，こう呼ばれるようになったのかもしれない．

なかには名手になって，貴紳大名小名，あるいは社寺のひいきを受けて，栄誉を身につけた者は八坂城玄だけではなかった．しかし，琵琶法師の大部分は，漂泊の旅芸人として，不自由な身を1本のつえに託した哀れなものであった．

けれども，よるべ身よりもない昔のこじき寄食の徒食生活者から1歩1歩離脱して独立への道をあゆみ始めたことは，特筆されるべきである．

〔盲僧〕 平家琵琶法師が芸能的に形成されていったのに対し，前代以来の経文や仏教賛歌の類を琵琶に合わせて各地を巡った盲僧と呼ばれる宗派的な集団が九州，中国，畿内諸国に発生した．都の影響の及びにくかった辺境の九州地方が主であったが，大和地方にもあったことから，芸能的職業に生き得なかった者が，従来の伝統を墨守したためではないかと思われる．発生年代やその経緯について明らかなことはわからないが，相当の勢力に成長していった．江戸期には，主流派ともいうべき当道派盲人としばしば訴訟事件，勢力争いを起こしている．

盲僧は地神陀羅尼経と称する私経を唱え，家々の氏神，カマド荒神を念じて，家内安全息災延命を祈った．地神陀羅尼経からして地神盲僧とも呼ばれたが，元来この経は大蔵経典には見られず，発端は奈良期に盛んに唱えられた金光明最勝王経第十八堅牢地神品からといわれている．江戸期には地神経と称して，一家をことほぎ祝うわかりやすい適当な文をまじえてよんだらしい．祈願後，酒食の座に着くと，余興として「崩れ」と称する俗曲を弾奏し，近代の筑前琵琶，薩摩琵琶の先駆をなす段物，物語を弾じ，浄瑠璃，小唄などを演じて，壇家のきげんをとった．人びとはむしろその余興を楽しみとした．しかし，このように芸能化したことは，音楽を生業としていた当道盲人の怒りにふれ，しばしば訴訟ざたになった．かれらの集団は福岡の成就院と日南の常楽院に根拠を置くようになり，ともに粟田口青蓮院の翼下と称した．これは成就院派の開祖玄清法師と天台宗の結びつきによるとされるが，多分にそれは伝説的なことである．常楽院はのちに島津藩の保護を受けたので，幕府や当道の圧力を受けなかったといわれる．

室町時代

室町幕府はその経営の無能と将軍のぜいたくのため財政は窮迫した．それが禍根となって強力政権にはならなかった．管領四職の思いあがりは，「下剋上」の悪風を生み，ついに応仁の大乱をひき起こし，群雄割拠の世となった．庶民の困窮と憤激は前代以来の逃散や地方一揆などを激化し，反乱の様相に近くなった．しかし，このような不安な世相は庶民の生活力を根強くし，そのうえ，海外交易に刺激されて産業を起こし，商業を盛んにするようにもなった．盲人もまたテンポはのろかったが，庶民にならい根強い生活の活路を切開いていった．前代来の平家琵琶の集団は組織化され，「当道」と呼ばれて次第に強化されてゆき，江戸期の盲人繁栄の因となった．繁栄の基礎になった「当道」の結成者は，明石覚一という天才的な平家琵琶の名手であった．

〔明石覚一〕 生仏によって初めて語られた平家琵琶は，その後100年を経た鎌倉末期には，久我家から出た八坂城玄の八坂流，関東から出た坂東如一の一方流の2派によって競われるようになり，貴紳武家の門はもとより，宮廷にまで平曲法師の姿が見られるようになった．このことは天才明石覚一出現の素地として十分であったろう．

明石覚一の像

覚一は足利尊氏の一門(おい，またはいとこ)といわれ，その姓は足利尊氏から播州明石を領として与えられたからともいわれ，あるいはいまの足利市在のアカシ出身であるからともいわれる．正安年間に生まれ，1371(応安4)年，70余歳で没した．早くから鎌倉に出て，当時，武家を中心に愛好されていた一方流平家琵琶を学び，青年時代から名手といわれたという．都に移って第一人者となってからは，後醍醐帝をはじめ宮廷に顧客が多く，特に光厳，崇光2院に愛され，宮中に伝わる雲井本「平家物語」を賜わるほどであった．後世一方流平家は八坂流平家よりも内容文脈が著しくすぐれていると宣伝され，覚一の出現以後は断然後者を追越した．覚一は希代の名手であるうえ，政治的才

能にもすぐれた偉才らしく，平家琵琶を隆盛にしただけではなく，盲目法師の一団を当道座という組合的な組織にまで育成して，その地位を明治まで不動なものとした．まさに江戸期盲人職業の祖といわれる杉山和一にも比肩される人といい得る．かれの死後，その屋敷は法名「清聚庵心月本明大居士」にちなんで，通称を清聚庵と呼ばれたが，また，当道極官の職検校が政治を執るところとして，職屋敷とも呼ばれた．万延年間版「京都古地図」に在四条とあり，現在の高倉通り竹屋町で，現在の豊園小学校校庭に標石が残っている．標石には「盲人総取締所・当道職屋敷趾」と刻まれてある．

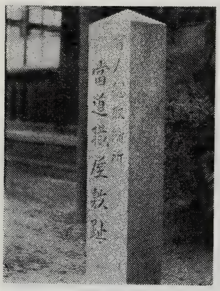

当道職屋敷跡

〔当道座〕 古来，当道の結成については特に「当道要集」という古記録を根拠にして，人康親王以来という説が江戸期の当道盲人間で宣伝されたが，これは自我流の解釈で，実は室町期の明石覚一によって形成されたもので，「当道要集」そのものもかれが編さんしたものであろうと，中山太郎著「日本盲人史」に述べている．

「当道」という名称の始まりは仏教教団から発したが，平安期には諸芸能をさすようになり，宮廷で「当道きこしめす」(宴曲など)のことばがあった．それが鎌倉初期からは雅楽琵琶をさすようになり，雅楽琵琶がすたれて新たに興った平家琵琶だけを呼ぶように転化したのである．

次に「座」の組織であるが，この時代，産業経済の充実発展につれて，それに携わった庶民の流通面に発達したもので，たとえば，油座，金座，木綿座，宮座，田楽座など，商業や宗教から芸能に至るまで「座」の組織が作られていった．「座」は産物または芸能により利益を確保するため，支配階級または寺社などから一定の義務を負わされたが，他から侵されない権利を得て，後世にも伝えてゆくのが常であった．したがって，戦乱時でも不法の侵害，徴発，乱売を防止し，同業が団結して営業の維持と発展を期し得たのである．

覚一は以上に述べたような当時の風習をたくみに取入れ，平家琵琶師集団の形成に努力したことはいうまでもない．「当道座」には検校を首座とし，別当，勾当，座頭の4官を設けて，これをさらに16階制とした．後世，細分階級制に発展し，その格式によって衣装から道中の諸形式，常用のつえ，その他のことに至るまできびしく規制するようになった．しかも，その役職階級を官と称したのは，人康親王の仁慈にことよせて，これを宮廷から許可されたものとし，いわゆる盲官位と自称して権威を内外に認めさせようとした．ここに明石覚一の足利氏の縁者の身分を利用してのなみなみならぬ手腕をうかがうことができる．

〔平曲の隆盛〕 館山漸之進著「平家音楽史」には，応永から嘉吉にわたる間，すなわち当時の4代将軍義持から7代将軍義勝のころにわたる二十数年間，平曲家が宮廷や幕府に出入したかについて次のようにしるされている．

「後亀山上皇二回，後小松上皇十四回，後崇光上皇八十四回，称光天皇六回，後花園天皇九回を聞召され，此外に後小松上皇皇后，皇妹，称光天皇皇后，及び親王，各宮聞召され，並びに月卿雲客，貴僧高衲の之を聞く者，枚挙に遑あらずして，将軍足利義教及び諸侯も，屡々之れを聴けり．而此二十四年間の検校勾当座頭は，三十二人の多きにあり」

これは「看聞御記」からの計算だけといわれ，これ以外の記録も他に見られる．

8代義政時代の京都だけで，平曲法師が500〜600人はいたともいわれるから，その盛んなことが推測できる．なお，戦国時代を迎え時を経るにつれ，地方武門が強大化し，中央文化を吸収したので，都だけではなく地方豪族の住地においても，都と同様に平曲が上下に迎えられたことは想像に難くない．前代にもまして琵琶法師の地方移動が盛んであったわけである．

このように本期は平家琵琶が最も流行した時代であるが，その要因となったのは，前代以来の法師どもの芸能に対する積年の熱心さによったこともあろうが，物語ものの芸能として，当時の世相に適応した平家物語を耳からの音楽とし，しかも，従来の雅楽琵琶は宮廷，宴曲は武門，田楽は庶民，能楽謡曲は武士，音頭類は庶民，和讃は僧職などといったように偏向せず，上下階層，中央地方おしなべて，これを流行させたものと思われる．また，天才的な指導者も出て，その芸人の組合も結成され，それまでは考えられなかった自分の努力次第では向上した生活も得られたうえに，盲官という権威も身につけることができるようになったことにもよるといえよう．

〔遊行人〕 盲官買いの京上りは，当道座が固まるに

つれて見られたことと思われる．旦那場を求めての地方都市への移動，さては都の文化の地方分散ないしは顧客を追っての地方下りなど，当時の平家琵琶法師の遊行漂泊が活発となり，そのことによって本職を広めるだけではなく，都から地方へ，地方から都への思わぬ文化や情報の伝達機関となることもあった．ときには戦国乱世の「乱波」（間諜）の役目を命じられたこともあった．江戸期の川柳に「甲州ははりやあんまにことをかき」，「甲州へやるぞと座頭なぶられる」などが残っている．これらは後世武田氏衰亡の直前，多くの盲人を殺して，「乱波」の厄を免れようとした伝説を風刺したものである．この時代には同行数人のこともあり，なかには従者までつれての長旅もあったろうから，文化・情報の伝達機関としての役割は大きかった．そのころ文化に遠かった東北地方などでは，座頭は「ボサマ」として親しまれ，年々季節を決めて村々を巡った．そこで「座頭部屋」まで用意している分限者もあって，そこにボサマがつえをおき，琵琶箱をおろすと，多くの人びとが集まり，琵琶に耳を傾けたり，珍らしい都や異郷のたよりを聞いたり，また，余興としておもしろおかしく語るボサマの「落し話」に夜のふけるのを忘れるのであった．こうして現在も残っているいろいろな昔話や民間伝承の原型が，かれらによって形作られていったという．後期になって盛んに行なわれた浄瑠璃の原型「奥浄瑠璃」も，また，この時代のボサマたちが残したものといわれる．また，この時代につくられた狂言のうちには，いくつかの「座頭もの」がある．「川上」，「清水座頭」，「二人座頭」，「猿座頭」，「鞠座頭」，「琵琶借座頭」など．いずれにしても，かれらは当時の庶民大衆のなかに溶けこんで，なくてはならない芸人としての地位を占めていたのである．

江戸時代

江戸時代の盲人は，いわゆる黄金時代を展開した．平曲が時代に捨てられても，盲人たちは昔日の寄食生活，こじき生活に落ちるには，あまりにも生活する人間として，たくましく生長していた．他方，為政者や社会の情勢もまた戦国のそれではなく，政策的，文明的に１歩前進していた．この時代には，すぐれた盲人指導者も生まれ，平家琵琶に代わって新たな職業がくふうされもした．幕府の武断政策を背景とした強い身分的統制策は，当道盲人によって利用強化されて，かれらに繁栄をもたらしたといえる．かつてない長年にわたる平和のため文化は隆盛し，盲人社会からも広い分野に人材を輩出し，この時代の文運に寄与する者も出たのである．

〔幕府の当道政策〕 1603（慶長８）年，新しい江戸政権ができると，前代から当道を結成していた盲人たちの指導者伊豆円一（総検校）は，幕府に対し，従来のしきたり（人康親王や明石覚一らによって，できあがっていた実績）の尊重，いっそうの仁慈をもって臨むことを懇請した．

幕府は身分制度を確立して，厳重に分限を守らせることを治安の要点としていたので，当道もその例外ではなく，納税力のない者として，ある程度の自治を許し，いわゆる治外の民とすることにした．一方，どうしても救済しなければならない者には，自立不能を補う意味で，恩恵を与える必要があると考えていた．そこで，次のような盲人政策が打出された．

(1)当道座を公認して自治を許し，死罪，遠島などの重刑の犯罪まで座法に委せる．

(2)検校，勾当などの盲官を公認し，これらの売官によって得た金および諸種の運上（運上，小物成と称して諸種の営業や物産にかけられた年貢外の雑税）として徴収した金穀を，座中の者に配当することを許す．

(3)官金と称する金貸業を営むことを許し，事実上この債権に対しては，先取りの優越権を与えて保護する．

(4)全国の盲人を当道座に加入させ，京都の職屋敷（一部は江戸の惣録屋敷）に統一管轄させる．

(5)盲人にはいっさいの租税や労役の義務を免除する．

以上の政策は幕領だけではなく，全国諸藩においてもこれにならって実行されることになった．幕府当局の盲人に対するこれらの政策は寛大であり，海外にも「江戸幕府の盲人保護政策」として紹介されているがこれらは果たして真底からの保護政策と見るのは浅見であろう．幕府はそのころ租税能力のない者を，庶民以下の「賤民」層，すなわち「治外の民」とし，ある程度の自治を許して「治めざるをもって治める策」をとっていた．盲人がこれらに準じる階層とされたことは否めない．厄介視され，卑劣視され，一方では官金と称した金貸業を営んで暴利をむさぼった者もあったので，世間からは憎まれもしたのが真相であった．

〔平曲の衰退と新職業〕 江戸期になると質朴古雅，そのうえ仏教思想に偏した平家琵琶の内容は，世人の耳にうとましく響くようになってきた．そして，華美であでやかな箏曲が興り，さらに語り物の伴奏楽器と

して，自由な三味線が登場して，琵琶に代わるようになった．いずれも江戸初期のことである．元禄時代になると，「鍼」，「導引」（はりとあんま）の医術をも手の職とすることになって，その多様な新しい職業への転換ぶりには目をみはらせるものがあった．しかし，平安以来800年の長い年月にわたってなじんできた平家琵琶は当道派の内部において，伝統的な儀式，任官，目見得，追善，二季塔会（涼みの会，積み塔の会）などには礼楽として筋目正しい盲人の表芸とされ，平曲2派として前田流，波多野流が知られていた．しかし，江戸期の川柳にも「琵琶の弟子一人ふえれば二人へり」に見られるように，これで生計を立てることは到底できなかった．そして次第に時代を追って新職業へ転向していった．

〔三味線〕 永禄のころ，蛇皮線が琉球から和泉堺港に渡来していたが，戦乱のため流行するまでに至らなかった．秀吉治世文禄のころ，都の琵琶法師石村検校がこれを手にして，どうかしてこれを改良し，広めたいものとくふうしたが，ついに不自由な身で弟とともに文禄年間(1592〜96)琉球に渡り，弾法，作曲法をきわめ，弟はその製作法を身につけて帰った．以後，三味線として世にその音調が歓迎され，特に庶民層に喜ばれた．石村門下からは虎沢検校が出て，「破手組」を作曲して「ハデ」の語源となり，その門から出た柳川検校は名人といわれた．たまたま歌舞伎，浄瑠璃文学が興隆し，その他幾多の語りもの曲の隆盛にも結びついて，江戸期三味線音楽の隆盛をみたが，これらの源流は琵琶法師らの転向にあったといえよう．

〔箏〕 琵琶法師の転向はさらに箏に及ぶ．箏は奈良，平安のころから輸入されていた．宗教楽器から宮廷用の雅楽器の系譜をたどったことは，琵琶によく似ている．しかし，いわゆる俗箏になったのは鎌倉末期以降のことで，筑紫地方においてである．すなわち，筑後の善導寺に都の雅楽箏が伝えられ，肥前の賢順法師という人はその名手として知られていた．賢順はこれを玄恕，法水という2人の僧に伝えた．法水は江戸に出て弟子をとった．たまたま，磐城の平出身の盲人八橋城談は，江戸で音曲によって身を立てようとしていたが，法水の門にはいって筑紫箏を学んだ．のちには俗箏曲の鼻祖といわれた人だけに異常な研究熱心で到底，法水の技量では満足できず，1本のつえをたよりに肥前諫早に下り，法水の兄弟子玄恕に教えをこうた．1939（寛永16）年，城談が26歳のころと伝えられる．こうして，その奥義をきわめた城談は，慶安年中に都で門戸をはり，その名声をうたわれるようになった．その門からは北島，生田，継山らの諸検校を輩出した．これらは，いずれも後世に関西で一流を立てた人びとである．特に生田流の祖生田幾一の名が知られている．城談は胡弓，三弦にもすぐれていたが，箏に力を入れ筑紫箏の雅楽様式を一般の人たちにも親しみやすく，学びやすいように改めた新音楽の天才であった．そして，それを盲人の新職業として，琵琶法師を転換させた偉大な業績は，わが国盲人のあゆみのうえに輝いている．それは平家琵琶をくふうした生仏の業績にも比せられよう．後世の門人たちによって建てられた，墓碑の台座には琴柱を彫ってあり，今もなお京都の黒谷墓地に残っている．

八橋城談の墓

〔はり・きゅう・あんま〕 平曲，三弦，箏曲などは芸術的天分なり，それに傾ける根気が必要である．鎌倉期以降，平家琵琶になじめなかった盲人が盲僧になったり，盲女子は瞽女と呼ばれて鼓を打ちながら物語りして歩くのが普通とされたが，それが祈り巫女やイタコなどに分かれたのであった．そして両分派はそれぞれ江戸期を経て明治以後にも及んでいる．

江戸元禄期になると，音曲に適さない盲人に新しい職業が開けた．すなわち，杉山和一によるはり，きゅう，あんまの職である．いうまでもなく，当時は医療の1部門をなしていた．「湯艾の治」，「湯液鍼灸」はいわゆる漢法の内容であり，これを学ぶには相当な知力と基礎的教養が必要であった．これを杉山和一は盲人にも学びやすく，習得しやすくしたうえ，諸所に講習所を設けて，長く盲人の職業とする道を開くという徹底した方策までも講じたのである．

杉山和一の像

はり・きゅう・あんまがわが国にはいったのは，欽明朝の仏教伝来とほぼ同じ552年ごろと思われる．大

宝令には医博士の官職とともに，はり博士，あんま博士の制度が設けられて，重要な医術としての位置を占めていた．しかし，中世になって皇室が衰微するにつれ,これらは欠官となり,医博士だけが残った．室町末期にはり術だけが復興（あんまは江戸初期）して，名手を出したが，秀吉治世の桃山期に御園意斎という「はり術」の天才が出て，はり博士の復官をみた．その後,江戸初期になって山瀬琢一という盲人が,はり術を京都のはりの名門入江家から学んだ．杉山和一は江戸に遊学中，この山瀬についてはり術を学んだのち，さらに京の入江の門をたたいた．そこでの修業を終え江戸で開業したが，その妙技をうたわれ，5代将軍綱吉の持病痰飲をその特技「天突の落鍼」というただひとはりで快癒させた．綱吉はかれを信頼し，奥医師を命じたうえ，本所一つ目に地所を与えた．和一はここで関東惣録屋敷を起こして惣検校に任じられた．さらに和一は惣録屋敷を中心として，江戸四宿にも鍼治講習所を設けたが，これは綱吉が「はり術」の復興を命じたからである．和一はこれを好機に，宿願であった盲人のための職業の一つとして，「按摩術，灸術」もあわせて講習したものと思われる．あんま・はり・きゅう術は古くから東洋医術の物理的療法としても，相補い合って一体的に施され，発達したものと考えられるが，わが国では中世以来，あんま術は民間療法になり下がっていた．ところが，江戸初期の家光治世の慶安年間に林正旦という漢法医がこれを嘆いて，医術として重視さるべきであることを説き，「導引体要」を著わして復興させた．これを和一が取入れて今日の三療としての盲人職業の端緒を開いたものと思われる．

杉山和一頌徳碑

現在，東京墨田区一の橋に接する都史跡「惣録屋敷跡」に和一をまつる杉山神社と頌徳碑，さらに付近の弥勒寺には墓所がある．

〔当道座法とその内容〕 室町時代，明石覚一が当道座を結成して，宮廷からいわゆる盲官の許しを得て，序列階級を設け，それらの売官によって益金を分配するという，ギルド的組織まで作ったことについては，後世編集された「当道要集」に詳しく述べられている．これは座中の典拠となった重要なものである．江戸期になって，実力者杉山和一の手で「当道新式目」として改編され，前者の106カ条は158カ条に追補された．座法の補充と整理，再確認であった．

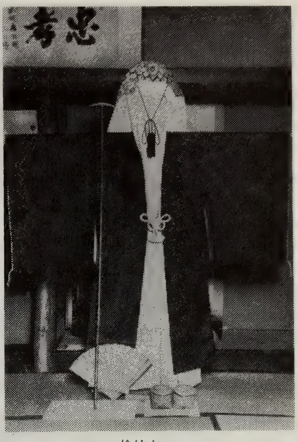
検校衣

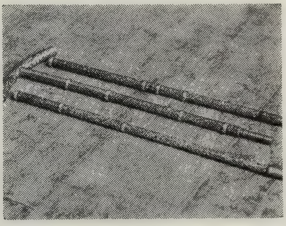
検校づえ

それには当道の4官，16階，73刻のこと，各官位の金額，座中の年中行事，運上および物成の徴納とその分配，座中首役検校の全国支配ならびにその統治機関の構成，京都職屋敷と地方仕置屋敷との連関，中央と地方における司法・刑罰のほか服装，婚姻，師弟交際などについて，こと細かにしるされてある．

これら座法の取決めに違反した場合は，中央においては職屋敷または惣録屋敷，地方においてはその地方最高の盲官位者の座元が違反者の処分を行なったほか，その地方の運上（各種の営業に課した税）などの徴収から分配に至るまですべてを支配していた．また，座元の住居は仕置屋敷とも呼ばれ，これには会議部屋，処罰執行のための仕置部屋，学問所ともいわれた講習所をあわせて設けていたところもあった．かれらの役割のなかでも重要なのはいうまでもなく，財政を支える地域運上の収納であり，座頭は運上徴収役となり，数人づれで歩き回るのを常とした．「日本盲人史」には職屋敷，惣録屋敷はいわば総本山で諸令をつかさどり，仕置屋敷から上告されたときは，これを裁判する．仕置屋敷は諸国の中本山ともいうべきもので，座頭を使役する．したがって，座頭は中本山の末寺の住職に当たり，その指令によって活躍する．さらに運上などを取立てられる村の民衆は壇信徒にもなぞ

らえられると述べている．

当時，盲人の生活基盤であった諸運上を表示する．

旧藩政資料を見ると，時代別に座頭や瞽女の数がしるされているものがある．諸運上は時代や地域によってその施与される額が同じではなかっただろうが，多人数で訪れ，いわば強請されたのであるから，その人数を明確にしておかなければならなかったのは，当然であった．事実，武家や民衆はこれを迷惑とし，しばしば，その制限を願出ている．当道方はいざとなると「東照神君以来」のことであると強訴するので，それには手を焼いたようである．

種　　目	備　　考
婚礼に鉄漿の料	結婚した女子，初めて「おはぐろ染め」をする
出産に初生着の料	初生着は「うぶぎ」
深曽木の料	男女子が3～5歳の間に髪の端を肩の辺で揃えて切った
袴着の料	「ちゃっこ」の式．男子は5～7歳で初めて袴をつける
元服に「えぼし」の官途の料	男子成人式に「えぼし」を冠り，任官する
家督に冥加金	家督の相続
新宅に「かまど」の料	新建ちの家の「かまど」をすえる
蔵建に新造の料	新しく「くら」を建てる
鐘に供養の料	初めての鐘つき
法事に僧供養の料	
凶事に荼毘の運上	凶死人，火葬をして弔う
社に遷宮の料	
寺院に堂供養の料	寺院に新たに堂を建てる

以上のほか，武将の国譲，新地，加増，番入，役替，所替，任官，入部，入国などにも，往古運上を施与されたが，江戸期以降は東照宮御憐愍として，さらに次の項目が付加されたとある．

御縁組，御結納，御誕生，御宮参（以下略）．

このように当時の当道派盲人は，音曲，三療というれっきとした職業があるうえ，さらに運上による保護があったので，なかには官金貸しと称する金融業にはしる者もあり，幕府もこれを公認して保護策をとったため，巨財を蓄える者も出た．

〔当道座の分立〕 当道座も300年を経て，江戸期元禄の初めに実力者杉山和一が出て，時の将軍綱吉の寵愛を得るや，江戸の地にも総検校に代わる惣録職を設け，和一はその職について総検校になったが，従来の慣例により京都職屋敷に詰めなければならず，それでは奥医師となって将軍家に随時出入することができないので，1692（元禄5）年，本所一ッ目に土地を賜わり関東八州に当道盲人の支配権を分割して与えられた．

このような事例は，江戸期の商工業者の取締りや徴税の方法として，しばしば幕府の政策とされた．関東八州の直轄地が多かったためか，あるいは江戸幕府の支配者意識が政策に反映したのか，これを特別地区とし，以後の京都方の職検校は関東以外の58カ国を統率することになった．惣録方には諸事職検校に報告連絡の義務があったようであるが，それは名目上のことで，事実は勢力の2分であった．しかし，このような東西分立の不便と不合理は永続するはずもなく，杉山和一から3代目の惣録に島浦益一が就任するや，（2代は三島安一，享保5年没）「島浦は京都に上り得る身であり，此の上二箇所の取締所を置くは政令二途の弊あり」として，室町以来の旧に復する交渉があり，ついに杉山和一ゆかりの惣録屋敷と惣録の呼称を残すことを条件として，実権を京都に返した．1736（元文元）年のことで，東西当道分立の歴史は約50年，深刻な対立抗争を見ずに幕を閉じたのである．

〔撞木杖の金貸業〕 「検校の言うなりになる口惜しさ」，「やみやみと座頭にわたる町屋敷」，「憎いこと金を撞木でかき寄せる」などは川柳集「柳樽」に収録されている．江戸中期以降撞木のつえをついて，大道を横行した盲人金貸業者のことをよんだ川柳の一部で，その非情さを物語っている．

江戸期の職業の多様性や幕府の過保護とさえ思われるほどの運上取立てなどになれた盲人たちのなかには，金貸業を始める者が出て，江戸や上方を中心に庶民層を相手の暴利をむさぼる盲人もあった．幕府もまた当代の邦楽，三療に就業できぬ者はやむを得ないとして，むしろこれを保護した．すなわち，官許の盲官を買うための一部を官金と呼んで貸すことを認め，返済期限を猶予し，たまたま寺社奉行に訴訟する者があっても，盲人の側について訴え出た者を敗訴にするといった調子であった．かくして「烏金，エタ金，座頭金」は当代庶民層の三大金融機関ともなってしまった．貸付金の取立てに特典が与えられ，強引であったばかりか，非常な高利であった．時代によって差はあろうが，文化のころ貴人への貸金の例を示すと，月利息1ないし2割，さらに礼金として1ないし2割，しかも貸付けの際，元金から先取りをするといったあ

りさまである．返金できないときは証文を書直し，「月おどり」と称して1カ月が3カ月にもなる．そのため利金，礼金，月おどりなどで1年後には借金は2倍にもふくれあがった．2分の資金で10年間に1000両の巨財を築きあげた者さえあったという．俗に「めくら滅法に高い」ということばは，これに由来したものではないかと思われる．

この盲人高利貸業は，室町ころ当道座が結成され，盲官買いが行なわれるようになったときから始まったものと思われる．江戸期の元文から宝暦にかけてその横行が目立った．それは江戸期以降，世は太平，ぜいたくに流れ，インフレに悩むようになったため，これらの金融業者を利用する者が多くなり，幕府当局もしばしば暴利強欲な盲人業者に対して警告や取締りを行なったが，効果がなかった．10代家治の安永年間には遊里に出入りする盲人が特に多かったといわれ，幕府も悪質な業者の大検挙を行なっている．11代家斉の寛政年間になると，塙保己一を総取締役に任命し，綱紀粛正に当たらせた．

このような記録は当代を通じてしばしば見られるが，他方，小金をたくわえた町民，僧職，芸人などが，このような風潮に乗じて資金を持込み，「官金」として暴利をむさぼっていたことも事実とされている．もちろん，まじめな「官金貸」を営んでいた者もある．たとえば，修業時代の保己一を助けて，かれを成功させた雨富検校須賀一は，臨終に際し，手もとの証文を焼捨てさせたと伝えられ，また，幕末の英雄勝安房の曽祖父小谷検校は，貸金で巨財を得たが，子孫のため旗本の株を買い与えたり，当時窮乏していた水戸藩に10万両余りも献金して，旧恩に報いたという美談もある．その他，維新のとき京都職屋敷の職役たちが金を出し合い，官金と合わせた数万両を薩長軍に献金したという話も残っている．

このように当代は，盲人が繁栄したといっても，常民扱いはされず，下人視されたことは事実であり，他と対抗できるのは金力だけであった．そのため金でさえあれば，世人に意趣ばらしができるという考えからこのような無法な手段をとったものと思われる。

（横田全治）

〔参照文献〕

石川二三造「本朝盲人伝」文部省　大正8
東海散士「世界盲人列伝」柴守明　昭和7
中山太郎「日本盲人史」成光館出版部　昭和12

明治期

混乱と教育の芽ばえ

徳川260余年の盲人対策は，治外の民として，四民以下のものとして取扱ったものの，一方では厚く保護を加えたので，従来にない結束と統制ある団体「当道社会」を生んで，世界の盲人史上に異彩を放った．

しかし，明治維新という一大転換と，新時代の胎動の前にはこれらはもろくもくずれ去ってしまった．

1871（明治4）年11月3日，次の太政布告が出された．

盲人の官職自今被廃候事

但し従前検校勾当座頭以下配当金取集めは勿論，各持場を区分し針治按摩等他の営業を妨げ候儀，今後急度被差停候条是迄来住居留の盲人銘々家業勝手に相営せ，復籍入籍等其者の望みに任せ，各地方官に於て寛裕に可取扱候事．

この一片の布令によって，あれほど権勢と団結を誇っていた西の職屋敷，東の惣録屋敷はもとより，地方主要地の盲人座元制およびその家に併置されていた仕置部屋，講習所なども全くその跡を消すに至った．もちろん，盲人の有力者たちはこれを黙視していたわけではなく，職役総検校鶴岡俊一，惣録検校喜多川宝和一（ともに最後の役職検校）によって存続運動が展開され，その間にそれまで盲官認証に関係があった久我家（侯爵）もあっせんの労をとり，8年間も続けられた．

しかし，新政府にきき入れられず，万事むなしく終った．今日，京都に残っている当道音楽会はゆくゆくは全国的なものにする計画で1897（明治30）年に組織されたものであるが，時勢には抗しがたく，かろうじて関西で命脈を保っているに過ぎない．また，古くから伝えられた明石覚一をはじめ諸検校の霊位，遺物が保存され，わずかに職屋敷のなごりをとどめているだけである．

西国の盲僧派も諸政一新の波に砕かれ，廃止された．これは任意的なものであったが，天台宗に再興を哀訴嘆願して，いちおうは許されはしたものの，昔日の姿に戻すことはできず末細りの状態になった．

さらに，深刻な問題は，その職とする三療までが西洋医学の振興に圧迫されたことである．いうまでもなく，漢方は（あんま・はり・きゅうの三療を含む）江戸期に繁栄して医術の主流になっていたが，江戸末期に蘭学を先駆として，西洋医学が輸入されると，これ

を学ぶ者が多く，実証的な近代医学に押されながらも対立して明治に至った．1883年，太政官から医師免許規則が公布され，以後西洋医学を国の医術とすることになった.漢方が衰微の一途をたどったのは当然で，これまた，しばしば再興運動が続けられたが，1895年の帝国議会でとどめをさされた．その結果三療はふるわず，これを職としている盲人は，政府の保護もなくなり，その日の生活にもこと欠くことになった．そこで，盲人の問題は民間識者の同情によってなされた．

まず，福沢諭吉の「西洋事情」(1866)，村田文夫の「西洋見聞録」(1869）などは，欧米先進国では盲ろう者を晴眼者並みにするため，進んだ方法が講じられていることを，驚きをもって紹介している．この二つの著作以前にも簡略ではあるが，同様な記録を収めたものがあったという．しかし，これらは先進国の進んだ教育事情の見聞記録の範囲を出なかったが，1871年になると，ときの工学頭山尾庸三(山口県士族)は，イギリス留学の経験から，盲唖者も盲院，唖院での教育によって有為な人となるのを見て，わが国にもそれを創建して，廃人の域を脱けさせようとの建白文を，新政府に提出する実践運動を起こすに至った．惜しいことに国情多難のときであったため，ききいれられなかったが，1872年に学制が発布されると，「廃人のことあるべし」といちおうこのような教育の存在とその可能性を認めたと思われる1条が見られた．しかし，その後の改正でこれも消えてしまい，何ら実を結ぶことなく終わってしまった．

1875年に至り，京都の小学校訓導古河太四郎は，初めて盲児，唖児が放置されているのを見て，いたわしく思い，「ろうあ」児をまず待賢小学校内に集め，次いで盲児に及んで，その教育実践の火の手をあげた．これはのちの京都府立盲唖院の前身で，当時の名知事といわれた植村正直の筆である「日本最初の盲唖院」の扁額が掲げられるに至った．

一方，東京では1875年，当時の識者古川正雄らが，訓盲所設立の運動を起こし，楽善社（のちに楽善会となった．後漢の「東平五善を為す最も楽し」という故言からとる）を結成，同志をあつめ困難を越えて，ついに1880年，楽善会訓盲院を創立した．1885年，同訓盲院は文部省に移管され，東京盲唖学校となった．このようにして発足した京都と東京の両校では，当初は普通文字の凸字板を用いて，普通教科が教授されたが，京都では1880年から職業教育として伝統のあった音曲と，あんま・はり・きゅうおよび「こより細工」を，東京では1881年から音楽，あんま・はり・きゅうを教科とした．このようにして新しく誕生した東西両盲学校において，従来の伝統的な職業が受け継がれていくことになり，一時窮状にあった盲人の生活も，学校教育によって明るさを取戻した．

あえぎの生活

明治混乱期における一般盲人の生活状態は，前期の被保護者層としての様相は依然として続き，明治中期ころまでは，長い間の習慣である吉凶の際の諸道運上の施物は全国各地で続けられた．音曲，三療の手腕のあった者は，もちろんそれを続けたであろうし，盲僧も特に九州方面では明治期には，まだ存続していたようである．また，「いたこ」，つまり霊媒をする盲女子も，依然として各地に見られ，それが数的にも伝統的にも有名な東北，ことに青森県地方に今なお霊媒巫女として残っている．早くから庶民になじまれ，1961（昭和36）年の調査でも，同地方にまだ250人もいたというから，明治期，大正期にはさらに多かったと思われる．このほか盲人の八卦見，虚無僧などをはじめ多種多様な職に生計の道を求めなければならなかった．しかし，おもなものはもちろん三療と音曲で，差当たり職を習おうとするには，それぞれの地方で名のある師匠について，三療の場合には4年から5年の年季奉公をしなければならず，そのうえにお礼奉公をすませて師匠から1枚の証明書をもらって，独立するといったありさまであった．音曲の修業方法もこれと同じであるが，修業年限はさらに長かった．前代までは琴，三弦などは特別な階層の芸として限られていたが，明治新政による四民平等の世では，庶民層にも普及するようになり，尺八の流行につれていわゆる三曲合奏などの新しい演奏形式も行なわれるようになった．

教育の発展

西と東に相前後して盲学校が開設されたことは，当時のニュースとしてしばらくは世間の注目を集めた．1889年になってようやく新開地横浜にも盲学校が開設された．眼科医浅水十明の手によるもので，これ以後全国各地にぞくぞくとこの種の学校が創立された．明治年代には講習所を含めて総数70に近かった．教育内容も後世に記録されるような革新的な進歩を見せた．以下主要なものについて述べる．

当時，東京工業学校長であった手島精一は，東京盲唖学校長小西信八に点字を紹介し，1887年ごろ小西は同校教員石川倉次にその翻案を勧めた．その結果，1890年，ブライユ（Braille）点字のわが国への輸入は成功し，それによって盲教育は大きく前進した．

東西の両盲学校では三療を教えていたが，東京盲唖学校長矢田部良吉は，1887年医科大学にその効害について諮問したところ，「有効無害なり」との実験報告を得て，職業科としての基礎を堅くした．学校が全国各地に増設されるに伴って教員が必要になり，文部省は1903年，三療職業科の教員練習科を東京盲唖学校内に2カ年のコースとして設置した．以後，著名な教育家が輩出，多くの学生はこれを登竜門とした．

日露戦争が終った翌年の1906年，この戦争の失明軍人講習会が東京盲唖学校内に開設され，短期講習で14人の卒業生を世に送り出した．のち教育界に，大分県立盲学校長森清克，岩手県立盲学校長柴内魁三ら，社会事業に日本盲人協会長山岡熊次ら，三療界に兵庫県鍼灸按師会長吉益隆三郎らの人材が出ている．

東京盲唖学校教員石川重幸著「盲人教育」（1902），京都盲唖院創立25年記念編集「盲唖教育論」，「瞽盲社会史」（1903），東京盲学校長町田則文編集の盲教育研究総合雑誌「内外盲人教育」（1912）などが当時の指針となり，後世への古い文献となった．教員が自主的に大会を開いて，恵まれない子らのために世論に訴えたことも教育の発展の一つである．まず，1906年に聾唖教育大会が東京で開催され，翌年には第1回日本盲唖学校教員大会が同じく東京で開かれた．これらは当時の大家，元老と称された大阪盲唖院長古河太四郎，京都市立盲唖学院鳥居嘉三郎，東京盲唖学校長小西信八らが中心となって開かれたもので，ようやくわが国の盲唖教育も組織時代に入ったわけである．大会の主要議題は「盲唖教育令発布」，「盲唖義務制施行」，「盲唖分離」，「鍼・灸・按摩（はり・きゅう・あんま）業者の取締規則制定」などであった．

三療研究と取締規則発布

明治期の盲人が教育によって窮乏から救われた原因は，職業科，特に三療の振興充実にあった．楽善会訓盲院の奥村三策，京都府立盲唖院の谷口富次郎は，明治期における三療教育の双璧と称されただけでなく，奥村には「高等按鍼学」，谷口には「鍼科新書」の著述がある．その他東洋医術の近代医学による研究の芽ばえた時代であり，職業教育の充実に役立つ研究出版物が多く出た．

このように次第に三療の研究が進み，それに対する信用は昔日の比ではなくなった．

すなわち，盲人には最適な生業として古い伝統もあり，1908（明治41）年には国家に勲功のあった失明軍人もこの業を身につけて，社会復帰する人もあった．

明治も年がたつにつれ，三療に対する法規定の要望があり，教育界でも取上げられていた．第1回盲唖教員大会ではすでに議題にされていた．この機運を急速に高めたのは，1897年ごろからわが国における産業革命が始まり，都会を中心とした近代式工業地帯が生まれ，次第に機械による大量生産方式が進められたことによる．この結果，職を失った者，あるいは不景気によって職の安定を失った者は，比較的安定した生活を送っていた盲人の三療業界に進出し，ここに盲人と晴眼者との間に激しい生存競争が始められる事態となったからである．そこで，後年の盲人保持協会（1914年以降）の前身である盲人鍼按協会は，1903年，板垣退助を擁して「盲人按摩専業」運動ののろしをあげ，議会にも陳情して，衆議院を通過させたが，貴族院で審議未了となった．

明治末期における盲人の職業はこのような状態であったので，当局に対し法制定により業権を守る要求の高まったのは当然であり，当局としても放置できず，1911年8月ついに内務省令10および11号で，「按摩術営業取締規則，鍼術灸術営業取締規則」を，同年12月，「按摩術鍼術灸術学校講習所指定標準」の訓令，ならびに府県令で取締規則細則を制定した．それによっていちおうその身分上，営業上の定めができ，特に指定盲学校養成所以外での修得者には，検定試験を実施した．あんま術に関しては甲乙2種の制度として，甲種4カ年（晴眼者），乙種2カ年（盲人）とし，盲人の保護を図った．このことのため後日盲人の業者は劣悪であり，晴眼者のそれは，すぐれているという印象を世人に与えたともいわれる．いずれにせよ，その営業が法によって認められたことは，業界をはじめ教育界の宿願がかなえられ，向上の1歩となったことは事実である．

大正期

盲教育の組織がため

明治期の末に芽ばえたわが国盲ろう教育の組織づくりの動きは，大正期になるといよいよ活発になった．

1920（大正9）年に開かれた第7回全国盲唖教育大会で，盲唖を分離して研究会や総会をもつことになり，「帝国盲教育会」が誕生し，その第1回大会は翌年に東京盲学校で催された．それ以来，この会は「帝盲」と略称されて親しまれることとなった．機関誌として1925年から「帝国盲教育」を刊行，世論と研究の指導機関になった．したがって，町田則文（東京盲学校長，帝盲会長）が主宰して1912（明治45）年以来刊行していた「内外盲人教育」は発展的に解消した．

当時の帝盲総会に提出され，審議されたおもな議題をみると，まず，1906年に開かれた「全国聾唖大会」には「盲唖教育令制定」を要望している．第7回（1920）大会以後は，「盲唖教育令発布期成会」という特設機関も設けられて，その懸命さが熱をおびてきた．そのかいあってか，1923年に「盲学校及び聾唖学校令」が実を結んだ．このほか「盲唖教育者の海外留学」は第2回以来の陳情，「全国学齢盲聾児の調査」も第1回以来であるが，文部省内に「盲唖教育調査課の設置」も第3回に建議されている．「盲唖教育視学の設置」もろう唖教育大会の建議で，第6回にも繰返されている．「盲唖教育の義務制」はもちろん建議中にあるが，第3回などでも繰返された．さらに，「失明予防」は第4回，「点字郵便物の減免」は第5回，「点字投票公認」は第4回以来，「マッサージ術の特別取扱」は第6回（営業取締規則の改正を意味する），「盲人の新職業研究」は第2回および第5回などである．以上は大正期における主要建議，陳情の題目であるが，要するに教育近代化の道は遠く，大会ごとにおもな時間を取るのは建議問題であった．それは盲唖教育会がいまだ教育の公認とか学校の経営とかに主力を注がなければならない状態であったことを物語っている．

教育界の大勢が以上のような状態であったので，このような政治的建議運動本位の風潮をあきたらずとして，ときの兵庫県立盲学校長今関秀雄らは，研究互助を眼目とする「日本盲教育会」を1925年に結成し，毎年研究大会を催し，機関雑誌「日本盲教育」を刊行した.「点字数学記号」など盲教育上当面の問題点を活発に論議し，改革を企てた．しかし，1929（昭和3）年の即位大典を記念して帝盲と合併した．

盲学校及び聾唖学校令発布

明治・大正と50年の盲教育の歩みは，一部の公立学校を除き，慈善事業，社会事業であった．全国における創立当初の私立学校時代は，創立者が自らを犠牲にし，あるいは家財をあげての学校経営で，したがって，永続することができずうたかたのように消えていったものも数多くあり，長く存続できたものは慈善団体や，篤志家などの援助によって生きのびたのであった．そのため，このような不遇から脱却して，盲ろうの不幸なこどもたちも，「聖代の国民」として国家が責任をもってその教育に当たるよう，それにはまず，単独法令の制定が必要であることを明治以来叫ばれてきたのである．これに対し文部省は，1887（明治20）年ごろまでは，これに耳を傾けようとはしなかったといわれ，ようやく1890年に小学校令で公私立の盲唖学校設置を認めることを規定，1900年の同令改正に当たっても「小学校に類するもの」と規定したにとどまった．もちろんこのようなことでは何ら問題の解決にはならず，1920（大正9）年末盲唖教育令期成会を結成して猛運動が続けられた．その結果，1923年8月27日勅令をもって「盲学校及び聾唖学校令」が制定されたのである．この公布によって，わが国の特殊教育は一本立ちすることを認められ，義務制への基礎ができあがったわけである．

勅令は，①北海道および府県においては盲唖学校を設置する，②盲唖学校の編成は初等部，中等部とする，③予科，別科，研究科を置くこともできる，④1924年4月1日から施行し，特別の事情ある場合は代用校の設置を認める，⑤7年以内に県立校を設置する，ことなどを規定したものである．

一部有識者の間には義務制が実施されないことを不服としたが，当局は学校数，教員，施設，設備の不足，国の財政難，時期尚早などを理由として，以上の内容にとどめたといわれる．

社会事業の芽生え

盲人をあわれみ，保護するという点では，わが国はおそらく諸外国に劣らない伝統と実績をもっていると思われる．しかし，これを社会公共の問題，ひいては国の総意にまで高めて，対処するという点では，諸外国に比べ立遅れたことは否めない．

もっとも，大正期になると，近代的国家社会への開眼とともに，社会問題として，盲人のハンディキャップを取除かなければならないとの考えが，次第に強くなっていった．

その芽ばえは明治期にさかのぼる．すなわち，盲人保護事業は，1909（明治42）年，失明軍人山岡熊次

および高岡清次，それに愛媛県の盲人森恒太郎（盲目村長）らによって日本盲人協会が結成され，点字図書の出版から始められた．まず，「日本の盲人」という月刊点字雑誌が出されたが，次いで点字教科書の出版，盲人相談事業，盲児寄宿舎の設置などが1921年ごろまで続けられた．会は山岡の死去によって一時中断されたが，1925年，盲教育50年記念を機会に高岡がこれを継ぎ，諸種の事業を再興した．昭和初期高岡も死去したので，事業は中止しなければならなかった．

京都においては，1914年，市立盲啞院長鳥居嘉三郎の主唱で，卒業生のために京都盲啞保護院の事業が始められた．盲人には三療，音曲の指導とその開業，ろう啞者には工芸，絵画，裁縫の指導とその開業である．鳥居は1915に盲啞院長を辞してからは，もっぱらその経営に当たり，1922年まで続けた．いわゆる盲ろう卒業生のアフターケアのさきがけとなったことは特筆に価する．

失明防止を主眼とした社会事業としては，1922年，東本願寺布教師和田祐意が途中失明者としての体験から発起した「仏眼協会」の事業がある．東京において病院を経営して開眼治療を施し，仏眼協会盲学校，盲人宿舎などを経営した．第2次大戦の激化により，本部および地方都市の支部は縮小を余儀なくされた．

新潟県の恩光会も有名であった．社会事業家富山虎三郎の篤志により，1925年，開眼検診を主とし，手術の名手新潟医大熊谷直樹の協力を得，東京のほか東北地方にも支部が置かれた．

このほか，全国各地に盲人協会が設立され，大正末期までに民間篤志家あるいは地区先覚盲人を中心とする通算31団体を数えた．それぞれに特色ある事業が推進されたようである．しかし，それらは概して小規模，局地的なものであった．

また，1919年には秋元梅吉の「東京光の家」，1923年には山本暁得の「弘誓社」が創始され，主として出版を通して盲人の精神文化のため大きな足跡を残した．修養団体として，大正から昭和の中ごろにかけて有名であった後藤静香の希望社も，盲人雑誌「かがやき」などの刊行，盲人相談室や修養会，点字奉仕団などの活動を通して盲人福祉に寄与するところが大きかった．

大阪毎日新聞社は盲人に対する社会奉仕事業の一つとして「点字大阪毎日」を発刊したのは1922年のことである．さらに同社は大阪毎日新聞慈善団（現在の毎日新聞社会事業団）という社会奉仕組織をつくり，1923年から成人盲で教育を受ける機会を失った者のため，大阪府下などを中心として点字巡回指導を行なった．これは選挙の際の点字投票公認運動の契機ともなり，同投票は1925年に公認され，1928（昭和3）年の第1回普通選挙に初めて実施された．また，同団は出張職業指導や開眼検診などにも事業を拡大，関西盲人に多大な福祉をもたらした．

三療業界

大正時代の盲学校数は86の多きを数えたが，公立はわずか16であった（1922，東京盲学校調査）．現在の公立75，私立2（1968，全国盲学校職員録）に比べると今昔の感がある．私立はその後，整理統合され，あるいは養成所式の小規模なものは廃止されるに至った．これらの盲学校においては職業教育として，三療と邦楽特に前者を教えたことは（邦楽は17校，1922，東京盲学校調査）いうまでもなく，明治末から大正期にかけて，三療の職業教育は確固たる地歩を築いてきたことによるものである．これにより三療はわが国情に適合するものとして歓迎され，予防，保健，慰安，および医療的な技術としての地位が，次第に堅められていった．

当時，はり，きゅうが流行し，それぞれの流派が経穴の数，部位を勝手に定めたため，臨床上，教育上好ましくない結果を招いた．そこで，第4回盲啞教育大会（1913）の決議として，「鍼術灸術の作用を調査し，経穴解剖学上，及実験上における正確なる要穴，禁穴を公表されたい」と文部省に陳情した．文部省は大沢岳太郎，三宅秀，町田則文らの学者，教育家に経穴調査委員を依嘱，1918年にその研究成果を官報に公表した．これによって臨床界，教育界に大きな効果がもたらされ，当時，ようやく医学者間に注目され出し，この面の研究に寄与するところが大きかった．次に医療マッサージが広く世に用いられ，技術が進歩したのもこの期である．各地の盲学校において，病院勤務者の養成をめざして，その指導に当たった．そこで，弱視本位に傾き，教育の指導理念に混乱さえ生じた．

以上のような半面，好ましくない現象もあった．それは明治末と同様に，晴眼あんま師が吉田流を名乗って，依然として盲人業者を圧迫する傾向があったことである．第1次世界大戦終了後の不景気は，ついに1920年の大恐慌となり，それ以来いわゆる晴眼あんま養成施設や検定を経て，晴眼者が三療界に流れ込む大勢が見られた．

明治末期における盲人あんま専業運動は，取締令によって中絶したが，このような情勢に対処するため再びこの運動が活発化した．すなわち，私立築地盲人技術学校（現東京都立文京盲学校の前身）系の卒業生を中心とした保持協会の運動は，その後，1924年には全国盲人業者大会を東京で開催するなど，盛上がりをみせ，昭和期にも引継がれていった．好ましくない現象がさらに現われた．それは大正末期には晴眼三療術免許取得者が，このころ療術と呼んで施術する者が出てきた．公然と問題にはならなかったが，昭和期にはいるとしばしば問題になり，盲人業者にとっても深刻な影響を与えるようになった「療術問題」の芽がこのころからはらんでいたことである．すなわち，1925年，「マッサージ術営業者のレントゲン，ジアテルミー電気療法の広告の取締について」が広島県から，同年北海道庁から「鍼，灸科医院呼称」に関し，また，1926年，大阪府から「小山式血液循環療法の取締」に関して，それぞれ内務省衛生局に対し照会が行なわれた．これらは昭和期の療術問題に発展する端緒となったのである．このような情勢のなかで，盲教育界ではその対策として新職業の開拓が論議されるようになった．そこで，1929年の第5回盲唖教育全国大会では，「機織，むぎわら編み，同細工，あけび細工，かご細工」など，地方色を生かした新職種が討議されたこともある．1923年になってわずか大阪市立盲学校が洋楽科を新設しただけで，その具体化への道は険しいものであった．

明治期の芽はようやく本期にはいって成長し始めた．それは東洋の伝統ある医術を，西洋の近代医学によって，解明しようとした努力であって，そのおもなものをあげると，後藤道雄の「ヘッド氏帯の臨床応用と鍼灸」（1917），富永勇の「灸療法と長生の研究」（1921），石川日出鶴丸の「ヘッド氏帯と内臓運動神経二重支配法則並に内臓知覚二重支配法則の研究」（これは1917年から1937年の20年余りに及ぶ京都大学生理学教室の業績で，経穴，経絡の解明に貢献した）．研究雑誌として，同1923年，山村熊治郎によって「点字治療新報」が発刊され，1949年以降は鳥居篤治郎が引継ぎ「三療医界」と改められた．

昭和期

終戦までの教育事情

1931（昭和6）年，満州事変が突発，以来日華事変，さらに太平洋戦争へと戦局は発展し，わが国の盲教育も幾多の苦難のなかに，1歩1歩と前進していった．

この間の盲教育界のめざしたのは何といっても，盲ろうあ児に対する義務教育制の実現であった．例年の帝国盲教育会総会などを通して，このことはいくたびか建議，陳情され，政府もその熱情と活発な運動に動かされ，1936年，学齢盲ろうあ児童の全国調査を行ない，1938年，中央教育審議会は盲ろうあ児童義務教育制の必要性を政府に答申した．1940年，ときの文部大臣によって予算に計上するまでにこぎつけたが，内閣更迭によって惜しくも流産となった．

しかし，そのころ制度化されたものもあった．すなわち，1929年，多年の懸案であった盲学校用国語読本第1巻が文部省の手で編集発行された．また，1930年には，「学齢児童就学奨励規程」の一部を改定して，盲ろう児にも及ぼされるようになった．さらに海外事情を視察した東京盲学校長秋葉馬治，東京聾唖学校教諭川本宇之介らによってわが国に紹介された弱視学級が，1933年，尾上円太郎を主任として東京市麻布南山小学校に開設された．

満州，日華両事変による戦傷失明軍人の教育所が，1938年，東京盲学校内に開設された．これは後年，国立光明寮となったもので，国立視力障害センターの前身である．

他方「点字大阪毎日」は全国的行事として創刊満5年を期し，1927年，全国盲学校雄弁大会を開催するなど，教育内容の向上に協力を惜しまなかった．

盲教育はこのように向上していったが，特筆すべきことは岩橋武夫の尽力で，1938年，アメリカの3重苦の聖女といわれるヘレン・ケラー（Helen Keller）を招き，全国の主要都市に講演行脚し，盲教育や盲人福祉の重要性を力説し，わが国盲ろうあ者はもとより身体障害者全体に大きな福音の光を投げかけるとともに国民の自覚を促したことである．

従来，帝国盲教育会の機関誌「帝国盲教育」は，年2，3回発行されていたが，それでは新しい時代には添い得ないとして，1929年，当時の東京盲学校長秋葉馬治はその編集のかたわら，東京盲学校内の教諭陣を編集スタッフにし，盲教育研究会を起こして，ここから月刊誌「盲教育の友」を発行した．毎号に精力的な健筆をふるって，教育の改善と実践研究の新風を全国的に盛上げた．同誌は1932年，秋葉の退陣間近かまで続いた．

以上は戦前および戦時下における盲教育の概観であ

るが，戦争が激しくなるにつれ1944年，「学童集団疎開実施要綱」が文部省から通達され，全国主要都市の盲児童・生徒にも集団疎開が命じられ，いわゆる弱視の生徒などは，一般の動員学徒に混って，不自由な身を忘れ工場の油にまみれた．また，軍需工場や軍関係病院に三療奉仕を志願するけなげな学徒も全国盲学校に数多くみられた．

盲ろう児義務制なる

1945年8月，第2次世界大戦は終結した．連合軍総司令部から「日本教育制度に関する管理政策」の指令をはじめ，ファッショ的教員の追放，神道と国家の分離，修身・日本歴史・地理の授業停止など占領下の教育政策がやつぎばやに発表された．1946年11月には新時代を画する「日本国憲法」が発布され，教育の民主化，教育の機会均等，すなわち国民はその能力に応じて，等しく教育を受ける権利をもつことを明示された．これに伴って盲ろう教育についても，学校教育法に「特殊教育」という明確な教育制度として規定されることになった．

1947年には教育基本法，学校教育法が施行され，6・3・3・4制となり，待望の盲唖児教育の義務制も翌1948年，中学校新制度の就学義務制実施とともに，まず小学部盲・ろう唖児第1学年から施行，逐年実施して，昭和31年度をもって完了したのである．従来の部科制も改められ，盲学校には小学部，中学部，高等部，さらに高等部に従前の理療（鍼按科改称），音楽が本科3年（職業高等学校と同様），専攻科2年の5ヵ年となり，さらに別科あんま科2年コースが付設され，全国におけるほとんどの盲学校は高等部理療科コースを設置して発足した．このほか，3ヵ年制別科，高等部普通科などを設置したところもあった．

当時の文部大臣森戸辰男はこの歴史的出発の事情を次のように述べている．「設備や施設，またはよい先生を（時節柄）充分に得ることの困難にもかかわらず，特殊教育のうちでまず盲ろう児童の義務制が今年度から実施された事は，この実現の為に寝食を忘れて，また，全国の特殊学校の先生方及び不幸な子弟を持たれる父兄方と共に，心から喜びたい．この義務制が全学年にわたって一度に行えず，年次的計画になった事，また他の特殊児童たる精神薄弱児などに及ばなかった事は遺憾であるが，他面国家全般が敗戦窮乏の経済立直しに必死の努力を続けているという現実を率直に認めつつ，相共に今後の完成を期してゆきたい…以下略…」（特殊教育4号）．

盲ろう児童の義務教育制が実現したのは，1906年，全国ろう唖教員大会でのろしがあげられて以来，42年目のことであり，1920年の名古屋大会において教育令発布期成運動の強化とともに，義務制を強力に推進しようと堅い決意をしてからも29年目である．実現は中央教育審議会（中教審）の決定に基づくことはもとよりであるが，岩橋武夫がヘレン・ケラーを再度招いて文部大臣に面会し勧奨したこと，日本教職員組合（日教組），特に特殊学校部執行委員らの直接活動，さらには米国教育使節団の勧告などもあずかって力があったことを忘れてはならない．

盲・ろう児にとって，さらに特筆されるべき福音は，1947年に盲・ろう唖児収容施設の開設を規定した児童福祉法が公布されたことである．孤児，貧窮児，保護者の監護不適当な場合などには，いっさい公費（一部を支弁する場合もある）でこれを保護するとともに，独立自活に必要な指導または援助を（法43条）受けることができるようになったことである．今日，全国的に設置されその数は60ヵ所（うち盲児施設33ヵ所）に達している．

さらに中途失明者で家計困難な者については，1948年，国立光明寮設置法を公布，入寮制により主として職業教育を行なって，その独立自活を援助している．今日，5施設をみることができたが，これらの施設はもともと第2次大戦による失明軍人の再教育所であったものであるが，占領政策によって解散，戦後再開され，一般の中途失明困窮者をも収容することになったものである．1964年からは国立視力障害センターと改称された．現在，東京，塩原，神戸，函館，福岡に設置されている．

義務制発布以後

文部省は長年にわたる盲教育界の要望をいれて，1952年，初等中等教育局に特殊教育室を新設した．同室は1956年，特殊教育課に昇格，より適切強力な教育行政機構となったが，以来近年まで同課が行なった主要な業績を摘記すると表1の通りである．

これらのほか，学習指導要領，同要録，教科書編集，指導手引き書，教育課程研修，さらに寮母研修など，時代の進展に即応して，漸次綿密な指導が行なわれてきた．

一方，現場においても，民主的精神の高揚により戦前には見られなかった下からの盛上がりによる教育実

表１　特殊教育課による主な業績

年＼項	主要事項	備考
1952	義務教育費国庫負担法	義務制児童生徒に教材費その他
1953	教育上特別な取扱いを要する児童生徒の判別基準	1962年，政令114で廃止
1954	盲，ろう，養護学校児童生徒に就学奨励	
1955	全国盲，ろう実態調査	
1958	盲，ろう教育80年式典	同80年史編集
1961	新職業研究指定校を選び補助	毎年３—５校ずつ４カ年続けられ15校
1963	弱視学級研究指定校選定	当時３校
1964	リハビリテーション課程設置盲学校へ補助	国立１，公立４とし３カ年計画
1964	弱視学級設備補助	14校（小，中１学級ずつ）５カ年計画

践，研修，研究発表会が各地域にみられ，各地区盲教育研究大会は，それぞれの特色をもった大会が毎年開かれている．

また，全国盲学校長会，同じく終戦前の帝国盲教育会以来の全国組織である日本盲教育研究会は，盲学校教員のほとんど全員が参加して1957年再発足し，翌年，全日本盲教育研究会（全日盲研）と改称して多彩な活動をしている．

また，定期機関誌（研究雑誌）活動も盛んで，1957年ごろから全日盲研の「盲教育」，近畿地区特殊学校盲部教組の「盲教育評論」，校長会の会報誌，日本盲心理研究会の「盲心理研究」（日本教育大学雑司ヶ谷分校内）．1962年，日本弱視教育研究会が結成され「弱視教育」などが相前後して刊行された．なかには独自で定期的あるいは不定期的研究誌を発行している学校もあり，戦前にはあまり例のないことであった．なかには，たとえば鈴木力二の「日本盲教育写真史」のように，その研究を自費出版した篤学の士もある（1960）．本期の盲教育も内容外観ともに軌道に乗出し，将来に大きな期待がかけられる．

就学率の問題，新職業開拓の問題，弱視教育の問題，盲精薄児の問題など，4000人の教職員全体が問題意識を盛上げて，今後解決に当たらなければならない幾多の問題が山積している．

盲人福祉事業

個人的な善意による慈善事業ではなく，社会公共の問題としての盲人福祉事業には，盲人が中心になっているもの，盲人のために晴眼者が中心になっているもの，両者の協同によるものなどがある．大正期にはそれらの芽生えがすでに見られたが，具体化されたのは本期にはいってからである．

〔中央盲人福祉協会〕 大正期には，組織と結合が強固なものと，そうでないものをとりまぜて30余りの事業団体が存在していた．そのほとんどが任意団体であったが，盲人福祉を目的とした強力な事業機関として，1929（昭和４）年，中央盲人福祉協会が生まれた．

盲人保護，失明防止，調査，連絡，全国の団体に対する援助などをおもな事業とした．その10周年に当たる1939年には，戦傷失明軍人の援護慰謝事業をも加えて組織と活動をいっそう強化した．その具体的な事業として，開眼検診，職業再教育講習，失明防止の宣伝啓発，失明軍人補導，読本器（トーキングブック）の製作，盲導犬の飼育，全国団体の連絡，展覧会・講演会の開催，各地団体への奨励援助などがあげられる．

機関誌「中央盲人福祉協会会誌」は季刊であったが，盲人社会事業や盲人教育に心をよせる人びとにとって有益な指導雑誌となっていた．東京盲人会館は，ヘレン・ケラーの第１回来日（1937）を記念して，同会が音頭をとって建設したものである．

終戦後，失明防止と眼衛生事業を行なうことを主眼とし，1950年，日本眼衛生協会として再発足，毎年10月10日を「目の愛護デー」と定めて全国的に目の愛護と失明防止をアッピールし，各種の眼衛生に関する出版物を多数刊行し配布している．

〔岩橋武夫の業績〕 日本ライトハウスは早稲田大学在学中に失明した岩橋武夫が盲人福祉事業に一生涯を捧げるため，1922年，大阪の自宅で点字出版を始めたことに端を発する．

1937年，アメリカからヘレン・ケラーの招致に成功，日本における愛盲運動ののろしをあげ，全国的にその運動を展開した．

そして，わが国の盲人福祉に関する諸事業および教育面で１歩１歩前進した．

他方，政治的手腕にもすぐれ，とかくまとまりにくい都道府県盲人協会（盲人会）を一丸とする日本盲人会連合（日盲連）を1948年結成，その会長となり，指導に当たった．また，当時20数カ所あった盲人社会福祉事業施設を結合して1953年，日本盲人社会福祉施設協議会（日盲社協）を結成，委員長に就任，その育成発展に努力した．

岩橋は晩年になって，わが国盲界の国際的社会への参加を悲願としていた．そして，かれの努力はついに結実，1954（昭和29）年には世界盲人福祉協議会（World Council for the Welfare of the Blind＝WCWB)に加盟しパリ大会に代表を派遣，一方，アジア盲人福祉会議を主唱した．アジア会議は1955年に東京で開催されたが，その開催を見ずに1954年，56歳で没した．

三療業界事情

〔終戦まで〕大正期末から三療類似業に晴眼者が進出し，諸種の物理療法をも含めて府県当局の取締り対象になり始めたが，この傾向は年を追うごとに激しくなり，当局も手を焼くようになった．いわゆる療術，指圧などの新しい呼称の看板を掲げ，盲人の有資格者には大きな脅威となった．東京府では，1930（昭和5）年，これらの無制限進出により，医業体系が乱れ，三療が圧迫されるとして，「東京府療業行為に関する取締規制」を公布．各道府県はこれにならい，さらに1919年には内務省令で，各地の取締条例の統一を図った．

他方，盲人保護団体である中央盲人福祉協会は1934年，盲人保護大会を開き，業者の危機を救うため，「盲人按摩術に関する法制定」の運動を起こすことを決定，盲人按摩専業合同委員会を結成した．このように明治末から大正期にかけての盲人保護・あんま専業運動は，またまた活発化する形勢となった．これよりさき，1930年，板垣守正（専業運動の会長であった退助の孫）は，盲人保持協会幹部とともに自らこの委員長となって，この運動を続け，国会への陳情にも当たった．

こうした運動は功を奏し，第65議会の衆議院を通過させたが，貴族院には強硬な反対論者が残っていたため，審議未了で葬り去られた．その後，戦時体制のもとでは，専業論も下火となり，盲人業界としても戦局の激化につれ，職域奉公，国家総動員の大勢に応じて行動しなければならなくなった．

1940年には大政翼賛会，産業報国会が発足し，その機運によって，道府県各地にも三療団体の組織確立が促がされるようになった．それまでは大部分の道府県三療業組合は，確たるものではなかった．同年の紀元2600年式典を機に各道府県盲人会の統一結成の機運が高まった．

このようにして，三療業者の道府県組合結成の基盤ができたので，東京の小守良勝は1943年，日本鍼灸按マッサージ師会を設立し，文字通り強固な団体となったのは，1947年，全国鍼灸按マッサージ師連盟（全鍼連）と改称以来である．

〔三療存続問題起こる〕以上のような経緯をたどっているうち，1945年8月終戦を迎えた．そのころ，盲人業界にとって大きな問題が起こりつつあった．

すなわち，連合軍総司令部から日本政府に対し，盲人のはり・きゅう・あんまを禁止し，身体障害者はすべて国家の保護のもとにおくべきであるという意向が示された．

問題の発端は1911（明治44）年の取締規則の失効期が1948年末に迫ったので，整骨師法案が同業師団体から国会に上提されようとしたので，三療師団体でも「鍼灸按摩，マッサージ師法案」を上提しようとした．医療制度審議会は従来の取締規則を骨子とした政令を制定する意向で，連合軍総司令部の承認を求めた．ところが，連合軍当局はこれを不可とし，「晴眼者でさえ難解なものを，盲人の業にするのは何ごとである．政府の見解は？」との回答であった．1947年9月のことである．三療の禁止は，全国的業界の死活問題であるとして，同10月理療科教員を中心として鍼按存続同盟が結成され，業界でも日鍼連常置委員会を組織した．

そして，全国盲人大会などを開催し，禁止反対存続請願の猛運動が展開された．宮城県からは，厚生省や国会に善処を要望するため白いつえのデモ隊を繰出すというさわぎにまで発展した．11月には東京盲学校（東盲）講堂で東盲学生同盟の主催で全国盲学生大会が開かれ，総司令部をはじめ各方面に決議文を提出し三療の存続を嘆願した．全国盲学校長会も立上がり，代表が上京して，9月会長の松野憲治を先頭に猛運動を行なった．日本教職員組合もまた，特殊学校執行委員を派遣して運動を応援した．この間，大阪のライトハウス館長岩橋武夫は幸い総司部当局に旧知の人もあり，また，語学にすぐれていたので，わが国盲人と三療の特殊な結びつきを理解させるために一役かった．

このように関係者をあげて，強い団結のもとに禁止反対運動を展開したので，当局の了解を得ることができ，12月招集の第1回国会で衆参両院を通過した．これが1948年から施行された「あんま，はり，きゅう，柔道整復等営業法」である．これによって，従来営業免許だったものが身分免許となり，厚生省が認定

した学校，養成施設を卒業，地方試験を経て初めて免許が得られるようになった．これは質的向上を期しての画期的な改正であった．

〔按摩単独法問題，師法，現行法〕 営業法が実施されて，1948年末には特別法が施行され，有資格者で試験を受けられなかった者に対し試験が各地で行なわれた．これによって学校を出なかった有資格者も救われ，いちおう無資格者は一掃されたのである．1949年に総司令部は再び「盲人鍼灸可否論」を持出した．そこで，保持協会以来の「盲人按摩単独法」問題を一挙に解決しようとの意見が，全鍼連の幹部間に台頭した．これに対し，全国盲学校の理療科教員たちは全国盲学校理療科教員連盟（理教連）を組織して反対，地方の業者団体も同調した．一方，全鍼連の強力なリードで1950年4月，国会に持込んだが，審議未了で流産した．

このようにして，いわゆるあん単法（あんま単独法）事件は落着したが，次に療術師との対決が，より大きな問題として表面化してきた．このころから若い女性や戦争未亡人などの無免許あんまが，都心，温泉地に現われだした．また，1948年，以前の既得権者でない療術営業者が増えだし，養成所などを短期間で終えさせてもらって，公然と届出営業をする者がでるようになった．これらの者は全国療術師協同組合を結成，「療術師単独法」の制定を大会で決議してその実現運動をし始めた．全鍼連，理教連，日盲連のほか関係晴眼者の諸団体はこれに反対，阻止を表明した．そこで，厚生省は1951年，現行法を「あん摩師，はり師，きゅう師及び柔道整復師法」と改め，療術業は1955年までに禁止，同法によって速やかに資格をとるようにとの方針をとった．改正法により従来の不備は整備された．特にその身分法であることを明確にし，同年には厚生・文部両省令で「学校養成施設認定規則」を設けた．文部省ではこれを機会に「高等部理療科教育課程」を作成した．

療術業者は同年までに活路を見出そうと，単独法の制定，最悪の場合でも現行法の改正をめざして運動を始めた．こうした情勢に対処するため，盲学校側は1952年松野憲治を会長とする理療科制度刷新委員会（盲学校長会，理教連，日教組盲部）を結成した．

1955年にはいり，厚生省は療術の「指圧」を「あん摩」に含ませ，禁止期限を3年延長することとし現行法の一部改正を行なった．1953年には禁止期限をさらに3年延長し，1961年までに資格をとるか，あるいは廃転業するよう望んだのである．ところが，1960年1月，HS無熱高周波療法という事件が起こり，最高裁判所は人体に利害を与えない療術は，あん摩師法による禁止に該当しないとの判決を下した．そこで，当局は1961年に，またまた期限の3年延長を提案，国会は「今後療術問題で延長するようなことのないよう，対策を講ずること，盲人の職域は尊重すること，無免許あん摩業者を一掃すること」などの付帯決議を付して，1964年末までの延期を可決した．さて，当局は期限が迫った同1964年に関係16団体の代表者会議を開いたが，満足な調整ができず，結局同年6月，当分の間療術業者を認めることと，現行法を「あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師法」と改めることなどを要点とする法改正が国会の承認を得た．

以上が法改正を中心とした終戦後の業界事情であるが，この間，病院勤務マッサージ師たちによって医療マッサージ師組合（1959年結成）による医療マッサージの分離や法制定の要求があるなど，曲折の連続であった．

さらに近年，わが国でもリハビリテーション制度を採入れることとなり，このため1963年には国立のリハビリテーション学院が発足した．いわゆるPT（Physical Therapy），OT（Occupational Therapy）制度で，「理学療法士及び作業療法士法」も1965年成立した．このうちPTについてはわが国の盲人にも明治以来の実績があり，むしろ，先進国のなかにはすでにわが国にならって，盲人PT制を実施している国もあるくらいで，当初は難色もあったが，学校，業界などの強い要望と文部省の強力な支援もあって，厚生省も盲人PTを認めた．（横田全治）

［参考文献］
石川二三造 「本朝盲人伝」文部省発行 大正8
町田則文 「盲教育50年紀念誌」東京盲学校 大正14
丸川仁夫 「日本盲啞教育史」京都府立盲学校 昭和4
帝盲編 「鍼按科に関する諸法規」 帝国盲教育会 昭和9
中山太郎 「日本盲人史」昭和書房 昭和9
佐々木信綱 「盲人歌集」墨水書房 昭和18
文部省 「盲聾教育80年史」文部省 昭和33
「日本ライトハウス40年史」日本ライトハウス 昭和34

説話，ことわざ，語彙

説話

〔伝説，民話〕 口碑などの意義にはそれぞれ異なるニュアンスがあるが，これらを概括的に説話としておく．要するに昔から残っている物語的な口唱伝承である．それは原形をとどめて伝えられているものと，アレンジされて伝えられているものに大別される．これらはそれぞれ特色のある民間文化を背景にした遺産で，補助史料として役立つだけでなく，精神史的に地方史の裏づけとなる貴重なものである．

その内容は民間伝承の一種だけに，そぼくでわかりやすく，地に根づいている．ときには美しいロマンチックな味さえもっている．

横田全治は1953（昭和28）年，諸文献から盲人に関する57編の伝説を採集して「諸国盲人伝説集」を刊行したが，これを次のように分類した．

〔神秘者伝説〕 遠い昔，単純なわれわれの祖先が，「めしい」の特異な容姿と，たまたま，かれらがもつ天才に，おそれと敬いを抱いて，一種神秘的な天才としてこれをながめた．このような境地から生まれ，諸国に散在するプリミティブな一連の盲人説話で，15種ほど採集することができた．耳無抱一（小泉八雲怪談），座頭宮（日本盲人史），蝉丸（今昔物語），かん座頭（西鶴諸国噺）などは，一般にも知られている．これは「イリアス」と「オデュッセイア」の作者といわれるホメロス（Homéros），「左氏伝」の作者左丘明，阿那律尊者（釈迦の弟子で天眼通）などが，盲目の身で偉大な天才であったという伝説があるのと同じである．古事記にも小名彦神，久延彦神が，ともに占術に長じておそれられたという話があるが，とにかくこれらの話を通じて，その地方におけるその時代の盲人観がうかがえる．

〔利生伝説〕 古来，わが国には「利生記」とか「霊験記」といった，神社仏閣に関するあらたかな利生説話が多い．その信仰を神仏が互いに競い合ったのであるから，無理からぬことである．盲目開眼の利生伝説が諸所に発生したのも自然で，今日の目からみれば失笑するような内容でも，それは発生した時代には，その地域で大いに大衆にアピールし，特に同信の徒には信仰心を増す力とさえなったのである．この種の説話は盲杖桜（明石人丸神社），紫衣弁天（京都円山），眼明観音（河内葛井寺），壷坂寺（大和高取）など，16種ほど採集したが，このようなものはほかにもまだ数多くあろう．少なくとも過去において，このような伝説は社寺にとって大きな精神的財産で，郷土の誇りでもあった．

〔地名伝説〕 傑出した盲人，あるいは名も無い盲人が因縁となって，地名が生まれたというもので，わずか12種を採集しただけであるが，数行の説話に内包される意味は深いものがある．座頭谷（有馬），座頭塚（伊勢，羽後），四の宮（人康親王隠棲地京都山科），検校谷（江ノ島）などがそのおもなものである．それぞれの時代の盲人が，たとえば，中世末期から近世にかけて，生活のためにお得意を探し求めて，あるいは琵琶を，あるいは導引をしながら流し歩いた．ときには盲官を求めて，1本のつえを頼りに京上りもした．その道中で殺害され，あるいは哀れにも金品を巻きあげられた．純朴な土地の人びとはその霊を慰めるため，小さなほこらを建ててから，地名が生まれるようなこともあった．この種のものは風俗史や社会史の史料として，貴重なものである．

〔風刺伝説〕 笑いの衣を着せて，それとなく皮肉やあてこすり，訓戒を含めたもので，盲人自体の心理的欠点をクローズアップして，笑いのうちに風刺するもの，つまり冷笑的にしたものもあるが，そのような意味をもたず単なる罪のない風刺伝説もある．米倉法師（柳田国男「桃太郎誕生」），餅座頭（紫波郡昔話集），猿勾当（狂言），犬の市，猿の市（膝栗毛）など18種をあげることができる．これらのなかには，中世の琵琶法師が村々を流し歩くかたわら，大衆の求めに応じて，張り扇をたたきながら自作の夜話を自演したものも含まれており，盲法師の社会観ものぞかれる．

この分類の大筋は，今日でも変える必要はないようである．その後，さらに5種類ほどを採集したものは，利生的なもの，風刺的なもの，ないしはそのどちらとも考えられるものである．

ひとくちに「口碑，伝説」といわれる話でも，ある地域社会の自然の所産で，まして文字となって今日に伝えられてきたものには，根強い地域文化の背景があったとみられる．それらを分析し総合してゆくことによって，盲人の「昔のあゆみ」が歴史的に各面で思わぬ姿を出してくる．

ことわざ

年長者や長老が若者に教訓的にいい聞かせる際には長談義するよりも，原理的な短いことばで納得させたのが，ことわざの起こりといわれる（柳田国男「民俗

学辞典」). これには教訓的な「たとえ」も包含されるようだが, 教条的色彩の濃いものもある. しかし, 構成は複雑だが, 本領とするところはユーモラスで単刀直入的, 独断的であることなどがその特徴で, 常に大衆が対象となっている. したがって, かたくるしい説教よりも, 笑いが強調されるあまり, ふまじめや皮肉, あるいは, こっけいが含まれ過ぎて, 現代感覚ではぴったりしないものや民主主義の理念に合わないもの, なかにはむしろ不快を感じられるものもある. 「ことわざ」で身体に障害のある者の弱点を強調利用したものも数多く残っている. そこには, 説話群にまさるとも劣らない昔の跡が物語られている. また, 今日的な反省資料とならないでもない.

〔仏典から発生したもの〕「一盲衆盲を引く」, 1人の愚者が多くの愚者を指図する. 危険きわまりなしとの意 (中国仏典. 無門関). 「一盲見るなし, 千盲倶に爾り」, 多小にかかわらぬ (大智度論). 「我性常ならば, 盲者は色を見る可く, 聾者は声を聞く可く, 啞者はよく語る可く, 足なえは歩く可し. 現実は変化生滅する有限差別の世界であり, 従って, 永遠な自己の生命の存続ということなどはない. 若し, あるなれば……」との反意を強調しているもの (涅槃経如来性品). 「群盲撫象」, 昔インドの鏡明王が多くの盲人に象をなでさせ, その所見を問うた. 「曰漆桶(足), 曰帚(尾末), 曰杖 (尾本), 曰鼓 (腹), 曰壁 (目), 曰高抗 (背), 曰簸箕 (耳), 曰魁(頭), 曰角(牙), 曰大索(鼻)」など十人十色であった. のちに衆盲は王に自分の言が真であることを訴えたが, 王は「未だ真を見ず」といって笑って答えなかった. この例で盲人が真実を判じがたいことを戒めるとともに, 凡人には大人物や大事業の真を判じがたいことを戒めた (六度経).

「盲亀の浮木に値うが如し」寿無量劫といわれる1眼の盲亀が大海にいた. 100年に1度海上に浮び出て漂流する穴のある浮木を探し求め, その穴に首をさし入れようとして, 願いを果たした. 会いがたきに会うことができたとの意 (阿含経).

また, 「うどんばら華にあう如く, 盲亀の浮木にあう如し」の句がある. 人身を得て仏に会うのは至難であるとの意である (法華経).

〔中国の古典から発生したもの〕「末だ顔色を見ずして言う, 之れを瞽と謂う」, 目上の人の顔色を推察しないで, ひとり述べまくるのは盲者というべきである (論語).

「瞽者は文章の観にあづかるなく, 聾者は鐘鼓の声にあづかるなし」, 盲人は文章の美麗を見ることができず, ろう者は楽音の美麗を聞くことができぬ (荘子逍遥游篇).

「瞽説は天をあざむく」, 道理にあわないことをいう (漢書).

「斉衰者と冕衣裳者と瞽者とを見る. 之れを見れば少しと雖も必ず起つ」喪服を着けた者と, 盛装した貴人と, 楽官として詩などを唱し, 礼楽の道に携わっている当時の盲人を見るときは, たとえ年少者であっても (孔子は) 立って礼をされた. 「郷党篇」にも類似の1章が見られる. なお, 瞽史, 瞽宗ということは周代ころまであった (故事熟語大辞典). 前者は盲者は耳がさといから, 音楽や箴言なぞを暗誦させ, 君側にはべらせて諷諫の役に当たらせた. 史とは天文をつかさどる役で周代2官の総称といわれる.

後者は殷時代の学校の名. 瞽師など音楽を重んじて主要科目となした. 孔子の盲者に対する礼譲もうなずかれよう.

「矇瞽墻に面して悟らず」, 矇瞽はともに盲人, 墻はかきのこと. 直面してもわかりかねる (嵆康).

「盲者に鏡を送るなかれ. 躄に履をおくるなかれ」, 用をなさない (准南子).

「盲者の杖を失いたるがごとし」, 頼りを失う (准南子).

「盲者視るを忘れず, 痿人起つを忘れず」, ともに情の切なること (史記).

「盲人瞎馬に騎して, 夜半深池に臨む」, 瞎馬は独眼の馬. 危いこと (世説排調篇).

「盲人陽を解するが如し」, 昔, 太陽は銅盤のように丸いと, ある男が盲人に教えてその盤を打った. ところが, あるときその盲人が鐘声を聞いて, 「あれが太陽だ」といったという. はきちがえて覚えること (蘇軾の日輪論).

〔聖書から発生したもの〕「盲人を道に迷わす者はのろわれる」, 古代エジプトの教えに, 盲人と道で出会ったときのモーゼのおきてとして戒めた (申命記).

「その時目しいの目は開かれ, 耳しいの耳はあけられる」, メシヤ来臨の喜びを予言して歌うことば (イザヤ書). なお同じようなものがマタイ伝などにもみられる.

「イエスが道を通っていたとき, 生れつきの盲人を見た. 弟子たちは, イエスに尋ねていった. 『先生この人が生れつき盲人なのは, だれが罪を犯したためですか. 本人ですか, それともその両親ですか』と. イ

ェスは答えられた，『本人が罪を犯したのでもなく，また，その両親が犯したのでもない．ただ，神のみわざが，かれのうえに現れるためである』．イエスは自らが世の光であることを証明する．この節は古来東西の盲人を奮起させた文章として有名で，これによってその失明観が，罪悪観から使命観に転換されたとする．すなわち，ふしぎな神の摂理は，失明者にも神の大愛として注がれるとしたのである（ヨハネ伝）．なお，このあとにシロアムの奇跡の話があり，かれが世の光であることを示した．

「もし,あなたが自らユダヤ人と称し，律法に安んじ神を誇りとし（中略）自ら盲人の手引き,やみにおる者の光，愚かな者の導き手，幼な子の教師をもって任じているのなら，なぜ人を教えて自分を教えないのか」，ユダヤ人の矛盾した行動を難詰した戒め（ロマ書）．

〔中世以降わが国の習俗から発生したもの〕「ごぜと雑，死ぬまでうたう」，くせは死ぬまでなおらない．

「ごぜの日高に着いたよう」，遅くなるはずが，日の高いうち到着する(座頭の日高に着いたよう)．

「座頭の家さ大吹雪」，大あわてにさわぐことや，大喜びにも用いた（青森）．

「座頭の川渡り」，1列に並ぶ．

「座頭の櫛，比丘尼にこうがい」，不用なもの．

「座頭の棚さがし」，手探り．

「座頭の知らず食い」，盲人は食っているものが米か粟か知ることができない．

「座頭のそうめん食い」，見苦しい（慶長ごろの尤之草紙）．

「座頭の中座敷」，大勢が取巻いている中央の座をいう．江戸期，座頭が集会するときは，三桝形のように周囲方形に取巻いて座をかまえ，中央をあけて首座とした．

「座頭の一つ橋」，危険．

「座頭の寝入ると，月夜の明くるは人知らず」，いつ寝入ったかわからない．また，いつ明けたかもわからないのに朝がくる．

「座頭の昼寝もあてあて」，夜働くので昼寝ておく「あてあて」は当てがある．また「ねるものは座頭納豆味噌こうじ」という古川柳があるように，座頭はよく昼寝をしたらしい．

「座頭の琵琶ごしらえ」，仕度に手間どることをいう（佐渡）．

「座頭の坊の根性」，ひがみが強い(福島)．

「座頭の目でいたみいる」，目が奥へはいっている．恐縮(山口)．

「座頭とぬかるみ」，狭量．座頭は他の盲者にぬかるみがあっても教えない．

「座頭にしじみ汁」，からと実がわからない．

「座頭は千軒の町から嗅ぐ」，嗅覚が鋭い．

「衆盲かなえを評す」，群盲撫象と同義．真相をとらえがたい．

「つぼに鉄砲，盲に抜刀」，相手に通じない．

「一夜検校つかみ取り」，にわか大尽になる．ただ一晩で大もうけをして検校の位に上る．

「一夜検校半日乞食」，盲人が一晩で大もうけをして検校になったのはいいが，また，半日で没落してこじきになりさがる．栄枯盛衰の激しさをいう．

「盲を川中ではぐ」，抵抗できぬ者に，むごいことをする．

「盲が梅林通るよう」，手探り．

「盲が弓を引く」，当たらない．

「盲千人，目明き千人」，理解する人あり，理解しない人あり．

「盲とじかのか」，盲と勝負を争っても，勝つに決まっている．「じかのか」とは銭を回わして伏せ裏表を当てる（壱岐）．

「盲と提灯」，むだなこと．「座頭さ提灯」「盲に行燈」，「ごぜさに提灯」いずれも同義．

「盲ととんぼと箒木」，押えやすい．

「盲と蛇さわれさすな」，手出しするな．たたりがこわい．

「盲に鏡，法師に櫛」,不要．

「盲にぐみ食わすな」，えり好みせず，片っ端から食べる，

「盲に杖」，なくてならぬ．

「盲に煮湯あびせる．いざりに煮茶あびせる」，赤ん坊の腕をひねるように没義道であること．

「盲に道おそわる．つんぼに道をきく」，効のないこと．

「盲に眼鏡，いざりに雪駄」，あっても用がない．

「盲の一里のよう」，手間がかかる．

「盲の垣のぞき，つんぼの立聞き」，むだなこと．また，疑念が強い．「盲の高のぞき」同義．

「盲の京上り」，盲でも京に上って出世する．志を堅くもって立身せよという意味．「ぼさま京上り」，「ぼさま江戸へかける」は東北地方で用いられた．

「盲の器量吟味」，無用のせんさく．

「盲の木割り」，あてがはずれる．

「盲の下り坂」，あぶない．
「盲の探りあて」，まぐれに当たる
「盲のよそ見」，あり 得ない．「盲の 目きき」同義．
「盲一人のけば，長者二人」，盲人と世話する２人がそれぞれ独立して，２人立つの意．「のけば長者二人」ということわざがある．不和な者同士は離れて独立せよ，いつまでもいっしょにいるなという意で，これに由来したものらしい．
「盲蛇におじず」，むてっぽう．
「盲牛七匹程すねる」，我をはることが多い．
「盲犬にも劣る」，役に立たぬ．
「盲より手暗がり」，手元の便のわるいのは，盲より不便．
「めしたき三年すると，盲となる」，飯をこぼすな．米をたいせつにせよ．
「目っかちの目こすらぬ間」，ちょっとの間．

語彙

単語．熟語として「盲」を意味する漢字も複雑である．かりに今日の 通用語の「盲」は「目に 瞳なし」．明治期までしばしば用いられた「瞽」は「目に明りなければ身さとく，鼓なぞ楽師の業につかせたる」に由来する古代中国の話である．さらに「矇」は「瞳ありて見えざるもの」，「瞍」は「瞳無き人」，「眢」はめしい，めがつぶれる，転じて井戸の水のかれることをも意味している．
これらの単語や句から熟字ができる．文盲，盲愛，盲点，盲腸などは，もちろん今日語であるが，いわゆる死語になった昔の熟語も多い．ことわざと同様に見る人によって参考になるものである．以下は昔によく使われた熟語である．
「検校千両」，検校は江戸期の盲官の極官として盲人のあこがれの的であった．それになるためには江戸中期でも千両の出資が必要とされていた．
「眢史」，ことわざの項の「斉衰者」を参照．なお，瞽師は楽官をさした．
「瞽辞」，義理に暗い言．瞽説ともいう．
「瞽宗」，中国殷代の学校．瞽師などを楽官とした．
「瞽瞍」，中国殷代聖王舜の父の名．一説にその父君が愚かであって，事の善悪を判じかねたので当時の人がこの呼名をつけたともいわれる．
「瞽矇」，ともに盲者をさす．上掲語参照．瞽人ともいう．
「座頭金」，座頭は 盲官の一つであるが，主として 江戸期，盲官を買った金，または買おうとした金を貸金とした．すなわち，金融資金としたので，この名ができた．座頭はまた，「ざっつさん」，「ざっとさん」ともいった．
「座頭行儀」，表面をとりつくろう．菓子などは持帰って食べる．
「座頭鯨」，体長17メートルにも及ぶ巨大なひげがあり，背びれは低く，頭部にいぼ状の突起があり，目は細くて小さい．胸びれは大きい．子を愛する情が強く，これを伴って遊泳しているので，子持ち鯨の別名もある．サハリンから台湾にかけての太平洋岸に多い．昔座頭が琵琶を背負った形からこの名が出た と も い われ，また，目が細小であることからともいわれる．
「催促座頭」，座頭金(利子)返戻(元金)の催促を常とした雇われ座頭．
「座頭部屋」，中世ころから座頭が遊行して村にくるとき，在郷の分限者は，一室を提供して宿泊させ，遊芸の便に供した．主として東北地方に見られる．
「雀盲」，鳥目のこと．
「一夜検校」，大金を得て一夜で検校を買う．異常な出世のこと．
「盲打」，めった打ち．
「盲うなぎ」，円口類の動物．深海に住み，夜間小魚を追って生きる
「盲馬」，向う見ずに走る．
「盲鬼」，目隠しをした鬼．主として人を探す遊戯であるが，地方によっては神事の厄払い行事に赤青の盲鬼が登場するところもある．
「盲貝」，緑色のもようある美しい貝．暖かい海の岩礁上に住んでいる．
「盲枷」，東海道袋井から見付までは難所であったため，昔の盲者はつえをとり直して用心した土地であったといわれる．
「盲風」，秋になって吹く暴風．
「盲壁」，窓無し壁．内面は塗りつぶしてあるが外からは窓のように見える壁．
「盲行司」，でたらめな行司．
「盲蜘蛛」，足高ぐも．
「盲拳」，声だけを出して打つ拳．
「盲御前」，瞽女，盲ごぜ．中世は主として鼓，近世は主として三味線を手にして２〜３人たむろして，物語，小唄，浄るりなどを門付けしながら諸国を巡った．座興によっては遊興の座にも招かれた．
「盲暦」，文盲者の庶民層の生産を高めるため，絵で

説いた暦．昔，南部藩で作られ使用されていた．農山漁村の労働暦で，現在も盛岡市その他で発行されている．

「盲敷居」，無目の敷居．

「盲縞」，経緯ともに紺染めの綿糸で織った木綿平織りもの．

「盲心経」，般若心経を絵説きしたもの．南部藩で作られた．

「盲居」，めくらづえ．和船の一部で，子持ちのせり木をいう．

「盲相撲」，座頭すもうともいわれる．江戸末期には座頭同士にすもうをとらせ，これを見世物とした．

「盲長屋」，大名屋敷の表道路に面する長屋門の窓無し長屋．

「盲撥」，歌に用いる詞のけん，らんなどをさす．

「盲張」，船を鋲の頭の見えぬように薄板で張って作る．

「盲船」，周囲を完全に板または楯，竹束で囲み，前後に多くの櫓を備え付けてある船．進退が速やかで中世来の軍船の１種．

「盲ぶどう」，ぶどうの１種．

「盲蛇」，退化した細目の小へび．みみずに似ていて地中にひそみ白蟻などを食す．台湾，沖縄に住む．

「盲法師」，中世来，主として僧形の琵琶法師をさした．

「盲滅相」，めくら滅法と同じ，没義道をさす．

「盲目地」，石の接合点．

「盲湯」，ぬるま湯．

「目廃」，めしい．

「盲棋」，わけのわからぬ棋のうちかた．

「盲心」，理解しないことをいう．

「矇瞍」，盲人．

「盲俗」，何も知らぬ．

「盲動」，わけなく他に動かされる．

「盲忘」，世事にうとく，忘れやすい．　（横田全治）

〔参照文献〕

落合直文「言泉」
池田四郎次郎「故事熟語大辞典」
鈴木棠三「故事ことわざ辞典」
金田一京助「辞海」
大槻文彦「大言海」
上田万年ほか「大字典」

点　　字

点字前史

ヨーロッパにおける初期の盲人文字

ヨーロッパにおける初期の盲人文字は，その時代の社会で用いられた普通の文字を基礎にし，盲人の触覚に適応するように紙面または木板の上に浮彫りにした線文字である．

盲人の教育と文字書記の方法を記述した最初の人は，クインチリアヌス（Marcus Fabius Quintilianus, 35～92）である．かれは木，象牙，または金属の板に文字を浮彫りにした，いわゆるタベラ（tabella）なるものを使用した．

盲人ディディムス（Didymus of Alexandria, 308～398）はタベラを使用して読書した．かれはこれにより宗教，哲学，数学，音楽，天文に通じ，大学の教授に上げられた．

ロッテルダムのエラスムス（Desiderius Erasmus, 1467～1536）は盲人文字に関する実験を報告した．やはりタベラを使用した．

1542年，スペイン人メクシア（Pero Mexia）は，一盲人を対象として文字学習の種類方法を研究した．

スペイン人リューカス（Franciscus Lucas）は1517年，タベラを用いて文字を考案し，生徒に教授した．

以上は主としてタベラを使用したものであるが，17世紀後半以後においては蠟を引いた板の上に文字を書き，これを触読する方法が採られるようになった．ハルスデルフェル（Georg Philip Harsdörffer）は1651年，この方法について述べた．

17世紀におけるラナ（Francesco Lana Terzi）の点字の性質を有する価値に富む考案はあとに述べる．

18世紀の初め，ベルヌイリ（Jacques Bernouili）は，タベラと蠟板によってワルドキルヒ（Elisabeth Waldkirch）に教え成功したという．

タベラ，ろう板のほかに鉛または錫で自由に移動し得る活字を作り，触覚に訴える方法も考案されたが，重くかつ高価なため一般には普及しなかった．

結び文字

スペイン人がアメリカを発見する以前，アンデス地方のインディアン種族はひもを結び，その結び方によって結び文字を表わし，これによって文通し，記録を作る組織をもっていた．ペルーでは結び文字（string or knot alphabet）で国の歴史を記録した．この文字組織をクイポス（Quipos）といった．17世紀に至り，結び文字はヨーロッパに導入された．マクベス（David Macbeath），その友人ミルン（Robert Milne）らはこれを規則的なものにし，盲人の教育に実際に使用した．聖書の文，讃美歌，歴史などがこの文字で記録された．これらはかまちに巻き，ほぐしながら指で読むのである．

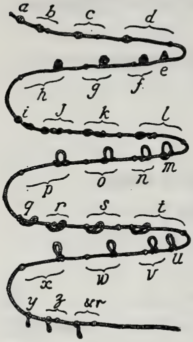

図1　結び文字

盲教育の効果

盲教育の効果としてドイツのワイセンブルグ（R. Weissenburg）とオーストリアのパラディス（Maria Theresia von Paradis, 1759～1824）の2人の盲人を例示する．

ワイセンブルグは1756年に生まれ，7歳のとき天然痘のため視力をそこね，15歳で全盲になった．家庭で教育を受けたが，16歳のとき，マンハイムの学者ニーゼン（Christian Niesen）を招いて師事した．かれの能力知識は，師の適切周到な教育により格段な発達を遂げた．すなわち，ニーゼンは算術の教授にサンダーソンの計算板を用い，幾何学における計算図形には厚紙の上に固定した針金を利用し，図形を解説する文字は針金で作った．文字を書くには，板の上に四つ折り版の大きさにくぼみを作り，その周囲に真鍮のかまちを置く．かまちの上に同じ間隔に糸を張る．くぼみの中に3枚の紙を置く．すなわち，下に白紙，中に赤紙または黒紙，上に白紙を重ね，鈍先の鉄筆で上の紙に書けば一番下の紙に読み得る文字が写し出される．またかれは遊戯用のカルタを作った．カードの裏面に針を使って書き，表面に点線の文字が出るようにした．針文字の着想である．

パラディスはウィーンに生まれ，3歳のときに失明した．幼時からすでに音楽の天才を示し，唱歌およびピアノを学んだ．11歳で教会に出演したとき，女帝マリア・テレシア（Maria Theresia）はその妙技に感じ，年金を賜わった．25歳のときドイツ，スイスを経てパリに至り，皇后マリア・アントワネットをはじめ諸廷臣の推称を受けた．この間にバランタン・アユイと知合い，盲教育の実施に多くの示唆を与えた．ウィーンに帰ったあと，盲学校を開設し作曲に努めた．かの女はまた，クライン（Johann Willhelm Klein）に対しても影響を与え，その事業を刺激した．

図2　マリア・テレシア・フォン・パラディスの影絵

バランタン・アユイ

盲人の教育およびその手段としての文字は，多くのすぐれた有志者によって進められ，くふうされてきたが，これを近世の組織的教育として実施し，後世の発展の基礎を確立したのはバランタン・アユイ（Valentin Haüy，1745～1822）である．かれの父は貧しい織匠であった．かれはパリに学び，ボルテール（Voltair），ディドロ（Diderot），ルソー（Rousseau）ら，当時の啓蒙思想家の影響を受け，人道主義を奉ずるに至った．1771年，かれは市場において興行師が6人のこじきの盲人を集めて，群集の見物に供する非道な光景を見て憤激を感じ，教育によって読書，音楽，職業を授け，人権尊重の実をあげようと決心した．以来，10余年，かれは盲人の触覚の可能性について観察実験を重ね，1784年，意を決して盲人教育の学校を開いた．寺院の門に立って恵みをこいながら父母兄弟を養っていた17歳の盲少年レスエール（François Lesseur）がその最初の生徒であった．この学校はやがて発展し，パリ盲学校として世界に名声を高めたのである．

盲人用の凸字についてかれ自身が語るところによると，印刷紙がプレス機から出てくるとき，紙の裏面にその浮彫りに逆の文字が出ることを観察した．この紙の上に現われたと同じ型の文字を鋳造させ，印刷と同じ方法でぬらした紙を使って，最初の印刷物の製作に成功した．これは盲人が視覚を用いず，触覚だけで読

める浮出文字（凸字）印刷の最初のもので，盲人用図書の発端になったものである．

1786年12月5日付で，「盲児童教育の扱い」という書物が凸字で印刷された．この書は盲教育諸般の部面にわたって論述したもので，宮廷，貴族，慈善団体など，各方面の注目を集めた．

アユイは最初，木製の打込み文字型を用い，翌年木板の上に文字を浮彫りにしたものを，1786年には活字金の鋳型を用いた．

アユイが使用した文字は，曲線的なイタリックに似たものであった．字体について各種の実験をした結果，ローマ字の優秀なことを認め，これに復帰した．初め大小両文字を用いたが，のちには主として小文字を用いた．かれは初め文字の読みやすさは文字の大きさに比例すると考え，漸次文字を大きくしていった．終には盲人文字とし大き過ぎるようになった．

文字を手書きするときは，かまちを用いた．平行の線を張ったかまちを紙の上に置き，行をたどりながら書くのである．

アユイの活字は場所をとることの大きいのが欠点である．そこでかれは小型の活字を考案し始めるとともに，いくつかの文字には横棒や点をつけてスペースの節約を図った．たとえば，n̄はmを，q̄はqueを表わし，また．ḷ ṃ ṇ q̣ ṿの点はそれぞれ重複を表わす．ḷはll，ṃはmmの簡略化である．このような略字で印刷された最初の書物はド・ウェリー（De Wailly）の「フランス語文法要程」で，1783年に出版された．この書物には原本のページ，行数が注記された．これは盲人が目明きの人にページ，行数を指定し得るためで，晴盲両者の関係を深めようとするためである．

パリ盲学校において，かれの後継者によって字体の変革が行なわれたが，1850年，線字の印刷はいっさい中止された．

イギリスの線凸字

イギリスにおいて線凸字の研究が行なわれたのは1830年以後で，作者は多く，文字の種類もまた多様で，普及への努力が活発であった．このとき，フランスでは，ルイ・ブライユ（Louis Braille）の点字が完成（1825）し，発表（1829）されている．したがって，イギリスの凸字は暦年のうえでは，点字と並行して歩を進めているが，線凸字は長い伝統を受継いでいる．これを点字前史として記述するのは不当ではあるまい．

1830年，ロンドン技術協会（Society of Arts of London）は，よりすぐれた凸字型式を得るために懸賞募集を発表し，また，1832年にはエジンバラ技術協会（Edinburgh Society of Arts）も実用的な凸字を募集した．これらの提唱に応じて多数の価値ある考案が寄せられた．

応募の諸形式は2種に大別することができる．一つはローマ字に基づくか，またはわずかに変形したもので，これをローマ字形式（Roman system）という．他は作者の創意による構成で伝統のローマ字から全く離れたもの，これを自由形式（arbitrary system）という．応募15のうち12は自由形式であった．ローマ字形式に属するおもな作者はゴール，アルストン，テーラーらである．

〔ジェムス・ゴール〕　ゴール（James Gall）は印刷家で，イギリスにおいて盲人文字についての一般の注意を喚起した先駆者である．文字は指でも目でも読まれなければならないとするアユイの伝統に従った．注意深い試験を重ねた結果，角は円よりも識別が容易であり，また，文字の外側は内側よりも認識しやすいことを知り，いわゆる角形文字を制作した．かれはまた点線の文字をも作り，解読に有利なことを証明した．1831年から1837年にわたり多数の書物を出版した．

図2　ゴールタイプ

〔ジョン・アルストン〕アルストン（John Alston）はフライ（Edmund Fry）の研究をうけて，アルストンタイプを制作し，その普及に専念した．かれは盲人文

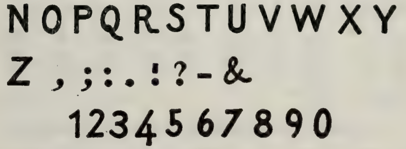

図3　アルストンタイプ

字は晴眼者にも容易に読めるものをという伝統の精神に従い，初めはローマ字の大文字を用いたが実施の経験から文字の形を縮小していった．かれはゴールの角形文字，リューカスの速記文字を極力排斥した．かれの文字は当時用いられた盲人文字としては普通の字体に最も近い．後年アーミテージ（ T. R. Armitage ）が凸線字を比較研究したとき，かれの字体を第1位に推した．この字体は新大陸にも採用された．かれは異常な努力をもって，1840年までに聖書の印刷を敢行した．

〔ウイリアム・テーラー〕 テーラー(William Taylor, ？～1870）は当時イギリス盲教育の権威であり，功労者である．かれもまた文字は晴盲両者がともに読み得ることを理念として，ローマ字形式に従った．初めは大文字をもって，のちには大小両文字をもって書物を印刷した．かれの数学記号はテーラーシステムとして知られ，広く普及した．

〔リューカス，フリーアー，ムーン〕 自由形式に属するおもな作者はリューカス，フリーアーおよびムーンである．

トーマス・リューカス（ Thomas Lucas, ? ～1837 ）は，偉大な盲教育の功労者である．かれは1830年ブリストルに盲学校を開設し，発明した文字の普及宣伝に努めた．かれはその文字の優秀さを自認し，フリーアーと激しい論争を展開した．かれの文字はバイロム（ Byrom ）の速記文字に基づき，ローマ字から全く離れた速記文字である．一つの点，一つの円，2種の大きさの半円および長短2種の線からなり，大きい方の円と長い方の線の末端に一つの点が付けられている．この八つの記号によって文字・略字・数字が組立てられた．文字の重複を避け，前置詞，接続語のような従属語には頭文字だけを用いた．かれの死後，1842年聖書の出版が完結した．

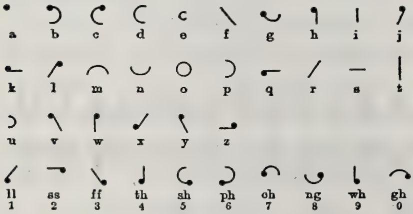

図4　リューカスタイプ

フリーアー（ James Hatley Frere, 1779～1866 ）は自身も盲人である．1838年速記文字の性質をもった一形式を発明した．その普及の過程でリューカスとは相いれない対敵であった．かれの文字は直線，全円，半円，直角，鋭角および鈎の6要素からなり表音的である．すなわち，アルファベットの26文字を表わすのではなく，英語の発音を表現する，かれの文字は最もきれいで読みやすいと評された（アーミテージより）．しかし，法則が複雑難解で習熟が困難なためやがて衰滅した．この形式は，次のムーンタイプを呼起こした点に価値があった．

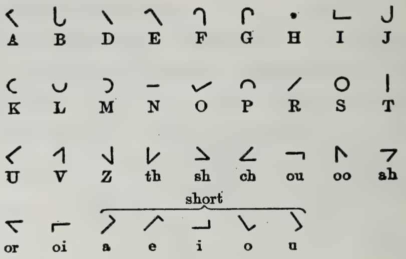

図5　フリーアータイプ

ウィリアム・ムーン(William Moon, 1818～1894）は1830年以来，20余年にわたって続けられた線字戦争（ Battle of lines ）は，ムーンタイプの勝利によって終結したということができる．この形式は1840年の発明である．

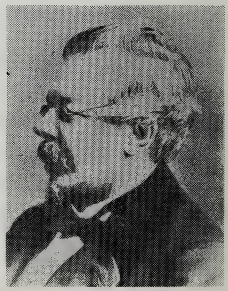

ウィリアム・ムーン

ムーンは初めフリーアーの形式を学び，その家庭で盲児の教育を経験する間にフリーアー形式の欠点を知り，いっそう容易に触知できる文字を考案した．かれはローマ字から出発したが，簡略化を進めるに従ってローマ字から遠く離れ，きわめてわずかにローマ字に似た速記文字に進んでいった．

構成の要素は直線，円とだ円，半円，直角，鋭角，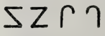の9種である．この形式は単純で読みやすいだけでなく，成年，老年の中途失明者または触覚の鈍い者にも便利である．これが今日なお使用されている理由である．

ムーンタイプは，1914年，イギリス盲人援護協会（ National Institute for the Blind ）によって採用されて今日に及んでいる．

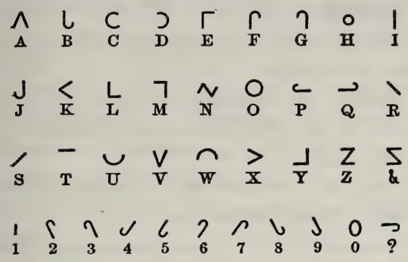

図6 ムーンタイプ

アメリカの凸字

アメリカにおいても多種の凸字が考案された．1833年，ペンシルベニア盲学校がフィラデルフィアに設立され，凸字で聖書のマルコ福音書を印刷出版した．字体はアルストンタイプに基づき，わずかに曲線を加えたもので，ペンシルベニアタイプという．

ハウ（Samuel Gridley Howe）は，ヨーロッパ諸国を視察して1832年に帰国し，ボストンに盲学校を開設した．1834年，かれが考案したボストンタイプで書物の印刷を始めた．この字体はゴールタイプに基づいた角形の小文字である．ハウは触感を明瞭にするために文字の形を単純化し，文字が互いに似ないように，あるいは角ばらせ，あるいは丸みをつけ，あるいは全く新しい字を補った．目でも指でもともに読み得るすぐれた形式と考えられた．アメリカンタイプともいわれた．わが国では明治8年，楽善会がアメリカ聖書会社にヨハネ伝第9章の凸字印刷を注文した．その製作品はこのボストンタイプによって印刷されている．

1867年，フィラデルフィアのクニース（Napoleon B. Kneas）がフィラデルフィア式とボストン式を折衷した線字型式を考案した．

以上3種がアメリカにおけるおもな凸字であるが，ボストンタイプがその主流をなしていた．

ドイツおよびその他の凸字

ドイツ，オーストリアなどにおいては，イギリスほどに文字の問題は論議されなかった．18世紀の初めからその50年代にかけて，ベルリンのツォイネ（Zeune）をはじめ各学校において区々に研究と考案があったが，使用された文字はだいたい普通のドイツ文字であった．アユイに次いでウィーンで盲学校を経営し，盲教育に貢献したクライン（Johann Wilhelm Klein）の業績は特筆に値する．かれは貧民の指導に専心する間に，盲人に教育を施す必要を認め，1804年，盲学校を開設した．初めはアユイの線凸字に従ったが，のちに自分が考案した字体を用いた．文字印刷の方法は，さまざまな段階を経て，1808年，グーテンベルクのように木製の活字を用いてテキストを印刷した．これはドイツ最初の盲人図書印刷である．

また，クラインは針文字を作って教育に使用した．字体を針で突出すように活字を作り，この活字を紙に押しつけて点線の文字を得るのである．郷里の母が普通の文字を針で突き出してその子に寄せた手紙からヒントを得たのである．

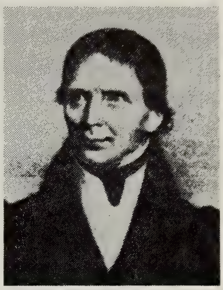

ヨーハン・ウィルヘルム・クライン

このほか，特殊な性格をもつものにラッハマン（Lachmann）の考案がある．この構想はサンダーソンの計算板の精神に基づくもので「点の方形」（point square）といわれる．のような四角形の中心を原点とし，原点の大きさは周囲の穴より大である．原点および周囲の穴に栓を立てて数字，文字を表わした．

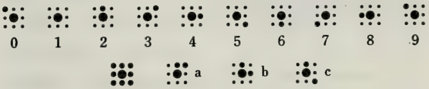

図7 ラッハマンの点の方形文字

次に文字を作るには次の秩序に従う．aは2と3，bは2と4，cは2と5，dは2と6，eは2と7，fは2と8，gは2と9である．a b cのようにh以下を作るにそれぞれの法則が定められているが，不便で実用には適しなかった．

イタリアの凸刻

遠く17世紀の後半，イタリアのラナ（Francesco Lana Terzi, 1631〜1687）は盲人が読み方，書き方を理解し，文通し得るように特殊な組織を考案した．

AO	GP	BTV
FI	MN	E S
CL	HR	DQZ

図8 ラナの点字組織

図8のように直角に交わる二つの並行線により九つの区画を作る．それぞれの区画内に凸刻または凹刻の文字を配置する．盲人はまず区画の形とその中の文字を知る必要がある．文字は区画内の順位によって点で表わされる．たとえばAは⌊の第1位にあるから⌊·，Zは⌈の第3位にあるから⌈⋯として表現するる．

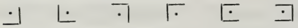 以下略

A　B　C　D　E　F

このラナの点文字は，150年ののちバルビエの点字に影響し，さらにブライユの点字を呼び起こした点において意義深い．このほかにラナはきわめて特殊な文字構成を試みている．

かれは盲人が重ねて書くのを防ぎ，かつまっすぐに書けるように鉄線または弦を張ったかまちを作り，指をたどらせた．この方法はのちに多くの研究者によって受継がれている．

数学記号

サンダーソン(Nicholas Saunderson, 1682～1793)は最も偉大な盲人数学者で，ケンブリッジ大学の数学教授の職にあった．後世に考案された計算機はいずれもかれが発明した計算板に基づいている．

図9 に示すように 方形の板の上にaから i に至る九つの穴を作る．穴に栓を立てる．栓にA，Bの2種がある．長さ，大きさは同じであるが，頭の大きさが異なる(Aは大，Bは小)． A栓は中心 i にだけ使用し，B栓はaからhに至るいずれの穴にも使用する．数字を作るには，

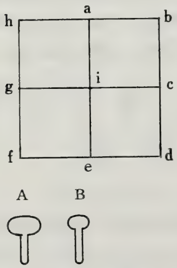

図9　サンダーソンの計算板

0 中心 i にA栓（大）を立てる．

1 中心 i にB栓（小）を立てる(これだけは例外)．

2 中心 i にA栓（大）を，aにB栓（小）を立てる．

3 中心 i にA栓（大）を，bにB栓（小）を立てる．

以下順次時計の針の動く方向に回転して9に至る．

サンダーソンの計算板は，1790年に至りモーイス(Moyes) により，1817年にマクベス（David Macbeath)により改良され，さらにラング(William Lang) を経てテーラー（ William Taylor ） の8角形の計算板に完成された．　　(大河原欽吾)

［参照文献］

Armitage, T. R., *The Education and Employment of the Blind.*

Ritchie, J. M., *Concerning the Blind.*

Scott, E. R., *The History of the Education of the Blind prior to 1830.*

Haüy, M., "An Essay on the Education of the Blind" *Literature on the Blind*, Vol. 1.

Sizeranne, M., *The Bilnd as seen through Blind Eyes* (translation from the second French edition by Lewis, Parl).

Best, H., *Blindness and the Blind in the United States.*

Mell, A., *Encyklopädisches Handbuch des Blindenwesens*, 1900.

Carton, A. C., *The Establishments for the Blind in England.*

Kretschmer, R., *Geschichte des Blindenwesens.*

Statements of Education, Employments and Internal Arrangements, adopted at the Asylum for the Blind, Glasgow, 1842.

Encyclopaedia Britanica, 5th Edition.

Anderson, T., *Observation on the Employment, Education and Habits of the Blind*, 1837.

Gall, J., *An Account of the Recent Discoveries which have been made for Facilitating the Education of the Blind* (reprint), 1894.

How to Write Arithmetic and Algebra, by Means of the Joint Type System, National Institute for the Blind, 1919.

欧米点字史

現行点字の先駆

現在世界で使用されている点字は，ルイ・ブライユ(Louis Braille,1809～1852)によって発明されたものであるが，その先駆をなし，模範となったのはシャルル・バルビエ （ Nicolas Marie Charles Barbier, 1767～1841 ）の点字である． バルビエはもとルイ 18世のフランス軍の砲兵士官で，技術をよくし，発明の才に富む慈善家であった． かれは1808年， 初めて独特な点字組織を発表した．ナポレオン1世が帝位につき，四境に遠征の軍を進めていた時代で，かれの着想と考案は戦争上の必要に応じたものである．バルビエは戦

争中命令の伝達に普通の文字を使用しては秘密が漏れることを経験し，この危険を防ぐために，薄い板紙の上に点やダッシュを浮彫りにし，あらかじめ定めておいた相互の約束に従って読解すれば，命令は漏れることなく伝達される．たとえ敵の手に落ちても約束を知らないかぎり，意味を解することはできない．また，夜の暗黒にも触覚だけで読解し得るとした．かれはこの文字に「夜の文字」（Écriture nocturne）と命名した．

バルビエの文字組織は11点点字，3点点字，楽符点字，12点点字など種類が多く，かつ，年とともに修正が加えられた．このうちルイ・ブライユの点字に直接影響したのは11点点字および12点字である．バルビエはこの点字組織が軍事目的だけでなく，盲人用文字としても十分に役立つことに着目し，1819年，これを盲人教育に採用するようフランス学士院に申請した．しかし，満足すべき結果は得られなかった．

バルビエはこの点字組織に改良を加えて，ソノグラフィー（Sonography）と名づけ，1820年，パリ盲学校に採用するよう要請したが，いれられなかった．たまたま校長の異動があり，1821年，新校長ピニエ（Pignier）に再び要請した．ピニエはこの点字を職員生徒に回覧して研究させた．生徒のルイ・ブライユはこの点字を手にして感激し，盲人の立場から独特な点字組織を開発した．これが現在世界で使用されている点字である．

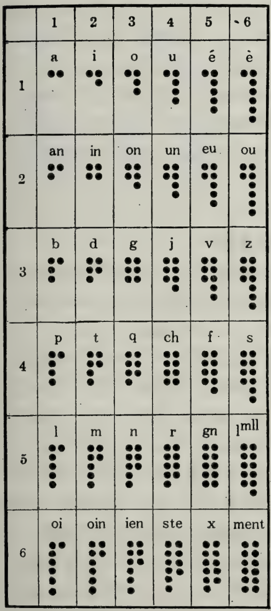

図1 シャルル・バルビエの12点点字（1822）
文字の構成―左に段を示す数の点を置き，右に行を示す数の点を置く．たとえば，bは第3段の第1行にあるので ，onは第2段第3行なので である．この2字を組合わせてbonは とする．

ルイ・ブライユ

点字の発明者ルイ・ブライユは，1809年フランスのクープレーに生まれた．父はシモン・ルネー・ブライユ（Simon Rene Braille）といい，馬具師である．母の名はモニカ・バロン（Monica Baron）で，ともに実直篤信の人である．ルイ・ブライユは4人の子の末子である．ルイ・ブライユは3歳のとき，父の仕事をまねている間に誤って小刀で左眼を刺し，ついに両眼ともに失明するに至った．失明にもかかわらず，村の小学校で一般の児童に混って教育を受け，また，教会の牧師から宗教的指導を受けた．その明敏な頭脳と順良な性行は，人びとの称賛するところであった．校長ブシュレ（Antoine Busheret），牧師パリュイ（Abbé Jacque Palluy）の尽力により，パリ盲学校に入学を許された．ときに1819年，11歳であった．パリ盲学校はバランタン・アユイ（Valentin Haüy）によって創立されたが，このときの校長はギーエ（Sebastian Guillié）で，世界に名声をはせていた．

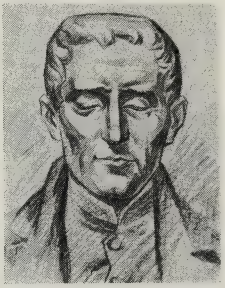

ルイ・ブライユ

ルイ・ブライユはこの学校において文学，音楽，数学，職業を学び，いずれも長足の進歩を遂げた．ことに音楽に卓越した才能を発揮し，のちにはパリの教会堂のオルガン演奏を担当するほどに優秀な成績を示した．

1828年，助教師に任命され，やがて1833年には正教師になった．かれは文法，地理，ピアノ，点字書き方を教えた．個々の生徒の特性を観察して，それぞれに適切な指導と忠言を与え，かつ，融通自在な機知をもって生徒の興味を呼起こした．算術のような無味乾燥な学科にも生徒は自ら進んで出席するようになった．

1833年ごろからかれは健康を害し，ついに喀血するに至った．学校当局はかれの授業を軽減し，音楽のような負担の軽い科目を担当させた．かれはときどき家庭で静養したが，その死に至るまで籍を学校に置き，校内に居住した．健康を害したにもかかわらず，忠実に授業を担当し，発明した点字の改良普及に精進したが，ついに1852年1月6日，43歳で世を去った．

ルイ・ブライユの点字発明

1821年，シャール・バルビエの要請によって，パリ盲学校長ピニエは，バルビエの点字（ソノグラフィー）を職員，生徒に回覧して実験させた．ルイ・ブライユは感激をもってこの点字に習熟し，長所短所を克明に検討した．実験の結果，ソノグラフィーは従来の凸字（線字）に比べ，はるかにすぐれているが，次のような短所があることがわかった．点はただ音を表現するだけで綴字法に対する配意が欠けている．また，句読，アクセント，数字，数学記号に対する設定がない．点の数が多過ぎて組合わせが複雑であり，読み書きが困難である．縦6点，横2点の空間は指頭の触覚には広すぎて一時に知覚することができない等々．そこで，ブライユは12点点字を半切して縦3点，横2点 ⠿ とした．ブライユがバルビエのソノグラフィーに接してから2年半，1823年にはいちおう点字を完成したのである．

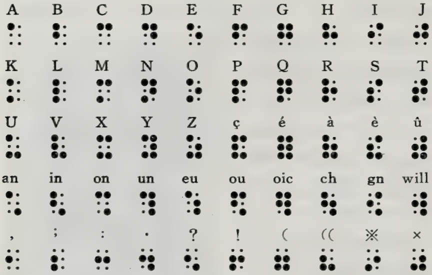

図2　ルイ・ブライユの点字（アルファベットならびに記号）

盲人が自分の手で自由に完全に読み，かつ書くことができたのは，有史以来初のこのことであった．基本形に含まれる6点の取り方および配列によって，63の異なる形の点字を作ることができた．ブライユはアルファベットに配当した余りをアクセント，句読，数学記号，略字，その他の記号にあてた．

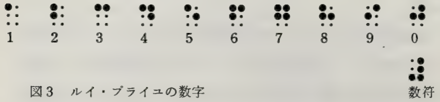

図3　ルイ・ブライユの数字

図2にみるように全体は5段に配列されているが，その構成は完全に規則的である．数字は第1段の10字に数符を ⠼ 前置して表わした．

従来，音楽を普通の文字または記号によって書き表わすことは，盲人には困難とされていたが，この点字アルファベットは巧みに音楽記号に適用された．すなわち，

(1)第1段の後の7字（D－J）　8分音符
(2)第2段の後の7字（N－T）　2分音符あるいは32分音符
(3)第3段の後の7字（Y－Û）　4分音符
(4)第4段の後の7字（un－w）　全音符あるいは16分音符

第2段および第4段において，2種の音符を含むけれども混雑することはない．

パリ盲学校の生徒は読み書き両全の文字を手にし，喜んでこれを使用した．ブライユは1825年までに点字の全組織を余すところなく完成し，1829年「点字書き方」を出版して全組識を説明し，1837年，これをさらに増補した．

ブライユの点字は簡単で便利なため校内に普及し，不抜の勢力になった．ブライユは点字を学校の公式文字として公認されることを望んだが，校長はこれをいれず，依然として線字の使用を強行した．しかし，よいものは認められずにはいなかった．校長ピニエは副校長デュホー（M. Dufau）の説得をいれ，1844年の新校舎落成式において点字の公式採用を宣言した．学校の幹部はさらに政府に対し公式採用の認可を申請したが，発明者は認可の光栄をみないまま世を去った．死後2年，1854年に至って政府は初めて点字を公式に認可したのである．

イギリスにおける点字

イギリスにおける点字は，ルイ・ブライユの組織をそのまま採用し，英語の特質に適応させながら発展したもので，いわばフランス点字の直系である．

1800年から1830年代にかけて，イギリスの盲学校では各種の線字（line letters）が用いられ，その発明者の間や採用する学校の間に，激しい対立と争奪，いわゆる線字戦争（Battle of lines）が行なわれた．すでにフランスでは点字が完成されていたが，イギリスの盲教育者はこれを採用しようとしなかった．当時の盲教育は宗教と密接な関係があったので，聖書は5種の線字によって印刷され，そのため，学習者の読書は制限され，かつ不経済であった．点字の採否が論議されるようになったのは1850年のころである．このときホームティーチャー協会が強烈に点字に反対した．点字の採用は線字を教授する人びとの脅威であったからである．1861年に至り，ベルギー盲学校教授ランダゲン（Hippoylyte Van Landagen）がロンド

ン盲人教育協会（London Society for Teaching and Training the Blind）に点字を導入した．そして点字と線字を比較研究して優劣を確かめ，点字をイギリスの盲人教育に採用して普及し，イギリス点字の将来を誤らせなかったのはアーミテージ（Thomas Rhodes Armitage, 1824～1890）である．

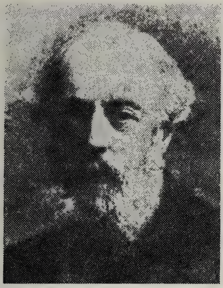
アーミテージ

アーミテージはキングス・カレッジを卒業後，学位を得てロンドンで外科医を開業し成功したのであるが，視力を損じ，1860年廃業のやむなきに至った．失明したアーミテージは，盲人の教育および福祉に献身することを決意し，以来，イギリスだけでなく国際的に賞讃すべき業績をなし遂げた．まず，貧盲訪問協会（Indigent Blind Visiting Society）の役員に加わり，訪問員に盲人を任命した．当時としては画期的な企てであった．1868年，イギリス内外盲人協会（British and Foreign Blind Association）を設立し，盲人の教育および職業の中心的指導機関とした．この協会は名実ともに発展し成果をあげた．1914年，イギリス盲人援護協会（National Institute for the Blind）と改称し，さらにRoyalの名を冠し今日に至っている．

イギリス内外盲人協会が着手した第1の事業は，盲人文字の研究である．研究には二つの規準を設けた．

①盲人に対する最善のものの審判者は盲人でなければならない．

②それぞれの字体の利点は，直接の知識によって定められるべきで，理論的根拠によって定められてはならない．

その執行員には，盲人または触覚だけにより3種の凸字を読み得る人びとを選び，公平に注意深く試験した．その結果，ローマ字（凸字）は長期の訓練を要し，触覚が特に鋭敏な者でなければ容易に読み得ない．ブライユの点字こそ読み方，書き方の最善のものであるとの結論に達した．書き方の敏速，紙面の節約，用紙の表裏を使用し得ること，綴字法の正確などがそのおもな理由であった．アーミテージがこの運動を始めたとき，点字を用いている学校は1校もなかったが，1882年かれは「北アフリカの学校を除き点字を使用しない学校は文明国にはない」といっている．

アーミテージはイギリス盲人用文字に不動の基礎を築いた．一度アメリカのニューヨーク・ポイントの攻撃を受けたけれども，綿密な研究と適切な処置により，ニューヨーク・ポイントの上陸を許さなかった．イギリスにおいては，アメリカにみたような醜い不経済な文字上の争いはなく，終始一貫して，ブライユ点字を守り続けることができたのは，かれの功績である．アーミテージは1871年に *The Education and Employment of the Blind*（盲人の教育と職業）を公刊した．わが国の点字はその出発において本書に負うところが多い．

アメリカにおける点字

1859年から60年にかけてセントルイスのミズーリ盲学校（Missouri School for the Blind）が初めて点字を導入した．生徒はその便利なのを知り喜んで使用した．当時，アメリカでは各種の凸字が用いられていた．そのうち，パーキンス盲学校で考案されたボストン・タイプが中心勢力として最も広く普及していた．新参の点字を迎え入れ，その便利なことは知りながらも，早急には点字の普及を許さなかった．しかしニューヨーク盲学校長ウエイト（William Bell Wait）は，この間の情勢に鋭い注意を向け，価値ある研究を遂げて，点字が最も優秀であることを確認した．ウエイトはボストン・タイプを使用する7学校664人の生徒について試験し，3分の1はよく読む，3分の1は徐々に読む，残り3分の1は全然読み得ないという結果を得た．さらに点字を使用しているミズーリ盲学校について試験し，3分の2はよどみなく読む，3分の1は語を綴りながら徐々に読む，全然読み得ない者は1人もないことを知った．このようにして，かれは点字の価値を積極的に確認し，在来の凸字（線字）は文字として不適当であると断定した．もしウエイトがブライユの点字をそのまま信奉して普及に努めたならば，アメリカの盲教育は順調に発展したであろう．ところが，独創進取の性のウエイトは，さらに1歩を進めて，1868年，ニューヨーク・ポイント（New York Point）と称する特殊な点字形式を発明し，の

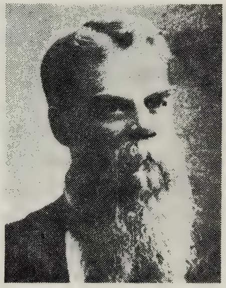
ウィリアム・ベル・ウエイト

ちに長年にわたる混乱――いわゆる点字戦争（Battle of points）を引起こす原因を作った．

ウェイトは点字研究の結果，ブライユ点字に二つの欠点があると指摘した．すなわち，①ブライユ点字は普通の文章に現われる文字の頻度（frequency）を考えに入れていない．たとえば，T はK に比べより多く使用されるにもかかわらず，2倍の点をもつのは不経済である．②ブライユ点字がみな同一空間を占めているのはふつごうである．たとえばA は1点であるのに5点からなるQ，Y と同じ空間をもつ．点の少ない文字には小さい空間を与えるべきである．そこで，文字の縦を2点に縮め，横を1点ないし4点とした．文字の構成を可動的原理のうえに置いたのである．略字および大文字は4点であるが，小文字は横3点を越えることはない．満たされた形は次の4種となる．

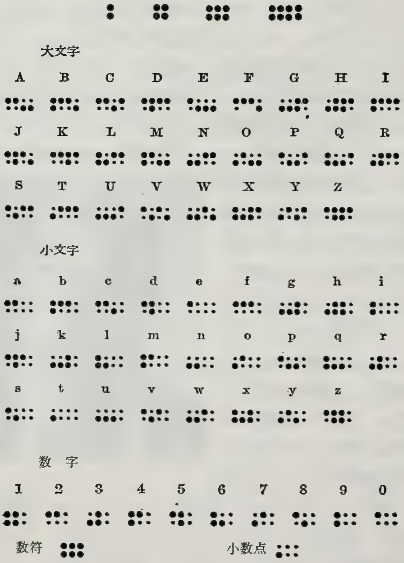

（そのほか略字，句読符，数学用略字，記号などを具備している．）

図4　ニューヨーク・ポイントの型式

ウエイトは預言者の気概をもって，ニューヨーク・ポイントの普及，宣伝に努めるとともに，盲人教育に必要な略字，数学記号，音楽記号を作り，また，点字書籍を豊富に印刷して諸学校に無料で配布した．その勢力は全国に及び，ブライユ点字支持者との間に激しい戦いが展開された．

全国盲教育の本山と自任していたパーキンス盲学校は，ニューヨーク・ポイントに対してさらに別の形式を発表した．同校調律部長スミス（John W. Smith）の考案したものである．これを修正点字（Modified Braille）といったが，1892年にアメリカン・ブレール（American Braille）と改称した．これもまた頻度を考慮に入れ，略字語符を整え，一形式の体裁を具備したものである．文字の縦は3点，横2点，ブライユ点字の構造と同じである．このように，アメリカでは3種の点字が並び用いられ，そのために，盲教育界は深刻な混迷に陥った．

この混迷を救うために，点字の統一を希求する機運が高まってきたものの，発明者ならびに支持者にはその主張と面目のゆえに急速に統一を実現することはできなかった．しかし，ホール（Frank H. Hall）による点字タイプライターの発明はこの統一を促進したのである．ホールは多年にわたって普通教育に従事し，豊かな経験をもっていた．1890年にイリノイ盲学校長に就任するや，各地を視察し，異なる点字の諸形式の得失を比較した結果，ニューヨーク・ポイントが有利なことを認め，これを自校に採用し，その他の点字，器具の使用を厳禁した．ホールはさらに点字をいっそう容易，敏速に書き得る点字タイプライターの製作に着想し，精力を傾けてその完成に没頭した．タイプライターの文字は，すべて同じ空間をもたなければならない．ニューヨーク・ポイントのような大小不定の文字は，タイプライターによって書き表わすことは困難である．ブライユ点字の原理によらなければ機械を組立てることは不可能である．1892年，ホールは機械製作に成功した．この発明は盲人文字の福音であるとともに，ブライユ点字構成原理の勝利であり，ニューヨーク・ポイントの敗北であった．ホールは続いて点字原版製作機（stereo plate-maker ; stereo typewriter）の製作に成功し，点字文書の大量印刷に貢献した．

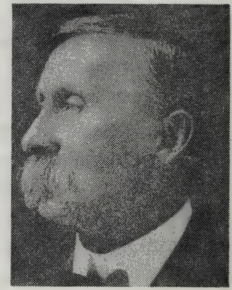

フランク H. ホール

ウエイトはこれに対抗して，ニューヨーク・ポイントを書きしるすタイプライターを製作したが，結局はブライユ点字の原理を承認せざるを得なかった．以

来，アメリカでは，ブライユ点字の勢力が急速に増大した．点字の優劣を機械が審判したのである．

しかしながら，アメリカの点字がブライユ点字に帰一するまでには相当の年月を要した．19世紀の末ごろには，ボストン・タイプのような線字がなお用いられており，3種の点字が並び立って競争を続けた．それは知識習得の困難，書物の高価など，いろいろな障害をもたらした．点字統一の急務は教育および印刷の面で痛感された．アメリカ盲人教育改良協会（American Blind People's Higher Education and General Improvement Association）は，1901年，統一事業に着手し，1905年，統一点字委員会（Uniform Type Committee）を設け，一つの普遍的形式の採定を指令した．1913年になって標準点字（Standard Dot）と称する一体系が発表された．標準点字はブライユ点字（イギリス点字）に復帰し，これにアメリカのニューヨーク・ポイントとアメリカン・ブレールの特徴を補充したものである．すなわち，アルファベットと数字はイギリス点字のそれを採用し，句読と大文字はアメリカン・ブレールの方式に従い，空間節約のために文字の横を1点ないし3点とするのは，ニューヨーク・ポイントに従った．文字の縦はすべて3点とする．そのほか記号，略字，略語などを具備した一つの形式であった．アメリカ側は標準点字の採用をイギリスに求めたが，イギリス側は強くこれに反対し，かえってイギリス点字に帰一するよう要求した．1915年になってアメリカ側は諸種の材料に基づき，ついに標準点字を英米両国の共用文字として採用する努力を中止することを決定し，略字，縮字の問題については，さらにイギリス側と商議することとした．アメリカ側が従来の行きがかりを捨てて，イギリス点字に帰一したのは「英雄的自己否定」といわれた．かくて，アメリカにおいては統一点字委員会（Commission on Uniform Type for the Blind），イギリスにおいてはイギリス統一点字委員会（National Uniform Type Committee）が組織され，両者の間で略字，縮字などの統一について審議することになった．

これより先，イギリスにおいては，1905年，点字の略字を2種にわけて整理した．すなわち，

第1級（Grade Ⅰ） 何の省略もないもの．

第2級（Grade Ⅱ） 省略して一般の使用を目的としたもの，

アメリカ統一点字委員会は，上記のイギリス点字を検討して，修正すべき諸点を提示したけれども，イギリス側はこれを拒絶した．そこで，アメリカ側はさらにイギリスの1級，2級を基礎とし，1級半点字（Grade One and Half—Grade 1½）というものを作り，これをアメリカにおける標準的なものにした（1918年）．これによって，英米両国の間になお僅少の差異を残してはいるものの，統一はほぼ実現された．その後，諸雑誌への発表，個人的意見の交換および会議の討議を通じ，イギリスの2級点字採用の機運は次第に高まり，ついに1932年，アメリカは1級半点字を放棄し，イギリスの2級点字を採用することを決定した．ここに英米両国の点字は完全に統一されたのである．顧みれば，イギリスは終始そのとるところを改めなかった．これに対しアメリカにおいては，3種の点字形式が並び用いられ．迷路をさまようこと60年，曲折を経て，ようやく目的地にたどり着いた．その端緒はウエイトのニューヨーク・ポイントにあった．

（大河原欽吾）

［参照文献］

Kretschmer, R., *Geschichte des Blindenwesens.*

Scott, E. R., *The History of Education of the Blind prior to 1830.*

Ritchie, J. M., *Concerning the Blind.*

Armitage, T. R., *The Education and Employment of the Blind.*

Javal, E., *The Blind Men's World.* (translated by Thomson, E.)

Wymer, N., *Louis Braille.*

Keller, Helen, *Light Bearer to the World of Darkness.*

Mell, A., *Encyklopädisches Handbuch des Blindenwesens*, 1900.

Wagg, H. J., *A Chronological Survey of Work for the Blind.*

Carton, C., *The Establishments for the Blind in England.*

Statements of Education, Employments and Internal Arrangements, adopted at the Asylum for the Blind, Glasgow, 1842.

Clutha Mackenzie, *World Braille Usage*, UNESCO, 1953.

French, R. S., *From Homer to Helen Keller.*

Illingworth, W. H., *History of the Education of the Blind.*

The Braille and New York Point System of the

Point Writing Compared, Executive Council of the British and Foreign Association for the Promoting Education and Employment of the Blind, BFBA, 1874.

Taylor, H. M., "Mathematical and Chemical Notation" *The New Out Look for the Blind*, 1915.

The New Out Look for the Blind, AFB, 1917〜18.

世界点字協議会

音楽，数学，理化学に関する点字記号の世界的統一とブライユ式6点点字を基本とする「世界点字」（World Braille）の確立と普及などに着目したユネスコ（国際連合教育科学文化機関＝United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization＝UNESCO）は，クルサ・マッケンジー（Clutha Mackenzie）を顧問に招いて，各国における点字の調査をすることになり，まず，1939年，インドの調査に着手した．当時インドには8種以上の点字があった．その他中国に8種，アラビア語地域には10種ないし12種の点字が使用されていることが判明した．アジアの大多数の国では不統一なのが普通とされていた．

クルサ・マッケンジー

マッケンジーはこの混乱を整理し，ブライユ式点字を基礎に一つの体系にまとめようと努力した．ユネスコの援助のもとに1949年と50年にパリで点字学者，言語学者，盲教育家ならびに点字書出版者たちが出席し，点字統一に関する国際会議を開催し，点字統一システムの採用，点字原則と応用について勧告できる資格，地域的逸脱を避けるための忠告，情報の収集と普及の必要性について各国に勧告することを採択した．

1950年6月には，フローレンスで行なわれた第5回ユネスコ総会においてパリ会議の勧告書を決議するとともに，①アラビア語とイスパニアまたはポルトガル語使用の2地域で会議を開くこと．②世界点字協議会設立のための援助．③世界点字表の編集．④点字統一に関する研究資料の出版と関係方面への配布などを決議し，実施することとなった．同年7月には，国際音標文字と点字記号との連結方法について，マッケンジーはダニエル・ジョーンズ（Daniel Jones），エメリタス（Emeritus）ら音標文字専門家と討議した．また7月にはロンドンで，アフリカ種族語の標準点字化について会談，1951年には，中東，東南アジア，インドの代表者がレバノンでアラビア語会議を開催し，イスパニアとポルトガル語はモンテビデオでブラジルその他の代表で協議し研究を続けた．

これらの諸会議と研究とマッケンジーの努力の結果①インドの点字をバラティ点字（Bharati Braille）1本に統一した．②ペルシャ語，アラビア語諸国の標準点字が確立した．③スペイン語，ポルトガル語の点字の略字を統一した．④かくして1951年の末，ユネスコを背景とする世界点字協議会（World Braille Council＝WBC）が成立し，パリに本部をおいてさらに統一運動を前進した．

同年，パリにおいて世界点字統一会議が開かれたが，日本の点字をローマ字システムにすべきではないかというインド代表の発言があった．これに対し，日本代表中村京太郎（1880〜1961）は，かな文字の特殊性と合理性を強調した．これについて，マッケンジーは「日本語の点字は単純で，実用的な音節的基礎のうえになりたち，これによる多数の出版物が現存するので，特別にそのまま受入れることにした」と裁定している．その後，ユネスコは *World Braille Usage*（世界点字の使い方）を刊行し，その普及に努めた．

WBCは本来盲人関係の機関であるのでユネスコは1958年，これを世界盲人福祉協議会（World Council for the Welfare of the Blind＝WCWB）に所属する点字委員会とした．現在，世界点字協議会が取組んでいる問題は，①数学および理科学記号の統一．②スペイン語，ポルトガル語の問題．③その他アフリカ，ナイジェリアのハウサ点字，サモア点字，ウルド点字フィリピンのタガログ点字などの改良考案などである．（鳥居篤治郎）

点字楽譜史

ブライユの点字楽譜

ルイ・ブライユ（Louis Braille）は，1834年に点字楽譜を完成した．ブライユが完成した点字楽譜は，いまでも基本的なものとして生きている．すなわち，音譜，オクターブ記号，指記号，部分け記号，休止符と臨時記号，音程記号，復縦線，符点くり返し記号，延声記号，発想記号などである．しかし，ブライユはなぜか音楽記号に関する解説書を残していない．

ヨーロッパの点字楽譜

1861年，ブライユ点字はイギリスに紹介され，やがて点字楽譜もアーミテージ(Armitage)によって採用されて，1871年，ロンドンのイギリス内外盲人協会(British and Foreign Blind Association) が，点字楽譜の説明書を出版した．これは点字楽譜解説書の最初のものである．

次いで1879年，ドイツでも「点字楽譜便覧」が発行された．1884年にはイギリス内外盲人協会はふたたび *A Key to the Braille Musical Notation* (点字楽譜のカギ）を出版，翌年パリでも便覧が出版された．

1888年，フランス，デンマーク，イギリス，ドイツの代表者たちは国際音楽委員会を組織し，点字楽譜の統一に努力した．この委員会の報告は，同年，フランスのコロンで開かれた国際会議で採択され，点字楽譜の基準が確立した．しかし，その内容は1871年，イギリスで作製した解説書をほぼそのまま承認したに過ぎない．

翌年，イギリスはコロン会議の決定事項に基づき新たに便覧を作製し，1896年にはその改訂版を刊行した．1902年には1896年版をさらに修正し，*Braille Musical Notation for the Blind* (点字音楽記号）を出版した．1909年11月，わが国最初の点字楽譜解説として，文部省が発行した「訓盲楽符」の底本となったのはこの本である．この本はワトスン(Watson)の執筆したもので，独習に適している．

同年，ロンドンの王立盲人高等師範学校（ Royal Normal College for the Blind ）で盲人代表者会議が開かれ，月刊点字音楽雑誌の発行が計画され，点字楽譜についての活発な論議が展開された．1911年，エキゼターの会議においては，点字楽譜委員会が設置され，論議を実行に移すことになった．

1914年，イギリス内外盲人協会はイギリス盲人援護協会(National Institute for the Blind ＝ NIB)と改称されたが，1 902年の点字楽譜に追加して *Addition to Braille Musical Notation* (点字音譜追加書）を出版した．修正委員会は1922年まで継続され，同年，画期的な修正を加えて *Key to Musical Notation* (点字楽譜の書き方，1922)，を発行した．しかし，前にあげた基本的な点には触れず，①従来の通し書き（ vertical score ）に小分け書き（ bar by bar method ） が採用され，②タイおよびスラー（ tie and slur ）に改良を加え，③さらに，バイオリン，チェロ，合唱，管絃楽，吹奏楽，打楽器などに関する多数の記号を作り，また，装飾音に多数の記号と書き方を設定した．

このようにしてコロン会議以来の問題を終結することができた．1925年，ノベロ（ Novello ） はこれを墨字で出版するに及んで，イギリスにおける点字楽譜は完成したといえる．

1929年，ルイ・ブライユの点字発明100年記念事業として，アメリカ点字出版所 （ American Braille Press ）の主催で，音楽記号国際会議がパリで開催され，フランスのラベラ （ L. Georges Raverat ） をはじめヨーロッパおよび南北アメリカから14カ国の代表者が出席して，前記1922年版の *Key to Musical Notation* を検討したが，いちおう基本的な問題については，国際的統一をみることができた．

ドイツやフランスでは従来，⠿ の点字の点の番号を左の上から1，2，3，右の上から4，5，6としていたが，イギリスは左の上から1，3，5，右の上から2，4，6と称していた．しかし，この会議でイギリスはフランスやドイツにならうことになった．

アメリカの点字楽譜

1888年，コロンで決まった点字楽譜は，アメリカでもそのまま受諾されていた．ちょうどそのころ，ジャクソンビル盲学校のホール（ Frank Hall ）が点字製版機を発明したので，点字図書や楽譜の出版が容易になった．その結果，ジャクソンビルやウォーター・タウン（パーキンス盲学校）にある楽譜の総目録ができた．これらの楽譜は，アメリカンブレールを知っていれば解せるのであった．

アメリカでは1908年に初めて点字楽譜の改訂を唱えだした．1913年から1917年にかけて，ロンドンではステリッカー，ワトスン，スパンナー，プラット，ウォーリローらによって，小分け書き（ bar by bar ），通し書き（ vertical score ） などの記載法が熱心に主張され，その影響は相当強く他国にも及び，特にアメリカには著しかった．1919年，アメリカでは *A Key to Musical Braille* が発行され，続いて1921年には *The Primer of Blind Music* が出て，縦重ね式（ bar over bar ）が広まった．これは盲人用文字統一の中の楽譜委員会によって完成された．このころ，イギリスでは1922年の改正案が発表され，これによって現在使用されている多くの記号がアメリカでも採用されるようになった．

アメリカでは1959年，正式に世界点字楽譜を承認して，全国の点字出版書はあげてこれを使用するよう

になったので，盲人用文字に関する委員会を解散し，点字の問題は数人の専門家に一任されることになった．

世界点字楽譜統一会議

1929年のパリ会議には，フランス，ドイツ，イタリア，アメリカ，イギリスの5カ国から10人の代表が参加したに過ぎなかったが，1954年にパリのユネスコハウスを会場として開かれた世界点字楽譜統一会議には，19カ国の代表のほか公式オブザーバー4カ国5人，主催団体代表者5人が出席した．わが国からは代表として日本点字研究会（日点研）会長鳥居篤治郎，オブザーバーとして岩橋英行が出席した．

この会議はユネスコと世界盲人福祉協議会（World Council for the Welfare of the Blind ＝ WCWB）および世界点字委員会（World Braille Council ＝ WBC）の共催で開かれたのであるが，その目的は次の3点であった．

(1)世界的に通用する最大限度の一致を点字楽譜にすること．

(2) 1929年の国際会議開催以後の点字楽譜表記表およびその解説法を経験を基として改正すること．

(3)前回の会議では，関連のなかった新しい楽器および音楽の形式，特に東洋における点字楽譜について考慮すること．

この会議の準備委員長として資料を集めたアメリカのローデンバーグ（L. W. Rodenberg）は，開会式の演説の中で次のように語っている．「われわれはどうしても必要と思われる変更と追加だけを考えようではないか．すでにできあがっている適当なものまでも破壊したくないと思う．ブライユの時代に比較して，音楽の世界は新しい形式や楽器の要求に従って成長してきた，この成長の要求を満たし，そのうえにおいて，われわれの知恵を働かせようではないか．トルコ，インド，日本においては，その国の音楽に点字楽譜を適用されたという本質的な進歩を見ることのできたことは喜びの至りである．また，ギリシャの代表は，ギリシャ東方聖教会の儀式音楽に点字楽譜を適用することを提案している．東西両洋の音楽が，点字楽譜において一致するという初めての事実は，この会議に大きな歴史的意義を添えるものである」．

このローデンバーグ発言でもわかるように，世界点字楽譜統一会議は慎重な態度で進められたが，ヨーロッパを中心とする大陸方式と，アメリカを中心とする表記法の問題でかなり対立を示し，結論を得るに至らなかった点もあった．しかし，会議終了後継続委員会において，問題を処理しまとめたものが *Revised International Manual of Braille Music Notation*（改正国際点字楽譜の手引き）である．

パリ会議で決議された事項は次の通りである．

①1929年の手引きを基本として新しい点字楽譜を作製する．

②手引きの改正要点（33項目について検討済み）．

③有鍵楽器，平行記法か大陸原則か（今後，小節横並べ式，すなわち，bar by bar は用いないこと）．

④音程記号方向（右手は上から下へ，左手は下から上へ）．

⑤記法（note for note）（音程記号を用いず和音を書く法）．

⑥通奏低音（figured bass）．

⑦管弦楽．

⑧短縮楽譜形式（short form scoring）．

⑨通俗楽器（ギター，アコーディオンなど）．

⑩東方音楽．

⑪歌の書き方と合唱曲．

⑫ローマカトリック衆賛歌．

⑬ギリシャ聖教会音楽．

⑭継続委員会の設置．

⑮音楽総目録の作製と著作権．

⑯東方委員の出席奨励．

以上のうち決議第10についての要項は次の通りである．

インド，日本，エジプトおよびその他の国々のように，まだ点字楽譜を制定していない国においては，できるだけこの会議の決定に基づいて楽譜を作り，WCWB の会議終了後，設置される継続委員会の確認を得ること．

東方音楽に関する諸委員会の勧告は，次のように受諾する．

アジアおよびアフリカ音楽の特徴が許す限り，今後制定される東方音楽の点字楽譜と現在の楽譜方式とは基本的には一致すべきであること．

アジアおよびアフリカ音楽に適する楽譜の本質的一致は望ましく，かつ実行すべきであること．

まず，二つの範囲，すなわち，音符の表わし方および音符の長さの表わし方については，是非統一を図るべきであること．

アジア，アフリカ諸国の政府あるいは適当な点字音楽団体は，詳細な事柄については，地域会議または通

信によって決定し，満足な解決に到達させること．

エジプトで考案されている¼音（半音の半分）を表わす点字符号はこれを歓迎し，国際一致の基本として採用すべきこと．

日本における点字楽譜

1911（明治 44）年,「訓盲楽符」が文部省によって刊行されたが，これは当時東洋音楽学校長であり，東京盲唖学校の講師であった鈴木米次郎（1860〜1940）が翻訳編集したものである．昭和初期のころ東京盲唖学校の音楽担当教諭福家辰巳は，1934 年に NIB から出版された *Key to Musical Notation* を翻訳して，「点字楽譜の書き方」として，東京盲学校の桜雲会から発行した．これはわが国における本格的な点字楽譜である．

1939 年には，大阪市立盲学校において，中村双葉（1899 / 明治 32〜1970 / 昭和 45）を中心とした点字楽典編纂委員会から「標準点字楽譜の書き方」が出版された．これは点字，普通字両版とも出版され，特に普通字版は楽譜の点訳奉仕者にとってはよい手引き書であった．1948 年のころ，文部省認定の音楽教科書が点字毎日によって小学部 1 年から中学部 3 年まで約 2 カ年かかって完成し，盲学校における音楽教育は軌道にのり始めた．1949 年，東京盲学校邦楽科教官斎藤正一は「点字楽典教科書」を編集し，点字毎日から出版され，邦楽科生のためのよい指導書となった．

わが国最初の盲人バイオリニスト杉江泰一郎（1891 / 明治24〜1935 / 昭和 10）は 1909 年，京都市立盲唖院を卒業し，翌年東洋音楽学校に入学した．杉江は在学中，イギリスから点字バイオリン教則本（Violin tutor）を取寄せ，点字楽譜の勉強をし，卒業後大阪市立盲学校の洋楽教師になった．在職中，同校同窓会から楽譜の出版や点字雑誌「明日の音楽」の発行など，日本最初の洋楽科の新設とともに点字楽譜の普及に大きな役割を果たした．また，杉江は同校の邦楽科教師川端米逸と共に「箏譜解説」を編集して，同校から出版し，昭和初期に初めて邦楽記号の基礎を作った．

点字楽譜の出版について功績のあるのは，高松市の平井点字社平井正である．平井は大阪市立盲学校の出身で，杉江とも浅からぬ縁があった．なお，東京盲学校においても久本玄智の作品や宮城道雄（1894 / 明治 27〜1956 / 昭和 31）の新日本音楽の出版などをしている．

1950 年，鳥居篤治郎はパリにおける点字楽譜国際会議に「六段」を bar over bar 方式で印刷して出席者に配り，日本音楽にもこの方式がりっぱに適用できることを証明した．これが契機になって，箏曲楽譜の検討が盛んになり，大阪式と東京式の統一を図り，日点研から「点字邦楽記号」の解説書を発行するに至った．1955 年にはこれを英訳し，同年，東京で開かれたアジア盲人福祉会議に出席した人びとに「点字理科学記号」とともに配布した．その後，これをパリ会議の手引き編集委員長であるイギリスのスパンナー（H. V. Spanner）に送って将来，手引書の付録として掲載することを約束した．

1956 年，宮城道雄が奇禍のため東海道線刈谷駅近くで死去したが，翌 1957 年，その供養塔を刈谷市に建立するに際し，日本盲人会連合音楽部の主催で全国盲人音楽家大会を開いた．その席上，日点研の「点字邦楽記号」と「世界点字楽譜」を全国的に承認した．同年，日点研では「点字邦楽記号」を普通字で出版，同時に「邦楽特殊奏法解説レコード」を製作頒布した．

京都府立盲学校教諭林薫夫は邦楽点字楽譜のとりまとめに当たっただけでなく，1955 年，財団法人青鳥会の研究助成費を得て「点字楽譜一般」を発表し，続いて 1956 年，パリ会議の決議に基づいて，最も新しい「改定点字楽譜の手引き」が出版されたのを直ちにその翻訳編集を計画し，1964 年「世界点字楽譜解説」全 5 巻を完成した．

京都ライトハウス出版部・京都点字社から 1962 年以来，雑誌「点字音楽の友」を年 4 回発行して，点字楽譜の普及に一役をかっている．

最近，ワシントンの国会図書館盲人部では，世界中で出版されている点字楽譜 3000 種を収集したといわれている．わが国においても点字楽譜図書館の設置が強く要望されている．（鳥居篤治郎）

［参照文献］

大河原欽吾「点字発達史」培風館　昭和 12
文部省「訓盲楽譜」明治 41
今井秀雄「ルイ・ブライユ」神戸市立盲学校　昭和 36
鳥居篤治郎「かきのぞき」京都府立盲学校　昭和 30
「京盲 75 周年記念誌」京都府立盲学校　昭和 28
林薫夫「世界点字楽譜解説」京都ライトハウス昭和37
日本点字研究会「点字文法」京都ライトハウス昭和41
Report of International Conference on Braille Music Notation, Paris, WCWB, 1954.
Revised International Manual of Braille Music

Notation, London, WCWB, 1956.

Rodenberg, L. W., *Key to Braille Music Notations*, AFB, 1925.

日本点字史

組織的盲教育

わが国において最初に組織的な盲教育に着手したのは，京都府盲唖院である．院長古河太四郎の開拓者的精神と創造的識見によって経営され，1876（明治9）年，ろうあ者を対象に開校し，1878年に盲人の教育も始めた．日本最初の特殊学校である．当時，盲人の使用した文字の種類は多く，中には点字の要素を含んでいるように見えるものもあったが，要するに凸字（線字）であった．その50音図などは独創的なものである．

東京においては，古川正雄らが楽善会を組織して，1880年，楽善会訓盲院を開設した．使用する多数の教科書などを製作したが，いずれも普通の漢字，かなを紙面に凸書したもので，その労力経費は多大であった．生徒はこれらの文字を鉛筆で紙上に書いた．京都および東京における2盲学校には，開校後10年間，点字に関する教具はなかった．

点字の認識

慶応から明治の初年にかけて，1，2の西洋研究者，旅行者の間にフランスの盲教育に関する簡単な記述はあったが，点字について公式に記述したものとしては，1879年2月，文部省発行の教育雑誌第89号に掲載された在米留学生監督目賀田種太郎の「パーキンス盲学校視察記」である．目賀田はその中で盲人文字に3種があるとし，第1に凸字（注：ボストン・タイプであろう），第2にムーンタイプをあげて両者の優劣を比較し，第3にブライユ点字をあげて詳記した．その点字に関する部分を抄出する．

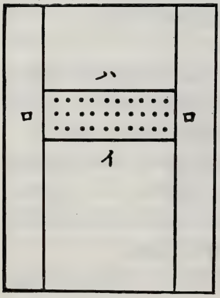

「第3は仏人ブレール氏の読み方なり．此解次の如し．左図『イ』の印の如き横6寸縦一尺程の板ありて，此表面は羅紗（緑色）の如き柔軟なる布帛にて張るべし．而してその両側に『ロ』印の『ワク』あり．此の『ワク』の下には『ハ』の如き真鍮の定規を挿込むなり．此の定規は上下2片重りたるものにして，右の端にて之を止め置くことを得べし．その上にあるものを案内者と号し，その下にあるものを下敷と号す．共に⠿の如き六つ宛の孔竅（こうきょう）を図の如く穿ち上下両片の孔竅共に交々符合せんことを要す．而して盲者『イ』印の板を机上に置き『ロ』印の『ワク』を上げて『ハ』印の定規を中に挿み，其の上にあるものと下になるべきものとの間に紙を挿み，定規の孔竅を案内者とし右より左へ国字の記号になるべき各種の竅を小さき針にて穿つなり．かくの如くするものは其の紙を転倒して其の凸起したる処を摩擦して左より右に読めばなり．但し盲者は左右の語を用うべからず．必ず前後の語を用ふべし．即ち前は右，後は左なり．故に右の定規にて穿てる6箇の竅は当に左の如く称呼すべし．

上の後—●　●—上の前
中の後—●　●—中の前
下の後—●　●—下の前

文字は6竅に依り作ることを得べし．乃ちAは後の上の点にして即ち⠁なり．Bは後の上中にして即ち⠃なり．仏国にては右の6竅よりその国音に充てたる40の記号あり．英語にては其の26を国字の記号とし余の23を他の句読符等の記号と為せり．然れども斯く記号を定むるは全く人々の自ら好む所に依りて為せるものにして復た一定の原由に據るに非るなり．

右に記したる三種の方法の中此の最後のブレール氏の方法を以て最も良とす．年長にして明を失ひし者又は知覚の魯鈍の者と雖も能く右の前後上中下の竅丈けの規則之を知るを得べく而して之に手を触れて読み書きをなす．是れ其の容易なる所なり．又然らざる者と雖も之にて読むときは一層の鞭撻を加へ其の記号の触覚を得ること愈々早ければ速に其自身の覚書等を為すによくして其の嵩の高まらざるは其の妙とする所たり………．右のペルキンス盲院に関する凸起書類は之を寄贈して東京教育博物館にあるべし」．

1884年にロンドンで教育ならびに衛生博覧会が開催されたとき，当時の教育博物館長手島精一はこれを視察，イギリス盲人事業の中心人物アーミテージ博士に会見して，つぶさに盲教育に関する意見を聞き，書籍器具を持ち帰った．その中に同博士の名著 *The Education and Employment of the Blind*（盲人の教育と職業）があった．

（付記）これより先，手島は1876年，アメリカのフィラデルフィアで開かれた万国博覧会に出張，アメ

リカ盲唖教育を視察し，ブライユ，ムーンらの著書を持ち帰り，これを教育博物館に陳列した．

このように，手島，目賀田らによって，点字に関する知識がわが国に紹介されたのであるが，教育者の手で実際に使用されるようになるまでには，なお数年を必要とした．楽善会の記録によると，訓盲事業は日本人の手によって経営すべきであるとした．かつ，楽善会関係の外国人たちが知っていたのは点字ではなく，線字であった．楽善会がアメリカに注文して教科書として印刷したヨハネ伝第9章はボストン・タイプによっている．また楽善会訓盲院を直接運営した総理大内青巒，教務高津柏樹はともに仏教界の大家で，漢学にも通じた人であった．したがって，東京の盲教育は自然保守的，国粋的傾向をたどったのであろう．しかし，小西信八が盲教育に入ってからは点字導入の新機運が開けたのである．

小西信八による点字導入

点字を最初に盲教育に用いたのは小西信八である．楽善会訓盲唖院は1885（明治18）年，文部省に移管され東京盲唖学校となり，翌1886年1月，東京女子高等師範学校付属幼稚園主事小西信八が同校教諭に任命された．小西はかねてから文字改良を志し，かな文字論者であった．次いで，小西の推挙により石川倉次が同校教員に任命された．石川もまた漢字を廃して，かな専用を説くかな文字論者であった．

当時，東京盲唖学校においては片かな，平かなおよび漢字を，ときには変体かなをも教えていた．普通科では小学読本，ことばのおきて，算術書を，音楽科では吾嬬箏譜，鍼按科では杉山三部書を教えた．いずれも凸書したものである．常人にさえ字画字体のむずかしいものが多く，かな文字専用論者の小西には見逃しがたいことであった．小西は手島精一が外国の事情に精通していることを知り，手島を訪れ，西洋における盲人文字についての見聞をただした．小西は教育博物館備付けのイギリス製点字盤とアーミテージの著「盲人の教育と職業」を借受け点字を研究した．これによって試みに新潟県出身の生徒小林新吉に教えた．

この点字教授の実験は，日本盲教育の大転回の契機をなすもので，教育史上特筆すべき事柄である．

ブライユ点字はローマ字の音韻組織に基づいて構成されている．わが国のかな（音節文字）をアルファベットで書くには，母音のほかは1字を表わすのにアルファベットの2字が必要である．労力と紙面の不経済が多く，かつ幼年者の理解も困難である，そこで，わが国のかな文字に適合した点字を構成することが望ましいとして，小西は1887年末に，石川倉次にわが国のかなを表現する点字のくふうを勧めたのである．

小西信八（左）と石川倉次（右）

石川倉次と日本点字の完成

小西信八からかなに適合する点字の考案を勧められた石川倉次（1859 / 安政6～1944 / 昭和19）は，ブライユ点字は6点からなり，その変化総数63，同形のものを除けば44になるが，わが国のかなは48字なので4字不足であり，6点では目的を果たし得ないと考えた．くふう改作の結果，1888年の末に2点を増して8点 ⣿ とし，変化数を多くした．その構成は「アイウエオ」の5母音の形を定め，それに子音を表わす各行の特点を合わせて全かなを表現するもので，規則的な構成であった．そのうえ濁音・半濁音・撥音も備えている．これを使用した生徒は，便利がったという．しかし，石川はこの案に満足することはできなかった．小西もなるべくブライユ点字のまま6点でかなを表わしたいとの意見である．石川はさらに考案を進めていった．

そのころ，小西の勧説により，遠山邦太郎，奥村三策の2人のほか篤志の生徒が点字翻案の事業に加わり，あるいは単独で，あるいは共同で研究くふうし成案の構成に努力した．

翌年末に遠山が一つの成案を発表した．その骨子は次の通りである．

(1)ブライユ点字のaからjまでの10字を50音図のア段に配当した．ただし，ブライユ点字のhとiを入替え，hをラに，iをヤに当てた．

(2)イ段，ウ段，エ段の各文字はブライユ点字の第2段，第3段，第4段の文字を用いた．ただし，第3段において，ヤ行とラ行を入替えた．

(3)オ段の文字は，ア段の文字を低下し，これに第4の点を加えた．ただし，ロの一字 ⠦ は規則にはずれ，また，ラ ⠓ と紛れやすかった．

(4)ン ⠔ はヤ ⠊ を低下したもの．ワ行において，ヰ，ヱの2字を欠く．ヲはブライユ点字の数符に当たる文字を用いた．

(5)濁音，半濁音，ツナギ，延音，促音の符号を置く．

(6)数字はブライユ点字のものを用いる．ただし，8と9を入替えた．数符は ⠶ を用いる．

遠山がブライユ点字に従いながらも，その配列法を変更し，ヰヱの2字を捨てたことは石川の思考に大きく影響した．石川はいう．

「ブ氏の列点法を変更しているが，変更するからには大いに変更してわが国の仮名を排列する最善の工夫をするに如かず，同じく同形のものを用いるにしてもなるべく無理のないように，またなるべく我が語法に大関係ある五十音の排列によって規則正しく覚え易くしたい」と．

1889年になると点字翻案の事業は一段と活発になった．石川が点字撰定会に提出した最後の案を得るまでには，幾種類かの案が構成された．同時に遠山をはじめ教員奥村三策，生徒伊藤文吉，室井孫四郎の各案および伊藤・室井共同案が発表された．そのうちいずれの案を採用すべきかが緊要の問題となってきた．翌年9月27日，第1回撰定会に提出され討議されたのは石川倉次案，遠山邦太郎案および伊藤・室井共同案の3種であった．

（付説）日本点字制定に至るまでの考案の諸案は，鈴木力二著「石川倉次先生傳」に掲載されている．石川は「以上3案ともできあがったものをみれば簡単にできたようにみえるけれども，いずれもいろいろ考案し，改訂を尽した結果成り立ったものである」といっている．

点字撰定会

石川が記述した「日本点字撰定始末」および「日本盲人文字の起源」によると，第1回点字撰定会は1890（明治23）年9月27日に開かれた．この日の参会者は校長伊沢修二，小西信八，石川倉次，遠山邦太郎，奥村三策の諸教員，盲生伊藤文吉，室井孫四郎ほか6人．まず，小西が会議進行について，「従来本邦には点字なく，たまたま仏人ブライユの点字を輸入したが，①そのままわが国のかなに用いる場合，子音母音合綴の繁冗，紙面と時間の不経済を免れない．②もし，点字の配点を変更して，かなにあてはめるならば世界共通の文字という利点は失われる．上記① ②いずれの立場に就くべきか」と述べた．これに対して各自意見を述べ，次の諸事項を決定しあるいは討議した．

(1)今後，毎週土曜日に撰定会を開く．

(2)世界共通という利点は失われるが，日本のかなに適合する新選の点字を採定すること．

(3)いろは順を捨てて，50音順によることにする．

(4)提出した3案の提案者は，それぞれ自己の案を主張した．伊沢・小西の2人は伊藤・室井共同案を支持し，石川・遠山の2人は石川案を主張して譲らなかった．そこで伊沢校長は伊藤・室井共同案の適否を実際に生徒に試験してみるよう指示した．

石川の主張は次のようなものであった．すなわち，ブライユ点字をそのまま50音順に配当すれば，同形の高字と低字を用いなければならない．同形の高字と低字が文中に混ざりつながってくるときは，横読するのに紛らわしく，見た目にもみにくく，実際上不便が多い．点字をわが国のことばに適合させるためには，ブライユ点字をくずして，さらに適当に配置すべきである．

第2回点字撰定会は同年10月4日に開かれた．参会者は前回とほぼ同じ．この会議は日本点字の大綱を決定した点で意義深い．討議の内容および決定事項は次の通りであった．

(1)濁符，半濁符は字の前に置く．

(2)立案者ならびにその支持者は対立の案を批判した．

石川案に対しては音楽譜とローマ字を覚えるのに不便であるというのがおもな批評であった．これに対して石川は次のように答えている．

「伊藤・室井共同案はア段とオ段は同形にしてただ高低の差あるのみ．互いに読みにくく紛れやすい．同形異音符20あるがゆえに文意を考えて判読するか，もしくは，他字と比較して始めて判読しうるけれども，その字を指の下に押えて一度に直ちに安心して読むことはできない．すなわち，50音のうち20は安心して読むことはできない．しかるに石川案は50のうち8字は同形異音符であるけれども，うち6字はいずれに誤読しても，ほとんど同音であるから日常害はない．他の2字（ア・ワ）は比較上判読しやすい．しかして，綴った文の形は見にくいことなく安心して読むことができる．音楽譜とローマ字の学習の便を欠くと

の批評があるが，必要あるときは，別に学ぶべきで一部少数の人のために多数の人の便益を犠牲にすべきでない」．

討議の結果，まず，石川案を採用し，初級の生徒に教えることに決定した．

(3)数字は西洋と同じものを用いることにした．

このようにして，現在用いられている日本点字の基礎がこの日に確立されたのである．

第3回点字撰定会は10月18日に開かれた．参会者はだいたい前回に同じ．分別書き方，助詞などについて，次の諸事項を決定した．

(1)数字は西洋のものを用いる（第2回の会議で取上げられ決定している）．

(2)語と語の間は1目離すこと．

(3)句と句の間は2目離すこと．

(4)後詞の「ハ・ヘ」は発音通り「ワ・エ」を用いること．

(5)後詞「ヲ」は「ヲ」を用いること．

第4回点字撰定会は11月1日に開かれた．出席者は小西，石川，遠山，奥村の4教師，生徒は伊藤文吉のほか9人．最終の会議であり，日本点字史において記念すべき日である．この会議で他の諸案を廃棄し，石川案を採用することを決定した．なお，奥村の提言に基づき，十，百，千，万，億などの数にブライユ点字を当て，

K	L	M	N	O
十	百	千	万	億

と書き表わしてもよいこととし，4回にわたる選定の事業を終結した．石川は「日本点字撰定始末」に決定の諸事項を次のように記述している．

「第一，ぶれいゆ氏其儘ノ羅馬字綴ハ用ヒザルコトニ決ス．其理由ハ音韻合綴ノ繁冗アリ紙面モ多ク用ヒ模読ニ時間ヲ費ヤス等ノ損失アリテ之ヲ用フルモ其ノ益少ナキニヨル

第二，ぶ氏其儘ノ列点ニ日本ノ仮名ヲ配当スルトキハいろは順ニスルモ五十音順ニスルモ共ニ不都合ノコト多ク益少ナケレバ新ニ組替フルコトニ決ス

第三，新ニ組替ヘタル点字ノ内ニテハ先ヅ石川倉次ノ案ヲ採ルガ最モ便利多ケレバ之ヲ採用スルコトニ決ス

第四，数字ハ西洋同一ノモノヲ用フルニ決ス其理由ハ石川ノ数冠詞ハ西洋ト同一ナレバ数符又同一ヲ用ヒテ差支ナキノミナラズ之ヲ用ヒ居レバ他日羅馬字又ハ音楽譜ヲ学バントスルトキ其ノ手引トナル益アレバナリ

第五，拾，百，千，萬，億ヲ要スルトキハぶ氏羅馬字順ノK，L，M，N，Oヲ用フルコトトス但シ数ノ書キ表シ方ハ当分適宜ニスルコトトス」

拗音点字の整備

日本点字の完成以後1897（明治30）年ごろまでは歴史的かなづかいに従って点字を用いた．石川倉次は点字拗音に関する研究を進め，翌年，点字の拗音組織を発表し，東京盲唖学校で公式に採用されることになった．ここに日本語を表記する点字組織は完備したのである．石川の50音ならびに拗音点字は1901年4月22日，官報に日本訓盲点字として掲載された．初めファ，フィ，フゥ，フェ，フォ，ヷ，ヸ，ヴ，ヹ，ヺはワ行の文字に拗音符を付けて表わしたが，1907年にハ行の文字に拗音符を前置することに改められた．

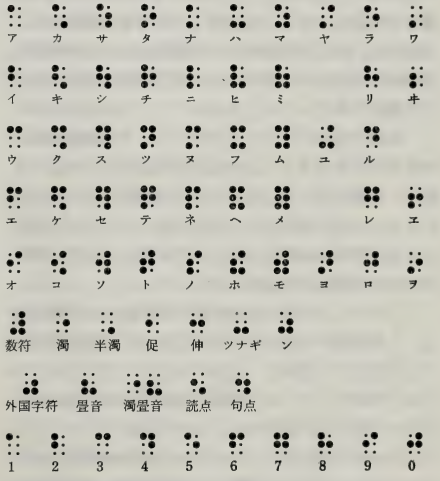

図3　石川倉次案日本点字

石川倉次略歴

石川倉次は，1859（安政6）年1月26日，遠州浜松に生まれた．父は石川専七，母はゑしといった．1868（明治元）年，藩主井上正春が千葉県鶴舞に国替えするに当たり，父に従ってこの地に移る．10歳のときである．1879年に千葉県師範学校を卒業し，各地の小学校を歴任した．1886年，小西信八の推挙により茂原小学校長を辞して東京盲唖学校に移り，以来，盲唖の教育に終始した．1888年，小西の勧めに

よって日本点字翻案に着手し，1890年にこれを完成した．すなわち，今日わが国において使用されている点字はそれである．続いて1898年，拗音点字を発表し，公式の承認を得た．1910年，盲唖の教育を分離するに当たって，東京聾唖学校専任となり，1925（大正14）年3月退官した．日本点字完成以来，その功績により，しばしば公私の賞賜表彰を受けた．1944（昭和19）年10月，戦火を避けて群馬県安中町に疎開し，その年の12月23日に86歳で没した．

数学記号の制定

1890年，石川倉次が日本点字を完成したときは，数字はブライユ点字のものを用い，記号も少なかった．1894（明治27）年の明治天皇御成婚満25年奉祝歌集に点字ならびに数字を掲げているが，数符数字はブライユ点字と同様，順数は基数を1段低下し，小数点は第6の点を使用した．明治30年代にはいって，盲教育の向上に伴い，さらに多くの記号を必要とした．1907年，東京盲唖学校はこの要求に答えて欧米諸国の符号を参考にして数字および数学記号を制定した．この制定に当たっては，基数はブライユのそれと同じく，順数は基数の文字を1段低下し，加減乗除のほか多数の符号を設定した．また，分別書き方についても細かい規則を設けた．しかし，この制定によって直ちにそれが全国に使用されたわけでなく，人により学校によって異なる記号が用いられていた．そこで，数学記号の全国統一が要求された．

アメリカにおいて英米両国の点字統一の交渉の途上，1級半点字の成立をみたが，これには数学記号および化学記号を併記し，1919（大正8）年1月の *The New Outlook for the Blind*, American Foundation for the Blind に掲載された．この記号はテーラー（H. M. Taylor）の筆になる *Mathematical and Chemical Notations*（数学と化学記号）に基づくものである．東京盲学校当局はこれを万国共通の記号であるとして研究のうえ意見を発表し，さらに1921年7月，帝国盲教育会総会に「数学記号を万国共通にしては如何」の議題を提出して可決された．しかし，全国の学校が直ちにこの決議に従って，万国共通の方式を採用したのでなく，かなりの懐疑と批判が続いた．わが国の分数の書き方が欧米のそれと異なること，従来の慣用の書き方を一挙に変更するのは困難なことであることなどがおもな理由であった．1926年4月になって，帝国盲教育会近畿部会が算術科教授調査書を発表した．これは数字はブライユのものを用いているが，加減乗除をはじめその他は英米の方式によらず，1907年制定のものを主として新たに制定したもので，今関秀雄の考案になる．帝国盲教育会に対抗して組織された日本盲教育会主催の研究会は，1927（昭和2）年，今関考案の記号および記法の採用を議決した（日本盲教育第5号）．その結果，東京盲学校の万国共通方式と近畿を中心とする今関のそれとが並立して互いに争うことになった．

東京盲学校は今関の方式に極力反対した．同校教諭沢田慶治はテーラー方式が理論および実際上から最も合理的，かつ便利であることを確認し，その採用のために努力した．沢田によると，数学は真理の学である．単純な算式はいかなる国の児童も理解し得る．数学記号は機械学，物理学，化学，天文学のほか，あらゆる科学に使用される．これを国によって異にするのは学問研究上不利である．英米式記号は，これを研究し熟達すれば，これほど便利なものはないのであると．東京盲学校が全国に配布した「点字数学記号解説」は沢田がテーラーの *Mathematical and Chemical Notations*（1917）に基づいて解説したものである．

数学記号の対立は盲教育に直接の混乱をもたらした．1928年，帝国盲教育会は委員5人をあげて調査することを決め，日本盲教育会も委員5人をあげ帝国盲教育会と協同調査することを議決した．この協同委員会は翌年の大会に成案を報告することを任務とした．1929年，帝国盲教育会総会に報告すべき統一成案を得るために会合したが，沢田と今関は対立して譲らず，やむを得ず抽選により甲乙の2種にわけ，2種を平等に存置して各学校の好むところに従って自由に採択を任せることにした．抽選の結果，今関の方式は甲種，沢田主張の東京盲学校方式は乙種となった．結局，この協同委員会は統一の目的を果たすことができなかった．その後，自由競争の結果，東京盲学校が主張する英米方式が次第にその長所を認められ，全国共通方式の地位を占めるにいたったのである．わが国の数学記号が短期間のうちに帰一したのは，盲教育の幸いとするところであった．

音楽記号の制定

わが国の盲教育において音楽は重要な科目であった．そのため，日本点字翻案の過程で世界共通の音楽記号を考慮しながら研究が行なわれていた．日本点字の完成後数年，1893（明治26）年，佐藤国蔵が初め

て国民唱歌を点訳した．1894年，東京盲学校は明治天皇御成婚満25年奉祝のため教員高津柏樹作詞，多久頼作曲の奉祝歌を生徒に歌わせたが，その譜本には点字楽譜と普通字略譜を対照して併記している．この年には佐藤国蔵が「点字唱歌の譜綴方」を著わした（写本）．これらの諸書に用いられている記号は，主として唱歌用の少数簡単なものである．わずかな年月の間に日本語に消化したのは注目に値する．盲教育の進展に伴い，音楽記号の整備が必要になってきたので，文部省は1910年「訓盲楽譜」1巻を発行した．その序文に「東京盲学校教員鈴木米次郎に嘱して欧米に行はるるブライユ氏訓盲楽譜の説明を述作せしめ，広く訓盲の事に従はんとする者に便す」と述べている．この書はワトスン（Edward Watson）執筆の *Braille Musical Notations for the Blind*（1902）に基づいて各種の記号を解説したもので，以来，わが国点字楽譜の基本となった．

1934（昭和9）年，東京盲学校教諭福家辰巳が「点字楽譜の書方巻1」を点字で出版した．本書は人間可能の極限まで到達したといわれる1922年制定の *Key to the Braille Music Notations*（NIB発行）に基づき，かれ自身が盲人である体験に立って解説したもので，すぐれた解説書である．

一方，盲教育における邦楽は，従来，主として口伝指授によって行なわれ，楽譜によることが少なかった．しかし，西洋の点字楽譜の知識が普及するにつれて，邦楽を点字によって表記するようになった．その最初の着手者は三輪尚である．三輪は1906年から1908年にかけて普通の点字楽譜を主とし，これに特殊な琴の弾法を書き表わす記号を加え，これによって箏曲を表記した．その後，かれは改訂を加え，1929（昭和4）年に点字で出版した．東京盲学校では1913（大正2）年，石井重次郎，鈴木米次郎，高岡みつの3人を委員として箏曲に関する点字楽譜の研究に着手し，翌年成案を得てこれを同校の教授に使用した．西洋の点字楽譜を基礎とし，箏曲特有の手法に関して全く別個の記号を制定したものである．

昭和年代にはいって，いわゆる新曲の創作が行なわれるようになった．これに従事する人びとは，いずれも西洋音楽の理論に基づき，その楽譜によって箏曲を表現しようとした．

1929年，帝国盲教育会の研究会に提出された東京盲学校の久本玄智の案，大阪市立盲学校の杉江泰一郎の案は，その内容は異なるが，西洋楽譜によるのを理想とし箏曲には特有の記号を必要とする点では一致した．東京盲学校が1934年4月に発表した「箏曲楽譜記号表」は上記の方針に従って制定したものである．

点字投票

衆議院議員選挙における点字投票は多年にわたる盲人の宿望であった．この要望は1925（大正14）年4月5日，法律第47号衆議院議員選挙法および翌年1月30日，衆議院議員選挙法施行令の公布によって実現された．点字は選挙において公式文字として認められ，日本点字の法制上の地位は確立したのである．投票に関する記載に使用し得る点字は施行令に別表をもって定められた．終戦後，新たに公職選挙法が制定されたが，点字投票に関しては変わるところはない．

「公職選挙法（1950年4月15日，法律第100号）

第四十七条　投票に関する記載については，政令で定める点字は文字とみなす．」

「公職選挙法施行令(1950年4月20日，政令第89号)

第三十八条　法第四十七条の規定によって盲人が投票に関する記載に使用することができる点字は別表第一で定める．」

（大河原欽吾）

［参照文献］
石川倉次「日本点字撰定始末」
石川倉次「日本盲人用文字の起源」大正15
石川倉次「手帖，紙片に誌した手記」
秋葉馬治「東京盲学校六十年史」東京盲学校　昭和11
鈴木力二「日本点字の父石川倉次先生伝」日本点字七十周年記念事業実行委員会　昭和36
大河原欽吾「点字発達史」　培風館　昭和12

日本点字の研究と構成

日本点字の研究

現在，盲学校の義務教育用教科書に用いられている点字は，1966年に発足した日本点字委員会（日点委）によって決定されたもので，これが日本点字の標準となっている．先覚者たちが確立した点字とは本質的には何ら異なるものではないが，従来から不統一が叫ばれていた「マスあけ」，「書き方」の形式についての積極的な取決めなどは，著しく発展したといわなければならない．以下は日点委に至るまでの現代点字表記研究の歩みである．

日本の点字は，古く明治20年代石川倉次により作られたが，沢田慶治の「外来音点字」が発表されるに

及んで，ローマ字に劣らない音標文字としての確立をみたのである．一方，近畿においては，小林卯三郎，鳥居篤治郎，大野加久二といった日常点字を用い，点字問題に関心をもっている者たちが，さらに「読みよく」,「書きよく」,「わかりよく」をモットーに，点字に関する資料を広く収集して，経験的立場からの研究を進めていた．近畿盲教育研究会（近盲研）においては，1940（昭和15）年に鳥居らが発表した「点字規則」を取上げ点字研究委員会を設置したが，間もなく第2次世界大戦によって中断された．終戦後，この委員会は再発足して，表記法，分別法，符号の使い方など，主として語法的に書き方を体系づけようと努力した．

1951（昭和26）年には，近盲研案点字規則を作りあげ，これを全国の盲学校，関係者に提示して意見を求めた．同委員会は引続き関東側との連絡を密接にして，化学記号，数学記号，邦楽記号の研究にも精力的な努力を傾けた．ところが，次第に盲人の国際的な往来が激しくなり，世界点字審議会（World Braille Council）にも日本代表が出席するに及んで，全国的な点字研究と普及の機関設立の要望があり，1955年，全国盲教育研究下関大会において，日本点字研究会（日点研）の成立を見たのである．以来，同会は点字に関するあらゆる問題の検討に努力し，その徹底を図るため会報を発行するとともに，次のような出版物を編集刊行した．「点字理化学記号」,「点字早わかり」,「点字数学記号」,「点字邦楽記号」,「邦楽特殊奏法解説テープ」,「点字能力基準」,「点字文法」,「世界点字楽譜解説」,「日点研のあゆみ」．以上のうちさらに，理化学記号，早わかり，数学記号，点字文法については改訂版を出している点からみても，短期間のうちにいかに，多くの仕事をなしたかがうかがえる．

ところで，点字の国語表記法を取決めた「点字文法」の初版は，1959年であるが，この種のものの編集に語法的な分類整理を行なったのは画期的なことであった．初版の点字文法が広く世に利用されるに及んで，日点研には貴重な意見が数多く寄せられた．

近盲研点字部会においては，1963年以来それが改訂の検討に着手，1965年にはさらに10項目にわたる改訂についてのアンケートを全国的に行ない，関東側委員と審議の結果，1966年にその後広く活用された改訂版をまとめあげた．

「点字文法」(点字国語表記法）がそれである．その活用に当たって強く望まれている点は，わが国点字統一の徹底化であり，各点字出版所，点字図書館における全面的採用である．

日点研は，1966年7月に解散したが，その11年間に，会報発行20回，また，総会を11回開催して点字問題に関する基礎的な処理をしてきた．同年，盲学校，点字出版所，点字図書館関係者によって日本点字委員会を設立し，日点研の「点字文法」を再検討して，日本盲人福祉委員会の協力により「日本点字表記法＝現代語篇」を発行した．この活用に当たって強く望まれる点は，やはりわが国点字統一の徹底化であり，盲教育者，各点字出版者，点訳奉仕者その他関係者に全面的に採用されることである．　（馬場慶治）

日本点字の構成

〔点字文字の形態と組織〕 点字は縦3点，横2点の6個の半円球の凸点の組合わせを1単位として構成されており，これを1マスと呼んでいる．日本における標準的な1マスの大きさは，縦約6ミリ，横約3.5ミリで，欧米のものはこれよりやや大きい．この6点の組合わせによる63種の異なる符号を，わが国では国語の五十音に当てはめ，残りを促音符，長音符，畳音符，濁音符，拗音符などの文字記号，句点，読点，疑問符，感嘆符，継ぎ符，かぎ，かっこなどの文章記号および外国文字，数学記号など，五十音に重複する文字の識別記号に当てはめている．このため，濁音，拗音，特殊音などは2マスを用いて表わし，外国文字，数字などは識別記号と共に表わしている．

〔点字の構成〕 この6点の1点1点に番号をつけ，

①④　左縦3点の上から①の点，②の点，③の点．右
②⑤
③⑥　上から④の点，⑤の点，⑥の点と称している．

これは指で読む場合であるが，点字器で書く場合は逆に右上から①の点，②の点，③の点．左上から④の点⑤の点，⑥の点となる．

〔五十音の構成〕 五十音の構成は次の通りである．「ア行」のアは①の点，イは①と②の点，ウは①と④の点，エは①②④の点，オは②④の点である．これはローマ字でいう母音であって，これに子音を付けると「カ行」以下ができる．すなわち，ア行に⑥の点を加えると「カ行」，⑤⑥の点を加えると「サ行」，「タ行」は③⑤，「ナ行」は③，「ハ行」は③⑥，「マ行」は③⑤⑥，「ラ行」は⑤の点となる．「ヤ行」と「ワ行」は特例で，ヤは③④，ユは③④⑥，ヨは③④⑤，ワは③，ヲは③⑤，ンは③⑤⑥となっている．また促音ッは②，長音は②⑤で表わす．

〔濁音の構成〕 濁音は，「カ行」，「サ行」，「タ行」，「ハ行」の前に⑤の点，半濁音は「ハ行」の前に⑥の点．拗音はカクコ，サスソ，タツト，ナヌノ，ハフホ，マムモ，ラルロの前に④の点を付すと，キャ，キュ，キョ（以下略）となる．拗濁音は，カクコ，サスソ，タツト，ハフホの前に④⑤の点である．拗半濁音は，ハフホの前に④⑥の点を加えそれぞれの音を表わしている．特殊音，各種符号などは日本点字一覧表を参照されたい．

〔点字文法〕 およそ書きことばには共通したルールがある．それは書き手と読み手とがわかり合うための文章表現上の約束ごとである．おのずから点字にも約束された表記法（日点委「日本点字表記法」など）がある．これに基づいて点字印刷や点訳の作業がなされ，また，文章が綴られている．中でもたいせつなことは，点字は表音文字のため，続けて書かず，わかち書きが必要となってくる．そこで，1分節ごとに区切って書く．これを点字ではマスあけといっている．たとえば名詞は前をくぎり後の付属辞は一続きに書くことが原則となっている．これら点字表記法については，いちおう約束はされているが，まだ残されている問題があり，日本点字委員会を中心に，盲学校や点字出版所，点字図書館などの関係者によって絶えず統一のための研究が続けられている．

〔書き方〕 点字を書くには，おもに点字器（点字盤または点字板とも書く）を使って書く．点字器で書く場合は右から左へ書いてゆく．また，点字タイプライターも使用する．点字タイプライターは，手書きで書くより速度が速く便利である．これには点字器式に右から左に打字するものとこの逆のものがある．

〔触読法〕 盲人は，この点字を指の先端の掌面で触読するのであるが，両手で読む場合は，まず行の左端から左の指で読み始め，中程で右の指に移し，左の指は次の行に触れて待機し，右の指が行末を読み終わると共に左指が読み始める．これを繰返すのである．指も人それぞれ違いはあるが，おもに人さし指，中指を使い，たまにはくすり指を使用する人もある．熟練すれば，その速度は晴眼者の音読よりはるかに速いくらいである．また，ハンセン病盲人で指先に感覚のないものはくちびるまたは舌先で読んでいる．

（長岡加藤治）

点字記号

日本点字記号一覧表

特殊音

〔 wi 〕ウィ　〔 we 〕ウェ
〔 wo 〕ウォ
〔kwa〕クァ　〔gwa〕グァ
〔 ʃe 〕シェ　〔 dʒe 〕ジェ
〔 tʃe 〕チェ
〔 tsa 〕ツァ　〔 tsi 〕ツィ
〔 tse 〕ツェ　〔 tso 〕ツォ
〔 ti 〕ティ　〔 di 〕ディ
〔 tju 〕テュ　〔 dju 〕デュ
〔 tu 〕トゥ　〔 du 〕ドゥ
〔 fa 〕ファ　〔 fi 〕フィ
〔 fe 〕フェ　〔 fo 〕フォ
〔 va 〕ヴァ　〔 vi 〕ヴィ
〔 vu 〕ヴ　〔 ve 〕ヴェ
〔 vo 〕ヴォ

その他の符号

句点　疑問符　感嘆符　継ぎ　行末の継ぎ
ダッシュ　棒線　点線
星印　矢印（右向）　矢印（左向）　矢印（両向）
かっこ　二重かっこ　かぎ　二重かぎ
小字符号または欄外引用符号　点訳者注挿入符号

数字（→点字数学記号）

数　符

外国文字（→点字数学記号）

外字符　〜　引用符

（馬場慶治）

点字音楽記号

6点式点字は当初から点字楽譜としての体系を整えており，一般譜表と同様に音符や和音はもちろん，その他の各種記号に至るまで，これを表わすことができるようになっている．

点字楽譜はブライユの発案以来，たいした変更はされていないが，国際的統一を図るために，1888年以来，数回にわたって会議が開かれている．特に1954年7月，ユネスコと世界盲人福祉協議会および世界点字委員会の共催で，パリで開かれた「世界点字楽譜統一会議」では，主として複雑な楽曲（合奏，オーケストラなど）や特殊な楽器（ギター，アコーディオン）の楽譜の書き表わし方について審議したほか，点字楽譜の国際的統一を行なった．現在，最も広く使用されている点字楽譜は，このパリ会議の決議および決定に基づくものである．

〔音符〕 点字楽譜において，音名や各種の和音を表わすには，表1に示す記号を用いる．表中で最も簡単な形は8分音符で，これに を加えると4分音符，また を加えると2分音符となり，また を加えると全音符となる．注意すべきことは，各記号とも長さの異なる他の音符をも表わし得ることで，この両者

表1．音符

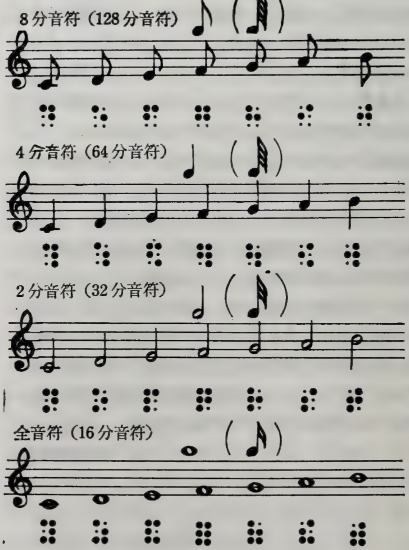

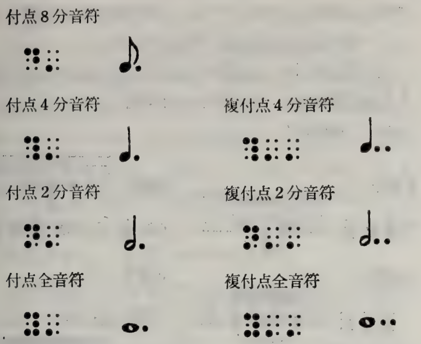

の区別は，楽曲の拍子に従い，1小節中に含まれ得る音符および休符の数によって判断しなければならない．

付点音符を表わすには，5線譜に示されている点の数に従って，音符，または休符のあとに続けて， をしるす．

〔休符〕 休符を表わすには，表2に示す記号を用いる．なお，この記号も音符と同様，一つの記号によって，長さを異にする2種の休符を表わす．注意すべきことは，一般譜表において休符が省略され，その部分が空白になっている場合で，点字楽譜においては，この空白を適当な休符によってしるさなければならない．

表2. 休符

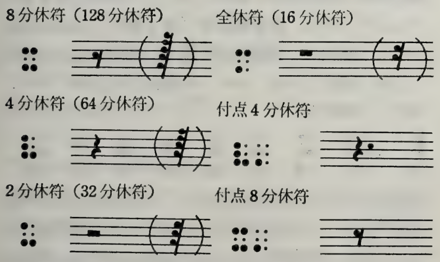

〔音列記号〕 音列記号は点字楽譜に特有なもので，この記号を音符に前置することによって，その音符の音の高さが決定されるのである，ここで音列というのは，ハ音からロ音までの7音と，この間に含まれている派声音とをさすのであって，一般にピアノを基準として決定されている．音列記号は表3に示すように，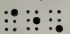点の組合わせによって構成されている．

〔音部記号〕 音部記号というのは，一般譜表において，音の位置を決め，声音部の部属を明らかにするための記号であって，この記号を5線譜のいずれかの線上にしるし，その線を特定の幹音の位置とし，その線の音名を決定するものである．点字楽譜における音部記号は，表4に示す通りであるが，この記号は常に楽曲の初めに音符に先立って記されなければならない．

表3. 音列記号

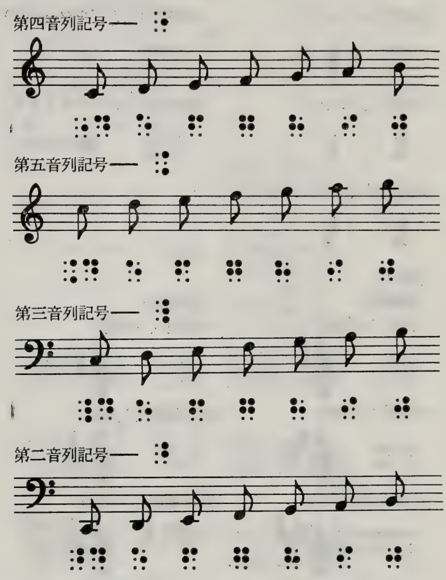

表4. 音部記号

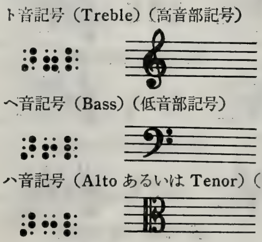

〔変化記号と調号〕 点字楽譜における変化記号および本位記号は，表5に示す通りである．これらの記号は，音符または音程記号のすぐ前（音列記号が前置されている場合は，さらにその前）に続けてしるす．

点字楽譜における調号は，一般譜表の場合と異なり，音符の位置とは無関係に，曲の初めの拍子記号のすぐ前に，続けてその調に必要な嬰記号または変記号を必要な数だけしるす．また，調号をしるす際，嬰記

号，変記号，本位記号が4個以上になる場合は，記号の前に数字をもってこれを表わすことができる（表5参照）．楽曲の転調に際しては，そのつどこれをしるさなければならない．

表5．変化記号と調号

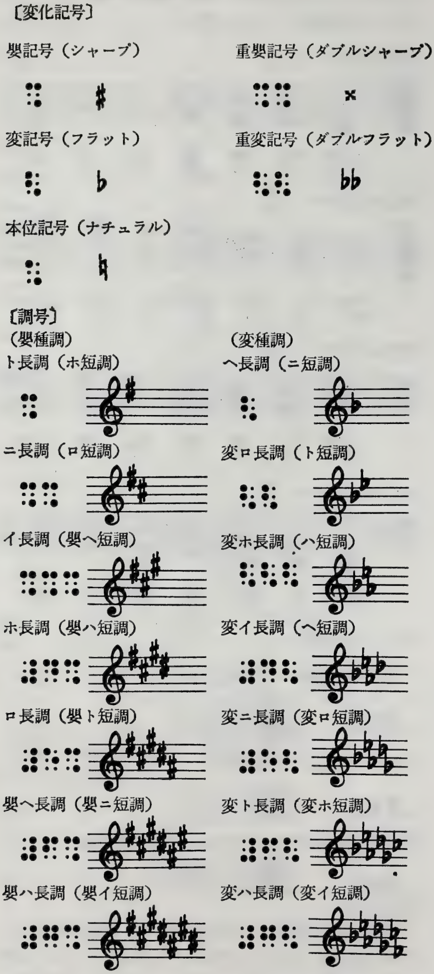

〔連符記号〕 現在の音符は，すべて偶数的分割の組織になっている．すなわち，全音符が2等分されて2分音符となり，さらに，それが2等分されて4分音符になるといった具合いである．しかし，実際には，楽曲に変化をもたせるために，3等分，5等分などの分割法も用いられる．このような特殊な分割法によってできた音符の1グループを，不規則的集合音符といい，一般にはこれを連符と呼んでいる．

点字楽譜において連符を表わすには，表6に示すような連符記号を，常に連符の前に続けてしるす．

表6．連符記号

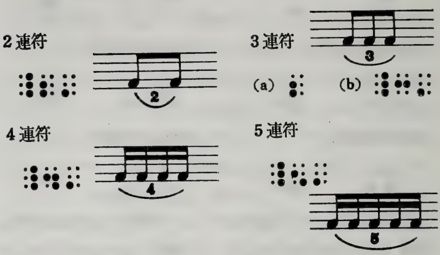

〔音程記号〕 点字楽譜において，和音を記載する一つの方法として用いられるのが，表7に示す音程記号である．同じ長さの二つ，またはそれ以上の音符を，和音として書き表わすには，まず，基準になる音を，そのままの音符によってしるし，他のいくつかの音符は，基準になる音符からの隔りを音程記号によってしるす．

音程記号をしるす場合，高音部記号（表4参照）によってしるされた譜表や，有鍵楽器の右手の声部をしるす場合（表7参照）には，コードの最高音を基準として，これをそのままの音符でしるし，他の音符はこの基準になる音符から順次，低い方へ音程記号をもってしるす．また，低音部記号（表4参照）によってしるされた譜表や，有鍵楽器の左手の声部をしるすとき（表7参照）には，コードの最低音を基準とする．

表7．音程記号

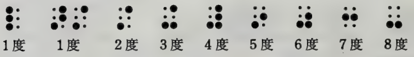

〔部分け記号，内分け記号〕 二つ以上からなる和音の各声部が，それぞれ異なった長さをもって構成されている場合（音程記号によっては表わし得ない場合），これを表わすには，表8に示す部分け記号および内分け記号を用い，各声部を分けて記載する．各声部をしるす順序は，音程記号をしるす場合と同様である．

表8．部分け記号・内分け記号

〔部分け記号〕(in-accordsign)

小節全部に適用する場合

小節の一部に適用する場合

〔内分け記号〕(measure-division sign)

〔スラーおよびタイ記号〕 点字楽譜において，タイおよびスラーを表わすには，表9に示す記号を初めの音符のあとに続けてしるす．ただし，常にその音符のあとにしるす記号，たとえば指記号，付点などの諸記号がくるときには，さらに，そのあとに続けてしるす．また，和音をなす各音符をタイで結ぶ場合は，和音の各声部が全く同じであっても，あるいは完全に同じでなくても，の記号を用いる．

〔拍子記号〕 点字楽譜において，拍子記号を表わすには，一般譜表の場合と同様，二通りの方法がある．すなわち，数字による場合と，文字による場合がそれである（表10)．これらの拍子記号は，楽曲の初めにあっては，音符の1マス前にしるすか，またはすぐ上の行へ調号に続けてしるすのが普通である．また，楽曲の途中で拍子記号が変わったり，あるいは改めてこれを指示しなければならないときは，必ずその前後を1マスあけてしるす．

表9. スラーおよびタイ記号

〔スラー記号〕

短い（4音までの間に記す）スラー

長い（4音以上にわたる）スラー

フレーズ（楽句）を示すスラー

〔タイ記号〕

1声部の音符を結ぶとき

和音の各音を結ぶとき

アルペジオの各音を結ぶとき

〔その他の雑記号〕 その他，表11に示すように諸種の記号が定められ，それぞれの記号については，点字楽譜中に使用する際の諸規則が設けられている．これらの諸記号を用いて，一般譜表は忠実に点字化することが可能なのである．

なお，これら以外にも複雑な楽曲や特殊な楽器の楽譜を点字化するに当たっての各種記号や，各種スタイルが考案されており，全体として，高度に組織的な体系を備えているといえる．

表10. 拍子記号

4分の2拍子 $\frac{2}{4}$

4分の3拍子 $\frac{3}{4}$

4分の4拍子 $\frac{4}{4}$

8分の6拍子 $\frac{6}{8}$

〔文字による拍子記号〕

4分の4拍子 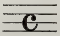

2分の2拍子

表11. その他の雑記号

〔発想記号〕

スタッカート

スタッカート

メゾスタッカート 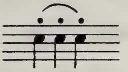

スタッカティシモ

アクセント

テヌート

フェルマータ

音符の上に記すもの

縦線上に記すもの

pp（pianissimo）

p（piano）

mp（mezzo piano）

mf（mezzo forte）

f（forte）

ff（fortissimo）

cresc.（crescendo）

decresc.（decrescendo）

dim.（diminuendo）

（crescendo）

（decresendo）

点字楽譜独自のくり返しや省略法

セーニョ（Segno）

ダルセーニョ（Dal segno）

〔各種装飾音〕

打音

短前打音 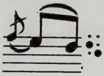

長前打音 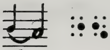

複前打音 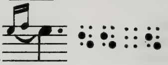

〔省略法〕

一般楽譜の繰返しや省略法

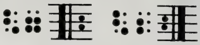

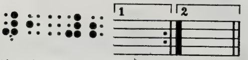

点字楽譜独自のくり返しや省略法

セーニョ (Segno)

ダルセーニョ (Dal segno) D.S.

表 12. 琴に関する特殊記号

〔絃の記号〕(以下の記号は音符の前に記す)

第 1 絃　第 2 絃　第 3 絃　第 4 絃　第 5 絃

第 6 絃　第 7 絃　第 8 絃　第 9 絃　第10絃

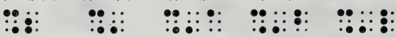

第11絃　第12絃　第13絃

〔右手の記号〕(以下の記号は音符の前に記す)

すくいづめ (排爪)　続け打ちの記号　すりづめ (爪)

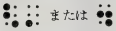

波がえし (波帰)　われん (輪連)　ちらしづめ (散爪)

おとし (落し)　かけあい (掛合)

〔左手の記号〕(次の記号は音符の前に記す)

けしづめ (消爪)　あとおし (後押)　ひきいろ (引色)

つきいろ (突色)　ゆり (揺)

〔右手の記号追加〕(次の記号は音符の前にしるす)

はじきづめ (弾爪)　うちづめ (打爪)

表 13. 三絃に関する特殊記号

(1)琴と共通記号 (以下の記号は音符の前にしるす)

絃の記号 (琴と同じ)　すくい (琴のすくいづめと同じ) ばちけし (琴のけしづめと同じ)　すりゆび (琴のすりづめと同じ)　おとし (琴と同じ)

(以下の記号は音符のあとにしるす)

すりあげ (琴のあとおしと同じ)　すりさげ (琴のひきいろと同じ)　すりあげてすりさげ (琴のつきいろと同じ) ゆり (琴と同じ)

(2)三絃に関するその他の記号

(以下の記号は音符の前に記す)

はじき 　うらはじき 　うつ

うらばち

表 14. 手の記号

右手記号　 左手記号

胡弓に関する特殊記号

一般の弦楽器 (特にバイオリン) を使用する.

都山流尺八に関する特殊記号

一般楽譜の使用を原則とする. ただし, 奏法分別記号として, がある. (林　薫夫)

[参照資料]

日本点字研究会編「邦楽点字楽譜」昭和 32

Revised International Manual of Braill Music Notation, WCWB, 1956.

点字数学記号

〔点字数学記号の沿革〕 わが国の点字数学記号は記録(1)によれば, 1907 (明治 40) 年 8 月, 石川倉次らによって欧米の点字を参考として考案されたものである. 1917 (大正 6) 年, テーラー (Henry Martin Taylor, 1842～1925) のいわゆるテーラーコードといわれる *Mathematical and Chemical Notation* が発表されると, ただちに, わが国に紹介され, 1921年, 当時の帝国盲教育会(注) において公認され, 翌年, これに基づく代数学教科書が点訳出版されるに及んで, 次第に全国に普及するに至った. 第 2 次大戦後, 盲教育にも 6・3・3 制と盲ろう児就学義務制が施行され, その結果, 高等学校程度の数学教科書の点訳出版が必要となったため, 1956年に日本点字研究会は, この記号体系に若干の記号を付加して「点字数学記号」を出版したが, 不備な点が多く, 出版直後から, その改訂の必要が各方面から要請された. その結果, 数年にわたる研究ののち1962年に, 「点字数学記号・改訂版」を公にした. その後 1971 年に 補充改訂を行ない, 今日に及んでいる.

(1)掛図「萬国ノ点字」1916 (大正 5) 年 10 月,

東京盲学校作製，東京教育大学教育学部雑司谷分校所蔵

(注)沢田慶治談

〔点字数学記号の構成〕 数学的思想の表現には，

I_1：＋，－，×，÷，＝，＜，＞などの数学固有の記号

I_2：数やその他の数学的対象(元，集合，関数など)を表わす数字や文字

および，

I_3：I_1，I_2 の記号を２次元的に組合わせた分数，累乗などの形式による式表現

などが認められる．したがって，点字数学記号体系は，これらの記号や式表現をすべて表記し得るように

B_1：I_1 に対応する符号（表１）

B_2：数字（表２），ローマ字（表３），ギリシャ文字（表４）に対応する各符号およびこれらを通常の文字と識別するための数符⠼，外字符⠰に関する規則（規則１，２）ならびに sin，cos，tan などの関数を表示する略字に関する規則（規則３）

および，

B_3：分数，累乗，累乗根，添字（サフィックス），定積分，総和，極限などの式表現に関する各規則（規則４～10）

から構成されている．

規則１　数字（表２）を用いて数を書き表わす場合，最高位の数字の前に数符を置く（例１）．

例１

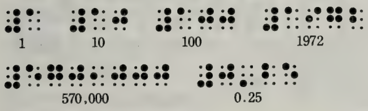

規則２　外国文字（表３，表４）を日本語と区別する必要がある場合には，最初の外字の前に外字符を置く．数字と区別する場合も ⠰ を用いる（例２）．

例２

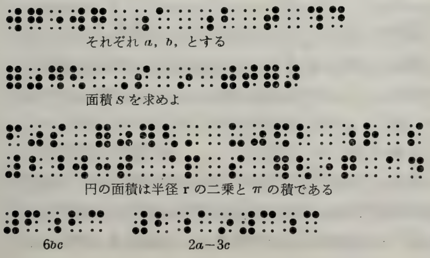

表１

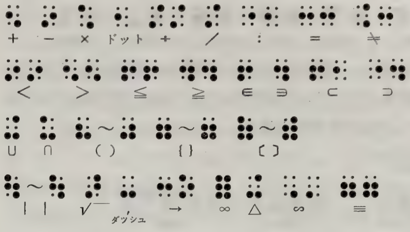

表２

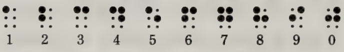

表３

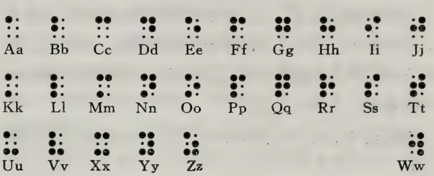

表４

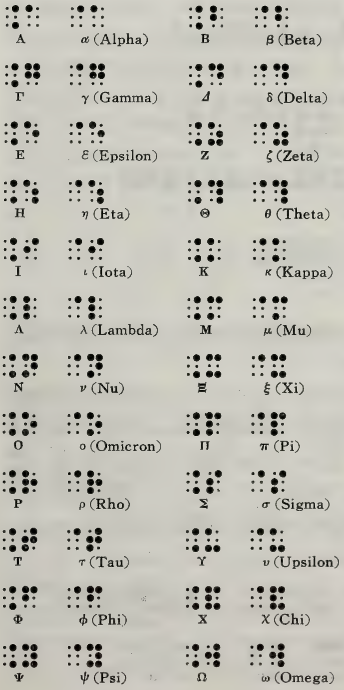

表5

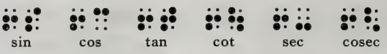

規則3　関数などを表わす略字は原則としてそのまま綴る．ただし三角関数については，略字を用いてもよい（表5参照）（例3）．

例3

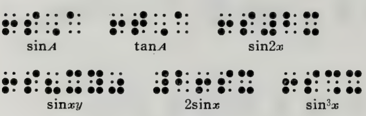

規則4　分数を書き表わすには（分子）／（分母）の形式による．

①分数線／は ⠌．②分子が多項式の場合には必ずこれをかっこでくくる．③分母が多項式，または二つ以上の相異なる要素の積（または商）から成る場合はこれをかっこでくくる．

導関数 dy/dx など同形式の記号は本規則に従う（例4）．

例4

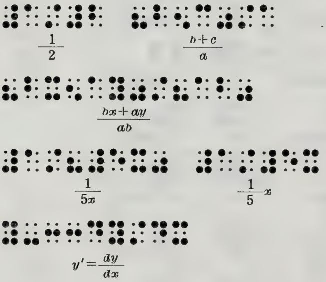

規則5　累乗の指数は底に続いて ⠘ を記しさらにその後に書く．

①指数が多項式，または二つ以上の相異なる要素の積（または商）から成る場合はかっこでくくる．②2乗，3乗，または −1乗の指数にはそれぞれ ⠣，⠩ または ⠱ の略記号を用いてもよい．累乗以外の右上につける添字にも本規則を適用する（例5）．

例5

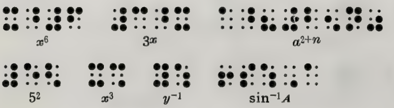

規則6　累乗根には根号を用い，根号内が多項式または二つ以上の相異なる要素の積（または商）から成る場合は，これをかっこでくくる．平方根には ⠜ の略記号を用いる（例6）．

例6

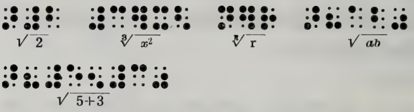

規則7　文字の右下の添字は，当該文字に続いて⠰をしるし，さらにそのあとに書く．

①添字が多項式または二つ以上の相異なる要素の積（または商）の場合はかっこでくくる．②添字が数字のみからなる場合は ⠰ の代りに ⠠ を用い，数字には1～0を1段下げたものを用いる（例7）．③順列 $_nP_r$，組合せ $_nC_r$ などは添字の扱いをせず，P（n，r）C（n，r）などのように一般の2変数関数の形式で書く．2項係数などに用いる $\binom{n}{r}$ は（n，r）と書く（コンマはすべてマスあけで示す．他の2変数関数や座標の場合も同様である）．

例7

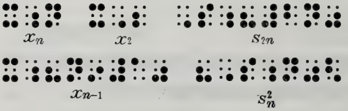

規則8　定積分 $\int_a^b f(x)\,dx$ は積分記号 ⠮ の次に ⠰ を書き，まず下端 a を，次に1マスあけて上端 b を書く．被積分関数 f（x）および dx は上端 b の後に一マスあけて書く（例8）．

例8

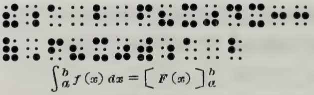

規則9　総和 $\sum_{n=1}^{\infty} a_n$ などは Σ の次に n＝1 などを積分の下端の形式で，∞などは上端の形式で書く．一般項 a_n は被積分関数同様，∞ などの次に1マスあけて書く．総和などの添字中に用いられる等号（＝）には ⠒ を用いる（例9）．

規則10　極限 $\lim_{x\to 0}$ などの x → 0 などは積分の下端同様の形式で lim のあとに⠰を打ち，そのあとに続いて書く．→は省略し，その代り1マスあける（例 10）．

例9

$$\sum_{K=1}^{n} K$$

$$\sum_{n=1}^{\infty} a_n$$

例10

$$\lim_{x\to 0} f(x)$$

〔国際的統一の問題〕 点字数学記号は先進諸国で，それぞれ，独立に発達したため，現在ではドイツ，オランダを中心に使用されているマールブルクコード，イギリスおよびイギリス連邦諸国で用いられているビックレィコード，アメリカ合衆国において第2次大戦後ティラーコードにとって代ったネメスコードなどをはじめ，フランス式，ソビエト式などきわめて多数の記号体系が存在している．本来インターナショナルであるべき数学記号が，このようにさまざまに異なっていることは，決して望ましいことではない．したがって早くから点字数学記号の国際的統一が問題にされ，すでに1929年，ウィーンにおいて開かれた国際盲人会議（The International Blind Congress）において，その統一が決議され，1941年になってロンドンのNIBから *The International Braille Code of Mathematics and Chemistry* が発表された．しかし，この記号体系は実際には使用されることなく，さまざまの記号が用いられている実状である．そのため，世界点字審議会（World Braille Council = WBC）では，その統一を図ろうとしているが，各国の利害の対立と統一に対する現実的要求の欠如のため，現在なお実現をみない状態にある．（尾関育三）

［参照文献］

Taylor, H. M., *Mathematical and Chemical Notation*, 1917.

Nemeth, A., *Nemeth Code of Braille Mathematics*, American Printing House for the Blind, 1956.

Bickley, W. G., *Braille Index to the Braille Mathematics Notation* (devised.)

点字理化学記号

〔点字理化学記号の沿革〕 理化学記号とは，主として物理学および化学に用いられる固有の記号を総称するものと解されるが，物理学の表現には主として数式が用いられるので，固有の記号はきわめて少ない．したがって，ここでは化学記号を中心に述べる．

わが国の点字化学記号は数学記号と同様，テーラー(H. M. Taylor)の *Mathematical and Chemical Notation* (1917) を基礎に発達したもので，第2次大戦後これに環式化合物の構造式に関する記号が加えられ今日に至っている．欧米各国の化学記号は，数学記号に付随して発達してきたという歴史的事情から，それぞれの国によって異なっており，その国際的統一が望まれていることは数学記号と同様である．しかし，各国の利害の対立と現実的必要性の未熟とのため，その統一ははなはだ困難な状況にある．

〔点字化学記号の構成〕 化学記号には原子記号とそれを数字などの補助的記号を用いて結合したイオン記号，分子式，構造式および数個の分子式と数字，＋，－，→などで構成される反応式，熱化学方程式などがある．原子記号は通常，元素のラテン名または英語名の頭文字をとった大文字1字，またはこれにつづり字中の小文字1字を付加した2字で構成されるが，点字の原子記号もこれと同様に構成することになっている（例1）．ただし，頭文字に大文字符をいちいち前置するのは煩わしいので，省略することがある．イオン記号は原子記号のあとに を記し，それに続いて電価に相当する＋ または－ をしるす（例2）．分子式はその分子を構成する各原子の記号と，その個数を表わす添数字とからなるが，その添数字は数符を省略した数字を1段下げたものを用いる（例3）．

例1

H　C　N　O　Na　Cl

例2

H^+　Cl^-　Ca^{++}

例3

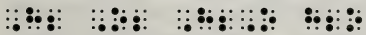

H_2　O_2　H_2O　H_2O

$C_6H_{12}O_6$

基を囲むかっこには ～ または ～ を用いる．原子数を表わす添字が文字または数式の場合には，数学記号の添字にならうことになっている（→点字数学記号の項）．反応式中の分子数を表わす係数は数学記号の例にならうが，係数に続く原子記号の頭文字がAからJまでは数字との混同を避けるために大文字

符「」を前置する．また，反応式，熱化学方程式に用いる＋，－，→などは次表の通りとし，これらの式は（例4）にならってしるす．

反応式にあらわれる記号

＋　－　→　←　⇄　↑　↓　＝

例4

H_2SO_4　＋　Zn　→　$ZnSO_4$

＋　H_2 ↑

$Ba(OH)_2$　＋　H_2SO_4　→

$BaSO_4$ ↓　＋　$2H_2$

〔構造式〕 構造式は本来，図であるから触図として平面的に表記することが最も望ましいが，簡便のため数種の表記法が考案されている．

〔鎖式化合物〕 (1)炭素原子などの結合する，主鎖とみるべき線を基線として左から右へしるし，基線より上下にある原子または原子団(側鎖)には，そのつど，上（↑），下（↓）の符号をその結合線の前につけ，1行書きでしるす．上または下に移って，さらにその位置から横に側鎖が続くときは，それぞれ（↑→），（↓→）を用いて示す．（↑）（↑→）など位置記号の有効範囲は，その後の結合線に続く原子または原子団である．(2)まず，主鎖だけを左から右へ(位置番号の大きいものから小さいものへ)しるし，側鎖部分（水素原子だけのときは主鎖の炭素とともにしるし側鎖としない）は，それぞれ分岐する主鎖の炭素原子の位置番号をしるし，位置番号の大きいものから小さいものへ続けてしるす．側鎖からさらに側鎖が出る場合には，それが属する側鎖のあとに，分岐する炭素原子の位置番号（ダッシュをつけて区別する）をしるして同様に書く．なお，原式が CH_3-CH(－CH_3)-CH_3 あるいは CH_3-CH(－CH_3)$_2$ のように示されている場合は，かっこを用いて同様にしるす（位置番号はI.U.P.A.C., 1951による）．上記(1)，(2)において単結合，2重結合および3重結合はそれぞれ，およびを用いる（例5）．

〔環式化合物〕 (1)核構成原子を～の間に位置番号の順に示し，その他の原子または原子団を上下に示す．(2)核構成原子は(1)と同様に示し，その他の原子

例5

イソブタン

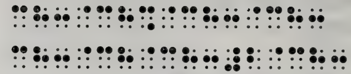

CH_3－CH－CH_3
｜
CH_3

CH_3－CH(－CH_3)－CH_3

CH_3－CH(－CH_3)$_2$

または原子団は，結合する核構成原子の位置番号をつけてあとに続けて示す．なお，核を示すのに略記号を用いることもある．

〔化学以外の記号〕 素粒子を表わす記号は，通常その英語名の頭文字（小文字）が用いられるが，点字でも同様にしるす．原子記号を素粒子記号と同時にしるす場合には，大文字と小文字の区別を厳密に行なわなければならない．原子（または素粒子）の質量数および原子番号を示す添字は，原子記号（または素粒子記号）のあとに数符を書き，そのあとに，まず原子番号を1段下げた数字（点字数学記号）でしるし，それに続いて質量数を数符なしの通常の数字でしるす．質量数または原子番号が文字の場合には，それぞれ数式における指数またはサフィックスの表記に準じ，原子記号に続いて原子番号を，さらにそれに続いて質量数をしるす．素粒子の荷電はイオンの場合に準ずる．単位の記号はすべて墨字にならってしるす．したがって，大文字，小文字の区別は厳密に行なう必要がある．per／にはを用いる．　（尾関育三）

［参考文献］

日本点字研究会編「点字理科記号」 1964

略字

欧米諸国語の点字は，墨字1字に対して点字1字を与えているが，読み書きのための労力と時間，紙数の節約などを図るため，多少の差はあるが，たいてい略字を考案して用いている．たとえば，英語の点字の場合，1級点字は墨字1字対点字1字の完全綴字であるが，1級半点字は44個の略字を，2級点字は185個の略字を，さらに，3級点字はほとんど速記法に近い多数の略字を用いている．また，フランス語の点字の場合は，完全綴字のもののほか，740個の多数に上ぼる略字を採用している．わが国では，点字翻案後間もないころから，すでに個人的に略字を考案して用いる

者があり，さらにその後，これらのものを整理，統一しようとする努力もかなり強力に行なわれたが，不幸にして，今日まで公認されるものを作り出すまでには至らなかった．以下，不成功に終わったとはいえ，点字の略字を制定しようとする努力の跡を摘記しよう．

1907（明治40）年に出版された点字書，奥村三策著「鍼按要論」には次に示す12個の略字が用いられているが，これはわが国において略字が書物に用いられた最初のものである．

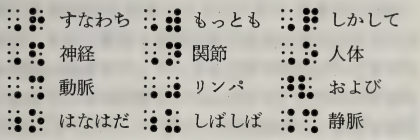

これらの略字は，それぞれの単語のおもな1音をとって，それに略字符を前置したもので，出版当時，略字の統一運動を呼び起こした点で歴史的な意義がある．

1921年，東京盲学校は全国の盲学校から点字略字を募集した．その結果，作品18案が寄せられたが，そのほとんどが，略字とすべき語に鍼按科関係用語を多く選んでおり，略字システムとしての法則性に乏しいものであった．同校では応募作品全部を整理分類して，全国の盲学校に送付し賛否を求めたが，甲論乙ばく帰一することができなかった．意見の分かれたおもな点は，略字符としてどの点を用いるべきかということであった．しかし，この募集が動機になって，略字の研究が全国的な課題として，関係者の関心を高めたという点で高く評価される．

1933（昭和8）年の帝国盲教育会総会で，点字略字の研究指定校5校が選ばれ，翌年の研究大会で新潟県立盲学校を加えた6校が，「点字略字の統一について」という共通テーマのもとに，それぞれ自校案を発表した．その概要は次の通りである．

〔東京盲学校案〕 鍼按科略字（語のおもな音一つを採り，それに略字符を前置したもの）65個，一般略字（語の頭音または尾音を採り，それに略字符を前置したもの）36個，速記用略字（動詞などの語尾変化に関するもの）28個からできている．

〔大阪市立盲学校案〕 名詞（4マス以上のもの）・副詞（3マス以上のもの）・接続詞（3マス以上のもの）から使用度数の多いもの約100個を選び，名詞の場合は頭音または尾音を採って，それに略字符を前置し，副詞・接続詞の場合は略字符を用いないで，1マスだけで表わすことを原則にしている．

〔広島県立盲学校案〕 日本語の性質上，略字を作る必要はない．また，作ったとしても，その利益は少なく，点字の簡単さを複雑にするだけで，害の方が多いという不要論．

〔大分県立盲学校案〕 小学校国語読本，点字大阪毎日，東洋点字新聞について，ことばの使用度数を調べ，使用度数の多いものの中から78語を選んで略字を作った．選定に当たっては，語尾変化のないもので3マス以上のものであることを原則とし，なお，略字構成の方針として，3マスの語は1マス略字とし，4マス以上の語は2マス略字（略字符プラス語の中の音一つ）とすることにした．

〔新潟県立盲学校案〕 日本語の文体にはいろいろあり，また，漢字の性質からみて，表音文字である点字に略字を作ることは不可能である．たとえ，作ったとしても，略字はマス数の多いことばを少ないマス数で書き表わし，紙数を減らすとともに，読み書きに便利なようにするためのものであるから，4マス以上のものでなければ作っても意味がない．4マス以上のものでも，1ページに多くとも7，8回ぐらいしか使われないことばを略字にしても，点字の普及を先決問題としている現状からみて賛成できない．解剖学，生理学などでひんぱんに用いられることばについては，任意に略字を決めて使用し，その場合には巻頭に略字表をつけておけばこと足りるであろう．

以上のほか，岡山県立盲学校案もあったようであるが内容不明である．これら6校の研究発表に対して，会員から意見が続出したので，結論を将来に持ち越すことにした．

〔最近の略字研究〕 第2次世界大戦の突発と激化は，盲教育そのものの存在をさえ危くしたほどであったから，点字略字の研究を続ける余裕などあろうはずはなく，戦後になってからも久しい間，話題にのぼることがなかった．1955年，日本点字研究会が発足すると，同会ではさっそく研究項目の一つとして略字の研究を取上げ，会員はもちろん，関係者の関心を高めるとともに研究の推進を促したが，期待するほどの成果を得ないまま今日に至っている．ただし，一部の個人や点字出版所などが任意に略字を作って使用していることは，各種のアンケートによっても明らかである．わが国唯一の全国的点字研究団体であった日本点字研究会が実施した略字関係の事業のおもなるものは，①ほとんど毎年継続して略字の研究を研究項目の一つとして取上げていること．②1959年の総会で，岩手

県立盲学校教諭川村利正が全国盲学校について行なったアンケートから得た点字略字に関する調査結果の報告を行なった．それによると，回答校は約20校で，そのうち略字制定の賛否については，賛成校が大部分で，反対校は少数であったということ，略字制定に当たっては慎重でなければならないから，念入りな実験を経たうえで決定しなければならないということ，略字は医学用語，一般用語，特殊略字，速記用略字の4種類にしてはどうかということなどであった．③1960年の総会で神戸市立盲学校は「点字略字の一試案」を発表した．それによると，略字にすることばは使用率が高く語尾変化のないもののうち，点字で書いてマス数の多いものであること，略字は1マス略字と2マス略字の2種類とし，マス数の少ないものは1マス略字，マス数の多いものは2マス略字にすること．略字の総数は50語ないし100語とすることなどであった．④1964年の総会で神戸市立盲学校は，「点字略字に関する調査報告と今後の問題点」について研究発表を行なった．それによると，略字の要否については，回答校31のうち必要とするものは28校であり，略字の使用状況については，回答者101人のうち東京点字出版所のものを使っている者21人，自作のものを使っている者27であった．また，今後の問題点として目新しいことは，英語の1マス略字のような50音だけの略字が考えられないか，点字が表音文字である特色を生かして発音による略字が作られないか，ということなどであった．

以上，わが国における点字略字制定についてのおもな研究の足跡を尋ねたが，最後にユネスコ発行の「世界の点字使用法」(*World Braille Usage*, 1953) にしるされている「望ましい点字略字の持つ条件」を紹介する．①各記号はできるだけ多く記憶の原理を取入れて覚えやすいものであること．②各記号はできるだけ少数の意味をもたせるようにし，1記号1意味が理想的であること．③略字使用上の規則の数は少数で，しかも，意味が明確なものであること．④各記号は元のことばを暗示しないほど原形から変形したものでないこと．⑤こどもの場合は初等科終了までに，おとなの場合は2ないし4カ月間に，不当な精神的努力なしに覚えられるような数とシステムであること．(根岸寛)

[参照文献]
大河原欽吾「点字発達史」 培風館 昭和29
日本盲教育研究会「盲教育」6巻2号 昭和10
日本点字研究会会報 No. 10 (昭和34), No. 12 (昭和36), No. 16 (昭和40)
「昭和9年度帝国盲教育総会並研究大会記録」昭和10
ユネスコ「世界の点字使用法」昭和28

点字出版史

点字出版の始まり

1894 (明治27) 年3月8日，東京盲唖学校長小西信八が明治天皇の銀婚式奉祝の点字歌集2冊を，文部省を通じて宮内省に献上している．この歌集は当時の盲唖学校の職員・生徒ならびに卒業者がよんだ奉祝の和歌を収録した片面書きの13枚で，いちいちふりがなを付けてあった．この歌集は翌日の奉祝式に出席した職員・生徒・卒業生はもちろん，多くの来賓に晴盲を問わず1冊ずつ記念に贈ったので，かなりの部数であったと思われる．この歌集がわが国での点字出版物の最初とみられる．これに用いた製版印刷機は，その前年に同校がアメリカから購入したものである．なお，この原版を製作するに当たり，同校訓導石川倉次はフロックコートを着て着手したといわれる．

次は聖書の出版であるが，明治27，8年ごろ，当時の東京盲唖学校の生徒であった加藤安造あるいは服部ちたおがこれを製版したという説が伝えられており，また，盲人ではなく晴眼者が打ったという説もある．横浜の聖書会社の職員であった岩井某が点字を習いに盲唖学校に通った話や，同じく職員の大竹大五郎(茨城県の人で，大正の初めに退職したという．点消し器を考案した) が小西校長から点字を習ったという話などがそれである．この聖書の出版に使用した機械は，横浜訓盲院の創立者で宣教師夫人のシャロッテ・ドレーパー(Charotte Draper)が寄付したものである．1894年の秋に出版されたのは「ヨハネ伝」で，続いて，1895年から96年にかけて「マタイ伝」，「マルコ伝」，「ルカ伝」，「使徒行伝」ができた．現在，一般に使用されている「口語訳聖書」(旧約24冊，新約8冊) は，日本聖書協会の委託により，東京点字出版所が1956 (昭和31) 年に完成したものである．

東京盲唖学校の鍼按学友会と同窓会

聖書より広く盲人の間に役立った点字の書物は，今田東の「実用解剖学」である．1902年，維新の元勲板垣退助らの世話で，東京市在住の全盲人を一丸とした

盲人医学協会が設立され，盲人の知識教養を高めるため，各区で講習会が開かれた際，盲界の指導者千葉勝太郎，川越源治，金子けんちょう，福原弥太郎，松林某の5人が盲唖学校を訪れ，校長小西信八に講習会に使用する点字書の出版を懇請した．学校では，小西や石川倉次，奥村三策らが協議した結果，その希望をかなえることになり，在校生にその方法を一任したので，有志によって鍼按学友会を組織して点字出版を行なうことを決定し，その第1に取上げたのが前記の「実用解剖学」であった．ところが，資金の出所がなく，いろいろ協議の結果，さきの5人が10円ずつ出し合い，一時立替えて，亜鉛板や用紙の購入に当てた．この「実用解剖学」は1行25マスで8冊になり，1冊は70枚（140ページ）ぐらい．これを35銭で頒布したが，たちまちにして100部を売尽したという．続いて「生理学粋」その他を出版した．これらの製版印刷に当たったのは，主として石川重作という弱視者であったという．その後，鍼按学友会は1904年に同窓会と合併し，製作された幾種類かの原版を同窓会に移管した．そこで同窓会は事業部を設けて桜雲会と称し，内科・外科・産婦人科などの医学書をはじめ鍼灸マッサージ学・電気水治療法，あるいは音楽に関する書籍のほか，普通学科の書籍をも出版した．また，盲人の必需品（点字用紙・鍼・鍼箱・箏のつめなど）の販売も行なった．なお，機関誌「むつぼしの光」は会員だけでなく，一般の盲人にも歓迎され，東京盲学校同窓会（1931年，社団法人桜雲会になる）の活動は第2次大戦末期までのわが国盲界に多大な貢献をした．

アメリカでは原版から用紙に点字を印刷する場合，初めは圧搾の方法によったようであるが，これを現在のゴムローラーで印刷するように改良したのは，神学生として留学していた中田重治であるといわれる．1897年，小西信八がアメリカに渡った際，その通訳を勤めたのが中田で，かれは洗濯機からヒントを得て，ゴムローラーを使うようにしたという．中田はのちにホーリネス教会の監督になった人である．

京都市立盲唖院の点字出版

京都市立盲唖院（現在の京都府立盲学校）では1903年7月，アメリカから点字製版機ステレオタイプメーカーを購入した．点字の大きさは25マスで，印刷機はゴムローラーであった．同校はこれによって，まず，雑誌を年に2，3回発行して，全国の盲学校にも寄贈した．特筆すべきは翌年6月に発行したものに，初めてインターポイント（インターラインは行と行の間に裏の点字を打つことであり，インターポイントとは行間を狭め点字の空間にも裏から点字を打つ方式である）である．しかし，当時の盲人はまだこのような行の混んだ点字に慣れなかったこと，用紙が薄かったことなどのため，一般によろこばれず，1回だけで止めたのは惜しいことである．また，盲生用の国定教科書，その他の参考書などを点字印刷して生徒に分け，また，全国各盲学校の要望に応じて1000部余りを印刷している．

1912（大正元）年11月，在校生・卒業者および職員の有志はブライユ社を組織して，文学書，鍼治マッサージ応用の婦人科学などを出版し，また，雑誌「光」を発行して広く読まれた．しかし，昭和期になると，東京・京都などに点字出版専門の事業が起こったので，ブライユ社は解散した．その後も同校同窓会からは，ときどき書籍が出版されて，希望者に分けており，現在もなお続いている．

神戸六光社の興廃

左近允孝之進は鹿児島の出身で，早稲田大学を卒業後，間もなく失明したが，活字式点字印刷機を考案して，1905年夏，神戸に六光社を設立し，その10月にわが国で初めての点字新聞「あけぼの」を発行した．新聞の型は普通の点字用紙の8倍大の大判で，週刊紙であった．点字の読める者は老いも若きも，争ってこれを手にした．左近允はまた同年6月，私立神戸訓盲院（兵庫県立盲学校の前身）を創立して盲生数人を収容し，その教育に当たった．

左近允孝之進

さらに，翌年の春からは，盲青年を対象に早稲田大学の「中学講義録」を点訳発行して，毎月200ページを越えるものを各地の購読者に届けた．この講義録について注目されるのは，当時，早稲田大学英文科の講師であった好本督が，盲人のために英語科目の講義を自ら進んで担当したことである．このように，左近允は点字印刷事業と訓盲事業に寝食を忘れて没頭したが，当時はまだこのような事業に対する世間の関心は薄く，同業者もきわめてま

れであった．あまりに心身を酷使した結果，ついに病魔に襲われ，1909年11月，41歳で没したので，多くの盲青年に期待された「中学講義録」は惜しくも中絶した．

左近允の死後は，未亡人マスヱが二つの事業を引継いだが，点字印刷の方は次第に活字が磨滅して補給がつかず，1913年ごろ，その継続を断念し，訓盲院の経営に専念することになった．

川越源治の点字出版と大貫善治堂

川越源治は漢学の素養をもった盲人で，東京市神田区下白壁町で鍼按業を営んでいたが，1907（明治40）年ごろ，国内でも製版印刷機が製作されるようになったので，さっそくこれを入手して，営業のかたわら点字書の出版を始めた．いわゆる点字出版事業などというような野心的なものではなく，家に置いたあんま助手に暇をみては機械の取扱いを教えて，点字書の製作をしていたのである．初めの間は浪花節・落語・薩摩琵琶など，盲人大衆の趣味や娯楽に関するものばかりを出版していたが，そのころ，盲人の副業として行なわれていた易学の書籍も発行した．1911年，内務省令で按摩術営業取締規則および鍼術灸術営業取締規則が制定されるや，「日本按摩術」,「按腹法」,「消毒学」などを出版した．

さらに翌年，京都府立医科大学の後藤道雄が「へっど氏帯ト吾国古来ノ鍼灸術ニ就テ」という論文を発表したので，その所説をいち早く点訳出版したところ，盲学校の教員をはじめ多くの盲人業者が競ってこれを読んだ．創業以来，とかく軽視されがちであった川越の出版事業は，これによって大いに見直された．その後，盲人間の読書熱が次第に高まるにつれ，病理学・経穴学・鍼灸術の古書あるいは脊髄反射療法・カイロプラチックのほか，国文学の一部（方丈記，徒然草など）も発行した．これらの点字書籍のうちには，現在も残っているものがある．このように年を追って発展してきたこの事業も，1923年9月の関東大震災で機械・原版のいっさいを焼失した．その後，麻布方面へ移転して，鋭意発行に努めたが，不幸にも病気のため再起できなかった．

大貫伊太郎は川越にならって，小石川区八千代町で鍼按業を営みながら，大貫善治堂と称して，大正中期から点字出版を始め，主として，あんま・マッサージ・鍼灸・その他の医学書を出していたが，かれの病死とともに消滅した．

中村京太郎の雑誌・新聞などの発行

のちの点字毎日初代編集長中村京太郎（1880～1964/明治13～昭和39）はイギリス留学を終えて帰国して間もなく，東京の同愛訓盲院で教鞭をとるかたわら，盲人クリスチャンのために点字雑誌「信仰」の発行を思い立ち，好本督の援助を得て，1916年12月のクリスマスを期して第1号を発行した．第2号は翌年の2月．それ以後は不定期に出した（のち月刊）．また，1919年4月，北豊島郡西巣鴨町に盲人基督信仰会を設立し，前記「信仰」のほか，週刊点字新聞「あけぼの」を創刊し，1922年2月まで継続した．点字用紙5，6枚のもので，内容は政治・社会あるいは盲界に関する記事であった．その他，1921年に「英語点字の説明」を出版したが，これによってわが国の盲人は英語に親しむようになった．

日本盲人基督教伝道協議会で「盲人キリスト信仰会」と呼んでいるのは，1955年前後，中村京太郎から引継いだものである．

大日本国民中学会盲人教育部と中学講義録

東京盲学校教諭小浜伊次郎は，かねてから盲学生に中学講義録を読ませて，盲学校における教科書の不足を補い，実力の養成を図りたいと考えていたが，大日本国民中学会理事長の河野正義に相談して，同会発行の講義録を毎号点訳出版すべく許可申請を行なった．幸い，1919（大正8）年の初め，その許可を得たので，同年4月から，この実現に移った．まず，この春，東京盲学校師範科を卒業した山下長一に講義録の点訳を委嘱した．山下は快くこれを引受け，軽便機（簡易製版機ともいう）を使って原版の製作に取掛った（軽便機というのは，点字器と同じように，1点ずつ亜鉛板に突いていくので，長さ20センチばかりの点筆をいちいち点の位置に当てて，足踏みで点筆に力を加えて書いていくため，労力と時間を要し，普通の製版機に比較して，きわめて苦しいものである）．ところが，講義録は発行されることになったものの，そのころの盲人には自費でこれを購読する者はきわめて少なく，したがって，亜鉛板・用紙などの購入，さては人件費などの出所がなく，大きな壁に突当たった．このとき，河野の理解と努力により，中学会に盲人教育部を設けて，毎号50部ずつを同会で買上げ，これを全国の盲学校に1部ずつ寄贈して講義録の普及を図るとともに，経済的困難を救済した．この間の事情はあまり世間に知られていないが，わが国の盲教育発展

途上における陰の働きとして，忘れてはならない事実である．

このようにして，山下は4年有余，この骨の折れる機械と取組んでがんばり通し，1923年7月8日，最後の1点を突き終って講義録の全科目を完成した．ページ数は実に1万2400ページ，単行本にして63冊．まことに偉大な業績であった．同年9月1日の大震災のとき，盲人教育部の責任者小浜伊次郎は，3人のこどもを両親に託して，自分は夫人とともに小型トラックを借りて，原版全部を乗せて戸山ヶ原へ避難し，一夜を明かしたという．

点字教科書の刊行と「点字大阪毎日」の創刊

わが国の盲教育は明治の末期から大正にかけて急速に普及し，各府県に訓盲院あるいは盲学校が続々と設立された．しかし，毎日の授業に欠くことのできない点字教科書は，ほとんどなく，各盲学校ともこれには全く困っていた．鍼按教育の方は，東京盲学校同窓会出版の書籍によって，どうにか間に合わせていたが，普通教育の科目にいたっては，わずかに日本盲人協会発行の点字版国定教科書（小学校用）があるだけであった．1920（大正9）年，帝国盲教育会が発足すると，まず，取上げられたのは点字教科書の出版であった．同会は1922年の臨時総会で点字図書出版部規程を可決し，その実現に努力したが，十分な成果があがらないうちに関東大震災で打撃を受け，中絶のやむなきに至った．これよりさき，奈良盲学校長小林卯三郎は，帝国盲教育会の点字教科書出版事業が容易に進行しないのをみて，ついに万難を排して教科書出版の実現を決意し，1921年の秋，「盲教育と点字教科書」という一文を草して大阪毎日新聞社を訪れ，事業部長の橋詰良一にこれを手渡して，その援助を求めた．その結果，3000円の融資を受けることになったので，直ちに京都市立盲唖院出身の小畠謹一，大阪市立盲唖学校出身の橋本喜四郎らと相談のうえ，点字教科書刊行会を組織した．小畠・橋本の両人は点字出版に非常な興味と熱意をもち，かつ，製版印刷の技術も優秀であったので，教科書の製作にはこの両人が当たり，小林はもっぱら事業の計画推進に当たった．

越えて翌年1月，大阪市立北市民館の1室を借り受けて刊行会の事務所を置き，国定教科書の製版に着手したが，3月の終りには早くも修身・国語・算術・理科・国史・地理などができた．このことを全国の各盲学校に通知して，その注文をとったところ，感謝の手紙と注文が毎日殺到し，4月にはその一部を発送した．このように，事業は順調に進んでいたが，6月ごろになって，にわかに活気がなくなった．その原因を調べたところ，意外にも会計係の不正が暴露して，事業の継続が困難になった．そこで，小林は橋詰と大阪毎日新聞慈善団主事の中村三徳にこの経過を報告すると同時に前後策を協議した．その結果，大阪毎日新聞社の重役会議を経て，「点字大阪毎日」が教科書事業を吸収することになった．すでにできあがっていた教科書の原版は，同年9月，点字大阪毎日に引継がれ，ここに教科書刊行会は解散した．

これよりさき，大阪毎日新聞社では，かねてから盲人のための点字新聞を発行する計画があって，着々とその準備を進めていたが，いよいよ機が熟して，1922年4月15日付で中村京太郎・同夫人・小畠謹一・大野加久二ら4人を雇用して，点字新聞発行の事務を開始した．かくて，同年5月11日，「点字大阪毎日」第1号が発刊された．当初はタブロイド判16ページ建ての週刊紙で，毎木曜日に発行した．太平洋戦争中は用紙の入手難のため旬刊紙になったが，戦後はまたもとの週刊に戻り，発行日も日曜日に変更した（1943年1月7日発行の第1078号から「点字毎日」と改題した）．前述のように，創刊後間もなく教科書の出版をも引受けた点字大阪毎日では，新たに3人を増員して教科書の改版・印刷・発送などに当たらせたが，新学期を迎える前後には，いつも多忙をきわめた．しかし，盲学校側では以前のような授業の支障は一掃され，盲教育は活気をおびて，次第に充実進展をみるようになった．

こどもの点字雑誌

大正から昭和前期までは児童文学の興隆期で，普通のこどもにとっては，読物の豊富なよい時代であった．これに反して，盲学校の児童・生徒は教科書以外に何の読物もなく，校庭に出ても運動具はなく，かれらは放課後の余暇をもてあましているありさまであった．関係者が会合するたびに，この問題が話題になったが，あるとき，だれいうこともなく，こどもの雑誌を発行しようということになり，1922年の秋，「ひかりの園」第1号が出た．内容は各種の児童雑誌などから採録したもので，おもに奈良女子高等師範学校附属小学校から発行していた「伸びて行く」から適当な記事を選んだ．編集は私立三重盲唖学校の鳥居篤治郎，製版印刷は大阪の橋本喜四郎で，奈良盲学校長小

林卯三郎の自宅をひかりの園社として発行の事務をとることにした．雑誌は模造紙28切りの小型判で，毎号40ページ．臨時に60ページのこともあった．定価はこどもが買いやすいように1部12銭とし，記事は新鮮味があって評判もよく，大人の読者も相当あって，毎月120部から150部ぐらいを発送した．ただ，わかりやすく，おもしろいといだうけではなく，常にこどもの夢を育てて，明るいすなおな人間性豊かなものに仕上げたいというのが，同人の理想であったが，経費の面ではきわめて不安定であった．1923年の大震災復興のため亜鉛板が急激に暴騰して，雑誌の発行に打撃を受けたので，誌代の値上げか，廃刊かの岐路に立ったあげく，翌年の春ついに廃刊となった．

東京光の家の点字出版事業

東京光の家は，1920（大正9）年，盲人基督信仰会から分離して，秋元梅吉を中心に誕生したものである．盲人の救護施設と点字出版所を兼ねた仕事であるが，出版の方が早く成長した感がある．主としてキリスト教の書籍を出版していたが，なかでも，「何処へ行く」とか，「嗚呼無情」などの大部なものは，点字大阪毎日型の大判で発行して注目をひいた．昭和になってからは，中等程度の国語，歴史，国文法などの教科書を出版した．また1930年ごろ，英語の講義録を点字で出版した．これは東京外国語学校教授秋山博を主幹とし，毎月170ページぐらいのものを2年余にわたって発行してその第1期を終り，第2期の初めまで継続した．全国の盲学校の教師や生徒に好評で，盲界に英語が普及し始めたのはこれからである．第2次世界大戦が激化した1944年6月，企業合併の政府の方針に従い，原版全部を寄贈の名目で東京点字出版所へ渡した．しかし，1964年，宗教書の原版だけを再び出版所から引取ったが，これも寄贈の名目であった．

弘誓社の起こり

1920年の夏，真宗大谷派宗務所の援助を得た山本暁得は，京都に弘誓社を設け，仏教信仰の点字月刊雑誌「仏眼」を発行することとなった．その第1号の発刊は1921年2月であるが，毎号150ページを越えるもので，内容も高級で，読みごたえのあるものであった．また，雑誌のほか「真宗聖典」5巻，「新訳仏教聖典」15巻，そのほか多数の仏教書籍を点訳出版した．「内外盲教育史要」2巻は，東京盲学校師範部における川本宇之介の講義をまとめたプリントを，盲人教師のために点字版にしたものである．山本暁得は本名を伝三郎といい，1906（明治39）年京都市立盲唖院を卒業したのち，熊本，金沢などで医科大学付属病院にマッサージ師として勤務していたが，1920年夏，感じるところがあって，金沢の病院を辞して単身で京都に出て，大谷大学の聴講生になり，仏教の研究に没頭し，ついに得度して僧籍にはいった．1932(昭和7)年8月，47歳で急死したが，かねて盲人のために努力していた雑誌「仏眼」は未亡人の手でその後10年ほど継続された．暁得はまた熊本盲唖技芸学校（現在の熊本県立盲学校）創設の功労者の1人でもある．

伊達勝芳の点字出版と江村悌三

1921年ごろ，東京盲学校の卒業生有志が杉山会あるいは土曜会と称する会をつくり，ときどき集まってマッサージ・鍼灸の学理や技術を研究していたが，その陰の指導者として，盲人のために力を尽したのはドクトル江村悌三であった．江村は多忙な臨床のかたわら，ドイツからマッサージ書を取寄せては，これを訳して講義した．最初はコルネリュースの神経点の講義であったが，その原稿をいつも点字印刷して間に合わせていたのは伊達勝芳であった．かれは弱視者であったので，普通字を見ながら1人でこつこつと製版していた．江村にはホッファの「マッサージ手技」，「ネーゲリー氏手法」，ブムの「マッサージ学」6巻などの翻訳書があったが，これら翻訳書の普通字原稿の取扱いについては，特に慎重を期するよう江村にいわれていた伊達は，自分の家に地下室を設けて，普通字の原稿と製作した原版を保管していた．そのため，関東大震災や第2次世界大戦の空襲の際の火災から難をまぬがれたという．また，江村には「鍼灸療点学」という経穴学の著書もある．

江村の没後，伊達は「保科新辞林」26巻，「英和辞典」8巻，「和英辞典」6巻をはじめ「重要単語5千語辞典」などを出版したほか，製本に必要な紙折り機をも考案した．しかし，1937年以後は出版をやめていた．これは戦争のため亜鉛板が暴騰し，用紙の入手も次第に困難になったからである．すでにできていた書籍は安価で知り合いに売りさばいていた．伊達は戦争が終って間もなく病気で倒れたので，原版や紙折り機は東京点字出版所に引取られ，今もなお利用されている．

英語の辞書の点字出版は伊達が最初である．また，江村訳のマッサージ書以上のものは，40年を経過し

た今日でも出ていない.

山村熊次郎と日本点字社

すでに述べたように，点字新聞が発行され，点字教科書も出版されるようになってからは，わが国の盲界もようやく文化に浴し始めたが，これは極く一部の者に限られており，一般の盲人は依然として文盲の域を脱せず，特に鍼按業などは常に新知識と技術の改良を要するにもかかわらず，いたずらに伝統を固守して積極性を欠き，そのうえ，かれら自身が読むべき専門の書籍・雑誌もなく，真に同情に耐えないものがあった．ところが，明治以来，学者の間で顧みられなかった鍼灸術が新しい医学の脚光を浴びて，大正の初めから昭和にかけて，諸家の業績が続々と発表されたが，当時の業界人にはこれを理解する能力も乏しかった．このときに当たり，日本点字社の出現は，まさに盲鍼按家の窓を開いたものといわなければならない．

1922（大正11）年12月26日，京都市立盲唖院教諭近藤煥一宅に小畠謹一，山村熊次郎，小林卯三郎らが会合して，鍼按業者のための専門雑誌を発行する計画を協議した（近藤は鍼灸医学に関する古今の典籍に通じ，手をとっての指導はしなかったが，たえず後輩を激励し，あるいは慰労するなどして，よい相談相手であった）．翌年1月，山村は自宅を改造して日本点字社の看板を掲げ，雑誌を「点字治療新報」と名づけ，小林卯三郎が編集に当たり，希望の実現にスタートした．また，この計画を強力に推進するため，山村は大阪医科大学長佐多愛彦，大阪赤十字病院長前田早苗の両医学博士を訪問して援助を請うた．両博士とも点字新聞が発刊されたことなどをよく知っていたので，この企てをよろこんで激励した．これに力を得た山村，小林は雑誌の発行を急ぎ，とりあえず，奈良にあった軽便機とローラーを大阪に運び，続いて小林は編集した原稿を山村に送った．山村は昼夜，軽便機と取組み，根気よく1点1点突いて，ついに「点字治療新報」第1号を仕上げた．3月の初め，これを各盲学校の鍼按科と全国業界の有名人に寄贈して，その反響を待った．幸い，相当数の申込みがあったので第2号を発行し，号を追って読者は次第に増加していった．このようにして，5，6号を出すころになると，軽便機ではとうてい間に合わなくなり，このままでは書籍の出版もおぼつかない状態なので，資金を調達して規模の拡大を図ろうと決意した．

この問題は山村，小林両人を少なからず悩ませたが，そのころ，大阪市東区小橋の興福寺住職平田真照が経営していた積徳盲学校といういまの別科程度のあんま養成所（興福寺は信貴山成福院の末寺で，平田真照は慈善の心厚く，境内に別の建物を造り，あんま養成所を設立して盲人を指導していた）に西本弥太郎（大阪市立盲唖学校出身）が勤務していたので，この西本を介して平田校長に点字社のことを話したところ，本人のほかに確かな保証人を2人たてれば3000円程度を融資しようということであった．そこで，西本と京都の近藤を保証人として，この願いは達しられた．山村は直ちに仲村製の製版印刷機を購入し，これに動力を導入し，これまでの足踏みの印刷をやめて，手だけで操作するように改良して，労力の軽減と能率の向上を図り，従業員を雇用するなどして面目を一新した．

これによって出版は容易になり，雑誌には毎号三療の新学説を紹介し，また，教科書や参考書として解剖学・生理学・病理学・内科学・外科学・産婦人科学・診療医典・鍼灸マッサージ学・電気学，あるいは医学的心理学など大部な書籍を発行して，盲学校や業界に提供した．山村はこのような大部な鍼按関係書の出版に当たり，かつて京都市立盲唖院が1度しか試みなかったインターポイントを採用して，紙数の節減と巻数の縮小に意を用いた．さらに1932（昭和7）年から1937年にわたり，早稲田大学の「文学講義録」の点字版を刊行して，盲人の高等教育にも力を尽くした．この講義録は1万ページ余，単行本にして47巻であった．

1945年の春から夏にかけて空襲が一段と激しくなったので，小林は貴重な原版だけでも疎開させたいと思い，奈良県立盲唖学校の屈強な弱視者数人を連れて点字社へ行ったが，山村は「地方からの注文が多く，断わりかねているので，もうしばらく待ってほしい」といって，これに応じなかった．ところが，それから2週間とたたないうちに焼夷弾を受けて，住居もろとも機械・原版・資材などの全部を焼失した．当時は家族のほかに従業員が7，8人いたが，全員が無事に避難し得たのは不幸中の幸いであった．しかし，長男は戦死し，2男は辛うじて終戦後帰還してきた．この秋，山村は郷里の三重県名張町から大阪へ帰り，住吉区西長居町に新築の1戸を買取り，まず，身辺の整理から始め，1946年の春から徐々に点字社の再建にかかったが，戦後のこととて万事不如意で容易にはかどらなかった．

1951年春から，読者の要望もあって雑誌の再刊に苦心し，7月15日「三療医界」と改題して第1号を発行した．普通の活字書でも紙質が悪く，製版も粗末であったころで，点字のものはさらに紙も点も悪く，製本もピンで止めたような始末で，いかにも貧弱そのものであった．同年8月7日，山村は脳出血を起こしてこんすい状態のまま，同月14日ついに63歳で他界した．かれは郷里の高等小学校卒業後，間もなく失明し，京都市立盲唖院の鍼按科に学んだのである．創業以来27年にわたって多大な業績を残した日本点字社は，社長山村熊次郎の死によって解散した．

その間，山村は読者のためにときどき論文を募集したり，盲学校や業界に呼びかけて，夏季休暇を利用して講習会を開いたりした．とりわけ，点字社創立20周年記念講習会（1942年8月）は京都帝国大学名誉教授石川日出鶴丸をはじめ数人の学者ならびに灸の専門家富永勇らを講師に招き，京都府立盲学校において，2泊3日にわたって開催された．山村はまた発明くふうの才に富み，各種の盲人用具を考案したが，現在のカナタイプの前身というべきものも試作している．なお，点による解剖図を発行したり，盲人の娯楽品にまで思いをめぐらし，実に幅の広い仕事をした人物であった．

「日刊東洋点字新聞」の発行

1924年ごろ，東京のある盲人が亜鉛板を使わない点字印刷機を考案して，その製作を東京淀橋の鉄工業者木村福に依頼した．木村は翌年の初めからその製作にかかり，数カ月を費やしてこれを完成した．この活字式輪転機は非常に精巧にできていたので，かれはこれを用いて日刊点字新聞の発行を計画した．まず，木村福が社長になり，実際の仕事は義弟の木村柳太郎が主幹として担当することになった．同年6月1日，「日刊東洋点字新聞」の第1号が世に出た．8ページ建てのもので，点字もはっきりしていた．初めの間は，東京付近の盲人に配布していたが，間もなく全国的に読者を獲得するようになった．やはり，「日刊」というところに魅力があったものと思われる．

ところが，日華事変のため個人経営が困難になったので，読売新聞社に譲渡することにし，1942年8月15日，「点字よみうり」第1号が発行された．初めは失明軍人のためということであったが，広く各地の盲人にも送られた．しかし，1945年の夏，読売新聞社が空襲を受けたので，約1カ月間休刊した．やがて復活したが，同年12月，第2次読売争議による赤字の解消のため，ついに廃刊になった．

斎藤武弥・百合夫妻の活動

大正，昭和の初期，わが国の盲人事業といえば，盲教育に限られた感があり，社会福祉の面ではまだみるべきものがなかった．その先駆者となったのが斎藤武弥の夫人百合であった．武弥は1926（大正15）年に普通選挙法が施行され，点字投票が公認されたので，盲人の政治教育に力を入れ，1929年ごろから自費で「民衆政治講座」という毎月150ページほどの読物を二十数巻にわたって発行した．そのなかには「土地公有論」とか，「婦人解放論」，「労働問題」などがあった．一方，百合は盲女子の現状と将来について深く考えるところがあり，職業・教育以外には，その特殊性を無視された状態にあった盲女子の不幸を打開しようと決意し，まず，自ら修業するため，2児の母親でありながら，身の不自由を顧みず，日本女子大学に2年間通学した．のちに自宅を開放して陽光会を開設し，数人の盲女子を収容してその自覚をうながし，教養を高めることに努めるなど，福祉活動を行なった．

また，百合は陽光会経営のかたわら，月刊点字雑誌「点字倶楽部」を発行して，盲青年男女に新風を吹込むことに努力した．その他，「世間雑話」，「編物教本」，「乳揉み真髄」，「指圧の理論と実際」などの点字書を出版した．なかでも，「乳揉み真髄」は，乳揉みが盲女子に適切な職業と考えた百合がたびたび開いた講習会で使用した．なお，長岡紫蘭著「点字俳句読本」の発行は盲人の俳句熱を高めた．しかし，1944年になると，戦争の激化と物資の欠乏のため，特に亜鉛板や用紙の入手が困難になり，「点字倶楽部」も同年12月の発行を最後に打切られた．

さらに，翌年になると，食糧不足とたび重なる空襲のため，集団生活はいよいよ困難をきわめたので，この春，ついに陽光会を解散した．間もなく武弥は東京駅頭で交通事故のため死亡したが，百合もまた1947年2月，肺炎で苦闘と努力の一生を終った．

日本ライトハウスの点字出版事業

日本ライトハウスの創設者岩橋武夫は，1922（大正11）年の秋，簡易点字製版機（軽便機）と手動式ローラー点字印刷機を購入し，エスペラント学習書などの点字出版を行なったが，これはライトハウス点字出版事業の基礎づくりともいうべきものであった．1928

年，イギリスに留学していた岩橋は帰国後，点字出版事業を拡大し，さらに点字図書貸出事業も開始した．翌年，ライトハウス運動の一事業として，「世界盲人文化叢書」の刊行に着手し，「社会問題としての盲人」，「欧米盲人伝」などを出版した．

点字による定期刊行物としては，まず，「ライトハウス・ニュース」，続いて1938年「黎明」を発刊した．「黎明」は，点字雑誌としては高度な総合雑誌で，広く盲界の知識人に愛読されている．また，第2次世界大戦後，読物が少なかった時期に，教養書あるいは一般読物として，「教養としての心理学」，「教養としての論理学」，「新倫理学概論」，「哲学への思慕」，「ナイルの流れ」，「ビルマの竪琴」，「十二人の肖像画」などを点訳出版して，多くの読書人に喜ばれた．理療科用の教科書・参考書，文部省著作普通科目教科書を発行し，盲人用地図の製作にも努力した．そのため，1956年には文部省からアメリカ製のインターポイント点字製版機を貸与されるなど，この方面の事業は年を追って発展しつつある．なお，厚生省，その他の委託図書，製作に貸出しにも当たっている．さらに特筆すべきは，三省堂の「コンサイス英和辞典」の点字出版である．これは日本ライトハウスの創立15周年記念事業として1949年に計画されたものであるが，その完成は1963年で，巻数実に71巻，ページ数は1万4000ページに及び，価格2万4000円．英語および英文学を学ぼうとする盲人に欠くべからざるものである．これには大阪文化賞などを受けた．

東京点字出版所の事業

東京点字出版所はもと日本鍼按協会の名のもとに，肥後基一が1926年4月，「鍼治マッサージ」という月刊誌を始めたのがその起こりである．そのころ，「二宮翁金言集」，「論語講義」や尾崎行雄の「政治読本」などを出版した．「鍼治マッサージ」は76号で廃刊になったが，その内容は現今の「点字の友」と大同小異なものであった．その後は主として鍼按科の教科書や参考書などを出版していた．

1944年6月，戦争のため企業合併という政府の方針に従い，東京光の家出版部と合併，東京点字出版所と改称した．翌年8月からは「点字の友」を発行することになったが，読者は次第に増加している．この出版所は全盲の肥後基一が独力で経営してきたが，戦後，急速に発展したので，1952年5月，現在の三鷹市下連雀に移転改築した．国産の製版機3台，アメリカ製のインターポイント製版機1台のほか点図製作機，紙折り機，自動結束機などがあり，男女20人前後の職員が製版・印刷・製本・発送などに多忙をきわめている．点字出版だけでこれほどの躍進を示しているのは，全くめずらしいことといわなければならない．

おもな出版物として「新英和辞典」(18巻)，「新和英辞典」(22巻)，「新独和辞典」(16巻)，「国語辞典」(三省堂版，32巻) などがあげられるが，そのほかにマッサージ鍼灸，電気治療，病理，内科，外科，婦人科学など，理療科の教科書，参考書も多く，また，1957年からは，文部省著作の普通科目教科書も各種にわたって出版している．なお，日本聖書協会の委託により，「口語訳旧約聖書」(24巻)，「口語訳新約聖書」(8巻) およびカトリック点字図書館委託の「口語訳新約聖書」(10巻) を製作しており，日本盲人基督教伝道協議会の「聖書新辞典」(10巻)，「新約聖書略解」(11巻)，「創世記註解」なども製作している．

平井点字社の点字楽譜出版

平井点字社はわが国でただ一つの点字楽譜専門の出版所である．これは1939年2月，大阪市立盲学校出身の平井正が高松市宮脇町において開始した事業である．事業内容は，あらゆる楽譜の点訳出版で，現在のところ，ピアノ練習曲，名曲集が最も多く，次にバイオリンやギターの練習曲，名曲あるいは歌曲集などがある．また，箏曲，三弦（地唄もの），尺八の楽譜などを出版している．その他「音楽事典」などの音楽参考書も出している．

京都点字社の事業

日本点字社の山村熊次郎は，1951年7月，「三療医界」第1号を発行して間もなく病没した．しかし，この種の雑誌が盲人三療家に必要なことはいうまでもない．そこで，京都府立盲学校の鳥居篤治郎はこれを引継ぎ，同年9月，その第2号を発行し，以来，経営の不如意を克服しながら継続に努力した．また，金沢の三谷復二郎は，この雑誌に毎号健筆をふるって読者の啓発に努めるとともに，陰の大きな支えになっていた．一方，京都には弘誓社（山本暁得経営）の遺産である貴重な仏教書の原版が多く保存されていたが，これも再たび世に出さねばならず，また，三療医学の新刊書の点訳刊行の必要もあり，これらの事情から，1952年ごろ京都点字社を起こした．さらに1959年7

月から，盲人音楽家のために「音楽の友」を発行することになった．これで盲人の二大職業の専門雑誌が整ったわけで，箏曲の楽譜などにも手をつけている．同点字社は初め左京区下鴨森本町の京都府立京都寮内にあったが，現在では北区紫野花ノ坊町の京都ライトハウス内に移っている．

日本愛盲協会の事業

尾崎銀治の日本愛盲協会は1955年ごろ星光社という名で，雑誌「点字文化」を隔月に発行していたが，1958年4月，これを「婦人文化」と改題，月刊とし，同時に施設の名も日本愛盲協会と改めた．雑誌の発行と図書の出版を目的にしているが，ことに「婦人文化」は，盲女性の教養に欠くことのできないものになっている．なお，点字書籍の出版には，料理・育児・家事・エチケット・結婚・教育などに関するものがある．

また，別に月刊「医薬新報」を発行しているが，これは三療と異なって一般医学の新知識を伝えるもので，盲学校の教員をはじめ開業三療家の指針になっている．これに関連して，「医学用語辞典」(26巻）をはじめ多数の医学書が出ている．同協会は事業の拡張に伴い，1961年春，東京都練馬区東大泉町に移転改築した．

鍼科学研究会と信愛福祉協会出版部

平方龍男は東京都世田谷区成城町に鍼治療所を開設し，また，鍼科学研究会を組織して，毎年盲学校の卒業者から希望者を募集して入所させ，新しいはりの刺し方を指導してきた．いまでは全国にこの流儀に属するはりの専門家が相当数にのぼっている．1951年ごろから，これら門下生の機関誌として「鍼の医学」を発行している．この雑誌は門下生だけでなく一般の読者も多く，難解な学説をわかりやすく解説した記事が連載されており，また，体験発表も載っているなど，非常に高級な雑誌で，盲学校の教員や臨床家には必読のものである．また，同研究会からは内科学・ホルモン学説，あるいは炎症に対するはりの理論などが出版されている．なお，京都に同研究会分室を設けている．

また，平方龍男は非常に信仰の深いクリスチャンで，毎月門下生や盲信徒を集めて懇談会を開き，よく感化を及ぼしているが，信愛福祉協会出版部の名で，「信仰」という雑誌のほかキリスト教の書籍も多く発行している．特に注目されるのはギリシャ語の独習書や聖書も出版していることで，ギリシャ語の点字書出版は日本ではここだけである．

曹洞宗の「心の糧」

山本暁得の死後，仏教関係の点字雑誌は長らく絶えていたが，1959年7月から曹洞宗が盲人のために点字雑誌「心の糧」を発行している．発行所は東京都港区芝2丁目5番地，曹洞宗宗務庁社会部である．現在では，読者も全国にわたって相当な数にのぼっているが，出版物は雑誌のほかに，「須証儀解説」，「般若心経講義」，「仏教読本」その他がある．

日本点字図書館の点字出版事業

日本点字図書館は，点字図書の無料貸出しを目的として，本間一夫が1940年に創立したものであるが，1955年からは，厚生省が点字図書出版のために毎年予算を計上したので，その委託を受けて多くの図書を製作している．製版・印刷・製本などの技術も優秀で，ここで製作された書籍は，都道府県の点字図書館に無料で送られている．

東京ヘレンケラー協会出版局

東京ヘレンケラー協会は1960年ごろから点字俳句季刊誌「ともしび」を発行してきたが，王立イギリス盲人援護協会(Royal National Institute for the Blind = RNIB）開発のソリッド・ドット（固型点字）方式の点字印刷機を1968年に輸入して，毎日新聞社が発行していた「リーダースダイジェスト日本語点字版」を受け継ぎ発行した．また，1970年6月にはこの機械により総合月刊雑誌「点字ジャーナル」をも発行し，「ともしび」を廃刊して俳句欄を設けた．このほか各都道府県市の公報なども印刷している．

その他の点字出版

大正の末から昭和初期にかけて，東京に後藤静香（1884/明治17～1969/昭和44）の希望社という社会教化団体があり，盲人のために，毎月「輝き」という雑誌を出していた．40ページぐらいのもので，おもに修養に関する記事が多かった．また，別に小型判で修養書といったものも発行されていた．後藤静香はわが国における点訳奉仕運動の先駆者として記憶すべき人物である．

神戸には森泰蔵経営の神戸盲唖院という盲人施設が

あり，その事業の中心は神戸盲人技術学校（のち神港盲学校と改称）の経営であったが，同校は1925年に神戸盲学校と合併して兵庫県立盲学校になった．神戸盲唖院はその後も存続し，点字出版をも行なっていた．仕事は長男に当たらせ，雑誌「象牙の塔」のほか「文学辞書」などが出ていた．なかでも，「近代思想十六講」は価値の高い本であったが，1巻だけで中絶したのは惜しいことであった．

次に東京盲学校，京都府立盲学校，大阪市立盲学校などの同窓会は，いずれも早くから多くの原版を持っている．東京盲学校同窓会（のち社団法人桜雲会）については，すでに略述しているが，京都府立盲学校では，昭和前期にドイツ語文法の大部なものを出した．また，1960年には，「世界点字楽譜の解説」（日本点字研究会編）を印刷した．大阪市立盲学校同窓会は1925年に出版部を開設，理療科用教科書のほか，バイオリンやチェロの楽譜も出している．

ホーリネス派牧師安田菊政は，1926年，九州から東京に移りみちしるべ社を起こし，点字器・点字タイプライターの製作などのほか，信仰雑誌「みちしるべ」，盲児雑誌「おともだち」，英語点字雑誌「ガイディングスター」などを発行していたが，1958年，かれの昇天とともに解散した．

天理教布教部は1951年，点字雑誌「ひかり」を創刊し，盲学校や盲人施設に寄贈している．このほか，出版所ではないが，盲人の福祉施設や盲学校でも雑誌や書籍を出版しているところも多くある．

（小林卯三郎）

点字楽譜の出版

点字楽譜解説書の出版

邦楽については従来，師匠が弟子に対し，口伝的指導の方法で教え，楽譜によることはなかった．しかし，西洋の点字楽譜が盲教育に普及してきたため，邦楽も点字で表記するようになった．これを最初に始めたのは三輪尚で，1908（明治41）年に点字楽譜と特殊な弾法記号を作って，箏曲の譜を書き表わした．のちにこれを改訂して1933（昭和8）年に点字で出版した．

わが国で初めて点字楽譜の解説書「訓盲楽譜」が1910年に文部省から出版された．当時，東洋音楽学校長で東京盲唖学校音楽科の講師であった鈴木米次郎が翻訳・編集したものである．これは墨字（活字）版であったが，1911年には点字版が京都市立盲唖院から発行された．

1918年には，東京盲唖学校の石川重次郎らによって研究された箏曲の点字楽譜記号を「訓盲楽符入門」が墨字で出版された．

1924年には，大阪市立盲学校同窓会から鈴木米次郎編集の「新編音楽理論」が出版された．これは点字楽譜および楽典の基礎を解説したもので，当時，盲学校における音楽教育にはなくてならぬものであった．

次いで翌年には同会から「箏符解説」が出版された．同校の音楽科教員川端米逸，杉江泰一郎らの編集によるもので，箏曲に関する点字楽譜の解説としては最初のものである．

1934年に至り桜雲社から「点字楽符の書き方」が出版された．これは東京盲学校の福家辰巳が，イギリス盲人援護協会（NIB）から出版された *Key to Musical Notations* を翻訳・編集したもので，ブライユ（Braille）の体系的点字楽譜をわが国に初めて紹介したものである．

同年，東京盲学校では「箏曲楽符記号表」を発表して，宮城道雄の作品約30曲を印刷し，邦楽を学ぶ生徒たちに益するところが大きかった．

1939年に大阪市立盲学校同窓会から「標準点字楽符の書き方」が出版された．これは墨字版と点字版のページを一致させ，内容の説明を簡略化した点に特色があった．編者は中村双葉を中心とした大阪市立盲学校音楽科の教員で，楽譜の点訳奉仕者のための配慮がうかがえる．

翌年，平井点字社から「点字楽譜解説」が出版された．初心者のために，点字楽譜と楽典の基礎を平易に説明したもので，編者平井正の苦心の作である．

1949年，点字毎日から「点字楽典教科書」が出版された．これは東京盲学校の斎藤松声が編集したもので，盲学校における音楽科生の教科書として最適なものである．

1953年に平井点字社から「尺八独習書」が出版された．これは尺八の楽譜を点字楽譜で記載する方法を解説したわが国最初のものである．

1955年には，京都府立盲学校から「点字楽符一般」が出版された．同校の林薫夫が，財団法人青鳥会から研究費を受けて刊行したもので，点字楽譜の諸記号を分類・表示して解説したものである．

同年には，さらに東京点字出版所から「点字楽符の解説」が出版された．東京都立八王子盲学校の瀬川正

雄が点字楽譜の基礎的なものをまとめたものである.

1957年，日本点字研究会から「邦楽点字楽譜」の墨字，点字両版が出版された．その前年，宮城道雄が不慮の死を遂げたが，その1周忌を記念するため，第1回全国盲人音楽家大会を開催した．たまたまこの大会で，邦楽，特に箏曲に関する点字楽譜統一の機運がたかまり，直ちに専門委員会の発足を見た．委員会は林薫夫，中田一郎らが中心になり，関東・関西の意向を調整し，出版の運びとなったものである．この解説書は，琴，三弦，胡弓および都山流尺八に関する特殊な奏法と，その記号をまとめたもので，この解説レコードも製作し，広く頒布した.

1963年に至り，日本点字研究会から「世界点字楽譜解説」(全5巻）が出版された．同書は，1957年，世界盲人福祉協議会から発行されたスパンナー（Spanner）編 *Revised International Manual of Braille Music Notation*（改訂国際点字楽譜の手引き）を日本語点字版に訳したものである．原本は点字，墨字両版があり，専門的なもので，基礎的な諸記号はもちろん，オーケストラ，ジャズ，ギター，アコーディオンに至るまで，すべての記符形式を収録している．鳥居篤治郎と林薫夫はこの日本版を出版するに当たり，1954年から検討を始め，随所に注釈を加え，また，点図による5線譜の解説などを追補して編集した．点字版全5巻の完成まで約10年の歳月を要したが，1972年には日本文化財団からその墨字版が出版された.

1965年，文部省から「点字楽譜の解説」(墨字版）が出版された．これは盲学校における音楽教員の手引き書として編集されたものである．内容は基礎的な解説書であるが，「改訂国際点字楽譜の手引き」を簡略化したもので墨字版としては最良のものとされている.

点字楽譜の出版

わが国で各種の点字楽譜を出版したのは，大阪市立盲学校同窓会が初めてである．同会では1926年，ピアノ教則本「バイエル」，「ツェルニー」(30番)，声楽の基礎練習のための「コーリューブンゲン」など．また，1928年にはバイオリンの基礎練習のための「カイザー」を順次出版し，正式に音楽を勉強する者のために大きな役割を果たした．さらに1929年には，初めて点字の音楽雑誌「無絃琴」（のちに「明日の音楽」と改名）を刊行し，楽譜も掲載して音楽の普及に努めた．1940年には，シューベルトやブラームスの子守歌をはじめ有名な歌曲のピースを発行した．このように同会の出版物は盲人洋楽家の育成になくてはならぬものであり，戦前，戦後を通じて，同会が残した業績は高く評価されている.

点字毎日は，1928年ごろ文部省編「尋常小学唱歌帳」(1～6年用の教科書）を発行したが，当時は点字楽譜に習熟した教員がいなかったためか，これを採用した盲学校はきわめて少なかったようである．戦後，6・3制が実施され，戦前よりははるかに充実した教科書が発行されるようになった．1948年ごろ，点字毎日は林薫夫に文部省編の小学1年から中学3年までの音楽教科書の点字版原稿作製を依嘱し遂次盲学校に配本した．しかし，数年後にはこの教科書の墨字版が絶版となったため，点字版も自然使用されなくなった．さらに，1952年ごろ，文部省は志賀静男を中心に「盲学校音楽教科書」を編集，点字毎日からこれを出版した.

東京盲学校印刷部には第2次大戦突発当時まで，「点字印刷練習生」という制度があり，師範部生の一部がこれを利用して，自校で使用する教科書や参考書のほか一般教養書の製版印刷を行ない，同校生徒だけに供給していた．これらの印刷物の中には，点字楽譜もかなりあった．中でも声楽のための練習曲「コンコーネ」(50番）は1933年に，「コーリューブンゲン」（全訳）は1939（昭和14）年に製版されている．これらは同校の音楽教育を支えてきたものである.

さらに，音楽教材として数十曲の独唱や合唱用の楽譜も製版され，大いに音楽教育を推進した．しかし，これらの楽譜は非売品で一般には売出さなかったことと，戦後，原板のすべてが散逸してしまったことは，まことに遺憾である.

平井点字社は，1935年ごろからもっぱら点字楽譜を出版し，また，個人の求めに応じて各種の楽譜点訳を業とした．同社は器楽・声楽の楽譜はもちろん，他の出版所には見られない「和声学」，「作曲法」，「音楽用語辞典」などを出版したほか，「ギター」，「ハーモニカ」，「歌謡曲」，「箏曲」，「三弦」(地唄もの)，「尺八」に至るまで，幅広い点字楽譜を一般に供給してきた.

日本ライトハウス点字出版所では，1955年ごろから近畿盲教育研究会音楽部会に諮問し，教育芸術社発行の「高等音楽」を出版して，盲学校の高等部生に初めて点字の音楽教科書を供給した．続いて音楽の友社

発行の「高等音楽」を出版している．

1961年秋，第7回全国盲音楽家大会の決議により，音楽雑誌「点字音楽の友」（年4回発行）が，1962（昭和37）年7月から京都点字社によって刊行された．1972年4月をもって40号を数え，約150の読者に次々と提供している．

今後の課題

点字楽譜解説書のうち，第2次大戦以前のものは，ほとんど絶版になっている．また，戦後のものでも「世界点字楽譜解説」は大部で専門的なため，一般盲人には向かないきらいがある．文部省の「点字楽譜の解説」は，非売品として盲学校に配布されただけで，一般需要には応じていない．このような点から，現在，初歩的でしかも楽譜点訳奉仕者の理解も考慮に入れた墨字ならびに点字版の出版が望ましい．

次に点字楽譜の今後解決しなければならない問題として，①点字楽譜に精通した製版士を養成し，点字楽譜専門の出版所を設けること，②各地で楽譜の点訳奉仕者を養成すること，③点字楽譜の普及と統一を図るための指導機関を設置すること，④各地で点字楽譜の講習会を開催すること，⑤わが国の点字図書館に，欧米で出版されている点字楽譜を備えて，一般に貸出しすること，などがあげられる．（林薫夫）

盲人の著作と芸能

自叙伝・体験記

盲人が自分の手で読み書きができなかった点字考案以前の時代にあっては，自叙伝・体験記に類するものはほとんど見当たらない．幕末から明治にかけて，40余年にわたって木活字を使用して日記を綴った備後（広島県）の葛原美之一のごときは特異な存在で，のちに「葛原勾当日記」（1915年，博文館）として刊行されている．また江戸時代の心学者として知られる柴田鳩翁には「無由言（よしなしごと）」があり，「鳩翁遺稿」（1928年，刀江書院）に収められている．

愛媛県温泉郡余土村村長として治績をあげた森恒太郎（盲天外）の体験記「一粒米」（1908年，博文館）は，近代になって盲人の著作が版を重ねた最初のものであるが，後年の著述「公民物語我が村」（1923年，青潮社出版部）もまた体験記である．「高木正年自叙伝」（1932年，代々木書院）は編者横山健堂の執筆した部分が多く，題名通りの自叙伝ではないが，代議士当選13回の経歴をもつ高木正年に関する唯一のまとまった記録である．

牧師石松量蔵は「盲目の半生」（1921年，日本福音ルーテル熊本教会）や「盲目の恩寵——盲人牧師の記録」（1965年，日本福音ルーテル羽村教会）を刊行したが，同じく牧師の熊谷鉄太郎にも「闇を破って——盲人牧師自叙伝」（1931年，教界時報社），「見えざる聖手—熊谷鉄太郎自伝」（1954年，基督教文書伝道会），「薄明の記憶——盲人牧師の半生」（1960年，平凡社）がある．わが国盲人の父といわれる好本督の「十字架を盾として——九立坊回顧録」（1934年，日曜世界社）やその改訂版である「神に聴いて」（1949年，明和書院），さらに「わが隣人とは誰か」（1967年，待晨堂）などは敬虔なクリスチャンである著者の信仰体験記である．

日本ライトハウスの創設者岩橋武夫は多くの著作を残しているが，最も広く読まれたのは「光は闇より——盲人哲学者の入信手記」（1931年，日曜世界社）で，のちに日本ライトハウスから復刊されている（1947年，1969年）．小冊子であるが，英文版 *Light from Darkness* も出版されていて，国内版（1932年，教文館）とアメリカ版（1933年，フィラデルフィア・ブック・ストアー）がある．「私の指は何を見たか」（1931年，日曜世界社）および「暗室の王者」（1932年，同上）は講演集である．「母・妻・妹——女性に与ふ」（1933年，同上）は早稲田大学在学中に失明した著者を励まして再起させ，わが国盲界の指導者たらしめた著者の母・妻・妹に対する感謝をこめて綴られたもので，妹の寿岳しづ著「朝」（1927年，岩波書店のちに「寿岳文章しづ著作集」第1巻に収録）や妻の岩橋きを「菊と薊と灯台」（1969年，日本ライトハウス）も参考になる．またイギリスに留学の年に出版された最初の著書である「動き行く墓場」（1925年，警醒社書店）は愛媛県の盲人岡光眼（巌）の「小説でない小説光なき明るみ」（1935年，私家版）と同様，自己の体験を小説の形式で発表したものである．

京都府立盲学校副校長，日本盲人会連合会長，京都ライトハウス理事長，日本盲人福祉委員会理事長などを歴任し，岩橋武夫の没後，わが国盲界の指導者であった鳥居篤治郎には随筆集「すてびやく」（1967年，京都ライトハウス）がある．折にふれて執筆した随想をまとめたもので朝日社会奉仕賞，京都市名誉市民，勲３等旭日章の栄誉を受けた著者の誠実な人がらがしのばれる．福井県の光道園の創設者中道益平の「雑草に支えられて」（1967年，光道園）や山梨ライトハウスの創設者長谷部薫の「この人びとに青い鳥を」（1971年，山梨日日新聞厚生文化事業団）は盲目の身で障害者福祉事業に献身した著者たちの苦闘のあゆみを伝えている．

新里貫一はアメリカ在住の盲聾者であるが，「闇に閃く声なき声」（1934年，新教社）で知られている．ほかに「事変下の満鮮を歩む——盲聾者の観察」（1938年，新教社）などの著書がある．同じくアメリカ在住の三原時信には「白い杖に頼りつつ」（1962年，東洋文化社）や「米国盲人のガイド・ドッグ——米国盲導犬学校に於ける生活体験」（1965年，東洋文化社）がある．

日華事変から太平洋戦争にかけての失明傷痍軍人の体験記には平田宗行「闇を開く」（1939年，人文書院），鈴木泰「両眼を失つて」（1942年，文友堂），原田末一「戦盲記」（1943年，水産社），同「道一筋」（1961年，鉄道弘済会広報部）などがある．なお，戦盲者の妻の手記に，松井新二郎夫人糸子の「灯心草」（1943年，大新社）がある．

らい盲者の記録としては明石海人の「海人遺稿」（1939年，改造社），玉木愛子の「この命ある限り」（1955年，保健同人社），吉成稔の「見える——癩盲者の告白」（1963年，キリスト新聞社）などがある．また明石海人をはじめ，癩盲者のなかには短歌・俳句などに力量のある人物が少なくないが，苦悩の体験がにじみ出ているこれらの作品は，読者に深刻な感銘を与えている．

教育関係では，野地繁の「盲学校物語」（1941年，交蘭社）が関係者の間で広く読まれている．昭和前期の東京盲学校での生活を生徒の立場で綴った興味深い読物で，その抄録が日点文庫の１冊として日本点字図書館から刊行されている（1968年）．盲人教師の体験記として河相洌の「ぼくは盲導犬チャンピイ」（1967年，朝日新聞社），関幸代の「心に愛の星をみつめて——全盲の若い女教師の記録」（1966年，集英社）などがあげられるが，単行本としてまとまったものが思いのほかに少ないのは，その体験が多くの全盲教師にほぼ共通したもので，あまり差違がないためであろう．

音楽家の自叙伝・体験記には北条秀司編「富崎春昇自伝」（1954年，演劇出版社），富山清琴述「清琴，地うた修業」（1966年，芸能発行所），大野秋好著「若い旅びとの歌——ギターと愛と盲導犬と」（1966年，読売新聞社）などがあるが，今井慶松の随筆「松の吹き寄せ」（1935年，岡倉書房），宮城道雄の随筆「雨の念仏」（1935年，三笠書房）をはじめとする「騒音」，（1936年，三笠書房），「垣隣り」（1937年，小山書店）「春秋帖」「雨の念仏」，「騒音」の合冊（1937年，小山書店），「夢の姿」（1941年，那珂書店），「軒の雨」（1947年，養徳社），「古巣の梅」（1949年，雄鶏社），「水の変態」（1956年，宝文館），「春の海」（1956年，ダヴィット社），「あすの別れ」（1956年，三笠書房）なども体験記として扱うことができる（これら宮城道雄の数多い随筆は三笠書房版「宮城道雄全集」全３巻，1957～８年にまとめられている）．

中川童二の「たとえ光は失われても」（1959年，光書房）や佐々木たづの「ロバータさあ歩きましょう」（1964年，朝日新聞社）などは盲人作家といわれる人たちの体験記であるが，元女優の森赫子の「女優」（1956年，実業之日本社）および「盲目」（1958年，実業之日本社），病院の経営を担当している畑美喜三の「孤独と誤解に耐えて——欠点と疎外に生きる工夫」（1966年，洋々社），私鉄の重役であった宮崎康平の「まぼろしの耶馬台国」（1967年，講談社），盲人画家鈴木敏之の「指が目になった——ある全盲画家の半生」（1970年，朝日新聞社）のような異色ある盲人の体験記も出版されている．

外国の盲人の自叙伝・体験記としては，まずヘレン・ケラーに関するものをあげなければならない．最も早く邦訳出版されたのは塚原秀峰訳「楽天主義」（1907年，内外出版協会）で，皆川正禧訳「わが生涯」（1907年，内外出版協会）がこれに続く．後者（原題 *The Story of My Life*）は奇跡の人といわれるヘレンの血のにじむような苦闘の歩みを綴ったもので，その後も三上正毅訳「嬢自叙伝（へれん・けらー）我身の物語」（1912年，教文館），教文館編纂部訳「ヘレン・ケラー自叙伝」（1935年，教文館），川西進訳「奇跡へのあゆみ——ヘレン・ケラー自伝」（1965年，富士書店）などが刊行されている．特にその第１回来日を記念して出版された岩橋武夫監修「ヘレン・ケラー全集」（全５巻，1936～37年，三省堂）は定評のあるもので，その第３巻までが「私の生涯」で（第４巻は「私の住む世界」，第５

巻は「私の宗教」），この3巻はのちに第2回来日の際，合冊本の「ヘレン・ケラー自叙伝」（1948年，千代田書房）として再刊され，さらに角川文庫本（「わたしの生涯」，1966年）に加えられている．また，西田実注解 *The Story of My Life*（1965年，成美堂）や，大津栄一郎編注 *The Story of My Life*（1965年，鶴見書店）は大学の英語テキストに使用されているが，いくつかの児童書にも邦訳がある．他に土居米造訳「我宗教」（1933年，東京新教会出版部），堤芳江訳ならびに作「ヘレン・ケラー書簡集 附 幼きヘレン」（1937年，一粒社書店），渋谷夏雄訳「いのちの夜明け（前編）」（1955年，学習館）などがある．

ヘレン・ケラーを別とすれば，モーリス・ド・ラ・シザラン著「心眼通天——盲人の印象とその想ひ出」（藤岡正隆訳，1939年，日本教育資料刊行会），ヘンリー・B・バリー著「ここに光あり」（花島克巳訳，1955年，生活社），スコロホドア著「果しなき海へ——盲聾唖の世界」（中島学自訳，1956年，三一書房），カール・ビヤンホフ著「星はうすれゆく——失明してゆく少年期の追想」（村上一郎訳，1960年，光文社），ロバート・ラッセル著「天使を求めて」（船戸英夫訳，1965年，河出書房新社），ロバート・J・スミスダス著「光と音を失っても」（三木陽子訳，1968年，日本放送出版協会）などがある程度で，まだあまり多くは邦訳されていない．このうちスコロホドア（ソビエト連邦）とスミスダス（アメリカ合衆国）は盲ろう重複障害者である．　（中江義照）

学術

江戸時代のすぐれた文献学者として，国学史上に不滅の業績を残した塙保己一は，わが国古来の記録・雑書が失われていくのを歎き，これらを叢書にまとめて国学の基礎資料に当てるため，1779（安永8）年「群書類従」の編集を志した．すぐれた記憶力を生かして，文献を取扱うのに長じていた保己一は，門下の屋代弘賢，松岡辰方，石原正明，中山信名らとともにこの大事業を推し進め，40年後の1819（文政2）年までに530巻（665冊）の木版本を完成した．内容は神祇・帝王・補任・官職など25部門に分かれ，企画の雄大さと，底本の選択や校正にすぐれた見識をしのばせている．

その続編である「続群書類従」は1000巻で，内容は正編と同じく25部門に分かれ，1822（文政5）年にひとまず編集を完了したが，前年に保己一が亡くなったので，ごく一部分を出版しただけで中絶した．続群書類従完成会の活版本が刊行を終わったのは1928（昭和3）年で，正編とともに歴史や文学の研究に寄与している．

また保己一は，「日本後紀」（10冊），「令義解（りょうのぎげ）」（10冊），「百錬抄」（14巻28冊），「扶桑略記」（15冊），「類聚符宣抄」（8冊）など国史・律令の古典を校訂・出版して，国学を学ぶものがたやすく手に入れることのできるようにした．とりわけ「日本後紀」はわが国の正史である「六国史」に含まれる貴重な書物でありながら，長い間その存在がわからなくなっていたのを，保己一の門人稲山行教が京都の旧家で発見したもので，全40巻のうち10巻の残欠本であるが（あとの30巻は現在まで発見されていない），これを校訂して世に広めたことは学界に対する大きな貢献であった。

そのほか，武家故実の史料を集めた「武家名目抄」（381冊，没後に完成）をはじめ，外交に関する史料を集めた「螢蠅抄（けいようしょう）」（6冊），朝鮮との関係史料を集めた「鶏林拾葉」（8冊），皇妃に関する史料を集めた「椒庭譜略（しょうていふりゃく）」（7冊），皇子など皇族に関する史料を集めた「皇親譜略」（7冊）などの編集を行ない，著述には長慶天皇の即位について論じた「花咲松」（1冊）がある．これらの諸書は保己一の生存中には出版されなかったが，いずれものちに印刷されて，その業績を伝えている．

1808（文化5）年に着手した「史料」の編集は，「群書類従」と並び称される大規模な企画であった．これは「六国史」の最後の「三代実録」が平安時代の光孝天皇の代に終わり，次の宇多天皇以降の正史が欠けているのを補うため，宇多天皇即位の887（仁和3）年から徳川家康が江戸に幕府を開いた1603（慶長8）年まで，717年間の根本史料を年月順に日を追って配列し，わが国の過去の姿をありのままに世に伝えるためであった．現在もなお，東京大学史料編纂所で続行されている「大日本史料」は，保己一の企画した「史料」の編集方法を受け継いでいるので，保己一その人の事業としては，わずかに一部分の稿本作成に終わったとはいえ，その企画は国家的事業として継承されている．

保己一と同時代の国学者本居春庭（宣長の長男）は中途失明者で，家学を受けて「詞八衢（ことばのやち

また)」,「詞通路(ことばのかよいじ)」(ともに木版本．吉川弘文館版「本居宣長全集(第6)」，1903年，およびその後の新版に収録)を著わしたが，特に動詞の活用において前人未発の卓見を述べ，後鈴屋の号にそむかなかった．沼田順義(三芳野城長)も中途失明者で，「級長戸風(しなどのかぜ)」や「国意考弁妄」(ともに木版本．鷲尾順敬編「日本思想闘諍史料(第7巻)」，1930年，その他に収録)で賀茂真淵や本居宣長の説を排撃し，擁護派の学者との間に活発な論戦を展開したが，人格的にはとかく問題のある人物のようである．

「王道内篇」(木版本)は江戸中期の儒者長沢不尤(ふゆう)が若年のころ，漢文で著述した経世の書で，滝本誠一編「続日本経済叢書(第3巻)」(1923年，大鐙閣)に収録されている．奈良県高市郡教育会編「三山谷先生遺稿」(1917年，同会)は幕末の聾儒谷三山(晩年，失明)の憂国の至情にあふれた遺稿をまとめたものである．

神戸高等商業学校教授で在職中失明した坂西由蔵は，引続き昇格後の神戸商業大学の講師として教壇に立ち，経済学博士の学位を受け，「経済生活の歴史的考察」(1925年初版，1930年改訂7版，大鐙閣)，「経済の基本概念」(1926年，理文閣)，「日本経済史論」(1927年改訂6版，初版は1907年，宝文館)などの著作のほか，多数の論稿を発表した．「失楽園の詩的形而上学」(1933年，基督教思想叢書刊行会)は関西学院大学講師を勤めた岩橋武夫(日本ライトハウスの創設者)の学者としての業績を記念するもので，ミルトン研究者の間で高く評価されている．

あんま・はり・きゅうに関する学術的著述はほとんど晴眼者で占められているが，兵庫県立盲学校や神戸市立盲学校の教職にあった木下和三郎の「灸法の学理」(1935年，日本理科医学院)，「植物性神経系と鍼灸マッサージ論」(1937年，同上)は，科学的解明を志向した盲人の著述として注目すべきである．また石川県立盲学校に勤務した影山儀之助の「施鍼ガ人血液ニ及ボス影響ニ就テ」は金沢医科大学十全会の「十全会雑誌」(41巻2—4号，1936年)に発表されたもので盲人の執筆したこの種の研究論文が学術雑誌に掲載された最初である．(中江義照)

宗教

仏教関係では，熊本盲唖技芸学校(熊本県立盲学校の前身)や仏眼協会(盲人福祉事業団体)の創設に参画した真宗大谷派の山本暁得(俗名伝三郎)が1921(大正10)年に創刊した，点字信仰雑誌「仏眼」に執筆したものが多いが，没後，その一部が「仏眼」(1934年，法蔵館)と題して刊行された．すぐれた布教師として尊敬を集めていた同派の暁烏敏は，晩年，盲目かつ老齢の身で東本願寺宗務総長に推され，財政の再建に功績があったが，著書もすこぶる多く，「暁烏敏全集」に収められている．

キリスト教の牧師石松量蔵に，「基督教の話」(1923年，日本福音ルーテル熊本教会)，「基督教々義の要」(1931年，同上)，「盲人とキリスト教の歩み——盲人伝道百年史」(1959年，日本盲人基督教伝道協議会)があり，熊谷鉄太郎も，「宗教の本質」(1934年，基督教出版社)や「分り易い基督教の理論」(1954年，基督教文書伝道会)を著述しているが，いずれも小冊子である．日本ライトハウスの創設者岩橋武夫は信仰の人でもあり，「星とパン——世界苦に臨む基督教」(1932年，教文館)，「現代人と基督教」(1933年，培文館)，「私の見た霊界と永世」(1935年，日曜世界社)，「創造的平和——クェーカーの思想とその実践」(1959年，同文館)などの著述のほか，翻訳にH・ブリントン著「創造的礼拝」(1932年，警醒社．1953年，フレンド・センター)，ディケンズ著「主イエス様の御生涯」(1934年，三省堂．1947年，千代田書房)がある．盲界の先覚者好本督にも「英国人と基督教」(1948年，新教社)のほか，〔自叙伝・体験記〕の項で紹介した「十字架を盾として」，「神に聴いて」，「わが隣人とは誰か」などがある．(中江義照)

福祉

20世紀の初頭に出版された好本督の「真英国」(1902年，言文社)と「日英の盲人」(1906年，東西社)は小冊子とはいえ，当時の盲青年の覚醒をうながし，世間の盲人福祉への関心を呼び起こすなど，その反響が広範囲にわたった点で，近代日本盲人史に特筆すべき著述である．「祖国に寄す——英国の魂」(1931年，中央教化団体聯合会)は，「真英国」の改訂版であるが，「英国人と基督教」(1948年，新教社)はさらにその改訂版とみられるものである．

盲人愛護を意味する「愛盲」は岩橋武夫の造語といわれているが，1935(昭和10)年に出版された「愛盲——盲人科学ABC」(日曜世界社)はこの方面での

先進国における事業の概要を述べ，わが国盲人の福祉増進を世に訴えたもので，失明軍人対策が叫ばれた太平洋戦争中には，「海なき灯台――興亜愛盲の栞」（1943年，国民図書協会）を世に送っている．

盲人福祉に関する著述のうち，盲人自身の手になるものは意外に少ないが，他の部門での盲人の著述で，多少とも内容が福祉に関連のあるものをあげようとすれば，その大部分がこれに該当するといっても過言でないくらいである．（中江義照）

日本文学

小説・戯曲

文学と盲人の結びつきを考えるとき，記憶力のすぐれた盲人による口唱伝承の文芸として，「平家物語」を語り歩いた盲人を思い起こす．瞽女と座頭による一座が，長時間にわたって演じ続ける強い暗記力と演出力は，長い間，日本の文芸に大きな役割を果たしていたようである．しきりに旅をしたこれら目の見えぬ人たちは，民間伝承の分布配合を助け，単に「語りもの」の世界ばかりでなく，民間説話文学の成長にも主役を演じていることは，柳田国男も力説している．「さてさて目明きは不自由なもの」といった塙保己一のことばは，あえて保己一ひとりを取上げての逸話ではなく，他人主義の目明きを冷笑する盲人独特の暗記力を強調したエピソードで，ほかにも幾人もの盲人にありそうな逸話である．ここで保己一をはじめ代表的な盲人の著作と研究に触れてみたい．

〔塙保己一〕（1746／延享3～1821／文政4）．武蔵国の農家に生まれ，3歳のとき疳を病み，5歳の春に，失明（一説には7歳）した．幼少から奇特な志をもち，常に人のために尽すことを心がけ，自ら持すること厳に無欲清廉，また，当時他人の情け保護に頼る風が社会にひろがっていたにもかかわらず，独立独行，自尊の志が強かったことは，後年，夜間の講義中における消灯の逸話に示されている晴眼者に負けまいという根性によくうかがわれる．その負けじ魂は「駑鈍なれども，千日の間毎日百巻を読まば…」と不屈の闘志をむきだしにしていることでも思い半ばに過ぎる．それゆえにこそ，勾当，検校，盲人取締役と盲人としては最高の位に着々進むとともに，それまでいまだ多く世に刊行されなかったわが国古今の書，1276種を神祇・帝王など25部門に分けて校刻したいわゆる大双書の創始ともいうべき有名な「群書類従」正編（665）冊に上るおそるべき大集成を成しとげ，1793（寛政5）年，また「和学講談所」を設け，子弟の教授に当たるなど，盲人とは思われぬ大活躍をなし，その名声は天下にひびいたのであった．

塙保己一検校

当時の落首にも，「目はないがはなは名高き学者なり」，「保己一の群書目あきの手引草」，「番町で目あきめくらに物を聞き」と絶賛していることでも，いかに世人の敬仰のまとであったかがうかがえる

〔曲亭馬琴〕（1767／明和4～1848／嘉永元）．江戸時代の文豪の1人として曲亭馬琴（瀧沢馬琴）はあまりにも著名である．その代表作「南総里見八犬伝」（以下「八犬伝」という）は，そのボリュームが長大（98巻106冊）であること空前絶後，「源氏物語」とともに巻をおうてなお興味しんしんたるものがある．この小説を28年の歳月にわたって書き続け（47～75歳），しかも，その右眼失明からやがて両眼失明に至る8年余り，盲人としてこの大作に取組み，重なる家庭の不幸にめげず，1日も筆をおかず，心血をそそいで大作を完成した精進は，意外に知られていない．

曲亭馬琴の本姓は瀧沢氏．武家に生まれ，幼少から和漢古今の文芸作品数百巻を読破したといわれ，医学儒学に志したが成らず，狂歌・書道にも志を得ず，寛政のころ山東京伝に知られ，戯作者になった．黄表紙，草双紙の作者としてすぐれた才能が世に表われ，やがて，読本作家としての堅実な道を歩み出し，師の京伝の声名を圧倒するようになった．前後60年にわたる文筆生活を通じ，生来の筆まめさに加えて博学，広い見聞を生かし，豊麗な才筆を縦横にふるって作りあげた著書は無慮290余種，晩年は好んで長篇に筆をふるい，その勧善懲悪の文想，けんらんたる文藻は文字どおり天下をわかせ，洛陽の紙価を高からしめたことは想像に絶するものがあった．

1833（天保4）年，右眼失明，大病をわずらい，長男宗伯（開業医）を失い，9年春には左眼をわずらい，1840（天保11）年，ついに両眼失明，妹の死に次ぎ妻を失うなど不幸が相次ぎ「老の気も狂はんばかり」に落胆したかれは，生来の負けじ魂から1日も筆を執らない日とてなく，故宗伯の妻路女がいささか文字を知っ

ていることを幸いに，1字1句を教えながら，稿本を手さぐりに大字を1枚の紙に数行書きつづり，ついに八犬伝の大事業を成し遂げたのである．

友人殿村篠斎宛の書簡によってこの間の消息がうかがえるが，その1，2を挙げると，

「不眼ながら自筆に綴候て読かね候所は 愚媳に 補せ筆工に渡候云々」，「愚媳に代筆致させ俗に言傳書にて綴立候とも文気は露ばかりも無字は平かな之外俗用之文字すら知らざる者に一字一字教候て書せ候」云々．

「字を知らぬ女子に代筆させ 字をしらぬ 筆工に写させ字を知らぬ女子に校訂致させ候得ばあやまちなからまくほりするとも得べからざるわざにて不眼之著述はとてもかくてもならざる事と今更思ひ絶候御憐察可被成下候」

とあり，作者の苦心や路女の辛苦と涙ぐましい援助のほどが思いやられ，「助ける 者のない盲人の 著述は和漢今昔小子一人であると自笑自嘆してゐる」と，ときにはあきらめのことばが出たことももっともと思われる．それだけに，このような至難な逆境のなかからかれが 文字通り一生の 心血をそそいで，「我を知る者はそれ唯八犬伝か」と，かれの 代表作として，のちに大いにもてはやされる超大作を完成したのである．

天賦の文才はもとよりであるが，その根気精進，不退転の意志の力の偉大であったことを思うとともに，わが国にこのような盲人文学者があったことを記憶すべきである．

江戸時代は，現世賛美の時代であり，かれは軽佻浮薄な風俗壊乱小説が横行したなかにあって，堅実な歴史小説，高尚な趣意，勧善懲悪の理想主義の大道をヒューマニズムの旗印を掲げて歩んだ作家なればこそ，その支持層は厚く広く，その小説は，まさに一世を支配したのであった．そのすぐれた学識と気迫と時代を見る目を具有していた人物として，塙保己一とともに日本盲人史中の双璧といえる．

「八犬伝」は，下総里見家につかえる犬の文字を姓とする8人の豪傑の伝記をつづり，規模の雄大さはまさに中国の「水滸伝」に匹敵するといわれる．国文学のなかで現代最も疎外されているのは江戸後期の読本や人情本であるが，この作者の自負する未曽有の大長篇も忘れられている．

〔上田秋成〕（1734 / 享保 19〜1809 / 文化 6）．国学者，歌人，浮世草子・読本作者．この多彩なジャンルに活躍した秋成は，「雨月物語」の作者として 著名であるが，その不朽の文名のかげには，かれも左眼，次いで右眼の明を失った作家であることを知る人は意外に少ない．摂津曽根崎に生まれたかれは，生来の多病で5歳のとき重い痘瘡にかかり，両手の指は不具に近くなった．このことが後年，かれの性格のうえに大きな影響を与えたといえる．かれが適当な指導者を得，その性格が素直であったならば，創作家・研究家としての秋成は大成をとげたであろうと惜しまれている．

「雨月物語」は中国文学をよく消化し，神秘幽玄な思想とその麗筆は後代の読本作家にどれほどの影響を及ぼしたか計り知れない．ただし，この作品は，かれが35歳のとき1768（明和5）年の作品でかれはそれよりのち，1790（寛政2）年，57歳のとき左眼を失明，次いで1797（同9）年，64歳で両眼ともにほとんど視力を失なったのであるが，家庭的にも不幸が相次ぎ，窮乏に筆耕を得てわずかに糊口をしのぐに至り，生来の身体障害と 相まち 世を白眼視 するようになった．その間においても常に風流と研究を怠らず，万葉集や国語の研究にすぐれた一家の見識を示し，本居宣長と盛んに論争するなど，たとえば，発音的かなづかいなどは，かれが唱導した説であるとされており，今日の先駆となったものとして注目される．

また，歌人・俳人としても風格ある作品をのこし，随筆家としても一流の痛烈な筆勢をもって古今の時風世態をえぐる作品「胆大小心録」を著わすなどの活躍をしている．生前自ら墓碑を建て，数奇な生涯を閉じたのもかれらしい最期というべきである．

〔本居春庭〕（1763 / 宝暦 13〜1828 / 文政11）．本居宣長の長男として生れた．家学の国学に励んだが，かれはそれよりも文法学者として著名で，われわれが今日，国語の文法を学ぶとき動詞の活用の種類や活用形でおなじみの名著「詞八衢」はかれの説によるものである．

29歳のころから眼病をわずらい，32歳で失明．針（鍼）術を学び 針医を 業とするようになった．39歳のとき父宣長が死去し，かれは眼疾のため紀伊侯への奉公ができぬまま，養子の大平が家を継いだ．大平は和歌山へ移住したが，春庭はそのまま松阪に残って後鈴屋社を組織し門弟の指導にあたった．失明後も妻，妹の助けを借りて添削著述に従った．著書に前述の「詞八衢」と「詞通路」という国語研究史上有名で重要なものがあり，その驚くべき組織的頭脳の持ち主であったことを物語るものとして著名である．

〔柴田鳩翁〕（1783 / 天明 3〜1859 / 仁孝 10）．盲目の心学者．心学者のなかでも最も文学味豊かな説話

集ともいうべき「鳩翁道話」正・続・続々各3巻を著わして有名な柴田鳩翁は，京都の商家に生まれた．石門心学を唱導した石田梅巌の心学に傾倒し，平易通俗な社会教育家として売出したのは，かれが39歳のときからで，以後，45歳のとき失明してからは，かれの活躍は目ざましく，講説の妙，四方に聞こえ，各地からの招請はひきもきらず，公卿大名の間にも出入し，その尊信をうけるようになった．神儒仏の3道ならびに老荘の哲学思想を平俗に調和融合した道話ともいうべき心学の教えは，修身斉家の根本を説くものとして，一般大衆にもてはやされたものである．

〔蘆野屋麻績一〕（1800／寛政12〜1855／安政2）．塙保己一の死後，かれの後継者とみられたが，性淡白，名声を欲せず，その任にあらずと辞退した．もと鍼術をよくし，のちに国学に通じ，和学講談所の後継者とみられるほどの人物であった．和歌をよくし歌集「しのぶ草」がある．江戸の人．その師に雨富流謙一がある．かれは皇典に通じ和歌に長じていた．

〔雨富須賀一〕（1784/天明4）塙保己一の師．多くの後輩を育成，自ら身を持すること謙虚，保己一をわが家に引取り，十数年間親身になって世話をしたといわれ，その学才がすぐれていることを認めて国学に専念させた蔭の人として，後年の保己一を見出し育成した功労者である．常陸の生まれで検校．

〔谷玄圃〕　江戸の人．幼少のころに疸をわずらって失明．鍼家となったが，好学の志があつく，漢詩，漢文をよくし，その詩才は服部南郭と併称され，当時の代表的な漢詩人として才名をほしいままにした．

〔谷三山〕　大和の人．幼少のときから眼疾と耳疾により，視力はややとりもどしたが，聴覚はついに失なった．国学，儒学，歴史と広く学び，その博学と好学心は，師猪飼敬所が賞賛するところで，多くの門下を擁し，その教導に当たった．40歳ころから視力を失ない盲ろうの身となる．頼山陽もその門をたたいて親しく交わったほど，さくさくたる名声をほしいままにした．

〔宮城道雄〕（1894／明治27〜1956／昭和31）．箏曲家の宮城道雄は随筆家としてもユニークな領域，ことに鋭い聴感覚に自然を観照した特異のエッセイで名をはせた．最初の随筆集「雨の念仏」（1935/昭和10）は，かれの文才を世に知らせたもの．佐藤春夫は，「自分の双眼も無用についているような気がしてしまった」と絶賛している．漱石門下の奇才内田百閒（百鬼園）やロシア文学者米川正夫らとの若き日からの深い交遊が感性の深い音楽家宮城道雄の詩情を豊かに実らせたのであろう．随筆集10冊があり，全集（3巻）にまとめられてある．（赤阪　一）

〔岩橋武夫〕（1893／明治31〜1954／昭和29）．早稲田大学在学中に失明した．その後，関西学院文学部を経てイギリスのエジンバラ大学文学部で哲学および英文学を修めた社会事業家である．かれには小説「動き行く墓場」（1925年）がある．失明の苦悩とこれを克服して新しい人生への出発のため関西学院に学んだ体験などを土台とした自叙伝的小説である．

この作品にヒントを得た加藤秀雄が1927年に大阪朝日新聞の懸賞長篇小説に「光は闇から」を応募して入選した．

岩橋武夫にはこのほか文学書ではないが，すぐれた著書が多数ある．中でも「光は闇より」(1930年)は当時のベストセラーであった．「私の指は何を見たか」(1931年)，「星とパン」（1932年)，「暗室の王者」(同年)，「失楽園の詩的形而上学」（1933年)，「母・妹・妻」（同年)，「愛盲—盲人科学ＡＢＣ」（1935年)，「海なき燈台」(1943年)，「ヘレン・ケラー伝」(1948年）などがある．

〔中川童二〕（1904／明治37〜）．本名光一，はじめ洋画家を志したが終戦後失明，はり，きゅう，マッサージ師となり，文学に転向した．1950（昭和25）年，「白い杖」，1951年「バラの絵のある時計」を発表，続いて「蟋蟀の子」で点字毎日文芸賞を獲得した．これに力を得て「洋裁手帳」，「山伏悲願」，「越路太平記」がそれぞれ入選，当時，大衆文芸の登龍門であったサンデー毎日大衆文芸に「ど腐れ炎上記」，「鮭と狐の村」が入選，同62年には毎日中学生新聞に「指に目がある」が当選，同69年講談社発行の「ランカイ屋一代」が講談社賞を受けている．

「たとえ光は失われても」（1959年，光書房）は自己体験の記録でその内容は小説よりも奇である．

「杖と笛の記」（1960年，えんらく社）は検校制の復活を望んでいる封建的な伝統的あんま師のあんま専業論，盲学校教育を土台としたあんまなどの論争，その他盲人の冨士登山，点字の話，3療の説明，戦いがあり，笑いがあり，ペーソスがある．盲人を正しく見てもらうための意欲に満ちている作品である．

「指に目がある」（1969年，毎日新聞社）は，盲学校生活を取扱った小説で，少年少女シリーズの1冊である．

「ランカイ屋一代（わが博覧会100年史）」（1970,

講談社）は日本における博覧会の歴史と著者の体験を綴ったものである．

〔佐々木たづ〕（1932 / 昭和 7 ～）．東京都立駒場高校在学中緑内障で失明した．野村胡堂に師事してきびしい指導のもとに文筆家になる修練をなし，第 1 童話作品として，1958（昭和 33）年「白い帽子の丘」，同 60 年には「もえる島」を書いた。さらに盲導犬に関する次のような著書がある．

「ロバータさああるきましょう」（1964年，朝日新聞社）．これは盲導犬の必要性を感じ，イギリス盲導犬協会の招きで単身渡英，盲導犬ロバータを得て帰国，盲導犬との生活をまとめたものである．

「わたし日記を書いたの」（1970 年，講談社）．盲導犬ロバータを連れてアメリカのパーキンス盲学校で過ごした 9 カ月の留学生活を，ロバータの日記という形で書いた明るく楽しい児童書である．

〔森赫子〕（1925 / 大正 14～）．東京渋谷に生まれ，新派の女優として娘役に独自の芸を発揮したが，8 年間目を病み，1955（昭和 30）年ごろ完全に失明した．「女優」（1956 年，実業之日本社）は著者の幼少時からのはなやかな芸能生活，そして女優としての仕事への熱情と失明にくじけず強く生きぬく生活記録でもある．

「盲目」（1958 年，実業之日本社）．舞台もさだかに見えぬ目で演技を続ける女優，そして舞台と永久に別れを告げる女優，その悩み，愛人との生活破局などをまとめている．この中に「見えない者は見ることさえ取り除けば他の人たちと少しも変わりはない．そして別扱いされないことをどんなに望んでいるか知れません」と強く差別視されることに反発しているので好感のもてる作品である．（長岡加藤治）

〔参照文献〕

横田全治「世界盲人史年表」昭和 24

佐藤親雄「Valentin Haüy－塙検校比較論考」東京教育大学教育学部紀要　11 巻　昭和 40

和田萬吉「南総里見八犬傳」岩波講座日本文学　昭和 7

新潮社「秋成・春庭・鳩翁」文学大辞典　巻 I，巻 III　昭和 7

詩

〔盲人の詩〕 盲人の詩を晴眼者の詩と区別する必要はないが，盲人の詩は，視覚以外の感覚や，自在な想念の世界を駆使することによって晴眼者の及びもつかない新鮮さ，真実味を表現していることが多い．

〔盲児の詩〕 以上のことは，盲児の詩の場合，特に顕著である．たとえば，盲学校小学部 4 年生のこどもは，次のような詩を書いている．「雨がふってきた／土くさい／土くさい／どしゃぶりだ」．かわききって，砂ぼこりのたつ運動場に夕立がきたとき，いち早く嗅覚でとらえたのである．なるほど土くさい．本当に土くさい．目の見える者は，それに気づかないことが多い．見えるということが，夕立の情景を見える範囲にだけ限定してしまいがちなのである．また，こんな詩も書いている．「星はキラキラ光っているとみんながいう／ぼくは星を知らない／でも，なんだか／ねこのなき声みたいな気がする」．見えないから，見なければつかめない観念を音に置替え，ときには，嗅覚や触覚に置替えて，自分のものとして表現しようとしている．

〔盲目の詩人〕 古来，盲目の詩人は少なくはない．英詩の祖のひとりともいわれているジョン・ガワー（John Gower, 1330？～ 1408）は，80 歳のころに失明し，その後，数巻の詩集を刊行している．

また，有名な「失楽園」を書いたジョン・ミルトン（John Milton, 1608 ～ 1674）は，イギリスの典型的な清教主義の詩人．宗教改革の流れをくむ嫡子とさえいわれている．ルネサンス特有の美意識と，清教徒的な激しい倫理観とが，視覚を失ったミルトンの心の中で，みごとな調和を確保したのである．

新しいところでは，ロシアのワシリー・エロシェンコ（Vasilii Yaroshen'ko，1887 ～ 1952）がある．4 歳で失明したが，エスペランチストでもあったかれは，万国エスペラント協会（U E A）の友人を頼りに，世界諸国に足跡を残した．1914（大正 3）年，日本へきて，しばらく滞在したこともあり，日本の盲人やエスペランチスト，画家，詩人，政治家など，多くの友人をもち，日本人のために多くを書残した．かれは盲人にとっては一つの希望であり可能性でもある．また，晴眼者にとっては，光のない世界だけが示す真実を伝えてくれる啓示でもある．主著として「夜明前の歌」（1921 年），「最後の嘆息」（1921 年），「人類の為に」（1924 年），「桃色的雲」（1922 年）などがある．

〔北原白秋〕 晩年，薄明の生活を続けたころの作品には，やはり失意のようなもの，宿命観に近いもの，あるいは希望，苦悩，あきらめ，悟入などの諸相が点在している．しかし，その発想の正しい姿，観照の香気，人生観の気高さ，技法の円熟さなどは，さすがすぐれた詩人が到達し得たところのものである．

〔青山鶏一〕（1905 / 明治 38～）．現代詩壇の第一線

で活躍している盲目詩人．1934（昭和９）年詩作にはいり，翌年，従兄千家元麿主宰の詩誌「詩篇」に参加した．のちに「新領土」という詩誌に作品を発表．戦後，北川冬彦の「現代詩」や，草野心平の「歴程」に参加した．現在は「詩と文学」を主宰している．詩集には「近世頌歌」や「白の僻地」などがある．次のことばによって青山が詩をどのように考えているかがわかる．「詩作当初から，わたしは，自分の心の生活を，自分の考えている詩形式に生きたものとして託すことにしている．詩はすべての芸術行動の粋であり，いわばもっとも生命の核に触発された感動そのものだと思う．ことばは生命に他ならない．肉体と精神の拠点．そこから表白される，単純でしかも光のように，人間の肉体と精神を生かすものだ．詩はまた愛であるともいえる」．青山の存在が現代詩壇にとって，貴重であることはいうまでもない．青山の作品は，盲人であるとかないとかということを越えて，透徹した人生観を，迫真力をもって示している．（赤座憲久）

［参照文献］

高杉一郎「エロシェンコ全集」みすず書房 昭和34
青山鶏一「近世頌歌」自家版 昭和15
青山鶏一「白の僻地」ユリイカ 昭和29

短歌

先天性盲人でまったく客観的視空間を欠如し，かつ光と色彩感覚をもたない者と，疾病または傷害で中途失明した人とがあり，視力の皆無の人と，若干の残存視力をもつ人とがある．先天性盲人は，この世の事象を視力によつて観察していない．また，中途失明者でも，全盲になると，失明前の視覚の経験は急速に薄れていくといわれる．したがって，これらの人びとの作品は聴覚や嗅覚や触覚によって得たものが題材になりがちであることは当然であり，観念的なものが多いとされる．しかし，それが心の奥深く沈潜して，心豊かに歌いあげた作品も多い．中には全盲でありながら，よく叙景的な作品を作る人もある．ヘレン・ケラーの美しい叙景的作品を見ればそれがよくわかる．これを単に晴眼者の模倣とのみ片付けてしまうことは当を得ない．それぞれの個人がもつ独特のイメージと幻覚によって，眼前にするように歌い出すことは可能であり，尊重されてよいと考えられる．

盲歌人の出現の歴史は古く，平安時代前期の蝉丸を初めとする．往古から現在に至る盲歌人を調べると，そのほとんどは中途失明者で，先天性盲人は多くないが中にはすぐれた歌人もなくはない．これは作歌ということが，晴眼者時代につちかわれていた視空間に対する感覚や教養などが，作歌の素地になっているということであるらしい．失明者が作歌の法悦にひたるのは古今を通じて変わりはないが，往古の盲歌人は読み手と書き手の助力なしには，作歌の精進はなし得ず，したがって，環境に恵まれた検校・勾当のような特殊階級の人だけが歌をよんだ．それが明治時代にはいってからは民衆詩としての盲人短歌が台頭した．

〔蝉丸〕(生没不明・10世紀/平安前期ごろ)．わが国の琵琶法師の祖．出身および経歴については古くから異説疑義が多い．今昔物語巻24によると，宇多天皇の皇子敦実親王の雑色であるといい，平家物語巻10には醍醐天皇の第4皇子ともいう．後世，今昔物語説を肯定するものが多い．盲目の琵琶の名手で，和歌をよくし，京都東方の関所逢坂山に草庵を結び住んだと伝えられる．蝉丸の和歌で勅撰集にはいっているのは，「後撰集」に1首，「新古今集」に2首，「続古今集」に1首の4首である．このうち，後撰集の歌は小倉百人一首にも採られている．続古今集の歌「逢坂の関のあらしのはげしきにしひてぞゐたる世を過ぎむとて」，ただし，この歌は第5句が，今昔物語には「世をすごすとて」として載っている．

〔明石検校覚一〕（1300ごろ～1371/正安年間ごろ～応安4）．関東の生まれで，足利尊氏の庶流(従弟)といわれるが，生国素性は明らかでない．播州明石に住居したために，明石検校ともいうと伝えられる．「太平記」巻21の説話にも見えて平曲（平家琵琶）の名手である．後醍醐天皇の勅許を得て，盲人制度当道座を結成し，初代総検校になる．「徒然草」の著者，兼好法師などとも相識の間で，作歌をよくした．検校の作「夜の雨の窓をうつにも砕くれば心はもろきものにぞありける」の歌は，佐佐木信綱著「盲人歌集」によると，後小松天皇のお耳に達して，「雨夜」という号を賜わり，また，紫衣を賜わったという．盲人の身で紫衣を着るのは，これから始まったと伝えられる．このことはしかし後小松帝の即位は1382（永徳2）年で，覚一没後11年を経ている．したがって，これは死後の賜号か，一説には後醍醐帝からの賜号とも伝えられる．

〔吉川湊一〕（1748/寛延元～1829/文政12）．紀州熊野に生まれ，幼時失明した．楠氏の子孫といわれ，江戸に出て平家琵琶を志し．名人となって検校に進んだ．情深い性格で，陰徳を好み，多くの門弟から尊敬され，慕われた，横田袋翁に師事して和歌をよく

し，文政年間「芳川集」1巻を著わした．

〔山田検校斗養一〕（1756/宝暦6～1817/文化14）．本姓三田氏．生田流の山田松黒を師として琴を学んだ．文化年間，山田流を開き盛名をきわめた．斗養一は作歌をよくし，ある邸へ出げいこにいったときに，鉢植えの梅が琴の上に散りかかったので，そこの主君からの所望により次の即詠を成した．「たをやめの左の手のあやに香もひいて琴柱に梅の散りかかるなり」斗養一の才気がうかがわれる．

〔小野古道〕（宝暦時代）．江戸の人，本名を長谷川謙益といった．漢方医であったが，中年失明してはり医になった．早くから歌道に志し，賀茂真淵が江戸に下ったとき，最初の門人になったという．「小野古道集」1巻はかれの歌集である．

〔植山検校江眠軒梅之〕（生没不明・1700ごろ）．元禄時代に江戸の失明歌人として知られた．梅之が門人の助力を得て，古人今人の歌を聞き集め，4年目に1000人に達したので，住吉・玉津島・明石・北野・江島の5社に奉納したものがすなわち和歌集「歌林尾花末」である．1703（元禄16）年に刊行した．この集には盲人作歌が相当に収められている．選者梅之の歌「吹きまきてすだれの風の身にぞしむかくれ家までも秋をしれとや」．

〔小関検校千歳一〕（生没不明・1850年ごろ）．当時の盲人座中（検校・勾当・座頭など）の和歌を収録した「雨夜のなごり」を1857（安政4）年に編集した．その序に「巻の名は深草帝の第4皇子雨夜親王の流をくむに因みて名づける」と述べている．雨夜親王というのは当道座の祖神と伝えられる仁明天皇第4皇子で，失明されたという人康親王（830/天長7～872/貞観14）の別名である．「雨夜のなごり」の編者小関検校の歌「枯れわたる軒端の荻におとづれてねざめ寂しく時雨ふるなり」．

〔塙保己一〕江戸中期の国学者．温古堂と称した．「正続群書類従」を編集刊行したが，歌人としても令名高く，家集「松山集」を残した．その巻頭の歌に「年なみもまたこえなくに春来ぬとかすみ初めたる末の松山」．

〔本居春庭〕伊勢松阪の人．江戸後期の国学者で号は後鈴屋．宣長の長子．家の学を受けて最も語学に通じたが，失明後鍼医を業としながら，門弟を教授指導した．記憶力がすこぶるすぐれており，「ことばのやちまた」,「ことばのかよいじ」などの国語用言研究の根底を築く名著を残した．歌道にもすぐれていて，その家集に「後鈴屋集」がある．家集から，「光かは世の憂きこともよそなれば谷のいほりは物思ひもなし」．

〔高橋残夢〕（1775/安永4～1881/嘉永4）．名は正澄，江戸後期の国学者．京都に生まれて，浪花に住んだ．香川景樹の門に入り，古歌の解釈から国語の語源研究に進み，言霊の存在を主張し，一音一義説を立てた．「霊の宿」,「万葉縫結抄」その他多くの著書がある．晩年明を失った．歌は初め鴨祐為に，のち景樹に学び，歌集は「残の夢」のほか数種ある．「残の夢」から「おぼろにもわが世の限見えもせばうれしからまし春の夜の月」．

〔蘆野屋検校麻績一〕江戸の人，東洋堂と号した．幼くて失明．鍼術にすぐれていたが，雨富検校に国学を学んだ．1855（安政2）年の大地震で死んだ．師雨富検校の3年忌に故旧の追悼歌を集めて「しのぶくさ」を編んだ．後世，検校の和歌遺稿を佐佐木信綱は「阿斯能屋集」と名づけて，「盲人歌集」に収めた．「まつち山夕こえゆきて隅田川わたしよばへば鳴く時鳥」．

〔北原白秋〕（1885/明治18～1942/昭和17）．本名は隆吉．福岡県柳川に生まれる．著書は詩集「邪宗門」ほか歌集「桐の花」など230余にのぼる．1937（昭和12）年，糖尿病，腎臓病のため視力を失い，晩年薄明の生活を過ごした．その日常の沈潜した風懐は，歌集「黒桧」および「牡丹の木」のすぐれた失明吟として残った．「照る月のひえさだかなるあかり戸に眼は凝らしつつ盲ひてゆくなり」．

〔明石海人〕（1902/明治35～1939/昭和14）．浜松市に生まる．中学卒業後，某会社に勤務して結婚，2女児を得たが，25歳のときに癩を発病，妻子と別離して流浪ののち長島愛生園に入園．「水甕」,「日本歌人」などにより作歌に精進した，34歳のころ癩疾悪化して失明した．その翌年，改造社から「新万葉集」が発行され11首入選し，社会の注目を引いた．同年，病状がますます悪化して気管を切開し発声困難となる．ついに37歳で死去した．社会的白眼視，骨肉との哀別，比類なき肉体的苦痛，それらをたくましくも克服して，純化した海人の鋭く特異な作品は，歌集「白描」および「明石海人全集」として出版され，世人に目を見はらせた．「拭へども拭へども去らぬ眼のくもり物言ひさして声を呑みたり」．

〔島田尺草〕（1904/明治37～1938/昭和13）．福岡県嘉穂郡生まれ．16歳のとき癩を発病して学業を廃し，流浪ののち，21歳で九州療養所に入所した．のちに病状が悪化して失明．歌は「桧の影」,「水甕」によ

り精進した．尺草は明を失いながら，心眼さえて，悟入の境地が開け，病苦の中によんでうむところがなかった．35歳で永眠．歌集「一握のわら」，「くぬぎの花」がある．「現には見る眼もあらず桜の花昼の臥床に思ふはかなさ」．

〔秩父明水〕（1908/明治41～1967/昭和42）．埼玉県に生まる．癩療養者．1932（昭和7）年，群馬県草津の聖バルナバ医院へ入院．のちに栗生楽泉園へ転入療養中，その間に病状が悪化し失明した．カトリック教徒として洗礼を受け，敬けん素ぼくな写実風の作歌に精進を続けている．アララギ会員で園内の高原短歌会指導者．歌集「雲遊ぶ山」がある．「盲吾に添ひて働らく妻の肩宵々たたく十五分余り」．

〔宮脇武夫〕（1903/明治36～1938/昭和13）．千葉県千葉町に生まる．東京商大専門部卒．商事会社に勤務し，かたわら夜学校教師を勤めた．24歳のとき眼疾で失明したので職をやめて自宅に身を養うた．25歳のときに「アララギ」に入会し，斎藤茂吉に師事した．以後，生を短歌に傾注した．すなわち，横浜アララギ会を主宰し，自宅でしばしば歌会を開くなど，生活即短歌の日常を送ったが，36歳で病没．歌集「宮脇武夫全歌集」がある．「めしひたるわれのまなこに日の光白くわづかにさすところあり」．

〔柳原白蓮〕（1885/明治18～1967/昭和42）．本名は宮崎燁子，東京麻布の柳原前光の次女として生まれた．少女時代から佐佐木信綱主宰の「竹柏会」に入り和歌を学ぶ．晩年（75歳のとき）緑内障のため失明し，81歳で病没するまでの数カ年，暗黒に住した．著書は歌集数種のほか，小説・戯曲・随筆・詩集など数多くある．作風は初期に奔放華麗であったが晩年になるにつれて，宗教的な祈りがその作品に投影するに至った．失明後の歌「月影はわが手の上と教へられさびしきことのすずろ極まる」．

これらのほか，盲人の作品には，盲人であることに対する自らの心境をよんだものが多い．盲目の悲しみ，もだえ，世間の取扱いに対する不平不満など．こうした苦悩から次第に脱却して，あきらめの境地に至ったもの．さらに進んで失明という悲運を天命として甘受し，そこに歓喜をさえ感じ，人生を賛美し，世のため，人のために勇往まい進しようとする心根を，高らかに歌いあげるものもある．

特に両眼を捧げた戦傷盲人，ハンセン病の進行によってついに視力をなくした療養入園者，故郷を離れ寄宿舎生活を続け，また理療などの職業教育に対しあるときは懐疑をいだきながらも学業に励む盲学校児童・生徒の作品には，それぞれ独特な雰囲気が漂っている．また毎年行なわれている歌会始めに入選した盲人も数人ある．（谷邦夫）

〔参照文献〕
中山太郎「日本盲人史」八木書店　昭和40
佐佐木信綱「盲人歌集」墨水書房　昭和18
谷邦夫「現代日本盲人歌集」当道短歌会　昭和41
谷邦夫「続現代日本盲人歌集」当道短歌会　昭和42
白樺短歌会「歌集白樺」昭和38
田多井守一郎提供資料

俳句

俳諧初期時代から現代俳句に至るまで，中途失明者はもとより，生来盲も盲というハンディキャップを克服して俳諧史上に大きな足跡を残してきた．俳句は客観写生という理念からいうと，盲人には少しむずかしい文学ということができる．しかし，盲人たちは心の目で句材をとらえ，人の目を通して句を作っている．ここには，何らかのかたちで著書を残し，功績のあった盲俳人について書きとどめる．

〔松永貞徳〕（1571/元亀元～1653/承応2）．摂州高槻（大阪府高槻市）の下層の武士の子で，里村紹巴（1527/大永7～1602/慶長7）から連歌を学び，大衆詩としての俳諧を確立した．貞徳の3部書として「淀川」，「油槽」，「御傘」は有名である．1597（慶長2）年に朝廷から「花之本」という称号を賜わり．俳諧宗匠を免許された．このころから目を病んで晩年には完全に失明し，点評は弟子に読ませて行なった．

〔杉木望一〕（1548/天文7～1630/寛永7）．伊勢山田の人で，生来の盲人．杉田望一とも伝わっている．また，杉木望都とも称した．貞徳が花之本の免許を受けるまでの50年間，これという俳諧師はでなかったが，盲人望一，ただひとり「望一千句」，「望一後千句」を著わして，万丈の気を吐いている．また，望一は音律を好み，平家琵琶を学んだ．人の声を聞いて吉凶禍福を占った．盲人には珍しい博学者で，筆墨の書などもよくしたという．

〔越谷吾山〕（1718/享保3～1787/天明7）．武州越ケ谷（埼玉県越谷市）の人で，俳諧は佐々間橋居に学びのちに2世沾山に師事した．「朱紫」，「月と汐」，「翠松」，「俳諧本草」，「物類称呼」などの著作があり，「俳諧八集問答」の出版に当たっては，「年已に老ひ目も亦盲す，然れども尚能く疾を力め苦を忍び遂に稿を脱

す」といっている．弟子には滝沢馬琴をはじめ盲人竹内玄々一らがある．辞世の句「花と見し雪はきのふぞもとの水」．

〔竹内玄々一〕（1742／寛保2～1804／文化元）．播州高野の人で，幼年の失明者である．当時，白馬という俳諧師がいて，玄々一に俳諧をしきりに勧めた．これに対し，玄々一は「花月の美を弁ぜざる盲人が，などか俳諧をものせんや」と，これを受入れなかった．白馬は「心にて見るが見るなり月の色」という句を贈った．これにはさすがの玄々一もまいって門人となり俳諧の道にはいったという．明和年間勾当となり，江戸に住むようになっても山河名跡を旅して句を友とした．「俳家畸人談」上・中・下の3巻は残されたものをその子青青が出版したもので「続俳家畸人談」上・中・下3巻も，青青の手によって「故勾当竹内玄々一遺稿」として公にされた．これに収められた俳諧宗匠は実に百五十数人に及んでいる．

〔小野川立吟〕(1704/宝永元)．江戸銀座の人．一説には白銀ともいわれている．松楽軒高井立志に俳諧を学び，緑来軒立吟と称した．1685(貞享2)年，検校に任官．「餞別五百韻」を著わしたが，その中に有名な「六月やここらが富士か雲くさい」の句がある．この句は自在庵祇徳編の「富士拾遺」にも採録されている．

〔本間道悦〕（1618／元和4～1697／元禄10)．近江膳所の領主戸田左門の家臣本間資勝の3男として生まれ，15歳のとき天草の乱に従軍し，左股に重傷を負い，武道を捨て医道に進んだ，当時，俳聖松尾芭蕉は慢性の胃疾患に悩み，道悦を知ってその医薬に頼り，道悦また芭蕉に俳諧を学び，延宝8年には医業を道因にゆずり，茨城県の潮来に居を移し，自準亭と名づけて，診療所とも，塾ともした．このころ芭蕉は弟子の曽良と共に道悦を訪ね次の「三吟句」を作っている．

擲せよ薬ほす宿の友すずめ　あるじ（道悦）
あきをこめたるくねの指杉　かく　（芭蕉）
月見むと潮引き登る舟とめて　ソラ（曽良）

この作品は「伊賀銭別」と題して，道悦に贈られている，道悦は老年に眼病で失明したが，2重障害を克服し，書物を暗記し，潮来の子弟教育に尽した．

〔数藤滑橋〕（生没不明，17～18世紀）．1700（元禄13）年に検校に任官した．宝井其角らと連句を作った「たれが家」がある．また其角追善の「其角十回」には，滑橋の発句で始まる歌仙がある．その前書には「そのかみの晋子門に遊ぶ．音律によって滑橋と名づく」とあり，淡々の「紫長し数藤の検校」という脇句もある．其角の「華摘」の中にも「羽にうけて幾重の雲を啼く雲雀」という滑橋の句がのせられている．

〔野村泊月〕（1881／明治14～1961／昭和36）．本名は勇．丹波柏原に生まれ，早稲田大学英文科を卒業．杭州同文書院（中国）の教師などを経てアメリカに渡り，滞米3年，帰国後英学塾日英学館を経営した．かたわら兄西山泊雲とともに高浜虚子に師事して俳道に精進した．同好者とともに俳誌「山茶花」を発行し，のちに「桐の葉」を主宰した．句集に「比叡」，「旅」，「雪渓」，「定本泊月句集」などがあり，74歳で失明，病中一時，俳句から遠ざかっていたが，虚子に励まされ，障害を乗越えて復帰し，80歳で死去した．のち，未亡人くに女によって，失明後の句と雑誌などに発表した文章をまとめた句文集「如月」が発行された．失明後の句に「花吹雪盲人眉を上げにけり」がある．

野村泊月

〔加藤不二也〕(1886／明治19～)．山口県豊浦郡の人．軍人をめざして郷里を出奔し，苦学力行．大阪の泰西学館を卒業して，神戸市元町に不二屋食料店を経営するに至った．この間，謡曲と俳句を身につけ，俳句は長谷川かな女に師事し，「神戸水明」を主宰している，72歳で失明したが，作句態度は変わらず，すぐれた作品を発表している．神戸俳句協会長として兵庫県俳壇に重きをなし，「神戸俳壇年刊句集」第1巻以来，第31巻に至る全巻に名作をとどめている．「手を心の眼とも夜涼の星をあげ」．

〔玉木愛子〕（1887／明治20～)．大阪島之内に生まれた．5歳のころハンセン病の兆候が現われ，治療のかたわら，琴，三味線のけいこも普通のこどもたちと変りなく，小学校も卒業した．しかし，治癒はまつたく望まれず，ついにイギリス人ハンナ・リデル経営の春園に入園した．ここでキリスト教に入信し，俳句を「ホトトギス」誌に託して，ぎりぎりの生活を続けた．その後長島愛生園に移り，1929（昭和4）年右足を切断．1937年両眼を失い，座臥の苦痛によく耐え，信仰と俳句に生きがいを見出している．句集「真夜の祈り」，俳文集「この命ある限り」がある．「眼をささげ手足をささげ降誕祭」．

〔安積素顔〕(1898／明治31～1949／昭和24)．本名

菅夫．兵庫県朝来郡和田山町の素封家の出である．中学時代1眼を失い，同志社大学法学部政治学科を終えたが，他の1眼も弱り，京都市立盲学校鍼按科に学び在学中両眼全盲の身になった．卒業後，郷里にあんま・はり・きゅう師の看板をあげたが，土地の者は安積家当主の治療を敬遠したという．俳句は西山泊雲に学び，その没後は豊岡の京極杞陽に師事した，また，高浜虚子の愛弟子でもあった．虚子はその著書「椿子物語」に，盲俳人の素顔と句狂を扱っている．「乾坤に一擲くれし大夕立」は「ホトトギス」の巻頭を飾った一句である．杞陽主宰の俳誌「木兔」（1949年8月15日発行，第38号）には大半をさいて「安積素顔追悼号」として素顔の句を特集している．

〔緒方句狂〕（1903／明治36〜1948／昭和23）．本名を稔といって，福岡県田川郡赤池町の人．名もない一介の炭坑夫であったが，ダイナマイトの爆発によって一夜にして暗黒の世界にたたきこまれた．失明前，身寄りの者から俳句を勧められていたが，失明を境に作句生活に没入した．高浜虚子の門下として，俳句一筋に生き，「ホトトギス」同人の上位を占めていた，句集「由布」を自費出版して間もなく他界した．「九州に句狂あり，山陰に素顔あり」と，虚子にいわせている．「露の身のわれに俳諧なかりせば」は，句狂の心境句である．

〔盲人俳壇〕このほか，俳句は多くの盲人たちが，17字の中に生きがいを感じて作句に努力している．現在，新聞・雑誌・ラジオなどに投句する一方，俳句雑誌「ホトトギス」をはじめ，俳句専門のいくたの雑誌に晴眼者とならんで堂々と数多くの佳句を発表している．

俳句を点字雑誌ではじめて取上げたのは，斎藤百合の主宰する陽光会発行の「点字倶楽部」である．また，陽光会から長岡紫蘭著「点字俳句読本」が発行された．これによって多くの盲人俳句同好者が現われた．

その後，盲学校の文集や同窓会誌などにも盲児童の作品が見られるようになった．

毎日新聞社発行の「点字毎日」は点毎俳壇（高浜年尾選），日本ライトハウス発行の点字雑誌「黎明」は黎明俳壇（長岡紫蘭選）をそれぞれ設けて読者に誌面を提供している．

横須賀身体障害者連合会発行の佐々木宇城編盲人句集「霧襖」があり，鳴発行所発行の本田一杉編句集「光明」，近藤書店発行の句集「火山翳」，講談社発行の島比呂志編「青松園のひとみ一句集白杖によせて一」などにはライ盲者の句が多くのせられている．

特異なものに，坂出市に盲人だけで結成している塩の華句会（福井玲堂主宰）があり，俳誌「ホトトギス」「点毎俳壇」，「黎明俳壇」その他で活躍している．なお，1970年，会結成満20年を迎え，1971年その記念として，点字の「塩の華句集」を刊行し全国の点字図書館などに寄贈した．

また，盲人を中心とした俳句結社として，岩見沢市に「かたつむり句会」，埼玉県の毛呂山町に「新生吟社」，浜松市に「ささご会」，豊橋市に「白百合会」，高槻市に「卯の花句会」などがある．（長岡加藤治）

［参照文献］
俳句文芸雑誌「六甲台」長岡紫蘭<盲俳士小伝> 11〜19号 神戸六甲台発行所 昭和25〜26
東海散士「世界盲人列伝」柴守明刊 昭和7
本間昭雄編「水藩本間家の人びと」自家版 昭和44

川柳

短歌や俳句と異なり，盲人が川柳を愛好して，自らも作句するということは，きわめてまれであったといえる．このことは，戦前，川柳に関する点字出版物が皆無であったことからも知ることができる．当時はわずかに岸本水府主宰の「番傘」や麻生路郎主宰の「川柳雑誌」に，2，3の盲人の投稿が例外的にみられたに過ぎなかった．現在においても，なお盛んであるとはいいがたいが，それにしても，盲人作句者は数百人に上ると推定されるようになった．

川柳句碑（長島愛生園光ケ岡）

盲界に川柳がこれだけ普及した要因として，①国立療養所における盲人会の文芸活動の活発化と②点字毎日の点毎柳壇開設が考えられる．①については，岡山県長島愛生園川柳七草会，同邑久光明園邑久盲人会，香川県大島青松園ひさご川柳会，鹿児島県星塚敬愛園星塚川柳会，静岡県駿河療養所番茶川柳会，宮城県東北新生園登米川柳会，青森県松丘保養園北柳吟社などがあり，多くは晴眼療養者とともに句作に励んでいる．ことに長島愛生園では，句集「断種」や「七草」を刊行している．②については1954（昭和29）年2月に開設された当初から岸本水府が選を担当していたが，その没後生島鳥語がこれに代って，現在に至っている．

ちなみに，1965年度の文芸年間賞に「宴会で歌った歌が妻に知れ」，「講演が終り居眠り拍手する」，「夏休すんでぼんやり母ひとり」の3句が選ばれている．毎回の投稿者は100人内外である．

療養所以外の盲人川柳グループとして，神戸の大西十九一，太田かつみを中心とする「川柳巣箱の会」，名古屋の北川宗十を中心とする「カナリヤ会」などがある．墨字版句集として，太田，大西の「爽眸」(1961年)，太田の「句集かつみ」(1964年)，村上侯輯の「智伽羅」(1964年)がある．また，点字版としては，巣箱同人句集や療養所の点字雑誌に川柳欄がある．なお，東京点字出版所発行の「点字の友」にも数年前から柳誌「六文銭」の主宰金子呑風の選で柳壇が設けられているほか，和歌山，その他の盲人協会で月例の句会を開いているところがある．（今井秀雄）

［参照文献］
大西十九一・太田かつみほか提供資料．

邦楽

邦楽のあゆみ

わが国における盲人と音楽との出あいとしては，鎌倉幕府時代のころから世上に行なわれ始めた平家琵琶をあげなければならない．平家琵琶は「平曲」とも呼ばれ，盲人が琵琶を手にして活躍したのは，平家物語が世に出た少しあとかと思われる．また，平家琵琶とは別に，民間のかまど祭りなどの際，特に演じられた盲僧琵琶というものがあり，琵琶を演奏する盲人をすべて琵琶法師と呼んだ．その代表的な人物としては，南北朝の終りから室町時代の始めごろにかけて京都で活躍した明石検校覚一がある．皇族や足利幕府の保護を受け，琵琶法師として守るべきおきてや平曲演奏の作法を定めるなど多くの功績があったと伝えられている．

室町時代から明治維新に至る数世記間は，史上比類のない盲人保護政策がとられた．盲人に検校，勾当，座頭（俗に都名という）の官位を授け，それぞれ社会的な地位を与えて保護していた．ことに身分制度の確立していた江戸時代には，一定の身分を保証されていた盲人が，それぞれの立場に応じて，その才能を縦横に発揮し，思索，技能および指導などあらゆる面で活躍している．

江戸時代は最高の検校になると，生活は保証され，その権限も絶対的なものであった．たとえば，晴眼者の場合はいかに優秀な技量をもち，幾十幾百人の門下を養成しても，その門下に対しては1通の免状（ゆるしと呼ぶ）を発行する資格さえも認められず，そうした権能は男子の盲人だけに与えられていた．

戦国時代の永禄年間，境（いまの堺市）の商人によって琉球から三弦が渡来し，琵琶法師の間で研究改良され日本の大衆楽器となった．やがて江戸時代の初め京都に柳川検校(1680/延宝8没)と野川検校（1717/享保2没）の2名人が出て，地唄三弦の基礎を確立した．また，そのころ八橋城談が現われ，当時九州地方の寺院に行なわれていた筑紫楽という箏法を江戸で学び，これをもとにして，京都で箏曲を創始した．八橋検校の門下に北島検校がおり，その門下に生田検校(1656/明暦2～1715/正徳5）が現われ，生田流箏曲という名を唱なえ始めた．そこで他の人たちは，八橋流箏曲の名を主張するようになった．もともとこの2流は同一異名のもので，その名だけは大正のころまで一般に使われていたが，次第に生田流という名に統一された．

当初，三弦と箏曲はそれぞれ単独に演奏されていたようであるが，宝暦，明和のころになると，三弦と箏とが合奏されるようになった．文化，文政，天保のころには京阪地方や尾三地方に多くの名人が現われ，松浦検校，菊岡検校，八重崎検校，石川勾当，光崎検校（以上京都)．峰崎勾当（大阪)，吉沢検校（名古屋）らによって，盲人地唄箏曲の黄金時代が作られた．

これよりさき，清国から胡弓が伝えられ，名人たちはそれぞれ地唄の中にこれを取入れ，三弦，胡弓，箏を合奏する方式を打ちたてた．これを三曲合奏と称し明治，大正のころは邦楽界を支配した．明治の末，尺八の大家中尾都山（1876/明治9～1956/昭和31）が胡弓の代わりに尺八を用いるようになってから，三弦，箏，尺八の合奏を三曲合奏というようになった．

明治になって，西洋音楽の普及などにより地唄箏曲も従来のままではあり得なくなってきた．そのとき，最も進歩的な動きを見せたのは大阪の盲人箏曲家たちであった．なかでも，菊高検校，菊本検校，菊塚与一，楯山登らは，従来のしきたりにこだわることなく，競って箏曲の大衆化を図り，明治新曲と呼ばれる楽曲を作った．もちろん，京都，名古屋，山陽，四国九州，北陸，山陰などにおいても，遅速はあったが，大阪に見られるような現象が起こった．

これよりさき，天明，寛政のころ，京都に山田検校斗養一（与一）が現われ，山田流箏曲を創始した．以後門下には名人名手が多く現われ，維新後も東京を中心に関東，奥羽，北海道にかけて普及し今日に及んで

いる．

この社会の記録はきわめて少なく，とりわけ個人の伝記類はほとんどないといってもよい．それゆえ多くの史実は忘れ去られ，すぐれた作品の多くが滅び去ってしまったのである．以下は，今日に伝えられているすぐれた作家と代表作の一部である．

作家と代表作品

〔在平勾当〕 当時岡山，笠岡，福山などを中心とする備南地方は，地唄箏曲が盛んであったことから同地方出身と思われる．晩年は大阪で活躍し，1867（慶応3）年に大阪で死去したと伝えられている．作曲法は大阪風で，一貫してもの静かで，しかもやさしさ，やわらかさをもっている．幕末期における大阪派地唄の代表的作者のひとりといえる．その作品のうち次の2曲が広く知られている．

さむしろ：夫に先立たれた妻が，秋のもみじや有明けの月影に涙し，亡夫の遺衣に残り香をもとめてなつかしみ，人の力ではどうすることもできない現世の姿をなげき悲しむ情感をうたったもので，きぬたの響きや虫の声を思わせる三弦と箏の技法を巧みに生かしている名作である．

松の濤：松竹梅とつるかめの縁起によせて若い男女が結ばれる喜びと，永久の幸福を願う心がうたわれている．

〔生山検校栄福〕 1813（文化10）年，京都に生まれ，幕末から明治の前半期にかけて演奏に，作曲に縦横の活躍をしている．一生を独身で通し，幕末の混乱期や，盲人のための当道職屋敷も廃止されるという維新の大改革のなかにありながら，その作品には重苦しい響きは少しも感じられない．1889（明治22）年，77歳で世を去った．その作品は数曲伝えられているが，次の曲が特に広く知られている．

萩の露：すべてを捧げた男に捨てられた女が，その男をうらみもせず，ひたすらに再来を待っているという弱い女の心をうたったものである．

影法師：元禄，宝永のころから地唄三弦に多く現われた端唄ものという小作品に類する曲で，京都の代表的な地唄の一つである．いまもなお，この曲をしのぐものがないといわれるほどの傑作である．

〔石川勾当〕 京都の人で，文化の末から文政のころにかけて活躍した．箏は弾じなかったが三弦の技量は他の追随を許さないほどの名手であった．ひどく名人気質で気むずかしく，京都の地唄箏曲家仲間との折合いが悪く，晩年は白川の里にさびしく世を去ったという．

八重衣：小倉百人一首のなかから衣をよんだ5首を選んで，作曲したもので，そのころまで試みられなかった技法が考案されている．そのため今日でもこの曲を演奏できれば，箏曲，三弦の教師の資格を与えると定めている流派もある．

新青柳：謡曲「遊行柳」の終りの一部に作曲したもので，明るく，はつらつとし，しかも厳格な名曲である．この曲も技巧がきわめてむずかしい．

〔今井慶松〕 1871（明治4）年，横浜に生まれ，東京の山勢松韻に山田流箏曲を学び，その技量は当代右に出る者がないほどの名人であった．かれは歌をうたうことは決して得意ではなかったが，とりわけ歌を重んじる山田流にあっても，その技量はそれを補って余りあるすぐれた演奏家であった．しかし，作曲家としてはみるべきものがなかった．

今井慶松

四季の調べ：この曲は歌を生命とする山田流にあって，箏の独奏曲として作られており，珍しい四つの楽節によって，春夏秋冬を巧みに表現し大衆の心に訴えようとしたことは，大正年間の山田流箏曲家としては特異な存在であったといえる．1947（昭和22）年，77歳で死去した．

〔菊岡検校〕 1792（寛政4）年，京都に生まれ，1847（弘化4）年に56歳で世を去った．松浦検校，八重崎検校，石川勾当らとほぼ同時期に京都で活躍し京都派箏曲の黄金時代を作った人である．

磯千鳥：古今集の「世の中は何にか常なる飛鳥川昨日の渕ぞ今日は瀬となる」という和歌をもとにして変転不留諸行無常の人生を嘆き，永久不変の仲を誓い合いながらも運命には逆らいきれず，いまはひとりわびしく冬の暁をかこつという内容で，どことなく沈んだ美しい旋律をもっている曲である．京都派地唄箏曲（三曲家の間では，京物と呼ぶ）のうちで，最も整った形式を備えている．

笹の露：俗にこの曲は「酒」と呼ばれている．それは歌詞に酒についての聖者のことばや古事がうたい込まれ，酒の効用をならべたはやしことばで結んでいる

からである．楽しい曲であるが，かなりの難曲である．

〔菊末検校〕 嘉永，安政のころ，大阪で活躍し，1892（明治25）年に死去したという以外は知られていない．旧幕時代には，箏は三弦の従属的なもので，箏だけで演奏されるのは組み歌の場合に限られていたが，京都の光崎検校や名古屋の吉沢検校が，箏の美しい音色を生かし，箏だけの作曲を試みた．菊末検校はその志をうけて，高低2重奏による箏合奏法を案出した．これが大阪における明治新曲の先駆となり，箏曲の大衆化運動の契機になった．

瑳峨の秋：平家物語に小督の局が平清盛の怒りを避けて，瑳峨野に隠れ住んだとき，高倉天皇の意を受けた源仲国が，小督を訪ねていく物語りがある．この曲は序破急という雅楽の形式を巧みに採入れて，その情景を描写した名作である．

〔菊高検校〕 讃岐の人であるが，のちに大阪に出て菊池検校の門に学び，菊末検校と同様，明治新曲の先駆者となった．1888（明治21）年世を去った．

御国の誉：この曲は，菊高検校が残した唯一の作品と伝えられている．いかにもはればれとした明るい．曲調によって王政復古を喜ぶ国民感情を描写している高低2重奏による箏合奏方式で，明治初年，金光教によって考案された吉備楽の旋律を取入れた異色ある作品である．

〔菊武祥庭〕 1884（明治17）年，大阪に生まれ，幼いころ失明した．菊田八重都検校の門に入り，のちに数多くの明治新曲を作って箏曲大衆化運動に努めた．数十曲の作品を残しているが，乱作のきらいがないでもない．1954（昭和29）年，71歳で死去した．

稚児桜：五条大橋で牛若丸と弁慶とが出合う物語をうたった歌詞に作曲したもので，大衆になじまれており，曲も技巧的にそれほどむずかしくないので，広く演奏されている．

雲雀の曲：ひばりをよまれた明治天皇のお歌4首に作曲したもので，曲は，うららかな春の野に遊ぶなごやかさをただよわせている．

〔菊塚与一検校〕 1846（弘化3）年，大阪に生まれ3歳で失明した．6歳のとき箏を志して初代菊仲検校の門に入り，明治新曲の作者中，最もすぐれた人といわれ，箏曲大衆化運動の巨頭でもある．演奏技量もすぐれ，歌の節回しも巧みであったという．作品も30余曲にのぼっている．1909（明治42）年，64歳で死去した．

住吉詣：1885（明治18）年ごろ．南海鉄道が大阪難波から住吉神社のあたりまで開通したころの作で，徒歩や人力車で住吉参りをしていたのが，汽車で短時間で参拝できるようになった大阪人の驚きと，喜びを三弦と箏の合奏によって表現している．これは菊塚の処女作といわれている．

巌上の松：1904（明治37）年の歌会始の「巌上の松」にちなんで，当時の高野山の大僧正藤村叡雲の詩に作曲したもの．祝歌として，また，教授用や演奏用に広く用いられている．

〔菊原琴治〕 1878（明治11）年，大阪に生まれ，4歳のとき失明した．6歳のとき，当時大阪の地唄の巨匠で三弦の名手として知られていた菊植検校（1835/天保6～1917/大正6）の後継者として芸養子となった．一方，2世菊仲検校に師事して明治末期から大正昭和にかけて，大阪における箏曲界の巨匠と仰がれるようになった．1944（昭和19）年，67歳で世を去った．盲人には珍しく明朗な性格で，知友，門人から親しまれすぐれた門人が数多く輩出している．四季ものといわれる「摘草」，「雲の峰」，「最中の月」，「銀世界」のほか，「秋の辞」，「春琴抄」などがよく知られている．

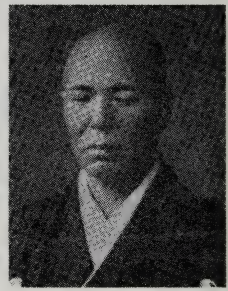
菊原琴治

摘草：箏だけの高低2部合奏形式で傑作といえる．

銀世界：雪で清められた白一色のたたずまいのなかで，茶室の炉辺で友とよもやま話しに興じる静かな情景の歌に，曲の手事（会いの手）の部分を段返し合奏法としたものである．

〔葛原勾当美之一〕 1811（文化8）年，備後八尋村に生まれた．幼名柳三といった．3歳で盲目となる．京都に上って生田流の琴を学び，15歳で勾当となり，一世に名があがった．人が検校になるように勧めたが「われは勾当にて足れり」といって応じなかったとい

葛原勾当美之一

う．きわめて発明の才に富み，その創案による竹琴が八雲琴として，今の二弦琴の前身になった．ことに自分の考案によって作らせた「いろは文字」の木製活字で，45 年間自らおし続けてた日記は，徳川時代から明治時代に移る邦楽史に貴重な資料を提供している．その「葛原勾当日記」は孫に当たる葛原しげるによって印行されたが，日記の中に和歌が多くよみ込まれている．1882（明治 15）年，71 歳で没した．

〔国山勾当〕 天保年間京都で活躍したというほかは不明である．その作品から三弦の名手であったことがうかがえる．

玉川：玉川をよんだ和歌をもとにして作られたもので，水の流れや布さらしのさまを，おもしろく表現した名曲である．

〔佐山検校本一〕 上方に生まれ，のち江戸に移り，三弦の名手として延宝から貞享にかけて活躍している．1694（元禄 7）年に死去した．その作は 10 曲余り伝えられている．

梅づくし：昔から有名な梅の名木，名所，それにまつわる伝説などをうたっている．地唄のなかの長唄ものといわれる部類にはいる名曲である．

〔高野茂〕 1847（弘化 4）年，鹿児島に生まれ，箏曲を学んだ．明治の初期に上京して，華族女学校（のちの学習院）の箏曲科の講師となり，そのかたわら明治新曲の作曲に努めた．1929（昭和 4）年，83 歳で死去した．

大内山：明治天皇の銀婚式を祝して作られたもので，技巧的に平易なため，広く演奏されている．

〔楯山登〕 1877（明治 10）年，大阪に生まれ，5 歳で失明し，間もなく箏曲を学び 18 歳のとき，処女作「宿の梅」を発表した．以来，多くの明治新曲を作り，その数は 80 曲を越え，やや乱作のきらいがある．1926（大正 15）年，50 歳で世を去った．

金剛石：昭憲皇太后のお歌に作曲したもので，1903 年ごろの作といわれている．技巧的にも初心者に適しているので広く親しまれている．

時鳥の曲：1901（明治 34）年の作で，古今和歌集から時鳥をよんだ 3 首を選んで作曲したものである．作曲に当たって，ほととぎすの声を聞き，爽快な山の大気にふれるため，生駒山や近辺の山寺などに 1 カ月余りもこもったといわれ，かれの最大傑作といわれる．

〔千代田検校〕 文政から天保のころ江戸で活躍した山田流箏曲の大家で，初めは山田検校に師事したが，その死後は初代山登検校の門下となった．1863（文久 2）年に死去した．

竹生島：歌詞は謡曲の「竹生島」からとったもので，竹生島の弁財天にまつわる神秘的な物語を内容としている．古くから芸術の守護神とされている弁財天への信仰心から作曲したものと考えられる．

〔富崎春昇〕 1880（明治 13）年，大阪に生まれた，元来，文楽の浄瑠璃人形の家筋で，祖父は文楽中興の祖としてうたわれた吉田玉助，父はまた，その達人吉田玉造である．4 歳のとき風眼のため失明，富崎宗順に師事して琴の師匠をめざした．きびしい訓練にも堪えて，芸筋の天才的技能が発揮され，19 歳のとき富吉春昇となり，25 歳で師匠の富崎宗順を失い，その 3 回忌後富崎方の懇請で 2 代目を襲名富崎春昇と名乗った．1921（大正 10）年，東京高輪の岩崎家の招きで東京に移り住んだ．1947（昭和 22）年，芸術院会員におされ，1948 年には谷崎潤一郎作詩の「蓬生」を作曲して文部大臣賞を受けた．地唄箏曲界不世出の第一人者であった．1958（昭和 33）年，79 歳で没した．次はその代表作の一つである．

富崎春昇

春の江の島：笹川臨風の作詩で，江の島から見た富士山，足柄山，箱根山などを春らしく表現して，「天女が奏でる妙音に，福寿海無量の徳を現わして……」と，江の島の春を，「めでたくも尊けれ」と結んだ美しい歌曲である．

新作浅間：この曲は，市村羽左衛門の娘吾妻春枝（後の徳穂）に頼まれて作曲したもの，古曲「浅間」の曲は不明なので，新作として古い歌に曲付けしたものである．検校が「浅間」を演奏していると，そこへ亡霊が現われて男に恨みをのべるという趣向のものである．この検校に春昇自身が扮して舞台に上っている．

〔中村双葉〕 1900（明治 33）年，香川県に生まれた．本名は生平といい，3 歳で失明し，6 歳のとき平井検校に入門し，箏，三弦を学んだ．香川県立盲唖学校を卒業し，1921 年から大阪の杉江泰一郎や国立高等音楽院教授末吉雄二に師事して，バイオリンを学び，邦楽，洋楽両面にわたっての名手であった．1929 年，

中村双葉

高松において盲人として最初のバイオリン・リサイタルを開いている．1931（昭和6）年には大阪市立盲学校邦楽科主任教師となり，以来大日本箏曲協会，生田流箏曲葉風会，大阪三曲協会，日本箏曲会連盟，日本盲人会連合音楽部などに関係し指導的立場にあった．1970（昭和45）年，急性心不全で死亡した．作曲は処女作の「夜の鶯」をはじめ，100数曲に及んでいるが，次はその代表作である．

川辺の雨：真菰咲く利根の川辺の雨音を描き出した静かな調べで，初夏の限りない情熱を身辺に感じさせるような曲である．

浜辺の朝：管絃楽伴奏による箏曲として作ったものであるが，のちに箏，尺八の2重奏に改めたものである．尺八の旋律が特に美しい．前奏は明けそめる朝の景色を表わし，合奏のところでは，勇ましく入りくる発動船の音や朝の浜のにぎわい，さざ波の音などをたくみに描写している．

〔西山徳茂都〕 1857（安政4）年，岡山に生まれ，8歳で失明したと伝えられる．明治期に地唄三弦の名手として，日本三鬼神の一人と賞賛された．壮年のころ大阪に移り住み，初めて箏を学び，「秋の言葉」という名曲を作った．1898（明治31）年，40歳で死去した．

秋の言葉：秋の風物を巧みによみこんだ美しい歌詞に曲をつけたもので，落ちついた静けさをたたえた美しい気品のある名曲である．

〔萩岡松韻〕 1864（文久4）年，江戸に生まれた．

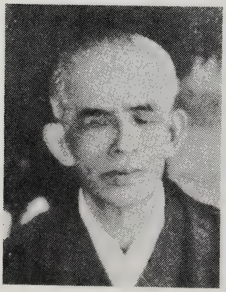
萩岡松韻

1875（明治8）年から山勢松韻に学び，1900（明治33）年，東京盲唖学校音楽部の教壇に立ち，31年には勅任官になった．1937（昭和12）年，74歳で世を去った．山田流箏曲界の重鎮である．

俊寛の曲：鬼界ケ島に流され，悲運の一生を閉じた僧俊寛をうたった名曲である．

〔深草検校〕 元禄のころに京都で活躍したと伝えられる．地唄三弦の初期のころで，演奏技巧もまだ幼稚であったと思われるなかで，奏絃技術の進歩に貢献したといわれる．

さらし：京都の南，宇治川の清流に布をさらす風景をうたった歌詞に作曲したもので，初めは三弦だけで演奏したが，文化，文政のころになると，箏や胡弓を配して三曲合奏となった．この曲は生田流ではあまり演奏されないが，山田流で盛んに用いられている．今井慶松はこれを変曲し，「新さらし」と名付け人気を集めた．

〔藤永検校〕 岡崎検校の門に学び，寛保から延享のころ大阪で活躍したという以外はほとんど知られていない．2，3の作品が残っている．

八千代獅子：地唄三弦のなかに「○○獅子」という曲が12曲あるが，これは最も平易な曲で，比較的初心者にも演奏できるうえ，めでたい曲であるため，流派を問わず演奏されている．

〔松浦検校〕 寛政から文化ころにかけて京都で活躍した地唄三弦の大作曲家で，また，抜群の名手でもあった．地唄三弦の技法や作曲法に著しい進歩をもたらした．作品は10曲にのぼり，その作風は壮厳で，品位を備え，現在も広く演奏されている．1822（文政5）年，死去した．

若菜：早春の野辺に若菜を摘むむすめたちの，はつらつとした姿や，楽しい心をうたった歌で，曲もいかにも春らしい明るいものである．

〔松坂春栄〕 1854（嘉永7）年，京都に生まれ，2代目松崎検校に学び，明治の後半から大正にかけて箏の名手として活躍した．吉沢検校が作曲した「春の曲」，「夏の曲」，「秋の曲」，「冬の曲」などに大増補を加え，今日演奏されるような名曲に仕上げた．自作のものとしては「楓の花」1曲に過ぎない．1920（大正9）年，67歳で世を去った．

楓の花：洛西嵯峨野を流れる大堰川付近の初夏の風物を美しくうたいあげた詩に，箏だけの高低2重奏の明るい作曲である．

〔松島検校〕 大阪の亀島検校の門人で，享和，天明のころに活躍した地唄三弦の名手である．その作品としては1曲が残っているだけである．

椿づくし：つばきの名所，名木，つばきの絵にまつわることがらを巧みにうたっている歌詞に作曲したもので，比較的平易であるが，捨てがたい妙味がある．

〔光崎検校〕 京都の人で，八重崎検校に学んだという．10曲ほどの秀作がいまでも愛演されている．また，三弦，箏の名手でもあったという．京都の地唄箏曲界のマンネリズムからの脱皮を思い立ち，竹生島の弁財天を信仰，祈願したのち，「秋風の曲」を作り好評を博した．そのため，当道屋敷に中傷され，ついに越前の丸岡に逃れ，1846（弘化3）年に世を去った．一説には金沢で死去したともいわれている．

秋風の曲：詩は唐の詩人白楽天の長恨歌からとったもので，玄宗皇帝と揚貴妃の慕情をうたったものである．この曲の前奏は「六段の調べ」と合奏できるようになっており，歌の部分は箏曲の基本曲とされている組唄の形式をとっている．歌の節付けなどはかなりむずかしく，だれでもこれを演奏できるというわけにはいかないが，箏曲史上まれにみる名曲とされている．

五段砧：明治以前の作曲としては珍しい器楽曲である．当時は段物（六段の調べ，八段の調べなど）以外は器楽曲はなかった．箏だけで高低2重奏による合奏方式のこの曲は，南蛮伝来の薇音楽（オルゴール）の影響といわれる．

〔光崎勾当〕 文化，文政のころ大阪を中心に活躍した大阪派地唄三弦の名手である．作品として，3，4曲が伝えられているが，伝記などはいっさい残っていない．

松竹梅：初春の空に香雨梅花，松の緑に，秋の夜風にそよぐ笹竹をうたった三つの歌を1曲にまとめあげた祝いの曲である．

〔峰崎勾当〕 寛政から文化のころ大阪で活躍した三弦の名手で，大阪派地唄ものの作曲家としても第一人者であった．作品は非常に多く，30曲が記録に残っている．うち数曲はいまもなお地唄ものの代表的名曲として広く演奏されている．伝記はない．

吾妻獅子：歌詞は平安朝の歌人が在原業平の東下りをうたった獅子歌である．曲は歌の部分も，手事の部分も明るく活気があり，演奏会向きである．

越後獅子：歌詞は越後の角兵衛獅子の歌ったものをもとにして作られ，越後地方の地名や産物をうたい込んである．曲は越後から門付けにきた角兵衛獅子の唄や，はやしからヒントを得て作られたものと思われる．この曲をもとにして，江戸長唄の大家9代目六左衛門が舞台用に作曲したのが長唄越後獅子である．

〔宮城道雄〕 1894（明治27）年，広島県に生まれ幼いとき実母と生別し，神戸の中島検校に箏曲を学んだ．のちに朝鮮の京城に移り，箏を教えていたが，1917（大正6）年，東京に移った．1956（昭和31）年6月25日未明，東海道線刈谷駅近くで不慮の死を遂げた．箏の名手として，西洋音楽の感覚を箏曲に採入れ，新しい技巧や作曲法を開拓するなど，新日本音楽の創設者としてその功績は大きい．

宮城道雄

秋の調べ：1918（大正7）年の作曲で，盲人の心にふれる秋の印象をみごとに表現している．

春の訪れ：器楽曲で，尺八と箏の2重奏によって春の感覚をのどかな旋律で表現している．1924（大正13）年の作曲である．

春の海：1929（昭和4）年の作で，尺八と箏による2重奏の器楽曲である．春の海辺の感じを巧みにとらえた作品である．

〔八重崎検校壱岐之都〕 京都の人で浦崎検校の門に学んだという．1848（嘉永元）年に世を去ったが年齢は不明である．1818（文政元）年に大阪で出版された箏曲本に小作品の歌詞が3，4編採録されている．文化年間から天保，弘化にかけて京都を中心に活躍したと思われる．自作の曲はまったく世に用いられていない．しかし，石川勾当．菊岡検校，佐山検校，松浦検校らが作った多くの三弦曲を巧みに箏に移して三弦箏による合奏曲とし，今日の京物式合奏法を完成した．移調曲の数は30曲に上る．

〔八橋検校城談〕 今日の箏曲の創始者である．1614（慶長19）年，磐城の国に生まれ琵琶法師となった．江戸に出て筑紫楽の箏を習い，その後京都に移って箏曲を創始し検校に任じられた．1685（貞享2）年，72歳で他界した．古来の箏の調絃や演奏技術，あるいは演奏観念を根本的に改め，時代の要求に従ってこれを大衆の音楽として社会に普及した功績は高く評価される．

〔山勢松韻〕 1845（弘化2）年，江戸に生まれた．初代山勢検校に山田流箏曲を学び，2代目慶風一検校の死後，3世山勢松韻となった．明治期の東京における箏曲界の巨匠といわれ，その門下から今井慶松，萩岡松韻らを輩出した．1908（明治41）年，64歳で世を去った．

都の春：作詞は侯爵鍋島直大といわれる．生田流の曲風を模倣した明るいのどかな曲調で，国運が隆盛に向った明治期における国民の意志を示すようなはつらつとした曲である．

〔山田検校斗養一〕 1757（宝暦7）年，上方に生まれ幼いころ失明した．京都で地唄や箏曲を学び，のちに新天地を開拓するため江戸に移り，山田松黒斎の助力を得て，地唄箏曲の教授をしながら作曲に励んだ．京都の地唄箏曲と，江戸三味線（歌舞伎音楽）との調和による新しい表現法を案出し，箏曲山田流を創始した．1817（文化14）年，江戸で永眠した．享年61．

江の島：歌詞は河東節の竹婦人の江の島からとり，21歳のときの作といわれる．節付けが美しいのと，あまりむずかしくないので山田流ではよく演奏している．

那須野：謡曲の「殺生石」からとった歌詞で，天竺，唐，日本の朝廷を舞台にあばれまわった狐の物語．その怪異な内容にふさわしい曲調をもつ大曲である．

〔山登万和〕 1851（嘉永4）年，江戸に生まれ，2代目山勢検校の門に学び，東京の本郷で一派を立てた箏の名手として重きをなし，1901（明治34）年，51歳で他界した．かれ以前に山田流箏曲には，山登という名門があり，かれが別に山登と名乗ったので，同姓の家元が2軒になった．世人はかれを「天神の山登」，他を「へっつい河岸の山登」と呼んで区別していたという．

須磨の嵐：一谷の合戦で破れた平家の敦盛が熊谷直実に討たれる場面をよんだものに哀れにも悲しい曲付けをしたものである，

松上の鶴：1900（明治33）年，歌会始のお題「松上の鶴」にちなんだ歌詞に作曲したものといわれ，晩年の作である．生田流を模写したのではないかと思われるふしもある．

〔吉沢検校審一〕 名古屋の人，1801（享和元）年の生まれで8歳のとき失明した．父の初代吉沢検校から芸道を学び，33歳のとき父のあとを継いで2代目吉沢検校となった．名古屋の羽塚秋明という僧に雅楽の話を聞き（当時は公家と僧のほかは雅楽を習うことが許されなかった）．それにヒントを得て，古今組の5曲を作り，次に箏だけで演奏する数曲を作った．その後，封建思想の強い名古屋を去り，京都の嵯峨に隠居したが，1872（明治5）年，72歳で世を去った．作品は20余曲といわれる．

千鳥の曲：古今和歌集と金葉和歌集から千鳥をよんだものを選び，箏だけの演奏曲として作曲したものである．「箏曲の千鳥か，千鳥の箏曲か」といわれるほどの名曲である．この曲に春夏秋冬の4曲を合わせた5曲を古今組といっている．

〔柳川検校加賀都〕 寛永時代の人で，摂津の人．三弦の名手石村検校の孫弟子に当る山ノ井検校に学び名人となった．その門人の中から当時の三弦界の一流人佐山，浅利，市川らの検校を出した．

江戸期の太平につれ歌舞伎，浄瑠璃が発生興隆し，三弦はその伴奏楽器として欠くことのできないものとなったが，かれはその方面でも活躍した．三弦の柳川として箏の八橋とならび称せられ，その名技は柳川流といわれた．（中塩幸祐）

その他

映画，演劇，その他芸能関係は，盲人にとってはできにくい職業であることはいなめない．女優の森赫子も失明してついに舞台を去った．しかし，声優であれば盲人でも十分こなすことができる．その例に文楽の竹本住大夫，浪曲の浪花亭綾太郎らの名人がある．

〔竹本住大夫〕 4世竹本住大夫は本名竹中喜代松，1829（文政12）年，和歌山県西牟婁郡南富田中村に生まれた．幼少から失明したと伝えられているが，時期，原因などは不明である．大阪に出て，初めは三味線弾きになったが，嘉永年間6世竹本内匠大夫に入門，竹本田喜大夫と名乗り，1849（嘉永2）年，大阪西横堀清水浜の芝居で始めて浄瑠璃を語った．3世竹本長登大夫が紋下一座の総師となったころから預り弟子となった．1860（万延元）年，4世竹本住大夫を襲名し，1874（明治7）年には文楽座に出演した．同84（明治17）年には三味線の2世豊沢団平らと共に紋下となった．記憶力がすぐれ新しい役を受けた場合，2，3回弟子に読ませるとすっかり覚えてしまったという．美声をもちしかも腹の強い浄瑠璃を語った．その得意としたおもなものは「大文字屋」，「白石揚羽」，「重の井子別れ」「野崎村」，「吃又」などであった．1889年，61歳で没した．

〔浪花亭綾太郎〕 本名は加藤賢吉，1889（明治22）年，横浜市に生まれた．早く父を失い母の手一つで育ったが，幼時の大患で両眼を失明した．ために7歳のころから笛を吹いて流しあんまに従事した．盲人で世に出るためには芸能の道を行くに限ると，思いさだめた．そして好きな浪花節に一生を託そうと決心したの

は12歳のときである．後に綾造と改めた初代浪花亭駒造に弟子入りをして修業を積んだ．師匠も兄弟子も綾太郎を普通の人間として扱った．21歳のとき真打ち（座長格）になった．

綾太郎の名を天下にとどろかせたのはいうまでもなく「壷坂霊験記」である．これは浄瑠璃の読みものだが，盲人沢市が女房お里を思う真情は綾太郎でなければ演じ得ないものがあった．文字というものを知らない綾太郎は，すべて記憶によった．「伊達騒動」だけでも60回分を記憶し，「め組の喧嘩」，「義士伝」，「大岡政談」，「塩原太助」その他台本は1000を越えるといわれる．1960（昭和35）年72歳で没した．

（大西重孝・中川明徳）

〔参照文献〕
「義太夫年表明治篇」，「此君帳」，「道八芸能」，「豊竹山城少掾図書」

洋楽

わが国における盲人洋楽家のほとんどは演奏家であり，ほとんどが男子である． この事実は1966（昭和41）年，日本盲人会連合（日盲連）音楽部が行なった「全国盲人音楽家実態調査」によって明らかである．終戦後，わが国の音楽教育が急速に進歩するにつれて盲人のなかにもごく少数の者が，声楽，ピアノ，バイオリンなど，演奏の分野を志す者が現われた． しかし，正規の音楽学校で学んだ者は，きわめて少なく，大部分の者は余暇をさき，個人指導によって学習した者である．したがって，これらの者の音楽的水準も少数者を除いては，それほど高いものではなく，職業人として活動している者も少ない．ただ，最近10年間において，数人から成るグループが活動を行なっていたが，いろいろな困難に直面して，その活動を停止している状態である．このような事実は，盲人にとって音楽の世界がいかにきびしいものであるかを物語っている．

「笹の会」 1958（昭和33）年，東京教育大学雑司ヶ谷分校内に，有志数人の発起によって，盲人演奏家のグループ「笹の会」が発足した．このグループは，全国盲学生音楽コンクールの入賞者のうち，東京付近に在住する者が，そのメンバーとなっている．初めての演奏会は音楽評論家野村光一，東日本ヘレンケラー財団などの協力を得て同年秋，東京の山葉ホールで開かれた．

笹の会の演奏者としては，河原田栄（声楽＝バリトン），松田忠昭（テナー）， 金慶環（テナー）， 日高実則（ピアニスト＝エレクトーン奏者）， 田中禎一（ピアノ），和波孝禧（バイオリン）らが活躍している．

〔皐月会〕 1961（昭和36）年3月，京阪神に住む盲人洋楽家数人が，大阪で初めて会合を開き，演奏会を催して正しい評価を受けようということを決めた．その結果，同年5月に大阪で第1回演奏会を，以後毎年5月に演奏会を催すこととなり，会の名称を「皐月会」と名づけた．

翌年には，演奏会の参加者を京阪神の在住者というわくをはずして，広く全国からの参加を呼びかけた．その結果，より充実した演奏会として，一般の好評を博した．

皐月会は，塚本秋弘（バリトン）， 高野一雄（バリトン）， 安田博之（テナー），武久博文（バリトン），林薫夫（テナー），後藤弘（ピアノ），中沢義雄（ピアノ），山崎富美子（ピアノ），野々村又三郎（バイオリン）らのほか，田中禎一， 和波孝禧らも参加している．

（林　薫夫）

絵画

盲人の中には失明のやみに閉ざされながらも，絵を描くことを望んでいる者もいる．中途失明者がかつて目に入れ記憶にしまっておいた美の喜びを記録するために絵を描き，紙に写すことによってその立証を試み，他の人の共感を求める．そのことで，失明・病気・事故などによって経験した苦悩に対して明らかに反発し，精神を転換させることができるのである．また，生まれながらに1度も物を見た経験のない人びとは自分たちがもっている印象が，プロポーションや相対的配分がまちがっていないかどうかを，絵によって確かめたがるものである．

方法と素材さえあれば，視力がなくても絵を描くことは可能であるといえる．絵を描くためには，透視・光源・明暗・陰影・均衡ならびに内容の整った芸術を創作する方法を自ら学びとってゆくことが必要である．そして，独自のテクニックをマスターすることによって，従来，自由にならなかった概念を刺激することが可能になり，そこから傑作が生まれてくる．

イギリスの盲人画家

メリル・メイナード（Merrill A.Maynard）は生

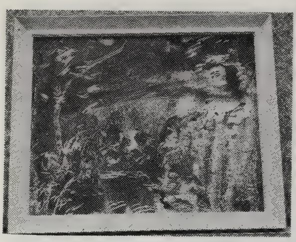
メイナードの油絵

まれつき完全な視力をもったことがなく，16歳のとき全盲になった．盲学校では図画の教育は受けなかった．かれは絵が描きたくてならなかったので，自分の思いつきから，机の上にハンカチを広げてその上に紙をのせ，鉛筆の先を移動させるにつれて，その跡が刻まれる仕組みをくふうした．その鉛筆の刻みは，先生に見てもらえたし，自分で触ってみることもできた．そして，その造形図を彩色し，目の見える人びとにアピールするように努力した．かれは「目で観察し，その精神的反応を紙や絹地に表現する日本画法を，盲人画家は学びとるべきだ」と述べている．

ジョンソン（Johnson）は30歳のころ失明した婦人画家である．失明するまでの色彩と形を記憶していて，それを頭の中で組立て，また，想像で書いている．画板の周囲にピンで目盛りをつけ，色の入った油の缶を順番に配列し，まず，画板に油を十分に塗ってから着色していく手法をとっている．日本ライトハウスの岩橋英行は，1963年，マレーシアで開かれた第2回アジア盲人福祉会議のとき，ちょうど来合わせていたかの女に逢い，実際に書いているところを見,「ジャングルの希望という絵は，うっそうとした毒どくしいまでの緑葉樹と，その蔭からもれる数条の光線の下に，まっかな花が，かれんに咲いているさまは，まさに希望そのものを現わしている」とその報告書に記している．

ゴードン・ステート（Gardon State）は，第2次世界大戦のパイロットとして服務中，失明した人である．かれは失明後，盲人でも絵は描けるということを実証するため，1枚の絵をアメリカの画展に送ったところ，それは目の見える画家の作品と見なされた．これに力を得て，絵を描くことに熱中し，ひいては他の盲人にも絵の喜びを分け与えるため，盲人への絵画教育を始めた．そのためカナダやオーストラリアまで講義にでかけている．

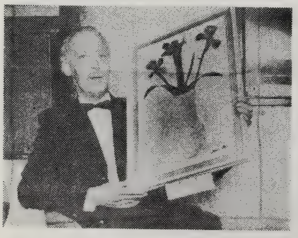
ステートとその作品

かれはクレヨンと画用紙と鋼鉄の編み棒を用いた．まず，描き始める前に描こうと思う絵を心の中で完全に描きあげ，画用紙を柔らかい素地の上におき，次いで編み棒で絵の外郭を描く．それから紙に印された線を指でたどりながら色を塗るという方法をとっている．複雑な形のものを描くときは，厚紙を型に切って使用している．色の選択は重要な障害であるが，これは妻の助けを借り，クレヨンを入れる掛けくぎ付板を案出した．かれは，妻に標準色のいちばん濃いものを求め，それを出発点にして，同色で色合いの淡くなっていく順に，きちんと板に備えておく．こうしていよいよ描くという段階になると順序よく絵を仕上げてゆくのである．

日本の盲人画家

大阪の松本光治は若いころから油絵を描いていたが網膜色素変性症になり，視力は全盲に近い状態になった．1963（昭和38）年，60号の油絵「ビーナス」を描き，一水会に入選した．かれはモデルの石膏やくだものを手探りで，量感・質感・力感を感得し，色彩は過去の記憶をたどりながら，妻が順序よく並べた絵具を使用して描いている．

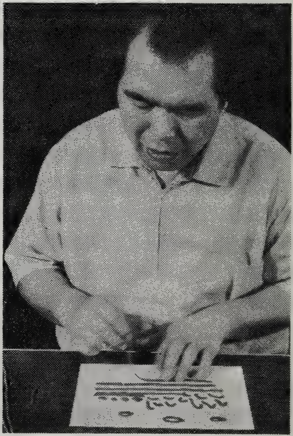
粘土で素描する鈴木敏之

栃木県鹿沼市の鈴木敏之は，結核性緑内障で2歳のとき右眼を失なったが21歳で左眼の視力

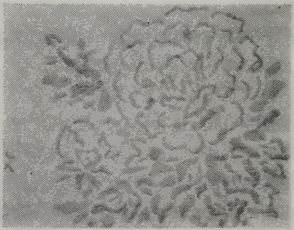
油粘土のぼたんのデッサン

鈴木敏之のつぼとりんご

も失い，鍼灸院を開きながら絵と俳句に精進し，画家として認められ，個展も数回開いている．かれの画法は材料に油粘土を使って，描こうとする対象をデッサンをする．すなわち，写真のぼたん（4号）の絵である．このようにしてデッサンが終わると，クレパス画の場合は木版のカンバスに油粘土でデッサンされた線に従って彫刻刀で彫刻し，浮彫りのように凹凸をつけ触覚を誘導できるようにして彩色するのである．素描画は画用紙などを用い，同じくデッサンし，彫刻刀の代りに鉛筆などで直接描きあげる．水彩画は，この素描画に彩色をする．油絵は一般のカンバスを用いてデッサンし，最も遠くのものから彩色を施し始め，絵具の乾燥を待って徐々に近くのものへと描いてゆくのである．写真のつぼとりんごの静物画（20号）は油絵で，例をあげて説明すると，第1に，バックと卓を描き，第2に，バックと卓の線を描く．第3につぼを，第4にはうしろにあるりんごを描き，第5に最も前にあるりんごを描いたのである．色の区別は素描画の場合，2Bより5Bなどと，濃淡数本の鉛筆を使うが，これらの鉛筆にはおのおのに触覚で区別できるように，しるしを付けておく．色鉛筆・クレパス・水彩も同じ方法である．素描・水彩・油絵は完成するまで，油粘土のデッサンは画面の上に存在させ，触覚を誘導できるようにし，また，色が他の部分と混合しないようにし，彩色を完全，容易にさせるため，デッサンをくずさぬように，油粘土を置替えるなどの方法をとり，描き上がってから粘土をとりはずすのである．クレパス画は，木のカンバスを使用し，彫刻でデッサンをするが，これは絵具が油粘土に付着するため彩色上，途中で粘土を移動できないからである．

この画法によると，人物・静物・風景など表現したいと思う絵画は，個人差はあっても可能である．先天性，後天性の盲人には色の点で差はあるが，しかし，両者いずれも，あえて色にこだわらず，デッサンだけで絵画の意義を認識できるのである．効果は盲人の進歩向上を促し，社会文化に貢献することもできる．

（鈴木敏之）

彫刻

盲人が彫刻に触れて，その美を観賞することは十分にできる．また，好んで触れて見たいのが人情である．彫刻は，盲人の芸術観賞の最上位にあるといってもよい．さらに，盲人が自ら彫刻できるかということであるが，造形芸術として，盲学校などで粘土細工を行なって効果をあげているところもある．この段階では，先天性盲児でもかなりな芸術的作品を見せているが，彫刻となると，やはり後天的盲人でないと制作できないのではないかと思われる．彫刻を楽しんでいる者たちは，いろいろなくふうをこらして彫刻の美を探求しているようである．資料がとぼしいので多くの実列をあげることはできないが，次に5人の例をあげておく．

金原倫雄（1923/大正12～　）は，幼いころから絵を好んだが，12歳ごろ失明し粘土制作で触覚による造形の喜びを見出した．

創作に当たっては，まず，心に描いたものを粘土で表わし，これを原形として，小刀（ナイフ），のみなどを使用して制作している．ときには指を傷つけることもあるが，「観音像」，「マリア像」，「仏像」，「動物」など，現在まで40余点を制作完成している．

金原倫雄の作品

フランスのバプチスト・バレー（1807～1877）はロアルに生まれた中途失明者の彫刻家である．パリのサロンに入選して名をあげた．

オーストリアのクライン・ハンス（？～1853）は，5歳のとき失明した盲人彫刻家である．現在保存されている作品は400点にも及んでいる．

ソビエトの女流彫刻家リーナ・ポー（Lina Po）は，かつてバレリーナであったが，失明後彫刻に転向し，たゆみない精進の結果，芸術的かおりの高い数多くの作品を制作している．それらには，人間の感情，動き，形，つりあいなどをたくみに表現し，「英雄的

行為」,「ゲリラたち」,「ラベルをつけた女」など，いくつかはトレチャコフ絵画館に飾られている．また，各地の美術館や画廊に展示されており，中でも「躍動」は特別賞を獲得している．

ドイツ民主共和国の盲人マルコフスキー（Malkovsky）の彫刻には，すばらしいものがある．特に「見える手」は印象的であるという．（長岡加藤治）

〔参照文献〕

東海散士「世界盲人列伝」柴守明刊　昭和7

B, Zimin, *The All Russia Societyfor the Blind*（松浦嘉子訳）モスクワ　1967

岩橋英行「第2回アジア盲人会議報告書」1963

盲人を取扱った作品

日本文学

古典

わが国の文学の中で盲人がどのように扱われてきただろうか．もともと，盲人の容姿からくる異様感は恐怖となり，素朴な神秘的存在として人びとに映ったであろうことは洋の東西を問わず疑う余地がない．かくて古い伝説は，盲人の特異な「勘」をたたえ，神秘的に誇張的に取扱っていることがきわめて多い．このことは現在でも東北や九州地方で，呪術霊媒として「いたこ」(口寄巫女）や「ぼさま」と呼ばれる盲人だけが，神秘的霊性(力)をもっているというまことに素朴な盲人観が存在していることでもうなずける．「臥遊奇談」や小泉八雲の「怪談」で有名な「耳無し抱一」の話などは，盲人を神秘的存在として扱った説話の代表的なものである．

わが国の古典のうち，古くは「今昔物語」巻第24(本朝付世俗)に，第23のエピソードとして有名な「蝉丸」説話の元となる話が記載されている．それは「源博雅朝臣行會坂盲許語」という物語で，管絃の道にすぐれた博雅朝臣が，逢坂の関（會坂）に住む琵琶の名手盲目の蝉丸から秘伝を受けようとして都から幾日も通うが，蝉丸はなかなか応じてくれない，3年通いつめた8月15日の夜，ついに蝉丸がかき鳴らす琵琶の秘曲「流泉啄木」を聞いてしまい，かれに請うて伝授を受けるという筋である．

蝉丸は敦実という式部卿の宮（宇多法皇の皇子，管絃の道にすぐれていた人）に仕えていた雑色でいやしい身分の盲人で，盲琵琶の始祖になった者としるされている．

この先行説話をうけて，有名な謡曲「蝉丸」がのちに，盛んに蝉丸をもてはやすようになるのだが，そこでは作者の世阿弥が，全体の悲壮感を盛りあげるため蝉丸を高貴な皇子（延喜帝第4皇子）に仕立て，姉の逆髪の宮を狂女として加え，悲劇性をいっそう加えた創作として，劇的効果をねらっている．

同じく能楽（申楽）からでて，のちに独立の喜劇になった「狂言」においては，後代の盲人観（特に文学に扱う盲人）に大きな影響を与える一連の「座頭もの」と呼ばれる，盲人を無遠慮に，あくどくひやかし，冷笑し，風刺するという扱いかたをしている一つの型が生まれる．

現代の意識としては，身体障害者の弱点である障害をひやかしたり，それからくる行動の緩慢さを悪用したり，いかにも弱い者いじめをして笑わせるなど，道徳的にも最低と感じられるものも，中世の民衆は単純な笑劇（ファース）として何の抵抗も感じなかったようで，時代による受けとられ方，価値判断の変り得ることをいまさらのように感じさせられる．

目よりは女房の方が大事と折角開けてもらった目をお地蔵さんに再び元の盲目としてもらう「川上」で，愛妻ぶりに拍手をおくり，月見に楽しく酒をくみ交わし舞歌を楽しんだあとで，「楽しみついでに酒の上の座興だ，盲に喧嘩をしかけてやろう」と，座頭を突き倒し愉快だという町の者，その残酷ぶりもさることながら，喜びが一転して悲しさに変わりうろたえる盲人になりきるめくらぶりに，当時の観衆は拍手を送ったのであろう．「物真似」を本来とする滑稽劇としての狂言を，創作当時の民衆は単純に笑ってすましたものであった．人間の弱点，みにくい心理を見事に描きだした近代劇として通用する狂言「釣狐」も，江戸時代の人びとには狐の見事な化けぶりに拍手を送ったというものにすぎなかった．ここに狂言「丼礑（どぶかっちり）」に材をとったものとして，近世文学の異色「東海道中膝栗毛」大井川の川越し座頭・掛川茶店の場の一編がある．

十返舎一九作のこのユーモア文学は，1802（享和２）年に初編をだしてから1822（文政５）年まで21年の長い間にわたって出版されたもので，弥次郎兵衛，北八の２人の人物を作品の中心に置き，相互の対話および行動によって事件の推移を図るという趣向は，明らかに先行文学としての狂言から影響を受けているわけで，こっけいを主とする場合には常に狂言が手本にされるのであるが，現在もよく上演される座頭ものといわれる狂言の中でも最も著名な代表作「丼礑」をもととして，「膝栗毛」の３編下に掛川の手前塩井川が前日の雨で橋が流れたために徒歩渡りする場面と，すぐそのあとで掛川の茶店で酒をくみ交わす盲人をたぶらかすという話がある．狂言の持ち味としての単純素朴なおかしさは，ここではひどく卑俗化し誇張され，筋も複雑にし笑をにぎやかにするための趣向が加えられ，近世風の新しい装いをこらし，ちょうど古典に取材した「黄表紙」もののように，しかも，そこに無理がないところに作者一九の才がうかがわれる．

犬市，猿市という２人の盲人が，浅いところを選んで互に背負い川を渡ろうとすると，弥次はまずまんまと猿市の背におぶさって向う岸へ渡る．２度目に味をしめた北八もその手で渡ろうとしたが，たくらみが露見し川の中へ落されてずぶぬれになる．ぬれた着物をしぼってほどなく掛川の宿へくると，さきほどの座頭が茶店でさっきの横着者の話をしながら酒を飲んでいる．これを見た北八は意趣返しに杯のやりとりの間にはいってこれをとり，まんまと酒を飲む．座頭２人が「おまへひとりでくらふのか，ちと杯をまわせ」といさかいになり，２合の酒をたった二口でしまいになるのは，めくらと見て馬鹿にするのかと茶店の亭主に掛け合う．これを見ていた子守りが弥次北の悪だくらみをばらし，茶を飲んでいたとごまかすが，茶わんの酒のにおいが証拠になってついに酒代を払わせる，というオチになるのである．原作の狂言は登場人物が３人であるのに対し，座頭２人に弥次，北，茶屋の亭主，女，子守りなど，数人の登場と複雑な関係で取扱われている．

盲人のどうにもならぬ宿命的な身体的ハンディキャップを大きくクローズアップして，これを表面に打ちだす取扱い方は，新しい民主社会では許されないことである．盲人が映画や劇を見ないからといって，現在もなおこれらの作品やこれを現代風にアレンジした作品がほしいままに上演され，それを一向気にもせずに見ているというようなことは，新しい社会道徳的見地から承認できないことはいうまでもない．

ところで，以上のような盲人を笑いの材料にしたものがある半面，その常人の到底及びもつかない特異な「勘」のよさを驚嘆し，賛美した一連の作品があることをみのがしてはならない．もともと，日本人はすぐれた人物，ことに逆境や身体障害の身で卓抜な業績や行動を示した者に，文句なしに敬意を払う素直さがある．

「勘」のよい盲人をたたえた話として知られているのに西鶴の「近世諸国咄」に伏見の盲人が道行く人を百発百中いいあてるという挿話がある．

「近世諸国咄」巻１，不思議のあし音（伏見の問屋町にありし事）．

「唐土の公冶長は，諸鳥の声をききわけ，本朝の安部の師泰は，人の五音をきく事を得たり．此流れとや申すべし．ここに伏見の豊後橋の片陰に笹垣をむすび，心をゆく水のごとくにして，世を暮しぬる盲人あり」という書きだしで，世を捨てた身にどことなくいわれある身分の名残があり，庶民とは違ったところのある盲人があった．この盲人は，いつも一節切（尺八）を吹いて，万の物の調子を聞いて，その物をいちいち聞分けるのにほとんど百発百中という巧妙さであった．この予言の的中のうわさに，あるとき，伏見問屋町北国屋の亭主が懇意な仲なので，座興に呼ばれて，一節切を吹いていると，茶の給仕をしていた小僧が下からはしご段を登ってくる音を聞いて，その盲人は，「油をこぼすぞ」と注意をした．小僧は油差しを捧げてくる折，はずしてたてかけてあった杉の板戸が倒れかかって思いもよらないけがをした．居合わせた人びとは，盲人の予言が的中したのに感心する．次いで「いま下を通る人は何者か当ててみて下さい」というと，盲人はその足音に耳を傾け，「お婆さんの手を引いた男の人がいく．その男は何か心配をしていく様子．顔つきといい足取りの忙しさから考えると，産婆さんでしょう」という．

「それかと人をつけて聞かすに，彼男が申は，しきりがまいつたら，腰は我らでも抱ますがとてもの事にむす子を産めば仕合と申大笑し云々」

見事的中で２度びっくり．「次に通る者は何者か」と聞くと，盲人は「２人じゃが足音は１人じゃ」というので，不思議に思い人を見にやると，なるほど下女が小さい娘を背負ってゆくのであった．

こんな具合いにつぎつぎと当てるのだが，最後の話はすばらしい「勘」のよさを発揮する話で，それは日も

とっぷり暮れかかるころ，旅人が２人通りかかる．１人は脇差しを差し，黒い羽織を着，菅笠をかぶっており他の１人は挾み箱と酒たるを１荷として担い，あとについていく．「あれはどうした人か」．盲人「２人づれです．そして１人は女子で，１人は男です」という．「こん度ばかしは間違いました．女子ではなく明かに大小さした２人とも侍衆ですよ」というと，盲人は「変ですね．たしかに女です．みなさんの間違いではありませんか」と確信ありげ．そこで人をやって見させると，その旅人はたるを持った下人に小声で「夜舟で大阪へ下るのだ．そのたるに気をつけておくれ，酒でなく，中味は銀なのだから．夜道をする用心のために，わたしはこうして男装して買い物にゆくんだから」といっているのを聞いた．なおよく聞いてみるとその侍衆と見えたのは五条の米屋の後家さんだったということであった．盲人の耳が異常に発達して，いわゆるすばらしい「勘」を見せることは，しばしば語られることである．

宮城道雄が東京駅で汽車の行先を目明きに教える話や，阿里山で伐採されるひのきの断末魔の悲鳴を聞くに耐えられぬと山を逃げ降りた話などは，かれの鋭い観察力を物語り，その随筆文学に独特の色彩を見せて有名になった話である．

徳川時代に将棋の名人格に進んだ盲人の話や，馬のよしあしを鑑別した名伯楽の話は，「本朝盲人伝」（石川二三造著）の中にも見られる．中里介山の著「大菩薩峠」は盲目の美剣士机龍之助のニヒルなマスクや漂々たる盲目の小法師弁信の登場で，今日の大衆小説のさきがけとなった作品として著名である．大河小説などといわれるジャンルのものの先駆となったものでもあり，一世を支配したものであった．

中里介山の著「大菩薩峠」は，大正の前期都新聞に発表，断続10年，一時絶筆，昭和の初期，再び筆を起こして大阪毎日新聞に連載し，次いで単行本にもなったが，普及版でも10冊30巻という長編大ロマンである．

なお，式亭三馬の「浮世風呂」の中で，にくまれ者や憎らしいとばかりやりこめられる座頭や，黙阿弥ものの演劇脚本にでてくるふてぶてしい検校は，物欲の権化，強欲の見本のように扱われ，金のためには殺人も朝飯前といった「悪」として登場することは周知の通りである．この亜流が，現代映画「座頭市もの」や「不知火検校」としてまたもや現われて，意外に人気を呼んでいることは遺憾なことである．　（赤阪　一）

現代文学

現代の文学の中で盲人が扱われて著名なのは，何といっても谷崎潤一郎の作品であろう．

〔谷崎潤一郎〕「盲目物語」1931（昭和６）年や「春琴抄」1933（昭和８）年は，谷崎潤一郎がその初期の悪魔主義やエキゾチズムから脱脚して，昭和初期から日本文学の美意識の伝統を継承して以来，古典文学に造詣の深いかれが特異のナレーション形式を自在に駆使して，異常な高まりに似た勢いで，「武州公秘話」「吉野葛」（いずれも1931年）につづいて書いたもので，これに先立ち1928年の「蓼喰ふ蟲」から「芦刈」（1932年）などを含め，一つの谷崎文学のエポックをなす作品群の中でもきわだって見事な作品であることは周知のところである．

谷崎はこの物語群，わけても「盲目物語」や「春琴抄」「芦刈」などにおいて，その天才と長年の努力によって，独自の物語ナレーションの流動するユニークな想像的世界の構築ともいうべきすばらしい手法を編みだした．その文章と会話とのはっきり区別できない特異なスタイルは読者を驚嘆させ，また，魅了し尽くしたものである．ことに「春琴抄」にいたっては，映画に演劇にはなやかにとりあげられて一世を支配したものであり，主人公盲目の鵙屋春琴により，伝承音楽としての箏曲三弦における盲人の役割や優秀性が唱導され，脚光をあびてよみがえる感があったのは，思わざる副次的なよろこびであった．

「春琴抄」における，わがままな女主人公に仕える佐助の自己を滅しての女性へのあこがれ，母性的なものへの思慕は，谷崎文学の特色であるが，女性の内部に眠る兇暴なまでの性と自我，今にもくずれようとする危機をはらむ女の美しさ，これをささえる男性の保護．そのバランスが作者の練達の文章にあやしく緊張を持ちつづけ，読者は引き込まれる．これが谷崎の描く一連の盲目文学の特徴でもある．

春琴が凶漢に襲われ鉄瓶の湯で大火傷をし，さしもの美貌も二目と見られぬ醜い容姿になったとき，佐助にだけは顔は見られたくないと願い，勝気なかの女がついぞない涙を流す．佐助は「必ず繃帯がとれてもお顔は見ぬように致します」と答え，数日後，自ら縫い針で目を突いて完全に両眼めしいの身となる．

「お師匠様，私はめしひになりました．もう一生涯お顔を見ることはござりませぬ」というと，「佐助，それはほんとうか」と一言を発し長い間黙然と沈思．「この沈黙の数分間ほど楽しいときは生まれてからは

じめて」と述懐している．

「無言で相対しつつある間に，盲人のみが持つ第六感の働きが佐助の官能に芽生えて来て唯感謝の一念より外何物もない春琴の胸の中を自づと会得することが出来た．今迄肉体の交渉はありながら師弟の差別に隔てられていた心と心とが，始めて犇と抱き合い一つに流れて行くのを感じた」と，めしいの2人ははじめて「お琴と佐助」のよろこびを享受するというクライマックスになるのである．

過去の高慢な美人の春琴，師匠としての春琴にあくまで仕えて，ついに結婚（正式に）しなかったこの2人の生き方．火傷をしてから，気の弱くなった春琴，そんなかの女を見る悲しさに，かれは春琴以上に，仰ぎ仕える主としての春琴との結婚は承知できなかったのであろう．かつて見ぬ不可思議なうつくしい物語として，当時の読者を魅了し去ったことはもっともであったと思われる．

「盲目物語」は盲人の口を通して，戦国時代の表裏を語らせている作品である．豊かな想像力と多面的な才気と鋭い官能の働き，それにもましてたぐいない構想力とで，強い個性を通し，打ちだされた精力的な文学とでもいうよりほかはない．その文章もまたその内容にふさわしく，あやしいまでに流麗な辞句の間に奔放な筆勢は全編に充満し，しかも，何ともいえぬ独特のねばり強さをもっている．かつてない作品として知られている．

「両眼をうしなひましたのは四つのときと申すことでござります．はじめは物のかたちなどほのぼの見えてをりまして，あふみの湖の水の色が晴れた日などにひとみに明う映りましたのを今に覚えて居りまするくらゐ．なれどもそののち一年とたたぬあひだにまつたくめしひになりまして，かみしんじんもいたしましたがなんのききめもござりませんなんだ」（冒頭の一節）

〔壷井栄〕 壷井栄の文学にはにじみでるあたたかさとヒューマンなものが常に貫いていることは，「二十四の瞳」でよく知られている．この作者が実際にその妹のところに生まれた目の悪い娘を，わが子のように愛し育て，現在音楽をもって立派に身を立てていると聞く．その体験が強くうちだされて，一連の盲人を扱った作品群があることは，「雨夜の星」の一部がテレビで放送されて知られるようになった．この作品によって，初めて日本の文学作品の中で，盲人は「人間」として誕生し，育ったといってもよいのではないかとさえ思われる．広くて深い母の愛情をもつ作者なればこそ，作中の人物，ことに盲目の娘が，かの女のことばを借りれば，「私の体温であたためている」ために，そのぬくみが読者の胸にほのぼのと伝わるのである．

「大根の葉」，「風車」，「赤いステッキ」などという作品は目のよく見えない妹と兄の2人が送っている貧しい日常生活を素朴なことばで展開され，生活の背景にあるペーソスをにじみださせており，何ともいえぬ親近感をもって読者の胸の中にはいってくる．それでいて正しく善い人間，心のあたたかい人間をおびやかす悪魔，たとえば戦争やそれをたくらむ人間などに対しては，1歩も退かぬという強さをもって臨んでいる，そんな作品である．

「雨夜の星」（1959年）は18の短編から成立っている．先天性白内障の盲目の末娘小織に注がれる果てしない母の心労，妹の不幸に共に傷つきながらそれぞれに育ってゆく兄姉．肉親愛の極致を描いて胸せまる感動の名編である．

夫の出征中に，生まれた娘小織の目が見えないことを隠している「オルゴール」．

5歳の小織を京都の盲学校の幼稚部に入れようとして，おばあさんの猛烈な反対にあう「空は晴れたり曇ったり」．

いよいよ雑司ヶ谷のK大附属の盲学校幼稚部に入園する「霧の中」．

3年生になっての小織の学校生活．ピアノもある家を買ってくれといわれ，山を売ってでも買いたいと思う「百と五十」．

盲学校に行っているというと「それならちゃんとアンマを教えてくれるそうですもんね．苦労なしですわ」といわれ，小織の将来をあんまといわれ，何とかあんま以外の職業をと考え，ピアノは買えないのでバイオリンを教える「荷物」．

盲学校へ行っている妹があるので結婚の妨げになっていることで悩む兄姉をえがく「静かなるざわめき」．

手術で斜視がなおった小織はみんなに厄介はかけない．住みこみで按摩さんのとこに行けば，うちにいなくっていいんだもんと泣く「サンマの季節」．

小織を別扱いしないことが，結局一番小織をよろこばせることがわかったと兄姉は知る．年ごろの小織19歳．目のわるい相沢さんとの結婚を急ぐ．兄姉のためにもそれがよいと思う「雨夜の星」．

こういった短編で，盲学校や盲人の周辺が生き生きと描きだされている作品である．

〔翻訳文学〕盲人が登場する外国の文学のうち,わが国の若い人たちに愛読され,深い影響を与えているのは,アンドレ・ジイド(André Gide, 1869〜1951)の「田園交響楽」(1919年)といえよう.

日本の文芸の中であざとく無遠慮に,時にはしつこいほどめしいの人たちを冷笑し,それでなければむやみと神秘化し,オーバーラップしてたたえる態度には鼻もちならぬ後進性を感じさせられる.ところが,これら西欧の作品が,人間としての理解の深さ,単にあわれみや単純な同情から1歩突っこんだ「人格」として扱っている態度には,読後のさわやかさに判然としたちがいを感じさせられる.

わが国では1934(昭和9)年に堀辰雄の協力を得て,神西清が訳したものが広く読まれている.

このフランスの作家,批評家は,わが国では「狭き門」,「背徳者」,「にせ金づくり」などの作品によってよく知られているが,肉体と霊魂,個人と社会,自己解放と自己犠牲,個人と社会などの相克する苦悩を表現し,断片的な真理を通じて,真理に近づこうとした.その後,思想的に変動したが,やがてヒューマニズムをめざし,古典美に近い作品を書くようになった.第1次大戦前後の動揺するヨーロッパの精神界を代表する作家として,当時の青年層から熱烈な支持を受け,1947年ノーベル文学賞を受けた.「田園交響楽」は,雪に始まり雪のなかに終る北スイスの小さな村の牧場を背景に展開する中年の牧師と盲目の少女の愛の物語である.ここで取扱われる宗教上,あるいは道徳上の問題よりも,むしろ,心理小説としてきわめて興味ある問題をはらんでいる.

牧師は,かれが拾いあげた盲目の少女,ジェルトリュードに対して抱くようになった恋情に気づかずにいる.しかし,かれの妻はそれを見抜いている.そのことにも気づかないかれ.ところが,ある日その娘に恋しているかれの息子が,その娘と結婚したいと申し出る.その申し出がかれのうちにひき起こす烈しい不快の原因を突きとめようとはせずに,牧師はその息子の申し出を拒絶し,その娘から遠ざかるように無理に約束させる.このあたりの心理描写はすばらしく,実に悲劇的である.

最初の部分で,牧師がジェルトリュードを教育し,その隠れた知能をひき出すために,有名な音楽会で「田園交響楽」を聞かせたあと,会場を出てからの対話がある.

初めてすばらしい音楽を聞いたかの女がずっと黙りつづけて,深い法悦にも似た感動にひたっている.かの女はやがて口を開いて,

「あなた方の見ていらっしゃる世界は,本当にあんなに美しいのですか?」という.

「あんなにって言うのは?」

「あの≪小川のほとりの景色≫のように」

牧師はすぐ答えられない.そしてしばらくして,

「目の見える人間は,見えるという幸福を知らずにいるのだよ」

「けれど,目の見えないあたしは,耳で聞く幸福を知ってますわ」と叫ぶようにかの女がいう.この感激に歩きながら牧師の腕にもたれかかるジェルトリュード.

父親から反対された傷心の息子ジャックが去って,ジェルトリュードは牧師を愛しているという.妻のメアリーはふさぎこむ.そんなある日のこと,医師のマルタンがきて,かの女の目の手術が可能であることを告げ,しばらく身柄を預りたいといわれる.

「私の心は喜びに躍る筈ではなかったか.しかも,それは名状すべからざる苦悩に重く沈む」

中年の牧師は苦悩する.かれの姿を見ずに愛してくれたかの女に,この姿をさらさねばならぬ悩み.

「ジェルトリュードの目が見えて来るというのに,私の目はつぶれそうです」と,たまらない苦しみに悩む牧師.そしておそるおそる生まれて初めてしみじみと鏡をのぞく牧師.

とうとうかの女の目のあく日がやってきた.「だが矢っ張り私の不安が当たったのだ.何ということを彼女はしたのだろう.彼女は私の家でお祝いの昼食をすませると,ルイーズさんの家(最近この家におちついていた)に帰って行った.そして間もなく庭園に出て,小川のほとりを歩いていった.そして川へおちたのだ.いや彼女は自殺をはかったのだ.私は2時間あまりも彼女の枕許にすわって,彼女の苦しげな呼吸に耳をすませていた.やっと彼女は口を開いた.彼女はやっぱりジャックを愛していたのだ.うわ言と虚脱状態がつづき,明け方近く彼女は死んだ.電報で呼びよせられたジャックによって,2人とも新教をすてていたことを知らされた.私は泣きたかった.けれども私は,自分の心が,砂漠よりもひからびているのを感じていた」.

やさしい少女ジェルトリュードが,自分の存在が牧師一家に不幸をもたらすことを感じて,冬の川に身を投げる,この悲しい結末と,砂漠よりも乾からびた心

に泣くことすらできぬ牧師の姿が心にやきつく清純なロマンはいつまでも愛読されてゆく作品であろう.

ところで, ここに狭義の「文学」のカテゴリーには入らぬかも知れぬが, 哲学的作品とでもいうか, ドニス・ディドロ (Denis Diderot, 1713〜1784)の *Lettre sur les aveugles* (盲人についての書簡) 吉村道夫, 加藤美雄訳がある. かれはフランスの経験的唯物主義者で百科全書作家といわれ, 芸術理論家であり革命思想家として著名である. この「盲人書簡」の中で, 盲人学者のニコラス・アンダーソンに (この盲目の学者はすなわち神を見ないディドロの実は代弁者であるが) こんな風にいわせている.

「哲学者諸君, 私の手に触れうる限界, 諸君の眼に有機体が見える範囲を越えて, この宇宙の涯に私とともに想いを馳せ, この新たなる大洋をさまよって諸君がここにその叡智を讃えておられるその知的存在とやらの足跡がその不規則な波動のうちに見つけ得るかを, 探ね求められるがよいでしょう」.

この作品の意図するところは神の恩寵と恵まれない盲人さえ, 神の加護を受けているかのように自負している目の見える連中より, いっそうすぐれた直観力をもち, 目あきたちを驚かすとともに, かれらは盲目なるがゆえに, かえって幸福を恵まれていることを実証した. 神を見, これをあがめることは, 盲人たちにはいっそう容易であり, 常人の場合は, 神を見得ると考えることによって, 逆にその姿を見失うことを風刺している. ディドロにとっては直接経験したことのない神の存在は無視しても, われわれの幸福はいっこうに減少するわけでもなかったからであろう. (赤阪 一)

伝記

会津藩出身の広沢安任の「近世盲者鑑」(1889年, 博文社) は収載人物も少なく, 記事もきわめて簡略であるが, わが国最初の盲人列伝である. 次いで石川二三造の「本朝瞽人伝」(1890年, 自家出版. 1892年増補版, 普及社) が出たが, 著者はその後も資料の収集に努め, 「本朝盲人伝」(1919年, 文部省普通学務局) をまとめた. 内外の盲人を網羅しているのは東海散士 (柴四朗) の「世界盲人列伝」(1932年, 柴守明刊) であるが, 邦人関係は主として石川二三造の資料に基づいている. その他, 村上久吉「盲唖人物伝」(1943年, 潮文閣) や宮沢栄晴「明治以後の盲人傑出者伝」(1956年, 自家出版) も参考になる.

唐招提寺 (奈良) の開山鑑真の伝記には安藤更生「鑑真」(1958年, 美術出版社), 石田瑞磨「鑑真 その思想と生涯」(1958年, 大蔵出版株式会社), 安藤更生「鑑真大和上伝之研究」(1960年, 平凡社), 安藤更生・亀井勝一郎 編「鑑真和上」(1963年, 春秋社), 安藤更生「鑑真」(人物叢書146, 1967年, 吉川弘文館) などがあり, また唐招提寺に関する刊行物はすべて参考になる. 海老沢有道「京畿切支丹史話——日本人伊留満ロレンソの足跡を辿りつゝ」(1942年, 東京堂) は初期キリスト教の伝道に功績を残しながら, 江戸幕府の弾圧政策の影響で国内にはほとんど資料が見当たらないロレンソ (日本名不明) の事跡をまとめている.

鍼聖とたたえられる杉山和一の伝記としては, 小冊子であるが, 島田筑波「江島神社と杉山検校 (1935年, 県社江島神社) と河越恭平「杉山検校伝」(1959年, 杉山検校遺徳顕彰会) が刊行されている. 山口吉郎兵衛「茶人鷹司輔信」(1963年, リーチ) は異色ある盲人の伝記である.

盲目の大学者塙保己一の伝記には通俗的なものが多く, 長谷川天渓「塙検校」(少年読本 第47編, 1902年, 博文館), 杉本文太郎「塙保己一」(1902年, 金港堂書籍 株式会社), 阪本百次郎「塙保己一先生」(1912年, 農村之青年社. 1928年, 温故学会), 下中弥三郎「塙保己一言行録」(偉人伝研究第75編, 1912年, 内外出版協会), 執行助太郎「塙保己一」(読本の読本第2編, 1924年, 執行文庫), 橘外男「塙保己一のお話」(1928年, 温故学会), 清水精作「塙保己一先生のお話」(1929年, 塙会), 大野武男「少年塙保己一伝」(1929年, 大同館書店. 1937年新版, 同店), 市村宏「塙保己一の生涯」(1946年, 日本書院), 山県長州「盲目の大学者 塙保己一と群書類従のお話」(1956年, 温故学会) などがあげられるが, 本格的な研究は小泉秀之助「塙検校詳伝」(徳育資料第1編, 1908年, 埼玉県教育会) をはじめとする. 森銑三「物語 塙保己一 (1942年, 三国書房) は青少年を対象に平易に記述されているが, 確実な資料の裏付のある好著で, 太田善麿「塙保己一」(人物叢書137, 1966年, 吉川弘文館) とともに保己一の事績を概観するのによい. 塙保己一の没後150年を記念して出版された「塙保己一記念論文集」(1971年, 温故学会) は, 現在の保己一研究の水準を示す学術論文集である.

伊勢 (三重県) の国学者本居春庭にはまとまった伝記がなく, わずかに桜井祐吉「本居春庭翁略伝」(1927

年，鈴屋遺蹟保存会）があるだけで，「国学誌院雑」12巻6号（1906年）は春庭の特集号であり，参考になる．

大作「南総里見八犬伝」を執筆中に失明した滝沢馬琴の伝記には饗庭篁村（あえばこうそん）「曲亭馬琴」（少年読本第5編，1899年，博文館），塚越芳太郎「滝沢馬琴」（十二文豪第12巻，1903年，民友社），真山青果「随筆滝沢馬琴」（1935年，サイレン社），麻生磯次「滝沢馬琴」（1943年，三省堂），同「滝沢馬琴」（人物叢書37，1959年，吉川弘文館）などの単行本のほか，雑誌掲載の論文が多くある．

明治の教育家杉浦重剛は先師を追慕して，その著「知己八賢」（1914年，博育堂）に「岩垣月洲先生」を記述したが，間もなく「巌垣月洲」（1918年，政教社）を刊行している．

大和（奈良県）の聾儒谷三山（晩年，失明）には西村時彦「谷三山」（1908年，谷信蔵刊），加藤正一「聾鴻儒谷三山」（1930年，自家出版），大伴茂「聾儒谷三山」（1936年，平凡社），堀井義治「伝記谷三山」（1966年，谷三山百年祭記念事業推進会）がある．

実業家の伝記としては中西牛郎「従六位光村弥兵衛伝」（1894年，光村家）ほかに五代五兵衛翁頌徳会編「五代五兵衛」（1937年，同会），吉村誠「偉盲貝島嘉蔵翁」（1918年，自家出版）などがある．五代は大阪市立盲学校の前身である私立大阪盲啞院の創設者，貝島は福岡盲啞学校の援助者として功績があった．国政ならびに地方自治に貢献した人物の伝記としては，代議士当選13回の経歴をもつ高木正年に横山健堂編著「高木正年自叙伝」（1932年，代々木書院），京都府顧問や初代府会議長を勤めた山本覚馬に青山霞村「山本覚馬」（1928年，同志社），愛媛県温泉郡余土村長として治績をあげた森恒太郎（盲天外）に石田伝吉「世にも稀なる盲目村長と余土村の自治」（1935年，弘明堂書店）が出ている．

「日本ライトハウス四十年史」（1962年，日本ライトハウス）は愛盲の使徒といわれた岩橋武夫の伝記ともいえる内容のもので，点字毎日初代編集長中村京太郎が盲界に残した大きな足跡を綴った鈴木力二「中村京太郎伝」（1969年，中村京太郎伝記刊行会）とともにわが国近代盲界史の貴重な記録である．

音楽関係では藤田俊一編「初代萩岡松韻伝」（1944年，萩岡会），同「今井慶松芸談」（1959年，日本音楽社），吉川英史「この人なり宮城道雄伝」（1962年，新潮社）などがある．内田守人「日の本の癩者に生（あ）れて――『白描』の歌人 明石海人」（1956年，第二書房）はらい盲のすぐれた歌人明石海人の，また高浜虚子「椿子物語」（1951年，中央公論社．のち角川文庫本に収録）は隠れた盲俳人安積素顔のそれぞれ追想記である．

点字の考案者ルイ・ブライユの伝記として今井秀雄編「ルイ・ブライユ」（1961年，神戸市立盲学校），大河原欽吾「ルイ ブライユの生涯――点字の発明とその普及」（盲人の福祉№5，1970年，日本ライトハウス），ジャン・ブラン著，沢田慶治訳「光の使徒ルイ・ブライユ――点字創案者の献身的生涯」（日点文庫№11，1970年，日本点字図書館）がある．日本に滞在したことのあるソビエト連邦の作家ワシリー・エロシェンコの足跡は，高杉一郎「盲目の詩人エロシェンコ」（1956年，新潮社）と同人編「エロシェンコ全集」（全3巻，1959年，みすず書房）によって知られる．

イギリス文学史上に，不朽の名をとどめているジョン・ミルトンに関するわが国での研究の歩みは，宮西光雄「明治百年にわたる日本のミルトン研究」（1971年，風間書房）に詳細に論述されている．研究の初期にはマコーレーのMilton の影響を強く受け，吉田直太郎訳「批評の鏡弥児頓論」（1987年，冨山房書店），平井広五郎訳「弥爾頓論」（1890年，河合文港堂），渋江保「マコーレー氏弥爾頓論註釈」（1890年，共益社書店）などが出版されているが，1894年には長沢説の「盲詩人」が世に出た．その後，徳富猪一郎「杜甫と弥耳敦」（1917年，民友社．1949年「世界の二大詩人」と改題して宝雲舎から再刊），畔上賢造「ミルトンの生涯」（1927年，警醒社書店．のちに「畔上賢造著作集」第9巻に収録），斎藤勇 *John Milton*（研究社英米文学評伝叢書11，1933年，研究社），越智文雄「ミルトン研究」（1953年，同志社大学出版部），平井正穂「ミルトン」（新英米文学評伝叢書のうち，1958年，研究社出版株式会社），越智文雄「ミルトン論考」（1959年，南雲堂），宮西光雄「ミルトン研究」（1961年，あぽろん社），同「蝸牛の殻――ミルトン雑考」（1964年，あぽろん社），黒田健二郎「ミルトン批評史研究」（1971年，風間書房）などのほか，雑誌掲載の研究論文も相次いで発表されている．

わが国を3度訪れ，国内講演旅行によって身体障害者の福祉向上に大きな影響をもたらしたヘレン・ケラーに関する単行本は少なくないが，〔自叙伝・体験記〕の項にあげたものを除くと，サリバン著，堤ヨシエ訳「ヘレン・ケラーが語るまで」（1934年，教文館），

小室篤次「ヘレン・ケラー」(1934年，新生堂)，三上正毅「盲目聾啞の女傑ヘレン・ケラー」(1935年，不二屋書房)，沖野岩三郎「聖女へれん・けらあ」(1937年，金星堂．1948年，オリオン社)，岩橋武夫「ヘレン・ケラーアルバム」(1948年，主婦之友社)，同「ヘレン・ケラー伝」(1948年，同上)，同「ヘレン・ケラーと青い鳥」(1948年，同上)，山室武甫「三重苦の聖女ヘレン・ケラー」(1948年，東海出版社)，同「不屈の奉仕者ヘレン・ケラー」(1955年，富士文化振興会)，佐藤親雄「白い杖」(1956年，鱒書房)，V. W. ブルックス著，坂西志保訳「ヘレン・ケラー」(1956年，時事通信社)などのほか，児童向きの伝記書がかなりの数に上っていて，成人と少年少女とを問わず，多くの人びとに愛読されている．なお，岩橋武夫・芥川潤訳「偉大なる教師サリヴァン――ヘレン・ケラーの背後に秘められた五十年の血涙記」(1937年，三省堂)が「ヘレン・ケラー全集」(全5巻)完成のあとに刊行されていることを付記しておく．

(中江義照)

演劇

盲人を扱った演劇作品でよく知られているものといえば，歌舞伎浄るり「壺坂霊験記」のお里沢市の夫婦愛物語をまずあげられよう．そのほか川止めにあって大井川の標識に泣きくずれる美女の悲恋物語「朝顔日記」，近くは盲目の美剣士机竜之助が活躍する中里介山作「大菩薩峠」，小山内薫が築地小劇場で演出した坪内逍遥の「役の行者」，谷崎潤一郎作「春琴抄」などがある．

しかし，なんといっても能楽「蝉丸」や狂言における〝座頭もの〟を高く評価し，また，その中に扱われている盲人観に注目すべきである．

能楽の詞章としての謡曲は現在数百番を数えるが，その中で，これほど深刻悲痛，いや陰惨ともいわれる曲はないと思われ，特に蝉丸は，その深い哀愁のために珍重吟誦される．この世阿弥作と伝えられる4番目もの，1段劇能は，そのストーリーがやんごとない皇子皇女の身で姉は狂女，弟は盲人，しかも，思いがけないめぐりあいに，お互いの不運をなげきあったが，それもつかの間，むなしく別れなければならないという悲劇というにはあまりにも悲しくも痛ましいもの．

延喜帝の第4皇子として生まれた蝉丸の宮が，幼少から盲目であり，帝は勅使清貫に命じて宮を逢坂山に捨てさせる．宮は前世の業因を助けようという父帝のご慈悲であると，けなげにもあきらめる．清貫が宮の髪をそり，りっぱなお召し物ではかえって盗賊に襲われてはと，貧しいみのかさとつえを差しあげて，坂にひとり残して都へ帰ってゆく．ひとりになった蝉丸がさびしさに琵琶を抱いて泣きふすあたりは涙なしには見られない舞台である．

さて一方延喜帝の第3皇女逆髪の宮は前世の業因でお心が乱れ髪が逆立ちにはえている．狂いでて花の都をあとに，逢坂山にさしかかる．ちょうどそのとき藁屋の中から巧みな琵琶の音が聞えてくる．立寄って見るとなつかしいことにそれは弟宮であった．

めしいの幼いうつろ心の姉宮ではあったが．弟を抱き互いの不運を歎き合う．しかも，なごりの尽きないまま姉宮はむなしく立去るという，あまりにもいたましい結末である．作者は，おそらくこの劇で，ものの極端を示そうとして，尊い身分の人をあえて大胆に登場させ，オーバーな表現をしたのであろう，同巧異曲のものとして，「綾鼓」，「恋重荷」における女帝の扱いがある．作者のねらいはその意味で類をみないそのプロットを成功させたものといえよう．

蝉丸が尊い身分ではないとして扱っているものに「今昔物語」,「平家物語」,「源平盛衰記」などがある．「小野小町家集」に初めて皇子説を示すものがでて以来，この構想のものがいろいろ扱われている．

能の「景清」これに模して歌舞伎に「日向景清」別名「盲景清」がある．頼朝をねらって失敗し，捕われの身となった平家の猛将景清は，思いもよらぬ頼朝の寛大と慈悲に感じ，自ら両眼をえぐり日向国宮崎にゆくという筋書である「幸若舞曲」の「景清」では宮崎へ出発する際，清水権現に参り，その霊験により両眼がもとの明を得ることになる．自ら眼をつぶす劇に歌舞伎「関東小六今様姿」(作者不詳)がある．元禄劇の通有性であるお家騒動ものであるが，ヒロインの高根姫が悪人に毒を盛られ，容姿が醜くなったのを恥じ，自らかみそりで両眼をつぶしたが，有馬薬師のご夢想で開眼するという物語である．間違った皮相な仏教観から前世の因縁話，悪因悪果から目がつぶれ現世の善報仏縁によって開眼するという筋書のものが劇中の盲人の取扱いの一つの型になっているが，同じ時代の能と謡曲とジャンルがいささか違う劇として特異の様相をもつものに狂言がある，しかも，この中に〝座頭もの〟と呼ばれる一連の狂言がある．その中で扱われる盲人が，後代の文学芸能に「盲人観」として強

い影響を与えていることに注目しなければならない.

現在もよく上演されるものとして,「井礑」,「猿座頭」「不聞座頭」などがある.

盲人の間の抜けた動作,ずる賢い男たちに笑いものにされたり,だし抜かれたりする動作には,われわれはにがにがしさこそ感じても,笑えないものがある.今これが上演されること自体に問題があると痛憤さえ感じるのは,あえて盲界に関係のある者だけではないであらう.もとより長い時間の経過の中で,その折,そのときの時代感覚に耐えてきたのであれば,あながち現代の感覚だけでこれを解釈するのは確かに危険であると思われる.能狂言の評論家横道万里雄も「作品の生まれた環境を忘れる危険もあると同時に,単に過去の産物として,史料的にばかり扱って,現代の舞台的生命を見落す誤ちもおかしやすい.よくよく注意しなければならない」といっている.

不具者をいじめて笑うことは,現代人の感覚としてどうしてもなっとくできないが,それがプリミティーブな庶民のあけすけな,むしろ,それなればこそ,盲人座頭たちとの健康なフランクな接触を,そこにくみとれぬことはない.たしかに,中世庶民の健康ないぶきが,その中に脈々と感じとられる.

もともと「話しことば」で書かれた劇であることが「狂言」の強みなのであるが,それだけに,耳で聞いていて大部分の人が,それとわかるので,「座頭もの」の不快さが,たまらないものとして感じられるのである.単に身体障害者やその周辺の理解ある者のひがみとしては,済まされぬものが残るのである.ここにその見本として「猿座頭」を紹介しよう.

勾当が妻とふたりで清水寺へ花を見に,いや,か(嗅)いで楽しみにでかけ,酒筒を開いて花見を楽しむ.折から猿引きが現われ,「馬鹿な奴,めくらが花見をしている.見えもせぬのに」,それに妻の美しさに「あんな美しい女をめくらに添わせるのは口惜しい」と妻をくどく.中座するのでいぶかしく思った勾当は妻をひもで腰に結ぶ.猿引きは妻に夫が琵琶を弾くように仕向けさせ,その間に妻と猿を替えてひもに結びつけ,猿引きはまんまと妻と手に手をとって逃げる.猿とまちがえて引寄せたはずの妻.顔や手をひっかかれ,「痛い助けてくれ」ところがりながら猿に追っかけられ,橋掛を逃げる勾当.こんな筋書が座頭ものといわれる狂言の典型的なものである.

「大菩薩峠」は,沢田正二郎が率いる「新国劇」によって劇化され,ヒーロー盲目白顔の美剣士机竜之介がいい放つせりふ「目は見えずとも心の目がある」という名文句は一世を風びしたものである.「上求菩提下化衆生」仏教の理想を描いて修羅の世界にうごめくあさましい人の世の業を説き,救いのない人びとを描く宗教文学といえばいえる著者独自の芸術作品を原作としたものである.

余談であるがこれ以後ニヒル剣士の像はチャンバラ英雄のシンボルとして,堀田隼人(赤穂浪士),丹下左膳,新納鶴千代(侍ニッポン)とひきつがれ,戦後の眠狂四郎にいたるのである. (赤阪 一)

映画

文学では盲人を1個の人格として扱っているのに対し,わが国では特異な人間として敬して遠ざけるか,あるいは黙阿弥ものの中に描き出されるような悪どい座頭として扱われている.このことは映画の世界でも同じようにいえる.

「ラプソデイ・イン・ブルー」の盲目の黒人歌手と盲児の美しいヒューマンリレーションや,近くは「いつか見た青い空」に描かれた黒人青年と盲少女の純真な愛情,その魂をゆるがす美しい愛の姿,人種と形状を異にした者がそれを超越してのあたたかい人間の愛情,この映画を見た者は映画が終ってもしばらくは席を立つこともできないほどに深い感動に打たれたようである.

日本映画に出てくる盲人の取扱いがいつまでも〝お涙頂戴〟の域を出なかったり,相も変らぬ「座頭市」のスーパー居合い抜き殺人コンクールだったりするのと,およそ比較にもならぬのは,彼我の人間観,身体障害者に対する理解が根底から異なるためである.

日本の映画で盲人を描いて感動を与えたものは谷崎潤一郎の「春琴抄」を映画化した「お琴と佐助」で,お琴を演じる田中絹代の好演技は今もなお語り草になっている.これは原作がすぐれていることもさることながら,田中絹代が春琴その人となりきったすばらしい作品で,映画史に長く名を残すものといわれている.

これに次いで,作の出来不出来はとも角として,和波孝禧本人が出演した山本冨士子共演の音楽映画「いつか来た道」の美しい甲州葡萄園の風物を背景に,全編を流れる天才盲目音楽家和波のバイオリンのメロディはすぐれたものであった.

あと味の悪さはなんとしても劇化され,放送の際も

そうであったが「不知火検校」における極悪非道，金と名誉慾のためには何でもやってのける「めくら根性」の悪のえげつなさで，この映画を見た人が，時代やバックグラウンドを忘れて，現代の盲人像にオーバーラップされてはたまらない．

現在，映画と盲人といえば，だれでも連想する——というより，すぐ結びつけるのは，一連の「座頭市もの」である．この製作会社のドル箱で，遠く香港やアジア一円に輸出され，「めくらの剣法」は今や海外でも大流行をきわめているという.「座頭市海を渡る」で，荒くれ馬喰相手に勝新太郎の座頭市の居合い斬りは，なるほど見ておもしろく胸がすくものであり，最後のヤマ場は，弓や手やりなどの飛道具を持って乗込んでくる多くのやくざを迎え討って全部斬り倒してしまう西部劇タッチの座頭市の新手居合い斬り．もちろん，この座頭市は「人のために自分の命をかけて戦いはしない．たまたま，市が自己防衛のため悪人たちを斬ったことが，同時に人びとのためにもなる」という人斬り哲学をもっており，「悪人たちがはびこり，善人たちはその悪事を黙認しているのが，市にとっては歯がゆく悪に立ち向かわせるのだ」とこの映画の脚本を書いた新藤兼人は述べている．初期の座頭市ものが単に主人公を「めくら」にして，独特の居合い斬りで大向こうをねらう新機軸を開いたのが，漸次新時代の感覚に訴えるものをめざしてきたところに進歩が認められる.「座頭市物語」の原作者子母沢寛が説くところによると，あの「天保水滸伝」に名高い飯岡助五郎のところにいつのころからか流れ込んだ風来坊に盲目の「市」（市さん）というのがあり，人を斬ったことはないが，すばらしい居合い斬りを示して，若い者のけんかの場などで，なみいる連中のど肝を抜いてその場をおさめるという，いわばけんか場の仲裁を，無類の居合い抜きでつとめていた無気味な存在であった実在の人物を，モデルにしたという．勘のいい盲人が居合い抜きに卓抜した腕を見せるということはあり得ることであろうし，この種の名人芸は映画化された「大菩薩峠」の机竜之助にも見られる．　（赤阪　一）

［参照文献］
横田全治「諸国盲人伝説集」自家版　昭和 28
佐成謙太郎「謡曲大観」明治書院　昭和 25
「西鶴全集」日本古典文学大系　岩波書店　昭和 29
中山太郎「日本盲人史」昭和書房　昭和 9
柳田国男「伝説」岩波書店　昭和 15
柳田国男「口承文芸大意」岩波講座日本文学　岩波書店　昭和 7
沼沢龍雄「平曲」岩波講座日本文学　岩波書店　昭和 7
正宗敦夫「今昔物語集下」日本古典全集　日本古典全集刊行会　昭和29
麻生磯次「東海道中膝栗毛」日本古典文学大系　岩波書店　昭和 33
香西精「能楽に現れた盲人蝉丸」観世 5 月号　昭和37

絵画

古来，盲人を描いた絵画には，絵巻や絵伝に現われる琵琶法師以外は，大津絵をはじめ大部分がいわゆる「座頭」を戯画化し，剽軽化したものや，軽侮，あわれみを誇張した瞽女ものなどが多いのは，その基礎になる概念は，狂言が扱った盲人に始まっているように思われる．大津絵節に「大津絵」の「座頭の裾を咥（くわ）へる犬」「(めくらともいわれる)」の図を歌って「座頭のふんどしを犬がくはへてびっくり仰天し，杖をばふり上ぐる」といっている．めくら滅法につえを振りまわすおもしろさをとらえたカリカチュアであろう．いずれにしてもあまり愉快なものではない．ところで，盲人を描いた絵画で有名なものには，中村彝画伯が描いた盲目の詩人ワシリー・エロシェンコの肖像画がある（国立東京近代美術館所蔵）．

大津絵の座頭

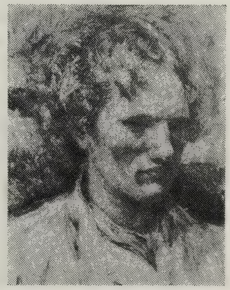
エロシエンコ肖像

中村は 1920（大正 9）年，8 日間にエロシェンコの肖像画を描き，同年秋の第 2 回帝展に出品し，一躍画壇に肖像画家としての地歩を占めた．1922年，パリの日仏交換美術展覧会でも好評を得，この年，帝国

美術院展覧会審査員に任じられた．ルパシカの白と淡白な肉いろとが画面を支配し，清麗でどことなく超世間的なはてしない情感がにじみ出ていて，前に立つ者にほのぼのとした愛着を抱かせずにはおかぬ画で，その繊細なタッチにはフランスが生んだ巨匠ルノアールを思わせるものがあるといわれている．日本の肖像画中の傑作である．この「真剣な画家」中村は 1924（大正13）年，その画才を惜まれながら若くして世を去った．

外国では，よく盲音楽師の姿を描いたすぐれたものがある．イギリスのロイヤル・アカデミーの院長であったジョン・イペレット・ミレースの「盲いた少女」や，サー・ダビッド・ウィルキーの「盲楽師」などはすぐれている．（赤阪　一）

彫刻

盲人を扱った彫刻作品は，きわめて少ない．わが国でも同じであるが，最も有名なのは，何といっても奈良唐招提寺の盲僧鑑真和上の像で，「若葉 しておん目の雫ぬぐはばや」という芭蕉の句でも人びとに知られている．會津八一は「鹿鳴集」の中で，

「とこしへにねむりて おはせ おほてらの　いまのすがたにうちなかむよは」

と歌っている．なお，「能面」の「蝉丸」，「弱法師」は劇の効果を盛りあげるにふさわしく，ことに「弱法師」の永久に開かれない目もとに宿る憂愁，口もとのさびしさは，たとえようもなく美しい，めしいの表情を造形している．

〔鑑真像〕　国宝．唐招提寺御影堂蔵．
材質寸法　脱活乾漆造彩色　手の部分木心乾漆．紙張修補，彩色後補あり．像高80.5センチ
制作年時　鑑真和上遷化の年，763（天平宝字７）年前後の作と推定

天平時代の彫刻の特色ともいうべき理想主義的な造形精神を感じさせられ，全体にただようおおらかな気分は，まのあたりに盲僧鑑真を仰ぐ思いがする．鑑真はわが国の授戒作法の不足を正すために，聖武天皇の勅を奉じて入唐した栄叡らの請いに応じて，渡来の志を起こし幾度か官憲の禁止と航海の困難にはばまれたが，753（天平勝宝５）年，遣唐使が帰国する船に便乗して，わが国にきた．数度の難船のためついに失明，盲人となり，伝戒の志を遂げたという．まことに頭のさがる高僧善知識である．この像にその崇高な人格がまざまざと流露していることを感得する．ことに，その静かに坐して，閉じた目は何という効果的な表現であろう．軽く結んだそのくちびる，たくまざる自然の形の中に，いわゆる法喜愉悦の妙相を示現して，これほど精神の表現に成功した肖像彫刻は他に類をみないのではなかろうか．「私は天平の写実主義の極致として此像を推すに躊躇しない」（源豊宗）．この像は紙塑ともいえるので，手法としては乾漆に近いもの．鼻下に胡粉でひげがわずかに伸びたさままで描かれている．（赤阪　一）

鑑真の像

〔参照文献〕
「世界美術全集」平凡社　昭和４
會津八一「自註鹿鳴集」中央公論美術出版　昭和 40
「図録日本美術」角川書店　昭和 40

外国文学に見る盲人像

ここで取上げた文学作品は著名作家による有名な作品であり，なるべく多くの時代にわたり，しかも，その時代を代表するような作品である．文学に盲人が数多く取扱われるようになったのは 19 世紀初期からである．その理由は明らかでないが，おそらく盲人に対する関心と好奇心とが深まったためと思われる．

盲人に対する社会の態度の変遷をたどると四つの時代に大別されるが，それは盲人を取巻く社会情況の歴史とも深く関係している．

第１期は盲人の組織立った教育が行なわれる前の時代で，パリに盲学校ができる 1784 年以前のことである．この長い期間には偉大な盲人も出現するが，盲人大衆には何ら改善がなされなかった．キリスト教が支配的であったため，先天盲を〝遺棄〟したり〝溺死〟させたりすることには多くの人が反対したが，大多数の盲人を取巻く情況を改良することは何もなされなかった．キリスト教の支配下では，物ごいはどんな場所

でも，少なくとも短期間は，よい収入源であった．また，恵まれた少数の盲人のためには施設がいくらか造られた．しかし，理性とヒューマニズムが強調される時代がくるまでは，特記すべき改善はなされなかった．そのため1784年までは期間は長かったが，社会の盲人に対する態度には目立つ変化は見受けられない．

第2期は1784年から1873年までである．この期間にはきわめて重大な新しい変革が行なわれつつあった．その変革とは盲教育を容易に，かつ完全にする点字の発達である．点字は盲教育に当たっていた先見の明のない晴眼者によって無視されそうになったが，点字のありがたさを知った盲人が，それを公的に採用するよう運動を起こした．その結果，1873年までにイギリス，ヨーロッパ大陸，さらに点字に強く反対していたアメリカでも著しい進歩がみられ，同年にウィーンで開かれた盲教育国際会議で，イギリスのアーミテージ（T. R. Armitage）が点字を国際的に採用するよう提案した．

第3期は1873年から1914年まで．

第4期は1914年以後現在までである．1914年にはまた一つ大きな改善がなされた．それは戦争による失明者のリハビリテーション計画である．

1784年まで

西洋で最も早く文学上で盲人を取扱ったのはヘブライ文明である．旧約聖書には3カ所に盲人の描写がある．

まず創世記第27章である．イサクは晩年失明した．ある日，イサクは長男のエサウを呼んでいった．「わしは年をとって，いつ死ぬかもしれない．おまえは弓矢を持って野原に行きしかをとってきて，わしの好きな料理を作って食べさせてくれぬか．そうすれば死ぬ前におまえを祝福してやろう」と．その話を盗み聞いたイサクの妻リベカは，弟のヤコブに神の祝福があるように願っていたので，父イサクをだまそうと，ヤコブにもちかけた．ヤコブは兄の体臭がするように兄の衣服を身にまとい，手首や首にやぎの毛皮をつけて，しかの代りにやぎの肉を持って行った．この裏切り行為は成功した．

イサクの視力以外の感覚は正常で，知能障害もない．かれは家長であり，家庭に関することがらはすべてかれの裁断をまたなければならなかった．そこで神学者たちはこの裏切り行為が成功したのは，イサクがだまされるのを願ったからであり，だまされるのが神の意志だったからだと解説した．文字通り受取れば，盲人はだまされやすいということになるし，失明という事態は必然的に他の感覚の障害を引起こし，盲人の集める情報には混乱が生じやすいということにもなる．そのためイサクは人間の毛とやぎの毛の感触の違いを見分け得なかったし，しかの肉とやぎの肉とを区別し得なかったのである．イサクはヤコブの声とわかりながらだまされたのである．百歩譲って，イサクはだまされていなかったとしても，リベカとヤコブにはだまそうという意志のあったことは明らかである．

ヤコブも死期が近づいたころ失明した．ヨセフのこどもたち，マナセとエフライム（イサクの孫）に神の祝福を願うとき，祖父のヤコブは日ごろから気に入っていた弟のエフライムの頭に右手を，そして兄のマナセの頭に左手をのせた．それを見て，ヨセフは「こちらが長男です．長男の頭に右手をのせてください」と訴えた．しかし，ヤコブはヨセフの要求に従わなかった．

この話での盲人に対する態度は，イサクの場合と幾分異なっているが，ヨセフは「父が盲目のため間違いを犯している」と信じているように描写されていて，それに対する解答はヤコブの方からは与えられていない．かれがエフライムとマナセをどうして区別したかは語っていないが，ヤコブは神から愛されていたし，すぐれた家長であったので，神から直接声を聞いて判別したという解釈が成立つのである．

次は士師記第16章である．神は盲目のサムソンがダゴンの寺殿を倒し，ペリシテ人数千人を殺し，自らもその下敷きになって死んだというような勇ましい行為をする性質があると信じている．かれが完全に孤立無援であったとは限らない．驚くべきことだろうが，もし目あきがやってもサムソンの場合と同じように驚くべきことだっただろうか．このような行為が偉大な武将によってなされ，なされると同時に罪を犯したかどでエホバに罰せられ，失明し，軽べつされ，あなどられ，孤立無縁となったのは，エホバにとっては名誉あることだが，ペリシテ人がサムソンを送込んできた張本人だと信じている邪神デイゴンにとっては不名誉なことに違いない．

その行為をしたとき，サムソンが盲人であったことはほかにも特別の意味があるのである．旧約の他の個所にもあるように，盲人は最も苦しめられた人，最も悩み多い人とみなされてきた．サムソンの話でもわか

るように，あのような行為者がその行為の報いとして死なねばならなかったのだから，そのような人は死を切望する人だとするのは正しくないだろうか．

ヘブライ文明の後期になると，*Talmud*（ユダヤ人の律法学者の口伝・解説を集めたもの）が出典された．そこでは暗に盲目とは死に類したものであるとしるされている．しかし，同じ *Talmud* の中にそれと全く矛盾した記述もある．それはシーセスについての話である．盲目の法律学者であるシーセスは，*Talmud* では各所に出てきて，哲学，法律，神学を論じる．話のやまはシーセスの住む町へ王さまがやってくる場面である．町の住民は仕事を放り出して王さまの到着を街頭で待ちかまえている．書斎を出たシーセスはつえを頼りに群衆の中にまじった．

Talmud に反対の考えをもつ若いサドカイ教徒がシーセスの近くに立っていた．シーセスを見つけると，若者は大声でわめきだした．「こんな所でめくらさんが何をしているんだ．行列を見にきたのかね．めくらの *Talmud* 信奉者！ あっちへ行け！ その場所を目あきに代ってやれ！」と．最初シーセスは一言も口答えしなかったが，その若者がののしり続けるので，とうとう口を切って「もう少しじっと待ってごらん．盲目のわたしがよく見えるか，目開きの君がよく見えるか，わかるときがくるから」といった．

群衆はもう王さまの到着を待ち切れなくなった．そこへ王さまらしい華麗さで飾った行列がやってきた．「王さまだ！」と人びとはさけび，例の若者もいっしょになって「王さまのご長命を！」とさけんだ．シーセスは「あれは王さまではない」とさとした．事実その通りであった．やがてもう1台の馬車がやってきた．シーセスだけが「王さまだ，王さまのご到着だ」とさけんだ．実際，王さまが車に座っていたので，群衆は大喜びをした．王さまが通過ぎると，人びとはシーセスを激賞した．中でも例の若者はシーセスに許しをこい，「どうしてわかったのか，ぜひ教えてください」と頼んだ．

シーセスは説明した．「エリヤがカルメル山にいたとき，神さまはあらしや地震や火災のようなところにいるのではなく，静寂そのものの中におることを，かれはさとったのだ．もし君が地上の王さまと天上の支配者との類似点について，聖人たちが語ったことを参考にすれば，わたしがどうして王さまの到着を知ったかがわかるだろう」と．

この物語の意図は，聖書や聖人の言行から得た知恵によると，人間は肉眼によるよりももっと多くの真実を知ることができる，ということを教えることにあるわけだが，この話の中の盲人は，「つくりだされたもの」だとはいちがいにはいえない．現実に血が通い，肉のあるシーセスのひらめきなのである．この盲人は研究もし，つえで歩くこともし，耳も使い，理論的な思考をすることもできる．しかも，かれの力は神秘的なものでも天から授けられたものでもない．もしかれの学者に適した才能が天から授けられたものだとしても，その才能自体は晴眼者でももち得る種類のものである．しかし，晴眼者が見えないのに，盲人には見えたというこの物語は何を強調しようとしているかはさておき，誇張であり，盲人にはとにかく何も見えないのだという一般通念を暗に示すものである．

古典時代の文学にも盲人の天才が登場し，かれらは特殊な才能をもっている．神はかれらを失明という事態で罰し，その後，特殊な才能を授け，部分的な償いをしたのである．それらの才能は晴眼者でももてる種類のものだが，あえてその差異をいうならば，盲人はその才能を盲であるためにこそ得たという状況である．神は盲人をあわれみ，償いのためその才能をかれに授けたのである．それゆえ，盲人はその才能を十分発達させるのに晴眼者のような努力をする必要はなかった．盲目のために努力しようにもできないから，神が全面的に授けたのである．そのように考えてこないと，晴眼者の全体的な優位性と盲人のすぐれた才能とを平等にみなせないのではないだろうか．

Homer は実際盲人であったのか，伝説上のことなのか，判明しないが，ギリシャ，ローマの作家によると，盲目を償うために詩の才能を授けられたとなっている．*Odyssey* のデモドカスも失明しているが，同じような償いを受けており，フィアネスやテレシアスも予言者として予言を人間に伝える術を授けられた．

失明は不幸な事態である．しかし，神に償われていない盲目はいっそう不幸である．*Oedipus at Colonus* にでてくるコーラスは，エディプスが盲人であるゆえ，きわめてみじめな人生を送っていたと歌っている．この劇では盲は死以上にみじめであるとされており，また「エディプスは死後に償いを受け，かれの力は死後肉体の埋められた地方へ富をもたらすだろう」と予言しているのは意義深いことである．*Oedipus Rex* では，その点はあいまいに「汝よ，生きて盲であるよりは，死して幸あれ」としるされている．タミリスも詩歌でミューズの神々に挑戦し，敗れたために

失明するが，償いを受けたとはいえない．古典時代では大多数の盲人は償いを受けず，「死して幸あれ」といわれるほど生前はあわれであった．

盲人をあわれむべき者とする理由の一つは，盲人は身体的に孤立していると信じられていることである．古典に登場する盲人のうち最も孤立無縁な者として描かれているのはエディプスである．かれは失明後20年間も娘アンティゴーネの手をわずらわし，歩くにも，席に行き着席するにも，そしてだれの前にいるのかさえいちいち教えてもらわねばならなかった．盲人が精神的にも身体的にも援助を得難いことは，エディプスがアテネの王シシアスに伝言を頼んだ見知らぬ人の返事にもうかがえる．エディプスは「この伝言が王にとどけば，王の手元に莫大なお礼がとどく」と約束したが，見知らぬ人は「盲人からどんなお礼がもらえるのかね」とせせらわらった．

ポリフェマスは，古典文学に登場する盲人のなかで肉体的に最も有能な人である．かれは神から何らの償いも受けず，自分ひとりで少なくとも自分の洞窟やその前にある広場では，動き回ることができた．かれは触覚でだまされることを未然に防いできたが，もしかれが完全に触覚を利用していたら，オデュッセウスに裏切られ盲目にはならなかっただろう．

ポリフェマスの物語が主張しようとする点は，だれかを失明させた人は，たとえサイクロプス族と同じほど邪悪な人を失明させても，また，神の意志の代行者として働いたとしても，罰を受けるということである．これは失明という事態がいかに恐怖をもってみられていたかを示している．もう一つ，この物語が強調する点は，盲人を冷笑する人もまた罰せられるということである．このことはエディプスレクスの中で，まだ目の見えていたエディプスがテレシアスを冷笑する場面にもでてくる．これは死者を冷笑してはならないという禁制と似ている．

盲人に関する古典にはほとんどユーモアがない．もちろん古典自体にはユーモアがあり，エジプト，ギリシャ，イタリアにも盲目の道化師はいた．中世や近代文学になると，盲人とユーモアとのつながりは著しく目立ってくる．しかし，このような変化が盲人に対するユーモアに満ちた反応が文学上で広がったことを意味するとしても，盲人が感傷的にみられなくなったということを意味するものではない．それは笑いと涙とは表裏のものだからである．しかし，それでも盲人に対する見方がよくなった方である．というのは，盲人を理解せずにただあわれむだけでは，盲人にマイナスの影響を与えるからである．

盲人に関する中世文学のユーモアの良い例は *Les Cent Nouvelles Nouvelles* に見られる．ある大金持の商人の美しい娘がひどい痔に苦しんでいた．どの医者も治すことができなかった．そこへ1人の僧が現われ，「わしには医学知識があるし，治す自信もある．ぜひその機会をください」といい出した．僧の片方の目はつぶれていた．かれは片目を患部に近づけ，よくよく見てから，粉薬をつけた．かの女はおかしくてたまらず，ついにドッと吹出してしまった．そのとき粉薬は四散し，僧の良い方の目に粉が入り，かれは全盲になってしまった．

僧は娘の父に補償金を要求した．娘の父もいったんはそれに応じようと思ったが，娘に罪はなく，僧が適切な予防策をとっておくべきだったといい出した．父は娘が治れば支払うつもりでいた治療費をすぐ払ってもいいといった．ところが僧の方では納得しなかった．そして裁判所へ提訴したが，裁判は長引き，判決に達しないままに話は終わるという筋書きである．

この例にみる中世風のユーモアは，盲人に対する態度が単に喜劇的であるということにはとどまらない．そのことは *Lazarillo de Tormes* を読むとさらによくわかる．ラザリロは貧しい青年で，かれは盲目のこじきの付き人になる．青年はこの盲目のこじきについて次のように語っている．

「天地創造このかた，この男ほど不正直でずるい人はいないだろう．生活力に関してはだれよりもすぐれていた．かれは盲人のよくやる癖がなく，いつも信心深いふりをしてお祈りをしている」．

また，「妊娠中の婦人に男児を生むか女児を生むかを予言した．かれを信じる女性からのご祈祷の依頼が絶え間なかったので，1年分の収入を1カ月ぐらいで手にした．しかし，かれは驚くほどけちんぼうで，わたしを餓死寸前まで追いやり，必要以上にわたしに物を欲しがらせた」と．

ラザリロは必要以上にこじきから食物と金銭を盗んだ．多くの機知のやりとりが2人の間でかわされ，互いにいたずらをし合う．こじきが器から酒を飲んでいると，ラザリロはこっそりその器にストローを突込んで盗み飲む．こじきはそれに気づくと，その後は飲むたびに器をまたにはさみ，その上におういかぶさる．ラザリロはこんどは器の底に穴をあけ，飲み終わると穴にローソクをつめてふさぐ．こじきが飲み始める

と，ラザリロは寒いから寝させてくれと頼み，こじきのひざをまくらに寝ころび，ローソクが溶けて酒がしたたりおちてくるのを口を開けて受けとめる．こじきはそれにも気づき，器をラザリロの顔に激しく打ち当てて，こわしてしまうといった具合に．

1553年にでた Hans Sachs の *Der Eulenspiegel mit den Blinden* という有名ないたずら者についての物語はおもしろい．ある寒い日にオイレンシュピーゲルは，3人の貧しい盲人に路上で会い，「こんな寒い日にどこへ行くのかね．家に帰りなさい」とさとした．最初に口を切ったロアール（他の2人はルードレとリーンドルという）は「食べ物を探しているんです」と訴え，ルードルは「どこへ行っても軽べつされ，百姓は，追出すために犬をけしかけてくるんです」といった．オイレンシュピーゲルは同情し，「エゲルシャイムにある旅館に行けばお金で食事もでき，暖まることもできるし，休息もできる」と教えた．かれがお金を与えようとすると，3人の盲人がそれぞれ手を出したので，かれは何も与えなかった．ところが3人の盲人は，自分の手には渡らなかったが，他のだれかがお金を受取ったものと早のみこみし，オイレンシュピーゲルにお礼を述べた．

旅館の主人は，最初かれらの宿泊を拒んだが，かれらが「お金はある」といったので，かなりのもてなしをした．いざ支払いの段になると，3人の盲人はそれぞれ「おれは持っていないが，ほかのだれかが持っている」と答えた．そしてあげくのはてに，互いに「ウソツキ！　ドロボウ！」とののしり合い，互いの過去の罪状をあばいた．主人は3人をブタ小屋に放り込み，かぎをかけた．間もなくオイレンシュピーゲルが現われ，またまたトリックを使い，盲人たちを解放した．

さて，盲人をユーモラスに描写している作品以外の作品に話を戻そう．16世紀のノルマンの話で，1845年の "Chamber's Edinburgh Journal" に掲載された *The Blind Man of Argenteuil* について語ろう．盲人のこじきであるガーバイスがある日さびしい道を1人で歩いていると，うめき声と重い荷物を背負ってよろめき歩いている人の足音が聞こえてきた．その男はうめき声はかれが背負っている病人の声だと弁明した．そして，低い声で「こいつがめくらでよかった．でないとこいつまで殺してしまわねばならなかったろう」といった．

ガーバイスはその声を頭の奥へしっかり刻みこんでおいた．かれは失明以後，神さまのお力添えでか，聴力がきわめてよくなっていた．殺人犯の裁判で，ガーバイスは証人台に立ち，19人の容疑者のうちから例の男を選び出した．容疑者は盲人に暴露され，ついに自白した．

もし犯人の自白がなくても，裁判所は盲人の証言を認めただろうか．きわめて微妙なところである．盲人が声をどんなに強烈に印象づけようとも，かれの証言を確実な証拠として取上げることは信じられないことだった．しかし，驚くには当たらないことなのだ．盲人は晴眼者以上に聴力に頼らねばならない以上，かれの聴力は晴眼者以上に鋭敏ではないとしても，晴眼者以上に訓練されているだろうし，事実，人間の声だって，顔つきが違うように，それぞれ異なっているからである．ガーバイスは盲人として登場しているが，この物語の主眼点は事件は何であれ，驚くべきことに対する畏敬の念を知らせることにあるのである．あの殺人犯もガーバイスの行為の中に神の手を見たために，畏敬の念を抱き，自白したのではないだろうか．

盲人の残存感覚の優秀性を認める態度は，神や自然はあらゆる種類の神秘的な償いを盲人に与える，という以前より幅広い態度の一端を示すものではないだろうか．

エリザベス朝時代のバラードと信じられている *The Blind Beggar's Daughter of Bednall-Green* にも，同じように驚異に価することが書かれている．盲目のこじきが3000ポンドを娘の持参金に与えるのであるが，もっている理由はわかっていても，それは驚異に価することである．そのこじきというのは，実は有名な反逆王シモン・デ・モンフォートの息子で，かれは父とともに戦いに出て失明した．こじきになったのは敵から隠れるためと，娘のベッシーのために妻の財産を守るためだった．この盲目のこじきが貴族の出身であり，財産家であるということは全く驚異である．それは社会において，盲目のこじき以上に身分の低いものがないからである．この物語の驚異は，*The Blind Man of Argentueil* にみられる驚異とは違っているようだが，本当は異質なものではない．両者は盲人に思いもよらないことが発生する点で共通している．

William Shakespeare の *King Lear* に出てくる盲目のグロスター伯は，盲人について何も知らない人には驚異に思えることを提供する．

エドガーは海の全く見えない平地へグロスターを連れていき，そこが海に面した絶壁の上だと信じこませ

る．グロスターはそこから投身自殺するつもりなのだ．エドガーはグロスターにだいぶ飛込んだことを信じこませる．また，声を変えて，違った何人もの人間に変身するのは，エドガーにとってはやさしいことだった．

Shakespeare のねらいは，グロスターをユーモアに満ちた喜劇風の人間に仕立てることではなかった．そうするにはShakespeare の悲劇はあまりにもスカッとし過ぎていた．しかし，グロスターは盲人の代表者として扱われているが，描写の仕方で喜劇風になっているのである．

一般に晴眼者が視力を失ったとたんに，盲人特有の性格をもち始めると考えがちなので，グロスターの混乱は，自動的に盲人特有のもののせいになる．おそらく，そのようなことはShakespeare の意図ではなく，グロスターが盲人特有の性格をもっているとは思わなかっただろう．いや，それ以上のことを知っていたに違いない．しかし，グロスターの苦しみについてはほんのわずか書いてあるだけで，作者はそれ以上のことを知っていることを示す描写は何もしていない．そのため，グロスターの描写は，真実を描いているとしても，今も昔も盲人に有害な影響を与えている．

盲目は天からの処罰であるという見解はグロスターの描写にも見られる．この見解は *Samson Agonistes* のなかにもみられる．John Milton の *The Second Defense* によると「神に最高に愛されていたイサクだって，神にかわいがられていたヤコブ同様，何年間かは盲目であった．自分自身の罪や両親の罪で，本人が先天盲になるようなことはないと神さまは断言された」とある．*Samson Agonistes* には，聖書で指摘されているような盲人に対する態度も，その逆の種類の態度もくわしく書かれている．Milton 自身も盲人であったが，この作品では盲人に対する晴眼者の態度しか書いていない．しかし，そのことはさして驚くには当たらない．驚くべきことは，記述されたような態度が昔からあったにもかかわらず，また，盲人を妨げる力が当時は大きかったにもかかわらず，かれはすぐれた作品を書いたということである．かれは一生を通じてそのような態度に対して反論しなかった．ある盲人が盲人一般の受ける態度を甘受し，いくらそれを否定してもはじまらないとき，かれは劣等感をもつだろうし，一般の人間の仕事や遊びから除外され，図り知れぬ苦痛を受け，死を願うだろう．しかし，このことは盲そのものがもつ固有のものではない．盲の受ける神の仕打ちは，人間からの仕打ちに比べると小さい．しかし，*Samson Agonistes* は神からの仕打ちと人間からの仕打ちを区別していない．事実，人間の仕打ちも神からのもの，絶対に避けられないものとみなされている．もちろん，敵中に捕虜となっているサムソンでは，その仕打ちも強めに書かれているが，この詩のために盲人に対する有害な態度が長く続くようになった．

以上の第1期における盲人に対する態度は，文学作品の描写でわかるように多種である．すなわち，盲人は超自然力の処罰の犠牲であり，助ける人もなく，だまされやすい．しかし，一方，神から償いとしての才能を授けられている．また，しばしば喜劇風に描かれているが，たいていは「死して幸せであれ」といわれるほどあわれである．

1784年から1873年まで

1784年，Friedrich Schiller の *Don Carlos* が出版された．ここに登場する宗教裁判所長は老人で盲目だが，それは教会の〝盲目ぶり〟を象徴すると同時にほかにも多くの意味をもっている．所長は抜け目なく，有能で畏敬の念を吹込むという残酷な人であった．所長はスペインの王フィリップ2世が，かれの助言に従わないのでしかったところ，フィリップ2世は「あなたの心に近づくのを妨げるものが一つあります．それはあなたの目が夜のように暗いことです」といった．かくて，この劇は所長の残忍さを述べ続け，盲人は非情であると書きまくる．

盲人が非情であるという見解は，Schiller が Denis Diderot から受継いだことは確かである．盲人が不人情に陥りやすいという考え方は，逆に晴眼者の不人情を証明するものであるが，盲人を文学でこのように描写したのは *Don Carlos* が初めてである．

Schiller の *William Tell* にも盲人が出てくる．ヘンリーは暴君に財産を奪われたうえに盲目にされた．かれのむすこは旅先で父の失明を聞き，「神からの贈りものである最愛の目！　生あるものすべて，明るい方を向く．だのに父は一生涯暗やみの中を掘り進まねばならない．死ぬことなんてなんでもないが，生きながら視力をもたないなんて，これほどみじめなことがあろうか……」と答えた．

Walter Scott の *Old Mortality* にも盲目の婦人が出てくる．かの女は12歳の孫娘の手を借りて旅館を経営している．「かの女は盲目なのに一種の本能によ

って方向も見分けるようだ」．かの女は相手の声によってその人の性格を判断することができた．かの女はいろいろな悲しい過去をもっているが，それに耐え，感謝に満ちた気持で甘受している．かの女の才能は神秘的であり，かの女自身は理想化され，信仰と勇気のたまものだと思われているが，かの女の描写は盲人に対する態度が改善され進歩したあかしである．

同じことは Scott の *The Bride of Lammermoor* に出てくるアリスばあさんについてもいえる．アリスは盲人で，かつ片マヒでもあり，夫もこどもたちも死亡している．人の情を受けるのがきらいで，養蜂家として召使いと共に自活し，抜け目なく，威厳があり，概して“超人女性”である．

Charles Lamb の *Rosamund Gray* にもロザマンドの祖母である盲目の老女マーガレットが出てくる．ロザマンドは祖母と2人だけで住んでいる．祖母は盲目のうえ病気がちであるが，ロザマンドに命令して家事をきりもりしている．マーガレットは理想化されては描かれていない．祖母は口数が多く，威張り屋で，ロザマンドにとっては重荷であった．このような性格は現実にあり得ることで，祖母の性格は盲目であるためにできあがったものでなく，失明前に形成されたものである．このようなことがわかれば，マーガレットの描写は Scott の理想化した描写より貴重である．しかし，不幸にも Lamb はこのようなことをわからせようとしないし，Lamb 自身がその事情を理解しているかどうかもあやしいものだ．物語の中でマーガレットがロザマンドに話しかけるところがある．ロザマンドは祖母の話を聞きたくないので庭へ出ていく．しかし，マーガレットは娘がまだへやにいるものと思い，長い間話し続ける．もしマーガレットが耳が聞こえないとか，何かを考え過ぎて娘の立去る足音も聞こえなかったとかの説明が本文にあれば，以上のようなこともあり得るだろうが，マーガレットの場合は盲目であるがために起こったことなのだ．少なくともマーガレットは完全な孤立無縁の定型とは少し異質である．

Captain Marryat の *The Little Savage* に出てくるエドワード・ジャクソンは，殺人のほか多くの犯罪を犯しており，どれいの少年と2人で孤島に住んでいる．かれは雷に打たれて失明する．失明してかれは前非を悔いる．そして，その少年を親切に扱うようになる．ある日，ジャクソンは家からひょろひょろ出かけて，がけから落ちる．ジャクソンを盲人に仕立てたのは，かれが死ぬ前は完全に孤立無縁者で，しかも少年に全く依存していたことを描写するための物語上の小細工である．それには失明という状態にすることがうってつけだったのである．

盲人の孤立と他人への依頼心は，*Jane Eyre* のテーマにもある．エドワード・ロチェスターは盲目で自立しようとするが，見えないためにその試みは失敗するよう宿命づけられている．ロチェスターは盲目のためジェーンと急速に接近する．ジェーンはかれをあわれみながらも，かれが自分を頼らねばならないのがうれしかった．2人は結婚し，かれの視力が回復するまで，かれの片腕として働こうと決心する．

自立している盲人の例は Charles Dickens の *Barnaby Rudge* にもみられる．盲人のスタッグは，あたかも見えるかのように何でもこなす．かれは抜け目なく，ユーモアの感覚ももっている．一方，かれは残忍でどん欲で，皮肉家であり，次々と悪の陰謀にはいってゆく．

この作品の盲人観は，「盲目とは必然的に不道徳に通ずるもの」というのである．この見解は「盲目とは必然的に潔白と温和に通ずるもの」という意見と同様に知的な考えではない．なぜスタッグが悪の固まりなのかの説明はされていないし，ヒントを与えられていない．盲人であるということだけで十分に説明がつくのだ．

同じ Dickens の *The Cricket on the Hearth* には，全く反対の盲人像が出現する．その人はバーサという娘で，病的なほど潔白で温和である．Dickens の意図するところは，バーサを美しく若い，いつも陽気な，そして寛大で，神を喜ばすために盲目という十字架を背負っている女性に描写することであった．バーサは父のカレブと2人暮しである．娘が先天盲なので，父は娘をだまし，「この家は世界中で1番美しく，お前の住んでる世界もこの上なく仕合わせな世界だ」と信じ込ませる．しかし，実際はあばら家で，壁は落ち，風雨がすき間を抜けてくる．ところが，カレブの雇主がそのあばら家にきて，父をのろい，娘のバーサを白痴呼ばわりする．父はその雇主のしゃべったことをバーサに〝非常に親切で，善良で，ユーモアのある人〟のことのように伝える．そこでバーサはその雇主を愛情の対象と思い始める．

このバーサの恋は実らなかったのは当然だが，だれも盲目の娘と結婚しようなんて思わないこともはっきり書かれている．同じことは Bulwer-Lytton の *The Last Days of Pompeii* に登場するニディアについて

もいえる．ニディアが恋していた男はかの女を普通の女とは思っていないし，また，この物語に出てくるどの男もかの女を女だとは思っていない．ニディアは潔白で温和で，人を救い，驚異の的となり，尊敬されるようになる．ベスビアス山が噴火したとき，その男とその男の恋人をも助けたのだ．盲人が目あきを手引きするとは，まさに驚異に価いすることではないだろうか．晴眼者に対するこの高ぶらないニディアの態度こそ，この小説でのニディアの存在理由なのだ．それをはっきりと証明するためか，作者はニディアがこの驚くべき行為をなしとげたあとで，かの女を自殺させている．

Charles Kingsley の *Westward Ho!* に出てくるアミアス・レイは，盲目を純化したもう一つの例である．アミアスは罪を犯し，雷の一撃で処罰され失明するが，アミアスは長寿を全うして死ぬ．アミアスはホラ吹きで，残忍でイギリス紳士風の悪いヤマ師だが，失明後は善良な静かな人間になり，結婚して幸福に過ごした．アミアスは「盲目でも人生は楽しいものだ」ということを知る．盲目自体は清浄剤であり，人間を赤ん坊のようにけがれのないものにするという信念をもって，アミアスの盲への適応を知的に描写している．

John Morris の *The Blind Girl of Wittenberg* にも盲人の潔白さを証明する段がある．盲目の少女マーガレットにひかれた青年レオナルドが，「神は君の目を奪いたもうたが，君の心がもっと明るい光で照らされていたらなあ」と嘆く．するとマーガレットは「あなた方より美しい世界が私の胸の中にあります．あなたの太陽よりもっと明るい太陽が私の胸の中で輝いています」と答えた．

マーガレットはある点では有能な娘で，内面的にはかの女を幸福にするが，外界からの圧迫はかの女に影響を与えずにはいない．この物語は Martin Luther 時代に起こるもので，ルッターが話の中に現われ，父と姉は自分だけのやり方の間違いを知り，かの女はレオナルドと結婚するのである．

Victor Hugo は *The Man who Laughs* の中で，盲とは「特殊な償いであり，その償いのゆえに盲という悲惨な状態に耐えられるもの」としている．盲目の娘デアは潔白で，やさしく，幸福な人で，盲人に特にそなわった恍惚感にひたることができる．その感情は盲人の魂の中でだけ聞こえる音楽を盲人に与え，光がないだけに理想的な音楽を盲人に償っているようである．Hugo によると，盲とは永遠の深い調和に達する入口である．

デアはながしの演奏一座員である．一座のグインプレインはグロテスクで，無気味な笑いを浮かべる男だが，かの女と恋に陥る．デアはうぶであるが，だまされない．かの女は肉眼で見るよりもよく見，ものごとの表面以上のものを見抜く．かれのようなおろか者，残忍者の対象ではない．Hugo はかの女が盲人であるためだけで，当然グインプレインの恋人であるべきだと無意識的に信じていたようだ．宿無し者はいっしょにしておけ，という考えなんだろう．一方，次のようなことも明らかである．すなわち，この物語にかの女が登場する理由は，かの女がグインプレインの可視的な異様さ以上のものを見抜く神秘的能力をもっていることである．しかし，盲人に対するいずれの見解も間違っている．とにかく Hugo は，かの女の幸福に対する無能力を信じているかのように，盲目のデアはきわめて悲惨な状態だということを疑っていないのである．

George Eliot の *Romola* に登場するバルドーは全く違った型の盲人として扱われている．バルドーは失明後，娘を助手に学者としての職をもち続ける．かれはときどき短気を起こす．失明したためであろう．それに，かれは視力を必要としないときでも孤立している．その理由が老齢のためなのか，最近失明したためなのか記述されてはいない．また，かれの場合，盲目は感傷的なあわれみの対象となっている．

H. Hertz の *King René's Daughter* に登場する盲人はもう少しましである．娘の Iolanthe は王である父によって，1歳のとき年いかぬ男児トリスタンと婚約させられる．その年にかの女は火で失明する．王は娘を城の中に閉じこめ，召使いと家庭教師と父親の自分とが世話する．娘が盲人であることが知れて婚約が破れるのを恐れたためである．外界と接触しなければ，娘は自分が盲人であることに気づかないだろうし，幸福に過ごせると思っていたのである．娘は幸せに育ち，自分が盲目だとは夢にも思ってはいなかった．

たまたま，トリスタンはかの女のへやに入り，かの女の素性も知らず，かの女と結婚しようと思う．ところが，かれは盲目の娘と結婚せずに済むことになる．とたんにかの女の目が開き，孤独を感じる．

話はいささか空想的過ぎるが，盲の真理をついている．盲人は自分が盲であることすらわからない．いじけてしまうことのない人，孤独になったり，恐怖心を

抱いたり，悲しみに沈んだりしそうもない人は，ありふれた一般的な盲人にはならないであろう．

Hertz が Iolanthe を社会から隔てたことは，盲人が晴眼者の世界で十分やっていけないことを意味しているのである．Hertz の盲人観は，Diderot の *Letter on the Blind* に負うところが多い．Wilkie Collins もまた盲についての考えをすべて Diderot に頼っている．

Wilkie Collins の *The Dead Secret* における失明したばかりの盲人の描写は当を得ている．レオナルド・フランクランドは貴族だが，盲目であるために高貴さを喪失するようなことは全く書かれていない．一方，かれの妻は重い十字架を背負い，不幸な夫のために自己犠牲を払っている．

Poor Miss Finch では，Collins は盲の考え方について全面的に Diderot の影響を受けている．ルシラ・フィンチは視力を回復したとき，Diderot の場合と同様に混乱を覚える．有能なルシラは視力の代りに聴力と触覚を長い間使う．かの女はある目明きの青年と恋に陥る．ルシラは控え目で，はずかしがるところの全くない女性である．

Collins は「控え目という美徳は後天的に得られるものだ．しかもそれが身につくのは，口によってではなく，目によってである．盲目というのは，見えないためにはずかしがることを知らない」といっている．Diderot は控え目であることを高く評価しなかったのである．

Collins は愚かにも誤った Diderot の盲人観に盲従して，同じ誤りを犯している．それにもかかわらず，ルシラは文学史上最も魅力的な盲人の1人である．人間的な感情をもち，願望をもつことが正常であるならば，かの女は最も正常な盲人の1人であろう．

Hertz と Collins は，盲人の描写に著しい進歩を示した．すなわち，盲人は見えないということ以外は晴眼者と変らない人種であるというのである．

1784年から1873年の間に，盲人に対する作家の描写法に大きな変化が起こった．最初のころは，盲人は残酷で邪悪なものと描写された．一方では潔白で，善良で，やさしい人とも描写された．しかし，盲人の孤立無縁ぶりはそれほど登場しないし，奇妙な人種であるとも描写されないようになった．むしろ，正常に描かれるようになった．そういう意味で，盲人観が進歩したといえる．

1873から1914まで

盲人が不義なものとして描写されても，全く孤独なわけではない．盲人でも不義なことをやろうと思えばできるだろう．Dickens のスタッグは孤立しているどころか，不道徳な盲人の適例である．もしそのような人物が盲人観に激変を与えるとしたら，孤立無縁，同情過多の盲人像の改良に役立つであろう．

Robert Louis Stevenson の作品に2人の不道徳な盲人が出てくる．*Treasure Island* のピューは全くつまらない奴だ．かれに初めて会ったとき，ジム・ホーキンズは「こんな恐るべきやつは見たことがない」という．ピューはジムに宿の主人のところへ連れていくように命じるが，そのときジムは「この盲人ほど残虐で冷ややかな声を聞いたことがない」と評する．ピューは失明前から海賊の首領であった．失明前から海賊であったことは，失明後も悪役であっていいという理由づけになっており，さらに盲は悪に通ずる，という仮定がある．Stevenson は *Kidnapped* の中でも盲は悪であるという考えを変えていない．

Jack London の *The Sea-Wolf* に出てくる盲人ウルフ・ラーセンは失明し，孤立無縁となったために以前よりも悪意に満ちた人間になる．

一方，この時期の文学には，理想化された潔白で善良な盲人も出てくる．もちろん，完全に孤立無縁の人やそれにほぼ近い人もいるが，おもしろいことには，このころの盲人は盲目という条件以外にも何か欠陥をもっているのが普通である．それは著者が盲目という条件だけでは，孤独とか潔白とかの効果を十分に描写できないと信じているかのようである．それでも，盲目という状況を他の障害よりは強調している．

Hearten Maartens の *God's Fool* や A. H. Dorsey の *The Palms*, Hall Caine の *The Scapegoat* にも盲目で，つんぼで精薄といったような少年，少女が出てくる．

The Scapegoat では，「おしは神の下した処罰のうちで最悪のものだ」となっている．おしはナオミの父が犯した罪に対して，ナオミに与えられた罰であった．しかし，著者は盲目のナオミについて，「目は見えなくとも心の中に明かりがある．たとえ狭くとも，鳥かごの中で鳥が楽しんでいるように，かの女も楽しんでいる．鉄のさくのためにいら立つこともなく，夜に鳴く鳥のようにやみの中で楽しく歌っている」と解釈している．

James H. Ludlow の *Deborah* に登場する盲少年は，

潔白で善良である点は他の登場人物と変わりないが，予言力をもっている点が違っている．

William S. Davis の *Falaise of the Blessed Voice* に出てくる盲少女は，ことのほか潔白で善良であり，*The Last Days of Pompeii* のニディアに似て，純情で善良である．この盲少女はニディアと同様に，暗やみで晴眼者を手引きし，暗いろう獄から女王を救う．

Laura E. Richards の *Melody* に登場するメロディはもう1人の救世主である．かの女は火事現場から赤ん坊を救う．そのほか美しい歌を歌い，病人を治し，アル中患者をアルコールから遠ざけたりする．かの女は12歳の孤児で，養女に行き2人の未婚婦人と住んでいる．

わずか12歳の盲目でしかも精薄でありながら，こんなすばらしい少女がいただろうか．この少女は正常な行動を示さなかったし，12歳ぐらいの一般の少女がやりそうなこともしなかった．Richards（アメリカの偉大な盲教育の開拓者 Samuel Gridley Howe の娘）が描いたメロディの吐き気をもよおすような画はたいへん意外である．おそらくかの女はメロディを夢想的につくりあげ，メロディを広く大衆に知らせることによって，盲人によいことをしているのだと信じていたのだろう．

Maurice Maeterlinck もまた戯曲 *The Blind* の中で，盲人に何ら役立つことはしなかった．そこに登場する盲人は混乱し，全く孤独で暗中模索している．

Rudyard Kipling の *The Light that Failed* では，盲人は無援であり，盲目になるぐらいなら死んだ方がましだと強調している．そのことは *They* という作品にも書かれている．

Joseph Conrad の *The End of the Tether* では「生きて盲目であるよりは」というので，盲人のキャプテンワレイを水死させている．

Susan Glaspell は *The Glory of the Conquered* の中で，カールを失明直後に死亡させている．しかし，かれの主張は「失明は悲劇であるが，死はそれ以上の悲劇である」ということだ．カールの失明は，この女主人公を気高いものに描き出すための手段である．

Ellen Glasgow の *The Deliverance* では，盲目のブレーク夫人は一生だまされ通しで死んでいく．

Florence L. Barclay も *The Rosary* の中で，盲目はだまされやすい状況であるといっている．盲目の主人公は恋人の声も区別できないし，残存感覚も利用しない．

Conan Doyle の *Sir Nigel* に登場するアンドリースは孤立しているが，〝超能力〟を償いとして与えられている．

一方，この時期には，盲人の能力を描写する作品もある．たとえば，Vladimir Korolenko の *The Blind Musician*, H. G. Wells の *The Country of the Blind* では，晴眼者の多数民族が盲人の少数民族を圧制していることを指摘している．J. M. Barrie は *Sentimental Tommy* の中で，盲人を知的に描いている．H. Weir-Mitchell は *Far in the Forest* で盲人を現実的にかいている．おのを振り，木を倒すことも学習する．Francis M. Crawford の *In the Palace of the King* では，盲目の少女イネズは人間的に，信頼にたるよう描写され，Quiller-Couch の *Shining Ferry* は盲少年をやや理想化しているが，超能力をもち，信用し得る者として書いている．Tom Gallon の *The Idol of the Blind* に出てくるシャーロット・カーロウは，やや誇張はあるがたいへんな才能をもっている．

この期間には，盲人を適切に描写した作品は不幸にも少ない．すなわち，盲人を本質的には普通の人間として描写したり，そのように描写しようとする努力も不足がちであった．しかし，盲人も人間であるという描写は増加の傾向にはある．とにかく，全体として盲人についての知識と理解は増えつつある．特に盲人が孤立して描かれている場合は，必ず盲のほかに他の障害もつけ加えられている．盲目という状態だけでは人を無援状態に追いやることは無理であることを示している．この時期の文学は進歩は示しているが，大進歩というわけではない．

1914年以後

B. Y. Benediall の *Blind Sight* は盲人の悪い描写の例である．

André Gide の *La Symphonie Pastorale* は，白痴に等しい盲少女が牧師のおかげで啓発されるいきさつを書いている．Gide の主張は，失明しては物の真理はわからないということだ．D. H. Lawrence の *The Blind Man* はしめっぽく，あわれに描いてある．

Rosamond Lehmann の *Invitation to the Waltz* に出てくるティミー・ダグラスは戦争で失明し，セント・ダンスタンの盲人訓練所を卒業，養鶏業で生活している．行動力も十分にあり生活も安定し，いつも幸福そうである．しかし，青春期が灰色であったため，偽りの人生を生きているに過ぎず，盲なるがゆえに死

んだ方がましという人生を送らねばならないと想定される．John Galsworthy の *Late*-299 でも，楽しく生活している盲人が，「わしは死んでいるようなものだ」と認めている．

Ernesto Sabato の *The Outsider* では盲人は自殺していく．そこに登場するもう1人の狂人の芸術家は「盲人はきらいだ．盲人の前にいると，へビのように物いわぬ動物と同じように寒いしめっぽい気持を味わわされるから」という．Theodore Dreiser の *My Brother Paul* では盲人が喜劇風に取扱われている．

盲人は不吉で，不徳の果てであるという意見は，John Buchan の *Three Hostages* に述べられており，盲人は荒々しく残忍になりがちであるという見解は，Sackville-West の *The Dragon in Shallow Waters* や Wilbur Daniel Steele の *Footfalls* などにうかがえる．

W. Mcharg，E. Balmer 共著の *The Blind Man's Eyes* では，すぐれた知能をもっている盲人を，奇妙なほどふしぎな人物に仕上げている．この傾向は探偵小説にもみられ，盲目の探偵が神秘的な力で事件を解決する．しかし，これは盲人を驚くべき人間へまつりあげる目的でしかない．

Donn Byrne の *Blind Raftery and his Wife Hilaria* は，よろこびも悲しみも等しく経験し，晴眼者の社会へ完全に溶け合っている．

Edith Ballinger Price の *My Lady Lee* では，盲人が一般社会から離れて暮らすのは，晴眼者がそうなるよう差別しているからだといっている．

John Owen の *The Blind for Sacrifice* では，盲青年がしっかりし過ぎているので，かれに恋情を感じている女性が，かれがあまりかの女を頼りにしてくれないことに不満を感じると書いてある．

Rayner Heppenstall の *The Blaze of Noon* では，盲を暗やみの中の輝きと受取っており，残存感覚がすぐれているので，盲人は自己満足している．

Baynard Kendrick の *Lights Out* は，戦争による盲人が本質的に正常な生活を送ることを強く描写し，Cecile Boxer の *Light in Darkness* からは盲人のリハビリテーションに対する健全な態度がうかがえる．

1914年以後，盲人に対する態度にはかなりの改善がみられる．Rosamond Lehmann の「晴眼者以上に人生を満喫している盲人でさえ死にあたいする」という見解は，盲人についての最悪のもので，このようなかんばしくない描写は少なくない．一面，盲人に理解を示す作品もふえつつあり，遅々としてはいるが盲人への態度に着実な改良の跡が認められる．

（ヤコブ・トワースキー/塩中清抄訳）

[参照文献]

Twersky, Jacob, *Blindness in Literature*, *AFB Reserch Series No. 3*, AFB, 1955.

宗　教

仏教

仏教と盲人

われわれが盲人と仏教を考えるとき，まず浮んでくるのは，唐招提寺の開山になった帰化の盲僧鑑真のことである．唐土から聖武天皇の召勅をうけて来日したのであるが，渡海に際し，実に11年の長年月を要し，その間，再三の海難漂流にあい，ようやく渡日できたときには，両眼の明を失っていた．しかしながら初志を翻えさず，日本仏教界に戒律を正しく伝え，誤った仏典を正しく教示するなど，その日本仏教界への教導影響力はすこぶる強く大きい．

従来，盲目を宿業と観念し，絶望に陥った盲人が，教養を身につけることができれば，高徳な大学者として仰がれることもできることを知り，どれほどか力強く頼もしく，この異国の帰化僧を仰ぎ見たことであろう．信仰はもとよりであるが，盲人がその可能性を信じる大きな力を得たことは，筆舌に尽しがたいものがあったろうと推察される．

そもそも，仏陀はすべての弱者，欠陥者に対しあわれみを説き，範を示し，「慈眼視衆生」（観音経偈）とか，盲者に「仏眼」を心に与える眼目布施の本生物語に，その間の様子がうかがわれる材料が散見する．

コンプレックスに悩む盲人が，本来仏教のもつ無差別平等の思想にひかれたことは，当然理解できることである．「一切衆生悉有仏性」（生けるものすべては成仏することができる）という仏教の考え方は，世界の人類に対し，いまだかつて与えられなかった尊くも広

大な福音であり，外見は人それぞれに異なっても，内心に仏性を具有する点で人はすべて平等であり，人と仏との間にさえ，境界はなく，平等であるというこの考えにいたっては，盲人にとってすばらしい救いであったろう．

中山太郎は「日本盲人史」の中で，最澄が比叡山に延暦寺を創建の際，工事に当たり毒蛇が出現したので，これを退治する秘法として盲僧に「地神経」を読誦させた．それ以来，建築の地鎮祭には，盲僧が「地神経」を読経する習俗があったことを述べている．九州鹿児島の常楽院（天台宗）に長く盲僧がいて，地神盲僧と呼ばれていたことも述べられている．

柳田国男は，「古代の盲人は笛をもって水ノ神に仕へ，後に水ノ神に習合された妙音天女を信仰するに至り，その妙音天女の持てる琵琶を弾奏するようになった」と説いている．信仰によって開眼したと，仏教の功徳を賛嘆する説話は，盲人と寺院が古くから結びついていたことを物語っており，声音成仏といって，仏教音楽による信仰への導入を目途として，天台や真言の寺院が，新しい世界を展開してくると，盲人は琵琶をもってこれに参加，奏者として活躍した（中山太郎説）ことなど，物語文学と琵琶法師（盲人）の結びつきも，仏教と盲人から由来すると考えるとき，いわゆる奇しき因縁といわざるを得ない．

仏教は周知のように，きわめて多くの宗派に分かれている．その難解な教理哲学（教義）や複雑な行，戒律などは，目の不自由な者にとってはとりつきにくい．ところで，浄土門（浄土宗や浄土真宗など）の称名念仏即得往生（阿弥陀仏のみ名を称えるだけで，直ちに往生できる）の「易行道」はまことに親しみやすく入りやすいので，盲人の仏教としてはこの系列の信仰，入信する者が多いようである．「念仏こそ無礙の大道」と説くこの道は，盲人に慈眼，仏眼の心の目を与えた．

〔暁烏敏〕 1877（明治 10）年，石川県に生まれた．日本全土はもとより中国大陸，ヨーロッパ各国を巡回して法話を説いた．晩年，盲人になり，しかもその不自由な身を，当時，東本願寺が宗門をあげて宗政の難局を打開して欲しいと，再三宗務総長に懇請され，ついに出馬したという．近世の名僧知識として長く名をとどめる盲僧である．1954（昭和 29）年没．

〔山本暁得〕 浄土真宗大谷派の盲僧，1921（大正 10）年2月，京都でわが国最初の点字仏教誌「仏眼」を発行し，仏眼協会の発足，「新訳仏教聖典」点訳など，仏教が盲人に布教信仰される端緒を開いた．

山本暁得

親鸞による人間平等連帯の考えは，「善人なおもて往生す況んや悪人をや」——歎異鈔——という罪悪の自覚に媒介された大胆な人間肯定，視覚的要素の多い呪術的儀礼の否定のうえに止揚されて，念仏唱導によるさながらの救済という純粋性に，盲人たちは（よく似たものをもつキリスト教とともに）強くひかれるものがあったからで，山本暁得も初めはキリスト教に入信し，のちに真宗に転じたのであるが，この間の消息がうかがわれるであろう．

〔椎尾弁匡〕 1876（明治 9）年，愛知県に生まれた．東京帝国大学卒業，浄土宗大本山芝増上寺貫主．文学博士．元大正大学長，衆議院議員当選 2 回．全盲になって，いよいよ容姿も温和，その薫習教化の力は広く一派の信徒に敬仰されている盲僧である．

〔上田順三〕 大分の人．1904（明治 37）年生まれ．その経歴についてはつまびらかでないが，福岡県豊前市で三療を営みながら，1923（大正 12）年，点字仏教雑誌「仏教済世軍」というのを自費で 186 号（1939年）まで発行している．京都の山本暁得主宰の「仏眼」とともに盲人仏教徒にとって大きな慰めでもあった．1958年死去．

上田順三

仏教の盲人事業

〔真宗大谷派の盲人事業〕 真宗大谷派では，教区ごとに定期的あるいは不定期的に盲人施設などを訪れて法話会などを行なっている．

東本願寺の関係学校として，財団法人京都仏眼協会が経営している仏眼厚生学校（京都市下京区高倉）がある．これは 1920（大正 9）年，視力障害者の厚生補導を目的として設置されたものである．1948（昭和 23）年，学制改革に伴い学校の認定を受け，さらに 1951 年にはあんま・マッサージ・指圧師の養成施設として

厚生省の認可を受け，現在ははり・きゅう師の養成にも当たっている．当初は盲人のための学校であったが，現在では晴眼者の入学の方が多い．

〔曹洞宗の盲人事業〕 曹洞宗宗務庁社会部（東京都港区芝公園内）では，1960年から盲人のための点字月刊雑誌「心の糧」を刊行し，布教に努めている．毎回255部を印刷して，点字図書館などに寄贈している．

〔慈眼協会〕 1959年，盲人に対する仏教思想の普及と盲人福祉の向上を図るため，友松円諦によって慈眼協会（東京都千代田区外神田神田寺内）が設立された．

仏教点字図書室を設け，仏教関係の経典と伝道書籍の点訳刊行，録音テープの貸出しなどを行なっている．

（赤阪　一）

［参照文献］
久木幸男「日本の宗教」昭和40．
慈眼協会「盲僧山本暁得」昭和32．
中山太郎「日本盲人史」昭和9．

教派神道

天理教

〔教理〕 天理教は1838（天保9）年，教祖中山みきによって始められ，天理王命を親神とたたえて信仰する．親神は人間をはじめ万物の創造と守護の神で，人類の親であり，人間の陽気ぐらしを見て，ともに楽しむために人類を創造した．したがって，人間のからだは神からの借り物で，心だけが自分のものであると教える．その心づかいの積重ねの結果が現在の姿であるから，親神の思召しに添いほこりの心（親神の思召にそわない心）を払い，互いに立てあい，助けあうことにより，ふしぎな救済が現われ，人類理想の世界，陽気ぐらしの建設が実現されると教える．

天理教では以上の教理から「谷底せり上げ」，すなわち「よろず」救けの一環として身体障害者布教，特に盲人布教にも力が注がれている．天理教における盲人布教の歴史は非常に古く，教勢発展の過程において，明治初期から中期にかけて，初期の信者が，失明あるいは失明に近い眼病から奇跡的に救われ，自ら布教を広め，今日の発展に大きな足跡を残した布教師は数限りない．

盲人布教の意義は，光に閉ざされた不幸な盲人に信仰の喜びを伝え，広く親神の思召を知ってもらい，盲人相互間の心のつながり，励まし合いのもとに互いに助けあい，陽気ぐらしへの手引きとするところにある．

〔盲人布教の現状〕 天理教における盲人布教の現状について述べると，天理教本部国内布教伝道部において，組織化されたものとして，1957年，視力障害者布教連盟が結成され，教内の盲人および盲人布教に携わる信者の大部分がこれに属している．1971年10月現在，会員数2730人，うち盲人450人，盲人布教師180人で，東京・大阪をはじめ全国に14支部がある．活動のおもな内容は，①盲人の布教，信仰の向上，相互の連絡．②点訳本の製作および普及．③開眼に必要な医療の世話および協力などである．具体的には毎年，本部における総会，布教講習会，開眼検診，点訳本の印刷，貸出し（貸出し用蔵書3770冊），録音テープの貸出し用在庫数1600本，布教点字月刊雑誌「ひかり」の発行，各盲人施設，盲学校その他への寄贈（300部），点訳者養成のための点訳講習会（本部地方とも年間14回）などがあり，1960年，点字研究室が誕生し，点訳書の校正，通信教育，月刊連絡誌「五彩」の発行（850部），研究会，点訳指導書「真実の六点」の発行など，点訳奉仕者の指導育成機関として広範囲な活動を行なっている．1971年10月現在の点訳奉仕者数は1610人に達し，毎月平均20人ずつ増加している．また，声の奉仕者数は93人である．

なお，設備としては，点字図書室，声の図書室，点字印刷製版機2台，点字タイプ2台，テープレコーダー2台，講習用点字器300台が常置されている．1972年には天理教点字文庫を開設した．

また，アイバンク登録の中継取扱い人数も点字研究室を通じて1650人に達している．　（矢野道三）

金光教

金光教の点字伝道ならびに盲人に対する図書館奉仕は，金光図書館（岡山県浅口郡金光町）を拠点として行なわれている．その起源は，1949年1月同教操山教会（岡山県福泊）の教会長野方幸雄が金光教教典を点訳したことに始まり，1972年現在で，金光教に関するもの483種1858冊，一般図書1865種，7634冊の点字図書を所蔵し，全国に無料貸出しを行なっている．所蔵図書のうち自館点訳数は8467冊であり，点訳奉仕者は277人である．昭和46年度の貸出し登録者数は243人，貸出し冊数は2864冊である．点字出版については，財団法人金光教徒社（岡山県金光町）から金光教教典を刊行した．

1957年2月点訳奉仕者によって，「青い鳥点訳グル

ープ」が結成され，金光図書館内に事務所を置いて点訳者の育成，研修，連絡に当たっている．金光教祖川手文次郎（1813／文化10～1883／明治16）の教えに「天地金乃神は宗旨嫌をせぬ．信心は心を狭う持ってはならぬ……」とあり，点訳奉仕者，点字書利用者も金光教関係者に限定せず，広く一般の人びとにも門を開いている．（金光図書館）

キリスト教

カトリック

キリスト教は視覚障害者に対し，救済の手をさし伸べることは，聖書にしるされたことであり，それが単に身体上の救済だけではなく，盲目を罪の結果とせず，神のわざの現われであるとしている．聖書にイエスがシロアムの池のほとりで，物ごいをしていた盲人を見て，そのわけを尋ねた弟子に答えたことばによって，精神的に盲人が生かされてゆく点は，宗教の中でも特筆すべきである．このようなところから，キリスト教の伝道されるところ，必ず盲人救済が伴っているのである．

日本にカトリック教会が伝わったのは1549（天文18）年フランシスコ・ザビエル（Francisco Xavier）が鹿児島に上陸して伝道を始めたのが，その発端である．以来，戸平，山口を経て，京都へ伝道の手がのび，多くの信徒ができ，多くのクリスチャン大名も現われて，信徒数は30万を数えたといわれている．

キリスト信者になる盲人も漸次現われ，これらの盲人たちは単なる信徒であるばかりでなく，伝道にも熱心であった．その中でロレンソーとその弟子たちは熱心に働き，クリスチャン大名にも感化を与えたと伝えられている．殉教者ダミヤンや魚津の沢市，その他多くの盲人がいて，かれらは琵琶法師として高貴の家に出入りし，伝道に力をいれたことは有名である．ロレンソーやダミヤンらの日本名がはっきりしないのは，その資料がカトリック教会から出ているためである．

その後，豊臣・徳川の時代になり，キリスト教は禁止されたので，公然とは伝道ができなかった．

明治維新を経て，キリシタン禁制の札が取除かれ，長崎県をはじめ各地の隠れた信徒が現われて，伝道も新たに開始され，日本の各地に教会や修道院が建設されるに至った．このような状況のもとに，各教会においては盲人への伝道も開始されるようになった．

カトリック教会が特に盲人伝道に力を注ぐようになったのは，第2次世界大戦前後からである．当時，東京周辺のカトリック信者の婦人有志が，王子製紙株式会社の社長の協力によって，戦傷失明者のために吉川英治著「宮本武蔵」を，大阪のライトハウスに依頼して点訳出版し，これを各軍病院に贈呈した．一方定期的に病院を訪れ失明軍人を慰問した．

戦後になって次のような活発な事業を行なった．

〔みこころの点字会とみこころの点字会文庫〕 1949（昭和24）年，フランシスコ・ザビエルの日本渡来400年を記念して，兵庫県宝塚市の聖心女子学院の修道女を中心に卒業生数人が集まり，「みこころ会点字部」が発足した．カトリックの教えに関するものの点訳を使命とし，ほかに少年少女のためには名作を，成人者のためには教養書の点訳を始めた．

1953年，会名を「みこころの点字会」と改称し，同窓生以外の会員を多く迎え，1956年会員の手になる点字書を集めて「みこころの点字会文庫」を創設し，会員の手で盲人に対し無料貸出しを開始した．点訳の指導，原本の選択，文庫ニュースの発行，その他資材の購入などすべて会員がこれに当たり，経済面は一般からの寄付金によって支えられている．1969年には創立20周年を記念して，「解説つき点字書総目録」を作った．蔵書数は2200冊である．現在みこころの点字会文庫は西宮市の夙川カトリック教会内にある．

〔カトリック点字図書館〕 1953年，司祭塚本昇次は信者の和泉真佐子の協力を得て，東京都大田区上池台のカトリック教会にカトリック点字図書館を創立して，盲人への布教活動を開始した．同年，東京都千代田区六番町のカトリック中央協議会ビルに移転した．

同図書館では，点字雑誌「あけのほし」をはじめ「新約聖書」などの宗教書を出版，貸出しをしている．各種の点訳・点写書はすべてカトリック関係書で約3050冊である．このほか点字の通信指導，各地のボランティア・グループの養成，ボランティアと読者との交流親睦などに努め，利用者の中から多くの受洗者が生まれている．

〔聖ビンセンシオ・ア・パウロ会（Society of St. Vincent de Paul）の活動〕 聖ビンセンシオ・ア・パウロ会は，世界的組織をもつカトリック信者の活動団体であるが，戦後，日本でも病人の手助け，災害時の救援など，地味な活動を続けている．

盲人に対しては

⑴敬老舎の開設と維持：1960年，同会の東京理事会と八王子カトリック教会の協力で，八王寺市片倉町

に建設して，住居に困っている盲人や身体障害者を収容して，司祭，会員などが交替して世話を続けている．

⑵朗読奉仕と録音テープの作製：同会東京都高円寺協議会では，1950年から国立東京光明寮（現・東京視力障害センター）の職員・生徒の要望にこたえて，医学書，理療関係図書の朗読奉仕と録音奉仕を続けている．現在，録音テープ200本（7インチ）を有し，無料貸出しを行なっている．

また，同横浜中央理事会は1969年，神奈川県下の盲人を対象として，カセットテープを主とするテープライブラリーやカセットテープ用テープレコーダーの貸与も行なっている．

〔善き牧者の運動本部点字係の活動〕 メリノール会（Maryknoll Father）のアメリカ人，ハヤット神父（Rev. James E. Hyatt, M.M.）の努力で開始されたラジオ放送「心のともしび」に端を発し，現在では京都にある同本部がスポンサーになって，ラジオ・テレビ放送点字書，録音テープを作製，広く盲人に配布している．

〔イエズス会点字部の活動〕

広島市翠町カトリック教会のイエズス会司祭ペトロ・サガセタ（Rev. Pedro Sagaseta, S. J.）は，盲学校生徒への伝道のため点字を習得したのが機縁となって，1966年から点訳奉仕者として日本語および英語の点訳書を広島県立点字図書館に寄贈している．

1970年には，点字製版機を備え，善き牧者の運動本部発行の点字月刊誌「心のともしび」を委託印刷発行している．

1967年4月バチカン宮殿で世界盲人福祉協議会の代表者たちがローマ法王パウロ6世に会見し，世界の盲人事情について話合ったが，法王は「盲人をはじめ身体障害者を社会の有能な一員と信頼し，これらの人びとを社会に復帰させることが，教育・宗教・福祉事業の終着点である」と述べたことは，法王が盲人事業に対し，いかに深い関心をもち，盲人の福祉を願っているかということを物語っている．また，この会見の際，法王は，日本代表岩橋英行の両手を握って「日本で盲人のために仕事をしている人びとに神の祝福のあることを伝え，今後，より努力をするよう伝えてもらいたい」と述べたい．

日本ではキリスト教を旧教と新教の二つに分けて考えているが，その範ちゅうからいえばギリシャ正教会も旧教に含まれており，これにも盲人信徒が幾分はあるが，特筆すべきものはない． （塚本昇次）

プロテスタント

〔プロテスタントの盲人伝道〕 プロテスタントが，日本に伝道の第1歩を進めたのは，1859（安政6）年アメリカ人宣教師6人が渡航してきたときであり，1873（明治6）年キリシタン禁令が解かれて，公然と伝道されるようになってから，盲人伝道の芽ばえがみられるようになった．

1875年5月，東京築地の築地病院長フォールズ（イギリス人医師）の家で，楽善会という福祉的団体が組織された．それに参加したのは中村正直，津田仙，古川正雄，岸田吟香，それにアメリカのドイツルーテル教会宣教師ボルシャルトとフォールズ医師である．この団体は東京に訓盲院を設立しようとしたのであるが，フォールズ医師は次のようにいっている．「日本にはイギリスの3倍，エジプトの2倍の盲人がいるから，これを教育して普通人と同様な生活を営ませるようにしなければならない．その第1歩として，ヨハネ伝第9章を教えて，キリストの精神を悟らせなければならぬ」と．これが盲人をキリスト教に導こうとする第1歩であると考えたのである．

そこで楽善会ではアメリカの聖書会社に依頼して，ローマ字と日本かな両様の，紙に浮出した教科書を作って，教える計画を立てた．この凸字の用紙は届けられたが，楽善会訓盲院のできたのは1880年で，その間変遷もあって，キリスト教的教育が行なわれるようにはならなかった．しかし，楽善会のこのときの相談は，盲人伝道の歴史に書きとめねばならない一事である．

1878年に京都盲唖院ができたが，キリスト教関係の学校としては，1891年メソジスト派のドレーパーが，その母の勧めによって，盲児を集めて教育を始めた横浜訓盲院がある．ドレーパーはのちに函館に転任し，篠崎清次と協力して函館訓盲院を設立したのが1895年といわれている．

これより先，聖公会の宣教師A. F. チャペルが，失明した師範学校教師森巻耳と協力して，岐阜訓盲院を創設したのは，1894年である．これらの訓盲院はいずれもキリスト教主義によって建てられ，生徒もキリスト教によって訓育された．これと同主義の盲学校には，同愛訓盲院があり，1904年，美普教会牧師大喜見源一郎によって，東京浅草に始められたものである．

以上の訓盲院のほかに，キリスト教の精神をもって

教育を始めた者が数多くある．1889年，鳥居嘉三郎が京都盲唖院の院長になったが，かれの熱心なキリスト教精神によって感化された生徒たちが，卒業後，諸所に盲唖院を設立している．すなわち，1908年に山本清一郎が彦根訓盲院を，翌年に関本健治がクラーク宣教師と協力して日向訓盲院を設立したのが，そのおもなものである．その他，1904年に左近允孝之進が神戸訓盲院を設立し，折居松太郎がその前年ごろ教会の日曜学校から東北盲人学校を起こしたほか，鹿児島，熊本，松江，松本をはじめ諸所の訓盲院において，キリスト教的教育が施された．したがって，これらの学校を中心にして，盲人伝道が行なわれてきた．特に東京盲学校には，教員練習科や師範科などが併設され，1907年ごろからここで学ぶ盲人たちの中に，熱心なキリスト信徒になった者があり，かれらが地方の盲学校に赴任して，そこで伝道的感化を与えた結果，地方に盲人信徒の団体ができるようになった．

そのころ東京に日本盲人会が組織されて，それが盲人伝道を推進している．その中心人物であった好本督（1878／明治11〜）が「日英の盲人」という著書を墨字と点字とで発行し，イギリスの盲人事業や有名な盲人たちを紹介し，間接にキリスト教精神を盲人たちにも植付けた．好本は熱心なキリスト信者であり，内村鑑三と親しく，内村鑑三も盲人伝道を応援した．その後，1915（大正4）年ごろから東京の盲人信徒が集まって，盲人信仰会を組織し，「信仰」という点字機関誌を発行した．また，キリスト教的書籍を発行して，盲人伝道の実をあげてきた．好本はこれを応援し，1908年イギリスのオックスフォードに渡ってからも財政的援助を行なった．

1890（明治23）年東京盲唖学校教師，石川倉次が，日本語点字を翻案し，1902年，官報に盲人用文字として公表したことは，日本盲人にとって大きな福祉であった．そこで，盲人伝道においても，この点字でキリスト教の教典である聖書を出版することになった．横浜のドレーパーが，1895年，聖書会社に頼んでヨハネ伝を出版したのがその最初である．それ以来，マタイ，マルコ，ルカ，使徒行伝などができたが，点字の新約聖書の全巻がそろったのは1915年である．こうして，10年後の1924年に，盲人信徒の願いと努力によって，旧新約全書31冊が完成した．ちなみに現在の国語訳点字聖書は32冊で，1961年に日本聖書協会から発行された．この点字聖書は盲人がキリスト教に接することに，どれほど役立っているかはいうまでもない．

さて，盲人教育は次第に発達し，1923年に盲唖教育令が発布されてからは，多くの学校は県立に移管されるようになった．これまでキリスト教精神で教育していた学校が公立となったため，十分にその成果をあげることができなくなり，それまで学校教育が伝道を兼ねていたものが，キリスト教伝道については，形を変えなければならないことになった．そこで盲人キリスト信仰会がいっそう活躍しなければならないことになり，各地の教会もこれを補って，盲人伝道に力を尽すようになった．

東京において，盲人信仰会が活躍しているのに対し，関西においては関西学院が盲人の勉学のために門戸を開いて，いくたの有力な盲人信徒を出した．こうして，盲人伝道は次第に進展してきたが，第1次世界大戦を経て，新しい情勢に直面した．ヘレン・ケラーが1937年に初めて来日し，1948年には再び日本を訪れた．このとき，アメリカ，ニューヨークにあるジョン・ミルトン協会（John Milton Society）の主事・ストーファー（Milton T. Stauffer）夫妻が来日し，日本の盲人施設や学校などの責任者と会い，その勧めによって，NCC（日本基督教協議会）や日本基督教団の関係者と相談の結果，1950年には日本にも超教派の盲人伝道の協議会として日本盲人基督教伝道協議会を組織した．この会の初代委員長は好本督であるが，渡英したため，当時の教団伝道部長柏井光蔵が後任となり，現在に至っている．

この会は機関誌「信仰」や，児童雑誌「のぞみの友」のほか，聖書新辞典，新約聖書略解，旧約書のシリーズをはじめ，多くの点字書を発行している．なおこの会から巡回伝道者として，全国に盲人伝道者を派遣し，毎年修養大会を開き，盲学生に奨学金を与え，アメリカ留学生をジョン・ミルトン協会に推せんしてきた．また，地方の盲人信仰会や盲学校のバイブルクラスなどを援助するほか，テープによって聴覚伝道を試みている．

聴覚伝道のうえでしるしておかなければならないのは，大戦後におけるラジオ伝道である．これが盲人に関係のあることはいうまでもないが，ルーテル・アワーにおいては，盲人のためにも通信講座を点字で発行し，数千の盲人を導いている．このラジオ伝道には予言の声も点字で講義録を発行している．

以上のように，プロテスタント派の日本における盲人伝道は，各教派においても，個々の教会において

も，超教派的に行なわれているが，明治以来，盲人で伝道者になった者も多くある．その第1は藤田匡である．かれは1859（安政6）年に青森県に生まれ，勉学中失明，本多庸一により洗礼を受け，のちに神学を学び，メソジスト教会伝道師となり，奥羽地方の諸所の教会で働き，その感化は大きく，1940年，81歳で没した．かれは日本における最初の盲人牧師であるが，その後，近江ミッションにおける大橋五男，メソジスト派の熊谷鉄太郎，ルーテル教会の石松量蔵，村上義忠，緒方一誠，教団の大村善永，佐藤和興，平野博之，青木優，玉田敬次，バプテスト派の藤井健児，改革派の青山輝徳，ホーリネス派の安田菊政，小林猛らがいる．このうち大橋，藤井，村上，安田らはすでに故人となっている．なお，信徒として，あるいは教会の長老となり，多くの感化を与えつつある多くの盲人がある．

〔盲人福祉施設〕 キリスト教精神を基調として経営している盲人福祉施設は，東京光の家(秋元梅吉)，東京点字出版所（肥後基一），日本点字図書館（本間一夫)，信愛ホーム（平方龍男)，盲女子ホームサフランの家（高田冨美野)，岐阜訓盲協会（糸林保夫)，日本ライトハウス（岩橋英行)，熊本ライトハウス（門脇トミ)，島根ライトハウス（高尾正徳）などである．特に書き添えておきたいのは，関西盲女子ホームの理事長をしてきた菊田倫章である．かれはバプテスト派の牧師であったが，のち盲人伝道に志し，1908（明治41）年ごろから盲人伝道の会を組織し，会長となり，以来数十年にわたって全国を巡回伝道をし，1965年に世を去った．もう1人中村京太郎であって，かれは盲人キリスト信仰会の指導者で，「点字毎日」の主筆でもあり，盲界に大きな感化を与えたが，1964年に世を去った．（石松量蔵）

〔フレンド（Friend）派〕 クエーカー（Quaker）ともいい，日本名は「キリスト友会」という．イギリスのジョージ・フォックス(George Fox: 1624～1691）を中心として起こった．その根本教義は，神と人とは直接につながっており，相互に交渉しているという，自已の体験に基づいた信仰である．キリストの聖なる光に照らされた人びとの魂それ自身が究極の権威である．当時，権威の根拠を教会や神学においた外的なものから，人間の内なる生命と霊に置き変えようとする運動である．今日，世界中に約20万人の信者がいる．

日本伝来は1882年で，このきっかけをつくったのは,当時アメリカ留学中であった新渡戸稲造(1862／文久2～1933／昭和8）と，内村鑑三（1861／文久元～1930／昭和5）である．

フレンドと日本盲人との関係は，岩橋武夫によって作られた．かれが失明後，関西学院に在学中，神戸の英字新聞ジャパン・クロニクルの記者でフレンド教徒であったブレールスフォード（Brailsford）が，かれを特異な盲人として注目し，自分の母校エジンバラ大学に正式学生として受けいれられるよう交渉した．エジンバラ大学に入学することができた岩橋は，同地のフレンドに入会し，フレンド精神を体得した．1927年帰国後，賀川豊彦（1888／明治21～1960／昭和35）の神の国運動に協力し，全国にフレンド精神を鼓吹した．やがて大阪にかれを中心としたフレンドの一団が誕生し，霊交会と名づけた．日曜礼拝会には盲人も参加した．この有志者たちが，1924年ＦＳＢ（フレンド盲人奉仕会）の名称で多くの点字書を作成し，盲人たちから非常な歓迎を受けた．これがライトハウス（現日本ライトハウス）創立の精神的支柱となった．霊交会はのちに「大阪月会」というフレンドグループとして，日本フレンドセンターの一環として活躍を続けている．

さらに1937年の第1回ヘレン・ケラー来日後，日本の盲人団体統一の機運が高まるに及び，1939年，東京を中心として「盲人問題懇談会」が生まれた．このとき，東京フレンドセンターでは，日本盲人の全国的組織統一運動の意義を理解し，常に会場を提供するとともに，この運動の主宰者岩橋武夫を助けた．

（土井利家）

〔救世軍〕 救世軍（The Salvation Army）は1829年，イギリスのメソジスト派の伝道師ウィリアム・ブース（William Booth: 1829～1912年）によりロンドンで創始されたキリスト新教の一派である．伝道と社会事業とを行ない，1878年からは軍隊組織を採用，階級と制服制帽を用い，信者を兵士と称し，教会を小隊，その上部組織を連隊といい，本部を本営と称している．日本には1895（明治35）年渡来，この組織の中に山室軍平（1872／明治5～1940／昭和15）がはいったのは大きな力となった．廃娼運動に手をつけ，社会事業を行ない，社会鍋（初期は慈善鍋）で市民に深く親まれている．

第2次大戦中は軍部の圧迫をうけ，イギリスの大本営との関係を断たれたが，1946年，日本救世軍本来の姿に再建された．

ケニヤ，タンガニイカ，バハマ，ジャマイカその他

には，救世軍経営の盲学校，盲人施設などがあるが，わが国には特別な施設はない．しかし1918年ごろ専任の盲人係（現福島県立点字図書館員桑原吉衛）をおき，山室軍平著「平民の福音」（伊藤福七などが協力）の点字版をはじめ盲人伝道に手を染めた．また，盲人のためのレコードコンサートなどをしきりに催した．

救世軍士官学校に学び士官として活躍し，のちに盲人関係の仕事にたずさわる者，盲人の妻として夫の仕事を助けている者が多数ある． （長岡加藤治）

［参照文献］
石松量蔵「盲人とキリスト教の歩み」日本盲人基督教伝道協議会　昭和34.
石松量蔵「盲人伝道百年史」

民間信仰

民間信仰のなかに，盲人が関与する歴史と現代性をもつものとして知られる巫女がある．巫女といえば，今日もミコと呼ばれて，神社に奉仕する女性職員もある．神楽を舞ったり，神札・守札を授けたりするだけだが，平安時代末期の風俗資料である「新猿楽記」には，当時の巫女の職分について，卜占・神遊・寄弦・口寄と記している．巫女にはさらに記紀にまでさかのぼる古い歴史があって，元来は神の託宣を人間に告知するのが本務であった．祭祀と政治が密接であった古代の祭政政治時代には，その神聖な技能のゆえに，大きな社会的支配力をもっていた．

神社に所属したミコのほかに，民間に散在して霊語を述べ歩き，または家の祭にかかわった女性で，ミコとかイチ，イチコと呼ばれる人たちがあった．口寄せ・歩きミコ・梓ミコなどともいわれた者たちである．口寄せという語は，平安時代末期，藤原頼長の「台記」1155（久寿2）年の記事にも見え，冥界にある神や死者のことば，あるいは生きて遠国にある者の消息を仲介して語り聞かせることである．諸国を旅したので歩きミコといわれ，梓弓をはじいて，生霊や死霊をおろす呪文を唱えながら自己催眠にはいるので，梓ミコとも呼ばれた．江戸時代初期の風俗絵師岩佐又兵衛が描いた職人図巻の1に，弓をはじく巫女の図があって，当時，名もない民衆の不安と期待に応じた諸職の一つとして，多くの支持層があったことが知られる．事実，江戸時代に京では北野等持院付近や，大原ミコといって大原に定住していたミコがあった．江戸では亀戸，大坂では天王寺村，また，丹後の与謝郡城東村もミコの定住地であり，信濃巫女といって諏訪を本拠とする者もあったし，上州高崎にもアガタミコと呼ばれる者がいた．

各地のイチコが次第に姿を消してしまったなかで，古くから奥州でイタコといって，多くは盲目の女であった者の系統が，いまも青森，秋田，岩手，宮城などの諸県に，イタコとか，オカミン，ワカサマなどと呼ばれてわずかに残っている．一方，琉球でも神職の巫女をノロ，民間の巫女をユタと呼んで区別しつつ遺風を残している．ユタというのも，イチコ，イタコと関連のあることばであろうと考えられている．

津軽のイタコの現状を述べると，失明した娘はイタコにでもしようという親の計らいで，師匠取りをして住み込む．飯たき，ナワない，ムシロ織りなど，日常の家事を手伝い，その合い間に師匠から口授を受ける．まず中祓い，祈祷祓い，邪気祓いと祓いを教わり，次は神おろし，オシラ祭文，次にマジナイの仕方で，これが終ると口寄せになる．弟子入りの間は，米，ミソから炭，薪までいっさいを親が負担する．数年たっても覚えが悪く，見込みのない者は親元へ帰される．最後に神秘的な神憑けの儀礼が行なわれる．師弟2人きりで7日間密室にこもり，さまざまな秘法を修めて神の体になるという．これで師匠から許しをうけたことになる．終って同門の弟子や親類を招いて披露をし，初めて1人前のイタコとしての資格が認められ，客をとることができるようになる．

「仏降ろし」をする恐山のイタコ

イタコは病気の祓い，吉凶の占いもするが，春秋の彼岸に招かれて仏おろしに歩く．部落に宿をとり，老婆たちが集って聞く．秋田では，死者があるとすぐ仏おろしをして，その口開きで葬送の支度をするというが，津軽では，死後100日たたぬと仏はおりてこないといわれている．イタコは九重の守りを入れた丸筒を背負い，イラタカの珠数をすり，弓はじきなどして独

得な抑揚で仏おろしの文句を唱え終ると，死者の口寄せが始まる．耳を傾ける老婆たちは，それぞれあの世からの懐かしい肉親の声を聞いて，その口説に涙を流すのである．

旧暦4月16日（いまは新暦の同じ日）に行なわれる弘前市の郊外久渡寺のオシラ講で，イタコは神おろしをして，世の中占い（その年の農事の豊凶の告げ）をする．オシラさまというのは，東北各地に残る民間信仰で，桑の木に馬や鶏，人面などを刻んだ1対の神体を，家の神として祭るものである．イタコは春秋にオシラさまを祭る家から招かれて，その司祭もする．これをオシラさまを遊ばせるといい，このときオシラさまを手に取って振り動かしながら，イタコが唱えるのがオシラ祭文といわれるきまん長者物語などである．

こうして，民衆の信仰生活に密着したさまざまの職能をもつイタコは，各部落の家々に招かれて回り歩き，また，津軽郡内の代表的な神社の祭礼などで，群衆を前に仏おろしなどをして，旧暦11月23日で弓納めをするという．中でも毎年旧暦6月23日の地蔵会には，北津軽郡金木町川倉にある賽の川原の地蔵堂の周辺に，多数のイタコが集まって小屋掛けをして客をとる．これをイタコマチと呼んでいる．ここにお参りして，死んだ肉親の霊を弔う人びとの頼みに応じて，仏の口寄せをする光景が，古代の民間信仰をまざまざといまに再現するものとして，学界やマスコミの話題を賑わしている．しかし，近年はイタコの数もめっきり少なくなり，その後継者もないままに，衰えていくのを如何ともしがたい．なお，青森県下北半島の霊場恐山は，死者の霊魂が集まる所という信仰が昔からあって，地獄・極楽といわれる聖地もある．毎年7月20日から5日間行なわれる祭典には，津軽や南部のイタコが恐山の中心をなす地蔵堂の周囲で，参詣人を相手に，死者の口寄せをするのも奇観として知られている．（森山泰太郎）

津軽のイタコの口寄せ

家庭生活

家族

家庭はこどもを育て，家族を保護し，心とからだに休養と安定を与えるものである．家族に盲人がいる場合，ともすれば盲人を差別して取扱い，家族が融和しにくく，暗くなりやすい．したがって，家族の中でわけへだてをしないことが第1であって，協力や援助が自然になされることが必要である．家族の生活は，まず何よりも明るく楽しくなければならない．その中で盲人に対する暖かい心づかいが生きており，希望と信仰のふんいきに満ちていることがたいせつである．

〔盲人に対する家族の態度〕①常に明るく敬愛をもって接する．②安全に対する注意を怠らないこと．たとえば，家具，調度品などを通路や廊下などに置かないこと．③障子，ガラス戸などは，一定の形で開閉し，家庭内の物の配置や家の構造が，盲人の認識の中にはっきりととらえられるように注意すること．④テレビ，新聞，雑誌などの話題を説明したり自然の風物やその変化に親しませたりして，家族の中で共通の話題や趣味を育てること．⑤旅行などの体験を豊かにさせること．⑥過保護に陥らないように注意し，盲人にもその家族の一員として，できるだけ責任と役割を与えるようにすること．

〔家族に対する盲人の心得〕①家族に対し快活でユーモラスに接すること．②ものごとをつとめて善意に解釈し，度量をもつと同時に，感謝の心を忘れないこと．③できることは自分から進んで行なうこと．盲人は家族に負担をかけることが多いから，積極的に家族の中の責任と役割を果たすよう努力すること．④日常生活の中で，家族と共通の話題，共通の楽しみをもつように心がけること．

盲人と家族との関係にまず必要なものは，理解と愛

情である．家族の中に盲人があっても盲人であることを忘れてしまっているような家族であることが望ましい．

〔宗教的ふんいき〕 豊かな物質も行届いた社会福祉も，それだけでは障害者が心から幸福になることはむずかしい．霊的に救われなければ真の幸福はないといえる．ここに信仰の必要がある．盲人自身が正しい，よい信仰をもつとともに家庭が宗教的ふんいきで満たされていることが望ましい．

〔非常時に対する心得〕 ① 安全が常に第1に考慮されること． ② 住居はその周辺にがけがあったり，袋小路になっていたり，水の危険があることはつとめて避けるべきである． ③ 非常口を数ヵ所決めておき，盲人に十分に体得させること．また，可燃性のものを火の近くに置かないこと． ④ 消火器，水を張った消火用バケツなどの用意を怠らないこと． ⑤ 大金は銀行などに預け，戸締りには盲人もよく慣れるようにすること． ⑥ 非常持出しをはっきりしておくこと． ⑦ 家の構造は，できるだけ平屋がよく，耐火，耐震であることが望ましい．また，出入口は引き戸の方が盲人には便利である．ドアの場合は，外開き型にする方が安全である．

〔盲の発生と家族〕 富裕な恵まれた家族にも盲人は出るし，貧困な家庭にも盲人は生まれる．しかし，不衛生のためや，医療が不十分なために盲人を出す家庭も少なくない．眼疾のある者は，できるだけ早く，信用ある医師の診断を受け，治療することがたいせつである．特に症状が進行性のもの，伝染のおそれがあるものは，ためらうことなく適切な処置をしなければならない．迷信や邪教や民間療法を過信して，取返しのつかなくなる者もいる．このためにも，家族の協力や理解が必要である．また，血族結婚からは盲が発生するおそれが大である．また，盲・ろう・精薄・肢体不自由など2重，3重の障害をもつ盲人も少なくない．これらは遺伝によるものもあって，盲の発生を未然に防ぐためにも，慎重に考えられるべきことである．

それとともに，これらの人びとは親の保護下にある間はともかく，それ以後家族の世話になるということは，本人のためにも必ずしも幸福とはいえない．こうした人びとに少しでも幸福な生涯が送られるようにすることは，国家社会の福祉問題として強く要求されるところである．

近年，老人になって失明する者が多いことが，一つの社会問題になりつつある．盲の老人は，一般に戸外に出ないので，それほど社会の注目を浴びなかったが，今後における老人福祉の問題の一つである．

戦争や血族結婚が数多くの盲人を生み，老齢が多くの失明者を生ずることを思えば，盲の発生も社会の連帯責任というべきである．盲人に対する保護や教育や福祉を進めると同時に，盲人の発生をできるだけ防止することにも努めなければならない．そして，その啓発に努力しなければならないのは，盲人自身とその家族である．

盲人は目に対するあこがれをもっている．特に中途失明者はこの傾向が顕著で，ときにはそのために自殺を企てる者さえある．このような心情を理解し，慰め励まして生きるのも，盲人をもつ家族の責任であることを忘れてはならない． （河野憲利）

〔参照文献〕

河野憲利「あなたの両眼をいくらなら売りますか」昭和36

生計

一般に盲人は，その動作が不自由なため，職種も少なく収入の乏しい者が多い．今日のように生存競争の激しい社会では，盲人の生計には困難な問題が山積している．

盲人にとって，生きることはなかなかきびしい．あんま・はり・きゅう師，音楽家，牧師，教師，農業，商業などに従事して，りっぱに生活を営んでいる盲人もあるが，生活保護に頼ってようやく生活を営んでいる者が多い．特に昔から盲人の専業のように思われてきたあんま・はり・きゅう業も，晴眼者のこの分野への進出や，交通難の問題，健康保険制度の適用の問題などが重なって，盲人の生活圏が次第に圧迫されつつある．

〔あんま・はり・きゅう業と盲人〕 現在，盲学校の理療科卒業者の大多数は，あんま・マッサージによって生活しており，はり・きゅう専門で生活できる者はわずかであるといわれる．また，限られた少数の盲人だけが，盲学校教員やその他の職業についている．したがって，わが国の盲人の生計の基礎は，あんま，マッサージ業が主であるといってもよい．1964（昭和39）年の調査によると，わが国の人口5万人以上の都市における勤労者の標準世帯（夫婦とこども3人）の平均月収は約5万5000円であった．

あんま業者がこの程度の月収を得るためには自家営

業であっても，少なくとも1日平均5人以上の患者に施術しなければならない．しかし，施術料金は地域によって差があり，しかも時期によって繁閑の差が激しく不安定であり，1日のうちでも手待ち時間が多く，また，夜間に施術する機会が多いので，生活の上では不利益な点が少なくない．さらに営業上の必要経費を控除したり，福利厚生施設や有給休暇制の皆無，諸種の社会保障の不備などを考慮すると，盲人の生計を営む条件はきわめて不利であるということができる．ことに被庸者である場合はさらにみじめである．

〔生活設計の必要〕 社会保障や福祉政策は，今後，次第に充実するであろうが，盲人自身が，自らの自覚と努力によって，生活の安定を図るようにしなければならない．ことに盲人は給料生活をする者が少なく，大多数がその日その日の現金収入によって生計をたてている．しかも，盲人の家庭では，戸外の連絡に電話やタクシーに依存することが多いとか，日常の所用に人を頼むことが多くなりがちであるから，晴眼者の家庭に比べ，経済的出費がかさむものである．必ず収入に対応した支出計画を立て，家計簿をつけるなど，むだのない生活設計を考える必要がある．

〔福祉施策の方向〕 身体障害者に対する社会保障や福祉対策が次第に進められる傾向にあるが，特に盲人に対しては，日本盲人福祉委員会，日本盲人会連合を中心として，次のような点が政府および社会に要望されている．①盲人に対する諸種の免税点を引上げること．②障害の程度に応じた，十分な年金制度をつくること．③盲人ホームやコロニーの施設を整えること．④盲人家庭に対するホームヘルパー制度をつくること．⑤盲人の職種のいかんを問わず，電話を優先的に架設することなどである．

また，あんま・はり・きゅう業の分野に，最近，晴眼者の進出が目立っていることから，業権擁護についての要望も高まっている．一方，これらを営む盲人自身も，今後の経営の合理化という観点から，法人化の問題も考えなければならないであろう．盲人に対する新らしい職業分野の開拓も，近年とりあげられつつあるが，これらに対する積極的な研究，指導，開発が望まれる．憲法第27条によれば，すべて国民は勤労の権利を有することになっているが，盲人に対する雇用の拡大，能力の開発，そして，あらゆる職業分野への進出の機会を与えるよう制度の改善や施設の充実が望まれている．（河野憲利）

［参照文献］

岩田音吉「あんま営業談義」点字毎日　昭和40年4月11日号から10回連載

恋愛

盲人も人間である以上，恋愛は当然起こるものである．その契機や人生に与える影響については，盲人の生活の特性から考えて，より深刻なものであるといえよう．

〔恋心〕 一般的にいって，盲人，特に盲女子に対しては，社会の理解が乏しく，盲女子をもつ親自身でさえ，盲女子には恋愛や結婚は縁のないもののように考えがちである．ヘレン・ケラーはベル（A.G.Bell）に次のように語っている．「わたしだって時々は，愛ということを考えてみないこともありません．でもけっきょく，愛なんてものはわたしにとって手を触れることを許されない花のようなものです．でもベル博士，時々その花のにおいがすれば，わたしだってその庭を美しいと思いますけど」．第三者が見れば，こんな人がと思うような身体障害者であっても，恋心がないということはできない．

〔恋愛媒介の要素〕 盲人の場合，相手を見ることによって恋愛が生まれるということがないから，いきおい他の要素が恋愛の媒介となるといえよう．

⑴聴覚：美しい声，はきはきしたことば，上品な話しぶり，落着きを感じさせる声，やさしさを思わせる声，そしてその人の所作から生ずるふんい気，これらは聴覚を通して盲人の心をとらえる．人に接する場合，その声は，何といっても盲人にとっては，その人を推察するたいせつな要素である．

⑵触覚：バンデ・ベルデが，「おそらく性的感情にとって，どの感覚よりも触覚は重要である」といったように，触覚は性の問題としては重要かもしれない．しかし，盲人にとって恋愛媒介の要素としては，触覚は聴覚に遠く及ばない．触覚は聴覚ほどに，デリケートに人がらを感じとるものではない．

⑶嗅覚：よい香をたくとき，高雅な感じが漂うように，化粧の感じや体臭などは，盲人にその人の人がらを想像させる要素である．

要するに，視力を失っていても，盲人は残存能力を発揮して，少しでも正しい認識を得ようと努力して生きているのである．

しかし，人間の心が結びつくのは外見や感覚的な要素によってだけではなく，もっと深い心と心の触れあ

いによるものである.

〔恋愛の困難性〕 社交的機会に恵まれず，交通に制限を受ける盲人にとって，恋愛のきっかけは少ないといえよう．また，容ぼうの美は目にあるともいう．盲人が恋愛の相手にされにくいのは，やむをえないことである.

しかし，盲人の家族，友人，盲教育者など，その周囲にある人は，盲人にもよい恋愛が芽ばえるように，そして健全に育つように援助することが必要である．盲人同士あるいは盲人と晴眼者の間に，健実な恋愛が育ち，りっぱに実を結んでいる例も少なくない．真の恋愛は，身体障害者であろうとなかろうと，人格やその精神をもとに深まり育つものである.

恋愛は必ず結婚を前提にすべきものとはいえないかもしれないが，いちど生じた恋愛は，できる限り結婚にまで到達するよう，援助することが望ましい．特に盲人の場合，交際の相手が限定されやすいから，恋愛のきっかけが生じたら，それをたいせつにすべきである．もし，恋愛を失うことになれば，それによって受ける打撃の深さは，とうてい晴眼者の比ではない.

〔社会問題として〕 肉欲や遊びの対象として，よく盲人が犠牲になることがある．特に盲女子のあんまが旅館などで誘惑されやすいということは，大きな社会問題の一つである．身体障害者に対する社会的認識が低いといわれるわが国では，盲人の幸福も盲人だけの問題ではなくなってきている．社会保障制度や福祉対策が充実してくれば，盲人も従来より生活が安定するであろうし，いろいろな職場に進出する機会も生まれてくるであろう．それだけに盲人が理解されるようにもなる．そして，このことは，盲人の恋愛や結婚を支えてくれる新しい要素となるのではなかろうか.

（河野憲利）

［参照文献］
河野憲利「あなたの両眼をいくらなら売りますか」昭和36
岩橋武夫監修「ヘレン・ケラー全集」 三省堂 昭和12

結婚

結婚は人生の重大事である．それは当事者の一生を左右するだけでなく，その子孫にまで関係するからである．配偶者を選ぶに当たっては慎重でなければならない．一般的には，健康，人格，教養，家庭事情などを考慮すべきであろうが，盲人の場合は互いの理解はもちろん，眼疾遺伝の有無などを調べる必要があろう．すべての盲人が遺伝的要素をもっているわけではないが，盲人は結婚の相手が限定されやすいから，特に注意すべきである.

〔相手を選ぶ〕 世間には盲人と生活することは不便だろうから，という単なる実生活面の感じからだけでなく，何とはなしに，身体障害者に嫌悪の念をもっている人がある．そういう人とは結ばれない方がよい.

同情結婚と呼ばれるものがある．「こんな人のために生涯を捧げる人こそ，真のヒューマニストである」とか，あるいは一種の英雄的感情から盲人と結婚する人もある．一時的な感傷や他からの勧誘によったのでは，長続きしないのが普通である．かつて失明軍人と結婚した人で，戦後簡単に別れてしまった例もある．盲人の結婚には，盲人に対する正しい理解がなければならない.

盲人の配偶者には，世間ではよく「心の優しい人を」といわれている．しかし，それだけでは盲人との生活というきびしさに耐え得ないことも考えられる．むしろ，男まさりといわれるような人の方が，結婚に成功している例も多い．また，盲人だからといって，相手の美ぼうを好まぬわけではないが，実際的問題としては，心の良さや，声の美しさによりひかれるといえよう.

教養の豊かな配偶者を得るに越したことはないが，だれにでもそれを求めることは容易でない．しかし，せめて新聞が読め，手紙の読み書きができる人でないと，現代に生きていくことはむずかしい.

盲人の配偶者として，生涯を共にするほどの人は，何より労をいとわぬ人でなければならない.

〔盲人同士の結婚〕 これは相手を得るにも容易であり，精神的には互いに気楽さもあると思われる．ある盲人同士の夫婦は「盲人同士であるから愛情が深い」といっている.

しかし，現代のように生活が複雑になり，世相のきびしいとき，どちらも全盲では一家の維持経営に困難なことも多かろうと思われる．また，生まれてくるこどものことも考えなければならない．育児のむずかしさもあろうし，こどもたちが大きくなるにつれ，両親が全盲であることから受ける，いろいろな負担もあろう．このことを考えると，全盲同士の結婚は，できるだけ慎重に考慮すべきである．ただし，双方ともに収入が多く，よい手伝い人があるとか，夫婦のどちらか

に母親や姉妹などの援助があれば，それほど問題はないと思われる．また，双方の結びつきが深い恋愛から生じている場合は，やむを得ないであろう．

〔全盲と半盲の結婚〕 夫婦のどちらかが読み書きができ，育児，外出，旅行の介添者になれる程度の視力をもっておれば，生活のうえで大変な助けになろう．でき得れば盲人は視力のある人と結婚するに越したことはない．

〔盲人と他の身体障害者の結婚〕 障害者同士が助けあって生きることは，好ましいことと思われる．しかし，重い身体不自由者と盲人が結婚すると，双方の生活負担は重い．また，盲人は聴力を非常に必要とするから，ろうあ者や難聴者と結ばれることは，避ける方がよい．障害者同士が夫婦になって，いたわりあって生活している事例は多くあるが，双方の障害の程度を慎重に考えるべきである．

〔助言者の必要〕 現実の問題として，結婚の相手は予想できない．男の盲人はもちろん，盲女子もりっぱな晴眼者を配偶者にしている人も少なくはない．盲人自身もまた，ひとりの人間として望ましい結婚ができるように，絶えず自己を磨かなければならない．ただ，盲人の結婚を考えるとき，身近に適切な助言者や指導者がいることがたいせつである．

〔盲女子の結婚問題〕 盲女子については，男の盲人の場合よりもいっそう困難な問題がある．男の盲人は生活能力とある程度の資産を持てば，晴眼の女性と結婚する例が多い．しかし，盲女子は家庭に入れば，育児や家庭生活の負担があることから，一般にその結婚が困難視されがちである．

フリードリヒ・ツェヒ(Friedrich Zech) 著「盲教育及び教授」の中に「盲女子の結婚は，いかなる場合においても望ましからざるなり．盲女子は妻として，あるいは母として，その義務を完全に尽すこと能はざるなり．世人はこれに対し，その結婚については，これに警告を与え，またこれを防止する義務を負わざるべからず」と述べられている．これは盲女子の人間性を全く無視した説であって，今日は通用しないことはいうまでもない．しかし，盲女子の結婚は，男の盲人に比して結婚から派生する困難と負担が大であるから一概に否定もできないし奨励もできないといえよう．

盲人でありながら，妻として，母として，また教師として，りっぱにその役割を果たした盲女子の指導者・斉藤百合（1892〜1947）は次のようにいっている．「盲女子の結婚論に反対するならば〝主婦となるためのりっぱな教育を施して結婚させてみたが，主婦として，はなはだ不適当であるという多くの実例が出た〟という場合に限り反対すべきである．少なくとも，りっぱな盲教育を施さないでいて，その結婚に反対するというがごとき不合理を，教育者はおかしてはならない」．

将来，家庭教育や学校教育だけでなく，社会福祉の分野においても，盲人の成人教育や，職業・生活についての訓練などが適切に行なわれるようになれば，盲女子の結婚難はある程度解決されるであろう．ただ，見落してならないことは教育の力は偉大であるけれども，すべての盲女子を結婚可能にするわけではないということである．結婚でき得る盲人が増加したとしても，そうでない盲人も若干残る．そこには，社会保障や福祉政策がなければならない．西欧諸国では，盲人に対する福祉が進み，盲人のための計量器，学用品，医療器具などに至るまで盲人の日常生活を便利にする機械・器具の考案や作成がなされている．盲人の生活を具体的に進めるものが，政治や社会の中に実現されなければ，盲人の幸福は達成できないものであるといえる．

〔結婚がすべてではない〕 結婚することによって，得がたい人生を築く人もあれば，結婚しないことによって，独自の人生を築く人もある．特に人生の幸福をすぐに結婚と結びつけて考えてしまうのは早計である．

ある盲女子は，その手記に次のように述べている．「結婚はたしかに人生の重大事であるし，結婚することは，人間として自然な生き方であろう．しかし，わたしたちには，盲というハンディキャップがある．いたずらに結婚にこだわって自からをみすみす危険に導いてはならない」．

盲人に限らず，身体障害者の結婚は，長い見通しに立ち，慎重に考慮して決めなければならないものである．

〔盲と遺伝の問題〕 盲人やろうあ者には，遺伝的素因をもつ者がある．結婚に当たっては，遺伝のおそれのあるものは，優生手術を受けることが望ましい．

身体障害者であることの負担や損失を，子孫にまで受継がせてはならないと考えられる．自分以後の世代に身体障害者が出ないよう，努力すべきである．

1963（昭和38）年に血族結婚と盲の遺伝について河野憲利が行なった調査の結果は下記の通りであった．（河野憲利）

〔参照文献〕
河野憲利「あなたの両眼をいくらなら売りますか」昭和36.
河野憲利「血族結婚の弊害について」昭和40.

表1　両親の血族結婚と盲児発生の関係（ある盲学校での面接調査）

	調査人数	両親の血族結婚の関係				
		いとこ	いとこ半	再いとこ	その他	計
人数	168	52	5	7	2	66
%	100	30.95	2.97	4.17	1.19	39.28

表2　全国の盲ろう学校在籍者（盲学校74校・ろう学校104校）についての調査

		在籍人数	調査人数	両親の血族結婚の関係とその数					
				いとこ	いとこ半	再いとこ	その他	血族であるが分類不明	計
盲	人数	9,654	9,028	1,233	116	135	107	34	1,625
	%		93.5	13.66	1.16	1.49	1.18	0.37	17.86
ろう	人数	17,512	15,997	2,294	231	345	537	23	3,430
	%		91.4	14.34	1.44	2.05	3.36	0.1	21.29

育児

盲人の家庭で，こどもを晴眼者の家庭と同じようにのびのびと明るく育てるには，相当の努力が必要である．両親の視力の程度によって，育児のうえでも，親としての苦労に差異があると思われる．

〔夫が全盲で妻が晴眼の場合〕 夫はもっぱら家計を支える努力をすればよいと思われる．しかし，妻の側には，夫の世話とこどもの養育と2重の負担がかかるから，夫は努めて妻に負担をかけないよう心がけるべきである．また，こどもが母親中心の生活に陥らないよう，父親とこどもとの関係を，正しく育てる注意が必要である．

〔夫が全盲で妻が半盲の場合〕 妻の視力の程度にもよるが，前の場合と同じように考えてよい．しかし，視力が著しく弱い人は，ヘルパー（手伝い人）の必要がある．

〔夫が晴眼で妻が全盲の場合〕 このような夫婦も現実にはかなりある．この場合は，夫の側に相当の育児の負担がかかるであろう．しかし，育児というものは，夫婦が苦難を共にしながら，愛情を尽す中で行なわれるものである．両親の心のもち方が，こどもの人間形成のうえに，いかに深く影響するものであるかは，はかり知れないものがある．夫は自分の仕事を果たして，なお妻を援助する努力が必要である．夫妻いずれが盲であっても，育児の問題は，基本的には親の人生態度にあるのではないかと思われる．

〔夫婦とも全盲の場合〕 盲人と育児について考えるとき，この場合が最も問題となる．全盲夫婦でも，入浴や授乳など，いっさいを注意深く行なって，りっぱに育児をなしとげている者も少なくない．全盲夫婦では，両者ともあんま・はり・きゅう業で働いている例が多いから，家業のうえから，育児への配慮を怠らないようにすべきである．全盲夫婦の場合，特にこどもが自由に行動するようになると，その安全を確認することに困難が多いから，できれば，ヘルパーを求めておくべきである．しかし，現実には多くの全盲夫婦が，晴眼者の夫婦に劣らず，育児をなしとげているのであるから，盲人の育児には困難はあっても，不可能ではないといえる．

全盲の母の育児

〔盲人の育児上注意すべき事例〕

(1)おむつのとり替え：おむつの汚れていない端の部分から，おしよせるようにふいていく．手の感触で手を汚すことなく替えることができる．おむつは，予備を十分に用意することが必要である．

(2)入浴：乳幼児の両耳を押えるのに，指が届かない場合には，綿をつめておくことが安全である．

(3)人工栄養：乳の温度や乳びんの量の目盛りが読め

ないから，乳の温度については，必ず授乳の直前に親が飲んでみること．また，味や重さの感じによって，濃度や分量を知るようになることが必要である．

(4)離乳後：乳幼児がひとりで食事する時期になって最初に困るのはさじがじょうずに口に入らぬことである．また，いろいろなものを見さかいもなくつかむので，この点も特に注意しなければならない．

(5)はったり，歩いたりする時期：はい回るとき，たたみの上にあるものを，何でも拾って口に入れるおそれがある．また，乳幼児の動き回るあとを追って急ぐと，誤って踏みつける危険もあるので，よく注意しなければならない．物を持って遊ぶようになると，家の中にあるものを，何でも持去るので危険な場合もあるし，盲人の親としては，それらを捜すのがたいへんである．ことばがわかるようになったら，危険なものについて特別に注意し，こどもにも十分にそれを教えこむようにしなければならない．

要するに，いろいろな困難はあっても，現実に即して注意深く育てれば，こどもはひとりでに生活の力を得てくるのである．こどもの中に育ってくる能力を正しく伸ばすことに意を用いて，過保護に陥らないようにしなければならない．こどもが育つのは，こども自身のもつ生命の力によるものである．愛児のために考え，学び，実行し，反省しながら，適切な育児をしたいものである．育児には，家庭生活が直ちに反映するものであるから，両親が非衛生，不合理な生活をしながら，育児だけを正しくすることはできない．家庭生活がつくり出す総合文化の結晶が育児であるといえよう．
(河野憲利)

家庭教育

盲人の家庭におけるこどものしつけ，あるいは家庭教育というものは，原則として一般の家庭の場合と何ら異なるものとは思われない．しかし，特に留意すべき点はある．

〔家庭生活を通して〕 こどもはできるだけ明るく，のびのびと育てなければならないが，そのためには，家庭が常に明るくなければならない．またこどもは親にとっては，かけがえのないたいせつな生命であり，生きがいであるといえる．親の正しい愛情によって，りっぱに育てる努力をしなければならない．盲人の親といえども，こどもの心身の発育に正しい知識や理解をもち，こどもの全人的成長と，その才能の啓発を願わねばならない．親として特に留意すべき点は，

(1)親が身体障害者であるということで，こどもがひけ目を感じないように配慮すること．こどもの服装や所持品，学用品などは，質素であっても，きちんとしておくこと．

(2)親自身の身なりや，身だしなみを整えること．こどもに対して，清潔感をもたせる親であること．親自身の生活態度は，そのままこどもの生活態度につながるものである．

(3)盲人家庭は特に清潔を保つことに留意するとともに絵画，置物，その他装飾を忘れないようにし，また，家の周囲に盆栽をおき草花を植えるなど，常に美しい環境を保つように心がけたいものである．

(4)家族が共通の話題をもち，真に理解しあうこと．ラジオやテレビなどを利用して，感動したものを素直に話合って心の交流を図ること．また，親子そろって旅行や社会見学などの機会をもつこと．

(5)こどもに自発的に学習する習慣をつけること．特に小学校低学年のうちにこの習慣を養うことが必要である．文字を教えたり，学習を見てやることは，失明の親では困難であるから，できれば信用できる人に依頼する必要もあろう．

基本的な生活習慣は，当然，家庭においてしつけておくべきであるが，こどもの社会性を養うために，幼稚園または保育所に行かせることも必要である．

妻の目をかりて習字を指導する盲目の父

(6)学校と家庭との連絡を怠らないこと．両親とも盲人である場合は，学校参観などに困難もあろうが，何らかの方法で努力すること．親同士が望ましい人間関係をつくることが，こどものためにも必要である．

(7)こどもの友だちに，なるべく多く会って，その人がらを知ると同時に，自分から進んで，盲人を正しく理解してもらうように努めること．婦人会，こども会などの行事にも，できるだけ参加することが望ましい．

(8)こどもの家庭教育については，母親の役割が非常に大きいので，父親が盲人である場合よりも，母親が盲人である場合の方がより問題がある．母親が盲人である場合には，特にこどもと過ごす時間を多くもつよう努力する必要がある．

(9)人間は外見によってきまるものではないことを，親自身も日常生活の中で実証し，こどもにその確信をもたせること．それによって，盲人の親を信頼し誇りに思う心が，こどもに養われることがたいせつである．

〔盲児の家庭教育〕 盲児に対して親は，ともすれば盲目的な愛情を注ぎやすい．盲児は家庭においても，できるだけ普通児と同様に扱い，努めて多様な体験をもたせるようにしなければならない．すなわち，盲目であっても，活動力，行動力のあるこどもに育てるよう努力することが必要である．そして，なるべく早い時期に盲学校などを見学して，盲教育のあり方を理解しておく必要がある．（河野憲利）

家事

料理

〔盲人の食生活〕 盲人の日常生活上，食事は最も重要な位置を占めている．目の見えない者にとって食物に対する欲望は人一倍強く，視覚以外の感覚─味覚・触覚・嗅覚・聴覚を強く刺激する．

しかし，大多数の盲人は自分で食物を作る方法を知らないし，また，作ってみようともしない．つまり，料理などはできないものと，思いこんでしまっているからである．ことに先天性盲人においては，幼少のころから家族の過保護に陥り，あるいは，全く無理解のまま放任された状態にあるため，日常生活を自分で行なうことができない．たとえば，マッチのすり方一つ満足にはできないのが大多数である．後天性の盲人

料　理

も，失明によって受けた精神的打撃から，もはや自分は何もできない人間になってしまった，という先入観にとらわれ，自ら積極的に行動しようとする意欲に欠けている者が多い．

このため，生活は陰気となり，他人への依存心が強く，自立性が見られない．したがって，食生活への欲望は強くても，自ら食物を調理してみようという意識が乏しい．

〔料理法の意義〕 盲婦人の中でも，特に家庭の主婦やこれから結婚したいと望んでいる未婚の盲女性は，料理法を習得したいと希望している．日本ライトハウスでは，大阪盲人福祉協会と協力して，古くから盲婦人のための料理講習会を催していた．また，京都ライトハウス，その他でも，指導を行なっているようである．さらに盲学校の家庭科においてカリキュラムを組んで教えている．

盲婦人たちは，教師の適切な指導と特別な配慮によって，包丁の持ち方，野菜の刻み方，こんろの扱い方，味付けの仕方など，基礎的なコースから順次複雑な調理法を習い，これを各家庭で実地に応用することによって，食生活を改善するとともに，創造的な喜びを知り，大きな勇気と自信をもつことができるようになった．ことに，それが直接，家庭の食生活を豊かにするものだけに，日常生活全体が非常に明るく楽しいものとなっている．

また，自分で献立をする場合，栄養と経済の両面を考えて買物をすることとなり，家計の節約を図ることができ，保健上にも大きなプラスとなる．こうした献立の作成や食品の選択，自分で買物をし，料理を作ることは依存心を少なくし，自主・独立の精神を高めることになる．さらに家族への思いやりや，来客に対する暖かいもてなしも自分でできることになるので，人間性を豊かにし，人間関係，社会関係に対する正しい理解を深めることにもなる．

〔料理習得の方法〕 料理を学ぶには，まず料理することの興味と喜びをもつことがたいせつである．そして，盲人にとって最も安全な方法で扱いやすい材料から習得する必要がある．そのためには，材料の選択，用具・器具の扱い方，特に火気に注意し，計量方法，調理温度の測定などを実物によって学ぶ．

料理の順序としては，岩橋キヲが多年にわたって研究したところによると，まず煮出しじるから，ばらずし，いなりずし，巻きずしを学び，次にどんぶり物，まぜごはん，吸い物，しる物，くし焼き，あえ物に移

り，カレーライス，オムレツ，サラダなどの洋食，サンドウィッチに次いで八宝菜，焼そばなどの中華料理もひと通り進む．さらにアイスクリーム，ケーキなどのデザート類も習い，シーズンごとに季節料理，年末にはおせち料理に至るまで，六十数種の料理を作ることができるようになる．

日本ライトハウス職業・生活訓練センターでは，生活訓練の科目として，男女とも「食物」についての基礎訓練を行なっている．それには，調理の目的，計量，調理用具，食器，熱源，調理の手順と注意，材料の切り方，用具の使用法と手入れ，栄養素，食品群別の栄養と摂取量，献立の作り方，食品の保存などについて指導し，日常食の調理実習を行なっている．

〔料理習得上の注意〕 盲人が料理を習得するには，常に材料・用具・調理法について正しい理解と慎重な態度が必要であることはいうまでもない．また，これを指導する側も視覚の欠陥からくる危険性，不利な条件を避け，安全性を保つためのきめこまかい配慮と設備が求められる．

先天性の盲人には，材料の内容や用途，形態や色彩などを十分教え，その切り方にしても，みじん切り，短ざく切りなどの名称と形態を一つ一つ手にとって，理解させる必要がある．また，フライや天ぷらをあげるときは，特に危険であるから，ガス器具の使用法を学び，なべのふちには浅いざるを添えるなど，油がはねても直接手に当たらないくふうがなければならない．液体や調味料などは計量カップ，スプーンなどを使用するが，材料の場合は手でさわるとか手のひらにのせてみるとかして，その形態や目方を知る．火加減については材料の種類，分量によってそれぞれ異なるので，一つ一つについて学びとることがたいせつである．

その他盲人に対する特別な注意としては，① 自分の頭髪，手指，服装，材料，食器ならびにでき上がった料理の品も清潔にし，衛生に注意すること．② 水，燃料，調味料を節約するとともにその利用法をくふうすること．③ 食品の良否を鑑別する能力を養うとともに，その栄養価，時価についても常に研究し調査すること．④ 作業の順序，用器具類の配置を能率と安全の両面から考慮し，時間と労力の節約を図りながら，秩序よく安全に活動できるようにすること．⑤ 用具類の位置の確認と利用法，味付け，盛りつけ，食事の仕方やマナーを学ぶ．⑥ あと始末や食品の保存をおろそかにせず，清潔に整理し，次の作業にとりかかりやすくすることなど，よく訓練を重ね，その結果を手順ごとに評価し，他の訓練科目との関連を考慮する必要がある． （山田浅子）

［参照文献］
岩橋キヲ「盲人用料理の手ほどき（点字版）」日本ライトハウス 昭和30

洋裁

〔盲人の衣生活と洋裁〕 盲人の衣服の経済性を考えるとき，どうしても洋裁の知識を求め，自らの手で作る必要がある．目が見えなくても，まず，手近かな修理，更生から始め，進んでは，新しい布からの製作も可能になる．

盲人にとっては，最初ミシンの構造を学ぶことによって動作が慎重になり，機械操作の練習によってその適応性が次第に強まる．さらに，作業順序の研究によって計画性が養われる．また，洋裁を通して身だしなみを整え，創造の喜びを知り，次第に自分の能力に対する自信を得，家庭生活を豊かに明るくすることができる．

〔ミシン作業の習得方法〕 ⑴基礎練習：①ミシン各部の相互に連結した構造と動きを手で探ることから始め，②糸を使用せずにハトロン紙を縫い，足踏み練習（逆回転しなくなるまで続ける），③さらにハトロン紙で縫いしろをそろえる（裏からさわれば針穴によって自分で確認できる），④上糸の通し方（糸通し器を使用），⑤下糸の通し方を練習する．

ミシン作業

⑵ぞうきん縫い：四角な布を徐々に中心に迫まって行くやり方で，角の縫い方や左手で布をあやつる方法また，右手で縫い目と縫い目の幅を計る方法の練習．

⑶ひも縫い：長い布を二つに折り，縫いしろをそろえながらまっすぐに縫う練習．

(4)部分縫い：① 丸い布2枚を合わす，② ダーツの縫い方，止め方，③ 返し縫い，④ 縫いしろの幅の目算（5ミリメートル，1センチメートル，2センチメートルなど），⑤ 袋縫い，⑥ 三つ折り縫い，⑦バイヤス付け練習など．

〔裁断の習得〕 (1)基礎練習：裁ちばさみの扱い方，折山を切る練習（直線および曲線），ハトロン紙を適当な形に切り，それを布にピンで止め，紙の形に合わせて折りながら切る．

(2)原型の作り方：① 身体各部の採寸（盲人用メジャーで計る），② 後身ごろ，胸囲の4分の1に3センチメートルを加えた寸法を横とし，背たけに後えりぐりたけを加えた寸法を縦とした長方形を切り，後えり繰り，肩下がり，そでぐりなど順次不用部分を折りながら切取って作る，③ 前身ごろ，胸囲の4分の1に3センチメートルを加えた寸法を横とし，前たけを縦とした長方形を切り，前えりぐり，肩下がり，そでぐり，わきダーツを順次折りながら切取って作る．

(3)原型の応用：えり，そで，前身ごろなど随時変型の仕方練習．

〔洋裁の可能限度〕 個人差はあるが，1回2時間の練習を約10回で，ぞうきん，ひも，まくらカバー，座ぶとんカバーなど，直線縫いができるようになる。

次いで直線裁ちのギャザースカートを2，3枚縫えば，約20回以後は単純なネグリジェ，ブラウスなどが可能になる．熟練者となって，芯や裏付きのものができても，あまりからだにぴったりしたスーツ類は不向きであるが，ルーズフィットのものなら，ほとんど可能である．材質としては木綿・化繊・麻・毛・絹，すべて平織が最もしやすく，伸縮性の強いものや布地の薄過ぎるものは縫いにくい．

〔洋裁指導の実際〕 盲人に洋裁を指導するに当たって注意すべきことは，まずミシンの動きを正確に理解させ，布の材質に合わせた糸の締め加減，上糸・下糸の調子合わせをする．

また，ミシンに向かっている間は，絶対に油断をせず，足の踏み加減と音の調子でミシンの動きに注意し変調に早く気付くこと，裁縫用具を常に整頓し，洋裁材料も適当な入れ物にまとめておくこと．また，縫い始め，縫い終りの糸はしを，そのつどていねいに切って糸くずを下へ落さぬように箱にまとめておくこと．

もし，不注意から指を縫ってしまった場合，あわてずに，はずみ車を逆回転させて，指から針を抜くまで，その指を動かさないようにすることも心がけてほしいことである．

日本ライトハウスでは，盲人福祉事業の一つとして洋裁指導に力を入れ，1936（昭和11）年から，岩橋キヲが中心になって多くの盲女たちが集まり学んできた．その中にはツーピースを自分で採寸し縫いあげた者もある．最近では，職業生活訓練センターの生活訓練の1科目として基礎訓練を行なっている．

（坂本美磨子）

編物

編物，特にかぎ針編みは，危険性が少なく，どこでも，いつでも手軽に楽しみながら，しかも，小さなドイリーや手袋から，大きなセーターやショールに至るまで，日常生活に役立つようなものを創造することができる仕事として，古くから親しまれてきた．

編　物

ただ1本の細い糸を，ひと目ひと目正確に編み進めていくという，単純な動作の繰返し作業であるため，まず，きちょうめんさと落ちつきと耐久力とが養われる．さらに，その作業の積重ねにより，一つのまとまったものを創造する喜びを知るとともに，それに適した編み方を考えたり，目数や段数を計算する必要から計画性も養われる．

〔編物の実習方法〕 ① まず，かぎ針編みの基礎である鎖編みの原理を，太いひもを使って理解させる．② そのうえで，中細毛糸を使ってかぎ針で鎖編みを実際に練習させる．③ 同時に鎖編みの目数を指で数える練習をさせる．④ 次にその鎖編みをひとめずつほどく練習をさせる．⑤ それだけの基礎が完全にできるようになったら，細編み，長編み，長編みの応用による松編み，シェル編み，さらに引抜き編み，長々編み，中長編み，ピコット編みなどと順番に練習させる．⑥ 以上の編み方を使って簡単なモチーフを作り編み始めと，編み終りの糸端の始末をていねいにする

習慣をつける． ⑦ 程度に応じて，毛糸，レース糸，タコ糸，アンダリヤ糸など，材料に変化をもたせていく． ⑧ 応用がきくようになれば，ゲージの取り方を勉強させ，そのゲージをもとにして，目的に応じて目数，段数などの計算法を練習させる． ⑨ 仕上げのための閉じ合わせの練習．これは鎖編みと細編みで閉じるが，そのつりあいの研究をさせる．⑩ 製品ができるごとにその材料に応じた仕上げの方法を実習させる．

〔編物指導の実際〕 弱視者および中途失明者の場合は，色彩についての関心もあり，好みもあるので，助言をする程度でよいが，先天盲の全盲者の場合は，色の特徴や配色，補色の関係，暖色，寒色の種類などをよく説明し，理解させる必要がある．また，年齢に応じた色の変化なども認識させる必要がある．

編物は，どこまでも楽しんで，余暇を使用するものであるから，最初から各人の程度に合わせて，無理をさせることなく，確実に一つ一つ進めていくべきである． （坂本美磨子）

教養・娯楽

茶道

茶道は古くから日本人のたしなみとして広く普及し，喫茶の会合における作法，茶器鑑賞の礼儀を中心に行なわれてきたが，盲人にとっては，見えないうえに音も伴わない静寂な茶道の礼式は，全く無縁のものとしか考えられなかった．しかし，いつのころからか盲人もこの道を学ぶことを始め，晴眼者と同様にその優雅さ，人の心の触れ合い，素直な心，物のたいせつさ，礼儀作法そして空間の存在意義など，いわゆる侘び，寂，しおりといったことを深く味わうことができるようになった．

また，修練を重ねるにつれて，今まで気の付かなかった不作法な動作，たとえば，日常生活における立居振舞，食事の仕方などの誤りに気付き，一つ一つ優美な動きができるようになってきた．一方，茶の湯の会合を通して，晴眼者とも交わり合うことができ，精神的にも行動の面においても，次第に自信がわき，醜い癖も自然に直り，心も明るく豊かになってくるようである．

茶 道

このように，茶道のよさは修練の積重ねによって精神が安定し，動作にも洗練された品格を伴ってくるところにある．茶器を清め，茶をたてて客に差出し，客がその茶を飲み終われば，あとを清めて片付ける．これだけであれば茶の湯もジュースやコーヒを飲むのとあまり変わりがない．茶道は茶を飲むだけが目的の全部ではない．接待する側（亭主）は，心をこめて茶をたて，客もなごやかに亭主の真心を十分に味わいながらいただく．茶わんを手に取り，菓子をいただくにも，その動作の一つ一つがむだを省いた順序に従って，しかも何の堅苦しさも無理もなく，よどみなく流れるように運ばれねばならない．その間は，さまざまな煩わしさ，嘆き，悲しみから抜け出て，おおらかなふん囲気の中に浸り，客と主人が一つに溶けこんでゆくところに茶の湯の味わいがある．

晴眼者であれば，それを目で学びとることができるが，盲人は見て学ぶことができない．目だけではなく，静かで音のしないこの作法は，耳で確かめることすらできない．したがって，盲人は，茶席の模様，着座の場所，茶器の置き方などを最初に知る必要がある．これはやはり教える人が一つ一つ手を取って説明せねばならない．茶器の置き方にしても，正しい位置と誤った位置，手足の運び方，ふくささばきにも美しい動作と見苦しい動作というように，良否の両面を具体的に比較して学び，盲人自身が一つ一つ自信のつくまで師の教えを受け，これを習慣性としてじかに感じとるようにせねばならない．

茶道の精神は，本人の努力次第でかなり汲み取ることができるが，作法の習得は容易でない．たとえば，茶を入れる場合，0.5グラムぐらいの重さでは，茶しゃくにのっているのかいないのか見当がつきにくい．この場合は茶しゃくを持つ手の力の入れ加減で，その量を計るほかない．また，湯を汲むとき熱いため茶釜の口がわかりにくく，灰の中へこぼして灰かぐらをあげる失敗もある．茶わんや茶せんなどの取扱いも，見えないためによほど注意しないとこわしやすい心配がある．さらに盲人にとって，美しい動作，清楚な身の

こなし方とはどのようなものであるかは，容易に理解しにくいうらみがある．そのため指導者の忍耐強い，適切な指導が望まれる．これを学ぶ盲人も，また晴眼者以上に格別の努力を積重ね，いっそう勘をよく働かさねばならないのは当然であろう．

このようなむずかしさの中にも，近年各地の盲人施設や盲人団体では，盲婦人が中心となって茶の師匠の指導のもとに，けっこう茶の湯の道を楽しんでいる．

（中村悦子）

［参照文献］
中村たか手記　「お茶の講習を受けて」昭和 40
斎藤喜一手記　「湯のリズム」昭和 45

生け花

生け花は茶道と並んで，われわれの日常生活に身近な存在として発展してきたユニークな日本芸術の一つである．それは時代の生活様式の推移とともに様式や

生け花

名称も種々に変わってきた．生け花の流儀の一つである未生流を創始した山村山碩（1761～1824）は未生斎一甫といい，関東に生まれ，諸国遍歴ののち大阪で未生流を興し，多くの人に生け花を教えたが中途失明した．

かれは失明後，挿花論「挿花百練」を著わしたが，その序文に

「予も亦浪花の里に閑居して草木の四時うつり変るにしたがひ　己がまにまに生出ておのづから見する造花の微妙を愛し　年の積るも覚えざりしに　つひに見る事を失いしが　されども好める道にしあらば心眼をもて　指導するに　さして明らかならざるを悔べくもあらで……」

といっている．

盲人が花を愛し，花を通して感じる感覚と精神的な感動は，晴眼者よりも強烈なといえる．1輪の花を手にし，色彩こそ見分けられなくとも，その形態，かおり，感触を通じて1粒の種子が発芽し，自然の恵みに浴し，風雨に耐えて花を咲かせ実を結ぶ生き方を味わう．特に盲女性は花を愛し，生け花を学ぶ者が多い．

100人の体験によれば，花を生けているとき，気持ちが安らぎ，生気を感じ，生きることの喜びを味わうことができる．また，花と語り，花に教えられ，花に慰められることが多いと語っている．

盲人が花を生けるのに最も困るのは色のとり合わせである．色彩の種別，濃淡は晴眼者に説明してもらって，それを自分のイメージで見分けてゆくほかない．しかし，かえってここに盲人特有の感覚がうまく表現されるのではなかろうか．盲人はまず花の大小，花弁の数，葉の形，その裏表，枝の伸び方など手と心で確かめることから始める．

瓶花，新花，格花それぞれに形があり，直立型，斜立型，斜型，横斜型，垂下型，相林型，変化型など流儀によって違いがあり，また水盤の方向，剣山の置き方なども学ぶ必要がある．盲人は学び初めはかなり不安を感じるが，学ぶ態度はたいてい素直である．したがって，忍耐と努力を積重ねてゆくことによって，花を理解し，花を愛する気持がわき出し，生け花の芸術性を学びとることも可能であるといえよう．

大阪盲人協会の盲婦人たちは，1951（昭和26）年からライトハウスで矢野流矢野宗粋の指導で学び始めたが，各地の盲人施設や盲人団体でも生け花講習会は盛んである．中でも盲婦人森本なか子は矢野流の奥伝を授かっている．（丹羽善次）

［参照文献］
矢野宗粋「生け花の根本理念極秘の巻」
中村たか手記「生け花について」昭和40
斎藤喜一手記「花について」昭和 45

エスペラント

〔日本の盲人とエスペラント〕　日本の盲人とエスペラントとの出合いは，1914（大正3）年に来日し，東京盲学校研究科特別生になったロシアの盲目詩人ワシリー・エロシェンコ（W. Eroushenko，1887～1952）が，その翌年に学生有志に講習を行なったことに始まる．その受講生の1人に鳥居篤治郎がいた．エロシェンコは，同年7月にシャムに向って日本を去ったが，1919年ふたたび来日し，大阪，京都で講演するとともに，関西における盲人の間にもエスペラントを移植した．ほどなく大阪市立盲学校でエスペラント講習会

エロシェンコ

が催され，熊谷鉄太郎，岩橋武夫らの盲人エスペランチストが生まれた．

1922年，大阪で開かれた全国盲人文化大会に鳥居篤治郎は，「日本盲人をして世界の文化を共有せしめるため国際語エスペラントの普及をはかる件」を提案した．そのころ，岩橋武夫は大阪市に点字文明協会を設立して点字日エス辞典を出版した．また，岡山県立盲啞学校および大阪市立盲学校でエスペラントを正科目として採入れた．京都のカニヤ書店から講習読本が点字出版されたのもこの年である．

翌 1923 年に岡山で第 11 回日本エスペラント大会が挙行された際，初めて盲人分科会が開かれた．

メリック

日本で盲人エスペラント運動が軌道に乗ったのは，1925年に親日家の盲人エスペランチスト，メリック（W. P. Merick）を頼ってイギリスに留学した岩橋武夫の帰国後のことである．岩橋は1928（昭和 3）年日本盲人エスペラント協会（ＪＡＢＥ）を創立した．その甲種会員は，国際点字エスペラント雑誌“エスペランタ・リギーロ（Esperanta Ligilo）”＝1940 年，ハロルド・チランダー（Harold Thilander）がスウェーデンで創刊＝を購読することになっていたので，かなり多くの盲人が，海外の盲人事情などをこの雑誌から吸収していた．

そのころが日本における盲人エスペラント運動の全盛時代であったが，1931 年の満州事変以来，国情の激動に押し流され，ＪＡＢＥの存在もいつしか有名無実になってしまった．

〔エスペラントによる国際交流〕 1954（昭和 29）年に鳥居篤治郎（京都府立盲学校副校長）が世界盲人福祉協議会の会議に出席の途次，オランダのハーレムで開催された第 24 回国際盲人エスペラント大会に参加し，各国の盲人二十数人と 5 日間合宿して意見を交換，1958 年にノルウエーのオスロで開催された第 2 回国際盲青年教育者会議に出席した片岡好亀（愛知県立名古屋盲学校副校長）が，エスペラントを活用した．また，1967 年に今井秀雄（神戸市立盲学校長）が西ドイツのハノーバーで開催された第 3 回国際盲青年教育者会議に出席の際，コペンハーゲンで開かれた第 32 回国際盲人エスペラント大会にも参加し，のちにアメリカのハドレー通信教育学校のエスペラント課程の教授になったバイロン・エギグレン（Byron Eguigren）と親しくなり，同教授からラテン・アメリカ諸国の盲人事業についての資料をエスペラント訳で寄せられた．

戦後，日本のエスペラント運動が復活し，1965 年に第 50 回世界エスペラント大会が日本で開催された．その際，盲人分科会が開かれて参加者十数人はＪＡＢＥの再建を決議し，鳥居篤治郎を会長に推して，日本点字図書館で事務を担当することになったが，その活動は活発とはいえない．

この間，特筆すべきは今井秀雄の活動である．今井は 1954 年に青鳥会の特殊教育研究補助金を得て，外国のエスペランチスト百数十人にアンケートを送り，翌年にその回答を「みどりの星はささやく」と題する冊子にまとめて出版配布した．今井はその後も刊行を続けたが，外国の資料を得るためには，わが国の情報を提供しなければならないとの考えから 1960 年 2 月に“La Fajfilo”と題する点字エスペラント雑誌を創刊し，これを各国の盲人に送って文通者をふやし，盲人事情の情報収集に努めるとともに「エスペランタ・リギーロ」，「ポーラ・ステーロ」（ポーランド発行＝季刊），「アウローロ」（チェコスロバキア発行＝年 10 回），「コンタクト」（オランダ発行＝隔月刊）など各国の点字エスペラント雑誌から得た資料を「みどりの星はささやく」にまとめて第 7 集まで刊行配布した．1963 年に今井が公職を離れるとともに廃刊された．

（鳥居篤治郎）

ハム（アマチュア無線技師）

ハム（Ham）ということばはアメリカの俗語で，アマチュア無線通信家あるいは無線通信局をさしている．わが国で盲人が電話級に限ってアマチュア無線技士の資格を得られるようになったのは，1958（昭和 33）年 4 月に電波管理法が改正され，翌年から資格試験が実施されてからである．

盲人が受験できるようになったのは，山口県の盲人マッサージ師砂本勉の努力に負うところが大きい．か

れは幼時からラジオの組立てに熱中し，1952年に自作の短波ラジオでハムをキャッチした．これに勇気を得て，1954年ハムの受験願書を提出したが，盲人であるとの理由で却下された．かれはこれに屈せず研究を重ねて無線通信機を自分で組立て，コールサインをJA10CSと名付けてひそかにハムの仲間入りをした．それがついに1956年に発見され，電波管理法違反に問われ無線機も没収されるという事件もあった．しかし，日本アマチュア無線連盟の協力を得て，盲人にも受験資格を与えるよう，岩橋英行（日本ライトハウス）らが2年間にわたって郵政省電波管理局に陳情運動を続け，それらが効を奏して1958年の電波法改正が実現するに至った．

この機運に応じて，同年11月，盲人マッサージ師泉光男が東京で盲人ハム受験講習会を開いた．法規や技術の専門家も講師として協力し，30人近くの盲人が参加した．無線工学や無線電話の講義は，盲人にとって理解が困難であった．それは黒板を利用して図解の説明をすることができないという難点があった．講師たちは盲人に適した指導方法の研究から始めねばならなかった．このため点字テキストも作成し，熱心な講義と実習を続けて受験に備えた．

試験は①国内電波法およびこれに基づく命令．②無線工学，無線電話に関する理論および応用，保存ならびに運用に関する技術の初歩であって，図示などは避けて，盲人に回答しやすい方法がとられた．

第1回受験の盲人は29人で，うち合格者は24人であった．1959年6月，これらの試験合格者のうち14人がＪＢＨ（日本盲人ハム）クラブを結成し，機関紙や点字ハム入門書「ブラインドハムガイド」7巻を発行するなど盲人ハムの向上に努めている．クラブ会員は1964年現在350人，うち有資格者は200人である．このクラブは1967年経済的な理由でついに解散するに至った．

しかし，ハムは次第に全国の盲学校にも広がり，1968年，日本ライトハウスの調査では，無線通信機を設置しているのが13校，生徒の有資格者は卒業生88人（男86，女2），在校生59人（男54，女5）計147人に及んでいる．このほか1970年には，神戸視力障害センターの訓練生24人が認定試験に合格している．

交信範囲はローカルと国内だけでなく海外諸国にも及んでおり，昼休みや放課後の時間を利用している．また，自宅に無線機を設置している者もある．とかく行動範囲の狭い盲人にとって，一般人との交信は知識や物の考え方を広くし，会話の要領もよくなり，社会性を充実させる．また，他の教科についても自信をもつようになり，卒業後も電気治療機の取扱いに役立つなど教育・訓練上にも効果がある．そのほか交信相手に盲人および盲学校や盲人施設についての理解を深めてもらうことも多いようである．

元来，盲人は趣味や娯楽がきわめて少ないうえ，科学的なものはほとんどないといってもよい．その点，ハムは盲人に科学性を養わせ，技術的興味を与える利点がある．ことにハム局を円滑に運用するには，故障のおきたときすぐに自分で修理できるだけの実力をつけておく必要がある．

アマチュア無線技師になるには1級，2級，電信級，電話級の4種の資格があるが，盲人の場合は最後の電話級と電信級が許可されている．盲人ハムの間に海外諸国の盲人たちと同様に1級，2級の資格を得たいという要望が高まりつつある．　（丹羽善次）

〔参照文献〕
鈴木力二「盲人ハム」盲教育3号　昭和35.7
泉光男「盲人ハムの記録」電波時報　19～8号　昭和39.8
島崎守弘提供資料　昭和46

将棋

〔盲人棋客の先覚者〕　盲人棋客の系譜は石田検校に始まる．元禄時代から盲人棋客が現われたようであるが，1707（宝永4）年刊「象戯綱目」には石田検校，岩村検校，山崎勾当，与都，誰都の5人の棋譜が収録されている．当時，このほかにも杉江検校（3段），竹山検校（初段）などの有力な指し手がおった．石田検校は「石田流」の創始者，山崎勾当は江戸の人で1713（正徳3）年に「将棋亀鑑」を出し（自戦譜30局を収録），また与都は詰将棋作品5局を残している．いずれも生没年，居住地は不明である．

関澄伯理（7段）は1820（文政3）年，常陸国行方郡延岡村の酒造業の家に生まれ，1899（明治32）年死去した．幼名を万之助といった．父は義太夫を習わせようとしたが，12歳で江戸に出て，牛込の勾当関歌代市につき初世関澄検校の養子となった．やがて大橋宗珉の門に入り，大橋の没後は伊藤宗印に師事し，1866（慶応2）年に検校となり，1880（明治13）年には7段に昇進した．津藩主藤堂和泉守と親交があり，維新の際には検校位の廃止を不服として，天田検

校とともに京都に上り陳情するなどの活躍をした．盲人棋客としての最高の地位を占めた人である．

石本検校は幕末の傑出した棋客の1人である．大橋柳雪との平香交21番指しに名局を残し，また，棋聖とうたわれた天野宗歩との平手番勝ちもある．生没年は不明であるが，菊地寛の小説に「石本検校」がある．

大正，昭和にかけての名手として時田慶三郎6段がいる．1880（明治13）年生まれの中途失明者で，失明以前から相当な棋力をもっていた．1939（昭和14）年，60歳で名古屋で没した．

〔最近における盲人の将棋〕　盲人の健全な娯楽として，第1に取上げられるのは将棋であろう．「将棋に明盲なし」といわれているが，現在のところプロ棋士はいない．また，アマ界にも3段以上の実力者はいない．しかし，盲学校の寄宿舎や盲人施設には必ずといってよいくらい盲人用将棋盤が備えられ，将棋を楽しんでいる．また，各地盲人協会などで将棋大会を取上げ，ブロック大会なども開かれている．

⑴将棋盤と駒：将棋盤と駒は普通の盤と彫り駒も使っている．一般的に盤は盲人用として，縦横の線に針金や細い桟のようなものを用いたもの，板がねを打ち抜いたものを盤に打ちつけたもの，プラスチック製などさまざまな盤が作られ販売されている．

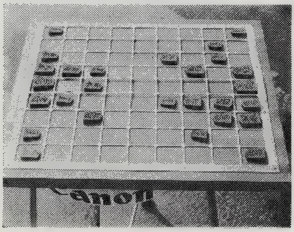

盲人用将棋盤

駒は彫り駒の前後左右に印として傷をつけたり，点を打ちつけたりしているが，簡単な文字であれば触れるだけでわかる．

⑵詰め将棋：詰め将棋の書き方は，思い思いになされているが，「点字毎日」では1956（昭和31）年1月から誌上に懸賞詰め将棋を掲載し始めたが，それにはアマ初段の篠原時雄が案出したものを使っていた．すなわち，玉方は点字の上の数字，たとえば，11（⠼⠁⠁）香，21（⠼⠃⠁）玉．攻めは点字の下の数字，たとえば，41（⠼⠙⠁）龍などとして，持ち駒も駒の名をそのまま使っていた．毎月の回答者は130人から200人ぐらいであったが，1970（昭和45）年11月をもってこれを中止し，以後，新年号などの特別号に掲載している．なお，1970年創刊された東京ヘレン・ケラー協会発行の「点字ジャーナル」は同年11月号から「詰将棋の研究」を連載している．

現在，兵庫県立盲学校の水越寛が主宰している「点字将棋通信」があり，会員は約40人で，通信で将棋を楽しんでいる．この会では静岡市の3段杉山勉が創案した記号を使用している．

⑶盤も駒も使わない将棋：昔からあるいわゆる「めくら将棋」というのは，盤も駒も使わず棋符をいいあってさす将棋である．先手，後手は，振り駒で決めるか，強い人が後手に回り，向かって右上の隅が1の1それより左へ9まで，また，1から下へ9まで，左下の隅が9の9となることは晴盲を問わず同じであるから頭の中へ盤と駒を記憶し，駒の場所を棋符でいえばよいのである．たとえば，2･6の歩，3･4の歩といった具合に駒を進めてゆくやり方である．旅館などで灯を消してから盲人同士がこれを楽しんでいる風景がよくみられる．また，仕事がすんで夜おそく風呂屋で湯にひたりながら，あるいは深夜に電話でこれを楽しんでいる者もいる．（長岡加藤治）

［参照文献］

日本将棋連盟資料室　杉山勉（静岡市）　山下徳太郎（大阪市）の提供資料

ス　ポ　ー　ツ

外国の盲人スポーツ

盲人のスポーツ

盲人を主とした一般身体障害者（身障者）のスポーツを考える場合，身障者の中にも，さまざまな形があることに注意しなければならない．特に戦争で失明した人びとは，単に視力を失っただけでなく，脳に複合的損傷を受けたり，また，手足のいずれかを切断している者が多い．それゆえ盲人に対するスポーツの選択や指導を行なうに当たっては，これらを区別しなければならない．これはデリケートな盲人スポーツの端緒をなすもので，適切なスポーツやゲームの選択には注

意を要する医学的問題である.

脳に損傷のない盲人は容易にスポーツ活動ができる. ランニングは好ましい可能性のあるスポーツである. 100メートルまでは直線的に走ることができる. トラックは走者だけにしておくべきである.

水泳は大抵の身障者と同様, 盲人にもすぐれたスポーツである. 水中では泳路を限定する浮線によって正しい方向が持続される. 盲人の遊泳者は同じ形のプールで規則正しく泳げば, プールの長さに容易に適応できる.

砲丸投げまたはやり投げは方向を示す音の合図で十分である. 立幅飛びはすぐれた運動で特別なくふうを必要としない. 九柱戯も盲人にはすぐれた能力を発揮することができる. 音の合図で中央の柱の位置を演技者に知らせる. 直径2メートルの的にボールを投げ当てる. ドイツで試みられたものは, 音のシグナルが的の中央に置かれ, ボールが的の中央へ当たるごとにベルが鳴り, また, 的に当たったときごとに音をたてて知らせる.

興味深いのはフランスの盲人スキーである. フランスで用いられた方法は, 指導員がスキーヤーといっしょにすべって1から12までの短い数字をてきぱきと伝えることによって指導するものである. 盲人は時計の針の表示に関係させて理解することができる. たとえば「3」は右90度旋回,「9」は90度左旋回,「6」「3」は右ユータウンを意味している. スキーはよい身体的状態を要求され, 特に滑降や障害物を含むアルペン形においては最もよい.

さて身障者スポーツ協会の創設と発展とを討議するに当たっては次の諸点に注意を要する.

(1)厳密な医学的管理を必要とする.

(2)身障者自身と一般大衆との両方の観点から重要なことは, 一般に障害という意味と個人としての身障者の能力とについては無知であるということで, こうした大衆に対する啓発は重要な仕事である. スポーツの実施は実際の障害者や残存能力の程度について, 身障者の真の状態を大衆に知らせるすぐれた方法である.

(3)スポーツ活動はその種目を注意深く選定し, 危険性あるものは排除することが肝要である. 身障者に対するスポーツ運動の目的は注意深く訓練され, 医学的に管理された少数者が, 大多数の身障者の可能性の範囲内で活動することを奨励することである. 身障者スポーツ協会はリハビリテーションセンターの職員と密接に折衝する責任をもつことが望ましい. また, 正規のスポーツクラブやスポーツ連盟とも密接, かつ友好的な接触を維持することが必要である.

盲人のスポーツの意義

身障者更生指導計画の中で, 今までの因習的な理学療法の方法を補足するものとして, 競技的スポーツ訓練を含むことが近年理解され, 支持されるようになった. 実際スポーツは精神活動や競争精神や自己信頼や交友関係を促進させ, 身障者を社会へ統合させるきわめて価値あるものと認められた. 近代的更生指導の原理は, 失ったものを数えるのではなく, 体に残っているものを数えあげることで, スポーツ分野ほど, より利用され正当化しているものはない. 体格や身体的能力に障害のある人びとが, スポーツを行なうように奨励することは生理学的にいえば, 一つの矛盾と思われるかも知れない. 身障者の制約された能力と全力を尽して努力を必要としがちなスポーツのきびしい要求との間に大きな隔りがあることは明らかである. すなわち, 他方の制約された肉体的能力に高度の要求と大きな過労を招くわけである. 心理的療法としてみれば, スポーツは特別な形の運動療法であって, その特長は運動の自発性と強さであり, また, 運動量と指導のむずかしさである. 身障者への治療方式としてのスポーツの心理学的利点は, 力と運動の新しい感覚を身障者に与え, 個人的全体感を再建し, 自己の信頼を打ちたて全身的健康を増し, 自己の身体障害への生理的適応性を改善することにある. 身障者スポーツの生理学的問題はあまり知られていない. まず第1にその傷害や能力損傷の形や程度から問題になる. スポーツに伴って起こる過労の量と型を測定するのが, 非常にむずかしい点に危険性がある.

身体障害者スポーツの効果

第1の問題は, 体育と教育とによって身心の調和を図り,「健全なる精神は健全なる身体に宿る」ことを実現させることで, 教育と体育を通じて身体と精神の間に求めようとするのは, 失われたバランスを取戻すことである. このバランスを回復する手段は, まずリハビリテーションである. これは障害者の士気を以前の水準まで向上させ, 身体的能力を最大限まで回復させようとするもので, スポーツはこの点で役立つものである.

第2の問題は, スポーツの特長はどうあるかで, お

もな目的はいろいろな劣等感を取除くことによって熱意を増し，自己の信頼を回復するのに役立つ．一方，これを取扱う関係者にとって学ぶべきことは忍耐と辛抱，また，身障者が個人的にもっている残存能力を十二分に使うことによって，何をなし遂げ得るかを発見するためにもよい機会で，更生指導の分野において新しい技術や方法を利用するうえによい教訓を得ることもある．

1950年，身障者だけの第1回競技会がアテネで行なわれたが，これには肢体不自由者と盲人だけが参加した．また，1953年第1回全ギリシャ大会がアテネ競技場で開かれたが，100人以上の肢体不自由者と盲人が参加している．同じようなスポーツ大会が，フランス，ユーゴースラビア，フィンランド，イタリアなどヨーロッパ各国で開催され，1957年5月には国際身障者競技会がパリで行なわれ，パラリンピックが，その後ストーリ・マンデンビルで開かれるに至った．

身障者スポーツは難解な理論や，専門家の手腕によって作り出されたものでもない．また，医師が処方したものでもなく，自分自身を守っていくため，身障者の単純な要求から起こったものである．それには強いパーソナリティーが必要である．スポーツを規則的に行なって障害を克服しようとする人びとは，度量の広い人といえる．こういう人は何はさておき障害をものともせず，その障害に従順になろうとして，スポーツを実行する．いいかえれば自分の生涯をのろうことなく，重荷を担って苦しむものでもなく，生活そのものの一部として受入れようとするものである．

こういう障害者は尊敬されたいと望んではいるが，哀れみをかけられることはすでに心の中にある劣等感を増すだけである．障害者がスポーツを行なうことは人の情を受ける必要もなく，現在まで関係していた職業，あるいは訓練を受けた職業の範囲内では，十分な価値をもった市民であることを証明できる．ドイツでは災害や病気によって戦争中負傷した2万人以上の障害者が，400のスポーツグループに自発的に参加しているといわれる．また，ありふれた方法での宣伝や公衆への見世物のためでもなく，観衆を得ようとも望んでいない．

盲人スポーツにおける訓練目標

一般人向き，身障者向き，いずれの体育訓練であっても，しっかりした訓練目標から出発して，その内容と形式とが十分に認められるものである．すなわち，しっかりした目標をめざして訓練しなければならない．盲人の場合は単に筋肉を動かすことだけが目的でなく，残存している方向感覚の鍛練と，育成とによって失われた空間感覚を目覚めさせ，刺激し，高度化することがたいせつである．

盲人の訓練は器官と筋肉の全体的な鍛錬，休養，姿勢の矯正，体力の向上と柔軟性などとあいまって，究極的には盲人が常に自分のことは自分で処理することができ，周囲から独立できるように盲人の生活圏を広げることを目標とすべきである．盲人に与えられた能力の限界を考慮し，また，危険を取除いたうえで，他人によって直接，身体を誘導してもらわないようにしなければならない．「不必要な手引きはしない」というのが盲人のスポーツ活動目標である．訓練指導者の任務は，盲人自身でやれる能力の限界を見きわめ，いつ具体的な指導を必要とするか，あるいはしないかを決定することである．

次に身体の訓練が盲人の特質に即し，また，障害の程度に応じた実施方法をとれば多大の効果をあげることができる．注意しなければならないことは，盲人に与える方向訓練の課題を煩雑なものとしたり，進んで参加しようとする気持をおさえたり，危険感と結びついて神経に重い負担をかけないようにすることがたいせつである．神経を休ませるためには，方向の見当をつける際，特に聴覚を働かせないでも，全身の鍛練になるような訓練を，間にはさんで実施すればよい．そうした訓練としては，綱引き，鉄の輪，なわとび，つりづななどの体操用具による団体訓練，また，長い棒，平均台などがある．

短距離競走

短距離競走は根本的には感覚訓練に役立つ．なわを頼りに走らないようにし，十分に広い平地で，短く刈りこんだ芝生におおわれているか，砂地であることが望ましい．思い切って走れるように，その平地は前後左右，自由に行動ができることを，盲人に知らせておくことがたいせつである．皮ひもを腕や手に結びつけて誘導したり，なわを頼りに走ったりするよりも，感覚の訓練を意識してその目的にかなった競走をする方が価値がある．盲人スポーツにおいて，ただ走りさえすればよいというのは，盲人を自己抑制的な，憶病な気持ちに追いやり，障害の悲しみに再びさらす結果となりかねない．われわれは，もっと内容のある，より深く根本的な要求にこたえ得るような，人間とその

福祉をめざしたスポーツであることを追求しなくてはならない．安全であること，正確にできるということ，信頼できるということ，それに生命の躍動を感じ，身体を動かす喜びが十分に満たされたとき，初めて速度を競うということになる．

盲人は音によって方向づけを行なうのであるから，完全に静かなことが必要である．ゆえに出発点から適当に離れた位置に盲人を集合させ，腰をおろすところを考慮しておく必要がある．スタート開始後，第1に心得ておかなければならないことは，直接身体によって指導することを避けることがたいせつである．多くの盲人は鈴を手にもったり，あるいは，ひざがしらの下部とか，足関節に結びつけたりして，鈴を鳴らしてくれる晴眼者の誘導を利用する．しかし，決勝点の背後20メートルの地点にすえられた音源装置は，拍手や警笛などよりはるかに適切であり，音楽的な効果をもつものである．簡単な主導旋律を吹奏楽器で演奏してもよいが，他の楽器でレコードやテープに録音してそれを再生することもできるであろう．音源装置を設ける場所を選定するには，風の方向および強さを考慮に入れるとよい．盲人の短距離競走用のもう一つの新しい誘導方法は，「メガホン」を使用することである．

このきわめて重宝な各方面に利用のできる器具はどの種類の盲人スポーツでも欠かすことのできないものといえる．指導者は100メートルないし200メートル離れて立ち，前もって打合わせていた連絡方法によって，盲人の走者を導くことができる．このメガホンの音は調整ができ，盲人が正しい方向に向って行くとき「ヨーシ，ヨーシ」と静かな一定の音調で響かせるし，片側へそれたときは「左へ，左へ」，または「右へ，右へ」と同じ静かな声が聞えるようにできる．大きくそれたときは，好意をもってきっぱりと疾走を中止させるべきである．どうしても正しい走路からそれてしまう者に対しては，正確に走ることを重点的に考えないで，遅れても決勝点に到着するように導くべきである．

盲人に最初から100メートルの距離を要求するのは適当でない．短距離競走の訓練は20，30，40，50メートルとだんだんとのばしていくべきで，50メートルを確実に走れる者は，60メートルないし70メートルへと距離をのばすことがよい．

跳躍

跳躍の訓練を単に競技的な幅飛びとか高飛びであるとして，これら二つの軽競技のおもな実施方法に固執することは誤りである．普通の体操の場合と同じに，まず，最初に足指，ひざの関節およびあしの関節の体操訓練によって跳躍力の訓練にとりかかり，関節の筋を強め，機敏さと跳躍力を増し，反応力を高め疲労点を低下させるようにすることである．

〔マットによる跳躍訓練〕 まず跳躍訓練に参加する盲人の前に運動用マットを十分な広さに広げる．各人が訓練の場所について方向を確認し，また，マットの長さ，幅，厚さならびにマットの周囲を手で触って点検し終えたとき，次のように号令する．「マットの後方，中央に立て．マットの中心へ両足にて跳べ．5回跳躍したらマットの中心に立て．跳躍後マットの中心にいるかどうかを確めよ．左へ右へ飛べ．しゃがんだ姿勢で飛べ．はずみをつけて深くかがめ．ステップ飛びを始め．片足で前方，後方，側方へ飛べ．軽くはずみをつけよ」．以上のようにマットによって方向づけが行なわれ，空間感覚が洗練される．また，マットの中央後方に盲人を配置してから，次のような号令をくだす．「2，3歩後退し，軽く走ってマットの中心へ跳躍せよ」．さらに腰をおろした姿勢で足の動作についての訓練など，さまざまの訓練を行なう．

跳躍に関するすぐれた鍛練は，メジシン・ボールや平行棒を用いて身体を支えての跳躍，かがみ飛び，自由飛びなどを行なう．また，木馬や飛び箱によって立った姿勢から，あるいは3歩助走をしていろいろな跳躍を試みる機会を与える．

〔立幅飛び〕 盲人たちに跳躍板の前方の縁を足で触れさせ，自分の立っている地点の高さを確認させる．一方，注意深く足や手で跳躍板の前方がどれだけ落ちこんでいるかを探らせる．それから両方の足で板の上にまっすぐに立たせ，「飛んでもよいか」と尋ねさせる．指導者は方向を指示して答える．盲人は声の聞えてくる方向に向って飛ぶ．指導者は跳躍者の真正面に立っていないとマットのへりか堅い地面に着陸してしまうことがある．

〔飛越え〕 最初から飛越えることを目的とし，まず平均台を手でおさえてまたぐか，かがみ飛びから始め次に立ったままの姿勢から，のちには2，3歩の助走をして飛び箱や木馬飛越えまで進むべきである．つりなわを利用する跳躍は大変面白い．ゆっくり動かした綱が床面にぶつかって立てる音は，スタートまたは方向づけを行なうのに役立つ．つりなわで盲人ができるだけ遠くに飛べるようにすることは，なかなかやりが

いのあることである．綱や輪で跳躍の練習をするには非常な根気がいる．

〔飛びおり〕 これは「一つの芸術として最高の技術を要する跳躍」であって競技的な幅飛びおよび高飛びよりも盲人にとって，はるかに利用価値がある．初めは低い飛び箱，のちには高い飛び箱から飛びおりることは盲人にとって興味をそそる刺戟である．注意すべきことは，いつでも足のつま先で飛ぶという指示を与えることである．跳躍の訓練により合理的な指導を通じ，いかに盲人の空間感覚が高められたか，判断の正確さが増大するか，走る自信がついてくるかが明らかになる．このように盲人は身体を動かすことによって常に新しい体験をもち，それによって非常にたいせつな身体を自由にこなす能力を獲得することができる．

〔走り幅飛び〕 多くの補助物を使えば盲人はまっすぐに走れるので，第1に幅広い助走路が必要である．幅が6メートルないし8メートルあれば，砂場の幅に相当して十分である．腕を組んで援助者といっしょにスタートの地点から助走の歩数を逆に数えることによって，盲人は空間と物体についてだいたいの観念を得られる．そこで指導者は砂場を越えた向う側から，方向について大声で指示を与えることができる．方向についての補助物としては平らな地面に砂場の前，約1メートルの距離に床板をはめこめば役に立つ．三つか四つの部分を組合わせたこの床板は，走路一杯に2メートルの奥行きが広がっていて弾力性があり音響的によく聞きとれるので，そこで跳躍の踏切りをする．助走路の両側には目標を示すテープを張り，盲人にまっすぐな線からはずれて走っていることを教える．ゴムひもをのばして使えば効果的である．とにかく盲人を手引きすることはできるだけ少なくしていこうという方向に進むことである．踏切り板のところまで，手に握った電線に導かれて行き，それからブザーの音に頼っていくとなると，助走による幅飛びとしての特徴的なものが失われてしまう．盲人が飛ぶことを寄せ集めでなく，全体的なものとして体験するように導くべきである．盲人にそのような機会を与えるため，次のようなことを勧めたい．

①助走は7歩または9歩ぐらい．

②左右に張った1本ずつのゴムひもの間は 2 メートル．走路の幅の内側では自由に走られるようにする．

③監督および援助を行なう指導者が跳躍前に助走や踏切りについて，明瞭な指示を与えておくことである．

球技

〔投球競技〕 盲人の場合は投球競技訓練のあらゆる機会を利用して，怠り勝ちな上半身を訓練することである．投球の場合でも，スポーツの厳格な実施方法が問題でなく，投げる力と能力とを呼び起こし，訓練を加えて，これらを高めることがたいせつである．そこでこのような投球訓練は盲人に空間を感じさせ，評価する能力をのばしていくのに役立つ．目標に球を当てるのを目的とする投球に関しては，特別な配慮が必要であるが，ここではあまり知られていない2，3の実施方法について述べる．

まず最初は5，6メートル，あとになると10メートルないし20メートル離れた地点からテニスまたは野球のボールを，縦横2メートルの大きい平たい円板または壁面に投げつける．この円板または壁面の中心に標的としておおいをした，あるいはむき出しの音源を取りつける．ボールを酸化マグネシュウムに浸せばこの円板の上に明瞭な跡を残すから成績を調べるのに便利である．

このほか，バスケットにボールを投入れることも盲人の感覚を鍛えるのによい訓練になる．地上適当な高さに縦1.80メートル，横1.20メートルの大きな板を立てて球を投げる目標とするのもよい．下の方が開いているかごに二つの小さな鈴を結びつけ，球がかごの中に入ったことを投球者に知らせる．

〔フットボール〕 イギリスの晴眼者間のすべてのスポーツの中で，フットボールは最も盛んに行なわれ，また，観戦されるもので，盲人の中には競技場へ行って楽しんだり，ラジオの解説を聞いたりしているが，おそらく盲人にとって，これをなすことは不適当であろう．しかし，ここ2，3年間にウォースターカレッジ（Worcester College）で，この競技の応用がくふうされている．すなわち，約120フィートと60フィートの堅い地面で，10フィートの高さの鋼鉄の針金の垣の中で演技する．フットボールは標準なものが用いられ，中に鋼鉄のベアリングの球をはめこんで，ボールが動けばがらがらと音を立てる仕組みにしている．ゲームは普通片方が6人か7人に制限し，ゴールは8フィートと3フィートの大きさのボールドである．プレーヤーたちは方向感覚の鋭敏さが要求されるが，大変楽しく行なっている．クリッケットもウォースターカレッジで応用され，フットボールと同じものが使用され最も適しているとされている．

〔ボーリング〕 投球訓練と関連して，体育用の棒と

中味の詰った堅いボールを使用してボーリングを実施することができる．これにより盲人がどれくらい方向および空間についての支配力をもつことができるようになったかを示す．鈴つきのボーリングのボールは，ゴムビニール皮の空のボールで，内部に音源として小さな鈴，鋼鉄板，金属性の容器に入れたベアリングなどを装置する．練習の積んだ全盲者は，ボーリングのボールを投げるのに，方向づけとして床面に設けられた木のわくを利用する．楽なフォームとしては，両方の足を横板にかけ両手でボールをつかみ，かがんだ姿勢で投げる．

〔砲丸投げ〕 特に砲丸投げの方向づけは，投球すべき前方を誤りなく示すまっすぐな始球板によって行なう．この始球板は，前方へ突き出した高さ10センチメートルの角材を足止めとして用いる．また，盲人が標識としてわかるように1本のひもを地面に張るだけで十分である．盲人にできるだけ自由を与えて空間感覚を強めることが望ましい．それには3メートルの間隔をおいて，2本のまっすぐな横板を平行に相前後しておけばよい．

弓術

弓術は盲人にとって1歩前進したスポーツである．これによって盲人の方向に対する感覚を完全といえる程度まで伸ばすことができる．実施するに当たっての条件としては，一般に行なわれている普通の弓術の諸道具，危険のない背景，音源装置のある縦6メートル，横6メートルの大きな標的，それにすぐれた実施方法として，最初は10メートルの距離で行なうことである．

回転ブランコ

回転ブランコは盲人の空間感覚の形成に役立たせるためには効果がある．これらの運動用具としては，回転ブランコ，輪，つりあみなどが考えられる．二つの取手のある綱にぶらさがり，円形に歩き始める．ときどきの号令に従って歩調をだんだん早め，軽くのびのびと走る．一方の足で床をけって宙に浮かんだり，床に足をつけたりしながら繰返す．この際，目まいが起こらないように注意すべきである．目まいがする者は目まいがやむまで，すなわち方向づけができるようになるまで，簡単な動作を続けながら練習し，つり綱に慣れることが必要である．中には回転ブランコにつりさがり，垂直の軸の回りをぐるぐる回って楽しんでいる者もいる．盲人が身体の動作を完全に支配し，リズミカルにしっかりと振り動かすことができるようになれば目的は達せられる．

つり綱

つり綱訓練において，参加者が自分のもどりたい位置へもどれるように振る動作を調節することはかなりむずかしく，適切な判断力を必要とするものである．ある者は綱を深く握りしめたりするが，その場合は，正しい握り方になおさなければならない．動作のこつは，最初身体を振って前方へ出るとき，それ以上の推進力を加えなくても出発の位置に戻ってくるような振り方をすることである．「だれが自分の台に戻ってくることができるか」というのが，最初の課題である．これは直立の姿勢のまま，平均台へ到着することは非常にむずかしいことである．立った姿勢で参加者の全員が，メジシンボールを両またの間にしっかりと挟み「だれがボールを平均台の上におくことができるか」，「だれが戻ってきたときにボールを平均台の直前におくことができるか」の関心は，肉体的完成とともに空間と時間に対しすぐれた感覚をいかに鍛練するかということにある．

競艇

競艇は戦争失明者の特に好むスポーツである．晴眼者といっしょにボートを操縦することは，とても爽快な運動で，調和的感情とチーム精神を起こさせるものである．イギリスでは，例年レガッタ（ボート競艇会）がテムズ川その他の場所で，セント・ダンスタンス（St. Danstan's）やウォースターカレッジの盲学生たちによって競艇を長年の伝統として，晴眼者たちと共に平等の条件で楽しんでいる．

水泳

方向感覚の貧弱な盲人には困難であるが，これも盲人の最も好むスポーツである．しかし，競泳の場合は水上の浮きラインが引かれているから差しつかえがない．プールや海での競泳には個人の盲人にとっては晴眼の競泳者と肩を並べて行なうのであるが，水上にいる他の者が出す音響によりその間隔を保ち得ることになっている．

スキー

たいていの国には独自のまたは人気のあるスポーツ

があるが，全部が直ちに盲人に応用できるとは限らない．しかし，盲人はできそうにもないスポーツを取上げ練習の結果完成した例もある．たとえば，ヨーロッパのある失明軍人が失明後再びスキーを試みて成功を収めた例もある．かれらは新しい技術を覚え，盲人スキーが可能であることを立証した．しかし，同時に晴眼者の指導と密接な協力が必要である．

〔盲人に対するスキーの指導法〕 指導原理として，位置（position），姿（attitude），方向（direction）に対する規則であり，盲人の訓練として特に適していると考えられるのは，フランス式スキー技術の基本的動作である．この規則を点字に表現し，さらに，その後の長い研究で選定してきたいろいろの基本的な姿勢を凸版図で表わし，点字のアルファベットによって姿勢を理解しやすくした．また，障害物へ接近した場合などの基本的な動作に対しての規則，水平面での動作，平行，停止，回転などがある．ここにいくつかの例がある．靴とスキーのはき方，ぬぎ方，左右スキーの区別，綱や紐の使い方とその点検，つえの使い方の練習，登り坂と下り坂との区別と，坂だという感じを修得させる．

〔アングルその他を判断する練習〕

D＝⠙　E＝⠑　I＝⠊　L＝⠇

O＝⠕　T＝⠞　X＝⠭　Z＝⠵

急傾斜で，しかも，やわらかいところは活字Lで，低くなったところはOで示す．非常に起伏の多いところは活字Zで示し，狭ばまった平行状の地点はEで，幅広い雪原はXによって，それぞれ示す．また，平行の研究のためには，なだらかな坂を表わす点字Tで，事故の起こりやすい場所はIで，スキーの尾部をΛ字形に開いてすべるようなところはDで示す．最後に停止や回転の指示は，位置と方向との組合わせによって示す．たとえば，右に回転させる場合はD，O，L，右というようにである．

予備訓練のための準備は，スキーを肩にかついで長い距離を歩くこと．次にスキーをはいて歩行する練習，すり足で歩く練習，最後につえを強く押して進む練習などで十分である．盲人は晴眼者のように空間に関しての恐怖によって無気力になることはない．したがって，練習はなだらかな坂で続ければよく，不安がなくなれば注意は姿勢と動作に集中される．残った問題は，くさびの効果のどうかである．くさびは坂を登るとき直線滑走，回転，特に横すべりのとき，重要な働きをするものであることを知らせることはむずかしい点である．盲人は足部位置がくさびの角度により，左右されることに気づかないので，坂に対し直角，または水平の状態に他の人のスキーをおいて，さわらせて，かがとの状態を理解させる．

その他

〔点字の地図による自動車競技大会（Braille Car Rally）〕 これは，セント・ダンスタンスが紹介した新しい盲人スポーツで，非常な熱意で迎えられている．盲人の操縦者が運転者と同乗し，点字の指導書により相手に走行の順路を指示する．運転者はその指示通りの道をよく知っていなければならない．道路の重要地点に関する質問に答え，その中には秘密の検問所や失点などが含まれている．時間目標をよび特別な得点がある．目標時間と失点のどちら側も5分以内とし目標時間の超過，不足の場合失点となる．得点はまた正しい答えをして手がかりを作った場合に与えられる．

〔ゴルフ〕 ゴルフは少数の愛好者によって行なわれ，熟練した仲間たちによって導かれている．カナダでは盲人ゴルフファー協会が組織され，ある程度行なわれてきている．

〔乗馬〕 少数の盲人がスポーツとしてやっているのに乗馬がある．しかし，この際は訓練された馬でなければならない．また，騎手もじょうずであることが必要である．そしてある程度の制限もやむを得ない．

キリマンジャロ征服の盲人たち

〔登山〕 これも晴眼者と同伴で楽しめる．7人のアフリカの盲青年が1万9000フィートのキリマンジャロ登山に成功したことは有名である．

（長岡加藤治・土井利家）

［参照文献］
沖野亦男「身体障害者スポーツ」昭和36
Lloyds, A.D. , *Sport and Hobbies for the Blind.*

日本の盲人スポーツ

沿革

盲人のスポーツは肉体的にも精神的にも，社会復帰のための重要な役割を果たすことはいうまでもない．しかし，わが国の盲人スポーツは，大正末期にようやく芽生えたといってよい．それまでは盲学校児童・生徒でも，狭い校庭ですもうや運動会に興じていた程度に過ぎなかった．スポーツ大会は1925（大正14）年「点字大阪毎日」編集部が主体となって，「全国盲学生体育大会」を大阪市立運動場において開催したのが始まりである．以来，年ごとに開催され，そのため，盲学校の運動場も拡張整備されてきた．また，これによって盲学校スポーツは振興し発展してきた．

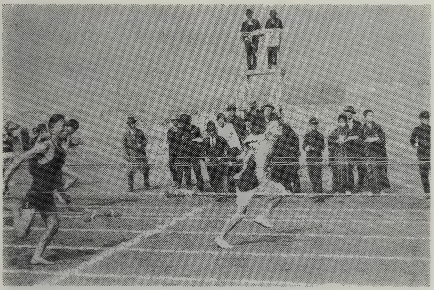

最初の全国盲学生体育大会鉄線競走

1928（昭和3）年には「全日本盲学校体育連盟」が組織され，初代会長にわが国スポーツ界の父といわれた木下東作が就任した．最近は運動場だけでなく室内体育館（講堂併用もあり）の新設などもあり，盲児童・生徒の健康管理もゆきとどいている．

一方，社会人としての盲人のスポーツは，ときにはレクリエーションとして，地域盲人協会が，すもう，陸上競技，野球，卓球，登山などを行なっていたに過ぎなかった．

1963年，厚生省は各都道府県や指定都市主催で行なわれる身体障害者体育大会（盲を含む）に対して，国庫補助を行なうようになり，地方別体育大会が開かれることになった．こうして，盲社会人のスポーツも，ようやく日の目を見るに至った．

翌年に開催された東京オリンピックのあとをうけて，パラリンピック（国際身体障害者スポーツ大会）が開かれた．これはイギリスのロンドン郊外にある国立ストークマンデビル病院が，脊髄損傷者の療法としてスポーツを採入れ，更生指導に著しい効果を上げたので，1952年以来，毎年，国際的規模で開かれるようになった．この創始者はグットマン（Ludwig Guttman）で，わが国では社団法人国際身体障害者スポーツ大会運営委員会（委員長葛西嘉資）の手で開かれた．会場は東京オリンピック選手村，国立総合競技場などを使用し，第1部の国際競技はおもに肢体不自由者が参加し，第2部は国内競技で，肢体不自由者，視覚障害者，聴覚障害者の競技であった．

これを機会に社団法人国際身体障害者スポーツ大会運営委員会は財団法人日本身体障害者スポーツ協会（会長葛西嘉資）に改組，毎年，国民体育大会のあとをうけ全国身体障害者体育大会を開催することになり，その第1回大会は1965（昭和40）年に岐阜県下で開かれた．

基礎的訓練

スポーツには，ある程度の体力が必要であるが，盲人の場合は，さらに方向感覚，空間感覚を養う必要がある．そのための基礎訓練として次のようなことがあげられる．

〔歩行訓練〕　歩くことは人間成長の第1歩である．不幸にして中途失明の場合は，まず，歩行訓練を行なわなければならない．

スポーツにおける歩行訓練の初期は，音を用い，広い場所で行なわなければならない．危険を予想したり防御姿勢にならないよう環境を説明し，気楽に姿勢を正しく行なうよう指導しなければならない．盲人はとかく前かがみの姿勢になりがちなので，正しい姿勢を手を取って教えるべきである．音の合図で進行したり，引返したりする．初めは合図の音の近くから歩き，合図で止まり，次の合図でもとに戻る．次は直線歩行を指導する．集団で行なう場合は集合離散を繰返す．またかけ足を命じて同じことを繰返す．

〔ラジオ体操〕　ラジオ体操は個人で，人手を借りずに，手軽に行なえる基礎訓練である．限られた日常生活の中で，動かすことのなかった関節の運動はもとより，血液循環をよくする．運動の不足がちな盲人の保健には晴眼者以上に必要なことである．

〔ボールによる訓練〕　ボールは丸くて危険性がなく盲人に適した器具である．ボールの中でもメジシンボール，バスケットボール，ハンドボールなどが適当である．

(1)腹臥位でメジシンボールまたはバスケットボールなどを用いて，手で軀幹を1周させる．次にボールを

腹部において，胸，頭部を地面から浮かせて両上肢を伸ばす．これはバランスを保つことや腹背筋の訓練になる．上達したらボールを支持点として，上肢，下肢を地面から浮かせて，バランスを取るように訓練する．

(2)背位になって同じことをする．

(3)立位でボールを腹→胸→頭→背→腹と1周させる

(4)ボールの周囲をボールに触れないで2〜3回回って，ボールに腰をかける．

(5)ボールに鈴を入れておき，ボールをけって，そのボールに追いつけるかどうかをためす．

このほか，筋力増強と感覚訓練を組合わせて，身体のあらゆる部分の訓練を行なうことができる．

〔なわとび〕 なわとびはスポーツを行なうための下肢の準備運動としてよい方法である．

〔飛降り訓練〕 盲人には飛降りることは苦手であり，恐怖心をもつ者が多い．飛降り跳躍，水泳の飛込みなど，スポーツにしばしば用いられるたいせつな基礎動作である．この訓練には飛台とマットを使用すべきである．

〔平均台とすべり台〕 平均台，すべり台などを用いてバランス訓練を行なう．平均台は初めは幅の広いものを用いる．上達するにつれて幅が狭く長いものを用いる．高さも低いものから高いものに移行する．

〔体操棒〕 つえのような棒を用いる．手のひらに棒を立てて，倒れないようにバランスを取ったり，両手で投げ上げて，空中でつかんだりして感覚訓練をする．

このほか十分な指導のもとに行なう機械体操，亜鈴体操なども基礎訓練には適切なものである．ことに機械体操は盲学校などで古くから取入れており空間感覚訓練にもなる．

〔木片ブロック〕 縦12，横12，長さ6センチメートルぐらいの木片を二つまたは三つ用い，その上に乗り床面に足を着けずに木片を手で移動させては，足を乗せることにより進んでいく．または平均台のように木片をいくつか並べて，その上を渡って歩く．バランスの訓練になる．

〔懸垂綱振り〕 天井から綱をつるして，これを振ったり，これにつかまって飛んで空間感覚を訓練し，運動性を増すようにする．たとえば，

(1)綱の近くに立って綱をつかんで振り離し，また帰ってくるところをつかむ．

(2)綱を頸部の高さでもって，ぶらさがって体を振り，また元のところに戻る．

(3)平均台の上から綱をもって飛び，また平均台に帰る．さらにボールを足の間にはさみ，落ちないように飛び，また元に戻る．

〔パートナートともに〕 パートナーがいる場合は2人で訓練することができる．1人が補助者になって，1人でできない動作を行なったり，2人で力比べをしたりする．

陸上競技

盲学生の陸上競技については1956（昭和31）年盲学生の特殊性を考慮して作成した全日本盲学校体育連盟の盲学生陸上競技規則に詳しく述べられている．それによると，競技種目としては，全盲者の場合は60メートル鉄線競走，立幅飛び，立高とび，3段飛び，ハンドボール投げ，ソフトボール投げ，円周400メートルリレーの7種目，弱視者の場合は100メートル競走，200メートル競走，400メートル競走，1500メートル競走，走り幅飛び，走り高飛び，3段飛び，ソフトボール投げ（男子），ハンドボール投げ（女子），砲丸投げ，400メートルリレー，800メートルリレーの12種目が日本記録承認種目となっている．最近は全盲円周100メートル競走が加えられ，鉄線競走は廃止された．

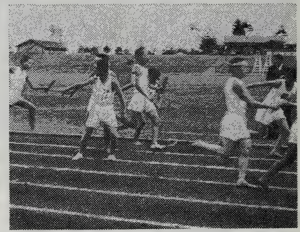

弱視者800メートルリレー

したがって，全盲者の場合は前記7種目が，また弱視者の場合は前記12種目が，陸上競技の標準種目とみてよい．これらの種目のうち大多数の種目は，日本陸上競技連盟の規則に従ってほとんどそのまま盲学生も実施できるが，60メートル鉄線競走，ハンドボール投げ，ソフトボール投げ，円周400メートルの4種目は盲学生独特のものであるから，以下主としてこれら4種目の競技規定についてそのあらましを述べる．

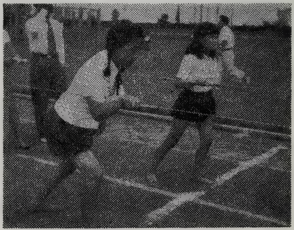

60メートル鉄線競走

〔60メートル鉄線競走〕 この

種目は全盲者の直線競走で，直径5ミリメートルの鋼製ロープに移動パイプを通したものを，直線走路の白線上に高さ70～80センチメートルに強く張り，中央部の最もたるんだ所でも50～60センチメートルより低くならないようにしたものを用意する．

競技者はこの移動パイプを普通左手で握って走り，ゴールへの着順で順位を決める．

〔ハンドボール投げ〕　この種目は主として女子のための競技である．使用球は日本ハンドボール協会規定の男子用ボールで，競技者はこのボールを直径2.5メートルのサークルの中から投げ，投てき距離の長短でその順位を決めることにしている．投てき距離の計測は投げ終わったときの足の前端からボールの着地点間の最短距離を測るのであるが，投てき線から多少踏越してもさしつかえないことになっている．このことは盲学生の特殊性を考慮した規定であり，投てき競技の全種目に共通した許容事項となっている．

〔ソフトボール投げ〕　この種目は主として男子のための投てき競技である．使用球は日本ソフトボール協会規定のオフィシャルボールで，図1に示す競技場で行なう．助走の距離は任意であるが，投てきは半径8メートルの円弧の後方から行ない，多少は踏越してもさしつかえない．なお，有効な投てきは28度の角度で引いた二つの半径の延長線の内側に着地したものでなければならないが，これは弱視者の場合の規定であって，全盲者の場合には適用しない．全盲者の場合には審判員などが投てきすべき方向で，笛その他適当な発音体を用いてその方向を指示してやることが望ましい．

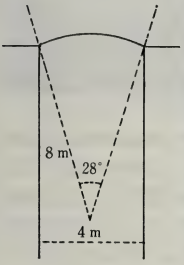

図1　ソフトボール

ハンドボール投げ

〔円周400メートルリレーと円周100メートル競走〕この種目は全盲者の競技である．競技者は一端が固定された長さ16メートルのロープの他の一端を持って円周を走るもので，1組4人の競技者が次々と1周ずつ走り続け，その所要時間の合計で順位を決めることにしている．そしてこの競技にはグランドの中央部に鉄棒を固定し，この鉄棒に自由に回る輪を上下2個取付け，さらにそれぞれの輪にロープを結びこのロープの他の一端には握りやすい取っ手を取付けておく．競技者はこの取っ手を持って鉄棒を中心とし，半径16メートルの円周上を疾走するのである．この場合ロープが途中でゆるんだり地面に触れたりすることのないように，また，取っ手を右手で持って右回りするか，左手で持って左回りするかは自由であるが，チーム全員が同一方向に回らなければならないことになっている．なお，この競技は1組4人の

円周400メートルリレー

表1　盲学生陸上競技日本記録（1966年3月）

	種目名	記録	公認年度
全盲男子	60メートル鉄線競走	7秒7	1961
	円周100メートル競走	14秒1	1965
	円周400メートルリレー	52秒2	1953
	立幅とび	2 m90	1961
	ソフトボール投げ(皮製)	67m32	1963
	ソフトボール投げ(ゴム製)	64m90	1965
	立高とび	1 m28	1965
	砲丸投げ(5.45kg)	10m45	1959
弱視男子	100メートル競走	12秒0	1936
	400メートル競走	60秒0	1963
	1,500メートル競走	4分41秒7	1963
	800メートルリレー	1分44秒7	1938
	走幅とび	5 m98	1931
	ソフトボール投げ(皮製)	86m85	1960
	ソフトボール投げ(ゴム製)	65m04	1965
	走り高とび	1 m65	1965
	3段とび	11m89	1963
	砲丸投げ(5.45kg)	11m52	1965
全盲女子	60メートル鉄線競走	9秒5	1952
	円周100メートル競走	17秒5	1965
	円周400メートルリレー	1分5秒0	1953
	立幅とび	2 m22	1965
	ハンドボール投げ(皮製)	25m15	1965
	砲丸投げ(4 kg)	6 m39	1959
弱視女子	100メートル競走	13秒9	1957
	400メートルリレー	1分1秒9	1963
	走り幅とび	4 m62	1957
	ハンドボール投げ(皮製)	29m46	1960
	砲丸投げ(4 kg)	8 m90	1959

継走であるが，バトンは使用しない．そのかわり第2走者以下は，前の走者がスタートラインの後方10メートルの地点に引いた白線に達したとき，審判員の鳴らすベル，笛などの合図で出発することにしており，最終走者が出発線に達することによって完走したものと認めている．なお，円周100メートル競走もこの方式で行なっているが，この場合ロープは1本である．

〔競技種目〕　国内で行なわれた盲人の陸上競技大会では，実際にどのような種目が取上げられてきたかをみよう．1964（昭和39）年11月開かれた東京パラリンピックの第2部は，一般身体障害者による国内競技であったが，視覚障害者による陸上競技関係の競技種目は次の10種目であった．100メートル競走（男女），100メートル円周競走（男女），1500メートル競走（男），走り幅飛び（男女），立幅飛び（男女），走り高飛び（男），3段飛び（男），砲丸投げ（男女），ソフトボール投げ（男），ハンドボール投げ（女）であった．これらの競技ルールはだいたい全日本盲学校体育連盟の定めたものを使用した．また，1965年11月，大阪市立長居陸上競技場で開かれた第33回全国盲学校体育大会の競技種目は，パラリンピック10種目のうち3段飛びを除いた9種目と，400メートルリレー（弱視女），800メートルリレー（弱視男），400メートル円周リレー（盲男女），立高飛び（盲男）の4種目を加えた13種目で，参加選手総数は26盲学校331人で，その内訳は盲男87人，盲女48人，弱視男132人，弱視女64人であった．

野球

盲人野球は全盲者の聴覚の訓練や方向感覚の育成に非常に効果的なスポーツであり，ことに広い屋外で行なわれるうえに，競技者と競技者の間隔が適当に離れていて，自由にのびのびと行動できるので，体位の向上に有効であるばかりでなく，機敏な動作も養うことができる．そのうえ，盲人野球は最も代表的なチームプレイを要求されるスポーツで，それぞれの任務が決められていて，各競技者は自分の責任を果たすことによって，チームに貢献することができる仕組みになっているので，責任感や協調性など民主社会の一員として必要な精神面の訓練にもうってつけのスポーツである．しかし，このスポーツも技術面が高度化して，勝敗にばかりこだわるようになると，全盲者の存在を忘れがちになるので，どこまでも盲人野球本来の精神から逸脱することのないよう，関係者の注意が望まれる．

盲人野球はいつごろ，だれが考案したものなのだろうか．伝えられるところによると，昭和の初めごろから，すでに各地の盲学校で体育の時間や余暇を利用して実施していたようであるから，おそらくこのころが，わが国で盲人野球が始められた時期と考えても大きな誤りはなかろう．しかし，このころの野球は，晴眼者の行なう「投げる野球」を「ころがす野球」に置き換えただけのごく単純なものであったらしく，思い思いのルールを決めて行なう「遊び」の域をでない程度のものであった．したがって，だれか特定の人が考案したとみるよりは，各地で自然発生的に行なわれだしたものが，次第に改善されて発達したものとみる方が妥当ではないだろうか．

最初の盲人野球チーム

1933（昭和8）年11月，横浜公園運動場で第9回全国盲学生競技大会が開催され，大会初の種目として東京盲学校と横浜訓盲院の初等部児童による盲人野球の試合が行なわれた記録が残っている．盲人野球の対校試合としては，これがわが国における最初のものである．

関西では，体育連盟報第4号（1935）に「大阪府立盲学校では盲人野球を創始して盛んに試合を行ない好成績をおさめている」と報じている．同校のルールは軟式野球規則に準じて作成したもので，競技者は1チーム9人で，1人は半盲，他は全盲者であること．使用球はバスケットボール5号で鈴をつけておくこと，フライは3バウンド以内で捕球されたときは打者はアウトになること，本塁ベース前にヒットラインを設け，この線以内で打球が停止したらファウルとすること，塁審が一定の鳴り物をならして走者を誘導することなどが，現行のものと違うおもな点であった．なお，競技場の略図は図9の通りである．

第2次世界大戦後盲学生の間にも野球熱が高まり，1951年7月20，21日の両日，点字毎日創刊30周年記

野球競技

念事業の一つとして，第1回全国盲学校野球大会が全日本盲学校体育連盟，毎日新聞社共催，文部省などの後援のもとに大阪府立盲学校グランドで開催された．

参加校は各地区代表7校で，大阪府立盲学校が優勝した．その後，第6回大会までは毎年，それ以後は隔年に全国大会が開かれている．

以上，盲学校を中心として行なわれている学生野球について述べたが，盲人野球になれ親しんだ盲学校の卒業生が増加するにつれて，一般盲人の間にも，徐々にではあるが浸透し，現在は各地においてチームの編成，対抗試合，地区大会などがみられるようになった．

〔盲人野球のルール〕 現在，わが国で使用されている盲人野球のルールは，全日本盲学校体育連盟制定の盲学校野球規則で，この規則は8章40条からなり，晴眼者の行なうソフトボールの規則を大幅に採入れたものである．それによると，競技者は1チーム10人で，そのうちの4人以上は全盲者で，投手と両遊撃手のうち1人の計2人は全盲者，捕手は弱視者でなければならないことになっている．また，使用球は男子用ハンドボール（皮製でひもつきのもの）で，打者に対する投球はボールをころがすことになっており，ボールが投手の手を離れてから本塁ベースに達するまでに，4バウンド以上でなければストライクと認めない．このほか，晴眼者の野球と著しく違う点をあげると，競技場は図2のように守備塁と走者塁が別々に設けられていること，ピッチャープレートを中心とした半径1.5メートルの円周を試合停止圏と名づけ，ボールを保持した野手がこの圏に触れた瞬間，試合は一時停止となって走者は進塁できないこと，外野に必ずラッキーゾーンを設けて塁打の判定をすること，全盲者が打球を捕えたときは，弱視者がフライを捕球したときと同様，打者はアウトになること，弱視者が走者の場合は，投手が投球しないうちに離塁してはならないことなどである．

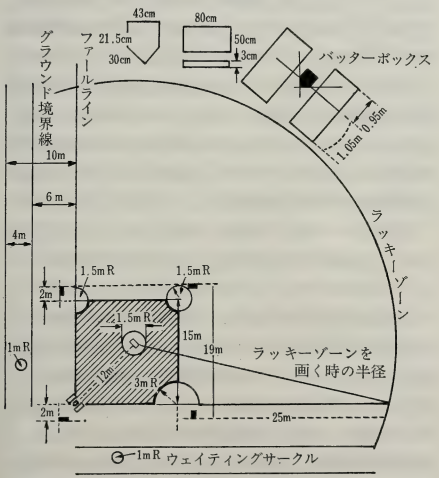

図2　盲人野球競技場

卓球

スポーツとして，また，レクリエーションとして卓球ほどプレー可能人口の多いのはないといわれ，盲人も，また，その例外ではない，神経の働きや体の動きなど，感覚訓練の一つともなる．

このゲームも盲人野球と同様に，だれが考案していつごろから行なわれるようになったかは明らかでない．全日本盲学校体育連盟報3号（1934年）によると，栃木県足利盲学校長の沢田正好が盲人用ピンポンを創案し，1933年の帝国盲教育研究大

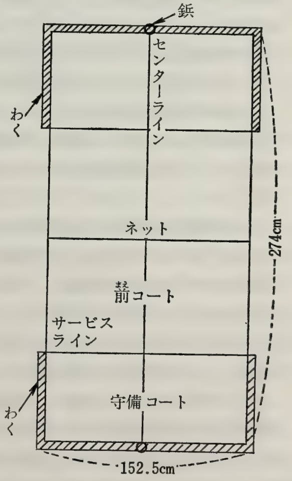

図3　卓球

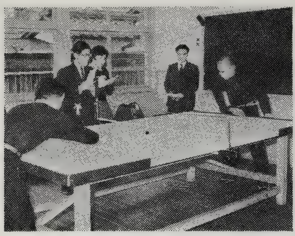

卓球競技

会の際公表したが，そのルールはだいたい現在のものに近いものであったところからみて，沢田が盲人卓球の創案者であったかも知れない．沢田式盲人卓球は，普通の卓球台に3センチメートルぐらいの高さのわくをしつらえ，ラケットは先の丸味を切落して，台面をなでつけるように用い，また，ボールには鈴を入れて，耳でボールの方向を知ることができるようにしたものであった．

〔盲人卓球のルール〕 盲人卓球はすべてボールをころがし，ネットの下を通して打ちあうゲームで，晴眼者の卓球がネットの上を越してボールを打ちあうのとは著しく違っている．使用球は日本卓球協会規定の硬式球で，その中に散弾3個を入れ，ボールがころがると音が出て，ボールの動きと方向をおおよそ耳で知ることができるようになっている．これは1968年改正され，散弾の代りに小さいベアリングの球になった．テーブルの寸法は普通の卓球台と同じであるが，打球が床の上に落ちるのを防ぐために，テーブルの端に高さ15ミリメートル，厚さ10ミリメートルのわくを取付けてある．また，このゲームは全盲者のためのものなので，かりに多少視力のある者とやっても，全盲者が不利にならないように，コートにはボールの色と同色の白色塗料を塗ることにしている．盲人卓球用のテーブルを図示すると図3の通りである．

ボールの落下を防ぐ方法として，テーブルの端にわくを取付けるかわりに，細長い溝を設ける式の盲人用卓球台もあるが，現在ではあまり見かけないようになった．

盲人卓球には，盲学生全国大会はない．地区大会もほとんど開かれていないようである．ただ，近畿地区だけは1956年から毎年開催し，昭和44年度の大会は第14回になっている．したがって，近畿盲学生第1回大会は日本で最初の公式試合であり，6盲学校選手が参加し，大阪府立盲学校が優勝した．

東京オリンピック大会後に，全国各都道府県では身体障害者のための体育大会を開催するようになったが，盲人卓球を競技種目として採入れているところが多い．

柔道

柔道は盲人でもほとんどハンディキャップなしに，正規の規則で晴眼者と同じようにできる競技なので，

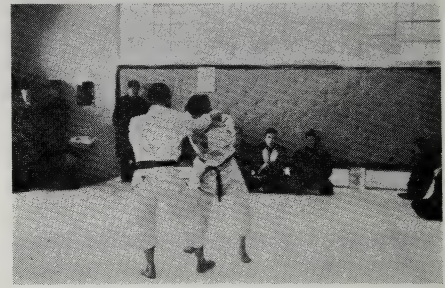

柔道競技

盲学校ではかなり盛んに行なわれているが，特別な道場の施設がいること，指導者が少ないことなど，不利な条件があるため，野球や陸上競技のように広く普及しているとはいえない．柔道はまた，負傷することが多いのではないかと心配する向きもあるようであるが，「受け身」などの基本動作から順序を追って指導し，競技の約束を忠実に守れば，負傷することはほとんどない．

近畿盲学校体育連盟では，1955年から毎年地区盲学校柔道大会を開催するとともに1959年には盲学校柔道規程を制定するなど，盲学校における柔道の普及発達に寄与している．近畿以外には地区大会がなく，したがって，全国大会を開くまでになっていないため，近畿地区以外の盲学校で近畿地区大会に参加出場を希望する学校があるので，最近では「近畿」の文字を省いて単に盲学校柔道大会と大会の名称を変えて，他地区盲学校の参加を歓迎している．1965年の第11回大会の参加校は9校であったが，その中には東京都立文京盲学校，富山県立盲学校，三重県立盲学校，徳島県立盲学校の名が見られる．

柔道のルールは，晴眼者の場合とほとんど同じであるが，近畿盲学校体育連盟の盲学校柔道規程によると，競技者のうち一方が全盲者の場合は，全盲者にまず右自然体に組ませること，両者が全盲の場合は，互いに右自然体に組ませ，「始め」の合図で試合を始めることにしている．また，試合中に全盲者の弱点を利用して技を用い勝負を決しようとすることは，重大な禁止事項の一つとして堅く止められている．なお，対校団体戦の場合，出場者数が3人のときは全盲者は1人以上，5人のときは2人以上，7人のときは3人以

上と定め，全盲者の試合出場の機会を多くしている．

相撲

相撲は古くからわが国民に親しまれて人気のある競技であり，競技をするための場所をとることが少なく，ルールも簡単で，しかも全身運動であるので，全盲者にとっても好適なスポーツである．したがって，全国盲学生体育大会第1回大会は1925（大正14）年に開かれ，以来盲学生の各種体育大会では，必ずといってよいほど競技種目として採入れられている．

相撲競技

盲人が相撲をする場合のルールとしては，他の競技のように細かく規定する必要がないので，日本相撲連盟のルールをそのまま採用し，ただ，全盲者の特殊性を考慮して，多少の修正をしているだけである．そのおもな点は仕切りの仕方で，全盲者と全盲者が取組む場合はもちろん，全盲者と弱視者または晴眼者と取組む場合は，両者とも必ず両手を地面において突き合わせるとともに，頭も両者あい合わせてから審判者が両者の背中を同時にたたき，それを合図に競技を始めるようにしている．また，もう一つの例外は競技中，両者のからだが完全に離れてしまうことは禁じられていることである．このようなルールで行なえば，柔道の場合と同様，障害差による取組みの変更は全く必要でない．

水泳

水泳は全身運動であり，内臓諸器官の発達を促し，皮膚の鍛錬にもなるなど，きわめて効果的な運動である．したがって，適当な水泳場さえ得られれば，競技のルールも晴眼者のもので実施できるので，盲人にとっても好適な運動の一つである．ただし，水泳には不注意のために起こる事故が多いので，水泳の心得をよく守って，安全については万全を期さなければならない．特に初心者には面かぶり，沈み方，浮き方，立ち方などの練習を十分にさせることによって，水に慣れさせてから泳ぎや飛込みの練習にはいるよう，段階を追った指導をすることを忘れてはならない．そして，熟練するにつれて各自の能力に応じて，泳ぎや飛込みの質的量的な指導を高め，進んでは救助法を理解させるなどして，水中での安全に対処できるようにすることが望ましい．なお，自己の能力を過信して，無理な泳ぎなどしないよう注意して，事故を未然に防がなければならないことはいうまでもない．

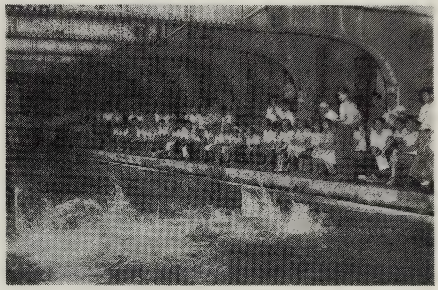
盲学校水泳大会

わが国のほとんどの盲学校にはプールがないので，他校のプールを借りるとか，海浜または河川・湖沼などを利用している．このような事情から，盲学校連合水泳大会も大阪市立盲学校が自校のプールをもっていたころ数回開かれただけで，現在ではと絶えたままになっている．全日本盲学校体育連盟報13号には第1回盲学校競泳大会の詳細が報告されている．それによると，この大会は同連盟の主催で大阪市立盲学校のプールを会場として1951（昭和26）年開催され，参加校は8盲学校であった．JOBK（大阪中央放送局）ではその実況を録音して，同日夜のニュースの時間に放送したといわれている．競技種目は25メートルと50メートルの自由型，平泳ぎ，背泳ぎで，小・中・高別，半盲・全盲別，男女別に分かれて熱戦が展開され，大阪市立盲学校が優勝した．東京オリンピック後，各都道府県で開催されている身体障害者体育大会の種目に水泳も含まれている．国際身体障害者スポーツ大会での視力障害者の水泳競技種目は男子45メートル自由型と女子25メートル自由型の2種目であり，各都道府県大会もだいたいこれに準じた種目で実施しているようである．なお，1940年，恩賜財団軍人援護会が当時の失明軍人のための慰安施設の一つとして，東京小石川にあった失明傷痍軍人寮内にプールを新設して注

目されたが，これが盲人のためのプールとしての最初である．水泳については特別なルールがなく一般競技に準じている．

重量上げ

盲学校体育大会の初期1937年には俵差しというのがあった．25キログラムの砂詰め俵を差上げ，タイムを計るというものである．記録は21分19秒2で，この競技は残酷と思われたので，1940年には25キログラムの俵をたいこを合図に上下する運動に変えた．記録は305回であった．特殊な盲人によって本格的な重量上げも試みられている．

バレー・ボール

岐阜県立盲学校では音のでるボールを開発して，バレーボールなどに試用した．試験の段階ではあるが，かなりな成果をあげているようである．発泡スチロール製のボール（4号）に防犯用ブザーを仕込み，キーをはずすとボールの中でピーという音が鳴りだす．それがどこへ飛んでいったか，その位置を耳で確めるという仕組みである．同校では1965年から体育の時間や課外活動に利用している．

フットバレーボール

島根県立盲学校では1967年にフットバレーボールというのを考案した．これは6人1チームで3回球をけって，相手の陣に入れるという簡単なルールである．ボールは白く塗ったプラスチック製で，直径25センチメートル，けると中に仕込んだ12，3個のパチンコ玉がガラガラ，ガチャガチャ鳴ってわかる仕組みである．

ボーリング

大阪市盲人福祉協会阿倍野分会の会員たちが，1966年阿倍野ボウリング場に招待されて，ボウリングを試みたのをはじめとして，同年京都のライオンズクラブの好意により鴨川ボウリング場で，京都府盲人協会会員有志が毎年ボウリング大会を開き優勝を競っている．盲人にも楽しめるスポーツの一つである．その後各地の盲人協会なども事業の一つとして取上げている．

スキー

一般人と同様に楽しむことは不可能であるが，特別に定められた範囲内では十分楽しめるスポーツである．かつて，東京都立文京学盲校生徒たちが後楽園に仮設されたスキー場に招待されて，スキーの楽しさを満喫したことがあり，さらに富山県立盲学校なども実施している．（根岸寛・長岡加藤治）

[参照文献]

中村裕・佐々木忠重「身体障害者スポーツ」南江堂　昭和39

「スポーツ・ルール集」旺文社　昭和38

「盲学校スポーツ・ルール集」全日本盲学校体育連盟　昭和33

「全日本盲学校体育連盟報」1～19号　昭和7～33

各国の盲人事情

アイスランド共和国

〔福祉〕 人口19万中，盲人は約360人である．盲人協会は年間政府から20万クローネ（167万円），地方自治体から6万クローネ（50万円）の補助金を受けて事業を行なっている．16歳以上の盲人は政府と地方自治体から年間3万クローネ（25万円）の補助金を受ける．その他，政府は盲人学校に3万6000クローネ（30万円），書物印刷に10万クローネ（84万円）の補助金を出している．

1956年に至り点字書出版を始め，90点以上となった．また，数年前から盲人のためのテープ録音が始められ，現在12巻できている．これらの点字書や録音テープは盲人に貸出されている．

アイスランド盲人友の会(Blindra vinafélag Íslands, Ingólfsstroti 16, Reykjavìk Ísland,)は1932年1月24日に設立された．当時，364人の盲人（そのうち6人はこども）がいた．1933年秋から協会はブラシ作りとかご作りの工場を建設し，これまで65人の従業員をもった．現在は9人の盲人が働いている．1936年友の会活動のための事務所を，1958年盲人ホームと盲人学校の校舎を中心街に買った．1934年から毎年10

台のラジオを政府から借り，貧しい盲人に貸出している．その数は35年間で336台にのぼっている．この友の会の職員は7人で，そのうち2人は盲人である．

このほか盲人自身が1939年に設立した盲人協会(Blindrafélagio)がある．ここでは，8～12人の盲人のブラシ作りとプラスチックの荷作り用箱作り工場を建設し，1960年には盲人ホームと事務所を建築した．

その他アイスランド婦人協会(Kvenfélagasamband Ísland)，ライオンズクラブなどが盲人のために活動している．

〔教育〕 1933年10月6日学校教育が開始されたが，生徒数はわずか5人であった．そのうち4人がこどもであった．年とともに生徒数は変動し，幾年かは1人の生徒もおらぬことがあった．1968年現在，2人で，先生は1人である．

〔職業〕 18人の盲人はブラシ作り，かご作り，荷作り用箱作り工場で働いている．その他独立の生計を営む職種としては，家具職3人，電話交換手助手2人，ブラシ作り，農夫，漁業組合長，家具商，ホテル支配人の各1人などがある． （岡崎晋）

アメリカ合衆国

盲の定義と盲人人口

盲の定義は視力の完全喪失から残存視力まで程度はさまざまである．たとえば，9000万のアメリカ人が何らかの視覚的障害を有しているが，そのうち350万人が矯正できない恒久的な視覚上の欠陥をもち，100万人が機能上盲であって新聞を読むことができない．

実際には，盲に関するすべての統計は推計であって，盲人の正確な数は知られていない．というのは，盲の定義がまちまちであるために，あいまいな報告結果を招いているからである．しかし，たいていの州は，公的扶助，所得税減免の資格を決定するために使用される盲の〝法的〟定義（“legal” definition）を採用している．これらの経済的理由のために，中心視力が矯正レンズを用いても良い方の視力が200分の20を越えないか，あるいは視野が20度角以下であれば，盲人と考えられるようになる．さらに簡単にいえば，正常の視力を保有する人が200フィートの距離で見ることができるところを，20フィートの距離でしか見えなければ，その人は盲人とみなされる．このように，1934年のアメリカ医学学会（American Medical Association）によって採択された経済盲の定義に基づくこの一般に認められている概念に従うと，アメリカ人の43万人だけが〝法律上〟の盲人である．

上記の定義は，連邦政府および多くの州政府により規定されているものである．

視覚障害者に提供される援助の種類は，これらのさまざまな失明の定義によって決定される．たとえば，経済的扶助，職業訓練，教育を受けるための視覚上の必要条件は必ずしも同一ではないので，用いられている盲の定義に従えば，財政的扶助の資格がなくとも，リハビリテーションを受けることができる．

アメリカ盲人援護協会（American Foundation for the Blind）は，眼科医の測定によって正確に判定でき，視覚障害と考えられるあらゆる程度の視力喪失とともに，視力の完全な喪失に対して「盲」“blindness”という用語を保留しておくべきであるとの見解である．それゆえ，ある人が失明して，それが正常な機能と活動に影響を及ぼすならば，できるだけ視力の喪失を軽減するため，また残存諸感覚を最大限に活用できるようにするため，さまざまな盲人用具，サービスおよび訓練について受給資格が与えられる．

全国的な義務制による盲人の登録は，合衆国では実施されていない．したがって，ある程度視力を喪失している男女および児童の総数に関する正確な統計資料は得られていない．全国失明防止協会（National Society for the Prevention of Blindness）の推定によると，合衆国には40万から100万の法律上の盲人がおり，そのうちの半数が65歳かそれ以上である．この総数のうち，同協会の最近の実態調査では，約13万6000人が学齢期の児童，青少年であると推定されている．

失明の原因

合衆国における失明の主要原因で，最近の傾向として特に認められるものはない．次に示すものが最も有力な原因であると確認できる．

緑内障　14.5パーセント強
糖尿病　14.3パーセントと推定
白内障　少なくとも13.7パーセント
網膜機能障害　約8.5パーセント

トラコーマは世界の多くの地域において失明の主要原因であるが，合衆国ではきわめてまれである．

失明の防止

合衆国における盲の半数近くが防止できると考えら

れている．したがって，すべての国々と同じく，むだな失明を撲滅するため，絶えず多大の努力をする必要がある．

失明を防止するため，多数の立法措置と多くの努力が，連邦政府，州政府および社会福祉事業機関によってなされている．

特に全国失明防止協会は，そのすべての事業計画をもって，失明防止のすべての面と取組んでいる．次に掲げるのは，失明防止の事業においてとられている措置のいくつかである．

①公立学校の全児童に対する視力検査の実施．②工業方面で働いている人たちが保護眼鏡の使用を必要とする労働立法措置．③こわれにくい眼鏡の紹介．④乳児のはしかを防止するため，妊婦のはしかに対する種痘の実施．⑤未熟児網膜症を予防するため，未熟児に対する酸素供給量の統制．⑥症候の早期発見と迅速な治療を行ない，失明の防止を実現する措置として，ひん繁な検査の実施．⑦事故による視覚障害を防止するため，自動車に風防ガラスを設置．⑧家庭用品や先の鋭い器具による外傷の危険を家庭内で防止するため，ラジオ，テレビ，新聞等の報道機関による広報活動の実施．⑨花火の禁止．

関係諸法令

連邦政府ならびに50の州政府が制定した盲人に関係する法令は，莫大な量に上る．そのうち保健・衛生，教育，リハビリテーション，雇用，福祉に関する諸法令につき，その特徴を概述すると次の通りである．

〔保健・衛生〕　盲人を含むすべての人びとに提供される無料診療サービスのほか，社会保障法に基づき，また州および地方福祉機関により，医療費の免除，すなわち，入院治療費，医師，外科医の診察料および薬剤（内服薬）の給付が，他の収入源をもたない経済的に貧困な盲人に対して行なわれている．

〔教育〕　盲学校および公立学校における盲生徒のための特殊学級は，視覚障害をもつすべての学齢児童が利用できるものとなっている．また，教室で必要な点字本や盲人用補助器具・用具は無償で交付される．盲児を含むすべての児童に対する教育は義務制である．

〔リハビリテーション〕　法律上の盲人のリハビリテーション訓練と就職斡旋のための事業計画は，全州で効果的に進められている．これらの盲人がサービスを受けるための経済的負担はない．失明者リハビリテーション・センターは，新たに失明した成人ばかりでなく，小学校の低学年で学業を放棄したり，または，できる限りの高度な学校教育修了したのちにセンターに付託されてくる失明者をも入所させている．

〔雇用〕　雇用に関し特別な優先権や特権を盲人に与えたり，盲人を特に保護するような法律は，合衆国においては制定されていない．しかし，盲人労働者を優先させる二つの連邦政府雇用計画がある．第1の計画は，政府の建造物（郵便局，病院，裁判所など）内での売店の設置とその運営を盲人だけに許可するというものである．盲人は，そのような仕事を割当てられる前に，売店の運営に関する訓練課程による訓練を受け，そこでりっぱな成績を示さなければならない．盲人の被雇用者を優遇する第2の労働立法は，盲人のための授産所や生産工場に関するものである．50個以上の物品に対する政府の注文は，これらの物品を一般の商社から買上げる措置をとる前に，まず盲人授産所に割当てられる．これらの物品は病院，郵便局，陸海軍公共施設などの政府機関で使用されるほうき，棒ぞうきん，郵便袋，シーツ，枕カバー，手術用マスクやエプロンなどである．

〔福祉〕　財政扶助は，連邦政府からの補助金を得て，地方公共団体（州政府および市町村）の福祉課により，生活に困窮する盲人に対して給付される．身体障害扶助が工場災害で失明し，働くことのできなくなった盲人のために給付される．ある福祉事務所は，必要な場合には，盲人に対し住宅の斡旋を行なっている．

盲教育

〔義務教育〕　正式の盲児教育は1832年に始まったと一般に考えられている．その年内に三つの寄宿制盲学校がボストン，ニューヨーク，フィラデルフィアに設立された．その後数年間のうちに，全国の他の都市，州に盲学校が設立され，1971年現在で寄宿制盲学校の数は約50校に達した．1920年ごろ，いくつかの大都市で，普通児といっしょに普通校へ通う盲児のための教育計画が始められた．過去50年間にこのような型の盲教育がすべての州と主要都市に普及し，今日では寄宿制盲学校に行く盲児よりも普通校に行く盲児の方が多くなっている．

盲児と他のハンディキャップをもつ児童を含むすべての児童に，自由な教育を与えることは義務制である．義務教育を確立している現行の法律は，州によって異なっている．年齢条件もまた同様である．また，

一般に年齢範囲は6歳から16歳までである．

合衆国における寄宿制盲学校は約50校．在籍する法律上の盲児の総数は年間平均約1万人である．

両親といっしょに家庭で生活している盲児が，おそらく500に上る各地の一般の学校に普通児とともに通学していると考えられる．寄宿制学校に通っている盲児の場合のように，在籍児童の学年別による登録は判明しないが，普通公立学校に通っている盲生徒の総数は約1万2000人である．

〔幼稚園〕 就学前の盲児のために数多くの私立と公立の幼稚園がある．これらの事業のいくつかは盲人福祉機関によって運営されている．このようなタイプの施設の多くは，公立学校または寄宿制学校によっては運営されていないが，一般にいって，それらは盲児をもつ両親に経済的負担をかけることはない．また，自費によってであるが，盲児を普通の私立幼稚園に行かせる両親もいる．多くの寄宿制盲学校は，就学年齢に達した幼児とその両親に入学への準備をさせるため，夏季数週間にわたる就学前指導計画を実施している．

幾人かの弱視児は寄宿制盲学校に入学を許可され，点字よりもむしろ拡大した大型文字の教科書を使って教育を受けている．しかし，かれらの大多数は普通校の弱視学級にはいるが，そこでも専門教師の指導と弱視用補助器具によって，かれらの必要なものが満されているのである．

〔大学教育〕 合衆国のカレッジおよび大学に在学している法律上の盲人の学生登録数は判明していない．数多くの実態調査と推計によると，ある程度の視覚喪失をもった約5000人の学生が現在，大学教育を受けている．かれらが入学志願者すべてに要求されるのと同じ入学基準とテストに合格する能力さえあれば，自分が希望するどんな大学にでも入学が許可される．もちろん，盲学生のために設置された特別な大学はない．かれらは一般学生といっしょに一般の大学に行かねばならないし，卒業に際しては，全学生に要求されるのと同じ試験にパスしなければならない．

〔盲教育教師の養成〕 合衆国には，盲教育教師養成専門課程をもったカレッジおよび大学が24校ある．学士号が与えられる教育課程は4カ年の学習期間を必要とするこの課程には，盲児教育の特殊な技術と方法，点字や盲人用教材用具の取扱いが含まれる．多くの学生は，盲教育における修士号をとるために大学院での勉学をもう2年間継続する．これは盲学校での仕事に対して十分な準備をし，かつより良い仕事を得るためである．これらの学生は晴盲を問わず，大学院の課程を修了し修士号を取得するが，さらに数人はこの専門分野で博士号をとるため，さらに3年間の研究を続ける．

失明者リハビリテーション事業

〔リハビリテーション施設〕 合衆国において，新たに失明した者（newly blind persons）をサービスの直接の対象としているリハビリテーション・センターは，わずか3カ所である．これらのセンターは連邦政府の施設であり，視覚障害が戦争に起因した人びとだけを対象として訓練を行なっている．これらの新たに失明した者に対するリハビリテーション計画は，陸軍病院内において完全に独立自足的に運営される部門であり，失明への適応（adjustment），方向定位（orientation）およびリハビリテーションの全領域にわたるサービスを失明軍人に提供している．それらのサービスは，陸・海・空軍の軍人で，その目の負傷が軍務と何らかの形で関係のあることに起因している者を対象とし，施設収容による訓練であり，もちろん無料である．訓練課程について特定の期間は設けられていない．入所者は戦争中に受けた視力の障害あるいはその他の傷害を矯正するため，長期間にわたる治療や手術を受けなければならないからである．医療とリハビリテーション訓練が終了すると，入所者は就職斡旋サービスを受けるため，かれの家に最も近い州盲人福祉機関に付託される．

この国におけるリハビリテーション・センターについての基本的な考え方からすれば，訓練の完了に対して期間の制限を設けないのが，普通のやり方である．訓練課程は，社会的リハビリテーションと職業的リハビリテーションを，それぞれ一定の期間に分けることもしない．というのは，リハビリテーションの仕事のこれら二つの面が同時に平行して実施されるからである．訓練期間についての一般的原則としては，訓練期間とは各盲人が就職斡旋に対して準備できるために必要な期間であるといえよう．この原則が各訓練生により異なり，またかれの前歴や知能，盲の受入れの状態およびその他のいくつかの基準によって左右されることはいうまでもない．望ましいことは，多くのリハビリテーション・センターにおいて，普通の訓練生であれば6カ月から9カ月で就職に対して準備のできた状態になることである．

次に述べる事業は，前記の三つの政府失明軍人施設

以外で，リハビリテーション・サービスを提供しているセンターだけに関するものである．

アメリカ全国には約27ヵ所の失明者リハビリテーション・センターがあり，その事業計画は中途失明者と，就学時またはそれ以前に失明した人びとを対象として実施されている．このほか，一般のリハビリテーション・センターが約135ヵ所あり，そこでは晴眼で他の障害をもつ者とともに何人かの失明者を訓練生として受入れている．このように，失明者リハビリテーション事業計画は，全国にわたり非常に複雑で，かつ広い範囲に及んでいる．これらのセンターのおそらく半数は，一般からの寄付による社会福祉法人または個人の運営による施設であり，他は州の補助金により運営される施設である．

上記の状況からみて，ある一定の期間に社会復帰した中途失明者の数，あるいは以前に視力を失ない，現在これらのセンターで訓練を受けている者の数を推定することは不可能である．

〔事業資金〕 さまざまな方法が，アメリカのリハビリテーション・センターの財政的運営のために用いられているので，ある代表的なセンターにおける1人の訓練生を訓練する費用の金額を算出することは困難である．ある収容制の訓練センターを例にとると，生活費および授業料の費用は1ヵ月1人当たり7000ドルである．少なくともこの額の半分は通常，訓練生の出身州外の機関，州，あるいは連邦政府の補助金により助成されている．

〔職員の待遇〕 リハビリテーション・センターの職員の給料を参考のために述べると，いくつかの州では12ヵ月分のリハビリテーション指導員の給料は8000ないし9000ドルであり，小学校教員は普通1学年（9，10ヵ月）で，同じ地域でほぼ同一の給料が支払われる．

〔職業訓練〕 リハビリテーション・センターで，訓練生の訓練のために準備されている職業の種類については，センターの所在する地域，訓練生の以前の能力や経験など多くの要因によって左右されるので，概括的に論ずることはできない．

寄宿制盲学校と地方のリハビリテーション機関やセンターとの間には，緊密な協力関係が成立している．盲学校における職業教育の基礎コースには通常，木工，機械操作，種々の道具の取扱い，電気やラジオ修理などが含まれている．これらのコースは，卒業後ただちに就職するための準備としてではなく，卒業後結局は，リハビリテーション・センターの訓練生となる学生に対する準備教育として実施されているのである．

リハビリテーション・センターは，多くの場合，すべての職種について特定の訓練を行なうことのできる設備をもつことはできない．したがって，優れた総合的な職業的リハビリテション・プログラムを発展させるためには，多くの現任訓練や職場訓練（in-service or on-the-job training）が必要である． センターは，たとえば，病院のレントゲン線科や商業フィルムスタジオにおけるフィルムの現像方法を盲人に教えるため，施設内にフィルム現像を設備することはできない．また，大型機械の操作はセンターにおいてよりもむしろ工場においてなされるべきである． ある場合には，工場の平常の生産高を阻害しないため，労働時間終了後にセンターの訓練生が工場設備を使うことのできるよう，特別な措置を講じることもできるだろう．盲人に包装作業の方法を教える場合，工場は教材用としてセンターに見本を送ってくることもある．センターにおける機械と設備不足を補うためには，地域の生産工場の協力を得て，さまざまな措置を講じる必要もあるだろう．

〔職員数〕 センターの職員数は，訓練生の数によって異なる．12人ないし15人の訓練生を対象とする小規模なセンターは，次の指導員および専門職員が必要となるだろう．①管理者1人．②事務・タイプ・会計・受付兼任1人．③看護婦・ソーシャルワーカー兼任1人．④宿舎における家政指導員3人．⑤歩行訓練指導員2人．⑥職業訓練指導員2人．⑦リハビリテーション，コミュニケーション訓練指導員（日常生活，点字，タイプ等の技能）1人．

以上がおそらく公認のセンターに必要とされる最小限の職員であろう．しかし，これがすべてのセンターを代表しているわけではない．たとえば，上述の訓練生（約30人）の2倍の在籍者数をもつセンターは，より経済的な職員配置が考慮されることとなるだろう．というのは，ある部所に2倍の職員を置くことにはならないからである． このような約30人の入所者をもつセンターにあっても，1人の管理者，1人の看護婦兼ソーシャルワーカー，そして恐らく2倍の訓練生のために，さらに3人の指導員を必要とするだろう．通常，これらの人びとは，すべて常勤職員であり，また多くのセンターは，医師，眼科医，心理学者のような医学，心理関係の専門家のサービスを非常勤または

臨時に利用できる措置を講じている.

現在多くの大学が，リハビリテーション指導員の養成については，そのための教育課程を設けているが，これは特に盲人福祉事業の分野の指導員を対象としているものではない．しかし，失明者リハビリテーション教師および歩行訓練士の学号を与えている大学がいくつかある．多くのセンターは，資格あるリハビリテーション・カウンセラーを雇用したのち，盲人を取扱う仕事についての経験を現場で与える措置を講じている.

盲人の雇用

アメリカにおける盲人の職業的潜在能力と就職斡旋とが認識されてきた歴史をみると，他の諸国と同じような道をたどってきている．工業，事務的職業，専門職業などに有能な盲人の受入れを奨励する社会教育を多年にわたり実施した結果，現在多くの成果が得られた．しかし，就職斡旋カウンセラーは今なお受入れ側の抵抗と消極的態度に遭遇することがある．というのは，盲人が与えられた仕事においてりっぱな成績をおさめ，生産に寄与することができる，という事実を雇い主の方が認めようとしない気持がはたらくからである．正確な統計資料を得ることはできないが，ある都市や州で実施した盲人が従事している職業分類に関する調査研究によると，職種分類の100分率の内訳は，だいたい次のようなものとなる.

農業（家畜業，農産物，園芸を含む）	2パーセント
工業	25　〃
商業	25　〃
専門的職業	25　〃
サービス業	23　〃

特定の各職種について雇用されている盲人数を示す資料は，合衆国においては作成されていないが，リハビリテーションや就職斡旋の専門家によると，約5万人の男女の盲人が種々さまざまな職業に雇用されているという.

電話交換手とタイピストは，両方とも非常に有望な就職斡旋の可能性を含んでおり，実際の業種においてそれぞれ数百人いると推定できる.

ピアノ調律は，アメリカにおいては一般に広く認められ，報酬も良いが，盲人の職業としては急速に衰えつつある．多数の人たちが今なおこの仕事で自営し，平均以上の収入を得ているが，今日の若い学生はこの分野で働くことを望んでいない．このタイプの人たちは，ダンスバンドやナイトクラブの音楽師になる傾向が強い．コンピューターの操作とプログラミングは，アメリカの盲人にとっては比較的新しい職業分野である．過去10年間，数人の盲青年が訓練を受け，大型コンピューターを設置した銀行や他の事業に従事して貢献してきたが，現在では，それは数多くの盲人のための主要な職業の可能性の源としてはみなされていない.

教職は十分な準備を終えた盲人が，晴眼の教員と肩を並べてやって行ける分野として長年認められてきた．盲人の教員の大多数は，盲人を教育している学校やリハビリテーション・センターで教えている．一方，公立学校や大学で晴眼の学生を教えて，非常な成功をおさめている盲人の教師や教授もいる．正確な数はつかめないが，現在普通校やカレッジで教職についている盲人は150人ないし200人であるといわれている.

〔新職業分野の開拓〕 盲人が訓練を受け，雇用されることのできる新しいタイプの職業について，調査研究が熱心に進められてきた．視力を必要としない，またある程度の視力障害がある人でも遂行することのできる反復性の仕事の種類を決定するため，工場の分野における業務内容分析を行なう研究が，従来から多く行なわれてきたし，現在も行なわれている．これらの研究計画は，国内のある都市またはある地域に特有な特定の職業に関して，地方または地域的な規模で実施されている.

盲人が従事できる職業として，X線写真現像技師およびコンピューター・プログラマーが開拓されてきたが，現在ではさらに飲食物サービス業，宿泊業，レクリエーション産業，病院内の業務（ある程度の制限はあるが）などの分野における盲人の雇用についても，指導の方向が確立されてきたのである.

盲人収容援護事業

〔授産所〕 1971年現在，合衆国には盲人授産所が約115カ所ある．これらの授産所のうち82は全国盲人授産協会（National Industries for the Blind）の会員施設になっている．全国盲人授産協会は，加入している各種の授産所に対して政府の注文を割当てるために設立された．これらの授産所に常勤で雇用された盲人の就業者は5000人ないし5500人であって，かれらは3000種類の製品を作り，約900万ドルの賃金を得ている．政府の買上げに加えて，授産所はスーパーマ

ーケットや金物店で販売される多くの家庭日用品を生産している．授産所によっては，他の諸産業のために遂行される大規模な下請け契約の仕事によって収入を得るところもある．

〔老人ホーム〕 一般に盲人だけのために収容援護のサービスを提供しているような施設はまだいくらかはあるが，老盲人ホームは次第になくなってきている．最近の動向としては，高年齢の盲人は一般の老人ホームに入所させる，という方向に進んでいる．そこでは，かれらは一般から隔離され孤立して一つの集団を成すよりも，むしろ同年輩の晴眼者といっしょに過ごす機会をもつからである．この問題に対するこうしたアプローチは，老盲人にとって多くの利点をもたらしている．しかしながら，老人ホームのいくつかは，老盲人は晴眼の老人よりも手が余計かかるだろうと想定して，現在でも盲人の入所を拒否している．しかし，幸いなことに，これらのケースはまれであり，次第に多くの老人ホームが老盲人を受容している．

盲導犬事業

アメリカで最初の盲導犬学校が開設されたのは1929年である．1971年7月現在，主要な盲導犬学校は9カ所である．

毎年訓練される盲導犬の数について正確な数字を知ることはできないが，9カ所の盲導犬学校で150頭ないし200頭の新しい盲導犬を毎年盲人に与えていると推定される．

盲導犬を使用している盲人の数に関しては実態調査が行なわれていない．しかし，恐らく2000人の盲人が現在，盲導犬を使用していると考えられる．

盲人に対する各種の援護措置

社会保障法の諸規定に基づき，連邦政府は各州が困窮している盲人に対して財政扶助を給付できる措置を講じている．この扶助は全盲者に限らず，ある程度の視力をもつ者も受給資格がある．各州はそれぞれ，その州において個人が基本的生活費をまかなうに必要なニード，すなわち，最低収入に関する基準額の公式を設定している．したがって，この財政扶助の実際の支給額は各州によって異なるものになっている．医療，リハビリテーション，失明予防などに要する費用もまた，大半の州において生活に困窮する盲人に給付される．この扶助の給付額もまた州によって異なるが，一般に地方公共団体または州政府の福祉機関が，医師の診察料および医薬費を支払っている．

退職時にすべての被雇用者に対して雇用主が支給する年金とは別に，アメリカにおいて盲人に給付される唯一の年金は，戦傷の結果失明した者に対して連邦政府が給付する年金である．

アメリカの鉄道，バスの旅客運賃については，たいていの場合1人の盲人と1人の晴眼者（同伴または手引き）ならば1人分の料金を支払えばよい．しかし，盲導犬を連れた盲人は，晴眼者の友人といっしょであっても，この特典を受ける資格はない．2人の盲人がいっしょに旅行する場合も同様であり，各人が金額を支払わねばならない．航空機の場合は，手引きの晴眼者や盲導犬がいっしょであるなしにかかわらず割引はない．船舶の場合は，たいてい手引きの晴眼者や仲間といっしょに船で旅行する盲人に旅客運賃割引を認めているので，2人で1.5人分を支払えばよい．身体障害者手帳と鉄道やバスの旅行クーポン券は，この特典を受ける資格のある盲人に対してアメリカ盲人援護協会から交付される．その資格があるためには，法律上の定義に該当する盲人であるとの医師の証明書を保持しなければならない．身体障害者手帳は他人に利用されることのないよう，かれ自身の写真をはりつけておくべきものとされている．

盲人は連邦所得税を支払う際，特に余分に600ドルの控除が認められている．この同じ控除はまた連邦所得税条項に加えて，所得税法のある州と市においても実施されている．

郵便局は点字および盲人用録音物の郵便料金免除を認可し，また盲人のために製作され，盲人だけに使用される盲人用具および補装具の郵便料金についても，割引を実施している．

トーキング・ブック事業

アメリカの盲人に提供される重要なサービスの一つは，トーキング・ブック事業である．トーキング・ブックは，連邦資金によってすべての盲人に提供されている最も価値あるリーディングサービスである．

国会図書館（Library of Congress）のトーキング・ブック事業は，盲人および弱視者が，レコード，カセットテープ，磁気テープなどに録音された本や雑誌を無料で利用できるようにさせるものである．現在，5500以上の題名について利用が可能である．これらのトーキング・ブックは，フィクション，ノンフィクション，ベストセラー小説，聖書，最新流行雑誌，

古典，詩，歴史，科学，児童書などの部門を含んでいる．レコードは45分間，16⅔回転であり，レコードプレヤーで再生できる．プレヤーは国会図書館により同館の盲人・身体障害者福祉課（Division for the Blind and Physically Handicapped）を通じ，また46の協力図書館を通じて利用者に支給されている．この事業は本来，盲人のために企画されたものであったが，視力障害あるいはその他の身体障害のため墨字を使用することのできない人びとに対しても，広くそのサービスを提供しているのである．しかし，これらのサービスの利用を希望する者は，利用申請書または眼科診断書の所定の欄に，墨字を利用することができないことを証明する旨を記入することが必要である．この証明書は，内科医，検眼師，看護婦，治療師，眼科助手，盲人福祉機関の長，病院，リハビリテーション・センターおよび盲人福祉施設の専門職員，障害者の教師，専門司書，保健および福祉機関の職員などの手によって作成される．

（ポール J. ランガン／橋本洋子訳）

アラブ連合共和国

〔福祉〕 人口2700万人中，盲人は約15万人である．最近，ようやく政府が盲人に関する法律制定の動きを見せている段階にあり，福祉に関して，特に述べるべきことはない．しいてあげれば，特殊な訓練を受けた訪問教師約50人が各地に配置され，盲人家庭において指導と援助を与えていることくらいである．

〔教育〕 盲教育は盲目の文部大臣タハ・フサイン（Taha Husein）によって始められた．現在，国立盲学校は，男子のためのもの5，女子のためのもの2，計7校あり，ほかに私立学校が数校ある．義務教育年限は6歳から12歳までで，その後，伝統的な職業を学ぶ．1953年設立されたザイトウンの更生センターでは，初等教育とともに17歳まで職業教育をも行なっている．また，アレクサンドリアには私立の国際工業学校がある．

〔職業〕 カイロ，その他に盲人作業場が4カ所あるが，家族を養えるだけの収入を得ることは困難で，こじきをしたり，近親者に寄食する者が多い．就労している盲人は数百人に過ぎないといわれている．かれらはとうの家具・バスケット・ブラシなどを作っている．この国の特殊な職業として，回教の寺院や回教徒の家庭での儀式にコーランを暗唱する仕事がある．なお，上記のセンターで，速記タイプや電話交換の訓練が行なわれているが，現在就労しているものは少ない．

（今井秀雄）

アルジェリア民主人民共和国

〔概況〕 人口1100万人中，盲人は約6万人と推定されている．学齢盲児童が6000人もいるが，小規模な盲学校がアルジェとオランにそれぞれ1校あるだけで，その児童数は両校合わせて60人に過ぎない．大部分の盲児は村々をこじきして回っている状態である．この国の盲人の生活状態は，このようにきわめて悪いので，オランの盲人労働者連盟は政府に陳情したり，寄付募集をしたり，PRのための展覧会を開いたりしている段階である．

（今井秀雄）

アルゼンチン共和国

〔福祉〕 人口2100万人中，盲人は約4万5000人と推定されている．1939年に盲人保護法が公布されてからは，盲人施設は著しく整備された．すなわち，近代的設備をもつ点字印刷所，蔵書2万冊の点字図書館，シンフォニー・混声合唱団の結成，成人盲のための補習学校，職業学校（マット作り・ピアノ調律・製本・機械織・ラジオ技術などを教える）の設置，老人ホーム・盲人ホームの開設，眼科診療所の設置などが行なわれた．また，1943年には全国の公共施設に売店を出すことが許可され，1946年には盲人権利擁護協会が組織された．さらに，1950年，盲人の官庁に就職を容易にする法律が公布された．この国で特記すべきは，1940年，刑務所における服役者に点字講習を行ない，点訳作業を行なわせていたことである．しかし，これも経済的理由のため，現在は中止されている．

〔教育〕 教育は1887年，スペインからきた盲人ジョセフォー・ローレンゾー・ワイ・ゴナレツ（Jozefo Lorenzo Y. Gonalez）によって始められた．1893年にフランセスコ・ガッティ（Francesco Gatti）が校長になってからは，音楽教育は著しく改善された．1909年国立盲学校が設立され，音楽と手工の教育が重視された．国立盲学校では1913年，全国から選んだ優秀な教師によってピアノ調律の指導を行なった．その後，マッサージ部と筋肉運動療法部を併設した．また，盲学校も漸次増設され，現在では十数校を数えるに至っている．

（今井秀雄）

イギリス

盲の定義と盲人人口

イギリスには二つの盲の定義がある．第1は16歳以下の児童に適用されるが，1921年に制定されたイギリス教育法69節にしるされている．すなわち，盲ということばは，「普通校の生徒が使用する教科書を読むことができないほど視力が低いこと」を意味すると定義している．

第2は成年盲人に関する法律に定められた定義であり，1948年に制定された国家扶助法の中にごく最近になって加えられた．そこで定義されている盲とは．「視力を必要とする仕事を遂行できないほど視力が低いこと」である．医学用語上の解釈では．この第2の定義は，スネレン・テスト（Snellen Tests）によって視力が $3/60$ 以下の人が盲人であるとされている．また，$3/60$ から $6/60$ の視力を保有する人が，視野が限定されていたり，ほかに併発病があれば，その人は盲人である．

1969年，イングランド，ウェールズで10万2876人の盲人登録があった．このうち2102人が16歳以下，8万8913人が50歳以上（6万3364人は70歳以上）の人たちであった．

スコットランドにおける盲人登録数は，1969年3月31日現在で1万185人であり，そのうち208人は16歳以下である．

北アイルランドでは3000人近くの盲人が登録されている．これらの数字から盲は老齢と特に深い関係があることがわかる．1965年以来，毎年約1万2800人の盲人が新しく登録されている．

失明原因

最近では糖尿病性網膜症と他の糖尿性の原因による失明が目立って増加している．白内障による失明は減

表1　イギリスにおける性別，年齢別の主要失明原因　1955～62年

原因＼年齢別・性別	0～4歳 男	女	計	%	5～14歳 男	女	計	%	15～29歳 男	女	計	%
先天性欠損												
白内障	67	56	123	12.9	55	39	94	14.9	57	35	92	9.1
視神経萎縮	106	65	171	18.0	57	29	86	13.7	33	17	50	4.9
眼球振とう症を含むその他の構造異常	174	113	287	30.2	76	49	125	19.9	60	41	101	10.0
新生児膿漏眼	—	1	1	0.1	—	—	—	—	5	1	6	0.6
間質性角膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	3	0.3
後水晶体線維増殖症	70	71	141	14.9	11	19	30	4.8	—	—	—	—
網膜芽腫	26	16	42	4.4	4	10	14	2.2	—	—	—	—
網膜形成不全症	11	8	19	2.0	5	3	8	1.3	—	—	—	—
色素性網膜炎と同質状態	1	—	1	0.1	16	9	25	4.0	86	40	126	12.4
筋ジストロフィー	—	—	—	—	8	4	12	1.9	17	11	28	2.8
網膜剥離												
近視性	—	—	—	—	7	1	8	1.3	11	2	13	1.3
分類できないもの	4	3	7	0.8	2	4	6	1.0	15	5	20	2.0
近視性脈絡膜萎縮	2	1	3	0.3	14	4	18	2.9	33	19	52	5.2
緑内障	—	—	—	—	—	—	—	—	10	2	12	1.2
老人性白内障	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
老人性斑状病変	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
糖尿病性網膜症	—	—	—	—	—	1	1	0.1	27	17	44	4.3
全眼球炎	—	—	—	—	—	—	—	—	2	4	6	0.6
脈管性網膜症	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	2	0.2
確定しえない発生による虹彩毛様体炎	2	3	5	0.5	9	7	16	2.5	17	24	41	4.1
後天性と推定される視神経萎縮	58	42	100	10.5	73	63	136	21.6	145	97	242	23.9
角膜病変												
分類できないもの	3	—	3	0.3	4	3	7	1.1	9	9	18	1.7
外傷	3	4	7	0.8	7	2	9	1.4	38	7	45	4.4
その他の原因	21	19	40	4.2	22	12	34	5.4	61	50	111	11.0
総計	548	402	950	100.0	370	259	629	100.0	628	384	1,012	100.0

少の一途をたどり，緑内障はいくらか少なくなってきている．班点性と他の変質性状態のパーセンテージがやや高率を占めているのは，盲人登録（表1は1955年から1962年までの登録時点で，性別，年齢別に失明のおもな原因を表わしている）をした人のうちの高齢者のためである．

失明防止

1962年イギリス失明防止調査会（British Foundation for Research into the Prevention of Blindness）が先駆的な眼科医と他の医学の権威者とで構成された科学諮問委員会と同時に発足した．それは防止方法の発展と治療の機会を多く与える目的であり，失明の主要原因の研究を実施するための実質的基金を提供することになっている．

他の失明防止計画については，医学調査会（Medical Research Council）の手で基金が調達される．また，王立イギリス盲人援護協会（Royal National Institute for the Blind）からは，失明防止分科委員会（Prevention of Blindness Sub-Committee）の推せんによって補助金が与えられる．

関係諸法令

国家扶助法には盲人は障害を克服するうえで，家庭や他の場所で指導が受けられること，かれらのためにレクリエーション施設を設けるように規定されている．

資格のあるソーシャル・ワーカーは約1000人を数えるが，盲人のために多くの努力を払っている．かれらは家庭にいる盲人を訪問したり，盲人が年金や給付金を受給する際の保証をしたり，点字の読み方を指導したり，あるいは，趣味で行なう工芸を教えたり，完成作品の整理について助言をしたり，懇親会の準備を整えたり，生活を明るくするための方法を考え出す．盲

（※印のみ1955～1960年）　　（RNIB 提供資料）

30 ～ 49 歳				50 ～ 59 歳				60 ～ 69 歳 ※				70 歳 以 上 ※			
男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計	
			%				%				%				%
95	71	166	4.9	74	56	130	2.8	32	35	67	0.8	34	36	70	0.2
28	24	52	1.5	14	7	21	0.4	2	—	2	0.0	12	4	16	0.0
53	50	103	3.0	16	23	39	0.8	14	25	39	0.4	18	22	40	0.1
8	12	20	0.6	6	8	14	0.3	3	14	17	0.2	1	11	12	0.0
17	37	54	1.6	23	52	75	1.6	25	43	68	0.8	16	37	53	0.1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
252	141	393	11.6	142	151	293	6.2	83	90	173	2.0	72	90	162	0.4
17	25	42	1.2	7	6	13	0.3	—	8	8	0.1	1	3	4	0.0
48	23	71	2.2	52	27	79	1.7	27	35	62	0.7	12	31	43	0.1
68	31	99	2.9	75	47	122	2.6	57	52	109	1.3	51	47	98	0.2
197	187	384	11.3	329	524	853	18.1	452	919	1,371	16.1	666	1,774	2,440	5.9
64	49	113	3.3	197	206	403	8.6	634	598	1,232	14.5	2,263	3,379	5,642	13.7
—	—	—	—	182	188	370	7.9	423	905	1,328	15.6	3,356	8,110	11,466	27.9
—	—	—	—	23	36	59	1.2	293	412	705	8.3	5,411	9,432	14,843	36.1
222	144	366	10.8	212	505	717	15.2	291	1,127	1,418	16.7	297	1,490	1,787	4.4
8	5	13	0.4	2	16	18	0.4	4	28	32	0.4	6	37	43	0.1
20	14	34	1.0	70	76	146	3.1	163	222	385	4.5	493	825	1,318	3.2
81	97	178	5.3	84	136	220	4.7	88	197	285	3.4	153	399	552	1.4
387	247	634	18.7	249	189	438	9.3	219	157	376	4.4	424	505	929	2.3
39	56	95	2.8	69	111	180	3.8	116	189	305	3.6	184	401	585	1.4
61	8	69	2.0	46	5	51	1.1	35	10	45	0.5	41	16	57	0.1
279	225	504	14.9	224	241	465	9.9	207	262	469	5.5	397	569	966	2.4
1,944	1,446	3,390	100.0	2,096	2,610	4,706	100.0	3,168	5,328	8,496	100.0	13,908	27,218	41,126	100.0

人のためのソーシャル・ワーカーは，盲人教員養成所（College of Teacher of the Blind）の試験にパスしなければならない.

そこでは，教師，工芸指導員，盲人ピアノ調律師になるための試験が実施される.

収容施設に困っている盲人は，1948年に制定された国家扶助法によって満足すべき措置がとられる．そのような収容施設は，地方公共団体か民間社会福祉機関によって提供される.

盲人の生活に関係のある条例として，1970年に地方社会事業法（Local Authority Social Service Act）および慢性疾患者ならびに身体障害者法（Chronically Sick and Disabled Persons Act）が制定された.

盲教育

イギリスの最初の盲学校は，1791年，リバプールに開校された．現在では寄宿制盲学校は13校であり，そこではできるだけ普通校に近い教育を行なっている．点字は読み書きのために，また，盲人用器具は数学や地理の授業のために使用される．体育はカリキュラムの中で欠くことのできないものである.

普通校と同様に11歳以上を区切りとして，平均的能力をもつ児童は高校に進むが，特に有能な少年少女は王立イギリス盲人援護協会によって運営されている二つの寄宿制のグラマースクール，つまり，チョリーウッド女学校（Chorleywood College for Girls）とウォースター男子校（Worcester College for Boys）のいずれかに進学する．これらの二つのグラマースクールでの一般教育は，普通，大学進学のためや，あるいは専門的訓練の準備のために18歳まで継続される．また，ロイヤル・ノーマル・カレッジ（Royal Normal College）として知られている選択制の高校がある．そこでは，一般教育は16歳まで続けられ，そののち，音楽，ピアノ調律，速記タイプの訓練を実施している.

聴覚障害や肢体不自由，不適応，精神的または肉体的遅滞などの重複障害をもつ盲児は，8歳から16歳までの間，1948年と1960年に王立イギリス盲人援護協会によって設立された二つの特殊寄宿制学校で教育を受けることができる．盲精薄児についての措置は，1946年に制定された国民保健法（National Health Service Act）によって講じられている．また，盲ろう児教育のための特別の寄宿制施設もある.

16歳か18歳で卒業する盲男・女生徒のために，教育省は普通に訓練を与え，21歳まで延長できる措置をとる．それは盲人雇用問題審議会（Working Party on the Employment of Blind Persons）の勧告に従って，初めて1956年に実施されたのであるが，盲青年のより広い教育をめざし，かつ青年に一定の職業選択ができるようにするためであった.

盲児教育は5歳から16歳までで，イングランドとウェールズでは1893年から，スコットランドでは1890年から義務制になっている.

全国で寄宿制盲学校は14校であり，児童在籍数は小学校が672人，中学校が187人である.

このほか40〜50人の盲児が普通校へ通っている.

5歳以下の盲児は366人で，家庭にとどまっている児童のために，両親は初期的な訓練において盲人援護ソーシャルワーカー協会（Social Workers for the Blind）と王立イギリス盲人援護協会によって援助される．児童が家庭内での世話に満足できない場合には，六つの寄宿制幼稚園のうちの一つに入園が許可される．それは王立イギリス盲人援護協会によって運営されるサンシャイン・ホーム（Sunshine Homes）として知られている．これらの幼稚園の数カ所は，特に盲精薄児のために設けられている.

弱視児を教育するための学校は，イングランドとウェールズに35校あり，1969年末で1474人の児童が在学していた.

カレッジおよび大学に通っている盲学生の数は86人である.

盲人教師のための専門養成課程は，バーミンガム，ノティンガム大学に設置されている．他の盲人教師は盲人教員養成所の卒業証書が必要とされている.

盲人のためのリハビリテーション・サービス

第2次大戦中，多くの市民が視力を喪失したとき，イングランドでは3カ所に中途失明者リハビリテーション・センターが設立された．第4番目のセンターは1952年にスコットランドに開設された．これらのセンターでは，中途失明した市民はだれでもある期間，就業前または社会的リハビリテーションのいずれかの訓練を受けることができる．それはかれらが生活を新しいハンディキャップに再適応できるようになるためである．戦争で失明した人びとのリハビリテーションは，セント・ダンスタンス（St. Dunstan's）によって進められている.

これらのリハビリテーション期間は3カ月であり，

職業訓練は6カ月である.

中途失明者リハビリテーション・センターで訓練を受けている人は140人である. 中途失明者リハビリテーションの被援護者の訓練に必要とされる平均的な費用は年間800ポンドである. 政府助成は85パーセントである. 小学校の晴眼の教員が得る収入は年間850ポンドである.

就業前の工芸訓練は寄宿制盲学校で行なわれる. 卒業生は商・工業方面の職業と授産所の仕事の職業訓練に沿ったアセスメント・センター (assessment center) に通う.

王立イギリス盲人援護協会は, 商科大学や物理療法学校を管理している. 雇用課は二つの軽工学技能のための工業訓練センターをもっている. たいていの授産所は有能な就業者のための訓練計画をもっている. ロイヤル・ノーマル・カレッジは, ピアノ調律と修理と速記タイプのための訓練コースを設置し, 運営している.

リハビリテーション・センターの指導員, 専門職員の平均数は, 所長, 副所長, 心理学者, 医学相談員, 歩行・コミュニケーション, 日常生活技能, 軽工学技能, 木工, 手工業の各指導員を含めて14人である. 歩行訓練指導員は, イギリス盲人歩行訓練センター (National Mobility Center) で訓練され, 他の指導員は一般分野の資格が必要である.

盲人の雇用

イギリスにおける盲人の職種は広範な職域にわたっており, あらゆる社会的分野に進出している. 最近の職業訓練計画に含まれている訓練としては, コンピューターのプログラミングと管理職がある. 現在, コンピューターのプログラマーとして就業している盲人は100人である.

盲人収容援護事業

庇護授産所は60カ所ある. そこでは2191人の盲人労働者がおり, 家庭授産をしているのは732人である. このほか, 老盲人のためのホームは50カ所あり, 1580人の老盲人が収容されている.

盲人援護措置

1920年に制定された盲人法は, 盲人の福祉は国および地方公共団体 (州議会および地方都市議会) の責任としているが, 全国, 地方民間福祉機関 (National, Regional and Local Voluntary Agencies) の援助のもとに両者が互いに緊密に協力しあっている. この盲人法は1948年, 国家扶助法によって改正され, その内容がさらに拡大された. 1920年の盲人法は困窮している50歳の盲人に無拠出年金を与えた. それは70歳の晴眼者と同様の資産調査に基づいて受給された. 年齢はのちに50歳から40歳に引下げられた. 国家扶助による政府からの補助金は, 収入が不十分な盲人に支給する. またそのような補助金は, 失明のためにかかる余分の生活費を認めるので晴眼者の率よりも高くなっている.

1人の盲人と手引きする人が鉄道や飛行機で旅行する際, その旅行が医療や教育に関するものであれば片道旅客運賃を支払えばよい. また, たいていのバスサービスは, 登録している盲人には無料となっている. このほか所得税の特別免除, 盲人用点字本と録音物の郵送料金無料の措置がとられている.

盲導犬事業

盲導犬学校は4校, 224頭の盲導犬が毎年訓練される. 盲導犬を使っている盲人の数は1000人である.

(RNIB提供資料／橋本洋子訳)

イスラエル国

〔福祉〕 盲人は約5000人といわれるが, それらはほとんど中近東の低開発国から入国した者で, 45歳以下が過半数を占めている. 戦傷失明者以外には年金の支給はないが, 一般晴眼者と同様に国民保険の適用を受けている. 雇用されていない盲人には, 労働者の最低額の給料に相当する補助金が支給されている. また, 保健所の盲人課が, 家庭内手工業に従事する者のために資材を安価で供給して, 便宜を図っている. なお, 結婚した盲人に適正な賃貸料でアパートを提供していることが注目される.

イスラエルでは, 独立戦争によって失明した兵士たちのために, 国防省がハイファに盲導犬訓練センターを設立し, 大きな成果をあげているが, これは一般盲人たちに対しても手をのばしている. ナサンヤにある中央盲人図書館では, 約5000冊の点字書と録音テープがあり, ボランティアが, 家庭訪問教師と協力して奉仕している.

〔教育〕 1902年, エルサレムに盲学校が創立された. この学校は最近慈光協会の寄付によって4棟の建物に教室と作業場が造られ, 若い男女盲人が正規の学

校教育と職業教育を受けている．生徒数は80人，教職員数は20人である．盲教育の義務制は実施されており，また，師範学校に盲児のための特別学級があるほか，Tel-Aviv の Lugduma 小学校において，1961年から7歳から12歳までの盲児が，晴眼児といっしょに統合教育を受けている．

〔職業〕①授産所175人，②家庭内手工業60人，③自家営業30人，④一般工場200人，⑤電話交換35人，⑥専門的職業50人である．一般工場就労者のなかには，Ramat Gan にある更生施設の織物科を修了した30人の盲人が，巻付け機の職工として働いている者が含まれており，ほかに11カ所で160人の盲人が晴眼者に混って，オレンジやレモンの包装と箱づめ作業を行なっている．専門職の中で注目すべきは，コンピューター・プログラマーに従事する者が若干いることである．これはアメリカの IBM 社の技術指導によって就業し，次第に希望者も増しつつある．

(今井秀雄)

イタリア共和国

〔福祉〕1920年に設立されたイタリア盲人連盟が獲得した次のような法律が，盲人福祉を著しく向上させている．

(1)1960年制定の盲人電話交換手雇用義務制に関するもの――100人以上の従業員を有する国営施設および外線が5以上ある交換台を有する私的企業は，盲人電話交換手を雇用しなければならない．

(2)1961年制定の盲人マッサージ師義務雇用に関するもの――公立の病院や保養所のうち200ベッド以上を有するところに適用される．

(3)1962年制定の年金増額に関するもの――生計を立てるに足るだけの労働収入のない盲人に対する年金が月額1万4000リラ（1リラは約0.53円）に増額された．

このほか，貧困盲人に宿泊所を与えることを規定した法律もある．なお，この国では，盲人に対する偏見をなくし，一般社会人の理解を得るための広報活動が盛んである．イタリア盲人連盟は，全国に27の地方支部と51の下部組織，および16の代理機関をもち，これらの連盟網を通じて，全国の盲人のために教育，就業，生活文化の向上のため広範な活動を行ない，政府当局に働きかけて，盲人福祉の発展に寄与している．

〔教育〕教育は，1869年，騎士レオポルド・ロディーノによって始められた．現在，盲学校は国立14校のほかに，私立学校特に宗教団体の設立した学校が多数ある．それらは，国の補助を受け，卒業後の資格は国立校と同じである．義務教育は1923年に実施され，修業年限は小学部5年，中学部3年，計8年である．1960年現在の児童・生徒数は約1500人，教員数は約150人である．中学部を終えると高等学校に進むことができる．修業年限は5年のところが多い．大学に進学する者には，入学金および授業料が免除され，ボローニャ盲学校には寄宿舎が設けられている．3歳から6歳未満の幼児のためには幼稚園があり，感覚訓練，方向定位，特殊器具による手の訓練，リズム運動，音楽などを指導しているが，その数は多くない．

〔職業〕1962年における就労状況は，①公立学校教員286人，②マッサージ師324人，③職人および家内手工業者2500人，④タイピスト，翻訳など51人，⑤盲学校教員132人，⑥電話交換手560人，⑦公吏および盲人団体事務員170人となっている．③のうち織物，メリヤス製品，紙工芸品，バスケット，ブラシ，カーペットの製造に従事している者が最も多い．なお，①は普通学校の教師である．これはビンセンゾ・ムッセラ（Vincenzo Musella）博士の尽力によって，1955年盲人が教員の国家試験を受ける権利を立法化することに成功した賜物である．

(今井秀雄)

インド共和国

〔福祉〕1968年の第3回アジア盲人福祉会議の報告によれば，インドの盲人数は，総人口5億1976万人のうち519万人（10万人に1000人の比率）と推定されている．これらの盲人はきわめて貧しく，こじきをしている者が多い．身体障害者の福祉に関する法的措置が識者のあいだで要望されているが，いまだに具体化していない．

1945年にデラドンに盲人訓練センターが設立され，次いで1952年にはボンベイを中心として，インド盲人援護協会（National Association for the Blind）が設立されて，失明防止および盲人福祉と教育のための組織的な活動が開始された．インドにある約135の盲人のための施設や協会のうち，115はインド盲人援護協会に関係している．1955年に東京で開催された第1回アジア盲人福祉会議に参加以来は盲人事業の後援会も組織され，最初の事業として，〝盲人週間〟を設

定して一般社会への啓発宣伝と資金募金を行なうことであった．1956年には文部省主催の盲人職業教育セミナーを開催し，1960年にはファンサ農業訓練センター（通称タタという）の設立をみるにいたったが，広範な地域に住む500余万の盲人の福祉をゆきわたらせることは容易なことではない．ことにインド人の大多数はヒンズー教徒であり，人間は輪廻によって生まれ変わるとの宗教的な考え方が根強く，したがって，失明は前世に犯した罪の罰であるという盲人観に支配されているため，一般社会人は盲人福祉については冷淡であるといわれている．しかし，近年では社会もようやく理解し始め，盲人福祉にめざめつつある．盲人は付添いといっしょなら鉄道の旅客運賃は1人分でよいし，飛行機を利用する場合はその料金は半額でよい．

〔教育〕 1889年，イギリスのアニー・シャープ女史によって，イムリッツアに盲学校が設立され盲教育が始められた．翌年にはパラムコッタの南方にも開設された．両方ともイギリス福音教会の経営である．1897年には，L. B. シャーによってカルカッタに，また1900年の初めにはボンベイに開設された．現在では約95の盲学校があるといわれているが，カルカッタの盲学校のように鉄筋コンクリート3階建の近代的設備をもったものから，建物の一部だけを借用しているもの，掘立小屋にアンペラを敷いた程度のものまで含まれている．

寄宿制盲学校90校に在学の児童・生徒数は約5000人で就学率はおそらく1パーセントを越えないものとみられている．1958年に統合教育方式（integration system）が採用されて巡回教師が点字その他を指導し，漸次，拡大されつつある．1969年現在，一般学校に在学の盲児童は全国で約200人である．この国の盲学校は，いずれも公立ではないが政府や地方当局の援助を受けている．盲生徒も大学進学の道が開かれ，1968年にはボンベイの各大学に25人在学している．各大学では学位をとることはできるが，ただ化学は認められない．また，資格に応じた就職はすこぶる困難なようである．

〔職業〕 1945年，デラドゥン市に国立の盲人訓練センターが設立され，200人近くが収容されている．2年間の訓練期間中いっさいの経費が国から支給され，毛織物，とういす，バスケット編み，プラスチックのボタンやスプーンの製作，毛糸つむぎ，音楽などの訓練が行なわれている．政府のとういす修理はすべて盲人がやっている．最優秀な労働者の月収が80ルピー（約6000円）というから，インド盲人の労働条件が推測される．ニューデリーやボンベイに作業場があり，それぞれ100人前後が収容されている．この国では次のようなものが注目されている．

(1)キルタンカールスという職業がある．これは失明した吟唱詩人で，宗教神話や宗教そのものに詳しく，音楽をやりながら，歌ったり伝道したりして，村から村を巡回してお金をもらうのである．尊敬されて，しかも生計が立てられるので，音楽のできる盲人には適職とされている．

(2) 1956年，政府は盲人職業教育セミナーを開催し，わが国からは鳥居篤治郎，岩橋英行が招待された．

(3)ボンベイ大学では，盲人卒業生に小学校音楽教師の免許を与え，普通学校の音楽教師にしているが，その数は数人に過ぎない．

(4) 1960年，ファンサに，アメリカ海外盲人援護協会(AFOB)や王立イギリス連邦盲人援護協会(RCSB)の援助を得て，農業訓練センターが作られた．訓練期間1カ年，収容人員は35人である．

(5)一般に学校を卒業した者は盲人のためのインダストリアル・ホームか授産所に入所する．そして，雇用前に訓練を受けた者の中の幾人かが一般工場に就職できる．また，能力のある者は独立して生計を営めるような職業，たとえば，物理療法師などになり，あるいは，牧師，工芸の教師，スーパーバイザーといった盲人のための仕事に専念している者もある．（今井秀雄）

インドネシア共和国

〔概況〕 1902年，バンドンにオランダ人によってインドネシア盲人開運協会（Society for Improvement of the Fate of the Blind）が設立され，盲人のための施設として，盲児および成人盲を収容し，基礎的な教育と訓練を行なった．戦時中，日本軍に接収され，盲目のこじきの収容所となっていたが，1949年にこの国が独立してからは，同国人の手によって困難ながら経営を続けている．また，1957年にはスラバヤの医師グループが実験的に盲教育を試みようと計画し，同年5人の盲児に対する教育が開始された．1959年，これを維持するための協会が設立され，簡素ながら校舎も建築され，1963年現在，4学級（生徒数30人，職員数8人）に発展している．幼稚部は統合方式により，晴眼児童といっしょに保育されている．入学前に

家庭訪問と両親面接が行なわれ，児童は眼科・小児科・耳鼻咽喉科の専門医のほか，心理学者の検診および心理テストを受ける．教育課程は普通学校に準じ，手芸・音楽・劇および体育が重視されている．最近，ジャワ中央部の 2 都市に小規模な学校が設立されたほか，成人盲のための訓練センターも数ヵ所開設されたと伝えられている．しかし，点字印刷機は 1955 年に，ヘレン・ケラーの勧めによって，アメリカ海外盲人援護協会（AFOB）がバンドンの施設に寄贈したものが 1 台あるだけであり，一般文盲率が 47 パーセントというこの国では，盲人福祉への道は，なお，ほど遠いといえるが，1968 年に 29 の盲人団体，学校，福祉事業体が統一して，インドネシア盲人福祉連合を組織し，その発展を図ることになった． （今井秀雄）

ウガンダ共和国

〔概況〕 人口 684 万人中，盲人は約 5 万人と推定されている． 1952 年，王立イギリス連邦盲人援護協会 (Royal Commonwealth Society for the Blind=RCSB) の支部が設立された．コンサルタントとして招かれたサー・クルーサ・マッケンジー (Sir Clutha Mackengie)は，社会に溶けこみやすい仕事，つまり，農業的なものを教えることが必要であるとの方針を立てた．それまでは，失明していることが，農業に従事しないことの口実になっていたのである． 1956 年，サラマに農業訓練センターが設立され，耕作理論と実地，点字，算数，衛生および簡易な英語などが教えられている．ほかに，入手しやすい材料を使っての手工芸，たとえば，マット，なわ，バスケット作りなどの技術も習得させる．この国で特異なのは，全盲女子が結婚の機会に恵まれて，家事を処理しているケースの多いことである．これはこの国では嫁の家に結納として相当数の家畜を贈らなければならない慣習があるが，全盲女子の場合，その結納に余分な気をつかわなくても済むからである．

ウガンダ政府は， RCSB の援助計画のもとに， 17 の一般学校に盲児 15 人ずつ収容する寄宿舎をつくり，教師を養成し，点字教科書や教材を与えて統合教育を実施しつつある． （今井秀雄）

ウルグアイ共和国

〔概況〕 1914 年に私立の盲学校が開設された．その後， 1961 年になって， 公立の寄宿制盲学校と成人盲のための更生センターが設置された．いずれもモンテビデオにあり， 男女とも収容されている． 1950 年に設立された盲人連盟と， 1958 年に結成された盲学生後援会がある．前者は上記私立学校を経営し，普通学校に学ぶ盲児を援助するとともに，家具やブラシの作業場をも経営している．また，後者は寄付金によって運営される民間団体で，盲大学生に必要な器具を与えて援助している． （今井秀雄）

エクアドル共和国

〔概況〕 人口 500 万人中，盲人は約 1 万人ある．教育は 1951 年， この国の主要港であるグアヤキルにおいて,盲人バイロン・エグイグレン (Byron Eguigren) によって始められた．ライオンズクラブからの補助のほか市費によって経営されている．盲児が中学校で晴眼児とともに教育を受けることができるまでの初等教育課程と， 成人盲の更生を図るための課程がある． 1962 年に作業場を併設し， ほうき作りや織物をやらせている． このほか， 首都キートに 5 歳から 14 歳までの盲児を収容している盲学校があり，文部省と盲人友愛協会からの補助を得て，カトリックの修道尼が経営している．若干の盲人は音楽家や露店商人として生計を立てているが，ほとんどの盲人は職業につくことができないでいる． 1959 年には盲人援護連盟が結成され,盲人の要求解決のため活動している.（今井秀雄）

エチオピア帝国

〔福祉〕 人口 1000 万人中， 盲人は約 9 万人と推定され，その 95 パーセントは農村に住んでいる． キリスト教が国教になっており，一般社会の人たちは，盲人に対して差別的な扱いをすることはない．聖書を暗記している盲人は，政府が給料を支給して教会で働かせたり，聖歌隊に入れたりする．また，葬儀のときにお祈りのことばを唱えるだけで若干の金がもらえるという．とにかく，全盲人の 40 パーセントが 35 歳以下なので，初等教育と職業教育および就労のあっせんがこの国の緊急問題となっている．

〔教育〕 この国の盲学校 4 校のうち， 1 校は皇帝が設立して,その経営を慈善団体に委託しているもので,他の 3 校はミッションスクールである．いずれも全員寮に収容され，初等教育および職業教育を受ける．

〔職業〕 職業には，綿織物，網つくり，しゅろの葉のかさやマット作り，バイオリン，ハープなどの器具，コーヒー，綿，野菜栽培などがある．(今井秀雄)

エルサルバドル共和国

〔概況〕 1956年，盲人更生センターが設立された．これは盲児および成人盲のための施設で，初等・中等教育，職業教育および更生補導を行なっている．国と盲人保護協会との補助金によって経営されている．センターを修了すると，職業あっせんがなされる．職業につけない場合はサラにある収容所に入る．

(今井秀雄)

オーストラリア

〔福祉〕 1911年から盲人に対する障害年金が支給されている．その額は州によってかなり差があるが，平均して世帯主週2ポンド15シリング，独身者2ポンド5シリング，結婚した女性2シリングである．なお，この年金のほかに，民間団体からの経済的配慮もあるので，実質的には週6000円近くの扶助を得ているとみられる．また，病気に対する医療保障も確立されている．メルボルンには，中途失明者や義務教育修了者のうち職につけなかったもので，労働能力があると認められた者を収容して更生を図る盲人ホームと，更生能力がないと思われる者だけを収容する盲人ホームが別個にある．盲人協会には，点訳，録音，募金のみならず，盲人の家庭を訪問して家事を手伝ったり，自分の自動車を運転して盲人の外出を安全かつスピーディにする奉仕者が登録されている．ラジオ聴取料の割引きのほか，毎週1回盲人の時間の番組も設けられている．テレビ，電話料は割引きされ，交通機関は無料である．盲導犬訓練所がパースとメルボルン郊外との2カ所にある．

〔教育〕 この国には盲学校が6校あるが，最も早く開設されたシドニー盲学校とメルボルン盲学校とがすぐれている．ことに後者は44エーカーの敷地に9棟の赤レンガの建物からなり，屋内プールのほか諸施設が整備され，ピアノだけでも15台ある．1964年現在3歳から18歳までの児童・生徒68人，教職員45人を有している．義務教育は実施されているが，就学率は約50パーセントといわれている．この学校は盲人協会が運営しており，連邦政府の補助はほとんどないが，児童・生徒の生活費，教科書費，学用品費は州政府の補助金と協会への寄付金によってまかなわれている．教育の主眼点は基礎教育と技能教育（特に手を使う訓練）である．これは労働賃金の高いこの国では，いわゆる手に職をつけておくことが更生に最もよい方法だからである．授業は週5日制で，土・日曜日は戸外生活を楽しむよう指導されている．教科書の大部分は英・米両国から輸入する．義務教育を修了すると，奨学金を得て高等学校や大学へ進学する一部の者を除き，職業補導所に入る．

〔職業〕 第2次世界大戦によって，工業が急速に発達し，労働人口の不足から身体障害者の雇用が増大し，ドリル工，プレス工，旋盤工として，一般工場に進出するようになった．連邦政府社会事業省の発表によると，盲人の就労状況は次の通りである．①特設盲人工場500人，②一般工場400人，③家庭内手工業100人，④自家営業60人，⑤会社役員20人，⑥自由業50人（国会議員，新聞記者，音楽家，秘書，弁護士を含む），⑦その他70人，計1200人である．このほか約300人が，いろいろな保護施設に収容されて，簡易な手工業を行なっている．この国の盲人の職種は，小麦，砂糖，ココナツなどの袋のつめかえ，煙草の袋入れ，藤細工，ブラシ，マット，家具の製作，製本，おもちゃ製作などから電話交換，電話セールス，タイプ，旋盤操作，音楽，店員，印刷，新聞販売などなど広範囲にわたっている．メルボルンの作業場では，工作機械や精密機械を入れ，部品の組立ても行なっている．最低賃金制が確立されているので，21歳以上の労働者は週給15ポンド（約1万2000円）が保証されていることが注目に値する．(今井秀雄)

オーストリア共和国

〔福祉〕 盲人年金は最低月額450シリング（1シリングは14円）支給され，働く意志さえあればだれでも働くことができる．爆弾で両手を失なった盲女性さえ電話交換手として働いているケースがある．また，盲人はすべて録音機を無料で支給される．

〔教育〕 1804年，ウィーンにおいてヨハン・ウィルヘルム・クラインによって始められた．クラインは針文字の創案者として知られている．3代目の校長パブラセフは第1回ヨーロッパ盲教育者会議を主催し，4代目校長アレクサンダー・メルは盲人事典（Encyklopädisches Handbuch des Blindenwesens. 1900）

を編集刊行するなど，かがやかしい歴史をもっている．現在この国には，ウィーン，その他に盲学校が4校あり，6歳から14歳まで初等教育を授け，4年間の職業教育を行なう．ウィーンとグラッツの盲学校には幼稚部がある．1885年，ヘルナルスに盲幼児のホームが設立され，盲学校への就学準備を行なっている．なお，義務教育制度は実施されていない．

〔職業〕 盲人のための作業場が7カ所にある．ブラシ，バスケット，マット作りが多く，音楽，ピアノ調律，タイプ，電話交換，販売などに従事する者もある．電話交換手が特に多く，100人以上に達するという． （今井秀雄）

オランダ王国

〔福祉〕 18歳以上65歳までの盲人で，労働によって生計を立てることのできない者には，盲人年金が支給される．65歳以上の者は普通の老齢年金を受給する．労働に従事している者は，晴眼者と同様の社会保障が適用される．3人の福祉司が成人盲の精神問題や就職問題を取扱っていること，フィリップ社が盲人に38パーセントの割引きをして録音機を提供していること，グラーベの図書館が全世界の盲人にテープの貸出しを行なっていること，点字エスペラント雑誌〝Kontakto〟が発行されていることなどが注目される．

〔教育〕 盲教育は1808年，アムステルダムにおいて始められた．現在，盲学校は4校，児童・生徒の総数は670人，教員数は約60人である．義務教育制は実施されていないが，就学率は高い．全盲教師の少ないのが特色である．盲学校では初等教科のほか，手仕事，音楽，速記タイプ，商業通信，軽機械技術，裁縫，編物などを教えている．ハレンには重複障害児の施設があるほか，ウイテルハイデには，1951年，弱視児のための学校が開設され，約60人が通学している．これらの学校は全国的組織をもち，相互に協力している．

〔職業〕 盲人のための授産所，盲人部門をもった保護授産所，他の障害者と共に働く授産所の3種類の授産所合わせて計14あり，約1100人の盲人が労働に従事している．このほか，自家営業(主としてたばこ屋)80人，一般工場労働者約450人，事務的業務従事者約600人が就労している．また，音楽家，マッサージ師，ピアノ調律師，社会事業家など，合わせて約25人いる．現在，最も人気のある職種は電話交換手で，約200人が大企業で働いている．マッサージ師は医師が好意をもたないので比較的少ない． （今井秀雄）

ガーナ共和国

〔福祉〕 人口700万人中，盲人は約5万5000人と推定されている．しかし，1960年の調査によれば，5650人の盲人が登録されているに過ぎない．失明原因のほとんどが河盲(river blind)である．これらの盲人の職業的リハビリテーションとして1963年，アクラに工業補導部が設立された．この工業補導部に他の身体障害者とともに，いす，テーブル，ベッドなどを作る木工場が設けられ，同年末，職業訓練の結果すでに56人がここで雇用された．また，1964年，身体障害者の職業補導のために1680ポンドが支出され，さらにクワソその他に農業訓練センターが設立された．訓練を終了した者は郷里へ帰り，農作業，養鶏，養豚などに従事する．なお，1963年から盲婦人のための家庭訓練計画が始められ，日常生活に不自由なく，ひとりで炊事や掃除その他が行なえるよう指導されている．

〔教育〕 この国の盲教育は，1936年，スコットランドの宣教師によって始められた．1960年現在の児童・生徒数は65人である．長い間，無用者，やっかい者と思われていた盲人が，ようやく社会の有用なメンバーとなることができると考えられてきたので，盲学校増設の機運が高まりつつある． （今井秀雄）

カナダ

〔福祉〕 カナダでは人口2100万人中，盲人登録数は2万7431人（1970年）である．18歳以上の盲人で，労働月収45ドル以下の者に対しては，月額55ドルの年金が支給される．また，年金受給者は無料で診察を受けることができるが，薬価は支払わなければならない．国からの年金のほかに，カナダ盲人福祉協会(Canadian National Institute for the Blind＝CNIB)が一定の換算率による補助金の支給を行なっている．

盲人の選挙投票に関しては，選挙法で決められているように，晴眼者の介添人といっしょに投票所に行って，用紙に自分の選んだ立候補者の名前を記入することができる．

1898年以来，盲人を対象とする点字書，ムーンタ

イプ本，サーモフォーム，テープ図書に限り郵便料金は無料である．これは他の諸外国に先がけてカナダが最初に行なったものである．

CNIB は 1918 年に設立されたカナダ唯一の盲人事業機関であり，すべてのリハビリテーション・サービスを提供している．CNIB はリハビリテーションのための機関として全国職業指導・訓練センター（National Vocational Guidance & Training Center）を運営している．このセンターには 41 人の訓練生を収容できる寄宿舎がある．社会的リハビリテーションとアジャスメント（失明への適応）訓練コースの訓練期間は平均 3 カ月である．しかしながら，訓練には個人のニードを十分考慮したうえで，柔軟性のある方針をとっている．そのため，ときには 6 カ月以上 1 年ぐらいかかる人も出てくる．

〔教育〕 1860 年にカナダ最初の盲学校が創立された．1971 年現在，盲学校は 6 校あり，その在籍数は小学校 550 人，中学校 200 人である．教育費は無償で，保護者は児童の被服費だけを負担すればよい．

数多くの地方で統合教育が実施されており，16 歳以下の弱視児は普通校に通う．オンタリオだけに限っていえば，252 人が普通校に通っている．CNIB と州の特殊教育課は弱視者に普通校の授業で使う拡大教科書を提供している．

大学に進学する者は，協会から補助金が支給される．なお，特に優秀な者は入学した大学からも奨学金が支給される．1971 年現在，盲大学生の数は 270 人である．

盲幼児のための特別の幼稚園や保育所はない．かれらは普通児の幼稚園に入るので，CNIB は盲児を受持つ保母に指導法を教えている．

〔職業〕 CNIB は盲人に自活し得る職を与えることを主目的とし，この国の盲人就労に果たす役割は大きい．同協会は①職員やカフェテリヤ，スタンドの従業員として約 1000 人を雇用し，②その管理する作業所や家庭内作業場で約 700 人を就労させているほか，③約 5000 人を一般工場に斡旋している．②の作業は，皮細工，編物，かぎ針編みなどが多い．

そのほか，盲人就労者は次に示す通りである．管理者 29 人，経営者 48 人，牧師 15 人，コンピューターのプログラマー 37 人，経済学者 4 人，小・中・高等学校教員 23 人，カレッジおよび大学教師 24 人，盲学校教員 24 人，技術者 9 人，保険・不動産従業者 11 人，テレビ・新聞・ラジオの記者 13 人，物理療法師 30 人，心理学者 47 人，広報関係担当者 4 人，音楽家および音楽教師 47 人，CNIB 職員 995 人，非常勤務の売店販売人 544 人，工業約 140 人，速記タイピスト 35 人（政府，工業方面），電話交換手 12 人ないし 20 人，ピアノ調律師 80 人など．最近では，X 線写真現像技師，食品工業のコーヒー品質検査人などの職業の研究が進められている．　（今井秀雄・橋本洋子）

キューバ共和国

〔概況〕 ハバナに寄宿制盲学校が 1 校ある．現在なお盲人団体はない．40 人を収容する職業訓練センターがある．革命前，200 人前後の盲人が，慈善団体が経営しているいくつかのホームに住んでいたが，かれらはこじきをし，そのもらい物の 9 割を団体に供出しなければならなかった．革命後，これらのホームを教育省が接収し，同省がすべての身体障害者保護の仕事を担当することになった．アメリカの経済封鎖以来盲人を就労させることは容易ではない．最近，紙箱工場に 10 人の盲人を就労させたことが目立つ程度である．

（今井秀雄）

ギリシャ王国

〔概況〕 盲教育は 1907 年，アテネの近郊で始められた．その後，1950 年になって，北部地方の盲人のために，サロニカ盲学校が増設された．修業年限は 6 年で，一つは養鶏・農業を，他は手工芸を教えている．収容定員は両校とも 100 人である．

1932 年に設立されたギリシャ盲人協会は，会員数 300 人に過ぎず，大した活動もしていない．1946 年ライトハウスが設立され，成人盲の福祉を目的として，①点字印刷所の設置，②作業場の設置，③老人ホームの創設を，その事業としてかかげているが，資金不足のため，③はまだ実現していない．作業場には 15 人程度の盲人が，ほうきやブラシを作り，官庁に買上げてもらっている．

アメリカ・ギリシャ友好協会によって，盲人のための農学校がセポリヤに設立されたこと，最近，国立盲人更生センターならびに盲目孤児収容所が作られたことが注意をひくが，この国の盲人の生活状況は，一般によくないようである．戦争失明者が国から年金を受ける以外，一般盲人には何らの特典もない．したがって，アテネの盲人で生活し得るだけの収入のない者

は，街頭で音楽を奏してあわれみを乞う者も少なくない．（今井秀雄）

グアテマラ共和国

〔概況〕 1945年に盲人ろうあ者保護委員会が設立された．これはくじの販売店経営による収益，政府の補助，篤志家の寄付によって維持されている民間団体である．その事業として，同会はサンタルチア盲学校，ろう学校，成人の盲ろうの更生センター，作業場，眼科診療所を経営している．また，その奉仕部は老齢の盲人や肢体不自由者に補助金を支給している．（今井秀雄）

コスタリカ共和国

〔概況〕 1942年コスタリカに特殊教育学校が創設された．これは国立の男女共学寄宿学校である．初等教育，手工，社会的更生訓練を施す．成人盲も収容されている．晴眼者の中学校で学んでいる学生の援助，職業あっせん，慰安，娯楽の提供，点字出版などを行なう盲人協会（1954年設立）と，医療，レンズ，白いつえを贈る盲人友好協会（1949年設立）がある．（今井秀雄）

コロンビア共和国

〔福祉〕 盲人は人口1400万人中約4万人と推定されている．1961年，ボゴタに近代的な盲人更生補導センターが設立されたが，収容能力は25人で，訓練期間は6カ月である．開設後日は浅いが，好成績をおさめている．この国自体に調査資料がないので，就労状況は明らかでないが，マットつくりなどの手工業に従事する者のほか，若干の工場労働者があり，自由業として最も多いのは音楽家で，教師がこれに次いでいる．盲人年金などの措置はない．ただ，盲人連盟が貧困者約350人に対し，3カ月ごとに小額の補助金を支給しているに過ぎない．そのうち140人はらい盲である．その他，連盟が政府と協力して，盲人に月賦で家を買わせるよう配慮していることが注目されるぐらいである．

〔教育〕 この国には盲学校が6校あり，児童・生徒総数は200余人，教師数は約40人である．これらの学校はろう学校と併設である．いちおう義務教育にはなっているが，強制はされていない．教員の全部が盲人である学校が1校ある．1校はロータリークラブによって維持経営されているが，他は政府からの補助を得ている．最も古いメデリンのコロンビア盲ろう学校でさえ，1923年の創設で，他の5校はいずれもそれ以後に設置されたものである．（今井秀雄）

サウジアラビア王国

〔概況〕 トラコーマがはびこっているので，盲人人口の比率はきわめて高い．1964年現在，リヤド，メッカ，フフーフ，アネジアの各地に，それぞれ1カ所の盲人訓練センターが設けられている．センターは青少年に初等教育を施すとともに，20歳以上の者に職業教育を行なっている．リヤドのセンターだけに中等教育課程が併設されているが，この課程に在学している者は11人である．初等教育課程にある者は合計267人，職業課程にある者は322人，教職員は合計89人である．職業訓練の科目はほとんどが手仕事であるが，この国では今のところ，機械化によって大量生産される商品と競争する必要がないので，労働している者は自活できている．盲人用具はイギリスから輸入されるが，最近，リヤドに点字印刷所が設けられ，点字の教科書や雑誌が自国で印刷されるようになった．

センターに収容され教育を受ける者は政府から毎月27ドル，職業訓練を受ける者は毎月34ドルが支給され，通学する者にはフリーパスが与えられている．1959年，センターの経費は2200ドルであったが，5年後の1964年には77万ドル以上に増大していることによって，盲人の教育と更生に対する熱意のほどをうかがうことができる．（今井秀雄）

ザンビア共和国

〔概況〕 人口248万人中盲人は約2万人と推定されている．1961年，政府は盲人委員会を設立して，教育上，職業上に新しい機運を盛り上げ，一般民衆の関心を盲人福祉に向けさせる努力をしている．同年の登録盲人は1100人であったが，大多数の盲人はルアプラおよび北部地方に住んでいるため，この数字は全盲人数の一部に過ぎない．盲人委員会と英連邦盲人援護協会（RCSB）の自動車隊が失明原因調査のため，3年間に7万1000マイルを走行して，8000の成人と2

万9000人の児童を診察した結果，生活水準の低さが天然痘やハシカと重なって失明するのが主要な原因であるということがわかった．

1964年，盲人農村センターがサンクリカンダに設置された．ここで9カ月間訓練を受けて郷里に帰り，地区委員の責任で社会復帰できるよう指導援助され，また，農業センターで働いているという．

カンボワ農業センターでは，120人の盲人が400ヘクタールの農場で働き，トマト，とうもろこし，バナナ，ポテト，キャベツ，豆，みかんおよび切花などを栽培して大きな成果をあげている．このほか羊飼育場もあり，次第に拡大されつつある．（今井秀雄）

ジャマイカ

〔概況〕人口163万人中，盲人は約3200人である．盲学校はキングストンにあり，小規模ながら中学部が併設されている．児童・生徒数は84人，教員数は10人である．救世軍が管理する授産所があり，ココヤシの皮のマットレスを作ったり，とう細工，織物，木工などに従事している．貧困な者に多少の援助があるほか，福祉措置は講じられていない．救世軍は盲婦人ホームをも管理している．（今井秀雄）

シリア・アラブ共和国

〔概況〕カイロの訓練課程を終えたシリヤ人が，1956年，ダマスカスに盲学校を設立し，翌1957年，医師組合がアレッポに別の1校を設立した．アレッポにある盲人作業場は，アルメニア聖公会によって設立されたものである．ベイルートの盲人ミッションスクールで訓練を受けた盲人が，とういす張りやバスケット作りによって生活費の半分を得ている．ラタクイナのたばこ工場には25人の盲人が雇用されている．1958年，ダマスカスに盲人更生補導所が設置された，1961年現在で12の盲人福祉協会があるが，そのほとんどが固有の事務所もなく，それぞれ別個に活動しているため，強力な活動とはなっていない．

特殊な設備，器具，材料はもとより，訓練要員および盲人の教育と訓練を，どのようにして有効に発展させるかについての指導助言を必要としている．現在のところ，基本的な訓練設備はアメリカ海外盲人援護協会の寄贈を得，訓練要員は講習によって養成している．

1959年に公布の法律によって点字印刷物の郵便料金免除，盲人用器具の関税免除などが規定された．なお，1962年，5万平方メートルの敷地に，本館・講堂・体育館・プール・競技場・実習園・寄宿舎を備えたモデル校舎の建築が，3億5000万円の予算で着工され，その完成のためには15億円を必要とするといわれている．（今井秀雄）

シンガポール

〔福祉〕シンガポールでは1968年には1260人の盲人が登録されており，晴眼者と同様の社会保障があるほか，シンガポール盲人援護協会（Singapore Association for the Blind）から家族の長である全盲者に，1カ月10ドルの手当が支給されている．税の減免については問題にならない．それほど盲人は貧窮の状態にあるということである．困窮の極にある少数の盲人には，協会が1人月額3ドル50セントの補助金を加給している．また，盲人のつえとバス無料乗車用のバッジが交付されている．盲人用のホームは設置されていないが，協会の有志が盲人家庭を訪問し，若干の援護を行なっている．

1951年にシンガポール盲人援護協会が設立された．協会は寄付金やバザーの収益によって，年間8万6000ドル余の収入があるので，これによって手当や補助金の支給のほか，学校を経営したり，訪問教師を派遣したり，身上相談を行なったりしている．

リハビリテーションについては，学校を卒業した者，また中途失明した者は協会が経営する産業訓練センター（Industrial Training Centre＝ITC）で訓練を受けることができるようになっている．そして一般の工業，商業の職場で独立した労働者となって就業できるように職業技術を与えている．ここでは訓練の結果，自立あるいは半自立の可能性のある者を選考して入所させている．訓練センターに不向きな者，または老齢のため入所できない者は，家庭訓練施設やケースワークを設けて，かれらが自分のハンディキャップを自覚して環境に順応できるよう援助を行なう．訓練を終えた盲人は修了試験を受けなければならない．

〔教育〕シンガポールでは，晴・盲ともに義務教育は実施されていないが，盲児童・生徒には6年間の初等教育と，奨学金による中等教育が行なわれている．盲児の中等教育は1967年に開始したばかりである．盲児は6歳から16歳まで盲学校に入学する．在学数

は54人であるが，その大半は寄宿舎に入っている．初等学校6年間の教育を修了した後，普通学校の児童と共に公立初等学校卒業試験が受けられるようなカリキュラム編成がなされている．盲学校には知恵遅れの盲児と，弱視児のための二つの特殊クラスがある．各クラスに約10人の生徒が就学している．盲学校を卒業した者で適性のある者は，マレーシアのガーニー生活・職業訓練センターに送られて電話交換の訓練を受ける．また，盲ろう者は12歳まで教育し，それ以後はアメリカで訓練を受けさせている．

〔職業〕 21歳以上で一般教養があり，通勤可能な者は，授産所で訓練を受け，バスケット，木工などの作業に従事している．その数は20数人である．うらない，さら洗いなどによって収入を得ている者が，それぞれ数人いる．ほかに盲人協会に雇用されている者3人，電話交換手2人が労働に従事しているに過ぎない． (今井秀雄・橋本洋子)

スイス連邦共和国

〔福祉〕 人口550万人中盲人は約3500人とされている．この国においては，雇用主が給料支払額の0.8パーセントの強制拠出と，給料生活者がその給料の2.4パーセントの拠出によって，老齢と障害に対する保障が行なわれている．老齢年金は男子65歳，女子62歳から支給される．盲人の所得税は年所得額から900フラン（1フランは82円）が控除される．自ら生計を立てることのできない盲人には，年金が支給されるほか，作業場の付設された盲人ホームが6カ所ある．このほかに，盲人養老院3と異常盲人収容所1がある．盲人の電話架設費が無料であることが特筆される．チューリヒの盲人博物館，スピナスの休息の家なども，この国の誇り得るものといえよう．

〔教育〕 1809年創立のチューリッヒ市立盲学校のほか私立盲学校が5校ある．チューリッヒ盲学校は公立であるが，全校生わずか8人という小規模なものである．学年は小・中学で，学年により2人のところもあれば，生徒のいない学年もある．全盲児は2人で，6人は弱視児であり，全員通学制である．常勤の教師は校長1人で，管理・授業・昼食のホスト役，スクールバスの運転までやっている．ほかに2人の講師が英語と家庭科を担当している．そして週に3～4時間ずつ近くの一般学校に行って共学している．

このほかベルンにはズーリコウフェンという私立盲学校があり，6～16歳の盲児童60人が教育されている．また，ローザンヌにはフランス語系の盲学校と，重複障害盲児の学校があり，セント・ガレンには金属労働者養成の職業学校がある．

〔職業〕 第2次大戦以前は工業や商業で働く盲人は少なかったが，現在では電話交換手，速記タイピスト，通信員，事務員，石けん工場工員，金属電気器具工場工員として働いている者が多い．また，現像師，マッサージ師，音楽家，新聞記者，著作家，テレビ・ラジオの解説者なども少数いる． (今井秀雄)

スウェーデン王国

〔福祉〕 スウェーデンにおける盲人人口は約1万5000人である．そして毎年400人近くが失明している．この国では63歳以前に失明した者で，老齢かまたは若くして退職した人や，施設で終身保護を受けていない重症身体障害者を対象に，年額1800クロナ（1クロナ＝69円59銭）の障害補助手当が給付される．また，盲人のために3600クロナの障害補償金も認可されている．税金に関しては，年金受給者は免除される．税金の控除申請は普通，糖尿病にかかっている人を対象としている．というのは，病気のために生活費がかさむからである．盲導犬をもっている人は，犬を飼育するのに経済的負担がかかるという理由から減税を認められている．なお，障害補償金は無税である．

市町村では，年金受給者の支払う家賃に応じて特別の住宅手当を支給している．これらのほか，スウェーデンには「盲人の日」が設定され，社会に啓蒙し援助を求めている．また，ストックホルム郊外のノールバッカには女子のための老人ホームがあり，各地に授産所，盲女子ホーム，盲児と盲女子のための休息の家，盲学生のための図書館，留学資金財団などがある．就職あっせん機関としては1917年にマルガレータ王女労働委員会が設立された．

スウェーデンには中途失明者のためのリハビリテーション・センターが5カ所あり，それらは国家の手で管理されている．学生は学校に住むのではなく，4～5人のグループでセンターの所在地に近い町か都市のホステルなどに住む．学生はまずアジャストメント（失明への適応）コースに入る．課程の修了期間は個人によって異なるが，最大限で9カ月である．それから職業訓練が行なわれるが，これは個人が希望する職

種によって訓練期間はまちまちである．たとえば，金属職工は 11 カ月，事務職員は 1 カ年，ブラシ作業工は 60 週間の訓練期間を必要とする．4 カ所のセンターは年平均約 40 人がアジャストメント・コースの訓練を受ける．あとの 1 カ所のセンターは受容数がその半分である．それらは合わせて年に 175 人の学生が入所する．1972 年にはもう一つ増設される予定である．また，ストックホルム教育学校の特殊教育課では盲人教師のための特別訓練を 1 カ年行なう．

〔教育〕 盲教育は 1807 年，ベルイ（P. A. Berg）によって始められた．最初は盲・ろう唖いっしょであったが，1879 年に分離して教育することになった．1896 年に義務制が実施された．1971 年現在では，スウェーデンには寄宿制盲学校が 2 校ある．盲児の総在籍数は小学校が 175 人，中学校が 35 人である．

ストックホルム郊外トムテボーダに国立盲学校があり，生徒数は150 人，7 歳から 16 歳までの 10 年間教育されるが，学校当局としては，9 学年からはすでに盲児を普通校へ送出して，晴眼児といっしょに教育を受けさせる方針をとっている．かれらの多くは高等教育を受けるために晴眼者の寄宿制高校に入学する準備をする．いくらかの学生は大学へ進学する．また，他の学生は事務職に就くための訓練を受ける．国は教育費から医療費まで負担する．盲幼児のためには，保母が家庭訪問をして両親に教育法を指導する．14 歳以上になって失明した者のために，クリスチーネハムンに男子の職業訓練学校があり，ウプサラにはアンナ・ビクストリョーム（A. Wikström）が設立した女子の職業学校がある．いずれも修業年限は 1 カ年ないし 4 カ年で，ブラシやかご作り，織物，編物，家庭科，ピアノ調律および音楽科などが設置されている．

〔職業〕 雇用庁の各州支所には，身体障害者の訓練と就労を取扱う係官がいる．職業としては，伝統的なもののほか書記，出納係，食品販売者，音楽家，牧師，ホテルの経営者など多種多様にわたっている．盲人の就業状態は，農業 70 人（未熟練労働者を含む），工業 374 人，商業 224 人，専門職 71 人，サービス業 132 人，電話交換手 10 人，タイピスト 80 人，コンピューター・プログラマー 5 人，教員約 10 人である．

（石渡利康・今井秀雄）

スペイン

〔福祉〕 全国盲人協会（Organización Nacional de Ciegos）の定款に，①盲人自身とその家族に自活するに足る収入を得させる，②老齢盲人に年金の支給を要求する，③完全医療を要求するなどの条項があり，福祉に関する事項は，社会救済部の所管である．くじ売りが病気をした場合，期間に制限なく，日収の 70 パーセントに相当する補助金が支給され，慢性病と診断された場合，労働年数に応じて年金が支給される．これによって，全国盲人協会の事業目的がかなりに実現されていることが認められる．

〔教育〕 盲教育は 1820 年，バルセロナの通学制ろう学校において始められた．その後，盲学校数は 14 校に達していたが 1938 年，政府の布告によって設立されたスペイン盲人協会が，すべての盲人関係の施設や団体を統合したので，盲学校もその所管になった．同協会の地区センターが盲児の小学校を造り，そこから選ばれた者が，マドリッド，その他にある 4 校の中学校のいずれかに進学する．その収容能力を 1000 人にするよう計画されている．義務教育制度は 1931 年に施行された．

中学校卒業生は高等学校へ進学し，大学進学の門戸は解放されている．1965 年には大学へ進学した者は 30 人で，全国盲人協会から補助金を与え，卒業後は，学校教師や管理職に従事している．

〔職業〕 就労盲人は約 1 万 3000 人といわれている．そのほとんどがくじ売りである．かれらは 1 枚 1 ペソ（約 8.52 円）のくじを売ると，40 パーセントの手数料を得る．独身でくじ売りを始めたばかりの者の最低日収は 50 ペソであるという．これは，かなりな労働者の日収に匹敵し，晴眼者にうらやまれている．そのために向上心がそがれる結果になっている．次に多いのは教師と盲人協会の職員である．電話交換手は 25 人ほどいるが，マッサージ師は 13 人に過ぎず，速記タイピストはいない．キャラメル工場，石けん工場，ブラシ工場にそれぞれ 50 人ないし 100 人が働いている．

（今井秀雄）

セイロン

〔福祉〕 1971 年現在，この国には約 8500 人の盲人がいる．かれらにとって有効な法律は制定されていないが，盲人の保健・衛生，教育，リハビリテーション，雇用，ならびに福祉が無視されているわけではない．かれらは，保健・衛生・社会福祉課（Department of Health and Social Service）と民間福祉機関

とによって援助されているが，リハビリテーションと雇用の面では，手のつけられていないところがまだ多くある．

セイロンには中途失明者のためのリハビリテーション・センターはないが，政府によって管理されているリハビリテーション・センターは2カ所ある．1971年現在，もう一つのリハビリテーション・センターが全セイロン盲人援護協会（All Ceylon Council for the Blind）の援助によってできようとしている．これらのセンターはすべて寄宿制で，電話交換技術，ココヤシ皮の繊維業，販売術，包装の訓練が行なわれているものもあるし，これから行なわれようとしているのもある．

盲人ホームは成人用のもの1カ所と，児童用のもの数カ所があり，盲老人は一般の老人ホームに収容されている．

国鉄旅客運賃の盲人に対する特典は，就学児童に半額，手引き者には4分の3の割引を認めている．

〔教育〕 1912年，マウント・ラビニアにセイロン盲唖学校が開設され，1946年には盲唖がそれぞれ分離した，また，1936年にローマンカトリック伝道団がラガマに聖ヨセフ盲唖学校を開設，1956年にはAFOBの援助でジャフナにも設立された．

1971年現在，セイロンには寄宿制盲学校が8校あり，小学校には約300人，中学校には約150人の児童・生徒が在学している．最近では統合教育が進められている．これは，1968年来，AFOBの援助によってコロンボを中心に始められたもので，年ごとに各地方へその輪が広がっている．普通中・高等学校に通う盲生徒数は中学校が約150人，高等学校が6人である．

弱視児については特別の教育計画はないが，盲学校に入学を許可されていて，少なくとも1校はかれらが墨字の教科書を読むことができるように，矯正眼鏡や特殊レンズなどの弱視用器具が備えられている．

〔職業〕 布，敷物，編物，バスケット，とう製品，ヤシなわ，ほうき，網などの製作を数カ所の授産所または家庭で行なっているが，その数は約400人である．1953年，ILOの援助によって国立職業訓練所が設立されたが，その修了者の平均月収は日本円で約5000円に過ぎない．このほか教職にある者は10人である．また，速記タイピストが4人，電話交換手が3人，マッサージ師が1人である．コンピューターのプログラマーや普通校の教員はみられない．この国の特異な職種として黒鉛の選鉱があげられる．（橋本洋子）

ソビエト社会主義共和国連邦

〔福祉〕 かつては最下層として無視されたり，あわれまれたり，あるいは，やっかいものとして扱われたりすることによって絶望的にほそぼそと生きてきた盲人が，1917年の10月革命以後，同じ権利をもつ生産的市民としての地位にのしあがった．革命前のロシアには30万の盲人がおり，労働によって生活している者は，わずかに493人に過ぎなかった．それに比べ，1964年現在では盲人口23万人のうち就労盲人口は7万5000人．また，1925年，全ロシア盲人援護協会（Vserossüskoe Obshestvo Slepykh＝VOS）が設立された当時の会員は100人，資産は100ルーブル（1ルーブルは400円）であったが，1964年現在では会員17万人を越え，経営工場に働く盲人は4万7000人で，その生産年額は3億ルーブルに達している．そして，これから得られる多大な収益は学校，作業場，住宅，社会福祉施設の建築などに再投資されている．VOSの発展が，そのまま盲人福祉の向上につながっているといっても過言ではない．したがって，教育の面においても，義務教育年限の延長，夜間中学校，通信教育学校の設置などがあり，また，社会保険や社会保障の面においても注目すべきものがある．

1936年，スターリンの発布したソ連憲法第120条に「ソ同盟の市民は，老齢ならびに疾病および労働能力喪失の場合に物質的保障を受ける権利を有する．この権利は，国家の負担による労働者および事務職員の社会保険の広範な発展，勤労者に対する無料医療の提供ならびに勤労者の利用に供する広く行きわたった療養地の供与によって保障される」と規定され，これに基づいて盲人にも社会保障が実施されてきた．1956年10月に改正された国家年金法によると，盲人は男子の場合，15年働いて50歳，女子の場合は10年働いて40歳になったときに年金が支給される．その額は月収の85パーセントのほかに，盲人加給金として月収の15パーセントが加算される．したがって，規定の年齢まで働いた盲人は，就労時と同額の収入が保障されるわけである．もっとも，月収500ルーブル以上の者の加納金の率は，500ルーブルを越える部分については10パーセントに押えられる．

身体障害者は，医療労働専門委員会が労働組合と社会保障関係機関の代表者の参加のもとに，医学上の資料，職業，年齢，性別，労働と生活の条件などを考慮して，次の3種に分離される．①労働能力を完全に失

い，常時介護を要する者，②前者と同じ条件で，介護を必要としない者，③残存能力を他の職種に活用できる者である．これらの者は障害者年金の支給を受け，保護施設に収容されて更生指導を受ける．職業更生の可能性のある者は作業場で就労する．完全雇用のこの国では，障害者年金よりも一般年金の支給を受ける方が有利だからである．どうしても更生の不可能な者だけが，終身，保護施設に収容される．また，この国の盲人は税を免除されており，2万3000人が全ロシア盲人援護協会の住宅や寮に住んでいる．

盲老人は希望により国家の全額負担で老人ホームへ送られる．また，孤独な盲人は療養所で十分な治療を受けることができる．盲児のためにも完備した保養所があり，毎年1万1000人ぐらいがここで楽しく過ごしている．

〔教育〕 盲教育は，旧帝政ロシアの皇帝の招請に応じたバランタン・アユイによって，1806年，ペテルブルグにおいて始められた．しかし，1917年の革命前の学齢盲児2万8000人のうち，就学していたのは900人に過ぎなかった．

ソビエト社会主義共和国連邦が建設されて以来，1931年，盲児の8年間義務制実施が決定されたが，実現を見ないままに戦時体制に入った．その後，変遷はあったが，1960年の教育省令によって，盲教育は7歳から18歳までの12年間と決定された．普通児の場合は，不完全中学校で8年修学するが，盲児の場合はこの段階で9年を経過する．この間に一般教科と技術の教育が行なわれる．その後は晴・盲ともに修業年限は3年で，一般教科，一般技術のほか，教育と生産を結びつける職業準備の教育が行なわれる．そのために，盲学校は設備の整った工場と職業準備の基礎になるものをもたなければならぬとされている．

この国の盲学校はすべて寄宿制学校で，1学級の定員は12人である．両親が学校所在地に住んでいても，盲児が自分の家へ帰るのは夜だけで，日中は学校で予習をしたり，復習をしたりして過ごす．学費はもとより，食費，教科書費，学用品費などはすべて国費である．盲幼児の教育については，戦前はモスクワ，その他数カ所の大都市の盲学校に幼稚部が付設されていたが，1960年，法令によって学齢前盲児数を調べて，盲学校に1年制の幼稚部を設置するように義務づけられた．

1960年現在，ソビエトにおける盲学校数は62，1校平均200人が就学している．また，弱視教育は独立校8校と，普通学校および盲学校に付設された51の弱視学級において行なわれ，その生徒数は合計約2000人である．寄宿舎では担当教師の指導で宿題や音楽や模型製作などをやっている．特に教科外活動は個人の必要に応じて非常によく組織化され，音楽や体育が重視されている．集団活動の一環として，ピオネールやコムソモールの組織がみられる．工場と学校が一体になった作業訓練が盛んで，一般に盲児は在学中に進路が確定し，それに応じた徹底的な訓練を行ない，教育と雇用の緊密な提携によって，卒業と同時に全員就職する．盲人の職業に関する最近の傾向は，ブラシやバスケット作りより，ベルトコンベヤーによる部品の組立て工，旋盤工，電気技師，ラジオ技術士などの養成に力を注ぐようになったことである．また，医療関係職員（フィジカル・セラピストなど）や教師・法律家のような専門的職業を望む者は，中学校を卒業後，国家試験に合格すれば4年制の専門学校や5年制の大学に進学することができる．この場合も学費は国費によってまかなわれるが，その額は一般学生より50パーセント多く支給される．大学卒業の盲人は500人を越え，現に在学する者は400人に達する．モスクワ大学には9人の盲人教授がいるといわれている．盲学校のほか夜間の職業学校11，通信教育学校4，農業学校3，技術師養成所3，盲人音楽学校，マッサージ学校，盲精薄児のための寄宿制学校などがある．3～7歳の就学前盲幼児のためには幼稚園で心身の機能を発達させ就学の準備をする．特にオリエンテーション（方向定位），感覚訓練，観念の世界の拡大，ことばの意味を明確化することなどに注意が注がれている．

〔職業〕 1925年，政府は新経済政策の研究に着手し，15の共和国にそれぞれ盲人援護協会を設立させ，それに広範囲な自治権を認め，盲人に関する諸事業を統括させる制度を採った．これによって，全ロシア盲人援護協会は盲人訓練・生産場を逐次建設して生産に努めたが，1960年現在でその数は252に達し，就業盲人4万7000人で1960種，金額にして17億ルーブルの商品を生産している．これは，「能力に応じて働き，働きに応じて受取る」という社会主義経済の原則を適用し，盲人に適する仕事を盲人援護協会の独占事業とし，しかも，政府の計画経済によって，生産したものはすべて政府によって買上げられるという制度を採っているから可能なのである．盲人援護協会発足の初期は，国の助成によって運営されたが，1966年の実績によると3億3700万ルーブルの利益を得て，そ

れがそのまま盲人住宅，盲人クラブ，保健センター，盲人工場などの新設や増設に再投資されている．

盲人労働者は最低賃金法により，月額 360 ルーブル以上の収入を得ている．しかも，拘束労働時間は 1 日 6 時間，1 週 36 時間以上就労させてはならないことになっている．有給休暇も年間 30 日あって，一般労働者より 1 割ないし 2 割多い．また，疲労しやすい盲人労働者に対する配慮から，出来高払い方式をやめ，時間給制度を採っている．また，ソビエト最大の規模をもつモスクワやレニングラードの盲人工場では，モートル，ドリル，変圧機などの電線加工を主とする作業へ，チェルヤビンスクでは，自動車の座席クッション，モートルのエアフィルターの製作などの新分野を開拓しつつある．

盲人就労状態については 13 万 7000 人が労働に従事し，そのうち知的専門的職業に従事している者が 7000 人以上ある．かれらは工業，農業，教育，文化，芸術などあらゆる国民生活の分野で働いている．これらのうち特にすぐれた盲人たちには次のような人物がいる．

ポントリャギン（Pontryaguin）はソ連有数の数学者で，位相代数学の基礎を築いた．かれの専攻論文「連続群」は国家賞を，「視力コントロール理論」ではレーニン賞を与えられた．その研究の一つ「最大値原理」は宇宙開発のための人工衛星スプートニク打上げにおける理論的背景となった．

ズーボク（V. Zubov）は物理学・数学の学者で，レーニングラード大学の教授である．現在はコンピューター研究室とそのセンターを指導し，盲人にコンピューターの作業に参加させることに努力している．

ビトーシキン（A. Vitushkin）もまた物理学・数学博士で，科学アカデミー数学研究所の上級研究員である．

ボチカレフ（V. Bochkarev）は歴史学博士で，250 を越える論文を発表している．

チコミロフ（V. Tikhomirov）は戦傷失明者で，その後，地質学，鉱物学博士となり，150 に上る科学論文を発表し，科学アカデミー地質学研究所で地質学史を専攻している．

ロピリン(A. Lopyrin)も戦傷失明者で，生物学博士として特に羊の飼育については世界的に有名である．

コバレンコ（B. Kovalenko）はレニングラード教育大学の教授で，盲教育の専門学者である．

スコロホードワ（O. Skorokhodowa）は幼児期に視力と聴力を同時に失い，のちに言語も失った盲ろうあ者である．11 歳のときから特別な教育を受けて言語を回復し，現在は女流作家として，また欠陥学研究所の上級研究員として活躍し，アメリカのヘレン・ケラー（Helen Keller）と並べたたえられているすぐれた学者である．「私はどのようにして外界を知覚するか」(1947)，「私はどのようにして外界を知覚し，表象するか」(1956) は，多くの外国語にも翻訳されている．

その他，化学・物理学・数学・歴史・経済・哲学の分野でも多くの盲人たちが学術研究に精進している．また，各種の発明・考案もなされ，マルゴリアンは新しいピストルを考案している．文学・芸術においても偉大な精神的価値を創造した盲人たちがいる．

小説「いかにして鋼鉄は鍛えられたか」や「嵐に生まれ出ずるもの」の著者オストロフスキー（N. Ostrovsky）は世界的に有名であり，リャザンツェフ（V. Riazantsev）やドブルジンスキー（G. Dobrzhinsky）も多くの小説や戯曲を書いて著名である．また，アサドフ (E. Asadov) は戦場で失明したが，その苦悩のなかから詩人として立上り，多くの愛読者を得ている．

ズジン（L. Zuzin）はピアニストとして，パニッキー（I. Panitsky）はアコーディオン奏者として音楽愛好のソビエト人民のあいだに人気がある．

ポリカルポフ（N. Polikarpov）は作曲家として，その曲はラジオ・テレビやコンサートホールで多く歌われている芸術功労者である．

このように，ソビエト連邦の盲人の知識者たちは，自らの障害を乗越えて，人類が努力している科学・文化の進歩に多くの貢献をし，精神的価値の創造に重要な役割を果たしている． （今井秀雄・丹羽善次）

大韓民国

〔福祉〕 政府は失明軍人に対して，収容施設光明院を 6 カ所に設置し，食糧の配給と小額の年金の支給を行なっている以外，盲人に対する経済的援助はなされていない．ただ，民間社会事業家やアメリカキリスト教伝道団体の援助によって運営されている収容施設はあるが，その多くは児童だけを収容している．京城ライトハウスは，アメリカ海外盲人援護協会とジョン・ミルトン協会との援助によってこの国の最もすぐれた盲人施設として運営されてきた．その他，「目の日」が制定され，この日に限り，眼疾の無料診療が行なわれている．なお，政府当局は最近，盲人という用語よりも視力障害者という用語を使用する傾向にあるとい

われている．

〔教育〕 1895年に宣教師の妻ロゼッタ・ホールが平壌で初めて盲女児の教育に着手し，1898年，李宗錫によって平壌盲学校が設立された．その後，1912年に朝鮮総督府済生院の事業の一つとして，国立盲唖学校が設立されたが，1944年には戦争のため中止された．戦後の1952年に木浦，済州，その他に盲人協会が結成されて，盲教育普及の必要性がさけばれ，ソウル・釜山・大邱・済州島・木浦・仁川・その他に盲学校が設立されて，現在20校に上っている．1968年における生徒数は1200人に満たず，教員は牧師・伝道師を含めて106人で，全盲教師は晴眼教師よりやや多い．ソウルの国立盲学校では初等部教師を，韓国社会事業大学特殊教育科では中・高等科の教師を養成している．国立のソウル盲学校と2校の公立盲学校以外は私立盲学校で，AFOB からの寄付金と指導員の派遣によって運営されており，キリスト教的色彩が濃い．国家予算の40パーセントが軍事費に支出されている国だけに，義務制の実施はおろか，教具・教材にもこと欠く実情にある．しかし，これらの困難な事情のなかから，大学を卒業した者50人，在学生33人がある．また，点字の読めるものは約5000人と見られている．

〔職業〕 盲人の就労人口は約6000人，そのうち5000人以上がうらない師，462人があんま師，50人がきゅう師である．このほか農業，家畜飼育，なわ・マット・煉瓦作りなどに従事する者も若干あるが，大多数は家族の世話になるか，こじきをして露命をつなぐほかない状態である．なお，戦後は占領軍の指示によって，あんまが禁止されていたが，1964年11月からは，営業が認められるようになった．（今井秀雄）

タイ国

〔福祉〕 政府は盲人福祉協会に対し，その予算の4分の1の補助金を支出し，盲人の教育および福祉を全面的に委任しており，国としての福祉行政は行なっていない．

タイの盲人援護協会は，自活できない成年盲人および学生にできるだけ多くの職業訓練を提供しなければならないとし，1964年，職業訓練センターを設立した．

最初入所したのは15人で，3年間（1964〜1966）木工，石工，金属工などの職業訓練を実施したが，1967年以降それらは次第に減少してきている．このセンターでは，職業訓練のほか，学校教育を十分に受けていない盲人が点字の読み書きができるように，また，基礎的な教養を身につけるような体制を整えた．

〔教育〕 1939年1月，わずか1人の生徒でバンコック盲学校（Bangkok School for the Blind）が開校された．1968年の児童数は131人（男60人，女71人）であった．教師は21人いるが，うち5人は盲人である．小学校を終えた生徒は，次の段階として，私立か公立の中学校へ進む．そして，そのうちの何人かかの学生は教師養成カレッジや実業学校に入学する．

〔職業〕 法律や一般市民の盲人に対する偏見がかれらの就業を困難にしている．そこで，職業訓練センターは，当面の問題の解決策として庇護授産所を設けた．訓練を修了した盲人が一般職場に就職できない場合に，授産所で働いて収入を得ることができる．学校内の作業場や家庭では，セーター，テーブルセンター，スカーフ，乳児用衣類の編物，かご，バナナの茎で作った穀物入れ，竹のうちわ，プラスチックの小間物類，ハンドバッグ，ベルトなどが作られており，また，一般工場で家具のつや出し作業を行なっている者もあるが，その数はいずれも少ない．（今井秀雄・橋本洋子）

タンザニア連合共和国

〔概況〕 人口940万人中，盲人は約5万人と推定されている．

この国の盲人協会は一般からの寄付によって，次のような事業を行なっているに過ぎない．

(1)カジワ盲学校の経営　1967年現在，約200人が在学している．

(2)盲人訓練センターの経営　マノレオで盲人にバージニア熱風乾草たばこの耕作法や収穫法を教えている．かれらはこの訓練によってウランボの植民の資格を得て，このたばこ栽培に従事している．

(3)老人ホームの経営　盲老人を収容保護している．

このほかには，盲人に対する施策は何もされていない．（今井秀雄）

チェコスロバキア社会主義共和国

〔福祉〕 就労時に障害を受けた者だけに年金が支給されていたが，1965年発効の新法律によって，5年以上就労している身体障害者は就労前の障害であっ

ても，最近5カ年間の労働月収平均の半額を年金として支給されることになった．そのほか，老齢で自活できない盲人や労働能力のない盲人を収容する施設が5カ所ある．

〔教育〕 盲教育は，1807年プラハにおいて始められた．現在，盲学校は6校あるが，そのうち3校は9年制中学校，2校は職業学校，1校は高等音楽学校である．生徒総数は約600人，教員数は約100人である．1910年，職業としての音楽家養成を目的として高等音楽学校が，設立され，現在は国立に移管されている．義務教育修了後5カ年間教育を受ける．すでに100人近くが盲学校および普通学校教師として勤務している．また，最近ブレスラウの近郊に寄宿舎のある12年制の弱視学校が設置され，160人余りが在学している．このほか，弱視児や斜視児のための特別学級が数学級，医学校眼科内に設けられていることが注目される．

〔職業〕 この国の盲人の就労状況は，①身体障害者連盟の授産所で伝統的な職業に従事する者280人，②家庭内職として手工業に従事する者60人，③ブラシ，バスケット作りおよびたばこ売店などを個人営業で行なっている者数人，④工業労働に従事する者105人，⑤電話交換手220人，⑥音楽教師95人，⑦ピアノ調律師12人，⑧行政職9人，⑨点字出版関係者22人，⑩マッサージ師22人，⑪農業5人である．

（今井秀雄）

中華人民共和国

〔福祉〕 中華人民共和国の盲人口は，約160万人と推定されているが，7億を越える総人口からみるとき，各国の失明率と比べてみてもっと多いのではないかと思われる．

中国の盲人は，解放前はほとんど廃人同様に扱われ，こじき，辻占いや流し芸人などとなってやっと命をつないできた．解放後，このみじめな境遇から抜け出した盲人たちは，政治・経済・文化・社会および家庭生活など全面的に晴眼者と同等の地位が与えられ，憲法によって働く権利，休息の権利，教育を受ける権利，老後や病気などによる生活補助ならびに公民としての権利が保証されている．そして人民政府は，失明という障害を十分考慮して，盲人のための福祉事業や失明防止活動を起こし，労働・教育・生活について多くの福祉措置をとってきた．

社会的地位についても，全国政治協商会議の委員や，省・市の人民代表，市の労働模範に選ばれている者もあり，漢方医病院副院長，民政局の副局長，工場長，人民公社社長，教授，作家など各方面で活躍している．

北京には中国盲人聾唖人協会があり，盲人やろうあ者のために活動している．

多くの都市には盲人クラブがあり，読書・娯楽・体育活動を活発に行なっている．体育活動としては，太極拳（拳法による体操）やラジオ体操，陸上競技などが盛んである．

医療面では，角膜移植による開眼や白内障を鍼で治療する研究が進められている．

〔教育〕 最初の盲学校は1876年，イギリス聖書協会のウィリアム・ヒル・ムーレーによって北京に設立された．1888年にはイギリスのデビッド・ヒルによって漢口に，翌年にはメリー・ウェスト・ニールズにより広東に，また，1908年には長沙に，1912年には上海に，それぞれ盲学校が設けられたが，いずれも欧米のキリスト教関係者の経済力によるものであった．ムーレーは，中国語の408の音を点字に表記し，1910年には聖書の点訳に成功した．もっとも，革命前には中国人の手によって経営された盲学校も30校ぐらいあったが，上記の学校に比べると，著しく見劣りのするものであった．

1949年に人民共和国となってからは，盲人の地位と生活状況は，かつては想像もできなかったような大きな変化をした．外国人校長は追放され，盲学校は外国の拘束から解放された．現在，約60の盲学校で初等ないし中等教育が行なわれているが，義務制は実施されていない．しかし，教育を普及させる活動は活発に行なわれている．

解放後の学校教育の流れのなかで，盲教育をみるために，三つの時期を画すことができる．第1期は1949年から1952年に至る古いものの一掃を主要な課題とした時期である．①教育における封建主義，官僚主義，帝国主義の残滓の粛清，②教育の主権を人民に奪還，③解放地区での教育の初歩的改革．第2期は1953年から1957年で，教育に対して指導権が確立された時期である．

第3期は1958年からで，社会主義国家建設の総路線・大躍進・人民公社という三つのスローガン（3面紅旗―3本の赤旗）と結びついて，あらゆる教育建設が進められた．これらの基本路線に沿って各地の盲童学

校（中国では盲学校のことをこういう）では，初めどの盲学校にも〝多・快・好・省〟（多く，速く，りっぱに，むだなく）というスローガンが，教室や廊下に書かれていた．

上海の盲童学校長周曼麗の話では，週1日は労働の日として農村や工場で労働に従うことを，小学部児童，中学部生徒の教育課程に組入れられており，教科の内容は普通の学校とほとんど同じである．

小学部の教科は，語文（朗読・作文・書写），算術（算数・珠算），体育，唱歌，手工，歴史，地理，自然，常識である．中学部の教科は，国語，数学，歴史，政治，地理，生物，化学，生産労働，外国語文，体育，音楽，手工である．

学習の評価は，一般学校と同じく5点法絶対評価で行なわれている．

5：自分でもよくわかり，人に教えることができる．

4：自分でよくわかっている．

3：たいていわかる．

2：たいていわからない．

1：わからない．

評価の記入欄は，教科ごとに口詢（授業中の応答），作業（自習），測験（ペーパーテスト）の3項に分かれている．

北京にある9年制の盲学校が，この国では最もすぐれたものである．ここでは200人余りの生徒が収容され，毎年平均30人の卒業生が職業教育を受けるための施設に送られている．上海の盲学校と北京の盲学校には，国立点字出版所が設置されていて，教科書・副読本などのすべてを国費で印刷している．この国で決められた新しい点字は，北京語の発音を基準にしたもので，18の母音と34の子音からできている．少数民族の点字をつくる研究も進められている．そして，「教育とは生産労働と相結合したものである」との基本方針で貫かれているが，就学率については明らかでない．

〔職業〕中国共産党と人民政府は，盲人を団結させ，職業教育を施し，就労させるため1953年，北京，上海，南京，その他の大都市に中国盲人福利協会を設立させた．1958年，各地に盲人福利工廠を漸次増設し，職業訓練を行ない生産に参加させている．初めは，ミカンの皮から香料を取る手工業だったが，1960年，自力更生の方針を打立てて，技術革命を考えるようになった．そして，盲人が機械を取扱うことができるかどうかというようなことについては，みんなで討論が重ねられた．中には，困難であるばかりか，事故や機械の破損のために，能率的にはマイナスではないかとか，原料のむだが多くなりはしないかとか，一般の工場との協調がうまくいかなくなるのではないかなどという反対意見もかなりあった．だが，毛沢東の「愚公移山」の話を学習した盲人たちが，革命のために勝利を勝ちとろうと努力した．

福利工廠の様子は，一般の生産工場と少しも変りがない．その生産品目は金属，ゴム，プラスチック，竹製品，麻なわ，くぎ，ねじ，ビンのせん，農業製品，日用品など200種に及んでいる．

最初は生産予定高の半分にも及ばなかったし，不完全な製品も多かった．3人に1人ぐらいの割合で，晴眼者の服務員が付き，徹底的に助力しつつ働き，時間をかけて機械を理解させた．1台の機械に習熟した盲人労働者は，次第に進歩して数種類の機械に習熟することができた．

社会主義国家の建設は，盲人の職業問題を完全に解決する土台となって，その職域はますます広がり，特に人民公社ができてからは，盲人の職業はいっそう適切にあんばいされ，生活はいっそう保証されるようになった．現在では，あらゆる職場，つまり，工業，農業，文化，教育，衛生の各部門，それに政府の機関や人民団体の代表者など，各職場で盲人が晴眼者に混って多数仕事をしている．

北京をはじめ70ヵ所では，解放前にはなかった盲人のマッサージ講習班が組織され，1年課程の盲人のマッサージ師を養成している．それらのマッサージ師は，社会主義の医療衛生事業の一面として，病気の治療や人民の健康増進，医学の発揚に大きな役割を果たしている．これも，解放後の盲人の新しい職業の分野が開拓されたというだけでなく，人民大衆からも歓迎されている．

また，各国の盲人のように竹かごやとういす，麦わら帽，編物などをしている盲人もいる．広東には盲妹という盲女の芸人が相当多数いたといわれているが，これはもともと晴眼の女児を買ってきて，薬品を使ってことさら失明させ，これに芸を仕込んで，往来で流しをさせたり，売笑をさせたりした．解放後は，これらの盲芸人や，うらない師に講習を受けさせ，新社会のイデオロギーと政府の新政策の宣伝員として役立てている．そうした盲人労働者たちも普通の労働者と同じように，労働保護や社会保険を受けており，病気

になったときには無料で治療を受けるとか，停年で退職すれば退職の時の月給の70パーセントが月々支給される．

とにかく，盲人労働者は労働に応じて賃金を受け，同一労働は同一賃金という原則に従い，全く一般労働者と平等に扱われている．ただ，盲目ということで，仕事に就くとき，その点を十分考慮し，働きやすい条件を整えるために，周囲の人が協力を惜しまないということである．（赤座憲久）

中華民国（台湾）

〔福祉〕 1960年の調査によると盲人数は1万7182人となっているが，一般人口との比率からみて，全盲数ではないかとみられる．

1952年，台北に台湾省盲人福利協進会が結成され，①盲人福祉対策の陳情，②会員の相互扶助，③会員に対する奉仕，④視力保護と失明防止運動などを行なっている．また，1955年にはアメリカ海外盲人援護協会の援助により，台北県新荘鎮に台湾盲人重建院が開設され，①職業訓練，②点字出版，③盲人器具製作，④点字講習，⑤失明予防などの事業を行なっている．

また，最近以上と同じような事業を経営している台北市盲人福利協進会が設立された．福祉の具体的な事例としては，盲人が所得税の減免を申請することができるくらいで，鉄道運賃の割引さえ半額割引，それに郵便料金なども半額というありさまである．盲人総数のうち就労していない者89.49パーセント，教育を受けていない者86.69パーセントという数字が台湾の後進性を端的に物語っている．

〔教育〕 1911年，イギリス宣教師ウイリアム・キャンベルによって台南訓盲院が設立された．これがのちに省立台南盲学校と改称された．また，1916年には台北の医師木村謹吾が木村盲唖研究所を設けたが，1911年，私立台北盲唖学校として認可された．戦後学校は省に移管されて，省立台北盲唖学校と改称された．生徒は160人で，小学部・中学部・職業部に分かれ，失明軍人班も併設されている．職業教育は，あんま，はり，きゅう，とう細工が主で，音楽科は十分な設備が整えられていない．職業教育は前者と大差はない．このほか大雅盲学校，啓明学校などがあり，1959年，眼科医陳五福が宜蘭県羅東鎮に私立慕光盲人福利館を設立し，全寮制で十数人の盲人を収容し，ほうき，はし，かさなどの製作と理療を教えている．

台湾において特にめざましい進展を示しているのは統合教育である．統合教育は1966年，アメリカ海外盲人援護協会の指導のもとに巡回教師を養成し，全土に派遣，一般国民学校に進学する盲児のために，担任教師と緊密な協力のもとに指導している．1968年現在，国民学校100校に236人が在学している．

〔職業〕 1956年の調査によると，台湾における盲人の職業分布は次の通りである．あんま716人，農業215人，道士39人，電気治療師31人，うらない師455人，商業52人，音楽（歌うたいという程度のもの）32人，教員6人，その他195人．これによって盲人の約1割が自活しているとみられる．（今井秀雄）

チュニジア共和国

〔概況〕 人口500万人中，盲人は約1万6000人と推定されている．この国の盲人運動はすべて盲人援護同盟（Union Nationale des Aveugles de Tunisie）の手によって行なわれている．その目的は，①すべての盲人に教育を受けさせる．②盲人をして晴眼者とその生活様式に慣れさせる．③盲人に国の援助を得させる．となっている．

チュニジアにおける盲教育は，普通校の教育計画に従って全国的な規模で行なわれている．初等教育は普通児の場合と同様に6年間である．それから試験を受けて中学校へ進み，そこでの教育は7年間である．盲人の高校志願者は晴眼者と同じ資格試験を受けて高校へ進学する．この国には二つの盲学校があり，男女合わせて300人の生徒数をもつ“La Lumiére”インスティチュートという小学校で，もう一つは盲人インスティチュート（l'Institut de l'Aveugle）という中学校で，男女共250人が在籍している．また，1971年現在，30人の盲人がチュニジア，フランス，アレマグネの大学に進学している．

盲人援護同盟は，技術的，専門的訓練，物療士，電話交換手，通訳，特殊技能作業訓練などを行なう．盲人の就業状態は次の通りである．プラスチック製品の機械操作者5人，電話交換手85人，速記タイピスト5人，印刷者5人，商人15人，教育者32人，専門的訓練，幼稚園の指導員22人，物療士11人，通訳1人，機械職工220人，音楽家45人，工業方面の労働者12人，協同組合従業員450人．

1965年，盲人保護法が制定されたが，鉄道の無料

乗車，電車料金の半額割引，公共施設における売店経営の優先権などの規定があるに過ぎない．なお，盲人の最低生活保障のための法律制定が検討されている．

（橋本洋子）

チリ共和国

〔概況〕 人口800万人中，盲人は約2万人である．教育は1900年，サンチァゴにおいて始められた．文部省の補助を受けているが，経営の主体は盲ろう学校協同組合である．同組合は盲学校，ろう学校の維持経営を目的として，個人寄付の募集を行なっている．また，1924年にはサンタルチア盲人援護協会が設立され，盲学校と成人盲の収容所および作業場を経営している．1934年，盲人協会が結成されて，会員の病気見舞，死亡弔慰をなすほか，ほうき，織物の作業場の経営と進学学生への援助などを行なっている．なお，特殊教育教員養成所を解消して，1955年，チリ大学心理学部リハビリテーションコースとして発足していることが注目される．

（今井秀雄）

デンマーク王国

〔福祉〕 人口460万人のうち盲人は約7000人である．国民福祉法のほかに，1956年に盲人法と呼ばれる特別法が制定され，厚生大臣の諮問機関として盲人委員会がある．盲人は独身者が月額280クローネ（1クローネは52円強），妻帯者は月額400クローネの障害年金，また，こどもに対しては1人につき月額60クローネ程度の手当が支給される．月額3000クローネ以上の収入があれば，障害年金は支給されないが，月額123クローネの手当が支給される．これは，盲人であることによる特別な支出をカバーするという考え方によっている．デンマーク盲人援護協会は，寄付金や国からの補助によって，国とは別個の援助，たとえば，住宅を安く賃貸しするなどを行なっており，また，盲人を援助する晴眼者の団体が，電話の無料架設，盲導犬の贈与などを行なっている．盲人援護協会は毎年5月に「ひかり募金」と称して，視力あることに対する感謝のしるしとしての募金運動が展開され，1961年にはコペンハーゲン近郊に老人ホームが建てられ，70人の老齢盲人が高級ホテルなみの個室に収容されている．

国立盲人印刷所では，点字教科書，文学作品，新聞，論文，ラジオ番組，録音テープなどが作られ，これらを盲人図書館から盲人に貸出している．

このほか政府が補助しているものに盲人ホーム，盲女子ホームがある．

デンマークにおける盲人援護活動で最も古い団体はN. Boysen, Kiodenといい，現在盲女子のために運営されている．

民間事業としては，デンマーク盲人協会（Dansk Blindesamfund）が1911年に設立され，社会福祉法に基づいて環境改善と就職あっせんをしている．資金は寄付金や太陽のプレゼント（Solgave）という募金によっている．同協会は1938年に工場Blifaを建設し，盲人工場労働者の育成に当たり，1953年Inerfaという会社にし，あらゆる身体障害者の教育訓練も行なっている．また，重複障害盲人のための特殊研究所としてRaklevgärden, Korhus, があり，盲女子のための施設としてVornehjemmetがある．

1862年設立の盲人事業促進協会（Forening til at fremme blindes slvvirksomhed）は，学校を卒業した盲人が多数で働く仕事場を与えることや，中途失明者教育，製品の買取り，材料購入，就職，生活状況調査などを主任務としている．

1927年に設立された盲人事業会社（Blindes Arbejdes A/S）は盲人の製作品の販売を主とし，1957年には12の店で266万クローネを売上げ，盲人の所得は68万クローネとなっている．

1883年に設立された盲人会は，当時の盲人たちの貧困と無知を助けることを目的とし，盲人共済会と読書会活動を続け，政府と議会に盲人の生活向上と病気の治療について対策を要請している．

〔教育〕 盲教育は1811年からコペンハーゲンにおいてカジャーデン協会（Kajaeden）によって始められ，1857年には世界で最も早く盲児の義務教育制度が実施された．

1858年に現在の校舎を新築し，国に寄付する条件で国立コペンハーゲン盲・弱視研究所に移管された．1898年，カランドボルクに盲学校が新設され，8歳から15歳までの8年間の普通教育をこの学校で受け，16歳以上はコペンハーゲンの盲学校で2年間の職業教育を受けることになった．

両親の希望や家庭環境によっては，就学前の盲幼児はホームに収容する．牧師および医師は，かれらの地区に盲児・弱視児がおれば，社会福祉省盲人局へ報告するように義務づけられている．盲児および盲成人の

教育費はすべて国庫で支出する．

職業訓練は，手細工（ブラシ作り・かご作り・馬具作り・編物），音楽教育，特殊訓練（商業通信・電話交換手・物理療法師）の3部門がある．

手細工訓練には，材料,算数,簿記などの科目も含まれ，また，補助教育として現地での実習などがある．

音楽訓練は小学校で音楽の素質があると認められたこどもに教育を行ない，演奏家や音楽教師として立つことを主目的にしている．

速記やタイプの教育は晴眼児と同じ正規の課程である．また，商業教育，点字速記，社会学，経済，簿記の基礎知識などを受け，次に商業学校で1年勉強し，試験を受ける．この試験後さらに6カ月勉強し，速記とタイプの上級試験に臨む．

交換手の訓練は，先輩の盲人交換手が多くの公共団体で働く交換台でなされる．

物理療法士は上級の学校教育を受けねばならない．この学科課程は，一般学生と同じものである．

職業学校の生徒には補助金が授けられる．この補助金は道具，機械，その他の設備品と個人企業設立のためのものである．

18歳以上の中途失明者は，コペンハーゲンの盲人ホームで特殊訓練を受ける．

就職あっ旋は盲・弱視研究所とデンマーク盲人協会が当たっている．

〔職業〕 この国の盲人の就労状況は，①ブラシ作り300人，②バスケット作り70人，③オルガン奏者40人，④ピアノ調律師20人，⑤ぞうきん作り25人，⑥編物50人，⑦工場労働者140人，⑧家内手工業者150人である．⑧は国から補助を受けている盲人授産協会から仕事をもらっている．このほか少数ながらマッサージ師，教師，書記，ジャーナリスト，牧師，弁護士などもいる．要するに，この国の盲人職業は伝統的なものと音楽関係のものが多いといえる．

（岡崎晋・今井秀雄）

ドイツ民主共和国

〔福祉〕 人口1600万人中，盲人は約2万人である．1959年公布の盲人年金法によって，盲人は労働あるいはそれ以外の収入の有無にかかわらず，16歳から年金を支給される．その支給月額は，①強度の視力障害者（視力25分の1以下の者）30マルク，②準盲（視力50分の1以下の者）60マルク，③全盲（視力200分の1以下の者）160マルクである．なお，肢体障害の加わっている場合は増額され，最も重症の場合は240マルクまで支給される．

このほか，就職のためには国家の援助，諸税の減免，休暇日数の増加，盲人用休暇宿泊設備の設置などの優遇措置がとられている．

この国には全ドイツ盲人援護協会（ＡＤＢＹ）があり，2万人以上の会員を擁し，保健大臣が会長となっている．年間政府から100万マルクの助成金を得て，盲人福祉の向上に努めている．同協会は10種の雑誌を発行しているが，9種まで点字雑誌である．ライプチヒには中央点字図書館があり，政府の助成によって点字書2万1000冊，録音テープ6万7000本を所蔵し，盲人の読者にサービスしている．点字書の原価は高くつくが，希望者には墨字書と同価格で提供している．また，一般盲人は検温計，点字とけい，テープレコーダー，盲人用計測尺，2人乗り自転車など，無料または割引価格で入手できる．

〔教育〕 6歳から16歳までの盲児には無料で義務教育を課している．ベルリンとカールマルクス市には，10年制の盲学校，精神薄弱盲児のための補助学級，電話交換手学校，手工業学校（ブラシ・バスケット作り，ピアノ調律師，金属工などを養成する）および中途失明者更生センターを併設する大規模な施設がある．1963年，盲幼児ホームが開設され，3歳から6歳までの幼児を収容している．エスペラント雑誌「アウローロ」の記事によると，「ザクセン王国時代には，盲人生徒230人に対して教職員は31人に過ぎなかったが，社会主義国になってから，盲人生徒300人余りに対して教職員109人を数えるに至った」と述べている．これらの学校教師は一般学校教師の資格と経験のある者が，さらに2カ年の特殊教育コースを受けており，待遇もよい．盲学校の各クラスは，全盲児は8人以下，弱視児は12人以下である．大学進学のための準備教育にも力を入れ，1958年現在30人が大学で学んでいる．大学卒業後はすべて有利な就職の道が開かれている．

〔職業〕 職業に関する法律では，従業員中10パーセントは身体障害者を雇用することになっている．盲人の場合，労働可能な年齢の者約8600人の半数以上は就労していない．就労状況は，①手工業1200人，②事務関係850人，③保健関係240人（マッサージ師234人），④専門学校・大学卒業後の知的労働の就職65人，⑤音楽家とピアノ調律師53人，⑥その他930

人（大部分は労働者またはその助手）となっている．なお，手工業製品の生産コストが晴眼者のそれに比して高くつくので，1951年，政府は盲人手工業製品販売促進に関する法律を公布し，その生産コストの20パーセントを補償することになった．また，盲人援護協会の運動が功を奏して，1960年，高等学校卒業以上の盲人の就労に当たっては，「官庁および国有工場の長は定員以外に盲人の補助として，半日の労働力を用いる権限を有るものとする」という指令が大蔵省から出された．（今井秀雄）

ドイツ連邦共和国

〔福祉〕 人口5400万人中，盲人は約6万人である．社会福祉は年金，社会保険，生活保護の三つに分けて考えられる．戦盲に対する年金は特によい．社会保険は，①事故保険，②年金保険，③疾病保険，④失業保険の4部に分けて規定されている．生活保護については，1962年の法改正によって，満18歳以上の盲人はすべて月200マルク（1マルクは87円）の補助を受け，さらに月収1000マルク以下の者は，扶養家族1人につき80マルクの補助を受けられるようになった．これは盲人の失明に基づくいろいろな負担に対する補償であるという考えから支給されるようになったのである．

盲人福祉組織としては，ドイツ連邦盲人協会（Deutschen Blindenverbandes），ドイツ戦傷盲人協会（Vorsitzender des Bandes der Kriegsblinden Deutschlands），ドイツ盲人教師連盟（Verbandes Deutscher Blindenlehrer），盲人専門職業人協会（Vereins blinder Geistesarbeiter）および盲教育促進同盟（Vereins zur Förderung der Blindenbildung）があり，それぞれの目的達成のための事業を行ない，また，協力し合っている．

〔教育〕 盲教育は1806年にベルリンにおいて始められた．1938年，8年制の義務教育制度が実施された．西ドイツには盲学校が各州に1ないし2校あり，全国を合わせると16校の基礎学校と1校の上級学校がある．基礎学校の全生徒数は1800人，上級学校（高校を含む）は110人である．いくらかの基礎学校には，タイピスト，電話交換手，職工等の職業訓練学級が別にある．それを受ける生徒は，8年間の義務教育に加えて1，2年の訓練期間を要する．カール・ストレール学校（Carl-Strehl-Schule）は西ドイツ唯一の盲人のためのカレッジであるが，そこの学生は大学へ進学する資格が与えられる．大学に進学している盲大生は約100人である．かれらは卒業後，学校教師，弁護士，科学者となり，あるいは実業界に進出している．弱視者のためには普通校のなかに弱視学級がある．弱視学級をもつ学校は24校である．重複障害児の学校はスツットガルトとアッヘンハウゼンの盲学校に付設されている．中途失明者のためのリハビリテーション・センターは2カ所ある．それらはすべて寄宿制であり，地方の盲人協会によって運営されている．

〔職業〕 伝統的な職業と近代的職業に従事する者の比率は1対2である．1971年現在の盲人就業者は，工業方面で働く者4500人，手工業に従事する者3700人，事務的業務に従事する者3500人，マッサージ業に従事する者1000人，専門的職業に就いている者100人である．また，普通校の盲人教師は約10人である．このように多種多様の職業開拓に努力が続けられているが，最近では，ソーシャルワーカー，コンピューターのプログラマーの職業訓練も行なわれている．前に就労人口を示したように，この国では，盲人の職種が豊富で，かつ就労人口が多い理由として，戦時中，盲人を人的資源として開発したこと，および1953年，強制雇用を法的に規定したことがあげられる．また，国の福祉局の同意なしでは身体障害者を解雇することができないとか，身体障害労働者には有給休暇が年6日加算されるなどの規定もある．（今井秀雄・橋本洋子）

ドミニカ共和国

〔概況〕 人口309万人中，盲人は約6500人である．1957年，国立盲学校が設置された．盲人に関する特別の法律がないだけではなく，失明防止についても対策が立てられていない．ただ，アメリカ海外盲人援護協会の援助を得て，更生センター設立の動きはある．（今井秀雄）

トリニダードトバゴ

〔概況〕 ポート・オブ・スペインに盲学校が1校ある．6人の教師が40人の生徒を教育している．普通教育のほかに，木工，家事，庭園造り，手芸なども教えている．教育費は政府が支出している．3カ所の作業場で約90人がマットレスやバスケットなどを作っている．ほかに一般工場で包装作業に従事している者が若干ある．盲人に対しても老齢年金が支給されてお

り，盲人福祉協会によって家庭訪問指導が行なわれている．老人ホームは性別によりそれぞれ1カ所ずつある．福祉面でその他特に記すべき事項はないが，幼児教育，職業指導などについて長期計画を立てている．

（今井秀雄）

トルコ共和国

〔教育〕 19世紀の後半には，大都市の民間団体や個人が盲人の教育と訓練を始めたが，いずれも継続して発展するまでには至らなかった．1913年の暫定義務教育法によると，国はすべての身体障害者に初等教育を施す義務を負っているが，国民の70パーセントが文盲であるこの国では，一般初等教育にさえ手が回らず，盲教育は実現しなかった．1923年，共和国になってから，イツミールにあった慈善家経営の盲唖学校が厚生省に移管された．1951年，国会の議決によって，さらに，文部省に移管されると同時に盲唖を分離して，アンカラ盲学校となった．1952年度には9人の生徒が普通中学校に，他の2人は音楽学校の中学部に進学した．これが盲児の普通学校に入学した最初のケースである．このようにして，盲教育の基礎ができたものの，教科書・教材の不足，経験ある教師の獲保難，職業教育設備の貧弱さなど問題が多く，アメリカ海外盲人援護協会，国連技術援助局などからの援助を得ている．

〔職業〕 アナトリア地方では，古くから盲人はバスケット編み，マット作り，音楽や宗教的な仕事をして生計を立てていた．ある町では，バスケット編みは盲人の仕事として，晴眼者はこの仕事に携わらなかったという．この国の福祉事業は，更生補導よりも慈善的観念が強調されていたのである．国民の75パーセントが農村に住み，盲人も農村から盲学校に入学し，卒業後は，また農村へ帰って行く者が多いので，最近になって職業訓練として農業科目を設け，小規模な養鶏計画が実施されている．なお，アンカラには盲人六点協会があり，盲人福祉の増進を図っている．

（今井秀雄）

ナイジェリア連邦共和国

〔概況〕 人口3575万人中，盲人は約27万人と推定されている．黄金海岸地方は特に盲人が多い．村民の全部が盲人であるという所さえあるという．これは河に生息するバッファローという虫に刺されることによって起こる河盲（river blind）と呼ばれるものである．ある村では失明を防止するため，虫のいないところへ全村移住したが，別の村では，人間の失明するのは当然だと平気で生活しているという．北部にある盲人ばかりの部落では，盲人の王と称する者がおり，住民のおもな職業はこじきである．政府では1966年委員会を設け，国内を3地域に分け，総合教育計画を立てて全国100以上の一般学校に盲児を出席させ，次第にこれを発展させつつある．（今井秀雄）

ニカラグア共和国

〔概況〕 盲人の教育と更生のためのセンターが1カ所あるだけである．これは文部省とライオンズクラブによって維持されている．作業場設立の計画はあるが，まだ実現していない．盲人協会さえ組織されていない状態である．（今井秀雄）

ニューギニア

〔概況〕 行政上3分されて，大きな都市もないので，文明国で問題になっていることも，この国では問題にならないことが多い．陸から，川から，海から食物が得られるし，家やボートを造る木材も森林から得られる．こんな状態であるから生活は容易で，こじきなど1人もいない．盲人がいたとしても，家族や友人から親切にされる．2人の盲人が教会の慈善施設に世話してもらっているケースはあるが，集団的に盲人を教育する必要を痛感するほど盲人は多くない．したがって，盲教育は開始されていない．後進国のなかでは，盲人の生活が恵まれているということができる．

（今井秀雄）

ニュージーランド

〔福祉〕 ニュージーランド盲人援護協会（New Zealand Foundation for the Blind）の調査によると，1971年現在の盲人人口は約4000人である．そのうち，65歳以上が67パーセント，20歳以下が25.8パーセントである．

社会保障法によって，独身者，既婚者ともに年金が支給される．これは，失明によって生じる余分な支出に対する補償の意味をもっているので，不労所得が

多い場合以外は，勤労所得の額によって制限されることはない．

この国の盲人福祉は，ニュージーランド盲人援護協会によって支えられているといってよい．協会は会員の終身会費，遺言による遺産の寄付，国の補助によって学校，作業場，盲人ホームの経営をはじめとして，リハビリテーション・センターの新設，家庭訪問教師の派遣，スポーツ振興，娯楽会の開催など幅広い活動をしている．また，失明防止と資金調達のために，毎年，「点字週間」を設けている．その間，新聞，ラジオ，テレビ等を通じて一般市民に呼びかけを行なう．

このほかに失明軍人施設があり，第1次大戦の失明軍人500人，第2次大戦の失明者22人を収容している．また，協会によって管理されている中途失明者のためのリハビリテーション・センターも1カ所ある．

盲人に対して鉄道が50パーセント，国有航空は25ドルの旅客運賃割引，市バスは無料とそれぞれの特典が与えられている．そのための手続きは，直接，盲人個人によってではなく，協会を通じて行なわれる．

〔教育〕 ニュージーランドにおける盲教育は1890年，オークランドで始められた．5歳から16歳までを義務教育としている．この国の唯一の寄宿制盲学校には初等部100人，中等部50人が通っている．盲学校のカリキュラムは点字，タイプ，技能のプログラムを除いて普通校と同様のカリキュラムに従っている．最近は統合教育が進められており，初等部50人，中等部20人の生徒が普通校に在学している．また，大学に進学している盲学生は1971年現在5人である．

〔職業〕 盲人援護協会では授産所の体質改善と，より効果的なリハビリテーション・プログラムを進めていこうとする意図から，就職あっせん業務を組入れている．就職あっせん指導員はこの国で1人しかいないが，1970年には合計37人の盲人就業者を出した．

1971年における盲人の就労状況は，工業，商業，専門職業等の各分野で，また授産所でそれぞれ従事している．電話交換手25人，タイピスト10人，ピアノ調律師10人，コンピューターのプログラマー2人，教員1人，授産所には約100人の盲人が雇用されており，その他店員，ソーシャルワーカー，物療師，病院内家政婦などの職にも就いている．

（橋本洋子）

ネパール

〔概況〕 1952年から54年にかけて行なわれた人口調査によると，ネパールの盲人は7834人と示されている．しかし，この調査期間が非常に長いこと．また弱視者が含まれていないため，数字は正確と考えられない．その後，1968年には1万8825人が視力障害者であると推定されている．

ネパールでは，盲人の教育，リハビリテーションならびに福祉についての法律は制定されていない．一般市民の中には，盲人は家族や社会の重荷であり，呪いだと考えている人も少なくない．したがって，盲人の教育や福祉について特別な措置が必要であるという機運も高まっていない．1965年5月になってようやく盲児の初等教育が始められたばかりである．これは中央政府の支持によって統合教育をカレッジが実験学級として行なっている．点字教科書もないので，1971年，日本ライトハウスが点字版英語教科書を製作して寄贈した．中・高等教育については何の配慮もされていないが，少数の者が学芸大学や音楽学校で勉強している．

最近に至り盲人にリハビリテーション・サービスを提供しようとする機運がようやく起きてきた．大多数の人びとは，そのようなサービスがあること，盲人が失明状態に適応した生活をおくる機会がもてることなどを知っていない．多くの盲人が，必要な一般教育を受け，手工業のような単純作業を覚えるように，成年盲人を対象にした〝昼間訓練センター〟(Day Training Centre) の設立が計画され，家内工業の実地訓練も行なわれることになっている．また，数人の盲人が軽工業の訓練を受けるためにインドに送られている．

（橋本洋子）

ノルウェー王国

〔福祉〕 人口360万人中，盲人は約5500人（1965年）である．盲人を含む15歳以上の身体障害者には年間1200クローネ（1クローネ約50円）が支給される．また，労働能力が3分の1に減少した18歳以上の者には年間4200クローネが支給される．

このほか所得税軽減，歩行者優先，補装具無税，旅行運賃半額などの措置がある．その他点字図書館，テープ・ライブラリー，社交，スポーツクラブなどがある．

ノルウェーには，1909年に設立されたノルウェー盲人援護協会（Nordenffelske Blindenforbund Trondheim)があり，四つの地方盲人協会の中央組織として政府当局に当たり，地方活動を指導している．また，点字出版所を設けて教科書，図書，雑誌のほか録音テープも製作・配給している．毎年秋の「盲人の日」にはヒナゲシの造花の小束が大量に売出され，全人口の8分の1がこれを買っている．その収益によって各種の福祉活動を行なっている．

〔教育〕 盲教育は1861年，2人の盲児から始められた．現在は寄宿制の国立盲学校が三つある．ダルンの7年制小学校，フスビーの4年制男子職業学校，オスロの4年制女子職業学校で児童・生徒数は160人である．その他1年制の職業補習学校と私立保育園が各一つある．

義務教育は，1951年の法律によって7歳から15歳までの盲児に適用され，16歳から21歳の青少年には職業学校と補習学校で教育を受けることができる．

小学校は一般学校と同じであるが，高学年にはエスペラント語を必修課目としているのが注目される．女子職業学校では，演奏家，音楽教師，タイピスト，速記者，電話交換手養成の専門科があり，編物，織物，ミシン，家事などを学ぶ．男子職業学校では，小枝細工，木細工，軽工業技術，物理療法，各種の家内工業などの専門科があり，一般教科も学ぶ．

〔職業〕 伝統的な手細工は次第に収入が少なくなっているが，今なお約300人が従事している．また，金物産業に約150人，授産事業に約80人が働いている．このほか，1965年の調査によると，事務員18人，電話交換手27人，ピアノ調律師27人，物理療法師35人，音楽家19人，学校教師10人，社会事業家7人，その他図書館司書，実業家，牧師，弁護士，女優など多方面に活躍している． （岡崎晋・今井秀雄）

ハイチ共和国

〔概況〕 1946年にセント・ビンセント身体障害児学校が設立された．これは政府の補助や篤志家の寄付を得て，宗教伝道団体によって経営されている．また，1952年には盲人援護協会が設立され，盲人の家庭に訪問教師を派遣し，職業補導を行なっている．

（今井秀雄）

パキスタン回教共和国

〔福祉〕 WHOの1969年の推計によれば，人口約1億1000万人に対し，123万人という非常に高い比率の盲人数をあげている．これらの盲人の中には10歳代からこじきをしてやっと生きている者が多く，そのために早死する者もある．学校を卒業した人と中途失明者のためには，職業訓練センターと，病院内に設置されているカウンセリング課があり，リハビリテーション・サービスは民間，あるいは公立の社会福祉機関によって実施されている．いくつかの訓練職種があるが，伝統的手工業が約250人，工業では30人，商業には20人がそれぞれ訓練を受けている．平均的な訓練期間は，伝統的職業訓練については2年ないし3年であり，工業方面の場合は設定されていない．

〔教育〕 身体障害者，特に盲人福祉に理解の深かったアイダ・リュー（Ide Rieu）を記念して，カラチ居住の有志によって，1921年，アイダ・リュー貧民救済協会が設立された．この協会の最も大きな事業は，盲学校の設立であった．

この国の盲学校は，中央盲ろう学院ほか5校ある．そのうちの2校は国立，その他は地方公共団体の補助を得て民間団体によって運営されている．盲児の大多数は，宗教センターにおいて，まず，宗教教育を受けることから始められ，そのうちのある者は盲学校に入学する．教師の大部分は盲人である．小学校に行っている盲児は約300人あるが，そのうち290人は寄宿制盲学校に，10人は普通校で教育を受けている．実際のところ，初等教育を受ける権利をもつ盲児は5万人いる．これらの数字からみてもわかるように，この国の教育の立遅れがうかがわれる．また，中等教育については，普通校の盲人の受入れを認めている．1954年以後，盲学校でも職業教育に重点がおかれるようになった．綿・毛・黄麻の機械織りと竹・とう・柳・チーク材の細工が職業科目として教えられている．

〔職業〕 盲学校で職業科目として取あげられているものや職業訓練を行なっている工業・商業方面などの職種のほかに，新聞販売人，小売人，宗教教師，社会事業家，音楽家，点字教師，子守り，たこ作りなどに就労しており，約5000人程度である． （今井秀雄）

パナマ共和国

〔概況〕 人口120万人中，盲人は約2500人である．

1948年，救世軍盲学校が設立された．これは救世軍によって経営されている成人盲のための学校で，普通教科と手工を教えている．その後，1952年にヘレン・ケラー盲学校が設立された．これは国の補助とライオンズクラブの寄付によって維持されている寄宿制盲学校で，盲児に初等教育を施している．（今井秀雄）

パラグアイ共和国

〔概況〕人口180万人中，盲人は約3500人である．1956年，サンタルチア協会盲学校が設立され，盲児のために初等教育を，成人盲のために職業教育を施している．半ば政府の補助，半ば一般からの寄付によって維持経営されている．その他のことについてはつまびらかではない．（今井秀雄）

ハンガリー人民共和国

〔福祉〕盲人を晴眼者と同等の権利をもつ社会のメンバーにしようと努めるようになったのは，1949年に人民民主政府が誕生してからのことである．現在，一定年数労働に従事した者には，社会保険による年金を支給されるが，年金受給権のない者は国から毎月補助を受けている．他の身体障害者と共に盲人をも収容するホームが12カ所（うち1カ所はこどものためのもの）ある．

〔教育〕盲教育は1825年ブダペストにおいて始められた．1873年，学校は公立に移管され，修業年限も5年から7年に延長された．しかし，19世紀末には生徒数は100人に過ぎず，卒業しても生活能力を身につけている者は少なかった．現在は盲学校数8を数え，修業年限も8年に延長されているほか，盲人教育や盲人事業に携わる者を養成するための医療教育専門学校も設置されている．

〔職業〕現在，約1000人の盲人が，かれらのために造られた3工場で，ブラシ，ほうき，バスケット，織物などを製造している．この国ではすべての盲人肉体労働者は6時間労働して8時間労働と等しい賃金を得，しかも，有給休暇が晴眼労働者より年間6日多く与えられている．また，400人以上の電話交換手，相当数の工場労働者もいる．盲人協会の「新職業開拓委員会」の提案によって，1962年，弱視者に対する製本課程と，全盲のための1年制のマッサージ課程が開設された．音楽家，弁護士，教師などの自由職についている者も若干いる．（今井秀雄）

ビルマ連邦

〔福祉〕ラングーンにある合同盲人福祉協議会が，ラングーン競馬クラブとビルマ体育協会から毎年多額の寄付を受け，盲人事業施設に配分するとともに，困窮盲人に援助を与えている．また，盲人はすべての税を免除されているが，それ以外特に記すべきことはない．

〔教育〕盲学校は2校ある．その一つは1919年，イギリスのヘンリー・ジャクソンによって設立された．ケメンダインにあるセントミカエル盲学校であり，他はパコックにある仏教徒盲学校である．1955年現在，両校の生徒数は合計90人，教員数は合計14人である．国定の教育課程に従って初等教育が施され，その後，技術訓練部において，1種あるいは2種の手工業（機織り・とう細工・竹細工）を習得したのち，セント・メリー授産所において，出来高払いによって労働に従事している．学費は大部分が一般の寄付金から，一部は政府補助金から支給される．戦前はピアノ調律，速記，タイプライターが試みられていたが，戦後は器械不足のため，これらの訓練が行なわれていない．

〔職業〕1955年における就労状況は，①特定の授産所35人，②家庭内の手工業20人，③自家営業5人，④教員5人，⑤マッサージ師3人である．授産所では，ほとんどがとう製品，ヤシ果皮のドアマット，竹すだれなどの製造に従事している．なお，手工芸材料の購入や製品の販売については，政府があっせんを行なっている．また，1960年に公布された身体障害者雇用法の規定によって，20人以上の労働者を雇用するものは，割当てられた身体障害者を雇用しなければならないことになっている．（今井秀雄）

フィリピン共和国

〔福祉〕社会福祉局職業更生課が，訓練期間中の盲人に若干の手当を支給しているほか，年金などの経済的援助は何ら考慮されていない．このほか，わずかに民間の社会福祉団体が，少数の者に眼科診療を受けさせたり，眼鏡を支給したりしているに過ぎない．ただ，注目すべきことに，盲人夫婦のための生活訓練所の設置がある．

1957年，アメリカ海外盲人援護協会（AFOB）は，フィリピン政府とともに，自国および極東地区のための指導員訓練センターをマニラに開設し，有能な盲人事業従事者を送出し，大きな光明となっている．またAFOBは盲児の教育に力を入れ，特に農村地方の教具・教材などを提供し，巡回教師の派遣に尽している．

〔教育〕 この国の盲教育は，アメリカ人ライス・ウェーバーによって1908年にマニラで始められた．1946年には通学制度になったが，1959年からふたたび寄宿舎が開かれて，小学部6年，中学部4年制の教育が施されている．この学校はすべて国立になっているが，1960年における生徒数はわずかに17人で，教員1人という状態であった．このほか，独立した盲学校はないが，AFOBの援助により統合教育の方式を採入れて，小学校では約312人の盲児を一般学校へ入学させている．筋肉の調整訓練が教科目として採用され，はさみによる作業，積木遊び，ビーズつなぎ，自己の所在位置を感知すること，方向を知ること，平衡感覚を養成することなどが，その内容とされている．理科は教科目のなかに含まれていない．

〔職業〕 手芸，家内手工業，教師，職業相談員，音楽などが盲人の適職とされているが，就労している盲人はきわめて少ない．競馬のキップや食物を売っている者が数人いる．1955年，一般身体障害者を対象とする国立モデル訓練センターが設置された．その機構は，入所検査課・医療奉仕課・補導課・職業適正検査課・一般社会奉仕課・心理テスト課・家庭訪問課・所外障害者補導課から成っている．開所以来，若干の盲人に対して，いすの修理，編物，木工などの訓練が行なわれている．また，授産所では，盲人が肢体自由者と共同でれんが作りをしている． （今井秀雄）

フィンランド共和国

〔福祉〕16歳以上の盲人は収入に関係なく，年額7000ないし8000マルク（1フィンランドマルクは1円強）の年金を支給される．盲人の所得税の基礎控除額は一般所得20万マルクとなっている．ヘルシンキやその他の大都市では，ルーテル教会と救世軍が家庭訪問婦を雇い，盲人家庭に無料で，留守番，育児，家政，買物，用たしなどのために派遣している．また，盲人協会経営のサマーホームが4カ所にあり，その他盲人ホーム2，図書館1がある．

〔教育〕 盲教育は1865年にヘルシンキにおいて始められ，その後，1870年にクオピオに1校が増設された．義務制は1921年に施行され，修業年限は6歳から10カ年である．児童生徒数は合計150人，教員数は約30人である．在学中の費用はもちろん付添人の交通費も国が負担する．盲幼児および重複障害盲児の教育も行なわれている．中途失明者は，1900年にヘルシンキに設立された職業学校で，ブラシ作り，かご編み，家具製造などの職業訓練を受ける．

〔職業〕 約1600人がバスケット編み，ブラシ作り，マッサージ，農業，家庭内職，その他の手工業，工場労務などの作業に従事している．工場労働者は数十人に過ぎないが，マッサージ師は330人もいる．このほか，60歳以上の者はおよそ700人で，ブラシ作り，かご編み，家具製造，編物などの旧来の作業に従事している． （今井秀雄・岡崎晋）

プエルトリコ（アメリカ自由連合州）

〔概況〕 公衆保健課に5人の盲人家庭訪問教師が任用されている．かれらは手引きとともに，地方事務所ごとに，あらかじめ指定した日，近辺の盲人数人ずつ通ってこさせたり，あるいは自ら個々の盲人家庭を訪問したりして，点字の読み書きや，いす編み，わらや皮の細工，マット作りなどを教える．貧困な者には毎月補助金が支給される．この方法で教育を受けている者は150人に達している．多くの盲人が毎週発売される宝くじを売って生計を立てていることは，19世紀末までこの島がスペイン領であったことを物語っている．

日本にもきたことのある画家で音楽家であるジョージ・ウォーリー（George Wally）は，盲児にかれ独自の考案した方法によって絵を描くことを熱心に教え，ついに静物，室内，肖像，風景など広い分野にわたって作品をつくることに成功した．1959年，カギュワス市の郊外に「盲人福祉の世界研究センター」を設立し，その扉に「世界の盲人に奉仕するために捧ぐ――盲人もまた，世界に奉仕することができるために」と書かれている．かれの業績については，エンサイクロペディア・ブリタニカ（大英百科辞典）にも取上げられている． （今井秀雄）

ブラジル共和国

〔教育〕 人口730万人中，盲人は約12万人である．

1854年，皇帝ペドロ2世によって創設されたベンジャミン・コンスタント盲学校がこの国最古の盲学校である．これは幼稚部から高等部までの教育を行なう国立の施設で，この国最大の盲学校である．生徒数600人，教員数100人を数え，この国のモデル校である．このほか，盲学校は6校あるが，6歳から14歳までの盲児数は1万2000人と推定されているので，就学率は低い．統合教育が行なわれているので，普通学校に通う盲学生を寄宿させ，専門の教師が指導する学校がサルバドルにある．また，州によっては教育局の初等教育課の特殊教育係が学校巡回教師を派遣して，普通学校に在学する盲学生を補導させている．ブラジルの全盲学校は，ベンジャミン・コンスタント盲学校の教育課程に基準をおいて教育を行なっている．高等部を卒業した盲学生には晴眼者の大学への道が開かれており，卒業後は教師，弁護士，音楽家あるいは宣教師になって社会へ巣立って行く．

〔職業〕 就職希望者のためには，ソーシャル・サービスというあっせん機関があり，それぞれの個性や条件に応じて，商工業方面，官庁業務，マッサージ，ピアノ調律など広範囲にわたって職業の紹介，あっせん，就職の指導に当たっている．これらのうち音楽関係の仕事とマッサージが主要な職種である．音楽を職業としている者には，工場内でその職を得ている者が多い．マッサージは治療マッサージ，美容マッサージ，スポーツマッサージの3分野に分れているが，自営は少なく，病院などに勤務している者が多い．その他，商工業関係の労働者，官庁勤務者，ピアノ調律師，弁護士，牧師，教授などもある．1960年，厚生省令で20人以上の従業員を有する企業は，一定率の人数だけ更生補導を受けた盲人を採用しなければならないことになっている．世界で2番目に盲人の働きやすい国である，この国の盲人の中には自負している者もいるが，一方，十分効果的な更生施設の少ないことを指摘する．リハビリテーション施設としては，ブラジル盲人解放協会の活動以外に特に記すべきことはない．なお，リオ・デ・ジャネイロとサンパウロにはそれぞれ点字出版所があり，前者は「点字評論」，後者は「リリーフ」という雑誌を発行し，いずれも無料で配布している．（今井秀雄）

フランス共和国

〔福祉〕 人口4600万人中，盲人は約13万4000人である．身体障害者に対する生活保障は，①傷痍軍人，②戦争の犠牲によるもの，③労働事故によるもの，④社会保険によるもの，⑤その他の五つの部類に分けて措置されている．⑤のものが最も恵まれていないが，これがまた，①障害の程度，②収入，③年金，④就労の有無によって，その支給額が細かく規定されている．なお，15歳以下の身体障害児童をもつ両親に対して，月額50ないし100フラン（1フランは73円）の特別補助金が，また，無収入の者に対しては，家賃の75パーセントの住宅手当が支給されることは特筆すべきとである．1889年，モーリス・デ・ラ・シザーランヌこ（Maurice de la Sizeranne, 1857〜1924）によって設立されたバランタン・アユイ協会が，この国の盲人福祉の向上に果たしている役割は大きい．しかし，国の補助だけでは生活できない者が相当数に上ることは，盲人を収容する養育院が14ヵ所あることによって推測できる．

〔教育〕 盲教育は1784年パリにおいてバランタン・アユイ（Valentin Haüy）によって始められた．アユイはセント・ロス教会の近くでこじきをしていたフランソア・ルシュール（Francois Lesseur）という17歳の先天的の盲児を見つけ，これにこじきをして得ていたと同額の金を与えて，教育を始めのである．翌年，慈善会が組織され，その援助によって国民訓盲院が設立され，12人の盲児が収容された．これが世界最初の盲学校であり，各国に大きな影響を与えた．同訓盲院は1791年国に移管された．現在の生徒数は約250人で，音楽教育が重視されている．義務教育制度はまだ実施されていない．現在，この国の盲学校は国立4，私立26校で，その半数は男女共学制，残りの半数は性別の学校である．また，これらの学校の中には，私的団体や宗教団体によって経営されているものもある．教育費は家庭の裕福な者は，その全額または一部を負担しなければならないことになっている．

〔職業〕 就労に関する統計は得られないが，伝統的な職業と近代的な職業とに分れている．前者は生産が機械化された今日では，職業として成立つ可能性が少ないので，工場労働への転換が図られており，現にパリやリヨンでは多くの工場労働者が見られる．盲人の職業としてのピアノ調律は，パリ訓盲院卒業のクラウド・モンタル（Claude Montal, 1800〜1865）が開拓したもので，1878年，訓盲院の職業科として採入れられ，その後，各国にも普及した．また，マッサージ師は現在600人に上り，晴眼のマッサージ師の数をいく

らか上回っているという．音楽家，教師，弁護士などもいる．なお，更生のための作業場が8カ所に設けられている．(今井秀雄)

ブルガリア人民共和国

〔福祉〕 盲人の労働月収が1000レーボに満たなければ，その月収の半額を支給される．また，すべての盲人は5年間労働すれば，最終労働時の給料の4分の3相当額の年金を支給される．年金受給権のある盲人が引続き労働する場合は，年金額の半額が支給される．盲人の所得は年6000レーボまでは無税，これを越える額についてだけに課税される．また，労働能力のない盲人の3分の2は特志団体の補助を受け，3分の1は男女別に設置されているホームに収容されている．要するに，1944年の革命後，従来，国として何ら手をつけていなかった盲人福祉が，著しく改善されたといえる．

〔教育〕 盲教育は1905年，ソフィアにおいて始められた．その後，バルナに1校増設され，両校の生徒数は190人，教員数は25人である．1960年，義務教育年限が1カ年延長されて9年になっている．

〔職業〕 1951年，盲人連盟によってソフィアにバスケット・ブラシ・ほうきの製造工場，1952年，プロブデブに金属工場，1954年，ガブロヴに同じく金属工場，スターリンにバスケット工場が設立され，従業員1000人のうち700人は盲人で，月収600レーボ（1レーボは約54円）以上を得ている．また，盲人連盟は33の店舗と4の売店を有し，小間もの，皮やゴムの製品の販売に従事している者も相当数いる．なお，特記すべきは，50人からなる合唱団で，この国の最もすぐれたコーラスの一つとなっている．音楽学校を卒業した者のうち3人が普通中学校の音楽教師になっている．マッサージはこの国では盲人に適した職業とされていない．(今井秀雄)

ベトナム共和国

〔福祉〕 ユネスコの調査によると130万人の人口のうち盲人数は約4万人となっている．そのうち，戦争によって失明した軍人の数が増加している．1967年4月，ベトナム退役軍人国立リハビリテーション・センターが，ベトナムのアメリカ情報局から財政と技術援助を受けて，戦傷者を含めた盲人のためのリハビリテーション活動を始めた．ここではまず，生活と職業訓練の指導員を養成することから始め，現在14人の盲人が指導員としての訓練を受けている．

この訓練の目的は盲人を自立させることである．盲人が歩行を通して自主性を確保し，自信をもって社会で行動できるようにすること，それにふさわしい就職口を見つけて正当な社会的地位につかせることである．そのため，歩行訓練，点字，手書き，タイプライティング，日常生活動作，職業教育を受けるための適性評価，手工または機械操作訓練を行なう．このほか，1959年に私立の盲人友の会が設立され，1961年にサイゴンに会館を建設した．この会は12人の男の盲人によって始められた．かれらは木のブラシ，ナイロンブラシやいろいろの型のほうきを作るため，動力のこぎりやドリルを操作している．また，缶詰工場や製油会社のための木箱を作ることになった．この材料は軍の払下げや輸入品が安く入手できるので，収入が割合い多く，盲人たちは喜んでいる．また，盲婦人たちはテーブルやマット織り，スウェーター編み，羽ぼうきを習っている．しかし，これらの訓練を受け，実習できるのはごくわずかに過ぎない．

〔教育〕 19世紀末，盲人ニュエン・バン・チがフランスで点字を習い，1898年帰国後，少数の盲人に点字を広めた．ニュエン・バン・チは1903年，ショロンに最初の盲学校を開設したが資金難で休校した．数年後，フランス当局がフランスから盲学校の教師ルザークを呼び，ベトナム国立盲学校の初代校長とした．職業教育には多少の成果はあったが，1945年戦争のため閉校となった．1952年，同校はショロンで国立盲少年学校として再開された．

現在，この学校の校長は陸軍のシオン少佐で，かれはパリで盲人リハビリテーションの訓練を受けた．同校は寄宿制で，5人の盲人教師と50人の生徒がいる．卒業後は私立カトリック盲少年中等学校に進むか，音楽あるいはベトナム盲人友の会で手工芸を習う．

1958年，アメリカの盲婦人ジェネーブ・コーフィルドの勧めで，国立盲少女学校を開設しフォ・シ・ラング・タイが校長となり，3人の教師と22人の生徒がいる．学校は小学課程のほかタイプ，英語，手工芸および日常生活を指導している．卒業後は奨学金を得て，アメリカのハイスクールやサイゴンの中等学校に進学している者もある．

私立盲少年学校としては，1963年，カトリックのラサール・ブラザースによって設立された小学・中学校

がある．初めは盲少年だけであったが，1967～68年度から晴眼児童・生徒も収容し，統合教育を行なっている．生徒はまだ40人に過ぎないが，1540人を収容できる建物を使用している．

盲教育に必要な点字教科書は，1964年以前にはなかった．それまでは手書き，タイプ，テープ朗読，口話による説明という方法によるほかなかった，1969年になって，やっとアメリカ海外盲人援護協会（AFOB）支給の点字印刷機がサイゴンとショロンの盲学校で使用され出した．しかし，中等学校の教科書はまだ出版されていない．

〔職業〕 盲人が一般社会で働くことは容易でない．かれらの多くは，家族や孤児院や養老院の費用で生きているに過ぎない．わずかの者が富くじやブラシを売ったり，路上で楽器を奏したり，占いをしたりして生活している．まともな職業としては，10人だけが盲学校の教師として生計をたてている程度で，ごく一部が盲人友の会の授産場で働いているに過ぎない．一般工場や政府当局は盲人雇用には反対しないが，雇いたがらないのが実情である． （今井秀雄）

ベトナム民主共和国

〔福祉〕 この国にはトラコーマがはびこり，ところによっては，住民の80パーセントから90パーセントが患者である，1955年ごろから移動診療団が巡回して診療に当たっている．80年間にわたってフランスの植民地であったこの国は，盲人団体はいうまでもなく，点字印刷機さえない．カトリック宣教団がハノイ，ギィァディン，ミイッィオの各地に盲人福祉センターを設置し，家族のない盲人を収容しているという．盲人はすべて税金が免除されているが，現実には納税能力のある者がほとんどいない．最近，盲人エスペランチストの間から運動が芽ばえ，点字のエスペラント雑誌や個人的文通によって，世界各国に援助を求めている．

〔教育〕 盲教育の起源は明らかではないが，ベトナム民主共和国として，独立する以前，すでにフランス人によって，ハノイに盲学校が設立されていたといわれている．現在，ハノイに盲学校があるが，教員のほとんどは盲学校卒業生である．音楽とバスケット，ブラシなどの手工業が重要視されている．協同組合の作業場で手工業に従事している者，劇場音楽をやっている者，音楽を教えている者が若干あるが，大部分は家族の世話になっている． （今井秀雄）

ベネズエラ共和国

〔概況〕 人口800万人中，盲人は約2万人である．1000人以上の寄付者から成る盲人友愛協会が1936年に結成された．その目的は，①学齢盲児の教育，②失明防止である．①の目的のため，4歳から12歳までの盲児を寄宿させ，普通教育およびタイプ，速記，ピアノ，その他の器楽，ピアノ調律などを教えている．また，女子には手織り，家政などを特に課している．収容人員は男子60人，女子40人，教員は12人，うち半数は盲人である．卒業後，外国の大学に留学し，弁護士，ラテン語教授，美術家などとなっている者もある．②の目的のため眼科治療センターを設立し，失明予防，開眼治療に当たっている．また，1950年盲学校卒業者によって盲人による盲人のための会である盲人労働者協会が発足し，成人盲のための初等学校，音楽学校および作業場を経営している．就職状況は100人余りの一般工場労働者，小オーケストラを編成して生計を立てる者，作業場において手工業に従事する者，公共施設において売店を営む者などのほか，馬券（日曜日ごとに競馬がある）や宝くじの販売をなす者も相当ある．しかし，就労していない盲人が圧倒的に多い．盲人福祉に関する法的措置がなされていないのみならず，逆に民事法において，盲人はいかなる法的行為に対しても，代理人によって代理されなければならぬことが規定されている． （今井秀雄）

ペルー共和国

〔福祉〕 この国では，全盲・弱視者を〝盲人〟と呼んでいる．これらの人びとの人口調査を実施していないが，約1万8000ないし2万人いると推定される．

ペルー盲人連盟（Asociacion Peruana para el Ciego＝APP）が1931年に設立され，この国の盲人援護事業の中心的役割を果たしている．APPは盲成人のためのリハビリテーション・センターの設立を以前から政府に申出ていたが，その努力は1968年にアメリカ海外盲人援護協会（American Foundation for Overseas Blind）の援助によってリマ盲人リハビリテーション・センター（Centro de Rehabilitacion de Ciegos de Lima＝CERCIL）の設立となって実を結んだ．

CERCILでは，年に20人の盲人が訓練を受ける．センターの目的は総合的リハビリテーションによって

仕事を教えることではなく，クライエント（被援護者）が自分に合う適切な仕事ができるようになるための準備をすることである．

この国の盲人のための法的な特別の保護措置はとられていないが，盲人の医療費については無料であり，旅客運賃は交通当局の任意的料金を支払えばよい．

〔教育〕 ペルーには寄宿制盲学校が3校あり，それらの生徒数は150人である．また，盲人のための施設が3カ所，すなわち，サンタ・ローザ・インスチチュート（Instituto Santa Rosa），ルイ・ブライユ・インスチチュート（Instituto Louis Braille），ユニオン・ナショナル・ド・チェゴ（Union Nacional de Ciegos）がある．盲児のためにはサンタ・ルチア・インスチチュート（Instituto Santa Lucia）があるが，ここでは1966年から盲児教育が始められた．それは初等から高等教育まで各5年間行なわれるが，リハビリテーション期間については個人によって異なる．

そのほか，ピラウに盲唖学校があり，サンタ・ローザ・インスチチュートの修道尼たちによって経営されているが，政府の補助があるかどうかはわからない．

〔職業〕 ペルー盲人連盟は作業場を経営している．1971年の盲人雇用に関する報告は次のような盲人就業状況を示している．農業経営者，プレス工，建具職人，装具職人，器具分類者，店員，CERCIL の広報活動担当者，富くじ販売人，マッサージ師など，その他専門職として教師，教授，弁護士などがある．この国の特異な職種として，10人の盲人がビールの試飲者に採用されている． （橋本洋子）

ベルギー王国

〔福祉〕 1958年公布の身体障害者法によって，年収3万6400フラン（1フランは7.2円）以下の者は，月額2500フランの年金を支給される．ただし，65歳に達すると盲人年金は打切られ，その代りに老齢年金が支給される．その他，盲女子のホームや老人ホームがあり，貧窮盲人には私的団体の博愛的援助もある．

〔教育〕 盲教育は1819年，ブリュセルにおいて始められた．義務教育制度は実施されていないが，ほとんどの盲児は7校（国立1，州立1，私立5）のいずれかに入学している．児童・生徒は合計360人，教員数は約100人である．3歳から盲学校付設の幼稚部に入学できるが，就学している者は少ない．貧困家庭の盲児の生活費，教育費は，出身市町村が支給するのが普通である．この国の盲教育の特色は，宗教的色彩が濃厚であること，ろう学校との併設校が多いこと，男女別々に教育を受けている場合が多いことなどである．

〔職業〕 盲人雇用法はあるが，強制力がないため，実際的には効果が上がっていない．金属，フィルム，ビスケット，石けん工場で働いている者が約60人(主として包装)，特定の授産所でいす編み，ブラシ作り，機械編みなどに従事する者150人，家庭内職630人などがあるが，比較的恵まれた生活をしているのは，少数のタイピスト，音楽家，商業に従事する者などである．ピアノ調律師も約70人いるが，正常の賃金を得ている者は3分の1程度といわれている．マッサージ師も若干名いる． （今井秀雄）

ポーランド人民共和国

〔福祉〕 1949年設立された協同組合と，1951年設立された盲人連盟が，この国の盲人福祉を大きく推進している．盲人連盟は1958年，厚生省から2000万ズロート（1ズロートは約30円）の補助を得て，盲児の就学費，教科書，教具の支給，その他一般盲人に対する健康的文化生活の享受，孤独盲人の保護などに努力している．その他，1959年，盲人協会が「盲人科学」委員会を設け，盲人問題の科学的基礎について答申を得ている．また，ワルシャワ放送局は毎月第1火曜日に盲人の時間の番組を放送している．

〔教育〕 盲学校7校と盲児学級を併設している小学校が8校あり，約500人が就学している．1965年の学制改革によって，義務教育年限が8年に延長された．3年制の金属作業コースや，幼稚部，精神薄弱盲児の特別学級を併設するラスキ盲学校と，将来，晴眼者の高等音楽学校に進学し音楽家として立って行かせるため，音楽の素養ある盲児だけを入学させる音楽学校とが特色ある学校といえる．また，特殊教員養成学校も世界的に知られたものの一つである．このほか3年制の職業学校3校と，1年制のマッサージ学校がある．

〔職業〕 戦前の就労盲人はわずかに300人であったというが，現在では二十数カ所の盲人作業場があり，5500人が伝統的職業や近代的職業に従事している．具体的には，ブラシ作りが最も多いが，高級織物や壁布織り，電気スイッチの組立て，クリスマス用装飾品，押しピン，小さな鎖，カーテン用の金輪の製作などにも従事している．マッサージ師は270人に上っている

が，電話交換手は他の国よりずっと少ない．最近，農業更生センターが設置され，その成果が注目されている．なお，ロッゾの作業場は労働宮殿と呼ばれるほど豪華なものである．（今井秀雄）

ポルトガル共和国

〔福祉〕福祉関係で特に述べるべきことはない．1953年，盲人福祉向上のため，国際盲人展が開催されたこと，1956年，アメリカ海外盲人援護協会(AFOB)寄贈の印刷機によって，点字出版センターがようやく設立されたこと，1961年，盲人文化センターが設立されたことなどによって，この国の文化，特に盲人福祉の後進性がうかがえる．

〔教育〕盲教育は1863年，カステル・デル・ビード（Castello del Vide）において始められた．ジャオ・デオーゴ・ジュザルテ（Jao Diogo Juzarte de Sequeira Somiero）が失明し，自分と同じ運命にある者の教育に志して訓盲院を創設した．かれは死後多大な遺産を全部訓盲院に寄付した．院の管理は〝イエスの聖心団〟によって選ばれた人の手に委ねられ，パリの訓盲院にならって音楽教育に重点をおいた．今世紀に入ってから，この学校は，卒業生が書記，通信係，記帳係として就職できるよう教育している．また，リスボンにおいても，1889年に盲学校が開設されたほか，修道院や収容所でも盲人の教育が行なわれた．また，晴眼児の学校に入り，教会のオルガン奏者として自活する者もある．

〔職業〕1895年に作業場が設立され，ブラシのほか肉や塩魚類を入れて運ぶかごを製作した．オルガン演奏，ピアノ調律のほか，製本，掛けくぎ，魚網，はきものの製作なども行なわれている．（今井秀雄）

ボリビア共和国

〔概況〕盲人の小売業者が比較的多いので，ラパズには小売業者の組合がある．労働社会保障省に，1946年更生課が，1957年，失明者対策課が設置され，教育・医療・更生・経済援助などの事務を処理している．盲人年金は支給されているが，その額は少ない．収入と生活費との均衡を保たせるため，貧困者には宿舎，衣服などを支給している，1948年，ラパズに盲人ホームが設立された．

〔教育〕教育は1932年，オルロにおいて始められた．盲女子のための学校で，現在は国立に移管されている．その他，男子のためのポトシ盲人更生学校，成人盲のための盲人職業学校がある．また，ラパズには男女共学で初等教育と職業教育を行なう特殊教育学院がある．しかし，オルロとラパズの両校の生徒数合計120人，教員は12人に過ぎない．（今井秀雄）

香港（イギリス領直轄植民地）

〔福祉〕現在，香港には盲人のための年金制度はない．生活に困窮している盲人の救済策として，主として社会福祉局によって，無料給食または乾燥食料の配給が行なわれ，家庭福祉協会によって，小額の生業資金の貸付け，被扶養児童の教育費，家賃，地代の補助などが行なわれている程度である．

〔教育〕ハニービル盲女子ホームは，1863年にキリスト教宣師団によって，主として家族に遺棄された盲女子に対する憐れみから，これらを収容し，将来を幸福に導こうという意図によって開設され，編物と家事を教える程度であったが，1948年から点字による読書が組織的に教えられるようになった．小学部3年までで，3人の教師が18人の生徒を教育している．1897年にエベネーザ盲人ホームが，カトリック・カノシャン修道会によって設立され，盲女子だけを収容していたが，1951年からは盲男児も収容しており，その多くは遺棄された者である．児童数は65人，教師は11人で，小学部5年までの教育を行なっている．

〔職業〕上記の2ホームは教育と同時に収容授産の形で，手芸，編物，とう細工，刺しゅうなどを行なっている，1955年の調査によると，占い師91人，呼売り31人，音楽の流し14人，盲人ホーム教師7人となっている．このほか，なわない，袋はり，精米，綿くずの整理，漢方の丸薬作り，木びきなどに従事している者がそれぞれ数人ずついる．なお，1963年，香港盲人援護協会がジョッキークラブからの寄付金100万香港ドルと政府からの補助によって，九龍盲人工場を設立し，200人余りの盲人を就労させている．かれらは時計の金属バンド，なんきんじょう，紙箱などを製作している．（今井秀雄）

ホンジュラス共和国

〔教育〕1948年，テグチガルパに設立された盲学校が1校あるだけである．盲児および成人盲に普通教育

を施す学校で，半ば寄付によって維持されている．
（今井秀雄）

マカオ

〔福祉〕 マカオはポルトガルの海外領地で，中国広東湾口のデルタ地帯にあり，1965年現在人口は28万人であるが，盲人数は明らかでない．盲人福祉のために盲人リハビリテーション・センターがアメリカ海外盲人援護協会によって建てられ，1963年，私立施設 Sonta Casa da Misericordia に移譲された．ここに登録されている盲人は1960年に1525人である．このセンターで訓練を受ける年齢は17歳以上となっているが，貧しい中国人はもっと若いころから働いているのが実情で，12歳以上程度に下げる必要がある．入所に際しては，適性検査などをするのでなく，ただ伝染性の病気があるかどうか確かめるぐらいである．このセンターでは，とうとプラスチックの家具，バスケット，毛糸の手編みのクラスがある．その他の職業訓練を受けるために2年間を必要としている．

訓練終了後の就職はなかなかむずかしいのが実情である．中国人は多く迷信を信じ，盲人のつえに当たると生涯不運に見舞われるという．これもおそらく盲人の雇用に影響していると思われる．したがって，盲人は家内工業に従事することが得策とされ，リハビリテーション・センターでの職業訓練は，家内工業の授産場としての形態になりつつある．そして賃金は出来高払いであり，盲人も晴眼者も同じである．

〔教育〕 住民の96パーセントは中国人で，他はポルトガル人と少数の外国人である．この植民地は貧しく，盲教育もほとんどなされていない．ただ，国立のルューソ中国学校では特別の育児クラスがあり，3人の教師がこれに当たっている．児童は17人で，2人は一般の中等教育を受けるため聖心学院に進学している．かれらは盲学校の教師たちによって宿題の指導を受けている．育児たちの家庭は貧しく，授業料，通学費，衣服，テキスト，朝食，昼食，などすべて無料である．

特別クラスの主任教師はアメリカ海外盲人援護協会（AFOB）のマカオにおける代表者ラビー・イェン・コ夫人である．教科書はコ夫人が中心となり，AFOBから提供された点字タイプライター1台で，3人の教師が英語点字テキストを作っている．また，必要に応じては広東語点字に印刷し，あるいはコピーでまかなっている．

このほか，カトリックの福祉施設にわずかの盲児が収容され，修道女たちから教育を受けている．他のこどもたちは，キャノシアンの施設に収容されているが，勉学を好まず，むしろ働くことを希望し，小使銭を得ている．
（今井秀雄）

マレーシア

〔福祉〕 この国では，盲人の教育，更生，福祉に関する現行の法律はない，1958年，労働社会福祉省と各盲人援護協会との協議の結果，中央ならびに州政府は一般福祉と登録に責任をもち，盲人援護協会は奉仕の拡大に努め，政府と協力して就労あっせんとアフターケアを行なうことになった．これによって政府は盲人労働者に対してその障害を確認し，賃金補助の意味で補償手当を支給している．また，協会は就労あっせんのほか，自営その他特殊目的のための貸付けを行なっている．なお，社会福祉局抽選債券局からの財政的援助が大きい．

リハビリテーションを行なっているのはマレーシア盲人援護協会（Malayan Association for theBlind），サバ盲人援護協会（Sabah Society for theBlind），サラワク盲人援護協会（Sarawak Society for the Blind）の三つの民間団体である．これらの団体は，盲人個人が失明生活へ適応できるように，また，適当な職業につけるように訓練する．中途失明の主婦は歩行訓練，日常生活上の技術，家庭経済その他の技能訓練を受ける．

〔教育〕 盲教育は1926年，イギリス国教会によってマッカで始められた．1931年，その施設をペナンに移し，現在，聖ニコラス盲学校と改称されているが，引続き同教会によって経営されている．1948年，ジョホールバルにある社会福祉ホームにおいて，盲児の教育が始められたが，これが発展してプリンセス・エリザベス盲学校となった．両校とも6歳から16歳までの者を収容するが，中等教育を受ける者は16歳以前に卒業する．

寄宿制盲学校において初等教育を受けている盲児童の総数は152人であるが，初等統合教育はクアラカンサーとクアラルンプールで6人，クチンで7人，カピト（サラワク）で10人の児童に行なっている．クアラルンプールでは自宅から最寄りの学校に通学する．クアラカンサーでは，児童は社会福祉局の担当職員の

いるホームに住み，最寄りの学校に通学する．中等教育を受けている盲児童総数は65人である．

1968年現在，マレーシアでは1人の大学卒業生がおり，教師として教育省に雇用されており，晴眼者と同等の俸給を受けている．

〔職業〕 1958年，王立イギリス連邦盲人援護協会(RCSB)の援助と指導でタマン・ハラパンに盲人農業訓練センター，1953年，アメリカ海外盲人援護協会(AFOB)の援助と指示で，クアラルンプールにガーニー職業生活訓練センターが設立された．前者は農村的訓練を主とし，収容人員は12人，後者は都市を背景とする職業訓練，すなわち，電話交換，タイプライター，機械操作，家具製作などを教えており，収容人員は50人である．なお，このほかにも若干の職業訓練所および庇護授産場がある．1963年における就労状況は，電話交換19人，工場労働8人，速記タイピスト2人，職業指導者3人，庇護授産場労働36人，家内工業従事36人，ミシンかけ2人，教師1人などである．

(今井秀雄・橋本洋子)

南アフリカ共和国

〔福祉〕 この国の盲人は，人口1623万人中約3万3000人である．盲人の福祉は，1929年，失明弁護士ボーエン（R. W. Bowen）によって創設された南ア盲人会議によって推進されている．1936年に盲人法が制定されて，盲人年金と付加補助金が支給されることになった．また，盲人福祉協会が家庭訪問教師を派遣して援護の手をさし伸べているほか，国の補助を得て，6カ所に盲人ホームが設置されている．専用の養老施設はないが，身寄りのない盲老人は一般の施設に収容されている．

〔教育〕教育は1905年，ベッスラー(M. T. Besslaar)によって始められた．これはヨーロッパ人の子弟のための学校である．1921年，義務制が実施されたが，ヨーロッパ人の盲児は，家庭で教育されていることが認められれば，就学しなくてもよいことになっている．有色人種に対する盲学校は，1923年，ケープタウンに開設された．ほかにミッションスクールが4校ある．就学者総数は約600人，教員数は約75人である．なお，プレトリアに中途失明者のための訓練センターがある．

〔職業〕 現在，作業場で就労している盲人数は約620人（うちヨーロッパ人は約180人)，自家営業者45人，一般工場25人，事務的業務250人，専門的業務50人である．最も多い職種はとう細工・織物・編物・ブラシ・マットレス・網の製造などで，一般工場では組立て・接着・軽工業における作業・製本などである．また，専門的業務は法律，教育，物理療法などに関するものである．

(今井秀雄)

メキシコ合衆国

〔概況〕 1870年，首都メキシコに盲少年および盲成人のための学校が開設された．その後，この学校に弱視学校が併設された．また，盲児更生学院が増設され，ここには幼稚部と小学部があり，4歳から17歳までの盲児が学んでいる．このほかに，公立盲学校1校と私立盲学校5校がある．公立盲学校は厚生省所管で，寄宿舎はない．そのかわりに，国の補助する盲児のための特別のホームがある．公立の盲学校には，盲人能力開発のためのグループが組織されている．そのメンバーは，医師，カウンセラー，心理学者，精神病医，ケースワーカー，職業指導者などである．また，厚生省には盲人援護課があり，盲人に職場を与えるための努力をしている．このほか，失明防止，奉仕，更生などの活動を行なう盲人福祉国際委員会と，盲人の就労をあっせんするイグナチオ・トリグエロス協会および失明予防協会などの民間団体もある．なお，1943年，特殊学校教員養成学校が開設されたことは，この国がラテンアメリカ諸国のなかでは進歩していることを示している．

(今井秀雄)

ユーゴスラビア社会主義連邦共和国

〔福祉〕 盲人数は約2万1000人（1969年）である．1959年公布の法律によって，すべての雇用されている盲人は，給料のほかに特別の年金が支給される．定年退職した盲人も法による特別年金があり，労働能力のない者および生活困窮者には生活保護の補助金が支給される．ユーゴ盲人連合は盲人福祉の向上に積極的に活動している．盲人ホームが2カ所にある．

その他，この国で特記すべきものとして，1953年設立された盲人博物館がある．盲人関係図書，古文書および盲人用具が豊富に収集され，「社会的思考」と題する活版雑誌がPR用に発行されている．

〔教育〕盲教育は1895年，ザクレブにおいて始められた．現在，各州に1校ずつ，計6校がある．義務教

育年限は8年，生徒数は546人，教員数227人である．2都市に弱視学級を併設した小学校がある．義務教育を修了した者は，2年制の速記タイピスト学校，3年制の物理療法学校，あるいは普通の音楽学校に入学することができる．

〔職業〕 1964年の統計によると，工場労働者741人，電話交換手609人，物療師62人，教師（教授を含む）81人，音楽家31人，法律家，ケースワーカー，事務員，速記タイピストなど52人，ブラシ・バスケット作り90人，その他53人，計1719人となっている．この数字によって，盲人職業は著しく近代化されていることがわかる． （今井秀雄）

ヨルダン王国

〔教育〕 公立盲学校はアライヤ盲学校1校だけである．男子はここで6年間の初等教育を受け，能力のある者は，さらに6年間普通の中学校で教育を受ける．義務教育の規定はあるが，ほとんど空文に等しい状態である．宗教団体が経営する職業教育中心の盲学校が6校あるが，男女共学ではない．生徒総数約200人，教員数約20人である．大学・専門学校に学ぶ者が約20人いるが，いずれも外国留学である．弱視児や重複障害児のための考慮はなされていない．

〔職業〕 就労状況は，授産場約30人，家内工業50人，自家営業約10人である．一般工場労働者や事務的職種あるいは自由業に従事している者はない．

〔福祉〕 生活困窮のはなはだしい者が厚生省からわずかな援助を受けているだけで，その他の援護ないしは福祉的な措置はなされていない．盲人は多くの場合，家族の負担になっており，世話をしてくれる家族のない場合は，街路でこじきをしている状態である．

（今井秀雄）

ルーマニア社会主義共和国

〔福祉〕 福祉の状況は明らかでないが，1958年に近代的な盲人ホームが設立され，労働能力の劣る盲人400人が収容されており，1955年には3階建の2棟が増築され，58人の盲人が家族と共に月収の10パーセント程度の賃貸料で居住している．「憩いの家」では，年間12日を付添人とともに無料で休養できる．近年では盲人の生活が安定してきたので結婚率が増加している．以上のように，人民共和国になってから盲人福祉が向上してきていることをうかがうことができる．

〔教育〕 盲教育は1908年，ブカレストにおいて，エリザベス女王によって始められた．その後，1926年ごろクルージとアラードとにそれぞれ1校が増設され，7年制国民学校の教育課程によって教育が行なわれている．これより先，1881年，ブカレストに職業学校が設立され，伝統的職業のほか電話交換やマッサージも職業科目に採入れられている．また，ブザオには盲少女のための9年制盲学校があり，同校には幼稚部が併設されている．

〔職業〕 ルーマニア身体障害者協会が主要都市で盲人作業場を経営し，ブラシ・バスケットの製作を行なっている．また，1950年，ブカレストに盲人労働協同組合が発足し，現在では約300人の盲人がほぼ同数の身体障害者や普通の労働者と共に就労し，平坪月収888レーオ（1レーオは約60円）を得ている．このほか，電話交換，マッサージ，金属工業，食品工業，音楽など20種ばかりの職種についている．なお，作業場が分散しているので，生産コンビナートを造る計画があり，また，ルーマニア大学に2人の盲人教授がいる． （今井秀雄）

レバノン共和国

〔福祉〕 中途失明者の職業訓練や更生補導は何もなされていない．また，かれらの製作したものが社会に受入れられていないので，盲人の就労は困難である．その他，盲人の福祉や援護に関する法的措置はなされていない．

〔教育〕 1957年にレバノン盲人協会が設立したバーバダ盲学校ほか2校で教育が行なわれている．3校の児童数合計は約100人である．義務教育制度は実施されていない．小学部の修業年限は5カ年である．1961年からバーバダ盲学校に中学部が設置され，普通の中学校に準じる教育課程による者と，職業教育として手工訓練を受ける者とに分かれて，それぞれ教育を受ける．小学部の高学年ではタイプライターが教えられる．感覚訓練，常識，個人的および社会的適応が重視される．音楽は盲人の生活に重要なので，ピアノ，バイオリンなどの才能を示す機会が与えられる．盲人協会は幼稚園をも経営し，5歳から7歳までの幼児を2年間保育している．教育は外国で教育を受けた教師またはその指導のもとに行なわれている．中学部以上の教育は普通の学校で受ける．現在，大学在学中

の者が4人いるが，卒業後の就職が懸念されている．
（今井秀雄）

ローデシア

〔概況〕 人口240万人中，盲人は約2万人と推定されている．この国の全盲人のうち，10歳までに失明する者が83.2パーセントを占めているという．これは不潔な環境で，トラコーマが多く，しかも，目の組織に有害な薬を使用するためであるから，医学知識と教育が普及すれば，失明の80パーセントは予防または治療できるといわれている．マヌンガ村の川辺に生徒数34人，教員数2人の盲学校のほか数校のミッションスクールに盲児を受入れて教育している．点字書は3カ国語からなっている．
（今井秀雄）

〔参照文献〕

日本ライトハウス 調査資料，1959，1971

今井秀雄「みどりの星はささやく」I～VII 1958～1963

点字エスペラント誌 *Esperanta Ligilo*, *Aŭroro*, *Pola Stelo* 各号

盲人の医学

盲(弱視を含む)の概念とその定義

視機能

盲の理解のために，まず，目の機能について述べる．これは視力，屈折，調節，光覚，色覚，視野，両眼視，眼位，眼球運動などに分けて論じられる．しかし，ここでは視力，視野，色覚の三つについて記述する．

視力

外界の物体の形状，大小，位置などを認識する目の能力を形態覚といい，普通には視力ということばでその鋭敏さを表わしている．網膜像の視単位は1個の細胞であり，1個あるいは相並ぶ2個の視細胞が刺激された場合は，光学的部位覚は生じるが，光学的分離覚は起こらない．視力の重要な要素は光学的分離覚の機能が現われることである．このためには，刺激された視細胞と視細胞との間に，分離していることを感じる条件が成立していなければならない．一般的にいって，視角，すなわち外界の物体と目の接点とを結ぶ角度が，1分あれば分離覚が生じる．

〔視力の単位〕 臨床上，視力の単位を分離覚をもとに1分の視角とすることが，1862年パリにおける国際眼科学会で定められ，オランダのヘルマン・スネレン(Herman Snellen)によって実際に応用された．スネレンは文字，鉤形などを視標として用い，その全体を視角5分とし，各部分の太さや間隔を1分にすれば，正常な人の目はこれを見分けることができるとした．

1888年フランスのエドモンド・ランドルト(Edmond Landolt)は，スネレンの5分角，1分角の原理に従って切れ目のある輪状環を作った．しかし，このように5分角，1分角の原理に従って作ったものでも，その視標が違うと必ずしもすべてが同じように見えるとは限らない．それゆえに，視標を別々にして視力を測ったのでは，その値がまちまちになり，つごうが悪いので，それを統一することが必要となった．1909年イタリアのナポリにおける第11回国際眼科学会で，単位の視標にランドルト氏環を採用することを決定した．ところで，直径が7.5ミリメートル，太さと切れ目の幅がそれぞれ1.5ミリメートルのランドルト氏環は，5メートルの距離から見ると全体が5分角で，太さと切れ目の幅は1分の視角をなすことになり，これが具体的な単位視標である．この単位視標を5メートルの距離から見て，切れ目の所在をちょうど見分けることができるとき，その視力を1.0とし，端数は小数で表わすのである．

〔視力表〕 視力表はいろいろな大きさの視標を，一定の規約のもとに配列したものであって，単位の視標を1.0とし，その他のものは視標の大きさに反比例して作られる．たとえば，単位の視標の2倍の大きさの視標は0.5というようにしたものである．

わが国で現在用いられている万国式試視力表には，ランドルト氏環とともに片かなあるいは平がな文字が使用され，0.1号から2.0号までの13段になっている．

〔視力検査〕 視力検査には裸眼視力検査と矯正視力検査とがある．通常，単に視力というときには，矯正視力を意味することが多く，盲とか弱視を定義する場合もこの矯正視力によってなされる．実際にこれを行なうには，視力表を標準照度（最近は500ラドルクス，許容差を ±150 ラドルクスとする意見がつよい）あるいは室内のなるべく明るい壁の面に，視力表の中央がほぼ目の高さにくるように掲げ，被検者は視力表の前方5メートルの距離から，まず，左目を遮眼子でおおい，右眼で視力表をながめ，その見える最小の視標を求める．このとき，その視標の横に付けてある数字が右眼の裸眼視力を表わす．次いで，同様にして左眼の裸眼視力を測定する．

視力が0.1に達しないときには，5メートルの距離からは，視力表の最も大きい0.1号の視標も見ることができないから，検査距離を短縮して，0.1号の視標が見えるところまで前進させる．この際，かりに2メ

ートルで 0.1 号の視標が見えれば，その視力は 0.1 に 5分の 2 を掛けた値の 0.04 になる．

1 メートルまで前進しても 0.1 号の視標が見えないときは，普通には指数を用いる．背景を黒色にし，その前に幾本かの指を出し，おのおのの指の間隔を十分に開いて，その指の数をいわせる．指の数を正しく数えることができた最大距離を測って，何センチ指数として視力を表わす．ただし，0.1 以下の視力においても指数を用いることがあり，5 メートル指数は近似的に 0.1 に相当するとみなし，1 メートル指数は近似的に0.02 とする．

さらに視力が悪いときは，目の前で手を動かし，その手の運動を認めることができれば，その視力は眼前手動と記載する．手動さえも見分けることができないときは，暗室で反復して光を目の中に送り，明暗を弁別できるかどうかを調べる．明暗がわかれば光覚であり，これもわからないときは視力ゼロである．

矯正視力検査は適当な検眼レンズを装用して，そのとき得られる最良視力を求めるのである．

視野

視野とは目を動かさないで見ることのできる範囲であって，外界の網膜への投影である．また，網膜の各部と第 1 視中枢および第 2 視中枢との間には一定の局在関係があるので，間接的には外界の視中枢への投影ともいえる．それゆえ，視野の状態を知ることは，単に網膜の異常を知るだけではなく，視覚の経路についてもその異常を判定し得るのである．

一方，盲といえば，視力を中心にして考えられているが，視野もまた重要な関係をもつものであり，視力がある程度よくても，視野がきわめて狭いような場合には，周囲の状況を知ることが困難になり，歩行などの諸動作にも制限を受ける．したがって，盲として取扱う必要が起こるのである．

視野の広さは，視線を基準にして角度で表わすが，その広さは視標の色によっても異なり，白色が最も広く，緑色が最も狭い．健常視野は外下方が最も広く，内方と上方が最も狭い．

〔マリオット氏盲点〕 視野の中には，注視点の外方約15度，下方約 3 度の位置に直径約 5 度のほぼ円形の視野の欠損部がある．これは眼底における視神経乳頭の部に相当するもので，生理的なものである．発見者の名にちなんでこれをマリオット (Edmond Mariotte) 氏盲点という．視野における視力は，その中心固視点が最もよく，周辺に向かうにつれて急激に低下する．中村康によると，視線を 2 度隔たると視力は 0.4 となり，5 度では 0.1 になる．

〔視野測定〕 視野の測定には周辺視野検査法と平面視野検査法とがある．前者は周辺視野計を用い，被検者の頭部を窓を背にして顎台に固定し，1 眼をおおい他眼で正面から視野計の固視点を固視させながら，検者は視標を各方向において，周辺から中心へと徐々に移動させ，見え出した点を視野用紙に記載する．普通は上下左右およびその中間の 8 カ所について調べる．後者の場合は，直立した黒板に度盛りを施した平面視野計を用い，被検者の顔を度盛りの中心零度の前方 1 メートルの距離に顎台で固定し，1 眼をおおい，他眼で目を動かさないように中心を固視させる．次いで，検者は視標を黒板面上において，徐々に移動して，まずマリオット氏盲点の境界を定め，次に視標を目標の周囲に種々の方向に動かして，視標の明度または色彩に異変がないかどうかを調べる．この方法により，切線目盛りのある中心視野部 30 度圏内の 暗点および マリオット氏盲点の変化が検出される．

〔視野異常〕 視野の異常のおもなものは狭窄と暗点である．狭窄は同心狭窄，不規則狭窄，半盲狭窄に区別される．同心狭窄は周辺視野が各方向においてだいたい同じように欠損したものであり，不規則狭窄は周辺視野のある方向が特に不規則に欠損したもの，半盲狭窄は注視点を境界として 1 眼または両眼の視野の右半部あるいは左半部が欠損するものである．暗点とは視野の中にある島嶼状の欠損をいうのであって，マリオット氏盲点もその一つである．暗点は視野のうちに占める位置，程度，自覚症などによって，いろいろと区別されるが，視力の最もよい視野の中心部に生じた中心暗点は，視機能を妨げることが大きいので，重要なものである．

色覚

輻射線のうち約 400 ～ 800 ミリミクロンの波長をもつ部分は，可視光線と呼ばれるものであるが，これらの光線は，その波長を異にするに従って，視器に対しおのおの特有な刺激を与え，それによって特有な感覚が生じる．長波長のものから短波長に進むにつれ，赤，橙，黄，緑，青，藍，菫の 7 色となっている．

このように，波長に応じて起こる感覚が色覚である．色覚は主として網膜錐状体の機能であるから，視力と同じように視野の中心部が最も佳良で，周辺では

不良である．

次に色には赤とか青といった感じのほかに，明暗の感じやあざやかさがある．これは色の感覚に付随した性質で，それぞれ色調，明度，飽和度といわれている．

〔ヤング－ヘルムホルツ説〕 色覚が成立するメカニズムについては，ヤング－ヘルムホルツ（Thomas Young-Herman Helmholtz）の3成素説とヘーリング（Ewald Hering）の反対色説とが有名である．3成素説では色の混合実験から考えて，色覚の基礎的機構として3種の成素の存在を推定する．このうち第1成素はスペクトルの長波長(赤)部の光によって，第2成素は中波長(緑)部の光により，第3成素は短波長(青)部の光によって，最も強く興奮する．そして，これらの成素が興奮する程度の相違により，いろいろな色を感じるというのである．

〔ヘーリング説〕 ヘーリング説では，網膜中に白黒，赤緑，黄青の3種の光化学的物質を仮定し，そのおのおのに光が作用すれば分解して，それぞれ白，赤，黄を感じ，反対に光がさえぎられると，合成されて黒，緑，青を感じるという．これら二つの代表的な学説においても，色の現象の説明にはそれぞれ困難な事実があるので，なお，各種の補助学説を必要とするのである．

〔色覚障害〕 色覚の障害には，先天性のものと後天性のものとがあり，前者は色覚の発育不全によるもので，後者とは別種のものである．後天性色覚障害は種々な眼疾患によって起こる色視野の狭窄，欠損または暗点などをいうのである．

先天性色覚障害は，ほとんど常に両眼に起こるもので，色覚が全く欠損している全色盲，色覚のすべてが減弱している全色弱，赤緑の色覚が欠損して青黄の色覚が健常である赤緑色盲，その軽度な赤緑色弱がある．赤緑色盲および赤緑色弱は，さらにそれぞれ二つの型に分類され，第1色盲（赤色盲）と第2色盲（緑色盲）ならびに赤色弱と緑色弱とになる．なお，理論上は第3成素が先天的に欠けている青黄色盲（第3色盲），その発育不全による青黄色弱もあるが，実際にはきわめてまれである．わが国では，赤緑異常はすべての男子の約4.5パーセントを占め，女子には少なく男子の約10分の1である．

先天色覚障害には遺伝的関係が認められ，全色盲は劣性に遺伝し，赤緑色盲は伴性劣性遺伝をなす．赤緑色盲の遺伝については，ホルネルがその家系の系統的研究を行ない，これは男子に多く，健康にみえる女子を通じて男子に現われることを認め，色盲の父をもつ女子のむすこたちに色盲が最も多いと述べている．ホルネルの法則として有名である．

視力障害の分類

まず，視力障害の程度を教育的見地からながめてみよう．そのためには，普通学校教育にどの程度の視力が必要かを知っておく必要がある．

大山信郎，樋渡亮は教師が黒板に書く文字の見え方について，晴天および曇天の日（約100～350ルクスの明るさ）に調べた結果を表1のように示している．

視力0.1未満の者は，机の位置が前列であっても，黒板の文字が濃い大文字でないと見えない．0.1の者は前列で濃い大・中文字か淡い大文字，中列で濃い大文字を必要とし，0.2は前列で大・中文字，淡い大文字，中列で濃い大文字，後列でも濃い大文字が比較的よく見える．

0.3の場合は前列で濃淡大・中・小文字，中列で濃い大・中・小文字，淡い大・中文字，後列で濃い大・中文字，淡い大文字が見え，0.4でもほぼこれと同様である．0.5，0.6はそれよりもやや見やすくなり，0.7になると前・中・後列いずれにおいても大・中・小文字が見える．0.8は0.7とあまり変らず，0.9以上では見えないと答えた者がない．

この際，文字の大きさは大文字10センチメートル平方，中文字7.5センチメートル平方，小文字5センチメートル平方であるが，教師が書く文字の多くは，中文字で濃淡の中間の濃さであり，また，黒板面からの

表1　教室内座席と黒板上の文字の見え方とその関係

座席	文字＼視力	0.1未満	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2
前列	濃 大	⊗	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	濃 中	◍	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	濃 小		⊗	⊗	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
	淡 大		○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	淡 中		⊗	⊗	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
	淡 小				○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
中列	濃 大		○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	濃 中				○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	濃 小						○	○	◎	◎	◎	◎	◎
	淡 大			⊗	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	淡 中				○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
	淡 小								◎	◎	◎	◎	◎
後列	濃 大			○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	濃 中				○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
	濃 小								○	○	◎	◎	◎
	淡 大				○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
	淡 中								◎	◎	◎	◎	◎
	淡 小								○	○	○	○	◎

（大山，樋渡）

距離は平均して前列3メートル，中列5メートル，後列7メートルである．なお，表中の●は見にくいものが多く，⊗は見える者が相当に多いが過半数に達しない，○は見える者が過半数を占め，◎は見える者が90パーセント以上を占めることを示している．

次に教科書の見え方の研究には，山本脩一郎の小学校児童の教育に必要な視力に関する実験的研究がある．それによると，小学校1年から3年までの教科書を，一般児童と共学するために必要な最低視力は，単眼視の場合は視力約0.3で，両眼視（左右同一視力）のときは左右の視力がそれぞれ約0.2であり，4年から6年までの教科書においては，最低視力として単眼視の場合は視力約0.4を，両眼視のときは左右視力おのおの約0.3を必要とする．この調査では，読書距離が20センチメートルで，明視距離より近づけてあり，さらに近くすればよりよく見えることになるが，学校教育では，あまり本に目を近づけることは好ましくないとして，なるべく目から本を離し，姿勢を正して読むように指導している．

このようなことから，視力が0.1未満では教師が黒板に書く普通の文字を見ることができず，教科書も極度に目を近づけて，ようやく見える程度である．0.1とか0.2の視力でも多くの者には相当の困難があり，0.3以上になると，少し配慮すれば健常視力の者とだいたい共学することができる．

なお，視力の全くない絶対盲，俗に全盲といわれる者は，文字はもちろんのこと，外界の物体は何も見ることができないので，視覚以外の感覚，たとえば聴覚や触覚，特に触覚を利用して教育している．このため，一般に知られているように，点字が盲人用文字として採用されている．ところで，視力ゼロのほか，どの程度の保有視力を有する者までが，点字を必要とするであろうか．

これについて大山信郎，新谷重夫が1955（昭和30）年に調べた視力と点字，活字との関係では，矯正視力0.02未満の者では全員が点字を必要とし，0.02ではわずかな者が点字以外に活字を使用し，0.03も同様であり，0.04以上の視力になると急に普通文字でよい者が増加し，0.1以上では全員がほとんど普通文字でよい．

また，1961年のジョンズ（Jones）によってなされた同じような調査の結果は図1の通りである．

それによると，点字と活字使用者の百分率は0.02ないし0.03のところが境になっており，0.02以下は点字使用者が多く，0.04以上は活字使用者が多数で，だいたいにおいて大山，新谷の調査結果と似ている．さらに大山，谷村，藤田の1970年の調査成績も同様で

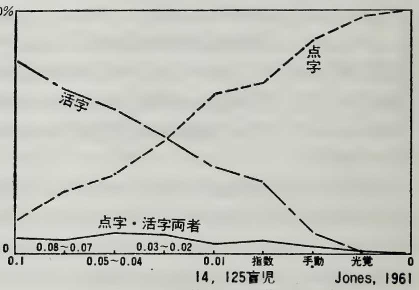

(Snellen 氏法に修正を加う)
図1　視力と点字・活字との関係　（ジョンズ）

表2　視能率表　（視力研究班）

	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.15	0.1	0.06	0.04	0.02	0.02↓
1.0	**100**														
0.9	99	**98**													
0.8	98	96	**95**												
0.7	97	94.5	94	**92**											
0.6	95	94	93	91.5	**89**										
0.5	94	93	92	91	88	**85**									
0.4	93	92.5	91	90	87	84	**75**								
0.3	92.5	92	90	89	86	83	73	**65**							
0.2	92	91	89	88	85	81	69	62	**50**						
0.15	91.5	90.5	88	86	81	79	66	59	43	**35**					
0.1	91	90	87	83	79	77	62	56	35	26	**20**				
0.06	90.5	89.5	86	81	77	74	59	54	32	24	18	**15**			
0.04	90	88	84	80	75	69	58	52	29	22	16	12	**10**		
0.02	89.5	87	83	79	72	64	56	45	26	20	15	11	8	**5**	
0.02↓	89	86	81	77	69	59	52	35	23	18	12	9	6	3	**0**

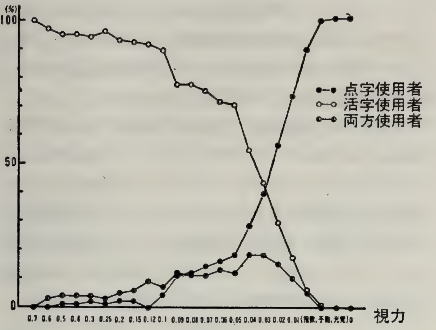

図2　視力と点字・活字との関係　（大山・谷村・藤田）

ある（図2参照）.

〔視能率〕 一般に視機能が犯されると，どの程度に能率が低下するかを知ることは重要なことであり，すでに産業の面では，眼外傷などの損害賠償に関連して，その研究が進められてきた．わが国においても，視力研究班がこの方面の問題について検討した結果，視能率のうち視力について表2に示すような値を得ている．

すなわち，両眼同一視力として1.0の場合は視能率100パーセント，0.9では98パーセント，0.8は95パーセント，0.7は92パーセント，0.6は89パーセント，0.5は85パーセント，0.4は75パーセント，0.3は65パーセントであって，この程度は社会生活にほとんど支障はない．0.2では50パーセントとなり，0.15は35パーセント，0.1は20パーセントと相当の困難を認める．0.06は15パーセント，0.04は10パーセント，0.02は5パーセントであり，0.02未満はゼロとしている．

以上の種々な点をもとに，視力障害を教育の立場から分類すると，普通児童，弱視児童，盲児童の三つに分けることができるが，このことは教育の面だけではなく，一般的に社会政策の面でも考えられることである．

盲・弱視の定義

盲の定義に関する諸見解

盲を学問的に厳密にいえば，光覚さえも全く喪失した全盲のことであるが，そのほかに視覚障害のため生計を営み得ないほどのものを経済盲，以前に従事していた仕事に復帰できないものを職業盲，あるいは点字教育を必要とするようなものを教育盲など，社会政策上，教育上いろいろな盲の呼び方がある．このように，いくつもの呼び方があるのは，混乱を招くので，一つに統一することが望まれ，着々と総合的な検討が進められている．

ところで，全盲におけるような狭い意味の盲の定義は，実際には適用しにくいので，ある程度の保有（残存）視力を認めるのが実状である．

〔社会的定義〕 これについて，諸家の見解あるいは各国における見解について述べると，シュミット・リムプレル（Schmidt Rimpler）は3分の1メートル以上の距離で指数を弁じ得ないものとし，フックス（Fuchs）は1メートル以上で指数を弁じ得ないもの，アクセンフェルド（Axenfeld）は3メートル指数以下としている．

わが国においても，河本重次郎は3分の1メートル指数弁，石原忍は1メートル指数弁を，庄司義治は0.1以下の視力を盲としている．その他の者もこれらと大同小異で，最良の視力を認めても0.1までである．

なおまた，社会政策上からみた場合，イギリスの盲人法では，盲人とは「視力を必要とする仕事をなし得ないほどに視力の障害ある者」と定義し，視力においては60分の3以下となっている．アメリカでは各州によってそれぞれ違っているが，普通視力の10分の1以下を盲とするとの見解が最も普遍的な公式基準である．

また，教育上の定義では，イギリスの教育法は盲児とは「視力のない者，あるいは視力を要しない方法によって教育するほどに視力の欠損ある者」とし，盲児の視力は60分の6以下である．アメリカでは視力200分の20以下を盲児とし，フランスでは20分の1以下，ドイツは25分の1以下，カナダでは60分の4以下を盲とみなしている．

わが国の中央盲人福祉協会（昭和6年設立，25年日本眼衛生協会と改組）は「矯正視力両眼にて1メートル指数に達しない者を盲児，両眼矯正視力1メートル指数以上2メートル指数に達しない者は準盲児」としている．

〔文部省の判別基準〕 1953（昭和28）年の文部省の判別基準では，「盲者とは普通の児童用教科書による教育が不適当で，おおむね点字教育を必要と認められる者とし，視力については，眼鏡を使用してもその矯

正視力が両眼で 0.02 に達しない者，準盲とは眼鏡を使用しても，その矯正視力が両眼で 0.02 以上，0.04 に達しない者」としている．

その後 1961 年10 月 31日に学校教育法の一部が改正され，盲学校における教育の対象となるべき児童・生徒の障害の程度が，学校教育法施行令で定められた．これによると，①両眼の視力が 0.1 未満の者，②両眼の視力が 0.1 以上 0.3 未満の者，視力以外の視機能障害が高度な者のうち点字による教育を必要とする者，将来点字による教育を必要とすることとなると認められる者となっている．ここで注意すべきことは，前述のように本来の盲は 0.02 未満であり，やや拡大しても 0.04 未満ということである．しかし，世界的な傾向として，0.1 までに拡大し障害者として取扱っているので，わが国でもこれに従うようにしたものである．

〔身体障害者福祉法による分類〕 1949年 12 月 26 日公布の身体障害者福祉法では，視覚障害をA，B，C に分類し，これらをさらに二つの級に分け，あわせて 6 級としている．Aには 1 級と 2 級とがあり，1 級は両眼の視力がそれぞれ明暗を弁別し得ない者（以下失明という），2 級は 1 眼が失明し他眼の視力が 0.02 以下の者および両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下の者である．

Bは 3 級と 4 級からなり，3 級は 1 眼が失明し他眼の視力が 0.06 以下の者，4 級は両眼の視力がそれぞれ 0.06 以下の者である．

Cは 5 級と 6 級からなり，5 級は 1 眼が失明し他眼の視力が0.1以下の者および両眼の視力がそれぞれ0.1 以下の者，6 級は 1 眼が失明し他眼が 0.6 以下の者である．

その後，身体障害者福祉法別表が次のように改定された．

1 級…両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい，屈折異常のある者については矯正視力について測ったものをいう．以下同じ）の和が 0.01 以下のもの

2 級…両眼の視力の和が 0.02 以上 0.04 以下のもの

3 級…両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの

4 級…両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下のもの
両眼の視野がそれぞれ 5 度以内のもの

5 級…両眼の視力の和が 0.13 以上 0.2 以下のもの
両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの
両眼による視野の 2 分 1 以上が欠けているもの

6 級…1 眼の視力が0.02以下，他眼の視力が 0.6 以下で，両眼の視力の和が 0.2 を越えるもの

〔世界盲人福祉協議会の決議〕 1955 年 10 月，東京において開かれた第 1 回アジア盲人福祉会議では盲の定義に関し次のような決議を行なった．

世界盲人福祉協議会（World Council for the Welfare of the Blind=WCWB）は良い方の目が矯正したのちにおいて，200 分の 20（メートル法で 60 分の 6）に相当する視力をもつ多くの人びとは，視力の重度の障害をもつ者であることを認め，かつ，あらゆる国において，盲の定義がこの程度の視力障害者にも適用されるよう拡大して解釈されることを強く要望する．

弱視の定義に関する諸見解

広義の弱視は単なる視力低下ではあるが，急性眼病によるもの，または慢性の経過をたどるもの，あるいは固定したものであってもある限度以上の視力をもつものは弱視とは呼ばない．弱視は社会的（教育的）弱視と医学的弱視とに分けられる．

〔社会的弱視〕 社会的弱視は視力障害のために，社会政策上または生活のうえで，ある程度の困難性が認められるもので，その視力障害の原因となる眼病は器質的であると否とを問わない．

〔医学的弱視〕 医学的弱視はアンブリオピーといわれ，眼科的に器質的病変が見当たらないか，あっても，それでは説明がつかない視力障害である．医学的弱視はその内容からみて，機能的なもののうちに器質的なものが混在するが，本来は機能的なものであり，その視力障害は主として中枢における機能的障害によると思われる．

〔海外諸国の定義〕 以下に述べる弱視は，主として社会政策上または教育的なものである．

レズロブ（Redslob）は盲の上界から 0.2 までを，レビンゾーン（Levinsohn）は 5 分の 1 から 4 分の 1 までを，エンシュ（Jaensch）は 20 分の 5 までを弱視としている．さらにイギリスの教育法では 60 分の 6 から 24 分の 6 までを弱視児とし，アメリカでは 200 分の 20 から 70 分の 20 までとなっている．ドイツでは 25 分の 1 から 20 分の 5 までを弱視としている．

〔日本における定義〕 わが国の中央盲人福祉協会は 2 メートル指数以上 0.3 未満までを弱視と定義し，また1953年の文部省通達では，弱視児を普通の児童用教科書をそのまま使用して教育することがおおむね不適当で，盲教育以外の特殊な方法が必要と認められる者

と教育方法論的に定義し，その基準として矯正視力が両眼で0.04以上0.3未満としている．

次いで，1961年の学校教育法の改正では，盲学校の教育対象が両眼の視力0.1未満まで拡大された．そのため，従来は弱視児としていた者のうちの重度の者が，盲学校に入学して点字以外の特別な教育を受けることになった．（大山信郎）

[参照文献]

山本脩一郎「小学児童の教育に必要なる視力に関する実験的研究」．日本眼科学会雑誌　36巻　8号　昭和7

田幡修二「職業盲に関する実験的研究」日本眼科学会雑誌　43巻　4号　昭和14

文部省「特殊児童判別基準とその解説」光風出版　昭和28

大山信郎「盲―特に盲教育に携わる人の為に」医歯薬出版　昭和34

樋渡亮「学校における視力対策」日本眼科学会雑誌　67巻　9号　昭和38

大川原潔「学校教育法施行令の一部改正と特殊児童生徒の教育的措置について」弱視教育　1巻　1号　昭和38

宮内鈴子・高橋美根子「弱視者の活字の見え方」弱視教育　2巻　4号　昭和39

Zahl, P. A., *Blindness*, New Jersey, Princeton University Press, 1950.

Cruickshank, W. M. & Johnson, G. O., *Education of Exceptional Children and Youth*, London, Staples Press, 1958.

Scholtyssek, H., *Sehbehinderung, Blindheit und ihre Rehabilitation*, Stuttgart, Ferdinand Enke Verlag, 1960.

医学的統計

盲の概念と定義については現在もなお定説がない．医学的盲とは両眼とも光覚のないもの，すなわち，視力0をいう（1932＝昭和7年日本眼科医師会）がある程度の残存視力をどのように認めるかは，日本においては教育上，福祉対策上の統一はない．また，各国もその定義がまちまちである．したがって，的確な盲人数および視覚障害者の統一的把握は困難な状態である．失明原因の調査においても，その統計の基礎となる要素と統計の取り方が異なっており，比較対照がすこぶる困難である．本項では，日本眼衛生協会で行なった第2回調査（1954＝昭和29年5月）と第3回調査（1959＝昭和34年5月）およびイギリスにおける統計を中心にして記述する（同協会第4回調査は未発表）．

盲人数とその傾向

過去における日本の盲人数

1931（昭和6）年12月1日現在で行なわれた内務省衛生局の調査では，1メートル指数以下を盲とみなしており，当時の人口6536万6500人のうち盲人は7万6260人で，人口10万人に対して116.7人となっている．1936年10月の厚生省予防局調査では，盲人数6万7881人で，人口10万人につき96.6人となっている．1931年12月実施の厚生省身体障害者実態調査では，視覚障害者13万7699人（うち17歳以下の者1万1115人）であり，人口10万人に対して165人（17歳以下では人口10万人に対して32人）となっている．さらに，1955年10月15日現在の厚生省身体障害者実態調査の結果によると，18歳以上の視覚障害者は17万9000人と推定されている．

イギリスにおける過去の盲人数

イギリスにおいては社会保障が完備しているので，このような盲人統計も割合に整備されている．1951〜54年の統計においてソースビー（A. Sorsby）が述べているところによると，盲人数は漸次増加を示しており，その増加の内容を検討すると，70歳以上の年齢層における増加によるものであり，その他の年齢層では多少の増減を示しているに過ぎない．また，高年齢層では男子より女子の盲人がやや多いことが目立っているが，低年齢層ではそのようなことはなく，むしろ男子にいくぶん多いようである．ソースビーの調査結果は表1の通りで，青少年ではそれぞれ登録盲人数の1パーセント内外に過ぎないが，60〜69歳では16.7パーセント，70〜79歳では34.4パーセント，80〜89

表1 イギリスにおける盲人登録年齢分布（*1951～1954*）

年齢	盲人数			一般人口 1951センサス		
	男子	女子	合計	男子	女子	合計
0 ～ 1	0.9	0.3	0.6	1.6	1.5	1.5
1 ～ 4	1.6	0.9	1.2	7.5	6.6	7.0
5 ～ 14	1.6	0.7	1.0	14.5	12.9	13.6
15 ～ 19	0.9	0.3	0.6	6.4	6.0	6.2
20 ～ 29	1,8	0.8	1.2	14.5	13.8	14.2
30 ～ 39	2.6	1.4	1.9	15.0	14.3	14.6
40 ～ 49	4.5	2.7	3.4	15.3	14.7	15.0
50 ～ 59	8.2	6.9	7.1	11.4	12.4	11.9
60 ～ 69	16.7	16.7	16.7	8.2	9.9	9.1
70 ～ 79	34.0	34.6	34.4	4.6	6.1	5.4
80 ～ 89	25.0	30.2	28.2	1.0	1.7	1.4
90 ～	2.2	4.5	3.7	—	0.1	0.1

調査対象 32,792人（男12,653，女20,119）単位%

歳では28.2パーセント，90歳以上は3.7パーセントとなり，登録盲人の83パーセントが60歳以上の高齢者によって占められている．一般人口はこれとは反対に，60歳以上は16.0パーセントとなっている．

日本における最近の視覚障害者数

1965（昭和40）年8月1日現在の日本における身体障害者実態調査の結果が厚生省から発表された．

それによると，推計総人口9745万人に対して視覚障害者・児は24万3900人で，1960年の調査より2万4000人増加している．

障害の程度別をみると，重度障害である1級が最も多く8万7800人（36.0パーセント），2級が4万1700人（17.1パーセント）で，1～2級（全盲または両眼の視力の和が0.04以下の者）合わせて12万9500人（53.1パーセント）となり，いかに重度の視覚障害者が多いかがうかがわれる．

表2 先天性，後天性障害別（*18*歳以上）

障害別	先天性障害	後天的障害
計	24,400人（10.4%）	209,600人（89.6%）
脳性マヒ	300	200
先天性奇形	2,000	—
戦傷病、戦災	—	6,900
業務上災害	—	8,500
交通事故	—	1,600
その他の事故	—	15,900
中耳性疾患	—	200
伝染性眼疾患	1,000	25,700
その他の疾患	11,600	136,000
その他	9,500	14,600

（注）18歳未満の後天的障害を受けた者も含む（厚生省調査,1965）

視覚障害者の年齢層別をみると，60歳以上は12万7100人（52.1パーセント）になっている．50歳以上を加えると17万8500人（73.1パーセント）になり，高年齢層に視覚障害者が多数いることがわかる．

先天的障害と後天的障害を比較してみると，先天的障害2万4400人に対し，後天的障害は20万9600人である．すなわち，先天的視覚障害10.4パーセントに対し後天的視覚障害は89.6パーセントに上っている．この後天的障害のうち戦傷病，戦災，交通事故，業務上災害，その他の事故などの人為的な原因による視覚障害が3万2900人で約16パーセントとなっており，失明防止の重要性と可能性がうかがわれる（表2）．

失明原因分類

失明原因分類基準

国際失明防止協会は早くから失明原因分類基準の必要性を認め，1933年にマドリッドにおける国際会議で失明原因分類の国際的統一が論議された．その後，いろいろな経過を経て，1957年にアメリカ盲人統計委員会から改訂失明原因基準が発表された．それは原因別と眼病の部位と型による相関分類であって，原因別は伝染性疾患，外傷，中毒，腫瘍，ほかに分類されていない疾患（全身病など），先天素因，原因未決定，あるいは不詳の7項目に分けられ，眼病の部位と型による分類は眼球全体，角膜，水晶体，葡萄膜，網膜，視束・視路・視中枢，硝子体，部位不詳の8項目に大別されている．このような分類基準は，1962年のニューデリーにおける国際失明防止協会の総会においても受入れられている．この分類基準の細部は次のようになっている．

原因別分類（1957年改訂）

〔伝染性疾患〕 ジフテリア，淋疾（新産児眼炎を除く），麻疹，脳膜炎，菌性脳膜炎，新産児眼炎（淋疾性，その他の伝染病で記載が詳しいもの，伝染の型不詳のもの），猩紅熱，敗血症，天然痘，梅毒（先天梅毒，後天梅毒，不詳のもの），トラコーマ，結核，腸チフス，風疹，糸状虫病，トキソプラスマ症，ブルセラ症，レプラ（ハンセン病），その他の伝染病で記載が詳しいもの，伝染病で不詳なもの．

〔外傷〕 化学薬品による傷害，放射線（赤外線，ガンマ線，中性子，型不詳のもの），その他の物体による傷害，爆薬使用火器，空気銃，ぱちんこなど，花火，

その他の爆発物，鋭器，尖ったもの，打撲および墜落，眼異物，その他の作因で記載が詳しいもの，作因の不詳なもの．

〔中毒〕 メチルアルコール，ジニトロフェノール，鉛，キニーネ，酸素過剰，その他の毒物で記載が詳しいもの，毒素の種類が不詳なもの．

〔腫瘍〕 網膜芽細胞腫（網膜膠腫），黒色肉腫，腫瘍，その他の型で記載が詳しいもの，腫瘍の型不詳のもの．

〔他に分類されていない全身病〕 貧血およびその他の血液病，糖尿病，腎臓炎ならびにその他の腎疾患，血管病（動脈硬化症ならびにその他の脳血管病を含む），多発硬化症，妊娠病，栄養不良，その他の疾病で記載が詳しいもの，その他の疾病で不詳なもの．

〔先天素因(他に分類されていないもの)〕 遺伝か家族歴で確立されたもの，遺伝が推定されるもの，先天素因でその原因不詳なもの．

〔原因未定あるいは不詳〕 医学的に不確認，診断に対して証拠不十分，原因について報告のないもの．

（付：傷害時の作業種類による外傷および中毒）

〔失明原因分類補遺〕 出産時傷害，職業上事故，家事作業中事故，遊戯またはスポーツ事故，交通運輸事故，軍務上事故，その他の作業事故で記載が詳しいもの，作業事故で不詳のもの．

眼病の部位と型による分類

〔眼球全体〕 緑内障（小児緑内障を除く），全眼球炎および急性眼内炎，奇型（悪性近視，白子，無眼球《手術によるものを除く》，大眼球《牛眼，小児緑内障》，小眼球，無虹彩，欠損症一各部位《手術によるものを除く》，多発奇型，その他の奇型で記載が詳しいもの，奇型で不詳なもの），変性症（眼球変性《眼球萎縮，眼球癆》，その他の変性で記載が詳しいもの，変性で不詳なもの），その他の眼球疾患で記載が詳しいもの，眼球疾患で不詳なもの．

〔角膜〕 角膜炎（角膜実質炎，フリクテン性角膜炎《角結膜炎》，潰瘍性角膜炎，硬化性角膜炎，前房蓄膿性角膜炎，その他の角膜炎で型の記載が詳しいもの，角膜炎で型の不詳なもの），角膜ジストロフィー，変性大角膜，血管新生（潰瘍を伴う血管新生，潰瘍のない

表3 イギリスの一般失明原因(*A. Sorsby* 1951～54)

原因	%	原因	%
先天異常	4.2	中枢神経系疾患	0.5
Abiotrophic defects	2.6	頭蓋内腫瘍	0.8
近視	8.5	糖尿病	6.0
緑内障	13.6	老人性黄斑部変性	21.6
白内障	26.2	眼球疾患	1.7
網膜剝離	0.7	角膜疾患	1.6
梅毒	1.0	脈絡膜疾患	0.6
先天	0.7	虹彩炎、虹彩毛様体炎	2.5
後天	0.3	原因不明の視束萎縮	2.0
外傷	0.7	その他	1.9
血管病	3.3		(100.0)

ただしこの表は両眼同一原因による30,795人について調査したものである．

表4 東京都における視覚障害者の失明原因(原因別分類 1950～55)

	男子		女子		合計	
伝染性疾患	439人	13.8%	249人	17.0%	688人	14.8%
ジフテリア	—	—	1	0.1	1	a
淋疾	57	1.8	31	2.1	88	1.9
麻疹	43	1.3	17	1.2	60	1.3
脳膜炎	13	0.4	9	1.6	22	0.5
敗血症	1	a	—	—	1	a
天然痘	—	—	1	0.1	1	a
梅毒	100	3.1	55	3.8	155	3.3
先天	36	1.1	41	2.8	77	1.7
後天	64	2.0	14	1.0	78	1.7
トラコーマ	67	2.1	65	4.4	132	2.8
結核	78	2.4	23	1.6	101	2.2
その他および病名不明	80	2.5	47	3.2	127	2.7
外傷	382	11.9	32	2.2	414	8.9
中毒	92	2.9	3	0.2	95	2.0
腫瘍	13	0.4	9	0.6	22	0.5
全身病	83	2.6	37	2.5	120	2.6
糖尿病	7	0.2	2	0.1	9	0.2
腎臓疾患	3	0.1	1	0.1	4	0.1
血管病	3	0.1	1	0.1	4	0.1
栄養障害	64	2.0	31	2.1	95	2.0
その他の全身病	6	0.2	2	0.1	8	0.2
先天素因	826	25.9	407	27.8	1,233	26.5
原因不明	1,354	42.5	727	49.6	2,081	44.7
合計	3,189	100.0	1,464	100.0	4,653	100.0

（注）aは1パーセントの10分の1以下　　（第2回日本眼衛生協会調査 1954）

血管新生，血管新生で潰瘍の記載が不詳のもの)，角膜軟化症，円錐角膜，その他の角膜疾患で記載が詳しいもの，角膜疾患で不詳なもの．

〔水晶体〕 白内障，水晶体転位，その他の水晶体疾患で記載が詳しいもの，水晶体疾患で不詳なもの．

〔葡萄膜〕 虹彩炎，虹彩毛様体炎および葡萄膜炎，角膜虹彩炎，脈絡膜炎，脈絡網膜炎，その他の虹彩・毛様体・脈絡膜の疾患で記載が詳しいもの，虹彩・毛様体・脈絡膜の疾患で不詳なもの．

〔網膜〕 網膜炎あるいは網膜病，網膜出血，水晶体後線維形成症，未熟児網膜病，網膜剥離，網膜色素変性，網膜黄斑部変性，その他の網膜変性，その他の網膜疾患で記載が詳しいもの，網膜疾患で不詳なもの．

〔視束・視路・視中枢〕 視神経萎縮，視神経炎（乳頭炎)，うっ血乳頭，視神経網膜炎，球後ならびに頭蓋内疾患，その他の視神経疾患で記載が詳しいもの，視神経疾患で不詳なもの．

〔硝子体〕 硝子体出血，その他の硝子体疾患で記載が詳しいもの，硝子体疾患で不詳なもの．

〔部位不詳〕 限界のはっきりしない疾患で記載が詳しいもの，疾患の部位・型の報告がないもの．

この分類基準の細部をみると，そのほとんどは衆知のものであるが，ところどころに目新しいことばが見受けられる．たとえば，伝染性疾患における風疹，糸状虫病，トキソプラスマ症，ブルセラ病などであり，これらは，それぞれ日本では問題になっているものと思われる．外傷における放射性障害も，原子力利用とあいまって将来ますます注意を払う必要がある．中毒の項のメチルアルコールは，終戦直後には問題にされたが，現在ではそれほどのことはない．現在，問題になっているのは農薬の水銀中毒である．

ジニトロフェノールは，やせ薬の成分として欧米では相当に用いられるようであるが，日本ではたいしたことはない．現在は抗結核剤エタンプトールが問題に

表5 東京都における症状別にみた失明原因の分布

	伝染性疾患								外傷	中毒	腫瘍
	膿漏眼	麻疹	脳膜炎	梅毒	トラコーマ	結核	その他	計			
牛眼		10	2	4		1	2	19	9		
緑内障		4		2		1		7	11	1	
白子											
小眼球	1	16	1	4	3		5	30	7		
無虹彩											
瞳孔閉鎖				2	1	1	1	5	4	2	
眼球変性	12	157	15	17	4	6	47	258	77	1	1
屈折異常		7	1	4	7	2	8	29	16		
弱視	1	4	2	2	1		4	14	5		
眼球振盪											
角膜	14	186	10	83	44	11	115	463	73	1	1
白内障		10	4	6	1	2	3	26	31		
水晶体脱臼											
虹彩毛様体炎	1	1		3	1	5		11	2		
葡萄膜炎	1	1				10	11	23	5		1
ベーチェット、原田氏病											
網膜炎		1					1	2	1		
網膜硝子体出血						26	2	28	3		
網膜剥離					1	2		3	19		
網膜色素変性											
黄斑部変性											
網脈絡膜萎縮		5	1	5			1	12	3		
網膜膠腫											
その他の網膜疾患											
視神経萎縮		13	40	20		5	28	106	46	14	25
病名不明		28	9	2	3		8	50	22		
合計	30	443	85	154	66	72	236	1,086	334	19	30
%	0.3	5.0	1.0	1.8	0.8	0.8	2.7	12.5	3.8	0.2	0.3

なっている．また，酸素過剰は未熟児の養育につきもので，そのために水晶体後線維形成症を起こし，せっかく未熟児を育てあげながら失明者をつくっていることは考えさせられる．腫瘍その他については特に述べることもないが，血管病などは老人の増加とともに考慮を要することと思われる．

失明原因統計

失明原因の推移を知り，これらを比較検討することは，将来の失明予防対策上重要なことであるため，しばしば失明統計が発表されている．しかし，その統計のとり方は必ずしも統一されていないので，実際上には比較が相当困難である．ここでは前述の盲人数の項におけると同様に，主としてイギリスにおけるものを参考とし，それと日本のもの（日本眼衛生協会による第2，第3回の調査）との比較を試みることにする．

一般失明原因

〔イギリスの失明原因統計〕 Sorsby による1951〜54年の失明統計についてみると，表3に示すように，おもな失明原因は白内障 26.2 パーセント，老人性黄斑部変性 21.6 パーセント，緑内障 13.6 パーセント，近視 8.5 パーセント，先天性異常および栄養障害（Abiotrophic defects）6.8 パーセントであって，その合計 76.7 パーセントとなり，大部分がこれらに属することになる．そのほか糖尿病，血管病，虹彩炎，虹彩毛様体炎，視束萎縮の順となっており，残りの原因 9.5 パーセントとなっている．

〔東京都の失明統計〕 日本における第2回日本眼衛生協会の調査による東京都下視覚障害者の失明原因は表4に示された通りで，原因別にみると，先天素因によるものが 26.5 パーセントで最も多く，伝染性疾患 14.8 パーセント，外傷 8.9 パーセント，全身病 2.6 パーセント，中毒 2.0 パーセント，腫瘍 0.5 パーセントの順となっており，原因不明が 44.7 パーセントに上っている．伝染性疾患のうちでは，梅毒によるものが 3.3 パーセントを占め，トラコーマ，結核，淋疾，麻疹が続いている．

伝染性疾患による失明を男女別にみると，男子 13.8 パーセント，女子 17.0 パーセントと女子が多いが，外傷および中毒は男子に多く，女子にはきわめて少ない．

これに対して，同協会の第3回調査によると表5の通りである．原因別にみると，先天素因は 71.6 パーセントを占め，伝染性疾患 12.5 パーセント，全身病 9.1 パーセント，外傷 3.8 パーセント，原因不明 2.5 パーセントとなっている．伝染性疾患のうちでは麻疹によるものが最も多く全体

（第3回日本眼衛生協会調査 1959）

全身病 栄養障害	全身病 その他全身病	全身病 計	後天性 原因不明	先天素因 遺伝確認	先天素因 遺伝推定	先天素因 不明	先天素因 計	先天素因 %	合計	%
12	5	17	1	310	148	42	500	8.0	546	6.3
4	5	9	5	90	43	15	148	2.4	181	2.1
				20	55	34	109	1.8	109	1.3
41	4	45	3	33	176	612	821	13.2	906	10.4
					5	3	8	0.1	8	
2	1	3	40						54	0.6
163	44	207	18	33	107	378	518	8.3	1,080	12.5
16	7	23	3	39	204	244	487	7.8	558	6.4
6		6		56	126	146	328	5.3	353	4.1
				24	59	59	142	2.3	142	1.6
278	30	308	13	43	157	380	580	9.3	1,439	16.5
26	3	29	5	120	414	516	1,050	16.8	1,141	13.1
				1	8	7	16	0.3	16	0.2
3	1	4	34						51	0.5
2	8	10	38						77	0.9
			20						20	0.2
	3	3	15	7	5	11	23	0.4	44	0.5
1	5	6	2	1	11	38	50	0.8	89	1.0
1	3	4	2	5	31	27	63	1.0	91	1.0
				90	171	133	394	6.3	394	4.5
				8	10	12	30	0.5	30	0.2
8	3	11	1	33	53	82	168	2.7	195	2.2
					6	13	20	0.3	20	0.2
				9	8	14	30	0.5	30	0.3
28	37	65	16	56	162	235	453	7.2	725	8.4
23	12	35		171	84	23	278	4.5	387	4.5
614	171	785	216	1,149	2,043	3,024	6,216	100.0	8,686	
7.1	2.0	9.1	2.5	13.2	23.5	34.8	71.6			

表6　東京都における視覚障害者の失明原因（眼疾患の部位と型による分類）

	男		女		合計	
	人員	%	人員	%	人員	%
眼球全般	962	30.2	527	36.0	1,489	32.0
緑内障	214	6.7	130	8.9	344	7.4
近視（近視性乱視を含む）	94	2.9	39	2.6	133	2.9
その他の屈折異常	12	0.4	—	—	12	0.3
全眼球炎	6	0.2	—	—	6	0.1
奇型	292	9.2	188	12.9	480	10.3
白子	6	0.2	4	0.3	10	0.2
無眼球	14	0.4	15	1.1	29	0.6
牛眼	60	1.9	32	2.2	92	2.0
小眼球	105	3.3	73	5.0	178	3.8
同（他の奇型を伴うもの）	50	1.6	43	2.9	93	2.0
無虹彩	12	0.4	5	0.3	17	0.4
欠損症	23	0.7	9	0.6	32	0.7
その他の奇型	22	0.7	7	0.5	29	0.6
眼球癆	308	9.6	163	11.1	471	10.1
その他の眼球疾患	36	1.1	7	0.5	43	0.9
結膜，眼筋および付属器	16	0.5	7	0.5	23	0.5
角膜	547	17.1	357	24.4	904	19.4
角膜実質炎	74	2.3	53	3.7	127	2.7
フリクテン性角膜結膜炎	3	0.1	3	0.2	6	0.1
潰瘍性角膜炎	29	0.9	25	1.7	54	1.2
パンヌス	42	1.3	40	2.7	82	1.8
角膜軟化	—	—	8	0.5	8	0.2
その他の角膜疾患および不明	399	12.5	228	15.6	627	13.5
虹彩毛様体	169	5.3	116	7.6	285	6.1
虹彩炎	30	0.9	37	2.5	67	1.4
虹彩毛様体炎葡萄膜炎	44	1.4	29	2.0	73	1.6
交感性眼炎	6	0.2	—	—	6	0.1
その他の虹彩疾患および不明	89	2.8	50	3.5	139	3.0
水晶体	290	9.1	127	8.7	417	9.0
白内障	280	8.8	125	8.5	405	8.7
水晶体偏位	2	0.1	—	—	2	a
その他の水晶体疾患および不明	8	0.3	2	0.1	10	0.2
脈絡膜網膜	459	14.4	133	9.1	592	12.7
脈絡膜炎	—	—	3	0.2	3	a
網膜炎	55	1.7	5	0.3	60	1.3
脈絡網膜炎	23	0.7	4	0.3	27	0.6
網膜剝離	46	1.4	12	0.8	58	1.2
網膜出血	39	1.2	3	0.2	42	0.9
網膜変性（色素性網膜炎を含む）	203	6.4	75	5.1	278	6.0
その他の網膜疾患および不明	93	2.9	31	2.1	124	2.7
視神経，視路，皮質視覚中枢	560	17.6	139	9.5	699	15.0
視神経萎縮	512	16.0	125	8.5	637	13.7
視神経炎	11	0.4	4	0.3	15	0.3
視神経網膜炎	8	0.3	5	0.3	13	0.3
その他の視神経疾患および不明	29	0.9	5	0.3	34	0.7
硝子体	5	0.2	2	0.1	7	0.2
その他の疾患および病名不明	181	5.7	56	3.8	237	5.1
弱視	39	1.2	25	1.7	64	1.4
病名不明	142	4.5	31	2.1	173	3.7
合計	3,189	100.0	1,464	100.0	4,653	100.0

の5.1パーセントであり，梅毒，脳膜炎，結核の順となっている．

眼疾患の部位と型による分類からみると，第2回調査では，眼球全体の疾患によるものが32.0パーセント，角膜疾患19.4パーセント，視神経疾患15.0パーセント，脈絡膜・網膜疾患12.7パーセント，水晶体疾患9.0パーセント，虹彩・毛様体疾患6.1パーセント，その他の疾患および病名不明のものが5.1パーセントである（表6）．

これに対し第3回調査では眼球全体の疾患によるものが前回より上回る39.6パーセント，角膜疾患16.5パーセント，水晶体疾患13.3パーセント，脈絡膜・網膜疾患10.0パーセント，視神経疾患8.4パーセント，その他の疾患および病名不明のも10.0パーセントである．

これらを男女別にみると第2回調査では眼球全体，角膜疾患および虹彩，毛様体疾患の割合は女子に多く，水晶体疾患，脈絡膜，網膜疾患および視神経疾患の割合は男子に多い．第3回調査によると，脈絡膜，網膜疾患だけは女子に多く，その他の疾患は男子に多い．

備考　「その他の眼球疾患」中には手術的無眼球を含む　aは1パーセントの10分の1以下
（第2回日本眼衛生協会調査1954）

眼球全体疾患についてみると，第2回の調査では小眼球，牛眼などの奇型が最も多く10.3パーセント，眼球萎縮10.1パーセント，次いで緑内障7.4パーセント，近視その他の屈折異常が3.2パーセントである．これに対し第3回調査では，眼球変性12.5パーセント，小眼球10.4パーセント，屈折異常6.4パーセント，牛眼6.3パーセントの順である．第3回調査（表5）による先天素因疾患を症状別にみると，眼球全体の疾患が49.2パーセントで，そのなかでも小眼球13.2パーセント，眼球変性8.3パーセント，牛眼8.0パーセント，屈折異常7.8パーセントの順となっている．また，個々の疾患別にみると最も多いのは白内障で全体の16.8パーセントを占め，次に小眼球13.2パーセント，牛眼および緑内障10.4パーセント，角膜疾患9.3パーセントの順になっている．

年齢別失明原因

失明原因は年齢が違えば異なるものと思われるが，

表7　イギリスにおける年齢別，2.5％あるいはそれ以上の失明原因（調査時年齢）

	年齢別失明原因の分布率										
	0〜4	5〜14	15〜19	20〜29	30〜39	40〜49	50〜59	60〜69	70〜79	80〜89	90以上
年齢別失明者数	579	323	184	370	579	1,057	2,163	5,010	10,305	8,511	1,125
先天異常	83.3	57.6	42.4	19.7	16.6	10.6	4.1	—	—	—	—
栄養障害	2.6	11.5	20.1	17.3	15.6	13.6	6.9	2.8	—	—	—
近視	—	3.4	3.8	5.4	10.2	15.1	19.3	14.5	8.0	3.6	—
緑内障	—	—	—	—	—	5.1	11.4	16.3	17.8	12.4	7.3
白内障	—	—	—	—	—	4.0	10.9	19.0	28.4	38.3	47.6
網膜剝離（原発性）	—	—	—	3.5	3.6	3.0	2.5	—	—	—	—
眼内腫瘍	3.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
先天性梅毒	—	—	—	3.0	4.5	4.4	—	—	—	—	—
結核病	2.9	2.8	3.8	—	—	—	—	—	—	—	—
すべての外傷	—	—	—	5.9	2.8	—	—	—	—	—	—
血管病	—	—	—	—	—	2.7	3.6	4.7	4.1	—	—
中枢神経系疾患	—	2.5	3.3	5.4	5.9	3.0	—	—	—	—	—
頭蓋の腫瘍	—	9.3	6.5	8.6	5.5	3.8	—	—	—	—	—
糖尿病	—	—	—	6.8	7.3	8.3	12.2	13.8	5.8	—	—
老人性黄斑病	—	—	—	—	—	—	—	9.3	24.7	36.2	38.4
原因不明の視束萎縮	—	3.4	6.6	5.7	3.6	4.4	3.5	—	—	—	—
虹彩炎，虹彩毛様体炎	—	—	3.3	5.1	8.3	6.5	5.9	3.6	—	—	—
原因不明の角膜変性	—	—	—	—	—	2.8	3.0	—	—	—	—
不確実な病因脈絡膜変性	—	—	—	—	—	2.8	—	—	—	—	—
不確実な病因の眼球疾患	—	—	—	—	2.8	3.2	2.7	—	—	—	—
その他	8.1	9.5	10.2	13.8	13.3	6.7	14.0	16.0	11.2	9.5	6.7

表8　イギリスにおける1％またはそれ以上の患者の失明原因（調査時年齢）

	実数	0〜4	5〜14	15〜19	20〜29	30〜39	40〜49	50〜59	60〜69	70〜79	80〜89	90以上
先天異常	1,272	37.9	14.6	6.1	5.8	7.6	8.8	6.9	6.1	5.0	1.1	0.1
栄養障害	788	1.9	4.7	4.7	8.1	11.5	18.3	19.0	17.8	11.2	2.7	0.1
近視	2,555	0.2	0.4	0.3	0.8	2.3	6.2	16.4	28.3	32.3	12.0	0.8
緑内障	4,112	—	—	—	0.1	0.3	1.3	6.0	19.9	44.7	25.7	2.0
白内障	7,948	—	—	—	—	—	0.5	3.0	12.0	36.8	41.0	6.7
梅毒（先天性）	222	—	1.3	1.3	5.0	11.7	21.2	15.8	24.3	15.8	3.6	—
梅毒（後天性）	74	—	—	—	1.3	9.5	9.5	35.1	36.5	8.1	—	—
血管病	983	—	—	—	0.3	0.4	3.0	7.8	24.0	42.6	20.6	1.3
糖尿病	1,821	—	—	0.1	1.4	2.3	4.8	14.4	37.9	32.6	6.4	0.1
老人性黄斑病	6,574	—	—	—	—	—	—	0.7	7.1	38.7	46.9	6.6
原因不明の視束萎縮	585	2.2	1.9	2.0	3.6	3.6	8.0	13.0	19.7	27.3	16.8	1.9
虹彩炎と虹彩毛様体炎	762	—	0.1	0.8	2.5	6.3	9.0	16.7	23.4	28.9	11.5	0.8
不確実病因の角膜変性	482	0.6	0.2	0.4	1.1	1.7	6.2	13.5	21.8	36.1	17.6	0.8
不確実病因の眼球疾患	496	0.2	0.8	0.6	1.8	3.2	6.9	11.9	23.0	32.3	17.9	1.4

表9 東京都における年齢別失明原因 （第2回日本眼衛生協会調査 1954）

	10以下	11〜20	21〜30	31〜40	41〜50	51〜60	61〜70	71以上	計
人員	63	283	708	902	902	835	676	284	4,653
伝染性疾患	6.3	8.1	11.0	15.1	19.3	16.0	14.5	14.1	14.8
外傷	3.2	1.8	5.6	15.6	11.8	7.2	6.5	6.0	8.9
中毒	—	—	0.3	0.9	3.4	4.8	2.1	—	2.0
腫瘍	7.9	1.4	0.4	0.3	0.1	0.2	0.6	—	0.5
全身病	1.6	2.1	2.2	3.8	2.5	2.4	2.1	2.1	2.6
先天素因	54.0	56.9	46.9	27.5	22.0	16.3	12.9	13.0	26.5
原因不明	27.0	29.7	33.5	36.8	40.9	53.0	61.4	64.8	44.7

表10 失明年齢の割合 （第3回日本眼衛生協会調査 1959）

	失明総数	生来失明	0〜5	6〜10	11〜15	16〜20	21〜30	31以上	不明
伝染性疾患	1,086	14	656	135	65	25	50	8	133
%		1.3	60.4	12.4	6.0	2.3	4.6	0.7	12.2
外傷	334	1	75	68	53	28	57	26	26
%		0.3	22.4	20.3	15.8	8.4	17.1	7.7	7.7
中毒	19	0	2	0	0	1	4	9	3
%		—	10.5	—	—	5.3	21.1	47.3	15.7
腫瘍	30	0	5	8	7	1	2	1	6
%		—	16.7	26.6	23.3	3.3	6.6	3.3	20.0
全身病	785	17	510	72	43	13	22	14	94
%		2.2	65.1	9.2	5.5	1.5	2.7	1.8	11.9
不明	216	32	50	14	25	24	32	16	23
%		15.3	23.1	6.5	11.5	11.1	14.8	7.4	10.6
先天性素因	6,216	2,720	1,599	349	307	173	149	87	332
%		43.7	25.7	5.6	4.9	2.8	2.4	1.4	13.4
合計	8,686	2,784	2.897	646	500	265	316	161	1,117
%		32.1	33.4	7.4	5.8	3.1	3.6	1.9	12.9

表11 イギリスにおける州立盲学校児童（5〜16歳）の失明原因 （1954年調査）

原因	男	女	計	原因	男	女	計
胎時期の影響（母の感染以外）：			(543)	水晶体亜脱臼	—	2	2
白内障	65	60	125	他の先天性疾患	26	15	41
網膜色素変性と合併症	42	35	77	母体伝染：			(4)
牛眼	44	20	64	先天性梅毒	1	1	2
神経膠腫	17	28	45	トキソプラスマ	1	1	2
眼球振盪症	25	16	41	後天的原因：			(87)
小眼球	15	15	30	第2次眼萎縮	27	10	37
眼萎縮症：				外傷と交感性眼炎	12	5	17
先天性	9	15	24	新生児の眼病	7	7	14
遺伝性	12	—	12	角膜潰瘍	3	5	8
レーバー氏病（遺伝家族性視束萎縮）	2	—	2	虹彩毛様体炎	3	3	6
高度近視	14	6	20	全眼球炎	2	1	3
白子	8	6	14	化膿結膜炎	—	1	1
網膜剝離	9	4	13	トラコーマ	1	—	1
欠損	5	7	12	不確実な病因：			(89)
無虹彩	2	9	11	視束萎縮	34	18	52
後水晶体線維増殖症	2	5	7	内眼球炎	4	5	9
角膜病：				角膜変性	3	3	6
角膜異常栄養	1	—	1	その他の疾患および不確実な病	17	5	22
先天性角膜病	1	1	2	合計	414	309	723

これについてイギリスおよびわが国の第2，第3回日本眼衛生協会の統計を示すと表7～10の通りで，イギリスでは4歳までの幼児においては，先天異常が83.3パーセントと大部分を占め，後天性のものは少なく，5～14歳の学齢期に相当するこどもでは先天異常57.6パーセント，栄養障害（Abiotrophic defects）11.5パーセントとなり，15～19歳では先天異常42.4パーセント，栄養障害20.1パーセントで，その後は年齢が進むとともにますます先天異常は少なくなる．栄養障害のものは5～49歳が10～20パーセントとなっており，緑内障とか白内障は中年以後には大きな役割をなすようになる．その後，老人性黄斑部変性も高齢になるとともに重要な失明原因になる（表7）．

なお，おもな失明原因の年齢別分布をみると，イギリスでは表8の通りで，先天異常によるものは0～4歳に最も多く37.9パーセント，栄養障害は40～69歳に，近視は50～79歳に，緑内障，白内障，血管病は60～89歳に，糖尿病は50～79歳に，老人性黄斑変性は70～89歳に，視束萎縮，虹彩，毛様体炎，角膜疾患は50～89歳にそれぞれおもな原因になっている（表8）．

わが国の場合，東京都における視覚障害者の失明原因を年齢別にみると，表9のように先天素因によるものは10歳以下では54.0パーセント，11～20歳では56.9パーセント，21～30歳は46.9パーセント，31～40歳は27.5パーセントと次第に減少し，失明原因は後天性へと移っていく．この点では前述のイギリスのそれと同じ傾向を示している（表9）．

第3回日本眼衛生協会の調査結果は，表10の通りである．

これによると生来失明者は全体の32.1パーセントで，前回の43.7パーセントに比べると10パーセント余り少ない数字になっているが，白子，小眼球，牛眼，眼振あるいは先天性白内障などは，生来失明の疾患と認められるので，これらを加えると，生来の失明者数は2784＋1398＝4182（48.28パーセント）になり，前回よりやや増加したことになる．先天素因による失明では，その43.7パーセント（2720/6232）が生来失明者であり，伝染病，全身疾患などの外因による失明では生来失明はきわめて少ないのは当然であろう．

外因による失明は，1～5歳に失明に気づかれる者が47パーセント（1048/2242）で最も多い．これも前回の52パーセント（1066/2056）に比べやや低くなっている．そのうち麻疹，栄養障害による失明のそれぞれ77パーセント（338/443），56パーセント（343/614）がこの年齢層で失明しているが，前回は86パーセント（253/344）および74パーセント（399/542）で，傾向としては前回より減少している．5歳未満でみるとこれらの数字はそれぞれ84パーセント（369/443），68パーセント（420/614）になり，前回の89パーセント，84パーセントに比べて，同様に減少している．しかし，この数字は乳幼児の養護と母親への育児教育が現在でも失明予防にとってたいせつであることを示している．伝染性疾患による失明は全体の12.5パーセント，全身疾患（おもに栄養障害）によるものは8.9パーセントで，前回の16.1パーセント，8.4パーセントと比較すると前者は減少し，後者は不変である．

盲学校児童・生徒の失明原因

イギリスのものと日本における日本眼衛生協会の調査結果とを比較してみる．イギリスの年齢別失明原因の5～19歳は，だいたい盲学校生徒の失明原因を示すことになる．それによると過半数は先天素因に基づくものである．その他近視，結核，中枢神経系疾患，頭蓋内腫瘍，視束萎縮などの名があげられている．

イギリス州立盲学校児童・生徒についての調査結果をみると，表11のように75.1パーセントは先天素因によるもので，きわめて大きな比率を示し，おもな眼病は白内障，網膜色素変性，牛眼，網膜膠腫，眼球振盪などであり，母体内感染としては，先天性梅毒，トキソプラズモージスとなっている．なお，先天素因には水晶体後線維形成症があげられているが，同症は現在欧米においては乳幼児の失明原因として主要なものになっている．

日本における盲学校児童・生徒の統計は，東京盲学校生徒についての30年間（1910～1939／明治43年～昭和14年）にわたる調査結果によると，失明原因分類では先天性31.6パーセント，眼疾25.7パーセント，全身病19.3パーセント，伝染病7.8パーセント，外傷3.0パーセント，不明12.6パーセントとなっており，眼疾では膿漏眼，角膜実質炎，トラコーマなどがおもなものであり，全身病では栄養不良，脳膜炎，胎毒，伝染病では麻疹が主要な位置を占めている．

病類別分類では，角膜病24.3パーセント，眼球病23.0パーセント，先天性眼疾17.2パーセント，葡萄膜7.4パーセント，結膜病6.1パーセント，視神経病

5.2パーセント，水晶体病4.9パーセント，屈折異常3.4パーセント，網膜病3.0パーセントおよび眼瞼病，眼圧異常，硝子体病，弱視，黒内障，鞏膜病，涙器病，眼筋病となっている．

先天性眼疾のおもなものは小眼球，牛眼，虹彩，脈絡膜欠損，白内障，網膜色素変性，弱視などであり，その他角膜病では癒着性角膜白斑，角膜片雲および白斑，角膜葡萄腫が，水晶体病では白内障，網膜病では

表12 わが国盲学校児童・生徒の失明原因 （第2回日本眼衛生協会調査 1954）

眼疾患の部位＼原因	伝染性疾患	外傷	中毒	腫瘍	全身病	先天素因	原因不明	合計	%
眼球全般	284	101	1	8	167	1,969	239	2,769	39.3
奇型	1	—	—	—	3	1,535	—	1,539	21.8
眼球変性	277	62	1	1	160	224	144	869	12.4
その他	6	39	—	7	4	210	95	361	5.1
角膜	519	53	1	1	325	234	303	1,436	20.4
角膜軟化症	181	—	—	—	312	—	14	507	7.2
角膜実質炎	181	—	—	—	—	—	3	184	2.6
その他	157	53	1	1	13	234	286	745	10.6
虹彩毛様体	32	10	—	—	4	48	52	146	2.1
水晶体	14	39	—	—	4	734	50	841	12.0
脈絡膜，網膜	72	14	—	—	1	368	84	539	7.7
視神経，視路，視中枢	81	25	13	12	22	184	129	466	6.6
その他の疾患および不明	130	44	1	1	67	444	148	835	11.8
合計	1,132	286	16	22	590	3,981	1,005	7,032	100.0
%	16.1	4.1	0.2	0.3	8.4	56.6	14.3	100.0	

表13 わが国盲学校児童・生徒の失明原因 （第3回日本眼衛生協会調査 1959）

原因別	男	女	計	原因別	男	女	計
伝染性疾患	620	466	1,086 12.5%	薬品腐蝕	5	3	8
ジフテリア	9	14	23	電気輻射	1	0	1
麻疹	236	207	443	不明	123	41	164
脳膜炎	51	35	86	中毒	16	3	19 0.2%
膿漏眼	15	15	30	メチルアルコール	13	0	13
天然痘	2	1	3	その他の中毒	3	3	6
梅毒先天性	71	39	110	腫瘍	16	14	30 0.3%
梅毒不明	27	17	44	脳腫瘍	13	9	22
トラコーマ	41	25	66	その他の腫瘍	3	5	8
結核	48	23	71	全身病	454	331	785 9.1%
肺炎	16	15	31	腎臓病	1	4	5
小児マヒ	20	7	27	血管病	2	0	2
百日咳	6	3	9	栄養障害	350	264	614
疫痢	8	2	10	胃腸障害	10	6	16
水痘	0	1	1	脳水腫	6	0	6
猩紅熱	0	1	1	不明	85	57	142
マラリア	1	0	1	後天性合計	1,521	949	2,470 28.4%
その他の伝染病	69	61	130	先天素因	3,736	2,480	6,216 71.6%
外傷	266	68	334 3.8%	遺伝確認	714	435	1,149
爆傷	60	5	65	遺伝推定	1,190	853	2,043
火傷	12	2	14	不明	1,832	1,192	3,024
打撲	47	11	58	不明	149	67	216 2.5%
刺傷	18	6	24	総計	5,257	3,429	8,686

網膜脈絡膜萎縮，視神経病の視神経消耗症，屈折異常の近視，眼球病の眼球萎縮，全葡萄腫，眼球振盪症などが問題にされている．

この調査では，その集計の方法に不備な点が多く，失明統計の相互比較にはしばしば困難を感じる．

日本眼衛生協会が行なった第2回調査では，調査児童・生徒総数7032人のうち先天素因56.6パーセント，伝染性疾患16.1パーセント，全身病8.4パーセント，外傷4.1パーセントなどが失明原因となっている．

眼疾患の部位と症状からみると，眼球全体が39.3パーセントで最も多く，次いで角膜疾患20.4パーセント，水晶体疾患12.0パーセント，脈絡膜および網膜疾患7.7パーセント，視神経疾患6.6パーセント，虹彩毛様体疾患2.1パーセント，その他の疾患および不明11.8パーセントとなっている（表12）．

同協会の第3回調査では，調査児童・生徒総数8686人中，先天素因71.6パーセント，伝染性疾患による失明12.5パーセント，全身病9.1パーセント，外傷3.8パーセント，腫瘍0.3パーセント，中毒0.2パーセントおよび原因不明2.5パーセントである．伝染性疾患による失明のうち，麻疹，梅毒，脳膜炎などによる失明が最も多く，次いで結核，トラコーマ，肺炎，膿漏眼である（表13）．なお，眼疾患の部位と症状からみると，眼球全般が39.6パーセントで第1位を占め，次いで角膜疾患16.5パーセント，水晶体疾患13.3パーセント，脈絡膜および網膜疾患10.0パーセント，視神経疾患8.4パーセント，虹彩・毛様体疾患1.6パーセント，その他の疾患および不明10.0パーセントである．

このように最近のわが国盲学校児童・生徒の失明原因が伝染性疾患，全身病によるものが大幅に減少し，半面，先天素因によるものは，約30パーセントから60パーセントと増加を示し，生来先天素因，特に眼病の遺伝に注意する必要があると考えられる．

（山下龍雄）

［参照文献］

「失明防止読本」日本眼衛生協会　昭和34
中島章「盲学校児童・生徒の失明原因」日本眼衛生協会その他

主要失明眼病

先天的素因が強く関係するもの

小眼球

先天的な異常である．眼球が小さいだけでなく，虹彩，毛様体，脈絡膜の下方の一部が欠損しているのが普通である．完全な失明はまれで，多くの場合，弱視程度の視力低下である．しかし，脈絡膜の一部が欠損しているため網膜剝離を起こしやすく，そのために完全に失明することがある．瞼裂が狭く，角膜が小さいので，外見から本症であることが簡単にわかる．遺伝によるものと，妊娠中の母体からの感染や放射線の影響などにより起こる場合とがある．網膜剝離を起こさないよう，打撲などを避けるようにすれば，視力の保存は可能である．読書の困難な者には，弱視眼鏡が非常に有効である．

牛眼

水眼症ともいう．小眼球とは反対に，眼球が正常よりも大きい．眼房水は前房隅角から適当に排出され，それにより眼圧が正常に維持されるのであるが，牛眼では遺伝あるいはその他の原因で，前房隅角の排出路が閉塞されるため，眼圧が高まり眼球全体が大きくなる．出生直後は普通であるが，やがて角膜が浮腫のため白く濁り，次第に大きくなる．早期に眼圧を下げるための手術を行なわないと，高眼圧のため視神経が萎縮し，ついに完全に失明する．しかし，眼球が瞼裂からはみ出るほど大きくなっても，なお手動弁以上の視力を保持するものがあるので，眼球が著しく大きいからといって，視力がないと速断してはならない．牛眼では網膜剝離や眼内の出血を起こしやすく，そのために視力がさらに低下し，失明する危険がある．特に打撲などの外力が眼球に加わると，その危険が大きいので，絶えず注意する必要がある．

網膜芽細胞腫

網膜膠腫ともいう．小児の目の癌ともいうべき悪性腫瘍で，遺伝が関係する場合が多い．生後数カ月ごろからひとみの奥が黄白色に光ってみえるため気づかれる．発見次第，直ちに眼球全体を摘出しないと，腫瘍は網膜から他の部分に広がり，やがて脳，骨，肝，り

んぱ腺などに転移し，ついには死亡する．多くの場合，両眼ともに発病するが，初めはまず片眼だけに症状が現われるのが普通である．したがって，まず片方の眼球を摘出し，やがて残った眼球をも摘出して，両眼とも無眼球となることが多い．しかし，最近では光凝固法や放射線治療法の進歩により，眼球を摘出しないで，腫瘍だけを破壊し，視力を保存することも可能になってきている．

未熟児網膜症

網膜芽細胞腫と同じように，ひとみの奥が光って見えることが多く，誤診されて眼球を摘出されることがあるが，本症は悪性腫瘍ではないから，摘出する必要はない．未熟児を保育器に入れて育てる場合，高濃度の酸素を長期間供給すると，網膜の血管にまず異常が起こり，やがて組織が増殖して網膜剝離を伴い，水晶体の後部に白い塊が見えるようになる．このように進んだ状態を水晶体後部線維増殖症（レトロレンタルファイブロプレジア）といい，視力は完全な失明あるいはそれに近い状態になる．しかし，それほどひどくならないうちに，酸素の供給を適正にすれば，眼底に軽い変化を残すだけで，視力の強い低下をみないことも多い．未熟児のうち，特に出生時の体重が 1900 グラム以下の場合には，必要以外には酸素濃度を 40 パーセント以上に上げないよう注意するとともに，眼底検査を励行して，本症の発生を予防することがたいせつである．発生初期には光凝固法による治療が有効である．本症が完成されてしまうと，もはや治療法はないし，あとになって牛眼あるいは小眼球の状態に移行することもある．

先天性白内障

特別な眼病などにかかったことがないのに，小児の水晶体に混濁がみられることがある．これを先天性白内障という．遺伝によるもののほか，妊娠中の母体からの感染や放射線の影響などによって起こる．原因が不明なものも多い．早くから水晶体の混濁が強くなるものと，長い間，軽度の混濁にとどまり，あまり進行しないものとがある．多くの場合，眼振を伴う．混濁が強いものは，ひとみが白く濁ってみえる．視力が低下した場合には，なるべく早く手術を行なう必要がある．手術は混濁した水晶体を除去するので，手術後には水晶体の屈折力に相当する凸レンズを眼鏡としてかけさせるか，あるいはコンタクトレンズを装用させる．なお，物体を明視する機能は，生後数カ月間に発達するもので，その間に水晶体の混濁が強いと，明視する機能を確立することができない．眼振が伴うのはこのためであり，あとになって手術しても，もはや明視機能を確立することができないので，弱視程度の視力にとどまるのが普通である．

網膜黄斑変性

網膜の黄斑部が進行的に変性する．小学校高学年ごろから文字が見にくくなるものが多い．しかし，この変性は黄斑部付近に限られ，網膜全体に広がることはないので，中心視力は低下するが，周辺視力は低下しない．この点が網膜色素変性とは全く違うところである．完全に失明することはないし，歩行にもあまり不自由をきたさない．遺伝が関係し，治療法はない．弱視レンズが有効な場合がある．

網膜色素変性

遺伝が関係し，近親結婚のこどもに現われることが多い．幼時から夜盲を訴える場合には，本症の疑いが最も濃い．網膜の周辺部から変性が進んで行くので，成長とともに視野が次第に狭くなり，中心部 10 度ぐらいだけを残すことが多い．視力が幼時から低下している場合があるが，これは黄斑部付近の変性を伴う場合である．黄斑部の変性を伴わない場合には，成人後までも中心視力が良好であることが多い．その場合でも，視野が狭いことと夜盲のため，日常生活はかなり不自由である．現在のところ，本症に対する確実な治療法はない．網膜の変性をくい止める方法もないので，進行的に視機能が低下するが，完全に失明することはまれである．

白子眼

皮膚や毛髪の色素が欠乏している白子にみられるが，眼球だけ色素が欠乏している場合もある．虹彩の色が薄いため，外国人の目のような外観を呈するが，眼底の色素も欠乏しているため視力が不良である．視力は弱視程度である．進行して失明することはない．眼振を伴う．まぶしいので，サングラスまたは着色コンタクトレンズをかけさせることもある．

強度近視

高度近視ともいう．近視を大別すると，遺伝の関係する進行性近視と，生物学的変異あるいは後天的な影

響による一般の近視とがある．視力障害の強い強度近視は，多くの場合，前者である．幼時から度が強くなり，特に眼軸が延長して，網脈絡膜萎縮，網膜剝離，眼底出血，硝子体混濁などを合併しやすい．したがって，眼鏡をかけても視力がよくならないことが多い．強度近視の進行および合併症を予防する良法はない．最も危険なのは，網膜剝離を起こして失明することで，これは打撲などの外力が眼球に加わると発生しやすい．

円錐角膜

青春期に発病するものが多いが，遺伝などの先天的素因が関係している．角膜が円錐状に突出し，強い近視状態になる．多くの場合，眼鏡は役にたたず，コンタクトレンズが有効である．また，角膜移植などの手術を必要とする場合もある．

レーベル氏病

先天性家族性に現われる視神経萎縮である．多くは青春期ごろから両眼の視力が低下し始める．中心暗点が強いため，見ようとする部分がよく見えない．しかし，周辺部の視野が残されているので，完全な失明にはならない．開頭手術などが有効であるといわれているが，成績は確実でない．

全色盲

色の判別が困難で，眼振，羞明を伴い，視力は0.1以下である．しかし，進行して失明することはない．遺伝が関係する．網膜に錐状体が欠損し，杆状体だけがあるものと考えられている．明るいところでは視力が特に低下するので，少し暗いところの方が見やすい．

無虹彩

遺伝が関係し，生まれつき虹彩が欠損している．虹彩欠損だけでは，視力低下，眼振，羞明などがあるにしても，失明することはない．しかし，やがて緑内障を起こす場合が多く，手術しても成功率が低いので，失明してしまうことがある．

先天梅毒性角膜実質炎

母親が梅毒であるため，先天性梅毒児として生まれたこどもが小児期に発病する．早期に治療すれば全治する．しかし，昔は治療法がなく，角膜白斑を残して視力が低下したり，完全に失明する者が多かった．

老人性変化によるもの

老人性白内障

俗に〝しろそこひ〟と呼ばれる水晶体の混濁で，60歳ごろから次第に進行するが，まれには50歳以前で起こることもある．皮膚のしわ，白髪などと同じような老人性変化であって，老人には宿命的なものである．ただし，水晶体の混濁の強弱に個人差があるから，死ぬまで視力が低下しない人と，早くから混濁が強く失明状態になる人とがある．現在のところ確実な予防法はない．視力低下のため日常生活が不自由になれば，手術を行なう．手術は混濁した水晶体を摘出するもので，手術後には，水晶体の屈折力に相当した凸レンズを眼鏡として装用する必要がある．この目的のため，コンタクトレンズも用いられる．白内障だけで眼底などに病変がなければ，手術によって視力を回復できることは確実である．

老人性脈絡膜萎縮

眼底中央部の脈絡膜が強く萎縮するため，視力が次第に低下する．欧米では，老人の視力障害の原因として本症が重要な地位を占めているが，わが国の老人には，本症が発生することはまれである．眼底の周辺部は萎縮しないので，歩行などにはそれほどの不自由はない．読書が困難になれば，弱視レンズを使用するとよい．

全身病と関係するもの

スモン

下痢止めのために大量内服したキノホルムという薬の中毒と考えられる．スモンとは，亜急性脊髄視神経症という英語病名の略字である．視力障害は視神経萎縮によるもので，完全に失明することもある．視力障害のほか，特に足のしびれと運動麻痺を残すのが特徴的である．

ベーチェット病

目，皮膚，粘膜症候群といわれ，全身的に各種の症状が現われる．原因は不明で，確実な治療法はまだ発見されていない．眼症状のおもなものは反復増悪するぶどう膜炎で，眼底出血や網膜剝離などを合併し，最

悪の場合は数年間で失明する．全身症状としては，口腔アフタ，結節性紅斑，陰部潰瘍などがあり，発熱，頭痛，関節痛などの苦痛を伴うことが多い．これらの症状は，軽快と悪化を繰返し，数年間も継続するばかりでなく，失明したのちも全身的症状が残るので，リハビリテーションのうえで大きな問題になっている．

糖尿病性網膜症，糖尿病性白内障

糖尿病が重症で適切な治療が施されないと，ほとんどあらゆる種類の眼疾患が現われる．糖尿病性虹彩炎，糖尿病性白内障などがその代表的なものであるが，最近は特に糖尿病性網膜症が注目されている．欧米では中途失明者の失明原因として，本症が主要な地位を占め，わが国でも最近しだいに増加している．眼底に出血，白斑が現われ，特に小さな血管瘤が発生することが特徴である．病変が高度になると完全に失明する．糖尿病自体の治療が重要で，網膜症に対してはそれほど有効な治療法は発見されていない．糖尿病性白内障によって水晶体が混濁すると，視力が著しく低下する．この場合，老人性白内障のようにすぐれた手術効果は期待できない．白内障を起こすような糖尿病は重症であるから，眼底に網膜症が存在することが多く，また，手術後に虹彩炎や緑内障などの合併症が起こりやすいからである．

高血圧性網膜症

高血圧のため眼底に出血，白斑，浮腫などを生じると，視力が低下する．眼底に強い変化が起きた悪性高血圧の患者は，多くの場合，数年以内に死亡するのが普通であったが，最近，すぐれた血圧降下剤が発見されたため，死亡に至らず救われる者が多い．その場合には，強い視力障害が残る．腎炎が進行した場合に起こる腎炎性網膜症も，症状その他は同じである．妊娠中毒症のときにも同様な症状が起こるが，出産とともに軽快することが多い．以上のほか，血圧上昇がそれほど強くない良性高血圧の場合，あるいは高血圧のない場合にも，眼底に出血して視力障害を起こすことがある．これは網膜の血管が硬化することによって，網膜静脈血栓症を起こすためである．眼底のかなり広い範囲に出血すると，失明に近い状態になることもある．また，あとになって眼圧が上昇して出血性緑内障の状態になり，適切な治療法がないため失明することもある．

視神経炎，視神経萎縮

視神経に炎症などの病変が起こると，視力が著しく低下する．この視神経炎の原因は，梅毒，副鼻腔炎，中毒，脳内の病変，スモンなどである．治療により，あるいは自然に治癒すれば，視力は回復する．しかし，治癒しないで視神経萎縮の状態になると，視力低下は永続する．視力低下としては完全に失明する者もあるが，弱視程度の視力を保つ者も多い．周辺部の視野が残っている場合には，歩行にそれほど不自由はないが，中心暗点が強いので，読書はかなり困難である．脳内の病変によるものには，半盲を伴うことが多い．

網膜動脈塞栓症

網膜動脈の血行が遮断されるもので，その動脈が栄養を補給している網膜部位は突然視力を失う．心臓病あるいは網膜血管硬化が原因であることが多い．通常片眼だけに起こり，速やかに治療しないと永続する視力障害を残す．また，本症経過後に緑内障を起こすことがある．

角膜軟化

ビタミンAの欠乏によって角膜が混濁して潰瘍を生じ，最悪の場合には眼球全体が化膿して失明する．乳児が麻疹などにかかり，全身が衰弱していると発生しやすい．ビタミンAを投与し，感染予防のため抗生物質を併用して治療する．

感染によるもの

トラコーマ

トラコーマビールスの感染によって起こる．結膜に充血，肥厚，混濁，ろ胞，瘢痕などを生じ，角膜には血管が進入して混濁を伴う．病状が進行すると，睫毛乱生，角膜白斑，眼球乾燥などを起こし失明状態になる．しかし，最近では環境衛生の向上と抗生物質による治療により，重症例はほとんどみられなくなった．また，過去に重症であったため視力障害が強く残っている者は，各種手術法の進歩により，視力の回復が期待できる場合がある．

角膜ヘルペス

単純ヘルペスビールスによるものは，角膜に樹枝状の潰瘍を生じるので，樹枝状角膜炎と呼ばれる．容易に治癒せず，角膜に白斑を残して視力が低下する．し

かし，最近， IDU という特効薬が発見されてから，治療が非常に容易になった．なお，本病は副腎皮質ホルモンを点眼している目に起こりやすいから，副腎皮質ホルモンの点眼薬は，医師の指導なしに使用することは厳に避けるべきである．

帯状ヘルペスビールスによるものは，眼瞼などの皮膚から角膜にかけて3叉神経第1枝領域に帯状に潰瘍が発生する．これに対しては IDU は無効である．

匐行性角膜潰瘍

角膜に小さな傷ができた場合，そこから化膿菌がはいると角膜に潰瘍を生じる．すなわち，角膜の傷の化膿である．この化膿は周囲および深部に向かって進行し，前房に膿がたまる．直ちに抗生物質を全身および局所的に投与すると，角膜に薄い白斑を残す程度で治癒する．しかし，治療が遅れたり，抗生物質に耐性のある細菌の感染による場合には，化膿がますます広がって角膜に穿孔し，失明することが多い．眼部が常に清潔であれば，角膜に小さな傷ができても化膿することはない．慢性涙嚢炎などがあって，常に化膿菌が存在するような不潔な目に起こりやすく，木の枝や草の葉先などが角膜に軽く当たっただけでも，本病が発生する．俗に〝つきめ〟と呼ばれる．本病予防のため，慢性涙嚢炎のある人は，早く手術を受けることが必要である．

全眼球炎

眼球全体の化膿である．外傷により化膿菌がはいる場合と，身体の他の化膿している部分から血行性に化膿菌が送られてくる場合とがある．眼球内は膿で満たされ，痛みと充血が強く，眼部の腫脹が高度になる．抗生物質を用いて強力に治療しても，視力を回復することは困難で，多くの場合，完全に失明する．眼球は間もなく萎縮して小さくなり，眼球萎縮または眼球癆という状態になる．

淋菌性結膜炎

膿漏眼あるいは風眼とも呼ばれ，淋菌の感染による．本病予防のため，新生児に対して硝酸銀の点眼（クレーデ法）が励行されるようになってから，新生児の罹患はほとんどみられなくなった．また，ペニシリンの出現以来，淋疾患者自体が著しく少なくなったので，現在では本病をみることはまれである．放置すると角膜に潰瘍を生じ，化膿が深部に進んでついに失明する．ペニシリンその他の抗生物質を早期に投与すれば救われる．

トキソプラズマ症

トキソプラズマと名づける原虫の感染によるもので，多くの場合，眼底の中心部に網脈絡膜炎を起こし，視力障害が起こる．各種動物から感染するから，動物の飼育や肉の生食には注意が必要である．わが国では，きわめてまれな病気と考えられていたが，最近ではかなり多くの報告がみられる．

外傷によるもの

鉄片外傷

鉄片が眼内に飛込んだ場合には，できるだけ早く磁石などを使って摘出する必要がある．これを放置すると，鉄のさびによる眼球鉄症が起こり，失明する．多くの場合，鉄片は眼球外壁を貫通して水晶体を傷つけ，あるいは網膜を破って眼底深部に到達する．したがって，直ちに摘出した場合でも，白内障や網膜剝離などの合併症を起こし，失明する者が多い．

網膜剝離

網膜の一部が破れ，それまで脈絡膜にしっかり付着していた網膜が，脈絡膜からはがれるものである．原因としては打撲などの外傷のほか，特発性網膜剝離といって，原因が明らかでない場合も多い．素因として最も注目しなければならないのは強度近視である．強度近視の場合には，眼軸が延長するため，網膜に裂孔を生じやすいと考えられる．したがって，強度近視の人たちは，打撲など，眼球に外力が加わることを努めて避けなければならない．自覚症状としては，視野の一部が欠けてくるため，眼前に幕が下がったように感じられる．また，物がゆがみ，波うつようにも感じられる．直ちに手術の必要があるが，手術としては，ジアテルミーや光凝固法などによって裂孔を焼灼凝固させる．しかし，手術の成功率はまだ十分でないため，失明する者も多い．多くは片眼であるが，両眼にくることも少なくない．

交感性眼炎

片眼に外傷を受け，虹彩，毛様体を損傷した場合に，反対眼に強い炎症を引起こすもので，従来はこのために両眼とも失明した者が多い．しかし，副腎皮質

ホルモンが治療に用いられるようになってから，失明に至らず軽快する者が多い．従来は片眼にひどい外傷を受けた場合，反対眼を本病から守るため，外傷眼を直ちに摘出するのが普通であったが，副腎皮質ホルモンの有効性が確認されてからは，外傷眼を努めて保存するようになった．

その他

緑内障

眼圧が異常に上昇する病気であり，放置すると必ず失明する．幼児にくるものは牛眼と呼ばれる．成人にくるものは，狭隅角緑内障と広隅角緑内障とに大別される．前者は眼房水の排出路である前房隅角が，虹彩根部の圧迫により閉塞され，その結果，眼房水の排出が障害されて，眼圧が上昇するものである．広隅角緑内障は，隅角の外見には著変がないもので，原因の不明なものが多い．

眼圧降下作用をもった薬剤を投与し，あるいは手術を行なう．しかし，治療が奏功しないで失明する者も多い．眼圧上昇が急激高度なものは，自覚症状があるから，比較的早く眼科医を訪れる．しかし，この場合でも，頭痛や嘔気などの内科的症状を伴うため，内科疾患と誤られて，治療の時期を失うことがある．主症状としては，視力が急に低下し，瞳孔が散大し，充血と角膜の浮腫がみられる．これに対し，慢性的に中等度の眼圧上昇が続く患者では，自覚症状があまり強くないので，眼科医を訪れることが遅い．したがって，すでに視野が狭くなり，視神経に萎縮のみられるものが多い．なお，続発性緑内障として，種々の眼病に続発するものもある．

ぶどう膜炎

各種の原因で起こる．ベーチェット病および交感性眼炎もこの1種である．これらのほか急性びまん性，ぶどう膜炎として，しばしば見られるのは原田氏病および Vogt 一小柳氏病である．いずれも高度の視力障害を伴い，両眼が同時に発病する．網膜剝離あるいは緑内障を続発し，治療が奏功しないと失明する．治療には副腎皮質ホルモンが有効である．なお，眼症状だけでなく，頭痛，耳鳴などの全身症状を伴い，経過中に毛髪や皮膚の一部が白変するのが特徴である．

壮年反復性網膜硝子体出血

眼底出血が反復して起こり，失明する者が多い．通常両眼にくる．結核性網膜静脈周囲炎に基づくといわれているが，結核に対する治療は有効でない．

（原田政美）

眼病の遺伝

眼病と遺伝

近代人類遺伝学は，人間の染色体標本作成法の改良，性染色質 (Sex chromatin) や伴性遺伝をする Xg 血液型の発見，たん白合成や酵素などの遺伝生化学的研究の発達，電子顕微鏡や近代的統計学などの導入により，従来の家系図中心の古典的人類遺伝学から大きく変容している．

そのなかにあって，眼病には遺伝性疾患が多いので，染色体異常や性染色質異常，遺伝子の連関などの研究には好適であり，人間の染色体地図 (Chromosome map) の作成に大いに寄与することが期待される．

なお，遺伝性の眼病とみなされてきた疾患にも，非遺伝性の先天性疾患が少なくないので，遺伝性と断定するのに困難な場合がある．先天性疾患で非遺伝性の場合には，次のような原因が予想される．母親が妊娠の初期（おもに最初の3カ月）に風疹などのウィルス性疾患にかかった場合（心臓の奇形，白内障，つんぼ，精神異常などをひき起こし，流早産も多いようである），サリドマイド，その他の精神神経安定剤，性ホルモン（種々の合成黄体ホルモンやアンドロジェンなどの適用を受けた妊婦から生まれた女児の外生殖器の男性化が報告されている），ステロイドホルモン（マウス，ウサギ，モルモットなどで，胎児に口蓋裂を起こし得る）の使用など．そのほかにも天然痘ワクチンの接種（妊娠中母親が接種されたため天然痘が胎児に発現し，死亡した例がある），レントゲン照射，トキソプラズマや梅毒の感染，母体の著明な栄養不良，胎児の子宮内位置異常による低酸素症などが催奇型因子

と考えられている．しかも，サリドマイドの場合は，受胎後40日ごろまでの早期内服によって発病しているので，妊娠の可能性ある婦人は，常に薬剤の使用やレントゲン照射などには慎重でなければならない．

常染色体性遺伝と性染色体性遺伝

遺伝性の眼病は，主として染色体上の遺伝子によって親から子へと伝えられるが，遺伝の型式のおもなものに常染色体性遺伝(常染色体上の遺伝子による遺伝)と性染色体性遺伝（性染色体上の遺伝子による遺伝）とがある．そのうえ，両者にはそれぞれ優性と劣性遺伝とがあり，これらを常染色体性優性遺伝，常染色体性劣性遺伝，伴性優性遺伝，伴性劣性遺伝という．このほかにも，不規則な遺伝のため，優劣いずれとも断じがたい場合や，細胞質遺伝も予想される疾患がある．

染色体

染色体（Chromosome）という呼び名の由来は，染色体が核酸をもっていて，アルカリ性の色素を吸収しやすく，染色されやすい物体という意味からである．

染色体は動物および植物の細胞の重要な構成物である核の中に含まれているが，静止期では不明瞭な網目様の構造を呈し，核分裂のとき以外には，一定の形態を現わさない．核分裂の中期になると，生物の種類によって必ず一定の形，数で現われるのが特徴である．染色体の数が少ないか多いかは，生物の高等，下等とは無関係である．少ない例としては，馬の蛔虫（*Ascaris megalocephala*）の2本があり，多い例としては甲殻類オオツクヤドカリの254本がある．

染色体が重要なのは，人間の諸形質の発現を支配する遺伝子を含むためである．もし，染色体の一部が欠損したり，逆に重複すると，遺伝子も欠損あるいは重複して，遺伝子のバランスがくずれるために，身体の機能や構造が正常人と違ったものになる．

人間の染色体

人間の染色体は従来47本説，48本説ないしXO型説などがあり，激しい論争を重ねてきたが，1956年TjioとLevanが組織培養を応用して，人胎児の肺組織から鮮明な染色体標本の作成に成功し，46本という画期的な報告が提出され，その後の追試により正常な人間は，人種，性別にかかわらず，すべて染色体数は46本であることが確認された．長い間，決定を渇望されてきた正常人の染色体数が，男女ともに46本と確定されると，こんどは染色体異常に関心が向けられ，ついに1959年フランスのLejeuneらによって，モーコ症（ダウン症候群）では正常より1本過剰で47本であることが発見された．これと前後して，性異常患者の性染色体異常も発見されて，にわかに染色体と臨床医学との結びつきが緊密になってきた感がある．

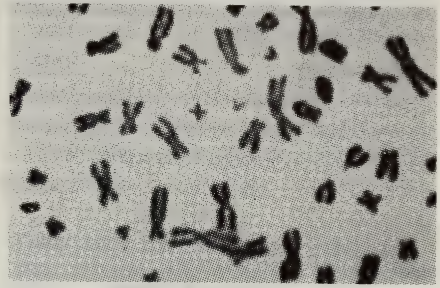

図1　正常人男子の核板（原図）

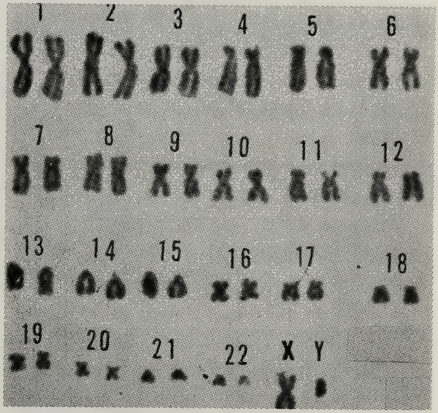

図2　正常人男子の核型（原図　図1の分析）
（注）　No. 1，2，3…は Denver system による分数

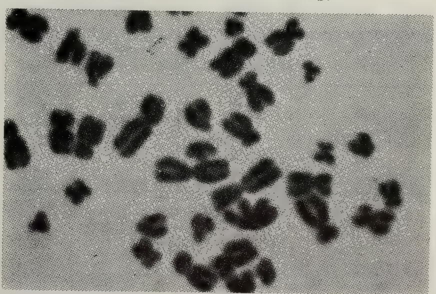

図3　正常人女子の核板（原図）

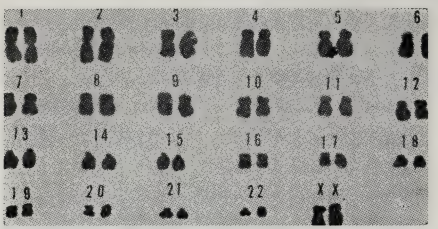

図4　正常人女子の核型（原図）　　（図3の分析）

デンバー方式

1960年アメリカのコロラド州デンバー市のコロラド大学で人類染色体会議が開催され，人染色体の命名規準が提案された．それを Denver system（デンバー方式またはデンバー規約）と称して，今日一般に通用している．

46本の染色体を相対的長さと腕比（表1，図1，2，3，4）を参考にしながら，長さの順に1対ずつ並べてみると，七つのグループ（A，B，C，D，E，F，G）に分けられる．

表1　各染色体の相体的長さと腕比の平均値　　（小林）

慣用グループ名	染色体番号	相対的長さ	腕比
A	1	83	1.1
	2	75	1.6
	3	64	1.1
B	4	61	3.2
	5	58	3.0
C	6	56	1.7
	7	52	1.5
	8	50	1.6
	9	46	2.1
	10	45	1.5
	11	44	2.5
	12	39	2.2
D	13	38	6.2
	14	33	5.7
	15	31	6.4
E	16	30	1.4
	17	29	2.6
	18	27	2.6
F	19	25	1.3
	20	23	1.1
G	21	22	3.2
	22	20	3.2
	X	55	2.0
	Y	23	3.0

$$\text{相対的長さ} = \frac{\text{各染色体の長さ}}{(22\text{A}+\text{X})\text{の長さ}} \times 1000$$

$$\text{腕　比} = \frac{\text{長腕の長さ}}{\text{短腕の長さ}}$$

A：常染色体

性染色体

各染色体は長さの順に1から22まで番号をつけるが，性染色体は番号をつけずに，従来通りX，Y染色体と呼ぶ．女子には44本の常染色体（Autosome）とX染色体2本があり，男子には44本の常染色体とX染色体1本，Y染色体1本がある．したがって，男女の差は，性染色体（Sex chromosome）にあり，女子がX染色体2本をもつのに対し，男子はX染色体を1本しかもたず，その代りにY染色体1本をもっている．

染色体の不分離現象

人間の染色体異常として最もポピュラーなのは，染色体の不分離現象（Non-disjunction）である．これは親の配偶子（精子または卵子）形成の際，染色体が23本ずつ均等に分離されずに過不足が起こる現象である．そのため，正常な精子と卵子なら必ず23本であるべきなのに，24本または22本の染色体をもつ異常な配偶子が生じ，これが受精に関与すると47本または45本の染色体数をもつ異常な個体が出現する．

ダウン（Down）症候群

有名な例として，モーコ症（ダウン症候群）では21番目の染色体が正常より1本多いので，47本の染色体であるが，これは主として卵子の形成過程で染色体不分離現象が起こり，24本の染色体の卵子と正常な23本の染色体の精子とが合体したためである．別の可能性として，正常な46本の受精卵であっても，卵割の初期に染色体不分離が起こって，染色体数47本の細胞と45本の2系統に分れ，45本の系統は発生途次に消滅して47本の系統だけ増殖した場合も予想される．染色体異常の原因は上記の染色体不分離現象のほかに，放射線やウィルスなどの影響も考えられる．放射線関係技師の末梢白血球に染色体異常が見られたとの報告がある．また，ウィルス性疾患である麻疹（Roseola）でも染色体の切断現象（Fragmentation）が報告されている．

性染色体異常，常染色体異常

染色体異常は性染色体異常と常染色体異常とに大別

される。前者はXないしY染色体の異常であり，性器の形態異常や機能異常を著明に現わす場合が多い．後者は常染色体の異常であって，全身的な形態ないし機能異常は著明であるが，性器の異常は必ずしも伴わない．性染色体の異常は，全身的な障害程度が比較的軽いので，成人する人が多い．これに反して，常染色体異常は生命力を強く犯すために，幼少児期に死亡しやすい．

常染色体異常の代表的なものとしては，モーコ症（21トリソミー）のほかに，Dトリソミー（D群の染色体が1本過剰），Eトリソミー（E群の染色体が1本過剰）がある．D，Eトリソミーは全身症状が特に重篤であり，流産や死産の一因ともなっている．モーコ症の眼症状には斜視，白内障，瞼裂異常および Epicanthus，円錐角膜，強度近視，眼球振盪症などがある．Dトリソミーの眼症状は重症であり，小眼球，虹彩癒着，白内障，眼圧上昇，Retinal dysplasia，無眼球，外眼筋異常，角膜混濁などが報告されている．

ターナー（Turner）症候群
クラインフェルター（Klinefelter）症候群

性染色体異常の症例は，常染色体異常よりもはるかに膨大な数に達している．代表的なものとしては，Turner 症候群，Klinefelter 症候群がある．前者はX染色体を1本しかもたない外見的女性であり（染色体数45本），後者は外見的男性であるが，Xを2本とYを1本もっているので，染色体数は47本である．眼科的に興味深いのは，色盲の頻度がターナー症候群では，男子の色盲頻度と同様な高率となり，逆にクラインフェルター症候群では，男でありながら女子の色盲頻度と同様な低率となることである．これは，色盲遺伝子がX染色体上の伴性劣性遺伝子であることから説明できる．すなわち，ターナー症候群ではX染色体が1本なので，色盲遺伝子をヘテロに所有しても，そのまま表現型に現われるのであり，クラインフェルター症候群では，X染色体を2本もつため，色盲遺伝子をホモにもたなければ色盲を発現しないからである．X染色体を3本もつ超雌（Super female, triple X）という性染色体異常患者（染色体数47本）もあり，これは通常知能低下を示すほかは臨床的に著変はない．

主要遺伝眼病の遺伝型式

人間の場合，動植物のような交配実験が不可能であるうえ，こどもの数が少なく，しかも，1世代が長いので，遺伝型式の判定が困難になりやすく，果たして優性か劣性か，常染色体性か，性染色体性（伴性遺伝）か，不明な場合がしばしば見受けられる．したがって，以下に記述する遺伝型式には，試案程度のものが少なくない．

なお，各種眼疾患の症状については「主要失明眼病」の項参照．

小眼球

不規則な常染色体性の優性と劣性遺伝，および伴性劣性遺伝と思われる家系がある．しかし，高度なもので，全身的な奇形も合併する場合は，染色体異常が予想される．

先天性白内障

常染色体性の優性遺伝が主であるが，血族結婚例が多いので，劣性遺伝も考えられる．その他，家系内で男子だけに発症した例もあり，伴性劣性遺伝も否定できない．しかし，この疾患は妊娠中の母親のウィルス感染，レ線照射，薬剤投与などによっても先天性に発病するといわれており，遺伝性と非遺伝性の先天性白内障が存在する．

後者の場合のように，環境の影響で先天性異常を生じ，しかも遺伝子による先天性異常と表現型がきわめて類似した形質を出現する場合，この現象を表（現）型模写（Phenocopy）という．表型模写による先天性異常者からは病気が遺伝しない．

網膜色素変性

血族結婚のこどもに現われる家系が多く，大部分が常染色体性劣性遺伝である．しかし，本症は遺伝的に単一の疾患とは考えがたく，常染色体性優性および伴性優性と伴性劣性遺伝らしい家系の報告もある．代々発病した家系内においては，促進表現ないし表現促進（Anticipation，発病年齢が若くなる傾向）がみられる場合がある．

全身白子

従来は常染色体性の単一の劣性遺伝子による劣性遺伝病とみなされてきた．すなわち，両親が全身白子なら必ずこどもも白子であった．しかし，近年，両親が全身白子なのに，こどもは3人とも正常という家系の報告があり，したがって，全身白子の遺伝子座位が2

種類あって，別々な染色体上に位置する可能性がある．

眼白子

血族結婚によるこどもに多い．男子に発病しやすく，色盲と同様に伴性劣性遺伝の家系が多い．

牛眼と緑内障

牛眼は血族結婚によるこどもに多く，常染色体性劣性遺伝が主である．これに反し，原発性緑内障は遺伝型式が複雑であり，緑内障の発現に環境条件が関係する場合も予想される．したがって，原発性緑内障の場合は，単一（1対）の遺伝子の関与によるよりは，多遺伝子（Polygene）の支配を受けていることが予想される．すなわち，プラスまたはマイナスの作用をする多数の遺伝子の総和が緑内障側に傾くと，発病するのではないかと思われる．

網膜膠腫

片側だけ罹患する場合と両側性の場合とがあり，両者は本質的ないし遺伝学的に異質なものか否かは不明である．血族結婚との関係は少ない．

両親は全く健全であり，しかも親類縁者にも同病者が全くない家系に，突然発生する型が多い．本病にかかると腫瘍細胞の転移により死亡しやすく，したがって，患者の子孫の数は少ないのに，統計上減少の傾向を示さないのは，毎代低頻度で新しく発生する遺伝子の突然変異によるためと思われる．

しかし，いちど突然変異を起こして，本症をひき起こす遺伝子が発生すると，常染色体性優性遺伝を示すことが予想される．たとえば，手術で生命を救われた父親のこども6人のうち3人までが，網膜膠腫を発病した家系例がある．もちろん，既述した表型模写による場合も予想される．

家族性視神経萎縮症（レーベル氏病）

独特な遺伝型式を示す．一般に男子に多く発病し，女子の罹患者数は少ない．この点は色盲の遺伝と似て，伴性劣性遺伝と考えたくなるが，色盲の遺伝と違うのは，男子の罹患者の子孫に本症が現われないことである（ロッセンの法則）．

発端者の母親側の親類に同病を有する家系が多く，母親を通じて遺伝すると考えられる．このために今井喜孝，森脇大五郎らは細胞質遺伝（Cytoplasmic inheritance）を唱えている．

全色盲

両親の血族結婚率が高く，しかも男女の出現率に差がないので，常染色体性劣性遺伝とみなされていたが，不完全ないし部分伴性（Incomplete or partial sex-linkage）の劣性遺伝という説もある．これはX，Y両染色体が相同部を有すると仮定して，その相同部上の遺伝子による遺伝であれば，遺伝子が交叉によってX染色体からY染色体へ，逆にYからXへ移ることが可能となり，男女の出現率に色盲ほどの差が生じなくなるからである．

赤緑色神異常

色盲と色弱を総称して，赤緑色神異常といい，色盲と色弱とにはっきり区別することが困難な場合が多い．臨床的には，色盲と色弱の中間位の異常，色弱と正常の移行程度の異常があり，従来のように，第1色盲(赤色盲)，第1色弱(赤色弱)，第2色盲(緑色盲)，第2色弱（緑色弱）に分類するのはあまりにも人為的過ぎる感がある．

赤緑色神異常の遺伝子座位について，従来は1座位説と2座位説とがあり，後者の方が有力視されていた．1座位説とは第1色盲，第1色弱，第2色盲，第2色弱および正常の五つの対立遺伝子が同じ一つの座位に位置するという説である．これに反し，2座位説は第1色盲，第1色弱および正常の三つの対立遺伝子が一つの座位を占め，第2色盲，第2色弱およびそれに対応する正常の三つの対立遺伝子が別の座位を占めるという説である．しかし，実際上は特殊な家系例については両説とも不備な点があり，最近，小林守，小野記彦らは従来の古典的1座位，2座位説の代りに，最近の遺伝子の概念に基づいて新1座位説（Die Neo-Ein-Lokus Theorie）を提唱している．この仮説に従うと，色盲，色弱，正常の3者間の移行型，交叉現象(Crossing over）を起こした家系，および父親が色覚正常でありながら，娘が色神異常という特殊な家系についても説明が可能になる．遺伝子の座位については，以上のように未決定の状態であるが，赤緑色神異常をひき起こす遺伝子が伴性劣性遺伝子であることはまちがいない．なお，最近の知見によると，X染色体の短腕（Short arm）に色盲遺伝子が位置しているようである．

先天性眼球振盪症

男子の罹患者数に比べ，女子の相対的頻度が少ない．伴性劣性遺伝が主とされているが，常染色体性の優性および劣性遺伝も否定できず，果たして遺伝学上単一な疾患であるか否かは問題である．

遺伝病および先天性疾患の対策

遺伝病を減らす対策としては，第1に血族結婚をなるべく避けることである．既述したように，劣性遺伝病である網膜色素変性，全身白子，牛眼などでは特に血族結婚によるこどもに多いので，病気をひき起こす遺伝子が，ホモにならぬように血族結婚を避けなければならない．

第2にモーコ症（ダウン症候群）の発生は，母親の年齢と相関があり，特に40歳を過ぎた高年妊婦からの出産に多い傾向があるので，出産は30歳代までが望ましい．

第3に先天性疾患は，妊娠中の種々な薬剤投与，ウィルス感染，レントゲン照射，栄養不良などでもひき起こされるので，妊娠の可能性ある婦人は常に薬の使用などに注意し，産婦人科に限らず，医療を受ける際には必らず妊娠何ヵ月目であるかを申出ることがたいせつである．ことに妊娠初期（1～3ヵ月ごろ）に催奇形要因が働きやすいので，妊娠したかどうかがはっきりしない時期から，以上のことを念頭におく必要がある．

第4に努めて遺伝学的な知識を身につけることが望ましい．たとえば，父親が色盲であっても，母親が全く正常な場合は，むすこは全員必ず正常になり，娘は全員必ず保因者になって，その娘の次の代の男子が約半数色盲になる．

これは赤緑色神異常をひき起こす遺伝子が，伴性劣性遺伝子であることから，もし，遺伝学的な常識さえあれば容易に予想できるのである．

第5に遺伝性眼病のなかには，早期発見，早期治療により，視力障害を軽減できる疾患が少なくないので，目の異常に気づき次第，眼科医の診療を受けることが必要である．

その他，母親が梅毒，糖尿病などに罹患していると，こどもに全身的および目の先天異常が発生しやすいので，結婚前に治療することが望ましい．

（小林　守）

産業災害および交通事故による視力障害

近時，中途失明者の中に産業従事中および交通事故による視力障害者が次第に増加の傾向にある．これらは，刺傷，裂傷，異物飛入，打撲，墜落，衝撃によるもの，薬傷，火傷，汚染などによるものが多い．しかも，それらは視力障害だけでなく，他の身体部分の傷病を伴う場合がほとんどであり，災害を受けた場合は一刻も早く全身的な治療手当とともに眼疾患手当を受ける必要がある．

これを未然に防ぐためには，設備の改善，安全装置，環境衛生の厳密な規制，取締り，監督，指導など行政措置の強化，作業者の教育，訓練，労働強化の回避，その他公害防止の徹底などあらゆる対策が急速に望まれる．

頭部および顔面の外傷

脳損傷

いわゆる頭部外傷によって起こる脳質の損傷であって，視中枢や視路が傷害されると，視力障害や視野の欠損がみられる．後頭部を強打した場合には，大脳の後頭葉が損傷されることが多い．後頭葉皮質には視中枢があるので，この部の損傷では，主として両眼視野の部分的な欠損が現われる．脳の強い挫滅によるものは回復の見込みはないが，骨折した骨片による圧迫の場合には，骨片を除去して，いわゆる頭蓋形成術を行なえば回復することもある．また，外傷後の視野欠損に対し，向精神薬と呼ばれる薬剤を投与すれば，好結果をみるという報告もある．

視路の損傷は主として出血によるものと考えられるが，同側性の半盲が起こり，中心視力の低下することがある．この傷害の大部分は，現在の医学の力では治療不能なことが多く，回復の見込みはないようである．脳神経外科が独立してからまだ日が浅く，頭の外傷に対する治療の進歩はまだ遅々たるもので，視路や視中枢の問題も今後に残された大きな研究課題である．

視神経損傷

頭部に対する強い衝撃によって，両側の視神経が同時に傷害されることは，きわめてまれなことではあるが，絶無ではない．脳質の移動による視神経の伸展断裂が起こるという報告があるが，まれなようである．逆に後方から脳質が前進して，両側の視神経を骨に圧迫して傷害することも考えられ，事実，外傷後に両耳側半盲になった患者がある．これらの症状は現在適切な治療法がなく，手術的に開頭しても無効であることが多い．その正確な受傷機転や治療法は今後の問題と考えられる．

視神経管骨折

以上述べた両側の視力障害をきたす例はきわめて少なく，多くの場合は，片眼の失明あるいは視力減退をきたすようである．ことに前額部側方，すなわち眉毛部外方に前方から強い衝撃が加わったときは，その部に骨折をきたす場合もあるが，多くは局所に骨折を起こさず，奥深い視神経が損傷される．このような場合の傷害は，視神経の通る視神経管に骨折をきたしたためと思われる．眉毛部外方に衝撃を受けた患者の90パーセント以上に視神経管の骨折が認められる．したがって，視神経管骨折の診断には，第1に顔面眉毛部外方の傷があげられる．第2には同側の目の直接光線反応の消失あるいは減弱があげられる．一般的にいって，視神経管の骨折をきたすような場合には，脳質に対する損傷は軽いことが多く，受傷後の意識障害も軽く，その持続も数分間から数十分間のことが多い．したがって，上記の2症状は救急の場合にも落着いて検査すれば簡単に発見できる．生命の危険が少ない本症の患者の多くは，頭部外傷の名のもとに，いたずらに安静療法を命じられていることが多く，永遠に視力を失うことが多い．X線で視神経管に骨折を認めた場合にも，視神経損傷にはいろいろな要素が考えられるが，現在の医学では，その治療法の第1は神経に対する圧迫を除くことである．手術時に視神経管の管壁を除去して，視神経の圧迫を除く方法には，開頭して行なう方法や鼻腔内から篩骨洞を経て行なう方法がある．しかし，最も簡単で効果的な方法は，佐藤邇により考えられた鼻外からの経篩骨洞法である．この方法は内眼角部の皮膚を切開し，鼻前頭管，篩骨洞を経て視神経管に達し，主としてその内側壁および内下側壁を除去するものであり，術野に明確に視神経を見得るし，注意して行なえば，視神経を手術により損傷することはなく，成績も比較的良好である．受傷後，視力がゼロの場合でも，1週間以内に手術を行なえば，ある程度視力を回復することもあり，早期診断を確実に行なうとともに早期治療の必要なことを示している．

眼窩壁骨折

顔面側方や頬部を強打した場合に，眼球には全く傷害を与えずに，眼窩を構成する骨（前頭骨，頬骨，上顎骨，篩骨，蝶形骨）に骨折をみることが多い．この場合は，視力障害を起こすことはないが，眼窩内容積が拡大することなどの原因で，眼球の陥凹が起こり，下壁に骨折を起こした場合には，眼球の下垂，下転を伴ってくる．その結果，相対的な眼球運動障害を起こして，複雑な複視を訴えてくる．診断には顔面の種々な方向からのX線撮影が必要であり，ことに立体撮影や断層撮影を必要とすることが多い．治療法は身体他部の骨折と同様，早期に整復することがたいせつである．遅くとも2週間以内に行なえば，ほとんど完全に整復できるようである．

眼瞼の損傷

眼瞼の裂傷および刺傷

傷が眼瞼だけにとどまって，眼球に及ばない場合には，直接視力障害をきたすことはないが，刺傷の場合には眼球にも傷害が及んでいることが多い．また，複雑な裂傷では，眼瞼の変形や欠損をきたし，眼瞼の閉鎖不全すなわち兎眼症を起こす．眼瞼は瞬目によって眼球表面を涙液でうるおす作用を行なっているから，一部の閉鎖不全が残っても，適当な処置を講じなければ，やがては角膜の障害をきたして，視力障害を起こしてくる．したがって，眼瞼損傷の場合には，一般的な創傷の処置を行なうことはもちろんであるが，眼瞼の変形や欠損を残さないよう，初期から十分に注意することがたいせつである．不幸にして兎眼症を起こした場合には，刺激が少ないサルファ剤などの点眼を頻回に行なうとともに夜間就寝時には必ず眼軟膏を塗入して，角膜の乾燥を防がねばならない．このような処置を続ける一方，できるだけ早く眼瞼形成術を行なって，兎眼症の治療を行なう必要がある．

眼瞼の薬傷および火傷

酸，アルカリのほか種々な有機溶剤による腐蝕で，眼瞼組織が溶けて欠損をみることが多い．また，熔融

した金属塊による火傷でも，同様に眼瞼組織の脱落がみられ，上述の兎眼症を呈することが多い．したがって，損傷が眼瞼だけにとどまるときは，上述のように主として兎眼症の予防とその治療を行なうことになる．しかし，薬傷や火傷は多くの場合，眼球にも同時に傷害を及ぼしているものであり，特に眼球下方，すなわち角膜の下半から下方の結膜嚢に大きな傷害をきたしているようである．角膜の傷害については，眼球損傷の項で詳述するが，結膜嚢が傷害された場合には，当然のことながら眼球と眼瞼が癒着する，いわゆる瞼球癒着の状態が起こりやすい．結膜面だけでなく，眼瞼が角膜下半に癒着することもあり，本症の発現は著しく視力を障害する．薬傷および火傷に際しては，兎眼症に対する予防よりは，この瞼球癒着の防止が最も重要な課題になる．治療法としては，感染防止を行なうことはもちろんであるが，損傷を受けた面を清浄にして，ＦＡＤ 製剤を頻回に点眼すると効果的である．癒着の起こることを防ぐ意味で，毎日入念に創面を検査し，小さい癒着を認めた場合には，必ずこれをはがしてＦＡＤ 製剤の眼軟膏を塗入し，創面に上皮が形成されるまで続けることである．いちど強固な癒着が生じると，創面の上皮形成はきわめて不良となり，頬部あるいは口唇粘膜を移植する必要の生じることが多い．このように結膜の創面に強い瘢痕を作らないように処置することは，角膜に対する栄養の面でもきわめてたいせつなことであって，角膜も強く傷害され，のちに角膜移植術などを行なう場合にも，透明治癒を望めるか否かは，角膜周囲の結膜の性状の関与する面が少なくないようである．

眼球の損傷

鞏膜および角膜の損傷

〔裂傷および刺傷〕鞏膜および角膜は眼球の形状を保持する役割を果たしており，また，角膜は眼球という光学系の前玉の役割をもっている．したがって，この外膜の損傷は眼球内容の傷害を伴い，内容の脱出をみることが多い．角膜の場合には，内容の脱出は虹彩だけのことが多いが，傷が大きく，外力が強い場合には，水晶体や硝子体が脱出することもある．しかし，一般的に裂・刺傷だけで眼球萎縮をみることはあまり多くない．これに反し，鞏膜の傷では毛様体や脈絡膜の脱出損傷を伴うことが多く，眼球萎縮をきたす頻度ははるかに多い．毛様体などが広く挫滅された場合には，現在の医学では眼球の萎縮を防止することはできず，止血剤の大量投与と 2 次感染の防止に努める以外はない．内部の傷害が少なく，創面を縫合した場合にも，化膿菌の感染が起これば，眼球の各組織は破壊され，たとえ感染症を治癒することができても，眼球は次第に萎縮に陥るか，残された瘢痕組織のために，光学的に使用不能な状態になる．小さい角膜の傷に化膿菌の感染が起こり，いわゆる匐行性角膜潰瘍になって，ほとんど失明の状態になったり，さらに化膿が進行して，全眼球炎になり失明する例が，種々の抗生物質の使用されている今日でもみられることは，初期の創傷の処置と治療がいかにたいせつであるかを物語っている．不幸にして，化膿菌の感染を認めた場合には，すみやかに大量の抗生物質を使用して治療すべきであって，抗菌スペクトルの広いいろいろな薬剤を使用すれば，ある程度この目的を達することができるようである．

〔薬物による腐蝕〕 酸はたん白と合して凝固しやすく，組織の深部には浸透しないといわれているが，角膜は厚さが約 1 ミリメートルの薄い膜であるから，大量の酸が作用した場合には，ほとんど角膜全層が融解することもある．初期に大量の水で洗浄することは常識的な処置であるが，凝固し壊死した組織を除去するとともに，感染を防止しながら早急に上皮の再生を図り，この間，組織の癒着の予防に十分注意すべきである．

アルカリは酸のようにたん白とともに凝固せず，次第に組織の中に浸透するため，角膜や結膜の表面に付着した場合でも，少量はかなりな深部の組織にまで作用を及ぼすようである．角膜は混濁して残存している場合でも，前房水はかなり早期にその性状を変化し，眼内に強い刺激症状を呈してくる．したがって，壊死組織の除去は酸の場合に比べより重要な意味をもっており，眼内に浸透する薬剤を排出するために，早期に前房穿開と洗浄を 7 ～ 10 日間続けて行なう必要がある．角膜に生じる瘢痕性の混濁は，薬物が広く作用した場合には完全に防止することは不可能である．しかし，この混濁は，角膜移植術を行なうことによって将来除去できるから，あまり神経質に考えることはない．それよりは眼内に作用が進んで眼球組織を広く破壊したり，結膜と癒着を生じたりすると，将来角膜移植術を行ないがたい状態になることが多い．したがって，治療の原則は生じた瘢痕はやむをえないとしても，傷害をできるだけ狭い範囲にとどめるようにし，

将来，視力回復の手術が行ない得るようにすることである．

〔火傷〕 焔による火傷は少ないが，溶けた金属塊の飛入により眼瞼と同時に傷害されることが多い．角膜下半から下方の結膜，ときに鞏膜に達することもある．創面は凝固壊死組織でおおわれているから，傷害を受けた範囲の確認は比較的容易である．ただ，火傷による場合は，のちの瘢痕形成が強く，上皮形成が遅く癒着を起こしやすいので，受傷後の処置には上述の諸点に特に注意する必要がある．

水晶体の損傷

〔外傷性白内障〕 水晶体の混濁した状態をいうが，一般的に水晶体は周囲を嚢と呼ばれる薄い被膜で包まれている．この被膜が破れると，外部の水様液が浸入して膨化し混濁する．したがって，外傷による白内障はこの水晶体嚢の破れるような傷害を受けたときに起こる．鞏膜および角膜の裂傷や刺傷の場合に発生することが多いが，眼球内に飛入した異物によってもよく起こる．

水晶体は白く混濁し，視力は強く障害される．白内障だけであれば，手術的に水晶体を摘出して視力の回復を望むことは，現在の医学では比較的容易なことである．しかし，外傷による場合には，眼球被膜すなわち鞏膜や角膜の損傷は必発であり，そのほかに虹彩や毛様体などの葡萄膜の傷害を伴うことが多いから，受傷後の処置がたいせつである．すなわち，白内障の摘出手術が行なえるよう，化膿防止や止血に注意するとともに，眼球組織をできるかぎり保存するよう十分な注意が必要である．外傷性白内障の手術は，外傷による眼内の刺激症状や炎症症状が消失してから行なった方が経過もよく，予後もよいが，水晶体嚢が破れているため，水晶体は混濁とともに膨化して前房に流れ出し，ときには緑内障の発作を起こすことがある．したがって，上述の処置とともに，常に眼圧に注意することがたいせつであって，もし眼圧上昇の徴候がみられたら，直ちに摘出手術を行なうべきである．

〔水晶体脱臼〕 眼球被膜の裂・刺傷時にもときとして認められるが，多くは鈍器による打撲によって起こる．水晶体は毛様体から水晶体小帯（チン氏帯）によって保持されているから，外力によってその一部あるいは大部分が断裂すれば，正しい位置を保てなくなる．部分的なチン氏帯の断裂では，水晶体は断裂していない方向に引かれ，いわゆる亜脱臼が起こる．部分的な脱臼であっても，水晶体の機能は著しく障害され，視力の低下がみられる．現在，この部分的脱臼に対する適切な治療法はなく，視力障害が強い場合には，水晶体を摘出することもある．ときにはチン氏帯の断裂とともに水晶体嚢にも損傷が加わって，白内障を起こすこともある．全周にわたってチン氏帯が切れた場合には，水晶体は支持組織を失うため，後方の硝子体内に脱落するか，前房に脱出することになる．硝子体内に脱落した場合には，そのまま無症状で経過することもあるが，前房内に脱出した場合には緑内障の発作を起こすことが多い．いずれの場合にしろ，脱出した水晶体の機能は完全に失われてしまう．完全に脱臼した場合には，硝子体脱出を伴うことが多く，一般的に緑内障発作を起こしやすいものである．したがって，眼圧上昇に対する注意が特にたいせつである．前房内脱出の場合には，早期に水晶体の摘出術を行なうべきであると考えられる．

葡萄膜の損傷

〔虹彩脱出〕 角膜の裂・刺傷に際して最もよくみられる合併症である．多くは出血を伴い，創口から凝血塊と同様な黒色を呈して脱出しているから，両者の区別は困難なことが多い．したがって，創面を拭清する場合には，よほど注意しないと，凝血塊をふきとるつもりが虹彩をひき出すことになる．虹彩はきわめてもろい組織であるから，小さい創口から引き出しても，わずかな外力で全部脱出してしまう．虹彩の脱出は眼球に対する傷害を大きくするだけではなく，出血を増し，毛様体の障害をきたして眼球萎縮になったり，あるいは逆に前房隅角を閉鎖して緑内障を起こしたり，予後を不良にすることが多い．

脱出した部分が少ない場合には，角膜の創面から内部に落し込んで縫合することも可能であり，受傷後短時間に処置した場合には，前癒着などの不愉快な併発症を残さず治癒することもある．しかし，大部分の症例では，脱出した虹彩は量も多く，汚染されていることが考えられるので，創面で切断，除去することが多い．創面への癒着を防止することもきわめて困難で，虹彩欠損と前癒着を残すことが多い．

虹彩脱出をみるときは，特に出血と感染がたいせつな治療上の要点になる．したがって，全身的にも安静を守らせ，初期から大量の止血剤と抗生物質を投与するべきである．これらとともに虹彩の刺激を緩和する意味で，初期から全身的に副腎皮質ホルモン剤の投与

を行なうと好結果が得られるようである.

〔出血〕 虹彩や毛様体は非常に血管の多い組織であり，しかも外力によって傷害を受けやすいので，鈍器による打撲などでもよく出血を起こす．出血は通常，虹彩や毛様体の裂傷により起こるが，一時的に止血しても4～6日ののちに再出血をみることが多く，大量出血の場合には吸収されることなく，凝血塊は組織化し，出血だけの作用で眼球の萎縮をきたすことも多い.

毛様体からの出血は，網膜や脈絡膜からの出血を伴うことが多いが，後方硝子体内に出ることが多く，凝血塊は完全に吸収されることがなく，網膜上に白い索状になって残ったり，瘢痕を形成することが多い．したがって，出血の量は化膿に次いで視機能を失うことが多いので，眼球損傷時にはとにかく軽視されがちな全身的な安静は，きわめてたいせつな治療法と考えられる.

〔交感性眼炎〕 虹彩や毛様体などの葡萄膜が損傷，挫滅された場合，約1カ月後に受傷眼に炎症が再燃するとともに，健康な他眼にも葡萄膜炎の発症をみる原因不詳の疾患名である．昔は虹彩や毛様体が強く損傷された場合には，他眼を保護する目的で，できる限り早期に受傷眼を摘出したものである．しかし，近年は種々な抗生物質，副腎皮質ホルモン剤の使用によるためか，本症の発症をみることはきわめてまれになった．したがって，眼球の大部分が強く損傷され，一見して眼球を保存しても視力保持は不可能と考えられる場合にだけ，眼球を摘出するという人も現われてきている．さらに進んで，交感性眼炎はほとんど起こることがないから，いかなる外傷眼も摘出すべきではないとする意見も近年ますます多くなってきている．本症の本態はまだ不明であって，その正確な予防法などは今後に残された問題であるが，少なくとも，初期から局所ならびに全身的に抗生物質を投与し，損傷が強い場合には，副腎皮質ホルモン剤を併用すれば，発症をみないようであるから，眼球摘出はみだりに行なうべきではないと考えられる．これは一つには，眼球摘出術後に装用する義眼には，まだ良好なものがなく，また，眼球摘出術後の眼窩内組織萎縮の問題もまだ不明のままである点，眼球が萎縮縮小してもその上に1重の義眼を装用させた方が，より具合いがよいことなども考慮すべきことであろう.

〔脈絡膜破裂〕 眼球の前方から鈍い外力が作用した場合，外力の作用が眼球内容を介して後方に及び，眼球後極付近の脈絡膜の裂傷をみることが多い．眼球の後方中心部には，いわゆる中心視力をつかさどる黄斑部があり，神経線維の集まる乳頭は鼻側にある．したがって，脈絡膜破裂が黄斑の上を通るか，黄斑と乳頭の間を走る場合には中心視力が障害され，最も強い視力障害になる．これに反し，黄斑より耳側に起こる場合には視力障害は軽い．通常，硝子体内に出血をみたり，虹彩根部の離断のため，前房にも出血をみることが多く，検眼鏡的に病状を確認できるのは，受傷後数日を経なければならぬことが多い．しかし，あまり大量でない出血を認めるだけなのに，異常に視力が障害されている場合には，受傷直後から本症を疑うべきであって，予後の判定は慎重にすべきである．本症の治療法は対症的に安静を守らせ，止血剤を投与するだけで，断裂した組織に対する療法は現在の医学では行ない得ない.

〔黄斑裂孔〕 脈絡膜破裂と同様な機転で起こるが，より弱い外力で起こることが多いようである．黄斑の中心にほぼ円形の網膜の裂傷が生じ，その大きさに応じて中心に暗点を証明する．したがって，視力は著しく障害される．原因としては，外力のほかに強い光線を凝視した場合にも起こることもあり，近年開発されたレーザーによる本症の報告もすでに現われている．裂孔は大部分そのままの形で残り，周囲に障害を及ぼさないが，ときにはこの裂孔が原因になって，網膜の剥離を起こすことがある．この場合には，裂孔の周囲を凝固法により癒着させ治療する必要がある．しかし，剥離をみない場合はそのまま放置する.

〔網膜剥離〕 外力によって直接網膜に裂傷を生じることもあるが，多くは網膜そのものに裂傷を起こしやすい状態があり，頭部全体の衝撃などで裂孔が生じ，網膜の剥離をきたすようである．したがって，外力の作用が原因としてどの程度関与しているか判断に苦しむことが多く，症状も一般の特発性網膜剥離と同様であり，治療も全く同様に行なわれる.

異物外傷

眼球内異物

〔前房内異物〕 角膜を穿孔して眼内に飛入した異物が小さいか，飛入エネルギーが小さい場合には，前房内にとどまる．しかし，鉄片などの場合，この部位にとどまることは少なく，多くは硝子片などである．びんの破裂や眼鏡が破れた場合に，小さなガラス片が角膜

を穿孔して前房内にはいることが多い．感染を起こさず，水晶体を損傷しない場合には，そのまま放置しても無症状に経過することも多い．ときには虹彩を刺激して，反復性に虹彩炎の症状を呈することがあるが，小さい異物を摘出すべきかどうかは，その炎症症状の出現頻度あるいは強さによって決定すべきことである．ほとんど無症状の異物を摘出するために，かえって眼球に大きな損傷を与え，著しく視機能を障害することがあるから注意すべきである．

〔水晶体内異物〕 水晶体に刺入残留する異物は金属片のことが多く，その大部分は鉄片である．水晶体嚢が損傷を受けるから，当然外傷性白内障を生じる．受傷直後で白内障があまり進行しない時期には，水晶体内に残留する異物を認め得ることもあるが，多くの場合は，X線撮影によってその位置を確認する以外に確実な診断は下せない．

汚染された異物による感染は，大部分初期に十分な抗生物質を使用すれば防止できると考えられる．1日あるいは数時間の治療の遅れで，失明することが多いから，初期治療はきわめてたいせつである．

異物が水晶体にあるときは，白内障摘出手術と同時に，鉄片はマグネットにより，他の金属は鉗子などによって比較的簡単に摘出可能であり，視力に対する予後はきわめて良好である．

〔硝子体内および網膜内異物〕 大部分は鉄片異物であるが，他の非磁性金属もみられる．眼球内異物の多くは，この部位まで侵入するようで，異物の大きさも一般的に大きくなり，エネルギーも大きく，さらに摘出の困難さと相まって併発症が起こりやすく，失明の危険が大きい．

感染に対する処置は水晶体や前房内異物と同様であるが，眼内に出血を起こすことが多いから止血にも十分注意すべきである．

角膜を穿孔して飛入した場合は，診断を誤ることは少ないが，鞏膜を破ってはいった場合には，詳細に検査しないと異物の存在を見のがすことがあり，化膿による全眼球炎や鉄片による眼球鉄症を起こして失明する．したがって，異物の飛入する可能性のある負傷の場合には，必ずX線写真によって検査すべきである．これは本人にも受傷時の状態がよくわからぬことが多いので，特にたいせつなことである．

併発症の大部分は異物が網膜を損傷することにより，あるいは摘出手術による網膜の瘢痕により，網膜の剥離を起こすことである．通常この部の異物は，鞏膜を切開して摘出されることが多いから，いろいろと併発症の発生に注意しても，その発症を完全に防止できないようである．異物摘出術後の網膜剥離は治癒率が悪く，50パーセント以下である．

眼窩内異物

空気銃弾などによる射創性の異物が最も多いが，作業中の鉄片，非磁気性金属，木片などもみられる．多くは眼窩骨壁にさえぎられて，骨上に残留するが，これを穿孔して頭蓋内に飛入することもある．

眼球に対する症状は，視力障害と眼球運動の障害である．飛入の経路によって，眼球を動かす外眼筋を直接損傷したり，あるいはその支配神経を傷害することが多いようである．また，眼球壁に衝撃を及ぼして眼窩内にとどまるときは，眼球内に出血をみたり，脈絡膜破裂や網膜の損傷を伴って，視力障害をきたす．また，異物が眼窩先端部に進んで直接視神経の損傷をきたすことがある．この場合は視神経萎縮を起こし，視力の著しい低下か失明をきたすことが多い．

木片は一般に化膿を起こしやすいとされているので摘出するが，空気銃弾などは残しておいても無害のことが多いので，無理に摘出しない方が視機能保持のうえからよいようである．鉄片も一般に大きいものが多いが，眼球鉄症などを起こすことがないので，放置してよいようである．すなわち，眼窩内異物に対する療法は，対症的に眼球に及んだ傷害の治療を行なうとともに，全般的な症状をよく観察して，摘出するか，放置するかを決めることになる．(深道義尚)

[参照文献]

深道義尚・岡本途也 「視神経管骨折」眼科 7巻 10号 金原出版 昭和40

筒井純 「大脳に於ける視覚の抑圧と薬物による治療」 臨床眼科 17巻 3号 医学書院 昭和38

Duke, E., *Textbook of Ophthalmology*, Vol. 6, London, Kimpton, 1954.

開眼治療とアイバンク事業

開眼治療

開眼治療の目的

開眼治療とは，失明した目にふたたび視力を与えることである．広義には眼科治療のほとんどが開眼治療につながるものであるが，ここでは，いったん失明した目が，眼科治療（主として手術）によって視力をとり戻した場合に限って，開眼治療と呼ぶことにする．

医学の進歩により，一部の病因による失明者は徐々に減少しつつあるとはいえ，わが国の身体障害者の中で，視覚障害者が占める比率は大きい．しかし，その失明原因には大きな変化がある．戦前に大きな比率を占めていたトラコーマによる失明や，ビタミンA欠乏の角膜軟化症による失明は，減少の一途をたどりつつあるが，一方，緑内障，ベーチェット病による失明者はむしろ増加の傾向にあり，また，頭部外傷による失明もふえており，どうにもならぬものには先天性眼疾患がある．したがって，開眼治療も失明原因の変遷，眼科治療学の進歩により，徐々に変わるべきものといってよい．

開眼治療の種類

開眼治療の大部分は手術的療法である．以下そのおもなものについて述べる．

〔白内障手術〕 白内障は水晶体が混濁したために起こる視力障害で，手術は混濁した水晶体を摘出することが原則である．

白内障には老人性白内障，先天性白内障，併発性白内障，外傷性白内障，糖尿病性白内障，後発白内障などの多くの種類があり，手術術式もその種類，年齢，内容によって選ばれる．たとえば，老人性白内障には主として嚢外摘出術か嚢内摘出術を実施し，先天性白内障には主として線状摘出術が行なわれ，ときには水晶体吸引術が用いられる．

嚢外摘出術は，水晶体の嚢を破り，図1のように核を取出す方法である．この手術は瞳孔の部分に膜が残るため，のちに切裂術を行なう場合が多い．

このような不利がないよう，水晶体を嚢に包まれたまま全体を取出す方法が嚢内摘出術である．これは図2のようにピンセットで水晶体を取出す方法で，代わりに吸引器を用いることもある．

近年は白内障には嚢内摘出術を用いる傾向が強くなっている．さらに，冷凍手術が多く行なわれてきた．

白内障手術はおおむね視力的予後はよく，老人性白内障では，手術によりほぼ以前の視力を回復することができる．しかし，併発性白内障，外傷性白内障では，あまりよい視力は期待できない．

白内障手術後は無水晶体眼となり，強い遠視の状態になるので，手術後は一定期間をおいて，必ず凸レンズ眼鏡を装用しなければならない．近年はコンタクトレンズを用いることもしばしばみられ，まれに前房レンズが使用される．

〔角膜移植手術〕 角膜移植手術は角膜混濁による視力障害のある目に対して行なわれる．ただし，角膜以外，たとえば水晶体，硝子体，網膜，視神経などに病変のある場合は，いかに角膜移植手術が成功しても，

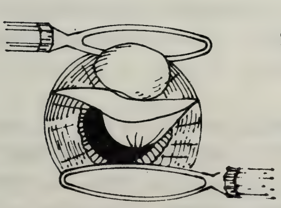

図1 白内障嚢外摘出術

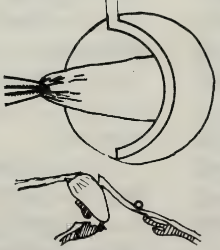

図2 白内障水晶体嚢内摘出術

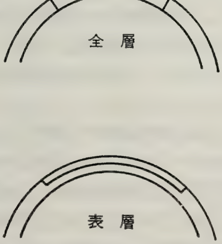

図3 角膜移植の分類

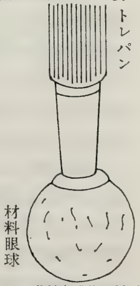

図4 移植角膜片の採取

視力を取戻すことができない.

移植には角膜全部を取替える全角膜移植と，瞳孔に当たる角膜だけを部分的に取替える部分角膜移植があるが，現在は部分角膜移植が主として行なわれている.

さらに，図3のように，厚さ0.5～1ミリメートルの角膜の全層を移植する方法と，混濁が表面に限られた場合には，表層角膜移植法の二つに分けられる.

移植される角膜は次のように分けられる.

- 角膜移植
  - 自己移植
    - 同眼角膜移植
      - 回転移植
      - 変位移植
    - 他眼角膜移植
  - 同種移植
    - 生体角膜移植
    - 死体角膜移植
    - 固定角膜移植
  - 異種移植
    - 異種（動物）角膜移植
    - 人工角膜移植

新鮮な死体の角膜が十分に得られないため，今日でも異種角膜移植の研究が真剣に続けられている．しかし，移植としては同種角膜移植が好結果が得られる.

角膜移植の方法は，角膜提供者の死体から眼球を摘出し，図4のように直径5～7ミリメートルのトレパンで角膜を円形に切取り，患者の角膜の混濁部分を切取ったあとに移植するのである.

角膜を切取る方法としては，トレパン以外にパンチや2重刀を用いることもある．移植角膜片を手術眼に固定する方法については，古くから多くの人によってくふうされている．たとえば，直接角膜同士を8カ所ないし12カ所縫合する方法，鞏膜に糸をかけて移植片をまたいで押える橋縫合，プラスチックキャップで押える方法などがあるが，多少瘢痕が強くとも，直接縫合が安全とされている.

手術の方法が進歩した現在，最も角膜移植の難点とされているのは，手術が成功し，一定期間角膜が透明を維持していながら，移植角膜片が不意に混濁を起こすことである．これには，免疫反応によるものと，栄養障害によるものとがあり，研究の余地が残されているとされている.

次に問題になるのは，新鮮で健康な角膜の不足である．角膜は通常死後24～28時間のものを用いるので，それまでに手術希望者を呼ぶ必要があり，それ以上の時間を経過すると，たとえ冷凍保存しても角膜が癒着して，移植角膜片は混濁することが多い．そこで，角膜を長時間保存するための保存液の研究が行なわれている.

〔網膜剥離手術〕 網膜剥離とは，網膜が眼球壁から剥離し，そのすきまに硝子体液が浸入した状態で，剥離した部分の網膜は全く視力を失うため，網膜の下部が剥離しておれば上方が全く見えなくなり，網膜の上部が剥離すれば下方が見えず，また，部位によって剥離は広がりやすく，ときには全剥離になり全く失明することさえある.

原因は直接的には網膜に裂孔を生じ，そこから硝子体液が網膜の下に浸入したために起こることが大部分であるが，それは強度近視眼に起こりやすく，眼部打撲，頭部打撲などが誘因になることが多い．ときには網膜，脈絡膜の疾患に合併して起こることもある.

手術は裂孔を閉鎖し，さらに網膜下液を排出し，網膜を眼球壁に復位させることにある．そのため，ジアテルミー凝固法が古くから採用されてきたが，近年，さらに積極的に眼球壁と網膜とを近づけ，復位を容易にするため，鞏膜短縮術，赤道部絞縛法などが考えられてきたうえに，黄斑部付近の裂孔を閉鎖するため，光凝固法を実施するようになってきた.

従来は手術成績もあまりよくなく，また，再発例も多かった網膜剥離手術も，このような手術法の進歩によって，最近著しく治癒率が向上し，重要な開眼手術といわれるようになった.

〔その他の開眼治療〕 開眼治療というべきものは，ほかにも少なくない．緑内障は眼内圧の上昇によって視機能に障害が起こったものであるため，緑内障手術は，上昇した眼圧を降下させ，眼圧をコントロールすることが目的である．そのため，低下した視力が上昇することもあるが，積極的な開眼治療としての価値は低い．しかし，残存視機能を保存するための手術としては高く評価されている.

最近，交通事故の増加に伴って，頭部外傷の数は増加する一方である． この場合， 頭蓋内血腫などにより，視力は急激に失われるので，できるだけ早期に開頭手術を行なって，その血腫などの原因を取除かねばならない．開頭手術は，このほか神経眼科的な治療として行なうこともある．たとえば，レーベル氏病などの場合である.

このほかに角膜白斑が瞳孔部にあるとき，人工的に瞳孔を作るため行なわれる虹彩切除など，眼科治療のなかには開眼手術が多い．さらに，手術によらず薬物療法による開眼治療も，抗生物質，副腎皮質ホルモンなどの出現によって著しく進歩した.

厳密には開眼治療というよりも，リハビリテーション医学の領域であるが，低視力者に大きく役立つものとして弱視レンズがある．これは1枚ないし数枚のレンズの組合わせにより物体を拡大してみせるもので，5倍の弱視レンズを用いると，0.1の視力の目で0.5相当の小さいものまで見ることができる．全盲者に用いることはできないが，視力0.02～0.04以上の目でさえあれば弱視レンズの恩恵に浴することができる．種類としては，卓上型，手持ち型，眼鏡型があり，イギリスのキーラー社，ドイツのツァイス社のレンズが有名である．わが国でも最近，日本光学で製作されている．

開眼治療の問題点

以上のように視力回復，向上のための眼科治療は進歩の一途をたどりつつある．そのうえ，わが国では大部分の者が社会保険，国民保険に加入しているため，開眼治療を受ける機会は第2次大戦前に比べると著しく多くなっている．さらに医療扶助，育成医療の制度もあり，失明者が視力回復の道を知らないでいることも非常に少なくなったと思われる．たとえば，手術によって容易に視力を与えられる白内障で，全く医療の恩恵に浴していない者は都会ではあまり見かけなくなった．

このような現状においては，従来通りの社会的，集団的な開眼検診を漫然と実施するよりも，低所得者層や老人ホーム，身体障害者（児）施設，僻地などにおける開眼検診を積極的に実施すべきであろう．なお，弱視レンズの適応者の検診なども新しい試みとして実施されている．（湖崎　克）

［参照文献］

日本眼衛生協会「失明防止読本」昭和34

庄司義司・宇山安夫編「最新眼科手術書」昭和39

湖崎克「弱視レンズの処方と使用法」眼科，7巻12号，昭和40

中島章・湖崎克他「視覚障害者の指導の手引」医学書院，昭和44

アイバンク事業

アイバンク

アイバンク（Eye bank）<眼球銀行>は，ブラッドバンク<血液銀行>が血液を保存しておくのと同じように，眼球を保存しておき，必要に応じてそれを供給する事業を行なう所である．つまり，生前に自分の眼球を寄贈する約束をした人（眼球提供登録者）が死亡した場合，アイバンクでは，その死体から眼球を摘出し，低温で保存しておき，そのアイバンクに加入している病院からの申出によって供給する．

〔眼球提供者の登録〕 死後に眼球を寄贈してもらうためには，まず，生前に「眼球を提供する」という申出をしてもらわなければならない．それには1番近い親族の同意が必要とされている．アイバンクでは，この申込書に一連番号をつけて保存し，登録書を本人に送ることになっている．

〔眼球の摘出〕 登録者が死亡した場合は，直ちに親族からアイバンクへ連絡する．死後は眼球に変化が及ばないうちにアイバンクから，医師が急行して摘出する．摘出したあとには義眼を入れて外見を整える．現在は死後10時間前後に摘出している．摘出した眼球は低温で保護しながらアイバンクへ運ぶ．

〔摘出眼球の保存〕 摘出した眼球はアイバンクで保存しなければならない．特殊な液を満たした容器に眼球を入れて低温で保存する．この温度はそれぞれアイバンクにより，または眼球の使用目的によって異なる．保存できる期間もさまざまであり，全層角膜移植に使用する場合は摘出後24時間ぐらいしか保存できないが，表層角膜移植などの手術に使う場合は，眼球を冷凍すれば半永久的に保存できる．

〔摘出眼球の配給〕 アイバンクでは，眼球を入手したとき，あらかじめ申込みのあった病院に入手したことを連絡し，その眼球を配達しなければならない．アイバンクと同一市内にその病院がある場合は，直ちに配達できるが，もし遠隔地の場合は航空機を利用してでもすみやかに送らなければならない．全層角膜移植手術に使用される眼球は，あまり時間がたっては役にたたないからである．

〔摘出眼球の用途〕 最も多い用途は代表的な開眼手術である角膜移植への使用である．人体の移植手術は皮膚，腎臓，心臓，骨など種々あるが，最も成功率の高いのが角膜移植である．この手術は材料として人眼以外に動物眼，ガラス，合成樹脂を移植することも試みられているが，まだ実験段階にあって，現在では人眼角膜を使用せざるを得ない．角膜移植には全層を移植する方法と表層だけを移植する方法との二つがある．前者は提供者の死後から手術施行までの時間が約2日以内に限定されている．表層角膜移植では，数カ月を経た冷凍眼球も利用できるので，この点について

の問題はないが，被手術者の病状に制限がある．

他の用途としては，角膜以外に硝子体，鞏膜を移植する手術に使用される．硝子体移植は外傷とか網膜剥離のため硝子体が大量に喪失したときに移植するものであり，鞏膜は網膜剥離の手術に使われる．この二つの手術は角膜移植に比べて頻度も重要性も少ない．

日本のアイバンク

アイバンクはすべての国にあるわけではない．アメリカは1939年に世界最初のアイバンクをサンフランシスコに設立しただけに，アイバンクの数も多く，その事業も活発であるが，アルゼンチン，ブラジルのように眼球摘出を認める法律さえもない国もある．

日本では，角膜移植の研究は早くから各地の大学で行なわれていたが，死体から眼球摘出を認める法律がなかったため，その材料の入手が困難であり，角膜以外の外傷で視力の出る望みのない人から角膜だけをもらったり，引取人のない行路死亡者の角膜を法医解剖の際にもらったりして，かろうじて角膜移植手術が行なわれていた．したがって，アイバンクの必要性が力説されていても設立には至らなかった．1955年，在日米軍軍人のスタインバーガーが，アイバンク設立の必要を力説し，翌年3月，日米両国の有志の間でアイバンク設立委員会を組織し，1958年4月，「角膜移植に関する法律」が制定されたので，盲人に視力を与えるために本人の遺志と遺族の同意があれば，死体の眼球を角膜移植のために利用できるようになった．その結果，1963年6月に目の銀行許可基準が定められ，同年10月から各地にアイバンクが相次いで設立された．1969年現在では，慶応大学，順天堂大学，読売光のプレゼント協会，大阪アイバンク，京都府立医大，京都大学内体質研究会，岩手医大，金沢大学，奈良医大，岡山労災病院，鳥取大学，久留米大学，弘前大学，長崎大学，福島医大，新潟大学など21のアイバンクがある．これらはいずれも各地の大学が母体になったものだけに，一つの府県内に二つのアイバンクがあって混乱しているところもある．大阪では大阪大学，大阪市立大学，大阪医科大学，関西医科大学の4大学および大阪眼科医師会，大阪府衛生部，大阪市衛生局の7者が協力して財団法人大阪アイバンクを設立し，全国でも珍しく統一された内容をもち，わが国第1の事業活動をしている．このように，各地に多くのアイバンクが設けられたので，その横の連絡が必要となり，最近，財団法人日本眼球銀行協会が設置されて混乱は防止され，今後の事業は順調に進められよう．

アイバンク事業の今後の問題点

わが国のアイバンク事業は設立後わずか5年を経過しただけなので，多くの問題をかかえている．まず，経費の問題としては，眼球の提供は提供者および遺族の善意によるもので無償である．したがって，アイバンク事業はすべて無償で行なわれる．すなわち，眼球提供登録の事務費，眼球を摘出する医師の手術料および出張費，摘出眼球の保存費用，眼球を希望する病院への輸送費など，すべての経費は手術をする病院からも，角膜移植を受ける患者からも支払われない．眼球の摘出は大学の医師の無料奉仕であり，その他の費用は眼科医師会，ロータリークラブ，ライオンズクラブなどの篤志団体の寄付，篤志患者の寄付でまかなわれており，遠隔地への輸送は，ときには航空会社の無料奉仕によることがある．登録，摘出，保存，配給の間の費用は，眼球1個について5000～1万円にも及ぶが，これが全く無収入のアイバンクによって行なわれるのであり，この費用がすべて寄付にたよらねばならない現状では，角膜移植手術をふやし，より多くの盲人に光を与えることはあまり期待できない．日本眼球銀行協会では，個人の寄付金に対する免税を大蔵省に交渉しているが，その実現は困難な状態にある．

次に登録の問題については，登録が直ちに眼球の提供とはつながらないから，できるだけ多数の人びとの登録が必要である．手術を受けたい盲人は多く，大阪アイバンク関係だけでも常時100人以上が待っている現状である．さらに登録者の移動という問題がある．若い登録者の場合は仕事，通学，就職，転勤あるいは結婚などにより所在の移動がある．アイバンクとしては登録者の移動を常に把握していなければならない．転居によって最初に登録したアイバンクよりも他のアイバンクに近くなった人もあるだろう．したがって，すべてが日本眼球銀行協会に登録することにして，協会から登録者および，その所属アイバンクに指示する形が望ましい．事務や経費のうえでは大きな負担ではあるが，これを実現しなければ，せっかくの登録が無意味になるおそれがある．

その他，交通または輸送についても大きな問題がある．登録者の死亡した場所が僻地であったりすると摘出に行くのに時間がかかり，間にあわない場合もある．また費用の面でも問題がある．さらに眼球を希望する病院の近くにアイバンクがない場合は，眼球の輸

送にも手間どる．時間の制約上から航空機輸送にたよらねばならぬが，近くに空港のない場合は，それも不可能である．最後に手術を受ける患者の居住地も問題となる．病院から連絡を受けて数時間以内に到着しなければならない．このように考えてくると，僻地に住む盲人が角膜移植の恩恵を受けることは容易ではない．アイバンク自体が配車の設備をもち，航空機のチャーターを必要とするが，経費の面でさらに問題となる．

（湖崎　弘）

盲人の心理

盲人の身体および運動機能の発達

形態的発達

人間が形態的にも，機能的にも正常な発育，発達をするためには，たとえば，中学校期においては，毎日3～4時間の大筋活動が必要であるとされている．

視覚障害は身体活動にいろいろな制約を加えるので，盲人が晴眼者に比べて運動量が劣ることはやむを得ないことである．

盲人は視力の点からみても広い幅があり，視覚障害の原因も種々異なっている．さらに，視覚障害を受けた年齢によっても，盲人を一律に晴眼者と対比して論じることは妥当ではないが，盲学校の児童・生徒と小・中・高校の児童・生徒との形態的発育の状態を，統計のうえで比較したのが図1，図2，図3である．

これらによると，ほぼ中学校期から晴眼者との差が目立ち始め，19歳には満2年ないし4年の差を示す場合もある．これは視覚障害が成長期にある者の身体発達に影響を与えているためと考えられる．図1は身長の統計であるが，1948（昭和23）年における19歳の晴眼者の全国平均値と，昭和39年度における19歳の盲学校生徒の全国平均値とがほぼ同じである．

青少年の体位が年々向上を続けていることは，種々な統計が示す通りであるが，図4もその一つである．これは昭和25年度の身長を100として，その後，3年目ごとの平均値を指数として，その増加傾向を示したものである．

身長、体重、胸囲の比較

(1948，51年度文部省学校保健統計調査報告書による)

調査人員		昭23年(1948)	昭39年(1964)
小学校	男	5,157,335	4,296,578
	女	5,052,498	4,184,967
中学校	男	2,222,737	3,229,748
	女	2,110,232	3,138,074
高等学校	男	659,904	2,296,753
	女	431,897	2,179,713
盲学校	男	2,047	4,231
	女	1,056	3,103

並通児　男　━━━━　昭和23年
　　　　　　━━━━　昭和39年
　　　　女　- - - - -　昭和23年
　　　　　　- - - - -　昭和39年
盲　児　男　――――　昭和23年
　　　　　　――――　昭和39年
　　　　女　･･････　昭和23年
　　　　　　･･････　昭和39年

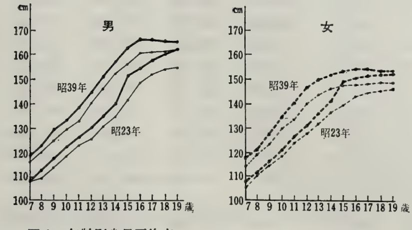

図1　年齢別身長平均表

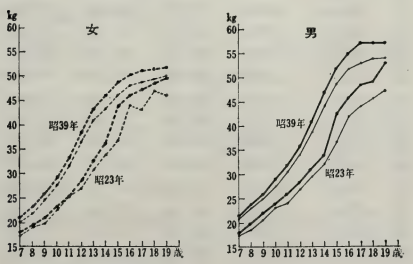

図2　年齢別体重平均表

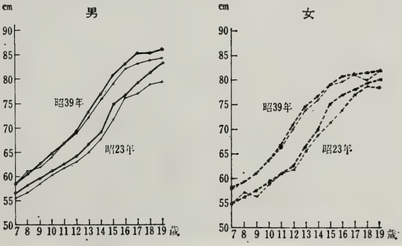

図3　年齢別胸囲平均表

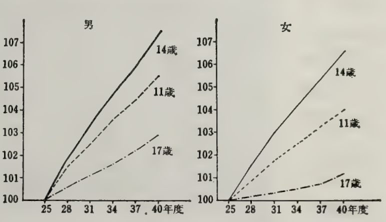

図4　1950年度を100とした年度別身長の比較

機能的発達

表1は盲学校児童・生徒（東京教育大学付属）の体位に対して，吉田章信の学徒体力標準表によって記号をつけたものである．この学徒体力標準表は全国的調査の結果を基にして，それぞれの年齢における標準値を算出し，設定したものである．

表1を見て特に印象づけられることは，盲児の背筋力の弱さである．これは全盲，半盲，先天盲，後天盲あるいは男女いずれの年齢においても指摘される．盲

表 1　記号の区別　◉…甚大　◎…大　○やや大　Ⓝ…常の大　N…常　◬…常の小　△…やや小　⟁…小　▲…甚小

年齢	病名	視力	失明時機	背筋力	肺活量	身長	体重	胸囲
6	ソコヒ	眼前手動	先天性	10K▲	1,100○	106 ○	15.1⟁	50.0⟁
7	眼球萎縮	全盲	先天性	11K▲	900◬	102.1▲	17.5◎	55.9Ⓝ
⑦	眼球萎縮	全盲	2歳			107.6⟁	16.1◬	54.4Ⓝ
⑦	牛眼	左全盲・右眼前手動	3歳	26K◬	1,600◉	113.4N	18.7◬	55.5Ⓝ
7	角膜白斑	左10cm指数・右全盲	先天性	17K▲	1,200Ⓝ	107.8⟁	21.5◉	58.5○
7		光覚	先天性	16K▲	1,200◬	114 N	20.2Ⓝ	59.0Ⓝ
7		全盲	先天性	13K▲	1,150△	123.2◎	22.1Ⓝ	57.0◬
7	牛眼	左光覚・右全盲	先天性	9K▲	1,500◎	112.5▲	17.7△	55.0Ⓝ
7		右全盲・左光覚	先天性	26K▲	1,400◎	109.0△	18.8Ⓝ	57.7Ⓝ
⑦		全盲	1歳	15K▲	900◬	108.0△	19.6◎	55.9Ⓝ
⑦	緑内障	光覚	先天性	11K▲	1,500◉	105.5⟁	17.2Ⓝ	54.0Ⓝ
⑦		光覚	先天性	14K▲	1,100◬	113.4N	17.0Ⓝ	53.0◬
⑧	小眼球	左20 cm 指数・右光覚	先天性	7,5K▲	600▲	100.5▲	14.1N	49.5◬
⑧		全盲	3歳	10K▲	1,440○	115.9N	18.4Ⓝ	54.0◬
⑧	左眼球癆・右角膜白斑	左・右光覚	4歳	14K▲	1,640Ⓝ	120.8N	20.8N	57.5◬
9	白内障	光覚	先天性	15K▲	1,300Ⓝ	112.2▲	21.3◎	58.0Ⓝ
9	眼球萎縮	全盲	先天性	17K▲	1,350△	125.0N	25.1Ⓝ	61.5Ⓝ
9	眼球癆	全盲	先天性	19K▲	1,400◬	120.3◬	22.0Ⓝ	58.4◬
⑨	角膜白斑	左10cm 指数・右0.06	7歳	13K▲	1,550Ⓝ	126.4N	22.6N	58.5◬
⑨	先天性弱視	弱視	先天性	19K▲	1,600Ⓝ	121.4◬	22.5Ⓝ	58.4Ⓝ
9				12K▲	1,850○	123.2N	22.3Ⓝ	60.0N
⑩	小角膜・白内障	左・右10cm 指数	先天性	21K▲	1,800Ⓝ	134.5Ⓝ	28.2Ⓝ	62.0◬
11		全盲	1歳	32K▲	2,200Ⓝ	135.7N	28.2◬	64.5◬
⑫		弱視0.04	左・右0,04	20K▲	1,550◬	129.3▲	27.2Ⓝ	60.0◬
12	先天性弱視	弱視	先天性	12K▲	1,560△	128.3⟁	22.8⟁	59.8△
12		全盲	6歳	35K▲	2,500Ⓝ	144.5Ⓝ	32.9Ⓝ	65.0△
12		左0.05・右0.08	3歳	42K▲	2,300○	133.1◬	29.5Ⓝ	64.5◬
12		左・右一米指数	先天性	41K▲	2,600◎	141.4N	39.5◉	71.0Ⓝ
13		全盲	生後半年	37K▲	2,600○	139.0△	35.0○	69.5Ⓝ
13		全盲	先天性	35K▲	3,800◉	157.8○	47.3◬	73.0△
13		全盲	先天性	20K▲	1,650△	131.5⟁	27.0◬	63.8◬
⑬	クリオーマ	全盲	2歳	40K⟁	1,700Ⓝ	127.4⟁	30.0◎	66.5○
14		全盲	先天性	21K▲	1,700△	130.0⟁	26.0◬	59.5⟁
14	眼球癆	左全盲・右光覚	1歳	62K▲	2,880◬	156.0N	40.5△	75.0◬
14	先天性・小眼球	全盲	先天性	24K▲	2,050◬	145.7△	34.2◬	67.0⟁
14		左全盲・右光覚	先天性	36K▲	2,420◬	145.5△	35.6◬	66.5⟁
⑭		全盲	11歳	32K▲	2,800Ⓝ	155.0Ⓝ	45.1Ⓝ	75.3◬
14	はしか	全盲	4歳	69K▲	3,600Ⓝ	161.2Ⓝ	44.0△	70.4▲
14		全盲	7歳	85K◬	4,250◉	158.9Ⓝ	52.2◎	82.0Ⓝ
14		全盲	先天性	74K⟁	3,650◎	152.8N	43.6Ⓝ	75.5Ⓝ
14		全盲	1歳	74K⟁	3,700◎	156.0N	48.2○	81.0○
⑭		左0.07・右0,05	先天性	40K▲	2,300Ⓝ	141.0⟁	37.5○	72.0Ⓝ
15	はしか	左手動・右全盲	3歳	47K▲	2,300◬	141.9◬	32.5△	65.4⟁
15		左20cm指数・右1m指数	先天性	92K△	4,200◉	152.6△	46.6◬	76.3◬
15	牛眼	光覚	5歳	47K▲	3,500Ⓝ	153.6◬	37.9⟁	71.7△

測定者　中嶋直二

表2

年齢	種目		握力 右	握力 左
15 年（14年2月～満15年）	盲学校生徒	最大	45K	42K
		最小	7K	7K
		M	25.33K	24.836K
		S.D	5.694	10.266
	晴眼生徒	最大	43K	40K
		最小	18K	17K
		M	30.916K	28.97K
		S.D	5.361	5.508
16 年	盲生徒	最大	50K	47K
		最小	10K	10K
		M	25.4K	23.45K
		S.D	10.956	8.295
	晴眼生徒	最大	48K	44K
		最小	22K	20K
		M	33.62K	31.03K
		S.D	5.639	5.783
17 年	盲生徒	最大	51K	44K
		最小	8K	13K
		M	29.517K	29.291K
		S.D	9.624	8.037
	晴眼生徒	最大	48K	47K
		最小	27K	24K
		M	38.171K	35.118K
		S.D	4.571	5.88
18 年	盲生徒	最大	55K	48K
		最小	12K	8K
		M	35.0434K	30.913K
		S.D	9.729	8.529
	晴眼生徒	最大	47K	46K
		最小	31K	24K
		M	37.8333K	35.25K
		S.D	4.321	5.775

注．Mは平均、S.Dは標準偏差　　　測定者　中嶋直二

学校の身体教育について研究を要する一部面かと考えられる．

表2は握力の比較である．

この表が示すところによると，盲生徒の握力は晴眼者に比べ，最大値は各年齢ともまさっている．しかし，平均値はいずれの年齢層においても劣っている．これは最小値が極端に低く，かつ低位者が多いことを物語っている．握力においても，盲人の身体能力の個人差が大きいことが現われている．

身体の形態面と機能面とは，相当強い相関をもつものと考えられるが，これに関して，吉田章信は表3のような相関表を発表している．

表3

	肺活量	背筋力	握力
身長	＋ 0.5	＋ 0.5	＋ 0.5
胸囲	＋ 0.5	＋ 0.4	＋ 0.5
体重	＋ 0.6	＋ 0.6	＋ 0.6

姿勢（静的姿勢）

一般に人は姿勢について無関心である．正しい姿勢は，身体が包蔵している内部器官系に正しい位置づけを与える．正しく位置づけられた器官は，その能力を十分に発揮することができる．

盲人には，首を前に出して背を丸め，あるいは腹を出している姿勢の者が多い．背が丸いのは胸椎部の後彎度が大きい者で，腹が出ているのは腰椎部の前彎度が増した者と判断してよい．体全体がゆがんだように見える姿勢は，側彎者に多いようである(図5)．

脊柱の生理的彎曲が正常位より大または小に現われるのが，脊柱異常彎曲である．それで，前後の彎曲が異常になったものを矢状面脊柱異常彎曲といい，脊柱が永続的に側方に曲がったものを前額面脊柱異常彎曲と呼んでいる．

矢状面脊柱異常彎曲は平背，凹背，円背，凹円背などに分けられる．さらに，円背を分類して，先天性円背，硬直性円背，佝僂病性円背，老人性円背，学童期円背，職業的円背などと呼ぶことができる．

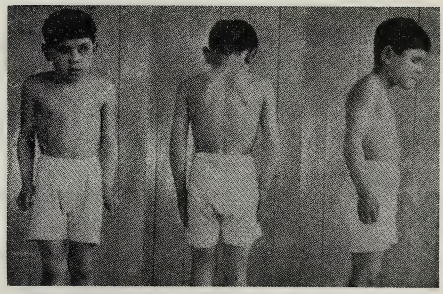

図5a　矯正体操実施前

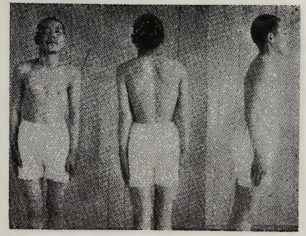

図5b　矯正体操実施後

前額面脊柱異常彎曲も発生す

る原因によって先天性側彎，佝僂病性側彎，習慣性側彎，静力学的側彎，瘢痕性側彎，神経性側彎，疼痛性側彎などに分類することができる．

表4は矢状面脊柱彎曲度の平均値を年齢グループ別に，視覚障害者と晴眼者とを対比したものである（川上式スピノメーターによる測定）.

脊柱彎曲の診断は，従来，主として検者の観察によって判断されてきた．この方法は専門医の間でも正確を期しがたいといわれている．スピノメーターは彎曲を度数で表わすため，変化の状態を正確に把握できるので便利である．

表5は視覚障害者の前額面脊柱彎曲を度数によって分けたものである(川上式スピノメーターによる測定)

これらの表によると，視覚障害者の胸椎部彎曲度の平均値は，晴眼者に比べて，中嶋の測定値は彎曲度が低く，川上の測定値は高くなっている．腰椎部の彎曲度平均値は，中嶋・川上の測定とも10～12歳グループから視覚障害者の前彎度が増していることを示している．

側彎の判定は検査時によって，同一人が左あるいは右と異なった彎曲を示すことがあるといわれている．このため，学童期の一時的側方彎曲は真性の側彎とはいわず，不確実な姿勢と呼ばれている．一般には右彎が少なく，左彎が多いと報告されているが，表5は視覚障害者に右彎が多いことを示している．視覚障害との関係については，この測定だけからは判明しない．

側彎についての晴眼者の統計については，東京大学整形外科教室の調査によると，被験者3万1826人中治療を要する側彎者は2人．小学校から申告された側彎者の大部分は，治療の不要ないわゆる不確実な姿勢の部類にはいるものであると発表されている．

表4 視覚障害者の矢状面脊柱異常彎曲者

○ 胸椎彎曲度 （年齢グループ別平均値）

被験者	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～18歳	19～21歳	測定者
東京都視覚障害者	21.1° (33.0°～11.0°)	19.8° (24.0°～17.5°)	21.5° (26.5°～13.5°)	17.3° (21.0°～6.0°)	19.3° (25.0°～8.0°)	中嶋直二
宮城県視覚障害者	23.0° (26.0°～20.0°)	26.0° (29.0°～23.0°)	28.5° (33.0°～25.0°)	25.0° (28.0°～22.5°)	26.0° (28.5°～23.0°)	川上
一般児童生徒	22.0° (23.0°～21.5°)	22.5° (24.0°～21.0°)	23.0° (24.0°～22.5°)	22.5° (24.0°～21.0°)	22.0° (23.5°～20.5°)	川上

○ 腰椎彎曲度 （年齢グループ別平均値）

被験者	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～18歳	19～21歳	測定者
東京都視覚障害者	11.0° (35.0°～4.5°)	17.7° (32.5°～0°)	22.0° (26.0°～13.5°)	21.5° (30.0°～5.0°)	20.9° (25.0°～12.0°)	中嶋直二
宮城県視覚障害者	14.0° (18.0°～10.5°)	20.5° (25.0°～16.0°)	19.0° (25.5°～14.0°)	18.0° (22.5°～14.0°)	19.0° (23.0°～17.0°)	川上
一般児童生徒	17.0° (18.5°～15.5°)	18.0° (19.0°～17.5°)	16.5° (17.5°～15.0°)	12.5° (13.5°～10.5°)	11.5° (13.5°～10.0°)	川上

表5 前額面脊椎異常彎曲 （被験者・東京都視覚障害者）

彎曲度	人員	被験数	備考	測定者
0°	11名	計121名	5度以上の側彎者中 右彎者 54名 左彎者 21名	中嶋直二
1°～5°	35名			
6°～10°	55名			
11°～20°	19名			
20°以上	1名			

外国の例では，ハンブルク職業学校の生徒3878人を検査した結果，真性側彎者18.9パーセント，そのうち重症で不具者とみなすべきものが0.5パーセント含まれていたと報告されている（Deutschlander 調査）．この日本と欧州との側彎者の大差の原因は，いまだに明らかにされていない．

学童期に脊柱の異常彎曲が多く起こるのは，軀幹筋が可動性の広い脊柱を正しく保持することができない

表6

氏名	頸椎	胸椎	腰椎	側彎	
(a) S男11歳 単弓性側彎	後 15°	後 16°	前 6°	右 6°	矯正体操実施前
	後 4°	後 20°	前 8°	右 3°	〃 実施後
O女13歳	後 19°	後 12°	前 11°	上部 右 9° 下部 左 5°	〃 実施前
二弓性側彎	後 7°	後 13°	前 11°	右 2°	〃 実施後
S女17歳	後 16°	後 27°	前 4°	左 5°	〃 実施前
単弓性側彎	後 8°	後 21°	前 6°	0°	〃 実施後
K女18歳 円背	後 12°	後 40°	前 9°	右 13°	〃 実施前
単弓性側彎	後 12°	後 35°	前 7°	右 10°	〃 実施後
(b) H男18歳	前 4°	後 25°	前 6°	右 12°	〃 実施前
単弓性側彎	前 5°	後 28°	前 6°	右 4°	〃 実施後
(c) T男22歳	前 7°	後 22°	前 6°	右 13°	〃 実施前
単弓性側彎	前 5°	後 20°	前 11°	右 5°	〃 実施後

ためである．脊柱には多くの内臓器官が懸引している．学童期になると，これらの内臓諸器官は，容積，重量ともに著しく発達する．これに反して，筋肉の発達は，その力の点でそれに伴わないのである．

表6は，脊柱の彎曲度が，体操によってある程度矯正可能なことを示している．

この矯正体操の実施者には，習慣性の脊柱異常彎曲者と思われる者を選択した．実施期間は約6カ月で，毎日20分程度行なったが，その間，休まずに最後まで続けた者が表記の6人である．主として行なった体操は下記のようなものである．

円背矯正体操

台上胸後屈運動（a.b.c.）

マット胸後屈運動（a.b.）

懸垂具による胸後屈運動（a.b.c）

歩行運動

側彎矯正体操

台上体側屈運動（a.b.）

片臂上伸片臂側伸運動

懸垂具による体側屈運動（a.b.c.）

匍匐運動（交叉匍匐，跑足匍匐）

矯正の効果は，能動的矯正と受動的矯正が並行して施行されることによって，さらに効果が増大されるものであるから，体操と同時に背筋部のマッサージなどを実施することが望ましい．

〔扁平足〕 一般に扁平足という場合には，外反足，外反扁平足をも含んでいる．扁平とは足の長軸穹窿が低下しているものをさし，外反足とは後足部が下腿に対して外方にかがまっているものであり，外反扁平足とは後足部が外反している扁平足のことである．

扁平足の判定には種々な方法が採られるが，根岸氏足型によると次のようになる．①扁平足1型—長軸穹窿の低下には異常がないが，後足部が外反しているもの．②扁平足2型—足圧痕の内縁がマイエル氏線に接しているもの（注：マイエル氏線とは，母指の先端と踵

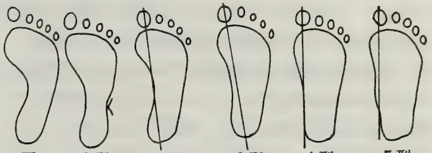

正　1型　2型　3型　4型　5型

図6　根岸氏足型

の中央を結ぶ直線）．③扁平足3型—足圧痕の内縁がマイエル氏線を越えるもの．④扁平足4型—足圧痕の内縁が母指の先端と踵の内縁とを結ぶ直線に接するもの．⑤扁平足5型—足圧痕の内縁が母指の先端と踵の内縁とを結ぶ直線を越えるもの．

足型をとるには，タンニン酸アルコール溶液を足底部にくまなく塗り，紙の上に立たせて足圧痕をとり，よく乾燥させたのち，塩化第2鉄アルコール溶液を塗布すると足型が現出する．

表7は，根岸氏足型（図6）による扁平足の割合を示したものである．この表によると，視覚障害者の扁平足の割合は晴眼者に比して高い．他の盲学校で測定した場合も54パーセント（中嶋測定），62パーセント（大泉測定）などになっている．そして，先天的全盲者に多く（図7），また，知能指数の低い者が高率のようである．

扁平足の原因としては，先天性，静力学的，外傷性，癩痺性などがあげられているが，結果はいずれも足の長軸穹窿の低下ということによって扁平足が起こるの

表7

調査者	場所	人員	性	年	扁平足	%
ブライゼル	ハンブルク病院	13,500	♂♀	9—68	4,808	35.6
ホッファー	ドイツ	1,444	♂♀		238	23.4
鯉沼	M紡工	234	♀	13歳以上	50	21.4
鯉沼	K紡工	877	♀	13歳以上	310	35.0
出口	軍隊	223				37.2
柳沢	仙台小		♀	13—14		33.3
根岸	軍隊	1,709	♂	18—30	356	31.3
水谷			♀	16—20		15.1
水谷	工場立業者		♀	16—20		47.5
吉田	ルンペン	279				32.7
吉野	犯罪少年	532		9—20	166	31.1
石田	女工	2,747			720	26.2
土方	女工	407				43.2
浅田	満人			12—18		40.0
中島	視覚障害者	118	♂♀	15—20	79	66.9

である．足の長軸穹窿が低下するのは，外傷によるものを除くと，ほとんどが足関節部の脆弱と考えられる．すなわち，足関節を形成している骨格，筋肉，およびこれに関連している諸種の靱帯などの能力が低下して，足の長軸穹窿を正常に保持することが不可能になり，低下が起こると考えてよいと思う．この考え方に立てば，足関節部を強化し，鍛錬することによって，扁平足は防げ，また矯正することも可能になる．

図8，9，10，11は，扁平足矯正体操を行なった結果の例である．主として次のような体操を行なった．

扁平足矯正体操　踵の上げ降ろし，踵の開閉，足部の屈伸，足関節の回転，足指の屈伸，踵の連続上げ降ろし，その場駈足，なわ飛び．

体操は約6カ月間，毎日20～30分ぐらいかけて続行した．矯正の効果がよく現われているのが図8，10，11であり，効果がなかったのが図9である．扁平足の矯正は困難であるといわれているが，計画的に根気よく続けて行なえば，よい結果を得ることも可能であることがわかった．

〔歩行〕　歩行は人間の日常生活にみられる動的姿勢

足型	正常	1度	2度	3度	4度	5度
人数	38	50	6	7	10	5

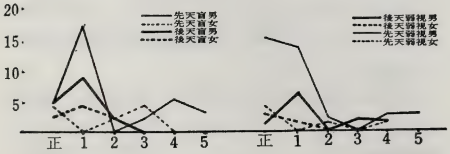

図7

の中の最も基礎的で単純なものであるが，人間生活にとって重要なものである．

盲人にとっての歩行の意義は，さらに他の観点からその重要さを増すと考えられる．視覚の全くない者にとっては，歩行によってだけ空間的認識を拡大し，経験内容を豊富にすることができるのである．盲教育は歩行の修練によって始まり，正しい歩行の修得によって終わるとまでいわれている．このように重要な意義をもつ歩行であるが，盲人にとってはまことに困難なわざである．既知の場所を歩く場合は，歩行標識を設定し，いわゆる歩行図を頭に描いて行動するわけであるが，全く未知の場所での歩行は，歩行つえを使用しながら，視覚に代わる他のすべての感覚機能を動員しなければならない．からだの移動につれて行動の場が変化するから，その状況判断には微細な感覚の働きが要求される．また，環境の変化に対処するからだの平衡支配には，神経と筋肉との統合的な働きがすみやかになされねばならない．

盲人の歩行についての研究は，種々発表されているが，図12は「盲人が音によってどのように歩行するか」の実験研究の一例である（東京教育大学盲体育研究室板倉・稲浜測定）．

この実験についての詳細な説明は省くが，実験Ⅰは被験者（全員全盲）を⓪地点に立たせて，Ⓐ地点（⓪とⒶとの距離30メートル）で三つ拍子をなし，被験者を音の方向に歩かせる．被験者が10メートル線上にきたときにまた三つ拍子をする．そして，20メートル線上に達したときにさらに三つ拍子をする．

実験Ⅱは被験者（全員全盲）を⓪地に立たせて，Ⓐ

図8　上矯正前　下矯正後

図9　上矯正前　下矯正後

図10　上矯正前　下矯正後

図11　上矯正前　下矯正後

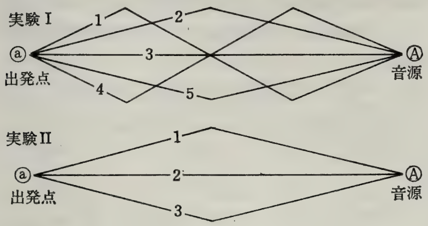

図12

地点で続けて拍子をする．被験者はできるだけ早く音源に向かって歩く．

両実験とも被験者はさまざまな歩行跡を描いて音源に向っているが，それらを類型別にするとこの図のようになる．

実験Ⅰの場合は，類型1に属する者が2人，類型2が3人，類型3が0人，類型4が4人，類型5が4人である．

実験Ⅱにおいては，類型1に属する者が8人，類型2が1人，類型3が4人である．

実験Ⅰの結果から，30メートルの距離では音源を明確に把握することは困難であるが，10メートルの距離ではだいたいつかめ，歩行が直線的になることがわかった．

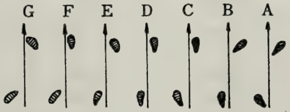

図13

実験Ⅱの場合は，実験Ⅰより歩行跡はジグザグが少なく，直線に近いものを示すが，音源に対して真直ぐに歩くのは，やはり10メートル位の距離であることがわかった．

この両実験の結果から，全盲者に直線的に歩くことを要求する場合は，音源を10メートル以内にすることが必要であると判断できる．これは盲人の身体運動を指導する場合の参考になる．

人間はいろいろな歩き方をするが，「歩行の足型」で分類すると図13のようになる．図13の分類によって，歩き方を割合（パーセント）で表わしたのが表8である．この表8によると「D型」に属する者が，晴眼者，盲人とも最多数を占めていることがわかる．足尖内向型の「E，F，G型」に属する者と，足尖外向型の「A，B，C型」に属する者とを一括して，晴眼者と盲人とを対比してみると，男子の場合には盲人に足尖外向型がやや多い程度であるが，盲女子には足尖内向型が1人もいないことが示されている．

表9は歩行の際の膝の状態によって，屈曲歩と伸展歩に区別し，盲人と晴眼者とを対比したものである．屈曲歩はからだの衝動を緩和して，疲労度も少ないが，歩行の姿勢を悪くして速度も遅い．伸展歩は重心の動揺が少なく，歩調，歩幅が適度に得られ，美的で能率的である．表9は盲人に屈曲歩が多く，特に女子に多いことを示している．

理想的な歩行は，できるだけ精力の消耗を少なくして，力を経済的に使い，しかも，美的外観を失わない

表8

性別	足型／晴盲	A	B	C	D	E	F	G	計
男子	晴	18.3	26.3	8.4	39.5	1.6	5.1	0.8	100%
	盲	19.7	27.3	10.6	37.9	1.5	1.5	1.5	100%
女子	晴	8.7	25.6	5.5	40.3	5.0	11.0	3.9	100%
	盲	17.4	17.4	8.7	56.5	—	—	—	100%

ことである．足尖は常に進む方向に対して真直ぐに向いていることが足本来の型であり，この状態でこそ歩行はいっそう力強いものになるのである．

歩行に際して，脚と臂は機械的な反作用を繰返し，臂はからだの両側に軽く振られる．この際，臂の振れを無理に制すると，肩や腰に必要以上の力を加えることになる．盲人は歩くときに臂を十分に振ることができないので，からだ全体に不自然な緊張が現われがちである．

表9

		膝の状態	%
男子	晴	伸展歩	66.4
		屈曲歩	33.6
	盲	伸展歩	45.7
		屈曲歩	54.3
女子	晴	伸展歩	54.8
		屈曲歩	45.2
	盲	伸展歩	9.1
		屈曲歩	90.9

注．晴眼者は平井の測定による（表8．9）

運動能の発達

人間は生後1年足らずで歩くことができるようになる．やがて，走り，飛び，投げるなどの基礎的運動能力を修得していく．身体運動の増加に伴って筋力が増強され，器官系の発達は年とともに促進される．幼児期における基礎的な身体活動は，すべて成人期の体力の基をなすので，重要である．

先天性全盲児は身体活動に対する刺激がきわめて低いので，身体運動への動機づけを得ることが困難であると考えられる．この意味から，盲幼児の教育で欠いてはならない事柄の一つとして，身体運動に対する積極的な指導をあげる必要がある．盲幼児をもつ家庭においては，機会あるごとに戸外に連れ出し，日光と新鮮な空気の中で活発な身体活動を行なうように誘導してやらねばならない．いたずらに室内に閉居させたり，あるいは盲愛のために保護過剰になり，ひとりで歩くことができない子，ひもを結べない子，手ぬぐいをしぼれないような子にしてしまってはならない．盲児も晴眼児と同様に，身体運動に参加する機会を常に待ちわびているので，広い視野に立った家庭教育がせつに望まれる．

表10（中嶋直二測定），表11（松山盲学校測定）は盲学校の児童・生徒の運動能力を，同一年齢の晴眼者と対比したものである．表10によると，盲生徒の運動能力は最大値と最小値との幅が広く，個人差が大きいことがわかる．平均値をみても，16年の懸垂屈臂以

表10

年齢	種目		立幅跳	懸垂屈臂	フットボール投
15年（14年11月～満15年）	盲生学校徒	最大	2.3m	10回	20 m
		最小	0.9	0	2
		M	1.816	4.843	12.79
		S.D	0.3354	2.558	5.048
	晴眼生徒	最大	2.6m	15回	27 m
		最小	2.1	0	13
		M	2.335	6.444	20.946
		S.D	0.135	3.451	3.279
16年	盲生徒	最大	2.6m	13回	27 m
		最小	1.3	0	6
		M	1.985	5.6	15.091
		S.D	0.357	3.456	5.213
	晴眼生徒	最大	2.7m	14回	27 m
		最小	1.5	0	14
		M	2.244	4.622	19.333
		S.D	0.1956	3.4441	3.143
17年	盲生徒	最大	2.5m	12回	24 m
		最小	1.4	0	6
		M	2.07	5	15.4
		S.D	0.2926	2.875	4.396
	晴眼生徒	最大	2.80m	15回	30 m
		最小	2.10	1	14
		M	2.3778	6.306	21.556
		S.D	0.1732	3.324	3.773
18年	盲生徒	最大	2.6m	14回	26 m
		最小	1.8	1	8
		M	2.1125	6.5	16.625
		S.D	0.2329	3.013	4.549
	晴眼生徒	最大	2.60m	13回	28 m
		最小	2.00	3	15
		M	2.425	6.889	21.5833
		S.D	0.1763	2.424	3.544

注．Mは平均，S.Dは標準偏差

表11　　盲：昭和32年(1957) 4月　県：昭和30年(1955)度　全国：昭和29年(1954)度

区別		50m走 12歳	13	14	15	ソフトボール投 12歳	13	14	15	立ち幅飛び 12歳	13	14	15	懸垂 12歳	13	14	15
男	松山盲 全	11.1	10.0	8.8	8.0	15.5	16.2	21.8	12.8	175.0	184.0	228.0	245.0	5.1	8.0	8.0	8.0
男	松山盲 半	9.4	9.2	8.7	8.7	／	30.7	32.0	34.1	／	201.3	204.0	217.0	／	3.8	9.2	6.0
男	愛媛県	8.9	8.6	8.3	8.0	30.5	34.7	38.4	44.4	172.5	189.3	201.5	210.4	4.0	4.6	5.5	6.5
男	全国	8.8	8.4	8.3	8.0	30.8	34.2	40.1	45.1	174.8	183.3	196.1	214.2	4.6	5.1	6.0	7.3
女	松山盲 全	／	14.9	12.9	／	／	5.9	8.3	8.1	／	138.0	129.0	90.0	／	3.0	13.4	0.5
女	松山盲 半	10.7	10.1	／	9.8	16.0	14.3	／	17.4	176.0	179.0	／	187.5	9.1	10.3	／	5.4
女	愛媛県	9.7	9.3	9.3	9.2	18.2	20.0	21.0	22.1	161.8	166.4	169.1	172.7	16.1	16.4	14.9	14.1
女	全国	9.4	9.2	9.2	9.1	18.0	19.5	21.0	21.5	162.4	166.4	169.0	173.0	16.6	16.1	15.1	14.2

外は，盲生徒の平均値が低いことを表わしているが，これは同一年齢において低位者の分布が多いことを示している．表11も松山盲学校の児童・生徒の運動能力が，愛媛県および全国の平均値に比べて低いことを示している．

運動能力は身体の型態的発達と相当程度の相関をもっているものと考えられているが，これについて，吉田章信は，表12のような相関関係があると発表して

表13　特殊教育諸学校と小，中，高校との被患率の比較　　1964（昭和39）年度

区分		指数（小，中，高校被患率＝1.0） 盲学校	ろう学校	養護学校	小，中，高校被患率
栄養要注意		2.7	3.2	9.8	0.40
せき柱異常		3.3	1.0	17.5	0.45
胸郭異常		2.4	1.9	7.8	0.60
目	近視	0.1	0.6	1.0	20.39
目	遠視	2.4	0.6	2.0	0.27
目	乱視	0.2	0.7	0.5	0.63
目	弱視	93.8	1.6	2.5	0.32
目	色神異常	2.7	1.1	1.0	1.87
目	トラホーム	1.2	1.1	1.2	1.88
目	結膜炎	2.0	1.5	1.2	3.94
目	その他の眼疾	11.6	2.5	3.6	0.92
耳	難聴	5.2	3.5	6.8	0.40
耳	中耳炎	6.6	6.4	3.6	0.40
耳	その他の耳疾	2.4	1.3	1.8	0.95
鼻いんおよび頭	蓄のう症	2.3	2.7	1.7	1.60
鼻いんおよび頭	アデノイド	1.1	2.1	0.6	0.38
鼻いんおよび頭	へんとうせん肥大	0.8	1.0	1.3	7.28
鼻いんおよび頭	その他の鼻いんの疾患	1.8	1.9	1.8	4.02
伝染性の皮膚疾患		0.5	1.0	0.9	1.39
心臓の疾患		3.8	2.6	3.2	0.37
精神薄弱		2.9	2.2	28.9	1.19
身体虚弱		3.2	3.6	43.8	0.22
運動機能障害		6.0	6.1	181.4	0.25
寄生虫病		0.6	0.8	2.5	0.25
その他の疾病異常		2.9	2.7	21.0	0.59
むし歯	計	1.0	1.0	1.0	86.15
むし歯	処置完了者	1.5	1.0	0.6	13.59
むし歯	未処置歯ある者	0.9	1.0	1.1	72.56
その他の歯疾		3.1	1.1	2.0	2.26
結核		2.0	2.0	35.4	0.34
回虫卵保有		0.7	0.8	0.8	4.95

注．表13・14……「昭和39年(1964)度学校保健統計調査報告書」文部省による．

表12

形態＼運動	走力（短）	跳　　力	投　　力
身　長	＋ 0.4	＋ 0.4	＋ 0.4
胸　囲	＋ 0.3	＋ 0.3	＋ 0.3
体　重	＋ 0.3	＋ 0.3	＋ 0.4

表14　おもな疾病異常の被患率の比較

区　分	盲学校		ろう学校		養護学校	
	昭和39年度―38年度	39年度―34年度	昭和39年度―38年度	39年度―34年度	昭和39年度―38年度	39年度―34年度
栄養要注意	− 0.11	− 0.64	＋ 0.03	＋ 0.15	− **0.86**	− **2.12**
せき柱異常	− 0.71	− 0.81	− 0.22	− 0.37	− **1.74**	− **4.61**
胸郭異常	＋ 0.04	＋ 0.15	− 0.18	− 0.14	− **0.37**	− **0.69**
弱視	＋ **3.70**	＋ **7.59**	＋ 0.05	＋ 0.06	＋ 0.21	＋ 0.10
その他の眼疾	＋ **4.00**	− **0.41**	＋ 0.15	− 0.12	− 0.70	＋ 0.74
難聴	− **0.26**	− **0.38**	− 1.31	− 1.32	＋ 0.21	− 1.79
中耳炎	− **0.45**	− **0.71**	− **0.53**	− **1.60**	− 0.54	− 0.88
精神薄弱	− 0.08	…	− 0.26	…	＋ **1.58**	…
身体虚弱	− 0.15	− 1.29	− 0.11	＋ 0.13	＋ **0.49**	＋ **0.52**
運動機能障害	− **0.15**	＋ **0.27**	− **0.10**	＋ **0.28**	− **5.11**	＋ **11.25**
その他の疾病異常	− 0.39	− 0.78	＋ 0.10	− 0.57	＋ **0.77**	− **5.62**
結核	− 0.07	− 0.37	＋ 0.05	− 0.39	− **1.73**	− **6.32**

注．太字は小，中，高等学校の5倍以上の被患率を示した項目である．

いる．表13は特殊学校における被患率と，小・中・高校におけるものとの比較である．表14はおもな疾病異常についての過去の被患率の比較である．被患率が高いということは，総体的にみて身体虚弱者が多いということを示していると考えられる．

体力という問題の解釈はまだ学問的にも未解決である．しかし，これまで述べてきた事項は，いずれも体力の一部面と考えて間違いないと思われる．

盲人の体力が晴眼者に比べて低いということは，社会生活の活動能力にも影響を与えることになるので，関心を注がなければならない問題である．（中嶋直二）

［参照文献］

吉田章信「学徒体力標準表」栗林書房　昭和24

中嶋直二「体育の概念」東京教育大学雑司谷分校盲体育研究室　昭和36

中嶋直二「扁平足と矯正」東京教育大学雑司ヶ谷分校盲体育研究室　昭和37

中嶋直二「脊柱の異常彎曲と矯正」東京教育大学雑司ヶ谷分校盲体育研究室　昭和35

斎藤一男「矯正」　昭和24

文部省「盲心理」日本教育大学協会　昭和27

盲人の触覚的認知

対象に直接接触しながら外界を認知する触覚は，視覚を欠いた盲人にとって重要な役割を果たす．

ここでいう触覚の意味は，従来の狭い意味の触覚をさすのではなく，圧覚，皮膚感覚，運動感覚などを含めて，対象との直接的接触による認知過程をさし，広い意味で触覚という述語を用いた．

認知の仕方

通常，静的触知覚と触運動的知覚とに分けられている．

従来の分け方では，静的触知覚に，①静止した被験者の皮膚に受動的に刺激対象が押しつけられる場合と②静止した皮膚の上で他動的に刺激対象が動かされる場合の両者が含まれ，触運動的知覚は，③自ら能動的に手を動かして対象を触知する場合だけをさしていたが，④筋運動を伴っても，手が他動的に動かされ，対象の上をたどる場合もある．したがって，①，②，③，④とそれぞれより受動的，より能動的触知の仕方を分けて考える方が妥当であろう．以下，この点について記述する．

前者は手を動かさずに対象に触れて，認知すること

をさす．対象の詳しい理解はできないが，何らかの形をもっていること，そのほか材質，容量，粗滑のおおよその把握は可能である．後者は筋運動を伴った認知の仕方である．手を能動的に動かしながら触覚を働かせて，対象の材質，粗滑，堅さ，可塑性，弾性，粘着度，構造など種々な特質（D. Katz, 1925），形状（結城錦一，1953）のほか対象の面の凹凸，傾き，2面の平行性，隔たり，交差した角なども明確に認知できる（J. J. Gibson, 1962）．このように，最も効果的に刺激特性を把握しようとする能動的触知の動作を分析してみると，次の四つに分けられる．①あちこちすべるような動き——対象の材質，表面の変化を知覚するのに役立つ．②掃くような動き——人差指，中指，薬指などのうち，2，3の指が細かく運動し，対象の稜，平面，それらの相互関係などの特徴を調べるのに役立つ．③掃くことからつかむことへの動き——②に親指を添え，対象を3次元的にとらえる．親指が他の面に触れていくことに意味があり，各部分の構造や配置などがよく把握される．④つかみまたは握る動き——両手で握るようにして全体を把握する．対象の全体の形を理解するのに最適で，盲人にとってたいせつな役割を果たしている．これら4種の接触の仕方は，対象によって個別的または段階的，総合的に現われる（G. Révész, 1950）．

盲人が2次元図形を能動的に触知する場合の手の動きを，指先に豆電球をつけて暗室で撮影してみると，電球のたどる軌跡の粗密度は部位によって異なり，方向が変わる点，複雑な場所などでは指先が止まり，委細な触索が行なわれていることがわかる．たとえば，図1の軌跡のなかで，点線の細かい部分では，指先が停留しながら移動していることを示す（豆ランプは4 CPSで点滅しているので，点線の粗密度は運動のスピードを表わしている）．連続的に触知しているが停留と運動が交互に行なわれ，停留点で方向変化の度合，不明瞭な部分の分析や整理を行なっている（Révész, 1938; 石田友信，1959）．

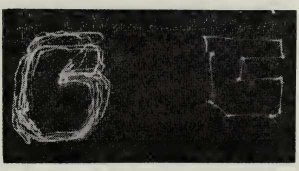

図1～(上)

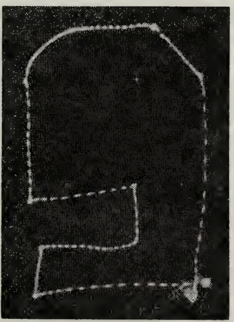

図1～(下)

また，形の触覚的認知の過程には，一般に次のような原理，あるいは傾向が見出されている．①立体的塑像感の原理—まず，素材の質感（抵抗感，ボリューム感，緊密度など）を形そのものの表象とは無関係に捕える．②継時的把握の原理—対象に継時的，連続的に触れ，個々を知覚することが，全体の形の正確な表象に必要である．のちに描画をするときの助けになる．③運動の原理——形の印象を得るためには，手を移行しながらさらに指を細かく動かす運動が必要である．④計測の原理——計測の道具として親指の幅，長さ，親指と人差指の間の幅などを用いる．また手，足の運動の時間の長さ，速度を手がかりにして空間の大きさを知る．⑤受容的構え，意図的構え——触知する際，意図的に対象の属性を把握しようとしてさわるか否かによって，把握の正確さが規定される．⑥典型化および図式化の傾向——対象を特定の部分的特徴で代表させ，それを既知の単純かつ典型的な形のグループと照らして類別する．⑦変形の傾向——図式的分化が不十分な場合，晴眼者，後天盲では触覚像を視覚像に置き換え，明確な表象をつくろうとする．一方，触覚独自の形の知覚（自律的ゲシュタルトの原理）が先天盲にあり，晴眼者，後天盲にも働いている．⑧構造分析の原理——一つ一つの構成部分を調べることによって，対象の構造，幾何学的特性，全体に対する部分の関係の細かな認知が生じる．⑨構成的統合の原理——構造分析された部分をまとめ，ある図式的な像と関連させて全体像を形成する（Révész, 1938；石田，1959）．

素材の弁別・認知

普通，固体の表面に触れたときの感じを表面触といい，これによって対象の大きさ，形のいかんにかかわらず，素材の具体的名称（たとえば紙類，金属類など）を識別できる．また，硬—軟，粗—滑，湿—乾，弾性などの諸特質についても，それぞれいくつかの段階に区別し得る．

40種の材料を用いて調べた結果によると，ビロード，フェルト，毛皮，細かい砂の紙やすりなどは，どの被験者も明確に認知できるが，錫箔とろう引き布，強く糊づけしたリンネルと厚紙などはとり違えやすい．この傾向は原則として盲人も晴眼者も変わらないが，盲人の場合は幾分確かさが劣る．認知に要する時間は指

を材料に下ろし，何かに触れたことがわかったとき（簡単反応時間）と，それがどんな性質のものかわかったとき（認知時間）の間には明確な差がみられ，この間にある程度の圧で材料に触れ，活発にこする動きがみられる．また，5本指でさわる場合の方が，指1本でさわる場合より早く認知でき，把握の正確さも増している（Katz,1925; 梅津八三，1952）．

同じ素材（紙）同士の弁別で，比較的自由な能動的触知の場合，材料にもよるが，1〜3 cm/sec の指の往復運動が1〜6回行なわれる．盲人の場合は晴眼者よりやや正確さを欠くが，弁別はよくできる．指の運動を禁じた静止条件では，堅い，柔らかいが弁別されるだけで，正確な弁別に達し得ない．手を静止させて，対象が指の下をかなりの圧の下でただ1回通り過ぎる場合，15 cm/sec では正確に弁別できるが，60cm/sec, 30 cm/sec では相互の滑かさの程度が類似して，弁別が不正確になる．また，材料の面積が小さいと弁別はいくぶん不利になる．以上のように，細かな弁別を成立させる要因の一つは，対象の表面をこする場合，表面の凹凸によって生じる振動の差で，その差が大きければ弁別が容易になる．また，棒，その他の中間物質を通して，間接的に振動が与えられても，弁別にそれほど影響はないが，触運動の制限，振動の発生や伝達の妨害によって弁別がそこなわれる．こする運動を禁じても，対象が指の下を適当な速度（15 cm/sec）で動く場合や，対象をたたいて生じた振動差がある程度大きい場合は弁別できる(ただし聴覚的刺激はない).

金属板，毛布などを比較すると，常温で熱伝導度の最も低いものが，最も暖かく感じられる．対象を高温にすると，温・冷感が逆順（金属の方が布より暖かい）になるばかりでなく，素材の弁別がかなり困難になる（Katz, 1925 ; 梅津，1952）．

厚さ，太さの弁別

紙の厚さを弁別させると，親指と人差指の間に対象をはさみ，強い圧を加えながら裏，表からこする動きがみられる．厚さが薄いものから厚いものへ，①一方の指が相向かう指の動きを感じ得る程度．②両指の間で紙が曲げられる程度．③両指の隔りの程度がそれぞれの標識となり，薄いものほど弁別域は大きい（Katz, 1925）．

鋼線を用いて線分の太さの弁別を調べた結果によると，標準刺激が0.5ミリメートルの場合，上弁別閾は盲人の方が晴眼児より低く，一方，下弁別閾は盲人の方が晴眼児より高くなっており，それぞれ有意差がみられた．しかし，知能程度，きき手の別，男女間には有意差が認められない（星川勝，1962）．

長さの弁別・認知

〔たどる運動速度の影響〕 10〜50センチメートルの棒を用い，標準の長さ（S）と，被験者がそれと等しくたどって再生した長さ（V）の比を求めると，両者をたどる速度がほぼ等しい場合，長さの見積りはかなり正確に行なわれる．SとVのたどる速度を変えると，手の運動方向にかかわらず，速度が遅いたどり方では長さは短く見積られる．この場合，運動による主観的移動量がおもな標識になっているが，棒の両端の位置関係を標識にした被験者では，速度の影響はほとんど現われない（E.V. Skramlik，1934）．盲人の場合，運動による移動量を標識にした判断では，晴眼児よりはるかに正確である（梅津，1933）．

〔たどる下地の影響〕棒にあらさが異なる紙やすり，しゅす布を張って，その上をたどる場合，運動抵抗が大きい棒の長さは過大に見積られる．抵抗に影響されない者においては，指を浮かして空中をたどったり，いったん見積った長さにつぎ足しをするなど，2次的補正を行なっている（梅津，1935）．

線の形状の認知

〔たどる運動方向の影響〕 机の縁を水平平行にたどるときは，直線なものとして認知されるが，手のひらを当てて，上下しながら蛇行状に横の方向にたどると直線なものとして認知しがたくなる（Skramlik, 1934）．水平平行の運動でも，たどる線が長く（80〜200センチメートル）なると，両端が被験者より遠ざかった凹状のものと知覚され，直線と認知される対象は，被験者に対し凸状の線である．この傾向は，対象と被験者の距離が近いほど著しい（G. Siemsen, 1934）．また，盲人と晴眼者では，盲人の方が客観的直線に近いものを主観的に直線とみなし，判断の変動も少ない（I. M. L. Hunter，1954）．

〔たどる指の数および回数〕 被験者に対して凸または凹状に置かれた木片を1本指でたどる場合，盲人でも相互の弁別は容易でないが，4本指をそろえてさわる場合はきわめて容易になる．また，数度たどる方が1度より正確である（梅津，1952）．

角度の弁別

点字用紙にルレットで作図した直線，直角，45度，135度の点図を用いて，触運動による角度弁別を行なった結果によると，直線に関しては晴眼者と全盲，準盲，弱視者の弁別域の間に差がみられないが，直角，135度，45度については，晴眼者が盲人より正確である．特に全盲者は135度の弁別が困難である．各角度とも実際の角度より小さく見積られる傾向がある（太田修，1960）．

2次元図形の弁別・認知

〔静止条件による触知〕 木片に釘を打ちつけて作成した円，正方形，正三角形，開いた円，三角形などを静止した手のひらに押し当てると，①閉じた図形は開いた図形より容易に認知される．②円および三角形は最も知覚が正確である．③開いた図形は閉じた図形として知覚されやすい．④図形の部分としての三角形2頂点の2点閾は，触空間2点閾より大きい．

このように，静止条件による触知にも，ゲシュタルト法則が適用される．しかし，知覚された形態は，客観的形態または視覚によって把握された形に比し，ひずみが著しい（B. L. Rosembloom，1929）．すなわち，純粋な静止条件による触知の場合は，幾何学的形態に対応するような形は知覚されず，他の要素（視覚表象など）が付加される場合にだけ，〝形態〟の知覚が生じる．ただし，弁別は比較的正確に行なわれる（Gowin F. L. de & F. L. Dimmick, 1928）．押しつけられた図形知覚の正確度は，指端に近づくほど増し，親指の腹が最も正確である．また，線図形は面図形，点図形より明確に認められる（M. J. Zeigler & R. Barret, 1927）．

〔静止条件と能動的運動による触知〕 木製幾何図形12種を呈示して，自由にさわることを許す場合，盲人は正確に弁別できるが，静止した手のひらに対象を置いて押しつけただけでは，規則的な図形であっても，丸いもの，三角なもの，四角なもの，多角形のもの，という大まかな弁別ができるだけである（梅津，1952）．同様に①指を動かすか，静止したままか，②面図形，輪郭図形のどちらが弁別されやすいかの2条件について，アルファベットの大文字，数字および幾何図形（菱形，正三角形，半円など）を用いた結果によると，面図形で指を動かす条件が最も正確で，輪郭線図形で指を動かす条件がこれに次ぎ，指を静止した条件，特に面図形で指を静止した場合は最も不正確である（J.R. Austin & R.B. Sleight，1952）．

〔対象の動きと能動的運動による触知〕 手を能動的に動かして触知する場合には，静止した手のひらに対象が押しつけられる場合ばかりでなく，静止した手のひらの上で対象が動かされる（回転する）場合に比べても，明らかに正確な知覚が生じる（Gibson, 1962）．触知の際の手の運動条件（能動的に運動と静止）と触面の多少（指1本と指3本）の関係について，触用点線図（あ，イ ε，ロ）を用いて調べた結果によると，触面が増加する（指3本）と，どの運動条件についても正確さが増すが，指3本を静止させて，実験者によって動かされる対象を触知する条件より，指1本を能動的に動かして触知する条件の方が，正確な知覚を生じる．このように，対象の形の把握においては，振動感覚に加えて，手の能動的運動が大きな役割を果たす（結城錦一，1953）．

〔他動的に動かされた手による触知と能動的運動による触知〕 しかし，形の認知には，必ずしも能動的運動が有効ではなく，実験者が被験者の手を動かして対象を触知させる方が把握が正確な場合があり得る．すなわち，対象の主要構成部分に適切に触れるように誘導することが，正確な認知を成立させるためには重要である（名取《中井》喜美子，1966）．

〔形の認知閾〕 一方，簡単な2次元図形を指先で弁別させる場合，図形をそれと認知できる最小の大きさを調べると，手を動かす場合と，動かさない場合との差はみられないという報告もある．この実験では，盲児の方が晴眼児より各図形ともわずかにまさっており，盲児の場合には年齢差がほとんどない（海老原妙子，1958）．

〔形のまとまり方〕 厚紙に針先で点を浮出させた点線の連続や，刺しゅう，針金などで作った線図形を指先で触れ，その形を認知するときのまとまり方には，次のような特徴がみられる．①よい連続，類同，相称などの要因は，視知覚におけるほど優位にみられない．ことに切れ切れの線は，連続する1線としてまとまりがたい．②接近，閉合の要因は，かなり優位に現われる．これらの事実は，触知による形の知覚が，刺激を

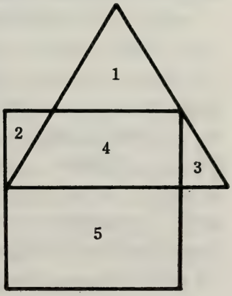

図2

継時的にたどる運動に規定されているので，複雑な線図形では，被験者は，①いくつかの小部分に分割してつかむか，②まず，全体をとりまく外縁をつかみ，次いでその内側にあるものをつかむ．たとえば，図2のような線の交差した図形では，大きくまとまることは困難で，1，2，3，4，5 の図形の集まりとして把握されることが多い（山根清道，1935; J. Becker, 1935）．しかし，これらの特徴も，事物の重なりと図形とを，対応づけるステップを挿入してやれば，（1，3，4）+（2，4，5）型の把握に移行していくことが示されている（鳥居修晃，木村允彦，1965）．

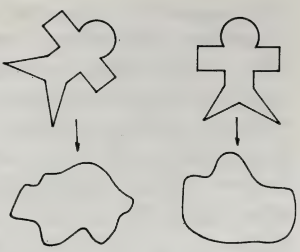
図3

〔図形の位置および始点の影響〕 視覚では図形の位置が変わっても，ある程度の同一視が可能であるが，触知では非常にわかりにくくなり，輪郭構成線上をたどる場合，同じ図形でも，置く位置，方向の変化によって認知が困難になる（図3）．初めて触知する場合の出発点をどこにとるかによっても，認知に難易が生じ，図形が複雑化するほどその効果が著しい（石田友信，1959）．なお，この傾向は晴眼者の閉眼状態にもみられ，特に規則的な幾何図形では，通常，描画する際に，始点または終点になる角から触知した場合とそうでない場合とでは，把握の正確さが異なり，開眼状態での描画において，優位な始点およびたどり方と対応している（鹿取広人，名取喜美子，1967）．

〔触知覚と視覚表象〕 先天盲，後天盲および晴眼者に，正方形，円などの簡単な幾何学的形態9種を呈示して，触覚における視覚的要因の意義について比較してみると，鉛筆による再生およびその言語報告について，ともに晴眼者の方が盲人より正確であり，盲人の場合は具体的事物にたとえた報告や，自信のない報告が多い．把握時間も晴眼者の方が短い．しかし，大きさを大にした選択肢による再認では，両者の間に差はみられない．先天盲，後天盲間の差については，研究者によって結果が異なり，①再生と言語報告に有意差ならびに成績と失明時期の間の相関が認められるという結果（P.Worchel, 1951），②いずれにも差がみれらず，失明時期との関係はない結果（永井昌彦，1957）とが示されている．幾何図形，無意味図形各3種を用い，再認させた結果によると，幾何図形で晴眼児がやや正確であるだけで，正確率，反応時間，平均誤差，誤反応数とも，盲児，晴眼児間に有意差はみられない．盲児の早期失明群（4歳まで），後期失明群（5歳以降）では，後期失明群がやや正確である（加藤・田中，1960）．以上のように，形の認知に視覚表象が積極的な役割を果たすと考えられるが，180 度回転したボードに釘をさし込み，簡単な幾何図形（点図形）を再生させるような触運動と空間表象の両者が要求される課題では，盲児の方が晴眼児よりすぐれており，しかも，後期失明群の方が早期失明群より正確である．3～5本の釘による図形を分類する際，触運動によって情報を得る能力は，盲児の方が晴眼児より高く，早期失明群，後期失明群とも，釘の数によるより形の類似による分類を多く行なう（視覚による分類に近似）（Drever, 1955）．

〔認知の転移〕 盲児が幾何図形，地図を学習する際，一定の大きさの図形で習熟すれば，図形が拡大されても，学習が転移するかをみるために，拡大した無意味図形の中から原図形を再認させると，10倍ではやや困難度が増すが，それ以内では大きさが増加しても，認知のむずかしさは必ずしも増加しない．原図形と対応する位置に点がある拡大図形の再認についてみると，図形の中心部にある点は，図形が拡大するにつれ定位が困難になるが，図形の凹凸部あるいは大きな弧を描く周辺部にある点は図形の大きさが変わっても，定位の学習効果が比較的容易に転移する．（小柳昭代，1957）．

立体の弁別・認知

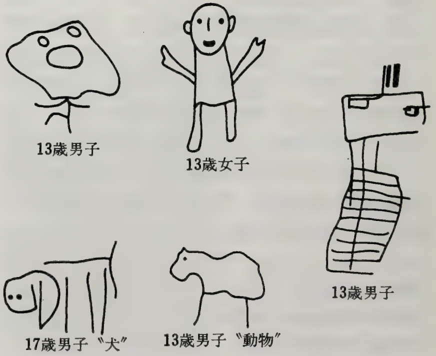

図4

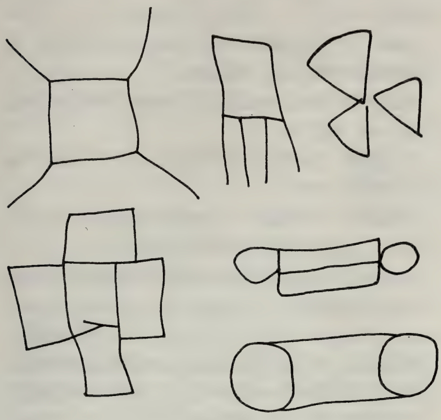

図5

〔立体の弁別〕 円柱，立方体，こけしを再認させると（比較形は$\sqrt{2}$倍 および2倍），盲児が晴眼児よりややすぐれており，早期失明群，後期失明群の間に有意差はみられない（加藤康昭，田中英雄，1960）.

〔立体の構成描画〕 3次元的対象をある材料の上に表現する描画において，遠近法，投影法などはその対象物を抽象する一つの記号体系のルールであり，いくつかの可能性が考えられる．盲人の描画の研究は，盲人の精神生活を解くかぎとして，また3次元的形態についての表象を，明確に伝達する技術を発展させるものとして重要である．日常の事物の想像画を描かせると，晴眼児では人間，動物を多く描くのに対し，盲児では一般に無生物が多く，人間を描く者が少ない．盲人の人物画はもっぱら正面の絵だけで，胴，手足が線で描かれ，髪の毛，着物などをつけ加えない．最もよくできた13歳児で，晴眼児6歳の平均である．動物の絵は側面から描かれ，脚，ときには胴も線になり，また〝なにかの動物〟と，一般的な動物を描く.家の画は平面図的で，階段が優位な位置を占め，晴眼児がよく描くように〝壁の向こうに人間を描く〟ことは全くない（図4）．小さな4本足の机，3辺のピラミッド，立方体円筒を盲人にさわりながら描画させると，図5のように描く，これは5，6歳児の再現と似ており，展開図的規則性がみられる．しかし，この表現方法は簡単な対象の場合に限定され，また，遠近法は盲人にとって人工的である．そこで，水平，垂直，側面の正面が，それぞれ投射される投影法をとり，これによって種々な立体についての正しい表象を与えたという結果

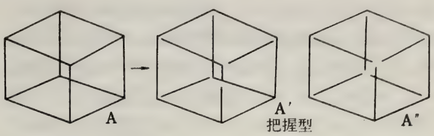

図6

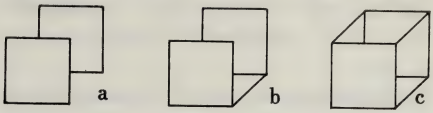

図7

がみられる（Katz，1953）.

〔描かれた立体画の認知〕 描かれた絵を再認し得て，初めて描画は物体表現の記号としての意味をもつと考えられるが，人間，家，動物，はしごなど，自分の描いた絵の再認は正答率4分の3，他人の絵の再認は正答率3分の2となることから，一般に盲人の表現法には多くの共通特徴があることがわかる．また，盲人が描いた絵を，晴眼者が視覚でみる場合も，はなはだしいものを除いては同様に再認し得る（Katz，1953）．しかし，遠近画法的に描出された家，くつ，テーブルなどを指先で触知し，3次元的な物を認めることは非常に困難である（R. V. Merry & F. K. Merry, 1933）．図6のように，透視画法によって表わされた立体の図形は，A′, A″のように認知される傾向が著しく，全体の形態は〝箱〟と知覚されない（山根，1935）.しかし，図7のように，重なりの知覚を理解させる過程を通して，立体図形把握に達することは可能である．図形を小部分にまとめて把握する傾向が非常に強いが，多くの段階を経て，事物と図形との対応関係を訓練すれば，先天性盲人でも，対象を表現する記号としての透視画法の習得，およびその認知は可能であるかもしれない（木村，1964）.

形の記憶

触覚における記憶の変容をみるために，数種の対象（2線の交差，彎曲線，閉鎖図形など）を呈示してから，60日の期間をおいたのち，選択肢法によって類似形のものから先の呈示物を選ばせると，晴眼児の方が盲児より正確である．変容の傾向をみると，盲児の約40パーセントが交差角を小として，2線を接近化する傾向がみられる．彎曲の記憶はきわめて困難で，盲児の約55パーセントが極端化している．ジグザグ

線でも盲児は正答がなく，尖鋭化の傾向が70パーセントみられる．閉鎖図形の扇形では，盲児は切口を円滑化し，全体に丸みをつける者が55パーセント近くあった．矩形については，縦横を正しく記憶していた者は8パーセントで，48パーセントが正方形とし，30パーセントが正方形に近づける．魚に類似した無意味図形は，魚と記憶する者が多いためか，正答率が60パーセントと高い．晴眼児はほとんどが正答を示す（石田，1959）．

以上触的認知のなかで，特に盲人の実生活と深く結びついていると考えられる様相を，いくつかの研究にたずね，さらに，それらの様相を理解するうえで参考になると思われる，正常人の閉眼状態における研究を加えた．従来の狭い意味での触覚に，圧覚や温・冷覚，運動感覚を加えた広い意味での触受容系を，外界認知のための総合的な反応系と考えるならば触覚系による生活体の反応系の仕組みは，視受容系による反応の仕組みを考えるうえで大きな意味をもち，逆に視覚系による反応の仕組みが，触知過程の解明に役立つ（Gibson，1962）ことをつけ加えておきたい．

（中井喜美子）

［参照文献］

海老原妙子 1958「盲人における形の刺激閾について」盲心理論文集第4巻，昭和33

石田友信「触察の原理に関する研究」盲心理論文集第2巻，昭和32

石田友信 1959「触察に関する研究」盲心理研究第2巻，昭和34

加藤康昭・田中英雄 1960「触運動的形態弁別に及ぼす視覚的要因の影響について」盲心理研究第3巻，昭和35

木村允彦「触運動による図形知覚の研究」東京大学卒業論文，昭和39

小柳昭代 1957「盲児の図形学習について」盲心理論文集第3巻，昭和32

永井昌彦「盲人の触運動的形態知覚について」盲心理論文集第3巻，昭和32

太田修「角度の触運動的弁別について」盲心理研究第3巻，昭和35

鳥居修晃，木村允彦「盲人及び正常児における触運動による形の知覚」日本心理学会第29回発表論文集，昭和40

梅津八三「〝触空間〟研究について—長さの見積りを中心として——」増田博士謝恩最近心理学論文集，昭和8

梅津八三「触運動的に与えられる〝長さ〟について」心理学論文集第5巻，昭和10

梅津八三「触覚と盲生活」日本教育大学協会，盲心理第4章，昭和10

山根清道「触運動的図形知覚について」心理学研究第10巻，昭和10

結城錦一「形と動き——伊藤吉之助先生に捧ぐる小品——」北海道大学文学部紀要，昭和28

Austin, J. R. & Sleight R. B., "Accuracy of Tactual Discrimination of Letters, Numelous and Geometric Forms" *J. Exp. Psychol.*, Vol. 43, 1952.

Becker, J., "Über takilmotorische Figurwahnehmung" *Psychol Forsch.* Vol. 20, 1935（山根清道：心理学研究 第10巻，昭和10）

De Gowin, E. L. & Dimmic, F. L., "The Tactual Perception of Simple Geometrical Forms" *J. of Gen. Psychol.* Vol. 1928.

Gibson, J. J., "Observation on Active Touch" *Psychol., Rev.*, Vol. 69, 1962.

Hunter, I. M. L., "Tactile-Kinesthetic Perception of Streightness in Blind and Sighted Humans"-*Quar. J. Exp. Psychol.*, 149—154, 1954.

Katz, D., "Die Aufbau der Tastwelt" *Leipzig, Johann Ambrosius Barth*, 1925.

Katz, D., "Über Zeichnungen von Brinden" *Studien zur Experimentellen Psychologie*, 1953.

Merry, R. V. & Merry, F. K., "The Tactual Recognition of Embossed Pictures by Blind Children" *J. Appl. Psychol*, Vol. 17, 1933.

Révész, G., *Formenwelt der Tastsinnes*, Haag, Martinus Nijohoff, 1938.

Rosembloom, B. L., "Configurational Perception of Tactual Stimuli" *Amer. J. Psychol.*, Vol. 41, 1929.

Skramlik, E. V., "Über die Beinflussung unserer Tastwahrnehmungen durch Richtung und Shnelligkeit der Tastbewegung" *Zeitch. f. Sinnes phisiol.* Vol. 64, 1934.（梅津八三：心理学研究第10巻，昭和10）

Worchel, P., "Spaçe Perception and Orientation in the blind" *Psychol. Monogr.*, Vol. 65, 1951.

Siemsen, G., "Experimentelle Untersuchungen über die taktil-motorische Gerade" *Psychol.*

Forsch., Vol. 19, 昭和9（梅津八三：心理学研究第10巻，昭和10）

Zeigler, M. J. & Barrett, R., "A Further Contribution to the Tactual Perception of Form" *J. Exp. Psychol.*, Vol. 9, 1927.

鹿取広人・名取喜美子「触運動的図形の再生と描画過程」心理学研究第38巻第3号　昭和42

盲人の聴覚

盲人の反応時間と音源の定位

反応時間

視覚障害者の音に対する反応時間についての研究に井上純子が行なったものがある．被験者には18歳以上の全盲22人，弱視20人のほかコントロールグループとして晴眼者23人を用いた．反応時間の測定にはTKK 電子管式クロノスコープを使用した．反応時間の測定は単純反応と選択反応の二つの方法によった．単純反応には500サイクル，40 dBの刺激音を用いた．選択反応は二つに分かれており，一つは2種類の音刺激を出し，そのうちの1種類に反応する．他の一つは3種類の音刺激を出して，そのうちの1種類の音に反応することが求められる．

具体的には，2種類の音刺激の場合は500サイクルと1000サイクル（いずれも40dB）として，500サイクルのときだけ反応するよう求める．3種類の音刺激の場合は500, 1000, 2000サイクル（いずれも40 dB）の三つのうち，500サイクルのときだけ反応するよう求める．単純反応は20試行行ない，選択反応は2種類の場合は20試行（10試行は正反応），3種類の場合は30試行（10試行は正反応）行なった．

まず，単純反応についてみると，晴眼者の反応時間の平均167.4シグマ（1シグマは$1/_{1000}$秒）に対して弱視は196.5シグマ，全盲は151.5シグマで，全盲が第1位，晴眼者が第2位，弱視が第3位で，それぞれの間に有意差がみられる．

選択反応についてみると，2種類のうち1種類を選ぶ場合は晴眼者の平均266.4シグマに対し弱視276.4，全盲242.7となり，全盲が最も速く，弱視，晴眼者の間には有意差がみられない．選択反応，3種類の刺激から一つを選ぶ場合では，晴眼者の平均283.8シグマに対して弱視は303.6シグマ，全盲は269.2シグマとなり，それぞれの差は縮まり，全盲と弱視の間にだけ有意差がみられた．

以上を全体的にみると，音に対する反応時間は単純反応，選択反応を問わず，全盲群，晴眼者群，弱視群の順に反応は遅くなっている．また，単純反応から選択反応へ，選択反応も複雑になるにつれて，全盲，晴眼者，弱視の差は縮まっている．

次に全盲群を先天および早期失明（6歳以前失明）と，それ以後の失明群に分けてみると，単純反応も選択反応も先天および早期失明群の方が反応が速い．単純反応では，先天および早期失明群146.8シグマに対し後天盲159.8シグマ，選択反応A（$1/_2$選択）では先天および早期失明群229.3シグマ，後天盲266.1，選択反応B（$1/_3$選択）では先天および早期失明群254.9シグマに対し後天盲は294.5シグマで，単純反応では有意差はみられなかったが，選択反応ではA, Bのどちらにも有意差がみられた．なお晴眼者の反応時間と比べると，後天盲は晴眼者の平均値に近くなっている．

音の定位

角田和一らは，18歳以上の盲人20人とコントロールグループとして晴眼者24人を対象に，音の方向弁別に関する実験を行なった．30メートル前方の床上30センチメートルのところで1200サイクル，50フォーンのブザー音を1秒おきに5回鳴らして，その音を目標に直面させ歩かせた．そして，25メートル直進したところで，基点と目標を結ぶ線とのずれを計った．被験者にはゴム底の上ばきを使用させ，晴眼者には目隠しをさせた．その結果，ずれの平均値は盲人群は244センチメートル，晴眼者は252センチメートルとなり，両者の間に有意差はみられなかった．なお，晴眼者に目標を見せてから目隠しをして歩かせた場合は，目標への直線からのずれは139センチメートルぐらいで，聴覚の場合より少なくなっている．視覚で目標をつけた場合の方が，より正確になることを示している．

菅原欣一は正方形の部屋に被験者を置いて，盲人と

晴眼者の音の定位を調べた.被験者を中心に前後左右，斜め前後，真上の9ヵ所で音が出るようにして，それぞれの個所に番号をつけて，何番の音が出ているかを答えさせた．それによると，晴眼者や準盲，弱視は，真後が全盲に比して困難であった．全盲は右後が最も成績がよかった．また，この実験は各方向について，それぞれ7回ずつ行なわれたが，盲人は1回目でだいたい弁別したが，晴眼者は2回目以後に上昇している．これは日ごろの無意識の練習効果が現われたものと思われる．

外国ではボルチェルが音の方向定位と音源への距離を当てさせる実験を行なったが，前者では盲人と晴眼者では差がないが，後者では盲人がまさっていた．

盲人の聴覚弁別力

佐藤泰正らは盲人の聴覚弁別力に関する研究を行なった．世間一般では，盲人は晴眼者より耳がよいように考えられているが，果たして実際はどうかを調べるため，シーショア（C. E. Seashore）の音楽才能テスト（Seashore Measure of Musical Talent）を盲人に行なった．このテストは音に関する基本的要素についての弁別を主として作られており，①高さ弁別，②強さ弁別，③リズム弁別，④長さ弁別，⑤音色弁別，⑥音の記憶の六つの下位テストからできている．したがって，聴覚弁別力の測定が可能である．

高さ弁別は高さが異なる二つの音を聞いて，初めに鳴る音に比べて，あとに鳴る音が高いか低いかを判断させ50題の問題からなる．刺激音は500サイクル前後で，二つの音の差は17～2サイクルで，オシレーターによる純音である．

強さ弁別は高さ弁別と同様に，二つの強さの音を弁別させる問題50題からなる．高さは440サイクルに一定し，二つの強さの差は4.0～0.5デシベルにわたっている．

リズム弁別は二つのリズムが同型か異なるかを判断させる問題30題で，高さは500サイクル，速さ♩=92．2/4拍子の中に五つの音符がはいるもの，3/4拍子の中に六つはいるもの，4/4拍子のなかに七つはいるものなどが，順に複雑なリズムになっていくように構成されている．

長さ（時間）弁別は時間的に異なる二つの音の比較で50題．高さは440サイクル，強さは同条件，二つの音の長さの差は0.30～0.05秒である．

音色弁別は二つの音を聞いて同じ音色かどうか判断させる問題50題.これは倍音の構造においてだけ異なる複合音の弁別力を測定するテストである．各音の基音は180サイクルで，その第5倍音までが素成分になっている．第3倍音と第4倍音の強さが変化する．すなわち，標準刺激音（初めに出る音）との差がある．音の構成は強さの成分の増減によっており，第3倍音において10.0～4.0デシベル減，第4倍音において9.6～0.7デシベル増している．

音の記憶は三つずつ，あるいは四つ，五つずつの音型が2度鳴り，2度目に現われた音群から初めの音群にあるものと異なった音を指摘する問題30題で，刺激音はハモンドオルガンを使用．強さ，速度は一定である．

被験者には盲人150人，晴眼者282人を用いたが，このほかに特に音楽訓練を受けているグループ（音楽専攻群）も加えた．すなわち，音楽専攻の晴眼者148人，音楽専攻の盲人17人が加わり，合計597人である．年齢は小学4年から大学生にわたっている．

まず，高さの弁別では盲人群と晴眼者群の間に有意差はなく，むしろ，音楽訓練を受けているグループの得点が高い．また，高さ弁別力では中学生の得点が低いが，高校生・大学生に比べると知的にまだ発達の途中であることが，結果に影響していると思われる．し

表1　盲人・晴眼者・音楽専攻者の下位得点平均

		高さ		強さ		リズム		長さ		音色		音記憶	
大学	音楽専	45.2	②	44.1	①	27.2	②	43.9	①	39.2	③	28.7	①
	盲音専	43.6	②	42.9	②	27.3	②	44.8	①	42.7	①	28.8	①
	盲人	38.3	⑤	40.7	③	26.0	③	42.3	②	39.7	③	24.7	③
	晴眼者	39.7	④	42.7	②	24.3	⑤	42.9	①	36.2	⑥	25.7	③
高校	音楽専	45.9	①	44.2	①	27.7	①	44.8	①	37.3	⑤	28.0	②
	盲音専	45.5	①	44.5	①	27.6	①	42.0	②	37.9	④	28.9	①
	盲人	40.0	④	43.1	②	26.8	②	42.1	②	36.8	⑤	25.6	③
	晴眼者	37.4	⑤	39.1	③	25.2	④	39.9	②	37.3	⑤	23.9	④
中学	音楽専	43.9	②	43.9	①	26.7	②	43.3	①	35.4	⑥	29.2	①
	盲人	35.4	⑦	39.4	⑤	24.4	⑤	37.2	⑤	37.0	⑤	20.3	⑦
	晴眼者	30.0	⑥	39.8	④	24.5	④	35.9	⑤	34.2	⑦	18.8	⑦
小学	音楽専	43.0	③	37.3	⑦	28.4	①	41.0	②	31.2	⑧	28.3	②
	盲人	31.0	⑨	39.0	⑤	24.4	⑤	39.6	②	36.0	⑥	19.3	⑦

注　①は段階づけで最上位10パーセント，②は次の10パーセントで，⑩は最位下位10パーセントとなる．

たがって，この高さ弁別力は音楽訓練を受けていることと知的成熟に関係が深いようで，視力欠損はほとんど関係がなく，盲人の高さ弁別力は晴眼者と有意差がないといえよう．

強さ弁別の結果は全般的にみて，盲人群，晴眼者群の間に有意差はみられない．また，音楽専攻グループも中学生レベルではよかったようだが，高校・大学レベルでは盲人群と晴眼者群との間に有意差はみられない．

リズムについては全般的に音楽専攻群が最もよく，次いで盲人群，第3位が晴眼者群となっている．盲人は高校・大学のグループで音楽専攻群に近くなっている．したがって，リズム感については，音楽訓練が大きく影響することは事実だが，視力欠損もある程度関係しているように思われる．

長さ弁別では中学レベルで音楽専攻群が晴眼者群や盲人群よりよいほか，全般的には三つのグループの間に有意差がみられなかった．このことから，視力欠損も音楽訓練も，この能力の発達にあまり関係がないと思われる．

音色では盲人群，晴眼者群，音楽専攻群の間にあまり著しい差はないが，傾向としては盲人グループがよいようであった．盲人は視力を欠いているので，その生活の中で人の声を聞くなど，音色に関係ある生活経験が多く，それらが多少はテストの結果に影響を与えているのではないだろうか．

音の記憶についてみると，全般的に盲人群と晴眼者群の間に有意差はみられないが，音楽専攻群が両群よりすぐれている．音楽訓練がこの能力の発達に影響していると思われるが，晴眼者群も盲人群も年齢の上昇とともに得点が高くなることから，年齢の上昇につれて獲得されていく能力であるともいえよう．

以上，このテストの六つの下位テストを総合して考えると，全般的にいって，視力を欠いている盲人群が音楽的感覚において特にすぐれているとはいえない．すぐれているという点からみれば，音楽訓練を受けているグループの方が，多くの下位テストの得点が高いことがうかがえた．このことは晴眼者群について，過去に音楽訓練を受けたことがあるか，ないかをアンケートによって調べた結果からもわかった．このように考えると，一般に考えられるように，盲人は視力を欠いているから，聴覚的な面ですぐれ，すぐれた音楽的感覚をもっているということは，科学的には否定されたのである．たしかに，盲人のなかには音楽の分野で名をなした人がいたことは事実であるが，かれらが出現する割合は，晴眼者の中から音楽の分野ですぐれた人材が出る出現率と同様であると考えてよい．盲人が特に音楽的才能に恵まれているとはいえない．

さらに，テスト結果を残存視力の程度や失明年齢との関係で調べてみた．残存視力の多少によって全盲，準盲（みえる程度から0.04未満），弱視（0.04〜0.3）に分けてみても，それらの間には，下位テスト六つのすべてにおいて有意差はみられない．また，全盲者（視力零）を0〜4歳未満失明群，5〜10歳失明群，11歳以上失明群に分けてみても，各群の間に下位テストのすべてにおいて有意差はみられない．もし，視力との関係が深いとすれば，視力の全然ないグループの得点が高くなってもよいのだが，そのような結果は得られない．

盲人の声の認知と学習

盲人は人の認知を耳を通して行なうことが多い．盲人はよく「ヨウ」と声をかけただけで，だれが話しかけているかがわかるという．そんなことから盲人は勘がよいといわれるのである．

佐藤泰正は盲人たちがふだん接している人びとの声を録音し，それを再生して，だれの声であるかを当てさせる実験を行なった．材料としては，有意味文と無意味つづりを読んでもらい，適中速度（読み出してからだれの声であるかわかるまでの時間）を求めた．

結果（表2）は適中率からみると，有意文では先天および早期全盲は76.6パーセント，後天全盲甲（6〜10歳失明）69.0パーセント，準盲，弱視67.1パー

表2　適中率および適中速度

	先天・早期全盲（0〜5歳失明）12 人	中期全盲（6〜10歳失明）6 人	後期全盲（11歳以後失明）9 人	準盲 弱視 15 人	正常人 3 人	
適中率（%）	76.6 32.4	69.0 40.6	56.0 30.0	67.1 26.0	63.3 14.8	有意文 無意味文
適中速度	63 字目 13 字目 38 字目	85 字目 6 字目 17 字目	270 字目 18 字目 59 字目	185 字目 22 字目 61 字目	189 字目 15 字目 156 字目	

セント，晴眼者63.3パーセント，後天全盲乙（11歳以後失明）56パーセントという数値を示し，先天および早期全盲が第1位で，後天盲甲と準盲，弱視が第2位，晴眼者と後天全盲乙が最も悪かった．この点からも，すべての盲人がよいわけではなく，視力程度，失明時期によってかなりの差があることがわかる．無意味つづりの方は，各グループの間に有意差はみられず，これは声の認知の手がかりが少ないためであろう．適中速度についても，やはり，先天および早期全盲や後天盲甲がよく，準盲，弱視，晴眼者，後天盲乙はよくない．なお，無意味つづりと有意味文とでは，適中の困難度が異なったように，記憶されやすい声とそうでない声があり，手がかりがはっきりする声，特徴のある声が適中速度も速いことがわかった．

そこで，第2実験として，佐藤泰正は盲人たちが声を聞いて，その声の主がわかるようになるプロセスを究明するための研究を行なった．すなわち，盲人に未知な人の声を聞かせ，声の主の名を覚えさせる実験を行なった．

その結果，学習速度は先天および早期全盲が最も速く，次いで後天全盲，準盲で，弱視，晴眼者は最も遅い．このことからも，これらの能力が失明時期や視力程度に関係していることがわかる．

この理由は，日常生活における潜在学習の効果が転移したと解してよいのではなかろうか．学習の最初の段階と最後の段階においては，各グループ間にそれほどの差がみられない．いわば，学習曲線の型が各グループによって違うだけで，これが失明時期や視力程度に影響されているからである．先天および早期全盲を例にとると，2日目ですでに学習が完成されている．これは日常生活において，声による人の認知という経験をしているから，その学習効果が現われたものといえよう．これに対して，弱視や晴眼者のグループをみると，学習の初期においては他のグループと変わりはないし，学習の終期においてもほぼ他のグループに追いついている．かれらは日常，人の認知を声で行なうことは少ないにもかかわらず，これだけ進歩するということは，こうした能力が学習に影響されるということが実証できたのではないだろうか．いわば，こうした能力を勘の発達というならば，これは視力欠損の結果，必然的に生まれるという神秘的なものではなく，視力欠損のため生じる必要性による日常生活経験の重畳効果とみてよいのである．　（佐藤泰正）

［参照文献］
井上純子「視覚障害者の反応時間に関する研究」盲心理研究第15巻 昭和43
角田和一・宮川知彰・寺田晃「盲人の方向弁別に関する一実験的考察」盲心理研究 第2巻 昭和34
菅原欣一「聴空間における盲人の方向知覚」東北大学教育学部 昭和39年卒業論文
佐藤泰正・桜林仁・上原栄子「盲人の聴覚弁別力に関する研究」盲心理論文集 第1巻 昭和31
佐藤泰正・今井志満子「盲人の感の発達に関する研究」盲心理論文集 第3巻 昭和32

盲人の空間知覚

研究の歴史と展望

晴眼者は急に暗やみの中におかれたり，目かくしをされると安全に歩けないのが普通である．ところが，盲人は光を感じないのに，手さぐりをしないで障害物をうまく避けて歩いたり，閉鎖空間の大きさを見積りその形をある程度知ることができる．このことは神秘的なことのように思われた．この問題を最初に学問の対象として取上げたのは「盲人書簡」の著者ディドロ（Denis Diderot, 1713～84）であった．かれは1779年に「対象を知覚し，その距離を正確に判断する盲の友人の驚くべき能力」の根源を，顔面神経と末梢器官の感度の増進によると説明した．その後，額の圧迫感説，聴覚説，第六感説などの論争が展開した．1935年，ヘイズ（S. P. Hayes）はディドロ以来の14の学説を感覚説，知覚説および神秘説の三つに分類している．

トルッシェル（L. Truschel）は1909年に，ドランスキー（W. L. Dolonski）は1931年に盲人の障害物の発見は聴覚によると主張していたが，多くの者が顔面ことに額の圧迫感によるという盲人自身の体験的意見を信じていたので，この現象は「顔面視力」などといわれていた．これらの問題に最終的な結論を与えたのは，ダレンバッハ（K. M. Dallenbach）とその共同研究者たちによるコーネル大学心理学研究室の一

連の実験であった．

1944年にスーパ（M. Supa），コチン（M. Cotzin）ダレンバッハらによる実験は盲人2人，晴眼者2人の被験者をホールの中で障害物である石膏板に向かって歩かせ，これを最初に発見したときと，これに最も接近したと感じたときの2度，報告を求めた．七つの実験のうち最初の三つは予備的なものであったが，木の床の上でくつ音を高くたてた方が，じゅうたんの上よりも結果がよく，じゅうたんを厚くすると結果はいっそう悪くなるなど，聴覚が大きな手がかりになっているという暗示を与えた．第4実験では，被験者の顔をフェルトで包み，手袋をはめさせるなど，耳以外の皮膚をおおったが障害物の発見にはさしつかえなかった．第5実験は逆に被験者の耳に栓をしたところ，すべて衝突した．第6実験では，被験者にレシーバーを掛けさせ，1キロサイクルの電気音叉の音を伝えて歩かせたところ，すべて衝突した．最後の第7実験では，被験者を防音した別室に入れ，実験者が代りに歩き，その歩行音を胸の高さのマイクロフォンでとり，別室の被験者にレシーバーで聞かせて判断させたが，障害物の発見および最接近の感得のいずれにも成功した．

次いで1947年，ワーチェル（P. Werchel）とダレンバッハは，10人の盲ろう重複障害者を被験者として前述と同様の実験を試みたが，障害物の発見はできなかった．この結果，外耳皮膚表面への刺激は十分なものではなく，聴覚的刺激が必要であることが明らかになった．

1950年のコチンとダレンバッハの実験は，晴眼者と盲人各2人の被験者について，1944年の第7実験と同じ方法で行なわれたが，聴覚的性質のなかで，高さの変化が盲人の障害物の発見に必要な条件で，強さの変化は意味をもたないという結果が明らかにされた．

これによってディドロ以来の問題は解決されたが，その後1950年，ワーチェルとモーネー（J. P. Mauney）およびアンドリュー（J. G. Andrew）は全盲36人を被験者として戸外のコンクリート歩道で石膏板を障害物として，出発点と障害物との距離を無作意に変動させたが，その結果，7人（21パーセント）の被験者が衝突するなど個人差があることがわかった．1951年，ワーチェルとモーネーはさきの実験で失敗した全盲7人を被験者として学習効果を確めた．その結果，体系的な指導こそが得策であることを明らかにし，質問紙などの分析によって，両親，兄弟，つえなどへの依存は能力の修得を妨げると指摘している．

1952年，ワーチェルとベリー（J. H. Berry）は，ろう者10人と聴覚の正常な晴眼者5人の被験者を目隠しして戸外で学習実験を行なった．その結果，障害物の発見において，ろう者は学習できず，晴眼者はすべて学習できたので聴覚が必要条件であることを裏づけた．1953年にアーモンズ，ワーチェル，ダレンバッハらは，晴眼者20人を被験者として，目隠しだけの者と目隠しと耳栓の2群に分けて，相互にその条件を交替させて戸外で実験した．その結果，目隠しだけの場合は戸外の複雑な条件でも急速に学習し，屋内の実験結果を裏づけた．聴覚の悪い者および耳栓と目隠しの両方を行なった者のなかで，足音を強めて手がかりを得た者と温熱やにおいを手がかりにした者は，ある程度学習に成功した．この結果，聴覚は最も信頼でき，しかも，必要最少限の条件であるといえるが，実際の場面では，音のほかに温度，風圧，においなども手がかりになり得るものであって，障害物の発見は聴覚を基盤とする総合的なものによると結論づけている．

これらの研究と関連して，オーストリアのインスブルグ大学におけるコーラー（I. Kohler）らが大規模な追試的実験を行なった．コーラーらの研究のねらいは，①音によるオリエンテーションの現象それ自体とその測定，②音によるオリエンテーションの最適条件の物理学的・工学的研究，③人間の聴覚能力に課せられる制限，④実際的応用などであった．なお，これらの問題とは全然別な立場から取組んだものとして，1953年にチェコスロバキアで42人の盲人被験者による迷路実験が行なわれた．その結果，障害物が大きいほど遠くから発見できること，弱くて単調な音が最良で，強くて持続的な音は最悪な条件であること，注意力の集中や空間概念の発達の程度に依存することなどが明らかにされ，音波刺激が決め手であると結論している．

このようにして，盲人による障害物の発見が，聴覚によって行なわれることが明らかになるにつれて，歩行補助具の開発や歩行指導の方法が研究の対象となり，多くの音響発生機が開発された．しかし，これらは聴覚がオリエンテーションに役立つことを知らない盲人や被験者になった晴眼者の学習を助け，その方法の意識化に役立ったが，十分に学習すると自然の聴覚によるオリエンテーションで間にあうため，使われなくなった．次いで光線や超音波など放射エネルギーを用いる補助具が開発されたが，安価で小型で，しかも，つえより効果的なものは，まだ開発されていない．その

最大の問題点は超音波で発見した障害物を知らせる信号が，盲人の自然のオリエンテーションを妨げることにある．そこで，盲人の自然の空間定位がどのようなメカニズムで行なわれ，何が最も欠けているのかという点について音響心理学的研究がいっそう進められ，それを補うものとして補助具が開発されることが切望されている．この点で，グリフィン（D. E. Griffin）やガランボス（R. Galanbos）らによるこうもりやオイルバードの聴覚的オリエンテーションの研究が多くの示唆を与え，サロウ（W. R. Thurlow）のピッチ現象の研究が大きな役割を果たした．また超音波歩行補助具の開発に関連して，音響幾何学の研究の必要性が痛感されているが，このことは盲児の形態認識の発達の学習心理学的研究の必要性を示している．

盲人の生活空間定位のメカニズムに関する研究は，音響心理学的および学習心理学的方法によって行なわれ，その結果は，歩行補助具および歩行指導の方法の改善に直接的に影響するものとなるであろう．

聴覚による生活空間の定位

音波と聴覚

盲人による生活空間の定位は主として聴覚によることが明らかになったが，それでは音波のどのような性質がどのように働くのであろうか．人間の問題にはいる前に，暗やみのなかを飛び回るこうもりやオイルバードの場合を概観したい．

こうもりは，30〜70 キロサイクルで持続時間 2〜3 ミリ秒のパルスを含む鳴き声を，広い場所では 1 秒間に 20〜30 回だして，そのエコーを両方の耳で聞いて空間を定位する．もし障害物に近づけば，その回数は 1 秒間に 50〜60 回に増加する．このようにして，1 ミリメートルの電線を避け，暗やみのなかで空中に浮かんでいる小さな虫を一晩に数百匹も捕えることができる．このように，こうもりは超音波の鳴き声を利用しているが，オイルバードは人間の可聴域の音波を利用している．オイルバードは南米産のつばめの 1 種であるが，暗やみのほら穴の中を 6〜10 キロサイクルの鳴き声をだしながら，自由に飛び回ることができる．この鳥を暗やみの室内で飛ばすと壁には衝突しないが，ターンの際，羽が壁に触れる音が聞かれ，コードのような細いものを避けることはできなかった．この点が盲人の場合によく似ている．

人間の可聴域は，周波数の場合は 20 サイクルから 20 キロサイクルであるが，なかでも 1.5〜3 キロサイクルが最も性能がよい．また，一般的に年齢とともに高周波数域からの感度が落ちるといわれている．騒音状態などの生活環境によっても異なるが，中周波数および低周波数域は，かなり高齢まで安定している．モルガン（Morgan）は最後に残るのは 100 サイクル付近であると指摘している．そこで，どの周波数が障害物の発見に役立つかという問題について，コーラらは 50 サイクル，1 キロサイクル，16 キロサイクルを用いて実験したが，波長の長さより幅の広いものの発見が容易であることがわかった．波長は 16 キロサイクルでは 2 センチメートル強，1 キロサイクルでは 34 センチメートル程度であるから，盲人がコード，針金，棒，薄板の横面などを見つけることができない理由がここにある．ダレンバッハらは，8〜10 キロサイクル程度が障害物の発見に最も有効であると指摘しているが，実際的にはマスキングなどの関係から，もっと低い周波数域を含む混合波が役立っていると考えられている．

コーラらは年齢と障害物発見能力との直接的相関はなく，また最小可聴限との相関もみられないことを指摘している．そして音の変化の弁別力との相関は高いことを明らかにしている．そのことは，いわゆる「音感」のよい盲人は勘がよいといわれることと一致する．

音の変化といっても，音圧の変化，ピッチの変化，位相の変化および音色の変化などが考えられるが，対象物の方向，距離，形，材質などによってその役割は異なってくる．しかし，環境の状態を音波の変化として感じることが，聴覚による空間定位の基礎であることには変わりはない．

晴眼者は普通，生活空間の定位においては，光と視覚を用いる．その方が音と聴覚よりはるかに有効で，精密である．だから，音と聴覚を音声，言語，音楽および若干の物音からの情報獲得の手段として用いるほかは比較的無頓着なのである．たとえ音による空間定位が行なわれていても，それについては無意識で同時に行なわれている光による空間定位が意識されている．ワーチェルらによる学習実験は，盲人が潜在的にすぐれているのではなく，意図的な体系的学習がなされなければ，盲人のなかにもこの能力を獲得できない者がいることを示している．そこで盲人対晴眼者という比較の問題としてではなく，聴覚による生活空間定位の仕方を，①直接音源の空間定位，②歩行者自身が音を

発したときのエコーロケーション，③ノイズなどが音源であるときの音の場の問題の三つに分けて説明を試みる．これらを視覚と対比すると，①は太陽，電燈，ヘッドライトなどの直接光源の定位であり，②はちょうちん，懐中電燈などによる探知であり，③は反射光による普通の風景である．実際の「聴覚的風景」は，これらが混り合ったものであることは視覚の場合と同じであるが，全体として星あかり月あかりのような，ぼんやりした不確かなものである．

直接音源の空間定位

晴眼者は目をつぶった場合でも，足音や話声，オーケストラの楽器の位置などを当てることは比較的容易である．盲人の場合は，これらはもとより土管の中の水の流れる音まで，あらゆる物音が環境状況の判断に用いられる．これらはその発音体が何で，どんな状態にあるのか，という情報を与えてくれるだけでなく，方向，距離，相互の位置関係などについても種々な情報を与えてくれる．一般に静止しているより運動している音源の方が，定位は容易である．また，それらの音がどのような音の場で聞かれるかによって，その定位の確実さは異なってくる．また，盲人の場合は片耳をおおった実験は少ないが，こうもりの場合でも片耳では障害物にはぶつからないが，虫を捕えることはできない．ここでは単純な条件のもとに両耳での方向，距離の定位を考える．

スティーブンソン（Stevenson）とニューマン(Neumann)は残響のない屋上で，純音による晴眼者の目かくし実験を行なった．前方から15度水平に動かした耳の高さのスピーカーから出す音の位置を当てさせた．その結果，右前を左後とまちがえるなど，前後の誤りが特に低周波数域で多かった．全体として1.3キロサイクル付近で18度程度の誤りを最高値として，高低いずれの周波数域の方向に向かっても誤りの回数は少なくなっている．これらの現象をどう考えればよいのであろうか．

人間の耳は，前後いずれでも真中に音源がある場合は，左右の耳への距離が等しいため，両耳の音圧差，時間差，位相差は全くない．左右いずれかに傾くほどこれらの差は大きくなる．音圧差の場合，距離だけでなく耳朶の効果も加わって横にずれるほど，特に高い周波数域で大きくなる．距離差が音の半波長以上になると，位相差は180度以上になり，近い耳の方がかえって遅れることになる．そこで高い周波数域では位相差による手がかりは，ある程度あいまいになる．それゆえ，高周波数域は音圧差が，低周波数域は位相差が手がかりになり，中間部がその谷間になって誤りが多いと考えられる．しかし，実際はことにノイズでは複合音であるから，これらの欠点を補って，純音よりはるかに誤りが少ないことはスティーブンソンも実証している．また，時間差は鋭敏で，30マイクロ秒の差，距離にして約1センチメートルの差があれば，方向のずれを弁別でき，真横にきた場合は両耳間を17センチメートルにすると，500マイクロ秒の差として感じられる．

方向のうち，左右に対しては両耳性効果でよくわかり，前後に対しては耳朶の陰影である程度わかるが，上下に対しては静止している場合には定位しにくい．音源が動かない場合には身体や首などを動かして判定する必要がある．

静止物の距離の測定については，数メートル以内では左右の音圧差，位相差などが理論的には手がかりになり得るはずであるが，方向に比べてその効果は少ない．ステレオでなくても普通のモノラルのラジオや録音機で遠近感が十分に得られることからも，距離による音圧量の変化が手がかりだといえよう．

次に自動車のような移動する直接音源の定位について考える．これらは盲人の道路歩行上最も重要な要因の一つである．対面交通あるいは広場など音源がこちらに向かってくるとき，こちらが静止していても，直線運動していても同じであるが，もし，ぶつかりそうであれば，左右の耳に音圧差も位相差もおきない．しかし，ぶつからない場合は，左右の音圧差，時間差，位相差が変化し，すれちがう側の耳に近づく感じがする．このことは静止状態と同じであるが，自動車のように高速の音源の場合は，ドプラー効果が加わり，すれちがう側の周波数がより高くなり，方向，距離ともに静止状態より定位が容易である．この場合，正面から斜めに連続的に移動するような残像感がある．

たとえば，左右に走る音源を道路に直面して聞く場合であるが，歩行音などでは音圧差，位相差などの両耳性効果が主として手がかりになるが，自動車のような高速なものは，特に距離の測定などでドプラー効果も大きな役割を果たす．

上下運動の場合も，高速の場合にはピッチの変化が決め手であるが，低速の場合は地面や壁への反射音を手がかりにするか，首を傾けて両耳性効果を起こさせる．

断続波とエコーロケーション

われわれが意図的に音を出し，その反響がどこからくるかを知る例として“やまびこ”がある．広場や大きい室内では，向こう側の壁に向かって音を出し，その反射音源の方向を定位し，また音源とエコーとの時間差で，その距離を見積ることができる．これらをエコーロケーションという．

しかし，50ミリ秒，往復距離にして17メートルよりも反射体に近づくと，音源とエコーは，それまで分離して干渉し合っていたのが互いに強め合うようになる．10ミリ秒，往復3,4メートルより近づくと，音源とエコーは一つに溶け込んでしまう．この現象は音声言語や音楽にとってはよいが，空間定位にとっては，エコーからの情報収集の範囲を制限されるので困る．

音響発生機の音源としては何が適するかについて，種々な研究がなされた．ローゼンブリス（W. A. Rosenblith）とミラー（G. A. Miller）は，持続音は聴覚能力を低下させ，断続音は増加させるといった．1パルスの持続時間は長いほど強く感じられるが，それではエコーと溶け合ってしまう．リックライダー（J. C. R. Licklider）は，人間の場合1パルス音が0.2秒より短い持続時間であると弁別できないといったが，実際は1秒間に4〜6回のパルスが最も適しているといわれている．ローゼンツバイク（M. R. Rosenzweig）とローゼンブリスは，最初のパルスが2番目のパルスより識別できるくらい大きいとき，その時間差が10ミリ秒まで短くならないうちに一つに溶けるといい，同じ大きさで左右の耳に別々に与えると，2ミリ秒まで一つに溶けず，ただ最初の音が2番目より大きく聞こえると指摘している．これらの結果，音響発生機の音源は断続波を用い，エコーに比べてできるだけ小さい音を出す必要があることが明らかになった．

ダレンバッハらが，障害物発見のメカニズムはピッチの上昇であると指摘したが，その後，サロー（W. R. Thurlow）は二つのクリック，たとえば，断続波とそのエコーなどが，反射体が近いため一つに溶けたとき，一定のピッチをもった音が聞かれることを発見した．この聞かれる周波数は，二つのクリックの時間差と同じ周期をもつものである．そのため，このピッチは時間差と逆に変化する．すなわち，反射体まで1.7メートルのときは100サイクル，34センチメートルのときは500サイクル，17センチメートルのときは1000サイクルと反射体に近づき，時間差が短くなるにつれてピッチは急激に上昇する．これらはクリックが繰返して提示されるほど，また，パルス音がエコーに比べて小さいほどはっきりと感じられる．このピッチの高さは音源と反射体との距離によって決まるので，ピッチ自体がその距離の尺度になる．このような急激なピッチの変化，しかも高い方への変化は障害物に近づいたときの「圧迫感」や「黒い影」などと感じた現像の説明として十分に理解される．

次に，反射体に向かって急に近づく場合であるが，ワーチェルは自転車に乗った盲児の実験で，速度は障害物の発見にとって好影響を与えるといっている．これらはサローピッチ現象でもドプラー効果でも説明できる．

ここで，音源が足音，つえの音，音響発生機のいずれであっても，反射体との距離が遠いときは分離したエコーで，近づけばサローピッチ現象で，反射体の存在，方向，距離などを知ることができる．もちろん，静止して拍手や音声を発して反射体を確かめる場合も同じことがいえる．

ノイズと音の場合

コーラらは，ノイズが音響発生機や足音に比べて，障害物発見に適していないという結果を得たが，実際には「聴覚的風景」は無数のノイズが充満した場であるといえる．これら無数のノイズによる音の場に種々な直接音源が位置づけられ，つえや足音によるエコーが位置づけられたのが，盲人の普通の‶聴覚的風景″であるといえよう．そこで，盲人が音の場をどのように感じているかという問題は，複雑ではあるが解明しておく必要がある．

ノイズは音源の位置が明らかでなく複雑な複合音で，音量も一定ではない．これらのノイズが聞かれる場は空気などの媒体を個体などの閉鎖面で囲んだもので，室内のように前後，左右，上下の各面を閉鎖している場合，道路のように左右および下面を閉鎖し，前後および上面を開放しているものなどがある．音の場のどこが閉鎖され，どこが開放されているか，また，閉鎖面の材質が何であるかを知ることは，盲人の空間定位の重要な一面である．閉鎖面はエコーやサローピッチ現象で知り得るが，その材質がコンクリートのように音響的に堅い材料であるか，生けがきのように半閉鎖であるかを知る手がかりは，反射量の差や音色の変化である．しかし，その判定には相当な訓練が必要である．

壁に直面した場合，最も近い正面から左右に遠のくにつれて距離の差によりピッチが落ちるが，これはサローピッチ現象とともに音色の変化も考えられる．なぜなら，高周波数域は直進性が比較的強いので周辺部では散乱されるが，低周波数域はある程度戻ってくるからである．このようにして，閉鎖面の広がりや角度をある程度知ることは可能である．

閉鎖面の材質の差により周波数特性が異なるから，音色や反射量の差によって，その材質名を当てさせることを学習させることは可能である．盲学校の体育館などは建築音響学的配慮が必要であるが，運動場や道路などについても音の場として見直す必要がある．

この点から屋内のじゅうたんや戸外の積雪，スモッグなどを音の吸収要因として考慮する必要がある．また，強風や空気の渦流のような悪条件や気圧や湿度の増大などの好条件なども考慮の必要がある．

さらに手がかりと雑音が同一周波数の場合および高い周波数域の雑音には，マスキングされやすいので警戒が必要である．

これらのノイズによる音の場の問題は，盲人のエコーロケーションにとって重要であるが，複合音など条件が複雑なため研究が少ない．

空間概念と生活空間の定位

聴覚的手がかりと概念操作

空間定位は一つの感覚的手がかりだけで行なわれるのではない．晴眼者の場合は視覚，聴覚，運動感覚などの手がかりの総合によって行なわれている．ヤング（C. G. Young）は，晴眼者に左右の耳に入るべき音を逆に導く装置を着けさせて18日間暮らさせ，目を閉じると完全に左右を逆転して音源を定位するようになったのに，目をあけると正しく音源を定位するという結果を得た．このことは，空間定位が概念的・一般的わく組みのなかに位置づけられ，晴眼者の場合は，視覚が他の感覚的手がかりを統制していることを示している．盲人の場合は，このように最も有力な手がかりを与える視覚を欠いているが，その他の手がかりが概念的・一般的わく組みのなかに位置づけられて，空間定位がなされていることは晴眼者の場合と同じである．手がかりとしては，直接音，反射音のほかに気流や気温の変化，熱輻射線，種々なにおい，つえ先や盲人自身あるいは介護者のくつ裏から伝えられる震動や圧力の変化，姿勢や運動による状態変化などがある．これらは断片的，部分的に働くのではない．しかし，離れた空間を定位する場合，聴覚が卓越的な役割を果たすことは晴眼者の視覚に似ている．しかし，音は光に比べ空間定位の手がかりとしては量，質ともに劣るので，超音波歩行補助具などで手がかりの不足を補うことは重要である．

このように，聴覚は視覚よりも手がかりとしては劣っているので，盲人が晴眼者に比べて，生活空間の定位において劣っていることは当然である．盲人は聴覚的手がかりを用いて空間定位を行なっているのに，晴眼者の目かくし実験の結果，盲人よりもよい結果が報告されることがあるのはなぜであろうか．これは手がかりの問題ではなく，盲人が空間の概念的・一般的わく組みを十分に学習していない場合が多いことを示している．ことに2次元的あるいは3次元的把握において劣る盲人が多い．このことは「盲人の特性」なのではなく，学習に問題があるといわざるを得ない．なぜなら，音の変化を形としてとらえることが可能なのにそれらの学習は早期から行なわれていないからである．

音の変化を形態としてとらえる例としては，音韻知覚や移調などがよく知られている．

音韻知覚の場合，他人の音声，あるいは同一人であっても声楽の歌詞の場合のように，それを構成する音の要素が異なっていても，一つの母音や子音として，つまり，一つの形として聞きとることができる．また，移調の場合，たとえば，ハ長調からヘ長調に移調しても高さが変化するにもかかわらず，音階としての形は変わらない．空間定位においても，これらの場合ほど明確な形態でないが，形としてとらえられている．ここに音響幾何学の可能性がある．しかし，学習の過程では聴覚的手がかりを直接，形態としてとらえ得ても，それはばく然としたもので，手足の運動による概念行動や概念操作により分解，合成して関係的に把握するにつれて，明確に空間を定位することができるようになるのである．

手がかりの感覚的相異を越えて空間の概念的・一般的わく組みの形態的側面について〝聴覚的風景〟および〝歩行地図〟の二つの面から考察する．

聴覚的風景

聴覚的風景とは，いわば視覚的映像に対応する射影的空間のことである．直立した盲人の左右・前後・上下に広がる音の場に，直接音やエコーがどのように位

置づけられ関係づけられ映像化されるのであろうか．盲幼児の積木などによる家屋や乗物の表現から，その閉鎖空間の形の認知の程度を知ることができる．最初に描かれる風景は，視覚にたとえれば細いローソクに照らされた室内のように周辺がぼやけたものである．次いで，よく知っているものの部分が局部的にふつりあいに大きくなる．

これらの聴覚的風景を補正するため，座標軸をわく組みとして，単純なものから複雑なものへ概念行動による分解，合成を行ない，次第に位置,方向,距離を正確にし，相互に関係づけていく学習が必要である．

これらの聴覚的風景は歩行運動に伴って変化する．その際，つえ先や足の裏からの触覚的手がかり，および直接音源や閉鎖面からの反射音などの聴覚的手がかりにより，射影空間は絶えず補正される．しかし，種々な情報のなかから意味のある情報を選択し関係づけるためには，空間のわく組みに支えられた形態認識の構えが大きな役割を果たすとともに，情報のない部分をも補って，空間像を造りあげているのである．

運動の軌跡と歩行地図

盲人の歩行にとって重要なことは，盲人が地面の上に描く歩行運動の軌跡が正確な歩行地図になるかどうかという問題である．歩行がじょうずにできない盲児のなかには，長方形のコースを歩行したあと，積み木などで表現させると，このコースを1本線として描く者がいる．これらは，閉じた空間の表現や直角の理解ができないためである．かれらにとっては歩行運動の記憶は1次元的，経時的記憶であって，2次元的関係にこれらを位置づけることができないためである．これらの問題について尾関育三は「盲児の空間表象」（盲心理研究・第2巻）において，研究の結果を次のようにまとめている．「まず象徴機能が空間に対して適用されるようになり，部分的特徴がとらえられる．また，左右の関係を別として位相がとらえられる．しかし，この段階では，まだ角の数は不正確，距離関係も不正確である」．

ピアージェ（J. Piaget）が，普通児の発達の過程として指摘したように，盲児においても位相的な空間は，射影的な空間よりも先に理解され，射影的な空間はユークリッド的な空間よりも先に学ばれることは明らかにされている．

そこで，形態認識の系統的学習は，盲児の生活空間定位の学習にとっても重要なものであることを考慮して，盲幼児の学習のカリキュラムを組む必要がある．

（春日満治・木塚泰弘）

［参照文献］

Supa, M., Cotzin, M. & Dallenbach, K. M., "Facial Vision ; The Perception of Obstacles by the Blind" *Amer. J. Psychol.*, Vol. 57, 1944.

Cotzin, M. & Dallenbach, K. M., "Facial Vision; the Role of Pitch and Loudness in the Perception of Obstacles by the Blind" *Amer. J. Psychol*. Vol. 63, 1950.

Ammons, C. H., Worchel, P. & Dallenbach, K. M., "Facial Vision; The Perception of Obstacles out of Doors by Blindfolded and Blindfolded Deafened Subjects" *Amer. J. Psychol.* Vol. 66, 1953.

Kohler, I., "Orientation by Aural Clues" *Research Bulletin* No.4, New York, American Foundation for the Blind, 1964.

Griffin. D. R. & Galambos, R., "The Sensory Basis of Obstacle Avoidance by Flying Bats" *J. Exp. Zool.* Vol. 86, 1941.

Griffin, D. R., "Acoustic Orientation in the Oil Bird (Steatornis)" *Not Acad Sci.* Vol. 39, No. 8, 1953.

Thurlow, W. R. & Small, A.M., "Pitch Perception for Certain Periodic Auditory Stimuli" *J. Acoust. Soc. Amer.* Vol. 27, 1955.

Thurlow, W. R., "Further Observation on Pitch Associated with a Time Difference between Two Pulse Trains" *J. Acoust. Soc. Amer.* Vol. 29, 1957.

Weloh, J. R., "A Psychoacoustic Studyof Factors Affecting Human Echolocation" *Reserch Bulletin* No.4, New York, AFB, 1964.

盲児の知能

知能の意義

知能は複雑な精神―生物学的な概念（Psychobiological concept）であって，ゴールトン（Galton）の初期の研究以来，心理学者の思考と研究課題であった．1905年にビネー・シモン知能テストが発表されてから，特に応用心理学分野に関心が高まった．

心理学上，知能の理論を知能テストから分離することはできない．知能を知る方法として，知能検査以外にはよい方法がないからである．ビネー（Binet）以来60余年，ほとんどの理論は，むしろ知能テストの構成に関したものであり，知能そのものの構成ではなかった．フリーマン（Freeman）は，「知能とは，知能検査によって測定されるところのものである」と皮肉まじりに定義している．また，ラパポート（Rapaport）は，「知能とは何かという問題は，心理学上の問題の中で，最も紙数をむだにするために努力してきた」と述べている．

このように考えてくると，人間の知能は知能検査を通してみた知能に限定されることになる．知能の定義は多義的であるため，学者によってまちまちである．しかも，心理学の理論の発表とともに定義も変化している．初めは分析的，束仮説的な観点から，漸次，全体的，総合的，力動的な方向に向かっている．これらのことから，仮りに次のように定義したい．「知能とは，個人が環境的諸条件を合理的に処理し，それに適応することを可能にする全体的・総合的能力である．それは単なる記憶以上のものであり，知識の獲得や技能の熟達以上のものである．それはまた知識を統合しそれを用いて一般化し，思考の新しい流れに向かって推論を拡大する能力を含んでいる．それは成長，発達，成熟の程度に依存する力動的体制である」．

このような見地に立つならば，すべての行動の中には知能が働いているのである．したがって，逆にこれらの行動を測定すれば，知能を知ることが可能になる．知能テストはまさに行動の測定である．

知能はまた素質としての遺伝的なものであるか，あるいは経験によって変化するものであるかについては学者によって意見がまちまちである．しかし，知能は素質と環境の総合能力であり，生得能力ではあるが，個人の情緒，環境および教育などによって変化発展するものである．すなわち，知能は素質と環境の相互作用であるという考え方が，盲児の知能の場合にも現われている．

盲児知能研究上の問題点

知能検査が条件観察法による間接測定であるならば，厳密な意味で異なる検査用具によって求められた晴眼児の知能と盲児の知能とを比較することは問題である．いかに似たような問題を作成しても，視覚によるテストと触覚や聴覚によるテストでは，条件が違うからである．

サーストン（Thurstone）は，多くの知能検査の結果の因子分析を行なって，七つの因子を発見した．すなわち，空間関係，知覚の速度，記憶，言語の理解，語の流暢性，数，推理である．そのうち知覚の速度因子や空間関係の因子は視覚に関係が深い．ウェックスラー（Wecksler）もいうように，知覚の速度因子は，晴眼者の知能検査においては，ほとんどが視知覚によるものであるから，視覚の速度因子と考えてよい．ところが，盲児の場合は，その視覚を全く欠くか，あっても役に立たないほど欠損している．したがって，視覚の速度因子は考えられない．盲児の生活は聴覚中心である．それなら，視覚の速度因子は，聴覚の速度因子におきかえるべきであろうか．その場合同じ条件であるといえるかどうかは問題である．

空間関係の因子にしても，視覚があってこそ十分に発揮できるものである．視覚による透視的な立体観念は，盲児には得られないのである．触空間，聴空間などによって，立体的な視空間知覚が理解できるかどうかが問題である．

言語の理解，語の流暢性などの因子についても，視覚表象をもたない盲児には不可能なものが多い．

元来，知能検査が知能を測る基準になるのは，次のような仮定があるからである．すなわち，同じ条件のもとに成長したこどもは，知的な経験も同じように獲得されているはずである．この仮定からすると，日常

生活の85パーセントが視覚に関係しているとまでいわれる視覚表象をもたない盲人は，晴眼者とは著しく経験を異にするわけである．このことから考えると，盲児の知能は晴眼者用の知能検査で測っても，その結果は晴眼児とは違ったものになるかも知れない．ここに盲児の知能測定に大きな問題点がある．

次に問題になることは，盲学校という特殊な学校で教育されているわが国の盲児は，晴眼児とはかなり相違がある．もちろん，教育内容は晴眼児の教育に準ずべきであるが，盲児だけの集団生活という環境的な差異がある．

しかも，最も困難とされる点は，知能検査のような測定法は，すべて統計的処理によることにある．盲学校の盲児童・生徒の学級人数は，10人あるいは15人以下という少数である．1学校全体の盲児数も200人内外である．これでは統計的に信頼できない．

しかも，盲児は個人差が大きい．失明の程度，失明年齢，先天盲，後天盲，学級における過年齢者など，晴眼児と比べて盲児の知能を知るうえに多くの困難がある．

以上のように，盲児の知能測定には多くの難点がある．しかし，知能は大脳における機能であることには疑う余地はない．心理学的にも，知能はパーソナリティと呼ばれる全体的，力動的機能の統一体制の中に地位を占めているものである．したがって，感覚器官を通した知覚表象が，視覚であれ，聴覚であれ，触覚であったとしても，知能の本質において差異はない．この点から，盲児の知能測定の可能性を考えてよかろう．

盲児用知能検査の発達と知能成績

盲児の知能検査の試みは早くから行なわれている．これらの試みは，盲児の知能は本質的には晴眼者と変わりはない，という信念のもとに行なわれたのであるから，晴眼者用の知能検査を盲人に適用できるように改めたものであった．たとえば，視力を要する問題を省いて，代りの問題と入替えたり，また，聴覚や触覚を使って，盲人向きの知能検査を作ったりしてきた．しかし，さきにも述べたように，条件観察法による知能検査の結果が，果たして同じ成績が得られるかについては問題は残されている．

欧米において最初に試みられた知能検査は1916年アメリカのクリーブランド盲学校のアーウィン（R. Irwin）が作成したアーウィン・ビネー尺度（Irwin-Binet scale）である．アメリカのヘイス（Hayes）はアーウィン・ビネーテストを670人の盲児に実施し，ターマン（Terman）が晴眼児1000人に行なった結果と比較した．表1がその成績である．これによると，普通以上の生徒は晴眼児よりやや少ない．両者の知能分布の相違は，盲児に遅鈍，愚鈍，特に精神薄弱児が多く，平均もIQ90になって低い．

表1

	盲 児	晴眼児
天 才	0.3%	0.5%
最優秀	1	2
優 秀	5	9
普 通	68	76
遅 鈍	12	8
愚 鈍	7	2
精神薄弱	5	0.3

ヘイスはその後，多くの改訂を行ない，1923年版，1930年版などを公表し，盲児の知能指数標準値100を得ることをめざした．実際1930年から

表2 パーキンス盲学校で実施した仮ヘイス・ビネーテストの各知能段階のIQのパーセンテージ

IQ	P (450人)	T (2,904人)	IQ	分 類	P (482人)	T
165—174	.25%	%			%	%
155—164						
145—154	1.75	.50				
135—144	6.	2.	138以上	最優秀	4.8	2.2
125—134	11.	5.	126〜137	優 秀	13.	6.7
115—124	13.5	12.	116〜125	中 上	11.8	16.1
105—114	13.	22.	92〜115	平 均	34.	50.
95—104	17.	24.	80〜 91	中 下	20.6	16.1
85— 94	14.	20.	71〜 79	劣	7.1	6.7
75— 84	11.	10.	70以下	最 劣	8.7	2.2
65— 74	7.5	3.				
55— 64	4.	1.				
45— 54	1.	.25				
35— 44		.25				

（注） IQ平均=102.7 SD=23 Pはパーキンス Tはターマン

表3　パーキンス盲学校におけるウェックスラー知能テスト実施の各知能段階の IQ のパーセンテージ

IQ	P (324人)	W (1,508人)	IQ	分類	P (324人)	W
150〜154	.31%	%			%	%
145〜149						
140〜144		.13				
135〜139	1.23	.33				
130〜134	2.48	.60				
125〜129	4.3	1.99	128以上	最優秀	5.6	2.2
120〜124	6.5	3.90	120〜127	優　秀	9.3	6.7
115〜119	10.8	7.44	111〜119	中　上	20.2	16.1
110〜114	13.	10.				
105〜109	9.8	13.9	91〜110	中	43.5	50.
100〜104	9.6	15.8				
95〜 99	13.2	13.3	79〜 90	中　下	12.7	16.1
90〜 94	9.3	10.6				
85〜 89	4.64	7.44	68〜 78	劣	6.5	6.7
80〜 84	5.25	5.32				
75〜 79	2.8	3.30	67以下	最　劣	2.2	2.2
70〜 74	4.	1.99				
65〜 69	.93	1.32				
60〜 64	.62	1.20				
55〜 59	.93	.65				
50〜 54	.31	.33				
45〜 49		.33				
40〜 44		.13				

（注）　IQ 平均＝103　　SD＝16.74　　Pはパーキンス盲生徒　　Wはウェックスラー晴眼者

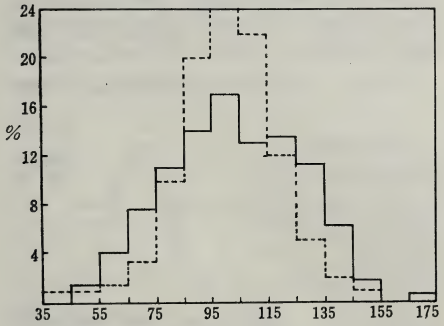

図1　実線はパーキンス盲学校生徒 450 人を仮ヘイズ・ビネー実施で得た頻数分配図．点線はターマンのテスト 2904 人の結果です

1940 年までにテストされた 16 校の平均 IQ は 92〜108 であった．そして，2192 人についての平均は 98，標準偏差は 20 であった．

1942 年から 43 年にかけて，ヘイスは 102〜150 人の盲生徒を対象にし，パーキンス盲学校でターマン・メリルとウェックスラー・ベルビュー知能検査を実施し，その後，盲学校生徒 300 人を加えて公にした．その結果は表 2，表 3 および図 1 の通りである．

これによると両尺度とも正規分布で，知能各段階の 100 分率も晴眼者と同じで釣鐘型をとった．ただ盲人の分布は中央の頻数が少なく，優と劣の両端に多くなっている．なお，両者の相関は 0.8 以上で，かなり高いことから，信頼性があるものとみられる．

日本の盲人知能検査の現状

日本における盲人の知能検査は，戦前にはほとんどみるべきものがなく，アメリカなどで実施された盲人用ビネー検査の一部を翻訳して実施し，知能の概略を評価したに過ぎない．ただ，1931（昭和 6）年に東京盲学校心理学研究部において，依田新を中心として盲児用知能検査が考案された．これはハインズ（Haines）の点数式知能検査を翻訳して，一部を省略，改訂，19 題にして実施した．

1949（昭和 24）年ごろから学校における基礎調査として知能検査が重視され，また，指導要録にもその成績を記入するようになってから急激に発達した．盲学校においてもこれに刺激されて，盲児の知能を測定する必要が叫ばれてきた．しかし，盲児用知能検査の標準化されたものがないので，各盲学校ではいろいろな方法で知能が測定されていた．中でも鈴木治太郎の

「実際的個別的知能測定法」や田中寛一の「田中・ビネー式知能検査法」が使用された．両者ともアメリカのスタンフォード改訂案をもとにした検査法である．この検査法のうち，絵による検査は盲人にはできないので，それを省いて実施した．1950年ごろヘイスによって作成された盲人用仮ヘイス・ビネー法を翻訳し，それに鈴木・ビネー法を採入れ，大阪府立盲学校案として公表された．これも標準化はされていなかった．榊原は同年，田中らとともに「点数式個別田中知能検査法」を著わしたが，これを盲人用に適用しようとして，その中の絵による盲人に不適当なものを除いて，これにハインズの盲人用点数式知能検査の問題中から盲人のための検査問題を採入れて作成した．

1950年，南博，依田新らによって，ウェックスラー・ベルビュー法の知能診断テストの日本版が公にされた．この検査の言語テストの部が盲人に適用できることが，アメリカのヘイスによって推薦されているので，わが国でもこれによる盲人知能検査をするものが少なくなかった．榊原もこの言語テストを盲人に実施し，多少の成果を収めた．これも日本版の検査そのものに疑問が多いため，依然として盲人用知能検査の決定版が要望されていた．

その後，WISC（Wecksler Intelligence Scale for Children）が公にされ，わが国でも児玉省，品川不二郎による「WISC 知能診断検査法」の日本版ができた．これはかなりな信頼性があるので，一般に多く使用されるようになった．榊原はこの言語性検査を使って盲児の知能を測定し，盲人知能の特質を知ることができた．

このほか，触覚を通してテストしようとする試みに大脇義一の「大脇式盲人用知能検査」がある．盲児は点字，触図など手の触覚を使う機会が多いので，生地の違った布でおおったブロックなどの触覚弁別によって，知能をみようとするのである．

なお，団体知能検査については，1962（昭和27）年榊原・吉田専吉共著の「新型A式団体知能検査」を公表し，同時に「点字版新型A式団体知能検査法」を作成し公表した．点字版では，①同義語，②類比問題，③分類，④規則発見は点字に翻案し，それぞれ晴眼者のテスト時間の3倍を与えており，⑤推理問題および⑥記憶問題は口頭で与えるから，晴眼者と条件を合わせて検査することができる．点字の場合に3倍の時間にしたのは，触読速度が普通印刷体文字の平均3分の1になるからである．この検査の結果は，点字読みの速度に個人差が大きく，また，触覚弁別は練習効果がある点に問題がある．この検査は下位検査をプロフィルに表わすことができるから，診断的である．

盲児には触覚よりも聴覚を通してテストすることが望ましいと考え，「新田中A式知能検査」を盲児に実施して通過率を検討し，盲児に適する問題を並べ替えて作成したのが榊原・佐藤泰正共著「テープ式盲人団体知能検査」である．この検査は1963（昭和38）年ごろから始めて，1965年に完成した．

盲児知能テストの結果

日本では，榊原がウェックスラー・ベルビュー法の日本版として公表した知能テストの言語性を盲生徒66人に行なった結果，知能指数最低は61，最高は144，平均108.2であった．晴眼生徒よりも成績がよいのは東京都の学校という環境的に恵まれた生徒であったこと，聴覚中心の盲生徒は言語使用に慣れていること，被験者数も少ないことのためであろう．下位検査分析において，通過率に半解答のものが多い．これは視覚語などの概念にあいまいなものが多いことである．

次に「WISC 知能診断検査法」の言語性を1954（昭和29）年に盲児97人に実施した結果と晴眼児の知能指数とを比較すると，表4および図2の通りである．これによると，IQ の平均は盲児は晴眼児よりやや低い．

なお，分布曲線で明らかに示されるように，晴眼児の正規分布曲線に対し，盲児は中央に高い山のほかに左右に二つの小山

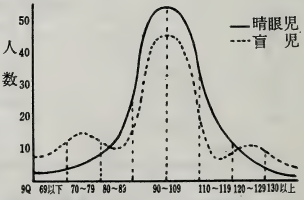

図2　盲児，晴眼児の知能分布曲線

表4　WISC による盲児と晴眼児の知能比較

IQ	盲	児	晴	眼　児
130 以上	5人	5.1%	12人	1.2%
120～129	10	10.2	63	6.4
110～119	6	6.1	181	18.4
90～109	44	44.9	526	53.5
80～ 89	9	9.2	120	12.1
70～ 79	15	15.2	51	5.2
69 以下	9	9.2	31	3.2
計	98		984	
IQ 平均	96		100	

表5　盲児と晴眼児の IQ 分布比較

	盲	児	晴	眼　児
130 以上	31人	10.7%	12人	1.2%
120～129	28	9.7	63	6.4
110～119	61	21.0	181	18.4
90～109	115	39.7	526	53.5
80～ 89	28	9.7	120	12.1
70～ 79	23	7.9	51	5.2
69 以下	4	1.3	31	3.2
計	290		984	
IQ 平均	105.6		100	
SD	18.2		15	

ができている．被験者が少数であるため確定的ではないが，盲児の知能に個人差が大きく，しかも，優と劣の両方に大きく広がっている．これは盲児が異質的な集団で構成されているためと考えられる．すなわち，盲学校児童の学年編成が過年齢児が多く，年齢差がまちまちであるためである．

榊原は村中義夫と WISC の日本版の言語性を1957年から59年にかけて盲児373人に実施し，そのうち過年齢の者を省き，晴眼児と同じように学年相当年齢をそろえて統計をとると，表5のようになる．

これによると，IQ の分布はやや上位にあり，特に130以上のところに10.7パーセントもいる．IQ の平均も105.6で，晴眼児の平均よりややよい．標準偏差も18.2で平均からの逸脱が大きい．

下位検査の平均得点を晴眼児と比較すると，次のような相違がある．

一般知識では9歳以下は低いが，10歳ごろから急激に上昇し，14歳ごろから低下する．

一般理解でも年少の間は低いが，10歳ごろから急に発達し，15歳まで続く．

表10　盲生徒の分配

IQ	頻　数
130 以上	2
125～129	1
120～124	3
115～119	8
110～114	20
105～109	25
100～104	42
95～ 99	57
90～ 94	71
85～ 89	82
80～ 84	70
75～ 79	72
70～ 74	68
65～ 69	19

N=540　Mi=87.5　Mo=88.5
M= 89　SD=12.7

算数問題は7歳，8歳が高く，その後は並行している．

類似問題は9歳ごろが高く，13歳で最高に達する．

次に6歳から15歳までの年齢ごとの IQ 平均をみると，表6，表7のようである．これによると，7歳までは晴眼児より低いが，8歳から晴眼児を追越し，12歳ごろ頂点に達し，以後は下降していく．

団体知能検査の結果については，榊原と吉田専吉が

表6　年齢別盲児 IQ 平均

年　齢	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
IQ 平均	99.4	96.5	106.3	104.0	107.4	111.2	111.3	109.7	107.5	102.3

表7　各年齢ごとに晴眼児の言語性下位検査得点合計を100とした場合の盲児の合計点の比率

年　齢	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
比　率	96.0	97.7	102.3	103.4	112.9	111.2	114.8	114.9	109.4	98.4

表8　年齢別得点表

	12	13	14	15	16	17	18	19	20～24	25以上
M	32.45	37.45	38.12	40.26	37.18	42.01	42.31	43.38	36.44	28.54
Mi	28.75	36.67	40.25	39.17	36.17	41.88	41.67	42.86	36.18	26.67
SD	15.54	12.78	13.62	15.91	17.11	17.41	15.60	17.42	18.04	16.23
N	9	18	43	71	105	121	94	94	163	28

表9　学年別得点表

	小　6	中　1	2	3	高　I	II	III
M	29.61	36.14	36.28	38.32	44.18	42.59	45.76
Mi	28.65	34.38	35.54	37.50	45.21	42.25	47.22
SD	12.62	14.83	17.27	16.24	18.25	17.36	16.77
N	81	100	111	126	141	109	78

表11 視力別偏差値

視	力	偏差値 SD
全盲	M	49.79
	SD	10.05
準盲	M	49.89
	SD	9.39
弱視	M	49.33
	SD	9.69

表12 欠損年齢別偏差値

欠	損	偏差値 SD
先天盲	M	49.35
	SD	10.36
後天盲	M	54.16
	SD	6.90

表13 寮，通学別偏差値

		偏差値 SD
寮	M	52.50
	SD	9.64
通学	M	49.83
	SD	10.30

新型A式団体知能検査の点字版を盲生徒に行なったところ，540人についての結果は表8および表9のようである．

表8によると，年齢的に得点の進歩がみられない．これを表9のように学年別に計算すると，学年に応じて発達を示していることがわかる．

表10のIQ平均は89できわめて低い．ことに検査1〜4の点字によるテストの成績が悪い．これは点字読みの速度（平均3倍），書く速度（平均1.5倍）が遅く，時間がかかること，疲労しやすい触覚を使うこと，触読に個人差が大きいことなどによりIQが低下したと考えられる．読んで答えさせる推理問題は成績がよく，記憶問題も晴眼者に劣らない．

榊原と佐藤泰正共著の「テープ式盲人団体知能検査」によって，盲児の知能を分析的に検討すると，表11表12および表13のようである．

①視力別ではほとんど差はみられない．②先天盲，後天盲にも有意差はない．③寮児と通学児では，前者がわずかによい．

次に年齢別，男女別偏差値は表14のようである．これによると，男の偏差値は10歳の54を最高に，9歳，12歳，11歳と続き，女は9歳の49を最高に11歳10歳，12歳の順である．このように差があるのは，学年編成に年齢の幅があること，学習年齢が異なるためである．

4年生の年齢別知能偏差値と標準偏差を示すと表15のようで，年齢の増加に伴って，著しく偏差値と標準偏差が低下する．

表14 年齢別，男女別偏差値

		偏差値	テスト1 同義	テスト2 関係	テスト3 分類	テスト4 類似	テスト5 論理	テスト6 算数
9歳 男(33)	M	52.99	3.21	3.15	3.06	2.97	3.30	3.30
	SD	11.01	0.84	1.08	1.15	0.94	1.06	1.09
女(24)	M	49.42	2.71	3.17	2.80	2.87	3.05	3.00
	SD	9.32	0.74	1.11	0.96	0.72	0.94	0.96
10歳 男(52)	M	54.10	3.15	3.27	2.92	2.94	3.08	3.01
	SD	10.20	1.08	1.03	1.09	0.92	1.03	1.04
女(37)	M	46.34	2.68	2.55	3.11	2.73	2.70	2.68
	SD	8.76	1.04	1.13	0.93	1.03	1.06	0.91
11歳 男(68)	M	50.96	2.93	3.22	2.99	3.16	3.19	3.15
	SD	10.02	0.69	0.94	1.21	1.09	1.01	0.98
女(41)	M	46.00	2.64	2.64	2.76	2.69	2.56	2.76
	SD	8.15	0.79	0.85	0.96	1.05	0.89	0.99
12歳 男(64)	M	51.00	2.80	3.06	3.05	3.08	3.02	3.03
	SD	9.27	0.89	0.92	0.89	0.95	0.99	1.15
女(41)	M	46.35	2.61	2.71	2.66	2.73	2.61	3.02
	SD	9.78	1.03	0.96	1.00	0.83	1.06	1.00

表15 同一学年盲児（4年）の年齢別偏差値とSD

		偏差値	1同義	2関係	3分類	4類比	5論理	6算数	計
9歳（13人）	M	52.95	3.33	3.33	3.06	3.06	3.50	3.39	19.67
	SD	12.01	0.94	1.16	1.03	1.13	0.76	1.14	
10歳（49人）	M	49.76	3.00	3.10	3.04	2.98	2.98	2.86	17.96
	SD	9.74	1.11	0.95	0.97	1.00	0.92	0.99	
11歳（25人）	M	45.54	2.78	2.76	2.68	3.28	2.48	2.25	16.23
	SD	8.32	0.82	0.86	0.79	0.87	0.94	0.77	
12歳（7人）	M	41.01	1.86	2.29	2.43	2.43	2.29	2.29	13.59
	SD	8.89	0.84	1.00	1.05	0.72	1.28	1.28	

表16 同一年齢盲児の学年別偏差値と SD

	偏差値	1同義	2関係	3分類	4類比	5論理	6算数	計
3年 (7人) M	39.36	2.00	2.43	1.57	1.86	2.29	2.14	12.29
SD	7.92	0.54	1.05	0.73	0.36	1.03	1.13	
4年 (25人) M	45.54	2.80	2.68	2.68	2.79	2.48	2.64	16.07
SD	8.32	0.85	0.84	0.79	0.89	0.94	1.01	
5年 (55人) M	51.52	2.98	2.93	3.00	2.98	3.05	3.10	18.04
SD	9.43	0.94	0.93	1.08	1.05	1.02	0.97	
6年 (22人) M	54.14	3.14	3.41	3.32	3.68	3.45	3.55	20.55
SD	8.65	0.87	0.89	1.14	1.22	0.78	0.66	

そこで，11歳の盲児を学年別にして成績をだすと，表16のようになり，さきの表と全く逆に，学年の進むにつれて高くなる．このことは盲児の知能の発達は，生活年齢に伴わないで，むしろ，学習年齢に並行して発達しているとみてよい．知能指数よりも知能偏差値で求め，過年齢者には学習年齢を考慮に入れるべきである．このように，年齢的には進歩はないが，学年的，すなわち，学習年齢によって発達曲線を示すということが，どのテスト結果にもみられる．知能が素質と環境の相互作用であるという考えに基づくならば，学習環境の影響が大きいことがうなずかれる．

盲児知能の特色

盲児の知能も原則的には晴眼児の知能と変わりはない．

(1)盲児に知能検査を実施した結果は，IQ 平均が高い場合もあり，低い場合もあって，決定的にはいわれない．ただ，言語性の場合は，多少晴眼児より高いように思われる．

(2)触覚による点字を通してのテストでは，時間がかかるので，時間制限法のテストは適当でないが，時間をかける作業制限法ならば，テストは可能で，盲児の知能がみられる．

(3)聴覚を通してする言語性テストは，盲児に最も適したテストである．この場合，個別テストでは年齢が進むにつれてすぐれた成績を示している．

(4)弱視児の目による動作性，あるいはB式テストは適当ではない．ただし，視力0.3以上の者は晴眼児のテストと変わりない．0.3以下の弱視児は言語性によるのがよい．動作性の場合も，弱視児の知能が劣るというのではない．知能はいかなる感覚器官を通しても，結局，大脳の働きである以上，知能には変わりないことである．

(5)男女別，視力別，先天盲，後天盲の差は知能に直接大きな変化を起こさない．

晴眼児と比較して，盲児の知能が相違する点もかなり認められる．

(1)ウェックスラー・ベルビュー検査の結果にみられるように，半解答が多いのは，視覚を欠く盲児には正確な概念を獲得していない者がかなりあるからである．

(2)視覚的な概念は抽象的，暗記的に捕えざるを得ないので，正確な概念にはならない．しかし，言語性検査では正答がかなり多い．これは必ずしも正確な概念ではなくて，事物の裏づけのない概念形式に過ぎない．

(3)視覚語や経験の少ない概念をもつことから，項目分析において，通過率に晴眼児と著しい違いが現われる．すなわち，盲児は視覚語や経験の乏しい概念は著しく成績が悪い．逆にペニシリン，メーデーなど，盲児に関心があり，興味ある概念はよくできる．

(4)盲児と晴眼児の知能の下位検査における内部相関を比較すると，盲児の方がいずれも高い．これはおそらく経験世界の乏しい盲児には，多少未分化な状態が続いていること，言語性検査における共通の言語要因が含まれているからである．

(5)知能構造において，晴眼児は知覚の速度因子が多い．これはウェックスラーのいうように，視覚の速度因子をさしている．しかるに，視覚を欠く盲児の場合の知覚の速度因子は，むしろ聴覚の速度因子と名づけてよい．なおWISCの言語性の因子分析の結果は晴眼児・盲児ともに一般知能因子が最も多いが，中で盲児は推理因子が多少多いのに対して，晴眼児は言語因子が多く含まれている．

(6)知能の分布曲線をみると，テープ式団体知能検査の結果を除いては，正規分布の形からややずれている．すなわち，分布は両端に大きく広がっていて，その標準偏差も大きい．これは，優秀児も多いが，また精神薄弱児に近い者も多いことを示す．しかも，異質的な二つの山を作っている．これは盲児に個人差が著

しいことを示し，その環境・教育などが異なっていることを物語っている．

(7)盲学校では同一学年内に過年齢者が多く，かえって年齢相当学年児が少ない現状である．したがって，晴眼児のように，知能の発達が生活年齢に並行していない．盲学校では同一学年中年齢の低い者が高く，年齢が進むにつれて低下している．もし，学年相当年齢の盲児だけをとって，晴眼児と比較すれば，生活年齢の増加に伴って知能発達を示すという現象が現われている．そのため生活年齢と知能年齢との比を求める．IQ 法や，生活年齢を基準にする知能偏差値法も，現状では盲児の場合，直接適用できない．むしろ，学習年齢（あるいは教育年齢）と知能年齢との関係をみることが望ましい．（榊原清）

［参照文献］

榊原清「盲児の心理と教育」金子書房　昭和 30

榊原清「盲児の知能検査に関する若干の考察」東京教育大学教育学部紀要 第 1 巻　昭和 30

佐藤泰正「盲心理通論」日本盲心理研究会　昭和 39

盲 人 の 言 語

語彙の理解

盲児の言語理解は視力によってかなりの違いがあることが指摘されている．全盲（先天と後天），準盲，弱視とでは，類似的な部面と異なる部面のあることが明らかにされてきており，準盲，弱視は全盲と晴眼児の中間的傾向を示しているようである．しかし，視力別，失明時期別による理解の状況は明らかにされてはいるが，発達過程からの研究がなく，小学，中学，高校という年齢別の角度からの考察が少ないことは問題である．

以下，言語の理解に関する研究のおもなものをあげる．

榊原清は盲児にウェックスラー知能検査の言語版によるテストを行ない，その下位テストである語彙検査の結果から，盲人の答えはかなりあいまいで表現がまずく，視力を要する事物の概念は，人から教えられたり，聴覚や触覚によって得ているという．

後藤岩男は盲児の言語表象に関する研究を行なっている．研究対象は先天全盲 23 人（9～17 歳）であり，臨床法によるもので，質問に使用した語は次の 4 種類である．

第 1 類（具体的な知覚が絶対に不可能なもの）お月様 お星様 富士山 島

第 2 類（具体的な知覚は困難だが，類推が可能なもの）サイレン 虎

第 3 類（視覚以外の感官によって直接知覚が可能なもの）たまご 時計 けが 夢

第 4 類（抽象語）家庭 正直

結果から次のように結論している．

(1)盲人は経験の範囲を，晴眼者に比べて著しく制限されるので，ある特定の対象についての表象が，それに類似の他の対象に移調される頻度はきわめて少ない．したがって，盲人には個物表象から一般表象に発達することが困難で，かれらに一般概念を問うと，多くの場合に個物表象をもって代用している．

(2)盲人の言語表象には，相ぼう的同一化が顕著にみられる．盲人も個物表象から一般表象への移調を行なうことができる．しかし，視覚を欠いているため，その移調においては，視覚以外の感覚器官の間の相ぼう的同一化が優勢である．

(3)盲人の言語表象はきわめてばく然としている．したがって，細部は明瞭ではない．この現象は幼児の言語表象に類似しているところがある．対象の形態，大きさなどについては，単に「大きい」，あるいは「小さい」ということはわかっていても，それがどれだけ大きいか，あるいは小さいかということは明瞭でない．こういう意味からすれば，盲人の言語表象においては，視覚的要因はきわめて微弱である．

(4)盲人の言語表象には，感情的要因が付着しているが，これは盲人の生活の場からきているものと考えられる．

(5)盲人の言語表象には，晴眼者の幼児の言語表象から成人のそれに発達する過渡期的なものが多い．抽象概念は具体的な知覚の場から空間的契機，時間的契機が取捨されてでき上がるものとすれば，盲人の知覚現象それ自身が，正常人と異なっているからである．抽象概念の素材である知覚場面そのものが，盲人におい

ては晴眼者よりひずんでいるからである．

(6)盲人の言語表象には，著しく触覚的，聴覚的契機が付着している．

(7)晴眼者においては，5官のうちで視覚が最も優勢であり，その分節度が高い．したがって，抽象度の高い内容を表現するには，視覚的名辞がよく用いられる．盲人が視覚的なことばを用いても，それは体験されるものではない．

カッツフォース（T.D. Cutsforth）は，盲児に語をいって，その属性をいわせる連想検査を行なっている．対象は小学2年〜12年（6〜21歳）で，39人中26人は先天盲である．刺激語は50で，回答連想語1560を分析したところ，個人差はあるが，聴覚・触覚語などに比べて視覚語を多く連想しているという．このことは言語教育の結果であるとし，これを盲人言語の非現実性（unreality of the word）と呼んでいる．

佐藤泰正もカッツフォースと同じ制限連想法による実験を行なっている．50の刺激語を与え，そのおのおのについて第1番に思い浮かぶ属性を答えさせた．対象は8〜15歳までの盲児34人であった．その結果，

(1)先天全盲は触覚，後天全盲は視覚的なもの，光覚盲は触覚と明暗に，弱視者は視覚の背景をもっている．このことから，先天全盲と光覚盲，後天全盲と弱視の言語が似ていることがわかる．

(2)各語への反応感覚属性の平均は先天全盲5.3，後天全盲4.4，光覚盲3.6，弱視3.2で，先天全盲が1番多くことばの背景の不安定を示している．これに対して，弱視が1語に対する反応属性が少ないのは，安定したことばの経験的背景をもっていることを示す．

(3)大半が同じ反応を示す7語について，異常を示した者の大部分は先天性全盲である．このことからもかれらのことばの背景の未分化さがわかる．ことに抽象化傾向が目立った．

(4)個人別にプロフィルを作ると視力欠陥別差異が著しく現われている．

(5)反応語を発達的にみると，7，8歳までは形に反応する者が多いが，10歳以後になると色に反応する者が増す．これは次第に言語主義になることを物語る．

(6)性別的には女子に抽象語が多い．無反応語は先天盲に多い．

石田友信は自由連想法によって盲児の代償表現の型をみている．全盲，晴眼児各50人を対象にして刺激語50について，その属性を答えさせたところ，盲児には聴覚，味覚，皮膚感覚，類似置換表現などによる代償表現があると述べている．

松原寿美も自由連想法により，色彩語や視覚語のなかの名詞，動詞，形容詞などについて調べている．色彩語については対象は全盲児30人(先天15，後天15)，準盲・弱視児15人，晴眼児30人，年齢は14〜17歳で，その結果から①全盲児にとっては色彩は観念であり，その理解は主として自己の限られた経験のなかで色彩をもった個物との結びつきのうえでなされるものである．②中間色の理解が困難である．③日常生活で使用頻度の高いもの，または色彩をもった個物で頻度の高いものについての理解が容易である．

また，視覚語のうち名詞，動詞，形容詞の理解については，対象は全盲32人，準盲，弱視22人で，年齢は14〜17歳．その結果，形容詞においては，刺激語「美しい」,「明るい」の反応語に全盲児では「声」,「心」,「気持」がみられ，晴眼児では「景色」,「朝」のように視覚を通した経験に基づく反応がみられた．動詞においては，「曇る」,「晴れる」に対して，全盲児では「心」という反応がみられたが，晴眼児にはみられず，名詞にあっては，全盲児にみられる特徴として，山→鳥の声，いい気持，海→波の音，野原→静かのように感性に訴える反応語がみられた．

また松原寿美は阪本式読書力テストのなかの読解テストを課し，その結果を検討した．被験者は小学4年から中学3年までの盲児40人で，その結果，①盲児の読解の平均得点は晴眼児の約2.5分の1であった．②読解と学業成績との連関では，中学生が国語や数学との連関があった．③速読と読解との相関は，小学，中学ともに高いが，小学で特に高い．すなわち，速い読み手の方がよい理解力をもつとも考えられる．④読解力とIQとの連関は全般的に高いことがわかり，盲児のことばの理解の状況に加えて理解力の背景をも調べた．

以上の研究のほかに，藤原高子も佐藤泰正の研究を引継ぎ，中学生以上を対象に調べている．その結果先天全盲でも，視覚語が次第にふえて言語主義になると述べている．　（松原寿美）

［参照文献］

榊原清「盲児の知能検査に関する若干の考察」東京教育大学研究紀要 第1巻　昭和30

後藤岩男「盲人の言語表象の特質について」心理学新研究 岩波書店　昭和18

Cutsforth, T. D. *Blind in School and Society*, 1932.

佐藤泰正ほか「言語心理学」 P134－135, 学芸図書

語彙量

語彙の集録法

盲人（児）の語彙を集録するには，次のような方法が採られている．

(1)ある一定のものの名を，一定の時間内にできるだけ多くあげさせる．

(2)ある一定の音を提示して，その音で始まることばを一定の時間内にできるだけ多くあげさせる．

(3)一定の時間内に話す全部のことばを集録する．これにはこどもが毎日発することばを記録する方法や，一定期間の一定時間内に語ったあらゆる語を集録する方法がある．

(4)一定の語を刺激として提示し，それに関連するものを自由に連想させ，多くあげさせる．

(5)自由題あるいは課題の作文，あるいは日記などから，ことばを一定の基準に従って集録する．

(1)，(2)，(4)の方法は，どちらかといえば，実験的なものに使われ，他は日常とあまり変わりない自由場面で求められるものである．また，(3)は比較的幼い年齢の者に適し，他は比較的年齢の高い者に適する．なおこれらの方法は時間に制限を設けず，連続何語かまでの一定量を記録する方法にも代えることができる．その際には問題はあげられた語の総数ではなくて，その語彙の項目内容ごとの量的分析に向けられる．

語彙量の大きさ

盲人がもつことばの量は，数のうえでは決して晴眼者に劣ってはいないとみられる．梅津八三の調査によると，先天性盲人（12～20歳の15人）によって3分間にあげられた「動物」の名の数は平均28（最高56，最低15，標準偏差11.2）であった．最初の1分間内にあげられた数は平均15.5，これを晴眼児（同種の問題である田中・ビネー式知能検査第67問で，8歳児の平均は10.55，9歳児11.66，10歳児12.61）と比較すると，年齢の関係で直接の比較はできないとしても，決して晴眼児に劣るものではない．「植物」の類についても同様であったという．佐藤泰正の調査は上記の(2)の方法によるもので，制限時間は1音1分間であるが，15音の単文字に答えられた数は，小学部のこどもで1人当たり100.1語（晴眼児の約1.4倍），高等部の生徒で226.8語（晴眼生徒の約1.7倍）であった．種類の異なったことばの数をみることも，語彙の量的検討には重要なものであるが，そうした異種類語の数でも，小学部で1人当たり58.5語で，晴眼児の約1.6倍．高等部では146.5語で，晴眼児の約2.6倍であった．あげられた単語の中には，同じものがよく繰返されることがある．その検討として，1度だけで2度と反復されない単語の数をみると，小学部では70パーセントを占め，高等部では75パーセントで，やはり晴眼児よりも多かった．この調査では盲児童・生徒の語彙量は晴眼児よりも多く，高学年になるほど多くなっている．

このように盲人のもつ語彙の量は決して少ないものではないが，これは，かれらは目が見えなくても，その言語活動は晴眼児のそれと変わりない正常な営みができるからである．むしろ，視覚の欠損ということはかえって聴覚による言語活動を活発なものにしているという考えも成り立つ．しかし，これは語彙が多いか少ないかということだけであって，それがどのように理解されているかということは，別な大きな問題になる．盲人の唯言語主義といって，事物関係の体験に裏づけられることがない．また，正しい知識の裏づけによって得られることがなく，単にことばの表面的なていさいや操作によって得られることばが，かれらの日常会話や作文の中に多くみられるが，単にことばのうえだけの連想によって，それを使う傾向は，実際の具体的現実には即応しないものであり，現実場面への問題解決の構えに問題を残すことになる．このことばのうえだけの対処だけですまされてしまう傾向は，直接体験できることでも，自ら探検しようとする努力をなくし，かれらの依存的な性格や生活を助長すると指摘されている．盲人の語彙量が多いということ自体は社会の相互交渉において大いに役立つものであるが，事物や外界に対する直接の体験や働きかけ，正しい知識獲得への積極的な働きかけがなければならないことは当然であり，正しい標識のもとに，ことばが獲得されていかなければならないことは特に留意する必要がある．上記佐藤の調査で，年齢が高くなるほどことばの数が多くなっている傾向は，盲人の唯言語主義的傾向と関連して，考慮しておかなければならない点である．

視覚の欠陥が盲人を言語に強く依存させることを助長し，言語を使用する機会を多くするが，しかし，視覚の欠陥はいつでもことばの発達を助長するかといえば，必ずしもそうではない．目が見えないことが，か

れらの行動やものの知的な認識，社会的生活能力の発達にも影響していることがみられるのであり，言語発達にもまた，何らかの影響を与えているものと思われる．盲児は音を聞くことはできるが，話し手のくちびるの動きや表情，ゼスチャー，周囲の状況などを見ることができない．そうした制限が，言語の発達（特に言語発達の初期において）に大きく影響していることが考えられる．

上記の(3)の方法によって，就学前盲幼児の話しことばを，1時間につき集録した田中農夫男の事例によると，5歳の女児2人においては，牛島義友・森脇要の5歳児の標準よりも話すことばの量は多かったが，1歳7カ月の男児においてはわずか4語しかことばを使用することができず，2歳4カ月の男児においては5語しかいえない状態であった（普通，言語の発生は2歳ごろから急激な進歩をみるものである）. 2歳1カ月の男児のケースでは，1時間に184語のことばを発しているが，久保良英の2歳2カ月の男児（1日1時間で1週間の調査であるが，その平均は441.4語であった）と比べてみると，やはり，その量は少なかった．もちろん，語の集録時の状況などを考慮にいれなければならないが，早期の言語の発達は盲児において遅れていることが，この2，3のケースによっても知ることができる．このように，発達の早期において，言語の発達が遅れ，他方，上述の梅津，佐藤の調査にみられるように，比較的年齢の高い段階において語彙量が晴眼児と同じくらい，またはそれ以上多くなるとすれば，発達のある段階において，比較的急速に言語の量がふえ，晴眼児に追いつくことになる．しかし，言語のすべての領域で発達すると考えるのは早計である．言語のある領域では，晴眼児以上に発達するだろうが，ある領域においては，視覚を欠いていることが非常に不利に働いている．

語彙量の内容

カッツフォースは，一定の刺激語（50語）を呈示し，その属性をいわせる式の連想検査を行ない，39人の盲児から得た反応語1560を分析したところ，先天盲では視覚語48パーセント，触覚語36パーセント，味臭覚語7パーセント，聴覚語3パーセントであり，後天盲では視覚語65パーセント，触覚語24パーセント，味臭覚語6パーセント，聴覚語3パーセントであった．視覚語が多いのは，言語主義的傾向の結果であろうといっている．通常，視覚に関したことばが多く使われるが，この種の検査においても，視覚に関したことばが比較的多くあげられるのであろうが，盲人の場合，それが触聴覚的背景のうえに立っていることが望ましいわけである．語彙量の内容を品詞についてみると，前述の佐藤の調査では，小学部3年では晴眼児よりも副詞が多く，状態，比較，時間，数に分けた場合，状態を表わす副詞が多い．高等部になると晴眼児との間にほとんど開きがなくなってくる．これは，副詞は晴眼者の場合には，より年齢を経てからでないと多く現われないのに，盲児の場合には早い時期から現われることを示している．それはかれらの言語が抽象的で，非現実的である一端を示すものであると指摘されている．名詞では，晴眼児との間に差がみられないが，その内容別では，抽象観念，身体生理，固有名詞が盲児に比較的多く，他方，晴眼児には動物，植物，遊び，スポーツ，身回り品，家具などのことばが多い．生活体験が限られていることなどがその原因と考えられる．生活体験の狭さは，自由題の作文を分類したところ，人的環境に関する題材が盲人に少なく19パーセント，晴眼児では36パーセント．学校生活，寄宿舎生活に関する題材が多いという松原の結果からもうかがえる．自由作文に現われた語彙を分類した鈴木蒼生の結果によると，盲児において，名詞が晴眼児より多く，反対に動詞が少ないが，名詞において，自己に関する名詞が多く，他人に関する語が少ないことがみられる．

文の内容

まず，文の長さについてみると，盲幼児の話しことばを検討したさきの田中の調査では，一般に文は短く同一語の反復回数も多い傾向がみられる．7人の全盲幼児の話しことばを集録したマックスフィールド（Maxfield）の結果でも，盲幼児は多くを語るが，言語は不完全文に終わることが多い．文の機能的な面をみると，マックスフィールドの調査した全盲幼児では，質問が多く，感情的に付着された発言と固有名詞（田中の集録した盲幼児の場合でも固有名詞，人に関したものが多かった）が，頻繁に用いられるが，これは周囲の情報が得られないところから生じる精神的な不安定感を，言語手段によって自らを救おうとする傾向を示すものであるという．田中の調査した全盲幼児では，周囲の変化や様子の情報を知ろうと，多く質問するもの，いろいろなことを頻繁に報告し話しかけ，それによって情報が得られない不安定感を救おうとする

傾向のもの，周囲の人に絶えず命令し，要求し，威嚇し，それによって不安定感を救おうとする傾向のものがみられる．２歳児でやっとことばをいえるようになったこどもでは，自発的に質問するようなことは少なく，反響語的であったり独語的であったりすることが多い．

（田中農夫男）

［参照文献］

梅津八三「知的生活」日本教育大学協会：盲心理　昭和 27

佐藤泰正・磯貝芳郎「語いを通してみた盲児の経験的背景」盲心理論文集第２巻　昭和 32

鈴木蒼生「作文よりみたる盲児の心理の特徴」盲心理論文集第２巻　昭和 32

松原寿美「盲生徒の作文に対する一考察」盲心理論文集 第１巻　昭和 34

田中農夫男「盲幼児のことばの実態とその生活」東北大学教育学部研究年報 第 12 集 昭和 39

Maxfield, K. E., "The Spoken Language of Blind Preschool Child" *Arch. of psychol.*, No. 201, 1936

Cutsforth, T. D., *The Blind in School and Society* 1951.

盲児の学力・学習

盲児の学力

「学力とは何ぞや」を巡って，さまざまな論議が行なわれている．文部省の学習指導要領に規定されている内容を学習した結果の能力であるとするものから，もっと幅広く生活を切開いていく力であるとする立場のものまである．しかし，結局は実証的，客観的に「これこれのものが学力である」と，その立場に従って提示されないかぎり，不毛な議論に終わるであろう．ここではできるだけ調査の方法にもふれながら，現在までに明らかにされた視覚障害児の学力について述べることにする．

日本の盲児の学力

実証的資料をもとにした学力の研究報告には，岡村正平，佐藤泰正による一連の「盲学校児童・生徒の学力調査」がある．これは現行の学習指導要領に基づいて，盲学校児童・生徒の学力の実態を明らかにする立場からの研究である．

岡村・佐藤は文部省が一般児童（小学校 6 年生)，生徒（中学校・高等学校の 3 年生）を対象にして実施した国語と算数・数学の学力調査をもとにして，問題を作成し実施した．問題作成の過程で，盲学校の児童・生徒に不適当なもの（漢字の書取り，かなをつける問題など）は削除するか，点字の制約上，グラフ，図形などは表または文章表現などに改めるか，あるいは全く新しい問題にした．実施に当たっては，全国の盲学校の協力を得て，小学部児童数 350 人，比較のための普通小学校児童数約 400 人，中学部生徒約 500 人と普通中学校生徒約 400 人，高等部生徒 168 人と普通高等学校普通課程 194 人および農業課程生徒 93 人を対象にした．実施期日は，小学部の場合は 1958（昭和 33）年，中学部は 1959 年，高等部は 1960 年の各 9 月下旬である．結果および問題点を各教科別に概観すると次のようになる．

〔国語〕 岡村・佐藤の調査結果によると，小学部の場合は表 1 のようになる．

表 1　小学部国語得点

グループ別	人数	平均点
盲学校　点字使用者群	148	34.2
盲学校　墨字使用者群	25	34.8
普通学校児童	187	36.1

（注） 75点満点．墨字とは晴眼者が普通使用する文字

以上のように，盲学校小学部児童の国語の学力は，普通学校児童のそれに比べて，特に劣ることはないといわれている．ただし，いくつかの注意すべき点がある．まず，表 1 の結果は岡村・佐藤が行なった作業制限法と時間制限法の二つのうちの作業制限法，つまり時間を無制限に与える方法による結果であるため，普通学校児童が 40 分ぐらいで解答しているのに対して，盲学校の児童は 2～2.5 倍の時間を要している．時間制限法によると，50 分程度では，盲学校児童の場合，問題の最後までに手がつかないうちに時間切れになってしまうのである．時間を十分に与えれば，普通学校児童と差のない結果になる．次に注意すべきことは，全く解答できない者が 7 パーセントほどいることであ

る．これらの詳しい実態は，他の調査をまたなければならないが，大部分が盲精薄といわれる者と考えられる．

表２は問題を領域別に分析した結果である．

四つの領域中，明らかに有意差が認められるのは文法の領域である．他の領域では劣るとはいえない．

表２　小学部国語領域別正答率

領域＼グループ別	盲学校点字使用者群	普通校児童
語彙	53.9%	52.6%
かなづかい	66.2	74.6
文法	48.2	74.6
読解	38.0	40.5

表３　中学部国語得点

グループ別	人数	平均点
盲学校点字使用者群	243	30.8
盲学校墨字使用者群	55	33.7
普通学校生徒	173	42.1

次に，中学部の場合は表３のようになる．盲学校の点字使用者群も墨字使用群もともに普通学校生徒に比べて，明らかに劣っている．なお，盲学校の点字使用者群と墨字使用者群との間には差は認められない．小学部段階では差が認められなかったものが，学年の進んだ中学部では差が認められるようになる．

表４は問題を領域別に分析した結果である．

表４　中学部国語領域別正答率

領域＼グループ別	盲学校点字使用者群	普通校生徒
語彙	56.0%	67.2%
かなづかい	58.0	75.1
文法	55.0	85.4
読解	28.8	43.0

すべての領域で劣るが，特に文法，かなづかい，読解では著しく劣る．

次に高等部の場合は表５のようになる．この場合は，同じ職業科課程としての農業科課程と比べるのが適当と思われるが，盲学校の点字使用者群も墨字使用者群も，ともに劣るとはいえない．普通科課程とは単元配当が違うので比較はできない．中学段階で差が認められたものが，高等部段階で差が認められなくなる原因は，盲学校の高等部，特にこの調査の対象になった本科が，やはり選ばれたものであることによる．回答不能者（いわば盲精薄児）がいないこともこれを裏づける．なお，高等部になって，点字使用者群と墨字使用者群の間に差が認められることも注意すべき点である．

表５　高等部国語得点

グループ別	人数	平均点
盲学校点字使用者群	179	32.6
盲学校墨字使用者群	77	38.5
普通高校農業科課程	93	40.9
普通高校普通科課程	149	49.6

表６は問題を領域別に分析した結果である．

表６　高等部国語領域別正答率

領域	盲学校点字使用者群	盲学校墨字使用者群	普通校農業科課程	普通校普通科課程
語彙	55.2%	58.6%	60.7%	68.7%
かなづかい	64.6	72.0	70.0	80.5
文法	44.3	48.3	51.0	66.0
読解現代	46.1	61.3	67.8	77.1
古文	28.9	45.8	49.1	55.5

ここでは読解での差が大きいことが指摘される．その他の領域では大きな差は認められない．

〔算数・数学〕　岡村・佐藤の調査によると，小学部の場合は表７のようになる．盲学校点字使用者群は普通校の児童より劣ることが認められる．墨字使用者が普通校児童に比べて劣るとはいえないことは，算数の場合には点字の障害が大きいことを物語っているといえる．また，国語の場合より多い15パーセントほどの解答不能者が認められることも注意すべき点である．

表７　小学部算数得点

グループ別	人数	平均点
盲学校点字使用者群	134	24.6
盲学校墨字使用者群	27	30.2
普通校児童	183	31.4

表８は問題を領域別に分析した結果である．計量の分野を除いては，すべての分野で盲学校児童は著し

表８　小学部算数領域別正答率

領域＼グループ別	盲学校点字使用者群	普通校児童
数概念	24.1%	48.2%
計算	48.5	75.8
計量	46.7	48.7
割合	23.6	43.7
表	28.4	46.9
式	35.8	42.4

く劣る．特に数概念，計算という，いわば，算数の基礎的領域で劣ることは問題である．

中学部の場合は表9のようになる．盲学校の点字使用者群，墨字使用者群ともに普通校の生徒に比べて劣ることが認められる．中学部では点字使用者のグループだけでなく，墨字使用の者も，普通学校生徒に比べて劣るようになる．

表9　中学部数学得点

グループ別	人数	平均点
盲学校点字使用者群	237	27.6
盲学校墨字使用者群	61	33.0
普通校生徒	173	44.6

（注．84点満点）

表10は問題を領域別に分析した結果である．小学部の場合と同じように，すべての分野で盲学校児童は著しく劣る．特に数概念，計算という基礎的分野とともに表，式など，中学部になって新しく発展する教材でも劣ることが認められる．

表10　中学部数学領域別正答率

領域＼グループ別	盲学校点字使用者	普通校生徒
数概念	45.2%	71.4%
計算	27.2	61.3
計量	27.7	42.0
割合	26.4	43.7
表	16.1	40.2
式	29.7	52.7

高等部の場合は表11のようになる．教育課程構成が似ている農業科課程と比べると，点字使用者群，墨字使用者群ともに劣らないことが認められる．理由は国語の場合と同じく，対象が本科生である程度盲学校内で選ばれた者であること，また，中途失明のため，高校から，または高校を卒業して在籍している者であるためと考えられる．墨字使用者群は農業科課程群と等しい得点結果を示している．

表11　高等部数学得点

グループ別	人数	平均点
盲学校点字使用者群	140	7.5
盲学校墨字使用者群	82	11.4
普通校農業科課程	94	11.4
普通校普通科課程	150	22.2

（注）50点満点

表12　高等部数学領域別正答率

領域	盲学校点字使用者群	盲学校墨字使用者群	普通校農業科課程	普通校普通科課程
数概念	18.8%	26.4%	27.7%	48.7%
計算	38.7	47.2	50.1	83.3
計量	6.5	9.8	9.1	18.7
割合	4.3	10.4	9.5	15.6
式	11.7	13.8	11.7	44.8
図形	13.8	28.8	31.5	47.1
指数，対数	15.0	27.4	31.9	47.5

表12は問題を領域別に分析した結果である．

〔社会〕　社会科の学力については，村中や佐藤の中学部歴史の調査もあるが，ここでは，岡村・佐藤の学力調査について述べる．

岡村・佐藤は1963（昭和38）年7月上旬，全国の盲学校小学部6年生に教研式診断学力テストの社会小学5年を実施した．別に比較のため，普通小学校児童6年生にも実施した．その結果，表13の得点を得た．

表13　小学部社会得点

グループ別	人数	平均点
盲学校点字使用者群	290	38.3
盲学校墨字使用者群	128	45.7
普通小学校児童	361	58.7

盲学校の点字使用者群，墨字使用者群ともに普通小学校児童に比べて劣ることがわかる．さらに点字使用者群と墨字使用者群の間にも有意差が認められる．

表14は問題を領域別に分けて分析した結果である．いずれの領域でも劣るが，地図の見方が含まれる「交通と貿易」の領域で特に劣る．

〔英語〕　岡村・佐藤は，全国の盲学校中学部3年生を対象にして，英語の学力調査を実施した．方法としては，さきに述べた国語，算数・数学の場合と同じように，昭和33年度文部省作成の問題をもとにして作り，1960（昭和35)年7月に実施して，表15のような結果を得た．

盲学校の点字使用者群，墨字使用者群ともに普通学校生徒に比べて劣っている．

また，問題の領域別の比較では，表16のような結果になり，①発音の問題，文の構成の問題では，盲学校生徒と普通学校生徒との間には差がない．②その他の領域では，すべて盲学校の生徒が劣る．特に文法と読解力の問題で劣ることを指摘している．

〔理科〕　岡村・佐藤の調査結果によると，小学部の場合は表17のようになる．盲学校は点字使用者群も墨字使用者群も，有意差（1パーセン

表14　小学部社会領域別正答率

領域＼グループ別	盲学校点字使用者群	盲学校墨字使用者群	普通校児童
農業と資源	52.9%	60.1%	75.2%
工業生産	41.3	49.7	58.5
商業の発達	36.8	45.6	62.0
交通と貿易	34.7	46.2	61.0

表15　中学部英語得点

グループ別	人数	平均点
盲学校点字使用者群	136	23.9
盲学校墨字使用者群	31	23.8
普通中学校生徒	143	31.6

表16　中学部英語領域別正答率

領域＼グループ別人員	盲学校点字使用者群	普通校生徒
	136人	143人
発音	30.9%	34.5%
アクセント	49.3	62.6
読解力 (1)	27.3	37.8
読解力 (2)	34.7	48.2
文法	22.9	36.9
文の構成	26.4	32.2

表17　小学部理科得点

グループ別	人数	平均点
盲学校点字使用者群	208	30.2
盲学校墨字使用者群	114	41.2
普通学校児童	271	46.2

ト）をもって普通児童に比べて劣る．

領域別に分析した結果が表18で，三つの領域のいずれの分野でも，点字使用者群は普通学校児童に比べて劣るが，第2分野・第1分野・第3分野の順序で劣る．

中学部の場合は表19の結果になる．盲学校の点字使用者群は，墨字使用者群と普通学校生徒に比べて劣るが，同じ盲学校の墨字使用者群と普通学校生徒との間には差がない．これはこうしたテストが表記法に影響されること，理科学習上視力の有無が関係深いことなどによるものと思われる．

表19　中学部理科得点

グループ別	人数	平均点
盲学校点字使用者群	267	21.9
盲学校墨字使用者群	165	26.3
普通校生徒	194	26.8

表18　小学部理科領域別得点

領域＼グループ別	盲学校点字使用者群	普通校児童
1. 生物に関するもの	12.9	20.0
2. 気象，地質，天体に関するもの	9.7	15.8
3. 道具と機械，物質の変化に関するもの	7.7	11.0

領域別に分析した結果は表20で，第3領域の「音」では，普通学校生徒に比べて盲学校点字使用者群がすぐれていること，第1，第7の領域での両者の差はわずかなこと，それ以外の領域では，すべて盲学校点字使用者群が劣ることがわかる．

表20　中学部理科領域別得点

領域＼グループ別	盲学校点字使用者群	普通校生徒
1. 酸とアルカリ	3.1	2.9
2. 力と仕事	3.4	4.6
3. 音	4.0	3.2
4. 電気	3.5	4.4
5. 気象	2.2	3.1
6. 植物	2.9	4.4
7. 人体の構造	2.8	3.3

諸外国の資料

アメリカにはメリー(Merry)の研究がある．小学3～6年の盲児348人を対象にして，ウィスコンシン算数テストを実施し，次の結果を得ている．全体的な得点では，盲児は晴眼児と同じ水準で，特に劣ることはない．誤答分析でも両者はほとんど同じ型の誤りをしている．ゼロの出てくる問題や割り算では盲児の方が誤りが多かった．同じく小学4～6年の盲児170人を対象とするスティーブンソン算数テストでも，ほぼ前と同様な結果を得ている．

ヘイスは地理に関する種々な標準テストを盲児に実施した結果，盲児が特に劣るということはないことがわかった．ただ，15歳以上の学年になると，成績が悪くなることを報告している．

ノーラン（Nolan）とアシュクラフト（Ashcraft）が盲児に計算力テストを実施したところ，晴眼児の水準に比べて約16パーセントほど低いことがわかった．また，学年が進むにつれて差が大きくなること，学校差がかなりあることなどもわかった．

学力に影響する要因

岡村・佐藤は盲児童・生徒の学力調査と同時に，その学力に影響する

と思われる若干の要因についても考察を試みている.

まず，年齢と学力の関係では，中学部生徒の場合，学齢相当の者の得点が，国語30.9，数学27.4に対し，学齢を1年超過した者，2年超過した者ぐらいまではよい得点を得ているが，4年以上の超過，つまり生徒年齢19歳以上の者になると，国語25.9，数学23.1と著しく悪くなることが指摘されている.

視力の程度と学力の関係では，視力を全盲，準盲，弱視の3段階に分けて，学力差を検討したところ，たとえば，中学部の国語では，全盲160人の平均得点34.7に対し，準盲20人，弱視46人の点字使用者の平均得点はそれぞれ28.7，30.1であった．このことは人数の点もあって，明らかに差があるとはいえないが，視力の程度の差が点字の習熟度に影響する．つまり，いくらか視力があって，点字を読む準盲・弱視の方が全盲より悪いといえる.

視力欠損年齢との関係では，5歳以前に失明した者と6歳以後に失明した者とに分けて検討した結果ではこの教科で有意差は認められなかった.

視力欠損原因と学力の関係では，ペックシュタイン（L. A. Pechstein）は成績のよいものから事故失明，視神経萎縮，初生児膿漏眼の順になるという結果を得ている．佐藤は外傷，麻疹，先天性眼疾患，先天性梅毒，栄養不良の順になると報告している.

点字読みの速さとの関係については，いずれの教科でも点字読みの速い者ほど，明らかに成績がよいことが指摘されている.

知能との関係については，表21のような結果を得ている．ただし，普通校の場合，知能検査の種類は新田中B式であり，盲学校の場合はWISC言語性，大阪府立盲学校式（鈴木・ビネー式を盲児用に改めたもの）が混っている.

表21　中学部3年知能と学力の相関

領域＼グループ別	盲学校生徒	普通校生徒
国語	0.57	0.64
数学	0.63	0.76

盲学校生徒の場合も，かなりな相関を示していることがわかる.

今後の課題

視覚障害児(者)にとって必要な学力は何か．この課題にこたえる，異なる学力観の側からの実証的報告がまたれる.

調査の対象も，在学中の児童・生徒のわくを越えて一般社会にある視覚障害者の実態把握に向かう必要があるし，方法についても，今のところ客観テストによるものが多いが，論文テスト，観察などのさまざまな方法によってとらえられた学力が報告される必要がある.

学習

何が視覚障害児(者)にとって必要な学力かの教育学的・社会学的検討と同時に，いかにして視覚障害児は学ぶかの研究もきわめて必要である．しかるに，視覚障害児の学習に関する研究はきわめて乏しい．研究のあるものは，基礎的原理的過ぎて，現実の複雑な学習場面の解釈にあまり寄与しない.

佐藤は視覚障害児の学習上の制約を，学習の内容，方法，速度，意欲の面から考察している.

ローエンフェルド（B. Lowenfeld）は点字を使用した場合とトーキング・ブックを使用した場合の学習効果について調査している．この結果から，教材の内容によっては，点字で学習するよりもテープレコダーなどの聴覚機器による方がはるかに学習効果があがること，また，知能の低いこどもの場合や点字がどうしてもうまく読めないこども，点字読みの遅いこどもの場合には有効であると指摘している.

岡部一雄は盲児（小・中・高生）26人を対象に，2綴りと3綴りの無意味文字の対をそれぞれ10組ずつ作り，2綴りは5分間，3綴りは7分間覚えさせた．この場合，点字グループとテープレコーダ・グループに分けて学習した結果は，小学部児童はテープレコーダー・グループの方がよく，中・高等部生徒は点字グループの方がよかった．3綴りになると，2綴りより点字グループの方がよかった.

星川勝はかれが考案した計算器具を用いて，中学部2年生に分数式の計算を指導した．結果は点字器を使用したグループより成績が全般的によく，特に成績の劣る者に著しい効果が認められると報告している.

功力靖雄はかれの体育の指導時間内にサーキット・トレーニングを組入れて，指導の前後に運動能力テストを実施し，学習効果を測定している．被験者は高等部1年男子であるが，これなども広い意味での盲学校生徒の学習についての研究としてとらえたい.

（星川　勝）

〔参照文献〕
佐藤泰正・岡村正平による盲児の学力水準の一連の研究，東京教育大学教育学部紀要 第6巻〜12巻，昭和35〜41
佐藤泰正「盲心理通論」日本盲心理研究会 昭和39
岡部一雄「記憶における聴触覚使用の比較」盲心理論文集 第1巻 昭和31
星川勝「M・H・計算器による学習効果の検討」第2回日本特殊教育学会発表資料
功力靖雄「サーキット・トレーニングの効果について」盲教育 20,21号 昭和41

盲人の触読

触読を規定する要因

触読

盲人が点字をさわって読むことは，読む人としての盲人と読まれるものとしての点字文の対立に始まる．点字群は元来，それ自体だけでは記号形態である．それが直接刺激となり，読み手の構えとあいまつわって知覚事象となり，次いで音や意味の機能に転移されて点字読みが起こるのである．その際，刺激布置の変化は構えに影響し，構えの変化は刺激としての文字の認知に影響する．

触読を規定する諸要因

触読を規定する要因は次のように分けられる． ①触読材料の要因．②身体的要因——これには聴力，言語器官，筋肉呼応，大脳皮質，きき手(指)，健康状態，運動能力などを含む．③知的要因——一般知能，諸知覚（視知覚，聴知覚，皮膚知覚など)，記憶，思考力などを含む．④情緒，性格的要因——性格，要求，感情，意志，態度，行動などを含む．⑤教育・社会的要因——言語や触読技術に関する学習や環境問題，対人関係，社会性などを含む．

これらの観点から従来の諸家の研究内容を要約するとおよそ次の通りである．

〔触読材料〕 ビュルクレン（K. Bürklen）は文字の読みやすさを決定する要因，マックスフィールド（K. E. Maxfield）は読み方の指導法の比較，シャイドマン（N. B. Scheideman）は点の高さと形についての実験，梅津八三と草島時介は点字タイプライターによる読字率の実験，鈴木栄助は誤読傾向についての実験，尾関育三は情報理論の応用研究，熊沢八千代は触運動描録実験などの結果，触読能率向上の条件としては，①読みやすい文字形態，点の大きさ・高さの状態が適当であること．②読みやすい文型，構造の文であること．③読みやすく鮮明に書かれた（印刷された）文であることが指摘されている．

〔身体的要因〕 左右どちらかの片手と両手使用とでは，どちらの場合がよりよく読めるかという研究が目立っている．すなわち，ビュルクレン，マックスフィールド，シャイドマン，ホランド（B. F. Holland）スミス（J. M. Smith）らの報告である．佐藤泰正は盲児用読書力検査を実施して，読書発達と視力欠損や失明年齢との関係，点字の目読みと指読みの比較について研究している．清水武，渡辺徹は振動感覚の鋭敏度と触覚の関連性の実験研究を行ない，ファーチ（P. Fertsch）は写真記録による実験によって指の運動を調べている．これらによれば，①左右いずれか一方の手を使用した場合と両手を使用した場合とは触読速度に差がある．しかし，これについては今後さらに検討の余地がある．②行間運動に要する時間が短い方がよい．③左手が次行へ先行する読み方は技術的にすぐれている．④解読材料面に対する読指の構え方は鋭角がよい．⑤全身の弛緩は学習条件としてたいせつである．⑥黙読は音読より有利である．⑦触圧は軽くて一定なのがよい．⑧先天性盲人の触読能力は個人差が大きい．⑨視力が多少とも残存することは点字学習に不利に作用する．

〔知的要因〕 鈴木は触読能率と外温および触読指頭皮膚温との関係を実験的に明らかにしている．渡辺と松井新二郎は冷房室の内外において読速度の比較実験を行なった．菅原明は弁別域を中心に実験的に調べた．この結果，①環境や読指頭皮膚温が低温で多湿な状態では触読能率が低下するか，または触読不能となる．②振動感覚の鋭敏な人は能率的な読み方をしてい

る．

〔性格情緒的要因〕 点の位置や教師の指示に対する不注意による誤読がかなり多い．

〔教育・社会的要因〕 佐藤泰正は前述の盲児用読書力検査の実施により，読書発達と点字学習期間，成熟との関係を発表している．松永宗端は点字学習形式の基本型を7方法設定して，どんな学習方法，形式が最も能率的，効果的であるかを実験研究した．

〔その他〕 林重政は補点による単語または短文の完成問題を与えて誤読の要因を調べ，佐藤光義は盲児用読書力検査，触運動描録，触読指頭の2点域測定，知能検査の施行，教師による国語学力評定の各結果を基に，読書力との関係を調べている．また，松原寿美は読書力，IQ，学業成績との関係を調査した．

〔研究結果〕 これらの研究の結果，①読書発達は点字学習期間に最も深い関係があり，生活年齢とはほとんど関係がない．②6歳以上なら何歳から始めても学習効果に変わりはない．③学習期間が長くなったり，学力が高くなると誤読が少なく速く読める．④学習期間が短くて難解な文を読む場合には，2点域との関係が深くなり，また，学習期間が長くなると，学力や知能との相関が高くなる．⑤速読，読解と読書量とはかなりのつながりがある．⑥児童と成人とでは，有効な学習の形式が幾分異なることが明らかにされた．

触読の過程

点字読みの過程

このことはかつてヘラー（Theodor Heller）によって説明されたが，それは今日，草島の一連の実験によって批判され訂正されている．ヘラーによると盲人は片手による触読の際，触読指頭の皮膚の直接感覚によって，まず概観的な把握（総合的触覚という）がなされ，次いで文字の輪郭に沿って各関節を協働させて運動する運動感覚によって，継時的にその形を把握（分析的触覚という）する．この両印象が融合して読みが営まれる．また，両手による触読の場合は，その一方は総合的触覚，他方は分析的触覚を分担して，その両印象を加算することによって成立すると説いている．

ところが，草島は200人の盲人について独自の実験装置により，触読における左・右・両手の指の運動を客観的に記録し，両手読みの時間と片手読みの時間とを比較して，ヘラーの学説が机上の空論であることを実験心理学的に立証した．すなわち，盲人は触読の過程で，左右2本の読指頭を接触させながら読んでいるが，実は主として左右いずれか1本だけで知覚を営み，他は行の逸脱を防ぎ，安心感を与え，読んだものの承認，補正，訂正を援助し，行間運動を助ける役割をもっているという結論に達した．

触読過程の一般的な発達的特徴

これについては，ビュルクレン，マックスフィールドシャイドマン，ホランド，草島，佐藤光義，熊沢，A. M. メチェリャコフ，Y. Y. ベリークらの研究から要約的に次のことがいえる．すなわち，学習の初期は逐次的読み方の段階である．また各文字における指の運動の距離・量は多く，大きな上下運動を示す．そのうえ，文字における触圧もきわめて大きい，いわば文字の上を一様に指を大きく動かして押えつけながら1字1字をしらみつぶしに探っているのである．中間期においては，指の運動は主として語間にきわめて微細な運動上の停留がみられ，特に語頭の部分に指がかすかにジグザグ運動するのがみられる．最後の完成段階では，指の運動は文字群の上をほぼ等圧で軽くなでながら，ジグザグ運動もなく，ほとんど一直線上を走る．また，これら三つの発達段階は人によってはっきり固定しているのではなく，初心者でも平易な文なら終期的な特徴を示し，習熟した者でも難解な文なら初期的な特徴を示す．

以上のほか，諸家の研究により，次の諸点が明らかにされた．

①目読みでは目の停留によって読まれるが，触読においては指の運動によって読まれる．②すぐれた読み手では，行ごとの読み時間に差はなく，一定であり，行間運動，逆行運動に費す時間も少ないし，両手を独立的に動かす．反対にへたな読み手はそうではない．③行の中間における指頭運動はほとんどみられず，行の始めと終わりに現われる．④停留は有意味文の場合，行の終わりより行の始めの方が長い．⑤圧力は，1行のうちでは行末より行頭の方が少ない．⑥へたな読み手はパラグラフの始めから終わりにかけてだんだん圧力を増す傾向がある．

触読能力の発達

諸検査による成果

盲人はどの程度速く正確に読むだろうか．このこと

については従来，多くの人によってさまざまな方法で調べられている．ビュルクレンは1900年代初期までの研究成果を要約して述べているなかで，盲人は平均して晴眼者の3～4倍遅く読むといっている．マックスフィールドは，グレイ音読チェックテストおよびスタンフォード黙読アチーブメントテストを点字版に直して盲児を対象に行なった．しかし，後者については制限時間を晴眼児の約4倍に延長した．その結果，音読テストでは，同学年の晴眼児の1.3倍の時間がかかり，読み誤りの平均数では同じくらいであった．この場合，学年標準では，晴眼児と盲児の間にはほとんど差がないといえるが，盲学校の生徒は年齢が比較的に高いので，年齢標準では，盲児の音読能力は遅れていることになる．黙読テストでは，小学校2，3年では盲児の方がいくらかまさり，高学年ではほぼ同じであった．しかし，この場合も年齢標準によると，時間延長も含めた場合は，晴眼児に比べてかなり遅いことになる．

カルドウェル（F. F. Caldwell）もスタンフォード読み方アチーブメントテストを点字版にして，時間を延長して34人の盲児について行ない，晴眼児と比較した．その結果，学年標準では同じであるが，年齢標準では盲児がかなり遅れていることを示した．

アベル（G. L. Abel）は同じテストを80人の5学年児と83人の6学年児に適用して，ほぼ同じ結果を得た．

吉田専吉は盲児の知能に関する研究の予備検査から，盲児の読書時間は晴眼児の2～3倍半であるが，漢字まじりやページめくりなどを考慮すれば，だいたい3倍になろうといっている．

佐藤泰正は盲児用読書力検査を作成し，195人（小学4年～中学3年）に実施して，盲児の読書力の発達について研究を行なった．その結果，①読書発達は点字学習期間との関係が最も深く，生活年齢はほとんど無関係である．②盲児は4年目までと9年目以後に著しい発達がみられる．③晴眼児の約2倍の時間がかかる．④読書の正確度については，小学4年，同5年，同6年と進歩し，ここでいちおう正確に読むという読書態度が完成する．⑤学年進行とともに正確度の範囲は80～100パーセントに縮まり，晴眼児と同じになることなどの点を明らかにした．

佐藤光義は同じ検査を小学5年～高等1年（11～18歳）の22人に実施したところ，盲児は晴眼児に比べて平均2.3倍の時間を要するが，速く読む者は正確度も比例して高くなるという結果を得た．

ファーチは写真記録によって指の運動を調べたが，読書習慣はだいたい小学3年生で確立され，それ以後は目立って変わらないといっている．

松原は坂本D式標準読書テストの一部を点訳してIQ 80以上，点字学習期間2年以上の小学4年～中学3年の40人に晴眼児と同制限時間で実施して，次の結果を得た．①盲児の速読，読解の平均点は，晴眼児の約2.5分の1であった．②速読と読解との相関は，速い読み手の方が理解力がすぐれているといえる．

以上を概括すると，盲児用に標準化されていない諸検査を使用しているので条件の違いがあり，厳密性に欠けるきらいがあるが，盲児の読書力は晴眼児に比べると次のような点に特徴があると考えられる．

①速度においては年齢標準ではかなり劣り，学習期間の等しい学年標準ではほぼ1.5～3倍以内である．②正確度においては，ほとんど同じである．③小学6年でいちおう正確に読むという態度が完成する．④指の習慣はだいたい小学3年で完成される．

標準検査による成果

盲児用読書力検査の標準化が佐藤泰正によって完成された．佐藤はそれによって触読の発達的研究を行ない，発達の実態を解明した．検査は「点字触読力検査」で小学低学年用（1～3年），小学高学年用（4～6年），中学用の3種ある．その構成は，低学年用が30問（8分間），高学年用が35問（8分間），中学用が32問（7分間）になっている．各問はそれぞれ短い文章で，ある事項を述べたあと，それについての簡単な質問をし，続いて示された三つの答えのなかから正答を選んで，その記号をつめまたは点筆で消すようになっている．結果は試行数，正答数，正確度が測定される．対象は小学1年～中学3年の児童・生徒1290人である．このなかから，最初から盲学校に入学した者828人を選んで検討した結果は次の通りであった．

読書力の発達は，

(1)小学1年から3年までの各学年間には有意差がみられる．特に1年と2年の間の発達が2年と3年の間の発達より著しい．正確度についてみると，学年とともに高くなり，3年生で90パーセント台となり，ほぼ正確に読むようになる．また，どの学年も男女間に有意差はない．

(2)4年と5年の間，および5年と6年の間は同じよ

うな進歩を示し，発達は鈍る．正確度については，いずれも 90 パーセント台で各学年の間に有意差はみられず，4年以上でほぼ正確に読む態度はできあがっている．また，どの学年においても男女間に有意差はみられない．

(3)中学1年と2年の間は有意差を示すが，中学2年と3年の間には有意差はみられない．中学1年から2年にかけて進歩が著しい．正確度については学年間に有意差はない．また，どの学年においても男女間に有意差はみられない．

(4)小学1年から中学3年までの発達を総合して考察するため，各学年ごとに1分間の読字数を求めた．それによると，

小学1年	13.7字
小学2年	42.9
小学3年	59.9
小学4年	104.0
小学5年	110.6
小学6年	118.0
中学1年	118.4
中学2年	150.6
中学3年	143.0

という数値を示した．読みの速度は学年発達とともに進歩するが，小学1年から4年までの進歩は著しく，小学4年以後中学1年までの進歩は鈍る．中学1年から2年にかけて，ふたたび著しい進歩を示す．中学2年から3年にかけては進歩がみられない．

（佐藤光義）

［参照文献］

草島時介「読書の心理学」刀江書院 昭和25

鈴木栄助「盲児童点字触読よりみたる触覚機能の実験的研究」盲教育評論 第15号 昭和26

文部省「盲心理」日本教育大学協会 昭和27

渡辺徹・松井新二郎「冷房内における寒冷及び乾燥が触読の速度，正確度に及ぼす影響の研究」応用心理論文集第1集　昭和30

渡辺徹・清水武「触読の感覚的基礎」——特に振動感覚の鋭敏度と触読指頭模索運動との関連性について——心理学研究 Vol. 26, No.1 昭和30

佐藤光義「盲児の点字触読に関する研究」盲心理論文集　Vol. 2 昭和32

松永宗端「触運動的知覚学習に関する実験的研究—点字学習形式についての1考察」教育心理学研究　第8巻 第3･4号合集 昭和35

佐藤泰正「点字触読の発達」日本心理学会発表要項 昭和40

佐藤泰正「点字触読能力検査」東京教育大学盲心理研究室　昭和41

メチェリヤコフ・ベリーク「点字知覚の信号性」視覚欠陥児——原田政美・田中農夫男共著　明治図書 昭和41

Bürklen, K., *Blinden Psychologie*, 1924.

Scheideman, N.V., *The Psychology of Exceptional Children*, 1931.

盲人のパーソナリティと適応

ある盲児の場合

「ぼくの考えていること——まず，試験にうかり卒業できたら，ひとりで旅をしたい．場所はどこでもよい．なにしろ行ければよい．働くようになれば，なかなかそれもできない．だから今のうちに行きたいのである．それから先のことはまだ考えていない．なにしろ試験という大きな荷物が降りないうちは，あまりそんなことは考えてないし，考えたくても余裕がない」

これは，あんま，マッサージ，指圧師の国家試験を前にして，ある盲児が書いた作文の1節である．ひとり歩きが自由にできるようになったかれは，何回か無断で遠くへ出かけ，放浪癖のある問題児と考えられるようになった．電気部品組立て工場の経営者を父として，経済的には恵まれているが，父や実兄は忙しく，継母と実妹と幼い異母妹では，適当な話し相手にならず，日中は工場の騒音で落ち着かないなど，家庭環境に欠陥があるようだ．性格的にも情緒不安定，衝動的，自己中心的傾向が強く，また，小学部時代から頭や手を振る無意味な運動をよくやっていた．作文からも現実からの逃避，圧力，将来への見通しがないことに対する不安などがうかがわれる．

このように，性格的に問題がある盲人は多い．しかし，個々の盲人はそれぞれ違っており，りっぱな適応

を示す者も少なくない.

グループとしてのパーソナリティ

盲人のパーソナリティを研究するに当たって，盲人グループと晴眼者グループとを比較する場合と，盲人グループ内で諸種の条件を指標として比較する場合とがあるが，その双方を含め，これまで得た結果の概要を，研究方法により項を分けて述べることにする.

面接や観察によるもの

ミュール(A. M. Muhl, 1930)によると，盲人は

(1)積極性・主導性に欠け，無感動である．これは身体的原因よりも情緒障害によるものである.

(2)空想生活を営むことが多い.

(3)劣等感が一般にみられ，それが虚勢の形をとることもある.

(4)視覚障害に対し嫌悪感を抱く者は少ない.

(5)暗示にかかりやすい.

(6)感情的に不安定である.

カッツフォース(T. D. Cutsforth, 1933)は自己中心性，無気力，空想への逃避，内向性，情緒障害などを盲人の特性として示し，さらに，寄宿制盲学校の閉鎖性や制約の多い環境が，成長発達しようとするパーソナリティの要求を押しつぶし，積極的で力強く，個性ゆたかなパーソナリティの発達を不可能にし，卒業後変化の著しい社会環境に適応できないようにしている実情を問題としてあげている.

佐藤泰正も自己中心性，感情の両極端性，依頼心，依存心，疑心と信頼感，固執性，団結心，閉鎖性，退行的傾向，恐怖心，心配性，適応が悪い，行動をきらう，おしゃべりおよび盲人主義(Blindism /眼前で手や指を振ったり，指を目・鼻・口へ入れたり，毛髪をいじったりする自己刺激的自動運動)を盲人の特質としてあげている.

今村貞子は3歳から6歳までの晴眼児12人，10人の盲幼児とその母親たちの行動を比較観察した結果次のように述べている.

幼児の行動については

(1)母親に対する幼児の自己刺激的行動の盲のうち盲に最も多いのは援助依頼，第2が社交性，第3が支配で，援助依頼は他の二つよりはるかに多かった．晴眼児でも援助依頼，社交性，支配が多かったが，それらの間には差がなかった.

(2)盲児と晴眼児の差は，盲児の援助依頼が晴眼児のそれより非常に多いことである.

(3)盲児の行動は晴眼児に比べて単調で，同じ行動が繰返される傾向があった.

母親の行動，特にこどもの援助依頼に対する母親の反応については

(1)こどもの援助依頼に対し，盲児の母親は応諾の割合が一般に半分であるが，晴眼児の母親は応諾の割合が非常に高いか，非常に低いかのどちらかである.

(2)応諾を与えない方法として，盲児の母親は拒否と無視を同程度に用いるが，晴眼児の母親はほとんどすべての場合，拒否に頼り，無視を用いることはまれである.

こどもの行動と母親の行動との関係については

(1)盲児は母親の支配に対し服従で，社交的および非社交的攻撃に対し社交的攻撃で，社交性に対し社交性で，無視に対し援助依頼で反応する傾向がある.

(2)晴眼児は母親の支配に対し援助依頼で，社交的攻撃に対し服従で，援助依頼に対し社交性で反応する傾向がある.

(3)晴眼児，盲児に共通して重要なことは，こどもの援助依頼に対し応諾的な母親のこどもは，社交的攻撃でなく，自立的行動を示す傾向があり，母親が応諾的でないと，そのこどもは自立的ではあるが，社交的攻撃傾向を示し，応諾反応と非応諾反応が半ばする母親のこどもは，自立的でない傾向を示す.

結局，こどもの自立的な態度は，かれが盲であるか否かよりも，母親の応諾的反応の割合から予測した方がはるかに確実である．これはソマーズ(V.S. Sommers, 1944)やノリス(M. Norris, 1957)らによって間接的に得られた一般的結論，つまり，母親との接触が盲児の社会的適応に重要な役割をもち,「正常な」母親的環境の中で育った盲児は，同年齢の晴眼児と同じような社会的適応を示す傾向があるという結論に直接的な方法で到達したことになる.

質問紙や評定尺度によるもの

ソマーズ，ヘースチング(H. J. Hastings, 1947)，ハバード(I. E. Hubberd, 1945)は，それぞれカリフォルニア・パーソナリティテストを用いて，次のような結果を得ている.

(1)盲人は全体的に適応が悪い.

(2)自己適応で盲人が劣る(ヘースチング,ハバード).

(3)社会適応の方が劣る(ソマーズ).

(4)家族関係は晴眼者と差がなく学校関係が最も悪い（ソマーズ）.

(5)盲女子は盲男子よりいくらかよい（ソマーズ）.

ブリーランド（D. M. Brieland, 1950）はベル適応性目録を用い，家庭適応では差がないが，健康適応，社会適応，情緒適応で，盲人が晴眼者より劣ることを明らかにした．しかし，文章完成法による研究では，家庭関係で盲および弱視児の不安感が強いという結果を得ている．

グリフィス（G.W. Griffis, 1935）はバーンリュター・パーソナリティ目録とレアード・パーソナリティ目録を用い，盲児は晴眼児より自己満足と優越感が少ないことを見出した．

ブラウン（P.A. Brown, 1938, 39）はサーストン・パーソナリティ尺度のクラーク改訂版およびネイマンコールシュテット向性検査により，

(1)盲児は晴眼児より神経質傾向が強く，特に女子に著しい．

(2)盲女子にかなりな内向性がみられるが，盲男子と晴眼男子との間には有意差がないという事実を明らかにした．

ペトルシー（D. Petrucci, 1953）は，バーンリュター・パーソナリティ目録の中の神経質傾向，自己満足，内向性，服従性，自己信頼，社会性の各項で，盲人の得点が高いことを示した．

モーガン（D.H. Morgan, 1944）は性格テスト（Personal Index）を用い，盲人は適応の程度が晴眼児と非行児の中間段階に当たることを見出した．

バウマン（M.K. Bauman, 1954）は特に盲人のためにつくった情緒要因テストにより，盲人は感受性，偏執傾向，意気消沈および社会的能力に関しての不適応がみられることを明らかにした．

クロス（O.H. Cross, 1943）はミネソタ多面性パーソナリティ目録を点字になおして盲人に実施し，全体として晴眼者と大差はなかったが，盲男子に抑鬱，興味，精神衰弱症および軽躁病の尺度において，基準からの逸脱がみられた．

佐藤泰正と村中義夫は，適応性診断テスト（長島貞夫・山崎正），情意不安定テスト（大伴茂），性格テスト（牛島義友），向性検査（榊原）およびキブラー自己診断表を用いて，次の結果を得ている．

〔視力段階による比較〕 (1)晴眼，弱視，準盲，全盲と視覚障害の重度が増すほど適応が悪い．

(2)各下位特性ごとにみると，視覚障害群が晴眼群より劣る．

(3)神経質および退行的傾向では，全盲が他の3群より悪い．

(4)自尊，劣等感，自己統制，社会的技術，統率性，学校関係，内向，外向，躁鬱，分離の各特性については，4群間に有意差がみられない．

(5)家庭関係では準盲がいくらか悪い．

(6)近隣関係では，晴眼，弱視が準盲，全盲よりよい．

(7)道徳性と情意不安定については，晴眼が最もよく，弱視，準盲が中間段階で，全盲が最も悪い．

〔発達段階による比較〕 (1)小学部，中学部，教員養成部（大学相当）と進むにつれてよくなるものは，異常傾向，自己統制，社会的技術，家庭関係，学校関係および近隣関係．

(2)悪くなるのは退行的傾向．

(3)変化しないのは，神経質傾向，自尊，劣等感，統率性，近隣関係および情意不安定．

(4)その他発達するにつれ内向的になる．

〔失明時期による比較〕 (1)失明年齢が高い方が悪いのは異常傾向，神経質傾向，退行的傾向，学校関係および情意不安定である．

(2)失明年齢による差がないのは自尊，劣等感，社会的技術および道徳性である．

(3)失明年齢が高い方がよいものは，自己統制，統率性および家庭関係である．

(4)盲であるという意識は，後天盲に目立った．

〔性別による比較〕 (1)盲の男女間には大差がなく，女子の方がわずかによい程度である．

(2)盲女子が盲男子よりよいのは，社会的技術と道徳性で，盲男子の方がよいのは，神経質傾向である．

〔居住環境による比較〕 (1)家庭関係を除いては，全般的に自宅居住者が寄宿舎居住者より適応がよい．

(2)特に神経質傾向，情意不安定，統率性および学校関係で差が大きい．

(3)父母の一方または双方を欠く欠損家庭の盲児の方が，正常家庭の盲児より一般に適応が悪い．

上田まつも適応性診断テスト（長島・山崎）を実施し，次のような結果を得ている．

(1)盲児は晴眼児より適応が悪く，特に近隣関係が悪い．

(2)低学年盲児は学校関係が悪い．

(3)プロフィールについては，高学年に進むにつれて，基準的（普通の）曲線に近づく傾向がみられる．

峰田信雄はベル適応性目録を邦訳して用い，次の結果を得た．

(1)健康適応において，全盲，準盲，弱視とも晴眼より著しく悪い．

(2)社会適応において，全盲が晴眼よりすぐれていた．峰田はこれを補償規制によるものとみている．

(3)盲の男女間には有意差がみられない．

(4) 4 歳以前に失明した全盲は，それ以後に失明した全盲より家庭適応が悪い．

(5)健康適応では 5 ～ 11 歳での失明者が，それ以後に失明した者よりよく，社会適応では，12 歳以後に失明した者が最も悪い．

渡辺八郎はミネソタ多面性パーソナリティ目録を用い，次のような結果を得ている．

(1)盲児は解答に当たって，防衛的態度が強い．

(2)基準と比べて，盲児は全体として異常傾向が多く，特にヒステリー傾向，精神病質傾向，破爪型分裂病傾向，社会的内向性が多いようである．

以上の諸研究は方法や内容の違いはあるにしても，方向として盲人と晴眼者両グループ間で，パーソナリティや適応に差があることを認め，また，大まかにいって，盲人グループの方が適応が悪いことを示している．

ショル（G. Scholl, 1953）は，寄宿制盲学校生徒にバーンリューター・パーソナリティ目録とベル適応性目録を実施し，次の結果を得た．

(1)神経質傾向，自己満足，支配・服従の各尺度において，盲女子は盲男子より適応がよいようである（バーンリューター）．

(2)家庭と情緒尺度で，盲男子が盲女子よりすぐれている（ベル）．

(3)家庭・健康・社会・情緒の各尺度および全体得点における盲グループの平均は，晴眼児の基準の平均的段階に相当するものであった．

上述したショルの研究のほか，ジェター（M. W. Jeter, 1935）による準盲高校生のパーソナリティに関する研究，既述ブラウンによる盲人の向性検査，デニス（F. E. Dennis, 1939）による弱視児の神経質傾向に関する研究，ピントナーとフォーラノ（R. Pintner & G. Forlano, 1943）による弱視児のパーソナリティ研究およびマル（H. K. Mull, 1948）による近視眼と内向性の研究など，一連の研究においては，盲・弱視児と晴眼児の間に有意差がみられなかった．さらに，ディーン（S. I. Dean, 1957）による盲人の不安傾向に関する研究では，むしろ，盲成人の方が晴眼者より不安傾向が少ないという結果を得ている．

このように，質問紙法を主とした研究結果の不一致や，盲人が不適応という結果が得られた事実については，

(1)晴眼者を対象にして標準化されたテストを用いる場合，盲人に不適当な項目を含んだり，実施方法が違ったりして，テストの採点基準が盲人に適しない．

(2)被験者として，寄宿舎で生活する盲人と家庭に居住する晴眼者を比較する場合，テストに対する両グループの反応の差は，かれらが置かれている環境条件の差（規則がきびしいとか，外界の競争から保護されているというような）を示し，必ずしもパーソナリティそのものの姿を表わしていない．

(3)比較する各標本グループについて，知能や年齢は統制されることが多いが，男女，社会経済的地位，学年段階，失明年齢などについての統制がない．

(4)質問紙そのものの妥当性や信頼性に限界がある．

というような事情から，結果をそのまま受入れることには，慎重な態度をとるべきだろう．

また，多くの研究が全盲と弱視とを区別していないが，区別したもの（モルガンやブリーランドなど）では，弱視が全盲より不適応の傾向を示している．ディーンの研究では，視覚障害の程度による適応状態の差はみられないが，ダイアモンドとロス（B. L. Diamond & A. Ross, 1945）の研究では，より重度な視覚障害者より弱視者の間に適応困難なケースが多くみられたし，また，2000 人近い失明軍人に面接調査を行なった結果（U. S. Veterans Administration, 1958）からも，弱視の方がより多くの不適応を示している．このような傾向は，弱視者が盲人と晴眼者の双方の社会に属しているという，重複した位置づけによるものと説明されている（R. G. Barker, 1948 ; Barker et al, 1953 ; L. Meyerson, 1955）．なお，アメリカにおけるこれらの結果は，佐藤・村中の結果と一致しないが，アメリカの場合はたいてい公立普通学校や一般社会にいる弱視者を対象としているのに，わが国では盲学校内の弱視児を対象にしている点に注意すべきである．

カウエン（E. L. Cowen），アンダーバーグ（R. P. Underberg），ベルリー（R. T. Verrilo）およびベンハム（F. G. Benham, 1961）は，かなり厳密に研究法を吟味したうえで，盲人のパーソナリティおよび適応に関する研究を行なっている．

対象は公立普通学校に通学する盲児 71 人（E_1），

寄宿制盲学校の寮で生活している盲児56人（E_2），公立普通学校に通学する晴眼児40人（Ｃ）で，いずれも第7学年ないし第12学年，13歳ないし18歳で，E_1・E_2・Ｃの各グループは年齢・男女・知能・社会経済的地位や教育状態などについてできるかぎり統制されていた．また，167人のこれら青年たちの母親全部と，一部の父親も対象になった．

用いた尺度は，こどもに対し，適応の指標として，①自己理想分類テスト（自己理想との食違い，適応点）②教師による行動評定尺度．③環境場面プロジェクティブテストＢ（こどもにより認知された同情，過保護，拒否，受容）．

親たちに対し態度尺度として，①こどもを養育する態度（支配・過保護・拒否・受容）．②社会心理的態度（Ｆ尺度と反小グループ的態度），③「盲」への態度．④環境場面プロジェクティブテストＡ（支配，過保護，拒否，受容）．親たちの理解指標として，①こどもの自己評価分類に対する予測．②こどもの環境場面プロジェクティブテストＢ反応に対する予測1同情，2過保護，3拒否，4受容である．

結果は，まず適応に関して，

(1)三つのグループの適応の間には有意差がみられない．

(2)視覚障害の重度と適応の関係については，全体として有意差がみられないが，家庭居住の盲児（E_1）の間では障害の重い者が適応がよい，という傾向がみられた．

(3)寄宿制盲グループ内だけに男女差がみられる．つまり，二つの自己概念の尺度において，盲男子が盲女子よりすぐれていた．しかし，盲男子のIQ平均が盲女子のそれよりかなり高いことから，単純に結論は出せない．

(4)こどもが環境場面プロジェクティブテストで，高い受容度を認めている場合，こども自身の自己概念分類反応と，母親によるこどもの反応の予測とが一致している場合，そのこどもが社会一般の青年とかなりよく似ているとみられ，さらに，そのこどもの家庭の社会経済的地位が比較的高い場合には，こどもが自己概念指標において，自己をよく適応できていると評価する可能性が非常に大きい．

次に態度については，

(1)こどもの養育，権威主義，小グループ，および「盲」に対する母親の態度については，三つのグループ間にほとんど差がみられなかった．

(2)母親の積極的な態度とこどものよい適応との間には，予期されたような高い相関はみられなかった．

(3)寄宿制盲グループでは，母親の権威主義的態度が，こどもの不適応的徴候と深い関係をもつという一貫した傾向がみられた．

また，親たちによるこどもの理解については，

(1)三つのグループの母親の間では，こどもの理解について有意差がみられなかった．

(2)母親の予測とこどもの実際の反応との開きが小さいほど，母親の理解度が高いと考えれば，母親の理解度はこどものよい適応と高い相関を示した．

これまで述べた研究は，パーソナリティや適応の全体像に触れるものが多かったが，特殊な面についての研究を2，3付け加えておきたい．

根本弘道は西平直喜の作った質問紙を用いて，盲生徒の劣等意識に関する研究を行ない，次のような結果を得ている．

(1)盲生徒は晴眼生徒に比べ，概して劣等意識が強く，優越意識が弱い．晴・盲ともに劣等意識は性格面に関係している．優越意識は晴眼者では社会面に，盲人では性格面に多く，晴・盲ともに能力面での反応度は低い．

(2)青年前期に比し，青年中期に劣等意識が強くなる．身体面，能力面でそうである．また，性格面，社会面では中1より学年が進むにつれ，徐々に劣等意識が強くなる．

(3)盲女子は盲男子より劣等意識が強く，優越意識が弱い．

(4)都会より地方の盲生徒に劣等意識が強い．

(5)視覚障害の程度による差はみられない．ただ障害程度の軽い方が，能力面で劣等意識が弱く優越意識が強いようである．

(6)寮生は自宅通学生より全体的に劣等意識が強い．

松原寿美は小学3年～高等3年の盲児82人に田研式不安傾向診断検査を実施し，次のような結果を得ている．

(1)晴眼児の基準に比べ，盲児は全般的に不安傾向が強い．ただし，学習不安だけは盲児の方が晴眼児の基準より得点が低かった．

(2)全体を通じ，盲女子は盲男子より不安傾向が強い．

(3)障害の重度では，盲より弱視の方により強度の不安傾向が全般的にみられる．

(4)公務員などの安定した職業をもつ家庭の盲児が，

日雇労務者や農業などの不安定な経済状態の家庭の盲児より不安得点が低いようである.

(5)不安傾向の強い者は，弱い者より知能平均が低かった.

板倉捷重は高等部本科，別科および専攻科の盲生徒820人に，キャッテル不安傾向尺度日本版（不安診断テスト）を実施し，次のようなことを明らかにしている.

(1)不安得点について，18歳未満の盲女子と晴眼高校女子とでは，盲の方が得点が高い（不安傾向が強い）が，18歳以上の盲女子，盲男子，晴眼者の各グループ間には有意差がみられない.

(2)盲生徒のうちでも，晴眼の場合と同じように，女子が男子より不安得点が高い.

(3)障害の重度別では，全盲(特に5歳未満で失明した者）は準盲・弱視・晴眼より不安得点が高く，男子ではこの傾向がいっそうはっきり出ている．因子別にみると，早期失明男子のパラノイド傾向が目立っている.

(4)寮生は通学生より不安傾向が強く，特に男子間に有意差がみられる．因子別では，寄宿舎居住盲女子の罪悪感（抑欝的自罰傾向）に注目すべきである.

(5)項目分析により，5歳未満失明者の危急な事態に対する不安，困難な問題に対する消極性，日常生活での充実感の乏しさ，不眠（男子），親子関係のまずさ，自信欠如，感情的になりやすい傾向（女子）などがみられた.

プロジェクティブ法によるもの

中谷弘子はローゼンツバイクのPFT(Picture Frustration Test，欲求不満場面の絵に対する反応によって，人格構造を測定する検査で，絵画欲求不満テストというローゼンツバイクの創案）で，絵画で表わされた24場面を言語による説明に置き換え，小・中学部の盲児40人に実施して，次のような結果を得ている.

(1)盲児の社会性の発達は，一般晴眼児よりやや遅れている.

(2)困難に直面して自己を反省せず，他人を非難，攻撃する外罰的傾向が盲児に多くみられる.

(3)盲児は自我意識が強い.

(4)問題解決への積極性にやや欠けている.

(5)庇護救援を求める気持は少ない.

中井八十七は上記ローゼンツバイク絵画欲求不満テストの成人用を言語化し，これを録音して，晴眼高校生61人，盲高等部生46人に聞かせる方法により，次のようなことを明らかにしている.

(1)晴眼男子と全盲男子を比較すると，①全盲男子の方が不平不満が多く，直接的攻撃性が強い．②欲求不満に対する標準的適応方法を用いる度合いについては差がない．③全盲の方が依頼心が弱く，自主性に富むことを示す結果が得られたが，これは，むしろ，全盲者の自閉的，内向的傾向を示すものと考えるべきであろう.

(2)晴眼女子と全盲女子を比較すると，①全盲の方が忍耐力や規則を守る態度に欠けている．②全盲の方が直接的攻撃性が強い．また，他人の非難に対し，攻撃的に否定する傾向が強い.

佐藤怜もローゼンツバイク絵画欲求不満テストの児童用・成人用を，小学4年〜中学3年の盲児に実施し次のことを指摘している.

(1)盲児は全般的に適応度の低さや社会性の未熟さを示すが，発達段階が進むにつれ，わずかながら標準に接近する傾向がある.

(2)欲求不満場面での盲児の攻撃的傾向が目立つが，反応転位などから，抑圧的傾向もうかがわれる.

(3)自己防禦段階にとどまって，解決への積極的な意欲に欠ける．しかも，反応転位などから，障害優位段階への退行もうかがわれる.

(4)成人用群では児童用群に比べ，盲人固有のプロフィール型は残るが，標準への接近がみられ，積極的意欲的反応も現われ，中学部段階にこの傾向が強い.

(5)墨字群は，点字群より概して好ましい反応を示した.

(6)盲児の反応は，全体として非行児のそれに近かった.

以上三つの研究は，いずれも絵画欲求不満テストの絵画を，言語による場面の説明に置換えたものであるが，このほか，効果音と短いせりふによって，刺激場面を提示する音TATの試み（今村・中島）や，寄宿制盲学校生徒25人の適応を，10年の長期計画で研究しようとしたマックアンドリュが，その研究方法の一環として用いたトイッチェル・アレン3次元統覚検査などがある.

（注：TATは Thematic Apperception Test の略．課題(または絵画)統覚検査ともいう．ふつう一定の絵画を刺激として与え，その反応として被検者に自由な物語を作らせる．その物語の分析と解釈をとおして，その人格の特性や隠された欲求などを診断する検査をいう．盲人の場合，視覚的刺激が利用できないので，

絵画の代わりに短いせりふを含む効果音を刺激として用いることがある.)

実験や作業によるもの

マックアンドリュウ(H. McAndrew, 1948)は盲やろうが正常者に比べ心理的に隔離されているので,もし「堅さ」が隔離の正の(positive)関数とするなら,盲は正常者より,ろうは盲よりも「堅さ」が大きい,という仮説を実証しようとした. 用いた方法は,

①ボールや捧,つえなどを長時間粘土で作らせる飽和度の実験. ②握力計を使った要求水準の実験. ③分類作業による場面再構成の実験. ④ロールシャッハテストに対する反応の吟味(正常とろうだけ)

これらを正常・盲・ろう各25人の被験者に実施し次の結果を得た(ろう関係を除く).

(1)盲は正常の2倍の飽和時間を要し,実際の仕事に最も長時間従事した.

(2)盲は正常より失敗に対し敏感である.

(3)盲は正常と同様に,全員が分類作業全部に成功したが,正常より多くの試行が必要であった.

以上の事実は,個人差が大きく,グループとして有意差のないものもあるが,少なくとも方向としては,正常より盲の心理的構造が堅いことを示す.

ジャービスとハスラッド(F. M. Jervis & G. M. Haslerud, 1950)は,2歳以前に失明した盲青年(15〜18歳)20人,知能も年齢も情緒状態も前者に類似の目かくしをした晴眼者20人,および他の点では前者と同じだが目かくしをしない晴眼者20人の3グループに,次第に困難度を増す6個のパズル(最後の3個は解決不能なもの)を解かせ,欲求不満に対する反応の比較実験を行なった. 結果を要約すると次のようである.

(1)盲人は他のグループに比べ,言語および身体動作による反応の頻度が大きかった.

(2)反応の型の質的比較では,外的身体的反応について,盲人と晴眼者の間に差がない. しかし,盲人は晴眼者よりため息や速く不規則な息づかいのような聴覚的反応が多く,顔面紅潮や舌,くちびるをかむなど,視覚的反応が少なかった. 目かくし群は目かくしをしない群より顔面紅潮が多く,ため息が少なかった.

(3)言語反応について,盲人は晴眼者より内罰的傾向が強く,無罰的反応が少なかった.

ケント(H. R. Kent, 1956)は年齢について統制された寄宿制盲学校盲児60人(B_1),ニューヨーク市公立学校盲児48人(B_2),同市公立学校の晴眼児60人(S),およびコントロールグループとしての寄宿制盲学校盲児30人(C)に対し,一連の消去テストを課して,その間に与えた賞罰の影響に関する各グループの比較実験を行なった. 結果は次のように要約される.

(1)寄宿制盲学校盲児には,何も与えないより,賞と罰のどちらを与えても有効だった.

(2)公立学校盲児には,賞だけが有効で,しかも,その影響はあまり大きくなかった.

(3)内向性と外向性の相違に関係なく,B_1,B_2,Sの各グループとも賞は罰より効果があった.

(4)晴・盲間の賞罰の影響の比較では,有意差がみられなかった.

(5)晴眼児と寄宿制盲学校盲児の成績は,公立学校盲児のそれよりすぐれていた.

佐藤泰正・村中義夫はクレペリン精神作業検査を,盲人が触読し口頭で答える方法に改め,25人の東京教育大学教育学部教員養成部盲学生に実施した結果,次のような事実を明らかにしている.

(1)盲人平均曲線は,正常人常態定型曲線に近いが初頭努力が少なく,仕事へのとっつきの悪さ,場面転換のまずさを示す.

(2)作業後半での著しい興奮傾向がみられる.

(3)くさび型やのこぎり型の動揺を示す者が目立つ.

(4)疑問型や異常型の曲線の出現率が晴眼者の2倍近くもあった.

村中義夫は,知能・年齢について統制した晴,盲各12人の中学生に,加減テストと論理的作業からなる習慣転向能性の比較実験を行ない,盲児の方が習慣転向能性が劣ることをみいだしている.

佐藤泰正・磯貝芳郎は,個人判断に及ぼす集団圧力の影響について,盲人38人,晴眼者40人を対象に比較実験を行なった. 実験は①棒の長さ,②音の持続時間,③歌のじょうず,へたの三つの判断に分かれ,

①の判断では晴・盲ともに個人場面より集団場面での判断に偏差が少なく,両群の間には差がみられなかった.

②の判断では,晴・盲両群に集団効果が現われたが,盲群の方が少なかった.

③の判断では,晴・盲両群の集団効果について有意差がみられなかった.

結局,個人判断への集団効果について,晴・盲両群間に本質的な差はなく,日常経験と関係の深い材料に

ついてだけ，現象的な差がみられるものであろう．

環境と盲人のパーソナリティおよび適応

ソマーズは盲児とその親たちに実施した質問紙の結果から，盲児にしばしばみられる欲求不満や情緒障害や不適応が，視覚障害そのものよりも，かれらを取囲む，または失明に付随して起こる社会的態度や環境条件によって引起こされることを見出したが，さらに，盲児や母親との面接およびケーススタディを通して，次のような事実を明らかにしている．

(1)親たちが盲児やそのハンディキャップに対して示す態度には，次の五つの型がある．

受容盲児やその欠陥を真に受入れるもの，こどもに対する自然な愛情と，親自身の情緒安定が受容の要因で，受容的な親は，その任務を努力するだけの価値のあるものと考え，盲児は家庭で他のこどもと同じ権利と責任が与えられる．

否定：欠陥が盲児自身や盲児に対する親の態度に影響があるという現実を認めないで，盲に罪悪感を感じないですむように，盲児は他の晴眼児と全く同じだと主張し，それを証明するためどんな無理でも通す．盲児に不可能なことでも，晴眼児と同じように，または，それ以上にうまくやるよう強制する．

過保護：欠陥をあまりに深刻に考え，盲児がまずこども（人間）であることを忘れること，親自身の罪悪感を募らせたくないこと，母性愛の対象として手もとに置きたいことなどから，盲児をあわれみ，かれに自分でする機会を与えず，なんでも親が処理してやる．

擬装された拒否：親は自分に責任があるこどもの「盲」を恥と考え，盲児を拒否しているのだが，表面的には盲児に対する献身的愛情を示す行動により，盲児のことに気を配っているようにみせかけ，自分の罪悪感を償おうとする．「この子が生きているかぎり私が面倒を見ます」というようなことばは，こどもが親より早く死ぬことを暗に示し，社会が盲児のため何もしてくれないので，「親が犠牲になる」と強く非難したりするのと同様，この型に属する．

公然たる拒否：盲児に対し大っぴらな敵意を示し，こどもを無視する．何の愛情も示さず，こどもの興味を考慮せず，その業績を軽視し，こどもの世話に責任をもつことが著しく親をいら立たせる．しばしば困難な問題を他人や環境のせいにしている．

(2)盲児のハンディキャップに対する態度にも，①健全な補償行動および高度の補償行動．②否定的態度，③防衛反応（合理化，投射）．④退行的傾向．⑤適応不能（不適応）．という五つの型が見られる．

盲人の行動や適応と，かれが幼時から接触してきた親たちの態度や環境の間には，一定の関係がある．両親が欠陥に対して客観的で受容的な態度を示せば，こども自身も視覚障害を欠点とは考えず，パーソナリティに悪影響を及ぼすことも少ない．逆に，親たちが取乱して感情的になり，欠陥を現実のものとして受入れることができないならば，こどもも欠陥に敵意を感じ不適応を起こす．こどもはハンディキャップに対し母親と同じ態度を示すことが多い．

ホワイトマン（M. Whiteman, 1960）は適応を「個人のパーソナリティ（能力・特性・動機づけ）とかれが置かれている環境の要求との適合性である」とし，次のように述べている．

「同じパーソナリティをもつ2人が，異なった環境で，異なった圧力にさらされると，一方は適応でき，他方は不適応を起こすかも知れない．また，同じ環境場面に置かれていてもパーソナリティ構造が違えば，適応様式にも差が現われるだろう」．

(3)盲の欠陥をもつ者に不適応が見られる場合，

①広く多様な環境場面に順応し，それを統合できるという意味で，かれは適切なパーソナリティの持主であるのに，現在，直面している特別な場面では，不適応なのかも知れない．

②困難な場面と盲とは関係がなく，貧困，疾病，就職難，家庭不和，失恋など，晴眼者にも起こる困難に関係するのかも知れない．

③困難な場面が盲に関係する場合もあろう．盲であるがために，人格を傷つけるような他人の態度，社会的経済的活動の制約，視覚に依存する才能が使えないことなどに悩まされると，同じパーソナリティ構造をもつ晴眼者が適応できても，盲人は不適応ということになる．

場面の要因ではなく，個人のパーソナリティ欠陥が不適応の原因として作用したのかも知れない．

①神経症や精神病や貧弱なパーソナリティ構造をつくる人格の組成分と経験的条件の結合は，盲であろうとなかろうと起こり得るものである．

②個人のパーソナリティへの障害は，盲と関連をもつ要因によっても起こる．

1)傷害は盲人を害する社会の態度，たとえば家庭での過保護や社会からの隔離などによって，社会的学

習経験が制限されることからも起こる．

2)疾病や外傷による器質的な脳の損傷が，失明とパーソナリティ機能不全の双方を起こさせる場合もある．

(4)盲の欠陥をもつ者によい適応が見られる場合，この適応は個人のパーソナリティや環境場面に対し，盲が影響を与えない場面であったのかも知れない．

もし，盲でなかったら不適応を起こしたかも知れないパーソナリティが，盲によりかえってよい適応場面をつくりだすこともある．たとえば，受動的，依存的な人は，もし，見えていたら直面せねばならぬ競争場面の緊張から盲の中へ逃避でき，また，極度に攻撃的，排他的な人は，もし，視力があったら，しんぼうできない場面でも，盲のために耐えられるので，かれらが晴眼者としてできたであろう適応よりも，よい適応を示すことになる．

失明が欲求不満に対する抵抗力を発達させ，自己の資産と負債を調べ，健全財政に導く努力を刺激し，これまで発達が阻害されていた内観力を勇気づけ，人生哲学を芽ばえさせるなど，積極的役割を果たす場合もある．

かれによると適応を考えるうえでの重要な点は，結局，第1に環境的要因とパーソナリティ的要因を区別すること，第2に盲に帰することのできる環境やパーソナリティの側面と，盲に帰し得ない側面とを区別すること，そして，第3には，社会的環境や個人の反応傾向からみて，適応に積極的影響を与えた盲の様相と否定的影響を与えた盲の様相とを区別することである．

（村中義夫・根本弘道）

〔参照文献〕

佐藤泰正「盲心理通論」盲心理研究会 昭和39

佐藤泰正・村中義夫「質問紙法による盲児のパーソナリティの研究」児童心理と 精神衛生 No. 26 昭和30

佐藤泰正・村中義夫「盲人に試みたクレペリン精神作業検査の結果について」盲心理論文集一巻 昭和31

Sommers, V. S., “The Influence of Parental Attitudes and Social Environment on the Personality of the Adolescent Blind” New York, AFB, 1944.

Cowen, E. L. et al, “Adjustment to Visual Disability in Adolescence” New York, AFB, 1961.

Whiteman, M., “The Psychological Appraisal of Blindness” (Social Casework and Blindness, edit. by Finestone, S. et al.), New York, AFB, 1960.

Bauman, M. K., *Adjustment to Blindness*, Council for the Blind, Dept. of Welfare, Commonwealth of Pennsylvania, 1954.

盲人の教育

日本の盲教育の発展

盲教育の創始

盲学校設立の機運

すでに江戸時代の末期，西洋から輸入した地理書や医書のなかに，盲教育を含む特殊教育事情の一端に触れたものがみられるが，やがて幕府や明治新政府が欧米に派遣した外交使節や留学生によって，直接見聞した特殊教育の実情が紹介されるようになった．また，福沢諭吉の「西洋事情」などにみえる盲院や唖院に関する記事はすこぶる簡略であったが，当時としては発行部数が多く，その影響はかなり大きかったようで，知識階層の間に特殊教育に対する関心が次第に高まった．

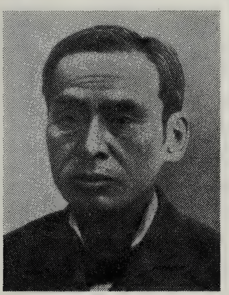
山尾庸三

1871（明治4）年9月工学頭の山尾庸三は，太政官に「盲唖学校ヲ創立セラレンコトヲ乞フノ書」を提出，盲学・唖学の設立が必要であることを力説した．しかし，維新後日が浅く，直ちに採用されなかったが，その思想は楽善会経営の訓盲院に受継がれている．1872年8月，「学制」が発布され，小学校程度の廃人学校が認められたが，この制度は実際には空文に終わった．

1875年の初め，敦賀県（福井県）福井町のあんま業桜井国尾一ほか1人が「盲輩授業所取結願」を県庁に提出したのに続いて，同年10月には東京浅草吉野町の盲人相沢元庭ほか2人から鍼治学校設立願が府庁に提出されたが，経済的な理由で，いずれも開設に至らなかった．古川正雄，津田仙，中村正直，岸田吟香，ボルシャルト（Burcharde，ドイツ人宣教師），フォールズ（Henry Faulds，イギリス人医師）の6人が会合して，訓盲事業を目的とする楽善会を組織したのはこの年5月22日で，翌年3月15日に東京府から訓盲院設立の許可を受けた（授業開始は1880年2月）．

わが国の盲・聾教育の始祖といわれる古河太四郎らが，京都の上京第19番校（待賢小学校）でろう児の教育に着手した年代については1873年，1875年，1876年の諸説があるが，1875年を下限とすることは動かせない．当時，京都に限らず，各地の小学校に盲児あるい

中村正直

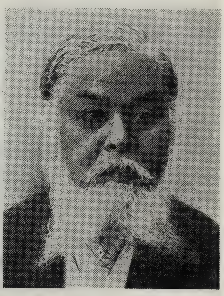
岸田吟香

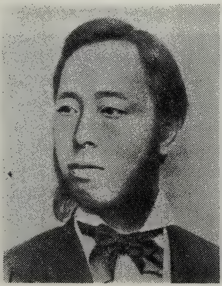
古川正雄

津田仙

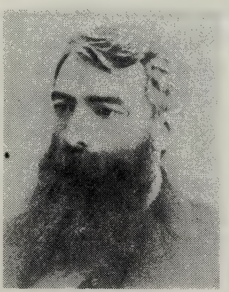
フォールズ

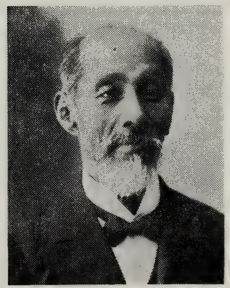
古河太四郎

当時の待賢小学校

は聾児が就学したことは，新聞報道などによって，その事例をあげることができる．石川県下では第9大区加賀国向粟ヶ崎小学校の教師金岩安二郎が1875年9月入学の啞女生1人を担任して成果をあげたが，同県第8大区能登国磨知小学校の教師吉田守貞が啞女生1人を指導したのも，ほぼ前後した時期と思われる．盲児に比べて聾児の指導事例が多いのは，視覚を欠く盲児の指導がより困難視されていたからであろう．

熊谷実弥の盲人学校

1876年3月5日付けで東京府から開業許可を受け，第3大区2小区麹町元園町1丁目3番地の私宅に盲人学校を開設した熊谷実弥は，筑摩県（長野県）出身の盲人である．盲生約20人を集め，教師平野知雄が読書・習字・算術を教授したが，1年あまりで廃業のやむなきに至った．熊谷の経歴は明らかでないが，1925（大正14）年，盲教育開始50年祝賀式が東京盲学校で挙行されたとき，古河太四郎とともに盲教育の創始者として故人表彰を受けている．

この盲人学校は設立年次からみるとき，まさにわが国最初の盲学校であるが，読み，書き，そろばんという教授内容は，江戸時代の家塾と大差がなかったので，京都盲啞院に始まる組織的な近代盲教育の先駆的役割を果たしたものとして位置づけるのが妥当であろう．

〔京都府仮盲啞院の開設〕 京都の上京第19番校で教員古河太四郎らが聾児2人の教育を始めたのは，前述のように1875年ごろと推定されるが，1877年にはさらに盲児1人の教育に着手した．

1877年12月15日，京都在住の愛媛県士族遠山憲美から府知事槇村正直にあて「盲啞訓黌設立ヲ促ス建議意見書」が提出され，続いて翌年1月9日，古河太四郎も上京，第19学区取締山田平兵衛と連名で「盲啞生募集御願」を提出したので，府は両案を比較検討した結果，経験ある古河の官費にたよらない漸進案を採用し，仮盲啞院開設の準備を進めた．

番外第十一号

今般盲啞学校ヲ上京第廿九区東洞院御池上ル船屋町ニ仮設シ，普通学教授為致候条，学齢内ニテ盲啞ナル者ハ該校ヘ入学差許候条，学務課ヘ可願出候事

但開業日限ハ追テ可相達事

右市中各区ヘ無漏相達者也

明治十一年四月廿四日

京都府知事　槇村正直

番外第十九号

本年四月中相達置候府下仮盲啞院之儀，来ル廿四日開業候事

但当日諸人参観差許候事

右市中各区ヘ無洩相達者也

明治十一年五月十七日

京都府知事　槇村正直

ここに掲げた布達によって，開設当初の名称が仮盲啞院であり，また，知事名の布達であるのに京都市中（上京・下京両区）に限定して出されたことがわかる．その理由として考えられることは経費を市中からの拠出金や寄付金に依存したことで，仮盲啞院とは主として校舎の仮設を意味していたようである．

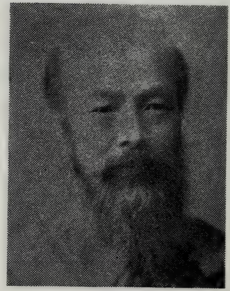

槇村正直

このようにして，近代学校制度の一環としての組織的な盲・聾学校教育が開始されたが，同年5月24日の開校式の状況を「大坂日報」は次のように報道している．

今廿四日西京盲啞院開業式の順序を伝聞するに，

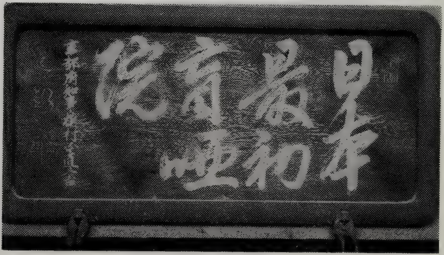

日本最初盲啞院の扁額

午前八時各区区長，盲唖生徒の父兄輩，掛役員出頭，式札あり．各員祝文を読上げ，最後に教員古川太四郎（注・古河の通称）祝文を読み，唖人生徒山口善四郎・山川為次郎の両人，右の祝文を手勢にて之が解をなし，終りて両人手勢の問答を為す．次に教師，塗板に文字を書す．唖生徒等，之を見て発音を為す．次に護王神社宮司伴井（注・半井の誤り）真澄の子息緑といふ盲人が盲唖院設立原由の演説，盲唖連語遣いの講義を為し，其余の諸氏種々の演説を為す．又真宗両本願寺大教正を始め，各宗本山の教正達尽く派出なし，各該院設立の縁起を演説さるゝよし．又該件に就て尤も感心なるは，書林村上勘兵衛氏より手算法といふ書物を製造へ，縦観人一同へ与へられ，尚該院より赤白の餅七千余を生徒並に掛役人に振舞るゝよし．尚詳細の景況は再度の通信を待て報道すべし．（大坂日報　1878．5．24）

一昨廿四日は先号に記載せし京都府仮盲唖院開業式の模様を，同地の探訪者より報じたれば悉しく記るす．当日午前九時式を行るゝ筈なりしが，午前八時より雨降り始めたれば，盲唖生の休息所より場まで遠隔なるゆゑ，就場するに困るならんと酌量して十時五十分頃まで見合されたれど，雨は暫時も止む景色なく，止を得ず着坐を告ぐるに，生徒男女数十人，父母・親戚附添て来院する様は他完全の生徒と違い，何にとなく容子が異にして，終始心を用いて茫然としたる風なく，最早十一時を過れど雨は益々降りけるが，本日の開業式は日本にて始ての開院なれば延す訳にならず，且つ式を拝見せんと，雨を厭はず市中の老若男女，我れも我れもと推かける．世間に鬼はないと云ふ諺の如く，盲唖生が群集の中を通行する時は，手を取り傘を差しかけなどして不具を哀れと思わぬ者なく，漸く着場し，次に神官・僧侶・教正・諸官員・総区長・各区戸長着坐，坐静まりて知事槇村君・国重君・谷口君臨場あり．学務課吉田秀穀君盲唖院創立章程及び規則を朗読せられ，次に夫々の祝文朗読あり．終つて盲生徒伴井〔注・半井〕緑（十年六ケ月）坐に立て小学読本一の巻を講じ，末にわたしの如き盲人にても怠りなく勉強すれば云々と演説したれば，着坐の方々涙を流さゞるなく，知事君にも愛憐の情を発し玉ひ，手拭にて顔を拭われし状は，描き筆には尽しがたく，唖生山川為次郎（十二年五ケ月）・同山口善四郎(十二年四ケ月）の両人立上り教員古川太四郎君塗板に白墨を以て（動物ノ中，何故ニ人ヲ貴シトスルヤ）と書き問へば，山口善四郎手勢にて答ふ．（人ハ万物ノ霊トテ，体軀ノ結構，精神ノ感覚等，他物ニ卓越スルガ故ナリ）．又山川為次郎も手勢にて答ふ（人間ノ智恵ハ何ニヨリ増長スルヤ）．（必学ナリ）山口答ふ．(然レバ言語ヲナス能ハサルモノモ，教育ヲ受ケレバ智力ヲ発達シ，万物ニ恥ズルナキモノナリ．故ニ開業アル本月本日ハ我等ノ大幸福ト云フベシ）山川答ふ後ち，謹で有志に謝すと，両人手勢をなして一統へ拝す．教員古川氏塗板に発音を書き，祝の字を示しければ，山口字の傍にイハウと書き，イーハーウと発音し，山川も同くイハイと書き，イハイと発音したるゆゑ，院中の人々驚き感服したり．次に知事君の演説ありて，盲唖生一統へ書籍を賜ひ，生徒・附添へは弁当を与へられ，紅白の餅二ツ宛を縦覧人へ賜りて式も終りたり．此の開業は実に我国の美事と云ふべし．（大坂日報　1878．5．26）

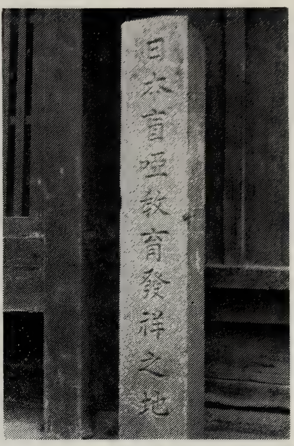

日本盲唖教育発祥之地の碑

同院は1879年5月，正式に府の直轄学校となり，府下全域から生徒を募集する道が開かれ，同年9月12日，上京第20組釜座椹木町の新築校舎に移転したが，経費はこれまで通り寄付会などに依存する特別経済であった．

大阪模範盲唖学校

学制発布以来，大阪府では知事渡辺昇，学務課長日柳政愬が学校制度の確立と教育の普及に努力していたが，1877年ごろにはすでに盲唖学校の設置をも検討していたようである．1879年の春，京都盲唖院の開設に貢献した遠山憲美が大阪に来て諸般の準備を進め，同年10月3日，府は模範盲唖学校の設置を告示した．11月5日，東区法円坂町5番地の府立師範学校内に設けられた校舎で開校式を挙行し，同月8日から授業を開始した．

1880年3月，盲唖学校掛として経営に当たってい

た遠山憲美が退職したが，その理由は明らかではない．すでに前年11月13日の「朝日新聞」の記事に「校長遠山氏は盲唖の教育法に老熟なる人にて，前に西京の盲唖院を開かれしも同氏の尽力なりしが，来年に至れば鹿児島県へ盲唖院開設に赴むかれる筈」とあるので，これに関連したことかも知れない．

この学校は京都の盲唖院と違って，経費の全額が府費支弁であったが，1880年5月31日の府会でその予算が否決されたので，同年6月30日をもって廃止になり，わずか8カ月の短命に終わった．このとき，府会の教育費全体に対する大幅削減に憤激して，府学務課長の職を去った日柳政愬は，同年7月8日，東区高麗橋4丁目の浄円寺で私立盲唖学校の開校式を挙行し，校主として維持を図ったが，その熱意と努力にもかかわらず経営は困難で，校勢は振わず，1898年休校のやむなきに至った．

楽善会訓盲院の授業開始

楽善会は1875年に成立しているが，その事業である訓盲院の開設までにかなりの日数を要し，東京築地3丁目15番地に2階建て煉瓦造り93坪余の校舎が完

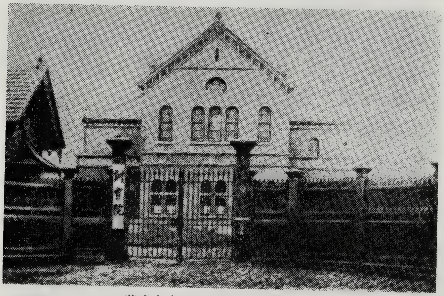

落成当時の楽善会訓盲院

成したのは1879年12月であった．翌年2月13日，初めて男女各1人の生徒が入学したが，当時は同院の入学勧奨に応じる者がなく，わずかにこの2人を収容して，楽善会長山尾庸三が往復車馬賃を支給して通学させたほどである．

盲・ろう教育開始の起算点

盲教育開始50周年記念祝賀式が東京盲学校(官立)で挙行されたのは1925(大正14)年5月17日で，1週間後の同年5月24日には京都市立盲学校でも，盲教育開始50周年記念式を挙行している．これは東京が1875年に楽善会が組織されたときを起算点としたのに対し，京都では同じ年に古河太四郎らによるろう児の教育が開始されたとみなしたからである．1958(昭和33)年11月26日，東京の九段会館における文部省主催の盲聾教育80周年記念式典は，京都に盲唖院が開設された1878年から起算したものである．

なお，東京盲学校（現在の東京教育大学教育学部附属盲学校）の創立記念日である12月22日は，1876年

御下賜金証書

のこの日に，訓盲院建設資金として皇室費から3000円を楽善会に下賜されたのを記念したもので，盲・ろう教育開始の起算点とは関係がない．

盲学校の開設

創始期の盲唖学校

東京における楽善会経営の訓盲院は，開院してまもない1880年6月から，訓盲の余暇に聾唖の教育を合わせ行なうことになったので，唖生2人の通学を許可し，1884年5月には訓盲唖院と改称した．翌年11月，文部省に移管されて直轄学校となり1887年10月に東京盲唖学校と改称したが，経営が安定したので，教育内容の改善と充実を図り，わが国盲教育の発達に寄与した．

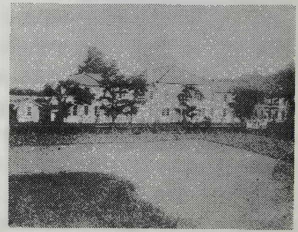

文部省移管当時の東京盲唖学校の校舎

一方，京都府盲唖院は経費が府費支弁でなかったので，1883年ごろから寄付金の減少によって経営が次第に困難になり，規模を縮小した．京都市が発足した1889年には市の管轄に移され，京都市立盲唖院と改称，経費の節減と基金の充実に努めながら，なおも苦難の道をたどった．しかし，院長鳥居嘉三郎らの献身的な努力で，創立25周年を迎えた1903年ごろにはすでに危機を脱し，北陸・近畿以西の盲唖学校の設立に大きく貢献した．

相次ぐ盲学校設立計画

明治10年代の初め，京都，大阪，東京に盲啞学校が開設されたのを契機に，各地に盲学校または盲啞学校の設立が企てられたが，時期尚早で官民の協力が得られなかったため，実現はすこぶる困難で，いったん開設したものも短期間で消滅している．

〔東京〕 1878年3月5日に第1号を発行した日刊「内外教育新報」（社長田中義廉）は創刊以来，毎号欠かさず「当社ハ啻教育新報ヲ発兌スルノミナラス，往々貧人・盲聾等ノ学校ヲ設立スヘク，又一科専門ニシテ実致ノ芸術（例エハ応用化学技術等ノ類）ヲ修ムル学校ヲ起スヘキノ目途ナレハ，玆ニ有志ノ諸君ハ来社商議アラレヨ」との社告を掲載している．しかし，半年ほどで廃刊になったようで，盲啞学校の設立は実現しなかったが，新聞の編集方針は上記社告の趣旨を反映して，福山藩出身の少壮英学者渡辺修次郎が訳述した「眼目保護法及ビ盲人教育法」を5月23日の第67号から7月3日の第102号にかけて断続22回に分載したほか，文部省発行「教育雑誌」第64号付録の古河太四郎執筆「京都府下大黒町待賢校瘖啞教授手順概略」をも分割転載するなど，当時の教育界に与えた影響は無視できない．

東京ではその後，1888年になって，京橋区日吉町4番地に飯島静謙が私立訓盲学校を開設したが，1年足らずで翌年には廃校になった．

〔鹿児島〕 大阪模範盲啞学校の開校直後，同校の設立に尽力した遠山憲美は，次に鹿児島に盲啞学校を開設する計画を立てた．前述したように1880年3月に模範盲啞学校掛を辞職したのは，その準備のためかとも思われるが，実現していない．

〔堺〕 大阪府が模範盲啞学校を開設したことに刺激された隣接の堺県でも，1879年の末ごろ盲啞学校の設立を計画したが，翌年6月に模範盲啞学校が廃校になったうえ，1881年には堺県そのものが大阪府に併合されたので，これもまた実現をみなかった．

〔金沢〕 1880年4月，石川県学務課から京都府学務課へ盲啞院規則の送付を依頼しているが，同年6月には金沢在住の松村精一郎（聾者）が，石川県師範学校教諭梅田九歳とともに京都府盲啞院を視察，約2カ月間，盲啞教授の方法を伝習した．帰県後，松村は県当局および東西両本願寺，民間有志の協力を得て，金沢長町に金沢盲啞院を設立したが，維持困難のため1882年4月北陸教育社に経営を移した．間もなく同社も解散したので，盲啞院も閉鎖のやむなきに至り，1887年，学校財産の処分をもって全く消滅した．

〔大津〕 1881年には，滋賀県大津京町の白川甚七郎らが盲啞学校の開設について協議している．京都府盲啞院の盛況に刺激されたのであろうが，これも実現に至らなかった．

〔神戸〕 兵庫県七味・二方郡長として治績をあげ，在職中に失明した小林如雲（会津藩出身）は，1882年の春に辞職して神戸に移り，同地の実業家光村弥兵衛（中途失明者）の協力を得て，盲啞学校の設立を計画した．資金の募集や東京の訓盲院視察など，着々と準備を進め，1883年の夏には設立認可の申請を行なうのも間近いと思われたが，開校したという記録は見当たらない．

〔埼玉県〕 1883年4月，杉山猛雄ら3人の盲人が設立した埼玉県入間郡入間村の盲人学校は，当時としては珍しく順調な歩みを続け，生徒数も増加し，寄付金も集まったので，1886年には西洋風の校舎を建築したが，間もなく廃校になったようである．

〔高知〕 高知県士族波越四郎は同県下に盲啞学校を設立する目的で，1885年9月京都府盲啞院を訪れ，11月まで滞在した．翌年7月にも同県土佐郡水道町の宮崎九一が同じ目的で同院を参観している．1887年3月，高知浦戸町の盲人上田常雄都および高岡郡日下村の盲人野村岩見都は盲啞学校の設立を県知事に出願し，認可は受けたが，学校開設の資金に困り，盲啞学校有志講を設けて資金募集に従事した．翌年5月10日，高知追手筋22番地の深井邸内に開校，9月1日に本町の勧工場に移転したが，長く維持することができなかった．

〔新潟〕 1885年，盲人関口寿昌によって設立された盲人教育会は，新潟神宮教会の一部を借受け，医師鏡淵意伯を講師に迎え，盲人教育を開始したが，1894年関口の病没によって中絶した．

盲教育熱高まる

このような困難な情勢のなかにも，各地に盲学校の設立を企てる者が続き，1889年9月，アメリカ婦人ドレーパー（Charlotte Pinckney Draper）が横浜市中村町に盲人福音会を創設し，読書とはり・あんまの教授を開始した．この年，医師浅水十明は横浜在住の盲人に西洋医学を教授したが，翌年7月鍼治揉按医術講習学校の設立を県知事から認可された．前者は学校法人横浜訓盲学院，後者は横浜市立盲学校として存続している．

ドレーパー

1891年には秋田市に私立盲人明導館（1894年廃館），神奈川県横須賀町に鍼治揉按医術講習学校横須賀支部（横須賀市立盲学校の前身，1944年廃校），新潟県高田町に私立高田訓矇学校（県立高田盲学校の前身）が開校した．青森県八戸町に盲人の教養を目的とする東奥盲人教訓会（県立八戸盲学校の前身）が開設されたのもこの年である．

1894年，北海道札幌区に北盲学校（1902年廃校），長野県松本町に私立松本訓盲院（1910年廃院），岐阜市に岐阜聖公会訓盲院（県立岐阜盲学校の前身）が開校し，1894年，北海道函館区に函館訓盲会（北海道函館盲学校の前身）が開設された．1898年には福島市に私立福島訓盲学校（県立福島盲学校の前身），静岡県掛川町に私立東海訓盲院（県立静岡盲学校の前身），長崎市に私立長崎盲唖院（長崎県立盲学校の前身）が設立されたが，このうち聾者を教育するものは東京盲唖学校と京都市立盲唖院の2校に過ぎなかったから（大阪の私立盲唖学校は1892年休校），長崎盲唖院の開院は，西日本におけるこの種学校の設立を促進する役割を果たしたといえる．

公立盲唖学校の設立

1900（明治33）年以降，国運の発展につれて，盲学校または盲唖学校は急激に増加したが，いずれも私人の経営で，慈善事業的色彩が濃厚であった．1907年，私立大阪盲唖院（1900年設立）は院長古河太四郎（元京都府盲唖院長）の実績が認められ，大阪市に移管されて市立大阪盲唖学校となったので，東京（官立），京都（市立）以外にも公立盲唖学校が出現した．

茨城県知事在職中の1908年，私立茨城盲唖学校を創設した森正隆はその後，最初の県立校である秋田県立盲唖学校（1912年）とそれに次ぐ宮城県立盲唖学校（1914年）の設立の際も，知事として実現に努力した．北海道および府県に設置を義務づけた1923（大正12）年の「盲学校及聾唖学校令」の公布以後は，学校数にはさほど増減はみられなかったが，私立から府県立へ移管される盲学校（盲唖学校を含む）が年とともに増加している．

設立順位と諸統計の問題点

各盲学校の沿革誌や記念誌に，「本校は全国で何番目に設立された盲学校である」などと記載されていても，正確でないものが多い．現存する盲学校に限っても，その設立順位を確定するのはよほど困難であるから，過去に存在した盲学校を含めると，さらにむずかしくなる．

現存する盲学校のなかにも，①創立当初には盲学校としての形態を整えていなかったもの（例・青森県立八戸盲学校の沿革は1891年，盲人の教養を目的とした東奥盲人教訓会の開設にさかのぼるが，私立学校令による東奥盲人学校として認可されたのは20年後の1911年である）．②私立盲学校を移管するとき，私立校を廃止，公立校を新設する手続きをとったもの（例・1924年，茨城県盲学校，茨城県聾唖学校を新設，従前の財団法人茨城盲唖学校を解散）．③公立盲唖学校を盲学校と聾唖学校に分離する際にいずれか一方を新設として，他を校名変更のうえ存続とする手続きをとったもの（例・1931年，福岡県福岡盲唖学校を福岡県福岡聾唖学校と改称，福岡県福岡盲学校を新設）などがあるので，これらをどのように扱うかによって，設立順位が動くのである．

①は私立学校として認可された時点，②は私立学校設立の時点，③は分離前の公立盲唖学校（前身である私立盲唖学校を含む）設立の時点で順位に加えるのが妥当であろう．創立記念日の設定もまた，学校によって，①設立認可の日，②授業開始の日，③開校式挙行の日などを適宜に選んでいて，一定していない．

次に盲学校の校数，職員数，児童・生徒数などの諸統計については，全国集計は「文部省年報」(大正14年度から昭和15年度までは，別に文部省編「全国盲学校及聾唖学校ニ関スル諸調査」が継続刊行されている)，府県ごとの各盲学校の統計は府県の統計書などを利用するのが便利であるが，全国集計のうち，特に明治・大正期において実数をやや下回ることが指摘されている．これは各道府県から文部省へ報告されなかった盲学校があるためで，その理由は，各種学校または慈善事業施設として扱ったか，あるいは小規模な教育施設は学校とみなさなかったかのいずれかであろう．

1931年私立学校令によって設置を認可され，1939年神戸市立盲学校の開設に伴って廃校になった神戸鍼按学校は，中等部および別科をもつ盲学校であったが，当時の文部省の統計には出ていない（同じく兵庫県下の私立学校令による尼崎訓盲院は，文部省の統計

に加えられている).このように昭和年代になっても脱落があるので，過去の盲学校に関する全国統計は，だいたいの傾向を示しているに過ぎない．

訓盲院・盲学校などの名称

現在では，学校法人横浜訓盲学院を除いて，すべて「盲学校」の名称を用いているが，過去には「盲人学校」，「訓盲学校」などの名称のものがあり，特に初期には「訓盲院」（盲・聾併設のものは「盲啞院」）の名称を用いるものが多かった．これはBlind Asylumの訳語(盲啞院はDeaf, Dumb and Blind Asylum）で，この「院」という呼称は孤児院，養老院，感化院などと同様な印象を世人に与えた．

数少ない生徒の家庭はたいてい貧困で，一般私立学校のように入学金や授業料を主たる財源に当てることなど全く不可能で，しかも，大幅な公的援助も期待できなかった時代の私立盲学校は，経営者の負担と篤志家の寄付によって維持しなければならなかった．そのために慈善事業とみられがちであったが，それはどこまでも学校の経営面についていえることで，生徒に対しては純然たる学校教育が施されていたことを見過してはならない．

いずれにしても，校名には「盲」または「鍼按」の文字を表示していたが，唯一の例外は千葉県成田市にあった成田清聚学院で，「清聚」とは鍼聖杉山和一が京都に建てた隠居所の清聚庵からとったものである（注：清聚庵は全国の当道座所属の盲人を支配した京都の職屋敷にあった歴代検校の位牌所で，杉山和一が建てた隠居所というのは誤解にもとづく）．

盲教育制度の変遷

「小学校令」と盲啞学校

1872（明治5）年8月3日，「学制」が発布され近代公学制度の基礎が定まったが，その第21章には「小学校ハ教育ノ初級ニシテ，人民一般必ス学ハスンハアルヘカラス」と規定したあと，これを細分して「其外廃人学校アルヘシ」と，小学校程度の廃人学校を認めている．しかし，1879年の「教育令」および1880年の改正「教育令」ではこの事項が削られ，「学制」発布の際に意図された廃人教育の制度は，実際には空文に終わった．廃人学校の対象は明確でないが，ほぼ現在の特殊教育諸学校をさしていたと考えられる．

1890年10月「小学校令」が公布されたとき，初めて盲啞学校の設置および廃止についての規定が設けられ，小学校に類する学校として扱われることになった．翌年11月，文部省は「小学校令」第42条に基づいて「幼稚園 図書館 盲啞学校 其他 小学校ニ類スル各種学校及私立小学校等ニ関スル規則」（文部省令第18号）を制定し，教員の資格・任用・解職および教則などに関する事項を定めた．「小学校令」の施行によって，市町村は盲啞学校を設置することを法的に認められたが，実際には公立の盲啞学校は既存の京都市立盲啞院があるだけで（東京盲啞学校は官立），その後も府県知事の認可を受けて各地に設立されたのは，いずれも私立盲啞学校であった．なお，1899年8月に「私立学校令」が制定され，私立盲啞学校の設置および廃止などはこの勅令によることになった．

「小学校令」は1900年8月に改正されたが，盲啞学校についてはほとんど変化はみられなかった．ただ同令第17条第2項において，「幼稚園盲啞学校其ノ他小学校ニ類スル各種学校ハ之ヲ小学校ニ附設スルコトヲ得」とされたので，小学校に併設する盲学校が出現した．すでに同年3月，長野盲人教育所が長野市長野尋常小学校（現在の後町小学校）内で授業を開始していたが，さらに1903年4月には同校に啞人教育所が付設された．この両教育所は1906年4月に統合して私立長野盲啞学校（長野県長野盲学校の前身）になったが，県営移管後の1934年10月に独立校舎が完成するまで，市内の小学校の一部を使用した．1912年6月に開設された松本市の市立松本盲人教育所も，1927年3月まで松本尋常高等小学校（源地部校舎）内で授業を継続した(長野県松本盲学校の前身)．また，上田市の市立上田盲学校（1950年廃校）も，私立上田鍼按講習所として開設された1910年5月から1947年3月まで，上田女子小学校や上田中央小学校の一部を使用していた．そのほか，新潟県長岡市の私立長岡盲啞学校(県立長岡聾学校の前身)も，1905年4月から1920年7月まで坂之上尋常小学校内で授業を継続した．

岡山県では1904年2月，京都市立盲啞院で講習を受けた亀井鉄太郎（小学校訓導）が日生小学校で盲児（3人）と普通児の統合教育を始めたことから，岡山県知事桧垣直右は県下の小学校で盲啞教育を行なうことを決意し，1904年4月から1カ年間，山本厚平（小学校訓導）を東京盲啞学校教員練習科に入学させたうえ，1905年4月から県下の小学校を巡回させ，小学校教師に盲啞教育の講習を行なわせた．この方策は当初は大いに歓迎され，一時は89の小学校に100余人

の盲唖児が入学したという．しかし，1906年7月桧垣知事の退職，1908年11月岡山盲唖院の設立などの関係もあって，長く続かなかった．

師範学校の盲唖学級

1907（明治40）年4月，文部省は「師範学校規程制定ノ要旨及施行上ノ注意事項」を北海道および府県に訓令し，そのなかに師範学校附属小学校は「成ルベク盲人・唖人又ハ心身ノ発育不完全ナル児童ヲ教育センガ為，特別学級ヲ設ケ，之ガ教育ノ方法ヲ攻究センコトヲ希望ス」と述べているが，この種の特別学級の先例としては，1902年宮城県師範学校附属小学校内に付設された唖生部（1906年廃止）がある．1908年徳島県師範学校附属小学校ならびに高知県師範学校附属小学校にそれぞれ盲唖部が設けられたが，高知では聾生だけを収容した．またこの年，上野教育会附属訓盲所が群馬県師範学校附属訓盲所として移管されている（1914年前橋市立訓盲所，1915年私立前橋訓盲所となる．群馬県立盲学校の前身）．1909年には和歌山県師範学校附属小学校にも特別学級が設けられたが，ここも聾生だけを収容した．

1910年三重県師範学校附属小学校に盲生学級が付設されたのが最後で（1919年三重盲唖院を設立），文部省の要望は他の師範学校には受入れられず，いったん開校した盲・聾特別学級も徳島（1931年県立盲聾唖学校設立に伴い廃止），高知(聾生だけの授業を1928年まで継続）を除いては相次いで閉鎖され，私立盲唖学校に引継がれることになった．これは三重の場合を例にとっても，職業教育を施す関係から修業年限は普通科2年，技芸科4年であり，生徒の年齢も学齢を超過した者が多く，付属小学校に付設するには運営面でかなりの支障があったためと推察される．

盲学校及聾唖学校令の公布

1911（明治44年）年8月，内務省は省令で「按摩術営業取締規則」ならびに「鍼術灸術営業取締規則」を公布したが，この両規則は盲学校の修業年限，学科内容などに重要な関係をもち，全国各盲学校の統制に寄与した．特に数多い私立盲学校においては，この両規則によって府県の指定学校になることは，学校の信用度を高めることになるので，学科内容や設備の改善に努力した．

当時の盲学校の実態は，鍼按・音楽などの職業教育を施す中等程度の学校であるのに，依然として「小学校令」の準用を受ける学校として扱われていた．しかも，小学校程度の普通科（5年制が多い．一部の学校は尋常科6年制，高等科2年制）と本来は中等教育であるべき技芸科（鍼按科4年制，音曲科4～5年制）との兼修を認めるなど，変則的な制度であったから，独立した教育令の制定を要望する声が次第に高まった．

1923（大正12）年8月に公布された「盲学校及聾唖学校令」は法的に盲学校の地位を確立したもので，初等部（6年制，従前の普通科）は小学校，中等部（4年制，従前の技芸科）は中等学校と同格となり，公立盲学校の教職員の待遇なども改善された．しかし，関係者が熱望してやまなかった初等部の就学義務制は見送られたので，「小学校令」の心身に障害のある場合の就学猶予，免除の規定によって，不就学の盲児童がなお少なくなかったが，その解決は1948（昭和23）年4月の就学義務制の実施に待たなければならなかった．

私立盲唖学校の府県移管

「盲学校及聾唖学校令」は1924年4月から施行されたが，このとき既存の府県立盲学校としては秋田県立，宮城県立，和歌山県立，大分県立，広島県立，石川県立，島根県立の各盲唖学校と新潟県立新潟盲学校の8県8校（ほかに新潟県立長岡聾唖学校）に過ぎなかった．この教育令で北海道および府県に盲学校および聾唖学校の設置義務が課せられた結果，年を追って私立盲学校（または盲唖学校）が府県に移管されていった（京都，愛知，長野の3府県は市立校を移管，北海道は新設）．しかし，当分の間，設置義務の猶予ならびに私立校を府県立に代用することを認める経過措置が採られたので，財政事情の窮迫を理由に，引延ばしを図る府県も少なくなく，「学校教育法」の制定によってこの教育令が廃止された1947年まで，東京都はまだ盲学校の設置義務を履行していなかった（聾唖学校では北海道）．

盲唖学校の組織分離

わが国における盲学校の発達の過程をみると，①創立当初から単独の盲学校として一貫して維持されてきたもの，②盲唖学校（盲部と聾唖部で編制）の組織を分離して独立したもの，③盲学校として創設され，中途で盲唖学校となり（盲唖学校ではないが，盲学校と聾唖学校を併設したものを含む），ふたたび分離して

盲学校になったものに大別される．過去に盲唖学校としての歴史をもつ盲学校の多いことは，盲・聾ともに創設当初から男女共学制や複式学級制を採るほど生徒数が少なかったことなど，主として経済的な理由に基づいている．しかし，盲部と聾唖部の併置は，運営や指導の面で少なからぬ不便や支障を伴ったので，盲・聾分離の必要性は早くから強調されていたが，盲唖学校でさえ経営に苦心している実情では，その組織を分離して，それぞれ完全に独立した別個の学校とすることは容易ではなかった．

1910（明治43）年4月，東京盲学校（官立）の開校に伴い，東京盲唖学校は東京聾唖学校と改称された．これが盲・聾完全分離の最初である．続いて同年10月鹿児島県では私立佐土原盲唖学校（1900年設立）を聾唖学校に，鹿児島慈恵盲唖学校（1903年設立）を盲学校に変更する協定が成立，盲・聾分離が実現したが，1921（大正10）年佐土原聾唖学校（鹿児島聾唖学校）が閉鎖になったので，鹿児島盲学校は聾唖部を併置して鹿児島盲唖学校となり，再び併設校に戻った．

1922年新潟県では財団法人新潟盲唖学校および私立長岡盲唖学校を県営に移管するに当たり，新潟を盲学校，長岡を聾唖学校とすることで盲・聾を分離したが，1928（昭和3）年には県立長岡盲学校を新設し，これを県立長岡聾唖学校に併置した．市立学校では1923年4月，大阪市立盲唖学校が大阪市立盲学校となり（聾唖学校新設），1925年4月には京都市立盲唖院が京都市立盲学校と改称されたが(聾唖学校新設)，京都の場合はすでに1913年聾唖部校舎の新築に伴い，校地・校舎の完全分離を達成していた．

「盲学校及聾唖学校令」の施行後に県立盲唖学校を盲・聾2校に分離したのは，1931年福岡県福岡盲学校の新設によって福岡県福岡盲唖学校が同福岡聾学校と改称されたのに始まり，1933年愛知県盲唖学校が愛知県盲学校（現在の県立名古屋盲学校）となり（聾学校新設），1934年には広島県立盲唖学校が広島県立盲学校と改称した（聾唖学校新設）．同じ年，静岡県立静岡盲唖学校が盲学校と聾唖学校に分離したが（聾唖学校新設），同校はすでに私立静岡盲唖学校時代の1922年に校舎の完全分離を実現し，1924年には私立静岡盲学校と私立静岡聾唖学校に組織を分離していたのを，1933年県営移管の際，いったん盲唖学校に統合したのである．その後，1939年，栃木県では県立宇都宮盲唖学校の盲部を県立足利盲学校に合併することによって盲・聾を分離した（栃木県立盲学校と改称）

茨城県盲学校と茨城県聾唖学校，石川県立盲学校と石川県立聾唖学校はともに県営移管に当たって，また，長崎県立盲学校と長崎県立聾唖学校はその前身の私立時代に，それぞれ盲唖学校の組織を分離しているが（いずれも1924年），施設の分離を行なわない併設校であったので，実質的にはこれまでの盲唖学校と変わらなかった．なお，札幌盲学校と札幌聾話学校，私立山形盲学校と私立山形聾唖学校，私立浜松盲学校と私立浜松聾唖学校，福井県立盲学校と福井県立聾唖学校（福井の場合，私立時代はともに単独経営であったが，県営移管後に併設になった）なども盲・聾併設校であった．

1890年の「小学校令」以来，長い間用いられてきた法令上の盲唖学校の名称は，「盲学校及聾唖学校令」の公布によって消滅したが，なお，「当分ノ内，盲学校ノ学科ト聾唖学校ノ学科トヲ併置スル学校ヲ設クルコトヲ得」として，盲唖学校の存続を認めたことと，まず道府県に課せられた設置義務の履行が盲・聾分離よりも急務であったことによって，分離は順調に進まなかった．1947年の「学校教育法」では盲唖学校の存続を認めなかったので，このとき存在した盲唖学校はとりあえず校名を分離したのち，校地・校舎の完全分離を図ったが，現在もなお，小規模な盲学校のなかには聾学校と併置されているものがある．

弱視学級の設置

盲学校には早くから強度の弱視者が在学していたが，かれらは半盲生と呼ばれ，全盲者とほぼ同様な教育を施されていた．盲学校が本格的に弱視児童・生徒の教育に力を入れるようになったのは，弱視者の比重が高まった太平洋戦争後のことである．

そのため，1929（昭和4）年ごろから眼科医師のあいだに弱視教育の必要が唱道され始め，1932年には東京市内（旧市域）の小学校を対象に弱視児童調査が行なわれた．同年，日本眼科医師会は弱視児童教育機関の設置促進を決議し，1933年1月東京市への建議となったが，これを受入れた東京市では同年12月，麻布区の南山尋常小学校に視力保護学級を設置した．

次いで1934年4月，中央盲人福祉協会主催の第2回全国失明防止会議で弱視児童の調査を全国的に実施することが決議されたので，同協会では特別委員会を設けて弱視児童の定義を定め，弱視児童調査要項を作成して文部大臣に実施方を建議した．その結果，文部省は同年10月，全国小学校尋常科在学児童中の弱視児

童調査を実施したが，具体的な方策は立てられなかった．

1941年施行の「国民学校令」は「身体虚弱，精神薄弱其ノ他心身ニ異常ノアル児童ニシテ，特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ為ニ，特ニ学級又ハ学校ヲ編制スルコトヲ得」と定め，弱視学級を含む特別学級の設置を奨励することになったが，太平洋戦争の激化に伴い実現は困難となり，その末期には疎開のため南山国民学校の弱視学級も閉鎖されてしまった．

就学奨励費の国庫補助

文部省は1928（昭和3）年,「学齢児童就学奨励規程」を制定した．この規程の趣旨は，国庫補助金50万円を道府県に交付し，道府県はこれに相当額を加えて市町村に交付し，市町村はさらにこれに相当の支出金を加えて，貧困児童の就学奨励のために支出するというものであった．この規程は盲・聾児童にも適用されたが，その就学奨励のために支出するには事務手続などが面倒で，支障が少なくなかった．そのため1930年には道府県が国庫交付金の一部を直接支出できるように改正されたので，盲・聾児童にとってはかなり有利になった．さらに昭和15年度からは，盲・聾児童に対する就学奨励費は一般学齢児童に対するものから独立して，単独予算として執行されることになった．しかし，この奨励費は道府県が任意に支出するものであるため，児童個人に対する支給額には地方差があった．

学校給食もまた就学奨励の一方法として実施されたもので，文部省は1932年に「学校給食臨時施設方法」を定め，盲学校および聾唖学校にも適用された．その後，1940年には「学校給食奨励規程」が制定され，「盲学校，聾唖学校初等部ノ児童ニ対シテモ小学校児童ニ準ジ学校給食ヲ実施ス」と，いっそう明確に規定された．

教員養成機関と教員の資格

盲唖学校の教員の資格については，1890（明治23）年の「小学校令」に基づき,翌年11月文部省は小学校教員となる資格を有する者またはその他府県知事の免許を得た者と定めたが，これは1900年8月に公布された「小学校令施行規則」においても変わりなかった．

その後，盲唖学校の増加に伴い，教員養成機関が必要になったので，1903年文部省は東京盲唖学校に教員練習科を設けた．入学資格は健康で品行方正であること，尋常小学校本科正教員免許状を有する者もしくはこれと同等以上の学力ある者，年齢は男子は20歳以上，女子は18歳以上で，系累のない者となっていた．この条件では，盲人や聾唖者は教員になることができないので，東京盲唖学校ならびに京都市立盲唖院を卒業し，盲唖の教育に従事するに適当と認めた者には特に入学を許可し，1科目もしくは数科目を履修させることにした．学資として1カ月7円を支給し，卒業者には2カ年間，盲唖の教育に従事することを義務づけていた．

1910年11月，文部省は「東京盲学校及東京聾唖学校規程」を制定し，教員養成は師範科で行なうことにした．東京盲学校の師範科は普通科と技芸科（音楽科・鍼按科）に分かれ，普通科は修業年限5カ月～1カ年で，入学資格は尋常小学校本科正教員の免許状を有する者またはこれと同等以上の学力ある者とし，技芸科の修業年限は音楽科3年，鍼按科2年で，入学資格は音楽または鍼按を兼修した修業年限5カ年以上の盲学校卒業者となっていた．これらの師範科卒業者は，需給関係から全国盲学校教員の一部を満たすに過ぎなかったが，主流派として重きをなした．

1923（大正12）年8月に公布された「公立私立盲学校及聾唖学校規程」の第10条には

> 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ盲学校ノ教員タルコトヲ得
>
> 一　東京盲学校ノ師範部甲種ヲ卒業シタル者
>
> 二　文部大臣ノ指定シタル者
>
> 三　文部大臣ノ認可シタル者
>
> 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ盲学校ノ初等部ノ教員タルコトヲ得
>
> 一　東京盲学校ノ師範部乙種ヲ卒業シタル者
>
> 二　文部大臣ノ認可シタル者

と規定しているが，文部大臣から交付されるのは盲学校教員認可証（中等部の授業を担当できる）または盲学校初等部教員認可証であって，普通学校のような教員免許状ではなかった（盲学校に勤務する限りにおいては教員認可証が優先した）．さらに第13条に

> 特別ノ必要アル場合ニ於テハ公立学校ニ在リテハ地方長官ニ於テ，私立学校ニ在リテハ設立者ニ於テ第十条及第十一条〔本条は聾唖学校教員〕ノ資格ヲ有セサル者ヲ教員トシテ採用スルコトヲ得
>
> 前項ニ依リ採用シタル教員ハ公立学校ニ在リテハ教諭，訓導又ハ保姆ト称スルコトヲ得ス

とあり，この場合は公立学校では教員嘱託または教授嘱託などの職名で採用したが，一定期間を経過して申

請すると，第10条の「文部大臣ノ認可シタル者」の条文による内規で，中等部勤務者は盲学校教員認可証を，また初等部勤務者は盲学校初等部教員認可証を交付され，中等部教諭または初等部訓導に任用された．

東京盲学校では1924年4月から師範科を師範部に改めたが，その概要は表1の通りである．

表1　東京盲学校師範部概要

種別	科別	修業年限	入学資格
甲種	普通科	1年	小学校本科正教員の免許状を有し，3年以上教員の経験ある者またはこれと同等以上の者（40歳以下）
	音楽科第1部	3年	盲学校中等部音楽科卒業者またはこれと同等以上の者（16歳以上，26歳以下）
	音楽科第2部	1年	小学校専科正教員の免許状を有し，3年以上教員の経験ある者またはこれと同等以上の者（40歳以下）
	鍼按科	3年	盲学校中等部鍼按科卒業者またはこれと同等以上の者（16歳以上，26歳以下）
乙種	普通科	1年	尋常小学校本科正教員の免許状を有する者またはこれと同等以上の者（40歳以下）

文部省における所管部局の変遷

1885（明治18）年4月2日，訓盲唖院（楽善会経営）の文部省移管に伴い，同省では学務2局第4課で訓盲唖院に関するいっさいの事務を担当することになったが，同年12月4日「学務二局処務概則」の一部を改正して，同局に訓盲唖院掛を特設した．

その後，1891年7月27日，勅令第93号で「文部省官制」が改訂された際，普通学務局の所管のうち盲唖学校に関する事項が含まれ，同年8月16日から施行されたが，これは文部省が盲唖教育を同省の所管事務として成文化した最初である（前年公布の「小学校令」に盲唖学校に関する条項が設けられたため）．同年8月17日，「文部省分課規程」が制定され，普通学務局第1課は盲唖学校の教科目・修業年限・教則・校則・教科用図書・器具等に関する事項を，同局第2課は盲唖学校の設置・廃止・経済および設備等に関する事項を，また，同局第3課は盲唖学校の校長・教員および生徒に関する事項を，それぞれ所管事務の一部として分掌することになった．

1898年11月，大隈内閣による行政整理に伴い，「文部省分課規程」が改正されたので，盲唖学校の教則・校則・教員の資格・設備および生徒に関する事項は普通学務局第1課，盲唖学校の設置･廃止･経済・職員の俸給および処分に関する事項は同局第2課の所管になった．その後，1900年4月の改正では，盲唖学校に関する事務はすべて普通学務局第1課に統合され，1919（大正8）年6月には普通学務局第4課に移された．

1923年8月に「盲学校及聾唖学校令」が公布された結果，文部省における同令関係の事務が増加したが，同年12月の「文部省分課規程」の改正では，盲唖教育に関する事項は普通学務局学務課の所管になった．1929（昭和4）年7月には盲唖教育費補助関係の事務は同局庶務課に移されたが，その他の盲唖教育に関する事項は従前の通り同局学務課で扱われた．

1942年11月，太平洋戦争に伴う行政事務簡素化のため「文部省分課規程」の全文が改正され，盲学校に関する事項は国民教育局青少年課の所管になったが，盲唖学校費国庫補助は同局総務課，盲学校教科用図書の編集は図書局第1編修課で分掌した．1943年11月，図書局の廃止に伴い，教科用図書の編集に関する事項は国民教育局に移された．1945年7月，盲学校に関する事項と盲教育国庫補助金に関する事項とは国民教育局国民教育課，盲学校の教科用図書の編集については同局図書課で扱うことに改正されたが，終戦後の同年10月にはすべて学校教育局青少年課で統轄することになった．

1947年5月，特殊教育に関する事項は初等中等教育局初等教育課で所管することになったが，1949年5月には初等中等教育局初等教育課，同中等教育課，同職業教育課に分轄された．したがって，行政面での統一を欠いたので，特殊教育振興の見地からその1元化を図るため，独立した課の設置が強く要望された結果，1952年8月公布の「文部省組織令」で初等中等教育局に特殊教育室（現特殊教育課）が設置された．

盲教育内容・方法等の変遷

教育内容・方法等の変遷

長い伝統をもつ当道が1871（明治4）年に廃止されたことは，多年にわたって幕府の保護になれていた

盲人たちに一大痛撃を与えたもので，これから盲人一般の生活状態は急速に悪化し，その生業であったあんま・はり・きゅうは西洋医術に対抗できず，平曲その他の音曲も衰微したので，盲教育の開始期においては職業教育の見通しはすこぶる困難であった．

楽善会経営の訓盲院（東京）は1880年2月に授業を開始したが，同年5月に制定した同院規則ではその第1条に「本院ハ専ラ盲目ノ子弟ヲシテ其善徳才智ヲ発達セシメ，且ツ之ニ工芸技術ヲ授ケ，而シテ自立自営ノ人タラシメンコトヲ要スル教場也」と規定して，究極の目的が社会人ならびに職業人をめざしての教育にあることを明確にしている．しかし，第13条では「技芸科マタ是レ予メ其品類ヲ定メ離シト雖モ，生徒感格ノ適宜ニ随テ，成ルベク他人ノ力ヲ仮ラズ，単身従事シ得ベキ手術工芸ヲ授クルヲ要ス」とあいまいな表現をしていることは，まだ職業教育に対する定見がなかったことを物語っている．

大内青巒

そのため楽善会の訓盲院では，規則を制定した5月から，院長大内青巒が考案した器具で盲生に封筒製造を行なわせたが当時はこれが盲人に適した作業の1種と考えられていたようである．同年10月には楽善会友の1人である内務省駅逓局長前島密の好意で，訓盲院生徒が製作した封筒3万4000枚が同局へ納入されたが,同年9月から12月までの売上金の合計は57円88銭5厘で，紙代その他諸雑費を引去った純益は9円54銭であった．翌1881年には1年間の売上代金は32円3銭4厘で，純益8円51銭7厘といずれも減少したが，これは紙代の値上がりや需要の関係によるもので，その後は次第に不振となり，数年後には中絶した．

この間，1881年10月には楽善会長山尾庸三が自費を投じて箏曲教師馬場みせを雇い，訓盲院生徒に箏曲を教授させ，翌月には同院職員の拠出金で鍼医山本智妙見を招き，盲生に按摩導引と鍼治を学習させるなどの試みがあったが，ついに1882年2月，鍼治と音曲は正課に加えられた．その後，1885年11月，同院の文部省移管の際，一時鍼治の教授を見合わせ，あんまだけを継続することになった．官立の訓盲唖院（1887年，東京盲唖学校と改称）の盲生技芸科に鍼治が復活したのはそれから約1年8ヵ月後で，医科大学（現在の東京大学医学部）で鍼治の有効無害が証明された結果である．

また，京都府盲唖院（1878年5月開校）では1880年9月，普通教科指導のかたわら，盲生に音曲，按鍼術，紙撚細工の3科を兼修させることにし，東京の訓盲院に先んじて，鍼按・音曲を職業科目として採入れたが，1884年10月に学則を変更，盲生普通科に裁縫を加え，盲生専修科に按鍼術，音曲の2科を設け，盲生補助科工芸部に紙撚細工，籐工の2科を置いた．1887年2月，京都に行幸啓の天皇・皇后に盲生手作りの茶器と短冊箱各1個を献上したなどの記録から，同院の紙撚細工科の成績を知ることができる．

盲教育の開創期に東京・京都の両校が，鍼按・音曲のほかに封筒製造・紙撚細工・籐工などの指導を試み，いずれも成功を収められなかったとはいえ，盲人職業開拓の第1歩であったことは注目しなければならない

洋楽を初めて採入れたのは1887年2月のことで，官立の訓盲唖院で盲生に洋琴（ピアノ）教授を試みたが，翌年3月にはバイオリン練習をも課した．しかし，時期尚早で，まず洋琴教授が1892年3月以降中止され，バイオリン練習も1896年3月で廃止された．その後は鍼灸・按摩・音曲（箏曲・三弦など）が盲学校の固定した職業科目として存続し，卒業者の大部分もこの方面に進出することになり，特に鍼灸・按摩については，1911年8月に内務省令で制定された営業取締規則の規制を受け，いちおう盲人の職業問題は落着したようにみえたが，その結果，盲人は生まれながらにして,あんま師として,運命づけられているような弊害に陥ったことは，盲教育界先覚者たちの忍びがたいところであった．

すでに1908年4月,第2回全国盲唖学校教員会（京都）に「盲人の新職業」開拓が議題として採択され，意見の交換にとどまったとはいえ，初めて全国的な共通問題として登場している．続いて1915（大正4）年7月，第5回全国盲唖教育大会（東京）でも，ふたたび「盲人の新職業」が議題に上ったが，その実現は遠い将来に期待しなければならなかった．

第1次世界大戦後から昭和初期にかけての欧米文化の急速な国内普及は，必然的に邦楽の不振をきたし，地方の盲学校音楽科（邦楽のみ）は入学者がなくなり，廃止する学校が現われた．一例をあげると，長崎盲学校（1898年長崎盲唖院として創設）は西日本最

古の伝統をもち，創立以来，技芸科は鍼按・音曲の2科制であったが，1929（昭和4）年同校の県営移管後は中等部音楽科への入学志望者は皆無となり，存続の意義を失ったので，ついに1935年3月には学則からも削除され，前後37年にわたる同校邦楽教授に終止符を打ったのである．この間，1923年4月，聾唖部の分離を契機として，大阪市立盲学校が全国に率先して技芸部に洋楽科を新設したことは，校長宮島茂次郎の卓見というべきであったが，当時はこの企てを称賛する者は少なかった．

そのためにあんま・はり・きゅうは依然として唯一無二の盲人職業にひとしく，その振興が強調されるようになったが，晴眼の鍼灸師の業界進出とその活動はめざましく，盲人はこの方面でもまた圧迫を受けた．盲人のあんま専業論は早くから板垣退助らによって提起されていたが，1934～35年ごろには中央盲人福祉協会を中心に，あんま専業の立法化をめざして真剣な論議と活発な運動が繰返された．

新職業問題の推移

1928（昭和3）年7月，第5回帝国盲教育会総会（函館）に「盲人ノ新職業調査研究ニ関スル具体的方法ヲ定ムルノ件」が協議題として静岡盲学校から提出されたが，翌年7月の全国盲聾唖教育大会（奈良県吉野山）の際，東京盲学校長秋葉馬治は「盲人新職業に関する件」と題する研究発表を行なった．まず，欧米およびわが国における盲人の既成職業を列挙したのち，新職業について「盲人観と社会事情とにより，容易に新職業を求むること能はず．我が国盲人の鍼按業は欧米に於てもマッサージを有する今日，大いに発達せしむべきものと認む．併し，時代の趨勢により新職業を欲する場合には，大様左の職業を適当と認む」と述べ，①西洋音楽者，②楽器調律師，③盲学校普通科教師，④授産所の経営による手工業などをあげている．

次いで1935年7月，帝国盲教育会第7回総会（岡山）に「盲学校ニ於ケル職業教育振興ニ関シ，最モ適切有効ナル施設並其実施方法如何」という文部省諮問が提示された．このとき各学校から寄せられた答申案のうち，東京盲学校提出のものは，盲人職業問題を科学的に解明するための職業研究機関を設置する必要があることを力説している．

1937年7月，帝国盲教育会第9回総会（高知）は「盲学校ニ於ケル全盲生徒ノ職業指導上，特ニ留意スベキ事項如何」という文部省の諮問に対して，既設の鍼按・音楽両科の改善振興ならびに全盲にも可能な他の職業種目について答申しているが，この時代にいかに職業分野開拓の急務が痛感されていたかは，各盲学校からの答申案が期せずしてこれを力説しているのをみても，想像にかたくない．

このような盛りあがる機運も，不幸にして日華事変と太平洋戦争とによって中絶し，1944年前後には，政府の方針で地方の小規模な盲学校の閉鎖や都市部からの疎開が行なわれ，ついに多くの戦災校を出し，職業問題だけでなく，盲教育全般にわたって一時空白に近い状態に陥った．この間，長期にわたる戦争によって多くの失明軍人が出たので，盲人職業分野の開拓は軍事保護院を中心に，学校教育とは別個の立場から研究論議されることになった．

戦争終結後の1947年，日本占領軍当局から突如として鍼灸の全面的廃止が望ましいという勧告が行なわれ，かろうじてその危機はかわしたものの，それ以後，鍼灸の科学的解明の必要が一段と痛感されるとともに，将来において盲人がこの方面だけに依存できるか，疑問視されるようになったことは，必然的に職業分野開拓問題が再燃する導火線となった．

点字の採用と普及

盲学校の普通教科は，当初からだいたいにおいて普通学校に準じ，教科・教具の面で独自に考案された点字器，盲人用そろばん，点字地図などを使用してきた．特に点字を採用するまでの初期の段階では，各種の盲人用文字が考案されたが，いずれも普通文字をそのまま応用したものであり，文字を読むことはどうにかできても，書くことはとうてい完全を期することができなかった．そのために読み書きともに簡便な盲人用文字の出現が痛感されていたが，ついに1890（明治23）年11月1日，東京盲唖学校で訓導石川倉次翻案の日本訓盲点字の採用を決定したので，盲教育に新紀元を画したのである．

当時，東京盲唖学校と京都市立盲唖院とは盲唖教育の東西両本山であったから，このとき京都で対抗的に別個の点字表を採用していたならば，その後の盲教育界は必ずや大きな混乱をまぬかれなかったであろう．幸いに盲教育が全国に普及しないうちに点字が完成したことに加え，1891年10月には東京盲唖学校長心得小西信八と京都市立盲唖院長事務取扱鳥居嘉三郎が盲唖教育の方法について協議し，「年々双方ヨリ教員ヲ派出シ，以テ東西盲唖教育方針ノ一途ニ出ンコトヲ

規約」(「創立弐拾五年記念京都市立盲唖院一覧」)したので，石川倉次翻案の訓盲点字が何らの抵抗なく普及することになった．

1893年10月，新潟県の私立高田訓矇学校が東京盲唖学校から点字器を購入し，これまでの凸字をやめたのをはじめ，その後に開設された各盲学校が，いずれも点字を採用したことはいうまでもない．

点字教科書の出版

日本訓盲点字（現在では単に日本点字と称する）の完成後，盲教育界にとっての重要懸案の一つに教科書の問題があった．生徒数が少なく，採算がとれない点字教科書の出版は困難で，わずかに鍼按科用の医学書が盲学校や民間の小規模な点字出版所で発行されるようになってからも，所要の時期に点字教科書の供給を受けられないことが多かった．1915（大正4）年7月の第5回全国盲唖教育大会（東京）では「有益ナル点字図書印刷所ニ国庫ヨリ補助金ヲ下賜サレタキコト」を建議している．

普通科（大正12年度までの普通科は小学校程度）の教科書の内容については，すでに1907（明治40)年5月，第1回日本盲唖学校教員会(東京)が開催されたとき,「盲唖ノ教科書ハ文部省ノ国定教科書ニ依ル」と決定していたので，日本盲人協会（東京）が1911年から点字版国定教科書を発行することになった．しかし，1915年の第5回全国盲唖教育大会では，「普通教科書ハ一方ニハ文字ヲ教フル目的ヲ以テ編纂セラレタルモノナレドモ，盲児童ニハ文字ヲ教フル必要ナク，特ニ初等教科書ニ於テハ一層然リトス．又教材ニツキテモ盲児童ト普通児童トハ自ラ其種類ヲ異ニシ，一方ハ手ト耳トニ訴ヘ，一方ハ眼ニ訴フルモノニシテ，普通小学校ノ教科書ヲ盲教育ニ使用シ能ハザルハ因ヨリ事理明白ナリ」として，「盲学校教科書ヲ文部省ニ於テ編纂セラレタキコト」を建議するに至った．

1922年には帝国盲教育会に点字図書出版部が設けられ，日本盲人協会の点字教科書出版事業を引継いだが，翌年9月の関東大震災のため進展をみなかった．当時，関西でも教科書出版の企てがあり，1922年「点字大阪毎日」の創刊以後は，初等部（小学校程度）の点字版国定教科書はすべて大阪毎日新聞社（点字大阪毎日）から発行されることになり，盲教育界に貢献した．

中等部の普通科目や専門科目の教科書は，東京，京都，大阪などの盲学校同窓会出版部や民間の点字出版所から発行されていたが，普通教科のものは一般中等学校用の検定教科書の点字版が主で，専門科目は医学書の点字版のほか，盲学校用として独自に編集されたものもあった．なお，昭和年代になってからは，半盲者（弱視者）のための中等部用教科書の発行も不完全ながら試みられている．

やがて，文部省では関係方面の要望にこたえ，「盲学校初等部国語読本」の編集を始め，1929（昭和4）年から1934年までに全12巻を完成し,大阪毎日新聞社から発行された．続いて文部省編集の「盲学校初等部修身書」全6巻もまた，1935年から1940年までに同社から発行されたが，その他の教科には及ばなかった．

盲教育に関する研究

研究活動の概観

盲教育が地方に普及する時期には，先進校である東京盲唖学校および京都市立盲唖院が施設や経営の面で模範になったことはすでに述べたが，教育活動の分野でも，長い間，指導的役割を果たしてきた．東京盲唖学校訓導石川重幸著「盲人教育」(1902年）はわが国最初の盲教育概説書であり，京都市立盲唖院が創立25周年を記念して出版した「盲唖教育論」(1903年，盲の部は同院教諭中村望斎の執筆）がこれに続く．この二つの著書は，当時のわが国における盲教育の水準を示したものとして，高く評価される．

日露戦争の終わった1905（明治38）年以降，盲学校数の急増に伴って，全国的な教員集会を開催して，盲教育の質的向上を図る必要性が痛感された．そこで，古河太四郎が京都に盲唖院を開設してから30年目に当たる1907年を期して，東京盲唖学校長小西信八の主唱による第1回日本盲唖学校教員会が同校で開催され，各校から提案された盲唖教育全般にわたる議題（共通案，盲案，聾案に区分）を審議した．この会は常設機関ではなく会議形式であったが，1920（大正9）年の第7回全国盲唖教育大会（名古屋）まで継続した．当時，盲教育界の指導者として，精力的に研究活動を推進したのは東京盲学校長町田則文である．1911年の第3回全国盲唖教育大会における要望にこたえるため，翌年5月にはかれの尽力によって，盲教育総合雑誌「内外盲人教育」(年4回）が東京盲学校から発刊された．この雑誌は海外における盲教育に関する文献の翻訳紹介，国内盲学校の概況報告をはじめ，盲界情報などに多くのページを当てている．3元老と

町田則文之像

いわれる古河太四郎・小西信八・鳥居嘉三郎らの努力でその基盤が築かれたわが国の盲教育界は，以後，町田則文を中心に，次第により深い研究活動を進めることになった．唯一の官立学校であり，教員養成機関でもある東京盲学校は，研究の分野でもその中枢として重きを加えたが，「内外盲人教育」の内容からも察しられるように，まだ本格的な研究とみなされるものは少なかった．

1920年，第7回全国盲唖教育大会の盲部は常設的な帝国盲教育会の設立を決議，翌年その第1回総会を開き，活発な活動を開始することになった．これに伴い，「内外盲人教育」は第9巻秋号（1920年）をもって廃刊され，1921年4月，新たに機関誌「帝国盲教育」（年4回，のち3回となる）を発刊，1928年の第7巻第3号に及んだ．しかし，その編集方針は「内外盲人教育」を踏襲したもので，総会もまた全国盲唖教育大会と同様に会議形式から脱皮できなかったため，若手教員の研究意欲を満たすことができなかった．

研究体制の確立を痛感した有志が発起人となって，1925年，別に日本盲教育同志倶楽部（翌年，日本盲教育会と改称）を結成し，機関誌「日本盲教育」（1925～27年）を発刊した．このようにして，会議本位の帝国盲教育会と研究を主眼とする日本盲教育会が併立することになったが，1928（昭和3）年両者が合同して帝国盲教育会(新)を結成した．

新たな帝国盲教育会は，毎年1回，総会と研究大会を同時に開催する方式をとり，機関誌「盲教育」も研究的性格の強い「日本盲教育」の編集方針を継承したので，研究活動は画期的な発展段階を迎えた．間もなく，全国盲学校長協会が設立され，管理運営などに関する問題は，校長協会と盲教育会の総会で取上げられるようになり，盲教育会の研究大会は研究機関としての性格を確立したのである．「盲教育」は第7巻第1号から「帝国盲教育」と改題され，第13巻第1号（1943年）まで継続されたが，日華事変の影響などで，第10巻（1939年）以後はそれまでの各巻2号から1号に発行回数を減らしたので，研究活動の低調化は避けられなかった．もっとも，昭和10年度から16年度までは毎年1～2回の機関誌とは別に，研究大会の発表要項を収録した「盲教育に関する研究」(年1回)を発行することによって，研究の進歩に寄与した．

その間，東京盲学校長秋葉馬治が中心になって，同校内に盲教育研究会を設け，1929年1月から「盲教育の友」という月刊研究誌を発行したが，これは1932年の第4巻第8号で廃刊になった．太平洋戦争末期から就学義務制の実施に至る期間は，各盲学校とも疎開や戦災復旧などの対策に追われ，研究活動に特に見るべきものはなかった．

上記の雑誌類に掲載されたもののほか，盲教育の長い歩みを通じて，概説的なものから個別研究に至るまで，多くの著書・論文が発表され，1937年には大河原欽吾の名著「点字発達史」が刊行された．しかし，現在では，これら過去の文献の入手や利用はきわめて困難な状態である．特に中央・地方ともに，各種研究会の席上で配布された発表要項などの資料はほとんど散逸し，その全容を知ることは不可能である．研究に積み重ねが欠けているということをしばしば指摘されるのも，盲教育界全体がこれまで資料の保存と活用に消極的であったためである．

全国盲唖教育大会

1907（明治40）年5月，全国教育家大集会の機会を利用して，第1回日本盲唖学校教員会が東京盲唖学校で開催された．これは全国的な盲教育関係者集会の最初である．次いで1908年4月，第2回全国盲唖学校教員会が京都市立盲唖院で開催された．1911年7月，東京盲唖学校における第3回全国盲唖教育大会で「全国盲唖教育会規則」が制定され，隔年1回開催することが確定したが，常設機関ではなく，会議の議長には当番校の校長が当たり，すべての会務は当番校で処理することになっていた．また，この大会は各盲唖学校から提出された議案を審理し，関係当局へ建議したり，盲学校間で協定したりする盲唖教育者会議で，研究組織ではなかった．

その後，第4回大会は1913年10月市立大阪盲唖学校で，第5回大会は1915年7月東京聾唖学校で，第6回大会は1917年7月京都市立盲唖院で，それぞれ開催されたが，1920年11月名古屋市立盲唖学校における第7回大会の盲部は常設的な帝国盲教育会の設立を決議し，「帝国盲教育会規則」を制定した．

帝国盲教育会

帝国盲教育会の第1回総会は1921（大正10）年7月東京盲学校で開催された．出席者約150人，会長に東京盲学校長町田則文を選出した．同会は盲教育の発展を図ることを目的とし，事務所を東京盲学校内に置き，隔年1回総回を開くほか，機関誌「帝国盲教育」を発行することになった．その後，1922年4月に臨時総会（東京盲学校），1924年5月に第2回総会（広島県立盲啞学校），1925年10月に第3回総会（大分県立盲啞学校），1926年6月に第4回総会（当番は宮城県立盲啞学校，会場は宮城県師範学校）が開催されたが，1928（昭和3）年7月に函館市公会堂（函館盲啞院当番）で開かれた第5回総会で日本盲教育会との合同を決議した．

その間，1922年の臨時総会において「各区研究会規則」を作成し，地区別に部会を設け，帝国盲教育会○○部会（たとえば九州部会）研究会と称した．これが現在の各地区別盲教育研究会の前身である．

日本盲教育会

帝国盲教育会の総会では，当局への建議案の検討が会議の中心となり，多くの時間が費やされたため，他の協議題や談話題は十分に検討されないまま，後日に持越されがちであった．これは当時の盲教育界が，まだ制度の確立や経営に主力を注がなければならない状態にあったことを示している．しかし，このような帝国盲教育会のありかたを不満とした兵庫県立盲学校長事務取扱今関秀雄，私立岡山盲啞学校教員葛山覃，新潟県立新潟盲学校教諭高橋幸三郎らは1925年5月，京都市立盲学校で挙行された盲啞教育50年記念式を機に，盲教育に関する研究と盲人互助を目的とする日本盲教育同志倶楽部を結成，理事長に葛山覃を選出し，事務所を理事長在任校に置き，機関誌「日本盲教育」を発行することになった．その第1回総会は同年10月，第3回帝国盲教育会総会が大分県立盲啞学校で開かれた機会を利用して開催された．

1926年8月，東京における第2回総会の際，全国盲教育研究大会を開催し，会員の研究発表を行なったが，これは純粋な盲教育研究発表会としてはわが国最初のものである．このとき，会の名称を日本盲教育会と改めた．第3回総会ならびに第2回全国盲教育研究大会は1927（昭和2）年8月上旬に神戸市の成徳高等女学校で開催，理事長に高橋幸三郎，新設の副理事長に葛山覃を選出した．その前後から教員数の少ない盲教育界に二つの教育会が存在することは不得策であるとの意見が強まり，帝国教育会との合同が試みられたが，円満に進行しなかった．しかし，1928年8月，東京盲学校で開催された第4回総会ならびに研究大会の際，ついに合同案が可決された．

帝国盲教育会

帝国盲教育会（旧）と日本盲教育会との合同によって設立された帝国盲教育会（新）は東京盲学校教諭川本宇之介を会長に，新たな構想のもとに発足した．これまでの旧帝国盲教育会が総会だけに終始してきたの

表2　帝国盲教育会総会・研究大会の開催概要

開催年次	開催地	名称
1928（昭和3）年	東京	第1回総会
1929（昭和4）年	吉野山	全国盲聾啞教育大会（日本聾啞教育会と連合主催．大阪府立盲学校，大阪市立盲学校当番）
1930（昭和5）年	熊本	第2回総会ならびに臨時研究大会
	台北	全国盲聾啞教育大会（日本聾啞教育会と連合主催）
1931（昭和6）年	新潟	第3回臨時総会ならびに研究大会
1932（昭和7）年	下関	第4回総会ならびに臨時研究大会
1933（昭和8）年	東京	第5回臨時総会ならびに研究大会
1934（昭和9）年	和歌山	第6回総会ならびに研究大会
1935（昭和10）年	岡山	第7回総会ならびに研究大会
1936（昭和11）年	盛岡	第8回総会ならびに研究大会
1937（昭和12）年	高知	第9回総会ならびに研究大会
1938（昭和13）年	鹿児島	第10回総会ならびに研究大会
1939（昭和14）年	京都	第11回総会ならびに研究大会
1940（昭和15）年	前橋	第12回総会ならびに研究大会
1941（昭和16）年	金沢	第13回総会ならびに研究大会（時局の影響で開催直前に中止）

に対し，新帝国盲教育会は毎年総会と研究大会とを同時に開催したが，これは日本盲教育会の方式を継承したものである．当初は総会と研究大会を交互に開催する規定であったが，実際には総会の年には臨時研究大会を，研究大会の年には臨時総会を併催していた．また，旧帝国盲教育会の機関誌「帝国盲教育」が総合雑誌的な編集を行なってきたのに対し，新帝国盲教育会の機関誌「盲教育」はあくまでも研究雑誌としての性格をもつもので，これも日本盲教育会の機関誌「日本盲教育」の方針を踏襲している．

帝国盲教育会の総会ならびに研究大会の開催年次および開催地は表2の通りであるが，1930年には近畿地区の盲学校が近畿盲教育会（帝国盲教育会近畿部会としての事業を合わせ行なう）を結成するなど，この時期には各地区別の研究活動も一段と活発化した．なお，会長は川本宇之介のあと，東京盲学校長秋葉馬治（1930年），大分県立盲啞学校長森清克（1933年），東京盲学校長片山昇（1934年）が順次選出された．

日本盲教育会

1946(昭和22)年6月，奈良県立盲啞学校で開催された全国盲学校長会総会で，戦後の新事態に即応するため，帝国盲教育会を解消して，これに代る新組織として日本盲教育会を結成することを申合わせたが，同年11月，その第1回総会ならびに研究大会が栃木県立盲学校で開催され，会長に片山昇（東京盲学校長），副会長に沢田正好(栃木県立盲学校長)，西出末三（大阪府立盲学校長）を選出し，地区ごとに部会（近畿部会，九州部会など）を設けたが，実質的には帝国盲教育会を改称したに過ぎなかった．第2回総会ならびに研究大会は1947年7月下旬，石川県石川郡鶴来町の白山公民館で開催された．同年8月には片山昇に代って，後任の東京盲学校長松野憲治が会長に就任した．

一方，1946年2月に結成された全国盲学校職員聯盟および全国聾啞学校職員聯盟は，翌年6月日本教職員組合の結成に伴って発展的に解消し，同組合に特殊学校部が設けられた．当時はほとんどの盲学校で，校長以下全教職員が組合に加入していたため，一体化することによって，会費や会合参加費の2重負担が避けられるとともに，盲教育全般の水準向上に寄与できるとの観点から，日本盲教育会の存廃が論議されるようになった．1948年7月下旬，宮城県立盲啞学校における第3回総会ならびに研究大会の際，日本教職員組合特殊学校部盲学校部に吸収合併する案が決議され，結成以来，満2ヵ年で日本盲教育会は解消した．

全国盲学校長協会

1919年文部省主催で初の全国盲啞学校長会議が招集された．その後，東京盲学校長町田則文の発起で，常設の全国盲学校長協会が組織されることになり，1929年1月下旬に東京盲学校で発会式ならびに第1回総会を開催した．同会は盲学校の施設経営の研究と盲教育の普及発達を図ることを目的とし，毎年1回定期総会を開き，役員は会長，副会長各1人，理事10人（うち常務理事3人）で，その任期は2年であった．初代会長に町田則文，副会長に森清克が選出されたが，その後，会長は東京盲学校長秋葉馬治，同片山昇に代り，1946年1月全国盲学校長会と改称，翌年には松野憲治（東京盲学校長）が会長に選出された．

（中江義照）

盲学校の教育

盲教育の意義

盲教育の意義

すべて人間はあらゆる生活を通じて，自分以外のすべての人びとや環境から常に何らかの影響を受け，習得が行なわれている．これらの働きも広い意味では教育といえるかも知れない．しかし，この教育的な働きが特定の目的をもって，教育する者と教育を受ける者との間に，意識的な働きとして教育的に編成されてくるのは，文化が相当進歩してからのことである．そして，その教育が進んだ文化を習得して新しい社会に適応し，自らの能力を完全に伸ばして，社会の進歩に貢献することをめざして行なわれるために，やがて学校が設立されるのが普通である．

盲人に対する教育も，その発展の過程はこの一般的な教育発展の過程と異なるものではなく，一般教育にならって，その形態が確立されたということができる．したがって，その教育のめざすところも，その社

会への適応と個性，能力の伸長にあることは何ら変わるところがない．ただ，視覚障害という特殊性があるため，一般社会の文化を習得するうえにも，また，自分の能力を伸ばして，これを社会生活のうえに発揮するためにも，一般晴眼者とは異なった方法と手段が必要である．ここに，盲教育の特色があり，障害を克服して社会的な自立と貢献を達成するために，どのような教育的な配慮と措置が必要であるかを，明らかにするところに盲教育の意義がある．

盲人の社会的適応

今日の社会は絶対的多数を占める晴眼者によって形成され，その文化も視覚を縦横に駆使して築かれたものである．その中にあって，視覚に障害をもつ者が，どのようにしてその環境に適応し，自立の実をあげていくかということは，盲教育に課された一つの課題である．

もし，人類がすべて視覚をもたぬものであれば，視覚に訴える文字は生まれなかったであろうし，色彩や陰影による絵画美術も発生しなかったであろう．また，視野内における事物の空間的な認識も，もっと違った方法で行なわれていたに違いない．

このような晴眼者の文化の中で，盲人もその必要な知識技能を習得し，その社会に適応し，自立していかなければならないとすれば，その教育の基本は何にあるであろうか．晴眼者の教育のように，その個人の能力を伸長することが，そのまま社会に適応するという結果にはならない．視覚の欠陥を聴覚や触覚など，視覚以外の感覚によって克服するための異常な努力が必要になる．そのためには，視覚文字に代るものとして，触覚による点字の習得が大きな意義をもつであろうし，聴覚（ことばなど）を通じて得た認識を構成して，正しい事物認識の能力を養うことが必要であり，また，いちど得た知識や経験を常に整理し確実にして，これを新しい場面の理解に完全に生かし得る修練などは，晴眼者のそれに比べると，幾倍かの努力とくふうを必要とする．

こうした教育の効果をあげるためには，その教育内容や教育の組織編成および教育施設設備などには特別な配慮を必要とすることはいうまでもない．

盲人の個性および特性の発揮

教育をその本質から考えれば，ただ，人間が社会への適応のための営みに終わるものではなく，むしろ，その個性や特性を完全に伸長し，発揮するところになければならない．

物の本質は必ずしも視覚的な色彩や形態に尽きるものではなく，そのより深い本質的な認識は，むしろ集中した触覚や聴覚などによって，達し得る場合も少なくない．また，外的環境からの影響を受けない透徹した内観は，その人格的自覚のうえで，より深い人生開眼に連なることもあり得るはずである．歴史上の盲偉人の業績はこれを物語っている．

このように，視覚障害を一つの欠陥とみて，その欠陥を補うための措置を教育的に考えるほかに，視覚障害を一つの特性とみて，集中された視覚以外の感覚を晴眼者以上に駆使し，また，その内面的な深化によって，盲人の特性を伸長し発揮することによって，社会的な貢献を考えることを盲教育の一つの意義としてとらえなければならない．

その他

視覚の障害は，ただ感覚器官の障害として事物の認識にかかわるだけのものではなく，人間の心理や行動が，ともすれば消極的になるなど，性格や人格形成のうえにも影響を与えることを考え，身体的にも精神的にも人間形成としての盲教育の意義を考える必要がある．（中林左近）

盲学校の現状と視覚障害児の実態

盲学校の現状

昭和46年度のわが国における盲学校数は，国立1（東京教育大学教育学部付属盲学校），都道府県立67，市立3および私立2，計73（ほかに分校2）である．

これらの盲学校における1970（昭和45）年5月1日現在の就学者数および教職員数は表1の通りである．

視覚障害児の実態

文部省では昭和42年度に「児童・生徒の心身障害に関する調査」を実施した．

この調査はわが国における義務教育該当年齢（6〜14歳）の児童・生徒の心身障害の実態を把握するとともに，教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の状況を明らかにし，特殊教育の振興策に役立てる基礎資料を得ることを目的として実施したものである．

表1

（1970年5月1日現在）

区分			幼児・児童・生徒数 計	幼稚部	小学部	中学部	高等部 小計	高等部 本科	高等部 専攻科	高等部 別科	教員数 本務者 総数	教員数 本務者 特殊教員免許状所有者	教員数 兼務者	職員数 本務者	職員数 うち寮母
総計			人 50,796	人 1,861	人 21,945	人 14,784	人 12,206	人 8,709	人 2,053	人 1,439	人 12,329	人 6,381	人 561	人 6,983	人 3,021
盲学校	計		9,510	83	2,491	2,166	4,770	2,026	1,491	1,253	2,682	1,529	236	1,948	1,009
盲学校	国立		248	9	52	33	154	70	83	1	63	49	24	47	14
盲学校	公立	小計	9,191	68	2,426	2,117	4,580	1,942	1,399	1,239	2,596	1,470	202	1,899	995
盲学校	公立	都道府県立	8,668	43	2,301	2,025	4,299	1,810	1,316	1,173	2,444	1,383	188	1,847	976
盲学校	公立	市立	523	25	125	92	281	132	83	66	152	87	14	52	19
盲学校	私立		71	6	13	16	36	14	9	13	23	10	10	2	—

文部省においては，約10年前にこの種の調査を実施し，その結果を基礎に特殊教育に関する諸施策を進めてきたが，その後における社会・経済の発展や医学の進歩などにかんがみ，改めてこの調査を実施し，児童・生徒の心身障害の状況を教育的・医学的な観点から総合的に把握することとしたのである．

このため，調査の方法としては，まず第1次調査において，すべての公立小・中学校における「心身に障害があるか，またはその疑いのある」児童・生徒の総数を把握し，次にこれを母集団として，第2次調査の抽出標本を設定し，医学的・教育的に精密検査を行ない，その両次の調査結果から，公立小・中学校における児童・生徒の障害の種類別，程度・類型別人数を推計し，「教育上特別な取扱いを要する」児童・生徒数を算定するという方法を用いている．

第2次調査の結果のうち視覚障害については表2の通りである．

表2

障害の程度		該当児童生徒推計数
視力		人
	0.4以上	6,763
	0.3	2,347
小計		9,110
要措置	視力	
要措置	0.2〜0.1	5,283
要措置	0.09〜0.04	985
要措置	0.03〜0.02	325
要措置	0.01以下	91
要措置	小計	6,684
要措置	（小計のうち学齢の者）	（6,632）
合計		15,749

（注）①「要措置」とは「教育上特別な取扱いを要する」ことをいう．
②この集計には過年齢の在学者も含まれている．

また，この結果から盲学校小・中学部在学の学齢者を含めて，学齢児童・生徒人口に対する「教育上特別な取扱いを要する」視覚障害童・生徒の比率をみると表3の通りである．

表3

区分			視覚障害
（A）学齢児童生徒人口			14,670,330人
（B）学齢児童生徒の要措置心身障害推計数	公立小・中学校在学者	①普通学級	6,370人
		②特殊学級	262
		小計	6,632
	③国・私立小・中学校特殊学級在学者		—
	④国・公・私立特殊教育諸学校在学者		4,283
	⑤計		10,915
	⑥就学猶予・免除者		101
	⑦合計		11,016
（B）⑦の児童生徒数 / （A）学齢児童生徒人口 × 100			% 0.08

なお，この調査資料および学校保健統計などをもとに同45年度における学齢児童・生徒の視力障害程度別の推定数は表4の通りである．

表4

視力障害程度	視力障害児童・生徒推定数 出現率	視力障害児童・生徒推定数 人数
0.04未満	0.015%	2,140人
0.04以上0.1未満	0.016	2,282
0.1以上0.3未満	0.049	6,991
計	0.08	11,413

このうち4657人が盲学校，227人が小・中学校の特殊学級（弱視）に在学している．なお，盲学校在学者のうち約70パーセントは本来弱視教育を受けるべき対象者であるから，わが国における盲教育の対象者はきわめて少数になってきている．（大川原 潔）

盲学校の教育課程

盲学校における教育課程の全国的基準として，初めて法令に規定されたのは，「盲学校及聾啞学校令」（大正12年8月28日，勅令第375号）に基づいた「公立私立盲学校及聾啞学校規程」（大正12年8月29日，文部省令第34号）に示されたものである．その関係条文は次の通りである．

第5条　盲学校ノ学科目左ノ如シ

1．初等部　修身，国語，算術，歴史，地理，理科，唱歌，手工及体操トス

2．中等部ノ普通科ニアリテハ修身，国語，外国語，数学，歴史，地理，理科，音楽及体操トシ女子ノ為ニハ家事及裁縫ヲ加フ

3．中等部ノ普通科以外ノ学科ニアリテハ修身，国語，体操及技芸ニ関スル学科目トス

前項ノ学科目中土地ノ状況ニヨリ其ノ一科目又ハ数科目ヲ闕キ若ハ必要ナル学科目ヲ加フルコトヲ得

第7条　盲学校及聾啞学校ノ毎週授業時数ハ初等部ニ在リテハ尋常小学校ニ，中等部ニアリテハ学科ノ種類ニ応シ中学校，高等女学校又ハ実業学校ニ準シ之ヲ定ムベシ

この規定は学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）の施行された1947（昭和22)年4月1日以前まで効力があった．教科の種類や授業時数については，小学校や中等学校などに準ずる建て前となっているが，内容などについては別段示していない．しかも，1ないし数科目を欠くこともでき，また，中等部，普通科以外の普通教科はきわめて少なく，人間形成のうえから調和と統一のある教育課程のあるべき姿からはほど遠いものといわざるを得ない．事実盲人の職業として伝統のある鍼按業は，1947年まで徒弟制度が残っていたほどであるから，盲学校中等部鍼按科の教育も技術中心に片寄っており，盲学校独自の教育課程によって学校教育が行なわれていた．

これにひきかえ学校教育法においては，第71条において盲学校の目的の一つは小・中・高校に準ずるとし，さらに第73条において，「盲学校（中略）の小学部および中学部の教科，高等部の学科および教科または幼稚部の保育内容は，小学校，中学校，高等学校または幼稚園に準じて，監督庁がこれを定める」とし，これを受けて学校教育法施行規則には教育課程の編成について，小・中・高校の規定に準じて定められ，さらに具体的事項については盲学校学習指導要領に委任している．

最初の盲学校学習指導要領

文部省では1949年から初めて盲学校学習指導要領作成の作業にとりかかったが，ついにその成案を得ることができないで，その資料を財団法人青鳥会において印刷し，各学校の参考に供することにした．このことは，当時盲学校の教育課程というものは，単に普通学校に準じるということだけでは処理できず，また，小・中学校の教育課程と無関係ないしは独自の内容を体系づけるということにも問題があり，いまだ機熟せずということになり，以後の研究にまつところとなった．

次いで昭和30年度からふたたび委員会を組織して研究し，1957（昭和32）年3月，文部事務次官通達によって，「盲学校小学部・中学部学習指導要領一般編」を制定するに至った（同高等部編については1960年3月）．この学習指導要領の特色はおよそ次の通りである．

(1)教育の目標は小学校，中学校における教育の目標に準ずるが，それは盲児童・生徒の視力障害との関連において理解され，その目標の達成に当たっては，盲児童・生徒の特性と発達に応じて必要な方法をとるべきこと．

(2)盲児童・生徒は，視力障害の程度，失明の時期，入学年齢，教育歴等を異にしているものが多いので，教育課程の基準に弾力性をもたせ，各学校の必要に応じること．

(3)各教科については，目標と留意事項をあげるにとどめ，教科の内容などについては，当分の間，小学校および中学校学習指導要領各教科編の基準に準ずること．

各教科の目標についても，それぞれ小学校，中学校における各教科の目標をあげ，その達成をめざすためには，盲学校においては次の点に留意すべきであるという規定になっており，内容を具体的に明文化して規定することを避けている．

文部省告示としての盲学校学習指導要領

昭和39年度からこれを改訂し，文部省告示の形式で制定した「盲学校学習指導要領小学部編」（同中学部編は同40年度，同高等部編は同41年度）においては次のように変った．

(1)教育の目標，各教科の目標，各学年別の目標，

内容などについて，普通学校のものをいちおう参考にしてはいるが，盲学校独自の立場で規定した．

(2)各教科の目標，内容などは全盲者を対象としたこと．したがって，小・中学校のそれに準ずる面も多いが，作成の時点において全盲者に不可能または困難と思われる内容などはすべて削除した．

(3)教科の種類，時間数（高等部は単位数）については，ほぼ普通学校に準じた．

この学習指導要領に次いで制定されたのが現行の「盲学校小学部・中学部学習指導要領」である．この学習指導要領は昭和46年3月13日文部省告示第77号をもって公示され，小学部については46年度から，中学部については47年度から実施されている．この改訂実施は，小・中学校における教育課程の改訂に即応し，その趣旨を取入れるということも理由の一つになっているが，本質的な問題として，従前の学習指導要領が全盲者を対象とし，それも主として視覚の欠損だけに着目して構成されているため，現在の盲学校の実態に適合しないこと（視力の点からみても在学者の70パーセントは弱視であり，個々の児童・生徒の能力，適性はまちまちである），また，かつて盲人には指導不可能または困難とされていた内容についても，教材教具の開発，指導技術の向上などによって指導が容易になり，社会的要請からみても，必要度が高くなってきたことなどが大きな理由である．

現行盲学校学習指導要領

このような問題点を改善し，盲学校教育の刷新に資するために，現行の学習指導要領には次のような特色がみられる．

(1)1人ひとりの児童・生徒の障害の種類，程度，能力，適性に適合した指導ができるようにした．

(2)各教科などの目標，内容については，小・中学校の基準に準ずることとし，具体的画一的に取扱うのではなく，児童・生徒の実態に即応して適切な指導を行なうために，内容取扱い上の配慮点を具体的に示した．

(3)心身の発達上の遅滞や欠陥を補い，調和的な発達を促して，社会によりよく適応し得る能力を養うため各教科，道徳，特別活動のほかに，教育課程の新領域として「養護・訓練」を特設した．

(4)重複障害者に対しても，適切な教育課程を編成して，可能な限り能力の開発伸長が図られるようにした．

また，盲学校の教育目標が，小学部については小学校，中学部については中学校におけるそれぞれの目標と同様であり，それに加えて「視覚障害に基づく種々の困難を克服するために必要な知識，技能，態度および習慣を養うこと」と明記されたことの意義は深い．

高等部の教育課程

盲学校高等部の新教育課程の実施は昭和48年度からであるが，これに備えて，文部省では「盲学校高等部学習指導要領」の原案を作成中である．その動向から新教育課程の特色を述べると次の通りである．

(1)盲学校の高等部は，視覚に障害を有する青少年に対する後期中等教育段階における重要な教育機関としての役割を果たすため，視覚障害者を可能な限り就学させ，各生徒の障害の種類，程度や能力，適性，進路などに応じた適切な教育が行なわれるよう配慮する．

(2)学科や教育課程の類型の多様化を図り，生徒の能力，適性，進路に応じうるようにした．すなわち，普通科については，一般高等学校の普通科に準ずるもののほか，重複障害の生徒の特性に応じる教育課程が編成できる．この場合，精神薄弱者を教育する養護学校高等部などの教育課程の基準によることができる．

また，職業等専門教育を主とする学科については下記のように改善する．

保健理療科：本科において，あんま・マッサージ・指圧師を養成するもので，その教育課程については，卒業後直ちに業務に従事しようとする者と，専攻科に進んで，さらにあんま・マッサージ・指圧の知識，技能を高めるとともに，はり師，きゅう師の資格を取得しようとする者とを対象に二通りが用意できるようにする．

理療科：専攻科において，はり師，きゅう師およびあんま・マッサージ・指圧師を養成するもので，その教育課程については，本科の保健理療科を卒業した者と，高等部普通科または保健理療科以外の職業学科や一般の高等学校などを卒業した者を対象にした二通りが用意できるようにする．

理学療法科：専攻科において理学療法士を養成するもの．

音楽科：高等学校音楽科に準ずるが，わが国盲人職業の伝統である邦楽を専攻するための教育課程も用意する．

調律科：ピアノ調律師を養成するもの．

家政科：視覚に障害のある女生徒が，将来家庭生活を合理的に行なうことのできる知識，技能を授ける．

職業に関するその他の学科：以上のほか農業，工

業，商業，水産に関し，必要に応じて適当な学科を設けられるようにする．

(3)教科・科目の目標，内容，単位数などについては，原則的には高等学校に準ずること．また，盲学校独特の教科（理療，リハビリテーション，調律など）については，社会の進歩とその要請に即応して，その合理化を図った．その教科，科目と単位数は次の通りである．

保健理療科

教科	科目	標準単位数
理療	保健理療概説	3～4
	基礎医学	10～17
	保健理療理論	6～9
	保健理療実習	12～15
	保健理療実践	13～24
	理療に関するその他の科目	

理療科

教科	科目	標準時間数
理療	解剖学	210～280
	生理学	165～280
	病理学	60～210
	衛生学	60～140
	理療概説	60～105
	東洋医学概説	140～165
	観察検査法	105～175
	理療臨床学	210～280
	理療理論	210～240
	理療実習	700～1,170
	理療実践	770～845
	理療に関するその他の科目	

理学療法科

教科	科目	標準時間数
リハビリテーション	解剖学	195
	生理学	120
	運動学	90
	病理学	45
	臨床心理学	45
	一般臨床医学	90
	整形外科学	90
	臨床神経学	90
	精神医学	30
	運動療法	150
	日常生活動作	60
	義肢装具	105
	検査測定	60
	物理療法	105
	臨床実習	1,080
	リハビリテーションに関するその他の科目	

調律科

教科	科目	標準単位数
調律	調律理論	3～9
	楽器構造	3～9
	調律実習	18～30
	整調実習	7～10
	楽器修理	2～9
	調律に関するその他の科目	

(4)心身の発達上の遅滞や欠陥を補い，調和的な発達を促して社会に積極的に参加し得る能力を養うため，小・中学部における「養護・訓練」をさらに発展させること．また，中途失明者に対しては，社会復帰に必要な特別の訓練などが適切に行なわれるようにするために，教育課程の領域として高等部においても，「養護・訓練」を位置づけたこと．

なお，従来全国盲学校の高等部には，別科がかなり普及している．別科は本来高等学校別科に準じ，簡易な程度において技能教育を行なうものであるが，実際には本科教育に耐えられない，つまり本科相応の能力を有しない生徒や高年齢の中途失明者を対象として設けられているのである．しかし，上述のように高等部教育の性格が改められ，可能な限り障害者を受入れて，個々の生徒の能力・適性・進路に即応した教育の実現が図られることになれば，これまでの別科が果たしていた役割も本科に包括され，したがって，別科の存在意義は少なくなってきているのである．正規の課程において，その能力に応じた教育の機会が保障されることが必要であり，近代学校制度の精神でもある．

盲学校小学部・中学部学習指導要領

（昭和46年3月13日文部省告示第77号）

第1章　総　則

第1　教育目標

小学部および中学部における教育については，学校教育法第71条に定める目的を実現するために，児童および生徒の心身の障害の状態および能力・適性等をじゅうぶん考慮して，次に掲げる目標の達成に努めなければならない．

1．小学部においては，学校教育法第18条各号に掲げる教育目標．

2．中学部においては，学校教育法第36条各号に掲げる教育目標．

3．小学部および中学部を通じ，視覚障害に基づく種々の困難を克服するために必要な知識，技能，態度および習慣を養うこと．

第2　教育課程一般

1．学校においては，法令およびこの章以下に示すところに従い，児童または生徒の視覚障害の状態および心身の発達段階と特性ならびに地域や学校の実態をじゅうぶん考慮して，適切な教育課程を編成するものとする．

2．小学部については，第2章以下に示す小学部の国語，社会，算数，理科，音楽，図画工作，家庭および体育の各教科，道徳，特別活動ならびに養護・訓練の内容に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない．

3．中学部については，第2章以下に示す中学部の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭および外国語の各教科，道徳，特別活動ならびに養護・訓練の内容に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない．

4．学校において特に必要がある場合には，心身の障害の状態により学習が困難な児童または生徒について，小学部または中学部の各教科の各学年の目標および内容に関する事項の一部を欠き，またはその全部もしくは一部を各教科（中学部にあっては，中学部の各教科に相当する小学部の各教科を含む）の当該学年の前各学年の目標および内容に関する事項の全部もしくは一部によって代えることができる．

5．視覚障害以外に他の心身の障害をあわせ有する児童または生徒（以下「重複障害者」という）については，次に示すところによることができる．

(1)各教科の目標および内容に関する事項の一部をあわせ有する障害の種類に対応する聾学校小学部・中学部学習指導要領，養護学校（精神薄弱教育）小学部・中学部学習指導要領，養護学校（肢体不自由教育）小学部・中学部学習指導要領または養護学校（病弱教育）小学部・中学部学習指導要領に示す各教科の目標および内容に関する事項の一部によって代えること．

(2)重複障害者のうち，学習が著しく困難な児童または生徒については，各教科，道徳および特別活動の目標および内容に関する事項の一部を欠き，養護・訓練を主として指導を行なうこと．

6．学校においては，小学部または中学部の各教科（中学部においては，学校教育法施行規則第73条の8に定めるその他特に必要な教科を含む．以下この章において同じ）道徳，特別活動および養護・訓練について，相互の関連を図り，全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成し，発展的，系統的な指導を行なうものとする．

なお，指導計画の作成に当たっては，この章ならびに第2章以下に示す小学部または中学部の各教科道徳，特別活動および養護・訓練の指導計画の作成に関する事項にじゅうぶん留意するものとする．

7．授業時数については，次に示すところによるものとする．

(1)小学部または中学部の各学年における総授業時数は，小学校または中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとすること．この場合，各教科，道徳，養護・訓練の目標および特別活動および内容を考慮し，それぞれの年間の授業時数を適切に定めること．

(2)小学部または中学部の各学年の養護・訓練に充てる授業時数は，年間105を標準とするが，児童または生徒の心身の障害の状態に応じて適切に定めること．

(3)重複障害者および療養中の児童または生徒について，特に必要がある場合には，実情に応じた授業時数を定めることができる．

(4)小学部または中学部の各教科，道徳，特別活動および養護・訓練の授業は，年間35週（小学部第1学年においては，34週）以上にわたって行なうように計画すること．この場合，児童または生徒の視覚障害の状態をじゅうぶん考慮し，週当たりの授業時数が負担過重とならないようにすること．

(5)小学部または中学部の各教科，道徳，特別活動および養護・訓練のそれぞれの授業時数の1単位時間は，小学部にあっては45分，中学部にあっては50分を標準とし，学校や児童または生徒の実態に即して適切に定めること．

8．以上のほか，次の事項について配慮するものとする．

(1)個々の児童または生徒の視覚障害の状態および能力・適性等の的確な把握に努め，個人差に即応した指導を行なうとともに，中学部においては，あわせて適切な進路の指導を行なうようにすること．

(2)児童または生徒の経験および興味や関心を重んじ自主的，自発的な学習をするように指導すること．

(3)教師と児童生徒および児童生徒相互の好ましい人間関係を育て，日常生活の指導の充実を図ること．

(4)学校生活全体における言語環境を整え，児童または生徒の言語活動が適正に行なわれるように努めること．

(5)教科書その他の教材・教具を有効に活用し，学校

図書館を計画的に利用するよう指導すること．

なお，児童または生徒の視覚障害の状態および能力・適性等に即した教材・教具を創意くふうし，それらを活用して指導の効果を高めるようにすること．

(6)指導の効率を高めるため，教師の特性を生かすとともに，教師の協力的な指導がなされるようにくふうすること．

(7)個々の児童または生徒について，指導の成果を絶えず評価し，指導の改善に努めること．

(8)学校医等との連絡を密にし，児童または生徒の心身の障害の状態に応じた保健および安全にじゅうぶん留意すること．

(9)家庭等との連絡を密にし，指導の効果をあげるように努めること．

第3　道徳教育

学校における道徳教育は，学校の教育活動全体を通じて行なうことを基本とする．したがって，道徳の時間はもちろん，各教科，特別活動および養護・訓練においても，それぞれの特質に応ずる適切な指導を行なわなければならない．

道徳教育の目標は，教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基づく．すなわち，道徳教育は，人間尊重の精神を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，個性豊かな文化の創造と民主的な社会および国家の発展に努め，進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため，その基盤としての道徳性を養うことを目標とする．

第4　養護・訓練

心身の障害に基づく種々の困難を克服させ，社会によりよく適応していく資質を養うため，養護・訓練に関する指導は，養護・訓練の時間はもちろん，学校の教育活動全体を通じて適切に行なうものとする．

特に，養護・訓練の時間における指導は，各教科，道徳および特別活動と密接な関連を保ち，個々の児童または生徒の心身の障害の状態や発達段階に即して行なうよう配慮しなければならない．

第5　体育

健康で安全な生活を営むのに必要な習慣や態度を養い，心身の調和的発達を図るため，体育に関する指導については，児童または生徒の心身の障害の状態や発達段階に即して，学校の教育活動全体を通じて適切に行なうものとする．

特に，体力の向上については，小学部の体育科および中学部の保健体育科の時間はもちろん，特別活動および養護・訓練においても，じゅうぶん指導するよう配慮しなければならない．

第2章　各教科

第1節　小　学　部

第1　各教科の目標ならびに各学年の目標および内容

各教科の目標ならびに各学年の目標および内容については，小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする．

第2　各教科に関する指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い

各教科に関する指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱いについては，小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする．

1．国語

(1)ことばに関する事項の指導に当たっては，できるだけ具体的な事物や事象とことばを関連づけて，ことばを正しく理解させるよう配慮することが必要である．

(2)普通の文字の教科書などを用いて指導することが著しく困難または不可能な児童については，点字の読み書きに習熟させることが必要である．この場合，触知覚や点字の構成などの特性をじゅうぶん考慮して指導することがたいせつである．

(3)点字の指導に当たっては，点字の表記法を踏まえて，読むこと，書くことについて，系統的かつ効果的に指導することが必要である．

(4)点字を用いて学習する児童に対しても，発達段階に応じて，適宜漢字・漢語の意味の理解を深めさせたり，部首の理解や漢語の構成について，適切に指導するよう配慮することがたいせつである．

(5)視覚を有する児童に対しては，視知覚の特性をじゅうぶん考慮して指導することが必要である．

2．社会

(1)地域社会のしくみや働きに関する事項の指導に当たっては，児童の既有の経験と関連づけて実際的，具体的な活動を通して理解を深めさせるようにすることが必要である．

(2)見学や調査に当たっては，特に事前および事後の指導に留意し，学習活動が効果的に行なわれるような配慮のもとに積極的に実施することが必要である．

(3)実物，模型および視聴覚教材等を用いて指導する

に当たっては，そのものの形，大きさ，状態，働きなどについて理解させるとともに，それらを組み合わせて社会生活を総合的に理解することができるよう配慮することが必要である．

(4)地理的内容に関する事項の指導に当たっては，いろいろな材料による表現を通して，身近な環境と地図との対応を明らかにし，未知の環境についても地図によって理解できる能力の基礎を養うことが必要である．

3．算数

(1)内容の指導に当たっては，数量，図形などについての経験を豊かにし，概念や法則と具体的事象との関連を明らかにして，それをもとに数学的な考え方を深めるようにすることが必要である．

(2)点字を用いて学習する児童の指導に当たっては，教具のくふうなどにより，筆算形式の手法や手順を知ることによって，そのような手法や手順を用いる態度を育てることが必要である．

(3)珠算や暗算の指導に当たっては，計算の手段として，日常の生活に必要な限度で，これに習熟させることが必要である．

(4)測定の指導に当たっては，身のまわりの事物の大きさや重さに対する感覚を育て，各種の計器による測定の技能と態度が身につくよう，教材・教具をくふうし，適切な指導を行なうことが必要である．

(5)図形の指導に当たっては，かいたり，作ったり，実験したりすることにより，基本的な図形や，身のまわりの事物の位置関係を理解させ，また立体図形の指導では，展開図や投影的な表現を活用することによって，立体の構成および立体図形と平面図形の関係を理解させるようにすることが必要である．

(6)表やグラフの指導に当たっては，教材・教具をくふうし，読むことともに可能な範囲でかくこと，作ることをも含めて指導し，理解を深めさせることが必要である．

4．理科

(1)指導計画の作成や内容の指導に当たっては，まず児童が進んで自然の事物，現象を調べようとする意欲を起こさせるよう配慮することが必要である．

(2)内容の指導に当たっては，観察，実験等の科学的方法を，導指の過程に正しく位置づけるよう配慮することが必要である．

また，観察の指導に当たっては，保有するすべての感覚を総合的に活用して情報の収集に努めさせるよう配慮することが必要である．

(3)光の性質，天体に関する事象等，直接経験による理解が困難な内容については，児童の発達段階をじゅうぶん考慮し，内容を組み替えるなどして，くふうされた実験機器や模型を活用し，児童の認識を深めるよう配慮することが必要である．

(4)野外観察や実験の際には，特に事故防止について配慮し，危険予防の能力と習慣を身につけさせることが必要である．

5．音楽

(1)低学年における「基礎」の指導に当たっては，聞くことや身体表現を通して，リズム・旋律・和声の聞き取り，聞き分けおよび表現の技能に習熟させることが必要である．

(2)点字楽譜の指導は，リズム・旋律・和声の感覚が養われた後に，児童の能力に応じて，個別的に基本的なものから段階を追って行なうよう配慮することが望ましい．

(3)歌唱指導に当たっては，よい姿勢で，正しい発声や発音および声量の調節などができるようにするとともに，美しい合唱ができるようにすることが必要である．

(4)「器楽」の指導に当たっては，基本奏法を身につけさせ，小編成の合奏での音色や音量の調節ができるようにするとともに，即興演奏を通して創作意欲を高めるよう配慮することがたいせつである．

(5)指導の効果を高めるために，児童の発達段階を踏まえて，毎日短時間の継続指導を行なったり，隣接の学級や学年と合併して指導することが望ましい．

6．図画工作

(1)視覚を有しない児童に対する指導計画の作成に当たっては，造形活動への関心や意欲を高めるため，「彫塑」，「工作」および「デザイン」に重点をおき，知覚できる材料を使って，「絵画」に関する適切な指導ができるよう配慮することが必要である．

(2)「鑑賞」の指導に当たっては，彫刻や工芸などの作品に直接手で触れることによって，作品のよさ，美しさを味わうことができるよう配慮することが特に必要である．

(3)危険をともなう用具や機械を使用する場合には，安全のための服装を整えさせ，個々の児童の視覚障害の状態や能力などに応じて，補助具，安全装置等をくふうして利用するとともに，安全のための技能や態度が養われるよう配慮することが必要である．

7．家庭

(1)「食物」の指導に当たっては，特に衛生に注意して，調理材料，調理用具，食器などの取り扱いができるようにすることが必要である．

(2)「家庭」の指導に当たって，家庭生活と趣きを異にする寄宿舎生活をする児童に対しては，家庭の機能や家族の一員として，家庭生活に協力しようとする態度が養われるよう配慮することが必要である．

(3)内容の指導に当たっては，危険を予防する能力，態度および習慣が養われるよう配慮することが必要である．

8．体育

(1)指導計画の作成に当たっては，児童の視覚障害の状態とともに，各運動の特性，体力や健康状態，運動経験，男女の特性などを考慮して，各領域の指導がかたよりなく適切に行なわれるよう配慮することが必要である．

(2)運動技能に関する事項の指導に当たっては，動作に補正を加えながら運動を行なわせたり，触覚による観察や言語による説明などによって，運動の方法を理解させたりして，正確な動作ができるよう配慮することが必要である．

(3)内容の指導に当たっては，不良姿勢や固癖の予防矯正に努めるとともに，歩行運動が正しくできるよう配慮することが必要である．

(4)視覚に障害のある児童に適した運動種目をくふうし，また，各種の教具等を活用したり，適切な指導法をくふうするなどして指導の効果を高めるよう配慮することが必要である．

(5)内容の指導に当たっては，事故防止についてじゅうぶん注意し，危険予防の態度と習慣が身につくよう配慮することが必要である．特に保有する視覚の保存には，周到な配慮をすることがたいせつである．

第2節　中　学　部

第1．各教科の目標ならびに各学年または各分野の目標および内容

1．各教科の目標ならびに各学年または各分野の目標および内容については，中学校学習指導要領第2章第1節から第9節までに示すものに準ずるものとする．

2．地域や学校の実態および生徒の進路，特性等により，特に必要がある場合には，この節第2に掲げる各教科のほかに，その他特に必要な教科を設けることができる．この場合において，中学校学習指導要領第2章第10節から第14節までに掲げる教科に相当する教科を設けるときは，当該教科の名称，目標，内容等について，その学校の設置者が中学教学習指導要領第2章第10節から第14節までに示すものに準じて定めるものとし，その他の教科を設けるときは，当該教科の名称，目標，内容等について，その学校の設置者が適切に定めるものとする．

第2．教科に関する指導計画の作成と各学年または各分野にわたる内容の取り扱い

各教科に関する指導計画の作成と各学年または各分野にわたる内容の取り扱いについては，中学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする．

1．国語

(1)「聞くこと，話すこと」の指導に当たっては，状況に応じて自主的に適切な表現ができるようにすることが必要である．

(2)点字を用いて学習する生徒については，文の構造漢字・漢語の意味や構成について，いっそう注意させるなどして，文章の正しい理解や適切な表現ができるようにすることが必要である．

(3)点字で文章を書く場合には，書きなおしが困難であることを考慮して事前によく構想を立て，あるいは内容を整理することなどについて留意するための適切な指導を行なうことが必要である．

(4)「読むこと」の指導に当たっては，読書意欲を高め，積極的かつ自主的に読書の範囲を広げたり，深めたりすることができるよう配慮することが必要である．

2．社会

(1)内容の指導に当たっては，統計など各種の資料をできるだけ整え，これらをじゅうぶん活用できるようにするとともに，見学や調査を行ない実物や模型・視聴覚教材等を積極的に利用し，生徒の認識をより確かなものとするよう配慮することが必要である．

(2)見学や調査に当たっては，特に事前および事後の指導に留意し，学習活動が効果的に行なわれるよう配慮することが必要である．

(3)「地理的分野」の指導に当たっては，地図および地球儀によって地理的環境を知るだけでなく，その地域とそこに住む人々の生活との関係を正しく理解させることが特に必要である．

3．数学

(1)内容の指導に当たっては　数量，図形などに関す

る概念や原理と，具体的な事象との関連を明らかにして，理解を深めさせることが必要である．特に図形については，それらの表象を確実にすることがたいせつである．

⑵「関数」の指導に当たっては，座標を媒介として数量に関することがらを図形的にとらえたり，図形に関することがらを数量的にとらえたりすることができるよう配慮することが必要である．

⑶内容の指導に当たっては，直接に経験できないことがらについても，数理的に正しく理解し，処理する能力が養われるよう配慮することが必要である．

⑷点字を用いて学習する生徒の指導に当たっては，点字数学記号を理解させ，それを用いること，および適切な計算器を活用するなどして計算技能の習熟を図ることが必要である．

4．理科

⑴指導計画の作成や内容の指導に当たっては，生徒が進んで自然の事物，現象を調べようとする意欲を起こさせるよう配慮することが必要である．

⑵内容の指導に当たっては，予測，観察，実験，分類，推論，モデルの形成，仮説の設定，検証などの科学的方法を，指導の過程に正しく位置づけるよう配慮することが必要である．

また，観察の指導に当たっては，保有するすべての感覚を総合的に活用して，情報の収集に努めさせるとともに，それらを取捨選択できる能力を養うことが必要である．

⑶化学反応における色の変化，光の性質，天体に関する事象等，直接経験による理解が困難な内容については，生徒の実態をじゅうぶん考慮し，内容を組み替えるなどして，くふうされた実験機器や適切な標本，模型等を活用し，生徒の認識を深めるよう配慮することが必要である．

⑷野外観察や実験の際には，特に事故防止について配慮し，危険予防の能力と習慣を身につけさせることが必要である．

5．音楽

⑴点字楽譜の指導は，リズム・旋律・和声の感覚が養われた後に，「歌唱」，「器楽」，「創作」および「鑑賞」の活動の中で，有機的・総合的に行なうよう配慮することが必要である．

⑵「歌唱」や「器楽」の指導に当たっては，個々の生徒の表現能力を高め，少人数での美しい表現活動ができるようにするとともに，隣接の学級や学年と合併するなどして，多人数での表現活動の機会をできるだけ多くつくるように努めることがたいせつである．

⑶「創作」の指導に当たっては，生徒の創作意欲を育てるために，個性的な自由発想と，それを発展させて，旋律に作りあげていく過程を重視し，さらにその作品の表現や鑑賞のよろこびを味わうことができるよう配慮することが必要である．

6．美術

⑴視覚を有しない生徒に対する指導計画の作成に当たっては，積極的に造形活動をする意欲を高めるため，「彫塑」，「工作」および「デザイン」に重点をおき，知覚できる材料を使って，絵画表現や版画の指導ができるよう配慮することが必要である．

⑵「鑑賞」の指導に当たっては，彫刻や工芸などの作品に直接手で触れることによって，作品のよさ，美しさを味わうことができるよう配慮することが必要である．

⑶用具，塗料，溶剤ならびに加熱器具などの使用に際しては，危険予防のために，それらの配置，保管および換気などについて配慮することが必要である．

7．保健体育

⑴「体育分野」の指導に当たっては，生徒の視覚障害の状態とともに，各運動の特性，体力や健康状態，運動経験，男女の特性などを考慮して，各領域の指導がかたよりなく適切に行なわれるよう配慮することが必要である．

⑵運動技能に関する事項の指導に当たっては，動作に補正を加えながら運動を行なわせたり，触覚による観察や言語による説明などによって，運動の方法を理解させたりして，正確な動作ができるよう配慮することが必要である．

⑶直接，経験しにくい運動種目の指導については，模型や視聴覚教材などの活用により，その大要を理解させるようにすることが必要である．

⑷内容の指導に当たっては，不良姿勢や固癖の予防矯正に努めるとともに，歩行運動が正しくできるよう配慮することが必要である．

⑸視覚に障害のある生徒に適した運動種目をくふうし，また，各種の教具等を活用したり，適切な指導法をくふうするなどして，指導の効果を高めるよう配慮することが必要である．

⑹「体育分野」の指導に当たっては，事故防止についてじゅうぶん注意し，危険予防の態度と習慣が身につくよう配慮することが必要である．特に保有する視

覚の保存には，周到な配慮をすることがたいせつである．

(7)「保健分野」の指導に当たっては，模型，標本や各種の資料などを活用し，指導の効果を高めるよう配慮することが必要である．

8．技術・家庭

男子向き

(1)「製図」の指導に当たっては，特に設計と製図の関係を理解させることに重点をおくことが必要である．

(2)「金属加工」の指導に当たっては，薄板金の加工に重点をおき，工作機械を使う軟鋼棒の加工は，生徒の能力に応じて取り扱うようにすることが必要である．

(3)「機械」の指導に当たっては，機械の構造・動き・働きなどについて理解させることに重点をおくよう配慮することが必要である．

(4)内容の指導において，危険をともないやすい実習を行なう場合は，事故を予防する態度や習慣が養われるよう特に配慮することが必要である．

女子向き

(1)「被服」の指導に当たっては，日常生活の被服を季節，使用目的，材料，デザインなどについて考えて着用できる能力を養うことが必要である．

(2)「家庭機械」および「家庭電気」の指導に当たっては，機械の機構と機械要素について理解させることに重点をおいて取り扱うよう配慮することが必要である．

(3)内容の指導に当たっては，ガス・電気・火気などによって起きる事故に対して適切な処置をとり，身の安全を図る態度や習慣が養われるよう配慮することが必要である．

9．外　国　語

(1)「音声」の指導に当たっては，録音などをじゅうぶん活用して正しい音と対比させ，それを身につけさせることが必要である．なお，補助的手段として口形や舌の動かし方の理解をうながすため，模型を用いるなど具体的な方法をくふうするよう配慮することが必要である．

(2)内容の指導に当たっては．語や文が用いられる場面を実物，模型，音，動作および文脈などにより，変化に富んだ実感の豊かなものにし，生き生きとした学習活動ができるよう配慮することが必要である．

(3)内容の指導に当たっては，断片的な語の理解から文を組み立てるのではなく，まとまりのある構造として文をとらえるようにすることが必要である．

(4)点字を用いて学習する生徒に対し，文字および符号を指導する場合は，現代標準として用いられている英語点字によるものとする．また，略字指導の順序については，語全体を表わすもの，用法が比較的容易なものおよび使用頻度の高いものを優先するなどして合理的に指導することが必要である．

なお，生徒の能力により略字の習得に困難がある場合には，指導の時期をずらしたり，読むことだけにとどめるなど，弾力的な取り扱いをすることが必要である．

第3章　道徳

小学部または中学部の道徳の目標，内容および指導計画の作成と内容の取り扱いについては，小学校学習指導要領第3章または中学校学習指導要領第3章に示すものにそれぞれ準ずるほか，次に示すところによるものとする．

1．児童または生徒の視覚の障害に基づく種々の困難を克服して，強く生きようとする意欲を高め，明るい生活態度を養うとともに，健全な人生観の育成を図ることが必要である．

2．各教科，特別活動および養護・訓練との関連を密にし，経験の拡充を図り，広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導することが必要である．

第4章　特別活動

小学部または中学部の特別活動の目標，内容および指導計画の作成と内容全体にわたる取り扱いについては，小学校学習指導要領第4章または中学校学習指導要領第4章に示すものにそれぞれ準ずるほか，次に示すところによるものとする．

1．小学部における児童活動および中学部における生徒活動においては，適宜他の学級や学年と合併するなどして，少人数からくる種々の制約を解消し，活発な集団活動が行なわれるようにすることが必要である．

2．児童または生徒の経験を広め，社会性を養い，好ましい人間関係を育てるため，小学校の児童または中学校の生徒と活動をともにする機会を積極的に設けるようにすることが望ましい．

第5章　養 護・訓 練

第1　目標

児童または生徒の心身の障害の状態を改善し，または克服するために必要な知識，技能，態度および習慣を養い，もって心身の調和的発達の基盤をつちかう．

第2　内容

A　心身の適応

1．健康状態の回復および改善に関すること．

2．心身の障害や環境に基づく心理的不適応の改善に関すること．

3．障害を克服する意欲の向上に関すること．

B　感覚機能の向上

1．感覚機能の改善および向上に関すること．

2．感覚の補助的手段の活用に関すること．

3．認知能力の向上に関すること．

C　運動機能の向上

1．肢体の基本動作の習得および改善に関すること．

2．生活の基本動作の習得および改善に関すること．

3．作業の基本動作の習得および改善に関すること．

D　意思の伝達

1．言語の受容技能の習得および改善に関すること．

2．言語の形成能力の向上に関すること．

3．言語の表出技能の習得および改善に関すること．

第3　指導計画の作成と内容の取扱い

1．指導計画の作成に当たっては，次の事項について配慮するものとする．

(1)個々の児童または生徒の心身の障害の状態，発達段階および経験の程度に応じて，それぞれに必要とする第2の内容の具体的な事項を選定し，個別にその指導の方法を適切に定めるようにすること．

(2)各教科，道徳および特別活動における指導と密接な関連を保つようにし，組織的，計画的に指導できるようにすること．

(3)児童または生徒の心身の障害の状態により，特に必要がある場合には，専門の医師およびその他の専門家と密接な連絡をとり，適切な指導ができるようにすること．

2．第2の内容の取扱いに当たっては，たとえば次のような項目を取上げるようにする．

(1)内容のAについては，

ア　自己の障害の理解．

イ　障害克服の態度と習慣の形成．

なお，内容のAの指導に当たっては，できるだけ実際活動を通じて指導を行なうようにすること．また，特に，上記イの指導に当たっては，自己の可能性を見いだすような配慮をすること．

(2)内容のBについては，

ア　感覚補助具の活用．

イ　物の材質，形状，状態の判別．

ウ　音の変化の認知．

エ　量の感覚的把握．

オ　事象の時間的順序づけ．

カ　空間表象の構成と空間認知．

なお，内容のBの指導に当たっては，児童または生徒が主体的態度で総合的に判断できる習慣が養われるように努めること．

また，内容のCにおいて取扱う項目のうち，「協応動作の向上」と一体化した指導を行なうようにすること．

(3)内容のCについては，

ア　協応動作の向上．

イ　姿勢の矯正．

ウ　歩行能力の向上．

エ　基本的生活行動様式の習得および向上．

オ　作業における巧緻性と敏捷性．

なお，内容のCの指導に当たり，特に上記イ，ウ，エおよびオの項目については，児童または生徒が行動の目的および手順を明確に意識し，つねに感覚的制御ができるようにすること．

(4)内容のDについては，

ア　発声，発音の調整と場に応じた表現法の改善．

イ　点字や普通の文字学習の基礎能力の向上．

ウ　ことばと事物や状態との対応．

エ　タイプライティング技能の習得．

なお，内容のDの指導に当たっては，いろいろな場に応じて，適切な意思の交流ができるよう，基礎技能の習熟を図ること．

3．内容の指導に当たっては，自然な形に設定された状況の中で，意欲的な活動を促すようにすること．この場合，指導が無意味な機械的反復に陥らないよう，特に配慮することが必要である．

4．内容の指導に当たっては，つねにその効果を確めながら，発達の状態に即して，内容を相互に関連づけ，段階的に行なうようにすることが必要である．

5．養護・訓練の時間の指導は，専門的な知識，技能を有する教師が中心となって担当し，全教師の協力のもとに，効果的な指導を行なうようにすることが必要である．　　（大川原　潔）

盲学校における各教科等の指導

国語

〔国語科の目標〕 視覚に障害のある児童・生徒に対する国語科の目標は一般の小学校，中学校および高等学校における国語科の目標とまったく同じである．それは，生活に必要な国語を正確に理解し表現する能力を養い，国語を尊重する態度を育てることである．

国語の能力や態度は国語科の指導だけでなく，学校の教育活動全体を通じて指導されるべきものであるが，同時に国語の能力は他教科の学習と深いかかわりをもち，すべての教育活動の基礎となるものである．したがって，国語科においては，国語の基本的な技能の伸長を図るところに教科としての独自の性格がある．そうした国語科の基本的な性格もまた，一般の学校におけるものとまったく同じである．

児童・生徒は国語による理解と表現を通して知識を身につけ，思考力を伸ばし，心情を豊かにして自己を成長させていくものである．また，ことばの働きとしての伝達の役割を理解し，これを効果的に使用することによって，自己の社会生活を充実させ向上させていくものである．このような国語の学習と人間形成との関係も一般の児童・生徒と異なるものではない．

ただ，全盲の児童・生徒にあっては，ことばは視覚に代わる情報源としてきわめて重要である．唯言語主義に陥ることは厳に慎しまなければならないことであるが，国語に対する関心を深め，言語感覚を養い，国語そのものを尊重し愛護していく態度を育成することは，より強調されてしかるべきことであろう．

〔国語科の内容〕 視覚に障害をもつ児童・生徒に対する国語科の内容は，一般の小学校・中学校および高等学校の国語科の内容に準ずるものである．

ここで「準ずる」というのは「基準にする」という意味であって，点字の教科書で一般の児童・生徒と同じ内容を，そのまま教えればよいというようなものではない．まして一般の学校の国語科の内容の水準を，多少下げたものにするという意味のものでは決してない．児童・生徒の障害の状態，経験の程度，発達段階などによって考慮されなければならない点は多いが，それらの大部分は内容の取扱い方や指導計画作成上の留意事項であって，内容そのものにかかわることではない．

しかし，そうした教育方法論としてや指導法の問題としてだけでなく，視覚障害の特性に即して内容そのものにも独自なものがあるのである．その一つが文字としての点字である．点字については，単にかなづかいや分かち書きなどの表記法についてだけでなく，児童･生徒の発達段階に応じて，点字による表記の特徴，点字と普通文字との比較，点字の歴史，用途に応じた点字の書き表わし方，普通文字で書かれたものの効果的な点字訳の仕方なども，その内容として加えるべきであろう．

なお，点字以外の国語科の独自な内容については今後の研究にまたなければならない．

〔指導上の留意事項〕 指導計画の作成や内容の取扱いは，おおむね一般の小学校，中学校，高等学校に準ずるものであるが，視覚に障害をもつ児童・生徒に対しては，特に次の事項に留意することがたいせつである．

(1)唯言語主義に陥らないようにする：視覚に障害をもつ児童・生徒にとっては，ことばの概念が音声言語だけで成立しやすく，事物関係の体験に裏付けられた具体的なイメージが伴っていないことが多い．いわゆる唯言語主義といわれるものである．そこで，ことばの指導に当たっては，常にできるだけ具体的な事物や事象とことばとを関連づけて，ことばを正しく理解させることが必要になる．そのためには，視覚以外の触覚や聴覚などを十分に活用して，ことばと事物，事象との正しい対応づけを図り，ことばのもつ真実に迫る努力を積重ねていかなければならない．

(2)系統的，効果的な点字の指導をする：視覚に障害を持つ児童･生徒にとって，普通文字による学習が著しく困難または不可能な場合，これに代わる点字の読み書きに習熟させることはいうまでもないことである．

その入門期においては，指先の触運動機能の向上訓練と密接な関連を図り，音声と文字（点字）との対応，文字と事物との対応などが確実なものとなるよう指導しなければならない．

点字がひととおり読んだり書いたりできるようになった段階では，点字特有のかなづかいや分かち書きなど表記法の指導を重点的にとりあげ，できるだけ早い時期に点字による正しい書き表わし方ができるようにすることがたいせつである．

また，点字は触読文字であるから，どうしても逐字読みとなり，文章が長くなるに従って文章としての全体把握や文の構造の理解が困難になる．分かち書きやくぎり符号などに習熟させることによって，構造の複雑な文章においても，文脈に即した理解が十分なされ

るよう指導されなければならない.

小学部の高学年以降においては，メモやノートのとり方，手紙文など用途に応じた書き表わし方や，点字用具，点字そのものの表記法上の特色，点字と普通文字との比較，点字発達の歴史などについても指導することが望ましい.

(3)話しことばの指導を重視する：視覚に障害をもつ児童・生徒にあっては，聞いたり話したりする学習の際に，ことば以外の身ぶりや表情の助けをかりて理解したり表現したりすることが困難である．話しことばの指導に当たっては，話している相手の声の表情などにも十分注意し，相手の反応を見きわめ，相手がどんな姿勢で話しているか，聞いているかというようなことまで推測しながら，聞いたり話したりすることを通して，より正確に聞いたり適切に表現したりする能力や習慣，態度が身につくよう，具体的な場面での指導がたいせつである.

たとえば，劇教材の上演を積極的に指導することなどによって，発音・発声の調整や，相手・時・場所の状況に応じた理解や表現の仕方に慣れ，日常生活においてもそれらが定着するように図ることなどはきわめて有効な手段である.

なお，話しことばは，ことばを逐語的に理解したり表現したりするということや，文の構成を考えて意味をとるというような学習活動の面では点字と共通性があるので，そうした意味で書きことばの学習と一貫した指導をすることがたいせつである.

(4)普通文字についての知識・理解をもたせる：漢字を用いる日本語の特色の一つとして，漢字の字義に結びついたことばが多いということがある．国語科の学習においては，漢字の知識を必要とする場合が少なくない．同音異義語などにみられる例である.

したがって，表音文字である点字によって学習する児童・生徒に対しても，その能力や発達段階に応じて，漢字の音訓への関心を高めたり，漢字の部首や漢語の構成についての知識をもたせたり，漢字や漢語の意味を正しく理解させたりする必要がある．しかし，漢字や漢語についての知識・理解を深めるといっても，そこには限度があり，多くの漢字を実際に書写したり，複雑な字形の理解まで要求するものではない．あくまでも文章を正しく理解したり，適切な表現をしたりするための基礎知識として，理解をもたせることにねらいがあるのである.

当然のことながら学習指導要領に示されている学年別漢字配当表は，普通の文字を使用して学習する弱視の児童・生徒には準用することができるが，点字を用いて学習する児童・生徒に適用することはできない.

(5)作文における構想指導の充実を図る：点字で文章を書く場合は推考するのが困難である．また，添削指導もむずかしい．したがって，作文指導においては，文章を書きながらの推考指導や書きあげたあとでの添削指導より，文章を書き始める以前の構想指導に重点が置かれなければならない．すなわち，作文の主題の設定から取材とその選定・配列・主題の展開といった構想をたてる一連の活動を重視し，十分に構想を練ったのちに文章を書き始めるよう指導すべきである.

実際の指導に当たっては，「聞くこと，話すこと」を主とする学習や「読むことを」主とする学習と関連させていろいろな場面で，さまざまな形態の文章を書かせることを計画し，場合によっては書出しや結びだけを書かせたり，文章の構想だけをたてさせたりすることも必要である．また，常にメモをもとにして書く習慣をつけることも望ましいことである.

(6)読書意欲の向上を図る：児童・生徒の読書意欲を高めるためには，広範囲にわたる点字図書が用意されなければならない．しかし，点字の図書はその種類や数において，普通文字の図書に比べるとごく限られたものに過ぎない．また，点字は触読する関係から，指先の感覚との関連で長時間にわたる読書を続けることはなかなかむずかしい．そこで，児童・生徒の読書意欲を引出す卑近な方法として，普通文字の図書を朗読して聞かせたり，録音されたものを聴取させることが考えられる．特に小学部の低学年においては，童話や物語を朗読して聞かせたり，教師自身が昔話や物語に取材した話をして聞かせることが，読書への意欲づけとなることが多い.

録音は「聞くこと」の活動事項に入れられるものではあるが，点字の図書を読解する場合と共通する面が多いので，「読むこと」の活動の一環として取扱うことは可能である．また，読書の範囲を広げたり，間接的ではあるが経験領域を拡充したりする点でも，点字の図書と同様の意義を認めることができる．しかし，読書は本来書物に対する自己の主体的な働きかけであるから，深くその内容を読み味わうためには，点字を触読するほかはない．読書本来のあり方からすれば，録音はあくまでも便宜的なものであり，点字による読書への意欲づけとして活用すべきものである点に留意しなければならない.

(7)毛筆による書写しの指導について：全盲の児童・生徒に対する毛筆による書写しの指導は，普通の文字についての知識・理解をもたせる指導の一環として計画することが望ましい．実際に毛筆を使って書写させることはきわめて困難であろう．しかし，少なくとも用具や扱い方などについて，いちおうの知識・理解はもたせておきたいものである．

(8)高等部における漢文の指導について：点字を用いて学習する生徒に対する漢文の指導に当たっては，漢文特有のニュアンスを生かしながら，漢文の基本的な語句や文の構造，訓点・訓読のきまりなどについて理解がなされるよう点字による表記上のくふうなどの配慮がぜひとも必要である．（小林一弘・瀬尾政雄）

社会

〔社会科の基本的性格〕 小学校学習指導要領「社会」の目標には，「社会生活についての正しい理解を深め，民主的な国家，社会の成員として必要な公民的資質の基礎を養う」とあり，中学校においては，「地理，歴史，政治・経済・社会などに関する学習を通して社会生活についての理解と認識を養い，民主的，平和的な国家社会の形成者として必要な資質の基礎を養う」とある．

上記のように，社会科は社会生活を正しく理解させ，民主的な国家・社会の成員および形成者として必要な資質を養うことを使命としている教科であり，わが国の民主主義の育成に対して重要な教育的役割をになっている．しかし，このような教科の使命や役割が十分達成されるかどうかは，各学校で作成する指導計画が適切なものかどうかにかかっているといわなければならない．

〔盲学校における社会科指導〕 視覚に障害をもつ盲学校児童・生徒の教育といっても，その究極のねらいは有為な国民の育成をめざすものであり，普通小・中学校と同じである．社会科においても，わが国における民主主義の育成に対してもつ教育的役割や学習の体系，領域などについては，一般学校の教育と本質的に変わりはない．

盲学校での指導に当たっては，上記の基本的なねらいをふまえて，視覚障害の特性に即し，その欠陥を補うよう配慮しなければならない．そして効果的に学習を進めるために，具体的に指導内容を検討し，児童・生徒の発達の状況，思考過程の特徴を正しくとらえ，どうしたら正しい社会認識を得させることができるかの内容および方法を追求することがたいせつである．また，教材教具の開発や，指導方法に特別の配慮とくふうを加えるなど，いわゆる学習指導法の改善こそ，現在，盲学校社会科指導に課せられた大きな課題であるともいえる．

〔社会科指導上特に考慮すべき事項〕 (1)視覚障害から起こる経験の狭少なことを補うように努める．

あらゆる学習においていえることであるが，児童のもつ経験が学習の基礎になっている場合が多い．新しい経験は既有の経験を基礎として構成され，身につけられることは学習の原則である．特に低学年社会科は直接経験を根底として単元が構成されており，こどもが生活で直面する問題の解決を中心として，有効な生活経験を積ませるよう配慮しなければならない．

指導を進めるに当たっては，まず盲児の場合，日常生活を通して習得される経験内容はきわめて狭く，普通児と比べて相当の差のあることを考えなければならない．それは社会に対する経験の狭さであり，いま一つは，その経験が視覚を通してのものでないための片寄りであることである．たとえば，自然的な事象に対する経験が狭いとか，または個々に経験し理解したことがらが相互に関連し，総合的にとらえられていないことなどが多いわけである．

したがって，盲児童・生徒の社会科の学習に当たっては，指導段階以前に，目標達成のために必要となる基礎的な経験や，いままでに習得してきたことがらを総合的に整理して，学習への基礎をまず固めてやる必要がある．

(2)個々の観察や認識を構成して，総合的に事物・事象をとらえるように指導する．

社会科の学習は，具体的事象をとらえてこれを学習のねらいや児童・生徒の能力に応じて分析したり，総合したりして必要な概念を形成していくことである．そのためには，①学習を抽象的にせず，具体的にし，②社会事象や事物認識を注意深く観察させるようにし（そのものの形，大きさ，状態，働きなど），③事象や事物を関係的にとらえさせ，④さらに人間の営みを深く考えさせるよう留意しなければならない．

盲児の事物認識の一つの特徴として，事物・事象についての基礎的な理解が十分なされていないということがある．実物や模型・視聴覚教材などを活用することが強調されるのはこのためである．また，事物・事象についての理解が個々別々のものとしてとらえられていることが多く，それらを有機的に関連づけて一つ

の総合された社会事象として理解させるためには，個々別々のものを思考的に構成する指導が重要となってくる．このことは社会科の学習において空間的な理解や自然と人間，あるいは社会的な組織や機能を理解するうえに，常に考慮して指導しなければならない基本的な事項といわねばならない．

(3)見学・調査活動など，能動的な学習活動を重視して指導をすすめる．

見学・調査活動の特色は，児童・生徒が教室外に出て生きた社会生活の実態に直接触れられる点にある．そして，事後の学習において共通経験として生かすことは，学習を具体化するだけでなく，その過程で児童がさまざまな能力を発揮し，自ら問題の解決を体験するという貴重な機会となる．

また，受身の学習態度になりがちな盲児童・生徒にとって，これらの学習は自主的に学習に取組み，学習意欲を高めるための大きな刺激剤となることが考えられる．一方，社会に対する関心を著しく高めるという働きも出てくる．一般にこどもたちはそうであるが，盲児はとかく狭い自分の経験の範囲内で社会事象をとらえ，しかも，それをきわめて簡単に割切って平気でいることが多い．ことに低学年の児童は，ごく狭い生活環境の中で生活していることを忘れてはならない．それだけにかれらの生活経験や視野を広めてやり，主観的，一面的な事象の把握の仕方を客観的なものに高めてやることが必要であるが，その際に効果を発揮するのが，見学や調査など，能動的な学習活動であるといえる．

(4)地理内容の指導に当たっては，視覚の欠陥から起こる弊を補うように努める．

空間認識を基にした地理の学習は，盲児にとって大きな困難を伴う．それは空間認識が視覚によった方がより容易で確かであるからで，教室空間の認知，あるいは学校を中心にした近隣社会の認知も，盲児にとっては容易でない．近隣社会の学習は小学部低学年で行なわれるが，その方法は実地学習を行ない，それに基づいて絵地図を作成する作業を行なう．実地学習では，町角のポストは触察により認知し，魚屋は臭覚で，織物工場は聴覚でといったように，視覚以外の器官を十分活用して調査活動が行なわれる．作成する絵地図は，模型式のものを手はじめに，それを記号化して表示する地図にまでもっていくわけである．地理の学習では，地図は欠かせない教具であるが，正しい地理認識を得させるためには，凹凸状のある立体地図のほかに，手に取って味覚・臭覚・触覚によって確かめられる物産標本，また，扇状地，段丘，盆地，川の蛇行などの立体模型などは，非常に有効な教具であって，欠かすことはできない．

(5)視覚的な理解の欠陥を補うため，録音教材の利用などの学習指導のくふうを行なう．

録音教材は盲児の聴覚を活用したものであるが，それは単に視覚に代わるものとして，聴覚に訴えるという意義だけではない．

盲児はどうしても，ことば中心の理解に陥いる傾向（言語主義的傾向）があるが，その欠陥を是正できる有力な方法は，録音教材の利用であるといえる．日本あるいは世界各地の現地録音，時代考証の確かな歴史ドラマ，公害や交通事故に苦しむ人びとの生々しい録音などの教材は，盲児にその場所に，その時代に実際いるような臨場感をもたせ，より正しい事象認識を得させることができる．

ことばを中心にした盲児の理解に，豊富な裏づけを与えることが，録音教材の大きな意義であるといえるが，それと同時に，教科学習に対する興味・関心を高めることにもなり，さらには能動的な学習態度，科学的思考力を養うためにも，有力な教材である．

（谷合　侑・曲渕信彦）

算数・数学

〔算数・数学の指導目標〕 盲児童・生徒に対する各教科の指導目標は，一般に晴眼者に対するものと同一と考えられている．したがって，盲教育固有の問題は主として指導上の留意事項にあると考えられる．しかし，指導上の留意事項は指導の目標や内容と無関係なものではない．目標と内容との関連において定まるものである．

古来，数学教育は①現実生活の必要，②理性をみがき，頭脳の訓練になるという形式陶冶，③自然科学研究のための基礎的教養，という三つの立場から考えられてきた．今日では，数学の応用分野が広がり，単に自然科学だけではなく，社会科学，人文科学の基礎的教養としても強調されるようになってきている．この考え方は数学教育の目標に強く影響しているが，わが国の盲教育の現場においては①を強調する考え方が強い．しかし，これに対して理療科の近代化などの意味も含めて，科学研究の基礎的教養と考える者もある．

以上，三つの立場から数学教育の目標を考えたが，これらは市民教育という具体的な場においては決して

独立なものではない．今日のように市民がそれぞれ合理的な判断力をもつことが必要な社会においては，「現実生活の必要」といっても，従来の概念をはるかに越えるものがあり，経済現象や社会現象を数理的にとらえる能力が求められることになる．小学校の算数科からすでに集合，関数，確率に関する概念を育てようとする動きが見られるに至ったのもこのためである．

ところで，これらの知識が数学的能力として真に役立つためには，それらは断片的な公式や定理の寄せ集めであってはならない．統一ある全体として有機的に組織される必要がある．数学のこのような性格は，いわゆるユークリッド幾何学において最も典型的に見られるところである．今世紀初頭，ユークリッド幾何学が実学とは無縁な，形式陶冶の道具として排斥されたこともあるが，数学の論理的構成のモデルとしての意味は，今日でも十分認められる．したがって，これを学ぶことを形式陶冶の一つと考えるならば，ある種の形式陶冶は市民教育としても必要である．

〔指導の内容〕 以上のように目標を考えるならば，指導の内容はおのずから小・中・高等学校におけるそれと原則的には同一と考えられることになる．しかし，さきにも述べたように，「現実生活の必要」を強調する立場から，低学年においては一般学校と同様であるが，高学年に進むにつれて一般学校の内容より平易なものにとどめるべきであるという主張がある．また，盲児童・生徒の中には，晴眼者に比べて知的に劣る者が多いという立場に立って，指導内容をできるだけ平易なものにとどめるべきであるという主張もある．しかし，これらに対して，盲人は視力の欠損以外に晴眼者と何ら異なるところがないという考えから，指導の目標および内容は，晴眼者に対するそれと全く同様でなければならないとし，視覚の欠損から生じる指導上の困難を指導法の改善と教具の考案とによって解決すべきである，という立場をとる者も少なくない．もちろん，この立場をとるにしても，小学校における投影図や見取図のように，もっぱら視覚的経験だけに依存する内容の指導は困難といわなければならない．したがって，のちにも述べるように「図形の各部分から一平面におろした垂線の足の集合等」の概念を理解できる段階まで，その指導を待たなければならない教材もある．また，計算尺のように現在，まだ盲人にとって実用器になっていないものについては，原理の理解に重点をおき，取扱いについては，軽く触れるにとどめているようなものもある．要するに，盲児童・生徒に対する算数・数学科の指導内容は，一方では目標に基づいて取捨選択され，他方，指導の技術や教具の発達によって影響されることになる．

〔指導上の留意事項〕 指導上の留意事項は，その指導内容との関連において考えなければならないことはいうまでもない．古来，数学教育の内容は数量的なものと図形的なものに分けられると考えられてきた．今日では，単に内容を数量的なもの，図形的なものと対立させるのではなく，その根底にある共通の原理によって，統一的にとらえようとする立場が主張されるようになった．しかし，ここでは便宜上，特に重要と思われる内容について，指導上の留意事項を考えることにする．

(1)計算技術についての留意事項

算数・数学科の指導において，まず，問題になることは計算における困難である．数値計算においては，一定の計算結果に到達するまでには，多くの数値を記憶しなければならない．計算において，数値の記憶と演算を最も原理的な型に整えたものは筆算である．そろばんと各種の計算器もその使用法は細部の相違こそあれ，全く筆算の機械化と考えることができる．そのため，学校教育においては，計算の基本的方法は筆算によって指導される．しかし，計算中の文字の読取りが困難であるため，盲児にとっては，点字器による筆算は必ずしも便利な方法ではない．テーラー計算器をはじめ各種の計算器が考案され，わが国ではそろばんを多く用いてきた．今日ではそろばんは外国にも紹介されている．しかるに，わが国においては，あまりに珠算が普及したため，珠算は筆算とは異なる原理のうえに立てられた計算法であるかのように誤解し，筆算を指導する必要がないかのように考える者もあるが，決して当を得た考えではない．特に分数計算や文字式の計算において，筆算の知識は有用である．

数値計算指導上の留意事項の他の一つは，演算の基本法則を用いた見通しのよい計算法の理解と習熟とである．たとえば，725×24 の計算を行なう場合，これを 725× 8 × 3 と見直して積 17400 を導く．これは筆算に大きな制約を受け，その解決を珠算に求めている盲児の陥りやすい弊害を防ぐうえに必要であるばかりでなく，数とその演算法則の理解を通して，数概念を確立するうえにきわめて重要なことがらである．

(2)図形的内容についての留意事項

盲児童・生徒にとって，図形の認識はきわめて困難

なものと考えられているが，図形認識の方法は視覚にだけ依存するものではないことを，まず理解しなければならない．盲児は触運動的感覚や重ね合わせなどの操作を通して，図形に対するある程度の弁別能力や表象をもっていると考えられる．したがって，図形の指導においては，盲児がすでにもっているこの種の弁別能力や表象を合理的に組織化し，これを通して幾何学的概念の確立を図るべきである．たとえば，正方形の概念を導くためには，折り紙のもつ特徴を想起させる．すなわち，対角線を折り目として折返すことにより，完全に重ね合わせることができる．このことから隣合う辺の長さが等しいこと，相対する角の大きさが等しいことが導かれる．また，1組の対辺の中点を結ぶ線で折返すことによって，完全に重ね合わせることができる．このことから隣合う角が等しく，相対する辺の長さが等しいことが導かれる．これに対し，点字用紙で同じ操作を行なった場合，あとの操作に対しては同じ結果が得られるが，初めの操作に対しては結果は異なる．ひし形の紙片を用いて同様に試みた場合，前者に対しては折り紙と同じ結果が得られるが，後者に対しては異なる．こうした経験から，正方形，長方形，ひし形などの特徴が抽出され，これらによって逆に正方形，長方形，ひし形などを定義することができる．このことは単にこれらを触運動的に観察させる以上の効果をもっものであり，小学部における図形指導の基本的方法として認識されなければならない．さらに，合同な図形を二つ，あるいはそれ以上用いることも必要である．たとえば，合同な平行4辺形の紙片を2枚重ね合わせて，一方を180度回転させると，ふたたび他方に重ね合わせることができる．このことを通して2組の対辺の等長と平行，対角線が互いに他を2等分すること，対角が等しいことなどが発見される．4枚の合同な3角形を組合わせることによって，角は初めの3角形の角と等しく，辺の長さがそれぞれ2倍の3角形ができることから相似の概念に到達させることができる．さらに，この操作によって相似比が2の相似形の面積は，初めの図形の4倍となることなども理解させることができる．

図形の分解，合成に関する操作の経験は，平面図形の面積公式の理解に導くことはいうまでもない．要するに，図形の指導に当たって盲児童・生徒が日常，事物の形態の認識に用いる手段を数学的に再編成し，系統的な経験として組織的に課することが必要である．ただ，回転体や投影図，見取図に関する知識は経験的に与えることは不可能であり，これらの指導に当たっては，「与えられた図形が一直線を軸として回転するとき，通過する空間の部分」とか，「空間内の図形の各部分から一平面に下した垂線の足の集合」などの概念の理解によらなければならない．したがって，見取図のように高度の理論的取扱いの必要なものについては，少なくとも小・中学部においてはその指導を断念せざるを得ない．

図形的内容の中で，しばしば問題となるものとして作図があるが，算数・数学科における作図は，製図ではないことに注意しなければならない．特に盲児童・生徒の行なう作図は，描かれた図自体にほとんど実用的意味がないのであるから，数学教育上，作図の占める位置を十分理解して指導しなければ，いたずらに生徒を混乱させる結果に終わることがある．盲教育において作図を指導することの意義は，作図の操作を通して図形の表象を明確にし，その性質を明らかにすることにあると考えられるので，描かれた図の精巧さは本質的なものではない．盲人用の作図板についても種々の考案がなされているが，従来用いられてきたボール紙に，かや地を張ったもののほか，ゴム板，ボール紙に融点の高いワックスをしみ込ませたものなどがあるが，いずれも便利なものである．用紙としては，点字紙のほか薄いプラスチックフィルムやアルミ箔が好適である．定規やコンパスなどは特に盲人用のものを考える必要はない．一般の市販のものの中に十分利用できるものがあるので，これらを用いることが望ましい．

(3)グラフの指導についての留意事項

一口にグラフといわれるものの中には関数のグラフや，これに発展する折れ線グラフのようなものと，円グラフ，帯グラフのようなものとがある．前者は座標を媒介として式と図形の結合を行なうものであり，教育上，その取扱いはきわめて重要なものである．これに対し，後者は集計，分析などの結果を視覚的に表示する効果が大きいので，実用的価値が高いものとして，算数教育に取入れられたものと考えられる．しかし，盲児自身にとっては，円グラフや帯グラフは必ずしも実用上便利なものとはいえない．したがって，これらの指導にはあまり深入りしないことが一般に承認されている．関数グラフについては，数学教育に占める位置の重要性から，盲教育においても，しばしば研究の中心問題として取上げられてきた．しかし，その研究は与えられた式のグラフをいかに描かせるか，そ

のためにはいかなる教具を用いるか，という点にその中心がおかれてきた．その結果，盲生徒用のグラフ用紙やグラフ盤が考案され，今日では，この点に関する限り問題はほぼ解決されたと考えてよい．しかし，一般の中学校，高等学校における場合も同様であるが，関数とそのグラフとの関係を，与えられた関数を満足させるx, yと点（x, y）の集合の関係として理解させることが最も重要な問題である．グラフによる方程式の解法など計算図的なことがらについては，盲生徒にとっては実用的な価値をもつとはいいがたい．したがって，グラフ盤などの教具の使用に当たっては，「与えられた関数関係を満足させる数の組（x, y）を座標とする点集合」という概念の理解を目標に指導を展開すべきである．このようにすれば，グラフの概形を通して関数の特徴をとらえることはもちろん，逆に感覚的に図形の性質を認めることの困難な盲生徒に対して，図形を方程式に対応させ，式を通して図形の特徴をとらえることも可能となり，本来，数学教育が関数グラフの導入に期待した効果を十分に発揮させることができることになる．（尾関育三）

理科

〔理科教育の意義・目標〕 理科は自然の事物・現象を対象とする教科である．盲児童・生徒は視覚を欠いているため，さわるなどして積極的に事物・現象に働きかけなければ，情報を得ることは困難である．とかく消極的で受動的になりやすい視覚障害の児童・生徒に対して，刺激が強く働きかけやすい物を用意して学習を展開する理科教育は，その意味において大きな意義がある．視覚に障害のある児童・生徒における理科教育は，まず，物を中心とした学習が展開され，積極的に自然の事物・現象に働きかける能動的な盲人の育成を期して行なわれる必要がある．

次に，理科の目標については，次の二つの大きな柱からできているといえよう．すなわち，①探究の過程を通して科学の方法を習得し，科学的な能力と態度を育成する．②基本的な科学概念を理解し，自然の認識を深める．

これらの目標は，相互に密接に関連しあって，小学校，中学校，高等学校ごとに児童・生徒の発達の状況に応じて示されている．これらの基本的目標は，視覚に障害のある児童・生徒にとっても同様に必要なことであって，盲学校学習指導要領によれば，「盲学校小学部・中学部・高等部の理科の目標は，それぞれ小学校，中学校，高等学校学習指導要領に示すところに準ずる」ことになっている．しかし，それぞれの目標には，視覚に障害のある児童・生徒の特性を十分に考慮しなければならない事項を含んでいる．

目標①については，まず，1人ひとりの児童・生徒が主体的に学習に取組めるように，学習の個別化を図る必要がある．さらに，情報収集の際には，触覚，聴覚，臭覚，味覚，温度感覚など保有する感覚を有効に活用して，自然の事物・現象を総合的に認識できるよう配慮することがたいせつである．

目標②については，小学部・中学部・高等部のそれぞれの段階において，何を基本的な科学概念として選ぶかということが重要である．自然科学を理解するうえで，かぎとなるものを選ぶわけであるが，たとえば次のようなものが考えられる．

(1)物質概念：最初は，いろいろな物質の特性を観察し，比較したり，分類したりして得られる巨視的にみた場合の多様性と保存性の概念形式に重点をおき，順次，発達の状況に応じて，微視的にみた場合の粒子概念の形式へと導く．

(2)空間概念：空間概念には，形や配列の概念，方向概念，位置や運動の概念が含まれる．視覚に障害のある児童・生徒は，特に空間概念の獲得，形成に力を入れる必要がある．観察した事実に基づいて，レーズライター（作図器）などを用いて再現させると効果がある．

(3)量概念：量概念には，長さ，質量，時間，温度や面積，体積，密度，速さなどが含まれる．視覚に障害のある児童・生徒は，これらの量概念を日常生活の中で体験することが少ないので獲得しにくい．したがって，小学部の低学年から，できるだけ量的な観察をさせ，感覚的および器具による測定能力を高める必要がある．

このほか時間概念，数概念，エネルギー概念，つり合いの概念，相互作用の概念や生物の基本概念などが考えられる．

ここで重要なことは，これらの概念が具体的な操作または直接経験を通してだけ形成されるということである．したがって，科学の方法の習得と基本的な科学概念の理解とは，互いに助け合い深め合っていくものであることに留意しなければならない．

〔理科の内容〕 内容については，盲学校学習指導要領によれば，基本的には一般の小・中・高等学校学習指導要領に示すところに準ずると規定されている．し

かし，内容の選定に当たっては，視覚に障害のある児童・生徒が学習するという立場から，次の諸点に留意することがたいせつである．

(1)視覚に障害のある児童・生徒の自然認識の過程を考慮する．

視覚に障害のある児童・生徒の自然認識は，不確かな視覚か，視覚以外の諸感覚を活用して，自然の事物・現象から情報を収集し，それらを取捨選択したり，処理したりして総合的に行なわれる．しかし，情報収集の80パーセント以上を担うといわれる視覚に障害があるため，一般学校の児童・生徒の自然認識の過程とは，本質的に異なるものと思われる．したがって，内容の選定に当たっては，まず，視覚に障害のある児童・生徒の自然認識の実態を十分に考慮する必要がある．

(2)基本的な事項を精選する．

視覚に障害のある児童・生徒は，一般学校の児童・生徒に比べて，同一内容の学習でも多くの時間を要する場合が多い．特に実験，観察など具体的な操作を通して概念形成を図らなければならない理科の学習では，この傾向が著しい．また，学習指導要領に示されている内容は，具体的な事項を細かく指定しているわけではないので，各項目をどのように具体化し，必要な観察，実験などを取入れていくかが重要な課題である．したがって，一般学校の児童・生徒よりも，より基本的な事項を精選して学習を進め，習得した事項を他へ転移させることが必要である．

基本的な事項の精選に当たっては，理科の目標を分析して具体化し，具体的な目標に照らしてその必要性を検討することがたいせつである．すなわち，取上げようとする内容が，基本的な科学概念の全体構造の中で，どのような位置を占め，どのような役割を果たすか．また，探究の過程において，どのような科学の方法の習得と関連するかを検討して，内容の選定に当たる必要がある．

(3)視覚に障害のある児童・生徒の実態を考慮する．

内容の選定に当たっては，児童・生徒の実態を明らかにすることも欠かせないことである．児童・生徒の実態は，学校や家庭での日常生活や学習活動に現われる姿や，諸検査，諸調査などによって把握することができる．その際，一般的に見られる傾向を明らかにするとともに，さらに1人ひとりの児童・生徒の実態を明らかにすることがたいせつである．そのためには，次のような観点が考えられる．①視力，視野，眼疾，障害の発生時期など視覚障害の状況を把握する．②触覚，聴覚ななどの感覚機能，肢体の運動機能，知能，言語，情緒，内臓器官などについての障害の状況を把握する．③生活歴，社会成熟度，理科学習内容の興味や関心，学力，体力など学習活動の能力や態度を把握する．

〔理科の指導法〕 視覚に障害のある児童・生徒の理科の内容は，前述のように基本的には一般学校のそれに準ずるわけである．しかし，その指導に当たっては，自然認識の過程が異なるので，方法上考慮を要する事項がみられる．以下，視覚に障害があるため，指導困難と思われる内容について，2，3の例をあげ，その指導法の概略を述べる．

(1)光の性質に関する内容：まず，①光の存在を認識させる必要がある．光を熱線でとらえ，光と影を温度感覚で認知させる．②温度感覚の代りに，感光器（光のエネルギーを音に変える器械）を用いて，光と影を音の高低で認知させる（この段階では，暖かいと感光器の音が高いという認識）．③電熱器と螢光灯に感光器を向けて，光の認知を熱線から可視光線へと切替える（感光器の音が高ければ明るく，低くければ暗いという認識）．

以上のことをもとにして，感光器やそれを応用した盲人用光学台を用いて，光の直進，反射，屈折の学習を進める．

(2)天体に関する内容：天体に関する内容については，一般学校の児童・生徒はまず観測から入り，その現象をとらえることから地球と宇宙との関係を理解していくことができる．しかし，視覚に障害のある児童・生徒にとっては，観測は太陽を除きほとんど不可能である．このため，天体の事象をモデル実験におき替えて論理的に考察したり，適切な模型などを活用して，空間概念の拡充に努めなければならない．たとえば，星については，次のような流れが考えられる．

星の見え方 まず，星はどのようにして見えるのかを調べる．スリガラスのうしろに感光器をおき（人の目と考える），その前方に細い平行光線の出る光源（星と考える）をセットする．光源をスリガラスからだんだん遠ざけると，スリガラスでの明るさがどう変わるかを調べる（明るい星でも非常に遠くにあると，とどく光はごく僅かであるという認識）．

次に，スリガラスの近くに，明るい電球をつけ（太陽と考える），遠くにある光源を点滅して，すりガラスでの明るさがどう変わるかを調べる（昼間は星から

光はきているが，太陽が明る過ぎるために見えないという認識）．

星の並び方　立体的に位置づけられた3，4個の光源から平行光線を出し，すりガラスへ投影する．次に感光器で光の位置を調べてセロテープの小片をはり，レーズライターに写しとる（隣どうしの星も立体的には非常に離れているという認識．星座の意味をモデル実験でとらえさせる一つの方法）．

この場合，光の直進が理解されていることが前提となるので，光の直進の学習のあとへ，星の学習を移すなど，他の内容との関連も配慮する必要がある．

(3)化学反応の認知：化学反応の認知については，まず，触覚，聴覚，臭覚，味覚，温度感覚など保有する感覚を有効に活用して，その変化を総合的にとらえることが必要である．また，視覚に障害のある児童・生徒に適した実験法を積極的に開発する必要もある．2，3の例をあげて説明する．

①色の変化や沈殿の有無の認知は，感光器を用いて，音の変化におき替え認知させる．たとえば，溶液の酸性・中性・アルカリ性の認知は，指示薬ＢＴＢ溶液を加えて，色の変化を感光器で調べさせる．

②気体の発生については，固体同士を乳ばちでこすり合わせて混和し，出てくる気体の臭いをかいで認知する(粉末実験法)．たとえば，アンモニア（塩化アンモニウムと水酸化ナトリウム），二酸化イオウ（亜硫酸水素ナトリウムと硫酸水素ナトリウム），塩化水素（塩化ナトリウムと硫酸水素ナトリウム）．

このほか，顕微鏡の世界の観察など形態の認知については，適切な模型や真空成形機などによる触覚教材の活用を図るようにする．

〔指導上特に配慮を要する事項〕(1)まず，児童・生徒が進んで自然の事物・現象を調べようとする意欲を起こさせるよう配慮することが必要である．

視覚に障害のある児童・生徒は，一般的に自然の事物・現象についての関心が薄く，消極的受身の態度に陥りやすい．したがって，次のような点に配慮して指導に当たる必要がある．

①視覚に障害をもつ児童・生徒の身辺に，安心して自然と親しめる環境を整えること（例，教材園などの拡充，強化）．②教材の選定に当たっては，わかりやすく，興味のもてるものから入り，児童・生徒が自然の事物・現象に容易に働きかけやすいようにすること．③自然の事物・現象への経験が乏しい点を考慮して，常にレディネスに留意し，導入段階を重視すること．

このようにして，自然の事物・現象への関心を育て，高めるくふうが必要である．

(2)野外観察や実験の際には，特に事故防止について配慮し，危険予防の能力と習慣を身につけさせることが必要である

視覚に障害のある児童・生徒は，1度でも事故にあったり，非常に驚いたりすると，次の学習からは，過度の緊張感や危険感をもって，学習に興味をもたなくなることが多い．

このため，危険個所の認知の仕方や，正しい観察の仕方，実験の方法を理解させ，日常生活においても科学的な行動や習慣を身につけて，危険を防止できるよう指導することがたいせつである．（中田和元）

〔盲人用理科機械器具〕一般に市販されている理科機械器具は，視覚によりその目的が達せられるようになっている．盲人用の理科機械器具として，一般市販の機械器具に点字目盛りをつけるとか，多少手を加えて利用できるものもある．たとえば，自動ばかり，注射器を利用した液量計など盲人が自分で実験観察を行なうためには，盲人用理科機械器具がどうしても必要である．

(1)盲人用感光器：CdS(硫化カドミウム)を利用し，光の明暗によって発振音が変化する仕組になっていて，大きさは，発振器の部分が10センチメートル×4センチメートル×2.5センチメートル，CdSの部分が半径0.5センチメートル，長さ10センチメートルで軽く使いよいものである．これは盲人の理科教育にとって，たいへん利用価値の高いものである．この感光器を使うことにより，可能になる実験を四つの分野別に1，2例をあげてみる．

①物理：光学実験が可能になる．たとえば，凸レンズによる像のできかたは，物体（ローソクの炎）と凸レンズの位置関係は触察によりわかる．像の大きさ，正立か倒立か（炎のゆれる位置がスクリーンの上か下か）は，スクリーンに写し出された像を感光器で調べることにより知ることができる．ただし，虚像は知ることができない．

振り子の実験，振り子のおもりが通過するとき，光をさえぎることを利用して振動数を知ることができる．

②化学：試験管，フラスコなど透明な容器にはいっている液面の位置を知ることができる．感光器を容器に当てて上下させると，境界面で音の変化がある．

沈澱の生成を知ることができる．たとえば，3本の試験管に，それぞれ水，硝酸銀溶液，食塩水を入れ感光器で調べると，3本とも同じ音がする．次に硝酸銀溶液を水と食塩水にいれてこの2本の試験管を感光器で調べると，食塩水の方は音が変化するので白濁したことを知ることができるのである．

③生物：アルコールにより葉緑素が抽出されたことを，葉を入れたアルコールと，葉を入れなかったアルコールを感光器で調べることにより知ることができる．また，でんぷんの検出は葉のヨウソ溶液による葉の色の変化を感光器により知ることができる．

④地学：垂直な棒とその影の長さにより太陽高度が求められるので，棒の影の位置を感光器で知ることにより太陽高度を求めることができる．また，黒のラシャ紙などで感光器の半径と同じ太さのパイプを作り，パイプの一端に感光器を取付け，他端を太陽に向け（音の最も強い位置）水平面とパイプのなす角を求める．

(2)盲人用温度計：バイメタルを利用した温度計で長さ約15センチメートル，半径0.3センチメートルほどの金属棒（この中にバイメタルが仕組まれている）と指針のある点字目盛りのついた円板からなっており0°C～100°C の測定が可能である．

(3)盲人用上皿てんびん：この上皿てんびんは分銅加除式直示上皿てんびんの1種で，分銅の加除は点字のついたダイヤルで行ない，はかりが釣合ったか否かを音の信号により判断する．釣合いの状態になったとき，点字目盛りダイヤルの数値を触読する．秤量は100グラムで，感量は100ミリグラムである．

(4)　盲人用はさみ尺：このはさみ尺は管の外径，球の直径，板の厚さなどを1ミリメートル程度まで正確に測るもので，目盛りの長さは40センチメートルで，副尺を使うことによって1ミリメートルまで測定できる．

(5)その他の盲人用機械器具：①盲人用ばねばかり，②盲人用直示てんびん，③盲人用マイクロメーター，④盲人用電流計，⑤盲人用電圧計，⑥盲人用回路試験器，⑦盲人用はく検電器，⑧盲人用光学台，⑨盲人用磁針．

以上のような盲人用機械器具があるが，盲人の理科教育のための機械器具としては不十分であるから，現場の教師は，それぞれくふうして実験機器を自作し，理科教育目標達成に励んでいるのが実情である．

（野口功・中田和元）

［参照文献］
特殊教育諸学校学習指導要領　文部省　昭46
同上解説書　文部省　昭47
盲学校理科実験と観察　文部省　昭42

音楽

盲学校における音楽の指導に当たって，特に次のような点に配慮することが必要である．

「歌唱」の指導においては，小学部の低学年から聴唱法による歌い方に慣れさせ，基礎的な歌唱技能を身につけさせる．視覚を通じて模倣することが不可能な場合，内部感覚やその場の反射音を活用して，常によい姿勢を保ち，正しい発声，発音および声量の調節ができるように配慮する．また，愛唱歌を増やすために数多くの曲を取上げることも歌唱指導においてはたいせつなことである．また，合唱に際しては，聴覚を通して，同一声部の速さ，強さ，音色などをそろえ，他の声部との調和を図れるようにさせる必要がある．

「器楽」の指導においては，まず楽器いじりや遊びを十分にさせて，その楽器をよく理解してから演奏に移らせる．演奏するときも，運動感覚や聴覚によって音色や音量のコントロールが行なえるように指導する．また，太鼓や木琴を奏する時にバチの先が正しく位置づけられたり，オルガンやピアノのタッチが正確に行なわれるように，楽器の基本演法を正しく身につけさせることに留意する．

盲学校は一般に少人数のクラス編成であるため，合唱，合奏などでも個人指導を通してバランスのとれた美しいハーモニーをめざして指導するが，半面，集団としての協調性に欠ける面もある．そのため，隣接の学級や学年と合併した多人数の合唱，合奏も，学級や学年単位の授業と並行して行なうことを考えたい．

リズム，旋律，和声の基礎領域の中において，特にリズムは多くの視覚障害児が最も不得意な分野である．小さいころから両親の過度な保護を受けやすく，また，家庭の中にとじこもりがちになり，遊びや生活経験がきわめて少ない．そのために遊びの中で自然に身につけるリズミカルな歩行などの経験が不足しやすい．したがって，各種のリズム運動を通して，リズム感を育てるようにくふうすることが特に要求される．単に手拍子や打楽器などによるだけでなく，全身によるリズム表現の機会を多くするような配慮も必要である．

旋律，和声については，一般学校の児童・生徒との

間に比較的差は少ないが，特に配慮したいのは音感についてである．これは視覚障害児の障害物知覚の能力との相関性も高いので，音楽の授業のみならず，いろいろな角度から総合的に指導する．

盲学校において使用されている教科書は，弱視児は一般の学校と同じ教科書であり，視覚を有しない生徒は，それに準じた点字教科書である．そこで用いられている点字楽譜は文字譜であり，普通の5線楽譜に比べ，高さ，長さなど，音符の表出がきわめて抽象的で，感覚的に提示されない．そこで，点字楽譜の指導は，リズム，旋律，和声の感覚が十分に養われたあとに1人ひとりの児童・生徒の学習状況をふまえて，個人指導を行なうのである．学年が進むにつれ，以上のほか，さらに次の点を考慮して指導すること．

点字学譜を使用している生徒のソルフェージュにおいては，点字楽譜が文字譜のため，一般に音を個々にとらえがちなので，音をフレーズとしてつかませるようにし，さらに，メロディーを流れとしてとらえるように指導することがたいせつである．

盲学校の少人数教育は，ともすると個人指導に片よりがちなので，中学部では歌唱，器楽とも多人数のアンサンブルを中心に指導し，演奏能力や表現能力の高い生徒には，さらに高度の感性を育てるために，少人数のアンサンブルも指導する．

歌唱では男子生徒の変声が一般の中学校の生徒と比べ，期間や程度が異なる生徒や，俗に「めくら声」と呼ばれる独得の悪い発声をしている生徒も時にあるが，そういう生徒には特に授業に楽しく参加できるように，無理のない音域で歌えるように移調したり，発声練習の時に生徒の音域や音色を考慮して，ハーモニーにして行なうなどくふうする．

創作の分野では，生活経験や遊びの経験が少ないために，創造的表現の幅がきわめて狭い生徒も多い．なるべく多くの機会を利用して，なま演奏やラジオ，テレビなどの視聴覚教材や教具を利用するとともに，他の教科との関連も密にし，より幅の広い，創造的な表現ができるように配慮する．

また，早期教育の一環として特定の楽器（主として琴やピアノなど）の指導やソルフェージュなどを小学部の時期から音楽の授業時間とは別に，才能のある児童・生徒に個人指導することは効果が大きい．

（足立勤一）

図画工作・美術

〔小学部図画工作〕 目標ならびに各学年の目標および内容については，小学校学習指導要領に示されたものに準ずることになっている．

また，指導計画の作成と内容の取扱いについては，次のような配慮をするよう掲げられている．

(1)視覚を有しない児童に対する指導計画の作成に当たっては，造形活動への関心や意欲を高めるため，「彫塑」「工作」および「デザイン」に重点をおき，知覚できる材料を使って，「絵画」に関する適切な指導ができるよう配慮することが必要である．

(2)「鑑賞」の指導に当たっては，彫刻や工芸などの作品に直接手で触れることによって，作品のよさ，美しさを味わうことができるよう配慮することが特に必要である．

(3)危険を伴う用具や機械を使用する場合には，安全のための服装を整えさせ，個々の児童の視覚障害の状態や能力などに応じて，補助具，安全装置などをくふうして利用するとともに，安全のための技能や態度が養われるよう配慮することが必要である．

どの内容を取扱う場合にも，小学部入学当初の児童の特質を考慮し，体を柔軟にする遊び，物をつかむための遊び，紙を破る，棒を折るなどの基本となる動作ができるような指導を計画の中に加味する．

盲児童の造形活動がすすむに従い，手足の運動がコントロールされ，触運動を通しての造形活動への意欲が高められていく．児童が外界へ次第に働きかけ，周囲の刺激を整理し，自身で整理することによって自分自身の行動をコントロールしていく．この能力の伸びかける機会をとらえて，次の指導段階に導入していくようにする．

小学校学習指導要領では，内容に示された各領域の授業時数の配当の割合は，おおむね次の通りとされている．

「絵画」および「彫塑」40パーセント，「デザイン」15パーセント，「工作」40パーセント，「鑑賞」5パーセント．

盲学校ではこの割合を，視覚障害の程度と，1人ひとりの能力の進歩の度に応じて「彫塑」，「工作」，「デザイン」に重点をおくことにしている．

絵画：全盲である児童の絵画は，描く絵，貼って作る絵，これらを組合わせた絵，いろいろな版画などであり，触ってわかるものである．

描く絵とは，蚊張布地や防虫網を張った図画板の上

に，点字用紙や画用紙をのせ，紙の上から点筆や鉄筆などを当てることによってできる点の連続線で表現される絵．あるいは，ゴム盤の上にセロファン紙かビニール紙を当て，点筆などで線を引くと，ゴムの弾性によってセロファンやビニール紙に隆起した軌跡ができる．この軌跡で表現する絵（レーズライター），セルロイドや金属板，ビニールの塗装された紙にニードル（エッチングの刀）や釘できずをつけて表現する絵などである．

そのほかに，ものをならべた絵，びょうやピンで止めた絵，点字タイプライターで描いた絵やレリーフ，いろいろな版画などがある．

見たことのあるものなどを自由に描く，ということが困難な場合には，題を与えるところから始め，必要に応じて自由に表現させる．表現に必要な技法，たとえば，のりを使う，点筆を持つ，ものをつかむことなどができない児童には，その児童の心身の発達に応じた段階から指導計画を立てる．

中途失明の児童や弱視児童で平面に表現することのできる場合には，晴眼児童と同じように描画をさせる．

彫塑：可塑性のある材料で，触わって不快感をもたないものを選ぶ（臭気のあるもの，粘りが強すぎるもの，ざらつきの強いものは盲児童に適さない）．

物の基本となる形（立方体，直方体，球，円柱形）や変形したものを作り，自由に組立てる．

大づかみな表わし方で，身のまわりのことやものをつくる．粘土を主として他の線材や面材と組合わせてつくる．

彫塑をするに当たっては，いろいろな実物，模型，はく製，標本などの造形品に広く接触させ，形や材質，部分や全体の特徴などをつかませるようにする．

彫塑に必要な基礎的な技術（粘土の手びねり，ひもづくり，板づくりなど）や用具の扱いになれさせて，身のまわりにあるものや想像したものをつくらせる．

粘土を初めて持つ児童で，指の運動が十分にできない場合には，ちぎる，たたく，指でつっつく，など初歩の段階から指導をする．

手や体に力がつき，釘，彫刻刀，木づちなどの道具が扱かえるようになったら，軟質の石や石膏，石けんなどを素材にした彫刻を作らせる．

盲児童の作品が一般の作品と違っていたり，理解しにくい作品となっても，その製作の過程を観察し，その意図と努力を理解し，励ましながらその能力を高めるようにする．

デザイン：興味をもって簡単な飾りや，知らせるものを作ることができるようにする．色や形などで自由な組合わせや組立てができるようにする．目的に応じたくふうをしながら飾りをつくることができるようにする．

全盲の児童には，触空間の再構成ができるよう，造形活動に対応した会話を交え，色彩の調和，形の調和が理解できるように指導する．

色彩の弁別が困難な弱視にたいしては，眼科医と相談して指導計画を立てる．

デザインの学習に必要な発想，設計，工作技術は，彫塑，工作ならびに絵画の学習とともに進むようにする．

工作：紙類をおもな材料とし，興味をもって作ることができるようにする．動く仕組を触わって理解したり　おもちゃや家などを作る．板や棒を組立てて箱や本立てなどを作る．

ホッチキス，はさみ，木工具，接着剤などを使うことができるようにする．

全盲の児童には，紙を丸めて筒を作る，紙を折ってホッチキスで止める．積木をすること，など簡単な工作から順次複雑なものを作るように指導する．

のりを使う場合に，盲児童が適量ずつ使えるようにチューブ入りを使わせるとか，木材を切る場合に両刃のこぎりを使うより，電動ミシンのこぎりを使用させて，大きな労力を省き児童が楽しく工作ができるような配慮をし，次第にのりのびんから適量ののりを出し，適量に使えるようにしたり，木材を両刃のこぎりで切ることができるようにする．

工具，機械を扱う場合には．正確に作業ができるような補助具や安全に使えるような装置をくふうする必要がある．

鑑賞：自分の作品や友だちの作品を触ったり，幻灯でみたりし鑑賞する．作品をたいせつにし，作った人の気持を考えたり，作るときの苦心や喜びを話合って鑑賞する力を養う．

弱視児童には絵画の鑑賞をさせるが，必要に応じて弱視用の眼鏡や実物投影機，幻灯などの光学機器を用いる．

触わって鑑賞をするときに，片手を基準に他方の手を動かすとか，全体と部分を交互に触わらせるなどの触わらせ方の研究をすすめ，十分に正しく鑑賞ができるような指導計画を立てることもたいせつである．

〔中学部美術〕 目標ならびに各学年の目標および内

容については，中学校学習指導要領に示されたものに準ずることになっている．

盲生徒は成長過程における生活経験が限定された範囲にとどまり，狭く，技術的な面の進歩も遅いので，美術の学習を通じ，経験拡大の素地を提供してやらなければならない．

物には形も大きさも量も重さもあって，触知覚運動によって十分つかむことができる．構成美も機能美も触覚に訴えて鑑賞をした方がよい場合もある．

ひと目見て，全体を認識することができないことから，部分と全体を交互に触わって全体を統合理解したり，いろいろな道具を巧みに使えないために，晴眼の生徒より多くの時間が必要となるが，盲生徒に美術の学習は困難だという理由にはならない．

作ろうとする意図と，手の働きが一致するように，小学校の図画工作の学習に続いて，段階をふんだ指導計画を立てる．

また，指導計画の作成と内容の取扱いについて，次のような配慮をするよう掲げられている．

(1)視覚を有しない生徒に対する指導計画の作成に当たっては，積極的に造形活動をする意欲を高めるため，「彫塑」，「工芸」および「デザイン」に重点をおき，知覚できる材料を使って絵画表現や版画の指導ができるよう配慮することが必要である．

(2)「鑑賞」の指導に当たっては，彫刻や工芸などの作品に直接手で触れることによって，作品のよさ，美しさを味わうことができるよう配慮することが必要である．

(3)用具，塗料，溶剤ならびに加熱器具などの使用に際しては，危険予防のために，それらの配置，保管および換気などについて配慮することが必要である．

絵画：触わってみることのできない純粋の絵画は，先天的盲生徒に学習させることは困難である．小学部の「絵画」に述べたように，触わってわかる表現で学習をさせる．

中学生になると，生活の中で物の位置，方向などの定位が楽になるので，立体物を平面的に図示したり，物の性質を理解することができてくるので，種々な性質の物を組合わせたはり絵など，すすんだものが作れるようになる．

中学生らしい自信と夢をたいせつに育て，造形活動に興味と意欲がもてるような内容指導をする．

彫塑：いろいろな材料を経験させるようにするが，作品をつくる際に厚板に心棒をたてて塑像を作ったり，石膏どりをするなど，小学部で学習した作品より大きなものを作らせるようにする．

盲生徒と弱視生徒が協力してできる共同製作の題材を生徒たちに相談させ，盲生徒と弱視生徒が共に十分技能が発揮できるような作業計画を立てて，共同製作の苦労と喜びが味わえるようにする．

デザイン：触覚的効果を重点的にとらえ，使用目的など条件を考え，美的に総合して物を作り上げる能力を養う．

デザインの全過程は条件の調査，考察，考案，表現の段階にわけられ，よく考え案を練ることを十分に指導する．

点字を使った模様とこれを応用したテーブルセンターなどの見ても美しく楽しめる作品などをくふうできるようにする．そのほか，教室で使うマーク類，クラブ活動を知らせるためのもの，個性豊かな日用品のデザインなどを題材とする．

色彩の弁別できない生徒には，色彩が社会でどのように扱われるか，身近な服装，服飾の例をあげたりして，色彩についての知識を豊富にする．

工芸：与えられた材料をもとに，用途を考えて製作できるようにする場合，いろいろな材料を十分触わって観察させ，材質や加工法を理解できるようにする．

材料に適した工具，接合法，組方や加工法などは，現物や模型などを使って調べさせ，作ろうとする物の設計，考案をさせる．このときに必要な表示法について指導するが，図示できない生徒には，仕様書のように要点をまとめさせるようにする．

鑑賞：触覚やその他の知覚で認知でき，理解できるものは何でも触わらせて弁別能力を高め，彫刻専門作家の作品など多く鑑賞できるように配慮する．

〔高等部芸術（美術，工芸)〕 芸術(音楽・美術・工芸・書道）の目標と，各科目に対する目標は，高等学校，学習指導要領の示すところに準じる．

指導の内容と留意事項

(1)美術

絵画：中途失明者や弱視者で，絵画的な表現ができるものには，水彩，油彩などの絵画の学習をさせる．この場合，各人の創意を尊重し，晴眼者の一方的な立場からのみ観た概念を押しつけることのないよう指導する．

対象について感動したこと，想像をしたことなどについて話合い，十分に表現できるように環境と設備を整えておく必要がある．

平面的な作品をつくることのできない者には，浮彫り的なもの，触わってわかるものを材料として表現させる．この際，小学部や中学部で扱った材料より広い範囲で材料を選び，自己の心象にふさわしい表現ができるようにくふうさせる．

彫塑：粘土を主とした彫塑をするとともに，陶芸を含め，ろくろによる成形，石膏どり，焼成なども行なうが，危険を予防するよう配慮する．

石膏で表現すること，木を彫刻して表現すること，いろいろな材料を組合わせて表現するなど，自由に材料を選び，立体的な美しさを率直に表現させる．

立体的に表現するための用具を各種整備し，かたまり，面，動勢などを効果的に処理することができるようにする．

デザイン：全盲であっても，色彩を見た記憶のある者には，色紙に記号をつけて模様をつくったり，作品を効果的に表現するために用いさせ，色彩の記憶が失なわれることのないように配慮する．

形体，材質などのはたらきを追求して，目的に応じたデザインができるようにする．

鑑賞：専門作家の彫刻などを多く鑑賞できるように，触わってもよい作品を借受けたり，学校備品としておくなど，環境を整備することが必要である．視覚をもって鑑賞できる者には，美術館や展覧会場で鑑賞指導ができるよう指導計画を立てる．

伝統的な美術と現代美術の造形上の特色など，全盲のものにも教養として指導をすることがたいせつである．

(2)工芸

構成と表示：自然物や人工物を観察し，美的要素を発見させるが，視知覚による美的要素と触知覚による美的要素との関連，差異など研究しながら指導をする必要がある．

図形による形体の表示は，視力障害の状態，程度に応じた方法でくふうして行なう．

デザインと製作：手工芸品をデザインし製作するが，材料を広く求め各人の技能に応じて題材を選ぶ．

色彩を識別することのできない者には，目的，機能，材料などを考えて助言することにより，色彩に対する理解を深めることができるようにする．

鑑賞と理論：身近な生活工芸品を持寄り，機能，材料，構造，技術などの観点から，手に持って十分観察し，その良否を検討する．この場合，見た目の良さと，触わった感じの良さなども検討することもたいせつである．また，その作品が手工芸品か機械による工芸品かを識別したり，特色を理解できるようにする．

工芸品ができ上がるまでの工程，苦心，土地がら，風俗などを視聴覚教材を使って知らせ，工芸品に対する理解を深める．　（伊藤龍男）

技術・家庭（男子）

〔中学部技術・家庭〕 目標ならびに各学年の目標および内容については，中学校学習指導要領に示されたものに準ずることになっている．また，指導計画の作成，内容の取扱いについて盲学校・中学部学習指導要領には，次のように掲げられている．

①「製図」の指導に当たっては，特に設計と製図の関係を理解させることに重点をおくことが必要である．

②「金属加工」の指導に当たっては，薄板金の加工に重点をおき，工作機械を使う軟鋼棒の加工は，生徒の能力に応じて取扱うようにすることが必要である．

③「機械」の指導に当たっては，機械の構造・動き・働きなどについて理解させることに重点をおくよう配慮することが必要である．

④内容の指導において，危険を伴いやすい実習を行なう場合は，事故を予防する態度や習慣が養われるよう特に配慮することが必要である．

(1)製図（第1学年）：盲学校の技術・家庭の教科書は，中学校と同じ教科書と点字で書かれた教科書とが使われ，点字の方では製図を考案・計画としてある．これは盲生徒が精密な製図をすることが困難であるため，設計をする際の考案・計画を重点に指導をすることとしたからである．

盲生徒で中途失明者の中には立体物を平面で図示できる者もいるが，先天盲の生徒の2次元，3次元の空間の認識は，意図的に順序よく学習をしていないとむずかしいものである．

精密な図示ではなく盲人用の作図板やレーズライター，コンパス，定規などを用い，簡単な図示をし，考案・計画や設計・製作の資料とすることができるようにする．

(2)木材加工（第2学年）：主として板材（1年生），角材（2年生）で構成する木製品の作製について指導する．

構想表示はスケッチによるか，仕様書または設計書を点字で書くようにする．簡単な製図を盲人用具で書

くことのできる生徒には平面図と側面図を書かせる．

木工具は一般に使用されているものを使うが，盲生徒が正しく木材を切ったり，釘を打ったりすることができるようにくふうされた補助具を使う．

道具類を使うより機械類を使った方が工作しやすい場合がある．このようなときには安全装置をつけたり，正しく工作できるような補助具を使う．

おもな題材は，本立て，ブックエンド，小箱，文机，腰掛けなどである．

(3)金属加工（第1・2学年）：主として板材（1年生），棒材（2年生）の金属加工を行なう．

板金は軟鋼板のほかアルミニュウム板や亜鉛板などを用い，手の運動がよくコントロールできない生徒にも作製しやすいものを選ぶ．

作製前に模型をよく触わって観察させて工程を考えさせる．

接合には，はんだづけが困難であるなら，リベットや接着剤を用いる．板金の切断には金切りのこぎりを使うほか，金属板を切るミシンのこぎりを使ったり，たがねを使って打ち切る．この場合，工作しやすいように補助工具をくふうして使ったり，安全のための装置をする．

棒材を加工する場合，安全装置のあるボール盤を使うことも経験させる．また，やすりがけが正しくできるように実習をさせる．

旋盤の操作実習は，特に安全装置などの設備がある場合のほかは行なわない．半加工品を用いて旋盤による工程を理解させるようにする．

ノギス，マイクロメーター，鋼尺などの測定用具は使える範囲で用い，その使用目的を理解させる．

おもな題材はちりとり，ブックエンド，写真立て，皿，しょく台，文ちん，置物などである．

(4)機械（第2・3学年）：機械の学習に際しては，身近にある自転車，点字製版機，ミシンなど構造の簡単な部分から，機械の構造や部品の形，強度，材質，動き，働きなどについて理解させるようにする．

自転車を用いて運動の方向を変える機構，運動の速度を変える機構，回転運動を直線運動に変える機構を観察させ，自転車と点字製版機，自転車とミシンなどと比較触察させることによって，順次複雑な構造のものや，内燃機関の学習へ進めていくようにする．

家庭で使う機械の構造のあらましや，仕様書の読み方，注油，掃除，ねじのゆるみを直すこと，音によって故障を知ることができるようにする．

(5)電気（第2・3学年）：電気の学習では，理解の浅いために生じる恐怖心を除き，危険を防ぐような基礎実験をさせる必要がある．

屋内配線，電熱器具，電動機を用いた機器，ラジオなど，日常生活に深く入っているものの簡単な故障の場合の処置などの基礎技能を身につけさせる．そのために，屋内配線模型，ソケット，アイロン，小型モーター，ラジオなどの構造を分解・組立ての実習を通し理解させる．

実習に際しては，盲人用電圧計，電流計などを活用し，電気の学習に関心と興味をもつことができるようにする．

(6)栽培（第3学年）：花の香の高いもの，花弁を手で触わってもすぐに落ちないもの，種子がよくわかるものなど，盲生徒によくわかるものを栽培する計画を立てさせる．

作物の環境調節や化学調節を加味した栽培をし，実習記録をもとにして次の季節の栽培計画を立てさせるようにする．

たねまき，さし芽，移植，植付け，土の手入れなどの実習では，よく触わって観察し，記録を続けるよう指導する．

化学調節を加味する際には，薬物の性質，取扱い方を理解させ，危険予防を考慮する．

保温，換気，かん水，日おおい，施肥除草などの作業をすすめながら，益虫や小鳥と植物の関係，植物の病害，虫の害など盲生徒には気付きにくいものがあれば，時宜に即して指導をする．　（伊藤龍男）

家庭

〔視覚障害の児童・生徒と家庭科〕「日常生活に必要な衣食住などに関する知識，技能を習得させ，それを通して家庭生活の意義を理解させ，家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を養う」という目標は，視覚障害の児童・生徒にとっても同じことである．視覚に障害があっても，将来社会的に自立するためには，人格的職業的自立とともに生活技能的な面の自立もおろそかにはできない．しかも，人格や職業の完成は常に日常生活経験を基礎としてなされるものである．

家庭科で学習する内容のごく初歩的なことを，児童は幼児期に「ままごと遊び」，「お客あそび」，「人形あそび」などで経験し，おいおい家庭において，お手伝いやあるいは両親や兄姉の立居振舞いを見ることによっ

て，自発的にあるいは他動的に，また意識的に無意識的に身についたり，知ったりするものである．

ところが視覚障害の児童はこうしたこともあまり経験していない．だから，学校教育以前の経験で習得する基礎技能，たとえば，切る，打つ，こねる，はる，むすぶなどにしても，うまくできない場合が多い．こうした実態をふまえ，さらに視覚障害児（者）が家庭生活を営む場合に必要な分野を選び出し，指導の計画を立てなければならない．

また，晴眼者であれば学校を卒業したあとでも，自ら求めて衣食住に関する講習を受けるなど，学習できるわけであるが，視覚障害者の場合，積極的な意欲はあっても，そうした機会はきわめて少ない．家庭科の内容は身近なもので，毎日の生活とかかわりのあるものであるから，学校での家庭科学習に積極的な態度でのぞみ，将来生活を楽しみ合理化していけるような意欲をわかせる家庭科学習でありたい．

〔小学部家庭科〕 小学部家庭科は５年，６年におかれている．日常生活に必要な知識，技能の積重ねのもとに学習すべき教科である．しかし，視覚障害児は，他人の行動を見て学ぶということができにくく，日常生活における経験が少なく，環境刺激による学習への意欲も乏しくなりがちである．したがって，晴眼児なら自然な形で生活の中で習得していくようなことでも，視覚障害児にできにくいものは，学習の対象として指導していかなければならない（たとえば食事の作法，礼儀作法，食器の洗い方のようなもの）．

⑴被服では日常の身なりの整え方，被服の簡単な手入れ，洗濯，修理ができるようにするのがねらいである．視覚障害の児童は与えられるものを着ているだけで，無関心になりやすいので，まず，関心をもたせることから導入する．「いま着ているのはとてもかわいらしい」とか「それはよくにあう」とか話して衣服に対して関心をもたせ，おしゃれに興味をもたせ，被服の正しい着方，調和がとれているかどうかなどを指導する．被服製作は無理のない程度のものを軽く扱い，ほころびの補修も困難なので，ほころびがあったらしかるべき処置をとるような態度，方法を身につけさせる．

洗濯の学習では，汚れたものを平気で身につけておいては困るので，積極的に取替える態度をつけさせ，小物（ハンカチ・くつ下・パンツくらいのもの）の洗濯ができるように指導する．汚れのぐあい，汚れのおちぐあい，せっけんはこれくらいつける，ゆすぎは何回くらい，汚れやすい部分はどこ，またシャツならこの季節には何日くらいで取替えたらよいかなど具体的に指導する．

⑵食物は視覚障害児にとっても興味のある学習である．家庭での食事の仕度，あと片付けなどある程度できることであり，喜んでするのだが，家庭によっては手伝ってもらってもかえって手数がかかること，危険なものがあること，また初めからできないであろうという消極的な考えなどから敬遠されがちで，手伝わせてもらえない児童が多い．学校での実習でも視力のあるものが中心になりやすいが，１人ひとりが実習できるようにすることがたいせつである．そして全盲児にも自分でもできるのだという自信をつけさせたい．そのためには，やさしいものを実習させるようにする．最初からむずかしいものをさせたのでは自信がつかないし，ますます消極的にしてしまうことになりかねない．自信がつくと，家庭での手伝いや食品などにも関心が増し，栄養についての理解もいっそう深まってくるものである．

はしその他の用具を使って調理，もりつけ，配膳をする際，盲児は手を使うことが多い．また，まわりの場所の確認にも手が重要な役割を果たすわけで，手や調理場所の清潔には十分気をつけさせることもたいせつである．

また，日常の食事の作法，会食の仕方もていねいに指導しなければならないが．おいしいものを目で見て楽しみながら食事をするのではなく，味覚だけで楽しみながら，食べているのだということを理解しながら，思いやりのある食事の指導をすることが必要である．

⑶すまいを清潔にし気持よく住むために，清掃や整理整とんの仕方を指導する．ほうきで掃いてもきれいになったか，どうかわからないし，細かいごみをはき寄せるのは困難であるから，電気掃除機を使うなどして，清潔にするための方法を考えさせ，清掃用具を正しく使えるように指導する．なお，視力障害児にとって，整理整とんは能率的なくらしをするのにたいせつであることを知らせる．

こうした生活習慣を身につけさせるためには，家庭や寄宿舎職員とも連絡をとり，整理整とんしやすい環境を作るように協力してもらうことも必要である．

⑷家庭では「家族の立場や役割を理解させ，家族の一員として家庭生活に協力しようとする態度を養う」というのが目標である．家庭生活をよりよくするため

に，児童のとる態度，家族との協力の仕方などの指導はおろそかにされがちであるが，障害児は限りない父母の愛情のもとに成長しているものであることを認識させ，その中で，どのような役割を果たしたらよいかを，考えさせることも重要な指導内容の一つである．長期間家族から離れて寄宿舎生活をしている児童にとっては，どのような協力の仕方，努力の仕方があるのかも考えさせる．

応接や訪問において，障害児はともすれば消極的になりがちであるといわれている．幼児期から人前にどんどん出して，不安感や抵抗などを感じないように指導すべきである．また，どんな場面に遭遇しても，自信をもって接することができるように，常識にかなった礼儀作法の指導も必要である．

以上が小学部における指導内容であるが，家庭科学習においては，特に理科，社会，図工，養護訓練などとの関連を密にし，また，家庭や寄宿舎における児童の生活の状態をよく理解して，実際に必要な問題に基づいて題材を選び，効果的な学習が行なわれるよう配慮することが必要である．

〔中学部家庭科〕 小学部家庭科の基礎学習のうえに「家庭生活を中心に被服製作，調理，家庭機械，家庭工作，保育に関する基礎的な技能を習得させ，常に進歩する近代技術を活用し，生活の改善に努める態度を養う」というのが中学部家庭科の目標である．

(1)被服製作では，取扱いやすい材料を使って製作可能なものを製作する．ここでは製作する楽しさ，完成の喜び，製作の過程をたいせつにしたい．努力すれば可能であるからといって，高度のものを取上げることはない．最近では，一般でも既成服を購入したり，専門家に注文することが多くなってきた．盲学校で被服製作に多くの時間をさく必要はないと考えられる．むしろ，自分の体型や被服の構造をよく理解し，進んで自分の身なりについて考え，使用目的に適した被服を選択して購入したり，注文したりするとともに，それをたくみに着用するような知識を深め，技能を高めるような指導に重点をおく．そして，視覚障害の生徒でも，他人から与えられるものだけを着用するのではなく，ある一部分でもよいから，個性を生かした衣服を着用できるようにしたい．

被服管理については，ほころびの補修，繊維の特性に合った洗い方，アイロンかけなどの指導をするが，手ざわりでは繊維の区別はつきにくいので，入手の際，積極的に繊維の種類を確かめたり，管理の仕方を知るなどして，合理的，経済的な衣生活を営むような態度や技能を指導する．なお，衣服を購入した際，品質，色，柄などの特徴をメモしておき，シーズンが終わって片づけるときに，メモしておいたものをピンで止めるなどして，いっしょにしておく習慣をつけると非常に便利である．また，長期間箱などに入れ，次の季節まで片付けておくものは，この容器には何と何を入れておいた，という品名を書いた紙を貼りつけておくなどのくふうをするとよい．このようにしておくと，次に取出すときに無駄も省けるし，人に聞くという神経も使わずにすむので，視力障害の生徒には習慣づけるように指導したい．

(2)調理では「日常食の調理に関する基礎的な技術を習得させ，日常食の献立作成の能力を養うとともに食生活を合理的に営む態度を養う」というのが目標である．衣生活は既製品だけでも間に合わせられるが，食生活はそうとばかりはいかない．通学生も寮生もだいたいあげ膳すえ膳で，実際に調理の経験は少ない．したがって，実習の際は全盲生にも必ず献立，材料の仕入れ，調理，あと片付けとすべての過程を実習できるように留意し，さらに家庭，寮で反復練習し習熟できるようにしたい．また，安全で清潔にできる自分の得意な自慢料理を生み出させ，調理に自信をもたせることもよい．

調理材料には乾物，かんづめ，インスタント食品，冷凍食品などを加え，調理法ではこうした加工食品，半加工食品の取扱い方と常備食の作り方などを指導して，手軽に栄養の調和がとれるような指導も必要である．調理器具の使用に当たっては，十分使いこなせるような指導をし，扱い方がわからないために便利なものも使わないとか，恐怖感をもつというようなことはなくしたい．市販されているものの中には，視覚障害者にとって非常に便利なものもあるので，こうしたものも見つけてきては，正しく使えるように指導したい．また，はしではつかみにくいものなどは，菓子をつまむ大型ピンセットを使うなど，調理の際の操作についても，積極的にアイデアを生み出していくような態度の養成も必要である．

(3)保育では乳幼児の心身の特徴や生活の実態，衣・食・住についての正しい世話の仕方を研究させる．保育には視力が必要なことも知らせ（顔色，便の色などで健康状態を知ることができるなど），アドバイスを受ける心構えの必要さも知らせる．しかし，たいへんな仕事ではあるが，見えなくても結婚し，りっぱにこ

どもを育てている人のことを話し，希望をもたせるようにする．

(4)家庭生活を能率的に営むために，家庭用機器を利用することが多くなってきた．視力を欠く者にとっては，能率的であるばかりでなく，結果が確実であることも利点である．たとえば，炊飯の際に分量さえ正確に入れ，セットしておけば失敗することはない．ほうきで掃いたあとにごみが残っているかどうかわからないが，掃除器を正しく使いさえすれば間違いなくごみは吸いとられるわけである．こうした意味からも，家庭用に開発された機器は大いに利用させたい．こうした機器の原理，構造，機能を知らせ，正しい操作の仕方，使用後の手入れ，保管中の留意事項，簡単な修理の仕方などを指導し，生活の合理化，能率化を図るように指導する．

家庭機器の取扱いは調理や被服製作などの学習と関連させながら指導するが，理科や他教科との関連も配慮する．最初に扱う電気器具は取扱いやすいものであることもたいせつである．

〔高等部家庭一般〕 高等部があるすべての盲学校に職業コースがあり，卒業生の大多数は職業をもち自活している．特殊技術をもち，自活できることは，たいせつなことではあるが，良き家庭人となり社会人となり，家庭生活を営むことができるような知識と技能を学ぶこともまた必要である．視覚障害の女子が家庭に入って，家事にたずさわることは困難なことであると一般に考えられている．視覚障害者は学校を卒業したあと，家事に必要な知識や技能を身につける機会は非常に少ない．それゆえにいっそう充実した家庭科教育が必要である．形式的に指導内容をら列するのではなく，視覚障害者が家庭生活を営む場合，ぜひ必要なものは何なのかを知り，確実に技能を身につけさせるように教材を精選配列することがたいせつである．

高等部家庭科の指導目標は，

(1)家庭経営の立場から，家庭生活全領域にわたる知識理解を深め，食物，被服，住居ならびに保育などの基礎的技術を総合的に習得させ，特に食生活に重点をおいて，家庭生活の改善向上を図る実践的態度を養う．

(2)家庭生活の重要性を認識し，家族の幸福と健康の維持増進を図る能力と態度を養う．

(3)衣食住，その他の家庭生活を科学的，能率的，経済的に運営する能力と態度を養う．

(4)保育における家庭環境と生活指導の重要性を理解し，乳幼児の保育についての知識と技術を習得させるとともに，それらを基礎として正しい児童観を養う．

以上が高等部家庭科の指導目標である．家庭科の学習では家庭生活の経営，育児，結婚などについての関心も高まり，学習態度も身近なものとして真剣さが増してくる．特に家庭管理と予算生活に生徒の興味がわき，将来に夢と希望をもつようになる．職業生活と家庭生活の合理的な経営，治療室の設計などは理療科とも連絡を密にしながら指導する必要がある．

（下田知江）

体育・保健体育

(1)「体育分野」の指導に当たっては，視力およびその他の視機能の障害の状態とともに体力や健康状態，運動経験など視覚に障害をもつ児童・生徒の個人差に十分留意し，男女の特性や個人差に即した目標をもたせる指導がたいせつである．また，各運動の特性や指導のねらいに応じて，単に技能の指導に陥ることなく，各領域の指導をかたよりなく適切に行なうよう配慮する必要がある．なお，内容の配列に当たっては特別活動（たとえば運動会など），季節および施設用具などを配慮しなければならない．

(2)運動技能に関する事項の指導に当たっては，視覚に障害をもつ児童・生徒は視覚によるフィードバックが欠如しているので，運動動作を行ないながら触覚による観察や言語による説明などによって，運動の方法たとえばフォームやリズム，スピード，タイミングなどを理解させ，正確な動作ができるように配慮することがたいせつである．特に小学部の体育では，運動動作の基本となる徒手体操によって，運動の分類や動きの形式を正しく理解させることが重要である．

(3)障害走をはじめ，とび箱などの器械運動ならびに多くの球技や格技が直接，経験しにくい運動種目としてあげられる．そこで内容を変更するなど可能な限り基本動作や個人的技能を指導して，その種目の基礎的知識と技能を理解させるが，より複雑な動きを伴う対人・集団的技能や試合などはきわめて学習が困難なので，模型や視聴覚教材などの活用により，その大要を理解させるようにすることが必要である．

(4)視覚に障害のある児童・生徒は，その動作において日常いろいろの不自然な形やかっこうをとっている．いわゆる盲人特有の姿勢で，特に円背や背柱側彎が多いといわれる．また，歩行を足形と膝の状態からみると，足尖の外向き傾向があり，伸展歩に対して屈曲歩（常に膝関節を曲げて歩く）が多く，特に女子に著し

い．このような点から，日常生活における正しい姿勢と歩行運動の指導についても，適切に配慮する必要がある．特にリズム運動などの指導に関連して，リラックスしたよい姿勢で，自分の身体にあった気持のよい歩行のリズムを，身につけさせることがたいせつである．

(5)視覚に障害のある児童・生徒は，一般の小・中学校の児童・生徒と同様な扱いを潜在的に希望するから，可能な限り普通の教材・教具を活用することを目標とすべきである．しかし，視覚の欠損が児童・生徒の動作を制限し，行動を不活発にするので，やはり視覚に障害のある児童・生徒に適した運動種目，たとえば，盲人野球や盲人卓球などに類するものを開発していかねばならない．また，鈴入りボールやブザーつき踏切板などの聴覚補助具をはじめとする各種の教具を活用し，適切な指導法をくふうすることにより，学習の効果を高めるよう配慮する必要がある．

(6)「体育分野」の指導に当たっては，用具の破損に注意したり，手足のつめを短くするなど，運動に関連した健康，安全について適切な指導を行なうとともに，視覚に障害をもつ児童・生徒の恐怖心を取除き，運動に対する意欲を高めるため，体育の施設設備に十分配慮する必要がある．

また，強度近視や小眼球，牛眼などの眼疾患は，外力に対して非常に脆いという特徴をもち，打撲などによって網膜剥離や眼底出血のような偶発的事故を起こす危険性が高いので，保有する視覚の保存には特に周到な配慮が必要である．

(7)「保健分野」の指導に当たっては，模型，標本や各種の資料などを活用し，指導の効果を高めるよう配慮することが必要である．特に日常生活における事故災害の防止や病気の予防について理解させ，たとえば包帯法や止血法などの救急処置ができるようにすることがたいせつである．（功力靖雄）

外国語

〔盲生徒と外国語〕 アメリカなどでは盲児に小学2年ごろからスペイン語やドイツ語を教え，成績のよい者は将来通訳などの専門的職業に就かせる指導をやっているところがある．わが国でも盲学校には盲人の英語教師が相当数いることなどから，外国語の学習が盲人にも適しているという考え方がある．

その要件として，

(1)ことばの本質が「聞く」「話す」という音声面にあり，また，盲生徒は視覚障害に対する補償のメカニズムとして，平素から「聞く」練習がよくできている点があげられる．このことは音声面を重視する外国語科の学習においても積極的に活用すべきものである．

(2)古くから盲人の記憶力はすぐれていると考えられ，歴史的にも「語部」(かたりべ）というような盲人の適職があったことが伝えられている．母国語と違い外国語を学習する場合には，ある程度の言語材料を集中的に記憶する必要があり，この面からも盲生徒に適した教科といえるだろう．

(3)このような利点に対し，「読む」「書く」という文字の面ではむしろ不利な点が多い．点字は大きなスペースを要し，それを触読するスピードも遅く，また，それらの欠点を補うためくふうされた略字にしても，用法がかなり複雑で，ときには外国語学習の障害とさえなることがある．さらに，点字の参考書や副読本や辞書なども適当なものが少なく，一般に高価で入手は必ずしも容易でない．

(4)盲学校という環境内での生徒の個人差の多様性は，外国語学習に当たっても重要な問題である．このような個人差の要因として次の事項があげられる．①視覚障害の程度，発生の時期などの違い．②生徒の年齢や発達段階の違い．③視覚障害に伴う中枢や他の器官の障害の有無（特に精神薄弱や聴力障害は外国語学習に不利な条件となる）．④府県単位で1～3校程度しかない盲学校の配置から，広い地域から集まる生徒の地域社会的背景の多様性．⑤通学生と寄宿舎生との生活の場の違い．外国語科においてもこのような個人差に応じた指導の徹底を図るわけであるが，幸い単位学級の生徒数が少ないことは，個別指導を行なうのに有利な条件である．

〔盲学校外国語科（英語）の目標と内容〕 1972（昭和47）年4月1日から施行された中学校学習指導要領には外国語の目標および各学年の目標（英語）を定めているが，それらをまとめて表示すると次のようである（1971年4月1日から施行の盲学校小学部，中学部学習指導要領第2章各教科第2節中学部第1の1には「各教科の目標ならびに各学年または各分野の目標および内容については，中学校学習指導要領第2章第1節から第9節までに示すものに準ずるものとする」とあり，その第9節外国語もこの規定に含まれ，中学校の外国語科の目標，内容に準ずるわけである）．

これらの目標についてみると，まず，「聞く，話す」技能面が重視されており，続いて「読む」「書く」能

表 2

領域	外国語	英語		
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年
基本	外国語を理解し表現する能力の基礎を養い，言語に対する意識を深めるとともに，国際理解の基礎をつちかう．このため			
音声面	外国語の音声および基本的語法に慣れさせ，聞く能力および話す能力の基礎を養う．	身近なことについて，最も初歩的な英語を用いて，聞くこと，話すことができるようにさせる．	身近なことについて，初歩的な英語を用いて，聞くこと，話すことができるようにさせる．	身近なことについて，前学年よりもやや進んだ程度の初歩的な英語を用いて，聞くこと，話すことができるようさにせる．
文	外国語の文字および基本的な語法に慣れさせ，読む能力および書く能力の基礎を養う．	外国の人びとの生活などに関する最も初歩的な英語の文を読むことができるようにさせる．	外国の人びとの生活などに関する初歩的な英語の文を読むことができるようにさせる．	外国の人びとの生活などに関する，前学年よりもやや進んだ程度の初歩的な英語の文を読むことができるようにさせる．
字面		身近なことについて最も初歩的な英語を用いて書くことができるようにさせる．	身近なことについて初歩的な英語を用いて，書くことができるようにさせる．	身近なことについて，前学年よりもやや進んだ程度の初歩的な英語を用いて書くことができるようにさせる．
教養面	外国語を通して，外国の人びとの生活やものの見方について基礎的な理解を得させる．			

力を養うということになっているのは，指導の順序との関連からも注意すべきである．なお，技能面の学習だけでは不十分で，「国際理解の基礎をつちかう」教養面をも目標とするのであるが，それは技能の習得と別個の学習活動によるというより，「聞く，話す」「読む」「書く」学習活動そのものが，同時に教養面の目標につながることも見のがしてはならない．

内容についても中学校の場合に準ずるわけであるが，新語を導入するに当たって，盲生徒の生活に密着している語たとえば，blind, braille, braille paper, braille slate, braille stylus, braille writer, cane, white cane, school for the blind を含めることなど，身近な生活に関連づけて内容を選ぶことが必要である．

「文字」や「符号」に関して，盲生徒の場合，点字アルファベットや大文字符など点字独得のもの含む点字の諸記号および略字などが，中学校の内容に付加されることは当然である．

〔指導上留意すべき事項〕 盲学校の英語科として指導上特に留意すべき事項を，学習指導要領に示された項目に従って解説すると次の通りである．

(1)正しい音声を習得させるには，まず，正しい音声を聞かせることが必要である．それにはテレビ，ラジオ，レコードなど視聴覚教材教具を用いて基本的な音韻や音節から指導していくのが効果的であるが，なかでも録音機を用いるものは正しい音のモデルと生徒自身の発音とを十分対比させることができ，反復矯正できる点ですぐれている．

また，耳から正しい音を聞かせて定着させる方法の補助的手段として，通常利用されている口型図の役割を単なることばだけの説明に置換えるのでなく，模型を用いたり，発音しているところを触れさせたりするなど，具体的方法のくふうによって理解をたすけることが必要である．

なお，「音声」の指導は標準的な発音，文の抑揚および文の強勢まで含み，各学年の目標に示されている「身近なことについて英語を用いて聞くこと，話すことができるようにさせる」ことにつながるものでもある．これの指導は単なる模唱では不十分で，生徒自身が客観的に自分の話し声を聞いて補正できるようにすることがたいせつで，この意味からも録音機の活用が有意義である．

(2)外国語の学習，特に初期における学習活動では，望ましい習慣をつくるための口頭による学習活動が多

くなるが，視覚に障害のある生徒の場合，これが単調になったり，不自然になったりしがちである．実物，模型，音，動作などはこのような学習活動の場に変化を与え，現実感を強めて，いわゆる実演的活動が生き生きとした場のなかで行なわれるようにするため活用されなければならない．また，内容により実演的活動が困難な場合には，いわゆる文脈的活動によって適切な場をつくりあげるように努めなければならない．

(3)目で読むのに比較すると点字を触読する場合は，一度にとらえることのできる文字の範囲がかなり狭いということもあって，文の意味を理解する際，ばらばらな部分の寄せ集めとしてとらえられがちである．(例，the top of the mountain や the book on the desk などは日本語と語順が逆でわかりにくいし，I heard her singing. や We keep the room clean. などは文の構造の理解が必要である)．

したがって，読みの学習にはいる口頭による学習の段階から，一貫して文をまとまりのある構造としてとらえるよう，方向づけることがたいせつである．

(4)文字の指導に当たっては，点字使用者が活字体，筆記体，大文字，小文字などの区別により混乱を起こすことが少ないのに対し，弱視生徒はかなり時間をかけて個別指導をしなければならないことが多い．したがって，同一学級内に両者が混在する場合には，グループ学習や時間配当のくふうをすることなどによって，能率的な学習ができるようにしなければならない．

英語点字の略字については，現在英米で刊行されている点字印刷物の大部分が略字を用いている実情と，究極の英語学習の目標には実用的なものを含むことから，英語学習の過程のどこかで，略字は指導すべきであるという立場をとる．

学習指導要領の「現代標準として用いられている英語点字」というのは，たとえば，1932年に定められた Standard English Braille を1959年に改訂した English Braille American Edition に示されている略字をさすものと考えてよい．

略字指導の時期については，英語学習の全体の流れに従って，音節のくぎりや語および文の構造について，ある程度の理解ができた段階でなるべく早期に導入した方がよく，また，略字導入の順序については，語全体を表わすもの，用法が比較的簡単なものおよび使用頻度の高いものを優先する（このことは結局，容易なものを先にし，困難なものをあとにまわすことになるし，同一の語を略字導入の時期が進むにつれ，いく通りにも表記法が変化して，混乱を起こすといったことがないようにすることにつながるわけである)，というような合理的体系に基づいて指導することが必要である．

また，1人ひとりの生徒の能力に応じた指導を行なう建て前から略字の指導に当たっても導入の順序の原則は生かしながら，生徒の実態に即して弾力的な取扱いができるようにすることが必要である．（村中義夫）

道徳

〔目標〕 小学部または中学部の道徳の目標は，小学校または中学校と同じである．盲学校小学部・中学部学習指導要領には次のように記されている．「道徳教育の目標は，教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基づく．すなわち，道徳教育は，人間尊重の精神を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，個性豊かな文化の創造と民主的な社会および国家の発展に努め，進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため，その基盤としての道徳性を養うことを目標とする」．また指導について，「学校における道徳教育は，学校の教育活動全体を通じて行なうことを基本とする．したがって，道徳の時間はもちろん，各教科，特別活動および養護・訓練においても，それぞれの特質に応ずる適切な指導を行なわなければならない」と記されている．

〔内容〕 (1)小学部の道徳の内容は，次の通りである．

①生命を尊び，健康を増進し，安全の保持に努める．②時と場に応じて，服装・言語・動作などを適切にし，礼儀作法を正しくする．③身のまわりを整理・整とんし，環境を美しく清潔にする．④ものや金銭をだいじにし，じょうずに使う．⑤時間をたいせつにし，きまりのある生活をする．⑥自分の正しいと信ずるところに従って行動し，みだりに他人に動かされない．⑦自他の自由を尊重し，自分の行動に責任をもつ．⑧常に真心をもって正直に行動する．⑨正を愛して不正を憎み，勇気をもって正しい行動をする．⑩正しい目標の実現のためには，困難に耐えて最後までやり通す．⑪自分を反省するとともに，他人の意見もよく聞き，深く考えて行動する．⑫わがままな行動をしないで，節度のある生活をする．⑬いつも明るく，なごやかな気持で，はきはきと行動する．⑭やさしい心をもって，動物や植物を愛護する．⑮美しいものや崇高なものを尊び，清らかな心をもつ．⑯自分の特徴

を知り，長所を伸ばす．⑰常に希望をもち，より高い目標を立てて，その実現に努める．⑱ものごとを合理的に考え，常に研究的態度をもつ．⑲創意くふうをこらし，進んで新しい分野を開いていく．⑳だれにも親切にし，弱い人や不幸な人をいたわる．㉑自分たちや世の中のために尽くしてくれる人びとに対し，尊敬し感謝する．㉒互いに信頼し合い，仲よく助け合う．㉓偏見をもたず，だれに対しても公正公平にふるまう．㉔人の気持や立場を理解して，広い心で人のあやまちをも許す．㉕規則や自分たちで作るきまりの意義を理解し，進んでこれを守る．㉖権利を正しく主張するとともに，自分の果たすべき義務は確実に果たす．㉗勤労の尊さを知るとともに，進んで人のためになる仕事をする．㉘公共物をたいせつにし，公徳を守り，人に迷惑をかけない．㉙家族の人びとを敬愛し，よい家庭を作ろうとする．㉚学校の人びとを敬愛し，りっぱな校風を作ろうとする．㉛日本人としての自覚をもって国を愛し，国家の発展に尽くす．㉜広く世界の人びとに対して正しい理解と愛情をもち，人類の幸福に役だつ人間になろうとする．

(2)中学部の道徳の内容は次の通りである．

①生命を尊び，心身と健康の増進を図り，節度と調和のある生活をすることに努める．②日常生活の基本的行動様式をわきまえ，それが身につくように努める．③ものごとに積極的に取組み，全力をあげてやり抜く強い意志を養う．④ことに当たって常に自主的に考え，自分で決断し，それを実行した結果に責任をもとうとする．⑤相手に対する理解と信頼のうえに立って，異なる考えや立場も尊重し，これらに学ぶ広い気持を養う．⑥勤労の尊さを知るとともに，真の幸福をめざす充実した生き方を追求しようとする．⑦常に真理を愛し，理想の実現を目ざして創造的に自己の人生を切開いていく態度を養う．⑧人間の人間らしさをいとおしみ，美しいものや崇高なものに，すなおにこたえる豊かな心を養う．⑨同性であると異性であるとを問わず，友だちとして互いに理解し敬愛し合い，励まし合って，よりよい人間関係を作り上げようとする．⑩自己の属するそれぞれの集団の意義や目標を理解し，協力し合って共同生活の充実に努める．⑪法の精神と秩序の意義を理解し，自己の行動を規律正しいものにしようと努める．⑫公共の福祉を重んじ，社会連帯の自覚をもって理想の社会の実現をめざす．⑬日本人としての自覚をもって国を愛し，国家の発展に尽すとともに，人類の福祉に寄与する人間になることをめざす．

〔目標および内容の取扱い〕 小学部または中学部の道徳の目標および内容は，小学校または中学校と同じであるが，視覚障害という実態に立って，目標および内容の取扱いについて，特に次の点に配慮する必要がある．

(1)児童または生徒の視覚の障害に基づく種々の困難を克服して，強く生きようとする意欲を高め，明るい生活態度を養うとともに，健全な人生観の育成を図ること．

視覚の障害に基づく困難としては，健康の増進と安全の確保，対人関係の調整，日常生活習慣の体得，主体的な行動の制約，将来の進路の制限などがある．これらの制約や困難については，養護・訓練をはじめとする各教科・特別活動の指導でも指導内容として取扱われるところであるが，道徳においてもこれらの指導と相まって，障害の理解に基づく望ましい人生観を育成することがたいせつである．

(2)各教科，特別活動および養護・訓練との関連を密にし，経験の拡充を図り，広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導すること．

視覚に障害をもつ児童は，生活経験がせまく自己中心的な理解や判断をしがちであるから，各教科・特別活動および養護・訓練との関連を密にして，経験の拡充を図り，広い視野に立った道徳的判断や行動ができるように低学年から一貫して指導することが必要である．さらに，中学生の年代では，自我にめざめ，自律的，独立的な生き方を求めて現実とのずれに悩む特徴を考慮して，自律性の確立と実践的な態度を育てることがたいせつである．そのためにも，計画的，発展的な指導を行なう指導計画とその実践が望まれる．

（伊藤真三郎）

特別活動

〔特別活動のねらい〕 これまで「特別教育活動」と「学校行事等」が各教科や道徳と並んで，それぞれ独立した4領域として教育課程が編成されていた．それが小中学校の学習指導要領の改訂に伴い，「特別活動」と名称を変え，その内容が整理統合された．

「特別活動」は，「児童活動」（中学校にあっては「生徒活動」）「学校行事」および「学級指導」から成り，小学校では児童の心身の調和的な発達や個性の伸長，実践的態度の育成を図ることをねらいにしている．また，中学校にあっては，このうえにさらに望ま

しい集団活動を通して，豊かな充実した学校生活を経験させ，健全な社会生活を営むうえに必要な資質の基礎を養うことをねらいにしている．

〔特別活動の内容と盲教育〕「特別活動」の内容を表示すると次のようになる．

	小学部	中学部
児童活動 生徒活動	児童会活動 学級会活動 クラブ活動	生徒会活動 クラブ活動 学級会活動
学級指導	学校給食 保健指導 安全指導 学校図書館利用の指導	個人的適応 集団生活への適応 学業生活 進路の選択 健康・安全
学校行事	儀式 学芸的行事 保健体育的行事 遠足的行事 安全指導的行事	儀式的行事 学芸的行事 体育的行事 修学旅行的行事 保健・安全的行事 勤労・生産的行事

指導時間は特に定めていないが，教育課程が調和と統一がとれるよう，その内容に応じて年間，学期，月または週ごとに適切な授業時数を配当することになっている．

以上の指導内容を詳細に検討すると，とかく知識の注入中心の教育に陥りがちな盲教育にあって，「視覚障害に基づく種々の困難を克服するために必要な知識，技能，態度および習慣を養って，積極的に社会生活に参加していく能力を身につけさせる」盲学校教育の目標および内容と，密接なかかわりがあるばかりでなく，非常に重要な役割をもった教育の領域であることがわかる．

〔指導上の配慮事項〕「特別活動」は各教科の学習や道徳とも関連が深いが，より密接な関係をもっている領域は「養護・訓練」である．

「養護・訓練」は心身の調和的な発達の基盤をつちかう個別的な基礎訓練であるとするなら，その「養護・訓練」の指導内容と「特別活動」の指導内容とが重なり合いながら，なお「特別活動」は，児童・生徒が「養護・訓練」で習得した基礎的な知識，技能・態度を学校生活の中で実践し，習慣化し，伸展させていく場でもあると考えることができるであろう．

このように考えた場合，「養護・訓練」と「特別活動」は，盲学校教育の中の重要な生活教育の場であり，生活教育の内容であり，また，その実践であるということもできる．

指導計画の作成および指導の実践に当たっては，特に次の点に配慮する必要がある．

(1)児童・生徒数が少ない点から，学級会活動などでは活発な集団活動が行ないにくいので，適宜隣接の学級や学年と合併して，活発な活動を展開するようにする．

(2)さらに，近隣の小・中学校と提携するなどして，合同の学級会活動を行なったり，児童会活動，生徒会活動，クラブ活動や学芸会，運動会など普通児と共に活動する機会を積極的に設けるようにする．

(3)しかも，一時的な交流，交換学習ではなく，継続的に普通児と交流させることは，盲学校の児童・生徒にあっては，障害についての自己理解を深めさせ，社会性を養い，困難克服の意欲を育てるうえに有効であり，また，一般小中学校の児童・生徒に，障害者に対する正しい理解と認識，人間平等観をもたせることになり，大きな教育の成果が期待できる．（河合久治）

養護・訓練

〔内容構成上の基本的立場〕「直観教育」「感覚訓練」「歩行訓練」「生活訓練」などの必要性は，1920年代から識者の間で主張されていた．しかし，科学的研究の不足と，教育課程における位置づけがなされないままに，50余年が経過した．この間，多くの教師のくふうや時間外の取組みによって，次第に実績は積まれてきたが，このたびの学習指導要領の改訂によって，小学部（昭和46年度），中学部（昭和47年度），高等部（昭和48年度）で，それぞれ養護・訓練の領域として，すべての特殊学校で実施されることになった．この養護・訓練の内容は次のような基本的立場にささえられている．

(1)発達の可能性への挑戦：「盲児や弱視児の特性」などとその行動の傾向を固定的にとらえ，レッテルをはるのではなく，その行動傾向が，発達段階や障害の状態のどこに起因しているのかを明確にし，その原因を除去することによって，すべての障害者が有している発達の可能性を十分に引出すことが意図されている．日本の現状では，乳幼児期における保育の欠陥を，学齢期に補正する結果となっているが，これは本来の姿ではない．就学前からの適切な時期に諸能力の発達を促すことが重要である．これらの内容を教科学習のレディネスとみるのではなく，逆にこれらの教育内容を分化されたものとして教科学習を位置づける必

要がある．さらに就学前教育が普及したのちも，これらは重複障害教育などの内容として大きな割合を占めるであろう．

(2)情報処理能力向上の重視：一般の小・中・高校では，数学や理科などの現代化の流れの中で，学習の態度や方法を教育の内容として取上げ，情報処理能力の育成に努めている．この場合，多過ぎる情報から必要な情報の選択が強調されている．障害者の場合，情報の選択よりも，情報の集収や欠けた情報の補充に必要な能力の育成が問題となる．これらは一見逆のように思われるが，情報を構造的に関係づける点で本質的に共通している．

さらに，障害者の場合は，一般人以上に情報処理能力を高めることが，社会生活への参加にとって重要である．そこで，学習の態度や方法それ自体を教育内容として，十分に取上げ，各教科などと並行または統合させて指導する必要がある．

(3)リハビリテーションの導入：欧米でリハビリテーションとかＡＤＬとかいわれているものの内容を，学校教育の中に導入したものが養護・訓練の内容の多くを占めている．白杖技術，日常生活技能，タイプライティングなどは，一般の小・中・高校の学習指導要領には示されていないから，独自の領域として，他の領域と並行させて指導することとなっている．さらに，これらの内容は，将来の進路の適性の自己評価の指導や，すべての職業に共通する職業前基礎指導と関連させて指導する必要がある．

〔養護・訓練の性格〕 (1)学校教育における養護・訓練の位置づけ：盲学校小学部・中学部学習指導要領第1章総則，第1教育目標の3に「小学部および中学部を通じ，視覚障害に基づく種々の困難を克服するために必要な知識，技能，態度および習慣を養うこと」と記されている．養護・訓練はこの教育目標を達成するために新設された領域である．そこで，豊かな個性の伸長と，積極的な社会参加能力の育成を図るためには，人間として必要な行動の基本を徹底的に育成する必要がある．

しかし，この教育目標は単に養護・訓練の中だけで達成されるものではない．学習指導要領第1章総則，第4養護・訓練には「心身の障害に基づく，種々の困難を克服させ，社会によりよく適応していく資質を養うため，養護・訓練に関する指導は，養護・訓練の時間はもちろん，学校の教育活動全体を通して適切に行なうものとする．特に養護・訓練の時間における指導は，各教科，道徳および特別活動と密接な関連を保ち，個々の児童または生徒の心身の障害の状態や発達段階に即して行なうよう配慮しなければならない」と記されている．

養護・訓練の領域は，各教科，道徳，特別活動における学習や，日常生活や遊びの中での諸活動におけるいわば機能としての養護・訓練の内容を深化統合する場であるということができる．この意味では，道徳教育の場合と一見類似している．しかし，障害をもつ児童・生徒の場合は，自然状態に放置していたのでは，これらの基本的な行動様式を獲得することが著しく困難である．

そこで，養護・訓練の特設時間において基礎を学習し，他の領域の学習や日常生活の中で，それらを応用していく発展的学習が最も重要なのである．そのうえで他の領域や日常生活の諸活動において困難を生じたことがらを，養護・訓練の特設時間で重点的に指導する必要がある．

(2)個々の児童・生徒の必要に応じた指導内容の精選：養護・訓練の指導内容は，障害をもつ児童・生徒の人間形成にとって根底をなすものであるから，単に教科学習のレディネスであるとか，現在の学校生活に直接支障があるなどという点からだけで着目すべきではない．障害をもつ児童・生徒が，その一生涯を通して学んでいく内容のうち，この段階で何を学んでおくのが最も適切であるかを考慮する必要がある．そのうえで個々の児童・生徒の実態をふまえて，最も必要とする内容を精選して，重点的に指導する必要がある．その結果として，他の領域での学習や日常生活の諸活動に好影響をもたらすよう配慮されなければならない．

〔養護・訓練の目標〕 学習指導要領の第5章養護・訓練の第1目標には「児童または生徒の心身の障害の状態を改善し，または克服するために必要な知識，技能，態度および習慣を養い，もって心身の調和的発達の基盤をつちかう」と定められている．

(1)障害の改善，補償または克服：障害とは，たとえば視機能だけの単一障害だけを意味してはいない．視覚障害を例にとっても，①眼疾に続発または併発する他の器官の障害．②むしろ眼疾の原因となっている他の器官や，全身の疾患．③体質の虚弱異常．④視覚障害から2次的に起こる行動の制約や情緒的不安定などは，重症の重複障害をもつ児童・生徒はもとより，程度の差こそあれ多くの障害者に見られる．

そこで，障害の改善が必要となる．しかし，全盲の

児童・生徒の視機能のように改善の余地のないものもある．そこで，これらの障害を補うために，感覚補助具を活用したり，他の感覚器官を通して環境の情報を集めたり，知的判断などによって代償することが必要となってくる．さらに，障害を改善も補償もできない場合には，それらの障害を前提条件として，よりよい生活行動をすることができるように，障害の克服を図る必要がある．

⑵自己活動としての養護・訓練：養護とは，障害をもつ児童・生徒が自己の障害を自ら養護し，健康や安全の保持を図る自己活動であって，決して過剰に保護したり障害に甘えさせて，消極的に行動させることではない．また，よりよい生活を行なうためには，障害をこれ以上悪化させないことを，指導者はもとより，障害をもつ児童・生徒自身も留意する必要がある．

訓練とは，よりよい生活や学習の能力を開発，伸長するために，障害をもつ児童・生徒が自己自身に課する積極的行動である．そこで，自己活動としての養護・訓練では，心身の障害の状態を改善し，または克服するために必要な知識，技能，態度および習慣を養うことが重要となる．

⑶人格の調和的発達：ここで調和的というのは，全人格的調和であって，感覚や運動などの器官の形体や機能の部分的調和を意味してはいない．また，発達途上における画一的，平均的過程を意味してもいない．遅れた発達領域の集中訓練や，他のすぐれた領域による代償など，実際の発達過程は不均衡であっても，結果として生活行動上の機能的調和がもたらされ，さらに，全人格的発達が促がされる必要がある．

〔養護･訓練の目標と内容との関連〕 養護･訓練の目標を達成するために，①心身の適応，②感覚機能の向上，③運動機能の向上，④意思の伝達の四つの柱がたてられているが，目標とこの四つの柱との関連および内容の範囲は次の通りである．

⑴目標と①心身の適応との関連およびその内容の範囲：内容①は養護・訓練の目標のうち，社会生活を行なうために適した健康状態と，情緒の安定をもたらし，自主的，持続的に集団生活に参加できるように，心身を調整する能力の基礎を育成することに重点をおき，次の事項からなる．

①健康状態の回復および改善に関すること．自己の病状と生活様式を理解し，病状に応じた活動ができるようにし，「健康状態」をめざして，その回復または改善のための自己活動を育成することを主目的としている．

②心身の障害や環境に基づく心理的不適応に関すること．心身の障害や環境に基づいて引起こされた心理的不適応の原因を意識したり受入れたり，また除去したりするための活動などを通して，積極的な態度と習慣の形成を促すことがたいせつである．

③障害を克服する意欲の向上に関すること．ここで「障害の克服」というのは，あきらめを意味しない．障害を生活上の一つの条件として受止め，他の手段を駆使して障害を乗越え，積極的に行動したり，物事を学びとろうとする意欲を育てることを意味している．

⑵目標と②感覚機能の向上との関連およびその内容の範囲：内容②は養護・訓練の目標のうち，環境の認知や動作の制御に際して，感覚的手がかりを有効に活用して，環境を構成する物体相互および環境と自己との関係を総合的・動的に判断できる能力を育成することに重点をおき，次の事項からなる．

①感覚機能の改善および向上に関すること．感覚機能は活用することによって高まるものであるから，限定された場面にとどまらず，生活全般にわたって，改善と向上に努めるようにする．

②感覚の補助的手段の活用に関すること．感覚機能に障害のある場合，弱視レンズや補聴器などの補助的手段の活用を促す必要がある．

③認知能力の向上に関すること．環境認知を行なうために，物の機能，質，量または空間の表象や概念などを，予測や構えとし活用できるようにする．そのため，感覚的表象や基本的な概念の形成も促す．

⑶目標と③運動機能の向上との関連およびその内容の範囲：内容③は養護・訓練の目標のうち，身体の運動機能を高め，日常生活や作業に必要な基本動作が，生活目的の遂行のために行動できる能力を育成することに重点をおき，次の事項からなる．

①肢体の基本動作の習得および改善に関すること．身体各部の運動機能を高め，肢体相互および諸感覚との協応動作を行ない，起居動作における持続的調整ができるようにする．また，変形の予防，姿勢の矯正および肢体に障害のある場合は，運動補助具の活用もできるようにする．

②生活の基本動作の習得および改善に関すること．安全なひとり歩き，身辺の自律的処理，日常生活の諸技能など，基本的な生活動作の習得と改善ができるようにする．

③作業の基本動作の習得および改善に関すること．

作業の基本技能の習得，道具や接続材料の用い方の習熟，作業における構想のたて方や見積りの仕方の習得などを行なわせ，作業における巧緻性や敏捷性を向上させることが必要である．さらに，共同作業における役割，分担などが行なえるようにする．

(4)目標と④意思の伝達との関連およびその内容の範囲：内容④は養護・訓練の目標のうち，コミュニケーションの相手を意識し，身体表現から記号化への過程において，適切な器官による受容や表出の技能を習得，改善して，場に応じた意思の交流を行なうことができる能力を育成することに重点をおき，次の事項からなる．

①言語の受容技能の習得および改善に関すること．身振りサイン，指文字，音声言語，普通の文字，点字などの受容に関する技能を習得し，改善することによって，言語の受容能力の基礎を養うようにする．

②言語の形成能力の向上に関すること．外界の事物・現象に対応して概念をつくり，さらに，その概念に対応する記号，特に言語を形成し，そのうえで記号体系としての言語を活用できる能力を育成する．

③言語の表出技能の習得および改善に関すること．身振りサイン，発音，発語，タイプライティングなど，いろいろな手段を用いて言語を表出する能力を習得し改善するようにする．

〔指導内容の分類と段階区分〕 養護・訓練の目標および内容は，特殊教育諸学校に共通している．盲学校では視覚障害の状態をふまえて，重点化を図り，次のような分類を行なうのが適当である．

①心身の調整，②探索操作，③行動のわく組の形成と活用，④運動機能訓練と姿勢矯正，⑤歩行能力，⑥日常生活基本動作，⑦作業基本動作，⑧コミュニケーション．

これらの分類の範囲に含まれる内容の到達目標によって，3段階に区分している．その段階の区分の仕方は，次の基準に基づいている．

第1段階――就学前に果たすべき課題．

第2段階――児童期に果たすべき課題．

第3段階――青年期に果たすべき課題．

実際の指導に当たっては，個々の児童または生徒の心身の障害の状態，発達段階および経験の程度に応じて，それぞれが必要とする指導内容を選定し，適切な指導を行なうことになっているので，これらの分類や段階区分はいちおうの目安に過ぎない．

（赤池信夫・香川邦生・木塚泰弘・佐藤光義）

盲学校の職業教育

理療科教育

定義

理療科教育とは「あん摩・マッサージ・指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律」に基づいて行なわれる医業類似行為者の養成のための職業教育である．

〔沿革〕 理療科教育のみなもとは，隋，唐の医療制度にならって作られた大宝律令の医疾令（701年）による奈良時代の大学教育にあり，特に盲人に対する教育は，江戸時代中期，杉山和一によって行なわれた鍼治講習所が，その初めとされている．

明治維新に至り，わが国が近代国家としてのあゆみを始めるに当たって，医療制度，医学教育は，富国強兵，産業振興，都市生活の発展にあわせた西洋医学に基づくことになり，漢方は医学の主流から離れて民間療法と化し，その中にあって，あんま・はり・きゅうは，盲人の職業として盲学校の範囲に入ることになった．

1876（明治9）年12月，訓盲所設置のため，明治天皇から御内帑金3000円が下賜され，1880年2月，東京教育大学雑司ケ谷分校の前身である私立楽善会訓盲院として，東京築地3丁目に開校された．

この訓盲院で職業科として箏曲と鍼治，按摩導引が取上げられたのが1881年11月のことである．当時の記録によれば，「盲生徒の自立のための職業の選択」に関係者は熟議を重ね，「職員一同の拠金によって鍼医山本智妙見を招いて針治の授業を始めた」とある．

その後3年にわたり関係者は盲生徒の学習成果を観察検討し，盲学校における職業教育として取上げることの可否について，当時の東京帝国大学医科大学の公

式見解を聞き，1885年9月，文部省の直轄訓盲唖院となるに当たり，正科として取入れている．1887年に文部省の告示により，校名が東京盲唖学校と改められ，1910年には盲ろう分離して東京盲学校となり，校舎も小石川区指ヶ谷町から，現在地である小石川区雑司ヶ谷町（現・文京区目白台）へ移転した．以来，現在の東京教育大学雑司ヶ谷分校へと幾星霜を経ながらも，全国の盲学校の教員養成学校としての使命を果たしてきた．

明治の中期から，全国各地に篤志家の提唱により，私立訓盲院の設置が相次ぎ，大正初期にかけては，東京盲学校にならって多くの私立訓盲院が県立移管となり，1923（大正12）年8月，「盲学校令」の制定によって，「全国府県に盲学校の設置義務が制度化」されて以来この教育は発展した．明治から大正にかけての私立訓盲院の多くは，一般教養というよりも職業自立に重点がおかれたため，もっぱら鍼按科(鍼治・按摩)教育であり，いわば盲人のための職業学校的な色彩が濃かった．

盲学校令の制度化によって，一般教養教科が基礎となり，そのうえに社会的自律のための職業教科が指導され，当時の一般の実業学校に準ずる中学校（旧制中等学校）となった．

大正末期から昭和の初期にかけては，旧制中等部の教育の主体は鍼按科教育であり，内容的にも充実し，発展した時代であるが，当時の傾向としては，「東洋医学の体系における鍼灸」という観点からの教育ではなく，「現代医学のわく内での刺激療法としての鍼灸」という方向で指導され，そのために「臨床に応用する経絡・経穴の意義」が明確にされず，病巣局所の要穴治療が重点となり，これにあきたらない若い盲生徒は，当時，医療に応用され始めたマッサージへの道に進み，医療機関のマッサージ技術者として自立する者が多かった．

第2次大戦が進むに従い，文部省の決戦非常措置により，疎開地教育を経て，大部分の盲学校が戦災にあうなど，教育は困難をきわめた．

戦後の新憲法制定，学制の改革，新しい民主主義教育の象徴としての特殊教育振興の世論の中で，「盲児就学義務制」が実施され現行の盲学校教育制度が確立された．1947（昭和22）年における戦後の鍼灸存廃問題は，その発端が盲人教育施設における鍼灸教育の可否が占領軍からの問題提示となったのだということで，当時，関係業団体からのきびしい批判を受けたが，その真否のほどは別として，関係業団体や盲教育団体などの熱心な存続運動により，盲学校関係者も反省奮起し，戦災で焼失した旧校舎に変って，施設設備の近代化された新校舎が全国的に続々と完成し，今日の発展をみるにいたった．

「理療科」という用語は，治療によってからだの機能を調整するという立場からの発想によるもので，理学療法の略称ではない．理容に対する理療なのである．そして，この用語は戦後，学制改革によって中学卒業後に理療科教育が設定された1948年から使われ始めたものである．

理療科教育の場

理療科教育の場は，文部省所管の国・公・私立盲学校と厚生省所管の養成施設（盲関係5ヵ所の視力障害センターを含む）がある．理療科を設置する場合は，法に基づき厚生省の中央審議会および文部省の学校認定委員会の議を経て認可される．その際，施設設備，生徒定員，教授陣が，文部・厚生共同省令の認定基準に適合していなければならない．

理療科のコースとその教育年限

理療科のコースとその教育年限とは次の表の通りである．

表1　理療科のコースとその教育年限

コースと教育年限	入学資格	
	中学卒	高校卒
あんま・マッサージ指圧師	2年以上	2年以上
はり師	4年以上	2年以上
きゅう師	4年以上	2年以上
2科以上	5年以上	3年以上

現在，盲学校においては5年課程が主体となっているが，高校卒後3年課程が増えつつあり，将来は5年課程が3年課程へ発展する傾向にある．盲学校における2年課程のあんま・マッサージ・指圧師養成課程を別科と呼んでいる．別科課程は簡易な形で，生活に困難を感じる者や，中途失明者を対象とした理療教育で，将来は高等部3年課程の正規の課程に移行する傾向がある．

盲学校理療科の在籍者および卒業者数は表2の通りである．

理療科の教育課程

盲学校高等部理療科においては，実業高校の普通教

表2　盲学校高等部在籍者数と卒業者数

	在校生	卒業生
理療科　高等部	1,759	
〃　別科	1,243	
〃　専攻科	1,421	
理療科　計	4,423	1,766
リハビリテーション科	57	19
音楽科	22	17
調律科	10	2
普通科	249	52
その他	9	—

1970（昭和45）年5月1日、文部省指定統計
（昭和45年版・特殊統計）による
（注）　全国盲学校75校中理療科設置校64校

科に準じる普通科目と，専門教科としての理療科目が課せられている．

理療科の指導目標は，盲学校高等部の学習指導要領によると，

(1)あんま・マッサージ・指圧，はりおよびきゅうに関する知識と技術を習得させる．

(2)あんま・マッサージ・指圧，はりおよびきゅうの科学的根拠を理解させ，その改善進歩を図ろうとする能力を養う．

(3)あんま・マッサージ・指圧，はりおよびきゅうが国民保健および医療の分野に占める正しい地位を理解させ，これらの業務を適正に営む能力と態度を養う．

とある．

理療科の科目を類別し，その関係を同心円の図形に表わすと図1のようになる．

図1　理療科目の類別と関係

この同心円の周辺科目の医事法規は，卒業後，取得し得る資格を規定した法律およびその関係法規について学習し，現時点におけるあんま・マッサージ・指圧師，はり師，きゅう師の医療行政上の位置，業務範囲，他の医療関係者との関連，ならびに国民保健への寄与を理解させる．医学史は，先史時代以来の各時代における医学思潮と，その時代における先覚の果たした役割とその業績を理解させ，施術者としての誇りと使命感を与える．

基礎医学には，解剖，生理，病理，衛生があり，理療科に必要な人体の構造と機能，症状の基礎となっている病変の意義を理解させ，衛生においては，個人衛生，環境衛生および医療関係者として知らなければならない公衆衛生の知識と，実際に応用する消毒法を身につけさせる．

臨床医学の科目には，症候概論と治療一般とがある．症候概論は，理療科に必要な診査法，観察検査法を教え，適応症を適確にとらえて適切な治療方針が立てられるようにする．治療一般は，各疾患，各症候群の原因，症状経過，予後，治療方針，具体的治療法を現代医学ならびに東洋医学の両面から指導するものである．臨床医学は，基礎医学と施術の理論および実技とのかけ橋となるものである．

施術の理論には，漢方概論，あんま・マッサージ・指圧理論，はり・きゅう理論がある．漢方概論は東洋医学の理論的背景，特に経絡経穴（つぼ）の組織と内容を習得させる．あんま・マッサージ・指圧理論は，触圧理論を通して生体の変調を調整しようとする手技および運動法の意義，生体作用機転，病体への応用，併用する温熱，電気，光線，水治療法の大要を指導する．はり・きゅう理論は，表在感覚を介し，機械的，温熱的刺激を与え，生体の異常を調整する理論的根拠と，病体への応用，治効の科学的な研究を進める態度を身につけさせる目的をもつ．

同心円の中心に存在するのが，あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅうの実技であって，関連科目のすべては，ここに集約されなければならない．それぞれの実技は，基本実技，応用実技，実技実践に分れており，基本実技では身体各部における基本手技を身につけさせ，応用実技では基本実技で学んだ事項の応用をさらに具体化し，実技実践では，病体に対してこれを施して，適切で臨機応変の技術や患者の取扱いならびに理療業の近代的経営を理解させようとするものである．その実現の手段として，盲学校におかれている臨床実習施設および適当な校外実習の場で臨床実習を行なう．これが理療科の最終完成教育であり，卒業後，直ちに活用して国民保健の一翼をになう人材を育てることになるのである．

厚生省所管の養成施設においても，だいたいこれに準拠した教育が行なわれている．

卒業生の進路

卒業生は，病院，診療所や施術所の勤務，自宅営業，進んでは理療科教員になるための進学，その他一般大学へ進む者などがある．現在，病院勤務マッサージ師団体と業者団体，盲人福祉事業，盲教育関係の原動力となっている有力な指導者の多くは盲学校理療科出身者である．

理療科教員とその養成

理療科の教員免許は，教職員免許法（1949年施行）に基づく特殊教科教諭普通免許と，厚生大臣が行なう理療科教員講習会受講者に与えられる科目免許の二つがあり，盲学校では前者が必要であり，厚生大臣指定の養成施設では両者とも有効である．免許法による免許は，東京盲学校師範部甲種，現在では東京教育大学教育学部理療科教員養成施設の卒業者に与えられ，理療科全科目を指導することができる．科目免許は業種免許取得後5年の実務経験ののち，厚生大臣指定講習会を受ければ取得できることになっているが，科目に制限が設けられている．

理療科の教員養成は1903（明治36）年，東京盲唖学校で開始され，その後，東京盲学校師範部となり，1949年，国立盲教育学校，1951年には東京教育大学教育学部特設教員養成部，さらに1969年，現在の東京教育大学教育学部理療科教員養成施設となった．同施設は，高等学校卒業後，業種免許を取得した者に受験資格を与え，晴盲を問わず理療科全科目および普通科目の入学試験に合格した者を入学させる．修業年限は2カ年で，理療科教員として必要な一般教養科目，基礎医学，臨床医学，施術理論，実技，実験実習，理療科教育法，教育実習などの専門科目の単位を課している．1970年からは，さらにそのうえに1カ年の臨床研修課程が設けられ，施設の卒業生や一定の有資格者で希望する者が研修できるようになった．これらの卒業生のほとんどが盲学校理療科教員として活躍している．

研究活動

1952年10月盲学校理療科教員を結集して，全国盲学校理療科教員連盟を結成し，教育の研究，改善，盲学校出身者に対する業務の指導助言などに実績をあげてきた．1971年9月にこの連盟から初の理療学術専門誌「理療の科学」が，普通字と点字とで発行された．現在，連盟会員は800人を数えている．

理療の科学的研究，教育方法および教育技術の研究は，近年とみに進歩した．全日本盲教育研究会理療部会，各地区研究会では毎年貴重な発表が行なわれ，芹澤勝助をチーフとする東京教育大学理療科研究グループは，日本医学会に所属する日本温泉気候物理医学会，日本リハビリテーション医学会，また日本東洋医学会，日本特殊教育学会，日本鍼灸治療学会など関係学会に多くの報告を行なってきた．その成果として盲学校理療科出身者である芹澤勝助と森和は，医学博士の学位を取得した．

理療科将来の展望

理療科は，以上のような伝統と実績の上に立ち，社会的変遷に対応して近代化への脱皮を遂げる時期を迎えている．高校全入，高校の多様化などを目的とした高等学校教育課程の改善と呼応して，特殊教育諸学校の高等部，特に盲学校では昭和48年度を期して理療科のコースの再編成が検討されている．

（芹澤勝助・長尾栄一）

リハビリテーション科の教育

リハビリテーションの意義と分類

リハビリテーションとは復興，復職，社会復帰，回復訓練，更生指導などの意味であり，日本リハビリテーション医学界では，「身体障害者をして身体的に，精神的に，社会的に，経済的にできるだけ十分に，できるだけ早く回復させる措置のすべてを含む」ことに統一されている．その意味では第4の医学（第1は保健・育児，第2は予防医学，第3は治療医学）ともいわれている．リハビリテーションの占める分野は広大多岐にわたっている．その内容によって医学的リハビリテーションと職業的リハビリテーションとに大別される．

医学的リハビリテーション

これは身体障害者の身体的・精神的機能を回復させるために専門医師を中心に理学療法士（Physical Therapist＝PT），作業療法士（Occupational Therapist＝OT），言語治療士（Speech Therapist＝ST），心理学者，義肢・装具製作者，ソシアルケースワーカー，看

護婦，などで構成されたリハビリテーション・チームによって組立てられた治療プログラムを遂行するものである．理学療法士は運動療法，マッサージ，日常生活動作訓練，温熱，光線，電気，水治などの物理的刺激を施し，作業療法士は直接作業や日常動作に必要な基本的動作を編物，手芸，工作，粘土細工などを通じて習熟させ，作業の耐性と巧緻性を増進させるものであり，言語治療士は発音・発語の指導訓練によって言語機能の回復を図り，心理的指導者は障害者のもつ情緒的，性格的，行動的諸問題，すなわち更生意欲を阻害する因子を排除して，社会復帰への動機づけに努めるものであり，さらに義肢・装具製作者は障害を受けた身体機能補足のための適切な義肢や装具の製作を担当し，ソシアルワーカーは障害者の医療面経済面などの相談に応じる．

職業的リハビリテーション

前項の医学的リハビリテーションを終了した者にとっては，その職業的，経済的自立が残された重要事項であり，また，その成功がリハビリテーションの究極の目的であるわけで，そのために，職業相談，職業訓練，就職のあっせんとその追跡などの重要事項に分けられた職業面での更生指導が行なわれねばならない．これを遂行し成果を収めるためには，単にそれぞれの機関においてだけでなく，一般社会の深い理解と協力を得なければならないのは当然である．

リハビリテーション教育の現状

前述のようにリハビリテーションの業務は多様にわたっており，これらの業務に従事して身体障害者の社会復帰のために一翼をになうには，それぞれの専門の養成機関で教育を受けた者でなければならない．医学的リハビリテーションの分野において理学療法士，作業療法士などの需要が急速に高まり，それらの養成制度や身分などが注目されるようになった．

欧米諸国においては第1次世界大戦後，傷病軍人の膨大な発生を契機として，医学的リハビリテーションの体系化が進められ，さらに第2次大戦後は，本格的に実用の段階として活動し，成果を収めている．教育制度も身分も確立し，世界理学療法士連盟（World Confederation of Physical Therapist＝WCPT)，世界作業療法士連盟(World Confederation of Occupational Therapist＝WCOT）が結成され，多数の国がこれに加盟している．

わが国においては，1963（昭和38）年3月，医療制度調査会から厚生大臣に提出された答申のなかに，リハビリテーションの重要性や従事する者の養成，業務内容の確立などが初めて公式に取上げられ，急速にその制度化を図る必要のあることが述べられた．東京大学教授高木憲次博士によって提唱された身体障害者の社会復帰に関する念願がようやく軌道に乗せられた感じで，厚生省としては，さっそく「理学療法士，作業療法士等の身分制度打合せ会」を組織し，先進国やＷＣＰＴの意向を参考にして準備を整え，1965年5月31日，第48通常国会において「理学療法士，作業療法士法」が成立，6月29日に公布されたのである．

これより先，わが国では，全国主要都市の大病院において，マッサージ師らによってマッサージ，電気，光線，水治療法などが施されてきたが，これらの病院で治療に従事する人びとも新しい制度のもとに身分が確立されるわけで，そのためには，養成機関の卒業者とともに受験資格の特例者の国家試験が5年間に限って実施されることになった．

元来，これら病院におけるマッサージ師の多くは盲学校の卒業者によって占められている点，またイギリスなどで実施しているところから，盲学校の職業学科として理学療法士の養成課程を設置することに着目した文部省では，昭和39年度から法制定を見越して，東京教育大学教育学部附属盲学校と大阪府立盲学校，翌年度から徳島県立盲学校においてその実施に踏切ったのである．厚生省管轄としては，1963年度から国立療養所東京病院にリハビリテーション学院が，また，1966年度からは北九州市の九州労災病院内にリハビリテーション大学校の名称で同課程が設置されている．

盲学校にリハビリテーション科を設置するに当たって，その職務内容が盲人には困難であるとの見地から，医学界の一部で猛烈な反対があったが，視力の残存する弱視者であれば可能であるとして，医学界の了解と協力を得ながら内容の充実と実力の養成に努力を傾けている．

入学資格としては，高等学校卒業以上の者で表1のような教科が3ヵ年にわたって配当されており，特に臨床実習に必要な時間数を全体の3分の1以上を占める680時間を最低限度としていることは，基礎的医学や理論もさることながら，実技の経験を重視していることを物語っている．リハビリテーションを実施している有力な病院を5ヵ所以上選定して，そこで実習指

導を受けることになっている．また，病理学や臨床医学は，医師が担当すべきであるとの規定もあり，設備にしても基礎医学実験室，機能訓練室，水治療法室，電気・光線療法室など新制度にふさわしいものが要求されている．

教科時間数の配当は各校において多少の違いはあるが，基準時間数はおよそ世界共通の WCPT のものが

表1．リハビリテーション科の教科目と配当例

	科目	基準時間数	大阪府盲の時間数	1年	2年	3年
基礎科目	物理学	45	70	70		
	化学	45	70	70		
	医学的心理学	45	105	70	35	
	医学用語	30	70	70		
	外国語	0	210	105	105	
	計	165	525	385	140	0
基礎医学	解剖学	255	280	280		
	生理学	150	175	175		
	病理学	60	70	70		
	運動学	45			70	
	公衆衛生	30	35		35	
	計	540	630	525	105	0
臨床医学	医学一般	75	105		105	
	整形外科概論および一般外科概論	75	105		105	
	神経筋障害	150	175		175	
	救急法・消毒法	45	70		70	
	精神障害	30	35		35	
	計	375	490	0	490	0
理学療法関係科目	リハビリテーション概論	30	35	35		
	治療体操	210	245	70	175	
	電気治療および診断	60	70	70		
	水治・熱・光線療法	60	105		105	
	日常生活動作 義肢装具	60	70		70	
	マッサージ	30	35	35		
	検査・測定	60	70	70		
	職業倫理・職業管理	30	35		35	
	総合実習	0	70		70	
	計	540	735	280	455	0
臨床実習	治療体操	750	750			750
	電気治療および診断	210	210			210
	水治・熱・光線療法	210	210			210
	日常動作訓練 義肢・装具	210	220			220
	マッサージ	90	100			100
	検査測定	210	226			226
	計	1,680	1,716	0	0	1,716
合計		3,300	4,096	1.190	1,190	1,716

示されているようであり，それを上回るだけの時間数を当然組入れて実施されている．3カ年の修業を終え国家試験に合格すれば，理学療法士として病院や養護施設などへの就職の道が開かれている．しかし，このようなリハビリテーション医療に携わる専門の技術者の養成は将来3年短大あるいは4年制大学の大学レベルの教育で行なわれることが理想である．（青木時秋）

音楽科の教育

音楽教育の経過

明治維新の変革は，全く伝統を異にする洋楽の移入によって日本の音楽文化に一大変化をもたらした．それは主として軍楽と教育音楽の面からであった．しかし，江戸時代まで盲人の職業として重要な位置を占めていた邦楽も衰えることなく，かえって西洋音楽に刺激されて進んでいった．盲学校の教育も他の一般学校と同様にたびたびの学制改革はあったが，東京盲学校（現在の東京教育大学雑司ヶ谷分校および付属盲学校）の前身である楽善会訓盲院については，1880（明治13）年5月に制定した楽善会訓盲院規則第3条第2款に「音楽ハ概ネ本邦普通ノ楽器ニ依ラシム・但シ学業進歩ノ景況ニ随ヒ……西洋ノ楽器ヲ用フルコトアルベシ」と，また同条第3款には「技芸科マタ豫メ其品類ヲ定メ難シト雖モ，生徒感格ノ適宜ニ随テ成ルベク他人ノ力ヲ假ラズ単身従事シ得ベキ手術工芸等ヲ授クルヲ要ス」と定められている．東京盲学校六十年史には，「明治十四年十月以来会友山尾庸三自費を以て箏曲教師馬場みせを雇い盲生徒に箏曲を教授せしめ…，明治十五年一月に至り規則を改正し……，職業科として盲には音楽，按摩，鍼治……の諸科を認め此等によって充分に職業技術を鍛練し自主自治の公民たるべき

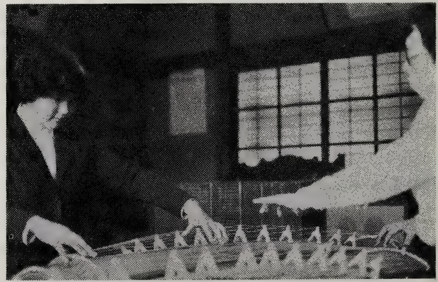

琴のレッスン

バイオリンのレッスン

用意をなせり……，明治十七年訓盲唖院の規則を改正し……，第三条に於て『盲生ハ尋常科ハ国語算術講談及体操トシ技芸科ハ音楽及按摩トス』と規定し……，明治十九年十二月三日盲生に初て風琴唱歌を教へ，翌二十年二月二十三日初て盲生に洋琴を授け……，二十一年二月二日初て盲生にヴァイオリン教授を試み多久随に嘱託す」と述べている．

以上のように，盲学校の創立時には必ず職業自立のことが第1に考えられ，それはいずれも音楽とあんま・はりなどがあげられている．京都府立盲学校は1878（明治11）年の創立であるが，1880年には，音曲科として邦楽を普通学科と並行して兼修できるようにした．それ以後，現在まで同校では，音楽課程として邦楽の職業教育が行なわれている．大阪市立盲学校は1900（明治33）年創立され，創立と同時に音楽科が設置され，1923（大正12）年から邦楽科と洋楽科に区分され今日に至っているが，現在までの卒業生は100人を越えている．大阪府立盲学校は1928（昭和3）年に民間から大阪府に移管されて以来，邦楽と洋楽を含む音楽課程が設置されている．

音楽の職業教育は，高等学校程度で行なわれているが，盲人に対する唯一の音楽科教員養成機関としては，東京教育大学教育学部特設教員養成部音楽科があるだけであったが，これも昭和43年度限りで廃止された．

教育内容

〔カリキュラム〕 昭和41年3月5日・文部省告示147号，盲学校学習指導要領高等部編に指導内容およびその方法が細かく示されているが，そのほか教育委員会規則などに示されているところに従って，地域や学校の実態を考慮し，特色を生かした教育ができるよう学校別に教育課程を編成している．専門教育を主とする学科のおもなものとして，理療科，リハビリテーション科，音楽科，調律科などがあげられているが，それらの専門教育を本科（高等学校全日制の課程に準ず）で行なう場合，音楽科では少なくとも次の単位を修得しなければならない（数字は単位数）．

①国語—現代国語7，古典2，②社会—倫理・社会2，政治・経済2，日本史または世界史3，地理3，③数学—数学Ⅰ5，数学Ⅱ4，④理科—物理3，化学3，生物3，地学2，（以上のうち2科目以上について6単位），⑤保健体育—体育7，保健2，⑥芸術—美術・工芸2，⑦外国語—英語または外国語に関するその他の科目9，⑧家庭—女子について家庭一般2以上，⑨専門に関する教科・科目35以上となっているが，その内容としては，

①音楽理論—楽典・和声法・対位法・楽式論・その他，②音楽史—西洋音楽史・日本音楽史，③ソルフェージュ—聴音・視唱・視奏・その他，④合唱—合唱・重唱，⑤合奏—合奏・重奏，⑥声楽—声楽A・B，⑦ピアノ—ピアノA・B，⑧弦楽器—弦楽器A・B，⑨管楽器—管楽器A・B，⑩打楽器—打楽器A・B，⑪琴—琴A・B，⑫三弦—三弦A・B，⑬作曲—作曲A・B，⑭調律理論—楽器の構造・調律の原理・楽器の修理・その他，⑮音楽史—東洋楽器・西洋楽器，⑯調律実習—調律A・B，⑰楽器修理実習—ピアノの修理・その他の修理，その他特別教育活動（ホームルーム・生徒会活動・クラブ活動）を3単位とし，1週37時間，3年間111単位としてカリキュラムを構成する．〔注〕声楽A（声楽を専門とする生徒を除く者のうちで，声楽に対する興味や関心をもつ者が選んで履修する内容で，最低3単位を必要とする），声楽B（声楽を専門とする生徒を対象とする内容で，最低6単位を履習させる）．その他の実技のA・Bについても同じ取扱いである．理療科，リハビリテーション科，調律科については，それぞれの項参照．なお，文部省告示第281号により高等学校学習指導要領の全部が改正されるに伴ない，盲学校学習指導要領（高等部）も改正され，1973年4月1日から施行される予定である．

音楽科の現状

正式には音楽学科という（盲学校およびろう学校の高等部の学科を定める省令・昭和41年文部省令第2号）．1970年現在で，音楽学科に籍をおく生徒数は，東京教育大学附属盲学校，京都府立盲学校，大阪府立盲学校，大阪市立盲学校の4校で合計23人である．これは高等部に籍をおく全国盲学校（沖縄を含む）の生徒数4769人（昭和45年度）に対して約0.5パーセントに過ぎない．

盲人は音感がすぐれているので，音楽は盲人の職業として適しているといわれながら，職業としての自立

が困難であるのは次のような理由からである．

(1)江戸時代には音楽（箏）が盲人の職業として保護されてきたが，明治以後の音楽教育は，西洋音楽が中心になり，事実上，保護がなくなった．

(2)西洋音楽は，明治以来約100年間に音楽家，音楽教育家のなみなみならぬ努力により長足の進歩を遂げたが，盲人の音楽家は邦楽を主としていたため，特定の名人は輩出したが，広く大衆の間に盛上がりを見せるまでには至らず，職業としては微々たるものであった．

(3)明治以後も邦楽界は封建的な家元制度を固執していたので，学校教育のなかで邦楽家を育成することが困難であった．

(4)盲人にして，音楽の素質に恵まれている者が少ない．晴眼者の世界では，多少とも素質があれば本人の努力しだいで何とか自立できるが，盲人では種々な制約があるので多少の素質だけではむりである．

(5)音楽の早期教育が行なわれていない．一般では親が積極的に早期教育を行なっているが，盲学校では，親が決断をしぶっているうちに時期を失ってしまう．これは盲界の通念として，音楽で身を立てることはむりだとの考え方が強く支配しているので，音楽で身を立てる可能性のある者までが，他の容易な道を選ぶということにもなっている．

(6)家庭が経済的に恵まれていない場合が多い．音楽の勉強には ある程度の 経済的な 裏づけが 必要であるが，それに耐え得る資力のある家庭が少ない．また卒業してもすぐに収入を必要とする者がほとんどであるが，卒業してすぐそれで身を立てなければならない環境の者には音楽は不向きである．

(7)音楽を専攻するためには，たゆまぬ努力と強い意志が必要であるが，盲人をとりまく環境は必ずしもこれにふさわしくない．将来の生活の不安から確固たる信念をもつことがむずかしいので，音楽技術はもちろん，盲人1人をひとかどの音楽家に育てあげるまでのあらゆる援助を惜しまない指導者が必要である．

（渡辺達郎）

調律科の教育

盲人の職業としてのピアノ調律は，盲教育界で新しい職業開拓が話題になるたびに論じられ，実際に勉強した人もあったが，いずれもものにならなかった．その理由として，一人前の調律師を養成するためには，多くの日数と費用がかかり，そのほとんどが徒弟制度によって養成されていたこと，またピアノの普及率も（1967）現在とは比べものにならないほど低かったこと，社会人の盲人職業に対する認識が浅かったことなどがあげられる．

ピアノ調律科の発足

文部省では1961年から 盲学校の新職業開拓 のための研究指定校を決め，補助金を出すことになった．ピアノ調律については，大阪府立盲学校から申請が出され， 第1次の 研究 指定校として 認められた．それに伴い， 文部省からの補助金 60 万円， 大阪府からの特別予算 60 万， 計 120 万円で 第1年目が発足した．

〔第1年次の概観（大阪府立盲学校）〕 あくまでも研究段階ではあるが，優秀な弱視者2人を選んで入学させた．新職業教育でいきなり全盲生を対象にすることは，非常な危険を伴うものであり，また新しい職業を開拓するには，優秀な人材を選ぶことが不可欠であるからである．施設・設備については，練習のための個室（ピアノ練習室と同じ程度）と講義室を準備し，1人に1台ずつの新しいピアノを与え，そのほかにオルガン2台（電動オルガン，足踏みオルガン）， ピアノおよびオルガンの調律工具，取替え用のピアノ線2台分などを用意し，また，調律実習として日本楽器の工場で 年1回の 実習が行 なえるよう 委託契約を結んだ．実際の授業時数としては，一般教科と音楽の専門教科および 調律科目 を週8時間履修 させる ことにした．

また，山形県立山形盲学校では 1967 年 か ら 3 カ年課程の正式職業科として調律科を設置，モデル校として文部省から3カ年 320 万円の予算が割当てられた．

また，日本楽器本社の技術指導のもとにピアノ調律学校としての形態をとって運営されている．

教育内容

〔カリキュラム〕 昭和41年3月5日 ・文部省告示147号「盲学校学習指導要領高等部編」には， 専門教育を主とする学科として，理療科，リハビリテーション科音楽科，調律科があげられ，1961年に研究段階として始められたピアノ調律も5年の歳月を経て，初めて職業教育として独立した学科になった．

教育課程の編成に当たっては，各教科，科目およびその 単位数が詳しく 示されているが， 1単位時間 50 分，1学年 35 単位時間の 授業を1単位として 計算さ

ピアノ調律の実習

れることなど他の学科と変わりはない．

教育課程編成上の留意事項として「それぞれの学科の目標を達成するように教育課程を編成する必要がある．調律科については，主としてピアノの調律に関する知識と技術を習得させ，調律に従事する技術者を養成する」と示されている．カリキュラム編成については，各学校の特色を生かして編成ができるように，第10節音楽の各科目のなかで調律関係の科目が取扱われている．すなわち，第14調律理論，第15楽器史，第16調律実習，第17楽器修理実習などである．

なお，1973年から盲学校学習指導要領高等部編が改正され，調律科の充実が図られることになっている．

その他広島盲学校においても1964年から始め，昭和41年度に1人の卒業生を楽器店に就職させている．

表1

		1年	2年	3年	専攻科1年	専攻科2年
国語		5	3	2	2	2
社会		2	4	5	3	—
数学		5	2	—	—	—
理科		—	3	3	—	—
体育		3	4	4	3	3
芸術		—	美術1	—	—	—
外国語		3	1	1	2	2
専門科目	必須ピアノ	1	1	1	2	2
	調律	6	6	6	6	6
	合唱ソルフェージ	4	4	4	4	4
	音楽史	—	—	3	—	—
	音楽理論	2	2	2	11	14
	合奏	1	2	1	1	1
	調律理論	2	1	2	—	—
計		34	34	34	34	34

海外および盲学校以外の国内の状況

〔国立音楽大学〕　わが国における私立音楽学校として長い伝統をもつ国立音楽大学では，古くから同大学楽器研究所とともにピアノ調律の技術者養成部門を設けている．国立音楽高等学校調律科および国立音楽大学調律別科である．前者は修業年限3カ年，後者は2カ年で満23歳以下，定員30人である．

〔日本楽器製造株式会社技術学校〕　ヤマハピアノを製造している日本楽器では，戦後，音楽教育が盛んになり，ピアノの生産台数が増加するに従って，そのアフターサービスおよびピアノ調律の需要に応じきれなくなったので，調律技師を養成するための技術学校を東京と大阪に設立した．それは文部省が研究指定校の制度を始める数年前のことである．

日本国内で盲学校以外に調律の教授を行なっているのは以上の2校だけであるが，これらはいずれも身体障害者は入学させていない．

〔海外の状況〕　アメリカ，フランス，イギリスなどでそれぞれ調律の教育を行なっているが，特に有名なのはアメリカのマサチューセッツ州ウォータータウンにあるパーキンス盲学校(Perkins School for the Blind)である．

この学校の調律科は1850年に設置された．1860年以来，ボストンの公立学校との間にピアノ調律の契約が結ばれ，今日に至るまで続けられている．この学校はその講義の内容と徹底した教授方法で一般には高く評価されている．1クラスは通常8人以下に制限され，普通の場合2年間で全コースの教科課程を終了する．同校で勉強し卒業した生徒のほとんどがピアノ技術の分野で活躍しているが，現在よりさらに有利な職に就くためには，長い期間の忍耐が必要で，その間に技術面もさることながら，販売面の勉強も必要であるとされている．

今後の方向

社会通念として盲人は音楽で身を立てることはむずかしいとされていたが，新職業教育としてのピアノ調律についても同じような不安がもたれ，音楽の素養がないから無理ではないかなどと考えられたりしているが，ピアノ調律技術者としての条件は次のようなものである．

(1)ピアノをひくことと調律は無関係である．ピアノをひけなくても調律はできる．ただし，ピアノをひければそれに越したことはない．

(2)調律上，音感は人なみ以下（一般にいう音痴）では困るが，絶対音感が必要であるということはない．

(3)音楽的教養よりも一般的職業人としての教養に加えて特に忍耐強いことが要求される．　（渡辺達郎）

盲学校の教科書と教材・教具

教科用図書

教科用図書の意義

「教科書の発行に関する臨時措置法」（1948/昭和28年）の第2条に「教科書とは，小学校・中学校・高等学校およびこれに準ずる学校において，教科課程の構成に応じて組織配列された教科のおもなる教材として，教授の用に供せられる児童または生徒用図書であって，文部大臣の検定を経たもの，または文部大臣において著作権を有するものをいう」と規定されている．

教科書制度

教科用図書は，文部大臣の検定を経たもの，または文部大臣が著作権を有するものでなければならないとされており（学校教育法21，76），一般小・中学校では，ほとんど文部大臣の検定を経た教科書を使用しているが，盲学校においては検定本は全くない．その理由については種々考えられる．

「文部大臣の検定を経たもの」になるためには，著作者または発行者が，その著作，編集した教科書の原稿の検定を申請，文部大臣はこれを教科用図書検定調査分科審議会の調査審議にかけ，審議会においては，「教科用図書検定基準」に基づいて合格，不合格の答申をするのである．

こうした検定を経て発行されても，都道府県や各学校段階において採択され，使用されるかどうかは不明で，このため，発行者は多額の経費を投じ，検定教科書の内容・体裁を高めるとともに，積極的な宣伝をするのであるが，盲教育においては，在籍児童・生徒がきわめて僅少であるため，検定教科書を作っても，企業採算がとれない．そのうえ，盲児童・生徒が使用する点字教科書作成には特別な印刷技術を要し，その技術者も数少ない．そこで，文部省初等中等教育局特殊教育課で研究編集し，文部大臣が著作権を有する教科書を特定の業者に印刷させ，供給しているのが現状である．

採択・供給についての制度

文部大臣は審議会の答申により合格を決定した教科書については，発行者の発行届に基づいて教科書目録を作成し，都道府県教育委員会にこれを配布する（教科書の発行に関する臨時措置法4, 6, 同法施行規則3, 7）．

都道府県教育委員会はこれを所轄の学校に配布し，毎年7月中に数カ所の地域において翌年度使用教科書採択のための展示会を開催し，これによって市町村教育委員会，あるいは各学校ごとに翌年度使用教科書を採択することを決定するのである．

盲学校においては，文部大臣が著作権をもつ教科書を特定の業者に印刷・製本させ，かつ，供給させているので，学校長は都道府県教育委員会を通じて，翌年度採択教科書を発行者および文部大臣に報告するとともに，直接，文部省の委託した特定の業者に需要数を報告し，その業者から直接学校に使用教科書が送られてくるようになっているのである．この場合，代金の決済についても，直接特定業者と行なうことになっている．

教科と教科書

盲学校の小学部および中学部の教科，高等部の学科および教科，幼稚部の保育内容は，それぞれ小学校，中学校，高等学校，幼稚園に準じて文部大臣が定め，その教育課程は文部大臣が公示する学習指導要領によることになっている．

小学部の教科については，国語，社会，算数，理科，音楽，図画工作，家庭および体育を基準とし，そのうえに道徳を課することが定められている．

中学部の教科については，必修教科として国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育および技術・家庭，選択教科として外国語および職業，家庭を基準とする．なお，これらのほかに道徳を課することが定められている．

高等部においては，現在，文部大臣検定済みまたは文部省著作の教科用図書がないので，高等学校用として検定済みの教科用図書の点字訳されたものが，学校

長の採用によって使用されている.

点字教科用図書出版状況

点字教科用図書は，1890（明治 23）年に日本点字が制定されて以来，初めはもっぱら手書きで作られてきたが，点字印刷機の導入によって漸次，点字出版所によって発行され発展してきた.

なお，現在発行されている小学部，中学部，高等部（普通科および理療科）の点字教科書は次の通である．弱視児童・生徒については，晴眼児用の墨字教科書を使用し，弱視用レンズの活用や拡大印刷などの手段を講じている.

教科書購入費

⑴就学奨励費：盲学校の児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため，1956（昭和31)年3月30日就学奨励法が公布され，児童・生徒の教科書代金が父兄に支給されるようになった．各教科ごとに1種類の教科用図書，ただし，特定の教科については2種類以上の購入費が支給される.

⑵義務教育諸学校の教科用図書の無償措置：国は昭和37年3月31日・法律第60号で義務教育諸学校の教科用図書は無償にすると定め，この法律に基づいて翌年4月1日から小学校1年に入学する児童に教科用図書が無償で行き渡るよう，政令，施行規則などによって細則を定めた．同39年度には小学校1，2，3年，同40年度には1，2，3，4，5年，同41年度には小学校児童全員に対する無償措置が実施された．さらに同42年度には中学校第1学年まで，同44年度には中学校全生徒に対してこの措置が行なわれた.

盲学校の児童についてもこの法律が適用され，該当者はそのつど，就学奨励法による教科用図書費の父兄支給が廃止され，無償措置による教科書支給に切替えられている.

主要点字教科用図書の出版元

毎日新聞社・大阪市北区堂島上2―36／社会福祉法人日本ライトハウス点字出版所・大阪市城東区今津中2-4-37／社会福祉法人東京点字出版所・東京都三鷹市下連雀3-32-10／大阪市立盲学校同窓会・大阪市東淀川区豊里町619，その他.　(福本礼一)

表1.　盲学校用点字教科書

小学部用（昭和47年度）

	書名	著作者	発行所
国語	こくご　1，2ねん	石森延男 井上　靖 ほか18名	ライト
	国語　3，4，5，6年	〃	〃
社会	社会　2，3，4，5，6年	大嶋三男 小沢栄一 野村正七 ほか27名	点毎
算数	さんすう　1，2，3ねん	塩野直道 橋本純次 ほか9名	東点
	算数　4，5，6年	〃	〃
理科	理科　3，4，5，6年	藤井　隆 蓮沼　宏 ほか25名	東点
音楽	2ねんせいのおんがく 3年生の音楽 4年生の音楽 5年生の音楽 6年生の音楽	市川都志春 ほか5名	ライト
地図	初等地図帳	ライト	ライト
家庭	家庭　5，6年	武田一郎 ほか20名	点毎

中学部用（昭和47年度）

	書名	著作者	発行所
国語	国語　1，2，3年	石森延男 ほか22名	東点
社会	社会（地理） 〃（資料編）	町田　貞 ほか11名	東点
	社会（歴史） 〃（資料編） 社会（政，経，社） 〃（資料編）	豊田　武　ほか16名 山中篤太郎 伊藤正己 山本　登　ほか18名	毎点
	社会科　地図帳	ライト	ライト
	日本地図 世界地図	河村美千子	東点
数学	数学　1，2，3年	正田建次郎　栗田　稔 橋本純次　ほか8名	文部省　ライト

理科	理　科　1，2，3年	蓮沼　宏 藤井　隆 ほか26名	東点
音楽	中学生の音楽1，2，3年	市川都志春 ほか4名	ライト
	中学生の器楽	〃	〃
保健体育	標準中学保健体育	今村嘉雄 猪飼道夫　本間茂雄 ほか11名	ライト
技術・家庭	技術・家庭　1，2，3年（男子用） 技術・家庭　1，2，3年（女子用）	全国職業教育協会（代） 末松直次 渡辺　茂 ほか34名	点毎
外国語	英　語　1，2，3年 英　語　（資料編）	W.L.CLARK 中島文雄 宮内秀雄 ほか3名	東点

高等部用（普通科）（昭和46年度）

	書　名	編著者	発行所
国語	高等学校 現代国語　1，2，3年 現代国語付録 （国語文法の大要） （現代文学史年表） （当用漢字音訓表）	志賀直哉 久松潜一 吉田精一 今泉忠義	東点
	現代国語　1，2，3年	金田一京助ほか	ライト
	新選古典（古典甲） 〃　要　覧	新村　出ほか	ライト
	高等学校 古　典　甲 〃　付　録	久松潜一ほか	東点
	古典乙Ⅰ（古文編） 古文編付録　文語文法 古典乙Ⅱ（古文編）	久松潜一 今泉忠義 吉田精一	
社会	高等地理　A	田中啓爾	東点
	地　理　A 〃　資　料	辻村太郎ほか	ライト
	要説日本史 〃　資　料	豊田　武	
	高校用 詳説日本史 〃　年　表	宝月圭吾 藤木邦彦	東点
	世　界　史　A 〃　年　表	大類　伸ほか	ライト
	世　界　史　B 詳説世界史	村川堅太郎ほか	東点
	政治・経済	辻　清明ほか	
	政　治・経　済 現代の倫理と社会	佐藤　功ほか 野田文夫ほか	ライト
	倫　理・社　会	沢田慶輔ほか	東点
数学	数　学　Ⅰ 〃　（数表）	吉田洋一ほか	ライト
	高等学校 数　学　Ⅰ	秋月康夫ほか	東点
	数　学　ⅡA 〃　（数表）	吉田洋一ほか	ライト
	高等学校 数　学　ⅡB	秋月康夫ほか	東点
理科	物　理　A	茅　誠司	ライト
	標準物理　A （改訂）	金原寿郎	東点
	化　学　A 〃　（資料）	柴田雄次ほか	ライト
	標準化学　A	千谷利三，田辺秀雄	東点
	高等学校生物	沼野井春雄ほか	ライト
	標準高校生物	木原　均ほか	東点
	理　科　表	芝　亀吉ほか	ライト
保健体育	保健体育	今村嘉雄ほか	ライト
家庭	家庭一般	松平友子ほか	ライト
音楽	高校の音楽　Ⅰ 理論伴奏編 高校の音楽　Ⅱ 理論伴奏編 高校の音楽　Ⅲ 理論伴奏編	堀内敬三	ライト
外国語	高校英語 The Senior Crown English Course Revised Edition Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	W.L.Clarkほか	東点
	英語B（読本） New English Readings Standard Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	福原麟太郎	ライト
	英語B（作文・文法） The New English Way Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	佐々木高政ほか	ライト

高等部用（理療科）（昭和46年度）

	書　名	編著者	発行所
解剖学	人体解剖学 生体観察 高等部理療科 解　剖　学 局所解剖学	藤田恒太郎 東点編集部 小川鼎三ほか	東点
	解　剖　学　A，B	理教研	ライト
	解　剖　学	大阪市盲	大阪市盲
	（松本）解　剖 （田辺）解剖学教科書	松本盲 田辺建雄	ライト
	人体解剖生理学	小川鼎三 福田邦三	東点

生理学	生理学	本川弘一	
	簡明生理学	阿部達夫	東点
	生理学教科書	日本鍼按協会	東点
	別科用生理学		
	生理学 A 〃 (索引)	理教研	
	生理学 B		ライト
	(松本) 生理	松本盲	
	(田辺)生理学教科書 全	田辺建雄	
	生理学	大阪市盲	大阪市盲
病理学	病理学 A	理教研	
	(松本) 病理	松本盲	ライト
	(田辺) 病理学教科書	田辺建雄	
	病理学入門	緒方知三郎	
	簡約病理学各論	平　福一郎	東点
	改訂病理学知識	大村清三	
衛生学	衛生学	鯉沼茆吾	
	衛生学教科書	日本鍼按協会	東点
	衛生学 A	理教研	
	(横山) 衛生学	横山純雄	ライト
	(松本) 衛生学	松本盲	
	(田辺) 衛生学教科書	田辺建雄	
症候概論	症候概論 A	理教研	ライト
	(田辺) 症候概論教科書	田辺建雄	
	症候概論	南　外弘	
	診療法教科書	日本鍼按協会	東点
治療一般	治療一般 A 治療一般 治療一般総論 あんま科治療一般	理教研	ライト
	(田辺) 治療一般教科書	田辺建雄	
	三療学提要	小林卯三郎	東点
漢方概論	漢方概論 A, B	理教研	ライト
	薬草と漢方薬	田辺建雄	
	東洋医学概説	長浜善夫	東点
	改訂経路治療要綱	福島弘道	
	鍼灸漢方概論	滝野憲照	大阪市盲
理論と実技	鍼灸理論	理教研	ライト
	新選経穴学 簡明経穴学	大阪市盲	大阪市盲
	鍼灸実技 あんま・マッサージの理論と実技	理教研	ライト
	鍼術教科書 灸術教科書 マッサージ教科書 按摩術教科書 電気療法教科書	日本鍼按協会	東点

<備考> リハビリテーション科その他一部ならびに弱視用墨字教科書を略した.

(注) 著作者・発行所の略称は次をさす. ライト＝日本ライトハウス点字出版所／点毎＝毎日新聞社／東点＝東京点字出版所／理教研＝東京教育大学雑司ヶ谷分校理療科教育研究会／大阪市盲＝大阪市立盲学校同窓会出版部／松本盲＝長野県立松本盲学校理療科.

教材・教具

教具の意義

教具とは教授あるいは学習を効果的にするために考案され, 使用される道具である. 教具の使用は学習を具体的, 直観的にし, 教材内容の理解を容易にするとともに学習の興味を深め, 学習の効果を高める.

普通の学校で活用されている教具は, 視覚教具, 聴覚教具, 作業教具およびこれらの複合したものに大別されるが, このうち盲教育にそのまま利用できるのは聴覚教具だけで, 他の教具は盲児童・生徒の保有能力に適応するよう, 改変しなければならない. 盲教育で用いられる教具の種類は晴眼者のそれに比べると著しく少なく, 各盲学校において教師が市販の晴眼者用の教具を盲児童・生徒の保有能力に適応するように改変するための努力をしているのが実状である.

教具の種類

教具を視覚・聴覚・作業の3種に分類するのが普通であるが, また, これを教育の過程 *Process of Education* の著者ブルーナー (Jerome S. Bruner) によってなされたように代用経験装置, 模型装置劇化装置, 自動装置というような分類もできる.

視覚教具には実物, 標本, 機械器具, 絵画, 写真, 図表, 地図, 模型, 幻燈, 映画, テレビ, オーバーヘッド・プロジェクター, マイクロフィルム, 黒板, 白墨などがある.

聴覚教具としては, レコード, ソノシート, ラジオ, トーキー, テープレコーダーなどがある.

作業教具としては, 参考書, ノート, ワークブック工作用具, 図画用具, 裁縫用具, 料理用具, 洗濯用具, 理科実験器具, 農具, 体育用具, 計算器, 科学技術・産業教育関係の教具などがある.

前述のブルーナーの分類によると, 代用経験用装置には映画, テレビ, スライド, テープレコーダー, 書籍などがあり, 模型装置には図表模型, 自動装置にはティーチングマシンなどがある. さらに教育の近代化すなわち, 教授学習過程を近代化して学習者の能力を最大限に高めるために視聴覚教具, 教材の総合的な活用に力が注がれるようになってきている.

このように晴眼者用の教具の発達はめざましいが，わが国の盲教育の教具に目を転じると，その貧困さに暗然 とならざるを 得ない．1958（昭和 33）年に高田秀道が発表した「わが国盲人使用器具の発展」に記載されている教具は，点字器，作図器具，聴覚利用の機械器具，点字タイプライター，カナ文字タイプラタイー，そろばん だけで，1965 年の「盲人更生要具目録第 3 号」（日本 盲人社会福祉施設協議会）によっても点字器，点字タイプライター，作図器，カナ文字タイプライター，盲人用計算器，計量器，立体地図，地球儀，人体解剖模型，時計，裁縫用具しか見当たらない．

これに 対して外国の 事情は どうであろうか．*Proceedings of the International Congress on Technolgy and Blindness* Vol. IV には次のような教具が記載されてある．各種点字器，地図，地球儀，数学用具，音楽用具，科学機械，時計，台所用具，裁縫用具，はかり，温度計，湿度計，気圧計，タイマー，弱視用具，リーディングマシン，作図用具，計算器，測定器具，木工・金工用具，電気計器などがすでに市販または試作されており，わが国の実状に比べると相当進歩していると思われる．

しかし，1960 年以前は 諸外国 においてもわが 国の現状とあまり 大きな 差異はなかった．1960 年以後 になるとイギリス，アメリカ，ソ連，西ドイツなどでは盲人のリハビリテーションとも関連して，教具を含む盲人用具の開発が進み，強力な社会的・経済的・技術的支援のもとに，次第にその種類が豊富になりつつあることは特筆すべきことである．

教具の開発

盲教育に必要な教具を開発し，活用する方法に次の三つがある．すなわち，晴眼者の教具のうち，そのまま使用できるものを活用する方法，晴眼者の教具の一部を盲児童・生徒の保有能力にアッピールするように改変する方法，および晴眼者の教具とその使用目的は等しいが，形状や操作法が全く異なる盲教育独特の教具を開発する方法である．このうち，真の教具の開発とは第 3 の盲教育独特の教具の開発をさすことはいうまでもない．

第 1 の例としては晴眼者が活用している聴覚教具などをそのままフルに活用することなどがあげられる．

第 2 の例としては目盛りを凸にし，数字を点字にしたスケールなどがあげられる．現在までの盲教育の教具の大部分はこの部類にはいる．

第 3 の例として次にその数例を述べる．図 1 はソ連欠陥学研究所（ Institute of Defectology, Academy of Pedagogical Science ）自然科学部 が 開発 した 盲人用光学台 の 1 種 であるが，フォトホーン という 光探素子を応用して，従来不可能とされていた光学実験教授を可能にした，フォトホーンは林良重が考案した CdS 感光器やウェックスラー（ A. Wexler ）が考案したライトプローブ（ light probe ）とその機能はほぼ同じで，光の有無，色の変化の識別，液面の判定，比色，比濁などのほか多くの目的を達成することができ，この種の光探素子の出現は盲教育の教具の開発に革命的な分野を提供したといえる．

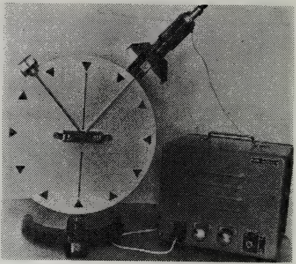
図1 光学台

図 2 はスイスで開発され，すでに市販されている体温計で感熱材料としてスパイラルなバイメタルが内蔵されており，ストップウォッチ機構により，測定時にトップのボタンを押すと針が回転して任意の目盛りのところで止まる．このときの点字目盛りを触読するという仕組になっている．

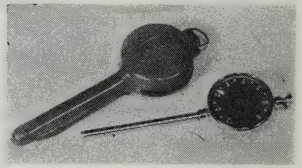
図2 体温計

図 3 はアメリカで開発され，すでに市販されている計算尺であるが，表面に二つ，裏面に一つのポインターがあり，表面の A および C ポインターを動かして，加減，乗除，開平，対数計算を行なうように作られている．

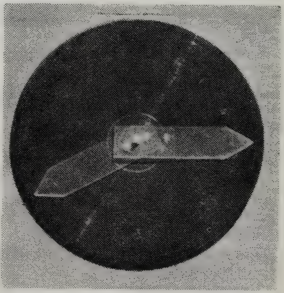
図3 計算尺

図 4 は林良重らのアイディアに基づきスター社が製

作した電流・電圧計で，普通の電流・電圧計が内蔵されていて，そのポインターの位置を前述の CdS 感光器で追跡し，音が変わったとき，それについている外部探針のさす点字目盛りを触読するというものである．この機構はポインターを有するすべての計器のポインターの位置の判知に利用される．この機構の開発によって計器のポインターに指先で直接触れるということ．計器にとって致命的な損傷を与えることがなくなった．

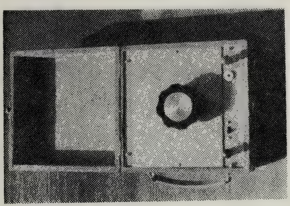
図4 電流電圧計

図5は早川電機（現在のシャープ株式会社）から発売されているテスターで，直流電圧・電流，交流電圧および抵抗値を測定できる．このテスターは視覚によらないで，聴覚および触覚で測定ができるようになっている．このテスターは内部に可聴周波トランジスター発振器およびブリッジを備えており，イヤホーンによって音が聞こえなくなる点を求め，そのときの点字目盛りを触読するようになっている．

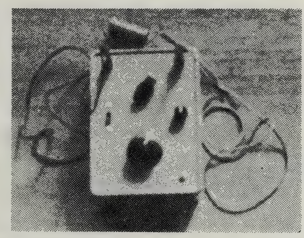
図5 テスター

図6は林良重のアイディアで島津製作所の協力により試作された直示てんびんであるが，操作はすこぶる容易で，かつ測定に要する時間がきわめて短時間である．使用法は被測定物をさらにのせ，点字目盛りのついたダイヤルを回転すると，＋・－のプロジェクションが出入し，ちょうどバランスするとプロジェクションが＋・－ともにはいり，ブザーが鳴る．このときの点字目盛りを触読するようになっている．この直示てんびんは，1ミリグラムまで測定できる．

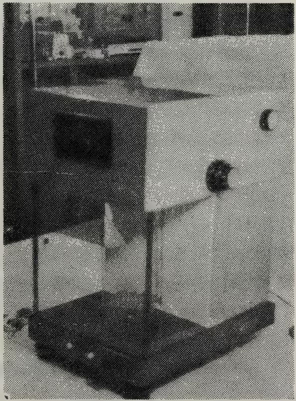
図6 直示てんびん

以上，盲教育独特の教具の開発について，その数例をあげたが，盲教育の教具の開発はすべての教科に必要だが，特に実験・実習を必要とする教科，たとえば理科，技術科，家庭科，数学科，理療科などは，教具の開発と活用なくしては，その目的を達成することは不可能である．1953（昭和 28）年「理科教育振興法」が公布され，小・中・高等学校，盲学校，ろう学校の理科教育に関する設備に対する国の財政的補助について規定されたが，昭和 41 年度の改定に当たり，前記の電気計器，その他数種の教具が開発され，品目の中に新たに加えられた．

教材

教材は教具と混同されがちであるが，教材は学習内容という意味に使うのが正しい．教育のための道具・手段である教具が，教材ともなっている面を見のがすことができない．すなわち，視聴覚教材，たとえば映画，スライド，放送，紙芝居などであるが，このうち，放送は盲教育の教材としての大きな役割をもっている．従来の言語文字を通じての教育に対して，直観主義の教育は著しく進歩し，ラジオ，テープレコーダーは教育の形態に一大変革をもたらしている．レコード録音テープ，ソノシートなどの録音教材の整備は，盲教育の進歩に不可欠な条件であって，たとえば，外国語教育においてその威力が高く評価されている LL (Language Laboratory) の設置など，聴覚教材の利用が重視されなければならない．また図書館と同様に，録音テープ教材・施設・設備の完備したテープライブラリーが設置されなければならない．さらに最近出現したティーチングマシンを使ってのプログラム学習についても，今後各教科においてその活用が研究されなければならない．

問題点

(1)教具が具備すべき条件としては安全性，堅固性，正確性，単純性のほか保管が容易で安価であることなどがあげられるが，盲教育の教具は高価であるということが致命的な欠点である．これは学校数が晴眼者の学校数に比べてきわめて少ないということに起因して

いる．そのためにメーカーも生産ベースにのせることをためらっているのが実情である．現在市販されている教具は，そのほとんどが手工業的規模により，小企業メーカーの手で製作されている．そのために，いかに優秀な教具が開発されても，教育の現場がその恩恵に浴することが困難になっている．

(2)次に問題になるのは総合的な教具の研究体制である．現場の教師が個々に教具のくふうをしている段階では，その進歩は遅く非能率的で，一流の研究者たちによる研究協力体制の確立が切望される．ソ連欠陥学研究所の研究成果やアメリカのＭＩＴ（Massachusetts Institute of Technology）やＩＢＭ（International Business Machine）などの研究協力などはこのことを明白に物語っている．

(3)生産体制については，前述のように手工業的小企業メーカーにその生産をゆだねている間は，すぐれた本格的な教具は出現しがたい．一流技術者をもっている一流メーカーによる生産体制の確立が切望される．要は国家的，社会的，経済的，技術的，頭脳的支援体制の確立こそ，具備すべき条件を満たした教具の出現の基盤といえよう．

(4)これとともに問題になるのは，近代的教具・教材の活用である．晴眼者の教育においては，近代的教具教材の総合的な利用が非常に活発であって，教育の世界に革命的な成果をもたらしている，盲教育の場においても，それらの近代的教具・教材を総合的に活用することが切望される．

(5)最後に教員養成機関および付属学校での教具ならびにその使用法の研究を問題としたい．盲教育の内容は晴眼者のそれとほとんど等しいものであり，その方法が異なるところから教具がことさらに重要視されるのである．教具の開発と活用こそは盲教育の発展のバロメーターともいえよう．（林　良重）

［参照文献］

高田秀道「我が国盲人使用器具の発展」第10回更生指導研究会資料　昭和33

日本盲人社会福祉施設協議会「盲人更生要具目録」昭和40

J. S. ブルーナー著／鈴木祥蔵・佐藤三郎訳「教育の過程」岩波書店　昭和38

A.ウェックスラー著／関東地区盲教育研究会理科部会訳「盲学校実験科学教援入門」　昭和38

Proceedings of the International Congress on Technology and Blindness Vol. Ⅰ～Ⅳ, American Foundation for the Blind, 1963.

盲学校の管理・経営

盲教育行政

盲教育の対象

〔盲教育と特殊教育〕　盲教育ということばは，一般に盲学校における盲および弱視の児童・生徒の教育を意味する場合が多い．そして，わが国においては，盲教育は特殊教育制度の一分野として位置づけられているのである．

〔特殊教育の対象〕　特殊教育は心身に何らかの障害のある者に対する特別な教育である．その障害は心と体のいずれか，またはその両方にわたるものであり，単一の障害もあれば，重複した障害もある．

しかし，比較的軽度な障害であって，普通児といっしょの学級に収容し，教育的に若干の注意と配慮を加えれば学習には支障がないような場合は，特殊教育の対象にはしないのである．盲教育の場合においても，視力矯正などの方法で普通児と変わりなく学習ができる場合は，たとえ，その児童・生徒が弱視者であっても普通学校に就学させ，盲教育の対象として扱わない．

〔特殊教育の限界〕　一般の特殊教育においては，障害の程度がきわめて重く，集団的な形で行なわれる学校教育が不可能か，あるいは，きわめて困難な場合は，実際上，特殊教育の対象にされない場合がある．これは特殊教育の対象にならないのではなく，現在の教育施設，教育方法では対象にすることが不可能に近いのである．しかし，盲教育の場合はろう教育の場合と同様に，最も重度というべき全盲者であってもその対象にしている．この点は同じ特殊教育でも，精神薄弱，肢体不自由，病弱，身体虚弱などの場合と異なっている．ただ盲で精神薄弱のような重複重症児は，盲教育の対象になし得ない場合がある．このような事情から学校教育制度においても，義務教育の段階では就学猶予または免除の措置をとり，子女の義務教育学校への就学を猶予，免除することができるようになっ

ている．このことは学校教育法第23条および第39条第3項の規定に基づくのである．

〔重複障害児の問題〕 ところで，特殊教育の対象にするか，しないかの限界は，実際には必ずしも明確ではないし，固定的でもない．特殊教育の研究の進歩と，特殊教育に対する人的，物的な措置の改善と整備によって，その限界は変化する性質をもっている．盲教育においても，現在のところ，盲ろうあ精神薄弱というような4重もの障害児に対しては，教育施設がほとんどないので，その学校への就学は不可能な状態である．ただ，盲ろうあの3重障害児に対し，山梨県立盲学校は文部省の実験学校に指定され，その教育の実験的研究を行なってきたことは有名である．アメリカにおいては，パーキンス盲学校が盲ろうあの3重障害児教育を行なっており，世界的に有名である．

盲教育学校の体制

〔特殊教育の学校体系〕 学校教育の体系を定める法律は学校教育法である．同法第71条は特殊教育の目的を定めているが，特殊教育を行なう学校には，盲学校，ろう学校および養護学校の3種類がある．そして，これらの学校はいわゆる独立の学校である．

〔盲教育体制〕 盲教育においては現在，盲学校，特殊学級，教員派遣という三つの制度があり，その対象者は盲者，強度の弱視者，および弱視者の3者となっている．盲学校においては，全盲教育と弱視教育が行なわれ，特殊学級，教員派遣の教育においては，弱視教育が行なわれるのが一般である．

したがって，従来の盲教育には全盲教育，すなわちいわゆる狭義の盲教育と弱視教育とが含まれることになり，弱視教育も強度弱視者の教育と軽度弱視者の教育に分かれるのである．そこで，一つの考え方としては，従来の盲教育を視覚障害者に対する教育（視覚障害教育）とし，その中に障害の程度に応じ，盲教育，弱視教育と分けることができる．しかし，厳密には視力の障害の程度による分類のほかに，視機能障害の種類と程度に応じた教育方法が開拓，確立されなければならないが，現在の段階ではそこまでいっていないのである．これはわが国だけでなく，世界の盲教育の現状である．

盲学校の管理と運営

〔盲学校の組織〕 盲学校は就学対象児の発達段階に応じて，普通児の場合と同様に幼稚部，小学部，中学部，高等部に分かれる．このうち，小・中学部が義務制で，他は義務制ではない．

幼稚部は幼稚園に相当する段階であって，できるだけ早い時期に障害の種類と程度を発見し，適切な特殊教育を行なうことが効果的であるという見地から設けられる．しかし，盲幼児の集団生活は非常な困難を伴うので，盲学校の幼稚部に就学する者は少ない．また，高等部は高等学校に相当する段階であり，制度的には高等部を卒業すれば，大学の入学資格を得られる．しかし，高等部の主たる目的は，盲児の社会的自立を達成することにあるので，義務教育に接続して後期中等教育に相当する段階の職業的教育を行なうことを主としている．

高等部には本科，別科および専攻科がおかれ，本科は中学校あるいは中学部卒業後3年，別科は中卒後1年ないし2年，専攻科は高等学校または盲学校高等部卒業後1年ないし3年の修業年限である．盲学校においては，あんま・マッサージ・指圧師，はり師，きゅう師の国家試験を受験して合格し，それぞれの職業に就く者が多いので，そのための理療科教育は主として高等部において行なわれなければならない．このため，盲学校中学部卒業生の大部分が高等部のそれぞれの科に進学している．また，盲学校の高等部におかれる学科は，盲学校およびろう学校の高等部の学科を定める省令によって，普通科，理療科，リハビリテーション科，音楽科，調律科，その他の専門学科とされている．

〔盲学校の設置基準〕 盲学校の設置基準は，現在，単独の法令的なもので規制されていない．しかし，盲学校の規模は，小学部および中学部の計9学年に対し，1個学年1学級，計9学級編成が最低のものであるが，1学年数個学級編成を行ない，必要に応じて幼稚部，高等部を設けている学校もある．しかし，その反対に小規模な学校においては，数個学年を1学級に編成する，いわゆる複式学級も存在する．また，小学部だけ，中学部だけ，あるいは高等部だけの盲学校もごく少数ではあるが存在する．

1学級を編成する児童・生徒の数の基準は10人以下とされている．ただし，小・中学校の特殊学級は15人を標準としている．また，幼稚部は8人以下を標準とするとされている．

盲学校においては，他の特殊教育諸学校と同様に，原則として寄宿舎を設けなければならないとされている．

盲学校におかれる教職員は，校長，教頭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，実習助手，事務職員，その他の職員となっており，小学部などの各部には主事をおくことができることとされている．

また寄宿舎のある盲学校においては，その寄宿舎に舎監および寮母をおかなければならないことになっている．寮母は寄宿舎における幼児・児童・生徒の世話と教育に当たる職員であり，児童等6人までごとに1人をおくことになっている．

盲学校における教職員定数の基準は，現在義務制である小学部および中学部については，「公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律」によって，高等部については，「公立高等学校の設置，適正配置および教職員定数の標準等に関する法律」によって定められている．

〔教育課程と教科書〕 盲学校における教科，学科，保育内容などは，学校教育法において，小・中・高等学校または幼稚園に準じて文部大臣が定めることになっている．

盲学校の教育課程は，学校教育法施行規則において，教科や授業時数などについて所定の規定がなされ，さらに，詳細な事項は文部大臣が公示する学習指導要領で定めることとされている．この学習指導要領が現行の特殊教育の教育内容の基準となるのである．盲学校の学習指導要領は，小学部，中学部および高等部について公示されている．

教科書は，盲教育を受ける児童・生徒に適したものが必要である．全盲の者および将来失明すると予測される強度弱視者などは点字による教科書が必要であり，弱視者は大きな活字本，いわゆる墨字本の教科書が必要である．特殊教育行政においては，すぐれた教科書が最も必要であるが，その作成には多くの困難が伴っている．特殊教育用の教科書制度も一般の教科書制度と同様であって，検定制度が建前である．しかし，特殊教育教科書は需要部数が少ないうえに，特殊なくふうが必要である．そのため，民間の教科書作成の採算はきわめて困難である．このため，文部省は国費をもってすぐれた特殊教育用の教科書を作成し，義務教育教科書無償給与法および特殊教育諸学校就学奨励法によって，無償で給与する道を拡大している．

盲教育奨学制度

〔就学奨励制度〕 盲学校への就学は，他の特殊教育諸学校の場合と同様に，多額の費用を必要とする．寄宿舎での生活費，交通費，特別な教育のための教科書その他の学用品費など，一般の小・中・高等学校の場合に比べて数倍の費用を必要とするのである．

そこで，盲児をもつ父兄の教育費を軽減するとともに，それによって，盲学校への就学奨励を図るという目的で，1954（昭和29）年，「盲学校，聾学校および養護学校への就学奨励に関する法律」が制定施行された．

この法律は五つの条文と付則からなる比較的簡単な法律であるが，特殊教育の振興のために果たしてきた役割はきわめて大きい．

その第1条はこの法律の目的を規定し，教育の機会均等の精神に則り，特殊教育諸学校への就学の特殊事情にかんがみ，国および地方公共団体が，これらの学校の児童・生徒について行なう必要な援助を規定し，特殊教育の普及奨励を図ることを目的とするとされている．

第2条で国および都道府県の行なう就学奨励の内容を規定しているが，児童・生徒が盲学校へ就学するために必要な経費は，都道府県が支弁することとされ，国はその2分の1を負担するというのである．しかし，その経費の種類は，小・中学部にあっては学校給食費，通学または帰省に要する交通費および付添人の付添いに要する交通費，学校付設の寄宿舎居住に伴う経費，修学旅行費および学用品購入費であり，高等部にあっては以上の経費のうち学用品購入費を除く全部の種類と教科用図書の購入費とされている．なお，寄宿舎居住に伴う経費には，寝具購入費，日用品等購入費および食費が含まれている．また，幼稚部の幼児に対しては，別途，予算措置による国庫補助として，学校給食費，交通費（本人および付添人）寄宿舎居住に伴う経費が補助されることになっている．

第3条は第2条の規定によって都道府県が支弁する各種就学奨励費は，支給される児童・生徒が就学している特殊教育諸学校の校長に対して交付される旨を規定している．そして，校長はこの場合，金銭を保護者に対して支給することを原則としているが，保護者が金銭を浪費したり，目的外使用をするおそれのある場合など，特別な場合は，現物を支給することができることになっている．

第4条は都道府県が支弁する経費の2分の1を国が負担するという規定であり，第5条は経費の支弁に必要な資料の提出についての規定である．

以上のような法律の規定によって，就学奨励制度が

実施されているが，その実施についての細目は，政令および文部省令で定められている．そのうち最も重要なことは，保護者の経済状態に応じて3段階に分けて支給することになっていることである．すなわち，大まかにいって，生活保護法の対象になる世帯の経済状態の1.5倍未満の場合は経費の全額を，1.5倍から2.5倍未満の場合は半額を，2.5倍以上の場合は高等部の教科書費だけ（小・中学部の児童・生徒の教科書費は，別途，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によって無償で給与される）が全額支給されるのである．

〔予算措置〕 国の予算制度としては，特殊教育学校就学奨励費補助金と同交付金の二つがあるが，補助金は都道府県に対するものであり，交付金は国立の特殊教育諸学校に対するものである．この両者を合わせて，予算総額は，昭和46年度は10億5868万円であり，同47年度は12億8878万円で，前年度より約2億3010万円の増額である．この予算額は年々増額されてきているが，それに伴って支給費目が毎年度1ないし2ずつ増額され，また，単価の増額をみている．（林部一二）

盲学校の管理

盲学校は設置者が教育の目的を達成するため，学校教育法施行令第22条の2に定める程度の視覚障害をもつ児童・生徒に対し，教育計画に従って継続的に教育活動を行なう教職員という人的要素，および校地，校舎，設備などの物的要素からなる組織的な総合体である．

設置者によって学校が設置されると，その機能を発揮させるために学校の管理が行なわれる．一般的に学校の管理とは，学校の設置者および校長が学校の存立を維持し，児童・生徒に対する学校教育の目的を達成させるために行なう規制作用である．

盲学校は人的要素および物的施設の統一体であり，かつ，一定の目的達成のために運営されるものであるから，盲学校の管理の内容もこれに従って，人的管理，物的管理および運営管理に分類することができる．

人的管理

人的要素に対する規制であって，その内容としては，盲学校の教職員の任免，服務，懲戒などの人事管理，教職員の休暇の許可，出張の命令などがある．管理は国家公務員法，地方公務員法，教育公務員特例法，地方教育行政の組織及び運営に関する法律，労働基準法，地方公共団体などが制定する服務規則などに従い，または管理者の具体的指示によって行なわれる．

物的管理

物的要素に対する規制であって，その内容としては，盲学校の施設・設備の維持，修繕，施設の目的外使用の許可などがある．管理は国有財産法，物品管理法，地方自治法，地方教育行政の組織及び運営に関する法律，私立学校法，地方公共団体の条例，学校管理規制などに従い，または管理者の具体的指示，事実行為（たとえば，施設・設備の営繕）によって行なわれる．

運営管理

人的・物的管理を除く学校の活動全般の規制であって，その内容としては，児童・生徒の管理，すなわち，入学許可，出席の督促などの就学措置，授業日，休業日の決定，懲戒などのほか教育課程の編成，学級などの組織編制，教材の取扱い，学校環境衛生の維持などがある．これらの管理は学校教育法，地方教育行政の組織及び運営に関する法律，学校保健法，地方公共団体が制定する学校管理規則などに従い，または管理者の具体的指示によって行なわれる．

盲学校の利用関係は入学の許可によって生じ，利用者である児童・生徒と学校設置者との間に法律関係を生じる．国・公立の盲学校の場合は，この法律関係は公法関係であり，特別権力関係である．すなわち，児童・生徒は盲学校入学という特別な原因に基づき，教育目的を達成するために必要な限度において，学校の管理主体の包括的な支配に，法的根拠がなくても服従しなければならない．たとえば，県立盲学校長は設置者の意思を具体的に決定し，これを表示できる機関の立場から，学校の適正な運営を図るために，必要がある場合は自校の児童・生徒に対し，げたばき登校を禁止し，在校中の外出を禁止するなどの命令を出すことができる．命令に違反した児童・生徒に対しては，法令の認める範囲内で懲戒を加えることも可能である．これらの禁止を校長が命じることができると規定した法律はないが，校長は公の施設の長としてこのような権力をもつのである．このような権力は，どの程度まで認められるであろうか．一般的には学校教育の目的を

達成するため，あるいは適正な運営を図るに必要な限度でなければならない．必要な限度とは教育基本法，学校教育法などの趣旨をくみ，客観的，合理的に判断されるべきである．

たとえば，児童・生徒に職員便所の掃除を命じることの当否は，その心身の発達段階などをも考慮し，教育上，価値があり必要であるか，どうかにかかっている．

公の施設の長としての校長の権力は，学校の利用者である児童・生徒以外の第三者が校内にある場合には，その第三者に対してもその発動が認められる．たとえば，行商のため学校を訪れた第三者に教室内立入りを禁止することなどである．

地方教育委員会は，法令または条例に違反しない限度において，その所管に属する学校の施設・設備，組織編制，教育課程，教材の取扱い，その他の学校の管理運営の基本的事項について，必要な教育委員会規則を定めるものとされており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項），これに基づいて制定されるものがいわゆる学校管理規則である．

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において，教育委員会がこのような規則を定めるものとすると規定されている趣旨は，教育委員会と学校との関係を明確にさせて，学校の管理運営の適正化を図り，学校の機能を効率的に発揮させるために，その管理権に基づき，基本的事項を定めることにある．学校における教育活動については，学校の自主性，創造性を尊重することは必要であるが，一方，学校の自主的運営にまかせて放任するようなことであれば，学校格差を生じ，教育水準の不公平をもたらしたり，同一地方公共団体における教育事務処理に統一性を欠くことになりやすい．このため，教育委員会が，その設置する学校を管理する立場上，教育委員会の指示判断に従って処理すべき事項と，学校が自主的に決定して処理し得る事項を区別し，学校の事務処理に当たって従うべき準則を定めて，学校がその目的，使命を達成することができるよう措置する必要がある．

また，教育委員会がその，設置する学校について，定めることとされたものに学則がある（学校教育法施行規則第5条）．学則には，①修業年限，学年，学期，休業に関する事項，②部科および課程の組織に関する事項，③教育課程および授業日時数に関する事項，④学習の評価および課程修了の認定に関する事項，⑤収容定員および職員組織に関する事項，⑥入学，退学，転学，休学および卒業に関する事項，⑦寄宿舎に関する事項などが定められる（同法施行規則第4条）．この学則は，設置者がその設置した学校の内容を利用者に対して明らかにすることを主にしたものであるから，学校管理規則と多少趣を異にするが，定められた内容は，学校の運営に関する設置者としての基本的態度を示すものである．（木村　誠）

盲学校の施設・設備

施設・設備の意義

盲学校における盲児童・生徒のための施設・設備は安全，衛生的で，かつ盲教育の目標，方法，内容などによく適合したものであり，さらに，視覚障害に伴う諸種の欠陥を補い，生活経験を豊かにし，盲児童・生徒が将来，一般社会人と何ら異なることなく生活できる適応性を養うに適したものでなければならない．

そのためには，盲学校における施設・設備は，なるべく普通人と同じようなものというだけでなく，盲教育によく適合したものであるためには，いかにあるべきかということを十分に検討する必要がある．

一例をあげると，盲学校の建物は平家建にすべきか，2階建以上でも支障がないかということが問題になる．現実に盲学校の建物には，2階建はもちろんのこと，3階建のものも少なくない．2階や3階建の建物は盲人にとってそれほど危険性がなく，むしろ，児童・生徒が日常その階段を昇降することによって，かれらの生活訓練に大きく役立っているといわれている．しかし，火災や地震などの災害が起こった場合，盲人は普通人のように敏速に安全な場所に避難することはきわめて困難である．2階，3階にいる児童・生徒は逃げ遅れたり，逃げることによって事故が起こる可能性も多い．これは生活訓練ということのため安全性を軽視したことから起こる事故といえる．

このように盲学校における施設・設備は，ある一面だけを重視することなく，常に盲人特有の問題をあらゆる面から検討する必要がある．盲学校では平家建を原則として，万一の場合を考慮して設計し，生活訓練のための階段は利用度の少ない場所に設けるとか，建物とは別に生活訓練用の階段として，一般公共施設や住宅にある階段の実物大の模型をつくるとかして，訓練させるのが最も望ましい方法ではなかろうか．

施設・設備の計画

盲学校の施設や設備の計画に当たっては，その前提として，その学校の位置する地域社会の人口，産業，経済状態，盲児童・生徒数，進学・職業傾向，財源，関係法規条例，学区計画，その学校の教育計画などの諸条件で総合的に考えなければならない．以下，盲学校の施設を計画する場合に考慮すべきことがらを述べてみよう．

校地の計画

〔校地の位置・環境〕 盲学校は，1県に1校ないし2校程度の場合が多い．そのため，児童・生徒の半数以上は通学ができず，寄宿生活もしくは下宿生活をしている．このことから盲学校を新しく設ける場合には，通学区域の生徒の分布を考慮し，通学に便利でかつ安全な位置であることはもちろん，寄宿生活や下宿生活をしている児童・生徒が，土曜，日曜には自宅に帰えれる程度の距離であることを考慮しなければならない．

通学や災害時の避難の便を考えると，校地はなるべく道路で囲まれていることが望ましい．しかし，校舎の周辺に主要幹線道路があるのは騒音や安全という点から好ましくない．特に高速道路などは，騒音が激しく，耳だけを頼りにする盲人にとっては，授業に支障をきたすおそれもある．

また，通学路はできるだけ鉄道や繁華な街路と交差したり，何らかの形で児童・生徒の物心両面に悪影響を与えるような地域を通過しないようにすることがたいせつである．

特に校地の周辺には，教育上好ましくない遊興，歓楽または競技の施設，騒がしい工場，高架鉄道，伝染病院，高速道路などがないことなどを考慮する必要がある．

〔校地の条件〕 校地は校舎敷地，屋外運動場，実験実習地などによって構成される．校地の広さについては，盲学校の場合，特別に定められた基準はないが，通常，校舎敷地については建物の延面積（屋内運動場を含む）の3倍以上，屋外運動場については一般中学校に準じる広さ以上が望ましいとされている．このほか実験実習地（理科や栽培のための小規模なものを含まない）を必要とする場合には，その目的に応じて広さを算定し，校舎敷地と屋外運動場の面積に加算されることになっている．

この場合，それぞれ面積はその学校の学級規模に応じて変わってくるが，学級に変動が予想される場合には，将来の学級増に対処できるよう十分な面積をあらかじめ確保しておく必要がある．なお，校地の選定に当たっては，①日当たりがよいこと，特に校舎を配置した場合，十分な日照が確保できること，②排水のよい高燥な土地で，周囲の土地より低くなく，そのうえ，校地内にはあまり起伏のないこと，③良質な飲料水が得られ，できれば公共用の上下水道が完備していること，④校地内外の地形および構築物の位置，形状などは消防活動または災害時の避難救護活動に支障のないこと，⑤十分な消防用水が得られること，などを考慮しなければならない．

校舎の計画

〔校舎の配置〕 盲学校の建物は，原則として不燃構造とすべきである．やむを得ず木造等にする場合は平家建を原則とし，非常の際は安全に避難できることを条件とする必要がある．

盲学校では通常，小学部から高等部まで同じ学校で一貫した教育が行なわれる．入学した児童は少なくとも9ヵ年から12ヵ年の歳月をその学校で過ごすことになる．このように長期間を同じ学校で就学することは，児童・生徒の通学の安全，盲人同志の交流などの面からは好ましいことではあるが，その反面には進学によるけじめがなくなるという短所がある．

そのため，校舎の配置に当たっては，その長所，短所を相補うため，できるだけ1団地内で小学部，中学部，高等部をそれぞれ独立・分散配置することが望ましい．この場合は児童・生徒の校舎への出入口が変わることによって，その成長を自覚することになるからである．

この場合，校舎の配置は管理部門を中心にして，その両側に小学部と中・高等部を設け，特別教室は主として中・高等部に接続した形で設けるのが能率的である．なお，高等部および専攻科における臨床実習のための外来者出入口は，校門に近い，わかりやすい位置に別に設ける方がよい．

〔校舎の面積〕 校舎の面積は学級規模，学校所在地の条件（温暖地，寒冷地など），建物の構造種別，高等部における職業教育課程の内容，設置者の財政規模などによって異なる．

校舎各部の配置

〔普通教室〕 児童・生徒が学校生活において最も長

い時間使用する場所であるから，学習上，保健・衛生上，安全上最も条件のよい場所に設けなければならない．また各教室間にあまり条件の差が生じないようにすることが肝要である．特に中廊下で両側に教室を設ける場合，北面の教室は1日中日が当たらず，南面の教室に比べ著しく条件が悪くなるので，設計に当たっては十分の配慮が必要である．このほか，階段前や騒音の激しい特別教室などの付近は，条件が悪くなるので注意が必要である．

〔実験・実習を伴う特別教室〕 騒音や臭気を発生したり，材料の搬出入が行なわれることが多いので，なるべく普通教室と離して設けるようにしなければならない．また，教育上特に関連のある特別教室は1群とし（たとえば理科ユニットなど），総合的に利用できるよう考慮し，異種の学習活動の妨げにならないよう，生徒の移動，出入その他学習活動が円滑に行なわれるようにしなければならない．

〔電気，ガス，水道などが必要な室〕 配管や配線などが容易で，安全で経済的にも有利なように配置することがたいせつである．

〔管理部門〕 校舎全体を見通せる位置で，さらに外部との連絡に便利な位置が望ましい．特に校長室，職員室は，運動場はもちろん，できれば校舎内も見通せる位置に設ける．

〔高等部の臨床実習室〕 外来関係者の出入りが激しいので，できるだけ外来者にもわかりやすい位置に設ける．なお，外来者の出入りに際しては，児童・生徒の使用する室の前を通過することのないよう十分注意すること．

〔地域社会の利用に供する建物〕 たとえば体育館などは，児童・生徒の学習活動に支障がない位置に設ける．

教室の環境衛生

校舎の設計に当たっては，常に児童・生徒の保健衛生に留意して，児童・生徒が気持よく学習できる教育環境をつくり出すように心がけなければならない．教室の環境衛生のうち，特に採光，照明，通風，換気，騒音などは，児童・生徒の身心の発育に直接影響を与える重要な要素となるので，格別の配慮が必要である．

さらに，校舎はもちろん教室内の環境が児童・生徒に与える心理的影響を考慮して，調和のとれた色彩計画を実施し，より美しい環境をつくりあげ，児童・生徒が生活し，成長し，人格を形成していくうえに，申し分のない心理的効果を与えるように設計することがたいせつである．特に盲学校では，児童・生徒の目が不自由であるということから，ややもすると校舎全体が暗い沈んだ空気になりやすいので，それを補う意味からも色彩計画には十分な考慮を払わなければならない．次に明るい環境づくりに必要な事項を掲げよう．

〔採光・照明〕 最近まで盲学校の校舎内の明るさについては，盲人は目が見えないということから，とかくなおざりにされがちであった．しかし，盲学校で弱視教育が行なわれるようになった現在は，ようやく盲学校における明るさの必要性が，一般の人びとにも認識されるようになってきた．しかし，盲学校における教室がどれだけの明るさを必要とするかということについて，はっきり示したものがない．もちろん，全盲の場合，弱視の場合，また，弱視でも普通人以上の明るさを必要とする者，普通人以下の明るさでもよい者などがあり，はっきりした標準的照度基準を示すことは，多少困難であるが，一般的には次のようなことがいえる．

(1)輝度対比（明るさの対比）があまり激しくないこと．一般人の場合の許容限度は20：1とされているが，盲学校ではこれ以下にすることが望ましい．

(2)できるだけ同一視野内に明るさの異なるものがないこと．一般人の場合は15度以内にないこととされているが，盲人の場合も同じことがいえる．

(3)教室内の照度分布（明るさの分布）は，できるだけ均一であることが望ましい．一般に見られる木造で片側廊下タイプの学校では，廊下側をおおった場合，晴天の日で南側の窓下は1万ルックスから5万ルックス程度となり，廊下側は50ルックスから300ルックス程度の幅になる．そのため，教室内に採光する場合には，できるだけ両面採光の方法をとるが，天井採光などによって明るさが均一化するように努める．なお，これでも不足する場合には，補助具として照明器具を備えておく必要がある．

(4)教室内には，できるだけ直射光線がはいらないようにする．直射光線は教室内の照度分布を不均一にするほか，一部の弱視者にとっては，かえって目の病状悪化を促すことにもなりかねない．そのため，教室内のガラス窓には拡散性のガラス（くもりガラス，波型ガラス，ダイヤガラス，花模様ガラス，ガラスブロックなど）を用いるか，ガラス窓の外に採光調節設備（遮光ひさし，ルーバー，カーテン，名種ブラインド

など）を設けることが望ましい．

なお，これらの採光調節設備を設ける場合には，それぞれの教室の性格，用途などに応じて，十分に効果を発揮できるよう留意する必要がある．

(5)黒板面は室内以上の明るさを保つようにしておく必要がある．

〔通風・換気〕 盲学校の児童・生徒は読書をする場合，そのほとんどが触読によっている．そのため，盲学校では指の感覚がまひしないよう，普通人以上に教室内の気温に注意しなければならない．その条件は北国と南国とでは異なるが，一般にわが国では夏はむし暑く，冬は寒い地域が多いので，夏季にはできるだけ涼風を採入れ，冬季には寒風を防ぐようにする．わが国では教室の方位を南向きにすることによって，その目的をおおむね達しられる地域が多い．しかし，風の方向は地形や校地周囲の状況などに影響されるので，教室の方位を決定するに当たっては，あらかじめ敷地内の風向きについて十分調査しておく必要がある．

近年，鉄筋コンクリート造りの校舎が増えるにつれて，教室内の空気の汚染度が高くなってきている．鉄筋コンクリート造りは木造校舎と異なり，すきま風による自然換気が行なわれないので，換気には十分に注意する必要がある．特に厳寒時，閉め切った室内で石油・石炭・ガスストーブなどの直接暖房を利用する場合には，一酸化炭素が発生して中毒のおそれがあるので注意したい．なお，一酸化炭素および二酸化炭素の教室内における許容限度は，

一酸化炭素　100 ppm（0.01％を越えてはならない）

二酸化炭素　1500 ppm（0.15％を越えてはならない）

となっている．

〔音響〕 音には必要な音と不必要な音がある．建築計画に当たっては，このうち必要な音がよく聞こえるようにし，不必要な音，いわゆる騒音はできるだけ耳にはいらないようにくふうしなければならない．

盲学校の児童・生徒は目が見えないため，音に頼ることが多いので，ことさらにこのことが要求される．盲学校を設ける場合には，騒音が発生しない静かな場所を選ぶ必要がある．しかし，今日ではこのような場所を探すことは困難なので，室内を静かに保つためには，建築物に何らかのくふうが必要とされている．騒音は発生場所および伝達経路によって次のように大別される．①室外から侵入してくる騒音．②室内で発生する騒音．③構造体を伝わってくる振動騒音．

いずれにしても，室内での話し声が十分に聞きとれ，音楽が美しく聞こえるように，室内の音響状態を良好に保てるような設計が必要である．

次に許容騒音レベルと騒音レベルを例示する．

表1　許容騒音レベル（単位ホン）

教　室	許容値
音楽室	30～35
教室・講堂	35～40
図書室・会議室 実験室	40～45

表2　騒音レベル（単位ホン）

場　所	騒　音
飛行場	75～110
工　場	65～90
自動車	50～80
列　車	60～80
電車自動車が通る繁華街	60～80
自動車が通る街路	55～75
住宅街	50～70
公　園	40～60

各部計画

盲学校における各教室の設備は，それぞれその教育目標に応じて十分な教育ができるように計画されなければならない．ここでは各教室の設備計画上特に注意すべき事項を掲げる．

(1)盲学校教育では，触覚を利用する場合がきわめて多いので，手を常に清潔に保つ必要がある．そのため，各室には必ず手洗い設備を設け，手洗い場には鏡のほかにせっけん置場をつける．

(2)盲学校の展示板には，弱視用の展示板と全盲用の点字展示板がある．全盲用の点字板は児童・生徒が触読するのに不便がないよう，手の届く範囲内に設けなければならない．

(3)諸設備の仕上げは，視力障害による危険防止のため，堅固で安全第1とし，くぎ頭の突出，とげなど触れて指を傷つけるものがないように入念な仕上げが必要である．

次に参考例として各室の配置例をかかげておく．

〔幼稚部保育室・小学部低学年用普通教室〕 幼稚部の保育室および小学部低学年の普通教室における教育内容は，一般の学校と何ら異ならないが，その中における幼児および児童の生活は，非常に異なっている．これは主として，幼児・児童の就学前における生活行為と，就学後における生活行為の相違からくるものである．たとえば，就学後における学内生活は，できるだけ児童が自主自立の精神を養い，自分自身の身の回りのことは各自が自分で処理しなければならなくなること，過去の生活経験から知り得た生活空間と就学後における生活空間があまりにも違い過ぎることなどから起きてくる．そのため，盲学校における幼稚部の保

育室や小学部低学年の普通教室を設ける場合には，各自の家庭生活環境とあまり変化のないようにして，幼児や児童が安心して楽しく生活できる環境をつくってやるべきである．たとえば，ゴッコ遊び兼休養スペースは他の部分より 10 ～ 20 センチメートル高くしてたたみ敷きとし，生活訓練もここで行なえるようにする．教室の南側は直接テラスに接続させ，テラスと教室の床にはあまり高低差をつけず，必要に応じて教室の延長部分として使えるようにする．テラスの外はさらに芝生などで囲んでおくと利用範囲は広くなる．なお，これらの教室には便所を隣接させるか，または近接させ，幼児・児童の利用に便利なようにしておくことが望ましい．この場合，便所はなるべく洋式，和式の両方を設け，生活訓練の一つとして利用するのも一つの方法である．

〔小・中学部および高等部普通教室〕 小学部高学年以上になると，児童・生徒は一般の児童・生徒と何ら異なることなく，自主的生活活動を身につけ，それぞれ独立した 1 人の人間としての生活行為が行なえるようになる．そのため，教室の空間は一般の学校の普通教室と特に変える必要はないが，盲学校における普通教室では，① 1 学級の児童・生徒の編成人数が 10 人以下であること，②教室内における人と人との交錯に支障のないこと，③床面にあまり起伏のないこと，④教材の格納は落ちやすいので，机の下を利用しないで別にロッカーを設けること，この場合ロッカーには落下をふせぐため扉をとりつけるなど，何らかの方法を講じておくこと，⑤出入口の戸は開閉の際に不慮の衝突を防ぐため，開き戸はできるだけ避けることなどを考慮して計画する必要がある．

〔直観教室〕 盲児は視力欠損のため，事物を正確にとらえることが困難なので，それを補うために，直観教室は標本，模型類の継続的な整備と，その活用ができるように配慮しなければならない．そのため，直観教室内には標本，模型教具類のうち，特に移動の好ましくないものや運搬に不便なものを備えておき，児童・生徒が常に自由にそれらのものにさわって見られるようにしておくことはもちろん，並べられた標本，模型類は定期的に取替え，児童・生徒が興味をもって，意欲的に学ぶことのできる場としてやることがたいせつである．

なお，この室は原則として児童・生徒が興味をもったときは，いつでも自由に使えるよう，なるべく便利な位置に設けておく必要がある． （佐藤 平）

寄宿舎の管理と運営

寄宿舎の存在意義

盲学校の寄宿舎は就学該当者の就学を確保し，維持することを目的として設置されたものである．

すなわち，1878（明治 11）年以降，全国の各地に盲学校が開設されるに当たり，住居の遠隔や障害による単身通学の困難，および父兄の無理解や貧困による「就学の断念一放棄」という事態を解消するために，各盲学校に付設されたものである．

したがって，寄宿舎は盲学校教育を成立させるための不可欠の要件である．しかし，寄宿舎が当初盲児童・生徒の就学の確保と維持のためという，きわめて消極的な理由から設置されたものであったとしても，いつまでも便益のための施設・機関一極言すれば，下宿屋的存在であってはならないことはいうまでもない．

今日，盲学校の寄宿舎については多くの本質的な課題が提起されている．たとえば，障害者を早期に入舎させることは，常に不安と緊張におかれているかれらから真の安らぎを奪い，肉親との愛情の交流を断つものであり，人格形成上のひずみを招くとの論があり，また寄宿舎の閉鎖的・限定的環境からくる舎生の各種能力の遅滞も指摘されている．

したがって，寄宿舎は就学確保という至上命令の陰にかくれて，消極的，受動的な収容施設ないし居住施設に甘んじることは許されないのであって，家庭との隔絶からくる諸種の弊害や欠陥を最小限度にとどめるとともに，舎生の寝食・起居を基底とする長期間の集団生活を，全人教育の得がたい機縁として取上げ，教室においても，家庭においても果たし得ない教育効果をめざす意欲的な姿勢をとらなければならない．このような基本的な姿勢に立って，寄宿舎の使命を再確認し，それに基づく管理運営の方針を立てるとともに，これらの目標と実践をささえる人的物的制度・体制のあり方を究明しなければならない．

寄宿舎における指導目標

寄宿舎の使命は，舎生の生命の安全確保と健康の維持増進を基底に，起居・寝食の世話など，本来の機能を果たす過程で生活全体の充実と向上を図り，社会の構成員にふさわしい各種の資質，能力を養うことである．

いわば，学校が教科の指導を核とする「昼の学校」

であるならば，寄宿舎は日常生活の指導を核とする「夜の学校」として，盲学校教育の一翼をになうべきものである．

寄宿舎の指導目標として次の4項目をあげることができる．

(1)日常生活技能と態度，習慣を身につけ，生活の自立をめざすこと．

(2)積極的な集団訓練を通じ社会性を養うこと．

(3)自主的な学習習慣を身につけること．

(4)低学年児童に対しては遊びの指導などを通して，いわゆる感覚・運動機能の訓練を行なうこと．

以上の4項目は，それぞれ単独に分離して指導されるものではなく，生き生きとした日常生活のなかで，有機的関連のもとに指導されなければならないことはいうまでもない．このような指導を通して豊かな資質能力を高め円満な人格形成をめざし，家庭や社会生活へ積極的に参加する態度と能力を育成することが，寄宿舎教育の究極の目標である．

管理運営の基本方針

盲児童・生徒を寄宿舎に収容することは教育上有利な点が多い半面，陥りやすい弊害・欠点もあることを忘れてはならない．この有利な点を最大限に生かし，欠点を最小限にとどめて，寄宿舎が盲学校教育全体の一翼となるよう次の基本方針をとることが必要である．

〔健康と安全を保つ〕　障害をもつ児童・生徒の生活の場として，健康と安全を保つことが，管理運営の基本とならなければならない．そのため，施設・設備の保守，改善をはじめ専門職員の配置，医師との連係の強化などが必要であり，日課はもとより各種行事の計画や実施に当たっては，この面への配慮が先行すべきである．

〔盲学校教育の中に正しく位置づける〕　障害を克服し，全人的な成長発達を促すために「昼の学校」と並んで，全校の教育計画の中に正しく位置づけ，指導目標・内容・方法などを明確にし，全校教職員の支持と協力のもとに運営しなければならない．

〔指導方法上の特性を生かすこと〕　寄宿舎教育は，具体的な生活場面において人と接したり，ものごとを処理したりすることを通して行なわれることが多い．したがって，教室における教科などの指導とは違った特質をもっている．この特質を生かし，単に教室の学習の「予習・復習」だけに偏することなく，あらゆる機会と場面を通して教育が行なわれるように努めることがたいせつである．

〔生活にうるおいと，ゆとりをもたせる〕　舎生は昼夜を通して集団生活の中におかれている．そのため，個人生活や家庭生活でのうるおいやゆとりが不足がちとなる．これを補うために格段のくふうと配慮が必要となる．

〔職員の教育活動を活発にさせる〕　寄宿舎の教育がよりよい効果を上げ得るかどうかは，直接舎生に接する寮母をはじめ各種の職員の意欲的・能動的教育活動いかんにかかっている．そのため，各職員の資質（指導力）を高めるとともに職員の責任内容を明らかにし，それぞれの協力態勢の確立と向上を図らなければならない．

〔一般社会との交流，接触を盛んにする〕　舎生は同じ障害をもつ者の集団の中に閉ざされる傾向があり，これが人間形成のうえに少なからぬ問題をかもしだしている．寄宿舎の指導運営に当たっては，家庭や一般社会の人びととの交流，接触を豊かにするよう，帰宅日を設けたり，各種行事を企画するなどの配慮が必要となる．

〔保護者や家族の理解を深める〕　こどもを手元から離す期間が長いために，保護者や家族が寄宿舎教育に対して理解と認識を欠くことになりやすい．そこで「昼の学校」との連絡を密にして，授業参観日，帰宅日などの機会を有効に利用して，正しい理解と協力を得ることがたいせつであり，すすんでは保護者の宿泊行事も有効な施策である．

寄宿舎の施設・設備

舎生が1日の大半を過ごし，実際に教育活動が行なわれる場としての寄宿舎は，どのような施設，設備と備品を完備すべきか．たとえば，寄宿舎の設置基準というようなものが法的に確定されていることが望ましいが，現在のところこれに当たるものは見当たらない．先年，文部省管理局編著「学校の施設」の特殊教育編にわずかに触れられており，さらに最近同局教育施設部において本格的な検討が進められている模様である．

したがって，ここでわれわれの平素の体験からいちおうの基準をまとめてみたいと思うが，各寄宿舎の規模（舎生の数）と地域性および立地条件などによって事情が異なり，一律かつ具体的に述べることは困難なので，考え方の基準を示すにとどめざるをえない．ただいかなる場合にもいい得ることは，舎生の視覚障害に対する配慮（補償的要素）と将来の社会生活への適

応（訓練的要素）という 2者の 調和・両立の 必要 である．

〔舎生が日常，直接に利用する施設・設備〕 舎生の居室，自習室，図書室，録音室など学習関係の諸室，洗面所，便所，浴室，洗たく場，乾燥室，静養室などの保健衛生関係の諸室，各種の集会室，談話室，娯楽室，遊戯室等の教養，娯楽関係の諸室などで，これらはすべて次の項目を基本として整備・配置すべきである．

(1)居室の定員と面積：舎生の居室の1室当たりの定員は，望ましい対人関係を維持し，個別指導を徹底するため，年齢や発達段階を考慮して決めなければならない．この際，高等部の高学年ほど小人数(1～2人)を理想とするが，平均4～6人を標準とし，1人当たりの面積は畳2～3枚を確保すべきである．

(2)各室の面積と個数：自習室をはじめとする居室以外の諸室は，舎生定員に応じ，できるだけ豊かなスペースと数を確保しなければならない．

(3)安全対策：居室ならびに各室の様式と配置については，障害をもつ舎生が常に安全かつ快適に利用し得るとともに，他面，将来の社会生活に適応し得るよう訓練的配慮が必要である．特に不慮の災害を未然に防止するために不燃構造で敷地面積の許すかぎり平屋建が望ましく，これが困難な場合でも3階建を限度とすべきである．

(4)男女交流の配慮：思春期以後の男女舎生の指導に万全を期するため，居室の配置は，男女の接触交流が常に健全で望ましい状態で行なわれるように配慮しなければならない．

〔管理ならびに指導のための施設・設備〕 これに属するものとしては事務室，舎監室，同宿直室，寮母執務室，同休憩室，応接室，舎生相談室，職員集会室，放送室，調理室，食堂，作業員休憩室，給湯室などがある．これらの数，面積，様式，配置などは，いずれも関係職員が十分にその職責を果たし，機能を発揮するのに支障のないよう，くふうするとともに舎生の立入りによって起こる危険の防止に留意しなければならない．

〔諸室に付属する設備と備品〕 これらを個々にわたって列挙することは不可能なので，基本的な配慮事項を示すと次の通りである．

(1)舎生活の便宜，快適を図るとともに(補償的要素)日常生活がそのまま生活技能や生活習慣の訓練と定着化につながるよう（訓練的要素），品目や機種の選択と配置には格段の配慮が必要である．

(2)暖房設備は安全と保健衛生上の観点からだけではなく，点字による学習からくる必要度もあわせ配慮しなければならない．

(3)電気配線 と 照明 および 通報装置は，舎生の学習と生活の実態に即し（たとえば，テープレコーダーや照明スタンドの使用など），きめ細かい配慮が必要である．

(4)障害によって行動が局限される舎生が，余暇を有効に過ごし，趣味を伸ばすための設備・備品はきわめて重要である．要するに，寄宿舎の設備・備品は生活の必需品であるとともに，教材・教具的性格をもつことを認識しなければならない．

〔経費の負担〕 上記の物的条件を充足維持するために必要な経費は，原則として国と設置者である地方公共団体が負担すべきものである．ただし，日常生活の必要を越えた舎生個人の教材的性格をもつもの（録音用テープやレコード盤など）や家庭においても当然使用されるとみなされる設備・備品の維持費と消耗的設備・備品の修理や補充費は一定限度内において受益者（保護者）負担とすることもやむを得ない．今日，各寄宿舎で「舎費」，「光熱水費」，「雑費」などの名目で徴収されているのが通例である．この際，その額を最低限にとどめるとともに，その経費の収支は常に公費に準じ，明確・公正にすべきであることはいうまでもない．

次に公費の調達配分に当たっては，学校予算のそれと混同しないように独立費目を明示すべきである．これは学校予算と寄宿舎予算が費目的に区分されないと，互いに整備計画が立てにくく，執行に当たっても，操作上無理と不便が生じるからである．

寄宿舎の職員

教育理論や教育技術がいかに洗練され，合理化されても，また，施設・設備などの物的条件がどのように完備されても，教育の成果を最終的に左右するものは指導者の人格であり熱意である．このことは生活指導を第1義とする寄宿舎において特に強調されなければならない．

寄宿舎には舎監，寮母，栄養士，調理人，事務職員作業員，その他の職員が適当に人数配置され，それぞれの職務内容に従って勤務し，互いに協力して寄宿舎の使命達成に努力すべきである．

〔舎監〕 舎監は校長の監督を受けて寄宿舎の管理お

よび舎生の教育に当たるものであり，最終最高の責任と権限は校長にあるとはいえ，直接的には舎監の職責に属することは明白である．したがって，舎監の識見と手腕，熱意と努力が寄宿舎教育の成否を決する基本的条件であることはいうまでもない．

舎監は第1に寄宿舎の運営方針と舎生の指導方針を決定し，第2に寮母をはじめ他の職員の職務配置を決め，これらに対し職務上の指示や助言を与え，第3に寄宿舎の施設・設備・備品などの維持，改善のほか経理全般にわたって責任を負うことなどを主たる職務内容とするものであって，これらは舎監長を中心に全舎監が協議分担して行なうものである．

したがって，舎監の資格，適性としては，盲学校教師としての資質，条件のほかに，次の項目を具備することが望まれる．

⑴管理職（またはこれに準じる職責）として，すぐれた人格と指導性をもち，特に公正，寛容で円満な人格であること．

⑵盲児童・生徒の心理や特性に精通し，盲教育全般に対する深い識見が望まれる．したがって，一般的にいって盲学校の勤務年数が3〜5年以上であることが望ましい．

⑶夜間勤務など激務にわたるので，これに耐え得る強い体力をもち，安んじて舎務に専念し得る家庭的条件が満たされていること．

⑷教師としての専門教養のほか，経理や物品管理の基礎的な素養をもつこと．

次に現行の舎監制度に解決を迫られている課題の一つに舎監の専任制がある．「舎監は教諭をもってあてる」という法文を表面的に解釈，適用して，学級担任，教科担任，その他校務分掌主担者としての教諭に舎監を兼務させているのが多くみられる実状である．いかにも教諭の勤務は昼間であり，舎監勤務は放課後から夜間であるから，単に勤務の時間帯だけをみれば，無理なく両立するかのようであるが，いずれか一方が犠牲となるか，両方とも中途半端な結果に終わることが多い．

そこで，教諭定員を補充し，舎監が心おきなく舎務に専念できるような措置を早急に講じる必要がある．ただし，寄宿舎教育といえども，それぞれの学校の教育全体の一環であるから，舎監が寄宿舎だけに閉じこもり，全校教育の目標や動向を見失うようでは，その職責を果たすことはできない．したがって，専任制がとられても，可能な程度は授業を担当するなどして，たえず舎生の学校における学習状況をつかみ，全校教員との意志の疎通を図り協力態勢を堅めることがたいせつである．

〔寮母〕 ⑴寮母の職務：寄宿舎において日夜，舎生と生活を共にして，直接その生活指導の任に当たる者は寮母である．したがって，寮母は学校における学級担任に対応するものであって，その職務内容は起床から洗面，食事，用便，清掃，登校，下校，洗濯，入浴就寝など日常的なことはもちろん，余暇利用，家庭との連絡，舎生会活動の指導にいたるまで，舎生の生活の全領域に即応して広範かつ複雑である．

このように寄宿舎における生活指導は，教科などの学習指導とはもちろん，教室内の訓話，説諭などとも異なり，日常の身辺処理など基本的生活技能の修練に始まり，年長になってからは，障害に伴う精神的悩みの克服や健全な人生観の啓培など，およそ生活の全領域に及ぶものである．したがって，その指導の機会も特定の時間や場面に限ることはできず，まさに24時間を通じてのきめ細かい世話と助言の積上げであり，ときには，無言の動作を介しても行なわれるものであり，この意味では世話と教育は表裏一体，混然融合してその成果を発揮するものといえる．

寮母はこのような職責を果たすために，それぞれの寄宿舎の規模と編成に応じて，舎室と舎務を分担して服務するものであるが，備えるべき資質条件として強い使命感と舎生への正しい理解と愛情，これに基づく忍耐力と創意くふうの態度，同僚職員との協調融和，元気あふれる健康などがあげられるが，その大前提として，何よりも豊かな良識と人間性が望まれるのである．

⑵現行寮母制度の問題点：寮母の定数と勤務態様については，常時介護を必要とする小学部低学年児童とある程度の自律行動が可能な高等部生徒とは，配属すべき寮母の定数に大きな差異があるのは当然である．現行法は定数の算定基準があまりに大まかで，実情にそぐわないので改訂を必要とする．また，労働基準法や勤務条例を守る建前からも，大幅な増員が望まれる．その他，指導を必要とする時間帯により多くの人員を配置するとともに，他面，寮母の私生活と健康を保持するため，勤務態様の改善，くふうも緊急な課題である．

免許資格と身分の向上の面でも解決を迫られている問題がある．すなわち，教員については教員職員免許法のほかに都道府県ごとに「採用テスト」などの制度

があり，一定の基準に基づいて任用されている．しかし，寮母はすべて任命権者の自由裁量に任されているため，実情としては，全寮母の7割までが高校卒の学歴と若年者によって占められている．さきに述べた寮母職の重要性にかんがみ，早急に免許制度を実現し，資質の向上と身分の確定および待遇の改善を図るべきである．なお，これが実現されるまでの経過措置として，寮母の現職教育を充実するため各種講習会，研究会などの開催が望まれる．

〔その他の職員〕 寄宿舎には舎監・寮母のほか，前述のような各種の専門職員を配置する必要があるにもかかわらず，これらのいくつかは空白であるか，または人員がきわめて限られており，そのため寄宿舎の管理運営に円滑を欠き，また，そのしわ寄せが舎監・寮母に及んでいるのが実情である．教育界の谷間といわれる特殊教育の中にあって，その最たるものが寄宿舎職員の配置の不備であるといっても過言ではない．

（本間伊三郎）

寄宿舎における指導

寄宿舎の使命

盲学校の寄宿舎には，通学困難な児童・生徒および家庭の事情や本人の生活指導上入舎を必要とする児童・生徒を収容している．

寄宿舎の使命は，これら舎生の生命の安全確保と健康の維持増進を基盤として，起居，寝食の世話など，日常卑近な機能の中で，生活の向上と充実を図り，視覚障害者として備えるべき生活上の技能と態度，習慣を養い，さらに現在社会の構成員たるにふさわしい各種の資質，能力を啓発することであろう．

寄宿舎の指導目標

寄宿舎はこの使命を果たすために，いかなる指導目標を掲げるべきか．まず，前提として考えなければならないことは，小・中・高3部の独自性を生かすということである．これら3部が一貫した指導上の理念をもって臨むべきことは当然であるが，他面，舎生の実情に即して，各部の独自性を発揮することを忘れてはならない．

舎生は，年齢，発達段階，能力のほかに，障害の原因と程度，入学以前の経歴などにより，また，専攻する学科，進路などによって，個人間の格差，相違がはなはだ大きく，したがって，指導の契機，対象となる舎生活の態様もきわめて多様性に富み，指導の内容，方法ともに種々雑多である．したがって，一貫教育とはいうものの，実際には適用しにくい面もある．たとえば，中学部舎生の全員が，小学部舎生としての経験をもち，高等部舎生のほとんどが，中学部の舎生活を行なってきているならば，このことがいえるかもしれないが，実情はそうではないのである．ある盲学校の寄宿舎を例にとると，全高等部舎生約90人のうち小中学部出身者はわずかに20人で，残りの70人はほとんど一般学校出身者である．

要するに，寄宿舎の指導体制が学校と同様に小・中・高の3部を単位として編成され，これを土台として展開されるかぎり，それぞれの部の実態，実情にふさわしい目標が設定されなければならないことは当然である．

寄宿舎の教育目標を設定するに当たって考えなければならない点としては，家庭的教育ということである．寄宿舎教育は学校教育の一環であり，集団教育の場であるから，家庭教育とははっきり区別すべきであるという考え方と，寄宿舎は学校教育の一環ではあるが，家庭的教育を採入れるべきであるという考え方がある．この点を人間教育という点からとらえてみると，人は学校教育，家庭教育，社会教育の中でよりよい人間形成がなされていくのである．とすれば人間形成にとってだいじな児童期から青年期へかけて，長い者では14年間も家庭から引離されることを考えると，寄宿舎は家庭とは異る学校教育の一環ではあるが，家庭で行なわれる家庭教育を無視することはできない．家庭教育は，学校教育が計画的であるのに対して，無計画，無意図的であるのが特徴である．学校教育を1人ひとりのこどもが，自分のものとして受取る態勢がなければ，その教育の効果はあがらないことはいうまでもない．正しい知識を身につけ，よりよい自分になろうとする意欲，また，複雑な社会の中で，自分の成長により役立つものを吸収していく態勢が，その子の成長にとって欠くことのできないものである．

このように学習への意欲や環境に対する受入れ態勢が，そのこどもにとって，いろいろな場所や機会に養われるものであろうが，最も大きく左右するものは，家庭における生活であろう．家庭内での心の片寄っていない生活の中から，家族の人びとがもっている知識や生活に対する意欲や態度が，知らず知らずこどもの意欲や態度になるのである．

こどもたちは，もの心がつくころから，家庭の中で

の生活を通して，食事，就眠，着脱衣，排便，清潔，整頓，挙動，道具の操作などの生活基礎的技能力を見よう見まねで，あるいはしかられ，励まされながら，両親や祖父母，兄姉に教えられ．しつけられていくのである．また，人と人との関係のあり方も，家庭の中での人間関係を通して身につけていくのである．

このように家庭教育こそは，学校教育や社会教育の基礎であるといえよう．寄宿舎は学校教育の一環であり，家庭教育とは異なることはいうまでもないが，このような家庭教育の場から隔絶された舎生の人間形成を考える場合，寄宿舎教育の中に家庭的教育を採入れるくふうはおろそかにできない．

寄宿舎の指導目標および内容

舎生は年齢，発達段階，能力など多様性に富むので，それぞれの部に即応した指導目標および内容などを具体的に設定しなければならないが，ここでは3部に共通する原則的事項を取上げて目標および内容を設定してみる．

(1)日常生活技能と態度，習慣を身につけ，生活の自立をめざすこと：就学以前に家庭で習得しておくべき生活の基礎的技能，たとえば，洗面，用便，着脱衣，食事作法などが皆無に近い状態で，小学部に入学してくる者が依然として少なくない．したがって，小学部においては，これの指導に重点をおかなければならない．小学部においては，児童1人ひとりについて，技能要素の脱落や定着，習熟の度合いを把握し，家庭的ふん囲気の中できめ細かい指導を積上げ，集団生活の中で養われる社会性や，行動の自立とあわせて，精神的自立を養わなければならない．中・高等部においては，これまでに習得した初歩的，基礎的な技能や，生活習慣の上により高度な生活習慣の修練を，舎生活の実際を通して指導することになる．たとえば，料理，和洋裁，手芸，茶華道，応接，居室管理，清掃,装飾，飼育など，舎生活にして初めて実施が可能となる指導領域はきわめて広い．特に高等部においては，中途障害生徒が1日も早く，安定した学習生活の路線にのるためには，障害者としての生活技能（たとえば校内，舎内の自由なひとり歩き）の習得が絶対条件である．入舎当初，失意と不自由のあまり，ことごとに自暴，反抗した生徒が，ささやかな技能習得による喜びと自信から立直りのきっかけをつかんだ例はきわめて多いのである．

(2)集団生活を通じて社会性を養うこと：主として集団生活に耐え得る中・高等部においてねらうべきものであって，舎生会活動，週番勤務などの奉仕活動，趣味と教養のためのサークル活動，各種寄宿舎行事への意欲的な参加を通じて養われる．すなわち，①自主的な正しい判断力を身につける．②我執を捨て道理に従い，規則を守る．③正しい人間関係を学び協調心を伸ばし，生涯の良友を得る．④責任，義務を果たし，他に奉仕する喜びを知る等々．自己の特性を生かし，これを伸ばしながら，所属する集団や，社会の目的達成と，これの向上，福祉に寄与することのできる能力態度を育てるのである．

なお，小学部においてもこのことはたいせつで，寄宿舎の児童会活動を通じて指導する必要があるが，心身の未発達なこどもたちにおいては，性急で画一的な集団的取扱いは，こどもたちの情操発達をゆがめ，人間性の豊かさをそこなうおそれがあるので，十分な配慮が必要である．

次に中・高等部において集団的自主活動を尊重する半面，家庭的ふん囲気をかもし出す努力とくふうを重ね，舎生活が緊張の連続になったり単調に流れることのないようにし，家庭との連けい，交流，地域社会をはじめ各校奉仕団体など，一般社会との接触，融合を積極的に採入れなければならない．

(3)自主的な学習習慣を身につけること：寄宿舎は本校に学ぶ者たちの集団である．そこは学校にくらべて，はるかにくつろぎの場であり，家庭的ではあるが，その中にあっても学校における学習の意欲をかきたて，その準備を完了する学習の基地でもなければならない．そのためには，それ相応の環境づくりと，個別にわたっての適切な指導助言が重要任務となる．

(4)遊びの指導などを通して，いわゆる感覚訓練を行なうこと：前記3項目のほか，常にこれと併せ考えるべきものは，視覚障害およびこれに起因する心身発達上の欠陥を補うための目標である．たとえば，保有する視力および触覚，聴覚その他の感覚を十分に活用し，訓練する遊びや，生活の指導を豊富に採入れることである．また，白いつえを用いてのひとり歩きの能力のいかんは，視覚障害者の実生活を大きく左右するものであり，その指導の場としても，寄宿舎はその機能を高度に発揮しなければならない．

以上，小・中・高等部に共通すると考えられる指導目標および内容について略述したが，これら4項目は常に実際の寄宿舎生活の中に相互に関連し，融合した形で指導されなければならない，また，舎生1人ひと

りに適合した個別的配慮も指導上忘れてはならないことである．指導の実際に当たっては，常に精密な計画と，すぐれた指導技術が求められるのは当然ながら，生活指導の本質は人間のよりよい生き方の研究と実践であることをふまえて，人間的接触の中で，舎監，寮母，舎生が一体となって，それを究め実践していくことを怠ってはならない．（沢田禎夫）

盲学校の教職員

教員免許制度

大学および高等専門学校を除く学校の教員になるためには，教育職員免許法（以下「免許法」という）による免許資格，すなわち各学校に相当する免許状をもたなければならない．

教員免許状は，普通免許状と臨時免許状に分かれており，普通免許状は教諭になるためのもの，臨時免許状は助教諭になるためのものである（免許法４）．その効力は普通免許状は地域や期限が限定されないが，臨時免許状はその免許状を授与した都道府県の教育委員会が置かれる都道府県の区域に限定され，有効期限は３年になっている（免許法９）．

普通免許状には，その程度に応じて１級免許状と２級免許状とがあり（免許法４－２），１級免許状はより程度の高いものである．

普通免許状，臨時免許状はいずれも学校の種別に応じて，幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，ろう学校および養護学校の教諭免許状と助教諭免許状に分けられている．しかし，養護教諭と養護助教諭については，その職務の共通性から各学校を通じて，免許状はそれぞれ１本になっている（免許法４－２，４）．

中学校と高等学校については，教科担任制をとっていることに対応して，教諭および助教諭の免許状にさらに免許教科が設けられている（免許法４－５）．免許教科は原則として学校教育法施行規則（以下「学教法規則」という）に定めている各教科ないしそれを細分したものであるが，職業指導のように，必ずしも対応していないものもある．盲学校・ろう学校および養護学校の教諭または助教諭になるためには，盲・ろう・養護学校の教諭または助教諭の免許状のほか，各部に対応する学校の教諭または助教諭の免許状をもつ必要がある（免許法３－３）．

なお，盲・ろう・養護学校の高等部で，高等学校にはない特殊な教科を担当する教員については，当該特殊教科の免許状だけで足りることになっている（免許法３－３）．

また，盲・ろう・養護学校の教員養成が十分でない実情なので，当分の間，小・中・高等学校または幼稚園の教諭免許状をもっていれば，盲・ろう・養護学校の相当する各部の教諭になれることになっている（免許法昭和29.6.3改正法付則24）．

盲学校教員免許状

盲学校に固有の教員免許状としては，さきに述べた通り，盲学校教諭免許状，盲学校助教諭免許状，盲学校高等部の特殊教科を担当する教諭免許状および助教諭免許状がある．

〔教諭免許状〕　盲学校教諭免許状は，小・中・高等学校または幼稚園の教諭免許状をもち，大学の課程（聴講生の課程を含む）または指定教員養成機関で盲教育，点字の理論および実際，盲心理，視覚生理および病理ならびに盲教育実習の５科目についてそれぞれ２単位以上，計10単位を修得した者には２級免許状が，計20単位を修得した者には１級免許状が授与される（免許法５，別表１，免許法規則７，25）．

盲学校を含む特殊教育諸学校の教諭免許状取得に当たって，普通学校の教諭免許状のほかに，さらに，特殊教育に関する専門科目の修得を義務づけているのは，学校教育法に規定されているように，特殊教育諸学校の目的が，心身に障害をもつ幼児・児童・生徒に対して「幼稚園・小学校・中学校又は高等学校に準ずる教育を施し，あわせてその欠陥を補うために，必要な知識技能を授けること」にあるからである（学教法71）．

盲学校教諭免許状は，また，教職に一定の経験年数をもつ者が，大学の課程（聴講生の課程ならびに公開講座を含む）あるいは教員免許状の授与権者などが行なう免許法認定講習において所定の単位をとり，教育職員検定に合格した場合にも授与される．この教育職員検定は，学力および実務については，次の基準に該当すれば合格とされる（免許法６，別表７，別表３の備考，免許法規則25）．

２級普通免許状にあっては，現に小・中・高等学校または幼稚園の免許状をもち，免許状を取得したのち，これらの学校または盲学校で３年以上良好な成績で勤務したことが所轄庁によって証明され，かつ，さきに述べた免許法認定講習などにおいて，盲教育に関する専門科目６単位以上を修得したこと．

1級普通免許状にあっては，盲学校教諭の2級普通免許状を取得したのち，盲学校において3年以上良好な成績で勤務したことが所轄庁によって証明され，免許法認定講習などにおいて，盲教育に関する専門科目6単位以上を修得したこと．この場合における専門科目の修得方法は，さきに述べた免許法第5条第1項に規定する大学の課程などにおける修得方法にならうものとされている（免許法規則18）．

なお，教育職員検定による場合の単位修得数が，大学の課程などにおいて免許状を取得する場合に比べて少ないのは，教職在職年数の経験によって補うことができるという考えによるものである．

〔助教諭免許状〕 盲学校助教諭免許状は，高等学校卒業以上の者に対して，教育職員検定により授与される（免許法5—3）．この教職員検定の基準については，免許法には規定がなく，授与権者の裁量に任されている．

〔特殊教科教諭免許状〕 盲学校特殊教科教諭免許状は，理療および音楽の教科について授与される（免許法17,免許法規則63）．理療はあんまマッサージ指圧，はりおよびきゅうをさす．音楽は沿革的には盲人の伝統的職業である琴，三弦が，盲学校特有の教科と考えられるが，現行法では免許教科として何らの限定がないので，高等学校の免許教科音楽との関係が明確でない．なお，特殊教科免許状の一般的な問題としては，免許教科として高等学校の免許教科にないもの，たとえば，リハビリテーション，ピアノ調律などをどう扱うかの問題がある．

理療および音楽の特殊教科教諭免許状は，文部大臣が指定する盲学校教員養成機関の該当課程を卒業した者に1級普通免許状が，1年以上在学した者に2級普通免許状が授与される．また，医師免許を受けている者には理療の1級普通免許状が授与される．なお，理療の教諭免許状は1級，2級ともに，医師免許を受けている場合を除き，あんまマッサージ指圧師免許，はり師免許およびきゅう師の免許をもたない者には授与されない（免許法規則64）．

理療および音楽の特殊教科教諭免許状は，教育職員検定に合格した者に対しても授与される．その学力および実務の検定は次の基準による（免許法規則64）．

2級普通免許状にあっては，当該免許教科の助教諭免許状を取得したのち，盲学校の教員として5年間良好な成績で勤務したことが所轄庁によって証明され，かつ免許法認定講習などにおいて，理療にあっては15単位，音楽にあっては10単位以上を修得すること．

1級普通免許状にあっては，当該免許教科の2級普通免許状を取得したのち，盲学校の教員として，理療の教科については5年間，音楽の教科については10年間，それぞれ良好な成績で勤務したことが，所轄庁によって証明され，かつ，理療科については，免許法認定講習などにおいて5単位以上を修得すること，音楽については単位を修得する必要はない．

なお，上述の単位の修得は盲教育，盲心理，視覚生理および病理ならびに理療または音楽の専門科目について行なわなければならない（免許法規則64）．

〔特殊教科助教諭免許状〕 特殊教科助教諭免許状は，理療の教科については，あんまマッサージ指圧師，はり師およびきゅう師の免許をもつ者に，音楽の教科については盲学校高等部の音楽専攻科を卒業した者に，それぞれ教育職員検定により授与される．なお，これについての検定の基準は特に定められていない（免許法規則—65）．

以上のように，教諭，養護教諭，助教諭および養護助教諭については，免許法にその資格が定められているが，実習助手および寄宿舎の寮母については，免許資格が定められていない．

盲学校の教員養成

〔盲学校の教員養成機関〕 教員養成は文部大臣が認定する大学の課程において行なわれるのが通常であり，それを補うものとして，指定教員養成機関における養成や教育職員検定によるものがある．

現在，盲学校教員養成課程は，宮城教育大学および広島大学の教育学部に設けられており，いずれも4年課程である．入学定員は各15人，計30人で，現在の盲学校教員の需要を満たし得る数となっている．これらの課程においては，学生は盲学校教諭免許状の取得に必要な単位だけでなく，その基礎になる小・中・高等学校教諭免許状の取得に必要な単位を修得しなければならない．このため，教育学部の小・中学校教員養成課程の学生に比べると，負担が過重になるという問題がある．

指定教員養成機関としては，現在，東京教育大学教育学部に理療科教員養成施設が設けられている．この施設は，盲学校高等部専攻科，理療科を卒業し，あるいはこれと同等以上の学力を有して，あんまマッサージ指圧師，はり師およびきゅう師の免許を現にもつ

か，もしくは取得見込の者に対して２年間の教育を行ない，盲学校特殊教科教諭免許状（理療）を与える課程であり，入学定員は20人となっている．

〔教育職員検定と現職教育〕 特殊教育諸学校の教員は，普通学校の教員に比べて，基礎教科の研修のほかに，対象児の障害に応じた特別の指導法の研究が必要である．また，特殊教育諸学校は，学校数が少ないため，人事交流によって普通学校教員が転入することが少なくなく，これら教員は盲・ろう・養護学校の教員免許状をもっていない．さらに，最近急速に拡張された養護学校については，新規採用者も免許状をもたない者が少なくない．そこで文部省では，毎年，都道府県教育委員会と共催で現職教育とあわせて免許法上の単位を修得させるための講習会を開催し，教員免許状取得および上級免許状取得の機会を与えている．

盲学校関係では，盲教育に関する専門科目の単位を修得させる特殊教育講座盲教育部会，理療に関する専門科目を修得させる盲学校理療科教育講座を開設している．

また，現職教員で，さらに教育内容，方法の研究を深めることを希望する者に対しては国立大学の関係学部において研修する機会を与える特殊教育内地留学生制度を設け，指導者の養成を図っている．

このほか，リハビリテーション科担当教員の資質の向上を図るための盲学校リハビリテーション科担当教員講習会，教育課程について研究を行ない，指導力の向上を図る特殊教育教育課程研究集会，養護訓練の領域の指導について専門的，技術的な知識，技能を与える養護・訓練担当教員講習会，心身障害児の判別と就学指導担当者に必要な専門的知識と技術を与えるための心身障害児判別・就学指導講習会，寄宿舎の寮母および舎監に必要な基礎的知識と技能を与えるための寮母等講習会を開催している．

盲学校教員の待遇

盲学校教員の待遇は，学校の設置者によって多少異なっているが，ここでは国公立学校の教員の待遇について述べる．待遇には給与，勤務時間などの勤務条件のほか，分限（身分保障）が含まれるが，ここでは省く．

〔勤務条件の原則〕 盲学校を含む公立学校の教員は，地方公務員であり，その勤務条件は，地方公務員法に原則が定められており，それに基づいて「給与，勤務時間その他の勤務条件」が，学校の設置者である地方公共団体の条例で定められる．しかし，市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与などを負担する市町村立学校の教職員（県費負担教職員）の勤務条件は，都道府県の条例で定めることになっている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律42，以下「地方教育行政法」という）．

〔給与〕 公立の義務教育諸学校については，義務教育費国庫負担法により，教職員給与費の実支出額の２分の１を国庫負担とし，その財政的裏付けを強力に行なっている．また，市町村立の義務教育諸学校の教職員については，その給与費などを都道府県が負担している．特殊教育諸学校については，義務教育段階の小・中学部だけではなく，幼・高等部も負担の対象になっている．これは特殊教育諸学校の教育対象児が心身障害児であるので，幼・高等部の教育も義務教育なみにする必要があること，また，特殊教育学校の設置は，都道府県立中心であることを考慮したものと考えられる．

盲学校を含む国立学校の教員は国家公務員であり，その勤務条件の基本は国家公務員法で定められており，具体的な給与および勤務時間は一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という）に定められていて，その給与は給料および各種手当からなっている．また，退職手当は国家公務員退職手当法に定められている．これらの点は他の国立学校の教員と同様である．

しかし，盲学校教員を含む特殊教育諸学校教員は，教諭免許状の取得に当たって，普通学校の教諭免許状のほかに，さらに一定単位の取得が必要であるなど，その職務の専門性が高く，また，教育対象児が心身障害児であるため，その職務が複雑かつ困難であることなどを考慮して，特別に配慮されている．

その第１は俸給表の適用である．高等学校以下の教員の俸給表は，高等学校教員の俸給表と幼稚園，小・中学校の教員の俸給表とに分かれている．そして，特殊教育諸学校の教員は高等部に係るものを除き，後者の俸給表の適用を受ける建前になっているが，当分の間，全教員に対して，前者の俸給表を適用することとなっている．

第２は俸給の調整額である．俸給の調整額は，職務の複雑，困難，責任の度合いが，同じ職務の等級に属する他の官職（たとえば１等級では高等学校の校長）に比べて，著しく特殊である場合に，俸給月額の25パーセントを越えない範囲内で人事院が定める調整額

表により支給される.

特殊教育諸学校の教員に対しては，その職務の特殊性を考慮して，次の通りの俸給の調整額が支給される.

(1)教諭，助教諭および講師（特殊教育に直接従事することを本務とするものに限る）ならびに養護教諭，養護助教諭および寮母…8パーセント

(2)(1)に該当する者以外の教諭，助教諭および講師………4パーセント

校長および実習助手については，人事院は定めていないが，国立の特殊教育諸学校において，校長は大学教授または助教授の兼任であること，実習助手はその職にある者がいないことによるものであり，公立の特殊教育諸学校については当然支給される.

校長には12パーセント，教頭および人事院の定める部の主事には8パーセントの俸給の特別調整額（管理職手当）がそれぞれ支給されるが，これは管理または監督の地位のある職員に対して，その職務の特殊性に着目して支給されるもので，さきの俸給の調整額とは性質が異なるので併給される.

公立学校における俸給の調整額の支給の実態をみると，多くの都道府県は国立学校にならっているが，福岡県では12パーセント，東京都および大阪府では10パーセントの調整額が支給されている.

〔勤務時間，休日，休暇，旅費〕 公立学校教員の勤務時間，休日，休暇などの勤務条件については，労働基準法の規定の大部分が適用される(地方公務員法58)のに対して，国立学校の教員には適用されない（国家公務員法付則16）という法制上の建前は異なるが，勤務条件の実質的内容にはあまり違いがない．以下国立学校教員の勤務条件について述べる.

勤務時間については，1週間について40時間から48時間の範囲内で，人事院規則で定めることになっており（給与法14—1，労基法32），同規則で正規の勤務時間は，1週間44時間となっている．この44時間は，通常は月曜日から土曜日までに割振るので，日曜日は勤務を要しない日，すなわち休日となる．しかし，教員およびその職務に準ずる職務を行なう者の勤務時間については，その勤務態様および内容に応じて，国立学校の長（国立大学の付属学校では当該大学の長）が別に割振ることができる.

たとえば，寄宿舎における寮母の勤務のように，交替制をとる場合は，日曜日にも勤務時間を割振り，他の曜日を休日にすることもできる（給与法14—4，労基法35）.

なお，国民の祝日に関する法律に規定する日は，勤務を免除する日となっているが，前記休日と重ならない限り，勤務時間が割振られていることに注意する必要がある，年末年始等人事院規則で定める日も同様である.

休憩についても人事院規則によって，正規の勤務時間の途中でおおむね毎4時間の勤務のあとに30分以の休憩時間を設けることになっており(労基法34)，そのほか，正規の勤務時間4時間につき15分の休息時間をおくことになっている．しかし，この休息時間は正規の勤務時間に含まれるので，これを与えない場合でも繰越されることはない.

正規の勤務時間を越えて勤務を命じられる場合（国民の祝日，年末年始等において勤務を命じられる場合を含む）は，国立および公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給与特別措置法」という）によって限定されている（給与特別措置法7，11，教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する規程—文部省訓令).

この時間外勤務に対しては，超過勤務手当は支給されないが（給与特別措置法3—3，10），教員の職務と勤務態様の特殊性にかんがみ，俸給月額の4パーセントの教職調整額が支給される（給与特別措置法3—1・2，8）.

なお，校長等俸給表の等級が1等級である教員に対しては，教職調整額は支給されないが，一定の調整がなされている（給与特別措置法3—1・5，8）.

なお，宿日直勤務は本来の勤務の継続でない庁舎などの保全，外部との連絡，文書の収授および庁内の監視を目的とする勤務であるとされており，それに対しては宿日直手当が支給される(給与法19の2，労基法1).

休暇は有給休暇と無給休暇が与えられる（給与法15，労基法39,65,67)．有給休暇は年次休暇，病気休暇，特別休暇などであり，無給休暇は職員団体の業務にもっぱら従事するための休暇（専従休暇）である.

旅費は費用弁償的な給付として支給され，給与とともに，義務教育費国庫負担法，市町村立学校職員給与負担法において負担の対象となっており，国，都道府県によって支給の裏付けがなされている.

盲学校教職員の職務

盲学校教職員の職務は，一般的には学校教育法に規

定されており，さらに，服務および研修に関しては，国立学校教員については国家公務員法，公立学校教員については地方公務員法，このほか教育公務員特例法に規定されている．また，公立学校の管理という観点から地方教育行政法に規定されている．このように関係法律において，それぞれの法律の目的から盲学校教職員の職務について定められているが，ここでは，学校教育法に規定する盲学校教職員の職務について述べる．

〔校長〕 校長の職務は，就学奨励費に関するものを除き，一般の幼，小，中，高等学校に共通するものである．しかし，特殊教育諸学校においては，一般学校にはあまり設けられていない寄宿舎が設置されているのが普通であり，また，幼稚園から高等学校までに対応する部が設けられている．

このように，特殊教育諸学校の管理運営は複雑になっているので，特殊教育諸学校には，校長を補佐する管理職として，教頭のほかに舎監および部の主事をおいている．

〔教頭，部主事，舎監〕 教頭については，学校法規則に「教頭は，校長を助け，校務を整理する」「教頭は，教諭を以って，これにあてる」と規定され（学校法規則73の14，22の2―2，3，を準用），教頭の職務は，校長の権限を直接補助執行し，また，校長が校務を掌理するに当たっての準備整理作業を行ない，その際，必要に応じて所属職員に対して指揮監督を行なう管理職であることを示している．

教頭は校長の名において校長の職務を補助執行（いわゆる専決や代決）するのであるから，校長に事故があるとき（たとえば長期出張，病欠など）には，職員会議の主宰や中途退学の通知のような事実上の行為は代行することができるが，卒業の認定や入退学の許可のような法律上の効果を伴う行為は代行することができない．

特殊教育諸学校においては，さきに述べたように幼稚部，小学部，中学部および高等部が置かれ，しかも，盲学校高等部の多くには専攻科や別科が設けられている．

これら各部の学級編成，保育内容，教科，学科などについては，学教法規則などで定められ，小・中・高等部の学習指導要領が別々に示されている．

このように，部の管理運営が教育対象となる児童などの年齢層，教育課程などによって異なることを考慮して，学校教育法施行規則は「各部に主事を置くことができる．

主事は，その部に属する教諭をもって、これに充てる」と規定し，主事の職務を「校長の監督を受け，部に関する校務を掌る」ことにあると定めている（学校法規則73の5）．部の主事は，校長の職務である校務を補助執行する管理職である点においては，教頭と同じであるが，その職務の範囲は，その属する部の校務に限定される．したがって，学校全体の補助執行者である教頭の指揮監督を受けて，職務を執行することになる．

学校教育法施行規則は，特殊教育諸学校には「特別の事情がある場合」を除き「寄宿舎を設けなければならず」，「寄宿舎には，舎監及び寮母を置かなければならない」「舎監は，教諭をもってこれに充てる」と規定し（73の3，73の4―1，2），舎監の職務を「校長の監督を受け，寄宿舎の管理及び児童等の教育に当る」と定めている（73の4―2）

寄宿舎には，寮母のほか栄養士，炊事婦，用務員などが置かれ，職員の構成や勤務態様も，学校のそれらと異なるので，寄宿舎の管理運営に関する校長の職務の補助執行者として，舎監が寄宿舎に置かれているのである．

したがって，舎監は校長および教頭の指揮監督のもとに，寄宿舎の管理運営の第1次的責任者として，寄宿生の取扱い，生活指導，給食，保健などの運営管理，寄宿舎の備品，施設などの物的管理および寄宿舎職員の服務監督に当たらなければならない．

〔教諭，養護教諭等〕 学校教育法に「教諭は，児童等の教育を掌る」と規定し（学教法76，28―4を準用），教諭の職務が，教場における教育の実施，間接教育活動，教育活動に直結する事務としての教務，その他の校務分掌であることを示している．学校教育法に「教諭は，教育を掌る」と規定してあることから，教諭の職務を，教育の実施ないしそれに直接関係する諸活動および事務（いわゆる教諭の本務）に限定して考えるべきではなく，学校の所属職員として，校長の指揮監督のもとに行なうそれ以外の校務分掌（たとえば宿日直）も含めて考えるべきである．

しかし，教諭が本務に専念できるように，教職員を配置することが，学校の管理運営上望ましいのであって．学校の管理者は，そのような教職員配置に努力する必要があることはいうまでもない．

なお，この教職員の本務と本務以外の校務分掌との関係は，以下に述べる学校の教職員についてもあてはまることである．

学校教育法に「養護教諭は,児童の教育を掌る」と規定し,(学教法 76,28—5を準用),その本務は,学校医,学校歯科医および学校薬剤師の職務執行をたすけ,また,その指導のもとに児童などの保健衛生や救急看護に当たることであることを示している.

このほか,学校には助教諭,養護助教諭および実習助手が置かれ,その本務について次のように規定されている.すなわち,「助教諭は,教諭の職務を助ける」(学教法 76,28—7を準用),「養護助教諭は,養護教諭の職務を助ける」(学教法規則 73の14,49を準用),「実習助手は,実験又は実習について,教諭の職務を助ける」(学教法規則 73の14—2,64の3を準用)ことになっている.

〔寮母〕 学教法規則は「寮母は,児童等の世話及び教育に当たる」と規定し(学教法規則 73の4—3),寮母の本務は,寄宿舎の幼児,児童,生徒の身の回りの世話や生活指導にあることを示している.寮母の本務について,世話および教育とを結びつけて規定してあるのは,身の回りの世話をしながら生活指導も同時に行なうという意味であって,両者が切離せないものであることを示している.この世話と生活指導の量的関係は,寄宿生の年齢段階に応じて変わってくるのであって,低年齢においては世話が中心となるのに対して,高年齢になるに従って生活指導が中心になる.また,世話と生活指導の内容も,年齢段階によって変わってくることは当然である.なお,「世話及び教育」のうちの教育は,教諭の教育と異なり,いわゆる教科などの教育でないことに注意する必要がある.

〔事務職員〕 学校教育法は「事務職員は,事務に従事する」と規定し,事務職員は学校の管理運営に伴う庶務,教務,会計および人事の事務に従事することが本務であることを規定している(学教法 76,28—6を準用).特殊教育諸学校においては,寄宿舎が一般的に設置され,また,就学奨励法に基づき都道府県が支弁する経費が校長に交付され,その経費を校長が児童などの保護者などに支給し,さらに,支弁すべき経費の算定資料を作成しているので,その事務も一般学校に比べて複雑かつ多量である.

このため,公立特殊教育諸学校においては,学校規模の大小にかかわらず,事務職員が小,中学部に各1人,高等部に2人配置されるような教職員定数の標準になっている. (五十嵐耕一)

対象者とその判別

判別の意義

視覚に障害があるために,教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒を医学的,教育的に検査し,判別するということは,この教育を始めるに当たっての第1の要件であり,次のような意義がある.

(1)視覚障害の質,程度およびその状態などが一時的であるか,恒久的なものであるかによって,視覚障害児の就学すべき教育の場を決定する資料を得ること.

(2)個々の児童に適合した教育の内容・方法を決定すること.

(3)就学義務の猶予または免除を決定する資料を得ること.

(4)そのほか,判別の状況を地域的,全国的に検討することによって,行政上改善すべき資料が得られること.たとえば,視覚障害児を教育するための盲学校の適正配置や教育形態の改善方法,教職員の養成・確保,施設設備の改善から,さらには義務教育の適正化や児童の福祉や保護を図る施策の資料ともなるのである.

判別上の注意

判別は法令の規定に基づき,医学的,教育・心理学的諸検査の協調によって行なわれなければならないのであるが,すべての場合において,厳密に客観的に判別し得るというものではない.判別に当たる者も,判別を受ける者も人間であり,しかも,その判別が物理学的測定とは違い,人間としての機能の判別をするのであるから,むしろ,客観的判別を望むことは困難である場合が多い.視力の程度は,その時点においてある程度正確に検査することは可能であるが,それだけを重視することなく,失明の時期,原因,症状や予後,その他,学習上,生活上などの諸能力との関連において総合的な判断を必要とする.

教育の効果は各児童の生活環境や生育歴,あるいは教育を受けるべき場の条件いかんによっても大きく左右されるものであるから,判別の基準を機械的に適用して判別した結果,その者に対する教育の可能性が阻害されるようなことのないよう十分に注意することがたいせつである.

以下は文部省が原田政美に依頼してまとめたもので,視覚障害者の判別について,都道府県教育委員会や学校に示している指導事項である.

教育上における視覚障害者の判別基準

視覚障害者とは，眼球，視神経および大脳視中枢などで構成されている視覚機構のいずれかの部分の障害により，見ることが不可能または不自由になっているものである．

教育上の立場からみた場合，視覚障害は盲者と弱視者とに大別される．

(1)盲者　視覚による教育が不可能または著しく困難な者で，主として触覚および聴覚など，視覚以外の感覚を利用して教育すべき者．

(2)弱視者　視覚による教育は可能であるが，文字の拡大など教育上に特別な配慮を必要とする者．

盲者と弱視者とを，視力の測定値によって区分することは著しい困難を伴う．視力の測定値は，視力表の視標が見えるかどうかという特定の検査結果を表わしただけのものであって，教育上に利用される視覚の程度を正しく表わすものではないからである．しかし，視覚障害者を判別するためには，視力値によっていちおうの基準を定める必要がある．

一般に視力 0.3 以上の者は，普通学級の教育にほとんど支障がないが，視力0.3 未満の者は教育上特別な配慮を必要とする．視力 0.3 未満の者のうち，視力 0.04 以上であれば視覚による教育がおおむね可能であるが，視力 0.02 未満の者は視覚による教育が困難になる．このような観点から定められた従来の慣行的区分は，次の通りである．

①盲者　視力 0.02 未満（1 メートルの距離で指数を弁じ得ない程度）．

②準盲者　視力 0.02 以上，0.04 未満（2 メートルの距離で指数を弁じ得ない程度）．

③弱視者　視力 0.04 以上，0.3 未満．一般に盲者といえば，光を全く感じない全盲だけを意味するものと考えられがちであるが，実際にはある程度の視力の保有者をも含むものである．

盲学校は，盲者に対して点字を使用するなど，視覚以外の感覚による教育（盲教育）と弱視者に対して活字で印刷された教科書を使用するなど視覚を用いる教育（弱視教育）を行なっている．弱視教育は盲学校だけでなく，普通学校内に設けられる特殊学級においても行なわれ，視力 0.1以上 0.3 未満の弱視者がおおむねその対象となる．しかし，視力がこの程度であっても，視力以外の視機能障害が高度であったり進行性眼疾患のある者は盲学校の対象となる．

さて，ここで視力と呼んでいるのは，眼鏡を用いて屈折異常を矯正した視力（矯正視力）である．近視，遠視，乱視などの屈折異常者においては，眼鏡をかけない視力（裸眼視力）が低い者が多いが，眼鏡をかけることによって良好な矯正視力が得られるのが普通である．教育上問題になるのは，眼鏡をかけても良好な視力の得られない者であり，この意味で単に視力といえば矯正視力を指すことになる．

次に，片眼の視力がどんなに低くても，他眼の視力が良ければ教育上特別な配慮を必要としない．したがって，ここでは両眼の視力を問題にすべきである．欧米では判別の場合に，良い方の目の視力を基準にしているが，わが国では両眼を開いて見た場合の視力を基準にしている．

学校教育法施行令第 22 条の 2 の表によると，盲学校に就学させるべき視覚障害者の範囲を次のように規定している．①両眼の視力が 0.1 未満のもの．②両眼の視力が 0.1以上 0.3 未満のものまたは視力以外の視機能障害が高度のもののうち，点字による教育を必要とするものまたは将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの．

このうち②にある視機能障害が高度のものとは，高度の視野狭窄，高度の夜盲などをいう．また，将来点字教育を必要とすることとなると認められるものとは，進行性眼疾患のため将来障害が高度になると予想されるものをいう．したがって，これらの者に弱視教育を行なうべきか，また，ある時期から盲教育を併せ行なうべきかについてはよく検討しなければならない．教育上の立場から視覚障害者を論じる場合には，医療により回復できる者を含んでいない．また医療が不完全であるため障害が進行する危険のある場合にはまず十分な医療を受けることが必要である．医療に長期間を必要とする場合には，就学猶予の措置が考慮されるし，療養中に教育を受けることもできる．しかし，現代の医学では，医療効果が認められない眼疾患が若干あり，障害の進行を防止できない場合がある．上記の進行性眼疾患とはこの種のものである．進行性眼疾患の代表的なものは網膜色素変性症である．これは年齢とともに視力障害および視野の狭窄が高度となり，医療の効果は認められない．

日常生活動作における特徴

(1)全盲児の特徴　全盲児では，いかにも目が見えな

いという状態が明らかに認められる．生後数カ月においても，光や音のしない玩具などに目あるいは顔を向けることがなく無反応であるため，早期に発見することができる．

過保護にならないように適当に指導すれば，心身の発達が普通児と比較して劣ることはない．歩行，飲食その他の日常生活には親の介助が必要であるが，視覚以外の感覚の活用より，介助に頼らない生活もある程度できるようになる．もし歩行，言語などの開始時期が普通児に比し著しく遅れているならば，視覚以外の心身に障害があるものと疑わなければならない．

盲児にみられる特有な動作として，盲人癖（Blindism）がある．これは自動的自己刺激の行動であって，指を目などに入れ，あるいは身体の一部を手でいじるといったような動作を絶えず反復する．また身体をゆすぶり，身体の一部をことさらに動かすという習慣的動作もみられる．

(2)その他の盲児の特徴　視覚障害の程度により，上記の全盲の特徴あるいは下記の弱視児の特徴が現われる．

(3)弱視児の特徴　普通児と比べてあまり大きな違いがないため，学齢期になるまで，視覚障害のあることが発見されない場合が多いほどである．しかし，注意して観察すると，しばしば次のような特徴を認める．

①眼球が常に揺れ動いている（眼振）．斜視になっている．②物を見る場合に頭を傾け，目を著しく接近させる．見る物に視線が正しく向かわない．③目をこする．目の前から何かをはらいのけようとする．④普通児が絵本を見る年齢になっても，あまり興味を示さない．⑤テレビにあまり興味を示さないものと，テレビに接近してかじりつくように見入るものとがある．⑥目と手との連合を必要とする遊びがへたである．⑦遠方の物を見る場合には，身体を緊張して乗り出し，顔をぐるぐる回す．しかし，遠方の物体には，あまり興味を示さない．⑧明るいところでは極端にまぶしがる．

読書に当たっては，次のような特徴がみられることが多い．

①まばたきが多い．②本を目に近づけるのが普通であるが，本までの距離をしばしば変えることもある．③興味が持続せず，短時間で中止する．④片目をつぶるか，あるいは手でふさぐ．⑤顔を片側に回して傾け，片目だけを本に接近させる．⑥朗読させてみると速度が遅く，字をとばしたり行を間違えることが多い．形の似た文字を混同して読み違えることもある．⑦同じ場所を繰返して読む．

読書のほか，教育の場においてしばしばみられる特徴は，次の通りである．

①本を目に接近させれば読むことができるが，書くことは不得手である．②黒板に書いた字を満足に読むことができない．③ボール遊びや釘を打つことなど，遠近感や立体感を必要とする動作がきわめてへたである．④色の区別が困難，または不完全である．

黒板の字を見るとき眉にしわを寄せ，目を細めることは視力の低い証拠である．しかし，これらの多くは近視や乱視などの屈折異常者で，眼鏡をかければ視力が向上して目を細めることがなくなる．それ以外の視覚障害では，目を細めるものは少ない．ただし，全色盲や白子眼は，明るいところでは常に目を細めているのが特徴的である．

(4)その他の視機能障害の特徴　視野の狭窄が強い場合には，横から近づいてくるものに気がつかない．ボールを投げられた場合，単に視力が低いだけならば受けとめようとする動作がみられるが，視野の狭窄が強いとボールの来るのが全く判らず，身体に当たってからあわてる．

夜盲がある場合には，明るいところでは不自由はないが，少しでも暗いところでは手さぐりになる．夕方になると戸外では遊ぶことができない．全色盲は色の区別が困難であるから，色彩画を書かせてみればその特徴がはっきり認められる．しかし，全色盲では，色の区別が困難であることよりも，視力が低いという特徴の方が強いため，低視力児として発見されるのが普通である．

(5)中途障害児の特徴　生来の盲児あるいは弱視児においては，過保護に陥っていない限り，普通児に劣らない活発な行動がみられることが多い．また視力障害を他の能力でカバーして，外見上の諸特徴が全く現われないだけでなく，上記の特徴とは逆の態度を示すものもあるから注意が必要である．

これに反し生後中途で視力障害が起こった場合には，上記の諸特徴が明瞭に認められるものである．特に強度の視力障害が起こった直後には，歩く場合に上体を後方にそらし，手を前にあげて警戒しながら歩くという特有な姿勢をとるのが普通である．動作はすべて鈍重になるが，それでも障害物に衝突するなど，各種の失敗を重ねることが多い．年長児では，新たに起

こった視力障害という事態に適応することは容易でなく，これらの特徴は長期間持続する．しかし，生後早期に視力障害が発生した場合には，比較的速やかに適応して，生来の障害児とほとんど変わらない活発な起居動作が可能になる．

視力検査の方法と手順

最も重要なのは視力の検査である．正確な視力を測定するためには，専門的な経験と厳密な測定条件の整備が必要であるが，判別の基礎資料を得るためのスクリーニング的な検査の場合には，以下に述べる程度で十分である．

⑴最小限必要なもの　視力表（5メートル用で，正確には万国式試視力表と呼ぶ）．板付レンズ．指標指示棒．巻尺．これらに加えて，ランドルト氏環単一視標および照度計があれば便利である．

⑵準備　部屋は5メートルの測定距離が十分にとれる広いものを選ぶ．部屋はなるべく明るい方がよく（50ルクス以上），人工照明でも差支えはない．ただし，被検者の目がまぶしくなるような強い光源が被検者から直接見えてはいけない．

窓と反対側の壁に視力表を掲げ，被検者は窓を背にして視力表を見るようにする．しかし，部屋の構造上距離が不足するならば，窓が横にくるようにしてもよい．視力表の高さは，1.0の視標が眼の高さと一致するようにする．

部屋は静かで，被検者のプライバシーを保つため，1人ずつ入室させるのが理想的である．多人数を同時に部屋に入れておくと，視力表を暗記する機会を与えることになるし，被検者に答を教えたり，誤答の場合に声をあげたりするから注意が必要である．

視力表の照明は均一で強い反射がないようにし，照度は500ルクスぐらいが望ましいが，それ以下の場合でもなるべく200ルクス以に上することが望ましい．厳密には照度計を用いて照度を測定し，不足している場合にはスタンドを用いて斜め前方から追加照明する．しかし，一般的には準備者がらくに視力表の見える程度の照明になっていればさしつかえはない．視力表照明装置として市販されているものを用いれば簡単である．

視力表の位置から巻尺で距離を測定し，1メートルごとに白墨で短い線をひき，5メートルの位置に長い明瞭な線をひく．5メートルの線に先端を接した足型を描いておけば便利である．

検査に先だち被検者を集合させ，視力表の見かたと片眼のふさぎかたを説明する．視力表にはいろいろな種類があるが，左方にランドルト氏環，右方に平仮名の視標がならんでいるものがよい．視力表を見る場合には，目（瞼裂）を細めたり，顔を横に回すような不自然な状態をとらないように注意を与える．

片眼の遮蔽には，その側の自分の掌を用いるのがよい．掌は腕に近い部分を用いて鼻よりに当てる．そうしないと指の隙間や，鼻根部と掌の間から視力表が見えてしまう．あまり強く目を押えると，その目の視力を測定するときぼんやりしてよく見えない．このほか遮眼子という市販の遮蔽用具を使用してもよい．また各人ごとに遮蔽用のカードを自製して使うのも一方法である．これは，やや厚い紙を10センチメートル平方以上の大きさに切ったもので，このカードの外下端を指で支持して目に当てる．いずれの場合でも，遮蔽している目を開いているか閉じているかは，特に統制しないで自由にまかせた方がよい．眼鏡をかけているときは，レンズの上から遮蔽する．

⑶検査の実施　視力の測定は，右眼，左眼の順序で行なう．眼鏡を所持している被検者では，まず眼鏡をかけた状態で検査する．裸眼視力はあとで簡単に検査し，参考として記載する程度でよい．

指示棒を用いて0.1の平仮名視標を指し，正答すれば直ちに下段の視標に移る．正答できない視標に達したならば，その上段に戻ってその段の視標を3個読ませる．3個とも正解すれば，その段の値を視力値とする．正解できなければ，さらに1段上に戻る．

検査になれた比較的視力の良い被検者に対しては，0.5ぐらいの視標から始めてさしつかえない．1.2以上の視力値を求める必要はない．

5メートルの距離から0.1の視標が見えない場合には50センチメートルづつ次第に前進させる．1メートルの距離で0.1の視標が見えたとすれば，その視力は0.1に5分の1をかけた0.02となる．1メートルまで前進させても0.1の視標が見えないときは，眼前50センチメートルに幾本かの指を出し，おのおのの指の間隔を十分に開いて，その指の本数を答えさせる．指の本数を正解すれば50センチ指数で，これは0.01にほぼ等しい．正解できなければ指を目に近づけ，正解できた距離を測って何センチ指数というように表わす．指の数も判らないものは，目の直前で手を動かし，その手の運動がわかれば眼前手動と記載する．手の動きがわからなければ懐中電燈の光を目に当

て，消燈したか点燈したかの区別がわかれば光覚とする．これもわからなければ視力0，すなわち全盲である．

検査に当たっては，被検者の状態をよく観察し，次のような行動がないように注意する．

①頭や上体を前に出す．②頭を回すか，傾ける．③片目の遮蔽の隙間からのぞく．④顔をしかめ，目を細める．⑤顔を下げて見上げる．⑥激しくまばたきをする．⑦視力表以外の方向に視線が向いている．

⑷屈折異常の矯正　裸眼視力が1.0に満たないものおよび眼鏡所持者がその眼鏡をかけた場合の視力が1.0に満たない場合は，ともに板付レンズを用いて視力が向上するかどうかを検査する．

板付レンズには遠視矯正用の凸レンズを配列したものと，近視矯正用の凹レンズを配列したものとがある．また，乱視矯正用の円柱レンズを配列したものもあるが，ここでは凹レンズのものだけを使用する．通常2本を1組とし，1本は—0.5D（ディオプトリ）から0.5Dきざみで—3.5Dまで，他の1本は—4.0Dから1Dきざみで—8.0Dまでに—10.0Dと—13.0Dが加わっている．これとは別の構造のものでも使用法は同じである．

軽度の遠視は裸眼視力が1.0以上になるので矯正の対象にならない．それ以外の遠視および乱視の矯正は，専門家でないとむりである．これに対し近視による視力低下は，板付レンズにより矯正が容易にできるし，視力が1.0に達しないものの大多数はこの種のものであるから，近視の矯正に重点を置くわけである．

板付レンズによる矯正は弱度のレンズから始め，次第に強度のレンズに移る．被検者が近視ならば，レンズを強いものに代えるごとに視力表が明瞭に見えるようになり，遂に最高の視力に達する．それを過ぎても視力は低下しないが，視標が小さく見える．さらに強度のレンズにすると初めて視力が低下する．最高の視力が得られたレンズのうち最弱度のものを，その被検者の矯正度とする．たとえば—4.0Dで0.6，—5.0Dで1.0，—6.Dで1.0ならば，—5.0Dを選ぶ．もしこの被検者の裸眼視力が0.04であるとすると，矯正視力をカッコの中に入れて次のように記載する……0.04（1.0×—5.0D）．ただし裸眼視力，矯正視力，矯正眼鏡の度を別々に記載する様式では，0.1，(1.0)，—5.0Dとする．

眼鏡を所持しているものについては，その眼鏡をかけさせておいて，その上からさらに板付レンズを用いて追加矯正を行なう．しかし，それでも十分な矯正視力が得られないときは，ふたたび眼鏡をはずして板付レンズの曇り止めをする．

板付レンズは鼻息などで曇りやすい．高学年の検査では，被検者自身に板付レンズを垂直に保持させ，自分で最良のレンズを選ばせるのが簡単であるが，この場合は特にレンズが曇りやすい．一般には板付レンズを頭部に対し斜めに保持するのがよい．レンズは眼前1.5センチまでなるべく接近させ，被検者の目がレンズの中央にあるようにする．

⑸小児の検査　小児用の視力表として，影絵のような図形視標を並べたものがあるが，これでも概略の視力は得られる．しかし，次に述べるランドルト氏環単一視標の方が簡単確実である．

一般の視力表にあるランドルト氏環を，0.1から1.0まで切抜き，これを20センチ平方の白い厚紙にはる．0.1の裏には0.2をはるというようにすれば，全部で5枚になる．この単一視標の環の切れ目が，上下左右のいずれかになるように厚紙の端を保持し，上述の視力検査と同要領で検査を行なう．

まず被検児の1メートル位前方で0.1の視標を呈示し，切れ目の方向を正確に答えるように教える．次に5メートルの距離に移り，次第に小さい視標に代える．視標は常に被検児の目の高さに保つ．上下左右のいずれか3方向を試みて，全正解する最小視標を視力値とする．0.1以下の視力測定には，検査者が被検児に近づいてもよい．視標の呈示に当たり，切れ目の方向が少しでも斜めになると，被検児は混乱して答え難い．

⑹その他　普通の視力表を用いた検査で視力が0.3未満のものは，単一視標を用いて再検査するのが望ましい．

上記の検査はすべて片眼を遮蔽して行なうのであるが，判別のためには両眼を開いて見たときの視力が基準になるので，片眼ずつの視力が右眼左眼ともに0.3未満のときは，両眼検査を最後に行なってみる．これが0.3以上の視力が得られれば，基準以上の視力があることになる．それでもなお視力が0.3に達しないときは，精密検査を必要とする．

視力以外の視機能障害があるかどうかの検査，たとえば視野の検査などは専門家に委ねるべきである．日常の行動から判断して視野の狭窄や夜盲などの疑いがあれば，精密検査が必要である．

精密検査は眼科医が行なうのであるが，その際，特

に留意すべき点は，次の通りである．

①できるだけ散瞳して，眼底を詳しく観察する．②治療すべき眼疾患があるかどうかについて，特に注意を払う．視力回復の可能性も検討する．③障害が進行性であるかどうかを明らかにする．④屈折異常の矯正を完全にして，正確な矯正視力を求める．この際できるだけ調節を緩解させる処置を講じ，他覚的屈折検査の結果を参考にして矯正する．

就学上留意すべき点　視覚障害の程度が最も強いものは全盲であるが，全盲といえども盲学校において十分な教育を受けることができる．したがって，視覚障害者に関するかぎり，就学猶予または免除という措置はあり得ない．ただし，治療可能な眼疾患のため長期間の療養を必要とする場合だけは，先に述べたように就学猶予を認めることができる．

視覚障害者のなかには，聴覚，知能あるいは肢体などの障害を合併しているものが多数存在する．これらの重複障害者であっても，合併している障害が軽度ならば教育は可能である．たとえば，教育可能な程度の精神薄弱を合併している盲児は，盲学校に入学を許可される．視力障害が軽度の弱視の程度であれば，普通学校内の精薄学級などで教育することもできるが，点字を用いるなどの特別な配慮が必要な強度の視力障害がある場合には，盲学校以外では教育が困難である．

これまでの盲学校においては，視覚を用いる教育の可能な弱視児にも，点字による教育を行なってきた．弱視眼を用いて文字を読むと，視力障害が強くなって失明する危険があるというのがその理由である．しかし，最近の進歩した医学的見解によれば，一般に弱視眼を使って文字を読むことに失明の危険を認めていない．強度の弱視者に文字を読ませることには特別な配慮を必要とするが，それでもなお点字による教育にはるかに優るものであって，最近では盲教育から弱視教育を分離するようになった．盲学校内には盲学級と弱視学級が併設され，盲者と弱視者は別々に教育される傾向にある．

盲教育と弱視教育のいずれを選ぶべきかは，視力障害の程度と障害発生年齢とを考慮して慎重に決定しなければならない．全盲，光覚および眼前手動の程度のものは，弱視教育の可能性がないことは明らかである．しかし，視力が0.01以上ある者に対しては，次のような各種の手段を講じてみて，どうしても文字を読むことが困難なものだけを，盲教育の該当者とみなすべきである．

①文字の拡大．②拡大鏡その他の光学器具の活用．③照明の配慮．

既述した定義の項では，弱視の視力値として0.04以上0.3未満をあげたが，下限の0.04は弱視教育に必要な下限視力を表わすものではない．盲あるいは準盲として分類されるもののなかにも，弱視教育が可能なものが存在することに注意しなければならない．また逆に，視力0.04以上で弱視として分類されるものの中には，文字による教育が困難なため盲学級編入を適当とするものもある．

また当初は視力が低いため，文字による教育が困難と思われる場合であっても，その視力を活用する訓練により文字を用いる教育が可能になることもある．視力自体は訓練しても向上することはないが，文字や事物の形態の特徴を習得し，その特徴を迅速に把握して他のものと区別する能力を養えば，同じ視力でありながらこれを有効に利用することができる．このような能力を視知覚といい，これは訓練によってある程度の向上を期待することができる．視知覚が向上すれば，学習の効率も大いに上がるものである．

普通学級で教育を受けていたものが視覚障害者となった場合，目の状態が許せば視覚による教育を継続することが望ましい．またこの場合，新たな事態に速やかに適応させるため，心理的な配慮を必要とする．

弱視学級においては，弱視者の保有する視覚を十分に活用することができるよう各種の配慮が行なわれるのであるが，上述した文字の拡大，光学的器具の活用，照明の配慮が重点になる．しかし，これらは弱視者全員に対し画一的に実施されるものではない．弱視者の障害の種類や程度は千差万別であり，個人ごとに適切な方法が定められなければならない．一例をあげれば，弱視学級の照明の基準は普通学級の基準と比較してより明るいことが要求されるが，全色盲や白子眼による弱視者は，むしろより暗いところでなければ学習が困難である．

弱視教育用の教材教具類は近年著しく進歩し，文字の拡大は拡大複写機により簡単容易に行なわれつつある．また一般の眼鏡のほかコンタクトレンズ，拡大率の高い眼鏡型弱視レンズなども普及されている．各弱視者の特性に応じこれらを活用することは，弱視教育の成果を上げるためきわめて重要である．

強度の弱視者は盲学校で教育されるが，視力0.1以上0.3未満のものは，普通学校内の特殊学級で教育するか，または普通学級において留意して指導すること

となっている．特殊学級の数が少ない現状では，この程度の弱視者の多くが普通学級で教育されている現状である．この場合，黒板の字を大きく書くとか，弱視者の席を黒板の近くに移すなど，教師のちょっとした注意と配慮で大きな効果を上げることもできる．

視覚障害者に対する教育課程は，普通児の教育に準じるものであって，特にレベルを著しく下げるということはない．これは，全盲といえども一般人とともに，社会の各分野に進出させるべきであるという理想に基づくものであるが，十分な教育の機会さえ与えられれば，単なる理想ではなく到達可能な目標である．このため盲教育においても，テープレコーダーによる聴覚教育の活用，触覚や聴覚により理解できるような模型および実験器具の整備などが進められ，弱視教育とともにその面目を一新しつつある．

この目標を達成するため，日常生活の指導面でも充実を図ることが必要である．いままでの盲学校教育では寄宿舎に収容することを主に考えていた傾向があるが，社会適応の面で多くの問題があるため，スクールバスの活用などにより自宅からの通学が奨励されている．しかし，積極的に社会に進出しようとする場合には，視覚障害があるために多くの危険にさらされることになる．これらの危険から身を守る能力を養成することは，視覚障害者の教育および日常生活指導の大きな眼目となっている．

視覚障害者の最近のすう勢は，医学や環境の進歩により全盲者が少なくなり，ある程度の視覚を保有している者の方が多くなっている．この場合，最も重視すべきは視力の保存である．文字を読むというような目の使用は，障害増強の原因にはならないのであるが，眼球に対し打撲などで加えられる外力は，しばしば失明の危険を起こす．また急激に全身に力が入る運動や全身震動も，失明につながることがある．

学校教育や日常生活の指導においては，失明防止の観点から周到な配慮を必要とするとともに，障害児自らこれに関心をもって，視力の保全につとめるよう指導しなければならない．学校眼科医と連絡を密にして，しばしば眼科的検査を実施することが重要である．（大川原　潔）

就学

就学義務

わが国における義務教育の就学率は99.8パーセントに達し，世界最高である．

盲児童・生徒の就学義務は昭和23年度の小学部第1学年から順次進行する各学年に施行された．一般に義務教育あるいは教育の義務制ということは，①小学校および中学校については市町村に，また，盲学校，ろう学校および養護学校については都道府県に対し，その区域内にある学齢児童または生徒の就学に必要な学校の設置を義務づけること．②保護者に対し，学齢児童・生徒を小学校，中学校または盲学校，ろう学校もしくは養護学校の小学部，中学部に就学させる義務を課することをいうのである．

この就学義務に関しては，学校教育法に次のような規定がある．

学校教育法第22条　保護者（子女に対して親権を行なう者，親権を行なう者のないときは，後見人をいう．以下同じ.）は子女の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから，満12歳に達した日の属する学年の終りまで，これを小学校又は盲学校，聾学校若しくは養護学校の小学部に就学させる義務を負う．（以下略）

学校教育法第39条　保護者は，子女が小学校又は盲学校，聾学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初から，満15歳に達した日の属する学年の終りまで，これを，中学校又は盲学校，聾学校若しくは養護学校の中学部に就学させる義務を負う．（以下略）

すなわち，保護者は満6歳から満15歳までの子女を就学させる義務を課されているのである．しかし，就学義務については特例として次のような定めがある．

学校教育法第23条　前条の規定によって，保護者が就学させなければならない子女（以下学齢児童と称する）で病弱，発育不完全その他やむを得ない事由のため，就学困難と認められる者の保護者に対しては，市町村の教育委員会は，監督庁の定める規定により，都道府県の教育委員会の認可を受けて，前条第1項に規定する義務を猶予又は免除することができる（同法第39条第3項で中学校に準用）．

なお，どの程度の視覚障害者を盲学校において教育すべきかについては，学校教育法第71条の2の規定に基づいて同法施行令第22条の2に次の通り定めら

れている．なお，この規定は現在文部省において改正すべき方向で検討中である．

学校教育法施行令　第22条の2　法第71条の2の政令で定める盲者，聾者又は精神薄弱者，肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は次の表に掲げるとおりとする．

区　分	心身の故障の程度
盲　者	1　両眼の視力が0.1未満のもの 2　両眼の視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの

（備考）　1　視力の測定は，万国式試視力表によるものとし，屈折異常があるものについては，矯正視力によって測定する．（以下略）

この学校教育法施行令第22条の2の解説と運用および特殊学級において教育すべき者の程度についての文部省通達が出されているが，盲および弱視者については，次の通り示されている．

(1)教育的措置

ア　学校教育法施行令第22条の2表（以下「施行令の表」という.）盲者の項に規定する程度の盲者(強度の弱視者を含む.）は盲学校において教育すること．

施行令の表盲者の項において「視力以外の視機能障害が高度のもの」とは高度の視野狭窄，高度の夜盲，全色盲などの障害をいい，また「将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの」とは進行性眼疾患のため将来視力または視力以外の視機能の障害が高度になると認められるものをいうこと．

盲学校においては児童・生徒の視力または視力以外の視機能の障害の状態に応じて,医学的配慮のもとに,点字による教育のほか，活字で印刷された教科書を使用するなど視力を用いる教育をあわせて行なうことができる．

イ　両眼の視力が矯正しても0.1以上0.3未満の者または視力以外の視機能障害が高度の者で，その視機能障害の程度が施行令の表，盲者の項に規定する程度に達しない者については，必要に応じて特殊学級を設けて教育するかまたは普通学級において留意して指導すること．

(2)判別にあたっての留意事項

上記(1)アおよびイに掲げる者の判別は，専門医による精密な診断に基づき総合的に行なうこと．なお，年少者，精神薄弱者などに対する視力および視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いからその正確を期するようとくに留意すること．

特殊学級に収容した児童・生徒に対しては，必要な施設・設備を整え，特別に訓練された教師によって教育することになっている．また，同じ特殊学級でも，進行中の疾病のため療養中の児童・生徒に対し，病院内に特殊学級を設けて教育することもできるし，さらに，教員を派遣して教育を行なうことも制度的に認められている．

適正就学の手順

特殊教育の対象となるべき視覚障害者の発見と就学措置の手順は次の通りである．

(1)市町村教育委員会は翌学年の初めから小学校または盲学校もしくは聾学校の小学部に就学させるべき者で，当該市町村の区域に住所を有する者の就学に当たって，その健康診断を行なわなければならない（学校保健法第4条).

(2)市町村教育委員会はこの健康診断に基づき，治療を勧告し，保健上必要な助言を行ない，学校教育法第22条第1項に規定する義務の猶予もしくは免除または盲学校，聾学校もしくは養護学校への就学に関し指導を行なうなど，適切な措置をとらなければならない．

(3)就学時の健康診断とその結果に基づく措置について適正を期する一方，学校の在籍児童・生徒に対しては，毎学年定期に，また，必要に応じて臨時に健康診断を行ない，その結果に基づいて適切な措置をとらなければならないことになっている（学校保健法第6．7条).

(4)学校が定期または臨時に実施した健康診断で，該当者を発見した場合などには，校長はすみやかにその児童・生徒の住所のある市町村教育委員会に通知しなければならない．この通知を受けた市町村教育委員会は，都道府県の教育委員会に対してすみやかにその氏名などを通知するとともに，その者の学齢簿の謄本を送付しなければならない．また，都道府県の教育委員会は，該当児童・生徒の保護者に対し，すみやかに盲学校への入学期日を通知しなければならないことになっている（学校教育法施行令第11.12.14条).

各都道府県や市町村教育委員会および，小・中学校などにおいて，これらの措置が確実に守られていれば，障害児の教育はより適切なものとなるのである．

なお，盲学校の就学率がよく問題になるが，単に視力がないというだけで就学していないと思われる者はほとんどなく，全盲児の就学率は推計九十数パーセントにも達している．ただ，盲学校で教育した方が効果的であると思われる程度の強度弱視が比較的多く小・中学校に在学しているため，盲児の盲学校への就学率が低く，その多くがいまだに不就学のまま放置されているように誤解されることがある．（大川原 潔）

盲教育関係団体

全国盲学校PTA連合会

PTA（Parent-Teacher Association）はもともとアメリカで発達した組織で，それまでどこの学校にもあった父兄会に対して，一つの成人教育運動として生まれたものである．したがって，有志が自由に参加する同志的な団体である．その目的は父母と教師が対等の立場に立って互いに協力し，家庭，学校，地域社会におけるこどもたちの幸福を増進することにあり，アメリカの盲学校ではかなり重視されている．具体的な事業は地域により，学校によって異なっているが，子弟が教育を受けている学校に協力するという原則に変わりはなく，点字を使用しなければならないこどものために，両親が教科書などの点訳さえしているということである．

わが国では第2次世界大戦後，アメリカ占領軍当局の勧めによって，全国のほとんどすべての学校にPTAまたは育友会がつくられたが，そのほとんどがそれまであった学校後援会，父兄会，保護者会などの名称の塗替えであったため，規約に示された翻訳調のこの会の目的をよそに，学校への経済的援助を実際の目的とし，在籍児童・生徒の保護者全員を対象にした強制加入方式の組織として発足した．

このような性格はあらましそのまま現在に及んでいるが，地方公共団体などに対して公教育費の増額を要求するなど，後援会的性格からの脱皮を志向する気運も急速に高まりつつある．

わが国における一般学校PTAのこのような事情は，盲学校PTAの場合においても例外ではなく，PTAの後援会的，形式主義的な性格と運営は，今後もなお持続するものとみなければならない．各盲学校PTAは，それぞれ単位PTAとして独自で事業を計画実施しているばかりでなく，その多くは地域の同種または異種の学校PTAと連合体を組織しているほか，各ブロックごとに地区盲学校PTA連合会を組織している．各地区盲学校PTA連合会はさらに合同して全国盲学校PTA連合会を結成して，わが国における盲教育の健全な発達を図るため，その一翼をになっている．

全国盲学校PTA連合会は1962（昭和37）年に発足し，現在ではすべての盲学校（8地区73校）がこれに加入して，他の関係諸団体と連絡協力して，盲教育関係の国家予算の増額をはじめ，国の施策に対する要望を関係当局に陳情するなど，結成後日が浅いにもかかわらず積極的に事業に取組んでいる．

全日本盲学校教育研究会（全日盲研）

わが国の盲唖教育関係者が会合を開いて問題の処理，当局への建議請願などに力を注いだのは大正初期の一つの特色で，いわゆる全国盲唖教育大会をひんぱんに開催して多大の業績を残した．1920（大正9）年になって，これら集会の母体として盲教育関係者の常置的な団体「帝国盲教育会」が設立され，終戦まで全国研究大会の開催，機関誌の発行，関係当局への陳情など，わが国における盲教育の振興発展に寄与するところが多かった．

終戦後，この会の復興あるいは再編成にはいろいろな問題があって，容易に発足できなかったが，それとは別に1947（昭和22）年ごろから研究発表会が活発に催されるようになり，年とともに質量の充実が認められた．

1958年，全日本盲教育研究会が結成され，わが国ただ一つの全国的盲教育研究団体として着実に成長し，全国研究大会の開催，機関誌「盲教育」の発行など，盲教育の研究と向上のため推進役となってきた．さらにこの会は現在の盲学校教育は盲だけでなく，弱視を含めての教育を担当しているという理由で「盲」を「盲学校」と改め，全日本盲学校教育研究会と改めた．

全国盲学校長会

1919（大正8）年，文部省は盲唖学校の振興充実を目的とした第1回全国盲唖学校長会を開催した．その後は文部省の招集によるもの，校長会の自主的な集会など，主催者は異なったが，ほとんど毎年のように開催されて，わが国盲教育の充実発達に貢献した．しかし全国盲学校長会としての規約を定めて，組織的，計画的に運営されるようになったのは，1948（昭和23）年の後半からであって，現在は春秋2回定期総会を開いて

おり，また，年々研究集録を発行している．なお，この会は全国ろう学校長会などと連合して全国特殊学校長会を結成し，その中心的な役割を果たしている．

全国盲学校理療科教員連盟（理教連）

1952（昭和27）年に全国盲学校理療科関係教職員をもって組織されたもので，理療に関する専門科目の研究を推進するとともに，業権の伸長を図ることをおもな目的としている．発足以来，毎年1回定期総会を開いて，理療科教育の改善向上，情報の収集周知，関係官公庁への建議陳情など，関係諸団体とも緊密に連絡協力して活発な活動を行なっている．

日本点字委員会（日点委）

1955（昭和30）年点字に関する研究とその普及をめざして日本点字研究会が結成された．発足後，毎年1回総会を開催，会報の発行，各種点字の解説書の発行など地道な研究を続け，多大の成果を収めた．しかし，1965年の第10回総会で全日盲研の翼下にはいることが決議され，発展的に解消することになった．1966年に盲学校関係者以外に点字出版，点字図書館の関係者を包含し「日本点字研究委員会」を結成して，点字統一に努めている．

日本盲心理研究会

東京教育大学教育学部の盲心理研究室が中心になって運営しており，主として機関誌「盲心理研究」(初めの誌名は「盲心理論文集」）の発行を続けている．

日本弱視教育研究会

1963（昭和38）年に弱視教育研究会の名称で発足したが，翌年に現在の名称に改めた．機関誌「弱視教育」の発行，弱視教育研究全国大会の開催などをおもな事業とし，個人会員の組織で運営されている．

全日本盲学校体育連盟

1932（昭和7）年事務局を毎日新聞社（大阪）点字毎日編集部に置いて発足し，わが国における盲学校の児童・生徒の体育振興を助成することを目的としている．結成以来，全国盲学校の各種体育競技会を開催して，盲学校の体育振興に貢献している．（根岸　寛）

〔参照文献〕

文部省「盲聾教育八十年史」昭和33
大河原欽吾「盲教育概論」昭和13

国立特殊教育総合研究所

国立特殊教育総合研究所（初代所長辻村泰男）は文部省所轄機関として1971（昭和46）年10月1日に開設された．

この研究所には次の五つの部門がある．

①企業部門，②研究部門，③教育相談部門，④実験教育部門，⑤運営部門．

〔研究〕

特殊教育の現場から要請されている実際的な問題について，医学，心理学，教育学，工学など関連する諸科学の有機的な連携のもとに，総合的な研究を行なうことになっており，現在，すでに特別研究，プロジェクト研究および一般研究について，それぞれ次のような課題が設定され，基礎的な資料の収集・分析が始められている．

(1)特別研究　①心身障害児の早期発見と早期教育に関する研究．②心身障害児の教育形態に関する研究．③訪問・巡回指導の内容および方法に関する研究．

(2)プロジェクト研究　①心身障害児の養護・訓練に関する研究．②重複障害児の判定および教育に関する研究．

(3)一般研究　視覚障害教育研究部　①盲児の感覚訓練教材・教具の開発研究．②立体音響装置による盲児の歩行訓練の効果に関する研究．③弱視児の読みのメカニズムについての分析的研究．④弱視児の視知覚向上訓練の系統化に関する研究．

これらの研究に当たっては，教育委員会，特殊教育諸学校および小・中学校に協力を求め，セミナーなどの開催により交流を図りながら，研究を推進していく．

〔研修〕　特殊教育担当の指導主事や特殊教育の指導的立場の教職員および特殊教育担当の中堅教職員の資

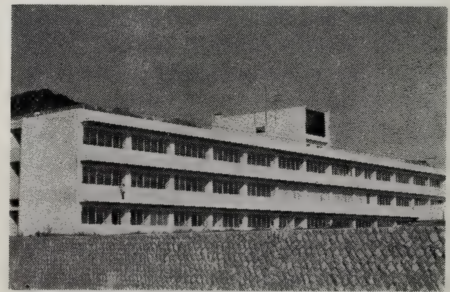

国立特殊教育総合研究所

研究所の機構

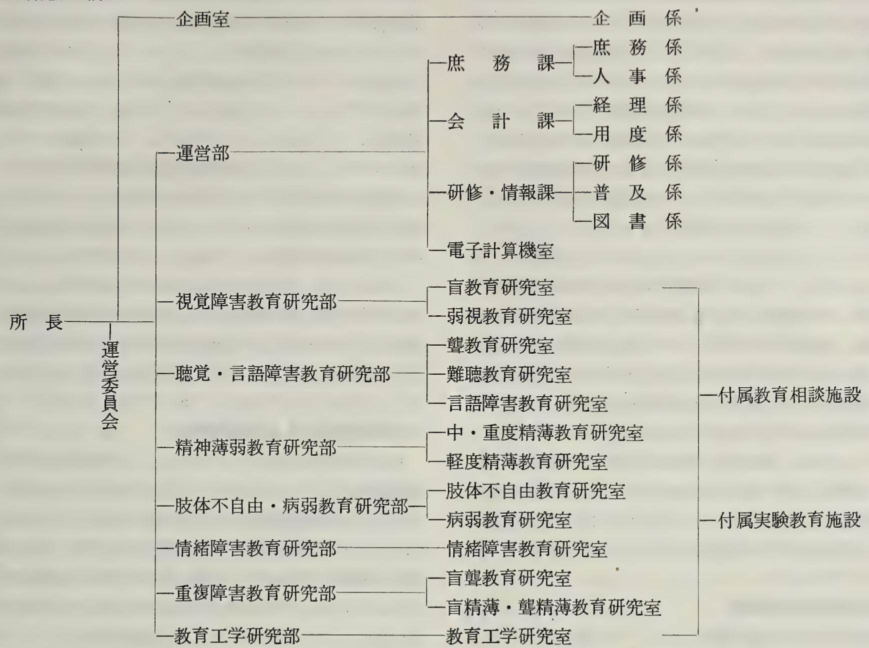

質向上を図るため，長期と短期に分けて，専門的・技術的研修を行なう。

(1)長期研修　期間は1年，各研究室に属し，講義や演習だけでなく，プロジェクト研究や教育相談などにも参加する．対象人員は約50人．

(2)短期研修　期間は1～3カ月，各研究部に属し，実技・実習を中心として研修する．対象人員は約300人．

長期，短期いずれも，各研究部あるいは各研究室単位の研修に入る前に，一定の期間，心身障害教育全般にわたってのオリエンテーションに参加する．

〔情報処理と研究の連絡・促進〕　内外の特殊教育に関する情報・資料の収集，管理，提供，研究成果の普及などによるサービス活動を行なう．

〔教育相談〕　心身障害児の教育措置や訓練方法について，適切な指導助言を与えるうえに必要な医学的・教育的診断を行ない，あわせて臨床研究および治療教育を行なう．この教育相談業務には，研究職員のほか，非常勤医師，ケースワーカー，訓練担当職員，衛生検査技師，エックス線技師，心理学的検査担当の職員が当たる．

〔実験教育〕　研究部門に付属した教育施設において，幼児期および義務教育段階の重度・重複障害児を対象とした実験教育を行ない，その指導方法を明らかにする．　（小柳恭治）

視覚障害児教育の課題

盲幼児教育

盲幼児教育の対象

盲幼児の発達に関する佐藤泰正，五十嵐信敬，山本裕子らの研究結果を総合すれば，盲幼児は全身運動，歩行，手の操作，言語，身辺処理，社会性などの多く

の面で，晴眼児よりも発達が遅れている傾向があると結論できる．また，アメリカにおける多くの研究もほぼ同様の結論である．しかし，これらの結果は，あくまで平均についていえることであって，すべての盲幼児がそうだとはいえない．その点を考慮すれば，ノリス(M. Norris）らの「研究における最も重要な発見の一つは，他のおもな障害をもたない盲児の発達は，学齢期までに晴眼児と同等のレベルに到達することを期待し得る」との結論が最も妥当であろう．

ところで，盲幼児の中には，他のおもな障害をもつこどもがかなりの比率で存在することが，多くの専門家によって指摘されている．したがって，盲幼児教育の対象は，晴眼児と同等のレベルに到達し得る盲幼児だけに限られるものではなく，むしろ他のおもな障害をもつ盲幼児こそ，多くの指導の機会を必要としていることが認識されなければならない．

このように，盲幼児の発達には著しく個人差があり，その個人差の著しい盲幼児のほとんどが盲幼児教育の対象となるわけである．したがって，個人差の認識こそ盲幼児教育の出発点であるといえる．

盲幼児教育の意義

東京盲学校の「豫科規程」には，予科(幼稚部)は「男女幼兒ノ盲學校初等部ヘ入學準備ノ爲ニ保育ヲ受ケントスル者ノ爲ニ設ク」と規定してあった．この小学部入学のためのレディネスを作るという盲幼児教育観は戦前戦後を通じて支配的な考え方であったし，現在でも根強く残っている．しかし，それと同時に，盲幼児教育を「就学前の盲児およびその親に対して行なわれるすべての教育的営み」としてとらえ，盲幼児教育の独自の意義を重要視する考え方が台頭してきている．

もちろん，そのように考え方の拡大はあっても，「学校教育や社会生活のためのレディネスの形成」という意義は消えるものではない．それは晴眼児に要求される乳幼児期の発達課題もまた，さらに高度の発達のためのレディネスの形成という点に力点がおかれているからである．

この「レディネスの形成」と並んで「幼児期の生活を充実させる」という意義が重要視されるようになってきたことをみのがすことはできない．つまり，盲幼児は晴眼児以上に，遊ぶ場も機会も制限されているので，まず，かれらに遊ぶ場を提供することが，盲幼児教育の第1歩であるとする考え方である．こどもは遊びを通して発達するのであり，その遊びの場と機会を制限されている盲幼児にそれを保証することは，まさに盲幼児教育の意義であり，主要な仕事であるといえよう．

以上のようなこどもに対するサービスとは別に，両親に対するいろいろな働きかけもまた，盲幼児教育の意義としてとらえることができる．この両親に対する働きかけは，親に「適切な育児態度を形成させ，正しい育児方法を習得させる」ための指導と，こどもに最も適した教育の機会を与えるための「情報の提供」との2面からその意義をとらえることができる．

このように，盲幼児教育は広範囲の意義をもっている．それゆえ，盲幼児教育は，晴眼児の就学前教育と比較し，はるかに広い活動領域をもたなければならないし，体系的組織的でなければならないことになる．

盲幼児の発見と登録管理

盲幼児教育を実施するためには，まず盲幼児の存在が確認されなければならないし，その確認された盲幼児に関する情報を登録管理する組織も必要となる．現在のところ，この発見と登録管理に関しては，全く体系的な組織が存在せず，両親→盲学校という経路が主になっている．すなわち，両親が盲幼児をつれて盲学校を訪れ，その盲学校が非公式に登録管理をしているのが現状である．

発見をより確実にするためには，必ずいちどは経由する医療機関の協力が必要となる．さらに登録センターの設置とその存在のPRも必要である．たとえば，東京都の場合は，東京都心身障害者福祉センターが登録センター的な役割を果たし，医療機関との協力によって，かなりの成果をおさめている．

発見と登録管理が成果をあげるためには，まず何よりも盲幼児教育体系の整備・充実が必要である．アメリカでは医師に対し届出の義務を課している州もあるが，そのような登録の法的義務化などはその後の問題である．発見と登録管理および指導の機構を図示す

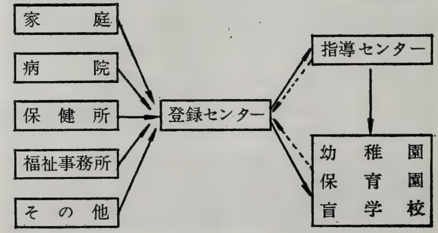

図1　盲幼児教育の組織

ると図1のようになる．実際には，登録センターと指導センターとは同一の機関であってもよい．東京都心身障害者福祉センターは，その両機能を兼ね備えている．地方においては，盲学校が登録センターを兼ねるのが実際的であろう．

盲幼児教育の目標と内容

盲幼児教育の目標を晴眼児の就学前教育の目標（幼稚園指導要領）を基礎として，さらに盲幼児特有の発達上の問題を加味して整理すると，次の10点にまとめることができる．

①健康な身体をつくる．②歩行能力を養う．③基本的生活習慣を育成する．④言語能力を養う．⑤社会性を養う．⑥手指の操作能力を高め，触覚的認知能力を養う．⑦環境認知能力を養う．⑧数と文字に親しむ．⑨美的な感覚を養う．⑩自然に親しみ，季節や行事に対する関心を高める．

これらの目標を達成するためには，多くの指導内容が設定されなければならない．指導内容について多くの文献や盲学校の幼稚部に対する調査の結果，さらには東京都心身障害者福祉センターにおける実践に基づいてまとめると，21項目の内容があげられる．これらを physical development, mental development, social development の3領域に分類し，各内容についてその指導期間を表示すると，図2のようになる．

この図は，盲幼児に対する指導においても早くも生後6ヵ月には，特別な配慮を必要とすることを意味している．また，2歳台になると，非常に多くの指導内容が登場するために，専門家の直接の指導が必要となるし，3歳台では家庭以外での指導，特にグループ指導が必要であることも指摘される．

家庭における盲幼児指導

上記の指導内容を実際に実施する場として，第1に家庭があげられる．しかも，家庭は幼児にとって最も多くの時間を過ごす具体的な生活の場であるから，盲幼児教育の主要な場として重要な役割を果たすことになる．しかし，家庭はあくまで家庭であり，母親は教師ではなく，あくまで母親でなければならない．こどもの生活の場としての健全な環境を作り，母親は自分の役割を認識して，かしこい母親になることがたいせつである．つまり，家族全員が盲児をもったことによるショックから早く立ちなおり，おもな育児者である母親をあたたかくバックアップすることがたいせつなのである．そのためには，後述する両親教育が重要な意義をもつことになる．

以上のような環境作りに成功すれば，その後は母親を中心とする育児に対する考え方に従って，独自の方法で家庭指導を行なっても，こどもはすくすくと育つものである．過保護の母親やきびし過ぎる母親もいるだろうが，それが一貫した育児方針であれば，いっこうにかまわないのである．過保護がいけない，放任がいけないという指摘は確かに重要であるが，当の母親には具体性のない説教であることが十分に認識される必要が

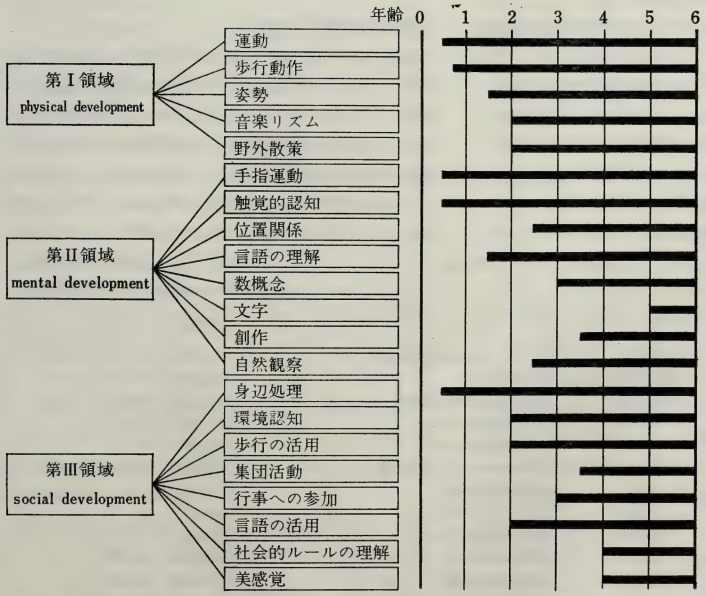

図2　盲幼児指導の内容

ある．ショックから脱出し，こどもの障害を受容した母親は，結構じょうずにこどもを育てているものである．

このような認識にたって，家庭における盲幼児指導の留意点を個条書きにすると，次のようになる．

①兄弟姉妹と全く同じ待遇をする．②危険の少ない遊び場を準備する．③運動の機会を十分に与え，活発なこどもに育てる．④手と耳を使って，知識を吸収する機会を多く与える．⑤なるべく屋外に連れ出し，多くの経験を与える．⑥晴眼児と遊ぶ機会を多くする．⑦新しいことを覚えさせせる場合は，晴眼児以上に根気よく手をかける．

しかし，どのように家庭における指導が理想的であっても，家庭における指導だけでは盲幼児の全面的な発達を促すことはできない．歩行についてみても，家庭以外での組織的指導が必要となる．ここに家庭における指導の限界が存在するわけで，幼児期の盲幼児指導の責任を家庭に負わせることは誤りであることがわかる．家庭とはアメリカ連邦保健・教育・厚生省発行のパンフレット *The Preschool Child Who Is Blind* に述べているように，「かれを信じ，かれが素晴しい人生を送れるのだと確信し」「かれに愛情と心づかいと健康を与えてやる」場なのである．

〔両親教育の方法〕 家庭における盲幼児指導を成功させるためには，専門家による援助が必要となる．アメリカでは特にこの両親教育に力を入れ，盲幼児教育の中で重要な位置を占めている．その方法としては，家庭訪問によるカウンセリングと両親のための夏期学校がそのおもなものである．また，両親のための育児書やパンフレットが多く発行されている．

両親教育の内容は，両親の精神的な支えとなって健全な育児環境を作るための援助をするカウンセリング，具体的な育児の方法を教える育児指導，盲幼児にとって利益となるあらゆる情報を提供することの3面からなっている．その方法としては，両親教室，訪問指導，通信教育，指導書などが考えられる．この内容と方法の関係を図示すると図3のようになる．

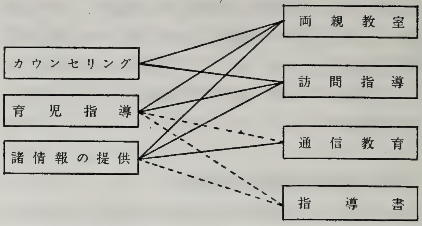

図3　両親教育の方法

両親教室は，盲児の育て方や盲教育，福祉一般に関する知識の伝達と両親どうしの話合いをするために行なわれるもので，昭和45年度の東京都心身障害者福祉センターの母親教室のプログラムを示すと表1の通りである．しかし，この母親教室の方法では一般的な知識は得られても，より具体的な方法となると訪問指導の方がすぐれている．

なお，通信教育や指導書による方法は，上記の方法がとれない場合の補助的な方法である．指導書としては，ローエンフェルド著「盲児のしつけ」，（京都府盲訳）同，「盲幼児の育て方」(清水英彦訳)，下田知江著「盲幼児をもつ母親のために」，山本裕子・五十嵐信敬著「両親のための盲幼児指導の手引」がある．

盲幼児指導の方法

盲幼児教育は，晴眼児以上に専門家による指導を必要としている．それは盲という状態は常に発達遅滞の原因となる可能性をもっているため，鋭い観察力ときめのこまかい指導法とをもった専門家でなければ，指導の効果を十分にあげることができないからである．

盲幼児指導の方式としては，個別指導，グループ指導の二つがあり，それとは別に経過観察のための指導

表1　両親教育のプログラムの1例

—東京都心身障害者福祉センター「母親教室」—

	テーマ	講師
4月例会	センター及び視覚障害科の方針	原田政美（センター所長）
5月例会	眼病について	山本裕子（センター）
6月例会	視覚障害児の教育体系	河合久治（教育庁）
7月例会	盲人の職業について	五十嵐信敬（センター）
8月例会	盲人の結婚について	山本裕子（センター）
9月例会	歩みのおそい盲児の指導	木塚泰弘（久我山盲学校）
10月例会	弱視児の指導法	五十嵐信敬（センター）
11月例会	盲児のしつけについて	山本裕子（センター）
12月例会	盲児の発達について	五十嵐信敬（センター）
1月例会	盲人の歩行について	山梨正雄（センター）
2月例会	盲教育の諸問題	大川原潔（文部省）
3月例会	映画「若い心の詩」鑑賞	河合久治（教育庁）

も加わる．一般的には低年齢では個別指導，高年齢ではグループ指導が中心となる．グループ指導が可能となるのは，3歳以降であって，2歳児にあってはあまり効果が期待できない．

このような指導をする方法としては，保育園，幼稚園，指導センターなどの家庭以外の指導の場へ通所する通園指導が最も望ましいが，通所が困難であったり，低年齢であったりする場合は，家庭への訪問指導によって行なわれる．この訪問指導はアメリカでは盛んに実施されている方法であるが，グループ指導が不可能という最大の欠陥をもっている．その他母子短期入所による合宿指導やこどもだけを宿泊入所させる寄宿指導，さらに親に具体的指導法を指示する通信指導がある．これらを図示すると図4の通りである．

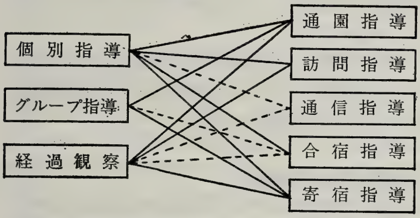

図4　盲幼児指導の方法

この幼児指導のすべての領域を完全に消化できる方法は，通園指導と寄宿指導であるが，寄宿指導に関しては種々の問題もあり，結局は通園指導の機会をすべての盲幼児に与えることが今後の課題となろう．

2歳以前は訪問指導による個別指導，2歳台では通園指導による個別指導，3歳以降は通園指導による個別指導とグループ指導の併用が理想的である．

幼稚園における盲幼児指導

さきに述べた通園指導の主要な場は，日本では盲学校の幼稚部である．昭和45年度現在，全国で15校に幼稚部が設置され，87人が在籍している．このほかに，教育相談の形で指導をしているところもあるので，実際にはもっと多くの盲幼児が盲学校からのサービスを受けていることになる．しかし，ろう学校の284学級，1740人に比較すると，いかに盲幼児教育が立遅れているかがわかる．

現在の幼稚部制度にはいくつかの問題がある．まず第1は通学の問題である．幼稚部へ片道1時間以上もかかって通っているこどももかなりある．幼児の体力を考慮すれば，幼児に重い負担がかかっていることになる．第2には通学できない遠隔地のこどもは，寄宿舎に入らなければ幼稚部教育を受けられないことになる．しかし，幼児期においておもな生活の場を家庭以外におくことには問題があろう．第3には幼稚部が現在の制度を維持する限り，家庭訪問指導や乳児指導などは実施困難である．第4にこれは最も重要なことであるが，晴眼児との接触がきわめて少ない点である．しかし，これらの問題についても徐々に解決の方向へ進んでいる．制度的な改革を試行している横浜訓盲学院と，晴眼児との共学方式をとっている大阪市立盲学校は特異な存在である．

横浜訓盲学院幼稚部は昭和46年度現在，12人の0歳から5歳の幼児が在籍している．そのうち6人は盲児施設の入所児であるが，残りの6人は幼稚部に限ってという条件で家庭からの通学を認めている．これらの幼児に対し年齢，居住地，発達状態によって，家庭訪問指導，通学個別指導，通学グループ指導のどれかの方法がとられる．実際には，0歳児1人には月1回の家庭訪問指導，発達遅滞児1人には週1回の家庭訪問指導，3～5歳児7人には週5回のグループ指導，発達遅滞児3人には週3回の個別指導を行なっている．ここで特記すべきことは，幼稚部入学資格を2歳以上として，最高4年保育を保障している点と家庭訪問指導についても校内で予算措置を講じている点である．

また，1962（昭和37）年に設置された大阪市立盲学校幼稚部は，1965年ごろから晴眼児との共学を行なっている．これは幼稚部へ晴眼児も入学させ，盲児といっしょに保育するやり方であるが，多くの成果をおさめているし，将来性もあろう．盲教育の専門家がタッチできるという点で密度の濃い指導が展開され得る．

このような盲学校幼稚部における盲幼児教育とは別に，一般の保育園，幼稚園において盲幼児を指導するという方法もあり，アメリカではかなりの盲幼児が保育学校（nursery school）や幼稚園（kindergarten）で保育を受けている．日本では例は少ないが，3歳の全盲児を自分の経営する幼稚園で保育した池田いし子は，その結果を次のようにまとめている．

①普通児といっしょに教育できることが証明された．②しかし，実際の保育では保育者のこまかい配慮が必要である．③盲児には社会性の面で，普通児には障害児の正しい理解という面で，よい結果が得られた．④母親と保育者との話合いが，普通児以上にたい

せつである．

実際に盲幼児を保育園，幼稚園で保育する場合には，1学級の人数の制限，園への訪問教師の派遣，園内の遊具などの整備，レディネスの形成など解決すべき問題が多いが，日本でも全国的に採入れるべき方法であろう．

弱視児の就学前教育

盲児の就学前教育とは違って，弱視児の場合は，「見えるこども」として，なるべく晴眼児の就学前教育の範疇で考えなければならない．実際にも弱視児の大半は保育園，幼稚園で晴眼児といっしょに保育を受けている．弱視児の就学前教育のあり方については，五十嵐・鈴木・大沼が見解を明らかにしている．

その要旨は，弱視児に対しては特別な指導をそれほど必要とせず，幼稚園での適応を困難にする要因は性格，容ぼう，社会性，知能などであって，視力そのものではないということである．実際に幼稚園での状態を観察しても，園内ではほとんど困難点はなく，野外に出た場合にある程度特別な配慮を必要とするくらいである．

もちろん，幼児期の弱視児に対して配慮すべき点は多くある．あくまでも晴眼児としての扱いをしながらも，視力保護と視知覚の向上のためにはきめ細い配慮が必要である．特に次の諸点は重要な留意点である．

①眼科医の診察を定期的に受け，常に視力保護のための注意をすべての関係者が熟知しておくこと．②屈折異常のあるこどもには必らず眼鏡をかけさせる．③家庭内や保育室内を適切な明るさに照明する．④遊びの中で，いろいろな拡大鏡をじょうずに使わせる．⑤積極的に視力を使わせ，視経験を豊富にする．

今後の問題としては，保育園，幼稚園を巡回して，園での指導にアドバイスをする訪問教師の設置が指摘される．　　　　　　　　　　　　　　（五十嵐信敬）

［参照文献］

五十嵐信敬：「盲幼児に関する若干の知識」視覚障害児教育研究 Vol. 1, 1971

Norris, Spaulding & Brodie , *Blindness in Children*, The University of Chicago Press, 1957.

Spencer, *Blind Chidren in Family and Community*, University of Minnesota Press, 1960.

盲学校における弱視教育

盲学校在学者の視力区分の実態

表1は全国盲学校長会が各学校から寄せられた1968（昭和43）年5月現在の視力区分別児童・生徒数を集計したものである（全国75校（分校2を含む）中，未報告および区分不詳の5校を除く）．

このように，いまや弱視者の数は全体の過半数に達し，今後，衛生思想の普及や医療の進歩につれて全盲はさらに漸減し，逆に弱視者が相対的に増加することはほぼ誤りのない見通しである．ただし，表1の数字はあくまでも，試視力表による測定値の区分であって，実際には視力以外の視機能障害（たとえば視野の狭窄など）の高度な者や進行性の疾患をもつ者は，この区分にかかわりなく，弱視教育の対象にならないことはいうまでもない．

それにしても，学級人数の全員が弱視者で占められている例も珍しくなく，盲学校教育は大きな転換期を迎えたといっても過言ではない．

弱視教育振興の機運

90余年の歴史をもつわが国の盲学校教育の中で，弱視教育が芽生え育つようになったのは，わずかに10年来のことである．

「盲学校で弱視教育をするなどは，盲教育の本質を誤るものだ」とする考えが，戦前の盲教育界を強く支配し，戦後にも受継がれてきた．そのため，常に在学者の幾割かを占めていた弱視者は，すべて全盲者と同様な教育をしいられてきた．

まず，教科指導においては点字が強制され，生活指導基準を一律に全盲者なみに取扱った当時の盲学校教育を回顧すると，隔世の感がある．当時，弱視教育否定の論拠となったものとしては，第1に残存視力養護に対する偏見であり，さらに，戦前の教育界を支配した画一的教育思潮があげられる．

前者はかろうじて全盲になることを免がれ，乏しい視力を保ち得た半盲生（当時の呼び名）に墨字教育を課するのは目の過労を招くので，失明を避けるためには，できるだけ目を使わせないことが当然の配慮であるとしたのである．

表1

区分	盲 0～0.02未満	準　盲 0.02～0.04未満	弱　視 0.04～0.3未満	合　計
人数	3,094	1,541	4,966	9,601
比率	32.229%	16.05%	51.73%	100%

こうした考え方は当時としては一般的通念であって1933（昭和８）年にわが国に初めて開設された東京市南山小学校内の弱視学級も〝視力保存学級〟と呼ばれたほどである．また，後者の考えは，一定の学校，一定の課程で学ぶ者に対してはその学習内容や方法が明確に示されており，教師も生徒もこの路線に沿って専心すべきものであって，個別教育などは思いもよらないという体制がとられていたのである．そのうえ，全盲者に対する的はずれな同情論が，その背景になっていたことも見のがすことができない．しかし，これらの論拠のすべてが，終戦を契機として，きびしく反省を迫られることになったのである．

まず，弱視者の目は使うことによって過労をきたし，失明を招くという考えは，わずかな例外を除いては全く根拠のない独断であるという画期的な学説が台頭してきたのである．

たとえば，手術後の斜視眼のような機能弱視に対して療育訓練を施すことによって，視力の回復・向上が図られることが明らかになり，盲学校児童・生徒のほとんどがこれに該当する器質弱視でも，適当な時期に適当な学習・訓練を課することによって，たとえ，視力そのものの向上は不可能であっても，視知覚の向上を図ることができるという考え方が実証されたのである（視機能に関するフィードバック機構説および中枢シナップスの域値低下あるいは疎通説など）．

また戦後の民主主義教育は，個性の尊重を第１義にふまえ，１人ひとりの児童・生徒の特性と能力にみあった教育措置をとるべきことを最高の建前とした．したがって，弱視教育を取上げることが，個性伸長をめざすための当然の方策であるばかりでなく，全盲教育をおろそかにするどころか，むしろ，この者たちに対しても，集中，徹底した教育を実現する方策であることに気づいたのである．

弱視教育の法的根拠

今日，盲学校における弱視教育を支える法規として，学校教育法と同法施行令をあげなければならない．もちろん，角度を広げれば，このほかにも多くのものがあげられるが，前項で述べたように，多年にわたる混迷を破って，盲学校教育の中に弱視教育の領域を画然と示し，向うべき方途を明確に与えたものとして，この２法規の改正の意義はきわめて大きいものといえる．

まず，1961（昭和36）年10月に改正された学校教育法は，第71条で盲学校は全盲のほか強度の弱視者をもその教育対象にすることを定め，同条の２で全盲・弱視などの故障の程度区分を政令（学校教育法施行令）で定めるとした．これをうけて，翌年３月同政令は次のように改正された．

〔第２章盲者等の心身の故障の程度，第22条の２〕法第71条の２の政令で定める盲者等の心身の故障の程度は，施行令（表２）に掲げる通りである．

表２　施行令の表（抄）

区分	心身の故障の程度
盲者	１　両眼の視力が0.1未満のもの． ２　両眼の視力が0.1以上，0.3未満のもの．または，視力以外の視機能障害が高度のもののうち点字による教育を必要とするもの．または，将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの．
備考	視力の測定は万国式試視力表によるものとし，屈折異常があるものについては，矯正視力によって測定する．

このように，従前の判別基準（昭和28年文部事務次官通達）によって，0.04以上0.1未満の者および弱視といわれていた者もすべて盲学校に就学すべき者になった．

こうして，弱視者の盲学校への就学規定は明確にされたが，文部省ではさらにこれら一連の法改正の趣旨を一段と徹底させるため，いいかえれば就学後の教育措置が旧態依然たることを打開するため，同年10月に初等中等教育局長名で「学校教育法および同法施行令の一部改正に伴う，教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育的措置について」という通達を出した．

このことについて，文部省の担当官である大川原潔教科調査官（現東京教育大学助教授）は，通達のうち弱視教育に関する部分を次のように解説している．

「ここで注意しなければならないことは，盲学校に就学させた以上，弱視児童・生徒もすべて，点字によって教育を行なうものではないということである．それぞれの児童・生徒の視力あるいは視機能障害の状況に応じて専門医の指導をうけるなど，医学的配慮のもとに適正な学習環境を整備して，活字による教科書を使用させることはもとより，その他，視力を用いるいわゆる〝弱視教育〟を行なうことによって適切な教育が行なわれるよう考慮することが必要である」

すでに述べたように，弱視者に全盲者と同様な教育

を強制することに強い疑問と不満をもち続けてきた現場教師は，視知覚向上の可能性を裏づける医学の進歩と，画期的な法改正の支えによって，絶大な自信と希望にもえて，弱視教育の実践に立向かうことになったのである．

指導上の観点からみた児童・生徒の特性

盲学校内の弱視者の特性を「性格・行動」と「見え方」の両面からとりあげることにする．

〔情緒の不安定〕 心理学者によると，弱視児童は晴眼者集団と全盲集団にはさまれた中間集団であるため，常に両方から圧迫，排除されて，両集団がそれぞれに亨受する特権（行動の自由や周囲からの愛護など）を拒否される．そのため，いつも不確定，不安定におののいており，外部から刺激されやすく，ささいなことに自我が傷つけられ，感情の変動が激しく，喜びと，憂うつ，得意と失意，自愛と自己嫌悪，希望と絶望など，心の動きと行動が両極端にゆれ動くとされている．

これらは一言でいうと情緒不安定ということである．こうした傾向は，もちろん弱視という個人的要因にもよるが，かれらを取巻く社会的・家庭的環境にも起因するものである．

〔消極性〕 環境からの刺激が人の心を動かし，環境への関心が積極的な行動や意欲を起こすものである．しかも，これらの刺激は視覚を通して受けることが多い．したがって，視覚的環境刺激の弱い弱視者は，それだけ意欲や興味を感じる機会が少ないといえる．このような心情で，常に事物に対処している日々の生活はおのずから消極的な性格傾向を形づくっていくであろう．また，身体的活動においても，危険を恐れ，周囲の心ない評価や批判を避けようとして，身体的能力を完全に発揮させる機会を少なくさせているのである．そのため，日常行動の観察からは，①勇気に欠け，②大胆さに乏しく，③依頼心が強く，④持久力が足りず，⑤内攻的であり，⑥競争心が少ないなど，共通の傾向がみられる．

〔自己中心性〕 もともと人は自分を主張しようとする気持と他人の立場を考え，これを尊重しようとする社会的気持を合わせもっているものである．そして発達過程において，環境との接触や理解によって自己中心的な傾向から漸次脱却して，自と他との正当な理解調和へと進むものである．しかし，視覚の障害からくる消極的な心情や生活態度は，おのずから他人との接触を少なくし，孤独な傾向をつくっていくとともに，環境から鍛えられる機会が乏しく，ついに自己中心的な態度からの脱却を遅らせてしまうことになりやすい．

そのため，①寛容性に欠け，②美に対する関心がうすく，③常識に乏しく，④他人の立場への理解が少なく，⑤小集団意識が強いなど，行動上の傾向がみられる．

次に，晴眼者の世界をかりに「よく見える」とし，弱視者の世界を「見えにくい」として，「見えにくい」とはいったいどうことなのかを考えてみる．

(1)境界の明確を欠く：晴眼者が視覚認識をする場合は，目的対象物と同時に，その周辺や背景なども同時に見て，そのものと他との比較や区別によって認識しているのである．つまり「よく見える」ということは，対象とそれ以外のものとの区別が明確であるということであり，「見えにくい」ということは，その区別がつきにくいということである．つまり，晴眼者はものを見ることを通して，そのものの特徴や他との関係，相違などをとらえ，それらが経験的な知識や記憶として積上げられ，次の視経験の場で，これらを参加複合させて，視知覚を構成している．

これに対して，弱視者は事物間の比較や関係の観念が弱いため，大脳皮質に積上げられる視覚による知識や記憶が乏しく，また，環境からの刺激の弱さが逆に環境への関心や興味を弱め，意欲的な探究心を呼起こす機会を少なくするという悪循環を繰返す傾向を生むものである．

(2)全体と部分の構成を欠く：「よく見える」ということは全体と部分が同時に認識され，その構成がとらえられることである．

これに反し，弱視者は全体としての形態をとらえる距離では部分が十分には見えず，部分を明確にとらえようとする距離に近づくと，全体が視野の中にはいらないという場合が多い．つまり，「見えにくい」ということは「全体と部分の同時認識の困難」ということである．

したがって，弱視者の教育は部分と全体の2元的把握をいかに敏速，正確に統合，1元化できるようにするかを訓練し，習慣化するかにあるということができる．

(3)立体感に乏しい：また，「よく見える」ということは，2物の存在関係としての遠近感および一つの物における立体感の把握という面がある．晴眼者はもの

を見ることを通して空間をとらえ，立体感によってその見えない背面を想像するなど，視覚生活の豊かさを形づくっている．しかるに，弱視者の絵が常に陰影のない平面的な描写にとどまり，遠近感のない平板な感じを与えるのは，弱視者の視能力が境界の明確を欠き全体と部分との同時認識が困難であるうえ，立体感の認識にも不利であることによるのであって注目すべき点である．

弱視教育の方法原理

われわれが視覚を介していろいろな事象を認知し，これによって学習活動をするに当たって，どのような要因が働いているものか．ある学者は視知覚構成の4要素を次のようにあげている．

(1)視覚器官によって外界の刺激が正しく視覚中枢に伝えられること．――弱視とは各種の原因によって，外界からの刺激の伝達が不十分なものである．したがって，治療の余地のある者や屈折異常で矯正可能な者には，できる限り医療の手だてを講じなければならない．ただし，このことはあくまでも医師の領域に属する．

(2)対象物を適度の大きさにし，また，照明を適度にすること．――晴眼者といえども暗いところでは見えにくい．また，一定限度以下に微細なものや，急激に運動するものも同様である．同じ対象物であっても，環境・条件を整えてやれば，弱視者でもよく見ることができるものであって，弱視者イコール拡大文字・拡大鏡・照明設備という発想が，ここからでてくる．

(3)既習の知識・経験・記憶や推理力・判断力などが，現在の知覚刺激に協同・複合して働くこと．――たび重なる視経験によって，大脳の知覚中枢周辺に視覚パターンが形成され，わずかな刺激・材料によっても正しい視知覚が成立するといわれる．われわれが長文を読解するときは，文字の1点1画を確かめることよりも，以前に行なった学習を土台にして，ことばの前後関係や文脈によって意味をとらえているのである．

(4)興味や意欲の参加．――動いている電車の窓から見える景色は，考えごとをしながらではほとんどとらえることはできない．見ようとする意欲と注意の有無が，視知覚成立の重要な要素である．

弱視教育の方法を考える場合に，医療の方策が尽きた器質弱視（視器に器質的病変のみられるもの）に対して，(1)の観点から追究することは無意味であり，かりに，それがあり得ても，その任に当たる者は教師ではなく，医師であることは，すでに述べた通りである．したがって，われわれが対処しなければならないのは，(2)以下の項目である．(2)はいうまでもなく物的環境の整備・改善である．児童・生徒の障害の程度や特性に対応した配慮と措置が必要で，教育現場においてはいちはやく着手されているが，今後とも研究くふうを加えるべき事項ははなはだ多い．

刺激受容器官に障害がある者に対し，いかに物的環境・条件でカバーしようとしても，し尽せるものではない．たとえ一時的，部分的に可能であっても，長い一生の現実生活に思いいたせば結論は明らかである．

そこで，当然考えられるのが(2)，(3)の観点である．この領域にこそ，真に弱視教育の名に値する実践の分野が開かれなければならない．端的にいって，弱視教育の方法原理は学習指導や生活指導を通して，いかにして正しい視覚パターンを形成させ，視知覚の向上を図るかに重点をおくべきである．物的環境・条件の整備改善もこの方向に沿ってこそ，一段とその意義と効果が深まるのである．

指導法の具体例

前項の方法原理を体しての具体例を国語科にとって述べることにする．

〔拡大文字教科書の使用〕 弱視教育の初期には教師が教材を毛筆やマジックペンなどで拡大書写したり，拡大複写機で拡大印刷したものを用いることが効果的である．これは文字指導の入門期には，視覚による抵抗感をできるだけ排除してやる必要があるからで，これによって，文字習得の基礎をつちかいながら，しらずしらずのうちに視知覚をたかめ，漸次普通教科書へ移行させていくのである．この切替えの時期は，児童の障害の程度や能力によって一律ではないことはもちろんである．

〔漢字指導の合理化〕 漢字習得の困難性は国語教育上の重要問題である．まして，1点1画が見えにくい弱視者にとっては特に痛感されるところである．これは漢字能力テストなどの場合，弱視者のおかす誤りに一定の傾向がみられることからもわかることである．したがって，教師はその傾向や特徴をよくつかみ，個人用小黒板や移動黒板の利用などによって，重点的指導を行なう必要がある．また，指導の順序も教科書のページを追うのでなく，識別しやすい基本漢字と，その応用発展とみられる複合漢字に分類・系統化して，

知的理解に訴えて指導するなどが効果的である.

〔長文読み指導の研究〕 画数の多い漢字習得とならんで，弱視者にとって困難な学習は長文を読解することである．これは視力の乏しさ，視野の狭さから一時に相当量の文字群を同一視空間にとらえることができず，1字1字または1語1語をたどってしか読めないためである．「部分を確かめようとすれば全体がぼやけ，全体をつかもうとすれば部分がおろそかになる」という弱視の「見え方」の現われである．これの対策としては，常に文字を読むのではなくことばを読む，ことばを読むのではなく文を読むという目的意識をもたせることがたいせつで，具体的には，あらかじめ録音した模範読みを聞かせて，全文の内容を耳からつかませたり，適当な文段に区切って理解させたりすることが有効である.

〔照明および筆記用具などへの配慮〕 学習の物的環境を自分から進んで整えることについて，弱視児童・生徒は意外に無関心であることが多い．暗い所でも平気でいたり，驚くほど小さい字を書いたり，しんの堅い鉛筆を好んで使ったりするということもある．したがって，初期の段階における教師の配慮が特に必要である.

〔姿勢について〕 晴眼者の場合，読み書きともに正しい姿勢が標準化されている．しかし，弱視者にこれを機械的に強制することには大いに問題がある．勝手気ままな姿勢を放任せよというのではないが，「角をためて牛を殺す」ことにならないよう，児童の障害の程度と特性に応じて，それぞれ個別に最良の姿勢を見出し，指導すべきである.

〔弱視眼鏡や拡大鏡操作の習熟〕 文字指導の初期の段階では，拡大文字教材を用い，徐々に普通教科書に切替えるのが，理想である．しかし，視力によっては，なかなかこの移行が行なわれない者もいる．これらの者には，拡大鏡などの操作を教え，これに慣れさせることが必要である．これらの操作は一見簡単と思われるが，日常の学習や生活に役立つようになるには，相当の熟練が必要で，指導の要点に数えあげなければならない．これらの器具を巧みに使える能力は，弱視者にとって貴重な特技ともいうべきものである.

〔疲労軽減への配慮〕 弱視教育は視覚に依存して行なう教育ではあるが，目を酷使してよいということではない．長時間にわたる集中的作業は，視力減退や失明には直接関係がないにしても，目を中心にした心身の疲労を招くことは事実であるから，読む，書く，聞く，話すなどの学習場面の転回を適宜行なうことが必要である.

（本間伊三郎）

重複障害児の実態と今後の課題

実態

〔盲学校に在籍する重複障害者〕 1967（昭和42）年10月1日現在で文部省が行なった「盲学校，聾学校および養護学校における障害を併せもつ者の調査」によれば，盲学校に在籍している重複障害者は表1の通りである．調査に当たって，各障害の程度を次の通りとした.

盲者　矯正視力 0.02 未満
準盲者　矯正視力 0.02 以上 0.04 未満
弱視者　矯正視力 0.04 以上 0.3 未満
ろう者　聴力欠損 90dB 以上
強度難聴者　聴力欠損 70dB 以上 90dB 未満
中度難聴者　聴力欠損 50dB 以上 70dB 未満
軽度難聴者　聴力欠損 30dB 以上 50dB 未満

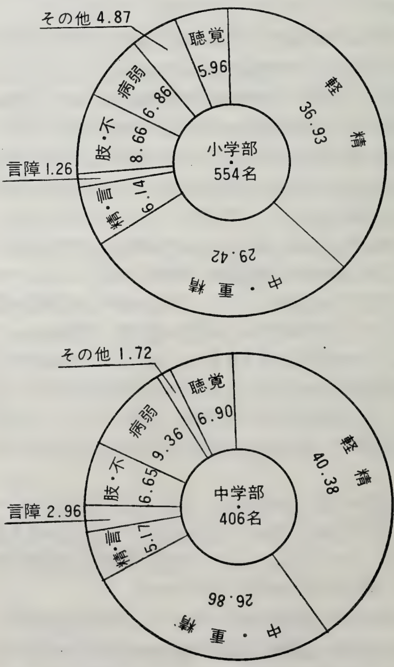

図1　盲学校小学部，中学部における重複障害者の障害別比率

中・重度精神薄弱者　精神発育の遅滞の程度が中度以上の者

軽度精神薄弱者　精神発育の遅滞の程度が軽度の者

肢体不自由者　体幹の機能の障害が体幹を支持すること，上肢の機能の障害が，筆記すること，下肢の機能の障害が，歩行することが不可能または困難な者および肢体の機能の障害により 6 カ月以上の医学的観察指導を必要とする者

病弱者　病弱・身体虚弱により 6 カ月以上の医療または生活規制を必要とする者

言語障害者　話しことばに異常があり，治療また特別の教育を必要とする者

⑴全体的傾向　盲学校に在籍している者のうち重複障害者の占める割合は 12.9 パーセントである．部別では，小学部 20.1 パーセント，中学部 16.4 パーセント，高等部 6.9 パーセントとなっており，表 2 にみられるように重複障害者は低学年ほど多くなっている．この傾向は今後ますます顕著になるものと思われる．すなわち，小学部の児童は最近の 5 カ年間は毎年平均 2 パーセント（約 65 人）ずつ減少しているが，入学してくる重複障害者は年々多くなっているからである．このことは，現在および将来の盲学校では，重複障害者の教育をぬきにすることはできなくなっていることを示している．

⑵障害別，程度別，学年別傾向　盲学校に在籍している重複障害者の障害別，程度別，学年別傾向は表 2 の通りである．障害別傾向は図 1 に示す通りである．

重複障害で最も多いのは精神薄弱との重複であり，精神薄弱言語障害者も含めると小・中学部とも 72 パーセント強になっている．そのうち 30 パーセントほどの者が中・重度の精神薄弱者であり，低学年になるほど多くなっている．これは従来，盲学校教育の対象外と考えられがちであったこれらの児童・生徒を積極的に学校教育の中で扱うようになったためである．聴覚障害を合わせもつ視覚障害者は 117 人在籍している．そのうち完全な盲ろう者が小学部に 1 人，中学部に 3 人在籍し，盲と強度難聴との重複障害者は 13 人在籍している．このほかろう学校に視覚障害と聴覚障害の重複障害者が 118 人在籍しているが，ごく一部の者を除いては，それぞれの障害に即応する十分な教育を受け得ないでいる．前記以外の重複障害者に対する教育もきわめて不十分であり，今後 1 人ひとりの障害の種類，程度および能力，適性などに即応する教育の充実が望まれる．

程度別傾向は表 1 および表 2 に示したように，視覚障害の程度が重度になるに従って重複障害者が多くな

表 1　盲学校における障害別，程度別重複障害者数

学部別	小学部				中学部				高等部				計			
程度別	盲	準	弱	計	盲	準	弱	計	盲	準	弱	計	盲	準	弱	計
調査人数	1,003 36.30 %	358 129.6	1,402 50.74	2,763	756 30.46	319 12.85	1,407 56.69	2,482	1,667 34.86	675 14.12	2,440 51.02	4,782	3,426 34.17	1,352 13.48	5,249 52.35	10,027
1 聾	1 0.10			1 0.04	3 0.40			3 0.12					4 0.12			4 0.04
2 強度難聴	4 0.40			4 0.14	2 0.26	1 0.31		3 0.12	7 0.42	2 0.30	4 0.16	13 0.27	13 0.38	3 0.22	4 0.08	20 0.20
3 中度難聴	6 0.60	1 0.28	7 0.50	14 0.51	3 0.40	1 0.31	4 0.28	8 0.32	8 0.48	6 0.89	5 0.20	19 0.40	17 0.50	8 0.59	16 0.30	41 0.41
4 軽度難聴	2 0.20	2 0.56	10 0.71	14 0.51	5 0.66	2 0.63	7 0.50	14 0.56	8 0.48	3 0.44	13 0.53	24 0.50	15 0.44	7 0.52	30 0.57	52 0.52
5 中重度精薄	106 10.57	19 5.31	38 2.71	163 5.90	53 7.01	17 5.33	39 2.77	109 4.39	5 0.30			5 0.10	164 4.79	36 2.66	77 1.47	277 2.76
6 軽度精薄	94 9.37	27 7.54	83 5.92	204 7.38	55 7.28	18 5.64	91 6.47	164 6.61	52 3.12	17 2.52	43 1.76	112 2.34	201 5.87	62 4.59	217 4.13	480 4.79
7 肢体不自由	22 2.19	9 2.51	17 1.21	48 1.74	5 0.66	1 0.31	21 1.49	27 1.09	18 1.08	7 1.04	35 1.43	60 1.25	45 1.31	17 1.26	73 1.39	135 1.35
8 病弱	21 2.09	4 1.12	13 0.93	38 1.38	18 2.38	7 2.19	13 0.92	38 1.53	36 2.16	9 1.33	39 1.60	84 1.76	75 2.19	20 1.48	65 1.24	160 1.60
9 言語障害	2 0.20	4 1.12	1 0.07	7 0.25	2 0.26	3 0.94	7 0.50	12 0.48	1 0.06	2 0.30	5 0.20	8 0.17	5 0.15	9 0.66	13 0.25	27 0.27
10 精薄・言障	26 2.59	2 0.56	6 0.43	34 1.23	9 1.19	2 0.63	10 0.71	21 0.85	1 0.06			1 0.02	36 1.05	4 0.30	16 0.30	56 0.56
11 その他	15 1.50	6 1.68	6 0.43	27 0.98	2 0.26	2 0.63	3 0.21	7 0.28		2 0.30	3 0.12	5 0.10	17 0.50	10 0.74	12 0.23	39 0.39
計	299 29.81	74 20.67	181 12.91	554 20.05	157 20.77	54 16.93	195 13.86	406 16.36	136 8.16	48 7.11	147 6.02	331 6.92	592 17.28	176 13.02	523 9.96	1291 12.88

表 2　盲学校における障害別，程度別重複障害児の学年別傾向

学年	小 1				小 3				小 5			
人数	352				423				546			
程度	盲	準	弱	計	盲	準	弱	計	盲	準	弱	計
程度別人数	160 *45.45*	44 *12.50*	148 *42.05*	352	156 *36.88*	62 *14.66*	205 *48.46*	423	178 *32.60*	54 *9.89*	314 *57.51*	546
1 聾	1 *0.63*			1 *0.28*								
2 強難聴					1 *0.64*			1 *0.24*				
3 中難聴			1 *0.68*	1 *0.28*	4 *2.56*		2 *0.98*	6 *1.42*	*1.12*			2 *0.37*
4 軽難聴									1 *0.56*		5 *1.59*	6 *1.10*
5 中重精	24 *15.00*	3 *6.82*	2 *1.35*	29 *8.24*	23 *14.74*	5 *8.06*	4 *1.95*	32 *7.57*	17 *9.55*	4 *7.41*	11 *3.50*	32 *5.86*
6 軽精	18 *11.25*	4 *9.09*	9 *6.08*	31 *8.81*	11 *7.05*	7 *11.29*	14 *6.83*	32 *7.57*	15 *8.43*	3 *5.56*	19 *6.05*	37 *6.78*
7 肢不	5 *3.13*	3 *6.82*	2 *1.35*	10 *2.84*	3 *1.92*		4 *1.95*	7 *1.65*	4 *2.25*	2 *3.70*	3 *0.96*	9 *1.65*
8 病弱	7 *4.38*	1 *2.27*	2 *1.35*	10 *2.84*	5 *3.21*	1 *1.61*	3 *1.46*	9 *2.13*	2 *1.12*	2 *3.70*	3 *0.96*	7 *1.28*
9 言障		2 *4.55*		2 *0.57*	2 *1.28*			2 *0.47*		2 *3.70*		2 *0·37*
10 精・言	4 *2.50*	1 *2.27*	1 *0.68*	6 *1.70*	5 *3.21*			5 *1.18*	2 *1.12*		2 *0.64*	4 *0.73*
その他	3 *1.88*	2 *4.55*		5 *1.42*	3 *1.92*	2 *3.23*		5 *1.18*			4 *1.27*	4 *0.73*
計	62 *38.75*	16 *36.36*	17 *11.49*	95 *26.99*	57 *36.54*	15 *24.19*	27 *13.17*	99 *23.40*	43 *24.16*	13 *24.07*	47 *14.97*	103 *18.86*

表 3　年齢別・程度別盲ろう二重障害者数　（　）内は百分率　昭和44年 4 月文部省調査

		Ⅰ全盲×全聾		Ⅱ全盲×難聴		Ⅲ準盲×全聾		Ⅳ準盲×難聴		Ⅴ程度不明		小計		計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
六歳未満	男	8		1								9		17
	女		7						1				8	(10.6)
十二歳未満	男	21		7		6		6		10		50		86
	女		21		1		3		4		7		36	(53.4)
十五歳未満	男	11		4		1		2		1		19		31
	女		5		3		2		1		1		12	(19.3)
二十歳未満	男	4		7		2		2				15		27
	女		3		2		3		3		1		12	(16.8)
小計	男	44		19		9		10		11		93		
	女		36		6		8		9		9		68	
計		80(49.7)		25(15.5)		17(10.6)		19(11.8)		20(12.4)				161(100)

っている．ろう学校では軽度難聴者に重複障害者が多いのと対照的である．学年別に盲，準盲，弱視の在籍比率をみると，おおむね低学年に盲者が多くなっているが，低学年の盲者には重複障害者が多い．

〔20歳未満の盲ろう者〕 1969（昭和44）年4月1日現在で文部省が行なった「20歳未満の盲聾者の調査」によると表3に示す通りである．調査に当たっては両眼の矯正視力が0.1未満で，かつ，聴力損失が50dB以上の全員について，個別に視覚障害の程度，聴覚障害の程度，その他の障害および疾患の原因とそ

中 1				中 3			
808				865			
盲	準	弱	計	盲	準	弱	計
237 29.33	94 11.63	477 59.03	808	302 34.91	106 12.25	457 52.83	865
				2 0.66			2 0.23
				1 0.33			1 0.12
				2 0.66			2 0.23
2 0.84		3 0.63	5 0.62	2 0.66		1 0.22	3 0.35
25 10.55	6 6.38	15 3.14	46 5.69	19 6.29	8 7.55	10 2.19	37 4.28
23 9.70	10 10.64	23 4.82	56 6.93	18 5.96	4 3.77	39 8.53	61 7.05
1 0.42	1 1.06	4 0.84	6 0.74	3 0.99		10 2.19	13 1.50
3 1.27		3 0.63	6 0.74	10 3.31	3 2.83	6 1.31	19 2.20
2 0.84	2 2.13	3 0.63	7 0.87			1 0.22	1 0.12
2 0.84	1 1.06	5 1.05	8 0.99	4 1 32		3 0.66	7 0.81
1 0.42	2 2.13	1 0.21	4 0.50			1 0.22	1 0.12
59 24.89	22 23.40	57 11.95	138 17.08	61 20.20	15 14.15	71 15.54	147 16.99

の時期，日常生活の様子，意思の疎通，身体の移動，用便，食事，洗面，措置の有無と措置された場所および時期を文章で記述した．

調査の結果，全国で161人の者が発見されたが，そのうち全盲全ろう者は80人であった．全盲全ろう者の約60パーセントに当たる47人が意思疎通，身体移動，食事，用便のいずれも不可能であり，両親の顔を見たこと，声を聞いたこともなく，まったく寝たきりの状態でほそぼそと生命を維持しているに過ぎない．全盲全ろう者の意思の疎通については，山梨県立盲学校に学んでいる1人が指文字や点字による交信ができるほかは，身ぶりサインの理解可能な者は9人となっている．

措置の状況については，161人中83人が措置されているが，63人がまったく未措置であり，15人は記入なしであった．全盲全ろう者の措置については，21人が措置されており，そのうち盲学校に在籍している者3人，医療機関入所者8人，施設入所者8人，その他の2人は通信などで訓練を受けている．予想以上に措置されてはいるが，日常生活の様子の記入の状況からみて，適切な指導を受けている者は少ないようである．

教育の現状

〔教育の現状〕 重複障害者が盲学校に就学するようになったのは1948（昭和23）年ごろからであるが，ここ数年間は急激に重複障害者が就学するようになってきている．しかし，いまだに就学猶予免除の措置を受けている者も多い．昭和44年度における精神薄弱を合わせもつ者の重複障害学級は，盲学校の小・中学部については75校中35校に設置され，その学級数は67学級で，そこに学ぶ者は239人で，重複障害者の約37パーセントとなっている．視覚障害と聴覚障害を合わせもつ者については，昭和46年度現在，北海道札幌盲学校（盲ろう），東京都立葛飾盲学校（盲ろう），東京都立八王子盲学校（準盲強度難聴），香川県立ろう学校（ろう準盲2人）において適切な教育を受けている．重複障害教育推進のために文部省が行なっている施策は次のとおりである．

〔教育課程の改善〕 旧学習指導要領においては，重複障害者について特別な教育課程によることができることとなっていたが，1971年3月に告示された新学習指導要領においては，合わせもつ障害に対応する特殊教育学校の学習指導要領の内容のうち必要とする事項を取入れて教育課程を編成することができるようになったこととともに，通常の教育課程による学習が著しく困難な者については，養護・訓練を主とした教育課程が編成できることとし，積極的に重複障害者を教育する姿勢を打出している．

〔重複障害教育実験学校〕 山梨県立盲学校――盲・ろう児の教育（昭和36年度から45年度まで），京都府立盲学校――盲・精薄児の教育（昭和39年度から42年度まで），香川県立ろう学校――準盲・ろう児の教育（昭和43年度から45年度まで），広島県立盲学校――盲・精神薄弱児の教育（昭和44年度から46年度まで），北海道札幌盲学校――盲・ろう児の教育（昭和46年度以降）．

〔教育課程研究発表大会〕 昭和43年度から盲学校およびろう学校に在学する重複障害者の教育課程の編成ならびに指導法の問題の解決のため全国集会をもっている．

〔海外派遣，内地留学〕 海外派遣は昭和42年度から実施されたものであり，3カ月間先進諸国において重複障害教育について研究してくるものである．昭和42年度から44年度までは各年度1人ずつであったが，45年度は2人となり，46年度は3人となった．国費援助による内地留学生派遣は毎年度約100人であ

るが，そのうち10人前後が重複障害教育について研修している．

〔重複障害教育補助事業〕 重複障害学級が設置された場合，教材費品目に含まれていない設備を整備する費用として，30万円までについて2分の1が補助されている．

〔教員定数〕 重複障害学級の児童・生徒の1学級の人数については昭和44年度から5人を標準とすることとなった．ただし，盲・ろう学校については義務教育費国庫負担法により，養護学校については公立養護学校特別措置法により，1学級の児童・生徒数にかかわりなく，都道府県が認可した学級数に応じて教員が配当されることとなっている．

今後の課題

重複障害教育の現状は，すべての重複障害者の1人ひとりが必要とする十分な教育を受けるにはほど遠いものがある．この実情を打破するためには次の諸点の解決が必要である．

〔教育行政〕 現在の教育研究の成果からすれば，重度重複障害者の教育は決して不可能なことではない．要は教育行政ならびに教育実務に関係する者が，かれらを教育の場に引受けて最善の方法を熱意をもって行なうことである．市町村の教育委員会は安易に就学猶予免除の認可をすることなく，認可をする以前に都道府県教育委員会ならびに研究機関との連絡を密にし，1人ひとりのこどもに対し可能な限りの手段をとるべきである．

〔研究の充実〕 教育を行なうに当たって常にその前提となることは，被教育者の実態を正しく評価することである．特に心身に障害をもつ者の教育に当たっては評価を重視しなければならないが，現状の教育組織においてはきわめて立ち遅れている．近い将来，各都道府県に専門的知識技能を有する職員を配置した特殊教育センターを設置することが急務である．このセンターが中心となり教育内容や方法をより充実していく必要がある．

〔教育措置〕 心身に障害を有し，かつ重度であればあるほど，早期からの教育が必要とされながらほとんど行なわれていない．心身障害が発見された時点から教育を行なうことを義務づけるとともに，その効果を高めるために．教育，心理，医療などがチームを組み，継続的な指導ができるようにしなければならない．また，わが国の教育措置は，普通学級，特殊学級，特殊教育諸学校，重複障害学級というわくがあり，障害の種類と程度に応じてそのいずれかで教育が行なわれるようになっているが，今後はこの考えを改め，教育される者の必要に応じて家庭にあっても，病院にあっても，その子が必要とする十分な教育が行なわれるようにしなければならない．

〔教員の研修〕 重複障害者の初期における指導の方法は，こどもの能力適性により1人ひとりが異なるといっても過言ではない．テキスト通りの定型的な指導方法が通用しないこの教育にあっては，1人ひとりの重複障害者を正しく把握し，それをもとにどのように指導するかについて，指導者は絶えず研修を行なう必要がある．

〔進路問題〕 重複障害者の中には，大学に進学できる者や一般社会に就職できる者もいるが，かなりの多くの者はある程度の庇護のもとでなければ生活できない者や，さらには一生涯保護と訓練を必要とする者もいる．進学のために介助を必要とする者には介助員を，庇護を必要とする者には授産施設を，保護を必要とする者には保護施設が，1日も早く必要なだけ整備されることが今後の課題である． （加藤安雄）

盲ろう児の教育

盲ろう者(deaf-blind)に対する教育はアメリカにおいて始められたが，その当初から現在までその時期をおよそ4期に分けることができる．

第1期は，1837年にパーキンス盲学校のサミュエル・ハウが，ローラ・ブリッジマンに試みた教育が成功したことに始まる．その後1889年には，ヘレン・ケラー（1880～1968）が家庭教師アン・サリバンとともに同校に入学し，1804年，さらにラッドクリフ女子大学を卒業して社会的活動を始めた．ローラには，浮出し文字と指文字を用いて言語指導がなされたが，ヘレンに対しては，最初に指文字が導入され，次いで，紙の上に書かれた浮出し文字を用いて触覚的な文字言語の指導がなされた．この時期の盲ろう者教育は，ハウあるいはサリバンのような，いわば天才的な素質をもつ教育者の努力によって成功した数少ない例であり，この意味で奇跡の教育ともいわれがちである．

第2期は1930年から1940年代であり，この時期にパーキンス盲学校に盲ろう部が独立し，盲ろう教育が学校教育としては初めて組織的に取上げられるようになった．

ここでの言語指導の中心的な方法は触話法(tadoma method)がとられた．触話法は，盲ろう者が相手の唇や頬，あるいはあごやのどなどに手を当てて，発声の際に起こる口のかたち，呼吸の変化や振動を触覚的に察知するものである．現在でも，パーキンス盲学校ではこの方法を振動法（vibration method）と呼んで，点字とともに盲ろう者の交信の手段として用いられている．

第3期は，一口にいって，盲ろう教育のための教員養成の時代といえる．1956年，パーキンス盲学校は，ボストン大学と提携して教育養成部を設立，以来現在まで，アメリカ各地および世界の各地の盲ろう教育施設に教員を送り出している．ここの教員養成部には，各国からの留学生が特に多いという．

このころから，世界的に盲ろう教育の気運が高まり，1958年以来3年ごとに盲ろう教育国際会議が開かれるようになった．

1970年になってアメリカにおける盲ろう教育は，パーキンス盲学校の手を離れて，アメリカ社会全体の問題として位置づけられるようになった．そのための法律の改正，アメリカ全州を8ブロックに分けて，その8カ所に①盲ろう者の早期教育，②教員養成，③卒業後の社会生活の指導，④基礎研究を目的とする盲ろうセンターが設立されるようになった．

わが国における盲ろう2重障害者教育は，アメリカに遅れること100年，1950年に山梨県立盲学校に相前後して入学した2人の完全盲ろう2重障害児（当時6才の男児と7才の女児）に対して始められた．言語指導の中心的方法として，アメリカにならって振動法を採入れたが，日常生活の指導の段階で成功せず，1952年，当時，東京大学の梅津八三を中心とする研究グループの参加により教育が試みられるようになった．ここでは，言語指導の中心を点字法に置き換えられ，日本で初めて盲ろう2重障害児の言語行動形成に成功した．

言語指導の中心を点字に決めたとはいえ，まだことばをもたない盲ろう2重障害児にいきなり点字の学習を試みたわけではない．まず，身ぶりサイン法（ある行動を起こすきっかけとなりやすい刺戟を，身体の特定の部分に適当な強さで与える，音声言語によらないわかりやすい交信法）により，歩くこと，手をつかうこと，食事・排泄・睡眠・衣服の着脱などの日常生活での基本的行動の習慣づけから始めて，盲ろう2重障害児のもっている最も有効な感覚器官である触覚・触運動をコントロールすることを学習的段階に組込み，次いで，触運動による形の成立，わく組の中の位置，方向の成立，位置と方向をもった順序の成立，拡大・縮小についての触覚的把握などについて学習法がくふうされた．これらを土台として，初めて点字の弁別，点字と物，事象および人の行動との結合を可能にし，点字によるコミュニケーションの基礎をつくった．さらに，点字の習得を基礎に，指文字による交信法，盲ろう者には不可能とさえ思われた発声による交信法の学習も可能にした．また，自由になったこれらの言語を通して，時間，空間，数概念などの獲得が可能となり，これらを使って日常生活の行動空間が整理・拡大され，外界への操作的働きかけを自由で確実なものになるような学習がすすめられた．

この，日本で初めて成功した盲ろう2重障害児の言語獲得のための学習理論と経験を背景にして，近年，わが国でもいくつかの盲学校あるいは施設において盲ろう2重障害者のための系統的学習が試みられるようになり，次第にその成果をあげてきている．

盲ろう2重障害者の教育の目的は，かれらの自立を助け，社会に適応していくための基礎能力を養うこと，なかでも，人間らしい行動の大部分を占める言語行動を，形成することにあるのはもちろんである．しかし，それぞれの盲ろう2重障害者の年齢，障害の程度，障害を受けた時期，環境からの働きかけの違いなどにより，その行動のレベルはさまざまであり，あらかじめ用意された学習方法が，どの盲ろう2重障害者にも当てはまるものではない．むしろ，われわれが出合う盲ろう2重障害者は，障害の程度，重なりかたが重いために，あるいは，長期間にわたり教育的環境から見放されて成長したために，直ちに言語学習を開始することが，困難な場合が多いと考えた方がよい．既存の教育体験による判断からは，容易に教育効果をあげることができず，とかく，教育の放棄へとつながりやすいさまざまな盲ろう2重障害者の1人ひとりの行動を十分に観察して，その段階でかれらに最も適切な働きかけをくふうし，つぎの段階へ変化させるために必要とみなされる学習方法を発見し，その変化を助けるような状況を与えてやることが必要である．このとき，言語行動獲得に至るまでに，大きく三つの段階に分けて，行動を変化させることが考えられるであろう．

第1段階は，食事・排泄・睡眠などの人間の基本的行動はもちろん，ほとんどの行動を全く自発せず，す

べての行動が，植物のように受動的にしか起こらない状況から，少しでも自発的に外界に働きかけるような状態をつくることである．このためには，①歩行を可能にすること，②歩行ができて移動の道具から独立した手の運動を起こすことの学習をくふうすることである．「歩くこと」と，「手をつかうこと」は人間らしい行動の第１歩である．この段階での他の一つの課題は，身ぶりサイン法による身辺自立の確立である．ここでは，歩行・食事・排泄・睡眠・衣服の着脱など日常生活の中でしばしば起こる，しかも，基本的な習慣について，相手の身体の特定の部分にできるだけその行動を起こすための最初の動作を，適当な強さで，統一のとれた与え方をすることである．このことにより，盲ろう２重障害者は，サインを受信して特定の行動を起こし，また，内部状況をサインを発して周囲のものに知らせるようになるであろう．こうした身ぶりサインの導入は，日常生活の自立を助けるとともに，また，ことばをもたない盲ろう２重障害者と交信関係を可能にし，のちの言語学習の基礎となる．

第２段階は，「歩行」，「手の運動」，「身ぶりサインの導入による日常生活の自立」を土台にして，積極的な触運動の統制学習を行なうことである．正常な感覚器官をもつ者は，聴覚・視覚を十分に使って外界を認知するが，そのいずれをも欠く盲ろう２重障害者は，主として触覚によって外界とのつながりをもたなければならない．このために手による触知覚・触運動を十分に統制することによって触覚的世界を確立することは，かれらの精神活動を自由で豊かなものにするものである．触運動の統制学習にも，ものをにぎる，はなすなど，手や指の運動から始まって，触覚的に事物の形や属性を把握するに至るまでに，それぞれに応じたいくつかの学習段階があるであろう．

前段階までの学習によって，しっかりした触空間が構成されれば，第３段階の，触運動による言語学習に入る．ところで，ことばの使われ方には，自分でことばを発することにより相手を自分の意図するように動かす場合と，相手からのことばを受けることにより，自分の行動について相手からコントロールを受ける場合があり，たがいに共通のことばで交信が成立することになる．この意味で，ことばとは，相手との共通の信号であればよいのであり，われわれが日常使用している音声言語や文字言語ばかりがことばではない．さらにことばを発信するときには，からだのいろいろな部分によってそれを表わす．たとえば，①声帯の発声運動による音声，②手首，指の運動によって文字を書いたりタイプライターを打つ，③手や腕の運動による手旗信号などである．また，他者の発した言葉で受信する際には，①視覚，②聴覚，③触覚のうちの一つあるいは二つ以上の受容器が働いている．このように，言語行動を受信・発信行動に分類したうえで，盲ろう２重障害には，どの種類の言語が基礎言語として獲得されやすいかを考えればよい．日本で最初に言語を習得した盲ろう２重障害者をはじめ，現在までに教育を試みられている盲ろう２重障害者には，点字法による言語行動から導入されている例が多い．かれらの特殊性を考えるとき，手・指により発信し，覚触（凸刺激の位置の組合わせ）によって受信することができる点字法が，最初に導入されやすいと考えられるからであろう．しかし，視覚・聴覚の失官の時期の違いにより必ずしも，基礎言語を点字法にかぎることはない．たとえば，先天ろうで中途失明で盲ろうとなり，失明前すでに習得した普通文字が少なからず残っているような場合には，これを手がかりに，他の言語を積重ねることも可能であろうし，同様に，先天盲・中途失聴者については，残っている音声言語を利用しながら，触運動による言語学習を試みることもできる．

一口にいって，かれらの内部状況に応じたきめの細かい働きかけをくふうしながら，かれら自身が，残存感覚器官，なかでも触覚を有効に働かせて行動を高度化していくことを助けることこそ，盲ろう２重障害教育の課題であろう．（井上早苗）

盲精薄児の教育

盲精薄児の一般的定義

盲学校小学校部，中学部学習指導要領では，重複障害者について「視覚障害以外に他の心身の障害をあわせ有する児童または生徒」と規定している．したがって，盲精薄児とは視害障害のほかに精神薄弱という知的能力の障害をあわせもっている児童または生徒のことである．

盲精薄児は視覚障害に加えて知的障害をもっているために，日常生活や学習活動の面で大きな制約を受け，総合的な心身の発達に著しい遅れが見られる．身体的運動も不活発で，からだが虚弱な者が少なくない．したがって，盲精薄児は特別学級に収容したり，適切な教育的措置を講じて，個人差に応じた手厚い個別指導が必要である．卒業後の社会的自立は困難であ

り，監督や保護なしでは社会生活への適応はできないとされている．

判別

〔基本的な考え方〕 盲精薄児の判別は入学時に実施して，各児童に適した教育機関を指示するだけのものではない．判別は評価を基盤にして実施し，個々の盲精薄児に最も適した教育の場と方法を見出すのがねらいである．入学時の教育的措置は固定的なものでなく，その後の教育効果によって適応力が出てきた場合には，別の教育機関に移行させて，より適切な教育の場と方法を受けられるようにする．したがって，判別は必要のつど実施するものである．

盲精薄児の教育的措置としては，次のようなものがある． ①盲学校の特別学級，②盲学校の一般学級，③精神薄弱養護学校，④小・中学校の精神薄弱特殊学級，⑤教育センターなどの通級施設，⑥盲児施設，⑦訪問教師による在宅指導など．

〔判別のねらい〕 盲精薄児は，盲学校における伝統的な盲教育の方法では，多くの進歩発達が期待できない．したがって，判別のねらいは，教育的措置を指示するだけのものでなく，個々の盲精薄児の特性と能力を科学的に把握して，個人差に応じた適切な教育方法を見出すためのものである．診断と判別と評価は一連のものであって，それらの結果が積重ねられて，盲精薄児に適切な教育の方法と手順が次第に明らかになるのである．

〔判別委員会〕 盲精薄児の判別は，従来は盲学校の教師だけによって行なわれきたが，最近では医学・心理学・教育学などの専門家の協力を得て，科学的な診断に基づいて総合的に行なわれるようになった．都道府県の教育委員会が現場の教師と専門家とを含めた判別委員会を設置するのが，わが国の一般的傾向である．判別の資料としては，①精神発達の遅滞や程度を的確に把握するための標準知能検査，②生育歴および現在の心身状態についての調査，③家族歴や環境などの分析，④専門家による医学・心理学的諸検査，⑤平素の学習や行動の観察などがある．

教育目標

盲学校小学部・中学部における教育目標は，小学校，中学校のそれと同じであるが，目標を達成するために「児童および生徒の心身の障害の状態および能力・適性等をじゅうぶん考慮し」なければならない．また，「小学部および中学部を通じ，視覚障害に基づく種々の困難を克服するために必要な知識，技能，態度および習慣を養うこと」とされている．

盲精薄教育においても，盲学校小学部・中学部の教育目標と異なるところはない．その教育目標の達成のために，視覚障害に加えて知的障害をもっている児童および生徒の実態を正しく把握して，心身の発達の状態および能力，適性などを十分考慮して，個々の盲精薄児に適切な教育を行なうようになっている．すなわち，児童・生徒の可能性をふまえながら，豊かな生き生きとした人間性を育成して，社会の一員としてそれぞれの発達のレベルに応じた役割をにない得る能力を，身につけることが盲精薄教育のねらいである．

教育内容

盲学校小学部・中学部学習指導要領では，重複障害者について弾力性のある教育課程を編成できるように，次のように示されている．「視覚障害」以外に他の心身の障害をあわせ有する児童または生徒（以下「重複障害者」という）については，次に示すところによることができる．

(1)各教科の目標および内容に関する事項の一部を，あわせ有する障害の種類に対応する聾学校小学部・中学部学習指導要領，養護学校(精神薄弱教者)小学部・中学部学習指導要領，養護学校(肢体不自由教育)小学部・中学部学習指導要領または養護学校（病弱教育）小学部・中学部学習指導要領に示す各教科の目標および内容に関する事項の一部によって代えること．

(2)重複障害者のうち，学習が著しく困難な児童または生徒については，各教科，道徳および特別活動の目標および内容に関する事項の一部を除き，養護・訓練を主として指導を行なうこと，また，授業時数については，「重複障害者および療養中の児童または生徒について，特に必要がある場合には，実情に応じた授業時数を定めることができること」と示されてある．

盲精薄教育の内容としては，次のようなものがある．

〔健康・安全教育〕 盲精薄児は視覚障害と知的障害だけでなく，他の身体器官の故障も少なくなく，また，親の過保護により一般にからだが虚弱である．そこで身体的欠陥や機能障害に十分留意して健康を増進し，同時にいつも情緒の安定を図るような教育を行なう．

〔歩行指導〕 言語行動や手の運動の統制と並んで人

間行動の特徴を形成する直立歩行は，身体各部の運動を発達させ，全身のバランスをよくするので，障害が重度であるほど重要な教育内容である．特に留意するのは次の点である．　①できるだけ良い姿勢で交通道徳を守って歩く能力と態度を養う，②介添人または大勢の人と調和のとれた歩行をする能力と態度を養うこと．③安全なひとり歩きの能力と態度を養うこと．

〔感覚・運動的学習〕　手先の感覚・触運動的感覚・聴覚・味覚・嗅覚などを活用して概念形成をめざす学習である．盲精薄児は静的な状態に放置されるなら，外界からの刺激が乏しくて保有する感覚は眠ったまま役に立たない．感覚は環境を認知する手がかりとして重要な役割をもっている．特に手の運動の統制は，歩行に劣らぬ重要な意味がある．手で物をいじったり，こねまわしたり，組立てたりする活動は，知的な想像力を発達させ，観察の力を鋭くする．

〔基本的生活習慣〕　日常生活の基本的習慣づけと，他人との交信の基礎をつくる学習である．特に留意するのは次の点である．　①食事・排泄・衣服や履き物の着脱・清潔・睡眠と覚醒・行儀などを含む身辺の処理の仕方，②身振りサイン法による交信の確立，③音声言語による意志や感情の交流．

〔日常生活学習〕　主として対人関係への適応をめざす学習である．特に留意するのは次の点である．①遊び・手伝い・あいさつ・勤労・行事などを通しての集団生活への参加の仕方，②校外学習などによる社会生活経験の拡充，③時間を守り，物をたいせつにする習慣を養う，④道徳的な態度や習慣を育成する．

〔作業学習〕　作業学習では，盲精薄児の能力や興味を考慮して，身近な生活から学習の素材を準備しなければならない．作業学習の指導を通して，盲精薄児は自立に必要な能力・態度・習慣を身につけることができる．作業学習の内容としては次のようなものがある．①家庭生活における基礎的な技能・態度・習慣の養成，たとえば，整理・整頓・用具や施設設備を利用した清掃などの作業，②具体物の操作と関連した各種作業に対する態度と操作技術の学習．

〔教科的学習〕　国語，算数，体育，図工，音楽などの教科においては，個別的に基礎から適切な指導を積重ねていくなら，かなり高い段階まで系統的な学習を進めることが可能である．

指導上の留意事項

〔小学部低学年の指導〕　依存的で自制心がなく，情緒不安定な者が多い．生活の基本的習慣の育成や遊びの指導に重点がおかれ，これらの指導の展開の中で，系統的な教科的学習をも取扱っていく．

〔小学部高学年の指導〕　自立心がでて，協調性・責任感などが芽生え，知的学習も次第に受入れられるようになる．低学年で学習した基礎に立って，グループへの参加を通じて次第に教科的学習を高めていく．

〔中学部の指導〕　集団生活への参加と社会生活を理解することに重点を置く．教科的学習をより高い段階に高めるとともに，作業学習を通じて仕事に対する技能と態度，対人関係や経済生活への関心と理解を深めていく．

評価

〔人間形成の評価〕　基本的生活習慣の確立から，社会生活への参加と生活空間の拡大によって自己が形成され，社会人としての自覚をもつに至るまでの発達の過程および人格を構成するいろいろな面からの評価が必要である．

〔社会適応の評価〕　集団生活をしていくための協調性・忍耐力・寛容・責任感などが，どの程度まで可能かを評価する．これによって盲精薄児それぞれの社会適応性が規定され，評価される．

〔指導事項の評価〕　教師が盲精薄児の視覚的・知的欠陥を補うために，特別に指導した事項についての評価も常に行なって，個人差に応じた教育内容と方法とを不断に改善していくことがたいせつである．

（伊藤真三郎）

家族の教育と社会の理解

盲の発生と家族の心理

盲児の発生を知った親の嘆きは大きい．この悲嘆が，家族内あるいは近隣社会内の因襲的な見解によって，次第に深刻なものになり，内面化していくのが世の常である．

生半可な理解による仏教思想の因果応報論や，明治学制の立身出世主義思想がもたらした相対的幸福論（常に人の境遇との比較で幸福を考えること）などのさがない言動によって，盲児を育てる家族，特に親は「盲児を生んで恥ずかしい」「なぜこのような盲児を生んだのだろうか」という羞恥心と罪障観のとりこになってしまう．

こうした情緒不安定な感情のとりこになっている間

は，「この子のためにどうすればよいのか」という冷静な考えが生まれてこない．人目をはばかり，盲愛し，拒否し，人前をつくろうために言語主義（Verbalism）の速成教育に熱中する．人間味に欠ける，いわゆる盲人らしさ（Blindism）はこうして発生する．

盲教育の仕事は，まず最初に家族の，特に親の無知との戦いから始めねばならないといわれている．今は盲の発生そのものが，従来盲児の親たちが罪障観をもったと思われる遺伝的要素よりは，未熟児網膜症，風疹症候群白内障，トキソプラズマ症などの社会医療や母胎保護，予防行政の不備などに基づく要素へと変わりつつある．中途失明の発生原因の高率を占めるスモン病，ベーチェット病などのように，現代医学の粋をもってしても解明し得ないものさえある．いつ，どこに盲が発生しないといえない時代なのである．世間に疎外感をもち，無意味な罪障観にさいなまれている家族や親たちの心理からの脱出にこのような社会情勢を教えることは，実に大きな支えとなるものといえよう．

視覚障害をもった子の正しい受容

家庭において兄弟姉妹と対等に承認され，そのハンディキャップを受容されて育った盲児は，満10歳ごろまでは盲という悲哀はおろか盲という事実すら意識しないで育つといわれている．盲という事実を意識するのは，かれらを取巻く周囲の不用意な言動によるものだといわれている．中途失明者の場合も，失明という冷厳な事実もさることながら，周囲の安価な同情や心ない言動によってその悲哀を大きくし，非社会的，反社会的に傾いていく．さらに視力が悪い以上に問題のある精神的第2次障害を引起こし，果ては社会的・公民的資質に欠けるかたくなな人間になってしまうおそれがある．

親および家族は，このような心情や状態に盲児たちが陥らぬように，精神的防波堤にならねばならない．その道は失明という生理的事実を容認することである．必要以上に視力を意識しないという心をよりどころにして，〝盲人として生きる道〟をふみわけさせる導きと助言を与えることが最良の道であろう．

グッドマン（Goodman）の「失ったものは数えるな，残ったものを数えよう」の精神をうけて，執着する視力への願いを残存視覚の活用や頭脳の駆使に方向転換させ，知情意調和のとれた人間性を深く耕すことを図らねばなるまい．失明という事実を正しく容認していく〝ゆとり〟を親と家族がもったとき，家庭の一員としての容認と位置づけも定まり，よい社会人としてのしつけも可能となるであろう．

家庭人として社会的基本習慣の自立過程の中で，最もたいせつなことは次の二つである．

(1)じれったさとの戦い．英語では endurance to irritating という．

(2)のらりくらり病との戦い．英語では correct for dawdling という．

じれったさにかまけて助力を与えれば，盲児の小筋肉運動の分化を妨げ，何もできない盲人になってしまう．のらりくらりしている動作を時間制限法などで，てきぱき仕事をする習慣をつけなければ，身体的な運動機能の分化とともに人の手をあてにするという精神的第2次障害が派生する．

この二つは障害を容認した家族にとって非常にたいせつな教育技術である．盲教育における愛情は〝冷やかな耐え忍ぶ〟ものでなければならない．家族で説く〝愛〟もまたこのようなものであるという．

とかく盲人には合理化（へりくつ），投射（人のせいにする），病的逃避などの心的メカニズムが作用するといわれている．これらは心的体制の単純構造や精神内面の弱体に伴う補償行動であるといわれている．この解決には，あくまでも人の道を基調にした許容と抑制（タブー）の適度の調節によって，「他人による自己統制」を理解させねばなるまい．

自我に目覚めた盲児たちは，自己中心的な自我主張が強い．精神発達のプロセスとしては歓迎すべきだが，他人のことばによって自己統制するしつけは重視せねばならない．

津田宏は「家族の心理」の中で，家庭の正しい機能として次の5項をあげている．

(1)個人生活の基本的欲求が満たされる（栄養，休息，愛情，安定感，自己開放）．

(2)個人生活の基本的な欲求を満たすための最も原本的な生活行動が多い．

(3)家庭では最も開放的な行動がとられやすい．人は社会的態度をすてて本来の自分の姿を気楽に表わす．したがって，完全に慰安の場である．

(4)家庭では外部社会における補償行動が多い．外で受ける抑圧が，家庭では開放感になる．家庭では心理的平衡を保つことができる．

(5)家庭では年齢性，仕事興味などにおいて異なる人びとの親密関係がみられる．全く異質の人びとが共通

生活をしている場である．

盲という障害を容認するとともに，外で受けた抑圧を開放させて，心的平衡を保持させる構えを思慮深く周到に配慮することがたいせつであろう．

社会連帯観確立への道

盲教育界では社会の理解の乏しさ，関心の薄さに不満の声が強い．父兄も社会の差別感情をうらむ声が強い．しかし，日本という精神的風土に根強い勧善懲悪，因果応報思想や近代教育の誤った幸福感（相対性幸福感情）を一挙に改めることは至難である．盲人に対する理解と関心を深め，社会の連帯意識を高めて，盲人問題を処理する段階まで世論を高めるには段階があると思う．

(1)盲人自身の人間改造が先決であろう．

パーキンス盲学校の初代校長ハウは，誇り高い盲人の育成を勉学の精神とした．マサチューセッツ州ウォータータウンのパーキンス盲学校を訪れると〝誇り高い盲人たれ〟〝学校の評価は卒業生による〟と校長はいう．このことばの陰に，教師と父兄による盲の正しい受容ときびしい人間教育があることをまざまざと見せつけられる．失明観の確立と人間性の鍛錬こそは，社会連帯観確立への第1のステップとして要請されるであろう．

(2)盲教育関係者，PTAの専門家精神の確立．

パーキンス盲学校でみた専門家精神を紹介しよう．副校長は大脇式の知能テストをも実施しており，その批評をもしていたし，情緒障害学級担当者はヨガの療法まで採入れていた．口述速記士は大企業や生命保険会社の秘書役として重用され，就職の道も順調に開拓されていた．すべては盲教育関係者の専門家精神が社会から学び社会に導入したものであった．

盲人の社会復帰は残存感覚のどの機能を活用するかという専門家的判断に立って企業人を動かし，職域開拓に成功したものと聞いている．

(3)内を固める教育から外を固める教育への転換．

日本の教育は学校の施設，設備，教師のまじめさにおいて，世界特殊教育でもすぐれたものといえよう．教育の内容も生徒の態度もすぐれている．すなわち，学校という教育内部は充実している．しかし，社会の中における学校の地位はまことに貧弱である．わが国の特殊教育の志向すべき道は，盲人たちをとりまく社会を友愛的なものにすることにある．すでに出版界などからの協力体制や支援体制は徐々にできつつあるが，社会連帯観の浸透は実業界のトップクラス群の人間愛をゆさぶることから着手すべきかも知れぬ．外を固める教育への焦点は，この辺に絞ればよいのかも知れぬ．

(4)社会の進展のひずみと盲発生への警告．

盲の発生は社会進展のひずみとして，医薬行政，労働災害，交通災害などすべてその危険性をはらんでいる．因果論や相対的幸福論を改めて，不幸にして視力を失った人びとへの幸福は，社会の連帯責任で負うべきであるという思想を盛りあげていくべきときであろう．その旗手は盲教育関係者であろう．手をこまねいて，社会の理解・関心の低きに観念論をふりまわす前に，常に盲を正しく受容するとともに，社会連帯意識を高揚することなくして発展し得ぬことを強調すべきである．　（鈴木栄助）

普通教育との接触

外国における統合教育の発展

盲教育は18世紀末から19世紀前半にかけて，欧米において寄宿制盲学校（residential school for the blind）という形態で始められた．それは，盲学校は保護救済の施設としての性格が強く，また，職業的自立をおもなねらいとする教育内容と方法の特殊性，ならびに散在している盲児を集める必要からくる当然な形態と考えられたためである．

ところが，この寄宿制盲学校には，盲児を家庭と社会から隔離するという欠点がある．すでに19世紀の中葉に，アメリカの一部の盲教育者は，この寄宿制盲学校の欠陥を批判し，その克服の方途として，普通学校において盲児を教育することを提唱した．この提案をアメリカで最初に実現したのは1900年，シカゴの公立学校に設置された点字学級においてである．

この教育方式は，寄宿制度の欠陥を是正し，経済的で盲児の就学を促進するという利点があったので，次第に普及し，1910年ごろまでに盲教育の中に小さいながら一つの地歩を占め，その是非について活発な論議が行われるようになった．この方式は主として盲児数が少ないために学級編成が困難であるという理由から，1920年ごろから停滞したが，1950年ごろから就学盲児数の激増に伴って著しい発展を示し，現在では，盲児の半ば以上が普通の公立学校で教育を受けている．その方式も，初期の比較的隔離された点字学級から協力方式（cooperative special class），リソースルー

ム方式（resource room pattern），巡回教師方式（itinerant teacher pattern），教師指導方式（teacher consultant pattern）と次第に普通児との共学部分を増し，その欠陥を克服しつつ，いまや寄宿制盲学校とともに，盲教育における重要な方式になっている.

これよりさき，イギリスもで1870年ごろから公立小学校の盲児の教育が行なわれ，盲児の社会適応に及ぼす効果や就学促進への役割なども評価されたが，結局はこれは補充的なものとして，やがて盲学校が整備されるとともに，それに吸収されていった．一般にヨーロッパでは普通学校における盲教育は否定的に受取られた.

一方，一般学校における盲児の教育（integrated education）はアジア，アフリカなどの新興国において，盲児の就学の場を確保する方途として積極的に取上げられ，国際盲青年教育者会議でも，それが議題にのぼるようになってきた.

すなわち，1957年にオスローで開かれた第2回会議において，盲児が普通児と十分な接触を保つべきことが強調され，また，1962年ハノーバーで開かれた第3回会議において，統合教育方式の価値，特に盲学校が不十分であるか，あるいは存在しない地域における価値が認められ，政府の法的・財政的援助のもとに周到に計画されるべきことが決議された.

また，アジア盲人福祉会議においても，1963年クアラルンプールで開かれた第2回会議において，この教育方式の採用が決議され，1968年にマニラで開かれた第3回会議では，日本，韓国，香港など一部の国を除く各国でこの方式が試みられ，特に台湾において著しい発展を遂げたことが報告された．そして，でき得る限り統合教育を実施し，実施し得ない国では，その主旨を尊重すべきことが決議された.

普通学校における盲児の統合教育は，①通学制によって得られる家庭生活が，盲児の正常な情緒的，社会的発達を促し，②普通児との共学は，盲児の教育的社会的発達に望ましい影響を与え，将来の職業生活および社会生活における適応の準備になる，という二つの最も基本的な利点をもつものであり，さらに③施設・設備費や寄宿費の節減によって教育財政の負担が少なく，④地区の学校に通わせるために，親の抵抗も少なく，就学促進の機能をもつという長所がある.

これに対し，その欠陥としては，①規模が小さいため，施設・教具が不十分なこと，②図画工作・音楽・体育・職業などの指導が不十分であること，③十分な生活指導が行なわれがたいこと，④専門教師の不足，などがあげられる.

しかし，統合教育はこのような欠陥と限界をもちながらも，盲教育が公教育制度の中に統合されていく過程において，伝統的な施設による盲教育の思想と方法を批判し，その近代化に積極的な役割を果たしたものといえるであろう．そして，これらの欠陥を克服しつつ，現在ではアメリカのみならず，アジア，アフリカなどの新興諸国においても，盲児のための適性就学の場を確保するために，寄宿制盲学校とともに重要な役割を演じているのである.

わが国盲教育の普通教育との接触

わが国の盲教育は，盲唖院または訓盲院として発足し，その後，盲学校は普通教科については小学校ならびに中等学校に準じながら，鍼按を主とした職業教育中心の特殊な学校として発展してきた．ただ，盲学校の不足を補うために，1900（明治33）年の改正教育令で，盲唖学校を小学校に付設することが認められたが，実現したのは2，3の例に過ぎず，たいした成果をみずに終わった．したがって，第2次世界大戦前の盲教育においては，普通教育との接触はほとんど顧みられなかった.

戦後，アメリカの指導で行なわれた教育改革によって，この点では面目を一新した．すなわち，1947（昭和22）年に制定された学校教育法において，盲学校は盲児に対し，幼稚園・小学校・中学校または高等学校に準ずる教育を施し，合わせて，その欠陥を補うために，必要な知識技能を授けることを目的とするものと規定された．また，小・中・高等学校に置くことができる特殊学級の対象として，盲児および弱視児も加えられた．ただし，これはのちに改正され，現在では盲児は除かれている．このようにして，盲学校は同法における学校体系の中に，明確に位置づけられ，初めて他の諸学校と対等な地歩を与えられたのである．そして，それに基づいて，就学義務制の実施，就学奨励法の公布，高等部の学科増設，大学進学などの諸改革が進められてきている.

一方，医学の進歩と生活の向上によって，全盲児の出現率は低下し，盲学校在籍者も次第に弱視児の比率が増え，現在ではその70パーセントを占めるといわれている．このような事情から，盲学校の対象も，「盲児（強度の弱視児を含む)」と書替えられ，盲児と弱視児の学級が分離され始めた．また，一般の小・中

学校の弱視学級も現われ始めている．このような盲学校在籍者の実態の変化は，弱視教育のあり方についての問題を提起すると同時に，ようやく気づかれ始めた寄宿制度のもつ欠陥，伝統的な少数の職種に偏した職業教育などに対する批判とも関連して，盲学校の適正規模が論議され，そのあり方が検討され始めている．

他方，盲学校児童・生徒の，一般校児童・生徒との接触の要求も次第に強まり，音楽・演劇・弁論などの課外活動における普通校との交流，ＪＲＣ（青少年赤十字）などのグループ活動への参加などになって現われている．また，学校でもその必要を認め，小学部高学年ないしは中学部の児童・生徒の普通校への１日入学などが試みられている．

このような事情に加えて，アメリカ，その他の諸国特にアジア諸国における統合教育の成功の実例が紹介され，90年の伝統をもつわが国の盲教育のあり方にようやく批判の目が向けられ始めた．

今後の課題

盲児童・生徒の教育が，かれらの社会参加を究極の目的とするものであるならば，徹底した幼児期の教育，適性就学に続いて，適性な職業訓練がなされねばならない．そして適性就学の意味から，その就学の場は，必ずしも伝統的な盲学校に限定されるべきでなく，むしろ，積極的に普通教育との接触を深め，晴眼児との共学を進めることが考えられるべきである．ただ，その際に注意すべきことは，その実施に伴って生じる諸変化への対策を十分に検討して，統合教育計画に伴いがちな欠陥を未然に防ぎ，その成功を期すべきことである．その問題はきわめて多岐にわたるものと思われるが，およそ次の数点に集約されるであろう．

第１は幼児期の徹底した教育である．まず，医師，その他の協力による早期発見に続いて，盲幼児カウンセラーなどによる父兄に対する指導・助言，盲幼児に対する感覚訓練，歩行訓練を主とした自律性の育成が図られねばならない．そして，その地域の一般の保育所・幼稚園での教育を考えることが必要である．なぜなら，盲学校幼稚部は，おおむね家庭からの通学が困難だからである．なお，普通の保育所・幼稚園に通わせる場合は，盲幼児カウンセラーの補充的な指導が必要である．

第２は学齢期の就学の場として，まず，普通の小・中・高等学校を考えることである．方式としては，協力方式，リソースルーム方式，巡回教師方式などを，地区の実情に応じて採用し，後述するように，盲学校との協力によって進められるべきである．「特殊教育」の名が示すように，障害児の教育はなにか別個なものであるという，長い間の考え方と，等質なものを集めて効果をあげようとする能率主義から，普通校への盲児童・生徒の受入れには，かなりな抵抗が予想されるが，盲児と晴眼児との共学計画は，盲児にとって望ましいばかりでなく，晴眼児に対しても，社会についての正しい理解をもたせることになり，また，経済が価値のすべてのように考えられている能率本位の社会にあって，個人個人が尊重されるべきことを，互いに考える機会となる意味で，わが国における教育の民主化にもつながるものとして意義がある．このような理念のもとに，十分な体制をもってのぞむならば，その受入れは必ずしも不可能ではないであろう．

第３に盲学校の役割である．これは　①普通学校における共学計画の行なわれていない地区の盲児，重複障害その他の理由で普通校への就学に適しない盲児の教育の場となり，②盲児の就学適性を検討する診断センターとなり，③教具教材，専門教師，生活指導，その他，補充的な指導をもって普通学校における共学計画に協力し，④盲教育の研究センターとして意義をもつものと考えられる．

第４に職業教育については，中学校または高等学校を卒業した者に対し，主として一般の訓練所において適性に応じた職業訓練がなされ，広範囲にわたる職種を開拓すべきである．その中にあって，豊かな伝統をもつ理療などは，近代化された形で，有力な職種として重要な地位を占めることであろう．

このように，盲教育における普通教育との接触は，盲児童・生徒の社会参加をめざす盲教育全般にわたる改革の面として考えられるべきものである．

（永井昌彦）

［参照文献］
加藤康昭「盲教育に於ける“Day school”の問題 (1) その発生過程に就いての考察」第22回日本教育学会特殊教育部会研究発表資料　昭和 38

大学進学と就職

日本の進学事情

日本においては，熊谷鉄太郎（1883～　）が 1913（大正２）年に関西学院神学部に聴講生として学んだのが最初である．熊谷はメソジスト派の牧師として

1940（昭和15）年に引退するまで活躍した.

試験を受けて進学したのは岩橋武夫（1898〜1954）が最初である．岩橋は1916年に早稲田大学理工科採鉱冶金科へ入学したが，翌年，網膜剝離のために失明した．2カ年の苦悩ののち，1919年から盲人として関西学院文学部英文科に入学し専門学校（旧制）卒業の道を開いた．さらにイギリスのエジンバラ大学に学び英文学と宗教哲学を専攻し，1927年にマスター・オブ・アーツの学位を得て帰国し母校の講師となった．その後，生涯を盲人福祉事業に捧げ56歳で死去した.

岩橋武夫

海外留学生としては，中村京太郎（1880〜1961）がいる．1911（明治45）年にイギリス盲人高等師範学校師範科（Royal Normal College for the Blind）に入学し1914年に卒業した．1919年に帰国して東京同愛訓盲院の教員となり，1922年には大阪毎日新聞社に招かれて「点字大阪毎日」を主宰した.

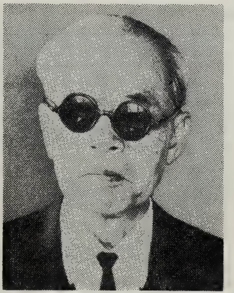
中村京太郎

盲女子では斎藤百合（1892〜1947）がいる．1936年，東京女子大学を卒業して陽光会を設立し，盲女子ホームの経営，点字出版などを行ない，特に盲婦人問題に取組んだ.

第2次世界大戦後は新教育制度（6・3・3制）による民主主義教育が盲学校にも適用され，高等学校に相当する高等部に職業教育課程の理療科とともに，普通科を設ける盲学校が増加し，一般教育を修めた生徒が，さらに高い教養と専門知識を学び，あんま・はり・きゅう以外の職業を求めようと大学進学を希望する者が増加してきた．しかし，大学教育が広く普及した現在でも，大学は一般に盲人の受入れ体制がないという理由で入学を許可するところは少ない．点字による入学試験，教授会の盲人に対する無理解，大学の設備・施設，盲人の行動性，卒業後の就職の困難さなどがその理由である．盲人教育が過去において公の機関でなされる以前に民間の篤志家や宗教団体でなされたと同様に，盲人の大学教育も，また，私立大学で道が開かれたのである．1947年，同志社大学において盲人の入学が許可され，その後も私立大学の多くは盲人の受験および入学を許しているが，国立大学では1969年現在，東京教育大学と東北大学のほかは盲人に教育の機会を与えていない．憲法23条，26条ならびに教育基本法に基づいて，盲人も学問の自由と教育を受ける権利があるにもかかわらず差別されているのが実情である.

斎藤百合

これに対し，1966年の全日本盲教育研究大会では「大学の門戸を盲人に開放せよ」と決議し，盲学校高等部の生徒たちも，「私たちにも大学教育を，せめて受験の機会だけでも」と切実な要望を社会に訴えている.

日本盲人福祉研究会（文月会）においてはかねてから盲人のための大学門戸解放の具体的施策を検討し，1965年には全国盲人大学進学対策委員会を設置，東京ならびに大阪に推進事務局をおき，各大学への盲人受入れの促進，盲人受験生の問題作製業務，盲人大学生の学生生活の援助，卒業後の就職対策などを行ない，これが問題の解決を図りつつ今日に及んでいる.

近年に至り，盲学生の入学を機として，これらの大学の学生たちは，盲人問題研究会とか盲人友の会，点訳奉仕会，リーディングサービス，スチューデント・ライブラリー活動など，盲人福祉の研究組織やボランティア活動がようやく広がってきた．それとともに，盲学生のいない国公立大学でも，この種のグループができつつある．これらは盲人問題について理解を深めながら，盲学生の学習の支えともなっている．しかし，技術的問題のほかに経済的な問題は全く解決されていない.

外国の進学事情

イギリスでは古くから大学の門戸は開放され，1884〜1934年の50年間に145人の盲人が大学を卒業している．その大半はオックスフォード大学の学位を得ている．しかも，その69パーセントが優等生であるこ

とは注目される．

アメリカでは，盲人の大学進学を拒否する大学はなく，また，大学進学を認めよ，という法令もない．約400校の大学に3000人以上の盲学生が学んでいる．盲学生に対しては，生活費として1カ月185ドル（6万6600円）を政府から支給される．このほか，医療費，航空機以外の乗車賃は無料であり，授業料，教科書代，教材費などは免除され，休暇中には月50ドルが支給される．また，教科書，参考書を読んでもらう人のために年間1200ドル，入学の際は衣服代150ドル，英文タイプ，点字タイプ，テープレコーダー，録音用テープも支給される．これらの手続きはいっさいカウンセラーが代行するが，盲学生の日常生活がふまじめであったり，不勉強をすると，カウンセラーの報告でこれらの援助はただちに打切られることになっている．

ソ連では，1967年には600人の盲人が大学に就学している．実費はすべて国家負担であり，盲学生に対する奨学金は一般学生の5割増しである．また，専門学校や大学の教授をしている者が174人いるという事実によって理解できるように，盲人の大学への進学に当たっては，盲人ということは何らの支障にもなっていない．むしろ優遇されているのが実情である．

日本の大学進学状況

日本における盲人の大学進学の正確な数は明らかでないが，日本盲人福祉研究会に加入している盲人および弱視者で大学を卒業し，あるいは就学中の大学別学生数は表1の通りである．このうち，就学中の者は38人となっている．このほかにも大学進学者ならびに卒業者があるはずだが確な人数は明らかでない．

この調査の対象者は，晴眼者として入学し，就学中に失明した者および卒業後失明した者も含まれているので，必ずしも盲人の就学を許可した大学だけではない．これによると国公立大学15校24人，私立大学47校116人，外国大学4校4人，計66校144人の卒業および就学中の者がいる．このなかには通信学生として玉川大学1，仏教大学5，日本大学1人も含まれている．これらの専攻学科別の学生数は表2の通りである．

表1.　盲人・弱視者の大学別卒業および在学者数

国公立大学		私立大学		私立大学	
東京教育大学	8	大谷大学	1	西南学院大学	1
東京大学	3	京都産業大学	2	西南短期大学	1
京都大学	1	同志社大学	11	日本聖書神学校	2
大阪大学	1	仏教大学	2	関東学院大学	3
横浜国立大学	1	立命館大学	6	東京農業大学	1
千葉大学	1	竜谷大学	1	立教大学	2
名古屋大学	1	大阪音大	1	日本クリスチャンカレッジ	1
北海道大学	1	大阪商大	3	日本ルーテル神学大学	1
神戸外国語大学	1	関西大学	5	玉川大学	2
岡山大学	1	関西学院大学	5	青山学院大学	2
徳島大学	1	近畿大学	2	日本社会事業大学	1
九州大学	1	花園大学	1	中央大学	2
大分大学	1	国学院大学	1	東京女子大学	2
東京高師	1	相愛大女子短大	1	日本体育大学	1
大阪社会事業短大	1	神戸高等商業大	1	日本神学大学	1
計	24	神戸改革派神学大	1	東京神学大学院	2
外国大学		広島高等工業大	1	上智大学	1
ハーバード大学	1	愛知大学	1	東京美術大学	1
ハルビン大学	1	南山大学	1	大東文化大学	1
ハンター大学	1	日本大学	14	文化学院大学	1
ウエスタン・カレッジ	1	早稲田大学	10	桜美林大学	1
計	4	明治学院大学	9	和光大学	1
		明治大学	2	八幡大学	1
		法政大学	2	計	116

（1967年12月現在／日本盲人福祉研究会調査）

表2.　大学専攻学科別盲学生数

専攻学科	人数	専攻学科	人数	専攻学科	人数
文学	5	社会福祉	5	工学	5
国文	3	教育学	13	音楽	3
英文	16	特殊教育	1	家政	2
心理	2	法学	12	洋画	1
哲学	3	政治	3	体育	1
史学	2	経済学	13	普通	1
神学	13	理学	4	不明	23
社会学	11	数学	2		
計		144人			

（1967年12月現在／日本盲人福祉研究会調査）

大学入試状況

盲人に対する入学試験の方法は適当なくふうがなさ

表3. 大学卒業後の就職職種

数盲人関係就職先	
盲学校教職員	47人
視力障害センター	7
点字図書館	4
盲人福祉施設	9
文部省行政官	1
点字毎日	2
計	70人
盲人関係以外	
三療自営	11人
病院勤務	4
キリスト教会	9
大学勤務	1
中学校勤務	2
英学院	1
英語塾	2
音楽塾	1
教職員組合	1
会社	3
電機商	1
洋裁店	1
計	37人
不明	6

れねばならないことはいうまでもない．筆記試験を廃して口答試問に切替えている例もあるが，現在はだいたい晴眼者と同様に筆答が課せられる場合が多い．このときはもちろん点字を使うので，墨字の入試問題を点訳する必要がある点訳には奉仕者団体，学生，出身盲学校の教職員，あるいは大学所在地の盲学校教職員が当たることになっている．

受験時の行動については，大学側の監督者，受験時以外の行動については，受験者の付添いが当たるので問題はない．

大学での 学習

大学での学習に当たっての困難な点としては，点字版の教科書や参考図書の不足，講義中の黒板の文字，墨字の掲示が見えない，大学内のひとり歩きの不自由，資料観察の困難の五つが考えられる．これらは専属のヘルパー（補助者）をつけたり，学友や大学の福祉機関の協力などによって不十分ながら解決されている．その他，盲学校のアフターケア，点字図書館，点訳専業者，点訳やリーディングの奉仕団体，録音テープの活用による解決の方法はある．

大学卒業後の就職状況

大学卒業後の就職状況については，日本盲人福祉研究会員の場合，表3に示す通り，盲学校の教職員47人で41パーセントと圧倒的に多く，教育関係が全体の半数を占めている．これによってみられるように職種は片寄った傾向にある．（内藤昌平・服部和光）

外国における盲教育

ヨーロッパにおける盲教育の発展

ヨーロッパにおいては紀元300年代にすでに盲人用文字が考案され，学習に使用されていたが，それはきわめて特殊な人たちの間に限られたもので，一般盲人を対象とする盲教育までには発展しなかった．いわゆる盲教育は盲人保護救済時代を経て15世紀に入り，漸くその草創期ともいわれる慈善的教育時代を迎えた．しかし，その慈善主義を克服して，近代的盲教育制度の原形である組織的盲教育が行なわれ始めたのは，18世紀も後半になってからである．

盲人用文字の考案

点字以前の盲人用文字の考案の歴史は1世紀に始まった．4世紀においてディディムス（Didymus of Alexandria，308〜398）は木片をけずってアルファベットの文字を作り，文章の記録に用いた．かれは，45歳のころ失明したが，非常な意欲をもって勉学に努め，のちにアレキサンドリア大学の教授になり，哲学，数学，天文学のほか音楽にも精通していたといわれる．

スペイン人リューカス（Franciscus Lucas）は1517年ごろ，1組の文字をくふうし薄い木板の上に刻んだ．1580年マドリードではこれを生徒に教えた．イタリア人ランパゼットもこれを大きな凹凸両様の文字に変えて，1575年，ローマで生徒に教えている．

スイスの大数学者ベルヌイ（Jacques Bernoulli, 1654〜1705）は1660年ごろ，盲の少女ワルトキルヒ（Elizabeth Waldkirch）に，薄い木板に深く刻んだ文字を触読させ，鉛筆でたどらせ，次にこうして覚えた文字を紙の上に鉛筆やペンで書かせて教育した．

有名なのは，クリスチャン・ニーゼン（Christian Niesen）によるワイセンブルク（R. Weissenburg, 1756〜？）の教育である．板の上に数枚の紙を重ね，しんちゅうと糸のわくに沿って鈍尖筆で文字を書く方法を用いたほか，サンダーソン（Nicholas Saunderson,

1682〜1739）が発明した計算板の改良や盲人用浮彫り地図の考案などにより，読み書きや算数，地理，物理などの学習に用いた．

これら盲人用文字の多くは実用に耐えず，せいぜいアルファベットの学習に役立つ程度であり，またこれらの文字を用いての教育成果も，たまたま天才的な盲人が家族や友人のすぐれた指導とによって成功したという，きわめて特殊な，偶発的な例に過ぎず，一般の盲人を対象とした盲教育に発展するまでには至らなかった．しかし，盲人用文字の考案への試みは，盲教育の発展史上高く評価されるべきものである．

盲教育先史

組織的盲教育が開始されるまでには，盲人に対する宗教的な慈善保護の時代を通らなければならなかった．慈善施設の中で重要な意味をもつのは，1254年聖ルイ（Louis IX, the saintly King of France, 1215〜70）によって設立されたカンズ・バン（L' Hôpital des Quinze-Vingts）である．これは文字通り300人を収容できる盲人収容施設で，その中に居住する盲人男女は講社をつくり，重要な問題はかれらの総会で決定され，王の保護を受け，寄付者には祈りをもって答え，施設維持のためにはこじきが奨励された．この施設は国家的権力者の保護のもとに組織的な収容施設として，つくられたことは注目すべきである．

同様な施設は，1178年ベルフ公によってドイツのメミンゲンにつくられ，ある種の教育がなされたようであり，1305年にはベルギーに，1329年にはイギリスのロンドンにもできている．なお，後年ドイツのフリートベルク盲学校では，盲人の辻音楽師をつくらないために，持ち運びのできる楽器の音楽教育は除外されたと伝えられており，保護時代から教育時代への移行過程における興味ある現象の一つであろう．

組織的盲教育への胎動

組織的盲教育を行なうため世界最初の盲学校がパリに創設されたのは1784年である．当時，盲人に対する社会的関心を呼起こし，盲人教育の必要性と可能性を訴え，組織的盲教育創始の背景となったのは，啓蒙思想家たちが唱道した人道主義的時代精神，盲学校の創設者バランタン・アユイに大きな影響を与えたディドロの「盲人書簡」，ド・レペーによるろうあ学校の創設などであった．

〔盲人書簡〕 百科全書作家の1人として有名なディドロ（Denis Diderot, 1713〜84）は，かねてからロックやバークレーの提起した感覚や観念の理論に関する問題に深い関心を抱いていた．ロックらによって支持されたモリニューの考え，すなわち，触覚を通してだけ物体を認知してきた生まれつきの盲人は，開眼手術の直後，視覚によってその物体を認知できないという考えが，先天性白内障の少年の開眼手術によって実験的に証明されたとき，かれも自分自身で確かめたいと願った．不幸にしてその希望を果たすことができなかったが，かれは盲人が失明した場合の反応，その思考過程や情緒生活の実情を調査研究することに努め，1749年その結果をまとめた「盲人書簡」を出版した．

かれはその中で次のような考えを明らかにしている．「盲人の感覚は失明により特に鋭敏になることことはなく，失明がいやおうなしに残存感覚の利用を増し，注意を集中させ印象を深くする．教育は盲人が失ったものより，いまもっているものの上に築きあげるべきだ．何物にもまして盲人は，外部の客観的世界とできる限りの接触を保たねばならない．たとえ盲ろうあ者でも，触知できる符号と触れてわかる対象物とを，根気よく執拗に結合することにより，触覚を通して教育することができる」．

「盲人書簡」は盲人教育の可能性を説き，盲人に対する社会の関心を呼起こした点で大きな意義がある．

〔人道主義的時代精神〕 ボルテール（Voltaire, 1694〜1778），ディドロ，ルソー（Jean Jacques Rousseau, 1712〜78）らの啓蒙思想家たちによって代表される当時の時代精神は，これまでの伝統的拘束を脱し，自由と平等を重んじる人道主義であった．直接・間接的にこれら偉大な思想家たちに接して，その影響を受けていたバランタン・アユイ（Valentin Haüy, 1745〜1822）は1771年9月，パリのカフェ・サン・オビードで盲人たちの悲惨な光景を目撃した．レンズのない厚紙のメガネをかけ，聴衆の方へ向けて置かれた楽譜を前に，異様な衣服とロバの耳をつけたトンガリ帽子をかむった10人の盲人が，演台で粗末な楽器による不協和な音楽を演奏している．聴衆はいっせいに冷笑を浴びせる……．かれはこれらの盲人の姿に心を動かされ，こっけいに見える盲人の悲惨な姿を笑い興じて見ている民衆の冷酷さに人道主義的な怒りを感じ，教育による盲人の救済を決意するに至った．

〔ド・レペーのろう教育〕 ド・レペー（Abbé de l'Epée, 1712〜89）は1755年，パリに世界最初のろうあ学校を創設し，手話法による教育を実践した．こ

の学校における成果は，ろう児教育に深い関心をもっていたアユイに深い感銘を与えた．

〔具体的な教授方法の示唆〕 アユイに盲教育の手がかりを与えたもう一つの事件は，かれから硬貨の施しを受けた盲人のこじきが，かれを呼びとめ，「いつもより高額の硬貨ですが間違いではありませんか」とただしたことであった．アユイは硬貨の違いを容易に識別できる感覚の鋭敏さを利用すれば，盲人の教育は十分に効果が期待できると考えた．

さらに大きな影響を与えたのは，パラディス（Maria Theresia von Paradis 1759～1824）である．盲人音楽家として有名であったパラディスは，1784年パリを訪れ音楽会を開いた．盲人教育の成果をまのあたりに見たアユイは，パラディスに盲学校の設立について相談した．パラディスはアユイを激励し，クッションの上の厚紙に針で字を書き，裏面から触読する方法や，凸字印刷機その他，かの女自身の学習方法について語るとともに，ワィセンブルクとの文通やかれの学習方法についても話し，アユイに示唆を与えた．

組織的盲教育の創始

アユイの最初の生徒はフランソワ・レスールという生後6週間で失明した17歳の少年であった．家族を養うため，午前中は教会の入口で物ごいを続け，午後はアユイのもとで学習を受けた．アユイは先人たちによって試みられた盲人用文字や教具を検討し，改良しながら学習を行なった．レスールの進歩も目立ってきたので，アユイはさらに多くの生徒を集団的に教育することを考え，一般からの援助を得るため，王立科学院で公開実演を行ない，これまでの成果を披露した．この実演は大成功で，多くの人びとに感動を与え，慈善協会の擁護のもとにあった14人の盲児を新しく生徒として，1784年コキーエ街に世界最初の盲学校を設立した．のちにノートル・ダム街に移転し，国立訓盲院（L' Institution Nationale des Jeunes Aveugles）として知られるようになった．

アユイ盲学校の教育方法

アユイが盲教育に当たって最も力を注いだのは，盲人に有効な読み書きの手段を教えることであった．これまで発明された教具や書字法は，個人教育には役立っても，学校教育には不適であるという結論を得たかれは，レスールが机の上にあったカードの印刷文字を裏面から触読できた偶然のできごとにヒントを得て，印刷した場合に普通の活字印刷と同じように裏面に浮彫りに出るイタリック体大活字の凸字印刷法を発明したのである．

読み方はこの凸字印刷物を触読するという方法であった．科学院でもこの方法を正式に認めたが，この線状の文字は読みにくく，実際にはあまり効果があがらなかった．多くのスペースを必要とし，教材はわずかしか印刷できなかった．この凸字の利点は，晴眼者も盲人と同様に容易に読めることで，したがって，晴眼者が盲人の読み方を指導できるばかりでなく，盲人が晴眼者に教えることもできた．

書き方は板紙か皮の上にわくをつけたものに紙をのせ，横線に沿って行をたどり，字形を逆にし，先がまるくなっている鉄のペンで右から左へ書く方法で，読むときは紙をはずし，裏面に浮彫りになった文字を左から右へ触読した．

算数はサンダースンの教具をやめて，仕切ったわくの中に浮彫りになった数学記号の活字を置く方法で，実際にはすべての算数の組合わせができた．

地理ではパラディスやワイセングルクの地図に改良を加え，細い線で境界線を浮彫りにしたものを考案し，印刷によりいくらでも造れることを利点とした．

音楽においても，盲人は自分で楽譜を読めるように浮彫りの表記を考えた．この学校では特に音楽が重視され，オーケストラを拡大し，合唱団を組織し，教会などで演奏することもしばしばで，盲人の重要な職業の一つと考えられるようになった．

職業教育の主要なものは音楽と手仕事であったが，一時にあまり多くのことをやらせ，盲人自身の能力や要求，社会の需要などについて十分に研究しなかったため，どの仕事も徹底せず，音楽以外はあまり大きな成果を収めることができなかった．

アユイの教育では，盲人をできるだけ晴眼者に近づけること，晴眼者と同様に扱うことが根本の考え方であり，そのため，盲人自身に最適な方法よりも晴眼者中心の方法が多かった．特に盲人が晴眼者の教師になることを一貫して強調したことは注目すべきである．

アユイ盲学校ではしばしば公開実演を行ない，国王や貴族，科学院のほか一般から同情と援助を集め，繁栄を続けたが，革命が起こったため，1791年，国民議会の命でセレスチン派の僧院に移され，「先天性盲人学校」となり，そこではろうあ者といっしょに居住した．その後1794年，盲児はロンバール街に移され，翌年には「盲人労働者施設」と改称，低迷期にあった

が，1800年にはナポレオンによってカンズ・バンに移され，第2級盲人（成人を第1級とし，若年者を第2級とした）として教育された．全盲児だけが入学を許され，就学期間は7歳から8年間で，120人の生徒を収容した．アユイは校長になったが，1802年に追放された．この学校は，フランスだけではなく，広くヨーロッパにおけるその後の盲学校の模範とされ，大きな影響を与えることになった．

各国における盲学校の開設

アユイの盲学校にならって，18世紀末から19世紀にかけて，ヨーロッパ各地に盲学校が開設されたが，1820年までのものは表1の通りである．

〔イギリスの盲学校〕　最初に設けられたリバプール盲学校は，「盲人を自力で幸福にし，社会に役立つものとする」ことを目的としたが，当初は手仕事（バスケット作り）や教会で歌う声楽，オルガン演奏などの指導に限られ，読み書きなどの教育はなく，学校とはいえないようなものであった．

ブリストルの盲学校は，「教育したのち盲人を保護雇用するのではなく，かれらに労働によって自活する手段を教える」ことを目的にしていた．その後設立された多くの盲学校は手仕事の作業場を学校に付設して，生徒は教育年限を終了すると，自動的にその作業場で仕事を続けるという方式を採用したものであった．

一般にイギリスにおける初期の盲学校では，慈善の目的と教育の目的との区別があまり明確でなかったようである．職業教育の重視も，盲人の必要についてのはっきりした見通しがあってというよりも，かれらの多くが貧困な労働者階級出身であるためのように思われる．

〔クライン（オーストリア）の盲教育〕　ウィーンにおいて地方貧民指導官の任にあったクライン（Johann Wilhelm Klein, 1765〜1848）は，かれのもとに救いを求めてくる貧困な盲人の悲惨な姿に接し，また，当時ウィーンの音楽学校で教えていたパラディスの影響を受け，盲人教育の必要を痛感し，1804年ヤコブ・ブラウンを最初の生徒として盲学校を設立した．

かれは研究心に富み，管理者としても教育者としてもすぐれていたので，この学校は非常な名声を博し，国や一般からの財政援助も十分で，1816年には国立に移管され，発展を続けた．しかし，ナチス政権になって，校舎は老人ホームに当てられ，盲関係図書の蔵書で世界的に有名であったその図書館も第2次大戦で破壊された．

クラインは最初から慈善的養育院と教育的学校を明確に区別していた．アユイの線状凸字よりも触読しやすい針文字（点字に近い）を採用し，計算ひもによる算数や浮彫り地図や浮彫りの楽譜を使用した．手芸では網，レース，編物などを指導し，状さし，針さし，厚紙やレザーで箱やかごなどを作り，それらに盲人が簡単に識別できるようにくふうした．

かれは盲児は全部盲学校に就学させることができないため，普通の学校で盲児を教育することを試みたほか，盲導犬の訓練の必要性も主張した．教育，心理，盲人福祉などの諸問題について細心な組織的研究を行ない，また，有能な盲学校教師の確保を念願して，「ドイツにおける盲学校論」や「教師用盲教育の手引」などの論文を発表した．

表1　1820年までにヨーロッパ各地に開設された盲学校

年代	開設の場所	開設者
1784	パリ（フランス）	Valentin Haüy
1791	リバプール（イギリス）	Edward Rushton
1793	ブリストル（イギリス）	Messrs. Bath and Fox
1799	エジンバラ（スコットランド） ロンドン（イギリス）	the Rev. David Johnston Thomas Boddington etc.
1804	ウィーン（オーストリア）	Dr. Johann Wilhelm Klein
1805	ノーウィック（イギリス）	Thomas Dawell
1806	ステグリッツ（ドイツ）	August Zeune
1807	ミラノ（イタリア）	Cav. Michele Barozzi
1808	アムステルダム（オランダ）	An association of Free Masons
	プラーグ（チェコスロバキア）	A charitable society
	ストックホルム（スウェーデン）	Per Aron Borg
1809	ペテルブルグ（ソビエト）	Valentin Haüy
	チューリヒ（スイス）	Dr. Hirzel
1810	ダブリン（アイルランド）	Protestants
1811	コペンハーゲン（デンマーク）	Society of the Chain (Masons)
1812	アベルディーン（スコットランド）	The munificence of Miss Cruikshank
1815	ダブリン（アイルランド）	Roman Catholics
1816	ブリュッセル（ベルギー）	Canonicus Triest
1818	ナポリ（イタリア）	Dominique Martuscelli
1820	バルセロナ（スペイン）	M. Richard

ヨーロッパの盲学校についてのハウ報告

1831年8月，新設されることになったニューイングランド盲養育院（のちのパーキンス盲学校）の院長に任じられたハウ（Samuel G. Howe 1801〜76）は，ヨーロッパの盲教育を視察し，必要な教師を得るため，ウィーンを除く主要な盲学校を訪れたが，次のような点を指摘している．

(1)政府によって設立され，維持されている学校は，盲児自身の福祉よりもむしろ国家の名声を高めるためのショーや展示を重視する傾向がある．そのため驚くほど多くの時間と根気が無用なことに費されている．他方，私立学校は生徒を単なる慈善の対象と考え，かれらを有意義な生活ができるように訓練するよりも，むしろ過保護の誤りを犯している．

(2)パリ盲学校はヨーロッパで最も古く，しばしば公開実演を行なったので，表面的には名声をなしている．フランス唯一の盲学校なので，全国で300人を数える盲児の3分の1が就学している．しかし，この学校の大きな欠点は，生徒の受けなければならない職業訓練の種類が多過ぎること，生徒自身の必要には関係なく，多くの無用な学芸を身につけさせようと努力していることである．将来，むち作りで生計をささえなければならない貧しい盲児も，学問で身を立て得るような才能のある者も，同じように数学や英文学を学習しているほか，織物，むち作り，マット作り糸紡ぎなどのうち，一つの仕事を身につけるため毎日5時間も専念したとしても，その年の終わりには前の年にやった仕事は忘れてしまって，結局卒業するころは，どの仕事にも役に立つほど上達してはいないことになる．しかし，十分に学習をマスターして，有用な社会の成員となり，幸福な生活をおくった者もかなり多くみられた．

(3)ドイツの諸学校，特に知的訓練のすぐれているベルリン盲学校では，校長ツォイネが盲人教師の採用を希望しているにもかかわらず，政府は晴眼者の教師を採用するよう干渉している．

(4)イギリスの諸学校は，知的訓練を排斥している点は感心できないが，職業訓練が発達している点は称賛すべきである．特にエジンバラの盲学校は，盲人が自分の努力によって将来自活できるよう教育するという，盲教育本来の目的に最も近づいているようである．パリの盲学校に比べると，校舎もりっぱではなく，交付金も年6万フラン（1万2000ドル）で，生徒用の印刷図書もないが，かれらは最もすぐれた教育を受け，マットレスやマット作りの技術を習得して，だいたい十分な収入を得ているようである．

以上のようなハウの報告から，結局，盲教育は1832年まではほとんど進歩がみられず，諸学校はアユイの線に沿っており，わずかに改善されたに過ぎなかったことがうかがわれる．

点字の発明による発展

盲教育史上，最も大きな業績の一つは，1829年パリ盲学校の卒業生で，当時，同校の教師であったルイ・ブライユ（Louis Braille, 1809〜1852）による点字の発明である．これまでの盲教育は，知的な教科も主として口頭授業と盲児の記憶に頼って行なわれ，その間，いろいろな形式の盲人用文字も試用されたが，あまり効果は期待できなかった．点字の利点は簡単な記号であらゆる言語や数学，音楽，科学などの記号まで容易に表現できること，触読しやすいばかりでなく，これまでの諸形式になかった容易に自由に速く正しく書くことがでできるという絶対的な長所をもっていることであった．これらの利点は，略字の使用や点字タイプライター，点字印刷機などの発明によって，さらに決定的なものとなった．点字の発明によって盲学校は，盲児に対して晴眼児と同じ教科を同じ水準まで教えることができるようになり，飛躍的な発展をみることになったのである．

しかし，点字の受入れは必ずしもスムーズにはいかなかった．各形式間には活発な論争が続けられ，「晴眼者の目にもよく読める」という誤った意見がなかなか消えなかったので，パリ盲学校が点字を正式に認めたのは，発明者がこの世を去った2年後の1854年であった．また，イギリスでアーミテージ（Thomas Rhodes Armitage, 1824〜1890）ら，盲人のグループによる他の諸形式との比較研究ののちに採用されたのが1870年，ドイツでブライユの原形を正式に採用したのは1879年，世界的に正式に承認されたのは1878年パリで開かれた国際会議においてであった．

盲教育法の発展

〔サクソン・システム（Saxon system)〕 ドイツの旧ザクセン州の首府ドレスデンの盲学校など，ドイツ各地の盲学校で用いられた方法で，生徒が卒業して郷里に帰るとき，身につけた手仕事に必要な材料と道具を学校から与えられる．そして，居住地の近くの地位の高い，尊敬すべき良識ある後見者の保護を受け

て仕事をし，後見者は常に盲人と親しく接し，製品の販売を助ける．地方の市場で販売しきれない製品は学校で引受けて処理し，原料は学校から実費で補給し，また収入の少ない者には学校の財政の許す範囲で援助することになっていた．イギリスではアーミテージの主張により，1889年の王立盲人委員会の勧告の中にもこのシステムの採用が含まれているが，この勧告が実際に効果をあげるようになったのは，1920年の盲人法によって家内労働者の制度が一般化してからである．

〔中・高等教育の導入〕 1962年，ハノーバーで開かれた国際盲青年教育者会議（ICEBY）に提出されたガルベ博士の論文によると，1879年ベルリンで開かれたドイツ盲教育者会議において，ある発表者が「最高の感覚を欠く者はアカデミックな教育を受けることができない．アカデミックな教育に貴重な時間を浪費し，手仕事を訓練する時間を失うことは好ましくない」と述べ，同会議は盲学校の「よい教育の目標は初等教育のそれを越えるべきでない」との決議を行なったという．

一般の盲学校が初等教育の域を出なかった時代にあって，イギリスでは1886年,晴眼児のパブリック・スクールの線に沿って，上流階級の盲男児を対象とする中学校として，現在のウォースター・カレッジが設立された．この学校の特徴は ①生徒の大学進学率が高い．②体育と戸外のスポーツ（ボートなど）が学校生活の重要部分を占めていた．③屋内ではチェスが盛んであった，の3点にあるといわれている．

また，アーミテージは，パリ盲学校卒業生の30パーセント以上が，音楽教師，オルガン奏者，ピアノ教師などをして成功しているのに対し，イギリスでは職業訓練はあまり成功していないことを痛感し，高度の職業教育によって盲人を社会に受入れさせようと考え，パーキンス盲学校の音楽教師キャンベル（Francis J. Campbell, 1832〜1914）を招き，1872年ローヤル・ノーマル・カレッジ盲人音楽アカデミーを設立させた．この学校では，初等教育を終えた優秀な盲児に速記，タイプライター，ピアノ調律，オルガン演奏，音楽教師，学校教師などの専門的職業教育や大学への進学準備教育を行なった．

1921年にはイギリス盲人援護協会によって，才能ある盲女子のための中学校チョリーウッド・カレッジが開設された．同校は1944年の教育法によって，ウォースターとともに，一般の盲児から入学試験によって選考した者を入学させる中学校になり，初等・中等教育の制度が確立したのである．

ドイツにおいては，1917年，初めてマールブルクに盲人のための中学校がシュトレール（Carl Strehl）によって創設された．

〔義務教育制度の確立〕 多くの盲学校は個人や宗教団体などの慈善活動として設立され，一般の寄付金によって維持されていたが，次第に国や地方政府の財政援助を受け，管理面にも政府の監督や干渉が加わり，ついに全く政府の管理下に置かれて，公立学校になるという過程をたどった．一般教育の公教育化，義務教育制への動きが進むにつれて，盲教育においても義務制が確立していったのである．

ドイツのザクセン・ワイマール大公国では，すでに1858年の法令によって，6歳または7歳から14歳または15歳までの8年間，盲・ろう児の就学義務が規定されていた．1911年のプロシャ学校法にも同じような規定がみられる．

現在では，オーストリア（6〜14），ブルガリア（7〜14），デンマーク（7歳から10年間以上），イギリス（5〜16），フィンランド（7〜16），フランス（6〜14），ドイツ（6〜14），イタリア（6〜16），アイスランド（7〜15），ノルウェー（7〜16），スコットランド（5〜16），スウェーデン（8年間），ソビエト（7〜16ないし18），ユーゴスラビア（7〜15）の各国において，盲児の義務就学が法的に定められている（カッコ内の数字は義務就学年齢）． （山口洋史）

〔参照文献〕

Farrell, Gabriel, *The Story of Blindness*, Cambridge, Harvard University Press, 1956.

French, R. S., *From Homer to Helen Keller*, American Foundation for the Blind, New York 1932.

Wagg, Henry J., *A Chronological Survey of Work for the Blind*, 1932.

Thomas, Mary G., *Royal National Institute for the Blind*, 1868〜1956, Brighton, Brighton Herald, 1957.

Taylor, W. W. & I. W., "The Education of the Blind in Western Europe" *The International Journal for the Education of the Blind*, Vol. IX, No. 2, AAIB, Louisville, 1959.

ICEBY, *The Education of Blind Youth-Proceedings of the International Conference of Educators of Blind Youth (1st at Bussum, 2nd at*

Oslo, 1952 & 1957.

イギリスにおける盲教育の現状

概観

イギリスにおける最初の盲学校は，1791年，リバプールで盲詩人エドワード・ラシュトン（Edward Rushton）の提唱により開かれた．1793年にブリストルで，次いで1850年までには宗教的慈善団体によってロンドン，ノーウィッチ，ヨーク，エクゼター，ニューキャッスル，マンチェスター，ノッティンガムとバーミンガムなどの各地に盲学校が創設された．これらは19世紀後半になって慈善事業の収容所的な性格を脱して，学校という形態に近くなってきた．

1870年の教育法は一般児童の義務教育を制定し，1874年には慈善事業協会が，盲人福祉調査委員会を設定した．1893年には，盲ろう児童の初等教育法が議会を通過し，5歳から16歳までの視覚障害児の教育を義務化した．のちに1944年の教育法により，障害の種別による分類収容の方法を改め，基本的には一般の教育との同一化を図る方針が打出された．また，すべての障害児に対して能力に応じて適切な教育の場が与えられることとなったので，その後の盲学校の形態に大きな変化をもたらした．

1948年にコンドバ・ホール（Condover Hall)に重複障害児のための盲学校ができ，優秀児のためのウォースター・カレッジ（Worcester College）男子，チョリーウッド・カレッジ（Chorleywood College）の両グラマースクールと共に機能分化が行なわれた．

1944年の教育法改正にもかかわらず全国盲学校の規模は，未熟児網膜症の急増にもたえる程度にゆとりがあったので，地方教育当局は一般学校への就学を受入れなかった．そこで1968年現在において，例外として行なわれている統合教育の実例は，わずか4人に過ぎない．すなわち，リバプールのセント・ビンセント（St.Vincent's）盲学校で4人の生徒が夜間，寄宿舎で特別の指導を受けながら，昼間同じ教派の一般学校に通学しているというオープン・レジデンシャル方式が行なわれているだけである．

そこで，イギリスにおける盲教育は，機能別の寄宿制盲学校において，徹底した教育を行ない，専門の職業指導所を経て，一般の企業に個別に就職させるという方式がとられている．

1968年現在のイギリスにおける盲人数は約11万人を数えるが，学齢児は約950人に過ぎない．

かれらの教育費は寄宿舎の生活費を含めて年額1人当たり約750ポンドを出身地方の教育委員会が負担する．国は教科書代の85パーセントを負担している程度である．不足分は王立イギリス盲人援護協会（ＲＮＩＢ）などの機関が寄付を集めて補助し，両親はそれほどの負担をしないですむようになっている．

幼児教育

イギリスでは，2歳児検診によって視覚障害幼児の早期発見が行なわれ，適切な対策がなされている．5歳以下の就学前幼児の多くは，家庭で育てられている．ＲＮＩＢでは，盲幼児の両親たちの指導を行なうために家庭訪問教師を派遣している．ゆとりのある家庭の両親たちは，家庭訪問教師の指導の下に自宅で，できるだけ普通児と同じ活動を促すよう心がけている．ＲＮＩＢは家庭訪問教師を派遣するだけではなく，ノースウッドにあるペアレンツ・ユニット(Parents Unit)で，両親と盲幼児を迎えて，教育相談や教育方法の指導も行なっている．

家庭で十分な教育を行なうことができない場合には，ＲＮＩＢに属する9カ所のサンシャイン・ホーム（Sunshine Home）保育園に3歳児ごろから受入れ，家庭環境からより広い場や大きな集団への適応力の向上に努めている．そのうち2カ所の保育園は重複障害盲幼児のためのもので，豊富な遊具に囲まれて幼児の実態に応じた指導が行なわれている．

なお，ロンドンのハンプステッドにある盲幼児の保育園は，ＲＮＩＢには属していないが，ここでは近所の保育園児との交流が行なわれ，3歳の盲幼児がコーヒーの接待が十分できるほどに身辺の自律を果たし，運動や作業において普通児と共に活動できるような指導が行なわれている．

初等・中等教育

イギリスにおける盲学校の修業年限は，5歳から16歳までの11年間で，一般よりも1年間長い．普通の盲学校はビッグ・スクールの形態をとり，初等部6年と中等部5年からなっている．初等部の低学年（幼稚園）においては，家庭教育や保育園での教育を受けて，生活を中心としたカリキュラムが組まれている．残りの4学年で，次第に教科学習へと分化し，一般の初等学校の教育内容に近づけられる．

初等部を終えて，中等部に進学する際に，全国の盲

学校の優秀児たちは，試験と面接を受けて，男子はウォースター・カレッジに，女子はチョリーウッド・カレッジに入学する．全体の約1割に当たるこれらの優秀児たちは，イギリスの一般のグラマー・スクールと同様なカリキュラムによる特別な教育を受ける．その他の多くの生徒たちは，そのまま中等部へ進学し，一般の普通中等学校と同様のカリキュラムによる教育を受ける．その後学習遅進児などは18歳までの2年間，学校にとどまって学習の遅れを取戻すことができる．

1947に開設された最も新しいビッグ・スクールであるリッキー・グローサー(Ryke-Glauser)盲学校に例をとって，イギリスの初等・中等教育の現状をみる．この盲学校は，中部イングランドの30の教育委員会からの委託生を預かる独立学校で，ＲＮＩＢに関係しているが，生徒数140人中全盲は65パーセント，残りは強度の弱視である．ＩＱはおよそ70以上で盲精薄児はいない．全校生の約50パーセントが学習遅進かあるいは軽度の情緒障害を伴っている．学級数は12で，内訳は初等部の幼稚園は2学年で2学級，初等部の残り4学年で3学級，中等部は7学級である．初等部は音楽，体育を除いて学級担任制で，中等部は教科担任制である．常勤の教員16人中，全盲は4人，弱視1人である．そのほかに時間講師が5人いる．

全生徒140人のうち1人の通学生を除いてほかは舎生である．寮母は8人で，幼稚園，初等部高学年，中等部男子・女子に各2人ずつが担当し，週末を除いて勤務に当たっている．舎監は教員が兼務し，初等部，中男・中女の3棟に各1人が月曜から木曜まで宿泊する．職員はそのほかに看護婦1人，炊事婦1人を加えて合計32人である．

授業は週5日制で午前4校時，午後3校時，週当たり35校時で，1校時40分である．毎週末3分の1の児童・生徒が帰宅するが，毎月第3（週末には金曜日の午後の授業を打切るので，3分の2が帰宅する）．

そのほかに休暇はクリスマス2週間，イースター3週間，夏期8週間である．この学校では他のビッグ・スクールと同様に，普通教育だけを行ない，職業教育は行なわない．

イギリスの特殊学校の敷地や建物の多くが，第2次大戦中の疎開や，戦後の経済的不況に際して，貴族のカントリー・マンションや，地方地主のカントリー・ハウスを入手し，改良したものである．このリッキー・グローサー盲学校の広大な敷地と石造りの建物も16世紀の貴族の屋敷とカントリー・マンションをそのまま利用したもので，そのほかに体育館と温水プールを増築している．実物・標本・模型など豊富な触覚教材や点字図書などはかなり充実している．

重複障害児教育

重複障害児の教育については，オールドバリー・ホール（ Oldbury Hall ）保育園で7歳から9歳までの低学年（幼稚園）の指導を行なっている．イギリスには重複障害児の盲学校が二つあるが，1960年に設立されたラシュトン・ホール（ Rushton Hall ）盲学校は，初等学校相当の盲精薄，盲肢体不自由，盲情緒障害などの重複児童を教育している．1948年に設立されたコンドバ・ホール盲学校では，ラシュトン・ホール盲学校の卒業生を中等部に受入れるとともに，7歳から18歳までの盲ろう児の教育を行なっている．

1968年現在ではラシュトン・ホール盲学校に45人の初等部児童がおり，コンドバ・ホールの盲学校には74人の中等部生徒と，盲ろう部門に18人の児童・生徒が在籍している．

重複障害児教育の内容は，日常生活技能や集団生活参加能力など，社会生活を行なうのに必要な基本的な能力の育成に重点がおかれている．たとえば，コンドバ・ホール盲学校では交通・通信・生物・食物・家などのような話題を，全学年を通して1学期ごとに設定し，社会・理科・算数などすべてを，その話題のもとに有機的に関連づけ，日常の生活行動を通して学ばせる生活単元学習の方式をとっている．

そのほかに，盲ろう部門で使用している指文字は，アルファベット式であるが，アメリカのものと異なっている．

なお，重複障害児の指導に当たっては，1対1の指導の場面が多く必要であるが，普通の教員のほかに，ジュニア・ティーチャーと呼ばれる補助教員が多く指導に当たっている．

職業教育

初等中等教育では，普通教育にとどまり，自主性と社会性の育成に重点をおいている．職業教育は，中等教育修了後専門の職業訓練所で行なわれる．

ウォースター・カレッジとチョリーウッド・カレッジの卒業生たちの多くは大学に進学し，法律・心理学・言語・音楽・社会学などを学び，教師，弁護士，ソーシャルワーカー，大学教授などになる．またＲＮＩ

Bの学校で物理療法を学んでマッサージ師になる者もいる，

ビッグスクールの中等部を卒業した生徒たちの中で，シュスルベリーのロイヤル・ノーマル・カレッジ（Royal Normal College）に進み，電話交換，タイピング，速記，ピアノ調律，音楽などを学ぶ者もいる．その後，さらに専門的な学校に進学して高度な技術を学ぶ者も多い．ビッグスクールの中等部卒業生の多くは盲人を対象とした職業指導所に行き，就職前の基礎指導と歩行訓練などを受ける．普通は16歳から18歳で入所し，4カ月から1年8カ月の訓練を受ける．その中で旋盤工・機械工・電気工などの基礎訓練を受ける者は2年間ここにとどまる．その後一般の企業に就職して，さらに企業内訓練を受けたり，一般の職業指導所で，さらに専門的な職業技術指導を受ける者が多い．

イギリスは，一般の企業に就職する盲人の比率が世界で最も高い国といわれているが，職業指導所を卒業する盲人の中で庇護授産所に行く者はまれである．コレドバ・ホール盲学校の卒業生である重複障害児の約20パーセントも職業指導所に入所して，一般企業に就職していく，そこで最近では，69の盲人授産所に行く数は激減している．

これらの徹底した就労対策を行なう根拠となっているのは1944年に公布された身体障害者就労法で，これにより地方当局は労働大臣とともに盲人に対して職業教育を行ない，就労させる責任を負っているからである．（木塚泰弘）

［参照文献］

木塚泰弘「海外における視覚障害教育，ことに重複障害教育に関する報告書」昭和44

ソビエト連邦における視覚障害教育の現状

概観

帝政ロシアの時期には視覚障害教育は十分ではなかった．1806年にペテルスブルグに最初の盲学校が創立されたが，革命前には推定2万8000人の学齢児のうち約2パーセントの600人が教育を受けていたに過ぎない．ソビエト社会主義共和国連邦が建設されたのち，1931年に盲児の8年間義務制が決定されたが，第2次世界大戦のため実現をみなかった．

1960年の教育省令によって，盲学校，弱視学校とともに一般よりも1年多い9年間の義務制が完全に実施された．さらに盲学校には1年間の幼稚部の設置が義務づけられた．近年，盲児数は減少の一途をたどり，1967年現在では，6900人が52の寄宿制盲学校に在籍しているが，全盲児はその16パーセントに過ぎない．そのため定数いっぱいまで弱視児を，弱視学級などに受入れている盲学校が多い．

ソ連の場合，矯正視力0.05ないし0.2までの弱視児が，弱視教育の対象とされているが，16の寄宿制弱視学校に2600人在籍している．

重度の重複障害児は，社会保障省管轄の9年制の補助寄宿学校に入学しているが，盲遅進児は，盲学校の特別学級などで指導される．

ソ連における寄宿制の盲学校および弱視学校は，一般の初等・中等学校と同様に教育省の管轄に属しており，学費，教科書費，学用品費，食費などはすべて国費である．全ロシア盲人援護協会（VOS）は自ら企業体として直営の工場などから各地の寄宿制盲学校に教具などの援助を行なうほか，職業教育を重点的に行なっている．

ソ連における視覚障害教育の特徴は，就学前からの集団教育と，寄宿制盲学校における普通教育，総合技術教育および労働教育である．さらにVOSなどによる職業技術教育と，その管轄する工場への就業のための適性判定などは，他の欧米諸国とおもむきを異にしている．統合教育はほとんどみられないばかりではなく，一般企業への就職も比較的少ないのが現状である．

幼児教育

3歳から7歳の盲幼児を対象とした視覚障害児幼稚園の教育は，空間表象の構成や空間定位の指導など，盲幼児の欠陥補償や運動機能などの指導を主としている．そのため課業として，身辺の処理，近隣の環境認知とひとり歩き，音声言語，計算，手の労働，描画，彫塑，ブロック，積み木などによる構成，各種の運動，道徳などが指導される．

これらの教育内容を，体育，知育，徳育，美育に分けてそのねらいを考察する．

(1)体育では，一般目標のほかに，空間定位能力の形成と運動能力の発達を主眼としている．歩いたり，走ったり，階段の昇降などの体育活動を通して，筋感覚，聴覚，触覚による位置判定（空間定位）をする能力を育てる．さらに広い場所での恐怖感の克服，正しい姿

勢での歩き方，手指の柔軟性などの指導には特に留意する．

弱視児においては，残存視力の保護とその発達と活用が留意されている．

(2)知育においては一般目標のほかに特に言語主義の克服が主眼となっている．そのため聴覚，皮膚覚，運動感覚などを活用し，直接経験を足場として環境を認知させる．

(3)徳育においては，一般の幼児の場合と同様社会性の育成に主眼がおかれ，おとなの労働への関心と尊敬，集団主義のセンスの形成が特に配慮されている．

(4)美育においてたいせつな役割を果たしているのは自然への遠足，音楽を聞くこと，絵画，彫刻，芸術的なおもちゃ，児童文学などである．視覚障害児は，音楽や児童文学などに特に強い関心や興味をもつことは自然である．これらの教育内容は盲学校に付設された幼稚部においても同様に指導される．

初等・中等教育

多くの寄宿制盲学校は6歳児のための幼稚部，第1学年から第4学年までの初等部，第5学年から第9学年までの不完全中学および第10学年から第11学年ないし第12学年までの完全中学から構成されている．

初等部では，幼稚部での教育の成果をふまえて，一般の初等学校と同一のカリキュラムによる普通教育が行なわれる．その際，欠陥補償と運動機能の向上に重点がおかれることは，幼児教育の場合と同様である．

不完全中学は一般より1年間長い5年間をかけて，普通教育と総合技術教育が行なわれる．すべての教科は，年限の延長に見合って進度をおとし，徹底して指導される．教科の内容の多くは一般のカリキュラムと同一であるが，体育，図画，製図および労働教育は，独自のカリキュラムによって行なわれる．このように初等部と不完全中学とは，カリキュラム構成上相異がみられるが，部としての独自性はない．

完全中学では，生産と結びつけた労働技術教育を行なうため，校内に実習工場の設置が義務づけられている．最近では旋盤・機械・電気などに関して基本技能や，ベルトコンベアーによる流れ作業の実習が行なわれている．生徒たちは第11学年で教員・工場管理者などによる判定会議で格付けされ，進学や就労先が決定される．

盲学級の学級定数は10ないし12，特別学級は5ないし7である．

寄宿舎においては，指導者のもとに音楽や模型製作，チェスなどのサークル活動が行なわれている．そのためか，モスクワ盲学校高学年の生徒たちは，市内の一般の学校とのコーラスやチェスのコンクールで常に上位を占めている．

教材・教具で特徴的なことは，白くま親子，黒くまをはじめ，トラやワニなどの剥製，城や宮殿の模型，立体地図や各種のレリーフなど，直観教材を質・量ともに豊富にそろえていることである．これはパブロフの第1次信号系から第2次信号系への移行過程に関する理論に裏づけられている．

完全中学を修了する以前に，何らかの事情で工場で働くこととなった視覚障害の勤労青少年のために，28の夜間学校と五つの通信教育学校がある．これらの学校は，仕事を止めずに学びたい成人の視覚障害者のためにも開放されている．1967年現在，4800人の学生が登録されている．そのほかに一般の夜間学校に通っている視覚障害の勤労青少年もおり，過去4年間に3970人の視覚障害者が，仕事を止めずに不完全中学と完全中学を卒業した．

職業教育

寄宿制盲学校の完全中学校における労働技術教育は標準的なものであって，そのほかに専門的な各種の職業教育指導が行なわれている．また，中途失明者や未就学の先天盲児らのために，労働リハビリテーション学校なども ある．

ソ連においては視覚障害者の職業教育として，①リハビリテーション，②特殊な作業操作における訓練，③上級の訓練の3段階がある．①は労働リハビリテーション学校で行なわれ，②と③はVOSの訓練生産センターか，または職業学校で完成される．

(1)労働リハビリテーション学校：1963年にVOSは，中央ロシア地域のためにチェボワソルー市に，シベリアと極東地域のためにアルタイ地方のビュッスクの町に，労働リハビリテーション学校を開設した．

訓練期間は4カ月を標準とし，個人差により2ないし8カ月の場合もある．入学資格は16歳以上の中途失明者か，未就学の先天または幼児盲である．指導内容は身辺処理・歩行・点字・タイピング・作業の基礎などであるが，心理的適応には特に重点がおかれる．訓練生の授業料と生計費は無料である．

(2)VOSの訓練生産センターにおける職業訓練：訓練職種の選択は，本人の希望と能力に基づいて，医局の

推薦を考慮し，ＶＯＳの職業訓練の主任技師によりなされる．訓練期間は職種により異なるが，２ないし３カ月を下ることはない．訓練生の授業料は無料で，工場から月々の手当と仕事着が支給される．指導者は訓練生産センターの技師，工場長，最もすぐれた労働者（グループでも個人でもよい）が当たり，理論の指導と実習が行なわれる．訓練修了後，資格づけが行なわれ，新しい職種に就労することができる．訓練生産センターは，さらに上級の専門の技術指導に際しても１，２年の期間をかけて同様の取扱いを行なう．上級の訓練を受けた視覚障害者は，訓練生産センターにとどまるか国営工場で働くことができる．

訓練生産センターの職種としては，組立取付工・プレス工・穴あけ工・旋盤工・製粉工などのほか，箱作り・編物・木工・ブラシ作りなどもある．

(3)マッサージ学校：共和国マッサージ専門学校は，コーカサス地方のキスロボドスクにあり，完全中学校を終えた18歳以上30歳までの視覚障害者に入学資格が与えられている．修業年限は２年間で，弱視生は年限を延長して，医療体操や物理療法の単位も習得できる．授業料は無料で，宿泊費も国費で支給される．

理論の指導と実習を受けたのち国家試験を受け，地方保健局の選抜で総合病院に就労する．

(4)音楽学校：社会保障省は，キルスクの町に盲人のための国立音楽学校をもっている．学校は第２次大戦の戦傷者のうち音楽専攻希望者のために建てられた．その後16歳から30歳の視覚障害者に，失明原因を問わず開放した．その学校には142人の学生のためにアコーディオンの４年のコースがある．授業料・宿泊費とも国費でまかなわれ，ＶＯＳから各自にアコーディオンが支給される．

卒業後はアコーディオン演奏者や他の音楽学校のためのアコーディオンの教師，またアマチュア・アートグループのリーダーとして，地域のセンターや保養所，中等音楽学校，普通学校などで働く．近い将来にはピアノ調律師のクラスが開かれることになっている．

(5)国営農場における盲人の職業訓練：カルダ地方の農業地区の一つにある国営農場の職業学校で訓練される視覚障害者もある．この学校は1953年に設立され，50人の生徒に10カ月の指導が行なわれる．訓練を受ける視覚障害者は農民と療養者で，おけ屋と馬具屋に育成される．

集団農場，国営農場であるを問わず，いかなる農場においても漬物桶や，かいばおけ，あるいは馬具などを作ったり修繕したりすることができる人は，常に歓迎されているので，これらの二つの職種が選ばれたのである．

訓練生は授業料が無料で，そのうえ月々の手当てを受け，卒業時に一組の道具が支給される．

高等教育

視覚障害児が，完全中学の第11学年または第12学年を修了し，国家試験を受けて進学適性が認められると，４年制の専門学校か５年制の大学において一般の学生とともに高等教育を受けることができる．学費は国費によってまかなわれるが，盲学生は５割増しの支給を受け，教材の点訳費用などに当てることができる．高等教育を受けた盲人数は数百人を越えている．最近の傾向として，語学・法律学・教育学・心理学・文学などよりも，数学を専攻する盲学生が増加している．モスクワ大学の12人の盲人教授と約200人の盲学生の大部分が数学専攻であるといわれている．

高等教育を受けたのち，教師・法律家・コンピューターのプログラマーなどになる者が多い．

教員養成，視覚欠陥学および欠陥学研究所

視覚欠陥学専攻の教員養成はモスクワ教育大学およびレニングラード教育大学で行なわれている．入学資格は完全中学の第10学年，または第11学年の卒業生で35歳未満であるが，教員の経験者は優先される．入学試験は，作文・口頭試問，ソ連邦史に関して行なわれている．卒業後，盲学校および弱視学校の第１学年から第９学年の授業および第10学年から第12学年までのロシア語を担当することができる．数学は，高等数学教育を受けたのち，大学において１年間欠陥学を専攻したものが担当する．視覚欠陥学専攻の教員の養成数は年間約25人程度である．

視覚欠陥学では，精神発達の過程と教育技術に重点がおかれている．

視覚障害児の精神発達の過程として，①保持されている聴覚・皮膚覚・運動覚などの分析器の利用と錬磨．②視力が存在する普通の条件では用いられない分析器利用活動の補足的，予備的源泉の導入．③新しい結合が盲児の活動過程で発生し定着したため，その意義を失った古い結合の切断などがあげられている．これらを一般的な発達過程の中で考慮することによって，環境の認知や運動機能の向上をもたらすことができるといわれている．

盲教育技術としては，点字の読み書きの指導，盲人用測定器具の活用などに重点がおかれている．書字用具としては点字版が用いられ，点字タイプライターはまだ普及していない．

これらの欠陥学の研究は，欠陥学研究所を中心に行なわれている．

ソ連邦教育科学アカデミー欠陥学研究所は欠陥学の問題を研究する学者を集めた科学研究機関である．研究所は盲，弱視，ろう，難聴，言語障害，運動機能障害，心理発達の遅滞，知能遅滞の児童および青年の研究，教育・教授に関する科学的研究，また，成人のろう者と盲人の一般的教育および労働教育の問題に関する研究を行なう．

欠陥学研究所は学校と幼稚園の実践研究所の基礎のうえに1943年に創設され，ロシア共和国教育科学アカデミー（1966年からソ連邦教育科学アカデミー）の科学研究機関となっている．

視覚障害関係部門としては，盲および弱視児の教授と教育の研究室，盲ろう児の研究と教育の実験室，盲心理学実験室，盲工学実験室がある．

欠陥学研究所は，教育大学欠陥学部やゲリムゴーリツ記念眼科学研究所と協力したり，盲学校，弱視学校特殊幼稚園などを指定して実験教育を行なう．研究所の実験学校であるモスクワ盲学校のカリキュラムは，研究所員と教員が協力して作成し，実践の成果は他の盲学校に普及されている．研究所で開発された測定器具類や教材教具などは，他の機関で製作され販売されている．

このほか欠陥学研究所は，研究成果を多数の書籍や雑誌に発表したり，国内外の欠陥学の研究会を主催している．（木塚泰弘）

〔参照文献〕

ソビエト教育科学アカデミヤ版「教育科学辞典」明治図書，昭和38

飯野節夫「ソビエトの障害児教育」日本文化科学社，昭和43.

「ソビエト欠陥学の研究2」東京教育大学特殊教育科昭和46

木塚泰弘「海外における視覚障害教育，ことに重複障害児教育に関する報告書」昭和44

アメリカにおける盲教育の発展

アメリカ盲教育の歴史

〔盲学校創設へのあゆみ〕 19世紀初頭の若い独立国アメリカ合衆国では，植民地からの急速な政治的・経済的成長に伴う種々な社会問題が表面化しつつあった．その対策として州立の救貧院と並んで，医師，牧師，知識人などの新興市民階級の手で，貧児，孤児，心身障害者などを救済するための民間慈善事業がぼっ興し，盲教育もそれらの一つとして始められた．

ニューヨークでは，同地のろうあ学校（1818年設立）の関係者や貧困防止協会会員，救貧院の医師たちが，貧しい家庭や救貧院に放置されている盲児を救済するため，1831年州議会に請願してニューヨーク盲学校設立の認可を得，翌1832年3月イギリスから取寄せた教具をもって，救貧院から集めた6人の盲児の教育を開始した．

同じく1832年，ボストンにニューイングランド盲学校（New England Asylum for the Blind），翌1833年3月フィラデルフィアにペンシルベニア盲学校（のちのオーバーブルック盲学校）を開校した．前者は卓越した校長ハウ（Samuel Gridley Howe, 1801～76）のもとに，その後のアメリカ盲教育において指導的な地位を占めるが，その設立の経緯をみると，パリで盲教育を見聞した医師フィッシャー（John D. Fisher）は，1826年帰国してボストン市民と盲学校設立を計画，1829年マサチューセッツ州議会の認可を得，次いで医師ハウをヨーロッパにおける盲教育の調査に派遣した．ハウはイギリスとフランスから2人の盲人教師を伴って帰国し，1832年8月，かれの父の家で6人の盲児の教育を始めた．翌年から州は20人の貧しい盲児を収容することを条件に年6000ドルの補助金を支出し，他方，民間からも多額の寄付金が集められ，その後邸宅と土地を提供した実業家パーキンス大佐の名前にちなんで1839年，校名をパーキンス盲学校（Perkins Institution and Massachusetts Asylum for the Blind）と名づけた．これはのちにPerkins School for the Blindと改称し，世界的にすぐれたものとなった．

校長ハウは医学を修めたのち，ギリシャ独立戦争に身を投じ，帰国後盲教育だけではなく盲ろうあ教育，精神薄弱教育，精神病者の処遇改善，監獄改良運動にも先べんをつけ，普通児の公立学校運動，奴隷解放運動にも活躍した多彩で精力的な社会改良家であった

かれは1833年の報告において，慈善と教育の目的を明確に区別し，盲児を教育により有用な社会の成員とすることの可能性を説き，盲児の自立は単に個人的な幸福にとどまらず，社会の負担を軽減できるという，教育の経済的な価値にも着目している．

また，普通教育と並んで体育や音楽・手工芸を重視し，ボストン式凸字（Boston type）をはじめ種々な教具を開発するなど，アメリカ盲教育の基礎を築いた．かれは普通教育においてアカデミー（当時の中等学校）に比肩することを目標としていたが，卒業生の就職難から1840年には授産場を付設しており，他の2校においても当初から特に職業教育による盲人の救済を目的としていた．

〔州立盲学校の発展(1837〜1890)〕 東部における3盲学校設立は，その後，各地の盲学校設立の機運を高め，合衆国西部の発展，南北戦争後の産業の発達を背景として，表1に示すように，19世紀末までには人口稀薄な地方を除くほとんどの州に盲学校が設けられるに至った．ここで注目されるのは，初期の3校が民間の慈善事業であったのに対し，1837年設立のオハイオ盲学校が州立として発足したのをはじめ，その多くが州立もしくは経費の大部分を州の補助金によっていることである．ただし，1839年設立の州立バージニア盲あ学校などのように経費節減のためろうあ学校と併設されたものもあり，また，黒人に対する盲教育は遅れ，南部では白人と差別した盲学校が設けられている．

表1 アメリカにおける盲学校設立状況（1832—1900）

設置年	発校数（カッコ内は州立）
1831—1840	5(2)
1841—1850	7(7)
1851—1860	9(7)
1861—1870	4(4)
1871—1880	5(5)
1881—1890	5(4)
1891—1900	7(3)

（アメリカ連邦教育局年報による）

盲学校経営における公費の導入とともに，1830年代から60年代にかけて発展した普通児の無償公立学校運動の影響を受けて，盲教育においても，州による管理・監督の強化，授業料廃止による貧富差別の撤廃，在学年限，教育内容，教育方法の普通教育への接近などが行なわれ，慈善主義の克服，公教育への統合の前提条件が成熟していった．

こうした盲教育発展の推進力になったのは，1853年ニューヨークで開かれた盲教育者の会議をはじめ，1871年に結成されたアメリカ盲教育者協会（American Association Instructors of the Blind＝AAIB）である．その運動の成果の一つとして，1879年には盲教育振興法が連邦議会を通過し，特別基金の利子1万ドルをもってケンタッキー州ルイスビルのアメリカン・プリンティング・ハウス（American Printing House for the Blind, 1858年設立）を通じ，全国の盲学校に点字図書が無償で配布されることになり，その後，数度改正拡充されて今日に至っている．

1870年代になって，アメリカ盲教育者協会や盲学校卒業生の手によって，高等教育機関設立の運動が各地で進められたが，1876年のマサチューセッツ州におけるアメリカ盲人音楽カレッジ計画や1886年の連邦議会に対する盲人カレッジ設置請願などの試みはいずれも実らず，その後の運動は特別奨学金を獲得して一般大学に進学させる方向へと向かった．

教育方法上の困難な問題の一つである盲人用文字については，初期の凸字に加えて，1860年ごろブライユ点字がアメリカに採入れられ，それを大きく変形したニューヨーク点字（New York point）と，点の排列を修正したアメリカン・ブレール（American Braille）とが，初期のボストン式凸字を駆逐して並立し，これにブライユ点字も加わり，激しいいわゆる「点字戦争」を引起こし，その統一は次期にもち越された．

〔点字学級の出現(1890〜1930)〕 普通児に対する就学義務制は，北部および西部各州ではほぼ19世紀末までに実施され，1910年代には南部諸州にも及んだ．この義務教育制度の確立は，公教育の中に新たに心身障害児の問題を顕在化させた．ニューヨークに次ぐ大都市シカゴでは，19世紀末にすでに公立学校の中にろう児，非行児，肢体不自由児，精神薄弱児の特殊学級が設置されており，1900年には盲児の特殊学級がこれに加わった．これは，かねて高まっていた盲学校設立の要求に対して，伝統的な盲学校の寄宿制度に批判的であった教育者たちが市当局に働きかけ，通学制で普通児との共学を原則とする点字学級（Braille class）を実現したのである．

ミルウォーキーでは，1907年ウィスコンシン盲人援護会が未就学のまま放置されている盲児を保護するために，公立学校にこのシカゴの方式を採入れた．

当時，同様な問題を抱えていたシンシナチ（1905）ラシーン，クリーブランド（1909）などの中都市や，ニューヨーク，ボストン（1909）の大都市にも点字学級が漸次普及し，1910年には6州8市の公立学校に設立された特殊学級に209人の盲児が在籍していた．し

かし，この方式は盲児の比較的多い都市に限定され，表2にみるように20年代にはその普及は限界に達した．

点字学級の影響を受けて，伝統的な寄宿制盲学校においては，1915年ごろから家庭になぞらえたコテージ

表2　盲学校および公立学校の盲児在籍数（1900〜1930）

年	在籍者数		学校数	
	盲学校	公立学校	盲学校	公立学校
1900	4,130		38	
1905	4,350		39	
1910	4,615		43	
1915	4,744	483	46	9
1920	4,649	494	45	11
1925	5,036	388	47	17
1930	5,486	459	50	19

（アメリカ盲人印刷所報告による）

方式による寄宿舎の改革，公立学校の教育内容の採用，ハイスクール段階における盲学校から普通学校への通学，家庭，地域社会との接触の強化などが図られた．また，盲学校の管理は公教育制度の整備とともに，漸次州慈善局から州教育局に移管されていく．

就学義務は次第に盲児にも適用され，10年代末には28州で盲児の就学義務が規定されているが，就学率は50〜75パーセントにとどまっている．教育機会の拡大に伴い，シンシナチ（1915）の公立学校その他2，3の盲学校で端緒的ながら盲精神薄弱児の教育が行なわれ，また，弱視教育もボストン，クリーブランド（1913）の公立学校に設置された特殊学級で始まり，その後ウェスタン・ペンシルベニア盲学校（1921），ミネソタ盲学校（1925）などの盲学校においても着手された．

盲幼児教育はパーキンス盲学校幼児園（1887），コネチカット盲学校保育園（1893）などに始まり，20世紀にはいりボストン盲保育園（1901），ブルックリン盲幼稚園（1904）などが婦人団体，盲人援護協会の手によって設置された．

1920年代になって，ハーバード大学と提携したパーキンス盲学校およびピーボディ・カレッジにおいて，盲および弱視教育の教員養成が始められたことも注目される．

この時期の教育運動の主体は，さきのアメリカ盲教育者協会と1905年結成されたアメリカ盲人事業従事者協会（American Association of Workers for the Blind＝AAWB, 1895年盲学校卒業生の団体として発足）であるが，それらの主張には，公教育の影響にもかかわらず権利としての教育というより，産業社会の変化への適応という思想が強い．両団体の協力で1921年アメリカ盲人援護協会（AFB）が設置され，盲人に関する研究，教育，福祉の分野に新しい力を加えた．

点字統一の機運は点字タイプライターの発明（1892）およびイギリスにおけるブライユ点字の略字（contractions），縮字（abbreviations）の完成（1905）によって促進され，第1次点字統一委員会（1905年設置）は，長期にわたる広範な調査ののち，1915年標準点字を制定したが，その後，第2次点字統一委員会はイギリスと交渉ののちこの案を放棄し，1917年イギリス点字に大幅に歩み寄り，英語点字の統一が実現した．

〔恐慌と戦争の谷間（1930〜1945）〕1929年に端を発した世界的規模の経済恐慌と，それに続く第2次世界大戦とはアメリカの社会を大きく変えた．危機克服をめざすニューディール政策の一環として，一連の社会政策が連邦と州によって取上げられた．盲人関係についてみると，1935年の社会保障法には貧窮盲人の公的扶助が想定され，連邦建物内の売店経営を盲人に優先的に認めた1936年のランドルフ・シェパード法，官公庁が盲人授産所製品を買上げることを定めた1936年のワグナー・オーデー法，そのほか失業対策事業への盲人の若干の就労などがあげられる．これらの立法は，手工業を中心とした従来の盲人職業が経済的破局による危機から立上がるために，アメリカ盲人援護協会を先頭にアメリカ盲教育者協会，アメリカ盲人事業家協会などによって強力に展開された盲人事業関係者の運動が，当時の広範な民衆運動を背景として勝ちとった成果であった．

しかし，これらの立法も1000万に近い膨大な失業者が存在した不況時には，盲人雇用問題の解決にはならず，それがやや好転するのは第2次大戦突発後であった．戦時下の労働力不足によって，盲人授産所は軍需生産に動員され，一般産業への盲人労働者の進出も行なわれ，就職難のため滞留しがちであった盲学校在学生も，1941年以降は漸次減少してきた．さらに，1943年には職業補導法改正およびクラーク・ウォルシュ法制定によって、一般および戦争障害者の職業更生問題が連邦および州によって取上げられることになった．

以上は盲教育と直接関連するものではなく，また，恐慌と戦争の間は教育はむしろ放置されていたといってよいが，これらの諸政策は，①その実施のために設

置された連邦および州の諸機関（たとえば，各州の盲人委員会）による教育を含む盲人福祉事業全般の総合的な計画を促進し，②それに付帯する公私の社会事業と民間団体の活動を活発にし，③それに伴い障害者の診断，治療，相談，教育，職業訓練，雇用などに関連する医学，心理学，教育学，社会学，工学などの基礎研究および技術開発を促進し，それらがやがて戦争目的から解放されて，戦後における特殊教育発展の一つの前提条件になった．

このような社会的背景のもとに，1941年提案されたオレゴン・プランは，州教育局，州保健機関，盲学校，一般公立学校の協力のもとに，州の総合的な教育計画を立て，視力障害児の教育を児童の居住地の公立学校において，点字学級，視力保護学級，あるいは巡回教師指導下の普通学級のいずれかで行なうことを原則とし，盲学校は診断，適性配置，あるいは問題児童の収容など，診断センターとして機能するというものであった．1933年ニュージャージー州に盲幼児の家庭訪問教師が設けられ，1935年ミシガン盲学校に盲幼児とその親の夏季学校が開かれ，盲幼児教育の新しい方向を示唆した．盲ろうあ児の教育はローラ・ブリッジマン（Laura Dewey Bridgman），ヘレン・ケラー（Helen Adams Keller, 1887～1968）らの輩出に刺激され，1931年パーキンス盲学校がその専門部門を設置，ニューヨーク盲学校（1940），カリフォルニア盲学校（1943），その他若干のろう学校がこれに続いた．しかし，これらの動きはいずれも，その本格的な展開を戦後に待たなければならない．

〔戦後の発展（1945～60）〕 戦後は，校舎と教師の深刻な不足という教育条件にもかかわらず，アメリカの公立学校における特殊教育計画は量的に飛躍的発展を遂げた．それは毎年100万にのぼる学齢児童の増加に伴い，学齢障害児の数も増加し，この問題を巡って教育・福祉関係諸団体の運動と，それにささえられた親たちの教育要求が高まったからである．

こうした特殊教育全般の傾向に加えて，盲児の場合には，1950年ごろから未熟児の酸素治療に起因する水晶体後線維形成症による失明児童の入学が著しく増加した．表3に示すように，盲児在籍数の増加は盲学校，普通学校の両者に現われているが，とりわけ後者において著しく，従来は盲児は全体の10パーセント前後を占めていたものが，1960年にはついに盲学校在籍数を上回り10年間に約12倍に増加するに至った．

このような学齢盲児の急激な増加に対して，既設の

表2　盲学校および公立学校における盲児在籍数（1935—1960）

年	盲学校	公立学校	計
1935	5,778	499	6,277
1940	6,032	527	6,559
1945	5,211	559	5,770
1950	5,014	656	5,670
1952	5,108	985	6,093
1956	6,115	1,874	7,989
1958	6,436	5,399	11,835
1960	6,407	7,718	14,125

（アメリカン・プリンティング・ハウス報告による）

盲学校ではこれに対処し得ず，すでに長い歴史と経験をもち，特殊教育一般の傾向とも合致し，経費も比較的低額な公立学校の統合式盲教育計画が拡張されたこと，家庭から通学し得るこの方式を選択する親たちの教育への発言権が増大したことによるのである．在籍数の増加に伴い普通学校の計画も初期の比較的隔離された点字学級から，協力方式，リソース・ルーム方式（resource room pattern）巡回教師方式，（itinerant teacher pattern）あるいは教師協力方式（cooperative special class）など多様に分化し，普通児との共学が強く推進された．1953年ニューヨークで開催された盲児と晴眼児の共学に関する全国研究大会は，こうした傾向を理論づけて，盲児は教育を受ける間，家庭と地域社会で生活する権利を有し，家庭と地域社会は盲児を晴眼児と同等に取扱う義務を負うと宣言した．

学齢盲児の急増に伴い，特に普通学校における特別な教材，教具，設備，および専門教師の不足は深刻になり，1952，1956年に盲教育振興法が改正され，教材教具に対する援助の増額，適用範囲の拡大が図られるとともに，それを補う点字，録音教材作成のため民間奉仕活動が広く動員されている．また，1946年以降連邦の補助金を受けて，州教育局，大学による専門教師の養成が急がれている．これらの教育計画は，各州の盲人委員会あるいは新たに設置された盲教育諮問委員会によって，総合的に立案，実施されているが，1952年に提案されたニューイングランド・プランは，ニューイングランド州が教育局，盲学校，普通学校，その他関係機関の代表によって盲教育協議会を設け，パーキンス盲学校が教員養成，教材・教具・設備の供給，その他普通学校で行ない得ない領域の教育，および普通学校の盲教育計画に対する指導助言を行なうというものであり，戦後の新しい発展に対する盲学校の積極的な役割を示すものとして注目される．こうした関係諸機

関の協力によって視力障害児に対する教育機会の拡大と多様化がもたらされ，盲幼児教育が各種の形態で広く普及し，盲ろうあ児・盲精神薄弱児などの重複障害児の教育に対する関心も高まっている． （加藤康昭）

［参照文献］

川本宇之介「内外盲教育史概要」自家版（謄写）昭和10

大河原欽吾「点字発達史」培風館　昭和12

加藤康昭「アメリカ盲教育史についての一考察——公立学校における普通児との共学計画とその背景」東京教育大学大学院教育学研究集録第1集　昭和36

加藤康昭「盲教育におけるday schoolの問題—その発生過程についての考察—」自家版（孔版）昭和38

Best, H., *The Blind*, The Macmillan Co., New York, 1919.

French, R.S., *From Homer to Helen Keller*, American Foundation for the Blind, New York, 1932.

Best, H., *Blindness and the Blind in the United States*, The Macmillan Co., New York, 1934.

Frampton, M. E. & Kerney, E., *The Residential School*, New York Institute for the Education of the Blind, 1953.

Farrell, G., *The Story of Blindness*, Cambridge, Harvard University Press, 1956.

アメリカにおける盲教育の現状

教育の類型

アメリカでは視力200分の20以下の者を法的に盲と定めているが，1964年には1万7852人の学齢盲児童・生徒が種々な教育類型のもとで教育を受けている．その類型は，寄宿制盲学校と地区の普通公立学校における教育とに大別されるが，前者に約45パーセント，後者に55パーセントが在籍している．

〔寄宿制盲学校〕（residential school for the blind）世界各国にあるいわゆる盲学校では大半の生徒が寄宿舎にいるところから，このように呼ばれている．点字で学習する者のほか，大活字の教科書を用いる弱視児を多少含むのが普通である．学校数は全米で54校，州立のほか少数ではあるが私立や宗派立のものもある．生徒数は20〜30人から300人以上というものまでさまざまである．後者には普通教室のほかに地理，理科，家庭科，工芸科などの設備が整っている特別教室，音楽練習用の個室，講堂，体育館，プールなど，すぐれた施設設備が設けられている．校庭は広く，芝生があり，児童のための遊具や体育設備も整っている．

寄宿舎は普通の形のもののほか，コテージ・ファミリー（cottage family）方式といって，生徒を小住宅に分宿させ，生活訓練に当たっているところもある．多くは幼稚園を設置し，小学校とハイスクールの課程を設けている．職員は教員および行政関係，寄宿舎関係，営繕関係の職員のほか，種々な臨床的職員を含み，主要盲学校では教員以外の職員数が教員数のほぼ2倍に上っている．

近年，盲児童・生徒の社会適応の問題が重視されるようになり，盲学校でも近距離の者を通学生として受入れるほか，週末にはできるだけ家庭に帰らせ，また教会などのほか地域団体の協力を得て，盲児童・生徒の社会性の育成に努めている．また，盲学校の中にはハイスクール段階の生徒の一部または全部を隣接の普通の高等学校に送って，学習させているところもある（1962〜3年に16校）．その目的は，視覚障害児を普通学校に統合する可能性を検討し，かれらに学習活動において，普通児との直接接触の機会を与え，また，盲学校の規模の小さいことからくるカリキュラムの貧困さを補うためである．

普通学校における盲児童・生徒教育の進展に伴い，盲教育における寄宿制盲学校の役割も変わりつつあるが，中にはこれを盲児の適性を診断し，普通学校の教育計画の中で十分に教育を受けることのできない者に対する治療を行なう診断・治療のセンターとして位置づけているところもある．個々の盲児がどの教育類型のもとで教育を受けるかは，種々な要因によって決定されるが，ローエンフェルド（Lowenfeld）は盲学校を選ぶ要因として，次の四つをあげている．

(1)その地区に普通学校における盲教育計画がない場合．

(2)家庭が盲児の成長にとって好ましくない場合，たとえば，崩壊家庭，盲児に対して拒否的な家庭など．

(3)視覚障害以外に精神遅滞，情緒障害など，他の障害をあわせもつ場合．

(4)両親がそのこどもにとって盲学校の方が適当であると認める場合．

これらのうちで(1)が盲学校在籍者に最も多いと述べている．

〔普通学校における盲教育〕 特殊学校としての寄宿

制盲学校に対して，このような特殊学校の形をとらず，普通の学校で行なわれる盲教育計画には五つの基本的な類型がみられるが，実際にはそれらが適宜混合して用いられている．

(1)特別学級（ full-time special class ）：特別な職員を配置し，特殊な設備を設けた教室で，盲児がその正規の指導の4分の3以上を受ける方式である．これはかつて多くみられた類型であるが，設備は盲学校に及ばず，普通児との接触も少なく，明確な利点としては，ただ家庭から通学できるということだけで，普通児との共学をねらいとする主旨からはほど遠いとされている．しかし，重複障害児の受入れについては，積極的な意味があるものといえる．

(2)協力方式（ cooperative special class ）：盲児は特別教室の盲教育専門教師のもとに登録され，授業の一部を特別教室から普通学級へいって受ける．すなわち，特別教室が盲児のホーム・ルームとなり，そこで，かれらの教育計画が普通学級の教師との協力によって立てられる．

(3)統合方式（ integrated plan ）またはリソース・ルーム方式（ resource room pattern ）：盲児は普通学級に登録され，盲児と学級教師は，常勤の盲教育専門教師の援助を受け，リソース・ルームを利用することができる．普通学級の教師は，盲児の教育計画の作成に専門教師の助力を求め，盲児に必要な授業方法の調整，盲児の特殊なニードに応じた特別指導法について，専門教師の援助を求める．

リソース・ルームとは，盲児が普通学級に参加し，普通児とともに学習する際に起こるあらゆる教育的ニードを充たす目的で，専門教師と盲児とが協力するために設けられた特別室であり，そこには点字器具，点字ライター，タイプライター，録音教材，トーキングブック装置，感覚訓練教具，盲人用地球儀，模型，その他盲児の指導に必要な器具・装置・材料などが準備されている．

リソースとは人的・物的資源の意味である．この方式で教育され得る児童の数は種々な要因によって左右されるが，通常6～12人とされている．

(4)巡回教師方式（ itinerant teacher pattern ）：盲児はその属する地区にある学校の普通学級に在籍し，そこで普通学級の教師と専門の巡回教師との協力によってニードは充足される．すなわち，盲児は居住する地区の学校において，巡回教師の個人的な指導援助を受けて学習するのである．巡回教師の仕事は，盲児に対する特別指導のほか，普通学級教師への協力，盲児の両親に対する指導助言，盲児のための教科書，特別教具などの配布，リーディングサービスの配置など，多方面にわたっている．

巡回教師による指導援助の必要は，児童が自立するための技能を習得するにつれて，減少するものであるが，小学校では週に3，4回，ハイスクールでは1，2回が普通といわれており，また，個々の盲児のニードに応じて異なるものである．1人の巡回教師が扱い得る生徒数は，種々な要因によって異なるが，普通6～12人といわれている．

この方式では，児童の自立性が特に要求されるのでハイスクール以上に限るべきであるという意見もあるが，近時，保育園や幼稚園においても普通児との共学が実施されており，小学校段階でもこの方式が採用されている．

(5)教師指導方式（ teacher consultant ）：専門教師は一部の時間を巡回教師として働くが，その半ば以上の時間を，より一般的な仕事，たとえば普通学校の教職員に対する指導助言や教材教具の配布などに充てる方式である．

以上五つの類型のうち，初めの二つは特別学級を構成するものであるから，共学計画の趣旨からみて，共学部分を増やす努力をすべきものである．また，初めの三つは，盲児の通学距離の点から，その実施は，盲児数の比較的多い都市部ないしは人口の密集している地域に限定されるが，あとの二つは盲児をその地区の学校に通わせるものであるから，盲児数が比較的少ない．したがって，人口のあまり密集していない地域でも実施可能で，全校に盲児1人という場合でも，実施することができるのである．

普通学校における盲児のための特別教育計画は1962～3年には総数353に及んでいるが，上記五つの類型の実施状況は表1の通りである．

表4

方　式	数	%
巡回教師方式	140	40
リソースルーム方式	137	39
特別学級	98	28
協力方式	72	20
教師指導方式	37	10

(注) 多くの教育計画では一つ以上の方式を採用しているため，この表では総数が353にならず，パーセントも100になっていない．

このような普通学校における盲教育計画は，家庭と地域社会との関係を理解させ，同年齢の普通児との日常生活を通じて望ましい情緒的発達を促し，将来における社会生活ならびに職業生活への適応を促進する意味をもつものであるが，専門教

師の不足，施設設備や教具教材の不十分，生活指導や体育，工芸など特殊教科の指導が困難であるなどの点に問題がある．しかし，それは個々の盲児のニードに応じて教育類型を選択する道を開いたこと，盲児のこどもとしてのニードに着目し，社会参加への方向を明らかにしたこと，さらに盲児教育を地区の教育計画の責任として，その公立学校計画の中に明確に位置づけたことなどの点で，きわめて意義深いものといえるであろう．

教育の内容・方法

〔カリキュラム〕 盲児童・生徒のためのカリキュラムは，一般児童・生徒のために構成されているものと基本的には同一であるべきものと考えられている．一般教科の分野において，盲教育にみられる相違は次の3点，すなわち，①教授上の手続き，②必要な特殊教具，③盲児にとってその学習場面が生産的であり，かつ教育的経験が確実であることを，客観的に確かめる評価法にある．

盲児童・生徒は，学習の全分野において，特別な技術を必要とする．すなわち，かれらは学習上耳からはいるものを注意して聞き，分析し，記憶する能力を伸ばす必要がある．また，日々の課題に応じるために，十分な技量をもって用具を操作し，速かに作業することを学ばなければならない．

(1)普通カリキュラム：盲児童・生徒のために，特に調整を要すると考えられているのは次の点である．

社会科や理科の授業では，実験や実地教示が多いので，教師は次の点に留意する必要がある．①実験や実地教示の説明には十分な時間をかけること，②盲児にとって理解しにくい経験を説明するために，視力がある者からの援助を与えること，③盲児が学習し得なかった点を明らかにするために，その経験の評価に練達していること．

数学的な教科にあっては，数の取扱いに先立って，数についての十分な経験を与えることがきわめて重要である．

工業教育，手工芸ならびに家庭科のような教科では盲児の依頼心を助長することなく，十分かつ積極的な個人指導を行なうことが必要である．これらの教科では，動機づけと施設設備の選択に特別の配慮をすることによって，盲児の学習を促進することができる．

体育については，寄宿制盲学校では特に力を入れてきている．普通児との共学計画の中には，困難と思われるものもあるが，その事情は次第に改善されておりより多くの盲児が体育のクラスに受入れられつつある．

音楽に関するあらゆる教科は，かなり重視されてきた．盲児の潜在能力からみて，ときには，この分野が強調され過ぎた感もある．問題は次の二つである．すなわち，特別に才能のある盲児童・生徒のために，将来その才能を伸ばすことができるよう，学校において十分な研究の機会と助言が確保されているかどうか．次に，盲児童・生徒がカリキュラムにおいて，同様に重要な他の価値ある分野を除外してまで，音楽を修得することのないようにすべきである．

(2)特殊またはプラス・カリキュラム：盲児の教育的ニードを充足するために特に付加すべき分野として，次のものがあげられている．

① 点字の学習 点字は現在でも盲人にとって，最も正確な読み書きの手段になっている．それはフランスのルイ・ブライユによって発明された6点点字で，1832年に公式に標準英語点字として採用されたが，現在使用されているのは1959年に改訂されたものである．略字を含まない1級点字と，多くの略字を含む2級点字とがあるが，今日，点字を学ぶ者は，アルファベット26文字のほか，数字，句読点，点字構成特殊符号に加えて，語全体または語の一部を表わす185個の略字を学習しなければならない．盲児童・生徒は，最初から2級点字を学んでいる．

②点字の書き方の技能 盲児に対する点字の書き方の指導は，点字の読み方を混乱させないようになってから行なうべきである．その際の器具としては，点字ライターによることが一般に承認されている．点字器の使用については，盲児が学校内のどこででも使用できるよう，より軽便な器具を必要とする時期になって始めることが勧奨されている．

文字による敏速な伝達手段として，盲児に早くからタイプライティングを指導することが必要とされ，小学4年ないしは盲児の学習態勢ができ次第指導されている．このことは，普通学校における盲教育では特に重要である．また，タイプライティングは盲人と晴眼者との間の社交上の伝達手段としても必要であり，また，略字を多く含む2級点字との関係から，スペリングを学習するうえに有意義であるとされている．

署名その他の社会的必要からペンを用いることが要求されるので，児童の学習態勢ができ次第，修得させることが必要である．

③能率的生活技能　盲人は目を通じて観察し，学ぶ機会に恵まれないために，普通の社会的な場面で，個人として行動し，また，これに参加する点で，指導を受けることがいっそう必要である．これは一つの教科を構成するものではないが，盲児の教育的ニードの全体を充足するためには，忘れてならないものである．

一般に承認された仕方で食事をすること，最も効果的な，ふさわしいスタイルでの身だしなみ，自らは最大の自信をもち，また，晴眼の友人や親族からの最少限度の援助によって，個人として行動すること，レクリエーションの技術，必要があって他人から援助を受けるときや，その必要がなくてこれを断わるときも，品位ある態度でそれを行なうこと，正しい姿勢を保つこと，手引きの利用など，個人的・社会的諸技能を育てることが必要である．それはカリキュラム中の種々な教科にわたって指導されるものであるが，特に心理学関係やカウンセリングの職員，家庭科の教師，盲学校にあっては，寄宿舎の寮母，寮父などに特に期待される．また，課外活動や地域社会における種々な団体の活動に参加することによって育成されるものである．

④空間定位と歩行　全盲ないしはほとんど視力のない児童は，空間定位と歩行技術の指導を受ける．この指導は，年少者に対しては，両親，専門のカウンセラーや教師によって始められる．その仕事は，児童が環境を認知して，自らを時間的に定位する際に起こる特殊な問題の解決を援助することである．

盲児たちはたいてい聴覚や触覚の用い方について訓練を受け，反復練習することが必要であるが，それと同時に聴覚や触覚を通じて得られる手がかりと運動感覚を伴った他の感覚を通じて得られる刺激とを統合して，環境を正しく認知する訓練と反復練習とを必要としているのである．児童が成長し，未知の環境をひとりで歩く必要が増してくると，その能力をさらに伸ばすために，専門家による．歩行指導がなされるのである．

⑤教具・教科書など　種々な動植物の模型・標本，数学関係の教具などは普通に市販されており，その中には盲児童・生徒の教育に利用できるものが少なくない，これらが実際上かなり集められ，活用されている．ここでは，特に盲児童・生徒のために製作される特殊教具・教科書などについて述べる．これらの製作や配布は，次に述べる数カ所の機関を中心に行なわれているが，不十分な特殊教具・教科書などを最大限に活用するために，州または地方的な規模で配布の協力体制も作られている．

アメリカン・プリンティング・ハウス（American Printing House for the Blind）はケンタッキー州ルイビルにある私立の機関であるが，連邦政府はこの機関に対し，盲教育振興法に基づいて点字教科書・大活字教科書・トーキングブックならびに触覚教具を製作，配布するために，年々一定額を補助している．ここでは教科書のほか点字楽譜も出版しており，また，教具としては点字タイプライター，点字器，作図器，点字地図書，木製やプラスチック製の地図，盲人用地球儀，墨字書き用具，時計盤，ペグボードなどのほか幼稚園や低学年用具，キューバリズムテーラー計算機，そろばん，グラフ用紙，幾何用作図器，物差しなどの数学教具，トーキングブックレコードとプレーヤー，テープレコーダーなどを製作している．1965年には，1万8093人の盲児童・生徒に対する教材供給のために80万ドルが支出された．なお，この法律の恩恵を受ける者は盲学校在籍者だけではなく，普通学校に学ぶ視力200分の20以下の者にも及んでいる．各州教育局の特殊教育責任者および盲学校長が同法に基づいて供給される教具，教科書などの注文と配布の責任を負っている．

国会図書館盲人部（Library of Congress, Division for the Blind）は5歳以上の盲人に対し教科書以外の書籍を，点字書またはトーキングブックにして無料で貸出している．貸出しは，指定された約30の地方の図書館を通じて郵送で行なわれる．なお，トーキングブックのプレーヤーも指定された各州の機関を通じて貸出されている．

点訳・録音・タイピングの奉仕者および有料の点訳者　各州と地区の盲教育計画は，点訳・録音，大活字のタイピングならびにリーディングの奉仕活動，あるいは有料点訳者に大きく依存している．かれらはアメリカ盲人印刷所から出版されていない教科書，参考書の確保に貢献しているのである．このような奉仕活動は，ナショナル・ブレール・クラブのような全国的な奉仕団体や，各地のライトハウスのような団体によって進められている．アメリカ盲人印刷所では，奉仕者の手で作られた教科書——点字，大活字，テープまたは円盤による録音——のリストを作って，全国的な利用の便を図っている．なお，点訳や録音奉仕者の養成は，国会図書館盲人部を中心に行なわれている．

その他　パーキンス盲学校（Parkins School for the Blind）内にあるハウ・プレスでも点字書，点字楽譜，各種点字器，点字ライター（パーキンス・ブレ

ーラー)，点字地図，盲人用ゲームなどを作っている．また，ニューヨークのアメリカ盲人援護協会(AFB)でも，地理や数学の教具，点字器，作図器，ゲームなどを製作している．

重複障害盲児の教育

〔重複障害児の教育〕 1962～3年に，アメリカの寄宿制盲学校ならびに地区の普通学校における視覚障害児教育計画のうち，視覚障害のほかに精神遅滞などの付加的な障害のある児童・生徒を受入れているものの割合は表2，3の通りである．

表2 寄宿制盲学校(総数54校)

障害の型	受入れている学校
軽度精神遅滞(IQ50～70)	85%
言語障害	74
肢体障害	74
病弱	70
情緒障害	69
難聴	67
社会不適応	44
中等度精神遅滞(IQ25～50)	19
その他	19
ろう	17
視覚以外に障害のない者	6

表3 普通学校に於ける視覚障害児教育計画(総数353)

障害の型	受入れている教育計画
軽度精神遅滞(IQ50～70)	54%
言語障害	52
肢体障害	44
情緒障害	35
病弱	30
難聴	30
視覚以外に障害のない者	27
社会不適応	24
中等度精神遅滞(IQ25～50)	23
その他	15
ろう	9

これによると，以前のように精神遅滞その他の付加的な障害をもつ盲児または弱視児が，自動的に特殊教育計画から除外されることがなくなってきている．すなわち，視覚障害以外に障害をもたない者だけを受入れることになっているのは，盲学校では6パーセント，普通学校における教育計画では27パーセントに過ぎないのである．しかし，その受入れの度合いは障害の型によって異なり，また，盲学校の方が普通学校における教育計画の場合よりも高くなっている．

〔盲精薄児の教育〕ペンシルベニア州ペイオリにあるロイヤーグレーブ盲学校(Royer-Greaves School for the Blind)は私立で，アメリカ全土から盲精薄児を入学させ幼稚園および小学校程度の教育と訓練を行なっている．イリノイ州スプリングフィールドにあるホープ・スクール(Hope School)も私立で，4歳から18歳までの盲精薄を含む重複障害児の教育と訓練に当たっている．マサチューセッツ州ウェーバリーにある州立ファーナルド・スクール(Farnald School)は，すべての年齢にわたる盲精薄者のための収容施設で教育と訓練に努めている．

〔盲ろう児の教育〕 アメリカでは，1965～66年に4歳から22歳までの盲ろう児童・生徒92人が7校の盲学校の盲ろう部で教育を受けている．そこでは，特別の計画に基づいて，就学前ならびに小学校の教育が進められているが，その目標は1人ひとりの興味と潜在能力に応じて，将来，真に社会的に独立するための基礎を確立することにある．パーキンス盲学校では，盲ろう児が小学部段階の学力を身につけると，盲生徒とともにハイスクールの教科を学習するが，その際には補助教師が付添うことになっている．

〔その他〕 盲児童・生徒にとっては，わずかな言語障害も大きな負担になるので，専門の言語矯正師を雇って，その矯正に努めている盲学校もある(パーキンス盲学校では言語矯正師2人)．情緒障害をもつ視覚障害児のためのボストン盲児センターは，外来または宿泊により診断と治療を行なっている．

職業教育

盲生徒に対する職業指導においては，単に職業に関する情報を提供するにとどまらず，かれらの興味と才能を，どのように伸ばすべきかを見出せるよう援助しなければならない．盲学校には，普通その職員中に職業指導に関する訓練を受け，経験を積んだ専門家がおり，また，この点に関して，州の盲人部あるいは盲人委員会における公式の職業更生機関の協力を得ることができる．

盲学校では予備的な職業訓練だけを行なっているのが普通である．その内容は木工・金工，焼物，織物，籐いすの座編みなど，主として工芸的なものである．ただ一つの例外として，職業教育といえるものにピアノ調律があるが，この分野では早くから実地を行なうことが必要と考えられている．

本格的な職業訓練は，中等教育終了後に行なわれるが，それは州の盲人部または盲人委員会を通じ，連邦の職業更生事業の一環として，州の職業訓練所などで実施される．職業更生事業というのは，職業更生法に基づき，連邦ならびに州の計画を通じて行なわれる事業で，障害者がその労働能力を発達回復させ，適職を得て，社会復帰できるよう援助する事業である．その内容は，①事例の発見，②事例の研究，③カウンセリング，④雇用のための準備，⑤就職の世話，から成立っている．近時，労働力の不足と職業更生事業の発展

によって，盲人の職業更生は急速に進歩し，工業，商業，農業，専門職の各分野にわたっている．

大学進学

大学に進む盲人に対しては，州の盲人部または盲人委員会を通じて，援助が与えられる．したがって，その候補者については，高等学校在学中から個々のケースを十分に研究し，カウンセリングが行なわれる．すなわち，学業に対する興味，学習習慣，学業成績，パーソナリティー，両親と家庭の状況などについて，医者や心理学者も加わり，進学希望者を十分検査し，選択が行なわれる．進学を希望する者に対しては，点字あるいは墨字の読み書き，タイプライティング，ひとり歩きなどの基礎的な技能，身だしなみ，食事作法など社会的に承認された日常生活における習慣，高度な個人的，社会的適応などが要求される．進学に当たって要求されるこれらの事がらを指導するために，1週間から2カ月程度の進学準備コースを設けているところ（アーカンソー州，ニュージャージー州，シカゴ市など）もある．

在学生に対する援助としては，次のようなものがみられる．

〔大学の協力〕 サンフランシスコ・州立大学（San Francisco State College）では盲学生専用の部室を設けて学習の便宜を図っている．デトロイトのウェイン大学（Wain College）では身体障害学生局が設けられ，専門の職員によって運営されている．その仕事は，入学試験，キャンパス生活のオリエンテーション，課目の登録，テスト，リーディングサービス，学業・就職などの問題に関するカウンセリングとガイダンスなど多方面にわたっている．

〔州からの援助〕 州の盲人部または盲人委員会を通じ，職業更生事業の一環として経済的な援助が与えられる．それは本の読み手に支払う費用のほか生活費，医療費，授業料などにわたるところもある（カリフォルニア州など）．

〔奉仕活動〕 点訳，テープや円盤による録音，リーディングサービスなどが，種々な奉仕団体によって進められている．

〔民間の奨学金〕 アメリカ盲人援護協会など．

〔専攻分野〕 盲学生の専攻分野としては，教育，社会事業，政治，法律，哲学，数学，外国語，音楽，農学など多方面にわたり，修士課程，博士課程に進む者も少なくない．

〔卒業後の活動分野〕 卒業後の職種も多く，盲人関係の仕事としては盲人福祉機関の長，更生相談員，訪問教師，盲学校の校長・教師その他の職員，盲人関係の役所の役人，普通学校における盲教育計画の専門教師など，一般職場としては法律家，弁護士，一般小・中・高校の教師，大学の教授・講師，牧師，音楽家，社会事業家，福祉事業家，会計士，著述家などとなっている．

専門教師の役割と養成

視覚障害児の教育における最近の傾向として，①盲児と弱視児の両方を指導する教師の採用，②普通学校における教育計画の普及，③教育対象としての重複障害児の受入れの三つがみられるが，これらの傾向に伴って，視覚障害児の教育に従事する専門教師の役割も，従来とは変わりつつある．すなわち，かつて教師は教科内容の指導も含めて，視覚障害児の教育全体に責任をもったが，今日ではむしろ視覚障害児の特殊な教育的ニードの充足だけに責任をもつ専門家として，その役割は補充的ないしは補助的なものになってきている．

その果たすべき役割は，①視覚障害児を特殊教育計画に受入れるか否かの判定委員会への参加（この判定は視力よりは，むしろ教育的観点からなされるようになってきた），②境界線級の視力をもつ児童の読みの方式（点字または墨字）の決定，③視覚補助具の使用をも含めて，残存視力を最大限に活用する指導，④読み書きの基礎技能の指導，すなわち，点字の読み方，点字器や点字タイプライターの使用，タイプライティングテープレコーダーや円盤録音器の使用，リーディングサービスの利用の指導，⑤周囲の世界についての正しい概念形成の指導，⑥初歩的な空間定位ならびに歩行の指導，ひとり歩きの訓練の準備，⑦重複障害児の指導，⑧小学校から中等学校までの広い年齢層にわたる指導，⑨視覚障害児の両親に対するカウンセリング，⑩食事作法や身だしなみ，晴眼児童・生徒の交わりなど日常生活に関する指導，⑪教科書・教具の配布など，きわめて多方面にわたるものである．

したがって，以上の役割を果たすために，専門教師は諸種の通信技能，周囲の世界や人間についての正しい概念の形成，空間定位と歩行，日常生活の技能などの指導に関する能力のほか，援助を得ることのできる地域的・全国的諸機関，さらに諸種の臨床的専門家からの援助について知らねばならない．

このような専門家としての教師の養成は，連邦政府からの補助金を得て，州の教育局および各種大学で通年または夏季講習として行なわれており，しばしば盲学校との協力で進められている．視覚障害児教育に従事する教師の不足を緩和するため，連邦政府は大学や州教育局の養成計画拡張を奨励する目的で，1964年から3年間に280万ドルの補助金を支出した．その結果から生じた変化を比較すると，表4の通の通りである．

表 4

	1962年	1966年
養成計画を実施した大学の数	19	25
養成計画を実施した州の数	11	17
(大学における状況)		
大学院における計画	15	24
四年制大学における計画	9	19
通年計画	13	25
夏季講習	7	19
盲児のみの教師養成計画	5	0
弱視児のみの教師養成計画	1	0
盲児・弱視児両方の教師養成計画	9	25

さらに，空間定位と歩行の指導，盲ろう児の教育，精神遅滞や情緒障害をあわせもつ重複障害児教育の専門家養成も進められている．（永井昌彦）

［参照文献］

加藤康昭：アメリカの普通学校における盲教育「盲心理研究」第11巻，1962

Abel, G. L., *Concerning the Education of Blind Children*, 1959.

Itinerant Teaching Service for Blind Children, American Foundation for the Blind, 1957.

The Pine Brook Report, American Foundation for the Blind, 1954.

Cruickshank, W. M. & Johnson, G. O., *Education of Exceptional Children and Youth*, 1959.

Jones, J. W., *The Visually Handicapped Child at Home and School*, 1963.

Jones, J. W. & Collins, A. P., *Educational Programs for Visually Handicapped Children*, 1966.

アジアにおける盲教育

概況

アジア40カ国における総人口19億中，失明者は少なくとも850万人と推定されている．その失明原因の大半は，栄養失調，トラコーマ，天然痘，はしか，結膜炎などによるもので，無知と貧困に起因している．教育が普及して迷信を打破し，保健・衛生思想が徹底し，経済生活が向上し，飢餓と栄養失調が減少すれば，おそらくその3分の2の失明は防止できるであろうと識者は警告している．

しかしながら，アジアの現状では，一般の初等教育さえ満足に実施されていない国々も多く，盲児のために配慮された教育などは，まだまだ不十分であるといわねばならない．近年の推定によると，アジアの盲児数は約200万人といわれているが，その就学率は，日本および中国を除けば1パーセントにも達しないと考えられる．また，盲児教育に対し義務制を実施しているのは日本ぐらいで，義務制をしいている国はあっても，ほとんど名目に過ぎないようである．こうした教育の未発達による放任と無知は，失明がさらに増加する要因となり，人口の自然増加がそれに拍車をかけている．

〔盲教育の初期〕 アジアで盲教育が始められたのは，19世紀の後半からである．1876年，イギリス聖書協会のムーレー（A. Murray）が中国に渡って盲児を集め，初歩教育をしたのが最初とされている．続いて1877年にインド，1898年には中国でヒラー（E. G. Hiller）が57の点字を創案し同年朝鮮でも盲児教育を始めている．20世紀に入ってイスラエル，ベトナム，フィリピン，台湾，セイロン，ビルマ，パキスタン，トルコ，マレーシア，タイ，シリアなどの順に盲教育が開始された．サウジアラビアなどでは1960年代に至ってようやく教育と訓練が始められた．これらのほとんどはイギリスやアメリカのキリスト教ミッションの活動によるものである．その後漸次，政府，自治体または盲人事業体などに移され，緩慢ながらも発展の途につきつつある．

〔盲教育の現状〕 アジアの多数国は経済的に著しく立遅れているうえに，絶えず戦争，内乱，独立運動あるいは民族革命などのために混乱と飢餓に襲われ，教育は中断や逆転の繰返しであった．したがって，盲教育制度はいうまでもなく，行政・財政の措置もなおざりになりがちである．このため，学校の設置，拡充，

設備の充実，教科書の出版・配給，教材・教具の補充などは思いもよらない国々が多い．それとともに盲教育に従事する教師の養成機関も少なく，教師不足のためにカリキュラムも整備されていない．

英米ミッションによって始められたアジアの盲教育は，その後進性を取除くため，王立イギリス連邦盲人援護協会（RCSB），アメリカ海外盲人援護協会（AFOB），国際連合，ユネスコ，ユニセフなどが強力な経済的援助と技術的指導を押し進めつつある．また，世界盲人福祉協議会（WCWB）は，その機関であるアジア委員会によって強力な勧告，指導をしており，アジアにもようやく盲教育のれい明期が訪れようとしている．

⑴職業教育：アジアでは，基礎教育はまだ十分発達していないが，職業教育はその割合に普及しているようである．これは，経済的貧困のため必然的に盲人も働いてなにがしかの生活費をかせぐ必要に迫られて学ぶようになったものといえる．これらの職業教育は実習を主とし，その製作品は政府機関に買上げられて収入源となっている場合が多い．職業教育の中では手工芸が最も多く，とう細工（ビルマ，台湾，シリア，パキスタンなど），竹細工（ビルマ，台湾など），はた織り（ビルマ，パキスタンなど），チーク材細工（パキスタン），ほうき，はし，かさ作り（台湾），その他手工芸一般（ヨルダン，レバノン，サウジアラビア，シンガポール，セイロン，ベトナム）などである．ビルマのように，第2次大戦前にはピアノ調律，速記，タイピングも教えていたが，戦禍のため，中絶した国もある．

学校修了後の職業訓練としては，近年，インド，中国，マレーシアなどで近代的工場労働者，農業労働者の養成に力を尽している．

⑵統合教育：一般の学校において盲児を晴眼児とともに教育することが，盲教育の一方式として取上げられてきているが，これはアジアの貧しい国々では，寄宿制盲学校を設置したり，専門教師を養成して教育するほどの経済的余裕がないという事情などから採用されるようになったことは否めない事実である．しかし，盲教育の熱心な専門家はむしろアメリカなどにおける盲学校から統合教育へ転換し，進展しつつある状況に着目し，盲教育の将来性を考慮してこれを採用することに努めた．こうした事情から，1952年トルコで盲児童を一般中学校と音楽学校へそれぞれ入学させたのが最初のケースである．

インドでは1958年，盲児を一般小学校へ入学させ，これに対し専門の巡回教師を派遣したのが始まりで，徐々に統合教育方式を広めている．台湾やセイロンでは，さらに高度な方法で統合教育が進展しつつある．その他イスラエル，パキスタン，マレーシア，インドネシア，フィリピン，タイなどでも普及し，次第に拡大している．アジアにおいては，十分な教育資金と熟練した教師と寄宿制学校がなければ盲教育ができないなどというぜいたくは許されない．現実の方法としては，どのような手段，方式でもよい，まずできるだけ多くの盲児に教育を施すことが緊急の課題である．したがって，その教育計画や方式においても，それぞれの実情に即した方法がとられつつある．これが統合教育の促進をみるに至った要因であろう．

1968年にマニラで開催された第3回アジア盲人福祉会議は，盲児を教育する一手段としての統合教育の原則が，アジア各国において容認されたことを高く評価し，アジアの参加各国がそれぞれのプログラムを確立したことに満足の意を表している．これらの統合教育の類型としては，各国の諸条件に適合したものにするように勧告している．それらは一般学校に設置した特別補助教室としてのリソース・ルーム（resource room pattern），常勤する特別補助教師としてのリソース・ティーチャー（resource teacher pattern）あるいは巡回教師（itinerant teacher）の派遣や一般学校と盲学校との協力方式など，それぞれの地域の要求と，さまざまな資源の活用を考えることが必要であると主張している．また，これを初等教育だけではなく，さらに中学校，高等学校にも導入するよう要望している．

農村地域における盲児はたいてい放置されたままであり，統合教育は今後の困難な課題であるが，アジアの大多数の盲児にとって選ぶべき唯一の道は，教育を受けることができるか，あるいは全く無知文盲のまま放任しておくか，そのいずれかであり，何としても，農村地域にも統合教育方式を導入することが必要であると勧告している．

ただ，ここで留意しなければならないことは，統合教育だけが盲児の教育にとって唯一の教育手段ではないということを指摘し，何よりも盲児童の視力判別，重複障害などに対する適切な個々の判別に基づいて，もし統合教育以外のプログラムが適当で可能なれば，それを受けることができるように配慮することがたいせつであると勧告している．このことは，統合教育の

重要性を認めながらも，一方では，盲学校の価値と役割をも容認し，今後もその発展を期待している．

各国の盲教育

〔インド〕 インドでは盲教育に関する法律や法令はない，初等教育を受ける適齢盲児は約60万人と推定されるが，実際に初等教育を受けている盲児は約5000人に過ぎない．このうち約100人程度が統合教育を受けている．このほか約200人未満が一般学校に在学しているが巡回教師はいない．寄宿制盲学校は90校ある．このうち高等教育を実施しているのは4校である．

統合教育は6校で行なわれ，巡回教師が派遣されている．まだ，職業教育に関するプログラムはないが，1968年現在，25人の盲学生が大学教育を受けている．しかし，大学を卒業した盲人が増加すればするほど，一般社会に就職する機会が少なくなっている．このように教育のある盲人の就職をはばんでいるのは社会の根強い偏見である．

盲教育の授業料は無料であるが，教師の給料は低くて永続しない．盲教育の発展にとって最大の障害は資金不足であるといわれている．盲教育に関するプログラムの目標としては1986年までに統合教育に重点をおいて盲児の15パーセントを就学させる計画である．

〔ネパール〕 ネパールでは盲教育に関する法律はなく，最近に至ってようやく盲教育の必要性が認められるようになった．そして1965年，高等師範学校の研究コースで，9人の盲児童を対象に実験的な統合教育が始まったばかりである．したがって，盲児童の中等教育はおろか，初等教育の義務制すら近い将来において行なわれそうにない．

実験教室における統合教育も，適当な点字本や教材・教具がないため進行していない．また訓練を受けた教師の不足，政府助成の不足ならびに社会の無理解が大きな障害となっている．

〔ベトナム共和国〕 ベトナムの盲教育は，盲人ニュエン・バン・チが，1898年フランス語点字をベトナム語点字に直して少数の盲人たちにこれを広めたのに始まる．かれは1903年にショロンに最初の盲学校を設立したが，資金の不足で中止した．数年後，ようやく国立盲学校が開校された．しかし，1945年フランスとの戦争により閉校となった．1952年に至り，ショロンで再開され，現在の国立盲少年学校となった．この学校には現在5人の教師と約50人の生徒がおり，寄宿制である．ここを卒業したこどもたちは，カソリック盲少年中等学校に進むか，盲人友の会に送られて手工芸を習得する．

1958年に，アメリカの盲婦人の提案を入れて最初の盲少女小学校を開いた．ここでは3人の教師によって，以来22人の女生徒を教育している．教育内容は，一般教科のほかに点字，タイピング，日常生活訓練，テーブルかけの織り方，セーターの編み方などを教えている．小学校を卒業した少女たちの中には奨学金によって中等学校へ進学している者もある．

1963年にはカソリック盲少年小学・中学校が設立され，財政的な事情で一般少年も受入れている．

ベトナム共和国では，1964年までは点字教科書はなく，手書き，タイプ，口話などによる説明方法に頼るに過ぎなかった．1969年に至りAFOBから2台の点字印刷機が提供され，ようやく小学校の教科書が出版されるようになった．

〔フィリピン〕 フィリピンでは，初等教育を受けている盲児は，寄宿制盲学校で38人，統合教育方式によるもの312人である．統合教育は1963年の第2回アジア盲人福祉会議以来，大きく進展をみるに至った．このため寄宿制盲学校の盲児数は相当減少しつつあり，新しい盲学校を設ける計画はない．

一般の中等教育には，大学予備校と職業学校の2種類があり，盲生徒はここで職業教育を受けている．大学へ進学する道は開かれており，大学を卒業した者は，その資格で就職することは可能である．

盲児の教育の発展計画について重要な問題として，①訓練された教師や有資格職員の不足，②特殊教育教師の地位が確立されていない，③カリキュラム編成者の不足，④点字教科書，教材・教具の不足，⑤研究費の不足などがあげられている．

〔マレーシア〕 マレーシアには盲教育に関する法律はなく，義務教育もない．しかし，寄宿制盲学校には中央政府から学校の形態に応じて補助金を支出している．盲教育教師の養成は2年間行なわれ，少数の者は海外留学をする．ここで訓練を受けた教師は，一般学校の教師よりもよい報酬を受けている．

統合教育は1963年から始められたがまだ不十分である．自宅から近くの学校に通学する者，また担当職員の住宅から通学する者の2通りがある．これらの生徒には教材費として20マレーシアドルが支給されている．

〔シンガポール〕 シンガポールの盲児は，晴眼児とともに義務教育はない．初等教育では統合教育を行な

っていない．現在，寄宿制盲学校に 54 人就学している．盲学校では，盲精薄児と弱視児のため特殊クラスを設けている．そのクラスには約 10 人の児童がいる．

中等教育は 1967 年から統合教育方式で始められ，11 人の生徒が在学している．教科書や教材・教具は政府の援助によって支給されている．

〔中華民国〕 公立 2，私立 2 校の盲学校があるが，特に統合教育が著しい進展を示している．浅い歴史にもかかわらず，アメリカが 10 年以上の歳月を費した事業を，ここでは 2 カ年で同様の成果をあげたといわれている．これらの成果は，アメリカ海外盲人援護協会（AFOB）がアジア地域の統合教育事業の一環として台湾を選び，1965 年にプロジェクト・コンサルタントとしてボージョー（Stanley E. Bourgeault）を派遣し，かれの強力で適切な指導のもとに政府ならびに教育関係者，専門教師らが一致協力して行なったためである．

統合教育を遂行するために，まず巡回教師の養成訓練施設として文部省所管台南師範専門学校に「啓明苑」が設置された．ここでは，全国の国民学校教師から研修希望者を募り，選考しただけあって優秀な者が集まった．これらの研修生に対し，統合教育の価値と妥当性を十分理解させるとともに，一般学校に就学する盲児の指導に必要な専門知識と教育技術を教えている．また，盲教育，盲人福祉に関する名著を選択して，中国語に翻訳し，研修生ならびに統合教育関係者に役立てることにした．

以来，毎年 1 カ年を研修期間として養成してきたが，訓練修了者は 1969 年 6 月で 30 人を数えている．これらの研修終了生は，巡回教師として県や市の教育課に配属され，管内の国民学校に通学する盲児に巡回観察指導を行なっている．1969 年現在，台北特別市，台中，台南，高雄，基隆の 5 都市および全土 17 県に少なくとも 1 人以上の巡回教師が配属されている．

一方，対象となる盲児は，家庭訪問によって未就学児を調査することから始め，3 年間に 678 人（男 376 女 302）を発見し，父兄を説得して，そのうち 334 人（男 182，女 152）を国民学校へ就学させ，統合教育を受けるようになった．これらの盲児の視力程度は全盲 123，準盲 211 人である．

巡回教師が学級担任教師と協力して指導する盲児数は，数校にわたって平均 10 人程度である．これらの散在する担当区域を回るため，ユニセフから 19 台のオートバイが寄贈された．また，従来は特殊教育施設としての盲ろう学校が 4 校あったが，1969 年にこれを分離し，新設を加えて盲学校は 3 校となった．これらの盲学校からは 1 人ずつの教師が参加し，盲学校の教師としての立場で統合教育に対する理解を深める一方，巡回教師と盲学校との緊密な協力を図ることにしている．

このような基礎的活動の結果，統合教育計画の実施は急速に進展し，1968 年現在，100 校の国民学校に盲児が就学するようになった．しかし，初等・中等学校ではまだ実施されていない．ただ台中県盲童幼育院（私立）の小学部卒業生 2 人が，一般の初等中学校に進学している事例がある．

統合教育が実施されるに従って，盲教育界は，原則的には賛成しながらも，次のような点については問題があるとしている．

(1)盲児が家庭から学校へ通学するには，現在のような激しい交通事情では無理であり，何らかの措置を講じる必要がある．

(2)学級担任教師が点字を理解していないため，巡回してくる巡回教師の援助を得るまで待っていなければならない不便がある．

(3)巡回教師はいくつかの学校をオートバイで回らねばならないため，雨天の日などはたいへん困難である．特に女性の教師にとっては問題である．

これらの批判に答えるため，ボージョーは 1968 年，ユニセフの後援を得て，幅広い意識調査を実施した．調査は，盲教育に責任のある行政関係者，盲教育者，一般学校の校長と教師，盲児の保護者と一般児童の父兄を対象とし，81 項目にわたってアンケートを求めた．この意識調査の結果，次のような点が明らかにされた．

(1)巡回教師の活動評価について：巡回教師は校長の配慮に依存しているが，管理関係者たちとは緊密に協力している．また，担任教師の多くが盲児を歓迎していることが明らかになった．一部の担任教師の間では何らかの抵抗が見受けられるが，それは進学につれて消滅するとみている．通学上の交通問題については大した困難がないことが判明した．盲児を個別に指導することについては，巡回教師のほとんどがその義務を果たしている．

(2)親の評価について：自分の育児が，交通事故もなく安全性を保ってその土地の学校に通うことができ，個別的に点字教科書や弱視用教科書その他の教材を与えられていることに満足している．また，巡回教師が

家庭訪問してくれることを望んでいる．就学の結果，自分の盲児が自立行動をしようという努力が現われ，家庭における日常生活の能力も高まってきたことが認められ，今までのように干渉する必要が減ってきた．しかし，盲児の将来についてはまだ懐疑的で，新しい人間形成と社会生活の道が開かれようとしていることについての自覚はい．

(3)担任教師の評価について：担任教師は，盲児の個別指導のために余分の時間的負担がかかるが，よくこれに耐え，巡回教師の観察と指導を望んでいる．盲児のためにどのような教材が適切なのか，また巡回教師が何かのつごうで来ないときにはどのような処置をとるべきかということに大きな関心を示している．家庭訪問は晴眼児家庭よりも多くの時間と回数をさいて家族との接触に努めている．学校では晴眼児は盲児を差別するようなことは見られないし，盲児もできるだけ自力で環境を探り，行動範囲を広げようとしているようである．学習に対する評価はいくらか不確実なようであるが，盲児の能力を発揮させる方向に向かいつつある．

(4)学校管理者の評価：統合教育計画は学校管理上からみて大して困難はない．ただ，担任教師の選択や特別設備の不足について若干の心配がある．また，アチーブメントテストや手工芸が適切かどうか，晴眼児とのトラブルの調整など多少の困難を感じた．雨天の通学，排便，歩行などで担任教師の負担を重くしていることが心配の種となっている．今後は，巡回教師と担任教師とがさらに緊密な連絡と協力が望ましく，家庭訪問の回数も増加する必要があるとみている．

以上の調査結果には，統合教育の現状と関係者の意識が率直に示されていると思われる．

〔中華人民共和国その他〕「外国の盲人事情」の項参照 （丹羽善次）

〔参照文献〕

第3回アジア盲人福祉会議各国報告資料，1968.
村越芳男「台湾における合併教育の発展について」ニュースレター No. 44，45 日盲委 昭和44
Bourgeault, S. E., *Attitude Survey of Taiwan Integrated Project for the Blind Participants*, 1968.

国際的盲教育会議

過去の国際的盲教育者会議

〔北欧国際特殊教育会議〕 世界最初ともいうべき第1回北欧国際特殊教育会議は，1869年コペンハーゲンで開催された．これは北欧芸術産業博覧会を機会に開かれたもので，提唱者はストックホルム盲唖院長ボルグ（Borg）である．ノルウェー5校，スウェーデン12校，フィンランド6校，デンマーク8校の教員約100人が参加した．

盲教育については，モルデン・ハウエル（Molden Hauel）が討論指導委員になり，おもな議題はスウェーデンにおける盲人事業，特殊児童の音楽教育，特殊児童教育の動向，休日の最善の利用法，盲学校の任務の限界などであった．

第2回会議は1876年ストックホルムで開かれた．参会者は第1回を上回る百数十人を数え，その主題は「1国における盲人教育が整備され，好成績をあげたといい得るにはなにが必要であるか」「特殊児童学校における校内生活と教育」などあり，ほかに書字球（Malling-Hansensche Schreibkugel）および書器の展示と実演があった．

この会議では①盲人教育のための特殊施設設置，②盲ろう教育施設の分離，③盲人事業会議への請願，④盲児のための幼稚園の設立，⑤知識教育と技術教育を同一の価値においてみること，⑥音楽教育で器楽習得の機会を与えること，⑦盲学校内における男女の差別をなくし能力別に分けること，⑧家庭で働けない盲人のために，共同作業場の設置を勧奨することなどを決議した．

1884年には，ノルウェーのクリスチャニアロで第3回会議が開催され，参会者は300人に達した．①盲児の就学義務の制定，②普通学科以外の学科を授業課目の中へ採入れるべきか否か，③音楽教育を受けた盲人は収入を得られるかどうかなど，がおもな議題であった．凸字印刷についても論議されたが，出席者の半数は6点字だけを使用することを主張し，他の半数はラテン文字とともに使用すべきことを主張し，意見の一致をみることができなかった．

〔盲教育者会議〕 ドイツ統一が完成された1871年にドイツを中心とする盲教育者会議（Blinden-lehrer Kongress）の開催が計画され，全世界の関係者に招請状が出された．アメリカ，アフリカ，ヨーロッパなどから47校の代表者が出席を受諾，その第1回会議が1873年8月3日から6日間，ウィーンにおいて開かれた．この会議の名称は「ヨーロッパ盲教育者会議」であったが，第3回会議からは「盲教育者会議」と改められ，第1次世界大戦まで継続された．

1873年第1回会議（ウィーン）
1876年第2回会議（ドレスデン）
1879年第3回議（ベルリン）
1882年第4回会議（フランクフルト）
主題「生活との関連における盲教育」
1885年第5回会議（アムステルダム）
主題「盲学校の相互活動」
1888年第6回会議（ケルン）
主題「盲教育法に対する心理学的基礎づけ」
1891年第7回会議（キール）
主題「盲教育のシステム」
1895年第8回会議（ミュンヘン）
主題「盲人が教育に対してもつ要素，盲人の言語」
1898年第9回会議（ベルリン）

これらの会議では全体会議と専門分科会に分れており，そのうち次の三つの部会がその後継続して開かれてきた．

第1部会　一般盲人問題（心理・統計・保健），小学校における盲教育，盲人文字，盲学校の教育．

第2部会　盲人の理論的指導法，教育手段，その目的計画．

第3部会　いろいろな手仕事における盲人の技術的訓練について，労働地域，労働器具，手仕事のための原料など．

1876年のドレスデン会議で取上げられた盲人用文字については，読みは浮彫りのラテン文字で始めるべきだということが大多数で決議されたが，1898年のベルリン会議では，点字（Braille）を使用すべきであるという主張が大勢を占め，線状文字を教えないことを決議した．

1882年のフランクフルト会議以後は，盲人用簡縮文字（Blinden Kürzschrift）を研究するための委員会が設けられた．また，地理教育と模型製作の必要性が論議された．手工技能の教育については，1891年のキール会議で，単なる職業分野への端緒としてだけでなく，全教育期間における問題として取上げられた．音楽教育については，繰返し議題になり，将来の生計のために行なうべきか否か，声楽だけでなく器楽も教えるべきか否か，音楽芸術家気質の危険性をいかにすべきか，などが論議され，点字による万国盲人用楽譜もつくられ，1888年のケルン会議では，楽譜体系が提示された．また，盲人の将来については，生活能力をもつように教育されるべきこと，生計を立てるための職業教育を行なうべきであることなどが決議された．

盲人保護については，次の7項目が基本的な事項として採択された．

①6歳で盲学校にはいること，②職業生活をめざす学校教育と修練，③教育可能な盲人数に応じた盲学校の設立，④法律による盲学校入学の義務制，⑤男女別の保護，⑥盲精薄児の保護，⑦卒業生に対する世話．

盲人の美的教育に関しては，1885年のアムステルダム会議において，また，盲人の技術教育と卒業後の保護の問題は1895年のミュンヘン会議で，さらに，盲人の結婚問題は1888年のケルン会議で，それぞれ議題になった．

このように，この会議では数多くの問題を取上げたが，特筆すべき功績は教授手段の改善にあった．

1891年のキール会議では，その後，盛んに用いられるようになった浮出し絵図の使用に関する小委員会案が採択され，1895年のミュンヘン会議後に出版された，また，会期ごとに教材の展示，失明予防に関する問題も提案された．

さらに重要な問題はキール会議とミュンヘン会議で討議された盲教育義務制である．その内容は，義務教育機関をもつ地区において，盲児童をすべて普通児童が小学校へ入学すると同じ条件で，十分な収容力をもつ盲学校に強制入学させるというものである．これはすでにデンマークでは1817年，ノルウェーでは1881年に実施されているが，ドイツ国内ではザクセン公国ブラウンシュバイク領邦がこれをきっかけに実施するようになった．これに続いて，1892年にはスコットランド，1893年にはイギリス，1911年にはプロシヤ，1923年にはイタリアが，それぞれ盲教育の義務制を実施した．

フランクフルト会議からベルリンの公共事業省などに提出された鉄道乗車割引についての要望は，軍隊用運賃で3等切符を購入できる許可があり，点字文の郵便料金軽減も実現した．

以上のように，この会議によって各国の盲教育はもとより，盲人福祉の大きな基礎づくりがなされた．このほか，各国では次のような組織体が生まれ会議が開かれた．

〔アメリカ盲教育者協会（American Association of Instructors of the Blind＝AAIB）〕1871年に設置され，盲教育者の国家的レベルの機関としては最初のものである．盲人福祉のための会議は1905年に開かれた．

〔盲人の境遇改善に関する会議（Universal Con-

gress for the Improvement of the Condition of the Blind)〕 1878年パリで開かれ，フランスにおける国際会議の最初のものである．1889年にはフランス系の会議としてパリで開催，1902年にはブラッセル，1909年にナポリ，1911年はカイロ，1914年にロンドンで開かれた．この会議には留学中の中村京太郎（明治13～昭和39年）が日本代表として出席した．パリ会議では半盲生の教育，ナポリ会議では成人盲の教育が主要議題になった．

〔イギリスにおける盲教育者会議〕 1883年，ヨークで開催以来，1905年，1908年，1911年と続けられた．

現代における国際的盲教育会議

〔国際盲青年教育者会議〕 1949年，イギリスのオックスフォードで国際盲人事業者会議（International Conference of Workers for the Blind＝ICWB）が開催されたが，これはアメリカ海外盲人援護協会（AFOB）とイギリス盲人援護協会（NIB）の協力によったものである．この会議では，盲人福祉の問題が主として取上げられたが，以後は盲人福祉を主とする会議と，教育を主とする会議の2本建てとすることに決定した．前者は世界盲人福祉協議会（World Council for the Welfare of the BIind＝WCWB），後者は国際盲青年教育者会議（International Conference of Educators of Blind Youth＝ICEBY）で，ICEBYは後年WCWB機構のなかで行なわれるようになった．

ICEBYの第1回会議は1952年オランダのブッサムで開かれ，日本からはオックスフォード在住の好本督が出席した．この会議では，就学前の盲児の社会的ニード，重複障害盲児の教育的社会的ニード，知能の高い盲児のニード，一般社会における盲青年の社会的ニードなどについて論議された．

日本代表の好本督は日本における①盲教育に関する立法，②盲の定義，③盲児童数（1947年1万2000人），④盲学校数（1950年74校，児童・生徒数4855人），⑤就学前の盲児計画，⑥教育の設備，⑦弱視者の設備，⑧重複障害者の設備，⑨教師としての必要条件，⑩知能およびテストの問題，⑪職業の問題（あんま・はり・きゅうなど）について報告した．

第2回会議は1957年ノルウェーのオスロで開かれた．日本からは岩下緩と片岡好亀が出席した．

おもな議題は，①盲児をもつ両親の教育，②寮母の仕事，③弱視教育の施設，④盲学校における職業教育，⑤地方の盲学校における教科課程，⑥特別教育活動，⑦普通児と盲児の接触，⑧盲児が一般社会の一員になるための準備，⑨教員の研修，⑩盲教育の当面の問題などである．

この会議では15条からなる定款を決定したが，その目的として「世界の盲青少年の教育は，広く国際的に各国の要求と財政的事情を考慮のうえ，その教育の拡大と増進を図る」と規定した．この会議で片岡好亀が日本の委員に選ばれた．

第3回会議は1962年に西ドイツのハノーバーで開かれた．日本からは草島時介，今井秀雄，高島文一，大野秀雄の4人が出席した．

主要議題は，①現代の教育施設と諸国における緊急諸要求，②教師への要求と教師の選択，③巡回教師と普通校で学ぶ盲児，④工作技術訓練，⑤読み方の媒体としての点字，⑥小学校低学年の算数，⑦盲人用図書と器具，⑧将来への提言などである．

第4回会議は1967年にアメリカのボストンで開かれた，日本からは佐藤親雄，佐藤泰正，寺島計治，高田文武，鈴木彪平，甲斐妙子，高島文一，永井昌彦，金子十三松，花島弘の10人が出席した．

「明日の盲人を教育する」を主題に，①盲人統計に関するモデル地区，②エジプトにおける盲人登録計画，③キーウィット（Kiewit）電子計算センターについて，④補装具改新計画について，⑤職場レポート，⑥訓練生感覚訓練評価，⑦日常生活と体育，⑧点字による読み書き教育，⑨数学教育，⑩科学教育，⑪地理および社会科教育，⑫音楽教育，⑬精薄児教育などが討議された．この会議で片岡好亀に代わり佐藤親雄が次期会議までの日本委員として選ばれた．

（高島文一・長岡加藤治）

〔参照文献〕

片岡好亀・岩下綬「第2回国際盲青年教育者会議報告書」昭和32

高島文一「世界の鍼と盲教育」昭和37

日本盲人福祉委員会「日盲委・世盲協ニュースレターNo. 13」昭和37

Mell, A., *Encyklopädisches Handbuch des Blindenwesens*, Wein, 1900.

Proceedings of the World Council for the Welfare of the Blind, Boston, WCWB, 1959, 1964.

The Education of Blind Youth, ICEBY, 1952.

Fourth Quinguennial Conference, Perkins School for the Blind, Boston, 1967.

盲人の福祉

日本の盲人福祉行政の沿革

明治・大正時代

徳川幕府から政権の返還を受けた明治新政府は，1871（明治4）年11月の太政官布告をもって，数百年来行なわれてきた当道座などの盲人保護の慣行を廃したので，京都の職屋敷，江戸の惣録屋敷をはじめ，地方主要地の盲人座元制，仕置部屋，講習所なども跡を断ってしまった．さらに1883年には，医師免許規則が公布され，以後，西洋医学を国の医術とすることとなった．このような事情から，これまで盲人の専業とされてきた鍼按術を，有害無益とするような思想も起こり，多くの盲人はにわかに生活の道を失うようになった．

明治政権樹立の1868（明治元）年3月の「鰥寡孤独廃疾の者，憫（あわれ）むべき事」という「定」や1874（明治7）年12月の「恤救規則」によって，貧困救済の制度が設けられた．

この時代の貧困に対する考え方は，その原因が疾病であれ，障害であれ，社会経済的変動によるものであれ，すべて個人の責任であるという思想で貫かれ，その救済も国や公共団体が積極的に行なうべきものではなく，むしろ，民間の任意な慈恵ないし隣保相扶にまかせるべきである，という考え方のうえに成り立っていた．

ところで，この恤救規則は，「極貧の者独身にて廃疾にかかり，産業を営むこと能わざるものには，1カ年に1石8斗の積をもって給与すべし」と定めており，これによって救護された身体障害者は，1908年までは年間最低1670人，最高2956人，平均2000人であったが，この年の国費による濫救防止の措置により，救護人員は急激に減少してきた．

第1次大戦後，ふたたび増加して，救護法の施行直前の1931（昭和6）年には，恤救規則によって救済された廃疾者は2117人で，全救済人員の11.7パーセントを占めていた．

明治末期から大正前期にかけて，経済的貧困による社会不安が深刻化するにつれ，救貧対策についての国や地方公共団体の責任が次第に明らかにされてきた．すなわち，一方では，1917（大正6）年5月に発足した岡山県の済生顧問制度や，翌年10月に発足した大阪府の方面委員制度などが契機となり，「社会事業」の制度的確立についての社会的要請が高まり，1920年8月には内務省に社会局が設けられ，社会事業が国や地方公共団体の規模で行なわれるようになった．他方，1916年に工場法が施行され，業務災害による傷害給付が初めて制度化された．もっとも，砲兵工廠や国鉄などの官営工場や鐘紡，三菱造船などの大企業では，すでに明治40年代から工場福利施設として労働者負担による共済組合が，公務災害による身体障害者に傷痍救済金を給付していた．

産業傷病者に対する職業復帰については，関東大震災で不具者になった者に対し，1924年，財団法人同潤会啓成社が東京に職業再教育施設を設立して，身体障害者授産事業の道を開いた．

明治時代の政策は富国強兵に主眼をおいて進められ，戦傷者は一般障害者とは区別されて，直接国の援護が行なわれた．すなわち，1871年の兵部省達「陸軍下士官兵卒給俸諸定則」の中に公務傷病に関する給与が定められ，1875年「陸軍武官傷痍扶助及死亡ノ者祭粢並ニ其ノ家族扶助概則」，「海軍退隠令」が太政官達をもって定められ，1890年には軍人恩給法，1904年には下士官兵卒家族救助令，1906年には傷兵院法が相次いで制定された．

また，失明軍人のため，官立東京盲唖学校長小西信八は軍人援護会の援助を得て，校内に失明軍人社を設け，同年から2カ年にわたり失明軍人講習会を開いて，将官に対しては盲学校教員，下士官と兵に対しては，はり・きゅう・あんまの職業教育を行なって，独立自営の道を授けた．

昭和時代─第2次大戦まで

1926（大正15）年7月から施行された健康保険法および1932（昭和7）年1月から施行された労働者

災害扶助責任保険法によって，疾病の治療，障害扶助料の支給など，被用者に対する救済の道が開かれた．一方，1929年には救護法が公布(1932年から施行）され，極貧で扶養者のない生業不能の身体障害者が，「満65歳以上の老衰者，13歳以下の幼者，妊産婦」とともにその対象とされた．身体障害の範囲や程度は勅令で厳格に定められ，この救護法において，初めて身体障害者についての規定が設けられた．

行政の体系としては，現在の生活保護法とほぼ等しく，市町村長が保護機関として，生活扶助，医療扶助,生業扶助などを行なうこととされていた．しかし，この場合においても，恤救規則におけると同様，身体障害者は一個の生活困窮者として取上げられているに過ぎず，積極的な意味での身体障害者対策に関する法とみることはきわめて困難であった．

この時期に，盲人保護対策として注目すべき動きがみられた．1929年，各地の盲人団体の要望によって中央盲人福祉協会が設立されて，盲人の定義を定め，1931年にはわが国で初めて盲人の全国調査を行ない，7万6260人の失明者（人口1万人に対し1167人）がいることを明らかにした．そのおもな事業は，盲人保護，失明予防，調査連絡，全国団体の援助などであり，終戦によってその幕を閉じるまでの業績はめざましいものであった．

いわゆる傷痍軍人対策は，この時期に大きな発展を遂げた．すなわち，1934年には廃兵院を傷兵院に改め，1938年には陸軍救護法を軍事扶助法と改め，さらに，1939年には臨時軍事援護部と傷兵保護院を統合拡大して軍事保護院を設置した．軍事保護院は，軍人・軍属の保護のため失明軍人寮，失明軍人教育所各1カ所をはじめ，膨大な国立施設を直営して，医療保護，軍事扶助，職業訓練，雇用促進など，いわゆる「病床より職場へ」をめざし，傷病軍人に対して組織的なリハビリテーションを行なった．また，症状が固定し，恩給診断をすませた者に対しては，原職復帰または適職判定のための職業相談が行なわれたが，第2次大戦中に行なわれた戦傷者に対する職能判定，日常動作の分析，残存能力の人工的補充装置としての各種補装具，代償動作などの諸研究，その実践経験は第2次大戦後の身体障害者援護事業に承継された．

昭和時代―第2次大戦後

終戦後，それまで軍事保護院が1元的に行なっていた傷痍軍人対策は，改めて一般身体障害者対策に移行すべきものとして，医療措置は厚生省医務局へ，職業補導は厚生省勤労局（のちに労働省職業安定局）へ，その他の援護は厚生省社会局へとそれぞれ分割された．しかし，戦後の社会不安のなかに，何らの保障もなく投げだされることになった傷病軍人，戦災で傷ついた戦争犠牲者，従来ほとんど顧みられなかった一般身体障害者について，厚生省社会局は，早急に適当な対応策を講じなければならない立場におかれた．

しかし，戦後の困難な社会情勢のなかで，その実現は容易ではなかったが，1947年には身体障害者収容授産施設が12カ所設けられ，翌年7月には戦後公益法人として辛うじて運営を続けていた失明軍人寮が国立光明寮として整備強化されるなど，徐々に身体障害者対策の制度化が進められていった．同年夏には3重苦の世界的社会福祉事業家ヘレン・ケラー（Helen A. Keller）やリハビリテーションの世界的権威ハロルド・ケスラー（Harold Kessler）が来日，それに刺激されて，身体障害者対策の基本的立法を行ない，その対策を積極的に展開すべきであるという世論が高まってきた．

厚生省は1948年の初めから中央傷痍者保護対策委員会を設け，さらに同年8月，社会局に更生課を新設して，身体障害者の福祉に関する基本立法のための企画，基礎資料の収集に当たったが，同年末から約20回にわたる同委員会の研究討議の結果，成案を得て第5国会に提出する準備を整えた．しかし，種々の事情から，結局，第6国会中の1949年12月，議員立法の形で身体障害者福祉法が成立し，翌50年4月1日から施行された．

この法律の制定により，一般身体障害者に対する法的援護の基礎が初めて確立されたのであるが，その法案作成に当たって問題になったおもな点をあげると次の3点である．

(1)基本的性格としては，保護法とせず更生法とした．

(2)年齢区分については18歳以上を対象とすることとし，18歳未満の者については他の児童福祉との関連を考慮して，児童福祉法によることとするが，身体障害児対策を身体障害者福祉法の線に沿って充実することとした．

(3)年齢区分と同様身体障害者の医療対策や労働対策は，現行の行政区分に従うこととした．

一方，このころまでに労働基準法，労働者災害補償保険法の制定によって障害補償が，また，厚生年金保

険，船員保険，国家公務員共済組合などの公的年金制度の整備拡充によって，身体障害者となった労働者の社会的権利としての障害（廃疾）年金が固定した．また，1947年には児童福祉法が制定され，盲児・ろうあ児・虚弱児・肢体不自由児の施設への収容，療育相談，補装具の交付などの措置が講じられることとなった．

1951年には，社会福祉事業の分野でも画期的な変革が行なわれた．すなわち，社会福祉事業に関する基本法として社会福祉事業法が制定され，これに伴い，生活保護法や児童福祉法と同様に，身体障害者福祉法においてもその第1線機関として福祉事務所が設置され，制度の運営が組織的に行なわれることとなった．

1952年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され，傷病軍人に対し，国家補償の立場から更生医療の給付，補装具の交付などが行なわれるようになった．初めは，診査，更生相談，補装具の交付，施設への収容などに限られていた身体障害者福祉法の措置も，1954年からは，更生医療の給付が含まれることとなり，戦後10年にしていちおうの制度的完成をみた．

1959年に国民年金法が制定され，被用者以外の身体障害者に対しても障害年金または障害福祉年金が支給されることになった．さらに，1960年には身体障害者雇用促進法が制定され，身体障害者雇用率の設定をはじめ各種の雇用促進措置が講じられることによって，身体障害者対策は大きな飛躍を遂げた．このころから「リハビリテーション」論議が盛んになり，視能訓練やペリパトロジーについての研究も本格的に行なわれるようになった．

昭和30年代にはいり国民生活水準は著しく向上したが，これに反し社会福祉の分野，特に身体障害者福祉事業の分野での立遅れが著しいため，1966年1月，身体障害者福祉審議会は厚生大臣から身体障害者福祉行政の総合方策について諮問を受け，40回余りの総会および分科会の審議を経て，同年11月にその答申を行なった．答申の範囲，内容はかなり膨大なものであるが，この答申を受けて，1967年以来，身体障害者福祉法は逐年改正され，その面目は一新されつつある．

そのおもな点をみると，法の目的が従前の「更生」に重度障害者の保護の意味をもたせた「生活の安定」を加えたこと，新たに身体障害者相談員，家庭奉仕員を設置したこと，通所制度を設けたこと，施設において更生訓練を受けた者に対して，更生訓練費を支給することとした点などがあげられる．

さらに，1969年11月，同審議会は厚生大臣から「昭和41年の答申以後の諸情勢並びに今後の社会情勢の変動に対応する身体障害者福祉施策」について諮問を受け，1970年8月にその答申を行なった．この答申の主旨に沿い，1971年度においては，重度身体障害者福祉工場および重度身体障害者療護施設の設置，在宅重度身体障害者訪問診査制度および点訳奉仕員養成事業制度の創設が行なわれたが，今後とも計画的に答申の内容を実現することとされている．

以上，主として関係法律の制定を中心としてみてきたが，このほか，予算措置として行なわれている行政分野を見逃すことはできない．すなわち，点字図書・声の図書の国の委託事業，盲人用具の販売あっせん，身体障害者スポーツ大会，点字講習会の開催などの身体障害者地域活動，盲人電話交換手の養成委託，盲人新職業の研究委託，国立視力障害センターにおける盲人新職業の開拓などは，盲人福祉の向上のため，高く評価されている．

なお，1970年5月21日，心身障害者対策基本法が公布され，身体障害者福祉事業は新たな局面を迎えることになった．

同基本法は，心身障害者に対する国，地方公共団体などの責務を明らかにするとともに，心身障害者の発生予防に関する施策および医療，訓練，保護，教育，雇用促進，年金支給など，心身障害者の福祉に関する施策の基本となる事項を定め，心身障害者対策の総合的推進を図ることを目的としている．

この基本法に基づいて，今後国および地方公共団体は有機的連携のもとに，発生予防に必要な調査研究，母子保健対策，傷病原因の早期発見および早期治療，必要な医療および補装具などの給付ならびに適切な施設入所措置，教育の改善充実，在宅訪問指導の実施，職業訓練，職業紹介および雇用促進，総合的相談判定の実施，施設の整備ならびに専門職員の確保および養成訓練，年金・手当などの支給，資金の貸付け，住宅の確保，税および公共料金の減免，レクリエーション，スポーツ等文化生活の振興など，心身障害者福祉のための諸施策がいっそう推進されることとなろう．

（菊地　正）

行政上の福祉措置

身体障害福祉法による措置（I）

身体障害者の援護は，身体障害者福祉法のほか目的および手段を異にする数多くの制度によって行なわれている．たとえば，身体障害児に関する児童福祉法および学校教育法，身体障害者の雇用および職業訓練に関する身体障害者雇用促進法，職業訓練法および雇用対策法，戦傷病者に関する戦傷病者特別援護法，身体障害を支給事由とする各種公的年金制度，身体障害者が貧困に陥った場合の生活保護法などである．

身体障害者福祉法は身体障害者に対する単独法として，その内容はいわゆるリハビリテーション一般に及び，援護の方法も居宅援護から収容援護までの各般にわたり，施策の総合的体系化を試みている．このような意味から，同法は身体障害者についての基本法ということができる．

法の目的

身体障害者福祉法は，身体障害者の更生を援助し，その更生に必要な保護を行ない，身体障害者の生活の安定に寄与するなど，その福祉の増進を図ることを目的としている(法1)．

「更生」とは，身体的，社会的，経済的なハンディキャップをもつ身体障害者が，その障害を克服し，健全な社会生活・家庭生活を営むことができるようになることをいうが，現在では単に職業的自立更生だけに限らず，日常の起居動作が容易になるなど，生活の便宜を回復するという程度のことも含むものと解されている．

1967(昭和42)年の法律改正によって，身体障害者の生活の安定に寄与することが法の目的に例示され，このことが明確化された．

しかし，この法律は身体障害者の更生への意欲を前提とし，これを援助することを基本的立場としているので，すべての身体障害者は，自ら進んでその障害を克服し，すみやかに社会経済活動に参与することができるように努めなければならない（法2）とするとともに，国および地方公共団体には身体障害者に対する更生の援助と，更生に必要な保護の実施に努めることを，国民には身体障害者の社会経済活動に参与しようとする努力に対し協力することを，それぞれの責務として規定している（法3）．

援護機関

身体障害者福祉法に基づく行政については，国が究極的責任をもち，自らも種々な事業を行なっているが，多くの援護事務は，福祉事務所を管理する都道府県知事または市町村長（援護の実施機関）が国の機関として実施に当たっている．

〔政府—厚生大臣〕 身体障害者福祉行政の最高機関として，施策の総合的企画・立案を行ない，これを実施する地方公共団体の指揮監督を行なうほか，自らは全国的に統一的処理を要する事務を行なっている．おもなものは次の通りである．①身体障害者福祉審議会に関すること（法6，7）．②国民の指導啓発に関すること（法13）．③身体に障害のある者の調査に関すること（法14）．④身体障害者手帳に関すること（法15）．⑤更生医療を担当する医療機関の指定などに関すること（法19の2．19の3．19の4）．⑥補装具の種目，受託報酬の額などの決定に関すること（法20，21）．⑦施設基準の設定，援護を委託できる社会福祉法人が設置する施設の指定，国立施設の設置管理など身体障害者更生援護施設に関すること（法18Ⅱ，27．28）．

〔身体障害者福祉審議会〕 身体障害者福祉に関する事項を調査審議する厚生省の付属機関である(法6Ⅰ)身体障害者福祉行政は教育行政，労働行政などとも密接な関係があり，また，医学，心理学，社会学などの各分野にまたがる専門的知識を必要とするので，審議会の委員はそれぞれの分野の権威者で構成されている．

手続き的には，審議会の委員は関係行政機関の職員，身体障害者福祉事業の従事者，学識経験者，雇用主，労働者，身体障害者のうちから任命することになっている（法7Ⅲ）．

審議会の業務は，身体障害者の福祉に関する事項全般について厚生大臣の諮問に答え，関係各大臣に意見具申を行なうことである．このほか，身体障害者の福

祉の増進を図るため，芸能，出版物などを推薦し，または，それらの製作者などに対する必要な勧告を行なうことができる(法6 Ⅱ, Ⅲ).

また，次の場合には厚生大臣は審議会の意見を聞かなければならない．①身体障害者手帳に関して必要な事項を定める場合(法15 Ⅺ). ②更生医療を担当する医療機関の指定，または，指定の取消しを行なう場合(法19の2 Ⅵ). ③国または地方公共団体の行政機関に対し身体障害者の援護を行なう社会福祉法人が購買を求めることができる身体障害者の製作する物品の品目を定める場合（法25）. ④身体障害者更生援護施設などの設備運営基準を定める場合（法28 Ⅰ）. ⑤都道府県知事が身体障害者手帳の交付に当たり障害程度の認定に疑義があるものとして，その認定を厚生大臣に求めてきた場合（施行規則5）.

なお，身体障害者の障害程度の診査のために，医師である委員で構成する特別の部会（審査部会）が設けられている(法6 Ⅳ).

都道府県および指定都市に設けられる地方社会福祉審議会には，身体障害者福祉に関する事項を調査審議する身体障害者福祉専門分科会のほか審査部会が設けられている（社会福祉事業法10 Ⅲ，社会福祉審議会令3）.

〔援護の実施機関〕 この法律に定める身体障害者に対する援護措置の実施責任は，居住地を有する身体障害者については，その居住地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事または市町村長にあり，居住地を有しないか，または明らかでない身体障害者については，その現在地の都道府県知事にあることになっている(法9 Ⅰ). ただし，生活保護施設に収容されている身体障害者については，その者の収容前の居住地または現在地によって実施責任が定まる(法9 Ⅱ).

援護の実施機関が行なう事項は，身体障害者更生援護施設への入所措置などの前提となる審査，更生相談(法18)，更生訓練費の支給（法18の2)，更生医療の給付（法19)，補装具の交付修理（法20）である.

なお，身体障害者家庭奉仕員の派遣事業は，これらの機関の事務としてではなく，市町村の団体事務として構成されている(法21の3).

援護の実施機関の権限については，都道府県知事または市町村長から，その管理に属する行政庁に委任できることになっている（法9 Ⅲ，地方自治法153 Ⅱ）ので，その管理に属する行政庁である福祉事務所に，実際上ほとんどが委任されている．したがって，身体障害者福祉行政についても，各種社会福祉行政の第一線機関である福祉事務所が中心となる．福祉事務所(長)は援護の実施機関として都道府県知事または市町村長から委任を受けて行なう事務のほか，固有の事務としては，身体障害者福祉に関する実情の把握，身体障害者に対する相談および必要な調査指導があり（法11の2），また，国鉄運賃の割引証の発行，その他の制度による福祉施策について必要な証明事務なども行なっている.

(1)都道府県知事（指定都市市長）は援護の実施機関としての権限のほかに，固有の権限として身体障害者手帳の交付（法15)，更生医療担当指定医療機関の診療内容および診療報酬請求の審査（法19の5)，市町村が身体障害者更生援護施設を設置する場合の認可（法27 Ⅲ)，および身体障害者相談員への業務の委託の事務を行なう．なお，指定都市市長を含む市町村長または福祉事務所長の処分に対する審査請求の裁決については，都道府県知事だけが行なうことになっている.

町村長援護の実施機関となっていない町村の長は，国民の指導啓発について一般的な義務を負うほか（法13)，当該町村の区域内に居住地を有する身体障害者の更生援護について，都道府県知事または福祉事務所長の行なう事務に協力しなければならないことになっており（法12)，具体的には身体障害者手帳の交付，更生医療の給付，補装具の交付などに関する申請書の受理，進達，国鉄運賃割引証の交付などを行なっている.

(2)身体障害者更生相談所は身体障害者の医学的，心理学的および職能的判定を行なうとともに，補装具の処方および適合判定を行なうところである（法11 Ⅱ). 更生医療の給付，補装具の交付など，身体障害者の更生指導を効果的に行なうためには，専門的評価・判定が不可欠であるが，身体障害者更生相談所は，このような専門的判定を担当する身体障害者福祉行政の技術面の中枢機関として，各都道府県に義務的に設置されているものである.

身体障害者更生相談所は，利用者の便宜を図る意味から，必要に応じ，巡回して判定業務を行なうこととされており（法11 Ⅲ)，また，運用上は，専門的判定業務のほか一般的相談指導も行なっている.

(3)身体障害者福祉司は福祉事務所に配置されている身体障害者福祉行政の専門職員である．そのため，福祉司になるのには相当高度な資格が要求されている

（法 10 条）．身体障害者福祉司の職務は，福祉事務所長の命を受けて，福祉事務所の所員に対し技術的指導を行なうとともに，福祉事務所において取扱われるケースのうち，特に専門的技術を要するものを処理することをおもな内容としている（法 9 の 2 Ⅲ）．

なお，身体障害者福祉司は，都道府県が設置する福祉事務所には必置となっているが，市町村については任意設置となっている（法 9 の 2 Ⅱ，Ⅲ）．

(4)身体障害者相談員は都道府県知事（指定都市市長）から委託を受けて，民間人としての立場から，身体に障害のある者の相談指導，各種講習会，レクリエーションなどの身体障害者地域活動の推進，関係機関の業務への協力などの業務を行なうもので（法 12 の 3），行政機関ではない．

身体障害者相談員については，身体障害者が身近なところで，気軽に相談することができることがたいせつなので，身体障害者福祉に理解と熱意があり，奉仕的に活動ができ，地域の事情にも明るく，しかも，原則として自らも身体障害者である者に対して業務が委託される．

身体障害者手帳

〔意義〕 身体障害者福祉法による福祉の措置は，法別表に掲げる一定程度以上の障害を有する者に対して行なわれるが，個々の措置を行なうに当たり，その都度障害の認定を行なうことは煩雑であり，また，福祉の措置が敏速に行なわれなくなるので，あらかじめ障害程度を認定し，法別表に該当する旨の証票として身体障害者手帳を交付することになっている．

したがって，本法による福祉の措置は，身体障害者手帳の所持を前提として行なわれるが，他の制度による福祉措置についても，身体障害者手帳の所持を要件とするものが多い（税の減免，国鉄運賃割引など）．

〔交付手続きその他〕 身体障害者手帳は所定の身体障害者手帳交付申請書に都道府県知事が指定する医師の診断書・意見書および本人の写真を添えて，本人（15 歳未満であるときはその保護者）から福祉事務所長を経由して，福祉事務所を設置していない町村の者については町村長を経由して，都道府県知事に申請する（法 15 Ⅰ，Ⅱ）．

申請書の提出を受けた都道府県知事は，障害程度を審査し，その障害が法別表に該当すると認めたときは，申請者に身体障害者手帳を交付しなければならず，該当しないと認めたときは，理由をつけてその旨を申請者に通知しなければならない（法 15 Ⅳ，Ⅴ）．申請を却下する場合および障害認定に疑義がある場合については，地方社会福祉審議会，さらに身体障害者福祉審議会の意見を聞くなど，慎重な手続きがとられる（施行令 2，規則 5）．

15 歳未満の児童については，その保護者に身体障害者手帳が交付されるが，保護者は本人が 15 歳に達したときは本人に，保護者でなくなったときは新たな保護者に，身体障害者手帳を引渡すことなど，特別な規定がある（法 15 Ⅶ，Ⅷ，Ⅸ）．

身体障害者手帳の譲渡または貸与は禁止されており，違反者は処罰される（法 15 Ⅵ，16 Ⅰ，46）．

身体障害者手帳の交付を受けた者は，居住地または氏名を変更したときは届出が必要であり，また，障害程度に重大な変化が生じたとき，または身体障害者手帳を紛失もしくはき損したときは，身体障害者手帳の再交付を申請しなければならない（令 5 など）．

本人の障害が法別表に該当しなくなったとき，または本人が死亡したときは，本人，保護者，あるいは親族などで身体障害者手帳を所持する者は，これを都道府県知事に返還しなければならない．

都道府県知事は，次の場合には身体障害者手帳の返還を命ずることができる（法 16 Ⅱ）．①本人の障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めたとき，②身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由がなく，身体障害者福祉法または児童福祉法による診査を拒みまたは忌避したとき，③身体障害者が更生の能力がありながら，こじき，募金，その他正常でない行為によって生活していると認めたとき，④身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を譲渡または貸与したとき．

身体障害者手帳の返還を命ずることは，既得の権利を奪うことであるので，事前に文書をもって理由を開示し，弁明の機会を与えるなど，慎重な手続きが定められている（法 16 Ⅲ，17）．

身体障害の範囲（身体障害者福祉法別表）

1．つぎに掲げる障害で永続するもの．

(1)両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい，屈折異常がある者については，矯正視力について測ったものをいう．以下同じ）がそれぞれ 0.1 以下のもの．

(2)一眼の視力が 0.02 以下，他眼の視力が 0.6 以下のもの．

(3)両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの．

(4)両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

2．つぎに掲げる聴覚または平衡機能の障害で永続するもの．

(1)両耳の聴力損失がそれぞれ60デシベル以上のもの．

(2)一耳の聴力損失が80デシベル以上，他耳の聴力損失が40デシベル以上のもの．

(3)両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの．

(4)平衡機能の著しい障害．

3．つぎに掲げる音声または言語機能の障害．

(1)音声または言語機能のそう失．

(2)音声または言語機能の著しい障害で永続するもの

4．つぎに掲げる肢体不自由

(1)一上肢，一下肢または体幹機能の著しい障害で永続するもの．

(2)一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの，又は，ひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの．

(3)一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの．

(4)両下肢のすべての指を欠くもの．

(5)一上肢のおや指の機能の著しい障害または，ひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で永続するもの．

(6)前各号に掲げるものの外，その程度が前各号に掲げる障害の程度以上であると認められる障害．

5．心臓又は呼吸器の機能の障害で，永続し，かつ，日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの．（佐々木典夫）

身体障害者福祉法による措置（Ⅱ）

診査・更生相談

診査とは医師が障害程度を判定し，障害の進行防止または軽減のための注意を与え，更生医療の適否，補装具の要否を判断する診断行為をいう．

更生相談とは，身体障害者福祉司などの職員が，身体障害者の求めに応じ，生活，就職，教育，税金などの問題について行なう相談指導をいう．

援護の実施機関は，身体障害者の診査・更生相談に当たり，必要に応じ，①医療保健施設（保健所，病院および診療所）への紹介，②公共職業安定所への紹介，③身体障害者更生援護施設への収容，通所，または収容，通所の委託，④前記各号に掲げるもののほか，その更生に必要な事項についての指導を行なう，などの措置をとらなければならない（法18 Ⅱ）．

診査・更生相談は，以上のほか更生医療の給付，補装具の交付，税の減免，たばこ小売人の指定などの指導，その他万般にわたるべきものである．なお，医療保健施設および公共職業安定所は，援護の実施機関の紹介に対し協力する義務を負っている（法18 Ⅴ）．

診査・更生相談は援護の実施機関の事務であるが，運用上その実施は福祉事務所長に委任されている．また，その実施に当たり，身体障害者更生相談所が行なう巡回相談と協同することが最も効果的である．

なお，援護の実施機関は，身体障害者の相談に応じ，またはこれを指導するため，身体障害者福祉司，その他の職員を当該身体障害者の居宅またはその入院先の病院などを訪問させ，相談，指導を行なわせることとされている（法18 Ⅰ）．

更生医療の給付

〔意義〕疾病にかかり，または災害にあった場合，患者は生命保持のため，あるいは正常な生活状態をとり戻すための医療を受ける．これが一般医療であって，障害が軽く，医療の方法が適当であれば，これらの障害は残存することなく正常に復するが，不幸にして疾患が重度であり，また，何らかの理由により適当な医療が受けられなかった場合，または本人の体力の状況などによって重い障害を残して治癒する場合がある．更生医療は，このように一般医療において，すでに治癒（欠損治癒，変形治癒などのいわゆる不完全治癒）したと考えられている障害に対し，日常生活能力または職業能力を回復し，もしくは獲得させることを目的として行なう医療である．

〔範例〕更生医療は具体的にはどのように行なわれるものであるか．本法においては，単に身体障害者の更生に必要な医療と規定しているに過ぎないが，いやしくも，身体障害者の更生に必要な医療である限り，メスによると，薬物によると，物理的療法であると，化学的療法であるとを問わず，所定の診療方針に合致する限り，いかなる方法も認められる．ここで，視覚障害について若干の範例を示せば次の通りである．

(1)眼瞼症内反症，外反症，兎眼症：高度であって眼瞼が角膜に接触して障害を起こす場合，あるいは閉眼が困難であって，角膜が露出し，角膜に混濁を生じる場合には，内反症，外反症，兎眼症の手術によって視

力の低下を防ぐことができる．

⑵角膜白斑：角膜内における白斑の位置および大きさによって，光学的虹彩切除術，角膜移植術および角膜点墨術によって視力を増すことができる．

⑶瞳孔閉鎖症：瞳孔は閉鎖しているが，眼底の感光機能は正常に近いと推知される場合には，光学的虹彩切除術，虹彩癒着剥離術で視力を増すことができる．

⑷外傷性白内障，外傷性水晶体脱臼：外傷性白内障および陳旧でない水晶体脱臼および半脱臼は，水晶体摘出術によって視力を増すことができる．

⑸外傷性網膜剥離：陳旧でない網膜剥離は網膜剥離手術によって視力を増すことができる．

〔給付の内容〕 本法における給付の内容は，①診察，②薬剤または治療材料の支給，③医学的処置，手術，その他の治療，施術，④病院または診療所への収容，⑤看護，⑥移送であり（法19 Ⅲ），社会保険，生活保護などによる一般の医療の場合とほとんど同一である．

〔給付手続〕 援護の実施機関は，身体障害者が更生のため医療が必要であると認めるときは，その者の申請により，更生医療の給付を行ない，または更生医療に要する費用を支給することができる（法19 Ⅰ）．ただし，費用の支給は，現物給付が困難と認められる場合だけに限られており，本法においては，厚生大臣が指定する医療機関に委託して行なうのを原則としている（法19 Ⅱ，Ⅳ）．

なお，更生医療の給付，補装具の交付・修理が援護の実施機関の権能となっているのは，現在の国，地方公共団体の財政的制約から，無制限に身体障害者の請求権を認めることが困難なためであって，将来，財政的な見通しがつけば，当然義務として規定されるべきものであろう．

更生医療の給付を申請しようとする身体障害者は，更生医療給付申請書を居住地（居住地がないか，または不明なときは現在地，また，生活保護法の規定によって保護施設などに収容されている者の場合は，収容前の居住地または所在地）を管轄する福祉事務所を経由して，援護の実施機関に提出しなければならない．福祉事務所を設置していない町村に居住する者の場合には，町村長・福祉事務所長を順次経由して申請してもよい（則13の2 Ⅰ）．

福祉事務所長は，更生医療給付申請書の提出を受けたときは，身体障害者更生相談所長に判定書（則別表1）の作成を依頼するとともに，身体障害者福祉司・社会福祉主事などに必要な事項を調査させ，調査書（則別表7）・判定書を添えて，これを援護の実施機関に進達しなければならない（則13の2 Ⅱ）．

（注） 援護の実施機関は，地方自治法第153条第2項または本法第9条第3項の規定に基づき，その権限に属する事務を福祉事務所長に委任することができるが，更生医療の給付事務が委任されている場合には，給付手続きには何ら変りなく，福祉事務所長は援護の実施機関として判定書の作成依頼，調査書の作成などの事務を行なうことになる．これは診査・更生相談（法18），補装具の交付・修理（法20），売店設置のための公共施設の管理者との協議（法23）などについても同じである．

援護の実施機関は，申請書・添付書類によって更生医療の給付の必要の有無を検討し，給付することを決定したときは，更生医療券（則別表8）を申請者に交付し，給付を必要としないと認めた者については，更生医療却下決定通知書により申請を却下しなければならない（準則17）．

更生医療は現物給付を原則とするが，指定医療機関に委託して行なうことが困難であると認められる者については，これに要する費用を支給することができる（法19 Ⅱ，則13の2 Ⅲ）．更生医療券の交付を受けた身体障害者は，更生医療の給付に当たり，指定医療機関に更生医療券を提出しなければならない（則13の2 Ⅴ）．

更生医療の給付は，厚生大臣が指定する医療機関に委託して行なわれるが（法19 Ⅳ），更生医療を担当する医療機関は，厚生大臣が身体障害者福祉審議会の意見を聞き，その開設者の同意を得て指定する（法19の2 Ⅰ，Ⅵ）．指定医療機関は，更生医療指定医療機関医療担当規程（昭和29年厚生省告示第143号）の定めるところに従って，懇切ていねいに更生医療を担当し，本法による更生医療のほか，児童福祉法による育成医療，戦傷病者特別援護法による更生医療を担当することとされている（法19の2，3）．

指定医療機関の診療方針・診療報酬は，原則として健康保険の例（昭和32年厚生省告示第15号「保険医療機関及び保険医療担当規則」，昭和33年，厚生省告示第177号「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」）によることとし，これによることができないとき，またはこれによることを適当としないときは，厚生大臣が別に定めるところによることとされている（法19の4）が，この特別の定めは，まだなされていない．

更生医療を行なうに当たり，都道府県知事または市町村長（費用を支弁する地方公共団体の執行機関）

は，身体障害者またはその扶養義務者に対し，その負担能力に応じて，これに要する費用の全部または一部を指定医療機関に支払うべき旨を命じ，支払わなかった者については，これを徴収することができる（法38）．この支払い命令は，更生医療券の当該欄に記載してなされる（13の2 Ⅳ）．次に更生医療の給付に代えて支給する費用の額は，更生医療の給付に当たり指定医療機関が請求することができる診療報酬の例によって算定した額であるが，負担能力があるときは，それに応じて減額することができる．

〔診療報酬の審査・決定・支払い〕 指定医療機関が請求する診療報酬の審査・支払いに関する事務は，社会保険診療報酬支払基金に委託して行なう方針がとられているが，最終的には都道府県知事が審査・決定する権限をもっている．診療報酬の請求から支払いまでの実際の形式は次の通りである．

(1)指定医療機関は，診療報酬請求書・診療報酬請求明細書を，当該医療機関所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に提出する．

(2)支払基金事務所では，審査委員会においてこれを審査し，その結果を都道府県知事に送付するとともに，審査の結果に基づいて概算額を指定医療機関に支払う．

(3)都道府県知事が決定した結果，支払額に過不足が生じたときは翌月の支払いにおいて整理する．

（注） 社会保険と本法による更生医療とが競合して給付される場合，社会保険は更生医療に優先して行なわれる．すなわち，更生医療の給付は，社会保険の自己負担分について行なうことになっている．なお更生医療給付と国民健康保険の適用については，昭和37年1月10日保険発第3号の2厚生省保険局国民健康保険課長通知で取扱いが示されている．

補装具の交付・修理

〔意義〕 補装具とは，身体の欠損または身体の機能の損傷を補い，日常生活または職業生活を容易にするために必要な用具をいう．

本法の対象となる身体障害者の中には，何らかの人工的な器具を用いることによって，ある程度その機能を補い，または社会生活に利便を得ることができる者が相当に多いので，このような器具を補装具と呼び，本法によって交付・修理または購入・修理に要する費用の支給を行なうこととしている．

〔補装具の種目〕 補装具は装着の目的などに応じてその種類が異なるが，本法では「補装具の種目，受託報酬の額等に関する基準」（昭和36年厚生省告示第77号）により，視覚障害者については，盲人安全つえ，義眼，眼鏡（色めがね，矯正眼鏡，弱視眼鏡），点字器が補装具として定められている．なお，特別の場合には，コンタクトレンズが矯正眼鏡の1種として交付されている．

〔交付または修理の手続〕 援護の実施機関は，身体障害者から申請があったときは，補装具を交付し，もしくは修理し，またはこれに代えて補装具の購入もしくは修理に要する費用を支給することができる．補装具の交付または修理は，補装具の製作（修理）業者に委託して行ない，または援護の実施機関が自ら行なうものであって，現物給付を原則とし，費用の支給は，現物給付が困難と認められる場合に限って行なわれる（法20）．

補装具の交付または修理を申請しようとする身体障害者は，補装具交付（修理）申請書（則別表11）を，更生医療の給付申請の場合に準じ，福祉事務所長を経由して援護の実施機関に提出しなければならない．福祉事務所を設置していない町村に居住する者は，町村長，福祉事務所長を順次経由して申請してもよい（則14 Ⅰ）．

福祉事務所長は，申請書の提出があったときは，調査書を添え，補装具のうち特に判定を要すると認められるものについては，身体障害者更生相談所長の作成した判定書を添えて援護の実施機関に進達しなければならない（則14 Ⅱ）．

援護の実施機関は，申請書・添付書類を審査・検討した結果，補装具の交付または修理を行なうかどうかを決定し，業者に委託して行なうことを決定したときは，補装具交付（修理）券（則別表12）を交付し，援護の実施機関が自ら行なうことを決定したときは，補装具（修理）決定通知書により申請者に通知し，現物給付が困難であると認めるものについては，これに要する費用を支給する．現物給付，費用の支給のいずれも行なわないことを決定したときは，補装具交付（修理）却下決定通知書を送付する（則14 Ⅲ，準則17）．

（注） 補装具の交付（修理）に関しては，ほとんど福祉事務所長に権限が委任され，福祉事務所長は，援護の実施機関としての事務を行なっている．

補装具の交付（修理）を援護の実施機関が自ら行なう場合は，申請者は補装具交付（修理）決定通知書に示された日時・場所において交付（修理）を受けることができる．また，業者に委託して行なわれる場合は，補装具交付（修理）券を援護の実施機関が指定す

る業者に提出して交付（修理）を受ける（則 14 Ⅴ）．したがって，援護の実施機関は，補装具製作（修理）業者との間に，本法による補装具の交付（修理）を委託する契約を締結しておくことが必要である．

補装具の交付（修理）に要する費用についても，更生医療の給付の場合と同様な基準によって自己負担が課せられる．補装具交付（修理）券の券面には，業者に支払うべき自己負担額，その支払い期限が記載され，また，援護の実施機関が自ら交付（修理）を行なったときは，都道府県または市町村は，自己負担額を徴収する．費用の支給が行なわれる場合には，その額を減額して支給される（法 38，21 の 2，則 14 Ⅳ）．

〔受託報酬〕 補装具の交付(修理)の委託を受けた業者が，都道府県または市町村に対して請求することのできる報酬の額は，前述の「補装具の種目，受託報酬の額等に関する基準」の定めるところによる(法 21)．ただし，身体障害者，または扶養義務者が自己負担額を支払ったときは，その額を差引いた残額である（法 38 Ⅱ）．

なお，国，地方公共団体，日本赤十字社，社会福祉法人，公益法人の設置する補装具製作施設に委託する場合の受託報酬の額は，基準額の 5 分引きとされている．

〔運用〕 補装具は身体障害者によく適合しなければならないので，義肢，装具，補装具などについては，身体障害者更生相談所長の判定書による処方に基づいて製作（修理）され，義肢・装具は，型取り，仮合わせを経て製作（修理）したものについて，身体障害者更生相談所の適合判定を受けることが必要とされている．適合判定の結果，当該補装具が本人に適しないと認められた場合は，業者に対し不備な個所を指摘して改善させることになっている．また，給付後 3 カ月以内に生じた破損，不具合は，業者の責任において改善させることになっている．

身体障害者家庭奉仕員による世話

〔意義〕 重度の身体障害のため，独立して日常生活を営むのに著しく支障のある身体障害者の家庭に対し，家庭奉仕員(ホーム・ヘルパーともいわれている)を派遣して，無料で適切な家事，介護など，日常生活の世話および相談，指導などを行なわせ，重度身体障害者の生活の安定に寄与するなど，その援護を図るものである(法 21 の 3)．

〔事業の委託〕 身体障害者家庭奉仕事業は，市町村の固有事務と考えられているが，やむを得ない場合には，社会福祉法人，その他の団体（当該市町村社会福祉協議会など）に委託できるものとされている．

(1)家庭奉仕員の派遣対象は，重度の身体障害のため日常生活を営むのに著しく支障がある身体障害者の属する低所得の家庭であって，その家族が介護などを行なうことができない状況にあるものである．たとえば，全盲の夫婦だけの家庭で，介護などを行なう者がいない場合があげられる．

(2)本事業によるサービスは，食事の世話，被服の洗たく，住居の掃除，身の回りの世話などの家事，介護，および生活，身上，各種援護制度の適用などについての相談，指導のうち必要と認められるものである．これらのなかには，盲人家庭に特に必要な手引き，墨字による代筆，墨字の手紙の朗読などが含まれる．

身体障害者更生援護施設

〔施設の種類〕 身体障害者更生援護施設は，身体障害者の更生援護を目的とする施設であって，収容・通所施設と利用施設とに大別することができる．身体障害者の更生援護は，居宅において行なうのが原則とされているが，特別な医学的治療，生活訓練を必要とする者，あるいは居宅において自立の困難な重度障害者などについては，施設に収容するか通所させて，その更生援護を図ることが必要である．

身体障害者更生援護施設には 8 種類ある．

(1)肢体不自由者更生施設（法 29）：肢体不自由者を収容または通所させて，その更生に必要な治療・訓練を行なう施設である．この施設において行なわれる治療は，更生医療と同様の目的をもったものであるが，理学療法（PT），作業療法（OT）などの機能回復のためのいわゆる後療法を中心に行なわれる．また，更生に必要な訓練は，医学的，心理学的，職能的な各分野の総合的指導方法によって実施される．

(2)失明者更生施設（法 30）：失明者を収容または通所させて，その更生に必要な知識技能・訓練を与える施設である．この施設においては，生活訓練のほか点字教育，あんま，はり，きゅうなどのいわゆる施設に関する技術修得訓練が一般に行なわれている．

(3)ろうあ者更生施設（法 30 の 2）：ろうあ者を収容または通所させて，その更生に必要な治療・訓練を与える施設である．この施設においては，特に聴能更生訓練，音声・言語機能訓練を行なう必要がある．

(4)内部障害更生施設（法30の3）：心臓または呼吸器の機能に障害がある者を収容または通所させて，医学的管理のもとに，その更生に必要な指導および訓練を行なう施設である．この施設においては，定期的検査をはじめとする医療管理を重点的に行なう必要がある．

(5)身体障害者授産施設（法31）：身体障害者で雇用が困難な者，または生活困窮者などを収容または通所させて，必要な訓練を行ない，かつ，職業を与えて自活させる施設である．この施設においては，生活訓練，職能訓練のほか，自活させるための授産事業を行なうが，作業に必要な経費を除いた収益の残額は，作業員である身体障害者に配分される．

(6)補装具製作施設（法32）：無料または低額な料金で，補装具の製作・修理を行なう施設である．

(7)点字図書館（法33）：無料または低額な料金で，点字刊行物を盲人の求めに応じて，閲覧させる施設である．

(8)点字出版施設（法34）：無料または低額な料金で，点字刊行物を出版する施設である．

〔施設の設置主体〕

(1)国は身体障害者更生援護施設を設置しなければならない(法27Ⅰ)．

(2)都道府県は身体障害者更生援護施設を設置することができる．市町村は都道府県知事の認可を受けて，身体障害者更生援護施設を設置することができる（法27Ⅱ・Ⅲ)．

(3)社会福祉法人，公益法人，一般の私人は社会福祉事業法の定めるところによって，身体障害者更生援護施設を設置することができる（法27Ⅳ)．

〔施設の基準〕 厚生大臣は身体障害者福祉審議会の意見を聞き，身体障害者更生援護施設の設備・運営について基準を定めることが必要であり，社会福祉法人，その他の者が設置する身体障害者更生援護施設については，これが社会福祉事業法の規定による最低基準とみなされる（法28)．

〔措置の受託義務〕 身体障害者更生援護施設は，診査・更生相談による措置として援護の実施機関から委託を受けたときは，正当な理由がない限り，これを拒んではならない（法28)．

なお，援護の実施機関は，次のいずれかに該当する場合には，社会福祉法人の設置する収容施設で，厚生大臣が指定するものに身体障害者の収容または通所を委託することができる（法18Ⅱ)．

(1)法第18条第1項第3号の措置をとることができないか，相当でないとき．

(2)当該施設に収容・通所を委託することが，法第18条第1項第3号の措置をとるよりも，当該身体障害者の更生のため効果的であると認められるとき．

その他の福祉措置

〔売店の設置〕 身体障害者の職業的更生を図るため，本法においては，身体障害者の自営を多少とも有利にするための措置として，後述の専売品販売の許可とならんで売店の設置について規定している．すなわち，国または地方公共団体が設置した事務所，その他の公共的施設の管理者は，新聞，書籍，たばこ，事務用品，食料品などの物品を販売する売店の設置を許可するよう努めなければならない（法22Ⅰ)．

売店の設置を許可した公共的施設の管理者は，その運営に必要な規則を定めて，これを監督することができる(法22Ⅱ)のは当然であるが，売店の設置を許可された身体障害者は，病気，その他の正当な理由がある場合のほかは，自らその業務に従事しなければならない（法22Ⅲ)．これは売店の設置が身体障害者の自立更生を前提とした本法の援護措置の一つとして，健常者に優先して与えられるものである以上，特に自力によって業務の運営をなすべきであるという趣旨からである．同時に1人の身体障害者が他の障害者などの職場獲得を妨害したり，あるいは身体障害者を利用して他の者が実利を収めることを防止しようとするものである．

援護の実施機関は，売店の設置・運営を円滑にするため，管内の公共的施設の管理者と協議し，また協力を求めるとともに，公共的施設内の売店設置の可能性，販売物品の種類などを調査して，これを身体障害者に知らせ，職場獲得の機会を与えるようにすることが必要である．

〔専売品の販売許可〕 身体障害者がたばこ専売法に基づく製造たばこの小売人の指定を申請したときは，日本専売公社は同法31条第1項の欠格事由に該当しない限り，その指定に努めなければならない(法24Ⅰ)．

たばこ専売法第31条第1項に掲げる欠格事由に該当するか否かについての解釈は，相当幅のあるものなので，日本専売公社では，身体障害者については一般人に対して適用している指定基準より有利に解釈して指定する方針を採っている．指定された身体障害者は売店の設置の場合と同様に，正当な事由のない限り，

自らその業務に従事しなければならない．

〔製作品の購買〕 身体障害者の援護を目的とする社会福祉法人で厚生大臣が指定するものは，その援護する身体障害者の製作したほうき，はたき，ぞうきん，モップ，清掃用ブラシ，封筒を国・地方公共団体の行政機関に対し，購買を求めることができ，当該行政機関は，価格，納期などの条件に適合する場合は，自らの用に供する範囲内で，その求めに応じなければならない(法25 Ⅰ，Ⅱ，Ⅳ，令7)．

この規定は，これら身体障害者の製作品を一般市場における自由競争にだけ任せることなく，国，地方公共団体が優先的に買上げて，他の営利事業の製作品より有利な地位に置き，その保護を図ろうとしたものである．

また，国の行政機関が物品を買上げるときは，指定された社会福祉法人から直接買上げる代りに，その法人の受注，納入などを円滑にすることを目的とする社会福祉法人で，厚生大臣が指定するものを通じて行なうことができる(法25 Ⅲ)．

費用

〔概要〕 身体障害者福祉行政は，身体障害者の更生援護を図る幅広いリハビリテーションサービスを主体とする事務であり，1950（昭和25）年，身体障害者福祉法制定以来，逐年事業の進展をみ，これに伴う関係予算も漸増を続けている．

本法の予算措置は昭和25年度からなされ，発足当初の補助金関係予算額は1億2600万円であったが，昭和46年度補助金関係予算額は39億602万円と約31倍になっている．その他，国立更生援護機関関係費を含む身体障害者福祉関係予算額は50億6467万円となっており，重度身体障害者対策費および身体障害者更生援護施設運営費の増額は著しい．

身体障害者福祉行政は国の責任において行なうべき事務であるが，その事務は国と地方公共団体の相互の利益に関するものであるので，その費用については，国と地方公共団体の双方が負担する建前になっている．地方公共団体は，その固有事務を行なうために必要な費用を支弁しなければならない義務があるとともに，国から委任された，いわゆる機関委任事務を行なうために必要な費用についても，法律またはこれに基づく政令により支弁すべき義務がある（地方自治法232）．また，これら地方公共団体の支弁すべき費用のうち，地方公共団体だけの利益になる固有事務に関するものについては，国の負担はない(地方財政法9）が，その他の事務に関するものについては，国および地方公共団体が当該事務に対して有する利害の多少に応じて，相互に一定割合を負担するものであり，当該費用の種目，算定基準および負担割合は，すべて法律または政令によって定められる（地方財政法11）．

サービスを主体とする身体障害者福祉行政は予算に左右され，予算の額に比例して行政が伸長するといっても過言ではない．また，近年特にリハビリテーション技術の近代化が要請され，高度化が行なわれつつあるが，各種判定機能，相談指導業務ならびに医学的，心理学的および社会的な各種のサービス業務は，訓練された専門技術職員の配置が絶対要件とされる．

しかし，現在のところ，国・地方公共団体における身体障害者福祉行政の財源確保は，必ずしも十分とはいいがたく，なかでも，本法の施行に直接当たる身体障害者福祉司および身体障害者更生相談所に必要な人員の経費などが確保されていない実情であるが，基準行政が確保されるよう地方財政の予算措置が望まれる．

なお，本法の充実に伴い，これに要する費用の種目も増加，細分され，また国庫補助の面においても予算補助の措置による補助金の種目も増加しているので，常にこれら施策を十分に消化し，援護の万全を期するよう予算措置をとることが必要である．

〔援護に要する費用〕 本法第4章に地方公共団体が固有事務を行なうために要する費用および国から委任された事務を行なうために要する費用の両者について，その支弁の義務を規定するとともに，国が負担すべき費用の種目および負担割合を規定している．

(1)費用の種目および支弁区分：本法の施行に伴う費用の種目と都道府県および市町村の支弁は法第35条および第36条に規定されており，その内容を分類すると次の通りである．

①本法の施行に当たる行政機関に必要な費用

市町村（指定都市を除く） 身体障害者福祉司の設置および運営に要する費用(法9の2，35①)．

都道府県および指定都市 地方社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会）の運営に要する費用，身体障害者福祉司の設置および運営に要する費用（法9の2，36①)，身体障害者更生相談所の設置および運営に要する費用（法11，36②)，身体障害者相談員の業務委託に要する費用(法12の3，36②の②)．

②身体障害者の更生援護に必要な費用

市町村（指定都市を除く）　指導啓発，実態調査および調査報告に要する費用(法13, 14, 35②)，診査，更生相談に要する費用(法18 Ⅰ,35②)，身体障害者の収容，通所の委託に要する費用(法18 Ⅰ・Ⅱ, 35②)，更生医療の給付に要する費用（法19，35②)，更生医療の給付費の支払いに関する事務の委託に要する費用(法19の5 Ⅳ, 35③)，補装具の交付もしくは修理に要する費用(法20, 35②)，家庭奉仕員派遣の委託に要する費用(法21の3，35③の②).

都道府県および指定都市　指導啓発，実態調査および調査報告に要する費用(法13, 14, 36③)，身体障害者手帳交付に要する費用(法15, 36③)，診査，更生相談に要する費用（法18 Ⅰ，36③)，身体障害者の収容・通所の委託に要する費用（法18 Ⅰ・Ⅱ, 36③)，更生医療の給付に要する費用（法19, 36③)，更生医療の給付費の審査および支払いに関する事務の委託に要する費用(法19の5 Ⅳ, 36③・④)，指定医療機関からの報告請求および検査に要する費用（法19の6，36③)，補装具の交付・修理に要する費用（法20, 36③).

③身体障害者更生援護施設および養成施設の設置運営に要する費用，市町村が設置する身体障害者更生援護施設および養成施設の設置・運営に要する費用（法27 Ⅲ・Ⅴ, 35④)は市町村，都道府県が設置する身体

表1

費用の種目	関係条文	支弁主体	支弁者負担率	都道府県負担率	国庫負担率
身体障害者更生相談所の運営費	第11条	(注1) 都道府県	2/10		8/10
身体障害者手帳交付費	第15条	〃	5/10		5/10
診査更生相談費	第18条	都道府県，市福祉事務所を設置する町村	5/10		5/10
身体障害者収容通所委託費	第18条	〃	2/10		8/10
更生医療給付費	第19条	〃	2/10		2/10
更生医療費の審査事務委託費	第19条の5	(注1) 都道府県	5/10		5/10
更生医療費の支払事務委託費	第19条の5 Ⅳ	都道府県，市福祉事務所を設置する町村	5/10		5/10
指定医療機関の検査費	第19条の6	都道府県	5/10		5/10
補装具の交付・修理費	第20条	都道府県，市福祉事務所を設置する町村	2/10		8/10
身体障害者更生援護施設運営費	第27条	都道府県 市町村	2/10		8/10
身体障害者更生援護施設運営費	第27条	(注2) 〃	5/10　1/4	1/4	5/10　1/2

（注1） 指定都市を含む.　（注2） 指定都市については，支弁者負担率2分の1，都道府県負担率0である.

表2

費用の種目	支弁主体	支弁者負担率	都道府県補助率	国庫補助率
更生医療給付事務費	都道府県，市および福祉事務所を設置する町村	5/10		5/10
補装具の交付・修理事務費	〃	5/10		5/10
巡回相談用自動車購入費	(注1) 都道府県	2/3		1/3
身体障害者相談員委託費	〃　〃	5/10		5/10
盲人ホーム設置および運営費	都道府県 市 社会福祉法人	5/10(5/10) 1/4	5/10(1/4)	5/10(5/10) 5/10(1/2)
身体障害者体育振興費	(注1) 都道府県	5/10		5/10
身体障害者家庭奉仕員委託費	市町村	1/3	(注2) 1/3 (2/3)	1/3
社会福祉法人立身体障害者更生援護施設整備費	社会福祉法人	1/4	1/4	1/2

（注1） 指定都市を含む.　（注2） 指定都市の場合だけ.

障害者更生援護施設および養成施設の設置・運営に要する費用は都道府県.

⑵繰替え支弁：法第36条の2に繰替え支弁の規定があるが，これは身体障害者更生援護施設に収容・通所委託の措置をとった場合は，当然，当該措置の実施機関である都道府県または市町村が支弁義務を負うのであるが，特に社会福祉法人立の施設において，委託費の支弁の遅延により施設経営に支障をきたすことを防ぐため，厚生大臣が指定する特定の施設について，本来支弁義務のない所在地の都道府県または市町村に，委託費を一時立替えて支弁させる旨の規定であるが，1971（昭和46）年10月1日現在，当該施設の指定は行なわれていない.

⑶費用の負担区分および負担率：①本法においては，法第37条および第37条の2の規定により，都道府県および国が負担する費用の種目と負担率を規定しており，その内容は表1の通りである．なお，国庫負担が行なわれていない費用については，地方交付税交付金の基準財政需要額に算入されている.

②本法に基づく，いわゆる「法律補助」に対し，本法に規定はないが，身体障害者福祉事業に対し，現在，国が予算措置を講じ奨励の意味において「予算補助」を行なっている費用の種目および補助の割合は表2の通りである（昭和42年度予算による).

なお，本法には社会福祉法人が設置する身体障害者更生援護施設（盲人ホームを含む）の修理，改造，拡張または整備に要する費用に対する国庫負担の規定がなく実施されていなかったが，昭和39年度から予算補助として，都道府県および指定都市が当該事業に補助した額（事業に要する費用の4分の3以内）に対し，国は補助（3分の2以内）を行ない，社会福祉法人立施設の育成を図ることとしている.

⑷国または都道府県負担金の算出基礎：国庫負担金または都道府県負担金の算出基礎については，本法施行令第10条の規定により，その費用の国庫負担の限度は，各年度において厚生大臣が定める身体障害者保護費および社会福祉施設整備費にかかる国庫負担金および国庫補助金の交付基準に基づいて決定される.

①国の負担は各年度において市町村または都道府県が支弁した費用の額から，その費用のための寄付金，本法第38条第3項および第4項の規定による徴収金，その他の収入を控除した精算額について行なわれる．したがって，寄付金，徴収金，その他の収入の額が，その年度において都道府県または市町村が支弁した費用を超過するときは，その超過額は，以後の年度における支弁額から控除されることとなっている.

②都道府県の負担は，各年度において市町村が支弁した身体障害者更生援護施設および養成施設の設置に要する費用の支弁額から，その費用のための寄付金，その他の収入の額を控除した精算額について行なわれる.

⑸国庫負担金の交付：国庫負担金の交付申請，交付決定，事業実施の状況報告，交付額の確定，国庫負担金の返還に関する具体的な取扱いについては，「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の定めるところによるほか，厚生事務次官通達に示すところによることとなっている．また，補助金などの交付に関する事務の効率化，適正化を図るため，厚生大臣は，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の規定に基づいて，これらの交付に関する事務の一部を都道府県知事に委任している.

〔更生医療・補装具の給付に要する費用の徴収〕 本法における費用の負担命令および徴収に関する規定は第38条にある．同条は更生医療の給付を行ない，または業者に委託して補装具の交付または修理を行なう場合に，身体障害者またはその扶養義務者に対して，その負担能力に応じて費用の支払いを命じ，またはこれを徴収し得る旨を規定したものである.

本法による福祉の措置は，貧困ということを必要としないので，要援護の要件に該当する者については，等しく必要な福祉の措置を援護の実施機関が行ない，事後に費用を支弁した地方公共団体の財源補てんの観点から，それ相当の自己負担能力のある者について費用を徴収することができるという建前になっている.

⑴負担命令および徴収：費用の徴収は，本人またはその扶養義務者が支払いを命じられた額を支払わなかった場合と，援護の実施機関が補装具の交付または修理を自ら行なった場合，その費用の全部または一部を本人またはその扶養義務者から徴収する場合とに行なわれる.

前者については，更生医療の給付または業者に委託して補装具の交付，もしくは修理が行なわれた場合に，行政措置に要する費用を支弁すべき都道府県または市町村の長は，当該身体障害者または扶養義務者にその負担能力に応じて，その費用の全部または一部を指定医療機関または業者に支払いを命じることとなるが，身体障害者またはその扶養義務者が支払いを命じられた額を支払わなかったために，都道府県または市

町村がその額を支払ったときは，前記の支払い命令は失効し，それに代って都道府県または市町村の長が本人またはその扶養義務者に対して，その額を徴収することができる．この場合の費用の徴収権は，国の機関としてではなく，費用を支弁する地方公共団体の執行機関としての立場で行なうものであるので，その費用は当該地方公共団体の収入となり，その費用の徴収については，地方自治法第225条の規定が適用される．

後者については，援護の実施機関が補装具の交付または修理を業者に委託せずに自から行なう場合であるが，これは地方公共団体が設置している補装具製作施設が補装具の交付または修理を行なう場合，または援護の実施機関が業者から直接，盲人安全つえ，点字器，電池などを購入して，これを身体障害者に交付する場合，その費用の全部または一部を本人または扶養義務者から徴収するものである．

⑵徴収基準：法第38条第1項・第4項，第19条の7および第21条の2の規定による身体障害者，またはその扶養義務者から当該行政措置に要する費用を支弁した都道府県知事または市町村長は，援護の実施機関，すなわち，国の機関としての立場においてではなく，行政措置を支弁した地方公共団体の執行機関としての立場で徴収するものであることは前述の通りである．したがって，徴収することができるとは，国の機関委任事務である措置をとるについてもその費用の全額公費負担でなく，本人または扶養義務者から徴収することができるという権能が与えられているものである．半面，地方公共団体の収入であるので，義務として徴収しなければならないものではなく，地方公共団体の裁量の余地があるものである．したがって，措置に要する費用の徴収基準は，いわゆる国庫負担金の交付基準の一部として示されるので，これは国庫負担金を交付する場合の決済基準として用いられるものであるが，現実の徴収も，この基準によらざるを得ないであろう．

⑶徴収(月)額の認定方法：更生医療の給付または補装具の交付・修理を受ける者の負担すべき額の認定方法については，従来，国民の平均的な生活水準をもとに標準生活費を基準とした徴収基準を採用していたが，徴収額などの適正かつ敏速な決定と事務の簡素化を図る目的のため，いわゆる「所得税方式」に1962（昭和37）年4月1日から通知を改めて実施され，現在に至っている．

その概要は次の通りである．

更生医療の給付および補装具の交付・修理に要する費用について，当該身体障害者またはその扶養義務者（以下「身体障害者等」という）に負担させるべき費用の額（以下「自己負担額」という）は，当該身体障害者などの属する世帯の前年の所得税額などに応じて決定することとなっている．すなわち，被保護世帯および市町村民税非課税世帯は，自己負担とすることなく全額公費負担とし，所得税非課税世帯および所得税課税世帯は別表「徴収基準額表」に定める自己負担額とすることになっている．

①更生医療（入院）の場合は，「徴収基準額表」の「徴収基準(月)額」の額とする．ただし，当該世帯の年所得税額が15万6001円以上であるときは，当該費用の全額とする．

②更生医療（通院）および補装具の場合は，前記①の例により算出した額の2分の1の額とする．ただし，年所得税額15万6001円未満であるときは，当該費用の全額とする．

③当該世帯の年所得税が15万6001円未満である場合において，当該身体障害者が世帯主または当該世帯における最多収入者であるときは，前記①により算出した額の2分の1に相当する額とする．

④同一月内に同一世帯の2人以上の身体障害者に対して更生医療の給付，補装具の交付などを行なう場合は，当該各身体障害者につき自己負担額を算出するものとし，その額は最初の者については前記①，②，③により算出した額とし，2人目以降の者については，いずれも別表「徴収基準額表」の「加算基準(月)額」の額とする．

⑤月の中途で更生医療が開始され，または終了した場合には，その月の自己負担額は，前記①〜④までにより算出した額とその月の入院または通院の期間（日数）との積をその月の実日数で除して得た額とする．

⑥ ①から⑤までにより算出した額が，更生医療の給付，補装具の交付・修理に要する費用の額を越えるときは，当該費用額を自己負担額とする．

⑷認定の基礎事実の確認方法：徴収(月)額の認定に伴い，当該身体障害者等の世帯（当該身体障害者と生計を一にする消費経済上の1単位をいい，必ずしも居住を一にしていない場合であっても同一世帯として認定することが適当であるときは同様とする）の所得税額などについて，援護の実施機関において調査確認するものとし，被保護世帯の確認は福祉事務所に，市町村民税および所得税の課税，非課税の事実は，それぞ

表3 徴収基準額表

階層区分	世帯区分		徴収基準(月)額	加算基準(月)額
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
B	市町村民税非課税世帯		0	0
C_1	所得税非課税世帯	市町村民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)	1,200	120
C_2		市町村民税所得割課税世帯	1,500	150
D_1	所得税課税世帯の年所得税額の区分別世帯	4,800円以下	2,500	250
D_2		4,801円～ 9,600円	3,000	300
D_3		9,601円～ 16,800円	3,500	350
D_4		16,801円～ 24,000円	4,200	420
D_5		24,001円～ 32,400円	4,900	490
D_6		32,401円～ 42,000円	5,600	560
D_7		42,001円～ 92,400円	7,800	780
D_8		92,401円～120,000円	9,500	950
D_9		120,001円～156,000円	12,000	1,200
D_{10}		156,001円以上	全額	最初の者に係る費用の全額の10%に相当する額、ただし、その額が2,000円に満たない場合は 2,000円

表4

障害程度等級	特別加算額
1 級	3,300円
2 級	3,200円
3 級	1,900円
4 級	1,500円
5 級	1,200円
6 級	1,000円

れ市町村または市町村民税の特別徴収義務者または所轄税務署または徴収義務者などに照合して行なうものである．

(5)徴収(月)額の再認定：①更生医療の給付を継続中に認定の基礎となる事実に変動が生じた場合は，原則として申請者の届出に基づいて確認のうえ，変動が生じた日の属する翌月から適用して再認定を行なうものとする．

②災害などにより，前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合は，その状況などを勘案して，都道府県知事または指定都市市長が適当と認めた場合には再認定ができることとなっている．

〔施設入所者の食費の徴収〕 身体障害者更生援護施設の入所者にかかる費用の徴収については，身体障害者福祉法に特別な規定はないが，施設入所は公の施設利用関係において利用料の徴収関係が生ずるだけであり，現行法においては飲食物費だけが徴収の対象になっている．

この飲食物費の徴収額は，すべての利用者について一率であるべきであるが，生活困窮者に対しては免除している．身体障害者更生施設に入所中の被保護者などの生計困窮者に対する食費の国庫負担については，次により行なわれることになっている．

入所者の出身世帯が生活保護法の適用を受けている場合，またはその出身世帯の収入月額が次の額の合算(月)額に満たない場合は，当該入所者の飲食物費は国庫負担の対象になる．

(1)当該世帯における入所者以外の世帯員の生活保護法による最低生活費算定額

(2)生活保護法による保護の基準の最低生活費のうち次に掲げるものの合算額．

①身体障害者加算額（介護料を除く）．② 在宅患者加算が必要であると認められた者についてはその額．ただし，これは身体障害者加算の「飲食物費」と重複するが，この場合は，どちらか高い方の額の分だけとする．③入院患者の日用品費の額．

(3)表4に定める身体障害者特別加算額．

④ 当該施設の食費の額． （菊地 正）

児童福祉法における福祉の措置

身体障害児対策の沿革

身体障害児に対する援護事業が，児童福祉法に採入れられた背景として，盲・ろうあ児を対象とする民間社会事業家の努力，あるいは整形外科学などの医学の進歩によって発展してきた肢体不自由児援護活動の歴史を見のがすことはできない．

盲児施設は1889（明治22）年にアメリカのドレーパー（C. P. Draper）によって横浜に創設され（現横浜訓盲院），ろうあ児施設は1933（昭和8）年に創設されたが，その数は少なく，児童福祉法制定時には全国で3カ所に過ぎなかった．また，整形外科医であった高木憲次は，1924（大正13）年以来，肢体不自由児援護の具体的方策について不断の努力を続け，整形外科などの技術と社会福祉活動を有機的に結合する

表1　身体障害の種類別児童数

	全国推計	構成比（%）
総数	93,800	100.0
肢体不自由	51,900	55.3
視覚障害	5,600	5.9
聴覚障害	18,200	19.4
内部障害	5,600	5.9
複合障害	(3,300) 12,600	(3.5) 13.4

注　1.　資料　厚生省「身体障害児実態調査」(1970年10月)
2.　複合障害の（　）内は，視覚障害と他の障害を併せもつものの再掲である．

表2　障害の原因別身体障害児数

	総数	交通事故	その他の事故	先天異常	感染症	その他の疾患	不明
全国推計数	93,800	1,600	5,000	37,200	11,400	27,500	11,200
構成比(%)	100.0	1.7	5.3	39.6	12.2	29.3	11.9

厚生省「身体障害児実態調査」(1970年10月)

必要性を提唱し，今日の身体障害児対策の基礎を確立した．

戦後，身体障害児対策は1947（昭和22）年の児童福祉法の制定により，従来の施策が慈善事業的であったものから，児童福祉の観点に立ち，身体障害児対策も児童福祉の一環として取上げられ，これを保健と福祉の面から総合的な計画のもとに行ない，特に早期発見，早期治療と医学的リハビリテーションが事業の中心となった．

その後，児童福祉法の改正などにより，次のような事業が行なわれることとなった．

(1)1951年　保健所における療育指導および補装具の交付，修理．

(2)1954年　育成医療の給付．

(3)1966年　在宅の重度身体障害児に対する特別児童扶養手当の支給（特別児童扶養手当法）．

表4　育成医療の給付状況（昭和45年度）

	総数	入院	外来
総数	13,680	12,023	1,657
肢体不自由	6,299	4,662	1,637
視覚障害	528	516	12
聴覚障害	2,093	2,085	8
その他	4,760	4,760	—

厚生省「厚生省報告例」

さらに，児童福祉施設については，1949年に盲・ろう学校の寄宿舎の転用により大幅な増強が図られ，肢体不自由児施設についても，児童福祉法の制定当時には東京の整肢療護園1カ所だけであったが，1967年には全県に設置され，地域における肢体不自由児の療育センターとしての使命を果たしている．

身体障害児の実態

1970年8月現在で，厚生省が実施した身体障害児実態調査によると，在宅の身体障害児は9万3800人と推計され，これを障害別，発生原因別にみると，表1，2の通りである．

(1)これらの障害児をその障害の種類別にみると，視覚障害児は単一障害のほか他の障害を併せもつ複合障害児を含めて8900人で全体の9.4パーセントを占めている．

(2)これらの障害児をその発生原因別（表2）にみると，先天異常が全体の39.6パーセントを占めている．

身体障害児対策の現状

身体障害児対策は，大別するとおおむね次のように分類される．すなわち，①発生予防．②早期発見・早期治療．③長期にわたる治療および訓練④その他である．なお，③については，別項で述べるのでここでは省略する．

〔発生予防〕　身体障害の発生を原因別にみると約77

表3　療育指導結果状況（昭和45年度）

	本年初回被指導人員	医療相談件数					補装具相談件数				
		総数	要肢体不自由児施設入所	要育成医療	その他の医療	その他	総数	要交付	要修理	装着指導	不用
総数	117,151	132,592	669	5,940	19,957	106,026	9,843	561	58	952	8,272
肢体不自由	105,238	119,797	669	4,313	17,849	96,966	9,723	519	52	949	8,203
視覚障害	505	519	—	150	180	189	12	7	3	1	1
聴覚障害	695	792	—	435	184	173	44	35	3	2	4
その他	10,713	11,484	—	1,042	1,744	8,698	64	—	—	—	64

厚生省「保健所運営報告」

表5　年次別育成医療の給付関係予算額

	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度
予算額（千円）	285,224	289,624	292,534	364,668	591,060	721,022

表6　補装具の種目別交付，修理状況（昭和45年度）

	総　数	交　付	修　理
総　　数	10,686	10,215	471
義 肢 類	1,862	1,675	187
装 具 類	4,428	4,302	126
車 い す	1,089	1,039	50
補 聴 器	2,012	1,919	93
松葉づえ	400	392	8
そ の 他	895	888	7

資料　厚生省「厚生省報告例」

パーセントが疾病によっているが，これらのうち先天性奇型，母体内または出生時の原因によるものは，母性保健の向上により防止可能とされている．このような障害の発生防止のために，母子保健対策，栄養改善対策，優生保護対策および伝染病予防対策などの公衆衛生対策の充実にあわせて発生原因の明らかでないものに対しての研究が進められている．

〔早期発見・早期治療〕 身体障害児の中には，早期に適切な治療を行なうことによって，その機能障害の回復が可能な者が少なくないとされ，そのために児童福祉法においては,次のような施策が行なわれている．

(1)全国の保健所などにおいて療育指導が行なわれている．療育指導は，都道府県知事が指定する保健所（療育指定保健所1971年4月現在581カ所）において，整形外科，眼科および耳鼻科の医師により定期的に行なわれている．また，療育指定保健所から遠隔地の障害児のために巡回指導も行なわれている．昭和45年度における療育指導件数は表3の通りである．

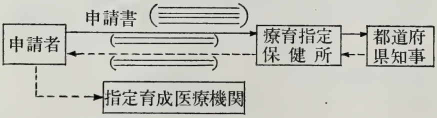

図1　育成医療の交付手続

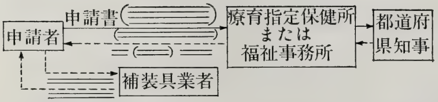

図2　補装具の交付・修理の手続

療育指導の内容としては，上記専門医による障害の有無，障害の状況などについての専門的診察および検査により，①治療の必要な者に対しては，適当な医療機関をあっせんするほか，育成医療の給付について助言すること．②盲児施設などの児童福祉施設への入所についての助言のほか，必要に応じて児童相談所への通告をすること．③身体障害者手帳および補装具の交付についての助言指導を行なうことなど．

(2)療育指導の結果，比較的短期間の治療により，その機能の回復が期待される者に対しては，育成医療の給付が行なわれる．育成医療の給付は，早期治療を目的とし，その内容は医療が主体であり，また，短期間であるため児童福祉施設で行なわれる日常生活指導および学習指導は行なわれない．育成医療の給付は，厚生大臣が指定した指定育成医療機関で行なわれるが，1971年10月1日現在，その数は全国で1000カ所が指定されている．育成医療の給付対象疾患は，整形外科，眼科および耳鼻科関係に限られていたが，昭和39年度から心臓疾患をも対象とするようになった．育成医療の給付の状況は表4の通りである．

育成医療の給付を受けるためには，親権者または後見人が，児童に代わって，居住地を管轄する都道府県知事に申請することになっているが，その手続きを図示すると図1の通りとなる．

育成医療の給付に要する費用については，当該児童の扶養義務者が全部または一部を負担できない場合には，児童福祉法に基づき国および都道府県において公費負担されることになっている．育成医療の給付費関係の国の予算は，表5の通りである．

(3)そのほか，身体障害者手帳の所持者に対し，その身体的欠損または機能の障害を補い，日常生活の助長を図ることを目的として，補装具の交付（修理）行なわれているが，その状況は表6の通りである．

補装具の交付および修理の手続きは，図2の通りである．

補装具の交付に要する費用については，育成医療の給付の場合と同様である．また，補装具交付関係の国の予算は，表7の通りである．

その他，在宅の重度身体障害児に対する特

表7　年次別補装具の交付修理関係予算額

	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度
予算額（千円）	70,509	77,560	83,222	106,205	117,969	137,064

別児童養育手当ての支給などが行なわれている．

（窪田　勉）

障害福祉年金の支給

国民年金法に基づく障害給付のうち，その給付に必要な財源の全額を国が負担することによって支給されるものを，障害福祉年金と称している．国民年金法は1959（昭和34）年4月16日，当時いずれの公的年金制度からも保護されていなかった農漁業従事者，自営業者などで20歳以上60歳未満の者を適用対象とする政府管掌の年金制度として公布された．国民年金の基本は被保険者として保険料の納付を要件とする拠出制の年金制度であって，保険料の納付は1961年4月1日から開始されたが，経過的特例として，1911（明治44）年4月1日以前に生まれた者，すなわち，1961年4月1日に50歳を越える者は適用から除外された．障害福祉年金は，拠出制年金を補完するものとして制度発足後，保険料の納付期間または保険料の免除期間が一定期間に達していないため拠出制の障害年金を受けることのできない者および先天性の障害など，20歳になる前からの障害者が20歳に達したときに支給されることになっている．また，制度が発足した1959年11月1日に，すでに重度の身体障害者であった者，拠出制年金発足当時高齢であったため適用を除外された者で，同日以後に重度の身体障害者になった者，および拠出制年金の実施前（1961年4月1日前）の傷病により，1959年11月1日以後に重度の身体障害者になった者に対しては，経過的に障害福祉年金の特別支給が行なわれることになっている．通常は前者を補完的障害福祉年金，後者を経過的障害福祉年金と呼んでいるが，その支給要件は次の通りである．

補完的障害福祉年金

(1)疾病にかかり，または負傷し，その初診日に国民年金の被保険者であった者で，廃疾認定日の前日において，①廃疾認定日の属する月の前月までの被保険者期間のうち，保険料免除期間を除いたものが5年以上あり，かつ，その期間のうちの保険料納付済期間が，その期間の3分の2以上を占めているか，②廃疾認定日の前日までの引続く被保険者であった期間に係る保険料の滞納がないか，そのいずれかに該当した者が，廃疾認定日において，その傷病により法別表に定める1級に該当する程度の廃疾の状態にあるとき，

(2)初診日が20歳に達する日または1961年4月1日前の傷病により廃疾の状態にある者が，20歳に達した日または1961年4月1日以後にさらに疾病にかかり，または負傷した場合において新たに発した傷病に係る初診日において被保険者であり，その傷病にかかる廃疾認定日の前日において，上記(1)の①または②のいずれかに該当し，かつ，その廃疾認定日において，前後の廃疾を併合して，別表に定める1級に該当する程度の廃疾の状態にあるとき．

(3)疾病にかかり，または負傷し，その初診日において20歳未満であった者が，廃疾認定日後に20歳に達したときは，20歳に達した日において，廃疾認定日が20歳に達した日以後であるときは，その廃疾認定日において，別表に定める1級に該当する程度の廃疾の状態にあるときに支給される．

また，上記の場合に廃疾認定日（廃疾認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日）には1級に該当しなかった者が，その日以後65歳に達するまでの間に，その傷病により初めて別表に定める1級に該当する程度の廃疾の状態になったときは，上記と同様，補完的障害福祉年金が支給されるが，この場合の年金の支給は，受給権者が裁定請求をした日の属する月の翌月から行なわれることになっている．

廃疾認定日とは，初めて医師の診療を受けた日から起算して，3年を経過した日（3年以内にその傷病がなおった場合は，そのなおった日）をいう．傷病が直った日とは，その症状が固定し，治療の効果が期待できない状態に至った日も含まれる．

経過的障害福祉年金

(1)1959（昭和34）年11月1日において20歳を越える者が，同日以前に直った傷病により，同日において別表に定める1級に該当する程度の廃疾の状態にあるとき，

(2)初診日が1961年3月31日以前であり，その初診日に20歳以上であって，その傷病が1964年11月1日から7月31日までの間になおった者が，その直った日において70歳未満であり，かつ，別表に定める1級に該当する程度の廃疾の状態にあるとき，

(3)1911（明治44）年4月1日以前に生まれた者が初診日が1961年4月1日以後である傷病に係る廃疾認定日において，別表に定める1級に該当する程度の廃疾の状態にあるときに支給される．また，廃疾認定

日には1級に該当しなかったが，その日以後70歳に達するまでの間に，法別表に定める1級に該当する程度の廃疾の状態になったときには，補完的障害福祉年金の場合と同様に，裁定請求を行なった日の属する月の翌月から経過的障害福祉年金が支給される．

〔1級の状態〕 別表に定める1級に該当する廃疾の状態は次の通りである．① 両眼の視力の和が0.04以下のもの，② 両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの，③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの，④ 両上肢のすべての指を欠くもの，⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの，⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの，⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの，⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度，または立上がることができない程度の障害を有するもの，⑨ 前各号に掲げるもののほか，身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が，前各号と同程度以上と認められる状態であって，日常生活の用を弁ずることができない程度のもの，⑩ 精神の障害で前各号と同程度以上と認められるもの，⑪ 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって，その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの．

〔視覚障害の認定〕 視覚障害者が，法別表に定める1級に該当する程度の状態であるかどうかは，裁定請求書に添付された「福祉年金診断書」に基づいて，各都道府県の障害認定審査医員が認定するが，その内容は次の通りである．

すなわち，両眼の視力の和とは，両眼視によって累加された視力でなく，両眼のそれぞれの視力を別々に測定した数値の和である．したがって，両眼の視力の和0.04とは，たとえば，各眼の視力がそれぞれ「0.01と0.03」「0.02と0.02」「1眼盲と他眼0.04」の場合である．また，屈折異常の場合は，矯正視力によって認定するが，矯正視力とは，眼科的に最も適当な常用し得る矯正眼鏡によって得られた視力をいう．視力の測定には「万国式試視力表」を使用することになっているが，同一原理によって作られたものでありかつ，表の標準照度200ルクスが正確に守られれば，適当なものを選んでもよい．

〔年金額〕 年額4万800円．この額は1959年11月の制度発足当時は1万8000円であったが，1963年9月から2万1600円，1965年9月から2万4000円，1967年1月から2万6400円，1968年1月から3万円1968年10月から3万2400円，1969年10月から3万4800円，1970年10月から3万7200円，1971年11月から現在の額に逐次引上げられている．

年金支給の停止

〔所得による支給の停止〕 障害福祉年金は，受給権者に35万円を越える額の所得があるとき，および受給権者の配偶者または受給権者の生計を維持している扶養義務者に一定額（扶養親族5人の世帯で143万9000円以上）の所得があるときは，その年の5月分から翌年の4月分までその全額の支給が停止される．

〔公的年金受給による支給の停止〕 障害福祉年金の受給権者が恩給，共済組合，厚生年金保険など，他の制度から公的年金の支給を受けているときは，障害福祉年金の全額の支給が停止される．

ただし，障害福祉年金の額よりも低額である公的年金を受けている者にあっては，その差額が支給され，また，戦争公務による負傷または死亡を事由として恩給法，戦傷病者戦没者遺族等援護法などに基づき，増加恩給，障害年金，公務扶助料，遺族年金などを受けている者（普通恩給が併給されている増加恩給または傷病年金を受けている者，公務扶助料または特別扶助料を受けている者にあっては，負傷し，または死亡した当時の階級が准士官またはこれに相当する者以下であった者もしくはこれらの者の遺族に限る）にあっては，当該公的年金の額にかかわらず，全額が支給される．

〔障害の程度が軽減したことによる支給の停止〕 障害の程度が軽減し，別表に定める1級に該当する程度の廃疾の状態に該当しなくなったときは，その該当しない間，支給が停止される．

〔障害補償の受給による支給の停止〕 廃疾の原因となった傷病について，受給権者が労働基準法による障害補償を受けたときは6年間，支給が停止される．

受給の手続き

障害福祉年金裁定請求書に，①受給権者の戸籍抄本②住民票の写し，③福祉年金診断書，④所得状況届，⑤国民年金手帳（被保険者または被保険者であった者の場合），⑥公的年金証書の写しなど（公的年金を受けることができる場合）を添えて，住所地の市町村を経由して都道府県知事に提出することになっている．

〔各種の手続き〕 障害福祉年金の受給権者は，毎年6月中に受給権者本人，配偶者，受給権者を扶養している扶養義務者の前年における所得の状況を記載した「所得状況届」を住所地の市区役所，町村役場に提出

しなければならないほか,次のようなときには,すみやかに市区役所・町村役場に届出しなければならない.

①恩給,厚生年金など他の制度から年金を受けるようになったとき,または受けることができなくなったとき(福祉年金支給停止関係届)

②障害の程度が軽減したとき(福祉年金支給停止関係届)

③氏名が変わったとき(氏名変更届)

④住所が変わったとき(住所変更届)

⑤支払郵便局を変えたいとき(支払郵便局変更届)

⑥印鑑を失ったり,変えたいとき(印鑑変更届)

⑦国民年金証書を破ったり,よごしたとき(国民年金証書再交付申請書)

⑧国民年金証書を失ったとき(国民年金証書亡失届)

⑨受給権が消滅したとき(福祉年金失権届)

年金の支払い

年金は毎年1月,5月,9月の3回,それぞれ前月までの分が支払われる.支給が決まると,各支払期月ごとの支払金額を記入した国民年金証書が交付されるので,国民年金証書を指定の支払郵便局に福祉年金請求書兼受領証書とともに提示すれば,支払いを受けることができる.

〔受給権の消滅〕 障害福祉年金を受ける権利は,受給権者が次のいずれかに該当したときは消滅する.

①死亡したとき

②日本国民でなくなったとき

③障害の程度が軽減し,厚生大臣の定める基準に該当しなくなったとき

④障害の程度が軽減し,法別表に定める1級に該当する程度の廃疾の状態に該当しなくなったときから3年を経過したとき

〔不服申立て制度〕 都道府県知事の給付に関する処分に不服がある者は,処分の通知を受けた日から60日以内に,社会保険審査官に審査の請求をすることができ,審査官の決定にさらに不服がある者は,社会保険審査会に再審査の請求をすることができる.審査官は各都道府県に1人ずつ配置されており,審査会は厚生省内に設置されている.

障害福祉年金受給者の状況

障害福祉年金の受給権者数は,1971年6月30日現在で38万5000人,このうち視覚障害によって年金を受けている者の数は約12万5000人である.また,障害福祉年金の受給者に支払われる年金額は年間約143億円となっている. (河野通訓)

税・公共料金の減免

盲人をはじめとする身体障害者に対しては,税制上の優遇措置,国鉄運賃の割引,NHK放送受信料の減免,点字郵便物および盲人用録音物の無料扱いなどが行なわれている.以下,盲人に関係のある制度について述べるが,身体障害者,心身障害者という場合には,当然,視覚障害による身体障害者を含む.

税制上の優遇措置

〔所得税〕 ①所得税の納税義務者自身が身体障害者である場合,または納税義務者の控除対象配偶者あるいは扶養親族が身体障害者である場合には,身体障害者1人につき11万円が所得金額から控除される(障害者控除),1級または2級の身体障害者については,特別障害者としてさらに4万円,合わせて15万円の控除(特別障害者控除)が行なわれる(法79条).②心身障害者保険扶養共済制度(心身障害者を扶養する者を加入者とし,その加入者が地方公共団体に掛金を納付し,当該地方公共団体は加入者が死亡した場合に,心身障害者の扶養のため定期的に給付金を支給するものであり,保護者が死亡したあとの心身障害者の生活の安定を図ることを目的とする制度である)による給付金は,非課税とされる(法9条3号)とともに加入者の掛金は生命保険料と同様に,生命保険料控除として所得金額から控除される(法75条).

〔法人税〕 社会福祉法人,財団法人などの公益法人は,収益事業を行なわない限り法人税は課税されない(法7条).収益事業を行なう場合でも,身体障害者が当該事業従事者の半数以上を占め,当該事業が身体障害者の生活保護に寄与しているものは収益事業とならず,法人税が課されない(令5条2項).

〔物品税〕 ①盲人の用に供されるものとして,特殊な性状構造などを有する時計およびテープレコーダーには,物品税を課税されない(法9条,令6).②身体障害者更生援護施設で使用するどん帳またはテレビ,ラジオ,テープレコーダーなどについては物品税は免除される(法22条,令36条).

〔関税〕 盲人用の点字器,タイプライター,時計,はかり,その他の物品で身体障害者用に特に製作されたものについては,関税は免除される(法14条,令16

条の3).

〔入場税〕 身体障害者更生援護施設を設置する者の主催する催物が，その純益金額が当該施設のために支出され，かつ，参加者，その他の関係者が何らかの報酬を受けないものであって，あらかじめ所轄税務署長の承認を受けたものであるときは，その催物については入場税が免除される(法8条).

〔住民税〕 ①前年の所得金額が35万円以下の身体障害者には，住民税は課税されない(法24条の5，295条). ②所得税と同様に，身体障害者1人につき，9万円の障害者控除または11万円の特別障害者控除が行なわれる(法34条1項6号，314条の2・1項5号). ③心身障害者保険扶養共済制度の掛金は，所得税の場合と同様に，生命保険料控除の対象にされる(法34条1項5号，314条1項5号). ④社会福祉法人などの公益法人は，収益事業を行なわない限り，住民税は課税されない(法25条，296条).

〔事業税〕 ①重度の視力障害者(失明者および両眼の視力が0.06以下の者)が，あんま，マッサージまたは指圧，はり，きゅうなどを行なう場合には，事業税は課税されない(法72条). ②社会福祉法人などの公益法人は，収益事業以外の事業については，事業税は課税されない(法73条).

〔不動産取得税および固定資産税〕 身体障害者更生援護施設の用に供する土地，建物については，不動産取得税および固定資産税は課税されない(法73条の4・1項，348条2項).

〔自動車税など〕 下肢または体幹に障害を有する身体障害者が，自ら運転する自動車(軽自動車)については，物品税(国税)，自動車取得税，自動車税，軽自動車税(以上地方税)がすべて控除されているが，さらに，一部地方公共団体(たとえば東京都)においては，自ら運転できない肢体不自由者，視覚障害者その他の身体障害者で歩行困難な者が，生計の資を得るため，またはもっぱら通学(園)用もしくは通院用として使用する自動車で，当該身体障害者と生計を同じくする者が運転するものについては，条例により地方税である自動車税などを免除している.

公共料金の減免

〔国鉄運賃の割引〕 身体障害者に対する国鉄運賃の割引は，身体障害者旅客運賃割引規則(昭和27年国鉄公示121号)の定めるところにより行なわれている.

この割引規則は，日本国有鉄道が経営する鉄道，航路および自動車線ならびに連絡運輸の取扱いをする社線(国鉄線との間に旅客荷物などにつき通し運賃制を採っている社線)で乗車船する場合に適用される.

割引対象者は，視覚障害，聴覚・平衡機能障害，音声言語機能障害または肢体不自由の障害を有する身体障害者およびその介護者である.

このうち介護者とともに割引の受けられるのは，前述規則で定める重度の障害のある身体障害者(第1種身体障害者という．視覚障害の場合，両眼の視力がそれぞれ0.06以下の者，身体障害者等等級表上は，ほぼ4級以上の者が相当する)であり，それ以外の者(第2種身体障害者)とは割引内容が異なっている.

第1種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合は，普通乗車券(距離制限がない)，定期乗車券，回数券および急行券(特急券は除かれる)について割引が行なわれ，割引率は身体障害者，介護者ともに5割である.

身体障害者が単独で乗車船する場合(第1種身体障害者でも単独の場合は同じである)は普通乗車券に限り，かつ，鉄道，航路の場合は片道100キロメートルを越える区間に限り，5割の割引が行なわれる.

なお，第2種身体障害者であっても，12歳未満の者については，介護人に対し定期乗車券の割引が行なわれる.

民間のバス，国鉄に連絡していない私鉄などにおいても，運輸省からの通知により，あるいは各地方公共団体の努力により，関係各社の協力を得て，おおむね上記と同様な割引措置がとられている.

〔NHK 放送受信料〕NHKに放送受信料免除基準に定めるところにより，身体障害者に対しては，次のような減免扱いが行なわれている.

(1)全額免除：身体障害者更生援護施設において，入所者の専用に供するテレビジョン受信機および身体障害者のいる貧困な世帯(福祉事務所長が所定の基準により認定する)で設置するテレビジョン受信機については，放送受信料の全額が免除される.

(2)半額免除：視覚障害または聴覚障害による身体障害者で世帯主である者が，テレビジョン受信機を設置する場合には，放送受信料は半額免除される.

〔点字郵便物などの無料取扱い〕 盲人用点字だけの開封郵便物はどこから差出しても郵便料は無料である．また，郵政大臣が指定する点字図書館，点字出版施設など盲人の福祉を増進することを目的とする施設から差出し，またはこれらの施設にあてて差出される盲

人用の録音物（いわゆる声の図書といわれる録音テープ）および点字出版物ならびに点字用紙で開封のものは，郵便料が無料とされる（郵便法 26 条）.

また，点字郵便物については，国内だけでなく，万国郵便条約（1665年条約15）により，国際間においても郵便料は無料とされている.　　　（佐々木典夫）

世帯更生資金の貸付け

世帯更生資金貸付制度は，低所得世帯などに対し，資金の貸付けと必要な援助指導を行なうことにより，その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り，生活の安定を目的とする制度で，「世帯更生資金貸付制度要綱」（厚生事務次官通知）および「世帯更生資金運営要領」（厚生省社会局長通知）などに基づいて実施されているものである.

制度の実施機関

世帯更生資金の貸付けは，各都道府県の社会福祉協議会（都道府県社協が主体となり，借入申込書の受付けや，資金の交付などの業務の一部を各市町村の社会福祉協議会（市町村社協）に委託して実施している．また，資金の貸付けの対象となる世帯の把握，資金の貸付けのあっせんとその援助指導などは，民生委員の役割となっている.

なお，貸付けに必要な資金は，国が3分の2，都道府県が3分の1の割合で負担し，全額公費で都道府県社協に補助されている.

資金の貸付対象

この資金の貸付けの対象となる世帯は，資金の貸付けにあわせて必要な援助および指導を受けることにより，独立自活できると認められる低所得世帯であって，独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難と認められるものと，身体障害者更生資金，生活資金生活費および住宅資金については，身体障害者福祉法第15条の規定により，身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者の属する世帯（身体障害者世帯）であればよいことになっている.

資金の種類は7種類であり，それぞれ次のようになっている.

〔更生資金〕 生業を営むのに必要な生業費，就職するために必要な支度をする支度費，生業を営み，または就職するために必要な知識や技能を習得するのに必要な技能習得費（知識や技能を習得する期間は6カ月

表1．世帯更生資金貸付条件一覧，　　　昭和 46 年度

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期限	備考
		以内	以内	以内	
更生資金	生業費	200,000円	1年	6年	貸付限度，特に必要と認められる場合 400,000円以内
	支度費	25,000円	6年		
	技能習得費	月 3,000円			貸付期間 3年以内
身体障害者更生資金	生業費	200,000円	1年	8年	貸付限度 特に必要と認められる場合 400,000円以内
	支度費	25,000円	6月		
	技能習得費	月 3,000円	1年		貸付期間 3年以内
生活資金	生活費	月 7,500円	6月	5年	貸付期間，技能習得費又は療養資金借受中
	出産費	8,000円		3年	貸付限度，特に必要と認められる場合 20,000円以内
	葬祭費	10,000円			
住宅資金	改修費	300,00円	6月	6年	
	転宅費	18,000円		3年	
修学資金	修学費	高校・高専（1～3年） 月 1,500円 短大・高専（4，5年） 月 3,000円 私立短大 月 4,000円	6月	8年	貸付限度，特に必要と認められる場合，高校月 3,000円以内 短大・高専（4，5学年） 月 6,000円以内 私立短大 月 7,500円以内
	就学支度費	25,000円			自宅通学｛高校 10,000円以内／短大 15,000 〃 自宅外通学｛高校 15,000円以内／短大 25,000 〃
療養資金		100,000円	6月	5年	貸付限度，特に必要と認められる場合 150,000円以内
災害援護資金		150,000円	1年	6年	

（注）　貸付利子は年3パーセント．ただし，据置期間中及び修学資金は無利子.

までとする．しかし，法令などによって，知識や技能を習得するために必要な期間を6ヵ月以上の期間に定めている場合はその期間．ただし，その期間が3年を越える場合には3年とする）となっている．

〔身体障害者更生資金〕 身体障害者世帯に対して貸付けられるもので，身体障害者が生業を営むのに必要な経費に対して，身体障害者生業費があり，たとえば，マッサージを生業として行なう場合に，治療機械器具の購入とか，治療室や待合室の増改築に貸付けられている．身体障害者が就職するために必要な支度をする経費に対して身体障害者支度費があり，たとえば，病院などのマッサージ師として就職する場合に，その支度費として貸付けられている．また，身体障害者が生業を営み，または就職するために必要な知識や技能を習得するのに必要な経費に対して身体障害者技能習得費があり，たとえば，マッサージ，はり，きゅうなどの技能を習得するのに必要な学費などに貸付けられており，習得の期間は前記更生資金の技能習得費の場合と同じである．

〔生活資金〕 技能習得費または身体障害者技能習得費の貸付けを受けている期間中，または療養資金の貸付けを受けて負傷または疾病の療養をしている期間中の生活を維持するのに必要な生活費，出産に必要な出産費，葬祭に必要な葬祭費となっている．

〔住宅資金〕 住宅の増築，改築，拡張，補修または保全（台風や地震のときの家屋の補強，豪雪の際の屋根の雪おろし）などに必要な改修費，住居の移転に際し，住宅の賃借に必要な転宅費となっている．

〔修学資金〕 学校教育法に規定する高等学校（盲学校，ろう学校または養護学校の高等部を含む），短期大学または高等専門学校に就学するのに必要な修学費，高等学校，短期大学または高等専門学校への入学に際し必要な就学支度費となっている．

〔療養資金〕 世帯に属する者の負傷または疾病の療養（当該療養を必要とする期間が原則として1年以内の場合とする）に必要な経費に対して貸付けられる．

〔災害援護資金〕 災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費となっている．

これらの資金の貸付け条件は，年々改善されているが，1971（昭和46）年4月現在においては，表に示す通りである．身体障害者更生資金にあっては，普通の更生資金に比して据置期間，償還期限において借受者に対する配慮が行なわれている．

なお，貸付金には，年3分の利子を徴収することになっているが，据置期間中および修学資金については無利子となっている．

資金借受けの手続きなど

この資金の貸付けを受けようとする場合は，借入申込書（市町村社協に備え付けてあるが，民生委員を通じて取寄せることもできる）に必要事項を記入し，その居住している地域を担当している民生委員を通じ，市町村社協を経由して，都道府県社協会長に提出することになっている．この場合，借入れの申込みを受けた民生委員は，申込者の家庭の状況，資金の状況および今後の指導の具体的計画などを記入した指導計画書を借入申込書に添付し，市町村社協は関係行政機関の職員，民生委員，市町村社協職員および学識経験者で構成される調査委員会の意見を添えることになっている．借入れの申込みを受けた都道府県社協会長は関係行政機関の職員，都道府県社協の役職員，民生委員，医師，地方社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会委員および学識経験者で構成された都道府県社協の諮問機関である運営委員会の意見を聞き，貸付けの可否を決定することになっている．貸付けの可否が決定されると，その旨の通知書を市町村社協を経由し，民生委員を通じて申込者に送付するとともに，貸付けを承認した者に対しては，市町村社協へ資金を送付し，市町村社協は申込者に保証人連署の借用書と引換えに資金を交付することになっている．

貸付金の償還手続など

貸付金の償還は，年賦，半年賦および月賦償還によるものとされており，元金均等償還を原則としている．

借受人は，貸付決定の通知書に定められた償還計画に従い，それぞれ定められた支払期日までに所定の元金および利子を市町村社協に償還するものとされており，民生委員を通じて償還してもよいことになっている．

（松岡三郎）

ハンセン病とその対策

ハンセン病（Lepra〔羅〕，Leprosy〔英〕，Aussatz〔独〕，癘〔中〕，らい〔日〕）は，らい菌（Mycobacterium leprae）によって起こる皮膚症状または末梢神経症状を特徴とする慢性伝染病である．

ハンセン病と眼科疾患

らい（ハンセン病）が原因である眼科疾患には角膜らい，鞏膜炎，紅彩毛様体炎，顔面神経麻痺，眉毛睫毛の脱落と多様にわたっている．視力障害をきたすものが多い．1964（昭和39）年10月，国立療養所の入所患者9704人について調査した結果，身体障害者福祉法（施行規則別表第5号）傷害等級による1から6までの視力障害者は男1682人，女997人で，入所患者の27パーセントに当たる．傷害等級1，すなわち両眼視力0.01以下の患者は1262人で入所患者の13パーセント，視力障害者の48パーセントを占めている．

らいの歴史

〔アジア・中近東〕 らいは古くからあった疾病で，中国の論語に期疾，史記に癘と記載されてある．インドの仏典には疥癩・白癩と表現されてある．紀元前4世紀にギリシャで発生したらいは中近東諸国からの渡来とされている．

〔欧米〕 欧州では，ギリシャでの発生を端緒に次第に拡大した．シーザー時代（BC53～AD7）ごろまではそれほど多くなかった．10世紀には欧州の西方や北方に拡大し，14世紀には欧州全域に発生した．しかし，これを頂点に漸次減少をみせている．北米では，西インド諸島の経路で1758年，ルイジアナに患者が発生するとともにノルウェーからミネソタに，中国・インドからカリフォルニアという経路で患者の発生をみた．

〔日本〕 わが国のらいはかなり古くからあり，延喜式に白人，古久美と記載されている．奈良時代には光明皇后が悲田院，施薬院を建立し，救癩慈善活動を行なったことは有名である．慶長時代にはキリスト教伝道者によって各地にらい病院が設立されたが，キリスト教の国禁とともに，救らい活動は下火になった．維新後は近代医学の導入が積極的になり，らいの予防，研究が進められた．

〔らい菌の発見〕 らいに対する社会の偏見は古今東西を通じて強く，特にらい菌が発見されるまでは，らいは遺伝であり，天刑病であるという考えが強く支配していた．1874年(1871年と1873年説もある)，ノルウェーのハンセン（Hansen Armauer）がらい結節濃汁から杆菌を発見し，らい菌（Bacillus leprae）と命名した． 1879年ドイツのNeisserによってハンセンが発見した菌が，らいの原因菌であることが証明され，らいについての考え方に新時代を画した．しかし，らい菌の培養には成功しなかった．

らいの疫学と現状

〔らい患者数〕 らいは世界のほとんどの国に多かれ少なかれ存在するが，最近の世界のらい患者数は400万人，700万人あるいは1000万人と種々推定されているが，1946年，RogersとMuirは世界のらい患者は少なくとも329万1000人は存在するが，500万人を越えないであろうと推定した．わが国では，1900（明治33）年のらい患者数は3万359人で，人口1万人につき6.5人であった．半世紀にわたる国民の努力は表1に示すように，患者数で3分の1，有病率で6分の1以下に減少している．

〔性別〕 らいは男性に多く発生し，わが国の患者の性別比は，女性1に対し男性約1.7程度である．結節らいは特に男性に多く，女性1に対し2程度である．これは感受性，生活様式および感染機会の差によるものとみられている．

〔年齢別〕 患者の年齢別分布は，わが国では近年著しい変化をみせている．すなわち，1940年には最頻値

表1　患者数・有病率および病床数

	患者数			有病率 人口1万対	病床数
	総数	入所患者	在宅患者		
	人	人	人		床
1900年	30,359			6.5	
1906	23,815	226	23,593	5.0	1,050
1919	16,261	1,491	14,770	2.9	1,430
1925	15,351	2,176	13,175	2.6	2,308
1935	15,193	5,265	9,928	2.1	6,033
1955	12,169	11,057	1,112	1.3	14,096
1965	10,607	9,874	733	1.0	13,230
1968	9,993	9,354	639	1.0	13,230

厚生省調査（1968年）

表2　性・年齢階級別患者数

	1944年調査数		1968年調査数	
	男	女	男	女
	人	人	人	人
0～9	44	21	3	3
10～19	928	575	109	74
20～29	2,502	1,068	398	277
30～39	2,941	1,008	1,362	821
40～49	2,063	827	1,939	1,073
50～59	1,272	690	1,650	875
60～69	774	515	945	567
70～	277	174	368	338
不明	62	22	6	1
計	10,863	4,900	6,780	4,029

表3　病型別，入院患者数

施　　設	病床数	入院患者数	結節型	神経型	斑紋型	不定型
総　　数	13,230	9,354 人	6,983 人	1,108 人	1,162 人	101 人
病型別の割合（%）		(100)	(74.7)	(11.8)	(12.4)	(1.1)

（1968年12月現在）

表4　国立療養所在所年数

年　　数	3年未満	3～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30年以上
患　者　数	618	437	1,206	1,725	2,282	1,922	997	587

（1964年10月第3水曜日現在・調査総数 9,774）
厚生省国立療養所課調査

は20～39歳にあったが，1964年には40～59歳になってきている．平均年齢は上昇の傾向にある．10歳以下の患者は1940年には65人であったが，現在は10分の1以下に減少している．

〔入所・在宅別〕 1968年現在，わが国には国立療養所11カ所1万2950床，私立療養所3カ所280床がある．入所患者は9354人で，在宅患者は639人となっている（表1）．病型別では入所患者の74.7パーセントが結節らいで，斑紋らい，神経らい，不定型らいの順になっている．在宅患者の病型はほとんど感染源にならない神経・斑紋らいの割合が高率である．入所年数は表4で示すように15年以上の患者が59.2パーセント，3年未満が6.3パーセントとなっている．年次別にみた入所患者数は，1955年には654人であったが，1968年には210人と3分の1に減少している．これに対し退所患者数はあまり減少していない(表5)．

表5　入・退所患者数および軽快退所者数の年次推移

年　次	入所患者数	退所患者数	軽快退所患者数(再掲)
1955	654	475	79
1960	405	581	216
1965	259	361	91
1968	210	385	74

〔地理的分布〕 東南アジア，アフリカ，南米，中東および南太平洋諸島にらいが広く分布している．わが国の地理的分布では，侵入経路との関連もあって，やや西日本に多い．

〔新発見患者〕 わが国のらい新発見患者は年々減少し，1953年には540人であったのが，1964年には139人に減少している．新発見患者の年齢分布は20～30歳が最も多いが，新発生は20～30歳（多くは結節型），50～60歳はおもに神経・斑紋型に頂点があると指摘している報告がある．

らいの対策と制度

〔らい対策の前提〕 らいを予防するためには，らいについての偏見をなくし，正しく理解することから出発するといっても過言でない．そのためにも疫学的知見が対策に応用されなければならない．すなわち，次の諸点をあげ得る．

(1)らい菌による慢性伝染病であって，遺伝ではない．

(2)伝染力はきわめて微弱であって，乳幼児期に感染した者以外は，発病の可能性はきわめて少ない．感染性患者と密接に接触することによって感染する．

(3)病型によって，他にらいを感染させるおそれのあるものと，おそれのないものがある．

(4)らいは治ゆするものである．

(5)らいの治ゆしたあとに残る変形は，後遺症に過ぎない．後遺症に対する整形外科，整形外科療法は進歩しつつある．

(6)らいによる変形，失明は早期発見，早期治療によって完全に予防できる．

らい予防対策の実際

〔情報の入手〕 世界の多くの国は届出制を採用しているが，わが国では法4条で，医師による届出を定めている．情報の入手は疫学資料の入手にとどまらず，らい診療の第1歩であるため，届出の確実さ，患者への適正な指示ならびに秘密保持が根底にある．

〔感染源対策〕 らいを感染させるおそれのある患者の隔離収容，公衆に接する業務への就業禁止，汚染場所の消毒ならびに物件の消毒廃棄は，らい予防の重要な基本である．隔離や就業禁止は，らいを伝染させるおそれがあると診断した場合に限られている．入所患者は適正な医療のもとに，1日も早く社会復帰を図ることを主眼とすべきである．

〔発病の予防〕 らいの予防接種はないが，BCGがらいの発病予防に有効であるとされている．乳幼児，学童のBCG接種を高めることは，結核とらいの予防のためにたいせつである．

〔適性な医療〕 治らい薬としてスルフォン系（DDS，プロミン，ダイアゾン）の開発によってらいが治ゆすることを明確にした．さらに，菌陰転化を促進し，予

防と直結し得るものであり，変形や視力障害が予防され，社会復帰への道を開いた．らいは早期に診療することが必要である．らいの診療に当たっては，専門的な知見がたいせつであるので，3年以上のらい臨床経験を必要とする指定医制度が設けられている．また，DDSなどを長期間使用しなければならないので，医療管理が正しい医師，患者の人間関係のうえに行なわれることがたいせつである．治療の中断，不徹底な治療は好ましくない．

〔患者の福祉〕 らい患者が安心して治療に専念できる体制を作ることは，らい対策の重要な柱の一つである．らい予防法は，入所患者の福利増進，更生指導，学校教育および入所患者家族の援護を規定している．らい患者の福祉は医療と直結し，総合的な発展をみている．

〔団体の活動〕 救らい活動は光明皇后，貞明皇后をはじめ，多くの人びとによって献身的な努力がなされてきた．らい療養所の歴史をみても，宗教団体の慈善的努力を知り得る．らい予防は国民とともに推進されなければならないとき，民間団体の活動をいっそう育成してゆくことがたいせつである．貞明皇后記念救癩事業財団藤楓協会はその中心で，らいを正しく理解する運動，就労助成，らい研究，外国との交流などの努力がなされている．

〔国際的使命〕 らいは国際的な疾病であり，特に発展途上にある国にまん延している現状にかんがみ，WHOのらい予防課は，世界各地において積極的な活動を行なっている．わが国は，国際的にみて低有病率国であるが，アジアの一員として，アジア諸国にまん延するらいの予防に積極的に協力してゆくためアジア救らい協会が設立された．アジア救らい協会はインドに活動を開始しているが国際協力を深めるためにも今後期待される．

(小野寺伸夫)

戦傷失明者対策

戦傷視覚障害者数

盲人を含む視覚障害者の中には，戦争による負傷や病気が原因で目に障害を受けた者がいる．

1963(昭和38)年に制定された戦傷病者特別援護法では，戦時中に軍人・軍属などとして，①公務に従事している間に受けた負傷または病気によって，現在，一定程度以上の障害がある者，②公務上受けた病気について療養の必要がある者に対し，身体障害者手帳に似た戦傷病者手帳を交付することとし（特援法4），この手帳を持っている者を［戦傷病者］としている．

1968年4月1日現在で，この手帳を持っている者の総数は13万342人であるが，このうち，完全失明者を含めて視覚に障害のある者は，約11パーセントの1万3714人である．これらの者の障害の程度別の内訳は，表1の通りである．

戦傷病者援護関係の制度で用いられる障害の程度の定め方は，身体障害者福祉法の障害等級と異なり，恩給法の障害の程度の定め方によっている．

この方法による視覚についての障害等級は，表2の通りである．表1をみると，戦傷病による視覚障害者の約84パーセントを占める第5項症以下の1万1572人は，1眼だけの障害者であることがわかる．

表1 障害程度別戦傷視覚障害者数

区分	実数	構成比
総数	13,714	100.0%
特別項症～第2項症	1,243	9.0
第3項症・第4項症	899	6.6
第5項症・第6項症	9,793	71.4
第1款症～第5款症	1,735	12.7
第1目症・第2目症	44	0.3

厚生省援護局調査（1968年4月1日現在）

表2 戦傷病者援護施策で用いられる障害等級表

障害の程度	障害の状態
特別項症	両眼の視力が明暗を弁別できないもの
第1項症	両眼の視力が視標0.1を0.5メートル以上で弁別できないもの
第2項症	両眼の視力が視標0.1を1メートル以上で弁別できないもの
第3項症	
第4項症	両眼の視力が視標0.1を2メートル以上で弁別できないもの
第5項症	1眼の視力が視標0.1を0.5メートル以上で弁別できないもの
第6項症	1眼の視力が視標0.1を1メートル以上で弁別できないもの
第1款症	1眼の視力が視標0.1を2メートル以上で弁別できないもの
第2款症	1眼の視力が視標0.1を2.5メートル以上で弁別できないもの
第3款症	1眼の視力が視標0.1を3.5メートル以上で弁別できないもの
第4款症	
第5款症	1眼の視力が0.1に満たないもの
第1目症	1眼の視力が0.2に満たないもの
第2目症	

戦傷病視覚障害者の援護制度

〔所得面の援護〕 戦傷病により視覚に障害を受けた者に対しては，恩給法＝1923（大正12）年制定＝および戦傷病者戦没者遺族等援護法＝1952（昭和27）年制定＝に基づいて，その障害の程度に応じて，年金または一時金が支給される．

(1)恩給法による給付軍人として公務に従事中に障害を受けた者に対しては，恩給法に基づいて，その障害の程度に応じて，増加恩給または傷病年金が支給される．

増加恩給は障害の程度が特別項症から第6項症まで，および第1款症に該当する場合に支給される年金である．この場合，普通恩給（退職年金に相当する年金）の支給を受ける年限に達していなくても，普通恩給が合わせて支給される．増加恩給の金額は表3の通りである．

傷病年金は障害の程度が第2款症から第5款症までに該当する場合に支給される年金で，金額は表4の通りである．

(2)戦時中に軍属，あるいは徴用工・動員学徒など（これらの者は，制度上，軍属に準じる者として扱うという意味で，準軍属と呼ばれる）で，公務に従事中に障害を受けた者に対しては，戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づいて，その障害の程度に応じて，表5に掲げる金額の障害年金が支給される．ただし，第1款症から第3款症に該当する場合には，障害一時金を選択することができる．

〔所得面以外の援護〕 戦傷により視覚に障害を受けた者に対する所得面以外の援護は，戦傷病者特別援護法に基づいて行なわれる．これらの援護のうち，おもなものは次の通りである．

表3　増加恩給の額

障害の程度	年金額
特別項症	第1項症の金額にその10分の5以内の金額を加えた額
第1項症	406,000円
第2項症	329,000
第3項症	264,000
第4項症	199,000
第5項症	154,000
第6項症	118,000
第1款症	81,000

（1968年10月1日現在）

表4　傷病年金の額

障害の程度	年金額 70歳未満	年金額 70歳以上
第2款症	97,000円	102,000円
第3款症	74,000	77,000
第4款症	58,000	61,000
第5款症	50,000	53,000

（1968年10月1日現在）

表5　障害年金の額

障害の程度	軍属 70歳未満	軍属 70歳以上	準軍属 70歳未満	準軍属 70歳以上
特別項症	第1項症の年金額に203,000円以内の額を加えた額		（軍属の額の七割の額）	
第1項症	406,000円			
第2項症	329,000			
第3項症	264,000			
第4項症	199,000			
第5項症	154,000			
第6項症	118,000			
第1款症	107,000			
第2款症	97,000	102,000		
第3款症	74,000	77,000		

（1968年10月1日現在）

(1)補装具の支給および修理：障害が一定程度以上の場合に，義眼，補助ステッキなどの補装具が支給され，あるいは，故障した補装具の修理が行なわれる．

(2)更生医療の給付：障害が一定程度以上の場合に，日常生活，あるいは職業上の不自由を取除くために必要な手術，その他の医療の給付が行なわれる．

(3)国鉄の鉄道，連絡船への無賃乗車船：一定程度以上の障害がある戦傷病者とその介護者は，戦傷病者の障害の程度に応じて，1年間に12回から4回までの範囲で無料で国鉄の鉄道および連絡船に乗車または乗船することができる．

〔その他〕 これらの援護のほか，戦傷病者特別援護法によって戦傷病者相談員の制度が設けられている．戦傷病者相談員は，厚生大臣の委託を受けて，戦傷病者の相談相手となって，必要な助言や指導を与えることを任務とする民間人である．現在，沖縄を含む全国に705人が戦傷病者相談員として活動しているが，その大部分は，自身も戦傷病者であって，戦傷病者援護制度に明るく，戦傷病者の援護に熱心な人びとである．（斎藤治美）

産業災害の補償と福祉

近時産業災害による失明や視覚障害を受ける労働者が増加しつつあり，また，盲人が一般企業に就労する機運が生まれ，生産工場に進出する状態にあって災害が懸念されている．このように産業災害を受けた労働者に対して，敏速，公正な災害補償を行ない，あわせて，労働者の福祉に必要な施設を行なうことを目的とする制度として，政府管掌の労働者災害補償保険制度

があるが，労災保険による災害補償は，労災保険加入事業所の労働者が，業務上災害を受けた場合に行なわれ，その内容は，①保険給付と②保険施設の二つに大別される．

保険給付

〔療養補償給付〕 労働者が業務上負傷し，または病気にかかり，療養を必要とする場合には，療養補償給付が行なわれる．

療養補償給付は，原則として現物給付である療養の給付として行なわれる．すなわち，被災労働者は，労災病院または労災保険の指定病院で，無料で直接に療養の給付を受けることができる．療養給付の範囲は，①診療，②薬剤または治療材料の支給，③処置・手術その他の治療，④入院，⑤看護，⑥移送で，政府が必要と認めるものに限られる．

当該地区に労災病院または指定病院がないとか傷病の状態からみて緊急の診療を要するため，もよりの指定病院以外の病院で，とりあえず診療を受けた場合など，療養の給付を行なうことが困難な場合，または療養の給付を受けないことについて被災労働者側に相当の理由がある場合には，療養補償給付は，例外的に現金給付である療養費用の支給によることができる．

すなわち，被災労働者は原則として労災病院または指定病院以外の病院で行なった療養に要した費用の全額を現金給付の形で請求することができる．

療養補償給付は，傷病が直るまで（固定するまで）支給されるが，療養開始後3年を経過しても直らないときは，長期傷病補償給付に切替えられることがある．

〔休業補償給付〕 業務上の傷病の療養のため労働ができず，したがって，賃金を受けられないときは，休業が3日以内である場合を除き，休業補償給付が支給される．

休業補償給付は，休業第4日目から1日について給付基礎日額（原則として，給付事由が生じた日前3カ月間の1日当たり平均賃金額）の60パーセントに相当する額が支給される．長期傷病補償給付が支給される者には，休業補償給付は支給されない．

表1

等級			障害の程度	給付額	
眼球の障害	視力障害	第1級の1	両眼が失明したもの	年金	1年につき給付基礎日額の240日分
		第2級の1	1眼が失明し，他眼の視力が0.2以下になったもの		213日分
		第2級の2	両眼の視力が0.02以下になったもの		213日分
		第3級の1	1眼が失明し，他眼の視力が0.06以下になったもの		188日分
		第4級の1	両眼の視力が0.06以下になったもの		164日分
		第5級の1	1眼が失明し，他眼の視力が0.1以下になったもの		142日分
		第6級の1	両眼の視力が0.1以下になったもの		120日分
		第7級の1	1眼が失明し，他眼の視力が0.6以下になったもの		100日分
		第8級の1	1眼が失明し，又は1眼の視力が0.02以下になったもの	一時金	給付基礎日額の450日分
		第9級の1	両眼の視力が，0.6以下になったもの		350日分
		第9級の2	1眼の視力が，0.6以下になったもの		350日分
		第10級の1	1眼の視力が，0.1以下になったもの		270日分
		第13級の1	1眼の視力が，0.6以下になったもの		90日分
	調節機能運動障害	第11級の1	両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	一時金	200日分
		第12級の1	1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの		140日分
	視野障害	第9級の3	両眼に半盲症，視野狭さく又は視野変状を残すもの	一時金	350日分
		第13級の2	1眼に半盲症，視野狭さく又は視野変状を残すもの		90日分
眼瞼の障害		第9級の4	両眼のまぶたに著しい欠損を残したもの	一時金	350日分
		第11級の2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの		200日分
		第11級の3	1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		200日分
		第12級の2	1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの		140日分
		第13級の3	両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの		90日分
		第14級の1	1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの		50日分

〔長期傷病補償給付〕 療養開始後3年を経過しても傷病が直らない場合，政府が必要と認めるときは，長期傷病補償給付が支給される．

長期傷病補償給付は，①療養補償給付相当の給付と，②給付基礎年額（給付基礎日額の365倍に相当する額）の60パーセントに相当する額の年金給付とからなっている．

〔障害補償給付〕 業務上の傷病が直ったとき，一定の障害が残った場合は，その障害の程度に応じて障害補償年金または障害補償一時金が支給される．障害の程度は障害等級表によって，第1級から第14級までの14等級に分かれているが，このうち，第1級から第7級までの障害については年金が支給され，第8級以下の障害については一時金が支給される．このうち，目の障害に関するものだけを抽出すると，表1の通りである．

〔遺族補償給付〕 労働者が業務上の事由で死亡したときは，その遺族に遺族補償年金または遺族補償一時金が支給される．

遺族補償年金を支給される遺族は，労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた遺族のうち，①妻，②55歳以上の夫，父母または祖父母，③18歳未満の子または孫，④18歳未満または55歳以上の兄弟姉妹，⑤一定の廃疾状態にある夫，子，父母，孫，祖父母または兄弟，姉妹である．また，遺族補償一時金を支給される遺族は，配偶者，子，父母，孫，祖父母および兄弟，姉妹である．

遺族補償年金の額は，遺族補償年金を受けることができる遺族，およびその者と生計を同じくしている遺族の数に応じ，給付基礎年額の最低30パーセントから最高50パーセントに相当する額とされている．また，遺族補償一時金の額は，原則として給付基礎日額の400日分に相当する額である．

〔葬祭料〕 労働者が業務上死亡した場合には，その死亡した労働者の葬祭を行なった者に対して葬祭料が支給される．葬祭料の額は，3万5000円に給付基礎額の30日分を加算した額とされている．

保険施設

以上の保険給付にあわせて，保険者である政府は，被災労働者の福祉に必要な種々の施設を行ない，保険給付を補って補償の実効を確保することとしている．これが保険施設であり，その一部は特殊公法人の「労働福祉事業団」を通じて行なわれている．

保険施設のうちおもなものは，次の通りである．

〔外科後処置診療〕 手足の切断部が直ったあとに，義肢を装着するための再手術とか，顔面の火傷が直ったあとに残った醜状をなくすための整形手術，義眼装嵌のために要する診療などがこれに当たり，労災病院のほか全国数十カ所の病院で実施している．

〔義肢など補装具の支給〕 現在，義肢，義眼，眼鏡，手動式自動車，補聴器，人工喉頭およびかつらの7種類の補装具が無料で支給されている．このうち，義眼を受け得る者は，1眼または両眼を失明し，労災保険による障害補償給付を受けた者，または業務上の事由ですでに装嵌していた義眼を毀損した者に限られ，また，眼鏡を受け得る者は，1眼または両眼の矯正視力が0.6以下に減じ，労災保険による障害補償給付を受けた者に限られる．

〔休養施設〕 休養施設として温泉保養の制度がある．温泉保養は通常第8級以上の障害補償給付を受けた者に認められる．保養の範囲は，1障害につき保養日数7日間で，その間に要した費用は，飲酒料などの遊興費を除き，すべて労災保険から支給される．

〔療養施設〕 療養施設として労災病院がある．労災病院は全国32カ所にあり，労働福祉事業団が直営している．労災病院では療養の給付を行なうとともに，外科後処置，義肢などの支給，その他リハビリテーションを行なっている．

〔その他〕 保険施設を利用する際には，旅費が支給される．旅費の範囲は，旅行者の住所地から指定地までの鉄道賃，船賃，車賃および宿泊料である．

また，遺族補償給付，障害補償給付（障害等級第7級以上のもの）または長期傷病補償給付を受けた者で，生業を営むため都道府県，国民金融公庫，社会福祉協会などから資金の貸付けを受けた者に対しては，必要と認められる場合には，生業援護金が支給される．その額は，融通を受けている資金の最初2年間の利子相当額で，1万円を限度としている． （青木敏也）

〔参照文献〕

村上茂利「労災補償の基本問題」日刊労働通信社 昭和35

労働者労災補償部「労働者災害補償保険法（コンメンタール）」労務行政研究所 昭和35

労働者労災補償部監修「労災補償身体障害認定基準精義」労働福祉事業団 昭和34

日本の盲人福祉事業

点字図書館

定義

盲人のために点字図書と録音図書（テープ）を作製または収集して貸出す図書館で盲人図書館ともいう．

小史

世界最古の点字図書館はロンドンのイギリス盲人図書館（National Library for the Blind）で，1882年，イギリスの盲婦人アーノルド（Arnold）が，わずか40冊の点字図書をもって開設したものである．現在，蔵書35万冊，利用者は40カ国に及び1万1000人，年間貸出し30万冊を記録している．

アメリカでは，ボストン市立図書館に点字部が設けられたのが1868年，国会図書館内に盲人読書室が設けられたのは1897年であるといわれる．前者はのちにパーキンス盲学校の図書館に吸収された．同校は1923年にはすでに蔵書1万6200冊，貸出し数1万6900冊と報告している．1931年以来，国会図書館内に盲人委員会がおかれ，その選定製作による点字図書とトーキング・ブック（長時間レコードに録音したもの）を国内34の指定図書館を通して無料貸出しをしている．

アメリカではすべて国費で図書を製作しているが，イギリスでは民間経営で，地方公共団体が地域の利用者数に応じて経費の一部を負担している．

わが国においては1910（明治43）年7月，愛知県盲人会が盲人図書館開設のため総経費5580円の募金を始めたと伝えられている（大阪朝日新聞掲載）が，これがわが国最初のものと思われる．しかし，それがどのような結果になったかは不明である．1916（大正5）年，東京市小石川区指谷町の中途失明者加藤梅吉から所蔵の点字書196冊を東京市日比谷図書館に寄贈され，同館はこれを本郷分館に寄託した．その後，市立駿河台図書館に移管され，1942（昭和17）年には購入書を合わせて514冊になったが，ほとんど利用されなかった．

1929（昭和4）年1月，鹿児島県立図書館に盲人閲覧室が設けられ，同年9月には名古屋市立図書館に点字文庫が設けられた．これと相前後して徳島県立慶光図書館，石川県立図書館，神戸市立図書館も点字文庫を付設して，地域盲人に対する図書館奉仕を始めた．

民間における点字図書館運動は，1920年12月，新潟県柏崎市に設けられた「点字巡回文庫」が最初のものと伝えられている．これは後年に「新潟県盲人図書館」として結実し，柏崎市元中越盲学校に設立され，その蔵書は現在の新潟県点字図書館に引継がれている．以上は点字図書館運動の草創時代で，当時は盲人側の要望と当事者の熱意はあっても，点字図書供給の道がまだ開けなかったため，いずれも活発な図書館活動をなし得なかった．

イギリスのエジンバラ大学を卒業して帰国した岩橋武夫が，1922年，自宅を開放して手持ちの点字書を大阪府下の盲人に貸出したのが基盤になり，1935年10月，ライトハウス会館の完成とともに本格的な図書館事業に手をそめ，点字図書館を開設した．当初の和洋蔵書数は1200冊で，点字を理解する盲人は少なく，初年度の貸出し数は146冊に過ぎなかった．

1940年11月，本間一夫によって日本点字図書館が東京に誕生した．本間の蔵書と購入書700冊が基本であった．これは点字図書館事業だけを目的にしたことと点訳奉仕運動を併行事業として取上げた点に特色があった．以来，わが国の点字図書館運動は，東京と大阪の点字図書館を中軸に点訳奉仕運動と厚生省委託事業を車の両輪として発達してきたといえよう（厚生省委託事業とは点字図書製作と貸出し事業をさす）．

現況

1971（昭和46）年3月末現在の全国点字図書館の概況をみると，およそ次の通りである．

貸出しをしている点字図書館は61館がある．これを大別すると，厚生省指定点字図書館55，その他6館となっている．厚生省指定のものには，このほか国立視力障害センター5，国立重度障害センター2があるが，いずれも部外貸出しをしていないので，ここでは除外する．

この61館を公私別に分けると公立が33，私立が28館である．公立33館のうち独立専門のものは25,

公共図書館付設のもの5，盲学校付設のものが3館である．独立23館中には身体障害者福祉センターと身体障害者指導所が少数含まれている．私立28館の内訳は法人立23，日本赤十字社支部立4館，その他1館である．

これら点字図書館の蔵書数は約48万冊で，年間貸出し数は約31万冊である．詳細は表1の通りである．

「図書館雑誌」1957年11月号の「点字図書館の現状」によれば，1956年10月の調査では，指定点字図書館は46館．その経営主体をみると，日赤支部6，公共図書館に付設9，盲学校に付設7，法人立7，身体障害者指導所併設9，公立点字図書館8館であった．このうち身体障害者指導所付設のものは，いずれも名だけで，郵送貸出しをしているものは皆無という実情であった．

蔵書数も盲学校図書館を加えても点字図書は10万冊前後と推計されていた．その後10年間に，これらのものの大多数は消え失せ，公立の独立点字図書館が各地に設立されたことは大きな進歩といえよう．しかし，現在でも全館の蔵書数はイギリス盲人図書館1館を少し越える程度である．

わが国における1971年3月末の点字図書貸出し状況は，年間1万冊以上の貸出し館は7館で，いずれも全国貸出しを行なっており，その最高は4万9225冊．5000冊以上は10館，3000冊以上が9館である．

これらの点字図書館に従事する職員は専任者が250人，兼任者が116人，計366人である．専任者7人以上のもの9館，兼務者を加えても11館に過ぎない．専任者のないものが13館，年間予算は100万円以上のもの39館，1000万円を越えるもの3館となっている．なお，これらの数字はいずれも点字図書館に限ったものである．

〔図書館法〕 終戦後制定された図書館法には，点字図書館については何らの規定もない．点字図書館という文字が法のなかに見られるのは，身体障害者福祉法の第5条に「身体障害者厚生援護施設」の一つとして点字図書館と点字出版施設があり，同第33条に「点字図書館は無料または低額な料金で点字刊行物を盲人の求めに応じて閲覧させる施設とする」，第34条に「点字出版施設は無料または低額な料金で点字刊行物を出版する施設とする」と規定している．

表1 全国点字図書館の概況（1971年3月）

蔵書数	41年度貸出	44年度貸出	職員			建物	44年度総予算	厚生省補助金
			専任	兼任	計			
冊 479,104	冊 311,574	冊 297,443	人 250	人 116	人 366	19,802	円 265,079,604	99,617,404

（注） この表は各図書館から寄せられた点字図書部門だけの集計で，テープ部門は含まれていない．

1957年，各都道府県知事に出された厚生事務次官の通知に「身体障害者更生援護施設の設備および運営基準について」というのがあり，その第3章が点字図書館である．その内容は，「第1業務，第2設備，第3職員，第4閲覧料」となっている．この最低基準を制定した当時はテープ・ライブラリーは発足していなかった．

1961年に郵便法が改正されて，点字の郵便物が無料になったことなどから基準改正運動は次第に活発になり，1965年に日本盲人社会福祉施設協議会は次のような改正案を厚生省に提出するとともに，加盟団体に対しても自主的にその実現化を呼びかけた．その大要は次の通りであるが，これが現在における「点字図書館」の公約数的な輪郭といえよう．

(1)点字図書館の業務に，声の図書の製作，貸出しおよびこれに関連する事業を含めた．

(2)声の図書に関する業務拡張に伴い，図書館の設備ならびに職員の条項に，これに必要な設備および職員を加えた．

(3)その他，設備ならびに職員の条項に閲覧室，奉仕者室，点字製版印刷室およびその設備，点字製版印刷員を加えた．

(4)蔵書数を5000冊以上に引上げた．

(5)点字図書および声の図書を合わせて図書とし，点字図書の閲覧および声の図書の利用を合わせて行なわせることにした．

(6)郵便料に関する部分を削除した．

以上の方針による改正試案中の「業務」の項だけをここに列記すると次の通りである．

(1)点字図書館は図書（点字図書ならびに声の図書，以下同じ）の貸出しおよび利用に関する事業をおもな業務とし，合わせて点訳ならびに朗続奉仕事業の指導育成，図書利用の奨励および相談事業を行なうものである．

(2)点字図書館は，図書5000冊以上を備え，教養娯楽，学術の諸部門を総合し，かつ常に新刊書を整備するよう努める．

(3)図書の利用貸出しに関する規定を定め，出納を明確にする．

(4)点字図書館は点訳ならびに朗読奉仕者の講習会，懇談会などを随時開催するとともに，通信教授その他により，これら奉仕者の育成指導に努める．

(5)点字図書館は図書館資料の利用のための相談に応じ，読書の指導および奨励に努めるとともに図書目録を配布するなど，最も効率的な利用に努める．

(6)点字図書館は援護の実施機関，福祉団体などと緊密な連絡をとり，失明者に対する福祉事業，点字指導などを行なうとともに，失明者の文化活動，レクリエーションなどについて積極的に協力する．

〔補助金〕 点字図書館を所管する官庁は，厚生省社会局更生課であるが，昭和41年度から従来の身体障害者更生援護施設事務費に代って，点字図書館事務費2536万3000円が計上され，従来，公立点字図書館だけに限られていた補助が，民間の社会福祉施設にまで拡大されるに至った．昭和46年度はそれが8969万3000円となっている．

〔委託事業〕 ここでいう委託事業とは，厚生省の「点字図書館貸出委託事業」をさし，1954年からまず，日本点字図書館において開始された．当初は製版・印刷機各1台を設備し，点字図書の製作を始めた．初年度の原版は15点，印刷製本総数は450冊という僅少なものであった．

その後，印刷図書数は次第に増加し，原版の作製は昭和33年度後半から年間120点に増え，今日に及んでいる．これらの印刷書は80部印刷製本され，うち10部を製作図書館に残し，他の70部を全国の厚生省指定点字図書館に長期貸出しという名目で配本している半永久的貸出しである．

委託事業では，学識経験者によって構成された選定委員会により優良図書を選ぶことになっている．委託事業の始まった当初は，あんま，はり，きゅうなどの職業書と少数の宗教書しか出版されていなかったので，50パーセントを一般教養書に当て，残りの50パーセントを児童書とした．この児童書については当初の計画には組まれていなかったが，教科書も満足になかった当時の盲児童に読書の楽しみを与えることと，将来の図書館利用者を育成する意味から当局の了解を得たものであった．50パーセントの一般教養書の内容は30パーセントを文学書，20パーセントを文学以外の教養書に当て，30パーセントの文学書のうち，80パーセントを純文学に，20パーセントを大衆文学に当てることとした．

1963年からは日本ライトハウスでも厚生省の委託事業を受け，児童図書と学習参考書を中心に作製することとなり，日本点字図書館は児童図書をはずして新たに医学書を加えた．

点字図書館利用のこどもたち

委託事業の点字図書製作費は，1館分が昭和46年度は622万3000円で，この費用によって点字印刷書9600冊，点訳書360冊，計9960冊を製作し，全国の厚生省指定点字図書館に長期貸出しをしている．

日本ライトハウス図書館には，大阪府および大阪市の委託点字図書もあり，さらに点字総合雑誌「黎明」，家庭雑誌「暮しの光」の発行も一部を委託されているが，地方図書館にも同様のケースがみられる．

委託事業には点字図書のほかに録音テープがある．いわゆる「声の図書」である．これは昭和36年度から始まったもので，初年度の予算は79万3000円であったが，昭和46年度は日本点字図書館，日本ライトハウスともに618万4000円となっている．「声の図書」委託事業は予算の関係で点字図書のように80本のプリントを作ることができなかったので，マザーテープの種類を多くすることに重点をおき，月12本，それを各10本ずつプリントして全国貸出しに応じている．

〔テープ・ライブラリー〕 1958年から点字図書に新しい部門が生まれた．テープレコーダーによる録音図書の開発と普及である．これは従来の指先による触読から聴覚による読書領域の拡大である．これはわが国では初めてであったが，イギリスやアメリカにおいては，1934年以来行なわれているもので，戦前にはトーキング・ブックとして知られている．しかし，これは

スタジオの中の録音奉仕者

レコード会社を創設するにも等しい資力と機構を要するので，わが国はもとより，ヨーロッパ諸国でも，あえて手をつける者がなかった．戦後，テープレコーダーの発達と普及によって事情は一変した．

最初にスイスのチューリッヒにおいて盲人会長スタッキーが1950年にテープ・ライブラリーを作った．日本では，57年にキリスト教奉仕団が信者の婦人たちによってこの事業を開始するに至った．これを利用している盲人たちの要望で日本点字図書館が翌年東京都内貸出しを始め，テープ・マガジン「文芸春秋」も発刊，同時に朗読録音研究会をつくり，一般社会へ朗読奉仕を呼びかけた．当時，テープレコーダーを所有する盲学校，盲人団体などは約100，個人所有者は200人と推定されていた．

1961年度から厚生省はテープ・ライブラリーにも委託費を出すことになり，日本点字図書館と日本ライトハウスが毎月同量の「声の図書」を製作することになった．同年5月，鉄道弘済会がテープ・ライブラリーを造り，管理運営を日本点字図書館に委託した．同時に盲学校向けの声の月刊誌「つのぶえ」を創刊した．

1962年からは東京都委託事業が始まり，月2回発行の「東京ジャーナル」が創刊された．続いて「あちらのくらし（海外サロンと改名)」，「新医学」，「東洋医学」なども発刊されるに至った．

日本ライトハウス図書館は英語のトーキング・ブック（ＬＰ盤）65種，1212枚をもとにして，1958年4月から声の図書館を開始した．初年度には63種72本の録音テープを作製して貸出した．翌年9月には録音奉仕会を結成し，1940年4月から声の雑誌「声のジャーナル」を毎月発行した．大阪府委託「テープ大阪」，大阪市委託「みおつくし」を年4回，その他を発行している．1961年からは大阪府の委託でテープレコーダーの貸出しも開始した．

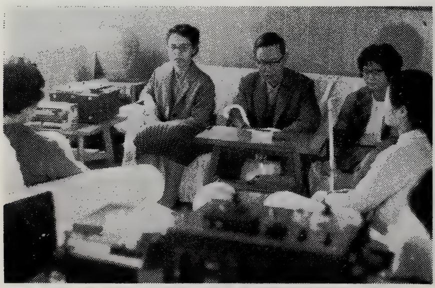

グループで声の図書を聞く盲人たち

1940年には名古屋市にあけの星声の図書館が誕生し，各地の点字図書館でも順次これに手をそめローカルカラーをもった「声の雑誌」が数種発行されている．単行本のテープもそろえて貸出しをする図書館も増加した．

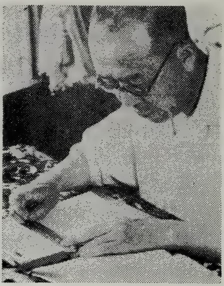

点訳中の後藤静香

録音図書の特長は，①点字と異なり早急に作成できること，②マザーテープがあれば簡単にプリントして複本ができること，③点字を知らぬ盲人が読書できること，④定期刊行物が容易に発行できることなどの点であり，盲人の読書領域は急速に拡大された．加えて1961年6月から郵便法の改正により，これら録音図書も郵便料金無料の恩典に浴することができ，テープの利用者は急に増加した．この恩典は郵政省の指定を受けた盲人福祉施設に限られている．この場合は点字と同様「盲人用」という表示が必要である．

今後，カセットテープの開発によって，盲人の読書領域はさらに発展するものと思われる．

〔点訳奉仕・朗読奉仕〕 過去において多くの盲人先覚者が点字図書館の開設に手をそめながら成功しなかったのは，新刊点字書を入手できなかったためであり今日の点字図書館の成功は点訳奉仕運動の賜物である．点訳奉仕とは，晴眼者が点字を習得し，活字書を無料で点字に訳して盲人の読書用に供することである．

1929年に岩橋武夫を中心とするキリスト教フレンド派のフレンド点字写本奉仕会（ＦＢＳ）が生まれ，点訳奉仕を始めた．その後1940年後藤静香（1884/明治17～1969/昭和44）が主宰する「心の家」という団体の会員に呼びかけ，毎月2回点字講習会を開いて自らその講師となり，同時に自著の点訳も次々に完成した．この運動は井上当蔵の井上英語学校にも起こり，以来数多くの点訳者を生んだ．1948年のヘレン・ケラー（Helen Keller，1880～1968）の来日は，点訳奉仕運動がマスコミに取上げられる契機ともなった．

各府県の点字図書館，盲学校などの周囲に点訳グループが結成され，その数も100団体を越えている．中学校，高等学校の日赤奉仕団を中心に点字学習グループも生まれ，大学では大学間の連盟もできている．日赤奉仕団，点字図書館などによる点字講習会や通信教授により点訳者を養成している．日本点字図書館を例に

とると，年間の申込者は3〜4000人あり，数人の専任担当者が，常時指導に当たっている．しかし，中途の脱落者が多く，点訳者として及第する人は少ない．全国では常に1万人以上の人びとが，この運動に参加しているものと推定される．

このほかにも，隠れた点訳奉仕として1952年大阪拘置所が収容者の要望で点訳を許して以来，大阪刑務所奈良少年刑務所，三重，山形，広島各刑務所，姫路少年刑務所などがこれに続き，福岡，加古川，和歌山などの刑務所に点訳奉仕者が続出した．

日本盲人福祉委員会は鉄道弘済会と共催で1957年に初めて「点訳奉仕感謝の集い」を開いた．全国から選ばれた優秀点訳奉仕者10人に感謝状が贈られた．この会は年中行事として毎年催されるようになったが1971年から朗読奉仕者の表彰に切替えられた．

朗読奉仕運動も，点訳奉仕運動とほぼ同様な経過をたどって今日に至っている．点訳は通信教授が可能であるが，朗読奉仕はその性質上，地域的な制約をうけるため，大部分はその地域の住人に限られる．この場合は放送関係，劇団関係などの専門家の協力を得られる点に特色がある．一般素人の場合は，希望者に簡単なテストを行なって適任者を選び，専門家による訓練を行なうという方法で奉仕者を養成している．たとえば，日本ライトハウス図書館では，毎週1回「あめんぼ学校」を開いて1年間教育をしている．

点訳，朗読両奉仕者の活動は，近時，社会の各方面から注目され，新しいボランティア運動として高く評価されている．　（本間一夫）

［参照文献］

竹林熊彦「特殊図書館」蘭書房　昭和30

川本宇之介「盲教育八十年史(草案)」文部省昭和32

「日本ライトハウス四十年史」日本ライトハウス　昭和37

本間一夫・加藤善徳「欧米の盲人福祉をたづねて」日本点字図書館　昭和40

加藤善徳「目の不自由な人々の読書」日本点字図書館　昭和40

斎藤恒子「わが国における点字図書館の歴史」日本点字図書館　昭和39

日本点字図書館「合本・点訳通信」

日本盲人福祉委員会「合本・ニュースレター」

失明者更生施設

失明者更生施設

失明者更生施設とは，身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条において，「失明者を収容し，又は通所させて，その更生に必要な知識技能及び訓練を与える施設とする」と定義されている施設である．したがって，失明者更生施設は同法第29条ないし第34条の条項に規定された8種類の身体障害者更生援護施設の一つである．

〔施設の設置状況と設置主体〕　失明者更生施設の設置状況は，国立5，府・県立3，社会福祉法人2の10ヵ所である．上記5ヵ所の国立視力障害センターは，身体障害者福祉法（以下法という）第27条第1項に従い設置されたものであるが，ここで注目すべきことは，この条文が国に対し失明者更生施設の設置を義務づけていることである．諸外国の盲人福祉関係法令の中に，このような失明者リハビリテーション・センターの設置が国の責務であると明記している例はなく，この点，わが国は失明者の更生に対して国が重い責任をとろうとしていることがわかる．さらに，法第28条の2においても，身体障害者更生援護施設（以下失明者更生施設という）は，援助の実施機関（失明者の居住地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事，または市町村長であるが，実質的には福祉事務所長である）から，施設に収容または通所させ，もしくは施設を利用させる委託を受けたとき，正当な理由がない限り，これを拒んではならないとしている．

なお，10ヵ所の失明者更生施設のほか，失明者更生施設とほとんど同じ機能を果たしている施設がある．すなわち，「あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等に係る学校養成施設認定規則」(昭和26年文部・厚生省令第2号）に基づいて設置され，あんまマッサージ師の養成により失明者の職業的更生を図っている東京ヘレンケラー学院，福岡光明寮，また，中途失明者に対し相談指導や生活訓練を実施している東京都心身障害者福祉センター（視覚障害科），京都ライトハウス（生活訓練部）などである．

〔施設の設備・運営の基準〕　厚生大臣は身体障害者福祉審議会の意見を聞き，身体障害者更生援護施設の設備および運営についての基準を定めることになっており，この基準は，社会福祉法人その他の者が設置する身体障害者更生援護施設については，社会福祉事業

法第60条第1項の規定による最低基準とみなされている（法第28条）.

したがって，「身体障害者更生援護施設の設備及び運営基準について」（昭和32年2月7日発社201各都道府県知事，指定都市市長あて厚生事務次官通達）において，各身体障害者更生援護施設の共通事項として立地条件，入所者の要件，収容定員，更生援護の計画，健康管理，給食，更生訓練，生活指導，建物の規模，設備の基準，管理，帳簿などに関し，また，失明者更生施設については，入所期間，心理的更生，職業的更生，設備，職員などに関し，準処すべき基準を示している.

(1)収容定員・入所期間・訓練課程：各失明者更生施設は，前記の通達に従って各事項につき配慮しているが，特に収容定員，訓練課程（入所期間を含む），を示すと表1の通りである.

(2)入所の資格要件：①身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であること.

②年齢は満15歳以上の者（男女）. 入所を許可される最高年齢はおおむね55歳としているが，入所選考において，訓練の実施および雇用の可能性などの点から個別的に決定されている.

③学歴はあんまマッサージ指圧科2年課程およびあんまマッサージ指圧，はり，きゅう科第1部5年課程については，学校教育法に定める中等学校（旧制高等小学校を含む）を卒業した者，またはこれと同等以上の学力があると認められた者. あんまマッサージ指圧，はり，きゅう科第2部3年課程については，学校教育法に定める高等学校（旧制中等学校を含む）を卒業した者，またはこれと同等の学力があると認められた者となっているが，この課程が設置されているのは国立東京視力障害センター1カ所である. 点字印刷科，カナタイプ科，農芸科（以上国立視力障害センター），職業訓練課程，生活訓練課程および電話交換養成科（以上日本ライトハウス）については，学校教育法に定める中学校卒業以上の学力を有する者.

④なお，視力障害に加えて他に著しい心身の障害（重度の聴力障害，肢体機能障害，精神薄弱，精神異常など）あるいは伝染性疾患を有しない者となっている.

〔収容または通所による更生訓練の実施〕 身体障害者福祉法第18条第3号および第2項の規定により，失明者更生施設における通所による更生訓練の実施が成文化されていたが，実質的にはほとんど施設収容による訓練だけが行なわれていたので，昭和42年8月1日社更240の3各都道府県知事，指定都市市長あて厚生省社会局長通知「身体障害者更生援護施設通所事業実施要綱」により，通所による更生訓練の実現が図られた.

表1 収容定員・入所期間・訓練課程

施設名	収容定員	訓練課程
京都府身体障害者福祉センター	20名	あんまマッサージ指圧科2年課程
日本ライトハウス職業生活訓練センター	50	生活訓練課程（1年） 職業訓練課程（1年） 電話交換手養成科（3カ月）
広島聖光学園	120	あん摩マッサージ指圧科2年課程 あん摩マッサージ指圧，はり，きゅう科5年課程
徳島県立盲人福祉センター	30	あん摩マッサージ指圧科2年課程
愛媛県立盲人福祉センター	50	あん摩マッサージ指圧科2年
国立函館視力障害センター	210	あん摩マッサージ指圧科2年課程 あん摩マッサージ指圧，はり，きゅう科5年課程
国立塩原視力障害センター	210	あん摩マッサージ指圧2年課程 あん摩マッサージ指圧，はり，きゅう科5年課程 農芸科（1年）
国立東京視力障害センター	300	あん摩マッサージ指圧科2年課程 あん摩マッサージ指圧，はり，きゅう科5年課程および3年課程 点字印刷科・カナタイプ科（各1年）
国立神戸視力障害センター	210	あん摩マッサージ指圧科2年課程 あん摩マッサージ指圧，はり，きゅう科5年課程
国立福岡視力障害センター	210	あん摩マッサージ指圧，2年課程 あん摩マッサージ指圧，はり，きゅう科5年課程

この要綱において対象となる失明者は，施設への入所の対象となる失明者のうち，地理的条件，障害の状況および家庭の状況などを勘案して，通所によって十分その更生効果が得られる者に限るとされた. また通所期間は施設の種類に応じた訓練期間の範囲内で，通所者の障害の状況などを勘案して施設において適宜決定するものとされた.

さらに，通所定員は7人以上20人以下と定められたので，各失明者更生施設は，表1の収容定員に加えて，通所による入

所者の更生訓練の実施ができることになった.

当初は収容による更生訓練を建て前としていた失明者更生施設への入所が，通所による者を認めることに変った理由は，視覚障害者の更生において家族が果たす重大な役割，家庭の事情のため施設収容による更生訓練を受けることのできないケースの存在，諸外国のリハビリテーション・サービスにおいては，通所による訓練がむしろ原則になっている状況などについての理解が深まってきたためである.

〔費用〕 失明者更生施設の事業の遂行に伴う費用は，3種目に大別することができる.

(1)施設の設置および整備費：法第27条の規定により都道府県，指定都市または市町村が失明者更生施設を設置しようとする場合，施設の設置に要する費用の負担率は表2の通りである.

なお，身体障害者福祉法には社会福祉法人が設置する失明者更生施設の修理，改造，拡張など，施設の整備に要する費用に対する国庫負担の規定がなかったが，現在では予算補助として都道府県および指定都市に対し，表3に示す補助率で国庫補助を行ない，社会福祉法人立施設の育成を図っている.

表2 施設設置および整備費

費用の種目	支弁主体	支弁者負担率	都道府県負担率	国庫負担率
施設整備費	都道府県または指定都市	5/10		5/10
	市町村	1/4	1/4	1/2

表3 施設設置および整備費

費用の種目	支弁主体	支弁者負担率	都道府県補助率	国庫補助率
施設整備費	社会福祉法人	1/4	1/4	1/2

表4 事務費（1971年4月1日施行）

級地区分	区分	定員(人)	事務費(円)	内訳		
				一般事務費	職員加算額	施設調整費
特甲地	収容	50	18,880	16,940	1,570	370
	通所	7	12,675	12,675	0	0

表5 事務費以外の経費

	区分		対象者	施行期日
	収容	通所		
	(円)	(円)		
飲食物費	230	77	公費負担者	46・4・1
	(日額)	(日額)		
日常諸費	3,966	1,983	全員	46・4・1
期末一時扶助	945	0	公費負担者	45・12・1
冬期加算額	415	0	全員	46・4・1
教材費	84	84	全員	46・4・1

(2)施設への委託に要する費用：法第18条第1項の規定により都道府県，市または福祉事務所を設置する町村，すなわち，援護の実施機関が失明者更生施設に失明者の収容もしくは通所による更生訓練を委託する場合に要する費用については，法35条および37条の2の規定により，支弁者の負担率が10分2，国庫負担率が10分の8と定められている.

この施設委託に要する費用について，日本ライトハウス職業生活訓練センターを例として示すと表4，5の通りである.

以上の諸経費のうち，期末一時扶助，冬期加算額（11月～3月）などを除き，収容による更生訓練を委託した援護の実施機関（福祉事務所）は，委託した入所者1人につき月額約2万9730円の委託措置費(1971年4月現在）をセンターに対して支弁することとなる.

(3)入所者本人にかかわる費用：上記の委託措置費の交付により，社会福祉法人立の施設においても，訓練費および宿舎費は徴収されない.

①食費は1カ月約6900円（1971年4月現在）を納入しなければならない．ただし，生活保護法による被保護者は公費で負担されるし，また，食費の負担が困難な者についても，福祉事務所長の意見書に基づき，食費の公費負担の措置がとられている．なお，食費の自費と公費負担の割合は，日本ライトハウス職業生活訓練センターにおいては，昭和46年度公費22人，自費28人であり，国立視力障害センターにおいては自費の者が10パーセント前後である.

②更生訓練費（全額国庫負担）として，失明者更生施設の入所者で食費が公費負担となっている者に対し，収容者には月額1000円，通所者には日額20円が支給されている.

入所者の状況

失明者更生施設10カ所の入所者の収容定員は総数1410人で，これらの入所者の大多数は中途で視覚障害を受けて入所した18歳以上の成人なので，その状況は多少の相違はあっても，各失明者更生施設に共通している．したがって，入所者の状況を最大の収容定員を有する国立東京視力障害センターについてみる.

(1)入所者の視覚障害の程度および年齢：表6において特徴的なものとして，特に注目されるのは，全盲者

である１級が44.9パーセントを占めていることである.

しかし,「過去５年間および10年前の視力状況」(国立東京視力障害センター20年誌1968年発行)においては,「１級の視力のうち,視力０の者よりも手動・指数などの微少の視力を保っている者が, 10年前の1958年に比較して過去５年間の平均では, ９パーセントの増加を示している. また, 全般的な傾向として, 視力０の者が少なくなり, 準盲者(手動〜0.04, １級および２級), 弱視者(３級〜６級)が増加してきている」と報告されている.

したがって, 今後, 失明者更生施設においても, 盲学校と同じく準盲者および弱視者の増加が予想される.

また, 18歳以上の視覚障害者25万4000人のうち, 50歳以上が74.3パーセントを占めており(1970年厚生省身体障害者実態調査), 老齢化現象の進行に伴って今後老齢の視覚障害者が増加するので, その結果, 失明者更生施設の入所者の年齢層も次第に高まってゆくものと思われる.

⑵入所者の失明原因：表７は, 1971年６月１日現在で, 国立東京視力障害センターが実施した入所者の症状別失明原因の

表６　障害等級別, 性別, 年齢別調査 (1971年６月１日現在)

年令別＼障害等級・性別	1級 男	1級 女	1級 計	2級 男	2級 女	2級 計	3級 男	3級 女	3級 計	4級 男	4級 女	4級 計	5級 男	5級 女	5級 計	6級 男	6級 女	6級 計	合計 男	合計 女	合計 計	百分率
																						%
18歳未満																						
18〜19																						
20〜29	19	3	22	8	3	11	8	0	8	7	5	12	9	3	12	4	0	4	55	14	69	30.7
30〜39	35	6	41	11	5	16	8	2	10	5	0	5	7	1	8	2	0	2	68	14	82	36.5
40〜49	30	2	32	7	3	10	5	1	6	6	0	6	3	4	7	0	3	3	51	13	64	28.4
50〜59	5	1	6	3	0	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	1	10	4.4
60〜69																						
70歳以上																						
計	89	12	101	29	11	40	22	3	25	18	5	23	19	8	27	6	3	9	183	42	225	100.0
百分率	44.9			17.8			11.1			10.2			12.0			4.0			100.0%			

表７　病状別失明原因調査

疾患部位＼原因別	伝染性疾患				外傷	全身病					中枢神経病		先天素因			不明	計	比率
	痲疹	梅毒	結核	その他		ベーチェット病	糖腎疾患	栄養障害	血管病	原田氏病	スモン病	脳内腫瘍	遺伝確定	遺伝推定	不明			
牛眼	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	—	3	1.4
白児症	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	2	0.9
小眼球	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	—	8	3.5
網膜剝離を伴う強度近視	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	4	6	1	13	5.8
強度近視	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2	7	—	12	5.3
弱視	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	3	—	6	2.7
角膜疾患	4	3	—	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	11	4.9
先天白内障	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	2	7	3.0
水晶体脱臼	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ブドー膜炎	—	—	1	—	—	44	—	—	—	2	—	—	—	—	1	2	50	22.2
膜硝子体出血	—	—	3	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	7	3.1
網膜剝離	—	—	1	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	1	13	5.8
網膜色素変性症	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	33	3	—	53	23.5
黄斑部変性症	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2	—	5	2.3
網膜絡膜萎縮	—	1	—	—	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—	1	1	6	2.7
網膜炎	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3	1.4
視神経萎縮	1	1	2	—	3	—	—	1	—	—	2	3	—	—	3	—	16	7.1
眼球癆	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1.4
緑内障	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	2	7	3.0
計	5	5	8	1	16	44	3	2	4	2	2	3	24	48	48	10	225	
合計	19				16	55					5		120			10		
比率	8.5				7.1	24.4					2.2		53.4			4.4		100.0

状況調査である.

表7に現われている顕著な現象は，先天素因による失明が53.4パーセントを占めていることと，失明度の高いベーチェット病失明者が44人も存在していることである.

同センターの入所者の失明原因については，前掲の「過去5年間および10年前の失明原因状況」には次のように要約されている.

「伝染病による者はどの年度においても麻疹，梅毒，脳炎などによるものが大多数を占めており，次第に減少の傾向にあるが，1963年，67年においては梅毒による失明が特に目立ち，入所者全体の6パーセント内外であったことは注目すべき状態である．また，1958年ごろにはブドー膜炎は主として結核によるものと診断されていたが，最近ではベーチェット病によるブドー膜炎と診断されるものが多くなった．外傷については，1958年ごろは戦傷者が目立っていたが，最近は交通事故または作業上の事故に変ってきている．特に目立つのは中毒の激減で，1958年ごろ多かったメチルアルコール中毒による失明は，近年ではほとんど見当たらなくなった.

依然として多いのは先天素因で，中でも網膜色素変性が最も多い．先天素因の女子は，1958年には女子総数の69パーセント，1963年52パーセント，1964年54パーセント，1965年60パーセント，1966年63パーセント，1967年75パーセントと高率を示している.

以上のような失明原因の推移から，今後，失明者更生施設の入所者の眼疾患は，予防および治療の対策が確立している伝染病によるものは減少し，先天素因の網膜疾患（網膜色素変性症，網膜剝離など），緑内障，先天性異常（屈折異常，小眼球，虹彩欠損など），ベーチェット病，糖尿病などの慢性の全身病，脳腫瘍，外傷などに限定されるようになると考えられる.

更生のための訓練・指導の状況

失明者更生施設における入所者の更生のための訓練および指導としては，失明により喪失した職業能力を回復するための「職業訓練」，日常生活，社会生活を営むのに必要な能力や技術を回復する「生活訓練」，失明から生ずる心理的・社会的な諸問題の解決を援助する「生活指導」などが実施されており，その概況は次の通りである.

〔職業訓練〕 職業訓練としては，失明者更生施設の大多数（9カ所）においては，主としてあんまマッサージ指圧師，はり師，きゅう師の養成，日本ライトハウス職業生活訓練センターにおいては，失明者のために新しい職業分野の開拓をめざして，その他の職業訓練が行なわれている.

(1)あんま・はり・きゅう：現在，わが国において盲人に開かれている職業としては，ほとんどあんま・はり・きゅう（理療ともいう）に限られている．すなわち，失明者が独立の経済生活を営むことのできる職業といえば，理療が唯一のものであったといっても過言でない.

理療の技術は古来から盲人にとって最適の職業と考えられ，幾世紀にわたって伝統的地位を保ってきた．今日でも約3万5000人の視覚障害者が，これらの職業でその生活を支えている.

したがって，日本ライトハウス職業生活訓練センターを除き，他の9カ所の失明者更生施設において実施されている職業訓練は，ほとんど理療に限定されている。

理療がわが国の盲人にとって最適の職業であったという理由として，次の諸点が指摘できる．①盲人が従事できる他の職業に比べて収入が著しく高い．たとえば，開業する資金に恵まれず治療院に雇用される場合でも，住込み食事付きで半年後には，月4万円ないし6万円の収入がある．②視力を必要としない仕事であって，身体を移動させないでも治療が可能であり，触覚の鋭い盲人に適している．③仕事をする活動範囲が広い地域に及ばず，自宅から歩いて行くことのできる近距離にある．④長い歴史と伝統による社会的基盤があり，需要も多い．近年，盲人の職場を蚕食する晴眼者の理療師の増加が社会的に問題となってはいるが，失明者更生施設の修了生に対する治療院からの求人数は圧倒的に多く，就職の面でさして困難は認められない．⑤地域的に，時間的に普遍性がある．理療に対する需要は，1地方に限られず都会でも農村でも普遍的にあるし，また，時間とともに変遷することが少なかったし，今後とも漸増こそすれ衰退するとは考えられない.

あんまマッサージ，はり，きゅうの技術修得については，2年ないし5年の期間にわたり，あんまマッサージ指圧師，はり師，きゅう師などに関する法律施行令第11，12，13条の規定に従い，専門学科として解剖学，生理学，病理学，衛生学，症候概論，治療一般，漢法概論，医学史，医事法規，あんまマッサージ指圧，はり，きゅうの理論および実技，普通学科

として国語，社会，数学，理科，体育，家庭，外国語などの授業が行なわれる．

なお，所定の課程を終了した者は，都道府県知事が行なう，あんまマッサージ指圧師，はり師，きゅう師の試験の受験資格が与えられ，この試験に合格した者は免許証の交付を受け，理療師として開業，自営もしくは治療院，病院，肢体不自者（児）施設などに就職している．

(2)点字印刷，農芸および録音カナタイピスト：視覚障害者の中には，あんま，はり，きゅうの習得を希望せず，あるいは職業適性を欠いている者もいるので，1954年，点字印刷科が設けられた．また，1966年には国立塩原視力障害センターに農芸科が設置され，失明者のため新しい職業分野の開拓が図られた．

点字印刷科においては点字図書出版に必要な製版，印刷，製本，作図などの諸技術，農芸科においては養豚，養鶏（ブロイラー および 産卵鶏），しいたけの栽培などについての職業訓練が行なわれている．これらの訓練課程を修了して就職し，あるいは自営する者は毎年 1，2人に過ぎないが，失明者が従事できる職種に多様性を与えている点で，高く評価しなければならない．

さらに1968年からは カナタイプ 科が国立東京視力障害センターに設置された．カナタイプライターは初め事務の能率化のために業界に導入されたが，盲人にとっては晴眼者とのコミュニケーションの手段ともなった． 次いで速記業界において， 議会議事録， 講演会，座談会などの録音テープを普通文字にする中間的な過程として，カナ文字を採用するようになり，録音タイピストの需要が大きくなってきた．

録音タイピストが記録テープをイヤホーンで聞きながらカナタイプを打つのには，ほとんど視力を必要としないところから，全盲者にとっても適職であり，盲人のすぐれた聴覚と触覚を十分に発揮できる知的，専門技術的職業として取上げられたものである．

現在，カナタイプ科の7人の修了生が録音タイプ速記社，ハイビジネス株式会社，社会福祉法人東京コロニー，川口市福祉事務所などの一般の職場に就職し，晴眼者に劣らない 録音カナタイピストとして活躍している．

(3)軽工業における各種の作業，電話交換手など：失明者は，科学に裏付けられた訓練によって，その残存感覚や潜存能力が十分に開発されるならば，たとえ視力を欠いていても，理療以外の職業，たとえば，旋盤工，プレス工，電話交換手などの仕事に，晴眼者に混じって従事することができる．

日本ライト ハウスでは， 1966 年 3 月に 「職業生活訓練センター」 を， 1969 年 4 月に 「盲人電話交換手養成所」を創設した．これらのセンターに入所した失明者は，「生活訓練課程」（3カ月ないし1年）で歩行能力をはじめ，日常生活，社会生活に必要なさまざまな能力を 回復したのち， 各自の 職業適性に 従って，「職業訓練課程」（軽工業における各種の作業で1年）あるいは「電話交換手養成課程」（3カ月）に進み，各職業訓練を受ける建て前になっている．

開設以来，訓練修了ののち全国十数カ所の会社や団体に就職した者，機械工7人，プレス工4人，組立工5人，ボール盤工4人，電気工1人，旋盤工1人，ミシン製縫工1人， 表具師1人， 電話交換手 14 人，点字校正2人，点字図書製本工3人，点字図書館事務1人， コンピューター補助指導員1人， 計 45 人に達している．

〔生活訓練・生活指導〕 生活訓練 および 生活指導は，入所者が視覚障害から生じた身体的，心理的，社会的なハンディキャップを克服し，社会活動に復帰するために不可欠な措置であり，失明者更生施設は，それぞれの事情に従い，できる限りの範囲内でその実現に努めている．

(1)生活訓練：生活訓練とは，「視覚障害者が，視覚障害により失った職業能力以外の日常の家庭生活および社会生活におけるさまざまな能力や技術を回復するため，一定の計画に基づいて実施される訓練である」と定義することができよう．

失明者更生施設における生活訓練は，一般に①失明者のあらゆる動作・行動の基礎をなす残存諸感覚を訓練する「感覚訓練」，②歩行訓練，③点字，一般文字，カナタイプライター，話し方，ソロバンなどのコミュニケーションの手段の訓練，④その他日常の家庭および社会生活において必要な能力や技術の訓練で，「日常生活の諸技術」の訓練と呼ばれるものなどを訓練科目として実施されている．

このような生活訓練は，日本ライトハウス職業生活訓練センターの1カ年の生活訓練課程において，その他の失明者更生施設においては，入所時における生活指導および基礎訓練（一般にオリエンテーションと呼ばれる）およびその後の普通科の授業，課外活動，宿舎における日常生活の指導等を通じて行なわれている．

(2)生活指導：生活指導とは，①施設宿舎における日

常生活の指導，②健康管理および保健指導，③失明から生じる身体，性格，経済，学習，進路，家庭などに関する諸問題の解決のためのケースワークやカウンセリングなどの個別的指導，④クラブ活動，諸行事，入所生自治会など施設の集団生活の全領域にわたり実施される集団的指導を含み，失明への心理的適応を図り，家庭および社会生活に対する社会適応性を育成する措置である．

生活訓練と生活指導は，互いに重複する面もあり，両者を厳密に分離することはむずかしい．そのため，「生活訓練」「生活指導」「生活適応訓練」などの用語が無造作に混同されて使われている．

ケースワーカーやカウンセラーがその解決について，個別的指導を行なう諸問題としては，①ベーチェット病，緑内障など健康管理のむずかしい眼疾患，複合障害，精神異常などの身体上の問題，②出身家庭の生計状況，浪費癖，各種更生資金の入手など経済上の問題，③学習意欲の喪失や学習成績の低下などの学習上，訓練上の問題，④恋愛，結婚，家族の人間関係などの身上・家庭に関する問題，⑤進路，就職に関する問題，⑥飲酒，盗癖，凶暴性，行過ぎた男女の交際など集団生活上の問題がある．

集団的指導が行なわれる一般的なクラブ活動としては，短歌，俳句，読書（リーデング・サービスによる），詩吟，演劇，合唱，箏曲，器楽合奏，レコード・コンサート，手芸，生け花，茶道，料理，園芸などの文化教養的な活動，盲人野球，盲人卓球，フォークダンス，社交ダンス，ハイキング，柔道，水泳，スキーなどの体育的な活動がある．また，行事としては，体育大会，水泳大会，ピクニック，講演会，音楽会などへの参加などがある．

失明者更生施設の問題点

わが国失明者更生施設の現状を，失明者のリハビリテーション・センターはいかにあるべきかという観点から検討するとき，次のような問題点を指摘することができる．

(1) 2重的性格がある：現在の失明者更生施設は，日本ライトハウス職業生活訓練センターを除いては，いずれも身体障害者福祉法による失明者更生施設であると同時に，あんまマッサージ指圧師，はり師，きゅう師などに係る学校養成施設認定規則に基づく理療師の養成施設である．このような2重的性格の結果，失明者更生施設は失明者更生施設でありながら，訓練生の定員数，訓練期間，訓練時間数などについても，「認定規則」の諸規定に従って設定せざるを得ないのである．また，この失明者更生施設であるとともに理療師の養成施設である，という基本的性格から，失明者更生施設に内在する問題点が派生してくるのである．

理療師の養成は晴盲を問わない．そこには盲人の更生や福祉について何らの配慮も見られない．したがって，失明者更生施設の事業は，あんま・はり・きゅうの職業訓練による失明者の職業的更生だけに限定され，その他失明者の社会復帰に必要な身体的，心理的，社会的更生の措置を行なう余裕はほとんどない．

(2)職業訓練がほとんど理療だけに限定されている：前述のような基本的性格から，日本ライトハウスを除く他のすべての失明者更生施設における職業訓練は，ほとんど理療師の養成に限られている．

その他の職種の職業訓練としては，前述の通り国立塩原視力障害センターに農芸科，国立東京視力障害センターに点字印刷科およびカナタイプ科が設置されているが，これらの訓練課程を修了し就職する者は，毎年1，2人に過ぎず，理療で社会復帰する訓練生の1パーセントに満たない．

(3)生活訓練を実施する余地がない：失明者更生施設であるとともにあんまマッサージ指圧師，はり師，きゅう師の養成施設でもある失明者更生施設においては，理療師の養成を行なうためには，「養成施設認定規則」に定められた各教科の授業時間を遵守しなければならない．この授業時間数は平均すればおよそ毎週35時間，年間35週となり，毎日午前9時から午後3時（土曜日は午前中）までの時間割を編成しなければならないことになる．

したがって，このような状況においては，職業能力以外に日常の家庭生活・社会生活を営むために必要なさまざまな能力を回復する生活訓練課程を導入する時間的余地が残されていないのである．事実，各国立視力障害センターが，失明者の更生にとって生活訓練の必要性を痛感しながらも，生活訓練を十分に実施できない理由もこの点にある．

この状況を打破するため，国立東京視力障害センターにおいては新入所生の基礎訓練を，全盲者については他の者よりも2週間早目に受けさせる措置をとっており，また，1971年9月から2人の全盲の男子に対して3カ月の生活訓練計画を実施している．これらの実験的な試みから，国立視力障害センターにおいて

も，生活訓練課程が本格的に設置される日が遠からずくるであろう．

(4)個別的指導を十分に行なうことができない：「失明者リハビリテーションは，失明者各個人により異なる身体的，心理的，社会的および職業的ニード，関心，潜在能力について行なわれる個別的な測定・診断・評価に基づき，リハビリテーション・チームを構成する各専門家による個人的指導によって実施されなければならない」．この個別的評価と個人別指導が，失明者リハビリテーションの遂行においての基本的原則であり，基礎的わく組みであることは，一般に認められているところである．

しかし，国立視力障害センターの現体制においては，この基本的原則を貫くことは不可能である．国立視力障害センターは，入所者の定員として東京が300人，他は210人というように多数の訓練生を擁し，さらに職員数および訓練時間上の制限もあり，個別的評価や個人別指導を行なう余裕をもたないからである．

たとえば，現在，歩行訓練は専門の歩行訓練士により個人別指導を実施すべきであるとされているが，国立視力障害センターにおいては，東京が2人，他は1人の体育兼歩行訓練の指導員が配置されているだけである．こうした状態では，本格的な歩行訓練を実施することはできないし，その結果，2年ないし5年の期間在所していても，歩行能力を回復することのできない訓練生が数多く見られるのである．

(5)医療管理体制が十分整備されていない：国立視力障害センターは，眼疾患の症状が固定しているとともに，健康面においても症状がおおむね安定していることを入所の資格要件としている．そのため，失明後できるだけ早期にリハビリテーションを開始すべきである，というリハビリテーションの基本的原則があるにもかかわらず，入所の時期を遅らせたり，このような入所希望者を排除する結果を招いているのである．

事実，多くの入所者の眼疾患は，入所後，必ずしもその症状が固定するものとは限らないし，さらに近年，入所者の中にはベーチェット病，スモン病，糖尿病などの中途失明者で，眼疾患だけでなく，全身病の慢性疾患の合併症をもち，医療管理を必要とする者が著しく増加している．

以上のような傾向に対して，現在のセンターの医療管理体制は全く不十分な状態にあるといわなければならない．

(6)晴眼の理療師により職場を蚕食される：失明者更生施設の訓練修了者の大多数が現在，理療の職業に従事しているが，その理由はすでに述べた通り，盲人にとって可能な他の職業に比べて，理療による収入が高く，かつ安定しているためである．

たとえば，国立東京視力センターがその卒業生1101人について，1967（昭和42）年10月1日現在で行なった調査によると，あんまマッサージ，はり，きゅう治療院の開業者においては，107人が月収5万～10万円，37人が10万～20万円，4人が20万円以上の収入を得ているのである．

しかし，数年来，理療の職場にも晴眼者の進出が目立ってきている．厚生省医務課の資料によると，理療師の数は1959年末には盲人が3万180人，晴眼者が1万7566人，1966年末には盲人が3万3931人，晴眼者が2万4901人で，晴眼者は盲人の約2倍の増加を示している．

このような現象は，温泉地その他レクリエーションの職場に晴眼のあんまマッサージ師が進出しつつあること，また，病院の整形外科に勤務する盲人のマッサージ師が，リハビリテーションの専門教育を受けた晴眼の理学療法師によって放逐されつつあることなどによるものであろう．

以上の傾向を考慮すれば，理療以外の職業分野の開拓は，失明者更生施設にとって，緊急の対策の実施を必要とする深刻な課題である．　（村越芳男）

盲人授産施設

概況

現行の身体障害者福祉法によると，盲人だけの収容授産施設はあり得ない仕組になっている．したがって，一般身体障害者の収容授産施設に視力障害者も収容されている場合がある．しかし，この種の施設には国立，公立は1カ所もなく，法人立のものとして，わずかに名古屋ライトハウスと福井の身体障害者収容授産施設光成センターおよび最近設置された盲精薄者のための収容授産施設ライトセンターがあるだけである．

表1　視力障害者を中心とした収容授産施設

名　称	所在地	創立年月	定　員
名古屋ライトハウス	名古屋市	1947年10月	50人
光成センター（旧光道園）	福井市	1958年10月	50人
光道園ライトセンター	鯖江市	1966年4月	50人（67年/75人）

以上のほか，授産所的な性格をもった施設として次のものがあげられる．

表2　視力障害者を中心とした授産所的な施設

名　　称	所在地	創立年月	定員
早川特選金属工場	大阪市阿倍野区	1950年8月	60人

わが国では盲人のための収容授産施設が発達しなかった理由として次のことが挙げられる．

(1)わが国の盲人の主要職業であるあんま・はり・きゅうは，主として盲学校，視力障害センターもしくは鍼按の養成施設などで指導され，免許取得後は，個人開業か施術所，あるいは病院に雇用されて自活する建て前になっており，現行法のままでは，収容授産施設の対象になる職種ではない．

(2)琴三弦の師匠になるためには，盲学校の音楽科あるいは特定の師匠の指導を受け，履修後は個人教授になるのが建て前であり，したがって，一定の宿舎に多数の盲人音楽家が収容されて自活することは不可能である．

(3)鍼按，邦楽以外の職業に従事する者は，ほとんど個人営業ないしは一般企業に雇用されており，現行法における定員30人を収容し，同一宿舎で生活訓練を受け，集団で同一職種により自活し得るような条件が整っていない．

(4)現行法では，身体障害者の収容授産が建て前であり，盲，ろう，肢体不自由者に対して，それぞれ単独の収容授産施設がない．

(5)ピアノ調律，養鶏，養豚，シイタケ栽培，電気印刷，組立て作業など，いわゆる新職業については，盲学校，視力障害センター，職業生活訓練センターなどで指導が行なわれているが，まだ一部が就職しただけであって，集団で作業し，自活させる見通しはなく，この種の収容授産施設の実現も望み得ない状態である．

運営主体の分類と得失

現在，身体障害者の収容授産施設の運営主体は，およそ次の3種類に分類され，それぞれ得失をもっている．

(1)運営主体が国または公共団体で，国費あるいは公共団体の費用で施設設備をし，運営費をまかなわれるものは，経済的には最も安定しており，経営も容易である．しかし，この場合は大企業の下請け的な仕事で，収入は工賃かせぎ程度に過ぎず，高度の企業能力と資金の弾力的な運用などを必要とする自主企業を営むことは困難である．

(2)社会福祉法人など民間が経営する収容授産施設は，施設設備はもとより，運営費も自己資金，寄付金ないし公共の助成金でまかなう建て前になっている．したがって，経済的には常に不安定であるが，有能な経営者を得れば妙味もある点が特長である．

(3)一般に公立民営と呼ばれるもので，国または公共団体の経費によって施設設備を整備し，その運営を法人または身体障害者団体などに委託するもので，一方では施設設備は公費に依存することができ，他方，事業の面では，ある程度自由で活発に推進できる．

この意味で，今後の収容授産施設のあり方としては公立民営方式が最上と考えられる．なお，純粋な収容授産施設とはいえないが，早川特選金属工場のように親会社が経営の主体になり，その仕事の一部門を職種として収容授産施設を経営しているものがある．この場合は，施設設備はもとより，原料の入手，製品の販売などの心配がなく，一定の仕事をコンスタントに確保できる特長があり，望ましい運営方式の一つと考えられる．

収容授産施設における職種

わが国では，前述のように，盲人のための授産施設の数は少なく，現段階では，これから可能職種をあげることはきわめて困難である．

1963（昭和38）年日本盲人福祉委員会が，厚生省の委託で調査した「視覚障害者の新職業に関する研究報告」によると，次のような職種に従事している．

名古屋ライトハウスにおける製罐作業のように，一般からの注文を受けて生産し，需要に応ずるような，いわゆる一般企業と同様なもの．この場合は，原料の入手，品物の製造，販路の開拓など，多くの困難もあり，大きな損失を招く危険もないではないが，半面，経営手腕によっては利潤を期待できる．

福井における更生センターの職種内容は，毛糸編物科，ビニール金網科，眼鏡細工科，エバーソフト科，その他ナイロンはたき，カナリヤ飼育，観葉植物の温室栽培などである．

早川特選金属工場における職種は弱電製品の金属加工および組立てなどである．

新しく発足した重度身体障害者収容授産施設ライトセンターでは，陶器，美術タイルの製造などを行なっている．

新職種開拓の道

今後における新職業開拓の道は，次の調査によっても知られるように程遠い．すなわち，労働省が昭和38年度大阪府の職業適性相談所に委嘱し，全国の職業安定所，都道府県民生部，盲学校，盲人団体などを対象に調査した結果，得た結論は表3の通りである．

表3 視覚の程度別職種数

程度		職種
全盲	(0)	19種
準盲	(両眼の視力0.01以下)	30種（追加職種11）
片眼社会盲	(1眼の視力0 他眼の視力0.02〜0.04)	54種（追加職種24）
両眼社会盲	(両眼の視力0.01以上 両眼による視力0.02〜0.04)	56種（追加職種2）
弱視	(両眼の視力0.05〜0.3)	65種（追加職種9）

なお，1965年日本ライトハウスが開設した職業・生活訓練センター（大阪市）は，鍼按，琴三弦以外の職種を選ぼうとする盲人を収容して，生活訓練とともに各種の器具，機械を実際に使用し，その適性を判断し，職業選択の機会を与える指導を行なっている．

こうした施設は，盲人の新職業開拓とその適性の発見にとって，きわめて有効であるばかりでなく，収容授産施設における職業開拓のうえにも重要な役割を果たすものである．

授産施設における人的構成

授産施設における人的構成は，入所者の障害程度，実施している職種，事業体のスケールなどによって，その比率が変わってくることはいうまでもない．前述の名古屋ライトハウス金属工場，福井の更生センターおよび早川特選金属工場における人的構成をみると，おおむね表4のようである．

各表の実数からみると，健常者と障害者の比率はだいたい同数ないし健常者が3分の1になっている．また，障害者の種類は必ずしも視力障害者に限定せず，

表4 授産施設における人的構成

① 名古屋ライトハウス

職員	障害者		補助員	計
	肢体	視覚		
男 4	男 14	男 6	男 7	男 31
女 2	女 1	女 10	女 5	女 18
計 6	計 15	計 16	計 12	計 49

健常者 18人 35% 身障者 31人 65%

② 福井の更生センター

障害者（男21・女27）		職員
肢体障害	視覚障害	施設長1，事務員2 栄養士1，雇 員1 生活指導員1 職業指導員3 ホームティーチャー3 計 12人
39	19	

③ ライトセンター

障害者（重複障害盲人）		職員
男	女	施設長1，事務員2 栄養士1，看護婦1 生活指導員4 職業指導員3 計 12人
31	23	

④ 早川特選金属工場

障害者（男18・女13）				健常者
視覚障害	聴力言語障害者	肢体不自由	精神障害	
8	10	6	13	33

肢体不自由者も協同参加して事業を行なっている．これはむしろ自然に発達した形態で，管理面その他において留意すべき点は多いが，むしろ異なった障害者がそれぞれ採長補短をもって，かえって効率的な作業が行なわれる特長がある．

収容授産施設と地域社会

現行法では，収容授産施設は，厚生省の管轄のもとにあるが，少なくとも授産事業は労働省の所管に属する面が多い．したがって，中央的には厚生省の監督とともに，身体障害者の職業ないし労働行政の面で労働省の指導助言を受ける必要がある．

一方，地域社会においては，所在地の都道府県および市の民生・労働関係部局の直接指導を受け，また，助成を求めるべきである．なお，地域の身体障害者の更生相談所，更生指導所，訓練所，学校，団体と緊密に提携して，入所希望者の発見に努め，地域の福祉事務所とも連絡提携し，希望者の入所指導，事務手続きなどの簡素化に努め，一方，授産部門の事業を推進するため，地域産業界との結びつきを密にし，下請け的授産の場合は，できるだけ有利な仕事をコンスタントに出してもらえるよう，積極的な協力を求めるべきである．また，品物を生産し販売する場合は，原料の入手，販路の開拓に不断の努力を払う必要がある．

収容授産施設の問題点

(1)入所者の身分については，従来，施設長との関係が明確ではなかった．それは雇用関係ではなく，また，師弟関係でもない．そのため，社会保険に加入もできず，病気，負傷などに際して医療費の給付や災害補償の道も確保されていない．したがって，これらの関係を明確にし，病気，災害に際して医療費の給付あるいは災害補償の方法を講じて，入所者が安んじて働けるような体制を整える必要がある．

(2)賃金・給与については単なる工賃作業であれば，入所者の賃金の算定はきわめて容易である．しかし，一定の人びとの協同作業で一つの物品を作り，これを注文に応じて販売する場合は，個人の賃金ないし給与の判定は容易でない．このような場合には，現場の責任者を中心に構成する処遇委員会において，公正妥当な額を決定する必要がある．なお，現在では収容授産施設における収容者の賃金給与の実態を知る資料はほとんどない．最近における資料を表5に掲げる．

表5　入所者の賃金・給与

	名古屋ライトハウス		更生センター	ライトセンター	早川特選金属工場
性別	男	女			
最高	23,270円	23,270円	4,500円	一律 300円	不　明
最低	4,290	5,850	600	4月より訓	
平均	14,786	12,640		練始のため	

(3)民間経営の施設にあっては，利潤のある場合は施設設備の改善充実に一定額を当てることができるようにすること．

(4)収容授産施設は単身収容が建て前になっているが，一定の給与を得られるようになれば，当然，結婚の問題も起こり得る．したがって，これらの人びとのために家族寮を併設するとか，通所制度を設ける必要がある．

(5)収容授産施設に働く職員，補助員らの仕事は過重であり，心労もまた大である．これらに対して，特殊学校の教職員や危険作業従事者に対するような特別手当を支給する道を確立すべきである．

(6)名古屋ライトハウス金属作業部や早川特選金属工場では視力障害者を中心に，これに肢体障害者を加えて収容し，共同生活，共同作業を実施しているが，互いに長短相補い，好結果を収めている．これらは，管理面で十分行届いた配慮が必要であるが，視覚障害者と肢体障害者との組合わせは，好結果が期待できると考えられる．

(7)地域の産業に結びついた職種を選び，なるべく関連産業施設と近接した場所に設け，仕事をコンスタントに確保できるように配慮する．

(8)ほうき，ぞうきん，はたき，その他需要範囲の広いもの，あるいは公共施設（官公庁，学校など）の必需品を作り，身体障害者福祉法による優先ないし強制買上げを求められるような品物を選んで作り，販路の安定を図る．

(9)障害の程度，職種などによって指導員，補助員と対象者の比率はいちようではないが，適正な比率を確保し，相互に無理のないよう労務管理を行なう必要がある．

(10)少なくとも，都道府県に1カ所以上の収容授産施設を設置し，盲人の職業更生を図ることが望ましい．

(11)施設従事職員のための住宅を施設に併設し，常時指導ができるよう，特に災害発生時の安全を確保すべきである．

(12)身体障害者の製作品を常時展示し，販売するような施設を設けること．　（片岡好亀・近藤正秋）

盲人ホーム

盲人ホームの誕生

1958（昭和33）年，日本盲人福祉委員会（日盲委）を中心に日本盲人会連合（日盲連）などは，あんま・マッサージ師，指圧師・はり師・きゅう師などの盲人理療師関係者が晴眼業者に圧迫をうけている現状にかんがみ，自立困難な盲人を収容し，更生させるために盲人ホームの新設を厚生省に要望した．

厚生省は1959年，身体障害者福祉法に基づき，盲人ホーム設立費として100万円を予算化した．

そのため，大阪では日本ライトハウスが新規事業としてこれを取上げ，東京では社会福祉法人杉光会を設立して，それぞれ盲人ホーム（あんまセンター）を開設した．この財源は1カ所につき国庫補助が50万円，公共団体助成が25万円，自己負担が25万円であった．

以来，年2カ所ないし4カ所の増設を図り，昭和40年度に至って国庫補助を打切り，現在，全国に26カ所の盲人ホームが設置されている．

盲人ホームの運営

1962年，都道府県知事，指定都市市長に対して，厚生省社会局長通知がだされ，これに基づいて運営す

ることになった．そのおもな内容は次の通りである．

〔定義〕 盲人ホームは，あん摩師，はり師免許またはきゅう師免許をもつ視覚障害者（以下「盲人」という）のうち自営または雇用されることが困難な者に対し施設を利用させるとともに，必要な技術の指導を行ない，盲人の自立更生を図ることを目的とする．

〔立地条件〕 盲人の分布状況およびその利用の便宜上好適な場所でなければならない．

〔設置主体と定員〕 盲人ホームの設置主体は，都道府県，市および社会福祉法人に限る．利用者の定員は20人以上とする．

〔設備〕 ①建物その他の設備の規模および構造は，利用者の特性および施設の目的に合致するようくふうされ，かつ，保健衛生および安全上適当でなければならない．②盲人ホームには，事務室または盲人控室ならびに待合室，施術室，施術設備，電話設備，便所，消火設備および給排水設備を設けなければならない．③待合室および施術室は，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師および柔道整復師法施行規則第25条の規定に適合するものでなければならない．

〔管理規定〕 施設の設置者は，次に掲げる事項を明示した管理規定を定めなければならない．①事業の目的および方針，②職員の定数，区分および職務内容，③利用者が守るべき規律，④利用料の徴収方法，⑤その他施設の管理に関する事項．

〔利用手続き〕 ①盲人ホームを利用しようとする者は，福祉事務所長が発行する利用適格証明書を添えて盲人ホームに利用申込書を提出し，その承認を受けなければならない．②盲人ホームは，前項の利用の申込みを受けたときは，正当な理由なくしてこれを拒んではならない．

〔運営〕 ①盲人ホームは，利用者の生活の向上および更生を図ることに努めなければならない．②盲人ホームは，施設の利用の向上を図るため，職域の開拓に努めなければならない．③盲人ホームにおいては，利用者から収入の2割を越えない限度において，施術に伴う光熱水道料，燃料費などの直接必要な経費を徴収することができる．

以上のように盲人ホームの最終目的は，利用者の自立更生にあり，その利用期間が長期に及ばぬよう配慮し，自立更生の意欲を増長するように指導することにある．

〔盲人ホームの連絡機関〕 各盲人ホームは連絡調整のため日本盲人社会福祉施設協議会（日盲社協）に加盟し，厚生省に対して事務費の補助を要請した結果，昭和37年度以降は年々補助金が支給されるようになった．盲人ホームの増設に伴って日盲社協では，盲人ホーム部として独立部会に発展し，盲人ホームの自主性が検討されている．

現況

1970（昭和45）年現在，盲人ホームは26ヵ所，利用者数は104人である．当初の盲人ホーム運営方針は1施設の利用者数20人以上と定めているのに対比すると，その数ははるかに下回っている．

1施設の利用者の登録は多くて10人，なかには1人のところさえある．これは立地条件が適切でないこと，利用者の平均収入が月額1万円（厚生省調査）に過ぎないので登録されていながら，利用しないこと，利用者はすでに，あんま，はり，きゅうの免許を取得しているにもかかわらず技術的に自信がなく，そのため，かえって経営者にも同僚にもなじめず，心理的ひずみが生まれて落着かない．一方，自力更生意欲の盛んな盲人は，あえて利用しないものとみられている．

盲人福祉センターへの改組の動き

1967年，岐阜市において開催された日盲社協主催の第1回盲人ホーム施設長会議で，盲人ホームの問題点を取上げたが，この会議で総合的な盲人福祉センターへの切替えを考えることになった．

翌年，上野市で開催された第2回会議では，具体的な研究を行ない，日盲連にも呼びかけて，盲人福祉センター推進協議会を設けて積極的に運動を進めることを決めた．その案は，1969年に京都市で開かれた日盲社協定期総会と第17回全国盲人福祉施設大会で可決された．日盲連においても，同年に神戸市で開かれた全国代表者会議と第22回全国盲人大会で，これを議決した．

「盲人福祉センターは，地域の盲人に対して各種の相談に応ずるとともに，職業の指導と職域の確保，教養と文化の向上およびレクリエーションのための便宜などを総合的に供与し，盲人が正常な社会人として明るく健康な生活ができるように援助するを目的とする」とある．

事業には各種相談，職業指導と共同治療所の経営，点字図書館（室）と点字出版施設の設置，盲人協会に対する援助，宿泊と集会の設備，レクリエーションの実施，盲人用具の販売斡旋などをあげている．

以上の事業は，各都道府県によって事業内容の取上げかたは異なるであろうが，現在26カ所の盲人ホームのほか，各都道府県に1カ所以上の設置が期待されている．（大槻茂・長岡加藤治）

［参照文献］
「日本盲人社会福祉施設協議会規約」昭和43
「第17回日本盲人社会福祉協議会定時総会並に全国大会議事録」昭和44
「社会福祉六法」新日本法規出版株式会社　昭和43
「盲人ホーム全国施設長会議資料」日本盲人社会福祉施設協議会　昭和42

盲老人ホーム

老人問題

第2次世界大戦後，老人問題は社会問題としてクローズアップされてきた．その原因として次のような点が考えられる．まず，戦後における出生率の急速な低下と死亡率の減少によって，総人口に占める老齢人口の割合が増加したうえ平均寿命も年ごとに延びつつある（表1）．

表1　わが国平均寿命の推移

年	男	女
1891～98（明治24～31）	42.8	44.3
1947　（昭和22）	50.1	54.0
1950～52（昭和25～27）	59.6	63.0
1969　（昭和44）	68.9	74.1

次に国民の経済不安が，老人を家庭内において扶養することを困難にしている点である．第3には家族制度の崩壊が家庭内における老人の地位を低下させ，家長の権威が失墜したことである．第4は定年制の実施によって十分な労働能力のある老人が，離職・退職の運命にさらされていることである．しかも，ひとたび職を失った老人の再就職はすこぶる困難であり，たとえ再就職しても雇用条件は一般に低劣である点である．第5は住宅事情の悪化によって安定を必要とする老人が，狭くて環境衛生のよくない住宅の中で，精神的にも健康的にも不安定な状態におかれていることなどである．

老人福祉対策

以上のような老人問題の根本的な解決は，従来のように家庭や個人に期待することはできず，社会的・国家的施策にまたなければならなくっている．1963（昭和38）年7月，老人福祉法が制定されたのも以上のようなことが背景になっている．同法が制定される以前には，法的な老人施設としては，生活保護法による養老施設しか存在しなかった．その後，法律の改正によってようやく老人福祉施設として養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，老人福祉センターの設置および運営に関する基準が制定されるに至った．

このほかにも法律によらない有料老人ホームがあり地域の居宅老人に対する福祉対策としては，老人福祉センターのほか，老人健康診査の実施，老人クラブの助成，老人家庭奉仕員の派遣，老人住宅，老人休養ホーム，老人いこいの家の設置などがある．老人福祉としては，このほか年金などによる社会保障もある．

しかし，老人福祉対策は，漸く始められたという段階であり，特に障害をもつ老人に対する対策には，ほとんど見るべきものがない．

日本の盲老人施設

わが国の視覚障害者24万3900人（1965）のうち60歳以上が男5万2000人，女7万5000人，計12万7000人（52パーセント）となっており，70歳以上は6万9000人（28.3パーセント）で，それらの半数以上が重度の視覚障害者である．

医学の進歩とともに失明者が減少すると思われているが，実際にはその反対で，1960年の調査と比較して約2万4000人の視覚障害者が増加している．増加の原因は老齢による失明，交通事故および産業災害などによる失明に基づくものであり，老齢失明者もわが国平均年齢の伸びとともに増加している．

これらの実態の中で，独立の生計を営むことができず，家族の介護からも見離された孤独な盲老人のために，61年3月に慈母園（奈良県）が収容施設を壺坂寺境内に開設した．これが日本における最初の盲老人ホームである．収容定員100人，建物1190平方メートル，敷地4960平方メートルで，敷地内にはミュージック・ホール，ミュージック・ガーデン，においの花園などの施設も設けられている．

1964年4月には，わが国最初の軽費盲老人ホームとして聖明福祉協会・聖明園（東京都青梅市）が事業を開始した．収容定員50人，1人1室，建物900平方メートルである．軽費老人ホームは，いわゆる低所得階層の老人を低額費用で収容する施設であるが，同ホームは個人生活を尊重するため，1人1室制を原則

としていることは，全く新しい試みである．同法人は1965年10月に養護盲老人ホーム（定員100人，建物729平方メトルー）をわが国2番目の施設として設置した．

このほか1966年には，広島県三原市の聖光学園が養護盲老人ホーム白滝園を開設した．その規模は敷地1万平方メートル，建物1170平方メートル，定員50人である．このように老齢の失明者の収容援護を目的とする専門施設は，1968年現在わずか3カ所に過ぎない．

日本では老人福祉法が制定されて日も浅く，盲老人ホームについては，数年前から施設造りが始まったばかりであるが，それ以前の盲老人は，一般老人ホームや盲人の救護施設である東京光の家（東京都日野市）や西日本ヘレン・ケラー財団の平和寮（大阪市阿倍野区），ナザレ園（茨城県）などで保護されていたに過ぎない．

1969年9月に全国盲老人福祉施設連絡協議会が調査したところによると，盲老人ホーム以外の全国の老人ホーム855施設に2568人の盲老人が収容されており，全収容者の4パーセントに当たる．これらの盲老人は失明による行動の不自由や閉鎖性が原因で，常に晴眼老人に気がねし，その自主性がはばまれている実情にある．このため，一般老人ホームと分離し，専門的な盲老人ホームの必要性が認められるようになり，昭和45年度において政府は重点的施策の一つとして盲老人施設設置費の予算を計上した．この予算でナザレ園をはじめ弘前養老院（青森県），七井養老院（栃木県），上野市社会事業協会（三重県），島根ライトハウス（島根県）などによって，盲人専門の老人ホームが設立されることになった．

外国の老人ホーム・盲老人ホーム

北欧は老人天国といわれ，平均寿命も比較的に長く施設に収容されている比率も4〜9パーセントと高い．

表2　老人ホーム数の国際比較　（森　幹郎提供）

国名	老人ホーム数	収容人員	1施設当たり老人数	収容老人の全老人に対する割合(%)	調査年
デンマーク	850	20,000	24	4	1964
スウェーデン	1,370	36,714	27	4	1957
ノルウェー	550	15,000	27	4	1960
フィンランド	350	28,000	80	9	1960
アメリカ	9,700	338,700	35	2	1965
日本	897	69,440	77	1	1968

しかも，デンマーク，スウェーデン，ノルウェーなどの諸国においては，施設の収容人員は1施設当たり平均20〜30人であり，収容人員50人の施設に対して直接老人に接する職員が30人余りも配置されている．

近年に至り，西ヨーロッパ諸国における盲人福祉に対する考え方は，盲人を盲人だけの施設に収容する傾向にある．したがって，孤独な盲老人もリハビリテーション活動を充実して，社会にとどまるようにし，ただ寝たきり老人などは一般老人施設に収容するようになっている．

これらのなかで特異な存在として，ニューヨークのユダヤ盲人援護協会（The Jewish Guild for the Blind）経営の老齢失明者ホーム（Home for the Aged Blind）がある．

この老齢失明者ホームは，1916年に開設され，50年の歴史をもち，敷地4万8000平方メートルに及ぶ広大な自然の環境のなかに建てられたりっぱな施設である．ここでは「1日キャンプ計画」と称して，ニューヨーク市内に居住する老齢盲人の家庭を巡回して，バスに乗せこの施設に送込み1日を楽しく過ごさせている．収容人員は172人といわれる．アメリカにおける民間社会事業は，国・州からの補助金は受けていない．この施設は募金の担当課を設けて年額8億ドルに上る募金を行なっている．この施設に入所している老齢失明者の平均年齢は，1938年には62歳であったのが，1964年には80歳に高まったと報告されている．

盲老人ホームと地域社会

施設と地域社会の関係は，収容者の生活に大きな影響を与える．施設に対する地域社会の理解と支持のない場合は，収容者自体が孤立化し，生活全体が豊かさや，うるおいを失うからである．

盲老人ホームでは，一般に後退機能の回復訓練，クラブ活動，教養講座などが行なわれているが，さらに地域社会との交流の面では，地域社会の老人クラブと提携し，そのメンバーとして種々のレクリエーションや会合などに出席しあるいは施設で地域社会の人を交えて各種会合を行なうことに努力している．また，次第に児童・生徒の奉仕活動や地域婦

人会などの援助活動も活発になってきている．このように，善意の奉仕が各施設に行なわれているため，施設が一般社会から隔離されてしまうという懸念は少なくなりつつある．

盲老人とリハビリテーション

わが国の老人対策は，従来，収容援護が唯一の事業と考えられてきたようであるが，欧米諸国では，できるだけ家庭か老人住宅に起居させることに努め，わが国の特別養護老人ホームの対象者のような老人だけが老人ホームへ入所する．そして，収容者が粘土細工，ししゅう，工芸，はた織りなど技芸品の製作に努力する熱意のなかから生きる喜びを見出すように指導している．これらの作業は期限の制約もなく，金銭的にもこだわらず趣味として楽しいものがある．

上記のユダヤ盲人援護協会が運営する老齢失明者ホームにおいても，何もしない者を収容するだけでは50パーセントの使命を達したに過ぎないとしている．

わが国の施設でも，わずかな小使い銭かせぎのために荷札の針金通しの作業などが，いくらか行なわれているが，このような単純作業の繰返しだけでは倦怠と疲労感を早くするに過ぎない．わが国においても老齢年金などによる社会保障が拡充強化されるとともに，リハビリテーションを強化し，能力に応じた労働に従事できるような配慮がなされ，生きがいある余生を楽しめるようになることが望まれる．（本間昭雄）

［参照文献］

森幹郎「老人とリハビリテーション」
森幹郎「老いの生き方」
牛丸義留「老後の生活」

盲女子ホーム

沿革

昭和初期に東京小石川の美晋教会（キリスト教）が盲女子寄宿舎を経営していたと伝えられている．その後1936（昭和11）年，斎藤百合は職業偏重の盲学校教育の欠点を補い，盲女子の教養を晴眼者に劣らないものにすることによって，社会的地位の向上を図るため陽光会盲女子ホームを設立した．斎藤百合は保育園つきの盲女子学園，全盲夫婦が気楽に住めるコロニーの建設なども夢みたが，実現できなかった．

斎藤百合は1892（明治25）年，愛知県豊橋市外に生まれ，野口小つるといった．数え年4歳のとき麻疹のあとの栄養不良で失明した．岐阜訓盲院，東京盲学校教員養成科などを卒業して，東京盲学校の同窓生であった斎藤武弥と結婚した．そのころ，盲女子の大学進学はきわめて珍しいことであったが，しかも，2児の母として，創立間もない東京女子大学で英文学を専攻し，盲婦人運動や盲人福祉事業に活躍したが，戦争中，集団生活が困難となり，陽光会を解散し，1947（昭和22）年に56歳で苦難の一生を閉じた．

その後1941年，盲人牧師安田菊政が東京に興盲協会盲女子寮を設立したのをはじめ，1947年には大分市に九州ライトハウス（瀬尾真澄），翌年には神戸市にグリーハウス（戸井健二）と西宮市の関西盲婦人ホーム（越岡ふみ，1899～1968），50年には堺市に聖光盲女子学園，東京に聖ルカ盲女子学園が相次いで設立されたが，現存するのは関西盲婦人ホーム（現・関西盲人ホーム）だけである．それも社会福祉法人関西盲人ホームと改称され，あんまセンターを中心とした盲女子のための活動がなされている．

現況

盲女子ホームの建設は，先駆者の理念に基づいたものであるが，さらに社会の変動に伴い，風紀上の健全な職場の提供，家庭環境に恵まれない盲女子の保護，盲女子が相互に社会性を身につける共同研修の場，生活共同体の形成，結婚生活に至るまでの教養と生活訓練の場とすることなどが必要となってくる．自営もしくは雇用の場を得ることが困難な盲人マッサージ師の経済的自立を図ることも加味されよう．したがって，生活保護施設ではなく，未婚の勤労盲女子を収容し，働きながら学ぶ姿勢が必要とされる．

マッサージ治療所の併設は，いずれのホームにおいても同様であるが，ホームと併設の点字図書館に盲女子を職員として従事させている施設（岐阜愛盲館盲婦人ホーム）もある．また，もよりのホテルと提携して盲人マッサージ師の優先的安全就労の機会を得るくふうをしたり（山梨青い鳥ホーム），家計，献立，調理掃除などの日常生活も寮生が共同で営み，教養のための音楽，英語，花道，茶道，手芸，カナタイプ，聖書講義などを指導しているところ（東京サフランホーム・関西盲人ホーム），ホームを拠点として地域盲婦人のための教養講座や，文化活動による盲青年との交流の機会を設けて施設をこれに開放（青い鳥ホーム）するなど，着々と成果をあげている．この結果，結婚

して独立自営に成功している事例（東京サフランホーム，愛盲館ホーム）もある．

〔東京サフランホーム〕 東京都にあり，1958年の設立．日本盲人基督教伝道協議会の全国盲人信徒修養会で，盲女子ホーム設立の要望があり，同会婦人部長平田道子を中心に盲婦人の1日1円献金を基に建設された．盲女子10人を収容し，サフラン治療所を設置している．

〔関西盲人ホーム〕 1930年に点字大阪毎日主筆中村京太郎（1880～1964）と盲婦人越岡ふみが西宮市で数人の盲女子を集め，関西盲女子ホームとして，あんま・はり・きゅう業を営み相互扶助生活を始めたが，一時，越岡が喜久田倫章とともに中国上海に渡り，盲学校を経営したため中断した．48年に帰国した喜久田と越岡がこれを再開した．のちに広田正次郎がこれに当たり，1964年に社会福祉法人関西盲人ホームと改称した．

〔岐阜愛盲館盲婦人ホーム〕 岐阜訓盲協会（1894＝明治27年設立）の盲人事業の一部として1957年に設置された．日本聖公会を母体とした社会事業で，点字図書館，盲人無料宿泊施設，点字出版所が併設されている．盲女子ホームとして発足以来ほとんどの寮生が結婚生活にはいっている．盲女子は点字図書館職員を兼ね，また，マッサージに従事している．寮生4人．

〔山梨ライトハウス青い鳥ホーム〕 山梨ライトハウスが点字図書館事業に加えて1957年，甲府市に設立したもので，盲学校を卒業した盲女子の自立自活を図るため，お年玉年賀はがき寄付金106万円の配分を受けて建設された．寮生8人のうち6人が盲女子である．（今駒泰成）

盲児施設

盲児施設の発達

わが国における盲児施設は1889（明治22）年にアメリカ人のドレーパー（Draper）によって横浜に創設されたが，その後，設置されたものはなく，児童福祉法の施行当時はわずかに1ヵ所に過ぎなかった．

1949（昭和24）年5月の「盲ろう学校寄宿舎を児童福祉法の療育施設（盲ろうあ児施設）として切換えることについて」という厚生省児童局長通知により，この切換えが多数行なわれ，盲児施設の数は急激に増加した．1968年12月1日現在の施設数は32ヵ所（公立19，私立13），収容定員は1750人（公立1190，私立560）となっている．

児童福祉法が制定されたとき，盲児施設は療育施設として，虚弱児施設や肢体不自由児施設と一括して規定され，児童福祉施設最低基準においてだけ区別されていたが，1949年6月の児童福祉法の第3次改正によって分離され，盲児施設は生活能力を与えることを主眼とする施設としての性格が明らかにされた．

前述のように，盲児施設は盲学校寄宿舎を転用したものが多く，運営上の疑義や障害が伴いがちであるため，1956年3月の「盲学校，ろう学校寄宿舎より切換わった盲ろうあ児施設に対する指導について」という厚生省児童局長通知によって，施設と寄宿舎との区分のあいまいな部分を正す方向が明示された．

盲児施設の目的

盲児施設は盲児（強度の弱視を含む）を入所させて保護するとともに，社会に適応した独立自活ができるよう，必要な指導を行なうことを目的とする施設である．したがって，盲児に対し医学的治療を行なうことは，盲児施設の本来の目的ではなく，この点，医学的措置を行なうことをもその本来の目的とする肢体不自由児施設とはその性格を異にする．また，盲児施設は盲学校の寄宿舎とも異なる．寄宿舎は盲学校に原則として付設されることになっており，盲児に対して教育を行なう手段として考えられたものであるから，盲学校に通学する者のうち，家庭と盲学校との距離が遠いなどの理由で，通学が困難な者を対象としており，その運営も学校管理の一環として行なわれる．

これに対し，盲児施設は18歳未満で保護者がないなどの理由で，家庭において適切な監護が期待できない盲児を対象とし，その福祉を保障するため盲児を収容保護し，将来，独立自活し得るよう指導を行なう施設であって，両者は本質的に異なるものである．

盲児施設の対象

盲児施設に入所できる児童は，保護者がないか，保護者に監護させることが不適当な盲児，または本人の性情上保護者に監護させることが不適当な盲児である．

児童福祉法にいう盲児とは，全く見えない者および少しは見えるが普通の生活ができない者をいうが，これらの者を盲児施設に入所させるか否かは，児童相談所の具体的な判定による．

1956年3月の厚生省児童局長通知「盲学校，ろう

学校寄宿舎より切換わった盲ろうあ児施設に対する指導について」によって，「学校教育法」および「盲学校，ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」の規定に基づき，盲学校付設の寄宿舎に入寮して通学できる者は，盲児施設入所の対象にならないことになっている．

盲児施設の設備および運営

盲児施設の設備および運営については，児童福祉施設最低基準の第86条から第93条までに規定されているが，そのおもなものは次の通りである．

〔設備〕 盲児施設には，児童の居室（1室の定員は15人以下で，面積は1人当たり2.47平方メートル以上），講堂，遊戯室，職業指導に必要な設備，音楽に関する設備，調理室，浴室および便所を設け，児童30人以上を入所させる盲児施設には，医務室および静養室を設けることになっている．

〔職員〕 盲児施設には，児童指導員，保母，書記，嘱託医をおかなければならない．また，児童指導員および保母の総数はおおむね児童6人につき1人以上とすることになっている．なお，盲児施設の児童指導員は点字を解する者でなければならない．

児童指導員になることができる者は，①厚生大臣が指定する児童福祉施設職員の養成施設を卒業した者，②大学の学部で心理学，教育学または社会学を修め，学士と称することを得る者，③学校教育法の規定により，小学校，中学校または高等学校の教諭となる資格を有する者であって，厚生大臣または都道府県知事が適当と認定した者などであり，④保母になることができる者は，厚生大臣が指定する保母の養成施設などを卒業した者か，都道府県が行なう保母試験に合格した者である．

〔保護指導〕 盲児施設における保護指導は，入所児童をできるだけ早く社会（家庭）に復帰させることを常に留意し，個々の児童の身体的，精神的事情を十分考慮して，個別的または集団的な生活指導，職業指導などが行なわれる．

生活指導は，児童が健全な社会生活を営むうえに必要な社会適応性の育成，助長を目標とし，職業指導は，児童が健全な社会生活を営むうえに必要な職業能力の付与を目標として行なわれ，指導に当たっては次の点を順守しなければならないことになっている．すなわち，営利を目的としないこと，1日7時間，1週間42時間を越えないこと，継続して2時間以上行なわないこと，午後6時から午前6時までは実習作業を行なわないことなどである．

盲児施設に入所している児童のうち，学齢児は盲学校に通学させて義務教育を受けさせなければならないが，就学を猶予または免除された児童に対しても，その性能に応じて学校教育に代るべき指導が行なわれる．

盲児施設に入所する児童の中には，その症状がまだ固定せず，治療可能な者もあると思われるので，定期の健康診断の際には，特に盲の原因および機能障害の状況を精密に診断し，治療可能な者については，できる限り治療しなければならない．

入所児童が満18歳に達しても，なお施設において保護指導が必要な場合には，満20歳に達するまで在所することができるが，この年齢を超過しても同様な事情にある場合は，身体障害者更生援護施設を利用することも考えられる．

盲児施設の設置

市町村その他の者が設置するときは，都道府県知事または指定都市の市長の認可を受けなければならない．設置主体についての限定はないが，都道府県（指定都市）および市町村以外の者が設置するときは，設置者が社会福祉法人であることが原則とされている．

都道府県（指定都市）が設置する施設の設備に要する費用は，国がその2分の1を負担し，市町村が設置する施設の設備に要する費用については，国が2分の1，都道府県が4分の1を負担することになっている．

都道府県（指定都市）および市町村以外の者が設置する施設については，新設（社会福祉法人が設置する場合に限る），修理・改造などに要する経費について都道府県（指定都市）がその4分の3以内を補助し，国は都道府県（指定都市）が補助した額の3分の2以内を補助することができることになっている．

児童保護措置費

児童福祉法の規定により，盲児を盲児施設に入所させた場合，その児童の入所後の保護について，これらの者が健康で文化的な最低限度の生活ができるようにするために，児童福祉施設最低基準が制定されている．この基準を維持するために費用の裏付けがなされており，この費用を児童保護措置費と呼んでいる．児童保護措置費は，都道府県および指定都市が支弁し，国は

その10分の8を負担することになっている.

（内藤　幹）

盲精神薄弱者・児施設

盲精神薄弱者・児の現状

わが国における心身障害者に対する保護の法律は，戦後徐々に整備されてきたが，なお，いくたの不備不足がある．特に盲精神薄弱者・児，ろう精神薄弱者・児の保護については，ほとんど手がつけられていない状態である．

一言に精神薄弱者と呼んでいるが，これを大別すると次の3種になる．

⑴軽度精神薄弱児（知能指数75以下）：特別学級や養護学校で具体的な作業を通して，読み書き，計算を教育することができる．社会的自立は可能．

⑵中度精神薄弱児（知能指数50以下）：施設に収容学力を伸ばすことは不可能だが，訓練すれば簡単な仕事に就くことができる．

⑶重度精神薄弱児（知能指数25以下）：施設で教育しても，卑近な身辺の自立さえ困難である．晴眼者の精神薄弱者がこの状態であるから，重度盲精神薄弱者がいかに自立が困難であるかは想像以上のものである．

盲精薄児の現状は，きわめて少数の者が盲学校や盲児施設に収容されているが，ここは知能の正常な者に一定の年限に一定の教育をしなければならない教育の場であり，重度盲精薄児のためにはほとんど適切な処遇はなされていない．その他の大多数の重度盲精薄児は家庭で放置状態にある．

厚生省が1965（昭和40）年8月実施の実態調査報告によると，視覚障害児（18歳未満）のうち重度精神薄弱で，その他の障害をもつ複合障害児の全国推計数は1900人，18歳以上は4300人と推計されているが，その実数は容易につかみがたい．西原正則が滋賀県で行なった調査では，6～20歳の中・重度盲精薄児が21人おり，潜在者を含めると約2倍の42人と推計され，滋賀県の人口86万に対する比率からみれば，わが国総人口1億に対し約5000人の中・重度盲精薄児がいると推定される．しかも，これらの大部分は国家社会の保護から見放されている．

盲精薄者・児施設

わが国における盲精薄者・児に対する施設は，国立秩父学園に重度盲精薄児を10人余り収容しているほか，次の民間施設がある．

〔光道園ライトセンター（鯖江市）〕 定員75人，実員82人（男44，女38），寮生の出身地は福井県ほか24道府県．職員は所長以下19人．光道園は身体障害者で一般の職場に雇用困難な者，または生活困窮者などを収容し，これまで働くことを知らなかった人たちに勤労の喜びを与え，従来，廃人として取扱われてきた人たちの人間性回復を目的としている．

収容者の作業としては，花びん，灰ざら，ボタン，タイル，いわ玉などのねん土細工の製造に従事させている．

〔彦根学園（彦根市）〕 盲精薄児を収容している．収容定員35人で実員は36人（男20，女16）．収容児の知能指数平均30以下，28人が全盲である．園児の出身地は滋賀県などの15府県．職員数は園長以下16人である．

1959年に青い鳥会を結成して翌年には彦根学園を開設した．経営方針としては，人間の本質は生命であり，生命は真善美であることを理念とし，これを体認して教育する．教育に当たっては個性を認め，個性に即して素直な明るいこどもに育てることにしている．

盲精薄児は長年月にわたって全く放置され，あるいは監禁同様な生活をしいられ，絶えず除け者にされたり，圧迫されたりしているのがほとんどである．かれらは反抗することもできず，訴える方法も知らない．したがって，自然に欲求不満になり，陰うつ，狂暴に走り，気にいらぬときは奇声を発して自分の手首をかみ，毛髪をひきむしり，頭をどんどんたたきつけ，衣服などをずたずたに引き裂くなどの問題行動を起こし，極端な偏食や夜尿症に陥っている．

彦根学園では，これらの園児を徹底的に教育することによって2，3カ月たつと次第に直ってゆく．極端な偏食（9人），強度の問題行動（12人），強い便秘（3人）はなくなり，夜尿症16人中，14人は直っている．

盲精薄者・児施設の問題点

現在の児童福祉法は単独障害を対象としたもので，重度盲精薄児施設に対する適切な措置が講じられていないため，職員の配置や委託費はの配分不合理であり，重症心身障害児施設に比べると，はなはだしく格差がある．職員の待遇も一般教育公務員よりはるかに劣っており，しかも，人員不足により勤務も24時間連続

という場合もあり，全く非人間的な状態におかれている．このような現状ではとうてい施設の改善を期すことは困難で，ただ社会の理解と協力によって，わずかにその欠陥を補足しているに過ぎない．

成人についても身体障害者福祉法では，単なる生活年齢で区分され，成人に達すると自立不能な者でも保護からはずされ，肉親や教育者を苦境に追いこんでいる．これらは近く重度精薄者の年齢制限撤廃の改正が行なわれる見込みで，これによっていくぶん改善されることが期待される．

職業訓練制度においても重度盲精薄者については，軽・中度精薄者対象のものと同様に改訂される見込みであるから，次第に養護授産所の設置をみることができよう．

収容のあり方については，①重度精薄児棟の中に混入する，②精薄児施設内に盲精薄児棟を設ける，③盲精薄児だけを収容するという3種があるが，これらの方式の得失を十分に実際に即して研究・助成し，そのうえで規制する必要がある．

今後これらの問題点を社会に訴え，政府の施策を改善するため，保護者，関係者，そしてよき理解者が協力して努力する必要がある．幸い，1967年夏，東京の光のつどい，滋賀県の彦根学園，大阪の盲精薄児を守る会が中心になって盲精薄者・児の福祉増進にたち上がったことは今後の問題解決の糸口になるであろう．

（西原正則）

点字出版施設と出版状況

点字出版の特殊性

点字出版の特殊性の第1は対象人口が少ないことである．活字出版がいちおう全国民対象であるのに対し，点字出版は視覚障害者を対象にしている．しかも，この視覚障害者中には，普通字（一般印刷）に頼る弱視者もあれば，点字を読めない中途失明者もいる．そのため，視覚障害者即点字人口ではない．点字を読める人口は，おそらくその20パーセント前後であろう．

そのため購買力は驚くほど低く，点字出版界には，「100部売れればベストセラー」という言葉があるくらいである．点字出版の採算部数は300といわれているが，教科書類のほかはなかなかこの部数には達しない．

特殊性の第2は高価なことだが，これは売れないことからくる必然の結果である．高価であるから売れない，売れないからますます高くせざるを得ないという悪循環が点字出版にはつきまとっている．しかし，ただ部数が少ないためだけで高価なのではないことに注意しなければならない．なるほど，部数が増せば，原版代の1部当たりの負担は少なくなる．たとえば，100枚（両面200ページ）の原版代が3万円かかったとして，100部の場合は1部当たり300円だが，300部の場合は100円になる．一般活字出版の場合，文庫本などの初版は最低1万部であるから，組版代は問題にならないのに，点字出版ではこの負担が致命的になっている．それだけではない．活字出版は量産によってコストダウンができるが，点字の場合は，上質紙90キロ以上という用紙がガンである．そのうえ，少数部数であるため，印刷製本とも原始的手工業にならざるを得ない．これらが因となり果となって，点字出版物を高価にしているのである．

特殊性の第3は，皮肉なことに，点字図書館の発達をあげなければならない．終戦後，点字図書館の発達はめざましく，点訳奉仕運動の普及とあいまって，かなりな充実をみるに至った．盲人の読者は，居ながらにして送られてくる古今の名著を手にすることができるようになった．

その結果，点字本は図書館から借りて読むものという習慣が生まれてきた．これは実生活からきた生活の知恵で，事実，買う金があっても，容積の大きな点字書を手元におくことは，書庫でももたないかぎり不可能である．この借りて読む習慣は，ますます点字出版を困難に追いやっているのである．このように点字出版は営利企業として成立しないため，現在は福祉事業として行なわれているのである．

点字出版所

点字出版の歴史は，先覚者の苦心と犠牲の連続であったが，盲人キリスト信仰会が行なった1933（昭和8）年3月現在の調査によると，当時の点字出版所数は31で，出版点数779，巻（冊）数1337，日刊新聞1，週刊新聞1，月刊誌9，隔月刊誌（年6回）2，季刊誌3となっている．

1969年3月，日本盲人社会福祉施設協議会（日盲社協）が刊行した「全国点字図書総目録」に登載されている出版所は27ヵ所である．このなかには印刷を他に依頼しているものが5ヵ所あるから，出版所の数は36年前と大差ないことがわかる．この27ヵ所中には盲学校が8校も含まれているが，多くは自校の必要に迫られての自費出版で，いわゆる出版所の部類に

表1　50冊以上発行の点字出版所とその冊数（教科書を除く）　　1969年3月現在（日盲社協調査）

分類	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	G	M	J	計	タイトル
計	54	408	102	71	808	44	7	125	259	1,029	55	102	716	3,780	1,650
日点	27	55	90	52	51	22	2	10	12	823		14	209	1,367	528
ライト		6		2	91	1	5	14	93	56	14	29	478	789	296
東点	27	8	2	1	276	4		1	131	5	18	12		485	187
日愛盲		1	3	8	97	15		1	1	12	17	6		161	73
京点		48	1		59			7	8	5		26		154	120
信愛福		82			70									152	52
光の家		75	4							12			26	117	88
愛媛福			1	2	20	1		1	1	75		3		104	55
桜雲会			1	1	58			5	4	3				72	25
日盲伝		62			2			1		2		5		72	45
その他		71		5	84	1		85	9	36	6	7	3	307	181

（注）日点＝日本点字図書館，東点＝東京点字出版所，ライト＝日本ライトハウス，京点＝京都点字社，光の家＝東京光の家，日愛盲＝日本愛盲協会，信愛福＝信愛福祉協会出版部，愛媛福＝愛媛県盲人福祉センター，日盲伝＝日本盲人基督教伝道協議会，平井点＝平井点字社.

はいるかどうかは疑問である．点字出版に必要な機械設備と人的陣容を整え，連日実働しているものに限れば，おそらく5指を屈する程度に過ぎないのではあるまいか．しかも，その大半が点字教科書の出版をおもな対象にしていることを思えば，点字出版の貧困さを今さらのように思い知らされるのである．

「全国点字図書総目録」登載のものを，日本十進分類法（NDC）によって集計し，50冊以上を出版している出版所をひろい出してみると，表1の通り10ヵ所になる．

表1以外の出版所の出版冊数は，表2の通りである．

10冊以下の出版物しかないものを出版所として数え得るかどうか．また，50冊以上の出版所の場合にも過去において盛んに出版活動をしたが，現在はほとんど休止状態のものもある．所蔵原版の大部分が，戦前のものといった出版所もある．表1に教科書が含まれていないのは，総目録が一般購買者の便宜に供する立場から編集したため始終改訂があり，そのたびに定価に変動のある教科書を除いたからである．毎日新聞社の点字出版物は，同社の印刷様式の関係から増刷が困難なため，理療関係書以外はこの調査にのっていない．

表1のなかで厚生省委託出版書が約80パーセントを占めているものと推定されるので，他はほとんどいうに足りないといえよう．

点字出版物の現状分析

日本盲人社会福祉施設協議会の調査による分類別出版点数ならびにその冊数は表3，表4の通りである．

要するに点字原本のタイトルは1302点であり，その点字書冊数は2814冊である．これは各出版所の手持ちの原版数であって，購読希望者がいつでも入手し得る点字図書である．このなかには大正時代の原版も含まれているし，小冊子程度のものもかなりある．この表3を1956（昭和31）年1月に大分県点字図書館が調査した表4に対比すると蔵書構成はほとんど変

表2　50冊未満の点字出版所とその冊数

出版冊数	冊	1	3	4	5	14	17	20	21	32	38	40	46	計 241冊
出版所数		3	2	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	17

1965年8月現在日盲社協調査

表3　NDC分類別出版冊数

NDC	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	G	M	J	計
タイトル	11	178	25	25	330	6	7	78	64	319	22	37	200	1,302
数冊	25	343	77	55	665	12	11	97	308	715	46	56	404	2,814

（注）別置のGは学習参考書，Mは盲人関係書，Jは児童書　　1965年8月現在，日盲社協調査

表4　NDC分類別出版冊数（教科書を含む）

NDC	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	K	不明	計
タイトル	4	132	26	28	241	3	1	56	78	129	100	4	802
冊数	15	247	49	49	532	7	1	17	239	215	153	4	1,528

（注）Kは教科書．1956年10月現在，大分県点字図書館調査

化していない．1部門の宗教書，4部門の医学書，9部門の文学書が圧倒的で，次いで8部門の語学関係書が多い．表4から教科書を除いたタイトルは702点で，その冊数は1375冊である．日盲社協調査はその10年後になるが，1302点，2814冊である．

表3には厚生省の委託点字書はその性質上半年ほど遅れて頒布書にはいるので，その分の50点，120冊を加えると1352点，2934冊になる．これを表4の教科書を除外したものと対比すると，10年間にタイトルで650点，冊数で1559冊の増加となる．厚生省の委託点字書は80部の印刷であるが，地方の学校図書館その他からの頒布希望があり，平均100部程度は印刷されているようである．かりに，これらの全出版物が平均100部ずつ印刷されたとすれば，国内に約30万冊の点字図書が存在するはずである（雑誌・教科書を除いて）．実際には富士根園のように出版所の名簿から消えているが，過去において数多くの図書を出版したものもあることを思えば，点字図書の国内普及は相当な数字に上るものと思われる．

厚生省委託書

点字出版を考える場合，見のがすことのできないのは，厚生省の委託点字書の存在であり，前記総目録中に占める比率は実に大きい．（加藤善徳）

点字教科書の出版

1890（明治23）年に日本点字が制定されてからの十数年間は，教科書はもっぱら手打ち（手書き）で作られていた．このことは，教科書の印刷が行なわれるようになってからも長く尾を引き，ほぼ大正末期に及んだ．それは出版教科書の種類がまだ少なかったことと，点字書きの訓練を重んじたためである．

次に点字教科書の出版を，普通科，鍼按科および音楽科の3部に分けて述べる．

普通科教科書

失明軍人（砲兵中佐）山岡熊次が主宰する日本盲人協会は1909（明治42）年，尋常小学国語読本および修身書を出版して全国の盲学校に供給し，次いで小学地理，同歴史などもつくり，大正初期まで使われた．また，1909，10年ごろ京都盲唖院内ブライユ社は，高等小学国語読本を印刷して，自校のほか若干の希望校にわけたが，これは短期間であった．上記の日本盲人協会およびブライユ社の点字表記は，ともに歴史的かなづかいであった．そのほか，大正年間には東京盲学校鍼按講究所，伊達点字印刷所などが小学教科書の一部を印刷したが，これらの点字表記はいずれも表音式であった．

大阪毎日新聞社が尋常高等小学校用の修身，国語，地理，歴史，理科，算術の点字教科書を発行したのは1923（大正12）年4月からである．その前年3月，盲学校教科書刊行会が大阪毎日新聞慈善団（現・毎日新聞大阪社会事業団）の援助でこれを始めたが，1年で運営に行詰まったので同社がそれを引受けて発行するようになったのである．次いで1924年には小学校用唱歌の教科書（楽譜付き），日本地図，世界地図も発行した．また，1931（昭和6）年4月からは文部省著作盲学校初等部用国語読本を毎年1学年ずつ発行し，修身巻6が完成したのは1942年である．

1923年8月，盲学校令が公布され，翌年から盲学校に中等部が置かれるようになったので，伊達点字印刷所は保科孝一の「大正国語読本」を印刷した．続いて英語，物理，化学，数学などにも及び，多くの小学校教科書も点訳したが，1945年3月の戦災で終わりを告げた．

1925年，希望社（後藤静香）は吉田弥平の中等国文読本を発行，これを引継いだ盲人キリスト信仰会―東京光の家は，中等部の地理，歴史，公民を点訳し，1944年東京点字出版所に引継がれた．

昭和年間には東京盲学校同窓会（桜雲会）が中学国語，英語，数学，神戸点字社は数学，理科，その他，大阪市立盲学校同窓会は岩波国語，星文社は修身などと，多くの中学教科書が出版された．

終戦後の1949年3月，教育基本法が公布され，翌年4月から盲学校にも高等部が設けられるようになった．この前後から，毎日新聞社では中学部，高等部の教科書も発行するようになった．

1949～50年ごろから，静岡県の富士根園（石川廸三）は高等部各科の教科書を出版したが，短期間で中止した．大阪の日本ライトハウス点字出版所は1952年から，東京点字出版所は1953～54年ごろから中学部，高等部の出版に着手した．

義務教育の点字教科書は，長い間，毎日新聞社だけで作られていたが，1957年から日本ライトハウス点字出版所と東京点字出版所がこれに加わり，文部省著作教科書については入札方式がとられることになったので，それ以後はこの3者で作ることになった

表1　昭和42年度普通科教科書出版状況　　1968年1月24日現在

科目＼発行所＼学部	小学部			中学部			高等部	
	点毎	ライト	東点	点毎	ライト	東点	ライト	東点
	点 冊	点 冊	点 冊	点 冊	点 冊	点 冊	点 冊	点 冊
国語		6(12)				3(12)	4(20)	6(23)
社会	5 (9)	1 (1)		2(10)	1 (1)	3 (7)	5(24)	5(18)
理科			4 (7)			3 (6)	4(18)	3(12)
算数・数学			6(15)		3(12)		2(11)	2 (7)
音楽		5 (5)			4 (8)		2 (6)	
英語						4(11)	6(12)	3 (6)
保健・体育					1 (3)		1 (4)	
技術・家庭	2 (2)			6(9)			1 (4)	
発行所別計	7(11)	7(18)	10(22)	8(19)	9(24)	12(36)	25(99)	19(66)
総計	24 (51)			29 (79)			44 (165)	

（注）点毎＝毎日新聞社／東点＝東京点字出版所／ライト＝日本ライトハウス

昭和42年度の3者の教科書出版状況は表1の通りである．

鍼按科教科書

東京盲学校同窓会（桜雲会）は1909（明治42）年～1911（明治44）年に，鍼按科の教科書として奥村三策著「鍼按要論」（解剖3，生理3）を発行したが，その前後から多くの医学書を点訳して，長い間全国の盲学校に供給した．また，京都府立盲学校，大阪市立盲学校，大阪府立盲学校などでも，古くから医学書を点訳して自校生以外の希望にも応じた．そのほか，東京の帝国盲人会（もと鍼按講究所），大阪の日本点字社（山村熊次郎）などでも医学書を多く出版した．

表2　1943～1948年の理療科教科書使用校数および発行冊数

年度	学校数	理療科教科書発行冊数
1943年	55校	6,681冊
1944	76	10,234
1945	71	13,591
1946	55	8,420
1947	50	8,686
1948	71	16,682

表3　昭和42年度理療科教科書出版状況（1968年1月24日現在）

科目＼発行所	日本ライトハウス	東京点字出版所	大阪市立盲学校
解剖	4点(10)冊	5点(17)冊	1点(3)冊
生理	4 (9)	4 (11)	1 (3)
衛生	4 (6)	2 (5)	
病理	3 (5)	3 (8)	
症候概論	2 (3)	2 (4)	
治療一般	5 (12)	1 (3)	
理論と実技	3 (8)	5 (5)	2 (2)
医学史	1 (3)	1 (2)	
漢方	2 (3)	7 (13)	1 (2)
その他		4 (8)	
発行所別の計	28 (59)	34 (76)	5 (10)
総計	67	(145)	

神戸点字社は1924，5年から，鍼按科全書（解剖2，生理2，病理4，内科4，鍼術・マッサージ・電療法・衛生）を編さん，発行して広く用いられた．

東京盲学校内の盲教育研究会は，1928（昭和3）年から中等部鍼按科教科書（解剖3，生理3，病理3，治療3，あんま・鍼術・マッサージ・衛生）を編さん，発行したが，1935年ごろに中止した．

大阪市立盲学校同窓会は1925年出版部を開設し，同年には生理4，初等物理1，音楽理論1，初等化学1を発行，以来，理療科，音楽の教科書，その他を出版している．

日本鍼按協会（星文社―東京点字出版所）は，1934年から数年にわたって，中等部鍼按科用教科書（解剖2，生理2，病理3，鍼術・灸術・マッサージ・衛生・経穴・あんま・電気療法・診察・別科用解剖・生理・病理）を編さん，発行した．これは終戦後もGHQ（General Headquarters of the Allied Powers 連合軍総司令部）の承認を得て，広く供給された．戦中・戦後の物資不足のおり，用紙配給を受けた当時の記録により，使用学校数と使用冊数は表2である．

日本ライトハウスは，1957年から盲学校理療科教科書対策委員会編さんの点字教科書を，墨字版とともに多数発行している．

音楽科教科書

教科書と呼ぶのが適当か，どうかはわからないが1914（大正3）年に東京盲学校で印刷した田辺尚雄著「音響学」（3），上野音楽学校編「箏曲楽譜」（2），桜雲会発行の草河延夫著「唱歌法と発声法」（3）などは，当時重要視されたものである．

昭和になってからは，徳華会で出版した山田流箏三味線模範楽譜59編（59冊），1927年，東京盲学校で印刷した「点字箏唄通解」（4），「箏曲歌集」，32，3年

ごろ同校から出した宮城道雄作曲「箏の楽譜」(冊数不明)がある．なお，東京教育大学付属盲学校から出されたものに，ピアノ教則本，オルガン教則本，田辺尚雄著「日本音楽講話」(8)，桜雲会発行の福家辰己訳編「点字楽譜の書き方」などがある．

大阪市立盲学校同窓会からも，終戦前には音楽関係点字書が多く出され，終戦後は高松市の平井点字社がこの部門の点字書を多く出版している．（肥後基一）

盲人施設の収益事業

社会福祉事業の種別

1951(昭和26)年3月29日，社会福祉事業法が施行された．この法律には「社会福祉事業とは，第一種社会福祉事業および第二種社会福祉事業をいう」と規定してある．第一種社会福祉事業というのは，生活保護法にいう救護施設，更生施設，児童福祉法にいう盲ろう児施設，老人福祉法にいう養護老人ホーム，特別養護盲人ホームまたは軽費老人ホーム，身体障害者福祉法にいう失明者更生施設などである．

第二種は届出社会福祉事業といわれ，身体障害者福祉法にいう点字図書館または点字出版施設を経営する事業および身体障害者の更生相談に応ずる事業などである．

第一種は国・地方公共団体または社会福祉法人が経営することが原則になっているため，運営資金はさほど困難ではないが，第2種では，国・地方公共団体以外の民間施設においては，どこでも資金難を経験している．国または公共団体からのわずかな補助金はあるが，多くは寄付金に依存しなければならないのが実情である．

収益事業の法規

社会福祉事業は寄付に頼るだけではなく，その資金を得るため営利的事業を行なうことができる．社会福祉事業法の第6章第25条に収益事業という規定がある．社会福祉事業を行なうための財源を生み出す営利的事業で，利益の中から必ず定めらた額を社会福祉事業に繰入れなければならないことになっている．

（収益事業）第25条　社会福祉法人は，その経営する社会福祉事業に支障のない限り，その収益を社会福祉事業の経営に充てるため収益事業を目的とする事業を行なうことができる．

2，前項の収益事業に関する会計は，当該社会福祉法人の行なう社会福祉事業に関する会計から区分し特別の会計として経理しなければならない（社会福祉事業法）．

収益事業の現況

この法律によって，映画館やガソリンスタンドなど多様な収益事業を行なっている社会福祉法人も多くあるが，盲人関係では，社会福祉法人日本ライトハウスのライトハウス金属工場（大阪市）がある．

（長岡加藤治）

［参照文献］
「社会福祉六法」新日本法規出版　昭和42
「社会福祉事業辞典」ミネルヴァ書房　昭和41

日本の盲人福祉団体

日本盲人福祉委員会

発足

日本盲人福祉委員会（日盲委）は，第1回アジア盲人福祉会議の決議に基づいて厚生省ならびに文部省の世話で1956（昭和31）年4月7日，日本盲人会連合（日盲連），日本盲人社会福祉施設協議会（日盲社協）および全国盲学校長会（盲学校長会）の代表らによって設立総会を開いて発足した．初代委員長にはアジア盲人福祉会議の議長であった下村宏（1875～1957）を推し，事務所を大阪に置いた．なお，下村宏の死去

日本盲人福祉委員会発会式（下村宏のあいさつ）

によって野村秀雄が委員長を継いだ.

目的と構成

日盲委は盲人の福祉および教育に関係ある国内団体の連絡協調を図るとともに，国際的連絡活動に当たることを目的とし，役員は前記3団体ならびに盲人福祉に関係ある団体から選出された者および学職経験者によって構成されている.

事業方針

事業方針は，①盲人の福祉および教育に関係ある国内・外との連絡，②調査・研究・啓発宣伝，③盲人に関する優良図書の推薦および翻訳，紹介，編集，刊行④職業に関する研究，⑤失明防止に関する諸事項，⑥国際会議出席者の推薦ならびに派遣，⑦世界盲人福祉協議会（World Council for the Welfare of the Blind = WCWB）日本代表会員の選出および登録，⑧機関紙の発行，その他となっている.

愛盲十字シール運動

設立当初の資金としては，アジア盲人福祉会議の残余金と日盲連・日盲社協・盲学校長会の負担金および日本ライトハウスからの寄付金に過ぎなかった. これらの資金では，海外との連絡はもとより，その他の事業にもこと欠く始末でWCWBの会費の納入さえおぼつかなかった. そこで経済確立委員会を設けてシール募金の方法を取入れることにした. 1958年に図案家嵯峨山真の奉仕によって，片かなのメを図案化した「愛盲十字」のマークを制定し，画家小磯良平の奉仕による原画とデザインによってシールを作成し，毎年これを発行して全国の善意ある人びとの協力を得ている. この運動は年ごとに拡大されて協力金も上昇して日盲委の事業の大きな資源になっている. このほかに鉄道弘済会から事業助成費などもあった.

法人化

1960年1月「愛盲十字シール」による資金を基として，社会福祉法人を設立した. 法人設立当初の構成は理事9人，監事2人，評議員21人で会長に堀木鎌三，理事長に鳥居篤治郎を推した. 堀木のあとに安田巌が，また1970年には早川徳次が会長になった.

第1回愛盲十字シール

事業内容

日盲委が行なったおもな事業は次の通りである.

〔助成事業〕①日盲連，日盲社協，盲学校長会の諸事業への助成，②日本盲人福祉研究会（大学卒業の盲人団体）の機関誌発行費助成，③国際会議参加の日本代表への助成，④盲人福祉施設整備に対する助成，⑤盲人に関する図書発行に対する助成，⑥盲人団体に対するテープレコーダーの寄贈，⑦盲学校・盲人施設へのカナタイプライターの寄贈，⑧ハンセン病盲人に対するトランジスタラジオと録音用テープの寄贈，⑨盲導犬協会に対する誘導把の寄贈.

第10回身体障害者福祉展

〔各種会合の開催〕1956年以来毎年「点訳奉仕感謝の集い」を鉄道弘済会との共催で開き，2万ページ以上の点訳者3人ないし4人を全国表彰，1万ページ以上の点訳者20人前後を地区表彰した. また，1965年以来，カナタイプ技術の向上を図るため日本盲人カナタイプ協会と共催で全国盲人カナタイプコンテストを開いている. 1962年にはWHOとWCWBの要請により国際的活動の一環として，第14回世界保健デー（テーマは視力保護・失明防止）に参加し，失明防止などのPRを行なった. このほか，盲学校の弁論大会，体育大会，野球大会，点字競技会などを後援した. 厚生省・東京都などの主催で開催されてきた身体障害者福祉展に対し，1952年の「身体障害者福祉法施行10周年記念」の第10回から参加して，盲人に関するパネルなどを出品，啓蒙宣伝し，現在に至っている. 国際的には，1966年にアルゼンチン盲人援護協会の要望により，ブエノスアイレス市で開催の国際盲人作品展示会に日本盲人の絵画・手工品などを出品し，1967年には，アメリカのボストンで開かれた第

4回国際盲青年教育者会議における国際盲人用具展示会に，日本の点字器・点字タイプライター・盲人用そろばん・盲人用計量器・白いつえなどを出品した．

〔研究・出版・刊行〕 1964年に厚生省から助成金を受けて，視覚障害者の新職業に関する研究・調査を行ない，その報告書を刊行したほか，翌年には厚生科学補助金を受けて，視覚障害者補助要具に関する研究，特に各種点字器および点字要具の改良研究を行なった．

1957年から機関紙の「日盲委，世盲協ニュースレター」を年6回発行している．1958年以来，WCWBアジア委員会の機関紙 *The Asian Blind* を年1回発行してきたが1964年に編集者のつごうで中断し，1970年から復刊している．（長岡加藤治）

［参照文献］
「日本盲人福祉委員会規約」　昭和31
「社会福祉法人日本盲人福祉委員会定款」　昭和35

日本盲人社会福祉施設協議会

創立経過

日本盲人社会福祉施設協議会（日盲社協）は，各種盲人福祉施設の向上をめざす協議機関である．これら施設は当初は日本盲人会連合（日盲連）の機構の中にあったが，盲人自身の団体（organization of the blind）と盲人福祉のための援護団体（welfare for the blind）とはその性格を異にしているので，それぞれ分離，独立すべきであるという声が高まり，日本盲人会連合の会長であった岩橋武夫は，日盲連から盲人福祉施設関係を切離すことを提議した．その結果，盲人福祉施設関係者が相寄り，1953年10月，協議会を設立した．その目的として「日本盲人会連合と緊密なる関係を保ちつつ各施設間の連絡融和を図り，盲人文化の向上と盲人福祉の達成に貢献する」と規定し，次のような事業目標を定めた．

①各施設間の連絡調整，②盲人諸問題に関する研究ならびに統計・調査，③盲人に対する各種文化財ならびに機械器具等の発明くふう，④盲人の職業に関する指導と助成，⑤海外盲人施設との連絡親善，⑥盲人の福祉増進に関する各種事業ならびに運動，⑦点字および普通字による年報・機関紙ならびに各種文献の出版刊行．

機構としては，総務部，点字出版事業部，点字図書館事業部，厚生援護事業部の部制を設けて，各部に部

日本盲人社会福祉施設協議会創立15周年記念全国大会

長を置いた．役員は委員長1人，副委員長2人，委員若干人，監事2人と定めて初代委員長に岩橋武夫，副委員長に高田秀道と本間一夫を選び，事務所を国立東京光明寮（現・国立東京視力障害センター）内に置いた．岩橋武夫の死後は高田秀道がこれを継ぎ，のちに会長制をとり寺尾増太，吉田正宣，大山正が会長となり，1971年，現在は実本博次である．

1962年7月24日から3日間，第10回総会を大阪で開催と同時に，創立10周年記念全国盲人社会福祉事業大会を開いて，会員施設の職員で盲人福祉事業に30年以上従事し功績のあった20人を表彰した．

1966年の総会で規約の一部を改正して委員制度を理事制度に改めたが，1968年の総会でも規約の一部を改正するとともに事務所を日本点字図書館（東京都新宿区）内に移した．改正された規約には，施設運営の合理化と施設職員の能力開発を図るため次のような事業を行なうことが規定された．

①施設運営の合理化ならびに施設利用者の処遇の充実，②施設職員の研修会などの開催ならびに国内・海外派遣，③盲人福祉に関する資料の収集，調査研究ならびに啓蒙・宣伝，

さらに，事業遂行のために企画調査委員会を設けて点字出版，点字図書館，更生援護，盲人ホーム，盲人用具の5部会に改められた．

この総会では，「表彰規定」を制定し，同時に開かれた創立15周年全国盲人福祉施設大会で施設職員31人を表彰したが，以後も毎年の大会ごとに表彰している．

活動状況

日盲社協は日本盲人福祉委員会（日盲委）から事業費の助成を受けて次のような事業を行なってきた．

①日盲委に協力して盲人福祉関係政府予算に対する

陳情，②盲人用具開発のための奨励と展示会の開催，③点字の研究，④関係職員の研修会，⑤盲人福祉施設長運営会議，⑥盲人施設実態調査，⑦会員施設要覧の発行，⑧盲人更生要具目録の発行，⑨全国点字図書総目録の発行，⑩日盲委の「視覚障害者の新職業に関する研究」,「視覚障害者補助要具に関する研究」—特に各種点字器および点字用具の改良研究に協力，⑪ハンセン病盲人に対し点字用紙の寄贈，⑫会員施設へ点字タイプライターを寄贈，⑬盲人福祉諸問題の研究，⑭盲人福祉関係事業の啓発・宣伝活動，⑮会報発行．

再度の改組

激動する社会に処するためと，盲人社会福祉事業の近代化をめざして，1971年，神奈川県箱根で開かれた定期総会において，大幅な規約改正が行なわれた．まず，その目的を「この会は盲人福祉の関係機関，団体と緊密な連携を保ち，盲人福祉の増進を図るため，各施設の発展を積極的に図るとともに，施設職員の待遇を改善し，資質向上に努め，もって盲人文化の向上と，福祉増進に寄与する」と改めた．

また，事務局強化のため常任理事制を設け，理事の定員などを増員し，企画調整委員会を廃止し，学識経験者を含めた福祉研究委員会を新設，さらに，収容施設部を併設した．なお，この総会で役員改選の結果，実本博次が会長となった． （大槻茂・長岡加藤治）

［参照文献］

「規約ならびに会員名簿」 昭和32，36，43

「昭和43年度定期総会・第16回全国大会」日盲社協 昭和43

「第17回定時総会ならびに全国大会議事録」日盲社協 昭和44

「日盲社協会報」No. 19 昭和41 ～ No. 21 昭和42

「日盲社協昭和46年度定期総会・第19回全国盲人福祉施設大会」日盲社協 昭和46

日本盲人会連合

創立と事業

岩橋武夫は，戦後の社会情勢に希望を失っている身体障害者を奮起させるため，1948年にアメリカからヘレン・ケラーを招いて日本全土にヘレン・ケラー・キャンペーンを展開したが，これを機会に全国盲界の統一を図った．その結果，同年8月17,18の両日，大阪府貝塚市二色浜に20余都道府県代表100余人が集まり，日本盲人会連合（日盲連）結成大会が開催された．

日盲連は各都道府県盲人団体が組織単位となり，最初は盲人福祉施設も加入していた．これを契機に未組織の各地盲人たちも団体を結成して30団体7000人が加入した．

日盲連は各加盟団体間の連絡融和を図り，盲人文化と盲人福祉の向上に貢献することを目的として，次のような事業を行なうことを定めた．

①連合各団体間の連絡融和，②盲人諸問題に関する統計調査ならびに研究，③盲人の文化向上に関する諸運動，④盲人職業に関する指導助成，⑤海外盲人団体との連絡親善，⑥盲人の福祉増進に関する諸事業，⑦点字ならびに普通字による年報，機関紙，各種文献の出版刊行．

機構としては，総務，経理，企画，渉外，文化，厚生，職業，事業，青年・婦人の各部を設け，初代会長には岩橋武夫が就任した．

事業

当初の運動目標は，①世界的標準に立つ盲人社会立法の制定，②盲ろうあ義務教育の完全な実現，③旧職業の保全と新職業の開拓と育成などであった．

政府に対する要望として，①乗車船賃免除，②ラジオ聴取料免除，③税金の減免，④盲人保護法制定，⑤共同治療所設置，⑥交通安全などがあった．

これらの運動目標ならびに要望事項のほとんどが，現在立法化され実施されている．すなわち，盲およびろう児の義務教育制度は1948年に，盲人の福祉は身体障害者福祉法として1950年に施行された．

以来，総会および全国盲人大会を毎年開催して，組織的に盲人運動を幅広く行なっている．1954年には世界盲人福祉協議会（WCWB）に加盟して，パリで開催された総会に代表として鳥居篤治郎と岩橋英行を派遣した．

鳥居篤治郎

会長岩橋武夫の死後は，鳥居篤治郎が会長となり，1955年6月，毎日新聞社の援助によりヘレン・ケラーを招き，「愛のしおり」を作成して資金獲得運動を起こした．また，同年10月には東京で開催したアジア盲人福祉会議に参与した．

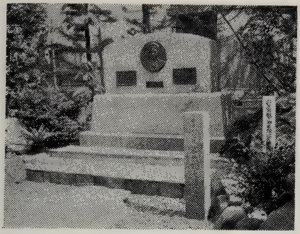

岩橋武夫頌徳碑

1956年には前会長岩橋武夫の遺徳を永久に伝えるため，大阪盲人福祉協会（現在の社団法人大阪盲人福祉協会）と共同で内外に呼びかけ「愛盲の使徒・岩橋武夫先生頌徳碑」をライトハウスの前庭に建設した．また，その残余金をもって「岩橋賞」を設定し，1958年からその愛盲精神を長く伝えるとともに，盲人の福祉増進，文化および援護などに著しく貢献した人たちを毎年の盲人福祉大会で表彰してきた．その受賞者は1971年までに30人に及んでいる．

このほか，青年部，婦人部，音楽部もそれぞれ毎年大会を開いて研修会，音楽会などをあわせて行ない，会員の資質向上を図っている．また，福祉対策，職業対策，組織強化の各委員会を設けて，それぞれの立場で事業を推進している．

法人の認可

1963年，鳥居篤治郎の後任に金成甚五郎が会長に選任された．これを契機に事務所を大阪から東京へ移した．同年の総会において法人化と日本盲人福祉センターの建設を決議して，募金活動を開始するとともに，1966年6月1日をもって社会福祉法人の認可を得た．この法人は第2種社会福祉事業であって次の事業を行なっている．

①都道府県において視覚障害者を主体として構成する団体に対する連絡および助成，②更生相談所，点字出版所，宿泊所の設置経営，③調査，研究，改善および普及宣伝，④生活用具の改善・普及など．

1967年に国際盲人連盟に加入し，1969年10月にコロンボで開催の同連盟第1回総会に大野加久二，村谷昌弘を派遣し，村谷は同連盟の理事に選任された．

1969年には，国有鉄道から借受けていた土地建物を買収して1971年鉄筋コンクリート3階建のビルを建設した．1970年現在の加盟団体は51でメンバーは約5万人である．（長岡加藤治）

日盲連音楽部の歩み

日盲連は，愛知県刈谷駅近くで不慮の死を遂げた宮城道雄の1周忌に際し，刈谷市，宮城会とともに1957年5月25日，同地に供養塔を建立し，その除幕式を行なった．同日，愛知県立刈谷商業高等学校講堂において，第1回全国盲人音楽家大会を開きこれを機会に日盲連音楽部を創設した．以来，各都道府県の盲人協会にも音楽部の設置を呼びかけ盲人音楽家の全国組織を確立するに至った．

宮城道雄供養塔

この間，音楽部は毎年各地で「全国盲人音楽家大会」を開催すると同時に盲人による「全国箏曲演奏会」をも主催し，また，次のような事業を遂行してきた．

〔箏曲楽譜の全国統一〕 第1回全国盲人音楽家大会で従来関東・関西で記載法が異なっていた箏曲点字楽譜，ことにその特殊記号を統一した．

〔「邦楽点字楽譜解説」の出版とその解説レコードの製作販売〕 邦楽，ことに琴・三弦・胡弓・尺八（都山流）など，箏曲に関する特殊奏法と記号について，林薫夫ほか京都府立盲学校邦楽科職員の手で全国共通の統一案を得たので，1957年7月，日本点字研究会から「邦楽点字楽譜解説」として，点字・活字両版を出版すると同時に，引用例を実演した解説レコード（現在は録音テープ）を製作・販売した．

〔箏曲演奏会〕 1958年，大阪における第2回大会から，全国から集まった箏曲家による全国三曲演奏会を毎年開催してきた．

〔「点字音楽の友」発刊〕 1962年，日盲連音楽部の機関誌として「点字音楽の友」が創刊され，毎年4回発行されている．

〔全国盲人音楽家名簿の作成〕 1961年，全国盲人音楽家約500人の名簿を作成，1967年改訂版を作って頒布した．（林　薫夫）

［参照文献］
「日本盲人会連合定款」 昭和23，41
「日本ライトハウス四十年史」 昭和37
「暁」第23回全国盲人福祉大会組織委員会 昭和45

全日本ライトハウス連盟

日本のライトハウス

1906年にウィニフレッド・ホルト・マザー（Wini-

ライトハウス開館式（右よりマザー，同夫人，岩橋武夫）

fred Holt Mather）によって，ニューヨークに世界最初のライトハウスが設立された．それを契機に，マザー夫人の愛盲精神に共鳴して，盲人の福祉を使命とするライトハウスが世界の各国に次々に設立されるに至った．

1922年以来，岩橋武夫はマザーの信念とその活動に共鳴し，日本にライトハウスを建設することを念願とした．

岩橋武夫は，1934年，アメリカのハバフォード大学やクエーカー教派，その他，太平洋沿岸の日系キリスト教諸派に招かれて，講演旅行をして得た謝礼金と篤志家の寄付金などにより，1935年に世界で13番目のライトハウスを大阪市阿倍野区に設立した．翌年にはライトハウスの生みの親，マザー夫妻を迎えて開館式を行なった．

ライトハウス連盟の誕生

マザー夫人の三つの願いは，①盲人のしあわせを願う，②盲人のしあわせのために働こう，③盲人のしあわせを喜ぼうというものであるが，岩橋はこの願いを愛盲精神ということばで表現した．第2次世界大戦後，この愛盲精神に共鳴し，各地に「ライトハウス」と冠する盲人施設が次々と新設された．

マザー精神を日本に広めるために，全国8カ所の「ライトハウス」施設によって，1960年に「全日本ライトハウス連盟」が結成された．

連盟はライトハウスの創始者マザーの精神に則り，愛盲事業の健全な発展を図り，盲人福祉の増進に寄与することを目的として，①愛盲精神の普及徹底，②相互連絡と協調，③盲人問題に関する研究と調査，④アジア盲界に対する指導啓発，⑤海外のライトハウスとの連絡提携，⑥年報の発行などを行なうことにした．創立総会において，会長に岩橋英行を選び，事務所を大阪のライトハウスにおいた．

〔加盟施設〕 1968年現在の加盟施設は次の10施設である．

京都ライトハウス（鳥居篤治郎）京都市，慈愛園熊本ライトハウス（エスター・バニハート）熊本市，島根ライトハウス（古瀬庸）松江市，東京光の家（秋元梅吉）東京都，名古屋ライトハウス（片岡好亀）名古屋市，日本ライトハウス（岩橋英行）大阪市，福岡光明寮（大城雪造）福岡市，山梨ライトハウス（和田吉弥）甲府市，延岡市立ライトハウス（牧野延義）延岡市，鳥取県ライトハウス（土谷栄一）米子市．

事業

おもな事業は総会を機会に講演会，研修会，施設見学，懇親会などを催して会員施設職員の資質向上を図り，親交を深めて事業遂行のうえに役立てている．さらに，年1回，機関誌「燈台」と「全日本ライトハウス総合年報」を発行している．（長岡加藤治）

［参照文献］

「全日本ライトハウス総合年報」 全日本ライトハウス連盟 昭和35～43

「燈台」No. 4 昭和44

日本盲人福祉研究会

沿革

この会は，1961（昭和36）年7月，視力障害者で大学（新制大学，短期大学，旧制大学，旧制専門学校，外国の大学など）を卒業または中途退学した者，ならびに在学中の者によって組織されている．

結成式は大阪市北区の太融寺で行なったが，最初，結成の7月にちなんでこの会の名称を「文月会」と呼んでいた．

結成当初は相互扶助と親睦を図ることを目的としていたが，1964年の第4回例会で，盲人福祉にも積極的に参加することを決め，会名も「日本盲人福祉研究会」と改め，規約の改正も行なった．

事業

現在，会員は276人，うち名誉会員5人，賛助会員89人，正会員182人で，次のような事業を行なっている．①毎年1回例会の開催．②機関誌「新時代」の発行．③文化講演会の開催．④大学の門戸解放運動．④就職対策などである．

〔新時代の発行〕 これは点字と墨字で年2回発行している．盲人の福祉，教育はもとより，個々の研究論文など多彩な内容で，盲人関係者をはじめ，学識経験者などにも高く評価されている．

〔文化講演会〕 文化講演会は年4回，東部，中部，西部の各地区で開催し，講師には学識経験者や海外で盲人に関する研修をした会員を招き，地区会員はもとより，ボランティア，地区在住盲人に呼びかけ研修の場として成果をあげている．

〔大学の門戸解放運動〕 現在，視力障害者であるということだけで，入学を拒否している大学が多い．1966年，大学入学希望者が志望校を自由に選択できるようにと，この会が母体となって「全国視力障害者大学進学対策委員会」を結成し，全国的な規模で大学の門戸解放に取組んでいる．同委員会は毎年全国の盲学校を対象として，進学者数と志望校を調査し，その結果を基礎に門戸を閉ざしている大学に対し直接交渉を行なうほか，受験を許可した大学には，入学試験問題ならびに答案の点訳，墨字訳などの受験方法について協議し，盲人の大学進学を円滑にするよう努力している．

一方，文部省，大学当局ならびに一般社会人に対し，盲人の大学進学に対する理解と関心を深めることを目的として，関係者と盲人受験生などの進学懇談会や進学促進大会を開催した．また，盲人受験生とその関係者のため参考資料「進学の手引き」を発行した．これらの一連の活動により，現在20余の大学が門戸を解放するに至った．また，これらの運動の結果として，文部省の「大学入学者選抜方法の改善に関する会議」に専門委員を送ることができた．

また，1967年には，在京大学の点訳クラブ会員などにより，盲大学生を援助する東京盲人問題学生協議会が結成され，1969年には聖心女子大学MS社会奉仕団の学生たちにより200万円近い盲人の高等教育援助資金が集められた．これを基金として「盲人の高等教育援助委員会」が発足し，盲大学生の学習に必要なテープレコーダー，点字タイプライターなどが貸与されることとなった．1971年には27の大学に41人が受験し，24の大学に18人が合格することができた．

〔大学卒業の盲人の就職〕 大学卒業の盲人の就職状況は依然として悪く，1970年度卒業の4人のうち1人が就職という状態であった．この対策として，同年，この会を中心に就職対策委員会を設置，東部，中部，西部に地区委員をおき活発な活動を行なっている．すなわち，情報の収集，職種の開拓調査，求人求職者の調査などを行なって指導している．就職希望については，プログラマー，盲人施設職員，盲学校教員などが多い．

〔職業問題研究活動〕 この会では，1968年，職業問題研究会を設置した．これは長期的展望に基づいて，盲人の職業施策を考え，運動の指針を求める目的で発足したものである．研究活動は職業の意義，これに関連して視覚障害のもつ意味を明らかにし，次いでわが国およびイギリス，アメリカ，ソビエトなどにおける盲人職業の発展について検討，続いてわが国盲人職業の現状分析，在来の職業以外に従事する盲人の実態調査，三療業界の実状などの問題をとらえ研究を進めている．これは将来のわが国盲人の職業像を具現するものとして大きな期待がかけられている．（中野　一）

日本の盲人事業協力団体

鉄道弘済会

財団法人鉄道弘済会は，1932（昭和7）年2月25日，鉄道大臣床次竹二郎からの寄付金によって設立された．設立初期は，日本国有鉄道の職域的社会福祉を目的にしたもので，もっぱら国有鉄道の公傷退職者，長年勤続退職者および殉職者の遺家族らの援護救済に当たり職業再教育，授産，生業補導などを行なってきたが，1949年からは戦後の社会情勢に対応するため寄付行為の一部改正を行ない，従来の職域的な社会福祉事業の性格から，広く一般生活困窮者をも対象にした社会福祉事業に発展した．

鉄道弘済会が盲人福祉事業を始めたのは1957年である．創立25周年記念行事の一つとして，日本盲人福祉委員会（日盲委）との共催で，盲人文化に貢献した点訳奉仕者を招いて感謝のつどいを催した．以来，

点訳奉仕感謝の集い

14年間に全国表彰および地区表彰合わせて毎年20人程度の表彰を行なってきたが，1971年，いちおう目的を果たしたのでこれを中止し，新たに「朗読録音奉仕感謝の集い」に切替えて行なっている．また，1961年4月に東京新宿区に延べ212平方メートル，木造2階建て一部コンクリートブロック造りの「テープライブラリー」を開設し，業務運営は日本点字図書館に委託してきたが，1966年にこれを委託先に寄付し，以後月刊テープ「角笛」の刊行だけを委託している．

鉄道弘済会では，さらに全国9カ所に義肢装具製作所を経営しており，盲人安全づえ，補聴器などを取次いでいる．盲人福祉向上のため1960年以来，日本盲人会連合などに対して助成金を出している．

（松本征二）

日本赤十字社

日本赤十字社（日赤）は1877（明治10）年西南の役に，元老院議官佐野常民（1822/文政5～1902/明治35）が博愛社という救護団体を創設したころから始まった．以来，戦時はもちろん，平時においても，疾病の予防，健康の増進，苦痛の軽減による人類平和共存の積極的な機関として重要視されてきた．1952（昭和27）年，法律第305号日本赤十字社法により，特別法人として認められ，定款に具体的な事業として，救護員，看護婦などの養成訓練，医療機関の経営，輸血事業の普及，身体障害者の援護，児童および妊産婦の保護と安全法・家庭看護法の普及，奉仕活動と青少年赤十字の育成，捕虜・抑留者の援護と安否調査，赤十字通信などがあげられている．1919（大正8）年赤十字社連盟創設以来，これに加盟し，執行委員に任命されて，国際的にも重要視されている．

日本赤十字社の盲人福祉活動は，開眼検診ならびに開眼手術などの医療活動と，点訳，読書，慰問などの奉仕活動に大別することができる．

発想の動機と個々的活動

1936（昭和11）年日本赤十字社篤志看護婦人会が，ニューヨークライトハウスの創設者マザー（W.H. Mather）夫妻と大阪のライトハウス館長岩橋武夫を日赤本社病院に招待したのを契機として盲人福祉に対する関心が，本社役員や奉仕者の間に高まり，個人的に点訳を実行する者が現われ始めた．

組織的活動に発展

戦後の1948，49年ごろから，ごく一部の日赤支部が，その管内で開眼検診を実施した．1950年4月1日に身体障害者福祉法が施行され，日赤本社は配分されたお年玉年賀はがき寄付金の大半を，点字図書の購入，開眼検診および同手術，義眼の新調と修理，盲人つえの交付などの費用に当てることとし，各都道府県支部にその実施を通達した．そこで，1951年には開眼検診と同手術を取上げ，37支部において次のような年間の成果をあげた．受診者総数3万6444人，うち開眼見込者2386人，手術を受けた者496人を数えた．

一方，本社ならびに各支部では点字図書の大量購入を行ない，無料貸出しを開始した．これに刺激された日赤奉仕団の団員間に，点訳奉仕に志す者が漸次その数を増した．かくて盲人福祉に専念する特殊奉仕団も，1964年現在23府県に組織されるようになった．これらの組織に所属する人員は1924人，このほか一般奉仕団員中にも点訳奉仕する者が多い．

なお，ラジオ，テープなどの発達に伴い，日赤の盲人福祉奉仕は，現在たとえばアルミ箔利用の文字，絵画の研究など，新しい方向を求めて進みつつある．

（高木武三郎）

ライオンズクラブ

創設

ライオンズクラブ国際協会は1917（大正6）年アメリカ合衆国シカゴ市に誕生し，1972（昭和47）年3月末現在147の国または領域に，2万5416クラブ，97万4559人の会員を擁している世界最大の社会奉仕団体である．

国際本部はアメリカ，イリノイ州オークブルックに置かれている．

日本には，フィリピンのスポンサーで，1952年3月に東京ライオンズクラブが結成されて以来，躍進め

ざましく，1972年4月末現在1683クラブ，9万2125人の会員を擁し，世界第2位のライオンズ国となった．

事業

ライオンズクラブは，それぞれの地域社会の指導的立場にある実業家や専門職業家によって構成され，会員はおのおの1職能を代表して，クラブおよび協会の運営に平等に参加，協力し，個々のライオンズクラブが，その地域社会に対して奉仕事業を行なうことが原則になっている．

クラブの奉仕活動は，農事，少年少女，公民愛国，地域社会改善，厚生，教育，安全，視力保護・盲人厚生，国際関係，青少年交換計画，CARE，レオクラブなど，あらゆる分野にわたっている．1970～71年度の日本ライオンズのアクティビティ件数は，3万4597件，金額は17億8408万3189円に達している．

アメリカにおいては，1925（大正14）年にオハイオ州セダーポイントで開かれた第9回国際大会に招かれたヘレン・ケラー（Helen Keller）が，盲人援護と視力保全計画の遂行にライオンズの協力を訴えて以来，ライオンズの援助の手は個々の盲人をはじめ，地域的な各種計画の起案と維持，さらに地区的，全州的な規模のものにまで広がっている．現在では数多くの事業の中でその件数は25パーセントを占めている．

視力保全に関する事業としては，成人向けでは，①視力不全の人びとの入院，診察，治療，手術などの費用の負担．②不用眼鏡を回収して，入用者の視力に合わせて配分．③診療機関と協力して視力検査の実施．④復職計画のための精神的経済的援助．⑤視力回復および研究のためにアイバンクに協力する．児童向けとしては，①就学前の幼児のために，視力保全の器具の提供と指導員のあっせん．②校外学級を後援し，特別教師の派遣，点字図書その他の教材の供給．③検眼を実施し，学校に視力テスト器を贈り，あるいは，教室の照明設備の改良．④その他学校の全般的計画に関心をもち，精神的経済的援助を行なう．

盲人のための事業としては，①点字学習会の後援．②職業用，学習用の点字タイプライターの供給．③盲人が経営する事業所の援助．④白いつえ，眼鏡，点字図書，トーキング・ブック，点字タイプライター，ラジオの寄贈．⑤盲人のための相談員(ケースワーカー)の費用の負担．⑥白いつえ販売会などの開催による募金運動．⑦レクリエーション活動としてピクニックなど野外の催しに招待．⑧盲導犬の供給，その輸送や飼育の援助．⑨盲人の入院，診察，治療，手術などの費用の負担．⑩アイバンク設立の援助．⑪眼科診療所の設置．⑫各種催しものや会合に参加する盲人の送迎費の負担．⑬盲人のためのパーティ開催，みやげ物贈呈．⑭白いつえに関する知識の広報．⑮復職訓練センターの設立または後援など多方面にわたって奉仕している．このような活動によってライオンズクラブは伝統的に有力な盲人援護団体として社会に高く評価されている．

日本においては1956年3月に，東京にライオンズ・アイバンク協会が設立され，すでに2人の盲人が角膜移殖を受けて光を取戻した．このほか，静岡県の沼津クラブが中心になって，アイバンクの運動を展開，多くの人びとがアイバンクに登録，開眼者も数人出ている．ライオンズでは，これからのたいせつな運動の一つとして重視し，一般の関心をたかめるようPRに努めている．日本盲導犬学校への関心も盛り上がり，ライオンズが中心になって1966年に日本盲導犬協会も正式に活動を始めるに至った．全国各クラブにおいても，白いつえ，テープレコーダー，テレビ，点字タイプライターの寄贈など，盲人に対する各種のアクティビティが活発に実施されている．

（ライオン誌日本語版事務所）

日本 MTL

日本 MTL（Mission to Lepers＝キリスト教救らい協会）は，1924（大正13）年，賀川豊彦（1888～1960）を中心とした少数のクリスチャンが，多摩全生園（東京都）にハンセン病(らい)の患者を慰問したのを契機として設立され，その後，多くの民間有志の協力によって続けられてきたキリスト教による奉仕団体である．

日本 MTLは，全国に散在する療養所の病者の慰問と激励，ここに働く医師・看護婦その他の職員へのねぎらい，病棟や盲人会館の建設，療養所内のキリスト教伝道の支援，社会復帰への援助など多くの働きをしている．また，毎年6月のらい予防運動に協力し，らいが遺伝病でないこと，緩慢な伝染病で早期治療によって確実に治癒することなど，らいについての正しい理解のために，講演，映画，テレビ・ラジオ放送，パンフレット，リーフレット，機関紙の発行，街頭における啓発運動，献金箱ピート・バンク普及運動などを行なっている．

近年は沖縄，台湾，韓国など近隣諸国の救らい運動にも援助の手をさしのべており，インドその他広くアジア諸国へもこの運動を推進させ，らい撲滅に国際的な活動を広げつつある．

わが国の らい療養所 に 入所療養中 の 患者 9624 人 (1967 年) のうち， らいによる 視覚障害者 は 2253 人 (23.4 パーセント) に 達している． これら の 盲患者は，指の触覚を失っている者が多く，点字書を読むには舌やくちびるを用いている．このような重複でしかも重症者のために日本 MTL は，特に各療養所に 1 棟ずつの盲人会館を建設して，国立の全部と私立の 1 カ所とに寄贈している．会館の中には点字図書館または点字図書室を設備し，多数の点訳書，テープレコーダー，ラジオを寄贈している．　（後藤安太郎）

失明者リハビリテーション

失明者リハビリテーションのあり方

失明者リハビリテーションの意義

人生には二つの段階がある．すなわち，ハビリテーション (habilitation) とデビリテーション (debilitation) である．ハビリテーションは 個人の 発達と成長の全段階を通じて行なわれる学習，訓練，教育の過程である．一方，デビリテーションは人間が身体的にも精神的にも退化してゆく過程である．

リハビリテーション (rehabilitation) は，損傷 を受けた人間の生活に 加えられる 修復 (repair) 過程である．トーマス・キャロル (Thomas J. Carroll) はリハビリテーションを次のように定義している．

すなわち，リハビリテーションとは，さまざまに異なった状態の中で自分ではどうすることもできず困惑し，情緒障害を起こし，他人に依存して生きてゆかなければならない状態にある中途失明者たちが，自分自身と自分たちのハンディキャップについての理解，失明という状況にとって必要な技能，および自分の情緒と環境に対する新しい統制力を獲得してゆく過程である．

精神医学者であるロバート・ブランク (H. Robert Blank) は次のように述べている．「リハビリテーションという語は，語義学の視点から考察すれば，不運な意味内容を含んでいる．すなわち，この語は，失明以前に存在していた状態へ機能的に復帰させる目的で，一つの病的状態に対して一種の機械的なアプローチをすることを意味していたし，多くの人びとは，今なおそうした意味で 受取っている」，さらに「厳密 にいえば，先天性の盲やろうあのような障害については，リハビリテーションという語を使うことは，愚かなことであろう．ハビリテーションの 方 がより 適切 であろう」．

この二つの語を簡単に区別すると，リハビリテーションとは障害者を以前に経験してきた人生へ復帰させることであり，ハビリテーションとは障害者をこれから進むべき人生へと育成することである．

失明を失明者のパーソナリティの全体的構造に対する痛烈な打撃と認めるならば，失明者の人間を全体として見つめなければならないし，職業上のリハビリテーションだけに重点をおいてはならない．職業上のリハビリテーションは，全体的構造の一部分に過ぎず，真にあるべき完全なリハビリテーションに対する唯一の解答ではない．

成人が盲人となったとき，かれが 何を 失ったか を理解 することが 重要である．ある人びとは 視覚 だけを失ったという．他の 人びとは 意志を 伝達する 能力 (communication)，行動力 (mobility) および 労働力を 失ったという．また 他の人は，盲を 分析して 20 の特別なものを失ったと思っている．

リハビリテーションの分野に従事するワーカーにとって重要なことは，援助を求める失明者のひとりひとりを分析して，目が見えなくなった現在，かれが失ったものが何であるか，視力があったときにどんな仕事をしていたか，またどんな人物であったか，失明はどんな影響をかれに与えたかを判定することである．もし失明者が真に必要とするものを認識し，かれを複雑な社会に復帰させ，失明前の社会生活の仕方に適合させようとするならば，失明したかれが失ったすべてを回復できるよう，あるいは適当な代用物を見つけることができるようにしなければならない．専門家としてワーカーにとって重要なことは，問題をもった被援助者 (client. 訳注＝社会事業の 専門用語で 福祉機関に 援助を求める者) に直面し，十分な解決に達するまで援

助することである．

失明者リハビリテーションの四つの段階

リハビリテーションには近道はない．失明者が社会に復帰し，人並みの活動的な生活を営むことができる前に，通過しなければならない重要な四つの段階があると思われる．失明者の全体的なリハビリテーション（total rehabilitation）のための四つの段階とは，身体的リハビリーテーション（physical rehabilitation）社会的リハビリテーション（social rehabilitation），心理的リハビリテーション（emotinal rehabilitation）および職業的リハビリテーション（vocational rehabilitation）である．

〔身体的リハビリテーション〕 身体的リハビリテーションに関しては，次の三つのことを行なうことが重要である．

(1)被援助者が居住している市や州における最良の医師の診察を，できるだけ多く受けることができるようにすべきである．被援助者は1人の医師の診断で満足すべきではない．被援助者の視力を回復するため，可能な限りのあらゆることがなされなければならない．

(2)医学的に何ら視力を回復させることができないならば，被援助者が盲目の状態にあること，また，その状態がいつまでも続くことをかれに知らせるのは，眼科医が負うべき義務である．医師は盲人として生きて行かなければならないことを被援助者に告げなければならない．リハビリテーションは，被援助者がこの事実を認識するまでは，開始することができないのである．特にこの時期には専門的に訓練されたソーシャルワーカーまたは心理学的背影と盲についての知識をもった人が，被援助者を心の衝撃や意気消沈の状態から立上るように援助すべきである．この援助の措置がリハビリテーションの出発である．被援助者にとっては自分に何が起こったのかを理解することが重要である．職員としては，被援助者が失明によってすべてを失ったのではないこと，また，適切な再訓練によってふたたび豊かな人生が得られることを話して，被援助者を安心させることが重要なことである．

(3)ワーカーは被援助者の身体的外観に関して援助すべきである．中途失明者が自然にみえるようにすべきである．被援助者が自分自身の自然な顔の表情をとりもどすことができるように，美容的にできる限りのことをなすべきである．晴眼者が盲人に接しているとき，もしその盲人の顔の表情が自然でないと，不快な感情に襲われるだろう．このことは非常に微妙で取扱いにくい分野であり，したがって，被援助者を本当によく知っており，また，被援助者が自分を十分に信頼していることを知っている専門家によってのみ取扱われるべきものである．

〔社会的リハビリテーション〕 全体的リハビリテーションの第2の主要な段階は，社会的リハビリテーションである．中途失明者は独立して活動するために，新しい諸技術を学ばなければならない．かれはコミュニケーション，歩行および日常生活のその他の分野における諸技術を学ばなければならない．

(1)コミュニケーション 人は目が見えなくなると読み書きによるコミニュケーションばかりではなく，会話や無言のコミュニケーションも容易でなくなる．献身的教師たちは，失明者に点字やタイプライターを教えることにおいてはりっぱな仕事をしてきた．しかし，コミュニケーションとはそれ以上のものであることを十分に理解していなければならない．

多くの晴眼者が次のようにいっているのを聞いている．「盲人のそばにいると不愉快な気持になることがある．話しているとき，決して私を見ない盲人がいる．かれらは決してジェスチュアをしない．かれらは身体を固くして無表情な顔つきで立っていたり，私の耳の真近で大声で話したりする．かれらの顔つきからは，たとえ私の話に耳を傾けて聞いていたにしても，なにを考え，感じているのかがわからない」．

また，盲人が次のようにいうのをよく聞く．「晴眼者は私たちを理解しようとはしない．かれらは自己紹介を自ら進んではしてくれない．かれらが私に向って話しているのかどうか，よくわからない．会話の中に入ってゆくべき私の番がいつであるかわからない．私は人びとに話しかけるとき，常に間違った方向に手探りしたり，手を差出したりしている．多くの晴眼者はジェスチュアによって話合っているのだろうが，私はそのジェスチュアを見ることができない」と．

もし失明者が交際時に満足を感じようとするならば読み書きのコミュニケーションばかりでなく，会話のコミュニケーションをも回復しなければならない．この会話のコミュニケーションは，失明者についてひどく無視されてきた分野である．

(2)歩行について 単独で歩行する能力はきわめて重要である．歩行能力の喪失は，おそらく失明者の生活の現実的な面における最大の喪失であろう．歩行訓練

は晴眼者の専門家によってなされるべきである．その専門家は失明者が容易に，安全に，かつ確信をもって単独歩行ができるために，白いつえや盲導犬などの歩行補助用具の使用を失明者に教えるよう訓練された人たちである．ある人びとは，もし失明者が単独で歩行できるようになれば，リハビリテーションにおける最高の地点に到達したのである，と思っている．盲について学んだ多くの者は，これが真実ではないことを知っている．しかし，ひとり歩きができる失明者は，かれの人生の再適応に横たわっている一つの大きな障害を乗越えたといえるだろう．

歩行訓練は歩行補助用具の使用技術ばかりでなく，残存感覚を最大限にまで訓練することを含むべきである．残存感覚の訓練はいかなる場合にも自分を取囲んでいる直接の環境および自己と事物との関係を，失明者に認知させることができるようにさせるのである．

〔心理的リハビリテーション〕 人は失明したからといって，手仕事によってのみ働かなければならない理由はない．盲人ひとりひとりがしたいと思ったり，また，する資格のある仕事が，ほかにも数多くあるからである．これらの仕事が，ただ皮革製品や毛糸の人形を作る仕事よりも，優先的に考慮されるべきである．

目が見えないために，数多くの欲求が阻止されることは，いまさらいうまでもない．視力があったときには，日常生活の常習的な仕事で無意識的に容易にできたことも，失明のため困難な仕事となっている．これらの日常生活で失明者にとって困難な仕事が，ふたたび容易な仕事となるよう，被援助者を訓練しなければならない．よく次のようなことを耳にする．「それをしてはいけない．私にそれをさせなさい」．このような取扱い方は，失明者の依存性や幼児的性向を助長させるだけである．

失明者は日常生活の諸活動において明るく，ゆったりと落ちついた気持でいることができるようにならなければならない．もし1人の失明者を失明状態に十分に適応した人間であると判定しようとするならば，かれがいつ，どのように他人の援助を受入れるかを知っていなければならない．そして，さらに重要なことは，かれが他人に頼らず独力でものごとを，いつ，どのようにすべきかを知っていなければならないのである．

以上述べたことは，心理的リハビリテーションの実施を必要とする分野である．そして，盲に対する正しい態度が確立したとき，さまざまな技能の修得が促進され，リハビリテーションを仕上げることができるのである．

失明者が失明に対してどんな態度をとっているかを検査や評価を通じて，検討することにより，失明についての理解を得ることができるし，また，失明について何をなすことができるかを，知ることができるのである．ケースワーク，カウンセリング，グループ・ディスカッションにより，また，必要な場合には，精神医学の援助により，失明をその現実に即して正しく受入れることが可能になってくるし，また，被援助者を援助して，その失明を受入れ，失明の人生をいかに生きるかを学ぶようにすることもできるのである．

〔職業的リハビリテーション〕 身体的・心理的・社会的リハビリテーションにおいて，それぞれその目標を達成することができたと判断するとき，次になすべき措置は，被援助者のために職業更生のプランを作成することである．失明以前の職業，あるいはその職業と密接な同列関係にある仕事へ復帰させるという方針で，あらゆる努力がなされるべきである．もしこのことが不可能であるならば，カウンセリングによって，被援助者が失明前と同じ社会的・職業的地位を保つことが許されるような職業へ進路を向けるようにすべきである．

時には非協力的な，また反抗的な被援助者に遭遇することがある．それは以前の職業的尊厳にふさわしくない地位にかれらをつけようと試みたからではなかろうか．雇用市場は自動機械化の増大によって，非常に競争的なものとなっている．盲人は大学卒業生と競争できるようになることが必要であるし，そのために必要なすべての能力をもつべきである．

〔全体的リハビリテーション〕 2，3時間の点字の授業，白いつえの使い方の即成訓練，あるいは1回だけで失明者の諸問題を説き聞かせる精神科医のもとに失明者を送込むことで，盲人をごまかすことはできない．全体的リハビリテーションは，専門的に訓練された人びと，すなわち，自己の専門を熟知し，しかも，盲について自分たちがいかに感じているかを十分に知っている人たちによって，実施されなければならない．1人の人にリハビリテーションの仕事を任せることはできない．それはワーカーにとっても，被援助者にとっても正しい措置ではない，チーム・アプローチ，すなわち，専門家の協力体制こそが唯一の解答である．この協力体制のもとに，被援助者の心理，社会的問題を取扱うワーカー（psychosocial workers）が相談を行ない，歩行訓練の専門家が歩行や感覚の訓練を担当

すべきである．また日常生活の指導員は，日常生活の諸技術において被援助者が必要とするものについて訓練を行ない，職業カウンセラーは，雇用市場において職を見つけるために盲人を援助すべきである．さらに，医師および医療補助技術者（paramedical professions）はコンサルタントとしての役割を果たすべきである．

もし，これらの専門家を職員として失明者リハビリテーション機関に配置しなければ，また，十分に整備された完全なリハビリテーション課程を設けなければ，盲人のすべての必要性を満たすことにはならないのである．

以上のように，失明者リハビリテーション事業において，さまざまな変化を必要とするのであるが，この変化こそ，この分野のすべての人びとが，取組まなければならない挑戦である．

（ウィリアム F. ガレア／大槻守訳）

［参照文献］

Gallagher, W. F., "The Challenge of Change-Piecemeal Versus Total Rehabilitation" *The New Outlook for the Blind*, Feb., 1964.

失明者の心理的更生と眼科医の役割

失明の宣言

眼科医は，失明の事実を患者に告げるときに患者を襲う恐怖感がどんなに深刻なものであるかを思い知らされる．眼科医のことばと態度は，失明者の心に非常に鮮明な体験として残る．そして失明者の人格（パーソナリティ）によって，その受取り方はさまざまであるが，失明者はいくたびとなく，眼科医との接触の場面を思い出し，自分がいだいている希望や絶望の状態に対する根拠を見出そうと努めるであろう．したがって，医師自身が，失明はとうてい克服することのできない痛ましい悲劇であると感じている場合には，この医師の気持が患者の態度にどんな影響を与えるかは容易に想像できる．

眼科医は，失明の事実を患者に知らせなければならないが，ふたたびものを見る機会がないと告げることは，「生けるしかばね」であることを宣告するようなものである．しかし，患者は目が見える人間としては死ぬが，盲人として生まれ変わり，そして新しく感覚器官を訓練によって働かし，新たな世界にもう一度初めから生きることを学ばなければならない．いい換えれば，失明という事実を自分の生活における自然の条件として受入れることである．このように失明を受入れなければ，失明者は満足を与えてくれる生産的社会復帰への再教育に心から入ってゆくことはできないであろう．一方，眼科医には，患者が失明を受入れることができるように導き，更生への道へ患者を出発させる，というユニークな機会があるのである．

失明に対する患者の反応

患者はその性格にふさわしい仕方で，失明に対しさまざまな反応を示す．ことに患者は，失明に対して，将来の家庭生活と社会生活の設計に破壊的な影響を及ぼす緊急事態として反応する．患者はその人特有な仕方で盲の問題に反応するであろうから，その人の人格の構造を理解することによって，その反応がどんなものであるかを，ある程度は予測できるであろう．

過去において他人に強く依存して生きてきた者は，失明すればさらに他人に依存する仕方で反応するのが普通である．このような者は，しばしば寄生虫的存在となり，失明にほとんど適応することができない．また，視力を失っても平然として，あまり取乱した態度をみせない者もいる．このような人は，むしろ盲人として他人に依存することに満足しているようである．しかも，盲人について正しい理解をもたない家族や友人によって，その依存心が助長されていることもある．

強い独立心と分別をもって生活に適応してきた者は，おそらく失明に対しても十分な適応ができるであろう．このような患者は失明によって衝撃（shock）と，悲しみの表現でもある意気消沈（depression）の時期が終ると，盲人としての社会的地位を見出してゆこうとするであろう．

ある患者たちは，目が見えなくなっていくにつれ激しい憤りをいだく．そして，そのような憤りが正当であると思っているため，更生の機会を失ってしまうことが多い．ときには視力を失ったことで，医師を非難することもある．多くの眼科医は，この事実にきわめて敏感である．しかし，医師としては，できるだけはっきりと患者に対し納得のいくように，失明の原因を明らかにしなければならない．失明の原因を明らかにすることは，失明者のリハビリテーションに悪影響を及ぼす他の側面，すなわち，失明は過去に犯した罪悪に対する処罰であるというような，根強い迷信を取除くことにも役立つであろう．眼科医は，失明する患者が誇張された反応を示すことがあることを十分知っ

ておくことが必要で，場合によっては，精神医の治療にゆだねるべきである．

失明に対する眼科医の態度

視力の喪失は，眼科医に一般人以上の衝撃を与えることは理解できる．この衝撃は，しばしば眼科医が眼科を職業として選んだ場合と同じように，深い情緒的な根源をもっている．したがって，眼科医は患者の失明に対し情緒的反応を示すことが多い．

失明に対する眼科医の情緒的反応にはいくつかの理由がある．患者の失明が，医師自身の能力の不足を示すもの，自尊心を傷つけるもの，あるいは医師としての評判をおとすものであると思うかも知れない．患者の失明は，医師が患者についていだいている同一感（identification），また，親密感という点で，医師にとって重大な意味をもっているかも知れない．これらのケースでは，眼科医は失明していることを自分では患者に告げず，患者に会う機会がほとんどなくなってしまってから，看護婦を通じて失明の事実を知らせているのである．

このように失明の事実を患者に伝えることに失敗した結果，患者は敵意と怒りを医師に直接向けてしまうこともある．

多くの医師は，患者に対する同情と配慮から，将来医学や手術の進歩によって視力が回復するかも知れないという希望をもたせたいと思いがちである．しかし，このような医師の配慮は，患者が失明状態に適応し，更生していくに当たり，かえって最も思慮のない措置となり，失明への適応を阻害する結果となる．

医師の留意すべき点

患者が失明し，視力を回復する機会が全くないと判断した場合は，方法とタイミングをよく考慮して，この事実を決定的に，はっきりと患者に告げるべきである．その際医師は過去の経験を取上げ，「他の医師であれば，違った意見をもつかも知れない」という，患者のいだく疑問，感情および希望を十分理解していることを患者に感じさせながら説明することである．さらに医師は，失明の事実を知ったあとで，続いて起こる衝撃の時期についても，よく知っておく必要がある．この時期には患者は抑うつ状態になり，自殺という思いつめた気持になることもあるが，医師は幻想を与えるような態度をとってはならない．ときには，気分を引きたてるのに役立つアンフェタミンのような薬品で対処できることがある．この時期には，しばらくの間，患者が失なった目について歎き悲しむことができるようにすべきである．そのように歎き悲しんだあとに，患者は徐々に更生への過程へ入ってゆくことができるのである．

患者が抑うつ状態にある時期の訪問者，特に家族や親戚の見舞について，医師は慎重な配慮をしなければならない．しばらくの間は患者を隔離し，このような患者の取扱いに慣れた職員をそばに置くことが賢明である．

絶望の状態にある患者の気持に対処するためには，多くの有能な盲人が成し遂げた業績についての事例をあげたり，また，患者をりっぱに適応している盲人たちに親しく接触させることが効果的である．失明について患者がもっている既成観念を打破するためには，余暇や職業活動の面で盲人ができることを十分に知らせることが，医師にとって最もたいせつなことである．

「たとえ失明していても人間として価値は失われない．すなわち，障害のゆえに劣っているのではなく，ただ見えないということだけが，一般の人びとと異なっているに過ぎない．患者として最も重要なのは，一般の人びとと異なった条件をもっていても有意義に生きることができるということを学ぶことである」と患者に感じさせることがたいせつである．

医師として失明を決定的に告げることのむずかしいのは，眼科手術が患者にとって将来のために可能性のある場合である．網膜剝離のケースは，このような問題の例である．この場合，医師としては，患者が失明を十分受入れないまま，盲目という生けるしかばね同然の状態にとどめておくかどうかを決定しなければならない．患者がすでに失明していること，そして盲人として生きることを学ぶこと，目の状態を調べるため3カ月ないし6カ月後に再診察にくることなどを話す方が患者にとって親切である．

いつ失明を宣告するかの判断が最もむずかしいのは，将来いつかは視力を失う患者のケースである．この場合，最も賢明な道は，まず，最初は失明が起こり得る可能性を患者に告げ，徐々に失明の衝撃に適応させるようにし，それから数週間後には多分失明するかも知れないと話し，さらに数週間後に失明が確実であることを知らせることである．このような仕方で患者は，視力を失う前に失明状態への適応を始めることができるのである．

次に医師は，失明によって患者の顔が醜くなる問題について患者と話合うべきである．失明する患者は，他人がいかに自分を見るかということに敏感になっている．患者は自分の顔に傷あとが残り，醜くなっていることを，だれも自分に話そうとしないのではないかと心配する．こうした患者の不安は，その患者の失明への適応に対して大きな影響を及ぼすものと思われる．たとえ患者の顔が醜くなっていても，現代の進歩した整形医学がそれを矯正することができる以上，このことを患者に話して率直に語り合うことが必要である．また，適当なとき，いろつきめがね，プラスチック外科手術（義眼）などを勧めるべきである．

最後に眼科医には，患者の生活の再建，すなわち，失明者の更生過程を援助する機会が与えられていることを強調しておきたい．眼科医は，そうした援助を勇気と信念と率直さをもって行なうことである．このことは，視力の回復はできなかったが，「真に患者を治療する者」(healer) としての使命をもった医師の能力をテストするものである．眼科医は，失明する患者の心の深い傷に対して，治療を開始することのできる立場にある．失明という創傷は，他の障害と同じに，更生の各段階をたどりつつ直っていくものである．もしも，更生過程のどの段階かに欠陥があれば，回復ははかばかしくなく中途でざせつすることもあるかも知れない．こう考えると，医師は患者に失明を告げることにおいて，更生過程の最初の，そして恐らく最も重要な役割を演ずるものということができる．

（ルイス S. チャルドン／村越芳男抄訳）

［参照文献］

Cholden, L. S., “Psychiatric Aspects of Informing the Patient of Blindness” *A Psychiatrist Works with Blindness*, American Foundation for the Blind, 1958.

眼科リハビリテーション・クリニック

眼科リハビリテーションは医療の根本目的から出発したものであり，眼科臨床に含まれるものである．

医療の根本思想は，患者各人の家庭人，社会人としての機能を回復させることにある．治療を受けても，現在より視力が回復しない者および失明の恐れのある者に対して，治療のためいたずらに時間を空費するよりは，視覚に代る機能を得て，1日も早く社会福祉および復帰へ出発できるよう，正しい判断と義務が眼科医には要求されている．

多くの視力障害者は，自己の疾病について現状および予後を的確に把握していないのが常であり，いつか見えるようになるだろうというはかない希望をもって，眼科医を転々としている．これら視力回復の見込みのない患者に対し，失明の事実を宣告する者は，患者が信頼して治療を任せてきた医療の絶対的立場にある眼科医をおいて他にはない．しかるに，この失明の宣告は，人生に希望をもてない盲人の生活に患者を突き落すことであり，医師としての失敗を示すようであり，世間の評判を失うかもしれないなどと思い，眼科医はともすれば患者に対して，その場限りのいい逃れをしがちである．しかしながら，こうした眼科医のためらいは，盲人として更生するに当たって最も不親切な処置であり患者の失明状態への適応を阻害するものである．

国立東京視力障害センターに入所した者191人について行なった1964(昭和39)年の調査によると，入所するまでに5ヵ所以上の眼科医を訪れた者は75人で39パーセント（表1），入所までに治療を受けた期間では3〜5年間が最も多く（表2），発病後，入所を決意するまで3〜10年間を空費している者は82人で42.9パーセント（表3），施設のあることを眼科医から知らされた者はわずかに9.4パーセント，眼科医を含む医療施

表1 治療のため診療施設を何ヵ所回ったか

診療所数	人　数	比率(%)
1	32	16.8
2	22	11.5
3	39	20.4
4	23	12.0
5	28	14.7
6	19	9.9
7	15	7.9
8	5	2.6
9	2	1.1
10	4	2.1
11	0	0
12	1	0.5
13	1	0.5
計	191	100

表2 入所までに何年くらい治療を受けたか

治療期間	人　数	比率(%)
1年	32	16.8
1〜 2	37	19.4
2〜 3	27	14.1
3〜 5	41	21.5
5〜10	23	12.0
10〜15	4	2.1
15〜	3	1.6
受けない	18	9.4
不　明	6	3.1
計	191	100

表3 発病してから入所まで何年経過したか

経過年数	人　数	比率(%)
1年	5	2.26
1〜 2	16	8.4
2〜 3	20	10.5
3〜 5	42	22.0
5〜10	40	20.9
10〜15	16	8.4
〜15	26	13.6
生　来	26	13.6
計	191	100

設全体からの紹介は18.8パーセント（表4）であり，患者の精神的，経済的，社会的に被むる損失は計りしれないものがある．それにもまして，失明の恐怖にさらされながら，ときには自殺を決意するような絶望感におそわれた者は実に107人で56パーセント（表5），長期間不安定な精神生活をおくることは性格的にもひずみをもたらす結果となり，更生意欲を阻害するものである．

表4　視力障害センターを知ったのはどこか

認知方法	人数	比率(%)
眼科医	18	9.4
病院	14	7.3
一般医師	3	2.1
友人，知人	56	29.3
家族	11	5.8
新聞，テレビ ラジオ	17	8.9
福祉事務所	52	7.2
その他の社会事業施設	17	8.9
治療院	2	1.1
その他	1	0.5
計	191	100

表5　死んだほうがよかったと思ったこと

自殺の決意	人数	比率(%)
あった	107	56.0
ない	84	44.0
計	191	100

なお，適切な指導を受けない失明歴の長いことは，更生訓練に大きな支障をきたしている．この意味において，視力回復の見込みのない者，あるいは視力減退の恐れのある者については，眼科医療に並行して，本人に対しては自己の障害を自覚させ絶望感から救い，更生意欲を喚起させ，家族に対しては，その取扱いの方法を指導するなどの早期更生指導を開始することが望ましい．

このように，眼科医と更生指導に当たる者が密接に結びつき，診療部門と更生部門との空白を取除き，早期更生指導を行なうことは，視覚障害者の福祉を著しく増進させることであり，リハビリテーション・クリニックの目的もここにある．

このような目的のもとに，1964年4月から眼科リハビリテーション・クリニック・センターが国立東京視力障害センターとの協力で順天堂大学眼科内にスペシャル・クリニックとして設置されている．

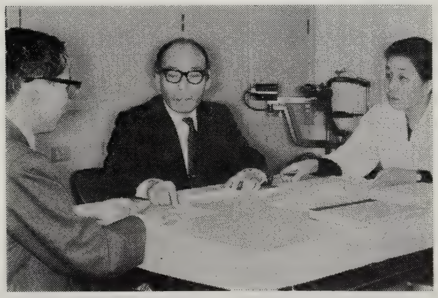

眼科リハビリテーション・クリニック・センター

構成

眼科クリニック・センターの構成員は，診療担当医から依頼された対象者にあらゆる眼科的検査を行なう眼科医師と，対象者の受理および心理面接を受持つカウンセラーとケースワーカー，医師の指示に基づいて諸検査や弱視鏡の試用などを受持つ眼科技術員である．

面接に当たっては，本人の家族状況，社会的・経済的条件や障害の過程，将来に対する意向などを調査するとともに，心理検査などを行ない，患者の実状を把握する．その結果，眼科以外の内科，外科，神経科などの検診を必要とする者には，その方向づけを指示し，眼科以外の医師の協力体制により，総合的診断の準備を行なっている．

業務内容

眼科リハビリテーション・クリニック・センターに来所する者の多くは外来，一部は入院患者であるが，他の診療所からの依頼による者，ときには更生相談所あるいは職業安定所から紹介されてくることも少なくない．個々の対象者について，眼科的検査の結果と，社会的調査資料に基づく総合的判断を行ない，対象者を3群に大別する．

(1)眼科的治療を行ないながら視力の回復が困難なこと，あるいは医療は現状維持程度の効果しかないことを徐々に自覚させ，家庭・職場での生活指導をも広範囲に加えていく者．

(2)症状が固定し，医療はほとんど定期的検査の程度であり，もはや視力回復の可能性がないにもかかわらず，まだ治療だけを希望している者で，失明の宣告後，更生意欲の喚起を早急に促さなければならない者．

(3)直ちに更生施設あるいは収容施設に入所が可能である者．

面接は対象者の分類により医師，あるいはカウンセラーが本人と家族，ときには本人または家族から始め，場合によっては先輩，職場の上司などを交じえたりして行なう．面接は数回またはそれ以上にわたり，反応を観察し，終始論旨を一貫した方針で進め，その間に対象者に適した盲人施設の見学を勧めたり，地域の盲人福祉協会を紹介して，同じ境遇にある人びとと

の親交を深めさせたりするなど，新しい事実に慣れさせ，時期をみて，医師から障害の実状を明確に説明して，失明の事実を告げるのである．そして，直ちにケースワーカーによって失明後にとるべき更生の方途を具体的に示す．

この場合，患者の心理的動揺を考慮し，言語や態度に意を払うことはもちろんであるが，いずれも衝撃による心理的抑うつ状態に陥りやすく，この時期に医師や周囲の者の過剰な思いやりや同情は，かえって依頼心をもたせて更生意欲の欠除を招くこととなる．このことは一般に正常患者の心理的更生への過程であるので，これを乗越え，正しい更生意欲をもつことができるよう配慮する必要がある．その方法を要約すると次の通りである．

①視力回復の見込みのないことを自覚させるとともに絶望感から救うための相談業務．②眼科治療のなかに心理的更生の指導を組入れる．③自己の障害受入れ方法の指導．④疾病および視機能の程度に応ずる生活指導．⑤家族に対する障害者の取扱い方の指導．⑥生活環境ならびに職場環境の調整．⑦視力に応ずる教育環境の指導．⑧障害者間の情報提供．⑨更生方法の指導．⑩職能適正の総合判断．⑪更生用具の取扱い指導．⑫更生予備訓練．⑬障害者の方向決定．

以上，方向決定がすむと，闘病生活から徐々に心理的な切替えを行なわせ，視覚に頼らぬ生活方法を指導する歩行訓練，入浴，食事などの注意を与える．同時に残存視力の利用には，弱視鏡，コンタクト・レンズの可能性を検討する．更生施設，盲学校，職業訓練所でも最低限の生活能力が要求されるので，その準備として，点字，カナタイプライターの習得を勧め，初歩の指導を行なう．

対象者の実態

〔対象者の眼疾と失明原因〕 この眼科リハビリテーション・クリニック・センターで扱った者の失明原因についてみると，全国統計，盲学校統計と同様，先天素因と思われる者が4分の3に及んでおり，中途失明者が多いため，現在，眼科医師が手の施しようのない者が集積されたような様相を呈している．また，ベーチェット病，糖尿性網膜症のように治療だけでなく全身的な管理を必要とされる者が目立つ（表6）．

〔年齢〕 また年齢については，中途失明者が多いので，20歳から40歳台にかけて56.6パーセントを占めている．しかし，高齢者も少なくなく，50歳以上が14.2パーセント，また，義務教育が問題となる10歳

表6　眼疾別対象者数

病　　名	人数	病　　名	人数
網膜色素変性症	140	無水晶体眼	4
視束萎縮	45	色覚異常	3
ベーチェット病	32	SMON症候群	3
網膜剝離	29	円錐角膜	3
緑内障	26	虹彩不全型	3
網脈絡膜萎縮	21	脈絡膜欠損	3
葡萄膜炎	19	老人性白内障	2
先天性白内障	16	水晶体亜脱臼	1
悪性近視	15	白子	2
眼球振盪症	15	クルーソン氏病	2
黄斑部萎縮	14	外傷	2
牛眼	13	原田氏病	1
糖尿性網膜症	12	角膜潰瘍	1
小眼球	11	トラコーマ	1
角膜白斑	11	球心性網膜炎	1
強度近視乱	11	ローレンス・ムーン ビードル症候群	1
眼球癆	9	マルハン	1
R.L.F.	9	網膜師板変性	1
エール氏病	7	硝子体出血	1
無眼球	6	網膜膠腫	1
脳腫瘍	5	その他	27

表7　年齢別男女別数

年　　齢	男	女	計	比率(%)
10歳未満	40	31	71	13.4
10歳台	52	32	84	15.8
20歳台	96	49	145	27.4
30歳台	60	27	87	16.4
40歳台	40	28	68	12.8
50歳台	34	12	46	8.7
60歳以上	19	10	29	5.5
計	341	189	530	100

表8　視力別数

種　　別	視　　力	人　数	小計と比率（%）
全　　盲	0	28	52(9.8)
	光　　覚	24	
準　　盲	m.m.	39	142(26.8)
	n.d.	19	
	0.02～0.04	84	
低 視 力	0.05～0.2	178	325(61.3)
	0.3～0.6	90	
	0.6以上	57	
不　　明		11	11(2.1)
計		530	

（注）　m.m.(motus manus，ラテン語）眼前手動
　　　n.d. (numerus digitorum，ラテン語）指数

表9 処置別数

内容	人数
更生施設紹介	152
生活指導（更生施設希望も含む）	122
教育施設紹介	110
現職継続指導	48
転職指導	31
収容施設紹介	10
医療を主として更生指導	57

未満も13.4パーセントを占めている（表7）.

〔視力〕 視力についてみると，全盲は少なく，低視力者で0.05～0.2の視力を残す者が最も多く全体の33.6パーセントを占めており，全盲でなく不安定な残存視力を有していることは，精神的にもきわめて不安定な者が多い．また，視野が問題であり，視力0.6以上の場合ほとんどが視野欠損の高度な色素変性と緑内障患者である（表8）.

〔処置内容〕 この眼科クリニックで扱った中で，更生施設に入所した者が最も多く，次いで生活指導となっているが，これは進学や更生施設入所の場合，時期によっては，しばらく待機しなくてはならないので，その間，生活指導と点字，カナタイプの初歩指導を行なっている者と入所の必要のない家庭の主婦ならびに高齢者が含まれているからである.

将来のある青少年には進学を勧め，より広い範囲の中から職業を選択するように，盲学校ならびに一般学校の弱視学級に進むよう指導しているので，教育施設紹介も多い.

また，現在の職業を継続し得る者には，幾分でも支障を減らすための方法や用具の活用法を指導したりもする．このほか，既存の資格を生かし，あるいは新たに資格を取得したうえでの転職を指導する.

医療を主としての更生指導は，更生訓練と眼科診療が互いに重複して考えられねばならないもので，視力喪失後も全身的な管理が必要なベーチェット病，糖尿性網膜症，緑内障，スモン病などで，支障のない程度に時々面接して，心理的な不安を除き，将来の更生に備えるよう指導中のものである（表9）.

今後の課題

眼科リハビリテーション・クリニックを実施してみて問題とされるものに次の諸点がある.

(1)更生施設の不備：わが国の視力障害者に対しては，盲学校および職業訓練施設だけで，医療管理を行ないながら感覚，行動，歩行，日常生活などの訓練を行なう更生施設が皆無であるため，眼科臨床と更生指導の間に空白がある.

(2)身障福祉法による指定医：都道府県によっては，身体障害者手帳交付のための指定医が，15年も前に指定されたままの人もおり，多くはその後の身障者福祉措置の実状がわからないため，患者に対して適切な助言・指導ができない．また，これに対して行政府においても積極的な啓発が行なわれていない.

(3)医学教育の不備：医学教育においても，医療が治療医学だけにとらわれすぎ，眼科患者のリハビリテーションに関する教育が十分でない．したがって，リハビリテーションを必要とするような患者に対しては積極的に取組む姿勢に乏しい.

(4)保険医療の改善：視力を失った者が精神的に立直り，他の感覚を十分に発揮して，視力に代る行動を訓練することは，りっぱな医療の1部門であるにもかかわらず，現在の保険医療では，治療に対する報酬の算定だけで，これら更生指導，訓練に対する報酬の算定はなく，保険行政が不備である.

以上の問題点を解決するためには，各都道府県に眼科リハビリテーション専門病院が作られ，視力の回復困難な事実が生じた者は，直ちに患者のリハビリテーションが院内から開始され，視覚障害者リハビリテーション施設とのアプローチが図られなければならない．これらのことは，わが国においてはすでに戦争中，陸軍病院において戦傷失明軍人になされていたが戦後これが受継がれず今日に至っている.

眼科リハビリテーション病院を直ちに設置することは，種々の困難を伴い，早急な実現はみられないにしても，各地における大学病院ないしは，更生相談所において，更生施設と緊密な連携のもとにこの眼科リハビリテーション・クリニック・センターと同様な形体で速やかな実施が望まれる． （松井新二郎）

職業訓練前の能力測定・評価と生活訓練

失明者の能力測定と評価

敗戦により焼土と化した日本も，最近は高度の経済成長によって人手不足となった．たとえば，工業高等学校が大阪には10校あるが，数年前から卒業生3000人に対し，求人は4万人を越えるという求人難の時代である．このような経済成長，求人難といった二つの現象の前にも盲人は依然として憐びんと同情の対象でしかなかった．その理由は盲人自身も社会も，盲人の潜在的，実際的な能力を無視していたからである．さらに，失明者の職業訓練が，これまで個人のニードや能力を無視し，特定の鋳型に盲人をはめこんで

きたからである.

たしかに日本においても伝統的職業以外の職種の開拓が試みられた. すなわち金属プレス作業, 電気器具組立て作業, 金属鋳造, 養鶏などである. しかし, これらは必ずしも全部が職業として成功したとはいえない. それは職業訓練前の能力の測定と評価を忘れ, また, 個人に最も適した職業を与えることをしなかったからである.

盲人が憐びんと同情の対象となるのを避け, また, 盲人のため開拓できる新しい形の職業について訓練の機会を与えようとするなら, どんな失明者リハビリテーション・センターでも, 総合的な失明者リハビリテーション事業の一環として, 失明者の能力について行なう測定・評価のプログラムが, いかに重要であるかを考慮しなければならない. そして, このプログラムによって, 行き当たりばったりの就職あっせんとか, 雇用主の同情に頼るような従来のやり方を改めなければならない.

盲人の能力を測定・評価するという近代的な考え方が導入される以前には, 失明者訓練センターでは, 成否を運に任せるという方式であらゆる仕事をやらせてみることが普通であった. 相当長い期間, 訓練センターに置いたのち結局, 訓練生がどの仕事にも適さないことが判明するようなこともあった. これは訓練センターにとって, 時間, 労力, 金銭などの浪費であり, 訓練生にとっては期待が裏切られた不満の感情が残るだけである. しかし, こうした状況も, 科学的に設定された能力の測定, 評価のプログラムを確立すれば, 避けることができる.

測定・評価のプログラムの設定に当たっては, 次の二つの必須条件を考慮に入れなければならない. すなわち, 期間は少なくとも3カ月を必要とすること, カウンセラー, ケースワーカー, 歩行, 点字など各種の生活訓練の教師, 職業訓練指導員, 心理学者などの各専門家のチームによって実施されなければならないことである. さらにこのチームは, コンサルタントとしての眼科医および精神科医の援助を必要とする.

このプログラムにおいては, 入所者はすべて, 点字, カナタイプライターなどのコミュニケーション, 日常生活の諸技術, 歩行訓練, 職業能力の基礎訓練, レクリエーション活動などの訓練教科目において測定・評価を受けなければならない. これらの訓練教科の実施中, 各種のテストを通じて, 入所生の身体的, 教育的および職業的諸能力の可能性が, 長所と弱点の両方面において測定・評価される必要がある. さらに各入所生の更生意欲, 精神的安定性, 人格の成熟度や特徴, 失明への心理的適応の状態が, ケースワーク, カウンセリング, グループ討議などを通じて観察し診断されなければならない.

適応訓練と生活訓練

盲人を理解していない人びとは, 盲人が遠方に旅行したり, ピアノをひいたり, 簡単に機械を操作したりすると, そのことの表面のみに目を奪われ大きな驚きと興味を示すことが多い. しかし, これは失明により失ったすべてのものが回復されていることを意味しない. もし失明が複合的な障害であり, 人格の全体的構造に加えられる激烈な打撃であると考えるなら, 失明者の更生の一つの面だけに重点を置くべきではなく, 失明者の人間全体の更生を問題としなければならない.

トーマス・キャロル (Thomas Carroll) の著書 *Blindness* は, 失明者リハビリテーション理論の古典的名著として世界から高く評価されているが, これには, 失明によって失われるものを分析し, 20の喪失(注1)を指摘して, 次のように述べている. 「多くの人びとは今なお, 経済の保障, 雇用, 点字の読み書き, レクリエーションなどのいずれか一つの面における回復という考え方をもって, 失明者のもつ諸問題に対する十分な回答としている. 確かに点字は失明者にとって助けとなるものであり, 盲導犬もまた同じである. 就職も精神医学的カウンセリングも, また助けとなる. どの回復も望ましいものである. しかし, 一つや二つ, あるいは三つの喪失を取返えしてみたところで, 20の喪失から成る視覚障害の問題に対して, 満足できる十分な解決となり得るはずはない」. もしそうであれば, どんな失明者リハビリテーション・センターにおいても, 実現に努めなければならない目的とか目標は, これら20の喪失のうちいくつか, あるいは全部を回復することである. 職業更生は, 総体的なリハビリテーションという画像の一つの側面であり, 真の完全なリハビリテーションに対して, ただ一つの回答に過ぎない.

盲人を訓練し社会に復帰させるに当たり最も重要な課題は, 機械操作などの職業訓練に入る前に, 一般人同様に行動の自由を確保し, 社会生活を営むことができるようにすることである. いいかえれば, 盲人から視覚障害から生じてくる「盲人らしさ」を取除いたの

ち，晴眼者同様の多様な職業訓練を行なうという，2段階の訓練過程を必要とする．もしこの過程を踏み違え，職業訓練前の適応・生活訓練を無視すれば，いかに大きな理想を掲げ，多大な経費・人材・時間を投入しても，無意味な投資となりかねない．

この基礎訓練は，二つの分野に分れる．第1は肉体面の訓練，すなわち，歩行その他の身体の行動に際して必要な知識と習性を作り，筋肉と神経に暗記させる訓練である．

第2は精神面の訓練である．社会との接触・交流を妨げている偏見や固執を修正すること，社会常識を養い，社会体験を蓄積すること，人間性を豊かにし，人間として生きる希望と喜びを自覚させること，社会人として責任と連帯性をもち，自立精神を高めることなどである．

盲人は本人が意識するとしないにかかわらず，社会共同生活から弧立し，劣等感のとりこになり，また，思考や行動において困難な場面から逃避しようとする．こうした人格の欠陥を克服し，行動能力・思考能力を積極的に発揮させなければならない．このためには，①生活一般訓練，②歩行訓練，③感覚訓練，④伝達（コミュニケーション），⑤体育訓練を行なうことが不可欠である．

これらの訓練課目を完全に習得することによって，はじめて盲人が「盲人らしさ」から解放されるのである．すなわち，忍耐力，集中力，判断力，協調性，寛容性，自信，責任感などの形成がそれである．もちろん，職業訓練課程においても，これらはさらにつちかわれる．しかし，今後産業が多様化して職種が複雑多岐にわたり，さらに産業の盛衰による職種の転換を余儀なくされることを考えれば，あらゆる条件の変化に適合してゆけるようにするため，この職業訓練前の能力の測定・評価および適応・生活訓練がいかに重要であるかがわかる．

こうしたことを考慮すれば，社会の要求と訓練の目的，そして地域，国情，歴史，習慣など，いっさいの社会的諸条件を勘案したうえでのカリキュラムの編成と，個人ごとの評価をしなければならない．この際，いたずらにカリキュラムが複雑化したり，評価が独断的であってはならない．たとえば，判断力・理解力・記憶力などは晴眼者と同様の評価が必要であるが，方向感覚は盲人のみの独特な方式となる．これらの訓練は，全く基礎訓練の欠けている中途失明者にあっても，6カ月から10カ月でその目的が達成される．

（注1）

「20の喪失．失明によって失われるものの分析」

心理的安定性：

(1)身体の完全さの喪失
(2)残存諸感覚に対する信頼感の喪失
(3)周囲の環境との現実的な接触の喪失
(4)視覚的背景の喪失
(5)光が確保される状態の喪失

基礎的技能：

(6)行動力の喪失
(7)日常生活の諸技術の喪失

コミュニケーション：

(8)文書によるコミュニケーションの喪失
(9)話し言葉によるコミュニケーションの容易さの喪失
(10)情報の摂取による進歩の喪失

鑑賞力：

(11)美に対する視覚的認識力の喪失
(12)楽しみを与えるものに対する視覚的認識力の喪失

職業の保障：

(13)レクリエーションの喪失
(14)就職の機会の喪失
(15)経済的保障の喪失

全体的な人格：

(16)人間としての独立性の喪失
(17)社会的に十分な人間としての身分の喪失
(18)人目に目立たない状態の喪失
(19)自己に対する敬意の喪失
(20)幅広い人格を形成する力の喪失　　（岩橋英行）

中途失明者の感覚訓練

失明者の感覚機能とその活用

〔日常生活と視覚〕 人間が行動を起こす場合，環境からの情報を，視覚，聴覚，触覚，味覚，嗅覚，および運動感覚などの感覚器官で感受するにとどまらず，自分の予測と，その予測の正当性を検証するために，すべての諸経験を総動員して分析し，総合していくというプロセスがあり，これは，知覚と呼ばれているものである．この作業を遂行するに当たって，形態についての情報を，一時に，しかも大量にキャッチし，これを中枢に送りこむことのできるのは視覚であって，他の感覚器官についていえば情報摂取の方法が特殊的で刺激の選択性がきわめて高い．

また，精神発達的にみても，幼児期の学習の大部分は，感覚的情報のほとんどを，視覚が伝えた情報と関連づけて組織化し，その結果，触れるもの，聞くもの，味わうもの，匂うものが，すべて視覚の判定に委ねられ，目で音を聞き，味わい，においをかぐといった状態にまで達する．さらにさまざまな運動機能と視覚との協応関係が確立するようになると，行動が約束されることになり，人としての諸特性を兼ね備えていくのである．

このように視覚は，他の感覚器官の情報にまで影響を及ぼすから，結果的には，処理者であると同時に，チェッカーとしての役割を果たすことになる．

〔視覚喪失のもたらすもの〕 人間の諸行動の主たる判定者は視覚であるという．視覚の優位性を考えるとき，視覚を喪失した時点で，人がどのように不安定感を覚えるかは容易に想像されよう．日常茶飯事であった行動が，分析と総合の窓口を失ない，それとともに，主導者を失なった残存諸感覚器官も正常な機能を果たせなくなっていく．これは，失明者の行動パターンに対する評価とは必ずしも一致しない．失明者は「カンがよい」，「触覚が鋭い」，「聴覚がよく発達している」などという「代償作用（compensation）」なるものは，決して失明によってもたらされないばかりか，多くの実験によって失明者の感覚が，晴眼者と比べて，すぐれていないということが明らかにされている．

失明によって実際に起こり，そして，失明者をどん底にまで追いこんでいくものは，このような神秘的，伝説的なものではない．それとは全く逆の，視覚に頼らないで受容されていく刺激に対する信頼性の喪失である．このプロセスがさらに深化していくと，外部刺激を全く受けつけない状態にまで落ちこんでいく．そして，その行動は極端な「退行現象」か，「攻撃的態度」かのいずれかの不適応行動を起こしていく．トーマス・キャロル（Thomas J. Carroll）はこの現象をさして「残存感覚への信頼性の喪失」と述べ，失明によってもたらされる．最も大きな喪失の一つであると述べている．

生活体の生存にとっては，生活体が常に環境との間に何らかの関係をもっており，この環境を受容し，適正な方向へと行動を起こす．人は常に人と物とがおりなす現実の現象の中で生息するものであり，これらの諸状況が，刺激として正常に作用するためには，これを正確に感知する働きと，感知されたものを正確に分析・総合する働きとが必要である．この点，感覚情報についての信頼性の欠如，また，間違った方法で情報を摂取し，誤った分析・総合を行なうことは，現実世界がそこに存在しないことと同様で，生きていることを意味しない．

〔感覚訓練の意義と目的〕失明者は，視覚の喪失という時点から，全く新しい方法で社会的に形成された行動様式を習得していかなければならない．しかし，この様式の習得は，特殊な定位を要求する対象として与えられている．具体的には，失明者の身体全体が真に視覚的経験と協応関係にあることがたいせつで，その協応関係こそが，視空間を再評価するための道具でなければならない．このプロセスを完遂するには，残存諸感覚による情報の正当性を判定するに足る根拠と規準が確立される必要があり，その基礎に立って，周囲の無限の多様性に対応して，残存諸感覚機能の無限の可能性を利用することを学ばなければならない．視覚的経験を最大限に活用し，残存諸感覚器官からの情報を再構成していくこと（re-organization）は，なおも，「見え」の世界にとどまることであって，身体全体が生活をしていくための道具となっていることである．

こういう意味から，以上の過程をスムーズに喚起する訓練教科の重要性が明らかになろう．この訓練教科が感覚訓練で，その目的は，失明者が有効にしかも正確に感覚器官を利用して，外部環境の変化を，諸活動を行なうための定位標識，信号として活用できるよう援助することである．

感覚訓練実施上の留意点

〔実施前の留意点〕 訓練を実施する前に，指導員は，あらかじめ他の訓練および訓練生との関係について，次の事項を満たしていることが望ましい．

(1)各訓練教科の内容を十分に理解していること．また，それぞれの訓練教科で実際にアイマスク（eye mask）を用いた予備体験を完了していること．

(2)訓練生の心理学的・生理学的特性および進路，家庭状況，経てきた社会歴とその環境などについての情報を十分に得ていること．

(3)訓練生に，新しい方法で環境を知覚していくための感覚訓練の必要性について動機づけをしておくこと．

以上の3点のほかに，指導員と訓練生との間に，失明者のリハビリテーションに関しての相互理解を基盤とした関係が確立されているべきことはいうまでもな

い．

〔実施に際しての留意点〕 感覚訓練の訓練内容，教材の選定，訓練方法に関して，次の諸点を考慮していなければならない．

(1)指導員はまず，訓練生が自分の遂行の適否について判定できるくふうを示してしておかなければならない．訓練生には視覚的なフィード・バックが欠如していることから見て，適切な結果の知識を与えることの重要性が具体的に訓練に反映されていなければならない．

(2)他の訓練教科との間に密接な関連性がなければならない．それは他訓練教科を通して感覚訓練の効果の波及，転移がみられて初めて，その成果を結ぶことができるからである．この意味から感覚訓練の内容は，きわめて応用性が高く，日常的な素材が選択されねばならない．このため，各教科の指導員相互間にはチームワーク・プレーがとれるようなシステムが確立される必要がある．

(3)教材を選定するに当たり，容易に入手できるということで，幼児用のものを選んではならない．これは訓練の幼稚さを倍加し，その程度のことしかできないという気持を持たせたり，訓練に対しての嫌悪感を植えつけてしまい，スムーズな訓練遂行を妨げるばかりではなく，その他の訓練教科，個人的リハビリテーションを受けるという意欲にまで多大な影響を及ぼすことになるからである．

(4)個人の特性を十分に考慮した訓練プログラムが展開されねばならない．

(5)リハビリテーションの総体的な全プログラム，たとえばコミュニケーション，歩行訓練，日常生活訓練および職業訓練での技能の習得を，訓練生が楽観視できるような訓練内容が取上げられねばならない．

(6)訓練のプログラムは失明によるさまざまな恐怖感を除去するために，訓練生の異常な感受性を減少させるような段階的脱感作法とでもいうシステムをとる必要がある．

(7)訓練単元の終了時には，指導員は訓練の応用性および有効性について，訓練生とディスカッションをし，さらに生理学的，心理学的観点から訓練を体系的に解説し，体験してきたことを知識として裏づけしていかなければならない．

感覚訓練の展開

〔閉じた技能（closed skill）の習得〕 ここでは技能の実行によって与えられる運動感覚的フィードバック，固定された環境内での身体および諸感覚器官の使用を含むが，行動に必要とされたものの予測がきわめて持ちやすいのが特徴とされる．この段階では，単調なものの反復によって，基本的技能または習慣的技能を習得させていく．この訓練はおもに生体自身の努力に依存しており，環境からは独立している．そして身体像の形成，さらには自己を中心とした空間の評価，空間軸の形成，そして身体移動のための基本的習慣形成などがおもなテーマとなる．

ここでは，①運動感覚を中心とした訓練．②聴覚を中心とした訓練．③触覚を中心とした訓練．④身体移動のための基礎訓練の四つの訓練内容がある．

(1)運動感覚を中心とした訓練：失明者にとって手・腕の機能が正常に作動することはスムーズな運動の遂行にとって不可欠である．これは手・腕の筋肉的記憶ともいうべきもので，物体と自分との位置関係の把握，自己を中心とした空間軸の形成が訓練のおもな目的となる（ここでは，知覚—運動技能として分類されているものが，訓練の対象となる）．

腕の移動：正しい角度，上下方向・水平・平行の移動が，腕の筋肉的記憶によって常に再現できるよう訓練する．

①扇形ペグボード（図1），キネマトメーター（図2）による角度の記憶

②ペグボード（図3）による腕の水平・平行移動．

図1 扇形ペグボード

図2 キネマートメーター

③垂直ペグボード（図4）による垂直・水平・平行移動．これと同時に座姿勢の基準となる正中線上に定位される頭・頸部・腕の位置についての訓練（図5）．

位置の記憶：平面上の点の定位を中心とした筋肉記憶について，日常生活全般との関連から訓練される．

①ペグを全部さし込んだボードを使用し，1個だけとり，これをふたたび両手で元の位置に返す．25個の穴について，2分間以内でできれば終了．

②扇形ペグを用いて同様のことを行なう．

指幅・両手幅による測定：手をメジャーの代用物として利用することを訓練し，諸物品の弁別のための用具として活用するよう教える．

①サイズ・メジャーを用いるこの教具は，0.5，1，2，3，5，8，10ミリメートルの厚さのアルミ板を4枚ずつ，計28枚ある．これらをばらばらにしたのち，厚い順に並べそれぞれの厚さを判定する（図6）．

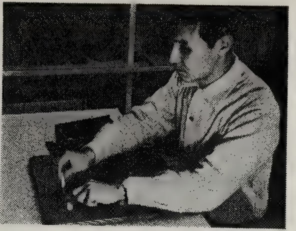

図3　ペグボード

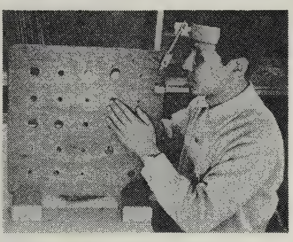

図4　垂直ペグボード

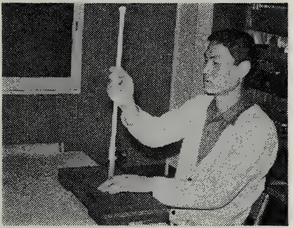

図5　垂直・水平練習器

図6　サイズ・メジャー

②自分の指と両手の幅の寸法を知って物品の寸法を測定する．また，30，50，100センチメートルの基準を形成する（図7）．

③あらかじめ測定しておいた木片，アルミ棒，大小弁別器によるテスト（図8）．

手先の巧緻性：小さな物品を扱う際の手先の細かな動作を訓練する．

①プランク・ボードを用い両手でボルト・ナットを締め，さらにモンキー，プライヤー，ペンチなどの工具を利用して，より堅く締めつける．これをできるだけ早く，しかも正しい立姿勢で作業する訓練を行なう．またプランク・ボードを各所において移動しながら同様の作業を行なう

②両手を機械油に浸し，いろいろなベアリングボールを選別してベアリングを組立てる．8個のベアリングを，8ないし10分で1個，50分で5個以上のベースで組立てる．

腕のすばやい動き：運動感覚訓練の最終段階として評価を試みるために行なう

①5ミリないし3センチメートルまでの，それぞれの異なる径のペグを，ボードの穴に，所定の順序で挿入していく．試行は1分30秒で15試行続けて行なう．所定の時間内に25個の穴を埋めた場合だけが完全とみなされる．

②同種のペグボードを2枚並置し，一方から他方へペグを移していく．この作業中，7けたの数字の逆

図7　長短弁別器

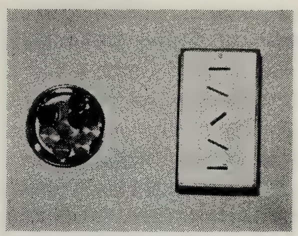

図8　大小弁別器

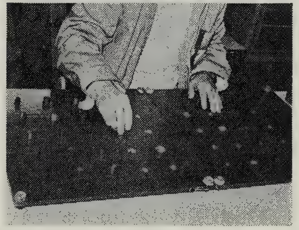

図9　ペッグの入れ替え

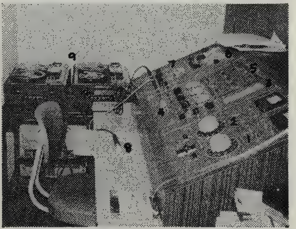

図10　聴覚訓練室コントロールパネル
①ヒーターの操作　②扇風機の操作　③訓練室からのフィードバック用スピーカー　④スピーカー・セレクト　⑤配電盤（ヒーター・扇風機・スピーカーの位置を提示）　⑥オッシレーター・スピーカーの音強度調節　⑧教示用マイク　⑨騒音等提示用テープ・コーダー

唱，1試行ごとに，ボードを90度回転する．図形移動，位置の記憶，腕の正確ですばやい移動をする．この基準は1分で，試行間間隔は2分，20の試行について評価される（図9）．

(2)聴覚を中心とした訓練：ここでの訓練は，音に対する慣れを形成し，自分と音の位置関係を把握する．

騒音に対する慣れ：スムーズな移動を妨害するものに，騒音に対する恐怖感がある．新しい訓練生は，訓練室内の騒音ボリュームを80ホーンまで上げて指導員と会話することから始める．

音源定位：訓練室内のスピーカーに番号を付し，次々と変わるいろいろな音の位置について報告する．この訓練中，訓練生の固執的な位置の誤りを入念にチェックする．

移動音の動跡の把握：いろいろな位置から聞こえてくる音の状態，自分との位置関係を知る．この移動音は3個から順次10個までふやしていく．この際の移動音は，おもにオッシレーターからの純音，自動車・列車・電車・モーターバイク・人の歓声などであり，刺激強度は規定されていない，また，進度に応じて自動車の走行音工場内の騒音，駅の雑踏音，喫茶店やパチンコ店内の音，地下街の雑踏などの騒音（バックグラウンド・ノイズ）を導入する．（図10）

実際の場面での音の定位：戸外で，音と自分との位置関係，自動車の走行音の軌跡の把握，交差点・雑踏での手がかりについて訓練・助言をする．また，音による車種の弁別，自動車音に対して平行移動すること，大まかな距離感の把握についての訓練．

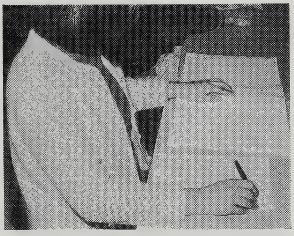
図11 触図訓練（普通文字）

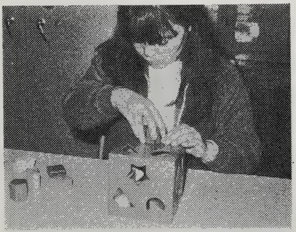
図12 パズル・ボックス

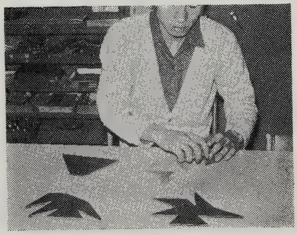
図13 ジオメトリカル・パターン

(3)触覚を中心とした訓練：指先での形態知覚，その視覚化，図式化，また，指先以外の皮膚面の表面触が訓練の課題となる．

触図訓練：触覚での図と地の把握方法，図の識別，線の形態と視覚的概念との結びつき，図形認知についての訓練．図はレーズライター上に書き，自分のものと手本との差異について比較する（図11）．

形態知覚の訓練：指先で形を的確にとらえ，それらをある形に組立てたり，分解したりしながら形態知覚の正確さを学ぶ．この訓練教具は，パズル・ボックス（図12）．ジオメトリカル・パターン（図13），型盤検査器（図14）．ハンドスキル用ストリップ，アッセンブリー（図15），立体展開模型図（図16），ダイヤブロックなどである．指先以外の皮膚での表面触：扇風機，ストーブにより風・熱の方向について訓練し，歩行上の手がかりとする

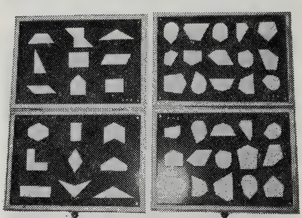
図14 型盤検査器

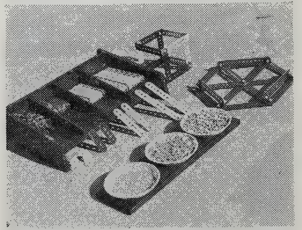
図15 ハンドスキル用ストリップ・アッセンブリー

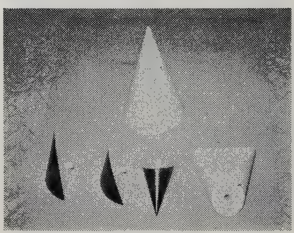
図16 立体展開模型

(4)身体移動のための基礎訓練：スムーズに合理的な身体移動を行なうには，方向定位，移動姿勢，諸刺激の処理などの物理的側面，また精神的な不安，恐怖感を除去し，安定感を植えつけることがこの訓練の目的となる．

身体のバランス・変形姿勢：失明者は，たやすく身体のバランスを失う．これは，身体のバランスと視覚と

の関連性が高いからであるが，運動感覚は，この欠陥を十分に補う．訓練は，地面と自分との位置関係の基準を形成し，地面の突然の変化に対してすばやい反応動作，身体の柔軟性を養うことである．

①準備体操，整備体操．いろいろな片足立ち．頭を前後左右に振りながら歩く，変形姿勢足(首を握る,手をひきずるなど)で歩く．整列(指示された形に並ぶ)．

②身体のバランスを保つための訓練，立って手を合わせて相手のバランスをくずす．バランス・ボール，スタビロ・メーター，竹馬・ホッピング，ローラー・スケート

③平均台を使って行なう訓練，台上を立って歩く，片手に重い荷物を持って歩く，台上でボールを突きながら進むなどを行なう．

直線歩行：歩行時のかた寄りは，ときに重大な事故の原因となりかねない．このため，歩行時のかた寄りの傾向を意識し，修正し得るよう訓練する．またその原因を追求してかた寄りの差を少なくする．

①直線歩行練習機（図17）を用いる．この装置は，特殊光線による光電管方式を利用し，受光部・投光部を2対準備し，その距離を15ないし100メートルまで変化させながら進める．受光部・投光部には，ベル・ブザーが取付けてあり，訓練生がいずれかの側の光線をさえぎるとブザー・ベルが鳴り，あやまちを知らせる．この装置は指導員なしでも正確なフィード・バックを受けながら自習できる．

②ガイドラインとしてロープを設置し，ロープに触れないように歩く．この時，アルミ板・フェルト板などの障害物を突然提示し，障害物の有無を確認しながら直線歩行を続けていく．また，歩測による測定方法についても習得させる（図18）．

③いろいろな角度でロープを張り，このロープをまたいで前進する．これは方向定位のための訓練で，特に歩行訓練と密接な関連がある．

方向転換：方向転換の規準を形成すること．また，自分の歩いた形状が，置換できるようになることの両方の訓練を行なう．

①図19のような，半径10メートルの円および直線をグラウンド上に描き，その線上を金具でロープを止める．○印は手がかりとなる板の位置を示す．訓練生はある地点を出発してロープの上を歩き，指示された地点に達する．ある程度習熟するとロープを除去する．また同時に，手・足を利用して角度をとることを教える．

②図20のようなコースを板で作り，訓練生はこの上を歩き，角度，歩いた形状をレーズライターに描く．この板は，いろいろな組合わせができるようになっている方が望ましい．

③公園の遊具（図21）を用いる．これはコンクリート製で円木・傾斜・角度・高低の変化がさまざまに

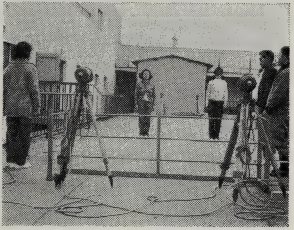

図17　直線走行（直線歩行練習機）

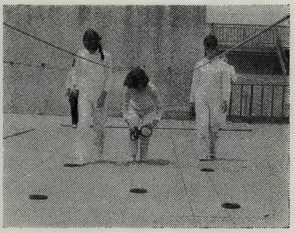

図18　距離の測定

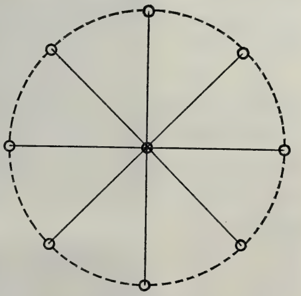

図19　方向転換の基準

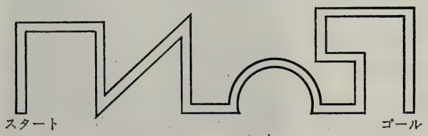

図20　ジグザグコースの歩行

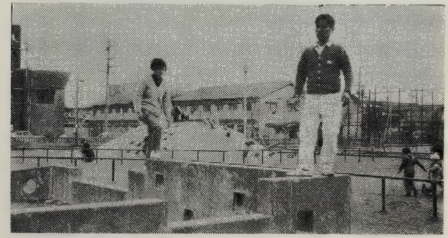

図21　方向転換・高低の記憶

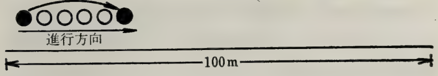

図22　直線走行訓練

組合わされ，スムーズな移動や角度・高低の記憶が要求される訓練生はこれらの変化を図示しまたダイヤブロックでこの形状を再現する．

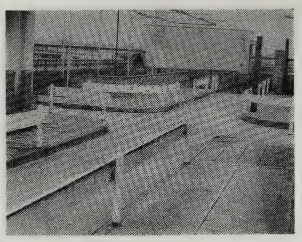
図23　模型道路

走る：グラウンドや街頭を走ることを通してすみやかな適応行動，方向・距離・位置関係の把握を訓練する．

①グラウンドで何人かが手をつなぎながら100メートルの直線歩行をする．次に図22のような方法で交互に位置を変わりながら歩く．その後，1列に並んだ訓練生の間をぬって同じ動作を繰返す．慣れるとかけ足で同様に行なう．

②100メートルの円周上に訓練生を配置し，この回わりを全力疾走する．このとき，他の訓練生は手をたたいて自分の場所を知らせる．この後，街頭に出て1日目と同じ動作を行なう．

オリエンテーリング．模擬道路を利用して指導員の示す地図だけを頼りに指定された地点に到達する訓練を行なう（図23）．道路はコンクリート・芝生・砂利道などがあり，また，障害物や傾斜面，階段の昇降，ジグザグ状の道路などで訓練する．

〔開いた技能（opened skill）の習得〕　予測不可能な流動的な環境の要請で，予測が立とうが立つまいが，何らかの反応を強制されてくる刺激の中で遂行されなければならない場合に，知覚的技能が最大限に活用される．訓練の対象として行なわれる限りでは，この環境は無限の多様性を持つことはないが，次のような身体適性（physical fitness）を有していることが必要となる．

①特殊な心像（image）の形成，視覚化および心的地図の形成など置換筋力について，②すみやかな適応行動および身体移動，③身体各部の調整力，④体重・パワー・重心の位置と運動感覚との協応，⑤主体と外的事物との時間的・空間的（距離的・高度的・方向的）関係の把握，⑥身体運動のリズム感，⑦複雑な統一的運動の統合，⑧複雑な一連の運動または，次々と急速に連続して起こる運動の整合，⑨外界の変化の規則的な反復の把握，すなわちタイミングの体得．

これらは直接，対応関係にある感覚器管と刺激との結びつきというよりむしろ活動性の高いもの，体育的要素の強いものであり，同時に訓練生が失明以前に行なっていたような行動様式，ルールなどが，そのまま適用される．すなわち，視覚なしで失明前に行なっていたことをふたたび行なうことで感覚訓練の最終段階へと到達する．この訓練では，レクリエーション的，ゲーム的要素も濃く，精神面での恐怖，孤独感を克服させ，自由に動き回われることの自信をつけ，社会復帰への道を開くこともここでの目的である．

①輪投げ　台の下にブザーを取付けた輪投げ台を用いる．音源の定位と方向，距離の把握および運動の調整が訓練の対象となる．台が並列に並べられた状態から，訓練生を囲む円上，無作為と台の配置は順次複雑にされていく．

②なわ飛び　身体全体の調整力を養うとともに，リズム感，方向定位，タイミングの訓練として最も必要な訓練の一つである．大なわ飛びを中心として小なわ飛びの組合わせ，パスボール・ドリブルを組合わせた複雑なものを行なう．

③一輪車の操作　両腕の共応性，身体全体の調整力によって，一輪車のバランスを保ちながら行なわなければ，いずれの側に傾くか転倒してしまう．視覚の助けなしで行なうときには純粋に運動感覚だけに頼らなければならない．また，地面の傾斜，でこぼこ道の場合のことも考慮に入れて操作する必要がある．

④重量物体の移動　何人かのグループに分かれて，材木（100キログラム程度で長さ5メートルのもの）を，階下から屋上まで運んだり，大机を教室から屋上に運び，また元の位置に返したりする．ここでは，物体の大きさと空間の位置関係をうまく把握しなければ壁に衝突したり，負傷することにもなりかねない．また，力の配分

図24　日用品の修理

図25　木工・工作

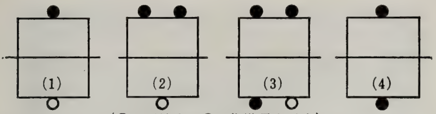

図26　ピンポン練習コース

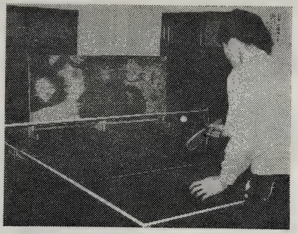

図27　ピンポン打球自習器

身体各部の調整力を養う上での訓練ともなるが最も重要なことは，グループのチームワークがうまくとれ，共同作業ができるようにすることである．このような作業は，階段の昇降など非常に危険なものであるが，空間関係をうまく把握しながら大きな物体を自由に移動できるという自信を植えつけることは必要である．

⑤ボールを使って　バスケットボール，ラグビーボールを使って，ドリブル，パスボール，ボールの捕球を訓練する．失明者のゲームには多くの場合，晴眼者のルールを全く変え，2次元で行なうものが多いが，ここでは主体と物体との時間的・空間的関係をとらえ，完全ではなくても晴眼者と同じ行動をとりうるよう訓練される．

⑥日用品の修理および木工工作　はさみ，ドライバー，ペンチ，モンキー，ナイフなどを使って，コンセントの修理，簡単な電気製品の修理，ドアのノブの付け替えを行なう(図24)．

また，のこぎり・かんな・のみなどを使って自室の整理箱・本箱・棚などを作る．これらは感覚訓練と日常生活訓練との共同授業である（図25）．

⑦ピンポン　盲人用卓球ではなく，普通のピンポン玉を用いて卓球を行なう．そのため，す早い音源定位とその方向への移動，また高さが加わるために，的確な時間関係の把握が必要となる．少々大きめのラケットで自由にピンポンが楽しめるようになる．方法は図26のように(1)→(2)→(3)→(4)のコースで行なってゆく．また．ピンポン打球自習器でも訓練を行なう（図27）．

（関 宏之）

［参照文献］

グリフィン・ドナルド「こうもりと超音波」河出書房新社 昭和45

シンガー，N.，松田岩男監訳「運動学習の心理学」大修館書店 昭和43

鈴木清他監修「問題を持つ子の指導法—身体とくせ—」明治図書出版　昭和41

奈良岡良二「歩行の美と力」第一法規 昭和42

原田政美編「視覚障害」（リハビリテーション医学全書12）医歯薬出版 昭和46

日本ライトハウス編「失明者の歩行訓練とリハビリテーション」日本ライトハウス 昭和45

日本ライトハウス編「感覚訓練のための参考資料集」日本ライトハウス 昭和45

岩橋英行「有能なる社会人の創造」日本ライトハウス　昭和41

原田政美編「視覚障害」（リハビリテーション医学全書）医歯薬出版 昭和46

AFB *Proceedings of the International Congress on Technology and Blindness*, American Foundation for the Blind, 1963.

Irvin, F. L. & Martin, W., *Social Souces of Adjustment to Blindness*, AFB, 1971.

Bouman, M. K. & Yoder, N. M., *Adjustment to Blindness*, Charless C. Thomas Publisher, 1966.

Thompson, M., *Recreation for Blind Adult*, Charless C. Thomas Publisher, 1966.

Carroll, T. J., *Blindness*, Little Brown & Co., Boston, 1961.

Siegel, I. M., *Posture in the Blind*, AFB, 1966.

運動技能の評価と訓練方法

評価と訓練の基本的枠組

一般企業に働く視覚障害者の運動技能の評価とその訓練方法について，アメリカ海外盲人援護協会（AFOB）と南カリフォルニア大学・飛行安全管理研究所のグロス（Hilde Groth）は，次の点を指摘している．

(1)作業をする場合に必要な技能の発見とその訓練方法．

(2)技能の訓練・評価中にかかる精神的負担を軽減する．

(3)障害のない人びとと同等に作業を行なうことのできる技能の訓練方法を開発する．

(4)技能訓練の期間を短縮し，訓練生が技能習得を楽観的に考えることのできるような訓練方法を確立す

る．

これらの4点から，実際上の問題点として次の事項があげられる．

(1) AFOB が指導してきた運動技能の訓練・評価の方法と手続きの妥当性．

(2) AFOB が指導してきた訓練・評価ならびに教具の評価基準の根拠を明らかにするため，その教具を用いて，訓練生と晴眼者の作業量を比較検討する．

(3)実際の仕事の内容に即して，必要とされる運動技能が，訓練・評価されるものと高い相関関係にあること．

AFOB が，3年前から指導してきた訓練評価のシステムは，古くからイギリスの視覚障害者の触弁別，触認知などを訓練するための教具を用いたもので，それぞれ径の異なる25個の穴に，それぞれに合致する棒を選別してさしこむペグボード，7個の小片のアルミを手本通りに組合わせるジオメトリカル・パターン，数個の穴のあいたプラスチック板を所定の方法で組立てるメッカー・アッセンブリーテストの3種類から成っている．

これらの教具を用いて行なわれた訓練・評価のプログラムは，グロス博士の追跡調査の結果，次のように結論された．

(1)作業遂行に当たって，訓練生は，試行錯誤をやることを強調されるため，極度のフラストレーションに陥る．そのうえ視覚障害者に，一般企業の門戸が開放されていない国々では，訓練・評価の結果だけが唯一の職業獲得の手段であり，よい結果をだすことが就職のチャンスとつながり，さらにこのフラストレーションの状態を強めている．

(2)学習理論による理論構成が不足しており，特に報酬体系についての考慮がない．

(3)妥当とされる解決方法自体が実際的ではなくある部分においては，その国の文化的背景すら無視している．

(4) 3種の教具を用いての評価・訓練のプログラムに共通していることは成績の結果を一般化するための標準化がされておらず，設定された学習規準もきわめて任意的なものである．

(5)訓練・評価方法が任意なものであり，経験を積んだ指導員でなければ，これを実施することができない．

(6)訓練の成果について，実際に工場で働いている訓練生および現場の主任・工場長は，必要な運動技能を訓練・評価するための教具としては不十分なものだといっている．

(7)晴眼者の成績との比較検討の結果，視覚障害者の成績が著しく悪かったし，また，与えられる課題が改善の余地もないほど難解であった．視覚障害者の成績が順次，晴眼者のものに近づくように構成されるべきで，素材の選定に誤りがある．

そして，結果として，訓練の導入にはなり得るとしても，判定教具とはなり得ないとされ，新らしい5種類の教具と，それらを用いるための方法論が導入されることとなった．

新しい評価・訓練プログラム

このプログラムにおいては，運動技能全般にわたって訓練・評価するシステムが主要な役割を果たすことになる．それは，このプログラムを通じて訓練されていく諸技能は，職場で働く視覚障害をもった作業員の基本的な習慣を形成し，作業に従事する場合も，晴眼者と対等の生産性の向上に参与できるとされるからで，学習の転移がこの基本的な考え方とされている．

なお，ここでいう運動技能とは，次の10の技能を指している．

①腕の速い動き，②指先の速い動き，③物体の大ま

表1　教具の訓練内容と訓練される運動技能の分類　　（注）○印は訓練評価される運動機能を示す

教具名	1ミネソタ式		2ペンシルベニア式		3パドウ・ペグボード				4クロフォード式		5デザインテスト
訓練内容／訓練される運動技能	1 置き換えテスト	2 回転テスト	1 組み立てテスト	2 分解テスト	1 右手のテスト	2 左手のテスト	3 両手のテスト	4 組み立てテスト	1 ピンとカラーの組み立て	2 ねじくぎ	
1腕の速い動き	○	○	○	○	○	○	○	○			
2指の速い動き		○	○	○						○	
3物体の大まかな操作	○	○	○	○	○	○	○	○			
4物体の細やかな操作									○	○	
5指先の巧緻性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6両手の協応動作		○	○	○			○	○	○	○	
7触弁別											○
8位置の記憶			○	○	○	○	○	○	○	○	○
9形状の記憶											○
10反応時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

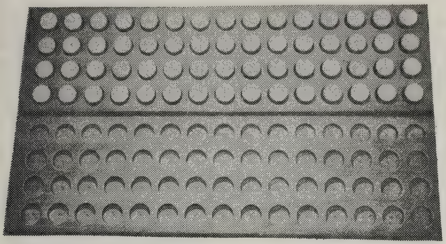

図1 ミネソタ式

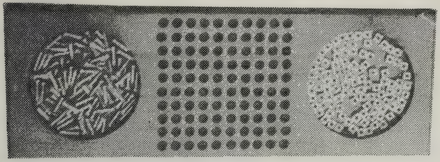

図2 ペンシルベニア式

かな操作，④物体の細かな操作，⑤指先の巧緻性，⑥両手の協応動作⑦触弁別，⑧位置の記憶，⑨形状の記憶，⑩反応時間．

〔教具〕 新しく導入された教具は，次の5種類である．

(1)ミネソタ式操作速度テスト（Minnesota rate of manipulation test)—以下，ミネソタ式と略．

(2)ペンシルベニア式両手作業訓練具(Pennsylvania bi-manual work sample—以下，ペンシルベニア式と略

(3)クロフォード式巧緻性テスト（Crawford small parts dexterity test）—以下クロフォード式と略．

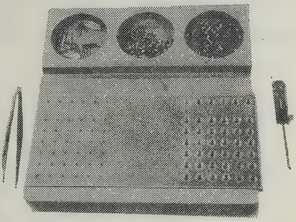

図3 クロフォード式

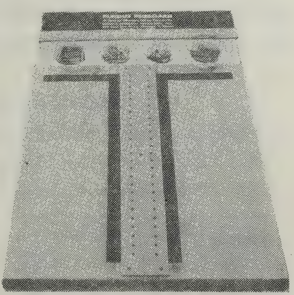

図4 パドウ・ペグボード

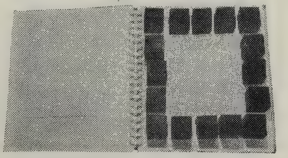

図5 デザインテスト

(4)パドウー・ペグボード（Purdue pegboard）

(5)スタンフォード＝コオ式デザインテスト（Stanford = Kohs block design test for the blind）以下，デザインテストと略．これらの概要については，写真に示す通りである．

また，表1は，各教具から導かれる訓練内容と訓練される運動技能との関係を示している．

これらの教具は，すでにわが国にも適性検査用具として導入されているものであるが，従来日本における視覚障害者の職業観が固定しており，さまざまな職種に即した適性判定の必要性は全くなかったため，これらの器具の適用範囲が視覚障害者にまで拡大されたことはなかった．

〔訓練・評価の手続き〕 訓練・評価を行なうに当たって，指導員は，統一性を図るために教示はすべて手引書に基づいて行なうことが,義務づけられている(詳細な教示内容については省略する)．

訓練生の各試行の成績は，次のような方法で処理される．

(1)課題遂行の所要時間を所定の用紙に記入する．

(2)さらに，遂行の所要時間をグラフ化して，学習過程を可視的にする．

(3)規準値（晴眼者の平均値の90パーセント）と訓練生の第1試行目の成績をもとに，5パーセントの学習上昇率および時間を算出する．

(4)課題学習の所要時間に何ら改善が見られない，いわゆる，高原状態が連続5試行続くと，この訓練・評価のプログラムは中止される．この最終試行の成績が晴眼者のものと比較されパーセンテージに換算される．

$$\left(\frac{最終試行}{規準値} \times 100\right)$$

(5)おのおの，11の諸訓練プログラムを通して得た成績は，その個人の運動技能を示すものとして用いられる．このとき(4)で算出された値は5点法によって，次のように分類される．

1……80％以下の成績
2……80～90％　〃
3……90～100％〃
4……100～110％〃
5……110％以上の成績

(6)表2は，この最終的な試行を全体的にまとめ，評価しようとしたものである．記入方法は，たとえば，

表２　運動技能についての総合評価表

運動技能＼訓練方法	1 ミネソタ式		2 ペンシルベニア式		3 パードウ・ペグボード				4 クロウフォード式		5 デザインテスト	平均値
	1 置き換え	2 回転	3 組み立て	4 分解	5 右手	6 左手	7 両手	8 組み立て	9 ピンとカラー	10 ねじくぎ		
1　腕の速い動き									／	／	／	
2　指の速い動き	／		／	／	／	／	／	／	／		／	
3　物体の大まかな操作										／	／	
4　物体の細やかな操作	／	／	／	／	／	／	／	／			／	
5　指先の巧緻性												
6　両手の協応動作	／				／	／					／	
7　触弁別	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
8　位置の記憶	／	／							／			
9　形状の記憶	／	／	／	／	／	／	／	／		／		
10　反応時間									／			

ミネソタ式での置替えテストの成績を晴眼者のものと比較したとき，それが 100 ～ 110 パーセントの間にあったなら，この課題を遂行するに必要とされた運動技能，すなわち，①腕の速い動き，②物体の大まかな操作，③指先の巧緻性，④反応時間の４項に，すべて得点が４点として記入されていく．このようにして，すべてのテストにわたって得点が記入されていき，最終的に運動技能についての評価が行なわれていくことになる．

なお(3)の項で述べた５パーセントの上昇率を算出する目的は，成績が５パーセントアップするごとに与えられる賞与（token reward）との関連からで，これは内的な報酬とともに，外的にも報酬を与え，学習意欲を高めようとしたものである．

以上，述べてきたのは，結果の処理方法についてであり，表２の総合評価表は，さらに実際の職業分析との関連で，その個人がどの職業に適しているかを判定する資料として用いられる．表３は，電話交換手の交換機の操作内容と運動技能について述べたものである．同表に必要性の程度というのは，電話交換の訓練を行なう指導員の判断により５点法で示されたものである．

表２と表３から図１が導かれる．この図をもとにして，訓練生の運動技能が，その職業を行なっていくうえで十分なものかどうかが判定されるのである．本図では，訓練生の最終試行を任意に仮定してプロットしたものであるが，この場合，だいたいにおいて職業訓練指導員の望む運動技能の程度に達しており，職業訓練課程へ進むことが許される．しかし，すべてにわたって合格規準に達しているのではないから，特に指の速い動き，両手の協応動作を含む訓練を更に続行していくことが必要である．

今後の課題

〔位置づけ〕　訓練・評価の位置づけをする前に，まず重要なことは指導員の視覚障害者のリハビリテーションに対する考え方を明確にすることである．それは「人たるものは，その能力に応じて，自己の職業を自由に選択し得る」という基本的概念であって，長い間，固定化している日本の視覚障害者の就職の状況とは，異なるものである．

しかし，今日ほど視覚障害者の社会適応訓練の必要性が力説され，職業の機会均等という考え方が高まってきたことも，かつてない．このような考え方は，主として日常生活全般にわたる技能の訓練と職業訓練と

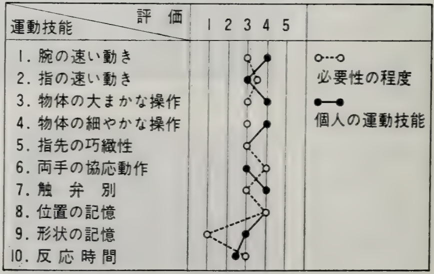

図１　電話交換手としての職業プロフィル

に2分され実施されている．前者においては，点字，タイプライター，話し方を含むコミュニケーション訓練，調理，家政を含む日常生活訓練，歩行訓練などが行なわれている．

ところで，われわれが視覚障害者のリハビリテーションというとき，単に限定された特殊な技能の上達や，心理的更生だけをさすのではないということである．真にリハビリテーションが終了するときは，1人の視覚障害者が，精神的に，経済的，社会的に自立・独立するときなのである．こういう意味では，社会適応訓練は，就職の機会を得るに必要な前提であって，受動から能動を形成する過程であり，何かに向おうとする個人の出発点であるともいえる．そして，このプロセスが実施されるために必須なことは，その個人の持ち前すなわち，職業的個性ともいうべきものが理解されていること，また，個人が望む職種に向かっての必要な技能の訓練方法が展開できなければならない．これは，訓練生が適職を得て，楽しみつつ働き，生活の安定を図り，なおかつ業務の面で，生産性の向上に十分に寄与できるといった人的管理の問題であって，この管理を有効適切，適材適所に行なっていくうえでの前提条件である．

表3　電話交換機の操作内容と運動機能

交換機の操作内容	必要とされる運動技能	必要性の程度
1 ダイヤル操作	1 指の速い動き	4
	2 指先の巧緻性	3
	3 物体の細やかな操作	3
	4 価値の記憶	4
2 音信号に対するすばやい反応	1 反応時間	3
3 キー及び触知式信号ピン (tactile-indicator) の操作	1 腕の速い動き	3
	2 指の速い動き	3
	3 物体の細やかな操作	3
	4 位置の記憶	4
	5 反応時間	3
4 内線群表示をもとにして内線ボタンを操作	1 腕の速い動き	3
	2 物体の大まかな操作	3
	3 位置の記憶	4
	4 触弁別	3
	5 両手の協応動作	4
	6 反応時間	3

〔問題点〕 訓練生が，単に晴眼者と同等の運動技能を有しているとしても，その訓練生の就職の機会には，決してつながらない．就職の機会，すなわち，社会へ復帰するということは，基本的な社会適応訓練が終了し，社会復帰のための総合的な再組織化を行ない得た人びとにのみ可能である．就職という段階では，その個々の全体的な診断が徹底して行なわれる必要がある．

さらに，訓練の妥当性という面になお問題が残る．それは主観的要素が多く，統計的基礎に欠けている．これらの点はさらに検討される必要があり，より具体的に，人の諸機能の個人差を発見し，この特徴をさまざまな形で実践的な場面に適応できるように考慮しなければならない．

〔今後の課題〕 以上のような問題点を指摘したが，訓練・評価のプロセスが，合理的で，しかも高度な学問的な分析に基づいて行なわれているために，多方面への応用性を有している．これは，今日までのわが国の現状に対する挑戦である．

われわれは，実際にこの方法論を実施していきながら，このデータと他の諸様相との相関を求め，わが国の風土に合った方法で職業適性の判定資料および訓練生の予測を得るための新材料として役立ててゆく必要がある．

日本ライトハウス職業・生活訓練センターでは，視覚障害者のリハビリテーションをより具体的に，しかも，総合的に行なっていくうえで，この訓練・評価の方法が診断および諸技能の習得の基礎となるという考え方に基づいて感覚訓練の一つのセクションとして実施している．視覚障害者のリハビリテーション，職業の開拓がいわれている今日，この方法論のもつ意義は，真に新しい観点に立とうとする試みの指標として定位されよう．　　　　　　　　　　　　　（関　宏之）

コンピューター・プログラマーの訓練

訓練の開発

最近まで全盲者の就職についての見通しは，やや制限されたものであった．しかし，5年ほど前からコンピューター・プログラミングという新分野に道が開ける希望がもてるようになってきた．この分野は小企業の合理化に役立つだけでなく，大企業や政府の諸管理についての考え方にも革命的な変化をもたらした．また，労働市場にも完全な変革をもたらした．経験のあるプログラマーの需要が非常に大きくなったため，その給与は高騰した．たとえば，アメリカでは高等学校卒業生でコンピューター・プログラミングに2年の経験がある場合，年8500～9500ドルという他には例のない収入がある．

1963年の初め，シンシナティ大学の医学コンピューター・センターでは，盲人のリハビリテーションにコンピューターがどのくらい助けになるかを研究した．この研究では，盲人をコンピューター・プログラマーに養成するのに必要なテクニックと補助具を研究開発した．

1964年メリーランド州ブレントウッド市の国際アカデミー教育部において下半身不随の盲人をコンピューター・プログラマーとして訓練し始めた．最初は，廃棄したコンピューター・システムや特別な装置を訓練用に用いた．技術の講義には録音を用いる方法をとった．IBM 1401のプログラミングの基本的考え方を教えるのに必要なテキストは，200時間以上の録音になった．基本的な考え方を理解させるために，テストと練習問題も録音した．これらの録音を使うほか，十分理解できなかった部分について質問したり，プログラムをうまく作るためのコンピューター論理を発展させる方法を探す機会を与えるため，討論会を開いた．

シンシナティ大学で開発された補助用具は非常に効果があった．技術面での訓練が終わったとき，まず賃金計算の練習をさせた．自分の作ったプログラムをコンピューターにかけてテストしてみなければ，自分が用いた論理を評価する機会がない．

盲人は普通のコンピューター・アウトプットと会話することはできないから，普通のインク・プリントを点訳するプログラムを書き，それにより，コンピューター・プリンターが点字を打ち出すようにした．この結果，個々の詳細な指示やプリント・アウトされた結果を晴眼者の助けを借りずに，直接コンピューターと対話することができるようになった．

15カ月後，この盲青年は，コンピューター・プログラマーとして働く確信がもてるようになった．この盲青年を雇入れる側は，すでに訓練中に補助具と技術が開発されていたから，何も特別の装置を購入したり借りたりする必要はなく，仕事を助ける必要もなかった．そして盲人プログラマーは晴眼者と同じにひとりで仕事ができるようになった．この青年はマリーランド州のC&P電話会社に採用された．

この結果，国際アカデミーは，多くの盲人をコンピューター・プログラマーとして養成するため，1966年11月盲人のためのプログラミング・クラスを発足させるに至った．

訓練計画

この計画が成功したのは次のような多くの要因によると考える．

(1)訓練施設は，障害者を教育できる有能な研究機関でなければならない．

(2)コンピューター・プログラミングの基礎を教え，理論の理解と認識をもち，プログラミングに付随する論理を発展させ，必要な経験を実地に体験できるように計画されたカリキュラムをもたなければならない．

(3)訓練に使うコンピューターは訓練所内になければならない．

(4)データ処理の各専門分野で有能な資格のある指導者が必要である．

(5)卒業生の就職を成功させるための就職あっせんが必要である．

盲人のコンピューター・プログラマーの訓練には，選抜，訓練，就職の三つの分野がある．第1にこの分野の訓練に適する人を選ぶには，どのような基準を用いればよいか．盲人でプログラマーになろうとする人は，高等学校卒業生で，どの教科もC^+以上の成績であることが最低必要で，さらに科学や工学分野のデータ，プログラミングに進みたいと思う人は，数学か関連部門の学士の資格をもっていなければならない．学生の成績を評価するとき，重要なのは，国語，簿記，会計，事務，経理，数学，音楽，速記およびこれらに関連する教科である．それとともに自立性があり，他の人に手伝ってもらう必要がないことが要求される．また，就職するのに支障のないだけの性格と外見を備えた者でなければならない．性別，人種，年齢は障害にならない．さらに抽象的な思考と論理的考え方ができるかどうかをテストしてみる必要がある．これらは，知能測定用テストにより，ある程度測定することができる．コンピューター関係の仕事は，広範囲で応用範囲が非常に大きいので，いろいろなタイプの人が働くことができる．

訓練方法

訓練を効果的に行なうには，いろいろな必要事項とテクニックがある．訓練生は点字を十分使うことができなければ就職の可能性が少なくなる．点字はコンピューターと対話するための基本である．仕事をする習慣を身につけ，心が整理されていなければならない．仕事のうえで役立つ道具は，何でも使用し，仕事をやりやすくし，自信をつけるのに役立つものを用いるの

がよい.

訓練に用いたテクニックは次のようである.

(1)黒板による説明は，説明者が説明している各ステップを詳しく話せば効果的になる．この場合，説明する速度が早くなり過ぎないように注意し，理解するのに十分な時間をとるのがよい.

(2)講義は普通2時間以上にならないように区切る．そして実地訓練の時間を毎日の活動に組込むようにする．初めはみんなでディスカッションする形式にするのがよく，知識が増すにつれて実際のプログラミング実習を行なうように組込む.

必要な就職条件

訓練生がプログラマーとして仕事をするうえで役立つ道具としては，点字タイプライターか点字板，テープレコーダー，コンピューター・システムについて晴眼者と対話するための普通のタイプライター（この方法の代わりにポータブルのキイ・パンチ・マシーンがあり，これを用いれば，盲人プログラマーはキイパンチャーに指示をタイプするステップを省略することができる．点字のカード読取機があれば，盲人プログラマーはパンチカードを読み取ることができる．これがあれば，盲人プログラマーが書いたものを晴眼者に読んでもらう必要がなくなる）などがある.

盲人プログラマーを就職させるときには，次のような点に考慮を払う必要がある．　①盲人プログラマーが十分仕事ができるように訓練を終わっていなければならない．　②盲人プログラマーは共同作業がスムースに行なえて，ハンディキャップが障害にならず，将来の雇用主を満足させることができなければならない．　③盲人プログラマーは満足すべき水準で仕事ができ，雇用主が満足することが必要である．　④雇用主を満足させるような仕事をするうえで必要な特別の設備や道具を持って就職しなければならない.

現在働いている盲人プログラマーは，晴眼者のプログラマーと同様の資格と能力をもち，仕事をやって行くことができることを実証している.

（ジョン・デュリター／福井章二郎訳）

［参照文献］

DeRuyter, John, "The Training of Blind Computer Programmers" *The New Outlook for the Blind*, Vol. 62, No. 1, 1968.

歩行訓練と盲人歩行学

盲人歩行技術の発展

多年にわたり，盲人の歩行について多くの試みがなされてきた．ある時代では，困ったおりには近くに居合わせた人びとからの助けをかりて，歩行補助用具なしで歩いて行けることが，時代の先端をゆく盲人の態度であると思われた．またあるときは，盲人福祉機関（agencies for the blind）の究極の目的としては，晴眼者の世界から盲人を保護し，家庭訪問教師（home teacher）として福祉機関に雇用されたワーカーが盲人の家庭を毎週訪問し，庭の中まではいりこんで行って援助するほどまでして，歩行の介護をはじめ盲人のあらゆる必要を満たすべきであるとされた.

1930年，イリノイ州ペオリアのライオンズクラブは，交通事故から盲人を守るために，盲人であることを人びとに知らせる手段を講じる白いつえに関する法律の制定を主張した．その結果，白いつえは盲人のシンボルとなり，盲人が近づいてくるのを公衆に知らせる標識となった.

白いつえの利点と弱点については，多年にわたり徹底的な究明がなされてきた．ある盲人たちにとって，白いつえが歩行を可能ならしめる唯一の手段であることは，昔も今も変わりない．しかし，自動車や歩行者の交通量が増大し，あらゆる交通機関や道路が混雑をきわめる状態にある現在，白いつえとその使用技術が，より大きな統御力をもちたいと望んでいる盲人にとって必要なものとなってきた.

歩行訓練事業（mobility training program）を実施しようと試みるとき，また，将来訓練を受けたいと希望する盲人の側において遭遇するむずかしい問題の一つは，白いつえの使用が生みだす形姿である.

つえを使用している人が，目の見える公衆によって盲人として認知されることは，否定できない事実である．しかしながら，盲人が白いつえという歩行補助用具を用いて巧みに，かつりっぱに歩くことにより，かえって有能な人間としての威厳を盲人に与え，盲人であることをわからせる標識としてよりも，盲人に独立を与えるものとして，白いつえがもつ意義が強調されるようになってきた.

1929年，盲人の組織だった単独歩行技術が，テネシー州のナッシュビルに「シーイング・アイ盲導犬学校」(The Seeing Eye, Inc. ― 現在，ニュー・ジャージー州モリスタウンにあり，アメリカで最初の最も

権威のある盲導犬学校）が開設されたときに初めて導入された．この学校は，特別に訓練した犬を盲人のガイドとして使用することを教える目的で創設されたのであったが，同時に，熟達した歩行技術を用いることができるためには，感覚と歩行について本格的な訓練が必要であるということが認識される最初の機会となった．

盲人歩行技術の次の発展は，第２次世界大戦中に起こった．それは，戦傷失明者が医学的治療と医学的リハビリテーションの措置を受けるため，ペンシルベニア州のバレー・フォージ病院(Valley Forge Hospital)に入院中のことであった．同病院のリチャード・フーバー（ Richard Hoover ）が，同僚の助力を得て長いつえとその使用技術を案出したのである．そののち，この歩行技術は，1000人を越える帰還軍人の協力を得て，イリノイ州ハインズの連邦復員軍人病院（Veterans Administration Hospital）においてテストを行ない，完全なものに仕上げられた．

これらの歩行技術について正しい訓練を受けた結果，戦傷失明者は，経済的に自立し，責任を負い，自己の威厳を保つことのできる人間として社会へ復帰することができた．長いつえによる歩行は，よく訓練された教師が教えれば，大多数の盲人が実際に歩くことができるようになる方法である．

盲人歩行の四つの方法

一般的には現在，盲人の歩行において四つの方法が用いられている．第１は補助用具を用いない方法である．この方法によれば，盲人の歩行能力，安全性および美しい姿勢が制限される．第２は晴眼者の手引きに頼る方法である．これだけに頼ることは，盲人が常に他人に依存するようになり，歩行能力を補ってくれる残存諸感覚の利用が結局失われてしまう危険を犯す．第３はフーバーつえとその技術による方法である．第４は盲導犬による方法である．

ここで特にいっておきたいことは，長いつえを弁護する人と盲導犬の使用を好む人びととの間に互いに張合う競争意識があってはならない，ということである．これら二つの方法は平等に良いものであり，両者とも利用できるものであって，選択はそれぞれ個人の意思に任せるべきものである．

また，しばしば問われる質問は，歩行補助用具（travel aid）の使用が，その用具に頼りきりになってしまう態度を作りあげてしまうのではないか，ということである．質問者の真意は，盲導犬や長いつえの使用により残存諸感覚の利用が少なくなってしまうのではないか，という懸念とである．回答は明らかに否である．むしろ，歩行補助用具を効果的に使用するためには，盲人はすべての残存諸感覚を最大限に用いなければならないからである．

ひとり歩きの能力の意義

他の助けを借りず単独で歩行できる能力が盲人にとって絶対に必要であることは，次に引用する人びとのことばからも，十分理解できる．

トーマス・キャロル神父（Thomas Carroll）は，行動を奪われた盲人について次の通り書いている．「視力を失った者は，立っている地点に釘づけになり，根をはやし，そこに閉じこめられてしまう．かれは身体の安全の保証もなく，成人としての分別もなく，能力もなく，全く他人に依存して生きる人間である」．マサチューセッツ州盲人福祉課長（Supervisor of Individual Services of the Massachusetts Division of the Blind）のジョージ・カーティン（Geoge Curtin）は，「盲人の歩行は，自由に，美しい姿勢で，かつ安全に行くことができるという身体の運動だけのものではなく，そこに盲人の態度，思想，熱望，野心などが深くからみ合った心理の動きを伴うものである」と述べている．

また，ニュー・ジャージー州盲人福祉課(New Jersey State Commission for the Blind）のアービング・クルーガー（Irving Kruger）は，「盲人がひとりで動き回わることができないことは，身体的あるいは，精神的のものであれ，沈滞を生みだす源泉となるものである」ともいっている．

さらに，アイオア州在住のある盲人のリハビリテーション・カウンセラーの妻は，「私の夫にとって，ひとり歩きできる能力は，家庭をかれ自身の支配のもとに，しかも身体の安全を守りつつ置くことのできる自由を意味する」と語っている．

歩行訓練の実際

1960年，ニューヨーク社会事業学校社会事業研究所（Research Center of the New York School of Social Work）は，「盲人歩行能力回復における盲導犬の必要性」"The Demand for Dog Guides in the Travel Adjustment of Blind Persons" と題する調査研究を実施した．この調査研究が明らかにした事実のうちに次

のような事項がある．①盲人の多くは，自分の歩き方に不満である．②このような不満があるにしても，歩行を改善するため積極的な対策が一般に講じられていない．

以上のような事情のもとに，多くの歩行技術が歩行訓練課程（mobility training program）で教えられているが，この課程の核心は，白いつえそのものについてではなく，それを使う技術または仕方である．

たとえば，フーバー技術（Hoover techniques）に習熟した盲人は，望み通りの場所へ，安全に，りっぱに，かつ美しい姿勢で歩いて行くことができるのである．基礎的な歩行技術は，ひとたび習得すれば，それを用いる人によって一つの地域から他の地域に移しても，十分適用できるものである．また，歩行技術に習熟した人は，ほうきの柄を用いても，最新型のつえを持ちながら，それを使いこなす技術や熟練をもたない人よりも，はるかにたくみに単独歩行ができる．

歩行訓練課程が，どの人に役立つかどうかを決定する場合には，多くの要因を考慮しなければならない．これらの要因のうちには，全般的な身体の適性，年齢，性別，IQ，雇用状態，歩行の必要度などがある，

さらに心理的要因（psychological factors involved）として次のような態度や感情が含まれるだろう．

「白いつえを持つことは，盲人として私を見せることである」というような古くから盲人をもつ家庭によく見られる態度．「盲人であることがわかるような外見的標識は用いるべきではない」という，従来からいわれてきた態度．「盲人は，ひとり歩きをすべきでない．私の夫（または妻）が，私の行きたいところにはどこへでも連れていってくれるので，あえて危険なことはすべきではない」というような他人に依存する態度．

生理的・医学的要因もまた考慮にいれなければならない．歩行訓練への参加を断り，あるいは訓練課程に変更を加える必要があって問題とすべきケースは，心臓冠状動脈の疾患，整形外科的の障害，音の判別を困難にするほどの重度の聴力障害，高血圧，糖尿病などのケースであろう．

盲人歩行学と盲人の態度

失明者の能力をできる限り発揮できるよう訓練し，社会へ復帰させるという思想は，かなり新しいものである．失明者リハビリテーションの目標は，個別的であって個人ごとに異なるべきであるという考え方をわれわれの多くは受入れている．その結果，最近アメリカの大学において盲人歩行学（peripatology）が学問的に確立され，歩行訓練士養成課程に重要な研究調査科目となっている．盲人歩行学は，「盲人の残存諸感覚を訓練し，自己と周囲について十分知ったうえで，盲人が一つの場所から他の場所へ，自由に，美しい姿勢で，かつ安全に歩くことのできるようにする技術（art）と科学である」と定義されている．したがって，この技術の訓練を受けた盲人は，行きたいと思う場所へ，また，行きたいと思うときに，安全に行くことができるし，もはや家族や友だちに連れて行ってもらう必要もないのである．しかし，多くの盲人福祉機関が今なお，失明者に対する方針と態度における，このような変化に対して抵抗を示している．というのは，盲人福祉機関が果たすべき役割は，「貧困で援助の手を差し伸べてくれる者もない盲人」の面倒をみることである，という長年にわたり保持された観念が，なお固執されているからである．

しかし，盲人歩行学という新しい科学に対する最大の抵抗は，盲人自身からくるだろう．ということは，新しい事業とか変化に対する抵抗は，盲人だけに見られるものでなく，晴眼者の多くも，程度の差こそあれ，抵抗を示すものである．

ニューヨーク社会事業学校（大学院程度）による前述の調査研究で，サミュエル・ファインストン（Samuel Finestone）は次の通り述べている．「歩行の仕方が貧弱で，歩行が非常に困難な状態については，盲人の中に広く不満の感情が見受けられる．しかし，そうした全般的な状況が存在しても，歩行の仕方を積極的に改善していこうとする配慮にまで具体化されることはない．３人のうち２人は，変化と向上に対してなんらの意欲も示していない」と．

歩行訓練が盲人にとってどんなに重要であるかを認識する責任は，最終的には盲人自身が負わなければならない．盲人歩行訓練事業に従事する者は，すべて失明は克服できること，同様に歩行不能の状態もまた克服できる障害であることを知っている．特に歩行訓練が盲人自身の歩行に対して非常に重要であることを強調しておきたい．他人の援助をかりず単独で歩行したいという意欲が，単に知的の面だけではなく，情緒的な面，つまり気持のうえでも，十分に認識していることがたいせつである．

盲人の歩行と職業

盲人は，かれらが晴眼者と同等に配慮され，同等に

処遇されたい，という欲求を多年にわたって示してきた．このことは，職業上かくありたいと熱望する事柄だけではなく，生活のあらゆる面についてもいえることである．ところで，盲人を雇用しようとする雇用主がまず第1に考慮することは，雇用される盲人が家庭と職場との間を往復できる能力をもっているかどうか，ということである．

この資格要件に答えることができることを実証するため，あらゆる努力を試みるかどうかは，就職を希望する盲人の決意いかんにかかっている．もし盲人がこのような試みを放棄するならば，その雇用主は他の盲人を雇ってみたいという気持をもなくしてしまうからである．

歩行訓練事業は，歩行の自由をふたたび取戻したいという欲求が，盲人の側に高まってきた結果，発展してきたのであった．そして現在では，盲人の歩行技術を改善するあらゆる機会が盲人に与えられているかどうかを知ることに，社会一般の関心が向けられている．　（ウィリアム・キーティング／村越芳男抄訳）

［参照文献］

Keating, W. P., "Peripatology in Practice" *The New Outlook for the Blind*, Vol.59, No.9, Nov., 1965

盲児の歩行訓練

早期訓練の必要性

盲児の歩行訓練（training in orientation and mobility）は，ごく幼い時期から開始すべきである．盲児も他の晴眼児たちと同様な身体活動をしたいという要求をもっている．しかし，親の過保護から盲児に恐怖心を植えつけてしまい，筋肉の成長と筋肉運動の協働作用（coordination）に必要な「走ったり」，「よじ登ったり」，「はねたり」するような筋肉を動かす運動に対する興味をなくさせている．よくない姿勢やぎこちない身ごなしが固定化するのは，よい姿勢に使われる筋肉の力が弱いからであり，また，他人のよい姿勢や身ごなしを見てそれに習うことができないためである．

スキップやジャンプの仕方は，ごく幼い盲児にも教えることができる．就学前に運動筋肉を発達させる機会と自由があるかどうかは，盲児のオリエンテーション（orientation 訳注：自己を取巻く環境と自己との空間的・時間的関係を認知する能力）と歩行能力（mobility）を左右する決定的要素である．

盲児の環境理解とその訓練

盲児が環境を現実的に理解することは，重要なことである．盲児にとっては，ことばによる概念の説明だけでは不十分なので，触覚による経験が必要である．盲児にはことばによる説明を意味があるものとするためには，実物を丹念に調べる機会が与えられ，自分の諸感覚に訴えて，事物を学ばなければならない．ひとり歩きができるようになるには，「聴く技術」（skill of listening）すなわち，音の認識，音源定位，および静止している音か，動いている音かの弁別などが最も重要である．また地面の状態の相違にも気付いていなければならない．踏みつける際の足の裏の感じやさまざまな路面を歩く足音にも差があるものである．

玄関の入口や建物の並び具合は，聴覚による手がかり（auditory clues）と，空気の流れに応じた気温の変化によって認識できる．盲児によっては，音や気温の変化を本能的に認識できる者もいるが，このような盲児でも，訓練が必要である．他の盲児の場合は，この「変化に気づく」ことがないので，これらの盲児には，音や気温の変化の手がかりを探し，それらを利用できるように教えるとともに，においの手がかりも指摘し指導しなければならない．

開け放しの扉やポストに衝突するのを避けるために，前方に両腕を扉形に広げて動き回らせるよりも，片方の腕を利用することを教えた方がよい．両腕を前に出す方法では不格好に見えるばかりでなく，衝突を避けることもできない．

晴眼者にとっては自然にできる，のびのびとした楽な気持での歩き方（relaxed walk）や腕の振り方も，盲児の場合には繰返し教える必要がある．行きたい方向へつま先を向け，まっすぐにスムーズに歩く能力や，足をあまり広げないで，せばめて歩く能力は，狭い歩道か，狭い板の上を歩く練習をすることによって発達させることができる．壁に触れないで壁に接近して歩くことも，この能力を伸ばすのに役立つ．このような訓練によって，盲児は深部感覚（proprioceptive sense），すなわち筋肉，腱，関節から生ずる感覚で，筋肉記憶（muscle memory）と呼ばれる感覚を発達させる．

盲児の場合には，日常生活の諸活動において用いられる普通の品物や技術を体得する必要性が非常に大きい．自分の身の回りのことや自分の所持物を自分で楽に処理することを教えなければならない．これらの訓練には長い時間が必要なので，幼児のころから始める

必要がある．この遅々とした練習過程において，必要な刺激と励ましを忍耐強く盲児に与えなければならない．

盲児の環境理解に影響する諸要因

統制された単純な状況から始めて，環境に次第に慣れて自信をつけてくるにつれて，徐々に，より困難な状況を正確に理解できるような指導が必要である．指導に当たってはことばの用い方（terminology）に注意しなければならない．盲児を混乱させないために，同じことばには常に同じ意味をもたせなければならない．そうすれば盲児は，やがてある人の「違う」は，「全く違う」を意味し，他の人の「違う」は，「恐らく違う」を意味することに気がつくようになる．しかし，晴眼者の世界では一つのことばでも意味が大幅に異なる場合があるので，混乱を引起こし，失望してしまうこともある．

盲になった年齢もまた，身体の動作の型（movement pattern）に影響を及ぼす．残存視力（residual vision）の程度も，また動作に影響を与える．しかし，残存しているどんな視力でも利用しようとするし，また，そう努めるべきである．しかし，それは目が見落してしまうような情報を与えてくれる他の諸感覚を，発達させようとしないことになり勝ちである．このような人については，目隠しをしたり，眼帯をすると効果があることが証明されている．聴覚と深部感覚（proprioceptive sense）を発達させると，それらの感覚が視力によって受入れることのできる情報の確かさが補強されるであろう．

屋内における訓練とその方法

屋内における訓練方法は，まず盲児の寝室あるいは教室の入口といった固定した出発点（fixed starting point）をもつことが重要である．一つの部屋を系統的に探索するためには，その部屋の壁をつたうことから始め，出発点の入口に戻って終わらねばならない．窓，扉の位置，壁に面して半永久的に置いてある家具の位置に留意して，探索させなければならない．こういうことが済んでから，中央部に置れた物体に進むと，盲児は自分の机，または寝台に行って，戸口に帰ってくる最も簡単な道筋を覚えるものである．扉や窓のありかを「聞いて知る」ことを学ぶと，現在いる環境での自分の位置がわかり，出発点にいちいち戻る必要がなくなる．

白いつえ使用前の訓練

歩行訓練は継続的に行なわれるべきものである．こどもの世界が広がり，外界についての理解が大きくなるにつれて，さらに多くの複雑で，より注意を要する状況に出くわすものである．盲児は方向感覚（sense of direction）を養い，方向を間違えないで判定することを学ばせなければならない．

また，直角に方向転換をする際，時間をかけて熟考したうえでするのではなく，さっと転換する方法を身につけさせる必要がある．また知らず知らず歩く方向が変わることがないような歩き方と，歩いて来た跡をたどって引返えせるように，道を覚えさせなければならない．また，盲児に感覚的情報を提供する目じるし（landmarks）を使って歩くことを教えるべきである．初めは教えられた目標地点を歩き，後には自分自身の力で目じるしの位置を確認するよう教えなければならない．盲児があまりよく知らない所へ行くときには，用心をしながらも，自信をもつよう助力しなければならない．不安な気持でいると認識力が正常に働くのを妨げるからである．扉や廊下の位置を知るには，たとえば，一方の手の甲を用いて壁や手すりに沿って，「つたい歩きをする」（trail）といった歩行技術がある．

長いつえ（long cane）のような歩行補助用具を用いる本格的な訓練は，その必要が生じ，しかも盲児が周囲の環境の状況を把握できない，見知らぬ場所に入っていける用意ができたときに初めてなされるべきである．この段階になると，市街地の道筋がどう走っているか，交通の流れや交通規制，道案内をしてくれる人のことばによる指示に従って歩く方法，目じるしの見つけ方や利用の方法，情報の求め方（どんなことを尋ねたらよいか，また，その場の状況が明らかになるまで尋ね続けること）などを教えなければならない．

盲児は周囲に注意を怠ってはならないが，緊張し過ぎないで融通がきくようにしなければならない．また，聴覚で必要なものだけを聞きとる選択力（selectives）を体得させるべきである．盲児と音源の関係は絶えず変化するものである．盲児は，たどって行くのに手がかりになる音だけを選別して，聞き出すことを教えられるべきである．また，必要なときに援助を求める方法，必要のないときには，援助の申出を丁寧に断わる方法，また，成功するまで屈せず努力しようという決意をもち続けながら，失敗として受入れることを学ばせなければならない．

このほかにも正しい方向線をたどって歩行する方法，信号のある交差点を遠くから認識できるように音を聞き分ける方法，交差点でない場所にある横断歩道を確認する方法，横断するのにどれほどの時間がかかるかを判断するため，交通信号が変わる周期を知る方法など，習得させなければならないことが多い．

長いつえによる歩行訓練

長いつえは，盲人が真に独立するための歩行補助用具である．もっとも，つえを役立つものとするためには，正確で多量の実地練習によって技能を身につける必要のあることはいうまでもない．

こどもは自分の運動技能（motor skills）を賢明に利用する判断力をもつ以前に，運動技能を発達させることができることを，常に心に留めていなければならない．　（ベトリックス・ベアード／西岡好徳訳）

［参照文献］

Baird, Betrix, *Mobility Trianing*, ICEBY 講演, 1967.

近代の老齢盲人問題

老齢盲人の増加

盲人援護事業に関する20世紀後半の問題の一つに盲老齢者がある．一般的な長寿の傾向は晴眼者と同様盲人にも影響している．また，寿命が増長するにつれて老人の失明率も増加する．

1963年，イギリスの保健大臣ポエル（J. Enoch Powell）は次のように語っている．「過去数年間において全人口に対する登録ずみの盲人の割合は下降している．1957年から1961年までの4年間で65歳以下の盲人は約6パーセント減少し，これは全体の割合の8.5パーセントに当たる．65歳以上の老人は約3パーセント増加しているが，65歳以上の総人口の割合では2パーセント減少している．割合や全体の盲人数の下降の傾向は，比較的に増えている特別のグループを示している．このグループの最大は老齢者で，登録ずみの盲人の3分の1以上は65歳以上である．今後20年間に65歳から75歳以上の盲人は40パーセント以上も増加し続けるであろう．

この一般的傾向から盲老人の人数が増えていることは疑う余地がない．これらの数字は1962年，11万2000人の65パーセント約7万3000人が65歳以上であるイギリスの全盲人人口の事実から算出されたものである．

かれらは現在いかなる仕事にもつくことができず，おそらく貯蓄もなくなり，年金によって限られた生活に甘んじているであろう．また，夫あるいは妻，兄弟が死亡し，こどもたちが独立していくので単独の場合が多い．したがって，独立した生活を維持することも不可能となる．

老齢盲人対策

社会には二つの責任，すなわち「ギブ・アンド・テーク」があるといわれている．社会は盲老人に対して同等の責任を負っている．その理由は，盲老人はその年齢か，弱点的な欠陥により重複障害者でもある．われわれは，いかにして世界のこれら盲老人の要求を最高に満たしてやるかという問題に取組まなければならない．

その第1は規則的な家庭訪問，第2は住居の要求を満たすことである．第3はそのことばの実質的，身体的感覚の両面において，交友をもたせることである．この周期的な訪問のおもな目的は，かれらの要求が理解される環境におかれ，確実に安楽と健康を保証し，実際には孤立や怠慢のないことを理解させることにある．このような家庭訪問は絶えず規則的に行なうべきで，これには盲人のために熟練したホームティーチャーが当たった方がよい．

登録ずみの盲老人のほとんどは，職業訓練を受けることは不可能で，点字も習わず，娯楽や気晴らしの仕事にも無関心である．かれらのおもな要求は，理解，近隣の関心，日常生活のささいな問題での同情的な援助であり，おそらく，かれらと同じような境遇にある人びととの社会的な接触である．

これらの多くは，専門的ホームティーチャーよりも訓練されていないボランティアによって満たされる場合が多い．また，盲老人の社会的，娯楽的な集会などは，わずかの専門的技術しか必要でない．訓練された盲人福祉奉仕者ができる援助は第2の住居問題である．盲老人の家族がその要求を承知し，また，ある場合は度を越した保護，特に中途失明者に対しての態度を思い止まらせれば，これは盲人の家族の環境で十分解決される場合が多い．

60歳から70歳で失明した人が短期間に社会復帰するためには，普通のリハビリテーション・センターで行なうことが望ましい．また，可能でもある．家庭内で束縛されている盲人は独立の気力を失いがちであ

る．そのため，リハビリテーションは，完全に成功させようとすれば家から離れて行なうことが最もよい．家族の恩恵を受けられない盲老人や人生の早期に失明した盲老人は，普通の老人ホームに収容されるか，または，盲老人のための施設に収容するのが望ましい．

盲老人のため，ときどき保護の目がとどく盲人用アパート地区を設定する必要がある．このようなアパートが1965年にロンドンの私設養盲院で始められた．一般用の寄宿舎地区の中央には，停年退職した盲人か，夫婦者が退職年金で十分に生活のできる64戸のアパートが建てられた．集会もできる食堂があり，応接室や洗濯室，運動場もある．管理には2組の夫婦が当たり，1組は監視者となり，もう1組は副監視者となって各部屋を管理し，非常時の場合は電鈴で連絡集合するように作られている．

最も必要でありながら現在設けられていないものに老人病ホームがある．老齢で病弱でしかも，家族や普通の盲人ホームでは収容できないが，入院を必要とするほどでもない盲老人のための特別の施設である．

1962年，イギリスで盲人の私設養盲院がこの種の施設をポクリントハウスに建設した．70歳から96歳までの盲人約30人を収容している．住居は全部1階にあり，ほとんどの家具は作りつけになっている．老人病を柔らげる物理療法室もある．盲老人にくふうされた車いすも備えてある．浴室や化粧室には病弱な盲老人のための特別の手すりや補助具が取付けられ，浴室などにはラバーマットが敷かれてすべるのを防いでいる．寝室には放送装備がしてあり，助けを呼ぶだけでなく，保護者が居間から応答できるようになっている．また，放送用のボタンを押せば自分の好きなラジオ番組を選ぶこともできる．ボランティアのヘルパーが毎日訪れ，リーディングサービスをしたり，盲人のクラブや娯楽場，教会などに案内したり，盲人の家庭へも訪問してくれる．職員は訓練された看護婦長，看護婦，介護人，それに調理師，パートタイムの物療師や専門療法師，専属の医師らで成立っている．

最後に，盲老人の要求に応ずる交友問題であるが，孤独は老人にとって最も苦痛である．そのため，全日制のセンターがあり，各種の興味ある活動計画を通して，多くの盲老人が特別な関心をもつよう努力している．センターは友情を保つ場であり，また，問題をわかち合い，生活を楽しみ新鮮な機会をみいだすところともなる．

イギリス盲人援護ラジオ基金（British Wireless for the Blind Fund）は毎年クリスマスの夜，放送ネットを通じてアピールを行ない，その基金からラジオを必要とする盲人には低額で支給している．トーキングブックもまた孤独な盲人にとっては大きな慰めとなり，病弱者向きにされた再生装置の長時間テープの応用が拡大されている．現在のトーキングブック利用者の57パーセントは，65歳以上の老人であることは意義が深い．　（ジョン C. コリガン/土井利家訳）

［参照文献］

Colligan, J.C., "The Special Problems of the Ageing Blind in the Modern World" *Proceedings of the World Assembly of WCWB*, 1964.

盲ろう者のリハビリテーション

盲ろう者の定義と特徴

〔盲ろう者の定義〕 一つまたは二つ以上の原因（病因）により，視覚と聴覚のどちらにも同時に障害をもっている人を盲ろう者という．それに加えて，この視覚と聴覚との障害により派生的に出現した他の症状（障害），すなわち，言語発達遅滞や情緒面の障害などをもっている人も盲ろう者という．また，厳密な意味での盲ろう者とは，狭義には完全に視力と聴力を失っている人をいうべきであるが，広義には，準盲と中度・高度難聴の障害を同時にもっている人も盲ろう者と呼んでいる．

〔盲ろう者の特徴〕 盲人は主として聴覚と触覚と知的・情緒的諸能力によって，また，ろう者は主として視覚と知的・情緒的諸能力によって外界に適応したり，自発的行動をとったりする．このような人たちと比較して，盲ろう者は主として，視聴覚以外の残存知覚によって外界に適応し，自発的行動をとらねばならない．この残存知覚としては，触覚（特に圧覚や振動知覚）や味覚や嗅覚などがあげられる．さらに盲ろう者は，それぞれの障害を受けた時期や障害の程度が異なっていて個人差が大きい．すなわち，先天的盲ろう者と後天的盲ろう者との間では，視空間や聴空間や触空間や思考や言語の世界はかなり異なった面があるといわれている．

行動観察を通してみられる，発達途上の盲ろう幼児の特徴の一部をあげてみると，次の通りである．

(1)からだをゆする，くるくる回る，寝たきりのこどもは手足を振る，目を押える，口の回りに物を軽くぶっつけながらたたく，頭を机やいすにぶっつける．

(2)突然けたたましい発声をする．

(3)全く歩けなかったり，いざり歩きをしたりするなど移動が普通のこどもと違う．

(4)昼夜のけじめがつかず，睡眠が非常に不安定である．

(5)そしゃく力，えん下力が弱く，食物をいつまでも口に含んでいて飲みこまない．

(6)排泄の自立がなかなかできない．

(7)物を放り投げたり，破ったりしてこわしてしまう．

(8)他人をつめで引っかいたり，かみついたりする．

(9)言語行動の習得に時間を要するし，他人との交信がうまくできない．

(10)概念形成や抽象的思考の発達が遅れる．

ただし，これらは発達初期のまだ生活訓練や学習を受けていない盲ろう幼児の特徴である．しかし，必ずしも盲ろう幼児が，これらの特徴を全部もっているわけではない．

盲ろう者のコミュニケーションの方法

盲ろう者は視力と聴力とのどちらにも欠陥があるので，コミュニケーションの手段としてあまり効率のよくない触覚をおもに使わなければならない．すなわち，コミュニケーションの基礎といえる記憶力，判断力，思考力，空間・時間の認識力，表現力などの習得はほとんど触覚を通して行なわれる．そのため，盲ろう者のコミュニケーションの手段としては，指文字，点字，身振りサイン，触読などがあげられる．

盲ろう者がこれらのコミュニケーションの手段を習得するには，長期にわたる努力が必要である．また，かれらを教育する教師や親の集中的，犠牲的努力が要求される．この点字，指文字などは，健常者がおもな交信手段として使っている音声言語，文字言語とは異なるので，健常者側がこの点字，指文字を解読，使用できて初めて相互のコミュニケーションがスムーズに行なわれる．

盲ろう者と健常者との間のコミュニケーションの方法としては次のような交信手段が用いられている．①アルファベット指文字，②テレタッチ（tell-touch）＝テレタッチというのは鍵盤を押すことにより，文字が盲ろう者に触読可能な点字に翻訳できる器機，③手掌アルファベット法，④拡大文字と拡大メガネ，⑤点字カードに普通の文字を併記する方法，⑥これらのコミュニケーション方法を組合わせて使用．

このようなコミュニケーションの手段を健常者が習得し，積極的に活用することにより盲ろう者のリハビリテーションを効率的に行なうことができよう．

アメリカの盲ろう児教育とリハビリテーション

〔パーキンス盲学校の教育〕 アメリカのパーキンス盲学校には盲ろう部があり，盲ろう教育のほかに教員養成と研究の機能をもっている．同校の盲ろう部には視力と聴力を全くもたない盲ろう児ばかりでなく，視覚・聴覚欠陥の軽度な者も入学している．1969年度で盲ろう部に在籍する児童・生徒は38人で，同校の全児童・生徒（288人）の約13パーセントを占めている．

盲ろう部で直接こどもたちの授業を受持っている者は，教師18人，助教師15人であるが，体育と工作は同校の専門の先生によって教えられている．

また，盲ろう児小学6年以下のこどもは，学年わくをはずした学級編成を行なっている．中学になると盲ろう児だけの学級ではなく，助手の先生に付添われて盲生徒といっしょに学習する．そして，300人に近い児童・生徒は，少数を除いては全部学園に寝泊まりしているので，寄宿舎でも，盲児と盲ろう児との交流が行なわれている．また，盲ろう児を可能な限り通常のこどもたちと交流させるようにしている．

このパーキンス盲学校で学び，社会に進出したすぐれた盲ろう者としては，ローラ・ブリッジマン(Laura Bridgman)，ヘレン・ケラー（Helen Keller），レオナルド・ドーディ（Leonard Dowday），ロバート・スミスダス（Robert J. Smithdas）などがいる．

ソ連ではオリガ・スコロホードワ（O. Skorokhodowa）があげられる．また，オランダ，ドイツ，イギリス，イタリア，オーストラリア，カナダからも成果が報告されている．

〔インダストリアル・ホームの活動〕 アメリカのインダストリアル・ホーム（Industrial Home for the Blind＝IHB）は，1920年から盲ろう者へのサービスを始めた．そして，アメリカ保健・教育・福祉省身体障害者職業リハビリテーション局（Office of Vocational Rehabilitation＝OVR）と協力して，リハビリテーションに関する研究を行なったが，その研究成果を *Rehabilitation of Deaf-Blind Persons*, Vol. Ⅰ～Ⅶに発表している．

その内容は，家族や友人や職場の人びととのコミュ

ニケーションの方法を学ばせる．自分の身の回りのしまつをすることを訓練させる．わずかな補助手段で，ひとり歩きをする能力をつけさせる．また，レクリエーション活動についても学ばせ，一部の盲ろう者には職業訓練をし，経済的に自立させたなどである．ただし，注意しなければならないのは，盲ろう者といっても完全盲ろう者ではない．弱視で難聴の者も含まれており，また，それらの人びとの中でも失官年齢や月齢がまちまちで，知的能力においても差があるということを知っておく必要がある．

この報告の中には，盲ろう者の職業的適応性について次のように述べている．

ある条件のもとで工場に雇用され，経済的に自立できるようになった盲ろう者はいるが，一般的には職に就いている者はほとんどいない．その理由として，雇用主側に盲ろう者を雇用しないという風潮があること，多くの仕事が視覚と聴覚を必要とすること，コミュニケーションが円滑に行かないということ，体の運動性の未熟や生活経験の不足などがあげられている．

また，ろうから後に視力を失って盲ろうになった者の場合は，自己意識を切替えることが困難で，そのことが職業的に不適応状態を招くことが多かったと述べている．

次に，ソーシャルワーク，職業カウンセリングおよび就職前訓練を実施する際には，特にコミュニケーションや個人的・社会的適応や行動性や職業的技能や環境条件などを考慮する必要があると指摘している．

また，盲ろう者の残存能力を伸ばすよう雇用の機会を多くすることが望ましい．従来は障害者用ワークショップにおける熟練を必要としない手仕事に限定されていたが，ときには専門職や事務職についた者もあった．したがって，盲ろう者の興味と能力を理解して職場の新分野開拓の研究を進めるべきであるとしている．

盲ろう成人に対する職業カウンセリングの重要な時期は，ろうであった者が盲になり始めたときである．それは，ろうであることを固執して，盲に関するサービスを受けようとしないからである．このような盲ろう者に対しては，職業選択項目の範囲をせばめ，能力に応じた選択ができるよう援助しなければならない．

盲ろう者の就職前の訓練は重要である．この訓練計画は個人差に応じたものであるべきで，盲ろう者のニードやレディネスを考慮して科学的になされるべきであり，また，この計画はニードの変化に従って修正されるべきである．そして，就職前訓練の際には，仕事の割当方法とか監督の程度とか，ニードへの適応とかに注意すべきで，訓練が進むにつれて，実際の工場の特徴と生産性をもった環境に盲ろう者を移してゆく必要がある．

IHBでは盲ろう者の多くは特殊ワークショプに就職した．このようなワークショップに就職することが目的の場合，職業訓練とオリエンテーションはIHBに入所しているうちに開始される．ただし，特殊な仕事の訓練は，ショップに入ってから行なわれる．また，家内雇用型の職業指導においては，家庭訪問をしたり助言をしたりしなければならない．

職業訓練の教育方針としては，

①盲ろう者をすべての仕事に慣れさせる．②実例を使った方法をとる．③簡単から複雑へ進める．④仕事を処理しやすい要素に分類し，相互に関連ある仕事をするように教える．⑤実際の労働環境で仕事を教える．⑥予定した雇用レベルの最小限度の実力を達成したとき訓練を終了する．⑦訓練終了時には訓練後に初めて直面する作業条件に適応できるようになっていなければならない．

工場に就職し成功している盲ろう者の特徴として次の点があげられている．

①競争の激しい就職のために熱心に準備をした．

②自由に歩行できる．③いくらかの有効な視力をもっている．④十分な技術をもっている．⑤視力低下が突然でなく徐々である．⑥情緒的に安定し，統合的である．

これらの諸特徴の一つもしくはそれ以上を欠いても，工場で成功できたという数例があった．その数例における盲ろう者の特徴として，

①工場で強く要求され，一般に盲になる以前に伸ばした特殊な技能または才能を発揮している．②人なみ以上にすぐれた手先の器用さをもっている．③交信の特別な便利さをもっている．④特殊な要求と興味をもっている雇用者に雇われている．⑤かれらに対する労働の需要が特別にあったことをあげている．

日本における盲ろう者問題

1969（昭和44）年4月文部省が全国都道府県市の教育委員会を通じて調査したところによると，20歳未満の盲ろう児数は全国で161人と発表されている．これを障害程度別にみると，全盲・全ろうが80人，全盲・難聴が25人，準盲・難聴が19人となっている．

そのうち，その他の障害を合わせもつ者が，３重障害者86人，４重障害者20人，５重障害者２人，その他不明となっている．このように盲ろう児の大部分は３重以上の重複障害児である．これらの盲ろう児で盲学校，ろう学校，各福祉施設および病院在院中の者は61人で，残りの100人は全く野ばなしの状態である．

山梨盲学校には，今までに３人の盲ろう児が学んだが，いまだ社会に進出し，自立した例はない．このほか授産施設としては光道園（福井県），収容施設としては青い鳥学園（山梨県）が盲ろう児を収容し，指導・訓練を行なっているに過ぎない．

今後，日本で弱視で中・高度難聴の盲ろう者に適し，ほぼ単独で就労できると思われる職業は，マッサージ，指圧，洋・和裁などがあげられる．また，補助や援助により，家庭や，シェルタード・ワークショップなどで働き得る職業があれば，さらに広い範囲になることも可能かと考えられるが，これは，一に，わが国の盲ろう者・児に対するリハビリテーション事業の今後の進展いかんにかかっている．（新谷　守）

盲精神薄弱者・児の福祉

盲精神薄弱者・児とは

盲精神薄弱者（略して盲精薄という）という語意が正しく理解されるためには，障害の発生原因，程度，能力などの正確な診断と判定が必要である．一般的には盲目という障害から起こる「知識の遅れ」というように理解されがちである．確かに視覚を通さなければ知り得ないものも多くあるが，これは医学的・心理学的に明確にされていないことから起こる誤った解釈であり，このことが，盲精薄者・児の教育・福祉の面で大きなマイナスになっている．

盲精薄がどのような要因によって発生し，これが同時的なものか，異質的なものが偶発的に重なって起こったものかは不明である．ただ，先天的あるいは遺伝的に，視力障害の原因が精薄の要因と合併して起こることの確率は確かに高い．したがって，視力障害者・児の中に精薄者・児が多いことは否めない．しかも，それだけではなく，言語障害，精神障害，奇形，情緒障害などの重複が少なくない．すなわち，盲精薄とは，その障害が何らかの脳障害によって発生するものである．最近では後天的な原因あるいは交通事故による後遺症として，失明，知能低下，機能麻痺などを起こしているのもまれではない．

このように考えると盲精薄者・児が〝知識〟の遅れとか，不足ではなく，視覚障害と精薄とが，障害発生において不可分な関係にある心身障害といえる．したがって，盲精薄者・児の教育，職業，福祉は，その障害の特殊性を十分に考慮し，専門的な指導，訓練が望まれる．そのためには，医学的，心理学的あるいは社会科学的立場からの研究による正しい診断と判定がなされなければ，誤解されたまま放置され，真の人格形成はさらに遅れることになろう．

〔盲精神薄弱児〕 社会福祉の対象としては，18歳までを「児」とされているので，ここでも，その範囲内にある盲精薄児について考えたい．

1965（昭和40）年厚生省が実施した「わが国における身体障害者（児）の実態調査」の結果によると，視覚障害児で重度の精神薄弱を合わせもち，かつ，聴覚障害，肢体不自由などもそれぞれ重複している複合障害児は推計1900人となっている．しかし，中度の精薄児を加えるときは，この数倍には達するものとみられる．

これらのほとんどは，先天的に発生しているもので，ときには出生後，原因不明の高熱，はしか，日本脳炎，分べん時の障害などによる小児病から失明している．また，1963年に東京都内の盲精薄児113人につき，その実態調査を行なった結果によると次のような病名があげられる．

先天性白内障，無眼球，網脈絡膜萎縮，先天性両眼球癆，視神経萎縮，脳腫瘍，小眼球，無水晶体，角膜軟化症，牛眼，眼球振とう症，早産，母体障害，脳性小児麻痺，結膜炎，緑内障，網膜虚視，増殖性網膜炎，瞳孔閉鎖，出産失敗．

この調査では，血縁結婚によるものが多い．これは多くの障害児にもみられることではあるが，１家庭に２人，あるいは３人の盲精薄児が発生していることは恐るべきことであって，しかも能力がきわめて低いため，その取扱いはきわめて困難である．

多くの盲精薄児は，その障害の内容が複雑であり，程度や能力が低いため，学齢期に達しても，身辺の自立，対話，歩行，用便がむずかしいうえ，社会性が欠如しているために，教育の対象からはずされている．しかし，これも何ら本質的な究明と判定基準によるものではなく，あいまいさがあるので，家族はもちろん，医師，助産婦，保健所などの協力によって，早期に発見し，障害能力に応じた早期訓練・指導を学齢期まで行なうような対策が必要である，これによって，

能力の開発，生活条件からくる環境精薄から脱皮させる道が発見されよう．そのためには，個別的，あるいは集団的指導と訓練をする専門家と設備とを用意した盲精薄児のための保育所が必要である．

さらに，訓練不可能な重症障害児については，医学的管理による愛護がなされるべきである．このように真に盲精薄児の教育・福祉のためには，総合的で，きめ細かい対策が望まれる．盲精薄児の職能指導については，他の障害児と同様に，早期訓練が効果的と思われる．かれらの多くは身体の運動機能が未発達であるため，指先を動かす訓練を気長く行なう必要があるからである．

現在，次のような種類の職能指導が行なわれているが，これが社会的自立に直接役立つものにはならないまでも，能力の助長によって，社会性の発達を図るためには無意味ではない．すなわち，ちり紙折り，粘土細工，陶器，エバーソフト，農耕，養鶏，養豚，園芸，まき割りなどは，機能訓練，情緒安定を助けるだけではなく，ある程度の職業能力も養なわれるのである．ある盲精薄児などはカスタネットの組立て工として，親子ぐるみ職場に働いている者もいる．また，盲人に音楽が好まれるように，盲精薄児にも音楽は切離すことのできない重要なものである．音楽のもつリズミカルな性質が，盲精薄児の特殊な記憶力を鍛練することによって，変則的ながら特殊才能を発揮する．盲精薄児の性格と障害の特殊性を考慮するとき，本来の精薄教育でないまでも，教育の一方の峰として理解することも，かれらの人生観にひらめきを与えることになる．

しかし，これは教育の一面的成果として評価できるが，もとより，全部の盲精薄児に適応する教育技術ではない．たとえ，盲精薄児であっても，常人と同じ生活条件に適応するような指導訓練が必要であることは確かであって，それには専門の技術と訓練所がなければならない．

〔盲精神薄弱者〕 現行の児童福祉法によると，満18歳を越えた者はこの法律の適用から除外される．ここに立法上の難問題がある．まず，18歳を越えた盲精薄者をどの法律で取扱うことが，正しい福祉になるかを考慮しなければならない．たとえば，身体障害者福祉法と精神薄弱者福祉法があるが，教育の対象からはずされ，社会復帰がきわめて困難な盲精薄者の多くは，この法律から見落されているのが実情といえる．その最も典型的な現われは，重症心身障害者対策にみられる．盲精薄者の福祉施設も，この余波を受けている．しかし，これはむしろ，法の不備というよりも，運用上に問題があるといえる．

盲精薄者の授産厚生の目標は遠く困難であるが，一部の施設では，職業として陶器，エバーソフト，ブロック造り，農耕などを指導しているところもある．果たして，これがどの程度に可能であり，社会厚生の足がかりになるかは，現在のところ疑問であろう．このような現状からみて，盲精薄者の厚生保護事業には，まず，生活の保障と新職業の開拓，大きくは重症心身障害者に等しい医学的，物療的管理が望まれるのではないだろうか．

厚生省では，1964（昭和39）年重度障害と重症障害を区別して，行政指導を図ってきたが，盲精薄者の場合，ろう精薄と同じ「重度」の部類に入れ，おおむねIQ 35を基準とする単純精薄と同列に扱っている．これは盲精薄の程度・能力を無視した区分であって，かえって，盲精薄者対策のガンになっている．単に障害名による区分ではなく，障害の内容を正しい判定に基づいて分けるべきである．盲精薄者の職業についても，単純に社会厚生を要求するよりは，援護授産による補助的対策が望ましい．

今後の課題

ここに残る問題としては，まず，盲精薄の発生原因の追究と，予防対策，専門保育，将来教育の専門化，新職業の開発，年齢制限の徹廃，法の1元化，生活保障の充実などがあげられよう．東北大学・角田和一（1965. 10没）の研究結果によると，「盲精薄」の発生率は一般精薄の4パーセントとなっており，確率は非常に高いとみている．

これらの発生原因を考えてみるとき，精薄の発生により失明が合併するよりは，失明を発生させる要因の中に，精薄の原因が重なるとみてよい．しかし，これは因果関係にあるのであって，精薄発生の原因を追究してみると，そこには失明の原因が多々あることがわかる．たとえば，網膜色素変性症が遺伝性のものであるとすれば，単純精薄にも遺伝的要素がないとはいえない．梅毒や結核からも発生するし，あるいは，妊娠中に何らかの障害，薬物によるもの，精神的なもの，栄養障害，生活条件などからも起こるとみられている．そのほか精神障害，出産時の障害，伝染性疾患，交通事故などによる脳細胞の障害から，重複障害児が発生している．こうして発生した障害児については，

3歳児検診の義務化による早期発見，幼児教育，生活の訓練が絶対に必要で，その場合，同じ障害児だけを組合わせて教育指導することと，他の障害児と混合して能力のきそいあいによるたくましさを造りだすということと，どちらがよいか，最終的結論はない．

角田和一は「盲精薄児については，障害の特異性からくる種々な心理的・生理的，あるいは社会的生活条件の相違などからこれを区別し，専門的な指導施設で行なうのが適当である」といっている．これに反し，それは，これらの児童の社会性をかえって萎縮させるものである，という見解もないではない．しかし，これは，指導訓練の過程で考慮すればよいことであって，最初から混合がよいということにはならないと考えられる．社会性の進歩は望ましいことではあるが，それを望めない者の指導をどうすればよいかということになると，やはり，専門施設での特別な訓練に基礎を置き，常に幼児期の訓練を行なう，という配慮がなされなければならない．これと合わせて，家庭における生活訓練が，両親の愛情と判断によってなされることが必要である．そのためには，在宅児のための指導員制度を拡充するほか，扶養手当などによる経済援助が十分になされるよう，早急に対策を講じる必要がある．

次に，社会的更生であるが，今日の状態では困難が多過ぎる．一般盲人は鍼按業に依存しているが，最近では，これも高度な医学的専門知識と高い技術が要求されるので，盲精薄者の職業としてはむずかしい．その他にしても，職種の選択よりは，かれらの職能を開発し，心理的発育の過程において，生活指導の意義を見出すことに目標を置くべきではないか．そして，身体障害者手帳の交付，福祉年金による最低生活の補償とともに，援護授産によって賃金制を確立し，働くことの意味と喜びを養うことがたいせつである．どんな重い障害をもち，社会更生が困難であっても，社会福祉がめざす目的は，あくまでも人間の尊厳である限り，可能な能力は見出されねばならないし，そのためには，十分な補償と援護が施されねばならない．

外国の盲精薄者対策

外国の盲精薄者の取扱いはどうか？たとえば，アメリカのイリノイ州では，経済補償によって家庭で保護するか，精神病院に収容して医療保護対象として取扱いを受けているに過ぎない．ヨーロッパも同じことで，これはわが国より盲精薄者(児)の発生数が少ないことにもよるが，社会的関心が低く，福祉対策が必ずしも充実しているとは限らないといえよう．また，中近東やインドなど，比較的盲人の多い国では，当然，盲精薄児の数も多いと考えられるが，これらの国では，まだまだわが国のようにきめ細かな盲精薄福祉まで考慮されてはいない．

しかし，各地，各分野に次第にこの問題が浸透してくるにつれて，そこから漏れている重症心身障害児の実態が露呈し，当然，社会福祉の手がさしのべられてくるのであって，こうした障害児の発生を極力防止するとともに，生存する者には暖かい配慮が必要であり，今後，社会的政治問題として，国民が一体になって解決へ進まなければならない課題であろう．このためには，盲人団体，精薄団体の相互的啓発，保護者の結束，社会の理解と協力を忍耐強く押し進め，政府に対し要望を訴える努力を払うことが先決といわねばならない．（飯塚光喜）

ベーチェット病（臨床上とリハビリテーション上の問題点）

ベーチェット病またはベーチェット症候群は H. Behcet（1937）により，眼，皮膚，粘膜に症状を呈する独立した疾患として初めて報告されたもので，従来は中近東，地中海沿岸の地方病と考えられたが，戦後日本においてもその報告が逐次増加し，注目されるようになった．その後患者数の増加は続き，今日では日本が最多発地と考えられ多くの問題を投げかけている．問題点は特にベーチェット病が失明率の高い全身性の反復性炎症疾患である点にあり，失明者更生施設におけるリハビリテーション上多くの困難が伴っている．現在，病因については Behcet その他によって唱えられたビールス説をはじめ種々の感染説に対しては否定的であるが，いまだ十分明らかにされていない

ベーチェット病の臨床像

臨床像についてはいくつかの報告があるが，清水保の総説を中心に田中一郎による報告を加えて概要を述べる．

ベーチェット病は臨床状からみると，眼部，口腔粘膜，外陰部の潰瘍性病変のほか，多様な全身的炎症性疾患である．おもな症状とその出現頻度は，口腔粘膜のアフタ性有痛性潰瘍はほとんど必発的であり，次いでブドウ膜炎その他の眼内炎症状90パーセント，結

節性紅斑様皮疹その他の皮疹84パーセント，外陰部のアフタ性有痛性潰瘍67パーセント，関節痛，腫脹発赤などの関節炎症状52パーセントなどである．さらに中枢神経系症状の発現や血管系症状の出現がみられるが，典型的な発症形式は口腔粘膜アフタに始まり，皮疹や眼症状がこれに次いで発現し，精神神経系症状や血管系症状の出現は経過の後期に属する．このほかに消化器症状，泌尿器系症状などきわめて全身的多様性を示す．これらの諸症状が同時に併発することはまれであり，慢性遷延性の経過中に各症状が反復再燃する．このように臨床諸症状の多様性と反復再燃性が本症の特徴である．田中一郎の調査による初発症状の頻度は口内炎71パーセント，眼症状66パーセント，皮膚症状45パーセント，陰部潰瘍37パーセントである．

ベーチェット病の罹患は男子が女子より多く，最好発年齢は25～30歳で20～40歳が全体の約80パーセントを占めている．一般に病勢の極期すなわち諸症状の急性増悪の頻発するのは発病後2～5年で，以後，病勢は漸次下り坂になる．しかし，炎症がほとんど消失するまでには10年以上を要する例が多い．諸症状のうち最も重大なものは眼症状であり，病変は虹彩炎，虹彩毛様体炎，網脈絡膜炎などのブドウ膜炎で，これによる眼内炎症の反復による眼組織の荒廃，続発性緑内障，視神経萎縮などに基づく視力低下から失明に至るものが多い．眼科領域における統計では眼症状の出現から平均約5年後に約70～80パーセントが失明するという．内科領域の統計では患者の約90パーセントに眼症状が出現し，そのうち45～50パーセントが失明する．田中の調査によると発病後10年で両眼視力が0.1以下になる率が86パーセント，全盲率が59パーセントである．

関節炎症状は主として足，膝，肘，手関節などの大関節に多く，時には慢性関節リウマチと誤診されるがレントゲン像に骨，関節の萎縮，破壊像などがほとんどみられない点，慢性関節リウマチと異なる点である．また，患者血清のリウマイド因子も証明されることが少ない．さらに70パーセントの患者に腹痛，腹部膨満，便通異常などがみられ，レントゲン学的には腸管の緊張異常，ガス貯溜，運動異常像や腸炎の所見がみられ，消化吸収機能も放射性ヨード標識オリーブ油や卵白アルブミンの吸収能低下が認められる．ベーチェット病では消化管粘膜潰瘍は口腔粘膜のみならず，食道，胃，腸管全域にわたって発生する可能性があり，著しい場合には腸管壁の穿孔を呈した症例もある．またベーチェット病患者はしばしば虫垂炎を合併することが注目される．

睾丸炎や副睾丸炎を併発し，しばしば結核性と誤診され切除手術まで施行される例があるが，本症に伴うものは他の諸症状と同じく1過性であり，かつ再燃する傾向を示す．

ベーチェット病そのものによる死亡率は約3パーセントで比較的低いが，死亡例はほとんど中枢神経の侵襲による．ノイロ・ベーチェット型か血管炎に基づく動・静脈瘤の破綻によるものであり，近年患者の急増に伴いこれらの病型が増加している．

ノイロ・ベーチェット型はベーチェット病患者の約10～20パーセントにみられ，その慢性経過中に比較的急速に痙性運動麻痺，言語障害をもって発症し，精神症状を伴うものが多い．神経症状も初期には反復再燃性を示すが，病状が進展すれば固定的となり，特に脳幹，延髄症状の発現をみるものの予後は悪い．

また，臨床経過中に発現する血管系病変は全身諸所の動・静脈系に発現し，動脈系病変は内膜肥厚，中膜荒廢を示す閉塞性壊死性動脈のみならず，細動脈や毛細管にも類似の病変がみられ，静脈系病変は主として静脈瘤形成や血栓性閉塞性静脈炎であり，脈なし症状大動脈弓症候群，片腎性高血圧症，虚血性大腿骨骨頭壊死，大静脈症候群，バット・チァリー症候群などきわめて多様である．

患者の職業訓練状況

視覚障害者のための職業訓練施設は5カ所の国立視力障害センターをはじめ公立3，私立4がある．また盲学校高等部は全国63校（国立1，公立60，私立2）でいずれも職業課程が設けられている．

職業訓練の内容は三療（あんま・はり・きゅう）がほとんどを占めているが，その他の種目として失明者更生施設ではカナタイプライター，点字印刷，農芸，機械工，電話交換手，盲学校ではピアノ調律師，理学療法士の養成が行なわれているが，これらの生徒数はごくわずかである．

更生施設，盲学校ともに視力の安定した健康な者を入所入学させることを原則としているので，ベーチェット病視覚障害者が訓練を受けるのには困難が伴い，発病後比較的長期間を経てやっと入所して訓練を受けられる者が多い．これら12施設および63校におけるベーチェット病患者の状況について行なった調査結果

は次の通りである．

全失明者更生施設，盲学校における 1970（昭和 45）年 10 月現在のベーチェット病患者数を所在地の地方別に示すと表 1 の通りである．ベーチェット病視覚障害者 264 人（うち女 35 人）が職業訓練中で，全在所または在学生に占める割合は，更生施設では 11.1 パーセント，盲学校高等部では 2.6 パーセントである．更生施設では 151 人中 144 人，盲学校では 113 人全員が三療を専攻している．また，ベーチェット病視覚障害者で職業訓練を終了してすでに社会復帰している者は施設 126 人，うち三療以外は 4 人，盲学校では 130 人，

表 1　更生施設ならびに盲学校における地方別ベーチェット患者数

地　方	更　生　施　設		盲　学　校	
	施設数	在所患者数	学校数	在学患者数
北海道	1	27	1	9
東　北	0	0	7	18
関　東	3	58	12	28
中　部	0	0	16	32
近　畿	3	31	9	12
中　国	1	14	5	5
四　国	2	8	4	5
九　州	2	13	9	3
合　計	12	151	63	113(うち別科生42名)
総人員	1361		4,341(うち別科生1094名)	

表 2　更生施設(a)ならびに盲学校(b)におけるベーチェット患者の年齢別視力状況　a. 更生施設

年齢＼性別＼視力	総数			全盲			0.04以下			0.05 0.1 未満			0.1以上		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
20歳未満	2	2					1	1					1	1	
20～30歳	36	30	6	21	16	5	6	6		7	6	1	2	2	
30～40〃	74	69	5	51	46	5	10	10		12	12		1	1	
40～50〃	34	33	1	24	23	1	4	4		5	5		1	1	
50～	5	4	1	4	3	1	1	1							
計	151	138	13	100	88	12	22	22		24	23	1	5	5	

b.　盲学校

年齢＼性別＼視力	総数			全盲			0.04以下			0.05 0.1 未満			0.1以上		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
20歳未満	10	5	5	7	4	3	2	1	1				1		1
20～30歳	52	42	10	33	27	6	11	9	2	5	4	1	3	2	1
30～40〃	43	36	7	29	26	3	6	6		2	2		6	2	4
40～50〃	7	7		4	4		1	1					2	2	
50～	1	1		1	1										
計	113	91	22	74	62	12	20	17	3	7	6	1	12	6	6

注．全国集計、視力はよい方の眼についてのもの

うち三療以外は 10 人となっている．なお終了はすべて 1956 年以降でそれ以前には見当たらない．

訓練生の年齢別視力状況を施設（a）と盲学校（b）とに分けて示すと表 2 の通りで，全般に年齢が発病年齢に比べて比較的高く，また，全盲者が 3 分 2 を占めている点に留意すべきである．盲学校は先天性および幼少時における失明者がおもな対象者となっているので全生徒数に対する比率は低く 2.6 パーセントに過ぎないが，近年漸次中途失明者が増加し，ベーチェット病患者も急激に増えている．

ベーチェット病失明者はまず国立更生施設に出願し，入所できなかった者が盲学校に入学する傾向があり，その数は近年急速に増えている．それでも現在 1 校当たり 10 人を越えるところはなく，更生施設に比べて 1 校当たりの集中が少ないため，その受入れはなお余裕があるように思われる．盲学校における年齢別視力状況を施設のものと比較すると年齢は若く弱視者（0,05 以上）の比率はやや少ない．盲学校の方がより病状の悪い者を在学させていることは，発病後の経過年数に対する度数を比較してみるとよくわかる．

図 1 は発病後の経過年数に対する本病患者の度数で(1)国立視力障害センター，(2)公私立更生施設，(3)および盲学校別に示したものである．同図によってわかるように盲学校は更生施設に比べ，経過年数の少ないものを入学させている．病状の安定度からみても，安定している者が，施設では本病患者のうち 22 パーセントであるのに対し盲学校では 17 パーセントとなっている．不安定な者について特に炎症症状が発生する部位は眼症状が最も多く，次いで皮膚粘膜，血管の順になっている．

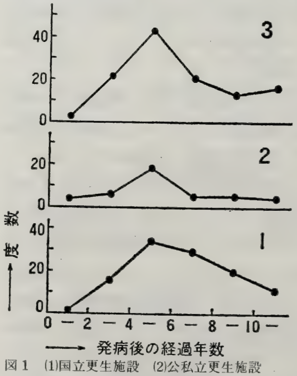

図 1　(1)国立更生施設　(2)公私立更生施設　(3)および盲学校高等部別にみたベーチェット病患者の発病後経過年数に対する度数

訓練教育上の支障度を三療および体育実技について示すと更生施設では支障ある者が本病患者のうちそれぞれ 31 および 34 パーセント，盲学校では51および63パーセントでやはり盲学校入学者に問題が多い．

以上のことは更生施設の内容がリハビリテーション施設ではなく，視力障害者職業訓練施設であるため，必然的に身体状況のよい症状の安定した医療を必要とせず，訓練が容易な者を優先的に入所対象としているからである．入所生の視力を考えても，更生施設は盲学校に比べて職業指導に当たる職員の数や設備が貧弱で，一定の割合で弱視者を入所させないと定員の入所生を訓練することが不可能な現状である．

医療管理体制にしても，更生施設，盲学校とも専任の医師はいないが，盲学校では必ず養護教諭がおり，1校当たりの生徒数が施設に比べて少ないので，担当職員の医療管理上の負担も軽くなっている．国立更生施設では保健婦1人が配属されているが，盲学校に比べて1施設当たりの訓練生は多く，公私立の施設の中には保健職員を置いていないところもある．

いずれにせよ，長期間にわたる反復炎症を伴う全身性疾患であるので，病状が全く安定してから施設に入所するのでは訓練の適期を失するので，更生施設も医療管理体制を整え，本病患者を受入れていくことが望ましい．現在盲学校へ入学している者は，施設，特に国立施設に入所を希望し，病状不安定のため入所を断られた者が相当数にのぼっている点はみのがせない．

リハビリテーション上の問題点

ベーチェット病患者の社会復帰の基本的問題点は，何といっても失明率が高いということであり，その特徴は非常に経過の長い全身性疾患で，失明後もブドウ膜炎，緑内障および皮膚粘膜，関節，血管，消化器などの炎症性病変が何年間も反復することである．そのため，ベーチェット病患者の場合は，失明者としての社会復帰といっても，医療管理が必要なうえ，20〜50歳の就業年齢男子に多いので，社会的な問題も大きい．しかも，失明者の社会復帰体系そのものが非常に立ち遅れており，障害者個人の能力に基づいて行なわれるべき真のリハビリテーションが全く実施されていない．

現在，日本の中途失明者更生施設では，対象者に必要な生活行動訓練は無視され，多くの慢性疾患による失明者を含んでいるにもかかわらず，その医療管理は行なわれず，職業的更生の道は，あんま，はり，きゅう業にほとんど限定され，画一的な集団職業訓練が行なわれているのが現状である．

入寮制で対象者の年齢が高い国立視力障害センターの場合でも，そのため慢性疾患者，特に本病失明者の入所はおのずと制限され，1970年度国立東京視力障害センター入所志願者23人（本病による失明者）のうち11人しか入所を許可されなかった．このように病状が安定していない者の入所が制限されているにもかかわらず，本病入所生数は，1965年度では5センターの総患者数746人中39人であったのが，1970年度では877人中111人と急増している．

このことは本病患者が激増していることによるもので，現在では本病が60歳以下の後天性失明原因の第1位を占めるに至っており，全国の本病視覚障害者数は1万人を越えると推定される．医療機関と厚生施設との間の大きな溝をうめる問題を含めて，そのリハビリテーション対策が急務となっている．

一方，病院におけるリハビリテーションは運動障害に対する物理療法が主流であり，失明者に対してはカウンセリングすらほとんど行なわれていない．本病患者は視力障害者となり，ある程度症状が安定すると，病院から自宅へ帰えされるが，その段階では更生施設には受入れられず，時々通院しながらなすこともなく何年かを過ごすのが現状である．この間，患者は失職して生活が困窮し，不安と焦慮にかられながら体力が衰え，更生への意欲もなくなっていく例が多い．

このようなケースに対する対策としては，大病院のリハビリテーション部に失明者のための専門のカウンセラーと訓練士を配置し，中小病院または診療所ではこれらの要員を盲人リハビリテーション・センターからの派遣を受けて，対象者の相談に応ずるとともに将来の方向を示し，基礎的リハビリテーション訓練を個別に行ない，かつ体力の低下を防ぐための指導をしなければならない．この間，特に長期間にわたる極度の安静療法は身体的のみならず精神的にものちのリハビリテーション訓練に際して支障をきたすことが多い．また，持続的な副腎皮質ホルモンの投与も問題が多いので注意を要する．（田中一郎）

［参照文献］
清水保「からだの科学」33，106〜110，昭和45
清水保．田中一郎．荻野鉄人「医学のあゆみ」 75，331〜341，昭和45
田中一郎「最新医学」26，昭和46
Behcet H., *Dermat Wschr*, 105, 1152, 1937.

盲人福祉の諸活動

盲人用具の現況と将来

盲人用具の開発研究機構の問題

近代科学技術の進歩により，われわれの日常生活は著しく多様化すると同時に，著しく能率化してきている．特に新聞，テレビ，ラジオ，図書，雑誌，映画などの視聴覚コミュニケーション・メディア（audio-visual communication media）の量的拡大と質的向上は，われわれの直接経験の不足を補い，自然および社会の事象や事実について興味や注意を喚起し，また，知識の獲得や理解を容易にしている．

しかし，こういったマスコミ，特に印刷や映像などの視覚的メディアの技術開発によって，情報（information）の受容や伝達が豊かになり，深められていくにつれて，一般晴眼者と視覚を欠く盲人との知的生活の差は，ますます大きくなっていくおそれがある．

もちろん，電子工学や通信工学の発達によって，たとえば，活字が音声化され，盲人でも普通の新聞を読むことができる，いわゆるリーディング・マシン（reading machine）が開発され，利用されるような時代もやがてはくるであろう．しかし，その実用化への道はまだほど遠いのが実情である．

日常の家庭生活や職業生活において，必要なものでまだ開発されていない，あるいは開発されていても普及していない盲人用補装具が実に数多くある．まず，それらから一つでも二つでも手をつけ，それによって，1人でも多くの盲人が，より楽しい，より豊かな精神生活や物的生活を送ることができ，それぞれの生活を通して，よりよき社会をつくる有能なメンバーとして，活躍できるようにすることが先決問題である．視覚障害を補ういろいろな用具は，盲人の潜在能力（potentiality）を開発するのである．

ところで，こういった盲人用機械器具の開発と普及は，わが国の場合，欧米に比べて非常に立ち遅れている．それは「開発研究機構」が確立していないことに大きな原因がある．

アメリカ盲人援護協会（American Foundation for the Blind＝AFB）やアメリカン・プリンティング・ハウス（American Printing House for the Blind＝APH），それにイギリスの王立イギリス盲人援護協会（Royal National Institute for the Blind＝RNIB）などでは，膨大な研究費を費やして試作実験が繰返され，その実地試験の結果，大量生産にはいるシステムが確立している．営業が目的ではないから，単価も安く，また，必要に応じて，わずかな使用料で長期貸付けも行なう．研究の施設，設備もそろっており，しかも，企画から製作に至るまで多くの盲人が有能なスタッフとして加わっている．このような体制のもとでは，きわめて性能のすぐれた盲人用具が次々に創案されるのも当然である．パーキンス点字タイプライター（Perkins Brailler）はその典型的なものの一つである．

これにひきかえ，わが国ではいかに研究者，あるいは現場の教師が，すばらしいアイディアをもっていても，それを具体化するとなると容易なことではない．現在，いくつかの盲人更生用具製作所があり，その仕事に携わっている人びとのこれまでの熱意と努力には敬服に値するものがあるが，家内工業の域を脱し切れない事情にある．したがって，ある機械器具の製作に当たっては，その原型をとるための費用は，すべて販売見込み台数を極力押えての単価計算に割振りされるので，非常に値段の高いものになる．値段が高ければ普及しない．単価を下げようと思えば，使用する材料の質を落すよりほかに手はない．したがって，いちど製作され販売ルートにのったものは，欠点が見つかり故障しやすい個所があることがわかっても，そのまま盲人用具として販売されていくことになる．わが国の場合，盲人用具というと，何かチャチなものという印象を一般に与えるのは，この辺の事情からくるのである．

したがって，視覚障害者用のすぐれた機械器具を製作するためには，やはりそれなりの施設・設備や人材が必要であり，身体障害者のリハビリテーションの一環として，医学，心理学，教育学，社会学，工学など，関連する諸科学の密接な連携のもとに，総合的，実際的な観点から研究開発ができるよう，国の思い切った予算措置が講じられなければならない．また，最初から盲人用具として開発しようとするものばかりではなく，一般向けに大量に市販されているもので，部

分的に改良の手を加えれば，盲人用具として使用できるようなものについても，その試作のための費用がぜひ必要である．事実，盲人用カナタイプライターのように，国の研究費によって改良され，盲人の間に普及しつつある補助具もいくつかある．しかし，多くはメーカーの善意に頼っているのが実情である．

以下，家庭や職場において，外国および日本で現在使用されているおもな盲人用具と，その問題点について概観してみよう．

歩行用具

〔白いつえ〕 目が見えないということが，盲人の日常生活にもたらす最も大きな制約は，ひとりで自由に歩きまわることができないということであろう．いかに慣れた道であっても，思いがけないところに穴があったり，材木が落ちていたりすれば，つまずいて転んでしまう．その場合，もしも足を1歩踏出す前に，障害物があることを予知できるものがあれば，そういった危険を避けることができる．

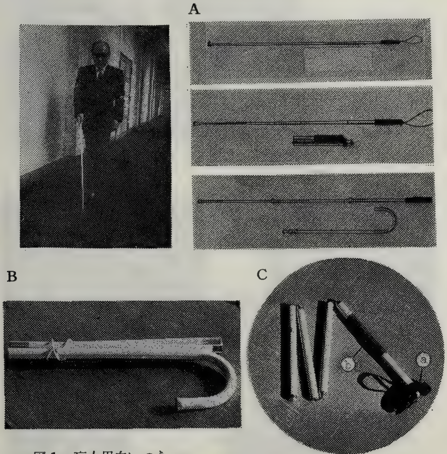

図1 盲人用白いつえ

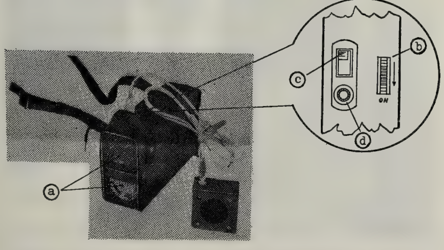

図2 超音波歩行器

白いつえ（white cane）は，このような機能を果たすきわめて重要な盲人の歩行補助具（travel aid）であり，盲人の歩行の安全を確保するための欠かせない標識でもある．

図1Aに2，3の代表的な白いつえを示した．棒状のものや折りたたみ式のもの，あるいはカメラの三脚のようになっているものなど，その形はいろいろである．

Bの白つえは握りの部分が曲っていて，しかも折りたたみ式になっているので，壁にかけたり，腕にかけたりするのに便利である．また，バスや汽車に乗ったとき，あるいは会議のときなどには，折りたたんで手元に置くこともできる．同じ折りたたみ式にも，ネジ込み式のものもあるが，最近のものはほとんどがこのように中に太いゴムひもが1本通っており，その弾力性を利用して，伸ばすこともたたむこともすばやくできるようになっている．

しかし，折りたたみ式よりは棒状のもの（図1A上段）の方が，使ってみて手ごたえがあり，頼りになるようである．折りたたみ式の場合，つえの先の振動が途中で切れて手元に伝わりにくい欠点がある．つえの材質としては，グラスファイバーが最もよい．堅くて弾力性があり，軽いからである．

なお，最近の白いつえには，暗い所でも晴眼者が見てわかりやすいように，夜光塗料を塗ってあるものや，街灯や車のヘッドライトなどで比較的明るい場所でも，かなり遠くからはっきり見える照明付きのものもある．図1Cがその1例であるが，ⓐのスイッチを押すと，中の豆電気がつき，固くて透明に近いプラスチック（赤色）でできているⓑの部分が明るくなるようにくふうされている．

〔超音波歩行器〕 盲人の障害物知覚（obstacle perception）において，最も重要な役割を果たすものは自分の足音が障害物に当たって，はね返ってくる反射音である．先天全盲の場合，この感覚はきわめて鋭敏であるが，周囲の騒音が大きい場所や雪道のようなところでは，あまり役に立たない．そこで考えられるのが超音波の利用である．ちょうどコウモリが自分で超音波を発射し，その反射音を聞いて，障害物を避けながら空中を飛びまわるのと同じように，超音波探知器（ultrasonic detector）を持ち歩けば，かなり前方からでも障害物を知ることができる．

図2は海上電機製作の超音波歩行器「ソノーダー」

である.

ⓐ送波器および受波器
ⓑ電源スイッチおよび感度調整
ⓒレンジ（探知範囲）切換え

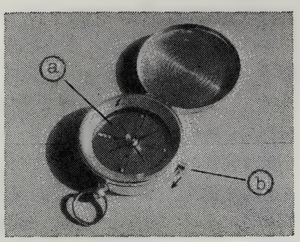

図3　盲人用方位磁石

ⓓイヤホーンまたはスピーカー用ジャック

この器械は，送波器から一定の方向に向けて発射された超音波が，障害物があればそこで反射して返ってくる．その反射波を受波器でとらえ，それを可聴音に切換えるという仕組みになっている．

その可聴音の強さや質の変化によって，障害物の方向や距離，大きさ，間隔などを知ることができ，また，コンクリートや板，ガラス，布などの違いも弁別できる．路面と一段低くなっている溝とでは音が明らかに変わる．したがって，初めて歩く道でも，歩きながらその幅や周囲の様子，障害物の多少など，歩行環境を感知することができる．

レンジ（探知範囲）は，Ⓐ0.6～6.0メートル，Ⓑ0.2～2.0メートルの2段切換えになっている．

最近，オーストリアでは非常に小型の超音波盲人歩行器を補聴器のようにメガネに取付けたものも作られている．

しかし，超音波歩行器の最も大きな欠点は，音が不快な感じを与えるという点であり，これを改良しなければ実用化されない．

〔盲人用方位磁石〕　これも歩行用具の一つにあげることができる．磁石を水平に持って，方位盤（図3のⓐ）が静止したところで，ⓑのツマミを手前に引くと盤が押上げられて固定する．そこで軽くさわってみれば，北（N）の方角がすぐにわかる．Nには三つの凸点がつけてある．

この方位磁石は，晴眼者向けのものを盲人用具に改良したものの中では簡単なものではあるが，すぐれたアイディアの一つというべきものである．

計量用具

〔盲人用時計〕　時計は日常生活において欠かすことのできないものであるが，盲人は時計の針や文字盤を目で見ることはできない．そこで，図4Aに示したように，盲人用の腕時計や懐中時計の文字盤には，5分単位に凸点をつけ（12の位置に3点，3，6，9の位置にそれぞれ2点，他は1点），指先の触覚によって時刻がわかるようにしてある．リュウズのそばの止め金ⓐを押すとふたが開き，長針と短針の位置を指先で軽くさわって判断する．使い慣れると，点と点の間の長針の位置によって3分とか21分とかも読みとれるよ

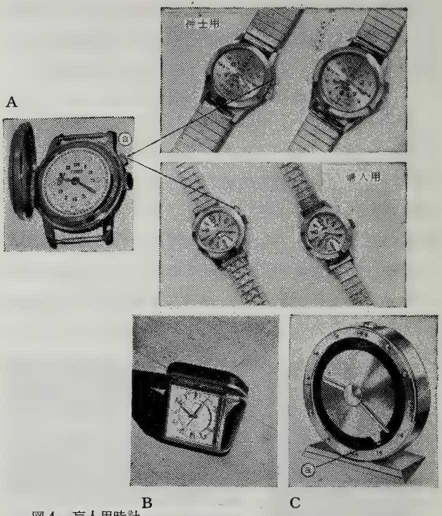

図4　盲人用時計

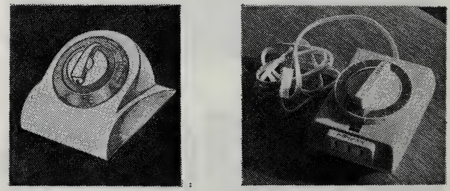

図5　60分タイマー（A），タイム・スイッチ（B）

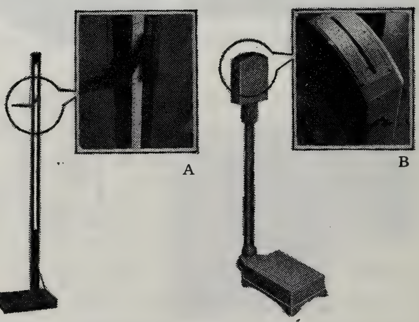

図6　身長計（A），体重計（B）

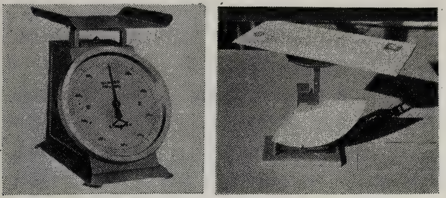

図7 上皿秤（A），郵便用秤（B）

うになる．

もちろん，文字盤が大きい場合には，たとえば，図4Bの目覚時計のように，数字の上に凸線（12の位置に2本，他は1本）をつけ，しかも1分刻みに凸点もつけてある．この目覚時計は旅行用で，使わないときにはケースの中に納めて持ち歩きができるようになっている．また，図4Cの目覚時計は，ⓐの部分を回転させて所定の時刻に合わせることができ，操作が簡単である．

図5Aは盲人用60分タイマーである．5分刻みに凸点がつけてあり，しかも，最初の15分は1分刻みになっている．Bは盲人用タイム・スイッチ（12時間用）である．前者は所定の時間になるとベルが鳴り，後者は電源が入るようになっている．したがって，ラジオやテレビのある番組を忘れずに聞こうとするような場合，あるいは料理のときなどにこれらを利用すると時間を気にしなくてもすむ．

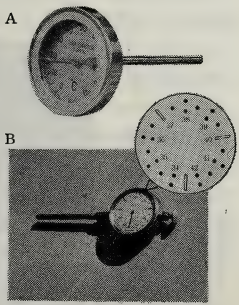

図8 液温計（A），体温計（B）

〔盲人用秤（はかり），メジャー類〕 身長計や体重計（図6A，B）など，この種の計量用具はもともと晴眼者用として作られているものに部分的に手を加える（目盛りに凸点または凸線をつけるか，深い刻みを入れるあるいは数字を点字で示すなど）だけですむものが多い．

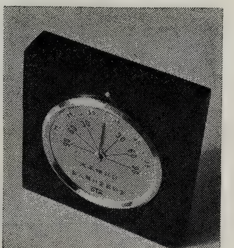

図9 水平傾斜計

盲人用上皿秤——1キログラム用（図7A）の目盛りは，10グラム1点

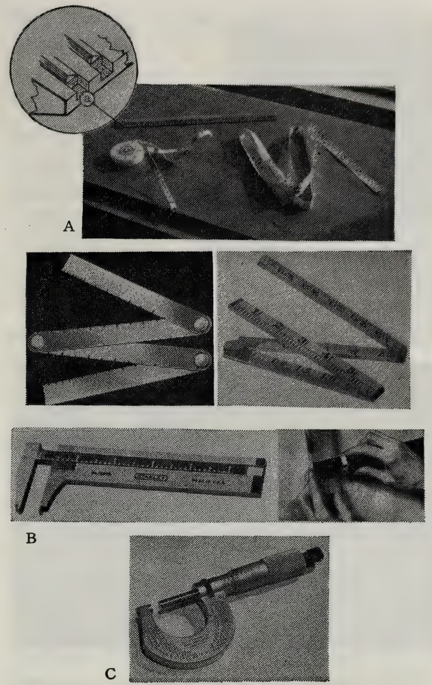

図10 メジャー，巻尺，ものさし（A），ノギス（B），マイクロメーター（C）

50グラム2点，100グラム3点——や郵便用秤（図7B），寒暖計，温度計（両者ともゼンマイ状のバイメタルによって針が動く），それに図8の液温計（A）や体温計（B），および水平傾斜計（図9）など，すべてそうである．もちろん，凸点の目盛りと針の位置による測定だけではなく，たとえば，水平傾斜計にしても，水平あるいは垂直のときにはブザーが鳴らない，といった仕組みになっているものもある．

図10Aは盲人用メジャー，巻尺，ものさし類，Bはノギス，Cはマイクロメーターである．目盛りが手でさわってわかりやすいように，凸点や凸線あるいは刻みの入れ方にそれぞれくふうがなされている．ものさしや定規は，多くの場合，5ミリメートルを最小単位としており，また，図10Aのⓐのように目盛りのところに小さな刻みが入れてあるので，ボールペンや点筆などで線を引くときに，カチッ，カチッと軽い音がして，目盛りが数えやすいようにできている．

〔盲人用感光器〕 これは光電導素子を利用し，明るさの変化を聴覚的あるいは触覚的にとらえることがで

きるようにしたものである（図 11）．電源スイッチⓐを入れ，光電導セル（CdS）プローブⓑを明るいところから暗いところへ移動させると，プローブに入る光の量の変化によってAの方は指先に感じる小さな針ⓒの振動の速度が，Bの方はイヤホーンⓒを通して聞こえる発振音の高さが変化する．

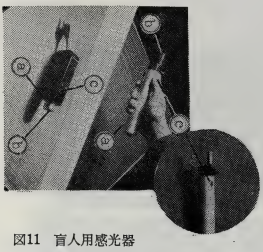
図11　盲人用感光器

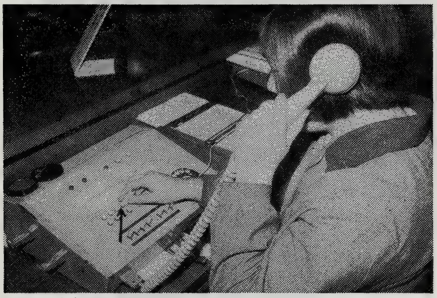
図12　盲人用電話交換台

この感光器は盲学校の理科の実験において広範囲に利用されている．また，図 12 の盲人用電話交換台にも使われており，ブザーと同時にどのボタンに光がついたかをこの感光器（矢印）で知ることができる．

〔盲人用そろばん〕　そろばんは携帯に便利，操作も簡単，値段も安く堅固にできており，しかも，熟達すると驚くべき速度で計算できるなど，いくつかの長所があり，その利用価値は高い．

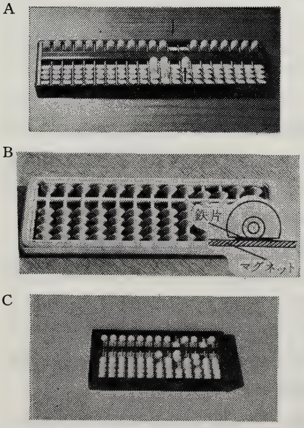

図13　盲人用そろばん

今日，わが国ではすべての盲学校で，多かれ少なかれ，そろばんが使用されている．すでに 90 年近い歴史をもっており，その間，手先の動きや触覚により適合したものにしようと，いろいろな型の盲人用そろばんがくふうされてきた．

図 13 A は，現在，最も普及している明星式盲人用そろばんである．猫舌そろばんとも呼ばれているように，舌の形に似た平たい珠でできており，それを矢印の方向にそれぞれ倒すようになっている．したがって，計算していくうちに珠が乱れる心配がない．同じようなくふうが図 13 B のマグネット式盲人用そろばんでもなされている．ここでは磁石の利用によって珠の乱れを防いでいる．

そろばんは日本ばかりではなく，最近アメリカやイギリス，フランスなどの盲学校でも普及しつつある．これらの国では主としてクランマー式盲人用そろばん（Cranmer abacus）（図 13 C）が使われている．このそろばんの特徴は盤の内側にフェルトを張って，珠の余分な動きを止めている点である．

このほか，盲人用計算器として代表的なものにテーラー式計算器と計算用点字器がある．

テーラー式（Taylor system）というのは，星形八角形の穴（図 14 A）がたくさんついている金属板（B）に，突起のついた小さな方形の栓（C）――プラスチック製または軽合金製――をはめて，立式計算をする方法である．Dのように栓の差込み方によって数字や記号が表わされる．

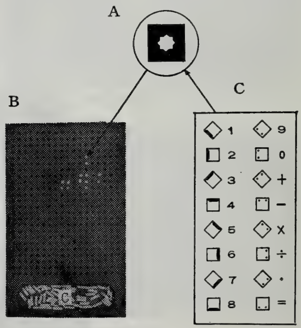

図14　テーラー式計算板

一方，計算用点字器は図 15 に示したように，1 本のバーⓐに左右に動かせるカーソルⓑがついている．このカーソルには，小さなスプリングで支えられた六つの点筆がはめ込まれてお

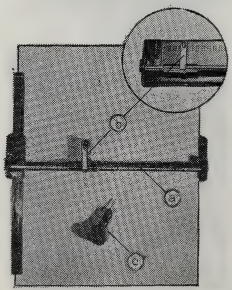
図15　計算用点字器

り，それらを鉄筆ⓒで上から押すことによって，紙に点字による数字または記号を書くことができる．普通の点字器と違って，紙の表面に点が突出するようになっているので，書いたあと，いちいち紙を裏返して確認しなくてもすむ．

家事用具

欧米では，今日，かなりの数の盲人用家庭用具が考案され利用されている．厚さ調節付ナイフや安全缶切り，ナイフとぎ，回転おろしなどの台所用品から，懐中灰皿，盲人用特殊ライター，盲導犬用ブラシに至るまで，すべて安全性と簡便性に重点がおかれ，細かな配慮がなされている．たとえば，ドライバー一つにしても，その先に磁気を帯びさせて，木ネジをまわそうとするときに，それが落ちるのを防ぐといったように細かい注意が払われている．

ここでは，いろいろな家事用具のうち，現在，比較的多く使われているものをいくつか紹介する．

〔自動糸通し器〕 コンパクトⓐから針を取出し(この中には，長さの異なる数種類の針が入っており，ふたを回すことによって，ⓑの穴から出てくる)，その針をⓒの穴に針の目が下になるようにして差込み，ⓓの所に糸をかけて，ⓔを指先で2，3度押下げると，針の目に糸がうまく通るようになっている．ⓕは糸切りナイフ，ⓖは糸巻である．

〔硬貨見分け板（プラスチック製）紙幣見分け板（ビニール製)〕

〔ポット〕 盲人にとっては，醤油などを適量注ぐということはなかなかむずかしい．その点でこのポットは利用価値が高い．ふたのⓐの部分を1回押すと5cc（小さじ一杯分）だけ出るようになっている倒してもこぼれないし，また落としても割れる心配がない．

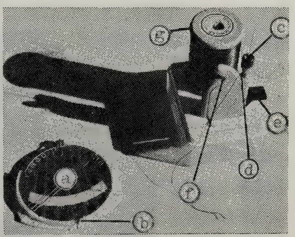

図16A 盲人用自動糸通し器

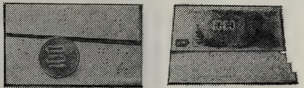
図16B 硬貨弁別板，紙幣弁別板

〔パン切り〕 右側の押え板ⓐ（目盛り付き）を動かしていくことにより，食パンを同じ厚さで何枚も切ることができる．

〔フライパン〕 ⓐのツマミを回して，ヒーターの温度を調節（8段切換え）する．すでに述べたタイマーを併用すれば，料理が楽になる．

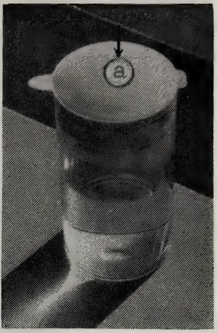

図16C 盲人用ポット

外国で利用されている盲人の日常用具は，ここ2，3年，わが国にも数多く輸入され，日本点字図書館用具部（図17）を通して，比較的手に入りやすくなっている．

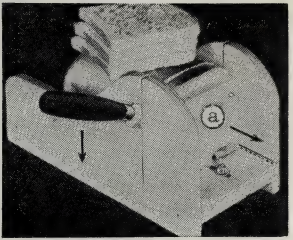

図16D 盲人用パン切り

聴覚機器

〔ラジオ，テレビ〕 日常の社会生活での情報の獲得において，聴覚が占める比率は，視覚を欠く盲人の場合，晴眼者と比較にならないほど大きい．したがって，ラジオやテレビは，社会の動きを知り教養を高め，音楽やドラマなどを楽しむうえに欠くことのできないものとなっている．特にトランジスターラジオの出現により，いつでもどこにでも持ち歩き，好きな番組を聴くことができるようになった．

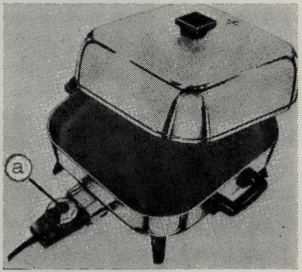

図16E 盲人用フライパン

また，テレビにしても，たとえ画像は見えなくても，その場面の展開やふんいきは，聴覚を通して感知することができるし，図解を伴うニュース解説なども，適当に「間」があり，その図式的な説明の仕方は，ラジオよりもかえって盲人にとってはわかりやすいといわれている．

図18は「絵のないテレビ」として盲人の間で好評を得ている「テレサウンダー」（ソニー製）である．

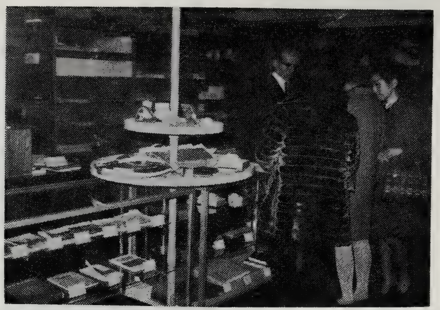
図17　日本点字図書館盲人用具部

画像が映らないだけで，チャンネルは普通のテレビとまったく同じである．軽いので持ち運びが容易である．値段も安く（1万2500円），手に入れやすい．

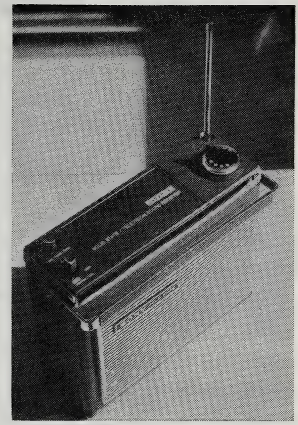
図18　テレサウンダー（盲人用テレビ）

〔トーキングブック・システム〕 欧米で円盤レコードによるトーキングブック（disc talking book）が，盲人の読書手段の一つとして利用され始めたのは，1935年ごろからである．しかし，レコードは破損あるいは摩滅しやすい欠点があり，1955年ごろからは，磁気テープの開発によって，テープトーキングブック（tape talking book）の方式に切換えられてきている．

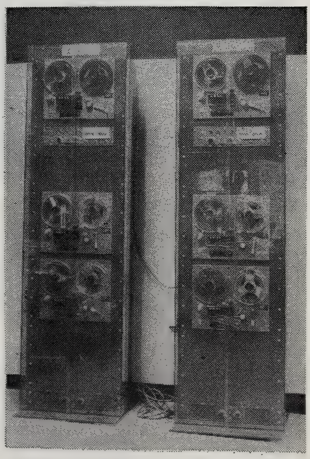
図19　テープ・プリンター

わが国でも，日本点字図書館や日本ライトハウス図書館などのテープライブラリーの施設・設備が，関係者の努力により充実しつつある．図19は日本点字図書館にあるTEAC製テープ・プリンターである．7インチのテープ(9.5 cm/sec.，往復2時間）が，わずか7分半で一度に8本もプリントできる性能をもっている．マザーテープが1本あれば，必要に応じいくらでも複製できる．

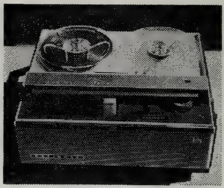
図20　盲人用テープレコーダー

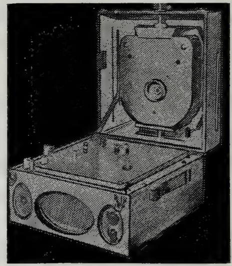
図21　カセットテープ再生機

一般の活字の本を点字の本にすると，非常にかさばったものになる．わずか300ページ余りの小さな文庫本でも，点訳するとB5版で分厚い3冊の本になってしまう．これではポケットに入れて持ち歩きするわけにはいかない．しかも，製版，校正，印刷，製本にたいへんな時間と労力がかかる．ところがテープに録音すれば，200ページの点字の本でも7インチ1本に納まる．このテープは点字図書と同様，盲人に無料で郵送貸出しされている．

最近，日本点字図書館では松下電器産業の協力を得て，5インチ，4トラック，4時間（4.75 cm/sec.）の盲人用テープレコーダー（図20）を取次いでいる．免税措置により普通のテープレコーダーよりはかなり安く，また，性能もよいので，多くの盲人がこれを利用し始めている

同図書館では将来，単行本や雑誌の録音テープの製作および貸出しを，すべてこのテープレコーダーに合わせて行なう方針を立てている．

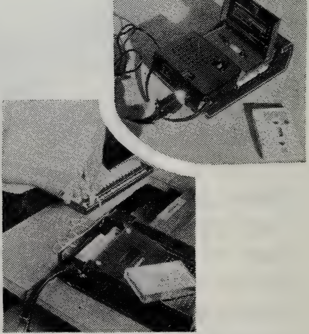
図22　カセットテープレコーダー

ところで，こういったテープをヘッドを通し

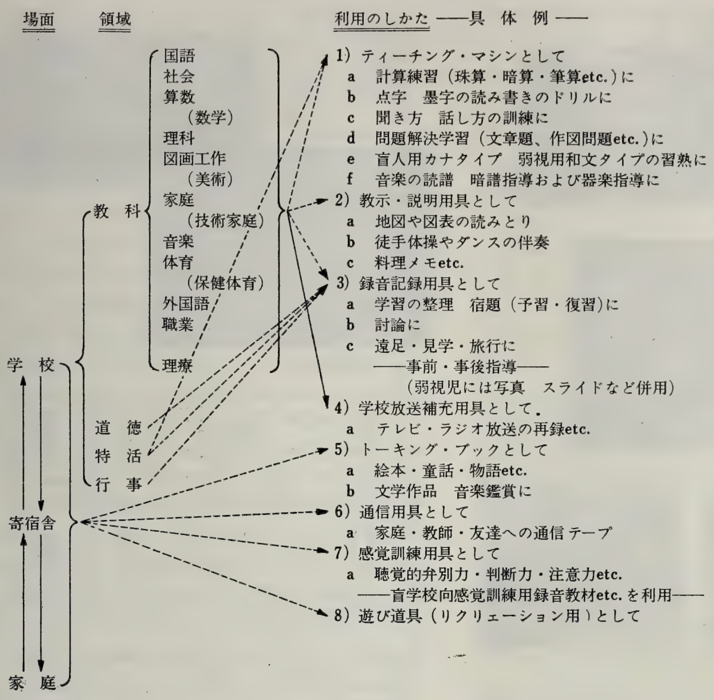

図23 盲学校におけるカセット利用のしかた

てリールに巻きつける普通のテープレコーダーによる方法のほかに，1959年に RNIB が開発した盲人用テープカセット（tape cassette）と再生機（reproducer）（図 21）によるトーキングブック・システムが発展しつつある．

このカセットには1トラック 70分，18 トラックのテープが納められており，再生機にそのままはめるだけですむ．テープが切れる心配もなく，再生，巻戻しの操作も簡単である．トラックを移動させるには，手前にあるボタンを押せばよい．1個のカセットで，普通のテープレコーダーよりは，はるかに多くの内容を聞くことができる．ヨーロッパ諸国では，その利用者が急テンポでふえている．

〔カセットテープレコーダー〕 カセットテープレコーダー（図 22）は特別に盲人用というわけではないが，次のようないくつかの長所があり，盲人に適した器械の一つといえる．

①小型で軽量である．②携帯に便利である．③音量・音質もよい．④録音・再生・早送り・巻戻しなどの操作が簡単である．⑤カセットテープの交換に手間がかからない．⑥リモートコントロールができる．⑦フットスイッチも使用できる．

カセットテープは4種類（往復30分，60分，90分，120分）あり，目的に応じて適宜，選択使用できる．

現在，日本でも12社に上るメーカーがあり，28ほどのおもな機種が市販されている．レバー方式，プッシュボタン方式それにピアノキー方式など，いろいろな型があるが，それぞれ一長一短があり，優劣をつけがたい．値段は1万円から3万5000円ほどである．

どこの盲学校でも普通のテープレコーダーなら1台や2台は必ずある．しかし，それを教師が職員室から運んでいって，授業中にときおり使ったり，クラブ活動などでちょっと利用させたりするだけでは，聴覚教育が十分になされているとはいえない．聴覚をフルに活用した教育というものを考えた場合，カセットテープレコーダーぐらいは，1人に1台ずつ持たせてやる必要がある．そうすれば，いろいろな教科のいろいろな場面で，必要に応じていつでも利用することができる．いかに新しい教材・教具でも，それが完全にこどものものにならなければ意味がない．

図 23に示したように，カセットテープレコーダーの利用範囲は実に広い．たとえば，担任教師が1人ひとりの能力に応じたドリル用テープを作ってやれば，こどもたちは1種のティーチング・マシン（teaching machine）として活用し，いわゆるプログラム学習を楽しくやっていくことができる．また，教示・説明用具，録音記録用具，学校放送補充用具，トーキングブック，通信用具，それに感覚訓練用具や遊び道具としてなど，教科学習や生活指導の場で有効に使用するこ

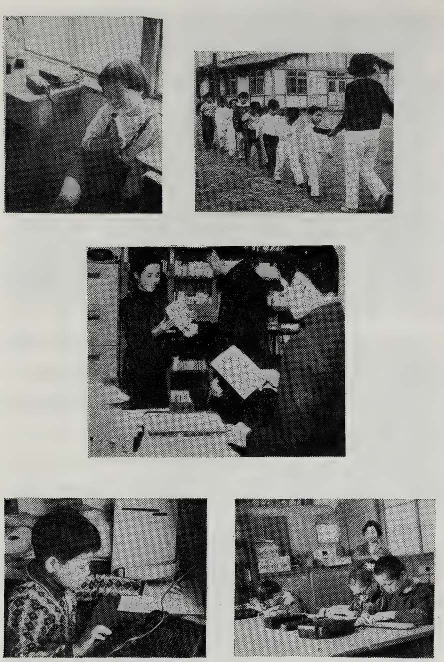

図24 カセットの利用例

とができる．これまでのように，珠算の練習で教師がのどをからして読上げてやる必要もなく，また，遠足や旅行，その他の学校行事や課外活動においても，積極的に資料を録音収集し，それについてあとで話合うなど，そこに豊かな，深みのある聴覚的学習が展開される．

札幌盲学校や沖縄盲学校では，1968（昭和43）年から小・中学部の児童・生徒全員にカセットテープレコーダーを与え，すばらしい成果をあげている．また，他の多くの盲学校でも，カセットテープレコーダーの台数を年々ふやし，利用しつつある．図24はその利用の仕方の例である．なお，4，5歳の盲幼児でもカセットテープレコーダーを十分に使いこなせるということが，小坂敬子の研究によって明らかにされている．

読書用具

点字が盲人の触運動的知覚に最も適した文字であることは，1829年にフランスのルイ・ブライユ（L. Braille）によって創案されて以来，140年を越える歴史を経ていることが，それを如実に物語っている．

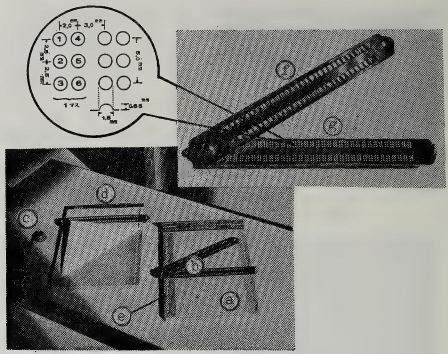

図25 標準点字器

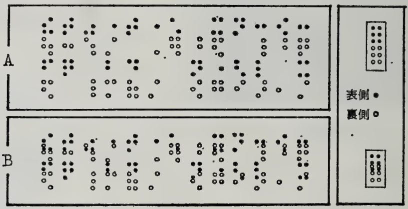

図26 インターライン方式（A），インターポイント方式（B）

点字を書く用具としては次のようなものがある．

〔点字器〕 わが国で現在，多く使われているのは図25に示した標準点字器（仲村点字器製作所製）で，ⓐ板，ⓑ定規，ⓒ点筆の三つの部分からなっている．

板の上端にはバネ式の紙押えⓓがついており，また，板の両側には定規を等間隔で移動させ，かつ固定させるための九つの穴ⓔがあいている．定規の「マス」は1行に32個，この定規にガイドフレームⓕが上に，目皿（めざら）ⓖが下になるように紙をはさみ，それぞれのマスの窓わくの中に点筆で書いていく．用紙は，普通，はがきぐらいの厚さの上質紙で，B5版の大きさのものを用いる．インターライン方式（表の行と行との間に裏の行を書く）（図26 A）により，片面16行ないしは17行書くことができる．

この標準点字器はいわゆる「裏打ち式」であり，図27Aのように点筆で上から押すことによって，紙の裏側に凸点が出るようになっている．したがって，読むときと反対の字を右から左へと書き，書いたあとは紙を裏返して読むのである．

現在の形の点字器を世界で初めて作ったのは，イギリスのアーミテージ（Thomas R. Armitage）

である．このアーミテージの考案した英国製点字器が，当時，教育博物館長をしていた手島精一によって，日本にもたらされたのは 1884（明治 17）年であり，それがきっかけとなって，1901（明治 34）年ごろにわが国で最初の点字器が作られた．

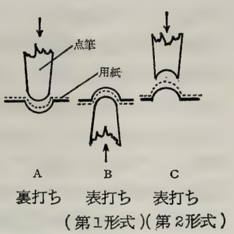

図27 打点の方法

以来，その原型はほとんど変わることなく今日まで用いられてきている．値段が安くて堅固にできており，持ち運びにも便利である……等々，多くの利点をもっている．

しかし，前述したように，読むときと書くときとでは，まったく逆の形の字を覚えなければならず，低学年のこどもや能力の低いこどもの場合は混乱をきたしやすい．また，低学年のこどもは手先の巧緻性がまだ未熟なので，一つ一つの小さなマスの中に，速くきれいに，そして正確に点字を書くということは，なかなかむずかしい．さらに点字器の大きな欠点は，読返しながら書いていく場合，いちいち定規のガイドフレームをはずし，紙の裏からさわってみなければならない，ということである．盲児はそれを避けたがるので，自然，文章を練って書くといった力が劣ってくる．

したがって，盲学校の授業では，点字タイプライターを使用させることが望ましい．本間和子らは盲学校

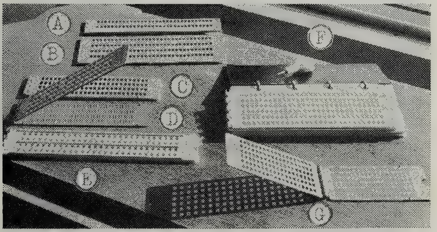

図28 懐中点字器

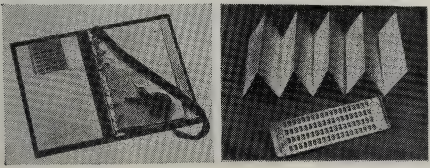

図29 メモ用点字器セット

小学部3年の盲児を対象として，点字タイプライターと点字器の作業の量および質を検討した結果，前者の方が平均して約3倍の能率が上がることを実験的に明らかにしている．

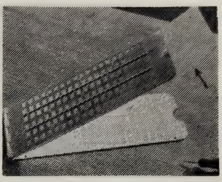

図30 ハウプレス式点字器

次に懐中点字器のいくつかの形を図28に示した．Ⓐ〜Ⓑは両面書き，Ⓒ〜Ⓖは片面書き点字器である．

Ⓐアルミ製，2行 × 32 マス，弘誓社製．Ⓑアルミ製，4行 × 32 マス，弘誓社製．Ⓒアルミ製，4行× 26 マス，仲村点字器製作所製．Ⓓしんちゅう製，4行 × 19 マス，APH 製．Ⓔプラスチック製，4行 × 28 マス，APH 製．Ⓕプラスチック製，6行 × 30 マス，日本点字図書館製，現在，わが国で最も多く使用されている．非常に軽く，ルーズリーフといっしょに持ち歩くのに便利である．点筆も平型なのでポケットの中でかさばらない．図29は APH 製のメモ用点字器セット（点字器はⒹを使用）である．Ⓖアルミ製，6行 × 19 マス，仲村点字器製作所製，縦 5.4 cm，横 11.1 cm で，懐中用点字器の中では最も小さい．

これらの点字器は，すべて紙を固定させる止め金が目皿の方についているが，図30のパーキンス盲学校ハウ出版所（How Press of Perkins School for the Blind＝HP）製の点字器は，ガイドフレームに止め金がついているので，ガイドフレームを上げると紙もいっしょについて上がり，裏からすぐにさわって読むことができる．

書いたあと直ぐに裏からさわって読むことができるようにくふうされた点字器としては，もう一つブラウン式点字器（Brown slate）（図31）がある．定規の目皿ⓐがうしろに開くようになっているので，紙の裏から直ちに確かめることができる．

さらに，特殊な点字器としては次のようなものがある．

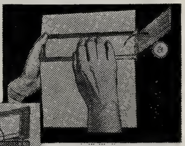

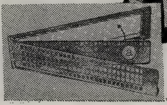

図31 ブラウン式点字器

折りたたみ式点字器（図32）プラスチック製で，Bのように半分に折りたたんで持ち歩くことができる．2

行 × 32 マス，日本点字図書館製．点字器の裏側には滑り止めのスポンジがついている．

両面式点字器（図 33）　Aは 9 行 × 34 マスのアルミ製両面式点字器である．表の方を書いたあと点字器を裏返しにすれば，すぐに表の行と行との間に裏の行を書くことができる．したがって，普通の点字器のように紙をいったんはずして裏返しにする必要がない．Bははがき用の両面式点字器である．

ラベル用点字器（図 34）　ダイモテープ ⓐ を点字器の左右の穴 ⓑ に通して，テープの裏側から点筆で強く押して書く．書いたあとテープを切り，その裏側の薄いビニール製の保護膜をはがすと，どんなものにでも張付けることができる．自分の名前を書いて持物に張ったり，機械器具のレバーやスイッチなどにラベルを張るのに多く利用されている．この点字器をやや機械化したものが，図 35 のダイモ点字テープライターである．ⓐ の丸い点字盤を回し，必要な文字を ⓑ のところに合わせて，レバー ⓒ を強く握ると，自動的にテープ ⓓ に点字が打てる仕組みになっている．点字盤にはアルファベットや数字も書いてあるので，点字を知らない晴眼者でも使うことができる．

グラフ用点字器（図 36）　1 行書きの細長い形をしており，これを使えば，図や表，地図などの必要な個所に文字，記号，数字などを簡単に書込むことができる．この点字器は「表打ち式」(図 27 C，第 2 形式）であり，したがって，文字を逆の形に書く必要がない．従来，この表打ちの方法を何とか点字器に取入れようと，いろいろな試みがなされてきたが，速く書こうとすると点筆がひっかかったり，点がきれいに出ないなどの欠点があり，いずれも実用化されていな

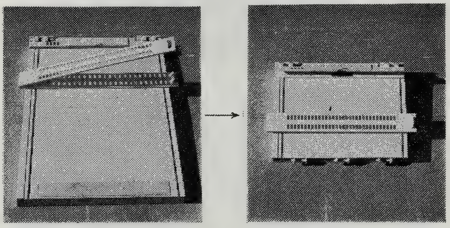

図32　折りたたみ式点字板

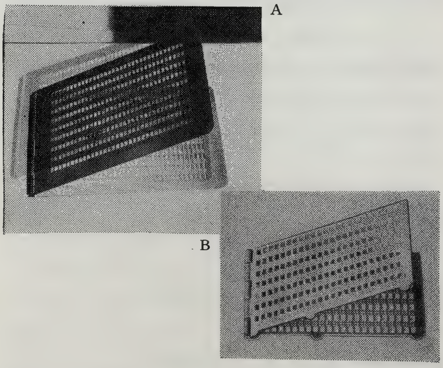

図33　両面式点字器

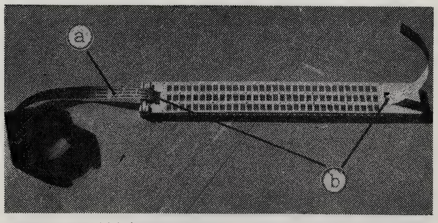

図34　ラベル用点字器

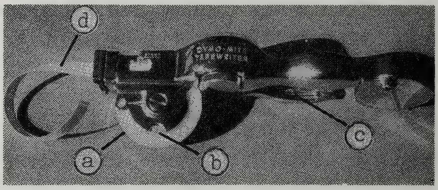

図35　ダイモ点字テープライター

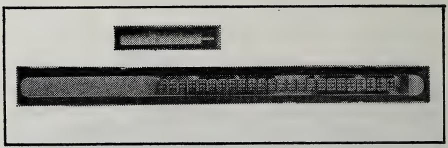

図36　グラフ用点字器

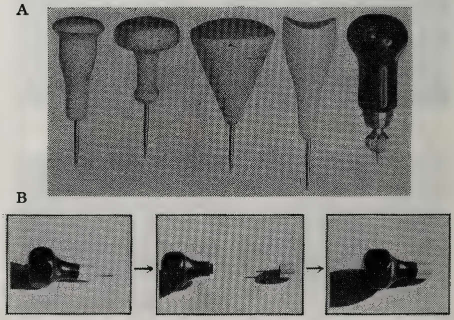

図37　点筆のいろいろ

い．

なお，点筆にもいろいろな形のものがある．図37Aにそのいくつかを示した．それぞれに長所がある．Bは握りの部分が空洞になっており，その中に針の先端をねじ込むことができるので，ポケットに入れて歩くのに安全である．

〔点字タイプライータ〕点字タイプライター(braille typewriter)は，今日，さまざまな型のものが，世界各国で考案されている．図38～図40はアメリカの代表的なタイプライターである．いずれも「表打ち式」(図27B，第1形式)である．

特に，パーキンスブレーラー(Perkins Brailler)は，1951年にAPHで製作され，その性能は世界的に高く評価されており使用されている台数も2万台を越えている．

このパーキンスブレーラーやラーベンダー・ブライユ・ライター(Lavender Braille Writer)は，ヘッド（点筆の部分）ⓐが移動することによってマスが進んでいくが，ニュー・ホール・ブライユ・ライター(New Hall Braille Writer)の方はキャリッジⓑが移動するようになっている．キーの配置はいずれも同じで，中央のキーがスペース（マスあけ）用，左側の三つが右から1，2，3の点，右側の三つが左から4，5，6の点のキーになっている．

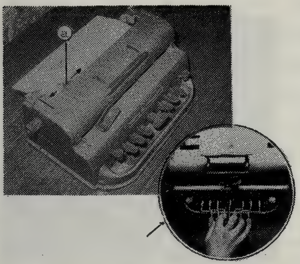

図38 パーキンス点字タイプライター

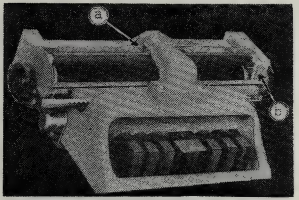

図39 ニューホール点字タイプライター

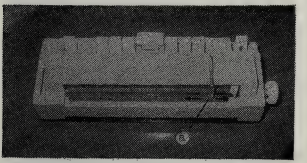

図40 ラーベンダー点字タイプライター

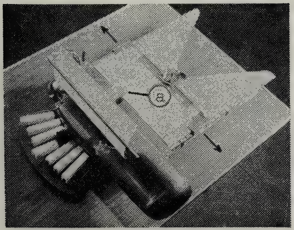

図41 ナカムライター（仲村製）

わが国の点字タイプライターの代表的なものは，仲村点字器製作所製のナカムライターと弘誓社製のライトブレーラー（通称，カニタイプ）である．

前者（図41）は非常に堅固にできているが，かなり重く，打つときの音がやや大きい．

後者（図42）は，小型で非常に軽いが，裏打ち式であり，また，ヘッドだけではなくキー全体も右から左へと移動する．従来の型は，Ⓐのようにキーの位置が手前に向って，右側が1，2，3の点，左側が4，5，6の点になっているが，Ⓑの改良型では，左右のキーを中央で交差させ，ほかのタイプライターと同じ配置にしてある．

これら卓上用点字タイプライターに対して，速記用のテープ式点字タイプライターもある．普通の点字タイプライターと比較して，行替えの必要がなく，その

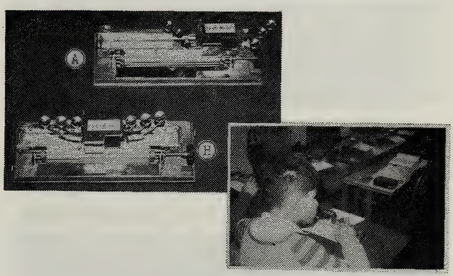

図42 ライトブレラー（弘誓社製）

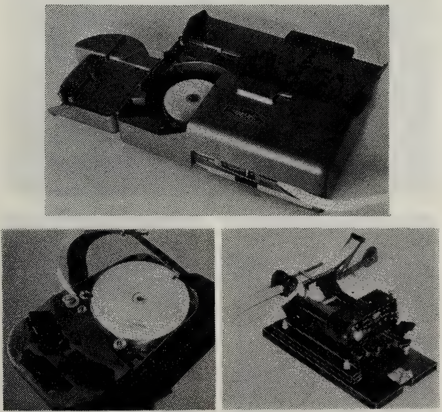

図43 速記用テープ式点字タイプライター

分だけ時間が節約される．

一般に点字タイプライターは六つの点に対応した六つのキーがあり，その操作によって点字を打つのであるが，しかし，図44のように，普通の活字タイプライターのキーに，それぞれの文字に対応した凸点を取付けたものもある．これは IBM の電動式点字タイプライターであるが，普通の欧文タイプライターとほとんど同じ操作によって，点字を打つことができる．したがって，タイピングが著しくスピードアップされる．それぞれの点字をちょうど180度回転した形で紙に打ち込む．そのためにプラテンローラーⓐには非常に弾力性のあるゴムが使われている．打ったときには，点字の凹面の方が紙の表になっているが，プラテンローラーを回すとこんどは点字の凸面の方が紙の表になり，しかも，180度回転するので，正しい字の形になり，さわってすぐに読むことができる．

図44　IBM 電動式点字タイプライター

あとで述べるように，現在，わが国においては，カナタイプライターが通信用具として盲人の間に普及しつつある．しかし，カナタイプライターの場合，盲人は自分で打ったものを自分で確かめるということができない．もしも，この IBM の点字タイプライターの仕組みを電動式カナタイプライターに応用するならば，しかも点字とカナ文字の両方が打てるようにするならば，その利用価値は非常に大きなものになるであろう．点字とローマ字綴によるアルファベットの両方が打てるタイプライターはすでに富士製作所で作られている．

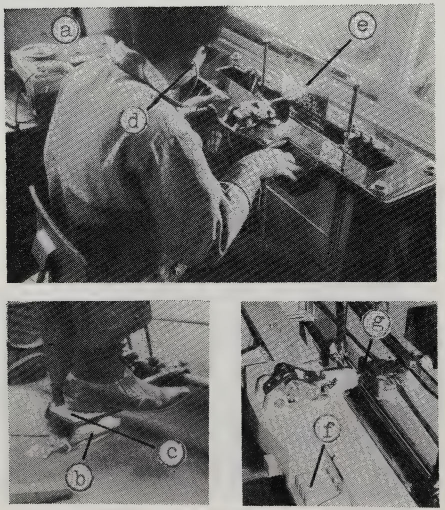

図45　点字製版機（小林製）足踏式

〔点字製版機・点字印刷機〕 1890年ごろヨーロッパでは，まだ点字製版機と名付けるほどのものではないが，つちとパンチで亜鉛板，すず板，しんちゅう板などに点字を打って，母型をとる方法がすでに行なわれていた．次いで，フランク H. ホール（F. H. Hall）が，点字タイプライターを大きくして足踏式にした．これによって母型（亜鉛板）が能率的に作れるようになり，点字の本の普及に大きな役割を果たした．

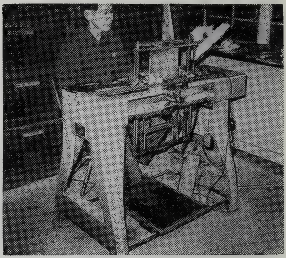

図46　点字製版機一電動式一

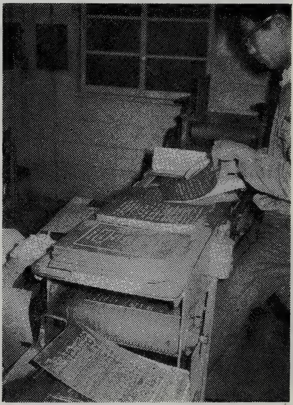

図47　点字印刷機一ゴムローラー式一

わが国に点字製版機がいつ輸入されたかは明らかでないが，1893（明治26）年，あるアメリカ人が横浜訓盲院創設者ドレーパーの事業に共鳴して贈ったの

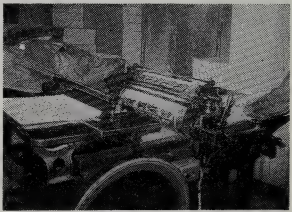

図48　点字印刷機一輪転機一

が最初であるとされており，同年，東京盲啞学校にも文部省を通してアメリカから1台交付された．これとともに，点字印刷用としてローラー式洗濯物絞り機を輸入した．これが今日の点字印刷機の前身である．

点字製版機がいつ日本で初めて作られたかは正確にはわからないが，石川倉次の日記によると，1897（明治30）年5月，築地印刷所から購入したとなっており，おそらくそれが最初と思われる．

その後1906（明治39）年ごろ，東京盲啞学校教諭奥村三策が簡易点字製版機を作り，当時かなり使用されていた．また，1909(明治42）年ごろ，仲村豊次郎がイギリス製を土台にして，3本脚の製版機を作っており，今日のものに近い形になっている．

点字製版機は点字タイプライターとその原理は同じである．図45（小林鉄工所製の点字製版機，足踏式）は日本点字図書館で盲人の職員が，テープⓐに吹込まれている原文を聞きながら，非常に速いスピードで製版しているところである．手の方が追いつかなくなると，フットスイッチⓑでテープを一時止めては，また次に進むといった能率的な方法がとられている．ⓒペダル，ⓓイヤホーン，ⓔ亜鉛板，ⓕキー，ⓖヘッド．母型をとるのに亜鉛板を使うので，点筆の圧力を強める必要があり，そのため足踏式または電動式（図46）にしてある．母型というのは，亜鉛板を二つ折りにしたもので，それに点字を打ち，あとで用紙をその間にはさんで，点字印刷機（図47）にかける．紙の両面に一度に印刷ができる．

盲人のための週刊誌「点字毎日」を発行している毎日新聞社では，輪転式の点字印刷機（図48）を使っている．

ところで，亜鉛板に点字を打つ場合，多くはインターポイント方式（図26 B）をとっているので，スペースがかなり節約されている．このスペースの節約の点については，最近，ソリッド・ドット（solid dot）方式による印刷によって，さらに一段と進歩をみせている．

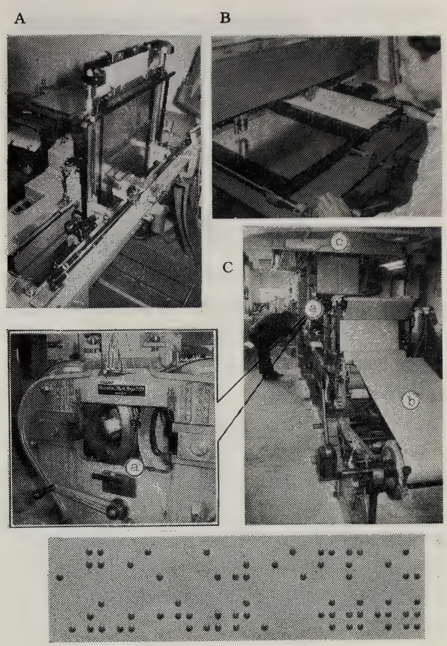

図49　PVC固型点字印刷機

このソリッド・ドット（固型点字）方式というのはRNIBで開発されたもので，亜鉛板に点字を打抜いて原版をつくり（図49 A），それを校正（B）したあと，印刷機（C）にかける．印刷機のPVC（ポリ塩化ビニール）吹付け装置ⓐには，ドラムが横に二つ並んでおり，それぞれに8枚ずつ原版を取付ける．このドラムの間を巻取り紙(クラフト紙)ⓑが通るときに)，樹脂状のPVCを原版の点字の穴から巻取り紙の両面に吹付けるそれを乾燥装置ⓒで摂氏200°C前後の熱処理をすると，PVCが乾くと同時に，蚕の卵のようにふくらむ．1度に16ページ分が印刷され，それが

・点字器 {裏打ち式／表打ち式} {標準型／懐中型} 両面：インターライン；特殊型＝片面

・点字タイプライター {表打ち式／裏打ち式} {ヘッド移動型／用紙移動型} 卓上用 {両面：インターライン／片面}；速記用（テープ式）

・点字製版機(表打ち) {電動式／足踏式} 亜鉛板法＝両面 {インターライン／インターポイント}

・点字印刷機 {ペーパー・プレス法／ソリッド・ドット法}

・点字複写機（サーモホーム）

・自動点字翻訳機

図50 点字複写機—サーモホーム55—

自動的に折りたたまれて出てくる.

この PVC 固型点字は，普通の活字印刷のように表と裏の行が同じ位置に印刷されるので，1ページ当たりの字数が従来のものよりもかなり多くなる.たとえば，日本ライトハウス発行の三省堂コンサイス英和辞典の点訳書（亜鉛板プレス方式，インターポイント）は，71冊(全部で1万4000ページ）という膨大なものになっているが，この PVC 固型点字印刷であれば，25，6冊ですむのである．しかも，台紙が薄いクラフト紙なので，従来の点字の本と比較して，厚さも3分の1ぐらいになる．また，いくら指で強くこすっても，あるいは水に濡らしても点がつぶれない．感触も普通の点字とほとんど変りがなく，そのうえ，ポリ塩化ビニールには着色できるので，晴眼者や弱視者が目で読むにもつごうがよい．

この PVC 点字製版・印刷機は一式約7000万円もする大がかりなものであるが，東京ヘレンケラー協会では，1968(昭和43）年にこれを輸入し，現在「リーダースダイジェスト」の日本語点字版や「点字ジャーナル」その他いくつかの県や市の盲人向けの広報印刷に使用している．

〔点字複写機〕 アメリカでは，図50のような点字複写機が教材や資料の作成などにかなり利用されている．点字の原稿が1枚あれば，ブレイロンと呼ばれているコピーペーパーで何枚でも複写できる．1枚複写するのに3秒ほどしかかからない．低学年の盲児でも簡単に操作できる．盲人用立体地図を作るにも便利であり，汚れてもきれいに洗うことができる．わが国の盲学校でも徐々に利用され始めている。

なお，APH では IBM の協力を得て，電子計算機を利用した自動点字翻訳機（automatic braille transcripter）が本格的に使用され始めている．わが国でも，自動点訳装置が試作され，研究が進められている．この装置は原文をテレ・プリンターによってローマ字書きでタイピングする．そのローマ字配列のさん孔テープを「ローマ字—点字変換機」にかけて，点字配列のさん孔テープを作る．そのテープを点字印刷機にかけると，普通の用紙に自動的に点字が印刷される仕組みになっている．

通信用具

日常，盲人が晴眼者と直接会話をするような場合には，音声言語を媒介にするので，相手のことばに伴う表情や身振り，態度などがフィード・バックされないという限界はあるにしても，盲人同士の場合と同様，意思や思想の伝達は比較的スムーズになされる．

また，電話を利用すれば，簡単な用件や急を要する用件などは，距離のいかんを問わず，短時間に通信することができる．さらに，文字による盲人から盲人への通信も点字を媒介として容易になされる．

ところが，盲人から晴眼者への文字による通信となるとそう簡単ではない．一部の関係者を除いては，点字は一般には通用しない．かといって，一般晴眼者に点字の読み書きを覚えることを要求するわけにもいかない．また，そのような依存的な態度では，いつまでたっても自分のからの中に閉じこもらざるを得ない．

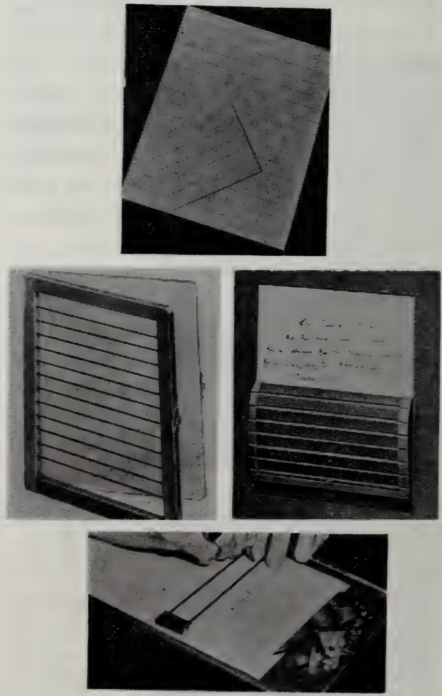

図51 ライティング・フレーム

一般晴眼者に積極的に働きかけ，自分の生活水準を高め，その内容を豊かにしていくためには，晴眼者に通用する文字を自ら使用する必要がある．次の通信用具はこういった点で価値がある．

〔ライティングフレーム〕 かなや漢字をまだ忘れていない中途失明者にとって，晴眼者が読める文字を書く最も手軽な道具はライティング・フレーム(図51)である．凸野線やゴムひもの野線に沿って，左人差指でボールペンの先を追いながら，まっすぐにそして字が重ならないように書いていく．

〔盲人用カナタイプライター〕 このライティング・フレームをさらに能率化したものが，盲人用カナタイプライターである．

晴眼者の場合でも，英文タイプライターやカナタイプライターを正式に習うときには，目隠しをするかキーの文字を消すか，あるいは部屋を暗くするなど，自分の手元が全く見えない状況で訓練を受ける．したがって，盲人がタイピングを覚える過程は，晴眼者のそれと何ら変わるところがない．この点，カナタイプライターは盲人にきわめて適した用具であるといえよう．ただ，自分が打ったものを自分では読むことができない．しかし，練習すればかなりの速さでタイピングでき，たとえミスしても，相手の方で推測できる範囲に止まるようになる．

図52に代表的な盲人用カナタイプライターを示した．Aオリンピア・ポータブル33型，Bオリンピア・スタンダード3S型，Cオリンピア電動式．この中で，現在，最も多く使われているのが，Aのポータブル33型である．これは松井新二郎の案に基づき1954(昭和29)年，クスダ事務機株式会社技術課が改良したものである．ガイドキー ⓐ と用紙をセットするためのスケール ⓑ に凸点をつけたことにより，盲人にとって操作が一段と容易になり，利用者が増え始めた．さらに，1963(昭和38)年には財団法人日本盲人カナタイプ協会が設立され，その普及にいっそう拍車がかけられた．同協会ではカナタイプライターの無料貸出しや講習会，全国盲人カナタイプコンテストなど，いろいろな事業を行なっている．

このように盲人の間にカナタイプライターが普及するにつれて明らかになってきたことは，もしも本格的に訓練をすれば，個人によっては，1分間に平均300ないしは350ストロークぐらいの驚くべき速さでタイピングできる可能性があるということである．これは盲人に対して「録音タイピスト」という新しい職業の道をひらくことになる．

1968(昭和43)年4月，国立東京視力障害センターにカナタイプ科が開設され，盲人カナタイピストの本格的な養成が始められた．2人の訓練生に対して，録音タイピングを中心とした毎日3時間から5時間の訓練を行なった結果，1年後には，1分間平均300ストロークのレベルまで上達した．2人とも東京の録音タイプ速記社に就職し，現在，有能なタイピストとして働いている(図53)．

ところで，従来の盲人用カナタイプライターには，紙の打ち終りが自動的にわかる装置がついていない．そのために，仕事に熱中すると，用紙がなくなっているのに気がつかず，ムダなから打ちをしてしまうことがしばしば起きる．いったん，から打ちをしてしまうと，どこの部分をから打ちしたかわからなくなる．このようなから打ちを避けようと思うと，再三，タイピングの手を休めて，紙の残りを手で確かめなければならず，仕事が能率的にできない．

そこで，松井新二郎・小柳恭治らはクスダ事務機株

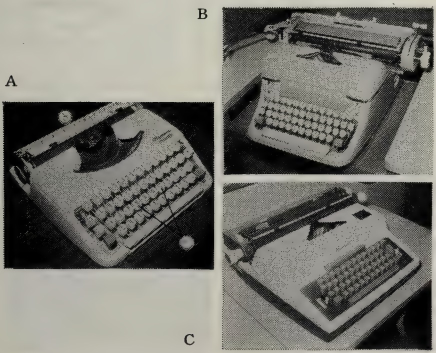

図52 盲人用カナタイプライター

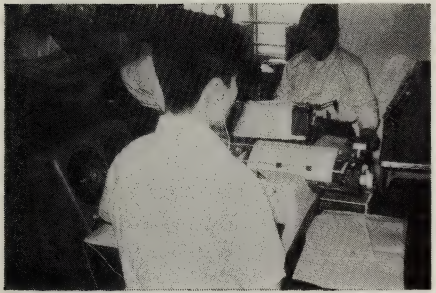
図53 盲人録音タイピスト

式会社技術課の協力を得て，オリンピア・ポータブル33型およびSM 9型にペーパーエンドサイン（用紙打ち終り警報）装置を取付け，2センチメートルほどの余白を残した最後の3行のそれぞれ初めの部分で警報器が鳴ることにより，紙の打ち終りが自動的にわかるようにくふうした．その仕組みは図54のようになっている．

まず，SW—1をONにしてタイピングを始める．やがて最後から3行目になって紙の下端がSW—2の接点間を通過し，そしてキャリッジが最初から5ピッチ進んだところでSW—3がONになる．それによって低周波発振器 ⓐ が働き，スピーカー ⓑ から音が出る．さらにキャリッジが10ピッチ進むとSW—3がOFFになり音が止まる．このようにして，3回目の警報音が鳴れば，用紙の残りがあと2センチメートルほどしかないことを知る．これはすでは市販され利用されている．

作図用具

盲学校の算数や理科あるいは社会科などにおける作図学習のための用具としては，従来，次のようなものが使用されてきた．

(1)厚いボール紙に蚊帳（かや）布やナイロン網を張ったもの（これを点図板と呼んでいる）の上に，点字用紙を置いて，その上から点筆で線を書く．

(2)ゴム板の上に点字用紙を置いて，その上から洋裁のときに使うルレットで点線を刻み込む．

(3)ゴム板の上にアルミ箔を何枚か重ねて置き，その上から点筆で線を掘る（図55 A）．

(4)コルク板の上に点字用紙を置いて，その上から必要な個所にピンをさし，それに定規を合わせて点筆で線を書く．

(5)板に方眼紙を張り，1センチメートル単位に縦横に小さな穴をあける．それらの穴に釘をさし込み，それにゴム輪をかけて形を作る（図55 B）．

(6)ロウを十分にしみ込ませた厚紙に点筆で線を掘る．

(7)コヨリをのりで張付けたり，あるいは針金を折り曲げて形を作る．

このうち，最も多く用いられてきたのは，点図板である．しかし，この点図板には，図を描くときに，あとで紙を裏返しにしてさわるときと逆の形のものを描かねばならないという大きな欠点がある．そのために教師も児童も非常に苦労しながら指導し，学習してきた．

〔盲人用レーズライター〕 このように図を逆に描かなければならないという非能率的な方法を是正するために，原田政美・小柳恭治は，AFBの浮出し作図用具（raised line drawing kit）を改良して，図56のような盲人用レーズライターを試作した．Aは作図学習用，Bは感覚訓練用である．

これは非常に弾力性に富んだシリコーン・ゴム・シートをベークライト板に張付けたもので，そのゴムの上に薄い透明のポリエチレン・フィルム・シートを置き，その上からボールペンや点筆などで線を書くと，フィルム・シートの表面にその線が盛上がって出てくるようになっている．この道具を使うと，書いた線は裏返しにしなくてもそのまますぐに指でさわって確かめることができるし，いくら強くこすっても線がつぶれる心配もない．また，点字を書込むこともできる．フィルム・シートはセロファン紙と違って少々の力で引張っても破れない．

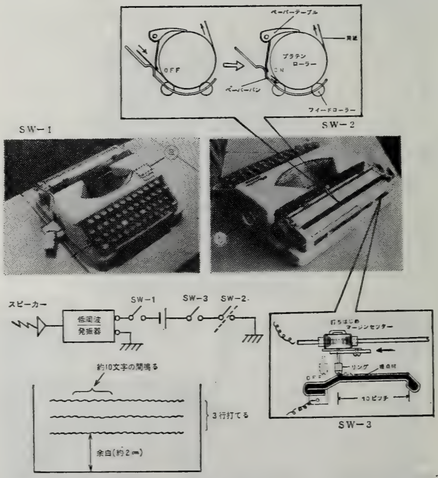

図54 ペーパーエンドサイン装置

A B

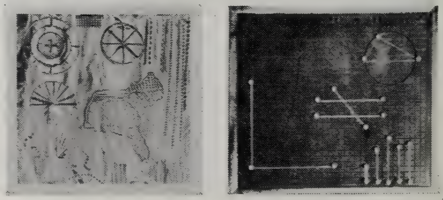

図55 盲人用作図用具

この盲人用レーズライターは，現在，多くの盲学校で使用されているが，特に最近では，図57 Aのような盲児の触察訓練用具としての利用法がいろいろと考えられている．

木の葉でも，ただされらせてみるだけでは，全体と部分との関係などはなかなかわからないが，細かなステップを組んで，「さわる→描く→確かめる」の訓練をすることにより，図57 Bに示したように，触察の仕方がじょうずになる．こういった訓練は，盲人用地図や模型，標本などの触察にもプラスの効果をもたらす．

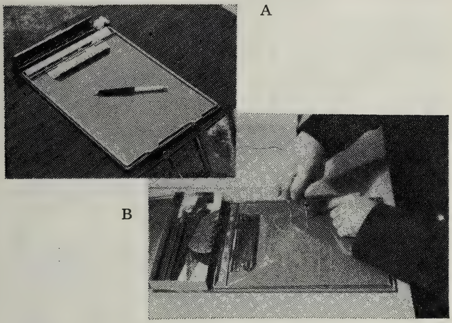
図56　レーズライター

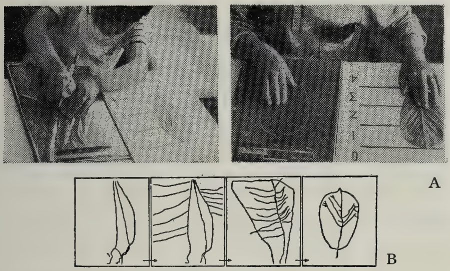
図57　レーズライターによる触察訓練

レクリエーション用具

家事用具と同様，晴眼者向けの娯楽用具も，触覚的あるいは聴覚的な手がかりさえつけ加えれば，そのほとんどのものが盲人にも楽しく使える．

たとえば，図58 Aの大きなプラスチック製のサイコロや，Bのトランプ，それにCのパズルなどは，その代表的なものである．いずれも数字を凸点で表わし，さわってわかるようにしてある．

また，卓球や野球，バレーボール，ボーリングなども，道具やルールが盲人向けに改良されている

(小柳恭治)

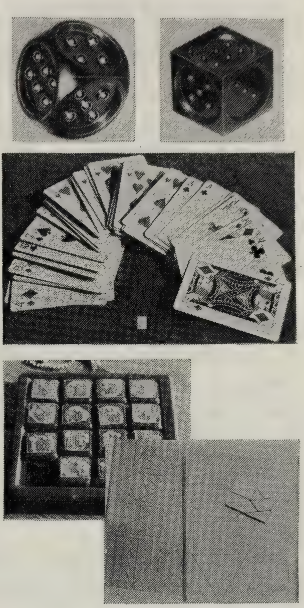
図58　盲人用サイコロ，トランプ，パズル

［参照文献］

原田政美「盲人用器械の現状と将来」眼科臨床医報　60巻11号　昭和41

本間一夫・加藤善徳「欧米の盲人福祉をたずねて」(日点文庫No. 3) 日本点字図書館　昭和40

加藤善徳「目の不自由な人々の読書」(日点文庫No. 4) 日本点字図書館　昭和40

国立東京視力障害センター「盲人福祉20年の歩み」昭和43

小柳恭治「盲児の心理」(大山信郎・他編：特殊教育事典) 第一法規　昭和43

小柳恭治「転機に立つ盲教育・Ⅰ，Ⅱ」教育と医学　19巻1号，2号　昭和46

小柳恭治・他「点字タイプの効率性に関する実験的研究」特殊教育学研究　9巻1号　昭和46

文部省「盲学校理科・実験と観察」昭和42

文部省「盲児の感覚と学習」昭和43

中野善達・加藤康昭「わが国特殊教育の成立」東峰書房　昭和42

日本盲人カナタイプ協会編「盲人とカナタイプ」昭和46

日本点字図書館「盲人用具カタログ」昭和46

大河原欽吾「点字発達史」(3版) 培風館　昭和39

坂井利之編「文字・図形の認識機械」(情報科学講座E・19・2) 共立出版　昭和42

榊原清「盲児の心理と教育」金子書房　昭和30

佐藤泰正「盲心理通論」甲文堂　昭和39

鈴木力二編 「日本盲教育写真史」 あをい会 昭和35

鈴木力二 「日本点字の父――石川倉次先生伝」 日本点字七十周年記念事業実行委員会 昭和36

東京都立盲学校 感覚訓練教育研究会編 「盲学校における養護・訓練関係資料・Ⅰ，Ⅱ」 昭和46

General Catalogue of Tangible Apparatus, American Printing House for the Blind, 1969.

Aids and Appliances, American Foundation for the Blind, 1970-1971.

Clark, L. L. (ed.), *Proceedings of the International Congress on Technology and Blindness* Vol. Ⅲ and Ⅳ., American Foundation for the Blind, 1963.

Roblin, J., "The Reading Fingers" *Life of Louis Braille*, 1809-1852, American Foundation for the Blind, 1955.

Illustrated Catalogue of Apparatus and Games for the Blind, Royal National Institute for theBlind, 1968.

Zahl, P. A., "Blindness"*Modern Approaches to the Unseen Environment*, Hafner Publishing Company, 1962.

盲人用機械器具の発明考案

盲人用機械器具の発明考案の原理

盲人用機械器具の発明考案の原理を一言で表現するならば,「盲人の保有能力にアッピールするような機械器具を発明考案する」ということになる．ウェックスラー（A. Wexler）はその著 *Expermental Science for the Blind* の中で，盲生徒に理科を教えるための装置を考案する原理を，次のように五つの簡単なポイントにまとめている．

すなわち「第1は聴覚化すること，第2は触覚化すること，第3は情報を拡大すること，第4はインディケーター（indicator）の表示をすること，第5は単純であること」の5項目である．

その例を列挙すると，第1の例としては，鋸状刻みをつけた物差しなどがある．第2の例としては，点字目盛りをつけた上皿秤りなどがある．第3の例としては，盲人用ばね秤りなどがある．盲人にとっては，晴眼者が使用している計器の目盛りは，それを凸にしてもなお少し幅が狭いので，それを同じ精度で読みとるためには，その目盛りを5倍くらいに拡大する必要がある．第4の例としては，計器など0点を盲人に容易に感知できるように表示しておくことなどである．第5の例としては，機械器具があまり複雑で操作が困難であると，盲人はその機械器具に容易になじめないという欠点があり，そのため機械器具の機能や構造の本質を見失うおそれがある．したがって，機械器具の構成は簡単で，分解・組立てが容易であり，かつ残存感覚で十分その機能や構造が理解できるものが望ましい．

以上はウェックスラーの考え方であるが，また，次のような方法論的なまとめ方もある．その一つは晴眼者が用いている機械器具を，盲人の保有能力にアピールするように，その一部を改変するという方法と，他は晴眼者が用いている機械器具と使用目的は同じであるが，形状や操作法が全く異なった機械器具を発明考案するという方法である．現在，盲人用機械器具として考案されているものの大部分は前者であって，後者は諸外国においても，1960年以後になってようやく発展してきた．前者の例としては，前述の上皿秤りやスケール・アネロイド気圧計など数多くあるが，それらはいずれも目盛りを凸にし，点字を付けた程度の改変がされている．後者の例としては，林良重の考案した直示てんびん，直示上皿てんびん，光学台，ソ連で考案されたフォトホーン，アメリカで考案された各種電気計器などがあげられる．これらに共通していることは，近代科学の成果を十分に活用しているということであって，真の盲人用機械器具の発明考案は，近代科学の導入なしには考えられない．

近代科学と盲人用機械器具

1962年6月にニューヨークにおいて技術と失明に関する国際会議（International Congress on Technology and Blindncess）が開催されたが，その内容をまとめて，1963年に出版された *Proceedings of the International Congress on Technology and Blindness* によると，アメリカでは，マサチューセッツ工科大学（Massachusetts Institute of Technology＝MIT），IBM（International Business Machines）などが盲人用機械器具の開発に協力しており，イギリスでは，ケンブリッジ大学などが協力し，ソ連では，教育科学アカデミア欠陥学研究所自然科学部が開発を進めている．それらの国々で発明考案された盲人用機械器具の多くは，まだ，試作の段階にあり，一流の研究者，技術者，メーカーの協力体制が確立して，着々その成果をあげつつある．

その成果の一端を紹介すると，電子点訳装置（アメリカ，イタリア，イギリス，フランス），電子つえ（アメリカ），電子歩行補助器（アメリカ，ポーランド，スウェーデン，イギリス），障害物検知器（アメリカ，カナダ，イタリア，イギリス），光探器（アメリカ，ソビエト，カナダ，イギリス），リーディングマシン（アメリカ，ソビエト，西ドイツ），超音波めがね（ニュージーランド），各種電気計器（アメリカ，イギリス，ポーランド，カナダ，西ドイツ），電子温度計（アメリカ），色判別器（ポーランド，イギリス，オランダ），閉回路テレビ装置（ランドサイド）による拡大読書器（アメリカ）などがある．

以上のことからも推察できるように，近代科学の成果をフルに導入することによって，盲人用機械器具は，めざましい発展を遂げつつある．特にエレクトロニクスの導入は，盲人と晴眼者に共通の場を与えつつある．新しい技術革命として登場してきたオートメーションの基礎をなす技術に，自動操作，自動制御および電子計算機があるが，これらの技術が，盲人のものになれば盲人も晴眼者と肩を並べて，さらに新しい生産体制に加わり広い分野の労働に従事することができる．このことは，決して夢ではなく，近い将来に実現するであろう．その証拠として，現在，オーストラリアのコダック会社では，盲人が現像液の温度測定，映像の強度測定，その他の管理作業に従事している．エレクトロニクスが進歩した今日，目で見る変化を耳で聞いて判別するようにすることは，それほど困難なことではない．オートメーションの工場にあるコントロールパネルについている警報用のランプの監視や，工具の摩耗の程度を知らせるツーロメーターの数字の監視を音で行なうように改変されれば，盲人もオートメーションの分野で活躍することができる．

今後の問題点

わが国においては，従来，盲人用機械器具の発明考案に，近代科学の成果を導入することが，ほとんど行なわれていなかったし，また，前述のような一流の研究者，技術者，メーカーの協力も確立されていなかった．そのために晴眼者が用いている機械器具の一部を改変した程度の盲人用機械器具がその大部分であった．

しかし，最近になって，近代科学の成果をフルに活用した盲人用機械器具の発明考案の研究体制と生産体制が，ようやく確立されるような機運が熟してきた．今後に残された問題点は，①研究体制の確立，②生産体制の確立，③強力な社会的・経済的支援である．

（林 良重）

［参照文献］

Wexler, A., *Experimental Science for the Blind*, Pergamon Press, Oxford, 1961.

Proceedings of the International Congress on Technology and Blindness, Vol. I–Ⅳ, American Foundation for the Blind, 1963.

カナタイプライターの普及

沿革

1894（明治27）年に黒沢貞次郎がアメリカでタイプライターを見てカナタイプライターを思いつき，1898年にエリオットハッチ工場で，ひらがなタイプライターを作った．そのころ，副領事としてロンドンにいた山下芳太郎から，「何とかしてカナタイプライターを作らなければならない」という話をかねがね聞かされていた広田精一（のちの神田高等工業学校長）は，イギリスからアメリカへ渡る船中で講演会が催されたおり，カナタイプライター論を演説した．

1901年には東京蒲田の黒沢工場で，電信用タイプライターの製造に着手，1917（大正6）年になって，大阪中央電信局で電報受信記載にカタカナ縦書きタイプライターを試用，1920年には住友合資会社理事になっていた山下芳太郎は，カナモジカイを創立するときに，カナモジの長所の一つとしてカナタイプライターを取上げた．1922年，星野行則はアメリカのアンダーウッドタイプライター会社でスチックネー（B. C. Stickney）に会った．言語学者であり，この会社の設計部長であったスチックネーは，次のようにカタカナの長所をほめたたえた.「カタカナはどの字も字体がきわめて簡単ではっきりしている．カタカナはすべての日本人がだれでもすぐ読み書きすることができる．イギリス，フランスなどの文字は，その下半分を隠しても読める．人間は横に並べた文字を読むときには，多くは上の半分だけを見て読んでおり，カタカナも横に並べて下半分を隠しても読むことができる．この点，カタカナもりっぱな文字であり，1字1音であるため字数はローマ字の2倍ほどであるが，文章を書くときは少ない字数でことばを表わすことができる．イギリス，フランスなどでは熟練したタイピストでも，人の話をそのままタイプすることはむずかしい．必ずいち

ど速記を経る必要があるが，日本語では速記なしでたいがいの談話をタイプできる見込みがある．この点日本のカタカナは世界にたぐいのない文字で，英米人が英語を使うよりも，日本人が日本語を使う方が能率がよいと考えられる．タイプライターやライノタイプなどは，日本においてさきざき世界を驚かすような働きをするであろう．このすぐれた文字をもつ日本人はしあわせである．なお，日本においては数学はもとより自然科学の書籍は全部横組みであり，学生はノートを横書きしている．将来，横書きはますます普及するであろう」．

1922年に東京で開かれた平和博覧会は，レミントン・ポータブル・カナタイプライターが出品された．翌年には山下芳太郎がアンダーウッドタイプライター会社にスチックネーを訪れ，カナタイプライターを作ることについて会談を重ねた．スチックネーの意見は，「タイプの速度の限界は，手の指の動きで決まるのではない．手の動きにはまだまだゆとりがある．文字のつづりや頭脳の働きの早さがタイプする速度の限界になる．どの字がどこにあるかということを早くわからせることが，キーの配置を決めるうえに最もたいせつなことである．日本にはせっかく50音順という理想的な配列があるではないか」というのであった．山下は文字の出現度数の多いものを，打ちやすい指に受持たせることに重点を置きすぎていることを反省し，できるだけ50音の各行をまとめて配置する方針を採用した修正案を作り，さらに世界中に最も多く普及している42キーの機械を，そのまま利用することにした．タイプライターの字体については，1921年から活版印刷用のカナ活字の製作に力を尽していた大蔵省印刷局技手猿橋福太郎が考案した字体（猿橋式第2類）に修正を加えたが，極力，現在のカタカナから離れないこと，ローマ字と同じように上線（トップライン）と下線（アンダーライン）をそろえるなど，種々書き直し，最終案を作った．

山下は1923年4月完成品を見ないで死去したが，カナタイプライターの第1号は，同年5月末に星野行則とともに日本に到着し，7月にはアンダーウッド・スタンダード機が輸入され，ドッドウェル商会から売出された．このタイプライターの文字の大きさは，パイカ（1インチに10字）であった．のちのカナタイプライターの文字はほとんどすべてがパイカである．

1925年逓信省電信用として，それまでのスミスタイプライターのほかにアンダーウッドタイプライターが採用された．翌年には丸善でコロナポータブル・カナタイプライターを，1928(昭和3)年にはローヤルタイプライターにカナを付けることになり，松坂忠則が新しく字体を書いた．ローヤルポータブルは，初め文字の配列の違うものが流布したが，間もなく標準配列に統一された．また，三井物産ではアメリカ・レミントン会社からポータブル・カナタイプライター30台を輸入し，鉄道電報にも電報用タイプライターが使われるようになり，清水喜重中将は軍でカナタイプライターを使うことを試みた．

1938年に初めて三菱電機がドイツのメーカーからオリンピア・カナタイプライターを輸入した．このころまでにカナタイプライターは，各地の事業会社でもっぱら伝票類の作製に使われた．

終戦後の1951年ごろからアメリカ進駐軍の事務管理の刺激を受け，事務能率を向上するために，カナタイプライターを使う研究が進み，後藤長保の協力により，広島市水道局が水道料金の受領書にカナタイプライターを使い始めた．これが契機になって，各方面の事業体において，伝票類の調製にカナタイプライターを使うことが著しく進んだ．

1948年には中島精密工業で電信用タイプライターを製造，1951年には外国貿易が正常化するにつれて，アメリカ，ヨーロッパの諸会社のカナタイプライターが続々輸入された．1953年川崎タイプライター会社がスタンダード・カナタイプライターおよびカナ・ローマ字タイプライターホームランドの製造を始めた．その後，各種の国産品が製作され，1957年ごろから実用期にはいり今日に至っている．

カナタイプライターの種類

〔日本〕 アスピードP．シルバーP．トーシバS．パーレットP．ブラザーS，P．

〔アメリカ〕 アイビーエムS．アンダーウッドS，P．スミスコロナS，P．レミントンS，P．ローヤルS，P．

〔イギリス〕 インペリアルS，P．

〔スイス〕 ヘルメスS，P．ルフS．

〔スウェーデン〕 ファシットS，P．ハルダS．

〔ドイツ〕 アドラーS，P．アルピナP．オリンピアS，．ジーマックS．トーピードS，P．トライアンフS，P．ボスS，P．ラインメタルS．

（注）Sはスタンダード，Pはポータブルの略

盲人のカナタイプライターの必要性

視覚に障害を受けた者のハンディキャップの中で行動の不自由と文字の読み書きができないことは，最も大きなものである．特に文字の読み書きの困難は，一般の社会生活を営むうえからも，文化の吸収という面からみても，視力障害者の更生を著しく阻害している．

幸い点字の発明によって，盲人は教育，文化の恩恵に浴することがある程度可能になったが，人間の言語生活，特に文字言語の面からみれば，著しい片寄りをもっていることは否めない．点字は盲人の教養文化の向上に大きく役立ちながらも，一般社会に通用する文字としての普遍性がなく，どこまでも特殊化された文字言語の一つとして使用する限り，その生活領域がせばめられるのは余儀ないことである．要するに点字だけを使用する限り，盲人の意思表現の自由が制約を受けているといってもよい．

近年盲教育の中でも一般文字（墨字という）の指導を試みたり，また，テープレコーダーの利用が急速度に盲人の間に高まったのも，意思表現に対する欲求の現われであるともいえる．あくまで盲人を特殊化することなく，一般社会の中に生活させるのが，真の福祉である以上，コミュニケーションの手段としての文字の活用を考えなければならない．盲人の社会生活への適応は，晴眼者に通じる文字をもつということによってなされるものである．カナタイプライターを盲人が利用することによって，これらの要求を満たすことができるのであり，盲人の社会復帰に欠くことのできないものの一つである．

盲人のカナタイプライター利用状況

盲人がカナタイプライターを利用し始めたのは，歴史的には古く1922（大正11）年，盲学校において英文タイプを指導し，晴眼者に対する意思伝達をローマ字によろうと試みた者もいた．また，1926年ごろ神奈川県の一盲人はイギリス製のタイプライターにカナを付替え，原稿や手紙を打った．また，一般大学に学ぶ盲人の中にもカナタイプライターを利用し，答案を作成した者もいた．満州事変の突発に伴い，多くの戦傷失明者が出たため，失明軍人教育所においては，社会復帰のために，点字だけでなくカナタイプライターの指導が活発に行なわれた．そのために大学に学んだ失明軍人の中には，大学の答案だけでなく卒業論文までカナタイプライターによって作成した者もあった．しかし，盲人の教育と生活にカナタイプライターの必要性が痛感されながらも，激しい戦争と終戦の混乱によって，盲人のカナタイプライター熱は全く失われ，空白状態を続けなければならなかった．

1951年ごろからふたたび盲人のカナタイプライターの必要性が強調され，国立東京視力障害センター（当時国立東京光明寮）において，盲大学生のカナタイプライター講習会が催されたのが契機になり，国立光明寮はもちろん，2，3の盲学校においてもカナタイプライターを利用し始めるようになった．国立光明寮においては，盲人のリハビリテーションに欠くことのできないものとして，カナタイプライターを正課に取上げ，必修科目としてカナタイプライター指導を行ない，それとともにカナタイプライター科を設置．1957年にはカナタイプライター科第1回修了生19人を出し，その後引続き修了生を出している．なお，国立光明寮の運営方針の中には，入所者の生活訓練として点字ならびにカナタイプライターの指導を行なうことを規定した．それに基づき，国立函館，塩原，神戸の視力障害センターにおいても，カナタイプライターの指導を行なうことになった．

1959年日本盲人福祉委員会においても愛盲十字シール運動の一つとして，全国の盲学校ならびに盲人福

盲人カナタイプコンテスト

祉施設にカナタイプライターを配分し，その指導啓発に意を用いてきた．各地区の盲学校，盲人団体の中にもカナタイプライター講習会の実施などが行なわれ，ようやく盲人の指導者や盲人の中にもカナタイプライター熱が高まってきた．

しかし，促進が意のごとくでない実情から，1963年10月10日「目の愛護デー」を期し，日本盲人カナタイプ協会が設立され，以来，協会は全国の盲学校，盲人施設を対象としてカナタイプライターの無料貸出し，ボランティアの派遣，巡回講習会の開催，職場開拓としてのカナタイプライター訓練所の設置，点字テキスト，テープテキストの発行による通信指導などを行なって，盲人のカナタイプライター普及に努めた．

なお，この協会は，1964年11月，東京で第1回関東地区盲人カナタイプコンテストを行ない，12の盲学校，9の更生施設からの選手70人が参加して技を競った．翌年3月には大阪で関西地区の第1回コンテストを開催，盲学校，盲人会からの代表選手50人が参加した．また，同年10月には東京で第1回全国盲人カナタイプコンテストを厚生省・文部省・労働省などの後援のもとに開催，10校，13施設，個人の選手70人の参加をみた．以来，毎年全国大会，地方大会が開催された．なお1971年10月には日韓親善盲人タイピング国際コンテスト派遣選手予選をかね第7回全国盲人カナタイプコンテストが全国からの代表選手100人によって開催するなど，盲人のカナタイプライター技術の向上と啓発に寄与している．

1964年夏，日本盲人カナタイプ協会が行なった全国の盲学校，盲人施設のカナタイプライター利用状況実態調査結果（表1）と，大会参加状態などを比較してみると，この数年間の盲学校，盲人施設，盲人団体のカナタイプライターの利用状況の急激な進歩のあとがうかがい知られる．

カナタイプライターはすでに点字と同様に欠くことのできないものとして理解され，利用されるようになってはいるが，文部省では1967年，「義務教育費国庫負担法ニ基ク教材費ノ国庫負担ノ限度額算出ノ基礎トナル額ヲ定メル政令」（昭和33年政令110）の一部改正を行ない，カナタイプライターを加えたにとどまり，盲学生のニードと関係者の要望にもかかわらず，盲学校の教科課程にはカナタイプライターの技術指導が加えられなかった．しかし，1971年4月から実施された盲学校新教育課程には養護・訓練のコミュニケーション教科として組入れられ，ようやくその指導が積極的に行なわれることとなった．カナタイプライター技術の最も好ましい修得時期は運動能力の発達期である少年期であるので，この好期の指導は技術向上に大きな期待がもたれるものである．

職場開拓としてのカナタイプライター

わが国における盲人の職業は，世界でも類例のない著しい特徴をもっている．それは伝統あるあんま・はり・きゅうによって，大多数の者がりっぱに自立更生している半面，あんま・はり，きゅう以外の職域がきわめて少ないということである．そのために，あんま・はり・きゅう以外の職場開拓の必要性が多年さけばれ，その研究も続けられているが，みるべき適職があまり開拓されていないのが実情である．カナタイプライターを職場で利用させることには二つの大きな目的がある．その一つは，盲人の事務能力の向上であり，次にタイプライターを利用しての適職の発見である．

〔事務能率の向上〕 近年，盲学校，盲人福祉施設などにおいてさえ，盲人としての職場が漸次せばまれているが，これは視力障害からくる事務的能力の欠除にあるともいわれている．職場における事務的業務のすべてを，周囲の晴眼者に依存するならば，当然このような結果が招来されるのも余儀ない．しかし，盲学校，盲人福祉施設などの職員の中には，カナタイプライターを十分に利用し，教案はいうまでもなく，施設内外の文書にまでもカナタイプライターを利用して，その事務能率の向上を図り，自己の障害の負担を軽減している例も決して少なくはない．

ある盲学校に就職しようとした全盲者が，校長への依頼状をカナタイプライターで作製したことによって，全盲教師の採用をためらいがちであった校長に再認識させ，採用されるに至ったなどは，この事実を如実に物語る一例である．

単に盲学校，盲人福祉関係施設だけではなく，あんま・はり・きゅうを業としている者，さらに医療機関などに勤務する障害者の中にも，カナタイプライターを利用することによって，その事務的能力を高め，職業更生の実をあげている人も多い．要するに，盲人の職場確保は管理者の善意もさることながら，盲人自身の積極的な事務的能力の向上への努力によってなされるものである．

〔適職の発見〕 産業構造の変革とともに事務能率の向上がさけばれ，一般社会においては，カナタイプライターの利用が近年著しく増大してきた．したがって，

表1　カナタイプライター利用状況実態調査

	回答数	① カナタイプを使用していますか		② いつごろから使用しているか	③ 個人的に持っていますか		④ 学校施設が直接指導している	⑤ 生徒がグループ活動上に使用している	⑥ 個人的に習っている人	⑦ タイプの長期貸出しがあれば	
		事務用	指導用		職　員	生　徒				学校，施設が直接指導	グループ活動に利用
盲学校関係	48	台 22	台 39	36年4月〜39年6月	人 23	人 5	人 64	人 28	人 23	人 24	人 13
点字図書館	10	4	2	36年〜38年	1	0	3	7	9	3	2
施設関係	22	10	23	34年〜39年	2	1	60	15	27	5	6
計	80	36	64		人 26	人 6	人 127	人 50	人 59	人 32	人 21
		100 台									

従来タイピングは，タイピストとしての専門業務であったが，いまやカナタイプライターはその域を越え，一般事務機としての利用されるようになっている．他面，カナ文字の急速な普及とあいまって，伝票書きだけに利用されていたカナ文字は，もはや文章書きにまで利用されつつある．そのうえ，テープレコーダーとカセットの進出が事務能率に及ぼす影響も大きく，事務能率の合理化のために，テープレコーダー，カセットとカナタイプライターの最高度の利用をみている．

一般職場のカナタイプライター利用によって，盲人のカナタイピスト進出の道も当然可能性の強いものになってきたが，それにもまして大きなものは，録音タイプ技術による職場開拓である．聴覚に導かれる職業の種類ないしは触覚に導かれる職業の種類など，盲人の適職として，この2方面から各種の職業が研究されてきたが，いまやテープを聞きながら，タイピングする録音タイピストの仕事は，適職中の適職ともいえる．このことは1964年労働省が行なった盲人の適職研究の中でも強調されている．

一般社会においては，録音タイプを専門にする会社さえもあり，あらゆるものをテープに録音し，それをカナタイプライターでタイピングする作業に，多くの晴眼者が従事している．また，速記社あるいは速記協会などの事業の実情をみると，特別の場合を除くほかはテープレコーダーを取材に利用し，その録音を符号で速記し，それを翻訳しているのが実情である．このような実情からみても，録音タイプの会社に，盲人の職場が見出されることはいうまでもないが，速記社の作業内容の1行程として，テープを聞きながらカナタイプライターで速記し，それを一般文章に翻訳すれば，速記者の速記符号は不必要となり，ここに盲人の録音タイプの道を開き得るのである．

表2　カナタイプに対する意見

意見（希望）内容	数
価格について ・値段が高価なため購入でなきい． ・半額補助，月賦等購入の便宜を図ってもらいたい． ・盲人に必要なものとして支給するよう努力してほしい．	12
・タイプの貸し出し，指導，講習会を希望． ・ボランティア（英文タイプ希望）を希望．	12
・カナタイプの操作機械に対する注文の希望．	7
・タイプのテキスト，および指導方法の希望． ・協会への連絡希望． ・モデルテープ希望．	6
・点字とカナ文字と同時に打てて盲人に読むことができるよう改造希望．	2
・その他，修理の連絡方法．	1

国立東京視力障害センターでは1967年4月から職業訓練課程として録音タイプ科を設置，盲人録音タイピストの専門技術の指導を開始，1968年には平山宏，矢野邦宏（ともに先天盲）の2人がわが国初めての盲人録音タイピストとして高橋録音タイプ社に勤務，引続き毎年，2，3人の録音タイピストが巣立ち，新たな盲人職業の分野に進出している．

なお，1970年から日本盲人カナタイプ協会では東京地方裁判所民事法廷の録音速記者として盲人タイピストの指導を行ない，その数も1971年12月現在10人を数えている．

速記業務は全国的に何万という速記者によって行なわれており，符号速

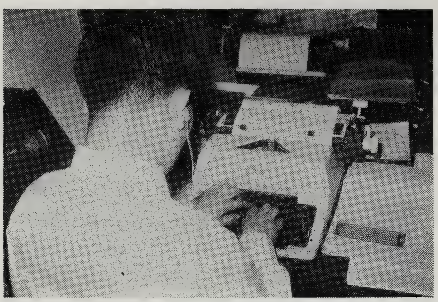
盲人録音タイピスト

記が録音速記に大きく移り変りつつある今日，数多くの盲人進出も期待される．

過去において失明者が測候所の無電技師になり，その受信をカナタイプライターで記録するとか，秘書的業務として電話を受けたものをカナタイプライターによって記録している者とか，盲人交換手とカナタイプライターを結びつけての仕事とか，前述のように聴覚と触覚を利用しての職場開拓の幅は広い．なお，一般の職業に従事しながら中途失明者が点字とともにカナタイプライターを利用することによって，失明後も現職にとどまり，消極的ではあるが，あんま，はり，きゅう以外の職業開拓に励んでいる例もある．身体障害者雇用促進法が施行されている今日，盲人録音タイピストを受入れようとしている事業所は数多く現われつつあるが，その要求に適応する盲人技術者の養成が解決のかぎである．

補装具としてのカナタイプライター

視覚の喪失は身体の一部の欠損であり，すべてでないことはいうまでもない．したがって，失われた機能の開発を最高度に障害者自身に努力させるとともに，それに要する用具のくふうと作製が障害者の福祉の増進にとって重要なことである．この意味でカナタイプライターは視覚を失った者の学習上，家庭生活上，社会生活上，点字器，白いつえなどと同様に補装具と考えられるべきものであったが，いまなお放置されている．

意思表現の方法を十分にもたない視覚障害者の更生は真の更生とはいいえない．科学の進歩に伴い，将来どのようなものが開発されるかは別として，現在カナタイプライターが一般社会においても普及されている以上，盲人の社会生活をより高めるための用具として欠くとのできないものである．厚生省においては，テープレコーダーとともに補装具としての意義を認め，身体障害者補装具審議会においても新たに盲人補装具に組入れられた．盲人にとってカナタイプライター利用の必要性は痛感されながらも，機種ならびに価格などに問題があり，これが補装具として全面的に採用されるためには，いささかむりが伴うにしても，まず盲人更生のニードにより交付対象を制限してでも，すみやかに補装具としての交付実施が望まれる．（松井新二郎）

盲導犬

盲導犬の意義

わが国では，盲導犬は盲人を誘導する犬という意味で，初めは盲人誘導犬といっていたが，1937（昭和12）年ごろから盲導犬ということばが使われるようになった．

盲導犬の創始国ドイツにおいては，“Blinden Führund”すなわち，盲人を案内するということばが使われている．外国においては，一般に盲人をガイドするために訓練することから“Guide Dog for the blind”または“Guide Dog”と呼んでいる．

9カ所の訓練所をもつアメリカにおいては，それぞれ独自の呼び方をしている．アメリカに初めて盲導犬を紹介し，モリスタウン盲導犬訓練学校（Moristown Guide Dog Training School）設立のきっかけを作ったユースティス（Dorothy H. Eustis）は“Seeing Eye Dog”（見る目，目の代わりをする犬）という表現で紹介したが，ここで訓練された盲導犬をそのままSeeing Eye Dogと呼んでいる．

このほかリーダー・ドッグ，パイロット・ドッグなど，それぞれ各盲導犬訓練学校において異なった呼び方をしている．

盲導犬の適性

生まれながらの盲導犬はない．盲導犬としての適性をもつ犬が，一定期間訓練を受けて，盲導犬となるものである．盲導犬に用いられる犬種は限られており，訓練すればどんな種類でも使用できるものではない．各盲導犬訓練学校において長い経験に基づいて適する犬種を選択し，使用している．一般に適当な犬として選ばれているのは，ラブラドル・リトリバー，セパードが最も多く，次いでゴールデン・リトリバー，ボクサー，コリーなどがあり，他の犬や異性の犬に惑わされることが少なく，扱いやすい点で雌犬が多く利用さ

れている．しかし，雌も使用できないことはなく，雌と同様に利用しているところもある．

犬の大きさもたいせつな条件である．主人が危険にあった場合，未然に防ぐことができるためには，相当大きくなければならないし，あまり大き過ぎては使いにくかったりするが，その犬を使用する盲人の身長によって決まる．犬の体高は，盲人が正しい姿勢でハーネス（胴輪）のハンドルを握り，犬の動きを正確に感知できる程度でなければならない．体重は普通利用する盲人の体重の半分程度が理想的だといわれている．

年齢もまた必要条件の一つである．相当期間訓練されたうえで盲導犬として働くので，あまり老齢なものは訓練も困難であり，利用する年月も短く，好ましくない．犬の訓練は生後8カ月ぐらいから1年5カ月ぐらいまでの間に始め，盲導犬として使用し得る期間は6年から9年ぐらいが普通であるといわれるが，環境によって一定していない．

性能もまた次のような条件を備えていなければならない．①寒暑に耐えて任務を果たし得る身心ともに健全であること，②どんな道でも歩行し得る健足，③訓練を施し得るに足る十分な知力，④順応性のあること，⑤責任感が強いこと，⑥判断力が鋭いこと，⑦音響shy（音をいやがる），ハンド・シャイ（さわられるのをいやがる）のものは適しない，⑧仕事に集中的で注意力のあること，⑨親しみやすい性質であること，⑩ほかの犬，猫，こども，鳥などに関心を示さないこと，⑪けんか好きでないこと，⑫乗物によわないこと．

盲導犬はその名が示すように，案内の役割を果たすものであるが，動物である盲導犬自体が，盲人を積極的に案内するわけではない．盲人の分身であるともいわれるが，あくまでも盲人の歩行を助ける補助的用具にもひとしいものであり，生きたつえとも考えられる．

盲導犬の効用

盲導犬の利点については，精神的，肉体的，経済的に大きなものがあるが，そのおもなものは次の通りである．

〔行動範囲の拡大〕 盲人にとって最も大きなハンディキャップは行動，歩行の制約である．危険を避け，たやすく歩行できることによって，行動範囲が拡大され，日常生活はもちろん職業生活の向上も図られる．

〔独立心の育成〕 犬は忠実に主人の命令を待機し，行動することを喜びとしているので，ヘルパーに依存せず，いつ，いかなるときでも盲人が行動できるので独立心をもつことができる．

〔健康の増進〕 行動の不自由が，とかく盲人を不健康にしがちであるが，盲導犬による行動範囲の拡充により健康の増進が図られる．

〔不安感情の除去〕 目が不自由なため，地震，火事などの突発的災害や盗難，急病人などに対して速やかな行動ができないことは，日常生活に大きな不安をもたらしている．しかし，盲導犬が家庭内にいることにより，こうした不安は除去される．

盲導犬利用者の資格

アメリカの盲導犬の創始者ユースティスは盲導犬所有者の50パーセントが経済的に向上し，90パーセントがその健康を回復し，社会的地位が向上しているので，盲導犬は決してぜいたくなものではない，とその効用をあげている．しかし，すべての盲人が盲導犬をもつことができるものではない．ユースティスは，盲導犬を日常の生活に使うことのできる人，社会において経済的向上を得るために助けを求める人，そして，より広い，より自由な生活を望む人びとにだけ，盲導犬が適当なのであり，すべての盲人に犬を与えることを理想としているのではないと述べている．

諸外国においても，盲導犬をもつ盲人の資格について次のように定めている．

①歩行訓練，感覚訓練に習熟した者，②健康で著しい歩行障害をもたない者，③正常な平衡感覚，方向感覚を有する者，④正常な聴力を有するか，または少なくとも音の方向を正確に聞き分けられる者，⑤視力は先天，後天を問わず，一般に全盲あるいは光の感覚だけしかない者，形がわかる程度の視力しかない者，視野が狭すぎて歩くときに努力を要する者，保有視力5パーセント以下の者，⑥性格が健全な者，⑦盲導犬の必要性を明確にするような活動計画をもっている者，⑧犬好きで自分で世話ができる者，⑨家族も盲導犬使用を希望している者．

一般に盲導犬使用者がある程度の視力を有する場合には，自分の視力を信じて犬に従わない傾向があるので，せっかく訓練した盲導犬もむだになり，盲人にとっても危険である．またこどもは体力的にも盲導犬をコントロールするうえに無理な点が多く，反対に高齢者は身体的に盲導犬と活動するうえに困難を生じるため，年齢制限が行なわれているが，最高制限年齢は個々のケースにより多少変わってくる．

以上の点から,イギリスにおいても長い経験の結果,盲導犬を効果的に利用できる盲人は6人に1人の割合であるといっており,アメリカおよびその他の国でも盲導犬の利用人口はその国の盲人数の3パーセントとなっている.

各国の盲導犬事業

人骨の付近に犬の骨が発見されたり,ほら穴に残っている壁画などに描かれていることによって,人と犬が共同生活をするようになったのは石器時代であるといわれる.

〔ドイツ〕 盲導犬に関する記録が初めて世に現われたのは,ベンナ盲学校の創立者クライン(Johan Wilhelm Klein)が,1819年に公刊した盲教育に関する著書においてである.

一般に犬を科学的に使用するようになったのは第1次世界大戦の結果である.ドイツ枢密顧問官ゲルハルト・スターリング(Gerhald Stalling)を会長とするオルデンブルグ軍用犬協会で軍用犬を訓練していたが,戦争の進展に伴い失明軍人の増加する状態をみて,スターリングは犬を盲人の手引きとして使用することを考えつき,盲導犬として犬を教育する訓練方法を案出した.1961年8月に盲導犬の訓練だけを目的とするオルデンブルグ学校が設置された.それから約18カ月後には,早くもそこで訓練された犬の奇跡的な働きによって,この事業の真価が認められ,ブレスローに分校が設置された.この学校は1925年4月にドイツ盲人協会の一部として引継がれることになった.1923年にはドイツ・セパード犬協会によって,ポツダム盲導犬訓練学校が設置されたのをはじめ相次いで各地に設置された.ドイツ政府ではポツダムに国立盲導犬訓練所を設置して,犬を使い得る素質と身体とを有する失明軍人に対しては補助費付きで犬を与えた.

1962年の資料によると,ドイツは盲導犬訓練学校の創始国にもかかわらず,1,2の小さな訓練学校をもっているに過ぎなかったが,最近6カ所に設置され,ベルリンにおいては赤十字社の診療所内にあり,常に10頭ぐらいが2人の訓練士によって訓練され,1頭1000~1500マルク(9万円~13万5000円)を健康保険のわくで求めることができるので,盲人は無料とのことである.

〔スイス〕 ドイツに次いで盲導犬事業を行なったのはスイスである.ドイツにおける盲導犬の成功に感動したアメリカの婦人ハリソン・ユースティスが,諸外国のためにテスト用の盲導犬を訓練するとともに訓練士を養成するという二つの目的のためビベイに盲導犬訓練学校を設立し,多数の盲導犬を訓練したといわれる.

〔イタリアとフランス〕 イタリアにおける盲導犬事業もドイツおよびスイスにおける成功に刺激されたものであり,フランスにも直ちに移入された.

〔アメリカ〕 アメリカにおいては1925年,軍用犬訓練事業研究のため,ドイツを訪れたユースティスが,ドイツにおける盲導犬の活動振りに関する文を1927年11月5日付のイブニング・ポスト紙に紹介したのが始まりである.これに刺激されたアメリカのフランク・モリス(Frank Morris)という盲青年は1927年スイスに渡り,犬といっしょに訓練を受け,犬とともにアメリカに帰り,1929年1月ニュージャージー州モリスタウンに単独で盲導犬訓練学校を開設したのである.モリスタウンはこの青年の名前をとって町名としたものであるが,現在もアメリカで最大の規模をもつ盲導犬訓練学校で,年間150頭以上を育成しており,今日まで4470頭を送出し,盲人卒業生は2835人である.

アメリカには現在この学校を含めて11の学校があり,盲導犬総数は1万948頭といわれている.これらはすべて各州で認められている非営利的な慈善団体で,純然たる一般の人びとの寄付によってまかなわれており,各学校間のつながりはなく,それぞれ独自の経営を行なっている.

〔イギリス〕 イギリスにおいても,欧州各国における盲導犬事業のすばらしい発達に関心を寄せ,1930年盲人の事業関係者と犬の事業関係の代表者によって盲導犬委員会が組織され,1931年にシェシャイヤのウォレセイに訓練所が設置された.当初はスイスから訓練者を臨時に雇っていたが,その後,専任の訓練士がスイスから迎えられるに至った.第2次大戦の結果,盲導犬の活動に対する評価はますます高まり,その訓練への要望が大きくなり,1961年にはアレキサンドラ王女の援助によってボストンに開設され,現在イングランド協会に4カ所,スコットランド協会に6カ所の学校があり,約700頭の盲導犬が利用されている.そして盲人は250ポンドではあるが支払い,そのほかは協会が負担している.

〔オーストラリア〕 オーストラリアの盲導犬協会は1951年に設立,1957年に国民団体として登録され,本部をキャンベラにおき,各州6カ所に支部がおかれ訓練センターはこの国の中心地であるビクトリア州に

ある．年間28頭から30頭が訓練され，現在まで450頭ぐらいが訓練されている．

このほかベルギー，スウェーデン，オランダ，南アフリカ，イスラエルなどにも盲導犬訓練センターがある

わが国の盲導犬事業

わが国において盲導犬が初めて紹介されたのは1938（昭和13）年3月19日，アメリカのペンシルベニア出身でハーバード大学を卒業後，盲導犬とともに世界を旅して日本に立寄ったゴルドン（Forbus Gordon）によってである．ゴルドンの盲導犬はスイスで訓練を受け，日本にくる5年前に350ドルで購入されたといわれる．3月26日，日比谷，上野などにおいて16ミリの撮影を行ない，万平ホテルでのレセプションには約60人の熱心な愛犬家が集まり，新聞にも報道された．また，3月27日には当時の陸軍第1病院で講演会を開催した．これに共鳴した三木良英同病院長は，当時，日華事変による戦傷失明軍人が多数に収容されていた関係から陸軍病院でも盲導犬を育成して，失明軍人の更生に役立たせたいという意向で陸軍省に働きかけた．その後，小泉陸軍医務局長の尽力などがあって，日本セパード犬協会の相馬安雄はドイツのポツダムの盲導犬訓練学校で訓練された盲導犬，リタ，ルティ，アスタの雌3頭とボド雄1頭を輸入した．この4頭は1939年5月26日神戸に着き，相馬安雄その他の有志（磯部，浅田，荻田）によって陸軍第1病院に収容中の失明軍人のために寄贈された．

当時の中央盲人福祉協会がこのことを発表したとき，賛成の意見とともに反対も多く，犬が家庭の一員として起居することは，人間の地位を犬にまで低下させるものであるとの理由で，血判の反対書をもって北海道から数人の盲人代表が上京したというエピソードもある．

ゴルドン（右）

4頭の盲導犬は，相馬安雄，蟻川定俊，藤倉ハナ婦長によって再訓練され，陸軍第1病院の第2外科戦盲病室の失明軍人にそれぞれ手渡された．当時の傷病軍人援護対策機関である軍事保護院は病院から社会復帰していく失明軍人に盲導犬1頭ずつを交付する計画であった．しかし，病院内における盲導犬の育成訓練は病院側の町田，碓氷両訓練士と関係者の努力もむなしく，戦争の激化に伴い意のごとく進まず，数頭の繁殖とその訓練にとどまり，終戦とともに途絶えてしまった．

戦後ふたたび相馬を中心に有志が集まり，日本盲導犬協会設立のために，しばしば会合がもたれたが，蟻川，相馬が相次いで死去したのちは空白状態が続いた．1949年に塩屋賢一が盲導犬の研究を始め，1954年には相馬雄二（相馬安雄の長男），塩屋，松井らが中心になってわが国最初の日本盲導犬協会を設立するとともに盲導犬学校建設を図った．特に福岡陽道の努力により，来日中のミセス・ヘプナ，府中基地広報部長マッキントンの協力を得ることができ，都内における駐留軍基地で解除になった土地を盲導犬学校建設用地として払下げを受ける話が具体的に進んだが，調達庁の意見や東京オリンピックをひかえた東京都の方針もあり，この計画も実現するに至らなかった．

1928年に塩屋によって盲導犬第1号チャンピー，（河相冽所有），第2号ユッター（松井所有）が訓練された．

ドイツに留学中から盲導犬に関心をもち，良い理解者であった久米権九郎の死後，その遺言が遺族およびライオンズクラブに反映して日本盲導犬協会を改組，1967年8月には新たに財団法人日本盲導犬協会（会長迫水久常）が発足した．同年12月には日本盲導犬協会付属盲導犬学校ならびに盲導犬訓練士養成所が設置され，初代校長に塩屋が就任した．第1期訓練士として金子紘司，坂井貞雄，織田敏雄，福岡義明ら4人が入所して盲導犬の訓練を行なうに至った．盲導犬の数も次第に増加し，1969年4月までに20頭を訓練，同月には東京都から20頭の訓練の委託を受けたので，その訓練とともに協会犬の訓練にも全力を傾注している．

盲導犬第1号チャンピーと河相冽

盲人の盲導犬に対する認識も高まり，希望者は急激に増加し，1969年6

月に開催された日本盲人会連合全国大会ならびに日本盲人社会福祉施設協議会全国大会などで盲導犬の国家助成による交付方請願を決議した．

なお，同年8月には新たに中部盲導犬協会（名古屋）が発足，訓練所を開設，1970年12月には札幌盲導犬協会が発足訓練所を設置，1971年4月には関西盲導犬協会（大阪）が発足，同協会の盲導犬訓練所が日本ライトハウス内に設置される運びとなった．同年10月には東京盲導犬協会が発足，訓練所の設置をみて，盲導犬の訓練が充実強化され，同年12月現在日本盲導犬協会の登録犬数も全国から100頭を数えるようになっている．

盲導犬の訓練

盲導犬として活躍できるまでの訓練方法は，各国ともだいたい同じようである．

犬の誕生から3カ月ぐらいまでは親犬とともに成育し，生後3カ月ぐらいから約1年間は，わが国ではおもに盲導犬としての適格検査にパスした犬は，使用を希望する盲人家庭において飼育される．アメリカなどにおいては，“4Hクラブ”の会員などによって奉仕的に飼育され，イギリスなどでも一般家庭に委託し，月に4ポンドを盲導犬協会から支払っているという．

生後約1年ぐらいからは盲導犬学校においてふたたび適性検査を受け，パスした犬は訓練にはいる．その訓練はまず服従訓練，不服従訓練，次にハーネスをつけて行なう誘導訓練，そして目隠しした訓練者による実地の訓練，いわゆる仕上げを行なう

〔服従訓練〕 すべての訓練の基礎になるので基礎訓練ともいわれる．盲導犬においては，主人の命令が安全な場合には絶対に従わねばならないので，重要なものである．命令は日本においても英語を用いている．

sit（座れ），down（伏せ），wait（待て），stay（しばらく待て），heel（付け），come（こい），fetch（持ってこい），stop（止まれ），right（右），left（左）

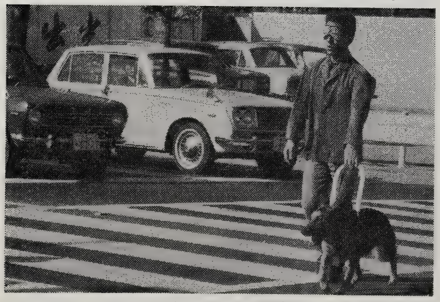

訓練士による誘導訓練

以上の数語を理解し，主人のいろいろな命令を判別して，これに服従するものである．

〔不服従訓練〕 これは盲導犬訓練のうち最も困難で相当の技術を要し，これが理解できれば，すでに盲導犬訓練の成果があがったものといわれる．主人が命令しても，障害となるものがあれば命令に従わず，犬の意志判断で直ちにその命令の通りにしなかったかを主人にさとらせ，目的を安全に達するにはどうすればよいかを知らせることができるように訓練することである．

〔誘導訓練〕 盲人が盲導犬といっしょに歩くとき，犬の動きを正確に感知するために犬のからだにハーネスを取付ける．これも各訓練学校により材質，型，構造に特徴があるが，それによって犬の一挙一動を手の中に感知し，ちょうどそれはシグナルのようなものである．このハーネスをつけて障害物を避けたり，交通機関を使用する訓練，買物など日常の生活において盲人が将来出会うであろうことを想定して訓練するのである．

〔仕上げ〕 以上でだいたい犬の訓練は終わったが，このまま盲人に渡すことは危険なので，訓練士は目隠しをして訓練した結果を調べ，不都合な点を訂正し，訓練し直すのである．

〔盲人と犬との共同訓練〕 この訓練期間はどの学校でもだいたい4週間である．盲人が盲導犬のいろいろな合図を会得し，完全に犬と使用する盲人との気持が一致し，文字通り生きたつえとして盲導犬を使いこなせることを目的としたものである．盲人は訓練終了後も訓練学校と連絡をとり，不都合な点を訂正し，自分の生活環境に適したように盲人自身が訓練することも重要である．外国では各訓練学校に盲人のための宿舎があり，4週間盲人と犬はともに寝起きし，訓練を受ける．

訓練士の養成

訓練士の養成所は盲導犬訓練学校に併設されているのが普通である．盲人が目の代わりに自分の一身の守護を委ねる盲導犬を訓練する訓練士についても，その適性といろいろな資格が要求されるのは当然であるがこれも国や学校によって多少異なっている．

ユースティスは訓練士について最初はむずかしいものであるとは考えなかったが，この仕事に適した人は

きわめて少ないと述べている．

第1に晴眼者の主人の命令のままに行動するようにならされた犬は，盲人の手引きとして非常に危険である．盲人の手引きとしての犬は，ならされるというより教育しなければならない．たいせつなことは，犬を使う盲人を訓練する知識と，その心理についての知識を有し，人と犬とを一体として行動させる資格を備えた人でなければならない．しかし，それを兼ね備えた訓練士のなかにも重労働のため過労に陥ってしまう人もあり，よい訓練士として最後に残った者は全体の5パーセントから8パーセントであったという．そして最も優秀で熟練した訓練士でも1カ年に訓練し得る犬の数は20頭から25頭であると述べている．

アメリカのカリフォルニア州の学校では，高校卒業後2カ年の大学を終えた者が入学し，3年間の実際的な訓練を受けたのち，日本でいえば国家試験のような州当局のテストに合格した者が免状を得て，初めてカリフォルニヤ州内のトレーナーになる資格を得られるのである．

日本においても，①身体強健なこと，②盲人福祉に挺身できる強固な意志の人，③動物に愛情深いこと，④原則として高校卒の学歴をもつ男子，⑤両視の承諾を得た人などと規定しているが，入学後は2年間給費生，その後2年間はインターンであって，訓練方法のほかに盲人心理学，医学，歩行学，点字，身体障害福祉概論，動物心理，動物医学，語学なども学習する．

今後の課題

わが国の盲導犬事業が諸外国に比して50年は遅れているが，それには種々の原因が考えられる．最も大きな原因は，盲人自身が盲導犬の利用価値について理解が乏しかったこと，盲人の能力開発を目的とした感覚，行動，歩行技術などの訓練が軽視されていたことである．それに加えて盲導犬協会がありながらも啓発にとどまり，盲導犬学校の建設が遅々として進まなかったためである．わが国の社会では，主人には忠実であるが，他人に対しては警戒する犬の特性を利用し，番犬に多く用いられたり，けんかに強い闘犬が珍重される傾向がみられ，犬はこわいものという感情が支配していた．

しかし，盲導犬も近年ようやく，その利用価値が盲人をはじめ関係者に理解され，盲導犬学校も建設され，社会認識も高まってきた．

ともすれば，盲導犬は学校・施設その他の職場に勤務する者でなければ利用価値が少ないように思われがちであった．ところが，三療業は職業上，交通機関を利用することが少なく，行動範囲が比較的小地域であること，移動性に富んでいること，夜間にわたることなど，盲導犬の利用度の高い条件を備えていることが実証されるようになって，盲人にその必要性が急激に高まった．そうして，この事業の発展をはばみ，難問とされていた航空機，国鉄などの交通機関への乗車も認められ，盲導犬の利用範囲が広まり，盲人の行動力の拡張に希望がもたれるようになった．

しかし，この事業を推進するためには，設備と訓練に相当な費用を要するが，現在は民間事業に委ねられている．にもかかわらず，盲導犬の育成事業は社会福祉事業法の対象にもならず，法的援護の道もとざされており，各施設ともその運営に苦しんでいる実情にある．

盲導犬は社会の経済活動に参画する盲人にだけ利用されるにしても，わが国における盲導犬の必要数は7～8000頭なければならない．速やかに国家的施策において，この事業が拡充強化されることが望まれる．（松井新二郎）

盲導犬普及運動

アメリカにおける盲導犬普及運動に貢献したのはドロシー・ユースティス（Dorothy Harrison Eustis）である．ユースティスは，犬に関心をもち，さらに慈善・福祉事業の分野で生かすことのできる犬の潜在的可能性を認識したことが，シーイング・アイ盲導犬学校（The Seeing Eye, Inc. 訳注：この用語は，盲人に「見る目」を与えるものという意味であろうが，かの女が創設した盲導犬訓練の団体および学校に与えた名称である）を創設する結果を生んだ．ユースティスは1934年6月20日ペンシルベニア大学から，盲人に対する援助の功で名誉修士の称号を与えられ，さらに1936年，全国社会科学研究所（National Institute of Social Sciences）から「人類に顕著な貢献をした」ということで金メダルを授与された．ユースティスが1931年4月ニューヨークで催された世界盲人福祉会議において行なった次のような講演によって，盲導犬普及の歴史が要約されている．

盲導犬学校の設立

盲人を誘導する盲導犬は数百年以前からあったとい

われているが，実際に犬がそのようなことをりっぱにすることができたかどうかは知るよしもない．しかし，ウィーンの盲人訓練所（The Institute for the Training of the Blind）の創設者ヨーハン・クライン（Johann Wilhelm Klein）は，1819年盲人の教育について出版した著書の中で，特に訓練した犬を題材にかなり多くのページをさいており，盲人が訓練を受けた犬を使用する方法についてもふれている．

この本は，1929年，ゲイブラー（L. Gaebler）によって要約して再版された．しかし，ゲイブラーが語っている通り，クラインの示唆が実行されたかどうかは知るすべはない．

犬を盲人のガイドとして利用する科学的な方法は，第1次世界大戦の結果であるといえる．戦時中，ドイツのオルデンブルグの枢密顧問官ゲルハルト・スターリング（Gerhald Stalling）を会長とする団体が，ドイツ軍隊の捜索犬を訓練していた．戦争が進展し戦傷失明者の数が次第に増加するにつれて，スターリングは犬を盲導犬として使用することを思いつき，盲導犬の教育に関する教授法を作りだした．

1916年オルデンブルグ協会は，スターリングのもとで，盲人のためのガイド犬を教育する学校を設けた．この学校は，ブレスラウに分校を開設したが，1925年4月，ドイツ盲人援護協会に引継がれた．さらに，1923年にはドイツ・シェパード犬協会がポツダムに盲導犬学校を開設した．その後いくつかの学校が設立され，多くの訓練士が，自分の居住地区の盲人のために犬の訓練を行なうようになった．

1925年と26年，警察犬の訓練事業を視察するためドイツを訪れたユースティスは，盲人のために犬を訓練している事業に深い興味をもつようになった．その結果，ドイツで行なわれている盲導犬訓練事業に関する論文を書き，1927年「サタデイ・イブニング・ポスト（The Saturday Evening Post）」紙上に掲載された．この論文について多数のアメリカの盲人から手紙が寄せられた．

しかし，これらの手紙の多くは，訓練を受けた犬を入手さえすれば，そのまま使用できると思っており，犬を使うためには盲人自身も訓練を受けなければならない，という事実を見落していた．

その中でテネシー州ナッシュビルのフランク・モーリス（Frank Morris）からの手紙がユースティスの注意を強く引いた．かれはアメリカの諸条件のもとで犬をテストしてみたいといい，そして，もし犬がりっぱにその任務を果たすならば，このような犬をアメリカの盲人が利用できるようにするため，アメリカで非営利的な盲導犬学校を設置したいと述べていた．幾通かの手紙のやりとりののち，この青年は，犬といっしょに訓練を受けるためスイスに行くことを決心した．ポツダム・シェパード犬訓練学校はかれにいろいろな研究の便宜を与えてくれた．

訓練を修了したフランクは犬といっしょに単独でアメリカへ帰った．それは，他人の手引きなしにどこへでも行くことのできるというかれの闇の生活における最初の機会であった．かれはニューヨーク，ワシントンなど東部の多くの大都市を訪問した．また，出身地のテネシー州のいなかの小さな村々を訪れた．その結果，盲人の関心を集め，1929年1月には盲導犬学校の最初のクラスを開講する準備が整った．

しかし，訓練士の問題がいかにむずかしいものであるかということがわかっていなかった．ユースティスがドイツで盲導犬訓練士を探しているうち，訓練士としてすぐれた指導者が比較的少ないということがわかった．開校が近づいてきたので，マネジャーのハンフリー（Humphrey）をアメリカに派遣した．その間，ユースティスはスイスで有能な訓練士の問題について研究を続けた．

この研究で，なぜ良い訓練士が非常に少ないかについて，いくつかの興味ある事実がわかった．第1の大きな問題点は，訓練された犬は目の見える訓練士が与える命令によく服従するため，かえって危険であるということであった．盲導犬は訓練されるというより，むしろ教育される必要がある．そして，犬は主人にとって安全な命令に服従するばかりでなく，目の見えない主人が安全でない命令を与えた場合には，自分の意思でその命令に服従せず，しかも，なぜその命令に服従しなかったか，また，安全に目的地に到達するため何をしなければならなかったかを，主人に明確に知らせることができなければならない．犬を訓練するよりも教育する必要があるという点まで，犬の心理を理解できなかった多くの訓練士を，たちどころに不適格とした．

次に，犬を使用する将来の主人を教育することが問題になった．犬を教育できる訓練士の多くは，人間に教える際に必要な知識も，主人と犬が1単位として活動できるようにするための盲人心理に関する専門的知識ももっていなかった．また犬と視力のない主人の両者を教育できた数少ない訓練士の中にさえ，盲導犬教

育に伴う深刻な精神の緊張状態に耐えきれず，不適格になった人びともあった．その結果，優秀な訓練士や教育者の多いドイツにおいてさえ，盲導犬訓練士見習の5パーセントないし8パーセントの者が，有能な盲導犬訓練士としてとどまることができたに過ぎなかった．

以上の点から，盲人を解放するものとして，盲導犬の教育に関心を寄せている国々に，盲導犬訓練士を教育する学校を緊急に設立することが強く要望された．そこでアメリカの「シーイング・アイ盲導犬学校（The Seeing Eye）」と，スイスのビベイ（Vevey）に盲導犬学校（L'Oeil Qui Voit）が設立されたのである．

このスイスの盲導犬学校は，二つの主要な目的をもって設置された．第1にいくつかの国からは盲導犬事業についての問い合わせがあり，その国特有な状況のもとで研究することのできる実験用の犬を求められていた．そこで盲導犬事業を前進しようとしている国々，すなわち，イタリアのためには10頭のうち8頭，フランスのためには11頭のうち8頭を訓練し成功を納めた．

スイス盲導犬学校の第2の主要な役割は，犬が盲人の生活に経済的利益をもたらすと結論した国々のために，訓練士を養成することであった．しかし，各国に学校が設置され有能な訓練士が備わった状態になると，スイス盲導犬学校は，盲導犬教育の運営および技術に関する諸問題の解決に援助や助言を求められる場合を除いて，以上の二つの仕事から手を引いてしまった．

その後各国のあゆみ

その後，イギリスとイタリアがスイス盲導犬学校で，それぞれ自国の訓練士を養成してもらう一方，フランス，ベルギー，オランダおよびスカンジナビア諸国は，十分理解するのに時間がかかった．

イギリスの盲導犬学校は，その後ずっと活動を続け，エドモンスコート・マンノアー（Edmonscote Mannor），リーミングトン・スパ(Leamington Spa)，ワーウィクシアー（Warwickshire）各地の盲導犬協会（Guide Dogs for the Blind Association）として，それぞれ知られている．

イタリアの学校は解散したが，現在再編の準備中であるといわれる．ドイツ，オランダ，スカンジナビア諸国からの報告は，活動をふたたび開始したことを伝えている．しかし，スイス盲導犬学校はアメリカのシーイング・アイ盲導犬学校が急速に発展してきたため，1933年，その活動に終止符をうった．ユースティスはアメリカに帰り，盲導犬普及運動の健全な発展のために努力を集中した．

現在，シーイング・アイ盲導犬学校の卒業生1005人が毎日の仕事で実際に犬を使用しており，そのうち353人が2頭目，3頭目の犬をもらっている．128頭の犬が第2次大戦の戦傷失明者に支給されたが，その28パーセントの犬が，代りをもらうため学校に戻された．民間人の場合，戻される犬の頭数は12パーセントであった．

盲導犬の適応性

盲導犬の仕事の重要さを考えると，その選択には多大の注意を払わねばならない．その犬は教育を受け，その任務に耐える十分な年齢に達していなければならない．かといって，使用できる期間が短か過ぎるほどの老齢であってもならない．

次に犬は危険の際に主人をコントロールできるほどの身体の大きさをもっていなければならない．取扱いにくかったり，食欲が多過ぎるほどの大きさであっても困る．犬はどんな気候条件のもとでも働くことができるような皮膚と，どんな悪い足場の場所でも傷つかない足をもっていなければならない．そのうえ，教育を受けることのできる知力を必ずもっていなければならない．

盲導犬を希望する盲人の選考に当たる委員会は，犬を必要として申請し，犬をもらうに値する盲人に対して，初めから拒絶してしまうことはさし控えなければならない．訓練士が1人の盲人に犬の使い方を教えるのに失敗しても，その盲人がそれ以上に悪い状況におかれることはなかろうし，成功すれば，他の仕方では獲得できない自由をもつことになる．最初に断ってしまうよりも，試みてみて失敗した方がまだましである．

しかし，犬を使うことのできないあるタイプの盲人たちにまで犬を届ける必要はない．犬は盲人たちをその生活から解放し，常に主人を援助しようと待ってくれる友だちであり，決してぜいたくなものではない．犬は主人の意気を高揚し，考える人，行動する人にする．しかし，盲導犬事業に関心をもっている人は，すべての盲人に盲導犬を与えることを主張する考えは全くない．盲導犬は毎日の生活で犬を使用できる人，地域

社会で自由な，一つの経済単位となるため援助を欲する人，より広い，より自由な生活を欲する人などに適している．

盲導犬訓練士の適性と役割

犬と人間との間に形成された協力関係の背後にあるものは，犬とその盲目の主人とを結びつける訓練士による教育である．

スイス盲導犬学校は3人の訓練士見習をアメリカに送ったが，1人が残っただけであった．その1人は優秀な人物で，1942年以来，シーイング・アイ盲導犬訓練士養成学校（The Seeing Eye School for Instructors）を担当してきた．1934年以来，55人の訓練生見習のうち，わずか5人だけが訓練士の目標に到達できた．

訓練士見習は午前6時に仕事を始め，動物が病気になり夜勤を必要としない限り，午後6時には仕事を終える．徐々にかれの勤務時間は午前8時から午後6時までと短くなる．ところが，盲人の訓練生がかれの生活にはいってくる段階になると，4カ月にわたり昼も夜もない激しい勤務となる．盲導犬普及運動では，勤務時間を規制するようなことはできない．訓練士は強力なスタミナとたくましい精神力を必要とするが，この二つの特性は選考の際強く要求される．訓練士の適性として身体の大きさが必要な条件となる．あまり小さい人は，普通の犬の力でも手に負えないし，また，あまり大きい人は一般に機敏さに欠け，動作が大げさになり勝ちである．よい訓練課程を実施するためには，1メートル67センチメートルないし1メートル77センチメートルくらいが最適の身長である．また，年齢は22歳から30歳までで，高校卒業が最小限の教育上の資格である．訓練士志望者の性格は，特に非難すべき点がないことが肝要である．学習能力，知識を授ける能力，論理性，寛容さ，忍耐力などが必要な資質である．

犬を教える多くの分野では，訓練士の意思を犬に押しつけることによって，成果を収めている．ところが盲導犬訓練の分野では，このようなアプローチは全く成果をあげることができずに終わってしまうだろう．教育の分野では，教師の意思を生徒に無理に押しつけることは，生徒の側にいやいやながら授業を受ける消極的態度をひき起こし，学習過程を阻害する抵抗の壁を作ってしまうことになりやすい．この事実を全面的に信じ肯定することが，盲人を誘導する犬の教育においても重要なことである．簡単にいえば，訓練士の職務は，犬を理解するという角度から犬を取扱い，将来の盲人の主人の必要に応ずるため，その理解を活用し，犬を盲導犬として作りあげてゆくことである．

ひとたび訓練士見習が，犬を自分の意思に屈服させることなく，犬の側に立って犬を徐々に仕立ててゆくことを学ぶならば，そのような態度は訓練士自身の考え方に影響を与え，その効果は，盲導犬について盲人を訓練する際に大きなものとなる．訓練士は盲人の訓練生がいうことばよりも，いわれたことばに対して訓練生がどんな反応をするかを重要視するようになるだろう．すなわち，訓練士は自分の意思に訓練生や同僚を従わせることなく，それぞれの立場を十分理解したうえで，徐々に訓練を積み重ねてゆくようになるだろう．以上は訓練士，犬および盲人を教えてゆくに当たっての基本的態度である．

盲導犬訓練の実際

犬は3カ月にわたって訓練を受ける．訓練士と同じく，犬は普通の犬ではなく，身体の適合性，性格，機敏性および神経の強じんさを考慮して，盲導犬として選ばれた犬である．過度に攻撃的な犬，内気で憶病な犬は除かれる．犬を正しく選定することは，経験者にとってはむずかしいことではない．訓練上の失敗は，ほとんど起こらない．基本的な服従と闘争本能の抑制が，最初のレッスンとして教えられる．その後のすべての授業は，盲導犬としての将来の任務にとって当然と考えられる環境を，訓練の場として行なわれる．犬は主人に危害を与えるものはどんなものであっても，それをさし示したり，わきによったり，大きく遠回りすることを学ぶのである．毎日の任務（犬にとっては真におもしろい楽しみでもある）のなかで遭遇する複雑なすべての状況を犬に十分教えこむことは不可能なので，訓練は範例となるような一般的な行動の類型について実施される．

犬をその盲人の主人に適応させるには，精神の均衡状態を保つことが重要なことである．全く新しいことを学習したり，1時間5.5キロメートルの速度で何の支えもなく犬にひっぱられて歩くことでの身体の緊張によって引起こされる疲労は，たいていの訓練生にとってたいへんなことである．

シーイング・アイ盲導犬学校では，犬はまず学校内の建物の配置について，少しあとになって，訓練の主要部分となっているモリスタウンの市街のさまざまなル

ートについて十分精通しているようにならなければならない．訓練士は小さな声で訓練を行なっているが，犬は修正を求められているか，ほめられているか，また，要望されているか，命令されているかの相違を正しく判断できるようにならなければならない．何よりも主人の誠実な態度が必要である．どんな犬でも，主人の偽りの言動には長く耐え忍ぶことはできず，間もなく犬は目を主人から訓練士へと移して，助けを求める嘆願の身振りを示すだろう．気質の点で互いに調和できるような，犬と盲目の主人とを組合わせておくことは，どちらの側においても相手の欠点を補って行動するのを妨げる要因を排除することである．この点で誤った判断がなされた場合，犬がまず最初に抗議をするだろう．

市街地域での実地訓練は，訓練生が学校に到着したのち3日目から開始され，最初は短い距離で，それから次第に1時間までの距離に延長されて実施される．訓練ルートはだんだん困難なものになってゆくが，最後になると訓練は，人と車で混雑する複雑な市街地で遭遇するさまざまな問題を訓練生みずからが体験し，熟考し，解決してゆかなければならないようなものについて行なわれる．普通，4週間で訓練課程が修了する．市街地での実地訓練で教えられ，間違った仕方が起こるたびに修正される．このように実際にあった自然な状況下で行なわれる行動様式は，新しい外国のことばのようなものであって，訓練生はこれらのことばを吸収し，理解することを学ばなければならない．これらのことばが理解されるようになれば，犬と盲人とは互いに呼吸が通じ合い協力することができるようになり，成功を修めることができる．また，いくつかの講義も訓練課程に含まれている．

盲導犬使用を制限する諸条件

盲導犬は盲人を援助する一つの用具であり，進歩，成功，新しい独立などを象徴するものであった．このような盲人たちの中にさえ，健康，年齢，知的敏機性，家庭環境，犬ぎらいなど，盲導犬の使用を制限するものがある．盲導犬が働く諸条件が犬にとって重い負担とならないような配慮が特には必要であろう．一つの助言としてはっきりいえることは，特別な住居条件を整備しない限り，多くの犬を一つの屋根の下にいっしょに住まわせてはならない．17歳以下の若者は，一般に犬を取扱うだけ十分に成熟していないし，50歳以上の成人は体力の点で困難であろう．もちろん，個人によって例外はある．

犬の視点から見れば，その主人は何か目的があり意義のある生活を営んでいなければならない．犬に対する主人の必要が大きくなればなるほど，犬と盲人の関係は円滑になり，より深い理解と互いに感謝する気持が生まれてくる．目にとまるような変則的な行動が，犬の能力の欠陥に起因することはほとんどなく，たいていの場合，盲導犬を使用する主人の側の態度によるもので，人間の責任である．

盲導犬として正しい訓練を受けた犬の能力は，すでに十分証明ずみのものであるが，教えられたことを学び，記憶し，役立たせる犬の機敏性については，あまり知られていない．3カ月にわたる約60時間の盲導犬としての訓練と，盲目の主人に犬を適応させるための約60時間，4週間の訓練，すなわち総計約120時間の訓練で，犬は盲導犬としての任務を果たすことができるようになる．若い訓練士希望者は，一人前の訓練士となるのに4年あるいはそれ以上の年月を必要とする．

盲導犬として最も大事な働きはほとんど無制限ともいうことのできる行動力を主人に与え，その結果，生理的にも心理的にも良好な影響を主人に及ぼすことである．その結果，家族の生活にも著しく影響し，究極的には地域社会や国家にとっても利益となるものである．

盲導犬は主人に自由を与える者，家族の解放者，地域社会の教育者，盲目についてより良い理解と盲人の能力についての認識を築きあげるものである．盲導犬の主人は，その使用によってより多くの収入を得る力を新たに獲得している場合が多いので，国庫を守る「番犬」“Watch dog”とも考えられるだろう．

（W.H. エベリング／村越芳男抄訳）

［参照文献］

Ebeling, W. H., “Guide Dog Movement” *Blindness: Modern Approach to the Unseen Environment*, *edited by Paul A. Zahl*, 1950.

盲人との応接と手引きの仕方

盲人といっても，さまざまな相違がある．盲人間のある基本的な相違を知ることは，役に立つであろう．基本的な相違の一つは，全盲者か弱視者かである．ある晴眼者は，全く視力のない人だけが盲人であると誤解している．

また，相違は盲になった時期と関連している．誕生

したときからあるいは誕生後5年以内に盲になった人は，精神的・情緒的成長の中に全面的に織込まれたものとして盲を経験する．このグループの人たちは，先天盲として定義づけられる．その後に盲人になった人は，中途失明者といわれているが，晴眼者として発達させてきたパーソナリティの中に，盲を受入れ統合してゆくという仕事に直面するのである．ある人は事故の結果，突然盲人になる．病気が原因で年を経るにつれて次第に見えなくなる人もある．盲の原因と結果について多くの情報を得れば得るほど，盲人に接して効果的な取扱いができるようになるだろう．

盲人に接するに当たって，特に定められた規則はない．盲人とはただ見えにくいとか，全然見えない人びとなのである．常識と誠実さで接すれば，ほとんどどんな状況をも取扱うことができるだろう．以下に述べる考え方や指示は，絶対的なものではなく，遭遇するすべての状況を取扱っているものでもない．しかし，盲人のために何かをしようとする際に最初の努力を勇気づけ，また，盲人たちのために役立つことのできる仕方を発展させることだろう．

盲人との応接

盲人に会うことは，晴眼者に会うこととたいして違いのあるものではない．正しい礼儀とその場に適切な態度をもって接するという同じ規則があてはまる．全くはじめての微妙な状況に対処するのにも常識で十分である．また，盲人というものは救いようのないものであるとか，特別な才能に恵まれているとか，何か欠陥がある者であるとか，というような憶測的な考え方をしないことがたいせつである．また，盲人も晴眼者と同じように，1人ひとり異なっているので，長所と短所をもった個性的な1人の人間としてみる態度がたいせつである．

〔握手の仕方〕 盲人に会うときには，いつもよりも少し多く主導権をとるようにし，まず，なにげなく呼びかけるとか，あるいは適当なあいさつをするとかして，その場にいることを知らせることから始める．以前会ったことのある人であれば，だれであるかを直ちに知らせることが最も良いことである．

握手をしたがっている盲人が，ちょっとした身振りでその気持を示すかもしれない．しかし，相手の手がどこにあるか，あるいは相手が握手を求めているかどうかがはっきりわからないので，手を少し前方へ動かしてみることがあるかもしれない．このように手を動かすのを見たなら，半歩以上離れている場合でも，前へ進んで手をさしのべることである．盲児の場合には，そのような身振りをしないときでも，手をさしのべるのが親切な考え方である．

〔盲人に直接話しかけること〕 盲人が他の晴眼者といっしょにいるとき，その人を通訳として使うようなことをせずに，目と声を盲人の顔の方へ向けて直接話しかけることが礼儀作法である．また，その盲人が耳が聞こえないと思いこんで，声を張りあげてはならない．自然な声の調子で話すようにする．見えない人と直接話すのは，最初は異様な経験であるため，自分を理解しているかどうか，どのように反応しているかが確かでないので，できるだけ話をしないでおこうとするだろうが，経験を積むに従って，間もなくそうした気持を克服できるだろう．

〔盲について話すこと〕 盲人と盲について話すべきであるとか，話してはならないとか，思いわずらうことのないよう心がけるべきである．盲という話題が自然に会話中に起こってきたり，両者が話すことに抵抗を感じないならば，進んで盲について話すこともよいだろう．盲人にあわれみのことばをかけたり，盲人は不幸であり，絶えず苦しみ悩まなければならないと考えることは避けるべきである．

盲人がある場所から他の場所へ移動するのに，手助けを必要としているかどうかわからない場合があるかもしれない．迷う場合には，手助けを必要としているかどうかを盲人に尋ねることが最善の方法である．その際には，恩きせがましく聞えたり，感傷的に聞えたりしないように注意しなければならない．手助けが必要でないならば強制してはならない．

盲人の手引きの仕方

盲人の手引きをしようとする場合，盲人の腕をつかみ，前に押し出すという自然な衝動は抑制しなければならない．この方法では盲人も晴眼者も，ぎこちない身体の動作をしなければならないし，お互いに不便である．

盲人がちょうど相手のひじの上のところを握れば，盲人はより安全性と方向感覚を確保できる．盲人に自分（介添者）の腕をつかむように頼み，同時に空いている方の手で，ひじの上に盲人の手を置くようにする．その盲人が手引きをされた経験があるなら，ひじが盲人の腕に触れるだけで十分であり，盲人は自動的にひじを握るようになるだろう．盲人の左右どちら側

を歩いてもかまわないが，両者にとって最も楽であることがたいせつである．いうまでもなく，盲人の手引きは，盲人と晴眼者がお互いに相手に過度な注意を払うことなく，できるだけ他人に対して目立たないようすべきである．盲人は周囲の人びとを見ることはできないが，晴眼者と同じように人びとの存在や反応を感じるからである．

介添する人の腕は，ひじのところで曲げるか，まっすぐ下方におろすか，どちらでもよい．たいせつなことは，腕をリラックスさせることである．なぜなら盲人は介添者の腕の緊張状態を感知し，そのために信頼感が減じてしまうかもしれないからである．

〔少し前を歩くこと〕 盲人の少し前(約半歩)を歩むのは介添者の身体の動きについていくのを，より容易にするためである．お互いに歩調を合わせて歩き，全く肩と肩がくっついてしまうことはよくないが，かなりくっつけて歩くことも，2人にとって助けとなるだろう．また，片腕いっぱい伸ばしたほどの間隔になるまで，盲人が遅れてしまうようなことのないよう注意しなければならない．これは，特に狭い通路を歩くときや方向を変えるときに，手引きがむずかしくなるからである．また，盲人が近づき過ぎると歩きにくい．

〔歩調について〕どれほどの速度で，盲人といっしょに歩くべきかということについては，絶対的な規則はない．しかし，早く歩き過ぎると，盲人が介添者の腕をうしろに引くように感じるだろう．その場合は歩調をおとすべきである．また，ゆっくりと歩き過ぎると，盲人は介添者の前を絶えず歩こうとするようになる．特に見知らぬ地域を歩いているときには，盲人にとって快適な歩行速度は，介添者と全く異なっているだろう．経験を積んだ盲人の歩行者は，用心し過ぎる歩調はすぐにいらいらしてくるだろう．突然に歩き始めたり，止ったりすることは避けて，徐々にスムーズに行動するよう努めるべきである．また必要なときだけ方向転換をして，できるだけ真直ぐに歩くようにしたい．盲人をよく知るようになるにつれて，盲人に与える合図は，より巧妙に，かつことば少ないものとなり，まもなく2人の間で，ほとんど無意識に交わすいくつかの信号をつくりあげてゆくだろう．お互いに相手に慣れて，一つのチームとして活動し始めるようになる．

同時に2人以上の盲人を手引きする場合は，2人とも一方の側に位置させるとともに，最もよく見える人を外側になるようにすることが望ましい．しかし，このようなことは極力避けるべきである．

〔戸口の通過の仕方〕 狭い戸口を2人が並んで通るのは困難である．そこで，介添者が身体を横向きにすれば，2人が1列に前後に並んで通って行くことができる．それとも，介添者がひじを自分の背中の真中の方へもっていくこともよいだろう．そうすれば，盲人はすぐ後を歩くことができる．しかし，その際かかとを踏むほど盲人を近づけないよう注意しなければならない．ドアを開いたままにする必要のある場合は，通り過ぎる間，盲人がドアを押えているようにする．

戸口を通りぬけるとき，盲人を混乱させ，不安定な気持にさせないため，介添者はしっかりした一定の足取りで前進運動を維持するように努める．また，ドアが閉る瞬間に盲人の指をはさまないよう注意が必要である．盲人が戸口を完全に通りぬけてしまうまで，目を離さないこともたいせつなことである．ドアを完全に通り過ぎてしまったのちも，思いがけなく開くかもしれないので，ドアに盲人の背中を向けたままで立ち話をしてはならない．

〔障害物の見つけ方と避け方〕 介添者は障害物の位置を確認するために前方を見ているので，介添者がすでに通過した障害物に，盲人が突き当たっていることに気づかないことがある．また，盲人の方へ注意し過ぎると，自分自身がいくつかの障害物に衝突してしまうこともある．慣れるにつれて，前方をみることから盲人を見守ることまで，視力を交互に使う技能を発達させることができる．盲人から目を離す前に，障害物を避けて通ったかどうか確かめるようにしたい．

〔盲人が何かにぶつかったとき〕 介添者が手引きをしているとき，盲人が何かに当たることがある．これらの衝突はあなたの手引きの能力に対する盲人の信頼感を少しぐらつかせるだけのことで，あまり実害はないだろう．衝突が起こったときには，それにあまり気をとられないようにすることである．同時に事故がなぜ起こったかを十分理解するよう努めれば，同じ間違いを2度としないだろう．

〔階段の昇降〕 階段に近づくのには，斜めからではなく，むしろ真正面から近づいた方がよい．これは盲人に階段を降りる真直な方向について，より正しい概念を与えてくれる．また階段に近づく際，のぼるか降りるかを確実に知らせるようにする．最初の段の縁にきたときには立ちどまり，盲人に足で最初の段のはしを触れさせるようにすれば，降り始める前に，階段の位置を正確に知ることができる．階段の高さ，広さ，

人の混みぐあいを簡単に説明したい場合もあるだろう．降り始めるときには，盲人の1歩前を行くようにした方がよい．これは介添者に従うのを容易にするためであり，また階段を降り切ったことを盲人にわからせるためである．降りる時は，平らな地面での歩調よりもいく分ゆっくりと，むらのない歩調で歩くことがたいせつである．階段をのぼる際も同様である．階段をのぼるにしても降りるにしても，盲人に空いた方の手で，てすりを握らせる方が安全性を感じるだろう．

〔いすに座ること〕 まず，盲人の手をいすのシートに置き，それから同じ手をいすの背の上部に置くようにする．この方法で，盲人はいすの向いている方向，またいすの背の位置を正確に知って，いすに身体をすべりこませることができるのである．もし，手をいすの背だけでシートの上に置かなければ，どの方向にいすが向いているかわからないので，床の上に座ってしまうことがあるかもしれない．

盲人が座ったとき，介添者もそのいすの近くに座ることが望ましい．そうすれば，何か世話を必要とするようなことがある場合には，援助することができる．介添者が盲人のそばから立ち去る場合には，盲人がいすにきちんと座ったことを確かめ，他の物体や人びとに関連して，そのいすがどこに位置しているかについて，ことばで説明を与えるのがよい．特に盲人をひとり部屋に残して立ち去らなければならない場合，この説明によって，その盲人は部屋の環境を確認することができるだろう．

〔自動車の乗り降り〕 自動車に乗る場合，手引きされるよりも，盲人が自分自身で乗ることができるように十分に教えることが最もよい方法である．まず，フード（hood- 前車体）またはワイパー（windshield wiper）をさわらせて，どの方向に車が面しているか知らせる．それからドアのハンドルを見つけさせる．

盲人は一方の手で屋根のふちを握り，その手の下に頭をくぐらせる．こうすれば屋根に頭を打たなくてすむ．他方の手で座席をさわれば簡単に座ることができる．失明してあまり歳月のたっていない初心者に対しては，その操作ができるかどうかを確かめるために，すわるまでそば近くに立っていた方がよい．車から降りるときは，ふたたび手を屋根の上に置くべきである．白いつえを持っている場合は座ってしまってから車の中へ持ちこみ，ひざの間にまっすぐに立てて置く．降りる際は，白いつえを最初に外へ出す．このようにすれば白いつえにつまずく機会は少なくなる．

〔公会堂や劇場での座り方〕 公会堂とか劇場でいすを見つけるとき，介添者は，いつもの方法で盲人を座席の列の中へ導く．座席の前にくるまで横向きにいっしょに歩き，それから座る．座席の外に出る場合は盲人の前を横ぎり，いつもの方法で導く．

〔エスカレーター〕 エスカレーターを使用することは，移動する階段という概念で，介添者と盲人により多くの不安を与える以外は，階段の昇降の過程によく似ている．それだけに，よりいっそうの注意深さや準備を要する．盲人に手すりをふれさせ，最初の移動階段の端近くに足を置かせる．バランスをとり，足を調整するように注意深くみつめながら，できるだけスムーズな動作でエスカレーターに乗らせる．介添者は一般の階段と同様に，盲人の1歩前に位置する．

〔レストラン〕 盲人とレストランへいった場合，メニューを読んで聞かせるのは何も悪いことではない．ウェイトレスが注文をとるとき，介添者に対してではなく，盲人から直接きいているか確かめなければならない．

塩入れや灰ざらが必要ならば，盲人の手に灰ざらをふれさせるのがよい．肉を切るのを頼まれたなら，目立たないように切ればよい．食事の終わりには，料理の請求伝票を盲人に渡し，盲人自身がレジスターで支払うようにする．これは独立したひとりの人間として，自己の尊厳を維持しようとする盲人を，介添者がどのように援助できるかを示す一例である．

〔方向の教え方〕 盲人に対して方向を教えなければならないときには，具体的で簡単なことばを使った方がよい．説明している道路上の顕著な目じるしを選び出し，援助よりむしろ混乱をひきおこしがちな詳細なことは避けるべきである．介添者が方向について確信がない場合や，盲人が東西南北について理解できるという確信がない場合は，羅針儀によって方向を教えることは避けるべきである．右とか左の簡単なことばを使うときも，また同様である．方向を教えたのち，盲人に繰返すよう求めるのは良い考えである．そうすれば，歩き始める前に何らかの誤りを直すことができるだろう．

〔歩行補助器具〕 盲人が白いつえを持っている場合，手引きをしている間も，周囲の環境と何らかの接触をもち安心感を増すために，時々白いつえで地面にふれるかもしれない．白いえつを持っていることは，手引きをする者としての介添者の，盲人に対する責任が少なくなることを意味するものではない．白いつえは

盲人にとって，環境を認知するもう一つの感覚器官なのである．その白いつえが手引きを邪魔するものであれば，それを使用しないようにというべきである．人混みの多い場所を歩くときには，白いつえが通行人に当たったり，つまずかせたりするほど長く伸びていないかどうかを確かめる必要がある．

〔盲導犬〕 盲人が盲導犬を連れている場合でも，基本的には盲導犬を連れていない人と同じやり方でよい．盲導犬を連れて全く独立しているようにみえる場合でも，援助が必要かどうか尋ねる必要がある．援助の申し出を受けた場合は，いつもの仕方で腕を握らせる．この場合，3人分の幅を考慮して，よりいっそうの注意が要求されるだろう．盲導犬とともにエスカレーターに決して乗らないようにしなければならない．犬の足が移動する階段にはさみ込まれることがあるからである．

電子利用の歩行補助器具は，歩行の補助具として徐々に盲人に使用されてきている．この補助器具を使っている盲人に出会った場合，その珍奇さに驚かないようにしなければならない．その盲人は単に特殊な歩行補助具を使っているに過ぎないのである．電子利用の歩行補助器具や盲導犬は，興味ある会話の材料として取上げることができるだろう．

（ウイリアム・グッドマン／松本冨美子訳）

［参照文献］

Goodman, William, "When you meet a Blind Person" *The New Outlook for the Blind*, June, 1970.

奉仕者活動

奉仕者活動の意義

奉仕者は一般にボランティア(volunteer）と呼ばれその活動は主として社会事業を対象にしたものである．社会福祉の発達に伴い，奉仕者活動の重要性が次第に高く認識されるようになってきた．

社会事業においては，ボランティアを「社会事業の目的に共鳴し，その事業を援助するために無報酬で定期的または臨時的に余暇，労力，技能，経験，知識あるいは金銭，その他の物質的援助などを提供する人びと」と，社会事業施設を対象とした解釈をしているが，さらにこれを社会福祉全般に広げてとらえ，「ボランティア」とは自発的に無報酬で民間または公の保健衛生，社会福祉，教育，文化，レクリエーションなどの機関，施設のために働く人といわれている．

社会福祉は国民の権利であるとともに国の義務であるが，その実践段階としては公の制度，機関，施設の運用だけでは十分でなく，これを補足するために一般社会人の協力が必要である．また，社会的諸問題は，国民生活との関連で具体的な諸分野に分かれるため，行政施策のわく組みだけでは解決しない場合が多いし，潜在する問題対象も少なくない．したがって，問題意識をもち，問題を見きわめて，それに対する方法処置を見いだす努力をすると同時に世論を啓発し，さらにそれを権利として確立してゆく活動，すなわち，ヒューマニズムと権利意識に基づいた奉仕者活動の必要性が生まれてくる．それゆえ奉仕活動は，単に善意による自発的な活動にとどまらず，社会福祉に対する連帯意識のうえに立ち，福祉向上を共同責任としで民主的に分担しようとする地域社会の人びとによって行なわれる努力が必要である．

奉仕者活動の対象は社会事業の施設だけではなく，社会生活の福祉全般に関する民主的諸制度ならびに施設など広い分野にわたるのである．

盲人福祉施設における機能，施設におけるサービスのなかでの人的資源の重要性についてはいまさら述べるまでもないが，視覚喪失により身体的・心理的にハンディキャップのある盲人には，特に人間関係がたいせつである．

従来，一般的に施設には閉鎖性があり，地域社会から孤立しやすい．盲人集団の場合には特にその傾向が強い．そのため施設生活者には社会的ニードの不充足や生活姿勢のかたよりなど，社会適応上の障害が生じやすいのである．特にパーソナリティの形成においては，盲のため正常な人間関係が制約され，学習経験の不足などから発達に偏向が認められるので，正常な発達形成には一般社会との接触を緊密にすることが望ましい．この意味からして，奉仕者活動は単に施設業務の分担的協力をするばかりでなく，施設対社会の文化的流通の機能をもつものである．そして，盲人の社会的孤立化の緩和や社会的接触の役割を果たし，生活領域が狭小で閉鎖的になりやすい施設に，絶えず社会的要素と機能を反映させることができる．

このようにボランティアは社会福祉の補足的機能をもち，専門的従事者とともに重要な人的資源であるため，盲人のリハビリテーションにおけるチームの一員として不可欠な存在である．

奉仕者活動の発展

奉仕者活動の分野は社会生活全般にわたっており，その活動が集中し普遍化されて，一つの社会的勢力になったのが，社会事業の分野である．

19世紀後半までは，社会事業はボランティアによって行なわれてきたが，社会情勢の複雑化に伴って生起する諸問題に対応するためには，専門的技術を必要とするようになった．その結果，専門社会事業家が生まれ，ボランティアにとって代って活動主体になったので，20世紀初頭には次第に奉仕者活動は衰退した．しかし，第1次世界大戦を契機にふたたび活発な活動を展開するようになった．すなわち，戦時体制下では，病院，赤十字社などをはじめ，戦線から銃後のあらゆる部門にわたってボランティアが活躍した．さらに，大戦終結後の復興活動にも大きな貢献をしたのである．今日においては専門社会事業家の良い協力者として，また，生活福祉向上のにない手として大きな役割を演じている．

欧米における奉仕者活動

ボランティア活動の発生については明らかにされていないようであるが，近代的意味での一般的なボランティア活動の始まりは19世紀ごろといわれ，その発達はおもに欧米の先進国にみられる．盲人福祉事業においては，18世紀後半に起こった教育運動が盲人福祉のさきがけであり，そのパイオニア的活動が奉仕者活動発展の動機と考えられる．

フランスでは17世紀の戦乱期に貧困者救済のために，慈善婦人会が組織されたのが奉仕者活動の起こりである．当時のフランスでは盲人のほとんどが他人の喜捨にだけ頼って生計を営んでおり，一般の貧民と同様に救済対象であったが，社会的には盲人は特にみじめな処遇を受けていた．バランタン・アユイは，これらの盲人を社会的に独立させるために，読み書きと職業を与えることを目標に盲教育運動を起こし，慈善団体などの援助によって，18世紀後半盲学校創設に努力をしたのである．この思想と運動は広く欧米諸国に影響を及ぼした．

ドイツでは18世紀にハンブルクで流行したペストの伝染経路が，こじきや浮浪者であることが突き止められ，組織的な救貧対策として貧困者救済制度が設けられた．この国でも盲児には適切な訓練や教育を何ら施しておらず，成人するとほとんどがこじきにかりたてられていた．地方貧民指導官の任にあった慈善事業家ヨハン・ウイルヘルム・クライン（Johann Willhelm Klein）は盲教育の必要を痛感し，マリア・テレジア・フォン・パラディス（Maria Theresia von Paradis）らの協力を得て，19世紀の初めにウィーンでボランティアとして盲教育運動を開始した．これとほとんど同時にバランタン・アユイの指導のもとにベルリンでも盲教育運動が行なわれた．そして最初の盲学校が1804年にウィーンに設立され，次いで1806年にはベルリンに設立された．

イギリスにおいては，19世紀の貧民救済運動や貧民救済のために設置された慈善組織協会，セツルメント運動などが組織的ボランティア活動の始まりであるが，これに先立って盲教育運動が起こり，18世紀末(1790〜91)にはリバプールにイギリス最初の盲学校が設立され，次いで1793年にはエジンバラに盲人養育院，ブリストルに訓盲院が設立された．19世紀にはアーミテージ（Thomas Rhodes Armitage）の盲教育ならびに盲人福祉事業における活躍やアーミテージによるイギリス内外盲人協会（1868）の設立などは，盲人福祉事業および奉仕者活動に指導的役割を果たしたのである．

アメリカにおける奉仕者活動は，植民地時代からの開拓者精神につちかわれたのであるが，独立戦争後，特に19世紀にはいり移民の急増や遅ればせながら到来した産業革命によって発生したいろいろな社会問題に対処して，富裕階層のプロテスタントが，ニューヨークを中心に行なった活動がその先駆といわれる．19世紀後半になると青少年対策としてYMCA，YWCAが設立され，さらに南北戦争によって婦人ボランティアの活動が活発になった．これに加えてセツルメント運動や慈善組織化協会などの運動も起こり，奉仕者活動は組織化された．これら一連の慈善的諸活動はヨーロッパには見られないおうようさをもって行なわれていたのであるが，盲人問題についても高い関心が払われ，何らかの方法で盲人を援助したいというばく然とした感情が高まった．そしてヨーロッパ諸国の盲教育運動に刺激されて，盲学校の設立，盲人ホームの建設など，一定の目的に向けられるようになった．それは1825年から35年にかけての教育活動の発生であり，その発端の過程は次の通りである．

(1)盲教育についてのヨーロッパからのばく然とした報告と，漸次，形づくられつつあった関心．

(2)個人的先導，世論の喚起，宣伝．

(3)資金の募集，団体の結成，実験および実験結果の

宣伝と施設の設立.

これらの運動はほとんどがボランティアを主体にしたもので，その代表的なものはボストン盲学校（現パーキンス盲学校）設立に動機的活躍をしたジョン D. フィッシャー，フィラデルフィアのペンシルベニア盲学校設立に尽力したドイツ人のユリウス B.フリードランデル，ニューヨーク盲学校設立に貢献した初代校長ジョン D.ラスらをリーダーとした活動である.

以上のように欧米においては盲人福祉を対象とした奉仕者活動の台頭は主として教育界にみられ，これが盲人福祉の施策化に啓発的役割を果たしたのである.

日本における奉仕者活動

日本における戦前の社会事業，特に福祉施設の大半は民間人によるもので，奉仕者活動といえないこともないが，皇室あるいは財閥の慈善的，施与的な援助に依存し，近代的ヒューマニズムや民主主義に立脚した国民の自発的意志に基づいたものではなかった．また，セツルメント運動などの奉仕活動の先駆的な働きもみられたが，封建的国家社会のため，こうした社会活動すら発展するに至らなかった．典型的な奉仕活動が行なわれるようになったのは第2次世界大戦後の民主主義国家体制になってからである．しかしながら，長い間封建的国家思想下におかれていたため，社会福祉への連帯意識や自発的な奉仕活動の発展は容易でなく，欧米先進国の模倣的な形で行なわれた．その活動の多くは前近代的な慈善意識による奉仕精神が強調され，近代的な市民意識や社会福祉の連帯精神が伴わなかった．同時に奉仕活動に対する社会的理解もきわめて貧弱であった.

このような情勢下では，盲人に対する奉仕活動もふるわなかったが，その発展に先駆者的役割をしたのが点訳奉仕である.

点訳奉仕活動は，岩橋武夫がイギリス留学から帰国して，大阪におけるクエーカー教徒の霊交会員と相図り，1929（昭和4）年にフレンド点字奉仕会（FBS）を組織して，点字写本を始めたのが発端である．そして1940年11月に発足した大日本点訳奉仕団と1943年4月に組織された点訳奉仕会などが活動した.

大日本点訳奉仕団は，社会教育家の後藤静香（1884／明治17～1969／昭和44)の提唱によって，その主宰する教化団体「心の家」を中心に組織されたものである．後藤はイギリスにおける貴婦人たちによる点訳奉仕活動を見聞して感銘を受けた．1940年11月に本間一夫が東京で点字図書館（現・日本点字図書館）を創設すると同時に点訳奉仕活動を開始した．ちなみに，文字を点字に書替えることを「点訳」と名づけたのは後藤である.

点訳奉仕会は，井上英会話スクールの校長井上當蔵によってつくられた．井上は自校の教室を開放して月1回，午後と夜間の2回に分けて点字指導を行なったが，参加人員は100人を数えた.

これらの奉仕団によって点訳された図書はすべて日本点字図書館へ提供された．なお，日本点字図書館においても点訳奉仕希望者の申込みは多数で，個人的な活動も行なわれた.

第2次世界大戦の災禍を避けるため，日本点字図書館が1944年から1948年1月まで茨城県と北海道に移動したので，点訳奉仕活動も衰退したが，この間，毎月平均5冊の点訳書が同館に提供されていた．1948年9月にヘレン・ケラーの来日により盲人福祉事業が啓発され，奉仕者活動も活気を示すに至った．以後，福祉施策の発達やマスコミなどの影響によって，福祉事業における奉仕者活動の意義が社会に理解されるようになり，盲人福祉事業の各面においても，奉仕者活動が行なわれるようになってきた.

奉仕者活動の分野

奉仕者活動を機能別に分けると，サービス・ボランティアと管理ボランティアとになる.

サービス・ボランティアは社会福祉，教育，保健，レクリエーション，その他の公共団体などの業務の実施面に協力するもので，ボランティア活動の主体になっている.

管理ボランティアは，活動分野においては，サービス・ボランティアと同じであるが，活動内容が理事会や委員会のメンバーに加わり，無給の役員として運営管理や企画などにたずさわることである．わが国では名誉職や名前だけの役員が多い傾向があり，一般に十分な活躍が行なわれていない.

〔日本の奉仕者活動分野〕 盲人福祉におけるサービス・ボランティアの活動領域は次の通りである.

(1)公私の社会福祉施設および団体に対するもの：社会福祉協議会，ボランティア・ビューロー，その他関係団体が行なう業務への協力．福祉事務所，更生相談所その他福祉施設が行なう業務への援助．ケースワーカーや民生委員の補助者，または協力者として.

(2)盲教育における協力：盲児の学習指導，盲学校寄

宿舎における生活援助ならびにレクリエーション．通学の介添え．

(3)地域社会に対する協力：盲人家庭の生活や家政援助．家庭にある盲人への生活助言，点字指導など．盲人団体の行事などへの援助．盲人の就職，開業などについての協力．福祉機関と盲人家庭との連絡調整．

(4)福祉施設入所者に対する援助：更生訓練における指導補助．教養・娯楽の指導または指導補助．趣味や特殊技能による指導．洗濯・清掃・修理などの援助．諸行事への協力．外出・買物時の介添え．盲老人の生活介護ならびに話相手．理容・健康診断などの保健衛生面の協力．

このようにボランティアの活動分野は広範囲にわたるが，奉仕者活動の歴史の浅いわが国では，広い領域での活動はまだ望めず，活動対象の大部分が福祉施設または盲学校などの施設，団体に限られており，社会生活や家庭生活に関連する直接的サービスはほとんど行なわれていない．

施設における奉仕者活動の種類は，日本盲人社会福祉施設協議会の「盲人福祉事業ならびに盲教育における奉仕者活動に関する実態調査」(1965年7月発表，表1）によると，盲人福祉施設ならびに盲学校における奉仕者活動の状況は，点訳奉仕37.7パーセント，読書奉仕15.3パーセント，録音奉仕11.2パーセント

表1　奉仕者活動の種類（105ヵ所）

種類	福祉施設	盲学校	・	%
点訳	34	30	64	37.7
読書	7	19	25	15.3
録音奉仕	14	5	19	11.2
理髪	8	2	10	5.8
ゲーム童話	4	4	8	4.7
作業	4	4	8	4.7
民踊の指導	7	1	8	4,7
音楽指導	4	—	4	2.8
カナタイプ指導	3	—	3	1.8
事務補助	3	—	3	1.8
代筆	3	—	3	1.8
家庭サービス	2	—	2	1.2
珠算指導	—	2	2	1.2
学習補助	2	—	2	1.2
精神講話	1	1	2	1.2
検診	1	—	1	2.9
料理指導	1	—	1	
英会話指導	1	—	1	
手芸指導	—	1	1	
被服補修	—	1	1	
計	99	70	169	100.0

で，この3種類に集中され，全体の約64パーセントを占めている．特に点訳奉仕ならびに録音奉仕は50パーセントに及び，主として点字図書館，収容施設，盲学校などにおいて行なわれている．これは活動規模からいって，わが国の盲人奉仕活動を特徴づけている．

奉仕者活動領域が施設，団体または特定種類に片寄っているのは，奉仕対象のニードの調査発見ならびにこれに対するあっせん調整が不十分な結果である．

〔欧米の奉仕者活動分野〕 欧米における福祉事業の発展はボランティアに負うところが大きかったため，民間との協力体制は確立されている．したがって，盲人福祉事業における奉仕者活動も複雑な近代生活のニードに対応して多方面にわたっている．その活動分野は，アメリカに例をとると次の通りである．

点訳奉仕，点字図書製本，事務補助，自動車運転（盲人が外出するとき），ガイド（旅行するとき），買物の手伝い，募金活動，読書奉仕，家庭訪問教師の補助，盲人家庭の手伝い，パーティなどの会合の手伝い，グループ活動（ボーリング・室内ゲーム・合唱グループ・音楽鑑賞，演劇グループ・洋裁・手芸・討論会などの指導または補助)．

これらは奉仕者活動の一例に過ぎないが，視覚障害を補い，社会生活や家庭生活をエンジョイできるように個人を対象にしたサービスが重要視されている．この個人サービスはボランティアとの人間関係によって対象者の社会的劣等感や疎外感を和らげて，社会生活への正常な適応と参加をもたらすと同時に，ボランティアによって社会に盲人を正しく理解させる作用を高く評価されていたためである．福祉事業においても奉仕者活動の需要は個人サービスに劣らず，施設によっては専任職員の約半数をボランティアが占めているところもあるほどで，盲人福祉がいかに地域社会に根をおろしているかを物語っている．

奉仕者活動の方法

社会福祉が発達し，専門分化が進んで複雑になるにつれて，奉仕者活動もある程度の予備知識と訓練が必要になってくる．もちろん，特別な知識がなくても，一市民として少しでも社会福祉に貢献しようとする善意が基本であるが，活動内容によってはボランティアが専門ソーシャルワーカーの補助者として，十分な訓練を受けていないときには反対に悪い結果を招くこともある．すなわち，福祉機関の運営方針や盲人に対する

理解や態度が不十分な場合には，過保護なサービスをして依存性を助長したり，あわれみや同情をし過ぎて卑屈感をいだかせたりしては，リハビリテーションプログラム推進の障害になる．それゆえ活動に当たっては対象についての知識をもち，サービス内容を十分に理解することが必要である．

奉仕者活動は，自発的意志に基づく行為であるが，受ける側のニードに対応したものでなければならない．対象が真に必要とするものを提供すべきであり，奉仕者の任意にまかせた押しつけがましい活動は避けねばならない．また，特定施設や一定種類にサービスが集中されることは好ましくない．余剰な活動資源があれば他の必要とする対象へ向けて，奉仕者の善意と能力をむだなく活用して，社会的に価値あるものにしなければならない．

〔組織的活動〕 効果的な奉仕者活動を期待するためには，奉仕者と受入れ側との需要供給関係の調整，奉仕者の資質向上のための訓練がたいせつである．そのためには，とかく個人あるいはグループ的に散在する活動体を，地域社会の広い視野にたって組織化を図る必要がある．それゆえ，奉仕者活動の開始に当たっては，直接，施設または個人に申込む場合もあるが，組織的な調整機能をもつ専門機関へ申込むのがよい．その機関としては，各市区町村社会福祉協議会，ボランティアビューロー，善意銀行または愛情銀行などが代表的なもので，ボランティア活動について次のような機能をもっている．

(1)福祉施設や地域社会が必要とする奉仕内容をを明らかにして，ボランティアに提供するとともに一般にＰＲする．

(2)奉仕を希望する者と受入れ側との調整または奉仕者活動に必要な訓練を行なう．

(3)奉仕者活動を希望する施設や地域社会の相談に応じ，団体，グループまたは個人を紹介する．

(4)奉仕者活動の需要と供給を絶えず調整し，双方に対して必要な指導を行ない，奉仕者活動の円滑化を図る．

(5)奉仕活動の発展のために必要な資源を開発する．

このような機能をもつ機関を中心に次の形態をもって活動が行なわれる．

(1)奉仕者の募集：どのようにして奉仕者を確保するか．

(2)奉仕者の配置：ニードと奉仕者の能力に基づいた配置．

(3)奉仕者の訓練：活動に必要な知識技術の指導訓練．

(4)奉仕者の指導監督：活動上の問題ならびに円滑化の指導．

この機関の活動は一般に低調で機能が十分に発揮されず，奉仕活動を希望する者もあまり利用しないのが現状である．現在行なわれている大部分の奉仕者活動は，この機関を通さないで直接，施設などに折衝しており，活動主体は職場，宗教，学生などの団体が多くを占めている．これら団体のなかには，それ自体奉仕者の訓練，受入れ側との調整などを行なっているものもある．たとえば，日本赤十字社奉仕団，ＢＢＳ運動（Big Brothers & Sisters Movement），ＶＹＳ運動（Voluntary Youth Social Worker）などである．その他の奉仕者グループは直接，福祉施設などへ働きかけて活動しているが，施設自体が訓練や指導監督する機能は弱体である．

わが国の盲人福祉施設および盲学校における奉仕者の受入れ状況は，日本盲人社会福祉施設協議会の調査（1965年7月）によると，奉仕者活動を取扱う職員（大部分が兼任）を配置している施設ならびに盲学校は105カ所のうち42.9パーセント，活動の開始時に施設（盲学校）ならびに入所者らの理解のためにオリエンテーションを実施しているのは71.4パーセントであるが，大部分はあいさつ時における施設紹介程度のものである．奉仕者の資質向上のための訓練計画があるところは25.7パーセントである．ただし，これは奉仕者活動のうち点訳奉仕ならびにテープ録音のような専門的作業で，社会福祉または教育的機能を理解させるための専門的な内容はほとんど含まれていない．

このように受入れ態勢の低調な原因としては，①奉仕者活動機能についての認識不足．②ボランティア資源の分布が不均衡で活用に制限がある．③それ自体のサービスに拘束されて，ボランティア資源を開発する余裕がないことなども考えられるが，活動が施設に集中される現状では，受入れ側の態勢の確立ならびに社会福祉協議会，ボランティア・ビューローなどの機関との相互調整に一段の努力が必要である．

今後の課題

奉仕者活動の停滞理由としては，

(1)奉仕者活動は自由意志による民主主義的実践を必要とするが，過去の権威主義教育では，その育成が十

分でなかった.

(2)封建的家族制度のために家庭を越えて相互扶助の行為が求められなかった. そのため社会生活上の諸問題も家族内で処理する傾向があって, 社会的に問題提起がなく, 社会的関心と行動を生み出せなかった.

(3)奉仕者活動の人的資源としては, 家庭婦人の占める領域が多いのであるが, 家族制度の閉鎖的制約を受けていた. 家族制度の崩壊後, 社会的政治的に婦人は解放されたが, 経済的な必要から奉仕者活動を経験する前に, 経済的裏付けのある職業経験をしてしまった. これが無報酬の奉仕者活動の意欲を低調化している.

(4)民主主義教育は批判的な精神を養った. すなわち近代国家の秩序として社会福祉に対する国家責任を強調し, 納税義務の履行や福祉対策の批判に終始しがちで, 奉仕者活動への参加をためらう傾向がある.

以上のように, わが国における奉仕者活動の問題は行動以前の思想的確立にある. これに伴い盲人福祉事業においては, 活動の技術的未熟な点が, 今後における発展向上の課題となっている. (市川文昭)

〔参照文献〕

渡辺華子「福祉国家」日本労働協会 昭和37

大学婦人協会福祉委員会「ボランティア活動入門」全国社会福祉協議会 昭和40

「盲人福祉事業（教育）における奉仕者活動に関する実態調査」日本盲人社会福祉施設協議会 昭和40

R. S. フレンチ, 岡村正平訳「盲人の社会学的教育学的研究」東京教育大学教育学部特殊教育研究室, 昭和37

David, L. S., *The Volunteers*, Illinois, The Free Press, 1957.

Citizen Participation in Public Welfare Programs, U S Dept. of Health Education and Welfare, N.Y., 1962.

A Manual for Volunteer, The Jewish Guild for the Blind, N.Y., 1964.

アメリカにおける奉仕者活動

アメリカの盲人福祉事業における奉仕者活動のおもな特徴を, ニューヨーク市所在の三つの代表的な施設, すなわち, 「ユダヤ盲人援護協会」(The Jewish Guild for the Blind), 「ニューヨーク・ライトハウス」(The New York Association for the Blind-The Lighthouse) および「インダストリアル・ホーム・フォア・ザ・ブラインド」(Industrial Home for the Blind＝IHB) を中心に明らかにしよう.

奉仕者活動の種類

奉仕者活動の種類は, 多種多様である. しかし, 特に注目すべき点は, クライエント（被援助者）を直接に援助するサービスの面に圧倒的な比重がおかれ, アメリカ盲人福祉事業における奉仕者活動の主要な特徴の一つになっていることである.

この点は1965（昭和40）年7月, 日本盲人社会福祉施設協議会が実施した「盲人福祉事業(盲教育)における奉仕者活動に関する実態調査」が示すように, 日本の盲人福祉施設および盲学校における奉仕者活動は点字図書館を中心とする点訳およびテープ録音の奉仕だけで48.9パーセントを占めており, アメリカの場合と著しい対照をなしている. また, 日本における点訳奉仕者やテープ録音奉仕者のなかには, ほとんど盲人と接触をもたない者もあり, 盲人不在の奉仕者活動という傾向が強い.

次に上記三つの施設で行なわれている奉仕者活動の種類をまとめると, 次の通りである.

〔クライエントを直接援助するサービス〕 (1) 手引きと付添い：盲人が友人を訪問したり, 病院に行ったり買物に出かけたりするため手引きを必要とするときに提供される. IHBにおいては, 毎年3回ほど計画する旅行に盲児の付添いとして参加するほか, 保育学校のスクールバスで帰宅する盲児に対して付添いの奉仕を行なう.

(2)自動車の運転：病院への通院, 買物, 訪問などあらゆる場合に臨時的に提供されている. 定期的なものとしてはIHBにおいて, 通所センター (Day Centers) の諸活動に参加する盲老人, ダイカー学齢前盲児サービス・センター (Dyker Preschool Service Center)の集団遊戯に参加する盲児らに対する送り迎えがある. 施設到着後は, 奉仕者もレクリエーション活動に参加したり, 遊戯指導教師の手伝いを行なっている.

(3)朗読奉仕：盲児の学習を援助するため, 学校または家庭において教科書, 参考書などを巡回教師の指導監督のもとに朗読している. また, 大学および大学院の盲学生に対し, 教科書をはじめあらゆる参考資料の朗読を行なっている.

(4)レクリエーション活動への参加：失明者リハビリ

テーション・センター，盲人養老施設，盲人クラブなどにおいて，午後または夜間，グループワーカーの指導監督のもとに次のような諸活動に参加したり，指導を行なったり，ワーカーの助手を勤めている．

ボウリングや戸外ゲームの採点，合唱グループ，ダンス，各種の手芸（楽焼き，かご作り，敷物作り，機織り，レース編み，帽子作り，刺しゅう，金属細工，木工など），洋裁，料理，ギター・クラブ，音楽鑑賞，演劇グループ，新聞などの朗読，討論会，パーティその他の会合の手伝いなど．

(5)盲ろう者のための奉仕者活動：盲ろう者に対しては，手引き，ゲームや娯楽への参加，話相手になることによってその社会性の育成に努める．この奉仕者は指話を修得していなければならない．

(6)夏季1日キャンプへの参加：各年齢層の盲人を対象とする夏季1日キャンプにおける諸活動の手伝い．ニューヨーク市からバスで1時間半ほどの郊外にあるユダヤ盲人援護協会の盲人養老ホームにおいては，施設を収容者だけに独占させず，毎日市内に居住する盲老人の家庭を巡回してバスに乗せてこのホームに送り込み，1日を楽しく過ごさせる．

(7)家庭訪問による盲人への援助：盲人の家庭を訪問し，盲人が日常生活において遭遇するさまざまな困難な問題の処理について援助する．

〔施設の業務・諸活動における援助〕

(1)事務の手伝い：ボランティア課またはボランティア・ビューロー，点字図書館，グループワーク課などにおける書類の整理，電話のとりつぎ，タイピング，その他雑事の手伝い．

(2)点訳：ＩＨＢにおいては，訓練修了後，自宅または近くのＩＨＢ点字センター（Braille Center）で盲学校の教科書の点訳に従事する．ニューヨーク・ライトハウスにおいては，国会図書館（Library of Congress）が交付する点訳者技能証書（1週10時間，20週間にわたる教室での訓練および自宅での自習を必要とする）を取得ののち，点字書の製作に従事する．盲人の大学教授や盲大学生からの点訳の依頼もある．

(3)点字書の製本：ＩＨＢにおいては，この仕事はすべて奉仕者によって行なわれている．

(4)トーキング・ブックの録音：ＩＨＢが供給する特殊な録音器械によって，プラスチックのレコードに用意された資料の吹き込みを行なっている．

(5)タイプライティング：ＩＨＢが供給する大型文字タイプライターで，弱視者のため大型文字への転写をさまざまな資料について行なっている．

奉仕者の活動状況

上記の通りさまざまな種類にわたる奉仕者活動において，奉仕者たちは実際にどれほどの活動を行なっているだろうか．例をユダヤ盲人援護協会についてみると，1970年度において，その盲人福祉センターで442人が3万7000時間，盲人養老ホームで78人が6600時間に上る奉仕者活動に従事したと報告されている．このような活発な奉仕者活動は，ユダヤ盲人援護協会の施設ばかりでなく，すべての盲人福祉施設についても同様な状況であるということができ，アメリカ社会事業の主要な特徴の一つであろう．

なお，すべての奉仕者は各自が奉仕した時間を，所定の場所に備え付けられた「奉仕者記録簿」に記入し署名することを励行しているので，奉仕者の活動時間に関し正確な記録を得ることができる．

奉仕者活動の時間は，活動の種類によって相違はあるが，通常きちんと定められ，年間を通してほとんど変更されることなく実施されている．

このため，奉仕者が最初の面接相談で自分の奉仕時間を取決めた以上，出席が不規則であったり，無断で3回欠席した場合などは，奉仕者活動を終結させる理由となる．

次に奉仕者の年齢および性別をみよう．ユダヤ盲人援護協会の報告によると，奉仕者の大多数は婦人であり，平均年齢は45歳となっている．

奉仕者活動の意義

ユダヤ盲人援護協会では，奉仕活動を必要とし歓迎している理由として次のように指摘している．

奉仕者は，とかく地域社会から孤立し，自己に閉じこもりがちな盲人と社会との交流を図り，盲人についての正しい理解を広め，施設の事業を地域社会に知らせる機能をになうものであるという考え方に基づき，奉仕者を盲人福祉事業の遂行に必要欠くことのできない貴重な資源としている．また，奉仕者は失明者の社会復帰を援助するリハビリテーション・チームを，社会事業の各分野で高度の専門教育（大学院程度）を受けた専門職員とともに，構成する重要な一員であると考えている．このような考え方は，奉仕者を受入れるアメリカの盲人福祉施設に共通した基本的な態度であり，奉仕者がいかに重要な機能を果たしているかを示

すものであろう.

奉仕者の受入れ

奉仕者の受入れは，ボランティア・ビューローや赤十字社のように，奉仕者を募集し，奉仕者としての訓練を施したのち，施設にあっせんする仕事を専門的に実施している仲介的な機関を通じて行なわれている．すなわち，日本の場合とは異なって，奉仕者が個人で直接施設に奉仕の希望を申出ることは少なく，おおむね奉仕者の募集，訓練およびあっせんを専門的業務とする機関を通じ，奉仕者の希望および能力と施設側のニードとの調整を図りつつ，適切な施設に配置されている.

このようなボランティア・ビューローは，アメリカ全土にわたり各地の社会福祉協議会内に設置され，その重要な仕事の一つになっており，1957年にはボランティア・ビューロー協会（The Association of Volunteer Bureaus）という全国的組織も設立された.

以上のような態勢により，施設側としては，奉仕者としての訓練を受け，ボランティア・ビューローに登録された奉仕者の中から，自分の施設が求める奉仕者を確保できるし，また，有名な少数の施設だけに奉仕希望者が集中し，半面，目立たないがりっぱな事業を行ない，奉仕者を非常に必要としている施設が無視されるという，好ましくない傾向を未然に阻止することもできるのである.

さらに，ほとんどすべての施設に奉仕者に関する業務を専門に取扱うボランティア課または係が設置され奉仕者の選考および訓練に当たっている．施設が奉仕者の受入れに際して，いかに周到な配慮を払っているかについて，ユダヤ盲人援護協会ボランティア課長ベルニス・シュタインタールは次のように語っている．「奉仕希望者はボランティア課長との面接で，どんな奉仕に関心をもっているか，その能力や技能について検討されたうえで，適当な課に配属される.

50人以上の奉仕者が活動しているグループワーク課では，1人のボランティア係が，奉仕者がもちだすあらゆる問題を処理する仕事をしている．選ばれた奉仕者活動が適当であるか，満足をもたらすことができるものであるかを，奉仕者自身が決定できるよう，見習試験期間が設けられている．この制度は奉仕者が与えられた仕事に適しているかどうかを，施設側において決定するのにも役立つのである」と.

奉仕者の訓練

奉仕者の訓練および指導は，綿密な計画と方針に従い，細心の注意を払って実施されている．そのためにボランティア課には，社会事業の専門教育でグループ・ワークまたはコミュニティ・オーガニゼーション（地域社会事業）を専攻した専門ソーシャルワーカーが配置され，訓練に当たっている.

奉仕者の訓練は，盲人福祉事業についての全般的な知識，奉仕者活動の意義を支える基本的理念，奉仕者活動が行なわれる施設そのものについての知識，盲人を援助する技術，盲人に接する態度などを講義内容としている．また，奉仕者が施設のために活動している期間，時々，再訓練講座が開設されて，奉仕者が盲人福祉事業における新しい動向について知ることができるよう訓練が行なわれる.

奉仕者の指導監督

アメリカの社会事業の実施において不可欠な措置とされているのは指導監督である．奉仕者活動においても，すべての奉仕者はケースワーカー，グループワーカー，点字図書館司書などの専門職員の指導監督を受けなければならない.

施設職員の資質に関し，ユダヤ盲人援護協会の盲人福祉センターの状況をみると，1965年現在，175人の全職員のうち，78人が専門職員であると報告されている．専門職員とは精神科医，心理判定員，ソーシャルワーカー，精神医学ケースワーカー，グループワーカー，職業カウンセラー，歩行訓練師などである．アメリカで専門職業という場合，大学院課程の修了者を意味し，民間の盲人福祉施設であっても，いかに高度の専門性を身につけた職員によって運営されているかがわかる.

機能の分化の結果，奉仕者に与えられた任務は，施設にとってきわめて貴重なものであるが，それは専門職員の担当する機能を犯さないことを条件としているのである．ユダヤ盲人援護協会では奉仕者が守るべき注意事項として，①クライエントとの接触との間に得た秘密を保持すること，②クライエントの感情に深く巻きこまれないこと，③贈り物をもらったり贈ったりしないこと，④個人的な相談に応じてはならないことなどをあげている.

失明者のリハビリテーションに関し *Blindness* と題する画期的名著を書いたトーマス・キャロル神父（Thomas Carroll）は，「奉仕者の任務は盲人にお

金を恵んだり，むやみやたらに贈りものをすることではない．また，知力を補給したり，盲人に代って決定を行なうことではない．盲人を教育したり，改宗させたりすることでもない．盲人を依存的にさせることでもないし，盲人を占有することでもない．まして，自分自身の問題を解決する手段として盲人を利用するようなものではない．……最上の援助は失われた目の代用をすることである」と強調している．

アメリカの社会事業が，いかに奉仕者を貴重な人的資源として真剣に考えているかの，一つの証左として，アメリカ赤十字が明文化した奉仕者の権利10カ条および奉仕者の責務に関する綱領10カ条を紹介する．

〔奉仕者の権利10カ条〕 ①協力者（co-worker）として処遇される権利．②適切な配置を求める権利．③奉仕する機関について，できるだけ多くを知る権利．④訓練を受ける権利．⑤適時，現任訓練を受ける権利⑥健全な指導と方向づけを受ける権利．⑦整備された快適な働き場所が与えられる権利．⑧昇進し，多様な経験をもつ権利．⑨聞いてもらうことの権利．⑩業績を認めてもらう権利．

〔奉仕者の責務に関する綱領10カ条〕 ①人びとへの援助を欲する自己について十分知っていること．②自分の仕事の価値について信念をもっていること．③誠実であること．④規則を守り，わからないことについて，とやかくいわないこと．⑤理解できないことについては，はっきりそうであるということ．⑥進んで学ぶ態度をもつこと．⑦学習を継続すること．⑧指導監督を歓迎すること．⑨信頼できること．⑩チーム・プレーヤーであること．　（村越芳男）

〔参照文献〕

市川文昭「奉仕者活動の現状と問題点—盲人福祉事業における奉仕者活動」，日本盲人福祉委員会ニュースレター　No. 36　昭和42. 7

「盲人福祉事業（盲教育）における奉仕者活動に関する実態調査」，日本盲人社会福祉施設協議会事務局，昭和40．7

1970 Annual Report, The Jewish Guild for the Blind.

A Manual for Volunteers, The Jewish Guild for the Blind, 1964.

Lighthouse Volunteers, Volunteer Services of the New York Association for the Blind, 1970.

Training the Volunteer to Assist the Home Teacher of the Adult Blind, The Division of Services to the Blind, Vocational Rehabilitation Administration, US Department of Health, Education and Welfare, 1965.

Carroll, Thomas, "The Volunteer" *Blindness,* Little, Brown & Co., 1961.

日本の失明防止活動

先駆期

1878（明治11）年，明治天皇が北陸地方巡幸の際，新潟県下に眼疾者が多いことを認められ，その予防と治療のために1000円を下賜された．県当局は翌年医師講習会を開いて眼疾者の治療に当たり，翌年には恩賜眼病者治療資金として1万円を計上，貧困眼疾者の治療費に当てた．これがわが国における失明防止運動のさきがけである．

新潟県ではその後，1925（大正14）年新潟県恩光会を設立，眼病者の治療を行なっている．それよりさき，東京では1922年に和田祐意の主唱で大日本仏眼協会が設立され，各地に治療所を設けて，貧困者の治療と失明防止に努めるほか仏眼盲学校も設立した．

医学界では，1916年に河本重次郎，井上通泰らの眼科医によって，トラホーム予防協会が設立され，トラホーム予防デーの設定，無料治療券の交付，講習会の開催，広報活動などトラホームの予防と撲滅に業績をあげた．当時の眼疾および失明原因はトラホームによるものが多く，トラホーム予防協会の提唱によって，同8年にはトラホーム予防法の実施をみた．当時，トラホームは国民病ともいわれ，1909年の徴兵検査では，壮丁のトラホーム罹患率は23パーセント，翌年の全国小学校児童の罹患率は男22.5パーセント，女24.3パーセントに達している．その後，予防，消毒の徹底，医学の進歩，治療の普及によって年々減少し，戦中・戦後には一時的に増加を示したが，1965（昭和40）年には，小学校児童の罹患率は男1.7パーセント，女2.2パーセントとなった．

活動の進展

〔失明防止大会〕 わが国において，失明防止運動がやや組織的に行なわれるようになったのは，1915年に中央盲人福祉協会が設立されてからである．同協会は1917年に第1回全国失明防止大会を開催して，失明者の全国調査，失明原因調査，失明者の検診と開眼

治療，小学校弱視学級の設置，全国視力保存デーの設定を決議した．

1920年には，日本眼科学会総会を機会に失明防止会議を開催し，弱視児童の定義確立と全国調査，弱視学級の全国設置，トラホーム予防法の改正，初生児の点眼励行，失明原因疾病の知識普及，産業傷害予防などについて討議し，当局に建議した．これらによって，わが国の失明防止運動の進むべき方向と目標が明らかにされたといえよう．

〔日本眼衛生協会の誕生〕 中央盲人福祉協会は盲人の福祉向上と失明防止のため活動してきたが，身体障害者福祉法の制定によって，盲人福祉が国の施策として行なわれるようになったのを機会に，1950年，日本眼衛生協会と改称，もっぱら失明防止と眼衛生の向上のため事業を行なうことになり，わが国失明防止運動の中軸として活動，今日に至っている．

〔目の愛護デー〕 第1回失明防止大会の決議に基づき，1931年10月10日，初めて全国視力保存デーが実施された．当時は，トラコーマ，梅毒，膿漏眼，小児の栄養不良などによる失明が多く，しかも，その多くが無知と不衛生によるといわれていたため，目の衛生知識を普及して関心を高め，失明を少なくすることを目的として実施されたものである．

1938年に至り，1878年，明治天皇が新潟県に眼病者救済資金を下賜された9月17日を目の記念日と定め，1944年まで継続したが，戦争のため中止のやむなきに至った．1947年になってから10月10日を失明防止デーとして復活したが，同25年，目の愛護デーと改め，日本眼衛生協会と厚生省が中心になり，失明防止に寄与している．

〔失明者の調査〕 失明防止の対策には，失明者の実態を明らかにすることが必要であり，中央盲人福祉協会は1931年，盲の定義を定め，盲人調査の方法と要綱を作り内務省衛生局が同年12月1日現在でわが国最初の失明者全国調査を実施した．この調査は，所在地別，年齢別，地方別，原因別，失明年齢別，病類別，職業別に分かれている．当時の人口6536万6500人に対し，7万6260人（人口10万人につき1166人）の失明者の分布状態が明らかにされている．1936年に第2回全国調査が行なわれ，以後5年ごとに実施の予定であったが，戦争のため不可能になった．1951年厚生省では身体障害者の実態調査を行ない，以後約5年ごとにこれを実施し，視覚障害者の実態も明らかにされ，援護対策の資料としている．

〔開眼治療〕 失明者の開眼治療は，昭和3年ごろから府県社会課，新聞社，有志団体によって，各地で行なわれてきた．中央盲人福祉協会でも同年以来地方の開眼治療を助成，奨励金を交付し，また，同10年から3回にわたって各大学付属病院に委託して開眼治療を行なった．このため視力を増進，回復した者が相当あった．

1959年にはアメリカ空軍部隊有志の尽力で，日本眼衛生協会が全国盲学校児童・生徒の希望者に開眼治療を行ない，視力を回復した者もあった．

〔アイバンク運動〕 アイバンクは角膜移植により失明者の視力回復を図るため，死体の眼球を収集し，手術の必要に応じてこれを供給する事業を行なっている．わが国では中村康が1939年ごろ角膜移植を研究し，今泉亀撤らの眼科医によって各地で散発的に行なわれてきたが，死体の眼球摘出は刑法190条に該当するものとされたため，失明者の20パーセントに達する角膜疾患には手術の施しようもなかった．

1956年，在日米軍の兵士ジョエル・スタインバーガーがアイバンク設立に尽力したのが動機になって，眼球銀行設立委員会が組織されアイバンクに関する資料の作成，法律制定の請願，陳情活動を始めた．その結果，1958年に角膜移植に関する法律が施行されるに至った．同委員会は全国の病院に訴えて，眼球提供者の登録と失明者の手術への協力を依頼し，協力病院118の名簿，目の寄贈者の登録票の配布などにより，全国各地から多数の目の寄贈者が登録された．同委員会は法律施行と同時に日本眼球銀行協力会を設立し，角膜移植を行なう病院への協力，社会に対する啓発活動を行なってきた．

〔目の衛生教育〕 失明の原因は，病因によるものとしては伝染病，外傷，中毒，全身病，中枢神経病，先天素因その他病因不明または不特定のものなどに分かれる．これらの病因について，一般公衆がよく理解することによって，失明を防ぐことが可能であり，また，公衆衛生の向上，環境の整備によって眼疾を少なくすることもできる．したがって，これらの医学知識の普及や衛生教育の徹底によって，国民の自覚を促すことは失明防止にとって重要な条件である．日本眼衛生協会はこれらの目的を達成するため，多数の図書を刊行し，広く頒布している．　（小山正野）

ヘレン・ケラー・キャンペーン

ヘレン・ケラーの来日

岩橋武夫（1898／明治31～1954／昭和29）夫妻が，1934（昭和9）年，アメリカのハバフォード大学その他から招かれて渡米したとき，ヘレン・ケラー（Helen Keller）を訪れた．このときヘレン・ケラーの日本訪問が約束された．その後，いくたびかの交通によって，盲人事業を中心にヘレン・ケラーと岩橋との友情が深まり，恩師サリバン（Anne Mansfield Macy Sullivan, 1866～1936）の死後，岩橋の招請で日本訪問が実現した．1937年，秘書トムソン（Polly Thompson, 1884～1960）と共に来日し，東京市および大阪朝日新聞社の協力を得て，東京の中央社会事業協会内に，ヘレン・ケラー女史歓迎委員会を設け，4月から8月にかけて全国的な愛盲運動を展開した．その講演旅行は岩橋の通訳によって，国内主要都市はもとより，朝鮮，満州にも及んだ．記録によると講演回数97回，聴衆約19万6700人，全行程1万4000キロに達した．これによって盲人その他の身体障害者に勇気と慰めを与え，社会の盲人福祉に対する認識を一新したといわれている．

ヘレン・ケラー・キャンペーン

ヘレン・ケラーの2度目の来日は，第2次世界大戦後，国土荒廃のさなかである．岩橋は毎日新聞社に協力を求め，同社はヘレン・ケラー・キャンペーン委員会（HKC）を組織して一大プレス・キャンペーンを展開した．

事業計画としては，①ヘレン・ケラー基金の募集，②東京と大阪にヘレン・ケラー会館の建設，③盲・ろう教育者ならびに援護功労者の表彰，④全国盲人団体の統合などがあげられ，全国の毎日新聞社各地支局にHKC支部を設けて基金を広く募ることを決定した．

この運動を盛りあげるため「ヘレン・ケラーの歌」を募集し，鳥取県の吉田啓文の応募歌が入選した．また，募金の一つとして，幸福のブローチとバッジ，青い鳥の笛などが広く売出された．

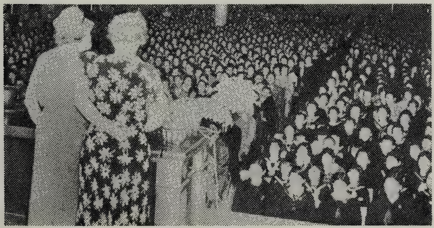

大阪中央公会堂の大講演会

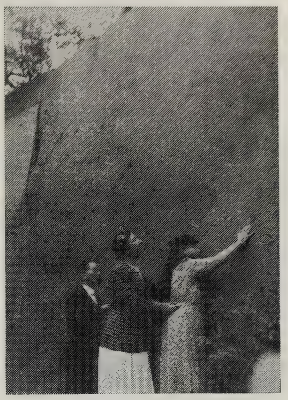

大阪城の石を探るヘレン・ケラー

ヘレン・ケラーは，ポリー・トムソンを伴って1948(昭和23)年8月29日，軍用機で山口県岩国に飛来，進駐軍列車パレスチナ号(アメリカ軍専用車)で東京を皮切りに，北は北海道から南は九州に至る日本全土に愛の翼を伸ばした．ヘレン・ケラーが訪れないおもな都市には，アメリカのジョン・ミルトン協会（John Milton Society）のストーファー（Stauffer）夫妻がケラーのメッセージを伝えるために訪れた．

ケラーの講演会は25回，聴衆約13万人で，焦土の日本に明るい希望の種をまいて，10月28日，羽田空港から帰国した．

この間にもケラーは，岩橋武夫を助けて盲・ろう教育の義務制，盲人福祉法の制定などを政府に要請した．また，これによって，東日本ヘレンケラー協会（毎日新聞東京本社内）と，西日本ヘレンケラー財団（毎日新聞大阪本社内）が誕生した．この両者を統一するものとして，日本ヘレンケラー協会が設立され，岩橋が理事長になった．その後，東は東京ヘレンケラー協会と改称して中央盲人福祉協会の東京盲人会館を譲り受け，あんま養成施設のヘレンケラー学院，西は日本ヘレンケラー財団として，盲人更生施設平和寮（のちに援護施設に改組）と盲児施設平和寮を経営している．

なお，日本教職員組合では，これを機会に学校を対象に募金し，財団法人青鳥会を設立して盲・ろう教育研究の助成事業を行なっている．

ヘレン・ケラー3度目の来日

1955年，日本盲人会連合にあてて，ヘレン・ケラーから再度来日したいとの便りがあり，会長鳥居篤治郎（1894／明治27～1970／昭和45）は，西日本へ

レン・ケラー財団と話合い，毎日新聞社を中心に招待することにした．

ヘレン・ケラーは，ポリー・トムソンと共に1956年5月27日に来日し，東京，大阪，京都において講演し，盲人，ろうあ者をはじめ一般市民にまで前2回にもまさる慰めと希望と，より深い精神的な愛盲ののろしをあげた．

なお，ヘレン・ケラーは，大阪のライトハウスを訪れて盲人福祉の盟友であった岩橋武夫の霊前に供花した．日本の特殊教育，身体障害者福祉が短期間に発展を遂げたことは，ヘレン・ケラーによるところが多い．

ヘレン・ケラーとメーシー・サリバン

ヘレン・ケラーは1880年6月27日，アメリカ合衆国アラバマ州のタスカンビアに生まれた．父はスイス人の血をひいたアーサー・ケラー，母はケイト・アダムスといった．ヘレンは生後1年7カ月目に原因不明の熱病にかかり盲ろう者になった．1887年にアン・サリバンを家庭教師に迎えた．サリバンの父は無学文盲で酒くせが悪く，凶作にも見舞われたアイルランドから逃れてアメリカに移住した．

アン・サリバン

サリバンは幼いころから眼疾を病み施療病院に収容され治療を受けたが，治癒するまでには至らなかった．1880年にふとした動機からボストンのパーキンス盲学校に入学することができた．ふたたび目を治療する機会に恵まれ，肉眼で印刷物を読める程度になった．1887年に同校を卒業と同時にヘレンの教師になった．サリバンの慈愛と忍耐と熱意によって，ヘレンは3カ月目には300語ほどを理解し，5カ月目には600語以上を覚えた．指話を覚えると，その進歩はめざましいものであった．

パーキンス盲学校で指話法，ライト・ハマソン聾学校で発声法と読唇法を研究した．18歳のときケンブリッジ女学校に入り，1900年にはラドクリフ大学の試験に合格し，1904年に卒業した．ヘレンにはいつもサリバンがついており，講義などは指文字で通訳した，卒業後のヘレンは盲人の福祉に寄与することに自己の使命をみいだし，執筆や講演に努めた．講演はアメリカ国内だけでなくヨーロッパからアジア地域にまで及んだ．ヘレンはドイツ語，フランス語，ラテン語，ギリシア語にも通じていた．「青い鳥」の作者メーテルリンク（Maeterlinck）はヘレン・ケラーを「青い鳥をみつけた少女」と賞賛し，マスコミは3重苦の聖女，愛の天使，奇蹟の人などと呼んだ．

1931年にはフィラデルフィアのテンプル大学から，1932年にはスコットランドのグラスゴー大学から，それぞれ名誉博士号を贈られた．さらに，1951年にはアフリカのウィット・ウォーターランド大学から法学博士号が贈られた．1952年にはフランス政府からレジョン・ド・ヌール勲章，1955（昭和30）年，日本政府から勲3等瑞宝章，1968年5月1日死去に際して勲1等瑞宝章を贈られた． （長岡加藤治）

[参照文献]

「日本ライトハウス四十年史」 昭和37

ヘレン・ケラー著，岩橋武夫訳「わたしの生涯」角川書店 昭和41

「ヘレン・ケラー小伝」ヘレン・ケラー女史歓迎委員会 昭和12

岩橋武夫「ヘレン・ケラー伝」主婦之友社 昭和23

外国の主要盲人施設・団体

王立イギリス盲人援護協会

沿革

イギリスにおける盲人福祉事業は約150年前，民間団体によって始められた．19世紀の中ごろまでには約13の大都市に盲人授産施設，盲学校および家庭にある盲人の教育や盲人の一般的な福祉の増進を目的とするいくつかの盲人福祉協会が設けられた．

1920年公布された「盲人法」は地方公共団体などに対し，管轄地区に居住する盲人の福祉を推進する義務づけをした．盲人福祉事業は地方公共団体によって直接運営される場合もあり，民間団体に委託する場合もあった．

現在，イギリスには盲人のために約200の民間団体があり，その運営費は一般からの寄付によってまかなわれている．RNIBは民間団体の最大なものである．

王立イギリス盲人援護協会（Royal National Institute for the Blind＝RNIB）は1868年にトマス・アーミテージ（Thomas Rhodes Armitage, 1824～1890）によって創設され，最初の事業として盲人用浮彫式書籍をルイ・ブライユ式点字に改善することから始められた．続いて点字書・地図の印刷や点字器・教具の製作と供給のセンターとして成長した．最初はイギリス内外盲人協会（British and Foreign Blind Association）といったが，1914年にアーサー・ピアソン（Arther Pearson，1866～1921）が会長に就任してから，イギリス盲人援護協会（National Institute for the Blind＝NIB）と改称し，1949年，王室によって王立（Royal）の名称使用を許可され，王立イギリス盲人援護協会となり，文字通りイギリスにおける最大の盲人福祉センターとなった．

RNIB 正面玄関

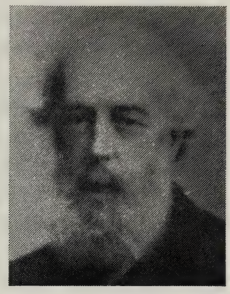

アーミテージ

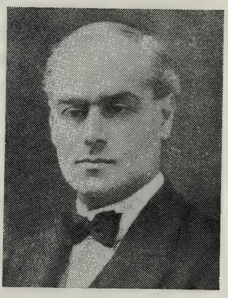

アーサー・ピアソン

以上のようにRNIBの盲人事業は，点字出版に始まり，全国の盲人家庭に家庭訪問教師を派遣して教養書やパンフレットを配布し，盲人に点字を教えることなどであった．

続いて全盲少年のためウォスター・カレッジ，戦傷失明者のためのリハビリテーションセンターなどの盲人福祉施設を開設した．また，失明予防事業にも精力的な活動を行なった．これらの事業はイギリス連邦諸国にも及んだが，1950年には王立イギリス連邦盲人援護協会（Royal Commonwealth Society for the Blind＝RCSB）を設立し，連邦内の失明防止事業などはRCSBが推進することとなった．

RNIBが現在行なっているおもな盲人福祉事業は次の通りである．

点字出版事業

〔ムーンタイプ図書出版〕 RNIBは創立当時，盲人用浮彫式（ムーンタイプ＝William Moon式）という線字の図書を発行していた．

その後，点字の普及に伴い盲人の実態に大きな変化をもたらしたが，なお中途失明者や老人の中には，点字を解読できない者も多数あり，ムーンタイプの出版

を続ける必要があった．それはまた，点字に関心をもたせるきずなともなった．ムーンタイプ図書の出版，1915年までに約250万冊に及んだが，現在もなお継続して出版している．

〔点字出版〕 1828年，フランスのルイ・ブライユ（Louis Braille）が創案した点字を漸次採用して，これによる盲人用図書を発行した．

19世紀の中ごろまでのイギリスの盲人事情は閉鎖的，孤立的であったが，点字による教育の普及により次第に職業開発や社会へ進出するようになった．

RNIBはこの実情に着目し，①全イギリスの盲人援護団体・施設を通じて盲人に点字書を配布する．②盲人家庭に教師を派遣して教科書やパンフレットを配布し，盲人に点字を普及する．③点字書を求め得ない貧困盲人には点字図書・雑誌など無料で提供することにした．

1915年から26年にかけて発行された点字出版物の総計は251万5000冊に上り，文学，芸術，哲学，宗教，科学，地理，歴史，数学および娯楽などあらゆる方面にわたる代表的文献をもうらしている．その他週刊新聞や各種雑誌，定期刊行物なども多数発行した．

以後，出版活動はいよいよ増大の一途をたどり，1966年の発行部数は点字図書をはじめ新聞，雑誌その他刊行物71万9612冊，音楽書2026冊，各種文献2万7172冊，パンフレット類6万7051部に達している．

RNIB点字出版の特色の一つに，固形点字（solid dot）印刷機がある．この印刷機はRNIBが開発したもので，1959年イギリスのチャボン社の協力を得て完成した．

RNIBでは1959年以来，ここで出版している30種の定期刊行物のうち12種までこの方式に切替えた．また，コンピューター・プログラマーとして就職する者のため訓練手引き書や何百種にものぼる文献や職業訓練用テキストなども印刷している．

〔コンピューターによる点字製版〕 以上の点字印刷方式に加え，近年点字製版に活字印刷の文字を点字に変えるコンピューター方式を開発した．これはパンチカード形式で自動的にマスター版を作る．これらの版は，電導式点字製版機に要する25分から40分の時間を3分間に縮めた．

この方式によって，1967年には3万冊以上の書籍，37万3000冊の週刊誌，15万冊の雑誌その他を製版した．

〔カセット録音テープ〕 従来，トーキングブックといえば円盤式レコードであったが，録音機，磁気テープなどが開発され，各国では録音テープによるトーキングブックを競って活用するようになった．RNIBは150万ポンド（約15億円）というぼう大な研究費をつぎ込んで，1951年からカセットテープに切替えた．

普通の録音テープはトラック（音の線）が2本あるいは4本に過ぎないが，このテープには18トラックあり，9往復聞ける．1トラック70分で，1カセット最大限21時間聞ける仕組である．本は1カセットに2冊から3冊吹込むのが普通である．そのプレーヤーは年2ポンド，事情によっては無料でも貸す．1965年には約45万本貸出している．特に盲大学生などのためには，教科書や参考文献などが録音されている．

職員は約60人で，利用者は国内だけでなく海外40カ国にも及んでいる．

盲人図書館

RNIBの盲人図書館事業は，イギリス盲人図書館（National Library for the Blind）とは異なり，世界各国の盲人福祉団体や施設と連携を保って海外にも貸出しを行なうレファレンス・ライブラリー（Reference Library）である．これは，アーサー・ピアソン（Arther Pearson）が専門職に進む盲学生の訓育に熱意を注いだ結果で，次の3種類の図書館がある．

〔スチューデント・ライブラリー〕 スチューデント・ライブラリー（Student Library）では盲大学生が十分な研究ができる教科書，参考書その他の文献を貸出している．

1969年における蔵書数は4万冊，貸出し数は1万7794冊に達している．これを内容別にみると，歴史に関するものが最も多く，文学，法律，経済，哲学および倫理学の順となっている．

1961年，カセットによるテープ・トーキングブック・ライブラリーが始められ，1969年には，訓練された奉仕者によって録音されたテープは1069種，カセットは9200種目が貸出されている．カセット再生機は年間3ポンドで盲人に貸出されるが，生活困窮者や学生には無料である．録音テープは約45万本が発行され逐次増加している．

〔マッサージ図書館〕 マッサージ図書館（Massage Library）はジェナー・バーラルによって創立され，失

明の医師ロイド・ジョンストンの多年にわたる苦心により完成したものである．点字蔵書の内容はマッサージ学，電気学，解剖学，生理学，治療学，医学，体育などに関する各種文献をはじめ，物理療法，外科治療などに関するもののほか物理学，化学，力学，動物学，生物学などに及んでいる．これらはマッサージ学校の生徒たちによって貴重な研究資料として利用されている．

〔音楽図書館〕 音楽図書館（Music Library）は音楽家や音楽研究家のために設けられたもので，多種多様な点訳楽譜がある．これにはまだ印刷されていない各国の曲目や高級な音楽評論なども含まれている．1966年現在，点字の楽譜は2026種目，音楽に関する点訳文献は6万7501冊に及んでいる．

サンシャイン・ホーム

サンシャイン・ホーム（Sunshine Home Nusery Schools）は，1918年に設立され，現在6カ所に施設がある．いずれも3歳から7歳までの盲幼児24人までを収容，保育している．

ここに収容される盲幼児の大多数は貧困家庭に生まれた者であるが，将来性のある者や好ましくない家庭的環境にある者も含まれている．このホームでは，家族以上の愛情をこどもに与えることが必要であるという方針で，盲目のこどもが未知のものを探り，自由に恐れず身体を動かし，できる限り普通の生活ができるように導いている．

職員は常に両親と密接な連絡を保ちながら働いている．家族からの手紙，小包，それに電話連絡などは，こどもに勇気を与えることに役立つ．休暇には帰省させて家族とのだんらんを楽しませる．また，両親はこどもの衣類についても，絶えず注意をはらわなければならない．

サンシャイン・ホームの盲幼児

盲児の発育と訓練にとってたいせつなことは，周囲にあるものを理解できることばで説明し，自分なりのペースで学んでゆけるようにすることである．

ここでは，孤立することのないように目の見えるこどもたちと常に接触させている．特に学習の遅れる者，目以外に障害を合わせもつ者に対しては，社会に出てから何らかの職に就ける能力を伸ばすよう特別の配慮がなされている．

幼児教育はすべて直接の経験に基づき実際的でなければならない．

盲児は，人の助けを借りないで，目的をもって行動すること，社会に有益であること，共同社会の中で互いに協力し，しっかりと自己を表現することなどを学ぶ．

ここには親の会というのがあって，両親はホームに滞在してこどもと生活を共にし，また，経験をもった職員との話合いの機会をもつことができる．こどもたちの健康には特別の注意が払われ，RNIBの診療係がたびたび訪問し，また，地区の専門医も定期的に診療し，物療士も必要に応じて治療に当たっている．

必要な経費はその3分の2は居住地の市町村が負担するが，もし，両親に支払い能力がない場合は全額負担することになっている．

ウォスター・カレッジ

ウォスター・カレッジ（Worcester College for the Blind）は1866年ヒュー・ブレア（Hugh Blair）とウィリアム・テーラー（William Taylor）の2牧師によってロンドンに設立され，全盲および強度の弱視少年を対象として教育に当たっている．寄宿舎制で約65人を収容している．

これは1936年にRNIBに移管されたもので，教会やランニング・トラックを備えた競技場，野天の温泉

ウォースター・カレッジ校舎の一部

録音テープにより外国語を学ぶ

遊泳プールなどもある．

教科のうち音楽は選択課目で，木工作業および宗教教育なども行なわれている．健康管理は国立保健所が担当し，体育を重視し，陸上競技などが奨励されている．また，週末にはキャンプなどが行なわれる．盲児童たちは晴眼者と自由に交際し，エチケットやマナーを教えられ，卒業後はヘザーセットで職業訓練，適職判定を受ける．

チョリーウッド・カレッジ

チョリーウッド・カレッジ（Chorleywood College for Girls with Little or No Sight）は1921年ロンドンに設立された．全盲ならびに強度の弱視少女を教育する学校で，すべて点字によって教育している．

この校舎は，バッティ（James H. Batty）という人からRNIBへ寄贈されたものである．その後次第に拡張もし，現在では寄宿舎や教室，家庭科教室，体育場，水泳プールなども整備され70人を収容している．このほか12ヘクタールの遊戯場や庭園もある．

ここは一般グラマー・スクールと同じ5カ年コースで課目も同等である．上級コースに進む者はさらに研究科に入る．また，大学進学希望者は奨学金制度のある大学の試験を受けることができる．

研究科では，普通学課以外に体育，音楽，ダンス，水泳などがあり，服装，行儀作法，会話，料理，家政などの指導が行なわれている．

クラブ活動としては，他校の男女学生との交流の機会をつくり，討論会やスポーツ競技，音楽会などを開いている．

チョリーウッド・カレッジ

卒業後はほとんどの者が事務員か電話交換手になるために，ロンドンにあるRNIBのペンブリッジ・プレイス（Penbridge Place）訓練所へ移るか，理学療法士養成学校へ入学する．また，少数の者は，教育・社会・法律学および音楽などを学ぶ．そのほかに家庭学科，幼稚園の保母，盲人の家庭教師になるための訓練科へ進む者もある．

職業の選択については，ヘザーセット訓練所の就職あっせん係で相談を受け，必要な盲人用具も供給される．

クイーン・エリザベス・ホーム

1940年には，NIBは会長ビーチクロフト・トーゼ（Beachcroft Towse）からテームス川畔にある庭園の提供を受け，ロングメドーズ（Longmeadows）という戦傷失明者のためのリハビリテーションセンターを開設した．

その後，さらにブリッグノースにオールドベリー・グレンジ（Oldbury Grange），トーケイにアメリカ戦争救済会（War Relief Society of US）寄贈のアメリカン・ロッジ（American Lodge）を設立し，中途失明者のためのリハビリテーションを行なうようになった．

1955年，これらの諸施設をクイーン・エリザベス・ホームズ（Queen Elizabeth Homes of Recovey for Newly-Blind Civilians）と呼称することを許された．

中途失明時の処置：イングランドおよびウェールズでは，毎年約2000人が中途失明者として登録されている．かれらの大部分は生産作業中の事故や交通災害のほか病気で失明した者である．

このホームは，これらの人たちの入院している病院と絶えず接触を保ち，患者に視力回復の望みがないとわかれば，その精神的ショックに対する暖かい配慮と，その後の生活方針について，十分な納得と希望を与え，まず，きびしい基礎訓練によって，その障害を克服できるという確信を与えるようにしている．

訓練の開始：以上のように，中途失明者の社会復帰に対する意欲を与え，アメリカ・ロッジで本格的リハビリテーション課程に入る．それには，点字を学ぶことから始める．老齢者で点字を理解するのに無理な者には，浮出し文字のムーン・タイプ（Moon type）を教える．

タイプライター科は習得力のある者だけに課し，手

細工，陶器作り，木工などは，美しいものを作る能力があることを教えるためでもある．

娯楽は単なる遊びではなく，手の器用，勘の働きなどを発達させる有効なガイドともなる．さらに進んで，各種の軽工業用工作機械の操作を練習させる．

このようにして訓練を積重ねて終了した者は，レッチワース国立職業訓練センター（Letchworth Government Training Centre）の軽工業技術訓練科へ進むか，あるいは直接一般工場へ就職することになる．

ヘザーセット盲青年職業能力測定センター

1948年，労働省指導のもとにワーキング・パーティ（Working Party）という調査機関を設け，軽工業方面における盲人就業の適性について詳細な調査を始めた．その結果，戦中・戦後の手不足のため盲人の職業範囲の拡大は絶好の機会であることがわかった．1956年に至り，ワーキング・パーティーは，寄宿制の新しい職業訓練センター設置の重要性を勧告した．この勧告を実現するため，RNIBはその事業の一つとしてレイゲイトにヘザーセット盲青年職業能力測定センター（Hethersett Vocational Assessment Centre for Blind Adolescents）を設置した．

組織：ヘザーセットでは，16歳から18歳までの盲学校卒業者を収容し，その適性能力に応じて職業訓練を行なう．このため，RNIBによって指導委員会（Board of Governors）が設けられ，盲人福祉と教育の専門家，地方政府の身体障害者雇用部および文部省と労働省その他から選ばれた委員によって構成されている．

このセンターは，身体障害者教育促進令（行政メモ511，1955年8月）に基づく施設として認可されている．

ヘザーセット盲青年職業能力測定センターの一部

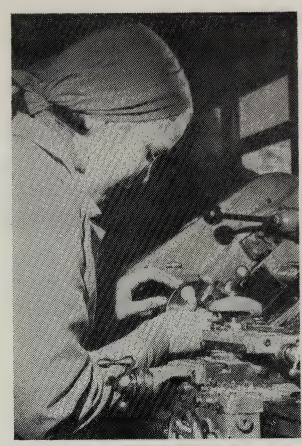

ヘザーセットで働く盲女性

センターでは，盲学校時代の保護された環境から脱皮し，一般社会に適応できるよう訓練を行ない，職業を選ぶよう指導している．

カリキュラム：カリキュラムは三つのグループから成立っている．

第1グループは職業補導の助けとなる課目である．ここでは，各種軽工業の基礎的な機械作業を教えるとともに，単純な反復機械作業も練習させることになっている．成績のよい者は，労働省管轄の基礎軽技術コースにも進める．

電話訓練は，電話交換手としての適性を発見するためと，個人生活における電話使用を学ぶために設けられている．

タイピングの訓練は，第1に速記または録音タイピストとしての適性鑑定のため，第2には晴眼者とのコミュニケーションの手段として，第3には有益な指の訓練として，第4には文章の書き方練習として，第5には，広範囲な軽工業における手指の器用さの発見のために，あるいは盲少年にありがちな弱い腕や手の訓練，姿勢の欠点を正す助けとして行なわれている．

木工作業は，工具使用の範囲を広めるために，また，治具（jig）操作に自信を養わせるためと，他のセンターに必要な器物を製作する目的も兼ねている．

測定作業の第1は木工細工の助けとなる．第2はマイクロメーターなどにできるだけ多く点字を取入れ，触覚に頼るように奨励する．第3は事物の観察作業に対する適性判断の材料になる．

第2グループは，独立家庭生活の準備として，社会適性に必要なものをくふうしている．

社会的技術課程は，衣服の整頓，洗濯，アイロンかけ，ひもの結び方，身の回り品の仕末など自分ひとりで可能な日常生活行動の指導，また，家具，家庭用器具の操作などを指導し，家庭内の用事をひとりでする自信をもたせる．

歩行訓練は最も重きをおいている．ここでは散歩，買物，タクシー，バス，電車などはもとより，飛行機でも同伴者なしで乗れる能力を養っている．

第3グループは，点字の読み書き，弱視者の墨字の読み方，英文の綴り方，文学，算数，水泳および体育に関するものである．

週末は授業はなく，各自が自由にハイキングに出かけるなど変化をもたせ，自由時間の有効な使用法の指導も行なわれている．

訓練指導は三つの基礎のもとに考慮されている．第1は訓練生と両親の意向．第2は作業中と休暇中に示された能力．第3は職業あっせん担当者の雇用に関する報告に基づいて訓練生自身に求人の実情を考えさせる．さらに1学期に1回，RNIB の指導委員会の指導者が各訓練生と面談し，週に1回は所長と自由に話合いをする．このようにして，将来の適職を選ぶ機会が与えられる．そのうえ，体験を広めるため約2週間，実習生として会社や工場へ通勤して試験的に作業に従事させることになっている．この結果，求人側は本人の適性，能力など社会的適合性についてセンターに報告する．各訓練生はこの種の実習を少なくとも3回繰り返す．

センターでは，訓練生を1組7人ずつ5組に編成し，2学期の間に全課程を終え，すべての課目について全職員の査定を受けることになっている．

こうして，各自に適した専門職を選び，必要に応じてさらに長期間にわたり各専門の訓練を行なう．そしてかれらよりいっそう広い人生経験をもつ中途失明者の職業訓練生との競争に負けない能力を体得させる．この際，点字とテープレコーダーが独習のため，より多く使うことになる．

訓練期間：ヘザーセットの修業年限は3カ月から2カ年となっている．訓練終了生は，レッチワース国立職業訓練センター（Letchworth Government Training Centre)，または RNIB の速記タイピスト，電話交換手訓練学校などに進むことになっている．

ヘザーセットは開設から1963年までに181人の訓練生を送出し，150人が就職，そのうち133人が晴眼者と同じ職場で，17人が庇護工場（sheltered workshop）で働いている．卒業生はセンターと密接な連絡を保っており，本人の福祉とセンターの発展に効果をあげている．

盲人理学療法士養成学校

理学療法は臨床医学における補足的役割を果たす専門職の1種である．すなわち，傷害や病気物理的治療法としてあんま・マッサージ，水治・電気療法などを行なうものである．これは19世紀の末ごろから盲人の適職として認められてきた．

RNIB は1915年に盲人理学療法士養成学校（Blind School of Physiotherapy）を設立して，戦傷失明者を対象として，理学療法士（Physical Therapist ＝ PT）の養成を始めた．

入学資格：現在の入学資格は，視力が60分の6以下の者および全盲者に限られている．また，健康で体格が頑丈で，快活な性格であることが要求されている．

論文や考査にはタイプライターを使用することになっているので，点字の読み書きに熟練していることが絶体的条件とされている．少なくとも点字読書は1時間に15ページ，タイピングは30語というのが入学前の能力で，また十分な歩行訓練を受けた者でなければならない．

教育設備：学校はロンドンのグレート・ポートランドにあり，ここで理論および実地教育を行なう．施設としては講義室，点字図書館，マッサージ実習室，運動室，水治療法室，電気治療室などがあり，さまざまな近代的機械器具が設備されている．実地訓練は RNIB と連携を保っているフィッチングトン病院やハイゲート・オルドチャーチ病院でなされ，実際に患者を診断し，理学療法を施すことになっている．

資格：この学校の教育期間は3カ年で，理学療法士協会（Chartered Society of Physiotherapy）の試験に合格し，国家登録をすれば正式な理学療法士となることができる．

授業料や生活費は全額労働省から支給される．この学校には海外からの留学生もいるが，これらの費用は，中央および地方の盲人援護協会が負担している．

就職状況：この学校を卒業した理学療法士の多くは，国民保険病院その他の病院に就職している．また，自宅開業を行なっている者もある．1970年現在，前者は約230人，後者は80人となっている．

理学療法士学校

（土井利家・長岡加藤治）

［参照文献］
岩橋武夫「愛盲・盲人科学 ABC」日曜世界社　昭和 8
岩橋英行「世界盲人福祉会議並にヨーロッパにおける盲人福祉施設報」日本ライトハウス　昭和 31
本間一夫・加藤善徳「欧米の盲人福祉をたづねて」日本点字図書館　昭和 40
「固形点字印刷機説明書」東京ヘレンケラー協会　昭和 38
Annual Report of RNIB, London, 1968–9.
St. Dunstan's, Service and Benefits, St. Dunstan's, London, 1948.
Sunshine Homes, Residential Nursery School for Blind Children, RNIB 1964,（玉上明子訳）
Hethersett, RNIB, 1968.
The Lantern, 1960–3, 69–70.
School of Physiotherapy, RNIB, 1968.

イギリス盲人図書館

沿革

マーサ・アーノールド（Martha Arnold）は，自ら盲人としての体験から「盲人に光と慰め」を与えることを願って 1882 年，ロンドンのフェアファックス通りの自宅の 1 室を開放して点字図書の貸出しを開始した.

最初の蔵書数は 50 冊で，利用者は 10 人，年額 4 シリング 4 ペンスを支払った. 最初の助手はカーラタ・ホーデン（Carlata Howden），後のドー夫人（Mrs. Dow）で，そのほかに少数の友人の助力を得て運営した. 経費は不足がちであったので賛助者とガードナートラスト盲人援護会（Gardner's Trust for the Blind）の支援を求めた.

最初の 5 年間に読者は約 100 人に増加し，蔵書も 750 冊に達した（点字 600 冊，ムーン・タイプ 130 冊，リューカス・タイプ 20 冊）. このため 1886 年，バウンダリー・ロードに移転し，さらに 1 年後にはロンドン西北ベルシーズ・ロードに移転した.

点字図書は特別の条件でイギリス内外盲人援護会（British and Foreign Blind Association : NIB の前身）から購入するとともにアーノールドとその友人たちの点訳によって点字図書の増加を図った. こうして盲人図書館にとって最も重要なボランティア・サービスの基礎をつくった.

図書館を利用する盲人の数はますます増大し，1895 年に読者数は 300 人，蔵書数は 3200 冊になり毎年約 1500 個の小包を発送した. しかし，老年になった創始者たちにとってこの活動が過重となったため，1898 年，友人や後援者たちの支援を得て，イギリス盲人図書館（National Library for the Blind＝NLB）を法人化した.

〔法人の初期〕 初代館長にはジェームス・ブライス（James Bryce）が就任したが，アーノールド個人への賛助者が減ったため，財政は苦しく会費は年額 2 ギニーに引上げ，故人を記念してアーノールド・キャリッジ・ファンド（Arnold Carriage Fund）を設けた. 事務局長マクラレン（McLaren）を採用するに及び，事業の困難が大いに緩和された. 1904 年に蔵書数は約 8000 冊に達し，年々 500 冊以上の増加がみられた. 年間支出費は 800 ポンドを越え，利用者から得られる収入は約 2 分の 1 に過ぎなかった. そして 1904 年には，ベイスウォーター・クィーンズ・ロードに移転した.

1906年にウニフレッド・オースティン（E. Winifred Austin）を職員として迎えたが，その卓越したリーダーシップと能力によって，この後の 12 年間に著しい発展を見せ，盲人図書館の歴史の中で最も多彩な時代であったといえる.

第 1 次世界大戦のきびしい環境の中でのオースティンの業績は実に偉大であった. 1908 年に郵政大臣は点字図書の郵便料金の減額を認可したが，それでも図書館の財政難は解消されなかった. そのころアーサー・ピアソン（C. A. Pearson）がイギリス盲人援護協会，NIB の活動を活発化し点字出版事業を始めるに至り，盲人図書館の合併を呼びかけたが，図書館側はこれに応じなかった. 一方，図書館は点字図書の増加のため書庫の拡張をせまられ，カーネギー財団（Carnegie U. K. Trust）に対し建築助成を求めた. その結果カーネギー財団から 1 万ポンドの提供を受け，不足分 600 ポンドは募金によって獲得し，1916 年ウェストミンスター・タフトン街に新築移転して，会長（館長）にはカーネギー財団のダンファームリン（Dunfermline）が就任し，発展拡大を図った。

点字図書はその後，科学・文芸協会条令（The Scientific and Literary Societies Act）の適用を受けて免税対象となったので，無料貸出しに踏み切った.

オースティンは，1911年に他の小規模の点字図書館の合同を提唱したが失敗に終った．しかし，1917年には家庭訪問教師協会（Home Teachers Society），カトリック信仰会（Catholic Truth Society），少女友交会（Girls Friendly Society）などから蔵書の提供を受けるとともに，マンチェスター・サルフォード盲人援助協会（Manchester and Salford Blind Aid Society）との合併が実現したので北部分館をマンチェスターに新設し，地方委員会の管理にゆだね，初代館長にヘンリー・マイアース（Henry Miers）を推した．最初のころはオースチンも，この委員会に参加したが，1918年に多くの功績を残して急死した．

〔第1次大戦から第2次大戦まで〕1918年までには年間経費は6000ポンド，図書貸出しは約10万冊に上昇した．およそ80カ所の国内公立図書館に定期的に図書を委託してきたが，海外の読者にも貸出しを開始した．

1928年1月，テームズ河のはんらんによって施設と蔵書は打撃を被った．しかし，新旧の賛助会員の援助によってたちまちその損失は解消した．1924年にファームリンが館長を辞退し，ブラネスバー（Lord Branesburgh）が就任，オースティンの後任にプリンス（O. I. Prince）が就任して大いに活躍したが多くの借財を作った．

第1次大戦後，まもなく盲人福祉に関する立法によって，まず国家から，次いで地方当局から助成金を受けることができるようになった．1927年以来，公的助成はさらに増し，全収入の30パーセントに達した．中でも地方当局よりの助成は，市民としての盲人福祉に対する法的責任を負うものとして，その意義は大きい．同時に，ボランティアからの収入財源も再組織されて，1927年には共同募金（Unified Collections）制が実現した．

かつて実現を見なかったNLBとの合同問題は地方当局の盲人福祉事業合同委員会（Local Authorities Joint Blind Welfare Committee）による1934年から37年にかけての広範な合理化計画の一部として再燃した．しかし，これに対しても図書館側は激しい反発を示し，独立体制を維持した．

オースティンの記念事業として毎年行なわれたのは点字読書コンクールであった．第1回は1920年に行なわれた．

〔第2次大戦以降〕1935年から1945年にいたる戦時中は人手不足や空襲などのため困難ではあったが，盲人への事業は続けられた．この間，マンチェスターの分館は空襲により大損害を受けた．ロンドンでは本館の地下室が一般市民の避難所となり，屋上は監視所であった．職員は戦時徴用を受ける者も出て，後任をさがすことはきわめて困難であった．1938〜9年当時は蔵書部数が35万冊に達していたが，45年には31万冊まで減少した．なお，分館には8万冊が在書されている．

1946年，ノルマンディ（Lord Normandy）が館長に就任し，戦後の拡張事業が始められた．図書館の抜本的再建は1954年，法人の新規約によって評議会が管理の主体となり，図書館員兼理事長の新しいポストが作られ，ケンブリッジ市立図書館員マンフォード（W. A. Munford）が就任した．同理事長によって20年間の図書館事業に要する施設，必要品に関する計画がたてられた．

この計画に基づいて，りっぱな近代的図書館として成長した．点訳奉仕活動もここが一番活発で，約700人の奉仕者がおり，図書館から貸出される点字タイプライターで点訳している．

蔵書数は現在35万冊，書名で8万4000冊という名実共に世界最大の盲人図書館となり，国内はもちろん海外に対しても最少限度40カ国の盲人に奉仕するようになった．（長岡加藤治）

〔参照文献〕

本間一夫・加藤善徳「欧米の盲人福祉をたづねて」日本点字図書館　昭和40

M.A. Munford, "National Library for the Blind" *The New Beacon* No. 611, 1968（土井利家訳）

レッチワース国立職業訓練センター

沿革

従来，イギリスにおける盲人の職業は，一般に盲人授産所で教えられる特殊な工業と，わずかな専門職，商業などに限られていた．第2次世界大戦中の生産増強，戦後は産業復興のため労働力が不足し，盲人にも就職の機会が与えられるようになった．そこで，かつて晴眼者が従事した軽機械工業の数々の作業に盲人を訓練して就職させることを試みるようになった．初期のこのような努力が実を結び，盲人のリハビリテーション訓練は，社会復帰に大きな役割を果たすことになった．

労働省は，1948年RNIBとともにレッチワースに

軽機械工業訓練状況

レッチワース国立職業訓練センター（Letchworth Government Trainirng Centre）を設置し，本格的に盲人を一般工業の軽機械作業に就くことができるよう訓練することにした．これは政府に登録済みの盲人および弱視者を対象としている．工場就職を目的とするこのようなコースは，特に中途失明者にとっては魅力的であった．

このセンターの訓練生は全国各地から集まるが，その多くはアメリカン・ロッジ（American Rodge）や，その他のRNIBのリハビリテーション・センターで基礎的なリハビリテーション・コースを終了した者である．すなわち，これらのセンターできびしい訓練と指導を受け，単独歩行や日常生活に十分な自信をもって行動できるようになってから，この職業訓練センターに入所することになっている．

訓練内容

訓練期間は普通8週間で，最初は手先を訓練するため，スクリュー，ナット，ワッシャーなどを使って環をつなぐことから始める．次に測定器の構造と用途ならびに測定の方法，各種定規やゲージの扱い方，点字付きマイクロメーターの読み方と使用法などを教えて，だんだん複雑な工作コースに入り，キャプスタン旋盤，ボール盤などの軽機械作業を指導する．最後の段階になると，使用する機械は新しい型のものや，大きさも多種多様なものとなる．

これらの機械には，特に盲人を保護するための安全装置を備えてはいない．晴眼者に不必要な安全装置や付属品を用いることは，一般産業へ盲人を就職させるのに大きな障害になるという見地からである．

訓練生は原則として1台の機械に1人というシステムで，1台の機械に何人かを必要とする流れ作業（コンベア）方式は取入れていない．ソビエト連邦の盲人訓練生産センターでは，晴眼の作業員が補助することにしてこの方式を取入れているが，それを行なうと盲人だけが集まり孤立化する恐れがあるので，コンベア方式は除いている．現在，練習用の機械は，旋盤，フライス盤など250台ほど設備されている．

指導員1人が5人の訓練生を受持ち，常に訓練生の学習態度や能力を観察し，評価基準を定めて個々に援助を与え，才能を伸ばし，弱点を除くように努力している．このセンターの指導員は，長い間工業方面の仕事に従事し，豊富な実地経験を有している人たちである．

訓練生の生活

訓練生はセンターから274メートル離れた寮に寝泊りして通っている．ここの各部屋の設備は行届き，ダンスやコンサート用のホール，娯楽室や読書室なども設備されている．訓練生は訓練後の余暇を，これらの設備を利用してトランプ，ドミノ，チェスなどを楽しんでいる．

さらにこの地域の各種クラブや個人が，ここでの生活がより楽しめるようにと奉仕的援助を与えている．たとえば，あるクラブは毎週2人の訓練生をクラブメンバーの家庭に招待している．

訓練生の就職

訓練については，常にRNIBと密接な連絡を保ちつつ進めているが，就職についてもRNIBの懇切な助言を受け，訓練の後半は，雇用主の要求に合わせて授業を行なっている．就職が決まると，指導員は訓練生に付添い就職先に行って，訓練生が新しい環境に適応し，仕事に安全に就けるかどうかを観察し，要求される作業能力が発揮できるようになるまで見極める．

このセンターが開設された年から1967年まで，1700人の男女の盲人が卒業し，その90パーセントが一般企業に就職した．また，創立以来19年間にほとんど無事故の記録を作っている．訓練を受けた盲人の能率は晴眼者を上回る場合もある．

盲人が工業方面に就職して成功した理由として，雇用主側は，①作業に集中する．②晴眼者より気が散らない．③時間を厳守する．④まじめで信頼ができる．⑤おおむね明朗快活である．などをあげている．この結果，晴眼者にも大きな刺激を与え，その能率を高めるうえに役立ったという例もまれではない．

こうした実例によってわかるように，訓練生の中に

は，注目すべき多くのケースが数えられる．ここに入所する前には普通の生活を送る見込みの全くなかった者が，就職後，高賃金を得て，一般社会の人びとと生活を共にし，豊かな生活を送っている者が多い．また，創立当初，2人の盲青年にキャプスタン旋盤を教えたが，ブリストルの航空機会社に就職し，現在も熟練者として勤務しており，雇用者側もかれらの仕事ぶりに満足しているという．

政府の援助

このセンターは労働省の管轄となっており，訓練期間中は1人当たり年間1300ポンド（約112万3000円）の訓練費と325ポンド（約28万円）の教材費が政府から給付されている．また卒業時には，作業に必要な盲人用マイクロメーター（約3万円）が支給されて就職することになっている．（長岡加藤治）

［参照文献］

岩橋英行「有能なる社会人への創造」日本ライトハウス 昭和43

Ministry of Labour Government Training Centre Lethworth（公文美枝子訳）

セント・ダンスタンス

沿革

1914年の第1次世界大戦突発によってイギリス盲人援護協会（NIB）の盲人福祉事業は，致命的な打撃を受け，事業の継続が困難になった．そのうえ，戦場で失明した軍人たちの特別な看護と訓練が必要となってきた．これら戦争による失明者は，血気盛んな青年たちであった．

そこで，NIBの創立者ピアソン（Arther Pearson）は，かれらを社会に復帰させるための訓練が必要であることを痛感し，戦時体制下に即したリハビリテーション・センターの設置を決意した．まず，ロンドン市内に明るい環境の広い敷地を求めた．当時，有名なアメリカの富豪，オット・カーン（Ottho Khan）からリーゼント公園のなかにある広荘な邸宅と，6ヘクタールに余る土地と必要な資金の提供を受け，1915年セント・ダンスタンス（St. Dunstan's）を建設した．美しい庭園に訓練室，実習工場，事務所，倉庫，娯楽室および教会堂などを設けた．

当初は16人の戦傷盲人を収容したが，収容者が増加するにつれ，ロンドン郊外に支所を設け，特殊な患者の治療，回復期にある病人の保養所とした．しかし，戦傷者の病院は全国に散在し，それに伴い失明者も各地の病院に収容されているため．それらを訪問し，リハビリテーションの道を語って回ることは非常に困難なことであった．

ピアソンは，まず政府に対しては生活費として保障金の支給を要求して実現した．しかし，国の保護のもとで無為徒食することは許されないとし，最初8カ月間にわたり各自に適切な生活，職業の再訓練を施し，有能な市民として工場をはじめ多くの職場に復帰させた．

かれらの職業は広い範囲にわたり，政治に，学問に，芸術に，あるいはスポーツマンとして名をあげた人もいる．また，かれらは国内だけでなく，カナダ，オーストラリア，ニュージーランド，南アフリカ，香港の各地において幸福な生活を送っている．

ピアソンは1921年に死去したが，その翌年，セント・ダンスタンスは，戦傷失明者援護対策として継続するに価する重要な事業であることが社会的に認められ，独立してNIB（のちにRoyal National Institute for the Blind＝RNIB）の事業と併立し，必要な役割を果たしている．しかし，今日では収容数も次第に減少し，一般民間盲人も含めた休養所と娯楽施設にもなっている．

事業

ここで訓練を受ける資格のある者は，兵役に服して失明した人たちであり，その授業課目は，①タイプライター速記，②理学療法，③電話交換，④機械作業，⑤販売店経営，⑥家畜飼育，⑦木工，かご作り，編物，毛布作り，織物などである．

この事業に奉仕するボランティアは1500人に及び，そのうち500人は看護婦である．その他，点字タイプライティング，音楽，リーディング・サービス，散歩のガイドなどがあり，男子職員は290余人で，眼科医，職工長，養鶏専門家，マッサージ教師，運転手，園丁，守衛などをはじめ恩給係，住宅あっせん係などである．

訓練センターと休養の家は，ブライトンのオビングディにあり，青年の家と終身病者のための保養所は，ブライトン，ポートランド，プレイスのピアソン・ハウスに設けられている．このほか，重複障害盲人のための技術開発，盲ろう者の指話法による指導なども行なわれている．厚生省においても，これら訓練のために特別な保護を行ない，快適な生活を営み得るよう

特別な配慮を払っている. (土井利家)

［参照文献］

"St. Dunstan's", *The New Beacon*, Vol. 53, No. 632, Royal National Institute for the Blind, London.

アメリカ盲人援護協会

沿革

アメリカにおける盲人対策は，1920年までは各地の小規模な施設に任せられていたため効果があがらなかった. しかし，次第にヨーロッパの盲人事業に刺激されて，全国的な機関の設置を願う声が高まった. この要請にこたえて，ミゲール（M. C. Migel）は，1921年にアメリカ盲人援護協会（American Foudation for the Blind ＝ AFB）を創設し，国内の盲人福祉に関する資料の収集に着手した.

1924年，ヘレン・ケラーが盲および盲ろう者の高度な福祉事業を推進するため,「ヘレン・ケラー基金」のキャンペーンに着手して，AFBの相談役に就任し，それまで地方および専門家グループではできなかった多種多様な新事業を開発した. そして1926年，ミゲールは盲人の問題は国家事業として取上げるべきであると，当時の大統領クーリッジ（Calvin C. Coolidge）に訴えて，政府の理解を深めることに成功した. AFBの盲および盲ろう事業の進展は，ヘレン・ケラーの適切な指示と精神力の影響に負うところが大きい. 1945年. American Braille Press for War and Civilian Blind を合併して，ミゲールが会長となり，トーキングブック製作部長であったロバート・アーウィン（Robert B. Irwin）が常務理事に就任した. アーウィンはトーキングブック（Talking Book）の名づけ親といわれている.

1946年，アメリカ海外盲人援護協会（American Foundation for Overseas Blind=AFOB）が姉妹団体として発足したので，AFBは国内盲人事業に専念，より効果的な活動ができるようになった. AFBは盲人が自己の能力を発揮し，文化生活の向上ができるよう，各地の盲人施設と密接な関係を保ち，また，盲目に関するあらゆる情報を収集し，交流を深めた. 1949年，アーウィンは引退し，バーネットが常務理事に就任して現在に至っている.

事業

AFBの財政は主として寄付金と製作品の売上げによってまかなわれている. 1967年の報告によると，年間寄付金は163万ドル（5億8700万円），トーキングブックおよび盲人用具売上金は154万ドル（5億5400万円）で，証券配当金その他を合わせると369万ドル（13億2900万円）である. また，その資産総額は1420万ドル（約51億1000万円）となっている.

1966年度におけるおもな事業は次の通りである.

〔図書館活動〕図書館事業はAFB創立以来発展を続け，盲人問題に関する18世紀以来の世界各国の文献，資料は2万5000点に及び，大いに活用されている. AFBは1963年，初代会長の功績をたたえ，M. C. ミゲール図書館と命名した.

〔中途失明者対策〕中途失明者がよりよい更生復帰のできるようにするため，地方機関やリハビリテーション施設を援助・指導，新しい企画や開発計画を示し，新職業の探求に努めている.

〔事業計画に対する相談〕地方の盲人施設や福祉センターおよび大学などからの問合わせに対し，専門家から情報を提供している. たとえば，アーカンサス・センターの事業計画を検討して，その修正案の提出，フロリダ州の新リハビリテーション施設事業概要の調査検討，あるいは，プエルトリコ福祉局が現在行なっている盲人事業の分析と拡張の指導のほか，ペンシルベニアにおける新会館建設に際して，その州の機関のあり方についての研究協力などである.

〔職業指導〕盲人職業訓練の刷新と雇用者の理解を高めることによって，職業分野の拡大を図ってゆくことを努力目標としている. たとえば，病院内の医療的仕事以外の事務部門に盲人が進出するよう，AFBとアメリカ職業更生復帰局とが合同で運動を続けていることなどである.

〔情報提供〕盲人家庭，雇用主，医師および盲人自身からの訓練・職種・点字・その他に関する多くの質問に応答し，ときには応答者を地方の機関に紹介している.

〔盲青少年の指導〕AFBの努力目標は幼時の健全な教育だけでなく，青年に至る間のよりよい社会的・心理的な生活訓練に向けられている. 特に精神および情緒障害のある盲児に対する更生指導，また，将来の方向を決定しかねる盲青年たちのためにオリエンテーションを行ない，計画に必要な助言を与えている. 1965年には，15州から集まった盲学生の地域会議を3

日間催した．この会議には学生はもとより両親と職業専門家を交えて広い分野にわたって自己に適した職種を考慮し，その条件を研究する機会をもった．

このほか，幸福で正常な生活を営むために，こどものころから一般社会の娯楽活動に参加するよう指導し，スカウトに入会させ，ボーイスカウト心得帳などを録音し，配布している．

〔盲ろう援護事業〕 AFB はヘレン・ケラーの援助のもとに盲ろう者の能力を十分開発するような計画を立てた．そのなかのおもなものとして，

(1)盲ろう者の視力と音の欠除による孤独性の克服と意志の伝達方法として，サン・フェルナンド・ハレー大学において読解できる受話器が開発された．これは普通の電話の語音を触覚で理解できるシグナルに翻刻したものである．

(2)その他の伝達方法としては，唯一のテルアタッチ器（Tellatouch Machine）によるフィルム通信法である．

(3) AFB の点字出版のニュースや娯楽記事は，訓練された盲ろう者によって編集されている．

(4)小学教育や高等教育を施すため，授業料と交通費および生活費を助成して，ボストンのアラバマ盲ろう教育所やパーキンス盲学校へ通学させている．大学へ進学する者にはヘレン・ケラー奨学金の提供，点字器，タイプライター，振動式目ざましとけいなどの購入費を助成し，職業訓練と就職を奨励している．

(5)医学的・社会的・教育的および心理学的方面の専門家による総合的な診断と評価を行なうため，その両親たちとともにシラキュース大学にある診断センターに行かせている．これによって，AFB と家族はこどもの能力を理解し，教育と訓練の基礎的計画を立てている．このようにして，これまで無視されていた多くの盲ろう児の教育上の可能性が発見できることになった．

〔盲人援護事業家の指導〕 盲人事業の質的向上は，従事者の専門知識と技術の向上にあり，このため奨学金，セミナー，研究と指導および専門文献の刊行などによって援助している．指導については AFB の地方担当コンサルタントが全国の施設やセンターなどを訪れ，施設の専門職員に対し，新しく開発された技術や手段・方法を公開教授し，また，地域コンサルタントおよびプログラム専門家は州・地域および全国的セミナーや打合会に参加して地域の問題を討議，長期的な計画を作成している．

〔専門的文献の提供〕 国際調査情報部による月刊専門誌 *The New Outlook for the Blind* の活字版・点字版・録音版，盲ろう者用点字月刊誌 *Touch and Go*, 国会図書館との共同出版による隔月刊誌 *Book Review and Talking Book Topics* を発行し，各国の盲人事業専門家や盲ろう者のために役立てている．

〔公衆啓発運動〕 家族，雇用主および一般公衆の盲人に対するより良い理解を増進するため，次のような啓発事業を行なっている．

(1)失明した各層，各種の職業人と会見し，盲人としての精神的・社会的なハンディキャップや問題点，生活訓練の手段を探し求める模様などについて，連続プログラムを企画し，全国数百のラジオ放送によって公開する．その他，教育上のプログラムや教室現場のシリーズも放送する．

(2)盲人の就職状況の記録映画の作成．このため広範囲にわたる職種を発表する．たとえば，コンピューター・プログラミング作業，学校教員，病院勤務者，電話交換手，組立工および事務的作業などの実況などである．この映画には二つの目的がある．その1は盲人が現在成功している広範囲に及ぶ職種を，盲人雇用主や事業専門家および一般公衆に知らせること．その2は就職の範囲をさらに拡大するため一般の創造力を養うようにすること．これらのフィルムは，施設職員，病院および学校経営者，商工業経営者をはじめ一般公衆に配布する．

(3)広報活動として，盲の問題および盲人についての生きた事実を紹介するため，パンフレット，小冊子やポスターを数多く製作して希望者や各方面に郵送し，あるいは各種の大会や集会に際し，また，地方施設および図書館などを通して配布，その他新聞・雑誌の協力のもとに，写真・記事また論説などによって一般公衆に PR している．

〔盲人用具の開発と販売〕 AFB の技術陣は有用な盲人用具を研究・開発しているが，最近，電波キャンパスを完成し，音によって方向を知らせることに成功した．1966年の AFB 用具のカタログによると，300種以上にのぼり，これを市価よりも安く販売している．

〔トーキングブックの製作〕 トーキングブックは，1934年から開始し，1946年以来，国会図書館（Library of Congress）と協力して製作を増強，年間100万本以上を各地域図書館に配給し，無料で貸出している．

〔調査事業〕 AFB 調査局は全国の盲人団体や施設ならびに研究機関に対し，視力障害の基本的な問題や，これから発生する諸問題の調査を督励し，技術的およ

び経済的支援を行なう一方，AFB も独自に実態調査の実施と統計資料の分析を行ない，これを編集・出版している．一方，国際調査情報部を通して，世界中の情報網と連絡し，これらの情報を関係，方面に提供している． (花島 弘)

[参照文献]

45 th Annual Report, AFB, 1965〜66.

アメリカ国会図書館・盲人部

沿革

アメリカ国会図書館は 1897 年，地域盲人の要請によって，盲人のための読書閲覧室を設けた．1918 年に至り，点字図書事業の後援機関となり，アメリカ赤十字社と共同して盲人部（Library of Congress, Division for the Blind）を設けた．

1931 年．ハーバート・フーバー（Herbert Hoover）が大統領に就任し，盲人図書館事業のためのプラット・スムート法（Pratt Smoot Act）に署名したので，連邦政府は 10 万ドルの予算を計上して，その使用を国会図書館に一任した．この結果，国会図書館・盲人部は連邦の中心的存在として，28の地方盲人図書館を指導することになった．そこで，書籍配分率の決定，トーキングブック・プレーヤーの配給の円滑化，図書製作やプレーヤー製作に関する契約および図書選定方針など，事業運営についての基本体系を作った．

当時の地方盲人図書館は財政が苦しく，職員不足のため十分な活動ができない実情であった．そのため，1955 年，国会図書館長のドナルド・パターソン（Donald G. Patterson）は，すぐれた図書館員による委員会を作り，実情調査に乗出し，1957 年，打開策について次のような勧告をした．

財政：地方盲人図書館に対する連邦政府の予算は，トーキングブックと点字図書とを合わせて1カ年1000種分とする．トーキングブック・プレーヤーはそれに見あった数を製作すべきである．

国会図書館事業遂行方法：地方図書館に指図し，また，地方図書館相互間の連絡と実情調査のため，3人の係員を置き月1，2回ずつ地方図書館を巡回する．

組織：各州の公立図書館は，盲人図書館に対しすぐれた専門技術を与え，また，資料を提供すること．

職員：地方盲人図書館の職員数は，常に不足がちであるので，訓練された資格のある図書館員を，少なくとも1人以上雇用する．これらの人によって図書選定がなされる．公立図書館は盲人図書館員の訓練計画を作るとともに，意見交換の機会を作ることが必要である．

書類管理：いずれの図書館でも資料の増大で，周期的検査を行ない，盲人図書館作業要覧によって，主要書類の整理と保存を図ること．

図書選定：国会図書館は盲人読者の要求も晴眼者と同じであるとの推定によって図書選定を行なうべきである．ただし，盲人用図書の製作費を安くするために形体の研究と複写本作成運動を拡大し，特に児童書の拡充を図ることが必要である．

通信：各図書館の間には何らの連絡もなく，別々に作業している．また，国会図書館からも孤立しているので，少なくとも1カ月1回の定期機関誌を発行し，意見・情報の交流を図る．

トーキングブック・プレーヤーの配布：従来，トーキングブック・プレーヤーは，地方盲人図書館とほとんど関係なく，州政府機関が配布してきた．また，利用者の要求などの情報が不明のままであったので，トーキングブック・プレーヤー配布の責任は，地方盲人図書館か，家庭訪問教師がこれに代わるべきである．

現況

以上の勧告に基づき盲人図書館活動は急速に進展し，政府予算も増額されてきた．1964 年では点字図書，トーキングブックおよびプレーヤー，録音テープなどを含めて，年額 180 万ドル（6 億 4800 万円）の予算が計上されるようになった．

54 州政府機関が約 7 万の盲人読者を対象にトーキングブックを無料で貸与し，31 の地方盲人図書館は約 1 万 3000 人の読者を対象に点字図書を貸出している．1963 年の統計によると，トーキングブックは 365 種，点字図書は 270 種製作されている．

アメリカにおける盲人図書館に対するボランティア活動は，約 100 年の歴史をもっいてる．国会図書館はこのボランティア活動を管理し，奉仕希望者の訓練と免許証の発行の責任をもち，年々数百人のボランティアの点訳資格者を養成し活動に参加させている．

科学技術の急速な進歩に伴い，出版物の内容の多面化，その種目の激増によって原本の選択が重要になってきた．8 万に上る盲人読者の要望に沿うためには，近代的図書を充実し，時代に適しない図書と取替える作業も重大な課題である．この際絶対的に必要なこと

は，盲人読者の興味と要求は，実質的には晴眼者と同じであるということである．

種目の選定には児童図書委員，地方盲人図書館員，盲人福祉事業に関係深い晴眼者ならびに国会図書館の図書係からなるグループが当たっている．著作権の処理にも国会図書館が責任をもっている．

これらの点字図書や雑誌の印刷所は政府と契約して製作している．アメリカン・プリンティング・ハウス（American Printing House for the Blind＝APH），パーキンス盲学校のハウ・ハウス（Howe House），クロバーヌック・プリンティング・ハウス（Clovernook Printing House），およびアメリカ点字研究所（American Braille Institute）の4カ所で，トーキングブックの製作は，アメリカ盲人援護協会（American Foundation for the Blind＝AFB）とAPHによって行なわれている．このうちカレッジ用の教科書は，盲人の専門家によって録音され，その他の録音テープは主としてボランティアによって製作されている．

円盤のトーキングブックは破損しやすいので，国会図書館盲人部主任ロバート・ブレーはカセットテープを開発した．これによって，トーキングブックは次のようなシステムで製作され，貸出されている．①図書種目の選定を行なう．②録音の専門家がその図書を録音する．③これを中間のマスターテープ（intermediate master tape）に再録音される．④この再録は，ライブラリー・サブ・マスターと呼ばれ，録音用に使用する．⑤サブ・マスターは盲人の要求に応じていくらでもプリントされる．⑥カセットテープは地方盲人図書館を通じて貸出す．⑦返却されたカセットテープは保存するか再生する．（土井利家）

［参照文献］

Haycraft, H., "Books for the Blind" *The New Outlook for the Blind*, Vol. 58, No. 4, 1964.

Korb, A., "The Tape-Cassette System" *Library Service for the Blind*, Library of Congress, 1952.

ニューヨーク・ライトハウス

沿革

ウィニフレッド・ホルト（Winifred Holt, 1870～1945）が1903年にイタリア旅行中，フローレンスの音楽会場の入口で貧しそうな盲少年たちが，もれてくる音楽に魅せられたように聞入っている姿を見て心打たれ，空席へ招待した．

ウィニフレッド・マザー

エディス・ホルト・ブラッドグッド

この瞬間から母国アメリカで盲人の福祉事業をすることを決意し，ニューヨークに帰ってから「盲人入場券配布委員会」（Committee for Tickets for the Blind）を作り，コンサートやショーなどで売れ残った入場券を買い集めて，これらを盲人たちに提供する仕事を始めた．これがニューヨーク・ライトハウス事業の動機である．

この委員会は盲人たちに歓迎されたので，ホルトはさらに1歩進んで「盲人たちに適した職業を与える」ことを考えた．人びとの間には，競争のはげしい産業社会へ盲人を追いやることは残酷である，不自由な障害者に労働の重荷を負わすことは忍びないという考えが支配的であった．しかし，ホルトは盲人に慈善を施すことでなく，職業を与え自活できるようにすることが，盲人福祉の最大なものと信じた．

1904年夏，ホルトは盲人事業研究のため，イギリスへ渡りノースウッド協会（Northwood Association）のキャンベル（Cambell）に会い，盲人の能力について多くを学んだ．盲人に教育と訓練の機会を与えさえすれば有能な市民になり得ることを知った．ホルトの協力者である妹のエディス（Edith）は，これらの情報を受けて，その間にボストン，オーバーブルック，ペンシルベニアなどを訪ねて，盲人のためにどういう人たちが，どんな事業を行なっているかを調べて研究した．

〔ニューヨーク・ライトハウスの発足〕1905年に帰国したホルトは，ニューヨーク78番街の自宅を解放して世界最初のニューヨーク・ライトハウス（The New York Lighthouse）を開設した．ニューヨーク・ライトハウスは，当初から今日まで一貫して，①盲人のしあわせを願おう，②盲人のしあわせのため働こう，③盲人のしあわせをよろこぼう，といういわゆる

マザー精神が脈々として流れている.

1905年12月にはニューヨーク市在住の盲人の実態調査を行なった. この結果, ニューヨークの盲人の4分の3は学校卒業後に失明していることが判明した. しかも, これらの中途失明者を救済する団体もなく, 単に収容所や50ドルの年金支給だけであった. エディスは友人たちと図り, 盲人の可能性を探求する委員会を組織した.

委員会は「盲人は教育すれば自活できるまでになり, 幸福になれるという事実」を立証するとともに, 晴眼者を教育して失明防止と盲人の能力についての啓蒙運動などを起こすことにした.

当時はパーキンスにおけるハウ (Samuel G. Howe) の盲人教育やアレンのオーバーブルック盲人学校, キャンベルの王立イギリス盲人援護協会 (RNIB) など, 内外の著名な事業にもかかわらず, なおかつ盲人は慈善の対象に過ぎなかった.

ホルトがつくりあげた「盲人に職業を与え, 生活の自立を図る」という事業こそ, 盲人に新しい光を与えるものであり, かつてみられなかった業績であった. かの女が次に探求したのは失明防止運動であり, 盲教育の向上, 盲人に対する一般社会人の理解の促進であった. 同年アメリカ最初のニューヨーク失明防止特別委員会を創設し, 失明防止運動に活躍した. 1915年には全国失明防止委員会と改称して全国的組織とし, 1928年には全国失明防止協会と改めた.

〔ライトハウス会館の建設〕 1908年に第1回ライトハウス建設募金運動が始められた. 1910年にまず点字図書館が開設され, 1913年には当時の大統領タフト (Tuft) の協力を得て, 総工費30万ドルのライトハウスビルが東59番街1丁目に建設された. 大統領タフトの協力を得るに至ったのはエディスの説得力と献身的な熱意によるものであり, 以来, 合衆国の歴代大統領によりライトハウス援助は引継がれている.

ウィニフレッド・ホルトは1922年にマザー (Rufus Graves Mather) と結婚し, それから一般にマザー夫人と呼ばれるようになった. エディスは1908年にブラッドグッド (Bloodgood) と結婚してバルティモアーに移り, メリーランド州盲人援護協会を作った.

〔財政〕 創立当時に確固とした財政基盤をもち得たのは, 社交界に呼びかけ, 9カ年間続けて舞踏会と大宴会および慈善興行などを催して, 収益をあげたためである. 盲人の各種工芸技術の紹介と製品の展示も兼ねて行なわれた. 1909年までに10万ドル基金募集運動を続け, カーネギー財団などから寄贈を受けた. 1年後には30万ドルの募金運動を行ない, 2年を経ないうちに26万7000ドルに達した. 常に赤字財政に苦しみながらも, 1913年には新しいビル建設のため, さらに28万ドルの募金運動を展開するなど, 有力者の協力を得ることができたのは, マザー夫人の努力によるものである. マザー夫人は1945年, 大きな足跡を残して永眠した. そしてライトハウスを表示する盲人施設は世界に及んだ. ニューヨーク・ライトハウスは現在では本部のほかにクィーンズ・センター (Queens Center) 盲女子合宿所, 寄宿制クラブハウスなど, 12カ所に各種の施設がある.

盲人製作品の売店

事業

ニューヨーク・ライトハウスの主要な目的は, ①自ら助ける盲人を助ける, ②失明防止運動を拡大する, ③盲人に対する理解と協力を一般市民に訴えることにある.

これらの目的を達成するため①生活指導, ②生活訓練, ③娯楽, ④職業補導, ⑤調査・研究の5項目のプログラムのもとに次のような多種多様な事業を行なっている.

(1)盲児の保健・衛生については, ①診察, 緊急時の経済援助および関係機関への委託による精密検査, 手術, 眼鏡・義眼などによる処置. ②出生から13歳までの盲児とその保護者を対象とする保育, 心理的観察と評価. ③強度弱視児や難聴盲児の診察, 弱視用レンズ, 補聴器購入などの経済援助. ④奉仕を受けた盲人の各種統計, 一般統計とその分析.

(2)訓練・教育事業としては①家庭訪問教師が盲人の家庭を巡回訪問して激励, 相談相手となるとともに, 点字, タイプライター, 歩行, 手工芸, 日常生活の指導を行なう. ②訓練センターにおいては生活・職業補

導として盲人用具の使用法，歩行訓練のほかタイプライター室，点字読書室，工作室などを設けて訓練・指導を行なっている．③訓練生の心理評価，就学児童の指導とテスト，保護者への助言．④保育園において，３歳から６歳までの盲児に個人的・集団的に創造的な遊戯の指導，室内教育，１カ月の夏期学校，昼間だけの市内キャンプまたは郊外での宿泊キャンプなども行なう．⑤音楽学級では，器楽としてピアノ，オルガン，バイオリン，チェロ，ギター，クラリネット，スプリングバス，サキソフォン，トランペット，アコーディオン，リズムバンドなどを教える．また，声楽は英・独・仏・伊語で教え，ライトハウス・シンガース・コーラス，オペラの合唱も行なう．カリキュラムとして音楽論，音楽史，文学，独唱法，ステージ演出法，点字楽譜の書き方から晴眼児童を教えるための盲人教師の教授法まで指導している．

(3)就職あっせんとしては，①個人の能力に応じて商業，工業，盲人工場，新聞販売業などへ斡旋する．②学力のある盲人または高等教育を希望する者には奨学金制度を設けている．③中途失明者や盲学生に対する職業訓練と指導．④パートタイム職業センターでは，ミシンかけ，編物，刺しゅう，かご作り，いす張りなどの仕事を与える．

(4)図書館事業としては，一般図書貸出し事業のほか，①盲児のいる家庭に点字を教える．②小・中学校および高等学校の教科書の点訳．③個人のための専門図書の点訳もする．④ニューヨーク市図書館，その他の盲人図書館の点訳書の製本．⑤点字雑誌，点字カレンダーの発行．⑥盲人用具を提供する．⑦家庭にいる盲人のための移動図書館．⑧ニューヨーク市図書館との共同によるトーキング・ブック器械の貸出しを行なう．⑨盲学生や専門知識を求めている盲人に対しては，ボランティアによるリーディング・サービスが活発に行なわれている．これは利用者と予め打合わせた日時に専門のボランティアが出席して幾組にも仕切られたリーディング・ルームに入り，リーディング・サービスをするほか，いろいろな質問にも答え，計画的により高度な勉学へと進むようきわめてシステム化されている．⑩児童・生徒たちに対しても有益な図書・テープを提供し，読書指導に力を尽している．

(5)レクリエーションと休日活動としては，①スポーツとゲーム（ボウリング，水泳，ローラースケート，体操，美容体操，ボールによるゲーム，卓上ゲーム，ビンゴ，カルタ遊びなど）の指導．②ライトハウス演

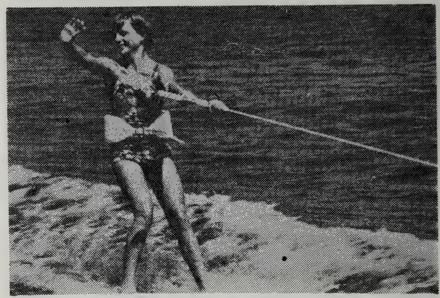

サマーキャンプ（盲少女の波のり）

劇グループへの参加．③手工芸として彫刻，陶器作り，編物，洋裁などの指導．④音楽としてはグリークラブ，音楽鑑賞，民謡グループ，オーケストラ，リズムバンドなど．⑤文学では討論，読書サークル，創作など．⑥屋外活動として，博物館，空港，テレビスタジオ見学などがある．

(6)一般娯楽としては，歌手，音楽家，コメディアンを招いてのアトラクション，社交ダンスのほかタップ，スクェアダンス，バレーなどの開催．

(7)盲婦人に対しては家庭保育，美容教室，スペイン語の会話，タイプ，速記，点字などの学習がある．

(8)案内と輸送サービスとしては，盲人が医療施設や学校，レクリエーションに出かけるときの輸送に当たり，盲人が買物に出かけるときはガイドをつける．これには赤十字社，ユダヤ婦人連合，ライオンズクラブの自動車部などのボランティアがこれに当たる．

(9)図書館事業は，ライトハウス事業のなかでも重要な活動を続けている．

これらの幅広い盲人のニードに適応した多種多様な事業は，ニューヨーク市の繁華街の近くにある14階建の会館を中心としてなされている．このビルの１階には，盲人製作の衣類や人形など陳列し，エレベーターの操作ボタンには点字がついており，点字のわからない盲人のためには録音テープで階数を知らせることになっている．ここでは，常時220人の職員と数百人の奉仕者が肩を並べて，さきにあげた諸事業に従事している．　（土井利家）

［参照文献］

Mather, W H., "First Lady of the Lighthouse" *The New York Association for the Blind*, 1955.

"Lighthouse for the Blind" *Annual Report for the Blind*, 1960～61.

アメリカン・プリンティング・ハウス

沿革

アメリカン・プリンティング・ハウス（American Printing House for the Blind=APH）は，1852年に州立ケンタッキー盲学校の教科書印刷所として発足した．当時，各盲学校ではそれぞれ必要に応じて独自に教科書を製作していたが，その後，ケンタッキー盲学校は，このような労力と経済の無駄を省くため，すべての盲学校に共通した印刷所の設立を提案した．これは盲学校関係者の賛成を得，1858年，ケンタッキー盲学校の教科書印刷所がアメリカン・プリンティング・ハウスとして独立した．

最初の20年間は，現金取引きと州政府からの助成金によって製作していた．1878年，アメリカ盲教育者協会（American Association of Instructors of the Blind＝AAIB）が国会に対し，盲人用図書製作に必要な予算を要求した．その結果，1879年，国会は盲教育促進法を制定するに至り，それに必要な施策を実施した．これによって，プリンティング・ハウスは全国盲学校の要望にこたえて，公認教科書の印刷事業を飛躍的に拡大した．しかし，その後20年間の予算は年間1万ドルを越えたことがなく，職員は6人から8人に過ぎなかった．1883年になって初めて2万ドル台の予算となった．その後40年を経て，1920年には職員数も20人となり，予算も3万8461ドル余に達した．

当初の60年間の発展速度が遅れたのは，経済的困難もあったが，主としてボストン・タイプ（Boston type），ニューヨーク・ポイント（New York point），およびアメリカン・ブレール（American Braille）など各種の点字があって，盲教育者の間でこれらの優劣を争う，いわゆる点字戦争（Battle of points）が繰返され，点字の統一ができなかったことに原因していた．

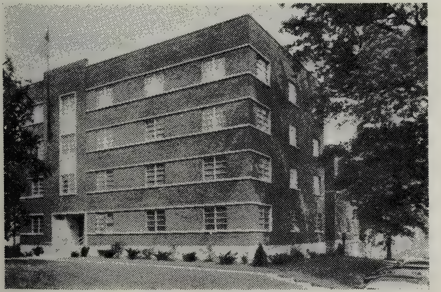

アメリカン・プリンティング・ハウス

1918年に至りようやく点字が統一され，点字出版事情も一変した．また，1920年代の後半には，インターポイント点字製版機の開発などがあり，さらに1929年には統一点字楽符，1932年には点字略字2級の採用，1930年の中期にはトーキングブックの生産など画期的な進展を見せた．

それまでは盲人のための書籍といえば，聖書や宗教雑誌を除いては，教科用図書，参考書類だけで見るべきものがなかった．1930年からは中途失明者のための教養・娯楽方面の図書も出版するようになった．しかし，印刷原価の高いことや資金関係などのため，一般盲人に対して図書を定期的に供給することは困難であった．政府の助成金は国会図書館を通じて支給を受け，さらに点字器，解剖図，教材教具など触覚用具の製作と研究開発にも着手するに至った．

1965年には300万ドル（10億8000万円）の予算で機械設備を拡充し，400人の職員と40人のアルバイトを要員とする拡大計画を立てた．

現状

1966年には印刷工場と倉庫として4万9500平方メートル，事務所として2400平方メートルの建物を新築した．また，年間予算は93万5000ドル（3億3000万円）となり，1万8627人の児童・生徒に対し，教科書や参考資料を提供している．このほか相談事業費として7万5000ドル（2700万円）が付加された．このように発展したアメリカン・プリンティング・ハウスは，現代における同種施設の最大のものといわれるに至った．

このように，プリンティング・ハウスは公的な教科書印刷・教材教具の製作所として地位を確保し，国会図書館の委託事業を行なうとともに，他方，多くの盲人図書館や個人の要望にも応じている．

1965年に配給した全資料の総額は249万2750ドル（8億9700万円）である．そのうち82万3228ドル（2億9600万円）は国会図書館の委託事業であり，137万1122ドル（4億9400万円）は他の盲人図書館や個人との契約によるものである．一方，*Readers Digest* や *News Week* 誌などの点字やトーキングブックは29万8406ドル（1億700万円）であるが，これは一般の寄付金によって製作されたものである．

事業内容は①点字と浮彫式線字の印刷，②弱視者用

大形活字教科書の印刷，③トーキングブック（録音テープも含む）の製作，④各種パンフレットの印刷，⑤各種教材教具の製作などである．

出版物は宗教書，ハム，ピアノ調律，時事問題など多様にわたり，*Weekly Readers National Graphic* など世界的に有名な雑誌の点訳発行など数百種に及んでいる．最近開発された点字複写機のサーモフォーム（thermoform）器による地図，絵画，図表などの印刷は新しい触覚図書として重宝がられている．

さらに最近の大きな開発の一つは，1964年，IBM社との共同研究によりIBMパンチカードによる点字印刷の電動式製版機を作りあげたことである．この結果，現在103組の点字原版3万5553ページをコンピューターに教えた結果，点字製版は著しくスピードアップされるに至った．しかし，直接コンピューターによる複写プログラム・システムはなお開発途上にある．このほかトーキングブックは小形円盤で長時間の録音を可能にしている．その他，盲人用具には直径76センチメートルの盲人用地球儀，ラベンダー（Lavender）点字ライター，クランマー（Cranmer）式そろばん，クレブス（Krebs）製本機など独自の研究開発がある．（土井利家）

［参照文献］

American Printing House for the Blind, APH, 1966.（根本美佐子訳）

インダストリアル・ホーム

沿革

アメリカにおいても，19世紀末ごろの盲人は，単なるあわれみの対象に過ぎず，教育・文化・職業その他の面で閉鎖され，社会から孤立していた．ブルックリンの盲人たちはこれを不満とし，相寄ってミズパー・サークル（Mizpah Circle）というグループを組織し，盲人に関心をもつ地域住民の協力を得て，失明問題の解決と福祉の開発に努め，1898年，授産所を設立した．これがインダストリアル・ホーム（Industrial Home for the Blind＝IHB）の始まりである．かれらは最初から「自ら助ける盲人を助ける」ことを信条とし，これに共鳴し，自ら進んでこの事業に参加する盲人を対象とした．そして自活の道をたてるため，特殊援護工場を設立し，いすやマットレスの製作，修理などの仕事を始め，盲人も生産的労働者となることができるという信念を実行した．

この職業指導にはエベン・モーフォード（Eben P. Morford）が当たり，この町に住む約200人の盲人に対し，適当な職業を与えることに専念し，盲人たちも喜んでこれに参加した．モーフォードの努力と熱心な指導によってこの事業は急速に発展するに至った．年月の経過に伴い，医療方面をはじめ，盲心理，社会教育などの研究と対策の必要性が明らかとなり，これらを総括した大きな事業計画の樹立に迫られた．そのため，1917年にパーキンス盲学校の卒業生ピーター・サルモン（Peter Salmon）を採用し，これに当たらせた．かれはこれらの企画に対し非凡な才能を発揮し，また，この事業に奉仕するボランティア活動の基礎を作るために尽力した．

1923年にはジョージ・ケース（George B. Case）を理事に迎えた．かれはのちに会長に就任したが，ダイナミックな指導者としてIHBの機能と事業の拡大を図り，新しい生気を吹きこんだ．1945年，サルモンが理事に就任以来，さらに事業を充実し，アメリカにおける近代的設備をもつ代表的な盲人施設に発展した．

サルモンは社会の技術的進歩に即応し，生産事業部門の近代化を図った．そして全機構にわたって盲人がその中で就職し，十分生活できる態勢を整えるためブルックリンのアトランチック街に工場を新設し，さらにキングズ，クィーンズ，ナッソー，サッフォークの4地区に13の施設を設けけた．これらの施設は，その地域の住民の協力を得て維持され，それぞれの地域事情に応じた特殊な職能をもっている．現在ここには約4000人の盲人がいる．

第2次大戦後，工業方面に就職することを希望する盲人がふえ，その進出を図った．これに伴って従来の授産工場は重複障害盲人のための施設として利用するようになってきている．

これまでの事業

これまでに行なってきたおもな事業は次の通りである．①職業訓練指導所としてのリハビリテーションセンターの経営．②弱視用めがねの新しい開発．③言語・聴覚障害センターの設立．④盲人工場従事者の安全審議会の設定．⑤長期収容の庇護工場（sheltered workshop）の設立．⑥社会教育局と地方援護機関による巡回指導員の養成．⑦戦傷失明者の生活指導．⑧盲老人ホームの経営．⑨盲ろう者のリハビリテーショ

ン事業．⑩盲人事業家の再教育訓練などである．

盲人はその地域の病院や開業医ならびに地区援護機関の指示によってIHBを訪れる．IHBでは，専門の心理学者と社会事業家が面接して，専門的立場から病院，保養所または地域の医師に送るか，訓練センターに入所させるかどうか，今後の方針についての相談相手となる．診断の結果，援助の期間，手段について具体的な計画を立てる．

組織

IHBの事業方針は，各施設の代表者によって構成されている理事会が決定し，この方針のもとに常務理事が中心になって運営している．常務理事のもとには4人の副理事がおり，各専門部門を担当している．各事業部門の調整を図るため副理事による企画委員会と各施設の委員会とによって構成された顧問会が常務理事の諮問機関となっている．

最近の事業

①近代的設備を整備したリハビリテーション・センターでは，歩行訓練をはじめ生活訓練を施し，職業に対する興味を促し，能力を開発する各種の訓練を行ない，失明前の行動能力を取戻すよう指導している．②訓練を終えた者は二つの特殊授産工場（special workshop）に就職させる．③クラブ活動としては，ダンス，演劇，音楽，魚釣り，ハム，旅行，ゲーム，読書，討論会などが盛んである．④盲老人の孤独感をなくし，失明による社会的圧迫感から解放するため，通所センター（Day Center）が設けられている．⑤盲人で聴力も失った重複障害者のため特別な研究を重ね，専門家によってコミュニケーションとリハビリテーションの訓練を根気よく行ない，パーキンス盲学校とともに世界的な成果をあげている．

特殊授産工場

〔沿革〕 19世紀末ごろのアメリカの盲人の中には職業に就いて報酬を得，一般人と同様の生活をすることを望む者が多かった．IHBでは，これらの盲人に職を与えるために，盲人特殊工場を設けた．この結果，肉体的，情緒的または知的能力をもっている盲人は，産業方面に就職して成功した者も相当あった．

しかし，一方では失明に伴う精神的苦痛のため，また，重複障害などで直ちに一般産業に進出することは困難な者も多かった．そこでIHBは ①一般産業に従事し得ない盲人に適した仕事を与え，それに応じて給料を支払う．②将来一般産業に就職できる能力ある盲人に対しては，きびしい予備訓練を行ない，その準備期間中にも能力に応じた職種を与えて報酬を支払う，という二つの方針を立ててブルックリンに二つの特殊授産工場を設立した．そして，まず約190人の盲人に適職を与えるとともにリハビリテーション・センターとしての役割も果たしている．

〔組織〕 この工場には35人の職員がおり，経営にはIHBの副理事が当たり，8人の現場監督を指揮し現場監督はそれぞれ担当部門の責任者として従業員を指導している．

〔経営〕 1970年の製品売上高は250万ドルに達した．従業員の中には，1時間1ドル以上の収入を得た者もある．しかし，1カ年以上勤務してもなお訓練を必要とする者もあり，また，重複障害のため最小限度の生活費さえも得られない者も相当数いる．この場合労働意欲を低下しないことを条件として不足分は助成し，生活を支えるに足るよう配慮している．この制度は賃金が週40ドル以下の者に適用している．基本給は年4半期ごとに生産基準を決定し，生産力の増加に応じ奨励の意味で助成金をある程度まで増加している．ただし，訓練の結果1時間50セントに達しない者は長期雇用は許されない．

〔製品〕 この工場は小売はせず，卸売りか，職場および政府機関に販売するか，またはアメリカ盲人産業組合（National Industries for the Blind）を通じて市場へ出荷していたが，近年になって大企業の下請け作業が主になってきた．したがって，工場は生産するだけで販売の必要が少なくなった．しかし，下請け作業は常に人員や資金の調節，経済変動などの影響があるので，下請け価格の交渉には十分な注意を払っている．

盲ろう事業

〔沿革〕 IHBの盲ろう者に対する人間性回復のための事業は，1920年からピーター・サルモンによって始められた．1945年，ヘレン・ケラー（Helen Keller，1880～1968）の65回誕生日の記念事業として本格的な施設を開設し，すでに50余年にわたって続けられている．

まず，最初に手がけたことは，売店の仕事につかせるということであった．しかし，訓練・指導の困難性はあまりにも大きく，中断しようとしたことさえあっ

た．しかし，サルモンの確乎たる信念と忍耐強い指導により，1940年には寄宿舎を設け，少数の盲ろう者を収容して事業を継続した．

〔コミュニケーションと集団訓練〕 IHBでは，職業指導の前にコミュニケーションの訓練，集団的レクリエーション計画，社交的行事のプログラムなどを行なうことが不可欠であった．また，個人の生活内容を豊かにするには，レジャータイムを有効に活用させ楽しませることが必要であるとされている．

これらのたゆみない研究と指導の結果，1958年には売店で働く者はその能力によって給料を得，レクリエーションや社交的行事などにも参加できるようになり，職場で働ける者が12人に達した．

〔指導者〕 これらの訓練・指導を推進するためには職業指導，就職相談，リハビリテーション・ケースワーク，レクリエーション指導の各指導員のほか，医学者，心理学者，教育学者など各専門家との緊密な協力のもとになされている．

〔入所者〕 入所希望者は病院，地方行政機関，盲人団体や盲ろう者のグループから送られてくるが，ほかに海外からの希望者もある．入所希望者は最初ケースワーカーが詳細に調査し，心理，医学，社会環境の各方面で判定して入所させる．入所生は基礎的予備訓練から始める．コミュニケーションは最も重要な訓練で繰返し訓練を続け，次第にその範囲を広げ，指文字，点字，タイプライティング，手細工や各種のゲームを指導し，個人指導から集団指導へと導いてゆく．コミュニケーションがある程度できるようになると，指導員はかれらに独立心を呼び起こし，最後の社会復帰まで頑張るよう督励する

〔職業訓練〕 職業指導は，他の盲人たちといっしょに訓練される．訓練が首尾よく終わると，ニューヨーク州盲人職業リハビリテーション・センター（New York State Vocational Rehabilitation Center for the Blind）の協力を得て，ロングアイランド盲人職業判定部（Long Island Vocational Evaluation Center for the Blind）へ連絡する．ここで1～2週間の特別訓練が施され，さらにIHBに戻って就職前の訓練を行なって手工業技術に適すると見込まれた者が特殊授産施設に雇用され終身，ここで働く．しかし，ごく一部の能力のある者は一般工業方面か自家営業に従事する．

〔カウンセラーの任務〕 これらの盲ろう者を取扱うカウンセラーは，忍耐強い努力を払っているが，常に①コミュニケーションの訓練継続と自己管理の指導，②職業上の相談や売店の監督，③健康管理やレクリエーションの世話，④関係先きやボランティアから与えられるサービスの調節，⑤地域団体との交流上に生じやすい盲ろう者に対する理解の欠除や誤解の壁を破ることなど，細心の注意と適切な指導が望まれる．

〔啓発運動〕 IHBの盲ろう事業は，アメリカ国内だけでなく，世界各国にも拡大するため，世界盲人福祉協議会盲ろう者委員会（Commitee for the Deaf-Blind of WCWB）に参加し，1957年には，盲ろう者コミュニケーション会議にコミュケーションシステムの基礎を発表した．1958年には政府の協力を得て盲ろう者の可能性に関する成果を発表し，盲ろう事業の今後の方向に大きな示唆を与えた．

1962年には，保健・教育・福祉省の協力のもとに7カ年計画の調査研究計画とデモンストレーション計画を開始した．このため15州にわたって盲ろう者の調査を行ない，230人の盲ろう男女が，このリハビリテーション事業に参加した．この大規模な活動の結果りっぱに更生復帰し，社会的にもめざましい活動をする者が続出した．

〔その他の事業〕 このほかIHBは全アメリカ盲ろう青年・成人センター（National Center for the Deaf-Blind Youth and Adult）との共同で，次の事業を行なっている．①身体的および社会心理的機能について，第1次判定と広範囲のリハビリテーションに関する可能性の決定，②広範な診断による強度訓練の準備，③個人的リハビリテーションの可能性を決定する多種多様な訓練に関する評価，④医学的，外科学的，精神病理学的，矯正的その他の処置や特別なくふうによるリハビリテーション効果の向上，⑤社会的ケースワーク，リハビリテーションの協議，⑥視覚障害と聴覚障害との調整，⑦対話技術，日常生活および家事技術，レクリエーションなどによる補導，⑧社会活動や娯楽を通じての地域社会との交流，⑨点字出版物拡大墨字図書その他の資料や情報の提供，⑩以上を通じて長期の追跡調査と分析など広い分野にわたっている．

なおIHBは，ナショナル・センターとともに高等教育機関と提携し，①ケースワークの改善進歩，②盲ろう者の発見と登録の継続，③発生原因の探求と予防対策，④言語指導の改善と職業補導の研究，⑤盲ろう者用具の開発，⑥ボランティアの特別養成と利用方法の研究などの計画実施，ならびに情報活動の強化に

努めている．

盲老人ホーム

IHB バーウッド盲老人ホーム (Burwood Program for Aging Blind Persons) は，ニューヨーク州のロングアイランド北岸にあり，13ヘクタールの広い庭園と，赤煉瓦の典型的な高級施設がある．老齢のため家庭や地域社会で人間らしい生活ができなくなった盲人を世話することを目的として設立されたものである．

〔事業〕 バーウッド盲老人ホーム本館には，約50人の盲老人を収容し，さらに短期間あるいは休暇中の盲老人12人ぐらいを別棟に収容している．また，通所センターの計画を立てナッソーやサフォークー州に住む盲老人100人を対象に週1日か2日，グループ活動やレクリエーションを行なっている．

このホームに長く居住したいと希望する者に対しては，IHB のケースワーカーによって視力と個人的能力，社会的条件について詳細な話合いと調査が行なわれる．できるだけ地域社会にとどまるよう適当な方法を教え，援助を与えるようにする．しかし，ホームに収容する方が適当と思われる者については，2週間にわたって身体検査，眼科検診，団体生活に耐えられる体力の測定，長期居住に適するかどうかなどを調べる．

特に健康問題を厳重にし，病状の進行している者，基本的な肉体や心理上で急速に退化しつつある者，あるいは付添いを要する者は受入れない．あからさまにいえば，寝たきり老人とか，病床にある老人を収容するのではなく，健康であってグループ活動などに参加できる者を対象としている．そしてこれらの老人を孤独から解放しようというのがねらいである．しかし，身体的能力があって入所した者でも，年を経るに従って健康保持の問題が多く生じてくる．そこで健康管理を重んじ，週3回の定期検診を行なっている．その結果少しでも健康上に疑問の点があれば，直ちにその対策を講ずる．一時的な病気であれば，付属の診療所で，長期または特殊な病気であれば地域社会の病院でそれぞれ処置することになっている．

入所料金は一定の基準があるが，経済能力に応じて加減されている．経済的貧困者には州の福祉局において費用の一部を援助している．

入所の翌日からホーム生活に慣れるよう心理的適応ならびにリハビリテーション訓練が始められる．そして老人にふさわしい歓談，散歩，魚釣り，ボート遊び音楽鑑賞，クイズ，小鳥の飼育，地域社会の行事見学などボランティアの協力を得て各種のレクリエーションを行ない，生活を楽しむようにしている．それらのためには委員会を設けて社会的集団活動に参加させるように，グループ意識の改善，責任感の高揚に努めている．（土井利家）

［参照文献］

Salmon, P., "The HIB Way–An Approach to the Rehabilitation of the Blind Persons" *The Industrial Home for the Blind*, IHB, 1961.

ユダヤ盲人援護協会

ユダヤ盲人援護協会（The Jewish Guild for the Blind）は1916年にユダヤ人の盲児を収容する施設として創設されたが，現在では人種や宗教を問わず，盲人一般を対象として多彩な盲人福祉活動を展開している民間社会事業団体である．

この協会の事業と活動はアメリカ盲人福祉事業を代表するものである．

1971年の春，750万ドル（27億円）の建築費を投じて12階建，総面積1万2700平方メートルの総合的な失明者リハビリテーションと盲人福祉の市内センターを完成し，現在地（15 West Street, New York City）に移転，市郊外にある盲人養老ホームとともに盲人福祉活動の充実を図っている．

運営の目標

この協会が達成しようとしている目標は，現会長ハワード・ニューマン（Howard A. Newman）が述べ

ユダヤ盲人援護協会本部

ている次のことばに要約されるように，失明者のリハビリテーションと盲人福祉の向上である．

(1)盲人および視力障害者が地域社会にあって正常な独立した生活を営むことができるために，その潜在的能力を最大限に開発するのを援助するあらゆる措置を実施すること．

(2)複合的な障害のため，このことが不可能な場合には，盲人および視力障害者に対し，労働，余暇および住居のために最良の状態を与えるような環境を準備すること．

職員

職員は1965年3月現在で次の通りである．

盲人福祉センター	
専門職員	78人
事務職員	42人
そ の 他	39人
パートタイム（レクリエーション担当）	16人
計	175人
盲人養老ホーム（収容定員100人）	
専門職員	12人
事務職員	12人
看 護 婦	25人
その他（給食を含む）	33人
パートタイム（レクリエーション担当）	8人
計	83人

専門職員は内外科医，眼科医，精神科医，臨床心理学者，心理測定員，ソーシャル・ケースワーカー，精神医学ケースワーカー，グループ・ワーカー，歩行訓練指導員，家政指導員，職業カウンセラー，職業訓練指導員などである．

アメリカで専門職業という場合，普通には大学院の教育を修了していることを意味しており，民間の盲人福祉施設であっても，その事業が，高度の専門的資質をもった職員のチーム・ワークによって実施されている．

財政

1670年度（1月～12月）の協会の支出および収入の内訳を示すと次の通りである．

支出の部	
庇護授産場	955,457ドル
盲人養老ホーム	848,085
ケースワーク課	223,746
ソーシャル・グループワーク課	203,907
職業更生課	238,610
リハビリテーション研修会協力プログラム	46,246
評価・訓練プログラム	19,126
精神医学診療所	111,940
盲児養護治療センター	20,128
精神障害盲児教室	65,555
点字図書館	56,391
医務課	37,894
複合障害盲青年プログラム	35,002
盲児夏季1日キャンプ・プログラム	25,965
盲成人1日キャンプ	25,167
大学院学生訓練プログラム	39,776
管理およびサービスの指導監督	150,969
募金および広報活動	110,225
軽食堂の経営	42.062
ボランティア課	12,293
公衆教育および出版	26,536
総　額	3,295,110
収入の部	
寄 付 金	604,197ドル
広域ニューヨーク基金	104,461
庇護授産場の製品の売上げ	795,803
サービスに対する料金	909,259
研修会協力補助金	18,530
投資信託基金からの収入	353,115
計	2,787,115
1970年度の不足額	507,955
総　額	3,295,110

上掲の通り，1施設の年間の予算が329万5110ドル（約10億9000万円）の多額にのぼること，またサービスを受ける被援助者個人が支払う料金と考えられる項目が設けられ，相当の額を占めていることは注目に値する．

事業内容

1970年度には約2000人の盲人および視力障害者に対して各種のサービスが提供された．この年度の顕著な現象としては，少数社会集団からの援助申請数が8パーセントも増加し，黒人およびスペイン語を話す被援助者の数が，全ケース担当数の32パーセントを占めたことであった．なお，各種の事業内容は次の通りである．

〔ケースワーク課(Casework Department)〕 1970年度には1342人の盲人とその家族に対し，4622回の面接相談が行なわれた．歩行訓練，日常生活の諸技術の訓練もこの課の業務に属し，ケースワーカーを中心にそれぞれの専門家によって実施されている．

〔精神医学診療所（Psychiatric Clinic)〕 盲児や中途失明者は，視覚障害とともに精神異状や精神薄弱を伴いがちであるが，4人の精神科医（1965年にはパートタイムを含む）が，心理学者，精神医学ケースワーカーの協力を得て，診断と治療に当たっている．1970年度には患者数において8パーセント増加し，児童および成人あわせて236人が診察を受けた．

〔医務課（Medical Department)〕 眼科医を中心に各科の治療が実施できるようになっているが，養老ホームへの入所，レクリエーション，職業訓練，授産場での労働などへの参加に関しては，厳密な医学的検査と診断が行なわれている．1970年度にはセンターにおいては413回の診察，盲人養老ホームでは2万回以上の各種の医療が行なわれた．

〔精神障害盲児教室および治療センター(The Guild School and Day Treatment Center)〕情緒障害や精神遅滞をもつ盲児童のために特別教室と治療センターが設けられ，個別的に計画された教育課程に従って，1970年度には151人の児童の指導が行なわれた．

〔ソーシャル・グループワーク課（Social Group Department)〕 盲児および中途失明者の社会適応性を高めるために役立つレクリエーションまたは治療を目的としたさまざまなグループ活動が，1週に5日，専任のグループ・ワーカーの指導のもとに実施され，1970年度には400人以上の者が参加した．また，一般の地域センターにおける晴眼者のグループ活動に失明者を参加させる計画が特に強調され，実施された．

〔職業更生課（Vocational Rehabilitation Department)〕 失明者の職業適性については4週間にわたる評価が行なわれ，さらに12〜16週間の職業基礎訓練が実施されたのちに，ようやく各個人に最適の職種について本格的な職業訓練が行なわれる．1970年度にこのような訓練を受けた者は400人であった．

また1970年度には1人がニューヨーク市交通局に年収1万ドルでラジオ・オペレーターとして，1人が週給200ドルの職業音楽家として，1人が精神衛生施設のリハビリテーション・カウンセラーとして（いずれも男子）就職した．また，そのほか約50人の訓練生が店の販売係，売店の売子，工場の包装工，タイピスト，受付係，フィルム・スプライサー（フィルムをつなぐ仕事），電話交換手として就職した．

〔庇護授産場（Sheltered Workshop)〕 2種の庇護授産場が設置されており，両者合わせて約100人の盲人が働いている．これらの授産場の一つはミシン裁縫部であって，職業訓練を修了したのち，生活費の全部を得ようとする盲人のために，連邦，州または市政府から委託を受けた仕事をしている．たとえば，1970年には州立や市立の病院から机カバー，敷布，ふとんのおおいなどの注文があった．

他の授産場は一般の業者との請負契約により単純な軽作業である．この授産場では出来高払いで，盲人が希望する時間だけ働いて生活費の一部を得ることができる仕組になっており，能力の低い盲人でも働くことのできるくふうがなされている．

〔点字図書館〕 アメリカの民間点字図書館としては最大の約3万冊に上る点訳本を所蔵している．貸出冊数は1970年には2万3000冊に上り，1427人の盲人に貸出した．貸出しはアメリカ全土はもとより10カ国の海外諸国に及んでいる．1970年度にはまた225人の点訳奉仕者が108人の盲学生に対して，2万ページに上る学校が課した読書の宿題関係の本を点訳した．

〔社会事業専攻の学生の実習訓練〕 1年間にわたり週3日のケースワークおよびグループワークの実習訓練が，ニューヨーク市にある五つの大学の社会事業学部（大学院程度）から派遣された総数33人（17人は6月まで，16人は1月から）の学生に対して実施された．

〔ボランティア課（Volunteer Department)〕奉仕者活動がきわめて活発で，1970年度には442人の奉仕者が，3万7000時間に上る時間をさまざまな奉仕活動に提供した．奉仕者活動の種類としては，精神障害盲児教室および夏季1日キャンプにおける手伝い，個人教授，家から離れることのできない盲人の家庭への訪問と世話，さまざまな機会における手引き，センター軽食堂での手伝い，点訳，点字書の製本などの仕事をあげることができる．

〔盲人養老ホーム〕 ニューヨーク市からバスで1時間半ぐらいの郊外にあって，森の中に3万7500平方メートルの敷地を有する施設である．ここでも奉仕者活動は盛んで，1970年度には78人の奉仕者が6600時間に上る時間をさまざまな奉仕に提供した．

この施設で特に注目に価するのは，「1日キャンプ」

の計画である．これは市内に居住する老齢失明者の家庭を巡回してバスに乗せ，この養老施設に送込み，美しい自然の中で好きなことをして1日を楽しく過ごさせる計画である．施設を収容者だけに独占させず，広く地域社会にある盲人にも開放し，利用させている配慮には学ぶべきものがある． （村越芳男）

ハドレー盲学校(通信教育)

盲学校のない地方の盲児や盲青少年たちのための教育は，統合教育の進んだアメリカや一部の国以外は，ほとんどなおざりにされている．だが，ソビエト連邦では，これらの盲人たちのために五つの通信盲学校があり，労働しながら通信教育を受け，さらに，大学や専門学校に進学している者もある．アメリカのイリノイ州ウィンネッカ市のハドレー盲学校（Hadley School for the Blind）は，通信盲教育としては世界で最も古く，かつ国際的な盲学校として著名である．

ハドレー盲学校

沿革

ハドレー盲学校の創立者であるハドレー（William A. Hadley）はシカゴの高等学校の教師であったが，1916年55歳のとき失明した．かれは妻の献身的な愛情と親友たちの助力に支えられて点字の学習に務め，1921年から，まず点字とトーキングブックによる点字学習のための教科書を作成し，地方の盲人たちに対し通信による教育を開始した．

最初の学生はカンサス州の主婦であったが，7カ月で点字を習得した．これに力を得て，同年，学校法人の認可を得，地方の盲人たちに通信教育を拡大し，急速に通信学生が増加していった．ハドレーは，小学校，高等学校，大学コースへと教育内容を次第に充実していった．ハドレーは20年間通信教育に専念し，1941年死んだが，同校の通信教育はその後もますます発展し，1960年には国籍，人種，宗教を越えて，アメリカ全州はもちろん45カ国にわたって1万8000人の学生が学んでおり，うち1400人は外国人学生で，77科目の通信教育を受けている．かれらは学科を学ぶだけでなく，通信によって教師と絶えず親交を深め，激励や指導を受けている．この通信教育は多くの個人，団体，共同募金および特にライオンズクラブからの財政的な援助によって経営されている．

通信教育方法

通信教育を希望する者は，その希望のコースを申込み，教科書の種類（点字・トーキングブック）とコースは自由に選択することができる．しかし，学生は週5日，毎日1時間(大学コースは2時間)以上は必ず学習を続けなければならない．そしてどの単位から始めてもよいが，1単位につき1カ月以内にレポートを提出する義務がある．何らかの事情で提出が遅れるときは，その理由を知らすことが必要とされている．レポートの形式は点字，タイプライター，録音テープ，手書き，あるいはだれかに代筆してもらってもよいが，なるべく点字かタイプライターを希望している．これに対し担任教師は，訂正，提言，注釈などを書き添え，採点して返送する．高等学校コースは15カ月，大学コースは1年で終了しなければならない．ただし，各単位ともCクラス（75〜79点）以上の成績を取らねば終了できない．学習内容は次の通りである．

〔点字の基礎的技術〕①英語点字（1，2級），②トーキングブックによる点字学習，③点字の書き方，④略字・縮字・各種符号，点字文法，⑤速記用点字（3級），外国語略字・縮字システム（フランス，ドイツ，イスパニア）．

〔小学校コース〕①初等英語，綴り方（1，2，3），②英文法，③アメリカの歴史，④算数，⑤一般科学．

〔高等学校コース〕自由科と商業科の2科に分かれいずれも必修単位は16である．自由科は①英語4単位，②外国語2単位，③歴史3単位，④数学3単位，⑤科学2単位，⑥選択科目2単位となっており，商業科は①英語4単位，②歴史3単位，③数学2.5単位，④科学2単位，⑤商業3.5単位，⑥選択科目1単位となっている）．

〔大学コース〕シカゴ大学その他の大学の協力のもとに，幅広い通信教育が行なわれている．点字教科書では，英語，心理学，教育学があり，トーキングブック教科書では，商業，通信，地理学，歴史，英語学と文学，天文学，哲学，心理学，社会科学，人間性，そろばん，点字楽譜などがある． （土井利家）

〔参照文献〕

Hadley School for the Blind, Bulletin 28,

ジョン・ミルトン協会

沿革

アメリカおよびカナダの特に盲人に関心の深いクリスチャン有志は，盲人の真の福祉は霊的な開眼に待つべきことを認め，プロテスタント諸団体，諸教会，および個人の後援ならびに協力を得て，アメリカ，カナダをはじめ世界各地の盲人に，キリスト教文書，賛美歌，説教などを点字，録音などにして無料配布するとともに，キリスト教主義盲学校ならびに諸施設の事業を援助することとした．

1872年フィラデルフィア市のクリスチャン有志は，「盲人宗教書供給協会」(Society for Providing Evangelical Religious Literature for the Blind＝SPERL）を設立し，ウェイト（William B. Waite）が点字の製作印刷を担当，ウェイトの女婿でオーバーブルック盲学校長のバトルス（Frank Battles）が会長となった．これはアメリカ聖書協会（American Bible Society）が定款に拘束されて聖書以外の文書を出版できないのを補うためであった．ところが，SPERL の点字キリスト教図書は，教派的傾向が強いため，教派にかかわりのない多くの盲人には不適当であった．

1928年ヘレン・ケラー（Helen Keller）ほか数人の有志は，プロテスタント諸教会に訴え，超教派のキリスト教連合団体である「国際宗教教育協議会」(International Council of Religious Education）および「北アメリカ宣教協議会」(Home Mission Council of North America）の後援を得て，アメリカとカナダの盲人のための超教派キリスト教伝道機関として，ジョン・ミルトン協会（John Milton Society for the Blind）を創立し，フランク・バトルスが初代会長となった．しかし，協会の組織作りを進める間，たまたまアメリカは経済的大不況に見舞われ，また，数年後バトルス会長の死去により事業は中絶の形となった．

事業

1933年ヘレン・ケラーが第2代会長となり，ストーファー（Milton T. Stauffer）が総主事として事業の推進に当たることとなった．間もなく月刊点字誌 *John Milton* を発刊，これに広範囲の資料からキリスト教関係の報道・論説・説教などを集録し，アメリカ，カナダおよび広く海外の盲人に頒布し，今日に至っている．また，こども向け月刊誌 *Discoverer* をも創刊した．1950年には日曜学校教師用として，*John Milton Sunday School, Quarterly* を発刊，教会の日曜学校に奉仕する盲人の教材とした．その他，伝道用点字書，標準賛美歌などを相次いで出版し，1951年には点字の習得に困難を感じる中途失明者のために，*Christian Talking Magazine* を発刊した．内容は教会音楽，説教，あいさつ，インタビュー，ドキュメンタリーなどである．1954年には中途失明者が引続き日曜学校に奉仕する助けとして，日曜学校教案のレコード版を，1960年には讃美歌からよく使われる100編を選び1巻に集録した点字礼拝用讃美歌を出版した．

1960年，ヘレン・ケラーは会長を辞任して名誉会長になった．また，SPERL を合併して，フランク・バトルスの子息，ウインスロップ・バトルス（Winthrop H. Battles）を第3代会長に推した．1965年には会名に for the Blind を追加して現在に至っている．同年 *The Bible Companion*（聖書の友）の墨字版（全2巻）が出版されたので，フィラデルフィアのボランティアにより，図入り索引付き全15巻の点字版を出版し，実費60ドルの6分の1以下で盲人に提供している．これは盲人の牧師・教師に大きな助けとなっている．

ジョン・ミルトン協会は，アメリカ，カナダのほか全世界の盲人にも点字・録音物その他いっさいの文書を無料で提供することを原則とし，また，アフリカ，中近東，東南アジアおよび極東諸国のキリスト教主義盲学校や盲人施設に毎年「海外クリスマス援助金」を贈り，あわせてこれら盲学校教師でアメリカに留学する者に対し奨学金を贈り，必要な助言をも与えている．その数は1953年以来三十数人に達し，その半数は盲人で，国籍は13カ国に及び，うち6人は盲学校主事になっている．

同会の資金は後援団体の援助金，諸教会ならびに個人からの献金をもってこれに当てており，年額約20万ドルである．（大村善永）

[参照文献]
ジョン・ミルトン協会提供資料

アメリカ盲人事業従事者協会

沿革

1895年，盲教育に関心をもつ人びとがミゾリー州セントルイス市で会合し，盲人を社会的に立上がらせる方法について意見をかわし，アメリカ盲人教育改良協会（American Blind People's Higher Education and General Improvement Association）を創立し，事業を開始した．1905年にはアメリカ盲人事業従事者協会（American Association of Workers for the Blind＝AAWB）と改称した．以来，盲青年の教育に関する諸問題を取上げ，運動を積極的に進めた．また，盲老人の福祉改善に努力している．AAWBは，アメリカにおける盲人事業の指導的役割を果たしているが，最初の25年間は盲教育と商業および専門職業の就職あっせんに尽力するとともに，連邦年金の獲得，失明防止活動などを行なった．1915年にアメリカ盲教育者協会（American Association of Instructors of the Blind＝AAIB）と提携し，さらに広い観点から盲人のための諸活動ができるようになった．その結果，National Industries for the Blindを設立して盲人職業の開拓を図り，また，標準点字システムの採用運動を始めた．さらに運動の範囲を拡大し，家庭教育と歩行訓練の指導，レクリエーション計画の開発，戦傷失明者のリハビリテーションの重要性についての啓蒙活動などを行なった．1917年には，AAIBとアメリカ点字出版所が，標準点字システムを採用するに至った．

次の25年間には，まず，アメリカ全国の盲人施設が協力し，相補い合う体制を築くことを目的としてアメリカ盲人援護協会（American Foundation for the Blind＝AFB）の創立に寄与した．次いで盲人庇護工場や盲人の製作品の市場確保のために法的措置をとる地盤をつくることに努力した．1927年には，連邦政府に対し，盲人に商業上の就職の機会を与えるため，売店や施設を盲人に開放する措置をとることを要求した．また，盲人が庇護工場で生産している敷物の販売を保護するため，敷物の輸入課税の引上げを訴えた．この第2の期間の終りは第2次世界大戦の終結と一致したので，アメリカ戦傷失明者事業団（American Foundation of the War Blind）を設立し，連邦政府と48州政府に対し，各州ごとに戦傷失明者リハビリテーション事業を実施するよう要請した．

第2次大戦後の盲人事業は，次第に専門化するに至った．中でも盲老人対策，海外盲人に対する協力，他の福祉事業機関や地域社会との結びつきなどの必要性が痛感され，これらの推進に当たった．このほか，盲人事業専門家．ホームティーチャーおよび民間工場との相互関係と密着して，盲人問題解決のための協力体制を各地につくりあげることに努めた．

現況

AAWBは現在，次のような事業を行なっている．

①盲人に必要なものの根源を明らかにし，国家，州，各地方の実情に応じて，健康，福祉，教育，更生復帰の措置をとるよう働きかけ，そのためには各地の盲人事業団体やグループの結集した行動の指導，②各地の盲人事業専門家の討論や情報交換を促進するとともに，盲人問題情報センターとしての役割，③盲人事業従事者に対する専門的訓練の実施，④専門職に従事する盲人の社会的地位向上を図るため，社会の注目を集める活動，⑤盲人事業施設のレベルアップを図る機関の設立援助，⑥盲人問題の情報を社会にPRするとともに，他の専門的事業や訓練方法を吸収し，これを盲人事業に応用するための研究などである．（土井利家）

［参照文献］

History of AAWB, American Association of Workers for the Blind, 1970.

全ロシア盲人援護協会

沿革

1917年の革命前，ロシアには約30万人の全盲者がいた．弱視者を含めると，おそらく60万人を越えていたと思われる．当時の巨大なロシア帝国には，わずか数百人の眼科医しかいなかったため，事態は悪化するばかりであった．したがって，これらの盲に対する効果的な予防策や治療法もなく，盲人は極度に物質的な不安と貧困に襲われ，医学的・職業的・社会的リハビリテーションの貧弱な状勢と結合して，事実上盲人は社会から追放され，放任されていたといえる．

盲人の中には職人や音楽家，教会の唱歌隊などをしている者もあったが，それは全国で500人にも満たなかった．

10月革命と内乱の中から盲人たちは光を求めて立上がり，共産党も新ソビエト政府もこれを支持した．当時の教育人民委員ルナチャルスキー（A. V. Lunacharsky）も「盲人は，もし正しい援助が与えら

れたら，新しい生活の中で，有能な協力者になり得るし，また，ならねばならない」といっている．

このようにして，ソビエト政権が成立した1917年に，盲人の普通教育および特殊教育の改善に関する法律ならびに閣令が公布された．社会保障・保健・教育人民委員部（文部・厚生省に相当するもの）の12月31日付決定事項第100号に次のように述べられている．

「盲人およびろうあ者で，いまだに特殊教育を受けていない者，適当な職につくことができない者は，特に十分な社会保障を受けなければならない……」．

1919年の末，全ロシア中央執行委員会議長カリーニン(M. I. Kalinin, 1875～1946）はスモレンスクの盲人代表団に対し，盲人の中央組織を結成するため，モスクワ在住の盲人教育・事業関係者を糾合することを勧告した．これは革命後の混乱のために，すぐには実現しなかったが，1922年には，社会保障人民委員部の助力で，最初の地方盲人援護協会と小規模で原始的なリハビリテーション工場が生まれた．1923年初頭にはモスクワに全ロシア盲人援護協会発起人会が誕生した．定款案作成の作業と並行して，各地で新しく設けられる盲人援護協会の趣旨説明が行なわれた．全ロシア盲人援護協会は1923年9月8日，内務人民委員部によって，公共団体として認可された．1925年4月，109人の代議員を集めて第1回全ロシア盲人福祉会議が開かれ，この会議の決議によって全ロシア盲人援護協会（Vserossijskoe Obshestvo Slepykh ＝ VOS）が正式に成立した．

VOSはロシア連邦に居住する盲人および盲人事業家を結合した自主的な公共団体である．協会の目的は，盲人が共産主義社会の建設に参加し得るような盲人のためのリハビリテーション，盲人福祉の改良，盲人の社会的活動の向上などである．14歳以上の盲人は，だれでもVOSの会員になれる．会員は居住地または職場や学校にある基幹組織に編入される．

VOSの組織は民主主義の原則によって構成され，各機関の役員は，会員大衆の中から選出され，あらゆる問題は客観的見地から解決されることを保証している．これらの会員は現在16万人以上に達している．

このような組織力をもつVOSは，盲人のための唯一の代表的組織として，政府に対するあらゆる計画，提議を立案し，問題の解決に当たっている．

1951年にはVOSの経営する訓練・生産センターといわれる盲人工場からの膨大な収益によって財政的基礎が確立したので，政府の補助金を辞退するに至った．1956年の閣議で，「協会が自らの事業のすべてを自己資金でまかない，自らの財政予算をもつ」独立採算制をとることを決定した．1961年には，ソ連共産党第22回大会において党綱領が改定されたので，党綱領および憲法第120条の要請に応じ，協会は1963年7月，ゴリキイで第10回大会を開催，定款の改定を行なった．

組織

ソビエト連邦全土には1964年現在，25万3000人の盲人がいるが，そのうちロシア連邦共和国における盲人数は17万6000人となっている．VOSの最下部組織は，住居地あるいは職域によって統合された15人を下らない人数の団体（通常100～200人）で，これを基幹組織といい，1964年初頭には1193団体を数えた（うち生産センター内のもの311）．

その議決機関は総会で，各組織には事務局が設けられている．この基幹組織を基盤として，各自治共和国，州，地方，都市などには理事会を設け，ロシア連邦共和国全体に対しては中央理事会および幹部会があり，議決機関は大会である．また，各機関には監査委員会が設けられている．基幹組織の総会は年2回以上（職域のものは4回以上），大会は4年に1回以上開くよう義務づけられている．

政府機関・研究所の協力

ソビエト連邦においては，盲人に関する諸問題は，多くの政府機関や研究所によって計画的に取組まれている．またVOSに対し政府の諸機関が盲人の教育訓練について次のような実際的日常的な援助が行なわれている．

ロシア社会主義連邦共和国社会保障省は，盲人事業に関する全般的な監督の責任があり，盲人のための行き届いたサービスの改良を意図した国の法律制定を促進する．教育省は盲児および盲成人のための教育施設を提供し，教育の向上を図っている．文化省では盲人のための図書サービスと図書館活動その他音楽教育の普及に当たっている．公衆保健省は，眼病の治療と失明予防のため多くの事業をしている．教育出版所では，点字図書を数多く出版している．また，産業省はVOSの職業訓練センターと絶えず接触を保っている．国家計画委員会会議は，VOSの産業・経済活動の遂行のための準備をし，企業上必要な原料・設備・

輸送力を配分し，生産品は政府のルートを通じて販売される．

その他，盲人の実際問題について多くの研究所が科学的基礎を確立している．たとえば，モスクワのヘルムホルツ眼科研究所は，絶えず眼病治療に関する新しい方法の研究開発のほか，失明予防，視力減退に多くの貢献をなし，大規模な健康診断の計画を遂行している．

モスクワのソビエト連邦教育科学アカデミー・欠陥学研究所とスベルドロフスクの盲人用具実験所は，盲児の教育ならびに職業訓練について研究を進め，学習補助教具，生産工場の機械・器具・装備の開発をしている．

労働専門技術と身体障害者雇用研究所では，視機能の研究，仕事の熟練度，工業・農業における雇用などの研究調査がなされている．

社会保障

ソビエト連邦盲人は，社会主義ヒューマニズムと民主主義の原理に基づき築き上げられた社会保障制度によって，晴眼者とともに医療費，教育費はすべて無料である．また，老齢者，戦争による遺家族，永年勤続者などには年金が支給される．身体障害者に対しては，労働医学専門委員会が障害の程度を認定し，1，2，3級に分けて支給される．

盲人に対する年金は，約30ルーブルから120ルーブル（1ルーブル400円）で，失明軍人の場合は特に多い．年金の支給年齢は18歳以上であるが，別に18歳未満の盲児に対してはその親に交付される．これらは一般的な病気による障害の場合は，その労働経歴の程度によって支給され，業務上の災害による者は職歴に関係なく支給される．現在，ロシア連邦共和国では，盲人の84パーセントが年金の受給者である．

これらの社会保障や年金だけでも最低生活は可能であるが，ソビエト連邦は「働かざる者は食うべからず」という労働者の権利と義務を第1義とする国家であり，働く意欲と自覚を与え，働くための適切な指導と訓練を施し，無償で受けた者は必ず国家に返還するという自由意志を養っている．それがひいては，自己の誇りを満たし，また，満足感につながることにもなっている．

盲人訓練・生産センター

〔概況〕 VOSの事業の中で最も重要で特徴的なものは，地方理事会の翼下に設けられた各地の盲人訓練・生産センターで，それらは数十人から約1000人の規模の近代式工場からなり，252カ所に及んでいる．これらの工場には約4万7000人の多数の盲人たちが晴眼者と共に働いており，次第に発展して1966年には年間3億3700万ルーブル（1348億円）に相当する製品を生産し，盲人の所得源およびVOSの事業の資金源になっている．

ここでは，生産センターの必要な原料・設備・輸送力の配分をはじめ製品は，政府の計画に従って市場に出される．各工場は独立採算制をとっている．税金は免除されるが，利益の25パーセントは政府の予算に繰入れられ，残りがVOSが自由に処分できるものとして残される．企業の近代化，合理化が進められ，小規模な工場は整理・統合される傾向にある．製造工程もいわゆる手工業的作業の域を脱し，近代的科学的な機械と設備によって，高度で精密な各種の製品が生産されつつある．

盲人が従事する作業については，その機械・器具ならびに設備について，安全性と能率化の両面から特別な配慮が払われている．これについては，生産センターの特殊設計部が，教育科学アカデミー・欠陥学研究所と盲人用具実験所の協力を得て研究改善を重ねている．

モスクワの盲人訓練・生産センターの一つ

ベルトコンベアーによるモーター組立

製品は400種に上り，電気モーター，低電圧の変圧器，自動電話局の部品，ラジオ部品，照明用具，ミシン，自動車部品，農業関係機械，楽器，容器などである．なお，残存している2，3の綱，フェルト製長ぐつなどの工場は，完全に機械化されている．

これらの工場はいずれも国の主要工場と協力して動いている．たとえば，チェリャビンスク，ルブツォヴ

ォウォルゴグラードなどにある工場は，トラクター工場と，セルプホフとゴーリキにあるセンターはモーター工場と，バタイスクとリャザンの工場は農業機械工場と，レニングラードとブスコフの工場は電話装置工場と，ブリャンスクとアレクサンドロフスクおよびサラプルの工場はラジオ工学機械工場と，それぞれ協力している．

ほとんどの工場は，1種類または2種類の製品を専門的に製作している．各工場ではベルトコンベアー方式を採用している．

どこの工場でも従業員の35パーセントないし50パーセントは晴眼者で，これらの人びとは技師，技術者，事務員，補助員などで，盲人のできない仕事だけをしている．盲人は70パーセントないし90パーセントが直接生産工程に従事し，晴眼者に劣らない能率を上げている．

盲人の労働時間は一般労働者より1時間少なく6時間，週5日制，有給休暇が年に1カ月あって，毎月の平均賃金は100ルーブル（4万円）である．ただし，出来高払いになっている．

各工場の従業員は，国営工場と同様に労働組合と共産党，盲人援護協会の基幹組織，発明家と合理化委員とを結合する機関，生産管理のための一般人民会議のほか，一般人民団体や委員会に参画している．また，全ロシア社会主義競争に参加し，生産計画を期日より早く遂行するため競争している上級労働者が各工場にいる．約5万人の従業員が，共産主義発展のための「選抜労働者」と呼ばれる権利を求めて競争し，1万3630人がその称号を贈られた．

〔職業訓練〕生産センターでは，労働者として就労する前に基礎的な訓練を重要不可欠な条件として徹底的に行なっている．それは基礎理論と作業実務の双方にわたり，方向感覚，歩行，用具・装置の操作，製造工程，事故防止，工場衛生，機械設備の管理などを学び，作業技術と習慣を教育する．これらの訓練はもとより無料で，訓練生に対し手当を支給し，いっさいの保障をする．

この訓練テストにパスした者が永続的な作業部署につく．そしてさらに1年ないし2年間，就業しながら上級訓練コースへ進む．ここでは熟練者としての作業方法，共産主義教育および一般専門的教育を行なう．その結果，工場にそのまま就業していてもいいし，希望によって国有工場の仕事に従事することもできる．

これらの訓練を受けている盲人は，常時7000人ないし7500人おり，集団産業の中でこのような大規模な盲人の職業訓練をしているのは，ソビエト連邦以外にないといえる．

〔レクリエーション〕余暇を有意義に過ごさせるために，十分な設備をもった129のレクリエーション・センターと，902の休憩施設を経営している．これは盲人であればだれでも利用する権利がある．ここの活動範囲は非常に広く，合唱団，音楽サークル，アマチュア劇団，ダンスグループ，舞踊団などがある．さらに技術サークル，経済サークルなどもある．また，科学，工芸学，歴史，経済，政治に関する専門家の講義を聞くこともある．コンサートやダンスパーティに出席したり，チェスを楽しむこともできる．レクリエーション・センターと休憩施設のさまざまなアマチュア芸術グループは合計2万800人，スポーツ部門では7500人，チェス・サークルは1万3700人，文学・家庭工芸その他のサークルは1万3100人が参加している．

これらのグループは，また，晴眼者の各種グループにも参加し，一般社会に溶けこんでいる．

〔厚生事業〕厚生事業は多方面にわたっているが，住宅建設には最も努力し，年々5万平方メートルに及ぶアパートを建設し，毎年6000人の会員が職場に近い新しいアパートに移っている．各アパートの区域内には，幼稚園，託児所，売店，酒保，公会堂などが設けられている．また，盲人にとって必要な日常生活用具を販売し，遠隔地の家庭には配達もしている．

夏期には，こどもたちを連れた盲人家庭の人たちが休養所で12日，保養所で26日休むことができる．また，至る所にサマー・キャンプが設けられている．

職業学校

1963年，中央ロシアとシベリアに住む盲人のために職業的リハビリテーション学校が開設された．ここでは日常生活訓練，体育，感覚訓練を基礎に木材・金属・電気・家庭器具などの工場で訓練が行なわれている．これらは特殊な職業を訓練することではなく，あらゆる感覚手段による作業の方法を体験させ，職業訓練のための準備をすることである．

農場向きの職業訓練として，カルーガ地方に集団や国営の農場に働く盲人のための職業学校がある．50人を10カ月間で訓練し，たる屋および馬具屋を養成する．訓練は無料で手当を受け，卒業の際は道具1セットが支給される．このほか中央研究所によって農場

での就業状態や労働熟練化についての広範な調査を行なっている.

マッサージ学校

コーカシア山脈中央のキスロボドスクにある.現在,40人の訓練生を収容している.学科目は23あり,実習も行なう.国家試験に合格すれば,医療体操と物理療法士の資格が与えられる.

卒業後は故郷に帰り,公衆衛生局が,病院・診療所に就職させる.現在,400人のマッサジ師が働いている.

その他の事業

協会はまた盲導犬学校も開いて,毎年110頭ないし120頭の犬を訓練し,無料で盲人に貸与している.

協会の指導的地位にある管理者,技術者の資質を向上させるための研究をし,定期的に研修会を開いている.

その他,視力器官の機能性研究所,盲人用具および安全装置などを考案する特殊設計部,盲人用具陳列館,録音スタジオなど多種多様な設備を設け,また,盲学生のための奨学金やリーディング・サービスをする人たちには補助金を支給している.

協会は中央理事会の機関誌として点字の「盲人生活」を発刊,最近は墨字版も並行して出しているが,1969年からは「われらの暮し」と改題した.

外国に対するPRのためには,国家放送委員会の協力で,日本語をはじめ各種の外国語で協会の事業を紹介,また,民間通信社「ノーボスチ」が各種の国語でソ連事情を紹介する中で,ときどき協会の仕事も報道している.

以上によって明らかなようにVOSはマルクス・レーニン主義の原則に立って,盲人の全人的な可能性をあくことなく追求し,その政治的,経済的,社会的活動をたゆみなく促進させて,ソビエト連邦における共産主義社会建設への積極的参加を鼓吹している.

今日のソビエト連邦の盲人は,雇用,教育,保健,福祉の全領域にわたって保障され,全人民と共に意気盛んに創造的な生活を送っているといえよう.

(小山順・丹羽善次)

[参照文献]

岩橋英行 「世界盲人福祉協議会実行委員会報告書・付海外盲人事業視察記」 日本ライトハウス 昭和43

Zimin, B., "To Live and Work" *All Russia Society for the Blind*, Novosti Press Agency Publishing House, Moscow, 1967. (松浦嘉子・根本美佐子訳)

欠陥学研究所

沿革

欠陥学研究所(Institute of Defectology, Academy of Pedagogical Sciences of the USSR)は,ロシア共和国教育科学アカデミーに所属する八つの学術研究所の一つで,モスクワにある.

革命直後,1920年の初頭,ロシア共和国では,人民保健委員部によって盲・ろうあ・肢体不自由児・精神薄弱児を対象とした国立欠陥児童研究所が設立されたが,1952年に至り欠陥学研究所が創設された.同研究所には16の研究部門があり,組織的な研究が進められるに至った.このような欠陥児に対する総合的科学的な研究所は他国には全く見られない.

事業

研究所は視覚・聴覚・言語ならびに運動機能の諸欠陥,および精神薄弱やこれらを合わせもつ重複障害を研究の対象とし,教育的・心理学的・医学的見地からその発生原因を究明し,盲人に関しては,その知覚する事物や現象の範囲を拡大し,空間での定位や労働活動を容易にすることを目的とする.

そしてこのような欠陥をもつ児童・青少年に対し,盲・ろうあ学校,弱視学校その他の施設を通して適切な指導を与えている.同時に,教育・訓練に必要な数多くの教材・教具類を研究開発し,実用化している.また,盲成人たちに対しても晴眼者と同等な生産活動に参加させるため,その能力の啓発とそれに必要な生産機械・用具の特殊な研究にも力を入れ,特に盲人訓練・生産センターの生産力増強に非常な援助と指導を与え,今日の同センターのすばらしい発展に寄与している.

研究されている数例をあげると,L.S.ムラトフが考案した音光学的インジケーター(表示器)は,光抵抗器と音発振器との力によって,ものの暗い色調から明るい色調へ,不透明体から透明体へ,また,液体の表面から空間へ移行する場合に高い音信号を出す.このため,盲児の教育においても,労働作業においても,この測定器の目盛りによって触覚,安全技術の装置,支点,導線などが知覚され,盲人の空間中での定位を助ける.

また，空間量（長さと角度）を直接的に測定したり，ある寸法が要求に合っているかどうかを測定検査する測定工具には，非常に小さな量の変化に反応する固定点や，1目盛りごとに回転する円筒がつけてある．G.N. ロガノフはこの原理に従って，穴の深さが0.05ミリメートルの精度で測れる測深計や，許容精度0.01ミリメートルのノギスなども作っている．

その他，晴眼者用の活字本を触条件または音条件信号によって知覚される盲人用読書機械や代数を解く機械，また，投擲やジャンプなどのスポーツ用にも利用して自由に飛び回わることのできる器械，さては，弱視者用の製図器，読書器など精巧なものを数多く考案・開発している．

教育科学アカデミー

ロシア共和国教育科学アカデミーは，1943年，教育科学の最高学術研究機関として創立され，ロシア共和国教育省に付属している．

このアカデミーは，児童・青少年の訓育・陶冶・教授についての基本的な問題と，国民教育をいかに組織し発展させるかという問題を科学的に研究し，国内の教師と学校のすぐれた経験を発展させ，一方，外国における教育科学の成果も研究している．そしていくつかの支部と各種の研究所，実験所，博物館，展示場を設けて実地研究を行ない，また，教育学関係の各種の大衆的な研究集会を開いて，共同活動による研究とその普及を図り，それを教育の場に定着させている．なお，すぐれた学者やアカデミー自身の研究成果を出版し，4種の定期刊行物を発行している．

欠陥学

わが国では，東北大学教育学部に視覚欠陥学教室が設けられ,臨床視覚学（視覚の心理学と生理学），視覚欠陥者のリハビリテーションならびにハビリテーション，および動物を用いての実験的盲の3者を通じて心理学的洞察を行なっている教育科学的研究である．

この欠陥学という用語はわが国では未だ定着するまでには至っていないようであるが，ソビエト連邦においては，学術体系の一部門とされ，肉体的・精神的に欠陥をもっている児童について，その発達の状態，教育訓練方針，教授と学習の方法などの法則性に関する科学をいう．すなわち，これらの児童の発達を促進するために必要な欠陥補償の手段・方法の決定，ならびに教育訓練とともに生産活動へ導入するシステムの一般的原則の作成といった問題を研究することである．

ソビエト連邦における欠陥学は，弁証法的唯物論の立場にたって，資本主義社会における観念論的見解や，恩恵的慈善を主とした方法をくつがえすために研究された教育科学の一体系である．したがって，この科学は従来の科学的体系とは違った生理学・神経学・生理病学・精神病学・言語学・電気生理学および先進的な教育経験などを広範に利用し，豊かな内容を示そうとしたものである．

このように，欠陥学の研究はその発達段階において，欠陥者の成長過程の根源をいかに科学的に補償すべきかを説明し，欠陥克服の方法，全面的発達実現の方法，さらに生産活動に参加させる方法などを作りあげようとしている．

すなわち，①社会環境の諸条件のもとで，一定の欠陥をもつ児童・青少年の発達の特質，②それぞれの特別に組織された教育訓練，教授・学習過程の本質と家庭教育との相互関係，③特殊教育施設の内容，手段，方法，その組織形態，④欠陥を克服さる原理と方法，および社会生活や実際活動に参加させる方途と手段などの諸問題を包含する．欠陥学研究所では，これらの研究の成果を次々に報告し，多くの文献が出版されている．

1964年にはA. E. ディヤチコフを中心に「欠陥学小辞典」を編集し，教育図書出版所から刊行され，欠陥学の進展に大きな寄与をしている．

科学の進歩と盲人

ソビエト連邦における科学の発展とその成果は，人工衛星や宇宙ロケットによる壮大な宇宙開発事業によって明らかであるが，科学と技術は，身心障害者をその障害機能から解放するためにも重要な成果をあげている．ソビエト連邦では，究極において人間はどこまで能力を啓発できるかという創造的な人間形成を目標とし，教育・科学・生産の諸活動が一致してこれに当たっている．

これらの総合的，体系的な活動と，盲人自身の努力の結果，多くの盲人が生産工場や農場で幅広い生産活動に参加しているが，さらに，4000人に上る知識人が輩出されていることは見逃がせない事実である．

この数字のうち，専門学校や大学の教授，研究所の職員が174人，特殊教育施設の教師が283人，中等学校の教員が400人，その他音楽家，歌手，音楽サークルや合唱団の指揮者が1000人以上いる．また，法律

学者，弁護士，作家なども多い．生産企業においても支配人，工場管理者，監督，コンピューター・プログラマーなどとして働いている者も約500人に及んでいる． （丹羽善次）

［参照文献］
岩橋英行「世界盲人福祉協議会実行委員会会議報告書・付海外盲人事業視察記」日本ライトハウス 1967
ソビエト教育科学アカデミヤ版/ソビエト教育学会編訳「ソビエト教育科学辞典」明治図書 昭和38
Zimin, B., *The All Russia Society for the Blind (VOS)*, 1967. （松浦嘉子訳）

ソビエト連邦の盲人図書館

沿革

ソビエト連邦では，革命以前には図書館活動というものはなく，浮彫りによる線文字の図書がわずかながら作られていた．ルイ・ブライユが点字を完成した1825年より遅れること60年，1885年に至り，ようやく点字書が印刷されるようになり，ごく一部の盲人の間に読まれるようになった．

革命後，急速に盲人用図書の作成と普及が発達し，現在では点字書に限らず，よく発達したテープレコーダーによる録音，特殊なリーディング・マシン，さらに進んで心理学，生理学，物理学，電気工学，数学などを総合動員した視覚機能欠陥を克服するサイバネティック装置などの研究によって盲人に革命的な読書方法を与えている．

これはソビエト連邦におけるある盲女性が指先の感覚で印刷した平面文字を読むことができるという驚くべき事実をとりあげ，これを科学的に解明しようとする意図から出発したといわれているが，やがて人類は，盲目をなくす強力な能力をもつことができるようになるであろう．

こうした科学者の研究と相まって，ソビエト連邦の盲教育は飛躍的な発展を示し，盲人労働者の間にも読書熱は高まり，盲人用図書需要は急速に増大してきた．各地に国営の盲人図書館が続々と設けられ，一般図書館内にも点字図書部が多く設けられるに至った．これらの図書館は連邦内に97カ所あり，1967年現在120万冊の点字図書を有し，全ソビエト地域に住んでいる盲人の利用に供している．

これとともに全ロシア盲人援護協会（VOS）は，国営の盲人図書館から点字図書や録音テープを借受け，巡回文庫形式の移動図書館としての活動を行なって盲人に歓迎されている．VOSにはこのような図書館が920カ所あり，在庫図書は一定期間ごとに交換されている．遠隔地に住む盲人には，図書館から直送することもできるようになっている．

モスクワの連邦中央盲人図書館の玄関

モスクワには連邦中央盲人図書館（Central Library for the Blind of the RSFSR）がある．ここは主として各共和国の盲人図書館を科学的に指導する研究センターの役割をしている．また，それとともに図書科学の研究，著書目録の発行，各種の調査，レファレンス・サービスなどを行ない，諸外国の一般図書館や盲人図書館と広く図書や情報の交換なども行なっている．

点字図書の出版

盲人のための図書は，すべて教育出版所で製作・発行され，その点数は年間約400点で，約8億ないし，8億8000万ページに及んでいる．この中には小・中学校の点字教科書，国内および外国の文学，歴史，哲学，政治，経済，音楽ならびに一般教養書，大学・専門学校の学生用参考書その他多くの児童書がある．児童・生徒用のテキスト・ブックには，浮彫りの人体解剖図，地図，数学用の図表など補助的な印刷物が，学校図書館に大量に供給されている．

しかし，これらの膨大な出版物は，ただ無差別に盲人の欲しいままの要望によって製作されているのでは決してない．一般の無数の活版や平版の出版物の中から，盲人にとって最も価値があり，しかも興味深く，ソビエト市民として必要なもの，さらに専門的分野における研究に役立つものを注意深く選び出したものである．したがって，晴眼者用の一般出版物と比較した場合，その量においてはたしかに比較にならぬほど少ないが，その質的内容においては，そのコレクションは卓越した粒ぞろいのものばかりといえる．

このほか，単行本だけでなく，さまざまな点字の定期刊行物も発行している．政治的・文学的月刊誌として「われらの暮し」が約7800部，政治評論誌「訴え」が4000部，大衆文学誌「文学読みもの」が4000部，

その他，アマチュア芸術グループ，文化教育労働者，マッサージ師，体育とスポーツ，チェスと西洋碁などに関する数多くの雑誌が月刊・季刊誌として大衆に親しまれている．

盲児童のためには「ソビエトの子供」という月刊紙も広く行きわたっている．このように点字図書が，近代的な製版・印刷機によって大量に出版されるようになったので，最近はボランティアによる点訳書はほとんど必要がなくなる傾向にある．

〔トーキングブックの製作〕 点字書出版とともに，一方国営教育出版所と VOS では，1963年から録音スタジオを創設し，テープによるトーキングブックの製作を開始した．そして年間100点以上の原本を録音し，各120から150部程度プリントして，地方盲人図書館，移動図書館に配給している．

トーキングブックは，点字になじめない中途失明者や老人の間に歓迎されているが，筋肉労働のため指の皮膚の荒れている肉体労働者は，指先の感覚が鈍くて点字書が読みづらいため，録音テープやレコードは欠くことのできない読書方法となっている．このような事情からトーキングブックは量的にも質的にも急激に広まり，盲人だけでなく，かれらの家族や労働者仲間にも興味深く利用されている．

国営教育出版所では，これらの要望を満たすため，20ないし21時間もの長時間録音テープを製作しつつあるので，盲人読者へのサービスは今後さらに一段と改良されるだろう．一方，VOS の各盲人工場では，毎日公開録音システムで文学や時事解説が読まれており，レクリエーション・センターや移動図書館でも同じように行なわれている．

図書館活動

各図書館では蔵書目録のほかに，次々に出版される新刊書に対し解説付きの紹介ニュースが備え付けてあり，利用者の読書選択の便宜を図っている．また，閲覧を希望する者にとってつごうのよいように，特別に考案された標準型のカタログ・カードがそろえられており，利用者はこれによって希望する本を自分で選び，自由に書架から本を借出すことができるよう細心の配慮がなされている．これらの点字書の閲覧や借出しは無料であるが，買う場合は実費の10分の1で求めることができる．しかし，トーキングブックはまだ売られていない．

各図書館では，盲人同士で読書会や文学サークルが盛んに行なわれ，晴眼者も自由に参加している．それとともに作品に関する講演会や盲人演奏家や歌手のコンサートなども催されている．読書会では相互で朗読コンクールをたびたび催し，読書欲の向上に努め，最良の読者を選ぶ競争を行ない，広く深く読書の普及を図り，思考力を深めている．

コンクールでは，初心者がしりごみをすることのないように，最もやさしい初心者から，次は一般，さらに優良の3段階に分けそれぞれに賞を与えて奨励している．これらの読書の向上は，盲人にとって暗やみからの解放という最大の報酬となっている．

最後に，各図書館では幼児から高齢者に至るあらゆる盲人に読書の喜びを与え，視機能の欠陥を克服する戦いを盲人と一体になって行なっている．このため，図書館の各管轄区に在住するすべての盲人の視力，年齢，学力，家庭状況などを調査し，読書能力，読書経験，要求する書物の種類を尋ね，読書会や各種の集会に参加できるかどうかについても指導とアドバイスを行なうよう，常時家庭訪問や通信を行なっている．これらはすべて詳細な調査カードに記入され，データーを記録するとともに，盲人に対するサービスの向上に役立っている． （丹羽善次）

［参照文献］

Zimin, B., *The All-Russia Society for the Blind* (*VOS*)，モスクワ，1967.（松浦嘉子訳）

Sahosnihov, A.E., *Library Services for the Soviet Union*.（岡崎圀正訳）

ドイツ連邦盲人協会

沿革

ドイツの盲人福祉事業は1806年，哲学者ツォイネ（Zeune）がベルリンに盲人援護施設を設けたことから始まっている．これが動機となって，盲児童の教育と手工業訓練の場が生まれた．これらのほとんどは個人経営の慈善事業であった．また，1812年から13年にかけてのナポレオン戦争で失明した人たちのために，ブレスローその他の施設で，ロープ，バスケット，ブラシなどを作る職業指導を行なった．

1871年，盲人のためにライヒ協会（Foundation of Reich）が設立されたのがきっかけとなって，全国各州に盲人収容施設が創設され，各種の盲人団体が結成された．これによって盲児や盲婦人に対する社会の関心が高まった

このころ，インテリゲンチャの盲人フリードリッヒ・シェラー（Friedrich Scherer）が同じ苦しみと悩みをもつ盲人は，互いに手を取りあい．全国的な盲人団体を結成する必要のあることを説いて回り，1873年にウィーンで開かれた盲教育職員大会で意見の発表を行なった．その結果，1874年，各州から選ばれた5人ずつの代表者によって，全ドイツ盲人連盟（General Union of the Blind）が結成され，音楽家のフランツ（Franz）がその代表になった．この連盟は，自立の精神を確立すること，自分たちの手で同僚を困難から救い出すことをモットーとした．

盲人に関するすべての問題は，かれらの手によって処理，推進されていった．1909年と1912年には盲人大会を開催し，一般盲人専門職業の向上と社会への復帰および最高団体の設立を訴えた．その結果，同年，ライヒドイツ盲人協会（Reichdeutsch Blindenverband）の設立となった．この協会のおもな事業としては，盲手工業者への援助，盲音楽家，ピアノ調律師，事務職員などの地位向上をめざした．また，11種に及ぶ定期刊行物の発行，盲人用具中央事務所の開設なども行なった．

産業革命と交通機関の発達によって，盲人は個人的にも社会的にも新しい問題に直面した．最も重大な点は，伝統的手工業から盲人を解放し，職業訓練によって一般企業へ進出させることである．さらに，盲人の速記者や電話交換手を養成するため，協会はウェルニーゲロードに再教育訓練センターを新設し，主として中途失明者の訓練に当たった．一方，フランクフルトとブレスローに盲導犬訓練所を設け，他人の手を借りないで盲導犬により自由にひとり歩きができるよう訓練した．また，盲人手工業品販売協会（Association for the Trade Handicraft of the Blind）と，ドイツ盲人音楽家連合会（Union of Blind Musicians of Germany）の法人化を推進した．盲婦人の教養を図るために，ドイツ盲婦人連合会（Union of Blind Women of Germany）を結成し，さらに盲人の体育向上を図るため，ドイツ盲人スポーツ協会（Sports Association for the Blind）を設立した．

第1次世界大戦後，戦傷失明者に対するリハビリテーション対策は，盲人事業を政治的に推進するのに役立った．このため，マルブルクに専門職業開拓のために盲人教育所が開設され，さらに盲学校や専門学校設立の原動力となった．このようにして著しく知識的職業に接近するようになり，ドイツの盲人の社会的構成に大きな変化をもたらした．

第2次世界大戦の突発によって，ライヒドイツ盲人協会と，地域盲人連盟の事業はできなくなり，また，敗戦の結果，連合軍の指令によって活動は一時中止のやむなきに至った，1948年に至り，占領軍は盲人団体に関する拘束規定を廃止した．

これによって，1949年，現在のドイツ連邦盲人協会（Deutchen Blindenverband）として再編された．

現状

再建された協会は，休養センター，盲老人ホーム，盲幼児保育所などを次々に建設して経営している．さらに盲人の住居建設，職場の開拓などのほか，積極的に社会立法推進運動を行ない，経済的，職業的に政府の保障を要求した．その結果，一般盲人に対し重度身体障害者法（Law for Seriously Disabled Persons）が適用されるようになった．この法の適用によって働くことのできる盲人は，専門職に就くことになり，現在1万2000人の盲人がドイツ連邦共和国で働いている．この中の30パーセントは，タイピストや電話交換手，事務職員で，30パーセントは工業方面20パーセントは手工業品の製作と販売に従事している．残りの20パーセントは学究的な専門職，音楽家，マッサージ師，その他となっている．

協会の地域連盟は，地域盲人のため1531万ドイツマルク（DM）の募金を行なって，972の貸室を建設した．また，盲人用電話交換機およびタイプライター点字タイプライター，速記タイプライターなどの設置についても，約40万DMを募金した．

盲人人口の約半数は60歳以上であることから，670万DMで盲老人ホームを建設して435人を収容している．一方働く盲人のため，協会と地域盲人連盟は，1673万DMで12の病後保養所679室を完備した．このほか，ヘルスセンターもあり，運動場，水泳場などの設備をもって自由に利用している．

ドイツ連邦共和国には29カ所の盲人庇護工場があり，1050人が働いている．製品については，この協会と盲人手工業品販売協会が特別販売規約を作り，市場を開拓し，一般企業からの圧迫を防いでいる．年間売上高は4000万DMである．　（土井利家）

［参照文献］

The German Association for the Blind, 1970.
The Advancement of the Blind, 1970.

ユーゴスラビア盲人援護連盟

沿革

旧ユーゴスラビア諸国では，盲人への援助は慈善団体を作ることだけであった．1946年，ベルグラードにユーゴスラビア盲人援護連盟（The Union of Blind of Yugoslavia）が組織され，盲人保護に関する事業いっさいを行なうようになった．これにより盲人自身の自覚と社会の理解によって，より幸福な未来の理想が築かれるようになった．

事業

この連盟は，ユーゴースラビア全国の盲学校，各種盲人施設をコントロールし，点字図書館，テープライブラリー，点字出版，盲人用具の製作などを行なっている．

点字図書館には約9000冊の蔵書があり，年間延べ1万5000冊を貸出している．テープの保有マザー数は250本で年間100種が増加されつつある．点字やテープの普及が遅れているのは，各共和国ごとに言語が違うためである．テープの録音はボランティアではなく，有給職員である専門家によりなされている．連盟はセルビア共和国にあるので，こうした費用のいっさいはセルビア共和国が負担し，他の共和国はこれを購入して利用している．この種の図書館は六つの人民共和国に1カ所ずつある．

点字出版は月約1200冊で，これを各共和国に頒布している．盲人用具製作所は点字タイプライター，製版機（モーター付きインターポイント），白いつえ，地図，計算器などを作っている．

なお，ユーゴスラビアには，物理療法士学校，盲人博物館，職業訓練施設，盲老人福祉施設，盲人と弱視者の施設，盲人授産工場，その他の盲人施設がある．

（長岡加藤治）

［参照文献］

岩橋英行「世界盲人福祉協議会実行委員会――ユーゴ・ベルグラード――報告書」日本ライトハウス　昭和43

ポーランド盲人連盟

沿革

1842年，ワルシャワに最初の盲学校が建設され，盲人音楽同志会（Companionship of Blind Musicians），ポーランド盲人協会（Polish Association of the Blind）なども組織された．

1910年には，盲人救助会（Association for the Aids of the Blind）が設立された．これは博愛主義に基づく団体であって，盲人の生活向上と福祉のため，文化活動や盲児の教育，点字の普及運動など，バラエティに富んだ活動を行なった．

1918年，第1次世界大戦後，戦争失明者協会（Association of the War Blind）が結成されたが，それが契機になって全国各地に盲人協会が誕生し，ここに全盲人を対象とした福祉を図るべきであるとの機運が生まれた．

1945年，第2次大戦後，新しく生まれたポーランド人民共和国政府は，盲人の福祉向上に力を注ぎ，人民の力を結集して盲人の要求と能力に応じた対策を講じ，戦前の盲人団体を統合再組織して，1951年，ポーランド盲人連盟（Polish Union of the Blind）を結成した．この盲人連盟は，全国の盲人施設，盲学校などをコントロールするとともに，盲人の就職にも大きな役割を果たしている．

1965年現在の会員数は1万5000人で，7000人は職業に就き，そのうちの6000人は盲人協同消費組合（The Blind Cooperation）に雇用されている．

盲人協同消費組合運動

ポーランド盲人連盟は，まず盲人に職を与え，教育と文化の向上を図り，盲人運動の経済的基礎を確立し，また自立的盲人事業を達成するため消費組合運動を起こした．現在，24の組合が行政区単位に配置され，各組合は，職場から選出された4人の役員によって運営されている．これらの役員はリハビリテーション，技術，総務，組織の4部門を分担している．1957年にこの組合が組織された当初は，全国に18組合，盲人従業員は3320人であったが，1965年には6000人に達している．ここには他の身体障害者，一般晴眼者も働いている．職種は①ブラシ作り，②編物，③金属加工，④なわ製造，⑤網作り，⑥電気工芸などである．

創立1年後の生産高は1億6300万ズロティ（zloty，1ズロティは90円）に達した．連盟はこれらの組合に対し製造品の割当て，作業場の決定，盲人作業ポストの設定などを指導している．そして盲人のリハビリテーションや，他の身体障害者との間に生ずる諸問題の解決にも努力している．

盲人職業訓練センター

組合で働くためには，特別な資格を必要とするので，職業訓練センターを設け，年間平均70人を採用することを目標として訓練している．期間は約10カ月で，訓練課目のおもなものは金属加工，電気工芸，編物，バスケット作り，室内装飾品，ブラシの製作などである．

しかし，このような職業技術を習得しただけで一般工場へ就職しても，単独歩行や日常生活などの訓練に欠けているため，社会に適合しにくく，一般労働者から敬遠され，盲人はいつもとり残される．これらの欠陥を正すため，組合では盲人が他人に世話をかけないで労働できるよう基礎訓練に力を入れている．

訓練修了生の大部分は組合の工場に就職するが，中には上級学校に進む者や研究を続ける者などもいる．これらの者のために奨学金の制度を設けている．

政府の援助

政府は連盟結成当初から援助を与え，多くの免税と優遇措置を講じている．特に多くの盲人が働いている工場は免税措置を受けて発展している．これらの中には900人ぐらいの従業員のいる大きな工場もあり，重工業，軽工業などに従事する戦争失明者が多い．

連盟は職業と医学の両面から各種のリハビリテーションを実施している．組合では，このため150人以上の工場専門医，看護婦，社会事業家，技術家などを配し，絶えず従業員の安全と衛生状態の改善に努力している．組合には相談室があり，医師を中心として，仕事上から起こる故障や災害に備えて，健康管理を行なっている．また，物理療法室や各種の分析実験室を備えているところが多い．また広い意味での職業と医学及び心理学を取入れたリハビリテーション計画を実施している．

生産状態

現在盲人は工業方面に大きな貢献をしている．1961年における組合の生産高は27億500万ズロティであったが，1965年には49億ズロティに達した．生産高は1961年の1.8倍に上昇した．生産高のトップはブラシ作業で54.2パーセント，金属作業22パーセント編物 12.3 パーセント，電気器具10.2パーセント，木工1.4パーセントとなっている．なお，従来は晴眼者だけが従事していた職種のうち，盲人が成功したものとして，ペーパーはさみ，ピン，びん詰め容器，カーテンの鐶，装飾用くぎ，ベッド，本棚などの工作がある．編物の中にはスウェーター，ブラウス，くつ下，アンダーシャツなど，電気器具としては電気コード，内線コードなどがあり，また，各種木工作業，特にブラシ作業は，政府から与えられた特権としてこれにこたえ，その発展を強力に推進している．

点字印刷事業

点字印刷所は1748年に設立され，現在は6人の盲人が，晴眼者のリーディングによって点字製版を行なっているが，1人1日の製版数は平均24ページである．

印刷機は7台あってフルに運転している．1965年の年間出版数は1300タイトル，5万5489冊に及び，文学，一般科学，盲学校用教科書，児童向き書籍，点字楽譜などがそのおもなものである．点字雑誌は9種類発行しており，いずれも盲人が編集に当たっている．その中には協同消費組合雑誌，マッサージ，エスペラントなどの雑誌も含まれている．また，1961年にはテープ録音所を設け次第に充実しつつある．

点字図書館事業

連盟の中央盲人図書館は，全国的に点字図書および録音テープを貸出している．1965年の発送数は4万5000冊である．その他おもな地方に六つの図書館支部を設けている．中央図書館をはじめたいていの図書館は盲人によって運営されている．ポーランド語の蔵書2万8074冊，その他の外国語の図書や音楽書もあり，1965年現在読者数は会員制度で1314人，年間2万2500冊を貸出している．

このほか盲人に関する墨字文献も多数所蔵している．録音テープの貸出しは中央図書館だけで1967年現在，マザーテープ1万1000本を保有し貸出している．郵送料は無料である．

他団体との連携

連盟は世界盲人福祉協議会（WCWB）に加盟し，全ドイツ連邦盲人協会（Deutchen Blindenverband）およびチェコスロバキア身体障害者連盟（Czechoslovakian Union of the Disabled）と3者協定を結び相互の文化交流と学童ならびに中途失明者による夏期休暇交換行事を実施している．

レクリエーション

連盟はポツナーの体育アカデミー（Academy of

Physical Education）の専門家の協力を得て，3週間のキャンプを編成し，冬はスキーやトボガンすべり（tobboganing）および青空徒歩ゲーム（mobile game）を行ない，夏は日光浴，カーヌー遊び，魚釣り，水泳などを行なっている．また，トラック，フィールドの競技にも参加すると共に治療体操（therapeutic gymnastics）も行なっている．このほか各種のクラブ活動も活発である．（土井利家）

［参照文献］
岩橋英行編「有能なる社会人への創造」日本ライトハウス 昭和43
Information, Polish Union of the Blind, 1965.
The Blind Co-operative Movement in Poland, Polish Union of the Blind, 1966.

イタリア盲人連合

沿革

1920年10月，イタリア全地域の戦傷失明者や民間盲人がゼノアで会議を開き，盲人が市民生活へ復帰できる運動を起こす基本的計画を作成し，イタリア盲人連合（Union Italiana dei Ciechi）を結成した．1947年には法人組織となった．

盲人連合は50年間に著しい進歩を遂げ，イタリア全地域にわたって多数の支部を設け，各種の盲人事業を行なっている．このため遠隔地に在住する盲人でも，その地域の支部に連絡して精神的，物質的な便宜や利益を受けることができる．また，連合本部は全地域盲人の情勢を把握し，調査や指導が容易にできるようにし，盲人たちの生活向上に努力している．そのため，地方支部に対して物的援助だけではなく，盲人が社会人としての教養を積み，社会的，生産的および文化的生活に活発な役割を演じ得るよう指導している．

事業

〔教育〕 ゼノア会議の当初から，盲教育の重要性を強調し，その実現を政府に要望した．1923年，盲児の小学校教育は義務制となり，1934年にはその教育費は寄宿舎費を含めて地方政府の負担となった．そして盲教育に従事する教師は特別訓練を受けねばならないことになった．こうした教育の進展は，オーガスト・ロマグノリ（Augusto Romagnoli）の不屈な働きと，盲人連合会長オーレリオ・ニコロディ（Aurelio Nicolodi）の理論的活躍に負うところが多い．1960年に至り，盲教育者訓練学校組織のために国立オーガスト・ロマグノリ盲教育者訓練協会（The Augusto Romagnoli State Institute for Training Teachers of the Blind）が創設された．

第2次世界大戦の数年前から，盲人連合の行なう職業訓練と音楽教育事業は急速な発展を見た．また，盲人の教師を一般学校に就職させるために全力を傾注した．有能な少数の盲人たちは，公立学校教員の資格を得るための文官試験を受けた．1955年に至り条例が改正され，大学を卒業した盲人は，筆記試験の必要のない課目，すなわち歴史，哲学，法律，音楽，唱歌などについては，教員の資格が認められることになった．1967年にはさらに全中等学校の文学と語学の教員資格まで範囲を拡大した．その結果，現在約1000人の盲人が一般学校の教職についている．

〔雇用〕 イタリアの盲人口は約10万人で，その大部分は老齢か，生産事業に従事できない者で，正常な報酬を得る仕事に就いている者は約1万人に過ぎない．盲人連合の設立当初は，少数の盲人は例外として，一般的には伝統的な仕事，たとえば枝編み細工，いすの修理，マット・ブラシ・ほうきの製作，ピアノ調律などがおもなもので，女性は毛糸の手編み，機械編みなどであった．

1934年，創立者ニコロディは政府に対し，一般産業方面に盲人を雇用するか，あるいは，盲人が過半数を占める特殊授産工場を設けるよう提案した．この結果，国営宝くじにより資金を得て，1936年にはフローレンスにくつ，編物細工，荷作りひも，くつしたなどの授産工場を，ローマにベルト，布および編物，ミラノに小型金属部品，パリーに手仕事の授産工場をそれぞれ設けた．

この授産工場の生産活動は，1944年までに著しい発展を示し，当時約700人の盲人が働いていた．しかし，戦争の重圧を受け，新しい転換を求めることを余儀なくされた．戦後に至り，利益の少ない伝統的な仕事は老齢盲人や重複障害盲人のために残された．青壮年層の盲人については，工場労働者のほか物理療法師や電話交換手のような分野が開拓された．

(1)物理療法士：フローレンスにある「ビットリオ・エマヌエル2世協会」（Vittorio Emanuel II Institute）は1941年から盲人マッサージ師養成学校を経営した．多くの卒業生は病院や診療所，保養所で働くようになった．1961年に政府は盲人物療士を特別職として認め，診療所や病院に対し強制雇用の規定を設

け，その資格を専門看護婦と同格とした．1971年には雇用条件をさらに改善し，現在約600人が雇用されている．

⑵電話交換手：同じころ盲人連合の各支部では労働省と社会安定局の援助で盲人電話交換訓練特別コースを始めた．訓練の結果，盲人も晴眼者と同様，あるいはそれ以上に能力を発揮する場合があることが証明された．盲人連合は盲人強制雇用に関する各種の法令制定の促進運動を図った．議会や政府当局も，この盲人たちの要求を黙視することができず，1957年，1人以上を必要とする電話交換設備をもつ公私の機関は，盲人を雇用しなければならないことになった．

1960年には100人以上の従業員のいる機関は，交換手1人だけを必要とする場合でも盲人の交換手を雇用しなければならなくなり，1965年には従業員数にかかわりなく，電話交換設備を設けている公私の機関は，盲人を雇用しなければならないという条例を追加した．この措置によって，現在では約3500人の盲人が電話交換手として就職している．

⑶その他の職業：1969年にはさらにテレタイピスト養成コースを設けた．ポーデノンのレックス社で実習を経て，すでに12人が雇用されている．

〔福祉〕 盲人連合は盲人年金獲得運動にも努力してきた．その結果，1954年から年金が支給されることになり，1962年から全盲者に対しては，終身1カ月1万8000リラ，両眼矯正視力20分の1以内は1万4000リラになった．ただし，1カ月1万8000リラ以上の収入のある者，または家族に1万5000リラ以上の収入ある場合は除外される．また，1968年からは，全盲者の介添料として1カ月1万リラが支給されるようになった．しかし，盲人連合はその後もさらに時代に即応した年金額の増額を要求した結果，1970年から全盲者に対しては1カ月3万2000リラ，両眼の視力20分の1以内は1万8000リラに増額されたほか，年金受給者にはクリスマスボーナスとして同額を支給することになった．これらは納税能力のない盲人に対して支給し，家族の収入に関する条項は取除かれている．

〔その他の援助〕 盲人連合では盲児は特殊学校，中途失明者はリハビリテーション・センターで教育，訓練を受けるように奨励するとともに，これらのところに行けない盲人には職業指導講習会を開いている．そして安全にかつ有効に職務を遂行できるために必要な補助用具の供給を政府に要求している．たとえば，電話交換手に対しては，触覚信号器，点字電話帳，タイプライターなどである．その他鉄道乗車賃の半額割引，ラジオ聴取税の免除，点字器，点字タイプライター，盲人用時計，目覚まし時計，白いつえ，点字用紙などを供給している．各地方支部では，特別協同組合(Special Cooperation Service）を組織して，家庭訪問や読書サービスを行なうなど，個人的要求に応じている．

〔失明予防〕 1966年角膜移植のための機関として，ドン・カルロ・グノッキ・センター（Don Carlo Gnocchi Center）を設立し，失明防止に活動している．また，各支部には眼科医や社会事業家の協力で眼科医療センターを設立し，失明防止に当たっている．また，1967年には重複障害盲人センターが設立された．

〔文化，出版および宣伝事業〕 モンザに点字書とトーキングブックの貸出し図書館があり，フローレンスの国立点字出版所では1924年から教科書や楽譜などが出版されている．また，点字版，墨字版の各種定期刊行物の出版・配布を行なっている． （土井利家）

〔参照文献〕

Nature and Purpose of the Italian Union of the Blind, 1971. （豊岡芳子訳）

スペイン全国盲人協会

沿革

スペイン全国盲人協会（Organización Nacional de Ciegos de España＝ONCE）は，1938年12月13日，盲人の守護聖人といわれるセント・ルシー（St. Lucy）の祭日に，法令によって設立された盲人に関する全国的統一機構である．その法令の第1条には，盲人に関するすべての団体機関はこの会に統合されるよう規定されており，また，すべてのスペインの盲人はこの協会に入会することができることになっている．

組織

協会の運営は最高理事会によってなされるが，その構成は次の通りである．

議長 内務大臣，副議長 社会事業総裁，理事 スペイン全国盲人協会長と会員5人（うち2人は盲人）．

そのおもな任務は，規約の制定と解釈を行ない，協会の方針を承認することである．同協会の会長は必ず盲人であって，次の各部署を統括する．

本部事務局では，協会の従業員2236人，臨時雇607

人および会員1万7678人（1963年現在）の書類の手続き処理に当たる.

事業

おもな事業はだいたい8部門に分かれている.

(1)教育部は主としてスペインの盲青少年の訓練，教育および成人会員の再教育に当たる．そのため四つの盲学校を経営している.

(2)労働部（収益部門）では，キャラメル工場を2カ所，さらし粉・洗剤製造工場を1カ所経営している.

マドリードのキャラメル工場は，最も近代的な機械を備え，年間30万キログラムのキャラメルを製造している．その品質は市場で好評を博し，委託販売を行なっている盲人の仲買人からの注文に追われている．この工場の管理者，出納係，30人の女性包装係は盲人である.

サラゴサのキャラメル工場は，マドリードほどの生産能力はないが，同じような特徴をもっている.

バルセロナにあるさらし粉・洗剤製造工場は最も小規模である．全職員が盲人で経営しているが，一般工場との過当競争で収益はあがっていない．しかし，理事会および本部としては，盲人の労働問題を解決し，労働能力のある者を積極的に国民所得の一要員にすることに力を注いでいる.

(3)学芸・宣伝部は，第1に学芸の促進を図ることを目的とし，中央および地方に図書館を設立して，その発展を期している．盲人用には点字で，弱視者には普通の文字での書籍，雑誌などの発行，音楽会，文学の夕べなどの開催，各種芸術グループの育成，また，協会の宣伝と普及に関するあらゆる行事を推進している.

協会本部内に中央図書館，マドリードとバルセロナにそれぞれ地方図書館，そのうえ地方の代表部と四つの学院にも図書館を設置しており，さらに三つの巡回図書館がある．トーキングブックは王立イギリス盲人援護協会のカセットを利用している．また，本部と地方代表部と四つの学院の盲人によって組織されている音楽グループもある．6重奏団，4重奏団，合唱団などがあり，その中のあるものは，晴眼者によって作られた同じような楽団と競って成績をあげている．また，劇団もあり，ラジオや協会の各種センターで行なわれる祭典に活躍している.

点字の書籍・雑誌などの発行のためには三つの印刷所が活動している．その指揮に当たっているのは宣伝部である．マドリードにあるのは国立印刷所の性格をもち，学院で使用する教科書をはじめ，一般に関心のもたれそうな小説その他の作品が印刷されている.

なかでも浮出しによる挿画のついたドン・キホーテの14巻が目立っている．このほか4種の点字雑誌が定期的に出版されている．そのうち，工芸・文学・科学・芸術を内容とする *Relieves* は月刊で知識階級用である．宗教ならびに社会生活啓蒙のための *Destino Humano* は，月々の協会の事業の動きが載せられている.

この部のもう一つの活動は会員間のチェスで，多くの地方代表部の「スペイン全国盲人協会チェスクラブ」の創設が目立っている．会員たちは各連合選手権や試合に多く参加している．また，これより小規模であるがドミノやトランプも地方コンクールなどを行なって楽しんでいる.

(4)管理・統計部には，協会の管理が集中しており，毎年，本部，地方代表部，その他の事業の予算を作成する．また，予算の使用，他の部署の監督と清算はこの部の責任である.

(5)社会救済部は，協会の会員，従業員，その家族には完全医療サービスと，25パーセントの払込金によって無制限な薬剤サービスを行なっている．また，職員には結婚，誕生，死亡に対しても交付金を与えている.

会員であって，全く身体機能の不能な者はこども，青年，老年にかかわらず年金を与えている．現在，391人がその恩恵に浴している．会員および職員で満70歳以上の老齢者に対しては年金を支給する．年金は従事年数によって異なり，日給あるいは俸給の20パーセント以上60パーセント未満になっており，1963年現在の年金受給者数は1214人に上っている.

会員および従業員の未亡人に対して，未亡人のいないときは未成年のこどもまたは60歳以上の親に対して，勤務年数などによって3000ペセタ（約1万5000円）から1万2500ペセタ（約6万2500円）の補助金を交付する.

(6)衛生活動促進部の主要任務は，入会申請書の眼科証明書を調査し，協会全体の医薬サービスを組織統括することである.

(7)協会の財源のほとんどは「盲人クーポン券」(blind coupon）の販売によって得られている．これは公営宝くじのようなもので，1枚1ペセタ（約5円）のもの1000枚綴りで販売され，毎日抽せんが行なわれ，

新聞やラジオで発表されている.

販売は盲人によってなされ，販売人の手数料は40パーセント，賞金支払いに47.5パーセント，残りの12.5パーセントは協会本部に納入される.これらの業務は，いっさいクーポン課の手で行なわれている.

クーポンを売るスペインの盲人

(8)クーポン券印刷所はクーポン券を作製し，発行ごとに起こるいかなる誤りも調査訂正できるようにしている.

(9)地方代表部は，協会の事業，普及を最大限に行なうために33カ所に設けられている.その組織は本部の組織に類似し，その代表および業務管理責任者は盲人である.（森本久夫）

［参照文献］

Organización Nacional de Ciegos de España, 1963.

バランタン・アユイ協会

沿革

バランタン・アユイ協会（Association Valentin Haüy）は1882年，モーリス・シゼラン（Maurice de la Sizeranne）によって設立された.バランタン・アユイは世界最初の盲学校の創設者として有名であり，協会の名称はそれにあやかったものである.

シゼランは1857年，由緒ある家柄に生まれ9歳のとき自宅の庭園で自分自身の放った矢で失明した.14歳のとき盲学校に入り，その後パリの国立の学院に移り，ここで音楽の才能を発揮し，1878年にはフルートとピアノ担当の教授となった.しかし，健康上の理由から退職した.かれには若さと富とよき友人があった.

このころのフランスの盲人たちは，オルガンの演奏，アコーデオンひき，いすにわらをつめる仕事などにたずさわり，フランスの全土に散らばっていた.かれらは自分たちの要求を理解してくれる人もなく，互いに孤立の状態にあった.さらに，ルイ・ブライユの発明した点字の本さえ不足がちであった.

かれはこれらの人びとに，まず，援助の手をのばす必要に迫られた.そして，盲人の社会的境遇改善のための会議にたびたび出席し，また盲人のための学校，事業場，保護施設などを見学，さらにドイツやイギリスなどの事業を視察した.

バランタン・アユイ協会
（盲人製作品展示場）

1882年には「点字の略字略語表」続いて点字雑誌 *Louis Braille* などを発行した.そしてバランタン・アユイ図書館などもできた.1889年には公式に認可され寄付金を受けることができるようになった.

シゼランが過労のため倒れたのちも事業は拡大されていった.この協会の財源は，会員の会費，一般寄付金，政府の助成金などである.また，運営は総会で選ばれた晴眼者と盲人の同数の理事によってなされている.

事業

〔博物館〕エドガー・ギボー（Edgar Guibeau）によって1889年に設立された.図書と盲人用の特殊な器具と物を集めている実用的参考資料のセンターである.研究者たちは無益な試みを避けるにはここを見学する方がよいとされている.

〔図書館〕博物館を補足するための分館でもあり，盲人に関する出版物を収集している.この図書館はシゼランの居住する一室に始まったのであるが，現在は協会の建物の6階を全部使用している.文学，歴史，哲学，宗教，小説，旅行記などあらゆる分野にわたっている.ことに音楽の手引書をはじめクラシックとモダン音楽の楽譜1万5000冊などは，多数の音楽家たちに利用されている.

また，ここには印刷された点字図書だけでなく，奉仕者による多数の点訳図書のほかテープやレコードによる声の図書もある.

〔点字印刷所〕協会は点字出版事業から出発したが，1959年には年間250万ページの点字書を刷り出している.盲人に特別な情報と助言を与える *Louis Braille*（文学，科学，音楽，時事問題など掲載），音楽雑誌 *Roude Musicale*，ピアノ調律者のための *Claude Montal*，盲人マッサージ師の会報 *Bulletin des Masseurs* などの定期刊行物のほか多くの図書を

発行している．

〔盲児童援護事業〕 協会は盲児童については，実際的な助言と補助でその両親を援助し，学齢期に達すると読み書きに必要な手引書を支給する．また，小学校に入学を許可された児童に対し適当な指示を与え，盲学校に入学する児童に対しては寄宿舎の舎費入寮仕度金を援助し，卒業に当たっては，適性に応じて音楽的な職業（オルガニスト・音楽教師・ピアノ調律師など）か，学校の教師または手工業方面の仕事に就職できるよう仕向ける．

〔盲精薄少女のための保護施設：Chilly—Mazarin〕この施設は一女性慈善家の援助によって作られたもので，フランス唯一のものである．盲精薄の少女たちは，ここで能力に適した教育を受けている．また，家庭にもどることもできず，十分な報酬を得る仕事もできない者は，そのまま，ここに残すことになっている．

〔リハビリテーション工場：Ateliers de Rééducation des Adultes〕協会は中途失明者を，他のリハビリテーション・センターに入所させたり適切な指導を行なっているが，一方リハビリテーション工場に収容して，ブラシ，いす，かごなどの製作を教えている．女性の盲人には，これらの仕事以外に編物などを教え，自宅でさまざまなものを作らせ，作品は協会本部とパリの中央にある売店で販売している．

〔物療士学校：École de Massage Félicien〕1907年にハブレー（Fabre）によって設立され，保健省の認定を受けている．フランスには他にも同種の学校があるが，この学校では理論と実習は数人の医師と盲人の教授によって指導し，病院や診療所によって補足されている．イギリスでは免許証を理学療法士協会が発行するがフランスでは保健省から交付されている．

イギリスでは理学療法士はほとんど病院勤務であるが，フランスでは自営業者が多い．フランスにおける理学療法士は1万200人おり，うち700人から800人が盲人である．フランスの理学療法士の弱点は，イギリスに比べて電気光線，水治などの物理療法ができない点である．したがって，正確には運動療法士というべきである．その事業範囲はマッサージと医療体操およびそれに付随して運動練習のための機械，器具を取扱うだけである．

800人の盲人理学療法士の中で病院勤務者は約3分の1で，初任給は約1000フラン（約6万5000円で全盲者の就職も多い．自営業者は概して病院勤務者よりはるかに高収入といわれている．

〔盲人電話交換手養成〕 養成期間は，基礎訓練9カ月，総合実習3カ月，計1カ年である．指導には教科書を使用しない．国語の発音訓練と交換機の初歩的な構造，模型などを通じて受信および発信の番号に対応しての訓練，実習用交換機を使っての指導などきびしく行なわれ，最後には協会ビルの内線交換業務に従事させて仕上げることにしている．

フランスには1968年ごろ就職している盲人交換手は120人から150人ぐらいで，初任給は800フラン（5万1865円）で晴眼者との差はまったくない．ただ，電話の戸別普及や人件費の合理化によって，電話交換手は盲人にとってすでに過去の職業といわれており，少なくとも将来性はあまりないといわれている．

〔盲老人ホーム〕 協会では，盲老齢者のため政府の特別手当金を受けられるよう努め，無料の養老施設に入る必要のある者には便宜を与えているほか，自宅や施設にいる彼らに対し篤志家の訪問や現物の寄贈品の配分などの便宜を図っている．

協会では特に恩給の一部を払うことのできる盲老人だけを収容している．その中に特別の区画があって，耳の聞えない盲人たちを収容している．

〔その他〕 以上のほか，盲人用具の販売，鉄道運賃割引証の世話，失明予防の宣伝事業，就職のあっせん，貧困盲人に対する被服の支給，初めて就職する盲人および貧困盲人に対する住居，盲音楽家のため楽器購入の援助などを行なっている．女性のための相互救済（l'aide mutuelle féminine）は，孤独な盲婦人や病気の盲女性を対象としている．そこでは，手内職用の毛糸などを支給し，製品は協会の手で販売している．またこれらの人びとのため *Causette*（かるいおしゃべり）という雑誌を与えている．内容は宗教，文学，音楽，編物のページなどがある．

（畠田武彦・長岡加藤治）

〔参照文献〕

Poulebien des Aveugles, Association Valentin Haüy, 1959.（井戸清子訳）

Enseignemont Superieur, Association Valentin Haüy, 1964.

カナダ盲人援護協会

沿革

カナダ盲人援護協会（Canadian National Institute

for the Blind＝CNIB）は1906年，ある盲人がその所蔵点字図書を郵送によって盲人たちに無料貸出しを行なったことから始まったという．

1908年，その盲人の死後，かれの妻が婦人会などの後援を得て，トロントに点字図書室を移し，事業を継続した．

第1次世界大戦が始まって，多くの戦傷失明者が帰還した．それらの人たちのために，2人の戦傷失明者を理事に迎え，1917年にはトロント婦人音楽協会（Women's Musical Association）の財政的援助を受けて図書館を拡大するとともに職業訓練も始めた．

全国の多くの婦人たちは，この事業に大きな関心をもち1917年，盲人援護カナダ婦人協会（Canadian Women's Association for the Welfare of the Blind）を結成し，財政的に援助するだけでなく，点字図書貸出し事業や，戦傷失明者のアフターケア事業に奉仕をした．

1918年，戦傷失明者と市民奉仕者とが一体となり，カナダ盲人援護協会を設立することとなり，戦傷失明者の職業訓練を行なうことを条件として連邦政府が財政的援助をするに至り，これを法人化した．

その建物はイギリスの失明軍人訓練センターのセント・ダンスタンス（St. Dunstan's）の設立者アーサー・ピアソン（Arthur Pearson）の名に因んで，ピアソン・ホール（Pearson Hall）といった．

1919年になって，協会に婦人援護部（Women's Auxiliary）ができ，盲人援護カナダ婦人協会はこれに合流した．これに伴ってカナダのおもな都市に婦人たちの協力体制が強化され，盲人福祉事業が一段と強力に推進され今日に至っている．

本部には45人で構成される理事会があり，理事の3分の1は盲人である．協会は全国のすべての盲人に奉仕できるように地方に支部を設け，盲人登録制を採用している．

各支部は州および都市からの助成金や公的寄付金を収入源として，図書館や出版事業などを行ない，次々に近代的な構造と機能をもつ施設を建設するに至った．

その後，トロントの本部も60ヘクタールの土地を入手し，315万ドル（11億円）の募金を得て，1950年に総合リハビリテーション・センターを建設した．この建物が完成された際，創立当時の功労者ベーカー（E. A. Baker）とウッド（Jewis Wood）の名を冠し，ベーカー・ウッドセンターと名づけた．

事業

〔職業訓練と就職指導〕　協会の最初の事業は，戦傷失明者の更生訓練を行なうことであった．これは点字の指導と簡単な職業指導だけであったが，その後ピアソン・ホールに収容して，やなぎを材料とするバスケット作りやマッサージ術などを指導した．しかし，晴眼者たちの盲人に対する偏見が強く，戦傷失明者を一般職業に従事させることは困難であった．

そこで，協会は盲人の能力を証明するためには一般市民と同じ職業につかせる職業訓練が必要であると考えた．オッタワ盲人援護協会（Ottawa Association for the Blind）では長年にわたり途中失明者の職業訓練を行なって，ほうき製造工場へ就職させた．協会はこれにならって，同じ訓練方式を採用し，1918年に工業訓練部を開き，1920年にはハリファックス，オッタワ，トロント，ウニペッグ，バンクーバーなどの職場で，138人の男子が働くようになった．また，トロントの女子工業部では，45人の女子があしを材料としたバスケット作りを始め，動力ミシン，機械編物，はた織りなどに従事した．

1965年にはその生産高は150万マルクに上っている．これら盲人の働いている工場と，地区工業方面とのネットワークがよくとれ，発展しているのはこの国の特徴である．

1920年代には，男子盲人の職業として新聞売りが取上げられ成功した．これに刺激され，工場内に簡易なランチ・スタンド，病院や公立の建物，大学のキャンパスなどに，たばこの売店やキャンデー・スタンドなどが設けられ盲人の職場として発展した．

1932年に至り，盲人の速記者が政府や会社に進出し，電話交換のためには点字によって表示された特殊な交換機を開発し，これを用いて訓練を開始した．

第2次世界大戦による軍需産業の発達に伴い，盲人

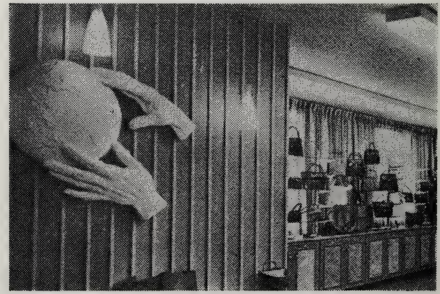

カナダ盲人援護協会の盲人製作品売店

の職業は急激に増加した．1940年代の初期には，製造業者は組立て作業が盲人にとって可能であることを認め，集団的に雇用した．1943年には組立て作業の下請制度をとり，家庭用のヒューズと海外向け船荷用の砲弾容器の組立て作業などをした．戦後には，X光線の組立て作業の分野が開かれた．また，多くの男女盲人が病院や商社で暗室で働く仕事に進出した．1965年には州政府と協会はマニトバ大学の協力を得て，コンピューター・プログラミング科を設け，プログラマーを養成した．この訓練は非常な成功をおさめ，現在は1カ年免許コースを設けている．これらの専門職に従事している盲人は2200人いる．

〔盲人図書館〕 盲人図書館のほかに1935年には点字を読めない盲人のため，トーキングブックによる図書館を開設し，1964年に至り録音テープに切換えられた．1968年現在，1万本のテープ書（1800種）を所蔵している．このほか2万5000枚の円盤のトーキングブック（900種）と2000冊の点字楽譜，2万7000冊の点字図書（5000種）を有し，カナダ全土に毎日，2000キログラム以上を郵便物として発送している．

〔失明防止〕 視力保存の事業は協会の重要なものの一つとして取上げ，眼病や事故による失明予防に万全を期している．

1918年にハリファックスの学校内に視力保存クラスを設け，1920年にはトロントの学童の視力検査を実施した．また，視力保存に関する雑誌 Serving Sight を発行している．1945年には北極地区に眼科治療班を派遣し，206人の患者を治療した．1955年にはトロント大学の協力を得て，オンタリオ・アイバンクを組織し，多くの患者に角膜移植を行なった．

1958年にはトロント病院と協力して弱視診療班を組織し，弱視用レンズの使用を奨励している．1962年にはE. A. ベーカー失明防止協会（E. A. Baker Foundation for Prevention of Blindness）を設立して，眼科医に奨学金や特別助成金を支給し，失明防止に必要な調査，研究や器具の設備などに援助している．

一般大衆に対しては，目の衛生，視力の重要性を啓発するための講演会や映画会の開催，パンフレットの発行などを行なっている．失明防止運動は，1915年，活動を開始以来，現在もなお続けており，約7万人の患者に対し無料診療を行なった．（土井利家）

［参照文献］

50 Years of Service, 1918～1963, Canadian National Institute for the Blind.

ロイヤル・ビクトリア盲人援護協会

沿革

当初，重複障害児の教育に関心のあるオーストラリアの人びとが，イギリスをはじめヨーロッパ諸国，アメリカ合衆国などの諸施設を見学し，1866年，オーストラリアで最もすぐれた盲人の社会復帰訓練センターとしてメルボルンにロイヤル・ビクトリア盲人援護協会（Royal Victorian Institute for the Blind＝RVIB）を築きあげた．この盲人福祉事業は，民間団体，一般人，政府の援助によって発展を遂げている．この協会の各職場には，現在約300人の職員がおり，うち150人は盲人である．

養護学校

盲児の看護と訓練は，ＲＶＩＢの独特な責務とされている．バーウッドにある設備の整った寄宿制養護学校は104年の歴史をもち，最もすぐれた学校の一つとして，広く世界に知られている．同校では，高度に訓練され，暖かい愛情をたたえた献身的な職員が，盲児の成長に伴う自信や技能を進展させるようあらゆる機会を与えている．普通の学校に入学する準備のほかに，晴眼者に劣らない基礎を作る歩行訓練や感覚訓練が行なわれている．中でも，ペットとなる動物の世話は，こどもたちに人気がある．動物に餌を与えるということは，困難なことであるが，こどもたちは楽しみながら世話をしている．水泳では，1年間にジュニア級の水泳資格者17人が誕生した．その他，ボーイスカウト，ガイド，ハム，キャンピング，クリケット，クラブ活動，自転車乗りなど多種多様な趣味がある．

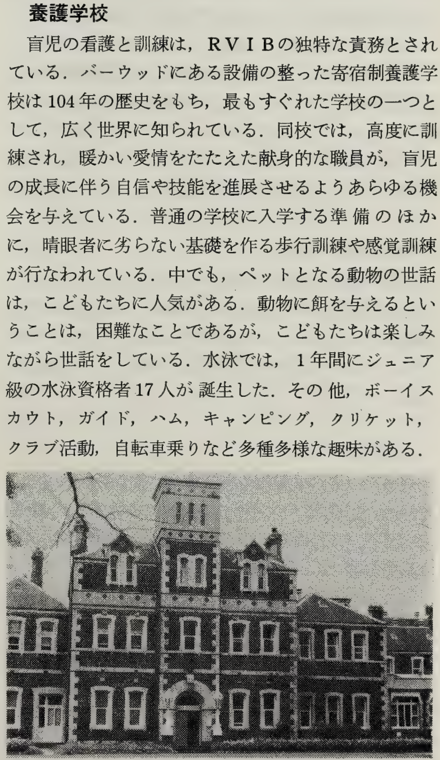

ロイヤル・ビクトリア盲人援護協会

重複障害児センター

病院形式で設置されているこの施設は，かなり重度の重複障害をもつ盲児に，できる限り機会を提供し，その障害の克服に努めている．1970年 8 月の初めには，10人の重複障害児が入学許可された．

リハビリテーション訓練センター

1963年に設立された．医学，心理学，社会学などあらゆる面から，盲人の諸問題を探求しており，特に社会との関係を重要視している．収容人員は60人，訓練期間は2週間から12カ月であるが，各個人の必要に応じて決定される．訓練課程は個人に応じて作成され，指導員は生徒に押しつけの授業をしないように注意を払っている．職員構成は歩行指導員4人，タイピング指導員1人，点字指導員1人，家庭指導員1人，手芸指導員2人，電話交換指導員2人，その他12人となっている．訓練課目はタイピング（商業用タイプ，普通タイプ），歩行（スペクタル，ロングケイン），家庭（料理，化粧，ドレスアップ），手芸（バスケット，絵画，手芸），点字教室，電話交換手養成，組立て作業，カーペット織り，体育などである．また，ハイキング，登山，スキー，カヌー，キャンピングなどの戸外レクリエーションも奨励している．1971年現在，73人の訓練生が訓練を受けている．

独立手段—雇用

盲人を適切な職場に就職させることは，ＲＶＩＢの最も重要視している点である．商業，工業方面に盲人を就職させている．これらの中には，ゼネラルモータース，フォード，コダック社などに働いている者もある．

老盲人ホーム

老盲人の孤独と閉鎖性を緩和し，楽しく暮らさせるために，図書館（トーキングブックの貸出し），手芸センターが設けられている．また外出の際の輸送機関は無料で提供される．

授産工場

ここには約150人の盲人と20人の晴眼者が働いている．この施設は州政府から5500ポンドの助成金を受けているが，実際は55万ポンドが必要経費なので，事業の収益と一般寄付金によってまかなっている．仕事の内容は，伝統的なマット作り，かご作り，ブラシ作りなどで，砂糖，小麦粉，ココナツ，たばこなどの袋つめなどもしている．製作品は，州の各地にある500の委託売店から需要者に供給されることになっている．

図書館

点字図書はイギリスやアメリカから購入している．さらに，点訳奉仕者によって増冊もしている．トーキングブック（カセット）は，おもにイギリスから求めている．（日紫喜均三）

［参照文献］

山下武雄報告書「オーストラリアの盲人事情について」昭和39

Annual Report 1970, Royal Victorian Institute for the Blind.

インド盲人援護協会

沿革

インド盲人援護協会（National Association for the Blind ＝ NAB）は，インドにおける盲人のリハビリテーション，就業および文化事業をつかさどる唯一の民間総括機関である．協会創立以前は，全国に32カ所の盲学校と10カ所の盲人施設が散在していたが，相互間には何らの連携はなかった．そして政府が盲人事業に関心をもち始めた当時は，盲人問題について語り得る団体もなく，海外の盲人施設，団体や国際機関とも交渉できる代表者はほとんどいなかった．

政府当局はボンベイで盲人福祉事業に献身する盲人たちを糾合し，1948年に第1回盲人事業家州会議を開催した．この会議では，まず，インド点字の統一問題を取上げ，バラティ語に統一することを決めた．次いで1952年，アルパイワラ（R. M. A. Alpaiwara）が中心となり，全インド盲人事業家の賛同と政府の援助によって，インド盲人援護協会が発足した．その後，協会は盲人福祉の増進を図るため全州に支部を設けた．協会は毎年，全国インド会議を開いているが，1962年には10周年記念式典を催し，記念事業として，点字，手工業，および音楽のコンクールを開催した．

事業

最初取上げられた事業目標は，①盲人の福祉を図る，②盲人援護機関と施設間および福祉事業家との密

接な共同作業，③失明防止と治療活動，④職業訓練センターの設置，⑤盲人事業家会議による盲人問題の討議，⑥盲人用具の開発，⑦盲人図書館および点字印刷所の設置などであった．

しかし，当初，これらの事業を実現することは容易ではなかった．1962年の10周年記念式典を境に国および州政府をはじめ奉仕団体や民間人により名実共に国家的盲人福祉事業の統一機関であることを認められるに至った．

国際的にも世界盲人福祉協議会（World Council for the Welfare of the Blind=WCWB）に加盟し，6人の代表会員を選び，同協議会の総会のつど，代表を送っている．その他，アメリカ海外盲人援護協会（American Foundation for Overseas Blind=AFOB），アメリカ盲人援護協会（American Foundation for the Blind = AFB），王立イギリス連邦盲人援護協会（Royal Commonwealth Society for the Blind = RCSB），王立イギリス盲人援護協会（Royal National Institute for the Blind = RNIB），パーキンス盲学校（Perkins School for the Blind）などとも交渉をもち，奨学金や盲人用具の支給などは，すべてこの協会を通じて行なわれている．また，盲人福祉事業に関する国および州政府の顧問会の指導委員会に協会代表が参加する制度も開いた．その結果，設立当初の方針により次のような事業が具体化された．

(1)農村地区の多くの職のない盲人のために，1960年にタタ盲人農業訓練センター（Tata Agricultural Rural Training Center for the Blind）を開設した．このセンターの訓練地の広さは約97ヘクタールで，この種の施設としては世界最大といわれ，毎年50余人を訓練しており，アメリカ職業更生局，RCSBやAFOBなどからの援助もあり，インドだけでなく東南アジア諸国の中央訓練センターとして活躍している．

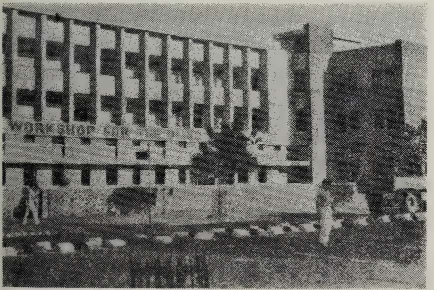

インドの盲人授産所

(2)一般企業に不適当な盲人のため，1963年に盲人授産工場（Workshop for the Blind）がボンベイに建設された．事業内容は一般産業，下請作業および軽工業の3部門に分かれ約100人が就業している．

(3)インド失明防止協会（National Society for the Prevention of Blindness）は，1959年にニューデリーに設立され，カウア（R. A. Kaur）指導のもとに活動している．

(4)盲教育の向上のためには，まず，教師の養成が先決であるとして，1960年，マドラスにインド盲教育者養成所（National Academy of Teachers of the Blind）を設置した．この養成所は，協会と全国クリスチャン同盟（Christian Union）との合同で経営され，毎年8人から10人を養成している．そして，優秀な者はアメリカやイギリスの模範的な施設または盲学校に留学させている．また，少数は管理職としての訓練を受けさせるため，RNIBに送っている．

(5)盲人福祉事業に従事する者のため，盲人福祉に関する活字図書の必要性を痛感し，ボンベイ・ライオンズクラブのアクティビティによって，1960年，NABライオンズ盲人図書館が建設され，盲人問題に関する多くの書籍やパンフレットを備えた．これらは盲人施設および全インドの盲人福祉事業に従事する者に無料で貸出されている．点字図書の出版も行なわれているが，将来はヒンズー語や地方語でも刊行されるよう要望している．

1963年からトーキングブックの製作を始めたが，このため，アメリカ連邦保健教育・福祉省職業更生局から特殊録音装置と，100台のテープレコーダの寄贈を受けた．これによって製作される図書は，盲人に興味あるものが大部分であるが，盲大学生の要求に応じて教科書も録音されており，月刊雑誌が最も多く利用されている．

(6)インダストリアル・ホーム（N. S. Industrial Home）は，1917年，シャー（S. A. Shah）とチャトラプティ（N. D. Chatrapti）によってボンベイに設立されたが，これを協会の事業に移し，老齢や身体虚弱の盲人を収容し，かれらに適した職業を与えて市民として独立させるよう指導している．たとえば，大工仕事，いすの修繕，編物，製本などである．

(7)また，盲人のオーケストラバンドを組織しているが，インドのクラシックと映画音楽では最もすぐれている．

(8)なお，中途失明者のために次の3カ所にリハビリ

テーション・センターが建設されている．フェロズ，ノシールメルワンジ・リハビリテーションセンター（Pheroz and Noshir Merwonji Rehabilitation Centers），ならびにパイロット・デモンストレーション・リハビリテーションセンター（Pilot Demonstration Rehabilitation Center）などである．（土井利家）

〔参照文献〕

岩橋英行「インド政府主催盲人職業教育セミナー・世界盲人福祉協議会実行委員会・東南アジアに於ける盲人福祉事業施設視察報告書」日本ライトハウス 昭和34

Ahuja, S. C., *The National Association for the Blind*, 1960.

The Blind Can Build, Department of Social Security, Government of India, 1967.

インド国立盲人訓練センター

沿革

1943年，第2次世界大戦による戦傷失明者の職業訓練のため，セント・ダンスタンス・ホステル（St. Dunstan's Hostel）がデラドンに開設された．その後戦傷失明者である訓練生が少なくなったので，1950年に至りILOの援助のもとにインド政府が一般中途失明者のための国立盲人訓練センター（Training Center for the Adult Blind under Ministry of Education, Government of India）として再発足した．デラドンでは，1951年には点字出版所，54年には盲人職業授産所，57年には盲婦人訓練所，59年にはモデル小学校，62年には点字図書館と職業訓練センターが相次いで設立された．

事業

職業訓練センターはデラドンに設置され，中途失明者を中心に訓練を開始した．入所資格は，盲以外に重要な障害をもたない50歳以下の者で，①失明して3年以上の者，②戦争で失明した者，③州政府および他の公的機関から訓練終了後に雇用する約束で委託された者などを優先的に入所させる．

インドにおいては，第2次世界大戦後，産業が急速に発展し，盲人のために新しい窓が開けてきた．それは一般産業において，何回となく反復される作業に従事できるということであった．この種の仕事は，従来の熟練を要する家内工業よりすぐれており，近代産業の複雑な工程の一つとして広範囲にわたっているので，盲人の訓練計画に取入れるのに適当であった．

中途失明者の訓練のため，センターはまず家内工業の作業から始めた．次いで軽工業へと移行するために専門の指導者として，1962年ILOからターナー（Elis Turner）が派遣された．最初にとられた段階の一つは，訓練のために一般機械を解体し，ふたたび組立てる作業であった．次に自転車の組立てや修理の訓練コースを設けた．

続いて軽工業訓練のため，詳細なカリキュラムを作りあげた．この第1の眼目は，盲人は目を使い得ないので一般的に行なわれている作業に就かせるための基本的技術を与えることであった．このため，訓練センターでは手動・電動両方の機械を使い，点字板の板を作らせ，全属機械の部門では，点筆，点字板，ゲーム用具，計算板，白ステッキなども作っている．こうした生産品はネパール，パキスタン，マレーシア，台湾など8カ国に輸出さている．おもな使用機械はプレス，ドリル，ミーリングマシン，旋盤，フライス盤などである．

カリキュラムのうち最もたいせつなものは，最初の2週間に行なわれるアセスメントである．これは大小の穴のある板に，穴の大きさに合わせた棒を差込む練習である．次に台形，3角形，平行4辺形など，いろいろな形の金属板を組合わせて，さまざまな形を組立てる．7種類の板で54種の形を作り出すことができる．また，1 3センチメートルから4ミリメートルまでの厚さの金属板を使い，指先きを通じて，長さの知識，概念を覚える．ノギスは大中小の3組に分かれ，これによって直径の計り方の訓練をする．デシマル・イクイバレンツは各単位を暗記させる十進法による練習である（1メートル＝100センチメートルといったもの）以上のようにカリキュラムの第1の眼目は，目を使わないで一般的に行なわれている工業作業に就くための基本的技術の習得である．

これが終わると，機械技術の訓練に入る．まず，基礎的訓練として，のこぎりの使用法，長さ測定器や補助器具などの使用法に及ぶ．次の5週間はドリルやらせん付け作業で，次はフライプレスの使用訓練で，切断，刺し通し，曲げたり組立てたりする多くの操作を教える．

手回しプレス作業に慣れたのち，電動プレス作業に移る．これは非常なスピードと正確さで動き，より重い金属を使用する．

以上のような主要なコースを終了したのち，特別訓練として8週間から10週間の製粉機械と巻き上げ機械の旋盤（capstan lathe）作業の訓練にはいる．これらは軽工業に使用される二つの基本的機械作業である．これらの機械は，ユニセフ（UNICEF）からの提供によったものである．このセンターの最初の目的は，必要な技術を授けることで，身体障害者特別就職あっせん所で行なわれる．すなわち，このセンターの目標達成のために盲人自身が共同社会で十分満足した生活ができるように指導することを第1義とし，あらゆる面で各自の個性を伸ばすよう指導する．したがって，訓練は単に機械操作に備えるだけでなく，常に他人の援助を仰がないでやれるよう教育される．

一例として，1962年までにマドラスの職業あっせん所はデラドン訓練生146人を就職させた．そのうち盲婦人2人を含む約25人をバングレアーのインド電話会社にあっせんし，電話の部分品の製作や組立てに従事させている．

訓練生はすべて入所後3カ月間は履修科目の習得状況を観察される．3カ月終了ころになって訓練に適しないと判断されれば原則として退所させられる．

課外活動としては，音楽会，討論会，演劇，園芸，スポーツ，室内ゲーム，ピクニックなどがあり，これらもカリキュラムで観察材料とされている．

（土井利家）

［参照文献］

岩橋英行「有能なる社会人への創造」日本ライトハウス　昭和43

The Blind Can Build, Department of Social Security, Government of India, 1965.

タタ農業訓練センター

沿革

タタ農業訓練センター（TATA Agricultural and Rural Training Centre for the Blind）は，インド盲人援護協会によってファンサに設立され，農村における盲人の職業的リハビリテーション施設としては，世界的なものである．アメリカ政府もこの種の事業の重要性を認め，財政的援助と技術的指導を与えている．

同訓練所は一般にTACEBとして呼ばれていたが，1960年ファンサにある所有地97ヘクタールをインド盲人援護協会に寄贈したタタス（Tatas）の名にちなんでタタといわれるようになったものである．

インドの盲人はほとんど農村出身であり，都市における就職はきわめて困難な実情にある．したがって，自然環境の中で労働し，生活できる機会を与える方が効果的であるとし，このセンターでは，毎年50人ないし70人を収容して農業訓練を施し，農村に定住させることを目的としている．

この訓練に必要な経費は1人につき年2500ルピー（12万円）で，そのほか再定住のために土地の灌漑費，家畜，農具および農家で飼育する鳥などのためにほぼ同額の自立生活仕度金を準備する必要がある．訓練センターは財政的に常に困難な状態にあるにもかかわらず，1975年までに1000人の盲人を訓練し，農業に従事することのできるよう計画している．

訓練計画

訓練センターでは，農業訓練を施すために，農作業に必要な基礎教育と実地訓練を行ない，訓練終了後の農村定住のため，綿密な指導計画を立てている．

新しい入所生に対しては，最初に同じことばを話す同地方出身の先輩のへやに同居させ，日常生活を通じて教育用語であるヒンズー語を自然に学びとる方法を講じている．次いで同僚との交遊を通じて集団生活の規律を守るようにし，清潔な生活様式や衛生観念の向上を図るように努める．

訓練室では指導員から，まず①身体的行動の自由，②点字の読み方，書き方，③日常経費の計算ができる程度の算数，④簡単な料理，⑤土地についての知識，⑥関係法令の概要と政府や地方自治体についての知識を教える．これに続いて農作業の実際として，①穀物・野菜・くだものなどの作物の耕作から収穫までに必要な技術，②家畜，乳の出る牛・羊・やぎなどの飼育法と，病気の症状とその手当て法についての簡単な知識，③いなか向きの細工物や，売店や小屋などの簡易構造物の大工仕事，④なわやテープなどによるバスケットの作り方などを教える．

タタ農業訓練所訓練生の耕作

訓練は18カ月から24カ月にわたって続けられる．訓練生の年齢は16歳から40歳までとし，家庭事情，健康状態ならび

に農業訓練の適性度などを判定して受入れる．そしてまず15日から3カ月間の観察期間を設け，この間にもし不適当と判別された者は訓練をうち切り家へ帰す．この期間に訓練生自身が，訓練計画が自分の目的と希望に適さないとわかった場合は，自発的に退所することもできる．

指導方法

盲人がどのようにして田畑を耕すかといえば，まず自分に割当てられた農地の境界を示してある石を探す．次に石と石との間へペッグをさしこんで，それに糸をつなぐ．そして糸に沿って堤を作る．そこへとげのないサボテンを植える．これで境界がはっきりとわかり，堤の輪郭の距離を測定する．その中にうねと溝を等間隔に作る．種子は筋まき機か，また糸に沿って木製のらせん状大きりで一定間隔にまかれる．この間隔はあらかじめ糸またはプラスチック製のしるしで結び目をつけて測定する．このようにして，熟練すれば視力がなくても晴眼者に劣らないほど灌漑地を耕すことができ，また収穫もできるようになる．種まき，耕作，施肥，引き水などの手段は正確に測定配置され，組織的に行なわれる．

このほか家畜の飼育，鳥小屋作りや卵の収集などは共同作業で行なうが，もしこれを個人的な立場でする場合についての処置も十分知っておく必要がある．鳥が逃げないように垣を作ることや，病気にかかって役に立たない鳥を選別する方法も学ぶ．それには鳥の鳴き声，皮膚の感触，においなどの徴候ですぐ発見することができる．さらに鳥の食欲，産卵高，すり傷，とさかの上の小さなこぶ，目やのどからの分泌物，骨格の湾曲，ずんぐりした首，羽毛の風通し，息切れ，せき，くしゃみ，まひ状態などの徴候によっても容易に見分けることができる．

一方，農村で小売業の開業を希望する盲人に対する指導も行なっている．まず経営者的感覚をもつよう訓練し，またバスや汽車に乗って近くの商品卸売市場へ出かけ，商品を仕入れる方法を教える．これらの商品には点字で売り値をつけた荷札をつけ，店で盲人がすわって容易に手の届く場所に配置する．商品を盗まれないようにドアにはかんぬきをかけ，店の入口の表に値段表を張ってドアを半ば開いて品物を売る．受取った代金は，各額面別に区切った金入れ箱にしまうことにする．売上高は点字で記帳し保存する．こうした具体的な方法についても指導を行なう．

再定住

インドの盲人は古来からの根強い迷信と偏見によって今も社会から差別され，さげすまれている．したがって，かれらを再定住させるという事業はすこぶる困難である．

このため，盲人を訓練する以前に次のような事柄を詳細に調査する必要があり，それによって対策を練ることとしている．まず，訓練を終えて帰郷した場合，家族が十分協力してくれる見通しがあるかどうか，訓練期間中に家族がその全財産や土地を分配してしまうおそれはないか，その場合でも村にはまだ残された耕地があってそれを入手することができるか，それもなくて他へ移住を余儀なくされた場合，土地と金をどのように確保して生活してゆくことができるかなど，さまざまなケースについて研究される．それはせっかく盲人を訓練しても定住する土地も金もなくては，ついにはこじきになるより道がなく，訓練は全く徒労に終わってしまうからである．

これらのケースを慎重に考慮するとともに，本人の能力の限界に対してアプローチを試み，バランスのとれた訓練によって成功できるという，不屈の精神と進取の気性がどこまであるかということを観察することも重要な条件となる．そのうえに家族がこれをどのように理解し受入れるかということもたいせつな要素となる．何といっても家族は最も安定した福祉の力となるもので，指導員は，家族の協力を得るために大きな努力を払っている．

訓練後の指導

家族の協力が得られない盲人は，一つの施設から他の施設へと渡り歩く傾向がある．それもできない者はこじきをする．インドでは，こじきをすることは恥とされず，職業の一つとみなされており，主要都市にはその団体組織がある．このような組織の中では，自分とその家族の生活は可能であるといわれている．

訓練センターは，これらの傾向や困難な要素に対処しながら，盲人を自分の村へ再定住させるよう努力を続けている．そのために，定期的に毎年，通信によってフォローアップを行ない，もしその盲人が困難に遭遇していることが発見された場合は，どのような僻地でも訪問し相談にのるようにしている．そこには家族間の不和や病気，ひでり，ききんなどが原因となっているケースが多い．ききんの場合は救済の方法がないので，本人の希望があれば，一時的にファンサに連れ

て帰り，晴眼者の日雇労働の代行をさせる．

訓練生の中には，若干の孤児か，あるいは親が貧しいので家庭から追い出されている者があり，かれらは帰る家も土地もないため，別途の方法をとって就職させねばならない．中央政府は，このような盲人は晴眼者と同様の助成金や更生資金の貸付けの取扱いをして救助しているが，これだけでは生活はできない．このため，ファンサの近くの土地に消費組合を設立し，近隣の人びとと共にここで働かせて定着させている．ここでは，正しいオリエンテーションの結果，かれらは晴眼者にも劣らない働き手となり，品物を効果的に取扱っている．

これによってみられるように，盲人が共同社会の中に融合できたといえるのは，晴眼者と共に作業ができたときに限るということである．また，晴眼者も盲人に対する認識を新たにし，自分たちと何ら異ならないと自覚し，相互に手をつないで働くことの意義が立証されている． （土井利家）

［参照文献］

TATA Agricultural and Rural Training Centre for the Blind, 1965, 1969.

マレーシア盲人援護協会

沿革

マレーシアにおける盲人福祉事業は，篤志団体と一般社会と政府機関とが一体となって進められ発展してきた．1926年，イギリス国教会（Anglican Church）の手によってマラッカに盲女子のための盲人ホームが開設されたのが最初で，これはのちにペナンに移され，現在のセント・ニコラス盲人ホーム（St. Nicholas Home for the Blind）となっている．

1951年，マレーシア盲人援護協会（Malaysia Association for the Blind = MAB）が設立された．現在ではこの協会は，プリンセス・エリザベス盲学校（Princess Elizabeth School for the Blind），ガーニー生活・職業訓練センター（Gurney Evaluation and Adjustment Training Center），タマン・ハラパン農業訓練センター（Taman Harapan Agricultural Training Center），キンタ・バレー盲人庇護工場（Kinta Valley Sheltered Workshop and Training Center），点字印刷所，点字図書館などの施設によって幅広い盲人福祉事業を行なっている．

このほか，①失明防止事業，②政府に対する陳情と勧告および啓発宣伝，③他の施設，機関との連絡協調，④寄付金募集などを活発に行なっている．MABとその事業の発展は，王立イギリス連邦盲人援護協会（Royal Commonwealth Society for the Blind = RCSB）とアメリカ海外盲人援護協会（American Foundation for Overseas Blind = AFOB）の援助によるところが大きい．

事業内容

〔プリンセス・エリザベス盲学校〕 1955年ジョホールバールに設立された．この学校は寄宿舎制で6歳から16歳までの盲児童を収容している．1963年現在の児童は96人で，マレーシア人72人，中国人14人，インド人3人，その他7人となっている．

カリキュラムは普通学校とほとんど変わりはないが，特に民族音楽と木工が加えられている．中等学校入学希望者は，16歳以前に卒業させ，統合教育の一環として寄宿舎から一般学校に通学させている．

教科書は統合教育と共通のものとして，政府と点字出版所の責任において製作している．この学校を卒業した者は，一般中等学校に進学する者，ガーニー生活・職業訓練センターに入所する者，キンタ・バレー盲人庇護工場に働く者，あるいは家庭職業につく者などさまざまである．

〔タマン・ハラパン農業訓練センター〕 1958年，イギリス人で第2次世界大戦の戦傷盲人である社会福祉担当官ブリッジス（Ronald Bridges）の指導とRCSBの援助によってパハン州のラマローに設立された．農業地区の盲人たちが故郷に帰って農業，または牧畜のできるよう訓練するのが目的で，ゴムの木，米，野菜，果実などの栽培，家畜の飼育，工場でのかご細工や木工などを教えている．1965年度（第1期）の初めには，12人の訓練生を収容して，8ヘクタールの開墾に着手した．

野菜畑の受持ちは訓練生1人4床である．家畜類飼育訓練には2種類の方法をとっている．その一つは12羽ほどを一つの鶏舎に入れておく準備方法であ

タマン・ハラパン農業訓練センター
（訓練生の建築作業）

り，他はバッテリー方式で，1組9羽ずつの2組を1人で受持つ．この方法は盲人に適しているし，市場に近いところであれば，濃厚飼料が容易に入手できる利点もある．

訓練を受けた盲人の多くは土地をもっていないので定着するには困難な問題がある．その解決策の一つとして，必要によっては，6カ月分あるいは最初の収獲があるまで生活費を援助する道をひらいている．

〔ガーニー生活・職業訓練センター〕 1953年，社会福祉局によって開設された．1957年以後は連邦政府の補助を受けて，MABが運営している．この設立にもブリッジスが担当官として活躍した．

(1)目的：訓練生の関心と能力を正しく評価して，社会復帰のために適した職業と生活訓練を行なうことである．

(2)入所資格：このセンターは寮制を採用し，15歳以上の男女盲人を収容訓練している．プリンセス・エリザベス盲学校とセント・ニコラス盲人ホームの卒業生を中心に，一般盲人をも対象とし，50人を収容している．

(3)訓練の方法：入所した訓練生には，歩行と日常生活の方法，点字とタイピングなどを指導している．

運動神経，指先の敏感性，知的の増進を図るために，一定期間，各種の感覚訓練を行なう．この訓練は，機械操作，製品の選別，手順や工程管理などに役立つ．この段階で落伍する者も相当数出てくる．

次の段階では，のこぎり，かんな，のみ，ドライバーなどを使って手先の仕事を行なわせる．これが終わってから8時間労働に耐えられる精神力と体力を養う訓練を行なうとともに，手動式ドリル，プレスなどの機械操作に入る．次にプレス機，フライス盤などの動力機械に進出する．

このような作業訓練を通じて実際の製品を作る練習を始め，一般市場に出せるものを作らせるが，質的ならびに，速度の面でも進歩することを要求する．また，訓練生には自分が作ったものが実際に売れるということをみせる．それは大きな自信と希望にも連なるからである．この段階で検査，包装なども行なわせる．また，先輩たちの作った道具を使用して，自分たちも必要な教材教具を自分で作るようにする．このアセスメントコースは普通3カ月から6カ月で，これに合格した者は，一般工場で働く者もあれば，さらに訓練を続ける者もおり，不適当と認めれば退所させることもある．

訓練生のかご編み

ガーニー・トレーニングセンターの電話交換訓練機と速記機（前面）

(4)速記タイピスト：中等教育を受け，点字に精通し，賢明で熱心な者であれば，このコースに進出することができる．このコースでは口述をディクタホーンに録音し，復音したものを聞きながらタイピングする．速記記号の教科書はイギリスのものを使用している．期間は1年6カ月から2年である．なお，タイプライター技術とともに英語と点字も教えている．盲人タイピストの給料は300マラヤドルから550マラヤドルである（1マラヤドルは117円）．

(5)電話交換手：このコースに進む者は，英語とマレー語ができ，点字の読み書きが達者で，快活，感じのよい声の持ち主であることを条件としている．期間は4カ月から8カ月である．ここでも電話交換技術のほかに英語と点字を課している．給料は120マラヤドルから250マラヤドルである．

(6)手工業：教育は受けていないが両手があって働く意欲のある者には，つえ作り，鶏のひなの飼育，垣などに使うくさりの輪作り，スチール・パイプを材料としたテーブルやいすなどを作ることを教える．訓練期間は，つえ製作コースは2カ月，その他は2カ月から4カ月となっている．ここを卒業した者はおもにキンタ・バレー盲人庇護工場で働いている．

(7)補助：速記タイピスト，電話交換手などには，卒業の際必要な装備を与え，手工業を習得した者を含めタマン・ハラパン農業訓練センターと同様1カ月を限度として定収入があるまで，生活費の補助を与えている．

(8)雇用状態：産業界では失業や不完全雇用などの問題があるため，訓練された盲人でも晴眼者と競争しなければならず，仕事につくことは容易でない．1966年においては，電話交換手5人，一般産業に雇用された

者7人（パッキング工場，自動車工場，たばこ工場，歯みがき工場など）のほか速記タイピスト，事務系統職員などがある．

〔キンタ・バレー盲人庇護工場〕　ペレック州のイポにある．ここでは一般工場に向かないと評価された盲人が働いている．寮もあり安価で食事することもできる．ここでは，プリンセス・エリザベス盲学校やガーニー生活・職業訓練センターを卒業した者のほか一般の盲人も働いている．

作業内容は，つえ製作，かご細工，木工，ゆりいすとか応接セット，安楽いすのようなパイプ製家具製造，公園の垣などに使用するくさり，よろい戸の製造などがおもなものである．

1963年現在，盲人の就業者は41人で，マレーシア人20人，中国人19人，インド人2人である．盲人と並んで晴眼の労働者もいるが，その比率は25パーセントである．

［点字出版所］　ここでは篤志家の奉仕によって，小学校および中学校の点字教科書や録音テープによる図書を製作している．特に教科書は，統合教育の学校とプリンセス・エリザベス盲学校の児童が併用できるように製作している．また，盲児童用の教材教具などもここから提供している．

〔中央盲人図書館〕　クアラルンプールにあり，職員は少数で，点訳奉仕者，作業奉仕などをするボランティアによって運営されている．また，職業用，レクリエーション用などの盲人用具も提供している．

（長岡加藤治）

［参照文献］

岩橋英行「第2回アジア盲人福祉会議報告書」　日本ライトハウス　昭和39

岩橋英行「有能なる社会人への創造」　日本ライトハウス　昭和43

The Third Asian Conference on Work for the Blind 1968.（守中みよ訳）

Malaysia Association for the Blind Report, 1964, 1965.（土井利家訳）

MAB Services for the Blind, 1968.（公文美枝子・下川節子訳）

サラマ農業訓練センター

沿革

1952年，イギリス帝国盲人援護協会（British Empire Society for the Blind）の支部がウガンダに設立され，盲人で専門家のクルーサ・マッケンジー（Clutha Mackenzie）が，この協会支部に招かれた．かれは，ウガンダにおける盲人の実態を調査研究した結果，リハビリテーション訓練の実施によって，他の国の人びとと同様な生活を営むことができるであろうという結論に達した．すなわち，ウガンダはもともと農業国であるので，盲人を都会生活に馴らしても得るところは少なく，むしろ農村の部落生活に容易にとけこめるような仕事を訓練すべきであるということであった．

サラマ農業訓練センター（Salama Rural Training Center for the Blind）は，1956年にアメリカ海外盲人援護協会（American Foundation for Overseas Blind＝AFOB）と，国連の協力によって設立されたが，当時はきわめて少数の盲人が商店を経営したり，敷物を作ったり，音楽で生活を立てたりしており，畑で働いている盲人はいなかった．

訓練生の発掘

ウガンダ全土にわたって潜在している農村の盲人を見出し，訓練を受けさせるために，ウガンダ盲人援護協会（Uganda Foundation for the Blind）が設立された．地方の有力者とサラマ農業訓練センターの指導者とがチームを作り，田舎を巡回して農業訓練について話をして歩いた．訓練生を受け入れる前に，チームはその訓練生が土地を所有しているか，所有していなくても訓練後に自分の土地を持つ機会があるかどうか，また，彼が故郷に帰ったとき，その部落の一員として活動できるかどうかも予め知る必要がある．

センターの設備

サラマ農業訓練センターは熱帯樹保護林と隣接し，茶の栽培園の隅の14ヘクタールの土地にある．その中心の6ヘクタールは，0.15ヘクタールずつ，40の土地に分けられている．そして，これら小区画の土地に訓練生の家が建てられている．家は2へやに風呂場，洗面所，便所の設備があり，3人ないし4人の訓練生が一つの家に暮らす．0.4ヘクタールずつのバナナ，コーヒー，サイザル草（竜舌蘭の一種：Sisal），果樹の畑が中央地区を取囲んでいる．その中央地区に職員の家屋や庭が散在しており，残りの土地は訓練のための予備地として保留されている．訓練生に楽しみやくつろぎを与えるレクリエーション室や運動場があ

り，また，センターから数分歩けば村の商店街や教会がある．簡単な病気には診療所があり，重症の場合は，40キロメートル離れたカンパラの病院に送られる．

訓練の方法

訓練生はひとそろいの道具を支給され，訓練が始まる．基本となる道具は，ジェンブと称するくわ，パンガと呼ばれるなたに似た刀の一種，雑草抜きの道具および種まき用の一定の間隔をおいて結び目のあるひもである．

訓練用共同地で，かれらはこれらの道具を使って仕事をしたかどうかが試される．パンガはたけの高いエレファント草(elephant grass)とか，茂みを刈るのに使われ，くわは土地を掘り起こすのに使われる．こういう段階での仕事は，すべて重労働であり，特別な技術に対しての試みは何もなされない．

訓練生は作業の手引きを受けると同時に農業，衛生学，一般知識，そして点字についての講習を受ける．

かれらが道具を正しく使用するようになると，共同の作業からかれら自身の区画地での作業に移る．指導者はかれらを訪れて進歩の程度を見，助言を与える．かれらはどれだけ働くかは，すべてかれら自身に任かされている．かれらに配分された区画地は，輪作について学べるように九つの部分に細分されている．

1日の労働は午前6時半に始まる．真昼の暑いとき働くことを好まない者は，午前4時に仕事につく．耕地に着くと，訓練生自身が午前中の仕事を決める．

10時には軽食の休憩があり，作業は正午まで続けられる．午後は運動か，講義がなければ，農地に行く．夕食は午後6時半で，これ以後8時半ごろまで互いに訪ねあい，1日の作業について語り，ラジオを聞いたり，音楽を楽しんだりする．

授業は前記のほか算数，簡単な英語，手工業，音楽などからなっている．ここで教える手工業は，ひも作り，バスケット編み，敷物編みなどである．それらは訓練生が，その出身地で容易に手に入れることのできる材料が使われている．

音楽の授業には，アフリカの伝統的な楽器をもって教え，その伝統音楽を保存することにも役立てている．ここのサラマ楽団は音楽家のグループとしても有名である．

このようにして年月がたち，やがて訓練生は，自分の区画農地で果たした成果を試験される．試験は政府農務省から任命された試験官によって行なわれ，卒業証書が与えられる．また，かれらが訓練センターで使用していたのと同じような道具と最初の植つけ用の種子が贈られる．

訓練後の援助

かれらをここに入所させた指導チームは，「再定住のためのチーム」(resettlement team)と名を変えるだけで，いつでも，つごうのよいときに訓練終了者を故郷の家に連れ帰ることになる．

かれらの再定住は注意深く見守られ，必要があればいつでも援助が与えられる．たとえば，訓練センターに入所中，かれに故郷の畑地を世話する者がない場合，かれの農作物が育ち始めるまでの2～3カ月間の生計費，ときには家の新築，修理費などをウガンダ盲人援護協会が援助することになっている．また，土地を入手できない場合は，土地を得られるまでの間，茶・コーヒの栽培園で仕事が与えられる．このようにしてかれら自身の土地に帰った者は，ほとんどが成功しているといってよい．　(長岡加藤治)

［参照文献］

Jakson, W., "Rehabilitation in Uganda" *The New Outlook for the Blind*, May, 1963. (亀山弘子訳)

香港盲人援護協会

設立

香港盲人援護協会 (Hong Kong Society for the Blind) は，1955年，失明防止と中途失明者の職業訓練を行なうために設立されたものである．

事業

おもな事業は19歳から59歳までの盲人を訓練し，軽工業や商業に従事させ，晴眼者と同じ状態で生活させることである．このため協会の最大の事業として，九龍に盲人工場を経営している．この工場では，作業上必要な特殊訓練を行なっているが，別に二つの訓練センターを運営している．

その一つは，ハンダ・ハムにある生活・感覚訓練センターである．ここでは各種の異なったタイプの作業と能力を判定する．他の一つはシアウキワンにある高度の訓練センターで，優秀な盲人に対し特別な訓練を行なっている．

訓練終了後は就職の機会が与えられる．最近，前者

を卒業した22人は盲人工場に就職し，後者を卒業した10人のうち7人は電話交換手として，他は点字出版所の校正係，点字図書館の司書補として就職し，残りの1人はピアノ調律研究の奨学金を得て，アメリカのパーキンス盲学校へ留学している．

1966年，香港盲人援護協会は，中国生産者協会主催の第24回香港生産物展示会に参加して5週間にわたる会期中，九龍盲人工場の作業員と職員を会場に派遣し，工場や訓練センターで使用していた工作機械などを操作して製品を作上げることを公開した．展示会中最も人気を呼んだのは，盲人も晴眼者と全く同程度の作業に従事しているということであった．

このほかの施設としては，ホステル，2カ所の点字図書館と点字出版所，電話交換手の養成機関などがある．

〔盲人工場〕 香港盲人援護協会は，王立イギリス連邦盲人援護協会（RCSB）の指導のもとに，ロータリー香港・ジョッキー・クラブ（Rotary Hong Kong Jockey Club）の寄付によって，1963年4月，広大な建物を九竜に建設して近代的な軽工業機械と設備を完成し，まず，233人の盲人と20人の肢体不自由者を訓練した．そして次のような製品を生産し，年額93万8000香港ドル（5570万円）の売上げをあげた．

(1)木わくとへぎ板作り：これは最も成功している部門で，平均64人が働いている．年間を通じて，香港島内の業者に瓶などを入れる木わくを供給する主要な工場となっている．1967年の生産総数は，21万6000個であった．製作品は信用を得て，大きな国際船会社や地方のバイヤーなどからの注文が続いて好成績を上げ，ここの従業員は給料も一般より高額である．

(2)ボタンの製造：最も安全で利益の多い下請け作業で，1967年には機械を増設し，年間，28万グロスのボタンを仕上げている．オートメーション化の時代であるが，少ない注文には手動の旋盤を使用している．

(3)ほうきとブラシ：45人の盲人を使用し，インドからの資材入手の困難があるにもかかわらず，年間7万本のほうきと6万5000個の各種ブラシを生産している．

(4)とういす：香港諭出のとういすの数は年々増加しており，協会はこの産業に対して積極的な役割を演じている．1967年には盲人の手で1万3000のとういすが生産された．この部門は従来の伝統的手細工の職場よりも組立作業場として経営されている．

(5)チョークと金属細工物：協会のチョーク作りは，注文が増加しているので増産に努力するとともに品質の向上に留意している．そのため特別な機械設備を導入して研究をしており，また，乾燥室や包装部が設けられている．9カ月間に1万7000ダースを生産し，全公立学校に供給している．金属細工では，50万単位の南京錠部分品やバスケットとねずみ取りのかごなどの針金工作品が生産され，4000グロスの箱のファイル金具を作っている．また，軽量のプレスを設置して腕時計用の金属バンド作りなどもしている．

香港盲人授産所（ボタン製造）

これらの製品は，一般のものに比べてなんらの遜色がなく，香港産業界もこれらの業績を高く評価し，訓練された盲人を一般工場へ就職させる方針をとっている．

〔点字図書出版と点字図書館〕 協会は点字図書出版施設と2カ所の点字図書館を経営している．ここでは，司書，司書補各2人と，3人の点訳者が録音されたテープによって点訳を行なっている．会員数は120人である．

〔老齢盲人ホーム〕 1970年8月，ユエン・ロングに設立され，約100人の収容能力がある．これは香港政庁が協会に無料で土地を貸与し，ロータリー香港・ジョッキー・クラブが設立費として50万香港ドルを寄付して設立されたものである．

〔電話交換手養成〕 1969年に訓練を終了した4人の盲人を電話交換手として就職あっせんするよう社会福祉課に申請した．同年，さらに4人の訓練生を受入れた．

〔ピアノ調律〕 1969年，訓練を開始し，6人が入所した．3カ月後2人が不適格となり，4人が調律と修繕の訓練を受け，同年，さらに2人が入所した．

（土井利家）

〔参照文献〕

岩橋英行「有能なる社会人への創造」―視力障害者訓練のあり方―日本ライトハウス　昭和43

Hong Kong Society for the Blind, Annual Report 1967～70.

台湾盲人重建院

沿革

台湾盲人重建院は1949年，アメリカ海外盲人援護協会（American Foundation for Overseas Blind＝AFOB）から経済的・技術的援助を受けて新荘鎮に設立された．キリスト教徒を中心に理事会が組織され，1958年に救済慈善機構として登記し，さらに翌年に財団法人となった．現在，董大成を理事長に，中国人10人，外国人3人の理事をもって理事会が構成されており，曽文雄が院長を兼ねている．

設立の目的は，失明防止，盲教育，盲人の自立更生，社会復帰を指導するほか盲人の社会福祉を図ることにある．

事業

設立当初は失明予防に力を入れ，全省7カ所にアイ・クリニックを設けた．また，点字出版所を設けて点字教科書の出版を行なった．

その後，AFOBの要請により失明防止の業務を縮小し，経費をリハビリテーションに切替えることになり，まず，第1歩として盲人の職業訓練として養鶏事業を開始した．

1965年までは完全にAFOBを頼りに事業を遂行していたが，養鶏事業によってAFOBからの援助経費の減少を補った．翌年に至り，政府から全予算額の3分の1を受けることになり，AFOBの援助は設備費あるいは奨学金に変わってきた．運営資金はこのほか一般社会の寄付金によっている．

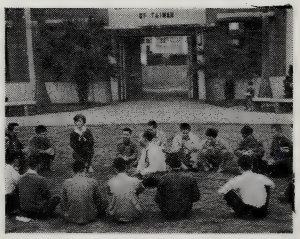

台湾盲人重建院

オートバイ工場で働く卒業生

〔点字出版〕 点字出版は最初盲学校用教科書，点字雑誌などがおもなものであったが，現在は統合教育のための盲児用教科書なども発行している．

1971年現在，420人の盲児が統合教育を受けており，省立盲学校2校，私立盲学校1校に在学する1年生から，12年生までの総数よりも多く，統合教育用の点字教科書は急激に伸びている．

また，香港聖書協会の依頼で新旧約聖書を北京語で発行し，東南アジア諸国の華僑盲人に配布した．このほか課外読本も出版している．

〔点字図書館〕 1970年現在，海外から寄贈されたものを含め蔵書数は次の通りである．英語500冊，日本語340冊，中国語345冊，雑誌類英語10種，日本語6種，中国語2種．

〔盲人用具〕 点字器を製作し，配布しているが，ほかにアルミニュームつえ，プラスチックつえ，そろばん，中国将棋，点字定規，点字時計などを取扱っている．

〔レクリエーション〕 国立教育大学などの学生に依頼し，レクリエーション活動を活発に行なっている．音楽，フォークダンス，ゲーム，週末旅行などを行ない，盲人の心理問題などを考えあったり，意見の交換をしたりして効果をあげている．

〔職業訓練〕 定員は50人で15歳から40歳の男女盲人を毎年15人を募集し，訓練以前のオリエンテーションを1カ年行ない，そのあと適性に応じて次のような職種の訓練を行なっている．

(1)マッサージ科は1960年から始められ，1970年まで120人以上の卒業生を送出した．これは試験により政府からの資格証明書が与えられて，おもに自宅営業をしている．

(2)電話交換科は1968年から開始，1970年までに10人の交換手を送出した．これもまた，試験により政府から資格証明が与えられ，主として病院，ホテルなどに就職している．

(3)木工，軽工業科の卒業生は18人で，工業方面に就職し，工場などで詰込み作業や車輪の組立てなどに働いている．

〔花の栽培〕 養鶏事業に力を入れていたが，経済上の問題でこれを中止し，1970年から養鶏場の跡にロータリークラブの援助で温室3棟を建て，その1棟には蘭1500本，他の2棟には黄金葛約1000本を栽培して市場に売出している．（長岡加藤治）

［参照文献］

台湾盲人重建院回答書　1971.

Committee for the Blind of Taiwan, *News Letter*, 1969, 1970.

国際的盲人福祉関係機関

国際連合と関係機関

国際連合とその各種専門機関は，各国政府の要請に応じて技術協力活動を行なっているが，盲人を含む身体障害者の更生事業に関連す援助には次のようなものがある．

(1)専門家を先進諸国から派遣して技術的援助（調査，行政指導，施設の設置・運営に関する助言，その他の専門的技術指導など）を行なう．

(2)先進諸国で関係事業や技術を研修させるため，専門職員にフェローシップ（旅費，滞在費など）を給付する．

(3)関係専門職員の養成を目的とするセミナー，研修コース，研修旅行などを催す．

(4)関係情報ならびに資料を提供する．

(5)更生，訓練センターに必要な設備（職業訓練機械器具，点字出版設備など）を寄贈する．

身体障害者事業に関与する国際連合関係機関の沿革，組織ならびに事業内容の概略は次の通りである．

国際連合

国際連合（United Nations＝UN または UNO，国連）は第2次大戦後に組織された国際機構で，1945年4〜6月のサンフランシスコ会議で国際連合憲章に署名され，大戦終了後の同年10月24日，5大国ほか連合国の過半数の批准書がアメリカに寄託され，正式に成立した．憲章の示す国連の目的は，

(1)国際間の平和と安全の維持とそのための集団的措置．

(2)諸国間の友好関係促進．

(3)経済，社会，文化，人道的問題の解決や改善のための国際協力．

(4)国際調和の中心となること．

などである．1972年5月末日現在の加盟国数は135である．

〔身体障害者事業〕 国連のこの分野での役割は，各専門機関相互のリハビリテーション事業の協調と促進を図ることのほか，①リハビリテーション立法の指導，②リハビリテーション行政の指導，③社会的，心理的更生事業，④身体障害者補装具・補助具関係事業などである．

1946年の第1回国連総会において，社会福祉事業の振興に関する決議がなされたが，その中で，身体障害者事業を国連技術援助の一分野として承認し，さらに1965年の経済社会理事会において，①国連加盟国は身体障害者の更生事業を重視すること，②国連とその専門機関ならびに民間機関は，社会経済の発展のため，身体障害者事業の促進を図ることなどを決議した．

最近のおもな事業は，国際補装具研修セミナー（1964年，デンマーク），リハビリテーション施設研修旅行（1965年，ポーランド，ソビエト連邦），リハビリテーション行政計画セミナー（1968年，デンマーク）の開催のほか，1963年から1967年の間に66人の専門家による開発途上諸国へのリハビリテーション技術指導を行ない，約140人のフェローシップを提供した．おもな出版物は，*Basic Services and Equipment for Rehabilitation Centres* (Parts I-VI, 1962〜1968), *Study on Legislative and Administrative Aspects of the Disabled in Selected Countries* (1964), *Training of the Rural Blind in Economically Less Developed Areas* (1965) などである．

〔担当部局〕 Department of Economic and Social Affairs Rehabilitation Unit for the Disabled, New York, USA.

国際労働機関

国際労働機関（International Labour Organization＝ILO）は，1919年ベルサイユ平和条約の中にうたわれた「労働」の規定に基づいて設立された．主たる使命は，労働に関する国際的基準を作って，これを条約または勧告として労働者の保護を図ることを目的とした立法活動，労働，社会保障，その他関連問題についての研究と出版活動，社会労働分野における開発途上国に対する技術協力活動である．1969年5月末日現在，加盟国121を数えるが，ILO機構の特徴は，「3者構成」にあるといわれ，最高議決機関である総会（原則として年1回開催）には，各加盟国から政

府代表2人，使用者代表，労働者代表それぞれ1人が出席する．3者代表はそれぞれ全く自由な投票を行ない，互いに拘束されることはない．

〔身体障害者事業〕 ILOのこの分野での役割は，職業的更生に関係する全領域で，①職業的更生の行政，立法指導，②身体障害者に関する調査，登録，③職業指導，能力評価，適応訓練，④職業訓練，⑤就職，保護援産施設，⑥社会保障制度，職業病，産業事故防止などの指導である．

1955年の総会において，身体障害者の職業更生に関する国際基準（ILO勧告99号）を制定したが，さらに1965年と1968年の総会において，身体障害者の社会復帰の促進に関する決議がなされた．

最近のおもな事業は，アジア職業更生専門職員養成セミナー（1960年，フィリピン），中近東諸国職員養成セミナー（1963年，ギリシヤ），国際職業更生セミナー（1966年，ポーランド），国際職業更生セミナー（1967～69年，デンマーク）の開催のほか，1963年から1967年の間に60人の専門家による開発途上諸国への技術指導を行ない，約35人のフェローシップを提供した．おもな出版物は，*The ILO and Vocational Rehabilitation* (1969 revised edition)，*Manual on Selective Placement of the Disabled* (1965)，*Basic Principles of Vocational Rehabilitation of the Disabled*（1967）などである．

〔担当部局〕International Labour Office, Human Resources Department, Manpower Planning and Organization Branch, Vocational Rehabilitation Unit, (Geneve 22, Switzerland)

世界保健機関

世界保健機関（World Health Organization ＝ WHO）は1946年制定の「世界保健憲章」に基づき，1948年4月7日に発足した．人類の健康増進を目的とし，検疫，衛生統計，医薬品などについて国際的な規則や基準を定め，伝染病予防，その他の保健衛生対策について，加盟国に対し必要な技術援助を行ない，衛生上の諸問題について情報の収集，調査研究を行なうことを任務としている．1969年5月末日現在の加盟国数は128である．

〔身体障害者事業〕 WHOのこの分野での役割は，医学的リハビリテーションに関係する全領域で，①身体障害発生の予防行政指導，②職業保健指導，③医学的更生（整形外科手術などを含む），④理学療法，職能療法，運動療法，⑤身体障害者補装具の医学的指導などである．

1950年の第3回総会において，盲人を含む身体障害者の医学的更生事業の促進に関する決議がなされたが，1958年と1968年には，ジュネーブ本部において医学的リハビリテーション専門家会議が開催され，この分野における基本的重要事項が討議された．最近のおもな事業は，理学療法研修コース（1963年，フィンランド），理学療法士養成職員訓練コース（1964～65年，イギリス），医学的更生研修コース（1965～66年，デンマーク），理学療法研修コース（1966年，フランス），医学的更生研修コース（1969～70年，レバノン）の開催のほか，1963～1967年の間に77人の専門家を開発途上諸国に派遣し，この関連分野における技術指導を行ない，約45人のフェローシップを提供した．おもな出版物には，上記の医学的リハビリテーション専門家会議（1958～1968年）のレポートがある．

〔担当部局〕 World Health Organization, Division of Public Health Services, Avenue Appia, (Geneve, Switzerland)

国際連合教育科学文化機関

国際連合教育科学文化機関（United Nations, Educational, Scientific and Cultural Organization ＝ UNESCO）は国連憲章に基づいてロンドンで設立，1946年1月正式に発足した．世界平和確立のために教育，科学，文化の諸分野で国際協力を推進することを目的とし，主要使命は，

①教育的，科学的および文化的活動の発展を促進すること，②これらの分野での国際協力を助長すること，③諸分野に積極的に協力する加盟国に対して可能なかぎりの援助を提供すること，④加盟国のために教育情報交換所として活動することなどである．

1969年5月末日現在の加盟国は124である．

〔身体障害者事業〕 ユネスコのこの分野での役割は，身体障害者・児の教育問題である．すなわち，①盲児の教育，②ろうあ児の教育，③肢(し)体不自由児の教育，④精神薄弱児の教育に関する行政，立法の指導助言と教育者の養成などである．

1949年，盲人用点字について，世界各国の言語に適応し得る標準化を企画したが，1952年にはユネスコの努力によって，世界点字審議会（World Braille Council）が設立された．

1950年，国際児童福祉連合会（International Union

for Child Welfare）と協力して，身体障害児教育に関する専門家会議を開催し，この分野における基本政策を討議した．1964年と1968年の総会において，身体障害者ならびに精神障害者の教育問題に関する決議がなされ，ユネスコの教育計画事業の一環として，特殊教育分野の重要性が再確認された．

国連関係機関による盲人事業に対する技術援助活動の一覧

国名	国際機関名	技術援助内容	期間	派遣専門家名
アルジェリヤ	ILO	盲人などの職業更生	11-12月,1966	SCHIRCKS
ブラジル	UNI	盲人のリハビリテーション	9-11月,1955	GETTLIF
ブラジル	ILO	盲人の職業更生	2月,1957-9月,1958	ASENJO
ブラジル	UNESCO	盲児教育(フェローシップ)	1963/64	
ブラジル	UN	盲人福祉(フェローシップ)	1967	
ブラジル	UN	盲児教育(フェローシップ)	1967	
ビルマ	UN	盲人福祉	1955	McKENZIE
セイロン	UN	盲人とろう者の福祉	1952	McKENZIE
セイロン	ILO	盲人とろう者の職業更生	3月,1956-12月,1959	MARLAND
エチオピア	ILO	盲人の職業更生調査	5-6月,1960	MARLAND
エチオピア	ILO	盲人などの職業更生	1960-1966	MARLAND
エチオピア	ILO	盲人などの職業更生	1964-1965	NIWANO
ギリシャ	ILO	盲人の職業更生調査	1月,1967	NYLEN
インド	UN	盲人の更生センター	12月,1952-1月,1953	McKENZIE
インド	UN	点字出版	10-12月,1960	GOETZE
インド	ILO	盲人の職業訓練	5月,1962-5月,1966	TURNER
インド	UNICEF	盲児教育，点字出版（設備提供）	1965	
インドネシア	UN	盲人福祉	9-10月,1952	McKENZIE
イラク	UN	盲人福祉	3-5月,1954	DAJANI
イタリア	UN	盲人の家庭訓練	11月,1951-3月,1952	WALLYS
レバノン	UN	盲人のリハビリテーション調査	4-5月,1957	MAGILL
レバノン	UN	盲人の家庭訓練	1958-1959	WALLYS
リビア	ILO	盲人などの職業更生	1月,1967-6月,1968	SPARSHOTT
マダガスカル	UNESCO	盲児教育（フェローシップ）	1966-67	
マレーシア	UN	盲人福祉	1954	SHAW
メキシコ	ILO	盲人などの職業更生	11月,1966-3月,1967	MULLER
モロッコ	UN	盲児教育	5-8月,1967	RAHJI
ニジェール	UN	盲人福祉（フェローシップ）	1967/68	
ナイジェリア	ILO	盲人などの職業更生調査	11-12月,1959	BENNETT
パキスタン	UN	盲人福祉	1953-54	McKENZIE
パキスタン	ILO	盲人などの職業更生	7月,1960-6月,1961	MARLAND
フィリピン	UNICEF/UNESCO	盲児教育	1964-66	
ポルトガル	ILO	盲人の職業更生	11月,1960-2月,1962	ASENJO
サウジアラビア	ILO	盲人などの職業更生調査	12月,1965-2月,1966	EISENMANN
シンガポール	ILO	盲人などの職業更生調査	3-5月,1966	McCLUSKEY
シリア	UN	盲人のリハビリテーション調査	6-7月,1955	MAGILL
シリア	UN	盲人の家庭訓練	11月,1958-4月,1961	WAGNER
タイ	ILO	盲人などの職業更生調査	8-11月,1961	JONES
タイ	UNESCO/UNICEF	盲児教育	1965-68	
チュニジア	ILO	盲人の職業更生調査	3-5月,1962	QUIRINY
チュニジア	ILO	盲人の職業更生	9月,1965-7月,1966	GROSSE
チュニジア	ILO	盲人の職業更生（フェローシップ）	1965	
トルコ	UN	盲人福祉	11月,1950	McKENZIE
ウガンダ	UN	農村盲人の訓練	1957-58	McKENZIE
ウガンダ	UN	盲人のリハビリテーション（フェローシップ）	1965	
アラブ連合(エジプト)	UN	盲人福祉センター	1953-54	MAGILL
アラブ連合(エジプト)	UN	盲人の家庭訓練	1953-54	WALLYS
アラブ連合(エジプト)	ILO	盲人の職業更生	1953-56	WAGNER

国名	国際機関名	技術援助内容	期間	派遣専門家名
アラブ連合	UNESCO	盲児教育（フェローシップ）	1963-64	
アラブ連合	UN	盲人更生センター(設備援助)	1966	GISSLER
ユーゴスラビア	UN	盲児の指導訓練	5-7月,1954	GISSLER
ユーゴスラビア	UN	盲児の指導訓練	10-11月,1958	MARLAND
サウザン・イエメン	ILO	盲人職業更生施設調査	6月,1969	MARLAND
ザンビア	ILO	盲人などの職業更生調査	1967	

最近のおもな事業は，国際教育会議（1960年，スイス）において，精神障害者教育問題を審議したほか，アフリカとアラブ諸国を対象に障害児特殊教育職員研修コース(1968～69年，デンマーク)，ヨーロッパ特殊教育専門家会議（1968年，ドイツ)，ユネスコ特殊教育専門家会議(1968年，パリ本部）を開催した．おもな出版物には，*World Braille Usage* (1952)，*International Directory of Special Education* (1969) がある．

〔担当部局〕 United Nations, Educational, Scientific and Cultural Onganization, Department for the Advancement of Education, Division of Eqality of Access to Education, (Paris, 7e, France)

国際連合児童基金

国際連合児童基金（ United Nations Children's Fund＝UNICEF ）は1946年，第1回国連総会の際「国際連合・国際児童緊急基金」の名で第2次大戦で被害を受けた児童救済のための緊急措置として設立，1953年現在の名称に改めた．世界の児童の厚生や福祉増進を目的とし，援助は保健，栄養，社会福祉，教育などの諸分野におよび，幼児，児童，妊産婦に対する給食，BCG注射による結核予防対策など種々の活動を行なっている．

〔身体障害者事業〕 ユニセフのこの分野でのおもな役割は，身体障害児のリハビリテーション，教育施設に対し必要な物的援助（設備・機械・器具・輸送車など）の提供と，障害児施設の職員の養成を行なうことであり，国連ならびにその専門機関の技術援助事業に協力している．また，広い意味では，母子の衛生管理，保健，福祉の増進の措置援助を通し，身体障害児の発生予防に貢献している．

ことに盲児，ろう児，肢体不自由児や精神薄弱児の教育事業の分野においては，障害児の一般学校への統合を促進する各種事業に協力し，盲人用点字教科書の出版や特殊教育関係職員の養成，障害児の職業教育事業にも積極的な援助を行なっている．

最近のおもな事業には，インドのデラドン（Dehra Dun）盲人訓練センター，その他の関係施設に対し点字出版設備器具の提供，マレーシアの一般学校に対する盲児教育用諸設備の提供，フィリピンの点字出版施設への援助などがある．(New York, N.Y. 10017, USA)

（丹羽　勇）

世界盲人福祉協議会

沿革

1949（昭和24）年，イギリスのオックスフォードにおいて国際盲人事業家会議（International Conference of Workers for the Blind）が開かれた．9カ国の代表が参加し，日本からはオックスフォード在住の好本督が出席した．この会議において盲人のレベルアップを可能にするための国際団体設立の必要性が論議された．議長イーガー（W. Meg Eager）の要請によりフランスの法律に従って草案が作られた．1951年，再度会議が招集され，定款草案を審議し，名称を世界盲人福祉協議会（World Council for the Welfare of the Blind＝WCWB）とし，本部をパリに設置することを決めた．その後，世界各国に加盟を呼びかけ，1971年現在の会員国は57カ国，準会員国は11カ国となっている．このほかアメリカ海外盲人援護協会と王立イギリス連邦盲人援護協会が国際会員として加盟している．

目的

この会は各国における盲人団体および盲人のための団体の協議機関で世界の盲人福祉の向上，失明防止を目的としている．

機構と組織

〔会員および会費〕 会員は代表会員，準会員，国際会員，名誉終身会員とからなっている．

(1)代表会員は，協議会に加盟しているそれぞれの国において指名された者．ただし，この指名はその国の

内部で認められた団体の決議による支持が必要であり，少なくとも総会の開催される3カ月前に，その氏名などを事務局長に提出しなければならない．代表会員は，人口2000万人未満の国は2人，2000万人以上4000万人未満の国は4人，4000万人以上の国は6人を指名する資格がある．会費は年額，人口2000万人未満はアメリカ通貨で200ドル，2000万人以上4000万人未満の国は400ドル，4000万人以上の国は600ドルまたはフランスのフラン，もしくはイギリスのポンドで支払われることになっている．

(2)準会員は，会費として年間アメリカ通貨で50ドル，または，同額のフランもしくはポンドで納入すれば，個人でも組織でもその国の代表会員および実行委員会の承認によって準会員となることができる．ただし，投票権はない．

(3)国際会員は，国際的な事業を行なっている団体あるいは事業団で，総会の3分の2以上の支持を得たものは，国際会員として1人の代表者を指名することができる．ただし，その活動が国際的なもののみであり，盲人福祉および失明防止に著しい貢献をしていると認められたものでなければならない．会費として毎年，アメリカ通貨で200ドルまたはフラン，ポンドで同額を支払うことになっている．

(4)名誉終身会員は，盲人福祉に顕著な貢献をした代表会員から推せんされた人で，総会の承認を得て名誉終身会員になる．

〔実行委員会〕 実行委員会は，ヨーロッパから7人，北および中央アメリカから5人，極東および東南アジアから5人，南アメリカから2人，中近東から2人，オセアニアから1人，アフリカから3人の代表会員と，総会によって選ばれた3人以内の実行委員，国際会員2人，各諮問委員会の議長および会長，会計係によって構成される．このうち会長および会計係は，その任期中は地域的権限はもてないことになっている．これらの任期は総会の終了直後から次の総会終了までである．

実行委員会は議決権をもち，協議会の統轄，経営および財政の運営，一般事務について総会の承認した方針を詳しく解釈し，実行して総会に対して責任を負うことになっている．

〔役員〕 役員は会長1人，5人以下の副会長，事務局長1人，会計係1人で，これらは実行委員のうちから選ばれる．任期は次期総会までである．再任をさまたげない．

〔各種委員会〕 世界点字協議会（World Braille Council＝WBC），国際盲青年教育者会議（International Conference of Educators of Blind Youth＝ICEBY），および総会によってそれぞれの目的のために指定された諮問委員会がある．諮問委員会には，①専門職および都市職業雇用委員会，②農村活動委員会，③技術用具委員会，④失明防止委員会，⑤盲ろう者援護委員会，⑥ヨーロッパ委員会，⑦アメリカ委員会，⑧アジア委員会，⑨ラテン・アメリカ委員会，⑩アフリカ委員会，⑪オセアニア委員会，⑫ルイ・ブライユ記念館委員会のほか実行委員会の指定する財政委員会がある．

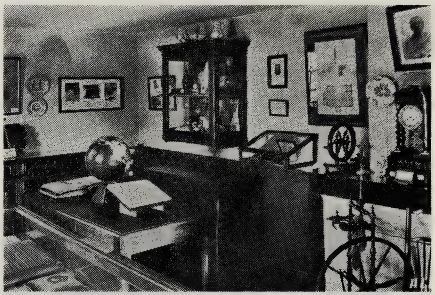

ルイ・ブライユ記念館

〔国際連合との関係〕 WCWBは国際連合（UN）の関連機関である国際労働機関（ILO），国際連合教育科学文化機関（UNESCO），国際連合児童基金（UNICEF），世界保健機構（WHO）などの国連機関と密接な関係を保ち，国際連合に対する盲人問題についての諮問に答える唯一の機関である．したがって，加盟国の政府に対する勧告は国際機構を通じて行なう場合もある．

第1回総会

第1回総会は1954年，フランスのパリにおいて開催，参加国は32カ国，正式代表68人，その他50人が出席した．日本からは鳥居篤治郎と岩橋英行が出席した．

この会議では，定款を定め次の役員を選出した．

会長ベーカー（E. A. Baker）カナダ，副会長カール・ストレール（Carl Strehl）ドイツ，アルパイワラ（R. M. Alpaiwala）インド，ベンチボリオ（Paole Bentivoglio）イタリア，アレジャンドロ・メガ（Alejandoro Mega）メキシコ，ゲラード・ボアー（Gerard Bore）ベルギー，事務局長エリック T. ボルタ

初代会長ベーカー

ー（Eric T. Boulter）アメリカ，会計アンリ・アンブラー（Henri Amblard）フランス.

〔おもな決議〕①盲の定義——視力の完全喪失，矯正レンズを用いても，いずれか一方のよい方の視力がスネレン式測定法200分の10（メートル法視力表60分の3）を越えないもの，ただし，この会議はいずれか一方のよい方の目がスネレン式測定法で200分の20（メートル法視力表60分の6）の視力を有するものも盲に準ずる．②失明防止対策．③盲教育の普及と宣伝．④ハンセン病盲人の救済．⑤世界的連絡の緊密化．⑥世界点字の統一および楽譜，数学，化学点字記号の統一．⑦盲ろう者コミニュケーションの研究．⑧航空運賃の割引.

第1回世界盲人福祉協議会総会出席の日本代表

第2回総会

第2回総会は1959年，ローマで開催，参加国は44，正式代表86人，その他オブザーバー108人が出席した．日本からは滝清彦夫妻が出席した.

この会議では，会長ベーカーと副会長ベンチボリオ，ストレールおよび会計係アンブラーが再選されたほか，次の通り改選された.

副会長　ボルター，アメリカ．ウゼラック（Stevan Ujelac）ユーゴスラビア．ダサナイケ（Kingsley Dasanaike,）セイロン.

事務局長　ジャービス（John Jarvis）イギリス.

〔おもな決議〕① 雇用を目的とする盲人の更生と訓練．②保護条件による盲人雇用．③農村雇用．④工業・商業・専門職に対する盲人の雇用.

第3回総会

第3回総会は1964年，アメリカ盲人事業家協会（American Association of Workers for the Blind = AAWB）と合同で，アメリカのニューヨーク市において開催された．参加国は35，正式代表79人，オブザーバー120人が出席した．日本から正式代表として岩橋英行，オブザーバーとして11人が出席した.

この総会では，「進みゆく世界に処する盲人」をテーマとして討議された.

そして，副会長にはベンチボリオ，ストレール，ウゼラック，ジャービス，アンブラーが再選されたほか，ベーカーに代ってボルターが会長に選ばれ，岩橋英行（日本），ノウィル（Gouvea Nowil，ブラジル）が副会長に選出された.

〔おもな決議事項〕①アジア計画．②ラテン・アメリカ計画．③アフリカ計画．④農村盲人問題．⑤失明防止問題．⑥盲人の一般社会への融合．⑦老齢盲人問題．⑧重複障害盲人問題．⑨雇用の機会．⑩盲人補装具の展示．⑪世界盲人福祉週間の実施．⑫点字表記法の統一．⑬盲人団体発展の奨励．⑭個人に対する財政援助．⑮盲ろう者援護事業への指針.

第4回総会

第4回総会は「科学時代における盲人」をテーマとして1969年，インドのニューデリーで開催され，56カ国から正式代表74人，準会員48人，名誉会員7人，オブザーバー171人，その他国連機関，各国政府関係者らが出席した．日本からは代表として岩橋英行，講演者として本間一夫，オブザーバー4人が出席した．ソ連，東ドイツの共産圏も新たに加盟し代表が参加した.

なお，この会議では本間一夫は「録音テープの制作・配布・利用」，岩橋英行は「アジアにおける盲人の諸問題」について講演した.

役員選挙では，新たに会長にスウェーデンのヘドクビスト（Charles Hedkvist）．副会長にはアメリカのバーネット（Robert Barnett），ナイジェリアのクッキーガム（J. W. Cookey-Gam），フランスのニコル（André Nicoll），ソ連のジミン（Boris Zimin）が選出され，日本の岩橋英行は再選された．また，会計には，イギリスのコリガン（John C. Colligan），事務局長にフランスのコーバーン（Marcelle Cowburn）

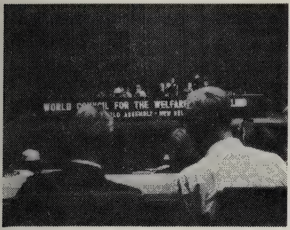

第4回世界盲人福祉協議会総会

が就任した．なお，前会長ボルターは終身名誉会員に推薦された．

〔おもな決議事項〕①世界盲人人口の増加率と治療対策，盲児教育の組織化促進，盲人の社会復帰など現代盲人の直面する諸問題を社会に訴える．②技術の革新と盲人用具の開発．③失明防止と開眼治療など．

事業

WCWBが独自で，または国際連合その他盲人国際援護機関（AFOB，RCSBなど）の協賛で実施したおもな事業は次の通りである．

①1949年以降，アジア，アフリカ，ヨーロッパの各国に農業訓練センターを設置．②1954年に点字楽譜表記法便覧の発行および点字世界統一会議の開催．③同年，盲人福祉，失明防止に関する汎アメリカ会議をサンパウロで開催．④1956年，盲人の社会復帰問題についてのヨーロッパ会議開催．⑤同年，ルイ・ブライユの生家を記念館として保存し，出生地を聖地に指定した．⑥1957年，ハンセン病患者に関する失明防止の研究書を刊行．⑦1962年，技術問題および失明防止に関する国際会議（ニューヨーク）を開催．⑧同年を失明防止運動を契機として毎年4月7日を失明防止デーとすることをWHOに提議し，「第14回世界保健デー」のテーマとして「視力保護・失明防止」が採択された．⑨盲ろう者，その他重複障害者に対する国際的指導，施設の設置と救護対策の調査．⑩盲人の教育・福祉・職業などの映画とパンフレットの作成．⑪国際連合ならびに国際援護機関に対し留学生の奨学金のあっ旋と貧困学生に対する援助を実施．⑫世界各国に散在する職業生活訓練事業および統合教育実施のためのコンサルタントを派遣．⑬盲人に関する国際定義がWHOによって承認され，この実施を各国政府に勧告．⑭国際研究資料センターの設置と全4巻の報告書を作成．⑮低開発国に対する巡回眼科診療制度の実施などである．

日本における会員

日本における代表会員，準会員および役員，委員は次の通りである（1971年現在）．

(1)代表会員　岩橋英行　実本博次　中林左近　本間一夫　松本征二　村谷昌弘

(2)準会員　北村好男　長岡加藤治　丹羽善次　二葉恭次　三宅精一　宮田信直　村越芳男

(3)役員および委員　副会長および実行委員，アジア委員会委員長，都市職業雇用委員岩橋英行，国際盲青年教育者会議委員佐藤親雄，盲人用具委員本間一夫，世界点字協議会コンサルタント尾関育三．

アジア委員会

1955（昭和30）年，東京における第1回アジア盲人福祉会議では，世界盲人福祉協議会（WCWB）に対し，アジア地域全般の盲人問題を取扱う特別委員会を設けるよう提議した．WCWBはこの提議に基づき，1956年にロンドンで開かれたWCWB実行委員会でアジア地区常任委員会（Standing Committee on Far East, South and South-East Asian Affairs）を設置することとなった．そして，セイロンのダサナイケ（K. C. Dassanaike）を委員長とし，パキスタンのジバンジ（B. Jivanji），インドのアフジャ（S. C. Ahuja），マレーシアのリー（A. K. Lee），日本の岩橋英行の4人を委員に選んだ．

同委員会は発足以来，1956年にコロンボ，1957年にオスロー，1963年にクアラルンプール，1964年にニューヨーク，1968年にマニラ，1969年にニューデリーでそれぞれ委員会を開き，その任務と活動方針を協議した．特にオスローでは，アジア地域における盲人事業の総合検討，機関誌 *Asian Blind* の発行，盲人用具の供給計画，各国別点字図書目録の発行，教育・福祉事業施設の名簿作成などが協議された．

この結果，機関誌はダサナイケが編集長となり，日本盲人福祉委員会（日盲委）が印刷・発行を担当して，1958年に創刊した．

1963年，クアラルンプールでは，第2回アジア盲人福祉会議に参加した9カ国の代表を招いて委員会を開いた．この会議で王立イギリス連邦盲人援護協会（Royal Commonwealth Society for the Blind＝RCSB）会長ウィルソン（John F.Wilson）のアジア5カ年計画の提案ならびに中央管理局の創設，相談役の設置およびアジアにおける失明原因の究明などについて賛意を表した．

その結果，委員会として，①盲学校を倍加すること．②少なくとも年間1000人の農村盲労働者を訓練

し，農業技能者として再定住できる地点に農業訓練施設を増加すること．③各国の主要工業都市に就職させるため，全地域に50カ所の職業生活訓練センターを設置すること．④アジアの3地域に少なくとも一つずつの近代的機械設備をした授産所（sheltered workshop）を建設すること．⑤以上のプログラム実現のため各国政府に教育・訓練・雇用を拡大する5カ年計画を立てるよう要請し，地方資源の利用方法を指示すること．⑥AFOB，RCSBおよびWCWBに対しこれらの案の実現に協力するよう呼びかけることなどを決議した．

1968年のマニラ委員会では，次の活動方針を決定した．①委員会活動に関する方法および手続きについての規定の作成．②オセアニア委員会との交流・協力を図る．③各国に全国的統一団体（national body）を組織して，政府との協力体制をつくり，盲人の能力判定，教育，職業訓練，リハビリテーション，雇用および福祉についての計画的・総合的プログラムの遂行を奨励し，なお，この全国的統一団体をもってWCWBに加盟する．④全国的団体をすでに設置している国は，WCWBの正会員に加盟し，その他の国々は準会員となるよう奨励する．⑤休刊していた機関誌*Asian Blind*を復刊して定期的発行を確保する．⑥PR活動を活発にし，盲人問題を絶えず社会へ提供する．⑦各国の盲学生，盲人福祉事業家や盲教育者による交換プログラムを紹介する．⑧盲人用具の交換プログラムを作成し，各国間の努力を調整して重複を避けるようにする．⑨国際諸機関ならびに国際援護団体に対し，顧問としてアジア委員会に参加するよう要請する．

その後委員会では，これらの方針に従って，機関紙*Asian Blind*を復刊し，オセアニア地区との協力により，オーストラリアの盲導犬訓練士養成所へ日本から1人を派遣し，台湾からは生活訓練指導員養成のため1人を日本に招いた．また，全国的組織のない国の政府に対しては，その設立促進を要請し，さらに，WCWB未加入国に対しては，会員として加入するよう要望した．

1969年，インドのニューデリーで開催された委員会では，インドのビアス（Rajendra Vyas）が，かつて提案していたアジア委員会の活動規約を作ることを再提案し，これを決定した．

1970年現在の委員会の正式加盟国は，セイロン，インド，インドネシア，日本，韓国，マレーシア，パキスタン，シンガポールの8カ国およびRCSB，AFOBの2機関，準会員国は中華民国，香港，タイ，ネパールの4カ国である．なお，1968年には，マレーシアのリーが委員長に選ばれたが，辞任により日本の岩橋が委員長として正式の指名を受けた．

（長岡加藤治）

［参照文献］

岩橋英行「世界盲人福祉会議並びにヨーロッパにおける盲人福祉施設視察報告書」ライトハウス，昭和31

岩橋英行「第3回世界盲人福祉会議報告書」日本ライトハウス　昭和39

第4回世界盲人福祉会議資料　会議事務局　昭和44

「世界盲人福祉協議会定款」日本盲人福祉委員会　昭和44

International Conference of Workers for the Blind, National Institute for the Blind, London, 1949.（土井利家訳）

Proceedings of the World Assembly of the World Council for the Welfare of the Blind, Rome, 1959.（土井利家訳）

アジア盲人福祉会議

開催計画

第1回アジア盲人福祉会議（Far East Conference on Work for the Blind）は，1955（昭和30）年10月20日から7日間，東京において開催された．これは岩橋武夫がかねてから，世界盲人人口の3分の2が貧困と無知と失業のまま，放任されているアジア地域に福祉と教育を促進する運動を展開するため，情熱を傾けた着想であった．この岩橋の提唱に応じて日本盲人会連合と日本盲人社会福祉施設協議会はもとより盲学校関係者，日本赤十字社，日本ヘレンケラー協会，関係当局が立上がり，いくたびか打合せ会などを開いて実現を期したのであった．しかし，当時の関係機関や団体の経済状態などの点から，直ちに実行に踏切るまでには至らなかった．

岩橋は1954年2月，アメリカ海外盲人援護協会（AFOB）のボルター（Eric T. Boulter）を招き，日本赤十字本社で計画会議を開き，安田巌（厚生省社会局長），葛西嘉資（日赤副社長）のほか関係者が協議の結果，ボルターはこの計画を全面的に支持して，経済的援助を約束した．その結果，会議開催の計画は1歩前進し，厚生省もこれに動かされ，昭和30年度予

算に負担金を計上し，同年10月26日，松本征二（厚生省社会局更生課長）は岩橋を訪ね，会議運営については厚生省が中心になる旨を明らかにした．また，毎日新聞社は後援を約束した．このことがあって2日後に岩橋は急逝した．

第1回会議

厚生省を中心にアジア盲人福祉会議準備委員会を設け，下村宏を委員長とし，第1回会議開催の運びとなった．

参加国はビルマ，セイロン，中華民国，香港，インド，韓国，マレー連邦（現マレーシア），フィリピン，タイ，ベトナム，日本の11カ国．正式代表はブリッジス（D. R. Bridges＝マレーシア盲人援護協会名誉理事），薫大成（台湾大学教授），李泰栄（大邱盲啞学校）ら20人．日本代表は下村宏（藤楓協会長），安田巌（厚生省社会局長），斎田晃（厚生省連絡参事官），鳥居篤治郎（日盲連会長），松野憲治（全国盲学校長会会長）．講演者はパーキンス盲学校長ウォーターハウス（Edward J. Waterhouse），インド盲人援護協会名誉理事デサイ（H. J. M. Dessai），日本盲人ブ社会福祉施設協議会副理事長本間一夫ら10人．オブザーバーは，AFOB常務理事ボルター，ジョン・ミルトン協会事務局長スミス（Dwight F. Smith）ら20人．来賓は内閣総理大臣をはじめ約450人，傍聴者は約750人にのぼった．

会議は各国の盲人事情の報告を基礎として熱心な討議が続けられ次のような決議を行なって，今後のアジアにおける盲人福祉の増進と教育・文化の普及に努力することを確認した．

(1)世界盲人福祉協議会が採択した盲の定義を承認し，アジア地域各国政府がすみやかに考慮を払うよう要望する．

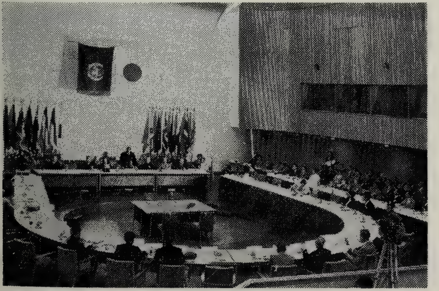

第1回アジア盲人福祉会議

(2)失明原因の調査と失明の予防，治療および抑制のための事業を導入するよう各国政府に要望する．

(3)点字器およびその他の補装具の普及を図るため，WHO, AFOB, RCSBなどの国際機関が資金と技術援助を行なって，これらの器具製作センターを創設し，その運営を援助するよう切望する．

(4)盲人が経済的・社会的および文化的な生活に全面的に参加できるように社会訓練および職業訓練を指導し，盲人の雇用に特別な措置を講じ，その地域で就職できるよう要望する．

(5)盲人を含む身体障害者に対する国際連合の技術援助計画が経済開発計画の一部として積極的に取入れるよう要請する．

(6)点字印刷物の増大を図るため，各国政府は点字出版事業を補助するとともに，各新聞社も日本の毎日新聞社のように点字図書出版に力を尽されたい．

(7)盲人の雇用を促進し，相当の報酬と生活の安定を保障するための法律の制定と行政的措置を要望する．

(8)地域政府は，その国の盲人団体および盲人のための団体をもって組織された全国委員会を認め，これを援助し，全国委員会は政府に対し助言を行なうこと．民間福祉団体の事業を奨励し援助するよう勧告する．

(9)視覚障害児の義務教育を実施し，盲学校教師の養成訓練とその優遇策を講ずるよう勧告する．

(10)1957年開催の国際盲青年教育者会議（ICEBY）に各国は代表者を送るよう激励する．

(11)アジア各国および領土間の間で行なわれる相互の意見や経験の交換を行ない，相互協力するためにWCWB内に特別委員会を設置することを提唱する．

第2回会議

第2回会議は1968（昭和38）年5月21日から同30日まで，マラヤのクアラルンプールで開催された．こ

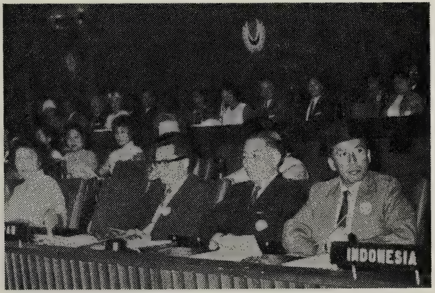

第2回会議（日本代表）

の会議は，AFOB と RCSB および WCWB の共催で，日本からは政府代表として平井龍，民間代表として岩橋英行が出席した．

参加国は，ボルネオ，セイロン，香港，インド，インドネシア，日本，韓国，マカオ，マラヤ，沖縄，サラワク，シンガポール，中華民国，タイ，ベトナムの14カ国．参加者は55人で，講演者は AFOB のボルター，BCSB のウィルソン（J. F. Wilson）ら26人．会議の主題は「今後の5カ年間における盲人の教育・訓練および雇用」で，次のような決議を行ない，アジア各国関係者がこれを履行するよう要請した．

(1)盲人福祉の5カ年計画として少なくとも盲教育施設を倍加し，さらに年間1000人の農村盲人を訓練するための農業訓練施設を増設する．アジアを東南，南，極東の3地域に分け，国際機関である，AFOB, RCSB ならびに WCWB は，このアジア計画を支持し，地域相互間で同時に並行して共同事業を行なうよう要求する．

(2)盲児童の教育は急務であり，寄宿制盲学校の任務の改善と統合教育方式の採用，教師の資格確立と待遇改善，教科書と教材の確保，教師用手引書の発行などを勧告する．

(3)盲人を有能な社会の一員として復帰させるためには，社会に適応できるように就職以前に調整・訓練する必要がある．

(4)各国政府は盲人の都市雇用計画を立て，少なくとも1カ所の職業訓練所を設置し，専門の指導員によって訓練を施し，工業生産に参加させるよう勧告する．

(5)アジアの盲人の大多数は農村地帯に居住しており，これらの盲人を農夫として訓練し，農業開発事業，村落援助計画のなかに組入れて雇用を促進するよう要請する．

(6)盲婦人を社会に復帰させ，また，家庭生活での必要な一員とするために，各種の施設を利用して，その指導がゆきわたるように努力しなければならない．

(7)盲老人は家庭において，社会活動において可能な限り有用に参加できるよう配慮するとともに，家庭生活の不可能な盲老人や孤独な盲老人は，経済的社会的理由から盲老人専用の施設よりも晴眼者用老人ホームに収容することが望ましい．

(8)有能な指導員を確保することは，盲人事業の推進のため必要であり，職員養成は各国政府の責任において実施しなければならない．

(9)盲人用器具の発達のために各地域で生産センターを設け，相互の技術交流，情報交換を行なってその普及を図る必要がある．

第3回会議

第3回会議は，1968（昭和43）年8月26日から6日間，フィリピンのマニラにおいて，AFOB, RCSB, WCWB, フィリピン政府などの協力のもとに開かれた．日本からは政府代表として葛西嘉資，民間代表として岩橋英行のほかオブザーバー多数が参加した．

参加国はセイロン，香港，インド，インドネシア，日本，マカオ，マレーシア，パキスタン，フィリピン，中華民国，韓国，ベトナム，シンガポール，タイの14カ国．参加者64人．講演者は AFOB のジェイクル（R.C. Jaekle），RCSB のバボナウ（R. A. Babonau）はじめ27人に及んだ．岩橋は「職業訓練前の失明者の能力測定評価と生活訓練の重要性」について講演した．

会議の主題は「アジア盲人のために何をなすべきか」で次の項目を決議した．

(1)統合教育が各国において容認され，確立されつつあることを歓迎し，その形態あるいはプログラムは，各地域の客観的ニードに適応した方法によって導入し，発展させねばならない．それは小学校に止まらず，中・高等学校へも適用する必要がある．農村における統合教育プランは，相当困難であるが，その導入に努力すべきである．本会議は統合教育の重要性を認めるとともに盲学校の価値と役割を容認し，その発展を図る．

(2)盲教育の教師は，一般教師の資格のうえに特別訓練を施す必要がある．アジア各国間の交換学生制度を設置すること，教師に対する特別給与，ならびに奨励費を支給することを要請する．その他，教師養成プログラム基準化のための共同研究をすること．

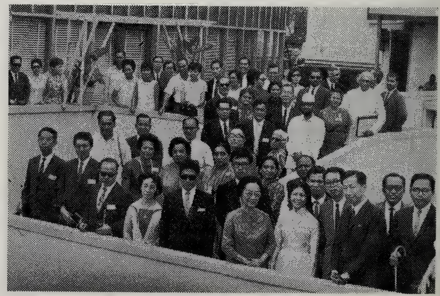

図3　第3回会議参加者

(3)教育プログラムを実施するため，あらゆる機関や組織を動員して，盲児の所在発見と調査を行ない，その能力測定を実施するよう勧告する．

(4)盲学校の中等教育期間に，就職の機会を考慮して職業教育ガイダンスを導入し，現実的な就職目標を設定するよう勧告する．

(5)職業訓練以前の能力測定と失明への適応訓練は重要であり，測定と評価の技術や検査方法が国際的機関によって各国に普及するよう勧告する．

(6)ぼう大な農村盲人人口を擁するアジアは，農村プログラムの確立と推進をいっそう強化し，さらに，指導員および盲人農業従事者養成のため社会資源を最大限に活用するよう要請する．

(7)盲人授産所や盲人工場はできるだけ，ビジネス的経営方針で運営さるべきであり，盲人庇護授産所（sheltered workshop）という「庇護（sheltered)」を削除することを勧告する．ただし，晴眼者と互角に労働できない盲人のためには盲人庇護授産所が必要である．

(8)盲人の雇用を促進するため，身体障害者と共に一定の比率をもって強制雇用をする法律が制定されるよう勧告する．

(9)歩行訓練を強化し，歩行訓練指導員を訓練する専門教師の養成を AFOB に期待する．各盲学校でも歩行訓練をカリキュラムに組入れるよう勧告する．

(10)アジア各国間の連絡・調整と協力を促進するため WCWB アジア委員会の組織の強化と活動方針を確立し，かつ決議実施のために会議参加国をもって構成する特別委員会を設けること．

(11) 国際連合とその専門機関，AFOB，RCSB，WCWB のアジアにおける活動をさらに充実させること，特に RCSB が適当な場所に事務局を設置することを要望する．（長岡加藤治）

［参照文献］

「アジア盲人福祉会議議事録」世界盲人福祉協議会日本委員会 昭和 31

岩橋英行「第 2 回アジア盲人福祉会議報告書」日本ライトハウス 昭和 38

「第 3 回アジア盲人福祉会議各種資料および決議録」会議事務局 昭和 43

The Third Asian Conference on Work for the Blind, 1968.（玉上明子・守中みよ・吉川 春訳）

王立イギリス連邦盲人援護協会

沿革

王立イギリス連邦盲人援護協会（Royal Commonwealth Society for the Blind＝RCSB）は王立イギリス盲人援護協会（Royal National Institute for the Blind＝RNIB）の姉妹団体であり，イギリス連邦諸国における盲人教育の普及および失明防止を目的として，国際的諸機関，政府および盲人援護団体などの協力により 1950 年に設立された．

1967 年現在，連邦内には少なくとも 400 万人の盲人がおり，このまま放置すれば，20 世紀末には 800 万人にも達するものと思われる．400 万人の約 3 分の 2 は適切な医療処置によって失明から免れたかも知れないといわれている．RCSB は主として連邦諸国および自治領を対象として次のような地域に事業を行なった．アフリカ地域（ザンビア，ガーナ，ケニア，ナイジェリア，シエラレオネ，タンガニーカ，ウガンダ），カリブ海諸国（ジャマイカ，トリニダード），アジア地域（インド，マレーシア，パキスタン，セイロン，香港），キプロスなど．

事業内容

〔失明防止事業〕イギリス連邦内におけるおもな失明原因は，トラコーマ，かわめくら，白内障，栄養失調，麻疹，天然痘，ハンセン病，糖尿病および外傷で，トラコーマに至っては，全人口のおよそ 6 分の 1 がかかっているものと推定される．たとえば，インドのウッタル地区の統計によると，こどもの 40 パーセント，成人の 80 パーセントがトラコーマである．次は，はえの媒介によって流行するフィラリア病による失明で，病名は「かわめくら」といい，これにおびやかされている者が，アフリカ，アジアで 1000 万人と

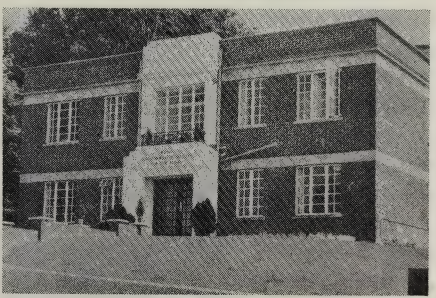

王立イギリス連邦盲人援護協会本部

推定されている．アフリカだけでも，これらの病気により毎年8万人以上が失明している．また，100万人のインド人が白内障および緑内障で失明している．栄養失調では，ビタミンA欠乏症で離乳後に失明する幼児が最も多い．糖尿病は西インドにおける成人の失明原因の第3位を占めている．

これらの病気に対する対策として，人口200万人以上の地域の盲人調査を行ない巡回治療班を編成して，アジア，アフリカの10カ国を巡回し，失明防止に努めている．1963年ジョン・ウィルソンはWHO（世界保健機関）の失明防止キャンペーンに参加し，アジア地域の失明防止強化を図った．

また，RCSBが主導権をとって，国際的計画を立てる必要があるとして，1968年，アメリカ海外盲人援護協会（AFOB）と共同で国際協力5カ年計画を立案するとともに，最近は次のような活動を行なった．RCSBは巡回治療班7隊を編成し，1967年には6万人以上の患者を治療し，そのうち5100人の視力を回復した．今後はさらに5班が巡回し，3カ年間に年間1万人の開眼治療を行なう計画を発表した．アフリカに対しては，全アフリカ盲人事業家会議を主催し，各国政府および奉仕団体からの出席を得て，以後5カ年間におけるアフリカ人の失明防止対策について協議した．その結果，ケニアでは5万人を診察し，1900人に対して開眼治療を行なった．タンガニーカとウガンダでは，人口の半数以上が眼病である地方へ治療班が出動し，1967年中に1万4000人を診療した．また，住民の10分の1がかわめくらで失明しているアフリカ西部の山村を訪れて治療した．ザンベシー山間部には，自動車班支援のもとに外科チームを派遣して，5カ年にわたって200万住民の診療を行なう計画を進めている．このようにして，1968年中に行なったアフリカの検診患者総数は26万8000人に達し，そのうち11万9000人を治療，7965人に手術を施し，6434人が失明を免れた．

インドやパキスタンの村々では少なくとも100万人の盲人が白内障の手術により視力を回復できる見込みであり，1967年，RCSBの医療班は3万9618人を診療し，4502人の白内障患者の視力を回復した．現在，かわめくらの予防策として，はえの撲滅薬を散布し，天然痘と麻疹についてはワクチンによって失明を防止し，トラコーマに対してもワクチンによって効果をあげている．これらの近代医学による失明防止運動費はリハビリテーション費と比べると，はるかに僅少であることを力説している．ヘレン・ケラーも，失明者リハビリテーションのための支出額の10分の1を失明防止のために使用すれば，人類の幸福はいうまでもなく，社会的にも経済的にも多大な利益をもたらすことを指摘している．

〔教育事業〕 イギリス連邦諸国の盲児は，48万人と推定されているが，そのうちわずか8000人が就学しているに過ぎない．残りの盲児はほとんどが放置されたままである．RCSBは過去15カ年間に50校以上の盲学校を建設しているが，まだ不十分で，こうした特殊なボランティア組織の活動でこれを解決するには，あまりにも問題は大き過ぎる．どうしても，各国政府の積極的な援護措置が必要である．それには，盲児を一般の学校へ入学させて，統合教育を行なうことが望ましいとされている．このためRCSBでは目下，アフリカの6カ国，アジアの4カ国において統合教育システムを全面的に普及させることに努めている．

RCSBはさらに可能な限り専門指導員を養成して全国的に配置し，各地区の教師を盲児教育教員として訓練することによって大きな成果をおさめている．

1963年，クアラルンプールで開催の第2回アジア盲人福祉会議で14カ国の代表者が集まり，次の5カ年間に盲児童の就学倍加運動の展開，盲農夫1000人に対する訓練，新職業補導所50カ所設置を決議したが，RCSBでは，これを援助するため年額5000ポンド（432万円）の予算を計上した．また，奨学金制度を設けて，1960年以来各国から選抜されれた約40人の教員をイギリスにおける盲教育教員養成の大学で勉学させた．1964年中には，13カ国から選ばれた19人の盲学生に5600ポンド（約483万円）の奨学金を使用した．その他，個人生活費や衣類および盲人用具などの援助として盲児1人当たり年額20ポンド（1万7280円）を支給している．

1967年中にRCSBが実施した各国の晴・盲児統合教育の活動は次の通りである．

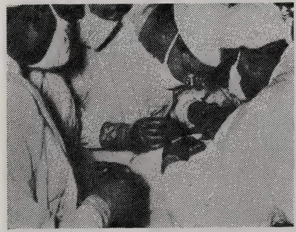

インド，パキスタン方面における眼科診療班

(1)ウガンダでは，RCSB教育担当者ブライヤン・ダグラス（Bryan Douglas）が作成した4カ年教育計画を中心に，15

人ずつの盲児を収容する17の寄宿舎を一部の普通学校に併設している．そして，このための教師を養成し，点字教科書も各地の方言で作られている．

(2)タンガニーカは広い地域にわたっているため，寄宿舎の建設は容易でない．1967年中に四つを建てたが，計画中の残りの五つの建設地を回わるのに4000マイルもの道程を踏破せねばならない．就学盲児は，1965年には65人であったが，1968年には200人に増加し，各種の補装具はイギリスから取寄せている．

(3)ローデシアでは，全ミッション・スクールを盲児に開放するよう要請し，教師を訓練し，点字教科書は3カ国語に分けて作っている．

(4)ナイジェリアにおいては，1966年以来，100校以上の学校で統合教育を実施中である．

(5)サラワクにおいては，メソジスト教会と合同で盲児収容施設を建てて収容し，一般学校で教育し，成果をあげている．

これらの国々では，数年前までは小学校教育すら考えられない状態であったが，教育は急速に進みつつあり，RCSBの援助によって，高等教育を受けた盲人が増えてきていることは注目に価する．

〔職業的リハビリテーション〕 RCSBは盲人の職業的リハビリテーションについても，各国に援助の手をさしのべている．香港では，盲人工場設立の企画を助け，現在も経済的援助を続けている．マレーシアでは，農業訓練センターにおいてRCSBのコンサルタント，ロナルド・バボナウ（Ronald Babonow）が訓練プログラムを改訂し，野菜づくり，家畜飼育，バスケット・マット類の製作，ぶた小屋・養魚池造りなどを追加，指導した．また，盲婦人のために料理や家庭細工を教え，農業地区センターやゴム農園の経営も計画している．西インド諸島では13の盲人工場があり，各島では独自の計画のもとに，ランプ，香料箱，とういす，ぬいとりのバスケットなどを作っているが，これらの工場支配人を養成し，給料を支給して援助している．また，アフリカにおいては，経済的・技術的援助によって19の農業訓練センターを建設し，盲人農夫は訓練を受けてから自活し家族を養っている．かれらはケニヤで野菜，ウガンダでコーヒと綿花，タンガニーカではたばこ，ガンビアでは米とナット，ザンビアでは日用品，マラウィではみかん類，ナイジェリアではココアというように各地の特殊性を取上げてめざましい発展をとげ，生産を上げている．

今後アフリカにおいては，少なくも各国に一つずつ農業訓練センターを設立し，毎年3000人の盲農夫を訓練し，将来は都市職業進出をめざして，近代的な訓練を受けられるよう計画している．このため，東部，西部，中央部に三つの地域団体結成の指導を実施している．（土井利家）

［参照文献］

"Four Million Blind People" *Royal Commonwealth Society for the Blind, Annual Report*, 1966～67, RCSB, London.

"Actions in 31 Countries" *RCSB Annual Report*, 1967～68, RCSB, London.

Fourty Facts about Blindness, 1967, RCSB.

アメリカ海外盲人援護協会

沿革

アメリカ海外盲人援護協会（American Foundation for Overseas Blind＝AFOB）の名は1946年2月に命名されたが，その母体の誕生はさらに30年以前にさかのぼる．第1次世界大戦が始まった翌年の1915年5月7日，アメリカの有名な実業家ジョージ・ケスラー（George A. Kessler）が乗船していたルシタニア号がドイツの魚雷に接触して大西洋の海中に没した．かれは1本のオールを頼りに7時間も漂流を続けたが，幸運にも救助された．オールにしがみついているとき心に誓ったことは「もし無事に救出されたら戦争犠牲者のために価値ある仕事をしよう」ということであった．

治療のためにイギリスに滞在したかれは，イギリス新聞界の第一人者で戦傷失明者の訓練センターを開所した盲目のアーサー・ピアソン（Arther Pearson）と出会い，その仕事と能力に感銘，盲人救済計画がケスラーの心に芽生えた．

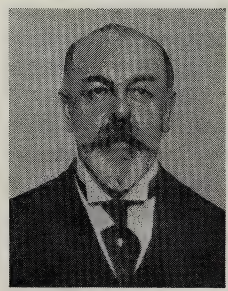
ケスラー

1915年11月11日，ケスラーはフランス人の秘書ジョージ・ラベラ（George Raverat）を協力者にしてイギリス，フランス，ベルギーなどの連合軍戦傷失明者救済のための組織をつくった．これがAFOBの母体となった戦傷失明者救済財団（Permanent

Blind Relief War Fund=PBRWF）である．

アメリカに戻ったケスラーは直ちに基金づくりを始め，アメリカ実業界の指導者たちの支援を得，また，ヘレン・ケラーの励ましもあって後援会を組織した．この財団により，間もなくベルギー，イギリス，フランスに，さらに第1次大戦後の1918年にはアメリカのほかルーマニア，ユーゴスラビア，ポーランドにまで援助の手が伸べられ，資金援助のほか学校や生活訓練センターの建設，点字器具などの支給，ブラシ作りなどの指導が行なわれた．1919年10月，PBRWFは法人化され，本部をニューヨークに置き，新たに後援会に加わったヘレン・ケラーとウィリアム・クロムウェル（William Nelson Cromwell）の指導により，この組織が世界的規模にまで成長した．

1920年9月14日，ケスラーの死に伴い，クロムウェルが会長になり，直ちに近代的点字出版事業に力を入れた．世界中に配布するのに便利な場所ということで，パリに点字出版所を建設，1923年に製版機，印刷機が備えられた．職員は45人，うち3分の2は盲人であった．2年間で約500万ページが印刷され，楽譜や5種類の定期刊行物が英・仏・セルビア語で発行された．

1925年，戦傷失明者だけでなく一般の盲人援助へと仕事を拡大，名称をアメリカ点字出版所（American Braille Press for War and Civilian Blind=ABP）と改めた．その後，点字刊行物も増え，イタリア語，ルーマニア語，ポーランド語が加わり，ニュージーランド，ウルグアイ，日本にまで無料配布されるようになった．ちょうどそのころ，盲人用具が盛んに作られた．

1929年4月，イギリス，アメリカ，フランス，ドイツ，イタリアの5カ国代表がパリに集まり，点字楽譜を統一した．1931年，委員会は楽譜と器具の製作部を本部に残し，点字出版を各国で行なうことを決定，4年後にはフランス，ベルギー，ポーランド，ユーゴスラビア，コロンビアに点字出版所が設立された．

1937年，ABPでは最初のトーキングブック（33⅓回転，23分間録音）を作り，ヨーロッパに紹介，無料で点字図書館に貸出した．

1939年9月，第2次世界大戦の突発とともに戦傷失明者の救済を再開，ABPの使命は世界中の盲人の救済にあるとして，それまでに盲人用器具やトーキングブックの開発に密接な関連をもっていたAFBと協力し，世界中の盲人教育と社会復帰を率先して行なうという世界的計画をまとめた．この計画実現のため，ABP会長クロムウェルとAFB会長ミゲール（M. C. Migel）との間をとりもったのが1927年以来ABPの副会長を勤めたジョン・フォスター・ダレス（John Foster Dulles，=1952年にアメリカの国務長官）であった．二つの組織は，一つが国内を他が国外を対象に，より有効な活動を目的として，1945年11月，ABPはAFBと合併した．ミゲールが会長に，アーウィンが常務理事になった．そしてヘレン・ケラーはこの合併の主旨に賛同し，相談役になった．

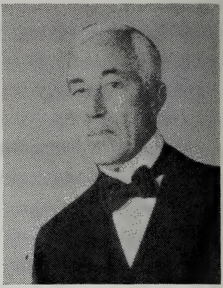

ミゲール

1946年2月，両施設事業の進展に伴いアメリカ海外盲人援護協会（American Foundation for Overseas Blind=AFOB）と改められて，会長に2世ジーグラー（Jr. W. Ziegler）がなった．

1946年，第2次世界大戦後の破壊されたヨーロッパの盲人たちの生活は極度に困難な状態になった．

AFOBはこれらの盲人たちに最も緊急な食料と6万ポンドの衣服と10万個の石鹸を輸送した．また，点字用紙や点字器，タイプライターを輸送し，専門的な技術設備や原材料の提供など努め，30万ドルの緊急救済資金を提供した．

1949年にはロバート・バーネット（Robert Barnett）が常務理事に就任，援助した地域がアジア，アフリカ，南米，ヨーロッパの4大陸に及んだ．1959年，AFOBの後援団体としてヘレンケラー盲人援護十字軍（Helen Keller World Crusade for the Blind）を組織，世界中の人びとに向かって盲人福祉事業に対する認識と援助の増大を呼びかけた．

このようにして，恩恵を受けた国は70カ国に及び，AFOBは盲人福祉の国際的指導機関になった．これらの財源は，ほとんど大口寄付金によってまかなわれ，1967年の決算報告によれば，相談事業，教育事業，世界各地区事業その他の助成のために年間60万ドル（約2億2000万円）を支出している．

事業内容

〔国際的役割〕 AFOBの事業は「適切にして厳格な

生活訓練を施すことによって，盲人は社会にあって正常で，しかも有用な一員となることができる．したがって，決して孤立と隷属の境遇に閉じこめておいてはならない」という信条のもとに行なわれている．そして，AFOBは世界各国に対し，盲人に対する医療・教育およびリハビリテーションなど進展のため次のような援助をしてきた．

①各国の盲学校や盲人施設に対し，点字器，点字タイプライター，立体地図（浮彫り式），計算器，楽譜表記法便覧，折りたたみ式白ステッキおよび特にくふうされた娯楽用具や補装具などの寄付．②各国語による各種の文献をトーキングブックに録音し，これらを各国に配布して利用させる．③各国に点字出版所を設置し，点字教科書，雑誌，定期刊行物および一般の文献を出版させる．④職業訓練センターや授産場の作業を容易にするため必要な機械・器具および資材の供与．⑤教育，生活訓練，雇用問題に関する近代技術の実地指導．⑥学校教師や盲人援護事業家が自国内で専門職員としての訓練が受けられるためのゼミナールの設置．⑦国外留学，特にアメリカにおける盲人事業視察のため奨学金や特別奨励金の支給．⑧病気に基づく失明の軽減を図るための適切な失明防止事業の奨励と保健教育の援助．⑨盲人福祉行政に計画性と責任をもつ委員会の設立．⑩近代的盲人福祉事業の開始に際して政府当局や民間施設との折衝．

AFOBは人種，皮膚あるいは宗教による差別なく世界中の盲人に対し生産的市民権を確保し，自尊心を得させる唯一の国際的指導機関として公認されるようになった．

〔各国における活動〕 AFOBはヨーロッパ，アジア，アフリカ，南アメリカにわたる広範な盲人事業計画を指導しているが，これをスムーズに行なうため各地に支局を設けている．

ヨーロッパ地区に対してはパリに，北アフリカと中東地区に対してはレバノンのベイルートに，ラテンアメリカ地区はチリーのサンチャゴに，極東地区に対してはマレーシアのクアラルンプールにそれぞれ支局を設け，専門コンサルタントと指導員を派遣し，立案・企画・実地指導，物質的・経済的援助に活動している．

(1)最近のおもな事業としてはヨーロッパ地区では，パリ郊外にフランス最初の盲人リハビリテーションセンターを設立し，リハビリテーションの基本問題について講習を行ない，多くの機械や資材を提供した．ギリシャではアテネの農業訓練所と職業技術学校建設を助け，必要な備品を提供した．ポルトガルに対してはリスボンの授産所拡張に際し，経営指導と訓練助成を実施し，補装具，点字図書などを寄贈した．トルコにおいては一般学校で盲児も共学できる統合教育の公開実験を行ない，多くの教材・教具を提供した．

(2)中東および北アフリカ地区では，国連と合同で盲人の生活状態の調査と登録を始め，これに基づいて総合的な事業計画を立て，各国別に農業訓練その他の指導・援助を行なっている．イスラエルでは統合教育を実施するよう計画し，教材・教具や資料を提供し，点字出版所にも設備器具を送った．ウガンダでは国際農業訓練センターを完成し，職員雇用資金，種子，苗木農機具などを提供して指導に当たり，多くの卒業生は完全に自活している．その他，ヨルダン，イラン，エチオピア，チュニジアなどでも国情に応じて助成と指導を行なった．

(3)ラテンアメリカでは，チリにおいて職業訓練施設の拡充を図り，メキシコでは中央点字編集所の改組と地方図書館の設置を勧告し，スペイン語の点字書を各国に提供した．また，アルゼンチン，ブラジル，ボリビア，コロンビア，ウルグアイ，サルバドル，ペルー，パナマなどに対しても教育と更生復帰のための組織の改善，専門書，教材教具の提供，奨学金の寄贈などを行なっている．

(4)極東地区においては，マレーシアのクアラルンプールに極東事務局を置き，ブリッジス（D. R. Bridges）の指導のもとに有能なコンサルタント，教師が各国に働きかけている．クアラルンプールにアジア各国から訓練指導に当たる人びとを集めて，工業的職業訓練とオリエンテーション，歩行の2コースの指導員養成のための訓練を実施している．また，統合教育についても，マレーシア連邦教育省を促して教員養成に尽力するとともに，盲児に対し教具や補装具を提供している．インドではファンサ地区での農業訓練センターが大きな成果をあげるとともにユニセフと協力して盲学校教師の訓練を行ない，点字書や用具を寄贈し，タイでは初めての職業訓練センターの設立に協力し，指導員を派遣して機械器具を提供し，一方，統合教育を勧告して教員の養成訓練計画を成功させた．ベトナムにおいては，引続く戦争にもかかわらず，AFOBから機械を提供してブラシ製作を行ない，一般工場への進出も指導している．フィリピンや台湾にあっては統合教育の指導が積極的に進められ，韓国に対しても農業

訓練所の設立や点字出版事業の援助がなされている．日本に対しても，日本ライトハウス職業・生活訓練センターの設立とその指導訓練のため，コンサルタントの派遣，指導員の養成ならびに経済的援助を与えて新しい職業開拓と有能な社会人の養成に積極的援助を与えている．（花島　弘）

［参照文献］

Annual Report of AFOB, 1962 ～ 1967.

アジアにおける役割

〔個人的援助からの脱皮〕 アジアにおける AFOB の役割は固定されたものではなく，その基本方針にも基づき必要に応じて，いつでも変化するものである．たとえば，第2次世界大戦直後にアジアの盲人が必要であったものは，特殊盲人用器具や補装具（点字器・点字タイプライター・算数用器具・地図・幾何学器具・点字用紙・点字図書など）であった．したがって，アメリカからの援助物資として，盲学校や施設に対して，これらの盲人用具をかなり多く提供した．次に，盲教育発展のために教師に対する訓練が必要になってきた．当時，アジアの盲人事業家たちの唯一の希望は，これらの教師たちを訓練するために，アメリカおよびヨーロッパの先進国へ留学させることであったが，このような形の援助は，盲人の根本的な要求を満たすものでなく，物質的な要求や限られた指導員の特別訓練の要求に応じたに過ぎなかった．

AFOB をはじめ他の海外盲人援助機関は，かれらの要求通りに応じることは不可能であることが明らかになった．それぞれの国によって，文化や社会的条件が異なるため，アジア諸国のすべての希望を満足させるわけにはいかなかった．AFOB においては，その地域内に事務局を設けて，指導員を養成し，相談や指導を容易に行ない得るような方法に切替えた．1958年，マニラに初めて事務局を設けたが，当初の2，3年間の役割はアジア盲人の教育，リハビリテーションに関連のある新企画，アジアの盲人用具および教科書の出版所設置などについて，各国の活動を督励することであった．

〔統合教育への援助〕AFOB の事業は約4カ年続いた．種々な企画を討議し，その実行方法を追究した．同時に盲人福祉についての各国政府の関心を高め援助を得ることに努力した．最も必要なことは政府による強固な財政上の裏付けであった．

AFOB としては，統合教育を始めるには，アジアの盲人に対してアジアが負担し得る経費で，しかも自由に処置し得る手段で効果的な盲人教育方法を見出すべきであるという意見であった．指導員養成コースを国内に設け，各地域において現実に即した状況のもとに指導員を養成することが考えられた．次に，養成された指導員によって統合教育計画が立てられ，多額の維持費を要する建物や教職員を選定する困難さなしに推進することであった．AFOB はすでに各地に点字出版施設を設け，点字出版を始めていたので，経費はかからない状態であった．そのためアジアでの統合教育の実施は比較的軽少な費用でも可能であった．

〔リハビリテーションへの援助〕 アジアにおける伝統的な職業である織物，バスケットやマット作りなどは非能率的で利益も少なく，助成なしには生活もできない状態であった．しかも，これらの職域でさえ拡張の道が開かれそうにもなかった．AFOB としては，急速に発達しつつあったアジア諸国の工業に注目し，欧米先進国の例にならって，盲人も生産業界の従業員として就業できるような訓練を施す近代的訓練センターの設置を促進した．この認識は統合教育の理念と一致したもので，盲人を一定の施設内で保護する必要はなく，適当な訓練と社会人の理解があれば，かれらはその郷里で晴眼者と肩を並べて職務を分担し得るという意味である．

〔統合教育とリハビリテーション・センターの推進〕1962年ごろからの AFOB の目標は，いつでも各国政府に対して文教ならびに福祉政策として統合教育の考え方を受入れてもらうこと，地域内盲人のために近代的リハビリテーション・センターの設立を要求することであった．これによって統合教育がマレーシアにおいて実施され，フィリピン，タイ，台湾，セイロン，パキスタンの諸国がこれに続いた．統合教育に伴う特別教員養成計画が上記の5カ国によって進められ，他の諸国もこの企画を採用しつつある．AFOB の援助により9カ国，13カ所で近代的リハビリテーション計画を実施したが，そのうち7カ国はすでに活動を開始している．

〔専門指導員の養成〕AFOB の役割は必要に応じてわずかながら変化を示した．統合教育と工業界への就職という新しい認識に基づいて，政府およびアジア人に対して実際的で重要であることを実証するに足る計画ができあがったのである．次に要求されるものは，これらの事業に配置されるべき専門的指導員の養成である．過去においては盲人事業のほとんどは献身的な

人びとの善意によって教職員が準備されてきた．建物や施設はりっぱでも，もし適切に使用されなければ浪費となり，盲人に必要な事業はできない．AFOB では現在，指導員の養成に努め，盲人教育とリハビリテーションに従事する専門職員の地位向上のためにあらゆる努力を払いつつある．同時に専門的教育家，リハビリテーション従事者や社会事業家団体のなかに盲人事業従事者が受入れられることを望んでいる．また，かれらが専門的従事者としてふさわしい威厳と社会的地位を認められ，その責任に応じた報酬が与えられることを希望している．

これを推進する手段として，AFOB は率先してアジア国内で多くのセミナーや教育とリハビリテーションの発展についてのそれぞれの具体的な事項について現地会議を開いた．また，アジアで見出される諸条件を基盤として，アジア自らの財政的および人的資源によって生まれる専門的文献の出版を求めている．

AFOB の役割について端的にいうならば，統合教育と近代的リハビリテーションの推進を奨励し，教職員の専門的訓練を督励して，アジア各国間の相互情報交換を行なうとともに必要な専門的文献の供給にある．

〔今後の方向〕 AFOB の今後の役割について述べることは不可能であるが，考慮される一つの事実は，失明防止に関連した事業を行なうことである．この目的をいかにして達成するかは未知数であるが，次第に失明防止に主力を注ぐようになることは確実である．現在，失明原因を除去するための施策はほとんどなされていないのが実状である．

盲人人口が現在の増加率で進むならば，すべての盲人が教育と更生事業の機会均等を望むことは不可能であろう．ここから生じる問題は，われわれはいまだに盲人や視覚障害者についての病因や災害事故の原因や老齢者層に対する適切な対策をもっていないということである．もし各国政府がすぐれた防止計画と教育および更生復帰計画，福祉計画などのために必要な事業計画をやろうとするならば，これが必要になることは明らかである．また，全盲者でなく，視覚障害の数多くのグループのことをいう場合，盲人ということばで呼ぶことは現実的ではない．これらのグループは教育上，職業上，視力を用いて作業する場合は，ある種の援助を必要としている．大きな活字による本，視力補助具（拡大鏡），レンズ，弱視診療室などは，今後数年間における AFOB の発展のための役割として考慮しなければならない課題であろう．要するに，アジアにおける一つの重要な役割がある．その役割の大部分は，年ごとにみられるさまざまな要求によって決定される性質のものである．AFOB は限られた資金で最大の効果をあげるように利用し，節約をもってできるだけ多くのアジア盲人のために有用な社会生活を得られるように助力を与えて目的を達成しなければならない使命をもっている．(D. R. ブリッジス／土井利家訳)

国際失明防止協会

沿革

失明防止は，眼科医学の最も重要な目的の一つであって，内科医学における死亡の予防，平均寿命の延長と同じ意味をもつ．したがって，各国に失明防止を目的とする団体があるほかに，国際眼科学会の別機構として，国際失明防止協会（International Association for Prevention of Blindness＝IAPB）がある．

国際失明防止協会は，各国における失明防止活動を助け，情報の交換を行なっている．同協会は，1915年9月，アムステルダムで開かれた国際眼科学会を機会に，各国代表によって創立が可決され，会長にパリ大学ド・ラペルソンヌ，副会長にアメリカのレビスが就任，日本の石原忍は創立委員と同時に東洋代表の執行委員となった．

協会の本部事務局は現在ハワイのホノルルに置き，ホルムズ（William John Holms）が事務局長として会の運営に当たっている．会長はスウェーデンのバール（Gunnar von Bahr），副会長はアメリカのモーメニー（Edward Maumenee），会計はカナダのハンター(William S. Hunter)である． 1968 年からは WHO（World Health Organization）と公的な協力関係ができている．

実行委員会は，国際眼科協会長，トラコーマ防止協会長，WCWB 失明防止委員会長とそれぞれの事務局長など 10 人と，アメリカ，ヨーロッパ，アフリカ，近東，アジア・太平洋の 4 地域から各 1 人の代表とから構成され，協会執行部の役割を果たしている．実行委員会は少なくも年 1 回開催し，任期は 4 年となっている．通常総会は 2 年ごとに，国際眼科学会または拡大地域眼科学会と併行して開かれる．

事業

(1)国際的に失明原因の調査を行なっており，この調

査のために病因分類ならびに症状別分類を作って発表している．その最新のものは，1962年のインドにおける国際眼科学会のときに決まったものである．これは *Journal of Social Ophthalmology* No. 35 (1964) に会則とともに報告されている．

(2)各国の失明防止活動を助けて調査・情報を提供させているが，協会直接の活動は行なわれていないようである．この点では，トラコーマ予防協会の方が活発に活動しているようである．その後 WHO に，① 栄養障害による失明，② Oncocerciasis による失明の二つがトラコーマに加えて専門委員会ができた．1971年8月，エルサレムで最初の失明防止に関するセミナーが開催された．

(3)各国における目の保健衛生視力保存に関するあらゆる知識の普及活動を援助している．

(4)盲人のリハビリテーション活動を行なっている団体と密接な接触を保ちながら，失明防止を援助する．

(5)公立保健機関，性病防止協会，児童保護協会，各学校教師，医師，看護婦，産業団体などとも常に接触し，視力保存，眼衛生の普及に努める．

各国の失明防止活動

国際失明防止活動とともに，オランダ，イギリス，アメリカなどには失明防止協会があり，広範な失明原因の調査が行なわれ，その結果を発表，失明防止の基礎資料として役立てている．また，眼科医と一般市民とが協力して，その地区の失明防止活動，アイバンクの運営なども行なっている．

わが国においても，日本眼衛生協会によって，5年おきに同様な調査が行なわれ，その結果が発表されて失明防止に努力している．全国的にアイバンク運動が次第に発展しつつある．

失明率が世界で最も低いと考えられるオランダでは，失明防止協会が，各眼科医の協力を得て活発な活動をしている．すべての失明者について，全国の眼科医から詳細な記録が協会に送られ，協会では，これに従ってさらに必要な調査を行ない，全国の大学では，これに基づいて疾患による分担を決めて，徹底的な研究をするなど，失明防止への協力体制が確立している．眼科医は一定期間この協会に属して，調査に従事することが義務づけられており，眼科医の教育面でも，この組織は大きな意義がある．

アジア，アフリカの開発途上国における失明防止活動は，RCSB および AFOB が医療団を派遣して大きな成果をあげており，1971年から新しく，日本ライトハウスが提唱して，日本眼科医会が協力し，アジア地域に医療キャラバンを派遣する運動が具体化している．また，ライオンズクラブは世界中に会員をもつ社会奉仕団体であるが，創立以来，失明防止が会の目的の一つになっており，1971年現在，世界146カ国にある約2万5000のライオンズクラブが，それぞれ視力保存委員会を設けて，その地区の失明防止活動に奉仕している．（中島章）

世界在郷軍人連盟

沿革

世界在郷軍人連盟（World Veteran Federation =WVF）は1950年，ノーベル平和賞受賞者で国連事務次長であったラルフ・バンチの「戦争に参加した者こそ最も雄弁に平和を語る資格がある」ということばをモットーとして結成された．最初はイギリス，アメリカ，フランス，イタリア，ベルギー，ユーゴスラビアの6カ国の在郷軍人団体が協力して創立したものだが，その後，国際民間団体として，国連の経済社会理事会のA級諮問機関としての地位を得た．WVF は本部をパリに置き，現在加盟国 49，参加団体 160，会員数二千余万人を擁し，もっぱら戦争犠牲者の援護に関する国際活動を広範国にわたって実施している．特に戦傷者のリハビリテーション（更生から進んで社会復帰）を重視し，単に戦争犠牲者ばかりでなく，一般身体障害者をも対象とし，社会全般の身体障害者対策の推進に努めてきている．

わが国においても1956（昭和31）年5月に財団法人日本傷痍軍人会が，次いで1959年4月に社団法人日本郷友連盟が WVF に加盟し，さらに両団体の国際的連繋と活動をいっそう強力に推進するため，1965年2月，財団法人日本 WVF 協会を設立した．

事業

最近10年間，WVF が盲人（戦傷失明者を含む）の福祉向上のため実施したおもな事業は，次の通りである．

〔リハビリテーション事業〕盲人リハビリテーションについての欧州セミナーが1956年4～ ̄月，2週間にわたってロンドンで，欧州18カ国から戦傷失明者協会，一般盲人団体，民間有志団体，政府機関の各代表が集まり，WVF と世界盲人福祉協議会（WCWB）

の共催で開かれ，その討議の模様や決議事項をWVFで小冊子にまとめ会員団体に配付した．わが国では国立光明寮（現在の国立視力障害センター）が，研究資料しとてこれを活用した．

〔盲人用地図配布〕 1957年，ジュネーブで開かれたWVF理事会において，アメリカ海外盲人援護協会(AFOB)で作成した盲人用地図を全理事（加盟国各1人）に配布した．これも国立光明寮（現東京視力障害センター）に転送され研究資料となっている．この地図は盲児の地理教育用に考案されたもので，プラスチック板に山脈や河川などを浮彫りにし，点字で見出しをつけてある．

〔WVF更生賞金授与〕WVFでは，年次総会ごとにリハビリテーション事業において国際的に功績のあった者に賞金を授与しているが，1957年11月の第5次総会に当たって，特に盲人福祉向上の面で功績顕著であった第1次世界大戦の戦傷失明者であるニュージーランドのクルーサ・マッケンジー（Clutha Mackenzie)に授与された．かれは盲人，ことに地方に居住する盲人に点字を教育訓練する新技術を開発し，世界4大陸諸国における盲人福祉向上に大きな貢献をした．

〔盲人農耕者に対する国際研究センター〕 WVFでは，1957年に国連やイギリスのRCSB，アメリカのAFOBと協力して，東部アフリカ内陸のウガンダ国当局を援助し，特に農耕に従事する盲人に対する福祉を研究するセンターを設立し，農業技師を2年間派遣勤務させた．

〔パラリンピックの第2部参加〕NVFは早くから身体障害者スポーツの著しい効果に着目し，車いす競技の創始者であるイギリスのグットマン（Ludwig Guttmann）を顧問とし，欧州身障スポーツ連盟を組織して奨励に努力してきたが，1960年ローマ・オリンピックの直後開かれた国際車いす競技に付随して行なわれた一般身障者の競技に力を得て，1963年にオーストリアのリンツ市で第1回国際身体障害者スポーツ大会を開催，日本チームもこれに参加した．以来，身障者のスポーツ熱は急速に高まり，1964年11月には，東京オリンピックのあとを受けて，パラリンピック（Paralympic）という新しい名称のもとに，きわめて盛大かつ効果的に行なわれ，特にその第2部の国内大会には盲およびろうあ者を含むすべての身障者が参加し，視覚障害者も視力別に区分されて，100メートル円周競走から立ち幅とび，走り高とびなどの陸上競技はもとより，水泳，卓球に至るまで数多い種目に参加し，画期的なものであった（Paralympicはparalysis と Olympic との合成語）．

〔最新情報の提供交換〕 1964年ニューヨークにおける第3回世界盲人福祉会議において，盲人はもはや身障者ではない…」との意気込みで活発な討議が行なわれたが，WVFは月刊機関紙を通じて,「こうした明朗なニュースを積極的に取上げ，各国に提供している．また最近，車いす使用の重度障害者たちが，盲人学生のために教科書をテープに吹込んで提供し，一方，盲人学生たちが車いすの後押しをして街頭に出て行くなど，相互助け合いの情報も伝えられている．

（沖野亦男）

盲人の職業

日本における盲人職業

明治以降のあんま・マッサージ・指圧師，はり師，きゅう師の実態

教育の変遷

〔明治時代〕 この時代の職業教育は，晴眼者，盲人ともに徒弟制度によるものが主で，それらの基準も免許制度もなかった．しかし，三療業がかなり盛んに行なわれていたことは，次の事実によっても明らかである．すなわち，1874（明治7）年に発布された医制（文部省達）第53条には「鍼治，灸治ヲ業トスル者ハ，内外科医ノ指図ヲ受ルニアラサレハ施術スヘカラス，若シ私カニ其術ヲ行ヒ，或ハ，方薬ヲ与フル者ハ，其業ヲ禁シ，科軽重ニ応シテ処分アルヘシ」と規定されており，また，1885年に出された内務省達「鍼術灸術営業差許方」には，「鍼術灸術営業者ノ儀ハ従来開業ノ者並ニ新規開業セントスル者ハ，自今出頭セシメ，其修業履歴ヲ検シ，相当ト認ムルトキハ差許不苦，其取締方之儀ハ，便宜相設可申，此旨相達候事．但既ニ営業指許シタル者ハ，更ニ出願セシムルニ及ハス」とある．あんまについては，別に通達はなかったようであるが，はり・きゅうと同様に各府県で取締規則を定めて営業させ，取締りを行なっていたものと推測される．

こうしたなかにあって，1880（明治13）年京都盲啞院に音曲科，紙縒細工科と並んで，あんま・はり科が設けられた．これが日本における，あんま，はり，きゅうの学校教育の始まりである．1882（明治15）年には，東京盲啞学校にも，あんま，はり，きゅうの教育課程が初めて設けられている．

ところが，東京では1885（明治19）年，はり，きゅうの教育をいったん中止し，東京医科大学長三宅秀に「鍼灸の効害並に盲人に鍼治をなさしめて害なきや否や」といった意味の諮問をしている．これに対し，同助教授片山芳林から「巨大な鉄鍼を禁ずる事，骨概，肢足人形等を用いて解剖生理の大要を講ぜしめる事」という主旨の回答を得て，翌年からはり治療の教育を再開した．修業年限については，京都では1885年に普通科6年，専修科5年と定め，専修科であんま，はり，きゅうを指導し，東京では1892（明治25）年に普通科5年，技芸科5年と定め，技芸科であんま，はり，きゅうの教育を行なった．教科内容はそれぞれの実技のほか，片山の意見に従って，解剖生理の概要が講じられ，従前の漢法医学に代って現代医学に基づいた教育が開始された．その後，1902（明治35）年になって，教育水準を当時の教育令に基づく一般国民の教育基準に合わせるよう，盲学校の学則が改訂され，わが国における盲学校の教育体系が統一された．それによると，普通科は尋常4年，高等科4年，職業科はやはり技芸科と称し，鍼按科は高等科3年から4カ年の課程となった．京都盲啞院では，その上に3年課程の高等鍼按科を設けたほか，尋常科4年から2カ年課程の簡易按摩科を設けている．東京の楽善会盲啞院には翌1903年に鍼按科の上に1年課程の教員練習科が設けられた．

1911（明治44）年には，さらに学則が改訂されて，普通科5年，技芸科鍼按科4年となり，楽善会盲啞院はその上に2カ年課程の師範部鍼按科がおかれた．京都，東京に続いて開放された各盲学校においても，これらにならって，あんま，はり，きゅうの教育を行なった．しかし，学校の数が少なかったので，大半の盲人は徒弟制度による教育を受けていたものと思われる．

注目すべきことは，明治の初めから盲人のはり，きゅうについては，とかくの批判・反対があり，それを乗切るための努力が払われたことである．

医制第53条の規定「鍼術灸術営業指許方」における出頭義務，東京盲学校の鍼灸教育の一時中止，三宅学長に対する諮問，一般にさきがけて行なわれた盲学校のあんま，はり，きゅう教育の開始などは，その間の事情をよく物語っているものと思われる．なお，現行のあんま，はり，きゅうの教育制度は，この時代における盲学校の教育制度にその基礎をおいていること

も注目に価する．内務省令時代1911（明治44）年に按摩術営業取締規則（内務省令第10号），鍼術灸術営業取締規則（内務省令第11号）が公布され，翌年1月1日から施行された．あんま，はり，きゅうに関する初めての中央法令である．その内容を要約すると次の通りである．

(1)按摩術営業取締規則：①あんま術を営業するには，地方長官が行なう試験に合格するか，地方官長が指定する学校もしくは講習所を卒業して，地方長官の免許鑑札を受けること（違反に対しては50円以下の罰金）．②精神病者など一定の事由のある者に対しては免許鑑札を交付しない．③地方長官が行なうあんま術試験は，甲種試験および乙種試験の2種に分け，甲種試験については4年以上のあんま術修業を受験資格とし，乙種試験については盲人だけが受けることのできる試験として，その受験資格を2年以上のあんま術修業としたほか，試験科目も甲種試験より簡易なものとした．④業務に関する広告に一定の制限を設けた．⑤一定の事由ある営業者については，地方長官は業務停止，免許取消しなどの行政処分を行なうことができることにした．⑥それまで各地方において交付した免許鑑札は，この規則によって交付されたものとみなし，地方の状況によって必要と認める場合は，地方長官は盲人に限って当分の間，その履歴を審査して無試験で免許鑑札を交付することができることなどの経過措置をとった．

(2)鍼術灸術営業取締規則：骨子は前者とほぼ同じであるが，①あんま術のように甲乙の種類がなく，晴眼者・盲人とも4年以上の修業年限を受験資格としたこと．②盲人に対する特例の経過措置がないこと．③外科手術や電気・烙鉄の使用，薬品の投与を禁止していることなどが異なる点である．その後，1920(大正9)年4月に按摩術営業取締規則の一部が次のように改正された．①医師の同意を得た場合のほか，あんま術営業者は,脱臼または骨折の患者に施術してはならない．②地方長官が指定した学校または講習所でマッサージ術を修業するか，マッサージ術の試験に合格して免許鑑札を受けた者でなければ，マッサージ術の看板を掲げてはならない．③付則において，柔道の教授を行なう者が，打撲，捻挫，脱臼および骨折に対して行なう柔道整復術に按摩営業取締規則を準用すること．

以上二つの取締規則は1947（昭和22）年まで44年間にわたって存続したが，各盲学校ではこの規則に基づいて地方長官の指定を受け，4カ年の修業年限で，あんま，マッサージ，はり，きゅうの総合教育を行ない，卒業生に無試験であんま，マッサージ，はり，きゅうの免許鑑札を与えた．このほか，2カ年の修業で，あんまだけの免許鑑札を与える，いわゆる別科課程を設けていた盲学校もある．教科内容もそれぞれの実技のほかに解剖，生理，病理，衛生，あんま，マッサージ，はり，きゅうの理論，内科，整形外科など一般臨床医学の概要を採入れ，現代医学の理論を基礎にしたあんま，マッサージ，はり，きゅうの教育を行なっていた．

〔大正・昭和時代〕 京都府立盲学校では，他校に先んじて1919年から初等部6年，中等部4年という教育体系のもとに，中等部では一般教育と並行して，これらの専門教育を行なっていたが，1923年8月に公布された盲唖教育令(勅令)に基づく文部省令により，翌年から全国盲学校の教育制度が，初等部6年，中等部4年と定められ，各盲学校とも中等部の4年間に一般教育とともに，はり，きゅう，あんま，マッサージの専門教育を行なうことになった．東京盲学校では，その上に師範部鍼按科3年課程をおいて指導者を養成していた．その他の学校のなかには，2カ年の按摩課程をおいたところもある．しかし，義務教育ではなかったため，徒弟制度による教育もなお盛んであり，無試験で免許鑑札を取得する手段として，徒弟として働くかたわら盲学校に在籍する者がかなりあったようである．当時の「帝国盲教育研究会誌」には次のような教育上注目すべき事項が発表されている．

①復習・予習が不足している．②睡眠不足のため精神朦朧となり，理解力，判断力，推理力に乏しく，授業中居眠りをする．③金もうけ主義になる．④健康上有害である．⑤社会悪に染まる．

当時，晴眼者の学校または講習所で地方長官の指定を受けたものは皆無であり，そのすべてが徒弟による修業であったことを参考までに付記する．

1947（昭和22）年に「あん摩，はり，きゅう，柔道整復等営業法」が公布され，翌年1月1日から施行された．同法は1951年「あん摩師，はり師，灸師，柔道整復師法」と改名され，1964年に再び「あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師等に関する法律」と改名されたほか，1949年から1962年の間10回にわたって一部改正が行なわれている．

同法の骨子は次の通りである．①医師以外の者で，あんまマッサージ指圧，はり，きゅう，柔道整復を業とする者は，都道府県知事が行なうあんまマッサージ

指圧師，はり師、きゅう師および柔道整復師の試験に合格し，都道府県知事から免許（あんまマッサージ指圧師免許）を受けなければならない．違反については5000円以下の罰金．②試験は文部大臣が認定した学校，または厚生大臣が認定した養成施設の卒業を受験資格とする．③学校または養成施設の修業年限は，あんまマッサージ指圧師については2年以上，はり師，きゅう師のどちらか一方については4年以上とする．ただし，次に掲げるものについては2年以上とする．高等学校を卒業した者，および文部大臣の定めるところによりこれらと同等以上の学力があると認められた者．旧中等学校令による中等学校を卒業した者およびこれらと同等以上の学力があると認められた者．④入学または入所資格は，次に掲げるものとする．中学校またはこれに準ずる学校を卒業した者．文部大臣が定めるところにより，これと同等以上の学力があると認められた者．旧国民学校令による国民学校の高等科を卒業した者．旧中学校令による中等学校の2年の課程を終った者．これ等の者と同等以上の学力があると認められた者．⑤精神病など一定の事由ある者には免許を与えない．⑥薬品の指示，投与，外科手術を禁止し，あんまマッサージ指圧師については，医師の同意を得た場合のほかは脱臼，骨折の患部に対する施術を禁止した．⑦広告に一定の制限を加えた．⑧あんまマッサージ指圧，はり，きゅう，柔道整復以外の医業類似行為をいっさい禁止した．ただし，法施行当時，当該医業類似行為を法令の定めるところにより，業としていた者については，当分の間その営業を認める．⑨内務省令によるあんま，はり，きゅうの各免許は，法の相当規定によってしたものとする経過措置を設けた．

この法律の施行によって，それまでの徒弟制度は完全に姿を消し，あんまマッサージ指圧師，はり師，きゅう師の営業資格を取得するためには，晴盲ともに文部大臣が認定した学校，または厚生大臣が認定した養成施設で所定の教育を受け，卒業しなければならなくなった．これより先，1947（昭和22）年3月，教育基本法と学校教育法が施行され，盲教育にも6・3制の義務教育制度が実施された．したがって，盲学校では中学部卒業後，高等部本科3年と同専攻科2年の5カ年で，一般の職業高等学校としての普通教育と，あんまマッサージ指圧，はり，きゅうの総合教育を開始し，現在に至っている．3カ年の高等部本科で職業高等学校の普通教科の教育と，あんまマッサージ指圧だけの資格を取得するための職業教育を行なう課程，2カ年であんまマッサージ指圧だけの職業教育を行なう別科あんま科の課程を併設している盲学校もある．1954（昭和29）年に行なわれたあん摩等法の一部改正によって，高等学校を卒業した者，またはこれと同等以上の学力があると認められた者などについては，はりまたはきゅうの修業年限は2年以上，はり，きゅう併科の修業年限は3年以上となった．全国数カ所の盲学校では2部専攻科という制度のもとに，これを併設している．

高年齢その他の事情で盲学校に入学することができない者については，全国5カ所に設けられた国立視力障害センター（元国立光明寮）と，2，3の公・私立のあんま養成施設において，盲学校に準じたあんまマッサージ指圧，はり，きゅうの教育が行なわれている．

なお，1947年に行なわれたわが国の学制改革によって，官立東京盲学校は「国立盲教育学校」となったが，1951年東京教育大学教育学部教育学科の付属盲学校となり，旧師範部鍼按科は同学科の特設教員養成部理療科（修業年限は2年）となって現在に至っている．

盲人に対する優遇措置

内務省令時代には，盲人に対し次のような優遇措置が講じられていた．そのため，一面では盲人あんま，はり，きゅう師の資質向上を妨げ，盲人に対する社会評価を低下させ，盲人の劣等感を強め，晴・盲の対立を助長したほか，無免許者および療術行為者（あんま，はり，きゅうなどの類似行為，いわゆる医業類似行為者）が増加する原因ともなり，盲人を今日の苦境に追込んだこともみのがしてはならない．

〔試験の特例〕 あんまの受験資格および試験については，受験資格を4年修業とする甲種と2年修業とする乙種の2種に分け，乙種の試験は盲人に限られていた．試験の内容も甲種に比べて程度が簡易であった．しかも免許取得後の営業権については，両者に全く差別がなかった．

〔経過措置の特例〕 内務省令の公布施行後は，あんま，はり，きゅう師いずれも地方長官が行なう試験に合格するか，あるいは地方長官の指定を受けた学校，または講習所を卒業する以外に免許を取得する道はなかった（省令の施行以前に営業権を認められていた者を除く）が，盲人については事情により履歴の審査だけであんまに限り当分の間は免許が与えられる特別措

置が講じられていた．

〔学校講習所の指定の優先〕 省令の施行後は，地方長官の指定を受けた学校または講習所を卒業する以外に無試験で免許を取得する方法がなかったが，盲学校を除いては事実上その指定を受けた学校などはなく，したがって，晴眼者は試験に合格しない限り，免許取得の道はなかったし，試験もかなりきびしく行なわれていたようである．

〔あん摩等法における優遇〕 現行あん摩等法の施行に伴い，内務省令時代にあった盲人に対する優遇優先の措置はすべて破棄された．しかし，1964（昭和 39）年に行なわれた法改正に当たって，盲人の職域を優先的に確保するため，学校や養成施設のうち，晴眼者を教育し養成する者の認定や生徒定員の増加の承認を抑制する主旨の条文が，法第 19 条に設けられた．1964 年現在のあんまマッサージ指圧師を養成する学校，および養成施設は全国で 94 カ所あり，そのうち盲人を対象にしている学校または養成施設は合わせて 75 カ所である．

注 医業類似行為業者の処遇とは，法施行当時あん摩術営業取締り規則，鍼術灸術営業取締り規則の二つの省令に規定されていなかった医業類似行為，いわゆるあんま，はり，きゅう類似行為者は，8 年間の猶予期間をおいて，全面的に禁止する旨あん摩等法に規定された．その後 4 回にわたってその営業期限が 3 年ずつ延長されたすえ，「当分の間」その営業権を認めることに法の一部が改正された．

〔あん摩等法外法の優遇〕 1960（昭和 35）年に施行された「身体障害者雇用促進法」の第 2 条に基づく政令で，あんまマッサージ指圧を盲人の特定職種と定め，あんまマッサージ指圧師を雇用する事業所においては，被雇用者の 70 パーセントを盲人のあんまマッサージ指圧師とすることを規定し，その雇用促進を図っている．その後医療機関などの反対もあって，特別な事情（視力を絶対に必要とする病院など）がある場合の除外について，労働大臣の告示が出されてはいるが，一応の優遇措置と考えられる．ただ促進法であるため，強制力がなく，現在のところ成果は全く上がっていない．しかし，盲人の職域確保のため，将来への布石となることが期待される．

注 特定職種とは，重度身体障害者のためにその能力にも適合すると認められる職種，たとえば，盲人の場合一般の職場にはいることはいちおう困難とみられるが，あんまマッサージ指圧などの職種については，伝統的にも現実的にも，晴眼者と同等の能力を有するものとみられる．このような場合，あんまマッサージ指圧などは盲人の特定職種として，労働の場を確保保証するため，雇用率などで特別措置を講じることをいう．

業権擁護運動とその動機

〔差別意識による晴・盲の対立〕 1923（大正 12）年第 46 帝国議会に「鍼術灸術医法制定」の請願が行なわれ，その後，幾度か同様主旨の請願が行なわれたが，ついに実現を見るに至らなかった．この運動は晴眼者のはり師，きゅう師によって繰返されたものであるが，目的を達成できなかったのは「盲人がはり，きゅうの業に従事しているため」であるとして，盲人排斥の動きに発展し，両者の対立は激しくなり，しかも長く続いた．現在もなおそのなごりのあることは否定できない．また，1947（昭和 22）年現行あん摩等法の制定に当たって，厚生大臣の諮問機関として同年設置された「医療制度審議会」は，大臣の諮問に対して次のような内容の答申を行なっている．

(1)はり，きゅう，あんま，マッサージ，柔道整復営業者は，すべて医師の同意がある場合のほかは，患者に対してその施術を行なわないこと．

(2)はり，きゅう営業については，盲人には原則として新規の免許を与えないこと．

(3)柔道整復術営業については，原則として新規には免許を与えないこと．

(4)いわゆる医療類似行為は，すべて禁止すること．

1965（昭和 40）年に施行された「理学療法士及び作業療法士法」の政府原案には，その第 4 条の免許の欠格事項中に「めくら，おし，つんぼ」という字句があった．しかも，同法第 2 条の定義には，1920（大正 9）年以来盲人が免許を受けて業としてきたマッサージを，理学療法士の業務とすることが規定されており，同第 15 条には「理学療法士が病院若しくは診療所において，また医師の具体的な指示をうけて，理学療法として行なうマッサージについては，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師等に関する法律第 1 条の規定は適用しない」と規定している．このように，盲人を免許の欠格とした背景は，「理学療法士は医療補助者である」，「盲人は医療担当またはその補助者となる資格がない」という政府および医学界の偏見と，封建制に基づく差別的な考え方である．幸い 2，3 年にわたる盲人の激しい反対の結果，法律中の「めくら，おし，つんぼ」という文字を削除することができた．同法は結局，政府提案ではなく議員立法によって，ようやく成立したことによっても，政府案に対する反対運動が，いかに激烈であったかを知ることができる．

注 あんまマッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師等に関する法律第 1 条の規定とは，医師以外の者で，あんまマッサージ指圧，はり，きゅう，柔道整復を業としようとする者は，それぞれの免許を受けなければならないことを規定した条項である．

さらに1947年現行あん摩等法が制定された際，同法第19条において，あんまマッサージ，はり，きゅう，柔道整復以外の医業類似行為者のうち，同法が施行された1948年1月1日現在，引続き3カ月以上医業類似行為を業としていた者で，法施行後3カ月以内に所定の届けをした者に限り，1955年12月31日を期限として，従前通りその営業を特例として認めることになった．ところが，医業類似行為者は生活権を旗印に，新しく身分法の制定を要求するとともに「あんまマッサージ，はり，きゅうとは全く異質の治療行為であり，盲人とは同居することができない」として，その起案した「療術師法案」には盲人を免許の欠格として，過激な運動を数年にわたって継続した．

このようにして，盲人は，1924（大正12）年の「鍼術灸術医法制定運動」以来今日まで，盲ゆえに種々の不当な差別とたたかい，その営業権を防衛してきた．なかでも，現行あんま等法の制定当時と1955年の対療術闘争および理学療法士法との対決は文字通り全国的な規模で行なわれ，対療術闘争では史上初めての断食さわぎまで起こしたほどである．今日，盲人があんまマッサージ指圧，はり，きゅうの世界において晴眼者と肩を並べ，さらにこれをリードする活躍を続けているのは，これらの真剣な運動の結果であることを銘記すべきである．

〔晴眼あん摩の急増〕 1910（明治42）年にあんま業を「盲人の専業にせよ」という主旨の請願が，第25帝国議会に初めて提出され，その後，今日までに同様な主旨の請願が数度にわたって行なわれている．第2次大戦後は，あんまマッサージ，はり，きゅうを1本の総合免許として，その修業年限の延長と教育程度の引上げを行ない，一般晴眼者の進出を防止しようとする理療医師法制定運動（京都府立盲学校提案），あんまマッサージ，はり，きゅうおよびこれに類似する医療行為を1本の免許として，その修業年限の延長と教育内容の充実を図る一方，盲人に限りあんまだけの単独免許を与えて，その職域確保を図ろうとする理療師およびあん摩師法の制定運動（日本盲人会連合提案），あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師等に関する法律以外に，単独のパラメディカルの「医療マッサージ師法」の制定によって，理学療法士に対抗し，盲人の医療界における地歩を確保しようとする運動（全日本鍼灸按マッサージ師会連盟提案）等々，盲人の職域の確保安定について，多様な運動が目まぐるしく行なわれているが，いずれも実現するに至っていない．

ところが，晴眼者のあんまマッサージ指圧師の数は，年々増加の一途をたどり，1947（昭和32）年12月現在，晴眼あんま師は1万6028人，盲人あんま師は2万8062人で，両者の比率は晴眼36.4パーセント，盲人63.6パーセントであったものが，9年後の1966年12月末現在では，晴眼者が2万4901人，盲人が3万3916人で，実数は双方増加しているが，その比率においては晴眼者42.3パーセント，盲人57.7パーセントと次第にその差はせばめられつつあり，両者の伸び率は晴眼者1.55に対し盲人1.32と劣勢を示している．そのうえ，交通事情の悪化，旅館・ホテルなどの高層化，構造の複雑化などによって，盲人は行動の自由を制約され，危機に立たされている．このまま推移すれば，盲人は伝統的職業であるあんまなどの業からも締出される日も遠くはない．

〔無免許者の続出〕 晴眼者の急増によって盲人が圧迫を受けているほか，サウナバス，トルコぶろなどの特殊浴場における無免許のあんまやマッサージ行為が急激に増え，1968年現在，厚生省の調査では，サウナバスだけで約6千数百人となっており，全日本鍼灸按マッサージ師会連盟の推定では，サウナバスで約1万人，その他トルコぶろなどの特殊浴場を合わせると約3万人となっている．それにあんまなどの施術所にもぐり込んでいる者を加えると，驚くべき数字に上るものと推測される．しかも，それらはすべて晴眼者である．いかに盲人が苦境に立たされているか，想像にかたくない．

日本盲人会連合と全日本鍼灸按マッサージ師会連盟（会員の約50～60パーセントは盲人）は「業権擁護共闘会議」を結成し，全力を挙げてこれらとたたかっている．

今後の課題

〔教育上の課題〕 中学卒業後2年という比較的低い程度で免許が得られるあんまマッサージ指圧師では，晴眼者の進出が目立っているが，中学卒業後4年または高校卒業後2年の修業年限を必要とするはり師，きゅう師の場合，絶対数では盲人は少ないが，伸び率はむしろ晴眼者より多い．したがって，あんまマッサージ指圧師，はり師，きゅう師いずれも高校卒業後2年または3年以上の修業年限に改め，その教育内容，免許試験のレベルアップとその統一を図り，それに耐え得る盲人を対象に，この種教育を施す必要がある．知

能的についていけない盲人には，別途職業の開発が緊急である．

〔法律上の課題〕 教育制度の改革に合わせて法律をすみやかに改正する必要がある．特に入学または入所資格，修業年限を改訂するとともにあんまマッサージ指圧，はり，きゅうの定義を定め，免許の更新制度（3～5年後）を設け，常に業者の実態を知り，的確な行政指導が行なえるよう措置すること，また開業の場合は，施術者の人数に比例した広さの待合室および施術室を必ず設けるよう義務づける（現在は往療を専門にする場合はその義務がない）．受験の場合は，学校または養成施設所在の都道府県を経由して出願するよう義務づける（現在は試験を実施する都道府県に直接個人が出願する）．施術所の開設を許可制にするなどの措置が望まれる．

〔その他の法的課題〕 まず「身体障害者雇用促進法」を強制雇用法に改め，あんまマッサージ指圧・はり・きゅう師などを盲人の特定職種として規定し，これらの技術者を雇用する事業所では，技術者全体の70パーセントを視力障害者とし，さらにその50パーセントは全盲またはそれに近い者を雇用する義務を課する必要がある．また盲人の施術所開設に当たっては，その設備費を長期低利で政府資金あるいはこれに準ずる資金を融資するための法的措置を講じる必要がある．これらの施策が遅れれば遅れるだけ，盲人はあんまマッサージ指圧・はり・きゅう師の業界から加速度的に締出されることは明らかである．

文部省特殊教育課が1961（昭和36）年から1964年までの4カ年間における盲学校卒業生の就職調査を行なった結果によると，全就職者の98.5パーセントが，あんまマッサージ指圧・はり・きゅう師となっている．

（関野光雄）

明治以降のあんま・はり・きゅう師以外の職業

〔明治・大正期〕 明治維新の業が成り，徳川幕府の倒壊によって，検校・勾頭・座頭などの瞽官が廃止され，職屋敷，惣録屋敷および座元制，仕置部屋，講習所なども全くその跡を消すことになり，盲人たちの間に大きな混乱が起きた．このため，伝統的に専業とされ保護されてきたあんま，はり，きゅうのいわゆる三療を業とする盲人たちも新時代の荒波のなかに投出されるに至った．琴・三弦の師匠たちも同様であった．また，西日本に勢力をほしいままにしていた盲僧派も，時代の推移に伴って次第に影をひそめ，盲人の生活は不安となり，ようやく三療・音曲だけが命の綱としてその支えとなった．

当時の先覚者たちは，このような状態を見て，まず，盲教育を創始する必要を認め，1878（明治11）年初めて盲教育を開始した．そして職業への道を開くため，1880年京都盲唖院に初めて職業科が設置され，鍼按科，音曲科とともに紙縒細工科が設けられた．東京の楽善会訓盲院も，1882（明治15）年に按摩，鍼治を科目に加えた．

京都盲唖院のこより細工科では，盲生徒たちにこよりによる器やテーブルセンターなど手工芸品の製作を指導し，その一部は商品として販売されたようである．いまも京都府立盲学校の参考室には，当時の製品が保存されている．しかし，この新しい試みはあまり長続きはせず，また，たいした成果もあがらないままいつしか廃止された．その後，全国各地に盲学校が続々と開設されたが，職業教育としては，鍼按術科と音曲科の発展に力が注がれ，他の職業についても研究，討議されたが，実践としては取上げるには至らなかった．

これらの時代には，盲人の職業は，三療と琴・三弦が主要なものとなり，各地方の師匠について，それぞれ4ないし5年の年季奉公を続けて習得し，独立して生計の手段とした．このほかに，明治期には盲僧たちもまだ存続していたようであり，霊媒をする盲女たちも相当多数各地に散在していた．このほか，占師，虚無僧などさまざまな職業によって生き抜いてきたようである．

〔昭和初期〕 わが国における産業・経済の発達と教育の向上は，次第に盲人たちの自覚を促し，自己の環境の中に新しい道を求めようと努力した．しかし，社会の理解はまだ十分ではなく，盲人といえばあんま，あんまといえばめくらという古い偏見にはばまれ，新職業への道は容易に切開かれなかった．

1931（昭和6）年7月，中央盲人福祉協会の主催で第1回全国盲人保護ならびに失明防止事業会議が東京で開催されたが，その決議に基づき，全国的な盲人調査を内務省衛生局に建議した．その結果，同局では同年12月1日および1936年10月10日の2回にわたり，全国一斉に各警察官署を通じて，管内のすべての失明者につきその実態を調査した．しかし，この調査では，失明者の認定，失明原因の調査などは必ずしも

正確とはいえない点もあり，実際の失明者数との間には，いくぶん不一致なところもあるかと思われるが，わが国における失明者数ならびにその府県別分布，年齢，失明原因，病類および職業の状態が明らかにされ，当時の失明者の実態を知るうえに貴重な資料を得ることができた．このうち第1回の調査による昭和初期の盲人職業の種類と就業者数を取上げてみよう．

1931年12月1日現在のわが国の人口は6536万6500人で，そのうち失明者は7万6260人となっている，人口10万人に対し失明者は116.6人である．このうち，何らかの職業に従事している者は3万3483人で，44パーセントに当たる．しかし，このなかで独立の生計を立てることができず，救護を要する者が4560人（13.6パーセント）あり，救護を要しない者が2万8923人（86.4パーセント）となっている．これらの就業者の職種は，表1によって明らかであるが，当時の職業分類39業種のうち，採鉱，石油鉱業，精巧工業，皮革・骨・羽毛品類製造，製塩，ガス・電気・水道業，陸海軍現役軍人，法務，書記的職業の9業種を除き30業種にわたっている．しかし，表2によるとこれらの業種のうち，あんま，はり，きゅう師は2万2325人で，盲人人口の29.3パーセントに当たり，就業者数の66.7パーセントを占めている．したがって，あんま，はり，きゅう師以外の職業に従事している者は1万1158人であり盲人人口の14.6パーセント，就業者数の33.3パーセントとなっている．しかも，このうち最も多いのは農林・漁業従事者で4464人（13.4パーセント），次に専門的，技術的職業従事者が2993人（8.9パーセント）いることになる．これら専門的，技術的職業従事者の部類は，宗教家922人記者，著述家．芸術家，遊芸家が1932人，教育家106人となっていることからみて，主として加持祈禱師，みこ，占師，琴・三弦の師匠などが多数であったものと見られる．

表1　職業別分類別失明者数　（1931（昭和6）年12月1日、内務省衛生局調査）

分　類	要救護者	救護不要者	合　計	%	対盲人口比　%
総　数	4,560	28,923	33,483	100	43.9
専門的，技術的職業	2,968	22,351	25,319	75.6	33.2
教育者	3	103	106		
宗教家	114	808	922		
医　療	2,542	19,817	22,359		
記者，著述家，芸術家，遊芸家	309	1,623	1,932		
管理的，事務的職業	—	4	4	0	0
官吏，公吏，雇用員	—	4	4		
販売従事者	121	489	610	1.8	0.8
商業的職業	121	489	610		
農林，漁業従事者	741	3,723	4,464	13.4	5.9
農　業	694	3,558	4,252		
畜　産	3	11	14		
蚕　業	—	3	3		
林　業	1	4	5		
漁　業	43	147	190		
採鉱，採石従事者	—	9	9	0	0
採　炭	—	2	2		
土石採取	—	1	1		
窯業，土石加工	—	6	6		
運輸，通信従事者	7	19	26	0.1	0
運　輸	7	16	23		
通　信	—	3	3		
技能工，生産工程従業者	381	983	1,364	4.1	1.8
金属工業，機械器，造船，運搬用具製造	2	6	8		
化学製品の製造	3	6	9		
紡織工業	23	51	74		
被服，身装品製造	30	81	111		
紙工業，印刷	3	8	11		
木竹草蔓類に関する製造	305	748	1,053		
飲食料品，嗜好品製造	10	69	79		
土木建築	2	9	11		
その他の工業的職業	3	5	8		
サービス業その他	342	1,345	1,687	5.0	2.2
金融，保険	1	18	19		
接客業	7	104	111		
その他の自由業	16	117	133		
家事使用人	69	295	364		
その他の有業者	249	811	1,060		
（あんま，はり，きゅう師/再掲）	(2,540)	(19,786)	(22,326)		
無業者（収入ある者65人を含む）	9,000	33,776	42,776		56.01

次いでサービス業その他の1687人(5.0パーセント)，技能工，生産工程従事者の1364人(4.1パーセント)，販売従事者610人(1.8パーセント)がこれに続いている．このうち技能工，生産工程従事者としては，木竹草蔓類の加工に従事する者が大部分で1053人に上り，約80パーセントである．あとはわずかに被服・身装品製造の111人，飲食料品・嗜好品製造の79人，紡織工業の74人などである．これによって明らかなように，技能工，生産工程従事者といっても，近代産業の領域に進出している者はほとんどないといえる．

表2　視覚障害者就職状況の比較

分類	1931年内務省調査		1965年厚生省調査	
	人	%	人	%
総数	33,483	100	75,000	100
専門的，技術的職業従事者	25,319	75.6	21,000	27.7
管理的職業従事者	4	0	500	0.7
事務従事者			1,500	1.7
販売従事者	610	1.8	7,000	9.4
農業，漁業従事者	4,464	13.4	27,000	36.5
採鉱，採炭従事者	9	0	500	0.7
運輸，通信従事者	26	0.1	500	0.7
技能工，生産工程従事者	1,364	4.1	13,000	17.9
サービス業従事者	1,687	5.0	4,000	4.8
あんま，はり，きゅう師（再掲）	22,326	66.7	19,000	25.1

〔第2次大戦後〕 戦争犠牲者のなかには，戦傷による視力障害者がある．厚生省が1951年に行なった実態調査によると，戦傷視力障害者は1万7142人に上り，当時の全国視力障害者数13万7679人の12パーセントに達している．戦時中は，視力障害者でも弱視者は軍需工場へ徴用され，盲学校の生徒も全盲者でありながら工場へ動員され，強制的に生産作業に従事させられた．また，戦傷失明者たちは，軍事保護院で職業訓練を受けて授産事業に従事し，いわゆる再起奉公のために励んだ．これの影響を受けて盲人たちは，従来の伝統的職業であったあんま，はり，きゅう師以外の多くの職種に従事することのできる可能性が，体験によって生まれ，漸次新しい職業へ進出を始めた．一方，あんま，はり，きゅう師の業務領域には，多くの晴眼者が進出し始め，次第にその領域は圧迫される形勢となった．

このことは，1965年8月に厚生省社会局が実施した身体障害者実態調査報告によって明らかにされているが，前述の1931年調査のものと対比してみるとき，盲人の職業の推移がうかがわれる．

表2によると，就業者数は1931年の3万3483人に対し，34年後の1965年には7万5000人（2.2倍）に増加している．これは人口の増加率（約1.5倍）を考慮に入れてもなお50パーセントの増加を示している．しかしながら，あんま・はり・きゅう師に従事する者は，1931年には2万2326人であるのに対し，1965年では逆に推定1万9000人（0.85）に減少している．1966年12月31日現在の厚生省医務局調査では，あんま・マッサージ・指圧師数は3万3916人（1.5倍）となっており，他の就業率よりはかなり低い．これに反し，あんま・はり・きゅう師以外の就業者で最も増加の著しいのは農業・漁業従事者で，1931年の4464人に対し，1965年には2万7000人となっている．これは1931年ごろは農山漁村では，盲人の労働力を必要としなかったが，労働力が農山漁村から都市へ吸収され，農漁村は労働力不足に悩み，視覚障害者の労働力を必要とするに至った結果とみられる．

これに次いでは技能工・生産工程従事者で，1931年の1364人に対し，1万3000人と約10倍の増加を示している．この分類では1965年の場合の職種は金属プレス工，旋盤工，組立工，レンズ研磨工，ミシン工，船大工，火夫のほか，紙芝居屋，守衛，土工，沖仲仕，公園掃除人なども含まれている．もっとも，これは各身体障害者にわたっての調査による分類であるから，視覚障害者が必ずしもこれら全部の職種に就業しているとは限らない．しかし，盲人が次第に生産関係の職場に進出していることがうかがわれよう．

また，販売業務従事者が610人から7000人に，サービス業従事者が1687人から4000人に，それぞれ増加しているとともに，1931年にはほとんどなかった管理的職業従事者が500人，事務従事者が1500人，採鉱採炭従事者が500人，運輸・通信従事者が500人と，多種多様の職域に進みつつあるのが特徴的である．　　　（関野光雄・丹羽善次）

［参照文献］

中央盲人福祉協会「失明者ニ関スル統計」昭和6
厚生省「昭和40年度厚生白書」昭和44

戦傷失明者の職業

身体的条件

戦傷失明者はいうまでもなく，戦争に起因した失明者であるが，単に中年失明というほかに，必ずといっていいくらいに，いろいろな身体的障害をもつ．すなわち，小銃弾，手榴弾，砲弾破片による失明に加えて，手・足の障害で片手切断，あるいは指・掌の傷害である．また，神経系統の傷害もある．そして，看過し得ないものに，頭部傷害者としての神経傷害があり，これらの機能障害をあわせて考えなければならないところに，戦傷失明者の職業選定に複雑な困難さがある．さらに，戦争の過労からくる眼底出血の者もあり，後頭部打撃によるもの，毒ガスに犯されて失明している者など種々雑多である．この複雑な身体条件と眼前指数弁別までの視力傷害者が日華事変以後失明軍人として取扱われてきた．

日露戦争（1904～1905） この戦争による失明者に対しては，太平洋戦争のそれに比べると十分とはいえないが，当時，陸軍軍医総監石黒忠悳を会長として，東京盲唖学校内に失明軍人職業講習会が開かれ，1908（明治41）年7月，2カ年の講習を終え，第1回の卒業式を行なった．このときの講習生は15人，講習科目は，あんま・はり・きゅう術で，その際，講習生の出した感謝状に「曠古未曽有ノ日露戦役ニ従ヒ，敵弾ノ為メ負傷，明ヲ失フト雖モ，幸ヒニ東京盲唖学校長並ニ同校職員諸賢ノ多大ナル同情ニ由リテ二カ年ノ講習ヲ卒エ，将ニ鍼按ノ業ニ就カントス（前後略）」とある．後年の岩手県立盲学校長柴内魁三，大分県立盲学校長森清克，兵庫県であんま・はり・きゅう師を開業した吉益隆三郎らはこのときの卒業生である．

満州事変（1931～1933） 法律（軍事扶助法）による保護のほか，特別の保護措置が講じられた記録はなく，東京や地方の盲学校などで，あんま，はり，きゅう，マッサージ術を履修していた．

日華事変以後（1937～） 日華事変に続く太平洋戦争は，近代科学兵器を使用した激烈な戦闘であったため，多数の戦争犠牲者を出した．そこで，政府は1938年4月，傷痍軍人援護対策の一つとして，傷兵保護院(のちに軍事保護院と改称)を設置したが，戦傷失明者の保護が急務であるとして，他の傷痍軍人援護施設にさきがけて，同年9月に東京大塚に失明傷痍軍人寮および失明傷痍軍人教育所を開設した．ここで特記しなければならないのは，当時，政府ならびに傷痍軍人保護対策専門委員が戦傷失明者の更生策としての職業を，あんま・はり・きゅう・マッサージ師に限らず諸外国に劣らぬ新職業を開拓するよう強く要望し，この研究と訓練には多額の予算が与えられた．そのうえ，当時の考えとしては，戦傷失明者にはいちおう生活を保証する恩給は支給されることになっていたが，そのうえ，新職業に就かせるよう努力が払われた．このことは，ひとり戦傷失明者だけではなく，一般盲人にも希望を与えることになるという意図もあった．

新職業の調査

軍事保護院は軍人援護会の協力を得て，視力の範囲を決め，各府県にわたって詳細な調査を行ない，特にその動作分析の記録を求めた．この貴重な文献は空襲によって焼失したが，この結果，一般失明者で，農業，養鶏，精米業，漁業，石工，むしろ編み，古綿打直し，ラジオ製作，竹細工などの職業に従事していることがわかり，軍事保護院はこうした事例を参考に，強力に各方面の協力を求め，豊富な予算を計上し，新職業に志す者の訓練のほか，受入れ側の作業設備改善のための費用に充てられた．

職業指導について

失明者の職業といえば，あんまとばかり思いこんでいた戦傷失明者に，新職業従事の可能性を理解させるには相当困難があった．そのうえ，種々の重複障害があり，頭部傷害による神経症状も考慮しなければならない．そのため，これまでの本人の職業歴や生活環境，心理的傾向，適性などを調査する必要があった．このことは，陸海軍病院に入院中から始められ，なるべく原職復帰が望ましいということで相当検討された．

その結果あんま・はり・きゅう・マッサージ師を希望する者が圧倒的に多かったので，失明傷痍軍人教育所にこれらの科目を設け，また別に師範部も設置して地方盲学校教員を養成した．新職業を希望する者のためには，数は少なくても特に適当とみられる指導者を選び，委託教育を実施した．この結果，1944年現在，新職業に従事した者は次の通りである．

工場勤務（検査工・組立工・包装工）十数人，蓄音器（修理・部品組立），ラジオ製作1人，自転車組立および修理1人，びんつと製造業1人，気象無線電信

接受1人，ピアノ調律師3人，製縄業2人，ほうき製造業2人，音楽家（琴・バイオリン・声楽・びわ）4人，養鶏業1人．

職業従事事例

(1)写真工場における検査工はフィルムの感度が高速なためにできる製造フィルムの表面のきずの有無を指頭で検査するもので，暗やみの中での作業で適職であったが，同職場の従事者が女工ばかりのため，これをやめ，同工場印画紙の包装工として採用された．

(2)挿弾子装着工は小銃弾を挿着子に挿着させる作業で，陸軍造兵廠で多数採用した．これは挿弾子を左手に持ち，小銃弾を5発ずつ右手で挿入する仕事で，慣れるにつれて，一握りで必ず5発つかめるようになり，一般職工と同じ能率をあげ得た．

(3)ピアノ調律師には聴覚の検査が重要で，頭部傷害のひどい者には向かない．希望者は東京帝国大学心理学教室で音感テストを行ない，合格した者を東京音楽学校に委託した．同校では特に優秀な者を選び指導に当たらせた．志望者には調律用具一式を与えた．ピアノの基礎奏法，楽典，音響学，機械学から始め，ピアノの内部構造を知らない失明者のためにアクションの一部をモデルとした模型を使って何回となく分解，組立てを行なわせ，調律に移ったが，わが国の場合，外国の調律師と異なり，ピアノの故障の調整まで行なわねばならなかった．これは失明者にとってはかなりな難事で，細部の調整にチュウニングハンマーを用い，ドライバーの使用は容易ではないため，指導者自ら暗中模索のうちに実験指導するなどの苦心が払われた．しかし，わが国としては，最初の失明者のピアノ調律師として3人を養成し社会に送出した．小学校などで働いたが，戦争が激しくなるにつれ学校が疎開したり，空襲で焼失したため，せっかくの職場も失われてしまった．

(4)戦傷失明者の数人の出身地がほうきの産地であったため，ほうき造りを指導した．仕事に手抜きがないというので需用者から歓迎された．

(5)製縄業は製縄機を用いての仕事であるが，これにも成功した．縄にするわらを打って柔らかくすることは家人が手伝った．

(6)酒・しょうゆびんを包むつとを作る仕事は，むしろ編みと同様な作業である．これも当初は相当需用があり，好適な職業であったが，戦争のため酒などの醸造量が減少したため，十分な成果は得られなかった．

(7)蓄音器・ラジオ製作修理は，戦争当時は相当需用があった．蓄音器は蓄音器組合に委託して訓練したが，ぜんまいの取扱いは危険で指導者も注意していた．当初は一般の人びとに信用されず，修理の依頼がなかったが，次第にその技量が理解されるにつれて注文が増してきた．

(8)自転車組立修理工については，当初，自転車業組合に教育を委託した．需用もあったようであるが，仕事としてはむずかしかった．

(9)気象無線電信の接受は原職復帰すなわち受傷前の職業に復帰せる例で，接受信号は鉛筆で数字を記録し，天気図係にまわす作業で，初めは難点もあったが，努力のすえ複雑な無線受信機も使いこなせるようになった．この場合，盲人用時計はぜひ必要なものの一つである．欧文の無線も楽に扱えた．

(10)失明者の養鶏は前例もあり珍しくはないが，戦傷失明者としても成功例はある．この場合の雌雄鑑別では，ひなをつかまえて，その鳴き声だけで正確に選別していた．

(11)音楽家の場合．琴は宮城道雄に委嘱した．失明者の新職業ではないが，盲学校の普通科教科とあわせて履修させた．びわは一流のびわ師に委託し，バイオリン・声楽は東京音楽学校に委託教育とした．

(12)その他，電話交換手については外国の例もあるので，戦傷失明者のために新職場を開拓しようと努力したのは岩橋武夫であった．普通の交換台は点滅ランプであるのを，ドルアイ方式にしようとした．ドルアイは，おもちゃの人形の目の仕組みで横にすると目を閉じ，起こすと目をあけるという原理を交換台に活用しようとするもので，外から電話の信号がくると，その場所のドルアイがひっくり返り，失明交換手は手ざわりで，この場所にプラグを挿入して交換をするという仕組みになっている．当時この試作研究を沖電機会社に依頼した．この試作費は5000円であったが，新職業開拓のためにいかに努力したかがわかる．

そのほか，新職業の研究やその実績から戦傷失明者が，それぞれ自らのくふうで自営業に従事した．たとえば，家業が茶商である場合，経験に基づいて茶の品質を選別し得るようにし，電気を応用した計量器を考案（これは新案特許を得た）して，晴眼者と異ならない態度で客に接した．このほか，編物の研究も委託した．これらの調査以外に，とうふ製造業，たたみ表製造，ぞうり製造，被服装身具製造のほか，沖縄ではパナマ帽編みの事例もあった．

失明軍人会館における戦傷失明者

1943年，大阪の愛盲会館（現・日本ライトハウス）は，戦傷失明者の再起への訓練道場として，また新しい就職の場として，軍人援護会大阪府支部に移管され，十数人の戦傷失明者を収容し，プレス作業の訓練を始めた．数ヵ月後，早川電機工業の分工場として，その技術指導を受け，航空無電機の部品製作を開始した．作業は主として抜型・押型・曲型のプレスで，これにボール盤ならびにタップ切り使用による穴あけ，ねじ切りなどの作業であった．全く未経験のしかも失明者が，果たしてこれができるであろうかという最初の懸念は，かれらの血のにじむ訓練と激しい闘志によって，失明の障害を克服した．たとえば，全盲で左膊切断の戦傷失明者が，ボール盤で穴あけをするのに，1日1万7000個という成績をあげた．当時，晴眼者の工員のあげる標準数は1日（10時間）1万～1万3000個であったから，その熟練のほどがわかる．また，迫撃砲弾活機蓋のゲージ検査では，片手の戦傷失明者が1日5000個を検査し，しかも誤差はゼロであった実例もある．（千葉一正）

新職業の実態

盲人の新しい職業

近代社会における職業の選択は，各人の希望に応じ，適性，能力，興味あるいは特性に応じ，また機会に応じて自由になされなければならない．しかし，国により，地域によって一定の障害者のグループに多く見られる職業がある．たとえば，ろう者の場合，男子の多くは家具木工，印刷，洗濯などの職業についているし，女子は縫製などの職業に多くついている．盲人の場合それが極端であり，わが国ではそのほとんどの者が，あんま・はり・きゅう師を職業としており，盲人の職業といえばただちにこれらの職業を思い起こすほどである．

「盲人の新職業とは何か」について考える場合，いろいろな見方があるが，まず，上記のような職業は新職業とはいえないことになる．さらに三味線・琴の師匠，僧職，神官，祈祷師，巫女，易者なども，昔から多くの盲人が従事してきた職業であるから，新職業とはいえない．しかし，ここでは新職業の意味を広く考え，あんま・はり・きゅう師以外の職業をいちおう盲人の新職業として取扱うことにする．

盲人の就業状態調査

盲人の新職業の実態を知る一つの方法は，盲人の就業状況調査であり，他の一つは事例研究などである．わが国における盲人の就業状況に関する資料には，厚生省により1951（昭和26）年に行なわれた調査，1955年10月の第1回アジア盲人福祉会議における日本側の提出資料，1960年2月から同年5月までの間に行なわれた日本盲人会連合と日本ライトハウスによる「日本盲人の特殊職業実態調査」，1963年7月から1964年3月までの間に行なわれた日本盲人福祉委員会の「視覚障害者の新職業に関する研究」，1965年8月，厚生省によって行なわれた「わが国における身体障害者の実態」（18歳以上）などがある．特に日本盲人福祉委員会が行なった「視覚障害者の新職業に関する研究」は，統計的資料とともにケース研究を含んでいる数少ない資料であるので，ここではそれらの資料に基づいて盲人の新職業の実態を探ることにする．

視覚障害者の職業の実態

〔身体障害者実態調査〕　まず，身体障害者の実態調査から視覚障害者の職業の実態を見ることにする．この調査は厚生省が都道府県を通じて，1965年8月現在で実施した全国の18歳以上の身体障害者の150分の1の無作為抽出による調査である．この調査結果から，わが国の18歳以上の身体障害者は約104万8000人と推定される．その内訳は視覚障害者が23万4000人（22.34パーセント），聴覚障害者は20万4000人（19.49パーセント），肢体不自由者は61万人（58.17パーセント）である．

視覚障害者の就業，不就業状況は表1の通りである．この表によると，視覚障害者のうち7万5000人（32パーセント）が就業しており，15万9000人（68パーセント）が不就業となっている．就業者7万5000人の障害程度は表2の通りで，1級と2級のいわゆる盲人は2万8000人余（37.99パーセント）

表1　視覚障害者の就業，不就業の状況（資料出所）厚生省「わが国における身体障害者の実態」（1965）

総　数	就業者	不就業	不就業の理由（再掲）				
			休　業	失　業	就業不能（身体上）	必要としない	その他
100.0%	32.0	68.0	0.72	0.31	64.85	24.56	9.56
234,000人	75,000	159,000	1,145	423	103,111	39,050	15,200

である．不就業のおもな理由は「身体的理由」で，その数は10万3000人（64.85パーセント）で，次が「就業不要」の3万9000人（24.56パーセント）である．視覚障害を身体上就業不能の理由としている者も多いと思われるが，表3に見られるように，視覚障害者は一般に高年齢者が多く，60歳以上の高年齢者が全体の54パーセント以上を占めていることにもよるものと思われる．

従業上の地位は表4の通りである．この表によると，業主が約4万2000人（56.33パーセント），次が家族従業が1万3000人（17.25パーセント），常雇が1万2000人（16.59パーセント），日雇が約5000人（6.11パーセント），その他が3000人（3.71パーセント）になっている．業主と家族従業が圧倒的に多く，雇用作業者はきわめて少数である．

全就業者7万5000人の職業大分類別数は表5の通りである．専門的，技術的職業に2万人余の視覚障害者が従事している．しかし，あんま・はり・きゅう師1万8000人余がこの分類に含まれているので，それと盲学校教官を除くと，その他の専門職業従事者はごく少数ということになる．農林・漁業職業従事者は2万7000人余で，この分類に含まれる視覚障害者は多いのであるが，名目だけの業主と家族従業者が多いことがケース研究から留意する必要がある．技能工，生産工程従事者も1万3000人余で，かなりの数に上っているが，障害程度1級または2級の者は少なく，軽度の視覚障害者が多く従事しているものと見られている．

〔盲人新職業第1次調査〕この調査は1963年11月，日本盲人福祉委員会が全国の社会福祉事務所1011カ所に個人調査票を配布し，あんま·はり·きゅう師以外の職業に従事している視覚障害者を調査したものである．調査結果は224カ所の福祉事務所から報告された4929人の視覚障害者に関する資料に基づくものである．その従事する職業の職業大分類は表6，表7および表8の通りである．これらの表によると無職および不明の者を除き約3030人の視覚障害者が，347にわたる多様な職業に従事していることになる．

(1) 専門的技術的職業：この職業に従事している294人（5パーセント）の内訳は箏曲教授（三味線師匠を含む）87人，僧職45人，祈禱師31人，巫女18人，易者16人，教員14人，小唄・長唄・浄瑠璃・義太夫師匠11人，神道教師13人，神職4人，キリスト教牧師3人，調理師3人である．箏曲教授の職業は古来から盲人の伝統的職業であり，全数の3分の1を占めている．僧職，祈禱師，巫女，易者などの職業は，盲人の職業として地域社会に深く根をおろしているようである．これらの職業従事者の障害程度は1，2級の者が多く，盲人が従事できる専門的職業であることを示している．しかし，表8の年齢別状況を見ると高年齢者が多く，将来も盲人の職業として適当であるか，どうかについては疑問の余地を残している．少数ではあるが，ピアノ調律，西洋音楽，弁護士などの職業は，今後開拓しなければならない盲人の専門的職業と思われる．

(2) 管理的職業従事者：この職業には67人が従事している．そのうち1，2級の者は42人である．管理的職業は，一般の人びとと同様に盲人の場合も比較的高年齢層の人が多い．失明時において学歴や職歴もあり，原職へ復帰した者もあるし，相当の資力を有していた者，事業の基礎が確立していた者もある．これらの人びとは，管理者として仕事を遂行するために，他人の視力に頼ることもできるわけである．このような人びとは全盲であっても，管理的職業に従事できる．

(3) 事務従事者：この職業には33人が従事し，うち

表2　視覚障害者の障害程度別就業状況　（資料出所）　同　上

	総　数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
視覚障害者	100.0% 234,000人	36.62 85,000	17.40 40,700	8.39 19,600	7.62 17,800	8.11 19,000	15.51 36,300	6.36 14,900
内就業者	100.0% 75,000人	24.67 18,000	13.32 10,600	8.08 6,000	10.48 8,000	9.17 7,000	24.67 18,000	9.61 7,000
級別状況	32.0%	21.1	24.5	30.6	44.9	36.8	49.6	46.9

表3　視覚障害者の年齢階層別状況

総　数	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	不　詳
100%	0.56	3.77	6.36	13.00	21.94	24.88	29.42	0.07
234,000人	1,310	8,821	14,882	30,420	51,340	58,219	68,843	164

（注）　18歳～60歳未満は10万6000人（45.63％），60歳以上12万7000人（54.37％）．（資料出所）同上

1，2級の者は5人である．最近盲人間にカナタイプライターが普及しているが，通常の読み，書き，計算というような作業は，盲人にとってかなり困難であることを示している．

(4) 販売的作業：この職業には566人が従事している．そのうち1，2級者は242人である．これらの人びとは103種に及ぶさまざまな販売的作業に従事している．しかし，これらの人びとが業主または家族従業者として十分活動しているか，または名目だけの従事者であるか，あるいは販売作業の一部分にだけ従事しているのかは，この調査からは明らかではない．恐らく家族の協力のもとで可能な作業に従事している者が多いと思われる．

表4　視覚障害者の従業上の地位　　（資料出所）　同上

総　　数	業　主	家　族	常　雇	日　雇	その他
100.0%	56.33	17.25	16.59	6.11	3.71
75,000人	42,248	12,938	12,443	4,582	2,782

表5　視覚障害者の就業状況　　（資料出所）　同上

大　分　類	百分比	推定人員
専門的技術的職業従事者	27.7	21,000
管理的職業従事者	0.7	500
事務的職業従事者	1.7	1,500
販売的職業従事者	9.4	7,000
農林・漁業職業従事者	36.5	27,000
採鉱・採石従事者	0.7	500
運輸・通信従事者	0.7	500
技能工・生産工程従事者	17.9	13,000
サービス業従事者	4.8	4,000
不　　　詳	—	—
あんま・はり・きゅう師（専門的技術的職業　再掲）	25.1	19,000

(5) 農林・漁業従事者：この業種には1257人が従事している．あんま・はり・きゅう以外の職業では最も多くの視覚障害者が従事している職業分野である．障害程度別にも1級から6級まで各等級にわたっている．しかし，年齢別では40歳代から60歳代の者が多く，若年者は少ない．障害程度の軽い者は，農業のかなりの部分が可能であるが，1，2級の視覚障害者が農業作業のどの部分を，また，それをどの程度まで遂行しているかの詳細は，この調査からはわからない．

(6) 採鉱・採石従事者：この分野には14人が従事している．1，2級の者は1人もなく，3級1人，5級3人，6級10人である．したがって，盲人には困難な分野と思われる．

(7) 運輸従事者：ここでは8人が報告されている．その内訳は1級が1人，3級が2人，4級が1人，6級が4人である．3級の1人は電話交換に従事している．この職業は諸外国の事例からみて，わが国でも今後十分開拓できるものと考えられる．

(8) 技能・工生産工程従事者，単純労働者：この分類には624人の者が105の職種に従事している．その内訳は1級69人，2級130人，3級57人，4級89人，5級84人，6級189人である．しかし，販売者の場合と同様，各職業における作業内容や生産量などの詳細はこの調査からは知り得ない．

(9) サービス職業従事者：この分類には40人が報告されている．その内訳は1級4人，2級14人，3級3人，4級4人，5級6人，6級9人である．1，2級の者が従事している職業としては理容師3人，お手

表6　視覚障害者の職業大分類別，等級別の状況　　（資料出所）　視覚障害者の新職業に関する研究報告（1964）

職種＼等級	1	2	3	4	5	6	不　明	計	%
専門的技術的職業従事者	174	61	11	13	16	15	4	294	5.94
管理的職業従事者	22	20	6	7	4	8	0	67	1.36
事務従事者	2	3	5	3	3	17	0	33	0.67
販売従事者	116	126	63	55	92	113	1	566	11.28
農林・漁業従事者	255	286	125	140	157	286	8	1,257	25.50
採鉱・採石従事者	0	0	1	0	3	10	0	14	0.28
運輸従事者	1	0	2	1	0	4	0	8	0.16
技能工・生産工程従事者・単純労働者	69	130	57	89	84	189	6	624	12.65
サービス業従事者	4	14	3	4	6	9	0	40	0.81
そ の 他	18	11	11	14	27	53	0	134	2.72
不　　明	30	9	3	7	0	1	0	50	1.01
無　　職	1,032	453	85	97	75	100	0	1,842	37.37
計	1,723	1,113	372	430	467	805	19	4,929	100.00

伝い2人，湯屋業3人，貸席業2人，郵便配達2人，旅館従業員2人，寮管理人1人，美容院手伝い1人，貸本屋1人，自転車預り1人である．

⑽その他の職業：ここでは134人の者が16の職業に従事している．内訳は1級18人，2級11人，3級11人，4級14人，5級27人，6級53人である．1，2級の者が従事している職業は，会社員5人，公務員4人，遊芸人・旅芸人9人，門付け・三味線5人，三味線出演家2人．劇団員1人である．

〔盲人新職業第2次実態調査〕 日本盲人福祉委員会は第1次調査で得た実態をさらに具体的に明らかにするために，第2次実態調査と面接によるケース・スタディを実施した．この調査は，第1次調査の中から障害程度1，2級の者だけを抽出し，福祉事務所を通じて行なったものである．発送した質問書は410通で，うち回答のあったものは55.9パーセントの229通である．回答は北海道11，東北38，関東48，中部46，近畿23，中国24，四国14および九州25であるから，その調査範囲はほとんど全国にわたっている．これによると，日本の盲人（1，2級）が従事している職業は90種に上っている．その職業大分類別人員は表9の通りである．

表7 視覚障害者の職業大分類別，性別の状況

職種＼性別	男	女	計
専門的技術的職業従事者	146	129	275
管理的職業従事者	43	4	47
事務従事者	27	4	31
販売従事者	487	80	567
農林・漁業従事者	954	303	1,257
採鉱・採石従事者	13	1	14
運輸従事者	8	0	8
技能工・生産工程従事者および単純労働者	547	87	634
サービス職業従事者	36	25	61
その他	125	18	143
不明	29	21	50
無職	862	980	1,842
計	3,277	1,652	4,929

（資料出所） 同上

⑴専門的技術的職業従事者：この分類に含まれる盲人は52人で，16職業に従事している．琴・三味線・義太夫・長唄・小唄師匠19人（うち女15人），僧職7人（うち女5人），祈禱師6人（うち女4人），巫女4人（女だけ），占師4人，天理教布教師2人で，写真業，バイオリン教授，ピアニスト，日本舞踊（女），将棋師匠，点字校正（女），俳句選者，新聞主幹（ローカル），英語教授など10職業に各1人が従事している．これらの職業のうち，無職からこの職業へ進んだ者は45人，現職が前職と関係のある者は2人，関係のない者が5人である．したがって，先天性または中途失明にかかわらず，失明後にこれらの職業に進んだ者が大部分である．これらの職業を遂行するに当たっての補助者の要否は，補助を要する者28人，要しない者24人である．職業経験は5年から30年以上にわたっている．

収入および生計状況は，現職で生計のたつ者はわずかに8人に過ぎず，生計のたたない者44人である．このうち生活保護受給者9人，恩給年金受給者32人がある．収入月額は2万5000円以上3万円未満が1人，2万円以上2万5000円未満2人，1万5000円以

表8 視覚障害者の職業大分類別，年齢別，男女別の状況

職種＼年齢・男女	20歳未満		20〜29歳		30〜39歳		40〜49歳		50〜59歳		60〜69歳		70歳以上	不明	計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
専門的技術的職業	0	0	5	4	11	18	34	31	33	36	36	30	37	0	275
管理的職業従事者	0	0	2	0	4	0	9	0	11	1	14	2	4	0	47
事務従事者	0	0	2	0	7	3	10	1	7	0	0	0	1	0	31
販売従事者	1	0	22	8	52	10	125	23	141	22	105	20	38	0	567
農林・漁業従事者	4	2	42	18	117	43	248	66	249	84	212	67	105	0	1,257
採鉱・採石従事者	0	0	0	0	2	0	6	1	4	0	1	0	0	0	14
運輸従事者	0	0	1	0	3	0	1	0	2	0	1	0	0	0	8
技能工・生産工程従事者・単純労働者	4	2	37	10	99	15	171	18	146	33	75	7	17	0	634
サービス職業従事者	0	1	0	3	3	3	14	7	13	5	3	4	5	0	61
その他	0	0	7	4	16	6	47	6	41	2	9	1	4	0	143
不明	1	1	7	1	3	3	3	6	8	2	6	6	3	0	50
無職	29	23	65	54	68	84	122	134	163	184	231	260	424	1	1,842
計	39	29	190	102	385	185	790	293	818	369	693	397	638	1	4,929

（資料出所） 同上

表9　盲人（1，2級）の就業状況（資料出所）　同上

職業大分類	人数	%
専門的技術的職業従事者	52	12.70
管理的職業従事者	8	3.49
事務従事者	4	1.74
販売従事者	38	16.59
農林・漁業従事者	26	11.35
採鉱・採石従事者	2	0.87
運輸・通信従事者	1	0.44
技能工・生産工程従事者・単純労働者	57	24.89
サービス業従事者	7	3.06
分類不能	10	4.37
あんま業（非該当）	4	1.74
無　業（非該当）	20	8.73
計	229	100.00

上2万円未満が2人，1万円以上1万5000円未満が4人，7500円以上1万円未満が5人で，他の31人は7500円未満で，残り7人は収入不定である．あんまの資格のある者は3人である．次に従事職業を適職と考えている者は11人，適職と考えていない者は35人，不明は6人になっている．

(2)管理的職業従事者：この分類に含まれる職業は，ハイヤー会社社長，社会事業家，点字図書館長，旅館兼浴場業，浴場業，旅館業，文房具・書籍・教科書販売業の7人で，施設管理者や自営業である．前歴がなくこの職業に進んだ者は社会事業家の1人だけで，他の4人は前職と関係があり，2人は関係のない人である．経験年数は5年から30年以上にわたっている．収入月額は3万円から5万円未満が4人，10万円から50万円未満が1人，100万円以上が1人，および不記入1人とかなり高額である．補助者の要否では要する者が7人である．あんまの資格を有する者は1人もない．現職を適職と考えている者はこの分類でも1人だけで，否とする者が5人，不明が1人である．

(3)事務従業者：この分類に含まれる職業は税理士，裁判所事務官，事業所事務員に各1人ずつ従事しており，非該当（6級）1人である．いずれも前職と関係を有している．税理士と事業所事務員は補助者を必要としないとしている．職業経験は6年以上15年未満である．税理士は失明前の職業の継続であり，父の職業を引継いで自宅で開業している．収入は3万5000円から4万円未満，家族を補助者としている．裁判所事務官は前職が役場吏員であり，裁判所の方が仕事量が少ないと思ってこの仕事についたといっている．職務内容は事務全般とあるが詳細は不明である．現在の職業は視力の点から不適当であるが，生活上やむなく働いていると述べている．補助者は必要としない．

事業所事務員は前職が市役所吏員であり，現在の雇用主が親類である．従業員は44人で，周囲の理解があるので，できる範囲の仕事をゆっくりやっている．現在の仕事は視力の点で無理があるので，転職を考慮中といっている．収入は2万円未満で，寮にいるのでかろうじて生計を維持している．

(4)販売従事者：この分類には37人が20の職業に従事している．その職業は行商7人，雑貨・菓子小売商5人，飲食業4人，豆腐製造業3人，生花商2人，他に16職業に各1人ずつが従事している．大部分は小規模の個人経営である．現職の経験は10年以上の者が過半数であるが，盲人に適する職業としている者はわずかに2人である．就業時の補助の要否は24人（67パーセント）が補助者を必要としている．また，現在の職業と前職との関係は，「ある」者が13人，「ない」者が23人，「不明」1人である．生計状況は飲食業とかしわ販売の月額10万円，洋品店の月額5万円以外は2万円以下で，現職によって生計のたつ者19人，生計のたたない者18人である．これらの人たちは生活保護や恩給や年金で暮らしている．

(5)農林・漁業従事者：この分類には6職業，26人が報告されている．うち3人は非該当である．内訳は農耕13人，果樹栽培と養鶏が各2人，養豚が4人，酪農・漁業が各1人である．補助者の要否は「要」16人，「否」とする者7人で，経験年数は養豚以外6年以上である．これらの職業を適当としている者はわずかに2人で，19人は不適当，2人は不明としている．生計状況は現職で生計のたつ者が9人，たたない者が14人，生活保護を受けている者は4人，恩給を受けている者は14人である．収入は酪農1人の月収5万円，果樹栽培1人の3万8000円で，他は零細農家である．農耕を主体とした経営は，耕地の所有または借地が前提となるが，広い行動範囲を必要とするので，農耕は困難のようである．それよりも養鶏・養豚・酪農などは経営実績は乏しいが，今後期待できる職業と考えられる．

(6)採鉱・採石従事者：この分類に含まれる職業は試錐業と砂利ふるいの2職業に1人ずつ従事している．試錐業は小炭礦地帯のボーリング請負である．妻や人夫を指揮して，勘に頼って錐を引上げ，掘進などを指示する．土質の判断は手ざわりや妻から土の色を聞いて行なっている．土色の識別，尺度の測定など熟

練した補助者を必要とする．経験年数は38年であるが，最近炭鉱の衰退によってほとんど廃業状態である．

砂利ふるいは河原で篩を手で操作する単独作業である．作業場への往復は手引きを必要とするが，作業中は補助者を必要としない．収入は歩合で，月収7500円である．

(7)運輸・通信従事者：この職種に分類される職業として土砂運搬業が報告されている．しかし，12人の運転手，人夫を雇い，ダンプ車で土砂の運搬を業としているのであるから，むしろ管理的職業に分類した方が適当と思われる．外出が困難なので多く電話で取引きしている．現場状況の視察と従業員の監督に困難がある．月収は2万円で，生活可能といっている．

(8)技能工・生産工程従事者，単純労働者：この分類には29職種に従事する57人（うち非該当5人）がある．そのおもなものは竹細工6人，日雇7人，雑役5人，土工3人，新聞配達2人，廃品回収，織糸糊付工，毛糸編物工各2人，組立工，和傘製造，洋傘修理，ボイラーマン，人形着物製造，造花業，桶工，くつ修理，たたみ製造，かます打ち業，清掃人，木彫，たたみ仕上工，まき造り，げた歯入れ，製紙工，塗装工，ひも袋編，旅館夜警，緑地監視にそれぞれ1人が従事している．補助者を必要とする者は25人，必要としない者は27人，現職を適当と考えている者は10人，不適当と考えている者は36人である．現職の経験は5年未満が19人，6年以上が33人である．収入月額は1万円以上が20人，1万円未満が32人である．前歴のない者は20人，現職が前職と関係のある者は13人，関係のない者は19人である．大部分は単純労働か零細な家内工業である．他に適当な仕事がないので仕方なくやっていると報告している．

(9)サービス職業従事者　この分類には6職業に7人の者が従事している．その職業は保険外交2人下宿業，貸間業，金融あっせん，質屋，電話番各1人である．現職の経験は5年未満が3人，6年以上が4人である．補助者を必要とする者は4人，必要としない者は3人，現職を適当としている者は2人，適当と考えていない者は5人である．生計状況は月収1万円以上が5人，1万円未満が2人で，現職で生計可能な者は2人，不可能な者は5人であり，生活保護1人，恩給，年金受給者は3人である．現職が前職と関係のある者は1人，関係のない者は6人である．

(10)分類不能：易者・遊芸人など7職業に10人の者が従事している．前職なしにこの仕事に就いた者は8人，現職と前職の関係のある者は2人である．大部分が10年以上の経験者で，現職によって生計のたつ者は3人，生計のたたない者は7人である．生活保護を受けている者3人，恩給・年金受給者は4人，月収1万円以上は4人である．

以上229人の職業状態を職業大分類別に収入，生計によってまとめたのが表10である．生活可能とする者は65人で28.3パーセント，補助を必要とする者は116人で50.7パーセント，収入2万円以上は28人で12.2パーセント，現職が盲人に適していると考えている者は31人，13.6パーセントに過ぎない．

盲人社会福祉施設における盲人の職業

失明者のための各種の施設が全国にわたって存在し，それらの施設では多数の盲人が種々の職業に従事している．これらの施設名とそこに勤務している視覚障害者数は次の通り，宮城県点字図書館1人，福島県点字図書館1人，国立東京視力障害センター3人，同塩原視力障害センター1人，同神戸視力障害センター4人，聖明園2人，東京点字出版所3人，東京光の家1人，信愛福祉協会1人，日本点字図書館5人，キリ

表10　就業盲人（1，2級）の職業大分類別，収入，生計状況　（資料出所）　同上

職業大分類	人数	生活可能	要補助	2万円以上の収入	盲人への適合
専門的技術的職業従事者	52	8	28	3	11
管理的職業従事者	7	7	7	6	1
事務的職業従事者	3	3	2	2	
販売従事者	38	19	24	6	2
農林・漁業従事者	26	9	16	2	2
採鉱・採石従事者	2		1		
運輸・通信従事者	1	1	1	1	
技能工・生産工程従事者・単純労働者	57	13	25	4	11
サービス業従事者	7	2	4	2	2
分類不能	10	3	8	2	2
非該当	26				
計	229 (100.0)	65 (28.3)	116 (50.7)	28 (12.2)	31 (13.6)

表 11　盲人社会福祉施設における盲人の職業　（資料出所）　同上

職種 ＼ 性別・級別	男							女						
	1	2	3	4	5	計	年齢(平均)	1	2	3	4	5	計	年齢(平均)
経営，管理	8					8	59.5歳	1					1	43.0歳
点字製版，印刷	3	1		2		6	29.6	2	2				4	26.0
点字校正	4	1				5	42.0	5					5	31.8
点字指導	2					2	47.0							
テープ編集吹込み	1		1			2	35.5							
生活指導（ケースワーカー）	2				1	3	30.0							
部　長			1			1	59.0							
教　官	5					5	49.0	2					2	42.0
タイピスト												1	1	21.0
その他（雑役）				1		1	72.0							
計	25	2	2	3	1	33		10	2			1	13	

スト教盲婦人ホーム・サフランの家 2 人，千葉県盲人福祉センター 2 人，三重県点字図書館 1 人，岐阜県訓盲協会点字図書館 2 人，日本ライトハウス 12 人，京都ライトハウス 3 人，京都府身体障害者福祉センター 2 人，合計 46 人．なおこれらの人びとの性別，等級別および年齢別の従事職業は表 11 の通りである．

盲学校普通科盲人教官

知的能力や才能に恵まれた盲人の職業として，盲学校教官がある．盲学校における盲人教官の多くはあんま，はり，きゅうなどのいわゆる理療科を担当し，普通教科の教官は晴眼者によって占められ，盲人のためにはまれにしか門戸が開かれていなかったのが過去の実状である．しかし，盲教育への理解が深まるにつれ，盲人教官も普通科へ進出し，晴眼者に混じって活躍している．日本盲人福祉委員会は盲人の新職業の研究に当たり，普通科担当の盲人教官の実態を明らかにするため，その状況も調査している．調査時現在における普通科担当の盲人教官は 132 人で，その性別，視力等級別，小・中・高別人員は表 12 の通りである．

盲人教官の学歴は旧東京盲学校師範部，現在の東京教育大学，終戦後一時設けられた盲学校特設教員養成所や失明傷痍軍人教育所，および一般大学卒業など広い範囲にわたっている．普通科担当の晴眼の教官に対し，何パーセントの盲人教官が可能であるかの調査も必要であるが，この調査では示されていない．ただ，東京の某盲学校においては，小学部 8 人中盲人教官 2 人，高等部 17 人中 5 人の割合であることが示されている．

結び

以上，盲人の新職業の実態を明らかにするため「わが国における身体障害者実態」(18 歳以上),「視覚障害者の新職業に関する研究」などに基づいて，その実態を述べた．

明治以来，わが国の盲人の職業教育は理療科が中心に行なわれ，ほとんどの盲人はあんま，はり，きゅうの職業に従事し，わずかに特別の才能や資産を有する人物が，一般の職業に進出しているに過ぎなかった．農業，販売，技能者，生産工程従事者などは家族労働が低収入に終始しているに過ぎない事情におかれていた．したがって，盲学校における進路指導は生徒を理療科にもっぱら方向づけ，他の職業に向かうことを冒険視する傾向が見受けられた．しかし，最近，日本ライトハウス・職業生活訓練センターをはじめ，盲学校，国立視力障害センターにおいて新職業の訓練も開始されており，また，電話交換手養成所などもできたので，作業設備の改善や作業方法にもくふうが払われ，将来において盲人の新職業は多方面に向かって開

表 12　盲学校普通科担当盲人教官　（資料出所）　同上

級	小学部		中学部		高等部		計　延	%
	男	女	男	女	男	女		
	人	人	人	人	人	人	人	
1	16	4	43	7	26	3	99	58.2
2	11	4	6	1	5	1	28	16.5
3	4	3	5	1	4		17	10.0
4	3	3	3	1	3		13	7.6
5		2	2		1		5	3.0
6	2	1	2		2		8	4.6
計	36	17	61	11	41	4	170	100.0

（注）小・中・高併任者があるので盲人教官実人員とは一致しない．

拓され，晴眼者と肩を並べて活躍する者も増加するものと期待してよいようである． (行田忠雄)

[参照文献]
厚生省社会局「わが国における身体障害者の実態(18歳以上)」昭和40
辻村泰男編「視覚障害者の新職業に関する研究報告」日本盲人福祉委員会，昭和39

日本の盲人就業の現況

従来の就業と対策

日本における盲人の就業は，古来からあんま・はり・きゅうおよび琵琶・琴・三弦などする者が主であり，このほか自営的業務への就業ならびに宗教家，占・祈祷師など地方文化を反映した就業も一部に見られるが，一般的に盲人の代名詞のように呼ばれてきたあんま・はり・きゅう師(三療)に代表される．三療は保護施策と国民的保健習性を背景に成立ち，特有の就業実績をもって今日に至り，盲人の就業可能な唯一の職種としての社会的通念を形成してきた．そのため，盲人職能における一般労働性への顧慮，認識に欠け，三療以外に就労の機会はほとんど与えられなかった．

従来，就業対策としては，労働，教育，福祉の3面からの諸施策がある．労働施策としては，職業訓練法による職業訓練，身体障害者雇用促進法による雇用促進の制度があるが，現状は盲人を対象に職業訓練が行なわれていない．そのため就業実現の機会が得られず，就業促進の制度も十分に活用されてないし，盲人に対し閉鎖的な労働市場の解放的役割を果たしていない．教育施策では三療教育が主で，ほかに職業教育としてはピアノ調律くらいなものである．福祉施策としては，三療以外に電話交換手，録音速記カナタイピストなどの養成が最近とりあげられた程度であり，福祉的職業対策の本質的な保護授産に至っては皆無に等しい．

盲人の一般就業については，このように施策対象から疎外され，労働資源の価値外的存在として扱われてきたといっても過言ではない．このことは，職業的自己実現の機会に恵まれず，職業意欲・意識のみならず，社会的文化的意識行動・態度に低迷的作用をもたらす一要因となっている．視覚欠陥は職業能力・適性障害であるが，それは部分的制約に過ぎないことが認識され，職能的可能性への多様な開拓がリハビリテーション実践体制の中で試みられつつあるが，盲人就業の具体的な条件整備は，教育・労働・福祉的に依然として因襲的な経験領域を模索しているのが日本の現状である．

就業の現況

上述の社会的，制度的な制約の諸条件下における盲人就業の実情はどのようになっているか．厚生省調査(1970年10月)によると,就業率は39パーセントで，一般就業率68.8パーセントより極度に下まわっている．不就業61パーセントの状況は，身体上の理由57.7パーセント,就業の必要なし20.9パーセント，休業休職中1.2パーセントである．身体的に就業不能や就業不必要という層が圧倒的に多く，労働力保有層がきわめて少ないのは，盲人口のうち60歳以上55.5パーセント，60歳未満50歳以上18.8パーセント，50歳未満は25.7パーセントに過ぎず，青壮年労働層が少ない年齢構成にもよると考えられる．

就業職域は広範に及んでおり，あんま・はり・きゅう師専業視の従来の社会的通念に意外性を与えるが就業内容に問題がある．すなわち就業形態が自営業ならびに家族従事64.7パーセント，常雇用31.8パーセントであり，これを一般就業に比較すると，盲人の場合，自営業・家族従事が約2倍弱と高く，常雇用は半数以下と低くなっている(1970年10月総理府統計局「労働力調査」自営業主19.2パーセント，家族従事者16.6パーセント，雇用労働従事者64パーセント)．自営的関連就業が過半数を占めているこれらの中には，名目的あるいは部分的就業で，実質的稼働性の低い不完全型も含まれていること，また雇用就業も含めて障害前からの就業の継続が多く，障害後新たに就業するのはきわめて少ないこと，ならびに障害軽度が相当数含まれていることなどが考えられる． 1965(昭和40)年10月厚生省調査によると，就業者中重度視覚障害者(1級，2級)は52パーセントである．

表1. 就業状況

総　数	100.0%
農林・漁業従事者	29.4
採鉱・採石従事者	1.2
製造従事者	14.1
販売サービス従事者	10.6
管理的事務従事者	1.2
専門的・技術的職業従事者	32.9
(あんま・はり・きゅう従事者)	(31.8)
事務従事者	2.4
その他	8.2

1970年10月身体障害者実態調査(厚生省)

就業職種内容については，この調査は明細に欠けるので他の資料などを参照にすると，最も多い専門的技術的従事者の大

部分は三療で，他に音楽，教育，社会福祉の分野への従事が若干あるが，これらは専門教育を受けた高学歴の一部の者である．次に農林，漁業ならびに販売サービスへの従業が多い．これは就業形態が一般に自営もしくは家族従業で構成され，就業条件が比較的緩和化されていると考えられる，経営者としての名目的もしくは手伝い程度の部分的稼働の不完全就業が相当数見込れている．製造従事者などの常雇労働の就業状況は，中小企業に多く，その職務内容は単能的定型的な技能的職種または単純反復作業が多いのであるが，全盲もしくは準盲などの障害重度が雇用されているのはきわめて少ないのが実状である．これまでの盲人就業の調査によると，経済性の低い家内工業的手職に従事している重度者は相当数あるが，職業として実質的に成立っている職種のおもなものをまとめると次の通りである．

それによると，専門的・技術的・管理的業務，販売経営などの職種が多く，技能的職種としては，製造従事者の場合，単能工ならびに単純作業工程度である．

以上のように一般に専門的・技術的または自営的職種に関連したものが多い．これらは職務動作に視覚的フィードバックをそれほど必要としないか，または代行できるもの，雇用または就業の競争性が比較的少ないか，あるいは就業上の補助などの条件整備が労働生産性をおびやかさない範囲のものである．

就業促進の問題

盲人が広範な職域にわたって，それがたとえ少数または障害軽度者が多く含れているにせよ，就業している現況は個々に職能の可能的部分の適応を図れば，三療以外に容易に就業できることを示している．これらは三療以外の就業対策が皆無に等しい現実の中での偶発的な就業であり，制度的対策が確立されれば，就業の多様化が期待される．就業促進は行財政的・制度的総合対策によって遂行され得るものであるが，今後の盲人雇用労働の一般的な方向性を，就業の実態的傾向から考えれば，①専門的，技術的ならびに管理的な知的業務，②技能的業務，③単純簡易業務などに分けられ，これらの就業実現には次の配慮が必要である．専門的技術的・管理的業務の職務所要能力は専門的高等教育を基盤とするので，大学教育への進学促進化ならびに専門技術養成機関利用の条件整備．技能的業務については，職業訓練制度の体系化．単純簡易業務については，福祉工場，保護授産場の確保が必要であり，特にあとの2者についての整備は，三療不適性者を分離し，三療の近代化（質的向上）のためにも，三療を望まない者への対策としても緊急を要するものである．現在この種の軽機械的な職能訓練を行なっているところは日本ライトハウス1カ所であり，保護授産的性格をもつ工場は名古屋ライトハウスだけである．福祉工場については厚生省が昭和46年度に全国に3カ所（各50人定員）設置することになっており，この中に盲人雇用も期待される．さらに適職紹介職場適応などのプレースメント・サービスの強化も図らねばならない．適

表2．従業上の地位別状況　　1970年身体障害者実態調査（厚生省）

総数	自営業主		家族従事者	会社団体等の役員	一般常雇者の勤務先（企業）の規模			日雇	その他
	雇人あり	雇人なし			1人～29人	30人～999人	1,000人以上または官公庁		
100.0%	3.5	47.1	14.1	1.2	12.9	7.1	4.7	4.7	3.5

表3．就業職種

①専門的技術的職業
- 学校教師（大学・盲学校）
- 音楽家（和・洋）
- 音楽教師（和・洋）
- ピアノ調律
- 歌手
- 宗教家
- あんま・はり・きゅう師
- 柔道整復師
- 理学療法士
- 学習塾教師
- 社会事業家
- 弁護士

②管理的事務
- 会社社長
- 会社役員
- 社会事業経営

③事務従事
- 点字図書館（製版・印刷・校正）
- 録音速記・カナタイピスト
- 税理士

④販売サービス業
- 保険外交
- 不動産業
- 金融業
- 旅館業
- アパート業
- 飲食業
- 商品販売業
- 場内アナウンサー

⑤農林・漁業従事
- 養鶏・養豚・酪農・果樹栽培

⑥製造従事
- ボール盤工
- プレス工
- 組立工
- 包装工
- 容器洗滌工
- 竹細工

⑦運輸・通信
- 電話交換手

1964年「視覚障害者の新職業に関する研究報告」（日本盲人福祉委員会）
および1969年「盲人就業職種調査」（日本盲人福祉研究会）

職が選択されたとしても，視覚欠陥に伴う身体的心理的行動特性をわきまえた職場適応指導が必要である．三療以外の求職をしてもすべて三療養成施設が紹介されるという残酷劇は今後は演じられてはならない．また従来の就業対策の実践体系は，教育・福祉的対策としてのアプローチに終始し，労働対策としての実践は皆無であった．本来的な労働対策は所管行政が中心となって推進するのでなければ，盲人就業問題は解決しない．特に技術革新に伴う就業構造の変化，多様化の労働需給に盲人職能を適応させるには，従来の教育的･福祉的対策だけでは対応しきれないし，就業開拓は前進し得ない．そのほかに盲人の一般雇用を狭くしていた要因として，盲人職能に対する適正な評価の社会的認識の欠如があげられるので，その社会的容認を図るため，福祉工場などでの先導的雇用の試みが必要であるし，また従来の対策が行政主体側からの単なる啓発的な実践傾向が強く，雇用需給の条件整備にはほど遠いものが感じられる．その実践に当たっては，主体側に財界人の接近導入を図り，産業経済界自ら盲人職能の適正な認識を高めさせるのも一方策である．

（市川文昭）

［参照文献］
「昭和45年度厚生省身体障害者実態調査報告」
「視覚障害者の新職業に関する研究報告」
日本盲人福祉委員会　昭和39

音楽家の職業的地位

邦楽家

〔邦楽の歴史〕 明石覚一が皇室から検校位を与えられ，社会的な地位と，それに伴う生活を保証されたのは，南北朝時代の1350年ごろである．以来，わが国の盲人保護政策は5世紀余の長きにわたった．箏曲・地唄の師匠は盲人の専業とされ，文化，文政から幕末にかけて，盲人はこの分野でめざましい活躍を続け，史上最高の黄金時代を出現させたほどであった．

明治維新の国家的大改革により当道職屋敷が廃止され，それまで国家権力のもとで保護されていた盲人音楽家も，その後は一般民衆と同じ社会で生存競争をしなければならなかった．しかし，何といっても過去数世紀にわたって占めていた社会的に有利な立場は，その後も大きく惰性を残しており，箏曲や地唄に関する限り，今日でもなお盲人は相当有力な地位を保っている．

〔現代の盲人邦楽家〕 1971（昭和46）年現在，わが国には箏曲家として生活している盲人が約500人いる．これらは中央・地方の別なく，それぞれの地域において，かなりな立場を維持しており，無形文化財に指定されている者もいる．また，結社を作りその弟子たちと共にはなやかな演奏会を開いている者もいる．

これらの大半は50歳以上の人たちである．かれらは幼いころから，この道一筋に営々として地盤を築き上げ，優位性を保ってはいるが，次代をになう盲人邦楽家の輩出は容易でないと思われる．

〔晴眼者との競争〕 昭和初年以後，ことに第2次世界大戦以後は，地唄や箏曲の世界にも晴眼者の進出がめざましく，その影響だけとはいえないが，50歳以下の若い盲人箏曲家の数は漸減していることは事実である．

明治維新後は箏曲や地唄の盲人専業は認められなくなり，晴眼者も進出してきたが，大正期までは問題にするほどではなかった．しかし，昭和初期になると楽譜使用の方法などが次第に発達したため晴眼者の進出が伸び始めた．東京芸術大学や日本放送協会（NHK）の邦楽育成会などで事実上盲人を締出していることなども原因になっていると思われる．

また，たとえ同じ条件におかれても，晴眼者と盲人ではその行動力に大きな差があることはいうまでもない．たとえば，にわかに演奏しなければならない場合，晴眼者であれば楽譜を見て直ちに演奏できるが，盲人にはそれは困難である．盲人は前もってその曲を記憶しておかなければならない不便さがある．そこで晴眼者と盲人の演奏技量に差が出てくることは当然である．社会の情勢は巧拙を論ずる前に緊急性を要求されることが少なくない．こうした面でも盲人箏曲家は立ち遅れ，次第に社会の片隅に追いやられる危険性が多分にある．

一方，盲学校での音楽教育が次第に廃止されていくことも盲人邦楽家の斜陽化につながっている．盲学校の音楽部を卒業した程度の力では，世の中に出て職業生活ができないといわれていた．その実力をつけるには，いろいろな方法があろうが，その一つとして在学中から和洋の楽器はもちろん，いろいろな音楽に関する道具，楽譜などをそろえ，真剣に取組むことが必要である．また，卒業後も既習の曲だけではなく，次々に公にされる新曲，あるいは従来ある大曲にいどみ続けなければならない．また，晴眼者との激しい競争に打勝つためには，座して門人の来るのを待っているだ

けではなく，進んで演奏会を開いたり，公式の社交の場にも積極的に進出する必要がある．

〔盲人邦楽家の将来〕 若い盲人たちや盲児たちが，将来音楽家として社会的に恵まれた生活を望み，日夜をわかたぬ精進と努力をするにしても，盲学校当局や教師をはじめ，周囲の人たちの協力が必要である．また，経済的にも国なり有力な財団なりが後見して，過去数世紀にわたって築上げた盲人の職業としての邦楽を，今後とも維持すべきであろう．　（中塩幸祐）

洋楽家

〔クラシック〕 普通の人にもむずかしい音楽の道を盲人が歩もうとする場合，いろいろな困難があり，職業音楽家として活躍する場合も晴眼者以上の多くの障害に出会うことは当然である．次にヨーロッパで活躍している盲音楽家をあげるが，これらの人びとは，幾多の困難を克服して，また，よき指導者や環境に恵まれ，演奏家として，教育者として楽壇の第1線に働いている人びとである．

オルガニスト：日本では，まだ，パイプオルガンの数は少なく，職業オルガニストも少ないが，欧米においては，ほとんどの教会がパイプオルガンをもち，そこには専属のオルガニストがおり，礼拝のときなどに伴奏したり，教会音楽の演奏会を開いたりしている．そして，これらのオルガニストたちの中には，昔から盲人の演奏家が多い．点字を発明したルイ・ブライユもその1人であった．

ヘルムート・バルヒャ（Helmut Walcha, 1907～ ）ライプチヒに生まれた．幼いとき種痘の副作用で目を犯され強度の近視となり，19歳のとき完全に失明した．こどものころから楽才を現わし，ピアノの即興演奏など行なっていたが，12歳から正規にピアノを学んだ．16歳のときライプチヒ音楽院に入学し，ギュンター・ラミーン（Günther Ramin）教授のもとでオルガンを学び，バッハをはじめとする古典音楽を深く研究した．その後，ライプチヒやその後移り住んだフランクフルトなどドイツ各地の教会で演奏会を開き，バッハの音楽を大衆に普及させる面で大きな功績を残した．かれはまた，バッハのオルガン曲とハープシコード曲をすべて暗記し，非常に多くのレコードを発表した．これはバッハの最も正統的な解釈として世界的に高く評価されている．

かれの特色は点字の楽譜をいっさい使わないことである．かれは視力のあった当時，楽譜を目に近づけて読み，暗符する方法をとっていた．目で見た楽譜と点字楽譜の間に，あまりにも大きな違いがあったので失明後も点字に切替えなかったと思われる．自分で楽譜を読む代りに両親に読んでもらって暗符し，現在は元歌手であった夫人がその役目を果たしている．また，かれは1946年以来，フランクフルト「三王教会」（Drlikonigskirche）のオルガン奏者の地位にある．

ジャン・ラングレ（Jean Langlais, 1907～）全盲のオルガニストの1人として活躍している．フランスのブリタニアに生まれ，10歳のときパリ盲学校に入学した．アンドレ・マルシャル（André Marchal）のもとでオルガンを学んだ．1927年，パリ音楽院に入り，オルガンをマルセル・デュプレ（Marcel Dupré），作曲をポール・デュカス（Paul Dukas）に師事し，1930年にはオルガンと即興演奏のクラスで1等賞を受けた．1930年から1968年までパリ盲学校でオルガンを教え，合唱団を指揮した．1961年以後はパリのスコラ・カントルム（Schola Cantorum）の教授となっている．また，1945年には聖クロティルデ教会（St. Clotild Basilica）のオルガニストの職に就いた．

かれはフランスだけでなく，イギリス，ドイツ，スイス，イタリアをはじめ北ヨーロッパやアメリカへも演奏旅行をし成功をおさめている．一方，作曲家としても，多くのオルガン曲のほか三つのオルガン協奏曲，ミサ曲，弦楽4重奏とオルガンのための自由形式の小品など多数をフランス，イギリス，ドイツで出版している．レコードも多く，セザール・フランクのオルガン曲全曲をはじめ自作自演も多数録音されている．また，パリ名誉市民のメダルを授与されている．

ピアニスト：この分野で活躍する盲人は多いが，ここではイタリアのすぐれた2人を紹介する．

アルベルト・モザッティー（Alberto Mozzati, 1917～） 現在，イタリアを代表するピアニストの1人として活躍している全盲の音楽家である．ピアノをスケッパティーに学び，若いころから演奏家として大きな成功をおさめ，イタリア国内はもとより，ヨーロッパ各国で幅広い演奏を行なうかたわら，ミラノのベルディ音楽院，盲学校の教授として後進の指導に当たり，また，ミュンヘンやジュネーブなどの国際コンクールやイタリア国内のベルチェルリ，ビヨッティなどのコンクールの審査委員をつとめている．レコードも多く，その美しい音色と，きわめて洗練された音楽性によって人気を集めている．

アルベルト・コロンボ（Alberto Colombo, 1934～）

数多いモザッティ門下のピアニストの中でも最もすぐたれ逸材である．かれはミラノのベルディ音楽院でモザッティに師事し，19歳の若さでパリのロンティボー国際コンクールで第3位に入賞し，以来，ベルチェルリ，バルセロナ，ミュンヘンなどの国際コンクールで上位に入賞した．1963年にはジュネーブ国際コンクールで最高位を獲得した．このため，コロンボの才能は高く評価され，ヨーロッパ諸国だけでなく，ラテンアメリカ，南アフリカへも演奏旅行をして絶賛を博している．レコードも多いが，特にショパンのソナタ第2番はその豊かな抒情と，確実なそしてはなやかな技巧を示した名演奏である．

その他のピアニスト　ピアニストにはこのほか，スイスで演奏家として，また，教師として活躍しているイタリア人のアルトゥーロ・ミレーズィー（Arturo Milesi），カナダのポール・ドヨン（Peul Doyon），フランスのジャック・マミー（Jacques Mamy）などのすぐれた演奏家がいる．また，チェコスロバキアにはヤン・ドリティナ（Jan Dritina）がいる．かれはピアニストとしてだけでなく教育者としての功績も大きく，世界でただ一つといわれる盲人のための音楽学校をプラハに設立し，現在，同校の校長をしており，チェコスロバキア盲人協会の会長もしている．

バイオリニスト：ピアニストに比べてバイオリニストは非常に少ない．それは初期のトレーニングがむずかしいためかも知れない．バイオリニストとしては次の人がいる．

ルーベン・バルガー（Ruben Varga）　イスラエル出身であるが，若いときアメリカに渡り，ニューヨークで著名な教師ルイス・パーシンガー（Louis Persinger）に師事してバイオリンを学んだ．その後アメリカや祖国イスラエルで演奏会を開き，大成功をおさめた．現在はアメリカやヨーロッパでリサイタルやオーケストラとの協演に活躍している．また，ニューヨーク・ライトハウスでバイオリンを教えている．かれは無伴奏バイオリンのためのカプリスなど多くのバイオリン曲を作曲し，自分の演奏会のレパトリーとしている．

管楽器奏者：この分野のクラシック演奏家は少ない．

ジャン・エミール・ギュジュネム（Jean Emire Gugenheim）　フランスのフルート奏者で，1953年，日本にきて近衛秀麿指揮の管弦楽団と協演したという経歴をもっている．アマチュアの演奏家ではあるが，ほかに盲人福祉関係などの多くの仕事をもち，パリその他で多くの演奏会を催し，著名な芸術家（ハープのリリー・ラスキーヌなど）と数多く共演している．

声楽家：クラシックの盲人歌手はきわめて少ない．普通，声楽家はリードのほかにオペラも歌い，歌劇場にも出場しているが，演技を伴うオペラは盲人にはほぼ不可能なことであろう．

マーガレッテ・フォン・ビンターフェルト（Margarete von Winterfeldt）　ドイツのソプラノ歌手．3歳のとき失明し，音楽を始めた．演奏家としては，特に宗教音楽の分野ですぐれ，教会音楽のソリストとして活躍したが，ピアノ伴奏まですべて暗符していたという．後年，西ドイツのフライブルグ国立音楽大学の声楽科主任教授となり，多くのすぐれた歌手を育てた．日本人としては奥田智恵子が師事した．

作曲家：ラングレーやバルガーなどは演奏のかたわら創作活動も行なっているが，ここでは作曲を本業とした盲人を取上げる．

カルマン・ドボシュ（Kalman Dobos：1931～）　ハンガリーのツォルノック生まれ，14歳のとき学校で化学実験中，爆発事故で失明した．その後，ピアニストをめざして勉強を始め作曲するようになった．19歳のときリスト音楽学校に入学し，作曲をヤーノシュ・ビシュキ（Yános Viski）に学んだ．アカデミーの主催する歌曲の作品のコンクールで優勝し，ベルチェルリの国際コンクールでも入賞した．音楽院卒業後，1957年，ブタペストの放送局に勤務し，音楽番組を担当するかたわら，作品を次々に発表した．それらは多くの演奏家によって，ロンドン，パリ，ベルリン，コペンハーゲンなどをはじめヨーロッパや中近東の各地で演奏または放送された．

最近は毎年のようにヨーロッパ各地やソ連に演奏旅行を行ない意欲的な活動を続けている．かれは早くから12音技法に基づいて作曲していたが，最近は最も前衛的な，きわめて複雑な作風を示している．また作曲に当たっても，ピアノ曲を暗記する場合も点字楽譜をまったく使っていないが多くの協力者によって作品を楽譜になおしている．かれの主要作品は，「三つのマドリガル（女声合唱のための）」，「チェロとピアノのためのソナタ」（1956），「交響曲」，「ピアノソナタ」（1957），「バイオリンとピアノのための室内楽」（1962），「合唱のためのロンド」（1964），「ピアノのための瞑想曲」（1967）などがある．

ジャック・マミー（Jacquest Mamy）　フランスのピ

アニスト兼作曲家である．ピアノ曲やバイオリン曲などの多数の作品があり，ピアニストとしても演奏に放送にレコードに幅広く活躍している．また，かれはフランスの国立放送局のプロデューサーとして音楽番組の製作に当たっている．（和波孝禧）

日本における演奏家：日本においても盲学校教師をしているかたわら，すぐれた音楽家が多数いる．すなわち，「笹の会」あるいは「皐会」に属する人たちである．中にはリサイタルを開催して高く評価されている者もいる．その中でも演奏一本で活躍している和波孝禧の活躍はめざましい．

和波は1945（昭和20）年，生来の盲目として東京に生まれた．4歳から才能教室でバイオリンを学び始め，その後，大阪市立盲学校小学部，横浜市立盲学校中学部，同高等部で普通教育を受けたが，辻吉之助，鷲見三郎，江藤俊哉に師事した．そして，1954年には全国盲学生音楽コンクール器楽の部で第1位特賞を受け，1958年には全国学生音楽コンクール・バイオリン部門全国第1位を受賞．1962年には日本コロンビアからバイオリン小品集を発売．同年秋，日本音楽家の登竜門といわれる毎日新聞社，NHK共催の音楽コンクールで第1位，特賞安宅賞を受賞した．1963年には桐明学園大学に入学．同年，日本フィルハーモニー交響楽団定期演奏会のソリストとしてグラズノフのバイオリン協奏曲を演奏した．1964年には桐朋学園渡米弦楽合奏団の一員として渡米，ニューヨークのリンカーン・センターをはじめ各地でソリストとして演奏した．

1965年にはパリにおけるロン・ティボー国際コンクールで第4位を獲得，同時に特別賞を受け，欧州各地を演奏旅行した．1967年にはモスクワにおいて，ダビッド・オイストラフ（David Feodorovich Oistrakh）に師事，さらにイタリアのキジ音楽院で，S. ロレンツィ（Sergio Lorenzi）に学び，イタリア，チェコスロバキア，ポーランドの各地で演奏した．1969年には沖縄，台湾に次いでヨーロッパに渡り，ベルリン，ロンドンなどでリサイタルを開催し，絶賛を博した．

1970年にはロンドン市主催のカール・フレッシュ・メダル国際コンクール・バイオリンの部で第2位に入賞した．1971年にはコロムビアおよび東芝レコードから演奏レコードが発売されたが，コロムビアの「イザイ作曲，無伴奏ソナタ全集」には，芸術祭レコード部門で優秀賞が与えられた．

以上のように和波は世界的に有数な盲音楽家ということができる．かれが今日「奇跡のバイオリニスト」とたたえられるに至った陰には，母親の援助と父の理解があったことを忘れてはならない．母そのはかれの目となり足となって，楽譜の点訳に，演奏旅行に，ただかれの才能を伸ばすだけに命をかけたといってよい．（長岡加藤治）

〔ポピュラー〕 第2次世界大戦後，日本でもポピュラー歌謡曲の世界に盲人が進出し，レコード界に，リサイタルに，また，クラブとかキャバレーなどで活躍している．そのおもな人びとをあげると次の通りである．

器楽：トランペット奏者の南里文男は日本ジャズ界の草分け的存在で，デキシーはなやかなころのスターであった．戦後，失明したにもかかわらず楽団「ホットペッパーズ」をひきいて活躍している．

エレクトーンの日高隆は東京教育大学附属盲学校，日本大学芸術学科ピアノ科を卒業した．初めはバイオリンの和波孝禧らと「笹の会」をつくるなどクラシックのピアニストであったが，ジャズに転向し，「日高モダントリオ」をつくり演奏活動をし，1967（昭和42）年，日本楽器主催の全国エレクトーンコンクールで第2位となってからエレクトーン奏者として意欲的活動を続けている．また，「エレクトーン教室」を開設し子弟の育成にも当たっている．

歌手：長谷川きよしは東京教育大学付属盲学校在学中に，シャンソンコンクールに入賞，1970年，「別れのサンバ」でデビューした．日本フォノグラム専属．ギターをひきながら自作の歌を歌うのが特色であるが，ギターのテクニックは抜群で，曲もユニークである．

大野秋好は東京農業大学在学中，突如失明したが，音楽に活路を求めて，作曲家船村徹に師事し，1967年に「若い旅人」で世に出た．日本クラウンの専属で，ステージに盲導犬を使って独特な効果を上げたり，テレビ映画に出演するなど異色あるタレントである．

志賀久子は1966年にローヤルレコードからデビューした．その後，福祉施設などを熱心に訪問して慰問を続けてきたが，1971年，日本ビクターレコードに移籍して，交通遺児救済キャンペーンレコード「ママの涙をふかないで」で再デビューした．清純な歌声は，天使の歌声，ヒューマンフォークと称され，フォークソングから日本調まで，芸域はきわめて広い．横浜市立盲学校出身である．

作曲：横井照夫は1963年，「からまつ林続く道」で

世にでた．別に「横井企画」を設立して，プロダクションを経営している．日本コロムビアレコード専属．大阪府立盲学校卒業者である．

三木かをるは盲人作曲家第1号で，コロムビアレコードを経て，現在，日本クラウン専属である．「クラウンレコード三木かをる歌謡曲教室」を主宰して歌手の養成に当たる一方，映画音楽にも手を染めている．志賀久子はその門下の1人である．東京教育大学付属盲学校の卒業．

その他：近藤敏郎は1955年，神戸市に「夕星歌謡学院」を創立，ユニークな教授法と，まじめな経営が定評である．大阪府立盲学校音楽部を卒業している．作詞家としては，中学3年で失明した吉川文郎がいる．詩人水木かおるに師事して，1970年「歌舞伎町の女」（野村真樹歌）で世に出たフリーの作詞家である．

海外のポピュラー音楽家：世界的なポピュラー音楽家として，日本にも多くのファンをもっており，日本にもきたことのある人びとは次の通りである．

ジョージ・シァリング（George Shearing） 1919年，ロンドンのスラム街に生まれた．生まれながらの盲目で盲学校で音楽を学び，1946年，アメリカへ渡り，帰化した．「9月の雨」(September in the Rain)が大ヒットし，世界のトップピアニストとして輝かしい名声を博している．また，クレー音楽の創始者としてジャズ界に知られ，ムード音楽，ラテン音楽の分野でも圧倒的なファンをもっている．

レイ・チャールズ（Ray Charles） 1932年，アメリカのジョージア州アルバニーに生まれた黒人．9歳のとき緑内障にかかり貧困のため満足な治療もできず失明したとかれ自身いっている．セント・オーガスチン盲学校で，点字の読み書き，ピアノやクラリネットの奏法，点字楽譜などを学び，シャトルに移って，点字をたよりに作曲法を勉強した．その後かれのレコードがヒットし，1963年以降，ダウン・ビート誌が行なった国際批評家投票において，最高男性ボーカリストとして連続5回第1位に選ばれた．その他グラシー賞なども受けている．1964年にはアルジェリアから日本まで90回のコンサートを開き，50万人の聴衆を動員して世界演奏旅行を行なった．かれは一流のポピュラー歌手であるが，ピアノ，オルガン奏者，また，作曲家としても一流である．かれの代表的ヒット曲といわれる「ホワット・アイ・セイ」および「アイ・ガッタ・ウーマン」「ハレルヤ・アイ・ラブ・ハー・ソー」の3曲だけでも，かれの作曲家としての名声は不朽であろう．

ホセ・フェリシアーノ（Gose Feliciano） 1946年，プエルトリコ南西部に光なきものとして誕生した．アメリカレコード界の最大の賞である「グラシー賞」を1968年に獲得した．歌とギターによる世界的な盲人音楽家として多くのファンをもっている．

（三木かをる）

電話交換手の養成と就業

〔盲人交換手養成状況〕 わが国で視力障害者の電話交換手を養成しているのは，日本ライトハウスだけである．1969（昭和44）年から盲人の職業開拓の一つとして厚生省の委託を受けて始めたもので，1971年9月現在で13人が一般会社へ就職した．もちろん，全員が日本電電公社の認定証を得ている．

日本ライトハウス盲人電話交換手養成所では，満18歳以上30歳未満で義務教育を修了した者に社会に進出するための基礎になる生活訓練を3カ月，電話交換技術習得のための訓練に3カ月，合計6カ月を養成期間としている．指導内容は盲人電話交換手養成のための特別なカリキュラムではなく，一般の電話交換の指導要領に次のような訓練が加えられているに過ぎない．たとえば，ダイヤルの操作，話し方の訓練などを加えたにとどまっており，この程度の配慮で十分第一線に活躍する交換手を養成できるということである．

〔ダイヤル訓練〕 ダイヤル訓練機は，指導員が訓練生の回すダイヤルの数字を見分けることのできる判定機が連結されている．訓練生たちはダイヤルの指止めに人差し指をおき，その指止めの方向と数字のある場所に素早く指が動くように連日反復練習する．

評価の基準としては，7けたの数字を100回回させ，98パーセント以上の正確さによってダイヤル訓練は達せられたとしている．

視力障害者にとって，ダイヤルを正確に回せることが基本で，この訓練はきわめて重視されなければならない．

〔理論と法規の学習〕 学習には一般の養成所で使用している教科書をそのまま点訳して用いている．

〔機械操作訓練〕 電話交換機には自動式と共電式があり，それぞれに無紐式と有紐式とがある．日本ライトハウスでは共電式の無紐式と有紐式を用いている．

訓練生が通常使用しているものは局線（外線）5，

内線30のもので，局線と内線をブザーの音の違いによって知り，光を音に変える装置を通して「ピン」が飛出す仕掛になっており，それを指頭で触知する．そのあとはレバーを操作するだけで交換が行なわれる．

これらの操作に熟達すれば，全盲者でも晴眼者とほとんど変わらない早さで交換機を操作することができる．ランプの点滅を見分けることのできる弱視者であれば一般の交換機をそのまま使用することができる．

なお，この盲人用交換機は中与通信機製作所で製作したR 530，無紐共電式，構内用である．

〔交換用語習得訓練〕 交換用語は一般の養成所で用いられている交換用語集をそのまま点訳して使用させている．これによってダイヤル操作訓練をさせ，パターン化された用語を機械操作と組合わせ，反復訓練させている．

〔話し方訓練〕 1週に5時間，基礎的な発声練習から交換語の話し方まで行なう．全国から集まる訓練生の方言や，盲人にありがちな暗さのこもる発声を直したり，語尾の不明確さや母音の無声などの欠点を修正し，はきはきした明るい感じのじょうずな話し方を身につけるよう指導している．

〔実地訓練〕 以上のような訓練の結果，日本電電公社の資格試験を受け卒業となるが，さらに最後の仕上げとして実習が行なわれる．ここでは最低3日間，来訪者との応待，電話交換の実際の作業などを行なわせる．また，この期間に就職先の業務内容，組織，機構などを教え，その関係先の電話番号などをあらかじめ覚えさせる．

いよいよ就職が決まると，電話交換訓練指導員と歩行訓練指導員，日常生活訓練指導員などが付添ってゆき，電話交換訓練指導員は就職先の電話交換機の種類，状態などを教え，歩行訓練指導員は社内の状態や住居から勤務先までの通勤行動などを指導する．その期間は勤務先によって違うが，半日から3日間ぐらいである．

〔就業の見通し〕 近年，コミュニケーションの重要な手段としての電話は増える一方である．電話機も毎年百数十万台増加しており，現在では全国で1500万台を越えている．しかも，この伸びはますます増大する傾向にある．

このことは視力を失った女性にとって電話交換手になれる道が大きく開かれているといえる．

なお，電電公社では，1966年9月に身体障害者を1000人採用することを決め，現在，下肢障害者など200余人を採用しているが，盲人電話交換手はまだ雇用されていない．しかし，実績を作り，企業に採用されることは，さらにその可能性を増大することにもつながるものである． （牧田 克輔）

［参照文献］

「70年代における盲人の職業」東京ヘレンケラー協会 昭和46

就職上の諸条件

社会の盲人職業観

盲人の職業を選択するには，主観的条件と客観的条件を考慮する必要がある．前者は個人の体力，能力，適性，意欲，職業観，人生観などが問題となり，後者は家庭，学校，社会，国家の立場から考えられなければならない．すなわち，家族の理解，経済力，教育内容と制度，社会の盲人職業観，労働市場の状況，国家の行政措置と予算化等々，盲人を取巻く客観的条件はきわめて広範囲にわたっている．

もちろん，盲人の職業決定の主観的，客観的条件といっても，両者は全然無関係ではなく，主観的条件は客観的条件のいかんによって，成長，伸展，向上，深化するであろうし，客観的条件は主観的条件の充足によって，その理解を深め，盲人にとって望ましい体制を整えることになるであろう．

社会の盲人職業観の調査

盲人が複雑な現実社会のなかに生活する限り，盲人の職業もまた社会的な盲人の評価をおいて考えることはできない．つまり，社会の人びとは，盲人の職業についてどのように考え，どうあって欲しいと願っているかを探らなければなるまい．

1965（昭和40）年5月，無作為抽出による全国の調査対象に表1のような調査票を配布し，アンケート調査を実施し，返送された約半数の390枚の回答についてみると次の通りである．

全体的傾向としていい得ることは，

(1)年齢が高くなるにつれて，「今までどおりあんま・はり・きゅう師がよいと思う」という保守的，伝統的三療主義が多くなる．

(2) 10歳代・20歳代では，他の年代に比して，問3への反応が若干少ない．特に盲人に適性あると思われる新職業開拓には，ほとんど無関心であることを，うかがうことができよう．

表1 アンケート

私は盲人についてこう考える (お考えの番号を○でかこんでください)

1. 今までどおり，あんま・はり・きゅう師がよいと思う．なぜなら：
(1) いちばん確実でわりあい生活が安定しているから，
(2) ほかに適当な職業がないと思うから，
(3) 他の職業はやれそうもないから，
(4) あんま・はり・きゅう師なら，たいていの盲人がやれるから，
(5) その他．

2. あんま・はり・きゅう師だけではいけないと思う．なぜなら：
(1) 目あきのあんま師がこれからもふえるから，
(2) 現在，ほかの職業についている盲人もあるから，
たとえば：
(3) 訓練次第でほかの職業につく能力があると思うから，
(4) その他．

3. 新しい職業を開拓する必要，義務があると思う．なぜなら：
(1) こんな仕事が適していると思うから，
たとえば：
(2) 盲人の職業教育・生活訓練を社会に生かすべきだから，
(3) まず法律を改正して，行政上の措置をする必要がある．
(4) 自分が経営者であれば訓練をうけた盲人を雇いたいから，
(5) 国家がなんらかの形で補助してくれるなら採用したいから，
(6) 危険のない設備・施設があれば仕事ができるから，
(7) その他．

4. 盲人に対する見方
(1) もともと不自由なのだからなるべく社会に出ないほうがよい．
(2) もっと教養を高め，社会に適応できるようにのぞみたい．
(3) 進んで目あきの人たちと円満な人間関係をつくる必要がある．
(4) 自ら積極的に新しい職業を身につけるよう努力してほしい．
(5) その他．

(3)女子よりも男子の方が問1への反応が多い．ここにも男子の保守性ないし生活安定への欲求がみられよう．

(4)専門的・技術的職業従事者，学生は，問1への反応が少なく，販売従事者，その他の職業従事者は多い．

(5)専門的・技術的職業従事者，管理的職業従事者は問3への反応が多い．

要するに常識的ではあるが，高年齢者，男性，さらに販売業者たちは，伝統的な，比較的生活の安定している三療の道をとるのがよいとみている．しかし，それは「(3) 他の職業はやれそうもないから」という消極的，能力否定的な理由ではないことに注目しなければならない．

さらに各問ごとに，盲人職業観についての性格をくわしくみることにしよう．

〔問1について〕

高年齢になるにつれ，(1)および(4)への反応が多くなる．男子は女子より，(1)および(4)への反応が多い．これらは昔からよくいわれる「めくらあんま」の常識的伝統のためか，あんまを盲人の適性とみているのかは不明であるが，問題は「めくらあんま」の中に，盲人即無能力者，盲人軽視の考え方がひそんでいないかということである．

販売従事者，その他の職業従事者は，他に比して(1)および(4)への反応が多い．専門的・技術的職業，事務従業者は(2)への反応が少ない．

〔問2について〕

低年齢者層ほど(3)への反応が多くみられる．問1の(3)とは反対に，盲人も「訓練次第でほかの職業につく能力があると思う」という見方は，将来の盲人の職業決定に重要な示唆を与えるものであろう．販売業従事者は，「(1)目あきのあんま師が，これからもふえるから」三療主義だけでは不可とみている．これは，問1の反応にも現われたように，比較的伝統的な考え方が多く，積極的に盲人の職業的能力を認めているのではないと考えられる．しかし，盲人が生活戦線を守るためには，晴眼者の進出を予想して，盲人職業は今後多面的，多角的経営と近代化の方向をとらなければならないであろう．専門的・技術的職業従事者は，(2)の具体例を多くあげている．つまり，かれらは盲人の職業生活にまで関心をもって注目しているものと考えてよい．

〔問3について〕

10歳代，20歳代では，(2)および(3)への反応が他に比して少ない．これらは低年齢層には，よく知られていないためであろう．つまり，社会的経験も少ないし，学校教育においても，たとえば，「労働法」などを学習しているかどうか疑問である．盲学校の新職業教育などについても，恐らく知られていないものと思われる．男子は女子より(2)への反応が多く，女子は男子より(6)への反応が多い．これは盲人の職業観に

表2　社会人の見た盲人に適当と思われる職業

○ピアノ調律師	10	○宗教関係	1
○音楽家および音楽教師	6	○教育的職業	1
○電話交換手および電話受付記録	3	○手内職	1
○音響的検査等の音に関する仕事	2	○アィデアを使う仕事	1
○社内放送	1	○管理職	1
○社会奉仕	1	計	28

限らず，性差の現われであろう．専門的・技術的職業従事者，管理的職業従事者は，(1)の具体的反応が他に比して多い．その具体例は表2の通りである．これらは周知のように，聴覚を中核とする職業，あるいは「専門的」職業である．視覚に欠ける者が考え得る一般論としては当然であるが，個々の盲人にとっては，必ずしも当たらないことはいうまでもない．盲人職業決定の要件は，他に比して複雑多岐だからである．販売従事者は(2)への反応が少ない．しかし，販売従事者が学校，施設における盲人の職業教育，生活訓練について精通しているかどうかは疑問である．

専門的・技術的職業従事者は，(3)への反応が多い．法制上の改善がただちに盲人の幸福な職業生活に直結するとは限らないであろうが，最低限の制度的基盤を必要とすることはいうまでもない．専門的職業従事者は，たしかに一面の理解を示していると思われる．管理的職業従事者が(6)(安全設備，施設の職場での労働なら可能である）への反応もまた当然のことである．

社会の盲人観

最後に，社会の盲人職業観の基調をなすものは，社会の盲人観にあると思われるので，若干この点に触れることにしよう．

高年齢になるに従って，(2)（盲人の反省自覚を促すもの）への反応が多く，また(4)（積極的努力）への反応も多い．女子よりも男子の方が，(2)および(4)への反応が多い．専門的・技術的職業従事者は，(4)への反応が特に多い．ここに今後の職業生活への一つの示唆があろう．盲人といえども（視覚に欠損があっても），その職業生活において，今後専門化し技術を要することはいうまでもないことである．全体的にみて，盲人に対する見方のうち，(1)の不自由なるがゆえに，社会に出ない方がよいとする反応が，きわめて少ないことは，今日の社会状況のなかでは，特に望ましいことというべきであろう．

以上，単純なアンケート調査による，社会の盲人職業観をみてきたが，この結果から，はっきりいえることは，盲人の職業決定の客観的条件の低水準，あいまいさ，保守的・消極的傾向を知ることができよう．高年齢者と男性と営利業者の盲人職業の見方は，今後，一方に盲人自身の活躍を必要とするし，他方，指導者，当局者，さらに市民のよりいっそうの理解が必要となる．

盲人の幸福な職業生活への課題は，いうまでもなく，主観的能力の充実，発揮と客観的体制の確立整備との絶えざる相互作用による弁証法的発展をいかにして期待し得るかということであろう．　　（佐藤親雄）

社会的条件の整備

盲人の新職業を開発するに当たって，少なくとも次に掲げるような社会的条件を整備する必要がある．国家，公共団体をはじめ社会全体は，盲人の新職業開発の可能性と盲人の職業的更生に費す努力と経費は，結局，経済的にもプラスするという確信をもつべきである．

〔家庭および一般社会〕 従来，わが国では盲人といえば，あんま・はり・きゅう，あるいは琴，三弦が適職で，これ以外は不可能であるという社会的偏見がある．この偏見を打破するためにはできるだけ多く，新職業に従事し，成功している盲人の実例を広く紹介する必要がある．また，盲人自身に最適の職業を自由に選択させ，安んじてその職能を発揮させ，力いっぱい働かせることが，本人はもとより社会全体としても有利であることを社会が認識す必要がある．特に新職業の開拓には，家庭の十分な理解と積極的な協力が不可欠な条件である．それと同時に，社会全体の理解と援助も絶対の条件である．

〔職能判定機関の整備〕 従来の身体障害者の更生相談所を拡充強化し，特に職能判定の基礎的ならびに実際的なテストおよび調査を行なう．次いで新職業情報センターを確立し，各種の新職業に従事している盲人の実例および情報を収集，展示して，盲人の最適な職種を選ばせる．

〔職能修得制度〕 新職業課程を設けている盲学校（養鶏・養豚・ピアノ調律・点字印刷など）の充実を図り，これを修得する機会を与える．学校教育のほかに各種の収容授産施設を設け，社会適応のための生活訓練とともに新職業の指導訓練をする．そのかたわ

ら，盲人のための職親制度を確立することも必要である．また，労働省においては盲人のために職業訓練所，職業指導所を特設する必要がある．さらに，一般大学あるいは専門学校を盲人のために広く開放し，専門的な職業能力を養う機会を与える．

〔就職指導の拡大ならびに自家営業の助成〕 身体障害者雇用促進法を「強制」雇用法に改正し，同時に公共団体，民間産業界の雇用率の向上を図る．公共職業安定所に盲人のための専任係員をおき，新職種に従事し得るよう就職あっせんを積極的に行なう．この際，盲人の職種指定を拡大し，就業の優先措置を講ずる必要がある．更生的な措置としては，世帯更生資金の貸付額を大幅に増額するほか，他の経済的な援助を与え，盲人の新職業の自営を容易にする方策をも講じる．また，重複障害盲人や精神障害盲人については，各種のいわゆる援護授産場を設け，安んじてその職場で生涯働き，生活できるように努める．

〔その他〕 そのほか①育英制度の強化，生業扶助の増額などを行ない，盲人が新しい職業を安んじて修得できるよう，経済的援助をする．②盲人労務者の一般事業所への雇用を容易にするため，施設設備に対する助成をはじめ税金の減免措置を講じる．③できるだけ，国および公共団体による盲人のための作業場，事業所を経営する．④盲人なるがゆえに起こる収入減，支出増を補うため，福祉年金の大幅な増額，生活付加金制度の新設を図る．⑤特に自家営業に必要な職場設置についての助成，あるいは公共施設の一部貸与などの便宜を与える．

職業の自由選択と，その仕事による勤労の権利と義務とは，憲法がすべての日本人に保証しているところであり，盲人もまた決して例外であってはならない．したがって，国および公共団体をはじめ，社会全体が盲人の新職業選択と実践を盲人の権利として認め，十分な理解と協力をなすべきである．

職業選択の条件

盲人の職業選択の条件といっても，視力程度，失明年齢，教育の程度，職業経験をはじめ，その個人の能力，体力，経済力などによって異なるので，これを一括して述べることは不可能である．次に盲人の個人的資質や条件の判定に当たって，特に考慮すべき条件を列挙する．

(1)いかなる場合でも，幼時期の失明者に対しては，盲学校において義務教育を履修させ，そのうえで職業能力を判定する必要がある．

(2)中学卒業期において，教職員，父兄その他の関係者によって，その学力，体力，性格など全般にわたる総合的な能力を判定する必要がある．

(3)中途失明者の場合は年齢，学歴，職歴，家庭環境などを観察し，なるべく失明前の職業への復帰を優先的に考える必要がある．

(4)特に全盲者の場合は，すぐれた職業能力を身につけても，雇用がきわめて困難な現実である．したがって，全盲者の職業選択に当たっては，自営の可能な職種を選択することも必要である．

(5)全盲者の場合は，生活訓練によって単独歩行とか，カナ文字あるいは英文タイプライターの使用，社交性など，一般の社会活動にはいりやすい能力を開発することから始めなくてはならない．

(6)両親兄弟など，本人に直接関係をもっている人びとの職業は，自然に本人の間接経験として身についているので，職業選択の場合，優先的に考慮すべきである．

(7)盲人に可能な新職業に関する一般情報はもとより，実際，盲人が行なっている職業の実態を本人および関係者に示す必要がある．

(8)職業はその個人の能力を中心に選択しなければならないが，その家族構成，経済能力，社会環境などが重要な役割を果たすことを考慮すべきである．

(9)基礎的なテストや心理判定の結果だけでなく，実際の仕事や職場を体験させ，そのうえで，適性能力を判断することが必要である．

(10)新職業に関しては，従来のあんま・はり・きゅうや琴・三弦と異なり，前例も少なく，その習得はもとより実践についても，はっきりした路線がない．したがって，強いパイオニア的な精神と不屈の実行力が要求される．

雇用者および一般労務者の態度

〔雇用者の態度〕 (1)雇用した盲人の職業能力を客観的に判定し，できるだけその能力を発揮し得るよう職場配置，仕事の割当などに留意する．

(2)なるべく安全に，しかも能率的に仕事ができるよう安全装置をはじめ器具・機械の位置に留意し，職場を整理整頓し，できるだけ位置を変更しないようにする．

(3)同一職場内における一般労務者との親密な人間関係と協力体制が必要なので，常にこれが保たれるよう

特に注意とくふうを必要とする．

(4)盲人労務者は，ややもすると職場において劣等感に陥りやすいので，できるだけその長所や特技を広く紹介し，自信と誇りをもち得るよう配慮する．

(5)職場の事故や災害の発生に際し，盲人労務者が安全退避ができるよう常に具体策をたて随時訓練を実施する．

(6)職場全員を対象とする各種の行事はもとより，いろいろなクラブ活動などを行ない，好ましい人間関係の確立に努める．

(7)できるだけ盲人従業員の家族や関係者を同一職場に雇入れ，陰に陽に援助させるようくふうする．

(8)できるだけ全盲者を弱視者あるいは晴眼者と組合わせ，これによって能力の向上を図るとともに，孤独感に陥らないよう留意する．

(9)なるべく同一位置で同一作業が継続できるよう配慮する．

(10)常に盲人労務者の作業や待遇ならびに生活など全般に留意し，適切な更生指導をなすこと．

(11)一般労務者に加重な負担がかからないよう留意する．

(12)都市における交通の激化は，盲人労務者の通勤をますます困難にするので，なるべく職場に近接して宿舎や住宅などを設けることが望ましい．

〔一般労務者の態度〕 (1)常に盲人の心理行動ならびに性格などについて正しい理解をもつこと．

(2)できるだけ盲人が自信と誇りをもって勤務できるよう配慮する．

(3)視力消失に基づく不便と非能率を，盲人自らが克服できるように補助的な協力を惜しまないこと．

(4)職場の災害に際しては，盲人労務者の安全退避について積極的に協力すること．

(5)盲人労務者が安全にしかも快適に働き，能率をあげ得るよう常に職場の整理整頓に努める．（片岡好亀）

盲人自身および家族の態度

一口に盲人および家族の態度といっても，それぞれ視力の程度，失明年齢，失明前の経験を異にし，また，家族関係においても本人が一家の責任者である場合，逆に子弟である場合，また，選ぼうとする新しい職業の種類などによって，その態度も一様ではない．ここでは全般的な，しかも共通に必要と思われる態度について述べることにする．

〔盲人の態度〕 (1)単なる思いつきや一時の好みで，職業の選択をしてはならない．慎重な自己観察と家庭環境，その他を考慮して決定しなければならない．

(2)いったん職業を決定した以上，迷わず，ためらわず，万難を排して，職業能力を身につけることがたいせつである．

(3)失明に基づく不便と非能率を補い，一般同業者と競争するためには，他の人にないすぐれた技術なり，経営能力なりを養う必要がある．

(4)家族，同僚，関係者，一般社会人が進んで援助し，喜んで協力してくれるような謙虚な態度と，愛される人柄を養わねばならない．

(5)一般の人たちにまさる勤勉さと，忍耐をもって職業を実践することが肝要である．

(6)特に中途失明者の場合は，まず，盲人としての安定した心構えと，十分な生活訓練を行ない，職業修得前の準備をする必要がある．

(7)三療・琴・三弦のように，長い伝統をもつ職業と異なり，新職業は実例も少なく，それだけに困難も多い．したがって，まず，開拓者的な精神と実践する決意とが必要である．

〔家族の態度〕 (1)家族全体が，本人の選んだ職業に対してはもちろん，その修得および実行についての十分な理解と同情をもつこと．

(2)精神的，経済的にはもとより，本人の目となり手足となって積極的に協力すること．

(3)自営業の場合は，よき補助者となって直接協力をなし，また，雇用された場合は，できるだけ職場で快適に働けるよう，上司や同僚に対し家族としての配慮が必要である．

(4)盲人はどんな職種に従事しても，健常者に比べて心身の緊張を必要とし，過労に陥りやすいので，なるべく家庭の環境，ふんい気を本人の安静，休養，更生に役立つよう整える必要がある．

(5)特に中途失明の場合は，新しい環境への適応に悩まされ，前途に対する不安に基づく情緒の不安定がしばしば起こる．家族はよく本人の心情を察し，激励，慰安に留意すること．（近藤正秋）

実証的職業の開発

今日なお「めくらになれば，あんまになるよりほかに道はない」という宿命的な社会通念が，わが国の中途失明者とその周囲の者を支配している．このような環境から立上がり，社会復帰に努力し，新しい職業開拓の道を歩もうとする者にとって，現実はきわめてき

びしい．このけわしい新職業への道を切開くには，身体障害者福祉法および身体障害者雇用促進法を背景とする政府の適切な法的措置と盲人福祉事業家の積極的な啓発活動が必要なことはいうまでもない．しかし，これと並行して盲人自らの努力によって，理解ある指導者と協力者を得て，自己の道を開拓し，新職業開発への能力を発揮する場を，一歩一歩確保し，社会に向かって実証することが千万の宣伝文よりも価値ある実践的啓発となるであろう．これらの実践として，わが国には早川特選金属工場 と 名古屋 ライトハウス がある．

〔盲人プレス作業の発祥〕 太平洋戦争のさ中，1943（昭和18）年当時，大阪市 阿倍野区 の失明軍人会館（ライトハウスを軍人援護会大阪府支部に移管改称）において，戦傷病失明者の点字講習会が開催された．参加した戦傷病失明者は点字講習だけに甘んじることなく，館長岩橋武夫の指導で，鍼按以外に適職がないといわれた古い盲人観を打破り，全く新しい，しかも，生産的な職業を生みだそうということになった．そこで，大阪府や岩橋武夫のあっせんで，早川電機工業（大阪）ほか2，3の会社の協力を得て，いくたのテストの結果，プレス作業が最も適当であることを立証することができたので，早川電機工業内に作業場を設け，航空無線機のバリコンの羽根みがきを振出しに，ねじ切りの仕上げや，ゲージ検査などの作業に従事した．その結果，盲人でも他の晴眼者と同様，工場で働けるという信用を得，1944年には，失明軍人会館内に早川電気工業の分工場が設立され，岩橋武夫がその経営に当たった．最初1台のフットポンスで，スイッチ接点の打抜き作業をマスターし，次いで5台のフットポンスを設備し，早川本社技術者の指導で，航空無線機の坐金や絡具板の打抜き作業を開始した．この間，盲人として慣れない手探りの作業に，金型をこわしたり，指先を傷つけたり，はてはつめをはがしたりした者もあったが，次第に機械の形や動き，指先の働きまで目に見えるようになり，能率をあげるようになった．やがて，全国から20余人の戦傷病失明者が集まり，月産百数十万個を生産し，さらに，新しいねじ切り作業を開発した．しかし，1945年8月の終戦によって工場は閉鎖され，従業員の一部を残して解散した．

〔合資会社 早川特選金属工場 の 沿革〕 1946年7人の 戦傷病失明者が，早川電機工業（1970年 シャープ株式会社と改称）社長早川徳次の理解により，改めて田辺工場にプレス工として復職，ラジオ部分品の製造に着手した．さらに，1950年8月，資本金15万円の合資会社特選金属工場を創立，盲人によるプレス作業を中心に，ラジオ・テレビの部分品製造に従事した．また，1951年，フレクションマシンのブザー装置によるねじ切り作業を開発し，その後，半自動機による中間周波トランスケースのダストコアー挿入，巻線のニス塗装，基板，絡具のハンダ付け作業などをつぎつぎに開発し，盲人のテレビ部品組立作業の可能性を生みだす努力を続けた．1955年から工場の事業目的を拡大し，ろうあ者，肢体不自由者をも含む全身体障害者の職業更生の モデル工場に改め，1963年10月には社名を 合資会社早川特選金属工場 と改め，資本金を100万円に増額，盲人による経営管理・業務担当に 切替えた．

1972年現在，視力障害者8人，聴力言語障害者10人，肢体不自由者16人，精神障害者3 人，計37人の身体障害者に健常者33人を加え，定員70人で，シャープ株式会社テレビ事業部の 専属工場 となっている．

以上のように盲人の新職業が身体障害者自らの信念と努力によって，一つの企業体として成長し，その可能性が立証されたが，これは早川徳次の盲人の新職業開拓への深い理解と指導がなくては，今日の成功はあり得なかったといわねばならない．

〔名古屋ライトハウスの沿革〕 名古屋ライトハウスは1947年発足したが，この設立者近藤正秋は満州事変で両眼を失明したが，これに屈せず，のちに名古屋盲学校の教員となり，戦後の混乱期に虚脱状態にあった盲人たちに呼びかけ，「自らの勤労によって自らの生活を支え，貧しくも強く明るく生き抜くこと」を信条として，愛知県盲人福祉協会を創設し，岩橋武夫の指導と援助のもとに盲人の新職業開発問題と取組んで金属作業所を設置，盲人たちによって罐の再生産事業を開発した．

1957年，名古屋ライトハウスと改称，社会変動にもまれながらも次第に事業を拡大し，金属作業部のほか鍼灸治療部，活版印刷部，洋裁部，簡易作業部，あけの星図書館など総合的な福祉センターとなり，盲人を主とした身体障害者60人がこれに従事している．

このように，盲人たちは自らの努力と社会の理解によって新職業を開発し，社会に進出して，実践を通じて一般社会に盲人の能力と新職業への可能性を啓発することが，今後の有効な方途と思われる．（山本卯吉）

職業能力と職業更生指導

能力の科学的分析

盲人の職業について各国ともいくつかのステレオタイプの職業が見られ，盲人の職業教育や職業訓練は，そのような職業を対象として行なわれる傾向がある．しかし，生産年齢にある大部分の盲人が，そのような事実にかかわらず，その能力に適し，品位のある職業を自由に選択し，かつ，そのような職業へ進出することは望ましいことである．そのためには，経験だけでなく盲人の能力に関する科学的分析が必要になる．

表1　盲人の遂行可能および不能の作業の型　(Carroll, T. J. *Blindness*, Little, Brown and Co., 1961, pp. 200～2)

仕事の型	事例	解決
A　盲人が遂行できるかまたは遂行し得るようになし得る仕事の型.		
1　視力が職務の実質とほとんどまたは全く関係のない作業.		
a　職務の変更を必要としないもの.	一定の型の法律事務，教職，精神治療，機械作業.	リハビリテーション訓練を受け仕事へ復帰できる.
b　いくらかの工具は職務を可能または容易にする.	電話交換（盲人用交換台のくふう）.	リハビリテーション訓練，新しいくふうにおける訓練，仕事へ復帰.
c　職務の簡単な変更.	簿記係事務員は庶務作業を多くし，簿記は他の者に配当する.	リハビリテーション訓練，仕事の再配分，仕事へ復帰.
2　視力を必要とした前職に類似しているが，視力を必要としない作業.	同じ分野の監督的作業，たとえば，パトロール警察官は本部のデスクまたは電話係，消防士は安全検査チーム班員．あるいはその類似分野の作業，一般開業医は精神病医，弁護士などは視力を必要としない分類に移行する．　注①	リハビリテーション訓練，新職業に対する一定期間の準備.
3　視力は職務そのものにとっては必要としないが，しかし欠くことのできない職務.	得意先に車を走らせるセールスマンの多くの会社役員の仕事など.	自ら雇入れまたは，雇主によって提供される他人の目を使用するリハビリテーション訓練.
B　盲人のできない作業.		
1　視力が職務にとって欠かせない職務　注②	各種の車の運転，航空機の操縦，外科医，視力検査係，書類整理係，郵便物仕分け，リベット工.	リハビリテーション訓練，職業経歴と職業目標の完全な方向転換，または上記Aの2.
2　視力が次の事柄に対し特に重要と見られる職務.		
a　安　全	漁夫，圧延工場の一定の職務.	同　上.
b　能　率	スーパーマーケット，または金物店などの店員.	同　上.
c　双　方	忙しい機械工場の製品または材料の運搬係.	同　上.
3　視力は職務そのものにとって重要ではないが，職務と切離せない関係にある職務.	仕事を再編成しようとしても事務所が小さ過ぎるようなところの職務.	リハビリテーション訓練，新しい仕事を探すか，または全くの再方向づけが必要である.
C　先天盲または職業訓練前の失明者以外の者で過去の訓練の利用できる者.		
1　視力の必要とされる職務.	個人的に行なわれる観察または検査が訓練の一部として要求されるすべての種類の医学および類似の分野.	現状では他の職業へ目標を変えなければならないが，将来かなり確実な専門職業が可能になるかも知れない.
2　視力が見習または訓練の初期の段階で必要とされる職務.	形状などからの判断を必要とする大部分の法律事務.	容易ではないが，いくらかの弁護士は十分働いている.

（注）　①　アメリカにおいて少なくとも1人の内科専門医が同じ領域へ復帰し，失明後開業と病院における授業とを担当している.
②　このような職務を表に記載することは危険とされている.

盲人の職業能力には，晴眼者と同じように大きな個人差がある．一方，各職業の要件にもさまざまな差異が見られる．したがって，盲人一般と職業一般というのではなく，盲人個人と個々の職業との適合性を見きわめることが必要である．しかし，盲人は視力の点で大きな制約を受けるので，表1のようなわく組みによりあらかじめ盲人に可能な職業分野と不可能な分野とを知り，個々の盲人の職業能力と職業の要件を科学的に分析することが適当と思われる．

各職業に習熟するためには，一定水準の知能が必要とされる．知能は一般晴眼者については今世紀の初頭から有効に測定され，職業指導に役立っている．盲人も新職業に進出するためには，各人の有する知的能力を明らかにする必要がある．このような研究はかなり前から進められていたが，大脇義一は「大脇式知能検査器」を考案し公表している．この検査器はサンフランシスコ・ライトハウスにおいても試用されている．

狩野広之は，1963（昭和38）年に実施された日本盲人福祉委員会の「視覚障害者の新職業に関する研究報告」において，盲人の①空間的位置感覚（Localization），②形態弁別，および③手先の運動能力を研究している．被験者は盲人作業者と晴眼者および弱視者，また使用した適性検査は指先器用検査盤，型盤の2種である．晴眼者と弱視者は目かくしをして検査を行なっている．「晴眼者と弱視者は目かくしをしても視覚的経験があるので，その経験によって有利な結果が得られるのではないか」との予想のもとに行なわれたのであるが，検査結果は予想に反し，盲人の方がよい成績を示している．狩野は「このような結果をいかに解釈すべきかについて，現在のところ明瞭にされていないが，視覚障害者は晴眼者と異なり，視覚的経験とは別に，触覚的あるいは運動感覚的経験が累積されており，あえて視覚的経験に頼ることを必要としない機能が発達しているのではあるまいか」と述べている．

盲人の知能検査や適性検査は，現在のところきわめて制限されており，わずかに部分的に実施されているに過ぎないが，研究が進むにつれて，盲人の諸能力を科学的に分析する道も開かれることになるものと考えられる．（行田忠雄）

［参照文献］

大脇義一「盲人用知能検査器」三京房　昭和36

「視覚障害者の新職業に関する研究報告」狩野広之

「視覚障害者の職業適応判定法に関する研究」日本盲人福祉委員会　昭和39

Sakata, R. and Sinick, D, "Toward a Performance Scale for Blind Persons" *Vocational Guidance Quartery*, Vol. 13, No. 1, Washington, D. C., National Vocational Guidance Association. Inc. 1964.,

盲人の適職調査

日本盲人社会福祉協会は，1963（昭和38）年11月全国224カ所の福祉事務所から報告された4929人のあんま，マッサージ・指圧・はり・きゅう師以外の職業を詳細に分析するとともに，代表的なケースについては面接調査を行なった．

この調査から盲人が従事している職業は，かなり広範囲にわたっていることが判明しているが，一方，職業の側から盲人の就業可能な範囲を明らかにする必要が認められる．身体障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号第23条）は，「労働大臣は，身体障害者に適当な職業，作業設備及び作業補助具その他身体障害者の職業安定に関し必要な事項について，調査，研究及び資料の整備に努めるものとする」ことを規定している．労働省はこの規定に基づいて，1960年から1962年度までの3カ年は肢体不自由者の，また1963，64年度は視覚障害者の適職研究を大阪府に委託して実施した．1963年度の研究は，いわゆる盲人といわれる社会盲以上の障害者，また1964年度はその他の視覚障害者に関する研究であった．これらの研究は，前述の立場から，盲人の職業能力とその就業可能範囲とを明らかにしているので，ここにその概要を述べる．

〔研究方法〕この研究は次の方法によっている．

(1)現在雇用または就業している盲人の作業状況の実地調査を行ない，障害の程度別に，その作業遂行能力を分析する．

(2)盲人に適すると思われる職業の実地調査（晴眼者の作業状況）を職務分析の立場から行ない，職務の身体的要件を明らかにし，盲人の就業の可能性を検討する．

(3)盲学校および国立視覚障害センターで実施している新職業課程を参考にする．

(2)の「盲人に適すると思われる職業」は，労働省編「職業小辞典」（雇用問題研究会，昭和32年）に収録されている4800余の職業の，なかから盲人の就職に適当と考えられるものを適宜選定している．

〔障害程度の区分〕研究対象とした社会盲以上の障害者（いわゆる盲人）は，次の区分によるものである．

①全盲　視力0の者，②準盲　両眼による視力が0.01以下の者，③片眼盲　1眼の視力が0で，他の視力が0.02以上0.04以下の者，④両眼社会盲　両眼の視力がそれぞれ0.02以上0.04以下の者．

〔研究結果〕 報告された職業は70である．このうち視覚障害者が実際に従事していた職業は47種，他はかつて盲人が従事していたか，または就業の可能性が十分認められる職業である．職業名は職業辞典の代表職業名または普通職業名が用いられている．職業はいくつかの仕事(task)から構成されているものであり，盲人の場合，ある仕事が全くできないか，できても能率的に遂行し得ないことがある．通常の職業に含まれているこのような仕事は，晴眼者に代替させることができるし，盲人が能率的に遂行できる仕事だけを集めて職業を構成することができる．これは職業の「組替え」(reengineering) または「リデザイン」(redesign) である．

研究結果は，「視覚障害者（全盲，準盲，社会盲，弱視）就業可能作業の検討」として労働省職業安定局において刊行し，視覚障害者の職業相談資料として全国の公共職業安定所，施設などに配布されており，その要領は次の通りである．

(1)障害程度別にその能率を次の通りa，b，cの3段階で表示している．すなわち，a，晴眼者と全く変わらない．b，晴眼者よりやや劣る．c，晴眼者よりかなり劣るか，あるいは全く不能である．ただし，全く不能な場合にはその旨を記載する．

(2)作業設備および補助具の改善など，仕事の要素ごとに実際に設備を改善している事例，あるいは改善が必要と思われる点．

(3)作業遂行上補助者の有無と協力の程度など仕事の要素ごとに，実際に晴眼者から補助を受ける事柄，あるいは受けなければ不可能と思われる事柄．

(4)作業内容あるいは作業能率などに関する全般的注

表1.　視覚障害者の作業能率

番号	職業名	障害程度別作業能率 全盲	準盲	社会盲 片眼	社会盲 両眼
	視覚障害者が従事している職業				
1	新聞編集係(点字)	b	b	a	a
2	録音テープ編集員	b	b	a	a
3	音楽教師(歌謡曲個人教授)	a	a	a	a
4	琴曲師(主として教授)	a	a	a	a
5	資材係事務員	c	c	a	a
6	校正係(点字図書)	a	a	a	a
7	事務所給仕	c	c	a	a
8	欧文タイピスト	a	a	a	a
9	カナタイピスト	a	a	a	a
10	動物飼育農(小鳥飼育)	b	b	a	a
11	養鶏農夫	a	a	a	a
12	雌雄鑑別係(鶏)	a	a	a	a
13	駄菓子製造工(甘納豆)	c	a	a	a
14	手編工	c	b	b	b
15	乾燥工 (脱脂綿)	b	b	a	a
16	乾燥工(仕上運搬工)	c	c	a	a
17	夜具製縫工(枕仕上工)	a	a	a	a
18	メリヤス折たたみ工	a	a	a	a
19	製材単純労働者(材木整理工)	c	a	a	a
20	籠製造職	c	b	a	a
21	ビニール簾製造工	b	b	a	a
22	折箱製造工	c	c	a	a
23	点字製版工	b	b	b	b
24	皮面アイロン掛工	c	b	a	a
25	陶器製造工	b	a	a	a
26	陶磁器釉薬工	c	b	a	a
27	ターレット工(ベアリング加工)	c	b	b	b
28	ターレット工(鉄棒加工)	a	a	a	a
29	ボール盤工	a	a	a	a
30	ねじ立工	a	a	a	a
31	機械単純労働者(金属選別工)	c	b	a	a
32	機器部品組付工	b	b	a	a
33	中子工	c	c	a	a
34	ロ紋工	c	c	a	a
35	打貫プレス工	b	a	a	a
36	成型プレス工	a	a	a	a
37	けとばし工	a	a	a	a
38	回転プレス工	a	a	a	a
39	ブリキ缶製造工	c	b	a	a
40	ラジオ組立工	b	b	a	a
41	ピアノ調律師	b	b	b	b
42	とのこ塗工	c	b	b	b
43	各種荷造工	c	b	a	a
44	梱包単純労働者	b	a	a	a
45	容器洗滌工(古缶洗滌)	b	a	a	a
46	容器洗滌工(パン用木箱)	b	a	a	a
47	容器洗滌工(樽洗工)	b	b	a	a
	視覚障害者が従事していない職業				
48	場内放送人	b	b	a	a
49	受付係(百貨店内案内)	a	a	a	a
50	宛名印刷機係	b	a	a	a
51	印刷通信係	c	c	c	c
52	内線電話交換手	c	c	b	a
53	足袋仕返工	b	a	a	a
54	ぼたん付工	c	c	a	a
55	ぼたん穴かがり工	b	b	a	a
56	紙箱製造工(組立工)	a	a	a	a
57	製本職(クロスはぎ)	b	b	a	a
58	タイル類成型工	b	a	a	a
59	時計研磨盤工	a	a	a	a
60	金網手編工	b	b	a	a
61	拡声器検査工	a	a	a	a
62	検査工(プラスチック製品)	a	a	a	a
63	玩具組立工(オルゴール組立)	b	b	a	a
64	鉛筆膠付工	c	b	b	b
65	植毛工	c	c	b	a
66	整毛工	c	c	b	a
67	たわし製造工(たわし巻工)	b	b	a	a
68	食品包装工	b	b	a	a
69	青写真手伝	c	a	a	a
70	写真現像工(水洗乾燥工)	a	a	a	a

（注）　a- 晴眼者と全く変わらない．b- 晴眼者よりやや劣る．c- 晴眼者よりかなり劣る，または全く不可能．

訳.

(5)要求される精神的，身体的能率など，当該職務の要求する能力，資格などを記載し，注意力ほか6種の精神的特質は，1～5の5段階評定.

以上のように，この検討表は，多くの要素がもりこまれているが，盲人の適職群を把握しようとするときは，作業の要素の総括欄によってつくられた別に添付されている「視覚障害者適職早見一覧」を利用すればよいし，晴眼者との組作業を考慮する場合には，検討表の作業の各要素を検討するとよい．また，この表から各要素について盲人の可能部分だけをまとめて，前述の盲人向き職務を作る「職務リデザイン」も可能である.

70職業の「概括欄」による障害程度別の作業能率は表1の通りである．この表によると全盲者は音楽教師，欧文タイピスト，ターレット工などの20職業は「晴眼者と変りなく」（a段階）できるし，録音テープ編集員，ビニールすだれ製造工，容器洗浄工などの26職業は，「晴眼者よりやや劣る」（b段階）ことなどがわかる.

準盲者は，a段階が32職業，b段階が27職業，片眼盲は，a段階が59職業，b段階が10職業，また両眼社会盲は，a段階が61職業，b段階が8職業である.

盲人職業の課題

身体障害者のリハビリテーションの最近の傾向は，障害者を社会から隔離（segregation）して保護することではなくて，むしろ障害者が一般社会のなかに統合（integration）されなければならないことを示している．盲人の場合も例外ではない．したがって，その職業はあらゆる方向に向かって開拓されるべきである．職業のほとんどのものは晴眼者向きに構成されているため，盲人が通常の職業につくために特別の困難の伴うことは事実である．これらの困難は，晴眼者による盲人の作業に対する部分的協力，職務の組替え，作業方法や設備の改善などとともに，盲人自身が一般社会に適応できるよう，職業と生活の両面にわたる適切な訓練をこの人たちに提供することである．雇用主の偏見は，何よりも盲人自身の職業能力の実証によってこれを打破することが近道である.　　（行田忠雄）

［参照文献］

辻村泰男「視覚障害者の新職業に関する研究報告」日本盲人福祉委員会　昭和39

労働省職業安定局業務指導課　「盲人の職業」職業安定広報* Vol. 15 No. 15 雇用問題研究会　昭和39

労働省職業安定局　「視覚障害者（全盲，準盲，社会盲，弱視）就業可能作業の検討」　（附，視覚障害者適職早見一覧）　昭和40年度．昭和41.

職業あっせん措置

わが国においては，職業安定機関の第一線機関である公共職業安定所が，福祉機関および教育機関と密接な連けいをもって，身体障害者の職業紹介業務を行なっている．第2次世界大戦後の1947（昭和22）年に職業安定法が制定され，新理念に基づく職業紹介事業が行なわれることになったが，身体障害者の職業援護については，その特殊性にかんがみ，1952年に「身体障害者職業更生援護対策要綱」が定められ，任意登録制など職業安定機関における身体障害者職業援護対策が制度として体系化された.

その後国際的には，1955年のILO（International Labour Organization＝国際労働機関）第38回総会において，「身体障害者の職業更生に関する勧告」が採択され，わが国においても，身体障害者の雇用促進に関する法制措置の要請が高まり，1960年7月に，「身体障害者雇用促進法」（法律第123号）が制定された.

任意登録制

身体に障害のある者で，労働の意思と能力があり，公共職業安定所の紹介によって就職することを希望して，求職申込みをすると，身体障害者登録台帳に登載されるなどの求職登録の手続きが行なわれ，その後，登録者の特別な事情によって取消されない限り，就職後も職業更生のための援助を受けることができる.

任意登録とはこのような制度をいうが，その利点は，身体障害者が職業更生のために必要な援助を長期にわたって受けることができるところにある．最近の視覚障害者の登録状況は次の通りである.

求職登録票

身体障害者の職業紹介は，登録者について職業相談の結果，求職登録票に記録された家庭の状況，学歴，職業の前歴，技能，知識，特質，障害原因，障害発生年，身体状況，知能指数，身体動作，作業還境適応性，および職業更生計画など詳細なデータに基づいて行なわれる.

表1　視覚障害者の登録状況

区　　分	身体障害者　計	視　覚　障　害
登録者全数	52,309	3,667
有効求職	9,415	729
就　職　中	39,063	2,613
保　留　中	3,831	325

(注)　1) 1965年3月31日現在公共職業安定所に登録している身体障害者の状況である.
2) 有効求職とは，現在職業あっせんを必要とする者であって，転職希望者も含んでいる.
3) 就職中とは，現在就職している者.
4) 保留中とは，現在病気などの理由で職業あっせんの対象とならない者.

この求職登録票は，身体障害者に対する職業更生計画，就職あっせんの基礎資料とするほか，職業訓練所入所中の訓練状況，就職後の指導など一貫して使用され，また，公共職業安定所に永久に保存されることになっている．これらの記録は職業指導を行なううえで，身体障害者の長期にわたる理解を助け，また，一般的に身体障害者の職業あっせんに関する貴重な資料として活用される．

職業紹介

身体障害者は一般労働市場において能力があると認められても，その身体的欠損のため就職上不利となることから，職業安定機関は職業あっせん活動に当たって，その者の身体能力およびその者が耐え得る作業条件を判定し，これらの条件に適合する職業をあっせんすることを主眼としている．そこで，身体障害者の職業紹介は，その者の能力に適合する職場を選択して，その職場において雇用を図る「選択紹介方式」が採用されている．この方式による職業あっせんのための基礎資料として，求職登録票の身体要件および作業環境など身体障害者に関する個人記録が使用されるほか，必要に応じて，能力を判定するため適性検査を実施し，その結果を利用している．また，身体障害者に適する職場を発見するため，事業所の職場調査を実施し，その結果を活用している．

職業能力研究

身体障害者の職業能力を高め，その職場を拡大するには，一方においては身体能力に関する研究によって労働能力の欠損を補い，他方，職種の内容を検討したうえ適職を発見することが必要である．

労働省は1960年以降，身体障害者の適職研究および作業補助具の研究を行なっている．

視覚障害者の適職研究は1963年から2年間にわたって，全盲から弱視に至る障害者が現に就業している職業の分析，作業能力の評価および類似の職業についての検討が行なわれたが，その職種の数は全盲，準盲で70，弱視では134に及んでいる．

職業能力研究の結果は，就業可能作業の検討，あるいは改良補助具の実用化を進め，視覚障害者の職域が拡大されることになっている．

身体障害者雇用促進法

身体障害者が適当な職業に雇用されることを促進

表2　官公庁等の重症障害者の雇用状況

区　　分	機関数	在職状況				
		①あんま師である職員数	②除外あんま師の数	③特定職種のあんま師の数	④左のうち重度障害者	⑤雇　用　率
	所	人	人	人	人	%
合　　計	38	467	194	273	221	81.0
国の機関	3	295	146	149	121	81.2
三公社	3	52	28	24	19	79.2
都道府県の機関	11	81	17	64	52	81.3
市町村の機関	21	39	3	36	30	83.3

1965年3月末日現在

資料出所「重度障害者雇用状況報告」

(注)　1) あんま師を雇用している機関における状況.
2) 「除外あんま師」とは，病院または診療所において，医師の指示を受けて，局部または全身の状態を識別し，およびこれに対する施術の反応を観察判断しながら行なうことを必要とする業務を主として行なうあんま師をいう.
3) 「特定職種のあんま師」とは，上記，1) 以外のあんま師をいう.
4) 「重症障害者」とは，両眼の視力の和が，0.08以下の弱視より重度の視覚障害者をいう.
5) 「雇用率」は $\frac{④}{③} \times 100$ により算出したものである.

①事業所又は雇用主名	( )			②所在地及び電話	( )		
③営業生産品目		④産業分類		⑤事業所担当者所属氏名		⑥調査者名	
⑦職務名		⑧職業分類		⑨従事者数			

⑮職務の内容（作業内容）		⑩年令	
		⑪賃金	
		⑫作業時間	
（必要とする技能知識）		⑬経験	
		⑭学歴，免許その他	

⑯身体動作（職務によって要求される動作に○を，要求されないものに×をつける）				⑰作業（環境）条件（職務に関係ある条件に○，関係ないものに×をつける）			
体位と動作	1. 立っている	作	16. なでる	作業場所	51. 戸内	件	66. 騒音
	2. 坐(腰かけて)っている	力量の動作	17. もちあげる		52. 戸外		67. 振動
	3. 歩く		18. 投げる		53. 高所	危険性	68. 動く物体
	4. 走る		19. 押す	物理的・化学的	54. 窮屈な場所		69. 機械的危険
	5. 跳ぶ		20. ひっぱる		55. 照明		70. 火傷の危険
	6. はう		21. 運ぶ		56. 換気		71. 電気の危険
	7. うずくまる	視覚・音声	22. みる		57. 高温		72. 爆発の危険
	8. ひざをつく		23. 色わけする		58. 低温		73. 放射エネルギー
	9. かがむ		24. 距離間隔をみる		59. 温度変化		74. 有毒物の存在
	10. のぼる		25. 聞く		60. ぬれる	人的条件	75. 協同作業
	11. 平衡をとる		26. 話す		61. 湿気		76. 単独作業
	12. 身体を回す		27.		62. 乾燥		77. 部外者との接触
手指の動	13. 手をのばす		28.		63. 塵埃		78. 監督する
	14. 手を使う		29.		64. 汚い		79.
	15. 指先を使う		30. 作業速度		65. 臭い		80.
主要な又は特徴的な動作には%をつける．1＋2＋………＋9≒100％				職務に関係ある条件のうち特に重要なものについては，◎とする．			

⑱身体動作の詳細（⑯，1～30）

⑲作業（環境）条件の詳細（⑰，51～67，75～79）

⑳危険の詳細（⑰，68～74）及び職業病，傷害，作業疲労

図1　職場調査票（附2）　（労働省職業安定局）

し，その職業の安定を図るための諸方策を内容として制定された法律である．この法律は6章24条から成っており，職業紹介，適応訓練および雇用の義務をおもな内容としている．また，この法律が適用される視覚障害者は次に掲げる者としている．

①両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい，屈折異常がある者については矯正視力について測ったものをいう．以下同じ）がそれぞれ0.1以下のもの．②1眼の視力が0.07以下のもの．③両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの．④両眼による視野の2分1以上が欠けているもの．

特に重度障害者については，特定の職種を指定し，高率の雇用率を設けて職場を確保することが規定されているが，現在はあんま師が特定職種となっており，雇用するあんま師の70パーセント以上は重度の視覚障害者を雇用するよう義務づけている．

昭和39年現在における身体障害者の雇用状況は，表2の通りである．

適応訓練

身体障害者職場適応調査（1957年労働省）によると，身体障害者の雇用を妨げる一般的要因として，適応訓練を受けることなく就職した者の作業遂行上の特性について次のような結果が明らかにされている．

①作業動作が不完全で，一人前になるまでの能率は劣る．②能率が低いため急場の仕事に間に合わない．③応用動作が簡単に期待できない．

このことは，作業習熟の度合いを健常者と比較した調査結果によって，一般的に裏付けられている．

このような作業習熟の遅れは，身体障害者自身にとっては，就職後の職場適応を妨げる原因となることが多く，また雇用主にとっては，それだけ経営上の負担となることは明らかである．そこで，身体障害者雇用促進法により，作業環境への適応を容易にすることを目的として，適応訓練を行なう制度が設けられている．これは都道府県が民間事業所に委託し，一定期間職場において訓練生として作業を行なわせるものであるが，この制度の趣旨により訓練を終了したあとは，引続いて同じ事業所に雇用されることが期待される．訓練期間中は，訓練を受けている身体障害者に対して訓練手当が支給され，また委託先事業主に対しては委託料が交付されている．

この制度は，1963年に行なわれた職業安定法の一部改正によって中・高年齢失業者等就職促進措置の一つとして採入れられ，1965年以降は視力障害者についてもこの措置を実施している．

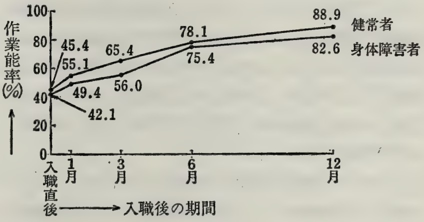

図2　作業習熟曲線

身体障害者職業訓練所

身体障害者に対し，その能力に適合した職種について，就業に必要な知識や技能を身につけさせるため，全国で国立9カ所，都立1カ所の身体障害者職業訓練所が設置され，一般職業訓練所などで訓練を受けることが困難な身体障害者に対して，職業訓練を行なっている．訓練期間は1年(ただし衛生検査だけ2年)であるが，訓練期間中は，訓練を受けている身体障害者に対して訓練手当が支給される．しかし，視覚障害者に対しては，いまだ訓練はなされていない．（佐柳　武）

外国における盲人の職業

過去の盲人の職業

フランスにおける職業

1784年フランスのパリに世界最初の盲学校を開いたバランタン・アユイ（Valentin Haüy, 1745～1822）は，1786年に有名な「盲人教育論」を出版し，その中で次のように述べている．

「われわれの学校が生まれる前，盲人はその痛ましい運命により押しつけられた悲惨な，無為の境遇にうみ疲れ，その状態からのがれようと努力していた．かれらがある種の手仕事に適していることを確信したので，われわれはかれらに適した仕事を選択することを

ひとえに念願した．われわれはかれらに糸紡ぎをさせて成功した．かれらの紡いだ糸で荷造りひもをよらせた．この荷造りひもで，かれらに馬の腹帯を織らせた．小さななわばしごや網の製造，縫い物，製本などの仕事は，すべて満足する程度になされたので，仕事よりも仕事をする盲人が不足した．視力を失った不幸な人びとに与えるべき手仕事の種類は豊富であった．これらの最初の試みの結果，われわれは盲児が将来生活のできるような職業を，なるべく早く教え込むように全力を尽すつもりである．われわれはかようにして，物ごいに陥る傾向を根絶しようと思っている．

盲人教育の計画を実行するに当たり，音楽は労働のあと，盲生徒の気分を転換するのに適する2次的なものとして考えてきた．しかし，大多数の盲人が自然に音楽を愛好すること，音楽が少数の盲人にとって生活のかてになること，また，われわれの学芸会に喜んで出席する人びとに，音楽が与える興味，これらのすべては，ついにわれわれの考えを犠牲にして，全面的に音楽を利用させることにした」．

パーキンス盲学校の第2代校長，マイケル・アナグノス（M. Anagnos）は，その著書「盲人の教育」の中に，次のように記している．

「アユイは，かれのわずかな財産を惜しげもなく費し，財産がなくなったとき，自分の生徒の手伝いを受けて，景気のよかったころ入手した印刷機を使って，忠実に働いた．そして，当時はんらんした無数の報告書，広告ビラ，ポスター，宗教雑誌などを印刷発行して，かろうじて生活を続けた」．

フレンチ（Richard S. French.）はかれの著書「*From Homer to Helen Keller*」の中で，アユイがその盲生徒に試みた職業教育の学的態度を非難している．しかし，この問題について，アユイ以上のことをなし得た者はなかったであろう．

バランタン・アユイは約17年間，パリの盲学校の校長の職にあったが，この間，盲学校はフランス革命のために幾多の困難に遭遇した．1801年にアユイは，ナポレオン・ボナパルトに自分の意見が採用されなかったため，その職を退き，ベルトランが校長になった．ベルトランは盲学校の教師としては不適任であったが，13年間この職を続けた．次にギュイエ博士が校長の地位についた．ギュイエは誠意のない男であったが社会の注意をひくために盲生徒に音楽を奨励した．ギュイエの在任中は職業教育の改善については何もなされなかった．

1821年にピニエ博士が校長に就任した．ピニエは神学校ですぐれた教育を受け，誠意のある人物であった．ピニエの在任中には，ルイ・ブライユの点字発明のほか，盲人の職業教育に二つの重要な進歩があった．その一つとして，盲生徒は教会のオルガン奏者になるように教育され，同校の卒業生はフランス国内の教会にオルガン奏者および合唱隊指揮者として採用された．

1830年ごろ，クロード・モンタルという盲生徒が独学でピアノの調律の仕方を覚えた．その結果，盲生徒もピアノ調律師として，訓練のできることが校長に認められた．アーミテージ博士は，その著書「盲人の教育と職業」の中で，次のように述べている．

「1830年ごろ，クロード・モンタルと他の1人の盲生徒が，自分たちの練習用のピアノを調律しようと試みた．そのピアノも訓盲院の他のピアノと同様，目の見える調律師によって，きわめて不注意に調律されていた．この調律師は，院長にモンタルらのことを訴えた．院長はこの2人の盲生徒に，ふたたびピアノの内部に触れてはならぬと，きびしく小言をいった．しかし，これに気を落さず，この2人の生徒は古いピアノを手に入れて，訓盲院に置く許可を受けた．かれらは，それを分解したり組立てたりしたが，これを完全に修繕して調律するまでは満足しなかった．院長は毎日かれらが努力しているのを見ていたので，この古ピアノがりっぱに修繕されたのは，全く2人の盲少年の努力によったことを疑わなかった．少年らの示した才能に感心して，院長は礼拝堂にあるオルガンの大修繕をかれらに任せることにした．かれらは，2人の目の見える職人を使い，自分たちのさしずのもとに働かせた．専門のオルガン製造人でもこれ以上りっぱな仕事をすることができなかったほど，この試験的修繕は大成功であった」．

かれらは，次第に校内のすべてのピアノを調律することや，必要な修繕をすることを許可されるようになった．次に調律について一定の授業を行なうこととなり，ピアノ調律の学級が生まれた．そのため，パリの盲学校は世界の文明国で有名になった．モンタルは間もなく同校を卒業し，自分の調律依頼人を得たいと努力したが，その当時パリでは盲人調律師に対し，強い偏見があった．だれもモンタルにピアノの調律を依頼しようとしなかった．そこで，しばらく無料で調律させてもらうことを喜びとし，その間，かれはピアノ調律の理論を研究した．かれはピアノ調律について発行

されたすべての著述を熱心に研究し，かれ自身の才能と音楽理論に関する十分な知識によって，その当時一般に行なわれた方法よりはるかに優秀な科学的調律法を採用した．そのころ，かれの運命の転換期ともいうべき事件が起こった．パリ音楽学校の教授の1人が，この盲人ピアノ調律師のすぐれた技量を知って，かれを招き，自分のアパートにある二つのピアノを示した．二つのピアノは構造が異なり，製作者も異なっていた．この二つのピアノを調律してくれとの注文であった．それまでこの調律を試みた多くの調律師は，だれもそれに成功しなかった．モンタルはこれを引受けることにして，まず，注意深くその構造の相違を検査し，それに基づいて科学的調律を始めた．調律の結果は成功であった．音楽学校の他の教授たちも次第にかれを後援するようになり，間もなくパリの一流音楽家も調律を依頼するようになった．かれらの推薦によってかれの仕事は増加し，名声は急速に高まった．1832年にピアノ調律技術についての講習会を開いたが，多数の聴講者が集まった．1834年に開かれた産業博覧会において，多数のピアノ製作者は，かれに調律を依頼した．この機会を利用して，調律に関するパンフレットを博覧会場で発売したので，かれの調律師としての名声はいっそう高まった．かれは小規模ながらピアノの修繕と製造を始めたが，これが，かれが長年にわたって経営した有名なピアノ製造会社の始まりであった．1836年，かれはピアノ調律法についての論文を発表した．

モンタルがこのようにその事業に成功し，盲人でもピアノ調律では，目の見える者に劣らないばかりでなく，むしろ，目の見える調律師にまさることを立証した．そのころ盲学校では，他の盲生徒も科学的調律の課程を習得しつつあった．これらの盲生徒は卒業後，モンタルと同じ方向に進んだ．

最初の数年間は，モンタルと同様に困難と偏見に遭遇したが，次第にピアノ製作者も一般社会も盲人調律師に親しむようになった．やがて，かれらの前途をさえぎった障害も少なくなった．実際あるピアノ製作者は取引先の中で最もむずかしいところには，盲人の調律師を送ることに決めていた．盲学校での訓練は非常に程度の高いものとして，ピアノ調律に熟達した者だけに免許証を与えるように注意が払われたので，盲人の調律師としての評判はますますよくなった．盲人とその関係者は，ピアノ調律が盲人の職業のうちで，最も盲人に適し収入のあることを次第に理解し，学校当局に対してピアノ調律科に入学させてくれるようにと絶えず要求した．このようにして学校の主目的がピアノ調律師を養成することになったのである．

イギリスにおける職業

1793年に設立されたエジンバラ盲人院は，最初すべての年齢の盲人に自活の道を与えるために，ある種の職業を教えようと試みた．ここには男子と女子に別々の建物があり，生徒には宗教の教理，道徳が教えられ，また，いろいろな訓練が行なわれ，勤労の習慣がつけられた．1836年に発行された同盲人院長の報告書によると，当時の収容人員は男子部が20歳以上の盲人51人で，そのうち21人はすでに結婚し，家族を持っており，女子部は22人であった．

この盲人院に収容された者には，衣服のほか毎週給料が支給された．かれらは経済的に独立し安楽に生活することができた．かれらによってつくられた製品は，この盲人院で販売された．その製品は次のようなものであった．

羽毛・羊毛・海草・綿およびわらなどでつくった寝台用敷きぶとん，各種の羽根ぶとん，バスケット類，タオルとタオル地，果樹用ネット，綱ベルト，毛のドアマット，じゅうたんおよび小型敷物など．

1872年，トーマス・アーミテージ博士の尽力によって盲人師範学校および音楽学校がロンドンに設立され，フランシス・キャンベル（Francis Cambell）が初代校長となった．この学校では有望な盲生徒だけが教育された．同校の最初の報告書から次の記事を引用する．

「この学校には普通学部のほかに特色のある2部がある．すなわち，音楽部およびピアノ調律部である．各部は将来盲人を自活させる実際目的に合うよう訓練が行なわれている．盲人を自活させるためには，十分な普通教育を授けることが必要と認めたので，生徒の音楽教育と同時に知的教育にも特別な注意が払われている．

盲人が音楽の職業に成功するためには，少なくとも，その教育課程のある期間，かれらは1週間に1回だけでなく，日々の授業と関連して，絶えず偉大な音楽家の模範的声楽および器楽の演奏を聞かせるべきであることは，われわれの経験の示すところである．

ピアノ調律部では，他の部ですでに相当の年数，訓練を受けた盲青年が訓練されている．ピアノ調律のだいたいの知識は，視力を失った者によって簡単に習得

できるものであるが，かれらをすぐれた技量をもつりっぱな調律師にするためには，長期間の訓練が必要である.

普通学部では前期にスペリング，点字の読み書き，周囲の事物の正確な知識を与える実物教授，植物学，博物学，地理，歴史，生理学，算数，文法および体操の授業が行なわれた．後期には次の学科が加えられる．分析，英作文，英文学，物理学，代数，幾何および現代語.

音楽部でも訓練が主となっていた．この部では発声法，ピアノ，オルガンおよび他の独奏楽器の研究，和声，対位法，作曲，音楽史および教授法などを教えている.

アメリカにおける職業

1831年にハウ（Dr. Samuel G. Howe）は，マサチューセッツ州・ボストンのパーキンス訓盲院の初代院長になったが，かれは実際に盲人教育の事業に着手する前，ヨーロッパの多くの有名な盲学校を視察してその教育を研究した.

マイケル・アナグノスは，かれの著書「盲人の教育」の中に，ハウ博士が教授した科目について，次のように記している.

「訓盲院の文学部の授業は普通の学校教育の簡単な学科目だけではなく，歴史，天文学および物理学なども教えた．語学の研究は早くから採入れられた．声楽とピアノおよびオルガンの教授のほか，オーケストラの基礎訓練がただちに始められた．ピアノ調律も職業科目として教えられた．工芸科が男生徒のために開設され，男生徒は寝台の敷きぶとん，クッション，マットおよびバスケットなどの製造を学んだ．女子には縫物，編物，さなだ織りおよび家事などが教授された」.

近代における各国盲人の職業

1929年に出された国際連盟の盲人に関する報告書によると，各国における当時の共通的な盲人職業は，だいたい音楽，ピアノ調律，マッサージ，工業的職業としてバスケット，ブラシ製造，マットおよびマットレス製造，いすの籐張り，手および機械による縫物または編物，比較的少数ではあるが，じゅうたん造り，くつ修理，ハンモックおよび網製造，商業的職業として速記術とタイプライティング，戸外職業として養鶏，園芸などがあげられているが，特に珍しい職業としては次のようなものがある.

オーストリア　針金細工，スリッパ，がん具，紙袋などの製造，白熱燈の部分品製造，図書館員.

ベルギー　ストローバッグ製造.

カナダ　モップ製造，白衣製造，オスティオパシー，カイロプラクティック，保険勧誘.

チェコスロバキア　毛皮動物の飼育，政府の専売品販売.

イギリス　自転車修理.

フランス　額ぶち製造，おけ職.

インド　衣服仕立.

イタリア　メリヤス製造，もめんの染物.

オランダ　自転車修理，スリッパ製造.

ニュージーランド　くだもの入れ，養蜂および綿羊飼育.

ノルウェー　農業.

ポーランド　紙袋製造，毛糸細工.

スコットランド　動物のはく製業.

スイス　麦わら製敷物.

ドイツ　一般工場で盲人が採用されていた．そのおもなものは，陶器，鋼鉄ペン，金属ボタン，白熱燈，マッチ，楽器，光学機械，ガラス，石けん，織物，紙，厚紙，菓子，たばこ，くつ，帽子などの製造工場．そのほか石工，時計の修理にすぐれた盲人もあった.

ソ連　電気工場の旋盤工として働いていたが，特に安全装置が施され，普通人以上の収入をあげていたといわれる．その他の盲人はたばこ工場や菓子工場で包装に従事し，また，タイプライター工場で部分品の製造をしていた.

中国　クルーサ・マッケンジー（Sir Clutha Mackenzie）の報告によると，革命前の中国では多くの盲人が音楽家，占い師，物語の語り手，行商人，農夫，労働者（重労働），その他兵士などになって生活していたが，こじきをしていた者が圧倒的に多かったようである.　（澤田慶治）

［参考文献］

Haüy, Valentin, *On the Education of the Blind*（原著フランス語），1786.

Armitage, T. R, *The Education and Employment of the Blind*, 1886.

Anagnos, M, *Education of the Blind, Historical Sketch of its Origin, Rise and Progress*, 1882.

Mell, Alexander, *Encyklopädisches Handbuch des Blindenwessens*, 1900.

League of Nations, *Report on the Welfare of the Blind*, 1929.
Ross, Ishbel, *Journey into Light*, 1950.
Sir Mackenzie, C, *Blindness in China*.

現代盲人の職業

盲人の職業に対する概念

盲人に対する概念は，各国それぞれ歴史的・社会的に異なってはいるが，時代的経過をたどるとおおむね次のようになる．まず，最初の時代は全く廃人として扱われ，時代の推移に従い，次第にあわれみや同情の対象としてみられ，これに対する保護政策がとられてきた．すなわち，盲人に適すると思われる職業が数種類考案され，それを盲人の定職と考えられるようになった．これらはかつて欧米諸国においては授産場形式をとり，また，日本におけるあんま・マッサージのように専業化されたりしてきた．しかし，第2次世界大戦以降，人手不足から盲人が一般の企業に雇用されるようになり，その能力を発揮するようになると，社会の盲人に対する認識が変わり，盲人の能力の可能性と盲人の多種多様な職種への進出が可能であることが発見された．もちろん，こうした最終的見解は世界のすべての国においても認められているというわけではない．いまだにアジアやアフリカ地域においては廃人扱いをしたり，また盲人を授産場に収容して，特定の職業を与え，あるいはコロニー的な場所を提供して，職業と生活を考慮することが正しいとする人びとや学説もある．1964年ニューヨークにおいて第3回世界盲人福祉協議会の総会が開かれたが，このときのテーマは，「進み行く世界に処する盲人のあり方について」であった．このテーマのもとに，盲人が廃人扱いもしくはあわれみと同情の対象として，社会国家から保護されるといったことよりも，むしろ，盲人の人間性を深く掘下げ，その秘められた個々の能力をどのようにして発見し，また発見された能力が，どのような教育と訓練・評価によって，より社会に貢献し，さらに盲人自身がその能力を自由に駆使して，自らの欲する職業に就職し得るかという課題の検討であった．いいかえれば，ニューヨーク会議までの盲人の教育・福祉対策は，視覚障害を中心にしたものであり，個々の盲人のもつ能力を中心としたものではなかった．もとより，盲人の中にはすぐれた能力を有する者もあれば，一般人の中にも認められると同様に非能力者もある．単に視力に障害があるという理由で，盲というわく内にはめこんで，一定の型にはまった考え方で，職種や教育を与えることは大きな誤りであると指摘された．したがって，先進福祉国家と呼ばれる国々にあっては，まず，盲人を個々に判別しその能力の開発に努力し，開発された能力に応じた職種を提供し，能力に応じた給料を与え，盲人自身が障害によるコンプレックスや羞恥心から離脱させようとする努力が払われている．これらは自由圏，共産圏を問わず，盲人の持つ視覚障害の欠損を補うための視覚欠陥学研究所や近代科学による補装具の導入，その他心理学的・医学的・物理的欠陥を除去するためのさまざまな方途が考案されている．

その結果，重複障害者（たとえば盲ろうや盲精薄）などについては，その能力が発揮されないと判定を受ければ，終生年金または必要に応じた収容施設の提供が考えられたり，逆に能力ある盲人に対しては徹底した国家社会からの研究費や教育訓練費が支給されている．たとえば，イギリスでは盲人1人当たり年1300ポンド（130万円）の訓練費と325ポンド（32万5000円）の教材費を支給している．開発途上国のマレーシアにおいてさえ1人1カ月120マラヤドル（1万4280円）の教材・諸経費を支出している．これらの教育訓練によって，社会に更生復帰したのちは，一般人と同様，自らの力に応じて得たものを国家社会に還元するといった方法が考えられている．

盲人自身にとっても，盲人なるがゆえにというあわれみや，同情的保護を受けるよりも，能力によって優遇され，尊敬や平等感をもって接しられる方が，どれほどかれら自身の生活に喜びと希望と勇気を与えることであろう．

このような観点から，各国の盲人対策は次第に発展し，第2次大戦以降，イギリスでは900種にも上る職種が開発されたといわれ，RNIBの調査によればおもなる雇用状況は表1の通りである．アメリカにおいては盲人の職種を限定しないことによって，盲人の職種がより広く開発されると考えられて，無数の職種に従事している．一方，ソビエト連邦においては工場労働者はもとより，大学教師，地理学者，彫刻家，物理学者，数学者，音楽家，詩人，発明家など，あらゆる専門分野に進出し，能力の開発いかんによっては，人工衛星塔乗員以外はいかなる職種にも従事できるというたとえ話があるほどである．さらに，アジア，アフリカの開発途上地域においても，盲学校教育，統合教育

とともにこうした盲人の進歩的職業概念を基礎にした中途失明者のための生活・職業訓練センターが各国に開設されつつある（ウガンダ，インド，マレーシア，フィリピン，台湾，香港，日本）．

職業訓練以前の訓練

盲人の職業史をひもとくとき，世界の大多数の国々においては次のような経過を繰返してきた．第1には，盲人以外の人びとによって数種の盲人職種が考え

表1　イギリス盲人の雇用状況（1969年12月末）

職種（雇用状態）		庇護状態による雇用 庇護授産所	家庭授産	普通状態による雇用	対比 1969年総計	1968年総計
専門的，技術的，管理的職業従事者，管理的業務従事者	1．マッサージ師，理学療法師	—	11	232	243	246
	2．講師，教師，指導員（技能指導員を含む）	5	3	135	143	143
	3．牧師，宗教団体会員	—	—	38	38	39
	4．弁護士および関係職業従事者	—	—	62	62	58
	5．音楽家（音楽教師を含む）	—	41	73	114	121
	6．社会福祉関係従事者（就職斡旋指導員を含む）	1	1	133	135	129
	7．工業・商業事業主，経営・管理的業務従事者	—	—	135	135	129
	8．その他の職業従事者	1	3	115	119	105
事務関係従事者	1．タイピスト，速記タイピスト，秘書	3	5	565	573	587
	2．点字写本係，校正係	3	64	36	103	98
	3．事務員	1	—	134	135	115
	4．電話交換手	2	—	648	650	667
販売従事者	1．事業経営者，商店主	1	21	194	216	222
	2．セールスマン，販売員	1	4	87	92	99
	3．露店販売人，新聞売店販売人，行商人	—	9	33	42	40
	4．販売代理人，集金人，商会外交員	6	4	76	86	89
農業，園芸従事者	1．農業経営者，農耕管理者，市場向け野菜栽培従事者，農耕従事者	—	9	108	117	108
	2．園芸従事者，園芸用地管理人	—	4	76	80	73
	3．家畜業（養鶏を含む）	—	31	54	85	85
技能工，生産加工従事者，労務作業従事者	1．工作機械作業員	26	—	875	901	917
	2．組立て工	76	4	381	461	426
	3．作業監督係，作業検査係，製品検査係	2	—	154	156	152
	4．容器組立て工，箱詰め工，包装工	105	—	236	341	341
	5．倉庫管理係，軍需品管理人および補助者	6	—	103	109	118
	6．大工，建具職人	14	7	35	56	63
	7．編物（手編み，機械編み），織工，網作り	147	143	10	300	325
	8．家具職人，家具関係機械工（ベッド等）	158	4	21	183	182
	9．かご作り	517	104	17	638	717
	10．マット作り	271	10	7	288	306
	11．腰かけいす作り	52	24	4	80	88
	12．ブラシ作り	483	17	5	505	523
	13．針金工	52	2	6	60	58
	14．くつ修理工	14	19	11	44	54
	15．ピアノ調律師	15	167	80	262	274
	16．たきぎ生産従事者	—	10	11	21	14
	17．技能工，生産加工従業者	67	6	302	375	400
	18．一般労務者	37	—	520	557	539
サービス業，雑役従事者	1．家庭または食堂の仕事の手伝い，清掃夫，門番，赤帽，ホテルのボーイ	17	—	419	436	438
	2．洗たく人，クリーニング職人	—	—	38	38	41
	3．雑役	104	5	341	450	483
総計		2,187	732	6,510	9,429	9,612

（RNIB 提供資料）

られたこと，第2には，ある成功した数種の盲人の職種が発表されると，盲人ならびに盲人関係者たちは，直ちにこの職種に盲人を就職させようとした．第3には，盲人の成功した職種について，事前の基礎訓練なくして，職業訓練を実施しようとしたことである．視力障害によって与えられる無数の苦痛，屈辱感，困難性，非行動性などは，トーマス・キャロル（Thomas Carroll）神父の *Blindness* にも指摘されているように20に上るものがある．

人間は幼時期を迎えると，自らの力で歩こうとする．しかし，盲人にとっては単独歩行は最大の困難とされている．また，方向感覚，平行感覚，空間感覚，その他多種多様な感覚が不足がちになる．さらに一般人と交流する場合，姿勢，ことば使い，身だしなみ，エチケット，社会常識などが欠除し，社会人からうとまれたり，軽視されたりしがちである．こうした情況から盲人自身が自らを保護したり，外部に向かって主張しようとする結果，さい疑心，極端な自己主張，または逆に厭世主義，自己逃避，自信喪失者などが生まれたりする．

このような盲人のもつ諸欠陥を解決することなくして，直ちに職業訓練を行なうならば，仮りにいかに有能な技術者を作り出したとしても，それはしょせん，盲人技術者でしかあり得ない．

現今の先進国では，まず，盲人からいわゆる盲人特有の習性，悪癖などを除去し，いわゆる「盲人らしさ」を取除いたうえで，職業訓練コースにはいろうとしている．その順序として，まず，人手を借りずに行動し得るための単独歩行訓練や補助としての盲導犬が考えられている．また一般社会からうとまれ，非難や冷笑を浴びないための生活訓練（衣服の整え方，ことば使い，社会常識，家事，礼儀作法など）が実施される．また，方向の認知，深さ広さの認知，距離，長さ，重さの測定，平行感覚，皮膚・筋肉への反射的動作の暗記など1元感覚を多元化するための感覚訓練を行なう．次いで本人の希望する職種の判定と，忍耐力の養成などを目的とした適合訓練があげられる．

こうしたきびしい訓練によって，ひとり歩きを体得し，依頼心をなくし，障害による自信喪失の状態から混迷期を乗越えた自らの能力発見者となる．この過程を経たのち，本人に適した職種の訓練を行なうことによって，正常人と何ら変わりない能力ある有能な社会人に転換できるのである．今日までの職業開拓面においては，視力障害を前面に出し，雇用主に同情とあわれみをこい，それによって雇用を可能にしようとしてきた．これは全く逆で，要は盲人のもつ能力と技能を正常な価値ある商品として提供し，理解と協力によって個々の盲人の能力に応じた給与を要求すべきであったのである．

こうした見地から，アメリカ，イギリスにおいては歩行訓練を重要視し，その養成のために大学卒業後2カ年の特別専門コースを設置したり，ソビエトにおいては感覚訓練，適合訓練のための視覚欠陥学研究所を設けたり，ドイツでは盲人の障害を除くためのあらゆる科学技術が動員されつつある．職業訓練は決して複雑，困難なことではなく，むしろ職業訓練以前の基礎訓練の方が困難であり，たいせつであることを知らなければならない．

訓練終了生の就職あっせん

職業訓練コースが終わりに近づくと，まもなく社会への更生復帰が始まる．この時期になると生徒たちは，失明時と同じ焦燥感と不安感，それとは逆のささやかな希望感と小さな理想をもつ．つまり，相矛盾する感情が一つの体内に，時間的間隔をおいて交流する．この時期に最もたいせつなことは，プレイスメント・オフィサー（就職あっせん者）とカウンセラー（生活相談係）の仕事である．何年かかかって，指導員と訓練生の共同作業により作りあげた貴重な若芽も，このふたりの職員がへたな指導をすると枯れてしまうおそれがある．そして，ふたたび元に戻すことは以前にも増して困難になる．

プレイスメント・オフィサーは訓練終了の数カ月前から本人の能力と希望に適した就職先を的確に把握し，何回となく就職先に出向いて，会社の経営者，労務担当者，労働組合役員らに対し盲人の能力を説明し，理解と協力を得るよう努力しなければならない．受入れ側はさらに訓練生が将来従事するであろう職種，作業環境ならびに会社の沿革，事業内容なども熟知しておく必要がある．こうして数種の会社を選んだのち，訓練生をそれぞれの会社に見学に行かせ，希望に応じて就職先を決定することになる．もちろん，賃金は盲人ゆえに高くなったり，低くなったりすることは厳に注意しなければならない．あくまでも一般従業員と同様な扱いと待遇を依頼する必要がある．カウンセラーは，この時期において訓練生の心情変化を的確に把握し，その変化に応じたカウンセリングを行なわなければならない．

就職がほぼ確定すると，準備期間として学校またはトレーニングセンターから就職予定先へ通勤させ，作業内容，作業手順，その他について熟知させ実習させる．この期間中はプレイスメント・オフィサーと歩行訓練教師は訓練生と行動を共にし，１日も早く就職先の環境に慣れ，友だちを得，安心して会社内や，通勤途上のひとり歩きができるよう配慮しなければならない．訓練生の能力の個人差によって多少の違いはあるが，約１カ月から２カ月，こうした段階を経たうえで就職が決定される．就職決定後もプレイスメント・オフィサーは約１カ月，フォローアップ（事後指導）をすることが必要である．しかし，問題はこのフォローアップの時期をいつ切上げるかである．長くなれば依頼心を助長し，短かければ焦燥感にかられ，ついにはせっかくの就職もむだになるおそれがある．

盲人はグループを作ると障害による共通感が基礎になって，一般社会との交流をうとましく感じがちである．したがって，就職先の割当ては500人以下の企業にあっては１人（作業場が二つ以上の工場では２人），500人から1000人までの企業にあっては２～３人，1000人から1500人の企業にあっては５人が限度とされている．これはせっかく一般社会に溶けこみ，盲人自ら盲人であることを忘却している状態を守るためであって，全企業に盲人を多く送りこんでグループを作って，盲人意識にとらわれることのないようにするためである．

盲人が盲人と意識することは，本人にとっても，また，一般従業員にとっても，この上ない障害と壁を作るからにほかならない．

以上のようなことを考慮にいれて，盲人専門のプレイスメント・オフィサーが専門職業として，現在各国において国家または民間において養成されている．

盲人の職業範囲

旧来のように，一定の職種に限定する固定的な概念をそのままおし進めるならば，盲人の職業は必然的に縮小せざるを得ないであろう．これに反し，個々の盲人の能力の可能性を基盤として職業を考えるならば，その職域は無限大に近く発見することができる．盲人に適した職業は何かといったことではなく，このひとりの盲人に何が適しているかということが今後の目標となる．1969年５月，ソビエト連邦厚生省第１次官が来日したとき，「宇宙飛行士以外の職種ならば，どんな職種でも盲人には可能である」といった発言があったが，21世紀に向かう盲人の職業範囲を示唆した貴重なことばである．

盲人は絵が書けない，ということを今日までよく耳にした．しかし，イギリスでは30歳で中途失明した全く絵には無経験の盲婦人が，努力と訓練の結果60歳の現在，絵の個展を開き，かつ絵を描くことによって生活を営んでいる．また，栃木県鹿沼市の鈴木敏之は，中途失明者であるがこれまた油絵の個展をいくたびとなく開いている．一般に盲人は発明ができないと考えられているが，ソビエト連邦ではある種のピストルの考案者が生まれている．盲人には近代科学の粋である工業や複雑な機械を操作することは，至難中の至難であると考えられているが，アメリカの原子力センターに働く盲人，オランダの大型電子計算機の何万回線もの配線を仕事にしている盲人たちもいる．また，盲人には重工業用の巨大な機械や，ベルトコンベア作業を操作し得ないと考える人びともあるが，ソビエト連邦やイギリス，ドイツの自動車工業，重工業に従事する盲人工員のあることを知る必要がある．また，インド，アフリカにおける農業訓練センターで，トラクターを使っての農耕訓練に従事する盲人，また架線工事，山林の開拓，土地の造成に従事している盲人もある．

以上のように実証している姿を無視するならば，盲人の職域は依然として限定され，盲人に何が適しているかという論議を繰返さなければならないであろう．むしろ，英・米・ソ連のように盲人の職種を限定しないことが，盲人の職種を拡大する秘義ともなる．

国家保障と盲人職業

従来，盲人の国家保障については，各国各様な施策をとってきたが，基本を流れる概念は，保護対象者として扱ってきたように思われる．多くの先進国においては，障害年金の支給や最低生活を保障した．また，一部の国においては介護人手当，その他障害による不便・不自由を除去するための手当が支給された．もちろん，これは障害の程度によっては必要であり，将来も持続されるべきである．しかし，障害中心の保護対象と能力を中心にした〝投資〟対策とはおのずからその性格を異にする．盲人であるがゆえに一律の能力を有し，一律の欠陥を有することはあり得ない．人の指紋がひとりひとり異なるのと同様に，視覚障害のほかに，潜在能力，情緒，体力，本人の希望，世界観，宗教観等々，あらゆるものは異なっているはずである．

こうしたことを基盤にするとき，一律に障害中心の保護施策を行なうべきか，あるいは個々の能力，生活態度，意欲，訓練成功の可能性などを基礎にした判定のうえに立って投資対策をとるべきかが先進国において検討され始めた．その結果，後者をとるべきであるとする考えが優先し，失明の発生時において心理学者，医学者，科学者，教育者などの専門家集団の判定と測定により，盲人個人の将来への計画が，公私の別を問わず人道的責任において考えられるようになった．そこで将来，有能な社会人として復帰可能な盲人に対しては育英資金，訓練費，教材費，生活費などが惜しみなく投資されている．1968年の各国におけるトレーニングセンターの1人当たりの公費の負担額をみると，日本約2万2000円に対し，アメリカ25万円，イギリス10万円，オランダ10万5000円，マレーシア4万5000円となっている．このように，更生可能な盲人に対しては，先進国は多額の経費を投資している．この投資は必ず還元されるという基本概念に基づくものである．盲人が更生復帰すれば社会の人手不足が充足され，かつ一般人同様，盲人からも税金が支払われる．また，今までつけていたヘルパーや介護者の必要もなくなる．それは年金を終生支払うよりも，より経済的である．また，盲人自身も終生，国家社会から年金とか，その他の形で恩恵を受ける被保護者としての，肩身狭い卑屈感にとらわれることなく，堂々と一市民として義務を果たした満足感にひたることができるという合理的な考えに立つものである．おそらく世界の盲人を対比するとき，先進国，後進国を問わず，その能力の違いにおいては大差はないといわれている．しかし，必要な時期に必要な訓練を怠ったり，また，必要な教材・教具の支給，その他の経費を節約したりすると，伸びる可能性のある者も，その伸張はストップする．先進国と後進国の盲人の間に，大きな開きが見られるのも時期を逸し，経費を節約し，測定と判別を間違ったからにほかならない．

他面，社会復帰のできない盲人対策としては，きめこまかい年金制度の実施や専門医師による医学的療法や教職員の集団による細部にわたる教育方法をとる必要がある．

このように盲人個々の状態に応じた細分化された施策と保障が確立され，ある者は保護の対象者として，ある者は社会復帰への投資の対象者として考えられることが，21世紀に向かう新しい方法といわれている．

盲人工場・庇護工場・一般工場と盲人職業

盲人を特定の職種につけ，限られた工程で単純作業を行ない，できあがった製品を定まったルートによって販売し，利益を目的とせず，働くことに喜びと生きがいを感じさせるために作られたのが盲人庇護工場（sheltered workshop）である．いいかえれば，擁護を目的とした盲人の集団職場である．かつてアメリカにおける陸海空軍のシーツやまくらカバーのミシンかけ，ヨーロッパ諸国において実施されたモップ，たわし，くつぬぐい，ほうき，簡単な家具，とういす，つくえ，とうかご，くつ下編みなどの仕事がそれである．つまり，日本を除く諸外国では，盲人の職業は授産場において1世紀以上にわたり，伝統職業として受継がれてきた．こうした過去の歴史的経験から，一部の有能な盲人を集めて，利益を目的とした工場の経営が可能であることが判明したので，単純にして製品の品質の良否を度外視した生産工程から，やや高度な生産工程と品質の良否を厳重に検査する段階へと高まったのが盲人工場である．しかし，これとても生産は上がるものの，赤字の程度が授産場より少なくなったという状態に過ぎない．こうした中で，職業訓練センターを卒業した盲人工員を集めて盲人工場を経営した結果，黒字になることが実証され始めた．そして，生活・職業訓練センターを卒業した優秀な盲人工員によって運営されている純然たる企業としての近代的盲人工場もある．

庇護工場に類似した盲人工場は，保護対象として扱われているため給料も僅少である．しかし，利益を上げることを目標としている盲人工場にあっては，盲人工員に対し，一般企業なみの賃金を支払い，被保護者としてではなく，社会人として，独立人としての義務と権利が与えられている．アジアでは1958年に創設された香港の盲人工場があり，ソビエト・ロシアにおいては1941年以来設立された252の盲人工場がある．このソビエト・ロシアの盲人工場は軽工業から重工業にわたり，年産額3億5000万ルーブル（1400億円）をあげ，これによって6900万ルーブル（276億円）の利益を得ている．ここでは国家に対し25パーセント，約70億円の税金を払い，残り約200億円が盲人たちの技術研究と生活向上のために使われている．

これらを職業・生活訓練センター卒業後，プレイスメント・オフィサーの努力によって一般工場に働く盲人工員と対比すると，給料においては能力に応じ差は

ないが，環境において大きな相違が見られる．すなわち，近代的盲人工場においては，同僚はすべて盲人または盲人の理解者である．そのうえ，設備，機械は盲人のために特に配慮され，くふうされて作られている．これに反し，一般工場に働く場合，周囲はすべて晴眼者であり，また，設備や機械もいっさい盲人用としては作られていない．前者の近代的盲人工場の必要性を唱えるのが共産圏諸国であり，一般工場へ進出させることを主張するのが自由圏諸国である．自由圏諸国の盲人工場否定論は，盲人工場がいかに近代化されようと，それはけっきょく盲人の集団職場でしかあり得ないとする．しかし，一般工場に就職した盲人は，やがて自らは盲人であることを忘れ，社会人と肩をならべ良き一市民としての誇りと自信をもつようになる．これこそが盲人の真の社会復帰であるとしている．

盲人の農業訓練

世界の盲人人口は，1500万と推定されている．そのうち農村地区に居住する盲人は1000万以上といわれている．こうした多くの農村盲人たちは，1954年のパリにおける第1回世界盲人福祉会議のころまでは，ほとんど農業家庭の家事手伝い，留守居役，子守りをし，器用な盲人は簡単な農耕作業またはなわ編み，ぞうりづくり，祈禱師などの仕事に従事してきた．いいかえると，組織だった企画性をもった科学的基礎訓練を受けることなく放置の状態にあったといえる．その後1955年，日本において開催した第1回アジア盲人福祉会議，1959年のローマの第2回世界盲人福祉協議会総会を経てめざましい発展を遂げ，ニューヨークの第3回総会までに農業訓練センターが19カ国に設立され，多くの有能な盲人たちが訓練を受けて，農業に従事している．中でも有名なのはアフリカのウガンダ，ギリシャ，インドのタタ，マレーシアのタラマハラパンの訓練センターである．農業訓練を実施する場合，特に留意を要する点として，生活訓練・感覚訓練（特に音響訓練と方向訓練），歩行訓練，適合訓練などの基礎的訓練を重要としていることである．農業訓練の専門コースにはいる場合，教師や家族の希望によって職種を選定するのではなく，盲人個人の適性と能力に応じて自由な選択をさせる必要がある．これら各国の農業訓練センターや国際連合をはじめとする国際盲人援護機関が，農村盲人に可能な職業訓練課目を，次のように発表している．

(1)農業，林業，予備耕作

穴掘り，伐採，ゴム園の管理，ゴムの採集，施肥，灌漑，除草，稲刈り，種まき，こん包，農作物の販売，食用油用豆類・綿花・野菜などの栽培，土堤造り，あぜ造り，苗床造り，殺虫剤の噴霧，各種農作物の取入れ，市場販売作業など．

(2)果樹園，園芸，温室栽培

苗の育成，つぎ木，剪断法による繁殖，殺虫剤の噴霧，果実の取入れ．

(3)花類栽培

観賞樹の育成，花輪・花束の製作，婦人用装飾花の育成，花屋の経営．

(4)家畜の飼育

牛，羊，やぎ，ぶた，うさぎなどの飼育，牛，ぶたの皮はぎと採肉，肉の販売．

(5)牛馬，動力式工作機械による耕作

(6)酪農

乳しぼり，乳牛の飼育，牛乳販売，牛乳加工品（チーズ，バター，菓子類）の製造と販売．

(7)養鶏

食用・採卵用の鶏の飼育と雌雄の選別．

(8)農村地域の小企業，家内工業

竹，なわ，しゅろなどを材料にした各種加工品の製作，煉瓦，陶器，民芸彫刻，魚網，スポーツ用ネット，たばこ加工，はた織り．

(9)露天商，小売商店の経営

(10)その他　農業セールスマン，農業保険勧誘員，農作物販売宣伝員など．

以上のように，実に多方面にわたる盲人農業職が可能であることが実証される．しかし，「職業訓練以前の訓練」で述べたように盲人が農業訓練センターを卒業したからといっても，プレイスメント・オフィサーやカウンセラーの適切な指導と助言がなければ，就職は不可能である．なお土地や山林を持たない農村盲人の就職については，都市における就職あっせんと異なり，特別な配慮が必要である．外国においては卒業者に対して，更生仕度準備金を貸与・支給したり，耕作地や山林を提供している事例もある．アフリカにおいては盲婦人は全く廃人として扱われていたが，訓練を受けた盲婦人たちは，育児，家庭管理ならびに農耕技術を会得し，一般農婦人よりも向上しつつあるという報告は注目すべきである．特に農村における盲婦人の結婚問題は都市におけるそれよりも，世界的に困難とされていたが，農業訓練センターを卒業した盲婦人の

場合，以前とは比較にならぬほど結婚の機会に恵まれているといわれる．しかしながら，農村には古い因襲，迷信，伝統などが根強くはびこり，たとえ，りっぱに訓練を終えて有能な盲人農業従事者ができたとしても，常に周囲の圧迫や排撃を受けがちである．したがって，就職がつごうよく運ぶだけで安心することなく，強固な意志と自信，積極性が要求されるのである．（岩橋英行）

専門職業

就業能力

今日まで，多くの盲人が知的な訓練を受け，また実務につくよう訓練されている．盲人にこのような訓練を受けるだけの能力があることは当然である．しかし，そのような能力があっても，盲人が自分の選んだ職業に就ける機会があるとは限らない．雇用者側の考え方にも偏見に近いものがあり，またかれらの目には憂慮すべきことと映ることがらもある．たとえば，墨字書を読んでくれる人の問題，行動上，実務面でのいろいろな制約などである．そこで，これらの障害を乗越え，さらに成功するためには，職業に就こうと思う盲人が競争相手になる晴眼者よりもさらに多くの訓練を受け，努力する必要があり，有能でなければならない．従来，盲人専門の職業として広く一般に認められている職業もあれば，それに準ずる職業もあり，またきわめて優秀な盲人だけができる職業もある．しかし，必要な援助があれば，盲人に不可能な職業はないのではあるまいか．盲人に適した職業を考えるに当たって，それを二つのグループに分けてみよう．一つは盲人たちの間での仕事であり，他は晴眼者を競争相手とする分野の仕事である．

盲人間の職業

〔管理者（agency executives）〕盲人リハビリテーションとしての事務所の管理者は，他の盲人たちのための仕事の代表者として，十分その責務を果たせるかどうかが問題である．それには次の四つの集団に対して責任を負っている．すなわち，第1は上司に対して，第2は個人的にも経済的にも援助を受けている人びとに対して，第3はかれの仕事が福祉につながる盲人に対して，最後はかれの事業所の目的を実施していく職員に対してである．

たしかに盲人の管理者には，忠実で調和のとれた職員が必要である．しかし，このことがかなえられたとしても，盲目のかれは職員や盲人や援助を受けている人びとの意に十分報いることができるだろうか．このような重要な職につく人はやはり視力を必要とするのではないか，と経営者が憂うるからである．

では，現状ではどうか．今日，アメリカの盲人リハビリテーション州立事業所に48人の管理者がいるが，そのうち盲人はわずかに15人であり，都市や地区や州単位で活動している私立の事業所では，76人のうち7人が盲人であるという．ただし，この数字にはアメリカ最大の州に30の支部をもつ私立事業所の人数が入っていないが，このうち16人が盲人である．

〔リハビリテーション関係〕 ワシントンにある職業更生局（Office of Vocational Rehabilitation）によると，約100人の盲人が盲人のリハビリテーション州立事業所に雇われているが，その職種は就職斡旋，盲人のためのリハビリテーション事業の監督，工業面の専門家，盲人のためのリハビリテーション・カウンセラー，就職前の訓練所における指導員などである．これらの職場にいる盲人は，一般に優先権が与えられているが，それも職業更生局の理解ある建設的な政策のためである．

〔家庭訪問教師〕 家庭訪問教育とは，中途失明者を自宅で教育することを意味するもので，19世紀中ごろイギリスで始まった．そのころの家庭訪問教師のおもな目的は宗教的慰安を施し，点字の読み書きを教えることであったが，今日では宣教師や単なる教師だけではなく，ソーシャルワーカーとしての務めの方が重きをなしてきた．さらに盲人を適職に就かせるため，全般的な教育と社会福祉上の訓練を完全に授けねばならない．

アメリカでは盲人であるために，家庭訪問教師になる資格がないとは考えられていない．かえって盲人の家庭訪問教師の方が，盲という障害を克服して自から身につけた諸技能を見せることができるので，中途失明者には非常に効果的である．盲人の家庭訪問教師が生徒との間にかもし出す共鳴と相互理解は，盲という事態がもつ暗い陰を消散させるだろうし，生徒にとっては生きた手本であり，自立と勇気のよい見本ですらあろう．

イギリスでは，家庭教師の職は盲人にとってアメリカほど開放されておらず，その大半を晴眼者が占めている．理由はいろいろあるだろうが，おそらく経済上の理由がおもであろう．

〔盲学校の校長〕 アメリカの盲学校の大半は州立であり，州の教育局から何らかの監督を受けている．それゆえ，ある州では校長の職務は政治に従属し，このことが臨機応変の処置を妨げている．このために全州で全盲の校長は男2人，女1人に過ぎない．おそらく校長という職が管理職であるため，盲人を管理職へ採用するのをためらうのであろう．

〔盲学校の教職員〕 教育を受けた盲人にとって，盲学校の教師は，一見理想的な職業のように思えるが，盲学校が吸収しうる教師の数には限度がある．なぜなら，学級の監督，礼儀作法の指導，事務一般などの理由でかなりの晴眼者の教師を必要とするからである．

大半の盲学校では全盲の教師を雇うとき母校の卒業生を採用する．それは仕事の内容をすでに知っているからである．盲学校に就職した全盲の教師は，腰掛け的に就職するのではないから，転職がほとんどない．盲人の教師の比率は学校によって違うが，何よりも校長の考え方に左右される．

アメリカの盲学校における視力障害者の教師の受持つ教科はだいたい次のようなものである．音楽（ピアノ・バイオリン・合唱・声楽を含む），職業（手工・工芸・職業など）小学部各科，ピアノ調律，点字，高等部各科，体育，数学，自然科学，管理職，英語，図書館司書，社会科，家政，幼稚園各科，重複障害学級（盲ろう学級），

晴眼者を競争相手とする分野での職業

盲人の職業上の成功の度合は，盲人自身の資質や能力，直面する環境や偏見に左右される．盲人が職業上成功することはむずかしいが，かれらの多くは努力を重ねて成功してきた．個人営業で生活している盲人が直面する問題点と，ある組織の中で働き，上司に自分の能力を示さねば信用してもらえない盲人の抱く問題点とは同じでないので，どちらの職業が比較的容易であるかは両方の職業を経験した人にしかわからない．

失明時期が職業上の成功と直接関係があるかどうか．また，職業観とはどうかなどについて行なった調査は，失明後，教育と職業訓練を受けた盲人は，自分の職業に熱心であり，他人にもその職を勧める傾向があるが，職業を身につけてから失明した盲人は，自分1人は完全にその職を遂行できるにもかかわらず，他の盲人が自分と同じ道を歩くのを勧めようとはしないという興味ある結果を示している．

〔法律関係の職業〕 一般に法律関係の職業は過剰気味で，晴眼者でもこの世界で身を立てるのは容易でないから，盲人ではさらに多くの問題があり，成功できそうな人は，きわめて優秀な人に限られる．法律研究に真に重要なのは，高い知能と仕事への意欲である．

しかし，実務についた場合，盲人弁護士には多くの難点が生じてくる．それは各地の法律事務所ではかれらを所員としても雇おうとしない．したがって，初めてのことは経験しようにもその方法がわからないためである．もし自身で事務所を開くと，秘書を雇うため経費がかさみ，最初の数年間は収入も少なく，生活費も出てこない．

盲人弁護士は，特定の分野の法律だけを専門にするのも一つの行き方であるが，そのような仕事の分野には，離婚，後見人，養子の問題，貸金の徴収，所得報告書の作成準備などが含まれる．法律の研究をしておけば，中央や地方の政府機関の職につく可能性も出てくる．

盲人によって行なわれてきた法律関係の仕事には次のようなものがある．

(1)徴収の仕事：月賦払いや他のクレジット方式をとる販売店のために，賦払金の徴収をする．

(2)カウンセリング協会（Corporation Counsels Office）の業務：①予知された被害を怠慢のために受けた原告側の調査．②訴訟問題の判定と整理．③裁判進行に関する申請書の準備．④法廷における申請書の討議．⑤立法に関する意見や草案の作成など．

(3)法務長官局（Attorney General Office）の仕事：内容は(2)とほぼ同じ．

(4)保険会社の調停者．

(5)社会福祉施設などの顧問弁護士．

(6)法律相談所のカウンセラーとして弁護依頼人のための訴訟指導や法律上の助言．

(7)抵当権行使に関する鑑定人．

(8)破産者の管財人．

(9)不動産会社のカウンセラーとして賃貸借契約の準備．立退き執行や使用料についての指導．

このほかアメリカでは，州議会の一員として働き，そのうち数人は各種の審判官に選ばれ，1人は州の法務長官（state attorney general）の職についている．

〔一般学校の教師〕 教師という職業は盲人にとってせんぼうの的である．多くの盲人は個人教授をするときは，りっぱな教師であることが多いが，一般学校の学級担任となるのは不可能に近い．任命者は通常，盲人ではなく，盲人に信頼を寄せていない．盲人が教育

者として資質のあることを，雇用者の大半が知らないことに，盲人の最大の悲劇の原因がある．

就職校を見つける最上の手段は，盲人だけを取扱うあっせん者を通すことである．

しかし，ある中学校の音楽教師に就職した盲人の場合，ホールを借りて関係者全員に招待券を発送しリサイタルを開いた．そのうえ，関係者のところへいくたびか足を運んで個人的に親しくなった．またこのリサイタルによって，ある音楽雑誌にかれのことが掲載されたのに力を得，あらゆる方面に働きかけて，ようやく就職できたといわれる．

一般学校における盲人教師の大半は，単科大学や総合大学に見られる．アメリカの調査によれば，単科大学の盲人教師が受持っている教科は次の順位となっている．

古文と現代文を始めとして，音楽，歴史学，経済学，言語学，哲学，心理学，政治学，宗教学，数学，物理学，社会学，人類学，化学，臨床医学，機械工学，地質学，法律学等である．

このほか，アメリカでは小・中・高等学校の教師や校長をしている盲人たちもいる．

〔保険外交員〕 保険の外交員は50年前から職業として成り立っており，成功者もいるが，大半はこの仕事を放棄しているのが実情である．この社会で成功するような人は，おそらくどの社会で働く人よりも野望をもち，能力のある人であろう．

〔牧師〕 牧師の資格取得の経過は千差万別で，大学で学位を取った人，聖書協会から免許状をもらった人，また，宗派に所属してはいるが全く資格のない人などさまざまである．当然，給料にも格差がある．生活費にすらこと欠く例も多い．十分収入があがるかどうかは，どの程度の教育を受けているかによって左右され，大学出や神学校出身の牧師たちは，かなりの収入を得ている．

晴眼者の盲人牧師に対する偏見があって，それが向上をはばんでいるという全盲の牧師たちもいれば，この仕事は特別の好意にあふれた環境でしかできないという盲人もいる．かれらは，効果が現われるように巡回し，たやすく人びとと会うことの必要性を指摘している．また，晴眼者の介助は貴重であり，必須条件でさえあるという人もいる．

〔音楽家〕 盲人音楽家には有能な人も多く，アレック・テンプルトン（Alec Templeton），アート・テータム（Art Tatum），吹奏者のフレッド・ロウリー（Fred Lowery）のような天才もいる．また，作曲家として大成功をおさめ，音楽出版社をつくり，自分の作品を出版している全盲の女性もある．そのほかにも音楽教育を受けたすぐれた人がいるが，あまり世に知られていない．

一般の人びとは，盲人は音楽に向いていると考えているが，この考えは間違いである．それはおそらく，同じ程度の学校なら，晴眼児の学校より盲学校の方が音楽を重視していると思われているためだろう．しかし，いろいろの障害があり，特に点字楽譜が不足しており，流行歌の分野では最もひどいが，それを補ってくれるのがラジオやレコードである．

音楽家と音楽教師の約3分の1が十分な収入を得ている．成功者の中には，音楽の指導，教会のオルガン演奏，コーラスの指揮者，ときおり開かれるコンサートに出演している人もいる．また，大学や公立学校で音楽の教師の職につき，安定した収入を得ている人びともいる．数は少ないが，将来性のある職としてラジオへ出演する人もいる．ある盲人は，国内の主要ネットワークにのり，1日に2本のコマーシャルを担当し，歌をうたったり，ピアノを演奏したり，コマーシャルを読んだりしている．ある盲人は大きい楽団数ヵ所と数年間契約を結んでいる．

一般の意見は大多数の盲人が音楽を職とするのにパートタイムではいいが，それだけに収入を頼るのはよくないということで一致しているようである．

もっと多い生活費を得るために小規模の楽団やダンス専門のバンドの組織者，指揮者に転職する人もいる

〔理学療法師〕 アメリカでは現在，少数の盲人理学療法師（Physical Therapy ＝ PT）がいるが，自宅，病院，診療所などで十分その勤めを果たしている．しかし，現在では州の免許状を取得しなければならないので，盲人が理学療法師になるのは不可能となった．その際，認可されるのは，アメリカ医療協会認定の学校卒業者だけに限られているが，その学校自体が例外なく盲人の受入れを拒否しているためである．そのおもな理由は，現在，理学療法師の操作する器具の大半を，盲人はこなせない．また，記録がとれない，医師の処方通りにすることができない，歩行が容易でないなどがあげられている．十分な訓練を受け，就職後もりっぱにその責務を果たしている盲人理学療法師は，以上のような反対理由に反論し，時間がたてばかれの持論の正しいことが証明されるだろうことを希望している．

イギリスでは事情は全く反対で，約300人の盲人理学療法師が活躍している．ロンドンの王立イギリス盲人援護協会（RNIB）が運営していたマッサージ学校が理学療法師養成学校となり，電気療法から水治療法まで広範囲にわたる治療法を教えている．盲人理学療法師は，いままでよりも多忙であり，国内いたるところの病院，公立診療所で活躍している．かれらは，専門の医師と協力し，十分その存在を認められている．

〔整骨療法師〕 アメリカの整骨療法師は成功し，可成りの収入を得ている．かれらの大半は，失明後，高等学校と整骨学校を修了した者で，勉強の障害は一つもなかったが，晴眼者の援助がやはり必要であることを指摘している．実利主義的な考えをもつある人は，看護婦との結婚を示唆している．

しかし，現在盲人の整骨療法師への道はとざされている．アメリカ整骨師協会（American Osteopathic Association）が盲人整骨師の適性を疑問視しており，盲学生の整骨学校への入学を認めていない．盲人が除外された理由は，整骨の勉強には医学に準じた学科を完全に修得することを必要とするからで，それには，盲人が適していないと判定されたわけである．しかし，盲人整骨師が，その身体的不自由さを認めながらも，この職業に専念していることは事実である．

〔指圧療法師〕 アメリカの指圧療法は盲人にとって最適の職業とみなされてきた．しかし，大半の州の指圧療法試験局（Boards of Chiropractor Examiners）は，盲人志願者に免許状を与えることを疑問視している．

〔医師〕 アメリカでは少なくとも6人の盲人医師がいるが，かれらは全員医師になってから失明した人たちである．失明後もこの仕事を続けているが，盲目という事態とあまりかかわりのない分野に手をのばしている．たとえば州の産業事故処理委員会（Industrial Accident Commission）の検査官，病院の経営者，糖尿病の専門家，精神病学者などである．かれらは盲人が医学の道に進むのを肯定しないが，かれら自身が実証しているように，いったん医学を職業とした以上，たとえ失明しても廃業する必要はないとしている．

〔心理学者〕 アメリカでは数人が心理学的カウンセラーとして身を立てている．1人は高度の心理学の教育を受け，心理療法を実際に行なっているし，もう1人は，ある大会社の職員として成功している．

〔文筆家〕 文筆業は多くの盲人にとって魅力のある職業であるが，これだけで生計を営んでいる人はごくまれである．しかし，才能さえあれば，盲人といえども努力すれば成功するはずである．

盲人は一つの障害として仕事のテンポが遅いとか，秘書の援助が必要ではあるが，一般の人びとは盲人文筆業者に偏見を抱いているのではない．活動的な新聞記者のような場合はむずかしいが，文筆業には商況月報・雑誌・新聞の編集者，作家，ラジオ放送用の台本書きなどがあり，同一人が1種類以上の文筆業をやっているのが普通である．

〔ソーシャル・ワーカー〕 アメリカでは，大学の社会福祉科を卒業した盲人の大半は，盲人のための特別な係を必要とする社会福祉事務所や盲人のための事業所に勤めている．その数は次第に増加し，いまでは晴眼者を競争相手として社会福祉事務所に就職するようになってきた．なかには，児童専門や家庭相談所の相談員として勤めている者もいるし，女性刑務所の福祉課に勤める盲婦人，大都会の共同援護工場で働いている男性，さらに公共福祉事務所に勤める盲人も数人いる．

大学の社会福祉科にいる盲学生が，社会福祉事務所などで実習をする機会が増えたのもきわめて喜ばしいことである．このことは，ひいてはかれらが将来，盲人と関係のない社会に就職できる機会を増すことになろう．

〔司書〕 国会図書館の系列下で，盲人用図書の発送係長をしている者が若干いるが，司書養成学校で全コースを修了した者はいない．

〔その他〕 このほか，化学，生化学，物理学などの研究に従事する者や，中途失明後も薬剤師を続けている盲人もいる．52歳で失明したある婦人は，児童のレクリエーション・グループの指導者になっている．58歳で失明した機械工学専門の盲人は，いまでも工学関係のデザイン会社を経営しているし，また，50歳で失明後西部でインディアンの世話役を一手に引受けている者もいる．このほか，俳優，医学関係の技師，職員として働く工業技術者，ガン研究所で放射線を担当する人，電話会社で電話機事故係を養成する担当者などもいる．

ただ，これらの盲人が，少年時代から失明しておれば，その中の何人がいま就いている職業に適した教育を受けられたかは疑問である．

（ヘルガ・レンデ／塩中清抄訳）

［参照文献］

Lende, Helga *The Blind and the Professions*, 1962.

ILOの盲人職業更生指導

ILO（International Labour Organization ＝国際労働機関）は，盲人をも含む身体障害者に対する職業的更生復帰について，各国に対し行政ならびに立法の指導，職業訓練，就職，授産施設の設置，社会保障制度の確立，職業病，産業災害事故の防止，技術援助などの活動を行なっている．

次に身体障害者の職業リハビリティーションに関する決議，特にアジア各国政府に対する勧告，盲人の職業更生のための技術援助ならびに各国の盲人更生事業に関する勧告の内容をあげ，その国際的事業を紹介する．

身体障害者の職業リハビリテーションに関する勧告

〔ILO総会の勧告と決議〕 1955年6月，ジュネーブにおけるILO 38回総会において身体障害者の職業リハビリテーション（Vocational Rehabilitation）を決議し，これを次のような勧告の形式で発表した．

(1)身体障害者と職業リハビリテーションということばの定義づけ．

(2)職業リハビリテーションの対象としては，障害の原因や性質，年齢などのいかんを問わず，すべての身体障害者を含むとしている．

(3)職業リハビリテーションのためには，身体障害者が職業を選択，変更する場合は，必要にして実際的な施策を講じ，専門的な職業指導を行ない，これを開発すべきであることを強調している．

(4)職業ガイダンスの方法としては，できるだけその国の実状と個人の適性に即した施策を講ずべきである．そのためには次のような事項を実施する必要がある．①職業カウンセラーとの面接，②職業経歴調査，③受けた教育や訓練についての学歴調査，④職業ガイダンス上の医学的検査，⑤能力，性向あるいは心理テスト，⑥個人および家族事情の確認，⑦適当な作業や訓練などによる適性と能力の確認，⑧ことば，その他の方法によるコミュニケーション技術テスト，⑨職業上必要な身体的能力の分析と進歩の可能性の調査，⑩雇用に関する情報の収集と資格，体力，性格，趣味，経験および雇用市場の要求に応じる訓練．

(5)一般健常者に対して採用されている訓練の原則や方法を，教育と医学的条件が許すかぎり，身体障害者に対しても同様に適用すべきである．身体障害者の訓練は，できるかぎり経済的にむだのないように考慮し，その職業的能力と性向を見きわめ，訓練後には，どのような職種への就職が可能であるかという見込みのうえに立って実施すべきである．この目的のために，次のような方法が考えられる．①医学上の助言を守って，就職について十分に相談し，その作業は身体障害の影響が最小限度にとどまるような職種を選ぶように留意する．②以前に就職していた職種か，これに関連する職業に従事し，身体健常者と同等の条件で働けるだけの技術を身につけ得るまで訓練を継続する．

(6)身体障害者は，いずれの場合でも健常者と同じ条件において訓練を受けるべきである．身体障害者の訓練に当たっては，その障害の性質，程度によって一般の健常者と同等な訓練が不可能な場合は，特別な訓練を必要とする．すなわち，①寄宿制または他の制度による学校，施設，②特別の職業指導のため，短期または長期の訓練コース，③身体障害の熟練度を向上させるためのコースなどである．

(7)雇用主を督励して，適当な経済的，技術的，医学的または職業上の援助を与えさせる手段を講ずべきである．また，身体障害者の就職手続きについて特別な方法を考える必要がある．すなわち，①就職希望者の登録，②就職資格，経験，希望に関する記録，③雇用の場合の面談，④必要に応じて身体的・職業的能力の評価，⑤雇用者を促がして，すいた仕事が生じた場合には，関係当局に連絡させること，⑥雇用者と交渉のうえ，かれらの職業能力を一般に公開させ，身体障害者雇用の確保を図ること．

以上のほかに，行政機関の組織と職業復帰および雇用に関するいろいろな方法を列挙するとともに，身体障害者の職業指導や訓練，雇用などに関する適切な原則，方法を勧告している．たとえば，当局は適当で有能な職員を得て，職業リハビリテーションを取扱い，就職後の世話を怠らないこと．訓練，ガイダンス，就職の総合的発展と歩調を合わせること．情報を利用し，リハビリテーション事業の実情を公開する．労使協調を図るため最大限の機会をつかむこと．また，医療に対して責任ある団体との協力，身体障害をもつこどもたちや青年たちのための特別な配慮，重度障害者のための授産場の設置の必要を説く条項などがある．

次にILOは1968年6月の総会において，身体障害により職業を続けるうえに生じる避けがたい各種の困難や生産性の低下などについて，1955年に出された職業リハビリテーションに関する勧告書の改正の必要

を認め，また，身体障害労働者の事情を考慮して，近い将来に新しい国際的規定を採用すべきであるという決議がなされた.

(1)リハビリテーション事業は身体障害者の権利として認めること.

(2)身体障害者に対して許される最大限の就職機会を与えるために，雇用者，労働者両団体間の交渉においてILO参加国の身体障害者雇用政策を採択すること.

(3)身体障害者の職業継続を図るとともに，できるだけ広い範囲に就職できるようにするため，両団体の協力態勢をつくること.

(4)専門の身体障害者リハビリテーション施設を設けること.

(5)職業リハビリテーションと生活保障の手段として，助成金を支給すること.

(6)社会復帰後，以前に無能力であったという理由で差別待遇を受けないようにするため，特に情報の提供と社会啓発によって，全般的な環境をつくりあげること.

〔アジア各国政府に対する勧告(アジア地域セミナー報告)〕(1)職業安定の方法と技術：①選択した職業に身体障害者を定着させるためには，働き手をよく知り，その仕事に適合させることである．②職業安定所職員の任務は，身体障害者のために特別な手段を講じると同時に，健常者に利用されている一般の設備に適応させること．③身体障害者は，初めての仕事を容易にできるように，職業紹介の際に特別な援助を要求することができる．④継続の方法として，職業リハビリテーションの効果を評価しつつ，担当する仕事について調整を必要とするかどうか，または他の仕事に転換させる必要があるかを見きわめることが肝要である.

(2)就職上の障害：身体障害者を安定させるために起こる障害や，就職の機会が実際に得られる範囲の限界は，各国において異なる．しかし，職業リハビリテーションを始めているどの国においても，克服しなければならない障害として，①社会の態度，②国の財政事情，③雇用者の反対，④労働者の反対，⑤身体障害者自身および家族の態度があげられる.

(3)身体障害者の就職可能の範囲：①身体障害者が資格を得た仕事を遂行するためには，身体健常者と同等の機会を与えるべきである．②身体障害者は，身体健常者と同様，自分が選んだ雇用者のもとで，自分にふさわしい仕事をする機会を与えられるべきである．③公営，私営および大中小企業を含めた国の全雇用機関をカバーすることができるほどの広いものでなければならない．④就職の機会は，一般の職業安定所を通じて与えることができるが，それに加えて，たとえば，雇用者に個人的に交渉するというような特別な手段を講じる必要がある．⑤自家営業，家内工業，手工業もまた適当な就職の機会を提供することができる.

(4)職業訓練および再訓練：訓練の根本的原理として，次の点をあげている．①もし，身体障害者が訓練なしに適当な仕事につくことができるのであれば，職業訓練は不要である．②身体健常者に適用されている手段ならびに方法は，医学および経済事情が許すかぎり，身体障害者に対しても適用されるべきである．③職場で健常者とともに訓練を受けられない身体障害者のため，特別訓練の配慮が必要である．④身体障害者が健常者と同等の立場で，正常に働けるだけの必要な技術を得るまで，訓練は続けられるべきである．⑤もし，訓練を要する職業あるいは同種の職業に安定することができない場合は，訓練は無意味である.

訓練プログラムを計画的に遂行するためには，①就職情報の研究，②公式化された政策において，雇用者と労働者との組織団体間の協力を維持するこが必要である.

訓練コースはいろいろなタイプが必要であり，それぞれの条件を考慮して選ぶ必要がある．①青年期の者は身体健常者と同じ方針で，訓練および実習経験の利得を受けるべきである．②成人は比較的短期間の速成訓練を必要とし，期間は職業の種類によって異なるが，1年以上を費やすべきでない．③訓練は教育・才能・性別など，いろいろな水準に応じてなさるべきである．すなわち，大学および技術・商業専門学校，各種学校，訓練センター，職場の各所においてなすべきである．④長期間の医学的療法あるいは病院の治療を受けているような場合は，治療が終わる前に有利な立場で訓練を始めなければならない.

盲人の職業リハビリテーションのための各国への技術援助

ILOによる職業リハビリテーションの援助は実地調査，使節団の派遣，専門家や特別研究班の提供，または機械器具などの供給といった形で行なわれている．これまで行なった各国への技術援助の提供は，次の通りである.

〔ブラジル〕 ILOの専門家は，1957年2月から19

58年9月まで更生援護，職業訓練，雇用などの事業促進のために政府を援助した．盲人のための更生援護や相談室がサンパウロの国立更生援護協会に設置された．選ばれた盲人たちによって経営される簡易売店の計画が始められた．最初の売店は健康管理部に置かれた．また，一般企業や庇護授産場での盲人の雇用機会が調査され，生産工場が設立され，訓練を受けた盲人たちは一般企業に就職した．盲人のための職業リハビリテーション訓練コースが組織されるとともに，サンパウロ州の文部省によって指導されている盲人の特殊教師養成計画の一部は一般教員養成計画に含まれている．

〔セイロン〕 1956年2月，コロンボの近くに設立されたトレーニング・センターと庇護授産場にトレーニング・コースを設け，視力障害者や聴力障害者の職業訓練や雇用促進のため，助言者として専門家が派遣された．また，雇用の可能性を調査し，将来の雇用のために機械設備を設けた．そのなかには簡単なプラスチック製品の製造，たとえば，セイロンに良い市場をもつと思われるボタンの製造も含まれている．これら新職業のための特殊設備は，一部政府負担で，一部はILO技術援助の計画資金によって支えられている．また，この種の事業の長期計画のため，全土の状態を調査し，その結果，政府は登録制ホームティーチャー制度，リハビリテーション・センターの設立，職業訓練センターの開設，就職あっせんの手配，盲児童の教育などについて計画を進めた．

〔エジプト〕 盲人職業リハビリテーションの専門家は，国連とILOの合同使節として派遣され，エジプト政府の盲青年の学校，ホームティーチャー制度，職業問題などを公開するため，デモンストレーション・センターの設立を援助した．ILOの専門家の仕事は，授産場や一般企業における盲人雇用の可能性を調査，選択し，職業訓練所，雇用促進事業を設置することである．この専門家は，エジプトで1953年10月から1956年7月までその任務についた．任期中，盲青年の学校に職業訓練所および訓練コースを設け，また，完全に独立した家内工業や職業あっせん部門を設立した．ここでは約75人の盲人に織工，ブラシ造り，かご，とう製品，マット造りなど盲人の伝統的な手仕事をはじめ，速記，タイプライター，電話交換機の操作などの訓練や雇用あっせんを行なった．1956年7月，専門家は家内工場経営者，職業あっせん部の責任者，作業責任者，工場企画者，就職係，職業指導員らに計画事業を引継いだ．

〔ギリシャ〕 1958年2月，ILOの盲人職業訓練専門家は，アテネに開設された盲人新技術訓練学校へ短期間派遣された．その結果，ILOはアテネのリハビリテーション・センターにある時計修理クラスに500ドルの備品を提供した．

各国に対する盲人リハビリテーション事業についての勧告

ILOは盲人リハビリテーション事業に関し各国へ次のような勧告をした．

〔ナイジェリア政府に対する勧告〕 限られた財源で，盲人援助のために払われている努力は賞賛される．しかし，政府は各施設をさらに拡張し，改善するための盲人の職業更生協議会を設置すべきである．1959年8月，ラゴスにおいて連邦内務省，労働省主催の第1回盲人福祉会議が開催されたことは意義があった．ナイジェリアの学校や訓練所を出た者でさえ失業者が多い現状では，点字さえ知らない盲人，あるいは教育程度の低い盲人の職業安定のために，リハビリテーションの全課程が重要であることを認識すべきである．

〔エチオピア盲人職業リハビリテーションに対する見解〕①職業訓練および安定—現在，盲人の職業についての訓練と安定を図る事業はない．第1協会教育社会部長の努力によって，2，3人の盲人が訓練を受けている．しかし，これも種々な社会福祉活動の一部に過ぎず，時々行なわれているだけである．②保護された職業—盲人のための唯一の職場は，アジスアベバのスウェーデン・スタールに設けられている小さな職場である．そこでは盲男子によってブラシ作りが行なわれており，製品はアジスアベバ市に買上げられている．しかし，原料はヨーロッパから輸入されているため，拡張には限度がある．盲人職業の問題として，こうした原材料を現地で発見する必要がある．

〔ギリシャ政府に対する勧告〕 ①指導的で最も進歩的な機構と思われるギリシャライトハウスの近くに盲人のための国立施設の設置に努力すべきである．政府はこの機関に全責任をもち，まだ恩恵を受けていない地方の盲人に対しても考慮する必要がある．②盲人のための保護事業として，民営機関の施設から生産される品は，1953年の「政府は盲人の生産品を購入しなければならない」という法律を実行するため，補助金を出すか，または，これらを強化すべきである．③スポリアにあるギリシャ・ライトハウスの新しい盲人技術

訓練学校は，経験のゆたかな有資格教師を選考するため，厚生，労働，文部，産業の各省は，補導と援助が与えられるべきである．これら教師の給料については，全額または一部を各省で考慮すべきである．また，ギリシャ，ライトハウスにおいて，技術専門家の指導を必要と考えるならば，ILO その他国連，国際機構に要請すべきである．

〔トルコ政府に対する勧告〕 ①盲人の教育，訓練，職業の発展を緊急に図る必要がある．しかし,現在,すべてのことを計画，実施することは不可能と考えられるので，まず，30歳までの盲人に対し援助が与えられるか,どうかを確かめるため,全力を尽すべきである．②国立盲人援護協議会は，盲人に対する各施設の発展に着手すべきである.役員には文部省,厚生省,労働省,自治体,盲人事業団関係者および経営者側,労働者側の代表が参加すべきである．③適応される該当者に疑問の起こらないよう盲人の定義を採択すべきである．

〔キプロス政府に対する勧告〕 ①政府は全キプロス盲人委員会によって行なわれる訓練および職業安定の企画に対し，経済援助をなすべきである．②キプロス盲人委員会の役員は内務省，労働省，保健省の代表者および経営者，労働者を含めて組織すべきである．

〔ブラジル政府に提出した「盲人のためのリハビリテーション・センター」の勧告〕 ①リハビリテーションとは，被訓練者が訓練期間が終わったときに，かれ自身とかれの環境をよりよくコントロールできる状態になって，社会復帰ができるように一時的な訓練を行なうことである．②被訓練者が盲人であるため，劣等感を取除くための補導をセンターのプログラムに盛らなければならない．③被訓練者側だけでなく，その家族，訓練終了後にはいってゆく社会側の態度を改めなければならない．④センターの一つ一つの目的は，被訓練者が自分の強さ弱さを含めた自己に対する明確な，そして現実的な評価をくだすことである．そのうえ，仕事に対して自信をもって，能力を最大限に発揮できるよう，知識と熟練した技術を与えなければならない． (岩橋英行)

［参照文献］

岩橋英行「国連の見た盲人の職業」視覚障害者の新職業に関する研究報告 日本盲人福祉委員会 昭和39

International Labour Conference, "Recommendation Concerning Vocational Rehabilitation of the Disabled" (*Recommendation 99*), Genève, 1955.

就職指導

就職指導員の資格

盲人の求める職業としては，工業，商業，専門職および事務，農林業がおもなものと考えられるが，これらに対する就職指導員（placement officer）の適性は一様ではないことは明らかである．1人の人間が，これらすべての職種に対するあっせんの適性を備えていることは期待できない．もし1人の指導員が全分野にわたって責任をもたされると，自然に最良の結果が得られる自信をもつ方面だけに向かってゆき，他の方面はおろそかにする傾向がある．例を工業方面の就職指導員にとって述べてみる．

一般工場の雇用主が盲人に対し，学歴，身体的条件および仕事の経験が晴眼者と同じ基準で考えてくれれば問題はない．しかし視力という身体的損失が就職の障害になる場合は，就職指導員の能力がその障害を取除く重大な役目を負うことになる．視力喪失は晴眼者の雇主にとっては，本人の技能に対する信頼の消失をもたらし，懐疑，不安，偏見などをいだくことになる．かつ失明者は平均的に，技術工程について十分な知識がなく,それらを分析するだけの能力をもたないので,この基本問題を解決できる資格をもつ指導員が求められるわけである．

〔晴眼者指導員か盲人指導員か〕 晴眼者指導員であれば自分で車の運転ができるし，いくつかの工場を歩き回り，すべてのプロセスを観察し多くの雇主を訪ねることもできる．また，受持った盲人の個人的習慣や特性を見守り，その行動や習慣を工場の作業環境と関連させ，容易にその結果について評価することができる．しかし，晴眼者の指導員は「盲人の可能性を信じる」とか「すでに盲人がしているのを見ている」，あるいは「この種の作業は盲人にできないはずはない」といった表現に限られ，結局，雇主と指導員間の意見の対立となり，両者ともその信念を支え得る即座の証拠を見せることは不可能である．

その半面，盲人の就職指導員には次のような利点がある．1900年以来のアメリカとカナダにおける就職あっせんの例を見ると，全盲の指導員が晴眼者の指導員より多くの盲人を一般工場へ就職させ，より高級な仕事に就かせている統計が出ている．その理由として次のことがあげられている．

(1)盲人就職指導員の場合は，自ら困難を克服して自己を社会に適応させた経歴の持主としとして生きた証

拠になれる.

(2)かれ自身，もしこの仕事に満足な成績が得られない場合は解職される恐れがあり，他への転職は容易ではないから真剣である.

(3)訪問先の工場の生産工程を分析し，視力の要しない作業を選ぶのに，直接その職長からのさし図で容易にそれを自分で実証して見せることができる．ただこのような優秀な盲人就職指導員は少なくとも18歳くらいまで目が見えていて，すでに社会のルールを自身でよく経験した男女であることがよいとされている.

〔女性の就職指導員〕 ほとんどの盲人事業家は．指導員は男性でなければならないという考えをもっている，しかし,アメリカでは,晴眼者の女性が一般工場の単純な組立て作業や包装などの仕事に盲人を就職させおり，1920年にはオハイオ州のクリーブランドで45人の盲人を就職させた．また，1915年から30年にかけて,マサチューセッツ州で,毎年3人から5人を就職させた．また現在，ペンシルベニア州のフィラデルフィア市には全盲の女性就職指導員がおり，同僚の指導員よりも多くの盲人を就職させている.

〔就職指導員の年齢〕 就職指導員の最も望ましい年齢は，盲人であれば25歳から35歳の間である．それは工業生産過程を実演する訓練を受けることが望ましく，しかも，この実演で同じ作業に働く晴眼者の工員と同じ成績を平均的にあげなければならない場合もあるからである．40歳を過ぎると競争はほとんどできなくなるであろう．しかし，就職あつせんを同じ町で長年続けていて，かつ評判がよく，他の工場で作業分析に対する成果をあげておれば例外である.

晴眼者の指導員であれば，年齢は大きな問題ではない.

〔就職指導員の教育〕 アメリカの公私盲人機関では就職指導員の資格に，盲人，晴眼者を問わず大学卒業程度の教育を要求している.しかし,これまでの経験によると就職指導員はほとんど大学を卒業していない．ごく少数の大学卒業の資格をもって成功した就職指導員は，大学卒業の資格をもっていることをほとんど忘れてしまっている．大学入学の資格のある程度の教育は望ましいが，もし，当人が他の必要な資格を備えておれば，それは絶対的なものではない.

〔就職指導員の職業経験〕 この分野の仕事に就く人に望むことは，かつて工場でいろいろな工具や設備などを使用する作業または，多くの仕事の交渉経験のある者である．失明者の場合は失明以前，少なくとも5年ぐらい就職経験があること，および失明後少なくとも2年間工場で働き，盲人に対する晴眼者の差別的偏見を完全に受けとめ得た体験者であることである.

〔就職指導員の人格〕 就職指導員は晴眼者，盲人，男女を問わず，高度の水準のセールスマン的であり，医師や弁護士あるいは最高の大学教授に要求されると同様な人がらを備えていなければならない．特に盲人の場合は晴眼者より気品があり，その人が盲人であることを忘れさせるような人格をもつ必要がある．顔の表情，すわっているとき，立つとき，そして歩くときの姿勢は，完全に普通人なみでなければならない．それは盲人の就職指導員はよき演技者であることが必要であるからである.

就職指導員はどんな種類の反対に出合っても決してくじけない人物であり，また，常に熱意と想像力を現わす十分な肉体的エネルギーの持主でなければならない．指導員は就職させようとする盲人の資質を信じ，それと同時に個人の才能を分析し，自分の受持区域の仕事にそれらをあてはめなければならない.

〔就職指導員の分析力〕 就職指導員はどんな製品の製造工程をも知り尽し，原料から仕上げ製品に至るまで分析できる能力がなければならない.

製造会社の支配人が，盲人に可能と思われる仕事や一つの作業工程を説明する場合，就職指導員は個人的質問することを避け，その説明の中に欠けた点を見出すことを心掛ける必要がある．これができれば最少限度の時間で，しかも工場主を煩わすことを最少限度に止めて，かれ自身が作業現場へ直接出かけてゆくことができる．この才能が即座に雇用主側の尊敬と協力を得るのに役立つ.

就職指導員は受持の盲人の気質と才能を根本的に分析できなければならない．同時にこれらの要素を同じ職場の晴眼者の気質と，その仕事に要求される技能に適合させるように取計らねばならない．ここに忘れてならないことは，就職指導員は専門家の診断した心理的テストの助けなしで分析をやってのけ得るものであることが望ましい.

もし，受持の盲人がある環境なり仕事に不適当であることがわかったときは，率直にこれを認め，雇用主と受持の盲人に対し，自分の思い違いを認めるだけの道徳的勇気が必要である．そして，雇用主側がいら立ちや煩わしさのため，関心を失う前に他の盲人を世話するように手配すべきである.

〔雇用に全責任を負い得る能力〕 雇用主側が盲人採

用を拒むのは感情によるものであって，この原因は盲人のこじきや盲人施設に庇護されている盲人の無力を知っているからである．しかし，このような状態は決して正常なものではなく，失明が自然的に依頼心を起こさせる原因ではないことを雇用主に説得し，雇用主の情緒と宿命的な信念を除いて新しい盲人観と取替えることである．

盲人作業員が老齢，家庭の事情，肉体の衰弱，作業工程の変更，その他の理由で満足できない状態になると，雇用主は事情の変化によるものでなく，失明のためであると考えてしまうものである．就職指導員は実情を十分わきまえて絶え間ない責任をもち，追跡調査と対策を続けなければならない．もし，就職指導員が雇用主との好ましい関係を保つために責任を負わないか，または負い切ることができなければ，盲人就職あっせんの道を失うとともに，盲人も容易に伝統的習慣に陥るであろう．

〔就職指導員の評価基準〕 アメリカに例をとると，1カ年間に10人から15人を就職させることができれば，一人前の指導員とみなされる．指導員の能力を見る場合，すぐれた事業団体が高級セールスマンの成績を判断するのと同じ方針であるべきである．すなわち，セールスマンが1カ年間に獲得した顧客数と同じ数を1年間に失っておれば資格を失うわけである．それは常に顧客との協同作業を打立てていないことになり，そのような状態では企業の発展は期待できない．これと同様に指導員の能力は毎年就職させた盲人の収入から退職してしまった盲人の収入を差引いた条件により評価される．

アメリカの盲人事業家は，たいてい州や市において工業方面で働き得る盲人は，その土地の盲人数の5パーセントといわれている．そして，一般人口1000人に対し約2人の盲人数と推定し，人口100万人の市または地域には約2000人の盲人がおり，このうち100人が工業方面への就職が可能と考えられている．この場合，1人の就職指導員が必要とされている．国によって盲人率に高低があり，また，工業の発達の程度が異なるため，指導員の必要人員は変わるであろうが，基本的なことは変わらないであろう．

盲人の就職指導員の資格について要約すると次の通りである．

(1)伝道師的であること．

(2)盲人の労働力を売込むために限りない熱意をもつこと．

(3)民衆心理をよく研究し，これを分析する能力をもつこと．

(4)工場作業工程を分析できること．

(5)絶えず移り変わる社会の経済情勢に適応していく最大限の柔軟性の持主であること．

(6)自己の受持つ盲人の好ましい資質を一つの人格として雇用主に納得させること．

(7)忍耐力，寛容性，理解力があり，規律を守ること．

(8)自己の受持つ盲人の失敗に際しては，怒りや報復心をもってはならない．

（J. F. クランク／亀山弘子・土井利家訳）

［参照文献］

Clunk, J. F. "Qualification of Placement officer" *Proceedings of the World Assembly of WCWB, 1959.*

工業方面の就職指導

〔就職条件〕 工業の生産工程の中には高度の能力を必要としない部分があり，盲人にとって適当な作業が多く含まれている．ただし，工業に盲人をうまく就職させるためには，①個人的要素，②訓練，③雇用主，④就職後の追跡調査などの要素が必要である．個人的要素としては，身体的と社会的心理があげられる．身体的の面では，まず，盲人であることが考えられるが，本質的には除外の条件にはならない．盲人に要求されることは，健全な精神と，同僚との豊かな人間関係を築く意思をもつこと．また，依頼心をもたないとともに，雇用主からの特別待遇を期待しないこと．そして，働いているグループの社会的，文化的な諸活動に同化することなどである．

〔訓練方法〕 訓練について考慮しなければならないことは，訓練開始の時期，期間，歩行，種類，環境，失敗に対する恐怖心などである．訓練の開始は初等教育を終了したとき，または18歳になったときが最適である．身体を強化し，精神を解放するのはこの時期である．訓練期間については，すべて個人的状況が異なるため最初から何カ月，何カ年と決めることはできない．要するに訓練生が一般工業が要求する標準に従って，必要な能力と迅速さを修得するに十分な期間でなければならない．

〔独立性と適応性〕 盲人が一般工業に従事する場合行動力において少なくも50パーセントの独立性をもつことが必要である．それは家から職場までの通勤をはじめ就業環境の中で，十分適応能力を発揮し得る原

動力である．この力は適切なつえの使用から始まり，方向決定の能力，および行動の抑制力を養うことから生ずるものである．そして，まず工場の全目的と自己の仕事との関係を熟知し，生産過程における自己の仕事の責任と地位を認識しなければならない．次いで工場内の各部と，その作業を音響の根源，匂い，その他によって知る必要がある．こうして初めて安心感ができて，環境をマスターすることができる．

一定の産業に就職しているたいていの盲人にとって，最初の感情は失敗への恐怖であるといえる．訓練期間中に能力テストで好成績を収めた者が，仕事を失敗したり，また2，3カ月間は好調で，その後は失敗したりする例がある．これは主として不安感や自信喪失のため，また，内気過ぎて積極的に同僚と共に仕事ができなかったいという，社会的不適応のために失敗したという事実もある，雇用主の中には．情の深い人もいるが，盲人の姿を見るのが，つらいと思う者もいる．そんな人びとは，視力がなくとも，晴眼者なみの可能性をもっているという事実を信じ得ないのである．また，実際のところ盲人と晴眼者との間に何らの仕事のうえに相違を認めないという人は，ほとんどないといっても過言ではなかろう．したがって，盲人は雇用主との正しい接近をするように絶えず心掛け，機会あるごとに行動によって実証を行ない，挑戦して真実を信じさせるように試みなければいけない．そして盲人は絶えず関係する工場の標準に合う仕事をあっせんされるよう努める必要がある．このようにして仕事に満足を感じ，収入においても自己と家族の生活を保証するものでなければならない．また，工場の変化や新しい情況にも適応できるため，就職後の追跡調査の重要性を忘れてはならない．しかし，このため依頼心を起こさないように注意することはもちろんである．一般工業における盲人の批判は，終身同一の仕事に制限されているということである．しかし，考えられることはすべての進展はその人自身次第で可能性を開発し，その能力を向上させることができるものであって，これができれば晴・盲にかかわらず新しい地位や仕事は自然と手に入れることができるはずである．

〔就職指導の要点〕 これらを要約すれば次の通りである．

(1)職業は盲人の社会融合の主要素であるから，晴眼者と肩を並べて働くことが絶対に必要である．

(2)工業は盲人に対して就職の機会を提供できる．それはその過程にはいろいろな作業が含まれており，高度の訓練や研究を必要としないものがあり，多数の盲人が国の社会的情況や文化的発達から見て，高度の特別訓練を受ける機会を必要としなくてもよい実情を考慮すれば，工業は盲人たちにとってはなはだよい職場である．

(3)訓練についていえば，基本的要素は盲人訓練所で主要な作業方法と環境適応を再生して行なうことが望ましい．

(4)盲人の就職については，根本的には工業生産の標準に一致すること．および満足した労働条件と生活条件を盲人労務者に保証せねばならないということである．

（アルベルト・フェルナンデズ／松浦嘉子・土井利家抄訳）

［参照文献］

Fernandez, Alberto S., "Placement of the Blind in Industry" *Proceeding of the World Assembly of WCWB*, 1959.

事務職の訓練と就職指導

〔就職前の訓練〕 事務職を希望する中途失明者は，リハビリテーション・センターの指導者の忠告や助言を受けることがたいせつである．かれらが新しい境遇に適応できるために，訓練指導者は，訓練生に対し確固たる信念と自信をもつよう指導することである．このため指導者は常に忍耐強く，順応性があり，強い責任感と人に対する思いやりの精神の持主であることが望まれる．また，訓練生の潜在能力を正しく評価し，その役割を適切に理解する必要がある．そのために，カウンセラーや教師らとどのような問題についても自由に相談し，あらゆる角度から検討すべきである．

訓練生は訓練終了期が近づくと，自己の要求や目的について理解を深め始めるようになる．その場合，指導員は訓練生の個人的な特性，就職前に克服すべき問題についてよく話合い，明瞭な方法を指摘し，就職前の十分な準備を整えるべきである．

〔就職指導〕 指導員と訓練生の間にうち立てられた個人的関係が円滑に運べば，やがて最高の作業能力と自信を達成させることができる．訓練生はだれでも激励や，自己の成績の証明や，個人的な配慮を受けたいという要求をもっている．これらについて真実を告げ必要な場合にはいつでも援助を惜しんではならない．しかし，盲人にとって依頼心を増長させるようなことはいずれの場合においても厳重に避けねばならない．

それは就職の制限につながり，就職先の雇用主や同僚の不満を買うことさえある．これに反し，独立心に燃え建設的で有用な人物であれば，もっと容易に同僚や雇用主に喜ばれるであろう．

依頼心を克服するだけでなく，職場には規則正しい出勤，時間の厳守，仕事に対する首尾一貫した注意力と忍耐力，よい労働習慣，高度の個人的適応性と独立心，家族や地域社会での適切な役割，同僚や上司とのよりよい人間関係の保持などは欠かすことのできない条件である．

盲人を就職させる最上の方法は雇用契約の際にその利点と弱点について遠慮のない話合いを行なう必要がある．しかし，就職指導員は話を持ちかけるときと同じように，雇用主からの尊敬や理解を容易に得るものではないことを知るべきである．

雇用主が盲人の雇用に同意したときは，さっそく〝仕事の手引き〟を作成せねばならない．その中には具体的に通勤の道順をはじめ勤務先の建物，階段，廊下，食堂，便所，就職者の机ならびに上司や同僚たちの氏名なども書き入れ，これを就職盲人に示して説明すべきである．

就職後の追跡調査はできるだけ目立たないようにすべきで，勤務時間中を避け，できれば昼食時間を選ぶ方がよい．

〔速記タイピストの就職指導〕 指導員は基礎訓練のあと，まず，タイピング，速記，点字読解のスピードと正確さを期するため，毎日数時間，指導に専念することが必要である．欧文タイピングは1分間40語，速記は100語に達するまでにスピードアップするよう指導する．また，何回も辞書を引くことのないようスペルを覚えさせる．このようにして，速記，とタイピングとも晴眼者なみのスピードと正確さに達したとしてもなおそれは最低のものであることを知らねばならない．なぜならば，盲人は予め速記点字の文句を読み終えてからタイピングすることになり，晴眼者よりもどうしても時間のロスを生じるからである．書類を綴ったり，整理したり，複写することなどは盲人タイピスの範囲ではない，しかし，これらのマイナスに代わり手紙文を起草する能力があればこれを補うことができる．また，職業上の必要な知識を獲得して文案を正しくし，用語や文脈を整えるようすることができれば，書類作成上，上司の手数を省くことになるであろう．このようにすぐれた能力を発揮すれば，雇用の範囲を拡大するだけでなく，経済的収入も増大することになる．

さらにできれば文法を学び，外国語通信文を自国語に，自国語を外国語に翻訳できる語学力を養うことは，それだけ条件が向上する．そのほか，小企業などでは昼食時間に電話交換手が他の職員と交替する場合が多いので，電話交換の訓練もしておけば効果的である．

〔商業開業者の指導〕 訓練生の中には自身で商店を開きたいと希望している者が相当多い．このような人たちには生活訓練のほかに商業的な知識と商法，銀行取引，保険契約，広告，記帳などの知識を学ぶことはいうまでもない．また，取扱い商品の知識を徹底的に学ぶことも当然のことである．

商業方面は範囲が広いが，1例としてたばこや，新聞の売店，食料品店，雑貨商，ラジオ販売や保険の勧誘，行商などがあげられる．これらに従事しようとする人には，自身の自発性，積極性，活動力などによって自分で開拓せねばならない．しかし，オランダでは就職指導員は営業開設に必要な家屋探しやその適否について調査などを助けている，また記帳係をその店に配置して記帳を助け，商売の採算がとれるまでの期間指導する．本人に資力が乏しい場合，財政援助者を探し，3分の1は自己資金，3分の1は地方当局，残りは政府から得られるよう援助している．また，政府は就職指導員の給料をはじめ点字器，速記器，録音器などの提供をし，営業上必要な秘書や記帳係の給料の2，3カ年分を負担するなど，就業上の便宜を図っている．

(D.H. コスター／松浦嘉子・土井利家抄訳)

[参照文献]

Koster, D. H., “Training and Placement of Blind Office Workers” *Proceedings of the World Assembly of WCWB*, 1959.

盲人問題の諸論説

失明の範囲，原因および分布に関する統計的観察　ジョン F. ウィルソン

盲人福祉事業の移りゆく形態　エリック T. ボルター

科学時代における盲人　A. N. マジル

失明が個人に及ぼす社会的圧迫　バーソルド・ローエンフェルド

心理学的にみた統合教育　コンスタンス D. アベリー

盲人福祉と盲教育のあり方　岩橋　英行

視覚障害教育の問題点と今後の課題　大川原　潔

失明の範囲，原因および分布に関する統計的観察

ジョン F. ウィルソン

世界盲人人口の推定数

1959年に世界盲人福祉協議会（The World Council for the Welfare of the Blind=WCWB）の第2回総会がローマで開催されて以来，5年間に世界の総人口が3億も増加したことは，実に驚くべきことである．この第3回総会がニューヨークで開催されている2週間（1964年7月29日～8月12日）の間にも，400万人が誕生するだろう．人口増加の速度は年ごとに早くなっており，1975年までには世界の総人口は40億，今世紀末には60億に達するであろう．ある熱心な数学者の計算では，もし，この割合で増加すれば，2700年には世界総人口の人口密度は，1人当たり1フィート平方にしかならないであろうと述べている．

現在，世界の盲人数がどれほどであるかは全く不明で，統計資料によって推定する以外に方法はない．

国連の世界保健機構（WHO）は，1962年に世界の盲人人口を最低1000万人と推定している．以下「失明率」（blindness rate）という語を用いるが，それは一般人口10万人に対する盲人数の率である．そこで，現在の世界総人口は32億なので，WHOの推定による世界の失明率は約320となる．この推定数は最低数に基づいて計算され，多くの国々が全盲者だけを計算したものであり，事実を無視したものである．国際的に容認される盲の定義を用いれば，この数字ははるかに多くなるであろう．アジアのほとんどの地域で失明率が500であるのが現実であり，熱帯地方のアフリカでは少なくとも700となるであろう．したがって，世界の平均失明率は450が真実に近いものとなり，全世界の盲人の総数は1400万となる．

盲人人口に影響する諸要因

未来を展望するとき，推定はより近似的な数字に近いものとなる．核戦争は別として，一般人口の増加はかなり合理的に予想できるが，盲人となる人口の比率を減少させるわれわれの能力は，十分確実であるとはいえない．この状況は母親と医師との間で行なわれる競争でもあるが，現在のところは母親が勝利を得つつある．しかし，このような状況を支配する主要な諸要因を分析することは可能であり，私はこの分析を試みてみよう．

(1)老齢化現象：人間の寿命は年々長くなっている．現在20歳のインディアンは63歳まで生きることが期待できるが，その父親は50歳代まで生きることができれば幸運であった．寿命が長くなる現

象は，世界の多くの地域で起こりつつあり，失明の危険性が老齢化とともに急激な増大が予想されるため，世界の盲人人口に多大の影響を与えている．

全般的に失明率が低い（207）イギリスでは，70歳以上の老人における失明率は1640で，85歳以上では5750となり，インド，アフリカの河川の流域地方に発生する「リバー・ブラインドネス」（river blindness，河盲．オンコセルカ発盲糸状虫疾患—onchocereiasis—を指す）による失明に匹敵する数字である．主として人口の老齢化が進んでいるため，他の年齢層の失明率が漸進的に減少しているのに，イギリスの盲人人口は逆に増加し続けてきた．すなわち，現在イギリスの盲人の3分の2は65歳以上である．

この年齢という要因は，アフリカおよびアジアの大多数の国々における盲人に関する統計には，まだ影響を及ぼしていない．北ローデシアの最近の実態調査は，盲人のわずか12パーセントが60歳以上であることを示した．その理由は，これらの地域では白内障か緑内障に冒されることの多い高年齢層まで生きのびる者が非常に少ないからである．しかし，今や重大な変化がアフリカやアジアで起こりつつあり，60代，70代まで生きのびる人が年ごとに多くなる傾向にある．アフリカ人やアジア人が眼疾患が他の地域から孤立するのが当然であるというような理由は全くない．事実，白内障はアジアの諸国で広く発生しているだけでなく，西欧よりも年齢的に早期に起こってもいるのである．人口の多い国々では，年齢層におけるわずかの変化でも，盲人数に驚くべき変化を及ぼすのである．

⑵児童死亡率の減少と盲児数：世界の人口増加の主要な理由は，児童の生存率がよくなったからである．各国の保健事業が，現在世界の各地で起こりつつあるように，原始的段階から過渡的段階へと進むにつれて，4歳以下の児童1000人に対する死亡数は，約250人から70人に減少している．このことは人口の爆発的増加を引起こした原動力でもあるし，すでに驚くべき結果を生んでいるのである．インドでは，14歳以下の児童は1億7000万で，総人口の38パーセントを占めている．ガーナでは40パーセント，メキシコでは41パーセントである．世界中で恐らく毎日30万のこどもが生まれており，生存の機会は以前よりも驚くほど高くなっている．成年期に達するにつれて，人口増加は等差級数的なものから等比級数的なものになる．成年期にある盲人は，盲人福祉事業従事者にとって最も関心のある年齢層であり，われわれが問わなければならない質問は，この爆発的な増加を示している児童のどれほどの部分が，将来盲人となるかということである．

1957年，オスローで開催された第2回国際盲青年教育者会議（International Conference of Educators of Blind Youth）に際して，各国から報告された資料により盲人数を合計し，報告のなかった諸国を考慮に入れ平均数を求めると，学齢盲児の数は最低66万人と推定される．1957年以後，事

情は大きく変化し，現在この推定の基礎となっている数字が多くの場合，低過ぎるように思われる．たとえば，最近インド政府は自国の盲児を40万人と推定している．これは信じがたい数字であるが，1963年ニューデリーに滞在中，この数字の裏付けとなる盲児のいくつかの実例を見る機会があり，その印象は感銘深いものであった．世界における盲児の数に関する推定を正しいとする情報はあまりにも少ない．しかし，児童の国際的な失明率はアメリカ合衆国の現在の水準より高くなくとも，こんにち世界中で60万以上の盲児がいるということは，恐ろしいことである．

保健事業が進むに従って，盲児は減少するが，問題は減少する速度が早いかどうかである．予言できる期間についていえば，世界の児童人口は倍増するであろうが，その期間中に児童の失明率が半減しなければ，盲児の総数は減少しないであろう．他のいい方をすれば，現在われわれが死亡原因を防止しているように，効果的に失明原因を防止しなければ，事態は悪化するだけである．

(3)先進諸国の盲児数の減少：医療事業が進んだ国々では，楽観できる十分な理由がある．1962年のイギリスにおける児童の失明率は21であった．一般の出生率が着実に増加しているにもかかわらず，盲児数は減少を続け，現在では以前よりも低くなっている．医療事業が同じような水準に達しているその他の国々も同じ状態にある．遺伝的原因による失明が重大な意義をもちつつあることは，深く憂慮しなければならない事実である．遺伝性の失明による盲児でも，こんにちでは，生存する機会が多くなっているのである．そして生き残るばかりでなく，親となるような場合には，問題となる暗い影を遠く将来に落してしまうのである．しかし，この問題については，現在のところ精力的に対策が講じられており，先進諸国においては，他の障害をもつ盲児数の比率は増大しているが，盲児数は減少し続けることが当然期待できることである．

(4)開発途上国の失明防止対策：これら先進諸国で起こっていることは，世界全体の状況に対して周辺に触れるだけの部分的な影響を与えているに過ぎない．世界総人口の約4分の3がアジア，アフリカ，ラテンアメリカに住み，問題解決のための手が打たれなければならないのは，これらの地域においてである．

これらの国々においては，人口が急激に増加しているだけでなく，児童の失明率もまた高い．インドにおいては，インド文部省の推定をそのまま受取れば，児童の失明率は235である．この推定の根拠になった実態調査は，人口の80パーセントがトラコーマにかかっている地域では（この状態はアフリカや中近東においてもかなり共通的に見受けられる），児童の1パーセントが恐らく失明するであろうことを指摘している．この数字は最近南アフリカにおける調査でも記録されたものであった．また，幸いにも珍しい例外的な数字であるが，北ローデシアのルアプラ・バレー地方では，盲人の82

パーセントが10歳までの時期に失明していることが判明した．もしこのような数字が次の数世代にわたって影響を及ぼすとすれば，その結果は恐ろしいものである．しかし，われわれはこのような悲観的な見方をする必要はない．

乳幼児の死亡原因となる天然痘などの疾患は，児童の失明の主要な原因でもあるので，これらの疾患を統御できるようになることは，喜ぶべきことである．現在では，トラコーマ，結膜炎，はしか，淋病，ハンセン病などが，統御できる疾患となっている．これらの主要な疾患が少なくなれば，栄養不良が主要原因の座を占めるようになることが明らかになりつつある．

過去3年間，国連の世界保健機構（WHO）のコンサルタントが，ビタミンAの欠乏によって生ずる眼球乾燥症に関する国際的調査を実施した．この疾患の進行した形の角膜軟化症は，失明の直接的原因になるものであるが，ビタミンの欠乏による最も重大な影響は，十分な栄養が供給されている目であれば，失明の原因とならないですむものを，幼児，特に離乳後数カ月の幼児を失明させる素因となることである．WHOのコンサルタントの報告書は，膨大な証拠資料をもって，角膜軟化症が全世界を通じての重要な保健問題の一つであり，アジア，アフリカ，ラテンアメリカの人口の密度が高い地域では，特に深刻な問題であると，きびしく批判している．50万の住民をもつ東パキスタン(現バングラデシュ）の首都ダッカにおいて，二つの眼科病院が角膜軟化症のため失明する児童が1年間に259人に上ることを記録した．また，眼球乾燥症が乳幼児に最も多いインドネシアでは，この症状をもつ児童の8パーセントが失明を引起こす病巣をもっていることが発見された．

国連の食糧農業機構 (The Food and Agricultural Organization) は，世界総人口の約3分の1がたんぱく質と必要なビタミンが慢性的に欠乏している食生活をしていると推定している．このような状況の地域社会では，失明率は非常に高く，さらに角膜軟化症にかかっている児童はしばしば死亡するという事実がなかったならば，失明率はさらに高くなるであろう．インドネシアでは，眼球乾燥症にかかった児童の約半数が生後数年のうちに死亡するのがみられたし，角膜軟化症にかかっている児童の死亡率は，恐らくもっと高いであろうし，ある権威者はそれを80パーセントとしている．しかし，現在このような児童の失明を阻止することはできなくても，応急的治療によって生命をとりとめることのできる場合が多い．巨大な人口をかかえている国々においては，生存率が少しばかり良くなることさえ，盲児童数の驚くべき増加を引起こすことがあるのである．

栄養が改善されず，あるいは栄養失調の目に及ぼす影響が統御されなければ，世界の大部分の地域における児童の失明率は，人口の増加とつり合うために絶対に必要な数以下に下ることはないと結論できると思う．多量のビタミンAの使用について実験が行なわれているが，唯一の確実な回答は，食

生活の恒久的な改善である．これは，農業改良指導者（agriculturists），地域開発指導員（community development workers）および教師に課された仕事であり，そして，シセリー・ウイリアムズ（Dr. Cicely Williams）も指摘したように，恐らくこの問題が解決されるのは，児童の生命の価値について，現在とは違った見解が一般に普及してからのことであろう．

トラコーマやリバー・ブラインドネスの統御は，今や医学的な問題であるとともに，行政上の問題でもある．これらの疾患を防止する諸技術は，今後とも進歩し改善されてゆくことは疑いない．

いかなる国でも，緑内障および白内障による失明が，一般に広がる状態は，必要な手術を行なうことのできる眼科専門医の数に関連がある．アメリカ合衆国では，人口3万人に対して1人の眼科医がいるのに，北ナイジェリアでは，人口3000万人に対して4人の眼科医がいるに過ぎない．すなわち，眼科医を最も必要とする国々において，眼科医が極度に不足しているのが現状である．何か決定的な措置を講じて，眼科教育施設をふやし，眼科医が農村地域で働くようにしなければ，無益な失明という大きな重荷を次の世代まで持越すことになるだろう．

結論

以上に述べた状況には不確実なものがあまりに多いため，独断的な結論は避けなければならない．しかし，確めることができた事実に基づいて，次の諸傾向を認めることができる．

(1)医療および社会事業が進歩した状態にある世界の少数の国々では，失明率は約200に低下するまで減少の一途をたどるようである．また，平均年齢の低い国々では，失明率はさらに低くなるだろう．盲人人口の比率は高くなるが，盲児数は遺伝的原因が失明の決定的要因となるまで減少するのが普通である．

(2)世界総人口の4分の3が住んでいるアジア，アフリカ，ラテンアメリカの国々においても，老齢盲人数の着実な増加，ある地域では，急激な増加を予測することができる．他方，児童における失明率は低下するはずであるが，一般児童の飛躍的な増加のため，盲児の実数が低下する傾向が現われていない．致命的な要因は栄養不良であって，目に及ぼすその結果を統制することができなければ，児童における失明率は，一般児童人口の増大とつり合うほど急速に低下するとは思われない．ある地域では栄養不良は驚くべき結果を示している．

(3)もし，世界の失明率が450と推定し，この率が著しく減少しない限り，世界の盲人数は，1975年までに現在の1400万人から1800万人に，2000年までには2700万人に増加するであろう．約1400万人の現在の数字を維持するためには，失明率は1975年まで450から350に，今世紀の終わりまで

には450から230に減少しなければならない．ここに持出した二つの数字のうち，最初のものはあまりに悲観的であり，次のものはあまりに楽観的であると思われる．真実はその中間のどこかにあるであろうし，その場合は，世界の盲人人口は1975年までに約1600万人，今世紀の終わりまでに2000万人になると予想される．

この変わりつつある世界において，挑戦し取組まなければならない重大なさまざまな問題を，盲人のための事業に従事するわれわれが，どんな程度にまで解決できるかを示すことは，この会議（第3回世界盲人福祉会議）に参加した人びとのなすべきことである．このことを実行し，意義あるものとするためには，われわれは業績を評価する全体的な尺度をもたなければならない．数百の目盛りで考えていたところを，数千の目盛りで考えなければならない．また，個々の施設に関心をもっていたところを，全体的な全国的制度の確立を促進しなければならない．この過程において，われわれは，われわれの伝統となっている専門分化のゆき方を放棄しなければならなくなるだろうし，そのことにより，こんにちの世界において進行しつつある教育的・社会的改良への強力な動向に合わせて，われわれの前進の実現を図ることができるであろう．そのためには，われわれは失明の防止に関心を寄せ，眼科医と協力して失明防止のためのわれわれの努力を，大規模な国際的運動にまで発展させなければならない．

トインビー（Arnold Toynbee）は，「20世紀は人間が人類全体の福祉を当然の目標と考えることに踏切った時代として，主として記憶されるだろう」と述べている．この人類全体には増大する盲人人口も含まれているし，かれらは統計学者の図表上の点やコンピューターのカードではなく，その福祉がわれわれの目標となる人びとである．そして，いかなる国の盲人のニードも，至るところの盲人福祉事業従事者の活発な関心の対象とならなければ，われわれの目標は達せられないであろう．

（王立イギリス連邦盲人援護協会会長／村越芳男 訳）

盲人福祉事業の移りゆく形態

エリック T. ボルター

アメリカの盲人事業家たちが盲人に関する重要な問題やその改善について協議するため，ニューヨークで世界盲人事業家大会を開いたのは1931年であった．

そして，この大会で現在の世界盲人福祉協議会（The World Council for the Welfare of the Blind＝WCWB）の構想が打出されたのである．

悲惨な戦争をも含めて，いろいろな要因がその夢の実現をはばんだが，当時の人びとのたゆみない努力は，やがて1949年のオックスフォード会議として国際的な組織の実を結んだのである．

1931年のニューヨーク会議，特に戦後のオックスフォード会議以後，世界の盲人福祉事業には注目すべき変化が起こった．しかし，これらの意義ある変化も，盲そのものに対する根本的な態度の変化がなかったならば，かくも成功しなかったであろう．まず最初に，失明ということに対する歴史的宿命観や，失明は常に起こり得るというような態度が消えた．その代りに，おもな失明原因となる病気の究明，その原因，ひいてはその病気そのものの根絶や早期治療の必要性が説かれるようになった．こうした新しい考え方から，多くの未開発国においてさえも，眼科治療がより広く受けられるようになり，眼科医の養成，病院の眼科部門の増設，巡回眼科診療団の派遣と，それによる衛生や一般保健活動の指導などが実現されるに至った．

世界の盲人口は今もなお増加しており，その数はあまりにも多い．しかし，われわれは有史以来初めて，この地球上のあらゆる地域の失明に対して，大きく戦いをいどもうとする新しい時代の門出に立っていると信じる．数十年前には，治療することのできなかった眼疾患，たとえば，白内障，トラコーマ，新生児眼疾，淋菌性結膜炎，網膜剝離，後水晶体繊維形成症，糸状虫病なども，現在では医学的に抑制し治療することができる．また世界的に行なわれつつある飢餓追放運動は，ビタミン欠乏による失明者の減少に大きく貢献するであろう．

不幸にして失明を防ぎ得なかった人びとに対する援助事業も，また根本的な態度の変化によって喜ばしい変化をもたらした．多くの先輩たちも盲人の援助に対して意欲的に努力したが，ほとんどの人が盲人たちを社会から隔離して考えていたことは明白である．こうした隔離性を主体として盲人福祉ということが考えられていたのである．このようにして，盲児は盲児だけを集めて教育を行ない，また成人も盲人だけを集めて盲人に適した職業訓練をして，盲人だけの職場に送る．就職不可能な者は，基本的に必要な衣服，食物，住居を得るための年金が与えられれば十分である，というのが一般的な考え方であった．

今日の盲人事業の基となっている思想は，「盲人も社会の平等な一員として頭を高く掲げて生きるべきである」というもので，したがって，このような考え方は大きく変化したのである．そしてわれわれの事業計画も，盲人たちがそれぞれの町や村で十分にその地域社会の生活に参加し，楽しみ，そして市民としての責任も果たして行くことができるようにしなければならない．こうした最終的目標を達成するためには，国家，地方政府，民間団体，社会福祉機関，そして盲人自身がみな一体となって調和し，社会全体をよくするために協力しなければならない．

以上の原則に基づいて世界各地で比較的最近始められた事業には，次のようなものがある．

就学前の盲児

盲児は生まれたその日から，家族の一員として受入れるべきであり，また，有力な一員となるよう力づけてやらなければならないという認識は次第に増してきている．適切な事業計画を立てるためには，すべての盲乳幼児に対して当局の目が行届くような信頼できる制度が必要である．次には，訓練を受けた盲児福祉専門家の家庭訪問による指導が確保されなければならない．この指導は，盲児にいろいろなことを教えていくだけでなく，その家族の人びとに盲児を真にその有能な一員として迎え入れるだけの理解と知識をもつよう指導する重要な問題がある．盲児が託児所や保育園に入らねばならない場合に，同じ年齢の普通のこどもたちといっしょに一般の保育園に入れることも，きわめて有効な方法としてあちこちで行なわれている．もちろんこうした場合に，その保育園の職員の訓練も必要であるが，それはむずかしい問題ではない．また例外的な事情から盲児だけの保育園に入れなければならない場合には，家族との触れあいを最大限に続けていくことと，その家族の指導を十分にするよう心がけなければならない．おもちゃなども，娯楽的価値とともに教育的価値をも考えて選んでやることが必要であろう．このようにして，晴眼者と共に育ち進歩していく過程が始まるのである．

盲児教育

過去2，3年の間で最もめざましい進歩をとげたのは，盲児教育の分野である．1931年の世界会議がアメリカで開かれたとき，代表者の多くは，一般学校において盲児を普通児といっしょに教育する計画が始まったばかりのところを見学したが，興味ある称賛すべき制度ではあるが，アメリカの実情には適しても，他の国ではなかなか実現しないであろうというのが，視察後の一致した意見のようであった．ところがこれはあやまりであった．数年前までは盲児教育など皆無であった国においてさえ，現在では盲児たちが晴眼者の兄弟や友だちと楽しそうにいっしょに勉強している姿が見受けられ

るようになった．ブラジル，ボルネオ，チュニジア，トルコ，さらにはタンガニカ，タイ，イスラエル，インド，モロッコ，マレーシアなどの国々で，この制度が着々と進められている．

学齢期の盲児は，他の同年齢のこどもたちと別な存在ではなくて，同じような知能をもつ普通のこどもであって，ただ少し特別な手助けさえすればよいのだということが，各国の文部省で認められて，一般のこどもと同じ教育の機会が与えられるようになったわけである．この統合教育の実際を見れば，その有効性と経済性はだれの目にも明らかである．このように，統合教育の計画は各地で実施され発展してきたが，これは近い将来4倍にも5倍にもなってゆくことであろう．このシステムは初等教育の段階だけでなく，世界各地で盲青年たちが技術専門学校，高等学校，大学などへ入学できるようになり始めている．

一般社会活動に盲生徒を参加させる傾向が最初に始められたことは，過去における盲学校の理解ある経営者たちに負うところが多い．われわれが盲人の将来に明るい見通しをもったのは，盲学校の周囲にめぐらされていた古いろう獄のような塀がとりこわされて，盲児たちが同年齢の一般児童の活動に参加し始めたときであった．盲学校は，現在も将来においても，盲児教育の根本的な一つの姿ではあるが，その盲児数については急速に大きな変化が起こるであろう．一般の学校に盲児を受入れる準備が進み，巡回教師も増加するにつれて，盲学校は「問題ある盲児」のための教育の場としていっそうその責任をもつようになっている．

問題児とは，家庭に問題のあるこども，2重障害児，知恵遅れ，心理的不適応などが見受けられる場合である．最近までは，教育の対象からはずされ，見捨てられていたこうした不幸なこどもたちが，十分な設備のある盲学校で教育を受けることができるようになったことは，何と輝かしい変化であろう．

適応とリハビリテーション

これも進みゆく盲人福祉事業の輝かしい新しい考え方である．以前は援護機関の事業の恩典を受けられた盲人たちでも，将来の方針についてはほとんど選択することはできなかった．こどもの場合は盲学校へ送られ，成人ならば手仕事を教えられ，働くことのできない人びとはわずかな年金を与えられる．学校か，仕事か，年金か，道はただ一つであった．今では盲人も天賦の才能，能力，訓練された技術，いろいろな個性をもった完全な社会人であるとの認識が深められている．現状の社会生活は単に職業をもつということ以外に，いろいろと複雑な入込んだものが多いことが認識されるにつれて，盲人の訓練もそうした複雑な社会生活に参加できるようなものへと進んでいる．盲人事業関係で

使われることばの中に,「歩行訓練」,「通信」,「日常生活の必要条件」,「国内および国際問題」などがよくでてくるようになった. 医学的治療に始まり,心理的評価,過去の教育や職業技術を十分に再活用することなどが組込まれたすぐれた事業が広く行なわれ始めた. これらはすべて,盲人を円満な有能な社会人として,それぞれの社会で幸せな,自信ある生活を送ることができるようにすることを目標としているのである.

雇用問題

それぞれの社会で盲人たちがりっぱな社会人として生活することが望まれるようになると,盲人雇用の問題と,それに備えての盲人側の十分な準備が新たな問題として現われた. 盲人事業専門家の間では,盲人は準備さえすれば,失明しなければ選んでいたであろう職業につくことができるはずであるという考え方が,ずっと存在していた. そして,この簡単な考えが受入れられることによって,盲人雇用の新たな面が大きく開かれたのである.

盲人援護機関は, もはや盲人に作業所や材料, 道具, 販路, 援助費などを与える必要はなくなった. その代りに工場,農場,事務所,官公庁,学校,大学などが盲人の新しい雇用主となった. そして盲人は一般の工業,商業などの経済生活形態の中で有能な尊敬される従業員となったのである. 1931年の世界会議が開かれたときには, 一般工場がやっと盲人雇用への重い歩みを踏出そうとしたばかりであった. それが今では何万という盲人が働いており,しかもその数はますます増加しつつある. 1949年のオックスフォード会議のときには,少数のグループで農村在住の盲人たちがその社会で働くことができるように,農業訓練をしてはどうかということを熱心に論議した. 盲人に農業を教えることはできても,それで生計を立てるほどにはなれないだろうという人も多かった. しかし,こんにちヨーロッパや北米だけでなくアフリカ大陸,アジア,中近東,南米の各地で,農業訓練センターが開かれている. このセンターで訓練を終えた多くの盲人たちは,かれらの家のある地域社会で農業に従事し,腕の技術と額の汗によってりっぱに自立の生活を送っている.

古くから盲人の働き場であった授産所も,決してその任務を失ってはいない. 古い形態のものは新しく変りつつあるが,その新しい授産所は二つの役割を果たさなければならない. 一つは盲人に高度な技術を教え,一般工場に就職口があればいつでも送り出せるようにすることであり,もう一つは就職先の見つからない人びとのために働く場を提供することである. 現在多くの近代化した授産所で大きな機械が快音を上げて操作され,数々の部品や下請けの製品を生産して,一般工場に劣らぬ収益を上げているのである.

大学や専門学校の構内を歩いている盲学生の姿も，現在は少しも珍しいものではなくなった．世界各国で，盲人の高等教育が進められるにつれて，専門職業につく盲人の数も日を追って多くなっている．

このように情勢は変りつつあり，先覚者たちの勇気と先見，多くの盲人男女の不撓不屈の信念と意志の力が，かくも大きい業績を残したのである．また，これらの実績は各国政府に盲人援助は政府の任務であることをさとらせたのである．さらに政府のこうした態度は，国際機関をも動かすに至り，1950年にジュネーブで開かれた会合を契機として，国連機構は盲人をも含む身体障害者援助に大きく協力することになった．この総会後1ヵ月すると，国連機関内身体障害者福祉委員会がジュネーブにおいて開かれ，国連，WHO，ILO，ユネスコ，ユニセフの代表が世界各国の政府民間の協力による身障者福祉増進を図るために，WCWB をはじめ同種の民間国際団体と協調して進むことになった．

それでは，われわれは果たして目標をきわめたのであろうか．ゴールに到着したのであろうか．もちろん否である．問題の表面をわずかにかきむしったに過ぎないことを前にもまして切実に感じているといえよう．われわれはどこへ向って進むべきか，何を達成することができるか，それはどうしたら達成できるかを知っている．われわれは孤独ではなく，より強い力に支えられている．それらの力とわれわれの決意によって前途に大きな1歩を踏出すことができるのである．盲人も晴眼者も，政府代表も，民間の事業家も，国内団体も，国際団体も，そして専門家も，一般社会の発展に働く人びとも，決意を新たにし，われわれ1人ひとりの力が盲人を家族の中で，社会で，国内で，世界中で，その実力を発揮し，尊厳を維持できるようにする最終目的に近づけるものであることを認識しなければならない．

（王立イギリス盲人援護協会副会長／岩橋明子 訳）

科学時代における盲人

A. N. マジル

宇宙時代と盲人

科学の飛躍的な発達によって，人類が月の世界に到着するという宇宙時代にはいったが，それが盲人にとっていかなる意義があるのだろうか．そこに多くの疑問が生じてきた．盲人は天文学者にはなり得ないし，宇宙旅行の機会も限られている．しかし，宇宙調査を最高とする今日の科学的発展は，やがて多くの副産物を生み，それらにより失明者の問題に対しても，次第に適応の可能性も多くなるであろうことは考えられる．

たとえば，眼球を避けて脳の中枢視神経に光感覚をもたらす器具の開発に関するニュースも発表されている．また，1969年にはいわゆる視覚の補綴術（visual prothesis）といわれる装置について，シカゴにおけるアメリカ教育者会議（AAIB）で詳細に説明された．さらに国立保健協会（National Institute of Health）のマクニコル（Dr. E. F. MacNichol）も全盲者に光覚をもたらす研究の今日までの進歩について詳細に説明を行なっている．しかし，まだ心臓移殖のように一般化される程度には至っていない．

しかし，人間を月へ送る科学的知識と技術はあるが，盲人の視力回復のための研究開発には積極的に協力していないし，長い白杖を除いては盲人歩行のための科学的開発の努力はまだ十分に行なわれていないとマクニコルは指摘している．

コンピューターと盲人

コンピューターの開発に着手されたのは幾年も以前のことであるが，今やあらゆる産業界に拡大し，予期以上に著しく範囲と速度を増大した．そしてコンピューターは盲人職業の適応のため確実な地歩を占めている．今日では盲人プログラマーの訓練と雇用は，世界中の工業国において可能であると認められている．また，点字印刷技術にも適応されつつあるが，やがて，間もなく光の速度で点字書を印刷するくらいまで実用化されるであろう．このような盲人のための開発事業には，WCWB が技術委員会を通じて大きな奉仕をしている．

カナダ盲人援護協会は，印刷のページを音声に変え，文字を擬声語としてレポートするレキシフォン（lexphone）という装置を開発するため継続的に資金を提供している．同じような機械がアメリカのスタンフォード大学でも研究されつつある．2，3年前，イギリスは電子自動点字印刷機を考案した．その後，間もなくアメリカはレイサーのつえ（laser cane）を生産した．

このように各国がおのおの技術開発を行ない，できるだけよい盲人用具の製作に励んでいる．

共同研究の重要性

私の指摘したいことは，このような独自的な研究や開発はすでに過去のことで，今は通用しないということである．なぜ1国で行なっている研究計画と同じものを，他の国でも行なうという知識と設備の浪費をするのであろうか．すでに各国の調査計画や情報を交換できる国際調査情報局（International Research Information Service＝IRIS）という中央情報交換所（central clearing house）があるではないか．あらゆる調査事項はここでプールされ，これを通して一つ一つの計画の成果があげられ，世界の盲人が到底考えられなかった進歩をもたらし，さらにそれが次の計画と調査の出発点となり得るのである．それは世界主要国が宇宙に関する共同研究を始めたように，各国の専門家が盲に関する研究グループに参加し，必要な指導とガイダンスを受けるならば，偉大なる貢献をなし得るであろう．

この進歩の中心に深刻な問題がある．いま行なわれているたいていの研究調査は5年ないし10年後には生産化されるだろう．視力回復の補綴術，音による印刷文字読み，またコンピューター化された点字その他現在計画中の多くの電子器具は，盲人が額に視覚装置をした箱をつけ，前面の物体を見ることができる人工視覚まで著しい発達を遂げるであろう．また，毎日即席点字の新聞が出現し，盲人の指先に触れるまでには，さらに多くの調査と研究がなされねばならない．しかし，今日の原型と明日の完成された有用な盲人用具の間には，なお数年間が横たわっていることを知らねばならない．われわれは現在とその時点との間にあって，盲人にいかに奉仕すべきかが現実の課題である．

若干の国における経験では，われわれの仕事の専門家たちは，奉仕を要請している膨大な数の盲人たちによって圧倒されるばかりであるといわれている．そのため，どのような活動も焼石に水だとの意見をもっている．これらの事業家たちは地平線に輝く新計画をながめて，「視力を供給する補綴術が，そんなに身近にまできているなら，なぜリハビリテーション・プログラムに加えないのか」となげく．しかし，コンピューター化された点字を自分で読むまで生きられない盲人が多くいる現在，それらの人びとが現実的に一般の基本的リハビリテーションの措置を受け，生活が保障されることができたならば，はるかに満足するであろう．これらの計画と実施は延期を許されない．

ここに奉仕活動を始めるに当たり，最も効果的な指導原則を提供したい．その一つは失明問題があまりにも巨大であるのに，事業のスケールがきわめて小さい場合は，まず，資源を1カ所にプールすることである．一つの機関を一つの地域に限っておく必要はない．最寄りの団体や機関と交渉して，

その困難点を話合い計画を分担し，利用できる全エネルギーと資源を十二分に活用すべきであって，同じ事業の重複は避けねばならない．そうすれば，最初は小さくてためらった事業も，やがて大きい建設的な計画となり，多くの同志たちの助力を得るに至るものである．

盲人事業は広いハイウェー時代を迎えている．あらゆるタイプの人間は自己の考えと認識をいだいて，その道をまっしぐらに進んで行く．それらを大別すると，おそらく夢の人と実行の人となるだろう．そして，両方の立場の人びともある．夢みる人びとは計画者，発明家であり，地平線のかなたを見てわれわれに行くべき方向を示す新しい羅針盤を考案する人びとである．行動家は足もとから始める．かれらは現実的な人びとで費用と労力を分析する．すなわち，かれらは計画を実行し夢を現実化する．両者とも同じチームのメンバーで同じように必要である．かれらは互いに補い合って世界の盲人たちのために事業を行なう．

人間的要素の重要性

宇宙時代にあって，新しい科学に関する意義と重要性を強調するとともに，忘れてはならない最も重要なのは人間的要素である．現代は人間よりも機械に特権を与えようとしている．実業社会ではコンピューターは決定作りの分野で活躍しつつある．学校ではプログラム化された学習により教師の個人的役割は減少しつつある．盲人事業においても，これらの影響で人間存在についての真の威厳が失われようとする危険性がある．われわれのすべては有効にして現実的な盲人事業の開発に専念し，失明防止の分野における最も近代的な技術を利用している．こうして開発中の最近の用具や，すでに使用中の補装具に魅力を感じてはいるが，常に個性と相対して奉仕している人びとの個人的尊厳についての認識をもたねばならない．道具はそれ自身目的たり得ない．われわれがこの原理を心にとどめる限りでは，宇宙の征服は盲人と晴眼者の両方の改善のため，豊かな科学的器具の宝庫にすることができるであろう．

（カナダ盲人援護協会専務理事／土井利家 訳）

失明が個人に及ぼす社会的圧迫

バーソルド・ローエンフェルド

失明は，その人の外観や動作などで比較的容易に見分けられる感覚的障害である．それゆえに一般社会が盲人に対してある特定の態度で接するとしても驚くには足らない．

西洋の歴史をたどってみると，社会の盲人に対する扱い方，考え方には，三つの段階が認められる．すなわち，歴史の流れによって盲人はまず社会の負担として，次には被保護者として，そして近年では社会のメンバーとして考えられるようになったのである．

生存競争のために個人が集って種族を形成していた人類初期のころには，その種族の生存と防御に十分貢献できないものはすべて重荷とみなされ，その結果ほうむり去られる運命となった．ローマ，ギリシャ時代の歴史をみても，盲児たちは自然のなすがままに取残されていたことを知ることができる．かれらは古代スパルタ時代には，山中に置き去られたり，ローマ時代にはかごに入れてチベル川に流されたのである．中途失明者の中のごく少数の者だけが，ホーマー(Homer) やテレジアス (Tiresias) のように尊敬と畏怖の念でみられていたに過ぎない．プラトー (Plato) でさえも，かれの理想国家においてこれら弱き者は必要としなかった．このように盲人に残されたことといえば，町でこじきをしてかろうじて生きてゆくことであった．何世紀もの間，盲人はこのような状態におかれたままであって，これについては多くの書物や記録にその事実が述べられている．

この決定的な変化は一神教の発達とともに起こってきた．盲人は生きる権利を与えられただけでなく，保護される権利も得たのである．初期の教会は盲人を特別な被保護者とみなし，中世期を通じてこどもや老人と共に優先的に慈善を受けるべき者と考えられていた．これら三つのグループが，今でもアメリカや他の国々で社会法制の中でも特別なものとして扱われているのは，興味深いことである．この第2期の終りごろには，多くの盲人がすぐれた業績をあげられることを，かれら自身にも，また同時代の人びとにも証明し始め，盲教育の先駆者たちが盲人の教育というものに注目して力を入れ始めたのである．

第3期，すなわち盲人と社会の統合は，盲児の教育体制の確立とともに始った．それ以来，多くの変化が起こり，盲人と社会の完全な統合がゆっくりではあるが，現実になされつつある時代に入ってきたと確信できるようになってきたのである．

この40年ほどの間に，世界全体としても大きな変遷があった．第1次大戦の余波，大恐慌，第2次大戦，原子時代，そして，今やオートメ時代である．これらの変遷を通じて，アメリカにおける盲人事業も，革命的なものであったと思われる．

まずアメリカにおける盲児の一般学校での教育（いわゆる統合教育）について述べてみたい．今世紀の初めごろに一般学校に盲児童のクラスが増加して以来，何年もの間，就学数は横ばい状態であった．アメリカン・プリンティング・ハウス（American Printing House for the Blind＝APH）に登録されている全就学年齢盲児童数の 10 ないし 15 パーセントに過ぎなかった．それが 1952 年以後は着実に増加し，1962 年には，登録されている盲児の 58 パーセントが一般学校に在学するに至った．実際，未熟児網膜症による増加分はほとんどこの新しい教育制度に組込まれたともいえるもので，1952 年には 985 人であった在籍数は 1962 年には 9684 人になっている．一般学校での盲児数が 10 倍になったのに対し，盲学校では 1952 年の 5108 人が 1962 年には 7040 人になっている．その理由として考えられるのは，①盲人の社会への統合の増加．②アメリカの一般学校教育に対する高度な関心．③個々の児童にとっての家族生活の重要性の認識である．

社会統合の方向を示す変化はほかにもある．一般学校における変化に伴い，盲学校自身も「閉された学校」から「開放された学校」へと少なからず変ってきた．盲学校の職員，特に教師は多くの州で専門の訓練を受け，資格をもつことを要求されるようになった．現在，ほとんどの盲学校は州の文部省の管轄下にあり，その州の一般学校の一部に含まれている．一般学校における盲児の教育内容もかなり変化した．当初は孤立した点字学級であったのが，資料室と巡回教師の制度へと進歩したのである．こうして盲児も一般のこどもたちと同じ教育を受け，かたわら，盲教育専門の訓練を受けた指導者から，受持教師も，盲児も必要な指導と援助を受けている．

成人盲対策の中では，社会への統合という方向への重要な発展として次のようなことがあげられる．まず，職業的リハビリテーションとその意味が最も大きな変化を遂げている．1920 年代には盲人に何らかの仕事をさせるというのがおもなことで，その仕事は盲学校や授産所などで教えるのが常だった．現在は盲人 1 人ひとりに能力テストを行ない，かれらに最も適した職業を訓練し，それが以前には盲人がやったことのない仕事であっても，その方に進ませようとしている．こうした変化は，一般工場や企業，各種専門職業に多くの盲人を送り込んでいる．アメリカにおける法的な背景としては，1954 年に制定された職業リハビリテーション法があり，身体障害者全般の対策強化に大きな力として利用されている．

これによって困窮盲人に最低限の生活が保証され，多くの盲人が社会復帰の道を得たのであったが，これはまた個人的な多くのリハビリテーション事業の出発点ともなった．連邦政府が公共援助の責任をとったことは，公共援助の水準を高め各州の身体障害者対策をより強力にするのに貢献し，中でも盲人は優先的にその恩恵を受けることとなった．社会への統合のためにも，経済的安定は前提条

件であることはいうまでもない.

半世紀ほど前には，ほとんどの盲人事業施設は，盲人ホームを設置していた．これはヨーロッパ式をまねたもので，つまり盲児は寄宿制の盲学校に入り，卒業すると別の建物で手工業に従事し，年老いて働けなくなれば，さらに同敷地内の老人ホームに移って一生を終るという制度である．それは「ゆりかごから墓場まで」といわれる社会保証制度に基づくものであるが，かれらは一生社会から孤立して過ごすのである．アメリカの盲学校では，こうした例にならったところはほとんどなかったが，成人盲の施設では授産所と併設して盲人ホームができていた．しかし，現在はホームを併設している授産所はほとんどないであろうし，まだ残っていたとしても，もう望まれてはいないであろう．これも盲人の社会統合の進展に沿う進歩であると思われる．

失明した場合に最も深刻な影響の一つに行動の自由が制限されることがある．盲人が盲学校や特殊な作業場に閉じこめられていたり，晴眼者の失明に対する概念で生活の場を制限されていた間は，行動力というものはあまり必要ではなかった．もちろん，中にはそういう制限を越えて歩行その他の技術をもつ盲人もいたが，それは例外的なものであった．現代における盲人は一般学校や大学で勉強し，各種の職場に進出して社会活動に参加していくためには，十分な歩行能力をもつことは緊急の問題となった．フーバー（Dr. R. Hoover）とその助手たちが失明軍人の社会復帰のために，長いつえ（long cane）を使う歩行訓練の技巧を発達させたのも，決して偶然ではなかった．歩行訓練の技能や訓練法も系統的に洗練されたものとなり，今ではアメリカの二つの大学に特殊部門として歩行訓練指導者養成コースが常設されるに至った．これも盲人が社会の流れに溶け込むのに大きな助けとなっている．

このほかにも，今や盲人の社会への統合の時代になっているという事実はいろいろあり，この傾向が盲人事業のあらゆる分野に浸透していることを示している．

しかし，決して楽観的になり過ぎてはいけない．まだ出発点に立ったばかりで，統合が完全になされるまでには克服すべき重要な点がまだ多く残っている．それらは主として社会心理学的相互作用の領域にあり，他の特殊少数グループの社会統合に反対するものと同じようなものと見受けられる．ゴーマン（Gowman）は，その著書「アメリカの社会構成における失明軍人」(*The War Blind in American Social Structure*）の中で，「盲人は社会の中で欄外的な立場にあって他の人びとに異常な刺激を与えるものであり，その刺激とは恐怖，あつれき，根本的無能感を起こさせるものであることを認識すべきである」と述べている．人間の性格として，否定的な刺激は避けたいという傾向にあるので，晴眼者たちは，盲人を避けたり個人的な関係をもつことを望まないことが多い．同じような回避

的な反応は相手からかかわりをもちたくないという気持が感じられる場合にも起ってくる．店や食堂で，店員やボーイが盲人の注文をきく場合にも，同伴者にそれを尋ねることが多いのもこの現れである．これは盲人の能力を認めないというよりは，むしろどういう風に接したらよいのかわからないためである．

ライト(Mrs. Wright)はそのすぐれた著書「身体障害―その心理学的理解」(*Physical Disability—A Psychological Approach*) の中で，肉体の障害はその人を一段低い地位に置くことを指摘している．かの女は次のように述べている．「身体に障害のある人はちょうど大きな不幸にあって人生が永久にめちゃめちゃになった人のようである」と．一般的にいって身体障害者の中でも盲人の場合は，物語の中に出てくるこじきが人びとの哀れみと同情によって生きてゆくような道徳的な善行の対象として考えられていることが多い．「盲」という字の意味でも，「袋小路」（blind alley）のように否定的な意味に使われていることが多い．さらに宗教的な影響や迷信などによって，失明は両親や祖先の罪の報いであると考えられている場合さえある．精神分析的に考えられたある学説は，性心理の発達における視覚の重要性を強調し，イーディパス（Oedipus）の伝説を引用して失明は去勢にも等しい損失であるとしている．

盲人に対する態度について盲人事業家の間にみられる異なった見解について論じてみたい．両者とも極端で非現実的ではあるが，まず，一つは失明という概念をその損失をできるだけ詳細に数え上げて説明しようとするものである．確かに失明は先天的，社会的，経済的なあらゆる機能に大きな影響を与える深刻なものである．しかし，このようにいって盲人自身をどうしてよいかわからぬような状態にさせ，晴眼者には社会復帰をさせる方法はほとんどないのではないかなどと結論させてみて何の益があろうか．他面，失明というのはちょっとした面倒な，不便なものであるに過ぎないという人びともある．これでは，まるでそれから逃れようと思えばできるような軽い印象を与え，もし，これが専門家のことばであるとすると，現実をどう考えているのかという疑問を抱かせずにはおかない．損失という考え方が，このように深刻な損失に直面すれば，ほとんどすることもないような気持にするのに引替え，面倒なものといえば，それではどうして何もなされずにいるのかという疑問を起こさせる．それゆえ，両者とも個々の盲人の実際の状態とニードを理解するのを妨げる考え方であるといいたい．このような考え方は一見心をひくものであっても，害あって益ないものである．

このような影響を受けて，大多数の人たちは盲人の能力や性格について，先入感的な考えをもちがちである．かれらは盲人を別なものとして考え，自分たちからみてよいと思われることや盲人たちが欲しているであろうと思うことをしている．こうしたやり方は初期の盲人慈善団体に多く見られ，不

幸にも今なおかなり残っている．ただ心強い傾向の一つとして，盲人自身が次第に指導権をもち，自分たちの運命を切開いてゆき始めたことである．こうした要望は，盲人団体の重要な役割として盲人のための法規や盲人事業のあり方などについて表明されている．また，公私立の盲人事業団体や施設の経営者の中にも視覚障害者が多くあり，このような要望を実地に移している．国内，国際の会議や団体などの内部も，以前は晴眼者が指導的立場にあったが，最近は盲人が多く指導的地位につくようになってきている．

多くの人が書いているように，盲人の社会的地位は他の少数グループと同じようなものだった．盲人の社会心理学的立場には少数グループの直接比べることのできない要因はあるが，研究によれば盲人に対する消極的な態度は反少数派，反ニグロ体制，独裁主義的性格などと重要な相互関係をもっているという証拠がある．反少数派や独裁的態度を減じる方向になされる努力は，盲人の社会的地位にもよい影響を与え，統合への明るい見通しを招くものとなる．

以上述べたことは西洋，特にアメリカ合衆国における失明の社会的圧迫についてであるが，さらにアジア，アフリカの発展途上にある国々では，被保護者としての盲人の段階を飛び越して，一挙に次の段階へ進みつつある．それはそれらの国々の盲児教育に如実に現われている．つまり，いわゆる寄宿制盲学校はほとんどなく，あってもごく少数のこどもを扱っているに過ぎない．教育設備が皆無であった盲児たちは，今や一般学校で特殊な援助を受けながら勉強している．成人盲にしても，とかく被保護者的状態に盲人をおきたがる慈善団体の伝統がないだけに，かえって妨げなく社会にはいり込み，それぞれのもつ技能で社会的経済的にかれらの社会に貢献しているのである．

盲人の社会への統合の時代を迎えたことを認識することが実際に重要なのであろうか．われわれが盲人事業における歴史的な立場に対する次の解釈を受入れるならば，それはただ単に努力の目的を得るだけでなく，盲人事業に何が必要で，何が不必要なのか，その標準をも知り得るであろう．盲人を差別し，社会から引離しておくと，さらに大きい障害に妨げられない盲人施設や事業は退行するものである．今の時点でいかにそれらが盲人のためになっているように見えても，それは盲人の利益にはならない望ましくないものである．盲人の社会復帰を望み，かれらに独立心を与え，社会において正当な地位をもたらす技術と教養を高めようとしている事業は進歩につながり，盲人のためにも望ましいものである．

（カリフォルニア盲学校長／岩橋明子 訳）

心理学的にみた統合教育

コンスタンス D.アベリー

学齢盲児を一般校（public school）に入学させるか，それとも盲学校（residential school）に入学させるかの問題については，長い間議論されてきた.

すべての視覚障害児を一般校に入学させることを積極的に支持する者がある一方，視覚障害者の学業訓練，社会的発達（social development），レクリエーション活動，体育と手工芸的活動をうまく伸ばすためには，盲学校の方が適当であると考える者もある.

決定の要因

いずれにせよ，この問題に関しては熟考を要するいくつかの点が残されており，そのいずれかに無条件に賛成することは，非常に困難なことである．一般校か盲学校かを決定する要因は，個々の盲児の知能程度，情緒の成熟度，社会的適応度，重複障害の有無などである．盲児によっては一般校に入れても盲学校に入れても，どちらでもうまくいくこともあり，また，どちらか一方に入れる方がいろいろな事情から適当であるという場合もある.

一般校での盲・弱視児の扱い

一般校では，盲児を普通学級に編入しているところもあるが，このような場合は，盲児に対しては点字教材が与えられ，弱視児に対しては拡大教材（large print material）が与えられている．また，学校によっては，盲児は同じ学年の学級に何年も留年させられている場合がある．これは同じ学年の晴眼児と同等の速度で学習が進まないからである．盲児が留年しても晴眼児の方はどんどん進級するのである．盲児が1学年を2回，3回，ときには4回も繰返すという実例は決して珍しいことではない．というのも一般校では盲児の進歩の度合いが同学年の晴眼児のそれと比較，対照されるからである.

一般校の盲教育実態

一般の小学校では，盲教育のために特別訓練を受けた巡回教師（itinerant teacher）が日を決めて巡回してきて，盲児に対して30分から1時間指導することになっている．ところが，巡回教師の巡回区域が広すぎるため，週に1度しかこなかったり，また，巡回教師の不足から月に1回か2回しか巡回しないこともある.

巡回教師による盲教育では，点字の教科書，盲人用の地図（raised maps），図表，レコード，録音テープなどを教具として盲児童に提供している．巡回教師といっしょに勉強したのち，盲児は普通学級に戻って晴眼児といっしょに勉強するのであるが，これらの時間を指導する教科担任のほとんどが，盲児を指導する方法を身につけていないのである．

一般校においては，すべての教科に拡大教科書を入手することは困難である．教師は前もって盲・弱視児の特殊教材を用意して，晴眼児童が普通の本や黒板，プリント教材を使っている間に，それを使用させる配慮と準備をしなければならないのである．

きわめて限られた地域ではあるが，一般校においても，盲児を指導するための特殊教材が特別に設備されている資料室があり，盲児指導の専任教師のいる小学校もある．このように，特殊教育設備の整った小学校における盲児童は，1日のうち定まった教科の時間を資料室で専門教師といっしょに勉強し，残りの時間は点字教材や拡大教材によって，普通学級で晴眼児童といっしょに勉強するのである．

一般校では，盲児にとって一見有利なこととして考えられている点が，実際にはかえって不利になりがちである．晴眼児の学級に統合された盲児は晴眼児とは異なった必須科目しか求められず，また，程度の低い期待しかかけられていないのである．一般的にいって，すべてのことに程度の低いことしか要求されていない．

一般校教師の盲児認識

多くの教師たちは晴眼児の指導には慣れているが，盲児に対しては期待すべき学業や体育のレベルを適切に判断できないものである．その結果，教師の盲児に対する期待はレベルの低いものであり，教師は盲児の最低限度の成績に満足しているのである．

一般校は盲児の入学には許容的ではあるが，そこにみられる現象は心理的に盲人をだめにしてしまうような，好ましくない同情の態度から抜けきれないものがある．その半面，盲人に対して非現実的な高い期待をもったり，読み，歩行，動作などがのろいと批判的であったりして，盲人の能力について理解していない者も多い．

盲学校における教育

盲学校においては盲児のそれぞれの行動能力に応じて，適切な学年や学級，グループに編入されている．また，盲学校では一般校よりも各学級の生徒は少数で，盲児の必要に応じた一般教養科目の教

育課程があり，点字教材，拡大教材と特殊教具の点字板と点筆 (slate and stylus)，立体板 (cube slates)，浮き上った地図や図表が盲児用の教具として備えられている。

盲生徒の他の資質 (qualities)——知能程度，情緒の成熟度，社会的適応度——もどの学年，どの学級に入れるかを決定するうえで考慮されているのである．また，盲生徒の在学学年は盲生徒それぞれの進歩の度合いによって変わる．1年ごとに自動的に進級させるということはない．

盲学校においては教養科目の学習は1日の活動の一部分にしか過ぎない．盲生徒はそれぞれの必要に応じた人間教育の全領域の指導を受けることができる．放課後には教科外活動のスポーツ，レクリエーション活動，個人に応じた宗教指導，スカウト活動がある．

寄宿舎生活は同年齢と同程度の社会的成熟度の他の盲生徒との社交的交流の機会が与えられるなど，盲学校の重要な役割を占めている．盲学校は学習経験の場であると同時に生きた社会的経験の場でもある．一般校では盲人用図書館のあるところはきわめて少ないが，盲学校の指導では図書館が中心的役割を果たすのである．

一般校における盲教育の得失

一般校に在学する盲児は豊富な点字教材や拡大教材が利用できるという利点はなく，また，聴覚および触覚教具についても同じことがいえる．

一般高校においては，生徒数が多いので盲学校よりも広範囲で数多くの教養科目がある．外国語の場合でも盲学校の多くは，一つの外国語に限って教えるが，一般高校では多くの外国語のうちから，それぞれ自分にあったものを選択できることになっている．これ以外にも一般高校生には各自に適した選択をすることのできる科目があるが，盲学生の場合にはそのうちの多くの科目，たとえば簿記や速記などは選択できないのが普通である．

盲児ができるだけ普通に取扱われるためには，晴眼児といっしょに教育されることであるという意見もある．しかし，一般校における，いわゆる「正常」な取扱いでは盲児独特の特殊性が教育課程の作成において，認識されたり，受入れられたり，尊重されたりするよりは，むしろ否定されがちなのである．

もし，盲学生が卒業後に一般社会で晴眼者と交流しなければならないものであれば，盲学校の教師も一般校の教師も共に認めているように，そうした盲学生は社会に受入れられる最上の方法で教育され，準備をさせることである．このことは盲人の限界 (limitations) を考慮することを意味するものであり，また，晴眼者の社会で職業人として生きぬくために準備させることを意味するのである．

一般校において盲児が統合教育を受ける場合，教育の重点は常に多数を占める晴眼児におかれるものであることを忘れてはならない．したがって，盲児と晴眼児との数の差が非常に大きい一般校においては，盲児が社会人になる最上の準備教育は，教育の最終目的を完全に達成させる特殊な方法と個別化された施設設備によるところが大きいのである．

現在の一般校における教育課程では重複障害をもつ盲児のための専門的指導は事実上なされていない．つまり盲遅滞児（mentally retarded blind），盲ろう児（deaf-blind），器質的脳障害盲児（organically brain-damaged blind），心理障害盲児（psychologically disturbed blind）たちは，たとえ入学が許されたとしても，一般学校では比較的放置されている者が多い．

統合教育における弱点

盲児の数が限られているため，一般校においては，盲児童に必要な手工芸および運動体育のための設備が十分ではなく，また，特別な指導法が確立されていなかったりして，しばしば盲生徒には体育やスポーツ，産業美術，金属工作と電気および木工の実習，美術などの教科は教えられない．盲児は教養科目の勉強のためには一般校へ入学してもよいが，晴眼児の人格的教育には不可欠とされる教科外活動には，盲児はほとんど参加できないか，ときには全く参加できない．盲児はおそらく外見上は晴眼児といっしょの正規の体育の授業に参加しているが，よく見ると盲児はサイドラインに立っていたりして，体育の授業全体には参加していない．晴眼児用にくふうされた現在の設備に盲児はできる限り適応しなければならないわけである．これに適応できなければ運動場での活動，体育，レクリエーション活動などからは全く除外されることになる．

一般校の指導計画には点字楽譜による音楽の指導はほとんどなされていない．一般校の教員は点字の楽符には慣れていないから，学校内では盲児が楽器を教えてもらうことは容易ではない．また，美術についても同様で，盲児は美術工芸の指導からは除外されている．演劇や科学見学旅行などにも盲児は除外されがちである．また，盲学校では普通受けられる歩行訓練の指導もほとんど受けることができない．

盲学校の特別の配慮

盲学校では盲生徒に適合した運動場での活動があり，体育館の設備や音楽，美術，工芸の指導も盲学生に合うように考慮されている．また，盲学生の特殊性には特別の注意を払って指導されている．実習指導にはキャビネット作り，いす直し，金属工作，電気器具の整備・修理などがあり，盲児指導

の訓練を受けた手工芸や美術の教員の指導のもとに実習を受けることができる．

多くの盲学校では焼物，ピアノ調律の指導がなされているが，一般校ではなされていない．盲学校では医療的援助，リーディング・サービス，歩行訓練などは盲生徒には切離すことのできない指導援助と考えられているが，一般校の場合はそれらの指導援助をすべて校外の機関に依存しているのである．

晴眼児と盲児との交流の問題

ほとんどの盲学校では盲学生と一般校の学生との交流は限られたものしかない．盲学校によっては，盲生徒と晴眼の生徒とのグループ交流を試みようとしているところもある．つまり，一般のボーイスカウトやガールスカウトおよび4Hクラブの部員が盲生徒のそれらのグループといっしょに活動をするように招待されるのである．

しかし，盲生徒と晴眼の生徒のグループをいっしょにしたダンスパーティを開くことは困難である．なぜなら，晴眼者のティーンエージャーが出席したがらないからである．したがって，盲生徒は同じ年ごろの晴眼の生徒と広く交わることが容易ではないのである．

盲教育に従事している教師は，盲人の教師であれ，晴眼の教師であれ，共に盲人がどのように合理化（rationalize）しようとも，また，晴眼者がどのように慈悲深い気持になろうとも，「盲児は晴眼児とは異なっている」ということを認めなければならないのである．

盲児童によっては盲人癖（mannerisms）があって，目に指を突っこんだり，前後にからだをゆすったりして，晴眼者には奇妙にうけとられる動作が少なくない．

盲児は一般校へ入学すると，晴眼児と同様に受入れられるという大きな期待をもっている．つまり，盲児はグループの一員として歓迎され，晴眼児と同じ社交的環境にはいれるものと想像しているのである．しかし，不幸にも一般校の晴眼児は盲児を快く受入れてはくれないし，気楽に交わってもくれない．盲児が普通の児童とは異なっていることが容易にわかるからである．

最初のうちは晴眼児はもの珍しさも手伝って，盲児をクラスに手引きしていくが，結局は自分の時間と自由の妨げになることを感じて，反発するようにさえなることがある．

快活で歩行能力があっても，盲学生は依然として盲人としてしか認識されないのである．晴眼者によって支配されている一般校では，盲学生はきわめて限られた範囲でしか受入れられないし，統合されてもいないのである．

しかし，いったん盲児が一般校に入学すれば，盲児自身も盲児の家族も期待ほどにはうまくいって

いないという事実を容易に認めたがらない．家族としては盲児が期待をになって一般校に入学したのだから，一般校に在学できることを願って防衛的になる．保護者はこどもを一般校に入学させた自分たちの決定を弁護し，自分たちのこどもが社会的にも適応しているというようになる．

不完全な日常生活技能としつけ

一般校においても盲学校においても，身づくろい，服装，食事作法などについては盲児に十分な訓練は行なわれていないようである．これらについては晴眼児においては，入学以前にすでに学ばれるべき社会的礼儀とされているのである．だから，身づくろい，服装，食事作法などに特別の訓練を受けていない盲児のふるまいが，奇妙だと思われるのも当然なことである．

一般校では盲児の日常生活技能の訓練をしようとはしないが，盲学校においてはこの訓練をしようと努力している．しかし，多くの学校ではこれらの基本的生活技能の指導にも弱点があることを認めなければならない．

盲学生の交友関係

盲学校に学ぶ盲児について気がかりなことは，週末休暇や夏季休暇中に交流する相手がないことである．盲学校の児童は州内のいろいろなところからきているので，休暇中に友だちを訪問して，交際することは困難である．休暇中の盲児はほとんどが家庭でひとりぼっちで過ごすことになる．この点では地域の一般校に通学していれば，放課後も近隣の晴眼児といっしょに遊ぶこともできる．

一般高校へ入学した盲学生は小学校の時よりもうまくいくように思われる．この年齢になると晴眼学生は道理もわきまえ，交際もうまくなっているから，盲学生は晴眼の学生との混合グループによって社会的にも益することが多い．

小中学校のレベルでは，人間を表面的なあまり価値のないこと，たとえば顔だちのよさ，障害の有無，流行の着物を着ているか，みんなと同じかどうかということなどを基準にして，評価しやすいものであるが，高校，特に大学程度になると晴眼学生は表面的でなく，その人の性格，人格，学業および将来進む職業分野などによって盲学生を評価することができるものである．

盲人と晴眼者との真の社会的融合（social integration）はおそらく学業を終えて，実社会で共に働くようになってからであろう．そして，晴眼者をして盲人を平等に受入れさせるものは仕事であって，外面的顔だちや身体的障害の有無ではない．職業的能力や生産性が人間を評価する尺度になるのである．

盲教育の進歩のために

盲学校においても，一般校においても盲生徒の訓練のためには考慮されるべき問題は多く，いい結論をだすためには，解決しなければならない問題も数多くある．どこの学校においても，教育の背景となっている一般教養の学習，社交的交流，レクリエーション活動，運動，手工芸などに関しては共に利点もあり，それぞれ独特の欠点もある．

盲児の教育や訓練を効果的にするための解決策としては，それぞれの特徴や長所を認めながら，一般校と盲学校が協力して，それぞれの学校の長所を結びつけて生かすことである．

盲学校では外国語の選択範囲を広げることも含めて，自校の生徒に対して教養学科の選択科目を多くすることで利するところが大となるであろう．

交流促進のために

盲学校の社交的会合に晴眼の学生のグループが参加したり，反対に盲学生も招待する一般校のダンスパーティーや地域活動に参加できるようにすることで，盲学生に多くの社交的機会を与えることになるのである．そして，盲学校の児童には自分たちの住んでいる地域で，社会性を養う活動の機会を与えなければならない．また，盲児が地域の社交的活動やレクリエーション活動の組織に入って，活動することを勧め，社会性を養う場を盲学校内だけに限らないように指導しなければならない．

YMCA や地域センター，教会所属のグループなどが晴眼者といっしょに行なう社交的活動とスポーツおよびレクリエーション活動を開催すると同時に，盲人の特殊性が考慮された活動に一般校および盲学校に在学する盲人が参加できるように，盲人用の適切なレクリエーション施設をも可能なら設置すべきである．

盲児のための統合教育

一般校も盲児を学年やグループに編入するときは，暦年齢だけでなく，盲児の知能程度，情緒的成熟度および社会的適応性も考慮に入れる必要がある．また，盲学生の進級計画を柔軟にすべきである．そうすれば，盲学生の進歩に従って適切な学力レベルの学級やグループに入れられるのである．

一般校は盲学校の少人数の学級の長所を採入れることによって益するものである．大部分の一般校は盲児の指導には欠かされない補助具と考えられている聴覚および触覚的教材教具などの特別な備品や点字教材，拡大教科書などを多く備えつける必要がある．また，特殊な設備を増設して活用させたり，特別な教科外活動の指導法を研究し，実践する必要がある．

スポーツの指導と体育館の設備，産業美術の指導，金属工作・電気・木工の実習，美術指導，点字による音楽指導，工作，演劇観賞，科学見学などが一般校に在学する盲児に対してもなす必要がある．一般校は医療的援助や盲人へのリーディングサービスや歩行訓練などを含めた総合的援助を指導計画内に入れる必要がある．

盲学校も一般校も共に他人に快い感じを与えるような身づくろいや食事作法などのしつけにますます重点を置く必要がある．

盲児と晴眼児との共通点と，盲児の視覚欠陥のために補うものは何かということ，および盲児の特殊性に関する知識を一般校に徹底することで，盲児はすべての教育レベルでよりよく受入れられるであろう．

盲児のための盲教育

一般校と盲学校の間に現在なお続けられているはげしい対立抗争は，なわ張りを固守する立場からでなく，その盲児にとって最上のものを追求するという立場から議論され，解決しなければならない．したがって，盲児がもし一般校でうまく適応できない場合は，盲学校へ戻ることが適切であり，こうすることは決して盲児やその保護者の面目をつぶすことにはならない．また，一般校における統合教育が失敗であると解釈すべきでもない．これらのことを誤って解釈すると，盲児の両親たちは，盲児を盲学校へ戻すことを是認しにくくなるものである．盲学校においても，そのなわ張りを固守すべきではなく，盲児に十分な知的可能性と社会的適応性が認められ，重複障害もなければ，その盲児を手放して，一般校で教育を受けることを進んで許すべきであろう．

（コネティカット盲学校心理学者／西岡好徳 訳）

盲人福祉と盲教育のあり方

岩 橋 英 行

1954（昭和 29）年にパリで開催された第 1 回世界 盲人福祉協議会（The World Council for the Welfare of the Blind=WCWB）の総会においては，イギリスの盲人を含む社会保障の施策である「ゆりかごから墓場まで」が，盲人福祉の基本的な方針とされていた．それがローマにおける第 2 回総会においては，盲人の自立性が強調され，さらに 1964 年のニューヨークにおける第 3 回総会においては，イギリスが先達となり，アメリカ，中近東，アジア，中南米，そしてヨーロッパの各国が，この「ゆりかごから墓場まで」の思想を徹底的に葬り去った．

すなわち，「盲人を幼児から老年にいたるまで法律によって援護し，庇護しようとすることは，一見まことに盲人のためを思ってつくられたものかも知れないが，実はこれは，盲人を弱者または廃人として配慮されたものであって，これは全く盲人の人権を無視した観念であり，制度である．それは盲児を一つの車に乗せて暗黒のトンネルに向かって，年をとるごとに車を乗換えさせて，墓場まで送り込む以外の何ものでもない」とし，会議の最終日に「もはやこの地球上には，盲界といった特殊な集団は存在しない．よって，障害を強調するために作られたことば，すなわち，盲人のことは盲人でないとわからないという不都合な表現は，われわれの世界には存在しないのであって，われわれは盲人として特殊な扱いは欲しない．なぜなら，われわれは盲人である前に，いまここに社会の一員であることを宣言したいのである」と，世界 1500 万の盲人の名においていいきっている．

なぜこのような結論が，世界の盲人関係者によってなされたのであろうか．盲人として甘んじて社会の庇護のもとに生きるか，人間として失明というハンディキャップを克服し，あえて苦闘を自らの身に引受けて生き抜くか，人間としてのギリギリの姿があるというのである．この厳粛な哲学の源がどこにあるのだろうか．イギリスの盲目政治家（グラッドストン内閣の逓信大臣）であるヘンリー・フォーセット（Henry Fawcett, 1833～1884）がいったように「盲人を盲人だけで集めてはならない」，さらに「盲人が盲を売りものにし，盲というハンディキャップを世に訴えて，社会・国家の庇護を受けたいと思うのは，盲人であればいちおう考えることである．しかし，盲人は決して廃人ではないのであって，盲を表面に出すことは，一般社会より一段低くみられることであり，法と社会の庇護のもとに生きることは，人間としての正しいあり方ではない．もし，盲人に生活訓練が徹底して行なわれ教育されるならば，必ず晴眼者と同じ働きができ，社会に貢献できるはずであって，盲人というレッテルよりも人間としての能力を発揮し社会に役立ちたいものである．そして，われわれは，われわれの能力を商品として，その価値を認められるよう生きるべきである」ということばにその源を

見出されるのである．

一例をあげれば，アメリカの町に，よく盲人のこじきの姿が見られた．アメリカ人たちはこのことについて「目あきにもこじきがいるではないか．盲人だからこじきをしているという見方はまちがいで，こじきをしている盲人は，能力がないか，あるいはなまけ者だからである」といっている．

この会議の結論をもとにしてこのことを考えるならば，「盲人だから」というこれまでの観念はいっさいこの世界からなくなり，「あれは能力がないから貧困であり，出世をしない．あの盲人は能力があり社会に有用な人であるから社会はかれをたいせつにし，かつまた出世もするのである」．よって，盲人からこじきがでることを恐れるのではなく，盲人をどれだけ多く社会に復帰させるかということがたいせつになってくる．

盲人福祉のあり方

世界各国を巡ってみると，オブ・ザ・ブラインド（of the Blind）とフォア・ザ・ブラインド（for the Blind）の区別が実に明確にされている．オブ・ザ・ブラインドとは，盲人自身でつくっている組織・団体である．日本でいえば各都道府県などの盲人協会である．フォア・ザ・ブラインドとは盲人のために晴盲ともどもに盲人福祉事業を行なっている団体である．日本でいえば，点字図書館，盲人ホーム，盲人更生施設，そのほか盲人のために社会福祉事業を行なっているところである．

第3回WCWB総会では，このフォア・ザ・ブラインドと，オブ・ザ・ブラインドとがことごとに意見のくいちがいを起こした．オブ・ザ・ブラインドの思想をもつ人びとはごく少数であるが，この人たちの思想を大別すると，日本の盲人の考え方のように「盲人は弱者である．よって団結し，声なき声を集めて……」というのではなく，

(1)盲人は晴眼者の力を借りなくても何でもできるから，盲人は盲人だけで集団すべきだという考え方．

(2)主張者たちが盲人になってまだ日が浅く，かれらはまた組織体の役職に就きたい希望をもつ盲人たちが中心になっている．

ということである．

この会議は，どれだけ早く盲人を孤立から救い，社会へ1人でも多く復帰させることができるか，というのが主題であった．会議中，フォア・ザ・ブラインドの思想をもつ人びとと，オブ・ザ・ブラインドの思想を貫ぬこうとする代表とが，きびしい論議を繰返した．たとえば，「盲人でなければ盲人のことはわからないし，盲人は絶対に人の世話にならなくともやれるのだ」などと，オブ・ザ・ブ

ラインド関係の人が発言すると，各国の代表たちがこもごも反論を加え，結果は，多数決の原則に従い，オブ・ザ・ブラインドの意見は否決された．この票数は，ときには80対5であり，70対8といった大差で，オブ・ザ・ブラインドの思想をもった人が発言するごとに会場は緊張し，そして，いっせいに反対の方向に動きだしたものである．

こうした中に，「日本では，NHK放送局が盲人の時間を組み，毎週2回，盲人のために特別な放送をしている」といえば，スペイン，イギリス，メキシコ，サウジアラビア，フランスの代表たちから「日本の盲人は日本語がわかるはずであろう．それであればいつでもラジオを聞けるではないか．なぜ特別に盲人の時間など必要とするのか．そのような特別扱いが盲人を孤立させる原因となるのだ」と激しい反論があった．

また，日本では盲人福祉単独法をつくる要望があるとほのめかすと，まっこうからこれに反対したのはオブ・ザ・ブラインドの人びとであった．かれらのいい分は，「盲人福祉単独立法とは，盲人は弱者であって，社会や晴眼者の世話にならなければならないという思想から，法律の力によって盲人を援護してもらおうというのであろう．しかし，これほど盲人の人格を軽視し侮辱するものはない．国の力によって廃人扱いというレッテルを盲人にはるつもりか」との強い反論があった．

この時，アメリカの代表ロバート・バーネット(Robert Barnett)は，「盲人と社会との関連について，ことばとか表現の面で多少の相違や誤解されることがあることはやむを得ない．ここに集まっている人びとは，盲人のために特別に何かをしているといえば，すぐ反対するようである．その理由がわからないわけではない．つまり，盲人は社会に甘えたり，盲を売りものにしてはならないということである．いま，日本から盲人のための放送について特別な番組をもっているとの発言があり，イギリスその他から反論があった．しかし，盲人のための援助の方法はいまなお多くを必要とする．現に盲人のためのものが多数存在している．たとえば，アメリカでは，盲人用の映画館から盲人専門の墓地までがいまだに残っている．しかしまた一面，盲婦人が子を産むとき，盲人用産院を利用するよりも，いまでは，かえって一般の産院に行くようになってきた．これらの点を考え時代の推移を見なければならない」と．

また，インドのアフジャ（Suresh C. Ahuja）は「会議では，盲人の能力と一般社会との関係がよく語られているが，盲人側のみから語られる場合が多く，自信過剰の人が多いようである．あまり自意識が過ぎると，盲人でも自動車の前に白いつえをつけて走ればよいではないかということになる．どこまでいっても不毛の地を走るのであればいざ知らず，ものには限界がある．盲人の側であまり自信過剰にならないようにすべきである」とさとし，盲人の自信過剰から失敗した例として，ニュージ

ーランドでは年金の一時停止になったこともつけ加えて語られた.

その他，各国代表によって述べられた盲人と社会との交流について紹介すると，イギリスにおいては，一般学校と盲学校とがあらゆる機会に演劇やスポーツなどを共にすることが奨励され，成人の盲人は各種のクラブに加入して晴盲の区別なくふるまっている．カナダにおいては，毎年2月に白いつえ運動が催され，このときは各地各所で80人前後の盲人グループで，幼稚園から大学まで，また，一般会社，工場などを訪問して，盲人を理解してもらう運動を全国的に展開している．南アメリカでは，盲人と晴眼者が毎月1回集会をもち問題を提起して協議したり，遊んだりしている.

盲人の職業のあり方

職業問題については，まず，ドイツのガイスラー（Dr. Hoerst Geisler）の講演を紹介する.

「盲人個人の能力や教育があるなしにかかわらず，また，その盲人が意識するとしないとにかかわらず，社会に与える印象は，その盲人が盲人全体を代表しているものとして社会は受けとっている．それゆえ，1人ひとりの盲人が社会のあわれみに頼る生活をしているのではなく，社会の一員として，尊敬される存在であるということを常に示すよう努力しなければならない．そのためには健康に留意し，強い精神力，好意をもたれる人がら，気持のよい立ち居ふるまい，高い教養，そして広い知識などによって，一般社会人よりすぐれたものであるように努力しなければならない．そのためには，社会に出る前に，盲学校や生活訓練センターなどできびしい生活訓練を受けなければならない．中途失明者は特に早く訓練を受けるべきである．盲人福祉とは盲人を盲人の中に引入れることではなく，一刻も早く盲人のグループから解放し，社会に復帰させることなのである.

多くの国において現在法律によって盲人に仕事を与えているようであるが，これは盲人が自由にどこへでも雇用されない時期においては必要なことであった．しかし，社会の盲人に対する態度が進歩するに従って，不用となってくる．すでに先進国においては，不用となっている．こうした法律は，社会の盲人に対する偏見を取除くことについては，何らの効力もない．つまり，法律がいくらつくられても盲人は幸福にならず，また，職業雇用の完全実施が成就されることはないのである．盲人援助のために盲人を雇用し，また，ある持定の授産所に盲人を入れたり，盲人に特定の製品を作らせることはよくなされている．これは盲人を世話するためには便利であり，かなり経済的に助かるという利点はあるが，これは盲人を社会から孤立させ，盲人を自己満足におとしいれるおそれがある．さらにまた，社会的に経済的に伸びようとする盲人には不満すら抱かせる．こうした施設は，一般社会でどうしても働くことのできない重複障害者にこそ利用させるべきである.

また，盲人の生産品に対する特定価格を設けたり，その他盲人優先の法律がある場合は，この品物を買う人びとは，品質を考えるよりも同情で買ってしまうようになる．しかし，これはその場限りのことで長続きはしない．これは雇用問題でもいえることで，単に盲人であるからやむを得ないという理由だけでの雇用はやがて飽きられ，うるさがられ，真の雇用関係は持続できない．それゆえ，こうした種類の法律は長続きはしない」．

この総会の職業雇用委員会では，日本代表から盲人の伝統的職業であるあんま・はり・きゅうの仕事は，晴眼者に領域を犯されつつあり，各国の援助が欲しいと訴えたところ大した反響もなく，「盲人があんま・はり・きゅうをしてはいけないとは，われわれは決していわない．日本の盲人がそうした仕事を望み，その道を進もうとするならば決して反対はしない．しかし，日本の盲人は，なぜあんま・はり・きゅうだけにこだわり，たとえ，それが盲人にとって唯一のよい職業であっても，盲人個々の技術が晴眼者にまさっておれば，何ら恐れることはないではないか」という返事がかえってきた．

また，日本では新職業の研究調査を行ない，盲人が新しい職業分野への進出を考慮していることを述べたところ，ブラジルの盲婦人代表から，職業雇用委員として次のような勧告をうけた．

「日本では視覚障害者の新職業研究調査を行ない，新分野への進出を考慮されるようになったことは，日本のためまことに喜ばしいことです．そこでブラジルの失敗を申しあげ，日本では同じ失敗を繰返さないようにご注意ください．ブラジルでも職業訓練を数年前から始めております．そのとき，わたしたちは職業訓練を重点にしてりっぱな技術者を養成することに努力いたしました．ある盲人の優秀な工員が，晴眼者とともに飛行機製作工場に働いていて技術的にはりっぱでした．しかし，わたしたちは大きな失敗をしたのです．というのは，人間を作る生活訓練を怠ったからです．つまりことばづかい，行儀作法，ひとり歩き，他人から好意をもたれる人格などに対する教育訓練をおろそかにしたため，せっかくの優秀工員でありながら，同僚にうとんぜられ，いまだに盲人工員に過ぎません．日本では技術より前に，人間としての生活訓練を忘れないでください」と．

イギリスやアメリカでは，現在盲人の職種を発表しないことにより，かえって盲人の職種が拡大されている．盲人の職種を限定すれば，それ以外の職種を忘れてしまうからである．つまり，盲人の適職とは何か，という考え方はすでに古く，この人には何が適しているかを見出すことである．晴眼者は自分に適した職種を自分の努力によって選び，その人の心がけ次第で成功もし，不成功に終わることもあるように，盲人だからといってどうこういうことはないのである．

世界各国の政府，公共団体などは，法律によって盲人を救うことよりも，盲人の個々の能力，希望に応じて会社，工場に就職させることに最大の力を注いでゆく路線を選びつつある．

王立イギリス連邦盲人援護協会（Royal Commonwealth Society for the Blind=RCSB）のジョン・ウィルソン（John Wilson）によると，「イギリスでは，一般工場に働いている盲人は8000人．これは戦争中の人手不足の機会に恵まれたためである．現在イギリスでは20人以上労働者を雇用している工場では，その3パーセントは身体障害者を雇用しなければならないという法律があるが，実際この法律よりも先に企業や工場で実施されており，もはや法律は不要なものにすらなっている．こうした成功の理由は，盲人たちが工場に招かれた場合，盲人のなかでも最もすぐれた人ばかりを選りぬいて送り出したからである．イギリスの8000人の盲人は900種の職場に分かれて就業しているが，授産所に残っているのは，不能力者か，重複障害者ばかりである．

授産所であれば，年間約400ポンドの費用がかかるが，一般工場であれば50ポンドで足りる．これは主として雇用斡旋の役人の費用である．イギリスには，こうした担当者が70人ほどいて，1人年間約80人の盲人の就職斡旋を行なっている．イギリスにおいて全盲人の3分の1が就職し，3分の1が知能の低い者か，重複障害者である．

次に，アメリカのピアノ調律師の例をとってみると，ボストン市だけでも300人近い盲人ピアノ調律師がおり，需用に満たない状態である．これらの人びとは，盲人だからといって特別な恩典は全くなく，高等学校を出て十分な生活訓練を受け，何ごともひとりでできるようになってのち，晴眼者との技術競争に勝った人びとである．年間の収入は最低5000ドル（約180万円）で最高は1万ドルである．もちろん，こうした人びとを養成するためには，完全にして最もきびしい生活訓練と教育とが施されるのはいうまでもない．

盲教育のあり方

現代の世界的な盲人対策の根本目標は，盲人の集団化を極力排除して1人でも多く社会復帰させようとしているのであるから，1964年ニューヨークで開かれた第3回WCWB総会においても，盲教育問題がこの路線に従って討議が進められた．この会議中に盛んに話題にのぼったのは統合教育（integrated system）という問題であった．これは1963年クアラルンプールで開かれた第2回アジア盲人福祉会議（ならびに1968年マニラで開催の第3回同会議）においても熱心に討議されたが，この総会では，イギリス，アメリカ，フランス，ドイツなどが盛んに論議した．また，中近東，アジア，アフリカ，南米の各国も先進国にならってその必要性を強調した．

エチオピア代表は，「われわれ後進国からいうほどではないけれども，エチオピアでは晴・盲を差別しないため，皇帝自ら皇居に盲人を使用している．また，重複障害者以外はできるだけ一般学校に入

学させている．盲学校のあるところでは，一般学校を盲学校の近くに建てて，交流を容易にさせているため，現状では問題は起こっていない」と発表した．インド，マレーシア，ブラジル，アメリカ，イギリスなどは，「盲学校の必要性は重複障害者のためにある」ことを力説した．また，統合教育を行ない，点字その他，盲児に特別必要な教育は，巡回教師（itinerant teacher）によってなさるべきであると主張し，盲学校不要論，または統合や廃止論などをとなえた．これに対し，ドイツ，フランス，イタリア，北ヨーロッパ諸国は，幼稚園，小学校はどうしても盲学校が必要だと主張した．結論的には国情により，それぞれ大同小異はあろうが，要は盲学校での孤立教育を廃して，最大限の機会を利用して一般学校との交流を図り，中学校以上はできる限り一般学校に入学させ，盲学校の多い国は可能な限りすみやかに統合する方向にゆくべきであるというのが各国の意見であった．そして，盲教育はあくまで職業訓練だけでなく，人間教育，すなわち，社会復帰のための教育・訓練でなければならないということであった．

これらの思想は，今日，盲人の福祉事業，教育方針ならびに職業問題に至るまで世界的に一貫した考え方となって発展しつつある．

（社会福祉法人 日本ライトハウス理事長）

視覚障害教育の問題点と今後の課題

——主として制度上の変遷とその背景を中心に——

大川原　　潔

はじめに

視覚障害教育とは，視力およびその他の視機能が欠如しているか，著しく劣弱であるために小学校，中学校などにおける通常の教育計画のもとにおいては学習することが困難な児童生徒に対し，特別に配慮された条件のもとで行なわれる教育計画の総称であるといえよう．

したがって，特別に配慮される教育計画には，児童・生徒の視力の有無あるいは学習の主要経路を視覚に依存するか，いなかによって，①弱視教育，②盲教育とに分けられる．

また，特別に配慮された教育計画が実際の教育活動として実施に移される場によって，①普通学級における視覚障害教育，②特殊学級における視覚障害教育，③盲学校における視覚障害教育に分けることができる．しかし，これは現行の学校教育制度からみた便宜上の分類に過ぎず，今後，教育形態の多様化と学校教育全般にわたる諸条件の改善，指導方法の進歩，あるいは感覚的補助具などの使用によっては，重度の視覚障害者といえども，若干の配慮をすることによって通常の教育計画のもとで指導することが可能になるであろうし，そのような努力が必要である．

なお，視覚障害教育といえば，これまでは主として初等・中等教育段階において考えられてきたのであるが，今後は生涯教育（lifelong education）の立場に立って乳幼児から終生に至る一貫した対策が講じられなければならない．

以下，わが国における視覚障害教育の現状と問題点のいくつかについて，主として制度上の変遷とその背景を中心に考察し，改善すべき方向を探ってみたい．

盲学校の目的と教育目標

学校教育法第71条には「盲学校，聾学校又は養護学校は，それぞれ盲者（強度の弱視者を含む．以下同じ），聾者（強度の難聴者を含む．以下同じ）又は精神薄弱者，肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む．以下同じ）に対して，幼稚園，小学校，中学校又は高等学校に準ずる教育を施し，あわせてその欠陥を補うために，必要な知識，技能を授けることを目的とする」とあるが，この目的を実現させるための教育目標については同法に明文の規定はない．

小学校，中学校および高等学校はそれぞれ同法における目的規定（17，35，41条）の次にそれを受けて，「前条の目的を実現するために，次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない」（18，36，42条）として，それぞれ具体的に教育目標が明示されている．したがって，これまでも特

殊教育諸学校における教育目標の法的根拠は何かということで論議されてきたし，また，第71条の解釈をめぐって，「準ずる教育とは何か」などについて，各人各様の意見が出されてきた．それは71条は，特殊教育諸学校の目的規定ではあるが，あわせて教育目標的意味が含まれているからである．すなわち，心身に障害のある者に対しては，小学校等の教育をそのまま施すことは適当でない場合が多いので，心身の障害の別に応じ，小学校等の目的，目標，教育内容などに準じた教育を施すとともに，心身の発達上の欠陥や遅滞を補うために必要な知識，技能を授けるのだというような趣旨がうかがわれるからである．

このような法律上の問題とは別に，盲学校，聾学校および養護学校の教育目標については，現在それぞれ学校種別ごとの学習指導要領総則において規定されている．しかも，その規定の仕方は，学校教育法における小学校等の教育目標の規定の形式にならい，学校教育法第71条を受けた形で記述されている．しかし，これはあくまでも法律において明確に規定すべき教育目標を，便宜的に学習指導要領で規定したものに過ぎず，法制定当初から論議されている第71条自体の解釈上の問題を解決したことにはならない．もちろん，今回改訂された盲学校小学部・中学部学習指導要領（昭和46年3月13日文部省告示第77号）において，盲学校小学部および中学部における教育目標が明確になったことの意義は別として．

（注）　盲学校小学部および中学部の教育目標（盲学校小学部・中学部学習指導要領第1章総則　第1教育目標）

小学部および中学部における教育については，学校教育法第71条に定める目的を実現するために，児童および生徒の心身の障害の状態および能力・適性等を十分考慮して，次に掲げる目標の達成に努めなければならない．

1　小学部においては，学校教育法第18条各号に掲げる教育目標．

2　中学部においては，学校教育法第36号各号に掲げる教育目標．

3　小学部および中学部を通じ，視覚障害に基づく種々の困難を克服するために必要な知識，技能，態度および習慣を養うこと．

しかし，盲学校の教育目標がこのような形ではあるが明確に規定されるに至るまでには，1947（昭和22）年3月31日の学校教育法制定以来実に満24年を要したことになる（昭和39年制定の盲学校学習指導要領小学部編等においても教育目標は記述されていたが，小学校の教育目標に準ずる教育目標という表現をとり，誤解をまぬがれない面があった）．

現行学習指導要領に規定されている教育目標のうち，1は法第18条において示されている小学校の教育目標8項目（①学校内外の社会生活の経験に基き，人間相互の関係について，正しい理解と協

同，自主及び自律の精神を養うこと．②郷土及び国家の現状と伝統について，正しい理解に導き，進んで国際協調の精神を養うこと．③日常生活に必要な衣，食，住，産業等について，基礎的な理解と技能を養うこと．④日常生活に必要な国語を，正しく理解し，使用する能力を養うこと．⑤日常生活に必要な数量的な関係を，正しく理解し，処理する能力を養うこと．⑥日常生活における自然現象を科学的に観察し，処理する能力を養うこと．⑦健康，安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い，心身の調和的発達を図ること．⑧生活を明るく豊かにする音楽，美術，文芸等について，基礎的な理解と技能を養うこと）をさし，また，2については法第36条における中学校の教育目標3項目（①小学校における教育の目標をなお充分に達成して，国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと．②社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能，勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと．③学校内外における社会的活動を促進し，その感情を正しく導き，公正な判断力を養うこと）をさしているのであるから，これを法律の条項に置換えるならば，当然法第76条の準用規定の中に第18条および第36条をも加えるべき性格のものであろう．しかし，法制定当時のわが国における特殊教育の実情からすれば，このような立法措置しかとり得ず，抽象的表現において第71条が規定された理由もわからないではない．

学校教育法制定以前の盲学校は初等部および中等部を主体とし，その修業年限は初等部は6年，中等部は4年を通例としていた．そして，学校の主たる目的は生活に必要な特殊の技能教育におかれていた．すなわち，盲学校及聾唖学校令（大正12年8月28日勅令第375号）第1条には，「盲学校ハ盲人ニ，聾唖学校ハ聾唖者ニ普通教育ヲ施シ其ノ生活ニ須要ナル特殊ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ特ニ国民道徳ノ涵養ニ力ムベキモノトス」と規定されており，これに対し小学校令第1条は，「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」となっていた．

盲学校における「生活ニ須要ナル知識技能」とは鍼按，音楽（特に邦楽）など，わが国において盲人の職業として伝統のあるものに主眼がおかれ，盲学校即按摩学校的性格が強かったのである．それゆえ，戦後の学制改革によって，特殊教育諸学校の体系も小学校，中学校，高等学校にならって整備されることにはなったものの，当時の盲学校などの実態からすれば，そのことが学校目的，教育目標を規定するうえに大きく影響していたことは疑いのないところである．たとえば，学校教育法草案においては，その第81条において「盲学校又は聾学校は，それぞれ盲者又は聾者に対して，小学校，中学校，高等学校に準ずる課程の教育を行い，併せてその生活に必要な知識技能を授けることを目的とする」として，現行第71条に比較すれば，普通学校に準ずる性格を強く打出しているが，旧制の

職業学校的性格をぬぐいきれず，同条後段の表現には前記1923年の盲学校及聾唖学校令の規定に近い表現をとっている．この草案は審議の過程において修正され，養護学校をも含めて現行の第71条が規定されるに至ったのである．しかし，現行第71条後段の「その欠陥を補うために必要な知識技能」の例として天城勲は「盲学校における職業教育として理療科，音楽科および邦楽科（琴三絃）が設けられている．特に理療科は，あんま科，はり科，きゅう科などに分れ，古来わが国における盲人の主要な職業となっているが……」と解説しているところからみても，法制定当時における立法上の背景がうかがわれ，現在とではすでに隔世の感が強く，盲教育もようやく近代学校制度になじみつつあることを知るのである．

「教育の目的は視覚者と盲人とにおいて本質的差異はない．しかしながら，その目的実現の方法においては多大の懸隔がある」という意見は，盲学校が鍼按学校的色彩の強かった昭和初期からの結論であった．「小学校は，心身の発達に応じて，初等普通教育を施すことを目的とする」（学校教育法第17条）は，そのまま盲学校小学部の目的として規定すべき性格のものである．盲学校の目的，教育目標が一般の学校と同じ次元で学校教育法に規定されることを強く訴えたい．

視覚障害教育の形態

視覚障害者教育の形態といえば，洋の東西を問わず，盲学校における盲教育が主流となって発展してきた．そして，1784年バランタン・アユイによって創設された盲学校をはじめ，1831年設立のアメリカのパーキンス盲学校，わが国最初の盲学校である1878（明治11）年創立の京都盲唖院などはいずれも社会救済的慈善主義思想によって経営され，したがって，盲児を収容する施設としての性格を兼ね，いずれも寄宿舎をもっていた．いや，むしろ宿舎を主体としたResidential school——寄宿制学校であり，その後，各国各地に普及していった盲学校も，そのほとんどがこの形態をとっていたのである．現在，各国とも後述のように盲児と普通児との統合教育（integrated education）が推進され，寄宿制学校は次第に縮小されつつあるが，現在，日本の盲学校ないしは視覚障害教育は制度上の関係もあって，いまだに従来の伝統を改善し得ない状態にある．

学校教育法第74条には，「都道府県は，その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち，盲者，聾者又は精神薄弱者，肢体不自由者若しくは病弱者で，その心身の故障が，第71条の2の政令で定める程度の者を就学させるに必要な盲学校，聾学校又は養護学校を設置しなければならない」として，盲学校の設置義務が各都道府県に課せられているのであるが，学校教育法施行規則第73条の3においては，「盲学校，聾学校及び養護学校には，寄宿舎を設けなければならない．但し，特別の事

情のある場合には，これを設けないことができる」と規定されており，わが国の特殊教育諸学校はすべて寄宿舎をもち，寄宿舎と一体となった教育機関であることを原則としているのである．1970（昭和45）年5月1日現在，全国75校（分校2を含む）の国公私立盲学校のうち，県立盲学校のほかに市立として盲学校を設置している横浜，神戸を除く73校はすべて寄宿舎をもち，在籍児童生徒総数9150人のうち，寄宿舎居住者は5402人である．なお，公立私立盲学校及聾啞学校規程（大正12年8月29日文部省令第34号）第15条においても「盲学校及聾啞学校ニ於テハ校地，校舎，寄宿舎，体操場及校具ヲ備フヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ寄宿舎ヲ設ケサルコトヲ得」とされていた．学校教育法施行前から一貫した施策がとられてきたのである．しかし，アメリカにおいては，1950年代，特に1955〜1956年以降，盲児の就学は寄宿制盲学校から次第に一般の公立学校に移りつつあり，それまでの教育形態に著しい変化がみられている（図1参照）．このことは盲教育に従事する教員の状況からみても，その普及ぶりがうかがわれる（図2参照）．

アメリカにおいて，盲児教育の場が次第に寄宿制盲学校から地域の一般公立学校に移行していった最も大きな直接の要因は，新生児，特に未熟児に対する保育器操作の欠陥により，酸素過給からくる未熟児網膜症（retrolental fibroplasia）による失明児の激増である．これをニューヨーク州に例をとると，その発生数は1940年が5であったのに対し，1950年には110，1953年には実に190というように10余年間に38倍にも達している．保育器の普及がそのまま同症の発生増加につながっていったのである．

こうした医学的要因によって盲児が激増したため，既存の盲学校だけでは収容できなくなり，その対策として盲教育の場を一般の教育機関に求めたものであるが，これはむしろ教育理念として，また，その実績から要請されてきた統合教育の体制をいっきょに促進させるチャンスを与えたものである．

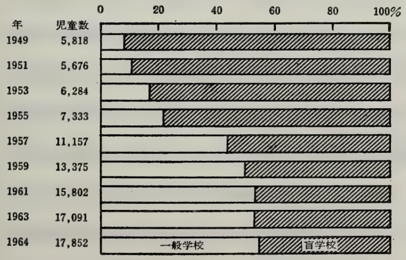

図1　アメリカにおける盲児教育の場の移り変り

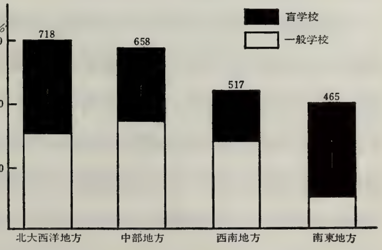

図2　アメリカの盲児教育に従事する教員の状況（1962〜63）

すなわち，寄宿制教育を改めて統合教育を推進する理由として，アメリカ連邦政府教育局では次のように説明している．

(1)盲児の生活の本拠は自然な形で各家庭におき，家庭環境の中において，かれらの人間形成を図るべきである．寄宿舎教育においてはこれが阻害される．

(2)早い時期から普通の児童生徒と共に学ばせ，生活させることによって，社会によりよく適応していく能力がつちかわれる．一般の社会や普通の児童・生徒から孤立した環境の盲学校においてはこれは不可能である．

(3)普通児，さらには一般の社会が盲人を正しく理解するようになる．

(4)盲教育の方法が進歩し，普通教育の場においても，点字中心の教育だけでなく，開発された機具・器材を活用して盲児の学習効果が高められるようになってきた．

統合教育は視覚障害教育の分野においては，アメリカだけでなく諸外国とも近年特に力を入れており，第3回アジア盲人福祉会議においても，参加各国からその推進策と現状が報告されており，マレーシア，フィリピン，タイなどの教育後進国といわれている東南アジア諸地域の各国においても，発展の一途をたどっている．ことに台湾における統合教育の施策はめざましいものがある．

台湾は戦前の50年間にわたり，日本の領土であったので，その間教育制度も日本本土と全く同様であったし，その形態は戦後に主権が変っても継承された面が多く，特に盲教育については，今日に至るまで日本と共通する点が多いのである．このような海外の動向とは別に，ひとりわが国だけがこれを実施することが容易でないことの理由について考察してみたい．

就学奨励制度

日本の盲学校は制度上寄宿舎を付設することを原則としている．寄宿舎に居住させて教育を受けさせることが望ましい児童・生徒のために，こうした施設は当然用意すべきである（家庭に問題があり，児童を育てるには適切でないと思われる場合，あるいは重複障害などのため日常生活訓練を常時必要とする場合などのため）．しかし，幼稚部または小学部から中学部，高等部までの十数年間を寄宿舎という孤立した機構の中で生活させることには問題はあるが，経済面での援助はかなり充実してきている．すなわち，特殊教育は一般の教育より保護者の負担する経費も多く，教育の機会均等の理念を実現するために国および都道府県は，「盲学校，聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」（昭和29年6月1日法律第144号）などによって，視覚障害者を盲学校に就学させた場合の保護者に対する経済的負担を軽減する措置がとられている．そして寄宿舎に入舎した場合は，特に手厚い援助

措置が講ぜられることになっている．しかし，こうした援助措置が盲学校への就学というわくの中で拡充されればされるほど，教育的意義とは別に一部の父兄をして視覚障害者を盲学校（特に寄宿舎を利用して）に就学させ，一般の学校への就学をちゅうちょさせるという結果になり，経済的理由で教育の場が規制されるということにもなりかねない．こうした援助措置は，今後は特定の教育機関と結びつけて行なわれるのではなく，障害をもっているという事実において，いかなる学校，学級に学ぶ場合にも適用されることが必要である．

(46年5月1日現在)

経費区分 ＼ 学校種別（部別）			特殊教育諸学校						特殊学級	
			幼稚部	小学部	中学部	高等部 本科	高等部 別科	高等部 専攻科	小学校	中学校
教科用図書購入費						○ 31	○ 31	○ 39		
学校給食費			○ 40	○ 29	○ 29	○ 33	○ 33	○ 43	○ 46	○ 46
交通費	通学費	本人	○ 38	○ 29	○ 29	○ 34	○ 34	○ 44	○ 46	○ 46
		付添人	○ 38	小1～3年 ○34　○44	○ 44 (肢体不自由養護のみ)					
	帰省費	本人	○ 38	○ 29	○ 29	○ 34	○ 34	○ 44		
		付添人	○ 38	○ 30	○ 30					
	職場実習交通費					○ 45	○ 45	○ 45		
寄宿舎居住に伴う経費	寝具購入費		○ 38	○ 29	○ 29	○ 35	○ 35			
	日用品等購入費		○ 38	○ 29	○ 29	○ 35	○ 35	○ 41		
	食費		○ 38	○ 30	○ 30	○ 36	○ 36	○ 41		
修学旅費	修学旅行費			○ 35	○ 35	○ 37	○ 37		○ 46	○ 46
	校外活動費		○ 45	○ 44	○ 44				○ 46	○ 46
学用品購入費			○ 45	○ 36	○ 36	○ 42	○ 42		○ 46	○ 46
通学用品購入費			○ 45	○ 42	○ 42				○ 46	○ 46

(注) 1. ○印欄は、各部ごとの補助対象となる経費を示す。 2. ○内の数字は、初めて支給された年度を示す。 3. 斜線の付してある欄は、法律補助費を示し、その他の○印欄は、予算補助費を示す。

図3　特殊教育就学奨励費補助金・交付金の支給費目一覧

アメリカにおいては，すでに1956年の法「To Promote the Education of the Blind」を改正し，従来，盲学校在籍盲児に限っていた連邦政府の財政援助を，普通学校就学の盲児にまで拡大した．前掲図1に見るように，1957年において一般学校（Local school）在籍者が激増したことの背景には，こうした措置のとられたことが大きな理由になっている．わが国においてはアメリカにおくれること15年目の昭和46年度からようやく特殊学級（視覚障害の場合は弱視）在籍者にまで就学奨励法が適用されることになったが，さらに将来において普通学級在籍の盲児にまで拡大する方途が講じられなければ，統合教育の理想を実現することは困難である．なお，就学奨励法による補助事業の推移は図3の通りである．

盲学校の義務設置と特殊学級

義務教育とは保護者が児童・生徒を就学させる義務，地方公共団体が学校を設置する義務，および第3者の就学を保障する義務の三つであるとされている．

すべて国民は法律の定めるところにより，その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負っている（憲法第26条第2項）が，その受けさせる義務のある普通教育とは9ヵ年の学校教育である（教育基本法第4条）．そして，この9ヵ年について，学校教育法の表現は，保護者はその子女を小学校，中学校または盲学校，聾学校もしくは養護学校の小学部または中学部のいずれに入学させてもよいことになっている（学校教育法第22・39条）．すなわち，第22条，第39条の文理解釈からすれば，盲児を小学校に入学させてはならないとか，盲児は盲学校でなければ就学させられないという意味はないのである．そして，昭和36年10月31日法律166号をもって同法の一部改正が行なわれる

までは，同法第75条には，「小学校，中学校及び高等学校には，左の各号の一に該当する児童及び生徒のために，特殊学級を置くことができる」として，その4に「盲者及び弱視者」と明記されていたのである．このことは，盲者を対象とする盲学校の設置義務が都道府県に課されているが，保護者はその子女である盲者を小学校などに入学させてもさしつかえないということになるのである．

特殊学級制度については国民学校令施行規則（昭和16年3月14日文部省令第4号）にも規定されているが，同規則第53条には「国民学校ニ於テハ身体虚弱，精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル児童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ為ニ学級又ハ学校ヲ編制スルコトヲ得」とあり，これに基づいて制定された「国民学校施行規則第53条ノ規定ニ依ル学級又ハ学校ノ編制ニ関スル規定」（昭和16年5月8日文部省令第55号）の第3条においては，「養護学級又ハ養護学校ニ在リテハ成ルベク身体虚弱，精神薄弱，弱視，難聴，吃音，肢体不自由等ノ別ニ学級又ハ学校ヲ編制スベシ」とあり，ここでは盲者のための国民学校養護学級（特殊学級）は除外されていたのである．それが学校教育法の制定に当たっては，特に盲者が加えられて，小・中・高等学校にも全盲者を受入れることのできる道が講ぜられることになった．それにもかかわらず，その後わが国の視覚障害教育は次第に統合教育から逆方向の分離教育の方向をたどったのである．「盲学校が設置義務とされ，そこには寄宿舎もあり，特別の免許状をもった教員が置かれるという法令の規定と，盲者は盲学校において充実した教育を行なうことが適当である」という意見が強調されて，法律論よりも現実の実態に合致させようと，ついに1961（昭和36）年法改正を行なって，特殊学級の対象から「盲者」の字句が削除されてしまったのである．現状においては一般の小・中学校などで盲児を教育するには，まだ多くの問題が残されており，盲学校なみの人的・物的教育条件を小・中学校に求めることはたやすいものではないが，不可能なことではないことを思うとき，旧法の時点にかえって再検討すべきであろう．

学校教育法の改正に伴い，学校教育法施行令についても所要の改正が行なわれているが，旧施行令第17条には「児童生徒等のうち盲者又はろう者を小学校，中学校又はその住所の存する都道府県の設置する盲学校若しくはろう学校以外の盲学校若しくはろう学校に就学させようとする場合には…」とあり，また，同じく旧第18条には「学齢児童及び学齢生徒のうち盲者またはろう者で小学校，中学校又はその住所の存する都道府県の設置する盲学校若しくはろう学校に在学するものが，小学校，中学校又は盲学校若しくはろう学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了する前に退学したときは……」と，盲者を小学校，中学校に就学させようとする場合や現に小学校，中学校に在学している者についての手続上の規定をも明記していたのである（昭和36年の改正によってこの条文から小学校，中学校の字句は削除された）．

盲学校と弱視教育

盲学校は本来盲人を対象とした教育機関である．ところが，盲学校の実態は点字を必要とするような重度の視覚障害者は全体の30パーセントにも満たない現状である．学齢層において後天素因による障害は年々減少しており，1970年大山・谷村による全国盲学校在学者の視覚障害原因調査によると，先天素因81パーセントに対して，後天素因およびその他原因不明などはわずか19パーセント程度に過ぎない．盲学校在学者の視覚障害原因の推移をグラフに表示すると図4の通りである．

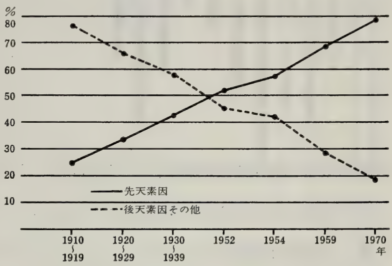

図4　盲学校児童・生徒の視覚障害原因の推移

医学の進歩などによって失明が防止されると，当然盲学校在籍者は次第に減少してくるはずである．昭和31年度の全国盲学校在籍者は小・中・高等部までで9460人であったのに対し，15年後の昭和45年度は9510人と，その実数においては大差がみられない．しかも，学齢児童・生徒の総数は，昭和31年度は約1844万人であるのに対し，昭和45年度は約1427万人と減少している．

失明原因においては前記失明原因調査のうち昭和32年度における先天素因56.6パーセントに対し，昭和45年度においては，さらに14〜15パーセントの上昇がみられるといわれ，後天失明者は激減している．

統合教育は視覚障害の場合，盲に比べて弱視は容易に実施されるはずであるにもかかわらず，対象者のうちその多数が盲学校に在籍しているのである．これは弱視児童・生徒が盲学校に就学し得るようになった制度上の背景が大きな理由になっているものと思われる．

学校教育法施行令第22条の2には，盲学校の対象となる者の視覚障害の程度を次の通り定められている．

①両眼の視力が0.1未満の者．

②両眼の視力が0.1以上0.3未満の者または視力以外の視機能障害が高度の者のうち，点字による教育を必要とするものまたは将来点字による教育を必要とすることと認められる者（いずれも矯正視力）．

このように，矯正視力0.1未満の者はもとより，それ以上の視力の者であっても，眼疾の状態によっては盲学校に入学し得るのである．矯正視力0.04以上もあれば弱視教育は当然可能であり，点字よりも普通文字による学習を可とするのである．このことを大山信郎らの調査結果を引用して確める

（注）○は点字　●は墨字　◐は両者併用を示す。（大山・新谷）

図5　視力と点字，活字との関係　I（1955）

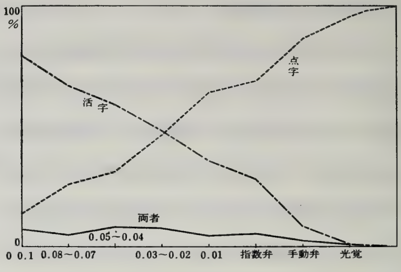

図6　視力と点字，活字との関係　II（Jones, 1961）

表1　視力と視能率　　　　（視力研究班による）

	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.15	0.1	0.06	0.04	0.02	0.02↓
1.0	**100**														
0.9	99	**98**													
0.8	98	96	**95**												
0.7	97	94.5	94	**92**											
0.6	95	94	93	91.5	**89**										
0.5	94	93	92	91	88	**85**									
0.4	93	92.5	91	90	87	84	**75**								
0.3	92.5	92	90	89	86	83	73	**65**							
0.2	92	91	89	88	85	81	69	62	**50**						
0.15	91.5	90.5	88	86	81	79	66	59	43	**35**					
0.1	91	90	87	83	79	77	62	56	35	26	**20**				
0.06	90.5	89.5	86	81	77	74	59	54	32	24	18	**15**			
0.04	90	88	84	80	75	69	58	52	29	22	16	12	**10**		
0.02	89.5	87	83	79	72	64	56	45	26	20	15	11	8	**5**	
0.02↓	89	86	81	77	69	59	52	35	23	18	12	9	6	3	**0**

ことにする（図5，6，表1）．なお，大山・谷村の調査によると，近年弱視教育の普及に伴い，活字による学習を可とする視力の限界は0.04よりもはるかに下降しつつあり，0.02～0.01の視力によっても視覚教育に耐えうる者が多くなりつつある．

学校教育法施行令に弱視までも含めた規定がなされたのは，1961（昭和36）年10月31日法律第166号で改正された学校教育法に端を発しているのである．盲学校等へ就学すべき児童・生徒については，それまでは「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の判別基準について」（昭和28年6月2日付文初特第303号文部事務次官通達）によっていたのであるが，学校教育法に第71条の2が追加されて，前条の第71条に規定する盲者などの心身の故障の程度は，政令（学校教育法施行令）において定められることになり，その拘束性が高められたのである．しかも，このときの法改正は第71条をも修正し，「盲学校は盲者に対し」となっていたのを，「盲学校は盲者（強度の弱視者を含む）」

に改められた．前に記したように，特殊学級から盲者が削除され，反対に盲学校の対象に弱視者が加えられたということは，前にも述べたようにわが国の視覚障害教育が弱視をも含めて，分離教育の方向に向けられた結果を招き，その間の事情は別としても，きわめて遺憾なことであった．次にこの理由と問題点について解明してみたい．

盲・弱視の出現率と盲学校の就学率

文部省では昭和30年度に盲・聾実態調査を行なった．これは全国6府県（大阪，高知，長野，宮城徳島，鳥取）を抽出し，小学校および盲・聾学校小学部の府県内の全在学児童と，1955（昭和30）年4月満6歳で第1学年義務就学を猶予，免除された児童についての全数しっ皆調査を行ない，さらにこの府県ごとに小学校を抽出して，専門医によって精密検査を行なった．その結果，矯正視力0.04未満の盲 および 準盲の出現率は0.03パーセント，矯正視力0.04以上0.3未満の弱視の出現率0.04パーセントを得たのである．

この出現率自体は精度も高く信頼されているが，この数字の用い方と判別基準の取扱い方によっては，義務制が整備されてきたにもかかわらず，盲学校の就学率はきわめて低いという，数字上の評価が行政に大きく反映してくるのである．この点についてまず，1962年，学校教育法施行令第22条の2が制定されるまで効力を有していた「教育上特別な取り扱いを要する児童生徒の判別基準」から考えてみたい．

判別基準（昭和28年6月2日文部事務次官通達）

盲および弱視者

1.盲者　普通の児童用教科書による教育が不適当で，おおむね点字教育を必要と認められるものを盲者とする．

2.弱視者　普通の児童用教科書をそのまま使用して教育することが，おおむね不適当で，盲教育以外の特殊の方法を必要と認められるものを弱視者とする．

基準

1.盲　眼鏡を使用してもその矯正視力が両眼で0.02（1メートル指数）に達しないもの．

2.準盲　眼鏡を使用してもその矯正視力が0.02（1メートル指数）以上0.04（2メートル指数）に達しないもの．

3.弱視　眼鏡を使用しても その矯正視力が両眼で0.04（2メートル指数）以上0.3に達しないもの．

4.視力以外の他の視機能障害を高度に有するもの.

5.現在の視力欠損が治療可能な疾患によるもので，その治療が完了するのに長期を要し，この間に視力の相当の回復が望まれるもの.

教育的措置

1.基準1および2に規定した程度に該当するものに対しては，盲学校に就学させ，教育を行ない治療を受けさせるのが望ましい.

2.基準3に規定した程度に該当するものについては，盲学校に就学させ，教育を行ない治療を受けさせるかまたは特殊学級に入れて指導するのが望ましい.

3.基準4に規定した程度に該当するものに対しては，教育的措置1および2と同様の教育ができる.

4.基準5に規定した程度に該当するものに対しては，就学猶予を考慮する.

このように，この通達は盲学校および特殊学級への就学対象について定めたものであるが，両者の対象区分はかなり弾力的，流動的に取扱われるようになっていた．ところが，弱視の特殊学級はわが国においては1933（昭和8）年に東京市麻布南山小学校に初めて設置されたのであるが，1935年戦時学童疎開によって閉鎖されて以来，1963年に大阪市立本田小学校に開設されるまでは1校も存在しなかった．そのため，普通学級で教育困難と思われる弱視児童・生徒は，盲学校に就学させて教育を受けることが適当であるとして，矯正視力0.04以上0.3までの弱視の出現率0.04パーセントと盲・準盲の出現率0.03パーセントの計0.07パーセントを，すべて盲学校対象として取扱い，これを毎年度の全国学齢児童・生徒総数に乗じ，その推計数に対する在籍実数の比率をもって，盲学校就学率としていたのである．ここに問題がある．盲・準盲の出現率による推計数と，盲学校在籍者のうちの盲・準盲の実数との比較を見，弱視については，これを区別して就学状況を把握すべきであった.

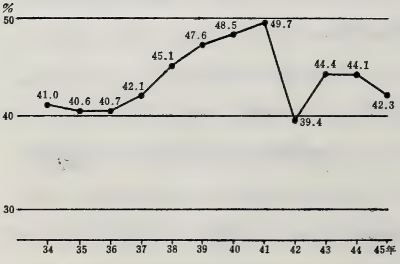

図7　盲学校等への在学率

このように不合理な盲学校就学率をもとにして，その向上対策が図られたため，弱視をより以上盲学校に就学させる方向が醸成されていったといえよう．なお，文部省では昭和42年度に「児童生徒の心身障害に関する調査」を全国的に実施した結果，視覚障害の出現率は両眼の矯正視力0.04未満は0.015パーセント，同0.04以上0.1未満0.016パーセント，同0.1以上0.3未満0.049パ

ーセント，計0.08パーセントの出現率を得た．従前の出現率調査による矯正視力0.3未満の出現率0.07パーセントを用いて推計した盲学校就学率（昭和34〜42年度）および昭和42年度調査による矯正視力0.3未満の出現率0.08パーセントを用いた盲学校および特殊学級（弱視）の在学率は（昭和43〜45年度）は図7の通りである．

盲学校への就学率を上げるということの意味は別としても，その限界を直視し，小・中学校などにおいても視覚障害者の能力開発の図られる体制を整備すべきである．

視覚障害と福祉政策

学校教育法施行令において矯正視力0.1未満はすべて盲学校の対象として拡大された背景には，盲人福祉政策に関する国際間の動きが影響した．すなわち，1955年東京で開催されたアジア盲人福祉会議における決議がその一つである．

決議1　盲の定義

「アジア盲人福祉会議は，世界盲人福祉協議会が次のような盲の定義を採択する措置をとり，これを世界が承認し，かつ世界中に実施すべきものとして勧告したことを興味をもって注目するものである．

(a)視力の完全喪失．(b)矯正レンズを用いても，よい方の視力が60分の3（スネレン式測定法で200分の20）をこえないもの．(c)視野の著しく局限せられたもの．すなわち，一般に20度をこえないもの．

世界盲人福祉協議会は，よい方の目が矯正を施したのちにおいて200分の20（すなわち，メートル法視力表により60分の6）に相当する視力をもつ多くの人びとは，視力の重度の障害をもつものであると認め，かつ，あらゆる国において，盲の定義がこの程度の視力障害者にも適用されるよう拡大して解釈されることを強く要望する．

さらに，本会議は国際連合事務総長が国際連合経済社会理事会から，上記の定義を各国政府に注目せしめるようにという申入れを受けていたことを知り喜ぶものである．われわれは，ここに述べられた定義を承認するという考えに基づいて，アジア地域の各国政府がこの問題に関して速かに十分な考慮を払うよう要望する」．

純医学的にいう盲とは，視覚の完全に消失した全盲（total blindness）であるが，そのほか経済盲(economic blindness——視覚障害のために生計をいとなみえないもの)，職業盲（vocational blindness——視覚障害のため従前の職業が継続できないもの)，教育盲（educational blindness——視覚

障害のため通常の方法では教育が受けられないもの）というように盲の概念にはいろいろあるが，これらは視力を数値的にみるということを主体にするのではなく，結果的に数値を用いるにしても，生活上または教育上支障を生ずる視覚障害という観点から，盲なり弱視なりを定義づけようとするものである．それゆえ環境条件の改善，感覚的補助具などの開発，教育方法の進歩などに即応して，当然その定義なり概念は修正されるべき性格のものである．1955年のアジア盲人福祉会議において矯正視力 0.1 以下を盲とした当時と現在とでは，教育方法などにおいても格段の進歩がある．弱視も盲教育の範ちゅうとして考え，これを盲学校の対象としている現行制度は，このような意味においても改められなければならない．

制度以前の問題

教育制度の改善を図り，教育の効果的な実現を期することは，国および地方公共団体の任務である．しかし，その背景には国民の教育に対する意識が作用してくる．ことに特殊教育の場合は，心身障害者に対する社会一般の見方および教育関係者の教育観の影響は少なくない．

古代スパルタのリクルグス法典には，不具新生児を峡谷に遺棄するという掟があり，中世にはいっても心身障害者に対する見方は非人間的であった．ルネッサンスの人間復興によって，ようやく教育の対象者として見直されてはきたものの，嘲笑と憐憫の感情はぬぐいきれず，現代においてもこうした過去の考え方をもっている者は少なくない．

また，「普通学級の学級経営をできるだけ完全に行なうためにも，その中から例外的な心身障害者は除いて，これらとは別にそれぞれの障害に応じた適切な教育を行なう場所を用意する必要がある．特殊教育の学校や学級が整備され，例外的な児童・生徒の受入れ体制が整えば，それだけ小学校や中学校の普通学級における教師の指導が容易になり，教育の効果があがるようになる」という意見がいまだに一般の学校側にもあり，また，特殊学校，特殊学級の量的拡大を図る理由として強調された時期もあった．

以上のような考え方は，統合教育を受入れる側の態勢を消極的にするものである．

一方，統合教育の推進によって，学校経営上大きな影響を受けるのは盲学校である．それゆえ，失明防止による盲児童・生徒の減少，小・中学校における弱視教育の拡充，統合教育の要請は，盲学校の存立に関する問題として盲教育界に旋風を巻き起こしている．「障害者は一般の教育から分離して教育すべきである．障害児は劣等意識をもっているため普通児との交流は望めない．その証拠に普通学校から盲学校などへ転校することによって明るくなるし，学習効果も上がる」とするような意見

は，現行の盲学校教育つまり分離教育を適当とする主張であろうが，このような考え方はいかなる場合にも通用するものではない．何の配慮もなく普通学級に放置され，また，人間尊重の精神も希薄な環境の中においては，障害児はみじめな存在となることは当然のことで，統合教育を進めていくうえでは，こうした悪条件を除去することを当然の前提条件としなければならない．

わが国の盲教育制度は，現在では分離教育主義をとっているが，歴史的には統合教育に端を発し，ある時期においてはかなりこの形態は充実していたようである．すなわち，1875（明治8）年，京都市上京区第19小学校（のちの待賢小学校）においては，訓導古川太四郎によって，聾児，盲児が教育を受けており，これが契機となって，1878年日本最初の特殊学校である京都盲唖院が誕生した．

また，1900年に小学校令が改正され，同令第17条第2項において，「幼稚園，盲唖学校其ノ他小学ニ類スル各種学校ハ，之ヲ小学校ニ附設スルコトヲ得」とされた．しかし，この規則によって小学校と併設された特殊教育諸学校は実現しなかったが，宮城県師範学校附属小学校に1902年盲・聾児の特別学級が設けられたのをはじめ，後述の岡山県下の小学校において，盲児・聾児を入学させてその教育を行なっている．

岡山県の小学校訓導亀井鉄太郎は，京都府立盲唖院において講習を受け，1904年2月，日生（ひなせ）小学校に盲児3人を入学させ，盲児と普通児の統合教育が始められた．このことから岡山県知事桧垣直右は，県下の小学校で盲・聾教育を行なうことを決意し，まず，小学校の教師にこの教育に関する講習を開くことが必要であるとして，その講習に当たるべき教員の養成から着手した．すなわち，小学校訓導山本厚平を1904年4月から1年間，東京盲唖学校盲唖教員練習科（のちの東京盲学校師範部⟶東京教育大学教育学部特設教員養成部）に入学させ，翌年4月から同訓導に県下の小学校を巡回させ，小学校教師に盲・聾教育の講習を行なわせた．かれの講習を受けた教師は，それぞれ在職している小学校において，学区内の盲児・聾児の教育を開始したのである．こうして，盲児などに教育の機会を与えようとする方策は大いに普及し，一時は89の小学校に100余人の盲・聾児が就学することになった．しかし，1906年桧垣知事の退職と，1908年岡山県盲唖院の設立などの関係もあって，漸時この方式は衰微の運命をたどった．

なお，文部省は1907年4月17日付訓令第6号をもって，師範学校規程改正の趣旨を明らかにしているが，付属小学校について，「規程ニ示セル学級ノ外ナルベク，盲人，唖人，又ハ心身発育不全ナル児童ヲ教育センガタメ，特別学級ヲ設ケテ，コノ方法ヲ研究センコトヲ希望ス，蓋シ此ノ如キ施設ハ，従来未ダ見ザル所ナリト雖モ，我国教育ノ進歩ト文化ノ発展トニ伴ヒ，将来ニ於テハ，ソノ必要アルヲ認ムルヲ以テナリ」と説明している．そして，いくつかの師範学校付属小学校で盲・聾児の教

育が行なわれていたのであるが，それぞれ盲・聾学校の設置を契機として廃止されている．

このように，わが国における統合教育はかつては制度上に確固たる足跡を残しているのである．しかし，それが中断して発展しなかった理由には，障害者に対する偏見，世相，教育方法の不備，戦前の教育観などが背景になっていたと思うが，今日においてはこうした悪条件の多くは解消されているのである．

今後の視覚障害教育——結び

以上，わが国における視覚障害教育の現状と問題点について，主として盲学校の目的，教育目標および視覚障害教育の形態などについて，その制度上の変遷と背景を中心に論じたのであるが，要するに segregation から integration の方向に動きつつある特殊教育の流れに立って考察を加えたものである．

また，この方向への要請は次第に活発になりつつあり，1968年マニラにおいて開かれた第3回アジア盲人福祉会議において決議された次の事項は現時点において，きわめて重要な意義をもつものである．

決議第1　アジアにおける統合教育（integrated education）の発展

「1968年8月マニラで開催された第3回アジア盲人福祉会議は，盲児を教育する一手段としての統合教育の原則が，アジア地域のほとんどすべての国々において容認され，統合教育のいくつかのプログラムが，異なる国々において，過去数ヵ年の間に確立されたことに満足の意を表する．異なった国々に展開しつつある統合教育の形態は，各国それぞれのニードと諸条件に適合すべきものである．

本会議は次の諸事項を勧告する．

1　きたる5ヵ年間にわたり，すべての国々において，より大きな重点が統合教育計画の導入と発展におかれるべきである． 統合教育の形態あるいはプログラムは， 各地域の客観的ニードに左右され，資料室方式，巡回教師方式，協力学級方式をとることもあろう．あるいはその地域のニードなどにより，その他の形態が現われることもあろう．

2　さらに本会議は，統合教育が有効であると考えられる，すべてのレベルの教育，すなわち，小学校，中学校および高等学校に導入すべきことを勧告する．

3　本会議は，非都会地における統合教育の導入が相当の困難に直面するであろうが，しかし，アジアの大多数の盲児にとって選ぶべき唯一の道は，教育を受けることができるか，あるいは全く教育を受けることができないかという状況にあることを認めた．したがって，非都会地に統合教育のプラ

ンを導入する努力がなされるべきであると勧告する.

4　本会議は，統合教育が盲児に教育を実施する唯一の手段ではない事実を容認する．そして，統合教育以外に他にとるべき措置が存在する場合には，各盲児は適正な判別を行なったのち，適切なプログラムを受けられるようにすべきである.

5　本会議は，統合教育の重要性を認める一方，盲学校の価値と役割を容認し，その発展を勧める.

このようなすう勢の中において，わが国の視覚障害教育は，当然統合教育の方向に努力が向けられるであろうし，制度上における改善も図られなければならないと思う．しかし，現実の問題として，現在全国に75校ある盲学校ないしは盲教育制度をどうするかは，今後に残された重要な課題になるであろう．「盲学校でなければ視覚障害教育はなりたたない」とか，「盲学校の存在価値はもうなくなった」というような両極端の意見も聞かれるが，視覚障害教育における現行制度上の問題点をまず改善し，さらに，統合教育組織の中における新しい盲学校制度を確立することが必要であると思う．統合教育ないしは，そのめざすところの目的を実現するうえで不可欠な教育機関としての盲学校が再認識されなければならない.

以下，このような意味における新しい盲学校の存在意義について私見を述べる.

(1) 盲学校存在意義の第1は，統合教育の普及によって量的に拡大されていく多種多様な教育機関（形態）の中心になって，それらの機関が十分にその機能を発揮し得るための援助と指導を行なう任務を果たすことである．したがって，これまでの盲学校のように，まず，児童生徒の定員があって，それに応じた職員定数をどうするかというようなことではなく，各地方における視覚障害教育に関する資料センターでもあり，特殊学級などには求められない施設，設備の提供，判別と教育相談業務，巡回指導，さらには，この教育に従事し，または将来この教育に従事することを希望する教員の実地修練機関などの機能をもち，その具備すべき機能面からの組織定員などが考えなければならない.

(2)盲学校存在意義の第2は，視覚障害者の潜在能力の開発伸長と社会適応に資する教育機関としての任務である.

統合教育の組織が普及すればするほど，盲児童・生徒をこの教育に即し得る人間に育てるため，特別に必要とする訓練などが組織的，効果的に行なわれなければならない．そして，その成果が普通児との交流，学習上に反映されなければならない．こうした特別の教育が完全に行なわれるような場を一般の教育機関に求めることは困難である.

視覚障害児が，よりよく社会に適応していくためには，障害によって発達が阻害された心身の機能

を可能な限り改善向上させることが必要である．盲学校においては従来，歩行訓練，感覚訓練などと称して，部分的な認知，行動の訓練が行なわれてきたが，これだけでは十分な効果は期待できなかった．人間行動をなし得る基本的な訓練を総合的，重点的に，しかも，個々の児童・生徒の個人差に即応して実施されなければならないのである．改訂された盲学校の教育課程の1領域に「養護・訓練」が位置づけられ，その内容を，①心身の適応，②感覚機能の向上，③運動機能の向上，④意思の伝達によって構成されたことの意味は深い．したがって，こうした教育を必要とする期間は，盲学校で教育し，また必要の生じたときはいつでも盲学校に入学できるというように，盲学校の機能と運営が改善されなければならない．

また，理療科教育の近代化に伴い，現在，各盲学校には基礎医学に関する実験装置や身体障害者のリハビリテーションに必要な各種の訓練設備などが整備されているが，これらの設備が「養護・訓練」の立場からも活用されるようになるならば，盲学校の意義はさらに深まるものである．ここ数年来続けられている東京教育大学教育学部付属理療科教員養成施設における，視覚障害者の身体特性とリハビリテーション・プログラムに関する一連の研究は，理療科における職業適性と関連してのものであるが，これはややもすれば伝統にとらわれて，閉鎖的になりがちな現在の盲学校教育を脱皮させて，統合教育組織の一環としての盲学校に再編成するうえからみても，意義あることで，こうした研究の成果が全国の盲学校に導入されることを期待するものである．

(3)盲学校存在意義の第3は，専門教育機関としての役割である．

視覚障害教育における究極の目標は，視覚障害者が障害を克服して社会に自立することである．専門的職業技能の修得が要求されるゆえんである．しかし，視覚障害の特性に即した専門的職業教育を一般の教育体制の中に求めることは，きわめて困難なことであり，また，その限界も予想されるのである．盲学校における高等部，特に専攻科における職業教育はより充実整備されなければならない．統合教育組織の中において，盲学校の果たすべき重要な役割の一つとして，職業教育の充実を図っていくことは特にたいせつである．

(4)盲学校存在意義の第4は，視覚障害者に対する生涯教育（lifelong education）の役割を果たすことにある．生涯教育の意味するところは理念の面でも実際においても，まだ明確に定義することのできない非常に複雑な概念であるが，要するに視覚障害者の生涯にわたる教育に積極的に取組み，また，その必要性に応じ得る盲学校にすることである．幼児に対する基礎教育の場として，また，家庭教育に対する指導と助言を行なう機関として，さらに，現時点において最も重視されるべきこととして，学校教育をおえた視覚障害者に対する再教育機関としての役割である．変化の激しい現代の社会

において，また，技術革新のめざましい社会で要求されることは，それに応じ得る知識・技術を積極的に吸収し，社会の進歩に役立つことのできる人間であろう．視覚障害者が，現代の社会から取残されることなく，その時期，その段階に応じた教育が継続されて，積極的に社会参加のできる人間になることが必要である．

乳幼児から成人に至るまで，あらゆる生活の場における教育的プログラムの研究は，海外において活発に進められている．これからの盲学校に期待するものの一つに，生涯教育センターとしての役割と任務を求めるゆえんである．

(5)盲学校存在意義の第5は，重複障害児に対する教育機関としての任務である．

保護者に対して，その子女を就学させる義務が課せられている以上，その子女が就学すべき教育の場が保障されていなければならない．特に重複障害でその程度が重くなればなるほど，統合教育の形態には適応できないし，特別の指導技術が必要になってくるのである．

「すべて国民は，ひとしく，その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならい……」（教育基本法第3条），また，「国及び地方公共団体は，心身障害者がその年齢，能力並びに心身障害の種類及び程度に応じ，充分なる教育が受けられるようにするため，教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」（心身障害者対策基本法第12条）．この趣旨を実現するうえにおいても，今後における盲学校の存在意義は再確認されなければならないのである．

〔参照文献〕

天城・有倉「教育関係法Ⅰ」日本評論新社，1958

大河原欽吾「盲教育概論」培風館，1938

文部省　特殊教育資料，1970

原田政美他「視覚欠陥児」明治図書，昭和41

小柳恭治「盲児の統合教育の諸問題」東北大学教育学部研究年報第19集，昭和46

大川原潔「弱視児童生徒の教育」健康教室21—3，昭和45

大山・谷村「盲・弱視児の判別」東京教育大学教育学部紀要第17巻，昭和45

大山信郎「盲——特に盲教育に携わる人のために」医歯薬出版，昭和34

大川原潔「視覚障害教育の今昔」教育と医学18—11，昭和45

U.S. Department of Health, Education and Welfare Office of Education, *Educational Programs for Visually Handicapped Children*, 1966.

アレキサンダー・メル編

「盲人百科事典提要」抜粋

ENCYKLOPÄDISCHES HANDBUCH DES BLINDENWESENS（盲人百科事典提要）は，アレキサンダー・メル（Alexander Mell, 1850～1932）によって編集され，1900年，ウィーンの A. Pichlers Witwe & Sohn 書店から出版された．同書は，メルが多年にわたる盲人問題の歴史的研究と教育経験を基盤として，世界各国の盲人史，盲教育史，盲心理，眼科医学，さらに盲人の職業や福祉問題等について編集し，これを1148項，890ページにまとめたものである．

岩橋武夫は，このすぐれた古典を日本に紹介するため，翻訳出版することを企画し，1942（昭和17）年，本庄実，遠藤貞吉，小野村胤久，内藤篤の協力を得て翻訳に着手した．途中戦災による原本の前半焼失などいくたの困難を克服して作業を続け，武夫亡きあとは長男英行が継承，木村昭男もこれに参加し，1956年，ようやく訳文の完成をみるに至った．このうち，必要と思われる139項を抜粋し，その内容の一端を紹介することにした．

メルは，オーストリアのプラーグに生まれ，青年時代はマーブルク師範学校の自然科学の教授であった．1886年，クラインによって創設されたウィーン盲学校の校長になった．当時，ヨーロッパにおける盲人の教育方式は一般教育に比べて著しく立ち遅れ，福祉問題もまた転換期を迎えていた．メルは，新時代に処するためこの改革に志し，勇敢に挑戦した．すなわち，盲人ひとりで自由に歩けるようになるための歩行訓練や職業教育など自主性の確立に力をそそいだ．1890年には盲人が自然に親しみ，山登りや水泳などによって行動範囲を広めるための施設として，聖ステファン臨海・林間学校を開設し，さらに同年，盲人用図書印刷所と盲人図書館を，1895年には盲少女の家と盲人保護協会，およびこの協会による盲人労働者の家を作るなど輝かしい足跡を残している．

（注）この抜粋の項目は，本文索引のあとに付した．

アレキサンダー・メル編

盲人百科事典提要抜粋

愛情 空気や食物への欲求と同じくらい強い性欲を，盲人もまた晴眼者と同じように感じる．かれらもまた人間であり，身体的には晴眼者一般と何ら変ったところがない．実際，盲人もまた目の見える人びとと同じように，性愛を原始的な力として感じるものであり，同じ満足を求めるものである．それがどのような形をとって現われるかは，晴眼者の場合と同じようにさまざまである．愛の相手を選ぶときの影響力の違いは，盲人の場合にも見のがしがたいものがある．普通いわれるように晴眼者にあっては，愛はまず，視覚を通じて起こってくるが，盲人にはその入口が閉ざされている．身体の美しさが盲目の男性や女性にとってはほとんど問題ではないことは，しばしば観察されるところである．恐らく盲人によって知られる特徴は，主として耳を通じて入ってくる表象であると思われる．学校やその保護施設の中で，性的に成熟した生徒のいる場合に限ることはもちろんであるが，たとえば，幾人かの盲目の男性に愛を目覚ませるのは，特定の1人の少女であるという場合が非常に多いという例が少なくない．盲人が気持のよい声とか，人柄の美しさとか，行儀のよさ，仕事の能力などを話題にしているのをしばしば耳にする．こうしたことから盲人の気持をひいている事柄を知ることができる．

盲人の性愛に相手の外面的な優劣はあまり問題にならないから，盲人が盲人同志で，顔が見えないにもかかわらず愛しあうということも説明される．もちろん，他人に自分と同じ欠陥があることは大した気にならないのであろう．

バチェコ（Baczko）は次のように述べている．

かれは自分の妻を見たいという願いは一度ももったことがなかった．いつも活発に活動している想像力が盲人に一つの理想像を描きだす．そして，これが相手の人間の姿となって現われるのである．そこで，まず気持がひかれ始め，それから友情が生まれる．友情のもつ静かなあたたかい感じは，それだけでも十分な満足である．そこへこうして気持のひかれあった2人が異性であることによって，実際の性的な愛情に発展するには，ほんの1歩で足りる．盲人が声の美しさに魅力を感じるということは決して作り話ではない．

美しい声をもった男性は盲目の少女たちに驚嘆の念を起こさせ，愛を生む．そしてその逆が成立つ．この愛情に何らかの個人的な色あいのあることは，次のことからうかがわれる．たとえば，ある女の声を必ずしも全部の盲人の男性がこころよく思うのではなく，ある者はその声に魅せられている一方で，他の者はそれによって全然心を動かされず，ときには嫌悪の情さえ感じる．普通，盲人はかなりめだって強い体臭をもっており，ことに盲少女はどんなに清潔にしていても，男子の場合よりも強い体臭を示す．ところで，盲人は匂いにも敏感であるから，体臭によって1人の人を，特に自分の好きな人を正確に識別するという事実がある．愛する者の体臭は愛の感情に無影響であるはずはない．

年長の盲人はたいてい，するどく観察し，批判するものであるが，盲人の理解力はかなり正確である．もちろん，性愛がはげしく熱情的に燃えあがる場合もあり，盲女性に特に多く見られる．盲目の男性がはっきりと生長した愛ももたずに盲学校を出て，社会に出ていく場合には，相手の選択はチャンスによって決まってしまう．その際に感情が高揚して，交際の適否もわからなくなることはめったにない．盲目の男子が盲目の少女と結婚することがまれであり，たいてい自分の知っている晴眼の友人の中から相手を選ぶという．しかし，特に大きな盲学校などでは，2人の盲人の間に愛情が生まれて，学校の卒業後周囲の忠告や訓戒にもかかわらず結婚に至るという例もまれではない．

アックス（Axe, William） 生まれたときからの盲目で，イングランドのロザーハム付近のウィストンでオルガン演奏者となった．かれは驚くべき技能をもち，音楽と楽器の組立てにすぐれた知識をもっていた．そのオルガン演奏はすぐれたもので，教区内では長く記憶に残っている．ホルダネスのヒードンの教会でも，他の場所でもかれは多くのオルガンや他の楽器を組立てたり，注意すべき改良を加えたりした．1823年，39歳で没した．

アデルカス（Aderkas, Ottokar）1859年，リブラ

ンドのエゼル島のペウデホーフに生まれた．ドルパット（Dorpat）次いでアレンスブルク（Arensbrurg）のギムナジウムに学び，さらにペテブルクで法律を修め，1881年ペテルブルク区裁判所予審判事に就任した．露帝アレキサンドル3世が著名な博愛政治家である国務大臣フォン・グロート（V. Grot）に監獄改革を委嘱したとき，アデルカスはこの人道的事業に共鳴し，高等監獄行政に勤務するに至った．また同じころマリヤ盲人保護連盟が創設され，その書記となった．

1883年から1888年まで，オーストリア，ドイツその他中欧西欧諸国の盲人施設を視察し，ロシア語で多くの詳細な報告を発表した．1886年には盲人保護問題の最初のロシア語雑誌を創刊した．また，同年アデルカスは連盟の新ペテルスブルグ盲人学校に関し一書を著した．1888年，アデルカスの提唱によって，アレキサンドル2世が当時故人となった皇后の記念に，盲人のため約50万ルーブルの恩賜金を下賜し，これをペテルスブルグ盲学校に使用することになった．そしてこの学校はアレキサンドル・マリア学校の名称を与えられることとなった．アデルカスはまた，ペテルスブルグのブレシッヒ盲人勤労院の管理委員となり，あるいはペテルスブルグのブレシッヒ学院の新校舎建築委員会書記，ペテルスブルグ盲少女学校や，ボルコンスキー（Wolkonsky）夫人の盲人救済院，その他ロシアの盲人施設の創立準備にも参与した．

アデルカスは，1881年から1885年にわたり貧困軍人家族援助中央事務局書記になり，1882年から「マリー皇后施設」，すなわち，皇帝皇后の個人的後援のもとに，ロシア盲人施設のほとんどすべてを含む約800に上る慈善および教育施設の中央管理者として，いろいろな位地を歴任した．

アデルカスは多くのロシアおよび外国の勲章を受領し，1894年，ロシア帝国枢密顧問官となっている．

アビセ（Avisse）　著名なフランス詩人である．若いころ船長の秘書を勤めたがいろいろな事故のため長途の海外旅行中視覚を失った．帰国後，パリ盲人院に入り，のちにここで文法および修辞学教師として働いたが，31歳のとき胸を病んで没した．かれの作品は精神的な文体，繊細な見解，用語の力をもって推賞されている．1797年に出版された「盲人の奇計」というかれの劇は，いまの概念からすると詩人の名価を高めるものでない．心理的観点からはこの喜劇は興味があり，また著者自身とその友人の1人と1人の女友だちと，3人の盲人が主役を演じつつ俳優として登場するという点に意義がある．未亡人となった夫人は，パリ盲人院の幹部で盲人のバランタン・アユイと結婚した．

アリク（Alik）　19世紀の初め，スコットランドのスターリングにいた盲人．こじき生活をして，その界隈ではよく知られた．異常な記憶のため非常に称賛されていた．アリク(アレクサンダーの略)はこどものときから盲目であった．貧しい両親はかれのためほとんど何もしてやれなかったが，一般のスコットランド人のように，わが子にはできる限り教育を与えることには苦心した．少なくも聴覚によって勉強のできるようにと土地の学校に入学させた．初等学校の唯一の読本は当時は聖書であって，生徒は順次に輪読するとき各章節の番号をもいっしょにのべることを常とした．このような朗読を規則的に聞いていたため，小さいアリクは聖書の多くの個所だけでなく，その個所の章節の番号まで記憶した．教会にも規則正しく出席して，聖書の知識を増大した．かくてアリクが生長し，両親が死んだのでこじき生活をしなければならなくなったとき，人びとはかれが聖書の新旧約全体を暗記していることを知って感嘆した．すぐれた記憶だけでなく，宗教的題材がはなはだ敬虔的な長老教会の好意をひきつけた．かれは常に聖書の所要の個所の暗誦も，その個所の章節の番号も一度もあやまることがなかった．かれのいったところによると，ある人がかれを困らせるつもりで，聖書から1句を多少語句を変更して読んだところ，アリクは少しためらったあと，その個所がどこであるかを尋ね，同時にその句は正しく引用されていないといい，そのあやまりを正してりっぱに暗誦した．また，その人がモーゼ第4書第7章第90節を尋ねたとき，アリクはふたたびしばらくぼんやりしていたが，「あなたは私をからかっている．あの章は89節しかない」と答えたという．

老後，アリクは独居したが，部屋を出るときには入口の戸を閉め，そのかぎは手にもっていた．このかぎはかれにはまったく習慣となっていて，話をするときには，いつもこれをたえず手の中にもてあそんでいた．もしかぎを手にしていないと記憶は著しく制限されたようであった．先に述べた人がかれをよく観察するつもりで，あるときかぎをとりあげておいて質問をしたところ，返事は次第におそく不確実となり，ついにアリクはかぎを返してもらって，初めてふたたび即答ができた．迷信的な人びとは，そこでかぎをアリクの呪符だといったが，実は習慣を破ると，不安，注意の散乱が生じるのである．

あんま　幾世紀も前から日本では，盲人があんまを業としている．近時ヨーロッパでもマッサージを行なうことで，盲人に生計の源泉を開こうとする運動が大きくなってきた．ロンドン，ペータースブルグ，パリ，ウィーン，ブラウンシュバイク，ブリュンその他のところでは，盲人がすでにこの部門で医師の補助として活動している．アメリカやスエーデンでは，盲人のあんまは，すでに久しく決してまれなことではない．男女のあんま自体を養成しているウィーンのあるすぐれた医師が明瞭にあげているように，この職業の過剰であることは別として，盲女子がマッサージを行なうことは，ある事情においてだけ，たとえば，小さな村，いなかなどで勤めるべきで，大都会では，この職業を営むことは，たまたま売淫制度の仮面として用いられ，これは新聞の広告欄にしばしば明瞭に認められることである．したがって，失明少女は道徳的な危険に陥りやすいからである．盲人がマッサージをするに適していることは確かに盲人の素質や盲人の細かい触感という下地からだけではなく，盲人のマッサージによって得られた経験によって現われている．おそらく上に示した理由で，上品な病人は，晴眼者のあんまよりも盲目のあんまの方を好んで利用する．もっとも，盲人においては晴眼者におけるよりも，患者の羞恥感が損われることが少ないということは別である．いずれにしても，第1に何ら反発的な顔をもたず，快よい作法を自由に用いる力の強い盲人が，あんまの修業をするに適している．言語の知識がこれを促進するものであることはいうまでもない．

一般感覚　この用語は生理学において，久しい以前からある特定の生理感覚を指定する用語となっている．これが盲人関係の書籍に用いられたのは，最近になってからである．このことばが圧触感や温度感の総合効果を主として意味するように用いられているからである，そして，この総合感覚はときに顔面や手の甲や，盲人の全身で，服におおわれていいない部分の全面で生じるものである．

五感感応に対して，ウエーバー（E. H. Weber）は一般感覚を次のようなものとしている．それは常に感受する主体である自己に向けられるもので，その感覚はちょうど刺痛感覚のようにいくつかの身体の器管によって伝達されるが，一部は多少とも特定の器管に連結されている．それには次のようなものがあげられる．

①苦痛感覚．②皮膚および個々の粘膜による一般感覚（檪感，痒感，悪感，性感）．③内臓感覚（空腹感，かわき，満腹感，尿感など），④運動器管の感覚（緊張感，疲労感）．

しかし，まだ一般感覚については正確な研究は僅かしかなされていない．それはその生理学的研究が，相当の困難にぶつかっているからである．したがって，この問題に対する統一的な理解が定まっておらず，ある人はこれを特定の感覚内容と考え，また，他の一部の人はこれを刺激の強度や種類に規制されている特定な感覚感応の感受色調であると考えている．一般感覚では，各種の強度程度の段階がはっきりしており，この感覚の持続時間が外部からの刺激作用の持続時間に依存する依存度は，五感感応よりもはるかに不規則である．外部からの刺激作用が始まって，かなり経過してから一般感覚が現われてくることもある．また，実際の刺激がなくなったのちも感覚だけが相当長く持続することもある（刺痛，檪感，寒気など）．その際，照対，すなわち隣接する直接の刺激を受けていない部分への見かけ上の感覚移行が起こることもまれではない（刺痛，檪感）．こうした感覚の あるものは 2次的なものと考えられる場合もある．それは，たとえば外部からの刺激の結果，皮膚に起こった1次的な変化から副次的に発生するもので，この2次的感覚となって初めて檪感や痒感を起こすものである．

身体の大部分の器管に広がっている最もよく知られた一般感覚，すなわち，皮膚の刺痛感覚に関するくわしい研究がある，苦痛感に対して，ある特定の神経器管が存在しているものか，あるいは皮膚中にあって，特に接触感覚（圧力感，温度感）を伝達することの末梢器管，神経路線が特定の刺激や，ある程度以上の刺激があったとき，刺痛感覚の解消の働きをも伝え得るか否かという重要な問題が以前から論議されている．刺痛感覚の各神経路線を少なくとも部分的に分別するものとして analgesie（解毒作用）の現象が知られている．――すなわち，接触感覚が持続するときか，程度が強大であるときに，刺痛感が止揚されるという現象である．この状態は人間においては，全身もしくは局部でのある程度の中毒作用の結果生じる（エーテル・ナルユーゼ，またはクロロフォルム，ナルコーゼ，鉛毒，局部コカイン効果など．さらに，神経組織の特に背髄のそれの病症があるときにも現われる．ここでは背髄の病症の場合は除外して考える，この病症では接触感に対応する刺痛感応が著しく，かつ間喝的（1～2秒)に阻害されていることが観察されている．なお，特定の状態のもとでは，ある程度の顕著な遅延が正常

なものとして起こることもある．シッフ（Schiff）は哺乳動物について人工的に背骨の analgesie を作りだした．それは腰部神経の分岐点より上部の背髄を背部縦断神経線を残して横に切断することによつて行なわれた．それに対して，もし，これが，ただ単に切断されたのであれば，軽度の接触感覚で刺痛感応が認められるはずである．この経験から，接触および刺痛感覚の伝達を受持つ背髄から脳髄に至るまでの神経路線の分別が可能となったのである．背髄から上半身にかけての，ことに皮膚内で接触および刺痛感覚を担当する末梢器管の路線に関しては，フライ（M. Frey）が人間について行なった新しい試みが解明を与えている．「刺激毛」を使って皮膚に特定の強さの点状の刺激部局を作りだすという，かれの方法によって，二つ刺激感覚限界（所定の感受に対する知覚される限りでの最も弱い刺激強度をいう）が明らかにされた．だいたいその一方の接圧感に対応する方は低く，刺痛感に対応する方はかなり高い値を示す．この二つの限界値は，平均で次のようになる

	圧mg/1mm²		刺痛感
手の平	7	で	130
足のうら	28	で	200
…上脈部（内側）	7	で	30

全体面には特に接圧感や刺痛感に敏感な点がいくつかある．

限界値の比＝$\frac{\text{接圧限界値}}{\text{刺痛限界値}}$は，体面上で一定ではない．しかし，接圧感に敏感な皮膚は刺痛感ではそれほど鋭敏でない．また，その逆であるといえる．

1ミリ平方当たりのグラム圧で刺痛感限度を計算してみると次のようになる．

眼膝—約10，下脈部（内側）—約20，上脈部—30，足の甲—約50，手の甲—約100，足のうら—約200，指先—約300．

浮出し印刷の技術　図書印刷技術は，その前提条件として木工技術を伴っているので，ランパゼットが，1575年にイタリアで，また，フランシス・リューカスが，1580年スペインで使った浮出し印刷用の木製原板は，ハウの発明の先駆をなすものである．ハウのものは一つ一つの文字の活字を作って触感に訴える文字を印刻するという方式であった．原板を使って作られた印刷物は，黒地の紙に白色の浮出し文字を示ししているが，これはページ数と同じだけの原板を必要とする．盲人用として鉛の単独活字を作る最初の試みが，1640年にペーター・モローによって行なわれた．かれはパリに住む筆耕者であった．しかし，経費がかさむことと製作の工程がむずかしかったため，文字の母型が製作されただけでこの計画は放棄されてしまった．広い針床に逆にさした縫針で形どった文字は，のちに打込み活字や針状活字の前身でもあった．当時木を浮彫りにして作った単独活字は大き過ぎたため，ＡＢＣの知識を盲人に与えることに役立っただけで印刷には適さなかった．

ピッソーの盲人による文字は，これに比べ非常な進歩を示していた．この人はやはりピンを使用したが，一つ一つのピンを結びつけるので，ピンの小さな頭を折り曲げた．しかし，各文字を別個に取上げたり，必要に応じて他の文字に変えられるようにするには，いっそうの改良が必要であった．この種の試みに初めて成功したのは，1人の鋳金業者であった．かれは文字母型も何も使わず簡単な方法で活字の鋳造をやった．かれはそれを砂の中に流し込んだのであった．1783年ごろ，慈善協会は文字母型を使っての活字鋳造を行なわせた．この文字は現在使用されているものに比べると，大きくはあったが，次第に欠点が是正され，いろいろと試作を試みるうちに触感にちょうど適した大きさに作られるようになった．フランスでは，大部分の本の印刻に用いられる文字の高さが7.5ミリから6.9あるいは6.2ミリほどある．初めて浮き出し印刷に使用された活字では，一つ一つの木片の上に植えつけられた針棒が，一つ一つの文字の型を形作っている．こうしてできた活字は刺痛活字と呼ばれているが，これを印刷してみると点線状の文字の型が現われる．これが打込み印刷である．この最初の針状活字に続いてできたのが，木版を浮彫りにした文字で，さらに生まれたのが，活字金で鋳造した活字であった．この最後の活字はいろいろの型をもっている．突出面の平滑な浮出し文字を作るが，これは圧印印刷と呼ばれている．おそらく，ゴールによって初めて用いられたと思われるもう一つの活字がある．これは点状の浮出し文字を作るもので，ドイツではシュッツトガルト文字として知られ，また，ところによっては真珠文字という名が付けられている．

打込み文字も圧印文字もともにページの片側にだけ印刷できるものであるが，点字は両面からの行間印刷もできる点ですぐれている．ブライユ・システムが，他の三つの印刷方式に対してもっているこの長所は，のちに大きな強味となった．ブライユ文字の基本記号は（⠿）であるが，これを印刻する際に3本の横条溝が

必要であり，各行を隔てるのにもう1本の条溝が必要であるので，片面印刷のときには，各14条のうち1本は使わないでおかなければならない．この空間的なむだを避けるため，すでにブライユは一つの点字器を製作している．これは3条からなる各行を隔てるのに各ページ面の裏側へも文字を書けるものであった．こうして行間印刷の方法がみつけられた．さらに，バルーは点字印刷の発見によって空間をいっそう節約することに成功した．特別な器具を使って第2面への印刻のときに，紙面を1文字分の半分だけ右へ，そして1条だけ下へずらせる．それによって第2面の文字は第2面の右側の1列にある第2条によって囲まれる．そして第2面の文字は1条分だけ下へずらして印刻されているので，第1面の行間に当たる印刻してない空間に第2面の第3条が並び，これによってどの空間も全部使用されることができるわけである．

文章印刷には活字が用いられるが，点字ではステロ鉛版を用いることが多い．

活字組版に似た組わくは活字を固定するために使われる．盲人は，その中から自分で文字をとって右から左へ1列にわく内に並べ，そうして組上がった文章を圧印する．興味深く思われるのは，ハンツーン・ルイスビル(Humtoon Louisville)によって考案された印刷方法である．かれは植込み式活字で紙母型を作り，その上に薄い亜鉛板を置き，それに融解した液状金属を注ぎかけて溶かし，それによって母型のへこみに亜鉛が埋まるようにした．適当に冷却すれば，この薄板には2枚の鉛板を重ねるので適当な厚さとなって，印刷の際にステレオ鉛板として使われるのである．

最初，人びとは木版印刷をやっていたが，これは版が大きくなると，端の方の活字があまり鮮明に刻印されないという欠点をもっていた．そこで，ベズーヒエル（Beseecher）という機械製造者は円筒形の印刷機を作った．しかし，動力で動かす円筒はあまり具合のよい刻印をすることができなかった．それは，円筒が紙面上を回転しつつ印刻すると，それにつれて紙面が少しずつずれるからであった．パリに住むクルズイエール（Clousier）は紙面の全面に垂直に印刻する方法のすぐれていることを知って，印刷業者が普通に使っている手圧器を利用した．

しかし，浮き出し印刷に用いる機械装置は，活字印刷とは違って，乾いた油脂を塗り，十分に濡らした質の堅い紙を印刷台の上におき，その上に厚手のフランネルかゴム板をかぶせる．これに圧力をかけるのであるが，徐々に行なわないと紙が破れてしまう．印刻された紙は注意深く印刷台から取出して，乾燥のためにつりさげる．

点字活字による印刷用として，オランダのグラーブにある盲学校の1教師が圧印機を考案した．どの活字も三つの形から構成されている．任意の活字を組上げるには，ただ3種の形があればよい．すなわち，突起点を一つ有するもの（左または右に）と，点の二つあるものと，全然点のないものとの3種である．「a」の活字には点一つのものと，全然点のないもの二つで，「b」には点一つのもの二つと全然ないもの一つで，また「c」には点二つのもの一つと，点のないもの二つなどである．これらの活字用の3種の字型と行間をあけるための金属線，字間のための隔鉛，余白の行をうめるための隔鉛と，組上げた文を固定するための文わくなどが印刷に必要なもので，これが箱の中に納められている．滑動台は調革によって下部のシリンダーに連結し，ハンドルを回せば滑動台が上下二つのシリンダーの間を動くようになっている．上部シリンダーは調節ネジによって上下に高さが調節されるが，それに応じて印刻の程度が強くなったり，軽くなったりする．

印刷のときの手順は次のようである．まず，滑動台の組わくの上に文章を組んで，その上にあらかじめ湿した紙をのせ，その上にさらにゴム板をかぶせる．そして，滑動台を二つのシリンダーの間にくぐらせる．それによって片面印刷ができあがる．1890年以来この印刷機械は両面印刷にも使われるようになった．

ドイツでは印刷業者であるビセンゼーのシュルツェ(Schulze)が，初めて点字活字による本を作った．のちに，これを亜鉛板に植えた点字で行なうように変更した．それは点字字母をハンマーで原板に打込む方法である．字母を刻印する最も簡単な方式は，金属板（亜鉛・黄銅など）を寸法の大きな条溝板の上にのせ，ハンマーなどで打って，必要な字母を打並べてゆくのである．機械製造者のビグゲルトは盲学校長クール（Kull）の要請で，特殊な刻印器を製作した．この機械では，点の一つ一つが金属板の中に足の力で打ち刻まれるようになっている．

この方式に根本的な改善が加えられたのは，フランク H. ホールがその活字打印（Stereotype maker）を考案したことによってであった．これは一つ一つの点ではなく，金属板上への1打によって一つの点字全体を一度に刻印する．この器械の第1の試作品は，1893

年にできあがった．1895年にはステレオ鉛板をこれまでのように垂直に位置せず，これを水平に寝かし，また，いろいろな記号を原板にしるすのに，4本のつちを使わずに，適当な打型を使うように改良した．地図用としては小点が水を，大点が都市を，短直線が国境を，半円は山を表わすなどである．

1895年の中ごろに盲人教師であったF.H.シュテグリッツは，点間印刻への糸口を見だす努力をしている．かれが考案し，ベルリンの機械業者アウエルバッハ（Auerbach）が製作した機械で，両面線間および両面点間印刻用のブライユ式点字のステレオ原板を作成した．

圧印自体にはチーゲル印刷用の古くからの器具を使用しているのが大部分である．これは手で操作する．価格もあまり高くなく，1日1000枚の印刻ができる．

ステレオ鉛板による印刻の際には，クルによると以下のような方式が採られる．まず，両面を海綿で湿した紙をしばらくの間互いに重ねておき，次にそれを刻印した金属板の中に挟み，これを加圧器の中に入れる．片面印刻のときには，突出してくる方の裏面に2ミリほどの厚さのゴム板を，突出点字の保護のために添える．両面印刻のときにも，印刻する板の下に保護物を入れ，それにその紙面の片側に木の桟とそれと同じ高さと幅のゴム桟とを交互に張りつける．この板を印刻紙の下に入れ，木の桟が行間の余白の部分に当たり，ゴムの桟が印刻された点字面を保護するようにするのである．点間印刻の際には，すでに刻印された点字面のための保護物が必要である．クルは，このほかにステレオ原板を保護するための特別の器具をも考案した．これは原理的には2枚のグッタペルカゴムの板からなっている．これが圧印用の鋼鉄板による亜鉛板の損傷を防ぐのである．

浮出し印刻の技術に関しても独自の試みがなされている．フレヤー（Frere）は，ステレオ印刻のための簡単な技術を考えだした．文字は銅線で形取り，錫板の上に置かれる．この錫板には前もって亜鉛溶液を塗っておく．板の下部を強く加熱すると銅線はしっかりと固着するのである．

トールト（Tourte）教授は普通の文字を使用し，印刷インクに固着性物質をまぜ，こうして印刷したものにきれいな粉末をふりかけるという方式を考えた．

盲人用の図書の価格と保存力に関して特に重要なものは，使用する印刻紙の紙質である．メルは盲人用浮出し文字の印刻に使う紙は，漂白してない麻の繊維から作ったものがよいといっている．このような紙を製造するときは，原料をよく砕き，しかも，紙に十分な強度とねばりを与えるために，あまり繊維が寸断されない方がよい．さらに羊皮紙に似た性質を与えるために，強度の動物性膠物質を加え，これによって，触感に非常に影響する点字のけば立ちを最もよくおさえることができる．盲人用図書の大きさから生じる使用上の不快さや，その発送との関係で，紙質をよくするといってもあまり重い物質や，特に土類物質を加えることは避けなければならない．

浮出し印刷法　字画記号，地図などを，手で触れてわかるように作るための特殊な方式である．凸出させて作る線は，まずゴム溶液で書かれ，あるいは記され，あるいは印刷される．そして，それが乾燥する前に，こまかい松やに粉を上からふりかけて，過剰分を捨てるのである．この微細な松やに粉は専用の装置によって適当に加熱されて溶解されると，なめらかな一様な，しかし手でさわってよく知覚できる高さをもった線ができあがる．この方式の発明は，ウィーンにいる官吏フライズアウフ・フォン・ノイデグ（Frei-souff von Neudegg）が案出したもので，かれはこの方式についての論文を1837年に発表し，さらに盲人用の絵本とかなりよくできた盲人用地図とを作った．

浮出し文字　突出あるいは浮出し印字，または盲人用印刷とは，触感により感知する浮出した着色していない文字をいう．

印刷術が考案された結果，実用的な盲人用文字の着想も早くから考えられていたが，それが実現するまでには，3世紀以上が経過したのであった．以前には，盲人の教育などということは必要であっても，可能であるとは考えられていなかった．ときには教養のある盲人の話が引合いに出されることはあっても，それはきわめて例外的な場合であるか，失明前に教育を受けた人のことであり，盲人はほとんど教育を受けていなかった．しかし，失明という事実は可視的な文字を可触的な文字におきかえようとするいくつかの試みを生んだ．この目的達成のために案出された手段は，ほとんど満足すべき結果を生まなかった．したがって，今日では歴史的な興味を呼ぶだけのものであるが，それでも，いままでに案出されたものをある程度集録しておくことは必要であった．

(1)　最初の盲学校の創立者であるアユイは，盲人用浮出し印字の最初の製作の功績者である．しかし，アユイ以前，イタリアとスペインでこの目的のために木

製で彫り込みの文字板が製作された事実のあること，すでに1640年に印刷者のモロー（Moreau）という人が鉛型を製作しようとして失敗した例もある．アユイがどのようにして浮出し印字の発明をするに至ったかを，かれ自身が次のように述べている．「印刷紙がプレス機からでてくるとき，その文字はみな逆に突出していることにわれわれは気がついた．この紙型の上に現われたと同じ型の文字型を鋳造させ，印刷のときに行なうと同じやり方で，湿した紙を使ってサンプルの第1号を作ることに成功した．これは，視力が欠けている場合に触感によって知覚されるように作られた浮出し文字の最初のものであった．そして盲人用図書の発端となったものである．

しかし，どの本が最初の1784年に印刻されたものであるかは，アユイの弟子たちの慎重な調査でも確認されていない．

したがって，ゴーデなどは1786年の終りまでには，盲人の使用に耐える書物は出版されていなかったという意見をもち，盲人用の浮出し印刻に成功した最初の仕事としては，1786年に出版された「盲児童教育の取扱い」という本をあげている．この本は普通の印刷文字で，そのタイトルに1786という数字の入っている一群の書物の中で最も主要な作品である．この浮出し印刻による本の大部分のページには，普通の印刷文字で1786年12月5日という日付が印刷されている．この書物は4截判の111ページで，13章にわたって盲学校の目的とか，盲人用晴眼者用の印刷，書き方，算術，地理，音楽，職業手段としての手工作業などに関して，また，盲人を教育する方法や盲教育とろうあ教育との平行関係，言語，数学，歴史などに関する論述をのせている．これは，王室御用の印刷業者クルズィエールの指導のもとに，盲生徒たちによってパリで印刷されたものである．また，この本はアユイによって王室に献上されている．この発明はフランスで非常な注目を集め，人びとはアユイをさまざまなことばで称賛した．

この書物は主任教官ミシェルによってドイツ語に訳され，「盲人の友」の1883年号の1巻から4巻に発表されている．さらに，盲人詩人であるブラックロックは，1795年にこれを英語に翻訳している．アユイは最初（1784）木製の打込み文字型を使い，1785年に木板の上に文字型を浮彫りにしたものを，そして，1786年には活字金の鋳型を使って成功したのであった．この活字金による試みのとき，アユイはアルファベット3字を並べた文字原板を使ったが，その大文字には，見た目には美しかったが，手触りではかなり読みにくかった．4年後にあるイタリア人が音楽書の印刷にフランス文字を使ったことがあったが，やがてそれも中止された．

1797年，アユイはアルファベットの文字形を変形し，それを印刷用文字と筆写用文字に使用した．

しかし，アユイの活字は非常に場所をとるのが欠点であった．活字がこのように大きいのでアユイは小形の文字システムを考案し始めた．いくつかの文字は横棒がつけられている．それによって文字を節約しようとするのである．そこで$\bar{\text{n}}$（n の上の横線）は m を表わし$\bar{\text{q}}$（q の上に横線）は ful を表わす．またḷ，ṃ，ṇ，p̣，ṛ などの点は重複を表わす．ḷ は ll で，ṃ は mm である．このような簡略化されたシステムで印刷された最初の作品は，ドバイイの「フランス語文法要程」で，これは1788年に出版された．

アユイのたどった道を継いで，かれの最初の弟子であったレゼール（Leseur）も1806年に印刻術のための努力をなし，イタリックの大文字を導入した．ギュイエ博士は，1817年にイタリックのアルファベットのための活字を鋳造させたが，やがてかれはそれをアユイが最初に試みた書体と類似するものに変えた．その書物は，二つ折り判で20巻，四つ切り判で5巻という大きな本であったが内容はわずかで，しかも，各巻が50フランもした．この本はやがてイタリアに取入れられるようになった．校長の後継者となったピニエ（Pignier）も，その印刻物を大いに利用した．従来の活字で印刻した四つ切りのもの48巻，二つ折りのもの54巻がある．1828～1844年にガイヨー（Gaillot）は Qeienze-Vingts 院で以上と同じ活字でいくつかの本を印刻している．1840年から院長になったデュフォ（Dufau）は，ローマ字の大文字で印刻を試み，マルセル・ルグランがその活字の鋳造をした．スペイン政府の試みた例に従って，かれはのちにローマ字の大文字のグラスゴー形と，直線形のイタリック小文字で印刻をしている．その後，パリ盲学校はずっとこのやり方を続けている．このデュフォーの活字は，モルデントウアーにより幾分の改良が加えられて，アムステルダムの盲学校に採用された．

1850年になると，パリの国立盲学校は線形印刷をいっさいやめてしまった．すでに1819年にバルビエ（Barbier）は，盲人が自分の考えを幾つか組合わせて印刻した点の文章で表現できる方法を考案してい

る．この点の組合わせは，音を表わすのでてあって，文字を表わすのではなかった．

Ecriture nocturne という本がこの方法で印刻された．ブライユは，このバルビエの音表文字から1825年ごろに綴字法による文字体系（点字）を作りだした．1827年，ブライユ・システムによる1冊の盲人によって書かれた本が出版され，10年後にはフランス史の書物が印刷された．

しかし，この新しいシステムに対して競争者が現われてきた．特にデュフォーは，線状印字のための新しい活字を作ることによってこれに対抗しようとした．10年間のデュフォーの努力は大した成果をあげなかったが，盲学校の教室では，デュフォー文字とともにブライユ式点字が教えられるようになった．この間，ブライユは音楽や数学にも使えるようにしたり，簡略式のものを考案したりして，これに改良を加えた．簡略式のものはバルビエの音表文字の発展したものと見ることができる．1834年，ブライユはフールニエの助けを受けて線間文字を考えだした．また，ラース・ダゲン（Laas d'Aguen）は，1849年にステレオ鉛版を点字印刷に応用した．こうしてついに1850年，パリ盲学校の25年間の公的な試みのあとに，ブライユ点字の教育が正式に取上げられ，2年後にはその印刷が開始された．1867年にヨゼフ・ルビトは線間印刻をステレオ化する方法を考案した．また，7年後の1875年に盲人のバルーが両面の点間点字印刻を行ない，これをステレオ化する方法を考えだした．また，1882年には以前の音表式簡略文字をも綴字法の点字に変えることに成功し，1884年から「ブライユ誌」（*Revue Braille*）に使われるようになった．1890年から両面点間点字印刷によって出版されている．「ブライユ誌」は，1883年から定期的に発行されるようになった．1886年にフランスの盲人に回覧用の図書の蔵書が整えられた．これに対して慈善家や盲人援護者たちがこの本を寄贈した．

1887年に現われたミュロー（Mulot）の方式は，基本的には線状文字を基礎としているもので，盲人の身体的な素質に不適合であったため，ギルボーの判断により学校教育に使用されるほどのものとならなかった．

1786年から1895年の間に300種のパンフレットと600種の書物がかなりの版を重ねて出版された．600の本の中で約100が線状文字により，残りはブライユ点字により，また，ごくわずかがバルビエシステムによって印刻されている．フランスの盲人のための最も有能な印刷事業を行なっているのは，「パリ国立盲学校」，「聖ヨセフ兄弟団の盲学校」，「聖パウロ盲人姉妹園」アラス，ナンシイ，マルセイユ，ソワッリンの各盲学校および「バランタン・アユイ協会」である．しかし，残念なことに幾種類もの印刷が行なわれているということは，必ずしも，それだけの数，内容の違った本が出版されているということにはならない．したがって，ギルボーらの考えによると，各種の印刷事業が「バランタン・アユイ協会」の仲介によって，互いに連絡をとりあって盲人のための書籍出版を徹底的に促進しなければならなかった．

(2) アユイがフランスで組織的な盲人教育が可能であることを示したのち，イギリスでも18世紀に入る以前に四つの盲学校が立てられている．しかし，盲人に読み方を教えようとする試みは挫折し，忘れ去られてしまった．一般に信じられているところによると，盲人で貴族であったチャールス・ローサーが初めてアユイの文字を取入れ，1834年に自分の城に印刷所を建てたといわれている．盲人のために適当なアルファベットを案出しようとする1826年以来の努力をエジンバラの出版業者ジェイムス・ゴールが続けて，ローマ字アルファベットを広く改変したいわゆる三角文字をその目的のために採用するに至ったいくつかの試作が行なわれたのちに1832年，このシステムによって最初の盲人用の聖書（ヨハネ伝）が作られたのであった．この印字は以前のパリのものに比べて読みやすかったが，ゴールには年齢にかかわらず，どんな盲人でも読めるシステムを作るという意図をもっていた．しかし，点字状の文字をのちに採用したことは，この目的に近づくのに効果があった．ゴールはイギリスにおける盲人用印刷文字の分野での先駆者であり，かれはその著作によって世人の関心を大いに喚起し，そのため1832年，スコットランド技術協会は盲人が使用するに最もよいアルファベットを案出した功績に対し20ポンドに相当する金メダルを贈ったほどであった．15種の印刷システムのうち12は自由に案出されたものであり，三つは従来行なわれていた印刷アルファベットを改良したものであるが，それらが表彰のときに展示された．協会に送付された案は19種であったが，そのうちの4種は落選した．ローマ字アルファベットそのままのものは奇妙にも問題とされていなかった．また，協会の審査の際にも，果たして晴眼者のアルファベットを捨てて，盲人用の特別のシステムを案出することが必要であるのか，どうかを疑問に思った

者もなく，かえって人びとは全然別個に考案された新しいシステムを採るか，ローマ字アルファベットの改良形を採るかの問題を考えただけであった．決定をくだす前に，人びとは，1836年にイギリス内のすべての盲人施設に問題のシステムの印刷例を送って精査を依頼した．グラスゴー盲学校の校長アルストン(Alston)は，あまりに独創的なシステムも，ローマ字アルファベットをあまりに改変し過ぎたものも，どちらも採るべきでないという意見であった．それはそのことによって晴眼者と盲人との隔りがいっそうひどくなると考えられたためであった．アルストンはその間に死去したフライ（Fry）博士のローマ字大文字によるシステムにわずかな改良を加えた．これはアルストン文字体系の名で知られているものであるが，これは協会の1837年の報告書に掲載され，金メダルが，死去したフライ博士に贈られた．

アルストン体系は，その文字の形状が統一的である点で特徴的である．ちょっと触ったところでは，E，H K，M，N，XやZなどの文字はみな一つの四角形に思われ，D，G，OやQは同様に円形を有しているのである．さらに文字の大きさが小さくて，文字相互を分別する内的特長点は触感だけによっては知覚しがたく，垂直線分があまりに多いので文字と文字との切れ目がわかりにくいので，字の取違えがしばしば起こるのである．この欠陥を補うため，アルストンは余計な部分をいっさい取去ってから，文字相互を区別するための小さな記号を加えた．しかし，この記号はしばしば使用するとやがてすり減って，字の取違えがますますひどくなる．

彫刻家ガルスの息子はのちに三角形体系を放棄して，普通のローマ字の大文字と小文字からなり立っていて，平滑で突出した点を含む形状のアルファベットをそれに置替えている．さらに「ブリストル協会」によってローマ字の大文字と小文字が改良アルファベットシステムとして利用されている．ヨークの盲学校の校長であったW・テーラーは，活字文字の形態に検討を加え，ロンドンに住む印刷者J・E・テーラーがその活字を作り，1857年にこれを印刷に使用した．リトルデイルのシステムによる大文字と小文字の組合わせは，現在でもウォセスターで使われているが，ここには，このシステムによる印刷のための専門の団体がある．ジョンソンの主唱によりイギリスおよびその他の聖書協会は，ローマ字の大文字，小文字によるアルファベットを盲人用の浮出し印刷用として推せんし，ワット・ロンドン社に印刷させた．

「スコットランド技術協会」の提供した賞品を受けた他の1人はT・M・リューカスであった．かれの考えたシステム，イギリス盲人用アルファベット決定版は一つの点と一つの円と，2種の大きさをもった半円と，長短2種の線からなっている．大きい方の半円と長い方の線の末端には，一つの点をつけている．この八つの記号から，そのさまざまな組合わせによって，13個の基本文字，さらに組合わせのくふうによって40個の各種の記号が作られている．そのうちリューカスは36個だけを作っている．略語は数字とともに非常に不統一で不明確でわかりにくい．聖書的な内容をもったかなりの本が「ロンドン盲児童読書協会」のためにこのリューカスシステムで印刷出版され普及している．

リューカスによって打ちだされた方法をJ・H・フレヤーも行なった．かれは晴眼者のために考案した表音システムを盲人用として利用することを試みた．かれは六つの基本記号を使った．すなわち，直線と円および半円，直角と鋭角なかぎ形で，これらにより33個の各種の文字が作られている．しかし，これはアルファベットの26文字を表わすのではなく，英語の発音を記述するものである．フレヤーは盲人用浮出し文字のために古代ギリシヤ文字を利用した最初の人である．かれは各行の書出しを見つけるのを容易にするために，浮出しの胡弓型の記号を使った．これは読んでいる指を行の左右へ交互に中断することなく導いていく．1839年から1851年までにフレヤーはこの方法で二つ折版15巻により聖書全巻を出版している．

エジンバラ協会によって紹介されて，ここにあげていないシステムは実用化されていない．

独自の構想によるシステムのうちで最も広く普及しているものはムーン(William Moon)のものである．1839年に完全に失明したムーンは，フレヤー・システムの本で読み方を学び，それとともに他の盲人にもそれを教えることを始めた．かれは5年かかって1人の盲児の教育をしたが，その努力は失敗に終った．しかし，その経験はかれをどんなこどもにも習得できるような簡単で理解の容易なシステムを考案するに至った．フレヤー・システムの完全化であるこのシステムは，ローマ字アルファベットの歴史的な基本態に基づいていて，速記術の要請である簡潔さをもつとともに，形態が非常に数学的に確然としている．ミハイルス博士の検討によれば，ムーン式システムの基本的な考え方は，従来のイギリス式速記術と深いつながりを

もっている．それは，一つ一つの音をできるだけ単純な幾何学記号で代表させるという考えである．したがって，すでに最初の速記術用アルファベット（1602年）がイギリスで採用したとほとんど同じ記号へ，ムーンがかえっていったということは興味深いことである・J・ウィリスのアルファベットは以下のようなものを含んでいる．①四つの方向をもつ直線．②円と長円．③四つの位置をもつ半円④四つの直角⑤四つの鋭角．⑥ Z-z．⑦四つの位置をもつ匝線．

したがって，ムーン式では末端に付加されていた直線を匝線に替えてウィリス式とすれば両者のアルファベットの記号は完全に付合する．それに対して両者のアルファベットは記号をアルファベットの文字に配分する仕方で非常に異なっている．すなわち，ムーン式は個々の文字がそれに対応するラテン文字の大文字および小文字にできるだけ似るように配分されている．ムーン式システムは非常に急速に普及した．イギリスの各都市には成人した盲人に読み方を教え，本を供給する団体が生まれた．ムーン自身は，1858年から60年にかけて，オランダおよびドイツの一部を旅行している．この旅行の結果，すでに1860年，ロッテルダムの盲学校に最初の印刷機械がすえ付けられ，ハノーバーでは，ムーンの文字を推奨する人として視学官のカンマンが見だされた．ドレスデンの盲学校長ゲオルギは，この方式をかれがこれまで知った文字体系の中で最もよいものとしている．ベルリンでは，ムーンの提言によって，ムーン式文字による盲人読書の援助のための団体が生まれた．

このシステムで印刷された最初の月刊誌が1847年に，ブライトンで発行された．すでに1858年には英語による聖書全巻が完訳され，「英国および外国聖書協会」は，聖書の各巻を外国語でも印刷するという特殊な目的に多大の寄与をなしている．ムーン・システムによる印刷がいかに能率的であったかを示すものは，フィラデルフィアにいたロバート・ムーン博士の報告書である（考案者の息子）．フィラデルフィアでは，かれの滞在中，50年間に約19万5000部の本がこのシステムで印刷され，420の各国語方言による文書が作られたとのことである．ムーン式の考案によってイギリスの盲人は五つの異なった文字システムをもつことになったが，そのため，大きな混乱が起こり，多大の費用がかかっただけでなく，盲人の学問，教育は何ら促進されないままであった．イギリスでの盲人文字の問題がいかに不安定のものであったかを示す興味あるものであるが，1864年にベルトラム・ミットフォードによって公にされた経験談から明らかにされている．それによると文字は水平にだけでなく，垂直すなわち縦書きにもされたとのことで，その例が縦書きにされた主の祈り模写図にのせられていた．これらの文字の問題の遺憾な事態を解決するために催された各学校代表者の会議も，印刷および筆記用のシステムを一つに統一することについて何ら一致を示さなかった．そして，このような状態のもとで盲人用として最もすぐれた文字体系を求める問題は，盲人自身によって解決されなければならないという意見が次第に広がっていった．そこで，アーミテージ博士の提唱によって，この問題の解決のために数人の教養ある盲人が集って，イギリスおよび外国盲人協会（British and Foreign Blind Association）を作った．触感だけによって読書することを余儀なくされている人びとの集りであるこの協会の会長は，各種の浮出し文字システムの実用性を比較検討するという特別の任務をもっていた．結局，数多くの判断力のある盲人たちの協力のもとで，ムーン式も含む線状文字システムは，書くのにあまり適していないという理由で，点字システムを採用することに決められた．そこで，当時存在していた二つの点字の様式を慎重に検討した結果，ブライユ式システムが選ばれ，のちにその基本着想に基づいて，その簡略文字も作成された．すでに1869年に点字による最初の本が出版された．最初は片面，1，2年後には両面印刷が滑動式で行なわれたが，この印刷様式は2，3年後に印刻された金属原板の使用によって廃止された．

(3) アメリカでは盲人用浮出し文字の歴史はボストンとフィラデルフィアにおける盲学校設立とほとんど時を同じくして始まった．フィラデルフィア盲学校の印刷所は，すでにその学校創立の年である1833年に，ローマ字を簡略化した文字で盲人用の浮出し文字によるアメリカで最初の本を作った．これはヨハネ伝福音書であった．ハウはその活動を始める以前に，見聞を広めてそれを利用しようとする考えから，ヨーロッパの重要な盲学校，特にエジンバラの盲学校を訪問している．かれは帰国後，1834年に当時アメリカに普及していたシステム，すなわち，ボストン印刷方式によって書物を印刷することを始めた．この方式はローマ字の小文字を改良したものであった．触感を明瞭にするため，かれは文字の形を単純化しただけでなく，それらが互いにできるだけ似ないように，あるものはゴー

ル式のように角ばらせ，あるものにはローマ字アルファベットのように丸い形を考えている．しかし，小文字のeは例外で，これに対しては，ギリシヤ文字のεを使用した．さらにハウクは文字を罫線の間に並べることによって場所を倹約することと，読みやすくするという二つの利点を付加することに成功した．二つの大文字GとJは複合印刷が使用されるようになったので，下線なしで少し上にずらして印刷した小文字のgおよびjに置替えられた．こうして，ほとんど同時に生まれたボストンとフイラデルフィアの二つのシステムは，時間の経過と共に新しく生れた盲学校の採用を巡って競争した．小文字を多く使用することは解読を容易にすることがわかり，フィラデルフィアの印刷が次第に活動を停止した．しかし，1835年から40年にかけて，もう少し改良を加えた文字システムが試作された．このシステムによって英語による雑誌と，ドイツ語による本が出版されている．後者はフリードレンダー（Friedeländer）がウィーン国立盲学校の記念として出版したものである．1852年，ロンドンで行なわれた産業博覧会における審査会は，ボストン印刷にいっさいの他の浮出し文字システムに対する優位を与え，そして1853年にニューヨークで催された盲学校校長および教師会議は，将来の浮出し印刷事業用としてボストン文字の採用を推せんしている．したがって，本の問題に関しては，この国の盲学校は多年の間ほとんどボストン印刷所に依存していた．

以上二つのシステムの検討をしているうちに，フィラデルフィアのN.B.クニースによって第3のシステムが生まれた．これはいわゆる複合印刷というもので，ローマ字の大文字および小文字からなり立っている．この人はさらに有益な書物の出版に功績を残している．

ムーン式システムもフィラデルフィアの盲人家庭教育巡回読書会（The Home Teaching and Free Circulating Library Association for the Blind）という団体によって大いに普及した．

ブライユ点字は，1860年にミズーリー盲学校の督学官S・ポーラック博士によって直接パリからアメリカへ移入され，その年にすぐこの学校の文学と音楽の両コースに使われるようになった．しかし，ブライユ・システムが，しばしば使用する文字をもかなりの数の点で表わさなければならないという事情が，1868年にウェイトによるニューヨーク点字方式（ニューヨークポイント）を生むこととなった．ニューヨーク盲学校が線形文字に対してとった態度に影響を与えたものは統計上の事実であった．すなわち，統計は664人の生徒の中で，それまで普及していたボストン印刷のシステムを読みこなせる者がわずか34パーセントに過ぎなかった．一方，ウエイトは自分の点字システムを相応の能力でマスターした生徒の数は95パーセントであると見積っていた．線形文字に対する点字の優位は1871年の第2回アメリカ盲人教師会議の決議によっていっそう確実となった．この決議は国内の盲学校に対して，ニューヨーク点字アルファベットを採用することを推せんしている．このシステムの根本になっている原理は，その文字の使用軽度に従って，記号をふり分けるということであるが，ボストン盲学校のJ.W.スミスは，この原理を当初のブライユ・システムに導入して，ここに印刷および筆記用としての第3のアルファベットが生まれた．アメリカ式ブライユ点字システムである．

アメリカの盲人に本を提供しようとする配慮に関しては，その機会を初めて法律的に定めたという名誉はケンタッキー州に帰せられる．1858年にルイスビルにあるアメリカ盲人用印刷所が法律的特権を与えられている．1879年の州議会は，これに年額1万ドルの支出を許可している．現在この印刷所を管理しているハンツンの発表によると，この印刷所は，1870年以降毎年150ページばかりの本を約2500冊印刷している．そして，この点で世界中でも最も能力のあるこの種の印刷所となっている．ここで印刷に使われているシステムは，複合印刷とニューヨーク点字方式である．盲人に新教の宗教書を与えるための団体が，毎週国際的な日曜学校を開いている．また，アメリカ聖書協会は聖書をニューヨーク点字で出版している．アメリカの盲人にとって，不利益なことは特に音楽書の輸入関税が高いことであった．そのため，アメリカの盲人は外国書を読むことがほとんど不可能であった．

(4) ドイツ，オーストリア，デンマーク，オランダでは，浮出し本を初めて盲人の一般的使用に供したということは，アベイーの功績ではあるが，アベイーとその後援者は，盲人たちに紙に書いた文字によって，考えを伝えるということを教えようとした最初の人びとではなかった．それはフリードリッヒ・フォン・パラディスによる触読用の文字と，そのために発明された印字器があったからである．

ドイツで線形の浮出し文字を最初に使ったのはクラインで，かれは1809年，ウィーンで自分が考えだし

た打出し文字を使ったのであった．ブレスラウにいたクニーも，また，独自のくふうによって打出し文字を使っているが，かれは1818年にラテン文字の形をし，約1インチほど突出した打出し文字を自分の費用で作らせている．一方，盲人のフンクは，突出し文字の刻印用原板を作るのに鋳造の鉱鉄ピンを用いるという着想をもっていたように思われる．文字の形の各部を作るのに使用する工具は，このフンクの考案によっている．シャフトの前面の上部は，一つ一つの文字や数字や記号を浮彫りに出させた印刻原板の製作は，1848年ウィーンの国立宮廷政府印刷所で作られたが，ブレスローでは，ハルラィッヒ工場でもっと以前に作られていた．多くのドイツの盲学校は，少なくとも，当初においては，その印刷用原料をこの二つの施設のいずれれかからもらい受けていた．この刻印用活字はローマ字の大文字であるが，クラインによって，1809年，ウィーン盲学校に採入れられ，ベルリンへは．1810年ツォイネによって，また，ブレスラウには1819年クニーにより，ミュンヘンへは1827年シュテューバーにより，ブラウン・シュバイクには1830年ラッハマンにより，そしてチューリッヒには1839年シーベルにより採入れられた．2，3の盲学校では，これをただ筆記用文字としてだけ使っていたが，大部分の学校では印刷用として用いていた．

クラインは最初，この刻印活字を，筆記用としてだけ使用したが，のちに印刷用としても用いるようになった．その最も簡単なやり方は次のようなものであった．すなわち，クラインは（1805年）1枚の板にろうを引いて，それに文字の形を書き，これを石膏の型に取り，そのようにしてできた母型に湿した紙の原板を押しつけて作るのである．1807年にかれは別の考えをもつようになった．かれはまず強くてよくなめした紙から文字の形を切取り，それをにかわ状の紙に付け，その上に湿した1枚の紙をのせ，これをしっかりとフェルト板で父型に押つしけ，それによってしっかりと輪郭をだし，これが乾けば固まって手触りで読めるようになるわけである．1808年，グーテンベルクのように，クラインは木製の活字を使用し始め，それによって印刷されたテキストは，いちおう確定的な方式によって作られたドイツで最初の盲人印刷であることは確かである．クラインは，3年後にシュトラウス式印刷による大型で触感の明瞭な鉛活字を製作した．この文字は，のちにフライジンガー盲学校に移入されたが，あまり長くは行なわれなかった．これに次いで，印ウィーン盲学校が1860年まで使用していた活字が採用されることになった．これは，その形をいくぶん改良して，エントリッヘルの入門書第1版が国立印刷所での印刷に使用された．以上あげた印刷文字以外に，アムステルダム文字（1816年にフェアボームによって考案された），ブラウンシュバイク文字（1830年か1833年にラッハマンによって採入れられた），ペスト文字（1838年，ドレッツァレークによって），ミュンヘン文字（1839年，ステューバーによって），フライブルグ文字（1840年，ミューラーによって），ウィーン文字（1841年，クラインによって），チューリッヒ文字（1842年，シーベルによって），ベルリン文字（1846年，ツイネによって）などがあげられる．1850年に用いられるようになったイタリア式印刷文字のツォイネ文字はボストン文字をまねたもので，それとの違いは固有名詞用のウンシャル活字をもっている点である．ブラウンシュバイク文字はローマ字の大文字，小文字に基づいている．その他の印刷文字は，大体まるみを帯びたラテン小文字で頭文字だけにローマ字の大文字を使っている．

打込み活字による印刷の最初の製品が，1830年にブレスローで出版されたとき（新教の信仰問答書），チューリッヒ印刷所は1冊の語学書を出版し，またバーセル盲学校は4福音書を印刷している．

打込み活字印刷と加圧印刷との中間をとったのがシュトゥットガルトにあるビュルテンブルグ聖書協会の点字印刷である．この協会の印刷所は，その印刷部数においてドイツ第1の印刷所であるといわれている．ここで盲人用図書を最初に印刷したのは，当時の協会書記長であったグンデルトで，かれはまず1840年にルカ伝福音書を自ら翻刻し印刷した．1858年になって協会長である盲人のケッヒリンが印刷の仕事を担当した．そして，1863年には盲人用聖書の全巻，旧約聖書48巻，新約聖書15巻となって完成されたことが報告されている．

くだいたチョークと溶解したゴムを用いる集団活字の製作法を，1845年の活字試作展示会で発表しているが，この方法はただ一つの試みとして印刷に用いられたに過ぎなかった．石を腐蝕させて作る石版画的方法も，1832年から40年にかけてウィーンのトレンチェンスキー商会の印刷によって使用されている．

ほとんどこれと同時に，バウンシュバイクのラッハマンは3種類の記号システムを考案した．それは幾何学的なものと，四角形式のものと，点字システムによ

るものであった．

1841年ラッハマンによって考案された点字システムは，かれ自身がブライユ点字の改良版と名づけているものであるが，いまだに全然実用になっていない．

ドイツではこれまで数多くの試みがなされてきたが，イギリスなどに比べると盲学校における読本使用の制度など，かなり低い位置にある．したがって，ここでは印刷文字の縮小という必要が，まだ一般には感じられていなかった．そのため，ドイツの盲人図書は，同じ内容をもつフランスやイギリス，アメリカなどの図書と比べて巻数が多くなっている．この分野における諸外国の進歩は，クニーに負うところが大であるが，かれは長持ちする打込み活字印刷を，あまり持続しない圧印印刷に変えることを欲しなかった．かれは1856年に試験的に小型活字による印刷を行なわせた．これは同じ広さの紙面に印刷したとき，以前のものよりも多くの字数を入れることができた．しかし，活字の縮小によって生じたこの利点を十分印刷上に生かすには，クニー自身もいっているように，金と勇気とに欠けていた．そこでかれはいくつかの略字を構成して，それにより時間と空間とを節約できるようにした．かれはこれを1856年に新版の信仰問答書を印刷するときに使用した．かれがそこで略字にしたのは ae, au, äu, ch, ck, ei, (en), eu, eü, ff, ie ,ll mm, nn, rr, sch ss, st, tt, und, ung, tz. などであった．七つの盲学校から回答された検討結果報告は，だいたいにおいて否定的であった．

それでも，1857年に略字（en）をも加えた簡略印刷によって1冊の小さな「音楽教程」が出版された．この小冊子の付録で，クニーは1841年にパリから採入れたブライユ式点字アルファベットを初めて印刷にした．しかし，ブライユ・システムを学校教育に採用するという計画はかれの死によって成功しなかった．しかし，ブレスラウ印刷所は未刊本のクローズ教科書を出版し，また，この種の印刷の最後のものとして，1870年に讃美歌を出版している．

ドイツにある他の学校の印刷所は，当時，まだ2，3の教科書の出版を除けば大した活動をしていなかった．メッカーによると「当時は盲人教育界に一つの惰性的な静観状態が支配していた．人びとはアユイやクライ，クニー，ツォイネその他の人びとがすでに今世紀の初頭に打開いた方向を大して急ぎもせず，たどってゆくことに満足していた．新しい道を開こうとする試みは個別的に試みられてはいたが，諸施設が孤立していて連絡がなかったので，注目されるということはなかった」．この沈滞の状態が盲人書籍印刷を妨げている第1の理由であるという正しい認識のもとに，第1回盲教育教師会議は重要な議題として次の二つを掲げた．ドイツにおける印刷文字を統一するということ，盲人叢書を作ること．

この会議で5人の議員により構成された委員会は，書籍用文字としてラテン語の印刷文字と点字システムを選んだ．ラテンアルファベットか，あるいは点字かという問題で，委員会は3人の多数意見と2人の委員による少数意見とに分かれた．前者は当時行なわれていた二つの筆記文字システムにならって，線形文字印刷としては，ウンキァーレン文字を使用することと，読み方や書き方を容易にし，場所を倹約するためにブライユ式点字システムを改良したものを使用することを主張した．このブライユ・システムはドイツ語にしばしば現われてくる音には単純なものを，しばしばでてこない音には複合した組合せを当てることができる．ところが，少数意見は線形文字として，ラテン語の大小アルファベットを用い，点字としてブライユ式をそのまま用いることを主張した．第2回会議は，この少数意見の主張を議決した．ところが，第3回会議はふたたびドイツ式点字システムの採用を否決して最初のブライユ・システムに，ä, ö, ü, au, eu, ei, äu, ch, sch などの音のための点字記号をつけ加えたものを採用した．ここで初めて，1876年に創立された「盲人教育促進協会」は，その創立者の念願であった盲人に安価な浮出し図書を購入できるようにする計画を実現させることに成功した．

アーミテージがその母国で点字システム導入のために展開した成果の多い活躍は，印刷原板を用いてのステレオ版印刷の発明を生み，ブライユ・システムの採用に大きな貢献をなし，この活動は遠くドイツにも及んだ．アーミテージに対し活発な対抗者が現われた．それは，R. A. ブレヤーがブライユ文字のために活躍し始めたことである．この人はウルスターの盲学校長で，ラテン語の浮出し文字で印刷した次の本で一方の旗がしらとなった．それは「ドイツ盲学校校長諸氏に対する浮き出し印刷用ローマ活字構成に関する一文」という題の書物であった．このブレヤーが考えた印刷文字の長所として，次のようなものがあげられている．①失明以前に読み方を習得していた盲人は人の助けを借りずにこの文字の触読を習うことができる．②聖書およびその他の盲人図書がその盲人の家族のだれ

にでも読める．③盲人と晴眼の読者の間に存する懸隔の感情は，盲人用の特別の文字を使うときに常に現われくるものであるが，この活字を使用すればそれがなくなる．④盲人は個人個人が教育を受ける必要はもはやなく，家庭や教会，学校で読み方を習うことができる．そして父親が盲人である場合，かれは自分のこどもに読み方を教えることができる．かれはこれによって非常な利益を受けるだけでなく，家庭内における尊厳を高めることができるという点で有利であった．

こうして，イギリスにおけるなりゆきはドイツでも線形文字の支持者と点字印刷のそれとの間に激しい論争を巻起こした．それは，後者がブライユ点字印刷の専制的支配を主張していたからである．1888年のケルン会議は，この争いを調停し，ドイツの盲学校でそれまで使われていた点字と線形文字の2重システムの維持を勧告した．印刷および筆記用文字として，会議は点字システムを盲学校に推せんした．この2派の争いのとき，触感が新しいことで特徴のある印刷文字，すなわち，クンツイルツァッハのブライユ式線形文字が現われた．しかし，ケッヘリンの同様な方式は実用的な価値を示さなかった．

コペンハーゲン盲学校の校長であるモルデン・ハウアーは，盲人用の浮出し文字印刷のため，すぐれた働きをしている．この盲学校ではドイツやオランダ，スイスなどの盲学校の先例を追って，すでに1858年にブライユ・システムを採用していた．

コペンハーゲンその他の盲学校では線形印刷にラテンアルファベットの活字を使っていた．これはリンツの国立宮廷政府印刷所からきた教師ハイデルの助力で作られたものである．同校は1883年以来，児童用の書籍やABC教科書などにはラテン文字とブライユ式アルファベットを交互に使用したが，その他の大部分の読本は点字印刷で出版していた．

エグロフ（Egloff, Luise） スイスのバーデンにいた盲目の自然詩人である．1802年，ホテル経営の娘として温泉場に生まれた．生後まもなく失明し，そのために有能な洞察力に富んだ母親の愛娘としていっそうの注意をもって育てられた．8歳を少し過ぎたころ，ルイゼはチューリッヒの盲学校に入り，そこに18カ月間だけ滞在したが，ふたたび家庭に帰った．そこで，一方では母親の影響のもとに，他方では温泉場の生活がもたらした外部からの刺激のもとで，ルイゼの自然な性格はますます伸ばされていった．かの女の最初の詩作の試みは小さな即興詩で，これは人びとの戯れの的となった．しかし，それでもかの女の非凡な才能を伸ばしていった．かの女が作った詩はやがて人びとに親まれるようになった．マジソン（Mothison）はルイゼについてその「思い出」(全7巻，829）の中に，次のように書いている．「すでに早くからかの女は詩に対するなみなみならぬ才分を示していた．かの女は，また，詩作品を他の人びとに読んでもらっていたが，かの女の繊細な聴覚に対して，朗読者が満足を与えることはまれであった．かの女の詩はほとんど抒情詩の形式をもっていた．かの女が自身で調子のある声で心よく読んできかせる多くの詩は，深い情感と宗教的な感覚と，そして特によく響く正確な作詩法とによって著しくきわ立っていた．私のささやかな批評は感謝と親愛をもって，かの女は迎えるであろう」と．

エルステ（Elster）という音楽家は，ルイゼの2，3の詩に作曲をした．この人はかの女に歌とピアノおよびギター奏法とを教えた．この交渉は，ルイゼのその師に対する心からの感情（これは実はそれに値いしないものであったのだが）と結びついて，ほとんど小説めいたものにさえなったのであった．1年も続いた苦しい衰弱性の病気に，かの女は忍耐強く黙って耐えたが，1834年にこの世を去った．

遠近感覚 このことばはまったくの学術用語である．遠近感覚は確然とした生理学的現象として説明されるものではなく，おそらく，いくつかの感覚作用，すなわち，温度感，圧迫感，聴覚，そしてある程度嗅覚の複合として説明されるのである．盲人が個々の感覚の感応をそれ自体として一つ一つに分析せず，その総合作用を一つのまとまった全体として受取るときに限り，この遠近感覚は盲人において一つの統一的感覚として現われてくる．聴覚が他の諸感覚のうちでも特にきわ立って働く，つまり，多くの場合，感応のきっかけとなる決定的なものであるということは，次のことがらから容易に示される．すなわち，強度の音響作用が耳の働きをその方に完全に引きつけてしまい，これによって，遠近感には特に重要な，かすかな音響現象をおおうと，たちまち方向感が止ってしまうという事実である．この方向感はいわゆる遠近感に仲介される点で重要なものである．遠近感覚を一つの統一的感覚として考えると，この感覚は，その中の一つの主感覚である聴覚が，たとえば鼻カタルとか耳病とか，耳口を脱脂綿でふさいだためとかによってさまたげられると，非常な程度に弱くなる．それは他の共働的感覚はごく弱く，また，すぐに他からの影響を受けがちだからで

ある．遠近感覚についての記述は，たとえそれと名前をあげてではないにしても，ずい分早くから盲人関係の文書の中に見られる．

ヴァルトハイム出身の盲人ゼルゲル（Sergel）がこの現象を最初に遠近感覚と名付けたが，かれはこの感覚には非常に鋭敏であった．

重さ 盲人が訓練によって，物体の重さを手にのせて計り知ることができるようになるのは，以前から経験されているとこである．晴眼者は重さを計る物体を手で計測するときに，それを非常に正確に行なうものであるが，ましてこの方面にはるかに鋭い感覚をもっている盲人はなおさらである．しかし，物体の重さを正しく計測することは決して簡単なことではない．それは晴眼者と同じく，盲人もやはり体積を考慮に入れなければならないからである．晴眼者は物体の大きさや，特にその外側の様子によって，重さを実際よりもずっと高い値に測ってしまうことがしばしばある．このような錯覚は盲人の場合には起こらない．しかし，手においた物体の容積が大きければ，初めのうちはそのことが重さの計測に影響を及ぼさないわけにはゆかない．もちろん，晴眼者と同じように，盲人も推定が不正確であることに気がついたときには，他の要素に気をとられず，ただ手のひらの上の圧力感や，持ちあげたときの感じによって重さを算定する．二つ以上の物体の容積を比較することに関しては，盲人にも鋭い感覚と正確な判断が可能である．いろいろな容積をもつ物体の重さを相互に比べることもできる．重さの絶対量を計るときには，非常に正確でほとんど誤差というものが認められない．流通している貨幣をちょっと手のひらにのせてみるだけで，あらかじめ音をたててみたり，手を触れたりしないでも，その重さを知ることのできる事実は，それを示している．もちろんこの試みは，その盲人にすでに高度の知識と鋭い観察能力があって初めて成功するものである．

ガウアー（Gower, John）イギリスの詩人ガウアーがどこに生まれたか，どのような家の出身であるかは不明である．とにかく名望のある家庭から出ていることは確かで，人びとの推定ではヨークシャー州のシチッテンハムの領主アランガウアー家であるといわれている．1325年と考えられているその生年も確かではない．ガウアーは法律学を学び「Society of Lincolns Inn」（法律団体）の会員で，ここでかれはチョーサー（1340〜1400：イギリスの有名な詩人）との知遇と友情を得た．ハインリッヒ4世（1399年）治世の最初のころガウアーは盲目となった．そして，かれはその詩の中で自分の不幸を嘆いている．かれは1402年あるいは他の説によれば1408年にこの世を去って，オーブリーの聖マリア教会に葬られている．この教会はかれが自分の財産で改修したもので，その財産はかれの詩人としての非常に恵まれた才能がかれにもたらしたものであった．かれは3部作の詩作品を書いている．その題は *Speculum meditantis*, *Vox clamantis*, と *Confessio amantis*, amantis」であり，そのうち最後の部だけが英語で書かれている．最初の2部はその原稿が現存している．作品全体の主題は愛であって，修辞的および形而上学的にうたわれている．作品全体の詩的価値は，それほど高いものでなく，チョーサーの作品には遠く及ばないが，その表現の中に，われわれは，しばしば生き生きとした感情と人生に対する正確な判断とを見ることができる．この詩は，1857年にラインホールド・パウリーによって著者の伝記付きの版が出版されている．

楽譜記号 以前に晴眼者が晴眼者のピアノの教師がないので，盲人音楽家に教えを求めたように，近代では特に天分のある失明音楽家は修得した技術を晴眼者の用にたて，おとなにもこどもにもピアノの教授をして，これにより収入を得ようと努めている．晴眼者に教授する際，かれらは生徒に晴眼者の楽譜の知識を仲介することができないという困難にぶつかるのは当然である．盲人が独立しようとする正当な望みを満足させようという努力に引かれて，楽譜組織を浮彫りでの完全な符号で表わし，これに註釈をつけた．失明音楽家の欲求に応じ，大家の作曲だけでなく，晴眼者の生徒が修得しなければならないようなピアノの練習書や習作のような教訓的種類の作品も，ブライユの楽譜で翻案された．浮彫り符号に付加してあるピアノ練習曲の番号を書いておくと，新しく，連続的にでてくる符号の説明が行なわれる場合に，音楽家にその要点を与えることになる．浮彫り記号の製作費は大きいので，すべての符号を全部まで現わすまでにいかないような全楽曲を，明白ということを犠牲にして，直観させることは得策とは思われない．

歴史的な点では浮彫りによる最古の楽譜記号は，マリア・テレジア・フォン・パラディス（Maria Theresia von Paradis）によって用いられた．かの女は自分が使用するには特別の簡単な記号をもち，これを作曲の際に用いていた．次にパリで浮彫り印刷により音符記号を表現するものがでた．ヴィーン（Wien）特

にフライジング（Freising）は，刺激法で使用できる楽譜を触知しできるようにした．のちに（1840〜1860年）集団活字（Massenschrift）が，さらにのちには（1870）インキ（Vitalitinte）が，楽譜を現わすのに用いられた，凸版印刷すら楽譜類に適用された．1850年ごろにグラスゴーで，美しい機械印刷がでて，それから数年後にウィーンに，石版印刷により石を深く腐触させて，「盲人に使用される晴眼者の楽譜」が出版された．最近は技術の点で，その実行に関し非常に完全なものを交付する作品がでた．まず，第1に楽譜の説明までも盲人に認めさせるような，この種類の内容豊富な作品がコペンハーゲンで出版され，さらに盲人の実際の欲求に順応するような特別の作品，すなわち，クラーゲークンツ著「晴眼者の楽譜」*Die Notenschrifs der Sehenden* がデューレンの盲学校版で出版された．その増補の部が同所のダムのピアノ学校からでた．

楽譜記号板　チーズ（Chese）の楽譜記号板は「ロンドン組合論叢」第5巻98ページに書かれている．これは一連の糸を緊張させるに用いられる小さなわくにのせてある台で，この糸は音符の横線を現わし，音程によっていろいろな強さになる．音符記号の役をするのは頭がついている，あるいはついていない釘である．この釘はいろいろの形になっていて，したがって，いろいろな意味や価値がある．拍子は曲った端に挿入してある針金で区別される．記号の役をする「しるし」は区画箱中に蔵せられ，これはうまく個々の部分に分かたれねばならない．盲人は必要に応じ，釘などを挿入し，自分に書きとる楽曲またはかれ自身の俗曲の一つを触知するように作りだすことができる．この機械は，また，手紙書き，読み方，計算などにも用いられる．

楽譜植字台　多方面に用いられているスケッチ板を用いる最も古い形は，おそらく楽譜植字台という形であろう．一つの台の上に，スケッチ台を仕上げるのにほとんど完全なように，楽譜組織の線が，麻のより糸によって引かれ，いろいろの形をした厚紙がこの上に針またはびょうで台の上に必要な具合に固定され，触知できるような楽曲に総合される．この台の一番古いのは1810年，クラインにより組立てられ，しばらく用いられたらしい．

楽譜植字板　これはかさばるが簡単な装置で音符あるいは楽譜を触知できるように作ってある．1780年にマリア・テレジア・フオン・パラディスが初めて使った．1メートル以上の長さの板に5本の横線をつよく突き出して付けてあり，この組織の上下には架線上の音符の高さ，または深さを示す針金線がある．各線やこの線の間の余白には，接近した穴が1列にあけてある．これは音符を現わすねぢ釘または木釘を入れるのに用いられる．木釘の頭は木釘が全体の組織中に示されている個所の音符の時間価値にとってたいせつなものである．休止符をしるすには，同様にいろいろの形をした木頭が用いられる．かくして，その拍子が針金の止め金で区分されている短い楽譜は，板の上に置かれ晴眼者により清書される．シュテッチンの失明音楽家ヒルデブラント（Hildebrand）がそれより100年以上もあとに同じ考えを思いつき，パラディスのとほとんど同じ楽譜植字板を組立て，うまく利用したという事実は興味あることである．この器械は確かに簡単ではあるが，この二つの場合以上にはほとんど使用されていない．

楽譜タイプライター　メログラフ（Melograph）すなわち，楽譜タイプライターは，音符を演奏中に書くためピアノに備え付けてある器械であるが，われわれは，盲人の楽譜タイプライターとは，手で操縦して，筆者が頭にもっている音符を紙に写せるような器械と解すべきである．このような器械の最初のものは，おそらく棘活字組織に基づくフライジング（Freising）の学校の楽譜タイプライターであろう．棘活字で音符を作りだそうとしたクラインの試験はフライジングの器械がそうであったように，完全な仕掛けによるものとは見られない．この機械が一般に触知するため，もっていなければならない活字のかさでは，複雑な機械でゆっくり仕事をするのと同じで，一般に広く用いられないのである．比較的簡単なまた巧妙な装置になっているのは，コラール・ビエノー（Colard-Vienot）により組立てられた楽譜タイプライター（1870）であって，これは動くようになっている活字の組織で，軽く復写紙の上をおさえることで小さな形の整った音符がだせるのである．この繊細な機械も，決して，そう広く普及している訳ではない．コペンハーゲンの音楽教師ショット（Schott）の指導下に機械の点は注目するに足る楽譜タイプライターが構成されたが，これを実行するには多額の金が必要なので，恐らく珍品というだけにとどまるであろう．

イタリアの盲人エスポジト・ゲンナ（E. Genna）がナポリで組立てた簡単な楽譜タイプライターでもあるが，これも一般に普及させる見込はあまりない．今ま

で列挙した種類の楽譜タイプライターは，いろいろな試みの中では，比較的重要なもので，音楽的思想を記載するのを容易にするため，盲人自身により計画されたものである．しかし，どれも完全に成功したものとは見られず，音楽点字で作曲を自ら書くとともに，作曲を書きとることは晴眼者の楽譜書きにとってもおそらく楽譜類を盲人によって保管する最も普通な手段として残ることであろう．

カッシウス（Cassius, Longinus） 783年に市参議官を勤め，皇帝クロウディアスのもとで，シリアの総督をしていた．かれは後年失明したが，卓越した法律の知識をもっていた．それで皇帝ネロは，かれを市から追放する口実を探していた．

ネロはかれがその古い家系の中に，ジュリアス・シーザーの謀略者であるカイユウ・カッシウスのいることを理由に罪とした．そしてカッシウスはサルジニア島へ追放された．しかし，ベスパスイアンによって召還された．

カステレイン（Castelein, Martin） Chatelain ともCastellanus ともいった．16世紀のなかばごろの人である．かれは3歳のときに失明した．かれの父はその職業であるろくろ業をかれに教えざるを得なかった．カステレインはこの仕事に上達して，あらゆる種類の楽器，木のパイプをもつオルガンさえも作るほどになった．カステレインはアントワープへ行き，かれの才能はその地においてオルレアン公の知遇と恩恵を与えられた．この偉大な名声を欲しいままにした．そして16世紀末期にアントワープで死亡した．

感覚の代用(代用感覚） 一つの感覚が他の感覚を代用し，少なくとも補充し得るということが可能であるかどうか，たとえば聴覚をもって視覚，味覚で嗅覚の観念を得ることができるかどうかの問題は，心理学ないし生理学で議論を作りだしたところである．この問題を解くために，次のような解剖学的，生理学的の原則を考慮すべきである．すなわち，各神経は，これが感受性をもつような刺激に対してだけ反応する，視神経は，光の刺激に対し，味神経および嗅神経は化学的刺激に対し，聴神経および触神経は，機械的刺激に対し反応する．五感のおのおのは，その特有の構造をもち，外からの一定の刺激にだけ配置されている一定の種類の感受性を有する．中央器官においては，感覚の各刺激は常に特別の感覚として知覚される．ある神経は，他の神経に適しない刺激を受けるかも知れないが，この刺激に対し，この神経は反応しないであろうし，何らの観念，認識の仲介をしないであろう．視神経が完全であるが，目の主体が破壊され，または発育不完全な盲人は，眼窩に穿孔し，それによって網膜における視神経の繊維性突起を刺激し，これによってかれらにとって愉快な触覚が喚起される．視神経は感じるが反応しないし，何ら光の観念を仲介しない，あるいは専門的ことばを用いると刺激が視神経の感受性に適合しないから，何ら観念を喚起しない．

盲人は，眼の穿孔により多分光の火花の閃光を作ることや，かれが頭をひどく打たれるとか，刺すような痛みが，その神経を刺激する場合に晴眼者の眼前に光の火花をちらすことがある．あるいは一定の感覚神経において喚起される活動は，外部の伝播からその中枢部分への全経過中にこの神経に局限されたままで，他の神経がその方法で刺激され，特有の観念を喚起するというようには他の神経に伝わらないことは注意すべきである．感覚神経を強く刺激することにより，恐らく伝播により他の神経に影響がある．しかし，それにより第2の神経において刺激が喚起されるが，何らそれに適合した観念は作られない．

また，一方の感覚の，いま得られた観念と直ちに再生により他の感覚の観念とが結びつくこともある．この観念はかつて同時に存在していたのであり，最初の観念と同じく個人の中に類似の感情をひき起こす．しかし，このとき第2の観念は，2次的の観念，随伴する感情の類似により再生する観念であり，最初に随伴する最初の観念で喚起される観念であるが，決して第1次的な当該神経刺激によって作られる観念ではない．そこで「ラッパ吹き」という観念と「まっか」という観念が，「すみれいろ」という観念と「短旋律」の観念が結びつき得る．一方の感覚の表象を他の感覚の表象で置替えることは，感能的に不可能である．「代用感覚」という用語は，すなわち，感覚の代理は生理学上に用いられるのは不当である．聴覚では見えないし，視覚では聞えない．感覚の知覚能力は実際練習により高められる．それで，ときどき軽度の刺激も同じ現象を喚起するに十分である．この現象には，以前は著しく高度のものが必要であった．触覚の感度は練習により非常に高められるので，盲人はほとんど見えない突起によって感じるがことができる．

観念 盲人による人の観念は，先天的盲人や早期失明者にあっては，その知覚と印象に応じる方法で現われ，したがって，視覚がおもな役割をなす晴眼者の観念とは非常に隔っていることは確かであると考えられ

る．盲人が物的の物を想像するとき，一定の観念を呼起こすところの現前に浮ぶ個々のものは，自然，残る四つの感覚により受ける印象に入る，この四つのうち，この点では触覚の印象が第1位を占める．このほか聴覚もすぐれた役割を演じ，人についての物的観念は盲人においては，まずこれによって保証される．人の歩行やその他の身体の運動，接近の方法，人の声の調子，話の特性，話ずきか，黙りやかについての考察，まじめか，陽気か，話し方が厳格か，温和か，笑の性質により，これらのものは盲人が人について形成する観念に貢献する．声からかれは，大きさ，年齢，体質を判断する．腫瘤のような奇形，症痕などのような病気の痕跡さえも，かれは器官の特有のひびきにより認識する．歩行運動は，身体および精神の性質全体についてかれにある意見を作らせ，特に姿の鈍重と優美は歩行と運動的なことと関連させる．応対，ことにあいさつのような作法から盲人はしばしばその人のある性質を推定し，その結着は話そのもの，話の内容や論理から仕上げられる．すべてこれらのことから，握手による触覚感覚や，その他伝統的なものの限界を越えないような，たとえば，補助をしたり，案内をしたりするときなどに起こり得る人との接触もこれに入る．さらに人から発する臭覚の生じることにも盲人は一つの観念を作る．

そのおもな動機はまず「同情的」，または「非同情的」に感覚に現われ，これが晴眼者にあるように正当でもあり，不当でもある．もちろん，晴眼者と同様，盲人も人の観念においては，次のような錯覚に従うものである．すなわち，第1印象が晴眼者の場合に起こるようにそう早くは排除されず，盲人はむしろ長くこれを固持する．バクワューがかれの書，「私および私と運命を同じくする者について」において，人の観念についていっていることは，あまり考慮に入れるべきでない．なんとなれば，この著者は比較的長く見ることができたし，早期失明者や生まれながらの失明者とは違う像を作ることができたからである．

記憶　（1）盲人の記憶力が晴眼者のそれよりも強いのは，これを行使する機会が晴眼者よりもずっと多いことから当然である．あることがらが幾度も操返して起こっても，盲人は通例このことがらの全容を把握するのがなかなか困難なので，かれは極度の注意力の集中を常に必要と感じ，それによって記憶力がとぎすまされる結果となっている．盲人にまだ印刷物がなかった時代，このようなことが最も強く起こっていたということは意味のある事柄で，次のようにいうことができる．晴眼者の文化的進歩と生活条件，およびそのうえに立てられた正常の状態とに，盲人のそれが近づくに従って，その記憶力の外に現われる面での生長は，まったく失われたのではないにしても，相当に後退した事実である．しかし，盲人が晴眼者よりはるかに多く記憶に頼らなければならないようなときは，常に数多くある．一般的には盲人の記憶力は決して異常に強いわけではないので，むしろ，その記憶力の退化を語ることもできるほどに思われるが，いったん習得したことがらを頑強に包括的に記憶し続ける能力は，特に特定の方向において，たとえば，音楽において決して衰えてはいない．

（2）記憶の確かさは盲人は可成りすぐれているのが普通である．それは注意力が非常に高度に働いているので，そのことがらについての最初の理解が強く正確であるからである．周囲に起こることがらや盲人になされるいろいろの説明に対する関心が極度に活発に働いているので，かれの注意力は重要なことがらに対してだけでなく，一見ささいなことにも向けられる．それで，ひとたび自分のものとした印象は明確で動かず，それが散漫になる危険も晴眼者の場合よりは少ない．それで，驚嘆すべき持続性をもった記憶が盲人に働くのである．これと関連して，取るにたらないささいなことがらがことこまかに記憶され，それがふたたび正確をきわめた叙述でかれの口から出る．

盲人の記憶が示す多面性については，次のようなことがらが指摘される．すなわち，多数の盲人の記憶を調べてみると，それがある幾つかの一定の方面に特に強く正確に働いていることが知られるが，各盲人の精神能力が正常であるときには，記憶が集中しているとはいえない．このような特定の記憶のうちでは，音楽の方面のそれが第1にあげられる．その理由は，一つは音楽の場合記憶の表出が明瞭に行なわれるからでもあり，音楽を記憶しておく能力は容易に意志的な統御のもとにおかれるからであろう．頭のよい盲人音楽家はきわめて広いレパートリーを自由にすることがしばしばであり，かれにとってその記憶が確かでないことはほとんどない．数に対して非常によい記憶力をもち，それを長い期間もち続けるような盲人もいる．恐らくは盲人自身が意識しない記憶術的な補助手段も使われているものと思われる．

人のことに対する盲人の記憶のよさはよく知られているが，盲人は本来ならば，ただほんの儀礼的にだけ

知り合った人，ただ1回，ことばを交わしたことがあるだけの人を数年経ってその声で知ることさえある．

盲人が他の人と交際し，会話するときには，盲人の注意はその相手の人の声，かれらにとって交際上での唯一のきずなである声に向けられ，すべての特徴的なきわ立った点などは，みなこの声から聞き取り記憶するからである．盲人がその知人の中にあって交際をしてゆくには，声以外の手段を知らないし，また，もってもいないという事情がかれを支配している．したがって，このたった一つの手段は絶えず使われてゆき，継続して使用することによって訓練されて，めざましい成果をあげるようになるのである．

精神的には概してあまり正常とは見えない盲人の多くが驚くほどの記憶力をもっていることがある．そのような盲人が，習得したことがらの意味さえまったく理解できない状態で，どうしてそのようにもの覚えがよいのであろうか．また，この種の盲人で非常に音楽的なのがある．

かれらは覚え込んだ作品をなみなみならない腕前で演奏する．しかも，かれらは演奏ということを除けばこの作品について何も知っておらず，幾ら説明してやっても全然理解できないのである．さらにおもしろいことには，精神的な程度は低いのであるが，一度たべた料理について異常な記憶を示す盲人が中にはいることである．かれは数十年も経ってから，ある祝いの食卓でたべた料理のうまさについてくわしく説明ができることさえ珍しくない．ただ，ある者はカレンダーの芸術家で，過去でも未来でも，ずっと離れた月日の日付や，その日の曜日を当てることができる．もちろん，その際幾分の計算はするわけで，たちどころにというわけではない．

他のすべての脳活動と同じく，やはり記憶も組織の生理的な特質とは独立した働きをすると思われる．盲人が多くの場合，病弱な体を持っていて，普通は僅かなエネルギーしか成長させていないことを考えてみれば，記憶がよいという特質はもっと注意すべきであろう．さらに白髪になった盲人さえもが，すぐれた記憶力を自由に発揮することがみられる．これは，この記憶力が保たれてきたよい訓練に基づくものと考えるべきである．

吃音　これは盲人では比較的まれにしか現われないが，もちろん除外はされない．たいてい，盲人はどもる話し方は神経の状況，特に興奮によるものでこういう盲人は同級生の間で話すようにまったく心情の安静であるときに話せば流暢にどもらずに話すが，これに反し見知らぬ人に話かけられて，答えなければならないような場合にすぐどもるということが観察される．また，しばしば発音器官が何かの理由から正しく働かず，あるいは著しい欠陥，たとえば，口蓋破裂などが存在するときにも吃音，あるいは少なくとも一種の吃音が現われてくる．盲人が言語を習得する際に，ろう唖者よりも利益をもっていること．かれらは話されるままに聞き，したがって，音の形成を認識することができ，模倣する能力があるが，これに反し，話す際に正しい口の位置を見ず，したがって，模倣せずに発言の誤りに陥り，吃音の発音になる不利益をもっていることも示されている．この意見に対する証左として，早く失明した者は後天的の失明者よりもよく話せないことがあげられる．しかし，このような観察はほとんど一般に妥当な結論をこれから引出すが，これは正しい正確さで行なはれてはいない．盲人が話すのを聞くことによってもっている利益は確かで，盲人の中に吃音者が少ないので小さい利益ではない．不明瞭な話し方，これは特に子音の交代不明瞭な分節の発音，その他によって現われ，自然に吃音にまで変質することがある．

教育手段・教材　ここでは，まず授業に活気をつけ，いっそう知識を深めるための実物教材のことを問題にする．盲教育の初期には当然のことだが，必要な授業教材を自分で作ることが各教師に一任されていた．そして，実際盲人を教える教師は，みなこの苦労な仕事をやってきている．中には，このことに特に熱意をもち，相当な成果をあげている者もいる．盲人自身もこの方面で，少なからず成果をあげており，今日使われている多くの教材は，その原理は盲人のくふうによっている．盲学校数が増え，それとともに生徒の数が増えてくると，教材に対する需要も増してくる．それは，また，盲教育が進歩するにつれても数を増してゆく．そこで，教材を作製する面にもいろいろの進歩がある．それは個々の教師が，一つの盲学校がある程度，自分で教材を作るようになり，また，姉妹校のそれを引受けるという形で進歩してゆくのである．

この問題が，工業的に取上げられ始めたのは比較的遅く，商品として教材が売られるようになったのはかなりのちのことであった．しかも，その規模はあまり大きくなかった．その理由は需要がいつまで経っても比較的わずかであったし，このような物品の製造からはあまり大した収益が期待できなかったからである．

これは現在でも変っていない．専門的に盲人用教材を作っている工場は数えるほどしかなく，また，製品を選ぶ余地もない．そこで盲人用教材の調製は，盲教育者にとって最も重要な問題となってくる．各地の盲学校の教材収集を見るとわかるが，各校間，相互に一致する同じ教材はほとんどない．だいたい決まった教材が整えられているはずの各盲学校教材室の模様は，それぞれの学校によってまったく異なっている．それは一般に普及しているような代表的な教材は，恐らくクンツ式地図を除けばきわめてまれである．

盲学校は普通の印刷で作られるような教材，たとえば，見て覚えさせる各種の説明図などを使うことができず，必ず彫刻的，つまり実物またはその模型を使わなければならない．そのため盲学校での教材の作製は費用が多くかかり，物によってはまったく不可能なこともある．そこで，この理由から多くの貧しい盲学校はほしいものがあっても，その多くをあきらめなければならない．

それで，多くの盲学校の教材収集は貧弱なものである．しかし，一方の面のあることも考えに入れる必要がある．盲教育用の教材は使用の消耗度に負けてしまう．その使用には晴眼者用の教材の場合とは比較にならないほど大きな消耗度がつきまとっている．教材は手触りによって学ばれるのであるから，どんなに注意して使わせても，すぐによごれてしまう．指の汗は金属部分を悪くし，さびができたり，緑青がついたりする．触り方がへたであると細部が破損したり，そうでなくとも具合が悪くなりやすい．そして故障だらけになっしまう．そこで，教材の使用維持費は多額に上り，新調する位の経費がかかる．こうした事情のため，多くの盲学校は，教材の使用をごく必要なものにだけに止めたり，あるいはまったく使わないという誤った方針をとるようになるのである．しかし，経験を積んだ盲教育者の目は，きちんと整備された教材収集室が単なる見せものでないことを見ぬくもので，盲学校を見学しようと思ってくる晴眼者たちが，そのような収集に迷わされるのである．教材は，まずその各部が，少なくともその主要部分だけは手触りでよくわかる程度の大きさに作られることが必要である．縮尺によって小さく作った模型を使う際は，別に実物大に作った部分模型を与えて，理解の正確を期することが必要である．この種の物の製作はかなりの費用を要し，実際には不可能である場合が多く，どこまでが必要欠くべからざるものであるかという線を引くことはむずかしい．さらに，教材は耐久力をもつように作り，使用による破損を少なくしなければならない．ある教材がすべての盲学校あるいは大部分の盲学校に供給されるようにするには，できるだけ値段がやすくなければならない．教材が教育学的条件にかなっていることは自明のことである．しかし，これは繰返し繰返し要求しなければならない．

教師としての盲人　授業がただ1人の手，すなわち創立者の手によって比較的広い教室の中で行なわれていた初期の盲学校のころには，特別の意図をもたなくても，年長で能力の豊かな盲生徒を授業のさまざまな手助けに使うという考えがすぐにでてきた．それは初めはちょっとした試みであったかも知れないが，やがて広範囲になり，また，はっきりした目標をもって行なわれることに変っていった．そこで，盲人をかれ同様の運命をもった人びとの教師にすることが決して意義のないことではないとわかり，時の経つにつれて盲人はこの方面で非常な進出をし，晴眼者の教育，ことに音楽や語学の授業の教師となる者もでたほどで，しかも，それぞれ相当の成績をあげた．盲人の一般教育が行なわれるようになる以前の時代にも，この方面の先例がなかったわけではない．たとえば，盲人の大学教授が幾人かあり，そのうちでもサンダーソン(Saunderson）は特に有名である．

以上のように最初は比較的才能のある，よく教育を受けた盲人を助手の形で使った．パリ盲学校の設立の数年後の1791年，アユイは，すでに6人の盲人を助手として用い，盲人教師の基礎を作った．いまでもこの学校の主目的の一つは盲人を教師として教育することである．

数年間，独自の歩みをしてきたクラインは多くの盲人にかなりの教育的才能を観取したので，1819年に出版されたかれの教科書の中で，教職というこの盲人の職業分野に対して，くわしい論述をしている．かれの考察は，自分が最初の生徒であるブラウンを手仕事作業の教師にした経験もあって，実際的に書かれている．ハウは，1832年に盲人トランシェリーをボストンへ連れてゆき，新しくできた盲学校の教師とした．そして，これによって，盲人を教師として使うことをアメリカで創始したが，この風は次第に広まっていった．パブラセク（Pablasek）は，盲人をその同運命者の教師に教育するという点で特に活発であった．かれは国立盲学校の中に特別の盲人教員養成コースを設け，ここを卒業した盲人が教育学の授業を受け，それ

から教師として活躍するようにした．

教師としての盲人の能力と成績に対して，晴眼者の側に多くの不信の念があったこと，また，いまでもあることは当然考えられるところである．
盲人の教師を用いることは，特に授業だけでなく，若い人を指導させるには，晴眼の教師に比べてかなり劣るものである．しかし，盲人自身が晴眼者に負けない成果をあげようと奮励することが多く，その場合，かれらはことばで地位を争わず行動でするから，かれらは多くの場合自分がりっぱな成績をあげることができるということを実証している．特に盲教育の分野でかれらは活動し，りっぱな成果を残している．また，数多くの盲学校が盲教師によって成立っているとしており，多くの盲学校で盲人は有能で良心的な教師となっている．

盲人は教師として働く適性があるかどうか，という問題は幾度も論じられてきたが，すべて一般的に論じられ，結局，いろいろな角度で一般的に結論されている．しかし，これは正しいこととはいえないのではないか．なぜなら教育的才能とか天分といったものや，教養の程度などが１人の晴眼の教師の能力を大きく決定するのと同様に，盲人教師のそれにも影響しているからである．そして有能な盲人教師のかたわらに，教職にはほとんどあるいは全く適さない盲人教師を見いだすことがある．盲人教師には教師として最も重要な器官が欠けているので，晴眼の教師よりもいっそう鋭く，注意力や沈着さや活動力を磨かなければならない．盲人にとってこの職務に当たる大きな障害となっていることは確かである．視覚は晴眼の教師にとって，その活動を支える大きな力であり，これがあるからこそ全体に対する監視や，状況に対する瞬時の理解ということが可能なのである．

教師としての盲人の能力について何も知ろうとしない人びとは，盲人のもっている学問的能力には触れないで，盲教師にはクラスのしつけをすることができないという意見を校外で語っている．また，多くのこどもたちは悪い習慣をもっているものだが，それを監督することは盲人教師にはできないので，かれには生徒たちを指導し助けることができないばかりでなく，多くの悪習慣をかれの面前でも行なわせる仕儀となって，それを固定化してしまうという結果を生みかねないという．しかし，こうした意見は理由のないことで，経験によれば多くの盲人教師は，この点でかれの使命を決してゆるがせにはしていない．また，事実，多くの盲人教師がこの面で要求されるすべての条件に適格なのである．しかも，健康な目をもちながら訓練によって規律を守らせることができず，生徒にしたい放題の不行儀を許している．それで教師としてなすところのない教師たちがいかに多いかをも考えてみるべきである．

ちょうど晴眼者の間にも多少の教育的素質をもった人と，そうでない者とがあるように，盲人にも才能のある者とない者がいるわけで，盲人が教師になることに反対する人は，恐らく少数の無能力な盲人にあっただけで，その一例を一般化してしまったものに違いない．

盲学校の教職員の中に１人の有能な盲人教師のいることは，非常に大きな意義のあることである．盲人教師がある授業上または教育上の問題に対して抱いている考えは，必ずしも晴眼者のそれと一致しない．そして盲人は多くの場合，盲人自身の問題をより深く理解しているので，かれの考えや意見は同程度の資質のある晴眼者のそれよりも，ずっと多くの価値をもっている，という主張は決して不当なものではない．考え深い盲人教師が教授方法上の処置，すなわち，教材や実物教材の作製および使用法に関して与えることのできるヒントは軽視できないものがある．少なくとも善意ある注目をひく価値がある．その理由は，盲人が自分の必要や自分と同じ運命にある者の希望に注意深く心を配り，かれらの立場を改善するための補助手段を考案したり，学級授業の際や手仕事作業，音楽の時間などのとき，容易に，しかも早く目的に達するための方法を見つける点ですぐれた実績をあげていることを忘れてはならない．

人びとが盲人教師のことを悪くいうことにも確かに一理があり，また，盲人教師は盲目の生徒たちの中に完全に溶け込めること，かれらは生徒たちに対してあまり過大な要求も過小な要求もしないこと，すなわち，よく晴眼の教師たちにありがちなことであるが，生徒にあまり多くの成績を期待したり，遂行能力よりも下の段階で低迷したりすることのないことにも多くの理由があるのである．それは盲人教師とかれらの盲の生徒の間の関係を観察する機会をもった者には疑をいれない事実である．

以上にあげたような盲人教師のもつよい面が数多くあっても，一つの盲学校に働く盲人の教職員の数にはある程度の制約がある．教師中のあまり多くが盲人であってはならない．そしてドイツにおいては，いまも

なおこの観点から考えられているので，各地の盲学校には盲人教師が1人しかいない場合が多い．また，上級のクラスに盲人を教師として用いることはあまりよくない．その理由は，場合によっては訓育が実際にあまり適切に厳正に行なわれていないこともあるからである．最下級から第2年級までは盲人教師を用いることに何のためらいもいらないが，それ以上の学年となるとかなり議論のあることで，たいていの場合，目の見える監督者が付添うのが普通である．

このほか，盲目の教職員は晴眼者よりも盲人生徒と身体的に近く接することが，ずっと大きく可能である．しかし，年長の盲少女の検査を盲人教師にまかせたり，あるいは成長した少年を盲人女教師にゆだねることは不適当と考えなければならない．低学年，つまり小さいこどもたちの場合ではこれらはほとんど，あるいは全然問題とならない．

教師として公的な地位につくことは，盲人にとって困難なことである．オーストリアにおけるような多くの教育行政官庁は，ごく例外的に，そして盲学校関係にだけ盲人教師を官吏としている．特に目立つ外形的欠陥は公けの教職の候補者になるのに不適格であるということが法令の中に明記されているからである．他の国では，別のやり方で盲人教師の盲学校任命をおさえている．たとえば，ドイツでは比較的わずかな盲人教師しか公職についていない．イギリスやアメリカ，フランスなどの国では，盲人教師は好遇されていて，かれらはいろいろの役についている．しかしまた，私学の場合では様子が違う．盲人の音楽教師はオーストラリアでも正式に教職につくことが許されている．ドイツでもフランスでも同様である．多くの盲人は私立学校の教師の職につくために努力しており，この場合でもまず音楽教師が，第2に語学教師が余裕のある収入を得ている．

金属業　盲学校における金属業の実験はまだ行なわれていない．金属業の課程をゲルナー（Görner）が手芸授業に関する講演に付加している．ゲルナーは材料としてしんちゅう線および鉄線・鉄板，すず引きブリキおよび鉛を用いようと主張している．この材料で生徒ははさみとり・打ち返し・やすりかけ・曲げ・切断・穿孔などを学ぶことになり，これには道具として錐子・つち・やすり・手万力・穿孔器・ブリキ切りばさみ・ふるいとなどが用いられる．作品としてびょう・幾何学的な角および平面・止め金・くつのぼたんかけ・輪・円筒・九柱戯・半球・物理の教材（綷巻車・捲上機・槓杆・斜面）および日用品（下敷・十能）が作られる．

ブラシ製造人やピアノ調律師としての盲人の将来の職業には少なくとも針金の取扱いに通じておくことも望ましい．

九柱戯　この遊びは男子の盲人に最も好まれているものの一つで，小さい盲児も非常にこれを喜ぶが，年長の者は数時間も九柱戯で過ごすこともあるくらいである．この遊戯は二つの面で盲人に有益であるから可能な限りは，この遊戯をする機会を与えるべきである．第1にこれは身体の発達に役立つ．それは非常にすぐれた体操訓練となっているからである．第2に九柱戯によって非常によい聴覚訓練ができる．完全な盲人は目標や投げる方向をもっぱら聴覚に頼らなければならないからである．九柱への投擲道は，晴眼の場合と別に変った選び方をする必要はないが，球をへたに投げる盲人が，投げ損じて道からはずれた場合にも，人にけがをさせないようにしなければならない．ときに他の人が道に沿って立っているときは，球がそれて飛ぶことをよく気をつける必要がある．人に当たってけがをさせることがあるからである．九柱戯に十分慣れた盲人は，晴眼者といっしょにこれを行なうことができる．特にかれが腕力をもっていたり，投擲路の特性をよく心得ているときにそうである．

クライドグラフ（Kleidograph）　バイト式による点字を打つ器械で，大まかに見て12のキイからなり立っている．このキイはそれぞれのてこと組合っていて，後者はキイを伸ばしたときそれに付合わした打点針が動いて，それによって紙の上に文字が突出して印刻されるのである．その他の4個のキイはいわゆる複合化するためのもので，これはそれぞれ2個ずつの点を文字に適した形で打てるものである．そこで4本の指で1回に8個の点を打つことが可能となる．そこで，また，片手だけでこの器械を打ち，もう一方の手を他の本を読むことに使うことができる．鍵盤面のほかにあるキイは余白用のもので，紙面を点字を印せずに1字分だけ送ることができるようになっている．それは送り機構が点を印するか，一群の点を印したあとでなければ働かないようにできているからである．紙の大きさはまちまちであるが，これは円筒の上にのって動く．新しい行が始まるときには1行回転させ，同時に全体が左へ移されるようになっている．これらのすべては左手だけで行なわれることができて，右手は書物から離さなくてすむようになっている．ニューヨークの盲

学校で作られたこのアメリカ式の器械は，まだあまり普及していないようである．

グラーブ式印字機（Gravescher Schreibapparat） この機械は考案されたオランダのグラーブ盲学校の名にちなんでグラーブと名付けられているが，グルトベルクその他の機械と同様印刷文字用の滑動印字機の種類に属している．その文字は角ばった形で印刷され，非常に読み易い．取扱いが容易で，値段も安い．

グロータス（Grothus, Elizabeth） 男爵夫人．古い家柄の出である．ごく幼いときに父を失い，そして成人して間もないころ，母を失った．幼少の時代をほとんどペテルスブルグで過ごし，また，旅行にもよくでかけた．ドレスデンに長く滞在していたが，かの女はオーストリアの公使クエフシュタイン伯の家族と知合いになった．伯爵夫人はかの女にとって第2の母のようになり，その娘はかの女の生涯の友人となった．以前から目を病み，かの女は一番はなやかな娘盛りの時代に視力を完全に失ってしまった．しかし，かの女は盛んな知識欲と素晴らしい記憶力とに助けられて，手や耳を通じて知ったことがらを容易に理解記憶して，教養を高めていった．

かの女は若いころドイツ語，フランス語，ロシア語をマスターし，のちには英語とイタリア語も習った．そして，それらの国語による古典的な文学作品にもよく通じていた．若いころに新教から旧教にかわり，旧教の信仰の中にその孤独な人生の慰めを得ようとした．音楽はかの女が特に愛するものであった．かの女は歌いかつピアノの演奏に熱心であった．やがて日常の病気のため音楽の練習はやめなければならなかった．かの女は新しく「口述によっていろいろな短編や長編小説を書くことを始め，1893年，シカゴで行なわれた万国博覧会のときにその作品に対してメダルを贈られた．かの女は手を休めるということがなかった．絹のぬいとりをしたり，かぎ針編でクロースを作ったりして，多くの友だちに贈つた．かの女の友人のうちには，有名な女流作家も混っていた．

かの女は社交の席を提供する主人としてのすぐれた資格を二つもっていた．すなわち，かの女は決してうわさばなしをせず，すべての人に対していつも美点だけを語るという良識をもっていた．第2に客のだれにでもあたたかい関心をよせ，そのためにはかの女のすばらしい記憶力が非常に役立った．かの女のサロンにいるとだれでも取りつくろう必要のない自然な気持になり，そこではいろいろの要素が互に融和することができた．

かの女はキリスト教の信仰に慰めを得て，人に同情されることを好まなかった．かの女は何気なく，そして惜しみなく人に施し，知人の中で地位や職を求めている者のために世話をし，面倒を見てやる人ができるのを非常に喜んでいた．

老齢になるにつれてかの女の胸の病気が顕著となり，不眠と痛みとが次第に大きくなってきた．しかし，空気の新鮮な郊外の静けさが，幾分かの女の体を力づけはした．そして衰弱してもなお，かの女は毎月サロンの席を開いていた．そして，1896年，かの女は別れの晩餐会を開いて死についた．73歳の高齢に達していた．

グロート（Grot, Constantin） 1815年に生まれる．枢密顧問官，ロシア国事参議官の1人．皇帝の国政顧問官，皇帝アレクサンダー2世の皇后マリー・アレクサンドロブナは，1876年に厚生救済委員会の議長の資格をもつグロートに，（ロシアとトルコ）戦役で戦死した将兵の妻や遺児たちと，同時に戦役で失明して復員した将兵（約1500人）の生活を保護することを命じた．そこで，グロートは2，3のドイツの盲学校を訪れ，すでに6週間ののちには失明軍人のための二つの保護院を建てることに着手した．そこでは手仕事の教授が行なわれることになっていた．

1880年に自費でペテルスブルグの盲少年のために小さな盲学校を建て，盲人に対する行届いた保護事業を進めていった．3年後，さきの救済委員会は，「マリー・アレクサンドロブナ皇后盲人保護院」に移行し，グロートはその院長になった．盲人問題について勉強するために，かれはかなりの数の盲学校を訪れ，外国の各種の盲人会議に出席した．さらにかれはペテルスブルグに成人した盲人のための作業場を建て，それに自分の名をつけた．かれは81歳まで，盲人保護院の院長であったが，それ以後は名誉院長となった．ロシアにおける新しい盲人事業の進展はその大部分が，この実行力のある偉大な博愛家の業績である．かれは1897年にセント・ペテルスブルグで死去した．

訓練 ここで訓練ということばによってわれわれが理解しようとすることがらは，盲学校における外面的な秩序に向けられる措置をいうのである．

教育学によって，この訓練という点に関して定められている一般的な原理は，盲学校に対しても，また，ことごとく当てはまる．晴眼者たちに対して，本当によい訓練を施し得る教師は，盲人たちに対してもま

た，そうできるであろうし，　恐らく盲学校における訓練の実施は，さまざまな事情によって非常に容易となっているから，なおさらよくできることであろう．

盲学校における訓練の容易さは，まず次のような事実によって可能となっている．すなわち，この教育には小人数の学級しか許されていないということである．それに加えて，盲人は晴眼者が感覚の刺激やよくない例などによって誤って導かれてゆくさまざまな粗暴な振舞いに対しては，その目の見えぬという不幸が幸いして，かえって自然にそのような道からは取残されているのである．また，たいていの場合，盲学校に入ってくる生徒の数は比較的少ない．かれらは自分たちが好むと好まないとにかかわらず，上からの指図による秩序に直ちに適応せざるを得ない．たとえば，悪い家庭環境のような，外部より学校の訓練に阻止的に作用してくる要素は，盲学校の大部分はほとんど例外なく寄宿舎制であるので，全然あるいは単に一時的だけの影響があっただけである．そのうえ盲学校は休暇以外のときには，常にその生徒を監督下においているのである．

また他面においては，次のようなことが訓練を困難にするものとして問題になる．すなわち，失明児童は，教育の義務というものを負わされていないから，相当の年齢に達し，身体的にも精神的にも，訓練というものに大なり小なりの反抗を示し得るほどに達してから盲学校に入ってくることがある．しばしばこのようなこどもたちは無責任にもほったらかしにされ，力なく愚鈍であり，あるいは極端な甘やかしがわがままを呼び起こしてそれが習性となってしまっている．これらのことは教育指導には適していないので，絶滅しなければならないことがらである．このような場合，学校生活の秩序の中での共同生活は退屈に感じられるままに過ごされるのが常である．なぜなら，習慣の力はすでに支配的となってしまっているからである．こどもというものは，静かにしていなければならないときにはしゃべり，戸外で大騒ぎをしてもよいときには，じっと座っており，自分で洗面所へ行って仕末しなければならないときに，わざと汚したまま，髪もとかぬままにしていたがり，あることをしなければならないときに，全然それをやらないか，あるいはまったく別のことをやり始めたりする．校内生活の秩序整頓を行なうことは，こどもたちの場合よりも，後年になって失明した者たちについて行なう場合の方がよほど困難である．これは，恐らく盲学校内に行きわたっている慣習や慣例に当てはまらないで，全体の利害からはずれるような，その人の生活習慣というものに関連しているのであろう．しかし，きわめて好都合な状態にある場合でさえ，この訓練というものは，なお克服しなければならない多くの困難に突き当たるのである．このことは盲児童の特質からでてくるのである．目の見えるこどもたちはほとんど，他人の行なう例示を目で見ており，また，それにならうということを通じて，いわゆる清潔さとか整頓，行儀のよさといった外面的な美徳へ導かれて行くことができるであろう．目は一生を通じて，このような外面的な整理整頓の主催者のようなものであり，それに対する違反の監視者でもある．もし，すべての人間が，盲であったとすると，そこには予断を許さない大変動が，風俗，習慣，一般に起こってくるであろう．したがって，盲人とはわれわれの間で，あたかも異物のように生存し，しかも，そうであるからといって晴眼者たちの慣習から離れて自分たちの気の向くままに離反して，それを許すわけにはゆかない存在なのである，しかし，もし盲人が目の見える人びとには，恐らくきわめて高い価値をもっていると思われる多くのものに何の意義をも認めないか，または，わずかな理解しかそれに対して示さないからといって，人はかれを悪くとることができるであろうか．また，かれが晴眼者たちのもっている多くの浮薄さにはなかなか，あるいは全然同化できないからといって，かれを責めることができようか．

それにもかかわらず，われわれは盲人を目の見える者の社会の有用な一員に育てあげようとしている．そこで，われわれは晴眼者たちの共同生活を文化発展の中で押し進めてきたような，いっさいの基本的秩序への尊重と，それへの同化と，その行使を，盲人に対しても禁ずべきではない．かえってかれを晴眼者の場合と同じ程度で，それに向って指導することに努力すべきである．したがって，目標は目の見えるこどもの場合でも，盲のこどもの場合でも同一なのであるが，ただその方法が，しばしば互いにかけ離れているというだけである．よい行ないの垂範ということは盲のこどもに対しては，最初，命令と同様にほとんど役に立たない．前者は目で見られないし，後者は理解されないからである．では，どうしたらよいか．われわれは手を取って教え，なんどでも指導し，率先して模範を示し，触れさせてやり，まねて行動するように指図し，教えられたことがらを飽かずに反復させてやることである．晴眼者たちが行動の外面的な順序や規則性を見

ている間に，そこに得られた概念によって，よい習慣とか行儀作法を理解して行く．そうした物事のすべての基本は，盲人の場合では反復に反復を重ねる練習によって刻みつけられるに違いない．盲学校は両親のもとにある家庭というものの代りにならなければならないので，こうした練習は授業時間だけでなく，このため利用できるすべての機会を活用すべきである．こうした機会は毎日，朝から晩までどこにいても，生徒たちの身近で指導や教示の行なえるところであれば，寝室，洗面所，食堂，居室，仕事場，あるいは校内や庭園，遊び場などで見いだされるものである．

このような仕事は，盲人の養成と指導とに携わるすべての人びとのつとめである．また，それに従って，この目的の達成のためのすべての試みは，一様な規則性をもち，相呼応してそれにならって行なう必要がある．これは校内秩序についての一般的な，あるいは特別な指示によって行なうもので，その指図は毎日あるいは機会のあるごとに説明しなければならない．この目的を達成するに当たっては，能力のある生徒たちがこれに協力する場合も少なくなく，かれらには力の弱い者や能力の乏しい者に必要事項を指導する役目が与えられる．

どこでも同じであるが，盲学校においてもよいしつけというものは，目に立つものである．それは生徒たちの行儀，行ない，ことば遣いや動作のうちに，教室や仕事場で使われる道具の取扱いや手入れのうちに，文字に書いたものや模型，木彫り，また職業的な製品のようなできあがった仕事の清潔さや注意深さのうちに，身体や衣服の清潔さとか，1人の生徒個人の書籍，遊び道具とか，その他のものの整理の中に，生徒たちの使用している部屋の整頓の中に特に，また規律正しい別けへだてのない従順さの中に現われているのである．このようなしつけが徹底し，持続することが目標に導くものとなり，習得したものは次第に変わり，これに反逆的であった習慣は消滅するか柔らげられた形で現われるようになり，学校内を支配している秩序の中にまかれた種は，こうした習慣を生徒たちが生涯もち続ける必要欠くべからざるものへと次第に変えて行くのである．

訓練の手段として，学校や家庭での教育にとって周知となっている報酬や懲罰のすべてを，盲人教育者は意のままに使うことができる．ただ，目つきだとか顔つきとか，目で注意するなどということは，当然，盲児たちに対しては，まったく意味がない．もちろん，他の教育施設において，不適当な，また，残酷なものとして避けられていることは，当然盲学校でもそのようなものとしてなすことが妥当である．

また，食料を遠ざけたり，その質を低下させるということは正常な状態のもとでは許されない．こうしたことは，常にわれわれが義務としている身体の養育ということにもとるものである．一般にいってよい学校におけると同じに，盲学校においてもまた，懲罰はできるだけ避け，それを最小限度にやめるということが最高原則である．これは，教育や，仕事や，遊び方の指導に適当に携わることによって達成できる．そして音楽は，まさに半分のしつけである．しかし，もし懲罰が避けられない場合は，その生徒はそれが自然の必然性によるものであることを知らなければならない．この際にわれわれは，われわれの生徒たちがわれわれの正義愛に対して非常に好ましい感情を抱いているということを，常に記憶する必要がある．懲罰方法の第1段階はことばであり，多種多様の段階をもつことができる．あるときは励ますような賞賛するような，あるいは非難するような呼びかけであり，あるときは親切な警告であり，あるときは思い起こさせることばである．あるときは非難であり，あるときは多少ともきびしい命令でもある．自由刑もまた同様に，多種多様な形式と程度で現われることができ，単純な居残りから，軽度のあるいは厳重な禁足に至るまでの段階がある．身体的な懲罰はどんな場合でも可及的に差しひかえるべきである．このほかには，もはやすべての懲罰の方法が尽きてしまったときであるが，ときおり，最後的なものとして行なわれる懲罰的退校は，最もまれな例外として許されるものである．比較的重い懲戒方法は，学校の指導者が教員会によって，非常に重いものは常に学校を管理する上級機関によってだけ行なわれるものとされる．

結婚　盲教育の使命が現在において，盲人を市民としての自立性に達するまで指導することにあると見られている．この自立性は結婚ということのうちに初めてその完全な表現を見だすものといえよう．したがって，その他の目標がすでに達せられている盲人たちに対しては，次に結婚の権利というものが配慮されなければならない．しかし，盲人に結婚することをすすめてよいかどうか，ということに関して，意見は分かれるであろう．そして事実，これに関して議論の余地のない明白な結論に到達するのは非常に困難である．また，盲人は結婚すべきであるかどうか，という問題を

判断するに際して，結婚する盲人は男であるか女であるのか，あるいは両方なのか，または生活手段をもつ盲人が問題となっているのか，その能力のない者なのかなど，ことがらが当然区別しなければならない．ここでもまず次のような盲人，すなわち，家からは生活の仕送りを受けず，結婚という結合のための基礎づけとしては，りっぱな教育と職業への適性能力のほかは何も持参しない盲人である．そして，この職業能力が適当な状況のもとにあって，市民的自立性に達し，あるいはそれを主張し得ることを可能ならしめる者とする．さらに恵まれた場合としては，いくらかの貯金をもつ者ということも考えられる．

いま仮に正直で有能で真面目な仕事に慣れている盲人，そしてその他の部分では健康な男子が，自身の職業の遂行によってすでに市民としての生存を基礎づけていて，学校の校長にある晴眼の少女との結婚に同意してくれるようにと要請する場合も考えられる．かれの選んだ少女は婚姻能力があり，品行も正しく，相応の理解力をもっていて，その教養の点で，かれに劣らないか，あるいはそれほどひどく劣っておらず，仕事に熱心で倹約かつ家事に巧みで，単純に教育されており，適度の運命に満足しているものとする．いかなる点においても，よい評判を受けており，かの女の求婚者よりひどく年が若いということもなく，また健康でもある校長は，その盲人にかれが意図しているその道においてのかれの責任に対して，注意を喚起することを怠ってはならない．結婚生活というものは，りっぱに暮しを立てて行くことをかれに教えるべきで，そのうえ妻と，当然考えられるこどもたちとの生活の面倒を見ることは，かれに倍の努力が必要であることをきびしく教えることを忘れてはならない．さらに，校長は一般人にはないような避け難いさまざまな心労と日々の生活についてくわしくかれと語るべきである．

有能な家庭の主婦であり，よい妻であるための前提条件をすべて満たしているような女性が，果たして盲目である男性と結婚するであろうか．このことについてビットーナー（Büttner）はケルン会議で次のようなことをいっている．

「廉直で有能な盲人はたいていはりっぱな妻を迎えるものである．かれと結婚しようと欲する女性は，自分がかれに手を差し延べるその瞬間に多くの快楽を放棄し，重い責任を身に引受けるのだということを知っている．それにもかかわらず，その女性がこの結婚にためらうことがなければ，かの女には普通の男性を求め，静かな，そして安静な家庭へ，また，狭くとも自身で行なう結実の豊かな活動の場への願望がいっさいのちゅうちょに打ち勝つであろう」．

ビットーナーはさらに続けていう．「結婚がどのような仕方で結ばれるか．その性格のうちに，その後のかれらの歩む道がすでに見られることはまれではない．これは盲人が晴眼の婦人と結婚する場合にも当てはまる．かれらが神をよりどころとしておれば，かれらははなはだしい障害にあうこともなく，幸福に順当な道をたどることができるのである．もちろん，かれらは普通最初のうちにいわゆる高度の動揺に耐えなければならない．しかし，かれらにとってはしばしば永続的な不満に行きつきやすいあの無味乾燥と錯乱に陥ることはないであろう．その夫婦は，一つの目的への共通の努力を，結婚の成功とそのよい結実を共同で打ちたてることへの努力を続け，そこに幸福を感じるのである」．

当然予想されるこどもの誕生は，結婚の幸福をさまたげるものではない．かえってそれを倍加するのが普通である．盲人は特別の情愛をもってかれらのこどもたちに執着するものなのである．「運命がかれにそれを見ることを拒んでいる．色彩の輝きは，かれにとっては，自分のこどもの生命の喜びと歓喜の中に立ち現われているように思われるのである」．こどもたちの教育も，もし両親が誠実の義務の遂行と，双方の側からの注意と，自分の家庭に対する愛と単純さとによってりっぱな範例を示しさえすれば，父親が盲目であっても障害は受けないであろう．盲人との結婚によってふたたび盲目のこどもが生まれてくるのではないかという恐れは，配偶者の盲目が遺伝性のものである場合にだけ正当なものとなる．後天的な失明の場合では，そのような不利益を恐れる必要はない．結婚前医師を訪ねて診察を受け，自分の失明が後天的なもので，遺伝性のものではないこと，一般に身体が健康であることを確かめることが，必ず結婚しようとする盲人に勧められなくてはならない．しかし，盲人と結婚することに決った晴眼の婦人も，医師の診断を受けることを強く要望されるものである．病身であるとか，幾分弱いだけの婦人も，自身のあるいは相手の盲人の幸いのために，かれとの結婚から身を引かなければならないときもある．妻が病弱で，そのために生計の活動が困難になる場合に，その結婚は不幸な道をたどるのが通例だからである．

そのような女性は次のような疑問を自身に与えるこ

とになるであろう．すなわち，自分が自分の選んだ夫に対して，ごく近い教養段階に立つているのかどうか，夫の関心をもつことがらに自分も思いをこらすことができるかどうか，さらに自分も夫のもっている思考様式と物の見方の中に入って生活するのに適しているかどうか，という問いである．思索と行動とにおいて劣っている妻を，盲人の夫は用いることができない．「盲人というものは，教養においてかれに立遅れている妻を忍耐強く物静かに教え，かの女を引上げることをよく心得ているものである．ただし，それはその妻がそれに従い，それを欲している場合に限っている．もし，かの女がそれを拒むか，あるいは習慣となってしまった生き方から抜けだすことができないとすると，その盲人は，そのようなときは心の慰めともならないので，自分の結婚生活を非常に不幸であると感ずるようになる」．

また，自分の知識をすばらしいものと思い込んでいる盲人とか，教養の価値というものを，真の教養が常にそのように作用する道徳的な力だけでなく，単なる知識の集積にあると見るような盲人との結婚についても同様である．そのように自分を他人の上におくという傾向を多く示すもので，かれにあっては，すべてのことは愛する「已れ」にかかっているのである．

かれは最も近くにいる者に対して求めるところが多過ぎるのが普通である．かれの側にいる妻の運命は何らうらやむことのないもので，とり分けかの女が，かれが教養と称していることに立遅れているときにはそうなのである．かれは尊大に構えて，自分の「教養の低い」妻を軽視して取扱ってよいと信ずる．すると，かの女はかれに同じことをもってそれに報復し，かれに自分の身体の欠陥からくる依存性を思い知らせることとなり，このような結婚生活には幸福と繁栄を求めても徒労となるだけである．

さて，目の見える男と盲目の女性との結婚に関しては，目の見える女性と盲人の男性との間のそれとは，だいぶ事情が違っている．若い人びとがふとしたことから知合うようになり，かれはかの女を同情から関心をもって取扱い，かの女はかれを愛するようになり，そしてついにはかれも同情が一種の愛情へと変っていく．この際，感覚的なことがらが確かに役割を果たしており，その事情に対する理性的な判断は必ずしも生じてこないものである．もし，その後にその盲目の女性がその夫に対する，特に愛情に満ちた献身と従順とによって，かれの一種の性向を強めることを理解しないときには，身に負うべき責任と確固とした性格という点でかれを適当に試練することで，その男のあまり深く根ざしていない愛を真正の傾倒へと高めることに，かの女が成功しないときは，詩人が次のように歎じたように，かれが意味していた事柄が当てはまるようになってくるのである．「ああ！人の愛は何とうつろいやすく冷いものか！それはなんと早く消え去ることか！」．

そして残念なことに，目の見える夫を長くひきつけておくすべを，盲目の妻が理解しないのは甚だ多い．かの女の欠陥と教育とはかの女を年少のころから孤立化させてきている．かの女はもらうだけで与えない生活に慣れてしまっている．かの女は他人のために生き，そして身を捧げるということを知らない．この無私の女性の貴い衝動に従うということに対して，かの女はそれまでの生涯にそのような衝動も機会にもあったことがない．しかし，女としての存在の美点をかの女が別に多くもっているのかも知れないのである．晴眼の夫は，かの女に多少とも報酬を求め，かれが自分の側で引受けたものとして行なってきたところの，いわゆる犠牲に対する感謝の念を要求するかも知れない．

このような離反への内的な原因に加えて，次のような事実が起こるのである．すなわち，盲目の妻は家庭を維持することができず，生計の心配が起こり，夫は本来は妻の仕事に属する仕事を給金を払って他の者に片付けさせなければならず，次第にかれは自分の結婚が大変な誤りであったことに気が付くようになり，かの女を重荷と感じ始め，自分の哀れな妻がわずらわしく思われてくるのである．

盲人同志での結婚は，多くの場合，幸福のようであるが，もし当事者が財力に乏しく，かれらの手仕事による生計の獲得という道だけに頼っている場合には，はっきりと中止を勧告すべきである．財産が豊かで，だれにも依存しなくともよい盲人であれば，結婚してもよいであろう．もしその盲目性が何ら遺伝性のものでないとすれば，かれらの結合に対して本質的には反対する理由はないはずである．かれらの結婚生活には少なくとも外部的な事情では特別の危険は起こってこない．ただし，精神的に一致しあい，常に物いりの多い結婚生活につきものの出費を苦もなく支払うだけの資力があるものとしてである．共通の趣味，ものの考え方，人生観や生への要求が同じであることが，かれらを内面的に結びつけ，そしてかれらは喜びをもって，

互いのために生きあい，いわば，一つの小さな孤立した世界を，自分たちの身辺に作りあげることに専心するのである．それがまさにかれら自身の，手で作りあげた世界であるので，幸福に感ずるのである．

しかし，資力のない盲人たちの結婚生活は，たいていの場合，まったく異なった様相を呈するのが普通である．かれの共通の動機というものは，存在しているが，財力がないので，家庭的な福祉の生活を楽しむことができない．避けることのできない要求をもった，しかも，乏しい生活は冷酷な生存のための争いに突き当り，かれらを情を離れた騒乱の中に押しやるのである．

欠乏が日々の客人となり，青ざめた心労と苦悩に満ちた無気力と，そして最後には食い入るような不満とが永続的な同居人となってしまうのである．

結婚自体の状況はどんな場合でも，みなかなり，そして部分的にまったくよく行なわれている．もし，独立した盲人に対する保護に多額の金が使われ，配偶者の双方を援助し，はなはだしい欠陥から救うことができなければ，その生活は非常に悲惨な状態に陥ってしまう．

盲人があまりに若いうちに結婚することに対してはきびしく警告されなければならない．普通の五感の完全な者にとってもよいわけはないのであるから，盲人の場合はなおさらである．秩序の整った家庭を維持することは，成熟した人間だけに適することがらなのである．そして，特に婦人はかの女が盲人であろうと晴眼者であろうと，有能な主婦としての性質，すなわち勤勉，婦人の手仕事においての練達，そして家事に対する感覚，単純さと倹約，聡明さ，善意的献身の精神，敬謙な心情，そして確固とした神への信仰とをもっていなければならない．

これらの条件がすべて満たされれば，かれらの結婚は恵まれたものであることを期待してよいのである．

鉱物学（盲学校における）　これは盲人にとっては初めは未知の領域のものである．盲人は少年のころ鉱物に触わってみてその名をいっていたが，この触わるということが興味の続くことではなかった．これは手にあるものが生命もなければ，器官もない物体だからである．一般に博物学でもこの部門のものは除外するという傾向にあった．それは，色・光沢・透明度などは直感され難く形式が豊富であり，不規則なので手によって識別することは困難である．また，往々にしてできないこともある．「盲学校における鉱物学は特に鉱物の収集に限られるが，この鉱物収集がいかに豊富であっても，自然の関連から離れていて，授業を行なっても単に必須の骨組みを与えるに過ぎない」と主張されるかも知れない．しかし，重さ・硬度・凝集力・溶解度・劈開性のような他の根本的な性質を観察すれば，ただ現在の訓練で知覚が与えられることとなる．あらゆる方面の感覚を養成することは，特別に聴覚・嗅覚および味覚の力を借りるだけでできることである．人間の暮し向き，商工業にとってたいていの鉱物が重大性を加えてきたので，盲学校の教科に鉱物学を欠くということは形式上，実質上に重要な教育上の教材を放棄している意味になるであろう

教材が狭く限られているのに，一つのくわしい体系を得ることは目的とはなり得ず，むしろ感覚の養成，様相の知識，その利用，自然的な配慮が目標である．

塩にあっては味覚が主として知覚の働きをする．この補助になるのは，元来の外形（脂肪質か，石けん質か，繊維状か，粉状か）および臨時の結晶形に注意することによる触覚である．また，劈開性も観察すべきである．耳は岩塩のパチパチいう音や硝石の爆発を聞くのである．石炭，樹脂，硫黄の可燃性鉱物を識別するには特に嗅覚を利用する．鉱石は五官にわずかな知覚しか与えない，純粋な鉱物にあっては，硬度，重さ，粘着力，音調，可溶性の観察をさらに豊富にできる土壌や石では結晶形また粘着力，僅かな凝集力，劈開性，多孔性，褪色などを知覚するには触覚が明瞭な働きをする．

教材として鉱物学の授業に役立つのは第1に豊富な収集であって，比較するものをできるだけ同じ大きさと特徴のある性質で示さねばならない．この収集物に鉱物から得られる産物，たとえばアンモニヤ水，火薬，石けん，酸類，硝子切，コークス，タール，ベンジン，封ろう，金属，粘土およびコンクリートから作られるものが組入れられる．

小旅行をすると，地質，鉱石，その成層，有機的な生活への意義，山岳地方では岩石が空気や水によって影響を受ける状況がわかるようになる．このように遠足で入手される教材は土地の事情により，どんな学校にも向くものであって，制限されることにもなり，また内容豊富になることもある．これにより個々の学校の鉱物学への関心が雑多なものとなるのはもちろんのことである．

戸外運動　盲のこどもは目の見えるこどもとは違って，幼いころに非常に貧弱な，また，そのうえ多くは無器

用な四肢の運動をするだけなので，もっとよい運動を意識的にすることが必要である．これが最も適切に行なわれるのは戸外運動によってである．この戸外運動は実行が容易であり，その健康上の利益が大きく実際的な効用があり，いつでも，その機会があるので盲人の体育教育のうちでも最も重要なものであり，これに対して以下に述べるような各段階において，注意深い配慮がなされている．戸外運動に関してよく使われている教材として以下のようなものをあげることができる．

C. Lion, *Letfaden fur den Betrieb der Ordnungs-und Freiubung Breman. Heinsius.*

A. Maul, *Die Freiubungen und ihre Anwendung im Turnunterricht* Darmstadt.

Munchner Turm-und Spielbuch München, Beck.

なおここであげなければならないのは，*Hausgymnastik fur Madchen und Frauen* および *Hausgymnastik fur Kranke und Gesunde* という，E. Augerstein と G. Eckler の名著である．この二つの本の中に運動の個々の動作のもつ効果が明かにされており，これは教師たちに自由運動を基本のもの，副次的なものという重要なものである．自由運動の個々の動作に関しては，まず，第1にその動作はすべて上半身と下半身の一体的な運動を起こさせるものでなければならないこと．第2に副次的な運動の場合には，四肢の運動に伴う基本動作が含まれていなければならない．準備段階が個々の基本態への準備にとどまるのに対して，本運動にあっては基本動作が繰返し交互に行なう必要がある．中間段階は，新しいさまざまな運動姿勢を新たに導入するが，適当な基本動作の修練を続けていく．そして，本運動では集中的に行なわれる各基本動作の複合運動のための準備をなす段階である．そして，この段階では鉄棒や，亜鈴および木棒などによる腕の訓練が行なわるのが一般である．

一般に知られている自由運動で基本的なもの，すなわち，直立，歩行，走ることおよび飛ぶことのほかに，数多くの第2段階の自由運動，すなわち，ひざをつくこと，座ること，横になること，上半身で体を支える運動などが，盲人の体操にあって非常に効果のある作用をもっているとみなすことができる．自由運動はあるいは遊戯として，あるいは機械体操の補助として，あるいは屋内体操として利用することもできる．

語学教師　この職業は盲人にとって比較的まれではあるが，独立した生活的な種類の職業の一つで，平均収入は幾分か経験のある語学教師では週に30マルクないし50マルクである．しばしばその青春時代に高等教育を受け，成人して初めて失明に襲われた人びとがこの職につく．しかし，多くの盲学校で語学教師を養成している．たとえば，デューレン，パリ，ロンドンなどである．語学教師のおもな活動範囲は，若い商人たちからなり，かれらは外国との交際が日々増大する際，外国語の知識なしではすまされなくなり，したがって，かれらの高等の学校教育を，この方面に単独で補充するように迫られ，あるいは数個の外国語を根本的に修得しなければならない．補習授業を行なうとか，ないしは，上級への準備はやっと第2義的に問題となる．多くの場所に設けられた若い商人用補習学校や外国語学校があっても，5万以上の人口のある商業都市および工業都市では，盲人の語学教師が生計を立てるであろうと仮定されている．

生徒80人ないし100人の盲学校は恐らく4年ないし5年ごとに1人の語学教師を養成し得る．これには容易な把握力や著しい決断力ある少年を選ぶがよい．たとえば10歳で読み書きで，そのクラスの目標をはるかに越えたような少年など．比較的大きな学校ではこういう者が1人か2人はいるであろう．職業的な教育は学校卒業後，通常満14歳ごろに始めるのがよい．しかし，これは志望者に約1年前に知らせ，フランス語，ラテン語の初歩を自得するようにすすめるのがよい．自習，模索推測は後年に高度のエネルギーを発展させなければならない．語学教師は盲人にとっては本当に有利である．少し欠陥があっても修得した者はのちに容易に改善される．

本来の語学教師はできればその全教育を学校で学ぶべきで，これを完成してのち，その語学知識の拡大や会話の練習のため，なお1年間ぐらい外国で過ごすべきである．

候補者は学校を卒業すると年長生徒の補習教育に加わり，また，少し前に始めた音楽的研究も続けるべきである．しかし，技術方面の学科は免除すべきである．また，この生徒はドイツ語，ドイツ文学，ラテン語，フランス語の特別教育を受けるべきである．

また，説教や，つごうでは無償で提供される通俗科学，または文学的な講演会に出席すべきである．その他，若干の生徒を誘致し，これに無料でドイツ語，英語の教授をし，学年の終りには，かれはフランス語と英語の試験を受け，それからこの免許状を基にしてこの両国語を自ら教える能力を得る．そして，広告によ

り，あるいは学校管理者または盲人協会あるいはその管理者，その他の努力によって次第に得意先を得るのである．かれは決っして暇があってはならない．語学教師の報酬の請求はあまり低く過ぎてはならない．これは公衆の目でかれが軽侮されないためである．また高過ぎてもいけない．そうでないと，かれの活動範囲が望ましいように拡大しないからである．かれは原則として家の外では教授しない．これはかれが公衆の奴隷となり，かれの失明を高度に苦痛に感じ，しばしば金銭と時間とを無益に犠牲にするからである．

授業そのものは，自分の範囲を完全に征服し，その教科書を完全に知っている失明語学教師には，何ら困難なことではない．

こじき 昔から貧しい盲人が，その不幸の結果，勤労により日々の生計を立てることのできない場合，こじきになるのは自明のこととみられている．古代には人は盲人こじきを一種の神聖な畏怖ともって見，神はかれらに目の見える人の仁慈を要求する特典を与えたと信じていた．この理由から古代の異教は盲人が宮殿の入口や殿堂の近く，公の街路において，通行人からやさしい施与を乞うことを許した．古代ヘブライ人も同じく同情をもって盲人を取扱った．キリストの時代は盲人は路傍に座って食を乞うた．エリコの篤信のこじきバルティソウスは，同情すべき人間の原型として示すことができる．キリスト教の初期において，盲人には十分の施しを与え，特に家庭のまどいにあずからせるといった待遇を与えた．しかし，貧しいそうして放任された盲人は当時でも中世から近代にかけてと同様，ただ外面的扶養に止まり，いやしいこじき業を抑制しようと企てた人はなかった．一般人が盲人に関してもっている誤った概念は，ここに本質的関係がないでもない．人が盲こじきを晴眼こじきと同様，人間社会の屑，禍とみなし，公然のこじきを法律規定によって，制限しようとするのも理解される．大都市において監督機関が盲目のこじきを見たとき，目をつむったことも容易に説明できる．しかし，この寛大な取扱いで，多くの盲人は非常に迷惑をこうむった．人びとはかれらを冷淡に同情のない，自己にだけかかわっている保護のないものと見，粗野で感謝の心のない我執の強いものとし，かれらに同情するものはあったが，その教育は顧ることがなく，無能状態に放置され，特権あるこじきとみなすに過ぎない．これはまた，生業として営まれるこじきが，とかくごまかしとなり，こじきが虚言技巧によって人の温情をひこうとする説明が見だされる．たとえば，フランスの都市では盲こじきが犬に引かれ，胸に盲目の種類や由来をしるした札をさげ行人に喜捨を願ったり，辻占を売ったりしている盲人を見る．ロンドンには，盲目の辻音楽家のほかに，こまごました物を売ることを口実として，街路でこじきをしている盲人もある．また，ある盲人は広場に座って声高に聖書を読み，通行人の同情をひこうとしている．ロンドンの聖書朗読者のように，アジアの同じ盲人仲間はコーランを朗読，暗誦して信徒の心をひこうと努めている．それらはたいてい年長者で，長年間の練習と盲人特有の記憶とにより，コーランの終始を暗記し，コーランを閉じたまま膝の上におき，すべての節を朗吟している．かれらは，マホメット教会堂，霊廟，大学などに場所を選んで立ち，傍聴者の敬謙の念を喚起するように努め，その報酬として祭日のとき，また，季節の変り目のとき喜捨を与えられている．

オーストリア・ハンガリアなどでは，大都市の大邸宅の門前とか，一定の広場で盲人の街頭音楽家に出会う．公然のものごいは浮浪者取締法によって禁じられているので，盲人のこじきはただ巡礼地で見るだけである．盲人のこじきが住民にとって煩累であることは容易に理解できる．他方，ものごいは盲人自身にとってしばしば堕落と倫理的廃退の源となる．盲人の中には，ただ働くのが嫌いなため，ものごいをする者もいる．かれらとても盲人院で手仕事を多分習ったのであろうが，手仕事をするより，ものごいをしたがるのである．また，他の者は盲人院を出たのち，だれも世話をしてくれる者がないので，生存競争に負け，こじきを余儀なくされた者もいる．かれらが勇気を失い，楽な仕方で生計を立てたいという自然的な誘惑にかかり，こじきをするようになりさがったとき，これを責めることができるであろうか．貧しい盲人が，その家族によりものごいをさせられたり，破廉恥漢によってこじきとして雇われることも珍しいことではない．しかし，最も悲惨なのは親が我が盲児をこじきにすることである．こんな人間が盲目のわが子を盲教育施設に渡そうとしないのは明らかである．しかし，放置された児童は盲人院でも何の喜びをも見いださない．かれらは自由にあこがれ，わが一族の者が自分を連れにくることをこばむ．これはこじきがしたいからである．パレスチナの年少盲人は特にそうなので，こじきが癖になって，いつまでもこじきをしたがるので，盲人院にいることができない状態である．一般に東洋，ことにパレスチナには，好んで外人の往来する土地に滞在し，声

高に叫んで行人の同情をひこうと努めている盲人の群れがおり，特にナザレに最も多い．

中国にはこじき盲人の数が非常に多く，盲少女は罪悪汚辱に陥り，死によって初めてこの恐しい生活から解放される．暗黒大陸アフリカは，しばしば盲人の故郷といわれるが，もし盲人の数が晴眼者の数に対し300対1であり，ことにエジプトのように100対1のところもある．したがって，アフリカ，特にエジプトおよび隣接諸国ほど盲人の間に苦悩の支配するところはない．すなわち，憐れむべき人びとは，カイロ付近の街路の真ん中に座り，先駆，または先ぶれが突然むちでこじき盲人を道から追いだすことなどは，まれではなかった．多分，アフリカ，特にエジプトの盲人の運命は，長く改善されないであろう．そして，哀れな盲人たちは都市の公的の場所に座って，行人に施しを求めることであろう．カイロに盲人院が一つあるが十分でなく，そのほかに盲人の世話をするとろは一つもない．アメリカ，特に北アメリカでのこじきは，その教育と性格練成とか不完全な者に限られている．ここには以前には非常に多くの盲人がいたことは，1873年ウィーンの第1回ヨーロッパ盲教育者会議に提出された報告にも現われていて，「アメリカ連邦は，人道的考慮からでなく，ものごい，背徳，犯罪回避のため盲人院を設立し維持するものである」といっている．盲こじきの数は，模範的に設立された盲人院ができるに従って減少した．ある州の盲こじきの数は，盲人院が多くなるほど減じたという事実がある．こじきの排除には国費による盲教育機関の設立が必要である．まず第1に盲児のこじきを禁じ，盲目のこどもにこじきをさせる親を罰しなければならない．次に盲児の盲人院入学を義務制としなければならい．というのは，たとえばザクセン王国のように，盲人の義務教育制が行なわれている国では，盲人のこじきはほとんどなくなった．

あるオーストリアの統計学者の意見発表によると，悲しむべきことは，ヨーロッパにおいてさえ盲人院の数は甚だ少なく，既設の施設の生徒数はあまりに少なく，反復論究されている盲人院増設の問題は，その十分な解決はまだまだ長時日を待たねばならない．

ことわざと慣用語(盲目，盲人および失明についての)何というたくさんの感覚，感情，表象が光と眼光を蔵していることか．失明という欠陥は，すべての国民，あらゆる時代，すべての場所において，多くのいろいろな思想を喚起し，これが短い慣用句に凝集し，感覚的なことわざに成熟した．その中の多くは，日々のパンの調達に必要な流通貨幣のようなものである．あるものは人の情意を喜ばせるやさしい絵画に等しく，あるものは諷喩詩のような簡潔さと鋭さのある詩のように，われわれに話かける．

盲目というのは単に視力を奪われることを意味するだけでなく，内面的の光，知能の欠陥および弱さに関係している．また，単に外観だけをねらうものは盲目とされる．みかけの飾窓，からのポケット，狭窄射撃など．同様にばかげたこと，愚かなこと，軽率なこと誤れること，ぼやけたこと，不純なこと，虚構のこと，不当なこともこれである．すなわち，盲目的衝動，盲目的信仰，曇った鏡，無賃乗客など．

幸福は盲目であり，人を盲目とする．戦運（勝）も盲目的である．これはその賜物を盲目的に，すなわち，公平に分配するからである．異教の軍神ハードゥー（Hadu）は盲目と考えられた．古代の神々の信仰から盲目の偶然，盲目の憤激，盲目の恐れなどが説明される．

多数のことわざは失明という欠陥がいかにいとわしく，恐ろしいか，その目が決って昼のすばらしい光をながめられない人を悲しませなければならないかを書いている．ユダヤ法典から引用されているある盲人の祈りは，哀れを催させるもので，この祈りはウィーンのユダヤの盲学校の入口の戸の上方，高いやぐらの上につけてある．

万物を見て自らみられざる者は，
自ら見られてなにものをも見得ざる者になんじが示せる愛情を酬いられよ．

ブレスラウの盲学校の大講堂の格言は，次のように警告している．

精神を光明に向けよ．
ここに盲人は嬉々として，うまざる手を動かせり．
盲人にはその喜びとなり得ることを話せ，
されど，同情をもち悲嘆に同ずるなかれ．

ことわざの宝は大きい，これは一部分は聖書により一部分は社会史により，また，口伝により代々伝承されてきたのである．多数の中から若干特徴あるものを選んでみる．

〔盲人は哀れなる者なり〕 めしいとあしなえは家に入るるべからず(サムエル後書，5章8節)．価値なき者が名誉より除外されれば，神が目を奪いし者に神はやさしき指を与え給う．主はめしひし者の目をひらき給う（詩篇146篇8節)．主はわが光，わが救いなり

（詩篇第27篇1節）めしいは見，あしなえは歩む（マタイ伝11章5節）．見ずして信ずる者は幸なり（ヨハネ伝20章29節）．信仰の光が開かれざる盲目の異教徒W．めしいなるパリサイ人よ（マタイ伝23章26節）．盲目のヘッセ，盲目のシュバーブ，盲目のシツシュカ，盲目の悪魔，盲目のけちんぼ，明るい目をもてる盲目の者多し．

〔盲人に眼鏡は役立たぬ〕 盲目に生まれた者は決して光を信ずることを知らない．盲人に灯をつけるのは無益である．最悪の盲目は見ようとしないことである．ひつじ飼が羊群に怒れば先頭の羊を盲目にする．太陽は盲人がその光についていうことをあまり問題にしない．ただ1人の人だけが失明をなおす．この人について予言者イザヤはイザヤ書42章16節で，「われめしいを導かん」といっている．「なんじめしいの目を開け」（イザヤ書42章7節）．全く不適当な力がある課題を解く義務を負い，また，これに用いられているときには，次のようにいわれる．すなわち，盲人が納屋で針を捜し，あしなえがこれを投げ入れるためにかごを作る．盲目に動く者はばかであり，唖者にささやく者もばかである．従順は盲目である（命ぜられたことがらの道徳的性質をぎんみせず，従順に行なわれるときは）．盲人の国で目かちは王様（鳥なき里のこおもり）．多くの者は盲人のように色のことを語る（理解なくして判断を下す者が多い）．愚な者でもときにはよい思いつきをする．それゆえ次のようにいわれている．盲目のめんどりも穀物を見つける（犬も歩けば棒に当る）．幸運は盲目の雌牛でばかな雌牛を追う．

盲人が多くの点で晴眼者にまさっていることを次のことわざが告げている．すなわち，盲人はときには目明きよりも多くのことを見る．盲人は昼も夜も同じだけ見える．ソロモンは，だれによって知恵を修得したかと尋ねられてこう答えられた．「盲人のところで，何となれば盲人たちはかれらが歩いてゆく地面をぎんみせずには1歩も進まないから」と．

金銭について次のようなたとえがある．幸運が金貨を投げると多くの者は目を失う．まいないは人の目を暗まし，ただしき者のことばを曲げしむるなり（出エジプト記23章8節）．

どんなこどもでもすぐ理解し，常識ある人ならだれでも了解するような簡単明瞭なのに，多くの人に理解されないようなことを次のことわざが示している．これは盲人でもわかることだ．これは盲人にでも見えるし，牛でもわかる．盲人でも見え，ばかでも気がつく．

多数のことわざは，感覚，感情，希望，努力，特に盲人の高まれる自負心を非常に特筆してあげている．すなわち，盲人たちは鼻が高い．われわれは見るつもりだと盲人がいった．盲人は電光を恐れない．めしいはあしなえをあざける．盲人には鏡がこわくない．盲人は互いにののしりあう．恋は盲目．盲人には醜女で足れり．あまり美し過ぎるより少しは盲目の方がよい，これは盲人だけでなく目明きにもよくあてはまる．盲人の妻には化粧はいらぬ．妻が盲目で夫がろうなら，愛情と夫婦生活は長続きするだろう．

結婚に関して求婚者はすべて，ことわざから次のような留意すべき助言を得る．盲人よ，目を開け，婚礼は馬買いではない．

ゴネリ（Gonelli, Bildh） フロレンスの巨匠ブルノーのアトリエにいたすぐれた彫刻家．かれはかれをねたむ者の卑劣な手によって視力を失った．かれは18世紀の前半に生きていた人で，すでに若いころにフロレンスの付近に建てたマドンナの像によって有名であった．かれはイタリアの多くの都市を回って歩き，偉大な巨匠たちの彫刻を研究した．そして，この芸術旅行のとき，かれはシエナにきて，シモン・フィエストの作品を知り，それに驚嘆した．その地の教会で，かれは1人の美しい少女にであい，かの女に心にひかれるようになった．ところが，かれの友人のマツイオもこの少女に愛をもつようになった．ゴネリは早くから芸術家としての名声を獲得して，マツイオのねたみを買っていたので，リゼッタ・ベルッチというその少女がその母親の許しを得てゴネリの妻となることに決ったとき，マツイオの激情は頂点に達した．ゴネリはこの幸福なとき，聖ステファンの像の仕事に携っていた．そして，その像ができあがったとき，かれは第1の親友としていたマツイオを呼んで，作品の完成を喜んでもらおうとした．ところが，マツイオは突然恐ろしい計画をたてた．ゴネリが自分の作品の大理石像に一心に見入っていたとき，マツイオは力一杯石塊をその見開かれた目に投げつけたのである．ゴネリは数時間ののち，恐ろしい痛みに悩みながらその両眼の視力を失ってしまった．かれは自分の運命を非常な努力によって耐えたが，リゼッタが自分の芸術の仕事を優しく手助けしてくれるものと期待していたことは明らかであった．しかし，かれは何という思い違いをしていたことだろう．リゼッタはかれの不幸を大変悲しんでいるが，かの女は自分が芸術家と結婚をする約束をしたのであるから，盲人となって，もはや芸術家でなくなったゴ

ネリに対しては，自分の約束は無効であると，心を翻したのであった．また，かの女は「もしかれがわたしの顔を大理石に刻み，だれにもリゼッタ・ベルッチとわかるようであれば，かれの妻となってかれを助けてもよい」といった．それを聞いてしばらく黙っていたゴネリはいった．「リゼッタの胸像は必ず作ってみせる」と．それからすぐかれは大理石をとって仕事にかかった．1年たってからかれは，その作品を人びとに見せた．それを見た人びとは，それがあの少女にそっくりであるのを知って，「リゼッタ・ベルッチ」と口々に叫んだ．ゴネリの師匠ブルーノは口を開いて「この美しい花嫁はお前のものだよ」といった．するとゴネリはためいきをついて，次のようにいった．「いかにもこの胸像は私のものだ．そして，この大理石の氷のように冷たい心も，リゼッタの心に比べればベスビヤスの火山のように熱いくらいである．先生，これは私の花嫁です．シエナに行って，リゼッタにいってやってください．お前の胸像はできあがった．そして，お前の花婿はお前を墓の中で待っている」と．そういい終ってから，ゴネリは床に倒れて息絶えた．

コルセピュウス（Corresepius） ケーニヒスベルクにある孤児院の合唱指揮者である．東プロシアのポッセンハイムの牧師の子として，1776年に生まれた．かれが6歳のとき，天然痘のために完全に失明した．そのころすでにかれの父はかれに読み書きの教育を与えていた．この運命の打撃が非常に大きかったので，父はその教育をすべて放棄してしまったが，父の友人の1人がそれを引受け，少年コルセピュウスにピアノでやさしい讃美歌を教えることになった．そしてかれは音楽の演奏と，その喜びに非常な関心を示した．むすこのすみやかな理解ぶりが父親を刺激して，さらに進んだ試みをやってみることになった．そして，コルセピュウスは音楽の規則的な教育を受けるようになったが，かれは晴眼者のための音符法を完全にマスターしてしまった．かれの兄弟は音楽的な才分をもっていなかったので，かれはその兄弟の助け手となり，オルガンをひき，必要に応じてそのひき方を兄弟に教えたりした．かれは好意ある人の援助によってケーニヒスベルク音楽院に移り，そこでかれは，主としてピアノとオルガン演奏に専心した．しかし，管楽器の演奏法も理解していたが，この楽器を自分で購入することができなかった．

注目すべきことは，コルセピュウスが自分で地図を作りあげ，それに国境や河川をぬい取りで書き入れ，都市や村落は大型のボタンで示して，作りあげたことである．また，コルセピュウスはさまざまなものの形をろうで作るのが巧みであった．また，木や金属で芸術的な事物を作ったコルセピュウスは，ケーニヒスベルクの孤児院の合唱団の指揮者という貧弱な地位についていたが，かれには国王の方からオルガニストの地位を与えるという援助の手が差し伸べられた．コルセピュウスについてこれ以上のことは知られていない．

サミュエル・グリドレイ・ハウ（Howe,Samuel Gridley）アメリカの盲人組織の創始であるハウは，1801年，ボストンで生まれた．かれの父親は船主で船綱や網の製造者でもあった．

ハウはボストンにあるラテン語学校を終えたのち，1818年，プロビデンスにあるブラウン大学に入学し，1821年博士となって卒業した．

1821年，ギリシヤに起こった独立戦争はアメリカの青年たちの熱情をかき立てたが，ハウも青年層一般のギリシヤ戦争への熱狂に心を奪われ，国内でせっかくかれのために開かれた将来への好機会を眼中におかず，独立戦争に従事するためギリシヤに旅立った．ハウは自分の体験と研究に基づいて一つの著作を1828年に公にした．その題名は「ギリシヤ革命史」であって，出版とともに大いに好意をもって迎えられた．

ハウが帰国すると新しい問題がかれの関心を引きつけ，それがかれの全生涯をかけることになった．かれの友人の1人でボストンに住むフィッシャー（J. D. Fischr）がパリから帰ってきたが，この人はパリでアユイが創設した盲人のための学校のことを見聞して，かれはハウと共にこの問題について語り合った．これがハウを盲人問題に結びつける第1歩となった．

ハウがこの方面で果たした業績は広く知られているところである．なぜなら，ボストン盲学校がその成立と発展とをかれに負っているだけでなく，アメリカにある多くの他の盲学校もまた，設立にかれの影響を受けている．ハウは研究のためにヨーロッパに長年滞在した間に，ドイツやイギリス，特にフランスのパリで盲人教育の方法と目的を研究し，アメリカで始める方向についての見通しを立てる好機会を得ることができた．自分で最初の生徒の教育をやっているうちに，その経過からハウは盲人教育思想の普及という最も重要な方法を理解した．そして，この方法は誤りではなかった．かつてのかれの活動分野においてそうであったように，かれはこの新しい世界でもきわ立った活躍をした．

学界ではハウがなした盲ろう唖婦人ローラ・ブリッジマン（Laura Bridgeman）を教育するという試みが大きな注目を集め，心理学的にきわめて注目すべきこのケースに関する1冊の部厚な研究文献が生まれたほどであった．

ハウはまた，存命中に自分の仕事を継ぐべき適切な後継者として，アナグノス（M. Anagnos）を見だし，これに学校を委せ自分の娘ユリア（Julia）を嫁にした．かれは1876年死去し，アナグノスはかれの考えに協力してくれた妻ユリアと幸福な結婚生活を送ったが，かの女はアメリカの女流詩人として相当の名声をあげていた．

サンダーソン（Saunderson, Nikolaus） 1682年にイングランドのヨーク州のサールストンの財産家の役人のむすことして生まれた．かれは1歳のとき天然痘で失明し，微光さえかれには残らなかった．まず，最初かれはペンニストンの中学校に入って，特に古典語および古典作家を研究した．そしてかれはよくフランス語を理解した．また，かれの父はかれに算数の練習をさせ，やがて少年はすべての普通の計算法だけでなく複雑な問題をも容易に処理できるようになり，そのためかれは先生の役目を勤めるようになった．18歳のときにかれは数学者のウェスト（West）およびナットルトン（Nattlton）と知りあいになり，これらの人びとはかれの知識を広め，かれに数学の教師の役を勤めたが，やがてかれはこれらの人びとに追いついて，シェフィールドのアッタークリフの学校を訪れた．しかし，ここの教育の方向はかれには愉快でなく，自ら修業するために学校を去った．しかし，かなりの大家族の乏しい財産状況と関連している困難が増してきて，サンダーソンはもうけて生計を立てていくことを考えなければならなかった．かれの努力は以前からケンブリッジの大学へいくことにあった．しかし，これはサンダーソンの自由になる僅かな資金だけではものにならず，ついには教師としてそこへいく決心をした．かれはかくて，1707年にケンブリッジへゆき，そこでキリスト教の学校で親切に採用されたが，かれの計画を実行することにはいろいろな困難が起こってきた．かれは当時の数学教授ホイストン（Whiston）やサンダーソンがニュートンの学説を特に講演の対象とした事情に対し，かれが非常に多数の聴衆を得た．サンダーソンが光学・色の性質・視覚の理論および一般に光線の屈折反射に関することを教えることができたことに人びとは恐らく驚嘆しているであろう．しかし，あの学問がまったく線によって説明され，幾何学の法則に従うことを考慮すれば，この学科に完全に通暁していることのできたことは容易に理解される．

サンダーソンは自分の講義により自らニュートンと結びついたので，これはかれがこの有名な学者と，この対象の難問題について話をし，自ら教えるとき役立ったのである．サンダーソンはこのようにして，教師としての名声を打ち立てたのち，かれには大学の名誉総長ソムヌーセット（Somnerset）公爵にサンダーソンの功績を認めさせた大学の有力な委員たちの斡旋で学位が授与され，その後，1711年にかれは数学の教授に選ばれた．かれは特に授業をすることには，たゆまず活動し，キリスト教信者として質素な生活を保った．しかし，1723年には1軒の家を買い込み，ある校長の娘と結婚し，1男1女が生まれた．1728年にサンダーソンは，この時分に大学を訪れたジョージ2世から法学博士号を与えらた．

サンダーソンは強健な身体をもっていたが，やがて特に座業生活に負け，これより最初は非常な疲労，次にはすべて衰弱することになった．

かれは1739年死去し，かれの希望に従ってボックスロースの教会に葬られた．かれは代数学に関する大きな著書を書いたが，恐らく，著者の死後1740年ごろに出版された．これは1756年にフランス語に，1798年にドイツ語に翻訳されて出版された．

シェピン（Chapin, William） フィラデルフィアにあるペンシルベニア盲学校の監督．1802年にこの市に生まれた．かれの父はイギリスから移住し，マサチューセッツの原始林にいどんだパイオニアであった．シェピンは，その教育をフィラデルフィアの公立学校で受け，早くから文学や芸術に対する才能を示した．かれは文筆活動を行ない，当時の時評誌に規則的に寄稿していた．そして，そこでかれは進歩した知識を示していた．1829年にシェピンはニューヨークに移住し，そこで大判の地図の出版に参加した．そして，ここでかれは盲学校というものを知るようになり，その熱心な訪問者となった．1835年から1840年にかけて，かれはその学校で生徒たちのためバイブルクラスを受持ち，その他さまざまな点で盲人たちのために尽した．こうしてかれの人生の初期において盲人とその要求について知るようになったことが，かれのうちにこの五官に不全な人びとに対する同情と，かれらの福祉のために身を捧げようという熱意を呼びさましたのである．1840年にシェピンはオハイオ盲学校の校長に任命

された．この学校はアメリカで4番目に古い盲学校であったが，このときは最初の学校が創設されてから7年経っていた．しかし，シェピンはすでにアメリカでこの分野における第1級の指導者の1人とされていたのであった．1849年までに僅かの中断はあったが，オハイオ盲学校でずっとその活動を続け，この年以後はフィラデルフィアの盲学校の監督となった．かれはここに1887年まで止まっており，その年にかれはその積極的な活動から身をひいたのであった．シェピンは，1888年に没した．かれの全思想と全努力はただ一つの目的だけをもっていた．すなわち「盲人の福祉と教育」である．かれが指導していたこの盲学校の年誌の中に，かれがその目的の追求の中で実現しようと努力していた諸計画を見ることができる．かれは諸状況を観察して，特に盲人教育のための盲学校や，また老齢で働く能力のない盲人のために保護院のようないっさいの保護活動をさらに進展させるべきであると提議をだしている．教育の組織はまったく適宜に整っているかも知れないが，多くの盲人は，五官が完全であることによって多くの利益を受けている他の普通の人びとといっしょに働いていて，自分の生計を立てていくことができないでいるということを，かれは正しく認知したのであった．それゆえにかれは，教育施設の完成化が必要であると知ったのである．それ以来，かれの注目はこの問題に集中された．現在，フィラデルフィアには仕事をする失明婦人のための授産所と，男子盲人のために作られた作業所と，老齢または仕事の能力のない盲人のための保護院があって，その維持費は慈善家の寄付と国家からの援助によっているのであるが，これらのすべては，何よりもシェピンの努力に負うところが多かった．これらの施設を，かれはペンシルベニア盲学校の卒業生をまず入所させるということを，特殊な前提条件として作ったのであった．かれの指導の本に盲人のための英語の辞典，その他の外国語の辞典が学校新聞に印刷された．シェピンはアメリカ盲人教育者および監督の会の会長であった．

色視力　場合によっては失明した人でも，いろいろな物体の色彩を感得することができる．眼球が破壊されておらず，視神経が感度を有していることがその条件である．色が識別できるのはたいてい次のような目の場合である．すなわち，いろいろな原因で，角膜がまだ光線が角膜の幾分だいじにされた部分を通って入ることのできる程度の障害で，傷ついているような目である．角膜が広範囲にわたって傷あとを受けているために，目はほとんど完全に白くなっていながら，特に着色表面から真直ぐに反射してくる太陽光線を見ている場合などのように，強度の光線がこのきずあとの層を通してくるという場合がよくある．牛眼（Buphthalmous）によって強度に変形した目が色を見る，つまり認知できることはまれではない．

舌　指の触覚が十分でないとき，盲人が触覚器官として舌の助けを借りることは，よく知られていることがらである．ことに指頭では詳細に認められない，特に細かいものに関してはしばしば舌先が用いられる．

たとえば，花の細かい部分，おしべ，花の柄，みつ腺などについては，舌で触れることによって知識を得ることはまれではない．さらに舌は味覚があるものの検査や特徴を知るのに必要なときには一役を演じる．しかし，このとき舌は味覚の用をなして現われる．舌をこの方面に用いることは，かなり従属的なことである．どんな任意の物体でもすぐ舌で触れられるとは限らないからである．

失明に関する神話　ゲルマン神話の多くの伝説は，盲目であることおよび失明することに触れている．2人の神話アーゼン（Asen）のバルドーア（Baldur）とヘドーア（Hödur））のうち，後者は盲目であり，しかも，この神こそロキー（Loki）の扇動により，アーゼン中の最善の神バルドーアを灌木ミスティルタイン（mistiltein, 寄生木の枝）で殺した．「これは神々および人間に起こった最大の不幸であった」．この神話をジムロック（Simrock）はドイツ神話において示している．バルドーアにはその治世の光明が見られ，この光は夏至に頂点に達する．かれの死は，それで夏至における光の衰微であり，夏至には日が最も長いが，ふたたび短く，したがって光が衰え始めるのである．かれの殺害者ヘデューア（Hödur）は，それにつれて，光のない，ヘル（Hel）の盲友人である．なんとなれば，かれは冬の闇を意味し，その統治はいまや準備をされて，冬至にできあがるので，冬至には最も短い日のあとで，太陽がふたたび生まれるのである．元来，ヘドーアはサクソ・グラマティークス（Saxo Grammaticus）によると盲人ではない．サクソの物語はアイスランドのものよりも完全であり，独創的である．古い英雄伝説（カーフマハ著「ドイツ神話」）は，エッダ（Edda）においては神々の伝説となった．古い古典的世界の幸運の神であるプルトース（Plutus），フオルトーナ（Fortuna）は盲目である．プルトースはこの性質を生まれつきもっていたのでなく，ジュピター

により盲目にされたのである．ハーデュ（Hadu）というゲルマンのいくさの神は，一般に幸運とか愛とかは盲目的に働き，盲目的に支配するものと考えられているように，やはり盲目として表わされている．女性の神々の中ではペルヒタ（Frauperchta）が失明と戦い，この不幸を除くことができる（ヤコブ・グリム著ドイツ神話）．無数のドイツ伝説中に再帰する著しく心をつかむ様相は，2人または3人の姉妹が行なう宝物の分配である．1人の女は盲目で，すべての伝説中では欺され詐取される．盲女は死後天国に行き，詐取した女たちはひどい罰を受ける（パンツァー著「ドイツ神話」概要）．

失明の時計師　生まれながら失明のシャイトバイラー（A. Scheidweiler）という時計師がラインランドのデューレンで生活している．ここでかれはその生業により，売店と関連して十分な生活費を得ている．すでにかれの父が農夫の副業に時計製造業を営み，この盲人には才能が先天的であったように思われる．かれはデューレンの盲学校の生徒の当時，ひそかにみんなが休んでいる夕べの時間に多くの柱時計の分解や組立てを続け，ついに監督に見つかり，かれには昼の若干の時間が与えられ，必要な部分品を調達するための小額の金も許可された．そして買った部分品から特別のくふうで，一つの作品を作った．これがデューレンの教会の時計と関連して鳴鐘装置とともに，鐘楽の働きをすることを示した．かれは1880年のデュッセルドルフの勧業博覧会に製作品を出品して称賛を博した．正科(音楽と声楽)の修業をしてのち，この盲人は20歳でかれの義父である時計師に13年間の弟子入りをした．懐中時計の分解を始めるために，この時計師は盲人に厚紙で正確に拡大したものを作ってやり，それからかれに段階的に仕事をさせた．かれが結婚してのち，独立して修繕業を営んだ．盲人はかれのこまかい聴覚に頼っている．その際特に円筒の状態が決定的のものである.懐中時計では二つの仕事だけができない.すなわち．渦巻バネの掃除と挿入である．この二つはかれの妻がやり，その仕事をかれがあとで聴覚で検査している．盲人は非常に慎重に，また，すみやかに仕事をするので，一つの懐中時計の部分を整頓してテーブルの上におき，組立てられた時計は上塗りに何らのきずあとを残さない．懐中時計仕事こそ盲人に最も好ましいものである．

一小部分が他の部分を観察する妨げとなり，また，ある挿入される部分の完全の度は聴覚により認めなければならないので，晴眼者の時計師も特に触覚と聴覚に頼らなければならないことを考えると，盲人も時計師になれることは可能であろう．イエーガー（J. A. Iäger）は「失明児童の処置」（1830年刊）でルードビッスブルグのケーファーレ（Käferle）のことをいっている．この人は，後年に時計を作った．

慈善箱　多くの盲学校では，相応な場所に，たとえば門の近くや玄関，販売所などに適当な説明をつけている箱が見られる．これは僅かな寄付金を得ようとするものである．このような慈善箱は，その収入が慈善行為によって支弁され，したがって，ごく僅かな寄付金を当てにするのがいっそう必要なような学校に設備される．しばしば慈善箱は特殊の機会，祝宴，試験などにおいてだけ設けられ，よく豊富な収益を与えられることとなる．公共の慈善を引入れる同様な方法は慈善かご，または貯金かごを設備し分配することで，これは慈善箱の特別な形とみなされる．たいていは学校で作られ，同時に盲人の仕事として注意を喚起するこのようなかごは，学校自体の場所だけでなく，しばしば他方面でも行なわれる．比較的良家の居宅，勧工場などに納められ，一定の受託者の保護下におかれると，慈善箱は盲学校の常設の軽視できない収入源となる．この種の寄付行為は，特に宗派的な性格と一定の利益社会に依存されている．これは危険とか，特別な骨折りがこの際必要でなく，収入が多大となり得るからである．

社会的感情　社会感情は以前は盲人にまったく僅かな生長しか見られていなかった．それはかれらが自分自身を社会の外側に置かれているように感じていたからであった．かれらは受納者の立場にあるのが普通で，行為者ではなかった．そして，ある盲人がその業績によって，また，その個性を通じて，これに例外となると，かれはほとんど盲人とは見なされず，一つの例外的な場合として晴眼者の列に加えられるのが常であった．人びとが盲人のもっている社会的地位への適性を知って，かれらにそれに応ずる教育を与えるようになったあとに，初めて盲人でも真に社会的な感情が発展していくことができたのである．盲人のもつ社会感情のはっきりした現われは，かれらが自分たちと同じ運命をもった者たちの間で特に喜んで生活する．すなわち，かれらと交際することを特に喜ぶということに見られる．

集団遊戯　この種の交際は盲人に非常に喜ばれ，そこに生じる興奮が常軌を越えない正常のものである限り

は，集団遊戯は，確かに盲学校内の生活の重要な一要素となることができる．別に盲人のための特別の遊戯をくふうするということはないが，晴眼者の遊戯がやはり盲人のそれである．ただし，文字を書かなければならないような遊びは例外である．そして，やはり晴眼者に好まれるものが盲人にも愛好され，特にしばしば遊ばれているようである．記憶力や当意即妙とか，博覧多識とか即興がうまいことが必要とされるような遊戯では，盲人はきわめてめざましい巧妙さを示し，それを伸ばしていく．確かにこのような遊びは晴眼者にとってと同様に，盲人にとっても教育的である．盲人は晴眼者たちのやっている遊戯に加わることもできる．もちろん，同じ盲の同僚たちとも遊ぶわけである．盲人が自分で多人数で遊ぶのに適した遊戯を考えだすこともまれでない．そのように盲人が自分で考えた遊びがその盲学校の遊びとなって，同じ年ごろの友人たちの一定人数がこれに打興じる．少女たちは少年たちに比べてずっとよく遊ぶ，年長の盲人少女たちでさえも，かれらがあまり遠慮をしないときには，好んで活発な集団遊戯に加わるものである．そのくせ，かえって少年たちは見識ぶってくるものである．寄宿舎内で集団遊戯を教えることは，非常によいことである．また，家庭的といってもよいほどの気分を作るのに役立ち，特に校長が自身でそれに加わるとか，ちょうど遊びたい年ごろのこどもが外部から遊びを持込む機会を作らせるとかさせるのは，いっそう役立つであろう．

羞恥心　盲人には羞恥(はじらい)を感じる重大な動因である目による印象が欠けているから，盲人は晴眼者ほど羞恥心をもっていないという意見は，この人間感情の本質を詳細に把握し，単に外部的なものだけを観察しないとすると，それ自体で崩壊してゆくものである．狭義の羞恥は盲人にあっては少ないというより，むしろ強く発達しているように見える．これは，事情によっては羞恥感情一般に影響する生活様式，衣服，態度などに関する比較的自由な習慣が盲人にはなく，自分だけのことに関係し，したがって，晴眼者よりも多く独居しようという傾向があるからである．のみならず，盲人は同性の間でさえ羞恥を忘れず，また，外部への隔離ということに帰するといえる．男の盲人でも，まして女の盲人にあって羞恥のないのに気づくことは決してない．特に婦人にあっては，この方面に非常に敏感なことが見られ，これは比較的粗野な非礼だけでなく，ごく僅かな羞恥への毀損に対しても反応があり，そのため，たとえば晴眼者によってはほとんど注意されないような，また，その目的も恐らくすべて認められないような，みだらな冗談は盲人にあってはすでに高度の羞恥を喚起するものである．厚かましい，羞恥を度外視しているような態度は，特にまれなことに属し，全失明者よりも半失明の者に見られる．盲人，特に婦人にあっては，すでに教育によって大きな羞恥心を起こすように働きかけられていること，および純道徳的だけでなく，宗教的な観点が盲人に刻印され，これが盲人の中に活発な羞恥感情を発達させていることは忘れてはならない．さらに，晴眼者から見て盲人には知られない，気づかない考察に対しても，盲人は安心しておられないという状況を顧慮して，盲人がその態度で，たいていは非常に慎重に振舞わなければならないことも注意すべきである．かれはある程度絶えず羞恥を感じている．いいかえるとかれは何らかの方法で，特に羞恥感情を害するに適しているような行為にあって，作法とか習慣に反対することが，かれの頭に常に浮んでいる．また，その話においても，盲人は羞恥を捨てることはまれで，非道徳的な恥知らずの話法を聞くことは比較的まれである．もちろん，羞恥感情の多少は盲人の教育や教養の程度にもより，実際一般に羞恥はしばしば教え込まれ，また，有力な習慣や慣例によることがらであり，その地方や生活法およびこれからでてくる習慣や礼儀作法に関する見方により多くの区別を免れないものである．

シュリューター（Schlüter, Christoph Bernhard）

ミュンスターの哲学教授．1801年ウェストファーレンの弁護士のむすことして生まれた．かれは8歳のときに不注意な遊戯から目をそこない，そのため，かれの視力は弱まり，ついに20年後にはまったく見えなくなった．それでもかれはギムナジュームを通過し，次にミュンスターの大学で哲学の研究を終え，ついに1827年には同大学の講師として就職した．ビュルツブルグの大学はシュリューターに名誉哲学博士号を授与した．その後，かれは1848年に大学助教授に任命された．哲学の部分の多数に及ぶかれの講義は人気があり，かれはその聴衆を自分に引きつけ，これらの人びとと刺激する交際を保った．いろいろの詩作のほかシュリューターは価値に関する多数の哲学論文を公にした．多くの時間をかける研究の努力の後で回復するため，かれにはかれが愛着していた音楽が役立った．かれはフルートを奏し，また，チーテル（琵琶の一種），その他の楽器を試みた．かれは1884年に死亡した．

ショット（Schott, Konrad）シチグーベンの生まれのオルガン製作者．銅板に鋳造してある肖像の署名によると，かれは1562年に生まれた．かれはこどものとき天然痘で失明し，かれが生活していたスツットガルトで1630年死亡した．メンデル（Mendel）によると，ショットは若干の他のオルガン製作者とともにウルムの寺院の古いオルガンの修理に働き，これをかれはキューナウに従って，完全に改良したので，これについて各方面で称賛された．かれはまた，スツットガルトで一つのオルガン，さらにシュワルツワルトのフロイデンシュタットでも製作し，そのうち後者にはかれに関する銘があり，次のようにいっている．

「われコンラートウス・ショットウスは，盲人の身をもってオルガンを作り，この心を響きをもって，すべて神に捧ぐ．」

ジョージ5世（George V）ハノーバーの第4の王カンバーランド侯エルンスト・アウグストの1人むすこでハノーバーの最後の王でもあるジョージ5世は1819年ベルリンで生まれ，1878年，パリで死去した．主として母によって教育を受け，少年時代の一部をイギリスで，一部はベルリンで過ごした．かれの父はかれの生まれる少し前，このベルリンに居所をおいたのであった．イギリス議会が1825年，ジョージのイギリスでの教育に対して費用を支給することに同意したので，エルンスト・アウグストはむすこと共に，1828年，イギリスへ帰った．ここでむすこは，エルドン校へ通うことになった．ジョージは早くから歴史の勉強に関心を示した．しかし，残念ながらかれの勉学はやがてその左眼の視力が失われていったことによって困難になった．最初は，これは病気のために起こったのであったが，遺伝的な欠陥にも基づいているという推測が次第に行なわれるようになった．というのは，第1代ハノーバー王であったかれの祖父，イギリスのジョージ3世は晩年に視力を完全に失っているだけでなく，かれの父もまた，1方の目を失明していたからである．

不幸な偶然のできごとのために，ジョージは1833年に完全に失明してしまった．これについてはかれが死んでから初めて明らかとなった．1878年，タイムズにある眼科医が以下のような報道をしている．「ジョージ王が自分やケンブリッジのジョージ皇子といっしょにウインザーの花園を散歩していたとき，かれはなんども大きな金のふさのついた緑色の財布を両側がトランプのクラブの形を描くように宙で振ったので，いちどなどは，もう少しでかれの顔にぶつかるところであった．それはかれの目のゆえであったと思われるが，かたわらから注意すると，そんな気遣いを笑うのであった．しかし，次の瞬間，また，財布を振り回わすと，それが激しくかれの右の目に当たった．それで，初めて治療が行なわれたが，だんだん痛みが増してきて運動をすることもできなくなった」．かれの父はそれでも自分のむすこがまったく失明することを信じようとせず，かれに本当の病状を告げた医師を不快気に追い払ってしまって，いろいろな治療師に治療を任せていた．そして，1833年の秋にジョージを伴なってベルリンに帰り，以前，自分が治療を受けたことのある老伯爵に治療を任せた．しかし，その伯爵の技術も何ら助けとならず，14歳のときに完全に失明してしまった．

このように皇太子のうえにふりかかった不幸を人びとが知ったのは，1838年，公式にかれの堅信礼が行なわれたときであった．そして，これはハノーバーに独自の王朝を残したいというエルンスト・アウグストの希望に対して重大な驚意であると思われたので，かれは勅命をだして，もしジョージが失明のままになれば，以前の王の署名が効力をもつように定めたのであった．12人の宣誓により義務を負うことになった人びとが指名されて，その中の2人は王の署名を請求する仕事を命ぜられ，文書が作成されるときには，盲目の王がその内容を読みあげ，それに署名することを約束させられた．この機構も将来の王の十分な認証にとって，完全に確実性を約束するものではなかったが，これに対する真の正面からの反対というものは生じなかった．それは皇太子が盲で生まれたわけではないし，視力がないということも，かれにとって王位につく障害とはならないという考えに，人びとが満足していたからである．しかも，皇太子自身は自分が盲であることを全然不幸であるとは感じていなかったのだから，なおさらであった．こうして，ジョージは父王が1851年に死去したとき，何らかの争いもなく王位についたのであった．

ジョージの治世方針やかれが始めたり前王から受け継いだ政策，また，かれの治世時代に特にドイツ国内に起こつた重要なできごとなどを述べることは，ここでの課題ではない．かれの失明ということがその性格形成とその後の運命に，二義的には，ハノーバー王国の運命に何ほどの影響を与えたかという問題である．

この問題は著名な歴史家たちによって，次のように答えられている．すなわち，かれが失明したという事態はいくつかの観点で重大な意味をもっていることで

ある．なぜなら，かれがまず最初の聴覚の積極的な訓練を受けているうちに，次第次第に音楽に愛着をもち，そこに純粋な高度の喜びを見いだしていた．盲人のまったく内心の生活において，特に宗教的な感情が発展し，多くの機会に非常な敬虔さを示したということは特異なことであるはずがないからである．しかし，父王がハノーバー王国の王位について以来，次第に表立ってきたある物の考え方が生まれたことである．失明によって現実の事象の世界から閉めだされると，かれは全然独自の思考の世界を作りあげ，その中にまったく沈潜してしまったのである．特にかれの頭を支配した考えは，自分の血族のもつ意味であって，あたかもそれは偉大なことがらを予見するように運命づけられているかのように思っていた．かれがまったく特別に神の恩恵を受けていて，いっさいのことを自分で確かめ，決定するのに非常な能力を与えられている，という考えがこの盲人の頭を支配していた．かれの奇妙な考え方は公式の発言などを通して現われ，一つ一つの統治行為はすぐに作為的な性格をとり勝ちで，職務上のさまざまな機会に発せられるかれのことばは，かれが自分の意図からその判断を下したかのような口振りであり，自分の盲目性を隠そうとする．たとえば，行列のときなどは本当に目が見えるかのように振舞うが，この点で特に面白いことはサマロフ（Samarow）がその著書「後代の人のローマ旅行」の中で，ジョージ王について述べているところで，かれは自分と話をしている人に奇妙な正確さをもって，きっと目を向けるので，かれとあまり普段話をしたことのない人は，かれが全然視力を失っているということをほとんど信じようとしなかった．

ジョージ王が自分の方針のために，多くの国民的な革命運動を呼起こすような現象に対しては反対したということ．かれが戦争突発（1866年）のとき，また古い体制を新しい体制と妥協させようとしたプロイセンの進攻に対して，降伏の決定を余儀なくさせられたのち，終始依存的な行動をしたということ．ついにかれの王国が1州としてプロイセン国家に組込まれ，かれの，私有財産が差押えられたということ，これらのことは歴史に属することがらであって，これに詳しく立入ることはわれわれの課題ではない．

しかし，その他の点に関しては，われわれはジョージのもっていた高貴な性格に対して結局敬意を払わないわけにはいかない．かれは特に他人との交際において心地よく，非常に寛大であって，かれの支援を求めて行なわれる訪問はどれ一つとして放っておかれることはなかったのである．

親密　新しい交際の表現は，盲人に知られないわけではないが，かれらはたいてい運命を同じくする者にだけ高度の親密を示し，この者にかれらはある理由から特にひかれるようになる．また，失明の少女たちが自分と運命をともにする者に，失明の男子相互の間より以上に親しい関係にあるという特異性が見られる．そのため失明の少女たちの間では，非常に親しい結合が見られ，これらの少女には純粋の親密が観察される．晴眼者に対しては，かかる結びつきはまれにしか見られない．

信頼　盲人は普通こういう傾向はない．晴眼者に対し盲人はむしろ打ちとけないので，盲人の全幅の信頼を得ることは容易でない．これは大部分次のことに関連している．すなわち，盲人が晴眼者に対し少し不安に感ずること．誤解され，かれの欠陥のために何らかの方法でだまされると感ずるからである．この事情は往々にして意識する不誠実，虚偽までに導いてゆく．率直なこと，これに関連して真実を愛すること，これによって，盲人の中に信頼の芽生えを喚起すること，かれにかかる人生観を与えることは教育の任務である．これは盲人がかれに向かってくる人の中に，かれを冷遇し，かれをあざむくような人を見ないという人生観である．これに加え，盲人がその周囲から絶えず正当に，また，真実に取扱われると信頼もかれに起こってこなければならない．

心理感情　盲人が非常に複雑な感情の中で生活していることは疑うことができないであろう．かれが最も下等な感覚的な情欲から，美徳，人格性への最も高貴な感情までを自由に感じ，それらにひたされることができることは疑い得ない．晴眼者において，年齢や性や教育，教養の程度，その他が人間の性格に影響を与えるような関係を，感情のうえにも及ぼしているが，盲人においてもこの点はまったく同じである．そして，感情生活においては粗野で卑俗であるというほかはない人びとに混って，すべての美しさ，良さに対する深い感情の動きを感じ，それに従って行為し努力する人びとをわれわれは盲人のうちにも見出す．個々の重要な感情はその当該の項目のところで論議することにして，ここでは2，3の一般的な点を概観してみよう．

内向的な性情をもつ盲人の性質は教育的な面では，教場のことばが盲人の感情の素地に及ぼす重大な力をいっそう確実にするものである．下層の階層の生まれ

である盲人に教導と範例によって，高貴な倫理的な感情を植えつけることもむずかしくない．良い書物を読むことも決して効果の少ないものではない．

しかし，こうした教育的な力によって盲人を感情過多の人間にしてしまうという危険はほとんどない．それは正常な盲人の素質はすべてその鋭い論理的な思考と，広く熟慮された結論のために，むしろ悟性的人間の生育をうながす傾向のものであって，感性によって過度に逸脱させられるということはないのである．盲人との交際の多い人は，盲人が強い高く美しい感情と利己欲や，あるいは少なくとも非常に打算的な鋭さの著しい感情とのきわ立った混合をもっていることに驚かされ，また，白々しい思いをすることがあるだろう．

晴眼者の場合と同じく，無感情ということは盲人でもやはり，ほとんど例外なく，教育を受けないで生長した人に見出される．そして，生気のない生き方や，環境の悪い影響か，あるいは生まれながらの気質の生硬さにその理由をもっていることが多い．

スポーツ　スポーツは最大能率を目標とし，熟練，力，耐久力，勇気の最大度に達するよう努力するものであるから，全身体的および倫理的の実行能力を要求する．盲人もまた，そのスポーツをもつことのできることは，ロンドン近くのノーウッドの盲人師範学校や音楽学校が証明している．ここではスポーツとして次のものが行なわれている．すなわち，ローラースケート競走，水泳，漕艇，自転車乗りなどである．自転車は2人，4人，6人および8人の男女の生徒用に作ってあり，生徒たちはロンドンの郊外だけでなく，ブライトンやバーミンガムなどまで演奏会をしたり，体育祭に参加するために自転車で遠足などをしている．これについて校長キャンベル（Campbell）は，「もし盲生徒が1日に50マイルから100マイルまで乗ってゆけるところであればかれらは普通の困難によって意気阻喪することはない」といっている．自転車乗りは費用のかかるスポーツであるので，多くの盲学校はスケート競走や水泳に力を入れている．最善のスポーツとしては，このほか歩行での遠足がある．これはゾイメ（Seume）の次のことばを思い起こす．すなわち，「もっと多く歩行すれば万事がよくなるのだが」と．盲人の水泳は特に陸地で予備運動をするのが最も合理的である．これは水中の運動を容易にするものである．コペンハーゲンの盲学校では，水泳の予備練習を特別な体操場に備えつけられた器械で修得する．これによってかれらは沈むのを防ぐような細帯を利用し，この帯はしばらく練習したあとにはほかの帯と替えられるが，すでに若干の安全性を前提としている．最後にはまったく自由に泳ぐことになる．水泳と同様スケート競走も適当な徒手体操によって準備される．生徒たちは氷すべりを比較的容易に習得することができる．

西洋碁（Damenspiel）　この遊びは早くから盲人のだんらんの手段として価値のあることが認められている．そして，クライン（Klein）はその利用の仕方を教科書の中で整備している．盤面は平滑ないしは条溝のついた表面で互いに区分されており，また，一般の場合に使われているのと同じ形の石はそれぞれ一つの栓を備えていて，この栓が盤面にある小穴にはまるようになっている．これによって石はしっかりした状態におかれ，盲人が手を伸ばした際にずれてしまうことを防いでいる．石は白と黒の平滑もしくは環状の表面でできている．一段と優美な盲人用碁盤もある．クライン式のものでは女王は上下にろうではりあわせた石とされていたが，新式には独自の石を使い，女王にふさわしいものを使ってある．

測定と秤量　これは盲人が学校に入れば全然知られないことがらという訳ではない．盲人でも，また，精神的に健全なこどもでも存在する自分の周囲の事物についてできるだけ明白な観念を得んとする努力により，早くから事物の大きさ，重さや重要な認識の徴表に注意することになる．しかし，かくして作られる知覚は，寸法とか重量がまだ知られていないから，すべてがあまりにも不完全な観念になり勝ちである．以前に算術の時間に与えられたようなこれら事物に関する一般の知識は盲人には不十分である．盲人には自分の手で触れることが，晴眼の目測および手秤と同様の役目を果たしている．これは少なくとも1年間，測定や秤量の特別練習が行なわれて得られることである．

まず，測定の練習から始める．測定の方が容易で，しかも，早くある結果に達するからである．この練習は最下の学級から始める方がよい．感覚訓練にそれぞれあててある時間中，10分ないし15分がこの目的に用いられる．最初，児童は手にメートル尺をもつ．かれらはこれでその周囲の物を測るようにする．しかも，1メートルのおよその長さを広げた腕で示し，指尺を使わずとも1メートルの測定ができるようになるまで行なう．しかし，この場合精密に行なうことを必要としない．むしろこどもが親指と人差し指とを伸ばして測るデシメートルに移る方が望ましい．こどもたちがしばらくデシメートルの指尺を携帯し，これで休憩時

間などに自発的に測定することは，能力を伸ばすうえに有効である．1本の指がもう1本の指のかたわらにあるように立てた人差し指を用いて，かれらは確実に小さな延長線をこの尺度によって定めることを知ることになる．

生徒がこのようにして，長さの単位について明白な概念を得るようになると，早速間をおいて，容積の練習を始める．教師は示されたものを検査して，児童が必要な訂正をするように仕向けなければならない．

1年経つとたいていの者は手で1回つかんだだけで1.5メートルまでの長さが正確に解する程度まで進んでくる．

測定に熟練するようになると，こどもたちは次第に重量，次に秤に通ずるようになる．かれらは家計に使用する最も重要な資材の計り方を知り，これによって次第に各個の重さの軽重にかなり確実な触覚を得るに至る．この練習の最後をなすものはいろいろな形や大きさの丸太，金属片，石などの重さの秤量である．

測定および秤量の練習はこれが盲人のためにするたいせつな役割のため，盲人の手をさらに熟練させるのに役立つものであるから，どの盲学校でも認められている．

竹馬での歩行　経験の教えるところでは，竹馬は盲児童の愛好するものの一つであり，ひじや肩を力強く引きもどすことによって，背の筋肉，肩の筋肉が張られ，両足が外へおかれる練習をするので，体操用具や遊戯用具として，盲学校でよく竹馬が用いられている．足台は，その練習が重くされるか，軽くされるかに従い比較的高くまたは低くされる．さおの方は練習する者の肩の高さを越えた，最も適当な点とする．普通の竹馬練習は次の通りである．その場で拍子をとり，または拍子なしに歩くこと．前，側面，後方への歩行，小また，または大またに歩くこと．いろいろの歩行法，跳び方，たとえば，歩度変更歩行，跳躍，疾駆跳躍など．竹馬二つでの跳躍，片竹馬での跳躍，後者はあいている竹馬をあげて行なう．

ダッシー（Dassy）1808年，マルセイユに生まれ1888年にピレネ高地のカンテルで死んだ僧院長である．48歳のときに初めて盲人の問題に目を向けた．1856年にダッシーは長い間離れていた故郷の市に帰った．それは長年行なってきた福祉活動に専心するためである．このころはまだ南フランスでは盲人のための運動は一つもなかった．パリ，リーユからナンシイに至る北部全体がすでにバランタン・アユイの啓発によって盲人問題の解決にのりだしていたのに，ボルドーからリヨン，トゥルーズからマルセイユにかけてのフランスの最も繁栄している南部地方では，盲人に対する何の活動もなされていなかった．気の毒な盲児たちが恐るべき貧困と悲惨と悪徳のうちに放任され，仕事の喜びも知らず，道徳的なよりどころも宗教ももたず，ただみじめな生活を送っていることを知った．

かれは直ちに活動を開始した．1858年にマルセイユに1軒の小さな住居を借受けて，教団の尼僧たちの奉仕的な助けを借りつつ，まず盲目の少女を，続いて少年も収容して，教育と修練を与えた．これが先例となりこの事業にたずさわる人びとが続いてでてきた．当局もまた，富裕な市民たちもダッシーを後援した．

ダッシーは南フランスにおけるこの種の学校の創始であると見られるようになった．マルセイユのために多くの貢献をし，盲学校のほかにも多くの慈善的諸学校を設け，あるいは，その存立を固めたこの偉大な僧侶に対して，1892年にその記念が行なわれた．かれは1869年に，マルセイユの一盲人であったフランソワ・マラバル（François Malavale）に関するくわしい伝記を公にしている．

ダンス　ダンスは盲学校では監督下に，男女両性をお互いに慣れさせるすぐれた方法である．その際正しい姿勢と軽い身体の優美な運動を促進し，ちりのない清潔なダンスホールを前提として，一般に健康によい身体の練習である．スコットランド舞踏，ポルカ，エスメラルド，ギャロップ，ポルカ，マズルカ，ワルツ，ラインランドの舞踏のようなさまざまな輪舞の練習は，経験によると，盲人にはたいてい特別な困難はない．すべて，これらのダンスはいろいろの踏みしめ方から誘導され，これに直接結びついている．学校の事情によって，ダンスの練習は体操の時間その他の時間に，性別に，またはいっしょに行なうことがよい．ダンスにおいては，特に監督と賢明な節度を欠いてはならない．

団体制度　盲人保護の目的のための団体制度は，19世紀の終りに全盛に達し，このような目的の団体または組合の数は非常に多い．盲人の幸福のための晴眼者の団体もあるが，普通このような団体の目標は，非常に広く，いろいろな種類の寄付金，病人の費用，原料の補助など，あらゆる方向，あらゆる形式での補助が行なわれる．他の団体は特別の収容所，扶養所，男女の家の維持の目的を追及し，何らかの形で盲人の保護

のための努力がなされている．ある団体は盲人の仕事に特別の価値をおき，一定の区域の盲人が仕事を見つけ，それに支払を受けるような工場を設立し，この団体が生産品の販売を引受け，すべての商売上の危険を背負っている．さらに，盲人用の書籍の調達を任務とし，これを特別の印刷機で作らせ，図書館を設備し，書籍を貸与する団体も少なくない．特別の団体は，盲人訓練の促進を任務としている．これは書籍や地図を印刷するだけでなく，学習材料を作らせることによる．イギリスではいわゆる「訪問会」（Visiting Society）が広く普及し，これによって訪問を受ける盲人の読み書きの教授が行なわれ，その他読むことのできない盲人には朗読者がいる．

最初の盲人保護団体は，1826年，クラインによりウィーンに創立された．いまでは盲学校のほとんどの管理者はこういう団体が，当該学校に関係はなくても協会を設立し，団体活動や会員による金銭調達を盲人たちが十分利用できるようにすることをかれらの義務と考えている．盲人の運命に対しては，一般に絶えず現われてくる同情は他の階級の不幸な者にとってよりも盲人に利益のあるものであり，「貧者中の貧者」にその活動と金銭を使おうとする人びとは常にあるものである．確かに次のことを忘れてはならない．信じられぬほど多くの人道的な団体のある現在において，盲人保護の目的で資金を調達することは以前のようには容易ではない．盲教育の資金も得られない．しかし，他の学校または類似団体との競争に勝てない場合は，自由な立場で活動が発表できる団体の方がよい．この場合，この学校と関連している団体が，全行為の中心となり，これを妨害されずに遂行することができ，これから多くの利益がでてくることであろう．

聴覚　盲人の聴覚が一般に非常にすぐれていることは久しい以前から知られている．こどもの感覚の中で聴覚は，無意識のうちにではあるが，最も早期に必要となってくる．聴覚を通しての最初の感覚的認知は，出生児の第一声をあげるときに起こる．その瞬間から時間の経つに従って，この聴覚という感覚は，晴眼のこどもでも，また盲目のこどもでも，決して中断のない活動を始める．そして器管の生長につれて両者の差異は晴眼のこどもが諸感覚中での主導権を目に移してゆくのに反し，盲児は聴覚にそれを置くようになるという点に現われる．失明が出生後いく分かのときを経てから起こるとか，こどもがすでに多少の目を通じての認知に経験をもつようになった時期に起こるとしても，この点は何ら変ることはない．

盲目のこどもの聴覚は失明の瞬間から絶え間ない，しかも次第に高度化する活動を始め，それによって行なわれる聴覚の自然の訓練は非常なものとなるので，一般に（健康な耳を前提としている）聴覚が異常に発達することは容易に理解できるであろう．それが驚くべき繊細さと，鋭敏さとをもつようになるのもまれでない．ある程度は視覚の代りとなって，それが狭義には手の届く範囲外に存在する周辺の物と，広義には外界との盲人の結びつきを媒介する場合もあり得る．目の見える者が聴覚上の認識として，なおざりにすることがら，それは目が比較にならぬほど正確に迅速に，その認識の手順を満足な仕方ですませてくれるからであるが，そのことがらは，盲人ではこのような二つの感覚の分担ということが行なわれないので盲人には非常に重大で，全身の注意をそれに向けていなければならない．晴眼者は通常大して重要でない音響認識にはほとんど注意を払わず，そのため，かれは多くのことを聞きのがしているといってもよかろう．しかし，盲人にとっては，この点で音を聞くことほど重大なことはない．すべてのささいと思える音響，また，その音や響きのもっているごくわずかな調子の違いは，盲人にとっては十分意味のあるものである．その理由は，これらの消えそうに小さな音の異常が，盲人にその周囲にある人なり，空間なりの運動や状態を伝えることが可能だからであり，また，逆に不注意や聴覚の訓練不足があれば，ただにかれに不利益をもたらすことがらが，周囲に数多くひそんでいるからである．さらにいっそう著しい晴眼者と盲人との間の差異は，次の事実にある．すなわち，前者では目の活動のために，音を聞くことが散漫になっているのに反し，後者では全注意が聴音に集中しており，そのために聴覚認識のこまかい異同を聞きわけるだけでなく，音を分類し認別できるという点である．このことから盲人の聴覚をその性質に従って分類すべきであるということがいわれ，また，盲人は晴眼者とは違った物音を聞くに違いないといわれるのである．ある意味では，これも誤りではない．それは聴覚に多くを頼らなければならない盲人は，事実われわれとは異なった聞き方をするからである．しかし，それは盲人がより正確に物音を聞くということである．かれは自分の耳に達した音または響きをそのこまかい点まで聞き，その音色にひそむこまかいニュアンスを理解し，そして自分の記憶に保たれている典型的な聴覚認識から，この一つ一つの音がどの

くらいはずれているかを聞き分けてこの音源となった事物の差異を知ろうとする．やはり音楽家もこれと同じように音楽家ではない者とは異なった音の聞き方をする．同様のことがどの面でもいえるわけである．盲人の聴覚が晴眼者のそれに対してもつ関係も同じである．

盲人の聴覚の繊細さは特に人間の声のそれに対する働きにおいて著しい．盲人が他の人との交際で，相手の人の声によって，その人に対する評価に影響を受けることが，その専門の分野においてよく知られている．これは当然なことであると思われる．盲人はその生涯を通じて例外なく自分が交際している人の声に，自分とその人の間の唯一の結合の媒介をもっている．盲人は聴覚だけに頼って自分と交際をする人間の姿を独創的に他の目の見える人の説明を聞かないで想定することができる．

したがって，声というものが，かれにとってのすべてである．晴眼者にとっては姿の美しさや顔立ちの美しさが，その心をひきつけ，また，その逆に対して反感を覚えるように，盲人は声の諧調，あるいは不快さが決定的な要素として働いている．晴眼者には誤解や錯覚が幾分存在するが，盲人にもそれは同じで，かれは美しい声によって人の性格に対する誤った結論に導かれる．もちろん，人間の声の調子だけがすべてではなく，話の表現法や盲人に対する態度やその他一般的な挙動が，その人に対する評価を形作るのを助けるわけで，無意識のうちに声におもなる注意をむけ勝ちな盲人に，一つの全体像を与えるものとなる．また，人を判断するに当たって，盲人はごくまれにしか誤ることがない．そこで人間の性格というものは，しっかりした鋭敏な耳にはそれと認別できるような仕方で，その声に陰影を与えていると考えてよいだろう．

ここで以下のようなかなりしばしば見られる観察を引用しよう．盲人はある人の外面的な特徴を非常に正確に，ただその声を聞くだけで思い描くことができる．この点に関して数多くの盲人に関する文献が非常に興味深い報告をしている．また，盲人の生活に聞かれる一連のエピソードは，以上のような主張が疑いもなく正しいことを思わせている．盲人が多数の人びとについて，その人たちの姿勢や挙動また年齢，性を早く，しかも，かなり正確に当てるということは争えない事実である．

しかし，この点で何よりも驚くべきことは，そのすべてが盲人の鋭敏な識別能力に基づいているものであり，かれの聴覚はとぎすまされるばかりではなく，それまでに経験した一連の体験によって，耳に聞いた物音をそれらに照して正確に比較する技術を獲得し，それに慣らされているように思われる．

聴覚は盲人にとって，もう一つ重要な意味をもっている．すなわち，それはかれに遠近感覚の感受機関として働いている．かれの触覚は自分の身体から一定の離れた範囲内でだけ使用でき，しかも，それに許された距離は当然ながら大した距離ではない．この自然的制約によって与えられた範囲を越えるものは，その限りでは盲人には知覚されない．すなわち，それに対する認識は，かれに対して閉ざされているわけで，ある物体の存在について，一般に知るためには，盲人は音響を必要としている．そのためには，音響がいま知覚しようとする物体からでるということは必ずしも必要ではない．その物体以外から発した音でもよい．しかし，その物体によってその音波の反射または散乱が，非常にわずかではあっても耳に知覚し得る程度に生じることが必要である．

発生した音響が反射される仕方に，盲人の耳に許された知覚の世界の全体が横たわっている．そして，かれのいる周囲についてのかれの認識は，主としてこの音の反射の状況に依存している．ある物件がかれからどのくらい離れているか，それが占めている空間の大きさはどれくらいか，あるいはその空間は満たされているか，うつろであるかなど，多くのことがらは反射してきた音波によってかれに認識される．しかし，これは大きな音響や騒音はまったく必要でない．まったく自然の原因によって，たとえば足音，会話の声，物体が平面に落ちて当たる音などによってこの音響が生まれたならば，それは距離や広がりの推定に役立つものとなる．それはだいたいはおよそ意味のない現象で，慣れていない耳にはまったく効果を及ぼさないといってよい．晴眼者がある部屋内の各所で，一つのことばを同じ強さで発音し，その際，音響にどれほどの変化が聞かれるかを観察しようとするか，あるいはかれが音響知覚がその音の発生する場所によってどれほど異なってくるかを観察すれば，盲人の聴覚，知覚が一般に構成されている要素を非常に正確に理解することができるであろう．

盲人の耳に達している音響の音源の距離は，その音がかれの耳に与える相対的な強度によって知られることができる．盲人は絶対的な音強度を非常に正確に理解し，相対的な量にそれを返して，そこから音源の距

離を推定する．

こうした事実を示す一例として，次のようなことがあげられる．盲人はかれに話かけた人に向って，非常に正確に真正面から近よっていったり，あるいは適度の近さまでくると，歩みをやめる．しかも，それはちょうど手を伸ばせばかれに触れるくらいの距離である．もちろん，他のさまざまな事情が盲人に方向を教え，向いあっている人との距離を知らせることはいうまでもないが，この場合主役を演ずるのは常に聴覚である．しかし，周囲に起こることがらはほとんどかれには知られず，周囲の状況を認知することは決して意識的にその技術を学んだことによってではなく，数多くの経験によって可能となる．特にそのような経験として，非常に複雑化した状況を，非常に正確に識別し得た経験が最も基本的なものとなる．このために，盲人がかれのあまりよく知らない室内にあって，すぐ，自分の位置を知ることや，ある音響の音源の方向や距離を正確に知ることは，目の見えるものにとっては，しばしば驚嘆するほどの鋭さで起きることがある．

耳に達している音源の方向を正確に知ることが，正しい聴覚に要求される第1条件であることはだれも疑い得ない．一般的な方向感覚だけでなく，特殊なそれにとっても，このことは非常に重大である．音響現象に方向的変位が生じたとき，その変位が認知される最小限の角度は，訓練を受けた盲人は晴眼者の場合よりもはるかに小さい．

したがって，ごく僅かな音の弱まりも正確に知覚されるわけで，これが耳のもつ重要な機能の一つであるということができる．盲人の聴覚を通しての音響の平常な知覚に起こる障害の大きさは，逆にかれの耳が正常な状態での活動にいかに訓練されているかを示している．盲人はだいたい両方の耳で物音を聞くことに慣れている．そのために，音響の方向は両方の耳で認知されるわけで，これは正常な状態であるとみなされる．もし，この状態に障害が起こると，正しい聴音は妨げられる．簡単な実験でこのことは明らかになる．盲人の片方の耳を綿でふさぐと，正しい方向感覚は大部分失われ，かれは音のやってくる方向を正確に知ることはできない．それは一方の耳だけで物音を聞くことに，かれらは慣れていないからである．たいていの場合，かれは音の方向をふさがれていない方の耳の側に求める，しかも，真の方向は逆の場合であることがほとんどである．

音源の方向や距離を正確に推定することは，盲人が多数の人の中に立っている場合に，自分の所在を正確に知るのに役立つ．音をよく覚えているということのほかに，上に述べた能力は，盲人の周囲に絶え間なく起こる変動の概略を認知させる手段となっているからである．そして，これは晴眼者の場合では目を通じて初めて正確に行なわれる．耳の故障が盲人にとっていかに決定的な打撃であるか，また，もし聴覚が何らかの事情(感冒や，包帯など)で，その正常な働きを幾分でも阻害されたときは，周囲の事象への関係は相当に弱いものとなる．聴覚による認識についての盲人の記憶は非常に正確である．盲人がただ一度ことばをかわしただけの人を，数年を経たのちにその声で識別することも決してまれなことではない．この事情は一方では聴音の鋭敏さによって，他方では人の話を聞く際に盲人が向ける注意力によって，簡単に説明できる．盲人は相手の人の声の響きぐあいや，ことば使いや，表現の中にある特徴的な点を非常に正確に理解し，それに印象づけられる．しばしば意味のないような，晴眼者の耳にはきわ立っては聞えないような特徴点が，盲人にとっては経験上最も重要なものと考えられており，これをかれはほとんど誤ることのない識別点とて記憶にとどめ，事態に応じて直ちに思出して役に立てるわけである．盲人が幾つかの聴覚を通して知り得る特徴的なことがらを，人びとの中に認めるということ，たとえば，人の歩行や，扉の開閉，あるいはため息などをすぐに正確に知るというこのことに基づいている．

盲人が声の表現に含まれているこまかい陰影を一つ一つ聞き分け，それを評価するという事実は次のことによって説明がつくように思われる．すなわち，自分が比較的よく知っている人の声の調子に変化があると，それから，その人の心の状態についての正確な結論を引きだす事実がある．口，特に口唇の位置が音調に変化を与えることはよく知られている．晴眼者にあっては，盲人の場合よりも気持が顔色に現われることがもちろん多いわけで，快，不快の生理的な表現では，口がまさに主導的な役割を果たしている．口の形を変えれば，声の響きもそれに従って変化を受ける．口を広く広げて笑ったり，ほほえんだりしているときの音調が，つぼめて突きだした口の形で作られるそれとは違っているのは当然である．

人の心の動きが，盲人のように聴覚の鋭敏な人たちにしかそれとわからないほどに僅かでも，特徴的な色あいの声を添えるものとすれば，盲人が声の音調から，心の状態を示すかなり多くの特徴を聞き分ける事実は

理解できる．

しかし，好意，友情，満足，怒り，嘲笑，侮蔑，軽視などの感情が多少とも明らかに顔の表情に現われるように，これらはその声にも現われ，声に現われてしまえば，盲人に対してもはやその感情をかくすわけにはいかず，盲人は相手の心の状態を直ちに知るのである．人の性格的な特徴も，また，その気質というものも声に現われる．それは普通われわれが感じている以上に明らかに現われている．したがって，声の美しさや不快さのほかに，盲人がある相手に対して親しみを感じるか，反感を覚えるかが問題となってくる．盲人が人の性格を正しく理解する能力をもっていることは，上に述べた通りである．それで，たとえ盲人は自分が話をしている相手の人の顔を見ることはできないまでも，かれはその人にとって決して見知らぬ人間として向かいあっているのではない．

物静かな話し方が盲人の気持にいかに幸いな働きかけをするか，また，かれにとって大声で呼びかけられたり，ばたばたと走ってこられること，つまり，およそ粗野な出あいが不快であることは周知の通りである．盲人はかれをしかる者の顔の暗い表情を見ることができない．けれども声にでている激怒を感じ，自分のした行為によって起こった不都合をしかっている脅かすような調子を声の中に聞くのである．相手の人の話し方の中にあるこうした調子を盲人は非常に恐れる．それは，ちょうど晴眼者がきつい目差しを向けられたと同じような衝撃を受ける．したがって，盲人は声の調子が顔の表情と違っているような冗談をほとんど理解しない．晴眼者はしかる声を聞きながらも相手の顔色を読んで，それがあまり厳しいものでないことを理解するが，盲人はそのことばの口調を聞くだけであり，また，それだけが手がかりであって，相手の視線に読み取られるはずのやわらいだ調子は知覚できないのである．がみがみした調子は，場合によっては晴眼者にこっけいなものを含んでいることもあろうが，盲人にはだいたい不快な働きをするだけである．声の調子と顔の表情，すなわち，真意との間に矛盾があるとき，盲人は誤った結論に導かれやすく，そのためにかれを多少とも気持悪くさせることがある．

聴覚の訓練　多くの場合，盲人が特によく発達し，実生活の中で訓練された聴覚を備えていることは，経験が教えていることで，盲人の方向感覚にきわめて重要な器官の育成に特別な注意を向け，それを系統的に訓練することは適切であるだけではなく，不可欠なことである．これは計画的な訓練によって行なわれ，盲学校では聴覚訓練として行なっている．この訓練は盲児童が準備級，特に初年級に入ると同時に始め，その手始めとしてこどもの関心を外界に向け，それを次第に向上させ，観察を始めるように指導することである．こどもは自分と会話をする人の声を知り，動物の声を聞き分ける．動物の声は声色まねの遊びなどで覚えていく．さまざまの鳴き声は，実際にそれを聞く機会に教えられ，そのときこどもは，それぞれの特徴的な騒音や響きなどを，それを発する原因に結びつけることを知っていく．また，ある物体を落としたり，たたいたりするとき，そのさまざまな性情の物質が発する特徴的な響きを聞いて，その物体が何であるかを推定することも教えられる．訓練が進むにつれて，こどもは床に落ちた物体を探して拾いあげることができるようになるので，まず床に落とした場合，その場所からころがらずに止るような物体を選ぶことがたいせつである．いろいろな大きさの木板，同じ大きさで材質の違う金属板などを，まず1個，次いで同時に数個投げる．後者の場合，こどもは投げられた物体の数をあげなければならない．この訓練が適当に上達すれば，次に球状の物体，たとえば木球や金属球，鈴球を選ぶようにする．こどもにとっての困難は，かれの注意がその落下する物体が作りだす瞬時の音響に対してだけに向けられるのではなく，その物体の最終の静止点を知るために，聴覚認識によって物体のころがっていく方向を確かめることである．この面でいろいろの性質の球戯は盲人に多くの刺激的な聴覚形成的なものを提供することになる．音響発生物の距離の推定のために盲人の助けとなる訓練が次に行なわれる．その際，練習が①4面の閉ざされた部屋，②円状の広間，③広がった戸外で行なわれるような仕方で集中的にするのがよい．音源となるのは，一定の音程をもつ人の声である．この練習の最初は，まず，こどもが部屋の中央に立ち，それに向きあった壁のところにかれに呼びかける人が立つことから始まる．生徒は音声の発生している方向を知れば，自分の推定が正しいかどうかについての指図を受けつつ音源に向って近づいていく．音源と聴音者との隔りは次第に広げられることが必要である．この練習には幾つかの変型が考えられる．たとえば，音源が移動し聴覚者はそれがどこに止まったかを指摘するようにする．あるいは，盲人に静止した音源に向かって歩ませ，その際に歩数を数えさせて，実際に歩いていかなくとも歩数での距離を聴音だけで算定できるように訓

練する．同時に数個の方向から，幾つかの方向角で到来する音響知覚を確実に聴別することに盲人の耳を慣らすためには，以下のような訓練が行なわれる．聴音者は部屋の中央に立つ．かれに声をかける 3，4 人の人は壁面あるいは片隅に立つ．そして同時に声をかけて，各音声の方向と発声者の数とを盲人に答えさせる．さらに高度な聴覚は，音の散乱，すなわち，音の反射を数えられることを目標とする．経験の教えるところに従うと，大きさの異なる部屋での音声，物体が立て混んでいる部屋と，がらんどうの部屋での音声とでは全然違って聞える．盲人をこの特徴的な音響現象（方向決定の確実度に大きく影響を及ぼすものである）にも慣れさせるには，以上の訓練は最初に盲人がよく知っている部屋で，次に全く未知の部屋で集中的に行なうことが有効である．それによって盲人は，音響の響き具合を比較するようになり，また，こうした比較を部屋の状況の決定に利用できるようになる．さらに進んだ盲人は，移動している物体から生じる音響効果を観察し，それから音源の距離を知る指導を受ける．早い速度で走り遠ざかる車が作りだす音が，ゆっくりと動いたり，重い荷重を乗せて進んでいる車からでる音とまったく違っていることはよく知られている．この種の方面での聴覚訓練は，たとえば次のようになる．①堅い床の上を歩いている人の足音を聞き，その進行方向と移動距離とを観察させる．②同じ練習を足音の低い場合でやってみる．すなわち，柔い床をもった練習場，たとえば，敷物やのこくずを敷いた部屋で行なう．そしてこの練習を初めはよく知っている部屋で，次に未知の部屋でそれから戸外で行なう．さらに進んだ指導としては，聴音知覚に頼りつつ，盲人に向って歩いて行く人に衝突しないように通り過ぎる訓練がある．

さらに盲人の音楽的音感覚の訓練を目的とするものがある．盲学校で，非常によい音楽的聴覚に恵まれたこどもたちのほかに，この方面の聴覚がほとんど発達していないようなこどもを見いだす経験をわれわれはしばしばもっている．これは，特に新入生に多く見られる．かれらはそれまでの生活をまったく非音楽的に過ごしてきたためである．このような盲人も学校に長くいて，他の生徒の音楽的に系統立った聴音訓練に参加しているうちに，たいていの場合，かれらの音楽的聴覚は根本的に改善される事実が現われる．これは，音楽が盲人に対して倫理的および美的関係においてもっている大きな意義とともに軽視できない事実である．もちろん，正常な音楽的才能を有する盲人も，この聴覚訓練に加えなければならない．それはこれによって音楽の理解能力が根底的に育成されるからである．

彫刻　盲人の彫塑についての象徴的な表現に関しては，地下墓地の古代キリスト教の石棺へわれわれを案内してくれる．この地下墓地においては，1人あるいは2人の盲人の目が治癒し，開眼するさまが，その石棺の彫塑的装飾としてしばしば使用されている．しかし，この表現によって強調されているものは，歴史的要因ではなく，象徴的要因なのである．それは罪に落ちることによって盲目となった人類に，神の子が人間になることによって，ふたたび救済の光をもたらすことを示している．1人の盲人が表現されているならば，それは生まれながらの盲目の人（新約聖書，ヨハネ伝による福音書，第9章，以下）なのである．かれはキリストよりは小柄であり，手には1本のつえを携えている．キリストは，かれの両眼に手を触れる．盲人は立ったままの姿勢で，ときにはひざまずいている姿勢で描かれている．聖アグネスの地下墓地の石棺に描かれているように，その盲人と並んでもう1人のおとなの男が見出されるなら，それはバルテマイの父テマイである（新約聖書，マルコ伝による福音書 第10章46節以下）．

かれは，悲しみのしるしとして，ユダヤの慣習に従いマントを身につけていない．マタイによる福音書第9章30節以下，第20章30節以下の物語は，いまあげたのと同様に，すでに古代キリスト教の石棺の上に同じやり方で，彫塑的に表現されているのである，ライン地方ナッサウ領内のある小さい村の祭壇の戸棚の中で発見された十字架を背負った彫刻がある．これは，キリストが刑場へ連れられてゆくところであるキリストと共に2人の盗賊も連れられて行っているが，かれらは眼帯で目かくしされている．この両人は罪人として特色づけられているに違いないと考えてよい．ルカによる福音書第23章，第4章によると，キリストは純粋な者，汚れない罪ない者として，死刑に処せられるのである．さらに，ヤコブ・ギノッティの盲目のニーディアの 名があげられる（ローマ）．かの女は，左手に小さい花かごをもち，右手でもって注意深く自らの前を手探りしながらの姿勢で表現されている．ニーディアはまことにやわらかい，貴品高い顔かたちををもっているのであるが，これに反して，聖グリラの「文字を読む 盲人」（フローレンス）においては，堅い，角ばった形が，あまりにも人の目に立ち過ぎるのである．この女性の 盲人は，ここでは 左手に1冊の 書物を持

ち，右手で触れ探りながら，かの女は文字を判読しようとしているのである．彫刻家は，厳正な真理探求の努力に対して，芸術的な高貴な美しさをたたえるのである．最近では，ウィーンのアカデミーにおいて，ニーディアの理想的な像が彫刻家 R. ヤキーの手によって作られた．この彫像は手に1本のつえを持って，手探りしながら道を歩いているものである．彫塑的な，盲人の表現というものは，盲人たちが絵画においてその表現の対象であることよりは，彫刻のそれははるかに数は少ない．

跳躍運動　盲人の実生活においては，跳躍はごくまれであるが，跳躍練習は体力の発達，熟練と勇気の展開にとっては，これが盲人体操の際にあれやこれやの方法でしばしば用いられる程度に重要である．ゲーテッケ（Gaedecke）はオイラー（C. Euler）の全体操百科全書の盲学校の条において，また，ピッヒラー（Pichler）の「寡婦と息子」で軍隊で用いている長さ約3メートル，幅2メートル，深さ1メートル2分の1の砂地を推薦している．これは体操場でその前にある反跳上昇器のそばになければならない．このような設備は疑いもなく，飛び下りにも幅飛びにもよく用いられるが，体操場では競技の妨害になる．特に歩行，走行の際には邪魔になる．そのため，ここでは他の方法でする必要がある．盲人体操では常に立っているところから，歩行の位置から，ことに高飛びには普通の木馬があり，これは生徒たちが持つひもにより代用される．また，よく知られている小さい跳び箱は下級においては大変役立つものである．跳躍中で最も有益なものである飛び下りはいろいろの道具，ことに平均台，はしごなどによって行なわれ，はしごによっては懸垂状態ならびに低いまたは高いはしご段の位置から行なわれる．上級においては，そのほかに高い跳躍棒を持ってする跳躍が推薦されるが，下級および中級では輪飛びを行なうべきで，腕や足を強くするほかに抵抗力を増進し，完全な運動に慣れるという利益がある．

輪飛びには直径60センチメートルないし90センチメートルの普通のまるく曲げあわしてある輪が必要である．飛び輪をもってするおもな運動は前へ通ること，最初は両足の下，次は頭の上を越えて，最後には後方へ通ることで，両運動はその場所において，また，その場所から離れて行なわれる．

道具なしの跳躍運動については上級は2段飛び，3段飛びが最もよい運動である．前者では左へ1度飛んだのち，続いて2回飛ぶ．すなわち最初は右で，次は両足による．3段飛びでは最初に右へ飛んでのち，左，右，次に両足で飛ぶ．

直観教育　次の議論の立場においては，盲人には視力ある人のもたない精神能力があるわけでもなく，盲人の知的能力が少ないわけでもないことを，まず明白にしておく．ただ，盲人は目の見える人なら例外的にしか使用する必要のない感覚能力の予備をある程度使用する．この潜在的能力に自由な活動を与え，その諸能力に統一点を与えるのが盲人教育の任務である．一つの能力は，それがある1点に向うことができ，または抵抗に出あうときに初めて現われる．正常状態にある盲人は，残存している感覚により，正確な表象に到達するとの前提から，以上のことは明らかである．著名な生理・心理学者の研究の結果も，日常経験も，この仮定の正しいことを証している．盲人被験者は触覚能力の決定や空間表象形成の判断に好んで用いられる．それは，視力ある者においては該表象は視覚印象から解放できぬからである．直観教育において，盲人にできる限り多くの正確な表象を媒介し，わけて低学年には，その大きさと形の上から，できるだけ完全にこの目的にかなうような直観的事物を選ぶのは当然である．

視力ある人の教育に有利なものはすべて盲学校では比較にならないほど，また，いっそう広く特別な関係で有効である．現在この教育法の盲人教育に対する意義は，有識者によって認められている．ただ，十分な数量の同目的な教育用具の製作と供給との困難に苦しんでいる．最近，現われた新手の熟練教育はこの欠陥を幾分除去するのに適している．直観教育と多様教育，触覚と言語練習，感覚訓練などと呼ばれている．これらの名称は教育法の外面からいい表わしたもので，直観法の名は内面の心意的要素を示している．直観の語，すなわち，いろいろな知覚の統一ということを当然盲人の心意過程にも適用させるようにみえる事実は，論理的寄せ合わせをもってこの教育法に相当する他の名称にも及ぶのである．多様教育の名称には無計画を思わせるものがあるが，この教育法は実際，その内的性質あるいは外的関係上直観教育に属しない教育法の厳密な限界に寄与していない．そこで，一方，あやまって手指運動，手の熟練訓練などを多様教育の中に含めるとともに，他方技術学，聴覚訓練，感覚訓練などを分岐させている．直観教育は本来直観の媒介のほか，言語育成，感覚訓練を含んでいる．いずれにしても，どれほど妥当するかは，直観対象の性質による．しかし，材料選択には感覚，聴覚の練習を適宜顧慮しなければな

らない．手指運動，手の熟練教育などの特殊目的に応じて，多様教育ないし直観教育とに分けて取扱わなければならない．同じくいわゆる多様を直観，博物学，理科などの教育法において厳密に区別するのが好ましい．

感覚器官の陶冶に対する直観教育の影響は，盲人においては主として触覚と聴覚とに限られている．心意の陶冶が直観の数と確実とによるように，直観は感覚器官の完全な度合いによって影響される．感覚なくては，一般に陶冶は不可能である．十分な感覚活動も教育なくして不合法を生ずる．触覚は空間表象の構成に当たり，相当の洗練とともに熟練度の向上が可能であるから，盲人にとっては，触覚訓練はそれだけ意義がある．陶冶された触覚は大きさと距離の迅速な測定評価に重要な働きをするとともに，盲人にその触知する手に触れるすべての対象を理性的な視点から判断することになる．直観教育のほかに手指運動と塑造教育が手の触知運動を促進する．聴覚が触覚と適宜に結合し関係して，それの補足拡大をなすだけに，聴覚の練習はたいせつで，ことに音源（木材，鉄，銀など）の距離測定，物質的性質の覚知，自然認識（雷鳴，夜鳴きうぐいすの声，ひばりのさえずり，滝の音など）の増大に重要である．ほとんどまったく聴覚により時間諸形式が可能となるが，それらの形式は音響の世界においては，そのリズム拍子となって直接に表現され，幾分は時間直線を表示する．音楽の理解は人間の情緒の解釈者となり，したがって，心情陶冶の重要素とみなければならない．一定の音色が色彩表象，ときには，それと結合している情緒を喚起することを認めるなら，音楽聴取の練習はさらに盲人にとってたいせつである．

直観教育の焦点は，それが盲人の精神生活に与える好ましい影響である．感覚，知覚，直観が精神の最下発達層として，全精神生活の上層建築，外部建築の出口および基礎となる直観は，それに対応する表象，構成的概念，絶えず活動する想像に至大の影響を与える．抽象概念といえども具体的直観に基づく想像力は任意に直観要素を形態的形象に構成するから，その活動の活発さと強さとは，作り出された形像の鋭さとともに直観の明瞭度によって規定される．不十分な，また，誤った直観はややもすると想像力を阻害し，あるいは誤った，また欠陥の多い道へと導くことになる．こどもの直観は快感，不快感を作り出す，それで感情生活と密接に関係している．感情生活は直観と表象との上に次第に築かれる．表象のあいまいで乱れていると，それだけ感情もあいまいであり，表象が明瞭であるだけ感情も明らかになる．神秘家や狂信者の病的感情生活が喚起する表象は不明瞭で混乱している．すべて思惟操作，抽象作用，反省作用，概念構成，分析と総合，区別と結合は，まず直観において学ばれ，のちに他の心意的形成物に類比して転用する．ラツァルスもいっている．「直観性に思惟の明瞭は概念の最高領域に至るまで依存している」と．この心理の根本法則は当然，盲人も従っている．もし盲人がただ自身にしか頼るものがなかったら，考え得る限り最大の困難のもとに使用し得る表象しか得られないから，盲人にとって，まず第1に，この全精神的発展に対する決定的な欠陥をできるだけ補う問題が起きる．盲人が晴眼者から遠ざかっている状態を要約していうと，目の見える者は見ることがあまりに多く，考えることがあまりに少ない．盲人は見ることがあまりに少なく，考えることがあまりに多いといえるだろう．あるいは，目の見えるこどもはその注意を一定対象の上に，めったに十分の時間，また，十分な意志をもって向けることをしない．ところが盲人の思惟過程は乏しく，しかも欠陥が多い表象をとりまき，それからそれが標準も目標もなく利用される．目の見える者と見えぬ者との間の直観獲得の相違は，個々の直観の現われる形相面を比較すると最もよくわかる．目の見える人の心意は周囲の大きな不明瞭な直観を形成する．さて，個々の直観によって個々の点があいまいな背景から取りだされるので，全形象は光点がそのうえに現われる程度により，また，それが強い程度に応じて明瞭となる．盲人にあってはかれの周囲の全体的形象が欠けているので，個々の表象からこれを補わねばならない．たとえ，直観作用が個々の対象に結びつくだけでも，いわゆる形象群は個々形態を全体の部分と見るように働き，個々形象はいわば面を現わし，そのうえに個物が自然に従って，一つの生活共同体に統一される．それゆえ，目の見える児童の学校では，直観教育はかれらを意識的な思惟的な視覚作用に導かんとし，盲学校にあっては直観教育の最重要な課題は，より新らしく，より明瞭にして，より価値のある直観を計画的に導くことにあり，全体的な精神生活のために強固な根底を作ることにある．もし盲児童に使用のできる直観をできるだけ多く与えるなら，すなわちかれのためゆたかな，すこやかな精神生活を開いてやることになる．盲人の教育には直観教育と直観原理とが行なわれる範囲，種類，方法はかれらの教育の価値を決定する．

直観教育の十分な評価には，また，それが言語陶冶に及ぼす影響と内面的関係を見るとよい．初め心はその中に入りこんでくる感覚印象に受動的に対立する．すなわち，心はある程度印象のうずの中に引込まれ，しばらくして運動，態度，身振り，音響，声音，言語などによりこれらのものの歴代から解放される．こどもが一つの語を呼び起こすと，すぐ，その事物の直観は声音の直観と直接結合する．かくて両者は互いに再生し合うことができる．この場合，こどもが自分で直観に対しその語を作ったか，あるいは直観に対して与えられ，直接これと結合された語の模倣によって引起こされたかは重要ではない，その後，その語は表象に対し不動の点を示すものであるが，表象は任意に補足，拡大，修正することができる．その語によりわれわれはいろいろな直観対象の同様な表象を一つの表象に結合し，あるいは直観をこの要素に分解することができる．表象として感覚を通してわれわれの精神生活内に入り込み，ここに一つの精神的内面世界となる外部世界は，以後，ただ語を通してふたたび現われ得る．表象と語とは心と身とのように近い関係にある．直観，表象，語は自然的な全体を形成し，それを分離すると個々の構成要素の能力を抑止する．この両点に教育はその力を打ち立つべきである．ろう啞教育において表象に語を与えるため比較的大きな時間と精力を消費することを認めるのはきわめて当然である．補足すべき欠陥は盲人においても同様に大きく重大である．それでわれわれには，それの補足には同じ時間と注意を払わなければならない．目の見えるこどもが教室に感覚的内容を欠く相当の語彙をもってくるであろうが，この時期の盲児の現有の直観はゼロと見るべきである．それゆえ盲人たちの間にあっては，一方，明らかな精神的制限に，他方，無意義な話し方に比較的しばしば出合うとしても不思議ではない．活発なこどもの精神はかたよった食物の乏しいのに苦しむか，多量の不消化な食物のため無価値な幻像を作る傾向を作るか，しなくてはならないか，結局，精神は言語において受容される．思想の豊富をもはや楽しむことなく，空虚の響きが主要なことがらとなり，それが美しく見えれば見えるほど，かれはことばにことばをつらねて，諧調と韻律とにより自己をも他人をもあざむき，空虚をごまかそうとする．

直観教育は盲児の現在の語彙をその表象内容に関し確実にためし，ただ，新しい直観を基礎として，これを豊富にするが，それは次第に寒暖計となって，それにより生徒は真の教養価値を採取し，うわべの能力と比較することができる．この教育は，それの意義を認め，実物に応じてこれを行なうなら，真理への道をたどり，真理に到達し得る．初歩級の読み物は主観教育に効果があり，これはこどもの言語発達に確かな基礎となるものである．

教育が各人の才幹と道徳的価値に対し決定的であるように，それは盲人にとっては，なお意義深い．直観教育は常に盲人の修得能力の向上に対し強力な要素となる．しかし，うわべの知でなく，事実的知だけが人生において正しいことが証明されるからである．盲人をかれら自らが作りだした，また，あまり緊張した観念をもって，かれがその日常状態を知らず，かれの生活に対するその意義を低く評価するような世界に，あえて突きもどすことをしたくないなら，かれをとり囲み将来とかくかれに近づいてくると思われるものを，学校でよく知らせ親しませるべきである．盲人にあっては多くのことを聞き知っていることでなく，聞き知っていることを体得しているかどうか，また，鋭い観察力をもって実際生活に入るかどうかが問題である．また，音楽または科学に向う盲人にとって，基礎的準用である．直観教育，特に群集形象の観察は盲人にとっ備が特別に重て高い倫理的価値をもっている．ここに1歩1歩自然の交互作用がかれを迎える．かれは一つの存在はいかにその環境に依存し，それから全体に与えるかを知る．この知覚から自身の自我もまた環境から孤立させてしまう．また，環境に依存し，それは人間社会に権利も，また，義務も有するとの認識に導かれる．盲人は外見上最無意義な最不完全なものも，全体の中にその一定の位置を満たす義務のあること，かれ自身の存在さえ余計なものでないことを学び知る．この意識が一方，かれを失望落胆から保護し，そのいっさい能力の開発を激励し，他方，高慢，自己評価を防ぐことになる．盲人教育の真の諸努力は，協力して盲人を空虚にして，人生に役に立たぬことばの英雄でなく，有用な人間に養成し，仮象の世界からかれらを存在の世界に導き，かれらがその職（手仕事など）を果たすだけでなく，人生の諸現象，すべての善，真，高貴に対する感覚と理解とをもつ人間を作りだすべきである．以上述べたところから，盲学校では直観の原理は被教育者の価値を決定する．

盲人における直観形象の乏しいこと，その把握の比較的遅いことは（直観形象の修得は盲人にあっては長い練習を要する），直観原理の 持久的な 確実な継続をたびたび心の中断によって阻害することなしには，盲

人教育における直観原理の徹底的実行を許さない．また，他の教育法では取扱われない多数の対象の学識が常になされる．それゆえに直観教育はまったく別個の教育法（陶冶）とするようにしなければならない．盲人予備学校（幼児教育）には，直観による媒介に関し，広範囲で責任の重い課題がある．盲学校にとっては，直観教育はすべての教育法中最も本質的な成分をなしている．それは，一つの綱のようで，その綱は糸を他の教育対象に結びつけ，それらもまた，直観的に進めるように努めなければならない．その根本原理は次のようである．直観教育はきわめて多様な領域から盲人にとって知る価値のあるもの，すべてを取扱うことであるが，他の教育対象で取扱わないような対象を選ぶべきである．直観教育は，かくて博物教育，地理教育の準備段階ではない．それにかかわらず，修得すべき材料がいかにその範囲が広いか，また，いかに多くの対象がその相互の関係にあるか．それらを十分とらえるために，こどもに理解を要求するかを考えるならば，全体の授業において直観教育に十分の時間数を割当てなければならない．

教育上の取扱いは最もその目的にかなうためには，心理学の法則に基づく直観教育過程に従わなければならない．心意過程は，まず，一般的な無視定的な直観が成立し，それが部分直観により次第に完全に明瞭にして持続的にするようになる．下級では，それゆえに分析的な教育的取扱いが前景に現われなければならない．（この教育法はいわゆる総合的および分析的触覚と混同してはならない．これは相互に補足しあって初めて空間表象を媒介することができる）．この段階においては，こどもはすぐ一般直観を与えられ，その周辺に個々の新しく現われてくる知覚が，光点のように形象をいよいよ明瞭に，また，規定的にするよう，直観事物は適当な大きさのものであることが必要である．次いで次第に総合的教育法が入ってきて，生徒を個々の部分から全体の形象を，個々の対象から一つの群像を構成させる．初めは対象は自然のままでも，ひな形でも自然大で直観させることができるが，のちにはこどもは修得した形象を任意に拡大し，または縮小することができる．拡大または縮小した模型は半浮彫りや像とあいまって，のちには実際的利用を見出すことができる．直観教育を学級教育に形成することに，当然，努力すべきである．重点は小さい説明，たとえ話，詩の添加などにおくべきである．詩の中にこの事物が活動しつつ，また，ときによっては語りつつ現われてきて，いろいろな役割が個々のこどもに有効に割当てられるようであれば，このような詩は特別教育価値がある．また，善良な言語を教えることを目的とし，直観の基礎の上に文法の簡単な根底をとらえるには，これほど適当の教育材料はない．手指熟練教育と塑形教育とを直観教育に密接に関係させることが得策である．しかし，修得した直観は，そこに統制され修正されて，失うべからざる財産となり得るからである．

材料選択は個々の事物について，以上に述べた原理に従わなければならない．それはこどもの発達過程と表象能力とに応じて限界し，一定教育過程により十分整理すべきである．整理は一般に次の観点によって規制すべきである．自然大をもってより小さい対象を，のちにより大なるものを，自然的集合，縮小した尺度で，時宜により拡大した尺度で，対象を部分表象から表象の構成を，集合形像，半浮彫りと形像とを対象に直接関係して，同上を間接に関係して，しかし，既知の対象を未知の対象の形像によって表象を媒介する．

盲人の直観教育の歴史は盲学校創設とともに始まる．この教育法の評価は，時日の経過とともに動揺し，いっそう組織的に計画的に進めるに至った．

地理学　地理学の授業の価値を一般的に論ずるのがここでの課題ではない．なぜなら，地理学はすでにどこの学校でも，最高学府においても採入れており，熱心に教育されているからである．

まず，第１の問題は生まれながらの盲人にとっては色彩と同様，疎遠であるはずの形態と空間概念に基づいているので，ごく不十分な仕方でしか理解されない．地理学という知識領域の初歩に盲人を教導することは果たして可能であり有用であり，また，必要であるか否かということである．まだ盲人用地図というものがなく，くぎとひもと線とで作られた地図板があるだけであったころ，すでに地理教育は盲学校の授業計画の中に入っていたという事情は，盲教育者がこの問題に肯定的であったことを示すものである．もし盲人が完全に社会の一員として，また，国家に対しては市民として尽さなければならないとすれば，かれは自分が動き回る狭い世界を正しく認知しているだけでなく，自分の祖国とその政治的組織を知り，それを愛するのでなければならない．しかも，地理学は，その物質的な価値を除外して考えても，一般の人間教育に重要な手段となるものである．創造主の力と知恵と善の雄大な比類のない啓示は，創造それ自身であって，後世の者がそれについて語ったことや，賛美した歌ではない．この

すばらしい本が盲人に対して封印されてよいであろうか．盲人教師や盲人援助者はだれもそのことを望むはずはない．地理学や天文学を盲学校に採入れるか否かの問題に対しては無条件で肯定しなければならない．

では地理学，特に故郷についての勉強は，いつ始めたらよいであろうか．これは生徒がその新しい故郷，すなわち，盲学校に入学した日から始めなければならない．入学がたとえ幾歳で行なわれてもそうである．というのは，生徒たちは，まず実質的な教育目的が，また指導が第1の問題であるからである．盲人は盲学校内とその周囲の地理を覚えなければならないが，これはすでにりっぱな身の回りの地理学といえる．

この部門での有効な教育の根本的な基本条件は，簡単な縮尺で作られた盲学校とその周囲の実型図があることである．この地図上で校舎はその実形で現わされ生徒が少なくとも平面距離の実際と地図上とを計測し比較することができるようになっていなければならない．生徒たちに地図の尺度を理解させるためには，平面図をいくつかの縮尺で作り，次第に大きな地域を示すようにするのが望ましい．地図の作成に当たっては，すべての形をできるだけ自然に再現しなければならない．それで，流れや小川はくぼますべきで，普通の地形図にあるように凸面にして示すべきではない．縮尺の度合が高くなれば，学校の周囲を構成している各風景像の模型は不明確となってくる．このようなときにだけ慣用の記号，たとえば小川を浮きだした線で記載するなどの方法に頼るのである．このような授業の進行のうちに生徒たちはよく観察して自然物を模型にしたり，あるいは模型を絵に書いたりして地図を理解するように導かれるのである．この地図の授業の個々についてくわしく立入ることは意味がない．なぜなら，それは指導の行届いた普通学校で行なわれている初級の地理授業と根本的には変らないからである．学校の周囲が物理的あるいは政治的な関係から多少の変化をみせるならば，多少とも地理的な要件が変化したときにはこの基本的なコースが，より広いあるいはより狭い地域について敷延され，それに要する時間にも大小の変化が起こる．主要なことは次のようなことである．正しい地理的な概念と形象の基本が自然に即した方法で，観察や手ざわりによって形成され，さらに高度の地理教育に対して素地となることである．しかし，どの盲学校でも人工的な実物教材の助けなしではできないことである．ある学校がドイツの多くの盲学校がそうであるように広い平地に立っていて，さらに大きな都市の中にあるものと考える．そうすれば，そこでいかにして生徒たちは自然に即した方法で，丘とか山とか峰とか絶壁，谷間，大川，岸，河口，海，湖，島，半島などの概念を観察によって知ることができるだろうか．もし理想的なあるいはできるならば写実的な浮出し地形図があって，他のいろいろな地方の地理的形態を示しているのでなかったなら，都市の生徒にとって果たしてそれが可能であろうか．

概念がなくて，しかもよく使用される術語，すなわち暗記してしまった定義は満足な印象を与えるはずもないし，したがって，われわれはこの種の一般的な実物教材を作る必要がある．あるいは教師は授業のために，少なくとも授業の間だけでもこの種の地理学的物体の模型を作ることが必要となる．学校の周囲が必要なだけの地理的形態に富んでいる場所では，その自然の環境を利用し，特別の地形図などを作って理解に供するのが適当である．なぜなら，晴眼者でさえ自然と平面地図との間の仲介物を，地図の理解のために必要としているので，盲人はなおさらのことで，いまでは各所に国中の浮出し地図が作られている．

このようにして，地理教育の礎石が居住地付近や県についての研究や，その物理的特質についての研究によって築かれれば，こんどはさらに先に進む前に，まず地球を一つの全体として考える時期となる．この段階での実例教材として凸刻地球儀がどうしても必要である．この地球儀には主要な分割線，すなわち，赤道，回帰線，極圏線と，幾本かの子午線が記入されている．

ライマー（Reimer）の凸刻地球儀は勉強の進んだ者にとって非常に役に立っている．初心者用としては，小さめの地球儀がよく，こどもが片手で半球をおおうことができるほどの大きさがよい．このような教材を使えば，生徒は大した苦労をすることなく，地球の形態とその表面を構成している海洋と大陸の位地および広さについて，また，自分の国がこの偉大な有機体の中で占めている位置についての正しい理解をすることができる．これを終えて，初めて自分の国についての詳しい研究の見通しをもっていくようになるのである．晴眼者の場合では当然ことがらが幾分異なる．住居付近の地理学をさらに広げ，2年か3年のときに個々の分析的な問題のコースへと入っていくことは，普通の小学校では適当なことであるに相違ない．その理由は，一面には晴眼者の目に対して開かれている直接的な観察の範囲は，盲人の認知能力が達する領域よりもずっと広く，他面，晴眼者はコペルニクスに至るまでの全

人間を迷わせた視覚的錯覚の影響のもとに立っているので，全体としての地球に関する教示は，だいぶ時が経ってから初めて可能となり，一方，盲人は丘や山のある大地を球として理解し，太陽の見かけの運動は錯覚であると知るのが比較的容易であることによる．盲人にあっては座ろうと思えば座れる本当の相というものがあるのである．

住んでいる国や他の国や大陸などに関する勉強は，いまでは十分に用意されている各個の地図を利用して物理的な形成，すなわち，輪郭（海岸線），山岳誌，海洋誌などに主要な関心を向けるべきである．そして，盲人ができるだけ正確な地表の陸地形態に関する概念を得るように努めなければならない．地表の水域と，人間の居住とがこの陸地形態と因果の関係に立っているのである．ときに地殻や海洋，河川，海岸線などの発生の歴史に簡単に触れたら，勉強の進んだ知的な盲人に非常に興味を抱かせるものである．かれらが低地平野が，かつての海底であるとか，陸地に切込んだ湾の底と知り，また，アルプスとユラ山脈との間の高原が，かつての海峡であり，わが国のいくつにも流れ曲った川流が，いくつもの源泉をもった谷の集合であると知れば，かれらが，ドナウの上流とライン上流やアーレとローヌの源流との間にどんな関係があり，フィヨルドや島の源は何であったのかと自問するようになれば，地図はかれらにとって全然新しい別の意味をもってくるのである．そして多くの場合，物理的な地図は歴史地図との変わり，生徒たちにわれわれの地球は一つの不変の法則に従って発展していく有機体であって，ただの死体ではない，という意識を与える．

地理の物理的な要素は特に強調されてよい．その理由の第1は，物理的な性質が国土の本質的なもの，特質的なもの，恒常的なものだからであり，第2には多くの盲学校でやむなくされている倹約の見地から，今日でもまだ学校からでるたびに，どの盲人にも地図を与えて，それによりかれがあらかじめもっていた観念を改め確めて記憶させるようにはできないからであり，また，活気のある討論や講義によって政治地理の領域の知識が新鮮にされ，補足されている間に他のいっさいの地理的概念がしっかりと保たれるための骨子が消えて，全体の統一的な知識が混乱してしまうからである．

以上のように基本事項は同じ程度で諸外国や他の大陸の勉強にも妥当であることは自明であるが，それは当然盲学校ではひかえめに行なわれ，地図上で提供される材料にだけ制約されるのは止むを得ない．いわゆる数理地理学や天地学も盲学校の教授計画に組入れられてよい．地球の諸分割線の知識は地図の理解と地図上での方位決定のために必要である．これらの線は適当に製作された地球儀や大洋の総合地図などの上で最もよく理解される．昼夜や四季が生じる理由を教えるにはやはり球が役立つ．この球は片手で半球がおおえて，しかも温度や明るい部分の境界と，極圏や回帰線を示す記載ができるようになっていなければならない．地磁気や海上での方位決定，気流と海流ならびに気候に及ぼすその影響，地殻の歴史の主要項目についての最も重要な説明はこの段階で行なわれるのがよい．太陽，月，恒星，遊星，彗星，などの天体に関する概略の知識も第2義的なものとして考慮に入れられる．2，3の球と6個の記号があれば，これらの物の説明には十分であるが，知的な盲人はそれに対し興味と深い理解を示すものである．普通の生徒たちに小学校や中学校で教えることがらは，盲人にも教えるべきである．

地理学教育は盲学校が生まれた最初のころからその教授計画に取上げられていた．しかし，地理学や天文学ほど具体的説明に大きな困難を伴う教科目は他にないので，これらの学問は盲人の生徒に端的にいえば，目前に存在しないと同様のものについて教えるわけである．そこで，人びとは最初から代用品を製作することを考え，いわゆる地図というものを作った．これは1枚の板からできていて，その上に打たれている釘の頭は都市や国境を表わし，ひもは河川を表わすようになっている．自然を模写した地表図のことは考えられていなかった．それは，このような地図を自分で製作しなければならない教師たちにとって先例というものがなかったし，専門家は自分の時間を盲人用教材のことで費してしまうことを欲しなかったからである．今日でもまだ各所で使われているこの種の「壁地図」は，河川や都市や丘陵，山，山脈などの正しい形象と概念とを生みだすことができない．

それで生徒や教師や他の人びとを戸迷いさせるに過ぎない．それが専門家の中で作られたときにも，ただ個々の教材であるに止まり，古典的な規範的な教材とはならなかったという，大きな不利益を必ずもっている．それはこの種の地図はただ一つ作られるだけなので，授業の間にどの生徒も一つずつの地図を手に与えられることはできず，級の10分の1が地図にさわっている間は，10分の9は手ぶらで座っていなければならないことになる．また，このような教材を使うと，生徒がその地理の知識を学校から外へでて確め，新鮮

にするという可能性が少なくなる.

このような事実に注意せず,盲人教育者は,旧来の習慣と晴眼者の学校のやり方にたいした修正も加えず,ほとんど1世紀の間この種の教材に頼ってきたのである.それは一面には,かれらが板地図は晴眼者には一般的なものであるが,盲人にとっては,学級そろって授業を受けることを許さない不便な個別的地図であることに気がつかなかったためであり,また,他面では当時の盲人印刻術では写実的地図の量産ということが思いもよらなかったためでもある.1840年から1848年にかけて,フランスと諸大陸の地図がパリで作られた.

これは機械工具で銅板に印刻され,一部は厚板でできている.この地図は技術的にはこれまでに作られたものよりもすぐれていた.海洋は非常にきれいに描かれ,海岸線はクッション状の材料で,河川や経線,緯線はきれいなくっきりと浮出した線により,また,国境と都市は点で,山岳は小麦のりを盛って現わされている.ただし,山岳を正確に模写することはあえて試みられていない.しかし,ここにあげた地図はもう久しく絶版となっており,その原板はなくなっている.最近15年の間に,パリでは幾つかの石膏の地図が作られたが,堅いことと,こわれやすいことのために価値のないものとなっている.失敗した例としてイギリス製の地図がある.川の流れは地図上では,左岸は斜面で,右岸は急傾斜面で切込んだ溝で描かれている.そのため,地図全体は斜面ばかりになって,平地の部分がなくなっている.指先は当然ないも同然のへこんだ流れを感じないで,右岸に当たる盛り上りだけを触感し,これがしばしば山のように思われる,

コペンハーゲンではデンマークの概略地図が作製された.ドイツではシュテグニッツの製本屋シュルツが数少ないが利用価値のあるドイツ河川網図を作ったことがある.

1884年から作られているクル(Kull)の略地図は,パレスチナや盲学校の近くや各地方のものができているが,この地図は鮮明で精巧であり,一部には名前も入っていて便利である.しかし,ブリキ板で作製したものは山容の模写がうまくできていない.

盲人教育が始められて2世紀目にできて地理教材となったのは,1884年以来出版された11枚の地図からなるクンツ(Kunz)の地図である.これは実際,政治地理との関係ではこの時代で最も進んだものと思われる.それは形がいつでも自由に変更できて,しかも,すぐに使えるからである.山岳の模型は晴眼者用として長年の間類推的研究の結果,次第に改善されてきている.しかし,根本的には改まっていない.それは良心的にではあるが,「盲人用ならこのくらいで十分である」という考えで作られているからである.またその逆に,晴眼者用の浮き出し地図がイルツァッハの盲人印刷所から出版されている.

治療体操　盲学校の入学者の間には,盲目という主要疾患のほかに,残念ながら次のようないろいろな疾患が見られがちである.貧血,萎黄病,腺病質,筋肉および関節の成長不全,瘢上症および類似の状態,あるいは肥満質,呼吸促迫,頭部傾斜癖,脊柱彎曲,脚部屈折などである.多くの場合,これらの欠陥は,体操や自由体操および体育器具(あれい,鉄棒,強胸および強腕器など)や,その他の横棒や水平棒などの体育器具をいつも使用することによって,かなり改善することができる.治療体操を目的として考案された器具,たとえばゲルトナの筋力検査器や,ユーアーの室内ボートや,ビュットナーの室内登山器,およびコルバルの機械などは非常な効果をもっている.しかし,治療体操を行なうには校医によって指導されることが必要であることは,特に強調しておかなければならない.

ツァクライス(Zakreis,Thomas)　1816年,ウィーン近くのラインドルフの貧しい家に生まれ,生まれて3カ月目に黄疸で失明した.1826年にかれはウィーンの盲学校に入り,修業を終えて,1832年にはそこの扶養所兼職業学校に入った.クラインがこの学校から退職してのち,被保護者の間に非常な不満が高まり1847年,ツァクライスが同志14人とこの学校から出て盲人だけからなる音楽団を創立した.すでにかれは学校においてかれの帰依者たちと共に多数の楽曲を暗記していたため,かれは本来完成したオーケストラをもって公にでることができるぐらいであった.初めツァクライスは,いろいろな困難と戦わなければならなかった.官庁は扶養所の管理に影響されて多くの口実のもとに演奏の認可を拒絶した.委員の1人,ブローシェ(Broché)が好意をもってかれの世話をしなかったら,かれに必要な文書の交付も拒絶されたであろう.いまやツァクライスの下にある楽団は時宜に適した指導で間もなく興隆し,ウィーンの最も人気のある音楽団の一つとなった.新聞で賛えられ,かれおよびかれの音楽家への詩も公にされた.かれはすぐれたバイオリニストだけでなく,すべての吹奏楽器や弦楽器をこ

なし，また，理解のある敏感な編曲者でもあり指揮者としてもすぐれていた．

かつてツァクライスは，かれの音楽団と共にヨハン・シュトラウスのワルツを演奏した．公衆の中にいた作曲者は，その作曲を再現したような方法にうっとりして，その曲が終ったあと，ワルツ王はツァクライスのところへ歩みよって，かれと握手していった．「私の作品がかくも少ない人びとで，かくもすぐれたやり方で演奏されたのを聞いて本当に嬉しい．特にあなたが編曲のときに発展させたあなたの才能を賛美する」．

1850年の秋，ツァクライスは，かれの楽団と共に演奏旅行を行ない，その途中かれはリンツ，ザルツブルグおよびイツシュルに立寄り，ミュンヘンまできた．そして至るところで成功をおさめた．ミュンヘンでかれはバイエルン公マックスからかれの業績が表彰されたが，この旅はすべての協力者たち対し金銭上の大きな成功をもたらした．

ツァクライスはのちに，ウィーンの盲学校の音楽教師に任命され，1870年に死去するまでここで働いていた．ツァクライスはまた，多数の作曲をなし演奏したが，非常に評判がよかった．特にかれはこの楽曲を印刷させることを拒否したので，それは何も残っていない．かれの死後，盲人楽団はすぐ解散した．それはだれも，これをまとめてゆくことができなかったからである．

積木箱　盲児は積木遊びを非常に好むということは長い経験で，盲学校や幼稚園では積木箱または積石を採用してこの事情にこたえようとしている．目の見える者のために作られた，かつ美しく仕上げられた普通のこの種の工作具は，せっかく積上げて作ったものが容易にこわされるおそれがある．特に盲児がこれを使用するとき，この短所は著しく，ついにこの興味ある遊戯の楽みを失うことになる．ニュルンベルク盲学院の盲人院長は，積木箱を作ったが，それは多くの利益を示し，盲学院に普及するに至った．盲人用積木箱には石の形状はできる限り簡単であること．その組合わせによる組立ては，相当多様であること，石の形はすべての場合ずれるような積上げとならず，直角の積上げとなるものでなくてはならない．積木箱は目の見えるこどもには自然的建築物の輪郭または骨組みを示すだけであって，こどもの想像により満たされるが，盲児は完全な建築を作上げ得るものでなくてならない．作上げた建築物は，したがって，現実の建築物をできる限り忠実に写すもので，すべて空想的な技巧をさけ，盲児を現実の建築物につき誤れる表現をもたせないようにしなければならない．積上げのときには目の見える人の手伝いは極力制限すべきである．それで手本は，ただ思想を与えるだけで，それは随意に変更され，こどもの直観に適するようすることがたいせつである．積木箱は，ただ建築物だけでなく，部屋の調度や使用物などのようなこどもの周囲の本物を組立てさせることである．積木箱は盲児に数時間にわたり楽しみを，また場合によっては仕事を与え，短時間で建築の完成を急いで，新しい手本の材料の欠けないようにしなくてはならない．一つの形を組立てるには長時間を要するから，積木箱は，それを遊ぶに当たり忍耐と根気とを養わせる．なお盲児の手の技能は積木箱の仕事によって高められなければならない．

大建築物または建築の集合の要領を直観させること，盲成人は積木箱に家の設計や区画，都市街路の特徴などを知る手段を見出すことであると考えられる．車，水車，鍛工場のように，部分的に移動し得ると，遊戯の刺激を増大する．積石の箱は幾つもの区画により仕切り，個々の積石の形体がそれらの探出を容易にすることである．

それが盲学院で採用されている場合，その設計の全体と実用性とにおいてその価値を明らかにした．積木箱は平面と物体との認識に際し，直観化の手段を生徒に与えることになる．すなわち，生徒にその認識力を発達させるということは重要なことである．

積木箱に添えた長い石を基礎の積上みげに用い，その上に積上げる部分のため強固な礎を作るには，ただ骨組みでなく，充実してこれを作上げることである．一つの階段，一つの十字形，少数の石を積んで作った小さな家などが，より多くの時間をかけて作る建築物の予備階段となる．これにより不器用な盲人にとつてそのことがらそのものを容易にし，そして，このことはそれをなすに当たり最大の快感を伴う．普通の積木箱においては，不用意な運動により組立てたものがすぐにもこわされ，遊びの楽しみを奪うものである．いろいろな形をした石はみな基本的の大きさに還元され得るが，仕切りがしてあって，それがしめ具の用をなし，石を互いに接合することができる．この接合ははなはだ確実で，大きな組立物を全体のまま，ある場所から他の場所へ，くずさないで移動することができる．そしてしかも組立物を容易に個々の石に分解できる．

ディドロ（Diderot, Denis）　フランスの有名な哲学

者で，1713年，シャンパーヌのラングレーに生まれた．かれは最初，牧師になろうとしてたが，その後，この牧師の地位につくことへの反感から，他の哲学的な研究に転向してしまった．ディドロは，キリスト教に対する反対の立場をとるパンフレットを出版することによって，世間に名を知られることになったが，このパンフレットは，そこに書かれている内容のゆえで，刑吏によって焼き捨てられてしまった，盲人問題にとって，このディドロは，次の論文によって記憶すべき重要な人になっている．すなわち，「目の見える人びとが使用する盲人に関する書」この論文は，1749年，ロンドンで出版されたが，内容が問題となって，著者であるディドロはバンサンヌの獄屋に1年間とらわれの身となった．

このディドロの論文は元来，1人の，しかも，プイソーの1人の盲人だけについて論じているものであって，1828年にはアレキサンダー・ローデンバッハという盲人によって反論が書かれた．この反論はディドロの論文の続編とされているものである．

手引き　ひとり歩きのときにも独立性をもてるように盲人を訓練することは，何よりも重要な基本原則として守られなければならない．しかし，1人ひとりの盲人でもかれがまだ幼かったり，あるいは盲人が多数集団となっているときなどには，引率するのを避けられないことがしばしばある．それでもなお，その引率誘導は，盲人が次第に独行できるようにするという目的を要求している．このほか，引率を必要とするものとして，未知の土地を歩行する場合や，ひとり歩きにつきものの危険となるものがあるときなどである．特に歩行のへたな，その方面の能力に劣っている盲生徒や，成人してから失明した者の場合にそれが多い．どんなときでも引率は小さいころから次第に身についてゆく独立性とよく見比べながら，過度になってそれをそこのうことがないように制限していかなければならない．まず，最初は学校の校内で必要となる．過度の心配や用心から室内で探りつえを使わせたり，校庭にすがり綱や線を張ることは余分なことであるだけでなく，独行して人に頼らないように自由に成長するのをさまたげさえする．盲人自身もそのようなことは望まないし，一般家庭にあって盲学校を卒業している盲人にはこのようなことは耐えられないであろう．以上のような歩行の際の指導は校内の広さからいって半盲者には不必要であり，まったくの盲人にもかれら相互間の助け合いに任せるべきで，ときに応じて晴眼者が新入生や中途失明者，能力薄弱者に対して行なうに止めなければならない．

校外の指導に関しては散歩するとき，音楽会，劇場などへ行くときに適応させてよい．こんなときは当然多数の盲人の誘導が問題となるので，その指導は晴眼者が行なわなければならない．このような盲人の一団が特殊な方向感覚の訓練を受け，あるいは適度の体育訓練を受けているときは，指導者の指導はいっそう容易となり，また，いっそう多くの盲人を同時に誘導することができるようになる．道がよいときや，交通の少ないときには誘導にたいした困難は生じないが，にぎやかな通りや，狭い道あるいは街路や，公共広場の横断の際には，幾分の困難は生じることは避けられない．こんなときは歩行を遅くするとか，各列の間隔を狭ばめて道をできるだけ一団となって通過できるようにするとか，2，3人の全盲者を半盲者がその手を取って引率するようにすることである．その引率に当たる指導者は，できるだけ行列のかたわらを歩いて全体を常に看視し，生じてくる危険に対しては，直ちに処置が取られるように注意しなければならない．晴眼の引率者が2人いるときは，1人が先頭に立ち，1人は横側を行くべきである，

交通がまばらな際には，できるだけ引率の盲人1人ひとりに自由な歩行をさせるため，指導を最小限に止めるべきである．総員に対する指示は号令あるいは笛の信号などによって行なわれる．出発する前に，地図や，その他の指標などによつて，目的地や途中通過する道などをあらかじめ指示しておくことが望ましい．その地点の状況や時間が許せば，その途次でさまざまな観察や周囲の特徴について話して聞かすこともよい．このような散歩での経験をお互いに交換したり，道路の特徴や当着地でのことがらなどについて話合ったり，あるいはいままで歩いてきた道の特徴を地図に書き込ませたりするのも有益であらう．

デモクリトス（Demokritos）　紀元前460年トラキアのアブデラに生まれた．かれは名高いギリシャの哲学者たちのうちの1人であり，デモクリトスは自然についての抱括的な知識を得ようとして，各地へ旅行を計画した．われわれは，かれの今はことごとく失なわれている幾多の著作について，またその著作のうち，アトム（原子）についての理論に関する著作がかれに偉大な名声をもたらした．

自然への認識へ向けられた魂の活動と，これから生じてくる事物の自然への正しい洞察とが，人間の生活

において，最も高貴な享楽であるとかれには思われたのであった．

かれの生活の仕方や，生涯の運命について多くのいい伝えのうち，よく知られていることは，次のものである．すなわち，デモクリトスは，アウル・ゲリウス(Aul Geilus)がいっているように，創造的精神の鋭さは視力のいかなる魅力によっても散漫化されない．さらに精神は自らを頼りとして，より根源的に探求し，より深く透入できることを信じていたので，自ら手で視力を奪い取ったといういい伝えである．ところで，デモクリトスは自ら眼球をえぐり取って盲目となったとか，あるいは，かれはともかく盲目になったのだというような事実は証明されていない．それだけでなく，プルターク(Plutark)やその他の2，3の文筆家たちによると，デモクリトスの盲目に関する報告について，これを虚偽のことがらであるとさえ述べているので，ここではいちおう，かれが自ら眼球をえぐったというあり得るかもしれないその根処について考察することは，さしひかえておく．

デモドコス(Demodokos)　デモドコスはホメロスのオデユッセイアによって知られているプファーク(pháak)の歌い手であるが，かれはアルキノオス王の祝宴の席に参加し，トロヤに連れていかれたアケーの運命とその戦いと，そのイリュム征服の勝利とを次のように歌って客人たちを喜ばせた，ということである．

　されど，祝いの詩人伴ないて
　　見よ軍使はきたり
　詩の女神群れより進みでて
　　ときに災を，ときに幸を与えし
　その目奪いて，甘き詩与えし
　　かの詩人を伴ないて．

デュフォ(Dufau Pierre Armand)　かれは，パリにある若い盲人たちのための国立研究所の理事者であった．かれは1795年，ボルドーにおいて生まれた．1815年にこの研究所の次席理事者に任命された．しかし，その後25年間にわたって，かれは他の2人の理事のもとで，この次席理事としての職務をつかさどったのである．かれが教師として教えた科目は，文学と歴史とラテン語であった．1840年にかれは理事の地位に昇進した．かれはこの理事という自分の地位に基づいて，比較的線の少ない文字を作り，さらに1850年にはブライユの点字を公式にこの施設へ採入れたことによって，世間の注目を集めることになった，かれが理事になって以後，いくつかの注目すべき仕事をしたが，かれはさらに，盲人用印刷物を根本的に改良し，実用的なものに改善するという仕事にも手を伸ばした．さらに生徒たちのうちで，すばらしい才能に恵まれている者を音楽学校へ送り込むことによって，音楽教育を促進し奨励した．最後にはかれの教えている生徒たちを，大学の文学の講義に出席させ，聴講させる道を開いた．また，かれは失明した人たちの身体上の養護という面に関しては，施設に体操の授業を採入れることで生徒たちの健康に意を用いた．また，デュフォは楽譜の印刷をステロ版印刷でしようとした．

さらにデュフォは，新しいそして非常に広大な，しかも盲人施設の目的にかなった建物を工面することにも成功した．そして，今までの施設全体を，新しい施設の建物へ移転する仕事をも，かれが指導して行なった．しかし，何といっても重要な創造は「盲人研究所の卒業生を保護するための就職および救済協会」がそれであった．デュフォは1877年に死去した．執筆家として，かれが書き残した仕事のうちには「盲人について」というタイトルの受賞論文(パリ，1850年)が最も大きな価値をもっている．

さらに，次のような重要な著作を残している．「生まれながらの盲人の身体的，道徳的および知的状態についてのエッセイ」(パリ，1837年)や，「生まれながらの盲目の青年の思い出と印象」(パリ，1850年)などがそれである．

東京　日本の首府，ここにある盲ろう唖学校は文部省の監督下にある学校である．1875年5月22日に日本の上流社会の階級に属する5人の人，古川，津田，中村，岸田，およびボルシャルト(Dr.Burchardt)が新教会に集まり，東京における盲教育の実行法を協議し，「楽善会」という名の慈善会の組織について相談した．翌年，効果を大きくするため，盲ろう唖人の教育に関心をもっている者の集会がもたれた．これは希望通り経過し，天皇が3000円を学校設立のために下賜するという結果になった．1878年に仕事や材料などでいろいろな寄付と助けがあり，校舎が建設され，1880年に8人の盲人と5人のろうの生徒が入学した．1892年には盲ろう唖者合わせて92人の生徒が登録された．教案はある学校の課程と技術上の課程との結合であった，課程は日本語，算術，会話，体操である．ブライユのアルファベットが日本語に適用され，聖書がこのシステムで印刷された．職業課程はマッサージや鍼治法を盲人に教え，その他有能な盲人には音楽を

教えた．なんとなれば，はり医としてのあんまや音楽教師は，当時，盲人が生計を立ててゆく見込みが最も多かったからである．マッサージの修業をした盲人は，大学の病院でも，大きな病院でも公の地位をみつけ，1人ででも開業もできた．あんまについては，その病気に対する効果および生理的影響が現代医学の立場からまだ十分に確定していない．しかし，盲人による治療法は，日本では民間療法として非常に人気があり普及している．

動作　盲人の動作に関し，まず半盲，後期失明者，生来者あるいは幼少時失明者の区別をしなければならない．弱視者はなお残っている視力の度により，大なり小なりその動作が目の見える者に似ているが，他の2種類に属するものは目の見える人の間では，補助を要し，同情に価する者と思われている．後年失明した者は，初期に習得したものをなお多く今の状態に持込んでいるが，生来盲や幼少時失明者は年少時以来，盲目により制限された境遇にいる．すなわち，盲人として生活することができるから，それだけ後年失明者はかれに比べておとっている．次にしるすところは主として生来盲および年少時失明者を念頭においている．

この種の盲人においては，いわば憶測された音響の近くにおろうとするかのように，上半身，少なくも頭部を前方にかがめているのをみる．頭部を後方にまげたり，側方に向けることは失明者にはあまり見かけない．身体の姿勢が著しくだらしないか，かくばっており，動作は緩慢，不確実で，身体，ことに手足がいろいろな練習で訓練をされているときでさえ，その運動と仕事とは目の見える者の動作を飾る軽快，迅速，典雅を欠いている．

言語の模倣を除いては，盲人は一般にまねの術ははなはだまずい．この場合たいてい目の見える人の擬画となる．話すときの盲人の身体および手の運動，多くの事物，たとえばナイフとフォーク，ステッキ，葉巻たばこなどの持ち方などは，たとえ暗青色の眼鏡をかけていても，それが盲人らしさを表わしている．遠方から近づいてくる様子，未知の部屋に入るさま，身をかがめること，座ったり，立ったり，去るときのためらい，ダンスのとき，1歩1歩は正しくやれても，その運動は目の見える人の動作に比べると，不似合にもったいぶったり，百姓みたいな無骨さで，本当の上品さを欠いている．にもかかわらず，多くの盲人，特に婦人の盲人において，目の見えぬ人の動作にひとしくなりたい，または近づきたいという努力を見る．盲人の教育に当たりこの望はある程度考える必要がある．この際美しくない，あるいは実際有害な習慣の抑制に特に注意を払うべきである．盲人の動作にはある典型的な異様さがあって，学校生活においてしばしば見られる．ある者は当惑のあまりほとんど一言もいえず，せき払いをし，若干のことばを少しずつ口にし，手で上着のボタンや時計のくさりをなぶり，道具をひっぱり，どなり，ふたたび赤くなって黙ってしまう．ある者はけんそんして非常に低声に語り，やっとのことで聞きとれ，ピアノがじょうずなのに人前ではひかない．また，他の者は手を傷のつくほどかいたり，指のつめをはさみとったり，かみきったりする悪癖をもっている．さらに別の者は立っていても，座っていても身体をゆすり，指ではじき，短い一節を口笛に吹き，おりにふれ手をたたく．いわゆる「光の飢餓」がはなはだ広く行なわれているか，あるいは眼瞼に指をもみこんだり，あるいは目の前に閃電のようなものが急速に動いたり，ほのおをじっとみつめたりすることに現われる．

態度，言語における外面的動作が，われわれの心内を写し得る限り，盲人は目の見える人に比べ，一方には不利の地位にあり，他方には有利の地位にある．盲人には「魂のかがみ」が欠けているから，一般に盲人は顔面表現が少ししかできない．それゆえ皮相的に見ると盲人は冷淡で無感覚のように見える．しかし，まったく正当でない．なるほど盲人は他人の涙，その苦痛，悲哀にみてる顔，やつれた病人，ぼろをまとったこじき，流れる血，快活な人の喜びに光った顔を見られない．それでも喜べる者と共に喜び，泣く者と共に泣く．しかし，その喜びと苦痛とはのぞましくないよそおいでなく，ヨーロッパ人のただうわべに着た儀礼の衣装に現れないけれど，誠実，真実，純粋である．いつもは暗い顔が晴れやかな微笑に包まれ，喜びにふるえ，手をうち，堅く握りあい，こすりあわせ，それどころかとんぼ返えりでもしかねないのを見た人もあるに違いない．また，盲人がうれしい歓声をあげているのを見た者があるに違いない．もみの木の下で遊んでいる一群の盲児をながめた者もあるに違いない．だれしも盲児ほど内心喜び得る者はないと告白するに違いない．同情同感は盲人には，主としてあからさまなおしつけがましい形で現わはれない．ちょうど通常自身の不運を静かなあきらめをもって忍ぶと同じである．

盲人は晴眼者に対抗することは不可能であることを次第に認識し，あるいは絶えず意識し，ついにはそ

の動作を静かに控え，まったくのあきらめに至る．少数の者は他人の無遠慮同様に自巳の頼りなさに対し抑制された痛憤を，公然と怒りをもつこともまれではない．盲人にとっても保養，気晴し，娯楽はおさえられない要求であり．仕事の関心が目の見える人との交渉を必要とするから，かれの他の事情に応じて散歩をし，演劇や音楽会などに行かねばならない．学校内で受けた教育により，晴眼者の間にかれの動作に異様なところがあっても，残っている堅実さ，真の価値を認めることができ，したがって同情からかれを受入れるだけでなく，同時に多くの欠陥の補いとしてかれのことばの正しさ，軽妙を与え得るような人びとを見出すことができる．盲人においては話すときの身振りは一般に止めるべきである．そんなことをすると晴眼者にはおかしいことになりやすいからである．

同情　盲人の事情からして至極めんどうでかれらは極力これを拒否する．かれらはまったく遅鈍となっていない限り，盲目に含まれているこの苦悩の記憶はかれらにとって不快であり，敏感な盲人は自分の不幸について人が語るのを聞くと，不快な感じをもつ．教養ある人は他人の病苦をその人の前では話さないものであり，ことに盲学校では，盲少年の前では，かれらの境遇について悲しい調子で話してはいけない．普通盲学校では，たとえ善意からでも生徒に対する同情のことばを発することをいましめている．訪問者に対しては失明の原因について質問しないよう注意するよう警告すべきである．

盲人の内心の平和と精神的平衡をとり乱すようなことはすべて避けるべきで，盲人の境遇の同情と悲嘆とはまさにかかるものに属する．

盲人自身他人からの同情に立腹するといった実例もある．フォン・バッツコー(Von Baczko)は「自分は魂の善良高貴な人の慰籍を決して誤認したことはないが，ただうわべだけ美しく，慰謝の理由やありふれたあいさつの背にかくれる感じのない利己主義者の同情はそれを遠く避けている」といっている．クライン(Klein)はかれの最初の生徒のブラウン(Braun)について，「かれにとってその失明を思い起こさせ，同情されることは不愉快であり，往々にしてかれは断然かかる接近を拒否した」といっている．

動物学（盲学校における）　すべての学科中で盲人や弱視者も動物学には若いときから最大の直接の関心を寄せるものである．すでに両親の家で盲人は多数の動物を声によって区別する．どんな動物の叫びも家のすみでも，かれの静かな生活を非常な喜びをもって充実し，そのため声をまねたりするのである．その声の持主を知ろうとする好奇心が活発に動くものである．

盲人が学校へ入る前に，その身近な周囲の動物と知合いになり，この動物が精神と情意を生き生きさせるということがある．これは盲人が身体の部分や生活発現の状態において，かれと似ている生物を認めるからである．かれがこれらの知己を学校においてふたたび見いだすならば，その処置が上の関心の原因を出発点とし，したがって，生きている動物をその手にまかすときは，直接の関心を随意的なものに高めることができる．

また，博物学の形式上の教養という目的に関しても，生きている動物だけがその生活発現の状態，体熱，皮膚の柔かさにより正しい観念を作ることができるが，これらの性質を欠いている模型は不完全な解明にしかならない．

自然，家畜が動物学教育の基本的な材料となる．その系統にとっては典型的でなくてもよく，慣らされていると触れるときに，最も気軽な，基本的な様子が生じる．また家畜は学校が教育目的のため多数（犬，猫羊，鳩，牛，カナリヤその他）飼っているから便利である．他の代表となるものを実物教育するに役立つのは，さらに広い環境にある捕われた動物で，その生息地や飼育地において最も合目的に観察される．なんとなれば，盲人はこの方法によってだけ，直観的に動物の生活を，いろいろの方面から理解することができる．毛虫，かたつむり，かぶとむし，かえるなどは散歩において発見され，戸外では逃げやすい動物に触れることはできないが，その生息地やその他の特徴は見つけられる．

実物教育のできる生きた動物の数は確かに少ない．多数のものはそれが動きやすく，しなやかなこと，大きなこと，危険なことのために近づくことができないか，またはごく不完全にしか近づけない．したがって，直観を深め，自然の知識を豊富にするためには，模像が不可欠のものである．その中でも，はく製にした標本やプレパラート，これは体のおおっているものや咀嚼道具，つめなどのように，特色のある徴表を手に示すものであるが，これが第1位を占めている．

張子などからなる身体の模型は同じ生物またははく製のものと比較するとき正しい観念を喚起することができる．すでにこの方法で盲人の総合空想が要求される．浮彫り像に触れる際には，なおいっそうこれが働

くものである.

盲人は像においては単に形だけを認識する. したがって, この像は対象を根本的に扱うことに基礎を与えるのとあまり適せずむしろ, 近い種類のものを直観的に簡単に表現することによってシステムを作るのに役立つ.

ドーブラー(Dobler, Jakob) かれは郵便配達人であり盲目のヤーケルと呼ばれていた. 1832年に生まれ若いころは日雇い労務者であった. 17歳のときに失明し,それから, かれが住んでいた北部オーストリア, ゼンメリング近くのショツトビーンの郵便配達の仕事に携わった. 高いゾンベント山丘地帯の山すそのゼンメリンク付近のショットビーンと, 巡礼地マリア・シュッツとの間のけわしい山道を, だれにも伴われず導びかれることもなく, ただ1人, 実に正確に危な気なく歩いて仕事を果たした. かれは自分に任せられた郵便物をうまく整理するすべを理解し心得ていたので, 配達をする場合にも間違うというようなことはなかった. そのため, かれは盲人ではあるが目の見える配達人よりも, ずっと人びとから信頼されていた. だれもがかれを信頼し, 金銭の郵送に当たっては, 安心してかれに任せることができたのであったが, かれは一度も金銭の郵送であやまちを犯すようなことはなかった. マリア・シュッツに郵便局が設立されたことによって, これまで勤めてきたドーブラーは仕事を失なうことになった. しかしかれは, 少しばかりの生活の糧を得るために, 以前と同様にかれが働いていた地域を往復して,相変らず郵便物の配達をしていた.ウィーンの慈善家たちはこれを見て, 数百グルデンの金を出資してこれを基金として, それから生じる僅かな利子によってのドーブラーはやっと生計を維持していた.

日本 約1000年ほど前までの日本では,盲人の状態というものは本当に哀れなものであったようである. かれらは親類や家族のやっかいものであり, 社会的な地位や職業からはいっさい締めだされ, 無知な, みじめな人間とみなされていた. ところが, その後, 執権者は1人の盲人の皇子をこの盲人たちの群れに送り, そこでかれらに対する授助が始められたのである. 885年ごろ仁明天皇の四宮人康親王が盲人であったため, 天皇は800人の盲目の男たちを集めて宮中へ呼び, 皇子にものを教えさせ, りっぱな者に教育させようとした. これらの男たちのうちの名門, 楼井などが今日でもまだ日本では知られている. 若い皇子は得度したので盲人はすべてこれにならった. 今日でも髪をそることは盲人のしるしとなっている. この皇子の同輩たちの間には厳格な階級が成立っていた. そしてかれらが検校という称号をもてるのは, これらの人びとの中から選ばれた人だけで, この称号を授けられるのは京都の近くにある比叡山の僧だけであった. 検校になりたいと思う者は, この比叡山の僧院に連れてゆかれて試験を受けるのであった. この僧院は京都から数マイル離れ, 近江に接する山城の国の東にあった. 高位を志す盲人はみなここへ巡礼して, その知識と能力とを試みられた. 人康親王が30歳に達すると, かれは日向, 大隅, 薩摩の3地方の治権を与られた. そこで, かれは周囲にかれの命を伝え, その政事を助ける盲人教師を従えることになった. かれは年とってから京都に退き, 政事をこれらの盲人たちに任せたが, このことは重要な先例となった. 盲人たちはこれらの地方を後白河天皇が即位されるまで治めていた. そして日本の盲人たちにとって最も, 幸福な時代が始まったのである.

1180年に国内に反乱が起き, 平家と源氏という二つの反対勢力が権力を争った. この戦乱は盲人にとっても不幸に満ちたものであった. それは戦乱がたいへんな災害を及ぼしたからである. 1200年代の終りごろには盲人たちはあちこちに分散し, もとの哀れな貧しい状態に落ち込んでしまった.

やがて政府の注意がこの盲人の悲惨な状態に向けられ, 各地方の執権に盲人を保護するようにとの命令がくだった. しかし, 後土御門天皇の治世後にはふたたびこのことが行なわれなくなった. 徳川家が政権を握るようになると, 盲人たちは盛んにかれらのみじめな状態を訴えた. そしてかれらに対して各国を旅して, 村の庄屋からいくばくかの援助を受けてもよいという許可がだされた. その後も, こうしたことが続いた. 保養院を作って盲人を助けようという努力が始められた.

かつての検校, 座頭などという盲人の身分制がまだ続いている. この一種のギルドの会員はだいたい二つの職種のどちらかに従事している. それは音楽家とあんまである. 盲人音楽家の歌う歌はおおよそ忠義を内容としたもので, 平家の盛衰を物語ったり, 紫式部という女流詩人の物語を語ったりするのである. これらの歌の伴奏楽器として最もよく使われたのは琵琶, 三味線, 琴である. 琵琶をもった盲人楽師は琵琶法師と呼ばれ, 人びとに非常に愛好されている. おりがあればかれらは屋敷の中に招かれて, 高貴の人びとの前で

弾じたりすることもある．成年となってから失明し，最もたくみな音楽家である生来の盲人とは競争できない人びとは，物語師となったり，日本語や漢語の詩を即興的に作ったりしている．盲目の皇子であった蝉丸は，最もすぐれた日本詩人の1人であった．その他の盲人の群れは易者をやっている．しかし，最も注目すべきものはあんまであり，かれらは街頭で高い呼声をあげて歩き，よく人びとに利用されている．日本にはまた盲人の作家もいる．その1人で最も有名な塙保己一（1745～1821）は635巻の書物を著しており，それらは時代を記録したものとしてなかなか価値のある文書とされている．

半盲者のための図書　非常に大型の活字で印刷され，弱視者あるいは半盲者にも読めるようにした図書について質問されることがある．この種の本は数も少なく，ほとんどは宗教の方面のものだけが出版されている．この本は異常に大型で鮮明な，きわめて視力の弱い者もこれを認められるような印刷をしている．レーゲンスブルクの Pustet 出版社でドイツ語によるカトリック教関係の書籍が出版されており，これらの本はある種の盲学校生徒に役立つ．

バイレンベック（Weilenbeck, Josef）大公マイニンゲンの官廷俳優．1820年，フィウメにオーストリアの高級官吏のむすことして生まれ，まず法律学を研究したが，次に長く抱いていた演劇に向った．プラーグのドイツ劇場で長らく活動したのち，1870年にかれはマイニンゲンの官廷劇場の一員となり，このすぐれた俳優は神経的な眼病にかかり完全に失明した．それにもかかわらず，かれはその職業に忠実にとどまり，相変らず以前の役割を演じただけでなく，かれは新しい役割までも練習した．かれの盲人俳優としての業績は認められ，ドイツの大都市での「マイニンゲンの人々」の客演にはバイレンベックはなくてならないものとなった．幾千の人びとがかれのりっぱな表情に動かされる演技やかれの確実な態度をかれが失明していることを忘れて賞賛した．

バッツコ（Baezko, Dudurg, von）プロシア，ケーニッヒスベルク砲兵学校の歴史教授で，1756年，東プロシアに生まれた．ハンガリア人である父は将校としてプロシア軍に勤務していた．7年戦争が起こったとき，母，兄弟姉妹と若いバッツコは東プロシアのケーニッヒスベルクに避難した．しかし，ここにも止らず，ようやく騎兵大尉になった父のあとを追って各地を流浪し，ふたたびケーニッヒスベルクに帰ってきた．そのころバッツコは中学，大学の課程を踏み，多少落ちつきのない生活を送った．年少時から右脚が短かったし，また不幸にも右腕を甚しく傷つけ，十分に使用できなくなった．21歳のとき天然痘にかかり，一方の目は全然，他方の目はほとんど見えなくなった．このときから幾多の不快と戦い，天然痘のためにみにくくなったおそろしい顔だちや，また，あしなえや失明のため幾多の侮辱を忍ばなければならなかった．1791年結婚し3男4女をもうけた．

かれは大学の教師としてケーニッヒスベルクに行こうと努めたが徒労であった．かれの最大の著作「プロシア史」もこの場合何の役にも立たなかった．のちにケニッヒスベルクの陸軍学校の教授となり，多年この職に止った．

バッツコは軍人のむすことしてケーニッヒスベルクの上層社会に出入し，ビューロー・フォン・デネビッツ伯を動かして盲人院を設立した．1816年バッツコはこの盲人院の代表者となったが，これはのちに発展して学校となった．1823年に没し，ケーニッヒスベルクのカトリック墓地に葬られた．

バッツコは非常に詳細な自伝「我一生の歴史」3巻を著し，死後出版された．

バランタン・アユイ（Valentin Haüy）1745年，フランスのピカルビーにあるサン・ユスト・レ・マレー村に生まれた．かれは最初言語学の勉強に専心し，のちにフランス外務省の役人となった．1784年ウィーン人のマリア・テレジア・フォン・パラディスが音楽界で非常な名声を博し，上流社会の話題にのぼったその年，アユイは盲教育を始めた．フランスではそれまでに盲人福祉のための事業を行なう地盤が非常によく準備されていた．それは世人の注目を集めたディドロ（Diderot）の一文「盲人について」によるもので，これは1759年に出版されているので，アユイは教養あるフランス人として知らないはずはない．

アユイが盲人の不幸な境遇に注目をしたのは，パリにいた集団をなす盲人のこじきたちの様子をみただけでなく，盲人が民衆をおもしろがらせるために，手荒い思いやりのない仕方で，取扱われている場面をみかけたためであった．町の散歩路では10人から12人の盲人のオーケストラが，厚紙でできた大きなめがねを鼻にかけて，哀れげな音楽を奏するのであった．人びとはこれらの楽師たちの不幸な境遇を思いやることも，また，それらの行為がその盲人たちにとって不名誉なことであると感じることもなく，ただ格好のお

かしさに笑い興じていた．しかし，アユイはこうした光景を非常に悲しみ，やがてかれがよくその事業を参観に行ったアベ・ド・レペ（Abbé de l'Epée）と同じように盲人のために働こうという決心が熟していった．しかし，アベ・ド・レペはろう唖者のために働いていたのである．アユイはイタリア人ランパゼットの行なった努力をよく調べ，また，盲人ワイセンブルクの教育のやり方を研究し，やがてフランソワ・ド・ルゼールという盲人の教育をやってみた．それから自分自身の考えに従って，教育の方法を変えてみた．かれはランパゼットの書字器やワイセンブルグの地図を改良した．数カ月後には，招待した人びとの面前で自分の生徒を試験してみせ，それが成功して，かれは12人の生徒を引受けることになった．しかも，その生徒たちの生活費の一部を慈善協会が負担した．やがて，生徒の数は2倍になり，数倍となって，かなりの生徒たちが教育を受けに集まるようになった．それはアユイが寄宿舎をおかず，通学学校を開いたからである．やがてコキュイエ通りに寄宿舎を開くことができるにいたった．

1786年のクリスマスにアユイは自分の最もよい生徒24人を連れて，ベルサイユ宮殿の王の面前に伺候した．宮殿の人びとは盲人が読んだり，書いたり，計算をしたり，仕事をしたり，また音楽を奏するのをみて，驚嘆した．それ以来，アユイは幾度も公衆の面前にでて，自分の事業に対する関心を呼び起こし，寄付を募ることに努めた．もちろん，それは相当の成果をあげた．かれの事業の性格は，学校教育と職業教育および音楽教育という3重の性格をもっていたので，この事業の有用さはたれの目にも明らかであったから，アユイの努力は人びとに共鳴を与え，援助の気持を起こさせた．

自分の生徒たちがその教育に非常な進歩を示したのをみて，アユイはかれらを晴眼者たちの教師に使っても相当の成績をあげるだろうと信じるほどになった．この試みを思いついたのは1789年であったが，それは学校の規模を生徒数100人まで拡張しようとする試みたとき，革命の突発により中断され，そのうえアユイとかれの事業にも不幸が重なった．それは，生徒たちは最早以前のように教会で合唱しなくなり，革命祭で歌うようになったためである．かれらは1793年8月10日の祭りのときに荷馬車の上で踊ったりした．かれらはまた，1794年6月の5人総督による過激共和制に一役かった．生徒の1人であったAvisseという著名な詩人は，1797年に道徳的にいってきわめて疑わしい通俗喜劇を書き，その中で主役を演じた．これらがすべてアユイを「疑わしき人物」としてながめさせるようになった．そして校内における道徳は急激に低下し，外部の潮流に生徒たちがやすやすと従うようになった．もちろん，アユイにとって悪い日ばかりが続いたわけではなかった．かれの事業の多くに対して好意ある法令がだされた．盲人に敵意を抱くなどということは，だれの気持にも浮ばなかったからであった．しかし，さまざまの施策は善意にでたものとはいえ，正しいものとはいえなかった．

ナポレオンは理想主義者という者をあまり重くみなかったが，アユイをやはり単なる慈善事業家の指導者であるとみなし，1802年にアユイの事業に対し謝礼を述べただけで，かれをその地位から退け，別の校長を指名した．アユイは直ちに盲人教育のための個人施設を「盲人博物館」という名前で設立した．かれに大きな愛情を寄せていた以前の生徒たちの多くは，かれに信頼を示すため，かれを訪れたのであった．しかし，かれは2000フランというわずかの年金でやっと生活し，次第に貧困に落ちていった．このとき，ロシアの皇帝アレクサンダー1世が盲学校をセント・ペテルブルグに建てることをアユイに命じたことは，かれにとって幸運でもあり，また，大きな名誉回復でもあった．かれはその盲学校のための計画を1803年に立てた．アユイはいくらかの手付金をとって，その所有物，特に私立盲学校の印刷所を売払い，学校を閉鎖してその指導を他人に任せ，学校の監督をかつて自分の生徒であった盲人ハイルマンに託した．かくて，アユイはロシアへの旅行に上り，その途中，ベルリンへ立寄った．

ベルリンでは当時著名であった眼科医グラペンギーサーと接触して盲人の運命について互いに語りあった．かれがペテルブルグへの旅行にいっしょに連れてきた生徒たちの1人フールニエの示した能力は，この眼科医の心を非常に動かしたので，かれはアユイにベルリンに長く滞在することをすすめた．そして，ベルリンでの活動の結果，かれはフリードリッヒ・ウィルヘルム3世の面前で生徒たちを試験し，その能力と知識とを示してみせた．これは王に大きな感動を与えた，そのため，王は盲学校を建てようという計画をいだき，アユイが作成した計画を盲学校の設立のための基準案として採用した．かれがグラペンギーサーの家で知りあいになり，盲人問題に深い関心をもっているこ

とを知ったツォイネ（Zeune）を王に新しい盲学校の校長として推薦した．しかし，このプランは不安定であった当時の世情にしては，あまりにも大規模であり過ぎたので，実現には至らなかった．しかし，ドイツの盲人にきたるべき保護事業の礎石となったという争えない大きな功績はアユイに帰せなければならない．

セント・ペテルブルグでのアユイの成果に関しては，あまり成功であったということはできない．それはかれがここに11年滞在して，盲人教育についての自分の方法を，この方面の有力者たちに例示し，その際出席者の満足を得ることができたが，かれはロシアにおける盲学校の建設を事実として着手することなしに，1819年パリに帰ったからである．その後，かれは自分の兄弟である有名な鉱物学者ルネ・アユイの家でかなり貧しい生活をし，1822年にほとんど世から忘れられたまま死去した．

アユイの盲人に関する著書 *Essai sur l' education des aveugles*（盲人教育に関するエッセイ）は，1786年に浮き出しの黒色盲人用文字で印刷されたもので，盲人のための書籍の最初のものである．この論文の中で盲人教育に関する自分の見解の結論を述べている．もう一つの著作は1810年に *Memoire historique sur les telegraphes*（電信に関する回想）が刊行されているが，この中にも盲人教育に関する注目すべき記事が見いだされる．

アユイの死後やっと世の中はアユイのことを思いだした．かれの始めた事業は，その破滅を招こうとする多くの激浪にもかかわらず，次第に発展して，フランス国外にもその名声をかち得たのであった．そこで人びとはこれらの事業を創始し，その理念が原理として博愛的であり，高貴であっただけでなく，実践的であり，実行によって世に示されたこの人のことを思いだしたのである．かれによって建てられた盲学校には美しい大理石の記念碑が建てられ，かれの名前はフランスの盲人の口に絶え間なくのぼっている．そのため，盲人福祉のための非常に活動的な大きな団体が1人の盲人によって作られた．そして，アユイの名前をその名としたものであり，また，盲人の利益擁護を目的とする雑誌もかれの名を冠しているからである．

バリユ（Ballu, Victor Nareisse） 1829年，フランスのアンジューに生まれ，11歳のとき銃器の奇禍によって失明した．かくて国立パリ学院に入り，その後44年間そこの教師となっていた．音楽を職業として選んだが，注意は常に工学的事業，特に盲人事業に関係あるものに向けられた．この方面のかれの発明は非常に多いが，その中で記すべきものは次のものである．1851年最初の平板圧字機（打抜器）を製作し，技術奨励協会から功労章を与えられた．1861年，通常の平面字体書写器を作り，1864年には点字のアルファベットの単純化を考えつき，凸点を10個から5個に減じた．同年，点字の速記法を9年後には短縮の方式を作ったが，これにより以前よりも拡大された点字辞書を印刷することができた．1877年，点字圧縮の器具を考案し，一種の句読印刷を製作した．1884年には歌詞の楽譜記号を改善し，ことばを符号のすぐ下に記した．1886年，軽く，また快適でかつ場所をとることの少ない手帳を発明して，従来の重い手帳に換えた．アルファベット製作のための小さい点字器もかれの名をとって命名されている．

バルテマイ テマイのむすこで盲人マルコによる福音書（第10章46節～52節）によると，バルテマイは街頭に座ってものごいをしていた．ある日イエスが弟子と共にその近くにきたとき，バルテマイはイエスに呼びかけ，目の見えるようにしてくれと願った．イエスはその願いを許し，ここにおいてバルテマイはイエスに従っていった．

バルビーアドリアニ（Barbi-Adriani, Dante）マルケリタ会の総主事で，イタリアの最功績のあった盲人の1人である．かれと不幸を共にした人たちのため一生をささげた．25歳のとき失明し，その仕事であった印刷術を止めなくてはならなかった．しかし，文学的事業に向かい，盲人のため新聞を創刊し，普通の文字と点字と両様で出版した．のちにこの新聞を目の見える者と見えない者のための二つに分離した．それはそうすることによって，両読者階層の興味にいっそうよく適合させ得ると信じたからである．トマス会を創立したが，これは盲人参加によりかれらの福祉のため働くことであった．なお，バルビはフロレンスの盲成人のための仕事場を設立した．かれはさらに盲人事業の博物館を建てたが，これは非常に内容豊富で，教育材料および用具のほか盲成人の多くの作品を有している．かれの発議によりイタリアの盲人会議が開催され，その第1回は1883年，第2回はかれを議長として開かれた．これらの会議においてかれは盲人福祉のための国家的の会を創設する考えを発表し，やがてかかる連盟が結成された．またフロレンスに無料巡回盲人文庫を設けた．かれは1897年，フロレンスで没した．

美学 盲人の美学すなわち美についての学は，盲人の

容易に近づけぬ分野である．しかし，美は感覚的認識を基礎および対象とするが,盲人は視覚の欠如により，本質的に制限されているからである．美の創作と鑑賞に関与する感覚としては，最低級の感覚である味覚と嗅覚とは美の知覚を刺激し得ないから，ただ触覚，聴覚，視覚が考察されるだけである．触覚は通常低級感覚とされているが，盲人にとってはより高い意味をもっている．それでも視覚の助けなくては，外界の美的世界の仲介者としては不十分である．触覚は狭い分野に制限され，身近にある延長の小なる彫刻的形態を直観させるだけである．もし指の表面や伸ばした手が，その大きさに及ばなかったときは，ただ一部分ずつ次々に進んで行くことができるだけで，表象像を同時に総体的に把握できない．したがって，美の印象と創造とにおいてその大部分は聴覚と視覚とによって仲介される．盲人には聴覚だけで仲介されることになる．美しい自然と芸術のすべての対象と現象とは，視覚すなわち特に美的な感覚をもって知覚されるのであるが，それは盲人にとっては存在しない．また，それらの多くは触覚でとらえることができても，光も色も生命も欠いている．盲人にとって美の世界はなかば閉され，その美の現象形成の中で，少数の場合は触覚により，大多数の場合は聴覚によって知覚される部分だけが残っている．この制限にかかわらず無数の実例が立証するように，盲人において感覚作用が認識作用などに調和し，盲人が十分に美の鑑賞と実践ができるよう，感覚作用を発達させることができる．生まれつきの盲人にしばしば認められることであるが，かれらがただ目だけでつかむ美の現象形相たる装飾，端正，清潔および秩序の意識を至るところに現わしていることは，美感に対する内面的傾向が自然により盲人にも与えられていることを，ソクラテスのようにそれを生得観念に帰するにしても，ライプニッツのように精神と外界との予定調和に帰しても，ダーウィンのように無意識作用に帰しても，仮定しなければならない．この内面的美感は盲人においても晴眼者同様にこれを伸ばすことができるだけでなく,視覚直観によらないでもできる．視覚直観は目以外の感覚によって精神まで伝達できないが，触覚と聴覚とにより内官に伝達できる美的印象を助長強化して，内面的知覚は正常的ではないとしても，それを相応に作用し，美の創作と美の発見との能力を与えられる．このように刺激し発達させることができる．

触覚と聴覚とによる美的作用は，その度数と強度とにより，ある意味において視覚の欠如を補い，そして美を感受し，美の素地である心情は，それに具有する法則に従って美を発展させ，これを明かにし，これを解明する．それゆえ盲人に残されている諸感覚を鋭敏にし，洗練し，これら感覚によって自然および芸術が提供した内面的知覚能力に適応した美的教育材料に方法的に導くことは盲人教育学の課題である．

感覚の鋭敏化と洗練とは盲学校では特に訓練された授業科目である．すなわち手の運動，指の運動，造形，絵画，触覚練習，聴覚練習によって行なわれる．絵画教育においては美の根本形式，秩序，合法性，調和などを直観させ表現させることである．博物学，地理学の教育も，その対象を全体として生きたまま動くままに呈示し，かれらは，これらのものに直接，接触させることによって，盲人の知覚生活をゆたかにし，その美感を練成するいろいろな材料を与える．なお，歴史上の英雄的風姿や悲劇的できごとは，教師によって芸術的形態に表現され，盲人の刺激しにくい感情能力に印象的な作用を及ぼす．詩的文学の鑑賞は，盲人にとってはその中に視覚的直観が現われている限り多少は局限されているが，特に聴覚的表現としての美的形式によって，盲人には魅惑的である．美の法則により，音調よく韻律的に作られ配列されたことばは，盲人の繊細な耳を通して，音楽のように感情の上に直接に作用し，文芸的内容を内的知的にもたらす．芸術的に形成された聴覚的表現はいわば音響における絵画のように作用し，盲人の内官を視覚的直観に近づけることができる，すべての芸術の中で，盲人にとって最重要で近づきやすいのは音楽である．それは視覚に依存せず，聴覚によって知覚能力，美的意識に作用し，普遍的に理解される世界語として，概念の記号や視覚表象をしりめにかけて直接心から心に語る．この芸術は盲人を美の殿堂の内奥に導くにまったく適している．もし，これがなかったら盲人たちはただ玄関に止まることを宣告されたことになる．音楽において韻律，メロディー調和により美の法則が知られ，それらの美的な協同作用によって盲人の閉された魂は，最も豊富な知覚に，喜びと悲しみとに，愛と同情とに，身のひきしまる敬虔と有頂天な歓喜とに刺激され，すべて高貴なもの，美なるものへと鼓舞される．また多くの美的な視覚直観も音響絵画によって，特に音楽のときそれがことばを伴えば，盲人の内官に近づけられ明らかにされる．したがって，音響芸術は盲人の教育において主要な科目となり，それが全人間性の調和的陶冶を促進さ

せる必要がある，

宗教もまた盲人に対し多くの美的陶冶要素をもっている．聖書の観念形態，はなはだ詩的な詩篇，直観的なたとえ話，聖徒の悲劇的運命などははなはだ多くの美的素材を提供し，これを適当に表現すれば，盲人の心情は文芸的内容をもって満たされる．美しい形式や儀式により感性的人間に神秘的なもの，すなわち最高の美をつかむことを容易にする宗教的礼拝において，盲人にとっては礼拝の美的方面の有効の度は限られている．ますます目を通してつかむものはすべてかれらには閉されている．かれらは，ただ鐘の音，オルガンの響，讃美歌にその美的教化を見出し得るだけである．中でも讃美歌は特別重要である．

盲人の美的練成はその視覚の欠如のためはなはだ困難であり，自然および芸術における美は，彼らにはただ，その一部にしか近づき得ないから，盲人は芸術の仕事において制限されていることは明白である．盲人には絵画はできないし，高等の建築術も閉じられている．盲人で造形美術家として名をなした人はあるが，それは修業の際には，まだ目が手を指導していた人に限られている．過去にも現在も多くの盲詩人が出ている．その中で著しい仕事をした人は中途失明者で，しかも高年齢でなお詩神に守られた人たちである．生まれつきの盲人は，たとえ天与の天才として生まれてきても，全世界をそのいっさいの現象形式にわたりこれを自己のうちにうつし，自己の思想と知覚とを視覚印象により多様に構成された語彙，豊富な言語に表現するような完成された詩人に発展することは困難である．しかし，音楽の分野においては聴覚だけであるから練習と作曲とを通しての創作はたいして制限なしになし得る．それゆえオルガン演奏者，音楽教師，作曲家として音楽に従事する者の割合は，視覚を有する人よりよいが，盲人の方がはるかに大であるという現象からでもわかる．

ひとり遊び　星遊び，中心地遊びなど数取り遊びの一種で，すでに以前からあり，盲人のための活動手段としてときどき推奨されていたものである．これにはいろいろな遊び方がある．最も多く行なわれているのは，7個の駒の3列を直角に対称的に交差させるようにして，十文字形に並べた33個の駒の中から，任意の一つの駒を離しておき，それで他の駒を真直ぐにはね飛ばすか打ち落して，「お嬢さん遊び」のようにして次第次第に全部の駒を取除き最後にただ一つだけが残るようにする遊び方である．

ピアノ調律師　この職業科は約35年前から盲学校の教科の内に採入れられて，盲人の生計手段として最もすぐれたものであるとされている．もちろんすべての盲人がこの職業分野に参与するわけではない．これに対して適格であるためには多くの資格が必要とされるからである．

ピアノ調律は多くの手工的技能のほかに，きわめて鋭敏な聴覚を要求されており，それ以外にも盲人として人びととの交際，和合するために意を用いなければならない．

これを教える際の課程はいろいろあるが，たいていは平均律，それから最高音律，最低音律にある単音の修得をもって開始され，その際，まず8度音と5度音とで行なわれる．しかし，盲人のピアノ調律師は，本来の音のほかにピアノについているこまごまとした装置，その機構を知っている心要がある．

ピアノ機構の多種多様の組織は，盲人にとって全然困難な点はないが，小型ピアノの機構をマスターするのは容易でない．そこでは各部が小さく，容易に理解しがたいからである．ピアノの革付けは盲人によって行なわれることはまれである．

ピアノ調律は盲人にとって非常に適職種なので，ほとんどの盲学校がこのピアノ調律科を整備しており，世界各地からの報告も盲人がこれに役立つことを明らかにしている．マグデブルグにある盲人ピアノ調律師ミュンヒ（Münch）は，「初心ピアノ調律師のためのピアノの機構と技術教本」という本を著わしている．これはウィーン王立盲学校で，1894年にブライユ式点字で印刷された．そのほかに，アーミテージ（Armitage）は，「盲人の職業としてのピアノ調律」という題で小論を発表している．

ピニエ（Pignier）　パリの帝室青年盲学校長．1785年に生まれパリで医学の勉強をし，1821年にこの学校の管理をするように任命された．バランタン・アユイ以来ピニエほどフランスの盲人のためすぐれた業績を残した人はない．かれは19年間の活動中音楽教育の方面で学校を改革した．1824年にバンダーブーフ（Vanderbuch）夫人の助けを得てピアノの授業を始め，グネー（Gneit）により1826年オルガン演奏を，1827年にはマルジョラン（Marjolin）により重複旋律法の研究を，ゴーチェ（Gauthiér）により和声学の研究を行なった．特別の意味があったのは，ムーラン（Moulin）によって，1863年に設けられたピアノ調律法教育で，音楽教育の促進を図った．ピニエは

やがてブライユの点字が重要な意味をもっていることを認め，1830年に学校で有力な文字大系として採用した．また，かれは卓越した盲生徒に学校における教職の道を開き，ほとんど全授業をまかせ，かれらによって個々の部門に対する優秀な教案を仕上げさせた．この発案から，オルガン演奏（グネー），ピアノ調律（ムーラン），和声学（ゴーチェ）についての論文ができ上り，ブライユは盲人のために歴史の概要を著作させられた．かくて，オルガン演奏という職やピアノ調律という職業の二つの新しい生計の道が作られるようになった．

機械的な機能に対しても，ピニエは同様に公平な処置をとった．これはかれが各生徒が多数の手芸などを修得する義務があると定めたことによる．これもまた，好結果を生み，生徒中の2人が発明したものが特許を得た．確かにピニエが非常に実用上の要件に重きをおいたことは各方面から高く買われている．この反面，古いパリの学校のどの校長よりも在職中ピニエほど激しく攻撃された人はない．羨望としっと心がかれに迫ってゆき，かれを迫害したのはかれの部下自身であった．1874年に没した．かれの著作については次のものがあげられる．「パリ青年盲学校の3人の教授および生徒についての略伝」（ブライユ，ゴーチェ，ムーラン）1859年，および「パリ青年盲学校に関する歴史的論文」1860年．

ピュイゾー（Puisaux）　この盲人は名が用いられず，いつもこのような名称で指示されていた．かれとディドロ（Diderot）との会合が，有名な「盲人に関する書簡」を書く機縁となった．次にこの盲人について知られていることは，18世紀の中ごろ，この盲人の生活していた時代には，盲人教育は今日のように特別な注意の対象ではなかった．

ところが，哲学教師としてパリ大学に働いていたかれの父は，わが子の有望な傾向を助長し，可能な限りこれを教育し，その手段としていわゆる会話により，常に有用なあるいは学問的対象にこれを向けただけでなく触覚をも利用した．この少年が14歳になったとき，父はこれに植物学と化学とを教え，勤勉と利発とにおいてこの方面で同級生をしのいだ．年少で両親を失なったが，残された財産を所有することになった．かくて快楽の世界にはいり込み，かれの性癖に乗じて気のよさを発揮し，経済的状態はたちまち窮迫し，その財産がなくなったことを知ったときは，もはやどうにもできない状態であった．間もなく結婚し，反省して生活の基礎を作ろうと決心した．同情の的とならぬため，かれはパリを去り，フランスのロワレ州の小市ピュイソーに移り，ここで酒類製造に従事し，これをパリに売りさばいた．夜には妨げがなかったので，夜働いて昼眠るのが習慣であった．かれもたいていの盲人のように整頓ずきであったから，妻が起床したときには家はすでに掃除され整頓されていた．

ディドロは，かれと注意をひいた論究の対象とするためかれを訪問した．ディドロは，かれがその子に読みを教えており，そのために白色の金属の薄板に現わしたアルファベットを利用しているのを見た．両人間の対話は当時にはたしかに注意に価するものであった．ディドロは，かれに鏡をどう考えるかと問うた．かれは「それは事物そのものからはなれて浮き出しに表わす装置であって，事物は鏡に対し一定位置におき手はこれを触知する事物の側でなく，その上におかねばならぬ」と答えた．望遠鏡，顕微鏡にも及び，その他，盲人にはあまり知られていない多くの器械にも話が及んだ．

ブラウン（Braun, Jacob）1794年，ブルツック・アン・デヤ・ライタに大工のかしらのむすことして生まれた．クライン学院の生徒となって異常な注目を集めた．3歳のときに痘瘡のために盲となったが，両親からきわめて適切な教育を受けることができた．そしてこの教育は，かれがいろいろな仕事に非常に上達するという結果となって現われた．その理由は，かれが父の手仕事に使う工具を自分の力の及ぶ程度で活用し，仕事場にいてこうした工具を常に身近において，そのことを通してさまざまな精神能力を育成することができたからであった．1804年5月13日，クラインはこの9歳の少年を引受けて，かれの教育を試みにやってみようと考えた．この日がクライン盲学校の創立の日となったのである．その理由はこの試みが成功してめざましい飛躍を遂げることとなったからである．

ブラウンは非常に理解の早い生徒で，かれはその先生の喜びであり，名誉となったのであった．かれは手工技能と同様，学問的な事柄においても非常に進んでいた．特にかれは指物職の仕事が非常に巧みで，のちには年少の盲人でこの職業科での教師となった．クライン盲学校の博物館には，まだかれの手になる手工作品が保存されている．

ブラウンは慎み深い人好きのする性質であったうえに，クラインに対する深い感謝の念がかれを動かしていたから，生徒と先生がすぐに固く結ばれ，クライン

がその最初の生徒を手放そうとはしなかった．

ブラウンはどの手工技能にも上達していた．かれは蠟でさまざまな物を作り，中でも動物の姿を作ることができた．その他，いろいろな機具や機械類を自身で製作したり，学校の庭園にあっては非常に活動的で，種をいまたり，植物を植えたり，接木までもしたのであった．

学校の学生簿には次のような記載がある．「ブラウンは，修学時代から職業科教師として，また，指物師として盲学校に勤めたのち，1839年7月3日病院で死去した」．

ブラックロック（Blacklock） 1741年，スコツトランドのエーナに生まれ，天然痘のため生後6カ月で失明した．かれには視覚の記憶は少しも残っていなかったが，かれはのちにエジンバラ大学の博士となり，スコットランド教会の牧師となった，有名な説教師であり価値ある詩人でもあった．この盲目の少年を慰めるため，単純な煉瓦工であった父は，かれのために若干のよい本を読んでやるし，数人のかれの仲間はかれにラテン語を多少教えた．19歳のとき父を失ったが，このできごとのため心の底までゆり動かされた．それから，エジンバラにおもむき大学の講義をきいたが，スティーブンソン博士(Stevenson)はかれとその進歩とに興味をもっていた．この盲学生は勤勉に古典的教養を受け，各国語を学び，音楽を修め，神学上の学位を獲得した．1761年結婚して，スコットランド教会の牧師に任命された．かれの動かない信仰は，かれをいっさいの人生不如意に元気よく耐えさせた．1791年死去した．かれは広い教養と普遍的認識をもっていたが，これは大なる勤勉，誤りなき記憶とによりて得たのである．また父や青年時代の友人，大学の教授たちの援助にもよったものである．人生において盲人の遭遇する幾多の障害にかかわらず，盲人の最大多数がなおざりにされていた時代において，その知的および道徳的素質を極度に発達させることができた．

12歳のとき若い女友達に詩を献げ，少年らしい作品の中に最もやさしい感受性が単純に自然に表現されているのが認められた，かれは少年時に一つの著作，すなわち一つの詩集を公にしたが，その中に注意すべきはホーマー流の響き，あまり知られていない哲学的表白，ならびにフランス語，ラテン語などが見出される．かれの書物や談話から多数の表象のほかに，盲人特有な刺激的の表白や魅惑的な特徴が見出される．

一方，自巳の盲目について語ることを決してはばからなかった．ブラックロックが，どこにも盲目に固有の印象の説明を与えていないのは不思議である．

プラトー（Plateau, Josef Anton Felrdinand） ベルギーの物理学者．1801年に生まれ，かれの故郷の町の帝室高等学校で学び，リュッティッヒの大学に入り，学位を獲得した．かれの学位論文は「視覚器官に対して光線によりてつくられる印象のある特性について」“Sur quelques propriétés des impressions produits por la lumiére sur l'organe de la vie” は，かれの名声を高め，ジャーン(Gand)の大学設立に際し，1835年，実験物理学および天文学の教授に任命された．かれの発明はフハァンタスコープ（幻像をみる装置）とアノルトスコープ(眼の錯覚をみる機械)である．こうしたことに絶えず努力をしていたので，次第に目が弱りついには失明してしまった．

しかし，これはかれの研究を続ける妨げとはならず，ジャーン大学で教授の職も続けた．失明してもかれはケートレー（Quetelet）と共に物理学概論を公にし，その最初の2部すなわち序論と力学はかれによるものである．1871年まで教職にあって活動し，1883年死去した．

フールニエ（Fournier Alexandr） パリの商人のむすこで，ごく幼いころに天然痘のため視力を失った．かれの父親はかれの世話をバラタン・アユイ（Valentin Haüy）に託したが，フールニエは数年足らずで能力のある人となり，アユイの誇りとなった．かれは書き方に非常に上達していただけでなく，凸版の地図の取扱いにもたけていて，晴眼者が地図を見るのと同じくらいの早さで，指でその盲人用地図を触知するのであった．また計算にも習熟していて，当時使われていた計算盤を使って，かれは最もむずかしい操作を早く，正確に行なうことができた．フールニエは盲人数学者パンジェオン（Paingeon）の教えを受けて，数学の知識をいっそう完全なものにした．アユイはフールニエをペテルブルグに連れていって，盲教育の成果を示そうと考えた．フールニエはペテルブルグに止まり，そこで結婚した．

なお，触れておかなければならないことは，フールニエが盲人のローデンバッハ（Rodenbach）の集会で足指の触覚の実験を何度も試みていることで，ときにかれは点字印刷用の母字鉛板を足指で読むことをやっている．

プレスコット（Prescot Harry Shoobridge） オーストラリアの盲人のために多くの功績を残した．プレスコ

ットはイギリスのケントに生まれ，瓦工として，活動を始めた．かれは1眼を失い，アメリカへ移住すればその状態がよくなるものと信じていた．最初は水夫として，次に警官として活躍したが，やがてオーストラリアへゆく運命となり，また，全く失明して貧窮院へ入れられるに至った．ここでかれは浮彫り文字を覚え，メルボルンの学校に入学できるようになり，オルガン演奏家になろうとした．しかし，かれには必要な才能もこの役をする身体上の適性もなく努力はしたが成功しなかった．ところが，偶然にも適当な仕事への道が開かれたのである．ある日曜日の朝，かれがいつものように聖書を読んでいると，1人の失明したこどもが，自分にも神のことばを与えてほしいとかれにたのんだ．プレスコットは，このこどもに聖書読んで聞せた．

これがきっかけとなってかれは運命を同じくする者の味方になろうと決心し，シドニーへゆき，そこで9年間盲人の教師として働いた．さらに南オーストラリアをその活動範囲に引入れ盲人を探しだしては，点字や浮彫り文字の読み方を教え，書籍を調えてかれらに読ませた．そして，その中の労働能力のある者には利得を得させようと努めた．鉄道や汽船会社は，かれの活動範囲内では自由な航行を許して，かれを支持した．またかれは，オーストラリアの国家からは相当の報酬を受けた．また，プレスコットの夫人は失明婦人の世話をし，いろいろな仕事をさせて，熱心に夫を助けた．かの女はこの目的のため，一つの協会を創立し，この協会はやがて一つの50人定員の収容施設を設立し，盲人のための慈善の中心にまでなった．プレスコットは最後にこの協会の先頭に立った．この協会は盲人の教育を任務としたが，学校へ生徒を集めるのではなく，個別的にその住居訪問して教えた．

平行棒体操　平行棒横木と地面との距離は生徒の胸または肩の高さに当たり，横木の間隔は生徒の平均の肩の高さにする．最も簡単な懸垂の練習は横木下の通り抜け，横木間の歩行と走行．下階段—懸垂における脚部，腕部の活動（鉄棒体操）高い方の横棒をとらえて外側に直立した姿勢から低い方の横棒の上に横になる運動．手の甲，手指または両手でとらえて1脚または両脚をのせる．水平懸垂における腕の運動．一方の腕を屈伸し，側方および上方にあげ，また下方にたれる．左右の手を順次にぎる．片方の手の上を握って交差して握るようにする．下から手を突込む．下腕懸垂と手懸垂との交互，脚部の運動，水平懸垂おける一方および両方の脚部の伸長，座位におけ横臥へ移りふたたび水平懸垂へ復する．同じ高さにした横木によって側面懸垂および斜位懸垂．外側に立って支持練習．斜めに立って支持練習．外側支持と直立との交互．支持，直立，懸垂直立の交互，支持，直立，水平懸垂の交替．下側をくぐりぬけて内側支持に至る．中階段——一つの横棒および両方の横棒に斜めに水平懸垂．この懸垂において，一方の膝，両方の膝を上にのせて，腕を運動さすこと．斜め支持における脚運動．ひざ，かかとおよび脚部の持上げと下垂，両脚を同時に側方および斜めに開くこと，足部の交差，斜め支え，用心してゆれる．内側に斜めに座す．内側側面に座す．乗馬姿勢に座す．両足を開いて座す．外側に傾けて座す．外側側面に座す．座位から他の座位に揺れないで移行すること．斜めの姿勢から急に後方に退いて懸垂，立姿，横臥懸垂の姿勢に至る．側面横臥支持および両種支持における腕部脚部の運動，たとえば傾斜横臥支持におけるそれ．脚部腕部の持上げ，腕の屈折および伸長ただ1脚のみのせること．横棒の間で1脚を前後に揺すること，開脚と横臥支持との交代，逆に下腕部による傾斜横臥支持，上膊懸垂遊泳懸垂に戻る階段，場所において，また，場所から stützler し，stüytiipfen すること．種々の座り方として平行棒間で前後に連続運動．支持してかつ両脚を閉じて，側方両脚で，（前揺れ後ろ揺れ，前後揺れをしつつ）脚を斜開脚して，脚を交差してまた屈折して揺れる．中間揺れをし，またはせずにいろいろの座り方の交代．方向転換一直立，騎乗，外側斜めの座り方より座っている横木および座っていない横木を越えて開脚した座り方，斜めに横臥して支持した状態より逆に．動揺より座り方，動揺直立より転回．4分の1の転回をもっての転換および転回．うしろ揺れにより平行棒の中央を脚を交差して揺れる．

ベーコン（Bacon, Nicolaus）失明法律学者である．9歳のとき弓矢のため失明した．両親はこの奇禍以前すでに決めていた計画を実行することに決し，盲人として生まれ15世紀末，著名な法律学者として生活したニカジウス・フォン・ベンダンの実例を暗示した．しかし，この計画を公表すると一笑に付せられ，幾多の障害が生じ，教授たちさえこの見解を脱しなかった．ベーコンに講義に出席を許したが，それはこれにより て慰安を与えるだけで，かれはそれをまじめに利用はしないだろうとの考えであった．しかし，ベーコンは著しい進歩を示し，予期に反し同級生中第1位を占めた．しかし，人びとはこの急速の進歩は初級の教授で

は可能であっても，研究が進むにつれ遅れるであろうと考えた．人びとが修辞学と詩学の研究はかれの能力の限度と考えたときでさえ，かれの熱意はいよいよ強まり，依然その席次を保った．しかも，このときでもかれは一般の考えをくつがえし，肉体の盲目と心の盲目の間の広大な差異を示した．卒業後は，ブラバントで弁護士を開業した．弁護依頼人により有為の材と認められ，訴訟に成功した．

ベルクホーフェル（Berghofer, Anton） 盲詩人で1800年ごろウィーンに住んでいたが，新聞にいろいろの詩を寄稿した．かれは若いときよい教育を受けたので，文筆を業とすることができた．J. W. クライン（Klein）が4年間かれの世話をし，盲人援護に尽力する愛国新聞に若干の詩を発表させて，故郷ソーレンに帰郷するほどの旅費を集めることができた．ベルクホーフェルとの交情は，クラインの盲児教育の考えをいよいよ堅くさせ，最初のドイツ盲学校創立はベルグホーフェルと知った年になる．

ヘンリー・フォーセット（Fawcett, Henry） 1833年に英国のソールズベリーに生まれた．最後には郵政大臣となる．ケンブリッジに学ぶが，数学の才能に抜群であって賞状をもらっている．21歳のときに猟に出てかれの父親の銃から出たバラ弾が目に当たり，その痕のためにフォーセットは完全に失明してしまった．しかも変らず勉強を続けて，やがて著作活動を始めるようになった．かれの大著である *Manual of Political Economy* は1863年に出版されたが，これによってかれはケンブリッジ国民経済学の教授として招かれた．1865年に国会議員に選ばれ，その最も才能ある一員に数えられた．1880年に英国の郵政大臣に指名され，この地位にあって，かれは特に実際的な多くの改革によってすぐれた働きを示した．かれは1884年の11月6日に死んだ．非常に数多い著書がかれの名声をつくり上げたのであるが，そのうちの1冊はドイツ語に訳されている．フォーセットは結婚しているが，1847年生まれのかれの妻 Gasret Millicent F. は英国の婦人運動の指導者として活動している．

紡績 最初，盲学校ではそのほとんどが紡ぐことは最も重要な手仕事の一つであった．少女だけでなく，少年たちもこれをする義務があった．この仕事は当時はまた，報酬のあるものであったようである．60年代の終りまで，2，3の少数の学校では細々ながら長く，この仕事を維持していたのであろう．ヒーンチュ（Hientzsch）は，1851年の盲人の教育および教化について紡績を盲人の重要な仕事と考えていた．1860年にウィーンの国立盲学校ではなお紡績機械が用いられて，ここでは10人の盲人が同時に働くことができた．機械紡績の開始以来，手紡績はもはや盲学校の職業課目としても，見られないようになった．

歩行訓練 大部分の盲人はその歩行が独得である点において晴眼者と区別される．その歩行の特徴とはいろいろ異なった点はあるが，2，3の共通点をもっている．速度が目立って遅い点，無気力な様子，前かがみになったひざ，年少であれば小またに歩き，成年であれば，ほとんど例外なく鈍重な歩きぶりをする点，上半身を前にかたむけ，心配げに手さぐるようにだした手．このような歩き方は，ウェーバー協会の「人間の歩行機関の機構」によると，ごく当然なものとされている．その理由は，地面を触感で確めるために足先が，まずおろされなければならないからである．そのような歩行をすれば，盲人は傷害や事故から容易に身を防げることは否定できないが，それは美的にも，健康上からも適宜なものとはいえない．しかも，そうした歩行の仕方が，さらに他の欠陥と結びついていることが多いからなおさらである．足先やひざの内側への屈曲，一方または両方の肩をつりあげること，上半身をふらふらさせていること，指をぶらぶらさせたり，爪で掻きあわせたり，広げたりすること，腕を堅苦しく張ったり，足をひきずったりすることなどが，その欠陥である．体操教育の目的は，特別の訓練によって上述の点を矯正することにある．この訓練は3重の目的をもっている．一つは，それによってできるだけ見た目によく自然で礼儀にかなったひとり歩きができるようになること，これは盲人の全生活にとって意味のあることがらである．第2に特殊な作為的な歩行をすることによって，四肢の行使に十分な自由をもてるようになること．そうすれば自然な歩行にもかえって大いに有利となる．第3に継続的で迅速で大またの歩行によって，全身の全面的な成育を図り，筋肉を自由にし，肺の活動能力を増大させ，意志の強化を目ざすのである．また，散歩や遠足などでも解決されるが，前者は本来的に体操時間に行なわれることを必要としている．

体操教育の際の歩行訓練についてはなお次のことを考えなければならない．①これらは事情が許せば戸外に行ってよいが，ほこりの立たない場所のこと．②よい歩行の場所的な基本条件は場所に適した歩行である．したがって，これは初期に行なうこと．③いろい

ろな変化はことがらを興味深くするものであるが，こうした訓練も歌や音楽演奏を伴うと，生徒にとって興味は倍加され，また，リズムに乗った歩行の練習も同時に容易に達成されることになる．④どんな歩行訓練の際にも，体育的に美しい姿勢を保つことが第1の重点とされる．⑤すべての段階を通じ独行ということが原則であって手引きを受けたり，補助手段を用いる歩行は例外とされる．

〔準備段階〕 まず第1段の指導は方向感の養成と遊戯である．その目的とするところはできるだけ歩くようにし向けることにある．体育的な規律による指導はひとまずお預けとなる．指定の地点に向って平常歩で歩く．初めは拍子をとらず，また，均一歩調をとらせない．そして次第に足並みをそろえさせ拍子をとるようにする（1，2，3，4……とかけ声をかける）．強く踏みしめて歩かせ，また，一定の歩調で足踏みをさせる．つま先き歩きとかがと歩き，前方および側方へ人のあとを追わせる．円陣を作って左右に跳躍させる．両足飛び，片足飛び，普通の歩行と，習得したいろいろの歩き方を交互に行なわせる．そして急速歩の練習などをやらせる．

〔初級〕 一定地から出発し，あるいは，それへ向かって徒歩と走行とを繰返す．側方へ急速調で走らせ，また，前方へ早い跳躍を行なわせる．歩調を加減する歩行および跳躍．ひざあげ，足合わせ，足開閉，かがと立ちなどによる歩行．4分の1あるいは2分の1足を引きずらせて歩かせる．行列をなして歩行させる．手をさまざまに運動させ，特に進向方向に大きくふりながら歩かせる．いろいろな方向を交通に複合させた歩行の訓練．歩調を変化させながら歩かせる．

〔中級〕 交差形の足並みで横行させる．スケート滑走による運動．跳躍行．スコットランド舞踏．複合歩行．競走．円舞に簡単な跳躍などを加えたもの．スコッチ，ポルカ，エスメラルドギャロップなど．

〔上級〕 中級で習得した種目をさらに練習させる．その他の円舞を教える．

ホーマー（Homer） ホーマーの名を冠した二つの広大な詩にイリアッドとオデッセイがあるが，この大詩人の生涯はすでに古代においてさえ不明のベールに包まれていた．かれがいつごろ生きていたか，その祖国がどこであったかも知られていない．ある人びとは，かれを紀元前1100年から1050年の人とし，他の人は1043年ごろだとし，また，他の人びとは紀元前10世紀の中ごろの人だと考えている．すでに古代において七つの都市がホーマーの故郷であるという名誉を争ったことが知られている．この白髪の詩人が盲人であったといういい伝えが古代に広く流布していたことは，われわれに興味深いものがある．自然をあのように確かな感覚をもって把握し，詩に歌いあげた詩人が視力をまったく欠いていたとは考えられないという意見も，もちろん古代人になかったわけではない．したがって，このいい伝えは，古代に一般であったあの特有の考え方に基づくものと考えられる．すなわち，一段と高度の精神的光輝をもち，普通の人びとよりも神々といっそう近い交わりをし，親しい関係にあると考えられている人びとを盲人であると見なす考え方である．チレジアス（Tiresias）もそうであるし，その他の弾唱詩人や，予言者も同様に盲であったとされている．それは盲目性いとう概念には畏敬という概念や，われわれの周囲にある事物や，人間の背後にある事物への高い霊的観照力という概念が結びついているためである．そのほかに，ホーマーが何かの理由で，恐らくは晩年に失明したと伝えているパウサニアス・ヘシキュウス（Pausanias, Hesyclius）などの作者もいる．ホーマーが，盲であったという伝説には，さらにかれが貧困であったために，不断に浮浪の生活をしなければならなかったという，いい伝えが結びついていることも容易に説明できる．

ホームシック 盲児童が学校に入ると，当初にホームシックを感じることがしばしばある．これはもとよりごく自然のことがらである．盲児が自分の住み慣れた環境から，まったく新しい見知らない，しかも一見あまり快くなさそうに思われ，自分の意のままにならない状態に連れだされると，わが家へのあこがれが激情的に現われることは容易に理解できる．盲児というものが両親の家で，その不幸ゆえに，甘やかされ，まるで傷病兵や病人に対するような注意をもって取扱われているということを考えれば，そのようなこどもが学校の中で，すぐには幸福であると感ぜず，住み慣れた環境の中へ帰りたいと願うことはごく当然である．しかし，別の場合も起こることがある．それは自分の近親たちによってこじきに使われ，また，浮浪者の生活を知り，自由な野外での日常に慣れてしまったこどもたちは，教場や部屋の中であまり満足することはできない．このようなこどもたちも，また，以前のような生活の仕方と環境へ郷愁を感じるのである．ホームシックはいろいろな形をとって現われてくる．たいていのこどもはきわめて静かに，身の回りに起こるできごと

にほとんど反感をいだくだけで，めそめそと泣いたり，父親や母親の名前を呼んだりするだけであるが，あるこどもは大声で泣きわめき，周囲の物を打ちこわし，出口を探し回り，力いっぱいわめくので，なかなか取り押え，なだめることがむずかしい．たいていの場合は，きびしくしかるよりは，やさしくいい聞かせる方が有効である．いろいろ面白い話をきかせてやったり，やさしくなだめたり，さまざまな種類の気晴らしをさせたりして，こどもの興奮を静め，そらし，その気持を現在のことがらに集中させることに努めることである．学校に慣れ親しんでいる生徒をホームシックにかかったこどもに近づかせて，世話をさせることは非常に効果がある．もちろん，庭を散歩したり，おもちゃで遊んだり，みんなに混じっておしゃべりすることも有効である．また，ときには音楽が驚くほど効果を示すことがある．かれらにピアノで小品を聞かせたり，他の生徒たちに歌わせたり，また自分で鍵盤にさわることを許したりすると，こうしたこどもたちは，ホームシックに取りつかれた最初のつらい幾時間かを無事に切抜けることができる．ホームシックにかかったこどもたちを女性の手に任せることもときには効果がある．このようなこどもたちの心を静めるのに年長の盲少女が適していることがある．もしホームシックの発作がなおらないときは，あばれ回るこどもをきびしく，しかることが必要となる．

以上のようにホームシックにかかりやすい盲児童には特別の注意を払わなければならないことは明らかである．

ミルトン（Milton, John） 1608年，ロンドンに生まれ，ある裕福な家庭の一員として，当時普通であった学問的な教養を積む段階を経過して行った．ケンブリッジ大学で，古代の古典作家に親しみ，また，かの宗教闘争の時代では，今日とはまったく違った意味を公共生活にもっていた．神学でも大いなる知識を得た．ケンブリッジで詩作を始めた．1637年にかれは自分の教養を完成するためにイタリアへ旅行し，イタリアでイタリアの叙事詩を研究して，初めて自国の文学に，イタリア叙事詩と張合えるような叙事詩を与えてやろうという考えになった．帰国後新聞記者としての経歴を踏みだした．これはかれが，すべての政治的・宗教的自由の基礎として，出版言論の自由という権利を要求したことによった．共和党が権力を得たときミルトンは外務次官に任命された．枢密院に委任され書籍の改訂に大きな努力を払ったため，失明することとなったが，そのため，かれは祖国のため光を失ったという誇りをもつようになった．私的生活にもどってかれは文学的活動を始めた．1645年にかれは叙情詩集をだし，10年後には英語の叙事詩の創作に着手した．神の貴族政治に反対する不朽の人間の反逆や，これに関連した最初の人間夫婦に関する聖書の素材に，かれは強く心をとらえられたに違いなかった．大胆にかれはその題材を取上げ，精力的にこれを遂行して行った．かくて12の歌からなる「失楽園」ができあがった．これは1655年に始め，1665年に完成したのであった．ミルトンはまた「復楽園」を作ったが，これは荒野におけるキリストの誘惑を命題としたものである．ミルトンは1674年死去した．

ムーン（Moon, William） この人は名のある盲人文字の考案者で，1818年ケントのホースモンデンに生まれた．4歳のとき，しょうこう熱で一方の目の視力を失い1839年に恐らくは第2の目の過労によりまったく失明した．それにもかかわらず法学博士の学位を獲得した．1840年にムーンは，母と共にブライトンに生活し，フリーア（Frere）の体系により読み方を学んだ．その際，かれは他の盲人教育を試み，ある5歳の失明児童にもっと簡単な触りやすい文字を構成しようという考えになった．いろいろの試みののち，1847年にムーンの文字で最初の小著が出版された．1848年には聖書の印刷を始め，1858年にこれを完成した．若い時分にはイギリスの盲人制度に功労があり，盲人文字をイギリスで始めた最初の人びとの中の1人である．盲人チヤールス・ローター（Charles Lowter）の補助を得て，ムーンの仕事はすみやかに飛躍して行った．これはローターが書籍印刷に多大の資金を用立て，死ぬまでこの企業の恩人となっていたからである．

ムーンは1894年この世を去ったが，かれは，自分の凸版印刷が広く普及するのを見聞して満足していた．というのは，大英帝国連邦だけでなく，オーストラリアやアメリカでもかれの書は盲人により大いに利用されたからである．

1860年に，ムーンは盲人文字普及のために行なつた旅の途上，ベルリンをも訪問した．このことがあって，今日でもなお活動を続けているベルリンにおける「ムーン盲人協会」の創立への基礎ともなったのである．

ブライトンに設けられた印刷所の管理および書籍普及についてかれの後継者となったのは，かれの1人娘

のアデレド・ムーン（Adelaide Moon）で，この人はすでに父の在世中に父の手助けをしていた．かの女は，1845年ブライトンに生まれ，近所の都会のホーブ（Hove）の学校で教育を受けたが，やがて，その生地にもどらなければならなかった．というのは，かの女の兄が医師として定住するためロンドンへ移ったとき，失明したかの女の父がかの女を必要としたからである．すでに15歳のとき，かの女は盲人のため，父が活躍するとき，父のよき補助者となった．そして，多くの困難に打勝ち，父娘はますます財政難とさえ戦わなければならなかった．21歳のかの女は，すでに盲人制度の中へ引入れられ，このころ起こった母の死のあとは，失明した父の仕事を管理していた．1882年，かの女は，父に付添って北アメリカ合衆国を訪ね，フィラデルフィアとシカゴに「家庭教師協会」を設立し，シカゴでは聖書協会の会計課長していたフォーズ（Phoads）を，かの女の仕事のために引入れることができた．アメリカにおける成功は少なく，父の死後，かの女は書籍の製作と普及を引受け，ブライユの印刷文字が危険な競争者となって現われたけれども相変らず凸字を使用して出版していた．

目をえぐり取る刑罰　暴力をもって視力を奪いとることは，古代の諸民族の中ではいろいろの犯罪に対する，わけても，かん通，神殿に対する冒とく，略奪に対する刑罰として利用されていた．ゲルマンの諸民族のもとでは，盗み，にせ金作り，裏切りなどにも，この目をえぐり取る刑罰が行なわれていた．東方の諸国の宮廷においては，好ましくない人物を無害にするため，このやばんな慣行が今もなお存在している．目をえぐり取る刑罰は，いろいろな仕方で行なわれる．寛大なやり方の一つは，目そのものは残るが，見開かれた目の前に真赤に焼けた金属板をもってきて，その熱のため角膜だけを焼きくもらすというものもある．このやり方の場合には，しばしば重要な光そのものはまだ残って存在するのである．眼球をしぼり出したり，掘り出したり，眼球を切刻んで取出したり，針でところきらわず刺しちらしたりするような種類のあらゆる仕方においては，目そのものが完全に失なわれ，完全な盲目になるということはいうまでもない．

盲学校における絵画と画像　(1)　目の見えるこどもの最初の書物は絵本である．絵本はこどもの喜びであると同時に，かれらの精神生活の構成にとっての礎石として役立つ無数の表現の宝庫である．絵画はどの教科書にものっている．毎年，どれほど目立たない仮小屋にもやってくる最も簡単な通俗本，すなわち，カレンダーは絵画で飾られている．われわれの定期刊行物の芸術的装幀はその刊行物の主要な魅力を形作っているのである．木版画，鋼版画および銅版画による絵画の複写は，たしかに印刷術に先んじ，印刷術に道を開いてきたのであり，現在ではより新しい形態においてこれに側面から援助しているのである．そして，目の見える，思考する人間自身となれば，どこまでも運命を共にするであろう．

このように絵画というものは，単に個々の人間だけでなく，ゆりかごから墓場に至るまで喜びにつけ，悲しみにつけ，人間全体に随伴しているのである．ところが，盲人にとっては，教訓と楽しみとのこの豊かな泉水が永遠に閉ざされたままでよいものであろうか．「盲人にとっても十分に楽しめ，わかりやすい絵画を作ることはできないものか．そして印刷によって複写することはできないものか．すなわち，光を失ったすべての人びとが近づきやすいようにすることはできないものか」という問題は，すでに100年来，いかに多くの盲人教師によって提起されてきたことか．

事実，この問題を実地に解決しようとする試みもないわけではなかった．しかしながら，これらの試みは最初は無限に大きなものや，大地や，大陸や，個々の国々の図解的表現に，すなわち，地理的絵画，あるいは地図に限られたのである．のちには，いろいろな材料からできている動物や美術品を写したり，さらに盲人の表現範囲を広げたり，豊かにしたりする試みも確かになされてきた．しかしながら，このような形式による模写は，それと結びついている困難な事情のために不成功に終ったか，あるいはまったく話にならないくらいのことしかできなかった．こういうひながたの効用は，そのひながたが常に一つの範例だけに存在し，盲人の現実社会にも，すべての施設にも存在しないか，あるいは，あるクラスの生徒全員にだけは近づきやすく，それゆえ，われわれの原始的な掛地図のように，個別指導だけに利用することができるので非常に限られていた．

クラスの増加と教育の簡明化への努力とともに，このような仕事の倍増化への欲求は，ますます活発になったのである．さまざまの試みの末，刻印がもっぱら実践的な再生産の手続きであることが判明したので，地図の生産はふたたび開始された．かくして刻印づけられた手触用地図が生まれたのであるが，その価値は今日もいかなる地理学の教師によっても疑われないの

である．手触用地図によって，初めて地理学のクラス授業が可能になったのである．しかし，これでわれわれは満足し，地理の絵画をただもっともな，あるいはりっぱなものとみなすことができ，かつみなしてよいものであろうか．最も不規則なゆえに，最も扱いにくい天然物の，すなわち，大陸や国々の縮小された彫塑的模写と，これらの絵画の印刷による複写とが成功したからといって，われわれの努力の歩みを止めることは理屈にあったことではない．授業中にはっきりと理解させられる対象は，この具象的な表現の範囲の中へもたらすべきである．単に無限に大きなものだけでなく，無限に小さなものも，さらに自然説の領域から生じる数限りないもろもろの現象も触覚によっは知覚されず，あるいは多額の出費を要するだけで，モデルによって実地に説き示されることもできないのである．ところが一方，刻印紙によって，これらの諸現象を十分に触覚できるように表現することは容易なことであり，教師の側からすれば，大した苦心もなく，盲人たちはそれらの諸現象の概念を獲得することができるのである．この概念は多くの晴眼者が事物や諸現象を表面的に考察したり，あるいは観察したりすることによって，獲得した概念におとるものではない．

絵画に対する反対者の多くは，絵の支持者たちがモデルや自然の対象を扱うことによって，授業全体を絵画だけに依存しようとし，その結果かれらは不精でのんきな教師たちのための安楽いすのクッションになりかねないというあやぶみの念を抱いているようである．しかし，これらの理由は目の見える人のためのあらゆる模写に対しても問題にされた．そして，それにもかかわらず，版画芸術のあらゆる作品をそれらが悪用されるかもしれないという理由で，索引にのせようということに思いつく教育者は1人もいないであろう．一つの事物の悪用の可能性は必ずしもその無価値を証明するものではない．

良心的な教師は最善の具体的説明の手段を案出するため，常に自己のできる限りのことをするであろう．そして，最善の具体的説明の手段は多くの場合，自然的対象それ自身なのである．しかし，具体的に説明される自然の産物や芸術の作品，あるいはいろいろな事象が近づきにくい，あまりにも大きく，あまりにも小さい，あるいは，あまりにも危険なものである場合には，良心的な教師は喜んで絵画の方を選ぶであろう．しかし，たとえ，われわれが動物園や植物園，それに中等学校の理解力の十分にある人たちの最善の教授用具を備えているこの上もなくすばらしい博物館を思いのままに利用したとしても，われわれは絵画とか図画というものを手放してしまうことはできない．なぜなら，これらの絵画とか図画によって，触覚器官にとってはあまりにも大きく，あまりにも小さく，あまりにも複雑であったり，あまりにも危険であったり，あるいは，まったく近づきがたいところの非常に多くの事物が，触覚の識別能力に応じて表現されるからである．

盲人というものは，かれが自分の両手で触わりながら，何のためらいもなくつかみ得るものを，一つのまとまりのあるものとして，じかに概観し，認識するのである．もっと大きなものは，盲人によって全体として「一目で概観」されるのではなくて，盲人はその個々の部分に順々と触れ，そうすることによって総合的に序列概念を得るようにしいられている．そして，その序列概念の各部分は，それらが場所的に正しく並んでいる代りに，時間的に順次続いている．そして，次にその序列概念は対象に繰返し触れることおよび精神的過程によって初めて正しく秩序づけられた集団概念（全体概念）に変えなければならない．

晴眼者はこれに反して，かなりの距離から観察したすべての対象を，たとえば，机とか，建物とか，あるいは樹木や森林とかを全体としてとらえるのである．そして，分析的なやり方によって初めて，比較的近い距離から当該の物体の，それぞれの部分を見ることによって，それぞれの部分の正確な諸概念を得るのである．これらの諸概念は正しく場所的にまとめられて，全体概念のうちに秩序づけられるのである．ところが，盲人は帽子やいすの大きさの対象，黒板や猫の大きさの対象というものを全体として，何のためらいもなくとらえることはできないのである．いろいろの全体概念は，それゆえ，盲人によって少しずつ順々に一つにまとめなければならないことになる．

触覚というものは，あらゆる方面に発達しており，もしそうでない場合は触覚は1本かあるいは2本の指先に注意力を集中するものと思われる．盲人の触覚をその人が読書に熟達しているというだけで判断すれば，われわれは大変な思い違いをしていることになる．

晴眼者でも，自分が一目で見渡すことのできないもの，たとえば，町とか，国とか，全体としての地球などが問題となると，事情は盲人の場合と同じである．そうなると晴眼者も，縮小することによって全体への概観をその人に可能にしている「地図」を手にしなければなならない．絵画の必要という点に関しての晴眼

者と盲人との間の差異はかれらの視界の広さが非常に異なっているということに基づくのである．この視界が狭まれば，狭まるほど，代わるものへの必要はますます大きくなる．

しかしながら，下へ向いても，また，知覚の限界は目に対してと同様に，手に対して存在している．そして，ここでもまた，触覚というものは，なおそのうえに人工的な補助手段を使用することのできる視覚にははるかに劣っている．直径がわずか2ミリメートル以下の，それぞれの対象の形態は，それらの対象が非常に単純なものであり，さらに触覚器官の圧迫に対して抵抗するために必要な堅さをもっていても，手の指では例外的な場合にだけにしか区別されることはできない．一方，補助手段を備えた目は，ほとんどが1ミリメートルしかない存在する物体の形態をやはり認識することができ，そして他面では1目で何百万の世界の事物をとらえ，夜空の測り知れない深みまでも見透すのである．そして，それにもかかわらず，完全な理解力を有する人にとっても，図画によってしか理解されることのできない無数の物やできごとがなおも存在しているのである．

図形や図鑑を用いない幾何学や物理学，あるいは地理学や天文学の教育というものを考えてみよう．しかし，理解力の十分にある教養の豊かな人たちでさえ，自分の表象能力，想像力を支え保つために，これらの補助手段を必要とするのであれば，光を失った人たちをかれらと同じ身分の人たちの程度まででも高め，そして，それらの人たちを精神生活に参加させ，あるいは，かれらの肉体上の欠陥のために奪い去られたものを，徹底的に教育することによって，できる限り補充し，かれらが生存競争に十分耐え得る力を身につけるようにすることを盲人の教師が断念してはならない．そこにはもうこれ以上手をつけずに放置しておくことの許されない，限りなく大きな活動分野が開かれている．

しかし，晴眼者たちのための博物学的製作品の加工者たちは，馬や犬や，あるいは牛や鶏などは，よく人びとに知られているものでも，具象的に表現することから除外したりはしない．なぜなら，目の見えるこどもでも絵を手本と比較して見ることによって初めて，相互に「選り分ける」ことを学ばなければならないからである．そして，この道はすでに12年前，すなわち，アムステルダム会議以前に，起草者によって歩まれたのである．そのとき，かれは動物界の領域からの描写をかもとがちょうによって始めた．立派で完全なモデルと不完全なモデルとは，それらが存在するところでは，自然的対象から芸術的対象への絵画と完全なモデルへの過渡的諸段階を形成しており，その場合，これらのモデルは正確であり，触覚に適合するものであることが常に前提とされている．これらのりっぱで完全なモデルや不完全なモデルは，実例で示す対象がないため，正確で，明瞭な基礎概念を得ることが肝要であるというときには，欠くことのできないものである．ところが，これに反して中心的な関心事にはならないが，ある授業科目において話題になる事物を，すみやかに，しかも，静かに観察することができるということであれば，絵画で十分こと足りるのである．それだけでなく，おそらく完全なモデルよりもむしろ好まれるものである．

教師はいつも自分の書斎を利用させることはできない．これに反して，その安価のゆえに十分な部数をたやすく調達できる印版画を配布することは，何のさしさわりも引起こさない．こういう方法で，与えられた機会に，どんなに異なっている概念や観念も，自然に生まれてくるためのきっかけが与えられる．このために今までは，ただ，そのときどき思いつくことばが欠陥を補わなければならない場合が，あまりにも多かった．かなり多くの授業科目にとっては，浮出し画（印版画）は，まさに必要，不可欠のものである．

盲人が自らの発達過程において進歩すればするだけ，また，モデルによる教育や図画を使っての教育の影響によって，盲人のもつ抽象能力が強められれば強められるだけ，絵画のもつ意味は，盲人にとってますます大きなものとなるものである．と同じ程度に，一方では完全なモデルに対する必要性は減少するのである．自然的対象を，たとえば，現に生きている動物を，はくせいにされた動物やそのモデルと比較することによって，また，自ら形態を模写することによって，生徒はかれの前におかれた平版画，あるいはスケッチを精神的に再形成し，これに生命を与える能力が与えられる．このように今までかれにとっては得ることのできなかった無数の諸観念を，簡単で容易に盲人の精神に引きあわすことができる．そして，それから教え子が施設を去るときは，かれは自分の絵本と絵入百科辞典とをもって一般社会へ出ていくのである．そうすることは，かれが自分の拭い去った，あるいは色あせてしまったいろいろな観念を，暇をみてはふたたびよみがえらせ，枯死してしまった観念に改めて生命を吹込

み，自らの見聞，知識を補ない，かつ深めることができるからである．

(2)第２の問題は，「絵画は一連の説明で理解させる手段のうちでいかなる地位を占めているか，そして，絵画をいかにして調達するか」に関してはすでに今までに述べてきたことで一部分は答えられている．すなわち，自然的対象，モデル，不完全なモデル，平浮出しモデルおよびスケッチという．これはまた，卑屈とも呼ばれる下降的系列において，前２者は当然印刷機による複製はできない．

これに反して，15年来，イルザッハにおいてなされた経験によると，比較的小さい対象の不完全なモデルと比較的大きい対象の平浮出しモデル，および明確なスケッチは印刷によって複製することができるのである．したがって，下降的系列における後者の二つないしは三つのものと，上昇的系列における前者の二つないしは三つのものは具象的に表現することが，印刷によって可能なわけである．

まったく特別な重要性をもつものは，刻印によって作られた不完全なモデルと平浮出しモデルとである．なぜならば，いろいろな盲人施設がこれから先，不完全なモデルを必要とするだけの部数を入手することは，ほとんどないであろうからである．

われわれは，授業というものをもっぱら説明し理解させるための下降的系列の後者の二つにだけ頼り，盲目のこどもたちというものは，画像を手にすれば生産的な想像力のある作用によって，そこに置かれている対象自体を，心のうちに思い浮かべる能力がもともと与えられている，という幻想にふけろうとしていたのであれば，これは本末転倒，まったくあべこべのことをしていたといわなければならない．盲人というものは，何らかの種類の小鳥にこれまで一度も触れたことがなく，また，その他の予備知識もない，たとえば家に飼育している雄鳥の画像を一度も両手につかんだことがなければ，その画像はかれにとって完全に無意味であろう．しかし，かれが生きている，あるいは剥製にした雄鳥を自らの手でさわり，実際に“直観”し，これと同じ動物の正確な造形模像と比較する機会があれば，繰返し触れてみることで，同時性の法則に従ってだけでなく，本質的には自然的対象の助けをかりて獲得され，こどもの精神のうちに保持されている観念をふたたび呼び起こす類似性の法則により，この動物を知ることができるであろう．もちろん，ボール紙のわくで分けられた相称的な不完全なモデル，他の側からすすめられたいくぶん煩雑な補助手段を用いなくとも，このような中間的なものを所有する者は，それを利用することが良策である．自然的対象自体の場合には，そのゆがみ，そりといったものによって認識され，やや正しく判断されるのと同様に，第３次元あるいは深層の次元は，たいていの場合，完全な半模型であるクンツの絵画によって認識され，判断されるのである．目もまた，深さ，厚さをゆがみやそり，あるいは影によってだけ判断するのである．剥製にされた雄鳥の助けをかりて，生徒たちに別のヨーロッパのやまうずらや，雄の大雷鳥，大雷鳥属の鳥，西アフリカ産のほろほろ鳥，雄の七面鳥，きじなどの新しい諸観念を与えることが，いま問題になっていると仮定すれば，教師のことばによって刺激を与えられこどもたちの生産的想像力は，当該の動物の模形によって根本的に支持されるであろう．

こどもというものは，これらの浮彫り画を手にすることによって，何の困難もなくすべての種類の雄鳥が一致した体形を示していることを発見するのである．手を触れてみることによってわかる差違は，これらの鳥の間においては両脚の大きさ，構造，長さ，およびおおっているもの，頭の（とさかの有，無）形，尻尾やあるいは尻尾の羽毛の形などを知るのである．そして，これらの差異は刻印画によって明確に知覚されるのである．それゆえ，われわれは現に存在する要素からなるまったく新しいもろもろの観念のグループの形成を，こどもの想像力に期待するものではなく，手で触れる絵画の助けをかりて，ただ，わずかだけこういう諸グループを変更することだけを期待しているのであり，われわれはことばによってだけでなく，触覚印象によってもたえず想像力の手助けをしているのである．これらの種類の小鳥の生きている範例や剥製にされた範例，および足や翼やしっぽの羽毛などのコレクションを所有している人は，当然それらを利用するであろう．しかし，比較するためには絵画も使うであろう．さらに，人がもし剥製にしたあおさぎとこうのとりを所有し，アフリカ産の大形のこうのとりと，べにづるを所有していなければ，そして教師は，いまあげた最後の２羽の小鳥の描写を，生徒たちが注意深く手でさわったあおさぎとこうのとりの描写に結びつけるならば，大形こうのとりと，べにづるの描写が，こうのとりのそれと並んで描かれている画板は，こどもたちの想像を根本的に支えるであろう．

とらは大きなねこである．生きているねこ，あるい

は剥製のねこおよびその絵，ときには完全なモデルや不完全なモデルも同時に手で触れれば，このようにして獲得した知覚の助けに支えられ，とらの模写とその描写とを手にして，この動物の表象を得ることは，盲目のこどもにとってさほど困難なことではないであろう．そして，この表象はこれらの動物の特質に関して，晴眼者が模写の助けをかりて獲得する表象とまったく一致するであろう．とらとライオンとの間に存する形態上の差異は絵画においては，明確に区別することができる．その他の種類のねこも，それに対応する絵が存在すれば，こどもたちの直感にもたらされるであろう．クラスの生徒たちは，だれしも自分の絵画板をもっていなければならないことは自明のことである．

あまり大きくもなければ，あまり小さくもない，もっと危険な生きている動物は，動物学の授業にとっては最もよいものであり，これらの生きた動物についてよいものは剥製にされた動物であり，モデルや不完全なモデルは間に合わせのものである．そして，りっぱな絵画というものは，どんな事情があっても，何もないよりははるかによいものなのである．

動物の絵画よりなおいっそう有益なものは，植物学のための形態学上の画板，葉状形態，花の各部分などである．植物の葉が平たい形体のものであれば，そのものをありのままに刻印形成し，紙板のわくの中にしっかりとはめこむことができるので，天然自然の植物の葉と同様に，触れている手の指の下で曲がったり，ころがったりすることはない．こうすることによって，葉の原形を理解し，天然自然の植物の葉というものを認識することが著しく容易になるのである．

もし，多くの全植物を造形的に表現したり，刻印形成づけたりすることに専心しようとしていたとすれば，おそらく間違いを起こしていたであろう．このような模写は不自然なものであるか，あるいは，指でもっては，もはや区別し識別することができないほど乱雑なものになるであろう．われわれにとって問題となる植物は，多くの場合ありのままの新鮮な状態で扱われなければならない．しかし，触れてみることによって，正確には識別することのできないものが存在している．植物のそれぞれの部分，花糸，花粉，雌シベ，子房，花の形態，菊科植物の個々の花，細胞，脈管，木の根などがそれである．ここでは彫塑形成と刻印形成とが，触れることのできないものの拡大化された描写や，縮小化された描写，あるいは単純化された描写によって決めなければならない．同じことが，鉱物学などの諸要素に関してもあてはまる．最も本質的なものに限定されることは当然である．われわれは盲人たちのうちから，動物学者や植物学者や，または鉱物学者が育てあげられるはずはない．また，かれらが5官の完全な人たちと，これらの分野において競争することができるほどのうぬぼれが，かれらのうちに育てあげられるはずがない．

しかし，絵画の不完全なモデルや平浮き出しモデルも，スケッチ画も，それらの絵画の基礎にされている図画は，最重要なものである．晴眼者は光学の法則に従って描くものである．しかし，指にとっては普通の意味で投影も陰影も，また，遠近法上の展望も存在しない．目というものは，そこに置かれている対象のそれぞれの部分の長さの関係から間違いなく，その形態だけでなく，その位置や方向をも識別することができるのである．その同じ対象が投影面とともに，さらに正確には，その投影面の線とともに角度を形成するとき，その対象は短縮されて見える．

投影理論のための理解させる最も簡単なよい器具は，部屋のドアである．部屋のドアは垂直面（壁）とともにどのような任意の角度をも形成することができる．盲人もまた，ドアが半分しか開かれていなければ，一直線に歩きぬけることができるための空間が残されているということを，そして，それとともにドアは壁に対して斜めの位置にあるから，ドアは実際の幅よりは狭く見えるに違いない，ということをさとるであろう．しかし，現象面の理解というものは，ただ，光の屈折を識別することが，見るということを可能にしているのと同様に，触れることによって投影図画を正しく把握することを少しも必要とはしないのである．

五官の完全な人のよく熟達した目というものは，投影理論の法則に従って描かれた図画から，個々の各部分の見かけだけの短縮や，あるいは消滅から思考の媒介がなくても，模写されている対象の位置や状態を認識するものである．これに反して，手にとっては視覚上の錯覚は存在しない．手は事物をそれが現実にあるがままにつかむのであり，事物が目に見える通りにつかむのではない．それゆえ盲人に対して体形の正確な表象を媒介し，そして決して活動を推測させてはならないはずの絵画は，大きさにおいては正確に釣合い，投影面に対する軸線は並行した位置にあるという具合に描かれる必要がある．一方，晴眼者のために絵を描

く芸術家は，決まって別のもっと生き生きとした生命と活動とをのぞかせている立場を選び，投影的短縮の手法を十分に使用するのである．

また，盲人のための絵画板にも，大雷鳥属の雄鳥が，このような位置に短縮されて現われている．なぜなら，特色のしっぽの純粋な側面画では効果がなかったであろうから．

触覚と筋肉触感との結合した活動にとっても，ある意味では存在しているところの遠近法に対して正確な予備知識があれば，盲人は投影に対する以上の理解を示すのである．

もちろん，対象は手をもっては把握されないということを仮定すれば，対象が観察者から遠ざかれば遠ざかるほど，視覚と（直接的，あるいは間接的な）触覚にはますます小さく思えるのである．なぜならば，そうでないとすれば，触覚器官としての手だけが問題とされるであろうし，距離はゼロに等しいだろうから．

以上のことから，次のような可能性が明らかになる．すなわち，観察者の近くに存在する同じ大きさの物よりも，なぜ遠くにある対象がより小さく見え，それゆえより小さく描かれるのかを盲人に理解させ，それによってかれに遠近法的図画を理解させるという可能性が明らかになるのである．それゆえ，視覚におけると同様に，問題となる感覚器官の組織の当然の結果として，すなわち，身体的必然性として把握されはしないところの触覚の遠近法も，ある意味では存在している．——目というものは，一般に遠近法的にのみものを見るのである．目は物そのものを把握するのではなく，網膜の上において物の視覚的な映像を，すなわち，物の表面を把握するのである，そして，この表面は距離や照明や位地によって変わる．これに反して，触覚だけには物はあるがままである．そして，筋肉触感との協力のみが，種々の距離にある事物を大きく見せたり，あるいは，小さく見せたりすることができるのである．手で触れられた対象の一つの極点に接触することによる指先の触覚と腕によって描かれた角度を欠いている筋肉触感とは，思考過程（推論）を通じて複合の知覚へ溶合させられなければならない．それはちょうど，さまざまの視覚印象と触覚印象とが形態表象へ補なわれることと同様である．たとえば，小鳥の一方の脚がその他方の脚よりも短かく描かれたり，あるいは，同じ高さと仮定され得るいくつかの樹木が一方の側へはますます小さくなるとき，盲人はそのことからそれらの距離について推論することが，スケッチ画を人は，盲人たちがフェルトのしとねの上でピンと組糸で作るのを常としている純粋の，線だけの図画であると考えている．その製作と刻印形成とは非常にわずかな時間を必要とするだけであり，しかも，何らむずかしいものではない．とはいえ，これらを理解するのは授業によって肉付け，形どることや図画を描いたりすることの予備工作を徹底的にやっていなければ，やはりむずかしいだろう．これらの理由から今までスケッチの理解に対する盲人の能力を知っていたにもかかわらず，スケッチの製作を断念してきたのである．このような図画はできるだけ単純に扱う必要がある．このような図画は切断面の境界線を描きさえすればよいのであり，動物の場合は精々切断面に投影されたその四肢の形を点線で描きさえすればよい．また，もっと大きなスケッチ画についても同じことがいえる．もちろん，これらのスケッチ画には不完全なモデルや平浮彫りのモデルが先行し，そして，これらのスケッチ画は不完全なモデルや平浮彫りのモデルからの別の抽象化であることが明らかになるということが仮定されればである．自然や，あるいは完全なモデルや不完全なモデルにならって実際の浮彫り画，スケッチを描いた生徒は，線画をもって不完全なモデルを，さらに，この不完全なモデルをもって完全なモデルや対象を逆に推知する能力を具備しているのであろう．この逆推論は，図画を描かない盲人たちにとっては，かなりの困難をもたらすかもしれない．しかし，図を描くということは，決して必要欠くべからざる前提条件ではない．目の見える画家や，あるいは，彫刻家というものは，他の五官の完全な人よりも，肖像や，胸像をよりじょうずに批評するすべを心得ているであろう．しかし，りっぱな絵を見て，そこに描かれている人物を再認識するためには，芸術家であることを必要としない．

スケッチ画を実際に描くに当たっては，線が相互に交差しないこと，あるいは，凹形の印象が生じるように接近することは，できるだけ注意しなければならない．このような線が比較的多く相並んで接近していると，盲人はそれらの線の全体のうちの一部のものを見つけだすことができないか，あるいは，努力してやっと見つけだすことができるという有様であるから，それらの相並んで接近している線は，盲人たちを困惑させてしまうことになる．

われわれは，相互に交差した動物の足や，あるいはしかの角や，その線がからみあって混乱しているさま

を考えてみよう．このような場合，薄い部分のためには不完全モデルか，あるいは平浮き出しモデルがスケッチ画の代りをしなければならないので，混合された画ができあがるのである．こういうことになると，しかのスケッチ画は，体の部分を線画として，両足と角を，さらに必要であれば首と頭をも，不完全モデル，あるいは平浮き出しモデルとして描かなければならないだろう．また，おそらく純粋な線画というものは，まったく平たい平面をもっている平浮き出しモデル（浅浮き出し）によって代えることもすすめてよいであろう．これらの浅浮出しモデルであれば，どんな事情があっても，純粋なスケッチ画や，あるいは混合されたスケッチ画に比べて，盲人たちに誤解され，間違えられることも少ない．しかも，この浅浮出しモデルの製作は比較的容易でもある．しかし，画を描くということだけはこのような浅浮出し画によっては線画のスケッチによるほどには，増進されることはないであろう．一方，損失は不完全モデル，あるいは浅浮出しモデルおよび浅浮出し画の彫直しや刺繍によって容易に補塡することができるという面もある．その上，下におかれた厚い紙板を彫直すと，きっとその裏面に点線で，手本と完全に釣合いのとれた相称的な手で触れることのできるスケッチ画ができるのである．このスケッチ画は刻印形成された．すなわち，生徒にはできあがったものとして渡されるスケッチ画と，生徒自ら仕上げたスケッチ画との間の中間的なものとみられ，そして教師の援助をかなりひかえめな程度に限ってもさしつかえのないものである．

モールが，われわれに伝えている幾何学的作図と物理学的図画とは，何ら立入った批評を必要としない．テクニックは，晴眼者たちに提供するのとほとんど同じ補助手段をわれわれに提供する．そして，触覚能力は同じものを識別するのに十分である．このような作図が盲人たちに提供する困難は，晴眼者が同じ教科の研究に際して克服しなければならない困難よりは本質的には大きいものではない．

これらの造形的図画の使用は，点から出発して，総合的に取扱かう場合だけ，版画のそれとの差異を示している．一方，晴眼者は全体をいともたやすく概観することができ，かつ，分析することができる．以上に述べたことは，次のように総括することができる．

身体のそれぞれの模写は，まず第1に不完全モデルないしは浅浮出しモデルとして，そして第2には，浅浮出しスケッチあるいはスケッチとして示されるべきであり，また，こうすることによって，説明し理解させるための下降的系列の後者のものが形成されるはずである．スケッチ画の線が，互いに接近しあっており，そのために触指がそれらの線の二つ，あるいはそれ以上を同時に知覚し，その結果，混乱が生ずるのであるならば，スケッチ画の各々の当該部分はまた不完全モデル，あるいは浅浮出しモデルとしても，また，平らな浅浮出し画としても表わされなければならないのであり，それによって，境界線の代りに，いろいろな表面や身体が感知されるのである．影の線は決して用いることが許されないが，投影と遠近法とは，上級の人びとのためのものと定められている絵画だけに例外的に用いられている．

「具象的表現というものは，外界のいかなる分野にまで及ぶべきであるか」の疑問は，おそらく次のような消極的に提起される方がいっそうよいであろう．すなわち，「現実のどんな分野が絵画による表現から除外するか」と．

刻印形成される絵画によって説明し，理解させることのできない事物や現象は，ごくわずかしか存在しないので，答えはいっそう簡単である．したがって，今後は，浮き出し画は動物学，一般植物学およびいくらかは鉱物学や地質学などのあらゆる分野にわたる自然的対象から，不完全モデルあるいは浅浮出モデル，さらに，スケッチの形態において製作することができる．さらに自然説の分野の非常におびただしい数のもろもろの現象から，地理学や天文学の分野のもろもろの事物やもろもろの現象から，また，盲人には一つあるいはその他の理由から，親しみがたいさまざまな種類の芸術作品から，そして，最後にはいろいろな有名な建造物から，あるいはそれらの建造物の興味深い部分などから製作されるものである．

このような対象にはまったく特別な注意をしなければならないであろう．これらの対象は，指で触れ，知覚されるためには，あまりにも大き過ぎ，あまりにも小さ過ぎ，あまりにも危険過ぎるものであって，説明し，理解されなければならないものである．なぜなら，これらのいろいろな対象は，今日のいろいろな書物のうちにその名があげられており，あるいは職業や家政にとって重要なものだからである．

肉眼に対しては，部分的にか，あるいは完全に姿をかくして見えず，そして，どんな事情があっても，手で触れることはできないが，拡大されて，その結果手で触れるように提示される数限りない多くの小さいい

ろいろな事物のうち，次のものの名があげられるに過ぎない．すなわち，それは花のいろいろな小さい部分であり，いらくさのとげであり，さまざまな脈管と細胞であり，さらにはブドウ病やじゃがいも病のようないろいろな寄生細菌であり，麦角やもろもろの糸状菌などであり，さらにまた，さまざまな昆虫の目や触角，足や羽であり，口器や武器であり，ちょうの羽の粉末や，特に人間の身体のうちの寄生病菌であり，晴眼者といえども，顕微鏡を用いることによってだけ正確に知覚され，そして，普通一般には絵のついた図解の書物によってだけ知らされているいっさいの諸物がそれである．

盲人が人から耳にする物は数限りなく多く存在している．われわれが，われわれの書物を盲人とともに読み，きわめて日常的な事物について，盲人に知らせようとすれば，われわれは，それらの事物を盲人に語り聞かせなければならないことであり，盲人自身はその語り聞かせられたものを，自ら口まねをするのである．そして，盲人が人から耳にする数限りなく存在している事物は，多くの場合，絶対に盲人には，目で見るように実例でもって理解させることは不可能である．この事情は異なったものになるはずである．そして，盲人の教師が自らの義務を意識すれば，事情は異なったものになるであろう．そのためには，われわれはあらゆる面にわたって仕事にとりかかろう．ただ1人の人だけでは，この巨大な題材を扱いさばくことはできない．われわれは1886年以前をふり返ってみよう．当時，われわれは何をもっていたのか，現在のわれわれは，何をもっているのか．そして，われわれ各々のものが，精一杯の力を尽すならば，(1916)年後には，われわれは，何をもっているのであろうか．

盲学校における博物学　①沿革　一般盲人教育の始まりはペスタロッチ時代に帰する．かれの学説は，人間性を純な人智へと高めることを目的とし，官能の直観を教育の結果とするものであるが，これは盲人の精神生活が感覚の完全なものの精神生活と同じ法則によって発展し，盲人に残っている感覚にも直観の原理が及ぶという結果を生じた．あの時代に盲人教育が普通の学校教育，したがって，博物学の方法と教材を受入れたことはもちろんである．すなわち，ペスタロッチ派が自然物の実物教示を要求しても，博愛主義者の教育法，主として感覚的観察の絵画を現わし（Basedowの初級作品），教科的な物語を付加し，自然物殊に植物を系統的に分類する方法は残存していた．ただ，盲人教育では，これが全然描写に限られているというわけでなければ，普通の絵画はパルプ，銅，および木材からなる浮彫り模写物や剥製にした動物とか，雑多のもので補充された．盲人教育のペスタロッチであるクライン(J. W. Klein)は，実際，1819年にこの教育が，こういう方法で，ときたま行なわれていたころ，自然の実物教示の必要性を認めて，次のように書いている．「生徒を庭園・田園・森林の中へ連れて行け．そして，生徒に植物やその各個の部分に触れさせよ．そうすれば生徒はこれを識別することを知り，木を植えて，これを保持するということになるであろう．大きな樹については，生徒にその個々の部分，葉・枝・樹皮などを教え，生徒にその寸法で大枝の広がり，高さを教え，全体の概念を作るように仕向けよ．それから，生徒に必要な注意をして，動物（生きている）に触れさせよ」．すなわち，クラインは現在の立場に著しく接近している．かれがそれにもかかわらず，イェーガー（V. A. Jäger）が，1834年にウィーンの学校について書いているように，実物教育をまれにしか行なわなかったとすると，これはその当時の盲人教育の目的にあり，その時代に，あまり認められていなかった博物学の高い目標も，一般に有力な教案においても，よい教科書に欠けていることにも根拠があった．この目的に従わなければならなかったのである．博物学教授法を，その欠陥を除き，すぐれた作品を著すことより，非常に向上させた功績はリューベン（Lüben: 1837）である．かれは読み方の取扱いと，他の実物との融合，すなわち，科学的系統的の表現が課せられることを望み，組織でなく，これに至る道が実物の直観，比較，観察により，この教育の最も価値ある成果で，近きより遠きに至るものでなければならないという．長らくリューベンの要求は国民学校でも盲学校でも顧みられないままであった．雑誌や入門書による精神教育にあまり過大の意味が与えられ過ぎた．かくて，1859年にヘッケ（Dr. Hecke）が次のように書いている．「博物学において失明した生徒は晴眼者と同様，一定入門書により各界のことを漸次に，共に学ぶことができる」と．

現在博物学が盲学校で卓越した位置を占めていることは，最近10年間に自然科学の興隆，ことに「盲人の友」および盲人教育の会議により個々の学校や工場の観念，労働および教材展覧会が一般的なものとなった事情の成果である．大きさの関係をあまり顧慮しないで，重要な目標を触覚に十分においていなかった旧

来の鉄・銅・林木・厚紙・皮などの教材は消失した．その代り，美しい標本や剥製の動物などがでている．ベルリンのリンネア（Linnaea）研究所，シャウフース・ドレスデン（Schaufuß Dresden など）．見える目だけに十分開かれるような植物学は，ありのままの一部は拡大した触覚を考慮して，購入できる模型により盲学校にも及ぶこととなった．この模型は1891年，ドレスデンの盲人教師クローソン・カース（Clauson Kaas）によりなるものである．さらにイルツァッハのクンツ（Kunz）およびハノーバーのヘッケ（Hecke）が加工した浮彫りカードおよび絵画集（動物と植物の一部）により，また，博物学上の絵の取扱いや意味に関する講演によって，博物学に盲学校の適当な地位が与えられることになった．

種類の知識でなく，全体として，生活共同体としての自然の知識，したがって，終局の目的として自然群を取扱うことを要求する博物学教育の最新の道が，盲人教育にも及び始めている．このように教授過程を行なうには，盲学校には自然群の模型が欠けている．

②博物学教育の意義博物の教育は形式教育に著しい影響をもつものである．盲学校の下級に実物教育を特に選ぶ場合，その分科には博物が第1に入れるものであるが，これが学校の訓練においての最高級をさすものである．外部の自然は5官を通じ，盲人の精神生活に絶えず働きかけている．聴覚・嗅覚・味覚は継続的にその印象を機械的に自然から受け，触覚は生じつつあるものを十分に享楽するためには，完全な自然生活に立入りさえすればよい．これらの感覚が，合成的に指導され練習されると，鋭敏になって，生徒はすばやく，また，はっきりと，個々の自然物の特性を解するようになる．この感覚の練習に対象物の精神的把握および長く価値ある豊富な観念を獲得することが結びついている．ある批判討論は絶えず感覚の活動を伴なうものであり，言語と直観，性質または活動およびその言語上の表現は，直接に結合して現われるから，言語はその機械的な取得の領域から本質的なものの領域へと導びかれていくものである．

感覚による知覚は，まず第1に個人の観念の結果として起こってくる．感覚の完全な生徒は，この感覚を授業時間外でもしばしば用い，これを繰返すことによって，かれの精神の素質が固定される．もっとも，晴眼者の教師にとって材料を反覆することにより，固定が必要なときには盲人の教師にとっても必要なことである．この反覆は，盲学校では個々の事物の記載だけに制限されるというようなことがあれば，児童の精神には，すぐ浪費されてしまうような死金のようなものができるであろう．しかし，盲人の比較および分類欲は，すでに類似のものまたは反対のものを常に新しい学科と同等と認めることを示している．これが博物学において取扱われたものを参考にして行なわれ，そのため精神的に抽象し結合して，同種のものから異種のものが分離されるようになれば，こどもの精神中にその自然科学の知識の初歩の自然な知識ができてきて，感覚で得られる直観を働かすような精神活動，すなわち，判断・結論・概念形成というような活動が，程度からみて他の訓練ではできないような思考能力を喚起することになるに相違ない．新しいものを古いものに関係させ，遠くのものを土着のものに関係させ，実物で示されないものを類似のものに関係させることによって，空想は制限され，正当化され，記憶は再生できるようになる．混沌は盲人にとって生ける宇宙となり，これを盲人はあとになって，ある限度ではあるが独立して，さらに探究することができるのである．

ドレスデンのゲオルギー（Georgi）は，1857年に盲人の特性として，自分の周囲に起こってくることがらすべてに多くの盲人がひどく冷淡なのは，本来，事物に対する知識の欠けている結果であると書いている．感情生活に関するこの欠陥を博物学に適用すると，博物学というものは，この欠陥を盛んな自然感覚を喚起することによって取除くのに適している．自然感覚を喚起するのには熟視する目が必要であるという主張は，特に正しいとはいえない．事物を描写すること，この際盲人は，この物を生きとし生けるもの，生成しつつあるもの，生活条件を取去ると自分と同じくはかないものと認めているが，自然物に対する興味を喚起するに適している．教育の際，各自然物は目的の1体性よりなるという原則をできるだけ広く顧慮すれば，自然感覚は強められる．なるほど各部分の目的を規定することは，自然科学者にまたなければならないが，容易に認められる目的は多くは盲人の触覚にも通用する（鴨・もぐらもちの構造，柳の全盛時代，隠花植物の香いの目的，砂地にはえる植物の毛髪，うさぎの防禦武器）．最後に人工蜜蜂の室，狐の穴，ほととぎすの漂泊本能などを想起すると，盲人は人間的思索に似た本能的生活に直面するであろう．

また，美的教養にも博物学は幾多の貢献をしている．もちろん，盲人の耳は美的享楽のおもな媒介物である．この場合，多声の鳥群，静かな森の中の樹木の

ざわめき，小川のせせらぎ，滝のあわ立ちなどが想起される．手の媒介もあなどられないものがある．各部分の調和，花の豪華なところが快感を与えているような自然の形の整っているのに触れると，美の感覚を活気づけるに相違ないからである．奇形なものを観察することすら，この方面への働きをもっている．これは影が光を引立たすように，美しくないものは美しいものを引立たせるからである．

自然感覚および美の感覚を養成すると，盲人の宗教心をも促進することになる．動物界および植物界に認められている合目性，自然物の生成・存続は，詳しい指示はなくても，自然の立法者となっている．次に自然の知識はしばしば宗教の時間に起こす認識の基礎を提供する．自然，詩篇の詩歌，聖書の話やたとえのもつ自然相は，感覚的な自然観察がないと，盲人にはとうてい理解のできないままで残るであろうし，また，盲人の情意は深い刺激を欠くであろう．

盲学校の博物学はまた，物質的な教養目的をめざすものである．個々の描写はそれぞれ盲人が模型や素描の授業で模造できる多くの形式を提供する．教養もなく，自分自身の世界に生活していても，授業により盲人は実生活に移されようとする．こういう欲求を満足させるのは第1に博物学の教育である．盲人の精神は自然物や自然経済の意味を把握するだけでなく，経済，商業，産業における人間生活や健康と疾病，栄養と衣服に対する文化史的意義をも認識する．衛生学において，盲人の精神は盲人自身の体質，その発達と育成についての説明を与えられる．このような認識により，かれは眼光の欠けているために，特に危険に陥っているかれの身体を注意深く保護・育成するように鼓舞することとなる．盲人が宇宙における一員として，自己を他の生物と比較すると，晴眼者とともに創造の神から人間に与えられた人間の品位という高い地位を感じる．教育学者ディースターベーク（Diesterweg）のことば，「博物学に止まることは，比類のない堕落である」は，もはや盲人には適用されない．

盲教育史　盲人史を書こうという最初の，そして唯一の試みは，クライン（J.W. Klein）によって1837年に行なわれた．当時はたいした注目もひかず，今日でもごく僅かな書誌にしか見いだされないこの小論は，この辞書を出版したと同じ出版社で発行されたものである．その本の題は，「Geschichte des Bl-Unterrichtes und der deu Bl.gewidmeten Anstalten in Deutschland etc.」（盲人教育とドイツの盲教育施設などの歴史）であった．

このとき以来，もちろん幾つかの著作の中で，盲教育や一般の盲人問題が取上げられ，また，専門機関誌や盲教育者会議の報告書などの中で，盲人問題の歴史についての貴重な寄稿があった．同様に個々の盲学校が，その活動状況に関して発表している報告書は，そのうちのかなりのものが年鑑となっているが，自分の盲学校の歴史に起こったいくつかのことがらだけでなく，盲人問題の発展に一般的な解明を与えているものがある．盲人問題を個々の地理的な地方区分に従って特徴づけようとするいくつかの試みが各所で行なわれている．そして，この文書上の仕事はずっと広い範囲にわたって，その歴史をたどっている．たとえばギルボー（Guilbeau）の小冊子がある．これはフランスの盲人問題の歴史を一般的な状況で略述したものである．しかし，盲人問題についてのもっと広範な概観的な記述はまだない．この教育分野，すなわち，公共福祉は（これは明らかに教育のうちでも最も興味深いものであるが）まだたいした年齢に達していない．それは盲人の教育のための努力が広範な規模で始められ，盲人の一般的な保護を実施する目立った努力が行なわれたのは，まだ1世紀とたたない前のことであるからである．しかし，これまでに経てきた各段階はきわめて興味深いもので，現存するかなりの量の資料を使って，詳しい盲人問題の歴史を書くということは重要な課題である．

1785年にパリに初めて盲学校が建てられるまでは，1人ひとりの盲人が特に身分の高い家柄の出の盲人が，当時の考え方からいっても最も適しているといえる個人教育を受けていた（多くは講義と復習にあった）という例や，あちこちで盲児童が，晴眼者の学校に通って，少なくとも聴講により幾分かの知識を得ようとした例は数多くはなかった．それにもかかわらず，盲人のための教育手段や学習手段はまったく不足していて，国民の各層へ盲人教育を普及させようとする努力はほとんどどこにもみられなかった．

しかし，盲人の教育能力が次第に認められ，以前は上層階級の特権であった教育を，一般化しようとする努力とともに，次第に周囲が公式に盲人に注目の目を向けるようになってきた．ただし，ろう唖者はすでに十分にかつ広範に保護を受けていた．こうして，バランタン・アユイは，18世紀末にウィーンのテレジア・フォン・パラディス（Theresia von Paradis）を通じて，多くの盲人がきわめて高い才能をもっているこ

とに注目した．マンハイムのワイセンブルグ（Wei ße-nburg）は常に盲人に対して深い注意を払っていた．パリで行なわれた最初の試みが非常な成果をあげ，同様のものが，ウィーンでも行なわれたことは幸福であったというべきである．これらのただ1人の盲人について行なわれた二つの試みは，数多くの盲人児童を対象とする事業に発展し，個人の事業としての盲学校も生まれるようになった．パリのアユイとウィーンのクラインは互いに知りあうことなく，しかも，ほとんど同じような方法で事業を始めた．1人の生徒についていろいろな試みをしたあとに，かれらは多数の盲人を収容した．最初は少年だけが教育されたが，のちには少女たちも加えられるようになった．事業の計画とその遂行や進歩を人びとに広く知らせるために，ジャーナリズムを利用した．アユイもクラインもかれらを知っているサークル以外にも，自分たちの意図を知らせるため，かれらの最初の生徒を連れて各所に旅行をしている．その際，この事業の新奇さと盲人に対する同情とが，人びとの理解にとって最も積極的な要素であった．各所に新しい学校が建てられたが，その制度はクラインのそれに，また，のちにはベルリンのそれに影響を受けている．しかし，適切な盲教育を行なう方法と可能性について自覚して，多少とも独立的にこの方面の事業に携わった新しい人びともあった．最も古い盲学校は数十年の間活発な活動を展開した．そして，りっぱな教育を受け，精力的な意欲に満ちた盲人が，自分と同じ境遇にある者の世話を，自分で引受ける時代となった．そして，創立者や校長自身が，盲人である学校も幾つか生まれた．これらのことは確かに大きな成果をあげたのであって，これらの学校の建設が一時的な性格のものではなく，今日までなお存立しており，一部は地方官庁の管理に移譲されていることなどを考えると，それが非常に大きな意味をもっていたことがわかる．

アメリカの盲人問題もまったく同じように発展した．そこでは，この活動は19世紀の最初の3分の1半期に発足した．全体的にいって，その他の活動はまったく驚くほど類似の様相を呈している．そして，ヨーロッパではアユイとクラインがこの問題の使徒であったように，アメリカではハウ（Dr. Howe）がそれであった．かれは労苦をいとわず，盲教育という理念の普及のために働き，やがて大きな成功をした人である．19世紀の後半までは盲人問題の協力者や推進者たちは互いに共通のつながりというものをもっていなかった．しかし，ドイツとオーストリアは両方合わせてドイツであると考えられていたので，そうしたつながりをもっていた．1855年に出版された専門誌「盲ろう唖学校機関誌」もこの欠陥をほとんど補うことができなかった．各盲学校はばらばらに前進し，相互にほとんど，あるいは，まったく知り合うことがなかった．上述の機関誌の1859年および1860年の号で盲学校の設立への呼びかけを盛んに行なったが，積極的な具体的な指針に欠けていたとき，多くのことがらはこの横のつながりが不十分であったため，うまくゆかなかった．盲人にとって読み書きなどはまったく意味のないことであるとか，その他，今日では考えられないような多くの誤った主張をわれわれは読むのである．各盲学校は他の学校の経験を詳しく参照することもなく，個々独立して新しいことに着手していったということができる．もちろん，その時代まで支配的であった不満足な交流状態の改善に気を配らなければならなかった．それは専門家たちの間で思想や意見を活発に交換するのに適していなかった．そして，逆に1873年，ヨーロッパで最初の盲教育者の会合が行なわれていた．ウィーンで行なわれたヨーロッパの第1回盲教育者会議は，会議自身が成功しただけでなく，盲人問題に新時代を画するものとなった．個々の問題についての意見はかなり対立的に取交わされ，また，多くの点について細目や共同の歩調に不一致があったが，その討論は問題を明らかにした．

そして，若い教師たちに助言が行なわれ，その意見が検討されたことだけでも非常な成功であった．年とった専門家たちは，確かに長年の経験がかれらに教えた保守的な立場に立っていたが，個々の柔軟な気質が新しい方向を打ちだすに役立った．しかし，会議が生みだした事態が変ってきた．若い力が登場してきて，かれらはまだ老齢の同僚たちの経験に従うことが多かった．そして独立性と自負が生み出した力が認められるようになってきた．会議の重要な点はもう一つ別の面にもある．個人個人の流儀が互いに交流によって関係をもつようになったことは非常に幸な結果をもたらした．それは共同の連携が拡張され確実にされて，盲人の福祉を促進することを目的とするすべてのことがらについて，次第に堅固な連帯性が生まれていれば，一つの大きな家族を形成するようになった．個人的な交際や文書による熱心な交流は，多くの重要な共通な問題の所在を明らかにし，盲人が幸福になるためのさまざまな問題の解決に役立った．また，盲教育の発展

のために一つの協会が設立されたことによって，盲教育界を統一することへの大きな，そして重大な，ほとんど決定的な飛躍が行なわれた．もとよりこの協会はその成立をウィーンの会議に主として負っている．

ドイツやオーストリアと同じく，他の国でも速度の違いはあるが，また，内容に多少の変化もあり，地方地方の状況に応じた副次的な事情もあるが，盲人問題について大きな発展が見られた．そして，どこの国でも遅かれ早かれ統一的な盲人協力者の団体ができ，国家当局に対してもその発言がかなりの重要性をもつようになった．

盲人問題の歴史を少し詳しく見る者にとっては，もう一つ別の重要な問題が目に映ずるはずである．その問題の発展が盲人問題の歴史の根幹をなしている．それは，まず第1に印刷と文字の問題である．浮出し文字と，点字の歴史はわれわれの専門分野の歴史の重要な部分である．それが盲人問題の歴史それ自身であるといってもよい．もちろん，その発展は晴眼者の文字や印刷の問題の発展と並行してきた．後者の進展に資したものは，前者にも役立った．ただし，直接間接にこの二つの重要な問題は，盲教育全体の発展のうえに異常に重大な影響を及ぼした．19世紀の中ごろには，読み書きなどは盲人にとってまったく余計なものであり，時間つぶしで意味のない問題を盲学校の教育計画から遠ざけてしまうのがよいという声が聞かれた．しかし，見識をもった盲教育者たちは迷わずに前進した．そして，そのことは今日の時代が認めているように，大きな成果をもたらしたのである．

われわれが盲人問題の歴史の中で，切離すことのできない分野としてあげなければならない第2の問題は，盲人の職業教育すなわち手仕事の訓練ということである．古い盲学校はこれを大きな問題としていた．アユイは短期間にこの方向に長足の進歩をさせた．しかし，クラインはこの問題を見過ごしにしなかっただけでなく，ほとんど半世紀間にわたって考慮を払った．手工技巧の最も簡単な教育が始められてから，半ば遊びとして，半ば真剣に行なわれながら，この問題は盲教育で最も重要なものの一つとなるに至った．最初のころはただ適宜に行なえばよいとしていたのであったが，今日ではこの授業部門は，盲学校で最も重要な分野とされている．盲人の手仕事が発展するにつれて，訓練を受けた盲人は経済的に自立すべきであるという考えが強まり，次第に盲人に晴眼者とまったく同じ生活上の地位を与えるべきであり，晴眼者と同じ自活性をもたすべきであるという意見が現われてきた．そして，養成や教育の目標はだんだん明確となってきた．もちろん，ごく少数の例外を除けば，盲人の音楽教育はかなり後退したことは否めない．盲牧師たちの中には盲学校での音楽教育に反対する者があった．これらの人びとは，その意見においてそれほど誤っていたとは思っていなかった．ところが，盲人の教育に非常な注意を払っていた盲学校から，多くの盲人のこじきが生みだされたか，その教育のため，どれほど多くの資金が必要であったか，また，その結果がみじめなものであったかを考えてみれば，うなずけることである．

盲教育に関する一般的な観点がいかほど確立したかを示す一つの事態がある．最近数十年間の盲人問題の歴史の中で，この事態の出現は看過できない重要なことがらである．一般的なことがらが確定的な様相をもってくると，次には個々の特別なことがらが取扱われるようになる．ある一定の期間，実際上の要請が主要事であったが，今度は問題の学問的な側面が問題とされ始めた．特に人びとは盲人の性質をできるだけよく認識して，盲教育の運営とその原則とを正しく打ち立てようと努力するようになった．教育心理学上の研究が興味深い問題を提出し，多くのことが教育の強力な核心となってきた．

盲人問題の歴史のうちで主要な役割を演じている第3の問題は，生活保護問題の解決である．教育上の諸問題が確定して，一定の形式をとるようになり，ある程度の教育の実があがるようになると，次に生徒たちの将来についての問題が当事者の眼前に現われる．もとより盲人の生活保護は早くから取組まれていた問題である．それを示すのはフランスのルイ9世の事業である．かれは300人の失明した戦士たちのために，パリに盲人院（Hôpital des Quinze-Vingts）を建てた．それより以前にメムミンゲンに盲人のための保護施設が建てられ，のちに廃院となった，という話は疑わしく思われる．13世紀にこの種の最初のものといわれる事業が行なわれて以来，盲人の生活保護の問題は動きを見せず，クラインが1810年にこの問題を取上げ，これに具体的な解決を与えるまでは進展を見せなかった．18世紀末，すでに盲人保護の施設がイギリスに建てられたとのことであるが，それは別の意味で建てられたものと思われる．ウィーンとパリに建てられた保護施設もまた，その設立に関して相互に没交渉であった．というのも，この方面のいくつかの異なった方針

が可能であったからである．19世紀の後半に至って，近代的な盲人保護の分野に初めて活発な運動が起こった．それは周囲の実状がこれを余儀なくさせたからである．すでに教育を受けた盲人の数はかなりの数に増大していた．そして，それらの人びとは次のように自問した．「いったいどうやって自分の知識と技術を活用したらよいのか．教育を受け訓練も終えてどうやって自分の生活を築いていったらよいであろうか」と．盲人問題の他の分野では，すでに盛んに盲人自身が正しい道を発見し，あるいは少なくともかれらの協力者たちが，その指導をしていたが，そのようなことがこの分野でも，行なわれ始めた．数多くの有能な盲人たちは，他人の助けを借りずに自立した．その事実はどの方向に努力を進めたら成果があがるか，ということに対するよい実例を示すものであった．盲人が経済的に独立しなければならないということは当時の合ことばであった．しかし，この理想が達成された実例は，ほんのわずかであった．それは資金貸与や原料供給や信用裏書などのことで，盲人はいろいろと援助を受けなければならなかったからである．クラインは盲学校卒業者のための生活保護が必要であることを認めた最初の人であったが，最初はこのことが単に主張されていただけであった．そして，やがては具体的に必要な措置がとられるようになった．今日では確かに組織も変ってきているし，保護が行なわれる名称も違ったものとなっている．しかし，盲人がその実生活で，ほとんどの場合，十分な援助を必要としており，その援助が保護用資金が提供できる限りの資力を使って長く維持されて行かなければならない，という原則は今日もまだ変っていない．数多くの子女授産所や，男子保護の施設，盲人療養所，作業場，老人ホーム，施療院などが十分に建てられていることは，この原則の現われである．

盲人福祉事業に積極的に働いたのはだれであったか，どのようにして盲教育と生活保護が高度の進展を遂げてきたか，また，それを叙述し，ある限度内で盲人問題の歴史の詳細を示すことが，どのように行なわれてきたかを示すことは将来に残された問題である．

盲児幼稚園　ここにいう盲児幼稚園とは，盲目の児童が五感の完全なこどもが公立の小学校などに入る前にはいる幼稚園と同じく，本来の盲人教育の施設に入る前に入所する教育施設をいうものである．盲人の保護事業が進歩している都市地域では，珍しくもないことであるが，ドイツではその先駆をなしたものは1862年にザクセン王国で建てられたフーベルツブルグの盲児幼稚園で，この種のものの最初の施設であった．

1873年のウィーンにおける盲人教育者会議では，これの必要性を力説した校長のラインハルトによると「この幼稚園の設立は，人道的な利点ばかりでなく，国家経済的にも福利をもっているものである．盲人に対する独立自治の教育には，かれらの肉体的強健が主眼目となっている．健康であればいろいろな手仕事にも従事してゆけるが，貧困家庭では，なかなかそうはいかない．もし体育が加えられず虚弱児のまま放任されていた者には，12歳まで残っていることのできる幼稚園（予備校）に入所すべきで，私はいくたびかその世話をしたことがある．予備校から本科に進むときには，かれらは心身ともりっぱな発育を遂げており，19歳にもなれば仕事の能力を備えている．こうした予備校は道徳的にもすぐれた効用と価値とを示した．放任されている児童はその悪癖の矯正に多くの時日を要し，中にはその見込みもないまでになった者もある．予備校では放任の危険から守られ，容易に有能な人間に導くことができる」．

生まれたままの人間の精神は，かれが正常児であろうと，盲目またはろうであろうとも，そこに差異は認められない．だからすべての人間はこの精神的能力を，その素質と発育法則を同じように生まれながらもっていると考えてよい．たとえば，盲人の精神は中軸器管，すなわち，脳内で光の印象を受入れ，それに応じる能力は欠いていない．ただ，通るべき門戸と，この印象が意識の中に入るための連絡，すなわち，視神経が閉ざされているか，妨げられているか，もしくは欠けているかだけである．

この光線や音響の入来とともに精神の発展が始まるときに，初めてこの生まれたままの平等性は消滅し，それぞれ違った方向に進もうとする精神状態が開始される．

人間精神の内部では，いっさいが相互連関のうちにあり，一つの形象は他を規制し，影響を与えるものであるから，この発展方向の差異は次第に精神生活の全分野に及び，意識，感情，意志となって現われてくるのである．

感覚を一つ欠いた盲人の場合，この事実は明らかに精神発達に重大な障害を意味している．

この精神的発展の刺激力を，人間はまず視覚を通じて受取る．光の印象はこどもがまだそれを意識しない

うちに，心の中にはいってきて，まず，目や眼筋肉，頭部および手，そして最後には上体の運動を起こさせるような作用を現わす．

ところが，盲児にはこの幸福な発育にあずからず，その欠陥のために周囲から閉ざされる．初めのうちは無意識のうちに過ごすが，聴覚が進んでくると周囲に関心をもつようになる

盲児は五感のそろって健全なこどもたちのように，外界の事物をはっきりつかめないため，自然にうしろに取残されてゆくのである．外界の諸現象は感情や意欲などの精神現象の基礎をなすものであるから，視力の欠損は精神上に大きな障害となる．

言語が登場してくる時期になると，かれをこれまで孤立させていた制約は一部こわれる．そしてこの言語によってかれの生長に要する促進素材が得られはする．しかし，人間の大部分の言語表現は，視覚によって導かれるものだから，ここでも正常児と比較すると非常なおくれを取っていることになる．正常児は物事について語ることを覚えるが，盲児にはまったく望めないことで，まるで外国語を学ぶようなものである．その理解は一部分に止まっている．

正常児はその精神的発展の途上で，有力な推進力を模倣の衝動から受ける．人間は意志的生活の発展すべきその下地となる力強い芽を自身の内に感じるときは，ほとんど誤まって行動することはできないものである．ところが，盲児には模倣の衝動が非常に限定されている．かれがまねようとする音やことばの数々が，かの精神の成長に何ほどの意味をもつのであるかと思えば，精神の発達については，正常児にくらべて非常に不利であるかがわかる．身体上の成長についても大差はない．われわれの体は慣性法則の下におかれており，常に休息を考えているが，この考えの力はただ外部から入いってくる．特に視覚を介してはいってくるさまざまな刺激によって取去られ，活動しよう．何ごとかを行なおうとする内的衝動を発動するのである．これが盲児ではこの刺激は聴覚と触覚とだけから与えられるに過ぎないから，非常に乏しいといわなければならない．そこで，盲児童はそのもっている欠陥のために，とかく非活動的と判断されるのである．

誕生数カ月間は滋養物の要求や，眠りを求めていることの見分けがつかない．これらが満たされると直ちに身体の苦しみは消去り，おとなしく静かに寝てしまう．母親が笑いかけると，その声を聞き知っているときには，かの女の方に小さな腕を伸ばす．

生後1年を経ると，他の部分が健全であり，よい滋養としつけとが与えられていれば，こどもはまっすぐに座ったり，立つことに，また歩こうとすることにも，かなりできるほどに体の力がそなわってくる．しかし，どこにも障害物があるので，それらに衝突すれば，かれの運動は失敗するわけであるが，そうしたことが絶えず行なわれ，また，面倒を見てやり，確実に訓練しないときには，決してこどもは強健にはならないし，歩行にも熟達しないであろう．こどもに勝手に任せておれば，かれはただ1カ所で手を動かすだけで，ついには苦しい無為に陥るであろう．のびのびとした活動を欠いていることは，こどもの身体発育に恐ろしい悪影響を与えるものである．血液形成と代謝は緩慢かつ不完全にしかならず，組織の発達は不完全で乏しくなり，各分泌腺は不良の体液濃度のために不全となる．また，腺病質的徴候が全体に現われ，知らず知らずのうちに悲惨なやつれた姿になってしまう．これで強力な保育を行なわないと，こうした弱体は救われがたいものになるのである．

こうした適当な保育はいつ始めたらよいか．経験ある盲教育家はこう答えるであろう．「早ければ早いほどよい」と．こどもが10歳にもなっていて，すでに高度に病状が進んだままで放任されているのを見たのでは全く遅過ぎる．

教師にこどもの欠陥がわかった瞬間から，そのようなこどもたちを注意と保育とによって健康体に育てあげることにしなければならない．これには整備された施設に送るよう母親に説得することである．6年もたてば事情は著しく好転するであろう．母親は人から求められなくとも，その豊かな母性愛からわが子の強健になることに進んで協力することである．

どういう施設，どういう学校に託せばよいか．それは教師がこどもの集団の中で，かれらの教育のためにどれだけの知識を備えているか，どれだけの数の教科課目を果たし得るか，また運用力がどの程度あるかなどを考えて盲児を託するにたるものかどうかを決めることである．これまでの家庭的保育が完全に達せられており，盲児童の特異性によく応じたものであれば，設備の整っている教育施設が望ましいこととなる．

ところが，多くの盲児の家庭はおよそ理想から遠く離れたものである．正常児であれば，たとえ貧しくとも，行動の自由が与えられ，学校にゆくまでにある程度の知識が用意されているものである．これに反し，盲児童は外部からの刺激，適当な指導が与えられなく

てはならない.すなわち,児童教育一般に対する生き生きとした関心と当を得た理解，正しい教材の選択に対するすぐれた創意,偉大な忍耐と疲れを知らぬ耐久力,多くの時間，豊かな物質の供給などが要求される．こうしたことは，貧困の盲児家庭には望んでも得られないものであって，それに悪習に染ったこどもであった場合は，手の施しようもない．中流家庭の盲児はどうかというと，そうたいして変ったものではない．極端な母親のあまやかし，誤まった同情によって，幼い盲児は著しい未成熟，憂うべき依存性をもつに至る．この点，貧困家庭の盲児よりもかえって多くの欠陥が感じられ，教師に対しいっそう大きな悩みを与えるものである．

しかも，母親たちはこうした気の毒なこどもたちには，はげしいことばはかけてはならないと．それではこの哀れな愛児たちは非常にわがままとなり，いいたいほうだいにいい，いつも不満をもつようになり，慈愛に満ちた母親に対してさえ，暴君のようになってしまう．これでは盲児童がその家庭教育も，盲学校入学への準備もしていないといってよい．

そこで盲児たちのために，その身体の鍛練と，なおざりにしていたものを取返し，欠陥のあるところを矯正する合理的な教育を与える施設の存在が，さし迫った必要事となってくる．一方にこの年少者の救済のため，また，一方本来の盲学校とも，かつはその前段階として有期的な関係にある特別の施設において，年少者に対する教育課題が達成されるのである．

このような準備的な施設に要求される課題とは何か．それはまず強健な身体のことである．すなわち，かれらの四肢を円満自在に使用し，その行動を円滑にして自立自足の念の不足をなくし，環境への依存性を除去することである．またかれらを悪習慣の重荷から解放して，その精神を生長させ，知識においても，能力においても，同年輩の小学生と同じ程度にまで伸ばし，盲学校へ入学するようにし向けることである．

こうした努力のうちでも特にたいせつなことは，道徳的に保護することであって,もし,すでに身にしみついてしまった欠陥があれば，それから救い出して規則的な行動への意欲をよびさまし，真理と愛の精神をその若い心の中に植えつけ，そしてかれらを「幼な児をわたしのところにくるままにしておきなさい．とめてはならない」と，やさしくかれらを呼んだ主のもとへと導くことなのである．こうした課題が満足に行なわれることのためには，全く変化した生活様式と，教養への尽力や身体訓練などが，入学時すでにいくぶんそこなわれていたこどもたちの発育に，直ちに著しい効果を示すようにしなければならない．すでに生長している人たちとの深い共同生活や，特に学校を支配している清新な，生き生きした精神や，慈愛に満ちた援助の愛のいぶきをかけてやらなければならない．これは小さなこどもたちの臆病や恐怖のため，いじけた精神には，しばしば吹きかけられなければならないものである．こうすることによって，こどもたちがやがて施設の中でいごこちがよく，幸福に思うようになるのに効果がある．こどもたちが自分を幸福に思っているところには，恵まれたものが訪れるものである．

さらにこれらの課題のうち，こどもたちを矯正することに関する面の問題には困難なものがある．まず，教育によって，放任されたままでいたため悪くなったこどもたちから，堕落と他への依存性を取除くこと，かれらをそれまでの悪習慣から解放すること，また同時に教育によって必要な自立性と，自力を行使することの自由を養なうことなどがそれである．それで教育の主たる要請は完全に満たされなければならない．

悪い習慣とは，ぶかっこうな運動，すなわち，よちよち歩き，とび上り，手をぶらつかせる，そのほか同様なしぐさであるが，十分な訓練を受けなかった盲人は，自分では気づかずに晴眼者からはさげすまされ，わが身の無作法を暴露するものである．だから教師は厳重に注意して，かれらの自己満足を抑制することにしなければならない．

必要に応じた気分の変更を加味したフレーベル式の遊戯法と手修練教授の開始は，たとえば粘土，ろう，はぎれなどによるものだが，これらはきわめて有効な方法である．このような遊びによって盲児たちの受ける利益は，多大な労苦や，訓練とその方法の維持に要するかなりの額に上る費用を償って余りあるものである．また盲学校の庭には必ずといってよいほど砂場がある．その砂山と取組むことはこどもたちの行為への欲求を呼び起こし，それを満足させ，また指や手や腕の強化を促進するということも，次第に明らかになってくる．家庭の仕事もかれらにできる限り手伝わせた方がよい．

こどもたちにその柔軟でない身体を克服して，必要な自在性を与えるのを助け，かれらの心底にひそむ意志力をよび覚まし，強化するための根本的な手段の一つはこども体操である．さまざまの教育授業は，この盲児予備校ではそれ自体が目的でなく，教育達成の一

手段でなければならないが，これも一般の小学校の低学年などでの教育に引かれている限界をでてはならないものである．

宗教への手引きは，まず物語の形で行なわれるが，また，わかりやすい聖書の中の逸話や童謡とも結びつけて行なわれる．しかし，このような教導よりも重大なことは，敬けんと信愛の念が校内の全生活をつらぬき，こどもたちがこの空気の中で教育されるということである．

実物教育はすべての感覚の活動とその洗練とを目的とし，また周囲の事物との包括的な知識を与えることを目的としなければならない．

方法論的な基本定立に従って整理された自然物の収集，模型，はくせいの動物，幾何学的物体，貨幣，尺度，おもり，製作品などを通じて，こどもたちにあらゆる方面の観察や，それらの話題がさずけられる．しかし，何よりもまず身体の強化のために行なわれる散歩の際に，かれらのもっている表象の範囲を広げ，自然に対する認識を完全にする機会がとらえられる．

実物教育の一部である「数え方」は1から1000までの範囲内に，基本数の練習が第1で，これをでてはならない．唱歌も重大な意味をもつ教育手段である．児童教化のうえばかりでなく，どんなときにでも純な喜びと楽しい思いを与えてくれるものだからである．手工を教えることは粘土工作，ししゅう，はぎれ細工，とう細工などの簡単な仕事から始める．これも純粋な教育目的のために行なわれるものである．つまり，盲児幼稚園の果たしている恩恵が，きわめて偉大なものであるからである．

すでに生徒たちの外見上の健康さ，かれらを支配しているこどもらしい明るさ，その行為の確実さ，かれらが教育に際して示す生き生きとした健康性，体操場で示すりっぱな成績，手工教育に示す活発さなどは，この施設のあげた豊かな成果のたまものである．われわれはまた，同時にこれらのこどもたちの将来をもこの際考えたいものである．自然から見離なされたようなこれらのこどもたちには，その身に付与された能力と練達とが，将来にどれほどの利益をもたらすものか，これらの小さい者たちが，どんなに自立的に独立してゆくものか，また，いかに早く自分たちが他人の助けを必要としなくなるかを知るとき，このことのうちにかれらが自立して市民生活を果たしつつ，成長した盲人の幸福を条件づけるいっさいの独立精神を獲得するに至ることの確実な保証を，われわれが観取するものである．

盲人制度の文献　盲人制度という概念が広義に解されると，これにはすべての方面から失明および盲人に関係する著書全部が入るし，その内容がどんなものでも盲人が著者となっているあらゆる印刷物がこれに入る．盲人制度を狭義に解すると，盲人の教育，職業，扶養に関する書籍だけをこの問題の文献にあげるべきで，この事項から遠ざかる作品は全部これを削除しなければならない．盲人制度を比較的正確に換言すると，厳格に解釈するのを正当と見る人びとは，多くの点で不当ではない．なんとなれば近代的な盲人制度という概念は，確実に限定され，この名前が何を意味するかは疑う余地はないからである．しかし，これに対して，盲人に関連していることはすべて，それが厳密には教育，および保護の対象でなくても，内部的に盲人制度と結びついているし，また，眼界の広い，比較的高い立場からものを判断する盲人の味方となる人は，普通ならかけ離れているように思われることでも，多く自分の観察や研究の領域に引入れるもので，また，かかる人は一見あまりに重要でないものも，盲人制度の核心と多分に関連することを発見するのが容易であろう．それゆえここでも，盲人制度という概念を広義に解して述べる．なんとなれば，比較的容易に普及し，あるいはしばしばみられる盲人の文献を概観する人は，すべてある意味で関連をつけられることを認めるであろうからである．

盲人制度の文献は，決して古いものではなく，したがって，豊富なものではない．たとえば，これはろう唖者の実体に関する文献より著しく遅れている．そして，すべての言語を考えても独立した著書は約800も数えられないであろう．学校の年報あるいは事業報告は，もちろん計算に入っていない．これに関する作品は多数の群に分かれ，書籍の解題説明者は最も重要なものとして，次のものを顧慮すべきであろう．すなわち，失明の病原学および予防を説明する医学上の著書，盲人の統計，盲人の伝記，盲人の教育教課に関する宗教的ならびに科学的（一部分は心理学的）考察，特に盲目のこどものおよび盲人の休養について，盲人がある役割を演ずる長篇小説，短篇小説，劇，盲人著者の各種の著作，特に詩および詩集・科学論文・翻訳などこれらの書籍群は医学上の題目を除き，一般に文献のすべての対象を含んでいる．特に教育問題および同じ運命のものへの給与を取扱った盲人作家の数は少なくない．

歴史的の立場から考察すると，盲人制度の文献はすでに述べたように遠くまでさかのぼるものではない．最古の単行本「盲目についての話」（*De Caecitate Oratio*）が1606年にパリで出版され宗教的な観察，盲目への賛辞が現われている．17世紀からは，次のものが知られている．プテアヌス，「失明者の慰安」（Puteanus : "*Caecitatis consolatio*"）ロバンニー（Lovanini）1609年刊．トリンクフシュース，「盲人の英明さおよび特別の教育についての論議」（Trinkhusius : "*Dissertati-uncula de caecis sapientia atque eruditione claris*"），ゲラエ（Gerae）1672年刊．ーブルックハルドウス，「狂暴な費用のかかる，声のでない，唖また盲目の子供たちについて」（Bruckhardus "*De Infantibus furiosis, qrodigis, mutis, surdis, caecis*"），バシリアエ（Basiliae）1673年刊法律的な論文が，キルヒホッフ（Kirchhoff）により「盲人の性質，権利および類推について」（"*Natura' jura et analoga*"）が1693年にエナで出版された．

18世紀には，盲人の教課および教育に関する著書が，さらに数多く出版されている．その中で重要なものは次の通りである．

テンツェル「ほどんど失明した人について」（Tenzell : "*De eo, quod justum est circa caecos*"）エルフォルジアエ（Erfordiae）1714年刊．フリーケ「盲人教育論」（Frike. "*Dissert, de caecis eruditis*"）リプシァエ（Lipsiae）1715年刊．ゴエチウス「盲人神学論」（Goetzius : "*Dissert. Thcologica de caecis*"）ルベカエ（Lubecae）1715年刊．レオポルドース「失天的盲目についての説」（Leopoldus. "*Commentatio de caecis àta natis*"），ルベカエ，1726年刊．1747年に，ダブリンにある，盲人の最初の単行本の伝記，「ケンブリッジ大学教授ニコラス・サーンダーソンの生涯」がでて，それから2年後にはディドロ（Diderot）が有名な論文「盲人に関する書」（"*Lettre sur les aveugles*"）を書いた（ロンドン1749年），盲人の教科に関する最初の書は，クリスチヤン・ニーゼン(Christian Niesen)の「晴眼者および盲人用算術」(*Rechenkunst fur Sehende und Bl.*")が1774年にマンハイムで出版された．次の作は，イギリスに由来するもので，次のような書名がある，ジョン・ハンウエィ著「警察の失敗および，ヘサリントン氏の盲人慈善事業に敬意を表しての考察を加えて」"John Hanway: *The Defeats of police set with observations on the Rev. Mr. Hetherington's Charity for the Blind*"），さらに，ニーゼンは続けて，「晴眼者および盲人用代数学」（*Algebra fur Sehende und Bl*）を1777年に出版した．9年後，アユイは，「盲教育論」（*Essai surl' education de Aveugles*）を編纂，（パリ1786年）この作により盲人制度の文献全体に，一転期が始まった．18世紀の終りごろなお若干の著書があるが，これらはほとんど，アユイの盲人にあてた作品に基づき，その活動を述べたものであり，そのうち特に「ろう唖者および盲人の教育の歴史的報告：ライプチッヒ，1793年刊」(*Historische Nachricht von dem Unterrichte der Taubstummen und Bl*) では，アユイの「論文」（Essai）の完全に近い翻訳が見られ，これは，また，同時に，盲人ブラックロック（Blacklock）の英訳がエジンバラとロンドンで出版された．アユイはまた，19世紀の初期を支配している，ガーハイ（F. Gahei.）の小著「盲幼児学校小計画」（*Kurzer Entwurf zu einem Institute für Bl, Kinder* ビーン1802年）ならびにボルケ（Wolke）の「児童および唖者がろう唖者，難聴者および盲人用の参考書を用いて，理解，話し方，読み書きをするようになる指針」(*Anweisung ure kinder und Stumme zum Verstehen und Sprechen, Lesen und Schreiben zu bringen sind mit Hilfsmitteln für Taubstumme, und Bl*)(ライプチッヒ，1904年刊）アユイの影響を受けている．1805年に，クラインは盲人の文献を書き始め，その著「盲児童を有用なる市民に教育する試みに成功したる叙述」(*Beschreibung einesg elungenen Versuches, Bl. Kinder zur büerhichen Branchbarkeit zu bilden*: ウイーン）は特にドイツの著作家を刺戟した．加えてバクツコー（Baczko）の興味深い書「私自身および私の不幸な友，盲人について」(*Uber mich selbst und meine Unglückgefährten die Bl*：ライプチッヒ，1807年）およびドーロン（Dulon）の「盲人笛吹きの生活および意見」(*Des Bl, Flötenspielers Leben und Meinungen*：チューリッヒ，1807年～1808年）が出た．これは盲人および盲人の能力に注意している，1817年にギーエ（Guillié）の特別の作，『盲教育論』(*Essai sur l' instruction des Aveugles*) が出版された，1819年にはクラインの大きな教授法に関する著作，「盲人教授用教科書」(*Lehrbuch zum Unterrichte der Bl*) が出版され，二つとも盲人制度文献に画期的のものである．

これまでは盲人制度の文献の様相を短いことばで研究することができた．いまからは作品の数が著しく増

大し,いまある書籍の範囲では,この問題をさらに詳細に研究することは許されない.クニー(Knie)は,1821年にギーエの作を独訳して,まず第1に飜訳でもってでて来た.英語へは,この作はすでに3年前に飜訳されていた.1824年ダニエル(Daniel)はその書を書き,同じ時分にクラインが多数の小著を著わした.ほとんど同時にデュフォー(Dufau)パリで,(1837年1850年),ゲオルギー(1837年～11857年)は著作方面の仕事をし,クニー(Knie)は自作,一部分は飜訳をもって現われ,ドレザレック(Dolezãlek:1839—40),ラハマン(1841年～1843年)およびヒーンチュ(Hièntzsch:1851～1854)の著作もこの時期に属する.19世紀の後半を越えて後,あるドイツ新聞マチアス(Matthias)の編集の「盲ろう唖学校の器官」(*Organ-für Taubstumme-und Bl,-Anst*)およびギュアデー(Guadet)編集の「盲人の教育者」(*L' instituteur des Aveugles*)により,盲人制度は新聞方面で代表されている.この二つは,1855年に取りあげられた.しかし,70年代の初めまでの時期は,なお続いて,パブラセック(Pablasek)が著作家としての特色をもっている.この人はその主著「ゆりかご時代から墓場までの盲人保護」(*Für sorgr für die Bl von der Wiege bis zum Grabe*)により,1867年までの盲人作品の説明を呈示している.モルデンハウアー(Moldenhawa)はこれをデンマーク語ならびにドイツ語で訳している.

1873年に初めて行なわれたウィーンの盲教育会議の報告書は盲人制度文庫となり,盲人給与の運動がすべて,そこでは全範囲にわたり忠実に反映している.アメリカの努力については,「アメリカ盲人教育者協会の議事録」(*Proceedings of the American Association of Instructors of the Blind*)が同様の方法で,同じ時期から(1873年にボストンで第1回会合)十分な報告をしている.

1881年にドイツの盲人制度にはその特有の雑誌として学務委員メッカー(Mecker)によって編集された「盲人の友」(der Bl, Freund)がある.これは一部は準備的一部は補充的に会議報告の助けをしたものである.また,同じ時期にパリのシゼランヌ(Sizeranne)は,盲人問題のために著作方面の活動を展関し,アメリカではアナグノス(Anagnos)が活動して効果を収めているこのほかにいろいろの小著がでたがこれらは単行本というより,むしろ文学的な作物の編集と見られ,あるいは専門の個々の部門についての特別研究の性格をもっている.

盲人の衣服　クラインがかれの盲人用教科書の34ページに書いている盲人の衣服に関するいくつかの条件は,注目に価する興味深い記事である.その生活状況からいって,盲人の衣服は一般に簡素さを重んじる必要があると思われる.しかし,他面では,いくぶん不器用な盲人たち,特に盲児については,いろいろと複雑な仕立てになったものは避けた方がよいが,衣服の点で晴眼者と区別をつけることはよくない.もし衣服にある程度の変化を加えなければならないときは,まず,次のような事情をよく考えに入れる必要がある.すなわち,盲人はそれでなくても目立ちやすいこと,どんな場合でも人の注目を浴び勝ちであること,盲人の風態が特異であることはいたずらに晴眼者のあなどりの対象になるだけであること,また,それほど極端でなくとも,さまざまの差別感を起こさせやすいことである.そして,これらのことは盲人にとって,かれが何らかの理由から,たとえば,こじきのためとかで自ら人の目に立ちたいと願うのでない限り,かれの心を傷つけることがらである.特に盲学校のように,盲人が数人または集団となって公共の場所とか,街路とか,音楽会,劇場などに出ることの多い事情にある場合は,公衆の側に盲人に対するあなどりを呼びやすいようなことがらは,できるだけ避けるように努めなければならない.したがって,大都市の盲学校などで,よく着物のモード,特に女子のそれに気を配りすぎて,かえって不当な,むしろ忌むべきおごりであると非難されることがあるのは,いくぶん浅はかのきらいはあっても,当然のことのように思われる.施設が相当に隔離されて建っている場合や,生徒や患者がごくまれにしか建物を出ることがない場合には,特別の衣服を作ることは自由であるかも知れない.しかし,ただ単に盲人の生活状況の必要に応じてしつらえたような衣服を着せている例は,どこの盲学校にも見だせないのであって,たいていはどこでも適当な簡素さというものだけでなく,もっと便宜的な倹約主義が見られるのであって,しかも,そのことで盲人が人目をひくようなことがないようにと努力している有様である.

盲人は衣服の点でも晴眼者と何らの差別をつけるべきではない.まして,かれらが通常の衣服の着脱に要求されるだけの技能を身につけている場合はなおさらである.

盲人の喫煙　盲学校では喫煙はほとんど例外なく禁止されている.すでに喫煙の若い有機体に及ぼす作用が

このような処置を是認するものである．さらに，訓練ならびに火災予防上の点で，喫煙は学校から遠ざけるべきである．この禁令を犯すことが年長の男生徒の方ではしばしば起こるが，絶えずとがめられ，これを繰返すことによって防止されている．学校でたばこの香の充満した室に入り，喫煙具が多少ともきちんとしてあるのを見るとき，または年長あるいは年若い生徒が長いパイプや短いパイプを口にくわえて校庭を散歩するのに気づく場合は非常に奇異な印象を受ける．学校管理当局が，一般に喫煙に対し，特に校外の年長生徒にいかなる態度をとるかは管理の見解いかんによる．

男子寮，収容所などでは，失明男子には喫煙は許されているが，ある種の訓令ないし予防策が立てられている．たいていは一定の場所で喫煙できるようになっている．たとえば庭園，廊下などに特別な喫煙所が設けてある．盲人が男子寮に宿泊する場合には，かれらには，その室で許されているが，盲人は非常に用心して，たばこの吸いがら，パイプの灰，燃くちたマッチなどは鉄または陶器の容器を用いなければならない．

工場での喫煙，特に火災の危険のある材料のある工場（縄製造所，根やわら工品製造所）での喫煙は，全面的に厳重に禁止されなければならない．同じことは，原材料，既成品の倉庫にもあてはまる，

盲人は火をよく取扱うことを心得ており，多くの理由から，特に苦しい火傷という特別の危険のため，火には非常に用心しているから，おとなの盲人の喫煙の一般禁止は不必要であり，また多くの男子の盲人の習慣に関しても実行不能であろう．

学校内の喫煙に関し，晴眼者の学校職員が何らの例外をつくる必要もなく，この点で生徒に課せられている各規定は使丁，工場長，教師たちによっても守られなければならない．

フィラデルフィアの校長アレン（Allen, E. E.）は，1896年にこの問題に関し，「盲学校で，すべての形でたばこを用いることが禁止さるべきか？」（*Should the use of Tobacco in all its forms be interdicted in schools for the Blind?*）という著作を公けにしている．

盲人の詩　多数の盲人が，自らの考えを韻文や詩句によって表現しようとして努力しているということは，非常に注目してよい事実である．

詩に用いる表現，すなわちことばは盲人にとっては非常に重要な要素であり，かれはことばの快い響き，そのリズムに強い関心をはらう．音楽と同様に詩もまた内的な感情，心情，情緒の生活の表出であり，人間の内的な精神的な心眼のために規定されている．内向的な素質の盲人は好んで自分自身のうちに，環境の色合いの中に沈潜しようとするが，かれは自分を動かしている内的感情を自分の美的感情に最も即応し，感受性の価値にふさわしいと思われる仕方で表現するため，詩という形態をとるのである．詩の唱読や音読の際に一種の音楽的な感受性が確かに現われてくるが，それを通して盲人は，美しく響く表現法に注意を傾けるようになり，またかれらは一度聞いたものを非常に忠実に記憶にとどめておき，それぞれの仕方で，それに対して心的な作業を行なうもので，かれらが自ら一度受けた印象を再現して詩に作ったり，常にそういって正しく当たっているわけではないが，いわば「詩作」することのあるのは，決して驚くに当たらない詩句を作る（Verremachen）ということと詩作する（Dichten）ということの間には大きな相違がある．

盲人の詩人に関していうとき，ことばの真の意味における詩人は，盲人たちの間に見当たらないか，あるいは非常にまれにしか見出すことができない．一方，上に述べたような理由からの詩句作者は少なからずいる．注目すべき盲目詩人は，そのほとんどが相当年齢が進んだあとに失明しており，したがって，物を見ているので，視覚を通しとり入れられた印象は，かれらの有する表象の発展の際に，かなり重要な役割を演じており，その想象力の活動のうえに確かに大きな影響を及ぼしている．これに対して早期に失明した者は，一貫した諸印象や諸表象をまったく欠いているので，それらの中のいくつかは，精神の発展のうえに強い作用を有しているものである．

詩の中できわ立って大きな役割を演じている幻想力もそれに応じてある程度の一面性を示すのである．思想，熟考，比喩，想像の豊かさや，ことばの豊富ささえも，他の点では同じ事情にある晴眼者と同じ程度にもつことは不可能である．それに加えて，盲人は目の見える人間のことばを使つて表現するのであるから，当然かれ自身にはよくわかっていない，いいまわしも多く使うことになるという事実も考えなければならない．しかし，このことばは，多くの場合完全には理解されていないもの，または全く理解されていないことがらを表現する．そこで，奇妙な表現やいいまわしも決してまれではなく，特にその盲人が月並みなことばを避けようと努力するときは，かれは自分の詩作品にしばしば晴眼者には奇妙な特徴を与えることになり，

これがかれらの関心をひき得なくしているのである．もう少しくわしく述べるならば，盲人がかれらと同じ運命にある人の詩作品に対して非常な理解を示し，しばしば一つの詩に全く感激するものであり，なぜこのような詩が広く称賛を受けないのか解し得ないのである．おそらくこのような場合は，ことば自身に誤りなく作詩された詩だけ取上げられているのであろう．しかし，盲人たちの作った詩の中には，語学の習練が不足しているため，うまく表現のできない人の作品もかなり多く見られる．また，詩という名にほとんど価せず，それを読む人が幾分不当な不気嫌を感じても，同情の念をもつような作品も現われるのである，しかし，また，１人の盲詩人にして，自分の詩が専門の詩人のよりも，大きな注目を引いてその作品が出版されたというような場合もまれではない．また，読者たちの手に公にならなかった方がよいような詩が手に入る場合も出てくる．そこで，従来出版されてきた盲人の詩の多くは，かなりの中庸を得たものであるわけである．しかし，また，次のような場合もあることにも触れておかなければならない．すなわち，盲人が自分の詩を自身で印刷し，それを売ることによって，そこから収入を得ようとする場合がある．このような例もたいていはものごいに接している形態である．

盲人の作る詩の内容も自然に多種多様となっている．ここで盲人と呼ぶのは，早期に失明した人である．しかし，多種多様ではあるが，二つのおもな傾向が，特にきわ立ったものとして見逃がせない．そのような詩の中では宗教的な要素が主役を演じている場合が非常に多い．これは心理学的に完全に，その理由を明らかにすることができる．神聖な力との結びつきと，それによって生まれる彼岸とこの世界との和解，復活によって与えられるいっさいの状態の成就への約束，ということと関連させて盲人に力を与え，かれにその運命の重荷を克服させようとする，その教育者の努力が，当然，盲人の思考傾向にある影響力を及ぼすことが考えられるが，それだけでなく，盲人の心に深く刻み付けられるこの宗教教育というものと，かれに強い印象を与える礼拝の聖なる儀式など，宗教的な，また部分的には神秘的な表象力と感性とを育てることにあり，これが詩の中に反映して，教育の程度や，物事に対する多少とも哲学的な理解とも相まって，ますます強く現われてくるのである．しかし，盲人が自己自身とそのおかれた境遇について深く考えるとき，それが詩の中にその表出を見出すことになるが，それは早期に失明した者の詩にだけではなく，後年に失明した者のいくつかの中にも見られる．本当に神に信頼し，信仰的に物を感受する詩人が自分の運命と和解し，摂理の讃美へと近づいていくのに対して，信仰的でない者，特に後年になって失明した者は，ただ，自身の境遇に対する絶望のことばだけを見出し，苦渋な嘆きの声がその詩となるのである．

このような盲人の文学的な作品は，すべてそれがもっている文学的価値が大であろうと，小であろうと，どんな場合にも注目する価値がある．それらは特殊な場合であると同時に，また一般的な場合における盲人の精神活動を考察するのに好適な材料をなしているからである．多くの心理的な要素は，以上のことから推測することができ，その決定的なものは盲人の空想である．従来は，盲人文学作品のこうした傾向はほとんどといってよいほど研究されておらず，しかも，なかなか興味の深い材料が豊富にあるこのころは，単に概要をしか示し得ないが，盲人の詩人に対するさらに正確な調査への機因を成し得るだろう．

盲人の色彩感覚　この問題についてはすでに多くのものが書かれており，盲人自身もこれに対する意見を述べているほどである．生理学的な観点から見るとき，物体状のものだけが触覚に感得されるということを確認する．したがって，盲人に対しては，どんな着色物質も，それが与える独得の触感覚を通じ，また，その特徴的な匂いなどは，しばしば色素と関連をもっているものである．あるいはそのきわ立った重さを通じて感得されるものである．しかし，その物質の色素が独立的であると，盲人にとってのその認知は全く不可能となる．したがって，色のついたガラス陶器や，さまざまな色合いの宝石などは決してわからないのである．昔の作家たちが色を感じ得る盲人のことを引合いにだしている場合をよく検討してみれば，われわれは注目すべき結論を得る．一見，盲人に見える人がまだ相当の光覚をもっていて，相当に離れたところからでも着色した物体の表面を見ることができるという場合を考えるべきである．このような場合は決してまれではない．盲人に非常に敏感な嗅覚がある場合には，2，3の一定の色がある羊毛，毛糸，さらさ，皮製品などに関連した匂いが，相当離れたところからでも特にかいでみるということをしないでそれとわかるもので，これは外面から観察しているものをまどわすことができる．さらに多くの盲人は，かれが目の前にしている物体の色彩を感じたいという大きな努力をしている．

かれらがそれと概念とを結びつけるかどうかという問題は，ここでは2義的なものである．しかし，かれらがこの種の連関を記憶していて，ときに応じて使用するので，遠くにいて観察者は，そのことで驚き誤った結論を下すということはいっそう重大なことである．最後に，盲が自分で感違いをしてある了解を示すそのとき，それが正しく当たっていることもよくあることで，こうしたこともまた晴眼者が誤解する原因となる．しかし，盲人は当該の色素から生じる触感をまず知ることで，また，それを訓練によって身につけるべきものである．そうしないとかれは色もわからないということになってしまう．

このようにして，色彩感のある盲人についての報告はよほど慎重に受取るべきである．

自分でもってきて人に見せているじゃがいもの葉を識別するだけで，結局，他の物の色を当てることはできないというパリのこじきの例のように，詐欺的な意図のある場合があるからである．

盲人の文字とその補助器　眼光の欠乏ということは，人間から単に感覚的認識という最も重要な門を閉しただけでなく，いたるところ外界と精神的に交通するというような，独立した無限の補充教育を不能にする．この場合，これは耳では十分でなく，文字の使用だけがこの償いを提供できるのである．数えきれない失敗があっても，盲人も晴眼者も光を奪われた者に書き方や，書かれたものの再読を可能にするような補助手段が考えられてきた．

盲人文字の歴史は3世紀以上の時代を包含する．これに関する最古の報告はスペイン人によるペルー征服の時代にまでさかのぼる．このスペイン人は，シブレー（Sibley）の報告によると，大きな粗末ではあるが丈夫に作られた箱の中に，いろいろの色，幅，長さの羊毛のひもを見つけた．長いひもに短いひもが結んであり，ひも全体にはいろいろな形と大さの結節が作ってあった．ひもの色，大さ，数および結節相互の距離は特別の意味をもっていて，この意味を明らかにできる者にとっては，明白な一定の歴史的の記録であった．この組織はクイッポス（Quippos）といわれた．このひもを使用する盲人たちは，晴眼者と同じくらいによく理解して読むことができた．ただ色の区別だけがおもな障害であった．しかし，色が材料に及ぼすいろいろな作用がたいていかれらの確実な指導者であった．クイッポスが象徴的な文字であるという事情は問題にならない．われわれの目的には，ペルーの盲人たちが，その種族の晴眼者と同様に読むことができる状態に，あの当時にあったという事実を確認すれば十分である．読むという目的にはまた，ロースのランパゼット（Rampazetto＝1575年）やマドリードのリューカス（Lukas）の木版が役立ったので，これらはヨーロッパにおいて，われわれの文字を触れるように現わす最初の試みとして知られていた．

盲人の筆記についての最古の覚え書きはゲオルグ・フィリップ・ハルスデルファー（Georg Phil Harsdörffer）の「数学的ならびに物理的事物」（*Delecial Mathematical et Physical*＝ニュルンベルク：1651年）の中に見られる．ハルスデルファーは一つの方法を書いているが，この方法によって，盲人は「尖筆で刻りつけた，すべての文字を認識し，名をいい，模倣するであろうし，そのうえ，時間がたつとともにろう引きの文字を読むことを学ぶであろう」と．しかし，実際に利用することを教えた例はない．ろう板と尖筆は17世紀の前半に推薦される最初の教具であった．しかし，すでに数十年後には，ある教師の独創性とその失明女生徒の才能により，筆記教授は次の100年間に2度と到達しなかった段階に向上した．ヤコブ・ベルヌイ（Jakob Bernouilli）は，1676年にゼネバでエリザベート・バルトキルヒ（Eisabeth Waldkirch）に筆記を教えた．これはかれがエリザベートに木の中に深く彫り込んだ文字の列をさわらせて，鉛筆でなでさせたことによる．ベルヌイは，すでに4年後には，かの女の友人にあててドイツ語，フランス語，ラテン語の手紙を書けるまでになった．バルトキルヒはこの際，紙，鉛筆および紙を固定し，真っすぐに書くように手を働かすようなわくを用いた．ベルヌイの幸運な成功はやがてふたたび忘れられ，遠くへ思想を伝え，あるいはこれを長く固定するという文字の目的を未開の民族の象徴的な表示で達しようと思っているかにみえた．この新しい試みは，確かに独特の発明ではあるが，盲人文字の歴史において，しばしば繰返される現象の証拠をなすもので，同一の発明が無知のため繰返されたのである．かくて，ネトラ生まれの盲人ヤコブ（Jakob）は1779年，記憶の材料として計算木を用いた．フルダリウス・シェーンベルガー（Huldarius Schönberger）は，若干の計算木の助けにより最も困難な課題を計算した．かれは針金で文字を作らせ，これに触れ，模写したのち，かれが教えていた東洋語を書いた．盲音楽家ビィオンビル（Vionville）は，結節文字，または結び糸文字をくふうしている．文字は

いろいろの太さの結節からなりこれがいろいろの距離で1本の長い糸に結ばれる．この文字をビィオンビルはかれの友人にも教え，かれは友人とこの方法でしきりに文通を行なった．同様のくふうはかれにデュフォー(Dufau)の報ずるところによると，エジンバラの学校の2人の若い盲人がやっている．1条のひもにいろいろの大きさの結節が結ばれ，これが申し合せの文字の等級を現わす．若干の変更をして，盲音楽家のボルドーの デュマ（Dumas）は，この原理をかれの楽譜に利用している．かれはすなわち節線をボタンの形により，音符の価値を大小のコルク片により，全音符を一つの輪により，その他の頭の黒い音符は1個の金属により，また，休止はぎざぎざのある皮ひもで，かれはこれを 全体と して じゅずの ように糸に通し表現した．ローダ生まれのビューノー（Bühnau）は，個々の文字を小さい4角の紙の上に書かせ，これを特別の引出しの中に保存した．かの女が手紙を書きたいときは，この文字を糸の上に引いた．

18世紀の 後半に補助手段が 考案され，これが 本来の盲人文字の製作となった．マリア・テレジア・フォン・パラディス（Maria Theresia v.Paradis）は，大きな突きだした文字のあるペスタロッチの厚紙板を用い，これをかの女は現在の読書機に似た装置の助けにより，単語や文章に結びつけ，ピンで大きな枕石の上に作られた字母書法を読むことができた．ケンペレンの機械製造者は，かの女のために握手機（Handruck maschine）を組 立て，これにより，パラディスは独立に組織され，印刷用インキのついている中くらいの大さの文字を印刷した．

バイセンブルク（N. Weisenburg）は，いろいろの記載ができるような書字板を用いた．これについてニコライ（Nicolai）は次のように書いている．「バイセンブルクは幾何学の教授のとき，ラテン文字を知った．かれの教師は図表を書くのに，針金から作られた文字を用いた.かれの書く装置は非常に簡単であった．一つの大きな四つ折判の紙の形をした板に，しんちゅうのわくが固定してあり，これがちょうつがいで開閉される．板の中へ4角のへこみが切込んであり，およそ1リニエ（1.Linieは1インチの12分の1）の深さがあり，四つ折判紙の大きさがある．しんちゅうのわくがちょうどこの大きさであり，それがへこみにあうようになっている．わくの中には両側に穴があり，これにより，斜めに張られた，およそ半インチのお互いに離れている細い結び糸が，非常に緊張して張りつけられている．この糸は書くための誘導となり，これがお互いにぶつか らない ように してある．へこみの中に，3枚の四つ折判の紙が重ねてあった，いちばん下には，文字が得られるものがある．次に黒または赤のものがあり，これはその色で書簡紙に押えつけ，また上の方には薄い白い紙がある．バイセンブルグは縁をとっているわくをその上において，この上へ鈍い石筆で書いたので最下の紙が真ん中の紙の赤や黒の色をとって，文字を明瞭に示すことになった」と．

フランスでは，サリニヤック（Fräulein Salignac）がほとんど同時に文字による思想発表の方法を見付けた．かの女はわくの上に張ってある，しかもわくには二つの平行の可動的な金属板が斜めに通じている紙の上にピンで文字をさした．かの女の触れる文字は紙の裏にできあがった．クラインやバクッコー(Baczho)の指示によって，サリニャックは鉛筆や定規で書き，かの女にあてて手紙を書く者は針で文字を刺し通さねばならなかった．

アデット(Adet)とハッセンフラッツ（Hassenfratz）は，1783年に凸起文字を 書くために 凝固した インクを作ろうという試みをした．このインクはあまりに早く凝縮し，ペン先から同様に流れなかった．

すでに 1784 年より前に個々 の盲人 やその教師たちによってくふうされた晴眼者のやり方による書法を習得するための方法は，後代全体の規範となり，アユイ（Haüy）から現代に 至るまでなされてきた．盲人 に了解できる文字を与えようとする試みは根底においてただ最初のくふうの補充，完成に過ぎなかった．

これらの書字器は三つの群に区分される．最初のものは，晴眼者の活字を現わす際に盲人の手を直線的書き方にもってゆく装置 を包括 するもの（手導器），第2は小室定規（Zellenlineal）のある器械，第3は活字で印刷するすべての器械を包含した．これらは簡単な印刷板であるか，または印刷器械あるいはタイプライターである．

(1)手導器（Handführer） 特別の 設備を 設け て，盲人の教育を規定し始めたとき，書き方教授がいわゆる「注目 すべき」，「有名 な」，または「高貴な」盲人において生じた十分でない結果により，全盲人に書き方を晴眼者の方法で教えるように引入れられ，読み方と密接に関連して，ラテンの草書体文字を選ぶことになった．これはこの文字がその形式において印刷文字に最も近いからである．多数の器械がこの目的に役立ち，毎年新しい模造ができあがった．ある人は鉛筆ま

たはインクによるイタリック文字の書き方を認め，他方では象げ，または鋼鉄のとがった筆で浮彫り文字または着色紙を利用して，色つきの偏平文字が作られた．

アユイもまた，かれの生徒たちに晴眼者の文字を教えることに止まっていた．かれの「失明児童教育論」の第7章に書き方に関して次のようにいっている．若い少女に書き方を教えたベルヌイ（Bernouilli）の例ならびに7歳のときから視覚を失って，全く1人で書き方を学んだワイセンブルクの例は，われわれに，われわれの生徒たちの手にペンを与える方法を試みようとする勇気を与えた．しかし，われわれのおもな目標が常にわれわれの生徒の教育をあらゆる方面に向かって，有益なようにすることに向けられていたので，われわれは，もし盲人たちが自分自身の文字を読むことができないときは奇妙なことになると思った．われわれはそれゆえ，かれらが用いるように鉄ペンを作らせた．そのペンの先が割れていないで，このペンでかれらはインキなしに厚い紙の上へ，押しつけることによって突き出した文字を現わすことができ，これをまた，かれらは指を裏面の隆起した字画の上をすべらせることによって読むことができた．この浮彫り文字はあまり感じられないようには見えるが，しかし，盲人が書く紙の下へ柔かい表面のある材料，たとえば，ほご紙や厚紙とか皮とかいうものを入れるとき，十分である．

その時代に用いられていた器械は二つの器械により，その特色が示される．その一つは木板で，内部の空間より少し突出ている縁に，24の溝の凹線がつけてある．丈夫な針金の4角に回った端，この上を盲人が書く際に中指ですべらせていくのである．1行ずつ向いにある溝の穴に合うようになっている．板の内部の幅で，板の上方を斜に通じている縁は，下の方へ書く紙を挿入する狭い割れ目を残している．

第2に，アユイ自身によって考案された器械にあっては，深く切込んである4角の書字面に一つのわくがはまり，このわくは左側で，二つのちょうつがいで動き，右では一対の銅のかぎで閉じられている．このわくの中では，左から右へ曲りやすい針金が走っており，これが手を導くに役立ち，また，同じような行の間隔を規定する．このわくでは一方の端でねじで固定し，他の端では，任意にかぎで留めるように，板の上方を上下斜に二つの鋼鉄のペンが走る．これをわくの下側の間に紙を押し込み，これによって固定する．

1807年にジェネレス(Génèresse)は多数の器械を作り，この上に起文字だけでなく多数の筆写までが作られた．ギーエ（Guillié, 1814〜1821）の監督のもとに，パリの学校では失明したハイルマン（Heilmann）によって，製作されたアユイの書字板を変更したものが利用された．アユイの書字板の下方の木の底の代りに，ハイルマンは従来の木のわくと同じような，また，これに適した下の方のわくを選んだ，これは強いこはく織が張ってあり，これにより，適当に押えることで鉛筆または石筆で書かれたものをふたたび読めるようになったハイルマンは，また，目の見えない者のために懐中手帳をくふうし，これに失明者自身が，ふたたび読めるような記入をすることができた．比較的古いドイツの盲学校では，書く際に，四つ折判または八つ折判の厚紙表紙の板を用いた．この板の上にカード用紙からなる下敷罫紙をおき，この罫紙は上方では皮のバンドで板と連絡し，下方では，書字板が入れられたあとに，板の溝の中へ押込まれる．下敷罫紙の横線には，常に一つの厚紙，皮，また針金からできているふたがあり，これにより失明した書き手は行の内部で起こってくる中断を記した．また，木の板や魚の骨や鋼鉄針金からできている下敷罫紙の棒を作り，下敷罫紙の代りに針金あるいは木，金属のわくを行に用いた．あるいは2枚の同じ大きさの紙の間に線を決めるため，結び糸をにかわでつけ，あるいは材料が欠乏しているときは，方向を決めるため，行によって斜めに折られる紙を用いた．

パリ出身のデュビニョー（Duvigneaux）は，1861年に一つの手導器を組立て，これを盲人定規（Cécir-égle）と名づけた．バロシャン（Barochin），クートー（Couteau），ブリュノー（Bruno）およびパッサール（Passard）は，同様の器械を作りだした．ブリュノーの器械の仕掛けは手と腕を絶えず同じ状態で進めてゆくという利益があり，これによって文字の行が長さ全体で水平の方向を保持したが，他の器械で作りだされる文字は，たいてい上方に曲るカーブをなしていた．パッサールの印刷機（Typhlograph）は小さいテーブルで，そのふたの上に手をすすめ紙を入れるための仕掛がつけてある．

現世紀の70年代および80年代は，普通の文字用の書字装置にあまり新しい考案がない．たとえば，1873年のウィーンの世界博覧会の報告中に，手で触れる線のある木製の書字板や圧搾線のある強い紙製の下敷罫紙のことが述べられているのが見られる．両方ともマドリードの学校からのもので，これらはイグナーツ・

ゴルトシュタイン（Ignaz Goldstein）と，ビルヘルミーネ・ハーゲン（Wilhelmine Hagen）のもので，手導器のように，以前の考案に比して何らの進歩を示していない．

ルイ・ブライユ（Louis Braille）の点字発明はフランスだけでなく，印刷および文字において主権を獲得した．また，すでに考案された平面文字（Plan-Schrift）製作の方法も，一般化し始めた．しかし，その後退の真の理由は，そのこと自体にあった．おそらく，どんな方法も試みられずに放置されたことはなく，この教材には多くの努力と時間が費やされた．その結果は，常に新たにクライン，ギュアデー，ケオルギー，クニー，およびヒーンチュらの判断を確立するものとなり，これをパブラセックが次のように総括した．すなわち，「盲人が失明前に書いていた場合のほかは晴眼者の習字を盲人に書かせてはならない」ということである．

ドイツでは早くから盲学校の習字教授の材料として，インキやペンは使用しなかった．新しい学校ではなおさら，まったく用いられていない．1835年にはラテン文字を書くのに，ドイツの八つの学校では鉛筆か，または石筆で黒い紙に書いていたが，決してインキは用いていなかった．1876年には生徒になお鉛筆書きを教えているのは15の学校中2校だけで，1887年以後は早期失明者については，かかる試みは最早行なわれていない．これに反し，14の学校は後天的失明者および弱視者に，適当な筆記装置により，晴眼者の書法を維持する機会を与えたことはもっともである．このために用いられている材料はたいてい外面的に簡単で，さらに安価で実用的である．

⑵小室定規（Zellenlineal）格子定規（Gitterlineal）または小室定規は平坦文字，浮彫り線文字，点字による浮彫り字を書く設備である．この種のもので最も古い試みとして知られているものはリンツの牧師ヨゼフ・エンゲルマン（Josef Engelmann）で，1825年に盲人に習字を教えた際に試みた方法である．太くとがった鉛筆で大文字のラテン文字が書かれた．この考案は1831年に放棄されたが，いずれにしても，習字装置のあとの考案者のうちだれ1人としてこれを知ったものはなかった．この中に含まれている偏平文字製作の原理は，ヨーロッパで有力な原理となった．1830年ごろにエジンバラのヤコブ・ゴール（Jakob Gall）は，一つの書字器をくふうした．これはその本来の目的から見ると，最初のものに数えられるであろうが，その装置からみると，細胞的な導機に入れなければならない．モルデンハウアー（Moldenhawer）は，この機械に相応の台を付けて浮彫り文字に仕組み，導機を木で作らせた．ゴールの点字印刷機（Typhlograph）は，ブラッセルの学校で完全にされた．すなわち，可動的な部分に，二つの間に4角のものとたまご形のものをゴジック文字を作るためにつけた．サン・ジェリー生まれのカペット（Capette）とナムール生まれのメルシェ（Mercier）は，1867年ごろにゴールとブライユの方法を一つの器械に結合し，これを「ポーシュの点字印刷機」（Typhlograph de Poche）と名づけ，デボー（Devos）によって構成されたこの装置は長さ16センチメートル，幅8センチメートルの小さい箱で，二つの部分に分かれ，一つは書くために必要のものを含み，他は紙挟みの役をする．

ゴールの細胞を基にして，多少複雑な，また，多少実用的な体系が多数できあがった．普通の文字を盲人に読めるように作ろうと考えたブライユは，1839年にこれを始めた．かれはジラール（F,Girard）の報告によると皮でおおわれた板を用い，この板は書字板と定規とをつけている．定規は多数の小さい矩形を示し，その垂直と水平の隔壁は十分に，これを互いに区分することのできるため，二つの点の間になければならない幅をもっている．さらに，二つの行の間の間隔は矩形の場合と同様に同じであるから，この定規で絶えず水平および垂直の線が作られる．こうして作られた文字，これは紙の下へ着色紙を入れることによって着色して保存できるものであるが，盲人により容易に着色され，晴眼者によって読まれる．しかし，文字の高さが10個の垂直に重なっている点になっているので，この文字は多くの空間を要し，その製作に多くの時間がかかった．

1853年以来，バルビーのあるドイツ人の盲人教師ヘボルト（E,Hebold）が，一つの書字法をくふうする課題に従事している．これは簡単でしかも安価な器械で，盲人にも容易に作られ読めるような，また，晴眼者にも理解できる文字を可能にしようとしたものである．盲人が行なった読み方教授の経験で，かれは有名な点字印刷のシステムで，ラテン語の印刷文字，大文字アルファベットを選ぶことになった．これはまた草書体文字として表現が相対的に容易であるという利点をもっている．さらにこのアルファベットに見られる単一形，すなわち，すべての文字が一つの原形，すなわち，矩形から誘導されることにより，ヘボルトは

矩形の切口のある定規を採用することになり，その部分は中央に切れ目を入れることにより分たれる．ヘボルトはこうして石筆に支持点を与え，書き方の初心者に新しい歓迎される方法を提供した．

ヘボルトの書字板の最初の記載は，1856年にブランデンブルク地方の学校新聞に現われた．しかし，これは考案者により，1859年に出版された「盲人のための習字の練習」というもので広く社会に知られた．そしてのちにこの種のもので最も普及したものの一つとなった．

1857年にバルセロナのローレンス（Lorens）は浮彫り文字および音符用の器械をくふうしている．これは簡単な木板の上に左右に直線のへこみに五つずつの穴があけてある．これが2重定規のほぞ穴をとり，行間を定める．2重定規は下の定規の両端のに垂直になっている二つのほぞ穴が，定規に相応する二つ穴にかみあうように仕組まれている．各定規は幅4ミリメートル，高さ5ミリメートルずつの2列の矩形をもっている．両者の間へ紙がくることになり，この紙は簡単な装置で，板の上端に固定される．上の定規は斜線あるいは曲線をひくために，4角の書孔のある可動的な部分（直角定規）をもっている．鉄ペンまたは鋼ペンの一方の端はとがっており，他の端は半円形の，また，矩形の中で二つの形が重なって作られるような大きさの打刻器をなしている．そして右から左へ書かれる．

1810年ごろチューリッヒのフンクは針文字の製作に当たって，その方法を簡単にするために「彫刻十字架」（Stechkrenz）をくふうした．この装置は等辺のコンパスと同じで，簡単なとがったコンパスの先の代りに三つの打刻器，針先の群を示し，これが大小の半円および短い直線を作って針文字の要素を現わした．

バルセロナのローレンス（Lorens）は，その線浮彫り文字を書くために，一部分同じ考えを適用し，最近マンハイムの製図教師カム（G,Kamm）は，フンクのくふうの完成品を供給した．カムの針文字用は特許局で保護されており，それは一つの木のわくからなり，厚い木板の前面に厚い布でおおわれ，その上に書字紙がくるようになっており，裏面は二つの横木で支えられている．両端において，針先から作られる打刻器をもつ二つの針軸で，大小の直線，大小の弓形，すなわち が少し変形したラテンの大文字や句読点，アラビヤ文字やローマ字の符号を盲人にも晴眼者にもよく読めるようにされる．針文字は浮彫りのイタリック文字の次に最も古い，真の盲人用の文字である．

盲人用文字の発達史の第2期（1813～1834）の中で針文字はウィーンのクラインが，考案したものであり，これが優先権を要求してもよい．さらにその著書「盲人教育史」(Geschichte des Bl-Untersiehts）の中で，この文字は1827年にバーミンガムのギブソン（Gibson）によってイギリスに知らされたことを報告している．

ギルボー(Guilbeau)によるとパリの学会で，クラインの針文字の発明が知らされた．

この目的のためクニー（Knie）によって作成された簡単な器械は，クラインのものと何ら本質的には変るところはない．かれは1818年に最初の試みをした活字の作成のためすでに失明し，1年後の1805年に，少数のピン差しによる記号法を普通のカルタ用にくふうし，1826年以来，チューリッヒの先例によって木の代りに活字鋳造を適用した．

クニーの活動的な発明精神は，盲人の大きな欲求に応じようと努めた．クニーはなかでも印刷板を作成した．そのへこんだ書字面へ，半折紙の長さと幅のある薄い板がはまり，印刷する紙は薄板の回りに，一方の半分がその上に，他の半分がその下にくるように巻きつけられる．こうして次から次へと全4頁が印刷される，こういふ扁平文字には，すすや油で黒くなった紙と，なめらかな字画の浮彫りの活字を用いて凸版印刷ができる．比較的有福な盲人のために，クニーはなお10個以上の簡単な書字板の完成を一部分は針文字用，一部はなめらかなインキ印刷および凸版印刷用にくふうした．

クニーの器械の根底になっている方法のため，すでにブライユが1838年に類似装置を針文字だけのためにくふうした．4角形の皮を張った小板の上に水平に穴のついた定規を固定し，インキのついた紙で書字紙をおおい金属の活字を定規の穴の中へ入れ，印判をするように処理した．同じ考えを約15年後にマッセ（Massé）が採用した．1860年ごろにコペンハーンのワルデマール・シエット（Waldemar Schött）とグルトベルク（Guldberg）が注目すべき，また，よく利用できる手刷器を供給した．

ビュルガー（Bürger）もまた，一つの針文字器を作ったがこれはあまり普及はしなかった．

(3)タイプライター　クニーが最後にくふうした器械は，印刷板で企てた大きな変動は印刷機とタイプライ

ター領域まで及んでいる．タイプライターの複雑な仕掛けには，詳細の記述を断念して，ただ本質的な特徴だけをあげる．専門家にとってはこれは啓発に十分であり，将来その発明天分を盲人に役立たせようという人びとには，時間と金銭の犠牲と思うが，また，多くの失望を省き得るものと思う．

1842年にフコール（Foucault）は，ブライユによって考案された点字を利用しようと，きわめて徐々の方法でこの意義のある器械を組立てた．これは今日ブライユ・フコールのラフィグラフ（Raphigraph）として，またマリザール（Malizard）によって改良が加えられ，仕上げは2種類の異なるものとなって，5点または10点の字画用に作られている．

1847年ごろにボストンのハウ（Hawe）は，サーバー（Thurber）の発明で，「習字器」（Chirographie）という名のものを説明した．この器械は小さいピアノの形を示し，振子の助けで動かし，指で鍵盤を軽く押さえ，それからこの鍵盤がその反対の端で，その前部で記す文字を現わす．この習字器は同様にただ大文字だけ書くものである，

1850年ごろマンチェスターのハフス（Hughes）は，一つのタイプライターを供給した．これの主要部は一つの銅板で，水平の状態で一つの軸のまわりに動かされる．これは外線からわずか離れて穴があけてあり，この穴の中で垂直に立っている金属の三角錐がつけてあり，その上端は一つのボタンに終わるが，下端は活字（大文字）を支えている．板の外縁には浮彫文字が三角錐と一致し，そのためその文字のそれぞれが同じ書籍印刷に関する記号をもっている角柱を盲人の指に示すことになる．

盲人文字の機械　パリのルビット（Levitte）は，この機械を完成し，これに大文字，小文字のアルファベットをつけた．

ハッフス（Haghs）のシステムによりナンシーのラリビェール（Larivié）が，一つの器械を製作した．これはわくのついた一つの板からなり，このわくは紙を固定し，その長さの面の規則的にあけた穴の中に，金属のレールの栓を入れ，その上には，その中心点のまわりに回転する活字支柱が，行の一方の端から他の端へとすべってゆく．これは板に平行に取りつけた円板で三つの集中的な列をなして，大文字，小文字．正書記号，句読点および符号がついている．この書字記号はＡＢＣ順に，また，数によって配列されている．活字を押えることは，ただ指によって行なわれる．

以上，二つの原理と同じ原理に基づいているのが，1847年にサンタール（Saintard）によって作られた機械で，これは三つの異なった名前ででている．すなわち，ローザン・ド・ルービル（Lauzin de Rouville）ドーサン・ジル（Dosaint Gilles）およびリュフエ（Ruffier）である．

ハッフス（Hughs）はのちにかれの機械を凸版印刷の製作用に仕組んだ．同じ目的に用いられたのが，1845年に，ローザンヌのヘルツフェル（Hirzel）とバイマールのエールバイン（Oehlwein）によって考案された機械機である．ロジーのマールシエジ（Marchesi）はかれの機械を偏平印刷と凸版印刷用に仕組んだ（大文字および小文字の針文字）．コーラール・ベンノー（Colard Viennot）は楽譜と符号製作用に一つの器械をくふうした．これは楽譜組織，音符，休止符，要するにすべての音楽記号と符号や文字を墨で印刷するためなので，人びとは任意に音譜にあわせて文句を作ることができる．この器械の他の部分はこれらの記号を適用できるための仕掛けである，

トーリンのガスタルドン（Gastaldon）とバリュ（Ballu）は1861年に偏平文字用印刷機械を製造した（偏平文字用および点字用器械）．

純機械的の装置によって印刷活字を用いて，偏平文字を作ることができることを，フコールがかれのタイプライターで初めて示して以来，多くのより完全な構造のタイプライターが現われ，多数の盲学校で用いられた．特に上級の学校に入った際，作文にタイプライターを必要とするか，または後天的失明者がタイプライターを使用することによって，その生業を維持し，または十分な教養のある，新しい職業に導かれ得るような個々の盲人のためには，この発明は最高のものとなった．

タイプライターについては，次のようなことが要求される．①永続すること，②低廉なこと．購入費に関してでなく，維持費に関して．③文字の美しいこと．④書き方の確実なこと．⑤運搬できること．⑥早く書けること．

永続性あることは，あらゆる機械の部分が最良の材料から最も注意して作られることを要求し，また，簡単なことを条件とする．それは動かす部分が少なければ少ないほど，修理することも少ないからである．購入費に関してでなく，維持費に関して低廉を要求する．したがって，その仕掛けが容易で，主として損耗している部分をすべて補充するのに僅かな費用でできる

ような機械が優秀ということになる．

ヨーロッパの諸学校は，最近アメリカの例にならわず，タイプライターで書くことを義務的に教育し，通信文の修得に代用しているが，各学校はときどきその事情が機械購入を許し，これを使用することが有利であることが期待されるような生徒たちが所有するという状況になるであらう．確かに実生活でタイピストは速記者であり，書き取りを逐語的に，あるいは事務の進行に十分通じているときには，短い指示を速記的に書きおろし，これを次にタイプライターに移すのである．盲人が通信員として生計を立てる場合もまれではない．盲人の速記はかれらの職業としていっそうこれに適したものになるであろう．

ブリッケンデルハン（Blickensderfer），カリグラフ（Caligraph），コスモス（Cosmos），ホール（Hall）のタイプライター，ハモンド（Hammond），ムンスン（Munson），レミントン（Remington），シンプレックスおよびヨスト（Simplex und Yost）．

(4)点字装置　偏平文字器とタイプライターとの総合したもの．

盲人と晴眼者との通信文用の書字器を製作する無数の試みが何ら統一されず，そのため，むしろ雑多なものが主流となり，個々の国々だけでなく，各国内でもしばしばこの目的のため，いろいろな方法が講じられている．点字機械の発展史をみると，これはただ，たゆみない進歩を示しているだけでなく，比較的大きな範囲にある結末，または少なくとも方法の一致を示している．個々の国々で製造の区別はあるが，どこでも手書きによる表示の代りに，点字，格子定規を用い，これでは，鈍い鋼鉄の先のある筆により，溝のあるまたは水平の6個の点群によっておおわれている金属板，または木板の上に書くのである．

バルビエ（Barbier）は，その発音文字で正書法の点字への観念を与えただけでなく，この点字を現わすのに一つの機械を組立て，かれの考案に成功を保全するに根本的な貢献をした．

この器械は小さい木板で，その長さに応じて六つの平行の溝があいている．可動的な定規は木または鉄の薄板で，その4角形の切口は六つの溝を有し，1本の筆で，その中の12の点をさすことができる．行を改めるごとに紙は進められる．最初，その点字を同様の装置の上に書いたブライユは，やがて完全な器械を案出した．この器械は4角形の板で，その同じ深さの溝が，同じ間隔で短い方の辺に平行に走っている．この板の上には，わくがついていて，これが紙を留め，定規を運ぶ．定規は一つの金属板で，三つの点の高さ，二つの点の幅のある一つの記号ずつに同じ大きさの4角の穴がある．その両方の「小孔」のところの固定した栓で，それはわくの両方の大きな側面部の穴にはまる．定規は2行から2行へと移され，各行間では一つの溝が用いないままにしてある．四つの溝の中の一つは，いつも行の余白としての役をしているから，全部をあわせると価値において全紙面の4分の1と同じになる．この空間損失を避けるため，ブライユとフールニエ（Fournier）は1枚の紙の表の方の各行間に，三つの溝のある余地を残し，これが裏面に書くために役立てた．この有利な行の排列は，次の器械によって実際に利用されている．小さい板が木の台の上に固定されているちょうつがいによって互いに結びつけられる二つのわくが，これがとまっている外線で小板と台とを包み，このわくは互いに外線とかみあうようになり，そのため板との水平の区切りはわくの強さ(太さ)に至るまで均一にされている．わくは長さの方に，12の溝に12の距離で穴があいており，しかし，これは両方のわくの穴があわずに下方の穴が上方のわくの穴より溝三つ分だけ深く始まるようになっている．前者は区別をつけるためにしるしがついている．2列の定規は，三つの溝幅ある一つの線条により分割されている．紙は両わくの間に固定され，1枚の第1ページが記載されると，両わくをはずしこれを板の上において，下の方が上の方に横たわるようにする．定規はそれから最初のわくよりも，三つの溝分だけ深くなり，その4角の隅で，1枚の紙の前面の中間線に当たるのである．同じ目的のため，バッリュ（Ballu）は簡単な機械を作りだした．かれは12の溝に12の錐孔のついているわくを用いた．定規は栓の位置により前の定規と区別した．栓は「小耳」の中央に固定されずに下端に近づけ紙の裏面に書く際，定規の矩形が表面よりも，三つの溝だけ深くなる程度である．そこで，裏面に書くためには，3列の矩形のある定規が必要である．バッリュはかれの器械にさらに変化を与え，これが1面ならびに両面の文字に適するようにした．またバッリュは1876年に一つの器械を考案し，その助けにより，紙の第2ページに，行間でなく紙の前面の点の間に書くようになり，しかも，裏面に書く際に紙が一溝だけ深く，同時に文字の半分の幅だけ右の方へ押しやることになった．しかし，点間字（Zwischen punkt schrift）といわれるこの方法は，器械の構造が欠陥ある

際には，点字をフリーハンドで現わすのに依然として不適であり，そのため，印刷だけに適用した．最後にバッリユは1面ないし両面の中間線または中間点のために，小さい書字板を考案した．

中間線文字用にラース・ダギュエン（L. d 'Aguen）は，格子定規の使用を省くような器械を考案した．これは二つの金属板から組立てられているが，この板はちょうつがいによって結合され，何列かの矩形の開口によって穴があいている．この各列はこれにつづく三つの溝によって分けられている．したがって，板が書字用に重ねられると，一方の方の開口が他方の三つの溝に対しておかれ，また，逆になる．従来教授されてきた機械は，すべての溝書字板にとつての典型的のものである．

クル（Kull）は木の書字板でブライユ文字およびヘボルト文字用の動かせる2重定現をもってわくの使用を断念した．クルはブライユの備忘板（ポケット型）を組立てた．ソエストのレッシェ（Lesche）はブライユ定規（切り目のない）を保存して，ビュルガー（B¨rger）の点字板を下方に少し方向をかえたブリキ板を押し込んで偏平文字に用いるようにした．最近のドイツ製品は，イルツァッハのクンツ（Kunz）によるヘボルト文字および1面および2重面用点字の受賞書字板である．これは一つ折型で金属からだけなり立っている．しんちゅうのわくは2重ちょうつがいで動き，紙を固定するため，板の長い両側に回転式の短い釘を挿入したのと同じく，表裏両面が利用される．わくは左右に穴のある二つの2重の列を示し，各列には穴から穴へ溝のようなへこみが通じていて，これにより両方の鋼鉄定規を進めることが容易にされる．一つ折り形にとっても同様であるが3行だけ高くなり，クンツは，1面の点字用にポケット書字器を仕組んだが，これはブリキ板を押し込むことによってヘボルト文字にも適用される．リスボンのマスカロ（Mascarö）は，かれの点字および偏平文字を作るのと同様に，ブライユ板を用い，1面文字において用いられぬままになっている．4番目の溝を定規の各室の下で小さく取りだすことによって，アクセントの記号に仕組んだ．盲人にあてて書く際には，方法はブライユ文字と同様であるが，これに反し，晴眼者にあてて書くときは，用紙が色紙の下におかれ，適度に押えて点から点へとすべらせる．これで用紙の裏面に色のついた偏平文字と点字が生ずる．この両書法はフィンランドで，また，一部分はスエーデンで用いられているアストランド（Astrand）の器械に一致するものである．

ニューヨークの点字用に作られた器械は，ブライユ板とは，定規だけで区別される．この定規は矩形の書字孔の代りに3列の正方形の書字孔をもち，その隔壁は，正方形の内部に書かれる二つの点の距離に匹敵する幅をもっていればよい．

点字をフリーハンドで書くことは，溝板においても相対的な速度しかもたない．書き方の速度をもっと早めるにはタイプライターを必要とする．第1にホール・ブライユ書字器（Hall-Braille-Schreiber）があげられる．

ピアノ仕掛けの点字器でボロニヤのシニョラ・デッラ・カーサ(Signora Della Casa)がくふうした．「バイエルレン」（Beyerlen）システムの盲人書字板では，1枚の溝板の上に上下下に転移できる2本の棒状のレールがあり，その上に基本記号によって排列されている六つの鍵のある書字装置が水平にすべっていく．バイエルレンは，また，盲人のためにバーソロミュー速記機を組み立てたモールス（Morse）の電信文字の記号は特別の速記システムに総合され，同様に鍵盤をもつ器械により，モルースの印刷電信機と同様に，ローラーによって巻きもどされる細長い紙片の上に浮彫にだされる．一つの線中に，水平に横たわる記号ははるかに「接触範囲」（Tastfeld）を越えるような長さを占め，紙が必然的に丈夫なことが必要なために，これがさらにしばしばローラーによる巻きもどしを不規則にし，これにより個々の記号の間の距離が不十分となる．ちなみに，モールスのアルファベットを盲人の印刷または，文字に用いようとする考えはすでに早くから現われた，1856年にブールセール（Bourseul），1872年にダビィッレ（Davillé），1889年にペティソリー(Petithory）が，このアルファベットをブライユのものの代りにおく提議をした．ブールセールは文字の長さを縮小するために，その水平の線を垂直に立て，あるいは文字の要素を上下に整理することなどを推薦している．ブールセールの二つの中の第1は，ごく部分的提議にしかその目的を実現しなかったし，その第2は，五つの点の高さまでの文字を要求したもので，ブライユ文字に対し後退を意味した．それゆえ，盲人に筆蹟による表現を越えた文字の早さを与えようとすれば，これらの器械は，一般に採用されている点字の役に立てなければならなかった．すでに述べたホールの器械のほかに，ペテルブルグのコバコ（A. Covaco）のスティグマタイプ（Stigmatype），ベ

ルリンのザイフェルト(G. Seiffert)のタイプライターおよびゼノアのケレセト(V,Cereseto)の器械が特筆すべきである. 「スティグマタイプ」はその考案者の報告によると, すでにロシア, フランス, ギリシャ, エジプト, イタリアにおいて採用されている. ザイフェルトのタイプライターは考案者のブンチーア器械と同様の構造をもっている. ケレセト(Cereseto)の器械は, ブライユ文字をさらに軽く早く完成するためのもので(考案者の指示によると1分間に180字), 長さ45センチメートル, 高さ5センチメートルである. これは鋼鉄製で4キログラムの重さがある. 紙は縁に沿うて押し込まれる. 鍵は両方の人差指がブライユの基本記号の上方の点に, 中指がその中央の点に, くすり指がその下方の二つの点に相応するように排列してある. 右の親指は紙を文字の幅だけすすめる働きをする鍵を用い, 左のおや指は紙を出発点にもどす鍵を使う. ボタンを押すと行が替わる. 行が四つの文字の範囲の場所まで書かれると鈴が鳴るので, これはかような器械に特有の装置である.

最後の群中にブライユ文字および偏平線文字または浮彫り線文字の製作という2重の目的に役立つような器械が総合される. この中で, ワグナー(Wagner)の「特許活字およびブライユ文字タイプライター」がケルンの会議(1888年)およびこれに続いてパリの世界博覧会で好評を博した. この器械は(1890年以来その製造は中止されている)四つの異なる形で作られた. すなわち, 活字文字およびブライユ文字用, ブライユ文字用だけのもの, 活字文字用だけのもの, これが大文字だけのものと, 大文字と小文字と両方のものがある. 「一つの丈夫な定規の25の穴の一つへ鉄のびょうを押込むことにより, 最初に述べたことを行なう際に, その度ごとに一つの文字, ブライユまたは偏平文字でのアルファベットのレールを用いると」. 晴眼者がブライユ文字を知らずにこれでブライユ文字を印刷することができ, 確実に偏平文字を印刷できるという利益を与えることとなる.

モリソン・ヘディー(Morrison Heady)はケンタッキー点字器(Kentucky- Punktschreiber)を組立てた. これは線印刷, 大文字または小文字のアルファベットにも適していて, 同時に5部ないし10部供給できる. コバコはこの両種の文字の製作法をその点字印刷機の中に結合させた. 同様にティグナット(Tignat)はブライユ線文字および浮彫線文字用の器械をくふうした.

従来述べた器械は盲人に役立ちはしたが, これが盲人と晴眼者との文通に使用する限り, 盲人が書かれたものを調べることができないという各偏平文字の器械と同じような, また, 本質的な不利な点を示していた. 最近10年間, この方面に向かって注意すべきくふうが示され始めた. レコードン(Recordon)は, かれの「ディプログラフ(Diplograph); (2重たたみ器)」のくふうにより, この問題を解決しようと試みた. この器械の本質的な部分である活字支持器はいろいろな大きさの, 同じ軸に固定されている円板からなっている. その装置は晴眼者がこのシステムを教えられることなしに, ブライユ文字を書くことができ, 同時に盲人両字体を, しかし, 二つの異なるページの上にだすことができるようになっている. ボーバン(Bauvin)とマウラー(Mauler)は, このような器械をさらにやすく容易に永続的なものに製作しようと努力した. マウラーがこの器械に与えた実行し得ることは, ブライユ文字, またはローマ字で, あるいは両方を同時に重ねて印刷することである. 以上の器械のようにように僧正シュティルツ(AfféStiltz)の, ドーグラフ(Duograph)は可動的な円板, カンドランの文字板(Candrap Zifferblatt)の原理に基づくものである. 簡単に鍵を押えることにより, ブライユおよび線浮彫りの文字ができあがり, 後者は任意に着色できる. 完全を期するため点字を作るのに, 板も, 定規も, 筆も必要としないような器械を最後に顧慮してみよう.

ブラウンシュブィクのラハマン(Lachmann)は, その正方形の文字で, 「読み書きの練習」をするのにかれ自身によって組み立てた「盲人板」(Bl-Tafel)を用いた. これは, 圧延したしんちゅう板からできている板で, ぬかや砂でおおっている平たい箱の上に締めつけ, この箱はふたで本の形に完成されている. この板には規則的に距離をおいて穴があいており, そのため, 垂直および水平の平行した列の大きさの同じ穴が生ずる. 箱の内側には, 右に針の入るような小さな四つに分れた小箱がついていて, これで任意の文字を触れることができるようにしている. ハノバーのマルテンス(Martens)は, 同じ考えをブライユ文字用の, かれの「穴板」(Lachtafel)に用いた. これはかれがこの字文の基本記号に応じて六つの点の群で穴をあけたことによる. 「穴板」は盲人の生徒にはできるだけ晴眼者の石盤の代りをなすべきであって, 今日では同様の装置が盲学校で, しばしば読み書きや算数の授業に用いられている. レコードン(Recordon)

は，点字印刷をするのにこの方法を完成した．かれは金属板の穴に鈍い先のついた金属釘を挿入し，1ページの文章を圧搾器の下へもってきた．トロイマン（Treumann）は同様の方法をとるに際し，留針を用いた．この装置は板はなくただ紙の上へおさえるに適している，

これに属するものにベルリンのクル（Kull）によって構成されたブリキ板用の打印機(Punziermaschine)がある．これでは一つの定規に鋼鉄の釘または全部が鋼鉄で刻んである文字が，一つの線の文章に総合されている．

最後にパリのシェーンフェルト（Schönfeld）は，ギルボー（Guilbeau）の報告しているところでは，一つの補助手段をくふうした．これにより晴眼者は費用のかかる器械もなく，予備知識もまたなく，ブライユ文字を製作することができる．シェーンフェルトはこのシステムへの「鍵」を計画したあとに，かれは十分に強い紙を普通の行間を考慮して，六つの着色した点を集めて印刷させた．各点の横には一つの符丁がこの群内の順序を示している．門外漢が，何かのことばをこの文字で，たとえば，Braille（ブライユ）と書こうとすると，まず，アルファベット表で「B」をさがし1と2との点がでることがわかる．

盲人用筆記文字および印刷文字の発展史を回顧すると，この二つの教育手段の発達における現代の状態に達するため，いかに多くの試みが行なわれ，また，いかに時間と金銭の犠牲が必要であったかがわかる．純粋に実習から盲人の触覚事情に相応した文字が現われてきて，浮彫印刷の技術がステロ版の鉛板で高度に完全になった．点字が学校用文字になり，これを製作するためには，この目的に応ずる器械がある．また，盲人と晴眼者との間に交互に文通するため，適当な補助手段を作ろうという文字問題で最難関の問題を解決しようとする努力も，また，好結果に達した，盲人の文通用文字の製作に完全な器械をもたなければならないすべての性質は，経験の途上において得られた．いろいろな時期に器械への欲求を十分に規定する専門家たちの中で，最後にギルボー（Guilbeau）が，これについて次のようなふうに総括している．すなわち，「器械が低廉で軽いこと，器械の操作の簡単で便利なこと，文字がはっきりして確実であること，早くて個性的であること，文字か晴眼者にも読めること，盲人が監視するのに容易であること」われわれはこれらの要求になお器械の永続性を付加すれば盲人およびその教師たちが，これ以上よいものはないとしている．

われわれがいまやこの世紀の終りに，筆記用具を豊富に収集することによって，盲人の筆記要求に対し，相応の器械を選択できる状態になれば，さらに失明者の触覚により言語の宝庫に侵入し，その思想の豊富さから知的栄養を与える可能性を提供すれば，さらに人道上導かれている人間の発明精神が自然的，身体的欠陥に対し，美しき喜びを与えるであろう．

しかし，目が永久に閉じられている場合にも魂は不思議な力をもって，精神の光明に迫ってわくのを見ると，すばらしく，また，高度に，次のことばの真理であることが経験される．

教育の根は苦いが，その果実は甘い．

盲人用簡略文字 浮き出しの記号による文字の印刷は以前から一つの欠点に悩んできている．それは，これが相当に広い場所を要求し，その結果印刷された本の量が多くなり，高価となることである．そこで，何らかの方法で空間を節約し，値段を安くすることが必要となってきた．イギリス人のフレェアーやリューカスが，いわゆる標音システムを考案したのは，この問題の解決をめざしたものといえる．このシステムは発音される音韻を表記するに止っている．しかし，ドイツではこの試みが普及していない．なぜならば，晴眼者の用いる正綴法を，そのようにして極端に改変してしまうことは当然差し控えなくてはならなかったからである．しかし，従来の書法を併用しながら，ラテン文字印刷に少数の略字を加えるというクニーの提案にも関係方面の賛成がなかった．そこで，次第に線形文字方式が速記的な構成には不適当であるという確信が強められていった．ところが，その間にドイツの幾つかの盲学校でこれを採用し始めていた．ブライユ式点字には，この点で比較にならないほど好都合な長所があった．ブライユ式に組まれている約60ほどの記号の中で，フランス語に比較して，ずっとアクセントの種類の少ないドイツ語用として，まず25個が使われた．そこで，ブラウンシュバイクのラッハマンは，すでに1845年に従来の記号の一部を頻度数の多い子音の組合わせ用として使うことを提案している．50年代の終りに，ハノーバーのフレミングは，約1ダースの新しい記号をこのブライユ方式の中に組入れた．これが，その後今日まで用いられている方式である．しかし，この簡略化の範囲は非常に控え目な範囲にとどめられている（単語の簡略化はまったく行なわれていない）ので，この方式には，速記的な要素がご

く僅かしか認められていない．非常に明確な考えの上に立ち，注意深く構成された簡略文字方式であるという評判をとったのは，イギリス人の考えた方式であった．ここで最も有名なのはアーミテージである．かれは5人の盲人と共に，1871年にイギリス式の簡略文字を公にした．このイギリスの新方式があげた成果は，初めのうちはまだドイツで注目されていなかった．ドイツでは盲教育者たちの関心は10年以上も，もっぱら最初のブライユ式点字方式のドイツ語用法を決定的にすることと，これが線形文字システムに対してもっているすぐれた特徴だけに向けられていた．1882年のフランクフルト会議の席上で，キール盲学校の盲人教師クローンは，イギリス式簡略文字に刺激されて，「盲人用速記法」という論述をした．このクローンの提案に対して，モールは6000語を含む資料の統計をあげて，そこに選ばれた簡略記号の頻度数がきわめて大きく，簡略化に意義のあることを基礎づけた．その結果，当初の方式は何度も相当に根本的な改訂を経験した．このようにして，修正された盲人簡略文字方式は，1885年のアムステルダム会議でドイツ盲人簡略文字方式として採用された．

すでにフランクフルトで組織された簡略文字委員会は，今日に至るまでこの方式に何度も改正を加え，それがその後の会議で承認されている．

このドイツ盲人簡略文字方式の基本則となっているものは，以下のようなものである．

①簡略化すべき綴字や単語の選択は，それらの現われる回数，頻度数が決定する．

②音韻や綴字の簡略化には，アルファベット文字からまだブライユ式点字に移されていない文字や，句読点および数字，さらにはアルファベット文字の中の外来文字（c，q，x，g）が用いられる．

③単語の簡約の際の簡略記号は，三つの例外を除けば，簡略化された単語の字母である．

簡略文字のもつ長所の中で，印刷および筆記の際の空間の節約についてはすでに述べた．その節約率は25パーセントから30パーセントの間にある．この長所は特に手紙や帳簿を書かなければならない盲人にとって，価値のあるものである．簡略文字を使えば，比較的狭い空間に多くのことを書き入れることができるからである．また，他面，この空間の節約は約4分の1の価格引下げに役立つ．いいかえれば，簡略文字で印刷する書物の4冊目は必要でなくなるということである．ことに大きな意味をもつのは，字を書く際の時間の節約である．もしある盲人が簡略文字に十分熟達していれば，普通のアルファベット文字よりも書くのに時間のかかることはほとんどないはずである．以上あげた三つの長所は争われない事実である．それに対して，簡略文字が普通の文字の場合よりも早く読むのに役立つかどうかは，まだ，はっきりしていない．ただ理論的に考えれば，これを肯定することができるように思われる．なぜならば，簡略文字の読者は，普通の字綴に必要な記号の中のごく一部だけ解読すればよいからである．これによって頭脳の働きに節約されるだけの部分が，読み，すなわち，読まれた文章の理解の早さとなって現われる．そのうえ，これに関しては，すでにキール盲学校で試みられて論理の正しいことを裏付けている．しかし，いままで比較的限られた範囲でしか印刷されていなかった簡略文字による文献によって実証されているよりも，ずっと広い範囲でこの種の実施の試みが行なわれたあとでなければ，決定的な判断はくだされないであろう．簡略文字がもつ長所に対して，やはりいくつかの欠点のあることをあげなくてはならない．そうした欠点として次のようなものがあげられる．①簡略文字を修得するのがむずかしいこと．②アルファベット文字の正綴法をそこなうこと．③それに幾分改変を加えなければならないこと．したがって，いままでに普通の文字で印刷された文献は多少とも価値のないものになることになる．

しかし，以上述べたような懸念はいずれも理由のないものといわなくてはならない．簡略文字の修得はさしてそれほど困難なものではなく，点字による音譜書法よりずっとやさしい．それでおよそ教習能力のある盲人には決して不可能なことではない．また，正綴法は簡略文字の作成によってそこなわれず，むしろ促進されるということができる．その理由は正綴法の修得には常に単語の構成綴字に対する注意深い分析が必要であるが，簡略文字はむしろ正綴法の修得を助けるからである．さらに簡略文字がもっぱらごく狭い慣用的書き方にだけ限られていることから，それが正綴法全般に悪影響を与えるという議論は根本的に間違っているといえる．普通の文字による印刷が次第に簡略文字によって駆逐されてゆくことは確かに考えられるが，おそらくそれはずっと将来のことであり，それが盲人にとって有益であると証明されてからでなければ起こらないことであろう．したがって，現状ではまだ欠点とみなすことはできない．そのうえ，完全文字は，まだ，これからも書かれ読まれてゆくことができるの

で，従来のアルファベット印刷による本が価値を失うことはないであろう．

簡略文字を盲学校に採用してよいか．採用するとすれば，いつするかという問題は多くの議論を呼んでいる．アムステルダム会議で，この文字体系が承認されたときには，まだ，この問題が起きていなかった．この会議の大多数の考えは，字を書く仕事に携わる教育ある盲人に適度の簡略化を可能にしてやって，仕事に略字が勝手に使われるのを防ぐということであった．ところが，盲学校の上級のクラスで，クローン簡略文字システムを試用してみたところが，非常によい結果を得たので，簡略文字を盲学校一般に使用するということが提案された．のちにこの試みが中級のクラスまで広げられ非常によい結果を生んだ．ミュンヘン会議は，まだ，この問題に対して立場を表明しなかった．したがって，この会議は無色であったといえる．しかし，将来の簡略文字の授業を盲学校の中級クラスから始めるという可能性は大いにある．多くの論議がなされて，いまもなお未解決となっている問題に，どのようなものを簡略文字で印刷するのが適当であるかという問題がある．最近の会議はこれに対して，ただ，完全文字で印刷するのも，あるいは簡略文字で印刷するのも自由であるという結論だけをだしている．どの本はどの文字で印刷するか，そのときどきの必要に応じて決めてよいとされている．この「必要」は盲教育促進協会が，簡略文字委員会と会議のうえで決定することになっている．前記の協会から出版されている簡略文字による童話や，教則本は簡略文字を採用するときの助けになるであろう．簡略文字の普及については，ベルリン盲学校のクル校長が数年前から速記文字で印刷されている「盲人ホーム」誌を通じて非常な貢献をしている．

イギリス式簡略文字は，ドイツ式とほぼ同様の理由から作られた．略字の選択に当たって，統計的な頻度数決定は行なわれなかったようである．特に聖書のテキストに関心が向けられ，そこでは，神主，イエス，あるいはキリストなどのことばの略字が使われている．略字の数は語尾変化を除けば約100個である．語尾はここでも簡略化された語幹に適当に付加されている．この文字体系の成立には約40の規則がある．空間の節約率は，創案者によれば約25パーセントである．イギリス式簡略文字の習得は，ドイツ式とほぼ同程度のむづかしさをもっている．いくつかの語尾略字はイギリス人でない読者にとって，読み違いを起こしやすいと思われる．Be, er, in の三つの略字は，ドイツ式と同じである．アーミテージの考えは，これらの符号の略字数を増加することであったが，この考えは適当といえない．これによって，ドイツ式がそこなわれるに違いないからである．簡略文字で印刷されたり，筆写によって作られている書物の数は数百にも上っている．

それに対して，アルファベット文字で印刷されている本は，せいぜい10冊程度で，いずれも少部数であり，70年代の初めに印刷されたものだけである．それ以来，すなわち25年来，イギリスでは完全文字印刷による出版は行なわれていない．イギリスで「ブライユ」点字と呼ばれている場合は，すべて簡略のブライユ式点字のことである．イギリス式簡略文字は，非常に広く普及しており，有力な反対にもかかわらず，いたるところで採用されている．1885年にはイギリス式簡略文字が教育されていない盲学校は一つもなかった．それ以来，この方式は次第に独占的になっていきつつある．イギリス式簡略文字の試みは，リューカスやフレールのものの他に盲人ヒューのものがあげられる．リューカスの記号は単純な直線からなっている．フレールのは，単純な直線と，点を付加した直線，円，半円，折線および45度の角を使っている．ヒューの方式は，すでに1848年に Stenographic System of Embossing という名で発表されているが世人の注意をひかなかったようである．

フランス式簡略文字は，1人の盲人モーリス・ド・ラ・シゼランヌ（Maurice de la Sizeranne）によって考案された．しかし，イギリス式と同様それにはシャルル・バルビエ（Charles Barbier）という先駆者がいる．この人は点字の最初の考案者であった．バルビエは，an, in, on, un, eu ou, oin, ein, ste などの文字の組合わせに対して特別の記号を考案したが，かれの提案には，人びとの賛成が得られなかった．1883年に発表されたシゼランヌの方式は，三つの部分に分けられる．音韻簡略，単語簡略および文章の略記号である．第1のグループには28の記号が属し，その中の24個は二つの字母から，4個は三つの字母からなっている．「ブライユ」システムは，周知のように，フランス語に現れる多くのアクセントのほとんどを点字アルファベットで現わし得る限りの記号で現している．字母簡略に必要な記号は，そのためにかなりむずかしくなる．そこで，句読点などのほかにすでに一方であまり現われてこない字母とされている文字，たとえば，

ドイツ語では，c，q，x，y，などに当たる文字を相当重用しなければならなくなる．ドイツ式およびイギリス式と符合する略字は in に相当するもの一つである．単語の簡略は，一つもしくは二つの記号で行なわれる．1個の記号でできているものは 38 語，2個の記号のものは 91 語である．3個以上の記号による略語はフランス式にはない．38 個の1字母略字の中には，20 個の任意の創作略字がある．すなわち，略字を構成する記号が簡略化したもとの単語の字母構成に全然関係のないものである．第3のグループすなわち “Locutions abrégés” は，一つのいい回し全体を簡略化する．たとえば，“peu á peu，pour ainsi dire” などの 15 の略語を含んでいる．こういうグループはドイツ式やイギリス式にはない．フランス式の略字の総数は 172 個である．空間節約率は 25 パーセントから 30 パーセントの間である．フランス式システムは略字の数が比較的多いので，ドイツ式やイギリス式と比べてその習得が容易でない．書籍の印刷には，まだあまり普及されていない．しかし，「ルイ・ブライユ伝」は，この簡略文字で出版されている．この方式が盲学校で教えられているかどうかは正式には伝えられていない．

イタリア語やデンマーク語についても盲人用簡略文字方式が考案されている．がその詳しいことは判明しない．

盲人用くつ屋の道具　コペンハーゲンの盲学校の教頭であったエネバオルツェン（Enevoldsen）およびキスター（Kyster）によって考案されたもので，このくつ屋の道具には次のようなものが必要である．すなわち，内底皮に割れ目を入れるために2個のナイフ，底皮の縁を清潔にするためのナイフ1個．長さによって縁皮を裁断するためのナイフ1個，上皮を縫うための穴のしるしをつけるために2個のかんな（同じ目的において底皮用のかんな），木釘を入れるための点のしるしをつける4個のかんな，皮を裁つためのブライユの数字と木型のある足の寸法，これになお晴眼者に定められている道具が加わる．

盲人が自分でくつの材料に底皮をつける状態にするため，初めからくつ製造だけが教えられた．しかし，この仕事を覚えた最初の生徒は，さらに進む気構えと素質をもっていたので，いろいろな補助具の必要によって，盲人用の最初の道具は，ある程度徒弟および親方の手もとでできあがった．ことに盲人がこれで生活ができることがわかってからは，手仕事を学ぶ者の数は次第に増加した．いまや，くつ製造はコペンハーゲンの盲学校で行なわれている他の手仕事とまったく同一線にある．数年前にくつ製造が始められ，デンマークの道具が用いられているノールウェーでも，これは盲人用の生業として卓越した役割を演じている．

盲人用計算器　グリーンビルというイギリスの盲人は，1780 年に一つのきわめて特長のある計算器を考案した．その器械は1個の木製の小箱からできていてその小箱のふたには，いくつかの小穴が1列にあけられており，その穴には釘棒がさし込めるようになっている．箱の底は 28 の大きさの異なった小部分に分けられていて，それには，それぞれ異なった釘棒が差し込まれるようになっている．この釘はその長い角張った頭に，それぞれに違って配置された小突起をもつていて，この突起が1から9までと0の数とを現わしている．この釘棒はふたの穴に差し込まれて，それが計算上の数を手で触れてわかるように示す．計数や，概算や，計算のときに必要な各個数を記録しておくには細い針金が使われる．これはその一端がとがっていて，小穴に差し込めるように作られている．

盲人用地図　クラインがかれの盲学校で初めごろに使っていた教材の中に，すでに分解可能の地図が見られる．この地図では一つ一つの国が互いに分離できるようになっている．以来，多くの盲学校でこのような地図を使ってきたと思われるが，それについては正確な報告がほとんどない．1840 年ごろになって，ようやく，ララーグ盲学校の教頭であったベゼチーイ（Bezewcy）という人が，分割できる大形の地図をこしらえたと伝えられている．それは海が除外されているとのことである．現在でも多くの盲学校で，この種の地図が使われており，それらが授業に相当の意義をもっていることは確かである．特に輪郭，つまり各国の国境線や，1国内の各州の形を正確に知るには大いに役立ち，盲人がうまく記憶できるように刻明に作られている，また，各地域部分の大きさの比較関係も，簡単な教材ではあるが，これらを互いに並べて手で触れることによって，盲生徒たちに知られるようにできている．分割地図の分解と組立ては，盲生徒自身で分解組立ての過程を1人でできるように訓練することが，この分割地図を使うことの主目的であるといえる．現在，一般に使われているクンツ（Kunz）の地図は非常に完全にできていて，分割地図などを必要としないほどであるが，この分割地図があって，正しく使われている場合には，これも特に地理的知識をさらに深め

るのに有効であることをみのがせない.

盲人用時計　文字板がガラスでなく，金属のふたで，あまり小さくない懐中時計が盲人によって利用されている．スイスの商館は，盲人用の特別の時計を組立てた．この時計は針を相当にさわられることを考慮してあるし,突きでた点による時間表示がある.たいていは比較的大型につくってあり，価格は相当高価である．このような時計では，普通の非常に細い針がもっと丈夫な針におき代えられ，容易に曲がったり，ずれたりしないように固定するのが望ましい．時計の4分の1のところに小さい螺旋がついている．その頭が文字板の上の方にでていて，これに触れて知るようになつている．頭が絶対に必要というのではないが，容易に方角を知るに役立ち，有益である．

盲幼稚園　小学準備校（Vorschule）と呼んでいるところも多い．小学教育適齢にまだ達していない盲児に適当な体育訓練と，学習教育を与えて盲学校への入学の準備をする施設である．幼稚園は家庭でないがしろにされていることを補充しなければならないし，また，甘やかしの結果でてくる堕落的な性向を矯正し，盲目であるということから生じてくる身体や精神の生長に有害な要素を取除き，盲児の体質と能力に応じた無理のない発育を軌道に乗せ，盲児ができるだけ自立できるように訓練を組織的に行なうことが必要である．

このような施設を設けることの必要は，ほとんどの盲児が両親の手から直ちに盲学校へ入れられているという現状から生まれている．失明の結果として，さまざまの面で有害なものが現われてくる．

知的形成は必ず観察ということと結びついているので，物質世界が目を通して知覚されることのないこどもは，まず第1に観察と表象の範囲が非常に狭く限られている.そのうえ,不十分な触覚を通して得られる理解というものは，不完全であるし誤っていることも多い．盲児はまた，盲目のため自由な運動を妨げているので，筋肉組織が未成育の状態であったり，身体に活気や，正しい姿勢や，力が足りなかったりする．手はあまり動かさないでいるのでこわばってしまう．全身の筋肉活動に示されるこわばりは，特に手に障害として現われてくる．そうなると手は不器用なままになり日常生活の簡単な仕事にも役に立たなくなる．

目の見えるこどもは，幼いころ，すでに模倣衝動の力を借りて，器用さ熟達さと，それによって身体の力をも獲得するのであるが，この模倣衝動というものは必然的に盲児には欠けている．そのため，身体の動きに関しては，主として普通の身体的な生活を要求するごく自然に限られた運動だけが行なわれるようになる．

晴眼児の遊びや，楽しみの中で盲児が行なえるものはごくわずかしかない．それは，盲児の場合，その遊びに必要なだけの身体の動きができないからである．この憂うつな経験のために，こどもは周囲の人びとから身をひいて孤独を求めるようになる.しかし,これは精神的な生長にとってだけでなく，身体の発育にも非常に有害である.かれの行動は次第にぎこちなくなり，うまくゆかなくなる.やがて,わずかな緊張がかれを疲れさせ,休息がいつも必要になってしまうのである.退屈がよくない習癖を作る機会ともなる．能力の乏しい者は無関心の状態に落ち込み，それが教育不能へと導いてゆく．両親には盲児にとって何が必要であり有用であるかの知識も欠けており,また,こどもに適した教育に到達するのに必要な方法も知らない．以上の記述から次のことが判明するであろう.すなわち,盲児は両親の家にいると不適当な教育を受けたり，盲学校入学のための十分な準備ができないこともまれではない．このような面でのなおざりは，ことが非常に重大であるだけでなく，もはや取返しのつかないことになり勝ちである．そこで盲児を適当な時期に両親から離れさせて，特別の施設で教育を受けさせ，準備させることが必要である．それは貧しい家庭のこどもが保育所で養われる以上に必要なことがらである．

こうした理由から，盲児のための幼稚園が必要であるということは盲教育者によって絶えずいわれている．そのような施設の建設がうまずたゆまず努力されてきている. 1873年，ウィーンで開かれた第1回盲教育者会議のとき，1862年に開設されたザクセンのフベルツスブルグの盲児幼稚園の園長であるリーマー（W. Riemer）の主唱により,幼稚園の建設がどこでも急がなければならない必要事であり，国家の義務であるということが確認された. 1878年のパリ会議はふたたびこの問題を取上げ，モルデンハウアー校長の提唱で次のことが声明された．すなわち，ごく幼い年齢の盲人のための保育園が建てられるか，もしくは，すでにできている施設の中にそのような部が設けられるべきであると．また，1882年のフランクフルト会議では幼稚園の必要性を強調し，特にクラウゼ（Krause）校長は幼稚園に，フレーベル遊びや，フレーベル作業を取入れるようにとの提唱をした．続いてこの最も重要な問

題の進展が次々会議の経過に見られる．これによって，この面の盲教育は常に新しい経験を豊かにし，次第に完全なものとなっていった．かくして1861年と1862年に，ベルツスブルグに建てられた幼稚園や1861年のコペンハーゲンの幼稚園は，ときの経つにつれて類似の施設ができるようになった．現在，このような施設はベンネコム（オランダ），デューレン(ライン州)，ケーニヒスタール，ライプニッツ，ミュンヘン，ノイクロスター，ニュールンベルク，シテグリッツ，クレーフェルト（ハノーバー），ウィーンその他に建てられている．幼稚園が独立して設けられていないところでも，たいてい盲学校の中に幼稚園部があり，そこでは主としてフレーベル遊び，フレーベル作業が教えられている．

盲人幼稚園のもつ使命を次のように要約することができる．まず第1に健全な児童には見ることで獲得できるさまざまな事物の表象や概念を盲児に対して実物教育や，口頭教授を通して教え込むこと．第2に聴覚や，感情，趣味，嗅覚を鋭敏にすること，特に盲児の手を強化し育て，各種の仕事を行なう能力を与える．

このような目的を達成するための方法は，いろいろある．それをあげれば次のようになる．

①日常生活に，いつもでてくる行為を完全に果たせるようにそれに慣れるように仕向けること．②ことばの訓練，実物教育，また，それらに結びついた感覚の訓練③手先きの遊戯，手の体操の基本技を行なうこと．④体育競技，遊戯．⑤フレーベル作業や簡単な家具の工作．

2，3の点について，さらにくわしい説明を述べてみよう．

①こどもは，まず，次のような場合の手の動きがうまくゆくように教えられる必要がある．衣服の着脱，ボタンのかけはずし，結び方とその解き方，衣類の整理，手や顔の洗い方，歯のみがき方，髪のくし入れ，編み目の解き方，髪の編み方，ベットの整頓．きちんとした腰かけ方，立ち方，歩き方，階段の上り方，フォークやナイフの正しい使い方には特に注意を要する．悪い習慣をやめさせることは特に主力を向ける必要がある（目をこすること，頭をかしげたりうしろへ引いたりするくせ，前かがみの姿勢），さらに，上記のような所作を自分でするように訓練することは盲児に自信を与え，かれらが清潔を好み，整頓をするようにしつけることにもなる．

②実物教育および口頭教育　感覚，特に触感の動きに伴なう感覚を通じて，こどものもつ表象や概念を正しく教え，その範囲を拡大するのがこの教育の目的である．事物概念を得る対象となるものは自然物であることもあるが，各種の事物について作られている適当な教材も使われている．人がいろいろの作業に使用する器具を盲児がそれぞれの作業を行なうときにはできるだけ盲児にも使わせることが望ましい．実物教材や口頭で教えるものとしては次のようなものがある．教室，家とその中にある各室，家の周囲の状況．この時同時に方向感覚も訓練すのるがよい．教室の場合は，まず座席を見つけること．壁や部屋の隅をさがし，その状態に従ってその名前をあげさせる．部屋の付属物や出口を知ること．自分の教室以外の部屋も知るようにすること．中庭や庭園内でも同じようにする．これらの場合行動が確実になることを目標とする．その際触感の助けを借りずに，聴覚だけで方向の指導をする．

こうした訓練と同時に部屋の調度，食器類，衣類，家畜動物，植物，原料物資や工場生産物などを触れさせ説明するようにする．さらに簡単な聴覚訓練も行なう．たとえばいろいろな物体を投げあげて落下音を聞かせ，それから，その物体の大きさ，物質を推定させ，形や現在物体が横たわっている位置を結論させたりする．貨幣はその触感と音で識別させる．匂いや味をもっているものは，それによって知ることができる．物体の長さ，幅，高さなどを手の幅や背の長さで計り知ることも練習される．いろいろな長さの小棒も教材として役立つものである．

実物教育のときに得られた表象は，口頭教授の際の基礎ともなり，勉強のための材料ともなる．各物体に認められる性質や働きを簡単なことばでいい現わすこともよい訓練となる．短くて簡単なことわざやなぞなぞあるいは詩などで，こどもたちの理解力にかなったものは，完全にわからせ記憶させることが必要である．

③指の訓練や手の体操はこどもたちの手の強さ，機敏さ，また，触感の鋭敏さをいっそう増し加える．

④体育遊戯および一般娯楽遊戯前者は簡単な系統的実技であるが，これは歌が伴奏に入ってリズム感覚をめざめさせ，姿勢や歩行，身のこなしの自在性と機敏さとを養なうためのものである．また，そのうえ，こどもたちにとっては楽しいものの方がよい．娯楽遊戯としては，晴眼のこどもたちの間で行なわれているものの多くは，盲児にもまた適している．ただし，もっぱら視覚を基としている遊びは，そこから除かれな

ければならない．このほかこどもたちの楽しみとなるものに，砂遊び，小乗物，九柱戯，ブランコ，竹馬などがある．

⑤もし，盲児の手足が上述のような方法である程度強められ，準備されたら，フレーベル作業を行なわせるのに，もはや大いした困難はないはずである．この作業は盲児たちにおもしろくて，ためになる仕事を与え，同時に将来の職業のためのよい準備ともなる．

この作業に含まれるものは組立細工，ろうやねんどによる形作り，豆細工，折り紙，ビーズ遊び，縫い取り遊び，小かご作り，厚紙細工などである Das Danielsche Polygonspiel（ポリゴン遊び）や，Aller-leiköstchen（小函遊び）もよい作業対象といえる．後者は，混ぜてある物質を選び分けること．たとえば，コーヒー粒と大豆や小豆粒を分けたりする作業に役立ち，性質別にいろいろな物を整理して函に納める練習にも利用される．

以上述べてきたことがらは，すべて3歳から6歳までの児童を入れている幼稚園のことを第1の念頭に置いてのことであるが，なお，そのほか，幼稚園の拡大したものと見られる準備教育学校（Vorschule）というのがあって，3歳から6歳までの児童を入学させているが，かれらは9歳から13歳ぐらいに達するまで学校にとどまることができ，小学，初等科目についての勉強をしている．

盲ろう唖学校　ここには盲人とろう唖者の学校を分離するか，合同するかという歴史的な問題がある．その現状と将来の事情についての確実な解答が実地の経験から与えられている．

盲人もろう唖者も共に同一の学級内において平行して授業ができるという古くからの見解は，個人授業の経験もなく，また，盲人とろう唖者との間にある大きな差異に対する認識をもっている人びとによって述べられている．両者間の大きな相違性と，またかれらの不具性と，それから結果するところの諸事情を考察する人は，かれらの心情と知性との道が，かれらの身体上の欠陥がそれぞれ相違しているように，やはり互いに相違していなければならない，ということを察知するであろう．盲人にあってはその知性と心情への道が，聴覚を通じて，また，ろう唖者にあっては視覚を通じてなされる，という事実をだれも否定し得ないであろう．

したがって，過去において得られた諸経験は，盲人とろう唖者は同時に目的にかなった，いっしょの知的教育はできないということを十分確証しているのである．しかし，この面から少数のなお存在している盲ろう唖学校や，また新しく建てられつつあるそれに対して，非難を発することはできない．その理由は，こうした学校について，だれもそれが盲人とろう唖者との同時的な教育をなすものとは考えず，経済的な節約を意とするところの統合簡素化であると考えるからである．この節約簡素化の原則は，近代の教育においてはやはり意義を有しており，ときに小地域にとっては意味をもつであろうと思われる．こうした小地域は，教育施設を自身で経営するという責任をもっている．しかも，二つの異種類の学校施設を設け得る状態にはまだ至っていないのであり，こうした状態は当然，大都市にとって正当であり，また，目的にもかなったものである．

ある場所に盲ろう唖学校があるとすると，そこでは盲人とろう唖者の共同生活から，でき得る限りの教育的な効用と利益とを引出し，あり得るところの障害をできる限り除去し，かつ避け得ない残余の問題は相互間の，慣れにより忍耐強くこれをになって行くということが，学校の主導者の，また，すべての教師や生徒たちの課題となるのである．ことに，この最後の共に問題に耐え，になうという訓練は，将来の生活上の困難に遭遇した際に，その完全な正当性を盲人に対しても，また同様ろう唖者に対しても，示すものなのである．

それで，盲人とろう唖者の共同生活は，かれらのその形成期の時期にとって，全然目的に適しない．また不可能な非教育的なことだとはいい切れない．もちろん，かれらは互いに当初は，偏見をもって対するのである．この偏見の原因は，盲人は自分をろう唖者よりも限りなく幸福なものだと思い，またろう唖者は自分が盲人でないことを大きな幸福だと思っていることに存しているのである．多かれ少なかれ双方の誤解であって，不幸中の幸いとして，また，満足を見だす根拠として見離されてよいところの錯覚なのである．盲人とろう唖者間の相互の偏見は知性の判定の際にも示される．盲人がろう唖者を学問や言語や詩の分野においてすぐれ，優越することができるということは疑わない．そしてまた，多くの本格的に学問を身につけた盲人が，このことを後年になって実証しているのである．しかし，大部分の盲人がろう唖者を人間としての尊厳を欠いた存在として考えている，という事実は明らかに偏見であって，このことを盲人はろう唖者との

交際の中に不当なことであると知るようになる．しかし，気質の相異が，ろう唖者との交際に対する盲人の慣れを必ずしも容易にしない．この関連において，繊細な，温和な，また快い静けさと安静を愛している盲人は，活動的な，より博識な，落ちつきのない騒がしい，より激しい性格の，また性急なろう唖者の前で，ある種の恐怖をさえ感ずるものなのである．そしてこの恐怖は同情というよりは，嫌悪の感情を生むのである．盲人とろう唖者の食い違いのある特質を，両者が同一の施設内で共に住まなければならない際には，相互が好意をもつように導き，盲人も，また，抑揚の乏しい響きのよくないろう唖者の声の中に，その人の心情と感情を聞き取り，注意を向けるこができるようにするのが教育者の課題であることは明らかである．

ろう唖学校を併設している盲学校の中で，盲人の生徒が，ろう唖の生徒たちにあざわらわれたりすることはないかなどと，恐れるのは正当でない．しかし，そこに起こることのあるそうしたあざけりも，盲人専門の盲学校で盲人たちが互いにひき起こすそれと大同小異のものである．さらに進んで盲ろう唖併立の学校内で，盲人とろう唖者は，本来，1日中での少しの時間しか接触しないことを思えば，かれらは常に教師たちの監督のもとにあることを考えれば，正しく運営されている学校内では，そこで盲人がろう唖者によって受ける障害はほとんど問題にならないことがわかる．

さらに付け加えればろう唖学校との接触から盲人を分離するということは，何ら特別の価値もなく著しい効用も示し得ない．かえって，ろう唖学校にとって盲学校との合併が真に教育的な価値をもっており，またもち得るし，そうあらねばならないのである．一体にろう唖者なるものが概して盲人よりも，心情に乏しく，より消極的でより非協力的で，効績能力が乏しいという非難があれば，盲ろう唖併立学校内でろう唖教育者には感謝すべき機会が提供されているのである．すなわち，かれらのろう唖者を熟慮とか，人の心を高める共感とか，能力の著しい発現などのような方向へ向けて，上にあげた欠陥を矯正させて行くための，よい機会なのである．こうしたことはいかにすれば実現できるであろうか．それには，ろう唖者たちが，さまざまな些細なことがらや要求に際して，盲人たちを助けながら，手をつないで歩き，親切に，心使いをかれらに示すようにし，自分たちが案内役となって危険な歩行から盲人をいつも守ってやるという習慣を終始身につけさせる．こうして初めて，前にはろう唖者に対していくぶんの信頼しかおいていなかった盲人たちに，次第に信頼感が芽生えてゆき，このことがまた，盲人とろう唖者との共同生活を喜ばしい快適なものとし，情緒を育成するのに役立つわけである．前に存在していた偏見は消えて行くのである．それらは誤って考察にその源を発していたからである．

この盲ろう唖併立学校内での教師たちの間に，解消され難い多少の行き過ぎや，非のつくろいや，誤った観念も確かに存在するであろう．その行き過ぎの一つとして，次のようなことがあげられる．それは，盲人との日常の会話がろう唖者に，あまりしばしば許されていたりすることである．もちろん，口頭会話によって，また，そのために訓練を受けたろう者は盲人とも，ことばでの交際ができるし，また，できなければならない．なぜなら，盲人はろう唖者の語ることを聞くことができ，一方，ろう者はその口唇の動きによって，視覚を通して話を理解し得るからである．盲人とことばの修練のできたろう唖者との交際は，決して不可能ではない．しかし，ろう唖者が完全な表現ということに関して受ける習練と練達に対して，故意に盲人にも向けるということは，斬新な思いつきに過ぎず，ある不自然な強制を強いることになり，非教育的である．言語の認知，その理解，傾向は，盲人とろう唖者との間には，大きな差異があり，かれらの間で長時間にわたる自由な広い会話は実行されがたい．盲人が盲人同志や普通の人びとと好んで会話を交わすことを，また，多少でもことばでの交際が退屈になり，円滑を欠きがちのろう唖者とは，会話を好まないことなどを，教師は常に念頭においておかなければならない．盲人とろう唖者間のその他の会話方法はいろいろと指摘されているところであり，特に文字ことばや文字画(Schriftzug)があげられる．ろう唖者が文字を使って話すことを覚え，盲人は字画の形を覚えるのである．前者は指で背中にそれを書き，後者は書かれた事柄を感覚を通じて理解するわけである．それでことがらは納得がいくのである．しかし，かかる交際方法はあまりに多くの時間を必要とするであろうし，幾分遊びごとの気味をもち，またそのような交渉は生来からの盲目でない人たちにだけ可能であって，たとえば，普通文字の画をすでに習得していてその後失明した人たちに可能なのであり，それらを習得することもなかった生来の盲人には不可能なわけである．

実業教育に関しては，往々にして誤った考察が人の言に現われている．手仕事などは盲人とろう唖者は同

時に好都合に教えられるといわれている．これはろう唖者の側からはかなり可能であろうし，また，ろう唖者がこまかい注意を払って盲人のそばにおり，なにかと物を運んでやったり，困難な仕事のとき，盲人の面倒をみたりしている．ただしこのような合併手仕事教育の方法がつづけば，全く訓練にならないであろうし，また，そうした方法で習得した手仕事に好適で，役立つようなろう唖者が上達して，盲人との競争相手となる限り，こうしたことは上達した盲人にとっても害のあることであろう．

以上述べたことを要約すると，次のようになる．

(1) 盲ろう唖合併施設は生徒数が少なく，独立した2個の施設を設けるに十分な資力をもたない小地域や地方分区において例外として設けられるか，あるいは便宜上合併している場合に存在する．

(2) 盲およびろう唖施設の統合は，決していかなる場合も，両者の合併教育を要請するものではなく，かえってその完全に分離された知的教育を施すべきである．

(3) 盲人およびろう唖者の手仕事教育も根本的には異質のもので，ろう唖者が盲人と競争相手とならぬようにしなければならない．

(4) 日常の言語上の交際の基本的な必要条件や，交際言語の習熟に関して，ろう唖者はあまり多くを盲人に期待してはならない．両者の言語上の素質は非常に異なっているからである．

(5) しかし，場所の関係に制約されて，盲人とろう唖者とが有機的にも結合しなければならない合併施設が設立された際には，両者の共同生活から可能な限り現実の教育的効用を作りだすことが必要である．①偏見の除去によって，②親睦と奉仕と同情の徳にまた，相互の共感に慣らすことによって．

(6) 唖者のかたわらで生活し，ほとんど気持よく響くことのない大声の中に働いている聴覚を失った者の心の意欲の中に，人間の語りことばの諧調，晴れやかな歌声や音楽の和音の快音が，聞きとれるとき，そのような施設での生活は盲人たちに善良な素地を作るものである．

(7) いまだ存在している盲ろう唖施設に対しては，盲人の側からいっても，また，ろう唖者の側からも，この両施設を完全に切離すということが将来の課題なのである．

盲幼稚園の作業・遊戯　これには組立細工，ろうおよびねんどによる形取り，豆細工，ビーズつなぎ，縫取り遊び，折り紙および混合している粒類の選別などが含まれる．手始めに行なわれるものは遊戯から学習への移行を容易にし，あまり器用さを必要としない作業でなければならない．そのような作業として，まず，組立細工があげられる．学校教育に適した組立細工としては，児童全部が同時に同じ物を組立てられることが必要であるが，これは空間的な概念，特に前後，上下，左右などの概念の育成に役立つ．盲児用としては，シュロイスナーの組立箱が最も適している．これであると，組立ててからも手を触れただけでくずれるということがないからである．じゅずつなぎや，ビーズ遊びも，また，手始めとして適した作業である．それはこれらの作業が多数の物を時間をかけて何回も，何回も操作するようにできているので，不慣れな手先の練習の手始めとなるからである．そのうえ，特に数を数える感覚や，形の感覚を作っていく点でもきわめてすぐれている．わらを小さく切ったものや，紙片あるいはビーズを，糸と針，または細い金属線を使ってくさりの形に作りあげるのである．そして結局，さまざまな形の星や，小さなかごなどが金色や銀色のビーズで作られ，クリスマスツリーの飾りものなどになるわけである．

整理箱遊びは，初歩者には格好の作業遊戯で，一つの小箱を使って行なう．この箱は約16に区分されていて，その一つ一つは各種のから粒や種子を納めることができる．そして，最初は二つの区域だけを使う．この二つの区域の内容物を敷物の上にあけて混ぜ，その中からふたたび2種のものをこの箱に別々に納めるわけである．物質の種類は次第にふやしてゆくが，最後には区分の数全部と同じ数だけの異なった物質の混合物を作るようにする．

次に折り紙細工は，これまで述べてきたものよりもむずかしい．これは数学的な物の考え方を教えようとするもので，正確さに慣らされるのによい教材である．正方形と直角が使われる．材料は少なくとも初めのうちだけは，かなり堅いしっかりした紙を使う．盲児が紙細工でこしらえた形は，さらにその輪郭だけを別の仕方で作らせるのがよい．次に用いるのが豆細工である．材料は円い軸棒である．これは形作るのに使う．そのつなぎ手としては，ねんどや模型用ろうが使われる．十字形や直角や鋭角，鈍角に曲った金属小管もつなぎ手となる．しかし，最も簡単で入手できるのはえんどうである．これを12時間水につけ，1時間乾したものを使う．この細工でできるものは，窓，つくえ，

いす，長いす，手すり，家，サイコロ，文字などである．

ろうやねんどで作れる形というものは，この程度の段階では，まだ，こどもたちがよく知っている単純な物体の形をまねる程度に限られている．そのような模型製作は，実際に原物を使うか，または記憶に頼ってするものである．メルレはこの教科分野に関して以下のように述べている．①模型製作は児童の手の技能を増進する．②形態感覚の養成に非常に重要である．③模型製作は自主的行為への意欲を児童のうちに早くから活発にめざめさせる．④それは頭で獲得した表象をさらに深め正確にする．そしてメルレは次のような教授課程をすすめている．①円棒とその応用：シガレット，指輪，くさり，ソーセージ，かね，へび，大根，くぎなど．②球とその変形および応用：さくらの実，りんご，なし，たまご，時計，円板，ロールパン，球根，じゃがいもなど．③4角柱とその応用：梯子，十字架，階段，横木，水平棒など．④円錘，立方体，平面体，凹状のもの，皿，容器，茶わんなど．

縫い取りは，盲児の場合1種の絵書き物の代用となっているが，これは児童に平面的な輪郭を描くことを教える．縫い取りをきれいに仕上げるには，ある程度の準備訓練が必要である．それはまず，糸の通し方と，糸の結び方，また，縫い取りをする面の両側を均等に縫い糸をだすための針の入れ方の練習である．材料としては，まず，1列に小穴をあけた薄木板を使い，次いで穴をあけた木板を使う．それから最後に厚紙の縫い取り板を用いる．縫い取りで作られるのは，三角形,四角形,五角形，六角形および八角形，円板，たまご形，楕円形，星形などである．盲児たちにとって，いままであげた作業よりもはるかにむずかしいものは編板を使ってする編物であろう．そこで，その前に細棒編物をやらせるのがよい．これはかご編みのためのよい準備となる．まず，その最初の練習は，細長い幅狭の紙片を，このためにあらかじめ作られている棒格子の小棒の間に通すことである．皮や麦わらのひもによる小かごの製作がその後に行なわれる．強い厚紙によって作られている小かごの形があって，これにそって薄い細棒を編みあげる．ここで，こどもは堅く固定された棒で編み方の動きがわかったわけであるが，次には編板へ編みひもをかけたり，くぐらせたりしながら，同時に編みひもを通してゆかなければならない.これを容易にするために初めのうちは,厚紙でできた大きめの編板と同様の編ひもを使う．このような編板で簡単な編み方を習得したあとは，薄紙でできたもっと小さい編板に移ってゆく．編板は常に口頭で教えられながら編まれてゆき，その際児童の全部が同時に作業できるようにするのがよい．こどもたちのもっている本能や機械的な技能が同等でない限り，こどもの全部が同じように，同時に作業することは，その他の作業の場合にも努めて行なわなければならないことである．

模型製作　(1)教育価値　材料（ねんど，せっこう，ろう）を加工することで盲児童の手が，力強く，曲げやすく，柔軟になる．種々雑多な指の運動や手工で，また，模型製作のときに必要な補助資材を使用することにより,手の熟練性が向上する.模型と本の作品とを比較すると触覚が修錬される.ある物を,これを模造するという考えで見ると，生徒は彫塑的な観念を作るようになる.模型製作ということが,他の教課にすぐれて役立つため，盲児童の実物についての観念や概念が豊富となり，明白となり，また,固定する.模型製作により盲児童が多数の物（うつわ・道具）を製作することを会得する．模型製作により，盲生徒の像（半模型平面模型，輪郭像）やこれとともに実物教材料への理解が仲介される．模型製作により秩序・清潔・周到および美に対する感覚が促進される．模型製作により創作欲や困難を克服する忍耐心が高められ，意志力・自信・独立心が高ま，りこれにより最もよく実業教育の準備となる．

②方法　模型製作が，その修錬価値に相応する感化力を生ずるものとすれば，これは授業時間中全体にわたって行なうべきもので，しかも，方法論上の原則により，段階を追うて進むべきである，特に次のことには注意しなければならない．

容易なものからむずかしいものへ，簡単なものから総合的なものへ，既知のものから未知のものへ.まず，基本形を説明し，これと関連して類似の形へ．そして手本により，次に記述により，また，記憶から作りだすこと．手本の大きさの次にこれを縮小，または拡大した寸法で物全体または像全体，次は輪郭，高像または平面像．

模型製作の教授には十分な模型を収集しなくてはならない．これが時のたつとともに次第に完成され補充される．この収集物には次のものを含むべきである．すなわち幾何学的な物体で，球・九柱戯・輪転機・円柱・三角柱・さいころ．道具およびうつわまたは家・屋敷・田畑・庭園およびガラス・陶器・木材・金属な

どでの製品．花・果実および人工的の手本の全植物・動物体・人体の頭・足その他の部分および全動物．これら模型の多くは.時折り教材収集物から使用される．ことに地理学の地図や物理機械なども同じである．教師は自ら特別に努力をかけて，模型収集を完全にするよう及ぶ限り努力をしなければならない．

一つの学級の生徒は，その技量によって部類を分けて仕事をし，残りの者や天分のある者は，その能力の度によって仕事をする．概して実習の教授，ことに上級ではだんだんと個別教授となってゆくが，これは特に基本形あるいは特徴のある物および数が十分あるような模型や，急ぐ仕事が記述によるとか，または記憶によって学級の課題として作られるのを除外するものではない．製作はすべてしまいまで行なわれることになる未完成の作品は次の時間に継続するように保存する．すべて作品はできるだけ，清潔，周到に，早く作られる．

ある物を作るに先立って製作行程の簡単な協定が行なわれるが，これはできるだけ生徒自身にやらせる．教師は修正をしながら生徒から生徒へと回ってゆき，必要に応じてことばだけで誤りを指適するか，または自らその仕方を教える，しかし．製品は常に生徒の自作でなければならない

模型製作で第1のしかも最もたいせつな道具は測定の際にも，形を作るうえにも手である．教授が先へ進んでゆくうちにはときどきの必要によって，いろいろな形の材木が，なめらかにし，平板にし，また，くり抜くために加わり，また，切るために針金も加ってくる．また，点字力もこの際有益に用いられ，測定には手・木材・針金のほかに触知できるセンチメートル区分のものさしが用いられる．

材料の取扱いに関しては，せつこう，ねんどなどは必要なだけこねたり，加工したりして使用するようになる．

③次の課程は8年間の授業を前提とするものであるが，この際，児童は四つの段階のそれぞれに2年間とどまるのである．週の授業時間数は各級2時間となっている．

①予備級（予備校）　第1年　予習（ねんどをこねること，伸ばすこと，転がすこと，あるかたまりを分解すること，多くの片々を接合すること，えんどう・さくらんぼ・りんごなどの大きさに各部分を縮めることなど）．このほか，球・たまご・九柱戯・輪転機などの基本形およびこれから誘導される簡単な応用形．　第2年　条件を高めて，既修の基本形を反復すること．また，これに新しい応用形および簡単な応用のついた四面柱，さいころの基本形を付加する．

②下級　既習の基本形を半分および2倍の大きさで行なう．また，寸法を用いて手本なしに既知のものや新しい生物の形．容易な輪郭や浮彫の製作．直観授業用の模型製作．

③中級　幾何学的の基本形および応用形．これは与えられた寸法によるが，順次寸法を減少したり，増加したりする．三角柱および3面の三角錐，楕円形幾何学・博物および地理に用うる模型の製作．

④上級　授業全体に用うる模型製造．完全模型，浮彫および輪郭としての製作．

木工作業　⑴概要　幼稚園でフレーベル遊びや，手先の操作の習練を通して，盲児の手がある程度必要なだけ形成されたのち，盲児の生長が正常であれば盲学校に入ってから3年目か4年目，つまり満8歳か9歳で軽い木工作業を安心して始めることができる．一般にいって基本事項となることは教授課程に，作業道具を中心にして進められる．つまり，木工作業に使用する工具は，初めのうち多少の取扱上のむずかしさがあるが，使い慣らされて，実際の作品の製作に使われるようにするのである．しかし，製作される物品が初めから終りまで1人の生徒の手で作られる必要はまったくない．恐らく実際には，２，３人あるいはこれ以上の生徒に分担して行なわせることが必要となろう．このようにして，仕事をすることは，生徒たちにとってかなり大きな刺激であり，そのうえ1人1人が一つの商品の工場での生産様式についての概念を得ることができるという利点がある．したがって，最も模範的には初等教育に必要な物品を上級の生徒たちが備えることもできるわけである．また，年少の生徒は上級生のために協力することもできる．たとえば，かんなかけや，部分品の組立てのときにはみがき仕上げや，ガラスまたはサンド・ペーパーの仕事を引受けたり，ネジのボールドを締めたりゆるめたりする際には，ドライバーなどの工具や，物を渡したり片付けたりすることである．このようにすればかれらは容易に，しかも無理をせずに作業に慣れ入っていくことができる．かれらが自分で工具を使ってみたいという願望に燃えていることは明らかである．

新しい工具を知らせるには，次のような方法で行なわれる．まず，生徒は製作される物品を模型で知り，

その作られる過程について質問していろいろと学ぶ．そこでこの製作に必要な工具のことが問題となってくる．まずこの工具の外形を描いて見せ，その働き方を説明すれば，次に教師はその取扱い方を教える．その際，生徒は手触りによって教師のやり方を習得することに努めるわけである．それを生徒が初めてするときは，教師はかれに手を貸してやってこれを助ける．もし工具の操作に危険があるときは，たとえば小刀を親指に向けて使うときなどには，操作方法は危険のない模型を使って教えるべきである．盲人生徒がその作業の目的と工具の働きに関して正確な知識をもたないままで，ある工具の使用を生徒に委せるのはよくない．

⑵工具とその取扱いに関する特別な注意事項

①ハンマー　盲人はできるだけかなづちの頭に近いところで柄を持とうとする傾向がある．しかしこれはあまり適当なことではない．かなづちを使うときは，右手の人差指を柄の上にのせる習慣をつけ，それによってかなづちの正確な使い方が容易になるようにさせる．

かなづちを使うときには，まず，かなづちの頭を軽く左手の上に当ててみて，正しい側を上に向けているかどうかを確める．

②ペンチ　ペンチでくぎを抜くときに盲人は次のことに注意しなければならない．すなわち，くぎを曲げてしまわないようにペンチを少な目に引張ることである

③小刀　盲少年が小刀を使うことに反対する人びとの理由は，それほど確かなものではない．早くから使い慣れば慣れるほど，それだけいっそうじょうずに取扱えるようになる．小刀が盲少年たちのあとの仕事に最も重要な工具となる．もちろん，習っているときは少しくらいのけがもあるであろうが，これをあまり過大視しない方がよい．しかし，必要な監督処置を怠ってならないことはもちろんである．盲少年が小刀を思い通りに扱かうのに必要な腕と能力をもつ以前に，早急にこれを始めることは避けるべきである．左手は小刀の下側ではなく上側に置く．まず初めに，これから削ろうとする物を，できればねじ止め器で固定するか，またはかんな台にとめるか，固着器に取付けるかして，左手で自由に小刀の削り具合を調べることができるようにする．あるいは物体を左手でつくえに押えつけて，つくえの方へ向けて，小刀を動かすようにする．少し上達すれば胸に当てたり，宙で削るようになる．たとえば，花の茎のように細長いものを削るときは，小刀をもっている手をしっかりと膝の上におき，一方親指と小刀の間にはさんだ木片を物体にぴったりと沿わせて削る．木片をはさまないで輪切りにしたり，模様を刻むときは，物体を押さえている左手をつくえの線に押しつける．幾分の力を必要とするもの，したがって，普通には左手でしっかりとおさえ，右手で小刀を使うような物体を削るときは，次のような原則が当てはまる．すなわち，力の大部分は物体の固定に費やすべきで，そうでないと押えつけの力が足りないために小刀がうまく動かない．生徒が小刀を親指に向けて使うときは特別の注意が必要である．親指は削る面の向い側に当てられるか，ごく小さな物体を介して縁に添えられるが，習い初めは指カバーをかぶせて保護した方がよい．

④のこぎり　盲生徒にのこぎりの使い方を教えるには，のこの片方の柄を握らせ，助手として使い，本来の操作は教師や熟練した生徒に委せる．そして，初心の生徒には手を添えてやる．こうして，細い板などはのこぎりで工作させる．慣れれば生徒は1人でやるようになるが，その際，のこぎりの添えや導板などが操作の安定のために使われる．この補助材は教習の期間に生徒たち自身が作る．のこぎり添え板には，直角の板ならば何でもよい．導板というのは，長い方の稜線に沿ってくぎを取りつけた細長い板で，これは，のこぎりをかけようとする物体に押しつけて固定するもので，この板に添って，のこぎりで切るのである．

⑤かんな　盲人のかんな作業にもまた，目の見える作業者が注意しなければならないことがらがある．かんな工作を均等に行なわせるために，左端から始めて右端へ均一の力で押し，そこからまた左端へもってくるように慣らさせる．

⑥きり　穴をあけるには手きりや細きりが使われるが，のちには大きな穴を開けるための中心きりが使われる．中心点を正しくとるために，あらかじめ中心点はねんど点で印をつける．

⑦計測器具　長さを測るのに盲人が使用するのは，くぎの頭で目盛りをつけたメートル物さしである（長さは．この種の工作の場合50センチメートルでよい）．鋼製のメートル巻尺やコンパスも使われる．そのほかに手で長さを計測する訓練も行なわれており，これは教習のためにも，あとの実務作業のためにもよい結果をもたらすものとなる．すでに計られた長さは，ねんど点や刻み目，のこぎりによる切目などによってわかるようにしておく．

⑧角度器　木製角度器のほかに，盲生徒は直角を計るのに，あらかじめ選んだのこぎりの角を利用することができる．直角に組み合せた木片もまた，りっぱにこの目的に役立つ．これは計るべき木部を，この直角の囲みの中に入れて計るのである．その他，手で角の直角性を計ることに慣れさせておくのもよい．生徒は非常にじょうずにこれが行なえるようになる．

⑨組合わせる部分を結合させるのに，盲人の場合最もうまくゆくのは，くぎ打ち，にかわづけ，または木ピンによる結合である．ただし，接手による結合などのむずかしいやり方は除外しなければならない．にかわづけをできるだけきれいに仕上げるには，盲人はにかわ板を使う．これはにかわを塗りつけた板で，この板の上ににかわづけしようと思う木の面を押しつけるのである．にかわづけに使われるのは普通のさし物用にかわである．しかし，いわゆる大工にかわも使われる．この大工にかわを作るには凝乳チーズに生石灰を混ぜる．このにかわのほかに魚にかわは耐寒性が強いという点でさし物にかわよりすぐれている．

木工旋盤　旋盤上で木材加工の仕事をすることは，それがあまりにむずかしい細工をするのでない限り，盲人によっても支障なく行なうことができるものである．人びとが,一面では盲人を有用に働かせるために,他面では収入のある職業活動という方向へ試験的に乗りだすために，盲人にできるだけの仕事を与えてやろうとし始めた時期に，多くの盲学校で旋盤作業が盲人の仕事の一つとして行なわれた．しかし，盲人にとっては，その盲人用の仕事の利益生産度が主目標であるので,人びとはやがてこの旋盤作業から離れていった．というのは，盲学校かあるいは保護施設に入った盲人は，この仕事では独立的な就業ということは考えられないからであった．盲人が仕上げた施盤作業の製品は非常にきれいで一様な形にできあがってはいるが，かなり単純なものとなってしまうからである．手工芸学校での旋盤作業は次のような点で価値をもっている．この仕事を行なうときは，技能が上達し，形態に対する感覚が発達するだけでなく，審美的な感覚も呼び覚まされることである．

また，形態の美しさと，非常な複雑さがきわめて感覚に刺激的に作用するからである．そして，この作業は極度の注意力と制御力を必要としており，これが比較検討という形の活動で常に働くところの，触覚というものを高度に要求するので，触覚の訓練にとっては有利である．

その他，注目すべきは旋盤が木工作業を行なう際の補助機械として，筋肉の活動に大きな変化を与えて，技能向上の目的にかなっているということである．さらに，その生徒によって製作される物品のもつ多様性はかれに有利に作用し，このことは軽視できないものもあり，かつ年少の人たちにとっては刺激的で興味深く感じさせるものとなる．

旋盤による危険は多少あるが最小限の監督が必要である．体力の一段とすぐれている盲生徒だけが，この旋盤作業を行なう力を得るものである．もしこの仕事が手工芸作業場において，しかも，分業の形で組織化されれば，これは教育的な観点からも軽視してはならない．

喜びの感情　主として思索やさまざまな意図によってもたらされた願いが満されたときに現われてくる喜びの感情は，盲人においては，一般の人びとよりも活発な表現をとることはまれで，むしろ，温和な静かな現われを示すものである．しかし,それだからといって,喜びの感情が盲人にはあまり深く感得できないと結論することはできない．むしろ，それとは逆に盲人の喜びの感情は,その原因が一般よりもいっそう強く深い,まったく内的な経験に基づいているので，いっそう深く永続的であると考えなければならない．盲人が非常な喜びをもつことができるということは，そうした盲人を観察してみるときよく認められるものである．感情が騒々しく活発に現わすことはないが，やはり，盲人も喜びのために顔を紅潮させたり，笑ったり，手をすりあわせたり，手を打ったりする．いくらか光線感覚をもっている盲人は，走ったり活発に活動するが，そのような盲人が若い人であればはね回ったり，踊ったりして喜びを表現するのが観察される．老齢盲人にあっては，やはり喜びの感情の表現は心の動きが複雑であるため，精神的な感情が制約を受けるので，相当に抑制されている．かれらを喜ばせるような事件や事情に立ち至ったときに示す表面的な静かさはしばしば誤った結論に人を導くものである．

盲ろう者　盲ろう者の数は幸いにも甚だ少数である．盲ろう者は最も重要な感覚器官の欠如で，その周囲の印象を主として触覚だけでとり入れることができ，これによって観念を作り得るのであるから，知的発達は非常にむずかしく，これが生まれつき聴覚と視覚のない者には，限られた行動しかできない．実際幼年時代に得た盲ろうは唇読の修得を不可能とする．もっとも手まね話や，文語の修得は別である．先天的な盲ろう

者はたいていは脳の形成欠陥の結果でしばしば麻痺や白痴と関連している．このような児童はたいてい早死する．

触覚，嗅覚および味覚という三つの感覚に頼って，盲ろう者はその直接の周囲の非常に不完全な知識を取得し得るに過ぎない．完全な感覚の者の方から盲ろう者への影響は触覚によって行なわれ，それによる経験は，この不幸な人びとを教えることが可能であることを明らかにした．教育により，天分のほか，幸運な生活事情によって知識，宗教的な認識および道徳的行為において非常に向上した盲ろう者がある．

一般に完全な感覚の児童において観察されるのと同じ原則によって教育が行なわれる．ただ教育と教授を始めるには教師の大きな忍耐と，最初は僅かな結果で満足しなければならない．

歩行を学ぶとか，その他の身体的な機能においては盲ろうの児童を完全な感覚の児童と同じように取扱わなければならない．それにより，平常よりもさらに健康になり，また力強くなるであろう．たしかにろうのこどもは盲児よりも多く指導，教導的な手が必要であるが，補助がなくても自力で行くこと学ぶことが多ければ多いほどよい．かれの欠陥を感ずることが少なくなり，また，幸福に感ずることが容易となる．

最初に盲ろう児は自分の居間を知り，その中で勝手がわかるようにしなければならない．このこどもを室の壁のところにつれてゆき，その中にあるすべての物にさわらせる．次にこのこどもをできるだけ1人で室の中を動くようにし，また，与えられた地点から，いろいろな物へゆく道を見出し，繰返しその出発点へもどることを教える．このようにして家，その他の場所でもこれを行なわせ，最後はその居住地の勝手がわかるようにする．また，道を調べるのにつえを使うことを教える．

盲ろう児にその四肢の使い方に熟練させるため，正しい姿勢，正しい歩行，注意して腰をかける練習をさせる．

やがて，このこどもは着衣,脱衣,洗滌，くじけることなどをおぼえるであらう．補助を要することが少なければ少ないほど盲ろう児は不幸でなくなり，その周囲の重荷になることが少なくなる．

また，盲ろう児がいろいろな道具，すなわち，きりつち，はさみなどの使い方を学ぶことによって，両手の訓練を行ない，またいろいろなおもちゃで仕事をさせ，退屈させないようにし，指や両手を使わせる．特にかれらの感情を愉快にするようなことがらは，かれらを喜ばせる．聴覚や視覚の代用をする盲ろう児の感覚はしばしば練習することによって役立つ能力をつけられる．

触覚により盲ろう児は，物の性質，表面，素材，形態，規定を知る．触接により多数の家具類，衣服，動物などを知り，これを区別することができるようになる．

味覚により盲ろう者は，いろいろな飲食物およびその性質を，嗅覚により食物，飲料，花，人間を知り，区別することを教える．人間の匂いは人に対するその愛情，嫌悪にとってしばしば決定的である．これは晴眼者たちが，外面で引きつけられ，排斥され，盲人がことばにより同情的，また敵対的になると同じである．

ローラ・ブリッジマン（Laura Bridgeman）はハウ（Howe）およびその夫人により豊富な教養の宝を得た婦人であるが，この人は盲人の印刷字を読み，盲人の文字を書くことを学び，ろう唖者の指話法を自分のものとした．

他の盲ろう者では身振りが考案された．これはろう唖者のように目を当てにするのではなく，触覚を頼りにするものである．身振りによって意思疎通ができ，唇動言語が発達した．誘いだされた音がブライユの打点器により紙に移された．発音の誘いだしおよび訓練によって生徒は自分の手を教師のくちびる,ほお,のどに当てて，言語器官の位置および運動を探り知る．呼吸，声，胸の運動，筋肉または発音器官の個々の部分の変化および運動は触覚により認知された．次に，生徒はろう唖学校で普通のように音をだすように誘発された．ブライユの文字の代りに突起文字が読めるように修得させた．盲ろう者全体が，すでに教育を受け教授され，永遠の使命を意識するようになった．これはローラ・ブリッジマン，テムメルマンス（Temmermans），エドワード・マイスター（Edward Meystre）ヘルタ・シュルツェ（Hertha Schulz），ヘレン・ケラー（Helen Keller），テレーゼ・エックスナー（Teorese Exner），その他である．

ローデンバッハ（Rodenbach） ベルギーの政治家，1786年，東フランデルンのルーレルスに生まれた．かれの家族はヘッセン（Hessen）大侯と親戚であった．ローデンバッハの先祖は騎士で，ダルムシュタットの近くに城郭をもっていて，その廃墟は今日でもローデンシュタイン（Rodenstein）という名で知られている．11歳のとき，アレクサンダー・ローデンバッハ

は失明し，すぐれた医者たちの努力にもかかわらず，回復することができなかった．そこでかれの父は，かれをパリの学舎，当時唯一の学舎に託すことを決心した．ローデンバッハは，バランタン・アユイの生徒となった．この学校で，ローデンバッハは非常に真面目にその研究に専念したので，やがてかれは最も優秀な生徒の1人となった．1811年，当時，この学校を管理していたオランダ王ルイ・ボナパルトが，アユイの教授法を，採用させるため若干の生徒をアムステルダムの学校へ送りだそうと希望した．そのとき，ローデンバッハがかれに最も適した生徒の1人として紹介された．ローデンバッハはしばらくしてかれの学友とともにアムステルダムへでかけた．その後かれは家庭へもどり，かれの父の指導のもとに，工業・商業方面に専心して成功をおさめた．1830年にベルギーに大政治事件が準備されていた．ローデンバッハは，その運動のまっただ中に立ち，ことに非常に有力な新聞，ル・カトリーク・デ・ペィ・バ(Le Catholique des Pays-bas)の主筆として目的の追求に大きな影響を及ぼした．革命が動き始めたとき，かれは兄弟たちと協力して檄文を出し，このためにかれは幾千という署名，特に高僧階級の者の署名を得た．またローデンバッハは著述により農民ならびに要さいにいる軍隊に働きかけ，ついに暴動が突発することになった．1831年には，ベルギー議会へのルーレス（Roules）の代議士に選出され，かくて政治的な地位を獲得し，ヨーロッパで唯一の盲人政治家となった．議会でかれは農，工業問題を鼓舞し，財政問題を解決するために，うまずたゆまず活動した．チブスと飢餓で苦しむベルギーの人を救済するなどすぐれた働きをした．

また，かれと運命を共にする盲およびろう唖者のため全力をあげて活動し，かれの発議により，この国の首府に盲ろう唖学校を建設するに至った．ローデンバッハは，国費から毎年ろう唖者および盲人の教育費を提供するようにした．

ローデンバッハの多くの著述は産業または政治性格を帯びている．しかし，盲人制度にとっても重要なのは，「盲人についての手紙」（1829年）である．これは，かれ自らディドロ(Diderot)の有名な「盲人についての手紙」の続篇として書き，この中でかれはディドロの発言を攻撃している．さらに「盲ろう唖者の目の傷害」(*Coup d' oeil d' un aveugle sur les sourds-muets*, 1829年)，「盲人とろう唖者」(*Les aveugles eet les sourdsmuets*) などがある．ローデンバッハは1869年ルムベートルで死去した．

総合盲人年表

凡　例

1. 収録の年代は，初めて盲に関係する事項の現われる西暦紀元前6世紀から1970年までとし，暦年は西暦に統一した.
2. 「一般重要事項」の欄には，その年代・年次の政治・経済・外交・教育・思想・文化にわたって重要と思われるものを摘出した.
3. 盲に関係する事項の見出しは，17世紀までは「盲関係事項」とし，盲教育および盲人福祉事業が社会的に認められるようになった18世紀以後は，「盲教育・盲人福祉」とした.
4. 年次に異説のあるものは，有力な説に従い，その旨を付記した.
5. 個人の年齢は，外国人の場合はすべて満年齢としたが，日本人については，その出典に基づいて数え年としたものもある.

西紀	一般重要事項		盲関係事項	
	日本	外国	日本	外国
B.C. 557		・仏教の開祖シャカ生まれる（～477，異説あり）		・シャカの弟子阿那律尊者，盲僧の祖と伝えられる
551		・儒教の開祖孔子生まれる（～479）		
521		・（～486），ダリウス1世ペルシャ王となりオリエントを統一		
492		・（～449），ペルシャ戦争起こる		・このころギリシャ（スパルタ）で虚弱児，盲児などを山中に遺棄したという
384		・大学者アリストテレス生まれる（～322）		・アリストテレス，盲人教育の可能性を説く
334		・（～323），アレクサンダー大王のペルシャ遠征		
273		・（～232），アショカ王（インド）の治世はじまる		
221		・秦の始皇帝，天下を統一する		
200	・このころ稲をつくりはじめる	・このころからローマの全地中海征服はじまる		
4		・このころキリスト生まれる（～30）		
A.D. 57	・倭奴国，後漢に使をやり，光武帝の金印を受ける			
96		・（～180），ローマの五賢帝時代はじまり，帝国最大版図に達する		
107	・倭，国王師升等，後漢に使をやる	・このころ新約聖書成る		・ヨハネ伝第9章に盲人開眼のこと見ゆ
234		・蜀の宰相諸葛亮（孔明）没		
238	・邪馬台国卑弥呼，魏に使をやる			
308				・アレクサンドリアの盲人学者ディデムス生まれる（～398），5歳で失明，アルファベットを木版に彫り，読み書きをする
313		・コンスタンティヌス大帝，キリスト教を公認（ミラノ		

西紀	一般重要事項		盲関係事項	
	日本	外国	日本	外国
		勅令）		
330				・聖バージル生まれる（～379），ケーザレアに救民院を設ける
369	・海を渡って新羅を破る			
375		・ゲルマン民族の大移動はじまる		
395		・ローマ帝国東西に分裂する		
412				・聖リムナクスの隠者，シリアに盲人の収容所を設ける
476		・西ローマ帝国滅亡する		
538	・このころ百済から仏教伝わる			
589		・隋，中国を統一する		
593	・聖徳太子摂政となる		・このころ聖徳太子，窮民や障害者の救済のため，四天王寺に敬田院，悲田院，施薬院を設ける	
610		・マホメット，はじめてイスラム教を唱える		
618		・隋滅び，唐起こる		
645	・大化改新はじまる			
661		・サラセン帝国，ダマスクスにオンマヤ朝を開く		
701	・大宝律令なる		・按摩師，按摩博士，鍼師，鍼博士制度化する	
708	・奈良に遷都する			
729	・藤原夫人光明子を皇后に立てる		・光明皇后は障害者，孤独者らの救済のため施薬院，悲田院を設ける	
754			・唐僧鑑真，盲目の身で戒律伝授のため来日する	
756		・サラセン帝国東西に分裂する		
759			・鑑真，律宗の根本道場とし	

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲関係事項 日本	盲関係事項 外国
			て唐招提寺を建立する	
763			・鑑真没（76歳）	
794	・平安京に遷都する			
800		・チャールス大帝西欧を統一（西ローマ帝国復興）		
822			・このころ「日本霊異記」成る，盲人開眼の記事あり	
827		・イングランド王国成立		
839	・藤原貞敏，唐の琵琶曲をおさめ，帰国する			
850			・このころ，人康親王失明．山科の里に盲人を集め救済事業を行なったといわれる	
872			・人康親王没す，江戸時代の盲人は親王を当道座の祖神として崇敬	
907		・唐滅亡，五代はじまる		
960		・趙匡胤，宋を建国		
962		・オットー1世，神聖ローマ帝国を建設		
1016		・デンマーク王カヌート，イングランド王位につく	・三条天皇眼疾のため譲位され，翌年悲痛のうちに世を去られる	・このころウィリアム・ザ・コンクァラー，罪滅のため収容施設をつくる
1019	・この前後，藤原道長勢いをふるう		・大宰権師藤原隆家，盲目の身で大蔵種材らと刀伊の侵入を撃退する	
1071		・セルジュク，トルコ・イエルサレム占領		
1077		・ドイツ皇帝ヘンリー4世，法王グレゴリー7世と争って破門される		
1087	・白河上皇の院政はじまる			
1096		・（～1270），十字軍起こる		
1167	・平清盛，太政大臣となる			
1178				・デューグ・ウェルフ7世，

西紀	一般重要事項		盲関係事項	
	日本	外国	日本	外国
				バパリアに盲人ホームをつくる
1185	・平氏滅亡（壇の浦）			
1192	・源頼朝，鎌倉に幕府を開く			
1198		・(～1216)，インノセント3世，ローマ法王となる，法王権の極盛期		
1215				・このころ盲人施設をつくった聖ルイが生まれる
1221	・承久の乱が起きる		・このころ比叡山の性仏，盲目となり，平曲を語る	
1232	・御成敗式目がつくられる			
1260				・パリに盲人収容施設設立
1261			・忍性房良観，鎌倉極楽寺に悲田院，施薬院を設立	
1270		・十字軍の終末，西欧世界の転換の契機となる		
1271		・蒙古，国号を元と改める		
1274	・元が攻めて来る(文永の役)			
1279		・南宋滅亡		
1292				・このころラノー・バルボウ，The Six-Vingts of Charteres設立
1300			・このころ平曲家明石覚一生まれる	
1305				・ベルギーに盲人の収容施設つくられる
1329				・ロンドンのアーサー・ウィリアム・エルシング，最初の収容施設を設立
1333	・鎌倉幕府ほろびる			
1334	・建武の新政はじまる			
1338	・足利尊氏が室町に幕府を開く		・明石覚一，琵琶法師の組合「当道座」を結成	
1339		・(～1453)，英仏百年戦争は		

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲関係事項 日本	盲関係事項 外国
		じまる		
1346				・ボヘミアの学者王ジョン，クレーシーの戦いで視力低下，モントピリアを訪問したが徒労
1347		・(〜1351)，このころヨーロッパにペスト流行し，人口大減少		・聖ダビデの司教ヘンリー・ド・ガウイ没，生前，老盲と老病者の収容施設をつくる
1350	・このころ倭寇さかんになり，高麗の被害甚大			・フランスのジョン王，盲人ホームをつくる
1368		・朱元璋，明を起こす		
1369		・チムール帝国の成立		
1370				・ベルギーのヘントに盲人収容施設つくられる
1371			・当道座の大成者といわれる明石覚一が没した	
1392	・南北朝合一，室町幕府の盛時	・李成桂，朝鮮（李朝）を起こす		
1397	・金閣寺ができる			
1400				・このころスペインの王侯武士，入浴しながら盲人に音楽を演奏させる
1453		・東ローマ帝国滅亡 ・百年戦争終わる，英仏封建制崩壊の端緒		
1456			・平曲を愛好された後崇光上皇（貞成親王）が世を去られた，この前後，平曲隆盛期	
1467	・応仁の乱起こる，戦国時代のはじまり		・戦国時代，諸国の大名に「お抱え座頭」「お伽衆」として抱えられる盲人があり，また敵情をさぐる「細作」としても使われた	
1492		・コロンブスのアメリカ発見		
1498		・バスコ・ダ・ガマ，インド航路発見		

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲関係事項 日本	盲関係事項 外国
1501			・このころ瞽官の売官制確立，官位を得るため，盲人金貸業を営むようになる	
1506	・室町幕府，撰銭を禁ず			
1509		・エラスムス「愚神礼讃」		
1513		・バルボア大平洋を発見 ・マキアベリ「君主論」		
1516		・トマス・モア「ユートピア」		
1517		・マルチン・ルター（1483～1546）95カ条意見書（宗教改革のはじめ） ・ツウィングリ，宗教改革を唱う（スイス）		・スペインのフランシスコ・リューカス，浮出し文字（木片に曲線を塑刻した文字）を考案，1580年マドリードにおいて生徒に教授 ・ロッテルダムのエラスムス（1467～1536），クィンティリアヌス（35～92）のタベラを実験，盲人が自由に読み書きできることを論ず
1518	・閑吟集（小歌集）成る			
1519		・（～22），マジェラン一行の世界周航		
1520	・幕府，土一揆の圧力により徳政令，このころ城下町大いに繁栄			
1524		・ドイツ農民戦争はじまる		
1526		・（～1858），ムガール帝国の成立		・エラスムスの親友ジュアン・ルイス・ビベス，"On the Subvention of the Poor"を発表（盲人に有用な仕事を与え，直接的援助ではなく間接的に独立，自営を援助する説）
1527		・マキアベリ没		
1528	・阿佐井野宗瑞，明板の医書大全刊行			
1529		・王陽明（陽明学の祖）没（57歳）		
1530		・アウグスブルグ信仰告白		
1533	・摂津一向一揆			
1534		・イギリス首長令発布（イン	・当道座とその本所，久我家	

西紀	一般重要事項		盲関係事項	
	日本	外国	日本	外国
		グランド教会成立，イギリスの宗教改革はじまる）	との間に盲人の支配をめぐる争い起こる，3年後に当道派の勝利	
1535		・トマス・モア刑死（57歳）		
1536	・天文法華の乱（叡山の僧徒京都の法華の寺を焼く）			
1541		・ジュネーブにおけるカルビンの宗教改革		
1543	・ポルトガル船，種子島に漂着し鉄砲を伝える（一説に1542）	・コペルニクス，地動説を発表		
1548	・日本人ヤジロー，ゴヤで洗礼を受ける			
1549	・ザビエル，鹿児島に到着，天主教を伝える			
1550	・ザビエル，平戸・京都・山口で布教			・イタリアのギロリニモ・カルダーノ，盲人教育の可能性を信じ実験，「鋭敏性」を公刊，盲人の読み書きのくふうを述べる
1551	・このころヨーロッパから毛織物輸入		・琵琶法師ロレンソ（日本名不明）ザビエルから洗礼を受け，のちイルマンとして布教に活躍	
1555		・アウグスブルグ宗教和議（新教自由公認）		
1556	・ルイ・アルメイダ，初めて洋式医療を行なう			
1558		・(〜1903)，イギリス，エリザベス1世（女王）即位		
1560	・尾張桶狭間の戦い（今川義元戦死）			
1561	・上杉謙信，武田信玄と川中島で戦う	・フランシス・ベーコン生まれる（〜1626）		
1562	・大村純友，受洗，肥前国にキリスト教会堂を建立	・（〜92）フランス，ユグノー戦争		
1564		・シェークスピア生まれる（〜1616）		

西紀	一般重要事項		盲関係事項	
	日本	外国	日本	外国
1565		・イスパニア人，フィリピンを征服		
1571	・信長，叡山焼打ち	・イスパニア，マニラに東洋貿易の根拠地を置く（マニラ市建設）		
1572		・スコットランド宗教改革 ・セント・バーソロミューの虐殺（新教信5万人殺される）		
1573	・室町幕府滅亡			
1575				・イタリアのランバゼット，リューカスの浮出し文字を改良，凸凹両文字を用い盲人の読書に関心を示す
1576	・大砲伝来			
1577	・織田信長，安土城を築く			
1578	・大友宗麟，受洗			
1580	・有馬晴信，受洗	・モンテーニュ「随想録」 ・マテオ・リッチ広東上陸	・盲人琵琶法師ダミアン（1560～1605），山口で受洗（一説に1585）	
1581		・オランダ独立宣言		
1582	・大友宗麟ら九州大名3人，ローマ教皇に少年使節を派遣 ・本能寺の変	・イタリア，グレゴリオ13世の暦改正（現在の太陽暦）		
1584	・ポルトガル商船，初めて平戸に来航	・バージニア植民の初め		
1585	・豊臣秀吉，関白となる			
1587	・秀吉，キリスト教禁止		・魚津の盲人沢市殉教，このころ多くの盲人，国禁をおかしてキリスト教を信仰したといわれる	
1588	・秀吉，刀狩り令を発す ・細川忠興夫人（ガラシャ）受洗	・イギリス，イスパニアの無敵艦隊を破る ・トマス・ホッブス生まれる（～1679）		
1589		・フランスのブルボン朝はじまる		

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲関係事項 日本	盲関係事項 外国
1590	・豊臣秀吉，全国平定			・音楽の天才スペインのフランシスコ・サリナス没（77歳）
1591	・秀吉，全国の戸口調査士農工商の身分法を定む			
1592	・文禄の度（秀吉，朝鮮に出兵） ・秀吉，朱印船制度を定める		・イルマン・ロレンソ没（66歳）	
1593	・天草本「イソップ物語」，「平家物語」開板	・トルコ軍，オーストリアに侵入		
1596		・ルネ・デカルト生まれる（～1650）		
1597	・慶長の役 ・長崎26聖人殉教			
1598	・秀吉没（63歳）	・ナント勅令発布(1685廃止)		
1600	・関ヶ原の合戦 ・オランダ船，豊後に漂着	・イギリス東インド会社設立 ・イタリアのジョルダノ・ブルーノ焚殺さる		
1601	・伏見銀座を置き，慶長金銀を鋳造す ・このころ朝鮮から活字を持帰り活字印刷術起こる	・ポルトガル人，オーストラリア発見 ・イギリス，エリザベス救貧法公布		
1602		・オランダ東インド会社設立		
1603	・徳川家康，江戸幕府を開く		・土屋円一（伊豆円一），当道座の存続を家康に嘆願，当道制度の存続と保護を認められる	
1604		・フランス，東インド会社設立	・江戸幕府の盲人対策 (1)当道座の公認かつ自治を許し，司法権をも与える (2)瞽官およびその売官を認める (3)金貸業(官金)を公認し，この債権に対しては先取の優先権を与えて保護 (4)全国の盲人を当道座に加入させ，京都の職検校または江戸の惣録検校のもとに統轄 (5)盲人にはいっさいの租調の義務を免除	
1606			・ダミアン山口で殉教	

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲関係事項 日本	盲関係事項 外国
1607	・朝鮮使節来朝，日鮮国交を開く	・土地囲込みに対する農民の反抗起こる（イギリス）		
1608	・伏見の銀座を京都に移す，永楽銭の通用を停止	・フランス，アメリカのケベックに植民		
1609	・オランダの平戸貿易始まる ・家康，イスパニア国王に貿易保護を約束する	・ケプラー，天体の3法則成る		
1612	・幕府直轄領のキリスト信教禁止			
1613	・全国的禁教令	・(～1762)，ロシア，ロマノフ王朝起こる		
1614	・朝鮮活字で大蔵経を印刷 ・高山右近らキリシタン信者を国外追放			
1615	・大阪夏の陣，豊臣氏亡ぶ ・武家諸法度，禁中ならびに公家衆諸法度制定			
1616	・ヨーロッパ船の来航を平戸，長崎に制限 ・徳川家康没（75歳）	・後金（清）建国 ・シェークスピア没		
1618		・30年戦争起こる		
1620	・このころ5人組制度実施	・イギリスのピューリタン，北米に移住，（メイフラワー号でピリグリム・ファーザーズのコッド岬に上陸）		
1621			・幕府に当道保護政策を認めさせた惣検校伊豆円一没（81歳）	
1625	・関所，駅伝の制を定む	・イギリス，チャールス1世即位		
1626	・幕府，人身売買を禁止 ・このころから各藩で塩の専売制はじまる	・フランシス・ベーコン没 ・ニューアムステルダム建設		
1628		・イギリス国会「権利の請願」裁決		
1630	・キリスト教関係書籍の輸入を禁止 ・林羅山，忍岡に学寮を建設 ・貝原益軒生まれる(～1714)	・イギリス人，マサチューセッツ大移住		

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲関係事項 日本	盲関係事項 外国
1631	・奉書船制度創設			
1632		・スピノザ生まれる(～1677) ・ジョン・ロック生まれる(～1704) ・インド，タージニマハール廟の築造開始		
1633	・奉書船以外の海外渡航・帰航禁止，海外渡航者の帰国を制限（第1回鎖国令）			
1635	・参勤交代制の確立 ・日本人の海外渡航・帰国を禁止	・フランス,30年戦争に参加，ドイツおよびイスパニアに宣戦，新教徒を援助		
1636	・銭座をおき寛永通宝新鋳，銭貨の私鋳を禁止 ・日光東照宮完成	・後金，国号を大清国と改める		
1637	・(～38)，島原の乱起こる	・ルイ14世即位 ・デカルト「方法叙説」		
1639	・幕府，宗門改役をおき，寺請・宗旨人別帳をつくる ・ポルトガル人の来航禁止（鎖国完成）			
1640	・僧契沖生まれる（～1701）			・ピエール・モロー，パリで鉛製可動の文字を作成
1641	・平戸のオランダ商館を長崎に移す	・オランダ人，マラッカを占領		
1642	・井原西鶴生まれる(～1693)	・ピューリタン革命	・石村検校没，三弦音楽の創始者といわれる ・盲僧派盲人と当道派との間に紛争起こる，幕府の裁許により，当道勝訴，こののちも，幕府の当道保護政策によって，つねに当道派有利にたつ	
1643	・田畑の永代売買禁止			
1648	・江戸町人の家督相続法を定める	・ウェストファリア条約（30年戦争終る）	・紀伊藩の儒官那波活所没（54歳），中年で失明したが，学問にはげみ，藩主徳川頼宣の厚い信任を得る	・ウルドリッヒ・シェーンベルガー没（47歳），ドイツの人，3歳で天然痘のため失明，すず文字を考案
1649		・クロムウエルの独裁，共和政治成る		
1651	・徳川家光没（48歳）	・イギリス航海条例		・ドイツ人ゲオルク・ハルス

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲関係事項 日本	盲関係事項 外国
		・ホッブス「リバイアサン」		デルファ薄ろうをぬって平板の文字をくふう
1657	・江戸明暦の大火（死者10万人） ・商人・職人・同業組合が独占的利益を図ることを禁止 ・光圀，大日本史編集に着手			
1658		・ロシア，ネルチンスクに築城		
1660		・イギリス王政復古		
1661	・福井藩，藩札発行	・（〜1715）ルイ14世親政		
1662		・明滅亡		
1664			・盲人中村宗三「糸竹初心集」刊行，近世日本音楽の文献のうち最古の一つ，とくに三味線の楽譜としては最も古く貴重	
1665	・金銀の売買を禁止	・コルベール（フランス）財務総監就任，重商主義政策を勧め，絶対王権を強化		
1666	・オランダ風説書（邦文で現存するものの初め）			
1667			・伊勢山田の盲俳人杉木望一没(83歳)，「望一千句」「望一後千句」など	・ミルトン「失楽園」
1669		・ニュートンの微積分法の原理 ・パスカル「パンセ」		
1670				・イタリアのフランシスコ・ラナ・テルジ *Proddramo* 公刊，点と線との組合わせアルファベット考案 ・イギリス，盲弾琴詩人カロラン生まれる（アイルランド）
1673	・20石以下の名主，10石以下の百姓の分割相続を禁止する分地制限令を発す ・三井高利，越後屋呉服店を開く	・蘭医W.リーネ長崎に来る		
1674	・諸国飢饉			・ジョン・ミルトン没（66歳）

西紀	一般重要事項		盲関係事項	
	日本	外国	日本	外国
1675	・西山宗因，談林派俳諧を確立			
1680	・徳川綱吉，将軍となる			
1681	・鉄眼の一切経成る	・明，海禁を解く		
1682	・井原西鶴「好色一代男」	・フィラデルフィア市建設		
1683	・河村瑞軒，淀川治水工事着工			・ロンドンで W. リーネ鍼灸法出版
1684	・宣明暦を新暦の貞享暦と替える	・フランスのカトリック主義教育家ラ・サール，キリスト教学校同胞会を組織（世界における組織的な教員養成機関の初め）		
1685		・ナント勅令廃止	・杉山和一，5代将軍綱吉を治療，これによって幕府の医官となる ・盲人箏曲の元祖八橋城談没（72歳），多くのすぐれた盲人箏曲家を出す	
1686		・ニュートン，万有引力の法則発見		
1687	・生類憐みの令発布			
1688	・大阪堂島に米穀取引所建設	・名誉革命，ジェームス2世廃位，ウィリアム3世即位		
1689	・芭蕉「奥の細道」	・イギリス，権利宣言 ・（～97）英仏間の植民地戦争（ウィリアム王戦争） ・モンテスキュー生まれる（～1755）		
1690	・昌平坂学問所創設	・ロック「市民政府論二編」「人間悟性論」		・ドイツ人医師 E. ケンペル（1651～1716）来日，その著書「日本誌」に鍼灸を紹介
1691	・住友友芳，別子銅山開発			
1692	・東大寺大仏開眼 ・井原西鶴「世間胸算用」		・杉山和一，関東惣検校となる，「当道新式目」を制定	
1693	・井原西鶴没（52歳）			
1694	・松尾芭蕉没（51歳）	・イングランド銀行設立	・惣検校杉山和一没（85歳），杉山流鍼術の創始者，門下から多くの盲目の鍼治家を	

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲教育・盲人福祉 日本	盲教育・盲人福祉 外国
			出す，「杉山流三部書」，「医学節用集」，「選鍼三要集」を著述	
1700	・徳川光圀没（73歳）	・イスパニアのハプスブルグ家断絶，ブルボン家代る		
1701		・イスパニア継承戦争 ・プロシャ王国成立		
1704		・ジョン・ロック没（72歳）		
1705				・スイスの数学者，ヤコブ・ベルヌイ没（51歳），(木板に刻み込んだ文字で盲人を教えた)
1707	・幕府，藩札を禁止 ・富士山噴火	・イギリス，スコットランドを併合大ブリテン王国となる		
1708	・関孝和没（67歳）			
1709	・徳川綱吉没（64歳） ・生類憐みの令を解く ・新井白石，「西洋紀聞」「采覧異言」			
1710	・このころ寺小屋普及し，庶民教育大いに進む			
1711		・デビット・ヒューム生まれる（～78）		
1712		・ジャン・ジャック・ルソー生まれる（～78）		
1714	・貝原益軒没（85歳）	・(～27)，イギリス，ジョージ1世即位	・山崎勾当「将棋亀鑑」	
1715	・海舶互市新令（長崎貿易の新制限令）	・(～74)，フランス，ルイ15世	・箏曲生田流の始祖・生田幾一没（60歳）	
1716	・吉宗，将軍となる ・享保の改革はじまる	・清の「康熙字典」成る		・ライプニッツ没（1646～）「視覚新論」を著し，ロックの「人間悟性論」の心理学説を反論
1717			・儒学者後藤松軒没，幼時に失明したが，会津藩主保科正之に招かれその識見をうたわれる	
1719		・デフォー「ロビンソンクル		

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲教育・盲人福祉 日本	盲教育・盲人福祉 外国
		ーソー」		
1720	・キリスト教以外の洋書輸入解禁	・チベット，清領となる	・惣検校三島安一没（杉山和一の弟子，杉山流の鍼術を全国に広めた功労者）	・イギリスの盲数学者，ニコラス・サンダーソン，数学計算板発明
1721	・目安箱設置	・イギリス，ウォルポール内閣成立（責任内閣制度の初め）		
1723	・足高の制を定める ・心中物の出版・上演を禁止	・清国，キリスト教を禁止		
1725	・新井白石没（69歳）		・筑前黒田藩の盲学者大神沢一没（42歳） ・三宅尚斎，佐藤直方に師事儒学を学ぶ	
1726	・この年から6年目ごとに戸口調査を行なう ・物価引下令を出す	・スウィフト「ガリバー旅行記」		
1727		・ニュートン没（1643～）		
1728	・荻生徂徠没（63歳）	・デンマーク人ベーリング，ベーリング海峡発見		
1729	・石田梅岩，京都で心学の講席を開く	・イギリス，ジブラルタルを保有		・イギリス，オルガニスト，作曲家の職業教育を始める
1733	・江戸に米一揆	・ジョン・ケイ，飛梭を発明		
1736	・荷田春満没（69歳）		・惣検校島浦益一退役，これ以後江戸には惣録を置いて盲人の統轄に当たることになった	
1739		・ベルグラード和約，トルコ，オーストリアから広大な土地を取戻す		・ケンブリッジ大学教授，ニコラス・サンダーソン没（57歳）
1740		・(～48)，オーストリア王位継承戦争起こる		
1741	・農民の強訴・逃散禁止			
1742	・公事方御定書（刑法の部＝御定書百箇条）を定む	・ロシア，フィンランドを占領		
1745	・西陣高機屋仲間(同業組合)成立			
1746		・ペスタロッチ生まれる		

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲教育・盲人福祉 日本	盲教育・盲人福祉 外国
		（～1827）		
1748	・仮名手本忠臣蔵，大坂竹本座で初演	・モンテスキュー，「法の精神」 ・ベンサム生まれる（～1832）		・ポーランドに点字印刷所できる
1749		・ゲーテ生まれる（～1832）		・デニス・ディドロ「盲人書簡」公刊
1750		・フランクリン，避雷針発明		・スイスの博物学者ヒューバー生まれる
1751	・徳川吉宗没（68歳） ・松前藩士加藤喜兵衛，蝦夷を探険	・（～75），フランス百科全書の編集はじまる		
1754	・山脇東洋ら初めて死体の解剖を行ない，「臓志」を著す			
1755	・安藤昌益「自然真営道」	・ルソー「人間不平等起原論」		
1756	・米価騰貴のため米商に買占めを禁ず	・英仏植民地７年戦争始まる		
1757	・杉田玄白，洋医学を唱う	・プラッシーの戦い（インドにおけるイギリスの勢力確立）		・マリア・テレジア・フォン・パラディス，ウィーンに生まれる，盲目のため特殊な教育をうける
1758	・宝暦事件	・ケネー「経済表」		
1760		・ド・レペー，世界最初のろう学校をパリに設立		
1762	・寺院への田畑寄進を禁ず	・ルソー「民約論」 ・イギリス，マニラ占領		
1763		・７年戦争終結		
1764	・江戸の町人に新田開発奨励	・ビィンケルマン「古代美術史」 ・ハーグリーブス，紡績機械発明		・イギリス，心理学者トマス・レード「盲心理論」発表
1765	・関東の農民20万人の大一揆 ・幕府医官多紀元考，医学舎壽館を起こし幕府医学所に昇格		・座頭の高利貸，ますます盛んとなり，その取立ても横暴をきわめたので，幕府，高利取締令を出す	
1767	・農民に堕胎の悪習を禁ず	・ケネー「重農主義」		
1768	・上田秋成「雨月物語」	・アークライト，水力紡績機械発明		・盲目の時計師ケネデー生まれる

西紀	一般重要事項		盲教育・盲人福祉	
	日本	外国	日本	外国
1769	・賀茂真淵没（73歳）			
1771	・ロシア船，阿波に漂着	・ロシア，クリミア占領		・バランタン・アユイ，パリで無教養の盲人の興業を見，盲教育に着手
1772	・田沼意次老中となる	・オーストリア，プロシア，ロシアの第1次ポーランド分割		
1774	・杉田玄白，前野良沢，中川淳庵蘭学書翻訳，「解体新書」完成	・フランスのルイ16世即位		
1776		・アメリカ13州独立宣言 ・スミス「国富論」	・琴，三味線，鍼治，導引等を生業とする盲人はすべて検校の支配とする	
1777	・百姓の江戸出稼ぎを禁ず	・アメリカ，星条旗制定，連合規約の制定		
1778	・ロシア船，蝦夷地に来て通商を求める ・本居宣長「古事記伝」上巻	・ザムエル・ハイニッケ，ライプチヒにろうあ学校開校ドイツ発音法の大家	・漢詩人横谷玄圃（谷玄圃）没(59歳)，6歳で失明鍼治家となったが，漢詩を高野蘭亭（盲人）に学びその詩才をうたわれた ・盲人および浪人の悪質な高利貸事件が発覚し，8検校，1勾当，1座頭その他これと関係ある弟子，家主など多数検挙される	
1779	・平賀源内獄死（51歳）	・フランス，農奴廃止令 ・クロンプトン走錘紡績機発明	・塙保己一，「群書類従」の編集に着手（1819年までに530巻の木版本完成）	
1781		・インマヌエル・カント「純粋理性批判」	・当道派の願い出により，幕府，武家出身の盲人は盲僧として青蓮院支配下に入り，百姓町人の出身の盲人は当道座の支配下に入るよう命令する	
1783	・(～88)，天明の大飢饉 ・大槻玄沢，「蘭学階梯」	・パリ条約（イギリス，アメリカの独立を承認）		
1784		・アメリカ船，広東に来航		・バランタン・アユイ，パリに青年訓盲院設立（世界最初の盲学校）浮出文字の本を作る
1786	・田沼意次失脚 ・開府以来の関東大水害	・朝鮮，キリスト教の布教さかんに行なわる		

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲教育・盲人福祉 日本	盲教育・盲人福祉 外国
1787	・米価高騰し，江戸・大坂の町人騒乱す（天明のうちこわし） ・松平定信老中筆頭となり，倹約令を発す ・（～93）寛政の改革	・アメリカ合衆国憲法制定		
1789	・棄捐令を発し，旗本御家人の負債を免ず，大名に囲米を命じる	・フランス大革命起こる，人権宣言を発する ・ワシントン，アメリカ大統領になる		・フランスの牧師ド・レペー没（77歳）
1790	・寛政異学の禁（幕府，聖堂において朱子学のほか異学を講究することを禁止）	・アダム・スミス没（67歳） ・カント「判断力批判」		・イギリスのヘンリー・モエス，ニコラス・サンダーソンの数学板を改良する
1791	・林子平「海国兵談」	・朝鮮，洋学を禁ず		・このころイギリス最初の盲学校開設（リバプール） ・スコットランドの盲詩人，トーマス・ブラックロック没（70歳）
1792	・ロシア使節ラクスマン，根室に来て通商要求 ・このころ都市・農村における家内工業著しく発達	・（～97），第1回欧州同盟 ・フランス王権廃止，共和制宣言		
1793	・幕府，諸大名に異国船取扱 ・海岸防備令を達する		・塙保己一，幕府の許可を得て和学講談所を開設，古文献の収集，門弟の養成に当たる	・エジンバラ盲人養育院とブリストル訓盲院設立
1794		・歴史家ギボン没（57歳）		・サセックスに盲人救済機関設立，年金を支給
1795		・イギリス，新救貧法成立		
1796	・イギリス船，海図作製のため室蘭に来航	・清，阿片輸入禁止，白蓮教徒の乱起こる		
1797	・昌平坂学問所（聖堂）を官学校とする			
1798	・本居宣長「古事記伝」完成	・マルサス「人口論」		
1799	・東蝦夷を幕府直轄とす	・ブリュメール18日（ナポレオンのクーデター）		
1800	・伊能忠敬，蝦夷地を測量			・リバプール盲学校，寄宿生収容 ・（～70），イギリスの盲教育に各種の線字が行なわれ線字の間に激しい対立が起こる（線字戦争）

西紀	一般重要事項		盲教育・盲人福祉	
	日本	外国	日本	外国
1801		・ジェファーソン，アメリカ大統領となる ・イギリス，アイルランドを併合	・平曲家荻野知一（検校）没（70歳），平曲の諸譜本を校合して「平家正節」を完成	
1802	・十返舎一九，「東海道中膝栗毛」	・フランス新（第4）憲法制定		
1804	・ロシア使節レザノフ長崎に来て貿易を求める	・ナポレオン法典成る	・俳人竹内玄々一（勾当）没（63歳）「俳家奇人談」	・クライン，ウィーンに盲学校を開設
1805	・幕府，ロシアの通商要求を拒絶	・トラファルガルの海戦	・塙保己一，江戸の盲人を統轄する惣録の職につく	
1806	・江戸の町人に御用金を命ず	・ナポレオン，ベルリン入城，大陸封鎖令を実施		・バランタン・アユイ，ベルリンにドイツ最初の盲学校開設
1807		・ヘーゲル「精神現象学」 ・フィヒテ「ドイツ国民に告ぐ」		・チェコスロバキアの盲教育がプラハではじめられた ・バランタン・アユイ，セント・ペテルブルグにロシア最初の盲学校開設 ・スウェーデンの盲ろう唖教育がはじめられた ・フランスのバルビエ，12点式点字等考案 ・オランダの盲教育がはじめられた
1808	・英艦フェートン号長崎に侵入 ・間宮林蔵樺太探検，間宮海峡を発見す			
1809		・ナポレオン，法王領併合		・スイス，チューリッヒ市立盲学校設立
1810		・ベルリン大学創設（学長フィヒテ）		
1811		・清，ヨーロッパ人の内地居住を禁じ，布教を厳禁		・デンマークのコペンハーゲンに盲学校開設
1812		・ナポレオン，ロシアに遠征，敗退		
1814		・(〜15)，ウィーン列国会議		・盲詩人エドワード・ラッシトン没（59歳）
1815	・杉田玄白「蘭学事始」成る	・ワーテルローの戦い ・神聖同盟	・座頭の高利貸を禁ず	

西紀	一般重要事項		盲教育・盲人福祉	
	日本	外国	日本	外国
1817	・杉田玄白没（85歳）		・箏曲山田流の始祖，山田斗養一没（61歳）	
1818	・イギリス船，浦賀に来航，貿易を求める			
1819		・イギリス，シンガポールを領有	・塙保己一「群書類従正篇」完成	・ベルギーの盲教育始まる ・クライン，（ビェナ学校）盲導犬の研究発表
1820				・スペイン，最初の盲学校をバルセロナに設立 ・バルビエ12点点字ソノグラフィーをパリ盲学校に盲人用として採用を要請
1821	・伊能忠敬の「大日本沿海実測図」成る	・ギリシャ独立宣言 ・ナポレオン没（1768～）	・惣検校塙保己一没（76歳）その業績は長く学界に寄与	
1822				・世界盲教育の始祖，バランタン・アユイ没（77歳）
1823	・シーボルト来日，翌年長崎に塾を開く	・アメリカ，モンロー主義宣言		
1824		・第1次ビルマ戦争起こる		・ワイセンブルグ没（68歳）7歳で失明，クリスチャン・ニーセンについて算数・地理等の教育を受け，盲人用浮彫地図を最初に使用した
1825	・異国船打払令	・ニコライ1世即位（～55） ・デカブリストの反乱		・フランスのルイ・ブライユ6点による盲人文字を完成 ・エジンバラに盲婦人ホーム開設 ・ハンガリーの盲教育始まる
1826				・グラスゴーに Asylum 設立
1827	・小林一茶没（65歳） ・頼山陽「日本外史」 ・このころ青地宗林，「気海観瀾」を著す（日本最初の物理学書）	・スイスの教育者，ペスタロッチ没（81歳） ・ベートーベン没（57歳）		
1828	・シーボルト事件		・国学者雨富流謙一検校没（70歳）塙保己一の門下，古典に通じていた ・国学者本居春庭没（66歳）宣長の長男，後鈴屋と号する，中年で失明したが，国学にはげみ，「詞の八衢」，「詞の通路」 などを口授に	

西紀	一般重要事項		盲教育・盲人福祉	
	日本	外国	日本	外国
			よって著述，とくに文法学者として名高い	
1829			・惣検校吉川湊一没（82歳）平曲家，歌道にもしたしみ，歌集「芳川集」がある	・ニューイングランド盲児保護院設立
1830		・フランス7月革命 ・ベルギー独立		
1832	・全国的な天保の大飢饉はじまる ・頼山陽没（53歳）	・イギリス，第1次選挙法改正		・ウィリアム・ハウ，ボストンにニューイングランド盲学校開設（アメリカ最初の盲学校） ・ニューヨーク盲学校を設立
1833	・「蘭和辞典」成る	・イギリス，工場法成立 ・イギリス領土奴隷廃止 ・イギリス，新救貧法制定		・フィラデルフィアにペンシルベニア盲学校開設
1837	・大塩平八郎の乱 ・アメリカ船モリソン号，漂民を伴い浦賀入港，打払令により撃退	・アメリカ人，モールス有線電信機発明 ・女王ビクトリア即位（～1901）		・ハウ，盲ろう者ローラ・ブリッジマンの教育開始 ・オハイオ盲学校設立 ・マンチェスターに盲人収容施設設立
1838	・（～43）天保の改革 ・緒方洪庵，大坂に蘭学塾を開く	・(～48)，チャーチスト運動（6カ条の人民憲章を決定）		・エクセターのジョン・ベーコン，貧困盲人に読書を指導 ・フリーアー，速記文字形式の盲人用文字を考案
1839	・蛮社の獄（渡辺華山・高野長英らを終身禁獄）	・ドイツ，少年労働を禁止	・心学者柴田鳩翁没（57歳）中年で失明したが京都を中心に教化活動をおこない，大きな影響をおよぼす，「鳩翁道話」3巻がある	・リューカス，寄宿制盲学校開設 ・ニューイングランド盲学校，マサチューセッツ・パーキンス盲学校と改称
1840	・幕府，蘭書翻訳書の流布を禁止	・(～42)，アヘン戦争		・アルストンタイプの聖書完成
1841	・全国株仲間禁止 ・水野忠邦の政治革新 ・渡辺華山自殺（49歳）	・フランス，少年工保護法成立 ・リスト「国民経済学体系」		・カトリック盲人施設創立（リバプール） ・シャール・バルビエ没（1767～）
1842	・異国船打払令廃止	・清，香港をイギリスに割譲		・ロンドン盲人教育協会，リューカスタイプの聖書を出版

西紀	一般重要事項		盲教育・盲人福祉	
	日本	外国	日本	外国
				・ポーランドに最初の盲学校設立 ・ポーランドに盲人協会，盲人音楽同志会などできる
1843	・平田篤胤没（68歳） ・江戸在住の農民に帰郷令（人返令）			
1844		・ロンドンに YMCA 結成		・パリ盲学校長ピニエ，点字の公式採用宣言
1845				・アメリカのウイリアム・ムーンによって浮出文字ムーンタイプ完成
1847		・イギリス，10時間労働法成立		
1848	・佐久間象山大砲を鋳造 ・本木昌造らオランダから鉛活字を購入	・フランス２月革命 ・マルクス「共産党宣言」 ・ミル「経済学原理」	・滝沢馬琴没（81歳），「南総里見八犬伝」の作者，途中失明したが屈せず，息子の嫁の口授によって執筆を続け，「八犬伝」を完成	・オーストリアのクライン没（83歳）針文字を考案し点字発明の先駆をなした
1850	・農政学者，佐藤信淵没（83歳）	・清の大平天国の乱		・イギリス，ホームティーチャー協会，ブライユ点字導入に反対す
1852	・林則徐訳「海国図志」	・教育学者フレーベル没（70歳），「人間教育」，「幼稚園」		・点字考案者ルイ・ブライユ没（43歳）
1853	・アメリカ使節ペリー浦賀来航，ロシア使節プーチャーチン長崎来航 ・伊豆韮山に反射炉起工	・(〜56)，クリミヤ戦争		・全米第１回盲学校教員大会開催
1854	・日米和親条約(神奈川条約)調印 ・日英・日露和親条約			・パリ盲学校はブライユの死後２年にして点字を公式に採用 ・ブラジルに，ベンジャミン・コンスタント盲学校設立
1855	・洋学所を設置		・国学者蘆野屋麻績一没，(55歳)，雨富流 謙一の門下，塙保己一に次ぐ学者と称される	
1856	・二宮尊徳没（70歳） ・ハリス，下田玉泉寺に仮領事館開設	・詩人ハイネ没（59歳） ・パリ条約成る（クリミア戦争終結）		
1857	・アメリカと下田条約を締	・セポイの反乱（インドの反		

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲教育・盲人福祉 日本	盲教育・盲人福祉 外国
	結，長崎の開港・治外法権案を承認	英大反乱）		
1858	・日米・日蘭・日露・日英・日仏修好通商条約締結 ・福沢諭吉私塾を開く	・イギリス，インドを併合，ムーガル帝国滅亡 ・ロバート・オーエン没（87歳）		・アメリカン・プリンティング・ハウス設立 ・ドイツのザクセンワイマール大公国で盲ろう児の義務制実施 ・ミゾリー盲学校で初めてアメリカに点字を導入 ・アメリカにブライユ点字が採用され，ニューヨーク点字とボストン式凸字が並列し,「点字戦争」を引起こす
1859	・安政の大獄	・ダーウィン「種の起源」	・日本点字の考案者，石川倉次生まれる	
1860	・桜田門外の変 ・米価暴騰による農民一揆頻発	・清，イギリスと北京条約締結		・カナダ最初の盲学校設立
1861		・イタリア王国建設 ・（～65）アメリカ，南北戦争 ・ロシア農解放宣言		・イギリス，ブライユ点字を輸入 ・ノルウェーの盲教育開始
1863	・攘夷親征の詔勅出る	・リンカーン奴隷解放宣言		・香港にハニービル盲女子ホーム開設 ・ポルトガルの盲教育始まる
1864	・４国連合艦隊下関砲撃	・第１インターナショナル創立		・デンマーク，盲教育の義務制実施
1865	・幕府，物価騰貴のため買占め・売惜しみを禁じる	・リンカーン狙撃される		・フィンランドの盲教育はじまる
1866	・ベルギー・イタリア・デンマークと修好通商条約 ・福沢諭吉「西洋事情」	・プロシャ・オーストリア戦争	・福沢諭吉，「西洋事情」で欧米の盲唖教育を紹介	・メルボルンにロイヤル，ビクトリア盲人援護協会設立 ・ウオスター・カレッジ設立（イギリス） ・アン・マンスフィールド・サリバン生まれる(～1936)
1867	・徳川慶喜，政権を朝廷に返す（大政奉還）	・マルクス「資本論」第１巻成る ・アメリカ，アラスカをロシアから買収	・漢学者谷三山没（66歳），大和の人，11歳のとき目と耳をわずらう，勉学に励み興譲館を起こして多くの門弟を養成した，40歳すぎに失明，全くの盲ろうの身となったが，晩年にいたるまで門弟の指導にはげむ	・クニース，線字型式盲人用文字考案
1868	・明治維新（王政復古の大号	・カナダ自治領成立		・ウエイト，ニューヨークポ

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲教育・盲人福祉 日本	盲教育・盲人福祉 外国
	令を発布）			イントシステム点字修正 ・ボストン市立図書館に点字部設置 ・アーミテージ，イギリス内外盲人協会設立
1869	・版籍奉還	・スエズ運河開通	・村田文夫「西洋見聞録」（欧米の盲啞教育紹介）	・第１回北欧国際特殊教育会議，コペンハーゲンにて開催
1870	・最初の日刊紙「横浜毎日新聞」発刊 ・平民に苗字を許可	・（～71）プロシヤ・フランス戦争，フランス降伏		・イタリアの盲教育始まる ・ドイツ，盲教育義務制実施 ・メキシコは盲児更生院開設 ・点字数学記号を考案したウィリアム・テーラー没 ・イギリスに盲人福祉調査委員会設立
1871	・廃藩置県 ・新貨条例公布，１両を１円と改称，金銀貨幣令制定	・ドイツ帝国成立 ・パリ・コミューン	・山尾庸三，盲ろうあ訓育の議建白 ・太政官布告第568号により盲人の官職廃止，当道座解消	・アメリカ盲教育者協会設立 ・アーミテージ「盲人の教育と職業」 ・ヨーロッパにおける盲教育会議，ウィーンで開催 ・イギリス内外盲人協会最初の「点字楽譜の説明書」発行 ・ドイツに盲人のためのライヒ協会設立
1872	・学制公布 ・太陽暦の採用（この年は12月２日で終り） ・新橋，横浜間鉄道開通 ・福沢諭吉「学問のすすめ」	・ドイツ・オーストリア・ロシアの３帝同盟 ・バートランド・ラッセル生まれる（～1970）		・フランシス・キャンベル，ロンドンに王立盲人師範学校，音楽学校設立 ・フィラデルフィアに「盲人宗教書供給協会」設立
1873	・地租改正条例公布 ・徴兵令公布 ・キリスト教禁止を解く	・（～80），ビスマルクの文化闘争		・第１回国際盲教育および盲人社会事業会議ウィーンにて開催
1874	・佐賀の乱 ・恤救規則（救貧法）を定む ・台湾出兵 ・医制（最初の医事立法）公布			・全ドイツ盲人連盟結成 ・上海に盲学校開設 ・ロンドン，普通学校内に盲学級設置
1875	・徴兵令改正（国民皆兵） ・天然痘予防規則制度 ・東京・横浜間電話開通	・フランス，第３共和政憲法制定 ・イギリス，スエズ運河株をエジプトから買収 ・ゴータ綱領・ドイツ社会党の結成	・教部省達第29号により盲僧派盲人はすべて天台宗管理となる ・東京に訓盲院設立の目的で楽善会組織	
1876	・萩の乱，神風連の乱 ・日朝修好条約締結	・イギリス，義務教育法制定 ・ベル，電話機発明		・第２回北欧国際特殊会議ストックホルムで開催 ・第２回国際盲教育および盲

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲教育・盲人福祉 日本	盲教育・盲人福祉 外国
				人社会事業会議，ドレスデンにて開催 ・盲人の条件改善に関する会議，パリにて開催
1876				・パーキンス盲学院創設者サミュエル・グリドレイ・ハウ没（75歳）
1877	・西南の役起こる（西郷隆盛自刃，48歳） ・木戸孝允没（44歳）	・英領インド帝国成立 ・ベルリン列国会議	・明治天皇北陸巡幸，失明予防のため新潟県に金1000円を下賜	
1878		ドイツ，社会党鎮圧法公布	・わが国最初の盲唖院，京都に設立	
1879	・教育令制定 ・琉球藩を廃し沖縄県を置く	・ドイツ・オーストリア同盟成立 ・アインシュタイン生まれる（～1955）		・北京盲学校開設 ・アメリカ，盲教育促進法を設ける
1880	・東京にＹＭＣＡ創立 ・刑法治罪法公布	・フランス労働党結成 ・楽善会訓盲院開校男女１人ずつの生徒が入学	・内務省達第33号により，盲僧制度廃止	・シドニーに実業盲人協会開設 ・イギリスに国民盲人図書館設立 ・南アフリカに盲ろう施設開設
1881	・国会開設の詔公布 ・自由党結党（総裁に板垣退助）	・パナマ運河起工		・スウェーデン，ノルウェー盲教育義務制実施 ・ルーマニアに盲人の職業学校設立 ・イギリス最初の点字雑誌 *Progress* 発行
1882	・立憲改進党結成（総裁大隈重信） ・日本銀行創立	・３国同盟（ドイツ，オーストリア，イタリア） ・コッホ，結核菌発見	・葛原勾当美之一没（71歳），３歳で失明したが，生田流箏曲を学び勾当になる，木活字を考案，40余年間日記を書き続けた（「葛原勾当日記」）	・第４回盲教育者会議開催（フランクフルト） ・バランタン・アユイ協会設立，「点字の略字表」，点字雑誌「ルイ・ブライユ」発行
1883	・「医術開業試験規則」「医師免許規則」制定 ・岩倉具視没（59歳）	・マルクス没（65歳）		・ヨークでイギリスにおける盲教育会議開催
1884	・華族令制定 ・自由党解党・自由民権運動激化（加波山事件，秩父事件など）	・（～85），清仏戦争		・イギリス内外盲人協会「音楽記号解説」刊 ・近代郵便制度の創始者ヘンリー・フォーセット，ケンブリッジで没（51歳）
1885	・日本銀行，最初の兌換券（10円券）発行	・インド国民会議派成立	・楽善会訓盲唖院官立となる（校長小西信八）	

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲教育・盲人福祉 日本	盲教育・盲人福祉 外国
	・坪内逍遙「小説神髄」			
1886	・帝国大学令・師範学校令・小学校令・中学校令公布	・アメリカ労働総同盟成立 ・イギリス，ビルマを併合		
1887	・保安条令公布 ・二葉亭四迷「浮雲」	・フランス領インドシナ連邦成立		・パーキンス盲学校に幼稚園を設置 ・サリバン，パーキンス盲学校を卒業してヘレン・ケラーの家庭教師となる ・スペインの盲人ゴナレツによってアルゼンチンに盲教育がはじめられた
1888	・市制・町村制公布			・清国の漢口に盲学校設立
1889				・フランスにバランタン・アユイ博物館設立 ・清国の広東に盲学校設立 ・盲ろう者ローラ・ブリッジマン没（60歳）
1889	・大日本帝国憲法発布 ・東海道線全通	・第2インターナショナル結成	・アメリカ人シャロッテ・ドレーパー，横浜市中村町に盲人福音会創設，読書とはり・あんまの授業開始（横浜訓盲学院の前身）	・盲人の条件改善に関する会議開催（パリ） ・インドの盲教育はじまる
1890	・府県制・郡制公布 ・民法（一部）・刑事訴訟法 ・民事訴訟法・商法公布 ・第1回帝国議会開く ・教育勅語発布	・ビスマルク，宰相を辞す	・東京盲唖学校，同校助教諭石川倉次が翻案した点字（拗音は1901年完成）を採用することに決定	・ニュージランドに盲学校開設 ・イギリス盲人協会の創始者トマス・アーミテージ没（66歳）
1891	・大津事件 ・濃美地方大地震（死者9600人）	・ロシア・フランス2国同盟成立	・山本覚馬没（65歳），中年で失明したが，京都府顧問や初代の府会議長となり，京都の文化行政に大きな業績を残した	・イギリス，国勢調査の結果盲人数1万1235人
1892		・ランカシャーの紡績工ストライキ	・東京小石川区の留鋲業者滝緑松，わが国で初めての点字盤製作，のちに仲村豊次郎がこれを継承，仲村製点字盤として知られる	・スコットランド，盲教育義務制実施 ・ホール，点字タイプライターを考案（アメリカ）
1893	・「君が代」を国歌に制定			・イギリス，盲・ろう教育義務制実施 ・国際慈善会議開催（シカゴ） ・コネチカット盲学校保育園を設置
1894	・日清戦争起こる	・イギリス8時間労働制声明		・ウィリアム・ムーン没（76歳），線記号を用いる文

西紀	一般重要事項		盲教育・盲人福祉	
	日本	外国	日本	外国
				字を考案（ムーン型式）
1895	・下関条約調印 ・ロシア・ドイツ・フランスによる３国干渉	・レントゲン，X線発見 ・マルコニー，無線電信発明		・インド，パハラ盲学校設立 ・ユーゴスラビア，盲教育をはじめる ・朝鮮の平壌で盲教育始まる
1896				・ヘレン・ケラー，ケンブリッジ女学校に入学
1897	・金本位制確立 ・志賀潔，赤痢菌発見 ・労働組合期成同盟会結成	・朝鮮，国号を大韓国と改む ・アメリカ，ハワイを合併		・スウェーデン，盲・ろう児教育義務制実施 ・アメリカ国会図書館，盲人のため閲覧室を設置 ・香港にエベネーザ盲人ホーム開設
1898	・幸徳秋水，片山潜の社会主義研究会発足	・キュリー夫人，ラジウム発見		・イギリスにインダストリアル・ホーム設立 ・ベトナムのショロンに最初の盲学校が設立される（一時中止，1952年再開） ・点字がベトナム語に訳される
	・隈板内閣成立（最初の政党内閣）	・ロシア社会民主労働党結成		
1899	・中学校令改正・高等女学校令・実業学校令公布	・ジョン・ヘイ宣言（アメリカ，清国の門戸解放・機会均等を列国に提議）	・盲目の将棋名手，関澄伯理没(80歳)，７歳で失明し，江戸に出てはり医となる．将棋を好み，対局のさい自他の位置を暗記していて少しも誤らなかったという	
1900	・清国の義和団鎮圧のため出兵（北清事変） ・治安警察法公布 ・立憲政友会結成（総裁伊藤博文） ・津田梅子，女子英学塾を創立	・義和団事件起こる		・シカゴ市内の小学校に盲学級併設 ・アレキサンダー・メル，「盲人百科事典提要」をウィーンで出版
1901	・安部磯雄，片山潜ら社会民主党を結成（即日禁止） ・福沢諭吉没（68歳） ・田中正造，足尾鉱毒事件で天皇に直訴 ・黒沢貞次郎，電信用カタカナタイプライターを完成		・石川倉次翻案の点字50音および拗音「日本訓盲点字」として官報に掲載（日本点字の完成）	
1902	・日英同盟協約調印 ・大阪の砲兵工廠爆発，死傷者100余人	・シベリア鉄道開通	・石川重幸「盲人教育」出版，当時盲教育の指針となる	・イギリス内外盲人協会，「点字音楽記号」を出版

西紀	一般重要事項		盲教育・盲人福祉	
	日本	外国	日本	外国
1903	・専門学校令公布 ・小学校令改正，国定教科書制度を確立 ・幸徳秋水，堺利彦ら平民社を設立，週刊「平民新聞」を創刊	・ライト兄弟，飛行機を発明 ・ロシア，満州を軍事占領	・東京盲唖学校に教員練習科設置（師範部の前身） ・京都盲唖院「盲唖教育論」刊行，同書の付録「瞽盲社会史」は盲人史研究の重要な文献の一つ ・盲人鍼按協会は板垣退助を擁して，盲人あんま専業運動を起こす	・イギリス盲人援護協会，「数学と化学の点字表記」を発行 ・ヘレン・ケラー *The Story of my Life*
1904	・ロシアに宣戦布告 ・たばこの官営専売を実施 ・下士官兵卒家族救助令制定 ・小泉八雲没（55歳）	・英仏協商成立 ・ミラノ暴動 ・孫文，日本に亡命		・ハロルド・チランダー「*Esperanta Ligilo*」創刊
1905	・ポーツマスで日露講和条約に調印 ・第2次日英同盟協約調印 ・日本キリスト教女子青年会（YWCA）創立 ・韓国保護条約調印，京城に統監府を開設	・ロシアで軍隊の反乱と農民の暴動起こり（第1革命），ペテルブルグの労働者初めてソビエト設立	・左近允孝之進，神戸に六光社を設立，わが国最初の点字新聞「あけぼの」を創刊	・イギリス，第1次点字統一委員会設置 ・アメリカのマサチューセッツ州，盲聾教育の義務制実施 ・アメリカのシンシナチに盲児のための点字学級設置 ・アメリカ盲社会事業家協会結成 ・ウィニフレッド・ホルト，ニューヨークにライトハウスを設立，ブルガリアの盲教育始まる ・南アフリカの盲教育，M.T ベッスラーにより始められる
1906	・鉄道国有法公布 ・南満州鉄道株式会社設立 ・傷兵院法制定 ・医師法・歯科医師法公布 ・日本エスペラント協会設立 ・島崎藤村「破戒」	・ワッセルマン，ワッセルマン反応（梅毒血清反応）を発見	・東京盲唖学校長小西信八ら，盲唖教育の義務制と分離を文部大臣に上申	
1907	・小学校令改正，義務教育6カ年となる ・師範学校規程制定，本科の修業年限を男女とも4カ年とし，卒業後の資格も同等になる	・英・仏・露3国協商（ペルシャ，アフガニスタン，チベットの勢力範囲決定） ・アメリカ，日本移民制限法を設ける	・第1回全国盲唖学校教員大会東京で開催 ・わが国盲教育の先覚者古河太四郎没（63歳），その業績は，世界盲教育の開始者バランタイ・アユイに比すべきものがある	・ドイツのレビングゾーン，弱視教育の必要性を説く ・テーラー「数学と化学の表記」発表 ・バランタン・アユイ協会，物療師学校設立 ・ギリシャの盲教育がアテネ近郊で始められる ・アメリカで盲人に関する雑誌 *Outlook for the Blind* と *Matilda Ziglen* 創刊（点字と活字で）
1908	・国民精神作興に関する戊申詔書発布	・ブルガリア独立宣言 ・清国宣統帝（溥儀），北京で		・ロンドンに弱視学級設立 ・ルーマニア，フィリピンの

西紀	一般重要事項		盲教育・盲人福祉	
	日本	外国	日本	外国
	・短歌雑誌「アララギ」創刊	即位		盲教育始まる ・清国の長沙に盲学校設立
1909	・伊藤博文，ハルビン駅頭で暗殺される（69歳） ・種痘法公布（1910年1月1日施行） ・東京市，ワシントンのポトマック河畔へ桜樹寄贈を決める	・精神病理学者ロンブローゾ没 ・アンドレ・ジイド「狭き門」を，メーテルリンク「青い鳥」を発表	・神戸訓盲院，六光社の設立者左近允孝之進没（41歳） ・仲村豊次郎，3本脚の点字製版機を製作	・ノルウェーに盲人協会設立
1910	・韓国併合に関する日韓条約に調印（朝鮮と改め，朝鮮総督府を設置） ・大逆事件で幸徳秋水ら検挙される ・徳川好敏（陸軍大尉），高度3000メートル飛行に成功 ・鈴木梅太郎，ビタミンB_1を発見	・ロンドンで日英大博覧会開催 ・トルストイ没（82歳）	・東京盲唖学校を分離して東京盲学校開校 ・日本盲人協会が設立され，点字図書など出版することになる（機関誌「日本の盲人」創刊） ・鈴木米次郎の「訓盲楽譜」文部省から発行	・ウィーンに弱視学級設置 ・ポーランドに盲人救助会設立
1911	・第3次日英同盟条約に調印 ・貧民済生に関する勅語発布恩賜財団済生会設立	・清国辛亥革命 ・ディルタイ没 ・アメリカ，カリフォルニア州上院，日本人の土地所有禁止案可決 ・アムンゼン，南極探険に成功	・内務省，わが国最初の盲人調査を実施 ・内務省令で按摩術営業取締規則，鍼術灸術営業取締規則公布 ・岸高丈夫，岸高式盲人用そろばんを考案	・ドイツ，盲教育義務制実施 ・オーストラリア，盲人に障害年金支給 ・デンマーク，盲人協会設立
1912	・明治天皇ご死去（61歳）皇太子嘉仁親王践祚，大正と改元 ・第1次護憲運動始まる，東京で第1回憲政擁護連合大会開催 ・鈴木文治，日本労働総同盟友愛会を創立 ・第5回オリンピック（ストックホルム）に初参加，金栗四三ら出場	・清国，国号を中華民国と改め，孫文臨時大総統に就任 ・第1次バルカン戦争起こる ・英国船，タイタニック号，大氷山と衝突沈没，1595人水死	・文部省，第1回盲教育講習会を開催 ・「内外盲人教育」創刊（東京盲学校発行） ・東京盲学校教諭奥村三策没（49歳）その著「普通按摩鍼灸学」などは盲学校の教科書として長く使用された	・盲人援護協会設立（ドイツ） ・セイロンのマウント・ラビニアに盲唖学校が開設 ・朝鮮総督府済生院盲唖部設置 ・ボストンに弱視学級設置
1913	・桂内閣反対の民衆，交番，政府系新聞社焼き打ち ・加藤高明ら立憲同志会を結成	・第2次バルカン戦争		
1914	・ドイツに宣戦布告（世界大戦に参加） ・島田三郎，議会でシーメンス事件（シーメンス会社の日本海軍高官に対する贈賄事件）を追及 ・桜島大爆発，死者9600余人	・第1次世界大戦始まる ・パナマ運河開通 ・サンガー夫人の産児制限論，論議を呼ぶ		・イギリス内外盲人援護協会，イギリス盲人援護協会（NIB）と改称 ・ウルグァイに私立の盲学校開設

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲教育・盲人福祉 日本	盲教育・盲人福祉 外国
1915	・いわゆる対華21カ条条約調印 ・大正天皇即位の大典 ・青年訓練所設置 ・杉本京太，邦文タイプライターを完成	・アインシュタイン，一般相対性理論を完成		・イギリス盲人援護協会，盲人理学療法師養成学校と戦傷盲人のためセント・ダンスタンスを設立 ・国際失明防止協会創立
1916	・工場法施行（1911年公布） ・吉野作造，デモクラシーを唱導 ・夏目漱石没（50歳）	・ポーランド独立宣言 ・ジョン・デューイ *Democracy and Education* ・レーニン「帝国主義論」	・トラホーム協会設立 ・石原忍，色盲検査表を考案	・アメリカ，通信教育専門のハドレー盲学校開設 ・ニューヨークのユダヤ盲人援護協会，盲老人ホームを開設 ・ロンドン盲女子ホーム開設 ・ドイツのオルデブルグ協会，盲導犬学校開設
1917	・暴利取締りのため物価調整令公布施行 ・中国の機会均等・門戸開放・日本の特殊権益を承認する「石井・ランシング協定」調印 ・岡山県に済生顧問制度発足 ・臨時教育会議設置（高等教育機関の整備）	・アメリカ，世界大戦に参戦 ・ロシア2月革命および10月革命，ソビエト政権成立 ・ライオンズクラブ国際協会誕生（アメリカのダラス）	・東京盲学校手工科教育および盲精薄児の職業など開始 ・ロシアの盲詩人エロシェンコ，東京盲学校に入学（わが国盲人間にエスペラントの普及を図る） ・点字郵便物第3種認可 ・わが国盲聾教育の功績者山尾庸三没（81歳）	・インドにインダストリアル・ホーム設立 ・カナダ盲婦人援護協会設立
1918	・初の政党内閣・原敬内閣成立 ・大阪に方面委員制度成立 ・富山県に米騒動起こり全国に波及 ・シベリア出兵 ・スペインかぜ大流行（翌年にかけて死者15万人） ・義務教育費国庫負担法および大学令（単科大学，公私立大学認可）公布	・ドイツ休戦条約調印	・石井重次郎「訓盲箏譜入門」	・イギリス盲人援護協会，就学前盲児保育のためサンシャイン・ホーム開設 ・アメリカ国会図書館，盲人部を設置 ・ポーランド，戦争失明者協会を組織 ・カナダ盲人援護協会設立
1919	・朝鮮各地に独立運動（万歳事件） ・小・中学校令を改正し国民道徳養成を強調	・赤十字連盟創設 ・パリ講和会議，ベルサイユ条約調印 ・コミンテルン創立，モスクワで第3インターナショナル創立大会 ・ドイツ，ワイマール憲法発布 ・ムッソリーニ，ファシスト団を組織	・トラホーム予防法公布 ・文部省，石川二三造の「本朝盲人伝」刊行 ・中村京太郎，点字新聞「あけぼの」創刊 ・秋元梅吉「東京光の家」開設，盲人キリスト教伝道，点字出版開始 ・第1回全国盲唖学校長会議開催（文部省招集）	・ベルリンに弱視学級開設 ・イギリス，盲人マッサージ師組合結成 ・ビルマにセント・ミカエル盲学校設立
1920	・ニコライエフスク（尼港）事件， ・戦後恐慌起こる ・内務省に社会局設置 ・鉄道省設置	・国際連盟成立 ・ガンジー，インド国民運動を指導 ・アメリカでラジオ放送開始 ・アメリカで婦人参政権実現	・第7回全国盲唖教育大会（名古屋）開催，盲部は帝国盲教育会結成 ・新潟県盲人協会，柏崎に点字巡回文庫開設	・パーキンス盲学校，ハーバード大学と提携して盲教育教員養成を開始 ・マサチューセッツ州，「盲人救護法」制定

西紀	一般重要事項		盲教育・盲人福祉	
	日本	外国	日本	外国
	・わが国最初のメーデー（上野公園で） ・第1回国勢調査実施 ・八幡製鉄所 2万3000人スト，溶鉱炉の火を落す			・イギリス，盲人法制定 ・アメリカ，インターポイント点字製版機を開発 ・イタリア盲人連合組織 ・アメリカのインダストリアル・ホーム盲ろう事業開始 ・このころからアメリカで盲児と普通児の統合教育を始める
1921	・ワシントン会議で日英米仏4カ国条約調印，日英同盟廃棄 ・友愛会日本労働総同盟と改称 ・皇太子裕仁親王渡欧 ・原敬首相，東京駅で暗殺される ・皇太子，摂政に就任	・(～22)ワシントン会議 ・イタリアでファシスト党正式結成 ・ヒトラー，ナチス党党首に就任	・帝国盲教育会機関誌「帝国盲教育」創刊 ・第1回帝国盲教育会総会開催 ・神戸訓盲院，女子に裁縫を課す ・点字数学記号なる	・イギリス盲人援護協会，チョリーウッド・カレッジ設立 ・M. C. ミゲール，アメリカ盲人援護協会設立 ・アイダ・リュー，パキスタンに貧民救済協会設立 ・フィンランド，南アフリカで盲教育義務制実施
1922	・軍縮のため戦艦7隻の建造中止 ・中国に関する9カ国条約調印 ・健康保険法公布（1927年実施） ・日本共産党結成（非合法） ・華僑勢力の成長と官憲の弾圧 ・全国水平社結成大会	・ワシントン会議で海軍軍備制限に関する条約成立 ・ソビエト社会主義共和国連邦成立 ・イギリスでラジオ放送開始	・小林卯三郎ら点字教科書刊行会を組織 ・大阪毎日新聞社，週刊「点字大阪毎日」を創刊（主筆中村京太郎） ・岩橋武夫，「エスペラント教習書」など点字出版事業を開始（日本ライトハウスの創業） ・盲人社会事業を目的とする仏眼協会設立 ・点字教科書刊行会，小学校国定教科書中，「国語」，「修身」，「算術」，「理科」，「国史」，「地理」などを刊行 ・鳥居篤治郎編集による，こどもの点字雑誌「ひかりの園」創刊，財源難のため一年で廃刊となる	
1923	・関東大震災（死傷20万，焼失40万戸） ・虎の門事件（難波大助，摂政宮に発砲） ・このころ不況の慢性化，独占企業の形成 ・第1次共産党事件（徳田球一ら50人逮捕） ・アンダーウッド・スタンダードのカナタイプライターを初めてアメリカから輸入	・ドイツ紙幣大暴落（1兆分の1），レンテンマルクを発行して安定 ・フランス，ベルギー軍，ドイツの賠償不履行でルール地方を保障占領	・盲学校及聾唖学校令制定（道府県に設置義務を課す） ・晴眼者のはり・きゅう師による盲人排斥運動起こり，両者の対立はげしくなる ・大阪毎日新聞社，点字教科書の発行を開始 ・山村熊次郎，「点字治療新報」創刊 ・盲目の僧・山本暁得，「仏眼」発刊 ・大阪毎日新聞慈善団，点字巡回指導開始 ・後藤静香，点字月刊雑誌	・アメリカ，全児童の視力調査を実施 ・イタリア，盲教育義務制実施 ・ドイツ，ポツダム盲導犬訓練学校開設 ・ボストン市立図書館点字部，パーキンス盲学校の図書館に吸収 ・トルコの私立盲唖学校が厚生省に移管

西紀	一般重要事項		盲教育・盲人福祉	
	日本	外国	日本	外国
			「かがやき」創刊 ・山下長一，中学講義録全科目の点訳完成（63冊）	
1924	・日本共産党解党決議 ・改正度量衡法施行メートル法使用開始 ・文政審議会設置 ・小作調停法公布	・アメリカ，排日移民法を実施 ・レーニン没（55歳）	・全国盲人業者大会，東京で開催	・チリにサンタルチア盲人保護協会設立
1925	・衆議院議員（普通）選挙法公布 ・治安維持法公布 ・日ソ基本条約調印（国交回復） ・東京放送局ラジオ放送開始，聴取者5455 ・中学・師範・高専に軍事教練実施 ・学連事件（社会科学連合会に加入する京大，同志社大などの学生33人検挙）	・孫文没（50歳） ・ロカルノ条約（独仏英伊等の安全保障等）締結 ・広東に国民政府成立（主席・汪精衛）	・今関秀雄ら，日本盲教育会を創立 ・点字大阪毎日主催関西盲学生体育大会開催（大阪），翌年の第2回大会から全国盲学生体育大会と改称 ・文部省，全国盲学校および聾唖学校に関する諸調査を初めて実施 ・石松量蔵「盲人心理の研究」 ・衆議院議員選挙法改正によって点字投票認められる ・宮城道雄を中心に「新日本音楽」起こる ・日刊「東洋点字新聞」創刊 ・新潟県に失明防止目的の恩光会創立 ・大阪市立盲学校同窓会，出版部を開設，「生理」「初等物理」「音楽理論」「初等化学」などを発行 ・盲教育開始50年記念式，東京盲学校，京都市立盲学校で挙行	・全ロシア盲人援護協会設立 ・ライオンズクラブ，世界大会にヘレン・ケラーを招きこれを機会に各種盲人事業を行なうことになる ・「常設戦盲救済基金」が「アメリカ点字出版所」と改称
1926	・労働農民党（委員長杉山元治郎），日本農民党（幹事長平野力三），社会民衆党（議長安部磯雄），日本労農党（書記長三輪壮寿）結成 ・自動式電話設置 ・健康保険法施行 ・社団法人日本放送協会の設立 ・青年訓練所，全国に開設 ・大正天皇ご死去，摂政裕仁親王践祚，昭和と改元 ・労働争議調停法公布	・蔣介石，北伐開始 ・イギリス，テレビジョン公開実験	・肥後基一，日本鍼按協会設立，「鍼治マッサージ」創刊	・マレーシア，セント・ニコラス盲人ホーム設立
1927	・金融界大恐慌，銀行の破綻相つぐ，3週間モラトリア	・中国各地に日貨排斥 ・ハイデッガー *Seinund*	・文部省図書局内に盲学校教科用図書調査委員会設置	・ヘレン・ケラー *My Religion*

西紀	一般重要事項		盲教育・盲人福祉	
	日本	外国	日本	外国
	ム施行 ・山東省へ出兵 ・東京地下鉄開通 ・岩波文庫刊行開始 ・芥川竜之介自殺（1892～）	*Zeit* ・アメリカ，テレビジョン公開実験 ・リンドバーグ，大西洋横断飛行に成功	・今関秀雄考案の点字数学記号が日本盲教育会研究会で採用（東京盲学校の万国共通式と対立）	
1928	・天皇，京都で即位式挙行 ・普通選挙制による初の総選挙 ・第2次共産党大検挙（3.15事件，検挙者数1600余人） ・日本軍，済南で国民革命軍と交戦（済南事件） ・高柳健次郎，世界最初のブラウン管使用のテレビ実験に成功	・パリ不戦条約調印 ・中国国民政府成立，蒋介石主席に就任 ・張作霖，満州に退却の途中爆死 ・ソ連，コルホーズ化のため土地私有禁止	・日本盲教育会と帝国盲教育会合併（帝盲） ・第1回全国盲学生雄弁大会（点字毎日主催） ・岩橋武夫，日本盲人エスペラント協会設立 ・「続群書類従」初めて活版本として刊行	・アメリカ，ジョン・ミルトン協会設立
1929	・救護法公布 ・日本共産党員大検挙（4.16事件，起訴339人） ・社会政策審議会設置 ・黒板勝美「新訂増補国史大系」刊行開始 ・島崎藤村「夜明け前」 ・中国国民政府を承認 ・官吏の1割減俸発表	・アメリカの株式市場大暴落，世界経済大恐慌に拡大 ・バード少将，南極探検 ・ツェッペリン飛行船世界一周に成功 ・フレミング，ペニシリンを発見（英）	・文部省編集「初等部国語読本」発行開始（わが国最初の盲学校用点字教科書） ・フレンド点訳奉仕会結成 ・東京盲学校に盲教育研究会設立，月刊誌「盲教育の友」発刊 ・全国盲学校長協会結成（昭和21年全国盲学校長会と改称） ・学齢児童就学奨励規則一部改正，盲ろう児にも及ぼされた ・中央盲人福祉協会結成，盲人の福祉および失明防止運動に活躍した ・京都府立盲及聾唖学校同窓会「日本盲唖教育史」刊行	・アメリカ盲人援護協会 *The Teacher's Forum* 出版 ・モリスタウンに盲導犬訓練所開設 ・アメリカ点字出版所でトーキングブック製作開始
1930	・ロンドン軍縮条約調印 ・農村危機深刻化 ・金輸出解禁 ・浜口首相，東京駅で狙撃され重傷	・ロンドン軍縮会議開く	・物理療法始める（東京盲学校）	・ヘレン・ケラー，*Midstream* ・フランス，The Poor Blind Relief Act 制定
1931	・満州事変起こる ・金輸出再禁止，銀行券金兌換停止 ・日本最初のオールトーキー「マダムと女房」封切 ・東北，北海道で大飢饉 ・労働争議の発生件数，戦前の最高を記録（984件，6万3305人）	・スペイ共和革命，ブルボン朝滅亡 ・イギリス銀本位制を停止，イングランド銀行支払停止 ・オーストリア，イギリス，ドイツに金融・経済恐慌，世界経済恐慌深刻になる	・内務省，全国盲人調査（7万6260人＝男3万8304人，女3万7956人，貧盲要保護1万3650人） ・中央盲人福祉協会第1回失明防止および盲人保護会議開催，10月10日初めて全国視力保存デー実施 ・点字器製作者仲村豊次郎没 ・斎藤百合，東京に陽光会（盲婦人ホーム）設立 ・ニューヨークで国際盲人会	・イギリス，アメリカ間に点字協定成立 ・イギリスに盲導犬訓練所開設 ・ペルー盲人連盟結成 ・スペイン，盲教育義務制実施 ・ソビエト，盲児の8年義務制実施

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲教育・盲人福祉 日本	盲教育・盲人福祉 外国
			議開催，わが国から東京盲学校長秋葉馬治ら出席	
1932	・上海事変起こる ・労働者災害扶助責任保険法施行 ・国民精神文化研究所設立 ・満州国を承認 ・5・15事件 ・大日本国防婦人会結成 ・警視庁に特別高等警察部，府県に特高課を設置	・満州国建国宣言 ・ドイツ総選挙でナチス第1党になる ・スチムソン・ドクトリン発表（日本の満州での行動不承認） ・ローザンヌ会議（ドイツの賠償を30億マルクに減額）	・全日本盲学生体育連盟結成（会長木下東作），全国盲学校体育大会を大阪にて開催 ・盲人僧侶山本暁得没	・イギリス，アメリカ点字結合会議開催 ・ギリシャ盲人協会設立
1933	・国際連盟脱退 ・京大滝川教授事件 ・政府，満州移民計画大綱を発表 ・河上肇検挙 ・日華停戦協定調印 ・谷崎潤一郎「春琴抄」 ・尾崎一雄「人生劇場」 ・堺利彦没（64歳） ・吉野作造没（56歳） ・新渡戸稲造没（72歳）	・F.D.ルーズベルト，ニューディール政策を開始 ・ドイツにヒトラー内閣成立 ・ドイツ，国際連盟脱退	・東京市南山小学校に弱視学級（はじめ視力保存学級といわれた）を開設 ・東京盲学校と横浜訓盲院の児童により盲人野球対校試合が行なわれた（横浜） ・足利盲学校長沢田正好，盲人用ピンポンを考案発表	・アメリカ，ニュージャージー州に盲幼児の家庭訪問教師制度設けられる ・ヘレン・ケラー，ジョン・ミルトン協会の会長となる
1934	・満州国帝制実施，右翼労働運動起こる ・ワシントン条約破棄 ・帝国人絹会社の株式買受けをめぐり疑獄事件起こる（帝人事件）このため斎藤内閣総辞職 ・室戸台風，死者2500人	・ヒトラー総統となる(〜45) ・ルイセンコ，メンデル遺伝学説を反駁	・福家辰己，点字版「点字楽譜の書き方」(1巻) ・東京盲学校「箏曲楽譜記号表」発表 ・中山太郎「日本盲人史」,(「続日本盲人史」は1936年刊行) ・高木正年没（79歳),中年で失明したが，失明後35年間にわたり議員生活を続けた，つねに民衆の代表者として終始し「聖代の義民」と称された	・チリに盲人協会結成
1935	・美濃部達吉の天皇機関説問題化 ・全国に青年学校開校 ・日本労働組合総連合中執，日本主義へ転向の新綱領を公表 ・第1回芥川賞，直木賞発表	・ドイツ，再軍備宣言 ・エチオピア戦争始まる ・イギリスでテレビジョン放送開始 ・このころ欧米で円盤レコードによるトーキングブックの製作に着手	・大阪にライトハウス（現在の日本ライトハウス）会館建設	・アメリカで社会保障法に貧困盲人の公的扶助が規定される
1936	・2・26事件 ・ロンドン軍縮会議脱退，無制限建艦競争始まる ・日独防共協定締結 ・内務省，メーデー禁止を通達	・イタリア，エチオピアを併合 ・スペイン，フランコ将軍の革命起こる ・西安事件，西安で張学良，抗日戦継続指令にきた蔣介	・ニューヨーク・ライトハウスの創始者マザー夫妻来日 ・全国盲人調査実施(6万7881人，男3万4612人，女3万3269人)	・アメリカ，ランドルフ・シェパード法制定 ・アメリカ，ワグナー・オーデー法にて官庁が盲人授産所製品買上げを決める ・アメリカ，連邦建物内の売

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲教育・盲人福祉 日本	盲教育・盲人福祉 外国
	・平野義太郎ら講座派学者，左翼文化団体員一斉検挙	石を監禁，内戦停止 ・抗日実行を要求 ・ソ連，科学アカデミー創設		店経営の盲人優先を法的に認める ・ウォースター・カレッジ，イギリス盲人援護協会に移管 ・メーシー・サリバン没（70歳）盲ろうあのヘレン・ケラーの教育に献身した ・セイロンのラガマに聖ヨセフ盲学校開設 ・ベネズエラに盲人友愛協会結成 ・南アフリカ，盲人法を制定 ・ガーナの盲教育が始められる
1937	・日華事変起こる ・日独伊防共協定調印 ・文部省編「国体の本義」出版 ・文化勲章制定 ・戦時経済体制へ移行 ・人民戦線第1次検挙，山川均，猪俣津南雄ら400人	・フランコ政権成立 ・王克敏ら北京に中華民国臨時政府樹立 ・中国，ソ連と不可侵条約締結 ・国民政府，国共合作抗日民族統一戦線結成	・ヘレン・ケラー第1回来日全国に講演，盲人，ろうあ者の奮起と，国民の理解をうったえる	
1938	・厚生省設置 ・国家総動員法公布・施行 ・内地向け綿製品の製品の製造・加工・販売制限等規則公布 ・張鼓峰事件 ・産業報国連盟創立 ・国民健康保険法公布・施行 ・軍需工業動員法発動 ・農地調整法公布 ・荒木貞夫，陸相となり教育の軍国主義化すすむ	・中華民国維新政府南京に成立 ・ジョン・デューイ *Experience and Education* ・スツセール没（1859～）（独） ・ドイツ，オーストリア合併を宣言	・傷兵保護院（のちに軍事保護院と改称―陸軍救護法を軍事扶助法と改正）設置，失明軍人寮と失明軍人教育所開設 ・ドイツの盲青年ゴルドン来日，盲導犬をわが国に紹介	・スペイン，全国盲人協会設立 ・ドイツ連邦共和国，8年制の盲人義務教育制度実施
1939	・価格統制令，賃金統制令施行 ・ノモンハン事件 ・国民徴用令施行 ・米穀配給統制法公布	・独ソ不可侵条約締結 ・第2次世界大戦勃発 ・アメリカ，テレビジョン放送開始	・財団法人東京盲人会館完工	・世界最初のアイバンクがサンフランシスコに設立 ・アメリカ，ミシガン州のライオンズクラブ，盲導犬学校設置 ・アルゼンチン，盲人保護法実施 ・タイ，バンコック盲学校設立
1940	・日・独・伊3国同盟成立 ・紀元2600年記念式典挙行 ・政党解散，大政翼賛会成立 ・物資配給制実施 ・隣組制度始まる	・フランス，ドイツに降伏 ・イタリア参戦 ・毛沢東「新民主主義論」	・本間一夫，東京に日本盲人図書館設立（現在の日本点字図書館） ・紀元2600年奉祝全日本盲人大会（大阪）と盲人文化昂	・イギリス盲人援護協会は戦傷失明者のためリハビリテーション・センターを開設

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲教育・盲人福祉 日本	盲教育・盲人福祉 外国
	・救世軍，救世団と改称，万国救世軍本部と絶縁 ・米の配給制・通帳制実施		揚大会（橿原）開催	
1941	・太平洋戦争勃発 ・日ソ中立条約成立 ・言論・出版・集会・結社等臨時取締令公布 ・国民学校令公布（尋常小学校を国民学校に切替え） ・関門トンネル開通 ・ゾルゲ事件 ・大学・専門学校の修業年限3カ月短縮（4年6カ月）	・ドイツ，ソ連に宣戦布告 ・アメリカ，イギリス，日本の在外資産の凍結令布告	・全日本盲人協力会議開催（奈良県信貴山），戦闘機「報国第61号日本盲人号」を海軍に献納	・イタリア，盲人マッサージ養成学校開設
1942	・衣料切符制実施 ・1県1紙の新聞統合方針を発表，大日本言論報国会結成 ・愛国婦人会・大日本国防婦人会などを解散，大日本婦人会を創立 ・米機，東京を初空襲	・アメリカ，原子核分裂による連鎖反応実験に成功	・後藤静香，大日本点訳奉仕団結成	・コスタリカに特殊教育学校設立
1943	・学徒戦時動員体制確立要綱決定 ・第1回学徒兵入隊（学徒出陣） ・谷崎潤一郎「細雪」（中央公論）連載禁止 ・米英楽曲約1000曲の演奏禁止，日常英語追放	・イタリア，無条件降伏 ・チャーチル，ルーズベルト，蔣介石，カイロ会談（カイロ宣言） ・ビルマ独立宣言 ・フィリピン共和国独立宣言	・「点字大阪毎日」，「点字毎日」と改題 ・日本鍼炎按マッサージ師会結成	
1944	・女子挺身隊結成 ・大都市に疎開命令 ・学童の集団疎開実施 ・青年師範学校設置 ・二科会など各美術団体解散	・ガンジー，インド国民政府樹立 ・ポーランド共和国臨時政府成立 ・ドゴール首班の臨時政府パリに成立 ・アメリカ，電子計算機を完成	・日本点字考案者石川倉次没（86歳） ・「東京光の家」と「日本鍼按協会」が合併して「東京点字出版所」と改称 ・失明軍人会館（ライトハウス）内に早川電機株式会社の分工場設立（大阪）	・イギリス，身体障害者雇用法制定，盲人にも適用
1945	・長崎・広島に原子爆弾投下 ・ポツダム宣言受諾 ・天皇の「終戦の大詔」を録音放送 ・ミズリー号上で降伏文書調印 ・連合軍総司令部（GHQ）設置，総司令官マッカーサー元帥 ・GHQ，戦時諸法令廃止，戦犯容疑者の逮捕，治安維持法廃止，政治犯釈放，男	・ヤルタ会談 ・ドイツ無条件降伏 ・ポツダム宣言 ・ソ連，対日宣戦布告 第2次世界大戦終了 ・国際連合成立 ・ユネスコ発足		・アメリカ点字出版所，アメリカ盲人援護協会と合併 ・アメリカ戦傷失明者事業団設立 ・グアテマラに盲人，ろう者保護委員会設立 ・インド，デラドウン市に国立の盲人訓練センター設立

西紀	一般重要事項		盲教育・盲人福祉	
	日本	外国	日本	外国
	女同権，労働者の団結権，教育の自由化，経済民主化，財閥解体，農地改革などを指令			
1946	・ＧＨＱ，公職追放を指令 ・天皇，神格否定宣言 ・日本国憲法公布 ・アメリカ教育使節団，教育の地方委譲，９年制義務教育，教科書民主化を勧告 ・旧円停止・新円切換え ・極東国際軍事裁判開廷 ・労働法・労働関係調整法公布 ・当用漢字，新かなづかい制定	・フィリピン独立 ・パリ平和会議開催 ・シートン没（86歳） ・ケインズ没（63歳） ・ロンドンで第１回国際連合総会，安全保障理事会成立 ・H.G. ウエルズ没（80歳）	・帝国盲教育会を解消して日本盲教育会を結成	・アメリカ海外盲人援護協会設立 ・第１回国連総会において身体障害者事業を国連技術援助の一分野として承認 ・ユーゴスラビア盲人援護連盟結成 ・台北盲唖学校は台湾省立台北盲唖学校となる ・ハイチにセント・ビンセント身体障害児学校設立
1947	・ＧＨＱ，２・１ゼネスト中止指令 ・「日本国憲法」施行 ・「独占禁止法」，「職業安定法」，「失業保険法」公布 ・「労働基準法」公布 ・学校給食始まる ・「教育基本法」，「学校教育法」（６・３制）実施 ・改正民法公布（「家」制度廃止） ・「児童福祉法」公布 ・医療制度審議会設置	・インドネシア共和国独立宣言 ・トルーマン・ドクトリン（共産主義封じ込め政策）発表 ・インド，パキスタン自治領成立	・「学校教育法」第６章に特殊教育に関する規定設けられ，「盲学校及聾唖学校令」廃止 ・連合国軍最高司令官総司令部より，はり・きゅうの禁止を要求する通達があり，その存続のため，全国の盲界，業界において猛烈な運動が展開される ・法律第217号「あん摩，はり，きゅう，柔道整復等営業法」公布，これまでの営業免許から身分免許となる ・名古屋ライトハウス設立 ・盲婦人運動家斎藤百合没（56歳） ・「児童福祉法」公布，43条に盲・ろうあ児施設の規定を設ける	
1948	・自治体警察発足 ・「教育委員会法」公布 ・極東国際軍事裁判判決（東條英機以下７人絞首刑） ・帝銀事件 ・サマータイム実施	・ビルマ共和国独立 ・大韓民国，朝鮮民主主義人民共和国成立 ・イスラエル共和国独立 ・世界保健機関（ＷＨＯ）発足	・盲学校小学部および中学部への就学義務化実現，ただしこの年度は小学部第１学年だけ実施，以後毎年１学年ずつ延長し，1956年度をもって完成 ・ヘレン・ケラー来日，全国講演，ヘレン・ケラー・キャンペーンが毎日新聞社の後援で全国的に展開される ・日本盲人会連合（日盲連）結成，わが国初の盲人の全国組織，30団体7000人が加入 ・失明者更生施設国立光明寮	・イギリス，レッチワース職業訓練センター設置 ・パナマに救世軍盲学校設立

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲教育・盲人福祉 日本	盲教育・盲人福祉 外国
			が東京と塩原に開設	
1949	・ドッジ公使，経済安定政策（ドッジライン）明示 ・マッカーサー，民間輸入貿易を許可 ・「教育公務員特例法」公布 ・湯川秀樹，ノーベル物理学賞受賞 ・競輪・競馬など盛んとなる ・下山事件，三鷹事件，松川事件発生	・北大西洋条約成立 ・中華人民共和国成立 ・西ドイツ連邦共和国成立	・京都府立京都寮（のち京都府身体障害者福祉センター）設立	・世界盲人福祉協議会（世盲協），イギリスのオックスフォードで開かれた国際盲人労働者会議の決議により発足，9カ国が参加，1954年のパリの第1回世盲協総会には34カ国の代表参加 ・ドイツ盲人援護協会，ドイツ連邦盲人協会として再編成 ・イギリス盲人援護協会，王立の名称使用を許可される
1950	・「文化財保護法」公布，文化財保護委員会発足 ・衣料自由販売 ・「生活保護法」公布 ・「身体障害者福祉法」施行 ・日本労働組合総評議会（総評）結成 ・マッカーサー，日共中央委員全員の公職追放を指令 ・官庁，各業界でレッドパージ	・朝鮮戦争始まる ・独ソ同盟条約 ・インド共和国成立，大統領プラサド・ネール ・ユネスコ第5回総会（教育・科学・文化的資材の輸入協定成る一盲人用具を含む）フローレンスにて	・点字毎日等主催の「全国盲学生点字競技会」を開催 ・松山光明寮（のち愛媛県盲人福祉センター）設立	・ベネズエラに盲人労働者協会結成 ・ウルグァイに盲人連盟結成 ・ルーマニアに盲人労働協同組合発足 ・王立イギリス連邦盲人援護協会設立 ・WHO第3回総会，身体障害者の医学的更生事業の促進に関する決議 ・世界在郷軍人連盟結成 ・カナダ盲人援護協会，ベーカーウッドセンターを建設
1951	・対日平和条約・日米安全保障条約調印 ・国際労働機構（ILO）加盟 ・児童憲章制定 ・「社会福祉事業法」制定 ・ユネスコに正式加盟 ・追放解除始まる ・民間航空復活 ・民間放送開始 ・厚生省第1回，身体障害者実態調査実施	・マッカーサー罷免，後任にリッジウェイ中将 ・旧イタリア領リビヤ独立（王制） ・プラハにて世界平和大会	・文部省，高等部理療科教育課程定める ・国立神戸光明寮設立 ・このころ国立東京光明寮で盲大学生のカナタイプライター講習会開催，これを契機に，カナタイプライター科を設置，また，2，3の盲学校でカナタイプライターの利用始まる ・「あん摩，はり，きゅう，柔道整復等営業法」を「あん摩師，はり師，きゅう師及び柔道整復師法」と改称	・オーストラリア，盲導犬協会設立 ・世界点字審議会結成（事務局パリ） ・王立イギリス盲人援護協会，トーキングブックをカセットテープに切替える ・マレーシア盲人援護協会設立 ・ノルウェー，盲教育義務制実施 ・ポーランド盲人連盟結成 ・シンガポール盲人援護協会設立 ・トルコ共和国厚生省管轄の盲唖学校は文部省に移管され，アンカラ盲学校となる
1952	・戦傷病者戦没者遺族等援護法制定 ・日米行政協定調印 ・破壊活動防止法公布 ・日本赤十字社法施行 ・東京ライオンズクラブ結成	・ソ連に欠陥学研究所創設 ・サルトルとカミュの革命観論争 ・韓国，李承晩ライン宣言 ・モスクワにて国際経済会議	・全国盲学校理療科教員連盟結成 ・日本ライトハウス，全国盲婦人実態調査を実施 ・文部省初等中等教育局に特殊教育室新設	・インド盲人援護協会設立 ・ヘレン・ケラー，フランス政府からレジョン・ド・ヌール勲章を贈られる ・オランダ，第1回国際盲青年教育者会義をブッサムで開催

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲教育・盲人福祉 日本	盲教育・盲人福祉 外国
	・全国住民登録実施 ・二重橋メーデー事件			・パナマにヘレン・ケラー盲学校設立 ・トルコで盲児童を一般中学校と音楽学校に入学させる ・ベトナム共和国国立盲少年学校開校 ・大韓民国，ソウルをはじめ各地に盲学校設立 ・台湾盲人福祉協進会結成
1953	・日米友好通商航海条約成立 ・スト規制法制定（電気・石炭業の争議制限） ・ＮＨＫ・民間放送テレビ本放送開始 ・川崎タイプライター会社がスタンダード・カナタイプライターの製造を開始	・朝鮮休戦協定調印 ・英女王エリザベス２世戴冠式 ・スターリン没（75歳）	・浜松盲学校，ピアノ，ハーモニカ調律を始める ・旭川盲学校，酪農の実習始める ・日本盲人社会福祉施設協議会設立	・アメリカ，盲児と晴眼児の共学に関する全国大会開催 ・マレーシアにガーニー生活・職業訓練センター設立 ・ドイツ連邦共和国，身体障害者強制雇用法実施 ・北京・上海・南京などに中国盲人福利協会設立
1954	・日米相互防衛援助協定（ＭＳＡ）調印 ・自衛隊発足 ・政治的中立をめぐる教育２法成立 ・ビキニ水爆実験で第５福竜丸被災 ・青函連絡船洞爺丸，暴風のため転覆，死者1011人	・ジュネーブ協定 ・原子力潜水艦ノーチラス号就役	・「盲学校，ろう学校および養護学校への就学奨励に関する法律」制定 ・厚生省，日本点字図書館に図書貸出事業委託 ・日本点字研究会結成 ・岩橋武夫没（56歳） 20歳のとき失明したが，関西学院，エジンバラ大学に学び，ライトハウスを創立，ヘレン・ケラー・キャンペーン，盲人の全国的組織化，福祉・文化の向上に大きな業績を残した	・世界点字楽譜統一会議，パリで開催
1955	・社会党両派統一，日本社会党となる ・保守合同成り，自由民主党結成 ・日米原子力協定調印	・ソ連の対独終戦宣告 ・ソ連，マレンコフ辞任，後任にブルガーニン ・バンドンでアジア・アフリカ会議	・ヘレン・ケラー，第３回来日，全国講演 ・第１回アジア盲人福祉会議，東京で開催 ・早川電機工場，身体障害者職業更生のモデル工場となり，1963年，盲人による経営管理・業務担当実施 ・日米両国有志の間でアイバンク設立委員会組織	・香港盲人援護協会設立 ・ＩＬＯ総会において身体障害者の職業更生に関する国際基準を制定 ・イギリス，ロングメドーズ，王室の許可を得てクィーン・エリザベス・ホームと称した ・アメリカ，マサチューセッツのパーキンス盲児収容所，パーキンス盲学校と改称 ・マレーシア，プリンセス・エリザベス盲学校設立 ・フィリピン国立モデル訓練センター設立 ・台湾盲人重建院開設 ・チリ特殊教員養成所を解消し，チリ大学心理学リハビリテーションコースを開設

西紀	一般重要事項		盲教育・盲人福祉	
	日本	外国	日本	外国
1956	・日本，国際連合に加盟 ・日ソ国交回復 ・新教育委員会法成立，教育委員の公選をやめ任命制になる	・ナセルエジプト大統領，スエズ運河国有化を宣言 ・スエズ動乱起こる ・ソ連，コミンフォルム解散	・日本盲人福祉委員会（日盲委）発足 ・日本盲心理研究会設立，機関誌「盲心理研究」創刊 ・日本点字研究会「点字数学記号」出版 ・東京にライオンズ・アイバンク設立 ・箏曲家宮城道雄没（62歳）	・王立イギリス盲人援護協会ヘザーセット盲青年職業能力測定センターを設置 ・パラグアイにサンタルチア協会盲学校設立 ・ポルトガルに点字出版センター開設 ・シリア・アラブのダマスカスに盲学校設立 ・エルサルバドルに盲人更生センター設立 ・デンマーク，盲人法制定 ・ウガンダ，サラマ農業訓練センター設立
1957	・勤務評定試案発表 ・日ソ通商条約調印 ・南極予備観測隊，オングル島基地に上陸，「昭和基地」と命名	・第１回パグラオシュ核物理学者会議開催 ・ソ連，世界最初の人工衛星スプートニク第１号打上げ成功	・日本盲人会連合，「岩橋賞」制定 ・義務教育の点字教科書を日本ライトハウス点字出版所と東京点字出版所で出版 ・日本点字研究会「邦楽点字楽譜」出版 ・日盲委，「日盲委・世盲協ニュースレター」の創刊 ・鉄道弘済会，盲人福祉事業に着手 ・日本盲導犬協会設立 ・国立東京光明寮，タイプライター科の第１回修了生19人を出す	・マニラに開設された身障者更生援護センターは太平洋地域の盲人事業家の訓練センターとして発足 ・ウガンダ，盲人農耕者に対する国際研究センター設立 ・ポーランド盲人連盟，盲人協同組合を組織 ・マレーシア,ガーニー生活・職業訓練センターはマレーシア盲人協会に移管 ・レバノン，バーバタ盲学校設立 ・スパンナー「改訂国際点字楽譜の手引」出版
1958	・日ソ貿易協定 ・文部省，道徳教育実施義務化のための施行規則改正 ・１万円札発行 ・全日本農民組合連合会結成	・フランス，第５共和政憲法制定 ・アメリカ，人工衛星エクスプローラー１号打上げ成功 ・アラブ連合共和国成立	・盲・ろう教育80年記念式典東京にて開催 ・全日本盲教育研究会（のち全日本盲学校教育研究会）結成 ・「角膜移植に関する法律」制定 ・眼球銀行設立委員，日本眼球銀行協力会を設立 ・電波法改正，電話級の盲人にハム（アマチュア無線技士）の受験資格認められる ・下村宏没（82歳），日本盲人福祉委員会初代会長，第１回アジア盲人大会議長	・アメリカ海外盲人援護協会マニラに極東事務局を開設 ・台湾盲人重建院設立 ・マレーシア，タマン・ハラパン農業訓練センター設立 ・「エスペランタ・リギーロ」の編集者ハロルド・チランダー没（スウェーデン） ・アンリ・アイザック少佐没（フランス戦傷盲人連盟会長） ・インドで統合教育方式採用（盲児童を一般小学校へ入学させ巡回教師を派遣） ・ベトナム共和国立盲少女学校開設 ・ベルギー，身体障害者法公布 ・ウルグアイ，盲学生後援会結成 ・このころルーマニアに盲人ホーム設立 ・シリア・アラブのダマスカ

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲教育・盲人福祉 日本	盲教育・盲人福祉 外国
				スに盲人更用補導所設置 ・中華人民共和国の各地に盲人福利工廠を設立
1959	・「国民年金法」施行 ・メートル法施行 ・最初の国際教育学会議，東京大学で開催	・ＥＥＣ正式発足 ・ド・ゴール，イギリスとヨーロッパ自由貿易連合（ＥＦＴＡ）調印 ・児童権利宣言 ・キューバ革命，カストロ，首相となる ・ソ連，月ロケットで月の裏側写真撮影に成功	・日本ライトハウスと日本点字図書館，声の図書事業開始 ・日本点字研究会「点字文法」出版 ・初の盲人ハム誕生（受験者29人のうち24人合格），合格者14人によって日本盲人ハム（ＪＢＨ）クラブ結成	・インド失明防止協会設立 ・王立イギリス盲人援護協会，固形点字印刷機開発 ・アメリカ海外盲人援護協会の後援団体として，ヘレン・ケラー世界盲人援護十字軍を組織 ・ルイ・ブライユ生誕150年祭 ・プエルトリコに盲人福祉の世界研究センター設立 ・エクアドル，盲人援護連盟結成 ・台湾宜蘭県に私立慕光盲人福利館開設 ・ドイツ民主共和国，盲人年金法公布
1960	・「身体障害者雇用促進法」制定 ・全学連主流派，国会構内に突入，警官隊と衝突し東大生樺美智子死亡（6・15事件） ・新安保自然承認 ・浅沼稲次郎暗殺 ・三井鉱山三池鉱業所争議（282日間） ・日韓旅客定期航路，博多・釜山間に就航 ・カラーテレビ本放映開始 ・「精神薄弱者福祉法」制定	・コンゴ，独立 ・西側20カ国，経済協力開発機構（OECD）設立条約に調印 ・キプロス，ナイジェリア独立	・全国８カ所のライトハウスで全日本ライトハウス連盟を組織 ・日盲委，「愛盲十字シール」運動を起こす ・日本盲人会連合・日本ライトハウス，「日本盲人の特殊職業実態調査」を行なう ・わが国最初の盲精神薄弱児施設，彦根学園開設	・インド，タタ盲人農業訓練センター開設 ・インド，ライオンズクラブ盲人図書館建設 ・インド，盲教育者養成所設置 ・イタリア，国立オーガスト・ロマグリフ盲教育者訓練協会創立 ・台湾盲人重建院，マッサージ科を開設 ・ヘレン・ケラー賞設定 ・ソビエト，盲児教育義務制を９年とする ・ソビエト，盲学校に１年制の幼稚部設置を義務づける
1961	・株式大暴落 ・東京，大阪，名古屋で第２市場発足，上場554社 ・通産省，４月１日から自由化の重工業関係の300品目発表 ・農業基本法公布 ・小児マヒ大流行，ソ連製生ワクチン使用開始	・ソ連，人間衛星船ボストーク１号打上げ，回収に成功 ・中立国首脳，ベオグラード会議 ・東ドイツ，西ベルリンへの交通遮断	・ＮＨＫ，盲人のラジオ聴取料を免除 ・盲人郵便物（盲人用点字，盲人用録音テープ，点字用紙）の郵便料無料になる ・京都ライトハウス創立 ・奈良県高取町壺阪寺に盲老人収容施設慈母園を開設 ・鳥居篤治郎，盲人として全国初の京都市名誉市民の称号を受ける	・トマス・キャロル ***Blindness*** ・ポルトガル，盲人文化センター設立 ・ザンビア政府，盲人委員会設立 ・コロンビア，盲人更生補導センター設立 ・ウルグアイ，公立の寄宿制盲学校と盲人更生センター開設
1962	・創価学会，政治団体の公明会結成 ・「義務教育費国庫負担法」	・アルジェリア独立 ・キューバ海上封鎖事件 ・ヘルマン・ヘッセ没(85歳)	・全国盲学校ＰＴＡ連合会発足	・イギリス，盲ろう者教育国際セミナー，コンドーバーホールで開催

西紀	一般重要事項 日本	一般重要事項 外国	盲教育・盲人福祉 日本	盲教育・盲人福祉 外国
	公布 ・高崎達之助・廖承志，日中長期総合貿易に関する覚え書に調印，ＬＴ貿易始まる	・胡適没（71歳）		・ニューヨークで技術と失明に関する国際会議開催
1963	・老人福祉法制定 ・日仏通商協定調印 ・原子力研究所，原子力動力炉の発電成功	・南ベトナム革命 ・米英ソ３国，部分的核実験停止条約調印 ・ケネディ・アメリカ大統領暗殺される	・日本弱視教育研究会結成，弱視学級研究指定校選定，機関誌「弱視教育」創刊 ・厚生省，日本ライトハウスに点字図書貸出事業を委託 ・全国盲学生点字競技会は録音テープ方式に改められる ・労働省，大阪府に視覚障害者の適職研究を委嘱 ・国立療養所東京病院にリハビリテーション学院設置 ・日本盲人カナタイプ協会設立，カナタイプライターの無料貸出し普及につとめる ・日本ライトハウス，点字版「コンサイス英和辞典」（全71巻）完成，大阪文化賞をうける ・日本点字研究会，スパンナー編「改訂国際点字楽譜の手引」の日本語点字版「世界点字楽譜解説」（全５巻）を出版	・オーストラリア，第１回国際身体障害者スポーツ大会，リンツで開催 ・香港盲人援護協会，九龍に盲人工場を開設 ・第３回国際珠算会議で盲人の珠算検定についての提案可決 ・ベトナム，カトリック盲少年小・中学校設立 ・ガーナ，アクラに身体障害者（盲人を含む）のための工業補導部設立 ・マレーシア，盲児童の統合教育を開始 ・ドイツ民主共和国，盲幼児ホーム開設
1964	・東海道新幹線開通 ・第18回オリンピック東京大会開催 ・いわゆる「吉田書簡」が蔣総統に送られ，対中共延払い輸出禁止を約束 ・文部省，道徳教育指導資料を発表 ・「母子福祉法」制定	・中華人民共和国核実験 ・ネール・インド首相没（75歳）	・東京教育大学附属盲学校，大阪府立盲学校に理学療法士養成課程設置 ・国立光明寮，国立視力障害センターと改称 ・パラリンピック東京大会開催，第１部第13回国際ストークマンデビル競技会，第２部国内身体障害者スポツー大会，選手498人のうち視力障害者119人 ・ＮＨＫ，ラジオ番組に「盲人の時間」を設け，盲人家庭のテレビ視聴料を半額とする ・中村京太郎没（84歳），幼少のとき失明したが，1922年「点字大阪毎日」主筆となり，日本の盲教育・盲人福祉の向上に寄与 ・「あん摩師，はり師，きゅう師及び柔道整復師法」を「あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔	・ザンビア，盲人農村センター開設 ・アメリカ，国際盲人連盟結成 ・大韓民国，戦後禁止されていたあんま営業を解禁 ・タイ，盲人援護協会，職業訓練センター設立 ・インド，ファンサに農業訓練センター設立

西紀	一般重要事項		盲教育・盲人福祉	
	日本	外国	日本	外国
			道整復師等に関する法律」と改称	
1965	・「母子保健法」公布 ・国際教育会議開催 ・朝永振一郎，ノーベル物理学賞受賞 ・日韓基本条約調印 ・ILO87号条約を批准 ・「理学療法士，作業療法士法」成立	・ベトナム戦争激化，アメリカ，北爆開始 ・インド・パキスタン武力衝突激化 ・インドネシア，国連脱退を通告	・徳島県立盲学校に理学療法士養成課程設置 ・万国郵便条約により外国向け点字郵便物無料となる，国内では私製はがきの点字年賀状も無料となる ・第1回全国盲人カナタイプコンテスト東京で開催，10校，13施設，個人選手70人が参加 ・第1回盲人珠算検定試験実施，36校 863 人受験，A級6人，B級12人，C級28人合格 ・盲人の電信級アマチュア無線の受験認められる ・日本鍼灸師会主催第1回国際鍼灸学会東京で開かれる，フランス，イギリス，西ドイツ，アメリカ，韓国，南ベトナムなど19カ国，80人が参加 ・日本ライトハウス，職業・生活訓練センター事業開始	
1966	・「古都保存法」公布 ・太平洋学術会議開催 ・日本近代文学会館開館 ・基地基本法成立 ・日ソ航空協定・日ソ貿易協定調印 ・第1回赤字国債発行	・中国，プロレタリア文化大革命で紅衛兵旋風起こる ・アジア開発銀行発足 ・インドネシア，国連に復帰 ・ガーナ，クーデターでエンクルマ失脚 ・ソ連の月ロケット・ルナー9号，史上初の月面軟着陸に成功	・東北大学教育学部に視覚欠陥学教室開設，大学院では聴覚言語欠陥学とともに心身欠陥学を形成 ・日本点字研究会解散 ・日本点字委員会生まれる ・身体障害者収容授産施設ライトセンター設立(光道園) ・桜井八太郎，失明10年，研究にはげみ京都大学工学博士の学位を授与される	・台湾で統合教育開始
1967	・日米首脳会談（小笠原返還は1年以内と共同コミュニケ） ・羽田空港流血デモ事件（反代々木系全学連，首相の渡米に反対し警官隊と衝突）	・ケネディ・ラウンド（関税一括引下げ交渉）妥結 ・ソ連，人工衛星無人ドッキング成功 ・中東戦争起こる ・インドネシアの暫定国民議会，スハルトを大統領代行に任命，スカルノ大統領は実質的に解任	・日本盲導犬協会財団法人に改組，付属盲導犬学校と盲導犬訓練士養成所を設置 ・日本ライトハウス職業・生活訓練センター卒業生が初めて一般企業に就職 ・国立東京視力障害センター録音タイプ科を設置，盲人録音タイピストの指導を始める	・アメリカ，世界盲人用具展示会，パーキンス盲学校で開催 ・ベトナム退役軍人国立リハビリテーションセンター開設
1968	・小笠原諸島23年ぶりに日本復帰	・核拡散防止条約に62カ国調印	・全国盲学校長会，各学校の視力区分別児童・生徒数を	・台湾重建院，電話交換科開設

西紀	一般重要事項		盲教育・盲人福祉	
	日本	外国	日本	外国
	・川端康成，ノーベル文化賞授賞 ・東大安田講堂事件，これを契機に大学紛争激化	・ベトナム和平パリ会談開く ・チェコ事件（ソ連・東欧5カ国の軍隊チェコ領内侵入） ・イギリス政府，ゴールドラッシュに対処するため国際金市場，株式取引所，銀行を閉鎖	集計（70校9601人）盲（0～0.02未満）32.23%，準盲（0.02～0.04）16.05%，弱視（0.04～0.3）51.73% ・ソ連盲人援護協会代表者4人が日本盲人会連合の招きで来日 ・東京ヘレンケラー協会，イギリスからソリッド・ドット方式の点字印刷機を輸入 ・日本ライトハウス職業生活訓練センターの訓練生，全国で初めて電話交換手就職 ・盲人録音タイピスト2人，初めて就職	・インドネシア盲人福祉連合組織 ・ペルー，リマ盲人リハビリテーション・センター開設 ・ヘレン・ケラー没（88歳）日本政府から勲1等瑞宝章贈らる
1969	・佐藤・ニクソン会談で沖縄の72年返還決まる ・人工甘味料チクロは発ガン性があるとして使用禁止	・アメリカ，アポロ11号，月着陸，帰還に成功 ・ドゴール・フランス大統領辞任 ・ニクソン大統領，アメリカ軍の南ベトナムからの引揚げ計画を発表	・文部省，「20歳未満の盲ろう者の調査」行なう，全国で161人，うち全盲全ろう者80人 ・日本ライトハウス，厚生省から視力障害者の電話交換手養成の委託をうける	・アフリカの盲人登山家7人がキリマンジャロ山を征服 ・第1回国際盲人連盟（IFB）総会，コロンボで開催 ・ソ連の盲教育学者ボリス・イー・コワレンコ没(79歳) ・オーストラリア，ロイヤル・ビクトリア協会，リハビリテーション訓練センターを設立
1970	・日米安全保障条約自動延長 ・日本万国博覧会開催（参加77カ国，入場者6421万人） ・八幡・富士両製鉄合併，新日鉄発足（資本金2293億余万円） ・沖縄の国政参加決まり，衆・参両議員選挙	・アメリカ，カンボジアの政変に介入 ・ナイジェリアの内乱終結，ビアフラの崩壊 ・中国，人工衛星の打上げに成功	・「心身障害者対策基本法」公布 ・視覚障害者およびその家族が運転する自動車税・自動車取得税全額免除 ・日本電電公社の「電話交換手認定試験」に全盲者4人弱視者3人が受験，全員合格 ・電電公社，「盲人用ダイヤル盤」を開発，全国盲人施設，盲人家庭に無料で取りつける ・「著作権法」改正，点訳図書出版は著者の許可なしにできることになる（39条） ・初の全国盲人俳句大会蒲郡市で開催	・香港盲人援護協会，老齢盲人ホーム設立

盲学校・施設・団体名簿

（昭和47年3月末現在）

盲教育・福祉団体

全国盲学校校長会
千葉県印旛郡四街道大日緑ヶ丘468—1
県立千葉盲学校内

全日本盲学校教育研究会
東京都文京区目白台3—27—6
東京教育大学雑司ヶ谷分校内

全国盲学校理療科教員連盟
東京都文京区目白台3—27—6
東京教育大学雑司ヶ谷分校内

日本弱視教育研究会
東京都文京区目白台3—27—6
東京教育大学雑司ヶ谷分校内

全国盲学校ＰＴＡ連合会
東京都文京区後楽1—7—6
都立文京盲学校内

社会福祉法人日本盲人福祉委員会
東京都杉並区梅里2—34—18
国立東京視力障害センター内

社会福祉法人日本盲人会連合
東京都新宿区諏訪町96

日本盲人社会福祉施設協議会
東京都新宿区諏訪町212
日本点字図書館内

日本盲人福祉研究会
東京都新宿区諏訪町212
日本点字図書館内

全日本ライトハウス連盟
大阪市城東区今津中2—4—37
日本ライトハウス内

日本盲人キリスト教伝道協議会
東京都新宿区戸塚町1—55—1
日本キリスト教会館内

盲学校教員養成課程・研究施設

東北大学教育学部視覚欠陥学教室
仙台市片平丁75

宮城教育大学教育学部盲学校教員養成課程
仙台市荒巻字青葉

東京教育大学教育学部雑司ヶ谷分校

東京教育大学教育学部附属理療科教員養成施設

東京教育大学教育学部附属リハビリテーション教育研究施設
東京都文京区目白台3—27—6

国立特殊教育総合研究所
横須賀市野比2360

広島大学教育学部東雲分校盲学校教員養成課程
広島市東雲３丁目1—33

盲学校

北海道立旭川盲学校
旭川市旭町２条15丁目

北海道立帯広盲学校
帯広市西24条南１丁目

北海道立札幌盲学校
札幌市中央区山元町1891

北海道立小樽盲学校
小樽市入船4—28—38

北海道立函館盲学校
函館市田家町19—12

青森県立盲学校
青森市大字矢田前字浅井24—2

青森県立八戸盲学校
八戸市大字類家字玄中寺下33—5

岩手県立盲学校
盛岡市北山1—10—1

秋田県立盲学校
秋田市南通みその町3—35

宮城県立盲学校
仙台市上杉6—5—1

山形県立山形盲学校
上山市金谷字金ヶ瀬1111

山形県立鶴岡盲学校
鶴岡市稲生町20—33

福島県立福島盲学校
福島市森合町6—34

福島県立郡山盲学校
郡山市大槻町西ノ宮西32

福島県立会津盲学校
会津若松市一箕町大字鶴賀字柳原88—1

福島県立平盲学校
いわき市平馬目馬目崎61

茨城県立盲学校
水戸市袴塚町1—3—1

栃木県立盲学校
宇都宮市駒生町648

群馬県立盲学校
前橋市南町4—3—18

埼玉県立盲学校
川越市的場字鉄砲場73—1

私立熊谷盲学校
熊谷市箱田390

東京教育大学教育学部附属盲学校
東京都文京区目白台3—27—6

東京都立文京盲学校
東京都文京区後楽1—7—6

東京都立久我山盲学校
東京都世田谷区北烏山4—37—1

東京都立葛飾盲学校
東京都葛飾区堀切7—31—5

東京都立八王寺盲学校
八王子市台町3—108

千葉県立千葉盲学校
千葉県印旛郡四街道大日緑ヶ丘468—1

神奈川県立平塚盲学校
平塚市中原下宿1519

横浜市立盲学校
横浜市神奈川区松見町1—26

私立横浜訓盲学院
横浜市中区竹之丸181

山梨県立盲学校
甲府市下飯田町975

長野県立松本盲学校
松本市旭2—11—66

長野県立長野盲学校
長野市北尾張部321

新潟県立新潟盲学校
新潟市山二ツ1117

新潟県立高田盲学校
高田市寺町2—20—1

富山県立盲学校
富山市大江干133

石川県立盲学校
金沢市小立野5—3—1

静岡県立静岡盲学校
静岡市曲金1—207

静岡県立沼津盲学校
沼津市米山町6—20

静岡県立浜松盲学校
浜松市葵町283

愛知県立名古屋盲学校
名古屋市千種区北千種町150

愛知県立岡崎盲学校
岡崎市明大寺町上奈良井14

愛知県立豊橋盲学校
豊橋市中野町官有地

岐阜県立盲学校
岐阜市梅ヶ枝町1—4

三重県立盲学校
津市高茶屋小森町里の上2484—89

福井県立盲学校
福井市文京6—16—1

滋賀県立盲学校
彦根市西今村800

京都府立盲学校
京都市北区紫野花ノ坊町1

京都府立盲学校舞鶴分校
舞鶴市大字南田辺小字大内ロ下

和歌山県立盲学校
和歌山市府中949—23

奈良県立盲学校
大和郡山市丹後庄町222

大阪府立盲学校
大阪市住吉区山之内町1—100

大阪市立盲学校
大阪市東淀川区豊里町619

兵庫県立盲学校
神戸市垂水区東垂水町1427

兵庫県立淡路盲学校
洲本市上物部2—1—17

神戸市立盲学校
神戸市兵庫区大開通4丁目1

鳥取県立盲学校
鳥取市立川町5丁目

島根県立盲学校
松江市西浜佐陀町468

岡山県立盲学校
岡山市尾島大砂場799

広島県立盲学校
広島市牛田新町2—2—1

山口県立盲学校
下関市東大坪町1

香川県立盲学校
高松市扇町2—9—12

愛媛県立松山盲学校
松山市久万の台112

徳島県立盲学校
徳島市南二軒屋町麦塚1134

高知県立盲学校
高知市大膳町90

福岡県立福岡盲学校
福岡市白金2—14—40

福岡県立北九州盲学校
北九州市八幡区七条

福岡県立柳河盲学校
福岡県山門郡三橋町今古賀170

佐賀県立盲学校
佐賀市上多布施町中折1380

熊本県立盲学校
熊本市東町3番7号

長崎県立盲学校
長崎市橋口町10—47

大分県立盲学校
大分市金池町3—1—75

宮崎県立盲学校
宮崎市大字島ノ内1390

鹿児島県立盲学校
鹿児島市下伊敷町80

沖縄県立沖縄盲学校
那覇市首里石嶺町3—296

点字図書館

(福)北海道点字図書館
帯広市東2条南11丁目

(市)札幌福祉センター
札幌市中央区北2条西12丁目

青森県立点字図書館
青森市大字矢田前字浅井24—2

岩手県立点字図書館
盛岡市北山1—10—2

秋田盲人図書館
秋田市南通みその町3—35
県立盲学校内

(県)宮城県点字図書館
仙台市上杉6—5—1

(県)山形県点字図書館
上山市金谷字金ヶ瀬1111

(県)福島県点字図書館
福島市森合町6—7

(任)茨城県盲人協会
水戸市袴塚町1—3—1　県立盲学校内

栃木県立点字図書館
宇都宮市塙田町568

桐生市立点字図書館
桐生市東1—9—13

前橋市立図書館
前橋市大手町2—12—9

(福)埼玉県盲人福祉ホーム
大宮市大成1—465

埼玉県立浦和図書館
浦和市高砂町3—1—22

(福)日本点字図書館
東京都新宿区諏訪町212

(福)日本盲人会連合点字図書館
東京都新宿区諏訪町96

(任)カトリック点字図書館
東京都千代田区六番町10—1
カトリック中央協議会内

(福)千葉点字図書館
千葉市小中台町830

神奈川県点字図書館
横浜市根岸町2—85

(市)川崎市社会福祉会館盲人図書室
川崎市大島町4—1—2

(市)横須賀市点字図書館
横須賀市深田台38
横須賀市身体障害者福祉センター内

(福)山梨ライトハウス点字図書館
甲府市下飯田町975

(県)新潟県点字図書館
新潟市川岸町1—57—1

(市)長野県上田点字図書館
上田市大手町

(財)石川県愛盲協会
金沢市小立野5—3—1　県立盲学校内

(福)光道園点字図書館
福井市文京4—9—14

静岡県点字図書館
静岡市春日町3—2—1

(市)名古屋市鶴舞中央図書館点字室
名古屋市昭和区鶴舞町

あけの星声の図書館
名古屋市昭和区川名本町1—20
名古屋ライトハウス

(福)愛知県盲人福祉連合会
豊橋市東松山町37

(福)岐阜訓盲協会点字図書館
岐阜市梅河町1—4

(県)三重県点字図書館
津市桜橋通り２丁目

上野市立点字図書館
上野市寺町1184

滋賀県立点字図書館
彦根市西今町800

(福)京都ライトハウス点字図書館
京都市北区紫野花ノ坊町11

京都府立身体障害者福祉センター
京都市左京区下鴨森本町21

(福)日本ライトハウス図書館
大阪市城東区今津中2—4—37

大阪市立早川福祉会館
大阪市東住吉区田辺本町6—35—1

(県)奈良県盲人福祉センター
点字図書館
奈良市片原町1096

(宗)天理教視力障害者布教連盟
点字研究室
天理市三島町271

(福)和歌山県身体障害者連盟
点字図書館
和歌山市小松原通り4—5—5　青鳥館内

新宮市立点字図書館
新宮市蘭の沢町

(特)日赤兵庫県支部点字図書館
神戸市生田区下山手通5—17—1

神戸市立点字図書館
神戸市生田区橘通り３丁目

岡山県立点字図書館
岡山市原尾島大砂場799

(宗)金光図書館
岡山県浅ロ郡金光町

鳥取県立鳥取図書館
鳥取市西町3—202

(福)島根ライトハウス
松江市西川津町楽山通り

広島県立点字図書館
広島市牛田新町2—2—1

山口県立山口図書館
山口市春日町8—3

(県)香川県視覚障害者福祉センター
点字図書館
高松市扇町2—9—30

(県)愛媛県盲人福祉センター
点字図書館
松山市本町6—2—5

徳島県立盲人福祉センター
徳島市富田橋6—1

(市)高知県点字図書館
高知市帯屋町105

(特)日赤高知県支部点字図書館
高知市西弘小路4—1

(県)福岡点字図書館
福岡市東薬院一番丁1—10

(県)佐賀県身体障害者更生相談所
点字図書館
佐賀市天神1—4—16

(福)熊本点字図書館
熊本市本山町629

(特)日赤長崎県支部盲人点字図書館
長崎市諏訪町9—23　日赤支部内

(県)大分県点字図書館
大分市金池町3—1—75

(財)宮崎県点字図書館
宮崎市大島町北ノ原1021—5

(県)鹿児島県立盲人点字図書館
鹿児島市小野町28

(福)沖縄盲人福祉会
那覇市松尾61

点字出版施設

(福)日本点字図書館・出版部
東京都新宿区諏訪町212

(福)日本盲人会連合点字出版所
東京都新宿区諏訪町96

(福)桜雲会
東京都新宿区戸塚町3—133

(福)信愛福祉協会点字出版部
東京都世田谷区成城2—15—3

(任)日本愛盲協会
東京都練馬区東大泉町103

(任)東京視力障害センター
後援会附属点字出版所
東京都杉並区梅里2—34—18

(福)東京点字出版所
三鷹市下連雀3—32—10

(福)東京ヘレンケラー協会出版局
東京都新宿区西大久保4—170

(福)京都ライトハウス・点字社
京都市北区紫野花ノ坊町11

(宗)天理教視力障害者布教連盟
天理市三島町271

(任)大阪市立盲学校同窓会出版部
大阪市東淀川区豊里町619

(福)日本ライトハウス・点字出版所
大阪市城東区今津中2—4—37

(株)毎日新聞社出版事業本部
点字毎日部
大阪市北区堂島上2—36

(任)点字民報社
大阪市浪速区幸町通1—59

(県)愛媛県盲人福祉センター
松山市本町6—11—5

(任)平井点字社
高松市宮脇町2—7—22

失明者更生施設

国立函館視力障害センター
函館市湯川町1—35—20

国立塩原視力障害センター
栃木県塩谷郡塩原町下塩原町21—1

国立東京視力障害センター
東京都杉並区梅里2—34—18

(福)東京ヘレンケラー学院
東京都新宿区西大久保4—170

(都)東京都心身障害者福祉センター
視覚障害科
東京都新宿区戸山町43

京都府立身体障害者福祉センター
京都市左京区下鴨森本町21

(福)京都ライトハウス生活訓練部
京都市北区紫野花ノ坊町11

(福)日本ライトハウス職業・生活訓練センター
大阪市城東区今津中2—4—37

国立神戸視力障害センター
神戸市垂水区玉津町吉田1070

(福)広島聖光学園
三原市小泉町1044

徳島県立盲人福祉センター
徳島市富田橋6—1

愛媛県立盲人福祉センター
松山市本町6—11—5

(福)福岡光明寮
福岡市東薬院一番丁10

国立福岡視力障害センター
福岡市西区今津4820

援護授産施設

(福)名古屋ライトハウス
身体障害者授産施設
名古屋市昭和区川名町1—5

(福)身体障害者収容授産施設
光道園光成センター
鯖江市石田上町21

(福)重度心身障害者授産施設
ライトセンター
鯖江市石田上町21

(合)早川特選金属工場
大阪市阿倍野区阪南町7—9—12

盲人ホーム

(福)盛岡盲人ホーム
盛岡市本町通3—6—20

(福)足利市盲人ホーム
足利市相生町385

(福)埼玉県盲人福祉ホーム
大宮市大成1—465

(福)杉光園
東京都台東区台東3—1—6

(福)東京光の家
鍼灸マッサージホーム
日野市平山1574

(任)富士吉田盲人福祉センター
ホサナ園
富士吉田市旭町297

(福)静岡県盲人ホーム
静岡市春日町3—2—1

(福)名古屋ライトハウス鍼灸治療部
名古屋市昭和区川名本町1—1

(市)岐阜市盲人ホーム白杖園
岐阜市京町1—64

盲人ホーム武生市立光道園
武生市橘町57

(福)三重県盲人センター
津市桜橋通2丁目

上野市立盲人ホーム
上野市寺町1184

(福)京都ライトハウス盲人ホーム
京都市北区紫野花ノ坊町11

奈良県立盲人福祉センター
盲人ホーム
奈良市片原町1096

(福)和歌山県身体障害者連盟青鳥館
盲人ホーム
和歌山市小松原通り4—5—5

(任)高槻盲人福祉センター
高槻市大手町1—23

(福)日本ライトハウス大阪盲人ホーム
大阪市城東区今津中1—4—19

(福)日本ライトハウス大阪盲人ホーム出張所
大阪市城東区左専道町6

(任)城崎盲人福祉センター
兵庫県城崎郡城崎町湯島348—7

(福)皆生盲人福祉センター
米子市皆生1485—1

(福)高知県盲聾福祉会館
高知市北越前町20

(市)延岡市ライトハウス
延岡市山下町1—7—9

(財)宮崎県盲人福祉館盲人ホーム
宮崎市大島町北ノ原1021—5

(任)大分県盲人ホーム喜明園
大分市中島東町1—2—28

(市)本渡市盲人ホーム天明園
本渡市港町17—6

盲女子ホーム

(財)東京サフランホーム
東京都杉並区大宮前4—18—11

(福)山梨ライトハウス青い鳥ホーム
甲府市下飯田町975

(福)岐阜愛盲館婦人ホーム
岐阜市梅河町1—4

(福)関西盲人ホーム
西宮市北昭和町3—15

盲老人ホーム

(福)恵明園
江別市豊幌149

(福)弘前温清園併設ひかり寮
弘前市豊原1—12—4

(福)ナザレ園
茨城県那珂郡瓜連町中里361

(福)明光園
群馬県勢多郡大胡町樋越字東原15

(福)松ヶ丘葵荘
栃木県芳賀郡益子町大沢

(福)聖明福祉協会聖明園・第二聖明園
青梅市根ヶ布2—722

(福)横須賀老人ホーム
横須賀市野比2893—5

(福)梨の木園
上野市朝屋734

(福)慈母園
奈良県高市郡高取町壺坂3

大阪府立養護老人ホーム槻の木荘
高槻市塚原1丁目15

(福)白滝園
三原市小泉町116の1

(福)湯の川温泉盲老人ホーム
島根県簸川郡斐川町学頭3575

(福)光の園
長野県下伊那郡下条村睦沢7103
(47.4.1 開設予定)

(福)愛媛盲老人ホーム権現荘
松山市権現町584
(47.4.15 開設予定)

盲人福祉センター

(福)静岡盲人福祉ホーム
静岡市川辺1丁目

(福)新潟市盲人福祉ホーム
新潟市水島町

(福)岐阜訓盲協会愛盲館
岐阜市梅河町1—4

(福)舞鶴盲人センター
舞鶴市行永東町35—1

(福)北丹盲人センター
京都府竹野郡網野町桃山

奈良県立奈良盲人福祉センター
奈良市片原町1096

(福)高知県盲ろうあ福祉協会
高知市北越前町20

盲児施設

(福)緑ケ丘学園
稚内市大字声間村字声間原野4067の1

山形県立山形青鳥学園
上山市金谷字金ヶ瀬1111

福島県立福島光風学園
福島市森合町6—7

福島県立郡山光風学園
郡山市大規町西の宮西5

福島県立若松光風学園
会津若松市一箕町鶴賀

福島県立いわき光風学園
いわき市平馬目馬目崎52

茨城県立錦修寮
水戸市愛宕町2030

栃木県立江曽島学園
宇都宮市大和町2—9—21

(福)愛光学園
千葉市小中台町830

(福)横浜訓盲院
横浜市中区竹の丸181

(福)青い鳥学園
甲府市下飯田町975

(福)米山寮
岡崎市明大寺町字仲ヶ入38

滋賀県立湖東寮
彦根市尾末町56

(福)平城寮
大和郡山市丹後庄町222

和歌山県立六星寮
和歌山市府中1011—87

(福)日本ヘレンケラー財団平和寮
大阪市阿倍野区阪南町3丁目2

(福)積善学園
鳥取市立川町5—1

(福)島根ライトハウス
松江市西川津町3566の7

(福)岡星寮
岡山市中納言町3—10

(福)光明寮
広島市出汐町官有無番地

山口県立光林学園
下関市大字楠乃字延常

(財)徳島ライトホーム
徳島市南二軒屋町麦塚1134

(財)盲児光の家
高松市扇町2—9—12

(福)くすのき寮
高知市北越前町20

(財)生明学園
福岡市南区大字若久120

(財)柳水学園
福岡県山門郡三橋町今古賀74—1

(財)洗心寮
北九州市八幡区槻田八王寺町1730

長崎県立啓明寮
長崎市橋口町10—22

(福)熊本ライトハウス
熊本市新生町2

(福)清明寮
大分市金池町3—1—75

宮崎県立明星学園
宮崎市大字島の内

鹿児島県ひかり学園
鹿児島市下伊敷町80

盲精神薄弱者(児)施設

国立秩父学園
所沢市下新井

(福)光道園ライトセンター
鯖江市石田上町21

(福)青い鳥会彦根学園
彦根市高宮町2671

救護施設

(福)救護施設啓明園
千葉市小中台町830

(福)ナザレ園
茨城県那珂郡瓜連町大字中里361

(福)東京光の家
日野市平山1574

(福)重度身体障害者救護施設光道園
ライフトレーニングセンター
鯖江市石田上町21

(福)日本ヘレンケラー財団平和寮
大阪市阿倍野区昭和町3—4—27

大阪府立金剛コロニー
富田林市大字甘南備216

盲導犬

(財)東京盲導犬協会
東京都練馬区関町1—136

(財)日本盲導犬協会
東京都渋谷区上原2—28—8

(福)日本ライトハウス関西盲導犬訓練所
大阪市城東区今津中2—4—37

盲人用具

(任)盲人用計量器協会
東京都大田区北千束1—42—13

(福)日本点字図書館用具部
東京都新宿区諏訪町212

(福)日本盲人会連合用具部
東京都新宿区諏訪町96

(個)仲村点字器製作所
東京都中野区鷺の宮1—14—3

(個)弘誓社
東京都世田谷区喜多見町1—14—18

(個)盲人福祉研究会
浜松市本郷町1233—6

(個)小林鉄工所
京都市南区吉祥院井ノ口町45

(福)日本ライトハウス購買部
大阪市城東区今津中2—4—37

(任)安全交通試験研究センター
岡山市南方1—8—25

アイバンク

(財)北海道眼球銀行
札幌市北区北十五条西7
北海道大学医学部内

(財)東北大学アイバンク
仙台市北四番町85
東北大学医学部内

(財)秋田県アイバンク
秋田市千秋久保田町6
秋田県身体障害者厚生相談所内

(財)弘前大学アイバンク
弘前市大字本町53
弘前大学医学部内

岩手医大眼球銀行
盛岡市内丸87
岩手医科大学内

福島県立医科大学付属病院眼球銀行
福島市杉妻町14
福島県立医科大学内

(財)新潟眼球銀行
新潟市旭町通1—754
新潟大学医学部内

(財)金沢眼球銀行
金沢市土取場永町15
金沢大学医学部内

順天堂アイバンク
東京都文京区湯島2—9
順天堂大学医学部内

慶大眼球銀行
東京都新宿区信濃町35
慶応義塾大学医学部内

(財)読売光のプレゼント協会
東京都中央区銀座西3
読売新聞社内

(財)岐阜アイバンク協会
岐阜市司町40
岐阜大学医学部内

京都府立医大付属病院眼球銀行
京都市上京区河原町広小路梶井町
京都府立医科大学内

(財)体質研究会眼球銀行
京都市左京区一乗寺大新開町
京大体質研究会内

(財)奈良県アイバンク
橿原市四条町
奈良県立医科大学内

(財)大阪アイバンク
大阪市福島区堂島浜通3
大阪大学医学部内

岡山労災眼球銀行
岡山市築港緑町840
岡山労災病院内

(財)鳥大眼球銀行
米子市西町36—1
鳥取大学医学部内

(財)香川県眼球銀行
高松市番町1—10—35
日赤香川県支部内

久大眼球銀行
久留米市旭町67
久留米大学医学部内

(財)長崎アイバンク
長崎市坂本町93
長崎大学医学部内

(注) (県)は県立，(市)は市立，(福)は社会福祉法人，(財)は財団法人，(宗)は宗教法人，(特)は特殊法人，(株)は株式会社，(合)は合資会社，(任)は任意団体，(個)は個人

国連関係担当部門

United Nations = UN, Department of Ecomomic and Social Affairs, Rehabilitation Unit for the Disabled
New York, N. Y. 10017, U. S. A.

International Labour Office = ILO, Human Resources Department, Manpower Planning and Organization Branch, Vocational Rehabilitation Unit
1211 Geneve 22, Switzerland.

World Health Organization = WHO, Division of Public Health Services
Avenue, Appia, 1211 Geneve, Switzerland.

United Nations, Educational, Scientific and Cultural Organization = UNESCO, Department for the Advancement of Education, Division of Equality of Access to Education
Place de Fontenoy, Paris 7e, France.

United Nations International Children's Emergency Fund = UNICEF
866 United Nations Plaza, New York, N. Y. 10017, U. S. A.

主要国際関係団体

American Foundation for Overseas Blind = AFOB
22 West 17th Street, New York, N. Y. 10011, U. S. A.

International Association for Prevention of Blindness
Suite 280, 1013 Bishop St. Honolulu, Hawaii, 96813.

Lions International
209 North Michigan Avenue, Chicago 1, U. S. A.

Royal Commonwealth Society for the Blind = RCSB
Commonwealth House, Haywards Heath, Sussex, England.

World Council for the Welfare of the Blind = WCWB
58, Avenue Bosquet 75-Paris 7e, France.

World Veteran Federation
16, rue Harselin-Paris, 16e France.

ADEN

Aden Society for the Blind,
Peilly Center for the Blind
P. O. Box 4063, Maala, Aden.

ALGERIA

Organization Nationale des Aveugles d' Algérie
1 rue Monge, Algiers.

ARGENTINA

Associacion Argentina "Por Los Derechos Del Ciego"
Salta 470, P. Baja "A"
Buenos Aires.

Institución Argentina de Ciegos
Rivadavia 6295, Buenos Aires.

Institute Helen Keller para Ciegos
27, de abril 2833, Cordoba.

AUSTRALIA

Blind Citizens' Community Center
454 Glenferrie Road, Kooyong 3144, Victoria.

Braille Library of Victoria
31-51 Commercial Road, South Yarra 3141, Victoria.

Royal Victorian Institute for the Blind
557 St. Kilda Road, Melbourne, Victoria, 3004.

National Guide Dog Training Center
Chander Highway, P. O. Box 162, Kew, Victoria, 3101.

Royal Blind Society of New South Wales
William Street, Sydney.

Salvation Army School for the Blind
P. O. Box 205, Nassan N. P. Bahmas.

St. Edmund's School for the Blind
60 Burns Road, Wahroonga.

St. Lucy's Roman Catholic School for the Blind
46 Broughton Road, Homebush.

West Australian Institute and Industrial School for the Blind
134 Whatley Crescent, Maylands.

AUSTRIA

Bundes-Blindenerziehungs Institute
Wittelsbachstr 5, Vienna 2.

Oesterreichischer Blindenverband
A 1060 Vienna, Mariahilfergürtel 4.

Oesterreichischer Blindenverband
A 9020 Klagenfurt, Flatschacherstr. Nr. 202.

BELGIUM

Alliance Nationale des Organismes Catholiques pour Aveugles
17 Wilhem Eekelerstraat, B-2020 Antwerpen.

Ligue Braille Institution Nationale pour le Bien des Aveugles
57 Rue d'Angleterre, Brussels 6.

Union Belge des Organismes, Indépendants pour Handicapés de la Vue
16 rue de la Paix, Morlanweltz (Hainaut).

BRAZIL

Conselho Nacional para o Bem Estar dos Cegos
Av. Pasteur, 350 - Praia Vermelha, Rio de Janeiro.

Fundacao para o Livro do Cego no Brasil
Rua Dr. Diego de Faria, 558, Sao Paulo.

Instituto Benjamin Constant
Av. Pasteur, 350 - Praia Vermelha, Rio de Janeiro.

Instituto de Cegos do Brasil Central
Rua Marques de Parana, 79, Uberaba, Minas Gerais.

Instituto Santa Luzia para Cegos
Av. Carvalhada, 3999, Parada 14, Porto Alegre, Rio Grande do Sul.
Servicio de Adaptaçâo de Cegos do SENAI
Rua Barao de Limeira, 539, Sao Paulo.

BULGARIA

Union of the Blind of Bulgaria
P1. Slavejkov No. 1, Sofia.

CANADA

Canadian Council of the Blind
P. O. Box 2640, 96 Ridout Street South, London, Ontario.

Halifax School for the Blind
Murdock Square, Halifax.

Canadian National Institute for the Blind
1929 Bayview Avenue, Toronto, 17, Ontario.

Ontario Provincial School for the Blind
Brantford, Ontario.

Provincial Government School for Deaf, Mute and Blind
Point Grey, Vancouver.

CEYLON

The National Council for the Deaf and the Blind
3, 28th Lane, Off Flower Road, Colombo.

School for the Blind
Mahawawa.

School for the Blind and Deaf
Mount Lavinia.

CHILE

Asociación de Ciegos de Chile
Vergara 324, Santiago.

Escuela de Ciegos del Esfado
Carilla 9111, Tupper 2161, Santiago.

中華人民共和国

中国盲人聾啞人協会
北京市

COLOMBIA

Centrode Rehabilitacion para Adultos Ciegos
Calle 63-B No. 25-25, Apartado Aereo 20279, Bogota, V. E.

Cooperativa Nacional de Trabajadores Ciegos
c/o National Institute for the Blind
Apartado Aereo 4816, Z. 1, Avda. Caracas No. 18-48, Bogota, D. E.

Federacion Nacional de Ciegos Sordomudos
Carrera 10 No. 15-80, Apartado Aereo No. 5381, Bogota.

National Institute for the Blind
Apartado Aereo 4816, Z. 1. Avda. Caracas No. 18-48, Bogota, D. E.

CUBA

Asociación Cubana de Ciegos
Carmen 213, Vibora, Havana.

Fundación Cultural para Ciegos "Varona Suares"
Calle 82, No. 4105, Marianao, Havana.

CYPRUS

St. Barnabas School for the Blind
Nicosia.

CZECHOSLOVAKIA

Association of the Disabled of Czechoslovakia
Mistopredseda SCSI, Lucni 60, Brno-Zabovresky.

Union of Czechoslovak Invalids
Karlinske nâm. c. 12, Praha 8.

Vedouci Zajmoveho Odboru, Slovensky Sekretariat SCSI
Stakova 2, Bratislava.

大韓民国

韓國盲人再活センター
ソウル特別市城東區城内洞 137

市立釜山盲啞學校
釜山市西區南富民洞山 35

韓國社會事業大學全國盲聾啞技術教育センター
ソウル特別市中區太平路 1 街 62—3 三益ビル 506 号

韓國社会事業大學附属大邱光明學校
大邱市南區大明洞 2594

韓國特殊教育研究協会
ソウル特別市鐘路區新門路1街25，教育会館304号

韓國点字圖書舘
ソウル特別市鍾路區鍾路五街4-1

京城盲學校
ソウル特別市鍾路區新橋洞1番地

大田盲學校
大田市竜雲洞505

インマヌエル女盲院
ソウル特別市城北區水輪洞山162

DENMARK

Dansk Blindesamfund
Randersgade 68, Copenhagen.

The State Institute for the Blind and Partially Sighted
Copenhagen.

EGYDT

Cultural Center for the Blind
58 Gonhouria Street, Cairo.

ETHIOPIA

Haile Selassie I Foundation,
Social Welfare Department
P. O. Box 704, Addis-Ababa.

FINLAND

Central Association of the Blind
Fredrinkinkatu, 34A, Helsinki.

School for the Blind
Sokeainkoulu, Kuopio.

FRANCE

Association "pour les Aveugles", "La Lumière par le Livre"
106 rue de la Pompe, Paris, 16e.

Association Valentin Haüy
9 rue Duroc, Paris, 6e.

Institution des Aveugles, Les Eyquems
Mérignac (Gironde).

La Croisade des Aveugles
15 rue Mayet, Paris, 6e.

Louis Braille Memorial Museum
Coupray, Suburb of Paris.

L'Union Francaise et de Movement
Canne 58, Avenue, 13 Osquet, Paris, VII$^{e'me}$.

Organisation Mondiale pour la Protection Sociale des Aveugles
4 Place de la Concorde, 75-Paris-8e.

Union des Aveugles de Guerre
49 rue Blanche, Paris, 9e.

Union des Masseurs et Kinésithérapeutes Aveugles de France
99 Boulevard Haussmann, Paris 8e.

World Veterans Federation
16 rue Hamelin, 75 Paris-16e.

GERMAN DEMOCRATIC REPUBLIC

Deutscher Blinden-und-Sehschwachen-Verband der Deutschen Demokratischen Republik
Poststrasse 4/5, Berlin 102, DBSV-Zentralvorstand.

Rehabilitationszentrum fur Blinde
909 Karl-Marx-Stadt, Flemmingstrasse 8, Fernsprecher 35441, Postfach 25.

School for the Blind
Steglitz, Rothenburgstrasse 14, Berlin.

GERMAN FEDERAL REPUBLIC

Bund der Kriegsblinden Deutschlands e. V.
Schumannstrasse, 35, Bonn 53.

Catholic School for the Blind
Paderborn, Westphalia, British Zone.

Deutscher Blindenverband e. V.
355 Marburg /Lahn, Am Schlag 8.

Verband Deutscher Blindenlehrer
Uhlandstrasse 26, Nuremberg 85.

Verein der Blinden Geistesarbeiter, Deutschlands e. V.
Am Schlag, 8, Marburg Lahn.

GHANA

The Ghana Society for the Blind
P. O. Box 3065, Accra.

GREECE

Agricultural and Technical School for the Blind
8, Finikis Street, Sepolia, Athens.

Pharos Typhlon (Lighthouse for the Blind)
Odos Doiranis 220, Kallitea, Athens.

School for the Blind
Callithea, near Athens.

School for the Blind
Salonika.

GUATEMALA

Comité Nacional pro Ciegos y Sordomudos
9a Calle 4-30, Zona 1, Guatemala City.

HONG KONG

Ebenezer Home and School for the Blind
136 Pokfulam Road, Hong Kong.

Hong Kong Society for the Blind
Room 316, 9 Ice House Street, Hong Kong.

HUNGARY

Hungarian Association of the Blind and Visually Handicapped
Majus 1, ut 47, Budapest XIV.

ICELAND

Blindravinafélag Islands
Ingolgsstraeti 16, Reykjavik.

INDIA

The Blind Boy's Academy Ramakrishna Mission Ashrama
P. O. Narendrapur, Dist. 24-Parganas, West Bengal.

Calcutta Blind School
P. O. Box Behala, Calcutta.

The Government School for the Blind
Kasaragod (South Kanara District).

Lutheran School for the Blind
Narasaraoper, Guntur A. P.

National Association for the Blind
51, Mahatma Gandhi Road, Bombay 1.

Tata Agricultural and Rural Training Center for the Blind
Phansa, Taluka Umbergoan, District Bulsar, Gujarat.

The National Association of the Instructors of the Blind
22-Jal Bungalow, Arab Lane, Bombay-8.

National Federation for the Welfare of the Blind
36/3, Love Lane, Garden East, Karachi-3.

Training Center for the Adult Blind
Bajpur Road, Dehra Dun.

Workshop for the Blind
Dr. Annie Besant Road, P. O. Prabhadevi, Bombay 25.

INDONESIA

The Indonesian Federation for the Welfare of the Blind
Kadipaten Wetan Kp. 1/101, Jogjakarta.

Rehabilitation and Welfare of the Handicapped, Department of Social Affairs
Danau Dampelas Block E 1/53, Pedjompongan, Djakarta.

Sekolah Luar Biasa Negeri
Sahglah, Denpasar, Bali.

Teachers College for Special Education
Buah Batu 245, Tjidjagra, Bandung.

IRAN

Khazaely School
Shabad Street, Tehran.

Nur Ayin School for the Blind
P. O. Box 12, Isfahan.

The National Society for Guidance and Social Protection of the Blind in Iran
P. O. Box 2518, Jehran.

IRAQ

Queen Husiama Institute for the Blind
Saadun Park, Baghdad.

IRELAND

National Council for the Blind of Ireland
Armitage House, 10, Lower Hatch Street, Dublin 2.

National League of the Blind of Ireland
35, Gardiner's Place, Dublin.

St. Brigid's School and Home for the Blind
Abbeyville, Whiteabbey Belfest.

ISRAEL

The Association for the Blind in Israel
28, Bialik Street, Jel Aviv.

Ministry of Social Welfare, Service for the Blind
Jerusalem.

ITALY

Unione Italiana dei Ciechi
Via Borgognona 38, 00187 Rome.

Unione Italiana dei Ciechi
Fibonacci 11, Florence.

JAMAICA

Jamaica Society for the Blind
1 1/2, West Race Course, Kingston Jamaica W.I.

JORDAN

Ala-iya School for the Blind
Ramallah.

Arab Blind Organization
Inside Damasucus Gate, Jerusalem.

Home for Blind Girls
P. O. Box 125, Jerusalem.

KENYA

Kenya Society for the Blind
P. O. Box 6656, Nairobi.

KUWAIT

Ministry of Education, Department of Special Education
Kuwait.

LEBANON

Institute for the Armenian Blind and Deaf
Bourj-Hammoud, Beirut.

LUXEMBURG

Association des Aveugles du Luxembourg, Clinique d' Enfants
rue Federspiel 2, Luxembourg.

Association des Aveugles du Luxembourg
60, rue des Romains, Luxembourg.

MALAYSIA

American Foundation for Overseas Blind, Far East Regional Office
P. O. Box 2285, Kuala Lumpur.

Gurney Evaluation and Adjustment Training Center
Marsh Road, Brickfield, Kuala Lumpur.

Malasia Association for the Blind
P. O. Box 687, Kuala Lumpur.

Princess Elizabeth School for the Blind
Lorong 5, Jalan Nong Chich, Johore-Bahru, Johore.

Taman Harapan Rural Training Center for the Blind
Temerloh Pahang State, West Malaysia, P.O. Box 687, Kuala Lumpur.

MALTA

Malta Society for the Blind
1, Iigne.

MEXICO

Escuela para Ciegos "Jose Maria Cardenas"
Escobedo 574 Sur, Monterrey.

NEPAL

Laboratory School, Blind Section
Kirtipur, Kathomandu.

Nepal Disabled Blind Association
648, Dillibazar, Kathomandu-21.

NETHERLANDS

Nederlandse Blindenbond
Ananasstraat 17, Hague.

Rehabilitation Center for Adult Blind
Vondelstraat 128, Amsterdam 13.

Royal Netherland Guiding Dog School
Middenweg 333, Amsterdam-O.

Vereniging Het Nederlandse Blindenwezen
Vondelstraat 128, Amsterdam 13.

NEW ZEALAND

Dominion Association of the Blind
27 Ayr Street, Parnell, Auckland, I.

New Zealand Foundation for the Blind
545 Parnell Road, P. O. Box 9008, Newmarket, Auckland, S. E. I.

NIGERIA

Federal Nigeria Society for the Blind
Private Post Bag 2225, Lagos.

Nigerian National Advisory Council for the Blind
15 Martins Street, Private Mail Bag 2145, Lagos.

North Nigeria Society for the Blind
Private Post Bag, Kaduna.

Vocational Training Center
Private Post Bag, Kaduna.

NORWAY

Norges Blindeforbund
Bygdoy Alle, 21, Oslo, 2.

Vestlandske Blindeforbund
Rosenkrantzgt 5, Bergen.

NYASALAND

South Africa Central Mission for the Blind
Via Border Siding Private Bag, Blantyre.

PAKISTAN

Ida Rieu Poor Welfare Association, Schools for the Deaf and Blind and Asylum for the Handicapped
Near Old Exhibition, Nizami Road, Karachi.

National Federation for the Welfare of the Blind
36/3 Love Lane, Garden East, Karachi 3.

The Society for the Prevention and Cure of Blindness
363, Sirajuddaula Road, Bahadurabad Housing Society, Karachi.

Pakistan Association for the Blind
No. 96-D Satellite Town, Rawalpindi.

PANAMA

Patronato Del Instituto Panameno de Habilitacion Especial
Apartado 3567, Panama.

PARAGUAY

Asociación "Santa Lucia" Escuela de Ciegos
Calle Tacuari y Pte Eligio Ayula, Asuncion.

PERU

Asociacion Peruana para El Ciego
Apartado 4929, Miraflores, Lima.

Centro de Rehabilitacion de Ciegos de Lima
c/o Asociacion Peruana para El Ciego
Apartado 4929, Miraflores, Lima.

Union Nacional de Ciegos
Plaza Bolognesi 477, Lima.

PHILIPPINES

Phillippine Association for the Sightless
533 Dr. M. V. de los Santos Sr Street, Sampoloc, Manila.

Philippine Printing House for the Blind,
Bureau of Public School, Department of Education
Arroceros, Manila.

School for the Deaf and Blind
2620 F. B. Harrison, Pasay City.

POLAND

The Institute for the Blind
Laski Warszahskie, Poland.

Polish Union of the Blind
ul. Konwiktorska Nr. 9, Warsaw 40.

Rehabilitation Center for the Blind
ul Mickiewicza 18e, m. 7., Warsaw.

School for the Blind Children
Laski, near Warsaw.

School of Physical Education
ul. Ostroroga, 6, m. 2., Poznan.

Union of the Blind Cooperatives
ul. Konwiktorska Nr. 9, Warsaw 40.

PORTUGAL

Associação de Beneficiência Luis Braille
R. de Sao Gose 86, Lisbon 2.

Centro de Reabilitação Nossa Senhora Dos Anjos
Tranessa Lazaro Leitao, Lisbon, 2.

REPUBLIC OF SOUTH AFRICA

Athlone School for the Blind
Kasselsvlei Road, Belville, Capetown.

South African National Council for the Blind
P. O. Box 392, Pretoria.

St. Bernard's School for the Blind
Private Bag 1354, Pietersbury.

S.A. National Council for the Blind
P. O. Box 5504, Johannesburg.

Worcester School for the Blind
126 Church Street, Worcester.

REPUBLIC OF VIETNAM

La Salle Elementary and Secondary Schools for the Blind
Saigon.

National Rehabilitation Institute
70 Ba Huyen Thanh Quan, Saigon.

RHODESIA

Margaretha – Hugo School for the Blind
P. B. Copota, Fort Victoria, Bulawayo.

Rhodesian Society for the Blind and Physically Handicapped
P. O. Box 144, Bulawayo.

RUMANIA

Asociatia Nevazatorilor din RPR
Consiliul Contral, Str. Vatra Luminoasa nr 108 bis, Raionul 23 August, Bucharest.

SAUDI ARABIA

El-Nour Institute for the Blind,
Special Education of the Handicapped
Riyadh.

SINGAPORE

Singapore Association for the Blind
51, Toa Payoh Rise, Singapore 11.

Singapore School for the Blind
51 Toa Payoh Road, Thompson Road.

SPAIN

Organizacion Nacional de Ciegos
Calle de José Ortega y Gasset 18, Madrid 6.

SUDAN

National Committee for Care of the Blind
P. O. Box No. 85, Khartoum.

SWEDEN

Kronprinsessan Margaretas Arbetsnämnd
Tomteboda, Solna 9.

Skolan för vuxna synskadade
Kristinehamn 3.

De Blindas Förening
Gotlandsgatan 44-46, Stockholm.

Tomtebodaskolan
17120 Solna 1, Tomteboda.

SWITZERLAND

Schweizerischen Blindenverband
Neubrückstrasse 118, Bern, 3012.

Swiss Central Union for the Welfare of the Blind
St. Leonhardstrasse 32, St. Gallen 9000.

SYRIA

Residential Section of the National Institute for the Blind
Damascus.

School for the Blind (British Syrian Mission)
Beyrout.

Syrian Foundation for the Blind
Damascus.

台 湾

台中盲童育幼院
台中縣大雅鄉雅潭路 57 號

台北市盲人福利協進會
台北市南京西路 18 巷 8 之 3 號

台湾省盲人福利協進會
台中市 3 民路 3 段 166 號一2

台湾盲人重建院
台北市新莊鎮中正路 93 號

盲童育幼院
台中市西區五廊街 2 巷 7 號

THAILAND

Foundation for the Welfare and Education of the Blind
420, Rajavidhi Road, Phya Thai, Bangkok.

TRINIDAD

Trinidad and Tobago Blind Welfare Association
118, Duke Street, Port of Spain.

TUNISIA

Union Nationale des Aveugles de Tunisie
21 Avenue Bab Benat, Tunis.

UGANDA

Salama Agricultural Training Center for the Blind
c/o Uganda Foundation for the Blind
P.O. Box 1945, Kampala.

UNITED KINGDOM

Association of Blind Chartered Physiotherapists
204 Great Portland Street, London W. 1.

Birmingham School for the Blind
Lickey Grange, Old Birmingham Road near Bromsgrove, Wocester.

Braille Chess Association
128 Walm Lane, London N. W. 2.

Chorleywood College for Girls with Little or No Sight
Chorleywood, Hertfordshire.

College of Teachers of the Blind, Royal School of Industry for the Blind
Westbury-on-Trym, Bristol.

Gardner's Trust for the Blind
8 Bloomsbury Square, London W. C. 1.

The Guide Dogs for the Blind Association
83-89 Uxbridge Road, Ealing, London W. 5.

Henshaw's Institution for the Blind,
Training Department
Old Trafford, Manchester 16.

Hetherington Charities for Aged Blind Persons
Christ's Hospital, 26 Great Tower Street, London E. C. 3.

Hethersett Vocational Assessment Center for Blind Adolescents
Gatton Road, Wray Common, Reigate, Surrey.

Homes for the Deaf-Blind
Wilton Grange, Meols Drive, West Kirkby, Wirral, Cheshire.

Jewish Blind Society
1 Craven Hill, Lancaster Gate, London W. 2.

National Association of Workshops for the Blind
257-8 Tottenham Court Road, London W. 1.

National Deaf-Blind Helpers' League
Market Chambers, Cathedral Square, Peterborough.

National Federation of the Blind
55 Sidmouth Street, London W. C. 1.

National Library for the Blind
35 Great Smith Street, S. W. 1.

National Library for the Blind (Northern Branch)
5 St. John Street, Manchester 3.

Nuffield Talking Book Library for the Blind
Mount Pleasant, Alperton, Wembley, Middlesex.

Queen Elizabeth Homes of Recovery for Newly-Blind Civilians
Manor House, Middle Lincombe Road, Torquay.

Royal Blind School
Craigmillar Park, Edinburgh, 9 (Scotland).

Royal Commonwealth Society for the Blind
39 Victoria Street, London S. W. 1.

Royal Dundee Institution for the Blind
59 Magdalen Yard Road, Dundee.

Royal National Institute for the Blind
224 Great Portland Street, London, W. 1.

Royal National Institute for the Blind, Clinic of Physiotherapy (Alfred Eichholz Memorial)
204-6 Great Portland Street, W. 1.

Royal National Institute for the Blind, Training College for Shorthand-Typists, Recorder-Typists and Telephonists
5 Pembridge Place, London W. 2.

Royal Normal College and Academy of Music for the Blind
Albrighton Hall, Broad Oak, Shrewsbury, and Rowton Castle, nr Shrewsbury.

School of Physiotherapy
204-6 Great Portland Street, W. 1.

Scottish National Institute for the War Blinded
P. O. Box 304, Edinburgh 1.

Scottish National Federation for the Welfare of the Blind
39, St. Andrew's Street, Dundee, Scotland.

Sheffield School for the Blind Children
20 Manchester Road, Sheffield.

Sports Club for the Blind
61 Conway Road, Southgate, London N. 14.

St. Dunstan's
191 Marylebone Road, London, N. W. 1.

St. Dunstan's Organisation for Men and Women Blinded on War Service
191 Marylebone Road, London N. W. 1.

St. John's Guild for the Blind
21 Wick Avenue, Wheathampstead, St. Albans, Herts.

St. Josephs Asylum and School for Male Blind
Grace Park Road, Drumcondra Dublin.

Students' Library for the Blind
(braille non-fiction book)
204-6 Great Portland Street, W. 1.

St. Vincent's School for the Blind and Deaf
Jallcross, Glasgow.

Sunshine Home Nursery Schools
Dene Road, Northwood, Middlesex.

Yorkshire School for the Blind
The King's Manor, Yorks.

Worcester College for the Blind
Worcester.

UNITED STATES OF AMERICA

American Association of Instructors of the Blind
2600 West Markham, Little Rock (Arkansas).

American Association of Workers for the Blind
1511 K Street, N. W., Washington, 5, D. C.

American Bible Society, Department for the Blind
450 Park Avenue, New York 19.

American Foundation for Overseas Blind
22 West 17th Street, N. Y. 10011.

American Foundation for the Blind
15, West 16th Street, New York, N. Y. 10011.

American Printing House for the Blind
1839 Frankfort Avenue, Louisville 6, Kentucky.

Boston College Course in Peripatology
700 Commonwealth Avenue, Chestnut Hill, Massachusetts 02167.

Braille Circulating Library
2823 West Grace Street, Richmond, Virginia.

Braille Institute of America
741 North Vermont Avenue, Los Angeles, California 90029.

California School for the Blind
3001 Derby Street, Berkeley 5, California.

Chicago Lighthouse for the Blind
1850 West Roosevelt Road, Chicago 8, Illinois.

Christian Record Braille Foundation
Box 6097, Lincoln, Nebraska, 68506.

Columbia Lighthouse for the Blind
2021 14th Street, N. W., Washington 20009.

Hadley School for the Blind
700 Elm Street, Winnetka.

Illinois Braille and Sight Saving School
658 East State Street, Jacksonville, Illinois.

Industrial Home for the Blind
57 Willoughby Street, Brooklyn 1, New York.

The Jewish Guild for the Blind
1880 Broadway, New York 10023.

John Milton Society
475 Riverside Drive, New York N. Y. 10027.

Library of Congress, Division for the Blind
Washington 20540.

National Federation of the Blind
2341 Cortez Lane, Sacramento, California 95825.

National Industries for the Blind
1120 Avenue of the Americas New York 36, N. Y.

National Institute of Neurological Diseases and Blindness
Bethesda Maryland 20014.

The New York Association for the Blind (The Lighthouse)
111 East 59th Street, New York 10022, N. Y.

New York Institute for the Education of the Blind
999 Pelham Parkway, New York 69, N. Y.

New York Public Library, Library for the Blind
166 Avenue of the Americas, New York 10013.

New York State School for the Blind
Batavia 14020, New York.

New York State Library, Library for the Blind
226 Elm Street, Albany 12202.

Overbrook School for the Blind
64th Street and Malvern Avenue, Philadelphia 31, Pennsylvania.

Perkins School for the Blind
175 North Beacon Street, Watertown, Massachusetts 02172.

Recording for the Blind
215, East 58th Street, New York 22, New York.

San Francisco Lighthouse for the Blind
1097 Haward Street, Sanfrancisco 94103, Calif.

The Seeing Eye
P. O. Box 375, Morristown 07960.

Washington State School for the Blind
2214 East 13th Street, P. O. Box 1865, Vancouver, Washington.

Western Michigan University, Training Center for Orientation and Mobility
Kalamazoo, Michigan 49001.

UNION OF SOVIET SOCIALIST REPUBIICS

Academy of Pedagogical Sciences of the U.S.S.R., Institute of Defectology, Typhlological Section
Moscow.

The All-Russia Society for the Blind
Novaja Plochad 14, Moscow.

Functional Ability of Sight of the Leningrad Research Institute for Employment of the Handicapped
c/o The All-Russia Society for the Blind
Novaja Plochad 14, Moscow.

Ukranian Society for the Blind
c/o The All-Russia Society for the Blind
Novaja Plochad 14, Moscow.

Uzbek Society for the Blind
c/o The All-Russia Society for the Blind
Novaja Plochad 14, Moscow.

VENEZUELA

Sociedad Amigos de los Ciegos
Apartado de Correos No. 9, Caracas.

National Rehabilitation Institute
70 Ba Huyen Thanh Quan, Saigon.

YUGOSLAVIA

Union of the Blind of Vojvodina
Novi Sad, Mileticeva br. 28.

Union of the Blind of Bosnai Hercegovina
Sarajevo, Vase Miskina br. 23.

Union of the Blind of Yugoslavia
Novi Sad, Liman 11, Zgrada C-1, Stan br. 6.

ZAMBIA

Zambian Council for the Blind
P. O. Box RW 27, Ridgeway, Lusaka.

索　　引

凡　　例

1. この索引は，目次に掲げている項目を除き，本文の用語，件名，事項，人名，書名，法令などを採録した．
2. 排列は，現代かなづかいによる50音順とした．整理に当たっては長音は無視し，促音・拗音は一音として扱い，音については清音・濁音・半濁音の順とした．
3. 読みの同じ項目が二つ以上ある場合は，ローマ字，かたかな，ひらがな，簡単な字画の漢字順とした．
4. 正式名称と略称のあるものは，正式名称に略称をかっこ内に補足した．

   例：日本盲人社会福祉施設協議会（日盲社協）
5. 略称を項目として採録したものは→印で正式名称を送り，ページを省いた．

   例：WCWB→世界盲人福祉協議会
6. 一カ所に集めたほうが，検索に便利と思われるものは，用語の基本的な部分で集めて整理した．

   例：インドの盲人事情

   ——教育

   ——職業

   ——福祉
7. 外国の人名・名称等の原綴名は，かたかなの姓の後へ補足し，項目としては採録しなかった．

   例：アンダーソン（William Anderson）
8. 日本の書名・雑誌・曲名などはかぎかっこ「○○○」で囲み，外国の書名・雑誌名はイタリック体とした．
9. 図・表などは，項目のあとへ（図），（表）と補足した．
10. ページのゴシック体はその項目の主要内容のあることを示し，*l* はページの左段，*r* は右段を示す．

索　　引

あ

IHB→インダストリアル・ホーム
ILO→国際労働機関
ILOによる職業リハビリテーションの援助　736r
ILOの盲人職業更生指導　735l
ICEBY→国際盲青年教育者会議
アイスランドの盲人事情　170l
アイスランド盲人協会　171l
アイスランド盲人友の会　170r
アイダ・リュー貧民救済協会　204r
愛知県盲人福祉協会　714r
アイバンク　251l
アイバンク運動　608r
アイバンク事業の今後の問題点　252r
愛盲　94r
愛盲会館　695l
愛盲十字シール運動　516l
「愛盲一盲人科学ABC」　94r
アーウィン（Robert B. Irwin）　282r，621l
アーウィン・ビネー尺度　282r
The Outsider　134l
青山鶏一　98r
明石海人　100r
明石覚一　**27r**，99r，704l
秋葉馬治　38r，321l，323r
秋元梅吉　84l
握力　257l
暁烏敏　135l
「あけぼの」　82r
浅水十明　34r
アジアにおける統合教育　794
アジアの統合教育　794
アジア盲教育の現状　452r
アジア盲教育の初期　452r
アジア盲人福祉会議　427l
——第1回　673l，730l
——第2回　673r
——第3回　674r
蘆野屋麻績一　97l，100r
安積素顔　102r
厚さ，太さの弁別　266l
アナグノス（M. Anagnos）　722l
アーノールド（Martha Arnold）　617l
「雨夜の星」　117r
アーミテージ（T. R. Armitage）　50l，**55l**，436l，611l，722r，723r
編物　151r
——実習方法　151r
雨富須賀一　97l
アメリカ海外盲人援護協会（AFOB）　453l，541r，612l 655l，**677r**
——アジアにおける役割　680l
——沿革　677r
——事業内容　678r
アメリカ国会図書館盲人部　**623l**
——沿革　623l
——現況　623r
アメリカ整骨師協会　734l
アメリカ戦傷失明者事業団　636l
アメリカ点字出版所（ABP）　678l
アメリカ統一点字委員会　57l
アメリカの援護措置　176l
アメリカの関係諸法令　172l
アメリカの雇用　175l
アメリカの失明の原因　171r
アメリカの失明の防止　171r
アメリカの重複障害児の教育　450l
アメリカの収容援護事業　175r
アメリカの授産所　175r
アメリカの職業教育　450r
アメリカの新職業分野の開拓　175r
アメリカの大学教育　173l
アメリカの大学進学　451l
アメリカのトーキング・ブック事業　176r
アメリカの凸字　51l
アメリカの点字　55r
アメリカの点字楽譜　59r
アメリカの奉仕者活動　**604l**
——意義　605r
——種類　604r
——状況　605r
——奉仕者の受入れ　606l
——奉仕者の指導監督　606r
アメリカの盲教育の歴史　**442r**
——州立盲学校の発展　443l
——点字学級の出現　443r
アメリカの盲教育教師の養成　173l
アメリカの盲教育に従事する教員の状況（図）　783
アメリカの盲人事情　171l
アメリカの盲ろう児教育　554r
アメリカの幼稚園　173l
アメリカのリハビリテーション事業　173r
アメリカのリハビリテーション施設　173r
アメリカン・プリンティング・ハウス（APH）　449r，**627l**
——沿革　627l
——現状　627r

アメリカ盲教育者協会（AAIB） 443*l*，457*r*，627*l*，636*l*

アメリカ盲人援護協会（AFB） 171*r*，**621*l***

——沿革 621*l*

——事業 621*r*

——公衆啓発運動 622*r*

——盲人用具の開発と販売 622*r*

——盲青少年の指導 621*r*

——盲ろう援護事業 622*l*

アメリカ盲人教育改良協会 57*l*，636*l*

アメリカ盲人事業従事者協会（AAWB） 444*l*，**636*l***

——沿革 636*l*

——現況 636*r*

アメリカン・タイプ 51*l*

アメリカン・ブレール 56*r*，627*l*

アユイ（Valentin Haüy） **48*r***，207*r*，432*r*，722*l*

アユイ盲学校の教育方法 433*l*

アライヤ盲学校 214*l*

アラブ連合の盲人事情 177*l*

在平勾当 105*l*

RNIB →王立イギリス盲人援護協会

RNIB（王立イギリス盲人援護協会） 725*r*

歩き方 550*r*

アルジェリアの盲人事情 177*r*

アルストン（John Alston） 49*r*

アルストン・タイプ（図） 49*r*

アルゼンチンの盲人事情 177*r*

RVIB→ ロイヤル・ビクトリア盲人援護協会

アンカラ盲学校 202*l*

暗点 218*r*

あん摩師，はり師，灸師，柔道整復師法 22*l*

按摩術営業取締規則 316*l*，686*l*

あんまの受験資格 687*r*

あんま博士 31*l*

按摩，鍼，灸，柔道整復等営業法 41*r*

あんま，はり，きゅうの学校教育 685*l*

あん摩，マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師等に関する法律 686*r*

い

E. A. ベーカー失明防止協会 653*l*

医学的弱視 222*r*

医学的リハビリテーション 366*r*

「いかにして鋼鉄は鍛えられたか」 194*r*

医業類似行為者 687*r*

医業類似行為業者の処遇 688*r*

イギリス失明防止調査会 179*l*

イギリス統一点字委員会 57*l*

イギリス内外盲人協会 55*l*，611*l*

イギリスの援護措置 181*l*

イギリスの雇用状況（表） 726*l*

イギリスの失明原因 178*l*

イギリスの失明防止 179*l*

イギリスの重複障害児教育 438*r*

イギリスの職業教育 438*r*

イギリスの初等・中等教育 437*r*

イギリスの線凸字 49*l*

イギリスの点字 54*r*

イギリスの盲学校 434*l*

イギリスの盲教育 180*l*

イギリスの盲人事情 178*l*

イギリスの盲の定義 178*l*

イギリスの幼児教育 437*r*

イギリスのリハビリテーション・サービス 180*r*

イギリス盲人援護協会（NIB） 50*r*，55*l*，611*r*

イギリス盲人援護ラジオ基金 553*l*

イギリス盲人図書館 489*l*，617*l*

育児上注意すべき事例 147*r*

生田検校 30*r*

生田流箏曲 104*r*

生山栄福検校 105*l*

生け花 153*l*

イサク 125*l*

医師（盲人の） 734*l*

医師の留意すべき点 528*l*

石川倉次 65*r*，321*r*

石川倉次と日本点字の完成 63*r*

石川勾当 105*l*

石川重幸 322*r*

石田友信 289*l*

石松量蔵 91*l*，94*r*，140*l*

移植 250*l*

伊豆円一総検校 29*r*

イスラエルの盲人事情 181*r*

遺族補償給付 488*l*

板垣退助 35*r*

イタコ 30*r*，141*r*

板付レンズ 401*l*

イタリアの盲人事情 182*l*

イタリア盲人連合 **647*l***

——沿革 647*l*

——事業 647*l*

——雇用 647*r*

——電話交換手 648*l*

——物療法士 647*r*

一日キャンプ 633*r*

一輪車の操作 540*r*

一般学校教師の盲児認識 765

一般学校の教師 732*r*

一般学校の盲教育の実態 764

一般学校の盲教育の得失 766

一般失明原因 227*r*

一方流 27*r*

遺伝性疾患 238*l*

遺伝病および先天性疾患の対策　243*l*
移動音の動跡の把握　538*l*
移動黒板　415*r*
移動姿勢　538*r*
異物外傷　247*r*
今井慶松　105*r*
今関秀雄　36*l*, 66*r*
「医薬新報」　88*l*
医療制度審議会　688*r*
医療マッサージ　37*r*
医療マッサージ師組合　42*r*
岩橋賞　519*r*
岩橋武夫　40*r*, 86*r*, 91*r*, **97*r***, 140*r*, 429*l*, 520*l*, 601*l*, 694*r*, **714*l***
岩橋英行　155*l*
因果応報説　24*r*
インダストリアル・ホーム（アメリカ）　**628*l***
——沿革　628*l*
——活動　554*r*
——組織　629*l*
——カウンセラー　630*l*
——職業訓練　630*l*
——特殊授産工場　629*l*
——盲ろう事業　629*l*
インダストリアル・ホーム（インド）　655*r*
インターポイント　85*r*, 87*l*
インターポイント製版機　627*r*
インターライン方式(図)　570*r*
インド国立盲人訓練センター
——沿革　656*l*
——事業　656*l*
インド失明防止協会　655*r*
インドネシアの盲人事情　183*r*
インドの盲教育　454*l*
インドの盲人事情　**182*r***
——教育　183*l*
——職業　183*l*
——福祉　182*r*
インド盲教育者養成所　655*r*
インド盲人援護協会　182*r*, **654*r***
——沿革　654*r*
——事業　654*r*
Invitation to the Waltz　133*r*

う

ウィルソン(John F. Wilson)　671*r*
ウェイト (William Bell Wait)　55*r*
ウェイン大学　451*l*
Westward Ho!　131*l*
上田秋成　96*l*
上田順三　135*r*
ウェックスラー (A. Wexler)　580*l*
ウェックスラー知能検査　288*l*
ウェーバー, ライス　206*l*
植山検校江眠軒梅芝　100*l*
ウォスター・カレッジ　436*l*, 613*r*
ウォーリー (George Wally)　206*r*
ウガンダの盲人事情　184*l*
ウガンダ盲人援護協会　661*r*
浮出文字（凸字）印刷　49*l*
「雨月物語」　96*l*
牛島義友　291*l*
梅津八三　290*l*
ウルグアイの盲人事情　184*l*
運動技能の評価と訓練方法　541*r*
運動能の発達　262*l*
運動能力　263*r*

え

AAIB→アメリカ盲教育者協会
AAWB→アメリカ盲人事業従事者協会
AFOB→アメリカ海外盲人援護協会
AFB→アメリカ盲人援護協会
映画　122*r*
英語科の指導　357*l*
「英語点字の説明」　82*r*
英語点字の統一　444*r*
英語点字の略字　358*l*
Asian Blind　672*l*
ＨＳ無線高周波療法　42*r*
ABP→アメリカ点字出版所
APH→アメリカン・プリンティング・ハウス
エクアドルの盲人事情　184*r*
Experimental Science for the Blind　580*l*
エコーロケーション　278*l*, 279*l*
エジンバラ技術協会　49*r*
エジンバラ盲人院　723*r*
Esperanta Ligilo　154*l*
エスペラント　153*r*
エチオピアの盲人事情　184*r*
Oedipus at Colonus　126*r*
Oedipus Rex　126*r*
NIB→イギリス盲人援護協会
NAB→インド盲人援護協会
NABライオンズ盲人図書館　655*r*
NLB→イギリス盲人図書館
エベネーザ盲人ホーム　211*r*
江村悌三　84*r*
エルサルバドルの盲人事情　185*l*
エロシェンコ (W. Eroushenko)　153*r*
演劇　121*l*
円周競走　165*r*
円周リレー　165*l*
円錐角膜　235*l*
円背矯正体操　259*l*

お

Der Eulenspiegel mit den Blinden　128*l*
桜雲会　81*l*
扇形ペグボード（図）　536*l*

黄斑裂孔　247r
欧米点字史（現行点字の先駆）　52r
欧米における奉仕者活動　600l
王立イギリス盲人援護協会（RNIB）　**611l**, 655l
——沿革　611l
——点字出版事業　611r
——図書館　612r
王立イギリス連邦盲人援護協会（RCSB）　453l, 611r, 655l, **675r**
——沿革　675r
——教育事業　676r
——失明防止事業　675r
大阪市立盲学校同窓会　90l
大阪市立盲学校幼稚部　411r
「大坂日報」　310r
大阪毎日新聞慈善団　37l
大阪盲人福祉協会　519l
大阪模範盲唖学校　311r
大脇義一　284l
「大脇式知能検査器」　716l
大脇式知能テスト　426l
「大脇式盲人用知能検査」　284l
緒方句狂　103l
岡村正平　292l
屋内における訓練　551l
奥村三策　63r, 575l
オースティン（E. Winifred Austin）　617r
オストロフスキー（N. Ostrovsky）　194r
オーストラリアの盲人事情　185l
オーストリアの盲人事情　185r
小関検校千歳一　100l
Odyssey　126r
音の記憶　273l
音の定位　271r
小野川立吟　102l
小野古道　100l
オープン・レジデンシャル方式　437r
オランダの盲人事情　186l
オリエンテーリング　540l
折りたたみ式点字器(図)　571r
オルガニスト　705l
オールドバリー・ホール保育園　438r
Old Mortality　129r
オレゴン・プラン　445r
音楽家　733l
音楽科教科書　514r
音楽科の教育内容　369l
音楽家の自叙伝・体験記　92r
音楽記号国際会議　59r
音楽記号の制定　66r
音楽教育　368r
音楽才能テスト　272l
音楽の指導　347r
音響　385l
音源定位　538l
恩光舎　37l
恩賜財団軍人援護会　169r
音色弁別　272r
音声の指導　357r
温度計　347l, 565r

か

外因による失明　231l
絵画　111r
開眼治療　249l, 608r
開眼治療の種類　249l
開眼治療の目的　249l
開眼治療の問題点　251l
外国語　356l
外国における統合教育の発展　426r
外国の進学事情　429r
外国の盲精薄者対策　558l
外国の老人ホーム，盲老人ホーム　506l
介護の状況　20l
外傷　224r
外傷性白内障　246l
「海人遺稿」　92l
改正教育令　427r
懐中点字器（図）　571r
回転ブランコ　161l
「外来音点字」　67r
カウンセラー　727r
画家　112r
化学反応の認知　346l
学習指導要領総則　780
学習速度　274l
拡大文字教材　416l
角度の弁別　267l
角膜　225r
角膜移植　251r
角膜移植手術　249r
角膜軟化　236r
角膜ヘルペス　236r
学力　292l
——諸外国　295r
——日本　292l
学齢児童就学奨励規程　38r, 318l
家計上の地位（表）　21l
影山儀之助　94l
過去の盲人数(イギリス)　223r
過去の盲人数（日本）　223l
可視光線　218r
貸付金の償還手続　482r
カジャーデン協会　199r
家事用具　567l
歌唱の指導　347r
カセットテープレコーダー　569l
カセット録音テープ　612r
家族　142l
家族性視神経萎縮症　242l
家族に対する盲人の心得　142r
家族の態度　142l
形の記憶　269r
形の認知閾　267r
形のまとまり方　267r
片手読み　298l
学校給食奨励規程　318l
学校教育法　316l, 328l, **379l**, 413l, 427r, 687l

学校教育法施行令　413r，787
学校養成施設認定規則　42l
カッツフォース（T.D.Cutsforth）　289l
家庭一般（高等部）　355l
家庭科（小学部）　353l
家庭科（中学部）　354l
家庭機器の取扱い　355l
家庭教育　148l，390r
家庭的教育　390r
家庭における盲幼児指導　409r
家庭奉仕員　468l
家庭訪問教師　437r，731r
加藤不二也　102r
カトリック　137l
カトリック点字図書館　137r
カナタイプライター科　583r
カナタイプライター講習会　583r
カナタイプライターの沿革　581r
カナタイプライターの必要性　583l
カナタイプライターの利用状況　583l
カナタイプライター(盲人用)(図)　577l
カナダの盲人事情　186r
カナダ盲人援護協会（CNIB）　651r，，756
——沿革　651r
——失明防止　653l
——職業訓練と就職指導　652r
ガーナの盲人事情　186r
ガーニー生活・職業訓練センター　660l
金原倫雄　113r
狩野広之　716l
亀井鉄太郎　793
カリーニン（M.T.Kalinin）　637l
カール・ストレール学校　201l
ガワー　98r
「川上」　114r
川越源治　82l
川本宇之助　38r
感覚訓練　428l，727l
感覚訓練実施上の留意点　535r
感覚訓練の意義と目的　535r
感覚訓練の展開　536l
管楽器奏者　706l
眼窩内異物　248r
眼窩壁骨折　244r
眼科リハビリテーション・クリニック　529l
眼科リハビリテーション・クリニック・センター　530l
眼球萎縮　245l
眼球銀行　251l
眼球提供者の登録　251r
眼球内異物　247r
眼球の損傷　245l
眼球の摘出　251r
眼球の輸送　252r
環境と盲人のパーソナリティおよび適応　307l
官金　32r
官金貸　33l
関係諸法令（アメリカ）　172l
眼瞼の損傷　244r
眼瞼の薬傷および火傷　244r
眼瞼の裂傷および刺傷　244r
感光器（盲人用）　346r，565r
官公庁等の重症障害者の雇用状況（表）　719
関西盲人ホーム　508l
関西盲導犬協会　590l
眼白子　242l
鑑真　25r，124l，134l
鑑真像　124l
鑑真の伝記　119r
関節炎症状　559l
眼前指数弁別　693l
眼前手動　218l
完全中学　440l
カンズ・バン（盲人収容施設）　432l
簡単反応時間　266l
「関東小六今様姿」　121r
関東惣録屋敷　31l
眼病と遺伝　238l
眼病の部位と型による失明原因の分類　225l
漢文の指導　340l
カンボワ農業訓練センター　189l
「顔面視力」　274r
「眼目保護法及び盲人教育法」　313l
官立訓盲啞院　320r

き

器楽の指導　347r
菊岡検校　105r
聴く技術　550r
菊末検校　106l
菊高検校　106l
菊武祥庭　106l
菊田倫章　140l
菊塚与一検校　106l
菊原琴治　106r
器質弱視　413l，415l
寄宿指導　411l
寄宿舎教育　387l
寄宿舎における指導目標　386r
寄宿舎の施設・設備　387r
寄宿舎の指導目標　390r
寄宿舎の使命　390r
寄宿舎の職員　388r
寄宿舎の存在意義　386r
寄宿制盲学校　426r，446l
技術革新　704l
北原白秋　100r
木下和三郎　94l
岐阜愛盲館盲婦人ホーム　508l
岐阜県訓盲協会点字図書館　701l
ギボー（Edgar Guibeau）　650r
希望社　37l
義務教育制度の確立　436r

キャロル（Thomas Carroll） 524*l*, 533*r*, 535*l*, 548*r*, 606*r*, 727*l*
牛眼 **233*l***, 238*l*, 242*l*
球技 160*r*
休業補償給付 487*r*
救護法 460*l*
弓術 161*l*
救世軍 140*r*
旧約聖書 125*l*
ギュジュネム（Jean Emire Gugenheim） 706*l*
キューバの盲人事情 187*r*
教育基本法 687*l*
教育盲 221*r*, 791
教科書 380*l*
教官（盲人の） 701*l*
教具の開発 376*l*
狂言 114*r*
業権擁護運動 688*l*
業権擁護共闘会議 689*r*
狭窄 218*r*
教師協力方式 445*r*
教師指導方式 427*l*, 447*r*
教室の環境衛生 384*l*
教職員 732*l*
矯正視力 217*r*
矯正体操 259*l*
競艇 161*r*
協働作用 550*l*
強度近視 234*r*, 237*r*
京都市立盲唖院 322*r*
京都市立盲唖院の点字出版 81*l*
京都点字社 87*r*
京都府仮盲唖院の開設 310*l*
京都府身体障害者福祉センター 701*l*
京都仏眼協会 135*r*
京都府盲唖院 312*r*, 320*r*
京都府立盲学校 89*r*
京都盲唖院 62*l*, 685*l*, 690*r*, 793
京都盲唖保護院 37*l*
京都ライトハウス 701*l*
鞏膜および角膜の損傷 245*l*
協力方式 426*r*, 445*r*, **447*l***
曲亭馬琴 95*r*
ギリシャの盲人事情 187*r*
キリスト教盲婦人ホーム・サフランの家 701*l*
キリスト友会 140*l*
King Lear 128*r*
King Reneé's Daughter 131*r*
「近世諸国咄」 115*r*
「近世盲者鑑」 119*l*
近代的盲教育制度 431*l*
キンタ・バレー盲人庇護工場 661*l*

く

グアテマラの盲人事情 188*l*
クィーンエリザベス・ホーム **614*r***
クインチリアヌス（Marcus Fabius Quintilianus） 47*l*
空間概念 344*r*
空間知覚 274*r*
空間認識 341*l*
クェーカー 140*l*
「葛原勾当日記」 107*l*
葛原勾当美之一 106*r*
葛原美之 91*l*
弘誓社 37*l*, 84*l*
屈折異常の矯正 401*l*
グットマン（Ludwig Guttman） 163*r*
クニース（Napoleon B. Kneas） 51*l*
久保良英 219*l*
熊谷実弥の盲人学校 310*l*
熊谷鉄太郎 91*l*, 154*l*
クライン（Johann Wilhelm Klein） 48*r*, 51*l*, 592*l*
クラインの盲教育 434*r*
クラインフェルター（Klinefelter）症候群 241*l*
グラフの指導 343*r*
グラフ用点字器（図） 572*r*
クランマー式そろばん（図） 566*r*
The Cricket on the Hearth 130*r*
グロス（Hilde Groth） 541*r*
クロフォード式巧緻性テスト 543*l*
クロムウェル（William N. Cromwell） 678*l*
軍事扶助法 693*l*
軍事保護院 **460*l***, 692*l*, 693*r*
「群書類従」 930*l*
訓盲院の名称 315*l*
「訓盲楽譜」 61*l*, 67*l*, **89*l***
「訓盲楽譜入門」 89*r*
訓練 362*l*

け

経過的障害福祉年金 477*r*
経済盲 221*l*, 791
計算用点字器 566*r*
経篩骨洞法 244*l*
芸術（高等部） 350*r*
芸術（高等部）の指導内容 350*r*
形態覚 217*l*
計量用具 564*l*
外科後処置診療 488*r*
ケスラー（George A. Kessler） 677*r*
欠陥学 641*l*
欠陥学研究所 442*l*, 640*r*
結婚 145*l*
——相手を選ぶ 145*r*
——盲女子結婚問題 146*l*
——盲人同志の結婚 145*r*
——盲と遺伝の問題 146*r*
——盲人と他の身体障害者の結婚 146*l*
ケラー（Helen Keller） 38*r*, 92*r*, 523*l*, 635*l*

ケラーに関する単行本　120*r*
ケラーの著書と伝記　610*r*
ケラーの来日　609*l*
検校　104*l*, 690*l*
現行点字の先駆　52*r*
言語主義　289*l*
言語指導　421*l*
懸垂綱振り　164*l*
現代文学　**116*r***
ケンタッキー盲学校　627*l*

こ

語彙　46*l*
恋心　144*r*
語彙の集録法　290*l*
語彙の理解　288*l*
語彙量　290*l*
語彙量の大きさ　290*l*
語彙量の内容　291*l*
交感性眼炎　237*r*, 247*l*
公共料金の減免　480*l*
工業方面の就職指導　740*r*
工芸　350*r*, 351*l*
高血圧性網膜症　236*l*
「口語訳聖書」　80*r*
虹彩脱出　246*r*
校舎の配置　383*r*
口唱文学　26*r*
公職選挙法　67*r*
更生医療　465*r*
更生医療指定医療機関医療担当規程　466*r*
更生医療受給状況（表）20*l*
更生医療の給付　465*r*
更生医療の給付手続　466*l*
更生医療・補装具の給付に要する費用の徴収　472*r*
更生援護に必要な費用　470*r*
厚生省委託書　513*l*
更生のための訓練・指導　497*l*
校地の位置・環境　383*l*
校地の条件　383*l*
校長　731*r*
後天性色覚障害　219*l*
後天的障害　224*r*
後天盲　256*r*
勾頭　690*l*
「高等按鍼学」　35*l*
高等教育（ソビエト）　441*r*
高等部(盲学校)　379*r*
高等部家庭科の指導目標　355*l*
高等部の教育課程　329*r*
神戸訓盲院　81*r*
神戸盲唖院　88*r*
神戸六光社　81*r*
公立私立盲学校及聾唖学校規程　328*l*
公立盲唖学校の設立　314*l*
声の図書　491*r*, 492*l*
国語科の目標　338*l*
国際失明防止協会　224*r*, **681*r***
——沿革　681*l*
——事業　681*r*
国際児童福祉連合会　666*r*
国際身体障害者スポーツ大会　169*r*
国際盲人エスペラント大会　154*l*
国際盲人事業家会議　668*r*
国際盲青年教育者会議（ICEBY）　436*l*, **458*l***, 669*r*
国際連合　665*l*
国際連合教育科学文化機関（UNESCO）　58*l*, 666*r*
国際連合児童基金（UNICEF）　668*l*
国際連盟の盲人に関する報告書　724*l*
国際労働機関（ILO）　665*r*
国鉄運賃の割引　480*l*
黒板に書く文字の見え方　219*r*
国民学校令　318*l*
国立神戸視力障害センター　700*r*
国立光明寮　683*l*
国立光明寮設置法　39*r*
国立塩原視力障害センター　700*r*
国立東京視力障害センター　529*r*, 700*r*
国立特殊教育総合研究所　406*r*
固型点字印刷機　612*l*
「心の糧」　88*r*
越谷吾山　101*r*
個人用小黒板　415*r*
コスタリカの盲人事情　188*l*
瞽女　30*r*, 95*l*
「五代五兵衛」　120*l*
「五段砧」　109*l*
国家保障と盲人職業　728*l*
国庫負担金の交付　472*r*
古典文学　114*l*
箏　30*l*
後藤岩男　288*l*
後藤静香　37*l*, 88*r*, 492*r*, **601*l***
後藤道雄　82*l*
「詞の通路」　96*r*
「詞八衢」　96*r*
こどもの点字雑誌　83*r*
諺　43*r*
ゴナレズ（Jozefo Lorenzo Y. Gonalez）　177*r*
小西信八　35*l*, 323*l*
小西信八による点字導入　63*l*
小林卯三郎　83*l*
５分角，１分角の原理　217*l*
「瞽盲社会史」　35*l*
小守良勝　41*r*
雇用問題　754
ゴール（James Gall）　49*r*
ゴールタイプ（図）　49*r*
ゴルドン（Forbus Gordon）　589*l*
コロンビアの盲人事情　188*l*
コロンボ（Alberto Colombo）　705*r*
コワレンコ（B. Kovalenko）　194*l*
金光教　136*r*
金光図書館　136*r*
「コンサイス英和辞典」の点字出版

87*l*
「今昔物語」 114*l*
コンドバ・ホール盲学校 438*r*
コンピューターと盲人 756
コンピューターによる点字製版 612*l*

さ

最近の視覚障害者数（日本） 224*l*
サイズ・メジャー 537*l*
斎藤百合 86*r*，146*r*
サウジアラビア王国 188*r*
榊原清 284*l*，288*l*
作業能率 717*l*
作図用具 578*l*
サクソン・システム 435*r*
作文指導 339*r*
左近丞孝之進 81*r*，139*l*
佐々木たづ 92*r*，98*l*
「笹の会」 111*l*
作家と代表作品 105*l*
皐月会 111*r*
札幌盲導犬協会 590*l*
茶道 152*l*
座頭 95*l*，690*l*
佐藤国蔵 66*r*
座頭部屋 29*l*
座頭もの 29*l*
佐藤泰正 284*r*，289*l*，292*l*
Samson Agonistes 129*l*
サーモフォーム 628*l*
佐山検校本一 107*l*
サラマ農業訓練センター 661*l*
サリバン 610*l*
「猿座頭」 122*l*
サルモン(Peter Salmon) 628*r*
サローピッチ現象 278*r*
沢田慶治 66*r*
沢田式盲人卓球 168*l*
三弦 104*r*
サンシャインホーム 437*r*，613*l*
算数・数学の指導目標 341*r*
残存視力 273*r*
サンダーソン(Nicholas Saunderson) 52*l*
Les Cent Nouvelles Nouvelles 127*r*
ザンビアの盲人事情 188*r*
三療 702*l*
三療業 686*l*
三療業界 37*r*
三療業界事情 41*l*
三療研究と取締規則発布 35*l*
三療存続問題 41*r*

し

詩 98*l*
指圧療法師 734*l*
シァリング (George Shearing) 708*l*
椎尾弁匡 135*r*
シーイング・アイ盲導犬学校 **547***r*，591*r*，593*l*
シーイング・アイ盲導犬訓練士養成学校 594*l*
The Sea-Wolf 132*r*
地唄三弦 104*r*
地唄箏曲 104*r*
CNIB→カナダ盲人援護協会
仕置部屋 690*l*
仕置屋敷 31*r*
ジオメトリカル・パターン 542*l*
ジオメトリカル・パターン（図） 538*r*
塩屋賢一 589*r*
視覚化 540*l*
視覚欠陥学 441*r*
視覚欠陥学研究所 725*r*，727*r*
視覚語 289*r*，291*l*
視覚障害教育 379*l*
視覚障害教育の形態 782
視覚障害児の学習上の制約 296*r*
視覚障害児の実態 326*r*
「視覚障害者就業可能作業の検討」 717*r*
視覚障害者(児)数 23*l*
視覚障害者数 18*l*，224*l*
「視覚障害者適職早見一覧」 718*l*
視覚障害者の作業能率 717*l*
視覚障害者の職業の実態 695*r*
「視覚障害者の新職業に関する研究」 695*r*，716*l*
視覚障害者の適職研究 719*r*
視覚障害者の点字理解状況 23*l*
視覚障害者の登録状況（表） 719*l*
視覚障害者の判別基準(教育上) 221*r*，398*l*
視覚障害者のリハビリテーション 545*l*
視覚障害と福祉政策 791
視覚障害の分類
——身体障害者福祉法によるもの 222*l*
——文部省の判別基準 221*r*
視覚喪失のもたらすもの 535*l*
視覚の優位性 535*l*
視覚パターン 415*l*
「施鍼ガ人血液ニ及ボス影響ニ就テ」 94*l*
慈眼協会 136*l*
色覚 218*r*
色覚障害 219*l*
色彩語 289*r*
色弱 242*r*
色調 219*l*
視機能障害 412*r*
「四季の調べ」 105*r*
色盲 242*r*
資金借受けの手続きなど 482*r*
資金の貸付対象 481*l*
シザーランヌ→シゼラン
司書(盲人の) 734*r*
試視力表 412*r*

詩人　98r
視神経萎縮　235r，236r
視神経管骨折　224l
視神経損傷　244l
指数　218l
施設の種類別障害の種類別要収容者数（表）　21l
施設の設備・運営の基準　493r
施設要入所者の状況　20r
シゼラン（Maurice de la Sizeranne）　207r，650l
自然認識　345l
肢体不自由者更生施設　468r
視中枢　243r
視聴覚教材教具　357r
失明軍人　459r
失明軍人会館　714l
失明軍人講習会　35l
失明軍人職業講習会　693l
失明原因
——アメリカ　171r
——イギリス　178l
——一般　227r
失明原因統計　227l
失明原因統計(イギリス)　227r
失明原因統計（東京都）　227r
失明原因の調査　681r
失明原因分類基準　224r
失明原因別分類　224r
失明者更生施設　468r，493r
失明者更生施設の問題点　499l
失明者更生施設費用　495l
失明者の感覚機能とその活用　534r
失明者の調査　608l
失明者の能力測定と評価　532r
失明者リハビリテーションの意義　524l
失明者リハビリテーションの段階　525l
——社会的リハビリテーション　525r
——職業的リハビリテーション　536r
——身体的リハビリテーション　525l
——心理的リハビリテーション　526l
——全体的リハビリテーション　536r
失明傷痍軍人教育所　693r
失明傷痍軍人の体験記　92l
失明に対する眼科医の態度　528l
失明に対する患者の反応　527r
失明の宣言　527l
失明防止
——アメリカ　171r
——イギリス　179l
失明防止大会（第1回）　607r
「実用解剖学」　80r
「失楽園の詩的形而上学」　94l
指定医療機関の診療方針　466r
指定教員養成機関　393r
自動糸通し器　567l
自動車競技　162r
自動点字翻訳機　576l
児童福祉法　39r
児童保護措置費　509r
視能率　221l
柴田鳩翁　96r
師範学校の盲啞学級　316l
島田尺草　100r
事務職の就職指導　741r
視野　218l
視野異常　218r
社会科指導　340l
社会事業の芽生え　36r
社会的更生　558l
社会的弱視　222r
社会的生活能力　291l
社会的適応　326l
社会的リハビリテーション　525r
社会の盲人観　711l
社会の盲人職業観　709r
社会福祉事業の種別　515l
舎監　388r
舎監制度　389l
弱視（医学的）　222r
弱視学級　402r
弱視学級の設置　317r
弱視教育　379l
「弱視教育」　40l
弱視教育の法的根拠　413l
弱視教育の方法原理　415l
弱視教育用の教材教具　402r
弱視児童調査　317r
弱視児の就学前教育　412l
弱視児の特徴　399l
弱視者　398l，416r
弱視の定義　222r
——外国　222r
——日本　222r
弱視レンズ　251l
尺八　104r
「尺八独習書」　89r
視野測定　218r
シャープ，アニー　183l
ジャマイカの盲人事情　189l
三味線　30l
上海盲学校　197l
収益事業の現況　515r
収益事業の法規　515r
就学義務　403r
就学状況（表）　19r
就学奨励制度　784
就学奨励費　373l
就学奨励費の国庫補助　318l
就学前の盲児　752
就学前盲幼児　291l
衆議院議員選挙法　67r
就業　702l
就業形態　702r
就業状況（表）　696l
就業状況に関する資料　695l
就業上の地位　696l
就業職種　702r
就業対策　702l
就業の現況　702r
就業の状況　21r
就業，不就業の状況　22l

就職指導
　——工業方面　741*l*
　——事務職　741*r*
　——商業開業者　742*r*
　——速記タイピスト　742*l*
就職指導員　738*r*
就職指導員の適性　738*r*
柔道　168*r*
柔道大会　168*r*
12点点字（図）　53*l*
十返舎一九　115*l*
重複障害児教育の現状　419*r*
重複障害児の教育　450*l*
　——アメリカ　450*l*
　——イギリス　438*r*
重複障害児の実態　416*r*
重複障害児の問題　379*l*
周辺視野計　218*r*
周辺視野検査法　218*r*
収容または通所による更生訓練の実施　494*r*
重量上げ　170*l*
重量物体の移動　540*r*
自由連想法　289*l*
受給の手続き　478*r*
授業時数の配当の割合　348*r*
ジュザルテ（Jao Diogo Juzarte）　211*l*
授産施設　500*r*
授産施設における人的構成　502*l*
呪術霊媒　114*l*
シュターリング　(Gerhald Stalling)　588*l*，592*l*
橦木杖の金貸業　32*r*
腫瘍　225*l*
主要遺伝眼病の遺伝型式　241*l*
種類別原因状況（表）　19*l*
巡回教師方式　427*l*，445*r*，447*l*
「春琴抄」　116*r*
準備体操，整備体操　539*l*
準盲者　416*r*
荘園墾田の開墾　25*r*
生涯教育　779，796
障害程度別就業状況（表）　696*l*
障害の原因　19*l*
障害の種類別介護の状況　20*l*
障害の種類別家計上の地位の状況（表）　21*l*
障害の種類別原因状況（表）　19*l*
障害の種類別更生医療の受給状況　20*r*
障害の種類別50歳以上の身体障害者の占める割合　18*l*
障害の種類別就学の状況　19*l*
障害の種類別就業不就業の状況（表）　22*l*
障害の種類別身体障害者（児）数の割合（表）　17*l*
障害の種類別生活保護の受給状況（表）　21*r*
障害の種類別性別の状況（表）　18*l*
障害の種類別世帯業態別の状況（表）　21*l*
障害の種類別先天性，後天性別数の割合（表）　19*l*
障害の種類別程度別状況（表）　23*l*
障害の種類別年金受給者の状況（表）　23*r*
障害の種類別年齢別配偶状況（表）　20*l*
障害の程度別身体障害者（児）数の割合（表）　17*l*
障害福祉年金受給者の状況　479*l*
障害物の発見　275*r*
障害補償給付　488*l*
小学校令　315*l*
小学部（盲学校）　379*l*
小学部図画工作　348*r*
小眼球　233*l*，241*r*
将棋　155*r*
将棋盤と駒　156*l*
硝子体　226*r*
硝子体内異物　248*l*
小説・戯曲　95*l*
常染色体異常　240*r*
常染色体性遺伝　239*l*
乗馬　162*r*
情報処理能力　361*l*
昭和時代（第2次大戦後）の盲人福祉　459*r*，460*l*
触運動的知覚　264*l*
触運動の統制学習　422*l*
職業安定法　718*r*
職業教育
　——アメリカ　450*r*
　——イギリス　438*r*
職業訓練　497*l*
職業訓練の教育方針　555*r*
職業辞典　717*l*
職業従事事例　694*l*
「職業小辞典」　716*r*
職業選択の条件　712*l*
職業的リハビリテーション　367*l*，536*l*
職業のあり方　775
職業能力　716*l*
職業の「組替え」　717*l*
職業の実態　695*r*
職業の推移　692*l*
職業の「リデザイン」　717*l*
職業範囲　728*l*
職業分類別失明者数（表）　691*l*
職業盲　221*r*，791
触索　265*l*
触図訓練　538*r*
食生活　149*l*
触知覚と視覚表象　268*l*
触読　297*l*
　——身体的要因　297*r*
　——性格情緒的要因　298*l*
　——知的要因　297*r*
触読を規定する諸要因　297*l*
触読過程　298*r*
触読材料　297*l*
触読能力　298*r*

職場開拓としてのカナタイプライター　584r
「職務リデザイン」　718l
職屋敷　28l，690l
触話法　421l
「諸国盲人伝説集」　43l
女性の就職指導員　739l
触覚　264l
触覚を中心とした訓練　538r
触覚語　291l
触覚的認知の過程　265r
「女優」　98l
ジョンソン(Johnson)夫人（画家）　112l
ジョン・ミルトン協会　139r
白子眼　234r
「不知火検校」　123l
シリア・アラブの盲人事情　189l
私立学校令　315r
私立盲唖学校の府県移管　316r
視力　217l，398r
視力区分別児童・生徒数　412r
視力欠損原因　296l
視力欠損年齢　296l
視力検査　217r
視力検査の方法と手順　400l
視力障害の分類　219r
視力と視能率（表）　788
視力と点字，活字との関係(図)　220r，788
視力の測定　400r
視力の単位　217l
視力表　217r，400l
視力保護学級　317r
視力保存学級　413l
視路　243r
白いつえ　563r
白いつえ使用前の訓練　551r
信愛福祉協会出版部　88l
鍼按科教科書　514l
鍼按学友会　81l
「真英国」　94r
鍼科学研究会　88l
進学事情（日本）　428r
シンガポールの盲教育　454r
シンガポールの盲人事情　189r
シンガポール盲人援護協会　189r
「信仰」　139l
「新作浅間」　107r
鍼治講習所　31l
鍼治揉按医術講習学校　313r
鍼術灸術医法制定の請願　688r
鍼術灸術営業取締規則　316l，686l
「尋常小学唱歌帳」　90r
身障福祉法による指定医　532l
新職業　695l
新職業研究の要望　36l
新職業第１次調査　696l
新職業第２次実態調査　698l
新職業分野の開拓　175r
新職種開拓の道　502l
心身障害者対策基本法　461r
身体障害児対策の沿革　474r
身体障害児対策の現状　475r
身体障害児の実態　475r
身体障害者援護の実施機関　463l
身体障害者家庭奉仕員　468l
身体障害者更生援護施設　468r
身体障害者更生資金　482l
身体障害者更生相談所　463r
身体障害者雇用促進法　688l，690l，712l，714l，716r，719r
身体障害者実態調査報告　692l
身体障害者就労法　439l
身体障害者授産施設　469l
身体障害者職業訓練所　721r
身体障害者スポーツの効果　157r
身体障害者総数（表）　23l
身体障害者相談員　464l
身体障害者手帳　464l
身体障害者手帳所持状況　18r
身体障害者の雇用を妨げる一般的要因　721l
身体障害者の種類別全国推計数（表）　18l
身体障害者の職業紹介業務　718r
身体障害者福祉司　463r
身体障害者福祉審議会　462r
身体障害者福祉法　714l
身体障害者福祉法別表　464r
身体障害の範囲　464r
身体適性　540l
身体的リハビリテーション　525l
身体のバランス・変形姿勢　538r
心的地図　540l
神秘者伝説　43l
深部感覚　550r
「新編音楽理論」　89r
心理学者（盲人の）　734l
心理的リハビリテーション　526l
診療報酬の審査・決定・支払い　467l

す

水泳　161r，169l
水晶体　226l
水晶体異物　248l
水晶体脱臼　246l
水晶体の損傷　246l
スイスの盲人事情　190l
スイス盲導犬学校　593l
垂直ペグボード　536r
スウェーデンの盲人事情　190r
数学記号　52l，66l
数値計算指導　342r
スキー　161r，170r
杉江泰一郎　61l
杉木望一　101r
スキーの指導法　162l
杉山和一　30r
杉山和一伝記　119r
図形の指導　343l

The Scapegoat 132*r*
スコロホードワ (O. Skorokhodowa) 194*l*
鈴木蒼生 291*r*
鈴木敏之 112*r*
鈴木力二 64*l*
ステート(Gardon State) 112*l*
ストーファー (Milton T. Stauffer) 139*r*, 635*r*
The Story of My Life 610*r*
スネレン (Herman Snellen) 217*l*
スネレン・テスト 178*l*
スペイン全国盲人協会
——沿革 648*r*
——事業 649*l*
——組織 648*r*
——チェス・クラブ 649*r*
——盲人クーポン券 649*r*
スペインの盲人事情 191*l*
スポーツの沿革(日本) 163*l*
相撲 169*l*
スモン 235*r*

せ

青黄色弱 219*l*
青黄色盲 219*l*
声楽家 706*r*
生活基礎的技能力 391*l*
生活訓練 712*r*, 727*l*
生活訓練・生活指導 498*r*
生活習慣 353*r*
生活保護の受給状況(表) 21*r*, 24*l*
晴眼あんま師の急増 689*l*
晴眼児と盲児との交流 768
晴眼者を競争相手とする分野での職業 732*l*
晴眼者就職指導員 738*r*
制限連想法 289*l*
税・公共料金の減免 479*r*
整骨療法師 734*l*
清衆庵 28*l*
精神薄弱の視覚障害者数 19*l*
税制上の優遇措置 479*r*
製図 351*r*
性染色体 240*r*
性染色体異常 240*r*
性染色体性遺伝 239*l*
静的姿勢 257*r*
静的触知覚 264*l*
聖ビンセンシオ・ア・パウロ会 137*r*
性別の状況(表) 18*l*
聖明園 700*r*
「西洋見聞録」 34*l*
「西洋事情」 34*l*, 309*l*
生来失明者 231*l*
セイロンの盲人事情 191*r*
世界在郷軍人連盟 682*r*
「世界点字楽譜解説」 90*l*, 91*l*
「世界点字楽譜統一会議」 60*l*, 70*r*
世界点字楽譜の承認 59*r*
世界点字協議会(WBC) 58*l*, 58*r*, 669*r*
世界点字審議会(WBC) 68*l*. 77*l*
「世界点字の使い方」 58*r*
世界保健機関 (WHO) 666*l*, 745, 748
世界盲人人口 745
世界盲人福祉協議会 (WCWB) 41*l*, 58*r*, 458*l*, 516*l*, **668*r***
——沿革 668*r*
——機構と組織 668*r*
世界盲人福祉協議会アジア委員会 671*r*
——第1回総会 669*r*, 730*l*
——第2回総会 670*l*
——第3回総会 670*r*. 725*l*
——第4回総会 670*r*
世界理学療法士連盟 (WCPT) 367*l*
The Second Defense 129*l*
赤色盲 219*l*
関澄伯理 155*r*
脊柱彎曲の診断 258*l*
積徳盲学校 85*r*
関本健二 139*l*
赤緑色弱 219*l*
赤緑色神異常 242*r*
赤緑色盲 219*l*
世帯業態別の状況(表) 21*l*
絶対盲 220*l*
蝉丸 26*l*, 99*r*, 121*l*
全アメリカ盲ろう青年・成人センター 630*r*
前額面脊柱異常彎曲 257*r*
全眼球炎 237*l*
専攻科(盲学校) 379*r*
全国失明防止協会(アメリカ) 172*l*
全国職業指導・訓練センター(カナダ) 187*l*
全国身体障害者体育大会 163*r*
全国盲唖教育大会 323*r*, 405*r*
全国盲学校長会 40*l*, 405*r*
全国盲学校長協会 325*r*
全国盲学校 PTA 連合会 405*l*
全国盲学校野球大会(第1回) 167*l*
全国盲学校雄弁大会 38*r*
全国盲学校理療科教員連盟(理教連) 42*l*, 406*l*
全国盲学生体育大会 163*l*
全国盲学生大会 41*r*
全国盲人音楽家大会 519*r*
全国盲人カナタイプコンテスト 584*l*
全国盲人業者大会 38*l*
全国療術師協同組合 42*l*
全色弱 219*l*
全色盲 219*l*, **235*l***, 242*r*, 395*r*
線字戦争 54*r*
戦傷失明者 693*l*
戦傷失明者救済財団 677*r*
戦傷による視力障害者 692*l*
戦傷病視覚障害者の援護制度 486*l*

戦傷病者援護施設で用いられる障害等級表　485*l*

戦傷病者戦没者遺族等援護法　461*l*

染色体　239*l*

染色体の不分離現象　240*r*

全身白子　241*r*

戦争失明者協会　645*r*

全体的リハビリテーション　536*r*

選択紹介方式　719*r*

選択反応　271*l*

先天性眼球振盪症　243*l*

先天性，後天性別数の割合（表）　19*l*

先天性色覚障害　219*l*

先天性全盲児　262*l*

先天性白内障　234*l*

先天性盲人学校　433*r*

先天的障害　224*r*

先天的素因　233*l*

先天梅毒性角膜実質炎　235*l*

先天盲　256*r*

全ドイツ盲人援護協会　200*r*

全ドイツ盲人連盟　644*l*

セント・ダンスタンス　620*l*

セント・ダンスタン・ホステル　656*l*

セント・ビンセント盲学校　437*l*

セントミカエル盲学校　205*r*

全日盲研→全日本盲学校教育研究会

全日本鍼灸按マッサージ師会連盟　689*r*

全日本盲学校教育研究会（全日盲研）　405*r*

全日本盲学校体育連盟　163*l*，406*l*

全日本盲学校体育連盟報　169*r*

「全日本ライトハウス総合年報」　520*r*

線の形状の認知　266*r*

選抜労働者　639*l*

La Symphonie Pastorale　133*r*

前房内異物　247*r*

全盲　220*l*，221*l*，256*r*

全盲教育　379*l*

川柳　103*r*

全ロシア盲人援護協会（VOS）　192*r*，439*r*，**636*r***，642*l*

——沿革　636*l*

——組織　637*r*

——社会保障　638*l*

——職業学校　639*r*

——職業訓練　639*l*

——盲人訓練・生産センター　638*l*

——盲導犬学校　640*l*

——レクリエーション　639*r*

そ

箏曲　104*r*

「箏曲楽譜」　67*r*

箏曲の大衆化　104*r*

造形活動　348*r*

総合的触角　298*l*

創始期の盲唖学校　312*r*

壮年反復性網膜硝子体出血　238*r*

「箏符解説」　61*l*，89*r*

相馬安雄　589*l*

相馬雄二　589*r*

惣録屋敷　690*l*

惣録屋敷跡　31*l*

「続群書類従」　93*l*

側彎矯正体操　259*l*

素材の弁別と認知　265*r*

組織的盲教育創始の背景　432*l*

ソーシャル・ワーカー　734*r*

ソースビー（A. Sorsby）　223*r*

速記タイピストの就職指導　742*l*

速記用テープ式点字タイプライター（図）　573*r*

ソノグラフィー　53*l*

ソビエト連邦の高等教育　441*r*

ソビエト連邦の職業教育　440*r*

ソビエト連邦の初等・中等教育　440*r*

ソビエト連邦の盲人事情　**192*r***

——教育　193*l*

——職業　193*r*

——福祉　192*r*

ソビエト連邦の盲人図書館　**642*l***

——沿革　642*l*

——トーキングブックの製作　643*l*

——点字図書の出版　642*r*

——図書館活動　643*l*

ソフトボール投げ　165*l*

ソリッド・ドット（固型点字）　88*r*，575*r*

そろばん　566*l*

た

体育分野の指導　355*r*

第1色盲　219*l*

大学の門戸解放運動　521*l*

大韓民国の盲人事情　194*r*

タイの盲人事情　195*l*

第3色盲　219*l*

代償作用　535*l*

対象者の眼疾と失明原因　531*l*

体操棒　164*l*

第2色盲　219*l*

大日本国民中学会盲人教育部　82*r*

大日本点訳奉仕団　601*l*

「大菩薩峠」　116*l*

タイム・スイッチ（図）　565*l*

ダイモ点字テープライター（図）　572*r*

ダイヤル訓練機　708*r*

体力　264*l*

台湾省盲人福利協進会　198*l*

台湾盲人重建院　198*l*，664*l*

ダウン（Down）症候群　240*r*

高木憲次　474r
高さ弁別　272l
高野茂　107l
高橋残夢　100r
竹内玄々一　102l
竹本住大夫　110r
タタ農業訓練センター　655l, 657r
——沿革　657l
——訓練計画　657r
——指導方法　658l
——訓練後の指導　658r
立幅飛び　159r
卓球　167r
伊達勝芳　84r
楯山登　107l
ターナー（Turner）症候群　241l
田中農夫男　291l
谷口富次郎　35l
谷玄圃　97l
谷崎潤一郎　116r
谷三山　97l
WHO→世界保健機関
WCWB→世界盲人福祉協議会
WCPT→世界理学療法士連盟
WBC→世界点字審議（協議）会
タベラ　47r
玉木愛子　102r
タマン・ハラパン農業訓練センター　659r
ダミヤン　137l
Talmud　126l
単位視標　217r
短歌　99l
Dan Carlos　129r
短距離競走　158r
タンザニアの盲人事情　195r
単純反応　271l
単独歩行訓練　727l

ち

チェコスロバキアの盲人事情　195r
地神盲僧　135l
秩父明水　101l
知能検査　716l
知能検査の現状　283r
知能の意義　281l
千葉県盲人福祉センター　701l
地名伝説　43r
チャールズ（Ray Charles）　708l
中央盲人福祉協会　40r, 317r, 589l, 607r
「中学講義録」　82r
中学部（盲学校）　379l
中華人民共和国の盲人事情
——教育　196r
——職業　197l
——福祉　196l
中華民国の盲人事情　198l
中毒　225l
中部盲導犬協会　590l
チュニジアの盲人事情　198r
チューリッヒ盲学校　190l
超音波探知器　563r
超音波歩行器（図）　563r
超音波歩行補助具　276l
聴覚　271r
聴覚を中心とした訓練　538l
聴覚機器　567r
聴覚教材の利用　377r
聴覚語　291l
聴覚的風景　277, 278r, 279r
聴覚弁別力　272l
彫刻（盲人を扱った）　113r, 124l
徴収基準　473l
彫塑　349l, 350l, 351l
長短弁別器（表）　537r
跳躍　159l
調理　354r
直線歩行　539l
直線歩行練習機　539l
千代田検校　107l
直観教室　386l
チョリーウッド・カレッジ　436l, 614l
チリの盲人事情　199l

つ

通園指導　411l
通信用具　576r
ツォイネ（Zeune）　643r
塚本昇次　137r
角田和一　558l
壷井栄　117l
「壷坂霊験記」　111l
詰め将棋　156r
強さ弁別　272l
つり綱　161r
鶴岡俊一　33r

て

「帝国盲教育」　36l, **323**l, 324l
帝国盲教育会　36l, 83l, **323**l 324l, 405r
「帝国盲教育研究会誌」　686r
ディディムス（Didymus of Alexandria）　47l
ディドロ（Denis Diderot）　432r
適応とリハビリテーション　753
適応訓練と生活訓練　533r
適合訓練　727l
摘出眼球の配給　251r
摘出眼球の保存　251r
摘出眼球の用途　251r
適職研究　719r
適職調査　716r
適職の発見　584r
適性検査　716l
適正就学の手順　404r
手島精一　35l, 62r, 571l
鉄片外傷　237r

The Dead Secret　132*l*
手引きの仕方　596*r*
テープ式盲人団体知能検査　284*r*
テーププリンター　568*r*
テープ・ライブラリー　491*r*
テープレコーダー（図）　568*r*
テーラー（William Taylor）　50*l*，52*l*
テーラーコード　74*r*
テーラーシステム　50*l*
テーラー方式　66*r*
テレサウンダー(絵のないテレビ)　567*r*
「田園交響楽」　118*l*
点字　338*r*
点字以前の盲人用文字　431*l*
点字印刷　498*l*
点字印刷機　574*r*
「点字大阪毎日」　37*l*，83*l*，83*r*，163*l*
点字音楽記号　54*l*，70*r*
「点字音楽記号」　59*l*
「点字音楽の友」　91*l*，519*r*
「点字書き方」　54*r*
「点字楽典教科書」　61*l*，89*r*
点字楽典編纂委員会　61*l*
点字楽譜　61*l*，348*l*
「点字楽譜一般」　89*r*
「点字楽譜解説」　89*r*，90*l*，91*l*
点字楽譜解説書の出版　89*l*
「点字楽譜の書き方」　89*r*，515*l*
点字楽譜の出版　90*l*
点字学級　426*r*
点字器（図）　570*r*
点字教科書の刊行　83*l*
点字教科書の出版　322*l*，513*l*
点字教科用図書　373*l*
点字原版製作機　56*r*
点字出版施設　469*l*
点字出版所　511*r*
点字出版の特殊性　511*l*
点字出版の始まり　80*r*
点字出版物の現状　512*r*
「点字将棋通信」　156*r*
点字触読力検査　299*r*
点字巡回指導　37*r*
点字数学記号　36*l*，74*r*
「点字数学記号解説」　66*r*
点字聖書　139*l*
点字製版機　574*r*
点字前史　47*l*
点字戦争　56*l*，443*r*，627*l*
点字撰定会　64*r*
点字タイプライター　56*r*，571*l*
点字タイプライター(図)　573*l*
「点字治療新報」　85*l*
点字投票　67*r*
点字投票公認　36*l*
点字投票公認運動　37*r*
点字図書館　469*l*
点字図書館貸出委託事業　491*l*
点字図書館の現況　489*r*
点字の学習　448*r*
点字の採用と普及　321*r*
点字版国定教科書（小学校用）　83*l*
「点字俳句読本」　86*r*
「点字発達史」　323*r*
点字版新型A式団体知能検査法　284*l*
点字複写機（図）　576*l*
「点字文化」　88*l*
「点字文法」　68*l*
「点字邦楽記号」　61*r*
「点字毎日」　83*r*，575*l*
点字郵便物などの無料取扱い　480*r*
点字郵便物の減免　36*l*
「点字よみうり」　86*l*
点字読みの過程　298*l*
点字理化学記号　77*l*
転生輪廻説　24*r*
伝説　43*l*
伝染性疾患　224*r*
電動式点字タイプライター　574*l*
天王寺四院　25*l*
デンバー方式　240*l*
点筆（図）　573*l*
デンマークの盲人事情　199*l*
デンマーク盲人援護協会　199*l*
点訳奉仕　492*r*
点訳奉仕活動　601*l*
天理教　136*l*
電話交換訓練指導員　709*l*
電話交換手　694*r*
電話交換手の養成と就業　708*r*

と

ドイツの凸字　51*l*
ドイツ民主共和国の盲人事情　200*l*
ドイツ連邦共和国の盲人事情　201*l*
「導引体要」　31*l*
「東海道中膝栗毛」　114*r*
投球競技　160*r*
東京サフランホーム　508*l*
東京点字出版所　87*l*，89*r*，700*r*
東京都心身障害者福祉センター　408*r*
東京光の家　37*l*，84*l*，700*r*
東京府療術業行為に関する取締規則　41*r*
東京ヘレンケラー協会　609*r*
東京ヘレンケラー協会出版局　88*r*
東京盲唖学校　685*l*
東京盲学校　34*l*，89*r*
東京盲学校印刷部　90*r*
東京盲学校師範部概要（表）　319*l*
東京盲学校同窓会　81*l*
東京盲人会館　46*r*
統合教育　784，787
総合教育における弱点　767
統合教育の推進　792
統合方式　447*l*
同心狭窄　218*r*

当道　27*r*
当道座　28*l*
当道座法　31*l*
当道職屋敷　704*l*
「当道新式目」　31*r*
当道屋敷跡　28*l*
「当道要集」　31*l*
道徳教育　358*r*
糖尿病性白内障　236*l*
糖尿病性網膜症　236*l*
登録状況（表）　719*l*
登録センター　408*r*
遠山邦太郎　63*r*
遠山憲美　311*r*
トキソプラズマ症　237*r*
トーキング・ブック　296*r*
トーキングブック・システム　568*l*
特殊学級制度　786
特殊教育　378*l*
特殊教育課　39*r*
特殊教育室　39*r*
特殊教育の学校体系　379*l*
特殊教科教諭免許状（盲学校）　393*l*
読書用具　570*l*
読書力の発達　299*r*
特定職種　688*l*
特別学級　447*l*
特別活動　359*r*
時計（図）　564*r*
登山　162*r*
図書館法　490*l*
飛びおり　160*l*
飛越え　159*r*
ドボシュ（Kalman Dobos）　706*r*
富崎春昇　107*r*
ドミニカの盲人事情　201*r*
トラコーマ　236*r*
鳥居嘉三郎　37*l*, 139*l*, 323*l*
鳥居篤治郎　61*r*, 87*r*, **92***l*, 153*r*, 518*r*
トリニダードトバゴの盲人事情　201*r*
ドルアイ方式　694*r*
トルコの盲人事情　202*l*
Treasure Island　132*r*
ドレーパー（Charlotte Pinckney Draper）　138*r*, 313*r*, 474*r*
ド・レペーのろう教育　432*r*
ドン・カルロ・グノッチ・センター　648*r*

な

「内外盲人教育」　35*l*, 322*r*
ナイジェリアの盲人事情　202*l*
長岡紫蘭　86*r*
中尾都山　104*r*
中川童二　97*r*
中里介山　116*l*
長さの弁別・認知　266*r*
長さ弁別　273*l*
中村京太郎　58*r*, 82*r*, 140*l*
「中村京太郎伝」　120*l*
中村双葉　61*l*, 107*r*
仲村豊次郎　575*l*
中山太郎　24*l*, 135*l*
名古屋ライトハウス　714*l*
浪花亭綾太郎　110*r*
なわ飛び　164*r*, 540*r*
「南総里見八犬伝」　95*r*

に

新潟県盲人図書館　489*r*
新里貫一　92*l*
ニカラグアの盲人事情　202*r*
西山徳茂都　108*l*
「二十四の瞳」　117*r*
ニーゼン（Christian Niesen）　431*r*
「日英の盲人」　94*r*, 139*l*
日常生活訓練指導員　709*l*
日常生活と視覚　534*r*
日盲委→日本盲人福祉委員会
日盲社協→日本盲人社会福祉施設協議会
日盲連→日本盲人会連合
日盲連音楽部の歩み　519*l*
日露戦争による失明者　693*l*
日華事変以後の失明者　693*l*
日刊東洋点字新聞　86*l*
日点委→日本点字委員会　406*l*
日本愛盲協会　88*l*
日本MTL　523*r*
日本眼衛生協会　40*r*, 608*l*, 682*l*
日本眼球銀行協会　252*l*
日本教職員組合特殊学校部盲学校部　325*r*
日本訓盲点字　65*r*
日本訓盲点字の採用　321*r*
日本弱視教育研究会　406*l*
日本鍼按協会　514*r*
日本鍼灸按マッサージ師会　41*r*
日本身体障害者スポーツ協会　163*r*
日本赤十字社　522*l*
日本点字委員会（日点委）　406*l*
日本点字記号一覧表　69*r*
日本点字研究会　67*r*, 90*l*
日本点字社　85*l*
「日本点字撰定始末」　64*l*
日本点字図書館　88*r*, 700*r*
日本点字の研究　67*r*
日本点字の構成　68*r*
日本点字表記法＝現代語篇　68*r*
日本のアイバンク　252*l*
日本盲唖学校教育大会（第1回）　35*l*
日本盲唖学校教員会　323*r*
「日本盲教育」　324*l*
日本盲教育会　36*l*, 323*l*, 324*l*, **325***l*
日本盲教育研究会　40*l*
「日本盲教育写真史」　40*l*
日本盲教育同志倶楽部　324*l*

日本盲人エスペラント協会　154*l*
日本盲人会連合(日盲連)　518*l*
日本盲人カナタイプ協会　584*l*
日本盲人協会　37*l*, 139*l*
日本盲人基督教伝道協議会　139*r*
「日本盲人史」　24*l*, 135*l*
日本盲人社会福祉協会　716*r*
日本盲人社会福祉施設協議会（日盲社協）　40*r*, 515*l*, **517*l***
日本盲人ハムクラブ　155*l*
日本盲人福祉委員会（日盲委）　515*l*, 583*r*
日本盲人福祉研究会（文月会）　429*r*, 520*r*
「日本盲人文字の起源」　64*l*
日本盲心理研究会　406*l*
日本盲導犬協会　589*r*
日本盲導犬協会付属盲導犬学校　589*r*
日本ライトハウス　40*r*, 701*l*
日本ライトハウス・職業生活訓練センター　545*r*, 701*r*
日本ライトハウス点字出版所　90*r*
日本ライトハウスの点字出版事業　86*r*
日本ライトハウス・盲人電話交換手養成所　708*r*
「日本ライトハウス四十年史」　120*l*
ニューイングランド・プラン　445*r*
ニューイングランド盲学校　442*r*
ニューギニアの盲人事情　202*r*
ニュージーランドの盲人事情　202*r*
ニュージーランド盲人援護協会　202*r*
ニューヨーク・ポイント　56*r*, 443*r*, 627*l*
ニューヨーク盲学校　442*r*
ニューヨーク・ライトハウス　**624*l***
——訓練・教育　625*r*
——就職あっせん　626*l*
——図書館事業　626*l*
——盲児の保健・衛生　625*r*
人間の染色体　239*l*
認知時間　266*l*
認知の転移　268*r*

ね

根岸氏足型　259*r*
ネパールの盲人事情　203*r*
ネメスコード　77*l*
年金支給の停止　478*r*
年金の支払い　479*l*
年齢階級，障害の種類別身体障害者(児)の数割合（表）　18*l*
年齢別失明原因　229*r*
年齢別・程度別盲ろう二重障害者数（表）　418*l*

の

ノイロ・ベーチェット型　559*r*
嚢外摘出術　249*r*
農業訓練　730*l*
脳損傷　243*l*
能動的触知　266*l*
嚢内摘出術　249*r*
能力の科学的分析　715*l*
野川検校　104*r*
ノギス（図）　565*r*
ノベロ（Novello）　59*r*
野村泊月　102*r*
ノルウェーの盲人事情　203*r*

は

バイオリニスト（盲人）　706*l*
俳句　101*r*
配偶状況（表）　20*l*
廃人学校　315*l*
ハイチの盲人事情　204*l*
ハインズ（Haines）　283*r*
ハウ(Samuel G. Howe)　51*l*, **442*r***, 724*l*
ハウ出版所製の点字器　571*r*
バーウッド盲老人ホーム　631*l*
ハウプレス式点字器(図)　571*r*
はかり，メジャー類(図)　565*l*
萩岡松韻　108*l*
パキスタンの盲人事情　204*r*
パーキンス・ブレーラー　573*l*
パーキンス盲学校　55*r*, 655*l*
「パーキンス盲学校視察記」　62*l*
パーキンス盲学校の教育　554*r*
白内障手術　249*l*
幕府の当道政策　29*r*
はさみ尺　347*l*
走り幅飛び　160*l*
長谷川きよし　707*r*
パターソン(Donald G. Patterson)　623*l*
八卦見　34*r*
「八犬伝」　96*l*
発達の可能性　360*r*
ハドレー(William A. Hadley)　634*l*
ハドレー盲学校の通信教育方法　634*r*
話しことばの指導　339*l*
Barnaby Rudge　130*r*
パナマの盲人事情　204*r*
塙保己一　33*l*, **93*l***, 95*l*, 100*l*
塙保己一の伝記　119*r*
ハニービル盲女子ホーム　211*r*
ハノイ盲学校　209*l*
バーバダ盲学校　214*r*
「母・妻・妹——女性に与ふ」　91*r*
ハブレー(Fabre)　651*l*
ハム(アマチュア無線技師)　154*r*
パラグアイの盲人事情　205*l*
パラディス (Maria Theresia von

Paradis) 48*l*, 433*l*
パラリンピック 163*l*
バランタン・アユイ協会 650*l*
「鍼の医学」 88*l*
はり博士 31*l*
パリ盲学校 48*r*
針文字 48*l*, 51*l*
バルガー(Ruben Varga) 706*l*
「春の海」 109*r*
「春の訪れ」 109*r*
バルビエ(Nicolas Marie Charles Barbier) 52*r*
バレーボール 170*l*
ハンガリーの盲人事情 205*l*
パン切り(図) 567*l*
万国式試視力表 217*r*
バンコック盲学校 195*r*
ハンセン病と眼科疾患 483*l*
坂東如一 27*r*
ハンドスキル用ストリップ・アッセンブリー(図) 538*r*
ハンドボール投げ 165*l*
判別基準 221*r*, 398*l*, 789
判別上の注意 397*r*
判別の意義 397*r*
半盲 256*r*
半盲狭窄 218*r*

ひ

ピアソン (Arthur Pearson) 620*l*
ピアソン・ホール 652*l*
ピアニスト(盲人) 705*r*
ピアノ調律科 370*r*
ピアノ調律師 694*l*
非遺伝性疾患 238*r*
桧垣直右 793
「ひかりの園」 83*r*
「光は闇より」 97*r*
肥後基一 87*l*
美術（中学部) 349*r*
ビックレイ・コード 77*l*
ビットリオ・エマヌエル2世協会 647*r*
PT→理学療法士
人康親王 26*l*
ピニエ(Pignier) 53*l*, 722*r*
ビネー・シモン知能テスト 281*l*
PVC 固型点字 576*l*
PVC 点字製版・印刷機 576*l*
被服管理 354*l*
被服製作 354*l*
「標準点字楽譜の書き方」 61*l*, 89*r*
表面触 265*r*
平井点字社 87*r*, 89*r*, 90*r*
ビルマの盲人事情 205*r*
琵琶法師 104*l*
ピンポン打球自習器(図) 541*l*

ふ

Poor Miss Finch 132*l*
Falaise of the Blessed Voice 133*l*
VOS→全ロシア盲人援護協会
フィード・バック 536*l*
フィリピンの盲人事情 205*r*
フィンランドの盲人事情 206*l*
風刺伝説 43*r*
プエルトリコ（アメリカ自由連合州)の盲人事情 206*r*
フォーセット (Henry Fawcett) 772
深草検校 108*l*
不確実な姿勢 258*r*
不完全中学 440*r*
不規則狭窄 218*r*
福沢諭吉 34*l*, 309*l*
福祉工場 703*r*
福島県点字図書館 700*r*
服従訓練 590*l*
藤田匡 140*l*
藤永検校 108*r*
藤原高子 289*r*
普通科教科書 513*l*
「仏眼」 94*r*, 135*l*
仏眼協会 37*l*, 135*l*
仏眼協会盲学校 37*l*
仏眼厚生学校 135*r*
仏教の盲人事業 135*r*
フットバレーボール 170*l*
フットボール 160*r*
葡萄膜 226*l*
ぶどう膜炎 238*r*
葡萄膜の損傷 246*r*
フーバー (Richard Hoover) 548*l*, 761
フーバー技術 549*l*
不服従訓練 590*r*
The Bride of Lammermoor 130*l*
フライパン(図) 567*r*
ブライユ(Louis Braille) 49*l*, 53*r*, 612*l*
ブライユの数字(図) 54*l*
ブライユの点字楽譜 58*r*
ブライユの点字発明 54*l*, 435*r*
The Blind Girl of Wittenberg 131*l*
「ブラインドハムガイド」 155*l*
The Blind Beggar's Daughter of Bednall-Green 128*r*
The Blind Man of Argenteuil 128*l*
The Blind Man's Eyes 134*l*
ブラウン式点字器(図) 571*r*
ブラジルの盲人事情 206*r*
プラット・スムート法 623*l*
「フランス語文法要程」 49*l*
フランスの盲人事情 207*l*
フリーアー(James Hatley Frere) 50*l*
フリーアータイプ(図) 50*r*
プリンセス・エリザベス盲学校 212*r*, 659*r*
ブルガリアの盲人事情 208*l*
古河(川)太四郎 34*l*, 62*l*, 309*r*, 323*l*, 793

古川正雄　34*l*, 62*l*
プレイスメント・オフィサー（就職あっせん者）　727*r*
プレス作業　714*l*
プレースメント・サービス　703*r*
ブレールスフォード（Brailsford）　140*r*
フレンチ（Richard S. French）　722*l*
フレンド点訳奉仕会　140*r*
フレンド派　140*l*
プログラマー　547*l*
プロテスタントの盲人伝道　138*r*
文の内容　291*r*
文筆家　734*l*
分離覚　217*l*

へ

平曲　104*l*
平曲の衰退　29*r*
平曲の隆盛　28*r*
平曲法師　28*r*
平均台　164*l*
平家琵琶　104*l*
平家琵琶の発生　26*l*
平家琵琶の流行　26*r*
「平家物語」　26*r*, 95*l*
ヘイス（Hayes）　282*r*, 284*l*
平面視野検査法　218*r*
ベーカー・ウッド・センター　652*l*
北京盲学校　197*l*
ペグボード　536*r*, 542*l*
ヘザーセット盲青年職業能力測定センター　615*l*
別科（盲学校）　379*r*
ベッスラー（M. T. Besslar）　213*l*
ベトナム共和国の盲人事情　208*l*
ベトナム退役軍人国立リハビリテーション・センター　208*l*
ベトナム民主共和国の盲人事情　209*l*
Behcet, H.　558*r*
ベーチェット病　235*r*, 558*r*
ベーチェット病患者数　560*l*
ベーチェット病患者の職業訓練　559*r*
ベーチェット病患者の年齢別視力状況（表）　560*l*
ベーチェット病患者のリハビリテーション　561*l*
ベーチェット病の臨床像　558*r*
ベーチェット病発病後の経過年数　560*r*
ベネズエラの盲人事情　209*r*
ヘーリング説　219*l*
ベルギーの盲人事情　210*l*
ベルグ（P. A. Berg）　191*l*
ペルーの盲人事情　209*r*
ペルー盲人連盟（APP）　209*r*
ベルヌイ（Jacques Bernoulli）　47*r*, 431*r*
ヘレン・ケラー→ケラー
ヘレン・ケラー基金　621*l*
ヘレン・ケラー・キャンペーン　609*l*
弁護士（盲人の）　732*r*
ベンジャミン・コンスタント盲学校　207*l*
ペンシルベニアタイプ　51*l*
ペンシルベニア盲学校　51*l*, 442*r*
ペンシルベニア式両手作業訓練具　543*l*
扁平足　259*l*
扁平足矯正体操　260*l*
扁平足の原因　259*r*

ほ

保育　354*r*
方位磁石　564*l*
邦楽　104*l*
邦楽家　704*l*
邦楽家の斜陽化　704*r*
「邦楽点字楽譜解説」　519*r*
砲丸投げ　161*l*
方向定位　538*r*
方向転換　539*r*
奉仕者活動　**599***l*, 600*l*
——欧米　600*l*
——アメリカ　604*l*
——日本　601*l*
訪問指導　410*r*
法律関係の職業　732*l*
飽和度　219*l*
補完的障害福祉年金　477*l*
北欧国際特殊教育会議　456*l*
牧師（盲人の）　733*l*
保険医療の改善　532*r*
保険給付　487*l*
保険施設　488*l*
保健分野の指導　356*l*
歩行訓練課程　549*l*
歩行訓練指導員　709*l*
歩行訓練の実際　548*r*
歩行指導　276*l*
匐行性角膜潰瘍　237*l*
歩行地図　280*l*
歩行の足型　261*r*
歩行の意義　260*r*
歩行補助具　275*r*, 276*l*, 548*l*
歩行用具　563*l*
保護過剰　262*r*
保護授産場　703*r*
ぼさま　29*l*, 114*l*
ボストン・タイプ　51*l*, 55*r*, 627*l*
補装具の交付・修理　467*l*
補装具の支給　488*r*
補装具の種目　467*l*
補装具の種類別所持状況（表）　20*l*
ポツダム盲導犬訓練学校　588*l*
ポット　567*l*
Homer　126*r*
ボランティア　599*l*
ボランティア協会　606*l*

ポーランドの盲人事情　210*r*
ポーランド盲人協会　645*r*
ポーランド盲人連盟　645*l*
ボリビアの盲人事情　211*l*
ボーリング　160*r*, 170*r*
ホール (Frank H. Hall)　56*r*, 574*r*
ボールによるスポーツ基礎訓練　163*r*
ホルト (Winifred Holt)　624*l*
ポルトガルの盲人事情　211*l*
本科(盲学校)　379*r*
香港の盲人工場　663*l*
香港の盲人事情　211*r*
香港盲人援護協会　662*r*
ホンジュラスの盲人事情　211*r*
ポントリャギン (Pontryaguin)　194*l*
本間道悦　102*l*
翻訳文学　118*l*

ま

マイアース (Henry Miers)　618*r*
マイケル・アナグノス　724*l*
マカオの盲人事情　212*l*
巻尺(図)　565*r*
マグネット式盲人用そろばん(図)　566*r*
マクベス (David Macbeath)　52*l*
マザー (Rufus Graves Mather)　625*l*
Mathematical and Chemical Notation　74*r*
町田則文　35*l*, 322*r*,
松浦検校　108*r*
マックスフィールド (Maxfield)　291*r*
マッケンジー(Clutha Mackenzie)　58*l*, 184*l*, 661*r*, 683*l*
松坂春栄　108*r*
松島検校　108*r*
松永貞徳　101*r*
松野憲治　41*r*, 42*l*
「松の濤」　105*l*
松原寿美　289*r*
松本光治　112*r*
マリオット (Edmond Mariotte)　218*l*
マリオット氏盲点　218*l*
マルコフスキー (Malkovsky)　114*l*
マールブルコード　77*l*
マレーシア農業訓練センター　213*l*
マレーシアの初等統合教育　212*r*
マレーシアの盲人事情　212*r*
マレーシア盲人援護協会　659*l*
The Man who Laughs　131*l*
マンフォード(W. A. Munford)　618*r*

み

三木かをる　708*l*
味嗅覚語　291*l*
「御国の誉」　106*l*
ミゲール(M. C. Migel)　621*l*, 678*r*
巫女　30*r*, 141*l*
みこころの点字会　137*r*
未熟児網膜症　234*l*, 783
ミズーリ盲学校　55*r*
光崎勾当　109*l*
光崎検校　109*l*
「みどりの星はささやく」　154*r*
南アフリカ共和国の盲人事情　213*l*
峰崎勾当　109*l*
ミネソタ式操作速度テスト　543*l*
身ぶりサイン法　421*l*
「耳無し芳一」　114*l*
宮城道雄　97*l*, 109*l*
「都の春」　110*l*
脈絡膜破裂　247*l*
宮崎康平　92*r*
宮脇武夫　101*l*
ミュール (A. M. Muhl)　301*l*
ミルトンの諸研究　120*r*
ミルン (Robert Milne)　48*l*
三輪尚　67*l*
民話　43*l*

む

無虹彩　235*l*
結び文字(図)　48*l*
村田文夫　34*l*
村中義夫　285*l*
ムーレー, ウイリアム・ヒル (Murray)　196*r*, 452*r*
室井孫四郎　64*l*
ムーン (William Moon)　50*r*
ムーンタイプ(図)　51*l*
ムーンタイプ図書出版　611*r*

め

明治新曲　104*r*
明治時代の職業教育　685*l*
明治・大正時代の盲人福祉　459*l*
「明治天皇御成婚満25年奉祝歌集」　66*l*
明星式そろばん(図)　566*r*
明度　219*l*
メイナード (Merrill Maynard)　111*r*
目賀田種太郎　62*l*
メキシコの盲人事情　213*r*
メクシア(Pero Mexia)　47*r*
めくら将棋　156*r*
メジャー(図)　565*r*
メッカー・アッセンブリーテスト　542*l*
目の愛護デー　40*r*, 608*l*
目の衛生教育　608*r*
メリック (W. P. Merick)　154*l*

Melody　133*l*

も

モーイス(Moyes)　52*l*
盲唖学校の組織分離　316*r*
盲唖教育令　686*r*
「盲唖教育論」　35*l*, 322*r*
盲学生の交友関係　769
盲学校及聾唖学校令　314*l*, 316*r*, 328*l*, 781
「盲学校音楽教科書」　90*r*
盲学校教員の待遇　394*l*
盲学校教員免許状　392*r*
盲学校教員養成課程　393*r*
盲学校教職員の職務　395*r*
盲学校在学者の視力区分の実態　412*r*
「盲学校児童・生徒の学力調査」　292*l*
盲学校児童・生徒の失明原因　231*r*
盲学校柔道規程　168*r*
盲学校小学部・中学部学習指導要領　330*r*, 423*l*
盲学校設立計画　313*l*
盲学校と弱視教育　787
盲学校内の弱視者の特性　414*l*
盲学校における障害別，程度別重複障害者数(表)　417*l*
盲学校における普通教室　386*l*
盲学校の管理　381*l*
盲学校の管理と運営　379*l*
盲学校の義務設置と特殊学級　785
盲学校の教員養成　393*r*
盲学校の教育目標　779
盲学校の就学率　789
盲学校の設置基準　379*r*
盲学校の設立順位と諸統計　314*r*
盲学校の組織　379*l*
盲学校の建物　382*r*
盲学校の特別の配慮　767
「盲学校物語」　92*l*
盲学校令　364*l*
盲学校，聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律　784
「盲教育」　323*l*
盲教育(アジア)
　——概況　452*r*
　——インド　454*l*
　——シンガポール　454*l*
　——中華民国　455*l*
　——ネパール　454*l*
　——フィリピン　454*r*
　——ベトナム共和国　454*l*
　——マレーシア　454*r*
盲教育義務制　457*r*
盲教育者会議　456*r*
盲教育奨学制度　380*l*
盲教育振興法　443*r*
盲教育先史　432*l*
盲教育体制　379*l*
盲教育内容・方法等の変遷　319*r*
「盲教育に関する研究」　323*r*
盲教育のあり方　777
盲教育の意義　325*l*
盲教育の効果　48*l*
盲教育の組織づくり　35*r*
盲教育の対象　378*l*
「盲教育の友」　38*r*
盲教育法の発展　435*r*
盲児教育　752
盲児施設の設置　509*r*
盲児施設の設備および運営　509*l*
盲児施設の対象　508*r*
盲児施設の発達　508*l*
盲児施設の目的　508*r*
盲児知能の特色　287*r*
「盲児童教育の扱い」　49*l*
盲児のオリエンテーション　550*l*
盲児の学力　**292*l***
　——諸外国の資料　295*r*
　——日本　292*l*
盲児の学力に影響する要因　295*r*
盲児の環境理解とその訓練　550*r*
盲児の環境理解に影響する諸要因　551*l*
盲児の言語表象に関する研究　288*l*
盲児の言語理解　288*l*
盲児の詩　98*r*
盲児の事物認識　340*r*
盲児の知能検査　282*r*
盲児の特徴　399*l*
盲児の歩行能力　550*r*
盲者　398*l*, 416*r*
盲・弱視の出現率　789
盲・弱視の定義　221*l*
盲児用読書力検査　299*r*
盲女子ホームの現況　507
盲人按摩専業合同委員会　41*l*
盲人按摩単独法　42*l*
盲人画家(イギリス)　111*r*
盲人画家(日本)　112*r*
盲人間の職業　731*l*
盲人棋客の先覚者　155*r*
「盲人教育」　35*l*, 322*r*
「盲人教育論」　721*l*
盲人言語の非現実性　289*l*
盲人工場　729*r*
盲人事業促進協会　199*r*
盲人社会福祉施設における盲人の職業　700*r*
盲人宗教書供給協会　635*l*
盲人主義　301*l*
「盲人書簡」　119*l*, 432*l*
盲人鍼按協会　35*r*
盲人数　223*l*
盲人スポーツの意義　157*r*
盲人スポーツの基礎的訓練　163*r*
盲人スポーツの訓練目標　158*l*
盲人卓球ルール　168*l*
盲人と犬との共同訓練　590*r*
盲人との応待　596*l*

盲人年金法　200*l*
盲人のあんま専業論　321*l*
盲人農耕者に対する国際研究センター　683*l*
「盲人の教育」　722*l*, 724*l*
「盲人の教育と職業」　62*r*, 722*r*
盲人のパーソナリティ　301*l*
——実験や作業によるもの　306*l*
——質問紙や評定尺度によるもの　301*r*
——面接や観察によるもの　301*l*
——プロジェクティブ法によるもの　305*l*
盲人ハム受験講習会　155*l*
盲人庇護工場　729*r*
盲人福音会　313*r*
盲人福祉センター　504*r*
盲人福祉のあり方　773
盲人癖　399*l*
盲人歩行学　549*r*
盲人歩行学と盲人の態度　549*l*
盲人歩行術の発展　547*r*
盲人保護法(チュニジア)　198*r*
盲人ホームの運営　503*r*
盲人ホームの誕生　503*r*
盲人ホームの連絡機関　504*l*
盲人野球ルール　167*l*
盲人用機械器具の発明考案の原理　580*l*
盲人用具
——扇形ペグボード（図）　536*l*
——温度計　565*r*
——クランマー式そろばん(図)　566*r*
——サイズメジャー　537*l*
——作図用具　578*l*
——自動糸通し器　567*l*
——そろばん　566*l*
——体温計(図)　565*r*
——タイム・スイッチ(図)　565*l*
——テープカセット　569*l*
——テープレコーダー(図)　568*r*
——テーラー式計算器　566*r*
——電話交換機　566*l*, 709*l*
——時計(図)　564*r*
——ノギス(図)　565*r*
——はかり, メジャー類(図)　565*l*
——パン切り　567*l*
——フライパン(図)　567*r*
——方位磁石(図)　564*l*
——歩行用具　563*l*
——ポット(図)　567*l*
——巻尺(図)　565*r*
——メジャー(図)　565*r*
——理科機械器具　346*r*
——レーズライター(図)　578*r*
——60分タイマー(図)　565*l*
盲人用具実験所　638*l*
盲人用具の開発研究機構　562*l*
盲人用電話交換機　566*l*, 709*l*
盲人用文字　321*r*
盲人労働協同組合(ルーマニア)　214*r*
盲人労働者施設　433*r*
盲精神薄弱者(盲精薄)　556*l*
盲精神薄弱者・児施設　510*l*
盲精神薄弱者・児の現状　510*l*
盲精薄児　293*l*, 556*r*
盲精薄児の一般的定義　422*r*
盲精薄児の教育目標　423*l*
盲精薄児の実態調査　556*r*
盲精薄児の職能指導　557*l*
盲精薄児の判別　423*l*
盲精薄者・児施設の問題点　510*r*
盲僧　27*l*, 30*r*
盲僧派　690*r*
盲導犬　599*l*, 727*l*
——意義　586*r*
——訓練　590*l*
——効用　587*l*
——適応性　593*r*
——適性　586*r*
盲導犬学校の設立　591*r*
盲導犬訓練士　594*l*
盲導犬訓練士の養成　590*r*
盲導犬訓練士養成所　589*r*
盲導犬訓練の実際　594*r*
盲導犬事業
——アメリカ　588*r*
——イギリス　588*r*
——オーストラリア　588*r*
——スイス　588*l*
——ドイツ　588*l*
——日本　589*l*
盲導犬利用者の資格　587*r*
盲の定義　221*l*
——アメリカ　171*l*
——イギリス　178*l*
——教育上　221*r*
——社会的　221*r*
——世界盲人福祉協議会の決議　791
盲の発生と家族　143*l*
盲の発生と家族の心理　424*r*
毛筆による書写の指導　340*l*
網膜　226*l*
網膜黄斑変性　234*r*
網膜芽細胞腫　233*r*
網膜膠腫　242*l*
網膜色素変性　234*r*, 241*r*,
網膜動脈塞栓症　236*r*
網膜内異物　248*l*
網膜剥離　233*l*, 235*l*, **237*r***, 247*r*
網膜剥離手術　250*r*
盲幼児教育の意義　408*l*
盲幼児教育の組織(図)　408*r*
盲幼児教育の対象　407*l*
盲幼児教育の目標　409*l*
盲幼児指導の内容(図)　409*l*
盲幼児指導の方法　410*r*
盲幼児の発見と登録管理　408*r*
盲幼児の発達　408*l*
盲・ろう唖児収容施設　39*r*

盲・ろう教育開始の起算点　312*l*
盲ろう教育国際会議　421*l*
盲・ろう児義務教育制　39*l*
盲ろう児の教育　420*r*
盲ろう者のコミュニケーションの方法　554*l*
盲ろう者の職業的適応性　555*l*
盲ろう者の定義　553*r*
盲ろう者の特徴　553*r*
盲老人施設(日本)　505*r*
盲老人とリハビリテーション　507*l*
盲老人ホームと地域社会　506*r*
木片ブロック　164*l*
模型道路　540*l*
モーコ症　240*r*
モザッティー (Alberto Mozzati)　705*r*
本居春庭　93*r*, 96*r*, 100*l*
森赫子　98*l*
モリス・タウン盲導犬訓練学校　586*r*, 588*r*
森恒太郎　120*l*
森勝要　291*l*
モンタル (Claude Montal)　207*r*
文部省初等中等教育局特殊教育課　319*r*
文部省における所管部局の変遷　319*l*
「文部省年報」　314*r*

や

「八重衣」　105*r*
八重崎検校壱岐之都　109*r*
野球　166*l*
八雲琴　107*l*
八坂城玄　26*r*
矢状面脊柱異常彎曲　257*r*
安田菊政　89*l*
矢田部良吉　35*l*
「八千代獅子」　108*r*
八橋城談　30*l*, 104*r*, 109*r*
八橋流箏曲　104*r*
柳川検校　104*r*
柳川検校加賀都　110*r*
柳田国男　135*l*
柳原白蓮　101*l*
山尾庸三　34*l*, 309*l*
山下長一　82*r*
山勢松韻　109*r*
山瀬啄一　31*l*
山田斗養一　100*l*, 104*l*, 110*l*
山田流箏曲　104*r*
山梨ライトハウス　92*l*
山梨ライトハウス・青い鳥ホーム　508*l*
山村熊次郎　85*l*
山本暁得　37*l*, 84*l*, 94*r*, 135*l*
山本厚平　793
山本清一郎　139*l*
ヤング／ヘルムホルツ説　219*l*

ゆ

唯言語主義　290*r*, 338*r*
遊行人　28*r*
誘導訓練　590*r*
ユーゴスラビアの盲人事情　213*r*
ユーゴスラビア盲人援護連盟　645*l*
ユースティス (Dorothy H. Eustis)　586*r*, 591*r*
ユダヤ盲人援護協会　631*r*
　——運営の目標　631*r*
　——財政　632*l*
　——事業内容　632*r*
　——職員　632*l*
ユニセフ (UNICEF) →国際連合児童基金
ユネスコ (UNESCO)→国際連合教育科学文化機関
指文字　438*r*
ユーモア　127*l*

よ

拗音点字の整備　65*r*
洋楽家　705*l*
養護・訓練　360*r*, 796
養護・訓練の指導内容の分類と段階区分　363*r*
養護・訓練の性格　361*l*
養護・訓練の内容　360*r*
養護・訓練の目標　361*r*
養護・訓練の目標と内容との関連　362*l*
洋裁　150*r*
洋裁指導の実際　151*l*
洋裁の可能限度　151*l*
幼児期の弱視児　412*l*
幼児教育
　——アメリカ　173*l*
　——イギリス　437*r*
　——ソビエト連邦　439*r*
幼稚部(盲学校)　379*r*, 411*l*
善き牧者の運動本部点字係　138*l*
横井照夫　707*r*
横田全治　43*l*
横浜訓盲学院　313*r*
横浜訓盲学院幼稚部　411*r*
横浜市立盲学校　313*r*
吉川文郎　780*l*
吉川湊一　99*r*
吉沢検校審一　110*l*
吉田専吉　284*l*
好本督　81*r*, 91*r*, 94*r*, 139*l*, 139*r*
依田新　284*r*
ヨルダンの盲人事情　214*l*
夜の文字　53*l*
ヨーロッパ各地に開設された盲学校(表)　434*l*
ヨーロッパにおける初期の盲人文字　47*l*
ヨーロッパの点字楽譜　59*l*
ヨーロッパの盲学校についてのハ

ウ報告　435*l*

ら

ライオンズ・アイバンク協会　523*r*
ライオンズクラブの事業　523*l*
ライオンズクラブの創設　522*r*
ライティング・フレーム(図)　576*r*
ライト (Wright)　762
ライトハウス金属工場　515*r*
ライトハウス連盟の誕生　520*l*
Light from Darkness　91*r*
ライト・ブレーラー(カニタイプ)(図)　573*r*
らいの疫学と現状　483*r*
らいの対策と制度　484*r*
らいの歴史　483*l*
ライヒ協会　643*r*
ライヒドイツ盲人協会　644*l*
らい予防対策の実際　484*r*
裸眼視力　217*r*
裸眼視力検査　217*r*
楽善会　138*r*, 309*r*
楽善会訓盲院　34*l*, 62*l*, **363***r*, 368*r*
Lazarillo de Tormes　127*r*
ラジオ体操　163*r*
ラシュトン・ホール盲学校　438*r*
The Last Days of Pompeii　130*r*
ラッハマン (Lachmann)　51*r*
ラナ (Francesco Lana Terzi)　47*r*, 51*r*
ラナの点文字　52*l*
ラベラ (L. Georges Raverat)　59*r*
ラベル用点字器(図)　572*l*
ラング (William Lang)　52*l*
ラングレ (Jean Langlain)　705*r*
ランダゲン (Hippoylyte Van Landagen)　54*r*
ランドルト (Edmond Landolt)　217*l*
ランドルト氏環　217*r*
ランドルフ・シェパード法　444*r*
ランパゼット　431*r*

り

理科機械器具　346*r*
理科教育の意義・目標　344*l*
理科の指導法　345*r*
理学療法士 (PT)　616*r*, 733*r*
理学療法士及び作業療法士法　42*r*, 367*r*, **688***r*
理学療法士養成学校　734*l*
理教連→全国盲学校理療科教員連盟
陸上競技　164*r*
陸上競技日本記録(表)　165*r*
リクルグス法典　792
利生伝説　43*l*
リズム弁別　272*l*
リソースルーム方式　427*l*, 445*r*
リッキー・グローサー盲学校　438*l*
立体画の認知　269*r*
立体地図　341*l*
立体の弁別・認知　268*r*
立体模型　341*r*
The Little Savage　130*l*
リーディング・マシン　562*l*
リハビリテーション　366*r*, 545*l*, 665*l*
リハビリテーション科　367*r*
リハビリテーション関係　731*r*
リハビリテーション教育の現状　367*l*
略字　78*r*
略字指導　358*l*
リューカス (Franciscus Lucas)　47*r*, 431*r*
リューカス (Thomas Lucas)　50*l*
療育訓練　413*l*
量概念　344*r*
両親教育の内容　410*l*
両親教育の方法　410*l*
両親教室　410*r*
両親の血族結婚と盲児発生の関係(表)　147
療術師単独法運動　42*l*
両手読み　298*l*
寮母　389*r*
寮母制度　389*r*
寮母の職務　389*r*
両面式点字器(図)　572*l*
療養資金　482*l*
療養施設　488*r*
料理　149*l*
料理習得上の注意　150*l*
料理習得の方法　149*r*
緑色盲　219*l*
緑内障　236*l*, 238*l*, 242*l*
理療科教育の場　364*r*
理療科教員　366*l*
理療科制度刷新委員会　42*l*
理療科の教育課程　364*r*
理療科の教員養成　366*l*
理療科のコースとその教育年限　364*r*
淋菌性結膜炎　237*l*

る

ルイ・ブライユの点字発明→ブライユの点字発明
ルシュール (François Lesseur)　207*r*
ルナチャルスキー (A. V. Lunacharsky)　636*r*
ルーマニアの盲人事情　214*l*

れ

霊交会　140*r*

霊媒巫女　34*r*
「黎明」　87*l*
レクリエーション用具　579*l*
レーズライター(図)　578*r*
レッチワース国立職業訓練センター　618*l*
レバノンの盲人事情　214*r*
レーベル氏病　235*l*, 242*l*
恋愛の困難性　145*l*
恋愛媒介の要素　144*l*
レンジ(探知範囲)　564*l*

ろ

ロイヤーグレーブ盲学校　450*l*
ロイヤル・ノーマル・カレッジ　180*l*
ロイヤル・ノーマルカレッジ盲人音楽アカデミー　436*l*
ロイヤル・ビクトリア盲人援護協会　653*r*
ろう者　416*r*
老人性白内障　235*r*
老人性脈絡膜萎縮　235*r*
老人病ホーム　553*l*
老人福祉対策　505*l*
老人福祉法　515*l*
老人問題　505*l*
朗読奉仕　492*r*
老齢失明者ホーム　506*r*
老齢盲人対策　552*r*
老齢盲人の増加　552*l*
録音教材の利用　341*r*
録音タイピスト　585*r*
録音タイプ　585*l*
録音タイプ科　585*r*
60分タイマー(図)　565*l*
60メートル鉄線競走　164*r*
Rosamund Gray　130*l*
ロシア教育科学アカデミー　641*l*
ローデシアの盲人事情　215*l*
ローデンバーグ (L. W. Rodenberg)　60*l*
ロピリン(A. Lopyrin)　194*l*
ロマグノリ(Augusto Romagnoli)　647*l*
ローマ字形式　49*r*
Romola　131*r*
ロレンソ　137*l*
論語　44*l*
ロンドン技術協会　49*r*
ロンドン盲人教育協会　55*l*

わ

ワイセンブルク(R. Weissenburg)　48*l*
「若菜」　108*r*
ワグナー・オーデー法　444*r*
和田祐意　37*l*
輪投げ　540*r*
和波孝禧　707*l*

アレキサンダー・メル編　盲人百科事典提要抜粋項目

愛情　801*l*
アックス (Axe, William)　801*r*
アデルカス (Aderkas, Ottokar)　801*r*
アビセ (Avisse)　802*l*
アリク (Alik)　802*r*
あんま　803*l*
一般感覚　803*l*
浮出し印刷の技術　804*l*
浮出し印刷法　806*r*
浮出し文字　806*r*
エグロフ (Egloff, Luise)　814*l*
遠近感覚　814*r*
重さ　815*l*
ガウアー (Gower, John)　815*l*
楽譜記号　815*r*
楽譜記号板　816*l*
楽譜植字台　816*l*
楽譜植字板　816*l*
楽譜タイプライター　816*r*
カッシウス (Cassius, Longinus)　817*l*
カステレイン (Castelein, Martin)　817*l*
感覚の代用　817*l*
観念　817*r*
記憶　818*l*
吃音　819*l*
教育手段・教材　819*r*
教師としての盲人　820*r*
金属業　822*l*
九柱戯　822*r*
クライドグラフ (Kleidograph)　822*r*
グラーブ式印字機　823*l*
グロータス (Grothus, Elizabeth)　823*l*
グロート (Grot, Constantin)　823*r*
訓練　823*r*
結婚　825*r*
鉱物学　828*l*
戸外運動　828*r*
語学教師　829*l*
こじき　830*l*
ことわざと慣用語　831*l*
ゴネリ (Goneli, Bildh)　832*r*
コルセピュウス (Corresepius)　833*l*
サミュエル・グリドレイ・ハウ (Howe, Samuel Gridley)　833*r*
サンダーソン (Saunderson, Nicholaus)　834*l*
シェピン (Chapin, William)　834*r*
色視力　835*l*
舌　835*l*
失明に関する神話　835*r*
失明の時計師　836*l*
慈善箱　836*r*
社会的感情　836*r*
集団遊戯　836*r*
羞恥心　837*l*
シュリューター (Schlüter, Christoph Bernard)　837*r*
ショット (Schot, Konrad)　838*l*
ジョージ5世 (George V)　838*l*
親密　839*r*
信頼　839*r*
心理感情　839*r*
スポーツ　840*l*
西洋碁　840*r*
測定と秤量　840*r*
竹馬での歩行　841*l*
ダッシー (Dassy)　841*l*
ダンス　841*r*
団体制度　841*r*
聴覚　842*l*
聴覚の訓練　845*l*
彫刻　846*r*
跳躍運動　847*l*
直観教育　847*r*
地理学　850*r*
治療体操　853*r*
ツァクライス (Zakreis, Thomas)　853*r*
積木箱　854*l*
ディドロ (Diderot, Denis)　854*r*
手引き　855*l*
デモクリトス (Demokritos)　855*r*
デモドコス (Demodokos)　856*l*
デュフォ (Dufau, Pierre Armand)　856*l*
東京　856*r*
動作　857*l*
同情　858*l*
動物学　858*l*
ドーブラー (Dobler, Jakob)　859*l*
日本　859*l*
半盲者のための図書　860*l*
バイレンベック (Weilembek, Josef)　860*l*
バッツコ (Baezko, Dudurg Von)　860*l*
バランタン・アユイ (Valentin Haüy)　860*r*
バリュ (Vallu, Victor Nareisse)　862*l*
バルテマイ　862*r*
バルビ・アドリアニ (Barbi-Adriani, Dante)　862*r*
美学　862*r*
ひとり遊び　864*l*
ピアノ調律師　864*r*

ピニエ (Pignier) 864*r*
ピュイゾー (Puisaux) 865*l*
ブラウン (Braun, Jacob) 865*r*
ブラックロック (Blacklock) 866*l*
プラトー (Plateau, Josef Anton Felrdinand) 866*r*
フールニェ (Fournier,Alexander) 866*r*
プレスコット (Prescot, Harry Schoobridge) 866*r*
平行棒体操 867*l*
ベーコン (Bacon, Nicolaus) 867*r*
ベルグホーフェル (Berghofer, Anton) 868*l*
ヘンリー・フォーセット (Fawcett' Henry) 868*l*
紡績 868*l*
歩行訓練 868*r*
ホーマー (Homer) 869*l*
ホームシック 869*l*
ミルトン (Milton, John) 870*l*
ムーン (Moon, William) 870*r*
目をえぐり取る刑罰 871*l*
盲学校における絵画と画像 871*l*
盲学校における博物学 878*l*
盲教育史 880*l*
盲児幼稚園 883*l*
盲人制度の文献 886*r*
盲人の衣服 888*r*
盲人の喫煙 888*r*
盲人の詩 889*l*
盲人の色彩感覚 890*r*
盲人の文字とその補助器 891*l*
盲人文字の機械 896*l*
盲人用簡略文字 900*r*
盲人用くつ屋の道具 903*l*
盲人用計算器 903*r*
盲人用地図 903*r*
盲人用時計 904*l*
盲幼稚園 904*l*
盲聾唖学校 906*l*
盲幼稚園の作業・遊戯 908*l*
模型製作 909*r*
木工作業 910*r*
木工旋盤 912*l*
喜びの感情 912*r*
盲ろう者 912*r*
ローデンバッハ (Rodenbach) 913*r*

編 集 を 終 え て

岩橋武夫先生が，この事典の出版を企画してから30年の歳月が流れた．その手始めに着手した *Encyklopädisches Handbuch des Blindenwesens* の翻訳原本が，昭和20年，戦火によって焼失したとき，「愛児を亡くしたよりも深い愛惜の情を禁じ得ない」と嘆かれた．しかし，盲人のしあわせを願い，向上を望むこのともし火は，いくたの人たちによって受け継がれ，ここにようやく刊行の運びに至った．まことに感慨無量である．

初めの20年間は，メル・事典の全訳と，膨大な内外資料の収集・整理に費され，後の10年間が主として編集作業に当てられた．執筆期間が長期にわたった関係から内容の一部に時間的なずれができたが，極力新資料によって補うことにした．さらに激動し，進展してやまない先進諸国の最近の情勢を取入れ，できるかぎり高く広い視野にわたって重要な項目や付録を追加し，その解明に努力した．このため，当初，A 5 判 600 ページの予定が，質量共に増加し，ついにB 5 判 1006 ページとなった．

「総合盲人年表」は，一般史の重要事項と対比することによって，各時代における盲人問題の社会的背景と，その発展の歴史を明らかにしたもので，東京教育大学教授佐藤親雄氏に負うところが多い．

巻末の「索引」は，本文から抽出した必要項目を，さらに利用者の立場から全面的に検索し，排列した．

私たち編集担当者は，全力を尽したつもりであるが，なにぶん未経験から出発したため，不十分な点が多々あることと思われる．利用者のご叱正，ご教示をいただき，願わくは本事典が盲人の福祉向上に役立つことができれば幸いである．

それにつけても，かくも長期にわたり，執筆，資料提供，翻訳等にご協力を賜わった多くの方がたに心からお礼を申しあげる．また，終始一貫，ご指導いただいた熊谷宗一氏には，ことばに言い尽せぬ感謝をささげたい．終わりに，校正に尽された山田房一氏，大日本印刷の製作担当者吉村太一，浜田京四，井村圭佑氏らの努力に謝意を表する次第である．（丹羽善次）

昭和47年7月

世界盲人百科事典

昭和47年9月1日　発行

編　　集	世界盲人百科事典 編　集　委　員　会
発行者	岩　橋　英　行
印刷所	大日本印刷株式会社
製本所	大日本製本紙工株式会社

発行所　社会福祉法人　日本ライトハウス

大阪市城東区今津中2丁目4番37号
電話　大阪 (06) 961－5521～4
振替口座　大阪　107000番